OUKA
The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	住友本社経営史
Author(s)	山本, 一雄
Citation	大阪大学, 2008, 博士論文
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/27598
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

住友本社経営史

上巻

はしがき

本書は筆者が平成七年から十八年にかけて『住友史料館報』に掲載した「住友総本店」、「住友合資会社」及び「株式会社住友本社」の各稿をまとめたものである。筆者は住友商事に在職中名誉会長津田久氏の『私の住友昭和史』（東洋経済新報社　昭和六十年）の執筆をお手伝いする機会を得た。津田氏は当初住友本社史を参考にして記憶を辿れば執筆も可能と考えておられたが、それが未成であることを知り、筆者に対し住友連系各社の社史から関連する事項を抜き書きする作業を托された。筆者はそれまで社史というものは何かを調べる時の参考書と心得ていたので、自ら勤務する会社の社史すら通読したことはなかった。このため初めて十数冊の社史に目を通し抜き書きする作業に当たり、それを参照して津田氏の著作は成った。

その後筆者が定年を迎えるに当たり、津田氏から住友史料館への赴任のお話を頂いた。その際特に仕事に関する指示はなかったが、上記の経緯に照らせば住友本社史の執筆を期待された上での話に相違なかった。問題は経済史や経営史の専門家でもない筆者が果たしてその期待に応え得るかということであった。幸い旧上司で当時流通経済大学教授の島田克美氏や当時京都大学教授であった渡辺尚氏のご助言により執筆に着手することができた次第である。

住友の先行研究としては当時宮本又次・作道洋太郎編著『住友の経営史的研究』（実教出版　昭和五十四年）、作道編『日本財閥経営史　住友財閥』（日本経済新聞社　同五十七年）及び畠山秀樹『住友財閥成立史の研究』（同文舘　同六十三年）等があったが、これらはいずれも当館の前身である住友修史室の未公開のため、内容的に限界があった。これに対し麻島昭一氏が昭和五十八年に著された『戦間期住友財閥経営史』（東京大学出版会）は当館所蔵資料に基づき執筆され

ただけあって、住友研究の決定版ともいうべきものであった。従って筆者は麻島氏が開拓された路線を継承させて頂き、その範囲を第一次世界大戦以前の「住友総本店」まで遡らせるとともに、今日の住友グループへの連続性を探るために太平洋戦争の戦時中から戦後の財閥解体に至るまで延長し、併せてその執筆の視角を麻島氏が割愛された、住友としての意思決定のプロセスに求め、それに伴う人事や資金調達にまで考察の対象を拡大することとした。そのためには資料として単に現存する起案や議事録、書簡等の社内文書にとどまらず、広く関係者の回想録や日記、聞き取り記録にも当たり、重要と思われるものは資料として収録した。

冒頭に述べた通り本書の内容は「株式会社住友本社」の期間にとどまるものではないが、それにもかかわらずタイトルを『住友本社経営史』としたことについて一言ふれておきたい。明治八年住友家と分離する形で「住友本店」が成立して以来、「住友本店」は住友という商号と事業全体の統轄部門の役割という二重性を有していたが、当時は広瀬宰平と伊庭貞剛という二代の総理事の統率力に依存しており、統轄部門という組織としての機能は十分に発揮されたとは言い難い状況にあったように思われる。これに対し次いで総理事となった鈴木馬左也は銀行本店等他の事業所に対する本店の統轄機能を確立するため、「住友総本店」と改称した。「住友総本店」は明治四十五年に住友銀行が設立されて以来持株会社への過程を歩み始めるのである。しかし組織変更により大正十年「住友合資会社」が設立されると、合資会社という普通名詞をもって統轄機能を表現することは不可能のため、それを表す「本社」という名称が非公式に用いられるようになり、やがてそれが定着した。昭和十二年合資会社を株式会社に改組する際、住友株式会社という今日でも船場辺りの商社にみられるような商号にほぼ内定していた。それが総理事小倉正恒の出張先からの鶴の一声で「株式会社住友本社」に変更させられた。これには一同アッと驚いたというが、考えてみれば「住友本店」にしろ「住友総本店」にしろ、商号と統轄組織は一体であったのであり、「住友合資会社」こそそれが問われなかったために「本社」という

言葉が生まれたのであって、逆転の発想からいえばそれを商号に用いることは小倉ならずとも不思議なことではなかったのである。

最後に本稿連載中に賜った東京大学経友会における石井寛治、原朗、武田晴人、岡崎哲二の諸先生方のご支援及び大阪の研究会における宮本又郎、阿部武司両先生のご指導に感謝を申し上げたい。又何かとお世話になった故津田久氏をはじめ住友連系会社の各位、本書の出版を快諾された住友成泉並びに館報掲載に当たり何かと便宜を図って下さった朝尾直弘館長以下住友史料館の皆様にお礼を申し上げたい。私事にわたり恐縮であるが、筆者の父山本寿一は丁度大正末から戦後にかけて激動の四〇年の住友生活を送った。このため本稿の執筆に際してはその記憶力を活かして原稿に対するコメントを惜しまず、本書の刊行を待ちつつ百歳を前に逝った。本書に登場する幾多の住友の先人たちに本書を捧げることとしたい。

平成十九年六月

山本一雄

上巻目次

はしがき

第一部　住友総本店

第一章　住友総本店(上)―明治四十二～四十五年―

一　はじめに……三
二　住友総本店の発足……五
三　住友総本店の組織・人事……七
四　住友総本店の会計・監査制度……一五
五　住友総本店の業績……二三
(一)　総本店(本社部門)の業績……二三
(二)　総本店(全社)の業績……二九
六　住友電線製造所の開設……三七
七　住友銀行の株式会社への移行……四三

第二章　住友総本店(中)―大正二～五年―
一　住友総本店の組織・人事……五五
(一)　大正初頭の改革……五五
(二)　店部の新設・改組……五九
(三)　月俸の改訂……六二
二　住友総本店の会計・監査制度……七五
三　住友総本店の業績……八一
(一)　総本店(本社部門)の業績……八三
(二)　総本店(全社)の業績……八九
四　シーメンス事件と住友……九六
五　住友肥料製造所の開設……一〇六
六　東京・呉両販売店の開業……一一三
七　住友鋳鋼場の株式会社への移行……一一九
第三章　住友総本店(下)―大正六～九年―
一　住友総本店の組織・人事……一三

(一) 店部の新設・改組……一三四
(二) 等級・月俸の改正……一三七
二 住友総本店の業績……一四八
(一) 総本店(本社部門)の業績……一五四
(二) 総本店(全社)の業績……一六〇
三 住友総本店の投資活動……一六三
(一) 住友直系企業の株式……一六六
(二) その他の企業の株式……一七〇
四 住友総本店林業課の設置……一八〇
五 大阪北港株式会社の設立……一九〇
六 内外販売網の充実と商事会社設立問題……一九五
(一) 国内販売店……一九五
(二) 海外洋行……二〇一
(三) 商事会社設立問題……二〇七
七 株式会社住友電線製造所の設立と日本電氣株式会社との提携……二一七

第二部　住友合資会社

第一章　住友合資会社の設立

一　設立の経緯……二三〇
(一)　設立の背景……二三〇
(二)　組織変更案の推移……二三三
二　組織変更案の内容……二三八
(一)　住友総本店組織変更について(その一)……二三八
(二)　住友総本店組織変更について(その二・合資会社本社内部の組織)……二五九
(三)　住友総本店組織変更について(その三・合資会社と各店部株式会社との関係について)……二六六
三　合資会社の設立とその概要……二七七
(一)　住友「番頭政治」の確立……二七七
(二)　合資会社の組織と人事……二九四
四　設立に伴う諸規程の整備……三一六
(一)　監査規程・会計規則の改正……三一六
(二)　資金取扱規程の制定……三二〇

第二章　住友合資会社(上)―大正十～十四年―
一　統轄システム……三三〇
(一)　鈴木総理事の晩年……三三〇
(二)　中田総理事の三年間……三四六
二　業　績……三五七
(一)　合資会社(本社部門)の業績……三六二
(二)　合資会社(全社)の業績……三七二
三　投資活動……三七八
(一)　連系会社の株式……三八二
(二)　その他の住友系企業の株式……三八二
(三)　住友系以外の企業の株式……三八四
四　資金調達……三九四
五　店部・連系会社・特定関係会社……四〇一
(一)　日米板硝子株式会社の経営の承継……四〇三
(二)　住友倉庫の株式会社への移行……四一一
(三)　株式会社住友ビルデイングの設立……四一三

(四) 坂炭礦株式会社の経営の承継……四三〇
(五) 住友肥料製造所の株式会社への移行……四三四
(六) 日之出生命保険株式会社の経営の承継……四四七
(七) 住友信託株式会社の設立……四六二

第三章　住友合資会社(中)―大正十五～昭和五年―

一　統轄システム……四八六
(一) 湯川総理事の五年間と昭和恐慌……四八六
(二) 社則の制定……五一〇
1　監査及検査規程……五一一
2　本社特別財産規程……五一七
3　社　則……五一七
二　業　績……五五〇
(一) 合資会社(本社)の業績……五五八
(二) 合資会社(全社)の業績……五六六
三　投資活動……五七八
(一) 連系会社の株式……五八一
(二) その他の住友系企業の株式……五八二

(三) 住友系以外の企業の株式……六八七
四 資金調達……六一四
五 店部・連系会社・特定関係会社……六三三
(一) 住友伸銅所の住友伸銅鋼管株式会社への移行……六三三
(二) 大阪北港株式会社の連系会社指定……六三四
(三) 住友別子鉱業所の住友別子鑛山株式会社への移行……六三九
1 改組の経緯……六三九
2 産銅カルテル「水曜会」加盟問題……六四五
3 鷲尾専務退任後の別子……六五四
(四) 土佐吉野川水力電氣株式会社の連系会社指定……六六三
(五) 住友若松炭業所の住友九州炭礦株式会社への移行……六七〇
(六) 住友坂炭礦と住友九州炭礦の合併による住友炭礦株式会社の発足……六七五
(七) 扶桑海上火災保険株式会社の経営の承継……六七九

第四章 住友合資会社(下)—昭和六～十一年—

一 統轄システム……六九八
(一) 経済情勢の変化と小倉体制の確立……七〇〇
(二) 日本の政局の推移と常務理事川田順の退職……七一六

二　業　績……七五三
(一)　合資会社(本社)の業績……七五五
(二)　合資会社(全社)の業績……七六四
三　投資活動……七九三
(一)　連系会社の株式……七九六
(二)　その他の住友系企業の株式……七九八
(三)　住友系以外の企業の株式……八〇〇
四　資金調達……八一三
五　店部・連系会社・特定関係会社……八四〇
(一)　日本電氣株式会社の経営の承継……八四〇
(二)　直轄鉱山部門の諸施策……八五三
1　大日本鑛業株式会社の経営の承継……八五三
2　土肥金山株式会社の経営の承継……八五五
3　静狩金山株式会社の設立……八五九
4　北日本鉱業所の設置……八六四
5　朝鮮鉱業所の設置……八七五
(三)　京城販売店の設置と上海販売店の送金問題……八七七
(四)　住友アルミニウム製錬株式会社の設立……八九六

(五) 満洲住友鋼管株式会社の設立……九〇一
(六) 住友機械製作株式会社の設立……九二二
(七) 住友伸銅鋼管と住友製鋼所の合併による住友金属工業株式会社の発足……九三五

下巻目次

第三部　株式会社住友本社

第一章　住友合資会社の解散と株式会社住友本社の設立
第二章　株式会社住友本社(上)―昭和十二年～十五年―
第三章　株式会社住友本社(中)―昭和十六年～十九年―
第四章　株式会社住友本社(下)―昭和二十年～二十七年―

表一覧
人名索引
社名索引

第一部　住友総本店

第一章

住友総本店（上）

――明治四十二～四十五年――

目　次

一　はじめに
二　住友総本店の発足
三　住友総本店の組織・人事
四　住友総本店の会計・監査制度
五　住友総本店の業績
　(一)　総本店（本社部門）の業績
　(二)　総本店（全社）の業績
六　住友電線製造所の開設
七　住友銀行の株式会社への移行

一　はじめに

住友の事業は、慶長五年（一六〇〇）関ヶ原の戦より以前の十六世紀末、京都に始まるが、二代友以は、まず元和九年（一六二三）大坂内淡路町に銅吹所を開設し、翌寛永元年（一六二四）には大坂淡路町一丁目に出店を設け、次いで寛永七年この出店に京都三条孫橋町の本家を移し、大坂進出を果たした。事業は、寛永十三年大坂・長堀に銅吹所を開設して本格化し、さらに元禄三年（一六九〇）本家もここに移して、以来明治八年（一八七五）本家と本店を分離するまで、別子銅山とともに、ここが住友の事業経営の中心であった。

その後明治維新の危機を乗り切った広瀬宰平が、明治八年本店を大阪・富島（現西区川口四丁目）に移して「住友本店」と称して以来、本店は中之島（現北区中之島五丁目）、今橋（現中央区今橋三丁目）を経て明治四十一年末北浜へ移った。この間広瀬は初代総理人となって、明治十五年家法を定めて住友の事業経営の大枠を作り、別子の近代化を図ったほか、製糸・樟脳製造に進出するなど明治の工業化の先駆者となった。次いで総理事となった伊庭貞剛は、日清戦争後の日本経済の発展に応じて、明治二十八年住友銀行を開業、三十年住友伸銅場及び三十四年住友鋳鋼場を開設するなど、今日の住友の諸事業の基礎を築いた。こうした江戸時代から明治にかけての住友の歴史については、これまで当館及びその前身たる住友修史室の刊行物で相当明らかにされてきた。

しかし「住友本店」が、明治四十二年初頭「住友総本店」と改称されてから以降の近代住友の歴史については、これまで十分明らかにされてきたとは言い難い状況にある。本稿は、この住友の事業の多角化がようやく緒についた明治四十二年住友本店が住友総本店と改称されて以来、大正十年（一九二一）住友合資会社、昭和十二年（一九三七）株式会社住友本社の設立を経て、昭和二十年終戦により住友本社解散に至るまでの近代住友の歴史を、当館所蔵の史料に基づき明らかにしようとするものである。但し住友の歴史の中で時代が前後するため、叙述が前の「住友本店」の時代に遡る場合もあるが、紙数の制約により、詳細はこれまでの刊行物に譲る場合もあることを予めご了承願いたい。

住友の諸事業については、既に住友各社の社史が刊行され、未刊の各社でもその準備が進められつつある。当館においても、これまで戦前の各社の歴史については、史料を提供し、調査に協力してきた。従って本稿では住友の個別の事業の歴史については、これら各社の社史をご参照願うこととし、その後の先学の研究の成果や新たな史料の発掘により、再検討を要する場合に限り随時言及するにとどめる所存である。

なお近代住友の歴史の全貌を明らかにすることに吝かではないが、残念ながら当館においても史料面の制約があり、

特に終戦時の混乱によって戦時下の住友本社の資料は相当焼却されたため、限界のある点は予めご承知置き願いたい。

二　住友総本店の発足

明治四十二年(一九〇九)一月一日、住友本店は住友総本店と改称された(資料1)。三菱合資会社は既に明治二十六年に設立されており、三井でも管理部副部長益田孝が明治四十年に、三井家の組織改革調査のため欧米に出張し、その報告書に基づきこの年十月の三井合名会社設立へ向かって準備が進められていた。(1)

当時欧米諸国においては、既にリスク回避のため株式会社制度を採用することによって、さらに有限責任組織に移行することが一般の趨勢であり、住友でも当然これらの動向は承知していたと思われるが、商号変更に際し個人企業の法人化について検討された形跡はない。おそらく住友ではまだ三菱、三井に比し事業規模が小さく、依然として別子中心であり、さらに三井が十一家の同族会であるのに対し、住友家当主は家長住友吉左衛門ただ一人という事情もあり、同じ無限責任組織を貫くのであるならば、三菱や三井のように合資会社や合名会社とせず個人企業のままでいる方が、むしろ住友の伝統と精神をよく示していたといえよう。

それでは何故それまでの住友本店をわざわざ住友「総」本店と改称したのであろうか。改称の理由を説明する起案書類は残されていないが、この改称と同時に、住友神戸支店も住友製銅販売店に、住友若松支店は住友若松炭業所と改称されている(資料1)。

明治八年住友本家から住友本店が分離して以来、本店と各地の支店との関係は何等問題は無かったが、明治二十八年住友銀行が設立され、次いで明治三十二年住友倉庫が開業すると、銀行本店・倉庫本店の他に各々の支店が相次いで開

設された。この結果明治四十一年末の時点では、住友本店と銀行・倉庫の各本店の他、上記住友神戸支店と銀行・倉庫の各神戸支店、住友若松支店と銀行若松支店が存在していたが、これらの改称は、本店・神戸支店・若松支店といった場合それがどの店を指すのか、常に識別する必要が生じていたことを示すものと思われる。

また、この改称の通達が出される直前に、現在の住友銀行本店ビルの南半分の土地に新築中であったやがて総本店となる建物が完成し、住友本店と銀行本店はこの建物に移転した(資料2)。従ってこの年は、この移転により明治二十八年尾道支店で開かれた第一回重役会議の決議事項「住友銀行を創設すること。住友本店の建物を新築し、住友本店と銀行本店は同所で営むこと」が、決議以来一三年余にしてようやく所期の目的を達したという記念すべき年でもあったということを示している。

総本店という名称の由来は、銀行や倉庫の本店より一段上にあって、すべての店部を統括する意味で、元来住友本家と称していた住友としてわが国で以前から用いられていた本家に対する総本家という名称から転用したものと推測される。

（資料1）

甲第六号達

来ル明治四十二年一月一日ヨリ、住友本店ヲ住友総本店(Sumitomo General Head Office)ト、住友神戸支店ヲ住友製銅販売店(Sumitomo Copper Sales Department)ト、住友若松支店ヲ住友若松炭業所(Sumitomo Wakamatsu Coal Department)ト改ム

明治四十一年十二月二十三日

家長　住友吉左衛門

（資料2）

乙第四号達

住友本店及住友銀行ハ、本月二十四日大阪府大阪市東区北浜五丁目二十二番地ニ移転ス

明治四十一年十一月十八日

住友本店

三　住友総本店の組織・人事

住友総本店の経営は、「住友家法」に基づいて行われた。「住友家法」は、明治十五年（一八八二）に制定され、その後、明治二十四年、二十九年に改定された。従って住友総本店が準拠した家法は、明治二十九年改定のものであるが、この家法は、その後、明治三十三年さらに変更が加えられたが、これは、明治三十二年日銀で幹部連が山本達雄理事の総裁昇格を支持しておきながら、総裁就任後の山本との間に確執が生じ、これら幹部連が一斉退陣するといういわゆる「ストライキ事件」が起こり、日銀を退職した河上謹一（日銀理事）、植村俊平（同文書局長）、藤尾録郎（同計算局長）が住友に入社し、河上は理事、植村は本店支配人、藤尾は専務監査員兼本店監査課主任に就任したことによる。

すなわち一月には第二編各部ノ規程中、第一章本店事務章程と第四章倉庫事務章程が新規程に代えられ、五月には第一編一般ノ規程中、第八章会計規程が住友家会計規則に、第十一章旅費規程が旅費規則に代えられた。

明治三十四年一月には、本文で削除されたこれらの変更分を附録として加えた「住友家法」全が印刷されているが、さらに明治三十七年一月これらの変更分を附録から家法の当該部分に戻し、全規程にわたって関連する諸規則を付した

「住友家法附諸規則」全が編纂された。従って本稿が対象とする期間の家法は、この明治三十七年一月編纂の家法に明治四十一年末迄の若干の変更を加えたものということになる。

この家法では第一編第一章営業ノ要旨は、明治二十四年の改定家法以来変更はない（資料3）。第二章等級によって、住友の傭員は事務員と技術員に大別され、それぞれ高等、等内、等外の三つのカテゴリーに分けられ、その中で高等一～三等、等内一～十等、等外一～五等に細分化されている。

この等級は、事務員の場合、総理事・理事・支配人・副支配人・主任・係員・係補の職制にほぼ対応している（明治三十二年六月施行された商法とのからみで、神戸支店・若松支店ならびに銀行・倉庫の各支店支配人は、明治三十二年十一月から三十四年九月までの間、支店長と改称されていたことがある）が、実際の等級と職制の関係は、総理事（高等一・二等）・理事（高等二・三等）の場合を除き、所属する店部課の規模の大小により、支配人（等内一～六等）・副支配人（等内一～六等）・主任（等内二～七等）・係員及び係補（等内三等以下）とかなり幅がある。また技術員の職制は、技師・技手とされていたが、実際には技術者も事務員扱いで、幹部は支配人・主任に登用されていた。すなわち技術員というのは現在でいえば専門職を指すので、この規程をもってして住友は技術者を差別したというのは当たらない（なお臨時建築部には、技士長・技士・技士補という職制が設けられていたが、これはこの技術員とは全く別物であり、臨時建築部が廃止されるとともに消滅した。）。

総理事の職務権限は強大であり、重要事項以外家長の職務を代行しているといってよい（資料4）。総理事鈴木馬左也は明治三十七年七月伊庭貞剛に代わって以来、この期間その職にあった。

理事は、総本店にあって総理事を補佐する者と、枢要な店部に派遣されてその店部の支配人を兼務する者がいた（資料5）。明治四十二年には中田錦吉が総本店にあり、志立鉄次郎は銀行支配人として第1表では、銀行の傭員に含まれている。明治四十三年三月志立は退職し、代わって中田が銀行支配人となり、四月には新たに湯川寛吉と久保無二雄が

第1表　傭員々数表（各年1月1日現在）

（単位：人）

店部・資格	明治42年	43年	44年	45年
総本店（本社部門）	110	112	96	101
別子鉱業所	637	626	556	553
銀　行	514	527	503	528
倉　庫	98	100	98	106
製銅販売店	8	8	8	8
若松炭業所	84	90	96	104
伸銅場	43	48	58	56
鋳鋼場	50	49	41	38
電線製造所	—	—	—	18
本家詰所	29	31	32	35
合　計	1,573	1,591	1,488	1,547
高　等	3(2)	3(2)	4(2)	4(2)
等　内	864(54)	886(55)	816(45)	822(49)
準等内（臨時雇・欧文書記）	34(25)	32(25)	29(25)	19(17)
等内相当（病院・学校職員）	67	66	71	72
補助員	132(6)	113(5)	107(2)	156(6)
等　外	305(9)	316(11)	278(8)	283(13)
坑夫頭	41	38	40	44
準等外（臨時雇）	1	1	1	1
等外相当（病院職員）	10	9	10	11
給　仕	34	39	43(1)	41(1)
使　丁	82(14)	88(14)	89(13)	94(13)

註：（ ）内は総本店（本社部門）傭員の内数。別子鉱業所支配人、銀行支配人を兼務する理事は、総本店（本社部門）ではなく、各々別子鉱業所、銀行に算入されている。
出典：各年総本店庶務課「処務報告書」

理事に就任した。湯川は総本店支配人の他、伸銅場支配人を兼務し、久保は別子支配人を兼務した。久保は第1表では別子に含まれている。

支配人・副支配人は、各店部の事務章程によって、その店部の代表者として置かれている。明治四十二年の住友の店部は、第1図の通りである。その後明治四十四年八月一日に伸銅場の電線部門を分離して、住友電線製造所が開設され、明治四十五年四月一日には住友銀行が株式会社へ移行した。当時の住友の傭員数は一五〇〇人前後であり、別子と銀行で七割以上を占めていた（第1表）。

総理事の強大な権限に対しては、他方で総理事・理事のほか、支配人・副支配人・技師等の中「特ニ重役ニ列セシムル」者により重役会を設け、合議制がとられていた(資料6)。総本店発足当時の重役は、総理事鈴木、理事志立・中田のほか、特に専務監査員藤尾が重役となっていた。その後前述の通り明治四十三年には志立が退職して、代わりに湯川

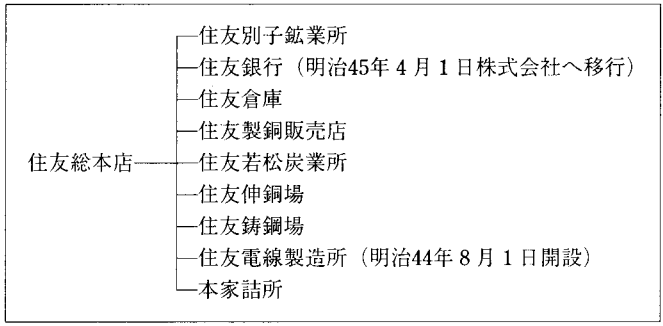

第１図　住友総本店店部図（明治42～45年）

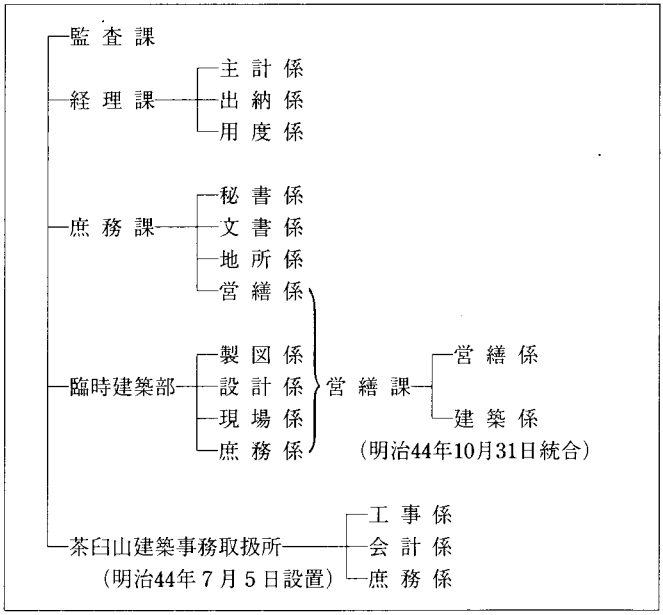

第２図　総本店（本社部門）組織図（明治42～45年）

第2表　総本店（本社部門）傭員表（各年4月1日現在）　（単位：人）

部課・役職	明治42年	43年	44年	45年
総理事	1	1	1	1
理　事	2	3	3	3
専務監査員	1	1	—	—
支配人	1	1(1)	1(1)	1(1)
副支配人	2	2	1	2
監査課	3(1)	3(1)	3(1)	3(1)
経理課	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)
主計係	13	12	13(1)	12(1)
出納係	8	7	7	8
用度係	5	5	4	4
庶務課	1	1	1	1
秘書係	8(2)	8(2)	6(2)	6(1)
文書係	8(1)	8(1)	7(1)	8(1)
地所係	5	5	5(1)	5(1)
営繕係	7	8	7(1)	—
守　衛	10	10	9	12(2)
臨時建築部	2(1)	2(1)	2(1)	—
製図係	10(1)	14(1)	16(1)	—
設計係	7(2)	7(2)	7(2)	—
現場係	5	4	4	—
庶務係	2	2	3	—
営繕課	—	—	—	2(1)
営繕係	—	—	—	9(2)
建築係	—	—	—	21(1)
茶臼山建築事務取扱所	—	—	—	26(22)
分掌未定	—	—	—	1
合　計	93	95	88	91

註：休職者、給仕、使丁を除く。（ ）内は兼務者の内数、他店部を兼務する者は含まない。
出典：各年「住友家職員録」から算出

・久保が理事となってメンバーに入り、八月藤尾が病没した。

総本店には、第二編各部ノ規程第一章住友総本店事務章程第四条により監査課・経理課・庶務課の三課が置かれていた（第2図）。各課の業務内容は資料7の通りである。総本店の人員は、休職者・給仕・使丁を除くと概ね九〇人前後で経理課・庶務課が大半を占めるが、その他に明治三十三年六月以来本店新築等「重要ノ新築工事ヲ管掌」する臨時建築部が設置されていた（第2表）。

その後、明治四十四年七月五日、大阪天王寺茶臼山別邸に新本邸建設のための茶臼山建築事務取扱所が設置されたが、そのほとんどが兼務者であった。

臨時建築部は、明治四十四年十月三十一日廃止され、庶務課営繕係と統合されて、営繕課が設置された（資料8）。

（資料3）

第一編　一般ノ規程　第一章　営業ノ要旨

第一条　我営業ハ信用ヲ重ンジ、確実ヲ旨トシ、以テ一家ノ鞏固隆盛ヲ期ス

第二条　我営業ハ時勢ノ変遷理財ノ得失ヲ計リ、弛張興発スルコトアルベシト雖モ、苟モ浮利ニ趨り軽進スベカラズ

第三条　予州別子山ノ鉱業ハ、我一家累代ノ財本ニシテ、斯業ノ消長ハ実ニ我一家ノ盛衰ニ関ス、宜シク旧来ノ事蹟ニ徴シテ将来ノ便益ヲ計リ、益盛大ナラシムベキモノトス

（資料4）

第三章　職制

第二条　事務員ノ職務章程左ノ如シ

総理事

一　一家全部ノ事務ヲ総理シ、部下各員ヲ監督シ、其統一ヲ保持ス
二　事業ノ興廃変更、規程ノ創設改正、其他重要ノ事件ハ裁決ヲ経テ処理スベシ
三　事急ニシテ、具申ノ暇ナキトキハ、決行ノ後認可ヲ請フコトヲ得
四　家長ヲ補弼シ、其行為上ニ関シ、諫議忠告ノ責任ヲ有ス
五　部下各員ノ進退賞罰ヲ具状ス、等内七等以下ハ、之ヲ専行スルコトヲ得
六　家長事故アルトキハ、職務施行上ニ関シ、臨時其代理ヲ為スコトヲ得

（資料5）

理事

一　一家全部、若クハ幾部ノ事務ヲ管理シ、部下各員ヲ監督ス
二　部下各員ノ進退黜陟ヲ具状スルコトヲ得
三　総理事欠位、若クハ事故アルトキハ、命ヲ承ケ其代理ヲ為ス

（資料6）

第六条　総本店ハ、必要ニ応ジ重役会議ヲ開ク、其方法左ノ如シ
一　重役会ハ重役ヲ以テ組織シ、一家重大ニ渉ル事務ヲ審議シ、其可否得失ヲ究ムルモノトス
二　重役会ハ春秋二期ヲ以テ定期トシ、各所ノ重役ヲ召集ス
　臨時開会又ハ其集合人員ハ、総本店ノ便宜ニ依ル
三　重役会ハ首席ノ者ヲ座長トシ、整理ノ任ニ充ツ
四　重役会ノ議案ハ家長ノ諮問、又ハ重役ノ提出ニ依ル

五　重役会ハ各当事者ヲ召喚シ、其意見ヲ諮詢シ、若クハ説明セシムルコトヲ得

六　重役会ノ決議ハ、載録シテ家長ニ供呈シ、裁可若クハ承認ヲ請フベシ

（資料7）

第二編　各部ノ規程　第一章　住友総本店事務章程

第五条　監査課ハ、各店各部ノ監査ニ関スル一切ノ事務ヲ掌理シ、且会計整理ニ関スル諸規程、及ビ帳簿表式ヲ立案審議スル所トス

第六条　経理課ハ、我一家全般ニ関スル経済上ノ調査、会計ノ統括及予算・決算ノ調査、並ニ住友総本店ノ出納及用度ニ関スル事務ヲ掌理スル所ニシテ、左ノ係ヲ置キ分掌セシム

主計係　一家全般ニ関スル経済上ノ調査、会計ノ統括、予算・決算ノ調査、及資金ノ出入ニ関スル事項ヲ掌ル

出納係　諸證券ノ保管、積立金ノ運用金銭出納、積金及預金ノ管理、職員身元保證金ノ取扱、並ニ各部委託ノ仕払金代弁ニ関スル事項ヲ掌ル

用度係　需要品ノ購入、器物ノ保管、印紙類ノ出納保管、並ニ各部ノ委託ニ係ル物品ノ売買送達ニ関スル事項ヲ掌ル

第七条　庶務課ハ、機密・職員・文書・参考資料ノ調査、総本店所管ノ地所・家屋ノ管理、並ニ住友総本店所管又ハ他部ヨリ委託ヲ受ケタル営繕ニ関スル事項、其他所管ノ定マラザル事項ヲ掌理スル所ニシテ、左ノ係ヲ置キ分掌セシム

秘書係　機密・職員・貴重文書・寄附金・贈与並ニ店印ノ保管ニ関スル事項、其他所属ノ定マラザル事項

ヲ掌ル

文書係　家法・文書ノ往復・記録ノ編纂・図書簿冊ノ整理保管・店内取締・訴訟翻訳並ニ参考資料ノ調査ニ関スル事項ヲ掌ル

地所係　地所・家屋ノ管理ニ関スル事項ヲ掌ル

営繕係　営繕工事・営繕材料ノ購買保管並ニ工事請負契約ニ関スル事項ヲ掌ル

（資料8）

第七条中「並ニ住友総本店所管又ハ他部ヨリ委託ヲ受ケタル営繕ニ関スル事項」、及ヒ営繕係ノ項ヲ削ル

第八条　営繕課ハ、住友総本店所管又ハ他部ヨリ委託ヲ受ケタル営繕ニ関スル事項ヲ掌理スル所ニシテ、左ノ係ヲ置キ分掌セシム

営繕係　営繕工事・営繕材料ノ購買保管並ニ工事請負契約ニ関スル事項ヲ掌ル

建築係　特ニ指定シタル新築工事等ニ関スル事項ヲ掌ル

四　住友総本店の会計・監査制度

住友総本店の会計制度は、既に述べたように明治三十三年（一九〇〇）五月に制定され、七月から実施された「住友家会計規則」に従っていた。本店理事兼銀行支配人田辺貞吉の日記によると、明治三十一年十月、日銀総裁が岩崎弥之助から山本達雄に交代した直後、日銀幹部間に意見の対立が生ずると、田辺は頻りに日銀幹部と接触を重ねていたが、翌三十二年二月上京、十五日河上謹一、十六日家長住友吉左衛門、十七日山本日銀総裁と相次いで会談しており、ここに

河上の住友招聘が決定されたものと思われる。河上は二月二十八日、日銀理事を辞任し、三月二十三日に住友入社、理事に就任した。その際伊庭貞剛は総理事心得を辞し、河上と同格の理事となり、河上を迎えた。

当時、住友の会計規則は、明治二十九年の家法改正の際も、大筋で明治二十四年の家法を踏襲しており、その後の住友銀行の設立や住友伸銅場の開設など事業の拡大と、明治三十二年六月の商法施行により、会計制度の整備は急務とされていたと思われる。このような情勢の下に、河上は、彼に続いて三月一日に日銀を退職した植村俊平と藤尾録郎の両名を五月末田辺に紹介している。まず六月に植村が入社し本店支配人（重役待遇）となり、次いで七月に藤尾が入社、専務監査員兼監査課主任となった。

藤尾の入社に先立ち、事務章程が改正されて（明治三十二年七月十四日付甲第拾号）、監査課が設置され（資料7）、専務監査員を置くことあるべしと定められた（資料9）。すなわち専務監査員と監査課主任は藤尾入社のために設けられたポストといってよい。監査課は本来の各店部の監査に関する一切の事務を掌理する他に、会計整理に関する諸原則及び帳簿様式を立案審議する所とされた。

藤尾は、大蔵省伝習生としてイギリス人アラン・シャンドに銀行簿記・銀行経営を学んだ後、明治七年大蔵省入省、明治二十六年日銀に転ずるまで紙幣寮及びその後身たる銀行局に勤務し、その間高等商業学校の教授も兼務した。藤尾は、既に入社直後の十月には「本店会計整理ニ係ハル意見書」を提出しているので、「住友家会計規則」は専ら藤尾の手になったものと考えられる。

会計年度はこの時から暦年に改められ（第二条）、六月末までを上半期、十二月末までを下半期とする（第三条）。各店部は、毎年十一月十五日までに翌年度の会計見積書を作成して、総本店に提出し（第四条）、決算期が終了すれば七月二十日及び翌年一月二十日までに、貸借対照表・損益表・財産目録を総本店に提出する（第七条）。また一月十五日までに

会計見積書に対応した実際報告書を提出する(第十三条)。この間各店部は、日記帳・元帳を備え(第十六条)

一、業務概況表(毎月末日)
二、元帳差引残高表(毎月末日)
三、主要物品受払差引残高表(毎月末日)
四、起業支出明細表(毎月末日)
五、計算表(毎月末日)
六、月別収支金表(前月二十日まで)

の諸表を各々期日迄に提出することを命ぜられていた(施行細則第五条)。

総本店では、これら各店部から提出された諸表に基づき

一、各店各部総計算表(翌月十七日まで)
二、総会計見積書(前年十二月十日まで)
三、総貸借対照表(八月二十日及び翌年二月二十日まで)
四、総損益表(同)
五、総財産目録(同)
六、総実際報告書(翌年三月十五日まで)

を作成していた(第十四条)。

会計見積書には、定められた様式の下に

一、業務の方針程度

二、資金最高額

を記載するとともに

一、損益表
二、収入支出表
三、経費予算表
四、営業費予算表
五、起業予算表

を添付することになっており（施行細則第一条）、

実際報告書には、前年度の実際報告書及びその年度の会計見積書と対比しつつ

一、業務の実況
二、資金最高額

を記載し、併せて

一、損益表
二、収入支出表
三、収支金対照表
四、経費決算表
五、営業費決算表
六、起業決算表

七、起業支出明細表

を添付するよう求められていた(施行細則第十一条)。

なお、起業予算については、会計年度にかかわらず、目論見の当初に完成までの年度の内訳が求められ(施行細則第二条)、起業決算については、既に述べた通り、実際報告書にその年度間の起業支出明細表の添付が求められていた(施行細則第十一条)。さらに、起業が終結した場合は、会計年度にかかわらず、直ちにその決算書を作成して提出することはいうまでもなかった(第十三条)。

使用資金については、会計見積書において、前年度末の残高と本年度中に最高幾らの資金を供給せねばならないかを、予め「資金最高額」によって把握しておき、毎月の収支金表によって翌月の収支予想をたてるのである。総本店内部では住友銀行を銀行部と称しており、各店部は原則として住友銀行を利用することを義務付けられていた(資料10)。従って住友総本店では、各店部の実際の資金の使用状況は、住友銀行を通じて掌握できていた訳である。住友総本店と住友銀行との間には、明治三十五年に締結された契約が適用されていた(資料11)。

わが国で監査制度の導入が認識されるに至ったのは、明治四十二年の日糖事件であるといわれている。[2] しかし、住友では、すでに明治二十四年の家法改正で第一編一般ノ規程第九章監査規程が設けられ、明治二十九年の改正でも踏襲されていた。その後明治三十二年前述の通り、それ迄毎年定時監査員、監査補助員を任命していたのを、藤尾を専務監査員とし、監査課を設けて監査補助員を常置したのである。

明治七年第一国立銀行が、融資先である小野組の破綻から危機に陥った際、政府は翌八年三月前述のシャンドに第一国立銀行を監査させたのが、我が国の監査の最初とされている。[3] この時、藤尾はすでに大蔵省紙幣寮に勤務し、シャンドの監査に協力する立場にあった。住友では明治三十二年まで、伊庭貞剛(総理事心得)・田辺貞吉(理事兼銀行支配人)・

田艇吉（理事兼本店支配人）等が随時各店部の定時監査員に任命され、監査に当たっていたが、藤尾が入社して、重役に列した明治三十三年以降病没する明治四十三年迄の一〇年間は、藤尾が専任者として監査に当たった。

第一編第九章監査の第一条には「監査ハ、各店部ノ金銭出納・物品ノ受払・現在有物及ヒ事務事業ノ成蹟（績）ヲ査閲スルモノトス」とあり、単なる会計監査にとどまらず業務監査も行うようになっていた。各店部は少なくとも年一回監査を受け（第二条）、監査の結果、「監査員ハ、監査セシ事柄ヲ一々記載シ、金銭物品ノ受払有物並ニ事務事業ノ成蹟（績）等ニ就テ復命書ヲ作リ、諸統計表ヲ添ヘ家長ヘ差出スベシ」（第十条）とされている。

現存する藤尾自筆の家長住友吉左衛門宛復命書をみると、帳簿のチェックと監査時点における現金・手形・証券類・商品等の帳簿と照合した結果の残高明細の他に業務の状況として、景気・市況の下、当該店部の営業の仕方・問題点・改善策・将来の見通し等を指摘しており、家長は、当該店部支配人より理事・総理事を経て提出される実際報告書が、彼等を経ないで直接家長に提出される藤尾の報告書によって、真実であるかどうかチェックできたわけである。明治四十三年八月二十四日藤尾が病没すると、家長は特にその功績を讃えた（資料12）。

藤尾の死後は、鈴木総理事が明治四十三年九月、四十四年一月、四十五年一月と定時監査員に任命されており、藤尾以外に専務監査員が任命されることはなかった。

（資料9）

第九章　監査

第三条　本家並に総本店ノ会計監査ハ、理事以上其他ハ何レノ詰合員タルヲ問ハズ、特ニ家長ヨリ等内五等以上ノ者ニ之ヲ命ズ、但専務監査員ヲ常置スルコトアルベシ、又専務監査員ニハ特ニ本家並総本店ノ会計監査ヲ命ズルコトアルベシ

（資料10）

会計規則

第十八条　銀行部ト同所ニ在ル他ノ店部ニ於ケル現金ノ出納ハ、総テ銀行部ヲシテ取扱ハシムベシ

銀行部ト離隔スル他ノ店部ハ、総本店ノ認可ヲ受ケテ銀行部、又ハ他ノ銀行ト当座預ケ金取引ヲ為スベシ、但本項ノ場合ニ於テ、常時現金ヲ備フルノ必要アルトキハ、一定ノ金額ヲ限リ、総本店ノ認可ヲ受ケテ、之ヲ備フルコト得ベシ

（資料11）

本店銀行間当座勘定及手形割引ニ係ル契約覚書（明治三十五年七月三十日本店会計課伺定）

第一　住友本店ヨリ住友銀行ヘノ預ケ金ニ対シテハ、住友銀行ハ普通当座預金利子ヲ支払フモノトス

第二　住友銀行ヨリ住友本店ヘノ貸越金ニ対シテハ、極度額ヲ金参拾萬圓トシ、其利子ハ百圓ニ付日歩貳銭ノ割合ヲ以テ支払フモノトス

第三　住友本店ニ於テ、前条ノ貸越金参拾萬圓ヲ超過シ、尚資金ノ入用アルトキハ、其時々約束手形ヲ振出シ、之ニ相当ノ担保品ヲ提供シテ、住友銀行ヨリ借入ルベシ、而シテ其利子ノ割合ハ、住友銀行ニ於ケル担保品付手形割引ノ最低歩合ニヨリ支払フモノトス

第四　住友本店ニ於テ、資金ニ余裕ヲ生ジタルトキハ、何時ニテモ手形ノ内入金ヲナスベシ、此場合ハ住友銀行ニ於テハ、前ノ歩合ヲ以テ利子ノ払戻ヲナスモノトス

第五　本契約ハ明治三十五年八月一日ヨリ実行スルモノトス

（資料12）

曩ニ一家全般ニ関スル会計規程ヲ改定シ、其実行統一ヲ謀ルニ当リ、参畫スル所少カラス、殊ニ専務監査員ノ職ニ任シテ、終始一貫頗ル有効ノ成績ヲ挙ケタリ、又重役ニ列シテ要務ニ参与スル等其功労最モ顕著ナリトス、依テ特ニ退身慰労金ヲ増加シ之ヲ追賞ス

明治四十三年九月十九日

家長　故高等雇　藤尾録郎

五　住友総本店の業績

住友総本店発足を前にして、わが国では明治三十九年（一九〇六）に頂点に達した日露戦争後のブームが、翌四十年に入ると一転し、株価は暴落して企業の倒産、銀行の取付が相次いだ。さらに十月にはアメリカに恐慌が起こり、わが国の対米輸出は深刻な打撃を受けた。四十一年にはわが国も激しい恐慌状態に陥り、産業界は不況のどん底に喘ぐこととなった。

住友本店は、会計制度の確立された明治三十三年以降毎年一〇〇万円から二〇〇万円程度の純利益を計上してきたが、このような経済情勢の下で四十一年には純利益は三七万円余に落ち込み最悪の決算となった（第3表、以下の諸表では比較のため四十一年も併せ

（単位：円）

44年	45年
Δ348,542.24	Δ759,804.38
720,470.12	2,097,353.51
671,321.13	197,927.85
124,663.84	97,877.69
22,577.21	32,259.99
325,862.74	416,594.44
59,699.16	308,208.41
123,842.60	162,608.69
10,485.65	99,483.28
1,710,380.21	2,652,509.48
—	851,918.20
—	3,504,427.68

掲げた)。このため鈴木総理事は、その年末総本店発足の明治四十二年度会計見積書を認可するに際し、業績の向上に努めるよう特に通達を出した(資料13)。

しかし、他方で日露戦争後のこの時期は、軍備拡張や鉄道・電話施設の充実などを主たる基盤として鉄鋼・造船・機械等の重工業もようやく成立し始め、わが国経済が新しい発展段階を迎えた時期でもあった。住友でも伸銅場・鋳鋼場の経営がようやく軌道に乗りはじめ、四十四年には電線製造所が伸銅場から分離独立するに至った。

(一) 総本店(本社部門)の業績

住友総本店全体の業績を考える前に、まずその本社部門の業績について考察したい。

損益表(第4表)の通り、本社部門は、保有する有価証券の配当、利息の受取や土地建物の賃貸収入もあるが、それを上回る管理費・本家費・税金などの支出で常に赤字である。なお、表中の勘定科目とその配列は原簿に従っている(第5、8、9、10表も同様)。

特筆すべきは、明治四十五年住友銀行の株式会社への移行によ

第3表 店部別純損益

店部	明治41年	42年	43年
総本店(本社部門)	Δ656,852.42	Δ515,714.43	Δ617,426.87
別子鉱業所	37,246.17	978,622.89	676,839.88
銀行	818,177.71	672,597.09	578,110.53
倉庫	71,088.86	59,356.86	55,769.29
製銅販売店	20,724.34	21,177.49	23,793.17
若松炭業所	203,838.80	239,681.83	326,477.84
伸銅場	23,070.43	Δ30,498.88	Δ80,397.61
鋳鋼場	Δ142,049.41	Δ108,349.63	1,384.01
電線製造所	—	—	—
合計	375,244.48	1,316,873.22	964,550.24
(株)住友銀行	—	—	—
総計	—	—	—

註:45年銀行は1～3月分、(株)住友銀行は4～12月分

り、その株式一五万株を取得し、配当金七万五〇〇〇円を受け取っていることである。持株会社化への記念すべき第一歩といえよう。同時に、同年の雑損が多額に上っているのは、その際、株式会社住友銀行へ資産譲渡した差額三一万円余を雑損に計上したためである。住友銀行をめぐるこれらの点については、「七　住友銀行の株式会社への移行」で改めて明らかにしたい。

その他経費の中では、別途費の金額が大きいが、これは、地方公共団体、学校、慈善事業などに対する寄附金が大部分を占めている。また、賞与が俸給の四～五倍に上っている点も注目されるが、これは賞与の中に家長分が含まれているためで、それを除けば職員の賞与は、俸給の半分程度の額で、常識的な線に納まっている。

次に、貸借対照表（第5表）については、欄外に注記した通り、本社部門の「固定財産」勘定には住友本家所有の土地・建物・什器は含まれていない。これらは「営業外固定財産」勘定として、本表の「営業資本金」勘定とともに、後に述べる総本店（全社）の総貸借対照表（第9表）における「総財産」勘定を形成している。

（単位：円）

44年	45年
672,359.34	506,098.61
225,125.00	208,478.33
7,433.96	10,848.60
83,607.80	85,603.48
—	75,000.00
19,470.14	18,043.41
25,560.36	28,412.02
127,118.25	4,177.99
52,551.21	5,684.91
118,244.92	69,849.87
13,247.70	—
1,020,901.58	1,265,902.99
59,507.95	50,588.22
60,171.16	58,467.17
5,937.10	5,264.50
131,071.99	133,619.51
9,031.99	3,426.30
2,022.17	939.82
44,460.59	34,602.01
18,250.00	13,150.00
201,699.52	111,408.95
177,368.31	258,356.85
276,754.75	248,640.00
2,700.80	316,819.58
31,925.25	30,620.08
Δ348,542.24	Δ759,804.38

なお、営業資本という概念は、既に江戸時代から住友家の事業が継続していて、最初の元入れ高が不明のため、明治三十三年の住友家家計規則により初めて導入されたもので、文字通り、住友家

第4表　総本店（本社部門）損益表

科　目	明治41年	42年	43年
当期利益	336,910.33	370,476.72	517,257.37
国債證券利息	52,543.06	139,253.56	214,422.17
地方債券利息	4,201.26	4,180.68	4,072.39
株券配当金	242,994.53	190,296.35	134,532.91
住友銀行株券配当金	—	—	—
耕地収益	15,247.57	12,416,10	16,897.63
賃貸料	18,653.78	24,211.99	25,725.88
雑　益	3,287.59	2,122.92	1,195.02
固定財産原価差損益	Δ1,380.06	Δ2,154.88	Δ2,680.10
有価證券原価差損益	1,362.60	150.00	112,125.00
利　息	—	—	10,966.47
当期損失	993,762.75	886,191.15	1,134,684.24
利　息	87,210.45	61,256.19	47,323.64
俸　給	61,379.88	65,915.33	64,334.19
旅　費	7,252.48	30,399.48	3,992.72
諸　税	137,697.99	135,526.54	132,553.86
営繕費	3,653.70	6,289.84	3,583.08
賃借及保険料	6,160.90	1,557.22	2,329.89
雑　費	40,199.67	38,492.83	46,085.90
特別報酬金	19,100.00	18,300.00	20,039.60
別途費	145,803.77	64,542.87	284,995.18
本家費	211,025.59	184,961.80	179,316.11
賞　与	234,754.77	244,082.88	317,409.20
雑　損	13,557.47	474.00	1.12
償　却	25,966.08	34,392.17	32,719.75
当期純損益	Δ656,852.42	Δ515,714.43	Δ617,426.87

が本来の目的として行う営業のために投下利用される資本と解される。そして明治三十二年期末の使用資金残高を営業資本金としたのである。ちなみに、明治三十三年期初の営業資本額は、四四六万三八八六円二七銭二厘であった。

「有価證券」勘定のうち、四十一年から四十二年にかけて「株券」が激減し、「国債證券」が激増しているのは、鉄道国有化のため、保有していた鉄道株の代わりに五分利公債を交付されたこと

による。

「起業支出」勘定では、明治四十四年七月から茶臼山本邸の建築が開始されている。なお、「起業支出」勘定は工事が完成して「固定財産」勘定へ振り替えられるまでの建築仮勘定である。

「各部」勘定と「銀行部特別預ケ金」には内訳を示しておいた。「各部」勘定は、「四　住友総本店の会計・監査制度」で述べた会計見積書・実際報告書に記載される各店部の前年度末の使用資金残高（総本店受資金勘定ノ前年度ヨリ繰越トナルベキ金額）である。但し、この時期これら各店部の使用資金に対して社内金利はまだ賦課されていない。使用資金の平均よりも最高額を重視するのは、極力銀行借り入れを避け、自己資金で賄おうとする思想の現れであろうか。

「銀行部借入金」では、資料11に示した通り、貸越極度額三〇万円がひとつの基準となっているのがわかる。四十一年末には、それが七〇万円という異常な額に達している。

なお、「損益勘定・当期純損益」は、下半期の本社部門の純損失を、「前期損益勘定・前期純損益」は、上半期の全社

（単位：円）

44年末	大正元年末
29,839,042.37	31,156,806.55
763,473.36	795,582.69
158,652.48	158,652.48
156,991.00	146,055.00
1,275.00	1,095.00
1,586.00	1,305.00
4,515.70	797.96
7,435.19	5,784.74
822.00	—
3,405,825.28	3,232,774.15
193,450.00	185,575.00
1,012,726.74	1,054,676.74
—	7,500,000.00
38,904.11	125,697.27
55,075.60	56,226.60
11,683.35	196,101.69
23,153,693.84	16,934,300.10
10,511,358.75	9,355,248.66
6,797,412.65	—
1,047,000.00	1,093,000.00
153,736.53	144,374.85
754,364.25	591,531.67
2,151,436.31	3,526,531.67
1,198,263.97	1,384,948.58
540,121.38	838,664.70
533,189.46	526,515.17
30,000.00	80,000.00
390,000.00	329,514.42
112,782.04	116,800.59
407.42	200.16
—	—
339,743.26	235,666.96
29,839,042.37	31,156,806.55
19,086,665.00	24,849,342.89
7,808,003.42	3,414,937.16
590,000.00	692,296.46
207,152.14	141,324.65
540,284.05	429,072.73
111,606.00	110,821.00
91,146.56	92,277.03
3,827.80	3,707.30
—	—
55,812.05	90,424.72
300,000.00	300,000.00
1,044,545.35	1,032,602.61
1,616,811.98	1,938,796.01
690,017.04	964,669.89
212,217.82	195,302.00
714,577.12	778,824.12

第5表　総本店（本社部門）貸借対照表

科　目	明治41年末	42年末	43年末
借方	26,818,229.88	27,259,504.92	28,476,609.01
固定財産・土地	775,838.97	774,506.81	770,929.59
鉱区	157,652.48	157,652.48	158,652.48
建設物	204,747.00	190,464.00	171,571.00
機械	1,815.00	1,635.00	1,455.00
什器	400.00	2,637.00	2,019.00
所有品・準備品	5,114.15	4,569.80	4,543.88
米穀	4,447.19	4,632.03	6,304.10
地金銀	8,759.50	8,593.50	918.00
有価證券・国債證券	969,963.30	2,990,359.17	3,177,182.32
地方債券	60,435.00	59,585.00	50,575.00
株券	2,787,789.27	903,641.65	999,891.65
住友銀行株券	—	—	—
起業支出・茶臼山建設物	—	—	—
貸金・立換金	34,390.00	22,100.00	40,325.60
雑・仮出金	3,484.59	16,318.24	13,029.67
各部	20,845,895.04	21,306,297.60	21,930,678.55
別子鉱業所	10,657,723.60	10,277,694.52	10,360,176,47
銀行部	5,261,460.06	5,940,822.41	6,477,703.59
倉庫部	1,171,000.00	1,152,000.00	1,128,000.00
製銅販売店	155,681.26	154,294.07	155,345.39
若松炭業所	574,159.50	578,856.75	564,694.86
伸銅場	1,356,805.49	1,691,147.72	1,910,518.76
鋳鋼場	1,669,065.13	1,511,482.13	1,334,239.48
電線製造所	—	—	—
銀行部特別預ケ金	550,000.00	463,373.05	380,083.08
総本店建築準備金	200,000.00	30,000.00	30,000.00
本家建築準備金	350,000.00	350,000.00	350,000.00
相続税納税準備金	—	—	—
積立金利殖高準備金	—	83,373.05	83.08
銀行部出納	—	—	290,509.26
損益・当期純損益	407,498.39	353,139.59	477,940.83
貸方	26,818,229.88	27,259,504.92	28,476,609.01
営業資本金・営業資本	18,328,006.61	17,891,241.55	18,696,384.24
積立金	6,040,329.20	6,757,153.65	7,259,386.91
準備積立金	550,000.00	550,000.00	550,000.00
預リ金・雇人身元金預金	178,421.25	198,454,17	188,912.91
積金預金	449,427.15	534,834.96	495,142.18
末家家督金預金	99,491.00	94,963,00	105,699.00
諸預金	82,368.42	73,484.42	85,824.34
貸家敷金預金	4,205.50	4,209.80	4,234.80
雑・仮入金	30,255.00	—	344,000.00
銀行部出納・銀行部出納	199,754.95	151,480.74	—
銀行部借入金	700,000.00	200,000.00	—
前期損益・前期純損益	155,970.80	803,682.63	747,024.63
営業外固定財産勘定	1,504,649.19	1,604,863.33	1,636,159.01
土　地	657,039.90	753,502.73	756,241.76
建設物	260,624.34	243,636.75	227,273.25
什　器	586,984.95	607,723.85	652,644.00

の純利益を示している。

「預リ金」勘定の中で、「雇人身元金預金」は、家法第一編第六章身元保證金第一条に「等外以上ノ傭員ハ身元保證トシテ別表ニ照シ、傭入ノ節身元金ヲ預入レシム」と定められたものである。

また、同第七章積金第一条に「傭員ヲシテ勤倹ヲ旨トシ、其後栄ヲ図ラシメンガ為メ、積金ノ制ヲ設ク、積金ヲ分テ第一種・第二種トス」とあり、第一種積金は後に述べる純益の中から高等及び等内外の傭員に分与されるもので、第二種積金は等内外の傭員に積立を強制するものであった。従って、この「積金預金」は第二種積金をさす。積金の元利合計は、原則として退職時まで引き出しは許されなかった。

さらに、「末家家督金預金」は、住友末家規則第一条に「等内六等以上ニシテ十年以上勤続セシモノ、老年或ハ事故疾病ニ依テ辞職スルトキハ、永ク旧誼ヲ保持セシ為メ之ヲ末家トシ」、第三条「末家編入ノ節ハ、（中略）預ケ金ヲ即納スルモノトス」と定められた預金を指す。住友の末家制度は、江戸時代の別家制度が、新しい時世に応じて改変されたもので、末家は、当初編入の際に退職金に当たる家督金を全額住友家に預ケ金としていた。その後明治十二年「満年家督付与金規則」の制定で、家督付与金の三分の一を住友家に預けさせることに変更され、次いで明治十五年の家法制定で「満年家督付与金」は「致仕慰労金」と名称が変更された。さらに明治二十一年の改正で、この預ケ金を末家の等級により、一等三〇〇〇円、二等二〇〇〇円、三等一〇〇〇円の定額とされた。

これらの預金については、従来から「住友家にとって尨大な貨幣蓄積を齎すことになる」[4]との批判もあるが、明治初期はともかく、少なくともこの時期においては、これらの預金の総額は、営業資本金の三%程度に過ぎず、資本蓄積に果たす役割は小さいものであった。むしろ、

（単位：円）

44年	45年
1,030,163.13	463,971.49
347,166.16	505,262.44
0	0
0	0

年金制度などが無かった当時、職員の退職後の生活まで配慮(干渉に近い)した政策で、後に大きな負担となって改訂を余儀なくされる退職慰労金制度にもつながる思想といえるのではなかろうか。

(二) 総本店(全社)の業績

経済情勢は、恐慌後の不況から四十二年に貿易収支が好転し、市債・社債による外資導入もあって、未曾有の低金利状態となり、四十三年から四十四年にかけていわゆる「中間景気」が発生した。

住友総本店(全社)の損益は、第3表の通り通常は本社部門の経費を各店部の利益でカバーした残りである。店部の中ではやはり別子と銀行が群を抜いており、次いで若松炭業所も忠隈炭坑の出炭の増加に比例して安定した伸びを続け、伸銅場・鋳鋼場も期間の終わりには顕著な改善を示した。

詳細は各社の社史に譲るとして、注目すべき点を実際報告書から拾うと、四十一年の総本店(全社)の利益の落ち込みの最大の原因は別子にあった。すなわち第6表の通り、四十年に一〇〇斤(六〇キログラム)当たり五五円程度であった銅価が三五円を割るところまで急落し、利益が出なくなったためである。その後も銅価は回復しなかったが、不況下にも

第6表　別子鉱業所の採算状況

	明治40年	41年	42年	43年	44年	45年
産銅量（t）	5,427	5,345	6,328	6,679	6,822	7,686
コスト（円／100斤）	37.74	35.34	25.48	27.60	24.32	21.68
販売価格（円／100斤）	55.16	34.72	34.10	33.75	32.35	40.38

註：100斤＝60Kg

第7表　別子及び製造部の起業支出額

	明治40年	41年	42年	43年
別子鉱業所	686,874.86	592,231.51	585,935.99	441,860.15
伸銅場	21,918.08	290,241.08	171,774.90	134,195.90
鋳鋼場	273,186.22	31,191.26	0	0
電線製造所	—	—	—	—

かかわらず第7表の通り、起業支出によりコスト削減（主として労賃）と産銅量の向上に努めた結果、収益は回復していった。さらに、四十五年にはコストはピーク時より一五円以上も減り、銅価もまた四〇円台まで回復した上、産銅量が四十一年の四割以上も増加したことにより、別子の純利益は二〇〇万円の大台に乗った。

なお、起業支出については、住友家会計規則施行細則第一条で「起業予算ハ起業竣成ノ上財産トナルベキ支出ノ予算ヲ謂フ」とあるだけで、特に金額の下限の明示はないが、起業支出と称するプロジェクトの内容を検討すると、簡単な土木建築工事や機械の購入は固定財産支出で済まされているのに対し、比較的長期にわたる土地の造成、建屋の建築、機械の据付工事など大規模な工事を指しているということができる。

次に、銀行も四十五年には年度を通算すれば純利益は一〇〇万円を超えた。銀行については後に触れる。

伸銅場は、銅価下落を受けて伸銅製品価格が低落し、さらに、四十一年十月から全面操業に入ったケーブル工場、四十二年七月から操業を開始した管棒工場とも事業開始早々で失費も多く、四十三年まで欠損が続いた。しかし、不況下でも別子同様起業支出は続けられ（第7表）、四十四年に入ると六月には中之島分工場の代わりに安治川本工場において

（単位：円）

44年	45年
10,500,527.50	10,445,783.17
3,482,463.40	4,874,118.99
28,653.19	34,336.64
9,646.92	12,115.03
66,573.95	74,963.81
1,449,495.99	1,716,138.53
591,748.92	962,820.62
63,726.28	279,725.06
641,584.07	726,468.59
151,864.75	139,681.18
61,367.85	72,748.32
1,638,196.76	—
926,289.94	219,326.93
9,530.00	—
83,607.80	160,603.48
97,408.20	91,776.35
237,753.73	243,859.14
65,633.73	72,794.66
178,677.34	162,660.63
394,050.80	437,540.20
78,938.53	66,785.39
39,269.88	—
204,045.47	97,319.62
8,790,147.29	7,991,201.54
1,325,234.27	47,204.69
1,616,563.13	1,862,152.73
31,696.56	32,152.67
588,978.77	691,243.32
779,409.81	965,364.72
37,447.17	58,844.94
426,725.47	498,423.00
57,700.94	78,912.06
14,161.06	16,479.18
38,445.00	32,340.34
165,227.95	152,759.11
650,920.93	441,036.68
58,314.31	61,547.22
68,974.05	59,848.18
365,076.59	314,032.22
44,891.82	36,699.78
17,207.89	6,346.24
545,559.48	430,349.88
18,250.00	13,150.00
201,699.52	111,408.95
156,241.15	258,356.85
554,867.75	424,931.50
58,969.54	40,359.37
14,865.90	—
170,804.17	575,898.28
781,914.06	781,359.63
1,710,380.21	2,454,581.63
—	197,927.85
—	2,652,509.48

第8表　総損益表

科　目	明治41年	42年	43年
当期総利益	8,849,984.09	9,550,326.70	9,971,767.55
銅　収益	3,185,470.26	3,664.731.64	3,749,711.35
山　林収益	50,268.91	30,661.28	28,008.38
醸　造収益	12,338.83	12,350.21	13,146.96
運　賃収益	99,094.66	66,384.36	67,157.96
石　炭収益	986,228.80	1,154,360.56	1,369,670.77
伸　銅収益	332,508.61	308,432.84	348,906.36
電　線収益	—	—	—
鋳　鋼収益	262,290.03	266,544.02	443,837.80
雑製品収益	129,901.09	139,660.00	109,171.60
商品販売損益	39,157.36	45,784.46	60,355.81
割　引　料	2,183,905.10	1,543,998.69	1,349,534.45
公債利息	493,480.45	811,342.91	956,924.19
社債券利息	8,397.59	—	587.19
株券配当金	369,147.70	355,551.21	134,532.91
耕地収益	91,097.68	68,363.24	77,948.04
倉庫保管料	226,208.22	200,457.53	199,716.12
賃　貸　料	57,642.96	66,126.64	68,937.32
諸手数料	89,457.19	109,567.13	228,155.91
雑　益	215,474.82	232,738.92	264,536.17
営業費戻入	44,458.60	33,661.68	67,882.18
外国為替売買損益	76,781.66	182,871.44	111,555.89
有価證券原価差損益	Δ103,326.43	256,737.94	321,490.19
当期総損失	8,474,739.61	8,233,453.48	9,007,217.31
利　息	1,479,433.14	1,697,934.89	1,447,732.56
賃　銀　費	1,468,602.90	1,377,503.57	1,536,397.35
営業雑給	32,118.41	30,547.11	31,815.18
燃　料　費	639,183.82	553,537.37	565,493.84
営業常用品費	735,830.50	582,457.61	696,908.11
営業営繕費	77,701.14	30,200.58	27,350.53
運　送　費	267,678.19	356,523.13	379,439.93
販　売　費	54,508.82	50,209.49	59,851.35
営業賃借料	42,606.44	16,295.41	10,081.49
営業保険料	35,839.20	28,584.30	33,154.30
営業雑費	108,864.23	120,555.29	131,541.73
俸　給	597,303.06	630,854.41	649,673.80
鉱業雑給	65,052.46	68,975.92	64,611.74
旅　費	82,261.36	100,936.24	64,667.91
諸　税	361,903.82	300,825.11	350,790.93
営　繕　費	50,364.91	42,320.86	50,102.63
賃借及保険料	20,796.29	18,680.81	17,636.41
雑　費	560,829.01	494,546.59	793,501.58
特別報酬金	19,100.00	18,300.00	20,039.60
別　途　費	145,803.77	64,542.87	284,995.18
本　家　費	195,009.58	168,717.99	161,835.68
賞　与	397,506.52	523,581.88	611,045.20
固定財産原価差損益	63,526.32	23,759.80	69,988.75
営業品原価差損益	5,737.09	6,220.68	6,608.59
雑　損	247,976.21	180,978.09	176,964.11
償　却	719,202.42	745,863.48	764,988.83
当期純損益	375,244.48	1,316,873.22	964,550.24
銀行部純損益	—	—	—
計	—	—	—

註：明治45年上半期の総損益表は銀行部1～3月分を除いているので純利益のみ加算した。

大板工場が操業を開始し、七月には管棒工場の拡張工事が竣工した。これは四十二年秋に海軍次官加藤友三郎中将から鈴木総理事に要請があったものである。

八月にはケーブル工場が分離独立した。これについては次節で触れるが、こうして四十四年には伸銅場、電線製造所とも黒字転換の目処がつき、四十五年五月には鋼管工場が完成、操業を開始してさらに飛躍が期待された。

他方、鋳鋼場は、四十年九月約七〇万円を投じ、三倍も能力を増大した新設の島屋工場に移転したが、肝心の技術力がこれに伴わず、また、折からの不況のため、新工場はその真価を発揮し得なかった。このため期間前半は欠損が続き、新規投資はほとんど見送りとなった。後半になって業績が回復したのは、台湾製糖業からの搬蔗貨車の大量受注によるものであった。

第8表総損益表と第9表総貸借対照表は、「四　住友総本店の会計・監査制度」で述べた通り、総本店（本社部門）以下各店部の損益表と貸借対照表を連結したものである。

総損益表のうち、当期総利益の「銅収益」・「山林収益」・「醸造収益」・「運賃収益」・「雑製品収益」及び「商品販売損

（単位：円）

44年末	大正元年末
78,756,905.86	34,639,665.07
3,884,046.09	3,392,607.87
3,574,508.78	3,669,072.98
815,347.18	926,612.39
4,048,042.50	4,152,289.66
282,488.00	252,517.00
155,710.00	141,310.00
2,538,666.00	2,974,153.75
763,191.12	830,698.32
358,239.38	384,523.91
—	1,552.63
70.98	25.58
17,421.91	14,578.53
822.00	—
1,277.00	992.00
11,285.38	—
13,328,777.10	3,232,774.15
458,630.00	185,575.00
142,950.00	—
1,012,726.74	8,554,676.74
1,566,395.04	913,768.61
880,953.00	685,301.86
188,386.87	467,476.23
538,891.65	1,157,386.67
374,576.50	538,471.49
72,686.61	65,726.54
33,080,483.09	—
2,000,340.01	69,565.31
20,504.14	—
2,113,491.85	—
47,094.30	73,251.94
387,602.07	—
650,265.65	1,336,007.62
381.60	—
91,013.82	300,944.01
704,022.49	—
253,975.51	—
—	305,976.47
4,391,641.50	11,827.81
78,756,905.86	34,639,665.07
20,703,476.98	26,788,138.90
7,808,003.42	3,414,937.16
590,000.00	692,296.46
1,044,545.35	1,032,602.61
43,878,204.61	—
1,047,506.78	950,977.03
2,113,491.85	—
399,791.09	—
25,193.58	94,207.24
—	5,020.49
45,851.79	38,720.24
3,201.49	2,858.07
431,804.06	—
665,834.86	1,619,906.87

第9表　総貸借対照表

科　目	明治41年末	42年末	43年末
借　方	67,823,963.67	74,205,255.93	76,119,057.76
固定財産・土　地	3,541,872.78	3,765,656.60	3,787,677.90
鉱　山	3,758,450.79	3,714,860.45	3,611,132.53
山　林	638,754.71	734,420.66	786,918.17
建設物	4,096,811.14	4,422,737.15	4,209,068.02
鉄　道	440,402.18	394,087.00	370,992.00
船　舶	248,803.00	206,219.00	173,490.00
機　械	2,183,874.23	2,266,892.00	2,483,360.07
什　器	637,691.12	660,252.06	703,454.00
所有品・準備品	454,056.15	360,429.50	353,442.55
木　材	—	—	—
薪　材	—	—	82.30
米　穀	13,588.90	8,266.21	15,607.30
地金銀	8,759.50	8,593.50	918.00
乳　牛	2,464.00	1,933.00	1,502.00
質抵当流込物件	92,864.07	55,457.38	11,285.38
有価證券・国債證券	9,170,414.68	16,523,928.44	14,920,136.84
地方債券	211,975.00	59,585.00	321,325.00
社債券	106,115.00	—	165,410.00
株券	4,277,382.57	903,641.65	999,891.65
起業支出	1,013,447.97	744,404.65	701,359.56
営業品・産出品	1,027,019.20	1,064,310.92	1,055,621.92
製　品	183,481.98	236,100.48	295,765.54
半製品	248,954.68	338,199.59	403,523.90
原料品	238,900.01	268,865.29	194,788.53
商　品	48,211.55	43,168.01	78,052.13
貸金・割引手形	24,745,993.36	27,301,871.35	32,415,514.52
諸貸付金	1,625,421.28	1,679,601.45	1,406,205.18
滞貸金	4,930.14	7,610.13	54,164.91
支払引受外国手形貸	2,676,211.28	1,107,212.32	1,061,044.00
手形・受取手形	21,936.50	41,819.93	27,283.96
取引先・取引銀行へ貸	595,945.90	859,482.07	719,769.10
掛売金	232,245.10	290,286.84	311,645.14
委託主	—	—	—
雑・仮出金	141,555.11	144,370.16	100,247.45
預ケ金・銀行預金	172,201.97	460,200.34	195,428.56
諸預金	210,237.29	529,781.89	248,843.94
預金	—	—	—
現　金	4,752,990.53	5,001,010.91	3,934,105.71
貸　方	67,823,963.67	74,205,255.93	76,119,057.76
総財産・財　産	19,832,655.80	19,496,104.88	20,332,543.25
積立金	6,040,329.20	6,757,153.65	7,259,386.91
準備積立金	550,000.00	550,000.00	550,000.00
前期純損益	155,970.80	803,682.63	747,024.63
預リ金・銀行部預金	36,397,843.68	42,897,763.00	43,574,257.72
諸預リ金	937,943.02	1,024,298.81	990,979.59
支払引受外国手形	2,676,211.28	1,107,212.32	1,061,044.00
取引先・取引銀行ヨリ借	456,943.64	477,508.98	547,116.42
掛買金	7,725.17	20,985.72	8,678.91
委託主	—	73,742.32	5,819.06
雑・仮入金	40,417.19	21,975.03	366,554.71
未払金	440.80	2,707.74	2,303.08
補正勘定	508,209.41	458,930.26	455,823.87
当期損益・当期純損益	219,273.68	513,190.59	217,525.61

益」は別子鉱業所の売上収入を示し、同様に「石炭収益」は若松炭業所の、「伸銅収益」は伸銅場の、「電線収益」は電線製造所の、「鋳鋼収益」は鋳鋼場の製造益（産炭益）と売上益の合計を示している。

総貸借対照表のうち、明治四十五年住友銀行の株式会社への移行によって銀行分は削除された。この結果大正元年（一九一二）末の総本店の総資産は半分以下に減少した。これをもってしても総本店内部において如何に銀行のウエイトが高まっていたかがわかる。

「総財産」勘定のうち、「財産」勘定は、既に述べたように第5表本社部門の「営業資本」勘定と注記した「営業外固定財産」勘定の合計額である。何故本家所有の土地・建物・什器（書画骨董類）を「営業資本」と同列に扱うのか奇異な感じをもたれるかもしれないが、これは江戸時代から、これらの財産に準備資産的役割をもたせ、余裕のある時は買い増しするが、経営危機の際はいつでも処分されて（会計制度が確立されて以来、これらは「営業資本」で購入され、処分すると代金は「営業資本」へ繰り入れられて）、役立てられてきたからである。(5)

最後に利益処分（第10表）について考えてみよう。明治四十一年は前述の通り、「純利益」が三七万円余と落ち込んだため、「営業資本」から三四万円余を組戻し、決算を行った。このため「会計規則積立金」を積むことができなかった。

「会計規則積立金」は、住友家会計規則第十一条に「総本店ハ積立金トシテ、毎会計年度ノ全利益ノ内ヨリ相当ノ金額ヲ積立テ置クベシ」と規定されているものである。

「諸積立金利殖高積立金」は積立金の利子相当分である。

「銀行部積立金」は、同条に「営業上計算ヲ公示スル為メ

（単位：円）

44年	45年
1,710,380.21	2,652,509.48
—	—
1,710,380.21	2,652,509.48

50,000.00	50,000.00
206,933.74	268,866.61
350,000.00	—
—	—
50,000.00	50,000.00
—	—
112,782.04	50,000.00
—	4,018.55
940,664.43	2,229,624.32

第10表　利益処分

科　　目	明治41年	42年	43年
純　利　益	375,244.48	1,316,873.22	964,550.24
営業資本ヨリ組戻	346,579.97	—	—
計	721,824.45	1,316,873.22	964,550.24
総純益金下記内訳ノ通分配附換			
会計規則積立金	—	50,000.00	50,000.00
諸積立金利殖高積立金	166,824.45	202,233.26	298,616.51
銀行部積立金	550,000.00	250,000.00	200,000.00
本家建築準備金	—	—	40,000.00
総本店建築準備金	—	—	—
第一種積金割与金	5,000.00	5,000.00	5,000.00
相続税準備金	—	—	—
同上利殖高積立金	—	—	—
上記特別支出差引残高営業資本へ組込	0	809,639.96	370,933.73

ニ、積立金ヲ要スル各店部ハ毎会計年度又ハ毎決算期ニ、総本店ノ認可ヲ受ケテ、其店部ノ利益ノ内ヨリ、相当ノ金額ヲ特ニ積立テ置クコトヲ得ベシ」とあり、特に銀行のみが、創業以来資本金が一〇〇万円に据え置かれていたため、積立金の積み増しをして自己資本の充実に努める必要があり、積立金が認められていた。

従って、四十一年は利益が出なかったために、前述の通り「営業資本」から三四万円余を組戻し決算を行ったが、「会計規則積立金」を積まないという異常事態にもかかわらず「銀行部積立金」は五五万円も積み立てられている。何故このように積む必要があったのか説明資料は残されていないが、上述の通り、銀行の資本金は明治二十八年創業以来一〇〇万円に据え置かれており、利益の大部分を積立金勘定に繰り入れることで自己資本の充実を図ってきたので、総本店全体の利益が出なくても、銀行部で利益が出ていれば積立金繰り入れを中止する訳にはいかなかったこと、さらに、銀行自身四十年には不況のため銀行の取付が続出するという状況に際会し、創業以来伸び続けてきた預金が初めて一割以上も減少し、

第11表　銀行部積立金の推移

（単位：千円）

年度・期（末）（繰入れ実行は翌朝）	銀行公表ベース		実際報告書ベース		
	残　高	繰入額	残　高	繰入額	同年度計（第10表）
明治40年末	3,480		3,400		
下期		250		250	
41年上期		320		350	
末	4,050		4,000		550
下期		200		200	
42年上期		180		150	
末	4,430		4,350		250
下期		20		100	
43年上期		100		100	
末	4,550		4,550		200
下期		100		100	
44年上期		150		150	
末	4,800		4,800		350
下期		200		200	
45年3月末	5,000		5,000		

出典：銀行公表ベースは住友銀行史（昭和30年）付録130頁及び住友銀行八十年史（昭和54年）資料45頁による。

預貸率が七九％まで悪化したため、それまでほとんど必要としなかった外部借入金が四十年下期に一五〇万円発生しており、この返済のための資金繰りの問題があったものと考えられる（第11表）。

この他、「本家建築準備金」は既に述べたように茶臼山本邸の新築のためであり、「総本店建築準備金」は、四十一年末に完成した総本店の建物があくまで仮建築で、依然として本格的なビルディング建設をめざしていたためである。

「第一種積金」については既に触れたが、四十四年十月この「第一種積金」は廃止された。「相続税準備金」は、明治三十八年の相続税制度の創設により住友家として相続税対策を考えねばならなくなったということを意味している。

（資料13）

秘第五六七号

昨明治四十年十二月三十日付秘第四五二号ヲ以テ、四十一年度会計見積書認可ニ際シ、特ニ御注意致置候次第モ

有之候処、各位ニ於テモ能ク其主旨ヲ了会シ、彼此御焦慮ノ結果ヲ事実ノ上ニ見ルコトヲ得タルハ、満足之至ニ存候、而シテ今回各部四十二年度会計見積書提出ニ付、之ヲ審査計較スルニ、亦大体ニ於テ右内達ノ主意ニ適フモノト被認候、乍併熟ラ経済社会ノ状況ヲ観スルニ、未タ容易ニ景気ノ恢復ヲ期スルコト能ハス、銅価ノ前途亦決シテ楽観スルコトヲ得ス、本年ノ不況ニ次クニ、更ニ来年ノ悲況ヲ以テスルノ覚悟ナカルヘカラスト存候、就テハ各位ニ於テ来年度ノ事業ヲ経営スルニ当リテハ、更ニ本年度ニ優ル数倍ノ大決心ヲ以テ、鋭意資金ノ固定ヲ避ケ、僅少ノ額ト雖モ冗費ハ之ヲ省キ、勉メテ損ヲ減シ、益ヲ増スノ途ヲ講スルニ於テ、苟モ遺算ナキ様御配慮切望致候、勿論目前ノ小利ニ汲々トシテ、将来ノ大計ヲ誤リ、若クハ御家ノ威信ニ副ハサルガ如キ行動ニ出ツルコトアル可ラサルハ申迄モ無之候、願クハ右ノ趣旨御部下一同ニ御伝達相成、衆員一致シ良好ノ成蹟（績）ヲ挙ケラレン事希望ニ堪ヘス候、右四十二年度会計見積書認可ニ際シ、特ニ申進候也

明治四十一年十二月廿一日

総理事　鈴木　馬左也

六　住友電線製造所の開設

この期間（明治四十二年～四十五年・大正元年）、住友総本店における重要な意思決定は、明治四十四年（一九一一）八月一日の住友電線製造所の開設と、明治四十五年四月一日の住友銀行の株式会社への移行であった。

ここでは、まず、前者について検討することとする。現在の住友電気工業株式会社の起源は、公式には住友金属工業株式会社と同じく、明治三十年四月一日の住友伸銅場の開設に求められている。住友伸銅場の製造する銅線は、導電用裸銅線であったから、日露戦争後の電話網の拡充や電気鉄道の設立、水力電気の開発など主として輸入で賄われていた

電線需要の増大に対し、長年逓信省に勤務していた本店支配人湯川寛吉（明治三十八年二月二十日住友入社）が、伸銅場の業績改善の一環として電線製造業への進出を考えていたのは当然のことと思われる。

しかしその進出は、明治三十九年九月十日英国人ゴダード（Henry Goddard）の雇傭というやや唐突な形から始まった。そもそもゴダードの経歴については、英国の電線会社の技師長とも職工長ともいわれ、来日後についても大阪の矢部電線製造所にいたとも大阪電燈にいたとも判然とせず、ともかく英国へ帰国しようとしていたのを、住友で引き留める形で、彼のもつ技術力について十分な裏付けをとらないまま採用が決定された憾みがある。

この点同業の横浜電線が明治三十八年外国人技師招請に当たってとった慎重な配慮とはきわめて対照的であった[6]し、後の明治四十三年、伸銅場が管棒工場の大規模拡張に当たり、海軍の支援があったとはいえ、わざわざ藤井光五郎海軍機関大佐（当時横須賀海軍工廠造機部長で海軍が巡洋戦艦「金剛」の建造を英国のヴィッカース社、アームストロング社のいずれかに発注しようとしてその調査のため英国出張中）を代理人として、製管技師プライス（Benjamin Price）及び職長ハザウェー（Hathaway）、レントン（Lenton）の三名と雇傭契約を締結したのとは大きな違いがあった。

ケーブル工場の建設は、三十九年末から着手され、四十一年一月には完成し、六月から試験操業が開始された。しかし、伸銅場の他のプロジェクトが次々と起業支出で行われていったのに対し、このケーブル工場と付属倉庫の建設（工費二万四〇〇〇円弱）は、通常の固定財産支出で賄われたにすぎなかった（第7表）。

四十二年一月被覆線・ケーブル製造開業が中之島税務署へ届出られた。ゴダードの下には、すでに三十九年十二月に東京帝大応用化学科卒で銀時計組の鉛市太郎（後に満鉄、大阪帝国大学工学部長）が採用されていた。製造は開始されたが、不良品の続出で、鉛はゴダードの技術力について湯川支配人に対し再三疑念を表明したといわれるが、八月ゴダードの雇傭はさらに一年延長された。

結局四十二年の伸銅場の業績は、既に第3表でみた通り、三万円余の欠損となっているが、これはケーブル工場の損失が五万八〇〇〇円にも達したためで、ケーブル工場は伸銅場内で「道楽息子」と称されるに至った。

四十三年三月鉛はついに住友を退職し、後任に前年東京帝大応用化学科を卒業し、すでに東京瓦斯に勤務していた、やはり銀時計組の川上嘉市に白羽の矢が立てられた。

五月伸銅場支配人庵地保が退職し、四月に理事に昇格したばかりの湯川が直接兼務することになった。

七月川上が着任した。川上は後に昭和二年(一九二七)住友電線製造所取締役から日本楽器製造(株)(現在のヤマハ)社長に転ずることになる。

八月ゴダードの雇傭は再度延長された。

四十三年の被覆線・ケーブルの製造高は、前年の三倍に達したが、依然不良品が後を絶たず、損失は五万円近くに上がり、伸銅場全体の欠損八万円の大半を占めた。しかも別子銅は、不純物が多いため導電用として不適当とされ、伸銅場の当初の目論見と違って、ケーブル工場では最初から原料の電気銅を三菱大阪製煉所や大阪電気分銅会社から購入せざるを得なくなっていた。

明治四十四年四月、政府は電気事業の急激な発達に対処し、電気事業取締規則を廃止し、新たに電気事業法を公布、十月施行した。

このような電気業界の動向に対し、古河は明治三十九年横浜電線に経営参加、四十一年これを傘下に納め、四十三年にはこの横浜電線は矢部電線を買収、四十四年のこの年横浜と尼崎の東西新工場建設に着手していた。

また、藤倉電線護謨合名会社は、明治四十三年電線製造業を独立させて、藤倉電線株式会社を設立し、やはりこの四十四年には工場拡張に乗り出していた。

四月末ゴダードは退職・帰国したので、後は川上以下日本人技術者で固めるほか途は無かった。

八月こうした内外の情勢から、総本店は、伸銅場からケーブル工場を分離独立させざるを得なくなったものと思われる(資料14)。専任の支配人には、芝浦製作所機械係主任の西崎伝一郎(明治三十年東京帝大機械科卒)、副支配人に朝鮮総督府の逓信技師秋山武三郎(明治三十二年東京帝大電気工学科卒)が採用された。

電線製造所は、独立した明治四十四年には第3表の通り一万円余の純利益を上げ、四十五年には製造高は前年の二倍以上に増え、純利益も一〇万円弱と大幅に伸びて独立の目的を達成したかにみえた。しかし川上嘉市が大正元年(一九一二)十一月一日に「電線工場経営ニ関スル私見」と題して提出した意見書によると、四十五年上期末の帳簿上の半製品二二万六〇〇〇円の大半が実は開業以来の不良在庫でその早急な処分が求められており、独立後の決算も依然として手放しで楽観できるものではなかったことを示している。

折から、伸銅場より分離独立するとともに、輻輳する伸銅場内に工場を有する意味もなくなり、早急に工場の移転・拡張が必要とされていた。湯川理事の脳裏には新工場の建設とともに、技術導入によって一挙に局面の打開を図ろうという構想が浮かんだとしても不思議では無かった。

湯川は元来和歌山県新宮の医家の出身で、最初医学を志して上京独逸学協会学校でドイツ語を学んだが、後医学を断念して帝大独法に入学した経緯があり、ドイツ語に堪能で、逓信省入省後も明治三十年には万国連合郵便会議委員として一年間欧米に出張してベルリンにも滞在したことがあった。

他方ドイツ・ジーメンス・ハルスケ社のヘルマン(Victor Herrmann)は、明治二十九年頃来日し、当時同社が逓信省に対する大がかりな工作を行っていた関係で、おそらく湯川とも接触があったものと推測されるが、さらに、明治四十一年日本法人のシーメンス・シュッケルト電機株式会社(SSDKKと略称)のケスラー(Hermann Keßler)社長が帰国後は

ヴォルフ(Max Wolff)とその共同経営に当たり、四十四年ヴォルフが帰国後は単独でSSDKKを率いていた。SSDKKの中で大阪は東京と並ぶ技術営業所の格を与えられており、神戸には明治四十二年に作業所も設立されていた。[7] ヘルマン自身も阪神間に居を構え(現在の神戸市東灘区西岡本七丁目にあった石造りの豪邸は、本格的な中世城郭風建築で、ヘルマン屋敷とよばれていた。現地にはヘルマン・ハイツの名だけが残っている)、住友入社後芦屋に住む湯川と交流があった。すなわち当時の電線製造所支配人西崎は、「当時電線製造所は総本店湯川理事が主宰して居られたが、電線製造所の拡張、新工場の設計を誰に依頼しようかと考える中、湯川さんは独逸通でもあり、独逸人に知己多く、当時阪神間に居住したシーメンス社のヘルマンとも懇意な間柄にて、湯川さんは右ヘルマンと話し合ひ、その設計に関する交渉進行中」と証言している。[8] 交渉は、翌大正二年に入って進展したので、この帰結は次章「住友総本店(中)(大正二年～五年)」に譲ることとする。

(資料14)

甲第参号達

今般大阪市北区安治川通上壱丁目ニ住友電線製造所ヲ設置シ、同所事務章程左ノ通相定メ、家法第二編中ニ編入シ、同第九章以下ヲ順次繰下グ

明治四十四年八月一日

家長　住友吉左衛門

(事務章程略)

七　住友銀行の株式会社への移行

明治二十八年（一八九五）十一月一日、住友本店は、住友銀行を開業した。以来住友内部では、住友銀行を住友本店の一事業として銀行部と称していたことは既に述べた。

当時の住友銀行について、明治二十九年三井銀行大阪支店に転勤してきた池田成彬（後に三井銀行常務、三井合名常務理事）は、「百三十銀行頭取の松本重太郎と大阪商船の社長をしておった田中市兵衛、この二人のコンビで大阪の経済界はすっかり抑えられておった。・・・百三十銀行というものは非常な勢力を持っており、外に銀行はあったろうけれども、我々は住友銀行というものも聞かなかった」と語っている。さらに池田は「明治三十二年に日銀の騒動が起こり、皆日銀を出てしまい、河上謹一、鶴原定吉（日銀理事、後大阪市長）、町田忠治（日銀大阪支店副支配役兼金庫監査役、後山口銀行総理事、民政党総裁）、志立鉄次郎こういう人々が大阪にやってきて、東西相拮抗するような形になった」と指摘している。(9)

住友でも河上をはじめとする日銀退職組がその後の発展に貢献したことは、「四　住友総本店の会計・監査制度」で述べた。志立鉄次郎は河上とともに日銀を退職したが、西部支店長をしていた関係からか、まず当時内紛状態にあった九州鉄道会社に入社し、経理課長を勤めた。翌三十三年十二月、おそらく河上の勧誘で住友に入社、特に重役待遇となった。年明けに神戸支店長（銀行、倉庫の神戸支店長も兼務、九月支配人と改称）に発令されたが、着任早々に岳父福沢諭吉の急逝というアクシデントに見舞われた。三十六年五月には理事となり、三十七年七月総理事伊庭貞剛の辞任に際し、河上の他田辺貞吉（理事銀行支配人）が退職したので銀行支配人となった。

志立の銀行支配人就任の直前、三十七年四月には、大阪財界を牛耳っていた松本重太郎の百三十銀行が日本紡織会社

に対する貸出の固定化によって支払い困難に陥り、安田善次郎の監督下に入った。結局同行はその後大正十二年(一九二三)安田銀行に合併された。一時は四〇もの企業に関係した松本は個人財産を処分して債務の返済に当て、財界から引退を余儀なくされた。

百三十銀行の蹉跌を目の当たりにした志立の銀行経営の方針は、「極力日銀借り入れを避け、サウンドバンキングに徹する」こと、「商業金融を重視して、工業融資は資金の固定化を恐れ極力避ける」こと、「投機を助長するが如き嫌ある行動は厳に之を避け、只管当行基礎の堅実と信用の増進を計る」といったものであった。(10)

かくして三井銀行の池田に前述の通り「住友銀行は(あるには)あったろうが、非常に小さなもの」と酷評されてから十年、三十八年末には住友銀行は、預金・貸出残高のいずれの面でも、その三井と第一の両行に次ぐ第三位の地位に上ることができたのである。

しかし、第一銀行は、明治二十九年国立銀行の営業満期とともに、既に株式会社第一銀行となっていた。また、三井銀行は、明治二十六年の商法施行の際に三井の他の事業会社とともに合名会社となっていたが、丁度この頃「二　住友総本店の発足」で述べたように、三井家の組織改革の一環として銀行の組織変更も検討されていた。

明治三十四年三井銀行専務理事で死去した中上川彦次郎は、福沢の甥に当たり、その他三井銀行には福沢の門下生が多数いたことから、志立はこの間三井家同族会管理部副部長益田孝が、四十年六月から十一月にかけて組織改革調査のため欧米を視察し、四十一年にはその報告書が提出された結果、四十二年十月に組織改革が実施されるに至る一連の三井の動向を充分承知していたに違いない。

こうした三井の動向を注目しながら、志立は住友銀行を三井、第一の両行と比肩し得る大銀行へもっていくためには、住友総本店の銀行部から分離独立して、株式会社組織にする必要があると考えていたものと思われる。これを裏付ける

ものとして、現在住友銀行には、明治四十三年八月二十四日付で、「福田徳三」の署名のある「住友銀行組織改造ニ関スル調査報告」という文書が残されている。[11] 福田徳三とは、当時東京高等商業学校講師として令名高かった福田徳三博士であるが、この中に「昨四十二年、銀行業集中の趨勢ニ就テ提出セル報告書アルガ故ニ、茲ニ重復ノ言ヲ為スコトヲ為サズ」と書かれていることから、福田博士に対する調査依頼は、既にこれ以前に三井の組織改革調査の情報に接して、明治四十年から四十一年の間に出されていたと思われる。元住友合資会社常務理事川田順の『住友回想記』には、明治四十年八月「私（川田）が入社すると、早々、湯川支配人から『銀行は個人銀行と株式組織といづれがよろしいか』といふ題で論文を書けと命ぜられた。当時住友銀行は小資本の個人経営であったが、株式会社に改組すべき時機が近づいてゐた。」と当時の状況が述べられていて、この推測が裏付けられている。さらに、これに関連して、総本店庶務課の「明治四十三年処務報告書」の中に「十月十五日一金一四三九円六〇銭法学博士福田徳三氏経済事項取調報酬及雑費トシテ支払」と記載があり、日記帳によれば実際に同月十八日この金額が福田に支払われていた（第4表43年「特別報酬金」の一部）事実が判明した。

すなわち、調査報告書は住友銀行にあり、費用の支払は住友総本店（本社部門）からなされていたことになる。当時総本店内部でこうした依頼ができたのは、理事銀行支配人の志立をおいて他に考えられないので、この報告書は、志立が総本店重役会、特に伊庭貞剛の後をうけて総理事となった鈴木馬左也に対し、銀行改組論を補強するため、いわば三井の益田の海外視察報告書に当たるものとして、海外の銀行組織事情に詳しい福田博士に調査を依頼したものと解される。しかし、四十三年八月末にこの報告書が銀行にもたらされた時には、志立は既に住友を退職していた。従って、福田に対する謝礼をどこが負担するかで一か月ほど銀行と総本店で協議が行われた結果、理事としての志立が依頼したものとして、総本店で処理することになったと思われる。

四十三年三月末に起こった志立の辞任の理由は明らかではない。この年は志立の住友入社一〇年という一つの節目の年ではあったが、志立はまだ四四歳の若さであったし、それならば前広に予告されて然るべきであろう。志立の退職が如何に突然であったかは、後任の銀行支配人となった理事中田錦吉が、その前年四十二年三月から十二月にかけて欧米出張した目的が商工業視察であり、事実四十三年一月に行われた帰国報告が支配人交代の時期と相前後して銀行の社内報に連載されているが、鉱山と工場の話ばかりで、銀行や金融には全く触れられていないのである。(12)

また、志立が他から高給で引き抜かれたわけでもない。退職翌々年の四十五年一月になって、ようやく大阪朝日新聞社に客員として招かれたが、その月給二五〇円は漱石でさえ二〇〇円だったので、朝日では「東西を通じての最高給」「破格の厚遇」だったかもしれないが、(13) 志立の住友退職時の月給四〇〇円には比ぶべくもなかった。明治四十五年四月一日付のその大阪朝日新聞には住友銀行の株式会社への組織変更広告が掲載されたが、これを見た志立の感慨は如何許りであったろうか。(幸にして志立は翌大正二年二月日本興業銀行総裁に就任し、そのバンカーとしての人生の最後を飾ることができた。)

さらに志立の辞任について、「住友春翠」編纂委員会の資料の中に、当時総本店庶務課秘書係だった加太重邦(後に住友銀行本店支配人)の回顧談として、「鈴木総理事が『志立君の方針がいかんので辞めてもらった』と言われた」という記録が残されている。既に述べた通り、志立の営業方針は堅実そのもので且つ好業績を上げていたのであるから、この点について両者の対立があったとは考え難いのである。従って鈴木が問題にした「志立の方針」とはまさにこの銀行改組問題をさすのではないかと考えられるのである。次にそれでは何が問題になったのかを考察しよう。

株式会社に組織変更するに当たり、家長、鈴木総理事が最も懸念したことは、福田博士も報告書において「一般公衆ヨリ株式資本ヲ集ムルトキハ、住友銀行ハ改造ニヨリテ、又其実質ニ多大ノ影響ヲ被ル可キハ勿論ニシテ」と指摘して

いるように、個人経営住友銀行の変質であったろう。しかし、三井では四十二年十月この問題を次のようにして解決していた。すなわち、合名会社三井銀行は資本金二〇〇〇万円の株式会社組織に変更されたが、この株式は公開せず、資本金は全額三井家が出資した。また商法上必要な役員の持株は名義株とし、全株を三井合名会社の所有とした(14)。従って志立は、既に銀行の公共性に鑑み株式公開(事実七年後の大正六年に実施されることになるのだが)の必要性を主張していたと思われるが、さし当たりは三井の方式でこの問題はクリヤーできることを鈴木に説明し、鈴木も了解したものと思われる。何故なら二年後に鈴木も同じ方式で住友銀行の組織変更を決断するからである。それではこの四十三年初頭の段階で鈴木が決断できなかった理由は他に何があったのか。

第3表記載の通り、住友総本店の明治四十一年の最悪の決算は論外としても、四十二年の決算においてさえ総本店全体の純利益に占める銀行の比重は、五割を超えていた。志立の退職した四十三年三月末には、四十三年の数字はまだ会計見積の数字しか存在しなかったわけだが、この年の実績は六割であったので、少なくとも会計見積の段階でも前年同様銀行に対する依存度は五割を超えていたであろうから、鈴木としても容易に志立に同調できなかったであろう。

まして鈴木は、常々「住友家の事業は、着実に、穏健に一歩一歩と踏みしめて進む可きである」(15)と語っていたことからもわかるように、独特の経営哲学の持ち主であった。また、福田博士の報告書によれば、すでに前年に「銀行業ニ株式組織ノ普及セルハ、単ニ組織ノ上ニ於テ、株式会社カ適当ナリトノ考慮ヨリ来レル現象ニアラズ、四囲ノ経済界ノ事情之ヲ余儀ナクシタルコト与テ甚タ力アリ」と指摘して、志立の意に反して博士も慎重論であれば、鈴木が未だ時期尚早との判断を下したのも当然のことと思われる。

二年後の明治四十四年末、鈴木はこの分離の意思決定を下すが、その四十四年の決算において銀行のウエイトは四割を切り、分離が実現した四十五年には三割を割った。住友総本店は今や銀行を分離してもやっていけるだけの体力をつ

けることができたのである。

最後に、株式会社への改組の実際について考察しておきたい。改組は、まず新たに株式会社住友銀行を設立するところから始まった。

明治四十五年二月十九日、家長住友吉左衛門(行主)、伊庭貞剛(元総理事)、鈴木馬左也(総理事)、中田錦吉(理事銀行支配人)、湯川寛吉(理事総本店支配人兼伸銅場支配人)、久保無二雄(理事別子鉱業所支配人)、岡素男(銀行船場支店支配人)の七人が発起人となり、発起人会が開かれ、定款が作成された。資本金一五〇〇万円、発行株数一五万株と定められた。

二月二十二日、発起人の他一族、職員など合計二五人の株主が資本金の半額七五〇万円の払込を完了したといわれる。しかし、総本店の日記帳によれば、この日七五〇万円は二五人の株主ではなく、仮出金の形で総本店から銀行に払い込まれたのである。すなわち、株式会社住友銀行は住友における最初の法人組織であり、住友総本店が持株会社へ移行する第一歩となったのである。

先の三井の益田の欧米視察で、益田に大きな影響を与えたのは、アメリカにおける「ホールディング・カンパニー」すなわち、持株会社の実際の状況だった。カーネギーの「ユー・エス・スチール・コルポレーション」を見た益田は「〈ホールディング・コンパニー〉ノ組織甚ダ見ルベキモノアリ」と指摘し、「此ノ〈ホールディング・コンパニー〉ノ組織ハ三井家ニ取リテ最モ有益ナル参考トナルベキモノナリ」と述べた。

ドイツ・ハンブルグ(ク)銀行頭取ウォルボルグ(ク)は、三井の実情を承知した上で益田に対し、これを具体的に説明して「既ニ三井家ニ同族会ノ組織アリ、各営業店ヲ管理シツヽアルコトナレバ、此ノ同族会ヲ三井家ノ〈ホールディング・コンパニー〉トシ、営業ノ目的ヲ財務及投資ニ在リとして一般ニ知ラシムレバ世ノ娼嫉ニ罹ルノ恐ナク、又法律ノ制限ニ依リテ計算ヲ世上ニ公ニスルノ義務ナキガ故ニ、如何ニ其ノ業務ヲ拡大スルモ何等ノ差支ヲ見ザルベキナリ」と述べた。

かくして、三井においては、直系三大事業（注、銀行、物産、鉱山）を株式会社化し、同族会を持株会社とすることによって、その統轄を完全なものにしようとするこの改革案は現実のものとなったのである。(16)

この時点で持株会社について、住友総本店の首脳が、益田等三井の幹部ほどの問題意識を持っていたかどうかは疑問である。すなわち、三井の場合は各事業が自立化の傾向を強め、同族会がこれらを如何に管理統轄するかという問題に直面して益田の持株会社構想が生まれたのに対し、住友の場合は、各事業は本家→本店→総本店と連綿と続く歴史の中であくまで出先の地位に留まってきたからである。従って、今回のケースは、むしろ、住友銀行が開業時から有していた、別子銅山から派生した住友の他の事業展開との異質性が、住友総本店からの分離独立を促したとみる方が当を得ているかもしれない。

二月二十三日、創立総会が開催され、株式会社住友銀行が設立された。役員は社長住友吉左衛門、常務中田錦吉、取締役鈴木馬左也、湯川寛吉、監査役伊庭貞剛、久保無二雄であった。

日記帳によれば、三月三十日、総本店では五分利公債を銀行に売却することによって、出資金の内五〇万円に充当した。また、銀行は一～三月の決算を行い、資本主勘定（資本金一〇〇万円、積立金五〇〇万円、前期繰越金一〇六万三四二六円八五銭、滞貸準備金五万円、当期純益金六六万四七四円五七銭）は七七七万三九〇一円四二銭となった。

四月一日、総本店は、個人経営住友銀行を新銀行に七〇〇万円をもって売却し、売却代金を出資金の残り七〇〇万円に充当した。資本主勘定の残額七七万三九〇一円四二銭については、銀行側は無償譲渡されて新銀行の雑益になったとしているが、総本店はこの時点ではまだ会計整理を行っていない。株式会社住友銀行は、同日より営業を開始した。個人経営住友銀行の業務が終了したのは、四月三十日であった。従って、上記三月末の決算は、あくまで仮決算であったといえる。売却代金を七五〇万円としなかったのは、資本主勘定の変動を予期したためであろう。

五月三十一日、この間の決算整理の結果、日記帳によれば一～三月の銀行の純益金は一九万七九二七円八五銭と確定した(第3表)。この結果資本主勘定は、七五〇万円を切って、七三一万一三五四円七〇銭となり、譲渡金七〇〇万円を差引、残額三一万一三五四円七〇銭が株式会社住友銀行の雑益、総本店(本社部門)の雑損となった(第4表)。

同日、総本店は住友銀行券一五万株を受領した(第5表)。

七月二十二日、総本店には住友銀行から明治四十五年上半期(四～六月)配当金(株数一五万株、@五〇円、配当率四%)七万五〇〇〇円が入金された。(なお、『住友銀行史』付録一六〇頁及び『住友銀行八十年史』資料四六頁ではいずれも配当率六%となっているが、これは上記の通り四%の誤りである。)

かくして株式会社住友銀行は、経理面では住友総本店と完全に分離された。しかし、別会社になっても例えば傭員採用の場合従来通り総本店で一括採用してその中から銀行へ配属するなど、人事面では依然として総本店の人事制度の下にあることに変わりはなかった。銀行分離に伴う通達は資料15～18の通りである。

(資料15)

甲第壱号達

住友銀行ノ業務ハ、本年四月一日以降総テ株式会社住友銀行ニ於テ承継シタルニ依リ、傭員並ニ準傭員ノ身分及給与等ニ関スル件ハ、左ノ通心得ヘシ

明治四十五年四月一日

家長　住友吉左衛門

株式会社住友銀行社長　住友吉左衛門

一　住友銀行ニ勤仕スル住友家傭員又ハ準傭員ハ、四月一日以降別ニ辞令書ヲ用ヰス、株式会社住友銀行ノ傭員又ハ

準傭員タルモノトス

二　株式会社住友銀行ニ於テハ、傭員又ハ準傭員ノ身分、身元保証金・積金及退身慰労金・其他ノ諸給与ニ関シテハ、総テ住友家ノ家法及諸規則ヲ適用スルモノトス

三　住友家ニ於テハ、株式会社住友銀行ノ傭員又ハ準傭員ニ対シ、住友家ノ傭員又ハ準傭員ト同一ノ待遇ヲ為シ、家規則ノ類ハ、総テ之ヲ適用スルモノトス

四　第一項ニ依レル傭員ノ身元保証金及積金ハ、四月一日現在ヲ以テ株式会社住友銀行ニ引継クモノトス

五　第一項ニ依レル傭員並ニ準傭員ノ住友家在勤年数ハ、株式会社住友銀行在勤年数ニ通算スルモノトス

以　上

（資料16）

甲第弐号達

家法第二編中第三章住友銀行事務章程ヲ削除シ、第四章以下順次繰上ク

明治四十五年四月一日

家　長　住友吉左衛門

（資料17）

甲第六号達

住友家及株式会社住友銀行相互間ニ於テ、其傭員又ハ準傭員ニ転任ヲ命シタルトキハ、転任前ニ於

（明治42～45年）

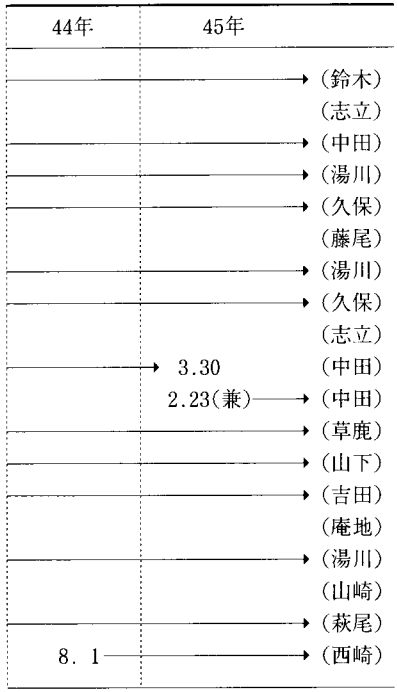

ケル住友家又ハ株式会社住友銀行ノ在勤年数ニ通算シ、本人ノ身元保証金及積金ハ、転任シタル住友家又ハ株式会社住友銀行ニ引継クヘキモノト心得ヘシ

大正元年八月十九日

家　長　　住友吉左衛門

（資料18）

甲第七号達

家法第壱編第八章会計規則中左ノ通改正ス

大正元年八月二十九日

家　長　　住友吉左衛門

第拾八条　各店各部ニ於ケル現金ノ出納ハ、株式会社住友銀行ト同所ニ在ル店部ニ於テハ、総テ該銀行ニ其取扱ヲ委託スベシ

株式会社住友銀行ト離隔セル店部ニ於テハ、該銀行又ハ他ノ銀行ト当座預ケ金取引ヲ為スヘシ、此場合ニ於

（付表）　住友総本店幹部一覧表

		（就任年月日）	明治42年	43年
総理事	鈴木馬左也	37. 7. 6	———	———
理事	志立鉄次郎	36. 5.14	———	→ 3.30
〃	中田錦吉	36. 5.14	———	———
〃	湯川寛吉			4. 5——
〃	久保無二雄			4. 5——
専務監査員	藤尾録郎	37. 7.27	———	→ 8.24
総本店支配人	湯川寛吉	38. 2.20	———	→ 4. 5(兼)—
別子鉱業所支配人	久保無二雄	41. 3.25	———	→ 4. 5(兼)—
銀行支配人	志立鉄次郎	37. 7. 6(兼)	———	→ 3.30
〃	中田錦吉			3.30(兼)-
銀行常務取締役	中田錦吉			
倉庫支配人	草鹿丁卯次郎	36. 9.14	———	———
製銅販売店支配人	山下芳太郎	41. 8.15	———	———
若松炭業所支配人	吉田良春	39. 4.23	———	———
伸銅場支配人	庵地保	30. 4. 1	———	→ 5.11
〃	湯川寛吉			5.11(兼)-
鋳鋼場支配人	山崎久太郎	34. 6.22	———	→12.13
〃	萩尾伝			12.13——
電線製造所支配人	西崎伝一郎			

テハ取引銀行及預ケ金ノ極額ヲ定メテ、総本店ノ認可ヲ受クヘシ
前項ノ場合ニ於テ、常時現金ヲ備フルノ必要アルトキハ、一定ノ金額ヲ限リ総本店ノ認可ヲ受ケテ、之ヲ備フルコトヲ得ヘシ

註

（1）『三井事業史』本篇第二巻（三井文庫　昭和五十五年）七四二～七五四頁。
（2）砂糖消費税をめぐる大日本製糖株式会社の一部重役の不正や政治家に対する賄賂などの不祥事。
（3）『第一銀行史』上巻（昭和三十二年）二一四頁。
（4）須賀俊夫「住友家の雇員の等級制と「家」制度について」（『住友の経営史的研究』第五章　実教出版　昭和五十四年）一四五頁。
（5）末岡照啓「近世後期住友出店の決算簿―住友会計技術の一端―」（『住友修史室報』第十一号、昭和五十九年）、同「幕末期の住友―危機とその克服―」（『住友修史室報』第十六号、昭和六十一年）
（6）『創業一〇〇年史』（古河電気工業株式会社　平成三年）三六、三七頁。
（7）竹中亨『ジーメンスと明治日本』（東海大学出版会　平成三年）六八、七八、八〇、一一九頁。
（8）『社史　住友電気工業株式会社　未定稿』第四分冊（昭和二十四年）二三頁。なお社史執筆者にヘルマン（Victor Herrmann）とケスラー（Hermann Keßler）の混同がみられる。
（9）池田成彬『故人今人』（世界の日本社　昭和二十四年）一四六、一四七頁。
（10）『住友銀行八十年史』（昭和五十四年）一五八頁。『住友銀行十年史』（明治三十九年　志立編）六九頁。「住友銀行実際報告書」（明治三十九年度　志立筆）
（11）『住友銀行八十年史』（昭和五十四年）一七五～一七八頁。宮本又次「住友銀行の株式組織への改組と福田徳三博士の見解」（『住友修史室報』第五号、昭和五十五年）
（12）中田錦吉「欧米視察談」（『井華』第一八～二〇号、住友銀行東京支店内井華会　明治四十三年）
（13）『朝日新聞の九十年』（朝日新聞社　昭和四十四年）二六五頁。『朝日新聞社史』明治編（平成二年）六一二頁。なお同書によれば志立には当時勧銀副総裁の噂があったという。しかし、四十三年三月当時の勧銀総裁山本達雄（明治四十二年

十一月就任、四十四年八月蔵相就任のため辞任）は明治三十二年の日銀騒動の際の日銀総裁であり、騒動の発端が鶴原営業局長の理事昇格に伴う後任に鶴原等が志立を起用しようとしたことに対する山本の反対であった経緯からして、この噂は信憑性に乏しい。或いは四十四年十二月山本の辞任後空席だった後任総裁に副総裁志村源太郎が昇格した際にそうした噂が流れたものか。しかし、山本は蔵相として、志立の勧銀副総裁就任にはあくまで反対したであろう。従ってこの噂は実現せず、朝日入社となったというのなら時期的に符合する。なお、山本は大正元年十二月蔵相を辞任したので、翌年二月の志立の興銀総裁就任には最早影響力を行使できなかった。山本は明治十年慶応義塾に入学しているので一応福沢諭吉の門下生とされているが（日本経営史研究所『経営と歴史』2特集／近代企業と福沢諭吉一二頁）学資が続かず一年で退学し、三菱商業学校を助教をしながら卒業し、三菱汽船で川田小一郎に認められ、川田の総裁就任とともに日銀入りしたという経歴の持ち主で、明治二十七年福沢から四女瀧と志立の縁談のとりまとめを依頼されながら（当時志立の上司の日銀営業局長）、これを握りつぶしていた事実（『福沢諭吉全集』第十八巻五九六頁。福沢の中上川彦次郎宛書翰）からすると、果たして山本に門下生としての意識があったかどうか疑わしく、帝大法科卒で欧米留学を条件に日銀入りした志立に対してはもともと好感を持ってはいなかったのかもしれない。

（14）『三井事業史』本篇第二巻（三井文庫　昭和五十五年）七五〇頁。

（15）『鈴木馬左也』（鈴木馬左也翁伝記編纂会　昭和三十六年）五五九頁。

（16）『三井事業史』本篇第二巻（三井文庫　昭和五十五年）七四七、七四八頁。

第二章

住友総本店（中）

――大正二～五年――

目　次

一　住友総本店ノ組織・人事
　㈠　大正初頭の改革
　㈡　店部の新設・改組
　㈢　月俸の改訂
二　住友総本店の会計・監査制度
三　住友総本店の業績
　㈠　総本店（本社部門）の業績
　㈡　総本店（全社）の業績
四　シーメンス事件と住友
五　住友肥料製造所の開設
六　東京・呉両販売店の開業
七　住友鋳鋼場の株式会社への移行

一　住友総本店の組織・人事

㈠　大正初頭の改革

明治四十五年（一九一二）七月、明治天皇が崩御、大正と改元された。しかし住友総本店では、差し当たり八月二十九

日付秘第四五一号で、この年度を「明治四十五年大正元年度ト称ス」という通牒を発したにとどまった。したがって大正二年（一九一三）を迎えて、大正としての新年度が実質的にスタートしたといって差し支えない。折から鈴木総理事は、

第1表　傭員々数表（各年1月1日現在）

（単位：人）

店部・資格	大正2年	3年	4年	5年
総本店（本社部門）	111	126	147	158
別子鉱業所	548	567	584	584
倉庫	112	116	117	121
製銅販売店	6	6	6	6
若松炭業所	106	109	118	116
伸銅場（所）	76	86	109	111
鋳鋼場（所）	50	54	63	69
電線製造所	32	48	61	72
肥料製造所	—	9	12	24
東京販売店	—	7	12	16
呉販売店	—	3	4	5
砥沢鉱業所	—	7	12	12
本家詰所	39	35	40	36
住友銀行	555	573	621	634
合計	1,635	1,746	1,906	1,964
高等	4(2)	5(2)	5(2)	5(2)
等内	855(53)	912(61)	1,007(67)	1,065(70)
準等内（臨時雇・欧文書記）	22(21)	29(27)	37(36)	36(36)
等内相当（病院・学校職員）	69	70	72	67
補助員	187(7)	219(5)	270(9)	264(13)
等外	288(13)	302(15)	307(16)	313(19)
坑夫頭	49	58	58	62
準等外（臨時雇）	1	1	1	1
等外相当（病院職員）	11	13	13	11
給仕	50(1)	40(1)	36(2)	36(2)
使丁	99(14)	97(15)	100(15)	104(16)

註：（　）内は総本店（本社部門）傭員の内数。銀行役員、別子鉱業所支配人・所長及び伸銅所長を兼務する理事は、総本店（本社部門）ではなく、各々の店部に算入されている。砥沢鉱業所大正3年の数字は、正式発令前の総本店砥沢鉱山詰の傭員数を示す。

出典：各年総本店庶務課「処務報告書」

就任以来八年余を経過し、最も油の乗り切った時期で、これを機に数々の施策を打ち出した。

まず新年早々に明治三十九年以来七年ぶりに月俸の改訂が行われた。月俸の改訂については、本節の最後で詳述することとする。

ついで四月にこれまでの住友家法及び諸規則類纂を新たに甲乙二冊に編集して、各店部に配布した。なおここで取り上げる大正二～五年の間に適用される家法及び諸規則は、明治末期と基本的に同一である。

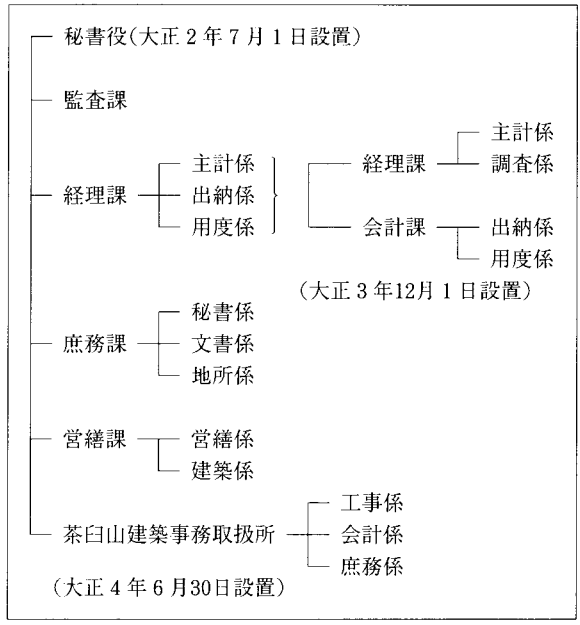

第１図　総本店（本社部門）組織図（大正２～５年）

さらに同月これまで各店部の使用にまかされてきた住友標章の井桁紋章の寸法割合を新たに制定し、各店部に通知した（資料１）。

五月総本店において、各店部の最高責任者（別子鉱業所・伸銅所のように所長制を採用した場合は所長、その他は支配人、株式会社の場合は筆頭常務取締役）を主管者と称して召集し、第一回主管者協議会が開催された（資料２）。これは、電線製造所の開設・住友銀行の株式会社への移行など組織の拡大により、従来のように一握りの幹部の意思決定だけではなく、各主管者間の意思の疎通を図る必要が生じたこと、そしてその必要性は今後ますます増大するものと予想されたことを示している。事実その後大正三年七月勃発した第一次世界大

第2表　総本店（本社部門）傭員表（各年4月1日現在）　（単位：人）

部課・役職	大正2年	3年	4年	5年
総理事	1	1	1	1
理　事	3	4	4	3
支配人	1(1)	1	1	2
副支配人	2	1	2	2
秘書役	—	1	1	1
監査課	3(1)	3(1)	2	2
経理課	1(1)	1(1)	1(1)	2(1)
主計係	16	16	15(2)	12(1)
調査係	—	—	11	14
出納係	8	8	—	—
用度係	4	4	—	—
庶務課	1	1(1)	1(1)	1(1)
秘書係	6(1)	3	4	7
文書係	7(1)	7	7	6
地所係	5(1)	5	6	5(1)
守　衛	13(3)	14(3)	15(3)	18
会計課	—	—	1	1
出納係	—	—	8	8
用度係	—	—	3	5
営繕課	2(1)	2	2	1
営繕係	8(1)	10(2)	10(2)	10(2)
建築係	23(1)	32(1)	38(1)	40
茶臼山建築事務取扱所	26(21)	26(20)	25(20)	—
分掌未定	1	4	4	2
合　計	98	115	132	137

註：休職者、給社、使丁を除く。（　）内は兼務者の内数、他店部を兼務する者は含まない。
出典：各年「住友家職員録」から算出

正恒と大平駒槌が共に支配人となり、この結果、湯川理事は総本店支配人兼務を免ぜられた。また伸銅場を伸銅所と改称して、別子鉱業所と共に所長制が敷かれた。伸銅所長には海軍造船総監小幡文三郎少将が招かれた。小幡は理事心得

戦による好況を背景に、住友総本店の傭員数は、これまでの一五〇〇人前後から毎年増え続け、大正五年には二〇〇〇人近くに達したのである（第1表）。会議は、総理事の訓示（資料3）に始まり、事業概要の報告の後、各店部に共通する議題の協議を行った[1]。この第一回以降、各店部が株式会社として独立した後も参加させて、昭和十八年（一九四三）まで原則として毎年五月に開催されることとなった。

六月総本店副支配人小倉

として、鋳鋼場、電線製造所の業務にも関与することとなったが、後に大正四年六月、小幡はあくまで海軍に奉公するため伸銅所の業務に専念したいとして、理事心得を辞退するに至った。なお小幡の入社により、湯川理事は、伸銅場支配人の兼務も解かれた。

別子鉱業所の所長には、同所支配人であった久保理事が就任した。またその後電線製造所も大正五年十月所長制を採用し、逓信省通信局工務課長利光平夫(りこうやすお)が住友に入社し、所長となった。

大正二年七月、秘書役が設置され、総理事・理事の専属として特命事項に当たることとなった。なお佐々木栄次郎が最初の秘書役に任命された。

大正三年一月、前年六月総本店支配人となった大平駒槌は、別子鉱業所支配人に転じ、その後任には大正四年七月製銅販売店支配人山下芳太郎がついた。

大正三年十二月、総本店経理課の中、出納係・用度係の二係をもって会計課とし、経理課には残りの主計係の他に調査係が新設された(資料4)。第一次世界大戦勃発後の世界経済の変動に際し、鈴木総理事が経済調査の重要性を痛感したことによるものであろう。

大正四年六月、茶臼山本邸の新築完成に伴い、茶臼山建築事務取扱所が廃止され、十二月住友本邸は従来の大阪市南区鰻谷東之町一番地から、この南区天王寺茶臼山町一六番地(現大阪市立美術館敷地)へ移転した。

(二) 店部の新設・改組

大正期に入って、住友総本店の店部としては、第2図の通り、まず大正二年九月、住友肥料製造所(支配人梶浦鎌次郎)が開設された。肥料製造所は、四阪島煙害緩和のため、別子産含銅硫化鉄鉱の硫黄分をハルトマン塔式法により硫酸と

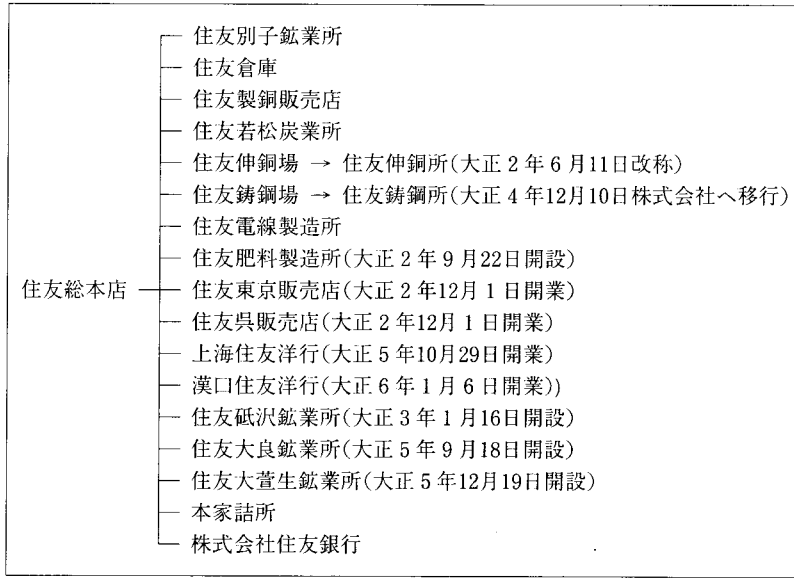

第２図　住友総本店店部図（大正２～５年）

し、これを原料として過燐酸肥料を製造することを目的としていた（「五　住友肥料製造所の開設」参照）。

同年十二月、伸銅所及び電線製造所の東京出張所が廃止され、総本店直轄の東京販売店（支配人川田順）が開業し、また同じく鋳鋼場呉出張所が廃止されて呉販売店（支配人佐渡亮造）が業務を開始した（「六　東京・呉両販売店の開業」参照）。

また大正五年三～六月に行われた鈴木総理事の中国視察の結果[2]、中国における販売網を充実するため、同年十月上海及び漢口に住友洋行が設置された（資料５・６）。

住友総本店は、大正元年から二年にかけて、砥沢（とざわ）鉱山（現宮城県花山村）を三五万円で買収し、直ちに現地詰として要員を派遣してきたが（第１表）、大正三年一月ここに砥沢鉱業所（支配人心得近藤宏太郎）を設置した（資料７）。これが住友の金鉱業進出の最初である。別子銅は不純物が多いため導伝用としては不適当とされ、ケーブル工場では当初から原料の電気銅を外部から購入せざるを得なくなっていた。しかし住友電線製造所が明治四十四年八月住友伸銅場

から分離独立し、その結果明治四十五年には新工場を建設しようとする状況にあったことはすでに述べた。(前章「住友総本店(上)」の「六　住友電線製造所の開設」参照)この新工場が完成すれば、原料の電気銅の購入も飛躍的に増大することとなり、それを依然として外部から購入し続けることは、住友総本店にとって大きな損失であった。電線製造所が別子鉱業所に対し正式に電気銅の生産を申し入れたのは埋立工事が完了し新工場建設に着手した大正三年夏のことであったが、その要請はすでに新工場建設の動きと平行して進められていたと思われる。この砥沢鉱山の買収が、電気銅の精錬に必要な溶剤(含金銀珪酸鉱)の確保を目的としていたからである。続いて大正五年六月大良鉱山(現鹿児島県蒲生町)を一〇万円で買収し、九月大良鉱業所が、十二月には大萱生鉱山(現岩手県盛岡市)を三三万六〇〇〇円で買収して大萱生鉱業所が開設され、やがて住友総本店は、産金事業そのものに傾斜していくのである(3)(資料8・9)。

大正四年十二月、住友鋳鋼場が改組され、株式会社住友鋳鋼所が設立された。社長住友吉左衛門は名目的なもので、中田理事が常務取締役に就任して主管者となったが、これまで鋳鋼場支配人であった萩尾伝も同時に常務となったので、萩尾が中心であることに変わりはなかった(「七　住友鋳鋼場の株式会社への移行」参照)。

なおこの中田理事の住友鋳鋼所常務就任に先立ち、九月住友銀行の主管者(常務)は、中田理事から湯川理事へ交代した。

(三)　月俸の改訂

大正期に入って注目すべきは、冒頭に述べたように明治三十九年以来七年ぶりに月俸の改訂が行われたことである。すなわちこの改訂は、大正二年一月五日付甲第壱号達により、家法第一編一般ノ規程第五章俸給第一条「傭員等級ニ応ジ別表ニ照シ月俸ヲ支給ス」にある別表たる「月俸表」の改正という形で行われた(第3表)。

第3表　月俸改正比較表

資　格	明治39年	大正2年	上げ幅	上昇率
	円	円	円	%
高等一等	600	600	0	0.0
二等	500	500	0	0.0
三等	400	400	0	0.0
等内一等	350	360	10	2.9
	300	330	30	10.0
二等	250	300	50	20.0
	200	270	70	35.0
三等	180	240	60	33.3
	160	210	50	31.3
四等	140	180	40	28.6
	130	160	30	23.1
	120	140	20	16.7
五等	110	130	20	18.2
	100	120	20	20.0
	90	110	20	22.2
六等	80	100	20	25.0
	70	90	20	28.6
	60	80	20	33.3
七等	50	70	20	40.0
	～40	～50	～10	25.0
八等	39	49	10	25.6
	～30	～36	～6	20.0
九等	29	35	6	20.7
	～20	～26	～6	30.0
十等	19	25	6	31.6
	～15	～20	～5	33.3

註：等外、坑夫頭等は略

川田順は、住友の待遇が三井等に比較して劣っているのは、住友が起業支出に追われて余裕が無かった上に、そもそも鈴木総理事の人生観が薄給主義であったからだと指摘しているが[4]、事実五月の第一回主管者協議会の挨拶の中で、鈴木は「この当年の一月に於て、予てより家長公の思召を以て傭員の待遇に深く留意せよとの御話がありまして、彼是の方法に就て御考慮あり、私共も思召を承りまして研究の末、世間の情態をも考え合せ、傭員の幸福をも考え昇等増給等のことを例年に異り厚く御詮議を願いました次第であります。」と述べ、この改正が家長から提案されたものであることを自ら明らかにした。

人件費圧縮に努めてきた鈴木自身は、[5]続いて「住友家の経済を考えれば、この度の変動にて支出をずっと増し」と懸念を表明しているが、鈴木の危惧通り、自らを含めて高等雇の月俸を据え置いたにもかかわらず、第3表の改正の前後を単純に比較しても一四・三%の上昇となり、総本店全体の実際の俸給支払額では、昇等や人員増の影響もあり、大正二年には対前年比二四%増と大幅な人件費の増加となって現れた。

それでは鈴木は、家長の発意とはいえ何故このような大幅な月俸改正を余儀なくされたのであろうか。日露戦争を境に、我が国では日本内地及び植民地台湾からの米穀供給だけでは、内地人口の需要を充たせないという供給過少から生じる食糧問題が本格化した。[6]この供給不足は、最終的には、外米輸入によって補われることになるが、そのために外貨支払という国際収支の問題が生じ米価対策としての外米輸入にも量的に制約が生ずる一方、外米自体も品質的に内地米に完全に代替しうるものとはなり得なかった。

第4表　東京正米相場

年　次	1石平均価格	伸び率
	円	
明治39年	14.68	100.0
40年	16.42	111.9
41年	15.98	108.9
42年	13.19	89.9
43年	13.27	90.4
44年	17.34	118.1
45年	20.69	140.9
大正2年	21.44	146.0

出典：『明治以降本邦主要経済統計』（日本銀行統計局　昭和41年）90頁

このため日露戦後に一時的な落ち着きをみせた米価は、明治四十四年半ばから急速に上昇して、四十五年～大正二年には明治三十九年の一・四倍以上というピークに達した（第4表）。このような米価の急騰に対し、住友でも明治四十四年九月、伸銅場、鋳鋼場、電線製造所の職工・労役者に対し臨時手当（日給三一銭以上の者一日五銭、三〇銭以下の者及び女子三銭）を支給した（九月九日～十一月八日）。別子鉱業所では、江戸時代から坑内夫の大部分に対し、市価よりも安く米を売り渡す安米制度を採用していたが、九月六日から十月二十二日の間この範囲を適用外の坑内夫と坑外夫にまで拡大した（並白米一升二〇銭）。その後も米価の高騰が続いたため、翌明治四十五年三月、別子ではこの制度を復活し

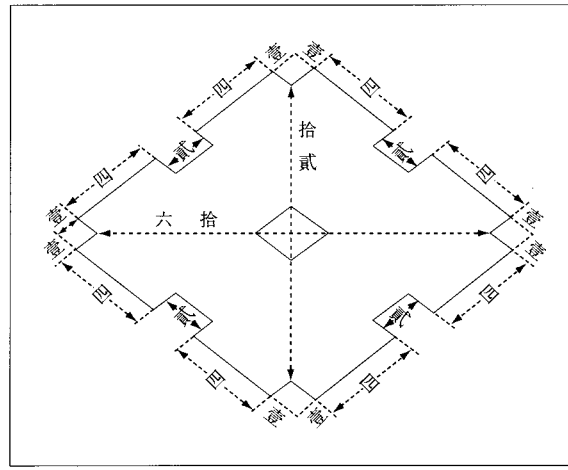

た（大正三年一月まで継続）。七月には再び伸銅場、鋳鋼場、電線製造所に加え若松炭業所（日給三五銭以上の者一日四銭、三四銭以下の者及び女子三銭）でも臨時手当が支給されるようになり、給与の改訂が実施された大正二年一月四日まで続けられた。

結局このような米価の高騰により、住友として労働者のみならず、職員の給与改訂に踏み切らざるを得なくなったのである。(7)

（資料1）

本庶第一四三号

井桁紋章寸法割合通知之件

従来各部ニ於テ使用ノ井桁紋章之寸法ハ区々ニ渉リ居候処、今般其割合ヲ別紙之通一定スルコトニ決定相成候間、此段御通知候也

大正二年四月二十五日

支配人　湯川寛吉

（資料2）

秘第三二一号

拝啓今般鈴木総理事ヨリ訓示之次第有之ニ付、来ル五月廿日午前十時総本店へ御参集相成候様致度、尚之レニ引続キ協議会相開キ申度候間、御主管事項ニ関シ御意見等モ有之候ハヽ、五月十日迄ニ御申出置相成度右依命申進候也

大正二年四月十六日

（資料3）

第一回主管者協議会総理事訓示

総本店支配人　湯川寛吉

此年の初めより、書付にて各部の支配人等の方々にお含みに申上げようという積りなりしが、書面にては主意を尽くさざることもありまして、適当な時期に皆んな集って貰って御面談をしたいという考えにて、此度の機会まで延ばしたことでありましたが、これまでも度々お話等も致しましたし、又実際に行われていく事柄等について、御承知のことではありますけれども、なお重ねて主意をよくお話しておかんと考えるのであります。

そこで住友家の家憲というようなものは、まだ皆さん御覧なきかも知れもせぬが、その家憲をここで朗読致します。明治二十三年六月二日に今の家長公より前々代なる住友友忠様の時代に多少家憲の改正ありまして、その家憲の前書に書いてあるものがあります（家憲朗読）。明治二十九年十月十日現今の家長公より又家憲のことについて、お申述べになったことがあります（現家法営業の要旨朗読）。

この家憲にあることは、只今申述べましたから、大体は了解されたりと思います。大体は家長公のことにて傭員側のことではありませぬが、住友家の主意を認むるに肝要なりと思いますから、申述べます。すなわちこれは淵源なりと思います。かつ空文に非ずと事実から思います。申すまでもありませぬが、空文とお考えにならぬように一言致します。

家法ですが、これは申すまでもありませぬが、最初の三ケ条を朗読致します（朗読）。これがこの住友家の家風の綱領なりと思います。すなわち主義方針と思うのであります。この家風の綱領なるものは歴史のあるもので、明治御一新後のことで今日まで四十六年でありますが、随分斯く書き述べられましたのに古い歴史を待っております。いわんやその綱領は書かれた時に初めて出来たものでないと思います。古来より事実ありてこれを文章に述べられたものと思います。私どもは申すまでもなく、この綱領により家長公の御指揮の下に一意専心尽力すべきことは申すまでもなく、従来よりその考えをもって不肖ながら当家に従事致しております。大変古きことを申し上げるようではありますが、淵源より申しまする必要ありと思うから申し上げたのであります。

それでこの私どもが、住友家に御傭入れを頂きまして以来、私などが目に視、耳に聴き実際事をその間に処して実験し来りました処においては、住友家の根本基礎に向って最も力を用うるのがこれまでの実際と思います。

前に申しました住友家の家風の綱領に於いて、実に明らかに事は極まっておりますが、やはり時によってその事柄の最も純粋に、最も有力に行われている時、すなわち綱領の充分張り詰めている時と又その事柄が純粋ということでなく、雑駁になって幾分の弛みを示すことは免れぬことではありますが、これは何事でも同じことであります。

私は、既往に遡りて考えまするに、私共の御傭入れの時は、住友家の混雑の時代で、右の綱領が純粋に又極めて有力に隅々細々に行われて、各店各部が、その主意が明白に行われていたかと申しまするに、遺憾ながら左様ではなかったということを感ぜざるを得ませぬ。故に益々充分にこの家風によって行くようにということを重役の人達が（私も末班に居しましたが）十数年以前において、このことに重きをおき、尽力をせられたのであります。私も御傭入れ後、その重役方の主意を了解致し、及ばずながら協力し、その方向に益々力を用いることに微力を致しました。例えてみれば、別子鉱業所の如きも、当時に於いて、事実改良を要するのであったことは、私は疑いないと思います。当時の有様のみにて自然に委したる成績と特に人力を加えて改良なるものを加えたる別子鉱業所の事業は如何といいますれば、その結果を比較すれば、同時に両方を行うことは出来ませぬが、特に人力を加えた方が効果が多かったと思います。これは自画自賛ではありませぬ。根本基礎に向って特に力を用うるの必要がありました例と致します。

私も十分なることを得ませず、心は十分やる積もりでありましたが、及ばぬところあり過ぎたるところあり、十分力を尽すことは出来ず、費やした年に比較すれば汗背を霑すの思いがあります。当時に於いては日立夕事ではありますが、改良はやむを得ないのでありました。

銀行などのことは、新しき成立でありまして、創立の際の人もこの席に居られます。即一言を費やしますが、虚心にお聞きを願います。当時にては百尺竿頭一歩を進むるの必要ありしものと考えます。伊庭さんなり河上さんなり田辺さんなり藤尾さんなり皆この方針に向って尽力せられました。私は銀行が一層強固に発展せしは、その特別なる人力を用いたる方が大いに効果ありと信じます。又実際その必要があったと思います。

伸銅場のことも御一新以後の新事業であります。その後に至って更に一新する必要に遭遇しました。倉庫も又同じことである。それらは従来より営業し来ったことを大体そのままに推進むは、住友家のために不得策で、特に人力を用い改良刷新、歴史ある住友家の家風を純粋に且つ有力に行き渡って行わるるようにすることは必要であります。斯く力を用い来りしことは、徒事ではありませぬ。大体は好結果を得ましたと信じます。それは伊庭さんのような温厚忠実なる人あり、河上さんの如き日本銀行に椅

子を持っておられ、日本の大体の金融また海外の事情を知ってその眼をそれに着けてやられました。これらの人の辞職の後、私がその緒について、これらを完成せんと尽力したのであります。私の話として、これまで組織、秩序あるいは住友家が一個の有機体で首脳の関係各機関の関係が十二分に行われ、統一、秩序、協力等の語をもって時々話をしておりました。それは水の低きにつくが如く、あるいは下等動物の蜜にたかる如きものではなく、高等の人間としての一つの特権をもって協力して一個の有機体として立派に働くようにしたいと思うのであります。

前々重役の方々、賢明なる家長公の統率の下に在りて、先輩諸氏の大いに力を致されるところなるも又不肖なる私のやることなるにかかわらず、皆様も力をそれに付けて尽力せられたることは、私の深く感激するところであります。

右様のことを私の口より申すことも、大体の主意に於いて私の私意を逞しゆうすることではございませぬことを申し述べておきたい。すなわち大体のことたる家憲又は家法によることを御了解せられたく思います。その主意を実行することにおいてはあるいは過ぎたることあり、あるいは及ばざることあり、私の関係するところは私の責任ではありますが、ただ大体の主意は篤と了解を願います。私の心中は、ただ高圧的に彼様のことを従来申し述べ無理に遂行するというのは忌むところで、願わくはこれを胸の中に置き、考え、真に同意同感なりとし、協力せられんことを切望するところであります。私は不肖不徳なれば、思いつつ行わざる時は疳癪を起こすこともありて、余りすまぬことと思うこともありましたが、主意はそこに在りますからそこを御了解になって、心から協力して右の家風に従うことに心を向け尽力せられんことを望みます。

従来はこのことが十分に行われず、純粋に行われざりしことは、先輩も私も感じましたから、それに重きを置いて、働き来りました。されど将来これに斟酌を加うるの必要を感じて来ました。さらば従来の方針は誤りにて、将来中止するかというに左様ではござりませぬ。これは時勢の変遷につれて、変りますけれども、今後五十年、百年では変ることは万々ないと信じます。何となれば五十年、百年は、寿命よりいえば長いことですが、事業よりみれば極く短く、その間においてこのようなことが一変することにはならないと思います。これは哲理のようであるけれども、社会のことは時勢によって変遷するけれども、大体の家風の如きものは一変するようなことにはならないと思います。この根本の基礎の住友家の家風に益々大いに力を致されんことを望みます。いわんや将来複雑の世に在っては、この主義を遂行する上について、更に大いに力を用いる必要ありと思います。しかし私が内に顧みるに、専ら内部に考えを向け、広く世界を見て世間の有様をよく観察して、これに応じて住友家の営業の目的を達する上において、その粗雑なる点あるように感じます。もちろん従来も営業の目的のことを考え又は申し上げ営業を隆盛にす

ることをお互いに努めましたが、自ら精神を傾くるところの主なるものに多少の差があります。すなわち内輪のこと根本基礎のことに重きを置くために、世間のことを観察し、営業の目的を達することに粗雑なる点があったように思われます。

心機一転―心機一転といえば、前のことをやめるようであるが、漢方医が匙加減をするように、多少加減をするがよくはないかと思います。折々同僚の座談に持ち出すことでありますが、栄螺の壺焼きでは困る。栄螺は甲羅を家と思って安心して、引っ込んでいると、家共熱い火の上に持って行かれる。私が住友家の不肖ながら重役でありながらそれでは困る。社会の位地を考え、火の中に持ち行かれてはいけませぬ。貝の外のことをよく研究して、貝の中の十分強健を保つことも必要であるが、内輪のことのみ考えずに外のことをも見、内外の関係を見て、進歩発達させねばなりませぬ。この心持をお話しようと思うのであります。その塩梅を呑み込まれることが、真の主意でその内外のことを研究して十分腹に入れて頂きたいのであります。

今日でいえば、住友家が一つの戦争に出発する出師準備が出来たものと申したいのであります。これは十二分、十三分とは申すことは出来ませぬが、とにかく骨子は出来たのであるから、これから戦裡に立って戦功を収めなければなりませぬ。又内輪にていえば、私が支配人でありましたからいうのですが、私が別子に居りました時をみると、まだ地盤は耕作を十分にする時ではなく、農具は十分でもこれを応用することが出来ず、いわんや良き種子があってもこれを蒔くには懸念がありました。又具体的にいえば良い技師があってもこれを用いてどしどしやることは、懸念がありました。彼此の障害がありました。今日では良き種子さえあれば、何時にても用いることが出来る時となったと思います。良い技師があれば、自由自在にこれを用いることが出来る。世間には困難があって独り鉱業所に限りませぬが、私の支配人時代にはこのようであったということは誤解でないと思います。内輪にては、良き機械さえあれば用いらるることとなりました。良き種子と良き農具さえあれば充分使うことが出来ることを自覚しました。出師準備は整頓しました。ここに戦わなければ、戦う時なき時に至りました。戦はこれからであります。大いに隊伍を整えて出陣し、充分営業の戦に於いて優勝の功を収むることに努めなければなりませぬ。これを具体的にいえば、住友家の大部分は営業の方面であるから、お互いに営業の方面に従事し、又は全く営業に従事するものであるから、営業に成功しなければなりませぬ。多額の利益を挙ぐることに尽力せなければなりませぬ。あるいは積極といい、あるいは消極といい、急進といい、漸進といい、進歩といい、保守というが、世間のことは、すべて進歩でないものはないと思います。消極、積極は性質の異なったものではないと思います。新聞・雑誌は事情が充分分からないことであるが、住友家は消極で進歩しないといいます。それは無理もないと思います。しかし無論活動はして居ります。ただ後先考えずに進むことは出来ないが積極であります。皆さ

んの頭で消極と思い居らるるならば、私は消極の必要は更々ないと思います。無論充分の活動をする上に慎重なる考慮をせねばならぬだけであります。

例えば銀行の貸付に高利の方のみを主眼とし、預金にも日歩をよくしてその吸収に努むるの類、一時は可なるも多日信用を害し困難に陥るように、活動あれば、手段は一向選ばずという訳には行くまいと思います。あるいは競争のことなれば、流言を放って他の銀行の得意を取るが如きことはすべきでないと思います。それらのことはすべて立派に出たいと思います。活動進歩の無暗にやることでないことは申すまでもありませぬが、充分に活動し充分に利益を上げんとすることにおいて大いに世間の非難を招き信用を傷つくることはないといえませぬ。将来活動することについて十分注意をしなければなりませぬ。住友家の家憲に疵をつけぬようにすることを望みます。将来のために一言申し上げておきます。

製造のことについていえば、生産費を減ずることに努めなければなりませぬ。これは一番主たることでないかと思います。すなわちそれには出すべき金は一厘一毛をも慎み、あるいは有利なる機械を採用し、思い切って施設すべきことは、思い切って施設し、あるいは厘毛の支出を慎み、これにはその脳が何物にも捉われず、十分に自由自在に働きて、生産費を少なくしなければなりませぬ。なおこの上に販売に力を致し、あるいは労働者の使用法に心を用い、利害の衝突を避け、満足せしめて共に楽しんでいくことが第一だと思います。私は主たる力を用いる点は、多大の利益を得ること、そこに存すと思います。あるいはこの根本を省みずして枝葉にわたれば、住友家の信用を害し、一時は宜しきも直ぐ反動を受くることとなりまする。これがすなわち製造商業の競争場裡に勝利を得るの所以であります。

電線製造所は、初め伸銅場の内に設けられましたが、今日では独立致しました。初め私共は、その事業は必要有利とし、あたかも英人ゴダードという人があって慢心を致しました。これが有利なりと思うその大体の考えは誤りはなかったと思います。むしろ先鞭をつけたと思います。されどその間に種々届かぬこともあり、今は住友家のものより優先の地位にあるものも、一、二あります。これは人について誤りがあり、又一つは資本供給に十分ならず、世界の発展等について、観察をなさなかったために、余り効果が大きくなかったと思います。これらのことについて、よく研究したならば、先鞭をつけた通りに優先なる地位を得たと思います。

混戦の場合は、惨憺たるものでありますが、予め考えておいてどこまでやるかは、定めなければならないが、大体に於いて考えることが出来まして、醜態を演ぜずして成功することが出来ると思います。私の希望するは、住友家のこの家風を妨ぐること

なくして、営業の主意に矛盾することなく、益々営業の成功を挙げることを得ると思いますから、この方法をもって営業の成功を収むることに十分皆さんの御尽力を願う次第であります。

（以下略）

（資料4）

甲第六号達

家法第二編

第一章住友総本店事務章程中左ノ通リ改正ス

大正三年十二月一日

家長　住友吉左衛門

第二条中理事若干名ノ下ニ「専務監査員一名」ヲ加フ

第四条中庶務課ノ次ニ「会計課」ヲ加フ

第五条　監査課ハ各店部ノ常時監査及ヒ臨時監査ニ関スル事務ヲ掌理ス

第六条　経理課ハ我一家全般ニ関スル会計ノ統括、予算及ヒ決算ニ関スル事務、並ニ経済上ノ調査ニ関スル事項ヲ掌理スル所ニシテ、左ノ係ヲ置キ分掌セシム

主計係　我一家全般ニ関スル会計ノ統括、予算決算及ヒ資金ノ出入、並ニ投資に関スル事項ヲ掌ル

調査係　我一家全般ニ関スル経済上ノ調査及ヒ業務ノ統計、内外経済、財政、金融等ニ関スル参考資料ノ調査及ヒ統計翻訳、並ニ特命ニ依リテ調査ヲ要スル事項ヲ掌ル

第七条　庶務課ハ機密、職員、文書、総本店所管ノ地所家屋ノ管理、其他所管ノ定マラサル事項ヲ掌理スル所ニシテ、

左ノ係ヲ置キ分掌セシム

秘書係　機密、職員、貴重文書、寄附、贈与並ニ店印ノ保管ニ関スル事項ヲ掌ル

文書係　法規、令達ノ立案、審査、法制ノ調査研究、文書ノ往復、記録ノ編纂、図書簿冊ノ整理保管、店内取締及ヒ訴訟ニ関スル事項、其他所属ノ定マラサル事項ヲ掌ル

地所係　地所家屋ノ管理ニ関スル事項ヲ掌ル

第八条　会計課ハ総本店ノ金銭出納及ヒ用度ニ関スル事務ヲ掌理スル所ニシテ、左ノ係ヲ置キ分掌セシム

出納係　諸證券ノ保管及ヒ其売買手続、金銭出納、積金預金及ヒ傭員身元保證金ノ取扱、並ニ各部委託ノ支払代金代弁ニ関スル事項ヲ掌ル

用度係　需要品ノ購入、器物ノ保管、印紙類ノ出納保管、不要物品ノ処分、並ニ各部ノ委託ニ係ル物品ノ売買送達ニ関スル事項ヲ掌ル

元第八条以下順次繰下グ

（資料5）

甲第六号達

今般支那上海ニ上海住友洋行ヲ設置シ、其事務章程ヲ左ノ通相定メ、家法第貳編第拾参章トシ、第拾参章第拾四章ヲ各第拾五章第拾六章ト改ム

但、業務開始ノ日ハ別ニ之ヲ達ス

大正五年拾月拾参日

家長　住友吉左衛門

第拾参章　上海住友洋行事務章程

第壱条　上海住友洋行ハ各店部ノ委託ヲ受ケ若クハ其代理人トナリ、其産出品又ハ製品ヲ販売シ、且ツ各店部ノ嘱託ニヨリ用務ヲ処弁スル所トス

第貳条（以下略）

乙第拾五号達

上海住友洋行処務規程左ノ通相定ム

大正五年拾月拾参日

総本店

上海住友洋行処務規程

第壱条　上海住友洋行ハ上海及其附近ニ於テ左記品種ノ委託又ハ代理販売ヲナス

一、別子鉱業所産出品、但製銅ニ就テハ製銅販売店ノ委託又ハ其代理ニ係ルモノ

二、若松炭業所産出品

三、伸銅所製品

四、電線製造所製品

五、肥料製造所製品

六、株式会社住友鋳鋼所製品

第貳条　上海住友洋行ハ前条ノ販売ニ対シ委託店部又ハ被代理店部ヨリ手数料ヲ受クルモノトス

各店部嘱託ノ用務処弁ニ就テモ亦手数料ヲ受クルコトヲ得

手数料ノ割合ハ関係各店部ト協定ノ上附帯条件ヲ附記シテ之ヲ総本店ニ届出ツヘシ

第参条（以下略）

（資料6）

甲第七号達

今般支那漢口ニ漢口住友洋行ヲ設置シ、家法第二編第十四章トシテ其事務章程ヲ左ノ通相定ム

但、業務開始ノ日ハ別ニ之ヲ達ス

大正五年十月十三日

家長　住友吉左衛門

第十四章　漢口住友洋行事務章程

第壱条　漢口住友洋行ハ各店部ノ委託ヲ受ケ若クハ其代理人トナリ、其産出品又ハ製品ヲ販売シ、且ツ各店部ノ嘱託ニヨリ用務ヲ処弁スル所トス

第弐条（以下略）

（処務規程は上海住友洋行と同一につき略）

（資料7）

甲第一号達

今般宮城県栗原郡花山村ニ住友砥沢鉱業所ヲ設置シ、其事務章程ヲ家法第二編第十二章トシテ左ノ通相定メ、同第十二章ヲ第十三章ト改ム

大正三年一月十六日

家長　住友吉左衛門

第十二章　住友砥沢鉱業所事務章程

第一条　砥沢鉱業所ハ砥沢鉱山ニ関スル業務ヲ掌理スル所トス

第二条（以下略）

（資料8）

甲第五号達

今般鹿児島県姶良郡蒲生村ニ住友大良鉱業所ヲ設置シ、其事務章程ヲ家法第貳編第拾貳章トシテ左ノ通リ相定メ、同第拾貳章以下順次繰下グ

大正五年九月十八日

家長　住友吉左衛門

第拾貳章　住友大良鉱業所事務章程

第壱条　大良鉱業所ハ大良鉱山ニ関スル業務ヲ掌理スル所トス

第貳条（以下略）

（資料9）

甲第九号達

今般岩手県紫波郡乙部村ニ住友大萱生鉱業所ヲ設置シ、其事務章程ヲ家法第貳編第拾六章トシテ左ノ通相定メ、同第拾六章ヲ第拾七章ト改ム

大正五年拾貳月拾九日

家長　住友吉左衛門

第拾六章　住友大萱生鉱業所事務章程

第壱条　大萱生鉱業所ハ大萱生鉱山ニ関スル業務ヲ掌理スル所トス

第弐条（以下略）

二　住友総本店の会計・監査制度

本節ではすでに「住友総本店（上）」で述べた明治三十七年（一九〇四）家法に基づく会計制度について再述しつつその後の変更点を、大正二年（一九一三）四月一日現行の家法及びその後の通達等により明らかにしている。

会計年度は暦年で（第二条）、六月末までを上半期、十二月末までを下半期とする（第三条）。各店部は、毎年十一月十五日までに翌年度の会計見積書を作成して総本店に提出し（第四条）、決算期が終了すれば七月二十日及び翌年一月二十日までに、貸借対照表、損益表、財産目録を総本店に提出する（第七条）。また翌年二月十五日までに会計見積書に対応した実際報告書を提出する（第十三条）という制度そのものに変更は無かった。

この間各店部は、日記帳・元帳を備え（第十六条）

一、業務概況表（毎月末日）

二、元帳差引残高表（毎月末日）

三、起業支出明細表（毎月末日）

四、計算表（毎月末日）

五、月別収支金表（前月二十日まで）

の諸表を各々期日までに提出することを命ぜられていた（施行細則第五条）。これを明治三十七年家法と比較すると、大正二年一月主要物品受払差引残高表の提出が削除された。

総本店では、これら各店部から提出された諸表に基づき

一、各店各部総計算表（翌月十七日まで）

二、総会計見積書（前年十二月十日まで）

三、総貸借対照表（八月二十日及び翌年二月二十日まで）

四、総損益表（同）

五、総財産目録（同）

六、総実際報告書（翌年三月十五日まで）

を作成していた（第十四条）。

会計見積書には、定められた様式の下に

一、業務の方針程度

二、資金最高額

を記載するとともに

一、損益表

二、収入支出表

三、経費予算表

四、営業費予算表
五、起業予算表
を添付することになっていた(施行細則第一条)。

また実際報告書には、前年度の実際報告書及びその年度の会計見積書と対比しつつ

一、業務の実況
二、資金最高額

を記載し、併せて

一、損益表
二、収入支出表
三、経費決算表
四、営業費決算表
五、起業決算表
六、起業支出明細表

を添付するよう求められていた(施行細則第十一条)。これを明治三十七年家法と比較すると、明治三十九年二月に収支金対照表の提出が削除されたが、さらに大正三年四月にはこの中収入支出表と起業支出明細表の提出が削除された。こうした書類の提出の簡略化は、業務の拡大とともに提出書類作成の事務量が増大し、重要度の低い書類から割愛せざるを得なくなったことを示すものであろう。

なお起業については、会計年度にかかわらず、目論見の当初に完成までの予算の年度毎の内訳が求められ(施行細則第

二条）、起業が終結した場合は、直ちにその決算書を作成して提出することになっていた（第十三条）。

使用資金については、会計見積書において、前年度末の残高と本年度中に最高幾らの資金を供給せねばならないかをあらかじめ「資金最高額」によって把握しておき、毎月の収支金表によって翌月の収支予想をたてるシステムには変わり無かった。各店部は、住友銀行が株式会社となって独立した後も住友銀行を利用することを義務付けられており（資料10）、住友総本店と住友銀行の間には、明治三十五年に締結された契約が依然として適用されていた（前章「住友総本店（上）」二一頁　資料11参照）。ただし、住友銀行から住友総本店に対する貸越金の利子の割合は、明治三十七年家法の「百円ニ付日歩貳銭」が「住友銀行ノ当座預金貸越ノ最低歩合」に変更されている。この変更の時点は判然としないが、明治四十年末初めて銀行部から借入が生じた時すでに日歩貳銭四厘となっているので、その際実態に即して変更されたものと推定される。さらに大正四年六月十六日付住友銀行達第九号により、住友家傭員の預金に対し割増利率が適用されることとなったのに関連して、総本店・銀行間で追加的な取極めが結ばれた（資料11）。住友銀行から住友総本店に対する貸越金の極度額は参拾万円に据え置かれたままであるが、住友総本店は原則として自己資金によって運営されていたので、このことは大きな意味をもたなかった。この間の事情を中田理事は次のように説明している。(8)

弊行が住友家の銀行という処から、世では総本店と銀行との関係が余ほど曖昧になっていると見ていられるかも知れぬ。この点に就て聊か現在及将来の遣方を説かねばならぬ。先づ現在の銀行と総本店の関係は、銀行の方が総本店から多大の預金を得ているだけで、銀行の方から総本店の方へは少しも融通していない。即ち銀行は総本店の為に利益を得ているが、総本店は銀行の為に毫も利益を得て居らぬ。

斯の如く総本店が銀行に対して片務的の地位に甘んじ得る所以のものは、要するに総本店の資金が貧弱でない為である。総本店の内容を明瞭に説明する事は出来ぬけれども、総本店には遠計積立金というような住友家の危急存

亡の秋以外使用を許さぬものが二、三種もある。この積立金は、特別会計で積立金の利子と別に年々之に繰入れる額とて歳々増加しつつある。それが今では頗る巨大の額に達している。(9)

住友家の銅山其他の事業経営費は、総本店から借り出した無利子の金である。他の事業部をして無利子の金を使用させるの利害は、別に研究を要する事柄だが、兎に角現在はそうなっている。去れば事業部としては故らに銀行の方から利息附の金を借りる必要は毫も之なく、又実際に於て銀行の方から一文も貸与していないのである。

右の方針は今後も勿論厳格に励行して行く積りであるが(以下略)

監査制度については、大正三年十二月一日付甲第五号達により、明治三十七年の家法第一編第九章監査が全面的に改正された。明治四十三年専務監査員藤尾録郎の没後住友総本店では後任の専務監査員を物色してきたが、適任者が見つからないまま四年を経過し、この間に専務監査員直属の形で設置されていた監査課が総本店(本社部門)の組織の中で微妙な存在となってきたことが、この改正の契機となったものと思われる。

すなわちこの改正の要点としてあげられているのは、「専務監査員ハ家長及ヒ重役ニ直属シ、特命ニ依リ自ラ監査ヲ行フノ外、常ニ監査課ノ監査ニ立会ヒ、家長若クハ重役ニ対シ自由ニ意見ヲ開陳シ、以テ監査独立ノ場合ト殆ント同様ノ効果ヲ挙クルヲ期スコト」として依然として専務監査員の任命の余地を残しつつ、他方で「監査課ヲ名実共ニ支配人ノ指揮ノ下ニ置キ、監査事務ト経理事務ト密接ノ関係ヲ保タシメ、以テ監査ニ依リ各店部已往事蹟ヲ明ニスルト同時ニ監査ノ結果ヲシテ事業ノ改良ニ資セシムルコト」として専務監査員空席のままでも機能し得る監査制度を確立しようとしているからである。

また当時明治四十二年に生じた日糖事件などの破綻・不正事件を契機として、監査役監査の強化が明治四十四年商法改正として現れ、さらに職業会計人制度擁立の動きへと引き継がれていたことも見逃せない事実である。(10)

この改正により、監査を特命監査、常時監査、臨時監査の三種とし（第二条）、特命監査は専務監査員が（第三条）、常時監査は毎年一回（第四条）、臨時監査は随時（第五条）、いずれも総本店監査課が行うことになった。すなわち専務監査員は藤尾の死後任命されることはなく、藤尾の入社以前のように毎年定時監査員（鈴木総理事）を任命してきたが、この改正後は総本店監査課が監査業務を担当することとなったのである（資料4「総本店事務章程」第五条参照）。これを受けて監査の定義も「監査ハ各店ニ就キ金銭ノ出納、物品ノ受払、現在有物ノ状態並ニ会計ニ関スル事務及ヒ事業ノ成績等ヲ査閲スルモノトス」（第一条）と明治三十七年家法に対し特に「会計ニ関スル事務」と明記されることとなった。

（資料10）

会計規則

第十八条　各店各部ニ於ケル現金ノ出納ハ、株式会社住友銀行ト同所ニ在ル店部ニ於テハ総テ該銀行ニ其取扱ヲ委託スベシ

株式会社住友銀行ト離隔セル店部ニ於テハ、該銀行又ハ他ノ銀行ト当座預ケ金取扱ヲ為スベシ、此場合ニ於テハ取引銀行及預ケ金ノ極度額ヲ定メテ総本店ノ認可ヲ受クベシ

前項ノ場合ニ於テ常時現金ヲ備フルノ必要アルトキハ、一定ノ金額ヲ限リ総本店ノ認可ヲ受ケテ之ヲ備フルコトヲ得ベシ

（資料11）

住友総本店ヨリ住友銀行ヘ預ケ金利率ノ件（大正四年六月二十二日会計課伺定）

住友総本店ト住友銀行トノ取引ニ関スル利率ヲ左記ノ通リ協定ス

一、当座預金（住友総本店出納勘定）

銀行公示ノ利率ニ依ル

一、小口当座預金

銀行公示ノ利率ニ依ル

一、定期預金

利息は上等客ニ対スル割増率ニ依ル

明治三十五年七月三十日住友本店ト住友銀行間ニ締結セル契約ハ、本協定ト抵触セザル範囲ニ於テ有効トス

三　住友総本店の業績

明治も末になると、明治四十三年(一九一〇)から四十四年にかけてのいわゆる「中間景気」も終わり、日本経済は明治四十五年七月明治天皇の崩御とともに「諒闇不況」ともいうべき不況に陥った。これは主として日露戦争後の積極的な戦後経営により、貿易の入超と外債の利払いが嵩み、正貨準備が枯渇してきたため、金融を引き締めざるをえなくなったことによるものである。明治四十三年には低金利政策の下、日歩一銭三厘まで低下した公定歩合(商業手形割引歩合)は、大正三年(一九一四)七月には日歩二銭にまで引き上げられた。このような引き締めにより、日露戦争後に推進された生産設備の拡充は、需要に対しはるかに過大となり、この結果、事業の破綻、銀行の取付、支払停止、休業が相次ぎ、大正三年八月には、大阪の株式、三品(綿糸・棉花・綿布)、米の三取引所の機関銀行であった大手の北浜銀行が休業するに至った。

こうした情勢の下で大正三年七月第一次世界大戦が勃発した。開戦当初は、国際為替取引の中断、海上輸送の途絶に

より経済界は大混乱を来たし、不況に拍車がかけられた。この間、住友総本店の業績は、第5表の通り、何とか横ばいを維持したが、大正四年下期に入ると、主戦場から遠く離れたわが国では、輸出が大幅に伸び始め、海運収入も増加し、こうした巨額の外貨収入によって金融も緩和し、大正五年には空前の好景気を迎えた。住友総本店の純利益も過去三年間の平均の二倍以上に達した。

総本店の利益の大半が別子であることには変わりはないが、銀行の伸び悩みに伸銅所がとって代わり、大正四年に営業開始の肥料製造所と株式会社に移行した鋳鋼所が、若松炭業所、倉庫、電線製造所に伍して利益を上げるようになり、さらに大正二年開業の東京・呉両販売店もまた黒字に転じた。大正五年にはこのような巨額の利益をもって、わが国の輸出の伸長著しい中国市場に進出を図り、上海・漢口両洋行が設置され、また大良・大萱生両鉱山を買収して、既に買収済みの砥沢鉱山と併せ大々的に産金事業に乗り出す端緒となった。

(一)　総本店(本社部門)の業績

総本店(本社部門)の収益は、損益表(第6表)の通り、保有有価証券に基づく受取利益と受取配当金及び所有不動産の賃貸収益であるが、これらを合わせても経費を賄うことができず、依然として赤字である。

（単位：円）

5年
Δ4,368,869.24
7,242,661.12
276,749.45
74,701.25
249,780.16
3,576,065.64
—
427,810.45
38,210.29
2,772.70
7,937.35
Δ4,896.38
Δ2,146.25
Δ280,599.83
Δ13,660.22
Δ643.97
7,225,872.52
933,349.20
390,480.40
8,549,702.12

傘下の事業からの受取配当金も、この期間住友銀行の他に住友鋳鋼所が加わったのみで、その配当も年四分(払込@一二円五〇銭、一二万株)、金額も三万円にすぎなかった。住友銀行の大正四年の配当金が三〇万円から二八万

第5表　店部別純損益

店　部	大正2年	3年	4年
総本店(本社部門)	Δ218,685.66	Δ386,190.59	Δ1,002,384.35
別子鉱業所	2,388,669.48	1,640,940.74	2,751,951.49
倉　庫	112,601.21	132,876.68	168,189.68
製銅販売店	33,909.91	26,788.81	34,520.78
若松炭業所	395,678.11	601,797.58	357,131.46
伸銅所	258,423.88	744,243.28	1,518,901.09
鋳鋼場	Δ66,421.43	Δ15,229.35	23,437.51
電線製造所	93,182.37	182,503.23	74,459.78
肥料製造所	—	—	Δ2,855.04
東京販売店	Δ2,092.23	Δ1,249.53	14.83
呉　販売店	Δ1,114.34	Δ2,497.43	Δ634.60
上海住友洋行	—	—	—
漢口住友洋行	—	—	—
砥沢鉱業所	—	—	—
大良鉱業所	—	—	—
大萱生鉱業所	—	—	—
合　計	2,994,151.30	2,923,983,42	3,922,732.63
(株)住友銀行	916,629.13	755,327.95	373,517.55
(株)住友鋳鋼所	—	—	39,987.83
総　計	3,910,780.43	3,679,311.37	4,336,238.01

八〇〇〇円に低下したのは、貸借対照表(第7表)の通り、持株数が一五万株(払込@五〇円、七五〇万円)から六〇〇〇株減少して、一四万四〇〇〇株となったためである。

この減少した六〇〇〇株は、大正三年九月住友忠輝(鳥居忠文子爵三男、大正三年七月住友吉左衛門長女孝と結婚)及び住友孝が、三〇〇〇株ずつ相続した結果である。これらの相続税は、大正五年七月に支払われたが、相続税の税額は、大正三年六月末現在の住友銀行の資産額に七月一日から相続開始の日までの利益(下半期の純益を日数により案分)を加算したものを時価とする方法で計算され、この結果時価は一株当たり五九円強と算定された。このように株式が払込金(この場合五〇円)でなく、時価(この場合五九円強)で評価されることになると、株式で相続するより現金で贈与を受け、その分の相続税を支払った上で、それ

を新株式の払込金に充当する方が、相続税法上有利となることが判明した。

したがって大正五年十二月、住友銀行株式（資本金一五〇〇万円、額面一〇〇円、一五万株、七五〇万円払込）の第二回払込（@五〇円、七五〇万円）が行われた際、長男住友寛一にまず現金が贈与され、それでもって総本店が保有する住友銀行株式三〇〇〇株を譲渡する形がとられ、以後次男住友厚（後の住友吉左衛門友成）の場合も同じ方式がとられるに至った。なおこの際住友忠輝及び孝は、各々一〇〇〇株を総本店に売却したので、持株は二〇〇〇株ずつとなった。

当時の相続税法では、家督相続と遺産相続の場合で税率が異なり、また相続人と被相続人との間の親族関係の親疎によっても異なるので、一概にいえないが、残りの住友銀行株式一四万株余について相続の場合最低でも四〇万円前後の相続税が必要となり、さらに今後住友銀行の資産が増えるほどその時価評価が上がることになるので、相続税対策としてこの際家長の持株を如何に減らしていくかが検討されたものと思われる。

この結果この年末に後述するように住友として空前の臨時特別賞与が支給されたが、その一部が住友銀行株式で支給された。帳簿上鈴木馬左也他二二八名に九〇一三株（@一〇〇円）が譲渡されたとあるのみで、個別の明細はないが、この合計二二九名という数字は、大正五年十二月末の等内六等以上の職員二二五名プラス明治四十五年株式会社住友銀行設立当時の名義株主伊庭貞剛、住友理右衛門、住友保丸、岡素男の四名と思われる（広瀬宰平の名義株三〇〇株は、大正三

（単位：円）

5年
865,332.10
240,199.29
10,848.60
109,405.66
324,000.00
30,000.00
15,025.79
28,668.70
2,005.56
24,202.97
Δ3,900.86
84,876.39
5,234,201.34
—
89,589.78
51,756.95
169,376.38
6,408.66
1,090.04
90,090.77
14,800.00
260,867.70
467,190.36
3,976,752.10
55,738.44
50,540.16
Δ4,368,869.24

第6表　総本店(本社部門)損益表

科　　目	大正2年	3年	4年
当期利益	662,694.51	706,114.08	721,887.43
国債証券利息	217,983.75	216,336.59	215,812.48
地方債券利息	10,848.60	10,848.60	10,848.60
株券配当金	89,316.10	94,700.51	97,239.55
住友銀行株券配当金	300,000.00	300,000.00	288,000.00
住友鋳鋼所株券配当金	—	—	—
耕地収益	17,324.43	14,714.95	14,017.16
賃貸料	28,938.71	28,339.60	28,099.71
雑　益	1,999.48	3,142.25	1,635.89
固定財産原価差損益	Δ5,010.70	1,992.88	Δ6,764.53
有価証券原価差損益	1,016.12	1,968.94	207.37
利　息	278.02	34,069.76	72,791.20
当期損失	881,380.17	1,092,304.67	1,724,271.78
利　息	14,683.28	—	—
俸　給	72,056.54	76,725.79	88,934.38
旅　費	10,648.37	10,920.23	14,824.06
諸　税	135,945.98	140,542.25	146,248.55
営繕費	2,508.99	4,891.91	5,560.63
賃借及保険料	854.91	758.83	701.59
雑　費	33,061.90	32,661.21	39,359.99
特別報酬金	14,400.00	13,100.00	13,100.00
別途費	66,171.63	191,509.02	724,947.89
本家費	238,924.18	251,469.33	253,394.10
賞　与	262,355.82	338,614.62	404,443.10
雑　損	57.70	56	628.80
償　却	29,710.87	31,110.92	32,128.69
当期純損益	Δ218,685.66	Δ386,190.59	Δ1,002,384,35

年一月宰平の死去とともに長男満正名義となり、同年九月既に述べた住友忠輝の相続の際返還・充当された[11]。

かくして住友銀行株一五万株の中、総本店の持株は、これら一万六〇一三株を差し引いた残り一三万三九八七株となり、@一〇〇円の払込で、大正五年末の貸借対照表上の残高は、一三三九万八七〇〇円となったのである。

なお受取配当金が、大正四年の二八万八〇〇〇円から、大正五年に三二万四〇〇〇円へ増えたのは、住友銀行が大正五年上半期決算で五％に増配したことによる。

経費については、大正四年の別途費が七二万五〇〇〇円に上っているが、この中には大正四年十月設立された財団法人住友私立職工養成所に対する寄付六一万二〇〇〇円余が含まれている。

また大正五年の賞与は、四〇〇万円近くとそれまでの一〇倍にも上っているが、これは前に述べた通り、第一次大戦による好景気のため臨時特別賞与二五〇万円（資料12）[12]が支給されたこと及び労役者特別保護救済金として一二〇万円が拠出されたことによるものである[13]。

最後に大正五年の雑損五万五〇〇〇円は、大正四年十二月鋳鋼場の株式会社への移行に伴い、鋳鋼場の大正四年下半期純益金四万三八三〇円一七銭を大正五年一月鋳鋼所に引き渡した結果、これを雑損処理したものである（「七　住友鋳鋼場の株式会社への移行」参照）。

（単位：円）

5年末
50,781,322.76
1,504,086.20
264,906.19
225,052.57
416.00
1,840.00
1,535.36
5,998.28
3,284,802.08
185,575.00
1,420,451.74
13,398,700.00
1,500,000.00
—
84,982.58
178,819.15
1,479,805.00
444,893.68
20,848,382.37
7,214,331.16
1,435,000.00
117,496.50
614,367.76
6,211,245.17
—
2,467,855.70
1,771,337.22
—
—
554,337.40
112,838.61
341,729.39
6,083.74
1,759.72
727,930.79
403,020.40
—
324,691.36
219.03
—
1,387,264.89
3,835,880.88
50,781,322.76
34,065,879.05
4,658,703.71
807,570.12
192,817.88
682,056.34
112,591.00
110,343.71
4,507.10
1,275,438.54
13,043.77
7,875.78
5,167.99
3,750,000.00
5,108,371.54
2,972,295.38
1,027,056.56
870,783.69
1,074,455.13

第7表　総本店(本社部門)貸借対照表

科　目	大正2年末	3年末	4年末
借　方	33,678,039.33	36,189,620.19	39,645,181.62
固定財産・土地	784,452.58	831,078.02	798,107.09
鉱区	158,652.48	158,652.48	158,652.48
建設物	137,587.15	128,389.00	123,927.00
機械	915.00	735.00	574.00
什器	1,419.00	1,349.00	1,229.00
所有品・準備品	2,632.46	3,760.46	1,732.46
米穀	8,084.49	7,531.17	6,343.39
有価證券・国債證券	3,219,690.27	3,193,635.51	4,137,842.88
地方債券	185,575.00	185,575.00	185,575.00
株券	1,110,897.74	1,155,011.74	1,195,806.74
住友銀行株券	7,500,000.00	7,200,000.00	7,200,000.00
住友鋳鋼所株券	—	—	1,500,000.00
起業支出・茶臼山建設物	337,121.77	491,310.20	674,825.42
同洋館建設物	—	—	49,328.33
東京別邸建設物	—	—	116,936.83
貸金・立換金	90,176.60	116,932.60	108,315.93
雑・仮出金	556,536.43	139,501.26	924,482.71
各部	17,590,171.93	19,237,638.47	18,851,263.73
別子鉱業所	9,195,111.33	9,986,123.12	9,279,792.53
倉庫部	1,105,000.00	1,197,000.00	1,460,731.37
製銅販売店	137,898.34	141,850.66	135,493.38
若松炭業所	563,816.98	545,817.44	653,333.21
伸銅所	4,235,810.42	3,999,687.70	3,999,386.62
鋳鋼場	1,211,240.34	1,295,837.48	—
電線製造所	1,103,508.74	1,138,360.52	1,490,765.01
肥料製造所	33,334.75	445,185.33	1,304,575.75
東京販売店	3,075.79	1,506.45	1,592.81
呉　販売店	1,375.24	1,190.92	801.59
砥沢鉱業所	—	485,078.85	524,791.46
大良鉱業所	—	—	—
大萱生鉱業所	—	—	—
上海洋行	—	—	—
漢口洋行	—	—	—
銀行特別預ケ金	758,575.10	1,217,007.06	2,207,601.49
総本店建築準備金預金	130,000.00	350,000.00	400,000.00
本家建築準備金預金	161,670.33	—	—
相続税準備金預金	176,407.91	239,925.14	307,570.12
積立金利殖高預金	290,496.86	627,081.92	31.37
別口預金	—	—	1,500,000.00
銀行出納	1,088,637.35	1,804,231.10	466,671.96
損益・当期純損益	146,913.98	317,282.12	935,965.18
貸　方	33,678,039.33	36,189,620.19	39,645,181.62
営業資本金・営業資本	27,057,120.20	29,256,756.40	31,683,779.92
積立金	3,733,803.77	4,031,260.09	4,341,546.89
準備積立金	628,470.92	576,164.41	689,925.14
預リ金・雇人身元金預金	156,226.76	175,706.30	182,716.06
積金預金	496,848.01	550,563.12	604,160.11
未家家督金預金	109,170.00	108,771.00	111,370.00
諸預金	99,669.13	102,653.78	110,135.15
貸家敷金預金	3,853.30	4,039.30	4,286.10
雑・仮入金	—	—	114.45
各部	—	—	—
東京販売店	—	—	—
呉　販売店	—	—	—
銀行出納・銀行借入金	—	—	—
前期損益・前期純損益	1,392,877.24	1,383,705.79	1,917,147.80
営業外固定財産勘定	2,128,487.11	2,198,102.40	2,280,388.46
土　地	1,056,269.69	1,073,098.51	1,085,301.24
建設物	202,645.00	217,256.67	195,541.00
什　器	869,572.42	907,747.22	999,546.22

次に貸借対照表(第7表)では、固定財産勘定の中の土地・鉱区・建設物が増加しているが、これは本社部門が大正四年から五年にかけて、九州では鹿児島県種子島や長崎県平島で石炭鉱区を買収し、北海道では雨龍炭坑(雨龍郡北龍村)や三笠炭坑(空知郡三笠山村)を買収して、若松炭業所に試掘を依頼していたことによるものである。

起業支出勘定・東京別邸は、大正元年十一月旧鳥取藩池田仲博侯爵から東京市麻布区市兵衛町一丁目三の土地建物を購入、日本家屋・洋館を新築したことによるものである(大正五年四月完成、麻布別邸と称した。現在の住友会館の所在地)。

大正五年立替金一四八万円弱は、鋳鋼場が株式会社へ移行したことに伴い、鋳鋼所に対する貸付金残高が、従来の各部勘定からここへ移されたためである。直営店部と異なり、この鋳鋼所に対する貸付金については、日歩一銭一厘の金利が課せられるようになった。

大正四年別口預金一五〇万円は、銀行出納勘定の残高を預金に振り替えたもので、大正五年末住友銀行株式払込金に充当するため引き出された。

損益勘定・当期純損益は、下半期の本社部門の純損失を示す。

大正五年雑勘定・仮入金一二七万円余は、前に述べた労役者特別保護救済金一二〇万円と末家特別基金五万円計一二五万円の運用が来期に持ち越されたためである。

同じく大正五年の銀行出納勘定・銀行借入金三七五万円は、年末の臨時特別賞与二五〇万円、労役者特別保護救済金一二〇万円、末家特別基金五万円の合計三七五万円の資金繰りのため、取りあえず全額を住友銀行から借り入れたことを示している。この借り入れに先だって、総本店には資料が残っていないが、住友銀行によれば、銀行と総本店の間に新たな申し合わせがなされたということである。この借り入れをあくまで一時的な便法と考える総本店側と健全主義を貫こうとする銀行側との立場の相違かと思われる(資料13)。

前期損益勘定・前期純損益は、上半期の全社の純利益を示している。

(二) 総本店(全社)の業績

住友総本店(全社)の業績は、第5表の通り、本社部門と株式会社を除く各店部の損益を合算したものである。しかし本社部門以外でも本社部門が直営する国内の東京・呉両販売店は、期間の終わりに黒字に転じたが(「六　東京・呉両販売店の開業」参照)、開業間もない中国の上海・漢口両住友洋行と国内の三鉱山は、赤字に終わった。

鋳鋼場も基本的に赤字で、何故株式会社へ移行したのか疑問とされていたが、第一次大戦の好況に恵まれ、表面上は好決算となった。この問題は、「七　住友鋳鋼場の株式会社への移行」で再検討することとする。

総本店(全社)の利益の大半は、既に述べた通り、別子鉱業所と伸銅所である。

別子の大正五年の利益増大は、第一次大戦の結果、銅が軍需物資であったため急騰し、大阪の銅価は、大正三年のトン当たり五五四円から大正五年には一〇五六円と二倍近くハネ上がったことが大きい。さらに別子鉱山は、大正四年九月第四通洞・大立坑が完成した上に、さく岩機などの機械化によって大量出鉱が可能となった。一方四阪島製錬所でも、同年以降焼鉱炉・転炉の新増設などによって増産が可能となり、加えて大正五年六月の第三回煙害協議会において煙害問題で年間二六万二五〇〇トンに制限されていた銅鉱石の溶解量が、大正五年以降三一万八七五〇トンに増量することが可能となった(その代わり煙害賠償金額は年七万七〇〇〇円から一〇万円へ、また別途寄付金として前年支出された農林業改良奨励費一万八五〇〇円は、三年分納とはいえ一躍二五万円へ引き上げられた)ので、別子の産銅量は大正五年から急増し、前年比一五%増の九〇五二トンを記録した。

伸銅所の関係では、大正三年一月に海軍高官の収賄事件(シーメンス事件)が起こって国論沸騰し、予算のうち海軍拡

張費が大幅に削減され、しかも予算そのものが不成立となり、三月に山本権兵衛内閣は総辞職した。このため、伸銅所の経営は一時危機に瀕した。ところが第一次大戦勃発に伴い、新たな軍事費予算の計上とともに活況が戻り、大正二年の銅及び銅合金製品の生産量三五〇一トンが大正五年には九五二一トンと二・七倍（鋼管の生産においても一四一〇トンから二八九五トンへ二倍）も伸び、好況を満喫することができたのであった。

電線製造所については次節「四　シーメンス事件と住友」、肥料製造所については次々節「五　住友肥料製造所の開設」の各節で述べることとする。

第8表総損益表と第9表総貸借対照表は、総本店（本社部門）以下各店部の損益表と貸借対照表を連結したものである。総損益表のうち、当期総利益の「銅収益」・「山林収益」・「醸造収益」・「運賃収益」・「雑製品収益」・及び「商品販売損益」は、別子鉱業所の売上収入の内訳を示し、同様に「石炭収益」は若松炭業所の、「伸銅収益」は伸銅所の、「電線収益」は電線製造所の、「鋳鋼収益」は鋳鋼場の、また本期間から新たに加わった「金銀収益」と「肥料収益」は、前者は砥沢・大良両鉱業所の、後者は肥料製造所の製造（産出）益と売上益の合計を示している。大正五年の当期純損益が、第5表店部別純損益の合計額と一致しないのは、第9表の註に示したように、期末に開業した上海住友洋行とこれまた期末に開設された大萱生鉱業所において報告未達という事態が生じたためである。

（単位：円）

5年末
23,158,354.22
10,974,187.16
3,315.16
52,860.79
5,122.52
87,726.80
1,637,916.58
6,159,337.80
863,220.56
—
298,049.13
339,741.31
33,956.60
251,047.89
463,405.66
72,747.76
602,133.47
74,507.21
353,955.20
701,849.08
97,963.57
89,209.47
Δ3,900.86
1.36
15,931,662.98
2,563,060.36
41,818.32
1,084,318.37
2,023,944.76
138,084.77
471,789.26
170,333.72
33,188.10
83,990.01
306,627.90
673,299.98
62,309.57
118,676.72
385,874.76
45,897.34
7,793.84
882,975.29
14,800.00
260,867.70
430,341.09
4,257,857.60
234,624.35
—
681,325.32
957,863.85
7,226,691.24
—
—

第8表　総損益表

科　目	大正2年末	3年末	4年末
当期総利益	11,374,914.32	12,123,818.48	13,649,843.78
銅　収益	5,193,889.03	4,773,527.95	5,737,693.84
金　銀収益	—	—	—
山　林収益	39,834.89	22,942.71	27,381.73
醸　造収益	12,970.00	28,111.20	23,412.40
運　賃収益	82,705.98	76,123.36	76,743.74
石　炭収益	1,731,452.88	2,027,948.90	1,673,368.46
伸　銅収益	1,477,956.44	2,048,029.07	3,128,386.75
電　線収益	337,557.20	484,479.13	361,156.82
鋳　鋼収益	545,768.81	571,262.94	242,396.49
肥　料収益	—	—	46,162.11
雑製品収益	169,459.77	218,909.93	369,772.11
商品販売損益	55,199.51	21,018.85	43,492.61
公債利息	228,832.35	227,185.19	226,661.08
株券配当金	389,316.10	394,700.51	385,239.55
耕地収益	121,261.55	86,573.07	60,379.03
倉庫保管料	288,018.13	322,613.55	379,835.20
賃　貸　料	75,293.31	74,819.13	75,163.33
諸手数料	186,982.30	189,412.72	217,332.60
雑　益	378,711.82	400,811.24	382,981.27
営業費戻入	59,213.37	107,641.54	115,601.04
利　息	Δ525.24	45,738.55	76,476.25
有価證券原価差損益	1,016.12	1,968.94	207.37
為替差損益	—	—	—
当期総損失	8,380,763.02	9,199,835.06	9,770,941.32
賃　銀　費	2,169,971.95	2,226,841.08	2,101,741.06
営業雑給	35,698.50	39,447.88	41,113.20
燃　料　費	754,737.68	989,720.54	935,367.36
営業常用品費	1,142,817.50	1,279,165.14	1,389,443.43
営業営繕費	61,469.03	54,908.52	66,035.18
運　送　費	431,202.30	454,076.15	427,312.38
販　売　費	80,952.99	95,089.02	119,060.73
営業賃借料	19,593.25	20,242.08	26,208.80
営業保険料	38,424.56	44,134.48	42,714.69
営業雑費	182,366.00	205,991.28	220,045.46
俸　給	545,892.24	619,843.21	655,353.90
雑　給	66,448.89	68,065.99	67,878.18
旅　費	72,782.20	58,447.15	54,755.46
諸　税	330,533.22	355,560.00	349,523.74
営　繕　費	31,809.20	44,450.39	39,399.80
賃借及保険料	5,256.88	4,998.63	5,278.32
雑　費	412,589.22	434,042.84	415,979.32
特別報酬金	14,400.00	13,100.00	13,100.00
別　途　費	66,171.63	191,509.02	724,947.89
本　家　費	238,924.18	218,734.27	219,453.82
賞　与	481,068.32	594,145.42	672,413.10
固定財産原価差損益	51,974.67	38,368.03	11,001.70
営業品原価差損益	42,932.25	34,560.20	19,151.38
雑　損	235,492.71	217,630.65	279,519.62
償　却	867,253.65	896,763.09	874,142.80
当期純損益	2,994,151.30	2,923,983.42	3,878,902.46
鋳鋼場純損益	—	—	43,830.17
計	—	—	3,922,732.63

註：大正4年下半期の総損益表は鋳鋼場を除いているので純利益のみ加算した。
　　大正5年の当期純損益は報告未達のため第5表の合計と一致しない。詳細は第9表註参照。

総貸借対照表のうち、大正四年鋳鋼場の株式会社への移行によって鋳鋼場分は削除された。

大正五年の諸貸付金・仮入金・銀行借入金については、本社部門で既に説明した通りである。

「総財産」勘定のうち、「財産」勘定は、前章「住友総本店(上)」で述べたように第7表本社部門の「営業資本」勘定と欄外に注記した「営業外固定財産」勘定の合計額である。「営業資本」及び「営業外固定財産」の概念については、同じく「住友総本店(上)」を参照されたい。

利益処分については、好決算の結果第10表の通り、余裕のある処分方法となっている。会計規則積立金は、これまで年間五万円であったものを、大正二年から七万円へ積み増しすることができた。この結果第二節で述べた通り、これら遠計口・貯蓄口・積立口の三種の積立金の運用利息の元本繰り入れと合わせて、積立金残高は累増し、大正五年末には五〇〇万円近くに達した。なおこの第11表の積立金の運用残高と貸借対照表上の積立金残高に差異が生じているのは、会計規則積立金については利益処分により積み立てられる年度が両者同一であるが、諸積立金利殖高積立金については運用残高ではその年度末に表示されるのに対し、貸借対照表では利益処分に合わせて翌年度末に表示される結果となるためである。

（単位：円）

5年末
59,501,289.76
4,516,764.11
3,252,917.31
1,039,328.86
5,011,130.55
182,206.00
115,288.00
2,849,319.80
1,134,330.13
604,580.41
11,711.93
1,533.90
5,998.28
1,025.00
3,284,802.08
185,575.00
16,319,151.74
3,471,226.48
781,104.26
925,139.64
2,357,206.57
3,078,989.25
40,484.16
1,503,075.86
465,493.50
2,881,576.71
885,261.24
2,401,827.33
51,804.05
74,796.00
1,726,233.58
341,408.03
59,501,289.76
37,038,174.43
4,658,703.71
807,570.12
5,108,371.54
1,216,852.32
256,096.45
1,356,446.36
1,740,288.61
8,877.86
3,750,000.00
1,441,588.66
2,118,319.70
—

替の遅れと損失643.97円

第９表　総貸借対照表

科　目	大正２年末	３年末	４年末
借　方	38,042,102.96	40,700,797.30	45,059,814.63
固定財産・土　地	3,548,908.35	3,645,212.62	3,771,521.97
鉱　山	3,484,706.31	3,580,591.14	3,386,936.23
山　林	952,390.43	979,082.86	1,017,237.71
建設物	4,172,780.31	4,045,840.25	3,671,395.07
鉄　道	238,466.00	212,063.00	190,501.00
船　舶	130,110.00	140,237.00	127,515.00
機　械	2,944,289.33	2,854,255.90	2,749,228.53
什　器	928,583.42	971,797.65	1,057,923.55
所有品・準備品	381,086.95	571,103.00	506,881.88
木　材	2,806.57	1,783.17	3,891.77
薪　材	16.39	14.09	582.23
米　穀	22,282.82	16,055.04	6,343.39
乳　牛	2,157.00	1,642.00	1,670.00
有価證券・国債證券	3,219,690.27	3,193,635.51	4,137,842.88
地方債券	185,575.00	185,575.00	185,575.00
株券	8,610,897.74	8,355,011.74	9,895,806.74
起業支出	1,449,262.29	2,563,223.35	3,687,575.15
営業品・産出品	614,552.91	839,744.35	872,218.12
製　品	571,458.47	440,787.31	547,664.49
半製品	1,321,818.35	1,007,653.57	1,311,535.21
原料品	563,880.21	974,848.77	1,294,222.81
商　品	76,337.85	56,651.23	49,591.59
貸金・諸貸付金	107,053.87	136,975.55	129,015.54
手形・受取手形	185,115.81	263,700.65	196,541.98
取引先・掛売金	1,403,847.50	1,165,721.55	1,368,092.38
雑・仮出金	676,119.33	353,976.54	1,189,179.20
預ケ金・銀行預金	1,938,345.20	3,085,856.94	2,784,030.48
現　金	33,070.98	14,444.22	15,455.59
創業費	15,378.62	113,868.82	189,117.69
積送品	261,114.68	929,073.00	714,721.45
報告未達	—	371.48	—
貸　方	38,042,102.96	40,700,797.30	45,059,814.63
総財産・財　産	29,185,607.31	31,454,858.80	33,964,168.38
積立金	3,733,803.77	4,031,260.09	4,341,546.89
準備積立金	628,470.92	576,164.41	689,925.14
前期純損益	1,392,877.24	1,383,705.79	1,917,147.80
預リ金・諸預リ金	965,187.04	1,034,378.23	1,125,501.62
取引先・掛買金	126,254.62	47,481.79	164,824.88
委託主	20,898.51	11,370.09	292,135.96
雑・仮入金	54,187.56	44,495.07	80,640.67
未払金	3,770.80	3,720.30	7,934.73
銀行出納・銀行借入金	—	—	—
受　託	329,748.29	573,085.10	514,232.10
当期損益・当期純損益	1,601,274.06	1,540,277.63	1,961,754.66
報告未達	22.84	—	1.80

註：大正５年末の報告未達は期末に大萱生鉱山を336,000円で買収したことによるその固定財産勘定への付の未計上及び上海洋行の損失が4,721.63円から4,896.38円へ修正されたことが主な原因である。

（資料12）

此度臨時特別賞与御給与相成候主意ハ、近年営業成績良好ニ向ヒ、今年ニ至リ殊ニ其度ヲ加フ、傭員等勤勉之効亦不少トイフベシ。就テハ、大ニ此収益ヲ割キ、之ヲ傭員等ニ給与シ、以テ均霑共楽セシメントノ義ニシテ、家長ノ深厚ナル芳情ニ出テタルモノニ有之候。傭員等ニ於テハ、篤ト此意ヲ了会シ、感激奮発、愈忠実ニ、益勤勉ニ、各其職務ニ尽力シテ、以テ報効ヲ謀ラザルベカラザルコト、存候。

而シテ御給与相成候資材ハ、徒ラニ消費スルコトナク、之ヲ恒産トシテ、其貨殖ヲ謀リ、以テ各自ノ恒心ヲ養ヒ、専心一意職務ニ従事スベキコトト存候。傭員等、固ヨリ適当ノ心得有之事トハ存候得共、家長御主意ノ在ル所ヲ明示シ、且為念小職之存慮ヲ申述〆候。

右訓示ス

大正五年十二月二十三日

総理事　鈴木馬左也

（資料13）『住友銀行史』（昭和三十年）七四頁

住友総本店ニ対スル資金融通ニ関スル件

一、住友総本店ニ於テ必要トスル場合ニハ、住友製銅ヲ担保トシテ時価八掛以下ノ標準ヲ以テ融通ヲ為スコト。但其利率ハ商品担保最低歩合ニ依ルコトトス。

（単位：円）

5年
7,225,872.52

70,000.00
270,487.66
50,000.00
50,000.00
14,100.84
6,771,284.02

（単位：円）

増加高
252,233.26
348,616.51
256,933.74
318,866.61
277,456.32
310,286.80
317,156.82
340,487.66

表10表　利益処分

科　　目	大正2年	3年	4年
純　利　益	2,994,151.30	2,923,983.42	3,922,732.63
総純益金分配内訳			
会計規則積立金	70,000.00	70,000.00	70,000.00
諸積立金利殖高積立金	227,456.32	240,286.80	247,156.82
総本店建築準備金	50,000.00	50,000.00	50,000.00
相続税準備金	50,000.00	50,000.00	50,000.00
同上利殖高積立金	9,363.82	13,760.73	17,644.98
上記特別支出差引営業資本へ組入	2,587,331.16	2,499,935.89	3,487,930.83

第11表　積立金増加一覧表

年末残高	遠計口	貯蓄口	積立口	合　計
明治42年	978,119.38	839,836.04	941,431.49	2,759,386.91
43年	1,074,348.94	943,381.88	1,090,272.60	3,108,003.42
44年	1,151,633.15	998,579.66	1,214,724.35	3,364,937.16
大正元年	1,217,539.55	1,048,150.36	1,418,113.86	3,683,803.77
2年	1,303,131.33	1,109,764.61	1,548,364.15	3,961,260.09
3年	1,392,753.60	1,173,451.38	1,705,341.91	4,271,546.89
4年	1,483,849.09	1,238,906.56	1,865,948.06	4,588,703.71
5年	1,580,269.98	1,308,182.09	2,040,739.30	4,929,191.37

二、住友伸銅所並ニ住友電線製造所ニ於テ、住友製銅ヲ買入レタル場合ニ其代金ニ対シテ神戸住友製銅販売店振出ニ係ル住友伸銅所又ハ住友電線製造所宛株式会社住友銀行ヲ受取人トスル為替手形ヲ割引ノ方法ヲ以テ、株式会社住友銀行ヨリ融通ヲ為スコト。但其利率ハ普通商業手形ノ例ニ依ルコト。

三、住友若松炭業所ノ石炭ヲ住友伸銅所、住友電線製造所又ハ株式会社住友鋳鋼所其他ノ店部ニ於テ買入レタル場合ニ、其代金ニ対シ住友若松炭業所振出ニ係ル前記各店部又ハ会社宛株式会社住友銀行ヲ受取人トスル為替手形ヲ割引ノ方法ヲ以テ、同行ヨリ融通スルコト。但其利率ハ前項ノ例ニ同ジ。

四、前記各項ノ外、株式会社住友銀行ハ、住友総本店ニ於テ必要トスル場合ニハ随時金参百万円以内無担保ヲ以テ融通スルコト。但其利率ハ同銀行ニ於ケル同種貸金ノ最低利率ニ依ルモノトス。

五、尚其他住友総本店ニ於テ必要ノ場合ニハ、相当有価証券ヲ担保トシテ同銀行ヨリ可成便宜ノ方法ヲ以テ融通ヲ為スコト。但其利率ハ同種貸金ノ最低歩合ニ依ルコト。

以　上

右大正五年十二月十九日当行重役ト住友総本店ト申合ヲ為シタル際、重役会ノ決議ヲ了シタルモノナルモ、当時記録ヲ作成セザリシヲ以テ茲ニ本書ヲ作成ス。

四　シーメンス事件と住友

住友電線製造所が、明治四十四年（一九一一）八月、住友伸銅場から分離独立し、その結果新工場を建設しようとする動きにあったことは、前章「住友総本店(上)」で述べた。

明治四十五年一月、支配人西崎伝一郎は、総本店に対しその新工場適地として島屋新田（現大阪市此花区島屋一丁目、住友電気工業(株)大阪製作所）を報告し、三月にも再度現地を視察した。四月日本電気協会第二十七回総会の翌日、会員が住友電線製造所を見学した際、西崎は「近き将来に於て、他に地を卜して設備の改善と事業の拡張とを行う計画を立て着々進行しつつある」と報告した(14)。

六月には家長もまたこの候補地を視察した。島屋新田は、明治十一年住友家が一六万七〇〇〇坪を買収したことに始まり、以後住友家の経営地となっていた。

このように明治四十五年半ばには、新工場の立地は、ほぼ島屋新田に決定されたものとみられていたが、実際に西崎支配人が鈴木総理事に新工場建設の申請を行ったのは、約一年後の大正二年(一九一三)五月九日のことであった。新工場建設の決定が何故にこのように遅延したのか。前章で述べた通り、この間湯川理事は、新工場建設にドイツ・ジーメンス社の技術を導入すべく、その日本法人シーメンス・シュッケルト電気株式会社(SSDKKと略称)社長ヘルマン(Victor Herrmann)と交渉を続けていたものと思われる。そしてこの五月九日に西崎支配人が、新工場建設の申請を行ったということは、五月初めにこの交渉が大筋で合意に達したことを示すものと受け取られる。五月二十日第一回主管者協議会において鈴木総理事は、電線製造所の問題について触れ、電線製造の事業が有利と判断しむしろ先鞭をつけておきながら、今日では住友は他社の後塵を拝していると反省し、その原因として、英人ゴダードという人がいたために慢心し、人について誤ったこと、資本供給を十分にしなかったこと、世界の発展について観察を怠ったことをあげた(資料3)。これは、裏返せば住友としてこれらの弱点を克服できる体制が整ったことを言外に示したものであろう。

他方ジーメンス社では、ヘルマンと湯川理事との交渉の進展に伴い、同月ヘルマンの前任者で在日二十年余の経験を有するベルリン本社海外事業本部東アジア担当(日本を含む)支配人ケスラー(Hermann Keßler)を日本に派遣した。ジーメンス側にも日本における国産化、保護主義の動きに対し現地生産のパートナーを求めていたという事情があった。

五月二十四日須磨別邸処務報告書によれば、「ケスラア、ヘルマン、ドレンクワン(SSDKK強電部長)三氏午餐ニ御招待、主人側家長公、鈴木総理事、中田、湯川、久保理事、山下芳太郎(製銅販売店支配人)、小倉正恒(総本店副支配人)、西崎伝一郎(電線製造所支配人)、秋山武三郎(同副支配人)」とあり、このようにケスラーと家長、鈴木総理事の会談がセットされたということは、上記の合意が整ったことを裏付けるものであろう。この会談の前後にケスラーは、電線製造所を視察し、新工場の建設計画についても説明を受けた(15)。

五月三十日、総本店は電線製造所の新工場建設計画を認可し、八月十一日埋立工事に着手した。

六月九日、秋山武三郎は欧米出張に出発した（この発令が五月八日付であることも、五月初めの合意成立説を補強するものである）。

六月末帰国したケスラーは、出張報告を行い、住友は他社に比し見劣りはするが、新工場の建設を計画しており、これに対しジーメンスとして売り込みも可能なので、住友とのケーブル合弁を「以前立案された（ケーブルの日本現地生産）計画を実行に移す上で唯一最良の機会」と提案し、さらに住友が海軍に対する伸銅品や綱管の独占的納入業者である点を高く評価し、「その点にも、この企業との提携の重点があり、それはむしろケーブル製造より重要なくらいである」と述べている。[16] さらにケスラーは、八月本社取締役会で、日本企業の追い上げに対しケーブル合弁にとどまらず、小型電気機器についても日本での現地生産が必要であると報告し、当面はSSDKKの神戸作業所を拡充するとしても、「たとえば住友の如き資金状況の点で恵まれた日本のコンツェルン」と組んで、本格的な電機製造工場を合弁で建設することを提案した。[17]

しかしケスラーにとって不幸なことに、丁度この頃ドイツ本国は不況のドン底にあった。八月末取締役のナターリス（Hugo Natalis）は、現地生産の有効性を認めながらも、その直接投資はジーメンスとして主導権を握るのに必要最小限なものにとどめるべきだと主張し、海外業務本部長カール・フリードリッヒ・フォン・ジーメンスは、九月六日SSDKK社長ヘルマンに書簡を送り、住友との交渉に関連して、現下の財務状態から、株式の過半数を所有するための資金調達が困難であると明言し、なおかつジーメンス社がイニシァティブを確保するために、技術提供報償金としての無償株の獲得、住友からの電気精銅設備の受注、新合弁会社のジーメンス製品輸入業務の兼営などを指示した。[18]

九月二十三日、渡欧した秋山は、英国を経てベルリンに到着し、早速ケスラーを通じジーメンス社ケーブル工場の見

学を行ったが、それは表面的なもので、交渉が成立しない限り、秋山の希望する工程は見せてもらえないだろうと報告してきた(資料14)。この後秋山は、米国を経て十二月五日帰国した。

大正三年初頭、住友とジーメンスの暫定的合意が成立した。それによると製造品目は、強・弱電用ケーブルで、海底ケーブルは除外された。工場用地は、住友側が新会社に貸与し、それを除く建設費は第一期分として約一二五万円、それに運転資金約七五万円を加えて、新会社の資本金は二〇〇万円とされた。出資比率は住友六〇、ジーメンス四〇で、ジーメンスの四〇のうち若干は、技術提供の見返りとして、住友が払込み無償譲渡される。出資比率に応じ、取締役会乃至監査役会の構成比率も住友三、ジーメンス二となっていた。

新会社の主導権は住友が握り、ジーメンスは技術面を担当して、現在及び将来にわたって技術・ノウハウを提供する義務があり、必要に応じて日本人技師・職長・職工をドイツ本社で養成することも定められた。

販売地域として住友は、日本、中国、満洲、シベリアの他、インド、オーストラリアを含むアジア全域を希望したが、ジーメンスは同意しなかった。新会社が製造しないケーブルについては、新会社はジーメンス製品を輸入販売することで合意した。原料銅は、差し当たり他社製電気銅を購入するが、別子で電気精錬を行うため、住友はジーメンス製電気精銅設備を導入することが決定された(19)。

この合意は、SSDKKと住友の間の合意で、ドイツ本社の承認を得ていなかった。SSDKKの申請に対し、ドイツ本社は住友に過半数を認めるわけにはいかないとして、四月再交渉のため前取締役会長ベルリーナー(Alfred Berliner)を来日させた。しかしこの間に日本国内では重大事件が発生した。

すなわち大正三年一月、前年末に開業した東京販売店支配人川田順は、海軍省に艦政本部第四部長藤井光五郎機関少将を表敬したが、少将は「机に頬杖突きながら億劫そうに応対して、少将の顔は非常に陰鬱なので病気ではないかと、

私は心配した。」[20]

藤井光五郎は、明治四十一年三月造船監督官から横須賀海軍工廠造機部長に就任した（大正二年六月住友に入社して伸銅所長になった小幡文三郎もこの時の異動で呉海軍工廠造船部長から横須賀海軍工廠造船部長に転じ、藤井の同僚となった。なおこの時の工廠長は松本和海軍少将であり、松本は八月艦政本部長に栄転した）。明治四十三年住友では伸銅場の管棒工場の大拡張に当たり、三月藤井が巡洋戦艦「金剛」の建造を英国のヴィッカース社かアームストロング社のいずれに発注すべきか調査のため英国へ出張したので、藤井に対し設備機器の買い付けと英国人技師・職長の雇用につき、斡旋を依頼した経緯があり、以後藤井とは特に親しい関係にあった。藤井は同年九月帰国、十二月機関少将に昇進し、同時に艦政本部第四部長に栄転した。総本店処務報告書には、明治四十五年二月藤井光五郎氏母堂死去に付香料二〇円（家長名義）、大正二年九月藤井機関少将夫人死去に付香料二〇円（家長名義）の記録が残されている。

大正二年秋、ＳＳＤＫＫの元社員カール・リヒテルという男が、会社の秘密書類を盗み、これをタネにＳＳＤＫＫ社長ヘルマンを脅迫していたが、相手にされないので、この秘密書類をロイター通信社東京特派員アンドリュー・プーレイに売りつけておいて、自分はドイツ本国に帰りジーメンス本社を恐喝して逮捕された。

一方リヒテルから書類を入手したプーレイは、リヒテル同様ヘルマンを脅迫していた。十一月十七日ヘルマンは、斎藤実海軍大臣を訪ね、この秘密書類にコミッションを受け取った海軍軍人の名前が上がっているので、公表されては困るからプーレイを逮捕してくれるよう要請した。しかし斎藤海相は、帝国海軍軍人にコミッションをとるような者はいないとヘルマンの要請を拒絶した。やむなくヘルマンは、プーレイから秘密書類を買い取りこれを焼却した。斎藤はこの秘密書類に名前が上がっている海軍軍人は、藤井であることをヘルマンから知り、川田の証言によれば大正三年初めには藤井に伝えられていたものと思われる。

このように日本国内の動きは抑えられていたが、一月二十三日外電によって、リヒテルがドイツ本国での裁判で懲役二年の求刑を受けた際、ジーメンス社が日本海軍からの受注について藤井に売上の二・五％のコミッションを渡していたことを暴露した。このジーメンス事件そのものは、結局ドイツ・ジーメンス本社が飽くまで秘密書類を公表しなかったために、藤井の収賄の事実は立証されなかったが、海軍省は、一月二十八日査問委員会を設け、藤井を取り調べた結果、シーメンス事件とは別に、かつて藤井がその発注に関与した巡洋戦艦「金剛」をめぐり、ヴィッカース社から三〇万円余、その他補機類につき英国の各社から合わせて六万円余計三六万円余の賄賂を受け取っていた事実が発覚し、当時の艦政本部長松本和中将（この時呉鎮守府司令長官）もまたヴィッカース社代理店三井物産を通じ四〇万円余の賄賂を受け取っていたことも明らかとなり、両者は海軍高等軍法会議にかけられた。

一方東京地方裁判所小原直検事は、この二月から三月にかけて、三井物産初め、三菱造船、川崎造船など海軍と関係の深い企業の捜索を行った。住友総本店に対しても、三人の検事が来阪して取調が進められたが、幸い上記の通り、藤井に対する金銭関係は、社交的儀礼の範囲内にとどまっていたので、容疑は晴れた[21]。当時の海軍に納入する住友の製品は、材料や部品で艦艇や機器類のように他社との競争で受注が決定されるものではなく、多くは独占的な納入であったから賄賂を贈る必要がなかったともいえるのではないだろうか。藤井の遣り口からすれば、住友から受け取るのではなく、たとえば伸銅場が英国から買い付けた機械類の斡旋の際に、英国の機械メーカーから藤井がなにがしかのコミッションを得ていたことは十分考えられることである。

三月二十四日、事件の影響で海軍大将山本権兵衛内閣の海軍拡張予算案は貴族院において否決され、内閣は総辞職せざるを得なくなった。シーメンス事件によるSSDKK社長ヘルマンの収監とそれに続くヴィッカース事件は、住友総本店に強い衝撃を与えたと思われるが、四月初めに来日したベルリーナーとの交渉は再開された。この結果四月十三日

交渉は一応合意に達し、契約書と新会社の定款が作成される運びとなった。

主な変更点は、出資比率の対等化であった。二〇〇万円の資本金は、一対一の同率出資となり、技術提供報償金として三〇万円分が住友から提供されるので、実際の払込比率は六・五対三・五となった。将来の増資の引き受けも一対一で、両者の出資比率が対等に保たれるようにされた。またこれに応じて役員派遣も対等となり、社長は住友から、副社長はジーメンスから出されることになった。その他工場用地は、新会社に賃貸ではなく売却すること、新会社の販売地域では焦点の中国は両者の自由営業地域とすること、新会社が必要な設備機器をジーメンスから購入するとしていたのを新会社だけでなく、住友総本店全体が購入義務の対象となるなど住友側の譲歩が目立った[22]。

この契約書は五月末に正式に取り交わされることになっていたが、その直前五月十四日、住友総本店は、一転してジーメンス社に対し交渉打ち切りを通告した。その理由は、シーメンス事件であった。湯川理事はシーメンス事件にもかかわらず交渉を続行してきたが、政府・海軍への聞こえを慮る家長の強い意向に逆らえなかったというのが、住友側の理由であった。

それでは何故この交渉の最終段階において家長は、中止を決断したのか。この時点で家長の決定に強い影響を与えたのは、次の二点であったと思われる。

ひとつは、この間にシーメンス事件が関係者の責任を問う方向に進展したことである。この事件との係わりを憂慮していた住友側は、すでに四月十三日のベルリーナーとの会談で、鈴木総理事から本件の成否がヘルマンの取調べの結果如何にかかっているとジーメンス側の注意を喚起していた。中止を告げた五月十四日は丁度その一カ月後に当たっていたが、この間四月二十五日にはジーメンス社関係でヘルマン等五名、ヴィッカース社関係で三井物産岩原常務等六名の予審が終結し、東京地方裁判所の公判に付されることになった。この結果三井物産の役員は解任され、海軍高等軍法会

議における松本中将や藤井機関少将の有罪も決定的なものとなった。

大阪朝日新聞は、これを受けて四月末から五月初めにかけて、「問題の三井」と題して「三井男は重役連の斯の如き非国家的行動を社務に熱誠なる余りと評した」が「斯の如き社務の熱誠は国を害し民を損う恐ろしき熱誠である」と三井批判のキャンペーンを展開した。三井家と姻戚関係にある家長にとって、これは決して他家のことと座視し得なかった筈である。事実刑事責任を免れたとはいえ、三井物産代表取締役社長三井八郎次郎は、道義上の責任をとって七月の株主総会で辞任せざるを得なくなった(23)。

他の一点は、鈴木総理事が五月二十八日の主管者協議会の訓示の中で紹介した中田理事が某海軍大佐から聴取した一件である。この聴取の時期は訓示原案作成の過程から丁度この頃に当たる。それは藤井機関少将が家宅捜査を受けた際、生計が非常に贅沢で一〇〇万円位の身代でなければできない程度であった。そこで多分その資力は住友が出したのではないかという憶説が海軍部内で流れたということであった(24)。幸い住友総本店が今回の事件と無関係であったことは明らかになったが、そのような嫌疑をかけられた住友が、事件の当事者であったジーメンス社と合弁会社を設立するということは、家長としては堪え難いことではなかったかと思われる。

以上のような家長を中心とする住友の経営姿勢は、ジーメンス側からも、さらには住友内部の実務者からも理解を得られず、したがって本件に関するこれまでの記述は右のような経緯に触れていない。SSDKKの見方は、住友の申出は表面上の理由で、住友がジーメンスとの提携を断念して独力で新工場を建設するというのは、住友の技術者がジーメンスに対する譲歩を不満として提携に反対したからだというものであった(25)。

他方、住友側の資料としては、わずかに電線製造所支配人西崎伝一郎の談話を「時恰も欧州戦争勃発直前の事とて、日独間の風雲又急迫を告ぐるに至り、ヘルマン急遽帰国したる為め、(五月十四日)シーメンスとの交渉遂に断絶の止む

なき結果に終り、（五月二十日埋立工事竣工）新工場拡張に関する凡ての企劃設計は、結局我々の手に依って苦心惨憺の末、漸く当時の恩貴島新工場が出来上がった訳である。」と記したものが残っているだけである。しかし社史執筆者は、「その頃に於いて日独間の風雲急迫をいうのは早きに失するようであるが、欧州の形勢不穏によって帰国したものであろうか」と疑念を表明している。[26] ヘルマンは帰国どころか、シーメンス事件によって七月十四日東京地方裁判所において証拠湮滅罪で懲役一年（執行猶予三年）の判決を受けることになるのである。

電線製造所が依然として技術導入を必要としていたことは、大正九年日本電気を介在させ、米国ウエスターン・エレクトリック社と提携したことでも明らかであり、さればこそ湯川理事はシーメンス事件の進展をみながら、譲歩を重ねても、何とかジーメンスとの合弁会社設立をまとめようと努力したのではなかったか。それが最後に家長の鶴の一声によって挫折し、ジーメンス社との交渉そのものが闇に葬られるに至った。西崎支配人の苦渋に満ちた談話は、この間の事情を余すところ無く物語っているのではないだろうか。湯川理事としては、ジーメンス側に対し、率直に事実を明らかにする以外途はなかったのである。

住友とジーメンス社の提携問題は、かくしてシーメンス事件ひいてはその根源にあるジーメンス社の商法そのものに対する彼我の認識の相違というものが、最後に表面化して結実するには至らなかった。事件が落着した大正三年十二月、家長は「住友がこれに関係がなかったということを喜ばれ、早速私の父（伊庭貞剛、当時滋賀県石山に隠退していた）に蕭白の楼閣山水の屏風を贈り、これは父の人物養成がよかったからだといって謝意を表された」[27]（伊庭貞剛令息勝弥談）ということである。

（本稿執筆に当たり、大阪大学助教授竹中亨先生のジーメンス社史料に基づくご研究を参考にさせて頂いたことを厚く感謝する。ただし本稿の叙述の責任はすべて筆者にある）

（資料14）

湯川理事殿

十月九日

西崎伝一郎

拝啓、陳者本日秋山氏より九月廿三日伯林にて認候書状着致候、其一節に其後シーメン工場視察に関する記事有之、即ち左之通り御座候。

「昨朝始めてケスラー氏と相会し、数日間工場見学の事を依頼致候処、ケーブル工場の Director と相談すべしとの事に有之、本日参観致候。見学としては目下シーメンより提出の条件確定之上ならでは、絶望に有之。ケスラー自身すらも自由に工場に出入し得ざる旨申居候。工場 Director の案内に候得ば、真の表面而已に有之、就中 Rubber Mill の如きは、遠方より見たる而已、それに Compounding は四本許り同時に作業致居り、余程変り居り候得ば、今回は是非取調へ呉んと心掛居候も、之亦得る所無きに終り、残念に有之候。当地観察は、予期に反し、Detail に関しては、得る処無きに終り之を以て殆と終局に達し候事と覚悟致候。」

尚前節に左の通り記載有之候。

「ケスラー自身としては充分に小生の見学に対し、便宜を与え度ものと見受候も、中々自由に相成さるものと見受候。ケーブル工場はランプ工場と相並んで出入取締厳重なるに加へ、中々容易ならざるものと被存候。ケーブル工場の Manager は、重役なる Director なるも、ケスラー氏は普通の Director にして、所謂日々の通勤に対し自動車の送迎に預り得さる方の Director なる由に御座候。」

右之二節にてシーメン視察の顚末程度及秋山氏の同社に対する感想頗る明白に有之候。当方打電は廿五日首記視察は、

其以前に候。本邦同社支店よりケスラー氏御返事ありたるや否やは不明に御座候。
文中、ゴムミル及コムパウンドに関する義は、大体より見れば些細之事にて、其為、之視察の結果を遺憾と為す程之事に無之、特に之迄の他所の視察より、最早欧州プラクティスの一般は相分居候筈に付、支問無之事を御承知被下度候

敬具

五　住友肥料製造所の開設

住友の化学工業の歴史は、明治六年（一八七三）、当時別子支配人であった広瀬宰平が、生野鉱山出仕によって知己を得たフランス人技師コワニェに別子鉱山の視察を依頼したことに始まる。コワニェは別子視察の結果、貧鉱を湿式収銅法によって処理し、その工程で産出する硫酸鉄から硫酸を製造すれば一石二鳥であると助言した。(28)

この湿式収銅は、明治九年沈澱銅試作に成功し、翌十年にはその過程でできる硫酸鉄を製造した。これに基づき湿式収銅所は明治十三年に竣工した。住友最初の化学品となった硫酸鉄は、「緑礬」と呼ばれ、染色・インク原料、防臭・殺菌の薬剤として用いられたが、化学工業の未発達な当時においては、買い手も少なく廉価だったので、採算がとれず、十五年には製造は中止された。(29)

明治十九年四月、住友家は元東京大学理学部教授岩佐厳に別子視察を依頼し、その意見を求めた。岩佐は、別子鉱石の低品位・多硫黄という性質から、やはり収銅の副産物として硫酸銅・硫酸鉄・硫酸ソーダ・硫酸苦土（マグネシウム）などを採集して収銅量の足しにすること、その設立場所は、用地と用水の関係から新居郡角野村字山根（現新居浜市角野新田町）とするという意見書を提出した。(30)

住友では、この岩佐の上申に基づき、岩佐を技師として採用して明治十九年十一月貧鉱処理のための湿式製錬所の建設に着工し、二十一年五月完成した。山根製錬所では、発生する亜硫酸ガスを硝酸ガスと混和して鉛室に送り、鉛室硫酸を製造したのが特徴であり、一日三〇〇〇ポンドの鳶色硫酸製造能力があった。その他収銅後の廃液には、硫酸銅（胆礬とも呼ばれる、丹礬は誤用）・硫酸鉄以外に極めて微量の酸化コバルト（〇・〇七％）が含まれていたので、これの抽出も企て、一日一〇ポンド余を得るのに成功した。これは、わが国における最初の酸化コバルト製出で、陶磁器の絵付け顔料として諸外国に比べて遜色のないコバルトブルーを呈していた。(31)

明治二十六年には山根製錬所は、湿式収銅の不成績により、むしろ硫酸製造に特化すべきであるとの意見が出され、創業以来最高の三〇万ポンド（一三六トン）の硫酸を製造したが、技術的な問題から本来硫酸製造用となるべき亜硫酸ガスの大半が生子山（しょうじやま）の大煙突から排出され、洋式製錬が拡張された新居浜製錬所の排煙とともに周辺の田畑山林に対する煙害問題が発生した。すなわち製錬作業が別子山中で行われている時には、海抜一〇〇〇メートルもある高所であったため、亜硫酸ガスによる煙害は、特定の山林や作業場を損傷するにとどまったが、製錬所が山根、新居浜と山麓から平野部に移行するにつれ、また試験操業から本格操業に進むにつれ、煙害は社会問題化するに至った。(32)

煙害問題とともに硫酸についても、大阪硫曹会社や大阪舎密（せいみ）製造会社などの国内メーカーとの競争にも敗れ、販路の拡張も化学工業の未発達な当時のわが国では零細企業が主たる消費者であり、多くは望めないということで、山根製錬所は、明治二十七年十二月操業を中止し、翌二十八年二月閉鎖された。(33)

他方新居浜製錬所について、伊庭貞剛別子支配人は、煙害補償だけでは根本的解決にはならないと考え、新居浜製錬所の全面的移転を図るため、明治二十八年十一月瀬戸内海の孤島四阪島（しさかじま）を購入した。四阪島製錬所は、明治三十年二月着工し、三十七年七月工事の一部が竣工した。製錬所を四阪島に移転した経緯からすれば、四阪島移転後煙突から排出

される煙は陸地に達する前に拡散消滅し、煙害はすべてなくなるはずであった。しかし製錬所が明治三十八年一月本操業を開始すると、越智・周桑両郡の各村から煙害の叫びが起こった。その後年を経るごとに煙害は従前よりいちだんと激しくなり、明治四十二年には、鉱害・煙害問題は、四阪島製錬所だけでなく、足尾・小坂・日立など諸鉱山についても論じられるようになった(34)。

明治四十二年七月、和歌山県知事から愛媛県知事に転じた伊沢多喜男（後、警視総監・貴族院議員、この後四十四年七月住友に入社し総本店副支配人となった大平駒槌（おおだいらこまつち）とは大阪の第三高等中学校入学以来、帝国大学法科大学を通じての友人であった。後に首相となる浜口雄幸・幣原喜重郎も同じ仲間である）は、四十三年八月農民側と住友の調停の時期が来たと判断し、両者の意見を聞いて、その実現に向かって動きだした。農商務省を会場とする第一回の協議会は十月末から開催された。両者の協議は難航したが、十一月に入って、交渉は妥協した。

その内容は、住友が、四十一～四十三年の三年分の賠償額として農民側に二三万九〇〇〇円を支払い、その後の四十四年以降の分としてこの三年分を三分して、毎年七万七〇〇〇円を支払うというものであった。また三十八～四十年の既往三年分については、大臣裁定で住友は一〇万円を支払うことになった。次に鉱量制限については、年間の処理鉱量を五五〇〇万貫（二〇万六二五〇トン）とし、米・麦重要期間三十日間は処理鉱量を一日一〇万貫（三七五トン）に抑え、最重要期間十日間は製錬作業を中止するというものであった(35)。

このように煙害問題で住友がとらざるを得なくなった措置には、遮断緑地買収のための出費、既設工場の大々的な移転、生産制限、被害者救済等、公害対策として先駆的と言えるものが揃っており、足尾鉱毒事件で畢生の闘争を続けた田中正造が、別子に関して「伊予の別子銅山は、鉱業主住友なるもの社会の義利をしり徳義を守れり　別子は鉱山の模はんなり」と書いていたということからも、当時としては住友の対応はそれなりに評価されたものと考えられる(36)。

このようにして煙害問題は決着したが、しかし農鉱併進を掲げ、農業と鉱工業の共存共栄を鋭く鈴木総理事にとって、それは何等根本的な解決ではあり得なかった。すでに四阪島製錬所の煙害問題が起こった時から、住友では再び煙害除去対策の一環として、硫化鉱から硫酸を製造することが取り上げられていた。明治四十一年四月別子鉱業所製錬課(四阪島製錬所)次席梶浦鎌次郎は「硫酸及肥料製造ニ関スル利益見積書」を提出し、その中で「住友が硫化鉱を自焼し、硫酸から過燐酸石灰を作れば、煙害を防止するだけでなく、農家に安い肥料を供給できる」と報告した。

この報告書が如何に鈴木総理事に評価されたかは、早速梶浦に六月五日付で海外出張の発令が下されたことからもうかがえる。梶浦は八月に出発し、ドイツで硫酸製造の権威エルンスト・ハルトマンから鉛室式硫酸製造工場の設計を入手して、四十三年三月帰国した。鈴木総理事は、梶浦の帰国報告を受けて、改めて山下芳太郎(製銅販売店支配人)及び小倉正恒(総本店副支配人)の両者に対し、硫酸及び肥料製造について調査を命じた。その後梶浦は、十一月十一日から月末にかけて硫酸製造に関する件で東京、京都、大阪に出張しており、その結果と思われるが、十二月別子鉱業所設計部に非公式に硫酸係が設けられ、製錬課から梶浦の他羽室広一、入江惣蔵、深尾謙造等が専従者として移っている。

四十四年二月、山下・小倉の調査報告書「硫酸及肥料製造調査復命書」が提出された。これによれば、「本企画によって処理される亜硫酸ガスは四阪島製錬所から排出されるガスの一二分の一にすぎず、採算上不安があり、硫化鉱を自焼して硫酸を製造するよりもむしろ鉱石中の硫黄分を売却して、その焼鉱を四阪島に返送する方法が有利である」という本事業について否定的なものであった。

これに対し梶浦は、五月、先に鉛室式硫酸製造工場の設計を入手したハルトマンから、新たに開発された塔式硫酸製造法に関する情報を入手した。梶浦は、別子鉱業所支配人久保無二雄に命ぜられて、この情報に基づき「工場位置選定に関する損益比較」、「硫酸及肥料製造起業費予算」及び「硫酸及肥料製造費見積書」の一連の報告書を七月に提出した。

明治四十四年別子鉱業所処務報告によれば、七月三十日から八月二十日の間久保支配人は大阪に出張しているが、この梶浦の報告書を鈴木総理事に提出したものと思われる。何故なら久保の出張に続いて梶浦も八月五日「支配人ヨリ召喚」されて急遽大阪に出張し、八月十八日まで大阪に滞在しているからである。

梶浦の報告書によれば、このハルトマン塔式硫酸製造設備を採用すれば、硫酸製造費は大幅に引き下げられ、大日本人造肥料のコストに比し、ほぼ半減するということで、起業費一〇五万円余をもって新居浜別子鉱業所敷地北西に隣接する埋立地一万五〇〇〇坪にこの硫酸工場を建設して、硫酸月産五五〇万ポンド、過燐酸肥料一四万六四〇〇叺を製造しようというものであった。

別子処務報告によれば、久保支配人は再び八月三十日から九月五日まで大阪に出張し、梶浦も「硫酸に関する件」で久保に同行し、九月四日付で欧州出張の発令を受けているところから、この時梶浦の報告書は承認されたものと思われる。結局鈴木総理事としては、たとえ四阪島製錬所から排出される亜硫酸ガスの一二分の一にすぎなくても、結果的に排出亜硫酸ガスの減少につながる硫酸・肥料製造に踏み切ったわけである。

梶浦は、四十五年三月ハルトマンから塔式硫酸設備の特許実施権を購入し、工場実習の上四月に帰国した。かくして住友総本店は、大正二年（一九一三）九月、新居浜に住友肥料製造所を開設し、別子産の硫化鉱から硫酸を作り、さらにこれを原料として過燐酸石灰を製造することとなった（資料15）。工場敷地には惣開（そうびらき）の埋立地二万三七〇〇坪（七・八ヘクタール）が充てられ、十一月に塔式硫酸製造設備、硝酸製造設備、過燐酸及び配合肥料の各工場の建設に着手した。途中三年七月第一次世界大戦勃発により、八月ドイツに発注した塔式硫酸工場用設備が輸出禁止となったため、やむをえず旧来の鉛室式に設計変更するアクシデントはあったが、四年八月から操業を開始した[37]。

肥料製造所の建設が進展しつつあった大正四年春、鈴木総理事は別子鉱業所支配人大平駒槌に対し、硫黄処理量が一

割にも満たず、煙害対策として不十分な過燐酸肥料よりも、もっと硫酸を多量に消費する方法を研究するよう指示した。大平は、四月末東京出張の機会に京都帝国大学理科大学に立ち寄り、かつて住友総本店に在籍した助教授堀場信吉(明治四十四年四月入社、伸銅場・電線製造所勤務の後四十五年七月退社)を訪ねた。堀場の師大幸(おおさか)勇吉教授は、かつてこの大戦で火薬の原料として英国が開発したチリ硝石から硝石を製造する技術の研究に関与したことがあったが、これに対し相手国ドイツが火薬の製造に利用したハーバーの空中窒素固定法による合成アンモニアの話を大平に教えた。このアンモニアから硫安を製造すれば、過燐酸肥料に比べて約二倍の硫酸を使用することになり、煙害の緩和にとって著しい効果が期待できるということであった。

この報告により、鈴木総理事は早速アンモニア合成の調査研究に着手することとし、七月大幸・堀場の弟子で大学院生の竹内亥三吉を採用し、別子鉱業所でこれに当たらせることとなった。これが以後鈴木総理事が自ら陣頭に立って硫安事業進出を図る発端となったのである。(38)

なおその後住友総本店は、処務報告によれば、大正七年大幸教授の化学第一講座(物理化学)に寄付の申込を行い、大正八年四万円、九年から十一年にかけて毎年一万円、十二年から昭和六年(一九三一)までは毎年五千円の奨学金を提供し、この間堀場助教授の欧米留学にも援助を行った。堀場は、大正十三年帰国、教授となり、昭和二年大幸の退官とともに大幸の化学第一講座の後継者となった。(39)

(資料15)

甲第九号達

今般愛媛県新居郡新居浜町ニ住友肥料製造所ヲ設置シ、其事務章程ヲ家法第二編第九章トシテ左ノ通相定メ同第九章ヲ第十章ト改ム

大正貳年九月廿二日

第九章　住友肥料製造所事務章程

家長　住友吉左衛門

第一条　肥料製造所ハ硫酸、硝酸、並ニ肥料ノ製造及販売ニ関スル業務ヲ掌理スル所トス（以下略）

六　東京・呉両販売店の開業

住友の販売店の歴史は、明治四年（一八七一）二月、銅の売買自由化に伴い、神戸市西元町に神戸出店を設置して、自家製銅を外国商館や一部銅問屋に売却することとなったのを嚆矢とする。(40)

その後明治十二年春頃神戸出店は神戸支店と改称され、ついで明治四十二年一月、前章で述べた通り住友本店が住友総本店と改称された時、神戸支店も製銅販売店と改めた。おそらく総本店の場合と同じく、銀行神戸支店・倉庫神戸支店との識別を容易にするため実態通りの名称としたものと思われる。

この他伸銅場は、明治三十四年四月東京の諸官庁向け営業のため東京出張所（東京市日本橋区坂本町一九番地、現中央区日本橋兜町）を開設した。この出張所は、四十二年十一月銀行通（とおりあぶらちょう）油町支店が開設（東京市日本橋区通油町一番地、現中央区日本橋大伝馬町）されると、同支店の建物内に移転した。また明治四十四年八月電線製造所が開設されると、やはり同じ建物内に電線の東京出張所が設置された。

一方鋳鋼場は、大正元年（一九一二）八月、主として呉海軍工廠向けに呉出張所を設置（呉市和庄町一二四八番地の旧銀行呉支店）した。

大正初めのこのような住友総本店の販売体制において、大正二年九月肥料製造所が開設され、その製品の性格上やがて全国各地に販売網を築かざるを得ないことは明かであった。したがってこのままでは、銀行・倉庫は別として、住友製品の販売においてひとつの建物に各部の出張所が並立することになり、総本店の統制上好ましからざる結果となることは、十分予想されるところであった。

かくして大正二年十一月末伸銅所及び電線製造所の各東京出張所は廃止され、東京販売店が、また同じく鋳鋼場の呉出張所が廃止され、呉販売店が、いずれも十二月一日をもって開業し、各店部の製品の受託・代理販売に当たることとなった(資料16・17)。

東京・呉両販売店の販売実績を示せば、第12表及び第13表の通りである。販売手数料率は、販売店支配人と製品の販売を委託する店部との交渉によって決定された。東京販売店支配人川田順は、その実質的な初年度である大正三年度の実際報告書で、「純損一二四九円五三銭ヲ算シタルハ元来手数料率ノ低キニ因ルナリ。手数料率ハ可成的低下シ置キ取引数額ノ増進ニヨリテ計ヲ立ツルノ精神ヲ以テ(第12表手数料率)ト定メタリ。斯クテ(第12表大正三年手数料額)ノ如シ。将来販売高五〇〇万円ニ達スル時ヨリ初メテ当店ノ収支ハ略平衡スベキナリ。」と報告し、事実その後の推移は、川田の予想通りとなった。

東京販売店の取扱商品の中心が、伸銅品と電線にあることは、元来両者が母胎となっていることから当然であるが、伸銅所や電線製造所の売上に占める東京販売店の比重も伸銅で三割前後、電線で四割以上に上がっていた。しかし鋳鋼品については、東京には鉄道院という大口の需要家がありながら、第12表の通り東京販売店の中でもウエイトは低く、鋳鋼場の売上における東京販売店の比重も二割程度に留まっていた。

川田支配人は、大正三年度実際報告書で「鋳鋼販売ガ斯クノ如ク不活発ナリシ主ナル原因ハ、(一)当店設置ノ初年ニ

シテ鋳鋼販売ニ最善ヲ尽スノ経験ト余裕ノ無カリシコトハ慚愧ニ堪ヘザル所ナリ」としながらも、鋳鋼場側にも問題があるとして、「(二)鋳鋼場ニ左ノ事情アリシコト、イ、契約期限ノ不履行頗ル頻繁ナリ、ロ、製品価格ガ神戸製鋼、室蘭(日本製鋼所)等ノ競争者ニ比シ高価ナルコト多シ、ハ、見積遅延スルコト多シ」と指摘し、「我鋳鋼場が此等有力ナル

（単位：円）

5　年		手数料(販売高に対し)
販売高	手数料	
3,633.86	16.28	0.25%
0	0	N.A.
3,461,385.12	16,313.86	0.5%
338,793.33	2,989.34	1%
1,538,027.58	7,686.56	裸線・東京線0.5%、その他1%
1,449.00	0	1%
—	12.35	購買業務の受託手数料
5,343,288.89	27,018.39	
	2,772.70	

（単位：円）

5　年		手数料(販売高に対し)
販売高	手数料	
0	0	0.25%
17,240.00	281.18	8銭／トン
2,032,504.89	13,729.97	0.5%(大正5年度より0.75%)
29,670.62	501.26	2%
4,326.57	81.60	裸線・東京線0.5%、その他1%
0	0	1%
2,083,742.08	14,594.01	
	7,937.35	

いうことでこの手数料は5銭／トンであったと推定される。

第12表　東京販売店販売実績一覧

品目	大正3年		4年	
	販売高	手数料	販売高	手数料
製銅	3,508.11	12.35	9,172.72	33.60
忠隈炭	0	0	0	249.00
伸銅品	1,540,901.46	5,593.85	2,112,374.88	12,875.02
鋳鋼品	139,904.21	1,141.72	224,976.86	2,236.24
電線	835,944.04	5,331.49	741,154.81	4,877.05
肥料	—	—	—	—
その他	—	—	—	35.36
合計	2,520,257.82	12,079.41	3,087,679.27	20,306.27
純損益		Δ1,249.53		14.83

出典：東京販売店各年度実際報告書

第13表　呉販売店販売実績一覧

品目	大正3年		・4年	
	販売高	手数料	販売高	手数料
製銅	0	0	0	0
忠隈炭	0	0	64,773.61	763.08
伸銅品	424,822.13	2,245.42	668,515.97	3,358.21
鋳鋼品	29,749.26	601.35	31,196.90	672.66
電線	73,494.24	586.39	21,401.67	286.04
肥料	—	—	—	—
合計	528,065.63	3,433.16	785,888.15	5,079.99
純損益		Δ2,497.43		Δ634.60

註：大正4年度忠隈炭については呉海軍工廠向け1万2000トンの手数料600円という記述があり、大口契約と
出典：呉販売店各年度実際報告書

競争者ト対抗シ、院ノ供給者トシテ最優ノ地歩ヲ確実ニスルコトハ、技術並ニ事務両面ノ信用向上ニ不退転ノ努力ヲ為スニ非ルヨリハ難イ哉ト誠ニ寒心ニ堪ヘザルナリ」と結んでいる。鋳鋼場については、次節「七　住友鋳鋼場の株式会社への移行」で改めて検討することとしたい。

大正五年三月、東京販売店がようやく軌道に乗ると、川田支配人は総本店経理課主任へ転じ、後任に小山九一が就任した。小山支配人は、大正五年度実際報告書で肥料取扱いについて、「当店ニ於テ肥料販売ノ件ハ、開店当初ヨリ既定ノ事実ナリシモ、未ダ肥料製造所カ予定ノ第一期起業完成ノ域ニ達セザルガ故ニ、遠ク関東方面ニ販路ヲ拡張スル能ハザリシヲ以テ、当店ハ単ニ商談ヲ移牒スルノ方法ヲ採リ来リシガ、既ニ第一期事業完成期モ切迫セルニヨリ、茲ニ予メ関東ノ動静ヲ熟知スルノ要アリ。（中略）住友肥料ハ、主家ノ名声嘖々タルガ上ニ、近時大日本人造肥料株式会社カ永年採リ来リタル放漫ナル取引振リノ根底ヨリ誤レルヲ自覚シ緊縮方針ニ改メタル矢先ナレバ、大日本人造肥料ト疎隔セル肥料商不勘旁当店トノ取引開始ヲ希望シ来レルモノ多ク其中特約販売申込人ハ其数十四ニ達セリ。乍然到底現時ノ製造能力ヲ以テシテハ特約ハ自縄自縛ニ陥ルノ外ナキヲ以テ、肥料製造所トモ協議ノ上当分特約ヲ避ケ現金取引ヲ標榜シテ譲ラズ、其間各地ニ於ケル需要状況・競争者ノ態度及肥料商ノ信用状態等調査ニ力ヲ尽シ、徐々ニ其歩ヲ進メ来リシガ（以下略）」と報告している。肥料の販売問題は、やがて大正八年商事会社設立問題の契機となるが、その帰結は次章「住友総本店(下)―大正六～九年―」に譲ることとする。

（資料16）

甲第十一号達

今般東京市日本橋区通油町壱番地ニ住友東京販売店ヲ設置シ、其事務章程ヲ家法第二編第十章トシ左ノ通相定メ、同第十章ヲ第十二章と改ム

但、業務ハ大正二年十二月一日ヨリ之ヲ開始ス

大正二年十一月廿二日

家長　住友吉左衛門

第十章　住友東京販売店事務章程

第一条　東京販売店ハ、各店部ノ委託ヲ受ケ若クハ其代理人トナリ、其産出品又ハ製品ヲ販売シ且ツ各店部ノ嘱託ニヨリ用務ヲ処弁スル所トス

第二条　東京販売店ニ支配人ヲ置ク

第三条　東京販売店ハ、其事務ヲ分掌スル為メ左ノ係ヲ置ク

商事係

庶務係

第四条　商事係ハ左記事項ヲ掌ル

一、各店部ノ委託ニカヽル産出品又ハ製品ノ販売

二、各店部産出品又ハ製品ノ代理販売

三、各店部ノ嘱託ニヨル商務ノ処弁

第五条（以下略）

乙第十号達

住友東京販売店ノ処務規程左ノ通相定ム

大正二年十一月二十二日

住友東京販売店処務規程

第一条　当店ハ東京市及其附近並ニ東北地方ニ於テ左記品種ノ委託又ハ代理販売ヲナス

一　別子鉱業所産出品　但製銅ニ就テハ製銅販売店ノ委託又ハ其代理ニカヽルモノ

二　若松炭業所産出品

三　伸銅所製品

四　鋳鋼場製品

五　電線製造所製品

六　肥料製造所製品

第二条　当店ハ前条ノ販売ニ対シ、委託店部又ハ被代理店部ヨリ一定ノ手数料ヲ受クルモノトス

手数料率ハ別ニ之ヲ定ム

第三条（以下略）

（資料17）

甲第十二号達

今般呉市（和庄町一二四八番地）ニ住友呉販売店ヲ設置シ、其事務章程ヲ家法第二編第十一章トシ左ノ通相定ム

但、業務ハ大正二年十二月一日ヨリ之ヲ開始ス

大正二年十一月廿二日

家長　住友吉左衛門

（事務章程略）

七　住友鋳鋼場の株式会社への移行

住友鋳鋼場が発足した明治三十四年（一九〇一）は、丁度官営製鉄所が北九州・八幡で操業を開始した年でもあった。住友鋳鋼場の前身である日本鋳鋼所は、その二年前の明治三十二年九月二十日設立された。その立役者は、山崎久太郎と羽室庸之助の二人の技術者であった。彼らはともに後に所在地の名前から「蔵前」と呼ばれるようになる東京工業学校機械科（山崎の時代にはまだ東京職工学校と称していた）の卒業生であった。彼らは、明治二十九年官営製鉄所が設立されると同時に採用されて技手となり、三十年にはともに製鉄法習得のためドイツに派遣された。しかし彼らはドイツで留学目的に反し鋳鋼技術の研究に没頭し、三十二年三月帰国した。彼らは帰国後製鉄所で鋳鋼の担当となることを希望したが許されず、五月休職処分となった。

二人の蔵前時代の恩師平賀義美は、当時大阪府立商品陳列所所長として大阪の産業界の技術指導に当たっており、明治二十九年末には住友本店の技術顧問をも委嘱されていた。二人は、平賀を頼り、自ら大阪で鋳鋼所を設立しようとした。平賀は、友人の片岡直輝と河上謹一に二人の支援を依頼した。片岡は、明治二十六年から大阪府書記官を勤め、明治二十七年大阪府立商品陳列所の改革のため、農商務省から平賀を招いた当事者であり、二十九年その平賀が同じ福岡藩出身で親しかった当時の日銀大阪支店長鶴原定吉の斡旋で日本銀行に転じ、この三十二年三月まで鶴原の後任の大阪支店長であった[41]。一方河上は、平賀とは明治三年大学南校入学以来の親友であり、やはり日本銀行で同年二月まで理事の職にあった。片岡・河上の二人は、ともにいわゆるストライキ事件によって日銀を退職し、河上は直ちに住友本店に

迎えられ理事となっていたが、片岡は当時まだ浪人中の身であった。

かくして設立されることになった日本鋳鋼所を片岡の個人経営としたのは、平賀の配慮と思われるが、六月一日平賀・片岡・河上が一万円ずつ拠出したといわれる。住友本店の明治三十二年度の会計帳簿によれば、庶務貸金勘定でその前日の五月三十一日一万円が「遠上」なる人物に貸し付けられている。「遠上」とは、明治二十九年大阪瓦斯株式会社設立の際の発起人の一人で、当時取締役に就任していた遠上善次郎と推定される。おそらく日本鋳鋼所設立準備のため平賀が技術者の山崎・羽室に代わって事務を委嘱していたものと思われる。平賀は明治三十年四月大阪瓦斯から工事設計を委嘱されているので、遠上とはその時以来交渉があったものであろう(42)。この遠上に貸し付けられた形となっている一万円が河上の出資分に相当するものと推定される。すなわち日本鋳鋼所の設立当初から住友本店は関与していたことになる。

日本鋳鋼所は、明治三十三年四月大阪府西成郡伝法村大字北伝法（現大阪市此花区伝法三丁目）所在の大阪毛絲株式会社の工場を賃借して操業を開始したが、折から日清戦争後の不況の真っ只中にあって当時の工業水準では鋳鋼製品に対する需要も少なく、設備や原料の手当を借入金（主力の山口銀行には日銀大阪支店で片岡の下で副支配役であった町田忠治がやはりストライキ事件で退職後総理事となっていた）や支払手形で賄っていたため、三十四年に入ると経営は危機に瀕した。

丁度この頃かつて東京瓦斯に関係したことのある浅野総一郎は、大阪の瓦斯事業に着目し大阪瓦斯株式会社を傘下に収めた。二月片岡直輝は、平賀の紹介でその社長に招かれ、日本鋳鋼所の経営陣から去った(43)。日本鋳鋼所の累積損は、五月末には出資金を食いつぶした上、さらに三万五〇〇〇円に達する状況となったため、平賀は河上と協議の上住友本店に対し日本鋳鋼所の経営を引き受けてくれるよう申し入れた。当時住友本店理事兼銀行支配人であった田辺貞吉の日記によると「五月二十九日、鋳鋼所買収の事を住友重役会（重役会については前章「住友総本店（上）」の「三　住友総本店の

組織・人事」参照）の議に上る。在席河上（謹一本店理事）、鈴木（馬左也本店理事兼別子支配人）、植村（俊平本店理事兼本店支配人）及予なり。予は、事業は有望なるも奏功頗る難しと聞く故に、原料・製錬・販路等に向ひて調査を遂け、再考を要する旨を主張せり。其後に到り、住友家長より買収営業の意を議せり。窃かに予復何をか言はんと思惟せり。果して奏功如何。重要問題とす。」とあり、田辺の反対にもかかわらず、家長の意向で日本鋳鋼所買収が決定されたことを示している。本件決定に関しては、河上は住友による買収を仲介した当事者であること、鈴木は家長の意向に忠実であることなどから、家長の意思が通り易かったとみられるが、家長はもともと鉄鋼部門への進出に意欲をもっていたと推察される。なお当初の日本鋳鋼所に対する資金拠出は、従来家長が直接支出したように考えられていたが、これは前記のように総本店からの貸付であったことが判明した。

右の決定により明治三十四年六月二十二日、日本鋳鋼所の資産の中、仮出金・掛売金・金銀計二万九六九六円六六銭二厘、創業費一万一六二〇円八〇銭八厘分合計四万一三一七円四七銭を現金で支払い、残り二五万円余の債務（地所・家屋・機械・什器一五万円余、製品・原料品・貯蔵品五万円余、引受欠損金四万七〇〇〇円余）を肩代わりして、住友鋳鋼場が発足した。場長心得（十月一日付支配人）山崎久太郎以下従業員一八〇名は、そのまま住友鋳鋼場が引き継いだ。

住友本店が鋳鋼場に対してとった処置はさし当たり不良在庫の整理と設備の拡充であった。前記田辺も明治三十五年四月鋳鋼場を視察し、経営改善のためのアドバイスを行っている。この結果鋳鋼場の経営は持ち直し、さらに明治三十七年に入ると日露開戦の結果海軍からの注文が急増し、三十七年、三十八年の純益はいずれも一〇万円前後に達した。この好景気をうけて住友鋳鋼場では工場を伝法川、正蓮寺川をはさんで南側の島屋新田に移転することになった。明治三十七年の田辺日記には「六月十五日、本店重役会に出席。住友鋳鋼場敷地土盛り新築の事を議せり。」とある。島屋新田は、「四　シーメンス事件と住友」で述べた通り、明治十一年以降住友家の経営地となっており、明治二十九年汽

車製造合資会社が設立されると、この中二万坪を同社に売却し、埋立・工場建設の後同社は三十二年七月開業し、以後鋳鋼場の顧客となっていた。なお田辺は住友家が出資していた関係で同社の監査役を勤め、工事中からしばしば現地を視察していた。鋳鋼場はこの汽車製造会社の西側隣接地（現大阪市此花区島屋五丁目、住友金属工業㈱関西製造所）に建設されることになった。

この新工場は、七〇万円の巨費を投じて明治四十年九月完成したが、折りから日露戦争後の不況と従来の三倍にも達した生産能力を技術的に発揮できず、鋳鋼場の業績は、四十年度七万一〇〇〇円、四十一年度一四万二〇〇〇円、四十二年度一〇万八〇〇〇円と三年連続の赤字となり、四十三年度に至って台湾製糖業からの搬蔗貨車の大量受注でようやく一息ついた状況にあった。しかしその明治四十三年十二月、創業以来の鋳鋼場支配人山崎久太郎はついに経営責任を問われ退身を命ぜられるに至った。ここで鈴木が山崎罷免の措置をとるに至った背景には、鋳鋼場の経営刷新を行って早く経営を軌道に乗せないと、責任問題が家長にも及びかねないような状況があったと考えられる。鈴木はこの時、家長に宛て、自身の進退伺を提出し、事態の深刻さを訴えている。

この山崎支配人の後任には、鈴木総理事と姻戚関係にある別子鉱業所機械課主任萩尾傳（つとう）が起用された。萩尾は、明治三十年帝国大学工科大学機械工学科を卒業後、三井物産を経て渡米し、アメリカン・ロコモティブ社で研修の後、パデュー大学で機関車製造を研究し、帰国後明治三十二年七月開業した汽車製造会社に入社し、三十六年末鈴木総理事の仲人でその母久子の弟堤長発の娘四萬子と結婚し、おそらくその関係で三十八年七月住友に入社した。

萩尾は、搬蔗貨車の好況が一過性のものであることを見抜き、鋳鋼場の収益の柱になるものとして、自ら専攻した車輪・車軸・タイヤ等の鉄道部品を挙げ、大正二年（一九一三）海外視察に赴き、年末には予算八〇万円の起業計画を作成した。東京販売店支配人川田順が鋳鋼場の現状について厳しい指摘を行ったのは、このような時期であった（「六　東京

・呉両販売店の開業」参照)。搬蔗貨車のブームが去ると、萩尾の予想通り鋳鋼場は大正二年、三年と赤字に転落したが、鉄道部品だけでなく海軍の拡張計画に応じた大型鍛鋼品製造に進出するため、企業計画の見直しが進められ、大正三年九月「車輪車軸製造及大塊鍛錬設備起業」という計画が申請された。さらにこの計画は、その年の七月に勃発した第一次世界大戦の進展に応じて見直され、大正四年七月総額一九八万円という大起業計画が総本店により承認された。

その大正四年十二月十日、株式会社住友鋳鋼所が資本金六〇〇万円をもって設立され、住友鋳鋼場は同社に引き継がれた。第一次大戦の影響で大正四年は利益を計上できたが、住友銀行の場合と異なり損益的にみてまだ基盤の確立されていない鋳鋼場が何故総本店から独立して株式会社となったのか疑問の残るところであるが、これに対し萩尾は、上記起業計画を遂行するためであると語っている(萩尾傳令息直・談、なお萩尾直は大正十三年七月から昭和五年三月萩尾の東大卒業まで、学習院中等科・高等科時代の住友厚、後の吉左衛門友成の学友を務めた)。萩尾は、米国で機関車の製造技術だけでなく、企業経理も学んで標準原価計算制度の導入など鋳鋼場の経営改善を図っていたことから、総本店から独立した米国流のガラス張りの企業経営を目指していたものと解される。

しかし資本金六〇〇万円、一二万株(@五〇円、第一回払込金一五〇万円)の株主は、住友吉左衛門九万五三〇〇株を筆頭に一族及び総本店幹部計二八名とされているが、第7表総本店(本社部門)貸借対照表の有価證券勘定が示す通り、この一五〇万円は全額総本店の払込となっており、株主はいずれも名義株であった。また役員も、社長住友吉左衛門、常務中田錦吉、萩尾傳(支配人兼務)、取締役住友忠輝(総本店副支配人心得)、鈴木馬左也、湯川寛吉、山下芳太郎(総本店支配人)、監査役久保無二雄、植野繁太郎(住友銀行支配人)、小倉正恒と幹部が名を連ね、住友鋳鋼場時代と実質的な変化はなかったといってよい。なおこの際の社長住友吉左衛門の肩書は、「取締役社長」ではなく「社長取締役」となっている。すでに住友銀行では、大正三年一月二十日の株主総会で承認された第四期営業報告書から、設立以来用いられて

きた「取締役社長」を「社長取締役」と変更しており、この鋳鋼所の場合もこれに倣ったものと思われる。「取締役社長」を何故「社長取締役」としたのかについては、資料は残されていないが、「取締役社長」は取締役の互選による社長という意味であるのに対し、住友の場合の株式会社は形式的なものであり、家長は自動的に社長であるということを示そうとしたものと思われる。

十二月二十五日、株式会社住友鋳鋼所は住友総本店から二十四日現在の鋳鋼場勘定残高一三二万七四八〇円一五銭でもって、鋳鋼場の権利義務を承継し、営業を開始した。第一回払込金一五〇万円は、この買収額に充当され、十二月二十七日に入金されている。株式会社住友鋳鋼所発足に伴う通達は資料18～20の通りである。

採算を危惧された株式会社住友鋳鋼所であったが、第一次大戦の好況に恵まれ、大正五年は三九万円の純利益を計上し四分配当を行った。続く大正六年には九四万円という莫大な利益で五分に増配するという順調なスタートを切った。しかしその大正六年十一月常務取締役兼支配人萩尾傳は、自ら手掛けた大起業計画の完成を見ることなく、辞任した。退職の理由はつまびらかでないが、法科万能の住友にあっては技術者が経営幹部に登用される途はないと悟ったからだという（令息談）。明治四十四年一月萩尾とともに等内二等に昇格した小倉正恒（萩尾と同じ明治三十年東京帝大法科大学卒、ただし年齢は萩尾が明治三年生に対し小倉は明治八年生である）は、この年一月等内一等に昇格し、翌七年一月理事となっている。後に昭和九年（一九三四）親しかった山本信夫（明治四十年京都帝大理工科大学機械工学科卒、当時住友合資会社経理部長）が、技術者出身として二人目の理事となった時、萩尾はわがことのように喜んだということである（令息談）。

（資料18）

甲第五号達

住友鋳鋼場ノ業務ハ本年十二月二十五日以降総テ株式会社住友鋳鋼所ニ於テ承継シタルニ依リ傭員並ニ準傭員ノ身分及

給与等ニ関スル準則左ノ通相定ム

大正四年十二月二十五日

家　長　住友吉左衛門

株式会社住友鋳鋼所所長　住友吉左衛門

第一、住友鋳鋼場ニ勤仕スル住友家傭員又ハ準傭員ハ、十二月二十五日以降別ニ辞令書ヲ須キス、株式会社住友鋳鋼所ノ傭員又ハ準傭員タルヘク身分及給与ニ関スル一切ノ事項ハ、前後之ヲ承継スルモノトス。

第二、株式会社住友鋳鋼所ニ於テハ、傭員又ハ準傭員ノ身分・俸給・身元保證金・積金及退身慰労金其他諸給与ニ関シテハ、総テ住友家ノ家法及諸規則ヲ適用スルモノトス。

第三、住友家ニ於テハ株式会社住友鋳鋼所ノ傭員又ハ準傭員ニ対シ、住友家ノ傭員又ハ準傭員ト同一ノ待遇ヲ為シ、家法其他諸規則ハ総テ之ヲ適用スルモノトス。

第四、第一ニ依ル傭員ノ身元保證金及積金ハ、十二月二十五日現在ヲ以テ住友総本店ヨリ株式会社住友鋳鋼所ニ引継クモノトス。

第五、第一ニ依ル傭員並ニ準傭員ノ住友家在勤年数ハ、株式会社住友鋳鋼所在勤年数ニ通算スルモノトス。

（資料19）

甲第六号達

住友家及株式会社住友鋳鋼所相互間ニ於テ、其傭員又ハ準傭員ニ転任ヲ命シタルトキハ、転任前ニ於ケル住友家又ハ株式会社住友鋳鋼所ノ在勤年数ハ、転任後ノ在勤年数ニ通算シ、本人ノ身元保證金及積金ハ転任シタル住友家又ハ株式会社住友鋳鋼所ニ引継クヘキモノト心得ヘシ。

大正四年十二月二十五日

家　長　住友吉左衛門
株式会社住友鋳鋼所社長　住友吉左衛門

（資料20）

甲第参号達

家法第二編中第七章住友鋳鋼場事務章程ヲ削除シ第八章以下順次繰上ク。

大正五年一月三十一日

家長　住友吉左衛門

4年	5年	
→	→	（鈴木）
→	→	（中田）
→	→	（湯川）
→	→	（久保）
→ 6.21		（小幡）
		（湯川）
→	→	（小倉）
		（大平）
7.19 →	→	（山下）
		（久保）
→	→	（久保）
→	→ 2.21	（ 牧 ）
→	→	（松本）
→	→	（大平）
→	→	（草鹿）
→ 7.19		（山下）
7.19 →	→ 9. 9	（笠原）
	9. 9 →	（今村）
→	→	（吉田）
		（湯川）
→	→	（小幡）
→	→	（本荘）
→12.10		（萩尾）
12.10(兼) →	→	（中田）
12.10 →	→	（萩尾）
→	→	（西崎）
	10.12 →	（利光）
→	→	（梶浦）
→	→ 3.27	（川田）
	3.27 →	（小山）
→ 9.13		（中田）
9.13(兼) →	→	（湯川）

（付表）　住友総本店幹部一覧表（大正２～５年）

		就任年(明治)月日	大正２年	３年
総理事	鈴木馬左也	37. 7. 6	―	―
理事	中田錦吉	36. 5.14	―	―
〃	湯川寛吉	43. 4. 5	―	―
〃	久保無二雄	43. 4. 5	―	―
〃	小幡文三郎		6.11 ―	―
総本店支配人	湯川寛吉	38. 2.20 →	6.11(兼)	
〃	小倉正恒		6.11 ―	―
〃	大平駒槌		6.11 →	1. 5
〃	山下芳太郎			
別子鉱業所支配人	久保無二雄	41. 3.25 →	6.11(兼)	
〃　所長	久保無二雄		6.11(兼) ―	―
〃　支配人	牧相信		6.11 ―	―
〃　〃	松本順吉		6.11 ―	―
〃　〃	大平駒槌			1. 5 ―
倉庫支配人	草鹿丁卯次郎	36. 9.14	―	―
製銅販売店支配人	山下芳太郎	41. 8.15	―	―
〃	笠原正吉			
〃	今村幸男			
若松炭業所支配人	吉田良春	39. 4.23	―	―
伸銅場支配人	湯川寛吉	43. 5.11 →	6.11	
伸銅所所長	小幡文三郎		6.11(兼) ―	―
〃　支配人	本荘熊次郎		6.11 ―	―
鋳鋼場支配人	萩尾伝	43.12.13	―	―
住友鋳鋼所常務取締役	中田錦吉			
〃	萩尾伝			
電線製造所支配人	西崎伝一郎	44. 8. 1	―	―
〃　所長	利光平夫			
肥料製造所支配人	梶浦鎌次郎		9.22 ―	―
東京販売店支配人	川田順		12. 1 ―	―
〃	小山九一			
住友銀行常務取締役	中田錦吉	45. 2.23(兼)	―	―
〃	湯川寛吉			

註

（1）第二回（大正三年）、第三回（大正四年）、第五回（大正六年）の各主管者協議会における鈴木総理事の訓示内容については、『鈴木馬左也』（鈴木馬左也翁伝記編纂会　昭和三十六年）四〇三～四一四頁参照。なお第四回（大正五年）は、鈴木総理事中国視察中のため休会。

（2）『鈴木馬左也』二三二～二五二頁。

（3）『住友別子鉱山史』下巻（住友金属鉱山株式会社　平成三年）二三七～二三八頁。

（4）川田順『住友回想記』（中央公論社　昭和二十六年）二一頁。

（5）「住友総本店（上）」（『住友史料館報』第二六号　平成七年）第8表総損益表中、科目「俸給」の推移から、その伸びを計算すると、明治四十二年五・六％、四十三年三％、四十四年〇・二％、四十五年二・七％（四十五年の原表は銀行を含まないが比較上銀行を合算した）となり、人員増を勘案すればほぼ横ばいとなる。

（6）大豆生田稔「食糧政策の形成と植民地米」（高村直助編『日露戦後の日本経済』塙書房　昭和六十三年）三三〇～三五七頁。

（7）米価の高騰に伴い、労働者はともかく、職員の給与改訂が必要かどうかは当時住友部内でも論議があったようである。例えば住友銀行船場支店支配人岡素男は「・・・物価を考ふるに、其著しく騰貴せしことは絮説を要せざるが、物価騰貴と同時に各人の収入も亦増加しつつあり。誠に物価の標準なる米価を比較するに、年の豊凶によりて異同あるも、当時も八銭平均（一升当たり）を示せり。俸給が昔の四倍五倍と為れる今日に於て、米価は未だ八銭の五倍即ち四十銭は愚か、三十銭にも達せず、概して二十五、六銭にて白米を口にし得べし。収入の増加は果して物価の騰貴に及ばずと断言し得るや疑なき能はず。世の生活難を説くもの、徒らに物価騰貴を訴ふるも、収入増加なる補救の途あるを忘れたるに非ずや。これ畢竟言を之に藉るのみにして、所謂生活難なるものは別に原因あるに非るを得んや。他なし奢侈の増長是なり。」（「三たび船場支店員に望む」『井華』第五三号　大正二年）と述べている。こうした岡支配人の節倹論に対し、住友銀行本店外国係主任中山五郎は「・・・余は是れ全然国民生活力の向上発展を度外視し、個々の個人が孜々として増進に努力せる勤労能力を無視し、唯単に餓死せざらんが為めに衣食生存する底の生活以上のものは時と国とを問はず之を贅沢と思惟せんとする、則ち過去の社会に行はれたる東洋固陋の旧思想に基くものと謂はざる能はず。安んぞ知らん其所謂人格を高め、智識を涵養し、健康を保持し、子弟を教養し、進んで個人の勤労能力を増進せんとせば、僅々二倍乃至三倍の自然増収のみにては到底満足なる実果を挙げ難きに依り、事実を事実として生活難を唱ふるにあらざるか、否か。余は少くとも是を

以て中等階級に属する俸給生活者の真相なりと信ぜんとす。試に問はん今日五十円の俸給を得る壮年が果して世間一般の意味に於て奢侈と認む可き何物を享受し得る余裕ありや否や、・・・」と反論し、さらに大阪朝日の調査による夫婦幼児三人暮しの飲酒せざる会社員の生計表をあげ、「真に是れ手より口にする生活に過ぎずして僅かに不足を賞与金に塡補するものなることを洞察するを得ん。」（「岡支配人の訓示を読む」『井華』第五四号　大正二年）と住友の職員といえども概ね同様の状況にあることを示唆している。第3表をみれば、鈴木総理事の薄給主義も当時もはや限界に達していたとみてよいのではなかろうか。

（8）「大阪新報所載の中田理事談」（『井華』第七拾号　大正三年）

（9）不時の災厄に備えるため、遠計口（文久四年広瀬宰平開設）、貯蓄口（明治八年十二代当主友親開設）、積立口（明治三十三年会計規則制定により開設）の三種の積立金が設けられていた。第10表利益処分中「会計規則積立金」「諸積立金利殖高積立金」及び第11表積立金増加一覧表参照。

（10）斎藤真哉「監査思考の導入とわが国監査制度の確立」（小林健吾編著『日本会計制度成立史』第Ⅴ章　東京経済情報出版　平成六年）

（11）『住友銀行史』（昭和三十年）七二頁。『住友銀行八十年史』（昭和五十四年）一八〇頁。九〇一三株の内訳は次の通りと推定されるが、住友保丸・住友理右衛門の両名については、重複して等内五等及び六等としての支給もあったものと思われる。鈴木馬左也、中田錦吉、伊庭貞剛各五〇〇株、湯川寛吉、久保無二雄、小幡文三郎各三〇〇株、住友理右衛門、住友保丸、岡素男及び等内一・二等一五名各一〇〇株、三等一五名各七〇株、四等二九名各五〇株、五等五四名各二五株、六等一〇七名各九株。

（12）川田順『続住友回想記』（中央公論社　昭和二十八年）二五頁。臨時特別賞与の実例として、川田は当時等内五等で五〇〇〇円を支給され、同僚のH（日高直次総本店副支配人心得と推定される。日高は等内四等であった）は七〇〇〇円であったと述べている。なお川田は言及していないが、既に述べたようにこの他に住友銀行株式が川田には二五株（二五〇〇円払込）、日高には五〇株（五〇〇〇円払込）が支給されたものと思われる。

（13）これを基に、翌大正六年八月、約一万二〇〇〇人の労働者を使用する店部で、各々労役者特別保護金規程が制定され、労働者本人及び家族の不幸時の見舞金・弔慰金、退職時の養老金等の支出が定められた。

（14）『電気之友』第二〇三号（明治四十五年）

（15）竹中亨『ジーメンスと明治日本』（東海大学出版会　平成三年）二三〇頁。

（16）同前、二四〇、二四五頁。

(17) 同前、二四〇、二四一頁。
(18) 同前、二四四頁。
(19) 同前、二三〇、二三一頁。
(20) 川田『住友回想記』四二頁。
(21) 同前、四二頁。
(22) 竹中前掲書、二四五、二四六頁。
(23) 『三井事業史』本篇第三巻上（三井文庫　昭和五十五年）二四五頁。
(24) 『鈴木馬左也』四〇七頁。
(25) 竹中前掲書、二四六頁。
(26) 『社史　住友電気工業株式会社　未定稿』第四分冊（昭和二十四年）二三頁。
(27) 『住友春翠』編纂委員会資料。なお川田『住友回想記』四三頁には、この屏風が「名将韓信が漢高祖に見限りを付けて出奔すると、名相蕭何がこれを惜しんで、あとを追ひ掛け、再び高祖のもとへ連れ帰ったという、有名な史話を畫題にしたものだ」とあるが、これは話を面白くするための川田一流の潤色である。この屏風は後に昭和十六（一九四一）年七月伊庭家が大津市石山の伊庭貞剛旧宅「活機園」を住友本社に寄贈した際、その前年昭和十五年末に創建された近江神宮へ奉納された。現在は重要文化財に指定されている。
(28) 『住友別子鉱山史』上巻（住友金属鉱山株式会社　平成三年）三三九頁。
(29) 同前、三六七、三八三頁。
(30) 同前、四〇二頁。
(31) 同前、四一七、四一八頁。
(32) 『住友別子鉱山史』下巻、一三頁。
(33) 『住友別子鉱山史』上巻、四四五、四四六、四五二、四五四頁。
(34) 『住友別子鉱山史』下巻、二四、二八頁。
(35) 同前、二八、二九頁。
(36) 都留重人『公害の政治経済学』（岩波書店　昭和四十七年）一五〇、一五四頁。
(37) 『住友別子鉱山史』下巻、九七、九八頁。
(38) 竹原文雄「住友の歴代総理事と化学工業」（『住友修史室報』第一三号　昭和五十九年）一九頁。
(39) 『京都帝国大学史』（京都帝国大学　昭和十八年）八八〇、八八一頁。
(40) 『住友別子鉱山史』上巻、三一六、三一七頁。
(41) 石川辰一郎編『片岡直輝翁記念誌』（工文社　昭和三年）「業績」三、四頁。
(42) 『大阪瓦斯五十年史』（大阪瓦斯株式会社　昭和三十年）五、三八七、三八八頁。『片岡直方傳』（片岡直方君傳記編纂会昭和二十五年）七〇頁。
(43) 石川前掲書、「追懐録」七九頁（平賀義美寄稿）。

第三章

住友総本店（下）

――大正六～九年――

目　次

一　住友総本店の組織・人事
(一)　店部の新設・改組
(二)　等級・月俸の改正
二　住友総本店の業績
(一)　総本店（本社部門）の業績
(二)　総本店（全社）の業績
三　住友総本店の投資活動
(一)　住友直系企業の株式
(二)　その他の企業の株式
四　住友総本店林業課の設置
五　大阪北港株式会社の設立
六　内外販売網の充実と商事会社設立問題
(一)　国内販売店
(二)　海外洋行
(三)　商事会社設立問題
七　株式会社住友電線製造所の設立と日本電気株式会社との提携

一　住友総本店の組織・人事

わが国は大正三年（一九一四）に勃発した第一次世界大戦の主戦場から遠く離れていたため、東洋市場における欧米品の途絶に乗じ市場を独占することができ、さらに欧州各国の戦時需要さえ賄った。このような輸出のブームで船腹需要

が旺盛となり、海運収入は急増した。この結果大正七年十一月の休戦に至るまで貿易・貿易外を合わせて二八億円もの外貨を獲得することができた。こうした巨額の外貨の流入は、国内流動性の増加をもたらし、金融を緩和させた。また企業利潤の増加や欧米からの輸入品の入手難をきっかけに重化学工業部門の設備投資や新規企業が増加した。これらによって日本経済は空前の好景気を迎えた。しかし他方で海外物価の高騰や通貨供給の増加によるインフレが起こり、国内卸売物価は大戦期間中に二倍以上に上昇し、消費者物価の上昇が賃銀の上昇に先行したため、国民生活は圧迫され、大正七年八月富山県下を発端に全国に「米騒動」が起こった。

大戦末期に政権を担当した寺内正毅内閣は、この「米騒動」の責任をとって総辞職し、その後をうけて政友会総裁原敬が、四大政綱「教育の改善、交通機関の整備、産業の振興、国防の充実」を掲げて第一次大戦後の「戦後経営」を担当することになった。休戦直後の景気沈滞も大正八年春には底入れして、九年にかけて景気は再び上昇に転じた。原内閣は、好況による財政収入の増加と輸出増による国際収支の好転により、その積極政策を展開することが可能となった。すなわち住友総本店の関心事であった「交通機関の整備」では、大正八年度に鉄道敷設法に盛り込まれていた予定線九七一三マイル（一万五〇〇〇キロメートル余）がすべて実現の緒につき、大正九年度には「国防の充実」の中心となる戦艦及び装甲巡洋艦八隻から成る海軍の八八艦隊の予算が成立した。

大正七年に住友総本店総理事鈴木馬左也は、前任の伊庭貞剛が「事業の進歩発達に最も害をするものは、青年の過失ではなくて、老人の跋扈である」と述べて引退した五七歳（数え年では五八歳）に達したが、依然としてその職にあり、この年退任したのは五〇歳の理事久保無二雄であった。久保はドイツに留学しドイツ人も驚くばかりの上品なドイツ語を話し、住友とジーメンス社との合弁交渉では通訳を兼ねるほどであった。ドイツから帰朝して一時学習院で教鞭をとっていたが、明治三十六年（一九〇三）秋月左都夫（外交官、鈴木馬左也の実兄）の推挽によって住友に入社したものと思われる。

川田順によれば、久保は日本人としてドストエフスキーを知った最初の人でもある。[1] 鈴木が二〇年近く総理事にとどまったために、「鈴木時代の後半十年(註、大正時代)は、多数の壮年社員の出世がおさへられ、人心ようやく倦怠して来たことも、争はれぬ事実であった。[2]」

鈴木は大正九年末、ついに尿毒症で倒れるが、大正十年二月住友合資会社が発足する際も引続き総理事にとどまった。その四月久保無二雄は、鈴木に引退を勧めたが、鈴木は一顧だにしなかった(資料1)。鈴木の後継者と目される人々に対する評価は、鈴木も久保も変わりは無かったと思われるが、鈴木が大正八年から九年にかけて外遊していた間の彼らの舵取りを見て(「六　内外販売網の充実と商事会社設立問題」参照)、「自分でなければ、住友が治まらないという信念」はいよいよ強固なものになったと思われる。鈴木は結局大正十一年末に急歿することになるが、「もしも脳溢血で倒れなかったならば、七十歳でも、八十歳でも、死ぬまで住友の総帥でいたろうことは、殆んど疑問の余地がなかったのである。[3]」

大正六年十一月、住友鋳鋼所常務取締役兼支配人萩尾傳が退職したことは、既に前章(「住友総本店(中)」の「七　住友鋳鋼場の株式会社への移行」参照)で述べた。その後任には取締役兼副支配人飯島懿男が昇格した。十二月伸銅所長小幡文三郎は老軀多病を理由に退任、後任には既にその年の二月に副長として入社していた元海軍機関大佐小田切延寿が就任した。

前記久保はかねて五〇歳で退任の意思を明らかにしていたものと思われるが、その補充も兼ねて、大正七年一月倉庫支配人草鹿丁卯次郎、総本店支配人山下芳太郎、同小倉正恒の三人が理事に昇格した。四月就任したばかりの鋳鋼所常務飯島懿男が突然辞任した。飯島は大正四年八幡製鉄所製鋼部長から住友に転じたのであるが、丁度前年の大正六年末に発覚した八幡製鉄所疑獄事件が在職中であった責任を感じ、住友の幹部としてふさわしくないというのが辞任の理由

であったという。飯島の辞任に伴い、主管者を中田錦吉から山下芳太郎に代え、併せて飯島の後任とした。五月山下の後任の総本店支配人に別子鉱業所支配人松本順吉を充て、松本の後任には内務官僚で茨城県知事、佐賀県知事を歴任した岡田宇之助を採用した。六月久保理事は、退任の前に別子鉱業所所長を退き、後任には支配人大平駒槌が昇格した。九月久保は理事を退任した。

大正八年三月伸銅所支配人本荘熊次郎と総本店副支配人日高直次が総本店支配人となり、本荘は営繕課主任、日高は秘書役を兼ねた。また内務官僚で佐賀県知事、岐阜県知事を歴任した石橋和が入社し、総本店支配人となり、新たに設置された林業課主任を兼ねた。しかし、石橋はまもなく大正九年十二月病歿し、林業課主任は本荘が兼ねた。本荘が転出した後の伸銅所では、藤本磐雄が新設された技師長のポストに就き、さらに大正九年十二月小田切所長が鈴木総理事に評価されず退任すると、鋳鋼所常務取締役山下芳太郎に伸銅所所長も兼務させ、同時に藤本を支配人兼務とした。

大正九年五月には若松炭業所が所長制を採用し、支配人吉田良春がそのまま所長となった。同年十二月には電線製造所が株式会社に移行し、所長利光平夫（りこうやすお）、支配人西崎伝一郎がいずれも常務取締役となった（「七　株式会社住友電線製造所の設立と日本電気株式会社との提携」参照）。その他の幹部の異動は、本章末尾の幹部一覧表を参照されたい。

(一)店部の新設・改組

この期間の店部の新設・改組は、販売部門、鉱業部門、製造部門の三つに大別される（第1図）。

まず販売部門では、大正五年末に設置された漢口住友洋行が大正六年一月に開業し、次いで十月には天津住友洋行が開業した。他方国内では、大正八年九月横須賀販売店が、大正九年七月博多販売店が開業し、大正八年十一月には製銅販売店を神戸から大阪に移し神戸を出張所とするなど内外販売網の充実が図られた。住友総本店の商事活動については

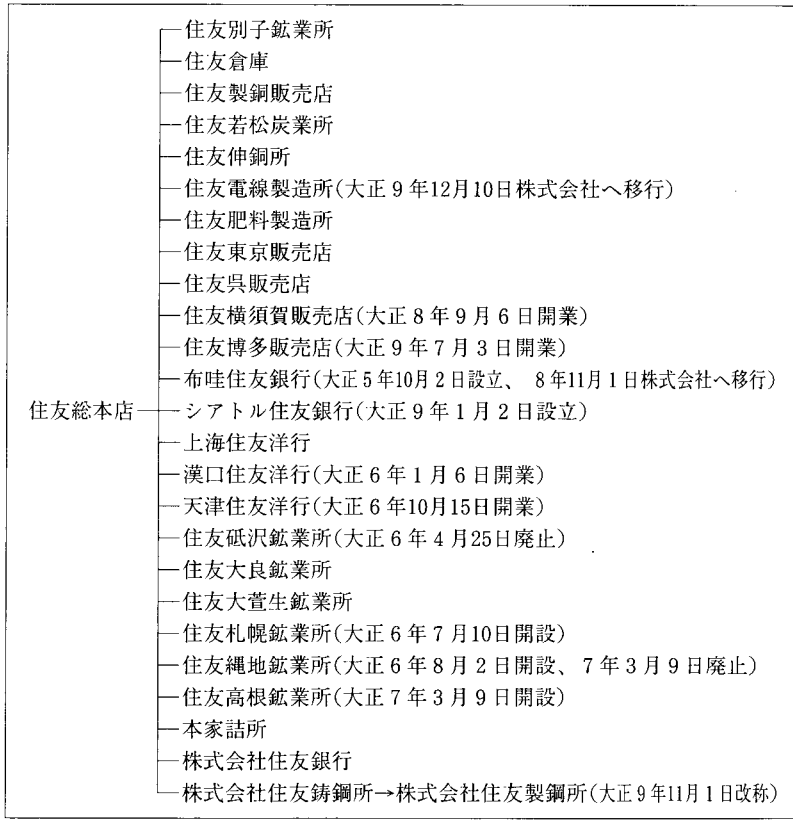

第１図　住友総本店店部図(大正６～９年)

「六　内外販売網の充実と商事会社設立問題」で詳述することとする。

なお東京販売店は、大正六年十月新たに完成した住友銀行東京支店の新社屋(東京市日本橋区平松町、現中央区日本橋二丁目)に移転した。この建物は後に大正十二年の関東大震災の際、必死の防火活動により類焼を免れ住友の名を高めた。

次に鉱業部門においては、砥沢鉱業所が所期の業績をあげることができなかったために、規模を縮小することとなり、大正六年四月大萱生鉱業所の支所とされた。他方同年七月には唐松(とうまつ)炭坑と鴻之舞鉱山をもって札幌鉱業所が開設された。唐松炭坑は、大正五年九月奈良氏から五万円で買収した三笠炭坑(北海道空知郡三

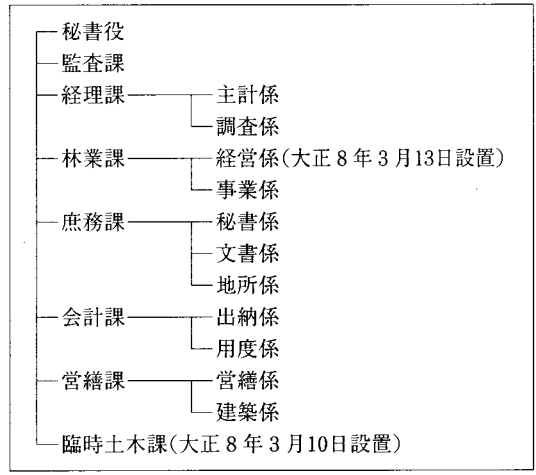

第２図　総本店（本社部門）組織図（大正６～９年）

笠山村大字市来知（いちきしり）、現三笠市）を大正六年六月十二日唐松炭坑と改称したものである。鴻之舞鉱山は、大正六年二月北海道紋別郡紋別町藻琴（もこと）村字鴻之舞（現紋別市）所在の金鉱山を飯田氏ほか五名から九〇万円をもって買収したものである。(4) 札幌鉱業所にはさらに同年八月中田忠義ほか五名から五万円で買収した来馬（らいば）鉱山（金銀銅鉱、北海道寿都郡黒松内村、現黒松内町）が加わった。

大正六年五月磯野良吉から一五万円をもって買収した縄地鉱山（金銀鉱、静岡県賀茂郡稲生沢村、現下田市）に八月縄地鉱業所を開設したが、大正七年一月同じ稲生沢村において高根鉱山を渡辺平四郎から二〇万円をもって買収したため、三月縄地鉱業所を廃止して、両者をもって高根鉱業所を開設した。

製造部門においては、大正九年十一月株式会社住友鋳鋼所は株式会社住友製鋼所（The Sumitomo Steel Works, Limited）と改称した。これは鋳鋼品のほかに、鍛鋼品・圧延鋼品の製造を開始し、総合的製鋼工場の実態を備えたことによるものである。同年十二月住友電線製造所は株式会社に移行したが、これについては第七節で改めて述べることとしたい。

住友総本店（本社部門）においては、第２図の通り大正八年三月林業課と臨時土木課が設置された（資料２）。林業課については「四　住友総本店林業課の設置」で詳述する。臨時土木課は、従来営繕課が所管して取り進められて来た大阪築港の繋船桟橋工事が、この年大正八年十二月二十二日の起工式を前に本格化したことによるものである。この工事は大

阪市の大阪築港工事の一部をなすもので、財政難のため工事が中断していたのを住友が自社の技術で代替施工することを市に出願し、大正五年市と契約を締結したものであった(5)。

このほか住友の海外の独立法人の草分けとなる布哇住友銀行(大正五年十月)とシアトル住友銀行(大正九年一月)が、住友吉左衛門の個人銀行として設立され、前者は大正八年十一月株式会社へ移行した。これらはいずれも現地業法の関係で、支店設置が認められなかったためで、実質的には住友銀行の子会社とみなされる。

(二) 等級・月俸の改正

第一次大戦による好況をうけて、住友総本店の傭員数は、期間当初の大正六年初の二〇〇〇人から期間の終わりの大正九年末には三八〇〇人と二倍に近い伸びを示した(第1表)。傭員の採用に当たっては、明治期には極力定員を厳守し、退職補充を中途採用と新卒で賄う形をとってきたが、大正期に入ると新起業に必要な経験者は依然として中途採用によるとしても、年末に翌年の所要人員を各店部に照会し、三月の中等学校、七月の大学・高専(大正十年から三月卒業となる)の各卒業期の前に詮衡して新卒を採用する形が一般的となってきた。それが大正六年になると現在のように青田買といわれる卒業の前年に採用を内定する企業が続出するようになってきた。住友総本店でも九月十九日付秘第一二九七号にて急遽採用人員の確保に乗り出し、以降これが定着するようになった(資料3)。

新雇入数は、大正八年には一〇四九人と一〇〇〇人を超え、その内、等内傭員(大学・高専卒と中等学校卒中途採用者)は二〇八人、補助員(中学・商業・工業学校卒)は五三一人に達した。しかしこれら新規学卒者は、より好条件の企業を求めて、入社を内定しても辞退する者も多く、さらに一度入社しても一年以内に退職する者も続出した。大正八年の例で一〇四九人を採用しても、実増は六五八人にとどまった。このため採用は所要人員を上回って行う必要に迫られ、住友総

本店（本社部門）、住友銀行本店では新卒者をプールしておき、年度の進むにつれ必要に応じ各店部（銀行は各支店）へ配属する体制がとられるに至った（第2表）。

第1表　傭員々数表（各年1月1日現在）

（単位：人）

店部・資格	大正6年	7年	8年	9年
総本店（本社部門）	147	188	230	285
別子鉱業所	542	575	613	635
倉　庫	139	175	225	261
製銅販売店	5	6	7	12
若松炭業所	120	130	153	163
伸　銅　所	128	166	214	327
電線製造所	75	112	136	153
肥料製造所	27	36	41	44
東京販売店	19	26	30	33
呉　販売店	5	5	5	5
横須賀販売店	—	—	—	3
布哇銀行	3	4	5	5
上海洋行	3	8	8	10
漢口洋行	3	3	3	3
天津洋行	—	5	5	5
砥沢鉱業所	5	—	—	—
大良鉱業所	6	8	7	7
大萱生鉱業所	3	14	17	18
札幌鉱業所	—	28	40	50
縄地鉱業所	—	5	—	—
高根鉱業所	—	—	18	21
本家詰所	37	37	37	36
株式会社住友銀行	669	796	1,012	1,354
株式会社住友鋳鋼所	82	109	160	194
合　　計	2,018	2,436	2,966	3,624
高　等	5	4	9	9
等　内	1,135	1,300	1,474	1,705
準等内（臨時雇）	36	45	136	162
等内相当（病院・学校職員）	64	71		
補助員	260	435	664	940
等　外	311	354	498	603
坑夫頭	59	66		
等外相当（病院職員）	9	6	6	13
給　仕	33	38	38	41
使　丁	106	117	141	151

註：休職者を除く。大正8年以降店部別統計は発表されなくなったので、異動通知により推定した。

出典：各年総本店庶務課「処務報告書」

この期間住友に入社した者には、後に住友だけでなく、戦中・戦後の日本の各界で活躍した人材が少なくなかった。例えば大正六年には小畑忠良(本社経理部長・企画院次長)、小関良平(機械社長)、小松正則(生命社長)、細川嘉六(大原社会問題研究所・共産党参議院議員)、目崎憲司(本社調査役・阪大教授)、矢内原忠雄(東大総長)、大正七年には岸要(電工社長)、久留間鮫造(大原社会問題研究所・法政大学教授)、佐伯正芳(満金専務)、佐伯長生(日電社長)、島村計治(化学常務)、大正八年には熊谷栄次(信託社長)、田中直万(倉庫社長)、田辺友次郎(機械社長)、中川路貞治(金属常務)、増地庸治郎(東京商大教授)、大正九年には岩切章太郎(宮崎交通社長)、河村龍夫(満金専務)、土井正治(化学社長)、田路舜哉(商事社長)、福永年

第2表　総本店(本社部門)傭員表(大正6年は4月1日、他は5月1日現在)

(単位：人)

部課・役職	大正6年	7年	8年	9年
総理事	1	1	1	1
理事	3	6	5	5
支配人	2	2(2)	5(1)	5(1)
副支配人	2	2	1	1
秘書役	2(1)	2(1)	3(2)	4(2)
監査課	2	2	2	2
経理課	1	2(1)	2(1)	3(1)
主計係	15	26	20(1)	21(2)
調査係	14	25	16(1)	17
林業課	—	—	15(1)	27(1)
庶務課	2(2)	2(2)	1(1)	1(1)
秘書係	7	13	16	18(2)
文書係	8	8	11	14
地所係	6(1)	8(1)	9	8
守衛	14	13	11	12
会計課	1	1	2	2
出納係	7	15	12(1)	12(1)
用度係	4	4	4	4
営繕課	1	1	1(1)	1(1)
営繕係	10(2)	9(2)	10(2)	11(2)
建築係	42	69	80(1)	70(1)
臨時土木課	—	—	10	12
分掌未定	7	25	22	26
合計	145	227	246	262

註：休職者、給仕、使丁を除く。(　)内は兼務者の内数、他店部を兼務する者は含まない。
大正9年住友病院設立準備のための医員等を除く。
出典：各年「住友家職員録」から算出

第3表　傭員等級の変更

現　在　身　分	変更ニヨル新身分
○高等傭員	重　役
○等内一、二、三等傭員 ○月給臨時雇準等内三等	一等傭員(大学卒入社後25年)
○等内四、五、六等傭員 ○月給臨時雇準等内四、五、六等	二等傭員(大学卒入社後7年、中学卒入社後20年)
○等内七、八等傭員 ○試験雇準等内月手当36円以上ノ者 ○月給臨時雇準等内七、八等 ○等内九等、試験雇準等内又ハ月給臨時雇準等内九等ニシテ、月俸又ハ月手当35円ヲ受クル者	三等傭員(中学卒入社後7年)
○等内九(月俸35円ヲ受クル者ヲ除ク)、十等傭員 ○試験雇準等内手当自20円至34円ノ者 ○月給臨時雇準等内九(月俸35円ヲ受クル者ヲ除ク)、十等 ○補助員 ○月給臨時雇準補助員	四等傭員
○等外傭員 ○試験雇準等外 ○月給臨時雇準等外 ○坑夫頭	補助傭員
○別子鉱業所及若松鉱業所病院職員	病院職員
○別子鉱業所学校職員	学校職員
○嘱　託	嘱託員
○給　仕 ○使　丁 ○準傭員(身分変更ナキモノトス)	準傭員

第4表　臨時手当の支給

傭員等級	大正7年1月	同年7月	同年11月	大正8年8月
等内四等雇	月俸　10%	月俸　20%	月俸　40%	月俸　60%
但月俸180円ノ者ニハ		30円ヲ給ス		
同　五等雇	同　15%	同　25%	同　50%	同　70%
同　六等雇	同　20%	同　30%	同　60%	同　80%
但月俸80円ノ者ニハ	20円ヲ給ス	31円ヲ給ス	54円ヲ給ス	78円ヲ給ス
同　七等雇	同　25%	同　40%	同　70%	同　100%
但月俸52円ノ者ニハ		22円ヲ給ス		
51円ノ者ニハ		23円ヲ給ス	37円ヲ給ス	52円ヲ給ス
50円ノ者ニハ		24円ヲ給ス	38円ヲ給ス	53円ヲ給ス
同　八等雇		同　50%	同　80%	同　110%
同　九等雇				
同　十等雇				
補助員	同　25%	同　50%	同　80%	同　110%
等外雇	同　25%	同　50%	同　80%	同　110%
給　仕	同　25%	同　40%	同　70%	同　100%
使　丁	同　25%	同　50%	同　80%	同　110%
準傭員	月給　25%	月給　50%	月給　80%	月給　110%

久(石炭社長)、山内直元(銀行常務)等である。

小畑は、当時の採用試験が鈴木総理事の陣頭指揮の下で行なわれていたことを明らかにし[6]、矢内原は、「銅山の仕事も非常に面白かった。これは後で経済学をやるようになった時に大へん助けになりました」と述懐している[7]。細川は思想的に鈴木総理事と相容れなくなり大正七年十一月住友を退社するが、鈴木は実兄秋月左都夫が読売新聞社主本野一郎が外務大臣に就任したため本野の懇請により大正六年十二月読売新聞社長に就任していたので、細川を推挙し、細川は読売新聞に入社した[8]。当時の読売新聞は創設者本野家と特別の関係を有する者の出資による匿名組合によって経営されており、秋月や鈴木は、この組合の一員であった[9]。読売新聞の社史によれば、細川の入社を秋月の社長就任と同じ大正六年十二月としているが、これはこの時秋月と共に入社した郷里宮崎県高鍋出身の三好重彦(台湾総督府外事課長)、泥谷良次郎(姫路中学校長)と混同したものであろう。細川の住友入社はその年の七月でまだ半年も経過していないからである。

第5表　月俸改正比較表

（単位：円）

大正2年改正		大正8年8月実施臨時手当B	A＋B	大正9年改正	
資　格	月俸A			資　格	月俸A
高等一等	600	120	720	重　役	1000
二等	500	100	600		900
三等	400	80	480		800
等内一等	360	108	468	一等傭員	700
	330	99	429		650
二等	300	120	420		
	270	108	378		〃
三等	240	120	360		
	210	105	315		450
四等	180	108	288	二等傭員	400
	160	96	256		
	140	84	224		
五等	130	91	221		
	120	84	204		〃
	110	77	187		
六等	100	80	180		
	90	72	162		
	80	78	158		160
七等	70	70	140	三等傭員	140
	〃	〃	〃		
	50	53	103		
八等	49	54	103		〃
	〃	〃	〃		
	36	40	76		
九等	35	39	74		70
	〃	〃	〃	四等傭員	69
	26	29	55		
十等	25	28	53		
	〃	〃	〃		〃
	20	22	42		
補助員	〃	〃	〃		
	10	11	21		30

註：1．高等、等内一、二、三等の調整は、四等以下の割合からそれぞれ月俸の2、3、4、5割であったものと推定される。

2．二等傭員以下は、大正9年改正後も依然として月俸の1割の臨時手当が加算された。

3．大正10年の初任給は、帝大工科（採鉱・冶金・鉱山・炭坑）90円、同（その他）85円、帝大法科80円、高商（東京・神戸）・高工70円、高商（その他）・早・慶・同・東亜同文60円、中学・商業35円。

細川が東京に転居して実際に読売新聞に出社しだすのは大正八年二月のことである（資料4）。思想を異にし住友を退職した細川に対して示した鈴木の寛容さは、細川の親友小畑も認めているところである。(10)

このような傭員数の飛躍的増加によって、住友総本店の人事政策は大幅な変更を余儀なくされた。すなわち従業員の

中心を占める等内傭員は、明治九年以来一〇等に区分されてきたが、大正九年七月十三日付甲第一〇号達及び秘第一九三九号によってこれが四等にまとめられたほか、第3表の通り簡素化された。

第一次大戦勃発後の消費者物価の高騰に対して、既に職工・坑夫については大正六年秋物価騰貴手当が支給されるに至ったが、傭員についても大正七年一月四日付秘第壱号によって等内四等雇以下の傭員に対しても臨時手当が支給されるようになった(三等以上の者に対しては個別に調整されたものと思われる)。その後も物価騰貴が続いたため、七月三十一日付秘第一四五八号、十一月九日付秘第一八六七号、大正八年八月十八日付秘第一九五三号によって、この臨時手当は相次いで改訂された(第4表)。臨時手当なるものは、その名前の通り物価が下落すれば廃止されるべき性質のものであったが、物価下落の見通しが立たなくなったため、上記大正九年七月十三日付傭員の等級変更に応じ、同日付甲第一三号達及び秘第一九四〇号をもってこれら臨時手当を月俸に織り込んだ月俸表の改正が実施された(第5表)。ただし三等傭員以下についてはなお一割の臨時手当が残された。

(資料1)

大正十年四月十日付在ニューヨーク久保無二雄から鈴木馬左也宛書簡

此一月早々尿毒症トカニテ暫時人事不省ニナラレタガ、其後御静養ノ結果、引続キ御恢復ノ由、御老体トハ乍申元来強健ナル御体質ト独得ノ御注意トニ依リ、大シタルコトニハ立到ルマシトハ窃ニ想像シテ居リシカ、案ノ通リニテ、安心致シマシタ。申迄モナケレトモ折角御自愛ヲ祈リマス。住友家ノ事ヲ懐フト、何時迄御尽力ニナッテモ限リハナイコト勿論デスガ、大抵ノ所デ見切リヲツケテ、御退隠ニナツテハ如何。人各性分ヲ異ニシ己ヲ以テ人ヲ推ス訳ニハ行カネ共、小生ノ如キ、自由ノ身ニナツテ以来、頭ノ中ハ以前ニ異ナラス或ハ夫以上ニ忙カシサヲ感スレトモ、何ヲ為サウトモ為サストモ人ニ関係ノナキ為、非常ニ安静ヲ感スル様ニナツタ。苟モ一度軽易ナカラモ人事不省ニナツタ体ハ、己ノ

為ニモ人ノ為ニモ職ヲ離レテ自由ノ身ニスルカ良イト思フ。何モ是ハ利己心カラ計リ割リ出シタ説デハナイ。

遠慮ナク評スレハ住友家ノ重役ニ是ゾト思ハレル人物ハ残念ナカラ一人モナイ。併シ今更仕方ノナイ話デ先ツ行ク所迄行カセテ見ルノ外ハアルマイ。老兄ノ手ヲ離レテ一人歩行ヲスルト、彼是老兄ノ意ニ満タヌコトモアルダロウケレトモ、又独立セサルト(ママ)是迄ニ現ハレナカツタ腕モ手モ出テクルコトモナキニシモ非スト思フ。ソレニ老兄カ局外ニ立チ岡目八目テ観テ独得ノ親切心ノ加ハツタル批評(同情ト親切心ナキ批評ハ何ノ役ニタヽヌ故ニ小生ハ絶対ニ縁ヲ絶ツタ次第ナリ)ヲ以テ援助セラルレハ、多少ノ効ハアルダロウ。心細イ話ノ様タカ此方ガ不十分ナル健康ヲ以テ老兄カ采配ヲ振ルヨリ、住友家未来ノ為寧ロ宜シカラン。小生ハ老兄の為住友家ノ為深クカク信スルモノデアル。又ソウスルナラ一日モ早イガヨイ。或ハ既ニ遅キニ失シテ居ル筋モアルト思フ。独リ歩行ヲ学フニハ各重役トモ大分年カ過キテヲル。併シ是ハ仕方カナイカラ思ヒ切ルノ外ナイ。

局外カラノ批評ト云フコトヲ云ツタガ是モ十カ十迄如何ニ良イコトデモ、新内閣カ実行スルト思ツテハ間違ヒナリ。彼人達カ之ヲ理解シテモツトモナリト思ツテモ、其人達ノ天性力量ガ実行ヲ許サヌコトモアリ、又況ンヤ局外ト局内ト所ヲ異ニスルト考ト手加減ノ変ハルコトモアル。併シ老兄ノ好意親切ヲ感得セヌコトアルマイ。ソコガ小生老兄ニ局外ヨリノ援助注意ヲ勧ムル次第デアル。

老兄カ政ヲ譲ルトシテ、必要ナルコトハ住友家ノ仕事振ノ一変デアル。老兄ノ精力ト圧力トヲ以テシテ、従来ノ統一的秩序的ノ仕事振カ光輝モアリ意義モアツタノデアル。夫ガ中田(註、錦吉)君ノ内閣トナツテ同様ノ遣リ方ヲ継続スルトキハ、形式的化石的拘束トナリ、所謂死物トナルノ憂ガアル。是ニ至ツテ思ヒ切ツテ成ル可ク各部各課ヲシテ自由ニ切リ盛リヲサセル方向ニ方針ヲ変スルノ必要ヲ感ス。而シテ此変遷ヲドウニカコウニカ大蹉跌ナク切リ貫ケ得ラルレハ、之ニ依ツテ得タル獲物ハ又大ナルモノニシテ、老兄時代ニ於テ見ル能ハサルモノガ新タニ生シタルモノト思フ。住友家

今日ノ店員ハ上下ヲ通シ秩序的ニ整ツタル機械道具トシテハ比較的良好ニシテ他ニ観ル能ハサルモノアレトモ、偖テ一人々々当ツテ見ルト自由ニ独リ立ツテ歩ケルモノ実ニ稀ナリ。是ハ事業ノ拡大ト共ニ上ニ良将軍ナキノ日ニ於テハ戦ニ不適当ナル将卒デアル。

老兄ハ「組織」ニ重ヲオキ其力ヲ深ク信セラレ居ルコトハ兼テ承知シテ居ル。小生モ「組織」ノ効ヲ無視スルモノニ非ス。併シ老兄ト小生トノ間ニハ其効ヲ評価スル点ニ於テ差アリト想フ。小生ノ心持ヲ平ク云ヒ現ハシテ見レハ、先ツザット下ノ如クデアル。実際仕事ノ局ニ当ル者ヲシテ成ルベク自由ニ独創的ニ腕ヲ振ハセ、其仕事ノ成績ヲ挙ケサセ、之ヲ楽マシ(ママ)マセ、夫ヨリ大ナル不利益不結果不秩序ノ生スル場合丈ニ取締リヲツケルニ在リテ、組織規則ハ謂ハ、副タルツケタリニスル方デアル。老兄ノ政策秩序整然タルニ比スルト如何ニモ乱雑ノ様ナレトモ国家ニシテモ人口大ニ増加シ版図拡大シタル時ハ中央ノ監督支配ヲ如何ニ行届イテ厳重ニシテモ其効少キカ如ク、中央ヨリモ各局部ノ方ノ発達ヲ謀ラネハ、政ガ死物トナルト同様デアル。住友家事業モ今、其時期ニ発達シテ居ルモノト思ハレル。全体ノ大方針丈中央ニ於テ定メ其方向ニ向ツテ各局部カ出来ル丈自由ニ切リ盛リヲツケルコト、一変スル必要迫リ居ルコトデアル。是ハ事業ノ分量範囲ノ拡大ト老兄ノ隠退ト共ニ然ラズテハ住友家ノ浮沈ニ関スル問題テアルト考ヘル。

小生ト雖之ニ伴フ弱点欠点ヲ認メサル程楽観スルモノニ非サレトモ外ニ途ナシト信ス。但シ変遷ノ実行ニ関リ其緩急ヤ加減ハ当局者ノ手腕力量ニ待ツニ外ナシ。又住友家トシテ此際尤モ困難ヲ感スル点ハ店員ガ其様ニ養成サレテナキコトナリ。然レトモ其養成ハ仕事振ノ一変スルニ非サレハ又出来難キ話ナリト思フ。

是ハ一種ノ民主主義ト見テ差支ナシ。小生浅薄ナル民主々義ノ謳歌者ニ非サレトモ右ノ如キ方向ニ将来人類ヲ養成発達セシメテ行クカ、意義アル民主主義ニシテ又時宜ニ適シテ居ルト思フ。日本モ住友家モ従来統一主義ニ依リ盛大ナル発達ヲナシ光輝アル時代ヲ造リ出シタリト確信スレトモ此次ノ変遷ハ各局部各地方団体各個人ノ内容充実進歩ヲ務メ之

カ為統一ハ已ヲ得サル点ニ止メ、成ル可ク其範囲程度ヲ減スルモ止ヲ得スト思フ。国家万能ノ絶対的国家主義ヤ社会主義ハ論理上合理的ニ又経済的デハアレドモ個人ノ能力発達ヲ阻害シ蟻ヤ蜂ノ国家社会ニ類シテ来テ是カ果シテ人類文化ノ目的テアルカ甚タ疑ハシ。加之コンナ国家社会ハ一度異変ニ遭遇スルト一タマリモナク参イッテ仕舞ヒ、其恢復更ニ困難ノ大ナルモノアルベシ。故ニ何ノ程度ニ遠心ト求心トノ釣リ合ヲ採ルカ又時世ト国民トノ情態ニ依テ多少何レカニ重ヲ置クコト、ナルベケレトモ個人ノ能力発達ヲ妨ケル事実ヲ見タルトキハ其矯正ヲ怠ルヘカラサルハ論ヲ俟タナイ。

右ノ試論ハ少シ脱線シテ御了解ニ苦マルナルヘシ。自分ナカラ恥シカシク感ス。要ハ住友家ノ店員ノ能力ヲモツト独立的ニ自由ニ発達セシメルコトニ留意スルノ必要ヲ切ニ感スルヨリ生シタル考ナリ。

右ハ甚タ露骨ニ所存ヲ申述ヘタル次第失礼ノ段ハ自分ナカラ慚愧ニ堪ヘス、不悪御思召ヲ乞フ。（以下略）

（資料2）

大正八年三月十三日付甲第参号達「林業課・臨時土木課新設ニ付総本店事務章程中改正ノ件」

第七条　林業課ハ総本店所管ノ林業並ニ之ニ附帯スル農牧業及所属土地ノ管理等ニ関スル事項ヲ管理スル所ニヨリ、左ノ係ヲ置キ分掌セシム。

経営係　事業ノ調査計画、土地其他財産ノ管理貸借、生産物ノ処分等ニ関スル事項ヲ掌ル。

事業係　森林ノ造成利用、並ニ農牧業ノ作業ニ関スル事項ヲ掌ル。

第十一条　臨時土木課ハ特ニ指定セル臨時土木工事、並ニ之ニ関スル事項ヲ掌理ス。

（資料3）

大正六年九月十九日付秘第一二九七号

拝啓来年度別記各学校卒業生採用ノ御見込ニ候ハヽ、一括申込ノ都合有之候間、其学校別所要見込人員（学科ノ区分アル

モノハ其学科別ノ人員）、並ニ採用条件等至急御内報相成度、右得貴意候也。

総本店支配人　小倉正恒

殿

追而卒業期ハ三月又ハ六、七月ニ候得共、各銀行会社ヨリノ需要甚多ク、已ニ続々推薦申込若クハ採用予定致居候様子ニ付、御含被下度、右為念申添候也。

（資料4）

大正八年二月十九日付細川嘉六から鈴木馬左也あて書簡

拝啓　益々御清祥の段、奉慶賀候。陳者小生御蔭を以て愈々本月初メより入社仕候。重々の御高讃何時か報謝申すへき、恐縮の次第にて御座候。落付くへき所に取着きたるの感有之、此上は大男児正に背負立つへきの大任を背負通ふし得るや否やの境地に至申さん事、忘れ得さるの心願にて御座候。或ハ身の程を知らさるの譏りは可有之も、小生の享受せる血液、教育其他環境ハ、かゝる心願を自らに懐抱せさらんとするも、得へからさるに至らしめたるものゝ如くに感せられ申候。落付くへき所に辿着くの機縁を御恵与被下候以上、行くへき所に行通ふし申可く候。申述ふ迄もなく議も徳も（ママ）韮薄（非）、而かも身に余る願望を背負込居る小生、引導なくては道暗し。此上とても直接間接御示教を仰申度懇願此事に御座候。

先般ハ秋月様を芽出度く海外に見送申上けたる小生ハ（註、講和会議全権顧問秋月左都夫二月十一日神戸港出帆、前夜神戸御影の鈴木邸に宿泊したものと思われるので、細川は前日朝東京駅にて見送ったのであろう）、来月又芽出度く貴家を御見送申す（註、鈴木馬左也外遊三月十五日横浜港出帆）の欣快を皆々様と共に頒ち度きものにて御座候へは、春光日に好和の節、益々御健勝にわたらせらるゝ様祈上候。

先つは御礼迄如斯に御座候。早々不尽。

二月十九日　　細川嘉六

鈴木馬左也様

玉台下

二　住友総本店の業績

冒頭で述べたように日本経済は第一次大戦により空前の好景気を迎え、大正五年（一九一六）から三年間にわたり実質経済成長率は八％を超える高度成長を記録した。大戦は大正七年十一月休戦を迎えたが、休戦による落ち込みも、休戦気構えや大戦中の利潤の蓄積によって軽微なものにとどまり、景気は大正八年春頃から回復に転じ、さらに海外物価の高騰に対する思惑も手伝って、激しい投機ブームが生じた。大正九年三月、ブームはピークに達し、この反動で株式・商品市況は一斉に崩壊し、日本経済は恐慌状態に陥った。恐慌は、政府・日銀による四億円近い救済融資によりようやく沈静化するに至った。

個人経営の住友総本店は大正十年の住友合資会社の設立を前にその最終の段階に入ったが、まず好況の最中の大正六年六月に開催された主管者協議会において総理事鈴木馬左也は、早くも戦争終結の間近いことを予想し、次のようにその対策の研究を指示した。

欧洲戦争ハ―ソノ戦争ニハ日本モ参加シテ居ルコトデアリマスガ―コノ戦争後ニ於ケル準備ニ就テ、我住友モ大イニ研究シテ手後レニナラナイ様ニ準備ヲシタイト思ヒマス。段々人ノ話、新聞紙、雑誌ソノ他ノ著述ニ就テ彼是見

マスルト、戦争ヲシテ居ル真中ノ英・独・仏等モ、戦後ノ準備ハ初メヨリ怠ラザルノミナラズ、鋭意熱心ニ、其方向ニ画策ヲ進行シツヽアルハ事実デアリマス。而シテ我国ノ状態ハ現ニ戦争ノ惨禍ヲ眼前ニ見ザル為メカ、戦争以来商工業ノ隆盛ニ眩惑シ、戦後ノ問題ニ就テハ頗ル閑却サレテ居ル様デアリマス。如斯シテ順潮ニ行ケバ宜敷モ、欧洲列強ノ戦後ノ準備ニ考ヲ及ボシマスレバ、戦後ノ競争と云フコトニナルノデスガ、競争ハ六ケ敷カラント思ヒマス。即忽チ劣敗者トナルコトデアリマセウ。其場合ニ於ケル我国ノ状態ハ風前燈火ノ状、誠ニ悲惨ナルコト、思ヒマス。而シテ住友家モ亦ソノ一部分タルコトヲ免レヌノデアリマスカラ、即チ甚シキ DEPRESSION ニ投セラル、コトヲ免レヌト思ヒマス。即大キク我帝国ノコトニ就テ考ヘテ見マシテモ、又小サク我頭上ノコトヲ考ヘテモ、重大ナルコトハ疑ヒナキ次第デアリマス。然ラバ大正六年ノ上半季モ当月ヲ以テ終ル今日ニ於テハ、最早十分ニ戦後ノコトニ考ヘ及ボシテ、設備ヲ要スルモノハ之ヲ設備シ、整理スベキモノハ整理シ、処置スベキモノハ処置シナケレバナラヌト思ヒマス。ソノ方法タルヤ今具体的ノ案ヲ提出スルコトハ出来マセン。又考モ其点ニ十分届イテ居ル訳デモアリマセンガ、主トシテ皆サンガ十分ノ注意ヲ用ヒテ研究実行ニ努力ヲ願フコトガ重ナルコトデアリマス。

これを受けて総本店経理課は翌大正七年四月の主管者協議会において、後に述べるような戦時特別償却を提案し、これが実施されたわけである。この会議で鈴木は、激動期における住友の事業のあり方について次のように訓示した。

大体私ノ考トシテハ直ニ世界ノ諸方面ニ向ツテ自分ノ考ヲ立テ、働イテ行クコト、言ヒ換ヘレバ世界的ニ働イテ行クトイフコトニ就テハ、私ハ未ダ適切ナル思想ヲ持ツテ居リマセンガ、併シ今日ノ時勢ニ於テハ世界的ト云フコトハ、最早徒ニ壮大ノ言葉ニ非ズシテ深切、適切、痛切ナル所ヨリシテ、世界的ニ考ヲ定メテ行クト云フコトハ、甚ダ必要デアルト思ヒマスカラ、皆サンノ思想ノ内ニモ常ニ此ノ、世界的ト云フ考ヲ去ルコトナク、夫々勘考セラレンコトヲ切ニ希望致ス次第デアリマス。只私ノ至ラザル為メニ、世界的ニ意見ヲ立テ、、皆サンノ前ニ披瀝シ得

ザル点ハ甚ダ遺憾デアリマスガ、之ハ予メ御諒承ヲ願ツテ置キマス。私ハ日本ト云フコトニ就テハ常ニ考ヘテ居リマスガ、世界的ニ考ヲ立テルト云フコトハ、マダ充分ニハ参リマセン。只世界ノ大勢ニ反セザランコトヲ以テ念ト致シテ居リマス。

我住友家ハ実業ヲ経営スル個人トシテハ、我国ニ於テハ有数デアリ又有力デアルト云フコトハ、明言スルコトガ出来ルト思ヒマス。ソレデ単ニ住友ヲ隆盛ナラシムルト云フダケデモ事ハ済ムデアリマセウガ、併シ家長公ガ或宴会ノ席上ニ於テ、住友家ノ事業ノ経営ハ、其方針ニ於テハ国家ト其方向ヲ全ク同ジウスルモノデアツテ、国家ノ利

（単位：円）

7年	8年	9年
Δ2,567,717.11	17,814,668.07	Δ3,276,237.34
5,001,743.91	2,866,955.62	Δ480,321.50
1,215,878.22	1,445,464,49	2,222,983.15
84,648.16	64,137.18	Δ146,552.83
1,018,941.11	1,090,436.20	1,102,092.08
8,153,505.40	3,757,854.15	4,438,692.32
—	Δ85,000.00	Δ1,158,000.00
—	—	—
772,780.53	1,374,614.01	758,374.51
176,161.92	559,151.90	Δ111,770.69
22,059.15	14,930.70	46,471.07
22,684.53	21,129.89	18,115.11
—	Δ1,897.09	4,280.50
—	—	Δ11,963.32
Δ37,089.48	Δ23,263.59	Δ114,629.62
Δ28,049.36	Δ27,320.46	Δ62,704.86
Δ28,110.93	57,787.89	Δ36,274.82
Δ32,065.31	Δ45,460.60	Δ52,556.69
60,511.27	Δ3,674.64	Δ40,178.84
Δ9,783.68	Δ49,252.60	Δ31,914.57
—	18,229.32	Δ156,511.89
—	19,681.32	Δ27,476.88
Δ123,733.21	Δ81,362.25	Δ84,614.82
8,630.12	Δ8,061.45	Δ48,706.78
—	Δ123,609.32	17,038.31
—	Δ64,036.81	Δ57,350.43
13,710,995.24	28,592,101.93	2,710,281.17
1,351,900.15	318,906.64	538,098.05
—	—	Δ221,909.64
—	—	94,634.04
Δ162,500.00	Δ278,125.00	Δ300,000.00
14,900,395.39	28,632,883.57	2,821,103.62
3,168,569.96	4,941,505.75	14,029,515.89
Δ125,000.00	Δ125,000.00	Δ190,000.00
Δ1,208,667.87	Δ1,344,506.50	Δ1,597,037.09
16,735,297.48	32,104,882.82	15,063,582.42

純益である。

第6表　店部別純損益

店部	大正4年	5年	6年
総本店(本社部門)	Δ1,992,38.35	Δ4,368,869.24	Δ934,935.77
別子鉱業所	2,751,951.49	7,242,661.12	7,656,530.67
倉庫	168,189.68	276,749.45	587,829.85
製銅販売店	34,520.78	74,701.25	79,794.20
若松炭業所	357,131.46	249,780.16	622,543.68
伸銅所	1,518,901.09	3,576,065.64	7,044,168.10
尼崎工場	—	—	—
鋳鋼場	23,437.51	—	—
電線製造所	74,459.78	427,810.45	826,098.49
肥料製造所	Δ2,855.04	38,210.29	221,578.54
東京販売店	14.83	2,772.70	16,184.43
呉販売店	Δ634.60	7,937.35	19,316.63
横須賀販売店	—	—	—
博多販売店	—	—	—
上海洋行	—	Δ4,896.38	Δ29,943.87
漢口洋行	—	Δ2,146.25	Δ25,813.35
天津洋行	—	—	Δ17,026.53
大良鉱業所	—	Δ13,660:22	Δ22,964.41
大萱生鉱業所	—	Δ643.97	19,683.45
砥沢鉱業所(砥沢支所)	—	Δ280,599.83	Δ142,226.80
高根鉱業所(高根鉱山)	—	—	—
縄地鉱業所(縄地鉱山)	—	—	—
札幌鉱業所	—	—	Δ27,501.35
唐松炭坑	—	—	—
鴻之舞鉱山	—	—	—
来馬鉱山	—	—	—
総本店合計	3,922,732.63	7,225,872.52	15,893,315.96
(株)住友鋳鋼所(製鋼所)	39,987.83	390,480.40	946,777.77
大阪北港(株)	—	—	—
(株)住友電線製造所	—	—	—
重複分補正(A)	Δ48,830.17	Δ30,000.00	Δ98,321.92
合計	3,918,890.29	7,586,352.92	16,741,771.81
(株)住友銀行	373,517.55	933,349.20	4,040,724.89
重複分補正(B)－1	Δ13,500.00	Δ67,800.00	Δ145,000.00
(B)－2	Δ288,000.00	Δ324,000.00	Δ676,311.40
総計	3,990,907.84	8,127,902.12	19,961,185.30

註：1．重複分補正(A)は、住友鋳鋼所配当金である。但し大正4年分は、鋳鋼場から引き継いだ同場下期
2．重複分補正(B)－1は、住友銀行役員賞与、－2は住友銀行配当金である。

益ト住友家ノ利益トハ、常ニ相伴ハザルヘカラザルコトヲ明言サレマシタノヲ親シク拝聴致シマシタ。此家長公ノ御言葉ヲ伺ツテ更ニ之ヲ他ノ言葉デ申シマスレバ、住友家ノ事業ハ国家ノ進運ニ向ツテ大イニ培ヒ大イニ努力シ、貢献スルト云フコトニ帰着スルトノ意味ニ外ナラヌト信ジマス。故ニ我々ガ常ニソノ考ヲモツテ行クナラバ、家長公ノ思召ニ副フコトヲ得ル次第デアリマス。（中略）

御同様我住友家ノ事業ハ、国家ノ利益ト相一致シテ居ルト云フ、コノ立派ナル思想ノ上ニ立チテ此ノ事業ニ関与シテ居ルノデアリマスカラ、我々ノ精神ハ固ヨリ、カノ素町人ノ根性トハ全ク異ツテ居ルノデアリマシテ、我々ノ精神ヨリスレバ我々ガ住友家ノ為メニスル努力ハ、ヤガテ国家ノ為メニスル努力デアリ、又同時ニ世界文化ノ発達ニ対スル貢献デアルト信ズルノデアリマシテ、此公明正大ナル精神ヲ以テ日々ノ事務ニ従事シテ行ツテコソ、我々ノ仕事ニ張合ガアリ其仕事ニ生命ガアルノデアリマス。然ルニ只管眼前ノ利害ヲノミ視テ居ル様デハ、動モスレバ其方向ヲ誤リ社会ニ著シク面目ヲ失墜シテシマウ様ナコトニナルノデアリマス。

かくしてこの期間の業績は、第6表の通り大正六年には前年の利益の二倍以上の一五〇〇万円を超え、翌七年にもほぼその水準を維持したが、八年には大阪北港株式会社に譲渡する土地の評価益一六五六万円、住友銀行の株式売却益四四一万円合計二〇〇〇万円余を除くと、大正五年の水準にまで低下した。恐慌の起きた大正九年には、鈴木の予言通り住友家の財本とうたわれた別子鉱業所が赤字に転落したのをはじめ、伸銅所や若松炭業所などの一部の店部を除き、軒

（単位：円）

9年
2,942,961.54
215,787.50
11,242.68
2,811.70
578,702.35
1,597,037.09
300,000.00
21,225.17
34,680.45
7,293.78
34,752.32
139,428.50
6,219,198.88
1,914,136.09
216,179.86
110,074.67
1,223,286.10
8,340.06
5,321.46
281,941.48
19,800.00
747,169.87
564,275.55
1,025,327.02
1,018.90
102,327.82
Δ3,276,237.34

し、総損益表ではそ

第7表　総本店(本社部門)損益表

科　　目	大正6年	7年	8年
当期利益	2,505,334.92	2,039,050.01	23,401,949.83
国債證券利息	215,787.50	215,787.50	215,787.50
地方債券利息	10,848.60	10,819.20	10,819.20
社債券利息	—	1,576.50	3,153.00
株券配当金	165,252.07	191,457.44	437,878.02
住友銀行株券配当金	676,311.40	1,208,667.87	1,344,506.50
住友鋳鋼所株券配当金	98,321.92	162,500.00	278,125.00
耕地利益	17,435.37	23,741.75	49,571.61
賃借料	39,902.62	54,441.20	69,144.41
雑　益	12,072.98	12,716.37	14,952.15
固定財産原価差損益	45,528.50	Δ2,974.12	16,567,469.24
有価證券原価差損益	1,223,873.96	160,316.30	4,410,543.20
当期損失	3,440,270.69	4,606,767.12	5,587,281.76
利　息	234,616.02	163,965.27	307,331.10
俸　給	101,189.49	130,861.89	151,014.53
旅　費	47,141.09	111,632.61	324,099.58
諸　税	213,140.33	440,135.46	885,436.08
営繕費	15,839.77	15,448.42	16,153.12
賃借及保険料	1,787.74	5,394.52	4,755.67
雑　費	134,930.42	191,576.04	365,377.65
特別報酬金	22,380.00	23,700.00	19,850.00
別途費	414,227.65	1,046,803.27	1,149,212.01
本家費	762,797.02	428,015.27	495,023.68
賞　与	1,410,906.07	1,948,037.30	1,681,455.84
雑　損	680.85	13,249.00	96,445.72
償　却	80,634.24	87,948.07	91,126.77
当期純損益	Δ934,935.77	Δ2,567,717.11	17,814,668.07

註：本表の本家費が大正3年以降総損益表と相違しているのは、本表の本家費が本家費用全体を示すのに対のうち俸給、旅費、諸税、賞与の各部分をそれぞれの科目に帰属させたためである。

並み赤字となった。すなわち大正八年からわが国産銅より二割もコストの安いアメリカ産銅が大量に輸入されるようになり、産銅業界が競争力を失ったほか、巨費を投じた鴻之舞鉱山も所期の業績を上げ得ず閉山説が出るなど、何らかの打開策が必要とされるに至ったのである。

(一)　総本店(本社部門)の業績

住友総本店(本社部門)が保有する有価証券特に株式は増加の一途をたどり、その配当金収入も増大したが、依然として経費を賄うには至らず、本社部門は基調として赤字である(第7表)。なお保有有価証券については、次節「三　住友総本店の投資活動」で詳述する。

しかし大正八年だけは、一七八一万円という巨額の利益を計上した。これは既に述べた通り、大正八年末の大阪北港会社の設立を前にして、同社に譲渡する予定の大阪北港一帯の土地五四万三〇〇〇坪の再評価を行い、一六五六万円の評価益(固定財産原価差損益)を出したのと、住友銀行の株式公開に伴い同行株式の譲渡益(有価證券原価差損益)四四一万円を計上したためである。なお前者については「五　大阪北港株式会社の設立」を、後者については「三　住友総本店の投資活動」を参照されたい。

大阪北港会社に対する土地の売却は、実際には大正十年二月二十八日住友合資会社の設立と同時に行われたため、第

（単位：円）

9年末	
155,012,484.97	
18,362,239.37	
—	
432,395.54	
1,513.43	
21,582.00	
2,144.51	
9,154.67	
3,225,458.96	
200,017.72	
40,000.00	
23,822,821.74	
23,710,325.20	
9,000,000.00	
6,000,000.00	
1,086,854.52	
—	
93,435.78	
207,729.42	
—	
363,782.80	
30,747.29	
3,275.00	
923,235.78	
6,773,292.29	
49,801,448.58	
19,841,928.25	
3,333,223.83	
1,287,076.94	
3,201,683.69	
14,889,789.87	
—	
3,220,352.27	
—	
—	
252.19	
11,613.86	
97,168.55	
593,219.87	
2,374,923.55	
—	
788,173.17	
97,389.44	
56,284.65	
8,368.45	
797,843.77	
7,210,728.45	
1,613,987.23	
1,278,470.92	
155,012,484.97	
94,637,123.46	
6,412,966.57	
1,412,249.52	
—	
1,200,000.00	
64,472.43	
277,029.43	
952,485.14	
193,950.77	
109,184.78	
6,363.10	
8,339.46	
23,842,019.59	
15,797.86	
12,859.06	
—	
—	
22,918,732.35	
2,948,911.45	
—	
5,075,154.50	
1,082,574.27	
1,257,721.01	
2,734,859.22	

第8表　総本店(本社部門)貸借対照表

科目	大正6年末	7年末	8年末
借方	56,482,620.66	76,675,360.27	105,825,232.19
固定財産・土地	1,856,369.51	1,845,596.92	18,446,328.42
鉱区	174,407.26	157,078.95	—
建設物	231,657.78	250,690.12	240,207.69
機械	258.00	27,759.00	1,103.00
什器	1,635.00	1,787.00	2,891.00
所有品・準備品	1,971.31	1,898.51	2,192.38
木穀	8,236.78	6,555.50	19,208.09
有価證券・国債證券	3,225,458.96	3,225,458.96	3,225,458.96
地方債券	185,150.00	185,150.00	185,150.00
社債券	—	50,000.00	50,000.00
株券	1,639,139.24	4,564,610.74	5,790,473.24
住友銀行株券	14,708,050.00	17,023,850.00	15,750,375.00
住友鋳鋼所株券	3,000,000.00	6,000,000.00	6,000,000.00
住友電線製造所株券	—	—	—
手形・受取手形	2,255,256.08	1,812,675.88	1,745,967.05
起業支出・茶臼山洋館	147,913.76	195,057.34	206,483.89
駿河台別邸	—	58,276.07	92,928.93
衣笠村別邸		36,498.49	129,612.20
正蓮寺川沿土地改良	—	—	917.80
恩賚島病院	—	…	…
茶臼山住宅	—	—	—
大阪図書館	—	—	…
貸金・立換金	1,812,825.00	101,764.03	1,957,407.02
雑・仮出金	1,014,247.72	1,968,673.58	1,924,713.93
各部	24,974,945.16	36,107,372.87	47,553,134.82
別子鉱業所	8,948,850.36	11,383,571.31	15,038,933.99
倉庫部	1,861,870.32	2,032,062.22	2,119,958.00
製銅販売店	109,193.29	74,711.83	95,359.11
若松炭業所	1,282,452.55	1,640,853.11	1,702,896.51
伸銅所	4,546,875.60	8,590,159.25	15,299,326.64
電線製造所	3,666,052.96	6,210,262.22	7,534,367.59
肥料製造所	2,220,405.44	2,614,929.12	1,461,956.55
東京販売店	9,680.73	—	7,303.90
呉　販売店	—		—
横須賀販売店	—	—	3,479.01
博多販売店	—		—
大良鉱業所	104,902.19	99,981.51	89,161.73
大萱生鉱業所	474,482.75	457,967.03	585,730.00
札幌鉱業所	1,521,422.28	2,491,385.74	2,705,246.37
縄地鉱業所	170,418.94	…	…
高根鉱業所	-	448,342.35	625,958.12
上海洋行	20,977.68	20,408.81	262,775.04
漢口洋行	17,586.04	17,552.16	20,682.26
天津洋行	19,774.03	25,186.21	—
特別会計課・林業課	—	—	—
銀行特別預ケ金	168,747.68	482,118.96	2,500,678.77
銀行出納	925,800.18	—	—
損益・当期純損益	150,551.24	2,572,487.35	—
貸方	56,482,620.66	76,675,360.27	105,825,232.19
営業資本金・営業資本	40,505,514.37	55,174,401.12	67,521,288.78
積立金	4,999,191.37	5,425,685.00	5,899,651.28
準備積立金	921,670.96	1,072,103.86	1,269,901.50
起業支出・駿河台別邸	869.82	…	—
労役者特別保護基金	1,200,000.00	1,200,000.00	1,200,000.00
労役者特別保護別途積金	4,458.19	76,375.45	97,801.50
預リ金・雇人身元金預金	211,882.89	235,560.49	267,978.27
積金預金	735,030.95	842,877.89	963,227.78
木家預金	179,138.00	197,125.02	200,529.54
諸預金	103,364.86	106,648.72	110,200.07
貸家敷金預金	4,474.10	4,765.10	5,970.10
準備員積立金	338.00	1,363.30	1,139.80
雑・仮入金	63,561.68	606,812.33	612,831.56
各部・東京販売店	—	14,320.83	—
呉　販売店	7,014.29	11,371.45	4,773.29
天津洋行	-	…	45,008.05
銀行出納	—	964,416.09	3,077,709.07
銀行借入金	—	1,704,315.92	1,300,000.00
前期損益・前期純損益	7,546,111.18	9,037,217.70	4,678,879.18
損益・当期純損益	…	…	18,568,342.42
営業外固定財産勘定	3,303,944.08	3,889,446.76	4,327,563.26
土　地	1,025,011.86	1,051,907.99	1,084,586.25
建設物	977,261.00	909,236.00	898,702.00
什　器	1,301,671.22	1,928,302.77	2,344,275.01

8表の大正八・九年末の固定財産・土地勘定には約一〇倍に再評価された金額で計上されており、大正九年初に入金した土地代金は仮入金として処理されている。大正九年末の仮入金勘定残高が二三八四万円に上っているのはこのためである。

大正六年に比し、諸税が年々倍増しているのは、所得そのものの増加により高い累進税率の適用を受けるに至ったことのほか、大正七年三月公布の戦時利得税法によって戦時利得税が徴収されたことによるものである。休戦によってこの戦時利得税は、大正九年廃止されたが、同年この増収分を見込んだ所得税法の改正が実施された。これらの税制の変化は、個人企業たる住友総本店の経営に大きな影響を与え、大正十年の住友合資会社の設立の契機となった。この経緯については次章「住友合資会社の設立」で詳述する予定である。

大正八年三月設置された林業課は、本社部門の他の課とは業務の性格が異なるために、特別勘定が設けられた(第8表)。同表で大正九年末の銀行特別預ケ金が七二一万円に上っているのは、同年十二月株式会社住友電線製造所の設立に伴い、総本店への資金返済額三四六万円と日本電気に対する住友電線株式の譲渡額一五〇万円合計五〇〇万円が加わったためである。なおこの経緯については「七　株式会社住友電線製造所の設立と日本電気株式会社との提携」で改めて検討したい。

大正六年から計上された「労役者特別保護金」は、前章でも述べた通り、大正五年十二月職員に対し臨時特別賞与二

（単位：円）

9年
48,778,603.48
7,815,633.05
484,454.65
318,390.89
54,672.02
226,848.52
—
422,268.87
6,275,521.04
16,793,232.49
1,993,538.94
1,598,483.72
93,277.37
189,679.79
229,841.88
2,475,739.44
242,061.60
3,602,581.24
1,053,836.18
134,126.16
301,570.45
1,005,733.93
3,129,057.07
24,583.59
139,428.50
110,403.22
△109,985.56
173,624.43
46,458,709.15
1,996,539.79
10,577,686.90
118,220.99
5,823,778.73
6,492,746.25
1,308,481.50
1,323,700.93
430,517.28
86,104.71
676,334.91
2,709,483.71
1,638,429.87
—
335,309.93
1,972,695.54
157,583.29
42,196.28
3,099,901.60
19,800.00
747,169.87
495,352.56
1,577,498.13
966,398.89
1,872,119.43
1,826,662.26
5,900.00
12,702.65
145,393.15
2,319,894.33

2,710,281.17
390,386.84
0.01
△0.02
△0.01
—
390,386.86

第9表　総損益表

科目	大正6年	7年	8年
当期総利益	35,056,833.83	45,111,844.97	66,664,969.30
銅収益	11,820,704.20	11,193,460.75	10,038,668.08
金銀収益	177,968.40	174,094.49	331,493.22
金銀鉱収益	—	—	—
売鉱収益	—	60,337.19	307,956.74
山林収益	78,021.76	130,363.57	190,052.79
醸造収益	6,329.28	8,916.63	—
運賃収益	147,070.58	332,317.97	437,835.03
石炭収益	2,402,154.99	3,949,758.64	5,600,373.12
伸銅収益	11,944,748.07	16,891,016.11	12,381,390.56
電線収益	1,854,211.75	2,397,843.24	3,340,976.99
肥料収益	740,277.16	1,073,779.19	1,582,657.21
雑製品収益	733,813.40	126,940.13	106,878.02
商品販売損益	53,042.60	73,335.42	381,950.93
公社債利息	226,636.10	228,183.20	229,759.70
株券配当金	939,885.39	1,562,625.31	2,060,509.52
耕地収益	91,101.80	151,796.69	267,512.27
倉庫保管料	997,750.17	1,967,792.31	2,321,055.78
貨物拂料	—	387,163.96	889,331.91
賃貸料	91,432.65	120,884.51	161,038.69
諸手数料	536,867.71	481,080.05	256,056.33
雑益	920,763.33	1,266,359.72	1,419,659.02
営業費戻入	133,820.73	2,340,224.97	2,630,444.65
固定財産原価差損益	△135,978.42	△16,656.31	17,182,603.85
有価證券原価差損益	1,223,873.96	160,316.30	4,410,543.20
労役者特別保護支払元金	68,783.48	35,448.39	75,913.91
為替差損益	3,554.74	14,462.54	60,307.78
病院収益	—	—	—
当期総損失	19,163,319.03	31,422,641.77	38,113,515.71
利息	228,070.38	191,259.64	395,166.90
賃銀費	3,830,524.79	5,481,682.70	7,904,087.05
営業雑給	43,242.04	66,030.87	100,216.64
燃料費	2,096,468.18	3,498,196.17	4,780,022.35
営業常用品費	3,517,139.49	5,150,804.37	5,487,902.92
営業営繕費	223,978.20	772,683.78	1,004,576.08
運送費	686,386.28	1,103,430.26	1,393,434.67
販売費	307,035.98	283,530.44	358,836.57
営業賃借料	44,174.92	103,452.78	141,478.42
営業保険料	171,824.32	389,656.08	447,636.76
営業雑費	543,270.26	955,685.04	1,937,158.45
俸給	756,554.21	878,522.76	1,026,250.88
雑給	68,262.75	81,715.41	—
旅費	170,174.24	233,952.14	558,648.97
諸税	480,694.57	767,737.43	1,330,743.14
営繕費	84,709.97	138,771.87	155,361.06
賃借及保険料	19,682.36	35,709.95	38,229.49
雑費	1,113,641.87	2,292,658.79	3,508,500.87
特別報酬金	22,380.00	23,700.00	19,850.00
別途費	414,227.65	1,046,803.27	1,149,212.01
本家費	729,290.14	389,791.96	451,714.01
賞与	1,725,296.56	2,310,498.30	2,107,814.14
雑損	406,713.94	705,539.46	1,599,616.75
償却	1,148,445.35	1,310,379.30	1,505,497.55
営業品原価差損益	188,272.70	887,776.63	580,091.08
戦時価格整理損	—	2,287,223.98	55,555.04
起業費減損	—	—	—
労役者特別保護金	142,857.88	35,448.39	75,913.91
当期純損益	15,893,514.80	13,689,203.20	28,551,453.59

第6表　店部別純損益	15,893,315.96	13,710,995.24	28,592,101.93
両者の差異	△198.84	21,792.04	40,648.34
上海洋行	△199.17	0.01	△0.01
漢口洋行	0.34	△0.49	0.72
天津洋行	△0.01	—	1,669.35
高根・縄地鉱山	—	21,792.52	38,978.28
電線製造所	—	—	—

註：1．各洋行については邦貨換算等の経理処理上の不突合、報告未達などによる。
2．高根・縄地両鉱山については大正8年上期までの損失計上の有無による。
3．電線製造所については大正9年下期の利益計上の有無による。

五〇万円が支給された際、労働者に対しては労役者特別保護救済金として一二〇万円が拠出され、この年八月から運用が開始されたものである（前章註(13)参照）。

住友総本店は、原則として自己資金で経営されており、住友銀行からの借り入れは、特別の場合に限られていたことは、第一章、第二章で述べた通りである。従って各店部に対しては、総本店（本社部門）から各店部勘定を通じて資金が貸付られており、大正四年末株式会社となった住友鋳鋼所に対しては貸付金（貸金・立換金勘定）の形で融資が行われていた。ところが大正七年十一月からまず伸銅所が総本店を経由して住友銀行から手形融資を受けるようになり、次いで大正八年四月からは住友鋳鋼所がこれに加わった。これは伸銅所の使用資金残高が、大正七年六月末の四九〇万円から年末に八五九万円へ二倍近く増加し、鋳鋼所の借入金残高も同じく大正七年六月末の九〇万円が年末の一九〇万円へ二倍以上となったため、総本店としても住友銀行の資金供給を仰がざるをえなくなったものと思われる。

なおこれらの融資は、前章資料13に示した住友銀行の「住友総本店ニ対スル資金融通ニ関スル件」の第四項によるものと思われるが、その他第二項の伸銅所並びに電線製造所が銅を買い入れた場合に適用される製銅販売店振出の為替手形の割引も、伸銅所では大正九年初から、電線製造所では同年九月から行われるようになった。第8表の銀行借入金は、これらの合計残高である。

（単位：円）

9年末
160,642,361.95
22,688,790.67
5,358,671.83
1,251,740.05
7,299,991.00
209,127.00
377,506.00
5,130,244.74
205,589.90
186,873.00
198,905.29
2,028,575.75
61,672.17
110,526.20
2,198.08
19,213.96
8,382.12
3,225,458.96
200,017.72
40,000.00
62,533,146.94
6,164,737.29
7,685,634.50
2,073,137.56
2,153,566.80
2,629,023.56
198,668.27
971,260.46
1,431,292.33
5,005,425.67
2,501,317.04
220,436.84
113,966.22
10,567,441.75
7,210,728.45
6,538.04
52,274.53
281,651.00
238,630.26
—
160,642,361.95
94,637,123.46
6,412,966.57
1,412,249.52
2,948,911.45
1,264,472.43
2,652,389.71
2,470,324.67
338,360.28
58,213.71
2,689,827.61
24,725,642.46
42,948.41
20,486,628.03
500,000.00
—
2,303.64

突合による。

第10表　総貸借対照表

科目	大正6年末	7年末	8年末
借方	74,082,164.88	86,219,492.42	113,937,613.79
固定財産・土地	5,307,418.47	5,283,187.45	23,333,890.66
鉱山	4,874,455.32	5,036,021.15	4,690,579.30
山林	1,067,940.39	1,154,808.57	1,253,512.86
建設物	6,186,936.57	5,655,632.62	7,307,616.18
鉄道	163,234.00	154,012.00	173,581.00
船舶	119,687.00	274,074.00	269,882.50
機械	3,616,163.77	3,157,014.89	5,461,252.77
什器	1,383,126.76	101,222.36	166,948.83
索道	—	183,512.00	212,470.29
電線路	—	173,276.50	204,353.08
所有品・準備品	1,648,710.15	1,817,316.73	2,293,407.64
立木	—	—	—
木材	11,460.35	60,776.17	168,884.37
薪材	1,167.69	764.33	4,087.38
米穀	8,236.78	22,207.91	70,363.80
家畜	1,420.00	7,244.25	7,587.36
有価證券・国債證券	3,225,458.96	3,225,458.96	3,225,458.96
地方債券	185,150.00	185,150.00	185,150.00
社債券	—	50,000.00	50,000.00
株券	18,347,189.24	27,588,460.74	27,540,848.24
起業支出	3,206,359.50	3,583,709.71	3,690,658.78
営業品・産出品	1,122,612.62	2,105,409.83	4,088,184.02
製品	2,111,647.85	2,279,436.73	2,173,491.28
半製品	2,950,785.77	3,512,938.60	3,313,793.85
原料品	1,766,143.16	2,517,137.45	4,413,247.56
商品	108,247.19	175,013.74	193,426.49
貸金・諸貸付金	1,840,060.53	132,321.87	1,997,690.91
手形・受取手形	4,663,876.76	2,253,737.31	3,205,927.51
取引先・掛売金	4,756,063.65	4,937,832.25	4,706,163.26
積送品	733,814.06	4,565,839.57	4,932,149.11
受託品	—	46,211.73	59,208.86
仮受物品	—	241,757.53	251,145.35
雑・仮出金	1,854,845.81	4,807,750.47	3,767,259.58
預ケ金・銀行預金	1,443,406.03	543,763.42	—
振替貯金	—	—	—
現金	92,632.00	77,867.45	144,445.09
創業費	112,288.58	289,058.10	328,440.48
当期損益・当期純損益	—	—	—
報告未達	171,625.92	19,566.03	52,506.44
貸方	74,082,164.88	86,219,492.43	113,937,613.79
総財産・財産	43,809,458.45	55,177,425.87	67,578,234.13
積立金	4,999,191.37	5,425,685.00	5,899,651.28
準備積立金	921,670.96	1,072,103.86	1,269,901.50
前期純損益	7,546,111.18	9,037,217.70	4,678,879.18
預リ金・労役者特別保護金	1,204,458.19	1,276,375.45	1,297,801.50
諸預リ金	1,719,398.84	2,071,478.28	2,430,681.66
手形・支払手形	2,225,256.08	1,844,044.63	1,091,285.75
取引先・掛買金	2,589,785.59	886,736.01	1,044,619.96
委託主(品)	402,774.55	115,327.72	35,752.23
受託勘定	—	479,299.81	637,533.59
雑・仮入金	299,186.56	989,014.32	1,949,355.90
未払金	17,334.32	6,185.26	79,020.01
銀行出納・銀行借入金	—	2,186,613.05	1,033,222.21
借入金	—	1,000,000.00	1,000,000.00
当期損益・当期純損益	8,347,538.79	4,651,985.47	23,911,674.89
報告未達	—	—	—

註：大正7年の借方と貸方の差は、総本店(本社部門)の各部・天津洋行勘定と天津洋行の本社部門勘定の不

(二)　総本店(全社)の業績

日本経済の動きと同様に、住友総本店(全社)の業績は、大正六年から七年をピークとして下降線をたどった。各店部別に見ると(第6表)、伸銅所が引き続き海軍拡張の恩恵に浴している外は、倉庫が滞貨の寄託で、また若松炭業所が好況時の契約の納入で増益基調を維持できたにとどまった。別子鉱業所の赤字は、大正九年度に賃銀はじめ諸物価高騰のため生産コストが大正七年度比一・五倍に上昇したのに対し、銅価が二割近く大暴落したため、大幅な逆鞘になったことによる。伸銅所と別記した尼崎工場は、大正八年兵庫県尼崎市所在の岸本製鉄所・同製釘所を四一五万円で買収して、継目無鋼管素材自給のための分工場としたものである。大正期に入って買収した各鉱山は、いずれもまだ探鉱中か操業が始まった段階で赤字を計上している。販売店の業績については、「六　内外販売網の充実と商事会社設立問題」で検討することとする。

なお第6表は、第一章、第二章の店部別純損益と異なり、後に住友合資会社が大正四年まで遡及して連系会社をも含め、重複分を補正して、連結純損益を作成したのをそのまま掲げたものである。

第9表総損益表と第10表総貸借対照表は、総本店(本社部門)以下各店部の損益表と貸借対照表を連結したものである。総貸借対照表のうち、大正九年電線製造所の株式会社への移行によって、同所分は削除された。

第9表に「戦時価格整理損」として大正七年二二八万円余が計上されているのは、既に述べた通り製造店部の固定財産及び起業支出について第一次大戦による価格騰貴に対して特別償却を実施し

（単位：円）

9年
2,710,281.17

100,000.00
435,102.10
70,000.00
70,000.00
32,997.58
2,002,181.49

（単位：円）

増加高
340,487.66
396,493.63
473,966.28
513,315.29
535,102.10

第11表　利益処分

科　　目	大正6年	7年	8年
純　利　益	15,893,315.96	13,710,995.24	24,592,101.93
純益金分配額			
会計規則積立金	100,000.00	100,000.00	100,000.00
積立金利殖高組入	326,493.63	373,966.28	413,315.29
総本店建築準備金	70,000.00	70,000.00	70,000.00
相続税準備金	70,000.00	70,000.00	70,000.00
同上利殖高組入	10,432.90	2,755.55	2,348.02
上記特別支出差引 営業資本へ組入	15,316,389.43	13,094,273.41	27,936,438.62

第12表　積立金増加一覧表

年末残高	遠計口	貯蓄口	積立口	合　計
大正5年	1,580,269.98	1,308,182.09	2,040,739.30	4,929,191.37
6年	1,691,602.61	1,384,002.89	2,250,079.50	5,325,685.00
7年	1,813,967.71	1,470,490.77	2,515,192.80	5,799,651.28
8年	1,943,155.95	1,566,968.75	2,802,841.87	6,312,966.57
9年	2,068,153.29	1,656,338.82	3,123,576.56	6,848,068.67

たものである(資料5)。

第10表「総財産」勘定のうち、「財産」勘定は、第一章、第二章で述べた通り、第8表本社部門の「営業資本」勘定と欄外に注記した「営業外固定財産」勘定の合計額である。「営業資本」及び「営業外固定財産」の概念については、「住友総本店(上)」を参照されたい。

既に述べた通り住友総本店は原則として自己資金で賄い、不足分を住友銀行からの借り入れで補っていたが、これについても総本店各店部が住友銀行から直接融資を受けることはなく、株式会社住友鋳鋼所も含めてすべて総本店(本社部門)を経由していた。ところが大正七年末から例外的に倉庫部に外部借入金一〇〇万円が発生し、引き続き八年末一〇〇万円、九年末五〇万円が計上された(第10表)。この外部借入金の経緯は次の通りである。当時倉庫部では、東京への進出を懸案としており、大正五年三月まず東京市深川区佐賀町(現

江東区佐賀一丁目）に東京出張所を開設し、次いで大正六年十二月深川区和倉町（現江東区冬木町）の既存倉庫を買収して和倉町倉庫とした。他方内村鑑三の弟子江原万里は、大正四年東大卒業後住友に入社し、この頃総本店庶務課秘書係に勤務していた。後に大正十年七月彼が東京帝大経済学部の交通政策担当の助教授就任のため、論文審査に対し提出した住友在職中に書いた論文が、「一つは横浜で荷揚げした貨物をいかにすれば、最も迅速に又最も安価に東京に送れるかと云ふ貨物運輸に関するもので、他の一つは東京のどこに倉庫を設くべきかと云ふ調査で東京湾や日本橋・京橋の堀割の運輸系統を調べたもの」[11]であった。すなわち総本店は、本格的な倉庫建設を目指して、その立地について江原に特命調査させたものと思われる。この結果大正七年十一月旧佐賀藩主鍋島直大から倉庫用地として東京市京橋区越前堀二丁目の旧佐賀藩家臣の住居のあった土地七七六九坪（現東京都中央区新川二丁目、住友ツインビルが立ち住友倉庫東京本社・住友海上火災保険本社となっている）を購入することとなり、その代金一〇〇万円は取りあえず鍋島直大から借り入れた。これがこの外部借入金である（大正九年十二月五〇万円返済、金利年六・七％、残金五〇万円大正十一年十二月返済、金利年九％、当時の定期預金金利大正七年五％、九年六・八％に比較すれば、この借り入れは鍋島家の資金運用としては有利なものであったと思われる）。なおこの土地は、元来その名前の示す通り旧福井藩主松平越前守の中屋敷二万九〇〇〇坪があったところで、江原のあげたであろう立地条件に適った場所と思われるが、明治六年（一八七三）十二月松平春嶽（慶永）の隅田川畔橋場の新居に明治天皇の行幸があった記録からみると、この前後に鍋島に譲渡されたものと思われる。

利益処分は、好決算を背景に余裕のある処分を行っている（第11表）。すなわち従来七万円であった会計規則積立金は一〇万円へ、五万円であった総本店建築準備金は七万円へ、同じく五万円であった相続税準備金も七万円へ、それぞれ積み増しすることができた。

この結果積立金残高は、運用利息の元本繰り入れと併せて累増し、大正九年末には六八四万円に達した（第12表）。

（資料5）

乙第一六号達

戦時価格整理ノ件

固定財産及起業支出ノ内、戦時中平時ニ比シ高価ノ支出ヲ為シタルモノ竝ニ過度ニ使用シタルモノアルトキハ、戦時利得ノ多寡ニ鑑ミ相当価格ノ引下ケヲ行フヘシ。但実施前案ヲ具シテ総本店ノ認可ヲ経ルコトヲ要ス。前項ノ価格引下損ヲ整理スル為メ、六月三十日ヨリ「償却」科目ノ次ニ「戦時価格整理損」ノ一科目ヲ新設ス。

大正七年七月六日

総本店

三　住友総本店の投資活動

住友総本店の資産構成をみると、明治の末には固定財産が半ば近くを占めていたが、合資会社設立直前の大正九年（一九二〇）末には、有価証券がその地位にとって代わった（第13表）。

明治末の有価証券の内容をみると、住友銀行に対する出資を別にすると、国債は明治四十一年（一九〇八）から二年にかけて鉄道国有化により保有していた京釜・日本・山陽の各鉄道株が国債に振り替わって以来横ばいであり、地方債も同様である。株式も銀行、鉄道、保険といった堅実株が多く、総じて住友総本店の有価証券投資は、配当収入を目的とした財産保全的な色彩が強かったといえよう（第14表）。これは、初代総理人（事）広瀬宰平が明治二十七年退任するまで、国家的見地から外部の事業会社に対し積極的に出資を行ったのが結実せず、後任の伊庭貞剛がこれらを次々と整理していったので、その結果残された有価証券投資が、積立金や準備金などの資産運用的なものに絞られていたという経緯が

ある。

第13表　住友総本店の資産構成比の推移

（単位：円）

科目	大正元年末	5年末	9年末
固定財産	47.2	30.4	18.4
（土地）	9.8	7.6	4.3
所有品	1.2	1.1	1.5
有価證券	34.6	33.3	45.9
（株券）	24.7	27.4	43.4
起業支出	2.6	5.8	4.3
営業品	8.4	12.1	10.2
貸付金	0.2	2.5	0.7
受取手形	0.2	0.8	1.0
取引先	3.9	7.8	5.4
預ケ金	0.9	4.0	5.0
現金	0.0	0.0	0.0
創業費	—	0.1	0.2
雑その他	0.9	2.1	7.3
合計	100.0	100.0	100.0

註：大正9年末の「土地」から大阪北港への売却分を除く。

ところが大正期に入り、特に本章の対象とする大正六年以降従来の銀行・鉄道・保険株以外の株式の比重が大幅に増加した。このことは第一次大戦の好況により、大幅な業績の向上を実現した住友総本店の投資ビヘービアーが、新規企業が激増したのに対応し、変化したことを物語っている。

すなわち資産運用と言い得るのかどうか疑問であるが、住友の事業と無関係に三井・三菱と並ぶ交際上の出資要請がこの時期においても依然として跡を絶たなかったのに加え、住友の事業の関連で投資するケースが増えてきたのである。大阪北港関連の「臨港土地」（大正五年十二月）、「桜島土地」（七年七月）、倉庫関連の「富島組」（七年十二月）、電線関連の「支那興業」（六年五月）、「藤倉電線」（七年九月）、「中華電気製作所」（八年十月）、「日本電力」（八年十二月）などである。

さらに従来の直系企業のほかに後に「連系会社」乃至それに準ずる「特定関係会社」に指定されることになる「扶桑海上保険」（大正六年十一月）、「日米板硝子」（七年十一月）、「大阪北港」（八年

（単位：円）

9年末
3,225,458.96
200,017.72
40,000.00
23,822,821.74
1,047,605.74
88,855.85
106,880.15
22,568,980.00
10,500.00
38,710,325.20
23,710,325.20
9,000,000.00
6,000,000.00

第14表　総本店保有有価證券の推移

科　　目	明治41年末	大正元年末	5年末
国債證券	969,963.30	3,232,774.15	3,284,802.08
地方債券	60,435.00	185,575.00	185,575.00
社債券	—	—	—
株　券	2,787,789.27	1,054,676.74	1,420,451.74
（銀行株）	553,493.24	666,555.74	722,343.24
（鉄道株）	1,933,590.97	38,768.35	69,368.35
（保険株）	11,255.15	18,755.15	15,005.15
（諸　株）	230,649.91	320,372.50	601,710.00
（出　資）	58,800.00	10,225.00	12,025.00
住友直系企業株券	—	7,500,000.00	14,898,700.00
（住友銀行株券）	—	7,500,000.00	13,398,700.00
（住友鋳鋼所株券）	—	—	1,500,000.00
（住友電線製造所株券）	—	—	—

出典：本章の以下の諸表は有価證券元帳から作成した。

十二月）、「日本電気」（九年十二月）の経営に参加したことである。そしてこの投資の意義は、それが住友の関与する事業として国家的に見て認知され得るか否かということであった。

「扶桑海上保険」は山下汽船の山下亀三郎が船主としての立場から海上保険に強い関心を抱き東京海上の独占打破を企図して設立されたもので、家長も発起人の一人となった[12]。「日米板硝子」は、杉田与三郎の板ガラス製造計画に対して、住友総本店支配人山下芳太郎が、技術導入先のリビー・オーエンス社のチャールストン工場を視察して、「国家のためになる事業には積極的に進出すべきだ」と賛同したことに始まる[13]。また「大阪北港」は、大阪築港の事業と関連しており（「五　大阪北港株式会社の設立」参照）、「日本電気」は、当時の最新の技術であったウエスターン・エレクトリック社の重信ケーブルの製造技術の導入を図ることに関連したものであった（「七　株式会社住友電線製造所の設立と日本電気株式会社との提携」参照）。

個々の投資のうち国債・地方債・社債については、第15表を参照していただくとして、以下住友直系企業（第16表）とその他の企業（第17表）の株式に大別して概観することとしたい。なお住友直

系企業について「連系会社」という制度が設けられたのは、この後住友合資会社設立直後の大正十年五月のことである。

(一)　住友直系企業の株式

「住友銀行」の株式は、設立以来総本店が一〇〇％保有していたが、前章「三　住友総本店の業績」で述べた通り一部を一族及び職員に譲渡した結果、大正五年末には一三万三九八七株(八九・三％)に低下した。その後大正六年七月資本金一五〇〇万円から三〇〇〇万円へ倍額増資し、住友として初めて株式を公開した。さらに大正九年五月には、四〇〇〇万円を増資して資本金を七〇〇〇万円とした。住友総本店でもこの間に持株の中九万九七〇七株を職員・末家その他銀行得意先へも売却し、合計五七六万円の売却益を得た。この結果大正九年末の発行済株式数七〇万株に対し、総本店の持株数は、三七万三四六八株で持株比率は五三・四％にまで低下した。なおこのほか一族の持株は前章で述べた通り、大正五年末で寛一三〇〇〇株、忠輝二〇〇〇株、孝二〇〇〇株であったが、大正六年七月の増資の際の割当分、寛一二四〇〇株、忠輝一六〇〇株、孝一六〇〇株合計五六〇〇株は総本店に譲渡され、次いで大正九年五月の増資では一対一で割り当てられたので、大正九年末の持株は、寛一六〇〇〇株、忠輝四〇〇〇株、孝四〇〇〇株となった。

「住友鋳鋼所」の株式は、大正四年十二月設立以来依然として総本店が全株所有している。大正九年九月同社は資本金を六〇〇万円から一二〇〇万円へ倍額増資

(単位：円)

9年末
一
一
一
一
一
184,725.00
2,721,681.23
319,052.73
一
3,225,458.96
49,300.00
一
135,000.00
15,717.72
200,017.72
40,000.00
40,000.00

9年末	
株	円
187,843	18,953,295.70
185,625	4,757,029.50
120,000	6,000,000.00
120,000	3,000,000.00
160,000	6,000,000.00
773,468	38,710,325.20

第15表　国債證券・地方債券・社債券明細表

銘　　柄	明治41年末	大正元年末	5年末
(国債證券)			
記名整理公債	320,355.00	—	—
無記名整理公債	227,429.50	—	—
記名軍事公債	2,700.00	—	—
無記名軍事公債	291,660.50	—	—
無記名海軍公債	90,820.00	—	—
帝国五分利公債	11,400.00	—	—
甲種登録甲い号五分利公債	25,598.30	31,275.00	31,275.00
無記名甲い号五分利公債	—	153,450.00	153,450.00
無記名甲ろ号五分利公債	—	2,687,065.15	2,687,065.15
無記名特別五分利公債	—	360,984.00	319,052.73
第一回露国大蔵省證券	—	—	93,959.20
合　　計	969,963.30	3,232,774.15	3,284,802.08
(地方債券)			
大阪市築港公債	51,000.00	50,575.00	50,575.00
神戸市水道公債	9,435.00	—	—
大阪市電気鉄道公債	—	135,000.00	135,000.00
上海公部局公債	—	—	—
合　　計	60,435.00	185,575.00	185,575.00
(社債券)			
汽車製造会社債	—	—	—
合　　計	—	—	—

第16表　住友直系企業株券明細表

銘　柄　　(額面)	大正元年末		5年末	
	株	円	株	円
住友銀行　(100)	150,000	7,500,000.00	133,987	13,398,700.00
同　第二新株　(100)	—	—	—	—
住友鋳鋼所　(50)	—	—	120,000	1,500,000.00
同　新株　(50)	—	—	—	—
住友電線製造所　(50)	—	—	—	—
合　　計	150,000	7,500,000.00	253,987	14,898,700.00

註：住友鋳鋼所は大正9年11月1日住友製鋼所と改称。

（払込三〇〇万円）したが、これは即日前節で述べた鋳鋼所に対する融資の返済に充当されている。なお同社は大正九年十一月一日株式会社住友製鋼所と改称した。

「住友電線製造所」は、大正九年十二月資本金一〇〇〇万円（二〇万株全株総本店所有）で設立されたが、そのうち四万株は日本電気（株）へ譲渡された。それと引換に総本店が譲り受けた「日本電気」株式一万株は、従来総本店が保有していた「藤倉電線」「中華電気製作所」株式とともに住友電線へ譲渡された。これらの経緯は「七　株式会社住友電線製造所の設立と日本電気株式会社との提携」を参照されたい。

（単位：円）

5年末		9年末	
株	円	株	円
1,341	453,333.00	1,341	453,333.00
1,341	67,050.00	1,341	67,050.00
320	36,310.24	640	68,310.24
320	8,000.00	640	64,000.00
514	51,400.00	1,542	154,200.00
514	25,700.00	1,542	77,100.00
750	14,375.00	1,500	30,875.00
—	—	—	—
400	19,100.00	500	24,100.00
—	—	250	3,125.00
666	32,150.00	999	48,800.00
333	8,325.00	499	18,712.50
66	6,600.00	264	26,400.00
—	—	264	6,600.00
—	—	400	5,000.00
6,565	722,343.24	11,722	1,047,605.74
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
500	24,108.35	1,000	49,108.35
500	20,000.00	—	—
—	—	725	23,187.50
36	3,600.00	144	14,400.00
72	2,160.00	—	—
—	—	144	2,160.00
500	19,500.00	—	—
1,608	69,368.35	2,013	88,855.85
—	—	—	—
1,350	15,005.15	1,350	31,880.15
—	—	—	—
—	—	6,000	75,000.00
1,350	15,005.15	7,350	106,880.15
1,503	75,150.00	2,254	112,700.00
—	—	2,028	25,350.00
270	12,160.00	270	12,160.00
—	—	270	3,375.00
—	—	11,456	766.120.00
1,739	84,550.00	1,739	84,550.00
—	—	1,739	21,737.50
—	—	—	—
37	1,850.00	74	3,700.00
—	—	111	1,387.50
300	15,000.00	1,200	60,000.00
—	—	10,000	247,800.00
80	2,200.00	80	2,200.00
700	17,500.00	700	70,000.00
—	—	1,200	18,000.00

第17表　その他の企業の株券明細表

銘柄	（額面）	明治41年末		大正元年末	
	（円）	株	円	株	円
（銀行株）					
日本銀行	(200)	1,341	453,333.00	1,341	453,333.00
同　新株	(200)	—	—	1,341	67,050.00
横浜正金銀行	(100)	320	36,310.24	320	36,310.24
同　新株	(100)	—	—	320	8,000.00
台湾銀行	(100)	257	25,700.00	257	25,700.00
同　新株	(100)	—	—	257	6,425.00
大阪農工銀行	(20)	250	4,375.00	500	9,375.00
同　新株	(20)	—	—	250	2,500.00
松山商業銀行	(50)	200	9,100.00	200	9,100.00
同　第二新株	(50)	200	2,500.00	200	7,500.00
五十二銀行	(50)	400	18,850.00	666	32,150.00
同　新株	(50)	266	3,325.00	333	4,162.50
朝鮮銀行	(100)	—	—	66	4,950.00
同　新株	(100)	—	—	—	—
漢城銀行新株	(50)	—	—	—	—
合　計		3,234	553,493.24	6,051	666,555.74
（鉄道株）					
日本鉄道	(50)	883	56,666.34	—	—
同　第八新株	(50)	311	132,485.00	—	—
関西鉄道	(50)	1,090	36,651.05	—	—
山陽鉄道	(50)	12,597	828,360.40	—	—
九州鉄道	(50)	12,452	681,584.83	—	—
同　第二新株	(50)	2,575	115,875.00	—	—
北海道鉄道	(50)	1,000	50,000.00	—	—
伊豫鉄道①	(50)	500	24,108.35	500	24,108.35
同　新株	(50)	125	1,875.00	500	12,500.00
同　第二新株	(50)	375	5,625.00	—	—
南満州鉄道②	(200)	18	360.00	18	2,160.00
同　新株	(100)	—	—	—	—
同　第四新株	(100)	—	—	—	—
有馬鉄道	(50)	—	—	—	—
合　計		34,726	1,933,590.97	1,018	38,768.35
（保険株）					
明治火災保険③	(200)	150	7,505.15	150	15,005.15
東京海上保険④	(50)	—	—	—	—
共同火災保険⑤	(50)	300	3,750.00	300	3,750.00
扶桑海上保険⑥	(50)	—	—	—	—
合　計		450	11,255.15	450	18,755.15
（諸　株）					
〈海運〉					
大阪商船⑦	(25)	3,006	75,150.00	1,503	75,150.00
同　第二新株	(50)	—	—	—	—
日清汽船	(50)	270	12,160.00	270	12,160.00
同　新株	(50)	—	—	—	—
富島組	(50)	—	—	—	—
〈建設〉					
若松築港	(50)	1,739	84,550.00	1,739	84,550.00
同　新株	(50)	—	—	—	—
〈拓殖・投資〉					
白耳義東洋会社	(500法)	100	19,577.41	—	—
東洋拓殖	(50)	37	462.50	37	1,387.50
同　第二新株	(50)	—	—	—	—
東亜興業⑧	(100)	—	—	300	7,500.00
同　新株	(50)	—	—	—	—
伯剌西爾拓殖⑨	(50)	—	—	—	—
中国興業⑩	(100)	—	—	—	—
支那興業	(50)	—	—	—	—

(二)　その他の企業の株式

次に大正期を中心に住友直系企業以外の企業に対する投資をみてみると、銀行株は明治十五年創立時に住友吉左衛門が二五〇株を入手した「日本銀行」[14]株をはじめとして、資産運用の見地から保有されてきた。大正期に入って新たに投資されたのは「漢城銀行」株である。同行は、明治三十八年九月朝鮮王主及び貴族の出資により設立されたが、大正九年五月増資に際し、内地の貴族・富豪に参加依頼があったため、出資に応じたものである。

鉄道株は、明治期に保有していた私鉄株が国有化により国債に振り替えられたことは既に述べた。

5年末		9年末	
株	円	株	円
768	38,400.00	768	38,400.00
—	—	—	—
—	5,775.00	462	11,550.00
462	35,000.00	700	35,000.00
700	4,375.00	350	8,750.00
350	—	9,450	118,125.00
—	—	20,000	250,000.00
—	—	1,500	48,750.00
—			
	51,800.00	1,480	51,800.00
1,480	30,650.00	1,226	45,975.00
1,226			
	2,300.00	100	5,000.00
100	—	500	10,000.00
—	—	300	3,750.00
—			
	225,000.00	—	—
5,000	—	395,280	19,664,000.00
—	—	3,500	43,750.00
—			
—	—	10,500	525,000.00
—	—	5,000	187,500.00
—			
—	—	67	6,700.00
—	—	67	3,350.00
—			
—	—	1,000	20,000.00
—			
—	—	5,000	62,500.00
14,715	601,700.00	490,371	22,568,980.00
—	—	—	—
—	5,625.00	—	—
—	900.00	—	—
—	2,500.00	—	2,500.00
—	3,000.00	—	3,000.00
—	—	—	5,000.00
—	12,025.00	—	10,500.00
—	—	12,000	1,200,000.00
—	—	26,900	866,500.00
—	—	6,250	156,250.00
—	—	10,000	200,000.00
—	—	55,150	2,422,750.00

銘柄	（額面）	明治41年末		大正元年末	
	（円）	株	円	株	円
〈電気・ガス〉					
大阪瓦斯	（50）	500	25,000.00	750	37,500.00
同　第二新株	（50）	250	5,000.00	—	—
同　第三新株	（50）	—	—	—	—
宇治川電気	（50）	700	8,750.00	700	35,000.00
同　新株	（50）	—	—	—	—
日本電力	（50）	—	—	—	—
土佐吉野川水力電気	（50）	—	—	—	—
台湾電力	（50）	—	—	—	—
〈機械〉					
汽車製造⑪	（50）	—	—	1,480	51,800.00
同　新株	（50）	—	—	1,226	15,325.00
〈サービス〉					
大阪ホテル	（50）	—	—	—	—
同　新株⑫	（50）	—	—	—	—
東京会館	（50）	—	—	—	—
〈不動産〉					
臨港土地	（50）	—	—	—	—
大阪北港	（50）	—	—	—	—
大阪住宅経営	（50）	—	—	—	—
〈ガラス・土石製品〉					
日米板硝子	（50）	—	—	—	—
日本ホロタイル	（50）	—	—	—	—
〈新聞〉					
大阪毎日新聞社⑬	（100）	—	—	—	—
同　新株	（100）	—	—	—	—
〈水産〉					
明治漁業	（50）	—	—	—	—
〈農林〉					
中央開墾	（50）	—	—	—	—
合　計		6,602	230,649.91	8,005	320,372.50
（出資）					
汽車製造合資⑪		—	51,800.00	—	—
大阪毎日新聞社⑬		—	4,500.00	—	4,725.00
第一生命保険相互		—	2,500.00	—	2,000.00
蓬萊生命保険相互		—	—	—	3,500.00
国際通信社			—	—	—
興源公司		—	—	—	—
合　計		—	58,800.00	—	10,225.00
（この他大正９年12月20日（株）住友電線製造所設立と同時に同社に譲渡された株券）					
藤倉電線	（50）	—	—	—	—
同　新株	（50）	—	—	—	—
中華電気製作所	（100）	—	—	—	—
日本電気新株	（50）	—	—	—	—
合　計		—	—	—	—

註：①大正５年12月末日伊豫水力電気（株）を合併、伊豫鉄道電気（株）と改称。
②大正４年12月１日額面200円を100円に変更。
③大正５年６月21日明治火災保険１株と東京海上保険９株を交換。
④大正７年４月21日東京海上火災保険と改称。
⑤明治40年１月29日共同火災海上保険と改称し大正２年１月28日共同火災保険に復帰。
⑥大正９年４月20日扶桑海上火災保険と改称。
⑦大正元年12月26日額面25円を50円に変更。
⑧大正６年３月15日額面100円を50円に変更。
⑨大正８年２月12日海外興業に吸収合併。
⑩大正３年４月25日中日実業と改称。
⑪大正元年10月31日合資会社から株式会社へ組織変更。
⑫大正９年３月１日浪速ホテルを吸収合併。
⑬大正８年３月１日合資会社から株式会社へ組織変更。

「伊豫鉄道」は明治二十年設立され、夏目漱石の「坊ちゃん列車」で有名であるが、住友は明治三十四年資産運用株として購入している。

「南満州鉄道」は明治三十九年十二月創立時に一八株を入手し、やはり資産運用株として保有していた。

「有馬鉄道」は、大正二年十一月片岡直温（片岡直輝弟、当時日本生命社長）ほか二九名を発起人として資本金五〇万円で設立され、国鉄福知山線三田・有馬間の軽便鉄道であった。大正九年五月同社の国有化に伴い売却された。(15)

保険株は明治二十四年設立された「明治火災保険」が同二十五年資本金六〇万円を一〇〇万円に増資した際に、住友は一五〇株を取得した。(16)後に大正五年六月「東京海上保険」が火災保険の事業に進出するため、「明治火災保険」株一株に対しその増資新株九株と交換し、明治火災保険を傘下に収めた。

「共同火災保険」は、明治三十九年六月設立された。同社は同四十年一月「共同火災海上運送保険」と改称したが、大正二年一月再び「共同火災保険」に復帰した。住友は設立時に、大場多市（明治三十三年六月日本銀行計算局調査役を辞職し住友入社、当時本店副支配人兼会計課主任）名義で三〇〇株を取得したが、大正五年十月売却した。

「扶桑海上保険」は、大正六年十一月前述の経緯で設立された。総本店支配人小倉正恒が創立委員となり、設立後取締役に選任された。住友の損害保険事業進出の第一歩である。なお発起人とその引受株数は、住友吉左衛門五〇〇〇株、小倉正恒一〇〇〇株となっているが、第17表の通り、小倉の持株は名義株である。(17)

海運株では、「大阪商船」株は、明治十七年その創立に住友が関与し、汽船株九六六株（提供した船舶の見返り）、通貨株六〇〇株を保有し、広瀬宰平が初代社長に就任した。

「日清汽船」株は、当初明治三十五年に設立された中国河川沿海航路の「湖南汽船」の株式五〇〇株を保有していたが、明治四十年同社が日本郵船系の「大東汽船」と合併し「日清汽船」となり、その株式二七〇株に交換されたもので

ある。

「富島組」は、大阪商船の専属仲仕組合として同社の設立と同時に結成された。住友倉庫では、大正六年二月大阪商船の大連航路の荷捌きと艀船供給を行うことになったが、この下請として「富島組」を起用した。大正七年十二月大阪商船社長堀啓次郎の斡旋により、住友は同社と資本提携することとなり、その発行済株式二万株(払込二五円)のうち一万一四五六株(五七・三%)を七六万六一二〇円で取得した。翌八年一月の株主総会において山本五郎(倉庫副支配人)が取締役に、日高直次(総本店副支配人)が監査役に選任された。[18] なおこの株式は大正十二年八月株式会社住友倉庫の設立と同時に同社に譲渡された。

建設株の「若松築港」は、明治二十六年十二月若松港の改築・浚渫を目的として設立され、住友は忠隈炭の積み出しに同港を利用していた関係で、出資したものである。

拓殖・投資株については、直接住友の事業と関係は無いが交際上出資を依頼されたものがほとんどと思われる。

「白耳義東洋会社」は、明治二十三年ベルギーで東洋諸国特に中国の沿岸・鉱山開発を目的として設立された「東洋万国株式会社」(Compagnie Internationale d'Orient、資本金三五〇万法(フラン)、七〇〇〇株、@五〇〇法(フラン))であり、外務省から渋沢栄一に紹介があったもの。渋沢自身同社の取締役に就任した。渋沢日記明治三十三年七月二十日に「益田孝・瓜生震(註、当時三菱合資本社営業部長)二氏来ル。東洋会社株式引受ノ事ニ関シ、三井・岩崎両家ノ金額ヲ協議ス。(中略)河上謹一氏へ住友ノ引受高ニ付テ書状ヲ発ス。」とあり、住友は十一月一〇〇株を@五〇法(フラン)払込で引き受けたが、この際東京三井物産会社益田孝氏(取次引受と欄外注記があるのは、この益田の斡旋を指すものであろう。なお明治四十一年末までに払込を完了したが、同社は同四十四年六月末姉妹会社ウートルメール銀行(Banque d'Outremer)に合併され、同行株式一〇〇株と引き換えられた。しかし住友では、九月に住友銀行経由ブラッセルのドイツ・バンクに売却している。[19]

「東洋拓殖」は、明治四十一年八月東洋拓殖会社法が公布され、朝鮮及外国における拓殖資金の供給その他の拓殖事業を営むことを目的として十二月に設立された。鈴木馬左也も設立委員の一人として名前を連ねている。[20] 住友は朝鮮開発の国家的事業賛助の見地から株式三七株を引き受けた。

「東亜興業」は、明治四十二年八月中国における英米資本に対抗する目的で設立された国策会社で、他社との振り合いを考慮して、三〇〇株（鈴木馬左也名義）を引き受けた。[21]

「伯剌西爾拓殖」は、大正二年三月移民をもってブラジル開発に当たることを目的として設立された。住友として八〇株を引き受ける格別の事情は無かったと思われるが、この発起人として明治四十三年別子煙害問題解決の際の農商務大臣であった大浦兼武（前章「五　住友肥料製造所の開設」参照）が、渋沢栄一等とともに名を連ねていることをみると、渋沢・大浦からの要請があったと推定される。なお大正六年十二月各地の移植民会社を統合して「海外興業株式会社」が設立され、大正八年二月「伯剌西爾拓殖」も同社に吸収合併された。[22]

「中国興業」は、大正二年二月中華民国国民党党首孫文が来日した際、渋沢栄一と中国における諸企業への金融投資を目的とする日中合弁企業の設立の話が生じ、八月に設立されたものである。住友はおそらく渋沢からの依頼で七〇〇株を引き受けたものと思われる。その後中国側の実権が孫文一派に代わって袁世凱大総統の北京政府へ移ったため、同社の中国側パートナーも北京政府に代わり、大正三年四月「中日実業」と改称した。[23]

「支那興業」は、大正六年二月藤倉電線取締役青山禄郎が中心となって、中国民間の電気事業に借款を供与し電線を輸出しようと設立されたもので、住友も五月に青山から一二〇〇株（@二二円五〇銭払込のものを@一五円で）取得した。なお同社は大正十二年十一月排日問題から解散のやむなきに至った。[24]

電気・ガス株では、「大阪瓦斯」は、明治三十年創立されたが、明治三十五年九月増資の際住友は五〇〇株を引き受

けた。これはその前年二月日本鋳鋼所社長の片岡直輝が大阪瓦斯の社長に迎えられているので、片岡が河上謹一（住友本店理事）に依頼したものと思われる（前章「七　住友鋳鋼場の株式会社への移行」参照）。

「宇治川電気」は、明治三十九年十月琵琶湖の水力資源を利用するため、大阪商船社長中橋徳五郎を社長として京阪財界が結集して設立された（資本金二二五〇万円、払込@一二円五〇銭）。住友は七〇〇株を引き受けた[25]。「日本電力」は、この宇治川電気が北陸・中部地区河川の水力開発に当たらせるため、子会社として大正八年十二月設立したものである（資本金五〇〇〇万円、@払込一二円五〇銭）[26]。住友電線製造所所長利光平夫が取締役に就任した。「宇治川電気」「日本電力」はともに昭和十七年（一九四二）四月配電統制令によって合併し「関西配電」となった。

「土佐吉野川水力電気」は、大正八年二月資本金一〇〇万円（全株住友総本店所有、@払込一二円五〇銭）で設立された。その前年大正七年二月四国吉野川上流大川村高藪付近の水利権を宮崎宣政ほか九名から三万八〇〇〇円で買収したことによる。ただし同社はその上流本川村長沢付近の水利権の問題で昭和二年七月に実質的に事業を開始することになるのでその際改めて取り上げることとする[27]。

「台湾電力」は、大正八年五月台湾電力株式会社令の公布によって、資本金三〇〇〇万円で設立された。このうち一二〇〇万円は政府の出資で、残り一八〇〇万円は一般公募に付され、住友は一五〇〇株（@払込一二円五〇銭）を取得した[28]。機械の「汽車製造」は合資会社からの組織変更につき、次の合資会社の項で述べることとする。

サービスの「大阪ホテル」株取得の経緯は次の通りである。明治維新後、川口居留地に大阪唯一のホテル自由亭が創業し、明治十四年自由亭は中之島に支店を開設した（現在の東洋陶磁美術館の場所）[29]。自由亭は、和洋二館を有し明治二十八年「大阪ホテル」と改称したが、明治三十二年外山脩造外一一名の発起人により、資本金一〇万円で設立された株式会社大阪倶楽部に洋館部分を売却した（和館部分は後に大阪銀行集会所となった）。大阪倶楽部は、この洋館部分を「大阪ク

ラブ・ホテル」と称して営業した。住友は発起人の一人として、一〇一株（額面一〇〇円、全額払込）を保有した。しかし明治三十四年十一月建物が火災で焼失してしまい、大阪倶楽部は翌三十五年一月株式総払込額八万円（@八〇円）を一〇年賦の貸金証書（住友の場合八〇八〇円）と引き換えて一度解散してしまった。そして明治三十五年十二月改めて資本金一〇〇万円の株式会社大阪ホテルが設立され、住友は二株（@五〇〇〇円）を保有した。焼跡に新築されたホテルは、三十六年一月開業した。しかしホテル経営は、赤字続きのため大阪市に地代も払えないほどで、四十年一月大阪市が大阪ホテルを買収したため同社は解散した。住友に対する二株分の清算割当金は二八一八円にすぎなかった。ホテルの営業は支配人大塚卯三郎の個人経営で続けられたが、四十二年には大塚が大阪市から払い下げを受け、大正元年十二月再び資本金二〇〇万円で株式会社大阪ホテルが設立された。住友はこの設立時には出資しなかったが、大正三年七月第二回払込（合計@二〇円払込）の際に小倉正恒名義で一〇〇株引き受けた。大正八年六月全額払込が完了すると、七月に倍額増資が行われ二〇〇株（小倉名義払込@二二円五〇銭）引き受けた。また大正九年一月子会社「浪速ホテル」が設立され、住友は同じく小倉名義で三〇〇株（払込二二円五〇銭）取得した。「浪速ホテル」は三月大阪ホテルに吸収合併され、今橋ホテルと改称した。従って「大阪ホテル」の新株は、合計五〇〇株となった。(30)

「東京会館」は、大正九年一月東京商業会議所会頭藤山雷太（大日本製糖社長）が中心となり、資本金三〇〇万円で設立された。藤山自身会長となったが、その下にかつて明治三十八年三井物産から住友に入社し住友銀行本店副支配人であった伊沢良立が取締役に就任していた。伊沢は明治四十二年六月住友を退職し、藤山とともに乱脈経営の大日本製糖（この不正事件が監査役監査の強化となったことは前章「二　住友総本店の会計・監査制度」参照）再建に当たり、この時同社常務となっていた。(31)

不動産株では、「臨港土地」は、大正二年三月大阪北港島屋町地先海面一五万三〇〇〇坪の埋立権を島屋浅田家から

譲り受けていた島徳治郎が中心となり、資本金五〇万円で設立したものである。大正五年十二月住友はこの半分五〇〇株(払込@一四円)を二二五万円で買収した。大正八年十二月大阪北港株式会社が設立されると、「臨港土地」は同九年十一月所有する土地と水面埋立権を大阪北港に譲って解散した。[32]

「大阪北港」については、「五　大阪北港株式会社の設立」を参照されたい。

「大阪住宅経営」は、大阪商業会議所会頭山岡順太郎(大阪商船副社長・日本電力社長)が、当時の原内閣が都市の住宅経営者に対し住宅法によって低利資金の貸出を行ったのに応じ、大阪の住宅難解決のため大正九年三月資本金一〇〇〇万円で設立したものである。住友もこれに協力して三五〇〇株(払込@一二円五〇銭)を引き受けた。同社は二〇年賦で一五〇万円の融資を受け、大阪府東成郡田辺町(現大阪市東住吉区)、三島郡千里山(現吹田市)で住宅経営を行った。[33]

ガラス・土石製品では「日米板硝子」は、大正七年十一月杉田与三郎が、米国リビー・オーエンス・シートグラス社の開発した技術をもって板硝子を製造する目的で、設立した企業(資本金三〇〇万円)である。住友はこれに協力し、設立当初九〇〇〇株(一五%)を保有したが、大正八年杉田の持株三〇〇〇株の中一五〇〇株を買い入れ、一万五〇〇株(一七・五%)となった。後に大正十一年八月経営不振のため、住友はその経営を肩代わりすることになるので、改めて取り上げることとする。[34]

「日本ホロタイル」は、大正八年十一月米国の新建材ホロータイル(中空陶製ブロック煉瓦)の製造販売を目的として設立された。資本金五〇万円のうち総本店は、五〇%を保有した。このホロータイルは、住友忠輝が大正六年に渡米した際ニューヨークで使用されているのを視察し、日本への導入を図ったもので自ら四二%(四二〇〇株)を保有し、取締役会長となった。同社は、広島県賀茂郡三津町(現豊田郡安芸津町)の広島耐火煉瓦(株)三津工場を買収して本店・工場とした。しかし大正十二年九月の関東大震災でホロータイル使用建築物が被災し、十二月には忠輝も死去したため、大正十

三年生産を中止した。後昭和四年日本板硝子に経営を移管し、同十四年同社に吸収合併され、三津耐火煉瓦工場となった。[35]

新聞の「大阪毎日新聞社」は、合資会社が株式会社に組織変更されたもので、合資会社の項で述べることとする。

水産の「明治漁業」は、大正二年七月設立されたが、大正三年第一次大戦の開戦とともに、従来北米・南米に輸出されていたノルウェー産鱈の輸出が中絶し、北千島の鱈漁業が飛躍的に発展し同社も順調であったが、休戦により日本製品は再びノルウェー製品に圧倒され、急速に衰退した。[36]住友が何故この大正九年一月という時期に、同社の増資新株の引き受けに応じたのか疑問であるが、監査役に鈴木の出身地旧高鍋藩主秋月種英が名を連ねているところをみると、この線から鈴木に要請があったのではないかと思われる。

農林の「中央開墾」は、大正八年渋沢栄一が食糧問題解決のために、東京・横浜・大阪等の主たる実業家に呼びかけ、開墾会社を設立しようとしたが、恐慌の発生で頓挫し、大正九年十二月に至り規模を縮小してようやく設立したもの。住友は資本金三〇〇〇万円（六〇万株）のうち五〇〇〇株を引き受けた。[37]

出資の中では、「汽車製造」は、明治二十九年九月元鉄道庁長官井上勝が、機関車その他鉄道用品を製造する企業を設立しようとし、渋沢栄一、岩崎弥之助、井上馨等に援助を乞い、毛利・前田等の旧藩主、住友・大倉・藤田等の実業家が出資して汽車製造合資会社が設立された。当初資本金六四万円、住友は五万円を出資した。明治三十二年六月九〇万円に増資した際、住友では田辺貞吉（本店理事・銀行支配人）が一万円を出資し、監査役に選任された。住友は島屋新田の土地二万坪を同社に売却し、埋立・工場建設の後明治三十二年七月開業した（前章「七　住友鋳鋼場の株式会社への移行」参照）。この後大正元年十月組織を変更して、汽車製造株式会社が設立された。[38]

「大阪毎日新聞社」は、明治二十一年兼松房治郎（兼松創業者）が、河原信可（大阪商船社長）、玉手弘道（堂島米会所頭取）、

藤田伝三郎(藤田組社主頭取)等と資本金三万円の匿名組合を組織し、休刊中の「大阪日報」を「大阪毎日新聞」と改題して発行することになった。その後明治二十二年六月株式会社に改組され、住友は同二十五年七月一〇〇〇円を出資した。出資の経緯は藤田組から同社再建のため出向した本山彦一(後同社社長)の要請によるものと思われる。明治二十六年十二月再び資本金五万円の合資会社に変更され、毎日側の資料ではその社員として伊庭貞剛(出資額六〇〇〇円)の名前が見えるが、住友総本店有価証券台帳では上記一〇〇〇円(広瀬宰平名義五〇〇株・伊庭貞剛名義五〇〇株)が振り替えられたにとどまっている。大正八年三月再び株式会社へ組織変更された。なお同社は明治二十二年二月大阪市東区大川町の大阪簿記学校跡(現中央区北浜四丁目住友ビル)に移り、大正十一年三月北区堂島船大工町(現堂島一丁目)に移るまでそこにあったので、住友総本店が明治四十二年末北浜五丁目(現住友銀行本店ビル)に移って以来隣接していた。(39)

「第一生命保険相互」は、明治三十五年九月矢野恒太が、非営利主義の保険相互会社の第一生命を設立するに際し、一口二〇〇円で二〇万円の基金を募った際、矢野の友人旧郡山藩主柳沢保惠の紹介で住友吉左衛門が五〇口(一万円、払込@五〇円)応じたもの。(40)

「蓬萊生命保険相互」は、明治四十三年六月政友会系の人々が謀って設立された。住友は第一生命同様住友吉左衛門名義五〇口(@二〇〇円、払込五〇円)、鈴木馬左也名義二〇口の基金出資に応じた。出資の理由は不明であるが、当時の政友会総裁は家長の実兄西園寺公望であり、また同社の初代社長は鶴原定吉で、彼は明治三十二年河上謹一等とともに日本銀行を退職し、明治三十四年から三十八年まで大阪市長であった関係で、鶴原から要請があったものと思われる。(41)

「国際通信社」は、大正三年四月渋沢栄一の提唱により資本金一〇万円で設立された。有価証券台帳には渋沢栄一に対する委託金と注記されている。(42)

「興源公司」は、ドイツ商社礼和洋行が獲得していた中国湖南省水口山鉛鉱の買鉱権が第一次大戦勃発による中国の

対独参戦に基づき破棄されたため、この利権を求めて大正八年四月に資本金三万円で設立された鉱業投資組合である。当初は鈴木商店・久原鉱業・古河合名・大倉鉱業・大阪亜鉛鉱業・三井鉱山の六社（各社五〇〇〇円出資）からなっていたが、シベリヤ出兵とともに組合の目的範囲が中国以外に拡大され、大正八年十月組合員も三菱合資・明治鉱業等新たに五社が加盟した。住友もこの際加盟している。その後大正十三年十月各社出資は一万八〇〇〇円に増額（払込は五〇〇〇円のままなので一万三〇〇〇円の無償増資か）されたが、湖南省の政情不安のため水口山借款・契約は所期の目的を達せず、同社は三井鉱山への貸付会社化してしまった。昭和三年六月減資して一万四〇〇〇円の返済があり、出資払込の中四〇〇〇円を償却して一万円の利益を計上し、さらに昭和七年二月解散に際し五九一〇円の分配があり、出資の残一〇〇〇円を償却し四九一〇円を利益計上した。(43)

四　住友総本店林業課の設置

住友総本店の本格的な山林経営は、大正六年（一九一七）六月十九日元農商務省山林局技師・鴨緑江採木公司理事長村田重治林学博士に山林事業の管理を委嘱したことに始まる。総理事鈴木馬左也は、明治九年（一八七六）から十年の間金沢・啓明学校に学んだが、その際地元の学友を通じて金沢出身の村田と面識ができたという。その後村田は東京農林学校を卒業し、明治二十一年農商務省に入省、二十二年七月愛媛大林区署に赴任し、二十四年三月にはその署長となるが、鈴木も当時まだ内務省に勤務しており、丁度この間二十二年五月から二十三年八月まで愛媛県書記官として松山に在って村田と再会した。鈴木は、その後明治二十七年に農商務省に転じ、二十九年に退職して住友本店に入社するまで、同省山林局に勤務し、林務課長として森林法の立案に当たっていた村田と同僚となる関係にあった。(44)

村田は引き続き農商務省に在って、鉱毒問題が大きな社会問題となる毎に設置された鉱毒調査委員会(明治三十五年内閣)、臨時鉱毒調査委員会(四十一年五月農商務省)、鉱毒調査会(四十二年四月内閣)のいずれもの委員を命ぜられ、別子鉱業所にもしばしば視察に訪れ、鈴木に対し植林の必要性を強調していた。しかし村田の助言を俟つまでもなく、住友本店は広瀬宰平・伊庭貞剛以来別子の植林に努力を傾注してきた。特に鈴木は、明治三十二年別子鉱業所支配人として赴任した正にその年に起こった大風水害の惨状に鑑み、如何に営々と別子の山林経営に当たってきたかは、大正九年十一月十五日の林業課詰所主席者会議における彼の訓示からも明らかである(資料6)。これに対し村田の説くところは、「(註、別子の)山林の経営をするのは、仮令それが収益にならずとも当然為すべきことであるが、林業は(註、一般に)相当の年数さえ経れば必ず利益が挙がる。利率は低いが確かである。然し其の利益を見ないで罪亡ぼしに(註、別子以外の山林の経営にも従事)せよ」というものであった[45]。

鈴木は、明治十六年東京大学に入学し、二十年に卒業するが、この間参禅や剣道のほかに本郷元町の武義堂で渋川流の柔術を修行した。この武義堂の仲間は、平沼騏一郎、内田康哉、早川千吉郎等であったが、その中に松崎蔵之助もいた[46]。松崎は、鈴木より一年遅れ明治二十一年卒業し、大学院を経て二十三年農科大学助教授となり、二十五年から二十九年にかけて財政学・農業経済学研究のため欧州に留学した。松崎は帰国後教授に昇進するとともに、法科大学教授兼任となって、農政学(アグラール・ポリティク)を伝え、農科大学教授横井時敬の農本主義や法科大学教授金井延の自由放任論に対し「常に農工商の併行鼎立を主張し、国内市場の軽視すべからざるを唱道[47]」した。鈴木総理事もまた常に農業と鉱(工)業の共存共栄を説き、農鉱(工)併進を標榜したのは、この松崎の影響と思われる。

松崎が法科大学専任となった後を受けて矢作栄蔵が農科大学助教授となった。矢作も三十六年から四十年にかけて欧州に留学し、帰国後教授に昇進すると同時に法科大学教授も兼任した。そして松崎同様に明治四十一年の社会政策学会

の大会において農民の購買力が工業製品の国内市場を支えるという見地から、産業（農工商）の調和的発展を重視する報告を行っている。矢作は、欧州留学の際「デンマークに遊び、其の独特なる国民教育の施設が同国文明上の一大勢力となり、其の国民生活上に着々効果を挙げつつあるを見て深く感ずる所あり。帰朝後時々の講演に於て之を紹介」[49]していた。丁度その頃矢作は、ドイツ人ホルマン著になるこうしたデンマークの実状に関する書物 "Die dänische Volkshochschule und ihre Bedeutung für die Entwicklung einer Völkischen Kultur in Dänemark"（明治四十二年刊）を入手し、その内容を鈴木に話したところ、鈴木からその邦訳を慫慂された。しかし矢作は、四十四年七月再度欧米に出張することになり、その邦訳を丁度農科大学を卒業したばかりの那須皓に依頼した。

他方日露戦争の軍事費を賄うために発行した外債二〇億円の利払い年一億円の重圧に対し、内務省では農業や農村を発展させることによってこの負担を跳ね返そうとする地方改良運動が推進されていた。この運動の推進者は、井上友一内務参事官兼内務書記官兼地方局府県課長（後東京府知事）であった。井上は鈴木の内務省の後輩に当たるが、鎌倉円覚寺今北洪川禅師に参禅する鈴木の仲間に連なっており、やはり早くからデンマークに注目していた[49]。

一方在野ではキリスト者の内村鑑三が、明治四十四年十月江原万里（四十一年一高入学と同時に師事）や入門したばかりの矢内原忠雄等を前に「デンマルク国の話」（信仰と樹木をもって国を救ひし話）という説教をしていた。彼はこの話を自分の機関誌『聖書之研究』に載せ、さらに小冊子にして公刊した。この小冊子は随分読まれたといわれている。その内容は森建資によれば「デンマークは一八六四年（元治元年）にドイツとオーストリーとの戦いに負けて、最も豊かだった南部をドイツに割譲する目にあった。にもかかわらず四十年もたったら世界で最も豊かな国のひとつになった。内村はそれはなぜかということを問題にした。戦争に負けて、おまけに残った国土のユトランド半島は荒れ地ばかりであったために、国民はどん底に突き落とされたような気分を味わっていた。そのときにダルガスという軍人が荒れ地への植林

を進め、幾多の困難に打ち勝ってそれを成功させる。植林が成功すると、荒涼とした地帯の気候条件も変わって、夏でも霜が下りなくなり、農業が発展することになった。そして何よりも国民の心のありようが変わった。デンマークは敗戦の痛手から立ち直っただけでなく、見事な経済発展を遂げ、国民は豊かな生活を送れるようになった。」[50]というものであった。

那須の邦訳『国民高等学校と農民文明』は大正元年末に成り、鈴木はこれに序文を書き、費用を住友総本店が負担して二年初東京堂から刊行された。[51]内村がデンマークの話をした明治四十四年の七月、内村の門弟黒崎幸吉と藤井武が法科大学を卒業し、黒崎は住友総本店に入社し、藤井は内務省に入省した。黒崎の住友入社の経緯をみると、優秀な人材を確保するため、鈴木が金井や矢作等法科大学の教授連と親交を持っていたことが明らかである。[52]一方藤井の内務省での面接者は、井上友一であった。藤井は必ずしも井上の覚えがめでたくなかったようであるが、法科大学教授新渡戸稲造の口添えもあり、入省できた。藤井は大正五年初には退官してキリスト教伝道活動に転ずるが、その直前大正三年山形県理事官・地方課長兼官房主事として「農村振興のために是非とも必要と考えて、デンマークの国民学校に擬え、大体の計画や予算は勿論、職員の選定から設備の設計まで、殆ど彼一人で立案したところの、此程の事業として日本最初のものが、(註、大正四年)遂に(註、「山形県立自治講習所」として)実現した。[53]」彼の手になる「山形県立自治講習所設置ノ議」には、鈴木の肝煎りで出版された「那須農学士訳『国民高等学校ト農民文明』ニ依ル」として「丁抹ニ於ケル農民高等学校ノ状況」が掲げられていた。[54]

当時三井では、既に明治三十九年三井家同族会事務局に殖林掛を新設し、翌四十年にはこれを山林部と改称、台湾で樟脳製造に着手して植林予定地一万町歩を買収、四十一年岐阜県で雑木林七七三町歩を買収、さらにその後一二四三町歩を買い増ししていた。四十二年三井合名設立後は山林部は三井合名山林課となり、四十四年韓国併合二年にして朝鮮

の林業に着手、同年三井物産が北海道で原生林の立木利用を目的として払い下げを受けた五七〇〇町歩をその翌大正元年に三井合名が譲り受けた。[55]

加賀・前田家も、村田が同藩出身であったことから、かねて家令早川千吉郎（当時三井銀行常務、鈴木馬左也の東大学友であり、禅友、柔術の仲間でもある）等に林業経営を勧めていたところ、それに従い明治四十三～四十四年に北海道で国有未開地五〇〇〇町歩の払い下げを受け、四十四年前田林業所を設立、付近一帯の原野及び無立木地の造林を始めていた。[56]

このような状況の下で、村田の鈴木に対する説得も単なる罪亡ぼし論を出て「鉱業の盛衰興亡は定まりなく、実に不安定であるから、いい安全弁ともなり比較的永久に変化の少ない事業をも行って置かねばならぬが、それには林業が最も適当である」という住友の利益も念頭においたものとなった。村田の説得に応じ鈴木は林業進出を決意するが、それは総本店の業績の目処がついて、住友銀行が株式会社として分離独立することが決定されたのとほぼ同時期の明治四十四年末から四十五年初であったと推定される。

「鈴木氏は決意せられたが、住友家としては重大な問題であるから、主人の住友男の了解を得なければならないので、私（註、村田）より詳しく話して呉れとのことであったから、主として国家と森林の関係、内地及朝鮮山野の現況を話題として両三回も御話した。（中略）其後同男爵の御希望もあったので、仮りに住友家に於て林業を営むものとして、林業経営の規模、場所、所要資金、将来における収支及経営の方法等に就き、可なり詳しき調査書を作り之に拠って説明を為した。暫くたって愈々林業経営を行うことに決定したことを鈴木氏より承ったのである。」[57]この決定が四十五年春のことであったと思われるのは、四十五年五月十二日から十四日にかけて、家長は別子に赴き、これまでの鉱山の視察と異なり、山林の林相、造林の成績などを視察しているからである。[58]

「鈴木総理事は私（註、村田）に向って、斯く確定した以上は、一日も早く君が住友家の人となって実行して呉れなけ

れば困ると云われた。そこで私は農商務省に於ける緊急用件が略々片付、御暇を乞うて御許しを得れば、行くということを答えた」[59]。六月初から七月にかけて、家長は上京し、朝鮮総督寺内正毅と前農商務大臣大浦兼武を訪問している。寺内は、四十三年七月京城（ソウル）に赴任の途次、「釜山より鉄路朝鮮南部を通過し、行けども尽きざる禿赭の山峰と荒廃せる林野を眺め」、着任するや「山林の興隆を重要事業」としていた[60]。一方大浦は、四十一年七月から四十四年八月まで農商務大臣として別子煙害問題の処理に当たり、山林局に勤務する村田の上司でもあった。

鈴木は七月末と八月初に上京しているが、この間に農商務大臣牧野伸顕（鈴木の兄外交官秋月左都夫と牧野は夫人同士が姉妹に当たる）に村田の住友入社を申し入れたものと思われる。村田は既に四十三年十一月山林局でも地方課長から林業試験場長に転じ、年齢も五〇歳を超えて退官も時間の問題と思われていた。同じ七月末から八月初旬にかけて、別子鉱業所山林課主任心得武藤廉は、秋田・東京・静岡・長野の山林視察に出張し、九月三日～五日には、村田自身が武藤とその部下の山村亀太郎（山林課経営係）を従えて別子山林視察を行っている。

しかるにこの間に政府部内では、村田を満州に派遣する話が持ち上がっていた。すなわち日露戦争勃発前の明治三十六年先見の明をもって村田が行っていた韓満森林調査に基づいて、戦後明治四十一年日支合弁の鴨緑江採木公司が設立されていた。しかしこの頃、公司の経営は行き詰まっており、丁度この四十五年三月には村田が公司の事務監察のため安東県に出張したこともあった。そしてその再建のために村田自身を理事長として派遣しては如何かということになったのである。首相西園寺公望は家長の実兄であり、上記牧野農商務大臣と鈴木の関係、外務大臣内田康哉もまた鈴木と大学同期、柔術の仲間という強力な関係がありながら、むしろその故に政府の方針に従わざるを得なくなり、村田の住友入社従って住友総本店の山林経営への進出も大正六年村田の鴨緑江採木公司理事長退任まで延期せざるを得なくなったのである。

村田の入社に先立ち、鈴木は大正五年三月から中国・満州視察を行った。五月二十七日安東県に到着した鈴木は、村田の案内で鴨緑江採木公司を訪問、村田から明治四十四年施行された森林令第七条「朝鮮総督は造林の為国有森林の貸付を受けたる者に対し、事業成功したる場合に於て特にその森林を譲与することを得」による造林事業が、国家的事業であると同時に事業としても有利であると聞き、六月二日京城において寺内総督と会見した際に、寺内の慫慂に応じまず二万町歩の禿山に植林をして、朝鮮百年の大計の一助にせんことを申し出て、総督に感謝されるという一幕もあった。(61)

この時村田は、既にその前年大正四年八月に東京に転居していたので、彼が当初三年と考えていた公司の任務もようやく一段落し、住友入社も間近いことを鈴木に告げたものと思われる。村田の入社に引き続き宮崎辰之允（元山林局技師）、西川行之（駒場実科）、井上利雄（東大林科）、島田久次（駒場実科）の四名が入社、総本店経理課の一隅で分掌未定のまま林業創業の仕事が始まった。

まずこの年十月、村田は井上・西川を帯同して京城に赴き、朝鮮総督府との交渉並びに山林経営に関する諸調査を行った。また一方宮崎は同月北海道庁に出頭し、農林業経営に関する家長名義の陳情書（資料7）を提出し、不要林の払い下げを出願し、十二月北海道庁から、北見国紋別郡紋別町藻鼈村渋野津内の国有林野八〇九町歩（二四万円）の払い下げを受けた。

大正七年に入ると、大塚小郎（元東京大林区署技手）、岩崎虎三（元朝鮮李王職技師）、北村喜三（元長野県技手）、小華和茂弥（元北海道庁技手）、北村藤治（元農学校教師）、平賀五郎（東大農科）等が相次いで入社した。彼らと応援の別子鉱業所山林課員を併せ、朝鮮・北海道・九州の三方面に分けて現地に派遣されることになった。すなわちまず三月から朝鮮に向けて岩崎、井上、西川、山村（別子）、斉藤敬太郎（別子）が派遣され、五か道において不要な林野の実地踏査を行い、国有林野貸付願を提出、七月初めて咸鏡南道において国有林野一二〇〇町歩の貸付許可（森林令の貸付林制度による）を受けた。

次いで四月には大塚、小華和が北海道に派遣された。その四月に宮崎県林務課長が来阪し、総本店に対し椎葉山林の開発造林について勧奨があった。五月村田が北村(喜)とともに現地を踏査し、その有望なことが認められたので、部分林の方法により山林経営に着手することに決定、九月両北村、武藤が九州へ向かった。

大正八年三月宮崎県西臼杵郡椎葉村地内山林四五町歩につき、土地所有権者と伐採分収の地上権設定契約を締結し、契約地のうち苺谷の五町歩に一万五〇〇〇本の杉造林を行った。この同じ大正八年三月十三日総本店に林業課が設置された(資料2)。林業課主任には前年十一月入社し、総本店支配人となっていた石橋和(元佐賀県・岐阜県知事)が任命された。この時の陣容は、村田を含め総勢一六名(林業課八名、北海道三名、九州一名、朝鮮四名)であった。

大正九年九月林業課主任石橋和病気のため、本店支配人兼営繕課主任本荘熊次郎が林業課主任兼務となった。各地の管理事務所を詰所と称していたが、十一月十五日その主席詰員を集めて最初の林業課詰所主席者会議が開催され、鈴木総理事が訓示を行なった(資料6)。

林業課は翌大正十年二月住友総本店が改組され、住友合資会社が設立されるとともに、林業所に昇格することになるのである。

(資料6)

大正九年十一月十五日林業課詰所主席者会議における鈴木総理事訓示

(前略)伊庭貞剛氏ハ別子鉱業所ニ居ラレタトキ、山林ノ植付ノコトニ熱中サレテ居ッタ。私ハ伊庭氏の後任トシテ、明治三十二年ニ別子ニ行ッタガ、其年八月ノ大水害ニハ、死セル者海抜三千尺ノ高所ニ於テ六百人アリ、大阪ノ如キ人口夥多ノ所デ六百人ノ死者ハ、不思議デ無イカモ知レナイガ、別子ノ如キ人工稀薄ナトコロデノ六百人ノ死ハ、非常ナ損害ナリ。其原因ハ別子ノ山ノ木ガ、鉱山ノ製錬ノタメニ枯死シ、禿山トナリ、山上ノ土ヲ洗ヒ流シ岩石ヲ露出シ、其岩

石ハ又紙ヲ幾枚モ重ネ合セタ様ナモノダカラ、容易ニ剝ガレ壊レル。山ガ此様ナ状態ナル故、大雨アレバ岩石中ニ雨水侵入シ、水ノ力デ岩石ヲ破壊シ、傾斜ノ所ニ建ッテ居ッタ家ガ、逆落シニ墜落シタ為メ多数ノ人間ガ死ンダ。当時私ハ責任者トシテ、将来ハ此様ナコトニナラヌ様ニト、入念ニ石垣ヲ築キ傾斜ヲ緩ニシテ良クシタ。然シ之ハ姑息ナル故、根本的ノ施設ヲナス考ヲ起シ、夫レニハ山林ヲ造ル必要アルヲ思ッタ。又他方ニ鉱山ハ色々ナ害ヲ惹起スル原因ニナッテイルカラ、此ノ償ヒヲシナケレバナラナイ。即チ鉱山ハ国土ヲ損スル仕事故、国土ヲ護ッテ行ク仕事ヲスル必要ガアル。云ヒ換フレバ、罪滅ボシノ為メニ、又総テ物事ハ差引勘定ナル故、国土ヲ損ズル一方ニハ国土ノ保安ヲヤル必要アリ、ソレニハ山林事業ガ最モ適当デ、且山林ハ人々ニ嫌ハレ又世ノ中ニ紛議ヲ起スヨウノ事無ク、土地ヲ保護シ治水上亦大ナル利益アリト思フ。（中略）

住友家ハ鉱山ヲ以テ興ッタ家ニテ、将来モ之ヲ益発展サセルノデアルガ、其傍ラ山林ヲ経営スルコトハ有益ト思フ。私ハ伊庭氏ノ後ヲ継ギ、別子鉱業所ノ所管ナル伊豫、土佐ニ亘ル山林ノ養成ニ相当ノ尽力ヲシタ。茲ニ居ラレル中田理事ナドモ大イニ努力サレタ。斯クシテ永年別子鉱業所ヲ中心トシテ、山林ノ経営ヲシテ居ッタガ、茲ニ別ニ新ニ山林事業ヲ起シ、今日ノ如ク諸君ヲ煩ハシ居ル次第デアル。

即チ只今デハ、伊豫ヲ中心トスル山林ノミナラズ、内地ニ在リテハ北ハ北海道ノ北見、南ハ日向ノ椎葉村ニ事業ヲ起シ、又朝鮮ガ我国ニ併合セラレタル結果、何カ国家ノ為ニナリ、一方住友家ノ営業ニモナル仕事トシテ、何ヲ択ブベキカヲ勘考熟慮ノ末、朝鮮ノ国有林ノ貸付ヲ受ケ、目下ハ四万町歩程ノモノヲ経営セラレアリ。之等ハ将来ヲ今日ヨリ更ニ増加ノ予定デアッテ、此新ナル発展ノ勢ハ仲々従前ノ比ニ非ズ、大計画、大規模ノモノデアル。此様ナ山林事業ノ発展ヲナサントスル所以ハ、我住友家ノ事業モ年ト共ニ隆盛ヲ来シ、次第ニ手広ク複雑ニナッテキタガ、物盛ナレバ必ズ衰フルトカ、一利アレバ一害アリトカ云フコトハ、動カス可ラザル古来ノ定則デアル。其様ナ次第デ住友家ノ事業即チ

実業、更ニ言ヒ替フレバ営利事業モ段々ト、危険ガ伴フト云フコトヲ考ヘルノガ当然ナリト思フ。

諸君ニ於テモ肚ノ内ニ入レテ置カレ度イノハ、我住友家年来ノ方針トシテ、浮利ヲ追フテ仕事ヲヤルコトヲ禁ジ、極メテ健実ナル仕事ヲスルコトニシテイルコトデ、私共モ之ヲ遵守シテ仕事ヲヤッテイルカラ、濫リニ危険ニ近ヅイテイルトワ思ハナイガ、然シ乍ラ、非凡ナル頭脳ノ持主ノミ集ッテ居レバヨイガ、ソウデモナイカラ、考ノ行届カヌ所モアリ、又複雑トナル程目ガ届キニククナル故ニ、他ニ安全ナル途ヲ考ヘ、我住友家ヲ一面ニ於テ根底ヨリ保護スル必要アリト思フ。私共ガ信シテ疑ハザル所ハ、住友ト云フ伝来ノ経歴、住友ノ名声、住友ノ歴史ニ依テ此事業ノ隆盛ヲ来セルモノ故、住友家ノ衰頽ハ事業ノ衰微ヲ来スハ当然ノコトデアル。故ニ利ヲ挙ゲルコトノミニ没頭セズ、我国家社会ヲ損ゼヌ様ニ、間接ニ国家社会ノ利益ニナル様ニトノ方針デ、事業ヲ経営シテ行クノデ、斯ルガ故ニ住友ノ事業ノ盛大ニナランコトヲ希望シテイルノデ、苟モ此事業ノ衰微セヌ様ニ、益々発展スル様ニ十二分ノ力ヲ用ヒテイル。

山林事業ハ安全ニシテ益住友ノ基礎ヲ強クスルモノト認メタル故、之ニ力ヲ入レントシテ今日ノ如キ状態ニ立至ッタノデアル。将来ハ土地ノ面積モ増加シ、内容モ充実シ、山林事業ノ利益ガ益々増大スルコトニ力ヲ用ヒンコトヲ期シ、其為メニハ諸君ノ尽力ヲ期待シテ居ル故、決シテ軽佻浮薄、眼前ノ利ニ走リ又ハ自己ノ考ニ拘泥シテ、全体ノ利ヲ失フ如キニ陥ルコトハ、私ノ失望落胆シ又諸君ノ為メニモ取ラザルトコロデアル。（後略）

（資料7）

吉左衛門儀

多年鉱業、銀行、倉庫及銅鋼、電線ノ製造業ニ従事シ、又一面林業、農業ヲ経営致シ来リ候処、今般更ニ林業ノ規模ヲ拡大シ、之ニ農業ヲ附帯セシメ、一層ノ発達ヲ謀リ度存念ニ御座候。微力ナガラ亦国家産業ノ興隆ニ対シ聊カ寄与仕度奉存候。就而ハ凡ソ別記ノ趣旨方針ニ依テ計画仕度覚悟ニ有之候。何卒微衷御諒察被成下今後国有土地ノ払下其他事

業上各般ノ御指導並ニ御高配ニ預リ度奉懇願候。此段陳情仕候也。

大正六年十月二十三日

大阪市南区天王寺茶臼山町十六番地

住友吉左衛門

北海道庁長官　俵孫一殿

五　大阪北港株式会社の設立

前稿「四　シーメンス事件と住友」及び「七　住友鋳鋼場の株式会社への移行」で述べた通り、大阪北港では、明治十一年（一八七八）住友家が、島屋新田一六万七〇〇〇坪を買収し、さらに十七年に隣接の恩貴島新田と併せて一八万坪を買収して以来、その経営地となっていた。

この地には、まず明治三十二年汽車製造会社の工場（敷地二万坪）が建設され、次いでその西側隣接地には明治四十年住友鋳鋼場の新工場（敷地一万三五〇〇坪）が完成し、その北側に大正五年（一九一六）住友電線製造所の新工場（敷地一万二〇〇〇坪）が竣工した。またやはりその同じ年に後に住友化学工業株式会社に合併されることになる日本染料製造株式会社が設立され、大阪北港の出資者の一人となる清海復三郎から電線製造所の東南、西区春日出町（現此花区春日出中三丁目及び南三丁目）の土地三万坪を買収し、新工場の建設を開始した（第3図）。

他方明治三十年以来進められて来た大阪築港の事業は、こうした正蓮寺川流域が江戸時代から民間が埋立権を保有していたため、安治川河口を北限としており、港域が次第に狭隘となってきた。大阪市は、大正元年六月臨時港湾調査会

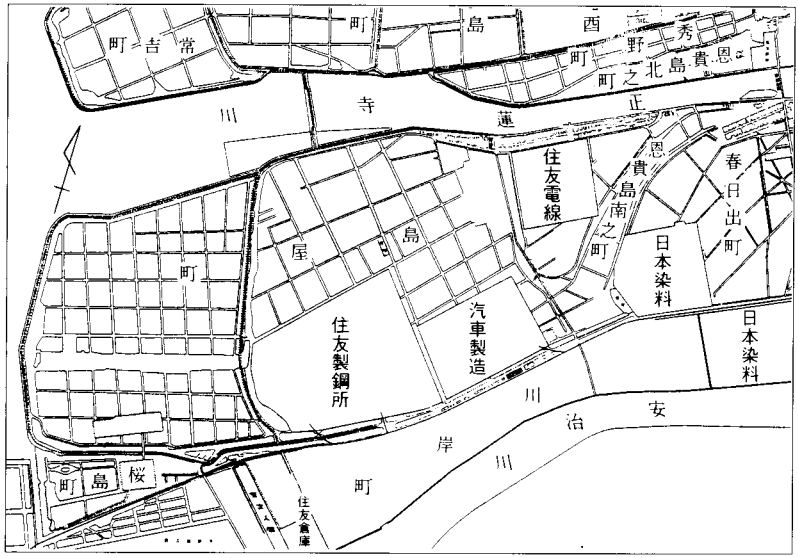

図3　大正9年の大阪北港

を設置し、翌二年四月には同調査会はその港域を正蓮寺川河口を含めた新淀川左岸まで拡大し、これを北港とすることを決議した。この調査会の議員に住友家を代表して、かねて正蓮寺川流域の開発を主張していた製銅販売店支配人山下芳太郎がいた。大正四年七月山下は、総本店支配人に転じ、この決議を実行に移すべく、大正五年六月住友吉左衛門をはじめとする正蓮寺川両岸の地主、臨港土地株式会社、清海復三郎、島徳蔵、野村利兵衛、合名会社藤田組、片岡孫助によって総出資額三〇〇万円の正蓮寺川沿地主組合を結成し、その業務執行者となった。組合員の出資比率は、所有地の沿岸延長の割合及び所有地の登録面積と埋立権利地の埋立許可面積の割合に基づいて算定され、住友吉左衛門の場合は四五・八八％であった。

臨港土地株式会社については、既に「三　住友総本店の投資活動」で述べた。正蓮寺川沿地主組合が結成された大正五年の十一月資本金一〇〇万円の桜島土地株式会社(@五〇円、二万株)が設立された。これは西成線と住友家の島屋町土地の間に井上虎治(大正五年六月株式会社富島組初代社長)が所有す

る桜島町の土地二万四〇〇〇坪を埋め立てようとするものであった。同社は井上が社長となり、安宅弥吉（安宅商会社長）、南郷三郎（神戸桟橋社長）が役員となっていた。しかし大正七年住友伸銅所が鋳鋼所の西側とその南に続くこの桜島土地の湿地に鋼管製造の分工場を建設する計画を立てた。このため総本店では七月物価高騰のため埋立計画が頓挫していたこの桜島土地の全株（二万株、払込@一五円）を五九万円で買収した。この後大阪北港株式会社が設立されると、総本店はこの株式全株を七三万円で大阪北港に譲渡し、同社は大正九年十二月解散した。従って大正五年末及び九年末の第16表には表示されていない。なお伸銅所は、大正八年九月尼崎の岸本製鉄所・製釘所の工場を買収し、これを分工場としたので、この時点での桜島進出は中止となったが、後に大正十五年安治川本工場の敷地を大阪市に中央卸売市場の用地として売却することとなったので、昭和三年（一九二八）改めてここに本工場を移転することになるのである。

組合員の一人島徳蔵は、大正六年六月大阪島舟土地株式会社を設立してその社長となり、自ら所有する正蓮寺川右岸常吉町地先の海面埋立権とその一部埋立地七〇〇〇坪（島舟町）を同社に譲渡し、翌七年五月には島に代わって同社が組合に参加した。そして大阪北港が設立されると、大阪島舟土地も土地と埋立権を大阪北港に譲って解散した。

大正七年に入ると、山下芳

役　　員	
社長	鈴木馬左也（総理事）
常務取締役	山下芳太郎（理事）
取締役	小倉正恒（理事）
	中田錦吉（理事）
監査役	加納友之介（銀行常務）
取締役	島徳蔵（社長）
	島定治郎
取締役	高木与太郎（理事）
	城周彦（農業課長）
監査役	坂井隆三（証券課長）
監査役	清海復三郎
取締役	野村利兵衛
監査役	片岡孫助

第18表　大阪北港(株)株主・役員・経営地一覧

株主		買収土地・埋立権	
住友吉左衛門(住友合資会社)	421,660株	恩貴島北之町	21,280坪
		恩貴島南之町	80,160
		(東)島屋町	253,700
		(西)島屋町	183,920
		川岸町	2,340
		桜島町	1,600
		計	543,000
臨港土地		島屋町地先埋立権	153,760
桜島土地		桜島町地内埋立権	23,790
島徳蔵他(大阪島舟土地)	115,100	島舟町	7,040
		常吉町地先埋立権	141,630
		計	148,670
藤田平太郎他(合名会社藤田組)	70,430	東酉島町	88,610
		西酉島町	53,580
		常吉町	2,680
		計	144,870
清海復三郎他	53,380	春日出町	68,890
		島屋町	11,130
政岡土地合資会社	2,180		
野村利兵衛	6,260	常吉町	63,390
長谷田泰三	11,260		
片岡孫助	10,110	秀野町	20,700
中谷徳恭(大阪府会議長)	9,620		
合　計	700,000	合　計	1,178,200

出典：『大阪北港二十年史』

太郎は一月理事となり、四月には鋳鋼所常務取締役となって総本店支配人を外れたが、依然として組合の仕事は続けていた。組合結成以来、府・市当局と協議を重ねた結果、大正八年四月ようやく北港修築工事の最終設計案が完成したが、物価騰貴の結果、当初の工事予算三〇〇万円は四五〇万円へ膨れ上がっていた。このほか所有地の埋立、護岸の築造は、各組合員の自己負担となるので、工費が上昇すれば自然事業の足並みは乱れがちとなった。このため新たに株式会社を設立して、各人の所有地と埋立権を新会社に

集中して、新会社が一括して事業を継続することとなった。

各組合員の所有する土地と埋立権は、関西信託に委託して改めて評価を行った。埋立権も隣接土地並に評価し、その代わりその権利所有者に埋立完成の義務を負わせた。この評価の結果、「一　住友総本店の業績」で述べた通り、総本店には大阪北港に譲渡する土地五四万三〇〇〇坪について、一六五六万円の評価益が生じたのである。

この総評価額は三一四六万円となったが、持分の評価額の二割増で提供を受けることになったので、その総額に見合う三五〇〇万円を資本金とし、大阪北港株式会社は大正八年十二月二十四日設立された（@五〇円、当初二二円五〇銭払込、九年三月残額払込、七〇万株）。住友の持株は、設立当初三九万二八〇株（五五・七五％）であったが、その後大正九年五月野村利兵衛の持株八九五〇株の中五〇〇〇株を@三〇円で買い取り、三九万五二八〇株（五六・四七％）となり、さらに大正十年年末誤差修正のための保留株の分配も終わり、ようやく全出資者と買収土地・埋立権が確定した（第18表）。住友合資会社の持株は、この際二万六三八〇株を加え、四二万一六六〇株（六〇・二％）となった。

なお大阪北港株式会社は、その後昭和二年四月連系会社に指定され、昭和十九年十一月株式会社住友ビルデイングを合併して住友土地工務株式会社と改称、戦後の昭和二十年十一月商事部門を設け社名を日本建設産業株式会社に変更した。昭和二十七年六月には住友商事株式会社に改称、現在に至っている。

ちなみに山下芳太郎の下で大阪北港の設立業務を担当したのは、「一　住友総本店の業績」で述べた通り、倉庫の東京進出の調査に当たった総本店庶務課秘書係江原万里であった。江原は、出資者間の調整や官庁との折衝で多忙を極めた上、設立後も大正九年一月新会社へ出向を命ぜられ、庶務課主任として創生期の同社に尽くした。このため健康を害し、大正十年九月末住友を退職して交通政策担当の助教授として東大へ赴任のため転宅の日に喀血するという悲運に見舞われた。江原は療養の傍ら授業を続けていたが、昭和二年には休職、四年には退官のやむなきに至り、以後キリスト

教の伝道に尽くし、八年八月死去した。住友合資は夫人（黒崎幸吉妹、黒崎は大正四年江原が住友に入社した際配属された総本店経理課主計係にいた）に弔意金三〇〇〇円を贈り、十一月には大阪住友倶楽部で田中良雄（江原と同期入社、当時住友合資人事課長、後住友本社常務理事）司会の下に「故江原万里氏記念会」が開かれ故人を悼んだ。

六　内外販売網の充実と商事会社設立問題

(一)　国内販売店

国内販売店は、大正二年（一九一三）十二月の東京・呉両販売店の開業（前章「六　東京・呉両販売店の開業」参照）に続いて、大正八年九月横須賀販売店が東京販売店から分離独立し、翌九年七月には博多販売店が開業して、北海道を除き全国的な販売網が確立した（北海道には大正六年八月以降、東京販売店から札幌派出員を派遣して、カバーしていた）。しかし当時の販売店は、まだ伸銅所・電線製造所・鋳鋼場の出張所時代の名残で全店を通じての主要販売先一覧というものは、実際報告書にも記載が無く、各製品毎に主要得意先や分野別の受注金額が記載されているにとどまっている。もっとも横須賀販売店・呉販売店は、それぞれ横須賀海軍工廠、呉海軍工廠を主要得意先としており、博多販売店もまた（八幡）製鉄所を中心とする官公庁向けが二割を占め、残りは電力向けが三五％と三井鉱山をはじめとする九州炭坑業向けが二割と、これらを併せると七五％に達するので、ここで問題となるのは、主として東京販売店である。

東京販売店も全店を通しての得意先別販売統計はまだ作成されていないので、第19表の通り分野別の受注統計を示した。これによると東京販売店もまた逓信省、鉄道院（省）といった現業官庁や陸海軍、東京市電気局等の官公庁向けが全

第19表　東京販売店得意先分野別受注状況

（単位：円）

	合　計	官公庁	民間企業	商社・問屋
（大正6年）				
伸銅品	6,670,183.78	3,610,048.37	1,370,640.71	1,689,494.70
電線	2,362,985.23	1,082,488.60	920,650.28	359,846.35
鋳鋼品	1,728,047.19	1,365,250.20	362,796.99	—
製銅	7,062.00	—	7,062.00	—
肥料	122,898.74	—	—	122,898.74
合計	10,891,176.94	6,057,787.17	2,661,149.98	2,172,239.8
	(100.0)	(55.6)	(24.4)	(19.9)
（大正7年）				
伸銅品	6,479,811.54	3,695,667.95	1,055,625.89	1,728,517.70
電線	2,884,916.42	1,703,681.59	797,919.43	383,315.40
鋳鋼品	1,780,281.70	1,306,148.90	474,132.80	—
製銅	245,202.84	—	245,202.84	—
肥料	83,602.99	—	—	83,602.99
合計	11,473,815.49	6,705,498.44	2,572,880.96	2,195,436.09
	(100.0)	(58.4)	(22.4)	(19.1)
（大正8年）				
伸銅品	5,723,070.55	2,560,739.10	1,329,750.96	1,832,580.49
電線	5,737,997.90	2,874,865.11	1,894,965.22	968,167.57
鋳鋼品	2,040,326.45	1,252,803.36	787,523.09	—
製銅	232,158.80	—	232,158.80	—
肥料	242,841.89	—	—	242,841.89
合計	13,976,395.59	6,688,407.57	4,244,398.07	3,043,589.95
	(100.0)	(47.9)	(30.4)	(21.8)
（大正9年）				
伸銅品	4,854,503.34	1,416,773.34	2,341,043.49	1,096,686.51
電線	5,718,376.88	3,263,690.36	2,154,455.60	300,230.92
鋳鋼品	2,572,644.07	1,967,197.99	605,446.08	—
製銅	403,134.03	71,000.00	332,134.03	—
肥料	35,444.50	—	—	35,444.50
合計	13,584,102.82	6,718,661.69	5,433,079.20	1,432,361.93
	(100.0)	(49.5)	(40.0)	(10.5)

体の六割近くを占めていた。大正八、九年にこの比率が下がっているのは、横須賀海軍工廠向けが、横須賀販売店の分離独立に伴い同店を移管されたためで、これを併せれば大正九年でも官公庁向けは六割に達していた。民間企業も、造船・機械・金属・鉱業・セメント・電力電燈・製紙・紡績等々ほぼ得意先は固定されていた。商社・問屋については、第一次大戦による欧米品の途絶により、従来それらを取り扱っていた商社・問屋からの引き合いが増加したことによる。また肥料については、その商品の性質上関東・東北各地の特約店を経由して販売されていた。

販売店の損益は、既に第6表で見た通り、各店とも開業当初は赤字であるが、その後は黒字に転換している。製品別の手数料については第20表に示した。伸銅・電線・鋳鋼については官公需中心で、民間企業もほとんど最終需要家であり、販売効率は良かったと思われるが、肥料のみは広いテリトリーと特約店相手の取引のため、昭和期に入っても赤字で支配人が苦労していたという当時の肥料担当者の証言がある。製造店部の出張所と異なり、販売店として店を構えれば間接経費も嵩むので、売上が増え手数料収入が増加しても、必ずしもその店の純益が上がるとは限らない。従って販売店支配人は、製造店部と交渉して手数料率の引き上げを図らねばならない。大正九年の東京販売店の純益が前年の三倍以上となったのは、大正八年九月手数料率の改訂が実現されたからである。当時の東京販売店支配人多田平五郎は大正八年処務報告書において、この間の事情を次のように述べている。

「従来当店販売手数料率ハ、大正二年開店当時ノ協定ニ係リ、何等根拠ヲ有セス、後日ノ経験ニ徴シ改訂スヘキ性質ノモノナリシカ、其後増員、物価騰貴、取引ノ煩雑等ノ為メ経費ノ膨張著シク、殆ト収入ニ余裕ナキニ至リタルニ付、八月末来各店部ニ交渉シ九月請求分ヨリ左ノ通リ改正セリ。」(第21表)すなわち肥料のごときは、この改訂で手数料率が一挙に二倍に引き上げられたが、上記の通りその後もなお収支償わなかったわけで、多田の指摘するごとく製品を取り扱いたいがために当初から低い手数料率を受け入れていたと思われる。

実際報告書によれば、住友製品は、一部独占品を除き、高品質だが高価格で安物に太刀打ちできないこと、工場生産能力が乏しいこと、関西立地のため遠隔地における競争力に欠けること等々で引き合いはあっても逸注するケースが多い点が指摘されている。販売店としての販売効率からいえば仕入ソースの拡大は当然のことであり、例えば東京販売店の大正七年実際報告書は、「秋季ニ当リ、藤倉電線株式会社ニ投資関係ヲ生ジタリシヲ以テ爾来電線製造所トノ間ノ隔

（単位：円）

8年		9年	
販売高	手数料	販売高	手数料
232,158.80	2,184.47	403,134.03	509.55
5,660,890.01	34,470.58	5,032,938.05	35,826.13
1,578,622.00	19,439.78	3,170,919.44	39,963.31
5,667,029.41	26,371.13	5,368,974.22	62,116.84
189,592.00	1,895.92	105,824.00	2,116.48
—	1,919.75	—	425.90
13,328,292.22	86,281.63	14,081,789.74	147,749.02
—	14,930.70	—	46,471.07
405,610.80	431.54	2,327,372.50	N.A.
—	—	141,861.72	N.A.
5,273.54	3.33	57,284.80	N.A.
410,884.34	434.87	2,526,519.02	14,486.25
—	Δ1,897.09	—	4,280.50
—	—	—	—
134,418.10	1,230.10	102,782.80	1,048.80
3,321,773.68	24,913.25	1,933,754.67	14,540.66
326,722.39	6,534.39	991,588.50	19,831.77
77,355.79	695.81	185,139.65	1,829.01
—	—	6,695.00	133.90
3,860,269.96	33,373.55	3,219,960.62	37,384.14
—	21,129.89	—	18,115.11
—	—	24,282.15	71.32
—	—	38,336.74	171.89
—	—	12,607.24	8.70
—	—	263,837.49	1,035.97
—	—	175.00	3.50
—	—	339,238.62	1,291.38
—	—	—	Δ11,963.32

分の手数料6,790.81を含む。N.A.（不詳）

第20表　国内販売店販売実績表

	大正6年		7年	
	販売高	手数料	販売高	手数料
（東京）				
製銅	7,062.00	27.06	245,202.84	717.18
伸銅品	5,614,001.73	25,224.70	6,658,799.00	35,517.76
鋳鋼品	760,563.15	6,807.38	1,917,191.42	18,018.30
電線	2,643,173.90	16,716.77	2,275,734.82	16,528.58
肥料	94,950.84	941.82	86,029.24	796.36
購買代行	—	11.67	—	367.45
合計	9,119,751.62	49,729.40	11,182,957.32	71,945.63
純益	—	16,184.43	—	22,059.15
（横須賀）				
伸銅品	—	—	—	—
鋳鋼品	—	—	—	—
電線	—	—	—	—
合計	—	—	—	—
純益	—	—	—	—
（呉）				
製銅	—	—	21,969.22	N.A.
忠隈炭	38,824.00	N.A.	59,302.28	N.A.
伸銅品	3,020,452.92	N.A.	3,988,314.28	N.A.
鋳鋼品	151,188.33	N.A.	198,895.96	N.A.
電線	68,978.91	N.A.	103,994.39	N.A.
肥料	31.40	N.A.	206.55	N.A.
合計	3,579,475.56	26,895.96	4,372,682.68	32,770.28
純益	—	19,316.63	—	22,684.53
（博多）				
製銅	—	—	—	—
伸銅品	—	—	—	—
鋳鋼品	—	—	—	—
電線	—	—	—	—
肥料	—	—	—	—
合計	—	—	—	—
純益	—	—	—	—

註：(東京)大正7年及び8年の「肥料販売高」は推定数字。大正9年手数料合計には大正8年(横須賀)納入

第21表　販売店受取手数料率の改訂

	大正５年	大正８～９年
（東京）		
製　銅	0.25%	左　同
伸銅品	0.5%	0.75%
鋳鋼品	1%	1.5%
電　線	裸線・東京線0.5%、その他1%	裸線・東京線・絹綿巻線0.75%、その他1%
肥　料	1%	2%
（呉）		
忠隈炭	８銭／トン	６年５月契約分10銭／トン（売価11円50銭／トン） ７年９月　〃　20銭／トン（売価21円60銭／トン） ９年４月　〃　35銭／トン（売価21円10銭／トン）
伸銅品	0.75%	左　同
鋳鋼品	2%	左　同
電　線	裸線・東京線0.5%、その他1%	左　同
肥　料	1%	2%

地的不利ノ一部ハ一掃スル事ヲ得テ頗ル販売上有効ナルモノアリキ」とこうした動きを歓迎している（藤倉電線については次節「七　株式会社住友電線製造所の設立と日本電気株式会社との提携」参照）。

当時総本店副支配人兼経理課主任川田順の下で調査係として勤務していた小畑忠良は、後に販売店が住友製品以外の「他所製品取扱い」を可能とする起案を書くことになるが、「『自分のうちでつくって売るのは、どうしてもしなきゃいかんが、よそでつくられたものをコミッションを取って売ることはやっちゃいかん』といわれていました。不便な点がありましてね。たとえば住友で過燐酸肥料をつくった。そして肥料屋へ売る、しかし肥料は過燐酸だけではなく、硫酸アンモニアも、ニシンカスもあれば、豆かすもある。そういうものを一緒にして売ってやらんというと、代理店が困るんですな。それをもっていったらもうかることがわかったんですが、取り扱かっちゃいかんということです」と証言している[62]。当時総本店経理課としても肥料取扱いの損益改善のためには、

「他所製品取扱い」以外に途は無いと考えていたものと思われる。しかし「他所製品取扱い」の声は、国内よりもむしろ海外から起こってきた。

(二) 海外洋行

海外洋行は、大正五年から六年にかけて、上海(大正五年十月)、漢口(同六年一月)、天津(同年十月)と相次いで開業した。この上海・漢口の開業が、大正五年三月から六月に行われた鈴木総理事の中国視察の結果であることは前章で述べた。

それに先立ち大正四年末当時総本店経理課調査係太田外世雄は「住友家ト対支那経営」と題する調査報告書をまとめた。この報告書は現在住友銀行東京支店蔵書印の押されたものが、東京大学経済学部図書館に所蔵されているだけである(住友銀行も上海と漢口の洋行開業と同時に支店を開設することになるので、この報告書も銀行あて配布されたものと思われる)。筆者が太田外世雄で執筆時点が大正四年末と推定されるのは、この報告書の序論とほぼ同文の「我対支那経営」と題する太田の寄稿が、当時住友銀行の有志を中心に刊行されていた住友の社内報『井華』大正五年二月号に掲載されているからである。太田は明治四十一年(一九〇八)東亜同文書院を卒業し、農商務省に入省、海外商工業視察員として漢口、上海、天津に駐在した後、大正三年六月住友総本店に入社していた。

太田は、この調査報告書でまず欧米諸国の中国における投資・経営状況を調査し、次いで中国人自身の新事業経営の動向を述べ、最後に日本企業、三井物産・三菱合資・大倉組・古河合名各社の対中国進出状況を示している(第22表)。その上で太田は次のように述べ、住友総本店の中国進出を促した。

一、世ノ対支那経営ヲ唱導奨励スルモノハ、多ク貿易中心主義ニシテ、対支投資ノ真ニ我国運ノ消長ニ至大ノ関係アルコトヲ了解セズ。

中国進出状況（大正4年）

大倉組				古河合名			
開設	年	商	人員	開設	年	商	人員
		千円				千円	
出張所（明41）		1,000	N.A.	出張所（明42）		1,000	4
支店（明33?）		5,000	日16 中76				
支店（明38?）		1,200	14 14	支店（明39）		8,500	日10 中4
出張所（明40）		1,000	6 10	出張所（明40）		2,300	2 2
出張所		350	1 1	出張所（大1）		1,000	4
		8,550	138以上			12,800	26

	千円		
江南製革会社（上海）	100	銅山（湖南省）採掘権取得開発計画中	
順済公司（大3上海）	200	炭山（吉林省）	同上
本渓湖煤鉄公司（明41）	4,000		
軽便鉄道会社（満洲）	120		
日清豆粕会社（明41大連）	300		
大倉製材所（明37安東県）	200		
	5,000		

二、領域ノ宏大、歴史ノ変遷ハ、制度慣習ヲ複雑錯綜セシメ、之カ研究ノ調査ヲ困難ナラシメタルカ為メ、対支那投資ヲ以テ危険ナリトナス先入観念強ク、逡巡躊躇シテ、敢行ノ勇気ナキ事。

三、投資事業ハ大資本ヲ固定セザルヘカラザルニ、我国内ニ於テ融通シ得ヘキモノ其額未タ大ナラズ、依テ最モ活動スル中小資本家ノ容易ニ着手スルニ難キ事。

四、急速ニ利益ヲ挙ケ、又其効果ヲ知リ難キ事。

等各種事情ニ基クモノナレバ、元ヨリ一朝ニシテ此機運ヲ促進誘発スル能ハサルハ勿論ナリト雖、如上ノ理由ヨリ之ヲ見ルニ我大資本家ノ覚醒奮起ニヨリテ亦容易ニ解決セラルヘキモノタルヲ信セスン

第22表　日本企業の

	三井物産				三菱合資			
	開設	年商	人員		開設	年商	人員	
		千円				千円		
大連	支店(明37)	30,000	日30	中20				
	9出張所	39,080	60	134				
天津	支店(明21)	5,200	28	65				
上海	支店(明10)	30,000	80	23	支店(明39)	4,000	16	
	3出張所	12,000	18	35				
漢口	支店(明32)	15,000	30	23	支店(明35)	2,000	25	
	1出張所	1,300	3	14				
香港	支店(明11)	20,000	15	20	支店(明39)	1,800	日8	中26
	4出張所	17,740	22	43				
合計		161,320	286	377		7,800	75	
				千円				千円
直接投資	上海紡績公司(明41上海)			2,000	華昌製紙廠(明44上海)			300
	雲龍繰綿工場(明26上海)			1,000	貸家業(明39?漢口)			1,000
	増裕麺粉公司(明44上海)			400	精油工場(明44漢陽)			100
	華昌搾油公司(明43上海)			1,000	雑穀精撰工場(漢口)			70
	寿星製粉会社(大4天津)			250				
合計				4,500				1,500

出典：住友総本店「住友家ト対支那経営」

バアラス。

我住友家ハ、実ニ我国ノ富豪ヲ以テ居リ特ニ皇室ノ至遇ヲ辱フス。宜シク国家ノ憂ヲ以テ憂トスヘシ。我対支那経営真ニ我国急危存亡ノ大問題ニシテ、而モ千載ノ好機ニ際ス。須ク先駆指導シテ、邦国万全ノ大計ヲ籌画スヘキハ、只ニ一家事業ノ伸張ノミナラス、亦実ニ藩屏トシテ国家ニ報スル至当ノ事業ナルヲ失ハサル可キ乎。

この報告書に基づき鈴木総理事以下太田も含む調査ミッションが派遣された結果(63)。三洋行が開業したわけであるが、その業績は芳しいものではなかった(第6表)。国内販売店の項で述べた住友製品の高価格、生産能力等の問題点のほか、洋行の特殊事由として、中国政府の財産難により官需が少ないこと、民間企業に対し既存の商社を排除できないことあ

るいは逆に信用不安から商社を起用せざるを得ないこと、排日機運や治安上の問題から都市部の需要家に限られること、大幅な為替変動に不慣れなこと等から成約は当初の予想（会計見積書）を大きく下回った（第23表）。

この期間為替レートが如何に変動したか、一例として漢口洋行の実際報告書に示された平均換算レートを挙げると、大正六年には邦貨一〇〇円に対し漢口両四九・五であったのが、七年四一・五、八年三三・五、九年六四・二五という状況で、このため洋行の採算にとって第24表の通り為替変動は無視できない要素となっていた。天津洋行の大正八年の決算だけが黒字で五万七〇〇〇円余の純利益を上げているが、これは一〇万円余の為替差益が出たからであった。同行の実際報告書は、この間の事情を次のように説明している。

> 却説銀塊相場ハ年初四十八斤ヨリ毎日漸騰、市場ハ著シク現銀ノ欠乏ヲ来シ、十二月中旬七十九斤ヲ突破シ年末七十六斤ニテ越年セリ。年間三十一斤ノ昂騰ニシテ実ニ空前ノコトニ属ス。斯ル暴騰ノ原因ニツキテハ、諸説アルモ要之米墨諸国ノ産銀高激減ニ加フルニ交戦国ノ補助貨用、支那印度埃及等銀貨国ノ需要等諸因相重リ、久敷ニ渉リテ需給ノ不均衡持続シ、加之英金貨価格ノ下落甚敷モノアリテ、茲ニ上記高値ヲ現出セルガ如シ。従而対日為替下落シ、電為替四十一両半ヨリ十二月上旬廿八両迄下落、年末三十両半ニ戻セリ。当行ハ京漢鉄路ヲ始メトシ支那貨ヲ以テ販売セル代金ヲ返送スルニ当リ、相場下落ノ好機ニ際シ、為替操縦ヲ誤タザリシタメ幸ニ四万四千余弗ノ差益ヲ収メ得タルハ同慶スル所ナリ。

この件については、後に大屋敦（大正七年八月逓信省から住友入社、後住友本社理事、住友化学社長）が「鈴木さんは投機的な事を好まれなかった。嘗て天津洋行の支配人であった阪本信一君が

（単位：円）

9年	
100,740.98	(27.7)
229,463.61	(63.1)
31,390.87	(8.6)
1,975.58	(0.5)
363,571.04	(100.0)
457,000.00	(42.6)
188,169.52	(17.5)
22,575.80	(2.1)
31,910.83	(3.0)
34,946.50	(3.3)
99,046.38	(9.2)
228,576.08	(21.3)
10,185.21	(0.9)
1,072,410.32	(100.0)

第23表　上海・天津洋行得意先分野別受注状況

	大正6年	7年	8年
(上海)			
官庁・工場	281,294.92 (34.0)	475,794.29 (47.8)	195,831.00 (29.6)
中国商	349,216.33 (42.3)	354,703.73 (35.6)	305,675.88 (46.3)
日本商	166,818.49 (20.2)	131,398.18 (13.2)	121,082.81 (18.3)
外国商	28,963.31 (3.5)	34,071.66 (3.4)	38,329.37 (5.8)
合計	826,293.05 (100.0)	995,967.86 (100.0)	660,919.06 (100.0)
(天津)			
官庁		50,163.50 (6.6)	573,601.38 (44.4)
鉄道		247,441.93 (32.6)	385,651.66 (29.8)
鉱山		74,820.45 (9.8)	104,769.28 (8.1)
造船・鉄工	N.A.	185,817.70 (24.5)	91,445.94 (7.1)
電車・電灯		67,674.23 (8.9)	52,878.20 (4.1)
中国商		45,120.12 (5.9)	57,707.87 (4.5)
日本商		73,905.59 (9.7)	18,627.99 (1.4)
外国商		14,730.90 (1.9)	8,130.97 (0.6)
合計		759,674.42 (100.0)	1,292,813.29 (100.0)

註：上海は主力の伸銅品と電線の合計額である。

為替相場の差益で数十万円の利益を挙げた事があるが、住友本社では、之は住友の経営方針に反するものだとして、阪本君を譴責処分にした事がある。」(64)と書いているほど、赤字続きの洋行にあって、当時の住友内部で話題になったものと思われるが、実際報告書の示す通り、坂本支配人が為替投機を行ったわけではないので、このために阪本が譴責処分を受けたという記録は残っていない。大屋の誤解と思われる。

洋行による住友製品の中国への輸入販売が当初の予想通り進まない情勢にあって、各洋行が手を拱いていたわけではない。上記天津洋行阪本支配人は大正六年の実際報告書において、「他所製品」について、「此年度内ニ照会ヲ受ケタル他所製品ノ内、重ナルモノハ、鉄線、鉄板、電球及電気用品ナリ。要スルニ電気ニ関スルニアラズンバ鉄製品ナルコトハ注意スベキ現象ナリ。之レ蓋シ主家製品ガ主トシテ銅、鉄等支那ニ於テ所謂五金ノ内最モ主タルモノヲ占ムル関係ニ由ルモノナリト思惟セラル。然レトモ上記ノ問合中之レニ応ズルモノハ従来取引関係ノ存シテ、主家製品ノ販売上已ムヲ得ザルモノノミニ限定セリ。而シテ如此他所製品ノ照会ハ主家製品ト最モ関係深キ店部ヲ煩

第24表　海外洋行販売実績表

（単位：円）

	大正6年	7年	8年	9年
（上　海）				
製　銅	35,885.60	171,218.08	2,334,816.26	231,957.51
伸銅品	398,140.28	598,889.60	453,186.55	189,956.92
鋳鋼品	157.21	—	6,305.15	1,374.27
電　線	150,435.98	363,249.65	364,742.12	139,694.98
肥　料	287.21	—	4,698.03	6,795.07
その他	—	122,212.09	—	—
売上計	584,906.28	1,255,569.42	3,163,748.11	569,778.75
手数料	5,180.64	14,493.26	20,993.29	9,807.13
売上益	179.27	19,226.27	312,548.95	36,918.00
為替差損益	3,506.02	3,753.33	Δ34,386.73	Δ73,016.53
純　益	Δ29,943.87	Δ37,089.48	Δ23,263.59	Δ114,629.62
（漢　口）				
製　銅	—	212,996.00	924,262.24	268,950.00
伸銅品	134,471.09	107,794.31	212,810.42	150,298.00
鋳鋼品	—	—	3,833.00	—
電　線	16,586.10	17,881.35	13,995.89	8,138.00
肥　料	—	25,979.00	—	—
機　械	4,851.00	—	—	—
受注計	155,908.19	364,651.26	1,154,901.55	427,386.00
手数料	208.82	3,940.37	20,098.41	7,608.83
為替差損益	23.88	Δ33.37	Δ1,687.81	Δ1,950.55
純　益	Δ25,813.35	Δ28,049.36	Δ27,320.46	Δ62,704.86
（天　津）				
製　銅	—	40,535.45	21,500.04	383,436.04
伸銅品	—	281,451.00	398,095.21	338,231.93
鋳鋼品	—	20,134.00	127,159.35	57,696.55
電　線	1,748.95	112,448.98	106,066.76	104,802.52
その他	—	630.00	1,143.97	1,685.00
売上計	1,748.95	455,199.00	653,965.33	885,852.04
手数料	796.20	4,402.73	16,730.85	14,421.95
売上益	—	710.48	523.66	—
為替差損益	—	4,392.34	100,803.11	1,414.58
純　益	Δ17,026.53	Δ28,110.93	57,787.89	Δ36,274.82

註：漢口は販売実績の明記無きため、受注実績である。
　　漢口の機械は別子鉱業所機械課製品である。

シ以テ見積リヲナセリ。従来ノ例ハ悉ク電線製造所ヲ経由セリ。蓋シ其照会品ノ凡テガ同所製品ニ附随シ若シクハ同所製品ノ需要家ヨリ出デタルモノナレバナリ。」と述べている。阪本はまた中国から日本への「輸出業務」についても言及し、「会計見積書ニ於テ肥料原料ノ買入並ニ銅及鉄等廃品ノ払下ヲ予想シタルガ、銅屑ニ付テ両三度機会ニ逢着シタル外、何等見ルベキモノナシ。鋼鉄屑ニ付テハ其都度鋳鋼所ト交渉ヲ重ネタルモ、品質、数量ノ点ニ於テ鋳鋼所ノ希望ヲ充ス能ハズ、成立ヲ見ザリキ。」と報告している。

同様に上海洋行は、「鋳鋼所所要鉄地金ニ就テハ米独ノ開戦ニ次デ、米国禁輸令ノ発布ヲ見、内地鉄市場俄ニ活況ヲ呈シタル為メ、本邦商人ノ当地在庫品買付ニ来ルモノ頗ル多ク、当行亦鋳鋼所ノ依頼ニヨリ屑鉄ノ買付ニ努力シタルモ、品質ノ識別ニ多大ノ困難ヲ感ジ結局僅ニ十屯ノ輸出ヲ見タルニ過ギズ。」と報告し、漢口洋行も「漢陽兵工廠ハ薬莢製造所トシテ電気銅ヲ使用ス。吾レニ之レカ供給能力ナシ。別子銅ヲ代用センコトヲ薦メシモ、製造ノ関係上電気銅タルコトヲ要スルヲ以テ何等施スノ策ナシ。歳末終ニ電線製造所ニ依頼シ、爾後電気銅ノ見積ヲ得ルコト、シ、茲ニ電気銅販売ノ端緒ヲ得タリ。」と「他所製品」販売ノ努力を強調していた。

(三) 商事会社設立問題

以上のような国内販売店・海外洋行の状況を踏まえて、大正七年の主管者協議会は、四月二十三日から二十七日までの五日間開催された。しかしこの会議に洋行の三支配人は招かれなかった。上海支配人松村松次郎は、経理課主任川田順あて「自然相当問題も可有候」と強く出席を希望していたが、上海はともかく天津などは開業早々であり、翌年の例からみて、出発から帰任まで約一か月も支配人が店を留守にすることになるので、総本店としてはその出席に難色を示したものと思われる。洋行の意向も参酌して総本店(経理課)が、「各店部販売品ノ範囲拡張ノ件」という議題を提出し

た（資料8）。

この議題は、まず理事総本店支配人小倉正恒の趣旨説明で始まった。それが終わると直ちに呉販売店支配人佐渡亮造が立って「此趣意ハ三井ノ如キ商事会社ヲ作ルノ意ニアラザル可シ」と問いただし、これに対し小倉は「然リ」と返答している。次いで経理課主任川田順が次のような提案理由の説明を行った。

一、住友家ノ已ニ得タル販路拡張又ハ維持ハ、世ノ需要ニ応ジ在来ノ窮屈ナル家法ヲ改正スルヲ要ス。

二、戦後内（自家）ノ諸製品ノ売上高非常ニ多シ。之等大正五年度契約高四四〇〇万円、六年ハ五四〇〇万円ヲ越ユ。斯ク増加セル原因種々アルモ、工場ノCAPACITYヲ大ニセルコトノ外価格騰貴之也。此二ツヲ維持スルニハ拡張スルヲ要ス。資本・人員等ガ大キクナリタレバ、之ヲ使用スルニハ大キクセサル可カラズ。第一ニ本年（大正七年）ノ如キ三月マデハTOTAL一〇〇〇万円、即此四倍トスルモ四〇〇〇万円、大正五年度ニ比シ減少ノ感アリ。故ニ内ノモノノミニテハ（減少ノ）惧アリ。

三、支那ノ話ノコトナルガ、之ニハ特ニ必要アリ。昨年上海、漢口、天津ノ三店九万円ノ販売高也。之ハ余リニ少ナシ。即内ノモノノミニテハ、三～四〇〇万円ノ商売出来得ズ。向上心ニ富メル者ハ、支那ニ行クモ欲セサルニ至ル。

四、他ノ品物ヲ扱フコトハ、其物ニ関スル知識ヲ増シ、其製作ヲ考フルニ至ル。

具体的方策ハ未定ナリ。方針サエワカレバ、大体出来上ル可シ。

①住友製品ニ関係アルモノ

絶縁線、ゴムテープ、ガラス、雁皮、伸銅・鋳鋼等ハ材料品ヲ主トス。

②内ノモノニ類似セルモノ多シ

電気銅ハ最モヨキ例、商人ヨリ此銅ヲ照会シ来リシコト多シ。之ヲCOMMISSIONデ扱ヒヤルコト難シカラズ。又鉄線ハ従来出来サル為メ断リ居ルガ、之ニヨリ商売出来得。硫酸、支那漢口四〇度ノ白色硫酸ノ注文ヲ受ク、其頃赤色ノモノシカ出来ズ。此場合他ノ物ヲ買ヒ売ル。石炭ニテモ同様ナリ。即内ノ信用ヲ以テセバ、販売委託スルモノ多カラン。

③内ニ余リ無関係

支那ヨリ電気器械、黒鉛ルツボ。此等例ハ総本店ニテ取扱ハサルモノノ、納メル故此辺トモニ意見聞キ度シ。

これに対し若松炭業所支配人吉田良春が、九州の炭坑主達の遣り口を熟知しているためか、これらの石炭の取扱いに消極的な姿勢を示したほかは、

製銅販売店支配人加賀覚次郎「電気銅等ニツキ(照会)来ル。店ノモノモ(取扱い)希望ス。」

東京販売店支配人小山九一「私方ニテハ実際ヤリ居ル。附属品ハ鋳鋼所同意セバヤル。電線ニテモJOINT、BREAKER其他事実ヤリ居ル。鉄線ハ電線事務章程上ハ金属線トアリ。之ハ毫モ差支ナシ。然シ今願度キモノハ、期限等カラ間ニ合ハサルトキニ、東京線等ハ市中ノ工場ヨリ転売スルヲ可トス。住友ノ製品ト他ノ物トヲ一緒ニスルトキハ紛シ。故ニ之等ヲ研究シ、販売店ト別個ノ組織トシ、海外ノ有力ノ器械工場トノ関係ヲ持ツコトモヨシ。」

川田「方法ニヨリテハ、営業部ヲ作ル等其他アリ。今ノ組織ニテモ可。」

小倉「現在ニテモ、上海ニテハヤリ居ル。」

小山「自分ノ商品ヲ売ルツイデ、現ニ自分モヤリ居ル。」

理事倉庫支配人草鹿丁卯次郎「此案ニツキ北海道ニ利アラン。」

川田「支那モ同様。之をヤレバ活気ガツク。」

伸銅所所長小田切延寿「賛成」
小山「組織ヲ改メ伸銅所・電線製造所・鋳鋼所ヲ一緒ニスルコト困難ナラバ、販売店ダケデモ一緒ニシ度シ。」
倉庫副支配人山本五郎「内ノ製品ヲ主トスルカ、三井物産式ニスルカ、方針カラキメ度シ。」
小山「勿論前者ナリ。」
草鹿「今ノ原案ノ如ク内ノ製品ヲ中心トシテヤル。」
肥料製造所支配人梶浦鎌次郎「私ノ方ニモ製鉄所ヨリ買フ硫酸ハ多ク買ヒ、自用外ヲ他ニ売ルトキハ便多シ。之ガ出来サル為メ、三井等ニ手数料ヲトラレル。是非ヤラシテ貰ヒ度シ。」
佐渡「事務章程ニ一寸追加セバ可、鋳鋼所ハ之ヲ許シ居ル。」
草鹿「大体意見ハ賛成ナリ。」
一同「然リ」で本案は可決され、現行事務章程を変更することなく、住友製品を中心として取り扱うのであれば、若干の「他所製品」を取り扱っても差し支えないということになった。

しかるに一年後の大正八年四月二十九日から五月三日の間開催された主管者協議会に、上海洋行支配人松村松次郎は改めて議題として「他所製品取扱の事」を提出してきた。結局本件については主管者協議会終了後の翌週五月五日、六日の両日、同じメンバーにより洋行関係に限定した特別の会議が開催されることになった。この会議の記録は一切残されていないが、この後「他所製品取扱いの件」という名称であるが、実際は商事会社設立を小畑が起案し、大正九年一月末鈴木総理事が欧米出張から帰国した時には、鈴木の決裁を待つばかりになっていた。

それでは「三井ノ如キ商事会社ヲ作ル」のではなく、現行の事務章程の範囲内で「他所製品」を取り扱うことになった筈であったのが、この一年間で何故商事会社を設立するところまで進展したのであろうか。

これには二つの理由が考えられる。一つは外部的な要因で、第一次大戦の好況により、わが国では商事会社が次々と設立されたことである。特に住友にとって関心が高かったのは、第22表でも三井・三菱と並んで取り上げられているように、足尾銅山を中心に住友とよく似た事業形態をとっていた古河合名が、大正六年十一月その営業部を独立せしめ古河商事株式会社を設立したことであろう。[65] 古河合名の営業部はもともと古河鉱業の商務課として明治三十八年設置され、明治四十四年古河合名へ改組された際、営業部に昇格した。住友と同様当初は自社製品(古河では社品と称する)の取扱いから出発したが、住友のようにそれに限定されることなく、投資先である大正鉱業及び横浜電線の一手販売権を得て、これらを委託品として取り扱うようになり、さらに他社製品(他所品と称す)の取り扱いを急増させていた。古河商事が発足した大正六年下期の他所品取扱高は、九四三万円(総取扱高の一九%)であったが、七年下期には一五六〇万円(同二八%)、八年下期には二三七四万円(同三八%)に達した。特にその総利益は、半期二〇〇万円前後に達し、「大正七・八年頃は、わが国商社中第一の儲け頭として喧伝されたほど隆昌を極めた」[66]ことは、住友総本店に対し大正七年四月の時点から次第に商事会社設立の期待を高めさせていくのに十分であったと思われる。さらに三菱でもこの大正七年四月に三菱合資会社営業部が独立して、三菱商事株式会社が設立された。

他方住友総本店内部においても、実際に洋行が他所製品の取扱いや輸出業務に乗り出すとなると、内地側にそれに見合った体制が存在しないと、伸銅所・電線製造所・鋳鋼所といった製造店部あるいはこれらと無関係の商品については総本店(本社部門)がどこまで仕入業務や輸入業務ができるかという問題が生じてきたものと思われる。大正七年度天津洋行の実際報告書は、「他所製品ハ多ク電線附属品ニシテ何レモ電線製造所ヲ経由セルカ、他ニ開灤鉱務局納金網一口六三〇円アリシカ、(註、何れの製造店部も無関係のため)総本店ヲ通シタリ。土貨(註、中国産品)ノ輸出ハ当行ノ大ニ希望スル所ニシテ現在ノ事務章程ニ規定セラレタル取扱品ノ(註、購買)手数料ノミヲ以テシテハ、経費ヲ償フニ至ルコト甚

タ遠キ将来ニ存スルモノトイハサルヘカラス。サレハ当行ニ於テモ堪ヘズ此方面ノ研究ヲ怠ラサルモノニシテ、一般輸出ハ未タ許可セラレサルモ、真鍮塊・銑鉄及直隷省廃砲等ノ輸出ヲ計画シ、伸銅所及鋳鋼所ニ照会セルモ共ニ品質ニ欠点アルノ故ヲ以テ商談成ラサリシハ遺憾トスル所也。」と報告し、上海洋行実際報告書もまた「六月中本（註、鋳鋼）所ノ委託ニヨリ同利製鉄公司ヨリ銑鉄壱千屯（此代金弐拾四万円也）ヲ買付ケ、七月ヨリ送荷ヲ開始セルニ其後夏期減水ニヨル運転上ノ障碍ト悪疫流行、礦夫ノ就業減ニヨル山元産額ノ減少トニヨリ、受渡渉々シカラズ。船腹不足亦取引ヲ渋滞セシメシ等ノ為メ、契約期間内ニ受渡ヲ完了セザリシハ遺憾ナリキ。」と報告している。

古河の場合は、既に日露戦後から自社品のほかに他社品の取扱いを始め、大正元年下期から五年下期にかけて、営業部の取引先数は、九九一から一九六五に倍増し、取扱品も四一種から一三八種に増加していた。このような拡大する取引網と増大する取扱高を管理統轄しうる組織の整備の必要に迫られ、

一、事務ノ簡捷、徹底ヲ計ル為商品別ノ責任アル統轄機関ヲ設クルコト。

二、責任ノ分堺ヲ明カニセン為各機関ノ権限ヲ明確ニ定ムルコト。

三、事業ノ積極的発展及部内ノ整頓ヲ期スル為新ニ調査及監査機関ヲ設クルコト。

という提案を基に営業部を独立させて、古河商事が誕生したわけである。

また三菱においても、明治四十四年営業部が設置されたが、社内生産物の委託販売と三菱企業傘下の麒麟麦酒、三菱製紙所、旭硝子の各社の製品が準社内品として社内品と同等に扱われようになっただけで、漢口出張所が取扱いを始め、上海・香港支店がこれに追随した社外品の取扱いは雑貨取引といわれ、まだ分掌業務として認められていなかった。(67) しかし「商事貿易業務に手を出す以上、社内品の販売だけでなく、手広く手掛けたい欲望が生ずるのは自然の理」で、明治四十五年七月には総勘定元帳の勘定科目に綿糸布、棉花、桐油、雑穀、雑品の五科目の増設という形で、雑貨取引が

認められ、大正六年十月には雑貨課が新発足し、ここに初めて雑貨が営業品目の中に正式に加えられた。そして大正七年四月営業部が独立して三菱商事が設立されると雑貨課は雑貨部に昇格したのであった。三菱商事の場合も古河商事と同様に、第一次大戦による好況という「甚だ恵まれた環境下にあったので、流通部門という全く新しい分野への進出であるにもかかわらず、将来への展望はともかく、当面の見通しは立てることができて、先ずは不安の無い船出であった。」

住友総本店でもこれまでの住友のやり方からすれば、川田が大正七年の会議で指摘したように「今ノ組織ニテ可」として一応やってみて、上手く行かなければ古河や三菱のようにまず「営業部ヲ作ル」ことを考えた筈である。ここに伸銅所・電線製造所・鋳鋼所の大阪地場の取引を集中し、併せて三菱の雑貨課のような他所製品の受け皿となる専門の課を設置して徐々に他所製品の取扱いを拡大していくのが、本筋であったと思われる。しかし営業部が設けられても、それが総本店の内部にある限り、他所製品の取扱いは住友製品に比べて人員・資金面で制約を受けることは明かであったであろう。この段階を経ないで一挙に商事会社設立へと急進展したのは、住友銀行が住友総本店の事業と無関係の分野で取引先を開拓していた(総本店各店部の資金供給は、原則として総本店自身が行うため、銀行は独自の取引先を開拓せざるを得なかったという面もあったが)ように、商事会社を設立することによって、他所製品取扱いのフリー・ハンドを得て、古河や三菱に追いつきたいという強い期待があったものと思われる。

しかし商事会社設立ということになると、当時既に三井物産・鈴木商店などの有力な商社があり、さらに古河や三菱など新たに商事会社が相次いで設立されていたわけであるから、鈴木総理事の経営哲学乃至事業哲学に照らせば、国家的にみて貿易の重要性は認めるものの、今住友が新たに商事会社を設立しなければならない必然性はあるのか、それよりも住友として進出すべき事業がほかにあるのではないかという反問に遭うことは不可避であったと思われる。この問

題は、単に商事会社設立の問題ではなく、三井・三菱等が手掛けている事業が、それが如何に高収益であっても、国家的にみて独占打破など格別の理由がない限り、住友として進出すべきでないという鈴木の意思を、留守居役の理事中田錦吉はじめ、総本店支配人理事小倉正恒（社員の意向を代表して商事会社設立の必要を述べたために鈴木に辞表の提出を求められた理事とは彼のことと思われる）[68]等総本店の幹部が十分体得していなかったというべきであろう。

鈴木総理事が、大正四年アンモニアから硫安を製造すれば、過燐酸肥料の約二倍の硫酸を使用することにより、煙害緩和に役立つということを知り、アンモニア合成の調査研究に着手させたことは、既に前章「五　住友肥料製造所の開設」で述べた。その後第一次大戦の進展に伴い、大正六年九月敵国人所有の発明特許を出願者に免許して専用させ得る工業所有権戦時法が施行され、鈴木が関心をもったアンモニア合成のハーバー法特許もこれに該当した。この専用権免許を巡り、鈴木は三井・三菱等に対し共同事業計画案を提唱し、東洋窒素工業会社の設立を図った。しかしこの実用化のためには、既に先鞭をつけていた米国のGC(General Chemical)社乃至ドイツのバディッシュ社と提携せざるを得ないことが明らかとなり、鈴木は自ら両社と交渉するため、大正八年三月十五日欧米出張に出発したのであった。

四月末丁度主管者協議会が開催されていた頃、鈴木はニューヨークのホテルに大島堅造（当時住友銀行紐育出張所主任代理者、後住友銀行専務取締役、住友本社監事）を呼び、商事会社設立問題について、意見を求めた[69]。大島は、設立五〇年を経て幾多の人材・経験者のいる三井物産ですら、時に失敗することもあるということなので、住友が今から商事会社を設立することは見合わせるよう勧めたということである。

米国GC社との交渉が不調に終わりドイツに渡った鈴木は、バディッシュ社と特許権譲渡を交渉したが、三〇〇〇万円という巨額の要求を受け交渉を中断したまま、大正九年一月帰国の途中上海に立ち寄った際、上海洋行支配人松村松次郎から、商事会社設立を強く促され、いらだちを募らせて一月末帰国した。二月三日出社すると早速幹部を集め、直

ちに商事会社設立に不可の断を下した。[70] このため商事会社設立の起案は廃案となり、四月に開催された主管者協議会の総理事訓示でも改めて断固として商事に触れないことを強調したということであるが、[71] その訓示も残されていない。後日起案者の小畑が鈴木に確かめたところ、鈴木は「商売は悪くない。しかし商売をやると原始産業とは気分がちがう、商売は商売やるだけの訓練を受けた人がやっていかなきゃいかん。製造工業をやるものは製造工業の訓練を受けたものがやる。住友は長く製造工業の訓練をしてきている。ところが製造工業でしなきゃいかん仕事は日本にいくらでもあるんだが、金と人がないのでようやらんだけだ。人に余裕ができ、金にも余裕があれば製造工業をやればいくらでもある。それを気分や訓練の違う商売をやるということはいまのところはいかんことだ。だからやらない。住友は人も余り、金も余るということになれば、そのときは何だってやっていいんだよ。」というご託宣で引き下がった由である。[72]

この鈴木の断の下った大正九年二月、古河商事では大連出張所主任の豆粕の思惑取引による二五六九万円余に上る巨額損失が明るみに出た。事件の後始末のため、古河商事は翌十年十一月古河鉱業に合併され、消滅した。その多額の負債は、古河合名・古河鉱業に引き継がれ、その後の古河の事業展開を大きく制約することになった。

大連事件は、一出張所主任の会社規程を無視した思惑取引が直接の原因ではあったが、この主任を「計画に明るく」「商才のある大物」として信任していた本社重役陣は、何度かその暴走を未然に防ぐ機会がありながら、それを生かすことができなかった。従って『古河虎之助君伝』も本件の責任を主任だけに負わせることなく、「社内の上下が世間の好景気に眩惑されて放漫に流れ、監督指導を怠った」点を反省している。また古河自身の手になる『大連事件顛末調査』は、大連事件の「禍因」として、当該主任の人選だけでなく、商事会社の全スタッフについて、さらには「商事会社ノミナラズ、鉱業、合名等直系ヨリ傍系会社ニ至ル迄其選任ノ方法未ダ必ズシモ適当ナラザルモノア」りと指摘し、ついで商事会社が「社内相互ニ利益ヲ争奪セルコト」が最大の問題で、各課の活動が「商事会社全体ノ利害得失ニ至リ

テハ殆ンド眼中ニ」無いばかりか、ひいては古河家事業全般をみても鉱商、鉱工などの部門間に利害の対立相克を生み出していた点を指摘しており、鈴木が商事会社設立について抱いていた問題点を浮き彫りにしていたのであった。

古河商事だけでなく、鈴木が断を下した翌月の大正九年三月に起こった恐慌により、横浜の茂木惣兵衛商店をはじめ、増田増蔵商店、安部幸商店、浅野商事等戦時に急膨張した貿易商社が続々倒産した。またこの時はなんとか破綻を免れても、その打撃が致命傷となり、後に倒れたものに久原商事、村井商事、高田商会そして鈴木商店等があった。[73] しかしこの恐慌のために鈴木の描いた硫安事業進出の夢もまた消滅したのであった。

それから四半世紀後の昭和二十年（一九四五）、第二次大戦の敗戦により住友本社の解散という鈴木の夢想だにしなかった事態が起こった。この事態に資金調達の担保となる大阪北港の土地と住友ビルディングを保有する住友土地工務株式会社を日本建設産業株式会社と改称し、ここに本社の人材を移して商事部門を開設し、住友の商事会社が発足することになるのである。母体となった住友土地工務の前身は、大阪北港株式会社であり、大正八年この鈴木の断によって廃案となった商事会社と時を同じくして立案され、片や設立されたことは前節で述べた通りである。

（資料8）

大正七年度主管者協議会議題十六

各店部販売品ノ範囲拡張ノ件（総本店提出）

現行制度ニ依レハ各店部ノ販売品ハ当家ノ製産品ニ限定セラル。然ルニ近時需要者ノ要求多種多様トナリ、当家ノ製産品ニ伴フ附属品ヲモ併セテ希望スルノ状態トナリ、又場合ニヨリテハ我製品ト全然無関係ノ商品ヲモ同時ニ取扱フヲ以テ有利トスルコトアルカ如シ。兎ニ角取引上現行制度ノ狭隘ナルヲ感スルニ至レリ。依テ茲ニ従来ノ販売品ノ範囲ヲ拡張シ、以テ世運ノ進歩ニ応セントス。

即チ(一)住友製産品ノ販売ニ直接又ハ間接ニ必要ナル附属品ヲモ取扱フコト。
(二)住友製産品ト同種又ハ類似ノモノニシテ取扱上大ナル煩労ナリ且ツ経験ヲモ要セサルモノ。
(三)住友製産品ト無関係ナル商品ヲモ各店部各地方ノ状況ニ応シ或程度ニ於テ取扱フコト。

七　株式会社住友電線製造所の設立と日本電気株式会社との提携

住友総本店が電線製造所の技術的な問題から、ドイツ・ジーメンス社と技術提携を図りつつ、大正三年(一九一四)シーメンス事件が起こったため果たせなかったことは、既に述べた(前章「四　シーメンス事件と住友」参照)。大正五年七月電線製造所の恩貴島新工場は、住友独力で完成し、操業を開始した。十月には所長制を採用し、逓信省通信局工務課長であった利光平夫が入社し、所長に就任した。

第一次大戦の好況により、新工場は順調に稼動し、技術の向上により不良品も減少していた。欧米品の途絶により、販路は中国からインド、オーストラリアへと拡大し、生産能力の不足が表面化した。特に前節で述べた通り、関東方面の需要に対し、そのギャップは大きかったので、電線製造所経理部長矢島富造は、東京分工場設置を計画していた。これに対し大正七年九月かつて逓信省に在職し当時藤倉電線株式会社取締役となっていた青山禄郎(「三　住友総本店の投資活動」の中「支那興業」の項参照)は、矢島に藤倉電線の株式四万株(資本金二〇〇万円)の中一万二〇〇〇株(三〇%、@額面五〇円全額払込)を住友へ譲るので、住友が東京に分工場を建設することを見合わせてくれるように要請した。住友総本店は、この提案を受け入れ、@一〇〇円で藤倉の株式を引き受けることとなり、十一月利光が藤倉の取締役に就任した(74)(第17表「藤倉電線」参照)。前節で述べた通り、この藤倉との提携は電線製造所の需給ギャップを埋めるものとして期待

されたが、大正八年東京販売店実際報告書は、「昨年度ニ於テハ当方電線工場製造能力ノ補充トシテ多大ノ効果アリシ藤倉電線会社ノ如キモ又供給力ニ不足ヲ告ゲツヽアリシヲ以テ之レガ利用ノ途全ク絶ヘ、販売上ノ苦心誠ニ名状スベカラザルモノアリタリ」と報告しており、このため恩貴島工場は大正八年にはその西方四八〇〇坪を埋立て増築が完了し、さらに南方二八〇〇坪の埋立てを開始するなど拡張が続いていた。

大正二年中国に対する投資会社「中国興業」が設立され、住友も出資し（住友総本店の七〇〇株とは別に、借款団を構成する住友銀行も三〇〇株を引き受けた）、同社が大正三年「中日実業」と改称したことは、既に述べた（「三　住友総本店の投資活動」参照）。大正七年十月中日実業は、新たに中国と一〇〇〇万円に上る電話拡張借款を締結し（このうち住友銀行が三〇〇万円を負担した）[75]、その際電気材料の供給だけでなく、中国交通部所要の電気材料を製造するために日中合弁の新会社を設立することとしていた。このため住友電線は大正八年二月川上嘉市（当時工務部技術係主任、後日本楽器社長）を中国に派遣し、川上は調査の結果工場を上海に建設すべきことを報告していた。十月住友は古河、中日実業と共同で中国交通部との合弁会社中華電気製作所を設立した。資本金三〇〇万円（@額面一〇〇円、払込二五円）で持株は日中折半とし、日本側は住友六二五〇株（二〇・八％）、古河は住友と同数、中日実業一割であった。工場は、大正十年十二月竣工し、十一年から操業を開始した[76]（第17表）。

藤倉電線と中華電気製作所の株式は、いずれも第17表の通り、大正九年十二月株式会社住友電線製造所が設立されると、同社に譲渡された。

同じ大正八年八月住友電線製造所と米国ウェスターン・エレクトリック（WE）社との技術提携の話が持ち上がった。この詳しい経緯については、既に『社史　住友電気工業株式会社』（昭和三十六年）及び『日本電気七十年史』（昭和四十七年）に明らかにされているので、これらを参照されたい（なおWE社は大正七年海外子会社を統轄するインターナショナル・

ウェスターン・エレクトリックIWE社を設立した)。

この提携の端緒は、WE社の日本子会社日本電気株式会社が電話機製造に専念することとし、電線製造の技術を他の会社に供与したいという同社専務取締役岩垂邦彦の意向を、逓信省で利光平夫の前任の通信局工務課長であった大井才太郎が、この時期日本電気に入社するに際し、利光に伝えてきたことであった。住友電線としては、当時の最新の技術であったWE社の重信ケーブルの製造技術を導入できることは、願ってもないことであったが、ネックとなったのは、IWE社副社長コンディット(P.K. Condict)がジーメンス社との交渉の時と同じく、住友電線を株式会社とした場合その株式の五〇%を要求してきたことであった。当時の状況からすれば、コンディットの指摘する如く、海外投資は過半数を握るのが原則で、五〇%がむしろ住友に対して敬意を表しての提案であるというのは妥当と思われるが、住友総本店とくに鈴木総理事にしてみればここまで電線製造所を独力で育ててきたという自負心もあり、主導権を渡したくないという気持ちが強かったと思われる。

五〇%を巡って交渉はデッドロックに乗り上げたが、電線製造所経理部長矢島富造が考えだした、住友の保有する東北大学教授本多光太郎博士が大正七年に発明したKS磁石鋼(住友吉左衛門のイニシャル)の特許権の供与と交換にIWE社(日本電気)の持株比率をコンディットの要求する五〇%から二五%に引き下げることで決着した。

大正九年十月八日、東京麻布の住友別邸にWE社からコンディット、日本電気から岩垂邦彦が出席し、契約調印が行われた。岩垂、住友吉左衛門が署名し、コンディットと理事小倉正恒が双方のウィットネス(文書の署名に立ち会ってその事実を立証する副署人)の役割を果たした。十二月十日株式会社住友電線製造所が資本金一〇〇〇万円(二〇万株、@額面五〇円、払込三七円五〇銭)で設立された。十二月十一日住友総本店が一度全株所有した二〇万株の中とりあえず四万株が日本電気に譲渡された(第16表)。

その後大正十年二月二十六日住友合資会社が設立された。これまで住友総本店は住友吉左衛門の個人企業であったので、表面上住友総本店が所有する株式は実際は住友吉左衛門の所有であったが、合資会社が設立されるとこうした個人所有の株式がそのまま個人所有であるのか、それとも合資会社に譲渡されるのか、区別する必要が生じた。住友総本店が所有していた住友電線の株式一六万株については、二月二十八日二万五〇〇〇株が住友家に引き継がれ、残り一三万五〇〇〇株が住友合資に譲渡された。四月二日住友合資保有分から一万株（払込三七万五〇〇〇円）が日本電気に売却され（売却価格三八万二六六一円七〇銭、払込金との差額七六六一円七〇銭は、新会社発足後三か月分の利益を一万株に割り当てたプレミアムである）、日本電気の持株は契約通り五万株（二五％）となった。また九年十二月二十日住友総本店は、日本電気の株式一万株（@額面五〇円、払込一二円五〇銭）を@二〇円で入手し、即日これを電線製造所に譲渡した（第17表「日本電気」参照）。

日本電気からは岩垂、大井が住友電線の取締役に、WE社からはタッカー（L.W. Tucker、日本電気取締役）が監査役と

M＝明治、T＝大正

8年	9年	
		（鈴木）
		（中田）
		（湯川）
		（久保）
		（草鹿）
		（山下）
		（小倉）
		（山下）
		（小倉）
		（松本）
3.13		（本荘）
3.13	12.28	（石橋）
3.13		（日高）
		（久保）
		（大平）
		（松本）
		（大平）
		（岡田）
		（草鹿）
		（今村）
8.18		（加賀）
8.18		（春日）
	5.14	（吉田）
	5.14	（吉田）
		（小幡）
	12. 1	（小田切）
	12. 1（兼）	（山下）
		（小田切）
3.13		（本荘）
	12. 1（兼）	（藤本）
3.13		（藤本）
	12.10	（利光）
		（西崎）
	12.10	（利光）
	12.10	（西崎）
		（梶浦）
3.13		（小山）
3.13		（多田）
		（湯川）
		（加納）
		（吉田）
		（八代）
		（中田）
		（萩尾）
		（飯島）
		（山下）

（付表）住友総本店幹部一覧表（大正６～９年）

		就任年月日	大正６年	7年
総理事	鈴木馬左也	M37. 7. 6	――	
理事	中田　錦吉	M36. 5.14	――	
〃	湯川　寛吉	M43. 4. 5	――	
〃	久保無二雄	M43. 4. 5	――	→ 9.25
〃	草鹿丁卯次郎			1. 5 ――
〃	山下芳太郎			1. 5 ――
〃	小倉　正恒			1. 5 ――
総本店支配人	山下芳太郎	T 4. 7.19	――	→ 5. 9
〃	小倉　正恒	T 2. 6.11	――	
〃	松本　順吉			5. 9 ――
〃	本荘熊次郎			
〃	石橋　和			
〃	日高　直次			
別子鉱業所所長	久保無二雄	T 2. 6.11(兼)	――	→ 6.10
〃　〃	大平　駒槌			6.10 ――
〃　支配人	松本　順吉	T 2. 6.11	――	→ 5. 9
〃　〃	大平　駒槌	T 3. 1. 5	――	→ 6.10
〃　〃	岡田宇之助			5.24 ――
倉庫支配人	草鹿丁卯次郎	M36. 9.14	――	
製銅販売店支配人	今村　幸男	T 5. 9. 9	―― → 7.19	
〃	加賀覚次郎		7.19 ――	
〃	春日　弘			
若松炭業所支配人	吉田　良春	M39. 4.23	――	
〃　所長	吉田　良春			
伸銅所所長	小幡文三郎	T 2. 6.11	―― → 12. 5	
〃　〃	小田切延寿		12. 5 ――	
〃　〃	山下芳太郎			
〃　副長	小田切延寿		2.5 ―― → 12.5	
〃　支配人	本荘熊次郎	T 2. 6.11	――	
〃　〃	藤本　磐雄			
〃　技師長	藤本　磐雄			
電線製造所所長	利光　平夫	T 5.10.12	――	
〃　支配人	西崎伝一郎	M44. 8. 1	――	
〃　常務取締役	利光　平夫			
〃　〃	西崎伝一郎			
肥料製造所支配人	梶浦鎌次郎	T 2. 9.22	――	
東京販売店支配人	小山　九一	T 5. 3.27	――	
〃	多田平五郎			
住友銀行常務取締役	湯川　寛吉	T 4. 9.13(兼)	――	
〃	加納友之介			1.30 ――
〃	吉田　真一			1.30 ――
〃	八代　則彦			1.30 ――
住友鋳鋼所常務取締役	中田　錦吉	T 4.12.10(兼)	――	→ 4.24
〃	萩尾　伝	T 4.12.10	―― → 11. 7	
〃	飯島　懿男		11.12 ―― → 4.24	
〃	山下芳太郎			4.24(兼)

して入り、住友総本店からは理事中田錦吉が日本電気の取締役に就任した。株式会社住友電線製造所の社長取締役(前章「七　住友鋳鋼場の株式会社への移行」参照)には住友吉左衛門が就任したが、所長利光平夫、支配人西崎伝一郎がそのまま常務取締役となり実務に当たったので、実質的な変化はなかった。

註

（1）川田順『住友回想記』(中央公論社　昭和二十六年)二七頁。
（2）同前、六三頁。
（3）同前、六一、六二頁。
（4）『住友別子鉱山史』下巻(住友金属鉱山株式会社　平成三年)一四〇頁。
（5）『住友倉庫六十年史』(昭和三十五年)六六～七六、一一〇～一一六頁。
（6）『鈴木馬左也』(鈴木馬左也翁伝記編纂会　昭和三十六年)五九六、五九七頁。
（7）矢内原忠雄『私の歩んできた道』(東京大学出版会　昭和三十三年)一四頁。
（8）『読売新聞百年史』(昭和五十二年)二六三頁。資料・年表二三八頁。
（9）『読売新聞八十年史』(昭和三十年)二二四、二三九頁。
（10）前掲『鈴木馬左也』五九九頁。
（11）河合栄治郎「人としての江原君」(『江原万里全集』第二巻月報　岩波書店　昭和四十五年　初出は『聖書之真理』終刊号)
（12）『住友海上火災保険株式会社百年史』(平成七年)一一六頁。
（13）『日本板硝子株式会社五十年史』(昭和四十三年)四四頁。
（14）『日本銀行百年史』(昭和五十七年)二五二頁。
（15）『日本鉄道史』下篇(鉄道省　大正十年)三六九、三七一頁。
（16）『明治火災保険株式会社五十年史』(昭和十七年)八〇頁。
（17）前掲『住友海上火災保険株式会社百年史』一一六～一一二頁。
（18）前掲『住友倉庫六十年史』六二、六三頁。『株式会社富島組五十年史』(昭和十三年)五四頁。
（19）『三井事業史』資料篇四下(三井文庫　昭和四十七年)二六頁。『渋沢栄一伝記資料』第一六巻(同刊行会　昭和三十二

年）六八七～七一五頁。なお本項につき三井文庫のご教示を得た。

（20）『東拓十年史』（大正七年）六頁。

（21）前掲『渋沢栄一伝記資料』第五四巻　四八五～五一四頁。

（22）同前第五五巻　五六三～五八三頁。

（23）同前第五四巻　五一五～五五〇頁。

（24）『社史　住友電気工業株式会社』（昭和三十六年）二八七、二八八頁。

（25）『現代日本産業発達史Ⅲ電力』（同研究会　昭和三十九年）一〇一、一〇二頁。

（26）同前、一〇四、一〇五頁。

（27）『春風秋雨　創業五十周年記念誌』（住友共同電力株式会社　昭和五十二年）二九、三〇頁。

（28）『時事年鑑』（時事新報社　大正九年）八五四頁。

（29）東洋陶磁美術館は、住友グループが安宅コレクションを買い取り大阪市に寄付したもので、昭和五十七年開館した。安宅コレクションのきっかけは、大正十年から昭和六年の間住友合資会社林業所支配人であった多田平五郎が、朝鮮出張の際収集した古陶器のコレクション（川田順『住友回想記』一八六頁参照）を、多田が令息戦死の際令息同様に可愛がっていた安宅重雄氏（多田と同郷金沢出身の安宅弥吉次男、安宅産業元社長）に譲ったことにある。これが重雄氏から実兄で好事家の英一氏の手に移り、戦後安宅コレクションとしてさらに充実したものとなった（平成六年十二月十九日安宅重雄氏談）。

（30）木村吾郎「大阪のホテル今昔」（『大阪春秋』第八三号）

（31）前掲『渋沢栄一伝記資料』第五四巻　八八～九二頁。

（32）『住友商事株式会社史』（昭和四十七年）四三、四四頁。

（33）『山岡順太郎伝』（鹿子木彦三郎　昭和四年）一四五～一五〇頁。『まちに住まう―大阪都市住宅史』（平凡社　平成元年）三五一～三五三頁。

（34）前掲『日本板硝子株式会社五十年史』四一～五六頁。

（35）同前、巻末年表。竹腰健造『幽泉自叙』（創元社　昭和五十五年）一〇四頁。

（36）地方史研究協議会編『日本産業史大系2　北海道地方篇』（東京大学出版会　昭和三十五年）三三七、三三八頁。

（37）前掲『渋沢栄一伝記資料』第五四巻　二一九～二六九頁。

（38）同前第一二巻　一一七～一四六頁。同前第五三巻　一〇一～一三〇頁。

（39）『大阪毎日新聞五十年』（昭和七年）三四、六七頁。

（40）『第一生命五十五年史』（昭和三十三年）四五～五九頁。

（41）『東邦生命保険相互会社五十年史』（昭和二十八年）一七六頁。

（42）前掲『渋沢栄一伝記資料』第五六巻　六五八～六八〇頁。

（43）大倉財閥研究会編『大倉財閥の研究』（近藤出版社　昭和五十七年）一六七～一七〇頁。
（44）村田重治「住友家の林業」（寺尾辰之助編『明治林業逸史』大日本山林会　昭和六年）五二一頁。
（45）富田重明編『村田重治翁』（大日本山林会　昭和十五年）六七頁。
（46）前掲『鈴木馬左也』五五頁。
（47）河上肇「評論　実業界の学派（二九）」（『読売新聞』明治三十九年十一月二十九日）
（48）那須皓「緒言」（ホルマン『国民高等学校と農民文明』東京堂　大正二年）七、八頁。
（49）近江匡男編『井上明府遺稿』（大正九年）九、三一六頁。
（50）森建資「もう一つのデンマルク国の話」（『経友』東京大学経友会　第一三〇号）一九、二〇頁。
（51）前掲『鈴木馬左也』三〇〇～三〇五頁。
（52）同前、六一二頁。
（53）塚本・矢内原編『藤井武全集』第十二巻（藤井武全集刊行会　昭和七年）四七～五一頁。
（54）同前第十一巻（昭和六年）二七七～二八二頁。
（55）『三井事業史』本篇第三巻上（三井文庫　昭和五十五年）一九九頁。漆山雅喜「三井家の林業」（前掲『明治林業逸史』）五四二～五四六頁。
（56）村田重治「前田家の林業」（前掲『明治林業逸史』）五五～五五六頁。北海道庁『北海道山林史』（昭和二十八年）四二七～四二九頁。
（57）前掲村田「住友家の林業」五二二、五二三頁。
（58）『住友春翠』（「住友春翠」編纂委員会　昭和三十年）五一八頁。
（59）前掲村田「住友家の林業」五二三頁。
（60）後藤房治「朝鮮の林業」（前掲『明治林業逸史』）五〇五頁。
（61）前掲『鈴木馬左也』一八六、一八七、二四七、六六八頁。
（62）安藤良雄編著『昭和経済史への証言』中（毎日新聞社　昭和四十一年）一一五頁。
（63）前掲川田『住友回想記』一九九、二〇〇頁。「大正五年三月十一日、金曜。晴、夜雨。住友総本店総理事鈴木馬左也、中華民国及び朝鮮を視察せんと、午前十時日本郵船の熊野丸にて神戸港を出づ。支配人小倉正恒・経理課主任川田順・経理課員太田外世雄・住友電線製造所経理課主任矢島富造随行す。」
（64）前掲『鈴木馬左也』六九三頁。
（65）以下の古河商事に関する記述は、森川英正「日本財閥史における住友と古河」上・下（法政大学『経営志林』第二巻第二号・第三号）、武田晴人「古河商事と「大連事件」」（東

京大学社会科学研究所紀要『社会科学研究』第三二巻第二号)、森川英正『財閥の経営史的研究』(東洋経済新報社　昭和五十五年)八三～一五六頁、に依拠した。

(66)『中川末吉翁』(同記念刊行物編集会　昭和四十年)二六頁。

(67)　以下の三菱商事に関する記述は、『三菱商事社史』(昭和六十一年)七〇～一三二頁、に依拠した。

(68)　大島堅造『一銀行家の回想』(日本経済新聞社　昭和三十八年)三一頁。

(69)　同前、三〇頁。前掲『鈴木馬左也』五八八、五八九頁。

(70)　前掲安藤良雄編著一一五頁。

(71)　前掲『鈴木馬左也』六九五頁。

(72)　前掲安藤良雄編著一一六頁。

(73)　高橋亀吉『大正昭和財界変動史(上)』(東洋経済新報社　昭和二十九年)二八三、二八四頁。

(74)　前掲『社史　住友電気工業株式会社』三〇四～三〇七頁。

(75)　同前、三〇八、三〇九頁。

(76)　同前、三二七、三二八頁。

第二部　住友合資会社

第一章　住友合資会社の設立

目　次

一　設立の経緯
(一)　設立の背景
(二)　組織変更案の推移
二　組織変更案の内容
(一)　住友総本店組織変更について
（その一）
(二)　住友総本店組織変更について
（その二・合資会社本社内部の組織）
(三)　住友総本店組織変更について
（その三・合資会社と各店部株式会社との関係について）
三　合資会社の設立とその概要
(一)　住友「番頭政治」の確立
(二)　合資会社の組織と人事
四　設立に伴う諸規程の整備
(一)　監査規程・会計規則の改正
(二)　資金取扱規程の制定

一　設立の経緯

(一)　設立の背景

大正十年(一九二一)二月二十六日、住友吉左衛門の個人経営であった住友総本店は、資本金一億五〇〇〇万円の住友合資会社へ改組した。改組の事情については、従来ほとんど明らかにされてこなかった。ここに住友合資会社の一六年間を検討するに先立ち、特に一章を設けて設立の経緯、同社の概要及び設立に伴う諸規程の整備について言及しておきたい。

住友総本店の各章で述べた通り、住友では住友家の事業ということで、事業を会社組織とすることを極力避けてきた。したがって「住友総本店(上)」の冒頭(「一　住友総本店の発足」)で述べた三井合名の設立(明治四十二年〈一九〇九〉)に比べても、丁度住友総本店の期間だけ個人経営を続けたことになる。同章「七　住友銀行の株式会社への移行」で指摘したように、三井においては、各事業が自立化の傾向を強め、同族会がこれを如何に管理・統轄するかという問題に直面して、直系三大事業(銀行、物産、鉱山)を株式会社化し、同族会を持株会社とすることによって、この統轄を完全なものにすることができた。しかし住友の場合、各事業はあくまで出先の地位に留まっていたので、住友総本店の首脳には、持株会社について三井の幹部ほどの問題意識があったかどうか疑問であった。

他方既に合名会社となっていた三井の各事業の株式会社化については、法人所得税(第一種所得税)の大幅な節約になることが、その理由の一つに上げられていた[1]。すなわちこのような三井の「法人成り」を促進したのは、日露戦争中の明治三十八年一月に実施された非常特別税であった[2]。この非常特別税法は、それまで二・五%の比例税率であった第一種所得税を二種に区分し、株主二一人以上の株式会社(甲種)について税額の一五割、その他(乙種)については八階級の

累進税率で税額の八～四〇割を増徴することを定めていた。これが日露戦争後も継続されたため、三井銀行や三井物産の如き大会社は、乙種の合名会社でいるよりは、甲種の株式会社に改組する方が、税負担が半減するのであった。

非常特別税制は、大正二年の税制改正で恒常化され、甲種法人は六・二五％の比例税率、乙種法人については一〇階級、四～一三％の累進税率が定められた。住友総本店が設立した株式会社住友銀行（明治四十五年設立）及び株式会社住友鋳鋼所（大正四年設立）は、株主数が前者は二五名、後者が二八名と結果的にいずれも甲種法人の要件を充たしており、この結果だけから判断すると、これらも三井の各社と同様の「法人成り」と誤解されやすいが、両社がそのような理由で法人化されたものでなかったことは、それぞれ「住友総本店（上）」（「七　住友銀行の株式会社への移行」）及び「同（中）」（「七　住友鋳鋼場の株式会社への移行」）で既に述べた通りである。

この間住友家では、「住友総本店（下）」で述べた通り、依然として一三階級、二一・五％～二二％という高率の累進税率の適用を受ける個人所得税（第三種所得税）を納め続けていた。大正五年三月東京販売店支配人から総本店経理課主任に転じた川田順は、前年入社したばかりの部下の主計係江原万里（「住友総本店（下）」二　㈠参照）との税金をめぐるやりとりを次のように記している。(3)

住友の所得税を納めるに当って、重役は課長（註、主任）の私に対して、「南区役所（註、大阪市）と内談してあるから、本年の所得は実際よりも少額に届出てよろしい」とのことであった。それは決して脱税の目的ではなかった。当時住友本邸は南区にあったので、南区の財政は専ら住友の所得税の額によって左右せられた。それで、住友からの納税額が毎年変動しては、南区の財政が安定しなかったので、所得の多少に拘はらず平均を見通して、税は一定の額を納めよう、ということに了解が成立したのであった。当該の経理課長の私は、江原を呼んで「かくかくの方針で申告したまへ」と命じたが、江原は頑として応じなかった。それは、税法の違反だと主張して譲らないのだ。

緊張して、私の顔も江原の顔も蒼くなった。江原の融通性のないのを私は憤ったけれども、彼の正直さに感服して、私の方が譲歩した。

その後第一次大戦参戦に必要な臨時事件費の一部に充てるため、政府は大正七年三月戦時利得税法を公布して、戦時利得税を創設した。この戦時利得税の算定方法は、法人の場合平時事業年度(大正三年七月末以前二年以内に終了した事業年度)の平均所得額に対し一・二倍を超える場合に、その超過分について二割の比例税率を課するものであった。例えば大正八年度で法人企業約一万六〇〇〇社の平時平均所得金額四億六三〇〇万円に対し、戦時所得金額は一二億四四〇〇万円に上ったので、このうち四億六三〇〇万円の一・二倍五億五五〇〇万円を上回る六億九〇〇〇万円を利得金額とみなし、その二割一億三八〇〇万円を戦時利得税として徴収した。[4] しかし大正三年八月以降の新設企業については戦時事業年度の自己資本(払込資本金+積立金)の一割を平時事業年度の平均所得額とみなしたので、直系事業を巨額の資本金を有する株式会社に改組することが有利となった。このためこの新税構想が明らかとなった大正五年秋以降、大正六年十一月古河合名(直系事業については、六月銀行、十一月商事、七年四月鉱業を設立)、七年三月合名会社大倉組(六年十二月鉱山部及び土木部を分離独立)の設立や七年五月三菱合資(直系事業については、六年十一月造船、七年五月鉱業、八年十月銀行を設立)の持株会社化等が相次いで起こった。

大正七年十一月休戦となってこの戦時利得税は大正八年(講和調印の日の属する年)に終了する最後の事業年度限りで廃止されることになるが、それより前七年九月、米騒動の責任をとって辞職した寺内正毅内閣に代わって原敬内閣が成立した。原内閣は、積極政策を掲げて大正九年度予算案編成に着手した大正八年夏以降、その財源として再び所得税の増徴を打ち出し、特に単なる税率のアップに留まらず、これを機に税制の抜本的改革を図ろうとした。十月末このような政府の増税計画が明らかになると、これまで三井・三菱等の「法人成り」とは一線を画してきた住友総本店において、

ついに現行のまま個人企業であり続けるのか、株式会社あるいは合名乃至合資会社に改組するべきなのか得失の検討が開始された(以下の記述は、特に注記したものを除き、合資会社庶務課「大正九年組織変更参考書類」及び「大正九年組織変更関係書類」並びに総本店経理課「大正九年九月総本店組織変更ニ関スル書類」所収資料による)。

(二) 組織変更案の推移

税制改正と住友総本店組織変更との関連について、図示すれば次の通りとなる。

第1図　税制改正と住友総本店組織変更案の推移

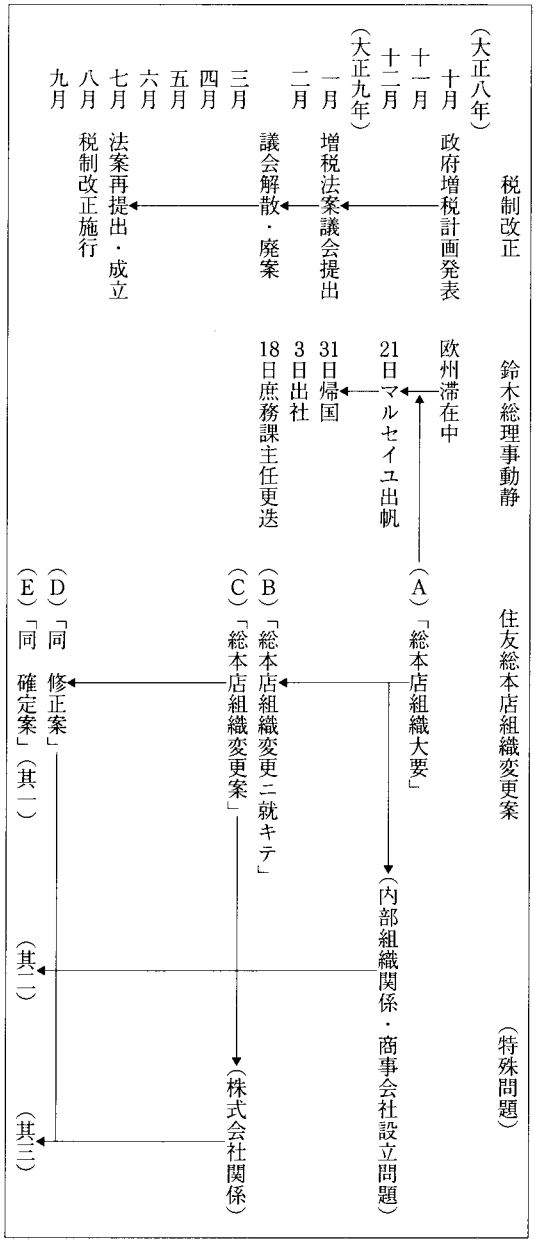

大正八年秋住友総本店改組の検討が開始された時、総理事鈴木馬左也は、支配人兼秘書役日高直次と共に、東洋窒素工業会社設立の件で欧米出張中であった(「住友総本店(下)」の「六　内外販売網の充実と商事会社設立問題」参照)。留守を預かる理事兼支配人小倉正恒(明治三十年東大法卒、内務省を経て明治三十二年住友入社、後に総理事)は支配人兼庶務課主任松本順吉(小倉と東大同期、ただし内務省、文部省を経て住友入社は明治四十年、後に理事)及び前記副支配人兼経理課主任川田順(明治四十年東大法卒、後に常務理事)に対し、組織変更案の検討を命じたものと思われる。

松本の作成した「総本店組織大要」(前掲図参照、以下A案と称する)は、控えとして残るものと同じものが八年末マルセイユを出帆して帰国の途についた鈴木の手元に滞英中に受け取った他の郵便物と共に残されているところからすると、十一月中に完成し、直ちに鈴木に送付されたものとみられる。A案は一種の叩き台ともいうべきもので、翌九年一月末鈴木の帰国までにさらに次の二点につき検討が加えられた。

すなわち一つは内部組織の関係で、鉱業部(内外国ニ於ケル鉱山ノ調査、売買、其経営上ノ設計ニ関スル事項)、支那課(東洋ニ於ケル海外各国ノ事業、調査、経営上ノ設計ニ関スル事項)等の新しい組織案が出てきたが、特に問題とされたのは左のような「営業部」を設置する案であった。

営業部　販売課　鉱産物並ニ林産物ノ販売ニ関スル事項
　　購買課　生産原料品、建築材料、其他各種材料品並ニ諸物品ノ購買及各店部ノ委託ニ係ル上記各物品ノ購買送達ニ関スル事項

この「営業部」という組織の内容を検討すると、販売課は製造店部の製品を中心に取り扱うのではなく、従来の製銅販売店や林業課の商品を扱うだけであって、住友製品ではない他所製品の仕入窓口となる購買課の方がむしろ主体となっており、「住友総本店(下)」(「六　内外販売網の充実と商事会社設立問題」)で述べたようにこの時期は一方で商事会社設立の

動きがあったので、この「営業部」設置案はこれに見合ったものと思われる。(5)

他方時間的にA案に間に合わなかった資本金の算定に必要な総本店の総資産の時価評価は、平行して川田の部下の経理課主任代理野草省三(明治四十二年京大法卒、昭和三年〈一九二八〉合資総務部長で病没)が担当し、鈴木の帰国直前に作業を完了し、資本金の案が作成された。

この間に大正九年一月、政府は所得税の全面改正を始めとする増税関係六法案を第四二議会に提出したので、その全容が明らかとなったが、これらの法案は一部の修正をもって衆議院を通過し貴族院へ回付された後、二月末議会が解散されたため実際には成立しなかった。

以上の通り、鈴木が帰国して出社した大正九年二月三日の時点では、「総本店組織大要」(A案)及びそれに付随する内部組織案・資本金案とこれに対する与件となる政府の税制改正案が出そろっていたことになる。しかしこのうち野草の作成した資本金案以外は、松本の作成した「総本店組織大要」(A案)も「営業部」設置を含む内部組織案も、商事会社設立問題と共に鈴木の容れるところとならなかった。二月十八日鈴木と共に帰国した日高直次が、組織変更の中心となる庶務課主任に返り咲き、松本は三月十日商工業視察のため欧米出張を命ぜられた。日高は明治三十三年日本法律学校(現日本大学)を卒業し、三十八年住友に入社するまで弁護士を開業し、後に昭和五年肥料製造所常務を停年退職すると再び弁護士となった。

同時に経理課調査係小畑忠良(大正六年東大法卒、後に本社経理部長、住友退社後企画院次長)と庶務課文書係宇佐美正祐(大正八年京大法卒)が鈴木総理事に呼ばれ、「君達は学校を出たばかりだから、まだまだ法律を覚えているだろうから総本店を合資会社に改組する企画立案をせよ」と命ぜられた。(6)小畑は前年春以来、鈴木が推進していた東洋窒素工業会社設立の事務に従事していたが、この問題が頓挫したため総本店に復帰していた。小畑によれば宇佐美は、「小学校を出

て別子で給仕を勤めていたが、非常な勉強家で当時の支配人大平駒槌さんが大阪に出してくれたので関西大学の夜学に通い（註、大正四年専門部卒）、更に京大に転入して法律をものにした人で、変ったコースを歩みながら、卒業の時は同年令の順調コースを辿った人と何ら変りなかったという秀才」[7]であった。本件のめどのついた翌九年末退職して大学院に戻り、ベルリン大学に留学した後、大阪で弁護士を開業し、住友各社の顧問弁護士に迎えられた。小畑はこの作業の経緯を次のように述べている。[8]

で、我々は別室に籠り、あらゆる角度から調査を重ね、起案の作成に取り組んだ。当時既に三井には三井合名、三菱には三菱合資が出来ていた。普通ならばこれらを手本にすることを考えるだろうが、鈴木さん始めどなたからも三井三菱を手本にせよとの言葉は一言もなかった。私どもとしても、三井三菱は三井家岩崎家の財産保全拡大を目的として組織されたものであると聞いていたから、これは住友の精神とは違うし、手本にはならぬと考えた。私どもとしては、あくまで住友家の財産は、国家社会のために保全活用すべきものとの基本的な考えに立って事を運んだ。[9]

かくして二人の手によりまず「総本店組織変更ニ就キテ」（以下B案と称する）が作成された。しかしこの中では、商事会社問題で白紙となった内部組織案はまだ手付かずの状況であった。このB案を基に、さらに検討が進められ三月末には「総本店組織変更案」（以下C案と称する）が作成された。

この間三月九日小畑は庶務課文書係平井政之助（大正六年東大法卒、後に生命常務）と共に庶務課秘書係兼務となっているが、これは間もなく四月一日付で鋳鋼所経理部倉庫係主任久島精一（明治四十四年東大法卒、ただし鋳鋼所へ転出する前は総本店庶務課秘書係、後に金属常務）が庶務課文書係兼秘書係に復帰し、小畑の兼務が解かれたこと、久島によると、久島は平井と共に人事給与関係を担当した（組織変更に先行して大正九年七月等級・月俸の改正が行われた。「住友総本店（下）」の

「一　住友総本店の組織・人事」参照)ということ、[10]さらにこのC案の作成にも内部組織案が遅れて別冊となったこと等から判断すると、小畑を作業の遅れている内部組織関係に専念させることになったものとみられる(資料の中に久島委員、小畑委員等と書かれたものが残っているところから判断すると、日高を委員長とする組織変更検討委員会のようなものが設けられていたものと推定される)。

その後政府は、七月の第四三議会に、改めて前議会で廃案となった衆議院修正案を政府案とし、施行期日を八月一日に繰り下げて増税六法案を提出したが、この年(大正九年)の三月に起こった恐慌によって経済界の様相は既に一変していたため、再び増税案に対し異論が起こった。衆議院はなんとかほぼ原案通り通過したが、貴族院では大幅な修正が加えられた結果ようやく両院を通過し、八月から施行された。

今回の税制改正では、特にそれまで法人配当金については源泉課税方式であったため法人ないし個人の受取配当金は非課税であったのが、総合課税されることになり、所得税負担は大幅に増えたが、法人の場合は、個人の場合とは異なりその所得を積立金として内部留保することによって留保所得とすることができた。この留保所得の税率は、五～二〇%の累進税率であったので、事業会社の内部留保を促す一方で、多額の受取配当がある個人は、個人所得として課税されるよりも、法人組織を利用して受取配当を留保所得として処理する方が有利となった。すなわち住友総本店としては、自己資本による事業の拡大を図るという従来の経営方針を維持するには、個人企業であるよりは、この際むしろ総本店を法人に改組する方がより実態に即したものとなったのである。

この結果C案は、さらに検討が加えられ、九月「修正案」(以下D案と称する)が作成された。この「修正案」は九月の重役会にかけられ、若干の変更をみて組織変更方針の「確定案」(以下E案と称する)が決定された(「修正案」「確定案」なる名称は、上記組織変更検討委員会の命名による)。

この組織変更方針(E案)に基づき、定款その他具体的な諸規程案が大正九年十二月に作成された。しかしこのうち大正十年初頭に決定をみたのは定款等直接会社設立に必要となる規程のみで、他はペンディングのまま大正十年二月住友合資会社は設立された。事務章程その他の諸規程が最終的に決定されたのは、四月十三日の鈴木邸における重役会であった。鈴木総理事は、大正八年から九年にかけての欧米出張の疲労と食生活の変化に起因するとみられる軽い尿毒症を年初から患い、自宅で静養中であったからである。

二　組織変更案の内容

かくして大正八年十月から翌年九月にかけて、一年間にわたる組織変更案の検討が終わり、改組の大綱が決定されたわけであるが、ここで最終的な組織変更方針である確定案(E案)の項目毎に、決定に至る検討の過程を明らかにしておきたい。なお確定案(E案)「住友総本店組織変更ニ就キテ」の内容は三部構成で、(其一)は九項目(第一　会社組織ヲ可トスル理由、第二　会社ハ合資会社トス、第三　会社ノ目的、第四　会社ノ名称、第五　会社存立ノ期間、第六　会社々員及ビ出資、第七　会社資本ノ総額、第八　会社役員、第九　利益分配並ニ持分払戻)から成り(資料1―一～九)、(其二)は「第十　合資会社本社内部ノ組織」(資料2)、(其三)は「合資会社ト各店部株式会社トノ関係ニ就テ」(資料3―A～D)となっていた。

(一)　住友総本店組織変更について(その一)

第一　会社組織ヲ可トスル理由

この項目は、A案にはなく、B案で初めて登場するが、次のような内容となっており、必ずしも所得税の軽減だけが

目的ではなかったことを窺わせる。

（一）　今後分家ノ数漸次増加スルニ至ル時ハ、多数ノ分家ガ各自独立シテ事業界ニ臨ムハ、事業経営上不得策ナルノミナラズ、長年月間ニハ互ニ無用ノ競争ヲ為ス如キ事無シトセス。又多数分家中ニハ全然独立放任スルトキハ、財産ノ運用ヲ錯リ遂ニハ分与財産ヲ蕩尽シ、住友家名声ヲ毀クル者ヲ生スル憂無キニアラス。則チ分家財産ヲ総本店ニ統一シテ、財力ノ基礎ヲ固クシ、且ツ其運用ヲ監督シテ、生計ノ安泰ヲ図ルカ為メニハ会社組織ト為スヲ以テ最モ適当ナル方法ナリトス。

（二）　次ニ所得税法ニ依レバ、個人所得ト其課税率ニ相違アリ。個人所得トシテノ課税ハ、法人所得トシテノ課税ニ比シ重シ。此点ハ現行所得税法ニ於テモ、曩ニ衆議院ヲ通過セシ新所得税法草案ニ依ルモ大体異ルトコロ無ク、只其程度ヲ異ニスルノミナリ。（現行法ニ依レバ両者ノ差異ハ頗ル大ナレトモ草案ニテハ余程寛和セラレタリ。）今総本店ヲ会社組織トスル時ハ、課税率ノ差異ニ基ク現実ノ利益ヲ享クルモノトス。尤モ強テ租税ノ負担ヲ減少セシムル目的ヲ以テ、変体的法人ヲ設立スルハ面白カラサルモ、前記ノ如キ自然的ノ必要ヨリ総本店ヲ法人ト為シ、而モ斯ノ如キ現実ノ利益ヲ得ルハ、誠ニ好都合ナリト云ハサルヘカラス。

次のC案に至って、初めて組織変更の主目的が所得税の軽減にあることが明記されて、年間純益一〇〇〇万円と五〇〇万円のケースについて新所得税法案に基づいて試算され、さらにD案＝E案（資料1―一）で実際に施行された税法に基づき「(Ⅰ)経営組織ヲ現在ノ儘トスル場合、(Ⅱ)総本店各店部孰レモ会社トナルトキ、(Ⅲ)総本店ヲ合資会社トナスニ止ムルトキ」の三つのケースについて試算が行われた結果（資料1―一第一表）、各店部を株式会社とすることは見送られ、総本店のみを合資会社とすることが確定した。しかし、D案を作成するための試算を行うに当たっては、次のような考え方が示されている。

経営組織ヲ会社ニ変更スル方、担税額少ナカルヘキコトハ、看易キ理ナルガ如シト雖モ、会社組織ニ依ル場合ニ於テモ、若シ其利益ノ全部若シクハ其大部分ヲ配当スルモノトセバ、結局其配当ヲ受クル個人ノ上ニ更ニ第三種（註、個人）所得税ガ賦課セラル、コトトナルベキヲ以テ、其担税額ハ個人経営組織ノ下ニ於ケルト敢テ大差無キニ至ランカ。サレバ茲ニハ利益ノ大部分ハ之ヲ積立テ、社員ニ対シテハ単ニ各自ガ其生活ヲ維持スルニ要スル額丈ケヲ、毎期ニ配当スルニ止ムルコトトシテ計算ヲ試ミムトス。（中略）

以上ハ現在ノ住友家持株及将来設立セラルヘキ株式会社ノ株式ハ全部合資会社ニ帰属シ、住友家ニ対シテハ其生計費用ヲ合資会社ノ配当トシテ改メテ交附スルコトヲ前提トシテ計算セルモノナリ。然ルニ斯クスルトキハ、実際ニ於テ所得税ノ負担上多少不利益ナリ。寧ロ生計費用ニ該当スル額丈ケノ利子ヲ生スル株式（又ハ国債以外ノ公債社債等）ヲ住友本家ノ名義ト為シ置クヲ可トス。何トナレバ前者ノ形式ヲ採ラバ、本家ニ配当スヘキ金額ニ対シ二重ニ配当所得税ヲ負担セサルヘカラサルニ至レバナリ。故ニ此点ヨリ云ヘバ本家ニ対スル合資会社ノ配当ハ、可成少額ニ止メ、本家所有ノ株式ノ配当（又ハ公債社債ノ利子）ニ依リ、其支出ヲ弁スルヤウ為スヲ得策トス。

右ノ観察ニ依ルトキハ合資会社ノ本家ニ対スル配当ハ、毎年十万円或ハ二十万位ト為スコト利益ナルコト云フ迄モナシ。然ルニ億余ノ大資本ヲ擁スル大会社ガ毎年十万円トカ二十万円トカノ少額ヲ配当スルニ止ムルコトハ、世人ヲシテ容易ニ脱税ヲ目的トスル策略ノ存スルコトヲ看破セシメ、延テ住友家ノ声誉ヲ毀クルノ虞アリ。少クトモ世人ガ見テ以テ住友家ガ住友家タル地位ニ於テ、其生計ヲ維持スルニ必要ナリト為ス丈ケノ額ハ、之ヲ合資会社ヨリ配当スルコトトセサルヘカラズ。而テ吾人ノ見ル処ニ依レバ、住友家ノ生計費用ヲ以テ先ヅ五十万円乃至七十万円ト称セバ世人ノ信用ヲ得ルニ足ランカ。（現今ノ実際ニ於テハ毎年百万円以上ヲ要ス。）果シテ然リトセバ前記計算ニ於ケル本家ノ配当額百万円ヲ減シテ五十万円乃至七十万円トシ、残余ノ三十万円乃至五十万円ハ、予メ本家ニ交

付シ置キタル株式ノ配当、公債社債ノ利子ヲ以テ之ニ充当スルコトトスルモ、敢テ不可ナキニ庶幾(註、近)カラン カ。(後略)(「第九　利益分配並ニ持分払戻」参照)

以下次のように各項目の最後にE案を資料として示すこととする。

(資料1―一)

住友総本店組織変更ニ就キテ(其一)　(大正九年九月重役会決定案)

第一　会社組織ヲ可トスル理由

住友総本店ヲ会社組織ニ変更スル実益ハ、主トシテ所得税ノ軽減ニアリトス。今試ニ総本店ノ正常収益ヲ、一ケ年八百万円ヲ上下スルモノト仮定シ、住友家ノ経営組織ヲ現在ノ儘トスル場合、総本店ヲ会社組織ト為ス場合、及ビ総本店以外ノ各事業店部ヲモ会社組織ト為ス場合ノ所得税負担額ノ差異ヲ比較スルニ左ノ如シ。

第一表

	留保第一期		
	税額	増減	増減
(Ⅰ)経営組織ヲ現在ノ儘トスル場合	一、九二一、二五〇円		
(Ⅱ)総本店各店部孰レモ会社トナルトキ	九三二、四七〇円	(Ⅰ)ニ比シ減 九八八、七八〇円	
(Ⅲ)総本店ヲ合資会社トナスニ止ムルトキ	五六二、九七〇円	(Ⅰ)ニ比シ減 一、三五八、二八〇円	(Ⅱ)ニ比シ減 三六九、五〇〇円

留保第二期			留保第三期		
税額	増減	増減	税額	増減	増減
一、九二二、二五〇円			一、九二二、二五〇円		
	一、三〇七、九七〇円	(Ⅰ)ニ比シ減 六一三、二八〇円	二、〇五八、九七〇円	(Ⅰ)ニ比シ増 一三七、七二〇円	
					(Ⅱ)ニ比シ減 三四七、〇〇〇円
	(Ⅰ)ニ比シ減 九七五、二八〇円		(Ⅰ)ニ比シ減 二〇九、二八〇円		
		(Ⅱ)ニ比シ減 三六二、〇〇〇円	一、七一一、九七〇円		
九四五、九七〇円					

（註、参考までにE案には省略されているが、試算に付けられている第二表の説明を示せば次の通りである）

以上ノ計算及表（註、第一表）ハ、国税タル所得税ノミニ関ス。然ルニ実際ニ於テハ右所得本税ニ対シ附加税課セラル、ヲ以テ、前表ニ示セル数字上ノ差ハ益々大トナルナリ。現今ニ於テハ、大阪市ハ所得税ニ対シ五割ノ附加税ヲ課ス。将来ニ於テモ所得税ノ附加税ハ、府県及其他ノ公共団体ノ分ヲ合シ、本税ノ四割ヲ降ルコトナカルヘシト考ヘラル。今国税タル所得税ニ、四割ノ地方税タル附加税ガ添賦セラル、モノトシテ、前表ニ基キ概算ヲ試ムレバ左表ノ如シ。（註、第二表）

第二表（附加税合算、但シ附加税ハ本税ノ四割ト仮定）

	留保第一期			留保第二期			留保第三期		
	税額	増減	増減	税額	増減	増減	税額	増減	増減
（Ⅰ）経営組織ヲ現在ノ儘トスル場合	二、六八九、七五〇円			二、六八九、七五〇円			二、六八九、七五〇円		
（Ⅱ）総本店各店部孰レモ会社トナルトキ	一、三〇五、四五八円	（Ⅰ）ニ比シ減 一、三八四、二九二円		一、八三一、一五八円	（Ⅰ）ニ比シ減 八五八、五九二円		二、八八二、五五八円	（Ⅰ）ニ比シ増 一九二、八〇八円	
（Ⅲ）総本店ヲ合資会社トナスニ止ムルトキ	七八八、一五八円	（Ⅰ）ニ比シ減 一、九〇一、五九二円	（Ⅱ）ニ比シ減 五一七、三〇〇円	一、三二四、三五八円	（Ⅰ）ニ比シ減 一、三六五、三九二円	（Ⅱ）ニ比シ減 五〇六、八〇〇円	二、三九六、七五八円	（Ⅰ）ニ比シ減 二九二、九九二円	（Ⅱ）ニ比シ減 四八五、八〇〇円

第二　会社ハ合資会社トス

A案では、次のような理由で最初から合資会社を前提としていた。

出資者ニ家長以外一族ノ方ヲモ加フルトキハ、有限責任社員タルヘキヲ以テ、会社ハ之ヲ合資会社ト為スヲ要ス。若出資者ヲ家長ノミニ限ルトキハ、家長ハ社長トシテ会社ノ業務ニ従事セラルヘキヲ以テ、之ヲ無限責任社員ト為サヽルヘカラス。従テ他ニ有限責任社員ナキカ故ニ、会社ハ之ヲ合名会社ト為スコトヲ要ス。

しかしB案では、本項は「如何ナル会社組織ヲ適当トスヘキカ」として一応とるべき会社形態を検討している。この結果次のように、株式会社、株式合資会社が妥当でない理由を挙げて外し、合資、合名について検討した結果C案＝D案＝E案（資料1―二）となった。

株式会社、株式合資会社ハ主トシテ多人数ヨリ少額ノ資本ヲ吸収シ、大資本ヲ集成セントスルモノナルニ目下ノ処、総本店自身トシテハ外部ヨリ資本ヲ招来スルノ必要ナク（各株式会社ハ別ナリ）、主要目的ハ寧ロ一家資産ノ分離ヲ防ギ、一団トシテ之ヲ活用セントスルニ在ルヲ以テ、此組織ニ依ル必要ヲ見サルナリ。加之此形式ニ依ルトキハ、勢ヒ或程度ニ於テ資産関係ヲ外部ニ公示セサルヘカラサルニ至ルヘク、総本店トシテハ不適当ナリ。

従テ研究スヘキハ合名、合資ノ両組織トナル。（後略）

（資料1―二）

第二　会社ハ合資会社トス

会社組織ノ種類中株式会社、株式合資会社ハ住友総本店トシテハ不必要ナル過度ノ組織変更ト言フヘク、且ツ所得税法改正ノ今日ニ於テハ株式会社トスルモ、其他ノ会社トスルモ、課税上区別無之コトナレバ（註、前記甲種、乙種の区別が廃止された）、住友総本店ノ組織ハ、合名合資両者中其ノ一ヲ撰ブヲ穏当ナリトス。而シテ合名会社ノ社員ハ、全部無限責

任社員ニシテ総社員ハ、原則トシテ会社代表権、業務執行権ヲ有ス。例外トシテ或社員ガ是レヲ有セサルコトト為サントセバ、定款ヲ以テ此ノ旨ヲ規定セサルヘカラス。然ルニ住友総本店ヲ会社組織トシ、御一族ノ方々社員トシテ列セラル、場合ニ各原則トシテ会社代表、業務執行ノ権限ヲ有セラル、ハ、現在ノ実際ニ合セズ。又将来ニ於テモ斯ル主義方針ハ、決シテ適当ト謂フヘカラス。寧ロ御一族ハ財産ヲ出資セラル、ノミニシテ、会社ノ業務ニハ原則トシテ関与セラレザルコト(即チ業務執行権及ヒ代表権ヲ有セラレサルコト)穏当ナリ(註、こうした考え方はいわゆる同族会社の概念からすると奇異な感じを持たれるかもしれないが、住友の場合歴史的に長子相続に基づく家長制を堅持し、分家が住友本家の経営に参加することはなかったこと、又家督相続者が絶える危険が生ずるほど分家そのものが少なかったこと等によるものと思われる)。而シテ此趣旨ヲ達センニハ、合資会社組織ト為スヲ適当トス。何トナレバ法律ハ、合名会社ノ場合ト異リ、合資会社ノ社員トシテ無限責任社員ノ外ニ、有限責任社員ナルモノヲ認メ、業務ノ執行及ヒ会社ノ代表ハ、無限責任社員ヲシテ当ラシメ、有限責任社員ハ原則トシテ之等ノ権限ヲ有セサルモノトス。従テ総本店ヲ合資会社トシ、御一族ヲ有限責任社員ノ地位ニ置カバ、上記ノ目的ヲ実現スルニ便宜ナレバナリ。

第三　会社ノ目的

組織変更に当たり、総本店のみならず各店部も会社組織とすることが検討されていた(資料1―一第一表では、鉱山、伸銅、電線、倉庫を株式会社として試算している)。したがってB案では、これらの事業の中「株式会社設立決定ノ上ハ削除スベキナリ」と註記されていたが、C案では次のような考え方に変更された。

現在各店部ヲ独立セル株式会社トナス以上ハ、各店部関係事業ハ該店部ニ於テ之ヲ経営スルヲ原則トスベシト雖モ、総本店ノ組織変更当時ニハ或ハ独立セル株式会社トナラザル店部モアルベク、又タトヒ全部独立ノ後ト雖モ関係事業中或物ハ合資会社ニ於テ之ヲ経営スル場合モアルベキニヨリ、会社ノ目的ハナルベク汎ク各種事業ヲ網羅スルヲ

可トス。

E案(資料1―三)ではD案まで存在した、化学工業、金属加工業(A案では金属精錬業)、鉄工業は工業に一本化された。また牧畜業は削除されたが、これは林業課が北海道で行っていた緬羊事業が、鈴木総理事の大正九年七月の視察の結果、丁度この頃中止と決定されたことによるものと思われる。

(資料1―三)

第三　会社ノ目的

現在各店部ノ事業ヲ基礎トシテ左ノ如ク定ム。

(一)鉱業　(二)農業　(三)林業　(四)工業　(五)物品販売業　(六)倉庫業　(七)運送業　(八)電気事業　(九)不動産及ヒ有価證券ノ取得並ニ利用　(十)諸事業投資及ヒ貸附　(十一)其他上掲各事業附帯事業

第四　会社ノ名称

A案では「合資会社住友総本店」とされていた。B案で第二案として「住友合資会社」が登場した。その理由として次のような点が挙げられた。

第二案ノ理由トスル処ハ、今後ハ住友総本店ト云フハ無意味ナリト云フニ在リ。即チ各店部ガ追々株式会社形式ヲ採ルニ至ラバ、総本店ト各株式会社トノ間ニハ、表面上本末又ハ本店支店ト云フ如キ関係無クナルニ至ルヘシ。従テ住友総本店ト云フハ、内実ハ兎ニ角外面ニ対シテハ名実相伴ハス不合理ナリト云フニ在リ。

この結果C案で次のように決定され、D案からこの理由部分が削除されてE案(資料1―四)となった。

住友総本店ナル名称ハ、銀行ニ本店アリ、倉庫ニ本店アリ、之ニ対シ総本店ト称シ、総本店ノ名実アルモノナレドモ、各事業、法律上独立ノ上ハ、総本店ノ文字妥当ナラズ。故ニ会社ノ名称ハ

住友合資会社
ト為スヲ可トス。

（資料1―四）

第四　会社ノ名称

「住友合資会社」ト為ス。

第五　会社存立ノ期間

A案、B案では三十ケ年であった。これは、A案「別段意義ナシ」、B案「通常会社ノ存立時期ハ此年限ヲ例トスルヲ以テ之ニ従ヒタルノミ」ということで、それがC案からE案（資料1―五）の通り、特に理由なく五十ケ年に延長された。

（資料1―五）

第五　会社存立ノ期間

会社存立ノ期間ハ、特ニ之ヲ定ムルノ必要ナキモ、定款ニ期間ノ定メナキトキハ、各社員ハ毎事業年度ノ終リニ随意退社スルヲ得ルノ商法規定アルガ故ニ、通常存立期間ヲ定款ニ規定ス。之ニ倣ヒ会社存立ノ期間ヲ設立ノ日ヨリ満五十ケ年トス。

第六　会社々員及ビ出資

E案（資料1―六）において（一）の家長の出資については、B案からE案の通りであるが、A案においても次の通りほぼ同意である。

家長ノ出資ノミニ止ムトセハ、会社財産ハ全部家長ノ所有ニ属スヘキヲ以テ、極メテ簡単ナリ。

E案(一)の一族の出資についてA案では、

若他一族ノ財産ヲモ出資スルモノトセハ、単ニ其財産ヲ保護管理スルノ趣意ニ止メ、持分ノ価額ハ終ニ至ルマテ出資ノ価額ニ止ムルカ(仮ニ住友銀行株五千株価額八十万円ヲ出資ストセハ、他日退社ノトキモ五千株ノ持分ニ対スル価額ノミヲ払戻シ、会社財産ノ増加額ハ之ヲ分与セス)又ハ家長ノ出資ト同様、会社財産ノ増加セルモノモ漸次其持分ニ加フルコト、スルカ、二者其一ニ定ムルノ要アリ。是独本人退社ノ場合持分ノ払戻ニ関シテ必要ナルノミナラス、利益分配換言スレハ本人年々ノ経費支出ニ関シテ亦参酌スルノ必要ナシトセス。(「第九　利益分配並ニ持分払戻」参照)

と案の提示に終わり、B案では、分家財産を総本店に統一しようという趣旨から「各御分家ハ右ニ準シ其所有セラル、財産全部ヲ出資セラル、モノトシ、孰レモ有限責任社員トス」となっていた。これに対し鈴木総理事は、家長以外の一族が住友合資会社の経営に関与することを好まなかったようで、C案で住友忠輝の日本ホロタイル経営(「住友総本店(下)」の「三　住友総本店の投資活動」参照)にみられる如く、本項を「御一族ハ自己ノ責任ヲ以テ自己ノ事業ヲ経営セラルヘク」と決定した。しかし後に、「第八　会社役員」の項で述べる如く、次期家長の問題があり、会社設立時には鈴木総理事の希望通りとはならなかった(「三　合資会社の設立とその概要」参照)。

E案(二)の総理事以下の出資について、A案では

総理事、理事ノ出資ハ、単ニ労務ノミトシ、退社ノ時ハ持分ノ払戻ヲ為サ、ルモノトス。

現在ノ家長、重役ヲ以テ会社ノ無限責任社員トシ業務執行ノ局ニ当ラシム。

とだけ規定しているが、B案では、次のように「総本店重役ガ社員ニ列セラルコトノ可否」が問題とされた。

重役ヲ社員ニ列スヘキカ否カヲ考フルニ当リ、先ヅ重役ノ出資セラル、物ノ種類ニツキ一考スルヲ要ス。若シ重役

ニシテ金銭其他ノ財産ヲ幾分出資シテ社員ト為ラル、モノトスレバ、徒ニ利益配当、持分払戻等ノ関係ヲ複雑ナラシムルニ至ル。又若シ重役退任後モ持分ノ払戻ヲ為サス、社員トシテ止マラル、モノトセバ、総本店ガ家族団体の経営体タル本質ニ反スルニ至ルヘシ。故ニ重役ガ社員ニ列セラル、トスルモ、ソハ労務ヲ出資セラル、モノニシテ財産ヲ出資セラル、ニ非ス。而テ其社員タル期間ハ住友総本店ノ重役タル期間ト終始スヘキモノトセサルヘカラズ。而テ此形式ニ依リテ社員ト為ラル、場合ニハ労務ヲ出資スル者ハ、有限責任社員ト為ラサル旨、商法ニ於テ規定セラル、故、無限責任社員トシテ入社スルモノナラサルヘカラズ。

無限責任社員トシテ重役ガ社員ニ列セラル、コトノ可否如何。之ヲ可トスル有力ナル説アリ。

(I)可トスル説ノ理由

イ、上ニ家長アリ、万機ヲ統裁セラルト雖モ、実際ニ於テハ業務ノ執行等ハ重役ノ管掌セラル、処ナルガ故ニ重役ヲ無限責任社員ト為サバ名実相伴フノ利アリ。

ロ、労務ハ元来資本ト対立シテ社会経済上之ニ劣ラサル重要サヲ有スルモノナリ。如何ニ資本ヲ擁スルコト大ナリトスルモ、企業的才能ト事務的手腕ニ於テ卓絶セル士ニ俟タサレバ、其効用ヲ発揮シ得サルモノタルハ論ナシ。死財ヲ変シテ自由ノ活物タラシメ、国家ノ進運ニ貢献スル処アラシムルハ、一ニ有能ナル労力ノ賜ナリ。此意味ニ於テ労務ハ、正ニ資本ト同等以上ノ評価ヲ受クヘキナリ。故ニ重役ガ無限責任社員ト為ラル、ハ当然ノコトニシテ異トスルニ足ラス。寧ロ労務価値ヲ正当ニ認メシムルタメニ必要ナリト云ハサルヘカラズ。

ハ、更ニ又将来家長ト為ラルヘキ方、他ノ一族方ニ比シ御弱年ナルコト等其他ノ理由ニ依リテ、家長トシテノ威令十分ニ行ハレ難キ場合アルコトヲ想像センニ、カ、ル場合ニハ総理事以下ノ重役ノ勢力ヲ以テ御一族間ノ統一ニ勉メサルヘカラズ。然ルニ重役ガ社員トシテ御一族方ト同等以上ノ地位ニ立タル、ニ非スシテ、一介ノ使用

人トシテ在ラル、場合ニハ、其指図容易ニ行ハレ難カルヘシ。故ニ将来御分家ガ追々分立スヘキ場合ヲ予想シ今ヨリ重役ガ無限責任社員ト為ラル、モノトシテ対策ヲ講シ置クコト必要ナルヘシ。」

(Ⅱ)重役ガ社員ニ列セラル、コトヲ非トスル説

イ、又重役ガ全部社員ニ列セラルモノトスレハ、住友家ノ存在不確実ナルノ感アルヲ免カレズ。何トナレバ家長及其御一族ト重役トノ関係ハ社員トシテ平等ノモノトナリ、最早昔日ノ如ク主人ト使用人ノ関係ニアラサルコトトナルモノナルヲ以テ也。(殊ニ重役ガ全部社員ト為ラル、場合ニハ、其数ニ於テモ労務出資ノ社員優勢トナルヘシ。又実際上業務ヲ執行スルハ労務出資ノ社員ナルヘキカ故ニ、財産出資ノ社員ヨリ労務出資ノ社員ノ方勢力強キコトトナル嫌アリ。但シ此点ハ定款ヲ以テ幾分緩和スルヲ得ヘシ。)寧ロ制度トシテハ旧来ノ如ク主権ハ明ニ家長ガ掌握セラル、モノト為シ、重役ハ使用人トシテ補弼ノ任ヲ全セラルモノトスル方、名分ヲ明ニスル上ニ於テ宜シキニアラサルカ。尤モ重役ガ依然使用人トシテ止マラル、場合ニハ御一族ノ統一上厳重ナル家憲ヲ制定シテ、重役ノ地位ト威望ヲ確保スル手段ヲ講スル必要アルヘシ。

ロ、尚ホ重役ガ社員ニ列セラル、モノトスレバ合資会社ノ定款ニ於テ出資セラル、労務ヲ評価スルカ又ハ之ニ評価ノ標準ヲ記載セサルヘカラス。又之ヲ公告スルコトヲ要ス。然シ労務ノ評価ハ甚ダ困難ナリ。

(Ⅲ)以上可否両説各相当根拠アリ、容易ニ決定シ難シ。茲ニハ両説ヲ挙クルニ止ム。

結局両案折衷し、C案において総理事一人を労務出資による無限責任社員とした。C案決定に先立ち、鈴木は家長の了解を取り付けたと思われるが、小畑は、この間の事情を次のように述べている。[11]

住友吉左衛門さんと鈴木馬左也さんとは非常におたがいに信頼し合っておりまして、「住友家というものはやはり社長一人でもって勝手にやるということではいかん、番頭の会議でもって間違いのない事業経営をやっていかなき

やあいかん」ということを鈴木さんが進言されましてね。（中略）当時からみるといかにも番頭がお家を乗っ取ったようなかたちで、封建的な考えからすると、番頭のほうからはいいにくいことだったんですが、鈴木さんはそれを思い切ってしたのです。

（資料1―六）

第六　会社々員及ビ出資

（一）家長ガ無限責任社員タルハ勿論ナリ。而シテ御本宅、各別邸、家宝、什器、書画、骨董類ヲ除キ営業資本全部ヲ出資セラル、モノトス。

（二）御一族ハ有限責任社員ニシテ各独立ノ資産ヲ所有セラレ、合資会社ニ対スル出資ハ、其ノ一部分又ハ家長ヨリ形式的ニ分与セラレタル資産（名義ハ御一族ノモノナレトモ実質ハ家長御所有）ヲ以テ、之ニ充当スルモノトス。要スルニ御一族ノ社員タルハ、会社トシテノ人的要件ヲ充タスヲ以テ、主タル目的トシ、其ノ出資ハコレヲ重要視セス。大体ノ方針ハ、御一族ハ自己ノ資産ヲ以テ自己ノ事業ヲ経営セラルヘク、或ル特種ノ方ノミ（例ヘハ浪費者、幼弱者等）其ノ資産全部ヲ保管ノ意味ニ於テ出資セラル、ヲ可トスヘシ。

（三）総理事ヲ無限責任社員トシテ労務ノ出資ヲ為サシムルコトニ関シテハ、其ノ労務ノ評価又ハ退社ノ場合ノ処置ソノ他ニツキ規定手続ノ煩雑ヲ来スヲ以テ之ヲ不必要ト為ス説アリト雖モ、家長幼少又ハ御病弱等ノ原因ヲ以テ、事実上合資会社ノ無限責任社員タルノ責務ヲ遂行セラル、コト不能ナル場合ニ、実際事ニ当レル総理事ヲシテ、臨時之ニ代ラシムルコト必要ナルノミナラス、事業ノ繁栄ハ単ニ資本ノ力ノミニ止マラズ、労務ノ与ルトコロ亦甚大ナル所以ヲ表示スル意味ニ於テ、労務者ノ代表者トシテ総理事一人ヲ無限責任社員トナスコト、蓋シ適当ナル制度ト謂フベシ。

第七　会社資本ノ総額

前述の如く、A案では評価額の算定が間に合わず、資本金についての言及はなかった。大正九年一月末、野草省三の報告「住友総本店ノ資本金決定ニ就テ」によれば、次のような考え方であった。

住友総本店ノ資本金ハ、現在総財産勘定ニ属スルモノ、即御本邸、御別邸所属ノ土地、建物、什宝、什器(此帳簿価格四三三万円及大正八年度本家仮出四〇万円計四七三万円)ヲ除キ、評価ノ基礎ノ異ナルニ従ヒ左ノ三場合トナスコトヲ得。即

(1)資本金一億円。　現在ノ帳簿価格ニヨル場合。
(2)資本金一億五千万円。　現在ノ帳簿価格ニ固定財産ノ評価益ヲ加算シタル場合。
(3)資本金二億円。　有価証券ノ評価益ヲモ加算シタル場合。

而シテ現在ニ於テハ先ヅ資本金ヲ一億五千万円トスルヲ最モ適当ト信ズ。以下各場合ノ算出ノ基礎並ニ一億五千万円ヲ適当ト認ムル理由ヲ略記スベシ。

(1)現在ノ帳簿価格ニヨル時　資本金一億円

大正八年十二月末日営業資本金勘定・営業資本	六七、五二〇、〇〇〇円
積立金	五、九〇〇、〇〇〇円
準備積立金	一、二七〇、〇〇〇円
大正八年度予想純益金	一一、三八〇、〇〇〇円
北港会社ヘノ売却土地評価益	一六、八四〇、〇〇〇円
計	一〇二、九一〇、〇〇〇円

内仮出金支出ニシテ扣除スベキモノ　賞与仮出　一、四七〇、〇〇〇円
本家仮出　四〇〇、〇〇〇円
其他雑損トスベキモノ　八〇、〇〇〇円
差引　計　一〇〇、九六〇、〇〇〇円

(2)現在帳簿価格ニ固定財産ノ評価益ヲ加算シタル時　資本金一億五千万円
(イ)現在帳簿価格(前葉計算ノ分)　一〇〇、九六〇、〇〇〇円
(ロ)総本店所管土地及建物ノ評価益　一三、五〇〇、〇〇〇円
(ハ)倉庫固定財産評価益　九、九〇〇、〇〇〇円
(ニ)電線製造所固定財産評価益　二三〇、〇〇〇円
(ホ)伸銅所固定財産評価益　三、四一〇、〇〇〇円
(ヘ)別子鉱業所ノ土地及山林評価益　五、〇〇〇、〇〇〇円
(ト)別子鉱区其他固定財産評価益　一二、〇〇〇、〇〇〇円
(チ)若松炭業所固定財産評価益　五、〇〇〇、〇〇〇円
合計　一五〇、〇〇〇、〇〇〇円

(3)有価証券ノ評価益ヲモ加算シタル時　資本金二億円
現在所有ノモノ・国債証券　五三〇、〇〇〇円
株券　四、四四〇、〇〇〇円
住友銀行株券(倍額トス)　一五、七五〇、〇〇〇円

追ッテ会社トスベキ分・住友倉庫株券(五〇%)　七、五〇〇、〇〇〇円
電線製造所株券(五〇%)　二、二五〇、〇〇〇円
伸銅所株券(一〇〇%)　一五、〇〇〇、〇〇〇円
鉱山株券(五〇%)　一七、五〇〇、〇〇〇円
計　六二、九七〇、〇〇〇円

即之ヲ前記ノ一億五千万円ニ加ヘテ概算二億円トス。(税法上の試算略)

以上述ベタル所ニヨリ明ナル如ク、税法上ハ相続税ヨリ所得税ノ方利害大ナル故ニ、資本金ヲ大ニナシ置ク方利益ナリト雖モ、三菱(註、大正九年五月三〇〇〇万円から八〇〇〇万円へ)、三井(註、大正八年十二月六〇〇〇万円から二億円へ)、古河(註、二〇〇〇万円)等他家トノ振合モアリ、又財産ヲ確実安全ニ評価シテ事業ノ基礎ヲ安固ニスル我住友家従来ノ主義ヨリ云フモ、有価証券ノ評価益及将来株式会社トスベキ事業ノ株券ノ評価益迄見積リタル二億円説ハ、今日少シク過大ニ失スルヲ以テ、先ヅ一億五千万円説ヲ尤モ適当ト認ム。而シテ会社ノ出資額ハ、家長ニ大部分ヲ集中シ、他ノ者名義ノ分ハ必要ナル最少限ニ止メ置クヲ可ト信ズ。　以上

これに基づきB案で既に一億五〇〇〇万円が妥当とされた。その後D案において大正九年度上半期の試算数字と評価益の見直しが行われたが、E案(資料1―七)の通り一億五〇〇〇万円には変更はなかった。

(資料1―七)

第七　会社資本ノ総額

会社資本金額ニ関シテハ、之ヲ新所得税法ニ基キ観察スレバ、留保税並ニ超過所得税ノ関係ヨリ資本金額ハ成ルベク多大ニナスベク、之ニ反シ相続税法ヲ顧慮スルトキハ、成ルヘク寡少ニ見積ルヲ利益トスルガ如シ。然レトモ資本ノ額ハ

他家ニ対スル振合モアリ、且ツ相続税ノ如キハ数十年間ニ稀ニ徴収セラル、モノナルノミナラズ、如何ニ資本ヲ少額ニナシ置クトモ、相続税ハ実際所有スル資産ノ客観的価格ニ基キ決定セラル、ヲ本則トナスガ故ニ、過度ニ之ヲ少額ニ為シ置クモ、結局無効ニ終ルヘシ。依リテ資本額ノ決定ニハ、現在ノ財産実際額ト所得税及ヒ相続税トノ関係ニ稽ヘ適当ナル額ニ決定スルノ必要アリ。此ノ趣旨ノ下ニ資本総額ハ一億五千万円ト定メントス。即チ現在ノ財産実際額ハ

(1)大正九年度上半期末帳簿価格	一〇二、八〇〇、〇〇〇円
(2)大正九年上半期純益	三、〇〇〇、〇〇〇円
(3)総本店其他店部附属土地建物等固定財産ヲ時価ニ評価シ其評価益	五一、〇〇〇、〇〇〇円
(4)現在所有有価證券ノ評価益	二〇、〇〇〇、〇〇〇円
合計	一七六、八〇〇、〇〇〇円

（大数トス）

即チ以上ノ如ク二億円ニハ実際不足ナルヲ以テ、資本額ハ一億五千万円トシ、現在帳簿価格ニ比シ約四千五百万円ノ評価益ハ、将来会社トスルコトアルベキ店部ノ固定財産並ニ売却スルコトアルヘキ有価證券ニ於テ、適当ニ算出増額シ、其他ハ現在ノ帳簿価格ノ儘ニ置カントス。

第八　会社役員

次のようにA案以来同じ考え方である。ただしA案では家長未成年の時は有限責任社員とする。

社長ハ住友家家長ニシテ男子タルコトヲ要ス。家長成年ニ達セサルトキ、又ハ病軀等ニテ職ニ堪ヘサルトキハ欠位トシ、総理事其職務ヲ摂行ス。但家長未成年ノ時ハ有限責任社員トシ、社長トナリ得ルニ及テ無限責任社員ニ変更ス。病軀ノ場合亦之ニ準ス。

これに対しB案では、次のように有限責任社員とすることには消極的で、総理事が代表権及び業務執行権を有する案の他に、一族の一人がもつ案を提示している。

家長ガ御病弱等ノ場合ニ有限責任社員トナラルヘキモノト為サバ、総本家トシテ住友家ノ信望ノ繋ル処ガ無限責任ヲ負ハレサルコトトナリ、其結果外部ニ対スル住友総本店ノ信用ヲ損スルノ虞無シトセス。（中略）前葉ニ同シク家長ハ未成年御病弱ノ間ト雖モ、無限責任社員タル地位ニ居ラル、モノナルモ其間ハ御一族ノ内ノ一人ガ社長トシテ業務執行権及ビ代表権ヲ摂行セラル、コトトスル案（摂行セラルヘキ方選定ニツキテハ注意スルヲ要ス。未成年ノ場合ニハ法定代理人タル御一族ガ摂行セラレ、御病弱ノ場合ニハ家長御指定ノ御親族ガ重役会の同意ノ下ニ摂行セラル、コト穏当ナリシカ、此点別ニ研究ヲ要ス。）

このように、家長幼少又は病弱の場合の議論が繰り返されている背景には、大正五年十月家長友純の長男住友寛一が病弱の故を以って廃嫡され[12]、家督相続人となる次男厚（後の住友吉左衛門友成）はまだ幼少であり、他方で大正三年七月鳥居忠文子爵三男忠輝が長女孝と結婚して住友忠輝（分家）となっていたという事情がある。

C案に至ってE案（資料1―八）の通りとなったが、末尾に（此項未決）とあるのは、鈴木の手元資料D案に残る彼の書き込みから判断すると、幼少の家長が無限責任社員の地位を承継できるのか、承継できた場合法定代理人によって会社を代表し、業務を執行できないのかという疑問であったと推定される。

この鈴木の疑問について、日高支配人は顧問弁護士原嘉道に照会状を出し、その回答は後に述べる定款の作成に織り込まれることとなった[13]。（資料1―八）

第八　会社役員

（一）　通常ノ場合、家長ヲ以テ会社代表社員並ニ業務執行社員トス。

（二）　家長幼少又ハ病弱ノ故ヲ以テ実際事務ニ当ル能力ナキ間ハ、総理事ヲ以テ会社代表社員並ニ業務執行社員トス。

（此項未決）

第九　利益分配並ニ持分払戻

まず利益分配について、A案では次のような考え方を示している。

会社ノ目的ハ、主トシテ企業資本ノ管理増殖ニアルヲ以テ、年々挙クル処ノ利益ハ之ヲ蓄積シ、出資者ニ対シテハ、其必要ノ限度ニ於テ支出スルコトトシ、労務出資者ニハ別ニ配当ヲナサヽルモノトス。

家長ニ対シテハ無制限ニ、有限責任社員ニハ定額ヲ給ス。但有限責任社員ノ如何ニ依リ家長ノ費用ニテ支弁セラル、モ実際上ノ適宜トス。無限責任社員タル総理事以下ニハ社長ノ定ムル給与額ニ依ル。

家長ノ分ハ経常予算若ハ臨時支出トシ、他ノ方々ノ分ハ予算ニ依テ限定シテ其必要ニ応スルコトヽスルモ、大体持分ニ対シ相当ノ割合ヲ定メ、其限度ヲ標準トスルヲ可トス。

これに対しB案は、これを次のように簡略化した。

利益ノ主タル部分ハ、総本店ニ積立ツ。配当ハ家長及御一族ノ御生活ニ要スル費用ヲ限度トシテ為ス。総理事以下ニハ別ニ配当額ヲ定メス、社長ノ指定スル一定額ヲ配与ス。又損失ハ総理事以下之ヲ負担セズ。

次に持分払戻について、A案は

出資額ハ、元来之ヲ払戻サヽルヲ以テ原則トスルモ、若シ中途払戻ノ必要ヲ生シタルトキハ、有限責任社員ニハ払込当時ノ価額ヲ現金又ハ有価証券ニテ払戻スモノトス。

無限責任社員タル総理事以下ニハ退社スルモ何等ノ払戻ヲ為サズ。

と定めているのに対し、B案は、次のように払込当時を払戻当時の価格に改めた。

住友家ノ御一族ヲ統一シ、資本ノ結合ト維持ヲ図ル精神ヨリ、出資額ハ之ヲ払戻サヽルヲ原則トス。然シ若シ家長以下ノ出資者ニ対シテ、万已ムヲ得ス中途払戻シヲナス必要ヲ生シタルトキハ、払戻当時ノ価格ヲ以テ払戻スコトヲ得ルモノトス。（払込当時ノ価格ニテ払戻スヘシトスル説アリ。少シ酷ニ失スルカ如シ。）

但シ第三者ニ対スル持分ノ譲渡ハ絶対ニ之ヲ許サヽルモノトス。

重役ガ社員ト為ラルヽ場合ニハ退社スルモ何等ノ払戻ヲ受クル能ハサルモノトス。

以上を受けて、C案及びD案においては、第(一)項、第(二)項はE案(資料1―九)と全く同一であったが、第(三)項、第(四)項は次の通りE案と順序が逆になっていた。

(三)　有限責任社員退社ノ場合ニハ退社当時ノ持分価格ヲ標準トシテ其払戻ヲナス。

(四)　総理事ハ損失ヲ負担スルコトナシ。

すなわちD案までは、総理事は損失が生じても負担することなしとされていたのが、E案で負担することになったのは、鈴木の手元資料D案のこの第(四)項を自ら線を引いて消しているところから推定すると、第(一)項で総理事が一族並みに配当を受けることになったので、損失が出た場合は負担することを自ら申し出たものと考えられる。

次に有限責任社員退社の場合の持分払戻の規定が、E案で厳密にされたのは、「第六　会社々員及ビ出資」A案などからみて、第(一)項で利益が合資会社に留保されるため、一族に対する配当が、出資額や会社資産の増加による持分に見合って決定されるのではなく、家長に倣って経費支出的なものになることから、単に退社当時の持分価格からのみ算定するのでは片手落ちではないかという意見が出たものと推定される。

（資料1―九）

第九　利益分配並ニ持分払戻

（一）　利益ハ大部分ヲ合資会社ニ留保スルモノトシ、家長ニ対スル配当ハ年度内本家費トシテ実際支出費用ヲ支弁スル金額ヲ標準トシ、御家族並ニ総理事ニ対スル配当ハ、家長之ヲ定ムルモノトス。

（二）　総理事仮ニ無限責任社員トシテ入社スルモノトセバ、其ノ退社ノ場合ニハ持分（労務ニ対スルモノ）ヲ払戻サザルモノトス。

（三）　但会社ノ損失ハ総理事モ亦之ヲ負担スルモノトス。

（四）　有限責任社員退社ノ場合ニハ、其出資金額、退社当時ノ持分価格及ヒ配当金額ノ関係ヲ考量シ、各場合ニツキ総社員ノ同意ヲ以テ之ヲ定ム。其考量ノ標準タルヘキモノノ詳細ハ、契約ヲ以テ別ニ之ヲ定ムヘキモノトス。

以上

最後に合資会社本社部門の組織については、これまでみてきた税法や商法による法律論や総本店全体としての得失ではなく、総本店内部の組織を合資会社に如何に改変するかという各課の利害が絡んで議論は遅れ気味で、案は別冊（「其二」）とされ、次のような「確定案」がまとまった後も、事務章程の決定は会社設立後まで持ち越された。これはその後に述べる合資会社と各株式会社との関係の規程についても同様（「其三」）であった。

（二）　住友総本店組織変更について（その二・合資会社本社内部の組織）

総本店の現行内部組織からE案（資料2）に至る変遷を示せば次の通りである。

会社本社の内部組織案の変遷

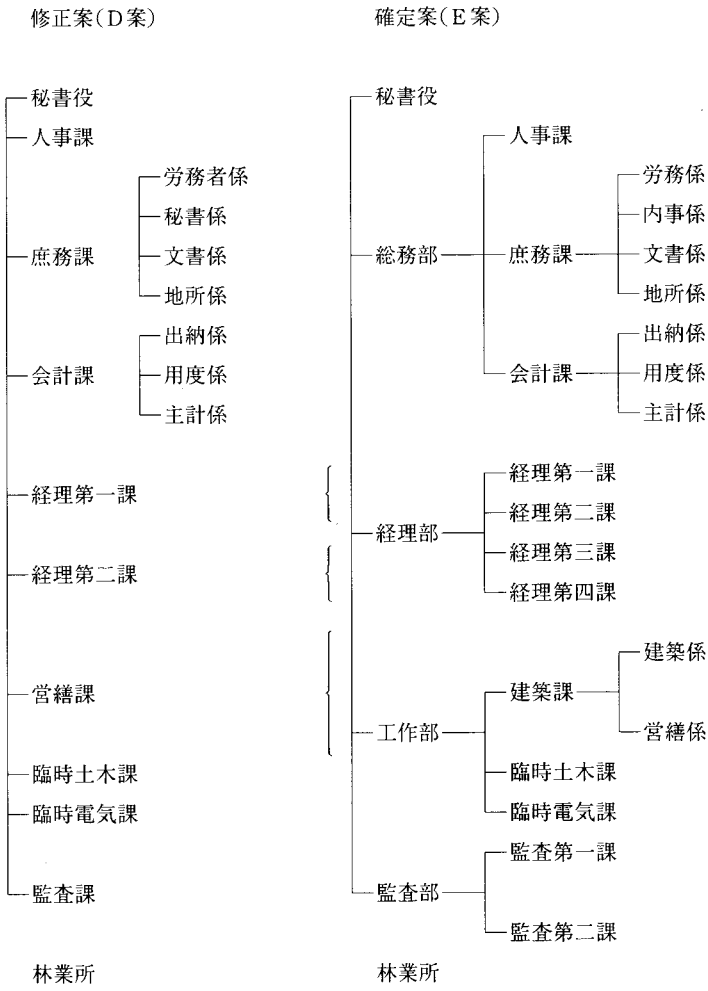

第２図　総本店現行組織と合資

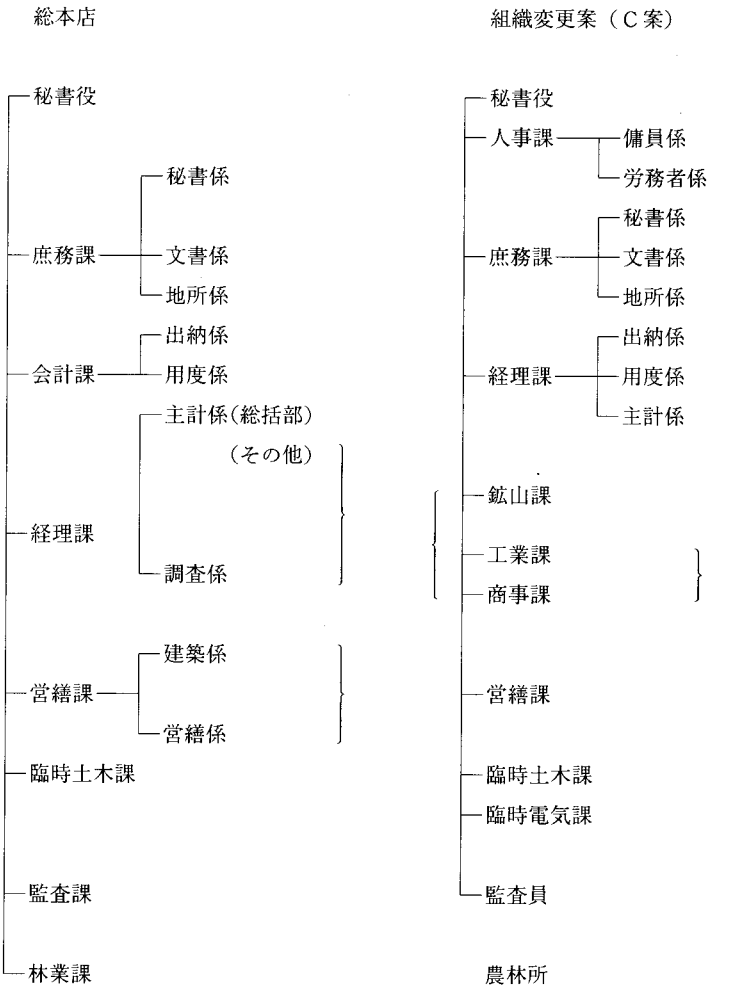

なお前述の通り内部組織案は、C案から再スタートしたので、参考までに、C案及びD案に関する改正分課と現行分課との差異の説明を示すと次の通りである。

C案

一、改正案ハ、現行庶務課秘書係ヨリ傭員並ニ労務者等人事ニ関スル事務ヲ分離シテ人事課ヲ設ケタリ。

二、改正案ハ、現行経理課ヲ事務ノ性質種類ニ従ヒ、鉱山課、工業課、商事課、主計係ニ分課セリ。

三、改正案主計係ハ、現行経理課主計係総括部ノ仕事ヲ為スモノニシテ、コレヲ現行会計課ニ附属シ、会計課ヲ経理課ト改称ス。

四、改正案商事課ハ、販売店、洋行、倉庫、銀行其他現行経理課事務中、鉱山課、工業課、主計係ニ属セサル事務ノ取扱ヲナス。

五、現行経理課調査係ノ事務ハ、調査事務、支那関係事務並ニ新事業事務等各事務ノ性質種類ニ従ヒ、

D案

一、改正案ハ現行庶務課秘書係ヨリ傭員人事ニ関スル事務ヲ分離シテ人事課ヲ設ケ、労務者ニ関スル事務ハ庶務課中ニ労務者係ヲ設ケテ之ニ管掌セシム。

二、改正案ハ、現行経理課ヲ第一課、第二課ニ分割シ、第一課ヲシテ鉱山、農林ニ関スル事務ヲ掌ラシメ、第二課ヲシテ工場、販売、銀行、倉庫ノ事務ヲ掌ラシム。

三、改正案主計係ハ、現行経理課主計係総括部ノ仕事ヲ為スモノニシテ、コレヲ現行会計課ニ附属セシム。

四、現行経理課調査係ノ事務ハ、調査事務、支那関係事務並ニ新事業事務等各事務ノ性質種類ニ従ヒ、其レ其レ各課ニ於テ其ノ取扱ヲ為スモノトス。

五、現行林業課ハ、之ヲ廃止シ、別ニ普通ノ現業店部ト同列ナル一店部(住友林業所)ヲ設ケ、其ノ監督

夫々各課ニ於テ其ノ取扱ヲ為スモノトス。

六、現行林業課ハ、之ヲ廃止シ、別ニ普通ノ現業店部ト同列ナル一店部(住友農林所)ヲ設ケ、其ノ監督ハ鉱山課ニ於テ之ヲナスモノトス。

ハ経理第一課ニ於テ之ヲ為スモノトス。

六、各課主任ノ名称ハ、之ヲ廃止シ、課長ト改メ、別ニ必要ニ応ジ其下ニ係長ヲ置クコトヲ得。

合資会社の社内組織とその改正のポイントは、これらとE案を比較すれば明らかと思われるが、特に鈴木総理事の手元資料D案に残る書き込みから、E案に至って、部制をとること、主計係を会計課に移してもなおかつ事業の管理に当たる部課に「経理」の名称をつけることに固執していること、その経理二課制を四課制に拡大させたこと、監査二課制や大正九年七月水利権を得た宮崎県耳川の水力電気開発のため臨時電気課を設置する等の諸点が、いずれも鈴木の指示であったことが判明する。こうした鈴木の指示による合資会社本社機構の整備は、次に述べる各株式会社に対する合資会社権限の強化とともに、家長の信頼に応えて、経営責任を果たすためには万全を期したいという鈴木の考え方(集権主義と称する)に基づくものといえよう。なお従来の課主任を廃止して、課長制がとられることになったのは、家長が合資会社社長に就任することで、同音による混同が避けられることになったからである。

(資料2)

住友総本店組織変更ニ就キテ(其二)

第十　合資会社本社内部ノ組織

合資会社本社内部ノ分課左ノ如シ。

秘書役　若干名

総務部　人事課

庶務課　内事係
　　文書係
　　地所係
　　労務係
会計課　主計係
　　出納係
　　用度係
経理部　経理第一課―鉱山
　　経理第二課―林業
　　経理第三課―銀行、倉庫、販売
　　経理第四課―工場（電気事務ヲモ含ム）
工作部　建築課　建築係
　　営繕係
　　臨時土木課
　　臨時電気課（未決）
監査部　監査第一課
　　監査第二課

右改正分課ヲ現行分課ト比較シテ其ノ差異ヲ説明スルコト左ノ如シ。

一、総本店内部組織改変ノ第一点ハ、従来ノ各課ノ上ニ総本店支配人アリテ之ヲ統率スル制度ニ代フルニ、部長制ヲ以テスル点ニ在リ。即チ総本店ニ総務、経理、工作、監査ノ四部ヲ設ケ、各部ニ部長一名ヲ置キ、其下ニ各課ヲ分置隷属セシメ、各部部長ニ対シテハ其所管事務ニツキ一定ノ事項ヲ委任シテ決裁権能ヲ有セシム。是レ一ニ事務ノ簡捷ニ便セントスル趣旨ニ出ヅ。

日高支配人附説＝部長ガ其分担事務ヲ視ルト同時ニ全部ノ事務ヲ視ルコトハ、自ラ軽重ノ差ハアルヘキモ之ヲ併セ行フコトハ、部長制ノ本旨ヲ徹底セシムル上ニ於テ事実上肝要ナリ。制度規程ノ上ニ十分考慮ヲ加ヘタシ。

二、各部ニ対スル各課隷属ノ状態ハ、前記ノ通リトス。

三、各課主任ノ名称ヲ廃シ、課長ヲ以テ之ニ代フ。而テ各係ニハ係主任、主査ヲ置キ、各課事務ヲ分掌セシメ、係員ヲ指揮シテ、之ガ整理ノ局ニ当ラシム。

四、改正案ハ、現在庶務課秘書係ヨリ傭員人事ニ関スル事務ヲ分離シテ人事課ヲ設ケ、労務者ニ関スル事務ハ庶務課中ニ新ニ労務係ヲ設ケ之ヲ掌ラシム。而テ秘書係ナル名称ハ秘書役トノ混雑ヲ避ケンガ為メ内事係ト改ム。

五、改正案ハ、現行経理課ヲ経理第一課、同第二課、同第三課、同第四課ニ分割シ、第一課ヲシテ鉱山ニ関スル事務ヲ掌ラシメ、第二課ヲシテ林業ニ関スル事務を管掌セシム。而シテ第三課ハ銀行、倉庫、販売店ノ事務を司リ、第四課ハ各工場事務(電気事務ヲ含ム)ヲ処理スルモノトス。

六、改正案主計係ハ、現行経理課主計係総括部ノ仕事ヲ為スモノニシテ、是ヲ会計課ニ附属セシム。而テ又会計課ハ特ニ総務部ニ隷属セシメ、経理各課ト其所属ヲ異ナラシム。其趣旨タル孰レモ起業ト金融ノ関係ニ一層慎重ニ用意セントスルニアリ。

七、改正案ニ依レハ、調査事務ハ性質上事業現実ノ状態ト分離シ難キモノアルヲ理由トシ、特ニ調査係又ハ調査課ナル

モノヲ設クルコトヲ止メ、其事務ノ種類ニ従ヒ、経理第一課乃至第四課ニ分属セシムルコトトセリ。

八、現行林業課ハ、之ヲ廃止シ別ニ普通ノ現業店部ト同列ナル一店部林業所ヲ設ケ、其監督ハ経理第二課ヲシテ之ヲ為サシム。

九、現在ノ営繕課ヲ建築課ト改称ス。

十、電気ニ関スル現業事務ヲ司ラシムルタメ、新ニ臨時電気課ヲ設ケ、工作部ノ統轄ノ下ニ置ク。（未決）

以上

(三)　住友総本店組織変更について（その三・合資会社と各店部株式会社との関係について）

E案「第一　会社組織ヲ可トスル理由」における試算の結果、所得税法上各店部を株式会社とすることは、この際見送られたが、銀行・鋳鋼所のように既に株式会社となった店部もあり、倉庫・電線など早晩株式会社となることが予想されていたので（電線については「住友総本店(下)」の「七　株式会社住友電線製造所の設立と日本電気株式会社との提携」参照）、組織変更に当たり、次のようにこの問題は避けて通れない問題であった。

（資料3）

住友総本店組織変更ニ就キテ（其三）

合資会社ト各店部株式会社トノ関係ニ就テ

所得税法ヨリ之ヲ見レバ、総本店ノミヲ会社組織トシ、各店部ハ之ヲ会社組織トセズ現在ノ儘ニテ合資会社ノ一部門トナシ置ク方利益ナリト雖モ、現ニ銀行、鋳鋼所ノ如ク既ニ独立ノ株式会社トナレル店部アルノミナラズ、将来資金其他ノ関係ニテ、倉庫、電線製造所等ニシテ独立ノ会社組織ニ変更セラル、コトモ有リ得ヘキヲ以テ、此等ノ場合ニ処スル

為メ、以下少シク合資会社ト各店部株式会社トノ関係ニツキ研究セリ。

（A）統轄ノ根本方針

A案においては、この問題についてまだ十分検討されていないため、これを除き、B案以降をみていくこととすると、B案は次の通りで、C案に至ってE案（資料3—A）の通りとなった。なお合資会社と各店部株式会社との関係については、中田理事等の本社集権主義と湯川理事（銀行常務）等の店部分権主義との間に、激しい議論が討わされたという。(14)

一、現在ノ各店部中其重ナルモノハ、之ヲ独立ノ株式会社組織トスト雖モ、全然コレヲ解放シテ、総本店ハ単ニ其大株主タルニ止マルモノトスルハ、住友家ノ経済的地位確立ノ為ニモ又各店部会社自身ノ発達上ニ於テモ、不穏当ニシテ、是レヲ適当ニ監督シ、各会社ノ奔逸ヲ防クノ必要アリトス。

二、然レトモ形式上各株式会社ハ独立ノ人格ヲ有スルモノタルノミナラス、余リニ煩雑ナル干渉ヲ為スハ、各社ノ事業経営上決シテ得策ト云フヘカラズ。

三、則チ寛厳宜シク中正ヲ得テ、住友家全体トシテノ発展ヲ期スルト共ニ、各会社ノ進張ヲ妨ケサル底ノ監督方法ヲ講スルコトヲ要ス

然ラバ寛厳最モ宜シキヲ得タル方法トハ何ソヤ。是レ甚ダ攻究ニ困難ヲ感スル処ナルモ茲ニ二案アリ。

第一案（稍寛大ナル案）　各会社ノ経営上ノ主義方針及ビ事業ノ新設改廃ノミニ就キ、監督スルコトトシ、其以外ノ事項ハ、各会社ノ取締役ヲシテ任意専行セシムルコト。

第二案（稍厳重ナル案）　各会社経営上ノ主義方針等ニツキ、監督スルハ勿論、或程度迄業務ノ執行ソノモノヲ監督スルコト。

（資料3―A）

（A）統轄ノ根本方針

現在ノ各店部ヲ株式会社トナシタル後ニ於テ、全然之ヲ分権解放シ、合資会社ハ単ニ其ノ大株主ニ止マルモノトスルコトハ、住友家ノ主義方針ヲ一貫シ及ビ住友家一団トシテノ経済的地位確立ノ為ニモ又各店部会社ノ堅実ナル発展ヲ庶幾スル為メニモ不適当ナルヲ以テ、合資会社ニ於テ各株式会社ニ対シ相当ノ監督ヲナス必要アリ。然レトモ又一方ニ於テ各株式会社ハ独立ノ人格者ナル以上、余リニ煩雑ナル干渉ヲ為スハ、各社ノ事業経営上決シテ得策ト云フヘカラス。寛厳中正ヲ得テ住友家全体トシテノ発展ヲ期スルト共ニ、各社ソレ自身ノ伸張ヲ妨ケサル底ノ監督組織ヲ考究セサルヘカラス。於茲乎此ノ組織ノ根本方針ニ関シ、自ラ二案ノ発生ヲ見ル。

第一案　各株式会社ノ主義方針ノミナラズ、重要ナル業務執行ニ付テハ、合資会社ノ監督作用ヲ及ボス案。

第二案　各株式会社主義方針ノミニ付キ、合資会社ノ監督作用ヲ及ボス案。

則チ第一案ハ、中央集権方針ニシテ、第二案ハ、地方分権方針ナリ。各一長一短アリ。抽象的ニ其可否ヲ論スルヲ得ズ。専ラ現実ノ状態ニ基キテ決定スルヲ要ス。而シテ現在ノ住友家事業ノ実際ヲ観察スルニ、各店部独立ノ後ト雖モ合資会社ニ於テ其業務ノ重要ナルモノニ付テハ、適当ナル監督ヲ為スコト必要ナルガ如シ。故ニ根本方針トシテハ、第一案ヲ採用シ、此ノ方針ニ従テ其組織制度ヲ考究セントス。

（B）**統轄組織**

本項についても、B案で次のような考え方が示され、C案でE案（資料3―B）の通り決定された。

統轄方法ヲ監督関係ノ主体ニヨリテ区別セバ、左ノ四ノ場合想像スルコトヲ得ヘシ。

監督者　　被監督者

第一	合資会社	各株式会社
第二	家長、総理事又ハ総理事ノ代理者タル特定ノ理事	同
第三	合資会社	各株式会社重役
第四	家長、総理事又ハ総理事ノ代理者タル特定ノ理事	同
第五（日高案）	同	同

右ノ内、第一及第二ハ、各株式会社ハ株式会社トシテ総本店又ハ家長、総理事ノ認可ヲ受クヘシトスルモノナルガ、各株式会社ハ、名義上独立ノ存在ヲ有スルモノナルヲ以テ、株式会社トシテ他ノ認可ヲ受クルハ不体裁ノ感アリ、第三、第四ノ方法ノ勝レルニ若カズ。

第三、第四両方法イツレヲ可トスヘキカ。第三ノ方法ニ依レバ、各株式会社ノ重役（住友関係）ハ、被監督事項ニツキ意見ヲ発表シ、又ハ取締役会ニ於テ採択ヲ為スニ先立チ、総本店ナル組織体ノ認可ヲ受クヘシトスルモノナリ。故ニ（イ）合資会社住友総本店ノ地位ノ重カラシムルニ足リ、総本店ガ事業ノ中心タルコト明ニ認識セラル。

（ロ）其結果、住友家事業ノ全部ヲ統一スルニ便ナリ。

第四ノ方法ノ場合ハ、通常家長又ハ総理事以下ノ総本店重役ガ各株式会社ノ社長又ハ取締役ヲ兼ネラル、ヲ以テ、別ニ家長又ハ総理事ニ対シ認可ヲ申請スル手続ヲ必要トセズ、単ニ社長又ハ取締役トシテノ承諾ヲ求ムルヲ以テ足リ、隠約ノ間ニ監督ノ実ヲ挙クルコトヲ得。

第五案タル日高案ニ依レハ、各株式会社ノ取締役会ニ附議スヘキ議題ハ、各取締役ヨリ提出スルコトヲ得ルモノトス。而シテ取締役会ニ提出スルモノノ内重要ナルモノハ、先ヅ相当ノ余日ヲ置キテ社長ニ提出セシム。社長ハ、通常住友家ノ家長ナルカ又ハ総本店総理事ナルカ故ニ、提出ヲ受ケタル議題ノ内総本店ノ干与ヲ必要トスル事項ニツ

キテハ、総本店各課係員ヲ調査セシム。社長ハ、其結果ニ基キ、住友側ノ取締役ニ内意ヲ申聞ケ取締役会ニテ決議スルコトトス。（第四ノ方法ニ似タリ。）

右三方法（註、第一、第二ヲ除キ）ノ孰レヲ可トスヘキカ、之レ容易ク決スル能ハサル処ナリ。然シ吾人ハ、左ノ理由ヲ以テ第三ノ方法（総本店ノ認可ヲ受クヘシトスル方法）ノ可ナルヲ信セントス。

イ、総本店ハ住友総本店トシテ相当ノ重要サヲ以テ住友家全般ノ事業ノ上ニ臨ム必要アリ。

ロ、次ニ総本店ソノモノガ各会社ヲ監督スルモノト為スニ非サレバ、監督ノ完全ヲ期スル上ニ不充分ナルカノ感アリ。何トナレバ総本店其モノガ権威ヲ有スルニ非サレバ、各会社ニ対抗シテ総本店各課ニ於テ果シテ認可スヘキモノナルヤ否ヤヲ充分調査スルコト能ハサルノミナラズ、其調査ノ結果ニ対シテモ、各会社ハ重要視セサルモノアルニ至ルヘケレハナリ。（此理由ハ総本店ガ経営ノ根本方針以外業務ノ執行ニツキテモ監督スヘキ場合ニ就キテ云フナリ。）

（経営上ノ主義方針、事業ノ新設改廃ノミヲ監督スルニ止マル場合ニハ、此理由ヲ欠クヘシ。何トナレバ、之等ハ皆重役ノ高等政策ニヨリテ決定セラルヘキモノニシテ、補助機関ノ介入ヲ必要トセサレハナリ。）

（資料3—B）

（B）統轄組織

（一）、監督関係ノ主体

イ、被監督者　各株式会社ハ、法律上独立ノ人格ヲ有スルモノナレバ、株式会社ソノモノガ、直接被監督者ノ地位ニ立ツハ、形式上不穏当ナリ。則チ株主タル住友合資会社ノ利益ヲ代表セル各株式会社取締役個人ガ、重要ナル事項ニ関シテハ合資会社ノ指令ヲ仰クコトトシ、斯クシテ間接ニ株式会社ニ対スル監督ヲ全クスルノ外良策

ナシ。即チ形式上直接ノ被監督者ハ各株式会社取締役トス。

ロ、監督者　合資会社ナルコト勿論ナリ。

備考＝各株式会社々長ニハ合資会社社長(或ハ総理事又ハ理事)ガ兼任セラル、コトトナルヘケレバ、各社取締役ノ監督ハ、各株式会社々長ニ於テ之ヲ為シ、合資会社ハ単ニ各株式会社々長ノ諮問機関トナサントスル案モ考ヘ得ルコトナレドモ、之レハ事ノ本質ト一致セス。又合資会社ノ監督及位置ヲ有名無実ニ終ラシムル虞多キガ故ニ之ヲ採ラズ。

要之、合資会社ガ、各株式会社取締役ヲ監督スル案ヲ以テ、最良且唯一ノ合理的制度ナリトス。

(C)各社役員

この問題は、結局合資会社役員をして各株式会社役員をどこまで兼務させるのかという問題であるが、B案からE案(資料3―C)までの過程を左に示す。

B案

1. 総本店重役ノ数人ガ取締役ヲ兼ネラル、場合ニハ、総本店ノ補助機関有効ニ活動シ難ク、其結果監督ノ完全ヲ期シ難シ。何トナレハ、各会社ノ側ニ於テ直接各重役ニ交渉シタル上、案定マリテ総本店ノ補助機関ニ廻附シ来ルコト往々アルヘク、(現在別子、伸銅所等ノ部長ガ直接重役ニ話スルカ如シ)一旦各重役ノ内意ヲ定マリタル上ハ、之ヲ覆

C案(一)内を追加してD案とする)

(一)　各株式会社社長ハ其ノ事業ノ大小軽重ニ応シ、合資会社社長(家長)総理事又ハ理事中ノ一名之ニ任ス。

(二)　外部株主ノ代表者タル取締役ヲ除キ、他ノ取締役ハスベテ住友家傭員タルモノトス。

(三)　住友家傭員タル取締役ハ合資会社理事ヲ兼務セシムヘキカ、本問ニ関シ左ノ案ヲ立ツ。

スコト容易ニ非サルカ故ナリ。

2. 故ニ監督ヲ徹底的ニ行フ為メニハ、総本店重役（社長ハ格別）ハ一人以上各会社ノ取締役トシテ入社セラレサルコトトシ、入社セラレタル重役ハ其会社ノ専務取締役トシテ専ラ其会社ヲ主宰セラル。又別ニ総本店ニハ総務部長ナルモノヲ設ケ、特定ノ重役専ラ之ニ当ラル。而テ総本店ノ重役会ニ於テハ其提出会社ノ専務理事タル重役主トシテ説明ノ任ニ当ラレ、総務部長ハ総本店ノ補助機関ヲ率ヒテ之ニ対シ討議セラル、ト云フカ如キ方法（内閣制度）ヲ採用セサルヘカラズト論スル説アリ。然シ右ニ対シテハ非難アリ。

イ、各理事ガ総本店重役会ト各会社専務取締役トヲ兼ネ、両者ノ実際ニ当ルハ、多忙過ギ総本店ト各会社両方面事務執行上不便多カルヘシ。

ロ、各会社ノ取締役不足スルニ至ルヘシ。（新進者ヲ抜擢セントスルモ貫目足ラズ）

3. 尚内閣式ヲ維持セントシ、重役多忙ト為ラルヽナラハ、

第一案、合資会社理事ヲシテ各株式会社取締役ヲ兼任セシメザル案。

第二案、各株式会社専務取締役トシテ合資会社理事兼任スル案。

第三案、各株式会社取締役トシテ合資会社理事数名又ハ全部兼任スル案。

〔第四案、合資会社ノ理事ヲシテ各株式会社ノ専務又ハ常務ヲ兼任セシメサル案。（平取締役ハ可。）〕

以上三案〔四案〕中第二案タル合資会社理事一名各株式会社専務取締役トナル案ハ、内閣組織ニ類似シ形式上頗ル整備セルモノナレドモ、各社専務トシテノ事務ト合資会社理事トシテノ事務ト共ニ頗ル多忙ヲ極メ、結局双方共ニ職務ヲ尽シ得サルノ虞アリ。

第三案タル各社平取締役ニ合資会社理事数名又ハ全部ヲ網羅スルハ、各社ノ威厳ヲ増大スルノ観アレドモ、各社重役会ト総本店理事会ト屋上屋ヲ重ヌルノ嫌アリ。動モスレバ合資会社ノ実際的業務

ラバ、重役会(理事会)ニ附議スル事項ヲ極ク重大ナルモノニ限リ、通常ノモノハ総本店ニ常務理事ヲ設ケ此処ニテ決行スルコトセハ如何ト説ク向アルモ、各会社取締役等ノ関係ヨリ此案ニモ亦実行不可能ナリトノ非難アリ。

4. 要スルニ前記各案ハ、共ニ不可ナリトスルモ、総本店ノ重役ト各会社取締役トノ重複ハ、決シテ監督ヲ完全ニ行シムル所以ニ非サルヲ以テ、之ヲ避クルタメニ何等カ適当ノ方法ヲ講セサルヘカラサルナリ。

(資料3—C)

(C)各社役員

(一) 各株式会社社長ハ其ノ事業ノ大小軽重ニ応シ、合資会社社長(家長)、社員(総理事ヲ含ム)、又ハ理事中ノ一名若クハ家長ノ特ニ委託シタル者之ニ任ス。

(二) 外部株主ノ代表者タル取締役、合資会社々員ニシテ取締役タル者並ニ家長ノ特ニ委託シタル取締役ヲ除キ、他ノ取締役ハ総テ住友合資会社傭員タル資格ヲ有スヘキモノトス。(但シ俸給、賞与、退身慰労金等ニ関シテハ、規程上慎重考慮ノコト。)

(三) 合資会社理事ヲシテ各社取締役ヲ兼務セシムヘキカ。単ニ理想ヨリ言ヘバ、監督者タル合資会社理事ト被監督者監督ヲ有名無実ニ終ラシムルノ嫌アリ。故ニ業務監督ヲ有効ニ実現センニハ、原則〔理論〕トシテ第一案ヲ採用シ、各社取締役ハ、合資会社理事ヲ兼任トセズ、事業当事者ト監督者ヲ各別人ト為ス組織ヲ最モ可ナリトス〔レトモ、現状ニ適切ナラサルノ嫌アリ、実際上ハ第四案ヲ最モ穏健ナリトス。〕。尤モ特別重要ナル会社ニハ例外トシテ総理事又ハ理事ヲ〔専務又ハ常務〕取締役トナスコト必要ナルベシ。

タル各株式会社取締役トハ全然別人ト為スヲ、監督ノ徹底ヲ期スル上ニ於テ可トスト雖モ、コハ実情ニ適セサル憾アルヲ以テ、合資会社理事数名又ハ全部各社取締役ヲ兼ヌルコトヲ得トスルノ外ナシ。

(D)監督事項

本項目は、合資会社の具体的な監督事項で、「大体現状ト同様トナス」（C案）というように、B案からE案（資料3―D）までほとんど変化はない。

B案	C案＝D案
1. 定款及業務執行ニ関スル一切ノ規程	一、等内傭員及補助員ニ採用スル人物ノ選定
2. 重要ナル契約ノ締結	二、等内傭員及補助員ニ対スル昇進、賞罰、退身慰労金
3. 事業ノ新設、改廃、拡張、縮少、其他事業方針ノ変更	三、傭員以下準傭員ニ対スル海外出張、留学又ハ学術研究ノ為ニスル内地ノ出張
予算ノ編成、変更、決算	但シ営業上ノ必要ノ為ニスル支那出張ハ此限ニ非ス
4. 各種ノ起業ノ施行	四、傭員以下準傭員ニ対スル年末賞与、各種ノ臨時給与、慰籍、待遇等
5. 固定財産ノ償却	但シ定例ニ属スルモノハ此限ニ非ス
6. 固定財産価格増減ノ整理	五、労役者ニ対スル各種ノ給与賑恤等ニ関スル一切ノ事項
7. 資金ノ借入及取引銀行ノ選定	但シ定例ニ属スルモノハ此限ニ非ス
8. 勘定科目及元帳科目ノ制定改廃	六、事務技術ニ関スル顧問又ハ嘱託ノ依託
9. 一切ノ訴訟	七、傭員以下労役者ニ対スル各種ノ規定並ニ諸般ノ制度又
10. 等内傭員ニ採用スル人物ノ選定（之ニ対シテハ六等以上ニ限ルヘシトノ説アリ）	

11. 等内傭員ニ対スル賞罰、昇進、退身慰労金
12. 傭員以下ニ対スル海外出張、留学(又ハ学術研究ノ為メニスル内地ノ出張)
13. 傭員以下準傭員ニ対スル年末賞与、各種ノ臨時給与、慰籍、待遇等
但シ定例ニ属スルモノハ此限リニ非ス
14. 事務技術ニ関スル顧問又ハ嘱託ノ委託
15. 傭員以下労役者ニ関スル各種ノ規程並ニ諸般ノ制度又ハ設備
16. 臨時重要ナル寄贈及接待
17. 労役者ニ対スル各種給与賑恤等ニ関スル一切ノ事項
但定例ニ属スルモノハ此限リニ非ス
18. 前各項ノ外株主総会ニ提出スル事項
(資料3—D)

(D)監督事項

一、傭員ニ採用スル人物ノ選定
二、傭員ニ対スル進退、賞罰、退身慰労金
三、傭員、補助傭員及準傭員ニ対スル海外出張留学又ハ学術研究ノ為ニスル内地ノ出張
ハ設備
八、定款及業務執行ニ関スル一切ノ規程
九、重要ナル契約ノ締結又ハ一切ノ訴訟
十、臨時重要ナル寄贈接待
十一、毎事業期ノ予算、其ノ変更及決算
十二、固定財産ノ償却
十三、固定財産価格増減ノ整理
十四、主要帳簿様式ノ制定変更
十五、勘定科目及元帳科目ノ制定改廃
十六、取引銀行ノ選定
十七、前各項ノ外株主総会ニ提出スル事項

但シ営業上ノ必要ノ為ニスル支那出張ハ此限ニ非ス

四、傭員、補助傭員及準傭員ニ対スル年末賞与、各種ノ臨時給与、慰籍、待遇等

但シ定例ニ属スルモノハ此限ニ非ス

五、労務者ニ対スル各種ノ給与、賑恤等ニ関スル一切ノ事項

但シ定例ニ属スルモノハ此限ニ非ス

六、事務技術ニ関スル顧問又ハ嘱託ノ依託

七、傭員以下労務者ニ対スル各種ノ規定並ニ諸般ノ制度又ハ設備

八、定款及業務執行ニ関スル一切ノ規程

九、重要ナル契約ノ締結又ハ一切ノ訴訟

十、重要ナル寄贈接待

十一、事業ノ方針及程度、事業ノ改廃、新規事業及ビ起業ノ計畫、並ニ毎事業期ノ予算、其ノ変更、決算

十二、固定財産ノ償却

十三、固定財産価格増減ノ整理

十四、主要帳簿様式ノ制定変更

十五、勘定科目及ビ元帳科目ノ制定改廃

十六、取引銀行ノ選定

十七、前各項ノ外株主総会ニ提出スル事項

以上

三　合資会社の設立とその概要

(一)　住友「番頭政治」の確立

「一　設立の経緯」でみた通り、大正九年(一九二〇)九月に確定した組織変更方針(確定案＝E案)に基づき、定款その他諸規程案の作成が開始され、十二月には「住友合資会社定款其他諸規程案」が成った。ちなみに定款以外の諸規程とは、「利益配当等ニ関スル決議書案」「名義上ノ持分ニ関スル証書案」「会社役員ニ関スル規程案」「住友合資会社本社事務章程」(各店部を包含しない管理部門を「本社」と称することになる最初、後に昭和三年〈一九二八〉社則制定時に明文化された)「傭員及ヒ準傭員待遇ノ共通ニ関スル件」「住友家々法其他諸規則継受ニ関スル件」「社内各部ノ名称ニ関スル件」であった。

これらの規程案が作成されると共に直ちにその検討が開始されたものと思われるが、それと平行して、合資会社設立の時期を何時の時点に設定するかが問題となった。この大正九年末の時点からすると二案が考えられた。一つは住友総本店の事業年度は暦年であったから、それに合わせると大正十一年一月となり、他の一つは国の会計年度に合わせて大正十年四月とする案であった。ところが、小畑が試算すると次の通り、大正十年四月と大正十一年一月とでは、税額に大差を生ずるのは当然としても、大正十年三月と四月とでも、三月中に受け取る住友銀行配当金の処理の違いにより、二〇万円もの差額を生ずることが判明した。

会社組織トスル時期ト税額トノ関係

総本店ヲ会社組織トスル時期ノ遅速ニヨリ、所得税額ニ著シキ差異アリ。今其時期ヲ大正十年三月一日、四月一日、

大正十一年一月一日トノ三場合ヲ仮定シテ税額ヲ予想スルニ左ノ如シ。

	(Ⅰ)大正十一年一月一日ノ場合	(Ⅱ)大正十年四月一日ノ場合	(Ⅲ)大正十年三月一日ノ場合
所得税 税額	六六五、三六六円	三八一、三一六円	二三九、二二〇円
所得税 増減		(Ⅰ)ニ比シ減 二八四、〇五〇円	(Ⅰ)ニ比シ減 四二六、一四六円
所得税 増減			(Ⅱ)ニ比シ減 一四二、〇九六円
附加税合算 税額	九三一、五一二円	五三三、八四二円	三三四、九〇八円
附加税合算 増減		(Ⅰ)ニ比シ減 三八七、六七〇円	(Ⅰ)ニ比シ減 五五六、六〇四円
附加税合算 増減			(Ⅱ)ニ比シ減 一九八、九三四円

(附加税ハ本税ノ四割ト仮定ス)

(計算根拠略)

之ヲ要スルニ、三月一日ヨリ会社組織トスレバ、四月一日ヨリノ場合ニ比シ、僅カニ一ケ月ノ早キコトニヨリ、約二十万円ノ利益アリ。其原因ハ三月中ニ収入トナル住友銀行ノ配当金ガ、個人所得トナルカ会社所得トナルカニヨリテ別ル、也。依リテ住友銀行ガ株券ノ名義書換ヲ停止スル以前ニ、会社ヘ譲渡ノ形式ヲ取ル必要アリト思フ。

以上

この試算によって、鈴木は前述の通り年初来尿毒症のため自宅静養中であったが、急遽二月末までに住友合資会社を設立することになり、上記「定款其他諸規程案」のうち、定款をはじめ直接会社設立に必要となる規程の決定が優先され、事務章程その他は一度合資会社が設立された後、改めて制定されることになった。

前年末に作成された定款の当初案はその後の検討を経て重役会で修正された。重役会で決定された定款案は家長の承認が必要であったが、その最終決定は二月二十二日まで持ち越された(資料4)。両者の差異は、第五、六条と第九、十条であった。すなわち総理事は自動的に無限責任社員となることを明記し、かつ社長と共に代表権が与えられた。次に当初家長を除く住友一族は、「第六　会社々員及ビ出資」で述べたように鈴木の希望ですべて有限責任社員とされていたが、第九条により二名まで無限責任社員となり、最終的に住友忠輝がその一名となった。当時別府に滞在中であった住友忠輝に二月二十四日急遽帰阪方要請の電報が打たれているところから判断すると、「第八　会社役員」において述べたような住友家の事情の中で、この要請は家長自らの希望であったものと推察される。家長は大正九年末に五六歳となったが、その頃から風邪に臥し、年明け五日の恒例の新年宴会を十六日に繰り延べたが、その繰り延べた十六日にも所労が癒えず、ついにこの年は新年宴会は開かれなかった。他方頑健を誇った鈴木総理事も年初来静養中であり、家長と鈴木の二人の信頼関係でスタートする筈であった合資会社も、この時点で両者の後継者のことも念頭におかざるを得なくなったものと思われる(住友忠輝は翌十一年一月の定期異動で理事に就任するが、間もなく病に倒れ、十二年末病没したため、このような家長の期待に応えることはできなかった)。したがって同じく第九条によって、当初鈴木だけの予定であった労務出資の無限責任社員に、中田錦吉と湯川寛吉の二人の理事が追加された。これらの総理事、理事が退任後も居座ることがないように、彼らは第十条により自動的に退社するものとした。小畑忠良は、この辺の事情について次のように述べている(15)。

私は当時の商家の組織で「家」というものは主人と番頭にわかれているが、番頭が主人の地位になるということはまず考えられない。それまでは家長さんが唯一の支配者であったのが今度は家長と対等の番頭が無限責任社員として三人も同列で経営陣に入り、一方御分家の方は、出資はするが有限責任社員ということで経営について発言権がない。商法では合資会社の業務執行は、無限責任社員の過半数で決めることになっている。こういうことでよいのだろうかと本店支配人の日高直次さんに疑問を出したところが、日高さんは、今の家長さんと鈴木(註、馬左也)さんとは水魚の交りとでもいう間柄だから出来るのでこの機を逃がすと出来なくなるのだ。(16)それとも君は現在のように主人一人、他は使用人ということで将来ともよいというのかと反問された。

これでよくわかったのだが、将来万一住友さん以外に道鏡の如き不逞な徒が出てきて数で押し切るようになっては大変だから、何らかの歯止めをして置かねばならぬと報告書に書いて川田(註、順)さんに提出した。川田さんはこれを見て、この三人の方についてはそんな心配は絶対ない。それに「道鏡の如き」とは君、ひどいではないかと笑いながらその部分を黒々と抹消された。

この間、何度も重役諸公のお伴をして理事会(註、重役会)に出席をし、説明をさされたものである。鈴木総理事はお気に召さないと何も言わないで「もう少し練って貰いましょう」と言われる。何処をどう練ったらよいのかわからない時もあるので暗中模索しながら、一、二ケ所ちょっと直しておく。重役会議はそう度々ないからあとはなにもせず遊んでいて次の会議に提出すると「もう少し練って貰いましょう」です。それを何回もやっているうちに鈴木さんの御満足を得たのでしょう、やっと決裁になりました。そしてあの画期的な合資会社ができたのです。当時の日本の産業組織として、財閥組織として、全く画期的なやり方でした。番頭政治・・・事実上の番頭政治じゃなく、法律化した番頭政治でした。

小畑のいうように画期的であったかどうかは別として、「他の財閥では一般に経営者は出資者たることを認められていないから、法制上では出資に伴う責任はなく、かつ社員総会においても正式には発言・投票権はなかった。住友合資のような形は異例」なものであった。(17)

かくして二月二十六日「組織変更ノ件」の起案は、「住友合資会社定款別案ノ通可然哉」として決裁され、合資会社の設立は、次のような形で、外部に公表された。

今般住友吉左衛門個人ノ営業組織ヲ改メテ合資会社トナシ、業務執行社員ハ住友吉左衛門、鈴木馬左也、住友忠輝、中田錦吉、湯川寛吉トシ、出資者ハ前記ノ外一族ノ者ヲ以テ之ニ充テタリ。而シテ会社ノ資本ヲ一億五千万円トシ、以テ営業上資産上ノ信用程度ヲ明ニシ、且一族並ニ従来の傭員中ヨリ社員ヲ選ヒ、社長ト共ニ会社ノ業務執行社員トシテ事ニ従フコトトナシタリ。其出資額社員等別紙ノ通

一、目的

一、鉱業　二、農業　三、林業　四、工業　五、物品販売業　六、倉庫業　七、運送業　八、諸事業投資並ニ貸付　九、其他上掲各事業附帯事業

二、商号

住友合資会社

三、社員ノ住所氏名、出資ノ種類、財産出資価格

大阪市南区天王寺茶臼山町十六番地

財産出資　無限責任　住友吉左衛門

右出資財産ハ、土地建物、山林鉱区、機械、什器、船舶、商品及商品原料、有価証券、債権等ニシテ

此価格一億四千八百万円也

大阪市東区谷町二丁目三十一番地
労務出資　無限責任　鈴木馬左也

兵庫県武庫郡住吉村反高林一八七六番地ノ一
財産出資　無限責任　住友忠輝

右出資財産ハ有価證券ニシテ此価格五十万円也

大阪市東区島町一丁目七番地
労務出資　無限責任　中田錦吉

大阪市北区曾根崎上四丁目二百七十三番地
労務出資　無限責任　湯川寛吉

大阪市南区天王寺茶臼山町十六番地
財産出資　有限責任　住友　厚

右出資財産ハ有価證券ニシテ此価格五十万円也

大阪市南区天王寺茶臼山町十六番地
財産出資　有限責任　住友元夫

右出資財産ハ有価證券ニシテ此価格五十万円也

東京市麻布区市兵衛町一丁目三番地
財産出資　有限責任　住友寛一

右出資財産ハ有価證券ニシテ此価格五十万円也

四、本店及支店ノ所在地

本店　大阪市東区北浜五丁目二十二番地

支店　大阪市北区中之島五丁目十五番地

大阪市北区安治川上通一丁目十五番地

大阪市西区西道頓堀通一丁目一番地ノ二

神戸市兵庫東出町二丁目百五十六番地

東京市京橋区越前堀二丁目二番地

五、設立年月日

大正十年二月二十六日

六、会社代表社員

社長　住友吉左衛門

総理事　鈴木馬左也

次いで合資会社設立に伴い、各店部の名称中「住友」を削り、「住友合資会社」を冠称する通達が出され、三月四日から実施された(資料5)。

さらに従来の住友総本店の傭員及準傭員は、そのまま住友合資会社に引き継がれた(資料6)。

また既に述べた通り、合資会社の諸規程は、会社発足に間に合わなかったため、取りあえず従来の住友家法を始め諸規程がそのまま合資会社に適用された(資料7)。

二月二十八日(二月二十七日は日曜日)、設立された住友合資会社が「査定シタル出資財産並ニ住友総本店ヨリ引継ギタル資産負債」は第1表の通りであった。資本金一億五〇〇〇万円のうち、住友忠輝、寛一、厚及び元夫の四人の出資分各五〇万円合計二〇〇万円を除く、住友吉左衛門の出資分一億四八〇〇万円には住友総本店の営業資本金勘定の営業資本、積立金及び準備積立金から、住友家会計に引き継がれた資産と出資分に充当するため忠輝、厚、元夫の三人に贈与された住友銀行株式を除いた分が組み入れられた(第2表)。また住友総本店から住友家会計に引き継がれた資産は第3表の通りであった。このうち現金五〇万円は大正十年の配当金の前払いと考えられ、さらに営業資本を資本金に組み入れた余剰一〇万円余が本家費の一部として住友家会計へ譲渡された。この他に住友本家所有の土地・建物・什器(書画骨董類)は、住友総本店(本社部門)貸借対照表において、営業外固定財産勘定(大正九年末で五〇〇万円余、「住友総本店(下)」第8表参照)として表示されているが、これはそのまま住友家会計へ移管された。住友家に移管された株式の当時の配当率は、製鋼所(五%)、電線製造所(七%)を除き、概ね一〇%であったので、住友家の配当収入は年間五〇万円程度となり、これに合資会社出資に対する配当金五〇万円を合わせると、住友家の収入は、組織変更案「第一　会社組織ヲ可トスル理由」で試算された通り、年間一〇〇万円が確保されたことになる。なお一族の四人に対しては、別途各五〇万円の出資に対し、それぞれ年間五万円の配当金が支払われている。

第1表　住友合資会社貸借対照表（大正10年2月28日現在）

（単位：円、円未満切り捨て）

科目	金額	科目	金額
（借方）		（貸方）	
固定財産	10,523,854	資本金	150,000,000
土地	10,068,363	労役者特別保護基金	1,200,000
建設物	432,395	労役者特別保護別途積金	64,472
機械	1,513	預リ金	1,555,027
什器	21,582	雇人身元預金	275,799
所有品	12,188	積金預金	958,711
準備品	2,144	住友末家預金	196,141
米穀	10,044	諸預金	109,184
有価証券	73,600,429	貸家敷金預金	6,363
国債証券①	3,312,458	準備員積立金	8,827
地方証券	200,017	雑・仮入金	6,751,419
社債券	40,000	各部・上海洋行	12,958
株券	25,186,182	手形・割引手形	17,594,492
住友銀行株券②	32,049,270	銀行・銀行出納	270,555
住友製鋼所株券	7,750,000		
住友電線製造所株券	5,062,500		
貸金・立換金	993,578		
雑・仮出金	6,962,083		
起業支出	444,167		
恩貴島病院建設物	372,452		
茶臼山住宅建設物	56,214		
大阪図書館建設物	15,500		
各部（上海洋行を除く）	81,524,665		
特別会計	867,571		
林業課	849,017		
病院	18,553		
手形・受取手形	836,541		
銀行・銀行特別預金	1,683,846		
合計	177,448,926	合計	177,448,926

註：①住友忠輝出資分87,000円を含む。
②住友忠輝、寛一、厚、元夫出資分1,913,000円を含む。

第２表　住友吉左衛門出資分内訳　（単位：円、円未満切り捨て）

	合　計	営業資本	積立金	準備積立金
出資金	148,000,000	138,399,896	8,820,103	78,000
①大正９年末残高	102,462,339	94,637,123	6,412,966	1,412,249
②大正９年純利益	2,710,281	2,002,181	535,102	172,997
③10年1～2月純利益	1,402,981	1,402,981	0	0
④評価益	49,452,463	47,580,428	1,872,035	0
⑤住友家会計引継分	Δ7,496,659	Δ6,691,412	0	Δ805,247
⑥贈与分	Δ531,407	Δ531,407	0	0

註：①「住友総本店(下)」第８表参照。
②「　　同上　　」第11表参照。
③次章「住友合資会社(上)」第４表参照。
④積立金の評価益1,872,035円は、積立金勘定が保有する住友銀行株式の評価益である。評価益の内訳は次の通り。

			簿価	評価額	
住友総本店土地					8,500,000円
住友倉庫土地					10,790,000円
住友伸銅所土地					3,312,540円
別子鉱業所土地					5,000,000円
同　鉱区					8,000,000円
若松炭業所鉱区					2,000,000円
土地・鉱区小計					37,602,540円
日本銀行	旧株	1,341株	@338円	@850円	686,517円
	新株	1,341株	50円	650円	804,600円
住友銀行	旧株	155,843株	100円	140円	6,064,724円
	新株	164,965株	25円	50円	4,022,627円
東京海上火災保険株式		1,350株	25円	224円	271,453円
株式小計					11,849,922円
合　計					49,452,463円

⑤住友家会計へ引き継がれた資産内訳は第３表参照。
⑥贈与内訳

住友忠輝	住友銀行新株	660株	簿価 16,976円
住友厚	同上	10,000株	257,215円
住友元夫	同上	10,000株	257,215円
計		20,660株	531,407円

第３表　住友家会計貸借対照表（大正10年２月28日現在）

（単位：円、円未満切り捨て）

科目	金額	科目	金額
（借方）		（貸方）	
固定財産	5,075,154	総財産	161,571,813
土地	1,082,574	総財産	160,766,566
建設物	1,257,721	準備積立金	805,247
什宝	2,734,859	合計	161,571,813
出資金・住友合資会社出資	149,000,000	（住友厚・元夫出資分を含む）	
有価証券	5,786,710		
住友銀行　旧株	3,200,000	（32,000株）	
住友電線製造所株式	937,500	（25,000株）	
住友製鋼所株式	1,250,000	（25,000株）	
横浜正金銀行　旧株	68,310	（　640株）	
同　新株	64,000	（　640株）	
台湾銀行株式	154,200	（1,542株）	
大阪商船株式	112,700	（2,254株）	
起業支出	301,268		
駿河台別邸建設物	93,435		
衣笠村別邸建設物	207,832		
銀行	1,305,247		
銀行預ケ金	500,000	（現金）	
銀行特別預金	805,247	（相続税準備積立金）	
雑・仮出金	103,433	（本家費の一部）	
合計	161,571,813		

（資料4）

住友合資会社定款

第一条、本会社ハ之ヲ住友合資会社ト称ス。欧文ニテハ、之ヲ SUMITOMO GOSHI-KAISHA ト記ス。

第二条、本会社ハ左ノ事業ヲ営ムヲ目的トス。

一、鉱業　二、農業　三、林業　四、工業　五、物品販売業　六、倉庫業　七、運送業　八、諸事業投資並ニ貸附

九、其他上掲各事業附帯事業

第三条、本会社ハ、本店ヲ大阪市ニ置キ、支店ヲ左ノ地ニ置ク。

大阪市、東京市、神戸市

第四条、本会社ニ社長ヲ置キ、住友吉左衛門ヲ以テ之ニ充ツ。

第五条、本会社ノ職制ニ依リ、総理事ノ職ニ就キタルモノハ、之ヲ無限責任社員ト為ス。

第六条、社長及ビ前条無限責任社員ハ各本会社ヲ代表ス。但設立ノ際ノ代表社員ハ住友吉左衛門及鈴木馬左也トス。

第七条、社長住友吉左衛門ノ家督相続開始シタルトキハ、其家督相続人当然本会社ノ無限責任社員ト為リ、社長ノ地位ヲ継承ス。以後家督相続ノ開始スル都度亦同ジ。

第八条、前条ニ依リ無限責任社員ト為リタル者、未成年ナルトキハ、成年ニ達スルマデ、本会社ヲ代表シ並ニ業務執行ヲ為ス権利及ビ義務ヲ有セズ。

第九条、社長ハ、住友家一族中ヨリ二名及ビ本会社職制ニヨリ理事ノ職ニ就キタルモノ、中ヨリ二名ヲ限リ、本会社ノ無限責任社員ニ選定スルコトヲ得。

前項ニ依ル無限責任社員ノ中、社長ニ於テ特ニ指定シタルモノハ、業務執行ノ権利及ビ義務ヲ有セズ。

第十条、総理事及ビ理事ノ職ニアル無限責任社員其職ヲ退キタルトキハ、当然退社スルモノトス。

第十一条、本会社利益分配及ビ持分払戻ニ関シテハ、別ニ決議ヲ以テ之ヲ定ム。

第十二条、労務ヲ以テ出資ノ目的ト為シタル社員ハ、退社又ハ会社解散ノ場合ニ於テ、其持分ノ払戻ヲ受クルコトヲ得ズ。

第十三条、本会社社員ノ氏名住所及ビ其出資ノ種類、価格又ハ評価額並ニ其責任左ノ如シ。

大阪市南区天王寺茶臼山町十六番地

財産出資　無限責任　社長　住友吉左衛門

右出資財産ハ、従来住友吉左衛門ノ営業資本ニ属セシ財産ノ全部、此価格一億四千八百万円ニシテ、其内訳別記ノ通。

大阪市東区谷町二丁目三十一番地

労務出資　無限責任　総理事　鈴木馬左也

右出資労務ノ評価額ハ一百万円トス。

兵庫県武庫郡住吉村反高林一千八百七十六番地ノ一

財産出資　無限責任　住友忠輝

右出資財産ハ有価証券ニシテ価格五十万円トス。

右住友忠輝ハ本定款第九条ニ因ル社員トス。

大阪市東区島町一丁目七番地

労務出資　無限責任　理事　中田錦吉

右出資労務ノ評価額ハ五十万円トス。
右中田錦吉ハ本定款第九条ニ因ル社員トス。
　大阪市北区曾根崎上四丁目二百七十三番地
労務出資　無限責任　理事　湯川寛吉
右出資労務ノ評価額ハ五十万円トス。
右湯川寛吉ハ本定款第九条ニ因ル社員トス。
　大阪市南区天王寺茶臼山町十六番地
財産出資　有限責任　住友　厚
右出資財産ハ有価証券ニシテ価格五十万円トス。
　大阪市南区天王寺茶臼山町十六番地
財産出資　有限責任　住友元夫
右出資財産ハ有価証券ニシテ価格五十万円トス。
　東京市麻布区市兵衛町一丁目三番地
財産出資　有限責任　住友寛一
右出資財産ハ有価証券ニシテ価格五十万円トス。
右住友合資会社設立ノ為メ此定款ヲ作リ、各社員署名捺印ス。
大正十年二月二十六日

住友吉左衛門

鈴木　馬左也
住友　忠輝
中田　錦吉
湯川　寛吉
住友　厚
住友吉左衛門
住友　元夫
住友吉左衛門
住友　寛一

右親権者父
右親権者父

無限責任社員住友吉左衛門出資財産内訳（註、数量略）

一、田地　　此価格　二、二七三、九九七円也
二、畑地　　此価格　五六三、七七六円也
三、宅地　　此価格　二六、四八八、五二九円也
四、雑種地　此価格　五六七、九三八円也
五、山林　　此価格　五、〇三八、二一三円也
六、鉱区　　此価格　一五、七三三、七五四円也
七、建物　　此価格　一一、〇九七、五七七円也
八、工業用機械　此価格　三、三一九、五二八円也

九、鉱山用機械　此価格　三、六八〇、三三六円也
十、汽船　此価格　一五一、一〇四円也
十一、和船　此価格　八五、一二三円也
十二、什器　此価格　一五〇、四四五円也
十三、商品及商品原料　此価格　七、二三七、七六七円也
十四、有価証券　此価格　六九、四六一、九一三円也
十五、債権　此価格　二、一五〇、〇〇〇円也
合計　一四八、〇〇〇、〇〇〇円也

以上

（資料5）

甲第二号達

住友家ノ事業ヲ住友合資会社ニ於テ承継シタルニ依リ、各店部名称ヲ左ノ通改メ、三月四日ヨリ之ヲ実施ス。

大正十年二月二十六日

社長　住友吉左衛門

記

旧名称	改称
住友総本店	住友合資会社
住友別子鉱業所	住友合資会社別子鉱業所

住友合資会社倉庫
住友合資会社製銅販売店
住友合資会社若松炭業所
住友合資会社伸銅所
住友合資会社肥料製造所
住友合資会社東京販売店
住友合資会社呉販売店
住友合資会社大良鉱業所
住友合資会社上海洋行
住友合資会社漢口洋行
住友合資会社大萱生鉱業所
住友合資会社札幌鉱業所
住友合資会社天津洋行
住友合資会社高根鉱業所
住友合資会社横須賀販売店
住友合資会社博多販売店
（資料6）
甲第五号達

住友倉庫
住友製銅販売店
住友若松炭業所
住友伸銅所
住友肥料製造所
住友東京販売店
住友呉販売店
住友大良鉱業所
上海住友洋行
漢口住友洋行
住友大萱生鉱業所
住友札幌鉱業所
天津住友洋行
住友高根鉱業所
住友横須賀販売店
住友博多販売店

今般住友合資会社ヲ設立シ、住友家ノ事業ヲ承継シタルニ付、傭員及準傭員ノ身分給与等ニ関スル件左ノ通相定ム。

大正十年二月二十六日

家長　住友吉左衛門
社長　住友吉左衛門

第一条　住友本家詰所以外ニ勤務スル住友家傭員及準傭員ハ、大正十年二月二十六日以降別ニ辞令ヲ須キス、住友合資会社ノ傭員及準傭員タルヘク、身分、給与及雇傭ニ関スル一切ノ事項ハ前後之ヲ承継スルモノトス。

第二条　前条ニ依ル傭員ノ身元保證金及積金ハ、大正十年二月二十六日現在ヲ以テ、之ヲ住友総本店ヨリ住友合資会社ニ引継クモノトス。

前項ノ規定ハ、前条ニ依ル準傭員ノ積金ニ之ヲ準用ス。

第三条　第一条ニ依ル傭員及準傭員ノ住友家在勤年数ハ、住友合資会社在勤年数ニ之ヲ通算ス。

（資料7）

甲第四号達

今般住友合資会社設立ニ付テハ、住友家法諸規則其他諸例規ハ、之ヲ本会社ニ適用ス。

大正十年三月八日

社長　住友吉左衛門

(二)　合資会社の組織と人事

大正十年二月末から三月初めにかけての合資会社設立事務が一段落すると、直ちに三月八日、前年十二月に作成され

た「住友合資会社定款其他諸規程案」のうち、設立と共に制定された規程(資料4～7)を除く「住友合資会社事務章程」(原案にあった「本社」は削除された)、「利益配当等ニ関スル決議書案」、「連属会社役員ニ関スル規定案」を内容とする「住友合資会社事務章程附定款附帯決議並ニ規定」案が起草された。

なお原案にはこの外「名義上ノ持分ニ関スル証書案」が含まれていたが、これが削除されたのは、実際に合資会社が設立されて、一族の出資者が家長の外に上記の通り四人に限定されたので、この四人に対し、改めてその出資に供された株式が名義株であることの確認を取り付ける必要もないということになったものと思われる。また「利益配当等ニ関スル決議書案」は、実際に合資会社が最初の決算を行う一年後に必要となるものであるので、それまで先送りされた(資料12)。

したがってここでの問題は、「㈢ 住友総本店組織変更について(その三・合資会社と各店部株式会社との関係について)」で述べた通り、本社集権主義と店部(株式会社)分権主義との葛藤であった。しかしこの三月八日の案では、十二月の段階で一応本社集権主義の案が承認されたものとして、その案が採用されていた。またこれまで「各株式会社」と称していたものが、上記の通り「連属会社」と称されるようになった。これは株式会社という普通名詞を特定の会社群の総称として使用することの不自然さが問題になったものと思われ、一度「合資会社が管理の実権を有する会社」と書かれ、これでは長すぎるということであろうか、再度「連属会社」と書き改められた。

ところがこれに対し、九日の重役会で分権派(銀行常務湯川理事か)の巻き返しがあったのか、十日に八日の案(第一案と称す)に対し第二案が起草されるに至った。この第二案は、「連属会社役員ニ関スル規定案」を削除しただけでなく、事務章程案に掲げられていた第五章連属会社役員のうち第二十四条「連属会社役員ニシテ当該会社ノ常務ヲ担当スルモノカ当該会社事務ヲ執行スルニ当リ、左記事項ニ就テハ予メ本会社(註、合資会社)ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス。」として列

挙されていた要認可事項を削除し、「主要ナル事項ハ之ヲ本会社ニ報告スベシ」と変更されていた。

これら第一案及び第二案は、それぞれ前文が付けられており、両者の考え方の相違が明らかとなるので、次に示すこととする。

第一案

本案ハ、客年重役御協議ニ於テ決定相成リタル中央集権ノ根本方針ニ則リ、啻ニ各連属会社ノ主義方針ノミナラズ、進ンデ其業務処理ニツキテモ之ヲ監督シ、以テ合資会社所管全体ノ統轄結束ノ実ヲ挙ゲントスルモノナリ。

而シテ本案ヲ実行スルニ当リ、其方法ニアリ。

（甲）　各連属会社トシテ株主総会、取締役、監査役等ノ諸機関ヲ具スルモ、コハ単ニ形式ニ止メ、其実際業務ハ、合資会社直轄店部タリシ当時ト毫モ異ナルトコロナク、各社常務取締役ハ、合資会社ノ指揮監督ノ下ニ事務ヲ処理シ、各会社重役会ハ一年二、三回単ニ形式的ニ開会スルニ止メ、合資会社重役会ヲ以テ之ニ代ヘントスルモノナリ。

（乙）　甲方法ト異ナルトコロハ、各会社重役会ハ、現状ニ於ケル住友銀行、製鋼所、電線製造所ノ如ク、定時之ヲ開キ当該会社事務ノ協議ヲナスト雖モ、事務中重要ナル事項ニ就テハ、合資会社ノ傭員タル取締役及常務取締役ハ、予メ合資会社ノ承認ヲ承ケ、然ル後該社重役会議ニ提出附議スベキモノト定メントスルモノニシテ、依テ以テ中央集権ノ実ヲ全フスルト同時ニ、合資会社ノ社長、総理事及理事ニシテ当該株式会社ノ取締役タラザル者モ亦、其株式会社ノ重要事項ニ参与スルノ機会ヲ設ケントスルモノナリ。

而シテ本社事務章程トシテハ、共ニ本案ヲ以テ足ル、ト雖モ、乙法ヲトルモノトセバ、各連属会社事務章程中ニ第二十四条（註、上記）ト相応ズル規定ヲ設クルヲ以テ、完全ナリトス。

第二案

本案ハ、客年重役御協議ニ際シ、一応否定相成タル地方分権ノ根本方針ニ則リ、試ニ起草シタルモノナリ。即各連属会社ノ主義方針ノミニ付キ、出来得ル程度ニ於テ大体上之ヲ監督シ、各社ノ自由ナル伸暢ヲ遂ゲシムルヲ以テ眼目トス。

第一案ハ、其実行全キヲ得ハ、住友家一体ノ堅実ナル発展ヲ期スルニ於テ理想的タルベシト雖モ、実際ノ事情ヲ見ルニ独立セル株式会社ニ対シ其事務ノ処理ニ関シ直轄店部同様ノ監督ヲ加ヘントスルハ、頗ル実行シ難キモノアリ。住友銀行、製鋼所ノ如キ独立後年月ヲ閲シタルモノハモトヨリ、最近ノ組織変更ニ係ル電線製造所ノ如キモ、該社ノ業務ニ関スル最高機関ハ該社ノ重役会ニシテ、合資会社ニ於テハ大体ニ於テ其業務実行ノ監督ニ関与スルコト頗ル薄弱ナル状態ニアリ。思フニ之レ独立ノ会社トナレル店部ハ、法律上ノ各機関ヲ完備スルノ結果、日常業務処理ニ付テハ自ラ株式会社トシテ普通ノ観念ニ支配セラレ、一定ノ統一的方針ノ下ニ特殊ノ組織的経営ヲ為スコトハ、自然ニ之ヲ煩雑視スルノ傾向ナキニアラザルカ。カヽルモノニ対シ形式ニナヅミテ、煩鎖ナル監督規定ヲ設クルハ、徒ラニ空文ヲ設ケテ事務ヲ渋滞シ冗員ヲ増加シ責任ノ所在ヲ混淆セシムルニ過ギズ。寧ロカヽル規定ヲ廃シ、実状ニ適合セル組織ヲ考究スルニ若カズ。仍テ第二案ヲ作製ス。

両者についての議論は、三月一杯続いた模様で四月一日の重役会で結局第一案乙法が採択され、これに連属会社として「株式会社住友銀行」、「株式会社布哇住友銀行」、「シアトル住友銀行」、「株式会社住友製鋼所」、「株式会社住友電線製造所」の五社を指定する案が添付された。

この案は、四月九日の重役会にかけられ、上記問題の「事務章程第五章連属会社役員」の章を「連属会社役員ニ関スル規定案」に移し、これを「連属会社及其他会社ノ役員ニ関スル内規案」として、集権主義を表面に出さない形で分権派との妥協が図られた。この案は十一日に印刷されて(十日は日曜日)重役会でさらに詰められ、四月十三日最後の重役

会が、既に述べた通り病気療養中であった鈴木邸で開かれた。鈴木は、事務章程のうち経理部は事業経営を「監督」するという条(第十四条)に、「此点御異論のある方もあろうかも知れないが、監督の上に『指揮』の二字を入れさして貰う、と自ら筆を執って書き入れられ、尚諄々とその説を敷衍し」、この問題は決着した[18]。なおこの際連属会社の指定案には上記五社の外に、大阪北港株式会社が加えられた。「連属会社」という呼称については、上記最後の重役会の記録に疑問符が付され、「連繋」なる書き込みもあることから、議論の結果確定せず、重役会終了後に起草された最終案でも「『連属会社』ナル称呼ハ未定」との附箋が付けられていた。

かくして「住友合資会社事務章程附連属会社ニ関スル規定」が決定されたが、これに基づく人事の発令には、なお一か月余を必要とした。

まず五月十七日、本庶第四〇七号によって、「家法」の名称を廃止し、家法中の諸規程がそれぞれ単行規程とされた(資料8)。なおこの中で「将来諸規程等ヲ編纂スル場合其概括ノ名称ニ付テハ、別ニ相定メラレ候筈」とあるが、これは後に、昭和三年制定をみた「社則」を意味し、大正十二年六月二日「社則編纂ノ件」として、まず総務部庶務課文書係で作業が開始され、大正十五年十月社則編纂常任委員会(委員長野草省三、当時総務部長兼庶務課長)が発足、昭和三年六月完成し(その直前、四月野草病没)、七月一日実施された。この詳細は、第三章「住友合資会社(中)」で述べる予定である。

次いで同日付本庶第四〇八号によって、連系会社を設け、株式会社住友銀行、株式会社住友製鋼所、株式会社住友電線製造所の三社が指定された(資料9)。最終案の六社のうち、布哇住友銀行とシアトル住友銀行は実質住友銀行の支店であり、大阪北港はこの時点でまだ住友の持株は六割に達していなかったので、これらの理由でこの三社は指定を見送られたものと思われる。なお連系会社の定義は、特に明らかにされていない[19]。上記の通り事務章程案の「連属会社」に

疑問符が付され、「連繋」との書き込みがあることから判断すると、当時既にこうした直営事業を株式会社とした企業を、三井では「直系」会社、三菱では「分系」会社と称していたので、これにならって「連繋」を「連系」としたものではないかと思われる。

続いて五月十九日、「住友合資会社事務章程」が制定され(資料10)、それに基づき人事が発令された。社長制がとられ、家長住友吉左衛門友純が就任した。総理事・理事は従来通りであったが、本社部門の理事を常務理事とした。従来の専務監査員は、監事と改められた。これは四月十二日の重役会において重役の誰かの意見によって変更されたものである。総裁・副総裁・理事・監事の制度は、明治十五年(一八八二)設立の日本銀行が最初と思われるが、ここでの監事は、むしろ満鉄にならったものと思われる。すなわち明治三十九年に設立された満鉄の規定によれば、「監事ハ会社ノ業務ヲ監査スルモノトス」とされていた。ちなみに明治三十七年伊庭貞剛と共に住友本店理事を退任した河上謹一は、同社発足時からこの監事の職にあった[20]。専務監査員は藤尾録郎の死去以来欠員であったが、この監事も同様欠員のままであった(『社史　住友電気工業株式会社』三八八頁及び『住友銀行八十年史』一三八頁は、いずれも監事草鹿丁卯次郎としているが、これは誤りで草鹿は次の通り理事であった)。

総理事・理事は、次の通り総本店時代と変わりはなかった(括弧内、兼任ポスト・学歴・職歴、Mは明治の略)。

総理事	鈴木馬左也	(M20東大法、内務省・農商務省)
常務理事	中田錦吉	(M23東大法、司法省)
理事	湯川寛吉	(銀行常務、M23東大法、逓信省)
理事	草鹿丁卯次郎	(倉庫本店支配人、M17東京外語・独、学習院・独逸協会学校・山口高校・四高)
理事	山下芳太郎	(製鋼所常務、M25東京高商、外務省)

常務理事　小倉正恒　（M30東大法、内務省）

総理事と理事は理事会を構成するが、この理事会は総本店の重役会に代わるものであった（重役会については「住友総本店（上）」資料6参照）。総本店では総理事・理事を重役としていたが、その外に藤尾録郎の如く「特ニ重役ニ列ス」る者もいた。しかし大正十年にはこの特列重役は存在しなかったので、重役会は事実上理事会であった。理事会と改称する必要があったのは、前年の九年七月一日付で傭員等級の変更を行い（「住友総本店（下）」第3表参照）、それまでの高等一等・二等・三等の各傭員を一括重役と称したためである。この結果総理事・理事は従来通り重役で変化はなかったが、それまで重役ではなかった銀行常務の加納友之介、吉田真一、八代則彦の三人の高等三等傭員が揃って重役となったのである。このため本来なら同時に家法第三章職制も改正して、総理事・理事を重役とし、他に特列重役を置く条項を削除し、重役会を理事会と改称すべきであったが、折柄総本店組織変更案が検討されている段階であり、その中で重役会を理事会とするのは既定路線であったので、便法として内規により重役会の構成メンバーは従来通り総理事・理事に限定したものと推定される。

重役会は、必要があれば随時開催するとして、規程通り定例のものが毎年六月と十二月に何日もかけて開催されていた。理事会の開催について、この時点での記録は残されていないが、後に昭和五年八月小倉正恒が湯川寛吉に代わって総理事になると、十月に内規の改正が行われ、週二回の理事会開催は多すぎるとの理由で、月一回に減らされているので、合資会社発足時に、上記鈴木の本社集権主義に対応して週二回という内規が制定されたものと思われる。

理事会の運営について小畑は次のように述べている。[21]

理事会には議事録はなし。私達の時分から。要するに起案です。理事会に掛けるものは。理事会の決議を要するものは。それも理事会の席上で印を捺されるのではなく、各理事を持って廻って押してもらって最後に総理事の印を

もらう。鈴木さんの時は面倒くさかったです。重役皆印をもらっても、鈴木さんがもう少し練って下さいと云われるともう一度やり直さなくてはならない。まあ後になるとだいたい話が済んでるのが多かったからそんなことはなかったけれども、鈴木さんはその中で一番年寄りだったし、特別の偉大な存在だったですから。余り総理事もいつも出社されているわけではないし、理事会の時に出られ説明を聞かれて、その時に外の重役は皆印を押して居られるんですけれど、印を押さないんですよね。特に合資会社の時は長いことかかりましたよ。

組織変更確定案(E案)とこの事務章程を比較して、最も大きな違いは、三月八日起草の案から庶務課労務係が当初のC案の如く人事へ移され、人事が一部二課制となったことである。これは「住友総本店(下)」で述べた通り、大正六年初めの人員二〇〇〇名がこの大正九年末には三八〇〇名と二倍近くに伸びたことを反映したものであろう。また経理部の四課制は、E案もこの事務章程も変わりはないが、鈴木総理事病気静養中のこの間、三月八日起草案では一度二課制(第一課所管が鉱業・林業・農業、第二課所管が工業・販売業・倉庫業その他)に戻され、四月十三日の鈴木邸における最終会議で、おそらく鈴木の指示により再度四課制に改められた。その際E案における第三課所管の中販売を残して銀行・倉庫と第四課所管の工場が差し替えられた。

この外は、資料8で示した通り、合資会社設立に伴い制定された規程以外は従来の規程が、単行規程として存続したので、総本店と比較して合資会社の業務自体に大きな変化はなかったが、その中にあって経理部は上記の通り四課制がとられ、各店部・連系会社を所管する体制が整ったので、これまで実際報告書は毎年決算終了後、各店部株式会社から総本店あて提出され、それをそのまま一括家長・総理事・理事に供覧していたのを、大正十年度から各店部・連系会社に従来通り提出させた上で、経理部各課がそれを踏まえて、自ら所管する店部・連系会社について、各課毎に実際報告書を作成することに改められた。

職制については、変更案通り支配人・副支配人・課主任制を廃止して、部課長制を敷いたが、この結果川田順のように小倉の下で副支配人兼経理課主任としてあたかも経理部長の如く活躍していた者にとっては不満も生じた(22)。

大正十年二月、個人経営の住友総本店を廃し、その代りに住友合資会社を創立したが、経営の方針や内容が変ったわけではない。ただ内部の職制を改め、人事の異動を行なった。その際に於いて、私の一身に取っては未曾有の不愉快なことが起った。

私はそれまで副支配人兼経理課長(註、主任)であったが、改正によって経理部第一課長兼第二課長(註、第四課長の誤り)に貶せられてしまった。新制では従来の経理課を四分して、第一乃至第四課とし、その上に部長を置いた。私は副支配人を取られ、部長にもならず、一桁も二桁も地位をおとされたのであった。これは侮辱以外の何ものでもない。同僚はことの意外におどろいて「弔問」にやって来た。私は表面には笑って、腹の底では苦蟲をかみつぶしていた。私が一匹の男である以上、そのままで治まるべきことではなかった。

この挙げ句川田は鈴木邸に談じ込むことになるが、鈴木の方が役者が一枚上だったことを告白している。

これら部課長の人事は次の通りであった(括弧内前職、学歴、職歴、Mは明治・Tは大正の略)。

秘書役	佐々木栄次郎	(総本店秘書役、学歴不詳、大阪府・千葉県・大蔵省)
人事部長	松本順吉	(総本店支配人、M30東大法、内務省・文部省)
第一課長	丸山精一	(倉庫道頓堀支店支配人、M44東大法、住友入社)
第二課長	松本兼務	
経理部長	小倉兼務	
技師長	中村啓二郎	(総本店勤務、M25東大工・採鉱冶金、宮内省御料局・三菱合資各佐渡鉱山)

第一課長	川田　順	（総本店副支配人兼経理課主任、M40東大法、住友入社）
第二課長	山村亀太郎	（別子山林課経営係、M29東大農・林学、宮内省御料局）
第三課長	大屋　敦	（総本店経理課・電気ニ関スル事務取扱主任、M43東大工・電気、逓信省）
第四課長	川田兼務	
総務部長	日高直次	（総本店支配人兼庶務課主任、M33日本法律学校、弁護士）
庶務課長	北沢敬二郎	（総本店庶務課文書係兼秘書係、T3東大法、住友入社）
会計課長	野草省三	（総本店庶務課主任代理、M42京大法、住友入社）
工作部長	本荘熊次郎	（総本店支配人兼営繕課主任兼林業課主任、M30東大理・物理、住友入社）
技師長	日高　胖	（総本店・銀行本店新築全設計監督・校査、M33東大工・建築、住友入社）
技師長	武藤伝造	（総本店臨時土木課主任、M33東大工・土木、内務省）
建築課長	本荘兼務	
臨時土木課長	武藤兼務	
臨時電気課長	大屋兼務	
監査部長	欠員	
第一課長	外山一郎	（総本店会計課主任、M30東京高商、久留米商業・三十四銀行・村井兄弟商会）
第二課長	熊倉四郎	（総本店監査課主任、M20東京商業学校附属銀行専修科〈大蔵省銀行事務講習所に在学中M19文部省へ移管された〉中退、日本銀行）

事務章程の制定と同じく、五月十九日には「連系会社及ビ其他会社ノ役員ニ関スル内規」が制定され、一部の関係者

のみに配布された(資料11)。本内規には、連系会社の役員はすべて合資会社が決定し、重要事項の決定に際してはあらかじめ合資会社の承認を得ておく必要があることが明記されていた。この内規はその後株式会社住友本社が設立された後も存続し連系会社を支配する憲法となった。

最後に前述の通り、今回制定を見送られた「利益配当並ニ持分払戻ニ関スル決議書」が合資会社設立後一年を経て、利益配当を行う必要が生じた大正十一年五月に決議された(資料12)。

(資料8)

本庶第四〇七号

本社組織変更前、職制、事務章程等特殊ノ規程ハ之ヲ家法ト称シ、諸規則ト区別致居候処、爾後之ヲ廃シ、右特殊ノ規程モ各単行規程トシテ、其名称ヲ称フルコト(例之俸給規程、身元保證金規程、積金規程、何々事務章程等ノ如シ)トシ、家法ナル名称ハ、之ヲ廃止スルコトニ決定相成候。尤モ将来諸規程等ヲ編纂スル場合、其概括ノ名称ニ付テハ、別ニ相定メラレ候筈ニ有之候。依命此段及通牒候也。

大正十年五月十七日

合資会社支配人　小倉正恒

(資料9)

本庶第四〇八号

左記会社ハ、事務処理ノ便宜上、之ヲ連系会社ト称スルコトニ決定相成候。此段及通牒候也。

大正十年五月十七日

合資会社支配人　小倉正恒

記

株式会社住友銀行
株式会社住友製鋼所
株式会社住友電線製造所

以上

（資料10）

甲第七号達

住友合資会社事務章程左ノ通定ム。

大正十年五月十九日

社長　住友吉左衛門

住友合資会社事務章程

第一章　総則

第一条　本会社ハ、本規程ノ定ムルトコロニ従ヒ、定款所定ノ業務ヲ営ムモノトス。

第二条　直接営業ニ従事スル各店部ニ関スル規定ハ、別ニ之ヲ定ム。

第二章　職制

第三条　本会社ハ社長之ヲ統督シ、左ノ職員ヲ置ク。

総理事　一名
理事　若干名

監　事　　若干名
部　長　　若干名
課　長　　若干名
係　長　　若干名
主　査　　若干名
係　員　　若干名
秘書役　　若干名
技師長　　若干名
技　師　　若干名

第四条　職員ノ職務権限左ノ如シ。

総理事

一、社長ノ命ヲ承ケ、会社全般ノ事務ヲ総理シ、部下各員ヲ指揮監督シ、其統一ヲ保持ス。
二、部下各員ノ進退賞罰ヲ具状ス。二等傭員以下ハ之ヲ専行スルコトヲ得。
三、社長事故アルトキハ、其代理ヲ為ス。

理事

一、会社事務全般ノ管理ニ参与ス。
二、部下各員ノ進退賞罰ヲ具状ス。
三、総理事欠位若クハ事故アルトキハ、命ヲ承ケ其代理ヲ為ス。

監事

一、規程ニ依リ会社業務全般ノ監査ヲ行フ。

部長

一、規程及ヒ上司ノ指示ニ依リ、部務ヲ主管シ、其責ニ任ス。
二、部下各員ノ勤惰能否ヲ考察シ、其進退賞罰ヲ具状ス。
三、部下各員ニ国内ノ出張ヲ命スルコトヲ得。

課長

一、部長其他上司ノ指示ニ依リ、各分担ノ事務ヲ掌理シ、其責ニ任ス。
二、部下各員ノ勤惰能否ヲ考察シ、其進退賞罰ヲ具状ス。
三、部下各員ニ特定区域内ノ出張ヲ命スルコトヲ得。
四、部長事故アルトキハ、特ニ指定シタル場合ノ外、所属ノ上席課長其代理ヲ為ス。

係長

一、課長其他上司ノ指揮ヲ承ケ各分担ノ事務ヲ処弁ス。

主査

一、係長其他上司ノ指揮ヲ承ケ、各分担ノ事務ヲ処弁ス。其分担事務ハ課長ノ指定スルトコロニ依ル。但係長アルトキハ係長之ヲ指定ス。

係員

一、主査其他上司ノ指揮ヲ承ケ、各分担ノ事務ニ従事ス。

秘書役

一、社長、総理事及ヒ理事ニ専属シ、特命ノ事務ニ従事ス。

技師長

一、各課ニ分属シ、部長其他上司ノ指示ニ依リ、各専門技術上ノ事項ヲ管理ス。

技師

一、各課ニ分属シ、課長、技師長其他上司ノ命ヲ承ケ、各専門技術ニ従事ス。

第三章　理事会及ヒ常務理事

第五条　事業ノ興廃変更、重要ナル規定制度ノ創設改廃、傭員ノ待遇賞罰其他内外ニ対スル重要ナル事項ヲ審議スル為メ、理事会ヲ開ク。

第六条　理事会ハ、総理事及ヒ理事ヲ以テ之ヲ組織ス。

第七条　理事会ハ、総理事之ヲ召集ス。

理事会ハ、総理事ヲ以テ其議長トス。

前二項ノ場合ニ於テ、総理事事故アルトキハ上席理事之ニ代ル。

第八条　理事会ノ決議ニシテ具申ノ暇ナキトキハ、決行ノ後社長ノ承認ヲ受クベシ。

第九条　社長ハ、理事中ヨリ常務理事若干名ヲ指定ス。

第十条　常務理事ハ、部長以下ヲ指揮シテ会社ノ常務ヲ担当処理ス。

第四章　分課

第十一条　本会社ハ左ノ部ヲ置ク。

人事部
経理部
総務部
工作部
監査部

第十二条　人事部ハ、傭員、準傭員及ヒ労役者ノ人事ニ関スル事務ヲ掌ルトコロニシテ、左ノ各課ヲ置キ、之ヲ分掌セシム。

第一課　傭員及ヒ準傭員ノ任免、賞罰、給与其他身分待遇ニ関スル事項。

第二課　労役者ニ関スル事項。

第十三条　人事部長ニ特ニ左ノ事項ヲ委任専行セシム。但権限内ト雖モ重要ナル事項ハ経伺スヘシ。

一、補助傭員以下ノ任用、解雇及ヒ休職ニ関スル事項。

二、係員ニ分掌ヲ命スルコト。但他部ニ属スル者ニ対シテハ当該部長ノ申立ニ依ルヘシ。

三、諸願届ヲ処理スルコト。

四、主管事項ニ関シ予定ノ支出ヲ為スコト。

五、前各号以外ノ主管事項ト雖モ、定例ニ属シ又ハ事態軽微ナル事項。

第十四条　経理部ハ会計見積書及ヒ決算ノ審査、事業経営ノ指揮監督並ニ新規事業ニ関スル事項ヲ掌ルトコロニシテ、左ノ各課、係ヲ置キ之ヲ分掌セシム。

第一課

金属山店部係　金属鉱業ニ関スル事項。
石炭店部係　石炭鉱業ニ関スル事項。
第二課　林業及ヒ農業ニ関スル事項。
第三課
製造店部係　工業ニ関スル事項。
販売店部係　販売業ニ関スル事項。
第四課　銀行業、倉庫業及ヒ他課ニ属セサル事業ニ関スル事項。

第十五条　経理部長ニ特ニ左ノ事項ヲ委任専行セシム。但権限内ト雖モ、重要ナル事項ハ経伺スヘシ。
一、各店部ノ固定財産償却ニ関スル事項。
二、前号以外ノ主管事項ト雖モ、定例ニ属シ又ハ事態軽微ナル事項。

第十六条　総務部ハ、庶務及ヒ会計ニ関スル事項ヲ掌ルトコロニシテ、左ノ各課、係ヲ置キ之ヲ分掌セシム。
庶務課
内事係　機密、寄附、贈与、接待、新聞雑誌及ヒ会社印保管ニ関スル事項。
文書係　定款、規則、令達ノ立案審査、法制ノ調査研究、店用文書ノ発遣接受、記録ノ編纂、文書図書簿冊ノ整理保管、社内取締及ヒ訴訟ニ関スル事項。其他他ノ課、係ニ属セサル事項。
地所係　地所家屋ノ管理ニ関スル事項。
雑務係　電燈、電話、電鈴、暖房其他社内一般ノ設備及ヒ自動車、自転車等ノ管理ニ関スル事項。
会計課

主計係　会計見積書及ヒ決算ノ総括、資金ノ出入ニ関スル事項。

計算係　本社ノ計算、記帳並ニ身元保證金及ヒ積金ノ取扱ニ関スル事項。

出納係　諸證券ノ保管及ヒ其売買ノ手続、金銭ノ出納並ニ代理支払ニ関スル事項。

用度係　需要品ノ購入、器物ノ保管、印紙類ノ出納保管、不用物品ノ処分並ニ物品ノ売買代弁及ヒ其送達ニ関スル事項。

第十七条　総務部長ニ特ニ左ノ事項ヲ委任専行セシム。但権限内ト雖モ、重要ナル事項ハ経伺スヘシ。

一、社長及ヒ其他業務執行社員ノ印章ヲ管守スルコト。

二、地所、建物、什器、簿冊、書類其他一切ノ本社財産ノ管理ニ関スル事項。

三、規定ニヨル所管固定財産ノ償却ニ関スル事項。

四、社内取締ニ関スル事項。

五、主管事項ニ関シ、予定ノ支出ヲ為スコト。

六、臨時費一百円以内ヲ支出スルコト。

七、前各号以外ノ主管事項ト雖モ、定例ニ属シ又ハ事態軽微ナル事項。

第十八条　工作部ハ、建築、修繕、土木及ヒ電気工事ニ関スル事項ヲ掌ルトコロニシテ、左ノ各課、係ヲ置キ、之ヲ分掌セシム。

建築課

建築係　建築、修繕ニ関スル工事ノ設計、製図、工事仕様書ノ調製、工事ノ施行監督並ニ工事材料ノ保管ニ関スル事項。

工務係　建築、修繕ニ関スル工事予算書ノ調製、工事請負、工事材料ノ取調、購買、受渡、工事費ノ調査整理其他雑務ニ関スル事項。

臨時土木課　特ニ指定セル土木工事ニ関スル事項。

臨時電気課　特ニ指定セル電気工事ニ関スル事項。

第十九条　工作部長ニ特ニ左ノ事項ヲ委任専行セシム。但権限内ト雖モ、重要ナル事項ハ経伺スヘシ。

一、主管ノ工事ニ関シ契約ニ基ク支出ヲ為スコト。

二、前号以外ノ主管事項ト雖モ、定例ニ属シ又ハ事態軽微ナル事項。

第二十条　監査部ハ、常時監査並ニ臨時監査ニ関スル事項ヲ掌ルトコロニシテ、左ノ各課ヲ置キ、之ヲ分掌セシム。

第一課　本社並ニ鉱山業、林業及ヒ農業ニ関スル店部。

第二課　工業、販売業、銀行業、倉庫業及ヒ第一課ニ属セサル事業ニ関スル店部。

第二十一条　各部ノ主管事項ニシテ、他ノ部課ニ関聯スルモノハ、関係各部課ニ合議スヘキモノトス。

第五章　附則

第二十二条　本規程ハ、大正十年五月十九日ヨリ之ヲ施行ス。

第二十三条　本規程ノ施行ニ因リ、従来ノ規程中適用セサルモノ左ノ如シ。

一、職制規程中総理事及ヒ理事ニ関スル規定。

二、住友総本店事務章程。

三、前二号以外本規程ニ抵触又ハ重複スル規定。

（資料11）

連系会社及ビ其他会社ノ役員ニ関スル内規(大正十年五月十九日制定)

第一条　本会社ノ利益ヲ代表シテ連系会社又ハ其他会社ノ役員トナルヘキ者ハ、本会社ノ傭員又ハ特殊ノ関係アル者ノ中ヨリ社長之ヲ指定ス。

第二条　傭員ニシテ前条ノ規定ニ依リ連系会社又ハ其他会社ノ役員トナリタル者、傭員タル資格ヲ喪失シタルトキハ、当然役員タル地位ヲ失ヒ、直ニ退任ノ手続ヲ為スヘキモノトス。

第三条　傭員ニシテ第一条ノ規定ニ依リ、連系会社又ハ其他会社ノ役員タル者ニ対スル俸給其他給与ニ関シテハ、別ニ之ヲ定ム。

第四条　第一条ノ規定ニ依リ連系会社ノ役員トナリタル者、左記事項ニ付テハ、当該会社ノ内議決定ニ先チ、予メ本会社ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス。

一、四等傭員以上ノ任免、昇進、賞罰並ニ課長(課長ナキトキハ係長)以上ノ分掌。

二、傭員ノ退身慰労金(定例ノモノヲ除ク)。

三、傭員及ビ準傭員ニ対スル海外出張、留学又ハ学術研究ノ為ニスル国内ノ出張。但営業上ノ必要ノ為ニスル支那出張ハ此限ニ在ラス。

四、傭員及ビ準傭員ニ対スル年末賞与、各種ノ臨時給与、慰籍、待遇等。但定例ニ属スルモノハ此限ニ在ラス。

五、労役者ニ対スル各種ノ給与、救恤等ニ関スル一切ノ事項。但定例ニ属スルモノハ此限ニ在ラス。

六、事務、技術ニ関スル顧問又ハ嘱託ノ依託。

七、傭員以下労役者ニ対スル各種ノ規程並ニ諸般ノ制度又ハ設備。

八、定款及ビ業務執行ニ関スル重要ナル規程。

九、重要ナル契約ノ締結及ビ一切ノ訴訟。
十、重要ナル寄贈、接待。
十一、事業ノ新設、改廃、起業ノ計畫並ニ毎期ノ会計見積書及ビ決算。
十二、勘定科目及ビ元帳科目ノ制定、改廃。
十三、取引銀行ノ選定。
十四、株主総会ニ提出スル事項。
十五、前各号以外ノ事項ト雖モ、重要ナルモノ。

前記ノ各事項ニ関シ、本会社ニ於テ承認ヲ与ヘントスルトキハ、総テ本会社ノ傭員ニシテ当該連系会社ノ役員トナレル者ニモ合議スルコトヲ要ス。

第五条　第一条ノ規定ニ依リ連系会社ノ役員トナリタル者ハ、本会社諸規程ニ準シ、当該会社ニ関スル諸般ノ報告ヲ提出スヘシ。

第六条　第一条ノ規定ニ依リ連系会社以外ノ会社ノ役員トナリタル者、当該会社ノ事務中、資本ノ増減、払込ノ徴収、社債ノ募集其他重要ナル事項ニ関シ、其意見ヲ発表スルニハ、予メ本会社理事会ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス。

第七条　第一条ノ規定ニ依リ連系会社以外ノ会社ノ役員トナリタル者ハ、当該会社ノ重役会ニ附議セラレタル事項其他話題ニ上リタル肝要ナル事項ニ付テハ、随時本会社理事会ニ報告スルコトヲ要ス。

附記

株式会社住友銀行ニ関シテハ、本規程第四条承認事項ヲ左ノ通リ改ム。

一、第一号ヲ「四等傭員以上ノ任免、昇進、賞罰並ニ本店課長及ビ支配人以上ノ分掌」トス。

二、第六号ヲ「顧問又ハ嘱託ノ依託」トス。
三、第九号ノ「重要ナル契約及ビ訴訟(日常ノ取引ニ関スルモノヲ除ク)」トス。
四、第十一号ヲ「事業ノ新設、改廃」トス。
五、第十二号を「勘定科目及ビ元帳科目ノ制定、改廃(銀行固有ノモノヲ除ク)」トス。

(資料12)

利益配当並ニ持分払戻ニ関スル決議書

決議書

住友合資会社無限責任社員住友吉左衛門、同無限責任社員鈴木馬左也、同無限責任社員住友忠輝、同無限責任社員中田錦吉、同無限責任社員湯川寛吉、同有限責任社員住友厚、同有限責任社員住友元夫、同有限責任社員住友寛一以上八名ノ間ニ、住友合資会社定款第十一条ニ定ムルトコロニ従ヒ、利益配当並ニ労務ヲ以テ出資ノ目的ト為ス社員ニ対スル持分払戻ノ標準ニツキ、決議スルコト左ノ如シ。

一、財産ヲ以テ出資ノ目的ト為ス社員ニ対スル利益ノ配当額ハ、決算期毎ニ業務執行社員ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム。
二、労務ヲ以テ出資ノ目的ト為ス無限責任社員ニ対スル配当額ハ、決算期毎ニ社長之ヲ定ム。
三、労務ヲ以テ出資ノ目的ト為ス社員ニ対シテハ会社解散又ハ退社ノ場合ニ於テ、其持分払戻ヲ為サザルモノトス。

右決議ス。

大正十一年五月二十四日

住友吉左衛門
鈴木馬左也

住友忠輝
中田錦吉
湯川寛吉
住友　厚
右親権者　父
住友吉左衛門
住友元夫
右親権者　父
住友吉左衛門
住友寛一

四　設立に伴う諸規程の整備

(一)　監査規程・会計規則の改正

上記資料8によって、五月十七日付で「家法第一編第九章監査」は、単行の「監査規程」となったが、十九日付「住友合資会社事務章程」の制定に伴い、同日付甲第八号達によりこの「監査規程」中「家長若クハ重役」が「社長又ハ総理事若クハ理事」に、「専務監査員」が「監事」に、「総本店監査課」が「合資会社監査部」に、「一家」が「会社」に

改められた。しかし前述の通り、監事、監査部長いずれも欠員のため、新たに昭和二年(一九二七)六月一日「監査及検査規程」が制定されて、この「監査規程」が廃止されるまで、実質的な変化はなかったものと推定される。

次に同様にして「住友家会計規則」は「住友合資会社会計規則」に改められたわけであるが、やはり大正十年(一九二一)七月十三日付甲第一三号により、次のように改正された。

すなわち「住友家ノ会計」は「住友合資会社全般ノ会計」に、そして既に述べた通り、正式には昭和三年の社則制定を待たねばならないが、「総本店」が「本社」に、「家法」が「社則」に改められた。この外、上記資料12「利益配当並ニ持分払戻ニ関スル決議書」に対応するため、次の規定が設けられた。

第十一条　社員ニ対スル利益ノ配当ハ、毎会計年度ノ終ニ於テ之ヲ行フモノトス。

また住友総本店は次の通り、「住友家会計規則」第十一条により会計規則積立金や住友銀行が株式会社になる以前は銀行部積立金を、第十二条により総本店建築準備金・相続税準備金等を積み立てていた(「住友総本店」各章利益処分表参照)。

第十一条　総本店ハ、積立金トシテ毎会計年度ノ全利益ノ内ヨリ相当ノ金額ヲ積立テ置クベシ。

営業上計算ヲ公示スル為メニ積立金ヲ要スル各店各部ハ、毎会計年度又ハ毎決算期ニ総本店ノ認可ヲ受ケテ、其店部ノ利益ノ内ヨリ相当ノ金額ヲ特ニ積立テ置クコトヲ得ヘシ。

第十二条　総本店ハ、特定ノ費途ニ充ツル為メ、予メ其準備金トシテ毎会計年度ノ全利益ノ内ヨリ特ニ積立金ヲ為スコトアルヘシ。

今回の改正では、両者を一本化し、次の通り第十二条とした。

第十二条　本社ハ、毎会計年度ノ利益ノ内ヨリ、積立金及特別積立金トシテ相当ノ金額ヲ積立テ置クベシ。

特定ノ費途ニ充ツル為メ、準備積立金トシテ毎会計年度ノ利益ノ内ヨリ特ニ積立ヲ為スコトアルベシ。

なおこの明治二十三年（一八九〇）会計規則制定の際開設された積立金は「積立口」と称されていたが、他の積立金「遠計口」（文久四年〈一八六四〉別子勘場元締本役広瀬宰平開設）、「貯蓄口」（明治八年十二代家長友親開設）と共に、昭和三年四月十八日「本社特別財産規程」の制定によって廃止され、「本社特別財産」に一本化された。

住友総本店各店部が総本店本社部門に対し提出する書類については、既に「住友総本店（上）」及び「同（中）」の各「住友総本店の会計監査制度」で述べたが、住友合資会社が発足すると、これらの他に会計規則施行細則第五条「前項規定以外ニ総本店ハ特ニ諸表ノ呈出ヲ命ズルコトアルベシ」という規定に基づき、中田常務理事の各主管者あて文書の形で、次のような提出書類の追加が行われた（資料13、ただしこの文書は次の①に関するもので、②及び③に関する文書は現存しないが、これらも①とほぼ同時期の大正十年から十一年にかけて開始されたものと推定される）。

①下半期損益予想表及び下半期収支予想表

いずれも大正十年四月末に開催された主管者会議において「近時財界ノ変化著シクナル傾向アリテ、（註、会計見積書）年一回ニテハ、一ケ年ノ収支損益ヲ予定スルコトハ実際ト離レル感アリ」（川田副支配人）として、会計見積書を年二回提出することにしては如何かという議題が提出された。討議の結果、会計見積書を年二回作成することは繁雑に過ぎるとして各店部（連系会社を含む）に対し両表を毎年六月十五日までに提出させることとし、大正十年度から実施された。総務部会計課では、これらの報告に基づき、七月十五日までに下半期の総損益予想表と総収支予想表を作成した。

②上半期損益決算額予想表及び下半期損益決算額予想表

同様の趣旨で、会計見積と決算の乖離が問題になったものとみられ、各店部は六月五日までに上半期の、十二月五日までに下半期の損益決算額予想表を提出することとなった。総務部会計課では、これらの報告を集計し、上半期は六月十五日、下半期は十二月十五日までに総損益決算額予想表を作成し、あらかじめ決算の大要を把握することとした。

③事業成績旬報

各店部・連系会社は、所管事業の動向を示す主要項目について、毎旬の業績を翌旬三日までに報告し、総務部会計課はこれらをまとめて八日までに総事業成績旬報を作成した。ちなみに報告すべき項目は、鉱山では出鉱(炭)高・引渡高(売鉱高)・唱相場、メーカーでは契約高・引渡高・建値(契約単価)、販売店では引渡高、倉庫では入庫高・出庫高・残高、銀行では預金・貸出金・準備金・利率(預金・貸金)、信託は信託引受高(金銭ノ信託・其他ノ信託)・信託財産利用高(貸付・有価証券・有価証券貸付)、生命では新契約高・契約消滅高・契約残高、本社では当座預金・借入金・連系会社預り金と詳細を極めていた。しかもこれらの項目の多くについて、毎旬の実数だけでなく、一月からの累計・前年同旬比などが求められていた。

これらの諸表は、昭和三年の社則制定の際、会計規程及び会計規程施行細則の中に明文化された。

(資料13)

各主管者あて中田常務理事文書

拝啓本年度主管者会議ニ於テ御協議申上候、会計見積書ヲ毎決算期呈出ノ件ハ、今回左記ノ通決定相成候間、本年下半期ヨリ御実行相成度。此段及御通牒候也。

大正十年六月十一日

合資会社常務理事　中田　錦吉

記

会計見積書ハ現行ノ通、毎年一回呈出ノコト。但シ損益並ニ収支ニ付キテハ、毎年六月上旬ニ於テ更ニ事業ノ実況ヲ考察シ、該年度下半期予想表ヲ作製シ、同月十五日迄ニ本社ニ到着スルヤウ呈出スヘシ。

本予想表ト当初呈出シタル会計見積書ノ記載ト著シキ差異ヲ生セル場合ニハ、特ニ其理由ヲ附記スヘシ。
損益予想表ハ損益表ニ準シ、各元帳科目別ニ記入ノコト。
収入支出予想表ハ会計見積書収入支出表ノ様式ニ拠ルコト。

以上

追テ右ハ本年度ヨリ御実行相成度。但シ呈出期限ハ本年度ニ限リ六月末日ト御承知相成度候。

(二)　資金取扱規程の制定

「住友総本店(下)」の「二　住友総本店の業績」で述べた通り、住友総本店は原則として自己資金で経営され、住友銀行からの借り入れは、特別の場合に限られていた。したがって各店部に対しては、総本店(本社部門)から各店部勘定を通じて資金が貸し付けられており、資金不足を避けるため、総本店は各店部から年末に会計見積書を提出させて、あらかじめ翌年の「資金最高額」を把握していたが、これらの各店部の使用資金に対し社内金利を賦課することはなかった。

しかし大正四年末鋳鋼所が株式会社になると、総本店はこれに対し貸付金の形で融資を行い、金利を徴収するようになった。その後大正七年になると伸銅所が、次いで八年には鋳鋼所の使用資金が急増したため、両所は総本店を経由して住友銀行から手形融資を受けるようになった(「住友総本店(下)」第8表銀行出納勘定及び銀行借入金勘定参照)。総本店は、住友銀行に対するこの融資に関する支払利息をそのまま両所に付け替えていた。大正九年には、住友銀行からの借り入れ(総本店自身の借り入れも、鋳鋼所・伸銅所同様に手形借り入れで、大正九年四月から開始された)は一挙に五倍近くに増加し(第4表)、総本店は資金不足に陥ったため、この年末に設立された株式会社住友電線製造所は、直接住友銀行から担保

付手形借り入れ一五〇万円、商業手形割引限度二五〇万円の融資を受け、また当座借越契約を結んだ(23)。

かくして自己資金の枠内で各店部・株式会社の資金繰りを図ろうとしていた時は、これらから提出させた会計見積書によって「資金最高額」を把握することは、極めて重要であったが、一度この枠が突破され、住友銀行に対する依存度が高まるにつれ、この「資金最高額」は意味を持たなくなり、むしろ使用資金の効率が問題となってきた。後に昭和三年の社則制定に際し、会計見積書及び実際報告書の「資金最高額」が廃止され、一般的な収支予想にとって代わられる端緒といえよう。大正十一年に作成された大正十年度実際報告書によると、このような使用資金の急増を受けて、総本店では社内金利の賦課がその目的と思われるが、大正九年から各店部の資金使用総積数の計算を開始している。

大正十年末の銀行借入超過は一七二二万円となり、前年に比し四〇八万円の減少となったが、これは割引手形支払のため通知預金四九六万円を引き出したためで、これを算入すれば八八万円の増加となっていた。このため合資会社は、大正十一年三月二十日「資金取扱規程」(資料14)を制定し、各店部の資本金を定め、この資本金額とその店部勘定の元帳残高との差に対し、金利(「本社貸越日歩」と称する)を賦課することとした(他方各店部の余剰資金は本社に預けられ、「本社預リ日歩」が付けられたが、ここでは省略する)。連系会社はこの規程の対象外であったが、店部でも伸銅所の如く従来から総本店経由住友銀行から手形融資を受けていた店部の金利付替は従来通りであった。またこの規程の具体的な手続は、五月八日「資金利息計算手続」(資料15)として通達された。

第4表　住友総本店と住友銀行との取引状況

(単位：千円)

	大正6年末	7年末	8年末	9年末
総本店の銀行勘定借越額(A)	0	2,668	4,377	21,304
住友銀行貸出残高(B)	120,148	193,564	261,560	287,686
A／B×100	—	1.4	1.7	7.4

註：(A)は「住友総本店(下)」第8表の銀行出納勘定と銀行借入金勘定の合計額である。
出典：『住友銀行八十年史』244頁。

なおこの両者は、後に昭和三年社則制定時に、統合されて「資金規程」となった。この規程に基づいて大正十二年から昭和三年にかけて付替られた金利を第5表に示した。この付替金利を決定するル

第5表　付替金利の推移

（単位：銭厘毛）

年度・期	付替金利（本社貸越日歩）	年・月	住友銀行 割引日歩⑨ 最高	住友銀行 割引日歩⑨ 最低	大阪組合銀行 手形貸付日歩⑩ 最高	大阪組合銀行 手形貸付日歩⑩ 最低
大正12年度第1期	243	大正12年2月			276	227
第2期	243	5月			276	239
第3期	245	8月			270	251
第4期	248	11月			277	239
13年度第1期	260	13年2月			272	242
第2期	260	5月	不	詳	275	240
第3期	260	8月			272	247
第4期	260	11月			278	231
14年度第1期	① 250	14年2月			267	225
第2期	250	5月			262	212
第3期	240	8月			260	206
第4期	235	11月	260	210	258	208
15年度第1期	230	15年2月	260	210	255	205
第2期	② 220	5月	265	200	254	200
第3期	230	8月	270	200	252	199
第4期	③ 225	11月	260	195	251	198
昭和2年度第1期	④ 220	昭和2年2月	260	185	248	195
第2期	⑤ 210	5月	260	190	247	192
第3期	⑥ 210	8月	255	180	245	180
第4期	⑦ 200	11月	260	160	239	167
3年度第1期	⑧ 190	3年2月	270	160	228	150

註：①大正13年11月27日付大正14年度第1期資金利息通知ノ件起案「備考」
前期ニ於ケル本社ノ実際割引日歩ハ2銭5厘ナリ。
②大正15年2月25日付大正15年度第2期資金利息利率通知之件起案「備考」
下記利子ハ前例通リ貸越日歩ハ銀行割引日歩、預リ日歩ハ特別当座日歩ナリ。
③大正15年8月30日付大正15年度第4期資金利息利率通知之件起案「備考」
7月以降金利安ニ付キ貸付日歩ヲ5毛引下ケントス。
④大正15年11月29日付大正16年度（註、昭和2年度）第1期資金利息歩合決定通知ノ件起案「理由」
1．貸付日歩ニ付テ
本年7月ヨリ市中金利低下ノ趨勢ヲ呈シ、為ニ本社貸付日歩モ第4期分ハ第3期分ヨリ5毛引下ヲ見タルガ、其ノ後10月4日日銀利下（2銭ヨリ1銭8厘ニ利下）ノ結果、市中金利モ更ニ低下スルコトトナリタレバ、16年度（註、昭和2年度）第1期分ハ第4期分ヨリ更ニ5毛方貸付日歩ヲ引下グルコト適当ト認メラル。
2．預リ日歩（略）
⑤昭和2年2月18日付昭和2年度第2期資金利息歩合決定通知ノ件起案「理由」
1．預リ金日歩ニ就イテ（略）
2．貸付日歩ニ就イテ
預リ金日歩ヲ前記ノ通リ（註、1厘）引下グル以上、貸付日歩モ同様引下グベキハ、蓋シ当然ナルベク、又之ヲ一般金利ノ趨勢ヨリ見ルモ然ルベキモノト認メラル。
⑥昭和2年5月24日付昭和2年度第3期資金利息歩合決定通知ノ件起案「理由」
本社預リ及貸付日歩ノ標準ヲナス住友銀行特別当座預金及貸金各利率ハ、本社現行日歩ヲ決定シタル2月末当時ト殆ンド差異ナキヲ以テ、第3期日歩モ現状ノ儘据置クコト適当ト認メラル。
⑦昭和2年8月26日付昭和2年度第4期資金利息歩合決定通知ノ件起案「理由」
1．預リ日歩ニ就テ（略）
2．貸付日歩ニ就テ
住友銀行ノ優良貸金ニ対スル日歩ハ、従来1銭9厘ニテ、本社貸付日歩ハ現在2銭1厘ナルガ、最近前者ハ1銭8厘ニ引下ゲラレ、尚金融ノ前途相当緩慢ノ見込ナレバ、後者モ亦同様1厘方引下ゲ即チ2銭也ニ決定スルコト適当ト思考セラル。
⑧昭和2年11月26日付昭和3年度第1期資金利息歩合決定通知ノ件起案「理由」
現行資金利息ハ、本社預リ1銭、貸付2銭ナルガ、現在市中金利ハ右率ヲ決定セル8月当時ヨリ低下シ、即チ銀行特別当座日歩ハ此ノ間1銭ヨリ9厘ニ、又市内商業手形日歩ハ同ジク1銭9厘ヨリ1銭8厘ニ夫々1厘方引下ゲラル。之ヲ実例ニ徴スルニ現在ニ於テ、肥料ハ1銭9厘、伸銅ハ1銭9厘ー2銭、倉庫ハ2銭ナリ。金融界ハ日先年末マテ幾分引締ルベキモ、大勢緩慢ノ模様ナレバ、向フ3ケ月間ノ資金利息モ現行率ヨリ1厘方引下グルヲ適当トスベシ。
⑨「住友銀行割引日歩」は月末。出典は④⑤⑥⑧の各起案。
⑩「大阪組合銀行（正式には大阪銀行集会所組合銀行、住友銀行もその一員である）手形貸付日歩」は月中。手形貸付は大正12年7月以降。それまでは証書貸付と共に貸付金日歩として一本であった。出典は大阪銀行集会所『大阪銀行通信録』第305号～第367号。

ールは詳らかでないが、資金利息決定通知の起案に記されている備考あるいは理由(第5表註参照)から推定すると、まず最初に合資会社本社の割引日歩の実績からそれをカバーする付替金利の水準が決定され、その後は期末の住友銀行の手形割引日歩(その最低レートが原則として合資会社に適用されたものと思われる)と市中金利の動向から、翌期の付替金利が決定されていた模様である。ちなみに期末の住友銀行の最低手形割引日歩と翌期の合資会社付替金利は、二厘から二厘五毛の幅でほぼ連動している。

(資料14)

乙第四号達

各店部資金取扱規程左ノ通相定ム。

大正十一年三月二十日

合資会社

資金取扱規程

第一条　各店部所属ノ固定財産勘定、創業費勘定及ヒ起業支出勘定ノ前決算期末ニ於ケル元帳残高並ニ一定ノ流動資本ノ合計ヲ以テ、一決算期ニ於ケル其店部ノ資本金トス。但特定ノ店部ニツキテハ、流動資本ヲ設定セサルコトアルヘシ。

第二条　流動資本ノ金額ハ、本社ニ於テ之ヲ決定シ、毎決算期改定セサルモノトス。

第三条　資本金ハ特別ノ理由アルトキハ、前二条ノ規定ニ拘ラズ本社ニ於テ設定、変更又ハ廃止スルコトアルヘシ。

第四条　各店部ノ資本金額ト本社ニ於ケル其店部勘定ノ元帳残高トノ差額ニ対シ、本社対各店部間ニ利息ヲ支払フモノトス。但シ資本金ヲ有セサル店部ニツキテハ本条利息ノ計算ハ、本社ニ於ケル其店部勘定ノ元帳残高ニヨル。

前項ノ利息ハ、前期純損益ヲ決算期ノ第一日ニ於テ、各店部ヨリ本社ニ付替ヘタルモノトシテ之ヲ計算ス。

第五条　利息ノ割合ハ、本社別ニ之ヲ定ム。

第六条　本規程ハ、各店部ト其所属ノ各部又ハ特別会計トノ間ニ準用ス。但シ所属ノ各部又ハ特別会計ノ流動資本ヲ設定、変更又ハ廃止セントスル場合ハ、本社ノ認可ヲ受クヘシ。

附則

本規程ハ、大正十一年一月一日ヨリ之ヲ施行ス。

以上

（資料15）

乙第五号達

資金利息計算手続左ノ通相定ム。

大正十一年五月八日

合資会社

資金利息計算手続

一、資金取扱規程第五条ニ依ル利息ノ割合ハ、左ノ期間毎ニ本社之ヲ定メ、其期間ノ始ニ於テ、各店部へ通知スルモノトス。

第一期　自前年十二月一日　至其ノ年二月末日

第二期　自三月一日　至五月末日

第三期　自六月一日　至八月末日

第四期　自九月一日　至十一月末日

二、利息ハ、左ノ期日ニ於テ本社之ヲ計算シ、各店部ヘ付替フルモノトス。

第一期及第二期分　五月末日

第三期及第四期分　十一月末日

三、前項利息ヲ整理スルタメ、元帳科目中ニ「資金利息」科目ヲ新設シ、元帳差引残高表ノ順序ハ損益勘定中「償却」科目ノ前トス。

備考

一、利息ノ割合ヲ年四回通知スルコトハ、手形ノ割引期間ガ普通三ケ月ナルヲ以テ、三ケ月ニ一回利率ヲ決定スルヲ適当ト認メタルナリ。

二、利息ノ付替期日ヲ五月末日及十一月末日トシタルハ、各決算期最終ノ月ハ、最モ多忙ノ時ニシテ利息ノ計算ヲ行フコト困難ニシテ、同決算期内ニ利息ノ付替ヲ行フコト能ハザルニ至ル恐アルヲ以テ、一月前ノ五月及十一月ノ末日トシタルナリ。

三、元帳科目ノ新設ハ申請ヲ俟チ認可スルヲ原則トスルモ、今回ハ各店部共通ノモノニ付、本規則中ニ規定セリ。

註

（1）『三井事業史』資料篇三（三井文庫　昭和四十九年）五八五～五九〇頁。

（2）武田晴人「資本蓄積（3）財閥」（大石嘉一郎編『日本帝国主義史1第一次大戦期』第六章　東大出版会　昭和六十年）二四八～二五一頁。但し二四八頁非常特別税法について「甲種について定率の八割、乙種について八階級の累進税率で一―六四割を増徴することを定めた。」とあるのは政府の第二次増徴案である。この前に第一次増徴があり、この第二

次増徴案も乙種は増率高きに失するとして修正されたので、正確には「第一次増徴で一律七割増徴、第二次増徴で甲種について定率の八割、乙種について八階級の累進税率で一―三三割を増徴することを定めた。」とすべきである。ここでは両者の合計を示した。なお所得税制の変遷については、『明治大正財政史』第六巻（大蔵省　昭和十二年）一〇〇〇～一一五〇頁及び『明治大正財政詳覧』（東洋経済新報社　大正十五年）六五八～六六四頁参照。

（3）川田順『住友回想記』（中央公論社　昭和二十六年）二六頁。

（4）前掲『明治大正財政史』第七巻一九二、一九三頁。但し贈与等の関係で、「戦時利得金額より平時平均所得金額に百分の二十を加へたるものを控除したる額は利得金額に符合」しない。

（5）「住友総本店（下）」では当時「総本店内部においても、実際に洋行が他所製品の取扱いや輸出業務に乗り出すとなると、内地側にそれに見合った体制が存在しないと、伸銅所・電線製造所・鋳鋼所といった製造店部、あるいはこれらと無関係の商品については総本店（本社部門）がどこまで仕入業務や輸入業務ができるかという問題が生じてきたものと思われる。」と指摘した。その上で「これまでの住友のやり方からすれば、川田が大正七年の会議で指摘したように『今ノ組織ニテ可』として一応やってみて、上手く行かなければ古河や三菱のようにまず『営業部ヲ作ル』ことを考えた筈である。」とし、それが「この段階を経ないで一挙に商事会社設立へと急進展したのは、（中略）商事会社を設立することによって、他所製品取扱いのフリー・ハンドを得て、古河や三菱に追いつきたいという強い期待があったもの」かと述べた。しかしこれは、「他所製品取扱いの件」という起案が残されていないため、一応この起案が商事会社設立を意図していたものという通説に従ったものであるが、この「営業部」を含む組織案が「他所製品取扱いの件」という起案と、ほぼ時期的に符合することを考えれば、商事会社設立という話は、それを視野に入れつつも当面は「営業部」を設置するというものであり、それらがいずれも帰国した鈴木総理事の容れるところとならなかったと考えるのが、妥当と思われる。

（6）『小畑忠良を偲ぶ』（小畑亮一　昭和六十年）一一二～一一三頁。

（7）同前。

（8）同前。

（9）商法上合名会社、合資会社に労務出資社員の規定はあったが、実際に三井合名や三菱合資には住友合資のような労務出資社員は存在しなかった。また三井合名は資本金二億円、総資産二億九三八四万円（松元宏『三井財閥の研究』一二八、

一二九頁。時点は大正十年一月末現在)、三菱合資は資本金八〇〇〇万円、総資産一億六七三五万円(三菱合資会社『社誌』二七巻五三七一、五三七二頁。時点は大正九年十二月末現在)であったのに対し、住友合資は、住友家がほとんど全財産を出資し、資本金一億五〇〇〇万円、総資産一億七七〇〇万円であった(第1表及び第3表参照)。

(10) 久島精一「追憶二三」(鈴木馬左也翁伝記編纂会『鈴木馬左也』昭和三十六年)六五四頁。

(11) 安藤良雄編著『昭和経済史への証言』中(毎日新聞社昭和四十一年)一一三、一一四頁。

(12) 『住友春翠』(「住友春翠」編纂委員会 昭和三十年)五六八~五六九頁。

(13) 大正九年九月二十九日付日高直次宛原嘉道書簡
拝復貴下御多祥奉賀候。然ハ合資会社ノ無限責任社員ニ関シ御質議ノ件ハ左ノ通リ思考致候。
一、合資会社無限責任社員カ死亡シタル場合ニ於テ、其相続人ヲシテ社員タルノ地位ヲ承継セシムヘキ旨ノ定款ノ規定ハ固ヨリ有効ニシテ、該相続人カ意思能力ナキ未成年者ナルト否トヲ問ハス、被相続人タル無限責任社員ノ死亡ニ依リ、当然其地位ヲ承継スヘキモノトス。
一、前項無限責任社員ノ地位ヲ承継シタル意思能力ナキ未成年者ハ、法定代理人ニ依リテ会社ヲ代表シ其業務ヲ執行スルヲ得サルモノナルカ故ニ、該無能力者ハ意思能力ヲ有スルニ至ルマデノ間、会社ノ代表又ハ其業務ノ執行ヲ為スヲ得サルモノトス。(後略)

(14) 註(10)に同じ。

(15) 註(6)に同じ。

(16) 前掲川田『住友回想記』一三五頁。川田は家長と鈴木の関係について次のように述べている。
明治人の鈴木馬左也は、伊藤公草案したところの憲法や典範を宗とし、住友王国をば明治憲法的に統御して行かうと考へたのではなからうか?彼は会社の業務一切を彼自身及び同僚数人の手中にしっかりと掌握したが、家長としての吉左衛門に対しては精神的に又儀礼的に最高の敬意を表した。これは、まことに鈴木の用意周到なるところであった。宴会その他の非業務的の席上で、家長と鈴木と私共が一緒になった時などは、鈴木は戦々兢々として家長の前に最敬礼した。それを傍で見てゐた私共は「飛ぶ鳥おとす勢ひの総理でさへこんなに平伏するのだから、家長さんはたいしたものだ」と畏敬せざるを得なくなった。

(17) 安岡重明「Ⅱ四大財閥—三井・三菱・住友・安田—」(安岡重明『日本の財閥』、宮本又次・中川敬一郎監修『日本経営史講座』第三巻 日本経済新聞社 昭和五十一年)五〇頁。

(18) 註(10)に同じ。

(19)　その後も連系会社の定義が明らかにされることはなかった。戦後総司令部に対し説明する必要が生じた際、昭和二十一年一月二十九日付で作成された資料「連系会社及特定関係会社ノ定義ニ付テ」によれば、次の通りである。

（一）　株式ノ全部又ハ相当部分（一定ノ標準率ヲ決定シヲラズ）ヲ住友本社又ハ住友家ガ所有シ

（二）　其ノ役員ハ住友ノ利益ヲ代表スル者ヲ以テ構成セラレ

（三）　従ツテ住友本社ガ其ノ統制権ヲ完全ニ掌握シヲル会社ニシテ

（四）　事業ノ規模内容等ヲ考慮シ住友本社ニヨリ連系会社トシテ指定スルニ値スルモノヲ連系会社ト言フ

(20)　『南満洲鉄道株式会社三十年略史』（昭和十二年　南満洲鉄道株式会社）一九、三四頁。

(21)　昭和五十年十二月十九日小畑忠良氏談。

(22)　前掲川田『住友回想記』一一、一二頁。

(23)　『社史　住友電気工業株式会社』（昭和三十六年）三八四～三八六頁。

第二章

住友合資会社（上）

――大正十～十四年――

目　次

一　統轄システム
(一)　鈴木総理事の晩年
(二)　中田総理事の三年間
二　業　績
(一)　合資会社（本社部門）の業績
(二)　合資会社（全社）の業績
三　投資活動
(一)　連系会社の株式
(二)　その他の住友系企業の株式
(三)　住友系以外の企業の株式
四　資金調達
五　店部・連系会社・特定関係会社
(一)　日米板硝子株式会社の経営の承継
(二)　住友倉庫の株式会社への移行
(三)　株式会社住友ビルディングの設立
(四)　坂炭礦株式会社の経営の承継
(五)　住友肥料製造所の株式会社への移行
(六)　日之出生命保険株式会社の経営の承継
(七)　住友信託株式会社の設立

一　統轄システム

本章が対象とする期間は、大正十年（一九二一）二月、住友合資会社の設立から、翌十一年十二月、総理事鈴木馬左也の辞任までの約二年間と、十四年十月、後任の総理事中田錦吉が自ら制定した停年規程に基づき退職するまでの約三年間の合わせて五年間である。

本節では合資会社の組織・制度・規程・人事等を一括して取り扱うこととするが、この期間は合資会社発足当初の時期でもあり、組織・人事について大幅な異動はみられなかった。しかし労働運動の高揚に合資会社として如何に対処するかが大きな課題とされた。また規程については、合資会社発足時に、取りあえず家法中の諸規程がそれぞれ単行規程とされたが、これらをまとめて新たに「社則」として編纂するため、大正十二年六月総務部庶務課文書係で検討が開始された段階であった。

(一)　鈴木総理事の晩年

総理事鈴木馬左也は、大正十年年頭に尿毒症を患い、前章「住友合資会社の設立」で述べた通り、二月の合資会社設立時はもとより、五月の事務章程制定とそれに基づく人事の発令で、合資会社が実質的に始動した際にも、依然として静養中であった。丁度この頃ニューヨークに在った前理事久保無二雄は、鈴木あてに引退を勧めたが、鈴木は一顧だにしなかったことは既に触れた（「住友総本店(下)」資料1参照）。

しかしながら鈴木の回復は予想外に長引き、職務に復帰したのは、その年の秋になってからであった。大正十年十月

開催された住友銀行主管会議の冒頭、鈴木は次のように挨拶した。

茲ニ諸君ノ御健康ヲ祝シマス。予モ亦比較的健康ニシテ此頃殆ント病気全快ト謂ヒ得ル状態デアリマス。本年一月二日発病、爾来久敷ク静養シテ居リマシタカ為メ、其間勤務自ラ不十分トナッタノハ、予ノ大ニ遺憾トスル所デアリマスカ、此頃漸ク全快シ、茲ニ諸君ニ御目ニカカルコトノ出来ルノハ、予ノ最モ愉快トスル所デアリマス。

しかしこの鈴木の静養中に、合資会社は発足早々にして、「大正十年六月、住友電線製造所及び住友製鋼所が、同時に争議の津浪に襲はれた[1]」。

住友家では、従来から職員はもとより各事業所が雇用する労働者に対しても、「家族主義」をもって臨んできた。従って当時の住友合資会社の幹部の認識としては、労働者側に不満が生ずる筈はなく、それでも労働争議が起こるのは社外の組合指導者による扇動の結果だというものであった。例えば、既に明治四十年(一九〇七)に当時の別子鉱業所支配人中田錦吉は「労働者ノ使役ニ付テハ世間ノ模範トナリ度キ心組ナリ」と述べ、クルップの工場の制度が完全と聞いて、その規則を取り寄せ翻訳していることを明らかにしている。従ってわが国最初の労働法規である「工場法」が明治四十四年三月制定されながら、ようやく大正五年九月に施行された際には、その内容は既に住友の施策には織り込み済みであった。

この他同じ大正五年四月には住友家が、資金一〇〇万円と用地五〇〇〇坪を寄付して、大阪市西区市岡町に財団法人住友私立職工養成所が設立された。この養成所が名称を私立住友職工養成所としなかったのは、必ずしも自社のための職工養成を意図したものではなく、あくまで貧民救済のため家計困難なる者の子弟に、職工としての知識・技能を授け、品性を陶冶することを目的としていたからであった。

また同五年十二月傭員に対し臨時特別賞与が三〇〇万円支給された際に、職工・労役者に対しても家長から特別保護

・救済金一二〇万円が拠出され、これに基づいて翌六年八月各事業所では、労役者特別保護金規程を制定して、本人及び家族の不幸時に見舞金・弔慰金を、退職時に養老金等を支出することとなった（「住友総本店（中）」註(13)参照）。

さらにこの頃既に住友の各工場には診療所が設けられていたが、これらを発展させて病院の設立が計画されており、大正十年七月私立大阪住友病院が創業費七〇万円をかけて開院した。このような施策の結果、住友の各工場の離職率は次第に低下し、中でも伸銅所では、大正八年には二〇％を切るまでに至ったが、他に類似の工場の多い製鋼所では「渡り職工」の存在に災いされて、依然として四〇％を超える高い離職率にとどまっていた。

この間伸銅所経理課庶務係三村起一（T3東大法、Tは大正の略、以下同じ、後に住友機械製作専務取締役、住友鑛業専務取締役・社長、戦後石油資源開発社長、石油開発公団総裁）は、大正五年十月住友の機関誌『井華』で「住友は人材を採用するけれども、その養成に欠けている。有為の人材の前途に対しては現状では放任主義でなにもしていない。つまり住友は人材のムシブロである」と喝破して物議を醸したが、さらに翌六年三月「須く理想的職工団を組織すべし」と題して、次のように説いた。

工場法の実施は当局者の予想意外に権利観念を職工間に流行せしめた。工業界の好景気は職工の払底を来たし、職工の払底は職工の争奪となり、職工の鼻息従て荒く賃銭値上の請求は尋常茶飯事となり、小同盟罷業は随所に勃発した。今や多数の職工は亦昔日無智蒙昧の徒にあらずして盲目的屈従より自覚に至らんとする過渡期に進んだ。時流に溺するは固より不可なり。時流に抗する亦過てり。超然時流を指導するの慨がなくてはならぬ。彼等をして放縦専横国民の迷惑を顧みず同盟罷業の武器を以て争ふに至るも、能く工場主と協力一致して国家の福利を増進するに至るも主として此過渡期に於ける工場主の方針如何に由ると云はねばならぬ。（中略）

「民は之に由らしむべし、之を知らしむべからず」の主義を万事に適用せる盲目的主従関係は威圧服従の主義と共

に職工問題解決の鍵とすることは出来なくなった。然しながら或学者や夢想家等の渇仰するが如く英国の労働組合なるものを直に我国に移植せんとする冒険には組することが出来ぬ。（中略）茲に於てか吾人は吾住友家自身の理想的労役者団の組成を提言せねばならぬ。理想的職工団とは何ぞ。愛と自由の実現されたる団体にして工場主自身之を指導するものである。（中略）

昨年中米国に起った同盟罷業は其数千七百十九、而も一指だも染むる能はざるは「デトロイト」市の「フォード」自動車工場ではないか。一年五十万台の自動車製作力に驚く前に「フォード」氏と職工との好感に驚嘆せねばならぬ。彼等は理想的職工団を実現して居る。職工組合の威力を以てして一寸も揺かすことが出来ぬ同盟罷業の渦も此工場を呑むことか出来ぬ。吾人は歩一歩此理想に進みつゝある。此度の職工保護救済基金に依って愈々吾人の理想実現の近きを覚ると共に益々奮励努力すべきを想ふものである。

この一文に続いて三村は、さらに米国から帰朝した「社会主義者の大物賀川豊彦氏を神戸葺合の陋巷から呼んできて災害防止の講演をさせたりしたので、三村は思想的に大丈夫か」[2]と心配する者も出てきた。

大正八年三月、伸銅所に職工及び労務者に関する事項を専門に担当する工場係ができると三村はその首席者となった。しかし現状にあきたらない三村は、夏休みに上京し、一高の恩師新渡戸稲造に会い、住友を退社してブラジルに渡りたいと相談したが、新渡戸から母親のことを考えて自重するよう諭された。その日小倉理事から至急帰阪出社せよとの電報が三村にとどいた。それは、折柄欧米出張中の総理事鈴木馬左也が視察したフォードの工場の労務管理に感銘を受け、伸銅所の三村を研究のため、フォードの工場に派遣するようにとの指示であった。

十一月、ロンドン滞在中の鈴木の元に出頭した三村は、直接鈴木から「フォードに行き、半年間職工の生活を調べてもらいたい。あとの一年は欧米どこでも思うところを調べてよい。君の主要目的は労資関係の調査だ」[3]と指示され、早

速デトロイトに向かった。

大正十年四月、三村がフォードの工場で肉体労働まで体験して、一年半ぶりに帰国してみると、状況は一変していた。三村の出発直後、大正八年十一月、従来から伸銅所に設けられていた職工の親睦機関「親友会」の労資協調路線に反発する者たちによって「新進会」が組織された。この「新進会」は大正九年三月の恐慌を経て、五月に横断組合の形をとって一般伸銅工による「大阪伸銅工組合新進会」へ発展し、組合長にかの賀川豊彦が就任した。こうした横断組合は、大正元年発足当初、修養ないし共済団体として出発した「友愛会」が、大正八年八月「大日本労働総同盟友愛会」と改称し、労働組合への転進を図って「同職組合」として各地に結成を推進していたものであった。「大阪伸銅工組合新進会」は、当時まだ正式に友愛会に加入していなかったが、組合長の賀川は大正七年以来友愛会の神戸葺合支部長の地位にあった。

三村の帰国した大正十年四月、伸銅所尼崎工場では不況のため生産品種を鋼管・管材に絞ることとなり、労働者の三分の一を解雇した。この退職手続き自体はスムースに終了したが、これに伴い五月に実施された請負・加給制度が賃銀の減少・労働強化につながるとして職工たちの不満を買い、怠業に入った。六月に入りこの制度の一部見直しで事態は決着した。しかしこの伸銅所の争議が、電線製造所と製鋼所の争議の口火となった。

電線製造所では、一部の職工によって二月に「大阪伸銅工組合新進会」の支部が結成されていた。また製鋼所では四月に、仕上係職工によって「機械工労働組合」が結成され、続いて砂落・鍛造・製輪の各係にも組合が結成された。これらの製鋼所内の各組合は、六月に元製鋼所職工西尾末廣によって「大阪機械労働組合」が設立されると、それぞれその島屋及び島屋第一～三支部となった。五月一日には大阪で最初のメーデーが開催され、大阪の労働運動は最高潮に達していた。五月末藤永田造船所の争議が起こると、「友愛会」はこれを支援するため、電線製造所・製鋼所の組合にも

同調を求めた。

六月十三日電線製造所、十六日製鋼所の職工は、団体交渉権の承認、賃銀・退職手当の増額の要求を提出したが、会社側の回答を不満として十六日からストに入った。合資会社の責任者は、製造部門担当の理事山下芳太郎であった。山下は、伸銅所長・製鋼所常務取締役・電線製造所取締役を兼務していた。二十三日会社側は、退職手当の改正を発表したが、大阪伸銅工組合新進会は団体交渉権について明確な回答を与えるよう警告書を送り、伸銅所も争議に同調する可能性が生じた。二十六日大阪伸銅工組合新進会は友愛会への加入式を天王寺公園で開き、労働歌が響きわたった。この天王寺公園に隣接する茶臼山には、鰻谷にあった住友本邸が大正四年末新築移転していた。

六月二十七日、静岡県興津で静養中であった総理事鈴木馬左也は、急遽帰阪し、徹夜で対策が協議された。伸銅所では、五月の争議の際、工場係が工場課に昇格し、帰国したばかりの三村が課長となっていた。この協議に加わった三村によると、この時の鈴木の考え方は次のようなものであった。なお古田俊之助(M43東大工・採鉱冶金、Mは明治の略、以下同じ、当時伸銅所製造課長、後金属専務・本社専務理事・総理事)によれば、この鈴木の考えの背後には家長の意向があったという。(4)

住友はいたずらに労働者と争議をしてはいけない。製鋼所、電線の諸君は非常に強硬な意見であるが、私はそうではない。私はみなさんからみると、軟弱にみえるかもしれませんが、私は喧嘩をせずに、この話をおさめた方がいいと思います。現場の諸君としては忍び難いだろうけれども、この際は円満におさめて、団体交渉権なり、退職慰労金のことをよく考えてもらいたい。そういうことで結着したいから、みんなよく私のいうことをきいてくれといわれた。

この鈴木の意向に従って会社側は、二十八日三工場に工場協議会を設置することを発表し、二十九日には争議解雇者

にも新規定により退職金を支給すること、また七月の定期昇給を下級者に手厚くすることを約束し、争議は解決した。

工場協議会については、直ちに人事部長松本順吉（経歴は「住友合資会社の設立」参照、以下合資会社本社部門の幹部についても同じ）を委員長とする委員会によって制度の検討が開始され、三村の研究に基づいて、米国インターナショナル・ハーヴェスター社のショップ・コミティーをモデルとして、八月十六日その規則が制定され、即日実施された。住友の工場協議会は、他社の工場委員会制度に比し一層進歩的なものであったといわれるが、他方で翌十一年製鋼所支配人となった川田順の如く、労働者側との交渉の矢面に立たされた会社幹部は対応に頭を悩ませることになった。(5)

工場協議会の規則は、選出委員の数並びにその選挙区数を除き、三工場共通であった。組織は主管者の指名する会社側と、労働者の選挙により選出される組合側の同数の委員（各一〇乃至一五名）からなり、三ヶ月毎に年間四回開催される。議事は、委員の過半数によって決定され、決議の採否は主管者の決定によった。対象となる事項は、労働時間、物価指数の高低に順応する最低賃銀の増減、保健衛生及び危険防止、互助共済等であった。(6)

争議は解決したが、その後も社会不安は鎮まらなかった。大正十年九月には安田保善社の安田善次郎が暴漢に刺殺され、十一月には首相原敬が東京駅頭で暗殺された。茶臼山本邸に隣接する天王寺公園は、引き続き労働運動の集会場所となり、労働歌が高唱された。十二月家長は、合資会社理事会の了解を得て、茶臼山本邸を大阪市の美術館建築用地として寄付することを大阪市長池上四郎に申し入れた。大阪市ではかねて美術館の建築計画を進めていたが、候補地に予定していた大手前の輜重隊兵舎跡地が大阪府庁の敷地とされ、計画は暗礁に乗り上げていた。本邸の移転先は、神戸・住吉の分家住友忠輝邸（旧田辺貞吉邸）を拡張して当てることとなり、分家はその西方に住吉西邸を新築して、十一年末に移転した。

大正十一年を迎えて、住友合資会社では一月早々業務執行社員住友忠輝、別子鉱業所長大平駒槌、人事部長松本順吉

の三名が理事に就任した。

まず住友忠輝(T3東北大農、友純長女孝と結婚、分家)は、「住友合資会社の設立」で述べた通り、家長の強い希望で、家長の他に一族として唯一業務執行社員となっていたので、彼の理事就任は名実併せた措置である。しかし忠輝は、間もなく春になると、前年に患った病気が再発した。

八月、先に大正七年十一月杉田與三郎が設立した日米板硝子株式会社(住友の出資については「住友総本店(下)」の「三 住友総本店の投資活動」参照)が経営不振に陥り、杉田から住友による経営再建の要請があった。杉田は設立当初から社長を空席とし、かねて知遇を得ていた忠輝を社長に迎えたい意向であったという(7)。しかし忠輝の健康状態は上記の通りであり、日米板硝子の先行きも不透明の状況では、住友合資会社としてこの段階では明確な決定を下せなかった。とりあえず日米板硝子は米国リビー・オーエンス・シートグラス社との合弁会社であったので、住友銀行本店外国課主任大隅行一(M31東大法、横浜正金銀行、M34住友入社)を住友銀行から退職させて、常務取締役として派遣した。この経緯については、「五 店部・連系会社・特定関係会社(一) 日米板硝子株式会社の経営の承継」で詳述する。

その後忠輝の病状は一進一退を続けていたが、大正十二年九月に起こった関東大震災により日米板硝子は在庫が一掃され再建が軌道に乗ったのに反し、忠輝が自ら手掛けていた日本ホロタイル(「住友総本店(下)」の「三 住友総本店の投資活動」参照)製ホロータイル(中空陶製ブロック煉瓦)は耐震性に問題が生じたため、苦悩のうちに病状が進み十二月にまだ三四歳の若さで死去した。社長友純は、これに先立ち十月、嗣子厚(後の一六代住友吉左衛門友成)を同行して、別子鉱業所を視察しているが、これは忠輝の回復がもはや困難であることを覚り、後事を厚に託さざるを得ないと判断したためとみられる。忠輝の死去に伴い、大正十三年四月二十二日長男義輝が持分を継承し、有限責任社員として合資会社に入社した。

なお忠輝の残した日本ホロタイルは、後に昭和四年（一九二九）日米板硝子の傘下に入り、七年からは耐火煉瓦の生産を開始し、十四年日本板硝子（昭和六年日米板硝子が改称）に買収され、その三津耐火煉瓦工場となった。これも杉田と忠輝の何かの因縁であろうか。

次に大平駒槌（M29東大法、農商務省、藤田組、M44住友入社）は、鈴木馬左也の総理事就任前後の明治三十六年から三十八年にかけて大阪鉱山監督署長の地位に在って、三十七年には別子鉱業所を視察しているので、その住友入社は鈴木の推薦によるものと思われるが、まず総本店副支配人となった。大平が住友に入社した明治四十四年明治天皇は、窮民救済のため、内帑金一五〇万円を下し、政府はこれを基に財団済生会を設け、併せて全国の資産家に寄付を求めた。住友では済生会に対する寄付もさることながら、住友独自の救済事業を考えるようにとの家長の指示で、大平がその特命調査・立案に当たった。(8)

貧民窟の体験を基に作成された大平の報告が、単なる貧民救済ではなく、その自立を図るため先に述べた住友私立職工養成所の設立となって結実した。大正三年、大平は報告が終了すると、別子鉱業所支配人に転じ、七年理事兼所長久保無二雄が退任すると、その後任となった。しかし大正二年六月同時に総本店支配人となり、東大では大平の一年後輩であった小倉正恒が、この七年理事に就任したのに対し、大平の理事就任は今回の大正十一年まで四年間も見送られた。この間三高・東大を通じ大平の友人であった元愛媛県知事伊沢多喜男（鈴木とは明治四十三年別子煙害問題の仲裁で旧知の間柄であり、大平を鈴木に紹介したと考えられる、「住友総本店（中）」の「五　住友肥料製造所の開設」参照）は、鈴木に書簡を送り大平の理事就任が何故見送られているのかを質した。これに対し鈴木は返答に困っていたが、今回の就任が実現した翌六日付でようやく伊沢あてそれを報ずることができた。(9)

別子鉱業所の純益が、第一次大戦の好況により大正五年七二〇万円、六年七六〇万円とピークを記録した後、七年五

第1表　傭員数比較表（各年1月1日現在）

（単位：人）

資　格	大正10年	11年	12年	13年	14年
重　役	9	9	9	7	9
一等傭員	30	27	25	24	29
二等傭員	314	296	319	375	423
三等傭員	1,113	1,108	1,205	1,322	1,527
四等傭員	1,566	1,521	1,533	1,498	1,332
病院職員（四等相当以上）	38	46	45	46	47
学校職員（　〃　）	43	44	43	42	43
嘱託員（　〃　）	12	12	17	15	15
補助傭員	664	610	637	669	688
病院職員（補助相当）	7	11	13	13	13
嘱託員（　〃　）	2	2	2	2	2
小　計	3,798	3,686	3,848	4,013	4,128
準傭員	—	883	877	912	946
合　計	3,798	4,569	4,725	4,925	5,074

出典：各年「処務報告書」

○○万円、八年二八○万円と減少の一途を辿り、ついに九年には賃銀はじめ諸物価高騰の影響で生産コストが大幅に上昇したのに対し、銅価が二割近く暴落したため、四八万円の赤字に転落したことは既に述べた（「住友総本店（下）」の「二　住友総本店の業績」参照）。これに対し大平は、大正十年三月、別子鉱業所の傭員の約二○％に当たる一三七人（第1表及び第2表）、労働者の約一八％に当たる一○四三人の人員整理を行なった。これらの人員整理が最も大幅に行われたのは四阪島製錬所であったが、同所では人員整理と同時に大改造が行われた[10]。この結果、銅価の回復と相俟って、別子鉱業所の業績は十一年から黒字に転じた（「二　業績」参照）。これらの施策に当たって、大平が直接家長や鈴木総理事の了解の下に進めたことが、他の理事たちの不興を買ったといわれているが、大平自身が次のように述べている通り、住友入社以来の大平の仕事の進め方が、他の理事たちと相容れなかったものと思われる[11]。

（註、大正二年、職工養成所設立について）当時湯川（註、寛吉）さんが本店支配人で小倉（註、正恒）が副支配人であっ

第２表　合資会社(店部別)・連系会社人員表（各年８月１日現在）（単位：人）

店部・連系会社	大正10年	11年	12年	13年	14年
合資会社(本社部門)	246	260	261	264	270
大阪住友病院	35	44	41	43	45
別子鉱業所	546	557	558	563	580
倉庫	256	257	—	—	—
製銅販売店	15	15	14	15	11
若松炭業所	182	203	209	216	213
伸銅所	428	294	290	276	270
肥料製造所	46	53	50	53	—
札幌鉱業所	34	34	34	31	33
大萱生鉱業所	16	9	8	8	10
高根鉱業所	12	15	13	14	5
大良鉱業所	7	7	9	8	8
林業所	45	46	47	49	47
東京販売店	39	37	40	47	48
横須賀販売店	5	5	4	3	3
名古屋販売店	—	—	—	—	4
神戸販売店	—	—	—	—	5
呉販売店	8	7	6	7	7
博多販売店	7	7	8	8	7
上海洋行	7	6	5	5	5
漢口洋行	3	3	—	—	—
天津洋行	6	5	4	—	—
(株)住友銀行	1,376	1,655	1,770	1,841	1,919
シアトル住友銀行	7	8	7	7	8
加州住友銀行	—	—	—	—	4
(株)布哇住友銀行	13	14	13	12	11
住友信託(株)	—	—	—	—	41
(株)住友倉庫	—	—	265	270	293
(株)住友製鋼所	184	162	182	181	178
(株)住友電線製造所	1987	197	199	218	207
(株)住友肥料製造所	—	—	—	—	55
(株)住友ビルデイング	—	—	1	1	1
本家詰所	23	27	31	32	31
合　　計	3,744	3,927	4,069	4,172	4,319

註：準傭員以下及び兼務者を除く。合計は第１表小計に相当する
出典：各年「住友職員録」から算出

たが、三時から晩方まで報告した。家長さんは熱心で、夕食を本店で食べられ、十時まで話した。これは例のないことであったので、何か事が起こったのではないかと人々が不審がった位である。それから鈴木さんはお前の仕事はこれで終わった、爾後この事に関係するなと言った。

(註、大正三年)私は別子へ行くことになって、間もなく胆石を患って半年程休んだところ、私は鉱業界の先輩久原(註、房之助、当時久原鉱業社長)からよい注意をしてもらった。外国の某会社では技師と経営者が分かれている。この技師と経営者との調節機関が必要だ。日本でそれがわかってやっているのは、古河と私(註、久原)とだけだと。そこで私も別子へ行ったらもう半年病気していた積もりで、坑内へ入って勉強しようと決意した。そこで家長様へ挨拶に行った時、その決意を述べたところ、「君は病気が直ったばかりのところだ。私はそうまでして働いてもらおうとは思わぬ」と言われた。しかし私は別子へ行って、まず鉱夫の術語を覚えるが良いとのことで、それを覚えて坑内に入ると鉱夫の言うことがよくわかるようになり、鉱夫とも親しくなった。それがすむと、次は四阪島の製錬所へ行って炉の前に坐った。その頃別子の専属書記に酒の席で、傭員のくせに坑内へ入ったり、炉の前に坐ったりして土工と一緒になるのは風上にもおけないなどと言われたことがある。

私は、(註、別子から本店の)やり方の不味いのを見て、しきりに悪口を言った。当時本店の悪口を言うとやめさせられる。私も悪口を言っているので、本店に呼びつけられたから、これは首だなと思ったが、どこが悪いかというから、忌憚なく意見を開陳し、アメリカの新式を採用せねば駄目だと言った。するとそれではアメリカを見てこいというので、(註、当時製錬課勤務の)龍野(註、昌之、大正五年十一月～八年十月渡米、後住友別子鑛山専務取締役)や矢部(註、忠治、大正六年五月渡米、後住友合資会社技師長)をつれてアメリカへ行って(註、大正五年十月～六年八月渡米)、私も技術のことを勉強した。そして帰って来た時、鈴木さんが奥さんと紋服で出迎えられ、命がけでやってくれて有難い

と挨拶された。それから四阪島で、龍野と矢部がアメリカ通りの設計をやった。

この新設備によると人間が三分の一の八〇〇人でよいが、それで一六〇〇人をやめさせようとしたら、それは多すぎるというので、一二五〇人にすることにした。この整理の時、家長様に申し上げると、刻々状況を報告せよとのことで、状況を報告したが、これが上手く行ったので、家長さんに喜ばれて、例によって鮮やかにやったなと言われた。例によってと言われたのは、前の職工学校調査のことをも認められたのであろう。

私を贔屓にしてくれたのは、家長さんと鈴木さんだけで、中田（註、錦吉）、湯川に憎まれた。私が理事になる時は、他の理事が全部反対したが、家長様と鈴木さんとが決定されたのである。

かくして鈴木は大平をようやく理事にすることができ、別子鉱業所の業績も上昇に転じたが、後に述べるように大正十一年三月鈴木は脳出血で倒れた。五月鈴木が辞意を表明すると、大平も退任の決意を固めた。八月、まず別子所長の兼務を免ぜられ、副長岡田宇之助（M29東京法学院〈中央大学の前身〉、茨城・佐賀県知事、T7住友入社）が後任の所長となり、十二月鈴木の辞任が認められると、大平も後を追い退社した。この間の事情を大平は続いて次のように述べている。

鈴木がいなくなると、自分は他の理事とは相容れないから、家長さんに累を及ぼすことをおそれて住友をやめた。住友がいやになってやめたのではない。そのやめることを鈴木にいうと、鈴木は住友は組織で仕事をするところだ。自分は子分を持たない。私に殉じて君がやめたと言われると困るから、もう少し後にせよというので、半年ばかり間をおいてからやめた。

大正十三年六月、第一次加藤高明内閣が成立すると、大平の三高・東大時代の友人たちが要職を占めた。幣原喜重郎は外務大臣、濱口雄幸は大蔵大臣に就任し、九月には伊沢多喜男も台湾総督に任命された。十一月、大平が外遊から帰国すると満鉄の副社長（後副総裁）に任命された。大平の満鉄入社については、これらの友人たちの他、西園寺公望も動

いたという話もあり、これが事実とすれば家長の計らいによるものであろう。戦後昭和二十年十月、幣原が首相になると、大平は十一月幣原の推薦で貴族院議員に、次いで二十一年三月枢密顧問官に就任し、枢密院では新憲法の審議に当たった。[12]

大平が宰相の器であったということから、鈴木が病を冒して総理事職に執着していたのは、大平を総理事の後継者に擬して、その機の熟するのを待っていたとの説もあるが、[13]上記のように他の理事の反対のために、家長・鈴木が大平を理事にするのですら容易ではなかったわけであり、何よりも大平自身が上記証言の中で、「私は入社するとすぐ小倉が将来総理事になることがわかった」と述べている。このことから判断すると、鈴木が何故総理事に執着していたかは、明治三十七年総理事伊庭貞剛が、河上謹一・田辺貞吉という四三歳の鈴木よりも上席の理事と共に辞任し、鈴木にバトンを渡した先例に従い、中田・湯川といった小倉の上席の理事と共に退任して、小倉(この大正十一年に四七歳)に総理事を譲る日を待っていたと考えるのが妥当であろう。

三人目の理事松本順吉は、この後大正十一年四月に理事山下芳太郎が退任すると、その後任として伸銅所長・製鋼所常務取締役に就任したことから判断すると、争議の責任をとって山下が退職することは、既定の事実であり、それが四月に延びたのは、これを機会に製鋼所の人事を刷新しようとする鈴木の意向があったとみられる。当時製鋼所では、生え抜きの技師長斎藤三三等と室蘭の日本製鋼所から途中入社した副支配人兼工務部長細矢尚以下四人との間に対立が生じ、それが業績にも影響を与えていた。なお松本は理事就任と共に、人事部長は兼務したが、人事第二課長兼務は免ぜられ空席となった。実質的には労務の専門家となる主査津田秀栄(T7東大法、後北支産金常務取締役、鉱山統制会理事長、北支那開発副総裁)が代行していたものとみられる。

大正十一年一月末、合資会社社長友純は、労働運動の標的とされることを避けるためか、製鋼所社長取締役を、続い

て二月初電線製造所社長取締役を辞任し、ここに家長は合資会社社長となり、併せて各連系会社の社長を兼務するという合資会社設立当初の鈴木の構想は、早くも一年を経ずして崩れ去った。両社は、社長制を廃して、会長制を採ることになり、いずれも常務理事中田錦吉が就任した。鈴木総理事が就任しなかったのは、三月二十五日上京中、住友銀行支店へ赴く車中で再び脳出血で倒れたためであった。前年（大正十年）秋、活動を再開した鈴木は、この二月郷里宮崎県高鍋に帰り、その月末から三月初にかけて前記四阪島製錬所の設備改良工事竣工式に臨んでいた。三月には第一次大戦の終了を記念して、東京上野公園で、平和記念東京博覧会が開催されて特設された住友館に各社の製品が出展され、二十七日には摂政宮殿下（後の昭和天皇）をお迎えすることになっていた。

鈴木は住友銀行支店の一室で数十日間安静治療の後、五月初自宅に帰った。この間四月末に山下理事退任に伴う一連の人事異動が発令された。松本理事の伸銅所長兼務に伴い小倉理事が人事部長を兼務した。経理部第一課長兼第四課長川田順は前年の人事異動の不満を鈴木に直訴したが（「住友合資会社の設立」の「三(二)　合資会社の組織と人事」参照）、今回の異動で製鋼所支配人に栄転した。川田の後任は、総務部会計課長野草省三が兼務した。一方製鋼所では、松本理事が山下の後任の常務取締役に就任し、この他既に述べた人事の刷新により取締役支配人工藤治人等九名が退職し、伸銅所尼崎工場支配人加藤栄（M34京大工・機、八幡製鉄所・藤田鉱業、T7住友入社）が取締役支配人に、上記川田が支配人兼商務部長となった。

その後伸銅所では、大正十一年二月のワシントン条約調印に伴う海軍軍縮による事業縮小のため、六月人員の約半数一六三二名の解雇を行い（第1表及び第2表）、再び争議が起こった。九月伸銅所長松本順吉の兼務を免じ、海軍中将山中柴吉（M31海大、元横須賀海軍工廠長）が住友に入社し、後任の所長となった。また電線製造所においては、常務取締役利光平夫が、大正九年末会社設立以前から病気静養中であったが、十二月辞任し、後任に逓信省出身の湯川寛吉が、同省

電気局長肥後八次(M39東大法、内務省・逓信省)を招いた。肥後は、鈴木総理事が推進した宮崎県耳川の水利権取得とそれに基づく水力発電所の建設を所管し、鈴木とも面識があった。

五月帰宅した鈴木は、もはや元の健康状態に戻らぬことを覚悟し、次のような辞職願を令息に口述筆記させたが、家長の決裁は得られなかった。

辞職御願

馬左也粗鹵ノ質才短ニ学浅クシテ、叨ニ恩寵ヲ蒙ルコト幾ド四十年、此レ洵トニ平昔感泣シテ措ク能ハザル所ナリ。其総理事ノ栄位ヲ忝クシテヨリ亦約十五年ヲ歴タリ。自ラ惟フニ負荷ノ重キ責任ノ大、不肖ノ能ク堪フル所ニ非ズ。是ヲ以テ日夜ニ惶慚シテ自ラ已ムコト能ハズ。戦々競々トシテ毎ネニ閣下付託ノ明ヲ傷ケザルヲ以テ期ト為セシニ、不才ノ致ス所、終ニ其志ノ萬分ニ酬ユル能ハズ。罪過ノ大、殆ド陳疏スルニ辞ナキナリ。近年事端頗ル繁ク、閣下ノ深憂拝察スルニ余アリ。是誠ニ駑鈍ヲ竭ス可キノ秋ナリ。然ルニ馬左也輓近疾病荐リニ至リ、殊ニ今次ノ疾患ノ如キハ、東京ニテ奔走中突発スル所ニシテ、其症状ハ脳ノ出血ニ係ル故ニ、元来人ニ逮バザルノ頭脳ハ、一層ノ鈍昏ヲ加ヘ、思慮精審ナルコト能ハズ。事宜ヲ判断シテ其当ヲ失スルニ至ランコトヲ恐ル。独リ精神ノミナラズ、身体モ亦動作ノ敏活ヲ欠キ、到底繁劇の務ニ膺リ、重大ノ責ニ任ズル能ハズ。是実ニ馬左也ノ明ニ自ラ認知スル所ナリ。今春以来連リニ骸骨ヲ乞フモ、未ダ採納ヲ蒙ラズ。竊ニ曠職ノ責頗ル大ナルモノアルヲ悲ミツヽ、尚強ヒテ駑駘ニ鞭チテ以テ一日ノ責ヲ塞ギタリシモ、今日ニ至リテハ復タ他事ヲ慮ルニ遑マナシ。唯々残敗ノ骸骨ヲ賜ハランコトヲ哀願スルアルノミ。伏シテ願クハ萬已ムヲ得ザルノ愚衷ヲ憐察セラレ、特ニ海山ノ恩ヲ垂レ、速カニ聴許ヲ賜ハラバ何ノ幸カ之ニ若カンヤ。其後任ノ如キハ愚以為ヘラク、閣下其信任ノ隆渥ナルヲ見スニ於テ誠心ヲ披瀝セラレ、余蘊アルコトナク以テ中田理事ニ懇嘱セラルヽ所アラバ、同理事モ亦固辞スル能ハザルベシ。此レ馬左也ノ

信ジテ疑ハザル所ナリ。馬左也泣血惶懼ノ至リニ勝ヘズ、謹デ辞職奉願候也。

大正十一年五月二十二日　　総理事　鈴木馬左也

男爵住友公閣下

十一月、この年の林業所の主任会議が一日から開催された。七日この会議のことを聞きつけた鈴木は、人に助けられて和服姿で会議室に現れ、「住友家ノ林業ハ百年ノ計ヲ為サントスルモノデアリマス。私ハ山林ヲ住友ノ最後ノ城郭ト致シタイ。（中略）山林ノ仕事ハ六ツケ敷イ仕事デアルト思フガ、（中略）之ハ人ニ俟ツヨリ外無イノデアリマス。（中略）古人モ曰ク『心誠ニ之ヲ求ムレバ、中ラズト雖モ遠カラズ』此ノ誠ヲ以テ事業ニ当ッテ頂キタイ」[14]と言葉もたどたどしく述べ、これが鈴木の最後の訓示となった。

大正十一年十二月五日、家長は感謝状を送って鈴木の退任を認め、後任の総理事には常務理事中田錦吉が就任し、合資会社の定款も変更された。二十二日中田の就任披露パーティーが中之島公会堂で予定されていたが、二十日に至り鈴木が危篤状態に陥ったため、パーティーは急遽中止され、二十五日鈴木が死去すると準備は社葬へと変わった。二十八日鈴木の社葬が執行され、二〇年近くにわたった鈴木馬左也の時代は、終わりを告げた。

(二)　中田総理事の三年間

このように長期にわたって発揮された鈴木の個性は、その後の住友の行動様式の形成に大きな影響を与えた。川田順は、それを次のように描写している。[15]

鈴木は死ぬまで総理を辞めなかったが、それは決して物欲や権勢欲からではなかった。彼は、そんなけち臭い人間ではなかった。「自分でなければ住友が治まらない」という信念、すなはち住友に対する忠実の心からであった。

「国益を先にし、私利を後にすべし」といふ伝統的社是が、鈴木によって更に高調された。彼は儒教主義の社会観を固執してゐた。彼の配下に集まる人間達は、おのづからにして彼の主義に感染し、国益云々が口癖のやうになって、ビジネスマンとしての鍛錬の方はしばしばおろそかになった。甚しきに至ると、商売の上手な人間はツー・マッチ・ビジネスライクとして卑しめられたことさへある。

住友の如く殆ど申し分のない団体に於いてさへ、たゞ一つの申し分は、少壮者の立身がいたづらに抑へられたことであった。それは、住友の人事行政といはんよりも、鈴木馬左也の人事行政といった方が妥当であらう。私(註、川田)は、鈴木の下で約十五年働いたが、あの立派な総理に対して、唯一つの不満は、そのことであった。彼の時代に於いては、少壮者の下積年月があまりに長過ぎた。彼は、不必要に、しばしば官僚の古手を高給で雇って、私達の頭の上に載せた。

さすがに住友銀行だけは、かやうな鈴木の人事を容れなかった。八代の下で薫育した人材のみを以つて幹部組織を構成した。大蔵省の役人に来てもらはなければ経営が出来ませんといふ如き態度は示さなかった。省の人に来てもらはなくても、省と円滑に交際することは、忠実な仕事の仕振りで充分に出来たのである。

年々歳々諸方の学校卒業生らを採用するに当っても、住友は、学業成績に重点を置き、秀才型の人間を最も歓迎した。かういふ秀才等が集合すると、必然に、暢気なところがなくなり、几帳面で、理窟臭くなる。約束は固く守り、規則は励行するけれども、苟も法に外づれたり、前例のないことなどは「先づやめて置くが宜しからう」といふことになる。

口頭ですませてもよささうなことまで文書にして、上司の判をもらふ。これは「起案」といふ官僚的事務方法で、起案者の係員から、係長、それから課長、支配人、さらに重役まで、大抵は一つの起案に判が五つ、六つ押される。

更に、横に関係の課が二つ三つある場合には、つまらぬ起案にさへベタベタと十幾つも押される。上手に起案して、早く判をもらふことが、下級サラリーマンの能否の岐れ道であった。

「誠心誠意」とはいゝ熟語だ。住友の重役等は殊にこの語を好み、訓示にも演説にもこれを振り廻した。いささかつむじの曲がった私(註、川田)は、疑問をいだいた。誠心誠意とは態度のことに過ぎない。誠心誠意で「何」をするかを教へないで、態度だけを説法しても、中身はがらん洞だ。たとへば、誠心誠意で間違ったことをされては会社はたまらない。知識の乏しい人間に誠心誠意になられるほど怖ろしいことはないだらう。馬鹿げた仕事を本気でやられては、大穴あけて会社が迷惑する。

大正十一年十二月、中田は総理事に就任したその月に、伊庭貞剛が総理事を退任した五七歳を過ぎて五八歳を迎えた。彼の実質第一年目となる大正十二年は、九月に関東大震災のため東京・横浜所在の住友各社の施設が大きな被害を蒙った以外は、その直前の八月、住友倉庫が株式会社へ移行し、株式会社住友ビルデイングが設立されたのが、合資会社にとっては重要な出来事であった。しかし、住友倉庫は「住友合資会社の設立」で述べた通り、既に合資会社の設立以前から、株式会社への移行が繰り返し検討されてきており、この年たまたま土地増価税の実施による負担を免れるために、急遽組織変更が決定されたものであった(「五㈡　住友倉庫の株式会社への移行」参照)。

また株式会社住友ビルデイングの設立は、明治四十一年末に完成した住友総本店の建物(「住友総本店(上)」の「一　住友総本店の発足」参照)が手狭となり、大正九年春頃から新しい住友ビルディングの建築が具体化していたことによるものであった(「五㈢　株式会社住友ビルディングの設立」参照)。

従って両者は、いずれも中田の総理事就任以前から進められていたものであり、倉庫では従来から担当してきた理事兼支配人草鹿丁卯次郎が、ビルでは工作部長としてビル建築の工事責任者であった本荘熊次郎が、そのまま常務取締役

に就任した。なお本荘は、後に十四年十月の異動で、次に述べる停年を回避するため理事に就任した。

「鈴木の次の総理中田錦吉は、司法官を辞めて住友に入り、別子銅山の支配人となったが、やがて総本社(註、総本店)に転じ、十数年の久しい間を鈴木の女房役で暮らした。(中略)彼は碁をうち、シガアをくゆらすだけで、仕事は何もしないやうに見えたが、大きな改革を一つだけ敢行した。それは社員五十五歳、重役六十歳の停年制を実施したことであった」[16]。すなわち第二年目の大正十三年に入ると一月、人事部第一課長丸山精一が本家詰所支配人に転出し、後任に総務部会計課主計係長田中良雄(T4東大法、後人事部長、住友電線専務取締役、住友本社常務理事)が起用された。また七月には小倉に代わって再び松本順吉が人事部長に返り咲いた。中田の指示で彼らが規程の作成に当たったものとみられるが、十月に上記の内容の停年規程が制定され、翌十四年十月一日に実施された(資料1)。日本における停年制は、明治三十五年日本郵船が制定した社員休職規則を嚆矢とし、大正七年同社がこの休職を命ずる年齢を満五歳と定めたように[17]、第一次大戦の頃に定着したといわれている。しかし昭和八年の内務省調査によっても調査対象三三六社中停年制を採用している企業は、依然として一四〇社(四二%)にとどまっており、三井合名が採用に踏み切ったのが昭和十一年であることを考えれば、江戸時代から続いた商家として住友の実施は早い時期に入るといえよう。この停年制の実施について、住友吉左衛門友純はこれによって「総理事が毎年のように代わるのは困るなあ」という所感をもらしていたという[18]。中田錦吉(一八六四年生)のあと、合資会社の首脳は湯川寛吉(一八六八年生)、八代則彦(一八七二年生)、小倉正恒(一八七五年生)と年齢がきわめて接近していたからである。

江戸時代の商家では、本家の住み込み奉公人を暖簾分けで別家とするのが一般的であったが、住友家では明治以降も等内六等以上で勤続一〇年以上の傭員が退職後も「末家」として本家と関係を維持する制度を存続させ、高等傭員を一等末家、等内一～三等傭員を二等末家、四～六等傭員を三等末家と称していた。

なおこの停年規程に合わせて退職慰労金規程が制定され、停年制に先駆けて即日実施された。この規程によると支給退職金は、従来の退身慰労金規程と同様に「退職時月給×勤続年数×勤続年限乗率」の算式によるが、停年制導入の見返りとして乗率が約五割アップされた(資料2)。しかしこの乗率アップによりやがて将来の退職金負担が問題化し、昭和十二年の株式会社住友本社への改組の一つの契機となるのである。

大正十三年一月、労働運動の激化に備えて、人事部第二課に労務係と施設係が置かれた(資料3)。主査津田秀栄が労務係長となり、工場視察のため欧米出張し、十四年五月帰国後第二課長心得となった。

この他合資会社本社部門の組織では、十四年六月従来総務部庶務課に所属していた地所係が課に昇格し、同時に係長篠崎兼二(M42早大商)が課長となる人事が発令された(資料4)。これは、地所係が管理していた大阪府中河内郡八尾町山本新田(現八尾市山本町他)に大阪電気軌道(近畿日本鉄道の前身)の新線が通過することとなり、住友ではこれに協力して大軌に分譲用地と駅用地約三万坪を譲渡したが、残りの土地の耕作権買収と宅地造成に備えたものであった(19)。このような本社部門の業務の拡大にもかかわらず、その人員は日米板硝子や日之出生命等への出向者を除けばほとんど増加していない(第3表)。

七月、若松所長吉田良春(M26東大法、山口高校教授、M33住友入社若松炭業所支配人)と別子所長岡田宇之助が理事に就任した。吉田の場合は、この時点で既に五七歳であったので、停年を回避するためとみられる。また岡田の場合は、別子では大正十年関西で発生した労働争議が四国へ波及することを懸念して、大正十一年一月労働課を新設し、副支配人鷲尾勘解治(M40京大法、後住友別子鑛山専務取締役、合資会社常務理事)を課長とするなど、対応する体制を固めていた一環とみられる(20)。

停年規程が制定された大正十三年十月末から、それが実施に移された十四年十月一日までの約一年の間に、合資会社

第3表　合資会社部課別人員表（各年8月1日現在）

（単位：人）

部課・役職	大正10年	11年	12年	13年	14年
総理事	1	1	1	1	1
理事	5	7	5	6	6
秘書役	3	3	3	3	3
人事部	1	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)
第一課	10	12	13	14	12
第二課	6(1)	8	8	1	1
労務係	—	—	—	7(2)	6(2)
施設係	—	—	—	6(1)	4
経理部	2(1)	2(1)	2(1)	2(1)	2(1)
第一課	2	2(1)	2(1)	1	2(1)
金属山店部係	7(2)	7(2)	7(2)	8(2)	5(1)
石炭店部係	4(2)	4(2)	3(2)	3(2)	3(2)
第二課	4(2)	3(1)	4(1)	4(2)	4(2)
第三課	3(1)	5(1)	5(1)	4(1)	5(1)
製造店部係	7	7	8	9(1)	7(1)
販売店部係	3	4	6(1)	5(1)	4
第四課	6(2)	7(2)	7(2)	4(1)	5(1)
総務部	1	1	1	1	1
庶務課	1	1	1	1	1
内事係	12	11	12	11	11
文書係	12(2)	12(2)	12(2)	13(2)	11(2)
地所係	6	6	7	7	—
雑務係	3(2)	3(2)	3(2)	3(2)	3(2)
守衛	17(1)	16(1)	16(1)	18(1)	18
会計課	2(1)	2(1)	2(1)	2(1)	2(1)
主計係	3	4(1)	5(1)	4(1)	3
計算係	9	14(1)	11	10	10
出納係	7	7	8	7	7
用度係	4	4	4	4	4
地所課	—	—	—	—	8
工作部	3	3	3	3	3
建築課	6(1)	8(3)	8(3)	9(3)	9(3)
建築係	60(1)	63(3)	63(3)	63(3)	63(3)
工務係	19(7)	26(7)	27(9)	28(9)	29
臨時土木課	15(1)	14(1)	15(2)	18(4)	18(5)
臨時電気課	9(1)	11(1)	11(1)	12(1)	12(1)
監査部	—	—	—	—	—
第一課	3	3	3	3	3
第二課	4	4	4	4	4
所属未定(出向・留学等)	14	8	7	7	17
合計	246	260	261	264	270

註：準傭員以下を除く。（ ）内は兼務者の内数、他店部を兼務する者は含まない。
出典：各年「住友職員録」から算出

の事業拡大は、予想外のテンポで進んだ。

十三年十月、北海道歌志内村で坂一族が経営する坂炭礦株式会社の株式を取得し、翌月には札幌鉱業所支配人近藤宏太郎を常務取締役として派遣して北海道における石炭業に進出した。同社は、翌十四年十月住友坂炭礦株式会社と改称し、連系会社に指定された（「五㈣　坂炭礦株式会社の経営の承継」参照）。これまで指定された連系会社は、いずれも総本店・合資会社の直営事業所が分離独立したものであったが、住友坂炭礦は既存企業の買収による連系会社化の先鞭をつけた。

十四年に入ると二月、電線製造所取締役秋山武三郎（M32東大工・電、逓信省・朝鮮総督府、M44住友入社）が、四月製鋼所取締役加藤栄が、いずれも常務取締役に就任し、秋山は十月肥後八次（理事就任）・西崎伝一郎の二人の常務が辞任すると電線の、一方加藤は八月常務松本順吉が辞任すると製鋼所の、それぞれ主管者となった。

松本は七月に再び人事部長兼務を免ぜられ、岡田に代わって別子鉱業所長に就任した。これは先に述べた労働運動が、四月頃から組合結成を巡って鉱業所側と鉱夫側の対立へ発展し、岡田を理事にしても対処しきれなくなってきたためとみられる。

同じ四月、製銅販売店神戸出張所を廃止して神戸販売店を、電線製造所及び製鋼所の名古屋派出所（所員はすべて両所兼務）を廃止して名古屋販売店を設置した。これらは従来の取扱製品を他の合資会社及び連系会社製品に拡大したものである。従って従来の主任がそのまま販売店の主任となった（神戸・小高親、名古屋・栗原徹）。

大正十四年六月、肥料製造所が株式会社へ移行した（「五㈤　住友肥料製造所の株式会社への移行」参照）。支配人梶浦鎌次郎（M22東京工・化、農商務省・市之川鉱山、M33住友入社）がそのまま常務取締役となったが、停年制により十月には退職し、総務部長日高直次が後任の常務となった。

同じ六月、合資会社は下郷家から日之出生命保険株式会社の全株式を買収し、その経営を引き継ぎ、住友銀行本店支配人国府精一（M39東大法、後合資・本社理事）を専務取締役として派遣した（「五(六)　日之出生命保険株式会社の経営の承継」参照）。同社は翌十五年五月、住友生命保険株式会社と改称し、連系会社に指定された。

続いて七月、住友信託株式会社が設立され、八月連系会社に指定された。住友銀行常務取締役吉田真一が信託副社長兼常務取締役に就任し、主管者となった（「五(七)　住友信託株式会社の設立」参照）。

十月一日、停年制の実施により既に前年末に六〇歳となっていた総理事中田錦吉が退職した。中田は退任前から体調すぐれず、翌十五年二月死去した。後任の総理事には、理事兼住友銀行常務取締役湯川寛吉が就任し、合資会社の定款も変更された。この他、設立当初の鈴木、中田の二名が欠けたため、定款第九条（「住友合資会社の設立」資料4参照）に基づき、理事草鹿丁卯次郎と常務理事小倉正恒の二名が、労務出資の無限責任社員に選任された。同日付とその後同年末までの異動を含む合資会社本社部門の新陣容は、次の通りである（＊印十月一日就任）。

なお湯川の住友銀行常務取締役辞任に伴い主管者たる首席常務取締役には八代則彦（M29東大法、日本郵船、M38住友入社、後住友銀行専務取締役・会長、合資・本社理事）が繰り上がった。また中田は総理事辞任に伴い自動的に製鋼所及び電線製造所の取締役会長を辞任したので、いずれも湯川が総理事ポストとして就任した。

総理事	＊湯川寛吉	（経歴前掲）
理事	草鹿丁卯次郎	
常務理事	小倉正恒	
理事	松本順吉	
理事	吉田良春	

理事　岡田宇之助（十二月二十四日付退職）
理事　＊肥後八次（経歴前掲、前住友電線製造所常務取締役）
理事　＊本荘熊次郎（経歴前掲）
秘書役　佐々木栄次郎
人事部長　小倉兼務
第一課長　田中良雄
第二課長心得　津田秀栄
経理部長　＊大屋敦（経歴前掲、前経理部第三課長）
第一課長　＊本郷松太郎（T3東京高商専攻部、前経理部第一課金属山店部係長兼石炭店部係長）
第二課長　山村亀太郎
第三課長　＊小畑忠良（経歴前掲、前経理部第三課製造店部係長）
第四課長　＊小畑兼務
総務部長　＊野草省三（経歴前掲、前総務部会計課長兼経理部第一課長兼第四課長）
庶務課長　野草兼務（十月八日付北沢敬二郎が住友電線製造所支配人へ転出のため）
会計課長　＊田中弥太郎（M39東京高商、前札幌鉱業所副支配人兼経理課主任）
地所課長　篠崎兼二
工作部長　本荘兼務
建築課長　＊日高胖（M33東大工・建、前建築課臨時課長代理）

臨時土木課長　武藤伝造
臨時電気課長　大屋兼務
監査部長　欠員
第一課長　＊井上筆次郎（M39東京高商、前監査部第二課主査）
第二課長　＊外山一郎（経歴前掲、前経理部第一課長）

（資料1）

大正十三年十月二十八日付甲第一一号達

停年規程

第一条　重役ハ年齢満六十年、其他ノ傭員ハ年齢満五十五年ヲ以テ停年ニ達シタルモノトス。
第二条　傭員停年ニ達シタルトキハ自然退職トス。
第三条　業務上必要アリト認ムル者ハ、停年ニ達シタル後ト雖モ、三年ヲ限リ在職セシムルコトアルヘシ。
前項ノ在職者ハ、指定期間満了ノ時ニ於テ、自然退職トス。
第四条　各店部主管者ノ専行ニ依リ任免スル者ト雖モ、前条ノ場合ニハ特ニ合資会社ノ認可ヲ要ス。

（資料2）

大正十三年十月二十八日付甲第九号達

退職慰労金規程

第一条　一等乃至四等傭員及補助傭員退職スルトキハ、本規程ニ依リ退職慰労金ヲ給与ス。
但自己ノ都合ニ依リ退職スル者、勤続三年未満ノ場合ハ此限ニ在ラス。

第二条　退職慰労金額ハ、退職当時ノ月俸額ニ勤続年数及別表乗率ヲ乗シテ之ヲ算定ス。（後略）

（別表）　第一号表　一等乃至四等傭員乗率

勤続年数	一年以上五年以下	六年	七年	八年	九年	十年	十一年
乗率	2.0	2.1	2.2	2.3	2.4	2.5	2.7
勤続年数	十二年	十三年	十四年	十五年	十六年	十七年	十八年
乗率	2.9	3.1	3.3	3.5	3.7	3.9	4.1
勤続年数	十九年	二十年	二十一年	二十二年	二十三年	二十四年	二十五年以上
乗率	4.3	4.5	4.6	4.7	4.8	4.9	5.0

（参考）

明治三十六年一月一日付甲第三号達退身慰労金規程

第三条　退身慰労金ノ給与額ハ、退身現時ノ月給額ニ在勤満年数ヲ乗シ、更ニ左表ノ乗率ヲ乗シテ算定スルモノトス。

在勤満年数	乗率	
3	1.1	
4	1.2	
5	1.3	
6	1.4	
7	1.5	
8	1.6	
9	1.7	
10	1.8	
11	1.9	
12	2	以下此比例ヲ以テ進ム

（資料3）

大正十三年一月八日付甲第一号達合資会社事務章程改正

第十二条　人事部ハ傭員、準傭員及ヒ労働者ニ関スル事務ヲ掌ルトコロニシテ、左ノ各課、係ヲ置キ之ヲ分掌セシム。

第一課　（略）

第二課

労務係　労働者ノ就業、給与、賞罰其他雇傭ニ関スル事項並ニ施設係ニ属セサル事項。

施設係　労働者ノ扶助、共済其他福利ヲ増進スヘキ諸施設ニ関スル事項。

以上

（資料4）

大正十四年六月十六日付甲第一四号達合資会社事務章程改正

第十六条　総務部ハ庶務、会計及地所家屋ニ関スル事項ヲ掌ルトコロニシテ、左ノ各課、係ヲ置キ之ヲ分掌セシム。

（中略）

地所課　地所家屋ノ管理ニ関スル事項。

二　業　績

大正九年（一九二〇）の恐慌の後、大正十年から十一年にかけては「中間景気」と呼ばれ、景気はやや持ち直した。大正十四年に至る間の住友全事業の業績に対するプラスの要因をみると、まず原敬内閣の積極財政政策によって、鉄道・電信電話・教育施設などの充実が図られ、電力・ガス・電鉄などの設備投資も活発化した。この他十年三月に行われた銅輸入関税の引き上げと六月に結成されたカルテル[21]、及び大正十二年末から十四年初にかけて起こった円為替の下落が別子鉱業所の好業績の一因となった（第4表）。また震災後の大正十三年に成立した加藤高明内閣は、原内閣以降の積極

政策に対し、財政支出の削減・公債の縮小を図り、一般的な道路・鉄道・河川等の予算を削減したが、震災による復興事業費のために、全体としての公共事業費は高い水準を維持した。電線製造所では震災に伴う大増産が続き、十三・十四年の好収益に結びついた（第5表）。

一方マイナスの要因としては、大正十一年二月海軍軍縮による軍艦建造中止（十一年伸銅所の減益）があり、同じ二月に起こった石井定七事件（大阪の相場師石井定七が莫大な債務を残して破綻し、住友銀行も支店長の背任行為によって多額の貸し倒れを生じた）による銀行の二〇〇万円余の償却（最終的な住友銀行の破産債権は二六五万円余に達し、そのうち回収し得たのは一九万円余にすぎなかった）を、次いで大正十二年九月の関東大震災関係では、合資会社の支出二五八万円、銀行の損失額

（単位：円、円未満切り捨て）

12年	13年	14年
Δ1,411,914	317,513	Δ126,339
2,918,356	2,356,774	3,122,466
416,994	—	—
128,525	283,895	99,331
245,075	41,311	148,734
Δ58,008	Δ61,177	Δ57,528
Δ9,826	Δ14,117	15,774
178,106	Δ174,607	148,834
Δ22,510	Δ11,503	Δ10,903
Δ25,978	Δ213,465	—
24,377	Δ16,954	Δ12,475
Δ27,679	19,860	Δ611
—	—	—
Δ110,123	Δ303,575	8,020
Δ10,293	Δ35,321	Δ13,819
1,113,757	1,771,919	582,030
201,414	500,038	80,110
100,184	178,785	122,849
Δ1,278	6,304	Δ4,183
—	—	Δ9,804
—	—	Δ7,742
2,778	9,898	Δ3,261
Δ6,754	Δ5,971	Δ8,021
Δ28,596	Δ36,132	Δ40,557
—	—	—
Δ33,935	Δ19,130	—
—	—	—
Δ79,322	Δ89,982	Δ93,759
3,503,347	4,504,362	3,939,140

第4表　合資会社店部別純損益

店部	大正10年			11年
	1～2月	3～12月	計	
本社部門	Δ307,716	Δ606,069	Δ913,785	105,405
別子鉱業所	459,692	Δ1,203,396	Δ743,703	1,415,007
倉庫	427,838	1,038,009	1,465,847	817,758
製銅販売店	Δ17,793	50,517	32,723	105,843
若松炭業所	153,517	Δ571,906	Δ418,388	Δ213,367
札幌鉱業所			Δ54,514	Δ57,408
唐松炭坑			Δ47,675	Δ7,959
鴻之舞鉱山	35,161	Δ103,021	36,058	185,486
来馬鉱山			Δ1,729	7,870
小鉾岸鉱山			—	—
大良鉱業所	507	34,336	34,844	60,032
大萱生鉱業所	Δ9,347	Δ52,656	Δ2,154	15,066
砥沢支所			Δ59,849	Δ57,071
高根鉱業所	26,155	Δ46,552	Δ82,596	Δ59,051
縄地鉱山			62,199	Δ32,143
伸銅所	548,867	2,721,519	3,270,387	Δ572,630
尼崎工場	49,052	Δ623,362	Δ574,310	Δ445,304
肥料製造所	35,634	Δ205,558	Δ169,923	Δ200,144
東京販売店	22,315	11,870	34,185	25,020
横須賀販売店	2,036	21,018	23,055	3,913
名古屋販売店	—	—	—	—
神戸販売店	—	—	—	—
呉販売店	703	28,470	29,173	12,484
博多販売店	Δ2,422	Δ4,245	Δ6,668	Δ3,409
上海洋行	Δ14,396	Δ31,488	Δ45,884	Δ41,484
漢口洋行	Δ5,460	Δ20,476	Δ25,936	Δ16,961
天津洋行	Δ1,364	Δ19,857	Δ21,221	Δ39,323
林業所	—	—	—	Δ27,407
大阪住友病院	—	Δ132,478	Δ132,478	Δ75,067
合計	1,402,981	284,673	1,687,655	905,154
改組関連評価益	49,452,463			
総計	50,855,445			

六八八万円余（別途準備金六八〇万円余を繰り戻して一挙に償却）などを余儀なくされた。この他十二年三月の旅順・大連を含む関東州租借権延長反対運動や、十四年五月に上海内外綿紡績工場で起こった中国人労働者虐殺事件に端を発した五・三〇運動などによる中国における日貨排斥運動もまた住友の業績に直接間接影響を与えた。

以上の結果、大正十～十四年にわたる住友の全事業の純益は、合計三八九三万円、年平均七七八万円であった。最高は大正十三年の一一五六万円であったが、先に述べたようなマイナスの要因が重なった大正十二年は最低の二六六万円にとどまった。

（単位：円、円未満切り捨て）

12年	13年	14年
3,503,349	4,504,362	3,939,140
—	—	14,861
		(14,221)
1,567,716	2,164,392	2,136,521
(169,602)	(283,000)	(217,633)
530,144	164,106	12,518
(0)	(0)	(0)
—	—	184,998
		(25,000)
Δ186,922	623,803	792,865
(0)	(0)	(50,000)
Δ16,325	Δ3,492	46,008
(0)	(0)	(0)
Δ1,477	Δ3,142	Δ31,510
(0)	(0)	(0)
Δ525,212	Δ546,875	Δ546,875
Δ387,500	Δ387,500	Δ387,500
4,314,170	6,232,655	5,854,175
7,897,395	8,194,779	7,148,848
(6,980,000)	(280,000)	(662,310)
—	—	38,603
		(0)
—	—	258,682
		(131,200)
Δ2,565,955	Δ2,586,930	Δ2,579,205
Δ1,648,560	5,327,849	4,073,418
2,665,610	11,560,504	9,927,594

ているが、本表では参考のため両者を併記した。
508千円、10年Δ349千円、11年326千円となっていて本表の数字
まもなく整理することになった延原電機製作所の損益を含まな

定を受けていないが、大正15年以降の接続の関係で連系会社に

第5表　合資会社・連系会社純損益

会社名	大正10年			11年
	1～2月	3～12月	計	
合資会社	1,402,981	284,673	1,687,655	905,154
住友坂炭礦	—	—	—	—
（控除）				
住友電線製造所	—	937,989	937,989	1,488,655
（控除）		(3,199)	(3,199)	(167,717)
住友製鋼所	—	Δ374,503	Δ374,503	303,238
（控除）		(0)	(0)	(0)
住友肥料製造所	—	—	—	—
（控除）				
住友倉庫	—	—	—	—
（控除）				
大阪北港	—	186,428	186,428	Δ35,751
（控除）		(0)	(0)	(0)
住友ビルデイング	—	—	—	—
（控除）				
重複分補正A－1	Δ70,080	Δ164,062	Δ234,142	Δ445,312
〃　A－2	Δ200,000	Δ193,750	Δ393,750	Δ387,500
合　計	1,132,901	673,576	1,806,478	1,660,767
住友銀行	—	8,989,049	8,989,049	7,242,570
（控除）		(190,000)	(190,000)	(240,000)
住友信託	—	—	—	—
（控除）				
日之出生命保険	—	—	—	—
（控除）				
重複分補正B	—	Δ2,084,992	Δ2,084,992	Δ2,405,242
合　計	—	6,714,057	6,714,057	4,597,328
総　計	1,132,901	7,387,634	8,520,536	6,258,095

註：1．原表では公表純益から退職慰労準備金等準備金戻入、役員賞与、税金引当金を控除した金額となっ
2．公表純益は原則として実際報告書の純益と一致するが、住友製鋼所の実際報告書の純益が大正9年（大正9年は「住友総本店（下）」第6表）と異なるのは、実際報告書の数字は製鋼所が買収したもののいためである。
3．A-1は住友電線製造所配当金、A－2は住友製鋼所配当金、Bは住友銀行配当金である（第6表参照）。
出典：住友合資会社総務部会計課作成、なお大阪北港及び日之出生命保険はこの時点ではまだ連系会社の指含めて作成している。

(一)　合資会社（本社部門）の業績

合資会社となっても本社部門の収入は、総本店時代と同様に住友銀行株を主力とする配当金であったが、まだ十分に経費を賄えるところまでには至らず、依然として赤字基調であった（第6表）。同表中大正十一年固定財産原価差益一一〇万円は、建設中のビルディング用地を翌十二年設立される株式会社住友ビルディングへ売却するため、評価益を出したものである。また大正十三年の有価証券評価損五〇万円は、合資会社保有の日本ホロタイル株式のほか、故住友忠輝所有の同社株式及び宮島耐火煉瓦株式を買い入れと同時に償却したことによるもので、十四年の同じく三九万円は日本銀行株式の評価損、台湾銀行・朝鮮銀行の減資によるものである（「三　投資活動」参照）。

（単位：円、円未満切り捨て）

13年	14年
3,915,862	4,303,711
205,287	206,537
10,838	11,211
26,146	17,924
202,223	256,235
2,586,930	2,579,205
387,500	387,500
546,875	546,875
12,599	27,540
177,303	202,658
104,295	143,967
13,626	208,931
53,738	35,431
△508,780	△391,819
97,277	71,510
3,598,348	4,430,050
987,724	791,067
327,927	346,046
68,344	88,487
246,607	254,713
34,507	20,663
23,320	14,550
1,070,068	874,276
—	—
459,706	469,009
48,131	31,965
167,131	167,656
164,877	1,371,614
—	—
—	—
317,513	△126,339

註：大正14年度について4月1日付で地所課特別会計が設けられたが、年度途中であるので合算した。
損益勘定の内訳は次の通りである。

利益	218,969
耕地収益	15,060
賃貸料	191,830
雑　益	1,259
固定財産原価差損益	10,819
損失	117,523
俸　給	8,549
旅　費	658
諸　税	25,313
営繕費	14,663
賃借及保険料	3,691
雑　費	12,566
賞　与	6,365
雑　損	687
資金利息	1,495
償　却	43,531
当期純損益	101,446

第6表　合資会社(本社部門)損益表

科　　目	大正10年		11年	12年
	1～2月	3～12月		
当期利益	49,754,740	3,179,537	5,231,926	4,536,566
国債証券利息	—	220,787	220,787	211,745
地方債証券利息	—	10,782	11,353	11,067
社債券利息	—	1,698	802	8,989
株券配当金	64,509	338,622	249,547	224,133
住友銀行株券配当金	—	2,084,992	2,405,242	2,565,955
住友製鋼所株券配当金	200,000	193,750	387,500	387,500
住友電線製造所株券配当金	70,080	164,062	445,312	525,212
耕地収益	1,118	12,666	21,710	21,312
賃貸料	2,983	146,370	175,486	247,411
建築費戻入	—	—	483	84,654
雑　益	14,901	10,978	29,232	180,405
固定財産原価差損益	37,551,224	Δ12,835	1,109,900	13,154
有価証券原価差損益	11,849,922	7,661	Δ1,100	61,957
資金利息	—	—	175,666	Δ6,933
当期損失	609,992	3,785,607	5,126,521	5,948,480
利　息	139,505	1,123,343	1,547,132	1,179,929
俸　給	58,434	253,288	332,885	326,632
旅　費	19,199	34,722	67,812	62,603
諸　税	211,817	341,752	150,060	49,916
営繕費	2,630	6,729	24,694	22,547
賃借及保険料	25	8,385	9,702	23,971
雑　費	34,236	799,364	1,177,881	3,317,871
特別報酬金	—	17,250	—	—
賞　与	34,299	328,578	442,286	414,650
雑　損	—	1,942	83,858	208,125
償　却	—	145,526	157,701	165,108
退身慰労金	—	724,722	1,132,506	177,125
別途費	35,095	—	—	—
本家費	74,749	—	—	—
当期純損益	49,144,747	Δ606,069	105,405	Δ1,411,914
うち改組関連評価益	49,452,463			

資金利息は、「住友合資会社の設立」の「四　設立に伴う諸規程の整備」で述べた社内金利である。大正十一年三月二十日制定の「資金取扱規程」に基づき、同年一月一日から施行されたものであるが、予め設定された各店部の資本金額とその店部勘定の元帳残高との差額に対する金利であるから支払利息に比較すれば微々たるものである。その支払利息は、経費の中で大きな比重を占めており、預リ金の増加とともに膨らむ傾向にあったが、他方銀行借り入れの減少（第7表「割引手形」）とともに、全体としては軽減される方向に向かった。

その他寄付・接待等の増加による雑費が大きいが、大正十二年の三三〇万円には上記震災関係費二五八万円が含まれている。また退身（職）慰労金が、十一年一一〇万円、十四年一三〇万円と巨額に上っているのは、十一年には鈴木総理事（五〇万円）、山下理事（一五万円）、十四年には中田総理事（四五万円）と幹部の退職が相次いだためである。

（単位：円、円未満切り捨て）

13年末	14年末
178,410,182	175,080,510
—	—
116,512	—
8,306,066	—
526,802	—
5,486	600
17,295	17,458
2,395	2,018
3,099,566	3,143,658
200,017	199,592
341,189	34,289
6,892,063	6,248,825
37,162,923	36,821,382
7,750,000	7,750,000
5,468,750	5,468,750
14,950,000	13,700,000
—	1,800,000
—	1,397,500
—	2,910,000
—	1,155,478
1,625,000	3,250,000
21,828,418	21,838,618
—	—
—	—
—	—
19,556	—
10,559	—
6,365,652	740,581
533,590	2,117,711
—	1,283,344
30,170,510	29,184,051
—	—
107,359	167,672
6,216,082	6,118,979
13,365,040	13,486,375
1,936,915	—
—	—
—	4,732
55,611	—
21,463	17,549
380,024	265,044
2,392,949	1,912,018
—	—
—	—
478,786	116,607
—	4,894
4,628	4,999
—	—
1,852,175	2,112,469
515,024	481,987
—	506
—	6,580
—	9,292,269
881,274	818,228
1,816,973	—
2,640,316	94,560
353,198	1,111,172
178,410,182	175,080,510
150,000,000	150,000,000
3,293,176	7,197,538
3,128,599	3,315,653
1,200,000	1,200,000
82,916	80,553
282,479	272,268
1,236,902	1,394,872
201,500	224,500
3,814,815	5,970,336
5,650	—
27,873	27,030
2,761,853	4,461,492
711	951
64,317	35,788
3,903	—
—	—
843	—
12,304,637	818,228
—	81,295
—	—

註：大正14年末地所課特別会計勘定9,292,269円の内訳は次の通りである。

借　方	9,349,897
固定財産・土地	8,825,491
建設物	494,865
機械	3,748
什器	200
起業支出・雑建設物	7,914
雑土工	6,071
雑・仮出金	11,606
貸　方	9,349,897
会計課勘定	9,292,269
預リ金・貸家敷金預金	5,350
雑・仮入金	500
損益・当期純損益	51,777

第7表　合資会社(本社部門)貸借対照表

科　目	大正10年末	11年末	12年末
借　方	173,611,507	173,367,093	174,658,088
資本金・前期純損益	805,211	—	—
創業費	466,048	349,536	233,024
固定財産・土地	10,187,850	11,562,413	8,380,629
建設物	410,395	587,080	559,192
機械	3,783	7,907	6,561
什器	28,289	19,910	14,015
所有品・準備品	2,144	3,422	2,917
有価証券・国債証券	3,312,458	3,312,458	3,099,566
地方債証券	200,017	200,017	200,017
社債券	15,000	45,289	344,189
株券	27,467,287	6,255,752	5,835,009
住友銀行株券	36,814,895	36,851,955	37,104,943
住友製鋼所株券	7,750,000	7,750,000	7,750,000
住友電線製造所株券	4,687,500	5,468,750	5,468,750
住友倉庫株券	—	—	14,950,000
住友肥料製造所株券	—	—	—
住友信託株券	—	—	—
日之出生命保険株券	—	—	—
住友坂炭礦株券	—	—	—
住友ビルデイング株券	—	—	1,137,500
大阪北港会社株券	—	21,750,298	21,823,498
起業支出・茶臼山住宅建設物	112,380	—	—
大阪図書館建設物	204,566	397,804	410,423
本社建設物	—	46,073	—
雑建設物	—	17,451	25,034
雑土工	—	5,953	10,559
貸金・立換金	1,360,922	1,689,383	6,280,651
雑・仮出金	677,895	238,998	293,529
未収入金	—	—	—
各部・別子鉱業所	30,381,516	27,516,396	27,062,795
倉庫部	15,229,457	15,920,000	—
製銅販売店	477,007	80,837	433,676
若松炭業所	6,369,401	6,252,236	6,241,827
伸銅所	9,826,815	16,020,678	13,818,906
肥料製造所	1,909,162	2,274,787	1,590,246
東京販売店	24,517	—	—
呉販売店	—	2,173	—
大良鉱業所	—	17,011	27,825
上海洋行	21,173	24,135	17,307
大葛生鉱業所	560,799	515,114	460,818
札幌鉱業所	2,155,424	2,087,440	2,091,666
漢口洋行	15,592	—	—
天津洋行	20,651	22,878	8,005
高根鉱業所	670,414	598,034	570,116
横須賀販売店	—	953	2,767
博多販売店	5,323	3,958	4,909
伸銅所尼崎工場	6,664,731	—	—
林業所	1,052,604	1,374,283	1,597,017
病院	602,458	552,289	553,899
神戸販売店	—	—	—
名古屋販売店	—	—	—
特別会計・地所課	—	—	—
手形・受取手形	1,087,898	903,616	852,998
銀行・銀行出納勘定	400,240	523,903	1,546,717
銀行特別預ケ金勘定	1,612,005	2,115,907	1,743,581
損益・当期純損益	17,664	—	2,102,991
貸　方	173,611,507	173,367,093	174,658,088
資本金・資本金	150,000,000	150,000,000	150,000,000
前期繰越金	—	84,673	389,828
前期純損益	—	151,844	3,420,174
労役者特別保護基金	1,200,000	1,200,000	1,200,000
労役者特別保護別途積金	93,708	92,556	79,499
預リ金・雇人身元金預金	265,924	274,759	265,800
積金預金	931,376	1,015,978	1,102,280
住友末家預金	206,812	201,051	202,999
諸預金	112,581	1,614,619	2,013,416
貸家敷金預金	6,185	6,160	5,716
準備員積立金	12,851	18,222	23,209
雑・仮入金	3,115,375	3,160,036	2,602,069
未払金	—	551	762
各部・東京販売店	—	31,924	47,675
呉販売店	13,705	—	853
大良鉱業所	18,390	—	—
横須賀販売店	11,068	—	—
手形・割引手形	17,623,528	15,168,538	13,303,801
銀行・銀行出納勘定	—	—	—
損益・当期純損益	—	346,177	—

貸借対照表（第7表）においては、十二年末に固定財産勘定の中、土地が一一五六万円から八三六万円に減少しているが、これは先に述べた建設中のビルディング用地二七〇〇坪を三一八万円で新たに設立された株式会社住友ビルディングに売却したためである。なおこの用地代金のうち、二六九万円は同社に貸付けたので、十二年末、十三年末の立換金の中に含まれている（後掲第10表）。十四年にこの中九四万円が返済され、残金一二八万円が未収入金へ移された。十四年末に土地、建設物、機械等が起業支出勘定とともに姿を消したのは、先に述べたように六月に総務部庶務課に所属していた地所係が地所課として独立し、特別会計勘定が設けられたため移管されたことによる。有価証券勘定では、連系会社株式が列挙されているが、また連系会社に指定されていないにもかかわらず、大阪北港は大正十一年から、日之出生命保険は十四年から表示されている。

十三年末の立換金の中には、住友ビルデイングに対する貸付金の他に、八月に設立された株式会社住友倉庫に対する貸付金二一八万円が含まれており、十四年に住友信託に肩代わりされて、返済された。これらについては、「四　資金調達」及び「五㈡　住友倉庫の株式会社への移行」と「五㈢　株式会社住友ビルデイングの設立」を参照されたい。

各部勘定の中、林業所勘定は膨張の一途を辿っているが、これは林業という事業の性格上植林した山林が成長して伐採できるまで損益勘定がたてられず（第4表参照、但し大正十一年の損失二万七〇〇〇円は副業として行った緬羊飼育事業が失敗に終わったための整理損である）、北海道・九州・朝鮮各地の事業所の起業支出勘定に当該事業所の経費の他、林業所本所

円未満切り捨て）

14年
△116,512
486,713
△376
6,400,167
△16,129
△4,341,726
1,598,058
△63,045
△2,545,756
4,430,050
5,831,443
△600,000
△2,362
2,325,137
1,693,150
240
4,303,711
7,719,875
1,888,432
△3,588,148
9,588,140
4,111,558

表の利益から控除

ル（現住友銀行本ら収納したが、こ考え方に立つなら誤って支出超過額ためと思われる。

第8表　収支表(本社部門)

(単位：円、

科　目	大正10年	11年	12年	13年
(支出)				
創業費	466,048	Δ116,512	Δ116,512	Δ116,512
固定財産	Δ8,187,412	1,546,993	Δ3,216,913	Δ104,748
所有品	Δ9,154	1,277	Δ504	Δ522
有価証券	14,248,535	1,387,362	2,009,633	1,604,454
起業支出	Δ382,022	150,335	Δ21,265	Δ415,901
貸金	437,686	328,461	1,769,869	85,001
仮出金	Δ6,095,396	Δ438,896	54,531	237,730
受取手形	1,043	Δ184,282	Δ50,617	28,275
銀行特別預金	Δ632,723	503,901	Δ372,325	896,735
損失	5,838,515	5,128,625	5,948,480	3,598,348
合　計	5,685,118	8,307,267	6,004,376	5,812,860
(収入)				
資本金(配当金)	Δ6,028,066	Δ200,000	Δ600,000	Δ600,000
労役者特別保護基金	29,236	Δ1,152	Δ13,056	3,416
預リ金	Δ11,621	1,595,061	482,630	1,955,798
仮入金	Δ20,726,644	44,660	Δ557,966	159,784
未払金	—	551	210	Δ50
利益	25,274,652	5,234,030	4,536,566	3,915,862
合　計	Δ1,462,443	6,673,152	3,848,384	5,434,811
収支超過額①	Δ7,511,344	Δ1,634,114	Δ2,155,991	Δ378,049
各部勘定増減②	Δ4,093,070	Δ2,953,374	Δ1,907,311	3,040,261
銀行出納勘定増減③	Δ884,542	2,578,652	2,887,550	1,223,411
前期純損益④	2,533,732	1,259,393	3,136,230	4,641,722

註：1．上記の関係は④—②+①=③となる。

2．大正10年度は組織変更に伴う店部の評価益29,102,540円(「住友合資会社の設立」第2表参照)を原しているが、この他にも組織変更に伴う調整が加えられているため、内訳合計が収支尻と一致しない。

3．大正12年度実際報告書では支出超過額は2,155千円ではなく2,109千円となっている。これは住友ビ店)建築のビルデイング会社への移管に伴い、ビル建築起業支出累計分599千円をビルデイング会社かの中12年度分支出は553千円であったので、差引11年度分46千円を、実際報告書執筆者は期間収支のば、12年度の収入額から控除すなわち支出超過額を2,155千円+46千円=2,201千円とすべきところ、から控除(2,155千円—46千円=2,109千円)し、この結果46千円を収入額に加算した形にしてしまった

の経費も割り掛けられ、累積されていっているためである。なお林業所の事業の詳細については、『住友林業社史』上巻（住友林業株式会社　平成十一年）を参照されたい。

次に第8表に本社部門の収支表を示す。本社部門の支出超過は、直営店部からの資金回収（各部勘定増減と前期純損益の合計、内訳第9表、但しここでいう各部勘定増減には各部の前期純損益が含まれている）によって補われ、その差は銀行出納勘定増減として示されている。本社部門の収支が立換金の減少、預り金の増加（第10表、但し店部の資金需給は各部勘定を通じて行われるので本表には含まれない）によって改善されるとともに、銀行出納勘定（当座借越＋割引手形）の借入超過は、大正十四年末には九〇万円にまで縮小した。銀行出納勘定は、大正九年四月以降それまでの伸銅所や鋳鋼所の総本店経由の住友銀行による手形融資の他に、総本店自体が住友銀行から当座預金の借越とは別にまとまった額の手形融資を受けるようになると、第11表の通り当座借越と割引手形の二本立てとなった。

立換金勘定は本来傭員に対する社内融資として利用されてきたものであるが、大正三年住友忠輝が分家を興すと、分家に対する融資に利用され、また大正四年鋳鋼所が株式会社になると、銀行から手形融資が受けられるようになるまで、この勘定を通じて融資が行われた（「住友総本店（下）」の「二　住友総本店の業績」参照）。こうした経緯で、合資会社が設立されて住友家会計が独立すると、同会計に対する融資がこの勘定を通じて行われ、また日米板硝子をはじめ前述の通り倉庫、ビルデイング等の新会社の立ち上がりの資金需要にも応ずることになった。大正十一年に設立された湧別川水力

円未満切り捨て）

14年
Δ3,927,022
Δ145,121
Δ151,790
Δ33,557
Δ145,636
Δ158,754
Δ68,936
Δ1,157,531
Δ2,195,772
Δ106,985
3,729
3,050
7,486
7,554
10,983
33,062
—
—
—
260,294
65,240
8,091,108
391,401
7,699,707
1,888,432
9,588,140

るため店部合計が

第9表　各部勘定増減表

（単位：円、

店　部	大正10年	11年	12年	13年
別子鉱業所	Δ760,934	Δ3,676,288	Δ2,661,919	481,726
製銅販売店	Δ650,369	Δ472,504	240,779	Δ535,164
若松炭業所	543,207	643,334	Δ134,044	Δ212,102
大良鉱業所	Δ82,892	Δ60,340	Δ8,464	23,132
大萱生鉱業所	64,681	Δ43,048	5,201	Δ54,105
札幌鉱業所	Δ94,555	Δ96,720	Δ106,073	359,216
高根鉱業所	Δ32,397	30,034	52,516	32,342
伸銅所	Δ4,206,653	Δ1,292,752	Δ2,191,767	Δ1,789,713
肥料製造所	Δ776,555	384,724	Δ634,478	Δ86,089
東京販売店	Δ23,658	Δ65,221	Δ76,496	Δ192,109
呉販売店	Δ26,524	Δ13,249	Δ5,130	Δ9,046
横須賀販売店	Δ22,414	Δ4,856	1,156	Δ3,936
博多販売店	8,831	4,202	5,917	4,917
神戸販売店	—	—	—	—
名古屋販売店	—	—	—	—
上海洋行	40,303	42,330	25,677	37,080
漢口洋行	23,656	11,822	—	—
天津洋行	21,204	41,498	24,043	26,071
倉庫	Δ1,187,984	Δ89,991	151,623	—
林業所	1,052,604	349,086	222,733	255,158
病院	—	95,171	45,183	61,160
勘定減計＝資金回収	8,501,523	5,814,973	5,818,374	2,882,267
勘定増計＝資金補充	1,874,721	1,602,205	774,832	1,280,806
差　引　①	6,626,802	4,212,767	5,043,542	1,601,461
本社収支尻	Δ7,511,344	Δ1,634,114	Δ2,155,991	Δ378,049
合　計　②	Δ884,542	2,578,652	2,887,550	1,223,411

註：①第8表、前期純損益―各部勘定増減
②第8表、銀行出納勘定増減
大正10年度は組織変更に伴う評価益を控除しているが、この他にも組織変更に伴う調整が加えられてい勘定増減と一致しない。

第10表　本社部門貸金勘定立換金及び預リ金勘定諸預金の残高明細

（単位：円、円未満切り捨て）

相　手　先	大正10年末	11年末	12年末	13年末	14年末
貸金・立換金	1,360,922	1,689,383	6,280,651	6,365,652	740,581
住友忠輝	348,901	348,901	348,901	—	—
住友家会計		276,250	424,902	938,904	—
日米板硝子		155,000	—	—	—
住友倉庫			2,181,790	2,181,790	—
住友ビルデイング			2,505,370	2,223,364	—
湧別川水力電気				200,000	100,000
大阪北港				70,000	—
その他	1,012,020	909,231	819,685	751,593	640,581
預リ金・諸預金	112,581	1,614,619	2,013,416	3,814,815	5,970,336
住友製鋼所		1,500,000	1,900,000	1,900,000	2,800,000
住友電線製造所				1,300,000	2,800,000
坂隆二				500,000	250,000
その他	112,581	114,619	113,416	114,815	120,336

第11表　本社部門の銀行取引

（単位：円、円未満切り捨て）

	大正10年末	11年末	12年末	13年末	14年末
銀行出納勘定(当座借越)	Δ400,240	Δ523,903	Δ1,546,717	Δ1,816,973	81,295
割引手形	17,623,528	15,168,538	13,303,801	12,304,637	818,228
合　　計	17,223,288	14,644,635	11,757,084	10,487,664	899,523
銀行特別預ケ金勘定	1,612,005	2,115,907	1,743,581	2,640,316	94,560

註：1．貸借対照表では銀行出納勘定を当座借越として使用しているが、実際報告書では当座借越と割引手形の合計額として使用している。

2．大正12年度実際報告書ではこの当座借越と割引手形の合計額を11,711千円としているが、これは第8表註で説明した通り、ビル建築起業支出をビルデイング会社に移管した際収納した11年分46千円の処理の誤りによる。

電気については「三　投資活動」で改めて触れることとしたい。この他十三年末に買収した坂炭礦に対しても二七万円を融資していたが、十四年末に立換金から仮出金に振替えられたので、第10表には記載されていない。

一方預リ金勘定諸預金は、他の預リ金のように名目のはっきりしていない預リ金がこの勘定に入れられていたが、大正十一年以降当初製鋼所、次いで電線製造所の余資が、住友銀行ではなく合資会社(本勘定)に預けられるようになった(「四　資金調達」参照)。十三年末「坂隆一」五〇万円とあるのは、坂一族から買収した坂炭礦株式代金一一五万円余の一部である。

銀行特別預ケ金勘定は、大正九年末の残高七二一万円(「住友総本店(下)」第8表)が、十年末には一六一万円に激減した(第11表)。これはたまたま大正九年末、株式会社住友電線製造所を設立した際、電線製造所の勘定残高一〇九六万円を電線側が総本店に返済した折、総本店出資分六〇〇万円を相殺した差額四九六万円を一時的にこの勘定に入金したため、年末の残高が七二一万円と膨張し、且つこれを翌十年一月割引手形の返済に充当したので見かけ上激減したような形となった。勘定の本来の目的としては相続税準備金八〇万円が住友家会計へ譲渡されたことによる減少だけであった(「住友合資会社の設立」第3表参照)。その後十二年には建築準備金七八万円が住友ビルデイング株式払込金に充当された他、積立金が十、十一、十二年度分として三〇万円積み増しされたが、一方で運用のため、宇治川電気社債(三一万円)、住友銀行株式(一一万円)購入資金として引き出された。十三年には運用のため三井信託株式(七万円)、住友銀行株式(五八万円)購入に使用された。十四年には日之出生命保険株式の購入のために二三二万円が引き出された。これについて大正十四年度実際報告書がこの減少を「借入金返戻ノタメ引出四一二〇千円アリシタメ」と説明しているのは、この年日之出生命の配当を一割配当も可能なのを敢えて無配としたため、銀行預金にしておけば当然入手し得る利息収入のことを考慮して、この事実を伏せたものと考えられる。

(二)合資会社(全社)の業績

合資会社全社の業績を店部別にみると(第4表)、当初は倉庫と伸銅所の利益が大きく、大正十二年倉庫が連系会社となって独立した後は、別子鉱業所の業績の回復が目覚ましかった。これは大正十年に一〇〇キログラム当たり五七円五七銭まで下落した銅価が、その後世界的な生産制限、欧米諸国の景気回復、関東大震災後の復興、対外為替下落などによって、十三年には八三円、十四年には八六円四六銭まで上昇したのが寄与したことと、すでに述べた四阪島製錬所の大改造により、産銅コストが電気銅一〇〇キログラム当たり一〇円前後も低減したことによるものであった(22)。その他の鉱業所は概ね不振で、特に金鉱山は砥沢鉱山(支所)が大正十年九月金品位の低下により休山、小鉾岸(おつけし)鉱山(大正十一年十月買収)、高根鉱山が十三年末閉山し、大良鉱山も十四年九月売却された。また販売店も既に述べたように大正十四年四月、神戸、名古屋に販売店が設置され主力製品の販売店経由の売上比率は、製造店部の直売を上回るに至ったが、利益面では東京販売店を除いて不振で、特に中国政府の財政難で官需が期待できなくなったため、大正十一年十月漢口洋行、十三年七月天津洋行が閉鎖された(第12表)。

第13表総損益表と第14表総貸借対照表は、合資会社本社部門以下各店部の損益表と貸借対照表を連結したものである。第14表の中で、特別整理勘定の内容は次の通りである。大正十四年三月、住友伸銅所と住友倉庫の安治川倉庫とを含む安治川沿いの一帯が、大阪市の卸売市場の用地として買収されることになった。六月合資会社は伸銅所敷地(一八、九三〇坪)を二七四万円余で大阪市に売却し、移転補償費三六八万円余(第一回分入金一〇七万円)の合計六四三万円をもって、製鋼所の西方隣接地桜島(「住友総本店(下)」の「五　大阪北港株式会社の設立」参照)と尼崎工場隣接地への工場移転を図ることとなり、この勘定が設けられた。

第12表　販売店・洋行販売実績表　（単位・千円）

	大正10年	11年	12年	13年	14年
（東　京）					
伸　銅	3,408	3,502	2,851	3,496	3,165
電　線	3,022	5,517	9,394	13,214	11,848
製　鋼	2,453	3,625	4,221	3,298	3,612
肥　料	104	140	172	734	730
製　銅	354	381	392	1,252	917
その他	1	43	33	—	269
計	9,342	13,208	17,063	21,994	20,541
（横須賀）					
伸　銅	1,839	963	502	1,016	392
電　線	70	60	27	108	69
製　鋼	365	42	10	197	23
肥　料	—	—	—	—	—
製　銅	1	73	103	—	7
その他	—	—	—	—	—
計	2,275	1,138	642	1,321	491
（　呉　）					
伸　銅	3,108	1,040	928	1,226	440
電　線	209	212	435	516	380
製　鋼	854	590	345	481	146
肥　料	8	11	48	59	59
製　銅	78	93	153	111	178
その他	120	—	—	22	—
計	4,337	1,946	1,909	2,415	1,203
（博　多）					
伸　銅	246	158	105	219	191
電　線	910	1,099	1,200	1,237	1,265
製　鋼	153	189	124	160	119
肥　料	1	—	14	49	—
製　銅	84	69	103	84	135
その他	—	1	—	4	8
計	1,394	1,516	1,546	1,753	1,718
（天　津）				（名古屋）	
伸　銅	102	101	10	伸　銅	255
電　線	127	96	75	電　線	624
製　鋼	69	54	—	製　鋼	116
肥　料	—	—	—	肥　料	—
製　銅	307	6	6	製　銅	6
中　華	—	—	4	その他	—
計	605	257	95	計	1,001

（次頁へつづく）

	大正10年	11年	12年	13年	14年
（漢　口）				（神　戸）	
伸　銅	58	21	—	伸　銅	825
電　線	3	27	—	電　線	317
製　鋼	—	79	—	製　鋼	176
肥　料	—	—	—	肥　料	2
製　銅	—	—	—	製　銅	—
中　華	—	—	—	その他	—
計	61	127	—	計	1,320
（上　海）					
伸　銅	123	105	300	418	472
電　線	130	196	177	225	263
製　鋼	—	5	—	6	2
肥　料	—	—	—	—	1
製　銅	554	47	80	—	—
中　華	—	—	182	300	214
その他	1	1	—	—	1
計	808	354	739	949	953
（合　計）					
伸　銅	8,884	5,890	4,696	6,375	5,740
（比率）	(33.4)	(42.7)	(34.0)	(45.7)	(43.1)
電　線	4,471	7,207	11,308	15,300	14,766
（比率）	(36.6)	(44.8)	(55.5)	(64.8)	(68.0)
製　鋼	3,894	4,584	4,700	4,142	4,194
（比率）	(61.0)	(65.0)	(66.3)	(59.6)	(71.6)
肥　料	113	151	234	842	790
（比率）	(5.0)	(7.1)	(7.5)	(18.9)	(18.5)
計	17,362	17,832	20,938	26,659	25,490
（比率）	(36.6)	(45.6)	(47.2)	(54.4)	(56.5)

註：1．「中華」は中華電気製作所製品を示す。大正11年11月末取扱いを開始した。
　　他方上海洋行はその原材料を供給したので、同時に大口販売先でもあった。
　2．合計（　）内は当該店部の販売高に占める販売店・洋行の販売比率を示す。

14年
34,770,187
10,279,101
1,258,109
1,386,184
5,027,353
6,439,170
…
890,885
283,418
212,555
152,658
80,410
…
…
206,537
11,211
17,924
256,235
2,579,205
387,500
546,875
175,054
—
371,140
266,948
541,933
741,287
—
3,037,214
106,927
△103,868
△391,819
883
9,148
30,831,047
6,975,796
112,789
2,070,846
3,185,915
623,153
1,659,973
400,185
16,228
41,912
2,511,541
1,637
2,095,243
208,555
259,696
651,216
130,744
64,196
3,060,607
—
1,446,565
1,371,614
182,877
300,842
2,513,061
885,324
60,520
3,939,140

第13表　総損益表

（単位：円、

科　目	大正10年	11年	12年	13年
当期総利益	30,186,566	35,729,425	35,107,045	34,072,337
銅　収益	4,672,526	7,340,030	8,639,665	8,695,526
金銀収益	319,794	557,786	1,133,527	585,859
売鉱収益	855,941	1,362,562	826,890	1,223,232
石炭収益	2,913,694	4,181,185	4,920,898	4,934,594
伸銅所製品収益	9,367,521	7,593,012	7,340,334	7,491,689
伸銅所尼崎工場製品収益	1,251,062	916,578	—	—
肥料収益	660,351	844,619	1,262,068	2,171,067
山林収益	180,226	241,728	335,720	344,940
耕地収益	90,013	178,178	140,771	200,584
商品収益	190,041	176,239	203,092	179,271
雑製品収益	15,700	18,527	10,194	21,104
倉庫保管料	2,264,208	2,167,408	1,046,665	—
公債利息	231,569	232,141	—	—
国債証券利息	—	—	211,745	205,287
地方債証券利息	—	—	11,067	10,838
社債券利息	1,698	802	8,989	26,146
株券配当金	338,622	249,547	224,133	202,223
住友銀行株券配当金	2,084,992	2,405,242	2,565,955	2,586,930
住友製鋼所株券配当金	193,750	387,500	387,500	387,500
住友電線製造所株券配当金	164,062	445,312	525,212	546,875
運賃収益	289,824	347,279	275,145	165,060
貨物扱料	675,600	917,193	482,961	—
病院収益	188,147	267,543	323,370	344,678
賃貸料	235,701	281,711	343,523	258,854
諸手数料	309,181	359,838	423,766	564,967
雑　益	738,589	645,634	875,198	562,566
営業費戻入	2,064,759	1,258,052	—	—
組替戻入	—	1,134,454	2,461,868	2,978,516
労役者特別保護支払元金	78,890	110,424	122,015	103,988
固定財産原価差損益	△238,907	1,108,289	△61,188	△216,847
有価証券原価差損益	7,661	△1,100	61,957	△508,780
為替差損益	21,338	609	4,009	5,690
資金利息	—	1,087	△16	△29
当期総損失	29,901,893	34,824,270	31,603,697	29,567,975
賃銀費	7,092,252	7,662,654	6,907,311	6,746,909
営業雑給	79,995	97,040	99,409	101,671
燃料費	2,356,950	2,367,886	2,087,334	2,005,167
営業常用品費	3,314,406	3,487,407	3,148,334	3,548,758
営業営繕費	629,393	715,034	620,149	564,978
運送費	1,053,644	1,271,345	1,371,790	1,661,751
販売費	317,365	392,796	374,939	403,149
営業賃借料	89,372	121,000	79,555	19,120
営業保険料	260,751	218,032	109,973	48,797
営業雑費	2,073,009	3,103,358	2,179,765	2,490,224
輸出入諸掛	21,741	12,964	8,796	2,630
俸　給	1,700,997	2,141,912	2,090,827	2,048,211
給　料	221,498	250,197	211,418	209,065
旅　費	201,356	264,283	233,013	247,180
諸　税	1,084,900	773,982	569,284	681,473
営繕費	92,439	146,023	150,426	150,778
賃借及保険料	56,351	72,620	71,805	71,716
雑　費	2,833,912	3,379,707	5,086,330	2,812,555
特別報酬金	17,250	—	—	—
賞　与	1,186,276	1,485,810	1,430,952	1,444,328
退職慰労金	724,722	1,132,506	177,125	164,877
労役者特別保護金	78,754	241,450	156,462	138,661
雑　損	389,490	524,366	475,637	432,842
償　却	2,296,759	2,409,630	2,370,859	2,453,624
利　息	1,238,282	1,672,887	1,271,087	1,057,255
営業品原価差損益	490,015	879,369	321,108	62,243
当期純損益	284,673	905,154	3,503,347	4,504,362

註：大正10年度は3－12月の数字である。

各年度の利益金からは、社員に対し配当金が支払われる（第15表）。大正十年度については、既に住友家分五〇万円が組織変更の際に贈与されている（「住友合資会社の設立」第3表参照）ので、一族四人に対し各五万円計二〇万円が支払われた。厚、元夫の二人は未成年のため、実際には住友家会計に支払われている。十一年度からは、これを含めて住友家会計五〇万円、忠輝、寛一各五万円合計六〇万円となっている。当初の取り決めでは、住友家分は、厚、元夫分とは別に五〇万円であった筈であるが、二人分を含めて五〇万円に変更されている。その後忠輝の死去により、前述の通り長男義輝が持分を継承したので、忠輝に代わって配当金を受け取るようになった。

配当金の支払は、第8表本社部門の収支表の資本金（配当金）の欄に、実際に支出されるのは翌年となるので、一年遅れで表示されている。配当金を控除した残りは、利益繰越金として後期へ繰り越されている。大正十四年末には繰越金の累計は一〇〇〇万円を超えた。

（単位：円、円未満切り捨て）

11年末	12年末
188,638,565	182,042,331
—	—
162,004	—
16,180,840	12,729,148
14,426,755	13,684,565
3,968,859	3,941,894
7,656,162	6,688,184
407,002	433,205
131,566	120,027
97,798	158,616
7,919,576	6,966,627
578,594	543,885
264,599	314,371
5,379,490	7,852,965
47,028	45,513
196,652	201,285
8,670	6,240
40,348	48,298
6,045	7,133
1,102,679	822,766
124,503	132,699
3,099,566	3,143,658
200,017	199,592
341,189	34,289
6,892,063	6,248,825
37,162,923	36,821,382
7,750,000	7,750,000
5,468,750	5,468,750
14,950,000	13,700,000
1,625,000	3,250,000
—	1,800,000
〃	2,910,000
〃	1,397,500
〃	1,155,478
21,828,418	21,838,618
458,874	395,686
—	3,095
305,546	418,653
111,942	81,906
—	—
617,098	452,051
115,838	142,720
1,809,917	1,394,635
63,579	628
405,224	357,936
183,760	410,289
151,566	214,142
16,219	29,665
105,878	74,175
3,126	22,135
127,081	221,358
13,819	21,159
695,648	573,395
—	—
246,537	—
1,817,916	2,182,051
〃	—
1,524,327	1,255,502
〃	—
302,165	—
6,678,934	269,190
〃	740,581
1,660,961	1,321,418
5,440,491	2,614,912
〃	—
1,176,745	1,141,122
140,198	97,170
〃	90,126
1,665,826	2,887,587
—	1,283,344
—	2,623,524
2,068,903	150,047
11,643	6,367
2,640,316	94,560
61,366	55,661

第14表　総貸借対照表

科　目	大正10年末	11年末	12年末
借　方	181,165,842	180,345,768	182,807,196
資本金・前期純損益	805,211	—	—
創業費	700,913	551,738	380,974
固定財産・土　地	29,062,691	30,372,078	16,051,842
鉱　山	16,373,296	15,906,349	15,218,780
山　林	4,093,406	4,102,006	3,878,669
建設物	10,397,121	10,477,287	7,654,301
鉄　道	194,014	221,138	326,554
船　舶	408,091	436,931	92,382
索　道	168,819	144,547	120,321
機　械	6,334,746	7,271,210	7,851,919
電線路	213,878	194,161	602,404
什　器	255,195	234,091	250,537
起業支出	5,384,428	6,521,006	4,355,734
所有品・立　木	185,815	259,360	54,457
木　材	116,473	153,280	161,018
薪　材	11,445	8,006	11,061
米　穀	54,869	35,332	17,566
家　畜	6,996	7,111	5,319
準備品	1,301,361	1,016,930	912,790
商　品	184,734	118,504	147,477
有価証券・国債証券	3,312,458	3,312,458	3,099,566
地方債証券	200,017	200,017	200,017
社債券	15,000	45,289	344,189
株券	27,467,287	6,255,752	5,835,009
住友銀行株券	36,814,895	36,851,955	37,104,943
住友製鋼所株券	7,750,000	7,750,000	7,750,000
住友電線製造所株券	4,687,500	5,468,750	5,468,750
住友倉庫株券	—	—	14,950,000
住友ビルデイング株券	—	—	1,137,500
住友肥料製造所株券	—	—	—
日之出生命保険会社株券	—	—	—
住友信託会社株券	—	—	—
住友坂炭礦会社株券	—	—	—
大阪北港会社株券	—	21,750,298	21,823,498
買鉱・金銀鉱	221,334	70,621	199,107
雑　鉱	—	—	—
粗　銅	740,325	518,444	632,649
産出品・金銀鉱	140,314	68,552	98,026
金銀法物	4,534	2,381	2,235
銅　鉱	653,291	540,853	545,018
銅半製品	354,813	90,222	123,000
粗　銅	3,046,957	1,605,415	1,144,115
精　銅	419,016	63,102	110,433
電気精銅	412,538	485,806	381,442
地金銀	421,022	640,018	333,694
忠隈炭	170,697	90,213	133,327
巌木炭	27,963	10,678	36,199
大瀬炭	28,565	62,894	162,218
唐松炭	975	—	—
製品・製作品	105,286	114,085	91,189
木　炭	17,391	16,082	21,481
伸銅所製品	388,220	530,587	748,332
伸銅所尼崎工場製品	171,687	—	—
肥料製品	330,652	417,353	328,254
半製品・伸銅所半製品	1,294,460	1,828,411	1,534,674
伸銅所尼崎工場半製品	567,897	—	—
原料品・伸銅所原料品	1,096,595	1,002,063	1,084,307
伸銅所尼崎工場原料品	203,798	—	—
肥料原料品	237,829	440,033	240,568
貸金・諸貸付金	1,412,014	1,746,047	6,340,179
立換金	—	—	—
手形・受取手形	1,289,347	1,529,336	1,548,977
取引先・掛売金	4,307,294	3,552,683	5,118,857
委託主	—	—	315
積送品	2,008,212	1,293,978	1,107,446
受託品	132,162	106,508	168,013
雑・仮受物品	—	—	—
仮出金	1,729,619	860,198	1,129,713
未収入金	—	—	—
特別整理勘定	—	—	—
預金・銀行預金	1,070,478	812,544	1,843,672
振替貯金	5,850	7,717	6,769
銀行特別預金	1,612,005	2,115,907	1,743,581
現金	42,019	57,429	41,808

三　投資活動

住友合資会社が保有する有価証券残高は、大正十四年（一九二五）末には一億円を超えた（第16表）。このうち、国債、地方債、社債（内訳は第17表参照）は積立金による六％前後の利回りを目的とした運用であるので、量的には少なく、株式が九五％を占め、株式だけでも一億円を超えた。株式の中でも住友系以外の株式は、債券同様運用目的のものが多いが、交際上の無配株もあるため、利回りは、債券に比し低く四％前後に留まっている。したがって株式の九五％が連系会社及びその他の住友系企業の株式で占められている。連系会社が銀行、製鋼、電線の三社であった時代は、六％前後の利回りが確実であったが、無配の連系会社の指定が相次ぐとともに、利回りは急速に低下した。また連系会社以外の住友系企業の有配会社は、扶桑海上火災保険、富島組、湧別川水力電気と僅かで、大阪北港をはじめ無配会社が多いため利回りは極端に低くなっている。

13年末	14年末
188,638,565	182,042,331
150,000,000	150,000,000
3,293,176	7,197,538
3,128,599	3,315,653
1,200,000	1,200,000
82,916	80,553
7,116,266	9,689,831
804,637	818,228
12,304,637	818,228
544,141	184,438
9,854	7,458
4,858,539	2,299,026
3,834,936	5,706,128
84,474	101,757
621	--
1,375,762	623,487

第14表のつづき

科　目	大正10年末	11年末	12年末
貸　方	181,165,842	180,345,768	182,807,196
資本金・資本金	150,000,000	150,000,000	150,000,000
前期繰越金	—	84,673	389,828
前期純損益	—	157,266	3,420,174
労役者特別保護基金	1,200,000	1,200,000	1,200,000
労役者特別保護別途積金	93,708	92,556	79,499
預り金・諸預り金	2,779,511	4,330,318	4,986,486
手形・支払手形	2,453,712	2,698,286	3,692,819
割引手形	17,623,528	15,168,538	13,303,801
取引先・掛買金	592,073	108,080	324,753
委託主	5,496	2,166	—
受託	1,248,501	1,147,702	1,676,234
雑・仮入金	3,980,187	4,115,203	3,573,278
未払金	98,788	493,089	77,145
報告未達	448	—	—
損益・当期純損益	1,089,884	747,888	83,173

第15表　利益処分

（単位：円、円未満切り捨て）

科　目	大正10年	11年	12年	13年	14年
純益金	284,673	905,154	3,503,347	4,504,362	3,939,140
配当金	200,000	600,000	600,000	600,000	600,000
住友家会計	100,000	500,000	500,000	500,000	500,000
内住友厚	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
住友元夫	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
住友忠輝	50,000	50,000	50,000	—	—
住友義輝	—	—	—	50,000	50,000
住友寛一	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
差引利益繰越金	84,673	305,154	2,903,347	3,904,362	3,339,140
後期繰越金	84,673	389,828	3,293,176	7,197,538	10,536,679

第16表　住友合資会社の配当利息収入と投資利回り

種類		大正10年	11年	12年	13年	14年
国債	A	220,787	220,787	211,745	205,287	206,537
	B	3,312,458	3,312,458	3,099,566	3,099,566	3,143,658
	C	6.66	6.66	6.83	6.62	6.56
地方債	A	10,782	11,353	11,067	10,838	11,211
	B	200,017	200,017	200,017	200,017	199,592
	C	5.39	5.67	5.53	5.41	5.61
社債	A	1,698	802	8,989	26,146	17,924
	B	15,000	45,289	344,189	341,189	34,289
	C	11.32	1.77	2.61	7.66	52.27
株式	A	3,116,016	3,487,602	3,702,800	3,723,528	3,769,815
	B	76,719,682	78,076,755	94,069,701	95,677,155	102,340,555
	C	4.06	4.46	3.93	3.89	3.68
連系会社	A	2,712,884	3,238,055	3,478,667	3,521,305	3,513,580
	B	49,252,395	50,070,705	66,411,193	66,956,673	71,343,111
	C	5.50	6.46	5.23	5.25	4.92
その他の住友系企業	A	195,857	62,134	26,048	6,000	42,000
	B	23,683,062	23,870,978	23,363,498	24,233,896	25,998,618
	C	0.82	0.26	0.11	0.02	0.16
住友系以外の企業	A	207,274	187,413	198,085	196,223	214,235
	B	3,784,224	4,135,072	4,295,009	4,486,584	4,998,825
	C	5.47	4.53	4.61	4.37	4.28
有価証券合計	A	3,349,284	3,720,546	3,934,604	3,965,801	4,005,489
	B	80,247,159	81,634,521	97,713,474	99,317,929	105,718,096
	C	4.17	4.55	4.02	3.99	3.78

註：Aは利息または配当金、Bは残高(以上、単位：円、円未満切り捨て)、Cは利回り(単位：%)
出典：本章の以下の諸表は元帳及び総有価証券元帳から作成した。

第17表　国債証券・地方債証券・社債券明細表

（単位：円、円未満切り捨て）

銘柄	大正10年2月末	10～14年増減			14年末
		年	内容	金額	
国債証券					
無記名甲い号五分利公債	184,725		→		184,725
無記名甲ろ号五分利公債	2,808,681	12	償還	△212,892	
		14	買入	44,092	2,639,880
無記名特別五分利公債	319,052		→		319,052
合　計	3,312,458			△168,800	3,143,658
地方債証券					
大阪市築港公債	49,300	14	償還	△425	48,875
大阪市電気鉄道公債	135,000		→		135,000
上海公部局公債	15,717		→		15,717
合　計	200,017			△425	199,592
社債券					
汽車製造会社社債	40,000	10	償還	△25,000	
		11	償還	△4,000	
		12	償還	△8,000	
		13	償還	△3,000	0
宇治川電気会社社債第９回		11	買入	34,289	34,289
〃　第10回		12	買入	306,900	
		14	償還	△306,900	0
合　計	40,000			△5,711	34,289

(一)　連系会社の株式

合資会社発足以降、大正十二年に「倉庫」、「ビルデイング」の二社、十四年に「肥料製造所」、「信託」、「坂炭礦」の三社計五社が、新たに連系会社に指定されたため、払込資本金における「銀行」の比重は、発足時の七〇％強から低下したが、それでも依然として五〇％を占めている(第18表)。新たに指定された連系会社五社の内容については「五　店部・連系会社・特定関係会社」を参照されたい。

(二)　その他の住友系企業の株式

連系会社以外の住友系企業については、第19表に示した。この中「扶桑海上火災保険」、「富島組」、「土佐吉野川水力電気」については「住友総本店(下)」第17表を参照されたい。なお「富島組」株式は、住友倉庫設立とともに同社に譲渡された。

「大阪北港」については、「住友総本店(下)」の「五　大阪北港株式会社の設立」を参照されたい。なお第19表から明らかな通り、合資会社は大正十年末の六〇％から毎年買い増しを図っている。

「日米板硝子」と「日之出生命保険」については、「五　店部・連系会社・特定関係会社」を参照

（金額は円未満切り捨て）

14年末	
株	円
159,763	22,359,908
193,315	14,461,474
95,000	4,750,000
120,000	3,000,000
125,000	5,468,750
274,000	13,700,000
65,000	3,250,000
60,000	1,800,000
111,800	1,397,500
24,000	1,155,478
1,227,878	71,343,111

第18表　連系会社の株式

銘柄（額面）	大正10年2月末		10～14年増減		
			年	内容	金額
	(円) 株	円		株	円
住友銀行 (100)	160,843	22,518,020	12	買入 1,530	175,493
			13	買入 140	16,840
			14	買入 250	30,555
			14	売却① Δ3,000	Δ381,000
同　新株 (100)	190,625	9,531,250	10	払込@25円	4,765,625
			11	買入 580	37,060
			12	買入 1,300	77,495
			13	買入 670	41,140
			14	買入 140	8,904
住友製鋼所 (50)	95,000	4,750,000		→	
同　新株 (50)	120,000	3,000,000		→	
住友電線製造所 (50)	135,000	5,062,500	10	譲渡② Δ10,000	Δ375,000
			11	払込@6.25円	781,250
住友倉庫 (50)			12	払込 299,000	14,950,000
			14	譲渡③ Δ25,000	Δ1,250,000
住友ビルデイング (50)			12	払込 65,000	1,137,500
			13	払込@7.5円	487,500
			14	払込@25円	1,625,000
住友肥料製造所 (50)			14	払込 60,000	1,800,000
住友信託 (50)			14	払込 111,800	1,397,500
住友坂炭礦 (50)			14	連系指定24,000	1,155,478
合計残高	701,468	44,861,770			26,481,341

註：①売却先宮内省。
②譲渡先日本電気。
③譲渡先住友銀行。

されたい。

「日本ホロタイル」については、既に述べた通り関東大震災により製品の耐震性に問題が生じ、この事業の主宰者であった住友忠輝の死去とともに事業の中止が決定された。まず大正十三年十月一〇株を合併して三株とする減資が行われ、合資会社の保有する五八〇〇株（二九万円）が一七四〇株（八万七〇〇〇円）となった。次いで十二月忠輝所有分四二〇〇株（一三万円余）を合資会社で買い入れ、これが同様減資により一二六〇株（六万三〇〇〇円）となり、両者併せて三〇〇〇株（一五万円）が償却され、準有価証券に振替えられた。同社は会社としてはその後も存続し、

昭和十四年（一九三九）三月二十五日日本板硝子株式会社に吸収合併された。

「湧別川水力電気」は、大正十一年三月自家発電に依存していた鴻之舞鉱山製錬所に対し、安定した電力供給を確保するため、北海道電燈と提携して水力発電所を建設することとなり、八月資本金七〇万円（住友合資四〇万円、北電三〇万円）で設立された。役員は常務取締役穴水熊雄（北電常務）、取締役穴水要七（北電社長）、同矢島富造（住友合資東京販売店支配人）、同大石公平（住友合資技師）であった。大正十三年十一月発電所は完成し、十二月から鴻之舞鉱山製錬所に対し最大三〇〇キロワットの送電が開始された。なお同社は昭和三年四月五日北電に吸収合併された。

㈢　住友系以外の企業の株式

これらの株式のほとんどが既に「住友総本店（下）」の「三　住友総本店の投資活動」で述べたものであるので、ここではその主な異動と、大正十～十四年の間に新たに取得した株式について明らかにすることとしたい（第20表）。

銀行株の中で、「日本銀行」株式については、合資会社設立時に一株当たり旧株で五一二円、新株で六〇〇円の評価益を出したことは「住友合資会社の設立」第2表で示した通りである。その後日銀株の株価は、積立金資産内訳表によると大正十四年末には旧株七二五円、新株五三〇円まで値下がりしたので、積立口が保有する新旧各二九一株以外（普通口と称する）の各一〇五〇株について、旧株六四七円、

（金額は円未満切り捨て）

14年末	
株	円
6,000	75,000
0	0
20,000	250,000
428,450	21,838,618
10,500	525,000
0	0
8,000	400,000
0	0
15,000	2,910,000
487,950	25,998,618

第19表　その他の住友系企業の株式

銘柄（額面）	大正10年2月末		10～14年増減		
			年	内容	金額
（円）	株	円		株	円
扶桑海上火災保険（50）	6,000	75,000		→	
富島組（50）	11,456	766,120	10	払込@10円	114,560
			12	譲渡①Δ11,456	Δ880,680
土佐吉野川水力電気（50）	20,000	250,000		→	
大阪北港（50）	395,280	19,664,000	10	② 26,380	1,319,000
			10		③715,632
			11	買入 1,930	51,665
			12	買入 4,050	73,200
			13	買入 300	4,920
			14	買入 510	10,200
日米板硝子（50）	10,500	525,000		→	
日本ホロタイル（50）	5,000	187,500	10	買入 800	30,000
			10	払込@6.25円	36,250
			11	払込@6.25円	36,250
			13	減資 Δ4,060	Δ203,000
			13	買入 4,200	134,551
			13	減資 Δ2,940	Δ71,551
			13	償却 Δ3,000	Δ150,000
湧別川水力電気（50）			11	払込 8,000	100,000
			12	払込@37.5円	300,000
坂炭礦（50）			13	買入 24,000	1,155,478
			14	連系へΔ24,000	Δ1,155,478
日之出生命保険（100）			14	買入 15,000	2,910,000
合計残高	448,236	21,467,620			4,530,998

註：①譲渡先住友倉庫。
②信託株分配（「住友総本店（下）」の「五　大阪北港株式会社の設立」参照）。
③売却土地代減価額株券価格引上げ。

新株四五二円で普通口から積立口へ譲渡する形をとり、この結果表記の評価損を生じた。

「台湾銀行」株式については、旧株は合資会社設立時に住友家会計へ譲渡された（「住友合資会社の設立」第3表参照）。したがって合資会社は新株のみ保有していたが、大正十四年十月、台湾銀行は鈴木商店その他に対する不良債権を整理するため、四分の一減資した。「朝鮮銀行」もまた、高田商会その他に対する不良債権の整理のため、二分の一の減資を行った[23]。

信託株では「三井信託」株については、同社は大正十三

年四月、資本金三〇〇〇万円(内払込額七五〇万円)で「三井家ニ於テ設立セラレタルモノニシテ、三井合名ハ総株数ノ半数ヲ引受ケ、残リノ半数ハ三井関係者及其ノ他有力者ニヨリテ募入セラレタルモノナリ。当社(註、住友合資)ニ対シテハ三井家米山氏(註、梅吉、元三井銀行常務、三井信託社長に就任)ヨリ右株式応募方依頼アリ。最モ確実且将来有望ナリト信ゼラルヽニヨリ、積立金積立口ヲ以テ応募シタリ」[24]。当時既に住友信託設立の構想が持ち上がっており、「五七」住友信託株式会社の設立」で改めて検討したい。

「共済信託」株については、同社は大正十四年五月三井と同じく資本金三〇〇〇万円(内払込額七五〇万円)で設立されたが、それに先立ち「安田家ニ於テ信託会社設立ヲ計画シ、総株数六〇万株ノ中約半数ヲ相当広キ範囲ニ亘ル有力者ヨリ縁故募集スルコトトナリ、当方ニ対シテモ其引受方依頼アリシガ、当時住友銀行ニ於テモ信託会社ノ設立計画中ナレバ、合資会社トシテハ早晩此方面ニ於テ相当纏リタル投資ヲ為ス必要アリ。従ッテ金繰上ヨリハ本件株式ノ引受ハ好マザルモ、依頼者志立鉄次郎(註、発起人・創立委員長の地位にあった、かって住友銀行支配人を退職後日本興業銀行へ移り、この時点では総裁を退任していた)トノ従来ノ関係及三井信託設立ニ際シ、義理合上応募シタル点等ヲ考慮シ、之ガ株式ヲ引受ケル事トセリ」[25]。なお同社は大正十五年一月、安田信託と改称した。

鉄道株で新たに取得したのは、次の三社である。「有馬電気軌道」は、大正九年国有化に応じて売却した「有馬鉄道」

(金額は円未満切り捨て)

14年末	
株	円
1,341	926,700
1,341	663,750
1,155	86,625
1,500	30,875
1,000	15,000
500	24,100
250	6,250
1,498	73,750
749	9,362
132	13,200
132	3,300
400	5,000
9,998	1,857,912
3,000	75,000
2,000	25,000
5,000	100,000
2,346	90,420
2,346	43,125
144	14,400
144	4,320
500	6,250
500	3,750
3,000	37,500
8,980	199,765

第20表　住友系以外の企業の株式

銘柄	（額面）	大正10年2月末		10～14年増減		
				年	内容	金額
	（円）	株	円		株	円
（銀行株）						
日本銀行①	（200）	1,341	1,139,850	14	評価損	△213,150
同　新株①	（200）	1,341	871,650	14	評価損	△207,900
台湾銀行新株	（100）	1,542	77,100	11	払込@25円	38,550
				14	減資　△387	△29,025
大阪農工銀行	（20）	1,500	30,875		→	
同　新株	（20）			11	払込　1,000	5,000
				12	払込@5円	5,000
				14	払込@5円	5,000
愛媛銀行②	（50）	500	24,100		→	
同　第二新株	（50）	250	3,125	11	払込@12.5円	3,125
五十二銀行	（50）	999	48,800		→	
同　新株	（50）	499	18,712	11	払込@12.5円	6,237
同　第二新株	（50）			11	払込　749	9,362
朝鮮銀行	（100）	264	26,400	14	減資　△132	△13,200
同　新株	（100）	264	6,600	14	減資　△132	△3,300
漢城銀行新株	（50）	400	5,000		→	
合計残高		8,900	2,252,212			△394,300
（信託株）						
三井信託	（100）			13	払込　3,000	75,000
共済信託	（50）			14	払込　2,000	25,000
合計残高						100,000
（鉄道株）						
伊豫鉄道電気	（50）	1,000	49,108	14	交付③　621	
同　新株	（50）	725	23,187	10	払込@12.5円	9,062
				11	払込@12.5円	9,062
同　第二新株	（50）			11	払込　1,725	21,562
				12	払込@7.5円	12,937
				14	交付③　621	
				14	払込@5円	8,625
南満洲鉄道	（100）	144	14,400		→	
同　第四新株	（100）	144	2,160	11	払込@15円	2,160
有馬電気軌道	（50）			12	払込　500	6,250
高野山電気鉄道	（50）			14	払込　500	3,750
金福鉄路公司	（50）			14	払込　3,000	37,500
合計残高		2,013	88,855			110,910

（「住友総本店(下)」の「三　住友総本店の投資活動」参照）と同様、有馬温泉に住友家が別邸を所有していたことから、応じたものと思われる。大正十一年七月発起人に対し宝塚～有馬間の軌道敷設特許状が交付され、十二年六月資本金一五〇万円(内払込額三七万五〇〇〇円)で設立された。宝塚～有馬間の軌道敷設権は、箕面有馬電気軌道(現阪急電鉄)が明治四十五年(一九一二)に取得していたが、同社は「有馬鉄道」建設のため、大正二年六月これを放棄させられた。有馬電気軌道の大株主には、北宝塚土地、瑞宝寺土地(有馬)等の不動産業者が名を連ねていることから、鉄道計画によって沿線土地の値上がりを意図したものとみられる。昭和二年七月合資会社が保有株式を全額償却し、準有価証券に編入していることから判断すると、合資会社はこの計画に見切りをつけたものと推測される。神戸有馬電鉄(現神戸電鉄)の神戸湊川～有馬温泉間の計画進捗(昭和二年五月起工式)が影響を与えたのかもしれない。結局昭和十一年二月起業廃止により特許は失効した[26]。

「高野山電気鉄道」は、大正十三年四月高野登山鋼索鉄道として発起人(代表貴族院議員板倉勝憲子爵及び五辻治仲子爵)が免許を得、十四年三月創立総会で名称変更の上、資本金一五〇万円(内払込額三七万五〇〇〇円)で設立された。住友家では江戸時代から高野山に墓所を有しているので、無関係ではないが、社長と発起人両氏との特別な線すなわち板倉子爵は家長友純の学習院の学友板倉勝英の弟(勝英の死後、勝憲が復籍)、五辻子爵も学友(かつて住友銀行に在職していたこと

2,028	25,350
270	12,160
270	3,375
2,568	40,885
2,700	503,550
2,700	503,550
1,230	61,500
667	16,675
1,050	52,500
1,050	13,125
9,450	472,500
1,500	67,500
42,400	530,000
57,347	1,213,800
2,000	45,000
2,000	45,000
2,706	113,100
(含払込	@1.5円)
0	0
2,706	113,100
1,739	84,550
1,739	21,737
74	3,700
111	2,775
3,500	54,250
5,000	100,000
12,163	267,012

(船舶株)						
大阪商船新株	(50)	2,028	25,350		→	
日清汽船	(50)	270	12,160		→	
同　新株	(50)	270	3,375		→	
合計残高		2,568	40,885		→	
(保険株)						
東京海上火災保険①	(50)	1,350	303,334	11	新旧払込@25円	67,500
				14	評価益	98,966
同　新株	(50)			10	払込1,350	33,750
合計残高		1,350	303,334			200,216
(電気瓦斯株)						
大阪瓦斯	(50)	768	38,400		→	
同　第三新株	(50)	462	11,550	11	払込@12.5円	5,775
				12	払込@12.5円	5,775
同　第四新株	(50)			14	払込　667	16,675
宇治川電気	(50)	700	35,000		→	
同　新株	(50)	350	8,750	10	払込@12.5円	8,750
同　第二新株	(50)			11	払込　1,050	13,125
日本電力	(50)	9,450	118,125	12	払込@12.5円	118,125
				13	払込@7.5円	70,875
				14	払込@17.5円	165,375
台湾電力	(50)	1,500	48,750	11	払込@12.5円	18,750
九州送電	(50)			14	払込　43,500	543,750
				14	譲渡④　Δ1,100	Δ13,750
合計残高		13,230	260,575			953,225
(鉱業株)						
山東鑛業	(50)			12	払込2,000	45,000
合計残高						45,000
(工業株)						
汽車製造	(50)	1,480	51,800		→	
同　新株	(50)	1,226	45,975	14	払込@12.5円	15,325
宮島耐火煉瓦	(50)			13	買入　2,920	84,828
				13	償却　Δ2,920	Δ84,828
合計残高		2,706	97,775			15,325
(土地建物株)						
若松築港	(50)	1,739	84,550		→	
同　新株	(50)	1,739	21,737		→	
東洋拓殖	(50)	74	3,700		→	
同　新株	(50)	111	1,387	11	払込@12.5円	1,387
大阪住宅経営	(50)	3,500	43,750	14	払込@3円	10,500
中央開墾	(50)	5,000	62,500	13	払込@7.5円	37,500
合計残高		12,163	217,625			49,387

もある）という関係で「事業トシテハ左程有利ナラザルモ特ニ引受クル事」になった。[27]

「金福鉄路公司」は、大正十四年十一月資本金四〇〇万円（内払込額一〇〇万円）で設立された。関東州満鉄金州駅から城子疃に至る金城線（一〇〇キロメートル）を建設しようとするもので、本来満鉄が建設すべきものであったが、当時満鉄が奥地の鉄道建設に忙殺されていたため、別会社を設立したものである。発起人の根津嘉一郎等から依頼があったものか、或いは理事兼別子鉱業所長であった大平駒槌が既に大正十三年十一月、満鉄副社長に就任していたので、大平からの要請もあったものと想像される。[28]

船舶株については特に異動はない。

保険株については、「東京海上火災保険」株が合資会社設立時に、一株二五円払込を二二四円に評価替えをして二七万円余の評価益を出したが（「住友合資会社の設立」第2表）、その後増資を経て一株一五〇円弱となっていたのを、大正十四年末時価が二四二円にまで上昇したのに応じて、一八六円に評価替えして、さらに一〇万円近い評価益を計上した。

電気瓦斯株では「九州送電」株が新たに加わった。同社は大正十四年六月、資本金一〇〇〇万円（内払込額二五〇万円）で設立された。「住友ニ於テハ、大正九年七月電気製鉄事業ノ経営ヲ計画シ、宮崎県下耳川ノ水ノ使用及水路開鑿ニ付許可ヲ受ケタルモ、同事業ノ単独経営ハ困難ナル為、同様宮崎県内ニ水利権ヲ有スル電気化学工業、九州水力電気、九

1,200	60,000
10,000	247,800
40	1,300
700	70,000
0	0
100	5,000
500	12,500
0	0
340	8,500
268	26,800
268	13,400
60	3,000
60	1,500
4,900	61,250
285	14,250
18,721	525,300
	2,500
	0
	5,000
	125,000
	132,500
122,183	4,998,825

社の設立」第2表参照）。

年に行われている。

(諸株)						
＜投資＞						
東亜興業	(50)	1,200	60,000		→	
同　新株	(50)	10,000	247,800		→	
海外興業	(50)	80	2,200	11	減資　Δ40	Δ1,100
				14	払込@5円	200
中日実業	(100)	700	70,000		→	
支那興業	(50)	1,200	18,000	12	解散　Δ1,200	Δ18,000
＜サービス＞						
大阪ホテル	(50)	100	5,000		→	
同　新株	(50)	500	10,000	11	払込@5円	2,500
東京会館⑤	(50)	300	3,750	10	払込@7.5円	2,250
				11	払込@15円	4,500
				12	払込@7.5円	2,250
				14	合併　Δ300	Δ11,250
帝国劇場⑤	(50)			14	交付　30	
				14	売却　Δ30	Δ1,425
						＋損 Δ75
エンパイヤ・ランドリー	(50)			10	払込　340	8,500
＜新聞・通信＞						
大阪毎日新聞社	(100)	67	6,700		→	
同　新株	(100)	67	3,350	10	払込@50円	3,350
同　第二新株	(100)			11	払込　134	3,350
				12	払込@25円	3,350
				13	払込@50円	6,700
同　第三新株	(100)			14	払込　268	13,400
国際通信⑥	(50)			12	合資から振替60	3,000
同　新株	(50)			13	払込　60	1,500
日本無線電信	(50)			14	払込　4,900	61,250
＜水産＞						
明治漁業	(50)	1,000	20,000	11	払込@15円	15,000
				12	減資　Δ715	Δ20,750
合計残高		15,214	446,800			78,500
(出資)						
蓬萊生命保険相互			2,500		→	
国際通信社⑥			3,000	12	株式へ	Δ3,000
興源公司			5,000		→	
薩哈嗹企業組合				11	払込	125,000
合計残高			10,500			122,000
総計残高		58,144	3,718,562			1,280,263

註：①日本銀行株、同新株、東京海上火災保険株については、組織変更の際評価益を計上した(「住友合資会
②松山商業銀行は大正11年３月１日伊豫農業銀行に吸収合併され、愛媛銀行と改称した。
③大正14年12月１日宇和水電合併。
④譲渡先地方有志。
⑤東京会館は大正14年８月29日帝国劇場に吸収合併された。
⑥合資会社国際通信社は大正９年７月29日国際通信株式会社に組織変更された。但し事務手続は大正12

州電燈鉄道（後東邦電力ニ合併）ト計リ、九州送電会社ヲ設立スル運ビトナリ、大体前記四社ヲ中心トシテ、発起設立ノ形式ニテ之ガ株式ヲ引受ケタリ。当社（註、住友合資）ハ最初四万三五〇〇株ヲ引受ケタルモ、同年七月地方有志ノ希望ニヨリ一一〇〇株ヲ分譲シタ」[29]。

鉱業株では「山東鑛業」株が新たに加わった。同社は大正十二年五月、資本金五〇〇万円（内払込額二二五万円）で設立された。第一次世界大戦中、日本が占領・接収したドイツの膠州湾租借地（青島）及び山東鉄道の還付をめぐって、中国との間に紛争が生じ、大正十年十一月米英両国によりワシントン会議が召集され、十一年二月山東還付条約が締結された。「同社ハ、ワシントン会議条約ニ基ク、山東懸案細目協定ノ結果、日本政府ヨリ引渡サル、淄川・坊子ノ二炭鉱及金嶺鎮鉄鉱ノ引受経営ヲ目的トシ設立セラル、日支合弁会社魯大鉱業ノ日本側持分ヲ引受投資スルヲ主要目的トシテ、日支両国政府後援ノ下ニ設立セラレタルモノニシテ、住友ハ大正十一年ヨリ特別調査委員ノ一人トシテ関係シ来リ、中田総理事同社ノ発起人及賛成人トナリタリ。本事業ノ前途ニ関シテハ悲観・楽観両様ノ見解アレドモ、日支両政府ノ後援ニヨリ計画セラレタル国家的事業ニシテ、且日支親善ノ一助トモナルベキモノナレバ、利益ヲ度外視シテモ遂行スル事トナリタリ。発起人及賛成人各一〇〇〇株計二〇〇〇株引受ノコトトセリ」[30]。

工業株の中で「宮島耐火煉瓦」株は、「住友総本店（下）」の「三　住友総本店の投資活動」で述べた通り、日本ホロタイルの設立時に広島県賀茂郡三津町（現豊田郡安芸津町）の広島耐火煉瓦（株）三津工場を買収して、その工場（その後昭和十四年日本ホロタイルが日本板硝子に合併されると、同社三津耐火煉瓦工場、後に安芸津工場となった。昭和二十七年日本板硝子の関係会社イソライト工業に譲渡され、その安芸津工場、現在の広島工場となっている）としていたので、その際住友忠輝が取得したものと思われる。忠輝の死去に伴い、前記「日本ホロタイル」株式とともに忠輝から買い入れ償却、準有価証券に編入された。

サービス株の中、「東京会館」株は、大正十二年九月の関東大震災により同社が閉鎖を余儀なくされ、さらに十四年八月同社株一〇株に対し、帝国劇場株一株の割当で帝劇に合併された[31]。この結果株式保有の意義が失われたので、十一月売却された。

次に「エンパイヤ・ランドリー」は、大正十年六月柴垣清郎(常務取締役に就任)により資本金二〇万円(内払込額一〇万円)で設立されたクリーニング会社である。柴垣は総理事鈴木馬左也と姻戚関係にあり、明治四十五年米国ホイットワース・カレッジ(ワシントン州スポーケン)を卒業後、米国在住、大正八年の鈴木の欧米出張の際には、シァトルで出迎えている。シァトルで柴垣の案内によりランドリーを見学した鈴木は、すっかり気に入り、「日本で是非やらなくてはならぬ」といって、翌九年柴垣が帰国すると、鈴木から「洗濯工場をお前やらんか」ということで、柴垣が引き受けることになり、鈴木他の住友の重役連が出資して、同社が設立された[32]。

新聞通信株では、「合資会社国際通信社」が大正九年七月二十九日「国際通信株式会社」に組織変更された[33]。しかし住友合資の総有価証券元帳においては、「組織変更ノ為合資ヨリ株式ノ部へ附換」は大正十二年五月十七日付で行われている。この間株券の交付まで何故三年近くを要したのか明らかではない。単なる振替にすぎないので、事務手続が迅速に進められなかったと解すべきか。

「日本無線電信」株は、渋沢栄一が「内田嘉吉(註、逓信次官、台湾総督を歴任)ト共ニ、日米間ノ通信状態ヲ改善シ又日米友好関係ニ資スルノ目的ヲ以テ、日米協同事業トシテ海底電線ヲ新タニ敷設」することを計画し、大正十四年十一月、資本金二〇〇〇万円(内払込額五〇〇万円)で設立された。住友では中田総理事が、創立委員、発起人、設立委員となった[34]。

出資会社の中では、「薩哈嗹企業組合」が新たな投資先となっているが、これは「大正十一年二月三菱合資が北樺太

ニ権利ヲ有スル炭田ヲ他富豪ト共同ニ経営セントノ計画ヲ樹テ、サガレン企業組合（資本金五〇〇万円）ヲ組織シ、当社（註、住友合資）ニモ之ニ参加方勧誘シ来リタリ。当社ハ二五万円出資ノコトニ決シ、第一回払込金一二万円ヲ払込[35]」んだものである。

四　資金調達

住友では従来総本店が、全事業の資金繰りを掌握してきたが、合資会社が設立されてもこの方針に変わりはなく、連系会社に対しても直営事業所と同様資金面での統制を加えていた。このことは裏返せば、住友銀行は合資会社及び連系会社以外に独自の貸出先を開拓して、利益を上げることを命ぜられていたことになる。事実大正六年（一九一七）末の総本店の銀行勘定借越額はこの原則通り皆無であったが、その後総本店は資金不足に陥り、合資会社発足直前の大正九年末には借越額は二一〇〇万円に達していた（「住友合資会社の設立」第4表参照）。しかし既に述べたように大正十年以降合資会社本社部門の収支は、立換金の減少、預り金の増加により著しく改善され、銀行出納勘定の借入超過は大正十四年末には九〇万円にまで縮小した。さらに特筆すべきは大正十一年にこれまで資金繰りに追われていた製鋼所で余剰資金が発生し、次のように合資会社に対しこれを運用するよう依頼してきたことである。

大正十一年二月二十七日

住友合資会社常務理事小倉正恒殿

株式会社住友製鋼所支配人工藤治人

一、資金運用ニ関スル件

拝啓、当所目下ノ資金状態ハ、既ニ御承知ノ通リ銀行勘定百万円(内八拾万円ハ定期及通知預金)程度ニ有之。而シテ当所本年度事業計畫ヨリ之ヲ観ルモ、五拾余万円ノ過剰資金ヲ有スルコト、相成居候ニ付、之ガ運用ニ関シテハ種々考慮仕リ、或ハ之ヲ確実有利ナル証券化スルモ一法ナランカト存候モ、之ハ当所トシテ慎重詮議可致問題ニ有之候間、此際本社ニ於テ右過剰資金ヲ御運用被下候間敷哉。若シ右御願ヒ出来得ルトスレバ自他共ニ有利ナル事ト存候間、御内意御伺ヒ致度得貴意候也。

敬　具

これに対し合資会社は次に示す三月二十四日決裁の起案の通りあくまで特例として預かることを承認した。しかしその後この預リ金は第10表の通り恒常的なものとなり、さらに大正十三年には電線製造所の余剰資金の運用も引き受けざるを得なくなった。

製鋼所過剰資金預入ニ関スル件

製鋼所ノ目下ノ資金状態ハ別紙来状ニモアル如ク、銀行勘定百万円(内八十万円ハ定期及通知預金)程度ニアリテ、本年度事業計画ヨリ観ルモ、五十万円ノ過剰資金ヲ有スル事トナル有様ナリ。然ルニ之ヲ銀行定期預金トスル時ニハ、年利五分二厘(所得税ヲ控除スレバ四分九厘四毛)ニシカナラズ不利ナルニ付、確実有利ナル証券ヲ買入レテハ如何トノ議アリシモ、之ハ期限並ニ市価ノ変動等ノ為メ多少ノ危険アリ。依テ若シ此際右剰余資金ヲ本社ニ於テ相当ノ金利ニテ預リ運用被下間敷哉ト交渉シ来レリ。

今之ガ是非ヲ考フルニ、連系会社ニ過剰資金アル場合ニ、合資会社ガ直チニ之ヲ預リ運用シ両社有無相通ズル事ハ、一見自他共ニ有利ナルガ如シト雖、此ノ如キハ両社共ニ完全ナル独立会社トシテノ存立ニ対シ、世間ノ疑惑ヲ招ク虞アルヲ以テ原則トシテハ避クベキ事ト信ズレドモ、製鋼所今回ノ場合ハ特別ノ状態ニシテ、若シ本社ニ於テ預入ヲ拒絶セバ、証券化スルヨリ外ナク、然モ之ヲ証券化スルコトハ多少ノ危険モ存スルコトナレバ、此際ハ特別ノ扱

ヒトシテ一定ノ金額ニ限リ預ルモ別段差支ナカラント思ハル（三菱合資会社ニ於テモ連系会社ノ過剰資金ヲ預リ居タル例アリ）。

次ニ此ノ如キ預金ヲ受クルコトハ、合資会社ノ定款ニ違反セズヤトノ議アレドモ、合資会社ガ製鋼所ヨリ借金ヲナスハ、銀行又ハ鍋島家（註、大正七年住友倉庫の東京倉庫用地として鍋島直大から七七九六坪を購入し、その代金一〇〇万円を借入金としたことをさす、「住友総本店（下）」の「二(二)　総本店（全社）の業績」参照）ヨリ借金ヲナセルト等シク何等差支ナキノミナラズ、此ノ如キコトハ世間ニ公表スル必要ナク、従テ此特例ガ一般ニ知ル、虞モナキコトナレバ、前項世間ノ疑惑ヲ招ク虞云々ノ点ニ於テモ何等ノ懸念ナカラン。

依テ今回ハ特別ノ詮議ヲ以テ、製鋼所ノ過剰資金ヲ預ルコトニ御決定左案ノ通回答相成可然哉。

追而、金利ハ当分年利七分（定期預金利率年五分二厘ト割引手形利率年八分四厘―日歩二銭三厘―トノ中間）ノ割合ト致度、金額、期間等ハ更ニ経伺可致候。回答案（略）

この起案で「完全ナル独立会社」とか「世間ノ疑惑」等と述べているのは、機関銀行が主家の事業に過大に融資して、その蹉跌のために破綻する例に鑑み、先に述べたように住友は総本店・合資会社と銀行の間に一線を画そうとしてきたので、こうした考え方を連系会社の資金預け入れに対しても適用する必要があるのではないかといっているのに他ならない。

かくして日之出生命保険の買収のため、資金繰りの対象から除外されている銀行特別預ケ金を流用するというケースは例外として（「二(二)　合資会社（本社部門）の業績」参照）、概してこの期間においてさほど大きな資金需要もなく、資金繰りに問題はなかったということができ、従ってこの期間の資金繰りに関しては、特に資料も残されていないのである。合資会社にとって資金繰りが深刻な問題となるのは、大正末から展開されることになる大規模な設備投資が、昭和恐慌

により昭和五(一九三〇)、六年の合資会社の経営が赤字に転落するという事態に直面した時期であるが、この頃合資会社総務部会計課の作成した二つの資料「住友事業収支並金繰表」(昭和四年十一月作成)及び「総事業ノ固定財産及起業ノ支出対償却表」(昭和六年十月作成)が、幸いなことに合資会社設立時まで遡って推移を考察しているので、これに従い本期間の設備投資と資金繰りを示すこととした(上記資料の中、設備投資については大正十年は組織変更に伴う諸調整があるため十一年からとなっている)。

まず設備投資について、各年末の残高から固定財産支出と起業支出を算出する(第21表(1))。固定財産支出については収入額を、起業支出については戻入額を控除した数字である。従って実際報告書の起業支出と数字が食い違っている。例えば本社部門についていえば、第8表収支表の固定財産と起業支出の合計額に一致する。但し大正十一年は第8表によると一七〇万円となるのに、第21表では一二〇万円となっているのは、差額五〇万円は病院起業支出で第21表の病院へ振替えられ、最終的には大正十年末までの累積支出額ということで除外された(差引三万円計上)。また一二〇万円の中五万円はビル起業支出としてビルデイング会社へ振替えられ、一一万円はビル用地の評価益で設備投資とは無関係のため除外された(差引四万円計上)。同じく大正十二年三二四万円の収入超過の中三七九万円がビルデイング会社からビル起業支出分の戻入であった(支出額は差引五五万円計上)。従ってビルデイング会社の起業支出は四二五万円からこの戻入分三七九万円を差引き、四六万円となるが、戻入分三七九万円は土地代三一九万円と引継までのビル建築費六〇万円から成り立っており、この中土地代は合資会社からビルデイング会社への移転にすぎないので除外され、建設費六〇万円(内五万円は上記の通り大正十一年度分であるので除外し差引五五万円)を併せて、大正十二年のビル起業支出は一〇一万円が計上されている。その他差損等の調整は、第21表註を参照されたい。

この固定財産及び起業支出額(第21表(1))に償却額(同表(2))を組戻した結果、全体の設備投資額(同表(3))が示されている。

産及び起業支出対償却表

（単位・万円、万円未満四捨五入、Δ収入）

（2）償　却				（3）償却組戻			
11年	12年	13年	14年	11年	12年	13年	14年
16	17	17	12	20	72	Δ35	59
13	15	15	21	26	10	32	10
—	2	3	3	3	Δ1	—	—
—	—	—	—	24	42	26	25
8	13	10	10	Δ6	5	3	Δ2
37	47	45	46	67	128	26	92
83	84	95	101	139	147	258	105
30	33	39	40	76	28	15	46
—	—	—	—	—	—	—	237
61	60	59	60	20	8	18	20
21	29	61	69	17	63	14	33
60	54	54	54	37	6	43	5
11	11	12	14	Δ1	2	11	29
19	17	18	17	56	87	88	35
—	—	—	—	5	101	114	185
3	4	4	4	130	Δ4	3	Δ89
288	292	342	359	479	438	564	606
325	339	387	405	546	566	590	698

替え(⑬)、評価益111を除くと実質４となる。

379＝46(引継後の起業支出)。従って12年度起業支出は、実質55＋46＝101となる。

第21表　総事業の固定財

	（1）　固定財産及び起業支出			
	大正11年	12年	13年	14年
本　社	①　120	②　Δ324	Δ52	47
札　幌	13	③　Δ6	④　Δ4	Δ11
病　院	⑤　53	Δ3	Δ3	Δ3
林　業	24	42	26	25
その他	Δ14	Δ8	⑥　Δ28	Δ12
小　計	196	Δ299	Δ61	46
別　子	56	⑦　52	⑧　158	⑨　11
炭礦九州	46	⑩　Δ6	Δ24	⑪　5
坂	—	—	—	237
製　鋼	Δ41	Δ52	Δ41	Δ40
電　線	Δ4	34	Δ47	Δ36
伸　銅	Δ23	⑫　Δ63	Δ11	Δ49
肥　料	Δ12	Δ9	Δ1	15
倉　庫	37	70	70	18
ビルデイング	⑬　—	⑭　425	114	185
北　港	127	Δ8	Δ1	Δ93
小　計	186	443	217	237
合　計	382	144	156	277

註：（1）固定財産及び起業支出にはさらに次のような修正が加えられている。
①第8表では170となるがこの中病院起業支出50が振替えられた（⑤）。残る120からビル起業支出5を振
②ビル起業支出379振替え（⑭）。
③差損1。
④差損21。
⑤当初から10年末までの支出50を除くと実質3となる。
⑥固定財産原価差損21（高根）。
⑦差損11。
⑧差損及減損5。
⑨差損及減損15。
⑩差損1。
⑪差損1。
⑫固定財産減少15。
⑬本社から引継5。
⑭本社から引継379。この中土地319、11年度起業支出5（⑬）を除く。差引引継前の起業支出55。425—

出典：住友合資会社総務部会計課「総事業ノ固定財産及起業支出対償却表」（昭和6年10月）から作成。

第22表　各事業の金繰表（年末預金借越残）

（単位・万円、万円未満四捨五入、Δ借越）

	大正９年	10年	11年	12年	13年	14年
合資会社	① Δ1,687	Δ1,650	Δ1,429	Δ1,141	Δ1,016	Δ61
内　本社部門②	Δ1,787	Δ1,722	Δ1,464	Δ1,176	Δ1,049	Δ90
連系会社③						
坂　炭礦	—	—	—	—	—	Δ2
製　鋼	47	121	54	31	81	35
電　線	Δ95	Δ37	Δ62	Δ179	93	215
肥　料	—	—	—	—	—	16
倉　庫	—	—	—	Δ87	Δ209	Δ368
ビルデイング	—	—	—	52	8	50
大阪北港	Δ182	Δ155	Δ210	Δ214	Δ228	Δ175
小　計	Δ230	Δ71	Δ218	Δ397	Δ255	Δ229
合　計	Δ1,917	Δ1,721	Δ1,647	Δ1,538	Δ1,271	Δ290
収支超過	—	196	74	109	267	④ 981

註：合資・連系間の貸借は除外。
①大正９年末は10年２月末の数字。
②第11表参照。大正９年末は10年２月末の数字(「住友合資会社の設立」第１表参照)。
③連系会社の年末残高については下記明細表参照。
④大正14年の収入超過981の内訳は、別子収入超過394、電線収入超過272、伸銅移転費150等。
出典：住友合資会社総務部会計課「住友事業収支並金繰表」(昭和４年11月)から作成。

連系会社の年末残高明細表

（単位・千円、千円未満四捨五入）

科　目	大正９年	10年	11年	12年	13年	14年
坂　炭礦						
現金預金	—	—	—	—	—	3
当座借越						Δ10
割引手形						Δ11
差　引						Δ17
製　鋼						
現金預金	465	1,208	537	310	807	348
電　線						
現金預金	26	295	321	690	930	2,147
割引手形	① Δ976	② Δ665	Δ943	Δ1,980	0	0
支払手形(担保付割引)	—	—	—	Δ500	0	0
差　引	Δ950	Δ370	Δ622	Δ1,790	930	2,147
肥　料						
現金預金	—	—	—	—	—	161
倉　庫						
現金預金	—	—	—	76	19	26
借入金(富島組旧株主)	—	—	—	Δ572	—	—
社債	—	—	—	—	Δ572	Δ572
借入金(住友銀行)	—	—	—	Δ371	Δ1,540	Δ950
借入金(住友信託)	—	—	—	—	—	Δ2,180
差　引	—	—	—	Δ867	Δ2,093	Δ3,676
ビルデイング						
現金預金	—	—	—	523	75	503
大阪北港						
銀行勘定	Δ662	500	0	0	0	85
現金	0	1	0	0	0	0
支払手形	Δ1,154	Δ720	Δ720	Δ720	Δ990	Δ600
借入金(住友銀行)	—	Δ1,326	Δ430	Δ509	③ Δ414	Δ400
低利年賦借入金(大阪市)	—	—	Δ950	Δ914	Δ877	Δ838
差　引	Δ1,816	Δ1,545	Δ2,100	Δ2,143	Δ2,281	Δ1,753

出典：製鋼、電線、倉庫、ビルデイングは各年総務部会計課資料から作成。但し大正９年、10年は各社営業報告書から作成(①、②は推定)。
坂炭礦、肥料、大阪北港は営業報告書から作成(③合計金額Δ2,281千円が第21表Δ228万円と一致することから、第10表合資会社の大阪北港に対する立換金70千円を大阪北港では借入金として処理されていないことが判明する。桜島海面埋立工事代金という特定の貸付のためか)。

これによればこの期間の設備投資の主なものは、既に述べた別子鉱業所の四阪島製錬所の大改造や住友ビルの建築、倉庫の拡充投資(大正十四年は大阪市に対する安治川土地売却代二一五万円等と相殺されて数字が低くなっている)程度で、大正十四年の坂炭礦は会社買収による増加であるからこれを除けば、総体として五〇〇万円前後で横ばいであったといえよう。

このように設備投資に大きな伸びもみられず、他方で合資会社をはじめ連系会社の業績も第5表の通り順調であったので、合資会社(第11表本社部門の当座借越と割引手形の合計額と店部手持ちの現金及び当座預金を合計したもの)と連系会社を併せた住友の全事業の資金繰り(第22表)は年々好転し、大正十四年末には倉庫の社債五七万円及び本社からの借入二一八万円の信託による肩代わり(「五(二)　住友倉庫の株式会社への移行」参照)と大阪北港の大阪市からの住宅建設資金借入八四万円(この他にも坂炭礦の所在地札幌にまだ住友銀行の支店が開設されていなかったことによる他行取引や鉱山・林業所等事業所が僻地で郵便局しかないための振替貯金等もあるが微々たるもの)を除けば、住友銀行との取引はほぼ均衡したものと考えられる。

五　店部・連系会社・特定関係会社

本章では、原則としてこの期間における合資会社店部の主たる異動並びに連系会社の指定を受けた会社及び住友本社直轄の関係会社として後に特定関係会社と称せられるようになる会社と住友合資会社(さらには株式会社住友本社)との関係を取り扱う。

(一)　日米板硝子株式会社の経営の承継

同社自身の歴史については、『日本板硝子株式会社五十年史』に詳しいので、詳細は同書を参照されたい。従って本稿では専ら住友合資及び住友本社の立場から、同社との関係を明らかにしていきたい。

同社の創業者杉田與三郎が、大正六年(一九一七)米国リビー社の開発したコルバーン式板ガラス製造法の技術導入を図り、知人の住友銀行支配人植野繁太郎に相談したところ、十月に政府特派財政経済委員として渡米した住友総本店支配人山下芳太郎を紹介された。杉田は山下のリビー社工場視察を仰ぎ、翌七年三月山下の帰国とともに、住友総本店は輸入板ガラスに対抗する事業育成に意義を認め、杉田に対する援助が決定された。しかし総本店としては、独力で会社を設立する自信はなかったので、コルバーン式製造法に関心を示した三菱系の旭硝子をはじめ、杉田を支援する大日本麦酒や日本硝子等の出資を求めた。

同社は大正七年十一月設立された。この時「住友総本店(下)」の「三　住友総本店の投資活動」で述べた通り、総本店の出資は九〇〇〇株(一五%)で、取締役山下芳太郎(総本店理事)一〇〇〇株と監査役吉田真一(銀行常務)五〇〇株はいずれも名義株であった。「一(一)　鈴木総理事の晩年」で述べた通り、杉田は常務にとどまり、社長を空席としていたのは、住友忠輝を迎えたいためであったという[36]。住友忠輝は丁度この頃大正六年三月から渡米しており、大正七年夏には杉田の案内でリビー社工場を視察している[37]。忠輝は同社が設立された十一月に帰国しており、翌大正八年二月、総本店は杉田からさらに一〇〇〇株を買い入れ、これを忠輝名義としている。忠輝はこの八年十一月にやはり米国から技術導入したホロータイル(中空陶製ブロック煉瓦)を製造する日本ホロタイルを設立しているので、日米板硝子社長就任の可能性もなくはなかったが、日本ホロタイルの場合資本金は日米板硝子の六分の一の五〇万円にすぎず、両社の事業規模の

差は歴然としていた。総本店としては、日米板硝子の前途について確固とした見通しをもっていなかったので、杉田の要請には応えられなかったものと思われる。

果たして実際に福岡県遠賀郡島郷村二島(現北九州市若松区)に建設された工場が稼働すると、工場立地、技術、資金等の面で問題が続出し、早くも大正十年秋には経営困難に陥った。住友合資としては、板ガラスの専門家である旭硝子に同社の経営を一任したかったのであるが、親会社の三菱合資に拒絶された。十一年四月住友側の責任者山下芳太郎も伸銅所や製鋼所の争議の責任をとって合資会社理事を退任したため、自動的に日米板硝子の取締役も退任することとなり、後任に担当の経理部第三課長大屋敦(経歴前掲)を送り、六月には重ねて三菱側に経営引き受けを求めたが、三菱銀行も旭硝子もこれに応じようとはしなかった。

ここに至って八月、住友合資は同社の経営を引き継がざるを得なくなった。常務理事小倉正恒は、この間の経緯を十月十二日付の次のような社内通知で明らかにした。

一　日米板硝子株式会社経営ノ件

日米板硝子株式会社ハ、米国オハイオ州リビーオーエンスシートグラスコンパニー　ヨリ特許権ヲ譲リ受ケ、主トシテ建築用板硝子ヲ製造スル目的ヲ以テ、大正八年十一月創立セラレタルモノニシテ、総資本金参百万円、主ナル株主ハ、リビーオーエンス会社(壱百万円特許権評価)、当家(五十万円)、三菱系旭硝子株式会社(五十万円)、嶋定次郎氏、杉田與三郎氏等ニ有之。創立以来最近迄杉田與三郎氏常務取締役トシテ専ラ会社業務ヲ執掌致居候。然処同社ハ設立目論見ニ於テ已ニ多少ノ違算有之候処ヘ、折柄ノ不況時代ニ際会シ事業成績兎角面白カラズ、毎期欠損ヲ重ネ、遂ニ前期ニ於テハ壱百万円ニ近キ繰越損金ヲ計上スル始末ト相成候。加之固定資本予想外ノ多額ニ上リ、工場建設未ダ半ニシテ払込資本ノ全部ヲ消費シ尽セル為、爾後必要ノ都度銀行ヨリ資金ノ融通ヲ仰ギ候ヒシガ、其

額積リテ参百万円ヲ超過スルニ至リ、此上ノ融通不可能ト相成候ニ、硝子市況ハ依然トシテ恢復ノ兆ナク、毎月多少共支出ノ超過ヲ見、此儘ニ放置セバ会社ハ自然破産ノ運命ヲ免ルベカラザル事情ト相成候。然レ共、同社事業ガ技術的ニ優秀ナルコトハ、リビー会社ノ例ニ見ルモ明白ナル事実ニ有之候ノミナラズ、従来ノ会社経営ニ関シテモ満足難致点モ有之候ヒシ事故、此儘ニテ事業ヲ中止スルハ、大ニ遺憾ニ被存候ニ付、三菱、リビー会社等主ナル株主ト熟議ヲ遂ゲ候上、今後ノ事業資金ハ茲両三年間適宜当合資会社ヨリ之ヲ融通シ、且ツ事務ノ刷新ヲ計ル為メ、直接事業経営ノ衝ニ当ル者ハ、之ヲ当方ヨリ推薦シ、以テ本事業継続ノ可否如何ヲ徹底的ニ研究スルコトト決定致候。其結果去ル八月末ノ同社臨時株主総会ニ於テ杉田氏ハ常務取締役ノ職ヲ退キ、代リテ当方ノ推薦ニ因リ前住友銀行外国課主任大隅行一氏（註、経歴前掲）新ニ常務取締役ニ選任セラレ、尚又前当合資会社臨時電気課員大石公平氏（註、M45東大工・電、東京市電気局・富士製紙、宮崎県耳川の水力電気開発のため大屋の要請でT9住友入社）同社二島工場長ニ就任スルコトト相成候。

右ノ次第ニテ、当方ト日米板硝子株式会社トノ関係ハ、従来ヨリハ一層其緊密ノ程度ヲ加ヘ候ヘ共、固ヨリ当方ハ同社大多数ノ株式ヲ有スル株主ニモアラズ、今回ノ挙ハ決シテ同社今後ノ事業ヲ当方全責任ヲ以テ引キ受ケントスルモノニテハ無之、只此ノ儘拱手事業ヲ頓挫セシムル事ヲ遺憾トシ、事業本体ノ価値ヲ研究スル為メ、必要ナル資金ヲ融通シ、又適当ナリト信ズル直接事業経営者ヲ推薦致シタルノミニ有之候間、此辺誤解無之様願上候。

右当方ト日米板硝子会社トノ関係顛末ニ付、御参考迄概略及御報告候也。

大隅、大石の他に鴻之舞鉱山経理係中村文夫（T5神戸高商、後に日本板硝子社長）が出向し、庶務課長兼経理課長となった。出向の際、中村は小倉常務理事から「住友は、いろんな事業にインベスト（投資）して資本家になっているが、経営者を外に出すということは、いままでやったことがないのだ。だから君がその試金石だぞ。もし成功すれば、これか

ら先、住友がインベストしているあらゆる事業に人をどんどん送り出す。もし失敗したら君が最初で最後になる。そのつもりでやってくれ」といわれた。内情を知らない中村が「旭をおさえて日米を日本一の板硝子会社にしてみせます」というと、小倉は「その元気だ！だがナ・・、心意気はほめるがその了見はいかん。先輩をやっつけようなんて考えてはいかん。そういう考えで事に当たるようでは、足が地を離れて、蟷螂の斧に終わるに決まっている。先輩に追いつくことはさしつかえない。旭に追いついて雁行するようになれ」とさとされたという。この結果中村は「それでは三菱（旭硝子）と住友（日米板硝子）で板ガラス業界を天下両分いたします」といいかえた。(38)

住友からの出向者の努力の成果が上がり、同社は大正十二年上期から黒字に転ずるが、その矢先五月、経営責任者として派遣された大隅が突然退任してしまった。この理由は明らかではないが、住友合資が経営を引き継いだとはいえ、持株比率は変わらず、大隅も一線を画する方針で住友を退職させられた上で派遣されており（大石、中村は休職）、苦労は大きかったと思われる上、大隅自身も英語に堪能だという理由で、合弁会社に派遣されたものの製造業の経験もなく、後に神戸岡崎銀行の専務取締役に就任しているところからみると、銀行業務への復帰を希望したものと思われる。

大隅の後任には若松炭業所支配人森源之助（M35東大法）が大隅同様住友を退職して派遣された。同社の業績は、この年の九月に発生した関東大震災で在庫が一掃され、一挙に好転した。しかし森も昭和二年（一九二七）二月に退任した。森の退任の理由も明確ではないが、退任の直後の同年七月後に日本板硝子の関係会社となるイソライト工業を発起（甥の吉岡藤作京大教授に奨められ石川県能登半島で豊富に産出する珪藻土を利用した断熱材の企業化を図った）(39)しているので、森も大隅同様住友を退職している以上、合資会社は森を慰留することはできなかったものとみられる。

森の後任の常務は、先に大隅とともに出向した大石二島工場長であった。合資会社は大石については休職のままで、退職させなかった。その上翌昭和三年二月の増資（資本金三〇〇万円を四〇〇万円へ）で合資会社の持株は、二万二九六三

株（一九％、住友銀行が保有する四二〇〇株を併せると三四％）となり、筆頭株主にもなった。(40)

昭和三年七月、合資会社社則が制定配布されると、同時に大正十年五月制定された「連系会社及其ノ他会社ノ役員ニ関スル内規」が改めて印刷配布されており、その際日米板硝子大石常務と大屋取締役（当時合資経理部長）がこの内規の配布を受けているので、同社の連系会社に準じた取扱いはこの時に始まったといえよう。

翌四年下期からは復配（年七％）し、五年十月には中之島江商ビルから第二期工事の完成した住友ビル（現住友銀行本店ビル）五階に移転した。六年一月、折柄の国産品愛用運動に対し社名が輸入品と紛らわしいという理由で、日本板硝子株式会社と改称、九月好業績を背景に、大石は新工場建設のため欧米視察の途に上った。

新工場を三重県四日市市に建設することが決定されると、その建設資金を賄うため、昭和九年十月資本金一〇〇〇万円（払込資本金五五〇万円）へ増資が行われた。合資会社の持株は、七万三三四二株（三七％）となった。銀行の他に信託、生命も株主となったので、連系会社並に会長制を採用することとなり、小倉総理事が会長に就任した。

しかし昭和十三年一月大石常務は、突然辞任した。大石の辞任の理由も明らかではないが、大屋（合資経理部長から化学専務へ転出したため、昭和九年一月板硝子では取締役から監査役となっていた）の日記によれば、その前年十二年九月三十日に「日本板硝子後任ニ続君（城、M44東京高商、住友化学取締役業務部長、十三年二月常務）ヲ推薦スルコトヲ断念、予定通り稲井君（勲造、T3東京高商専攻部、東京販売店支配人）トスル」とあるので、それに先立つ二十五日に開催された板硝子の重役会の前後に大石から辞意表明があったのであろうか。大屋が続を後任に考えたのは、続が昭和七年から十年までやはり日本電気へ出向していた（同社取締役営業部長）経験を評価したのかもしれないが、続は翌十三年二月停年の常務羽室廣一に代わって化学常務となることが既定の事実となっていたので、この人事は実現しなかったものと思われる。十月の重役会では大石の退職慰労金の話にまで発展し、日記によれば十一月二日大屋は大石から「辞意表明ニ付キ、同君ノ

心境ヲ聴ク。本社の遣方ニモ多少批評ノ余地アル如シ」とあり、大屋が本社経理部長から化学専務に転出した後大石と本社の間に問題があったことを示唆している。考えられることは、懸案の四日市工場は昭和十一年十二月から稼働したが、同社の増産の他に、旭硝子も増産に踏み切り、徳永硝子等新興会社の続出によって生産過剰となったことである。さらにこれに追い打ちをかけるように昭和十二年七月に日中戦争が勃発すると需要が激減し、大石の退任後のことになるが「折角二炉体制を整えながら、当時の需給事情から生産過剰を招くことが心配されたので、一炉操業に戻さなければならなかった」[41]。不可抗力とはいえこのような設備投資の見通しの甘さについて、住友本社経理部と大石常務の間に何らかのやりとりがあったものと推測される。

後任の稲井は、入社以来製鋼所勤務が長く、板ガラスと製鋼品では商品の違いはあるが、製造業には通じていたものと思われる。昭和十三年一月、大石が退任し稲井が常務に就任すると同時に、連系会社とそれ以外の会社の役員を同一の基準で律することは困難であるということで、前記「連系会社及其ノ他会社ノ役員ニ関スル内規」の見直しが行われ、「連系会社ノ役員ニ関スル内規」と「関係会社ノ役員ニ関スル内規」の二つに分離された(この詳細については第三部第二章「株式会社住友本社(上)　昭和十二年～十五年」参照)。稲井は常務に就任すると前記中村文夫(昭和八年一月取締役就任)とともに、この「関係会社役員ニ関スル内規」の配布を受けている。

すなわち住友では連系会社以外の住友系の企業については、関係会社と称しているが、連系会社同様特に定義はない。今参考までに昭和二十一年一月二十九日住友本社がGHQに提出した「連系会社及特定関係会社ノ定義ニ付テ」の中で、関係会社について示せば、左の通りである(連系会社については「住友合資会社の設立」註(19)参照)。

(一)住友関係ノ持株率相当大ナルモノカ(一定ノ標準率ヲ定メ居ラズ)又ハ

(二)住友関係ヨリ役員ヲ出セルモノカ又ハ

（三）住友関係ノ持株数ガ他ノ株主ノ夫ニ比シ最大ノモノ若ハ特殊関係アルモノノ何レカノ一ツニ該当スルモノニシテ、事実上ノ支配関係アルモノヲ関係会社ト言フ。

而シテ関係会社ノ中ニハ本社ノ関係会社ト連系会社ノ関係会社トアリ、特定関係会社トハ俗称ニシテ、通常本社ノ関係会社中事業上ノ支配権ガ濃厚ナルモノヲ言フモ、従来確タル定義ハ無ク、人ニヨリ、時期ニヨリ、一定セザルモノナリ。

いずれにしても、日本板硝子は昭和三年、住友合資会社が筆頭株主となって以来、特定関係会社の地位にあったことは間違いないが、それがこの昭和十三年一月に明確にされたということであろう。これを裏付けるものとして稲井の常務就任の翌一月十八日、総理事小倉正恒は日本板硝子幹部を集め次のように訓示した。

本日ハ此度ノ日本板硝子会社ノ常務更迭ヲ機トシマシテ、親シク幹部ノ皆様ニ御目ニカヽリ、色々御話ヲ申上ゲタイト考ヘマシテ御招キシマシタ処、皆様御揃ヒ御出席下サイマシテ、私トシテモ誠ニ欣快トスルトコロデアリマス。（中略）次に今回常務取締役ノ更迭ニ依リマシテ稲井氏ガ常務ニ就任セラレタノデアリマスガ、之ハ稲井氏ガ個人ノ資格デ常務ニナラレタ訳デハナイノデアリマス。同氏ハ云フ迄モナク、全住友ノ信頼ノ下ニ選任セラレ、住友ノ代表者トシテ其経営ノ衝ニ当ラレルコトニナッタ訳デアリマス。従ッテ常務ガ変リマシテモ同社ガ依然トシテ住友ノ経営デアルコトニ変リナク、又其経営方針ガ今後ニ於テモ、従来ト何等変リノナイ事ハ、更メテ申ス迄モナイノデアリマス。此関係ニ就キマシテハ従来聊カ明瞭ヲ欠ク点モナイデハナカッタノデアリマスガ、此ノ機会ニ充分皆様ニ御了解ヲ願ヒタイト思フノデアリマス。寧ロ私ハ今後ニ於キマシテハ、一層住友ト同社トノ関係ヲ密接ニシテ行キ度イト考ヘテヰル位デアリマス。勿論此ノ点ニ就テモ住友トシテハ皆様ノ経験ヤ立場ヲ充分ニ尊重シ、成ルベク皆様ノ内カラ人材ヲ抜擢スルハ勿論、人事問題等ニツキ無用ノ不安ヲ与ヘヌ様努ムル方針デアリマシテ、之ハ今回

皆様ノ内カラ宇田、占部(註、宇田顕、占部保、いずれも後に日本板硝子常務)ノ御両人ガ取締役ニナラレタ事実ニ依ッテモ充分御諒解下サルコトト考ヘルノデアリマス。就テハ皆様方モ単ニ同社ノ職員ト云フ丈ケノ考ヘデハナク、同時ニ住友ノ一員ト云フ心算デ新常務ヲ御輔ケ下サッテ此ノ上共一層同社ノ発展ニ御尽力願ヒ度イノデアリマス。

稲井は昭和十七年五月病没するが、この間同社にとっての大きな出来事は徳永板硝子(資本金二二五万円)との合併であった。合併の話は徳永の常務取締役徳永善四郎と親交のあった住友本社経理部長小畑忠良(経歴前掲)の間で進められ、小畑の退職後は部下の商工課長神田勇吉(T10東大法)が引き継いだ。昭和十五年十一月、合併契約書の調印が行われ、合併後の資本金は一二二五万円となった。両者の資産内容からみて、合併比率は日本二株に対し徳永三株が妥当と思われたが、小倉総理事は次のように述べて、一対一の合併となった(42)。

合併が当社(註、日本板硝子)にとってもよいと思われるなら、一対一で考えてみてはどうか。もしそれで悪いというなら合併はやめよ。住友としては力での合併は考えていない。相手が子々孫々まで忘れないような温情的な条件で合併せよ。

徳永の合併によって新たに尼崎に工場を得たことは、日本板硝子にとって大きなメリットとなるはずであったが、統制経済の進展とともに、ソーダ灰・石炭等原燃料不足のため早くも昭和十六年末に尼崎工場は操業休止に追い込まれ、昭和十九年十一月、新たに設立された住友化工材工業(株)へ売却されてしまった(戦後再び徳永板硝子の親会社徳永硝子が買い戻した)。

昭和十七年五月、稲井の死去により六月中村文夫が後任の常務に就任し、ついで翌十八年十一月軍需省が設置され、十二月軍需会社法が実施されたのを受けて、同社は社長制を採用し、中村が社長となった。軍需会社法では軍需会社の生産責任者は社長でなければならないと規定されていたからである。しかし平和産業である同社が軍需会社に指定され

たのは、十九年四月の第二次指定であった。

昭和十八年六月に発表された戦力増強産業整備要綱は、軍需関連度の低い企業を徹底的に整理し、その資材・労働力を軍需産業に動員することを目的としていた。翌七月、住友本社経理部商工課は、板硝子業界の現状並びに将来の趨勢と同社の地位について、次のように報告した。

板硝子業界ハ、旭硝子と当社トノ独占スル処ナルモ、旭硝子モ当社同様原材料ノ入手難ノ為操短続行ノ状態ニシテ、将来モ楽観ヲ許サヾル状況ナリ。コノ難局ヲ切抜ケル為、業界ハ軍需品生産ニ懸命ノ努力ヲ払フモノト思料サル。

又企業整備ノ観点ヨリスレバ、両社ノ合併問題モ起ル可能性アリ。

この要綱に基づき十月、商工省は板硝子製造企業整備要綱を発表し、その後同社は商工課の危惧した通り商工省から合併を示唆され、二十年には軍需省からも合併を強要された（中村は明言していないが、大屋によれば合併の相手は旭硝子であったという）[43]。

合併話は、中村が断固拒否して事なきを得たが、昭和十九年には住友本社内部自体でも、資材不足に対処するため、同社の合併が取りざたされたといわれる。旭硝子は、この十九年四月日本化成工業と合併して、三菱化成工業となっていた。しかし住友本社理事兼総務部長北沢敬二郎（かって大正六年、当時米国留学中で、山下のリビー社工場視察に同行した）は「日本板硝子は平和産業であるから今はみじめな状態だが、戦争が済んだら必ず役に立つ。つぶしてはいかん。戦後のことを考えて見守ってやれ」とこれをおさえたという[44]。

なお終戦時の住友本社の同社持株は四万七〇五六株（一九％）で、住友家一万一七〇〇株、住友銀行一万株、住友生命六〇〇株、大阪住友海上五〇〇株を併せても持株比率は二八・五％と、徳永板硝子合併により低下していた。

昭和二十年八月、終戦とともに中村が第一に考えたことは、日本の復興と板ガラス工業の復活であった。しかしGH

Qは中村の追放を指定し、集中排除法に基づく日本板硝子の二工場の分割を指示してきた。これに対し戦前からのリビー社顧問弁護士カウフマンは、戦時中のリビー社の資産が住友信託において完全に管理されていたことを高く評価し、彼の尽力で中村の追放指定が免除され、工場の分割も免れることができた。一方旭硝子もまた三菱化成工業からの分離だけにとどまらず、日本板硝子同様三工場の分割を迫られていた。中村は自社の分割だけでなく、旭硝子の分割にも反対した。GHQの係官は、「おまえのところのライバルじゃないか。相手の力が弱くなれば、おまえのところはいいはずだ。なぜ反対するのだ」と不審そうな顔をした。これに対し、中村は、はっきり「旭が弱くなり、当社(註、日本板硝子)が強くなるという問題じゃない。要は、日本のガラス工業が国際的に弱くなることを憂えるからなのだ」と言い切った。最終的に旭硝子も日本板硝子同様分割を免れることができ、旭硝子の関係者が中村のところに礼に来たという。(45)

日本板硝子は、結局戦前において連系会社に指定されることはなかったが、昭和二十六年十月、日新化学工業(現住友化学工業)社長土井正治(T9東大法、住友本社人事部厚生課長、化学取締役総務部長、常務)の提唱で、旧連系会社十二社の社長が集まり、白水会と名付けられた定期的な会合をもつようになり、日本板硝子も、翌二十七年初頭大阪住友海上火災保険(現住友海上火災保険)とともに加入が認められた。(46) 土井によれば、これは夜の懇親会に招待された元総理事古田俊之助から特定関係会社の中、これら十二社と一人前の付き合いができる会社としてこの二社を加入させるようにとのアドバイスがあったからだということである。(47)

(二) 住友倉庫の株式会社への移行

大正十二年八月一日、住友合資会社倉庫部は株式会社住友倉庫となり、同日連系会社に指定された。同社の歴史については、既刊の『住友倉庫六十年史』の他に平成十二年『住友倉庫百年史』が刊行されたので、より詳細な事実が明ら

かにされた。

住友の倉庫業は、明治六年（一八七三）大阪富島に出店を設けた際、土蔵を利用して貸蔵としたことに始まるが、米並合・炭並合など商品を担保として貸付を行う商業金融が業として確立するのは、明治十二年二月の本店職制の制定で、並合方という組織が設置された時である。明治十五年三月、住友家法の制定により、並合方は商務課の一係となるが、倉庫業が飛躍的に発展するのは、明治十八年十一月、大阪中之島常安橋北詰の旧柳川藩蔵屋敷を借り入れて商務課柳川出張所を置き、住友本店が富島界隈から中之島へ進出する先駆けとなって以来のことである。明治十八年住友本店商務課の考課状は次のように述べている。

倉庫借入之事

本年後半季ハ、市場非常ノ不景気ヲ見メシタレバ、当課大ニ見ル処アリ。十一月二十四日ヲ以テ柳川倉九戸前、十二月十四日ヲ以テ出雲倉五戸前借入ノ事ヲ重任局ニ申立テタリシニ、幸ニシテ採可セラル、所トナリ、爾来米穀ヲ納メテ貸付ニ着手セリ。蔵入石数ハ平均一万五千石ニシテ、尚ホ将来大ニ望ミヲ属スベキノ事実アリ。例之ヘバ当課ニ一翼ヲ生シタル如ク営業進捗ノ具ヲ加ヘシハ、実ニ不幸中ノ幸ト云フベキナリ。

さらに明治二十二年十二月、借蔵としていたこの旧柳川藩蔵屋敷の土地二〇〇〇坪を建物共三万四五〇〇円で、滋賀県大津町（現大津市）北村兵右衛門から購入した。(48)

明治二十一年には神戸支店でも並合業が始められ、二十三年にはそれが商務課として独立し、明治二十四年十一月の組織改正で本店商務課並合方は商務課貸付係となった。明治二十八年十月、住友本店は富島から上記中之島柳川藩蔵屋敷跡に移転し、十一月隣接して住友銀行が開業すると貸付課の中に倉庫係が置かれ、これが明治三十年十一月倉庫課に昇格した。

明治三十二年七月、銀行本店倉庫課は銀行部から独立して倉庫部となり、今日の住友倉庫の端緒となった。明治三十五年二月、日本倉庫株式会社を買収して大阪市内道頓堀・安治川・天満の倉庫を得た[49]。その後これらの大阪市内倉庫の拡充の他、大正八年末には大阪市から大阪港の繋船桟橋を建設する工事を受託していた。

他方大正五年には東京に進出し、越前堀旧佐賀藩家臣住居跡七七六九坪を入手したことは既に述べた(「住友総本店(下)」の「二(二)　総本店(全社)の業績」参照)。住友総本店が鍋島家からこの土地を入手したのは、大正八年九月三十日付で倉庫支配人草鹿丁卯次郎が外遊中の鈴木総理事に送った書簡によると、越前堀に五階建の倉庫新築の構想を述べるとともに、鈴木馬左也の兄秋月左都夫(元外交官)の友人中村純九郎(元北海道庁長官、後貴族院議員)が鍋島家経理課相談役を退職すると報じているので、中村の斡旋によるものとみて差し支えあるまい。総本店は草鹿の報告通り十月、ここに倉庫建築としては初めての耐震耐火構造の五階建倉庫を着工した。この倉庫は、株式会社へ移行した直後の大正十二年九月に起こった関東大震災でその効果を発揮した。川田順は「震災直後、私は焼け残った銀行支店(「五(三)　住友ビルディング株式会社の設立」参照)の屋上から焦土の大東京を見わたしたが、遙か南の方に住友の倉庫が巍然として立ってゐる」のに目を注いだと記している[50]。

この間第一次世界大戦の好況により、倉庫部の業績は年々向上し、大正九年にはピークに達していた(「住友総本店(下)」第6表参照)。住友総本店では、大正八年秋から組織変更の検討が進められていたが(「住友合資会社の設立」の「一　設立の経緯」参照)、その際総本店のみならずその各店部も会社組織として独立させることが、併せて検討された。大正九年四月、「住友倉庫組織変更ニツキテ」(当時総本店副支配人兼経理課主任川田順の押印あり)によれば、倉庫純益は今後年間一二〇万円と予想され、このうち配当支払に九〇万円を充当するとして、六分配当ならば資本金は一五〇〇万円と試算された。他方倉庫部の土地建物を時価評価すれば一五〇〇万円となり、両者が一致することから既にこの段階で会社

設立の場合資本金は一五〇〇万円とすることで合意されていた。倉庫の起業支出見込は、大阪築港桟橋工事費三一〇万円、関連倉庫上屋四〇〇万円、東京越前堀七五万円計七八五万円に上っており、当面借り入れに依存するとしても、会社設立によるメリットとして、公募増資によってこの半分は賄いたいという希望があった。

しかし「住友合資会社の設立」（資料1―一）第一表で明らかにした通り、試算の結果総本店のみを会社とすることとなり、店部の株式会社への移行は見送られた。

大正十年二月、住友合資会社が設立された後、五月新たに事務章程の制定によって倉庫を担当する経理部第四課（課長川田順）が設置されると、再び倉庫の株式会社への移行が検討された。「株式会社住友倉庫設立案」は、会社設立による合資会社のメリットを次のように述べている。

住友倉庫会社設立後ニ於ケル、合資会社ノ倉庫関係ノ金繰関係ハ、相当余裕ヲ生ズベシ。即チ従来ノ儘ノ組織ト仮定スル場合ニハ、今後ノ合資会社ノ金繰ハ、収入ニ於テ純益ト償却トヲ収メ、支出ニ於テハ倉庫ノ起業費全部ナリ。反之新会社設立後ハ収入トシテ配当金ヲ収ムルノミナレ共、支出ニ於テハ起業ハ新会社自ラ社債等ニヨリ調達スル事トナリ、合資会社直接ノ負担トハナラズ。（中略）況ンヤ今後起業ハ前掲築港桟橋工事以外ニモ愈々多カラントスルヲ以テ、従来ノ組織ノ儘ナラバ全部合資会社ノ負担ニ帰スベク実ニ多大ノ支出ヲナサザルベカラズ。反之新組織ノ下ニ於テハ必要ニヨリ所有株式ノ一部（1/3位マデ）ハ売却スル事ヲ得（倉庫ヲ株式会社トスル本案ノ動機ハ実ニ茲ニ存スルナリ）。旁以テ新組織設立後ノ金繰ハ不勘余裕ヲ生ズベシ。

しかしこの設立案は、同年十月の理事会で採択されなかった。その理由は設立案自身が序論で認めている次の点にあったと思われる。

然レ共、現今財界ノ状況ヲ見ルニ、昨春恐慌ノ来襲ト共ニ戦後活躍セル財界一時ニ萎微シ、混乱裡ニ昨年度ヲ終ヘ、

本年度ニ入リテモ尚動揺ニ動揺ヲ重ネシガ、昨今漸ク財界ノ表面的ノ安定ヲ見ルニ至レリ。然レ共未ダ以テ財界ハ好調ナリト云フ事ヲ得ズ。

サレバ今日此際住友倉庫ヲ独立セシメ、資金ヲ外部ヨリ収容セントスルハ、其時期不適当ナリトノ譏リヲ免レザルガ如シ

大正十二年四月、経理部第四課は、三度「倉庫組織変更ノ時期ニ就テ」と題して、倉庫会社設立問題を提起した。

我経理部ニ於テモ種々調査ノ上、大体土地・建物等一切ノ財産ヲ現在ノ帳簿価格ノ儘新会社ニ引継ギ、以テ資本金壱千五百万円ノ新会社ヲ設立スベシトノ案ヲ作製シ、既ニ大正九年四月及同十年十月ノ両回ニ亘リ、重役各位ノ高覧ニ供シ、審議ヲ願ヒシモ、機未ダ熟セズ、以テ今日ニ至レリ。然ルニ最近ニ至リ、倉庫資金ノ需要ハ倍々切迫シ来リ、之ガ調達問題ハ一日モ早ク解決スル必要アルノミナラズ、不動産移転税・土地増価税等ノ関係上ヨリモ、今日ニ於テ早ク組織変更ヲナス方有利ニアラズヤトノ論起リシヲ以テ、更ニ調査ヲ試ミタル所、大体ニ於テ前調書ト同一ノ結論ニ到着シタリ

すなわちここに至って資金調達問題は後退し、代わって土地税制とのからみで、倉庫会社設立問題が浮上したのである。「倉庫組織変更ノ件」は次の通り、土地増価税の実施が早められることによって、またそれが当初予想したよりはるかに巨額の税負担を強いられることになったため、七月十二日の理事会で決裁された。

今回左記ノ理由ニヨリ、新ニ資本金壱千五百万円全額払込済ノ株式会社住友倉庫ヲ創立シ、左記ノ方法ニヨリ我倉庫部ノ事業一切ヲ継承スルコトニ致可然哉。

記

一、今日ヲ以テ組織変更ノ時期トナス理由

倉庫事業組織変更ノ利害得失並ニ其時機如何ニ就テハ、先ニ提出セシ別冊添付調書（略）ニ於テ詳細記述シ置キシガ、其後新聞ノ伝フルトコロニ拠レバ、土地増価法案ハ已ニ内務省ノ手ヲ離レ、大蔵省ニ回付サレシヲ以テ、法制局ヲ経テ勅令トシテ発布セラルノ時期遠キニアラズト。而シテ又内務省案トシテ発表サレシ税率ニ就イテ見ルトキハ、サキニ吾人ノ窺知セシ税率ヨリモハルカニ高率ナリシヲ以テ、内々内務、大蔵両当局ノ意嚮ヲ探リシ処、土地増価税法ノ内容ハ新聞ニ伝フルトコロト略同一ナルモ、其実施ノ時期ハ正確ニ知リ得ス。乍然已ニ内務省ノ手ヲ離レ、大蔵省ニ回付サレシハ事実ニシテ、大蔵省ニ於テモ最近之レガ審査ヲ了ヘテ法制局ニ回付セラルル筈ニ付、勅令トシテ発布セラルルコト遠キニ非ラザルコト分明セリ。

偖先ニ調書ヲ提出セシ当時ニ於テハ、同税法ノ税率明カナラザル上、土地ノ原価格ヲ如何ニ算定スルヤニヨリ非常ノ差異アルヲ以テ、正確ニ算出スル能ハザルモ、種々ノ点ヨリ推算シ、倉庫処管ノ土地全部ニテ約十万円内外ノ増価税ヲ課セラルモノト見シガ、今回発表サレシ法案ニヨルトキハ、大正五年一月一日以前ニ取得シタル土地ニ於テハ其ノ日ノ時価ヲ以テ其原価格トスト規定セルヲ以テ、土地ノ自然増価格モ略推算スルコトヲ得、又税率モ百分ノ五ヨリ百分ノ三十マデ累進スルモノナルコト明トナレリ。今仮リニ倉庫処管ノ土地ノ現在ノ帳簿価格（一一、一〇八千円）ヲ大正五年一月一日ノ時価ニ比シ倍額ヲ増価セシモノト見ルトキハ、約四十三万三千円ノ増価税ヲ負担セザルベカラズ。斯ク多額ノ税金ヲ負担セザルベカラザルニ於テハ、今日至急ニ倉庫ノ組織ヲ変更シテ、右ノ増価税ヲ脱ルヲ得策トスベク、前調書ニ於テ述ベタル組織変更ニ伴フ損害ヲ償フテ余リアルベシ。況ンヤ組織変更ニ伴フ利益アルニ於テオヤ。而シテ同法ハ勅令トシテ発布セラルルノ日遠キニアラザルヲ以テ、先ニ疑惧シタル時期ニ関スル疑義ハ自ラ解決サレ、此際至急ニ倉庫ノ組織ヲ変更スベキモノナリ。尚土地増価税ガ実施サルルハ、勅令ノ発布後更ニ市条例トシテ各都市計畫事業費ヲ負担スル都市ヨリ発布セラレタル後ナルモ、市条例ニハ遡及効ヲ附シ

得ルヲ以テ、該勅令発布前ニ組織ノ変更ヲナシ置クニアラザレバ、増価税ヲ免ル能ハサルナリ。之レ今日ニ於テ至急組織変更ヲ断行セントスル所以也。

二、設立方法

資本金壱千五百万円全額払込済ノ会社ヲ設立シ、倉庫所属ノ大正十二年七月三十一日本社勘定残高並ニ住友合資会社ノ有スル富島組株式ヲ現在帳簿価格ニヨリテ買収シ、其公称資本金ヲ超過スル部分ハ住友合資会社ヨリノ借入金トス。而シテ設立税・土地移転税等ノ諸費用並ニ設立後ノ起業費不足額ハ銀行借入金ニ依ルモノトス。但シ銀行ニ於テ貸出ヲ承諾セザルトキハ、合資会社ヨリ貸付クルモノトス。(後略)

三、定款(略)

四、会社設立後ノ経営方針並ニ純益及ヒ配当予想

今日組織変更ヲナスモ、他ヨリ資金ヲ吸収スルノ途ナキヲ以テ、拡張事業ハ此際極力繰延ヲ行ヒ、大体ニ於テ自給自足ヲ以テ方針トシ、其純益並ニ償却金収入ノ範囲内ニ起業支出ヲ減少スルノ必要アルコトハ別冊調書(略)記載ノ如シ。茲ニ於テ倉庫当局者ト協議ノ結果、大阪築港陸上設備費ニ於テ約貳百万円、東京越前堀ニ於テ約参十万円ノ繰延ヲ行フコト、セシヲ以テ、結局大正十二年度以降ニ要スル新起業費所要額ハ約六百六十万円、大正十二年五月以後所要額ハ約六百二十五万円、同七月以後ハ約六百万円見当トナレリ。然ルニ自大正十二年下半期至同十七年(註、昭和三年)上半期満五ケ年間ノ純益並償却金予想合計ハ約六百万円トナルヲ以テ、此間ノ純益ヲ無利息ヲ以テ使用スルコトヲ得レバ、大体倉庫ハ自給自足ヲ以テ其起業費ヲ支弁スルコトヲ得ルナリ。茲ヲ以テ会社設立後ハ大体左ノ方針ヲ以テ経営ヲ進ムルコトニ致度シ。

1払込資本金壱千五百万円ニ対シテハ、其事業年度ノ成績ニヨリ相当額ノ配当ヲナスコト。但シ起業資金ノ関係上

已ヲ得ザル場合ハ設立後満五ケ年間ハ無配当トスルカ、或ハ配当ヲ受クルモ住友合資会社ハ之ニ相当スル額ヲ他日増資ノ場合迄ハ無利息ヲ以テ新会社ニ貸付クルコト。

2設立ニ際シ公称資本金ヲ超過スル金額ニシテ住友合資会社ヨリ貸付クル金額ニ対シテハ設立後満五ケ年間ハ年七分ノ金利トシ、其後ハ銀行貸付日歩ニ改ムルコト。

3設立ニ際シ又ハ其後ニ要スル不足金ハ、凡テ一時銀行ヨリ借入シ融通スルコト、シ、若シ銀行ニ於テ貸出ヲ承諾セザルトキハ、合資会社ヨリ銀行日歩ヲ以テ貸付クルコト。

4新会社ハ、以上ノ諸利息ヲ支払ヒタル後ニ残存スル創立後満五ケ年間ノ純益並ニ償却金ノ範囲内ニ於テ、新事業ヲ進ムルコト。即原則トシテハ自給自足ノ方針ニ遵拠スルコト。従ッテ大正十七年（註、昭和三年）上半期ニ於ケル倉庫会社ノ負債ハ、前記第二項ノ負債及ヒ土地移転税ニ要シタル負債等合計最高参百万円（即築港繋船桟橋起業費ニ相当スル額）ノ範囲内ニ止マルヤウ経営ヲナスコト。

5前記参百万円ノ負債ハ、出来ル丈早ク低利ノ社債カ又ハ保険会社ヨリノ借入金ニ肩替スルコト。而シテ此ノ負債ハ、他日大阪市ヨリ繋船桟橋起業費ノ下附ヲ受クルニ及ビ、其金額ヲ以テ償還スルモノトス。

6大正十七年度（註、昭和三年度）下半期ヨリハ払込資本金壱千五百万円ニ対シテハ最低五分乃至六分ノ配当ヲナシ、繰延事業ハ年々ノ留保金及償却金ヲ以テ遂行スルコト。而シテ今日ノ見込ニテハ其後約参ケ年半間ノ剰余金ヲ以テ、即大正二十年度（註、昭和六年度）末迄ニハ今日計畫セル起業全部ヲ完成シ得ル見込ナリ。

五、右ノ如キ経営方針ヲ取ル理由（略）

六、株式ヲ公開シ外資ヲ吸収スル時期ニ関スル考察（略）

以上に基づき倉庫会社の概要を示すと、まず資本金は当初の目論見通り一五〇〇万円であった。このうち住友合資会

社の出資は、一四九五万円(二九万九〇〇〇株全額払込、その後大正十四年住友信託設立の際出資金に充当するため、第18表註(3)の通り住友銀行へ二万五〇〇〇株が売却されたが昭和二年買い戻された)で、残り五万円(一〇〇〇株)が住友吉左衛門であった(第18表参照、他の株主は名義株である)。資本金一五〇〇万円は終戦時まで不変であったが、終戦時の持株比率は、住友本社六万五〇〇〇株(二一・七%)、住友家一一万五〇〇〇株(三八・三%)、住友銀行一〇万株(三三・三%)、住友生命二万株(六・七%)と変化した。このように住友合資の持株が、住友家及び銀行・生命に移ったのは次の理由によるものと思われる。

すなわち昭和十二年三月の住友合資会社の解散により、合資保有の倉庫株二二万四〇〇〇株が残余財産として住友家へ分配され、残り七万五〇〇〇株が住友本社へ譲渡された。その後住友家持株中から、銀行に対し昭和十五年末三万株、十六年六月末七万株計一〇万株が、生命に対し十六年末一万株が譲渡された。また住友本社からは、十七年末生命に対し一万株が譲渡され、この結果終戦時の持株は上記の通りとなった。これらの移動については第三部「株式会社住友本社」で検討することとしたい。

資本金は当初の試算通り一五〇〇万円とされたが、この間繋船桟橋を始め起業支出が増加したため、倉庫に引き継がれる本社勘定残高は資本金を一八九万円も超過し、合資会社から譲り受けた富島組株式八八万円(第19表)との合計二七七万円が合資会社からの借入金となった。その後富島組株式八八万円のうち、利息共五九万円を返済したので十二年末の借入金は二一八万円となった(第10表)。この五九万円のうち利息分を除く五七万円は、富島組買収時に旧株主との取り決めで会社設立の際は社債に振り替えることになっていた預り金であったので、大正十年十二月社債を発行してかれらに交付した。また土地移転税・登記料等三七万円は銀行から借り入れた(第22表)。

定款については、『住友倉庫六十年史』を参照されたい。原案では最も近い大正九年十二月に設立された住友電線製

造所の定款を参考としており、電線と同じく社長制をとらず会長制を採用し、総理事中田錦吉が取締役会長に就任する案となっていた。それが会長を社長に訂正して、取締役社長住友吉左衛門に変更された。この変更の理由は明らかではないが、労働争議後会長制をとることになった製造部門に対し、社長制のままの銀行を比較した場合、倉庫の生い立ちからして銀行に倣ったものと解される。

なおこの変更のために、本来なら社長取締役とすべきところ、倉庫のみは世間一般通り、取締役社長と称するようになった（「住友総本店（中）」の「七　住友鋳鋼場の株式会社への移行」参照）。しかし大正十五年三月、住友吉左衛門友純が死去すると、五月銀行・信託が社長制を廃して会長制を敷き、総理事湯川寛吉が会長に就任したので、倉庫もこれに追随した。倉庫の主管者は、社長の他に代表権をもつ常務取締役で、合資会社理事兼倉庫支配人であった草鹿丁卯次郎がそのまま常務に就任した。常務制は、他の連系会社に倣って昭和十七年十二月専務・常務制、十八年十一月社長制がとられるまで続いた。

「会社設立後ノ経営方針並ニ純益及ヒ配当予想」から判断すると、純益は少なくとも年間一〇〇万円のレベルを確保できるが、設立後五年間は無配とし、その間六〇〇万円前後の設備投資を純益と償却の範囲で実施できるという目論見であったとみられる。しかし残念ながら倉庫の業績は、予想に反し大正十年をピークとして不況のため低下の一途を辿り、昭和五、六年には赤字に転落した。このため設立後五年を経過しても、配当はできず、いわんや社債の発行や保険会社からの借り入れは不可能で、引き続き合資会社、銀行、信託からの借り入れに依存せざるを得なかった。これらの借り入れは設備投資のみならず、大正十三年の神戸の港湾運送業者ニッケル・エンド・ライオンスの買収（一二五万円）や昭和四年の大阪市築港公債の購入（五三万円）のためにも必要であった（第10表、第22表）。

昭和六年になって設備投資が一段落すると、七年以降借入金は減少に向かい、景気の回復と相俟って業績は向上し、

昭和十二年には実質純益はようやく当初の予想の一〇〇万円を超え、十三年下期から配当が実施された。先に述べた十二年三月に合資会社の残余財産の一部として倉庫株が住友家へ分配されたのは、このような配当の実施が確実なものとなったからであろう。同様に銀行、生命が倉庫株の譲り受けに応じたのは、既に八分配当が実施されていたからである。

この後昭和十八年にかけて、倉庫の業績は上昇の一途を辿るが、他方で戦時経済統制の波が倉庫業にも及んできた。昭和十八年七月住友本社経理部商工課は、倉庫の現状と今後の動向を次のように報告している。

最近ハ各種重要物資配給統制強化ニ伴ヒ、倉庫業ハ保管並配給機関トシテ益々其ノ重要性ヲ増大スルニ至リ居レリ。(中略)本邦倉庫業界ニ於ケル住友倉庫ノ地位ハ、三井倉庫、三菱倉庫ト共ニ、所謂本邦三大倉庫ノ一ヲ占メ、特ニ最近ハ、織物類、地金類等ノ統制貨物ノ寄託増加ニ依リ、貨物保管残高ハ是等三社ト首位ヲ競ヒ居リ、(中略)倉庫業統制形態ニ関シテハ、運営会案、営団案、統制会案等各般ニ亘リ、種々ノ形態ガ研究セラレタルガ、倉庫業ハ港湾ト密接ナル関係ニ在リ、海陸一体化ノ要アル等ノタメ、ソノ形態ハ簡単ニハ極メ難ク久シク行キ悩ミノ状態ニアリタルガ、先般漸ク日本倉庫業会デハ、商工省ノ指示ニ基キ、第一次統制トシテ建坪一万坪ヲ有スル一流ノ港湾倉庫ヲ統制スルコト、ナリ、三井、三菱、住友ノ三倉庫ヲ母体ニ三本建運営ニ統合進展スルコト、ナリタリ。

住友倉庫―杉村倉庫、東陽倉庫[51]
三井倉庫―渋沢倉庫、川西倉庫
三菱倉庫―日満倉庫

しかしこのような倉庫企業合同案は日の目を見ず、十八年十一月新設された運輸通信省が倉庫業を所管することとなり、十月に公布施行された統制会社令を発動して、倉庫業は昭和十九年五月一日「日本倉庫統制株式会社」に一元化されることとなった。

住友本社はこれを追認する形で、五月二十日付「(倉庫)事務章程及和歌山出張所事務規程改正ノ件」をもって社長制の廃止等倉庫の事務章程を改正したが、その中で、次のように報告せざるを得なかった。

一、倉庫ニ於テハ、五月一日ヲ以テ新設日本倉庫統制株式会社ニ、倉庫営業及同附帯業務ヲ譲渡シタル為、同社業務中残存セルハ、土地・建物等所管財産ノ管理・賃貸業務並大阪・和歌山間海上輸送業務(今夏八月頃和歌山港運株式会社設立ノ上ハ同社ニ譲渡ノ予定)ノミトナリタリ。

倉庫が、この日本倉庫統制に供出した施設及び業務を復元し、倉庫業務を再開したのは、終戦後の昭和二十年十二月一日のことであった。

(三)　株式会社住友ビルディングの設立

大正六年五月、東大卒業後三年半の英国留学から帰国した竹腰健造(T1東大工・建、後に住友土地工務、日本建設産業社長)は、住友総本店がビルを新築するので建築家を求めているという話に応じ、住友に入社した。明治四十一年に完成した住友総本店の建物(「第一部第一章二住友総本店の発足」参照)は、あくまで仮本店であり、築後一〇年を経て、総本店の業務の発展の前に、既に狭隘化しており、総本店ではこのため大正五年に総本店南東斜め向かい側の旧帝国座(新派の川上音二郎が明治四十三年に建てた煉瓦造三階建の建物、現住友信託銀行南館の場所)を買収し、大正七年末には同居していた銀行本店営業部がここに移転することになっていた。

大正七年十月、総本店営繕課建築係日高胖(M33東大工・建、後に技師長、工作部長)と光安梶之助(M31工手学校)の二人は、ビル建築の材料調査のため、翌八年にかけて米国に出張し、日高の帰国した三月には伸銅所支配人本荘熊次郎(経歴前掲)が、総本店支配人兼営繕課主任に転じて新ビル建築の責任者となった。六月に光安が帰国、代わって年末には

長谷部鋭吉(M42東大工・建、後に技師長、工作部長)が欧米に出張した。大正九年一月末鈴木総理事が欧米出張から帰国した直後、三月には恐慌が発生するが、新ビル建設の方針は変わらず、四月から日高・光安・竹腰等の手で設計が開始され、七月には長谷部が帰国してこれに参加し、大正十一年七月には全設計が完了した。

この間大正十年二月には住友合資会社が設立され、五月に総本店営繕課建築係は工作部建築課建築係となっていた(「住友合資会社の設立」参照)。住友ビルディング(現住友銀行本店ビル)について、竹腰によると[52]

本建築は完成の暁には延坪一万五千坪の七階建てで、北は土佐堀川、西は西横堀川に面する四方道路に囲まれる土地に建てられる、当時としてはわが国最大の建築計画の一つであった。そして当時の住友の事業規模からいって、この広面積の建物を住友総本店、住友銀行など連系諸会社のみで占めることもできないので、一般貸事務所として計画することになり、レンタブルエリアの比率をなるべく大きくして、貸事務所建築としての採算基礎に立って計画したのである。

この敷地の南側半分、北浜五丁目に面して住友総本店の仮本店が建っている。これを他に移して一気に全館を完成する議があったが、仮本店を移す適当な土地がなかったのと、また経済的な考慮も払わねばならず、この計画を二期に分割して建築することに議が定まり、現存の仮建築による設計の不便を克服して設計をしたものである。

かくして大正十一年七月、設計が完了すると着工に当たり、材料の買い入れや建築設備の設計を米国でさせるために米国へ人を派遣して、これに当たらせた方が得策だということになり、竹腰と池田宮彦(T4名古屋高工、後に住友土地工務常務、日本建設産業常務)が渡米した。竹腰によれば[53]、

(註、当時の)わが国の工業は今日のごとく進歩していなかった。したがって建築の計画の技術も材料も、欧米に比して甚だしく遅れていた。

鋼材は主として輸入に俟っていた。われわれは、当時わが国唯一の鋼材メーカーであつた八幡製鉄所の鋼材を信用していなかった。一々試験片をとって厳重な試験をした上でなければ使わなかった。（中略）セメントも鉄材同様貧弱な状態であった。強度も弱く且つ不均一で、試験をせずに使用することは危険であった。これがため、住友の工作部ではセメント試験室というものを持っていて、膨張、伸縮の試験、強度試験をする機械設備を持ち、数人の係員が常時試験に従事していたものだ。

電線ですらも舶来品が主として使われていた。住友の電線は今日でこそ世界に製品の質を誇っているが、当時はわれわれは全然信用していなかった。その頃京都鹿ケ谷に住友の別墅（註、現住友有芳園）の建築が進んでいたが、その電線は舶来品を使用することにしていた。前社長（註、住友吉左衛門友純）がこれを聞かれ、なぜ住友電線を使用せぬかというお咎めがあった。絶縁が悪く、粗悪で火災の恐れがあるとお答えすると、最善を尽くしてなお火災が起こる時は仕方がない。その場合は焼けてもよいから住友電線を使えと言われた。そしてわれわれは自らの見解の狭きを恥じた。（中略）

そのほかに最も遅れていたのは建築の機械設備である。屋内電気工事の業者のごときも僅か一、二軒にすぎず、暖房衛生設備のほうも同様な状態であった。したがって建築設備の総合的な設計をする技術者などは居なかったものである。またこの建築には住友銀行ならびに住友信託の金庫が必要である。当時金庫もわが国では僅か一、二の貧弱な金庫メーカーがあるにすぎず、少し大きな金庫を要する場合、金庫扉は外国に注文したものだ。（中略）

エレベーターももちろん、日本エレベーターが国産エレベーターを始めた頃でまだ完成の域に達していない。米のオーチス、英のウェグウッド、中にもオーチスが主として輸入されていた時代であった。

工事は、大正十二年七月、基礎工事が完了したところで、八月一日、株式会社住友ビルデイングが設立され（同日連系

会社に指定、合資会社工作部長本荘熊次郎が主管者の常務取締役を兼務)、主体工事は同社に継承された。同社設立の起案が残されていないため詳細は不明であるが、貸ビル経営に際し、外部テナントとの交渉やビル管理に当たる別会社が必要であると考えられたものと推測される。しかし同社設立の直後、九月一日、関東大震災が起こった。住友銀行東京支店だけが焼野が原の真ん中に厳然と残っていた。竹腰によれば[54]、

住友の幹部は東京の震災に鑑みて、大阪の新築中の住友ビルディングをあのままでよいか再検討した。そして私(註、竹腰)の米国滞在中から病中にかけて、次の変更が加えられることになっていた。

一、七階建てを五階建てに変更する。

二、原設計には、大衆向き建築として窓の防火扉は付けてなかったが、全部の窓や出入口に防火扉を設ける。内部の造作もできるだけ不燃質のものとする。

三、外部に賃貸することをやめ、住友の関係会社だけで使用する。

第二、第三の変更はわれわれにも納得できる。東京の建物が残ったのは、正しく完全に外部からの火災を防止できる設計であったために違いない。またいかに設備が完全であっても、これを正しく使わなかったら内部の延焼は免れない。東京の場合も住友銀行の庶務課長が一身を挺してこの設備を完全に整え、建物が四方から火災に包まれ、内部は焦熱地獄の熱さであったのに、一歩も退かずに守ったためにこの成果を挙げ得たのであって、多数の賃貸人が入っていたのでは統制が取れず、恐らく他の建物と同様に内部に延焼しただろう。

こういう見地から第二、第三の変更はわれわれにも納得できるが、七階建てを五階建てに変更することに対してはどうも納得ができない。耐震的には充分の強さがある。平面計画は変わらぬまでも、外観は不釣合となるのを免れないのである。今日でもあの建物が建築規則による高さの限度まで建っていたら、更に偉観を添えただろうと残念

に思うのである。

七階建てを五階建てに変更した理由は、われわれの周囲の人は誰も知らない。ただ住友の家長様（註、住友吉左衛門友純）が総理事（註、中田錦吉）に命じて、顧問の伊庭貞剛さんに相談された結果から決まったのだと聞かされているのみである。[55] しかし、当時われわれの想像していたことは、東京震災の結果第二、第三の項はどうしても変更したい。それには工費もかさむから二階削って、その費用をこれに当てよう。また住友だけで使うのであれば、面積も五階あれば足りるのではないかという理由ではないかというのであった。住友ビルディングの第一期工事はこうして耐震とともに耐火に重点を置いて進められて行った。

住友ビルディングの第一期（北半分）工事は大正十五年五月、第二期（南半分）工事は昭和五年八月完成するが、上記の通りテナントが合資会社はじめ連系会社に限られることになったので、実質的なビルの運営業務は従来通り、合資会社総務部庶務課が行い、ビルディング会社の業務は室料の徴収やビルの保全に限定されることになり、新会社設立の意義は乏しかった。

同社の資本金は六五〇万円（一三万株）で、合資会社、住友銀行の折半出資であった（第18表）。その後昭和十二年三月、住友合資会社の解散に伴い、合資会社の持株六万五〇〇〇株は、住友家に一万九六〇〇株、住友本社に四万五四〇〇株が譲渡された。さらに昭和十六年末住友家保有分から一万株が住友生命へ譲渡された。しかしこの住友生命の一万株は、昭和十九年十一月、同社が大阪北港株式会社に合併される直前に、住友本社が買い戻し、合併時の株主は、住友本社五万五四〇〇株、住友家九六〇〇株、住友銀行六万五〇〇〇株であった。この買い戻しの理由は、大阪北港の設立時の事情から（「住友総本店（下）」の「五　大阪北港株式会社の設立」参照）、合併時の住友本社の大阪北港の持株比率は二三・五％と低かったので、新会社における比率を少しでも高める意図があったものと思われる。

ビル建設の起業支出第一期四六七万円(第21表)は、合資会社からの借入(第10表)と資本金の払込徴収で対応され、一時的に余剰となった場合は、預金とされた(第22表)。この結果既に述べた通り、大正十四年末に合資会社に対する土地代金未払額一二八万円は未収入金に振替られてビル会社の借入金は皆無となり、十五年もこのままで推移した。しかし昭和二年に入ると、六月に広島ビル(工事費五三万円)が、九月には住友ビル第二期工事(工事費三二七万円)が着工された。この年末には先の土地代の一部一四万円が支払われ、残額一一四万円が再び合資会社からの借入金に振替られた。昭和三年度会計見積書によると、これら広島ビル工事費五三万円、土地代金未払額一一四万円、第二期本年度予想額九一万円計二五八万円について、社債を発行し合資会社、銀行、信託、生命の四社に引き受けを求めるとしている。

これを受けて、同社の昭和三年度上期営業報告書によれば、昭和三年一月、同社株主総会は社債募集を決議している。しかし昭和三年中に第二期工事が、工費削減のため国産の鉄骨にしたところ強度試験をパスしないものがあり、代品をドイツに発注したため約五か月も遅延したので、社債発行の必要がなくなり、合資会社からの借り増し一五万円と広島ビルについては住友銀行に対する支払手形五〇万円で、資金繰りがつけられた。続いて昭和四年度会計見積書によれば、四年度の第二期工事に関する不足資金一八六万円と広島ビル関係五〇万円合計二三六万円を再び社債募集によって賄おうとしている。同社の昭和四年度下期営業報告書によれば、社債及借入金として二七〇万円が記載されているので、この期にあたかも社債が発行されたかのように受け取られるが、実際は大正四年七月の株主総会でこの社債募集計画を見合わせ、所要資金は借入金で賄うこととなり、結局社債は発行されなかった[56]。事実この社債及借入金二七〇万円の内訳は、合資会社からの借入金一一六万円、住友銀行からの借入金一〇四万円及び広島ビル関係支払手形五〇万円となっており、社債発行が決議だけに終わったことが裏付けられた。なおこのように広島ビル関係の資金が住友ビルの借入金と区別され、次章「住友合資会社(中)」で触れるが、合資会社の資金繰表でもこの支払手形の記載がないのは、広島ビル

が銀行の委託による建築で、その資金は銀行が面倒をみるという建前なので、合資会社としては、ビル会社の資金繰りの対象と考えていなかったからである。

同社は上記広島住友ビルディング（昭和三年十一月完成）に続いて、福岡住友ビルディングを昭和九年十一月に完成させるが、これも住友銀行に一括賃貸し、さらに十五年七月仙台住友ビルディングを完成、これは住友生命に一括賃貸した。大阪市内では、昭和十二年東区瓦町に御堂筋分館を着工したが、日中戦争による臨時資金調整法の施行のため昭和十四年未完成のまま工事を中断した（現在の住友銀行備後町支店ビルの場所）。このため十六年二月東区安土町の祭原ビルを賃借し、住友生命へ賃貸した他、十九年二月住友ビル南向かい側の旧藤本証券本店建物を買収し、住友ビル分館、後に南館（現在の住友ビル二号館の場所）と称した。

このようにビル会社としては特に積極的な役割を果たし得ぬまま、同社は昭和十九年十一月、大阪北港株式会社と合併し、住友土地工務株式会社となった。前記竹腰は、住友ビル完成後昭和八年不況のため工作部の人々とともに退社して長谷部竹腰建築事務所を開設していたが、乞われてこの事務所を新会社に参加させ、社長に就任した。合併を前にして、昭和十八年七月、住友本社経理部商工課が報告した同社の内容は、次の通りであった。

一、現況

当社ハ大正十二年八月ノ設立ニカヽリ、資本金六百五拾万円全額払込済ニシテ、ビルディングヲ建設シ、之ガ賃貸並ニ其ノ附帯事業ヲ営ムヲ以テ目的トス。

現在当社ノ所有建物ハ、大阪住友ビルディング本館ノ外、広島住友ビルディング、福岡住友ビルディング、仙台住友ビルディングノ三者アルモ、広島、福岡両ビルディングハ銀行ニ、仙台ビルディングハ生命保険ニ、夫々委託管理ヲナス。当社直轄管理ノ大阪本館ハ、総工費七百七十七万円、地上五階地下一階（外ニ屋階アリ）、敷地二、四〇

第23表　住友ビル賃貸概況（昭和18年6月末）

貸付先	賃貸面積	賃貸料（月額）	入居状況
	坪	円	
本社	1,299	16,863	地階、3階、4階、附属家、塔屋
林業所	50	663	4階
病院出張所	53	200	6階
銀行	2,136	43,505	地階、1階、2階、附属家
信託	954	23,381	地階、1階、附属家
生命保険	921	10,998	地階、4階、5階、6階
化学工業	369	4,582	地階、4階
鑛業	321	4,167	地階、5階、6階
機械工業	42	517	4階、5階
海上火災	194	2,390	地階、4階
日本板硝子	76	885	4階、5階
土肥鑛業	10	124	4階
長谷部竹腰	7	26	附属家
合計	6,433	108,301	
ビルデイング	159		地階、3階、5階
共通関係	748		
空室	82		
有効坪数	7,422		

出典：株式会社住友ビルデイング概況

四坪、総延坪一〇、二〇八坪ノ豪壮ナル建物ニシテ、真ニ住友事業ノ本拠タルニ恥ヂザルモノナリ。

二、今後ノ計畫

大阪本館本年六月末現在ノ使用可能坪数七、四二二坪ノ中共通室其他九〇六坪ヲ除ク、六、五一六坪ガ貸付可能坪数ナルガ、其中空室ハ僅ニ八二坪ニシテ六、四三三坪（有効坪数ノ九割九分弱）貸付使用中ナリ（註、第23表参照）。即チ当本館ハ極度ノ飽和状態ニアルモノト云フベク、支那事変以来住友事業ノ飛躍的発展ノ証左トシテ喜ブベキ現象ナルモ、ビルデイング当局者ノ苦心ノ存スル所以ナリ。即チ本社地所課ニ於テ嚮ニ（十五年九月）鴻池信託ビル（註、前記旧帝国座の建物、大正十五年住友ビル第一期工事完成後住友銀行本店営業部はそちらへ移り、その跡に住友信託が入居、昭和五年第二期工事完成後住友信託も住友ビルへ入居したので、その跡を鴻池信託に賃貸していた）延坪七四〇坪ヲ回

収シ、且一昨年六月当社ニ於テ御堂筋祭原ビルノ一部延坪八二二坪ヲ賃借シ、夫々生命保険ノ一部ヲ両所ニ移転セルモ、時局柄ビルディング建設ノ見込ナキ現状ノ下ニ於テハ（御堂筋分館ハ支那事変直後工事中止、地下一・二階完成セルノミ）、今後モ貸ビルヲ求ムルノ外手段ナシト云フベシ。

当社ニ於テハ、昨年末百貨店供出ノ議起リタル際、御堂筋所在百貨店ノ一部割当方当局ニ要望セルモ、軍関係其他ノ使用意外ニ多キ為目的ヲ達セズ。目下ノ処淀屋橋美津濃ビル六階以上延約三〇〇坪ノ賃借方交渉ヲ為スノミナリ。

（註、昭和十九年十一月、合併直前に大阪北港株式会社本店が、大阪市此花区恩貴島南之町からここに移転し、そのまま住友土地工務株式会社本店となった）

(四)　坂炭礦株式会社の経営の承継

住友の石炭採掘は、明治二十六年に買収した庄司炭坑（福岡県嘉穂郡大谷村、現飯塚市幸袋町）に始まる。これは明治三十五年に売却されて、この大正十三年の時点では明治二十七年に麻生太吉から買収した忠隈炭坑（福岡県穂波郡穂波村、現穂波町）が主力となっていた。しかし大正十四年の実際報告書によれば、当時の九州の炭鉱では、三井の三池（年産二一七万トン）、田川（一〇四万トン）、山野（五八万トン）、貝島の大ノ浦（一三〇万トン）、三菱の鯰田（六一万トン）、新入（五五万トン）等に比して、住友の忠隈は四二万トンと甚だしく見劣りがしていた。これは九州における進出の立ち遅れと、家長住友吉左衛門が炭鉱につきものの事故を嫌って炭鉱の買収に消極的であったことも影響していた。

このように既に拡張の余地に乏しい九州に対し、北海道では依然として新炭田開発の見込みが存在していた。大正五年には、「住友総本店（下）」で述べたように、三笠炭坑を買収、唐松炭坑と改称し、札幌鉱業所の中に置いた。しかし北海道においても、既に北海道炭礦の夕張（年産一一二万トン）、新夕張（五四万トン）、三菱の美唄（七六万トン）、三井の砂

川(五三万トン)に対し、大きく遅れをとっていた。

こうした状況の下で、大正十三年一月、坂炭礦上歌志内礦(北海道石狩国空知郡歌志内村、現歌志内市)で死者七七名を出す炭塵爆発の大惨事が起き[57]、上期決算は六万三〇〇〇円の赤字となって、大正二年開坑以来順調であった同社の経営が揺らいだ。この鉱区は、明治年間に坂市太郎が鉱業権を取得し、大正六年には坂炭礦株式会社を設立(資本金一〇〇万円)して、大正九年市太郎の死後は一族で経営に当たっていた。

こうして経営危機に陥った同社に、住友合資会社が資本参加する交渉が進められ、同年十月同社は倍額増資して、その六〇%(二万四〇〇〇株)を合資会社が一一五万円で取得し(第19表)、常務理事小倉正恒が取締役会長に就任、札幌鉱業所支配人近藤宏太郎(M38東大工・採鉱冶金、外村鉱業所、T3住友入社・T10現職)に同社常務を兼務させ、本社を歌志内村から札幌鉱業所内に移した。

大正十四年十月、坂炭礦は、住友坂炭礦株式会社と改称、同日連系会社に指定された(第18表)。これまでの連系会社は総本店・合資会社から分離独立したものであったが、住友坂炭礦は純然たる外部の会社を買収して連系会社とした初めてのケースであり、新たに事務章程及び処務規程が制定された他、合資会社から出向した職員一三名とともに、再雇用された旧坂炭礦の職員(傭員三一名、準傭員一五名)に対し合資会社の諸規則が準用された(資料5)。

坂市太郎の三人の子息は、坂隆二、整三が取締役に、敏男は監査役にとどまった。その後も坂隆二は、一族を代表して、昭和五年同社が住友九州炭礦と合併して、住友炭礦株式会社が発足した際も取締役に残り、昭和十二年住友炭礦が住友別子鑛山と合併して、住友鑛業が設立された折にも、監査役に就任し、終戦後昭和二十二年まで在任した。このように坂一族を買収後も住友の重役として優遇していたことについて、当時経理部第一課兼第三課員として入社早々同社買収の法律問題を担当した香川修一(T13東大法、後に合資・本社人事課長、住友電工常務)は次のように述べている[58]。

これはやはり住友が外部の事業を吸収したり、買収したりする時に、前経営者に対してする情の籠もった扱い方をした一例として感心しているのですが、その後といえども随分あちらこちらの事業を合併しましたが、いわば敗者ともいうべき前の経営者に対して、決して無理をして、後で恨みを買うようなことをしなかったということは、やはり住友の先輩は偉かったと思います。まあ住友が発展していくに当たっての一つの政略だといわれるかもしれないが、買収される側では気持ちがよかっただろうと思いますね。ただ銀行の場合は、必ずしもそうでなかった。これはかって銀行の重役にもいったことがあるのですが、「住友のやり方はそうじゃないのではありませんか、もっと被吸収者に対する優遇を考えなきゃいかんのではないか」と申し上げたこともあるのですが、他の事業では、まあこの方針を守って、前経営者に相当な優遇を与えて来ております。

買収後一年を経た大正十四年度実際報告書は、同社について次のように述べている。

当会社ハ、大正十三年末当方ニ引継ギ以来、鋭意経営ノ改善ニ努メタルガ、炭界益々不況ニシテ且出炭減少（註、一〇万トン）ニ伴ヒ、生産費ノ低減モ思ハシカラズ、予期ノ利益ヲ挙グル事能ハズシテ越年シタリ。

但坑内外ノ改良順次進捗シ、其他経営上各般ノ改善ハ相当ノ成績ヲ見タリト認ム。

その後も引き続き改良工事が進められ、昭和二年度実際報告書によれば次のような段階に至った。

経営引受以来実行中ナリシ上歌志内礦事業ノ整理ト増炭起業トハ、当年度ヲ以テ略々一段落ヲ告ゲ、昭和三年度ヨリハ二十万屯即チ五割ノ増炭ヲ見ル予定ナリ。

昭和三年三月、札幌鉱業所が廃止され、鴻之舞鉱山は鉱業所として独立し、唐松炭坑は、住友坂炭礦に経営が委託された。札幌鉱業所支配人近藤宏太郎は合資会社技師長に栄転したので、住友坂炭礦常務も退任し、後任に取締役上歌志内礦長片井虎次郎（M41京大工・採鉱冶金）が昇格し、本社を札幌から再び歌志内へ戻した。札幌には別に札幌売炭所を設

けたが、本社業務と上歌志内礦の管理業務を一本化して、少しでも経費の節減を図ろうとしたものであった。

しかしこの年の夏、住友坂炭礦の上歌志内礦に近い歌志内及び新歌志内の二坑と唐松炭坑に近い奔別の合計三炭坑を有する北海道鑛業株式会社の売却の話が、七月に設立されたばかりの住友九州炭礦株式会社(忠隈炭坑を中心とした若松炭業所を改組)常務山本信夫(M40京大工・機)の元にもたらされた。山本はこれを直ちに小倉常務理事に連絡し、自ら買収交渉に当たった。そして合資会社は年末にはこの北鑛を二八七万円で買収することに成功した。翌四年一月、合資会社はこれを経営委託中の唐松炭坑とともに、三六五万円で住友坂炭礦に譲渡した。同社は、この代金支払に充当するため、五〇〇万円増資(払込四〇〇万円)して資本金を七〇〇万円とした。この増資分は全額合資会社が負担したので、その持株比率は八八・五%に達した。これらの炭坑を統轄するため、同社の本社は再度札幌鉱業所跡へ移転した。

この年八月、上歌志内礦でまたしてもガス爆発があり、死者七〇名という大惨事となったが、それでも昭和四年の同社の出炭量は、住友九州炭礦の八二万トンに対し、四六万トンに達し、北海道においてもようやく北炭、三井、三菱に次ぐ地位を占めることができた。そしてさらに同社にはこの他に後に住友の石炭事業の主力となる赤平礦の開発の余地が残されていた。翌五年四月、同社は住友九州炭礦と合併して、住友炭礦株式会社となり、ここに住友の石炭事業は一元化されたのである。

(資料5)

甲第二〇号達

今般住友坂炭礦株式会社ヲ住友合資会社ノ連系会社ニ指定シタルニ付、傭員及準傭員ノ身分、待遇及給与等ニ関スル準則左ノ通相定ム。

大正十四年十月一日

住友合資会社社長　住友吉左衛門
住友坂炭礦株式会社取締役会長　小倉正恒

第一条　住友坂炭礦株式会社ニ於テハ、傭員及準傭員ノ身分、待遇、俸給、身元保證金及退職慰労金其他諸給与ニ関シテハ、総テ住友合資会社ノ諸規則ヲ準用スルモノトス。

第二条　住友合資会社ニ於テハ、住友坂炭礦株式会社ノ傭員及準傭員ニ対シ、住友合資会社ノ傭員及び準傭員ト同様ノ待遇ヲ為シ、身分並ニ給与ニ関スル住友合資会社ノ諸規則ハ総テ之ヲ準用スルモノトス。

(五)　住友肥料製造所の株式会社への移行

別子の煙害対策のために、大正二年九月、新居浜に住友肥料製造所を開設して、別子産の硫化鉱から硫酸を作り、さらにこれを原料として過燐酸石灰を製造することになった経緯は、既に「住友総本店(中)」の「五　住友肥料製造所の開設」で述べた。肥料製造所は大正三年七月、第一次世界大戦の勃発により、ドイツに発注した塔式硫酸工場用設備が輸出禁止となったため、旧式の鉛室式に設計変更を余儀なくされたが、四年八月操業を開始した。

他方同じく第一次大戦の勃発によって、これまで合成染料のほとんど全てを外国特にドイツに依存してきたわが国染色業界は、突然の輸入途絶に見舞われた。このため染料や医薬品の国産化を目的として大正四年六月、「染料医薬品製造奨励法」が公布され、十月施行された。この法律は、指定染料・医薬品の製造法人に対して、一〇年間補助金を交付するというものであって、補助金額は、損失補償に加えて、年八分の株式配当をも保証するものであった。当初の原案では、対象とする法人の兼営を認めることになっていたが、「兼営の場合には別途会計としての取扱ひが困難であり、従って補助金の計算が面倒であるという単なる事務的」な理由で[59]染料・医薬品以外の兼営が許可されなくなったため、

既にこの年アリザリン染料の製造に成功していた三井鑛山(三池鉱業所の付属工場であった三池焦煤工場)は本法律の適用外とされ、大正五年三月設立された国策会社日本染料製造株式会社のみが、その対象となった。

日本染料製造(日染と略称)は、国策会社といいながら発起人五五名の中に三井・三菱・住友の代表者の名前はなかった。これらはいずれも石炭鉱業を有し、将来日染のライバル的存在になることが確実とみられたため、除外されたものと考えられる。事実三井鑛山では、大正七年上記三池焦煤工場が三池染料工業所として三池鉱業所から独立した。三菱では製錬用コークスを自給していた牧山骸炭製造所に大正二年副産物回収炉が新設され、大正七年三菱鑛業が設立されると、その管轄下に入った。やがて昭和九年にはこれを母体に染料生産を目的として、日本タール(後の三菱化成工業)が設立された。

しかし住友の場合、コークスは別子鉱業所で明治三十一年から主として三池炭坑の粉炭を利用して、自家製造されてきたが、コークスを購入する方が安くなり、大正八年コークスの製造は中止された[60]。しかもこの別子のコークス炉は副産物回収炉ではなかったし、鈴木総理事の関心は過燐酸石灰に比べ二倍も硫酸を消費することになる、ハーバー法によるアンモニア合成とそれに基づく硫安の製造にあったので、住友として日染設立に積極的に関与することはなかった。

一方日染においては、「同社の工場の位置と技師長の人選とは、同社創立以来の大問題で、しかも相当に紛糾した難問題であったらしく、それは主として東京と大阪との両瓦斯会社の染料工業における争覇戦であった[61]」。東京・大阪の他に、原料として八幡製鉄所のタール製品の供給をめぐり、北九州立地(遠賀川流域)派もあったが、大阪瓦斯が譲歩して日染が八幡から原料供給を受け入れることになったので、九州側は大阪方についたものとみられる。当時の大阪瓦斯社長片岡直輝(「住友総本店(中)」の「七　住友鋳鋼場の株式会社への移行」参照)は、自ら日染の相談役となり、腹心の大阪瓦斯取締役渡辺千代三郎(大正六年片岡引退後の大阪瓦斯社長)を日染の取締役に送り込んだ。片岡はまた大阪舎密工業(大

正十四年大阪瓦斯に合併され、その舎密工場となる）及び大阪瓦斯で中間物・染料の研究を行っていた下村孝太郎を日染の技師長に擁立し、併せて両社の染料関連設備を日染に譲渡して新工場完成までのつなぎとし、日染の工場用地買収に当たっては、大阪舎密工業に隣接する大阪市西区春日出町・川岸町（現此花区春日出中三丁目及び南三丁目）の土地三万坪を斡旋した[62]（「住友総本店（下）」第3図参照）。

この地域は、後に大正八年に設立された大阪北港株式会社の経営地内に含まれるが、この当時はまだその前身たる正蓮寺川沿地主組合の設立より以前のことであり、しかもこの土地は住友家のものではなく、やがて六万八〇〇〇坪を提供して、大阪北港の監査役に就任する清海復三郎の所有であった（「住友総本店（下）」第18表参照）。

すなわち日染設立時には、住友総本店としてこれに関心を示すことはなかったし、立地が大阪に決定されても、八代則彦（経歴前掲）によれば大阪瓦斯社長片岡直輝はアンチ住友であったので[63]、住友が関与する余地はなかったのである[64]。後に乞われて日染の経営に当たることになる稲畑勝太郎は、輸入染料の販売業者（稲畑本店店主）として、或いは大阪商業会議所副会頭として、中立的立場で日染の監査役に就任したものと考えられるが、下村孝太郎の日記によれば、稲畑も片岡による下村の日染技師長擁立を支持していた。

住友肥料製造所が進出した過燐酸石灰の業界は、高度な技術を必要とせず、参入が容易で、体質的に生産過剰の業界であった。発足後はたまたま第一次大戦の好況で、利益を計上することができたが（「住友総本店（下）」第6表参照）、鈴木総理事が硫安への進出を急いだのは、硫酸の消費量もさることながら、この点も十分理解していたからであったと思われる。大正六年九月、敵国人所有の発明特許を出願者に免許して専用させ得る工業所有権戦時法が施行され、鈴木が関心をもったアンモニア合成のハーバー法もこれに該当した。鈴木はこの専用権免許をめぐり、三井・三菱等に対し共同事業計画案を提唱し、東洋窒素工業会社の設立を図った。大正八年三月、鈴木は自らこの実用化のため米国ゼネラル・

ケミカル(GC)社、ドイツのバディシュ社との提携を模索して、欧米出張に出発した。しかし米国GC社との交渉は不調に終わり、ドイツに渡った鈴木は、バディシュ社との交渉でも三〇〇〇万円という巨額の技術料を要求されて、交渉を中断して大正九年一月帰国した。そしてその三月恐慌の発生により、この鈴木の構想が潰えたことは既に述べた(なお特許権保持団体として大正十年七月東洋窒素組合が結成された)。

鈴木の予想した通り、肥料製造所の業績は大正九年以来三年連続して赤字となり(第4表参照)、鈴木はこの赤字を苦にしながら、大正十一年末他界した。肥料製造所はこの苦境を合理化で切り抜けようとしたが、業界ではカルテルによる生産制限を図ろうとしていた。過燐酸石灰の業界では、明治二十年渋沢栄一が、自ら委員長となって東京人造肥料株式会社を設立して以来、大御所として君臨していた。大正十二年一月、渋沢は住友合資会社中田総理事に書簡を送り、肥料製造所のカルテル参加を要請してきたが、中田は小倉常務理事を通じ、住友の肥料製造は別子の煙害防止のためであるとして、カルテルには参加せず、協定の主旨は尊重することにとどめた(65)。「二　業績」(註(21))で述べたように元来住友はカルテル参加により経営上制約を受けることを忌避していたので、煙害云々は渋沢に対する口実であろう。五月渋沢は、当時三大メーカーと称された大日本人造肥料(東京人造肥料の後身)、関東酸曹、日本化学肥料の三社を大合同させた。この年から景気は持ち直し肥料製造所の業績も黒字に転じた。大正十四年二月、肥料製造所は運賃負担力の乏しい過燐酸石灰の関東方面への拡販を図るため、横浜市鶴見地区埋立地二万坪に、年産四万トンの関東工場を建設する計画を立てたが、渋沢の圧力により中止せざるを得なかった(66)。

かくして過燐酸肥料に依存していては肥料製造所の発展は考えられないこととなり、当面化学工業製品の原料として需要の拡大した濃硫酸の製造に重点をおくとしても、鈴木の遺志を継いでアンモニア合成・硫安製造に進出することが急務とされた。肥料製造所としては、開業間もない大正五年から株式会社として独立する希望を有していたが、総本店

からは時期尚早として退けられてきた。しかしこのような事態に至って、むしろ合資会社としても局面打開のためには株式会社とする必要性を認識し、大正十四年六月一日、株式会社住友肥料製造所が大阪に設立され、同日連系会社に指定された。資本金は三〇〇万円（払込一八〇万円）で、六万株全株住友合資会社の所有であった（第18表）。取締役会長には常務理事小倉正恒が就任し、主管者である常務取締役には支配人梶浦鎌次郎が横滑りした。しかし既に前年大正十三年十月、停年規程が制定されていて（資料1参照）、この十四年十月から実施されることになっており、梶浦がこれに該当することが明らかとなっていたので、当初から梶浦の後任には、かってハーバー法で鈴木に随行して欧米に出張した合資会社総務部長日高直次（経歴前掲）が予定されていた。

この同じ十月日染では、「染料医薬品製造奨励法」による一〇年間の保護期間が満了した。この間日染では、高級染料の多種少量生産のためコスト的に輸入染料に太刀打ちできず、欠損が続いていた。政府の補助金打ち切りによる無配転落を懸念し、日染の株主間には日染解散論が台頭していたが、これに反対したのが監査役稲畑勝太郎であった。稲畑は大正七年稲畑本店を株式会社稲畑商店に組織変更し、自ら社長となって輸入染料の他に日染製品の取扱いを開始し、大正十一年には大阪商業会議所会頭に就任していた。日染の初代社長中谷武吉は、中田総理事の後を継いだ湯川総理事と通信省で同期であり、二代目の池田十三郎も同じく通信官僚出身であったので、湯川とは懇意であった。当時「染料製造事業の不振を熟知する関西某有力財閥では、（註、日染）所在の広大なる工場地域を目標に、その常套手段として日染株を買い集めて、他の企業目的に転用しようと」[67]しているといわれていた。住友合資会社は、大正十四年三月、大阪安治川の伸銅所事業地を大阪中央卸売市場用地に提供し、三年以内に立ち退く契約を大阪市との間に締結した。従って伸銅所の移転先を物色していた湯川が、大阪北港の株主清海復三郎の旧所有地であったこの日染の工場用地に着目し、池田社長との関係を利用して日染株の買収に動いても不思議ではなかった。これに対し稲畑は、商工大臣片岡直温（日

染創立者片岡直輝の弟、昭和二年蔵相として失言から金融恐慌の引き金を引いたことで有名）に働きかけ、その解散不可の裁定で決着をつけ、池田社長が大正十五年八月辞任すると、自ら後任の社長に就任した。稲畑としては、解散説に加担した住友との関係を進展させるどころか、むしろ住友とは一線を画そうとしていたのではないかと考えられる。

昭和三年、山口由美（S3東大理・化、後に住友化学常務、神東塗料社長）は、卒業を前に姻戚関係にある常務理事小倉正恒に就職の相談をしたところ、住友は山口の専攻した染料化学をやっていないし、将来染料工業へ進出する計画もないので、日染への入社を勧められたという[68]。山口の回想によれば、この時小倉は日染合併の構想を既に描いていたのではないかということであるが、これはうがちすぎた見方で、当時として小倉の発言は額面通り受け取った方がよいと思われる。

すなわち当時肥料製造所は株式会社に組織変更されたものの、共同事業を提唱した手前、ハーバー法を基本にした高温高圧のアンモニア合成技術の導入に立ち遅れていた。既に鈴木商店はフランスのクロード法を、日本窒素はイタリアのカザレー法を、大日本人造肥料は同じくイタリアのファウザー法を導入して、企業化に着手しており、残る技術は米国のNEC(Nitrogen Engineering Corporation)法のみとなっていて、丁度この昭和三年二月、これから肥料製造所支配人矢崎摠治（M41京大法、浦賀船渠、T2住友入社、後住友化学常務）を団長とする調査団が派遣されるところであったからである。

一方先発の日本窒素（日窒と略称）がこの昭和三年に合成硝酸の製造を開始すると、日染ではそれまでチリ硝石を硫酸で処理して硝酸を自給していたのを中止し、安宅商会経由日窒からの購入に踏み切っているのである。

六月矢崎の帰国報告を受けて、合資会社はNEC法による窒素工場起業計画を承認し、十月NECとの技術導入契約が調印された。同月肥料製造所は、不況の最中でもあり、国産品の使用など緊縮方針の下で総額五八四万円の窒素工場

起業予算を提出し、合資会社の承認を得た。十一月矢崎を部長とする臨時窒素工場建設部が設置され、日高常務は設計打ち合わせと外注品購入のため、渡米した。しかし日高が翌四年七月帰国し、合資会社に提出した窒素工場の建設予算は、八二一万円に膨張していた。これはＮＥＣ側が将来の設備拡張を見越して付帯設備に余裕をみたことやビルディング建設で述べたような当時の国産品の信頼性の問題から、当初の予定以上に輸入品が増加したことなどが原因であった。果たしてこの四割強の予算超過は合資会社の大問題となった。かってビルディング材料の買い付け交渉の際、米国人から「竹腰はShrewd Japaneseだ」と小倉常務理事に中傷された竹腰健造は、当時の状況を次のように述べている。(69)

本荘（註、熊次郎工作）部長がちょっと来いといわれるので、部長室に入って行くと、「君も薄々知っているだろうが、住友肥料製造所のＨ君（註、日高直次）が、空中窒素から硫安を作る工場の建設に、外国の会社と契約するために外国に行ったが、渡欧の際に本社と打ち合わせて行ったことと違うことを押しつけられて契約をして帰ってきた。そのままで実行すると、住友も破滅に陥るかも知れないというので大騒動しているが、何でも相手方に押しつけられることを聞いた結果がこれだ。こうなってみると、米人から中傷されたけれど、君のほうがましだったかも知れんという話が重役の間でもあったよ」と言って笑って話して聞かせてくれた。

法律家である日高には、このようなＮＥＣとの合意の帰結は、十分承知の上であったと思われる。むしろ翌五年一月に停年を迎える日高としては、これが鈴木の遺志を実現する唯一の方法だと考えていたのではなかろうか。(70)ただ不況で収益力の悪化していた合資会社にとっては、このような巨額の設備投資の資金調達は大問題であった。「四　資金調達」で述べたように、合資会社総務部会計課が正にこの昭和四年十一月に「住友事業収支及金繰表」を作成していることは、これを如実に物語っているといえよう。十二月、日高は肥料製造所常務を退任し、住友九州炭礦常務山本信夫（経歴前掲）が後任となった。小倉も会長を辞任し湯川総理事が会長に就任した（但し翌五年八月総理事が湯川から小倉に交代したの

で、小倉が再び会長に復帰した)。この人事は、NEC法の設備を理解できる者ということで、機械科出身の技術者山本に白羽の矢が立ったものと思われるが、山本にしてみればこの前年若松炭業所を住友九州炭礦に組織変更し、さらにこれと既に述べた住友坂炭礦を合併させて、住友炭礦とする構想を進めていた矢先であっただけに(昭和五年四月設立)、肥料製造所への転出は不本意なことであったものと思われる。

昭和五年一月、窒素工場建設計画のために残りの払込一二〇万円が行われ、さらに三月肥料製造所は資本金を三〇〇万円から一〇〇〇万円へ増資した(全株合資会社所有、払込一七五万円、七月二八〇万円)。アンモニア日産二五トン、硫安年産四万トンの窒素工場第一期工事は昭和五年の年末に完成したが、それは「四　資金調達」で述べた通り、昭和恐慌により合資会社が赤字に転落し、資金繰りがつかなくなって新規起業が全て凍結されたその月のことであった。生産は順調であったが、昭和恐慌のため農村の硫安需要は激減し、他方IG(ドイツの世界的な化学工業トラスト)を中心とする国際窒素カルテルのダンピング輸出で硫安価格は当初の半値以下となり、肥料製造所は五年下期から無配に転落した。この打開策としては、アンモニア副産品への進出とコスト引き下げのため、硫安年産一〇万トンへの増設起業が必要であった。山本の合資会社経理部(部長大屋敦)との折衝は、「山本の日参」とまで称され、客観情勢が好転して、ようやく起業計画が承認された昭和六年十二月まで続けられた。

昭和七年一月上海事変が勃発し、肥料製造所は陸軍火工廠の強い要請により、火薬の原料となる硝酸の製造を計画していたが、丁度その頃日染森山勇三郎支配人からも矢崎取締役支配人に対し、日窒の硝酸供給が円滑を欠くことを理由に、住友の硝酸製造を要請してきた。日染が、新居浜から大阪への輸送上の利点は確かに認められるが、アンモニアを製造する他社には見向きもせず、あえて住友へ要請してきたのは何故か。日染設立当初の経緯に照らして考えれば日染としてはむしろ住友と原料取引の関係をもつことにより、住友の染料事業への進出を牽制しようという遠謀深慮からで

はなかったかと推測される。

当時合資会社経理部長であった大屋敦は次のように述べている。[71]

大阪の日本染料会社でありますが、この会社は昔は政府の補助金による特殊会社のようなものでありましたが、その後稲畑勝太郎さん独力の事業のようになり、その持株の一部を住友で肩代りをして呉れぬかと稲畑さんから銀行の八代専務に申入れがあり、そこで八代さんから日本染料と住友化学（註、肥料製造所）との事業の関係について当時本社（註、合資会社）の経理部長であった私に質問がありました。そこで私は日本染料の原料は製鉄関係のコークスの副産物が主であるから直接的には関係は薄いのであるが、化学工業というものは大規模な綜合事業として発達すべきもので、住友化学も将来ドイツのイーゲーのように染料の如き重要な有機化学部門に進出すべきものと意見を述べました。爾来稲畑氏の諒解の下に漸次株をふやし（後略）

次に述べるように大屋は、昭和八年十二月一日付で肥料製造所専務に就任するので、この稲畑の申し入れはその直前の昭和八年十一月に行われた日染の増資の前と思われる。しかしこの時は合資会社はまだ日染株を取得しておらず、住友生命が昭和九年に六〇〇株（旧株三〇〇株、新株三〇〇株）を取得しているので、合資会社の指示で住友生命が代わりに取得したものと推測される。住友生命であれば、株主として登場しても、他に株主として大同生命などもあり、保険の営業上の取得とみなされなくもなかったからである。

この昭和八年一月、山本は専務制の採用により肥料製造所専務となり、二月には硫安拡張工事が完成して予想通り業績は急速に回復するが、それを先取りする形で七年下期から復配した。十二月既に述べたように山本は日参した相手の経理部長大屋敦とポストを交代した。昭和九年二月、硝酸工場が完成すると同時に、肥料製造所を住友化学工業株式会社と改称したのは、象徴的な出来事であった。続いて三月には接触硫酸工場も完成して、硝酸と硫酸を混酸として（タ

ンクを腐食しないし、もともと日染では両者を混合して使用していた)、日染他に対しタンク船輸送が開始された。

改称と同時に資本金も一〇〇〇万円(八年十一月残り四二〇万円払込)から二〇〇〇万円へ増資された(払込二五〇万円)。六月このうち旧株九万八二八〇株を@七五円で、新株一七万五二二〇株を@二七円五〇銭で公開し、四九〇万円のプレミアムを得た。しかしこの結果合資会社の持株数は一三万三九二〇株となり、その比率は三三・五%にまで低下した。他に住友家七〇〇〇株、住友別子鑛山、住友信託、住友生命各三〇〇〇株、住友銀行、扶桑海上各九〇〇株合計一万七八〇〇株を併せても三七・九%であった。

住友が採用したNEC法の特徴は、コークス製造の際の副産物であるコークス炉ガスから水素を得る方法に対し、直接コークスそのものから水素を得る点にあり、コークス炉を所有していなかった住友にとって有利であり、原料のコークスは当時処分に困っていた大阪瓦斯・東京瓦斯から安価に購入していた。昭和九年秋、大屋はアンモニア増産とコスト削減を意図して、原料コークスの全量自給計画をたて、商工省と折衝した。しかし商工省はガス会社に増産を命じ、住友化学のアンモニア生産に支障を来さぬようにするといって、全量自給を認めず(商工省とガス会社の癒着)、一〇万トンのうち七万五〇〇〇トンを自給し、残り二万五〇〇〇トンを従来通り大阪瓦斯から購入(東京瓦斯分は打ち切り)することにして、十一年七月コークス炉三〇門が完成した。

このコークス炉起業によって生ずるベンゾールを八幡に代わって日染に供給することで、日染との関係は一層濃密になることが予想されると、合資会社は昭和十一年二月から住友信託を通じ日染株を集め始め、六月までに一万株(旧株二八三〇株、新株七一七〇株)を取得した。また同時に住友生命も四一〇〇株から一万株へ買い増しした。合資会社が日染株取得に当たり、稲畑勝太郎の了解を得たことは次のような昭和十一年三月二十七日付の小倉総理事から稲畑あて書簡案が残されていることから明らかである。

拝啓　春暖ノ候愈々御清穆ノ段奉慶賀候。陳者日本染料株式ノ事ニ付、小生拝眉ノ上親シク御話申上度存居候処、急ニ本日ヨリ旅行致ス事ト相成候為メ、小生代理トシテ弊社山本理事ヲ為伺候間、御繁用中洵ニ乍恐縮御引見ノ上、同人ヨリ事情御聴取被成下度御願申上候。右迄得貴意度如斯御座候。　敬具

これに続いて大屋が、その日記の四月六日に「山本理事ヨリ日染株買収ニ付キ稲畑氏ト会見ノ結果ニ付キ報告ニ接ス。稲畑氏ハ克ク住友ノ趣旨ヲ諒解セル由ナリ」と記していることから、小倉が日染株買収について山本を稲畑に会見させて了解を求め、山本はその結果を大屋に伝えたと判断されよう。この結果昭和十二年二月、山本は日染の監査役に就任、稲畑は社長を子息の二郎に譲って会長となった。

昭和十二年三月、住友合資会社が解散し、株式会社住友本社が設立されると、日染株一万株は旧株二八三〇株が住友家へ、新株七一七〇株が住友本社へ譲渡された。大屋は三月十七日の日記に「総理事、鰻谷(註、旧住友本邸、接待用の洋館があった)ニテ稲畑会長ヲ始メ、日染幹部ヲ招待サル」と記しているが、席上総理事小倉正恒は次のように挨拶した。

吾が住友と致しましては、電線、金属工業等の工場、北港会社など、御社の御近所に種々の事業を営んで居りまして、永い間自然種々の点で御懇意に願って居りましたが、猶仕事の上に置きましては、私共で化学工業を営んで居る関係もありまして、旁々昨今何歟と特に親密に御願いして居るのであります。

住友本社ではこの直後から年末にかけて再び日染株の買収に乗りだし旧株四三二〇株、新株一五四〇株合計五八六〇株を取得し、住友家の持株の他住友生命も一万六九三〇株へ買い増ししたので、昭和十二年末の住友系の持株比率は一〇・九%と、稲畑一族の持株比率一〇・七%をはじめて上回った。

昭和十三年五月、日染が倍額増資した後は、本社、住友家の持株は、各々二倍の二万六〇六〇株、五六六〇株にとどまったが、生命は三万七三六〇株へ買い増し、化学も初めて一万株を取得したので、住友系の持株は七万九六〇〇株

(一三・三%)に達した。大屋はかねてから化学も日染株を取得すべきだと考えていたと思われるが、八月九日の日記に「日染株ヲ化学工業ニテ買イ集メノコトニ本社ノ諒解ヲ得」と記しており、本社経理部商工課は九月十七日決裁の起案で「化学工業ニ於テ染料株式購入ノ理由」として次のように述べている。この年末にはコークス炉の増設分三〇門も完成し、大屋の当初の構想通り、年産一五万トンの規模となった。[72]

日本染料ハ従来ヨリ化学工業ノ有数ナル得意先ニシテ今後益々取引関係ハ密接ニナリユクモノト思考セラレル。依ッテ化学工業ニ於テ染料株ヲ購入シ置ク事ハ、取引上何カト便宜多カルベシト思料セラルヽヲ以テ、今般同社新株式購入ノ事トセリ。

しかしこの間、昭和十二年七月、日中戦争が勃発すると、状況は一変した。九月陸軍火工廠は、住友の硝酸は陸軍の技術であると称して、全量の納入を要求してきた。これに対して、住友としては契約によって日染他に納入している旨回答したところ住友は非国民だと大いに非難された。海軍艦政本部もまた、陸軍との経緯を知りながら、硝酸を海軍にも納入するよう要求してきた。住友として日染他との契約について説明し、企業努力による増産分だけ納入したいと回答したところ、それでは取れるようにして取ることに致しますというのが海軍側の態度であった。この直後、九月十日輸出入等臨時措置法が公布即日施行され、硝酸の生産配給は統制され、日染他との契約はご破算となった。もっともその後日染も軍の下請工場となり、軍需の枠内に入ったので、住友との取引は続いた。しかし染料工業は平和産業であり、軍の圧力は強くなる一方で、昭和十六年七月、稲畑は会長も辞任し、八月後任の会長には元商工次官、企画院総裁の竹内可吉が就任した。

住友化学でも、昭和十五年四月、山本が停年により本社理事を退任したので、大屋専務が本社理事兼任となり、山本に代わって日染の監査役に就任した。十六年四月、小倉総理事が退任して古田俊之助が総理事になると小倉に代わって

第24表　日本染料の株主構成（昭和18年末）

株主	株数	%
住友本社	26,060	4.3
住友家	5,660	0.9
住友生命	41,460	6.9
住友化学	16,900	2.8
住友信託	6,500	1.1
住友系合計	96,580	16.1
稲畑一族計	32,982	5.5

第25表　住友化学の株主構成（終戦時）

株主	株数	%
住友本社	393,100	17.5
住友家	161,060	7.2
住友生命	63,820	2.8
住友信託	58,936	2.6
住友鑛業	12,000	0.5
住友銀行	11,268	0.5
大阪住友海上	4,200	0.2
合計	704,384	31.4

住友化学会長に就任した。十一月には化学も社長制を採用することになり、大屋が社長になったが、十七年九月、大屋は新たに設立された軽金属統制会会長に就任したため化学社長を辞任し、同時に日染の監査役も辞任した。化学の後任の社長には十月、四国中央電力専務であった吉田貞吉（M40京大工・電）が大屋の後任の本社理事になった上で就任した。この同じ十月には化学工業統制会が設立された。吉田は電力出身で日染との従来の経緯を知悉していなかったので、大屋の後任の日染の監査役にはならず、十八年二月、古田自身が日染の取締役となった。

化学工業統制会は、この二月から染料の計画生産のための品種の整理と企業整備を強力に推進した。当時日染は岡山県の尾崎染料工業所と合併することになっていた。しかし十八年十二月に施行された軍需会社法に基づき十九年一月に第一回の指定が行われた際、日染は指定されなかった。このため原料・資材・労務者の割当を期待できなくなり、仮に尾崎染料を合併しても企業の存続すら危うくなったので、住友化学との合併を希望し、十九年七月住友化学に合併された。合併前の昭和十八年末には住友系の日染株持株比率は一六・一％に達し、他方稲畑一族の比率は五・五％に低下していた（第24表）。

住友化学は、それまで十二年六月と十七年六月の二回倍額増資を行ったので、資本金は八〇〇〇万円となっていた。日染の三〇〇〇万円と併せて資本金は一億一〇〇〇万円となり、その後終戦直前の二十年八月には日染と合併するはずであった尾

崎染料工業所を合併したので、資本金は一億一二〇〇万円となった。既に日染を合併した以上住友化学にとって尾崎を合併する必要があったのか、当時の住友化学専務続城によれば、この合併の意図は、軍の要請もあったが、尾崎の苛性ソーダ設備であったという。この設備は日産三トンというわが国で最も小規模なものであったが、そのため戦後の賠償指定も受けず、生産の復興に貢献した。終戦時の住友化学に対する住友系持株は第25表の通りであった。

(六) 日之出生命保険株式会社の経営の承継

住友合資会社は、大正十四年(一九二五)六月下郷傳平から日之出生命保険株式会社の全株式一万五〇〇〇株(資本金一五〇万円、払込七五万円)を二九一万円で取得し、その経営を承継した(第19表参照)[73]。

住友本社資料によると、同社引き受けの経緯は次の通りである。

同社ハ日之出生命ノ名ノ許ニ、明治四十年五月資本金四〇万円ヲ以テ設立セラレタルガ、大正十年ニ至リ同社ノ全株ハ仁壽生命経営者下郷傳平氏ノ手ニ移リ、同社ハ仁壽生命ノ姉妹会社タルニ至レリ。下郷氏ガ同社ノ実権ヲ掌握スルニ際シ、資金ヲ多数ノ銀行ヨリ借入レオリタルガ、之ヲ一銀行ニ取纏メタキ趣ヲ以テ(註、大正十三年十二月日之出生命社長福島行信を通じ)、住友銀行今村取締役(註、幸男M33東大法、後に住友銀行常務・住友信託専務・同会長)ニ交渉アリ。其後更ニ右融資ニ代ヘ住友ニ於テ之ガ買収経営方ヲ申越サレタルニヨリ、種々調査ノ結果、生命保険事業ハ将来有望ナリト認メ遂ニ之ヲ買収スルコトトセリ。(大正十四年六月)

しかしこの買収は容易なことではなかった。今村の報告を受けた小倉常務理事は、日之出の調査を今村に命じた。「銀行調査課ノ調査ニヨルモ其内容比較的充実シ、業績認ムベキモノアリトセリ」[74]と同社の内容には問題はなかったが、その報告は生保への進出によって「その資金の性質は長期資金であり、銀行、信託(註、「五(七)　住友信託株

式会社の設立」参照）、保険と三者揃って完全な金融的機能が発揮できる」と生保資金による長期金融能力への期待を表明していた。[75] 銀行監査役植野繁太郎はかねてから生命保険会社設立の必要性を強調していたという。[76]

この結果大正十四年二月二日の理事会において買収の審議が行われたが、決定は見送られた（住友信託設立問題もこの日の理事会にかけられて了承された。「五(七)　住友信託株式会社の設立」参照）。経理部長大屋敦によれば、[77]

買収の決裁を受くるため総務部長の野草省三君（註、当時は経理部第四課長）と経理部長の私が、時の総理事中田さんのところへ伺って説明すると中田さんの言われるには、自分は賛成しない、唯さえ住友は住友銀行の金を使うという非難を受けるのに右の引出をあけると銀行、左の引出に保険があるという風になると金の使い方が乱れるおそれがある。

ということであったのである。

このため野草は改めて「日之出生命保険会社買収ニ就テ」と題する調査報告書を作成した。この中で野草は、「買収ヲ可トスル理由」として次のような銀行調査課が指摘した銀行業との関係を全く無視することはできなかったが、二番目の理由に後退させた。

即最近信託会社ノ勃興ニヨリ銀行預金ハ漸次之ニ吸集セラレントスル傾向アルガ、今日保険会社ヲ経営スルコトハ住友銀行トシテハ相当纏リタル預金ヲ保険会社ヨリ得テ、之ガ減少ノ傾向ヲ緩和シ、一層社会ノ信用ヲ増スベク、以テ着々銀行ノ業礎ヲ培養スルコトヲ得ルノ利益アリ。（中略）サレバ銀行業ト保険業トハ密接ナル関係アルモノニシテ、銀行業者ニシテ保険業ト関係ヲ有スル者甚ダ多シ。即チ三井系ノ千代田生命（註、大正十五年高砂生命を傘下に納め、昭和二年三井生命と改称）、三菱系ノ明治生命、安田系ノ共済生命、山口系ノ日本生命、加島系ノ大同生命、十五銀行系ノ福徳生命等ノ如シ。（中略）保険会社ノ収入保険料ハ一時ニ取付ケラルルノ恐ナク、銀行ノ如ク常ニ多額

ノ準備ヲナスノ要ナキヲ以テ、之ヲ長期資金ノ融通ニ充ツルコトヲ得。サレバ現在銀行ヨリ融通ヲ仰ゲル北港会社、倉庫等ノ長期固定資金(註、第21表参照)ハ保険会社ノ剰余金ニテ肩替リスルコトヲ得ベシ。

野草が銀行との関連に代えて生保進出の第一にあげた理由は次の点であった。

生命保険業ナルモノハ、各種社会政策ノ興隆ト相俟ッテ顕著ナル発展ヲ遂ゲ、各国共ニ其発達ノ助長ニ力ヲ致スノ状況ニアリ。従テ今後ト雖モ尚確実安全ナル事業トシテ相当発展ノ余地アリ。(中略)

翻ッテ我住友ノ経営スル事業ヲ見ルニ、我住友ニ於テハ古クヨリ別子ヲ中心トシテ鉱業ヲ営メルモ、(中略)仮ニ今後現状ノ儘稼行スルモノトセバ、別子ノ採掘年限モ次第ニ終ニ近ヅキ今後十五ケ年間稼行シ得ルヤ否ヤ疑ハシキ状況ニアリ。而モ各地ニ於ケル鉱山労働運動ニ刺激セラレ、今後我関係鉱山ニ於テモ労働問題ノ勃発ヲ見ルニ至ルヤモ計リ難クシテ其将来ハ頗ル多端ナリト云フベシ。従テ我鉱山業ハ今後永ク従来ノ盛運ヲ持続スルコトハ先ヅ困難ナリト見ルヲ安全トスベク、此点ヨリスルモ今ニ於テ将来之ニ代ルベキ何カノ事業ニ其余力ヲ割キ置クコトハ必要ナリト信ズ。

次ニ工業ニ就テハ国家的立場ヨリ見レバ大ニ之ガ発達ニ努力スベキハ勿論ナルモ、天然資源ノ豊富ニシテ安価ナル外国品ト市場ニ於テ競争ヲ続ケ多大ノ利ヲ収ムルハ難事ニシテ、仮令之ヲ収メ得タリトナスモ其利益ハ労資間ニ均分セラルベキモノナリト主張セラルル現状ナレバ今後ノ工業経営ハ愈々困難トナルベク、従テ今後ノ工業ノ発展ニヨリ将来来ルベキ鉱業ノ衰運ヲ補ヒ得ベシトハ思ハレザルナリ。(中略)

然ルニ生命保険業ナルモノハ、前述ノ如ク最近思想界ノ変遷ニヨル影響ヲ最モ少ク受クル性質ノ事業ナルノミナラズ、其経営ニハ無形ノ信用ヲ提供スルノ外ハ名目ニ等シキ小資本ヲ投下スルノミニシテ、巨額ノ資本ヲ蒐集シ之ヲ運用スルコトニヨリテ国家ノ福祉ヲ増進セシメ、且ツ投資ニ相応スル利潤ヲ挙ゲ得ルモノナルヲ以テ、本社目下ノ

金繰状態ヨリ云フモ将又既ニ有スル絶大ノ信用ヲ利用スル点ヨリ云フモ、我住友家トシテ時勢ニ善処スル為ニ選択スベキ最善ノ事業ナリト云フベシ。

かくして野草は生保事業に進出するとして、

既設生命保険会社ヲ買収経営スベキヤ或ハ新設経営スベキヤハ研究ヲ要スル問題ナルモ、保険ガ社会的事業タル関係上之ガ認可ニハ主務官庁ノ許可ヲ要シ、営業開始迄ニ煩瑣ナル手続ト相当ノ日子ヲ要ス。而モ此認可ハ容易ニ受クル能ハザル上、仮令認可ヲ受ケ得タリトナスモ、先進会社ノ間ニ伍シテ其経営地盤ヲ開キ行クコトハ至難ノ業ニ属スルヲ以テ、既設会社ヲ買収スルヲ可トス。而シテ既設会社ノ買収ニ就テハ(一)株主ノ僅少ナルコト、(二)内容良好ナルコト、(三)買収価格ノ小ナルコト、(四)信用ノ相当ナルコトヲ要件トナスモノナルガ、日之出生命ハ之等ノ条件ニ対シ稍満足スベキ資格ヲ具備セリ。

と日之出生命買収が住友にとって有利であるとした。また野草は特に触れていないが、日之出生命は株主に東京帝大の関係者が多かったので、千代田生命の三田派、日清生命の早稲田派に対して大学派と呼ばれたこともあり、同じく帝大出身者の多かった住友の幹部と相通ずるものがあったといわれている。かくして野草は買収価格について検討した結果収益力からみて、最高二八〇～二九〇万円と試算し、これから若干の値引きを期待して、買収価格は二五〇万円見当とした。しかしこの

評価ハ前述ノ如ク単ニ其資産状態ヨリノミ算出シタル吾人素人ノ一応ノ観察ニ過ギズ。従テ愈々之ヲ買収スル大体方針ニシテ決定センカ、更ニ斯業ニ経験アリ、且ツ依頼スルニ足ル専門家ヲシテ其保険業トシテノ従来ノ業績内容、社員ノ訓練状態、将来発展ノ望アリヤ否ヤ、並ニ其買収価格等ヲ慎重ニ調査セシメ、然ル上最後ノ決定ヲナスコト最モ肝要ナリト信ズ。而シテ之ヲ買収シテ住友ニ於テ経営スルトスルモ、之ガ専務タルベキ経験アル人ハ、住友内

部ニハ求メ難キヲ以テ前記ノ如キ条件ヲ具備シタル専門家ヲ広ク外部ヨリ物色招聘スルノ必要アリ。若シ此ノ如キ適任者ニシテ得難カランカ、遺憾ナガラ本買収ハ之ヲ断念スルヲ得策ト信ズ。何トナレバ凡テ事業ノ盛衰ハ人ニ係ルモノナルヲ以テ、適当ナル人物ノ用意ナクシテ事業ヲ始ムルハ船長ナクシテ航海スルガ如ク危険極リナキヲ以テナリ。

と保険の専門家を招聘することの必要性を説いている。また買収に必要な資金については、

当社ノ買収ハ頗ル機宜ニ適セルモノナルモ其所要資金二百五拾万円乃至三百万円ヲ此際支出シ得ルヤ。今之ヲ全部銀行ヨリ借入ルルモノトスレバ、其金利ハ年九分トシテ二拾二万五千円乃至二拾七万円ヲ要スルニ拘ラズ、収入配当金ハ一割トシテ五万六千円(註、この時点での払込資本金は五六万円であった)ナレバ年々拾七万円乃至二拾二万円ノ金利差損ヲ生ズルコトトナル。カクノ如キハ本社目下ノ収益状態ヨリ見テ甚ダ苦痛トスル所ナリ。但シ此目前ノ苦痛ヲ犠牲トシテモ尚且ツ之ガ買収ヲ可トスル所以ハ、既ニ前項ニ於テ述ベタル所ノ如クナルガ、更ニ之ヲ本社ノ資金状態ヨリ見テ此際カカル大金ヲ支出スルコトハ一見無謀ノ挙ノ如キモ、之ヲ仔細ニ観察スルトキハ必ズシモ其然ラザル所以ヲ知ルナリ。加フルニ本社ハ目下二百六拾余万円ノ積立金持銀行預金(註、第11表銀行特別預ケ金勘定)アルヲ以テソノ一部分ヲ当社買収資金ニ宛ツルコトトスレバ、銀行ヨリ融通ヲ仰グベキ資金ハ余程減少スルコトトナリ、本社ノ資金関係ノ根基ヲ乱ス程ノ大金トハナラザルナリ。由来此積立金ハ其性質上確実有利ナル有価證券ニ投資スベキモノナルガ、乍併単ニ利殖ノ点ノミヨリ見テ之ガ投資方面ヲ物色スルハ如何ト思ハルルヲ以テ、仮令多少ノ犠牲ヲ払フモ尚社会政策的事業タル生命保険業ニ投資スルハ亦意義ナシトセズ。

と積立金の利用の可能性をあげ、結論として次のように述べた。

以上ヲ要スルニ当社ハ業容小ナリト雖モ資産状態比較的充実セリ。サレバ此際帝国生命ノ如ク一流会社ニシテ発展

ノ頂上ニ達セルモノヲ買収経営スルヨリモ一般財界ノ恢復ニツレ前途嘱目スルニ足ル当社ヲ買収スル方面白カルベシト思ハル。コレガ買収ノ暁ニハ剰余資金ハ銀行ニ預入レ、信託会社ノ勃興ニヨリ兎角脅威ヲ受ケツツアル預金減少ノ傾向ヲ緩和スルコトヲ得ベシ。然レドモソノ剰余資金ヲ以テ例ヘバ北港会社ノ事業資金トシテ貸付クル場合ノ如キハ格別、然ラザルモノノ事業資金トシテ流用スルガ如キハ厳ニ慎マザルベカラザルモノト思ハル。

而シテ買収後直ニ之ヲ住友ノ連系会社トシテ従業員全部ヲ傭員トナスコトハ、経費ノ増嵩ヲ来シ事業成績ヲ不良ニ導クモノナレバ、当分ハ現状ノ儘トナシ置キ、社長、平取締役及経理会計ニ関スル支配人ハ住友ヨリ出ストナスモ、専務並ニ営業方面ノ支配人ハ斯道ニ経験アル専門家ヲ招聘シテ直接経営ノ任ニ当ラシムルコトトシ、事業ノ進展ニ伴ヒ漸ヲ追ウテ住友化スルヲ得策ナリト信ズ。

野草がこの報告書を提出した直後、三月初経理部第三課製造店部係長小畑忠良が二年間の欧米留学から帰国した。小畑は当時の状況を次のように述べている。(78)

私は丁度大正十二年に留学を命ぜられまして、アメリカと欧州とを回り、十四年に帰って来たのです。ともかく留学ですからいろんな勉強をしていました。住友のことですから、これからいろんな仕事をやるに違いないというので、本を自分で読みましたが、その時のスタンダードになるような教科書、参考書を先生に聞きまして、集めてこちらに送って来ておいたのです。自分の蔵書にする積もりでね。いろんなことをやったのですが、火災保険までは住友もそのうちにやるだろうという気がしたのですな。既に扶桑海上の保険はやってますから。というので火災保険に関する書物は買い、自分でも読み、家へ送っておった。その他商業に関するものだとか、ホテル経営に関するものだとか、いろんなものをやっていながら、生命保険だけはまさか住友がやるとは思わなかった。ところが帰国し、出社してみると、第一番に言いつかった仕事が生命保険会社日之出生命を買収するという仕事なんですよ(註、

本来第四課の担当業務であるが、やがて十月一日付で野草が総務部長に転じ、小畑が第三課長兼第四課長となるので、それを含んでの小畑特命か)。生命保険を少しも勉強せず、本を一冊も買わなかったのに。ところが幸いね、参考書の名前だけは書いてあった。そこで丸善に行きましたら幸いその書物がありましてね。そいつを買ってきて速成勉強しましてな。一かど保険会社の通みたいな顔をしてね、やったことがあるんですがね。

日之出生命保険会社買収の起案は、再び四月二十二日の理事会にかけられ、了承を得られた。野草が生保の社会的意義に重点をおき、銀行業との関連を強調しなかったのが、功を奏したものと思われるが、条件としてあげた保険の専門家と買収資金の問題をクリヤーできたことも大きかった。

即ち保険の専門家として元日本生命専務橋本重幸を招聘することに成功した。橋本は、明治二十八年帝国大学法科大学を卒業、「新卒者として当社(註、日本生命)に入り、内部昇進を経て取締役についた最初の人であった」。大正七年日生社長片岡直温(「五(五)　住友肥料製造所の株式会社への移行」参照)が政界入りのため退任する際、片岡は腹心の橋本を専務に推薦した。しかし橋本は間もなく大正九年専務を退き、十年には取締役も退任して、その後は関西大学や神戸高商において保険学の教鞭をとっていた。(79) 当時の住友銀行常務吉田真一(M28東大法、後に住友信託専務・会長「五(七)　住友信託株式会社の設立」参照)は、橋本と東大同期で当時としては珍しく実業界に入り一緒に大阪に来た仲間であり、(80) 大正十一年橋本の子息重能(T11東大法、後に住友銀行恵比須町・福島・池田・岸和田支店長)の住友入社を斡旋している関係なので、吉田がこの橋本招聘に一役買ったものと思われる。

買収資金の調達に当たっては、野草の提案に従い、銀行特別預ケ金から二三二万円が引き出された(第11表)。資金運用上からいえば、配当でカバーできない銀行利息分を失うわけであるが、野草が「住友家ニ於テ当社ヲ左右スルニヨリテ生ズル利益モアルコトナルヲ以テ、此程度ノ金利損ヲ犠牲トスルモ買収スルヲ可ト信ズ」と指摘した通り受け入れら

れたのであろう。但しこの流用の事実が公表されなかったことは、「二(一)　合資会社(本社部門)の業績」で述べた通りである。

橋本・野草等の調査の結果、五月九日の理事会で、買収価格は二七〇万円と決定されたが、社長住友吉左衛門友純は三〇〇万円までなら認めてもよいという意向であった。買収交渉で住友は二六〇万円から切り出したが、下郷は仁壽生命との合併という選択もあり得るとして強硬で、三三〇万円を主張し、両者の隔たりは大きく、交渉は難航したが、二八〇万円と三〇〇万円まで歩み寄り、二九一万円で決着した。なお一万円は仲介した福島社長に対する謝礼である。

六月十九日、合資会社常務理事小倉正恒は連系会社及び店部の各主管者に対し、次のような日之出生命買収の経緯を通知した。

大正拾四年六月拾五日、住友合資会社ニ於テ、日之出生命保険株式会社ノ株式全部ヲ下郷同族株式会社ヨリ譲受ケタルニヨリ、追テ住友ニ於テ其経営ヲモ引継グ予定ナリ。

同社ハ明治四拾年ノ設立ニシテ、爾後著実ナル営業方針ノ下ニ漸進主義ヲ採リ、徐々トシテ基礎ノ建設ニ努メ、一方営業政策トシテハ創立者岡本敏行氏ガ紐育生命保険会社ノ診査医長タリシ関係上米国式ニ法リ、主トシテ短期保険ノ契約ヲ締結シ、地味ナル経営振ナリシヲ以テ、契約高ハ創立以来十八ケ年ノ今日ニ於テ、僅カニ二千三百余万円ニ過ギザルモ、其内容克ク充実セリ。目下資本金百五拾万円、半額払込済ニシテ諸積立金六百八拾弐万円ニ及べリ。保険契約総額対準備金ノ比率ニ於テハ、全国同業者中ノ第一位ニアリ。同社ノ本社・支部ノ所在地左ノ如シ。

本社　東京

支部　東京、名古屋、京都、大阪、広島、九州(福岡)、岡山、仙台

今回住友ニ於テ之カ買収ヲ為シタルハ、住友銀行及ビ近ク成立セントスル住友信託株式会社ト相提携シ、我国財界

ノ堅実ナル向上発展ニ貢献スルト共ニ、人類ノ共存共栄ヲ目的トセル生命保険ヲ経営スルコトニヨリ、此方面ニモ一臂ノ力ヲ致シタキ微意ニ外ナラズ。

六月二十日、合資会社は日之出生命の経営を引き継ぐに当たり、次のような方針を決定した。

日之出生命保険会社業務引継ノ件

方針

日之出生命保険株式会社ハ、其ノ内部ノ組織未ダ整備セズ。其業務ノ性質頗ル特殊ノモノナレバ、今俄カニ全部ノ機関ヲ改革シ、他ノ連系会社並ニ取扱フハ、事実上不可能ナルガ故ニ、此際ハ差当リ従来ノ営業機関ニ大ナル変更ヲ加ヘズ、雇傭社員モ大体之ヲ引キ継グコトトシ、住友家ヨリハ専務取締役、支配人、其他幹部社員ヲ選任シテ、業務経営ニ当ラシメ、新幹部員ガ会社ノ事情ニ通ズルヲ待チテ、内部ノ組織殊ニ支部ノ大革新ヲ行ヒ、住友式経営可能ノ見込確実トナリタル時、家長公ヲ社長ニ推戴シ、社名ヲ改メ、連系会社ノ列ニ加ヘ、徐々ニ社運ノ隆昌ヲ期セントス。其ノ時期ハ、本年以内遅クモ住友ビルヂング完成シ、本社ヲ大阪ニ移転スル時迄トス。

六月三十日、銀行本店支配人国府精一（M39東大法）が専務取締役に、東京販売店副支配人阪本信一（M45東大法）が支配人兼営業部長として同社に送り込まれた。

当時日之出生命は「業界のダイヤモンド」といわれ、住友がこれを買収すると第一生命社長矢野恒太は「日之出生命は、会社規模の面では業界の下位にあるが、その経営内容の優秀さは常に業界のトップにある。今後は住友の信用と、その優れた人材とさらに住友の大きな資力を注入すれば、その飛躍発展は火を見るより明らかである」と述べたという。(81)社交辞令的な側面もあるが、或程度当時の日之出生命の状況を示していると思われる。

七月初、国府は専務に就任すると早速小倉常務理事に対し、住友各店部、連系会社の主管者に対する尽力方を要請し、

小倉は次のような依頼状を通知した。

経四第四八号
大正十四年七月九日

合資会社常務理事　小倉正恒

拝啓　先般住友合資会社ニ於テ、其株式ノ全部ヲ譲受候旨不取敢御通知申上置候日之出生命保険株式会社ハ、其後去ル六月三十日ノ臨時株主総会ニ於テ、左記ノ通リ重役ヲ改選シ、住友家ニ於テ同社経営ニ当ルコトト相成申候。然ル処今回同社国府専務ヨリ生命保険ノ経営ハ其性質上大方各位ノ深厚ナル御同情ニ依ルニアラザレバ、其隆盛ヲ期スルコト至難ノ事業ナレバ、住友ノ事業ニ従事セラルル各位一致ノ御後援ニ依リ、其健実ナル発達ヲ図リ度希望ヲ以テ、小職ヨリモ特ニ主管者各位ニ対シ、御尽力方御依頼置相成度旨被申越候。就テハ貴部下各位ヘモ此旨可然御伝達被下、今後ハ住友ノ他ノ事業同様何彼ノ御便宜御助力相願度候。何レ同社ヨリモ御挨拶申上グベクトハ存候得共、右御通知旁御依頼迄如斯ニ候。

敬具

記

専務取締役　国府　精一　（註、銀行本店支配人）
取締役　中田　錦吉　（総理事）
取締役　福島　行信　（日之出生命前社長）
取締役　湯川　寛吉　（理事・銀行常務）
取締役　橋本　重幸　（元日本生命専務）

取締役　小倉　正恒　（常務理事）
支配人　阪本　信一　（東京販売店副支配人）
監査役　植野　繁太郎　（銀行監査役）
監査役　吉田　良春　（理事・若松炭業所長）
監査役　今村　幸男　（銀行取締役）
医務顧問医長中濱　東一郎　（医学博士・日之出生命前医長）

以上

七月二十二日、日之出生命の取締役会は、「住友傭員ノ保険契約ニ対スル臨時給与規程」及びこれと関連する「住友関係店部ノ主管者ニ代理店ヲ委任スルノ件」を可決した。こうした住友関係店部の代理店には当然手数料が支払われるが、この取締役会の席上次のようなやり取りが交わされ、住友関係の代理店の業務の範囲は住友傭員とその家族以外に拡大された。

猶ホ監査役植野繁太郎氏ヨリ銀行各支店ヲ一般外部ノ加入者ニ対シテモ代理店トシテ利用シタシトノ希望アリ

専務取締役国府精一氏、会社トシテハ最モ望マシキ事故早速銀行ノ方々ト御協議ノ上決定シタシ

これに基づき八月、国府専務は小倉常務理事に対し代理店引き受けを依頼し、小倉は再び八月二十一日付庶文第三九九号（略）をもって各店部・連系会社に対しこれを指示した。この結果例えば住友銀行では各支店に対し次のような指示がなされた。

本文第四二二〇号

大正十四年九月四日

常務取締役　湯川　寛吉

内地支店

日之出生命保険株式会社代理店引受方ノ件

日之出生命保険株式会社ノ保険ニ付テハ、特ニ住友各店部ノ傭員ノ為簡便有利ナル契約ノ方法ヲ設ケ、各店部主管者ニハ個人名義ニテ代理店事務ノ引受ヲ願フコト、相成リタル趣ニテ、何レ日之出生命ヨリ直接依頼スベキ由ナル処、右ハ当方ニ於テ承認シタルニヨリ、貴職ニ於テモ承諾ノ上別紙合資会社庶文第三九九号ニ添付ノ保険会社代理店事務要項並ニ代理店事務取扱手続ニ依リ取計ヒ相成タシ。

追テ当行ニ於テハ代理店ノ名称ヲ用ヰズ、代理事務取扱ト称スルコト、ス。

小倉の依頼から湯川の回答まで、二週間を要したことは、銀行内部が必ずしも日之出生命支援にまとまっていたわけではないことを示している。この時合資会社人事部第一課主査から日之出生命経理部長に出向した平井政之助（T6東大・法、後生命常任監査役・常務）によれば、「八代（註、則彦、当時銀行常務）さんは生保をつくる前に反対の方だった」ので、後に（註、八代は大正十四年十月湯川が総理事に就任すると、後任の銀行筆頭常務となる）「支店長に生保の世話はあまりやっちゃいかんという内達を出した」という[82]。

それはともかくとして、このような住友の全組織をあげての、日之出生命に対する営業協力の結果、同社の大正十四年下期の新契約高は、経済環境の改善と相俟って上期の二二四万円に対し、二倍以上の五〇〇万円に達した。大正十四年度実際報告書は「住友ノ買収ニ依リ縁故関係増加シ、募集上多大ノ便宜ヲ得タル結果、契約高ハ著シク増加ヲ来シ」「空前ノレコード」を作ったと述べた。

大正十五年四月、日之出生命専務国府精一は既定の方針により合資会社常務理事小倉正恒あて日之出生命の社名変更と連系会社指定を申請した（資料6）。しかしこの間に大正十四年十月、総理事が中田から湯川に代わった際、経理部長

も小倉の兼務から大屋敦に代わっていた。日之出生命契約課長に出向した村上摂郎(T6東大法、後生命常務・監査役)は「はじめ住友が生保をやるのはいいけれど、住友という名で連系会社にしてまでやらん方がいいんじゃないか、という意見も相当有力な人の間にあったらしいね。あの当時財閥のやっている保険会社でその名を出しているのは全然なかった」という。これに対し前記平井は、「社名変更すべきかどうかの時だいぶもめたんだ。大屋さんはちょっと難色を示したらしい。しかし国府さんはじめ生命保険をやっていこうという人は、住友の名を冠してもらうか否かは非常な違いだからと極力主張したんでしょう」と述べている。

五月日之出生命の名称変更と連系会社指定はようやく決裁され(資料7)、日之出生命は住友生命保険株式会社と改称、本店を大阪の住友ビルに移転し、連系会社に指定された。発足当初の住友生命の職員の中、住友合資からの出向者三五名(新卒者を含む)とともに、再雇用された日之出生命の旧職員五八名(傭員五四名、準傭員四名、住友買収後の中途採用者を含む)にも、坂炭礦の場合と同様合資会社の諸規則が準用された。

昭和十八年七月、住友本社経理部商工課は住友の傘下に入った後の同社について次のように報告している(数字はその後最新時点に修正されている)。

当社ノ保険契約ハ大正十四年六月住友ノ経営ニ移ッテヨリ急激ニ増加シ、昭和十四年六月一〇億円ヲ突破シ、最近(昭和十八年十二月末)ハ二七億円ノ巨額ニ上ル状態ナリ。其ノ趨勢次表(註、第26表)ノ如シ。

住友生命ハ時局下国債ノ消化、重点産業ニ対スル投資等金融国策ニ協力シ居リ、我国生保業者中枢要ナル地位ヲ占メ居ルガ、契約高ニ於テハ全国二〇社中第六位ヲ占ム(註、第27表)。

既に述べた通り日之出生命買収時には、一万五〇〇〇株全株合資会社が所有していた。その後大正十五年二月、五〇〇株が住友家へ譲渡された。三月住友吉左衛門友純が死去したため、住友厚が第一六代家長となり、合資会社社長に就

第26表　住友生命の保険契約

（単位：千円）

年	新契約高	年末現在高
大正13	4.676	23,141
14	7,246	26,349
昭和元	12,883	35,768
5	34,501	119,447
10	102,849	357,319
15	443,725	1,530,042
16	468,796	1,909,821
17	442,253	2,248,299
18	566,491	2,701,395

第27表　生保各社保有契約高

（昭和18年３月末）

（単位：千円）

日本生命	7,364,685
第一生命	6,966,584
明治生命	4,318,502
千代田生命	4,205,372
帝国生命	3,769,500
住友生命	2,350,337
三井生命	2,031,084
全国合計(20社)	45,232,683

任し、四月には生命の取締役にもなった。昭和十二年三月一日住友合資会社が解散し、株式会社住友本社が設立された際、合資会社保有の一万四五〇〇株の中、四五〇〇株が住友本社に、一万株が残余財産として住友家へ譲渡された。この結果終戦時まで住友本社四五〇〇株、住友家一万五〇〇株の持株数は変更されることはなかった。

昭和十九年九月末における住友生命の資産運用状況を第28表に、そのうち住友系企業に対する投資を第29表に示した。これによれば、総資産の九〇％弱が有価証券投資に向けられ、そのうち一〇％強が住友系企業に投資されていた。なお住友系企業に対する住友生命の貸付金については皆無といわれているが、今後住友合資会社、住友本社の資金調達の各節で改めて検討することとしたい。

（資料6）

大正十五年四月七日

日之出生命保険株式会社

専務取締役　国府精一

住友合資会社

常務理事　小倉正恒殿

連系会社指定ノ件

拝啓、当会社カ住友ノ経営ニ移リテヨリ早クモ十ケ月ヲ経過シ、会社ノ内容モ略明瞭シ、又経営ノ方針、執務ノ要領モ着々確立致シ居候様被存候ニ付テハ、

近々社名変更、本店移転ヲ機トシ、当社ヲ連系会社トシテ御指定仰キ度。尚之ニ関聯シ、事務章程、処務規程並ニ外務員仮規程等別途御打合申上候間、御承認相成度、此段得貴意候也。

追テ現在内勤社員ノ身分変更、待遇其他ニ付テハ、別案ヲ以テ至急上申可致候間、御含置被下度候。

（資料7）

例第四四号　提出大正一五年四月三〇日　決裁同年五月一一日

日之出生命保険株式会社名称変更並ニ連系会社指定ニ関シ通達ノ件

第28表　住友生命運転資産状態表

（昭和19年9月）

種類別	金額	総資産ニ対スル割合
	千円	%
現金	14	0.01
郵便振替貯金	3,591	1.00
銀行預金	4,681	1.30
金銭信託	1,124	0.31
貸付金	20,260	5.63
有価証券	318,430	88.42
国債	156,011	43.32
地方債	5,418	1.50
社債	30,618	8.50
株式	92,471	25.68
外国国債	5,655	1.57
其ノ他外国証券	18,964	5.26
其ノ他	9,294	2.59
信託有価証券	0	0
不動産	1,939	0.54
其ノ他	10,082	2.79
合計	360,119	100.00

註：総資産ハ未払込株(基)金ヲ除ク
出典：生命保険ノ概要(昭和19年10月)

第29表　住友生命ノ住友内部会社ニ対スル投資額（昭和19年9月）

種類	投資先	額面又ハ株数	金額（帳簿価格）	総資産ニ対スル比率	有価証券ニ対スル比率
			千円	%	%
株式	連系会社	422,010株	22,353	6.2	7.0
	関係会社	184,103株	10,181	2.8	3.2
社債	連系会社	5,326千円	5,294	1.4	1.6
合計			37,828	10.5	11.8

出典：生命保険ノ概要(昭和19年10月)

今般日之出生命保険株式会社ノ名称ヲ住友生命保険株式会社ト変更シ、同時ニ連系会社ニ指定相成、左ノ通リ通達並ニ通牒相成可然乎。

一、事務章程並ニ処務規程制定通牒ノ件（略）

一、住友生命保険株式会社ニ合資会社諸規則準用ノ件（註、資料5住友坂炭礦と同じ。但し生命保険の場合大正十五年末で二三〇名という外務員が存在するため、「特別ノ規程ナキ限リ」という留保が付されている。なお外務員については、五月十九日付達第四号を以て「外務員仮規程」が制定された）

一、懲罰、処分、共通執行並ニ転勤ノ際の取扱方ニ関スル件（略）

一、連系会社追加ノ件（略）

一、連系会社役員ニ関スル内規送附ノ件（註、「住友合資会社の設立」資料11参照）

備考

本案ハ肥料製造所ノ組織変更及住友坂炭礦ノ連系会社トナリタル際ヲ参照致候。

(七)　住友信託株式会社の設立

住友合資会社は、大正十四年七月二十八日資本金二〇〇〇万円（払込五〇〇万円）で住友信託株式会社を設立し、八月十一日連系会社に指定した。会社設立から連系会社の指定まで時日を要したのは、直営の事業所がそのまま株式会社へ移行する場合と異なり、住友銀行から信託へ移る職員の人選に手間取ったためである。この人選が終わり、異動の発令に合わせて、身分上の変化を生じさせないために、信託の連系会社指定が行われた。

住友本社資料によると、同社設立の経緯は次の通りである。(83)

大正十二年一月信託法及信託業法施行セラレタルガ、同法ニハ信託預金ノ運用ニヨル利益金ノ配当ニ付何等ノ制限ナキヲ以テ、信託会社ハ銀行定期預金ヨリ高率ナル利息ヲ支払ヒ、為ニ総預金ノ六割以上ガ定期預金タル我住友銀行ハ少ナカラズ脅威ヲ受ケタリ。此ノ不利益ヲ免ルル為、我住友銀行ガ大株主トナリ、信託会社ヲ設立シ他ニ逃避セントスル銀行預金ヲ信託預金ニ吸収スル計畫ヲ為セリ。乃テ茲ニ住友信託ノ設立ヲ見タリ。(大正十四年八月)

大正十二年の信託法及び信託業法の施行以前にわが国における信託業務は、その一部である担保附社債信託が、明治三十八年担保附社債信託法の制定により導入されていた。しかし同法では、受託者も担保附社債を発行するものも、会社に限定していたから、個人経営の住友総本店、住友銀行にはその資格がなかった。明治四十五年二月、住友銀行は株式会社へ移行したので、受託者たる資格を得た。その同じ月に発行された住友の機関誌『井華』第四一号に、銀行神戸支店名村豊太郎(M41神戸高商、後銀行神戸支店長・広島支店長・銀行常任監査役)は、名村生の署名で「信託業に就て」と題してアメリカ信託業を紹介しているが、その中で「三井銀行が最近に至り(註、明治四十四年八月)、営業の目的の内に新に担保附社債信託業務を加へて、今後の準備をして居るのも亦観過する事が出来ぬ」と述べ、関心を示していた。

しかし当時の住友総本店は依然として個人営業であり、その金融は自己資本で賄われていた。その後大正八年末大阪北港株式会社、九年末株式会社住友電線製造所が設立されると、これらの企業は住友銀行に金融を依存することとなった。他方この明治四十五年欧米に留学した銀行本店計算係主任大平賢作(M37東京高商専攻部、東亜同文書院教授、M39住友入社、後住友銀行常務・専務・会長)は、留学中に米国の信託業に着目して調査研究したといわれる(84)。当時わが国には東京信託・関西信託を始め信託を称する会社は多数存在したが、本来の信託業務を行い得る会社はごく一部に限られており、政府が信託二法の制定に踏み切る契機となった。

大平は大正六年ロンドンに銀行の支店を開設するため出張し、そのまま倫敦支店支配人となり、大正十二年一月本店

に転勤となって帰国した。すなわちこの大平の帰国は、既に述べた通り、わが国における信託法及び信託業法が施行された時点であった。住友銀行はこの時においても大阪府に本店を置き、担保附社債信託業認可の内規といわれる公称資本金一〇〇〇万円以上の大銀行一一行のうち鴻池銀行とともに認可を得ていなかった。四月銀行本店支配人となった大平は直ちにこの認可の申請を行った。大正十二年度銀行処務報告は次のように述べている。

五月三十一日　担保付社債ニ関スル信託事業兼営ニ関シ、五月二十四日付主務官庁ノ免許状到着シタルニ付、内地本支店所在地及支那上海・漢口ニ於テ目的変更ノ登記ヲ経タリ。

日本の担保附社債の全社債に占める割合は、この大正十二年までの合計で一八％にすぎず、受託実績では信託業法制定以前から担保附社債信託業務を行い得る唯一の金融機関であった日本興業銀行が圧倒的に多く、担保附社債信託制度の普及はまだ先のことであった。住友銀行が最初に担保附社債の受託取扱を行ったのは、昭和八年の旭ベンベルグ絹糸であって、大平と親交のあった同社専務堀朋近（大阪商船社長・住友銀行取締役堀啓次郎養子）の関係からであった。(85)

しかし大平の目的は、単に銀行業が唯一兼営できる担保附社債信託にとどまるものではなく、「私（註、大平）は敢て先見の明を誇るのではないが、住友にも信託経営の必要を痛感したので、自ら一文を草し、外国で集めた資料に基づいてその実現を力説した」と述べている。(86) 折柄大正十三年二月発行の『井華』第一五七号には「青騎士」の筆名をもって「信託の源流とその発達」という一文が掲載されている（執筆時期は信託二法の公布を昨年としているので、大正十二年末と推定される）。「青騎士」とは、抽象を志向する二十世紀前衛芸術の先駆的役割を果たしたカンディンスキーやクレー等の芸術家グループ「ブラウエ・ライター」の邦訳であるが、当時の住友部内で、このような筆名を用い得るのは、住友銀行倫敦支店支配人として金融の専門書の他に歴史書や美術書を繙いていたという大平以外にはいないと思われる。(87)

「青騎士」という筆名の由来は、大平が「著しく大陸法系の制度を採用し来った我国の私法界に於て、新に英国私法

の一大要部を為せる信託の制度を迎えたのは、特に吾人の感興を深からしむるものあるを覚ゆるのである」と述べているように、信託二法の施行をもって「青騎士」の役割になぞらえたものであろう。先に「住友総本店(下)」の「六　内外販売網の充実と商事会社設立問題」で述べたように、鈴木総理事の中国視察に先立ち大正四年末「住友家ト対支那経営」という調査報告書がまとめられた。この報告書の序論とほぼ同文を、総本店経理課調査係太田外世雄が『井華』第八八号(大正五年二月)に「我対支那経営」と題して寄稿していることから、先の調査報告書は太田が執筆したことが判明した。この例に照らせば、「信託の源流とその発達」は大平の信託会社設立案の序論に相当するものであったと推測される。

大平によれば「これが動機となって住友部内にも次第に具体化の機運が強まってきた」が、さらに住友銀行に衝撃を与えたのは、同時期の大正十二年末に「三　投資活動」における「三井信託」株の項で述べたようにやがて三井信託社長となる三井銀行常務米山梅吉から住友吉左衛門友純へ届けられた三井信託株式会社の設立趣意書と目論見書であった。これらが住友へ送られてきたのは、米山の意図するところが、「三井のみの信託会社に非ずして、広く日本全体を基盤とする信託会社設立にあった」[88]からである。三井はこの目論見書において、当時の定期預金金利(六か月)六%に対し金銭信託で七%以上の配当を見込んでおり、銀行の定期預金が金銭信託に吸収される懸念が現実のものとなったのである。

住友合資会社は、大正十三年三月三日米山の要請に応じ三井信託株三〇〇〇株の払込を行うとともに、三月八日大平の部下で銀行本店調査課主任(六月課長と改称)十亀盛次(M43神戸高商、後銀行本店支配人・常務・専務)に欧米視察の上で信託会社設立案の作成を命じた。しかし十亀は出発を延期し、三井信託が三月二十七日創立総会を開き、四月十一日に免許取得の上、十五日営業を開始するのを見守っていた。そして七月、三井信託がその最初の営業期(五月末)一か月半で

四五一万円の金銭信託を集めたことを見届けた上で「信託会社設立案」を作成し[89]、八月十九日欧米視察に出発した。

十亀の帰国の時期は明確ではないが、執筆時期が大正十三年十一～十二月と推定される十亀の「信託会社設立案」の修正案が住友信託に残されている由なので[90]、この時期に帰国し、その後の情勢の変化や三井信託の二期目の決算（大正十三年十一月末金銭信託残高は三一〇〇万円に達した）等を参考に大正十四年一月にかけて、合資会社理事会に提出する「信託会社設立案」の最終案を作成したものとみられる。十亀の作成した最終案は、日之出生命の買収案とともに大正十四年二月二日の理事会にかけられ、既に述べたように日之出の買収案は見送られたが、信託設立案は承認された。当館には十亀の当初の設立案しか保存されていないが、二月十七日合資会社経理部第四課田尾本政一（T11神戸高商、後日本電気取締役・常任監査役）起案の「住友信託株式会社設立ノ件」が残されており、これがほぼ十亀の最終案に相当するものであったとみられる[91]。この起案には「本件ハ二月二日及二月六日ノ本社理事会ニ於テ、大体御承認相成リ、超エテ九日社長ノ承認ヲ得タル事項ノ要領也」と欄外に注記されているからである。

この起案によれば、住友信託は実質住友銀行の別会社であり、当初資本金二〇〇〇万円、四〇万株は、銀行三八万株、合資会社二万株の所有とされ、これを対外的には合資会社三四万株、銀行六万株として公表する予定であった。しかしその後「株式募集方法変更ニ就テ」という起案（前記田尾本の筆跡で経理部第四課長野草省三の捺印がある）によれば、住友合資が大蔵省に提出した「信託会社設立ニ関スル内伺書」に対して、大蔵省が公募を設立認可の条件としたため、公募方式に変更せざるを得なくなった[92]。

この結果四〇万株の内訳は、合資会社一〇万株、銀行五万株、住友家一万株、その他二四万株となった。合資会社は合資名義の一〇万株の他に、住友家一万株、西園寺公・徳大寺公各五〇〇株、理事松本順吉名義一〇〇〇株中二〇〇株は松本自身が公募に応じたもので残り八〇〇株合計一一万一八〇〇株を引き受けた（第18表参照）。この結果住友系の持

株比率は四〇・四五％であった。合資会社名義一〇万株の払込に充当するため、住友倉庫株式二万五〇〇〇株を銀行に売却したことは既に述べた。住友合資が引き受けた一一万一八〇〇株のうち、大正十五年一万株が住友家へ、五〇〇株が徳大寺公へ譲渡された。さらに昭和二年には一〇万株が住友銀行に譲渡され、代わりに払込時に売却された住友倉庫株式が買い戻された。その後合資会社は住友信託経由で職員の売物を集め、昭和十二年三月住友合資解散の際には一四六〇株が株式会社住友本社に譲渡され、一二〇〇株が住友家へ残余財産として分配された。この時点での住友銀行の持株は、一四万七六七五株であったので、住友系持株比率は四〇・〇八％であった。なお職員が応募した公募株の売却が相次いだことから、次のような通牒が出されている。

大正十五年五月二十七日　　住友信託株式会社

専務取締役　吉田　真一

殿

傭員所有当会社株式売却ニ関スル件

曩ニ当会社株式ヲ住友家傭員各位ニ分譲致候ハ、之ヲ以テ各位恒産ノ一部トシテ御所持相願度趣意ニ在ルコトハ、今更ヲ申ス迄モ無之儀ニ候。然ル処昨今株式ノ昂騰ニ伴ヒ、之ヲ処分スル向屢々有之候処、右ハ全ク前記分譲ノ趣意ニ悖リ、甚タ遺憾ニ被存候。就テハ今後若シ不得止御事情ノ為メ、本件株式ヲ御処分相成候節ハ、乍勝手前以テ一応当会社ニ御打合セ被下候様致度ニ付、此儀貴部下各位ニ篤ト御申伝ヘ被下度、此段御依頼旁々得貴意候也。

設立の起案によれば、設立後三年間の住友信託の損益予想は次のように厳しいものであった(93)。

払込資本ニ対スル収益率ハ、四分七厘乃至八分五厘ニシテ大ナル利益ハ望ミ難ク、只銀行ノ定期預金ガ他ノ信託会社ニ移ルヲ制肘スルノ作用ヲナスノ外、大ナル期待ヲナシ難シ。サレバ当分ハ消極的ナル利益アルニ過ギザレドモ、

将来当事者ガ経営ニ慣ルルニ伴レ、積極的ニ純益ヲ増大シ相当ノ配当ヲナシ得ルニ至ラン。

住友銀行と同様に、住友吉左衛門友純が住友信託の社長取締役に就任したが、実務上の主管者としては銀行常務吉田真一（経歴前掲）が副社長兼常務に就任した。吉田によれば、直接友純から「信託会社はお前やれ」と指名され、その際「信託行為は、単に一個人のなすべき行為ではなく、最も信用すべき団体の営むべきもの」だといわれた由である。しかし吉田は、「三井信託の米山（註、梅吉）と懇意で、向ふの様子もよくわかったが、三井信託に対抗して設立はしたものの、信託の発達の見通しはつかなかった」と当時を回想している。[94] 金銭信託を信託預金と称していたように、信託業務について無理解な当時にあって、開業当初の信託勧誘や宣伝活動について苦心談も多いが、[95] 社長となった友純の考え方は次のように対照的であった。[96]

大正十四年住友信託が設立された直後の頃、新聞広告に信託事業の解説を詳さに書いてあるのを御覧になり、直に支配人（註、本家詰所支配人丸山精一、前人事部第一課長）を呼ばれて、「こんな広告をしない方がよい。信託をする様な人は信託事業の如何なるものかは知っている。只住友が信託を始めたと云ふことを世間に知って貰へばよい。信託の○○（註、吉田真一か）にそう伝へて置く様」と。その後は「住友信託」とだけの広告を多く見受けました。

前述の通り住友銀行自身が信託業務についての経験がなかったので、住友信託の設立関係者が信託業務について理解を深めるために、吉田は当時の興銀理事寶来市松（M40川田順とともに住友入社、銀行勤務の後大正二年元銀行支配人志立鉄次郎の興銀総裁就任に随って興銀へ転じ、後総裁）が月一、二回来阪する機会をとらえて、信託業務の概要について講義を依頼した。[97]

大正十四年七月、設立当初の信託の役員は、社外重役の阿部彦太郎（内外綿等取締役）を除くと、「住友合資」中田錦吉（総理事）、小倉正恒（常務理事）、「住友銀行」湯川寛吉（筆頭常務）、八代則彦（常務）、「住友信託」吉田真一、佐藤重鎰（取

締役支配人）の三者によって構成されていた。中田は当時既に病床にあり、十月一日停年退職して湯川寛吉が総理事となった。大正十五年三月、社長取締役友純が死去すると、住友信託は会長制をとり、湯川が取締役会長に、吉田が専務、佐藤が常務に就任し、住友厚（後の吉左衛門友成）も取締役に選任された。

昭和二年九月、吉田は伊庭貞剛と同じく満五七歳で退職した。湯川は名目的な信託会長のポストを吉田に譲った。吉田の後任には銀行常務の今村幸男（経歴前掲）が就任した。この年の五月、住友電線製造所取締役技術部長川上嘉市（M42東大工・応用化学、東京瓦斯、M43住友入社、「住友総本店（上）」の「六　住友電線製造所の開設」参照）は、乞われて経営不振に陥った郷里静岡県の日本楽器製造株式会社（現ヤマハ）社長に就任した。その際常務理事小倉正恒は川上に対し、「日本楽器は、日本の将来の文化に関係ある会社であって、今この事業を主宰経営することは、川上君個人の為にも、国の為にも、住友家の為にもよいと思ふ。住友家でも相当の後援をしてやるから、是非これを引受けるやう、お勧めする」と述べ、住友は日本楽器の資本金三四八万円を四〇〇万円に増資し、差額の五二万円を引き受けた。(98)

川上は社長就任後大ナタを振るい、銀行借入金を返済してゆき昭和三年下期には三井信託からの借入金一八五万円のみとなった。川上は郷里の大先輩三井信託の米山梅吉に私淑していた。この頃日本経済は昭和二年の不況のどん底からやや好転し、金利も漸次低下しつつあった。(99)

私（註、川上）は米山氏に、社債を発行して、長期借入金の形式を採り、金融の圧迫を免れ度いと思ふから、好機会が到来したならば、注意して貰ひ度いと依頼して置いた。昭和三年六月頃に至って、氏は私に、今が社債発行の時期であらう、と指示して呉れた。而して私に次の条件を提示された。

一、社債は百八十万円として、内半額の九十万円を住友信託で引受ければ、残り半額を三井信託で引受けよう。

二、三井信託の楽器会社への貸付金は、社債発行の節、之を振替へる。

三、従って三井を受託会社とする事。
四、工場財団を作って、社債の担保とする事。
五、社債は一年据置、爾後四年間に、任意償還とする事。
六、利率は年七分の事。

米山社長は此時私に告げて、楽器会社は争議以来四期間無配当であり、加之多額の欠損をして居るから、社債は一般に売出しても、買手は無いであらう。だから社債引受の信託会社で、全部手持するほかは無い。だから今後の社債引受は、日本楽器会社に対する信用で無くて、全く貴下個人に対する信用で、引受けるのであると話された。会社の不信用は推して知るべしである。私は米山氏の知遇に対して、衷心から嬉しく思ったのである。私は此話を携へて、早速住友信託に今村専務を訪ねて、右の事情を話した。処が今村氏は即座に、住友信託では、それは引受けられぬと断った。

私は強ひて依頼することは無駄であると思った。そして直に総理事（註、常務理事）の小倉正恒氏に、この話をしたところが、直に快諾して呉れた。信託の方へは住友本社（註、住友合資）から話してやらうとの事で、これで話は纏ってしまった。かうして昭和三年八月二十日、上述した条件で、百八十万円の社債は成立したのである。

社債発行による無形の利益は云ふまでも無いが、利子八分五厘と七分との差額が二万七千円、この他に手形利子先払による損、六千五百八十七円と、合計して、社債に振り替へた為の金利の差益は、年三万三千五百八十七円に達した。この社債は、その後会社の整理が順調に進んだ為に、償還期限たる昭和八年に先立つ事一年、即ち七年十二月二日に於て、元利一切の償還を完了したのであった。

三井信託の米山社長をはじめ、他の副社長連、及び住友信託の専務、常務等も、信託会社で社債を引受けて以来、

元利金額を自力によって、期限前に償還したのは、日本楽器が最初であるとして、絶讃を得た。私も大に面目を施したのであった。私としては、米山氏の知遇を汚さなかった事を最大の喜びとしたのである。

昭和五年八月、総理事湯川寛吉は退任し、小倉正恒が総理事に就任した。昭和六年末吉田信託会長が辞任し、小倉が信託会長を兼務すると、「住友信託は伸びが遅々としている。堅実であると同時に発展もはからねばならん」と相当きついお叱りがあったという。(100)

昭和七年六月、生え抜きの常務取締役佐藤重鎰は常任監査役に転じ、後任の常務に住友銀行東京支店長今井卓雄(M43神戸高商、後信託専務・社長・会長)が就任した。

今井は、後に昭和十六年六月住友銀行京浜主管者に対し、次のような講演を行っている。(101)

アメリカの信託会社は殆んど銀行と同じであります。銀行そのものであると言ってもいゝかと思ひます。トラストといふ名前が付いて居りましても銀行の仕事をやって居ります。即ちバンキングデパートメントを持って居る。また銀行はトラストデパートメントを持って居る。で、独立の信託会社といふのは極く少く勢ひの余り盛大でないものよりありません。名義上独立の信託会社になって居りましても、銀行と殆んど表裏一体をなすものが大部分でありまして、例へばナショナルシティーバンクに対して、シティーバンクファーマーストラストといふのがあります。ロスアンゼルスバンクに対して、ロスアンゼルストラストといふのがあります。これらは名義は独立の会社になって居りますが、表裏一体、謂はばワンデパートメントに過ぎないのであります。(中略)

現行の信託法及び信託業法が出る前、即ちその法案が議会に出ました際に銀行の信託兼営といふことについて相当の議論があったのでありますが、アメリカに於きましては銀行が信託を兼営する、或は信託が銀行を兼営するといふことのために破産する会社が多かった事件があるのです。そのために法案が議会に出ました際、あゝいふやうな

ことになってはいけないといふので、信託と銀行の兼営といふことについて、決してさういふことをしてはいけないといふことに結論がなったのであります。で、それはどういふ訳かといふと、先刻も申しましたやうに、銀行と信託とが兼営になりますといふと、どうも銀行の財産と信託の財産と混同する憂がある。懸念がある。例へば銀行が自分の仕事に信託財産を使って貸出しをするといふことも自然起って来る。また信託財産の方で非常に利益があって、その利益を銀行の本業の方の利益にして信託財産の利益を減らすといふやうなこともあります。さういふ理由によって銀行の信託兼営といふことはすることならんといふことに議会で結論があった訳です。さうして今日の信託法並に信託業法が生れて来たのです。ところが最近方々から銀行と信託と合併したらいゝぢゃないかといふ議論が出たのです。然し斯ういふ既に論じ尽くされた事柄であるに拘らず、さういふ議論が出る所以は斯ういふことを知らない結果です。それからまた先刻来申しましたやうに、信託会社といふものは何も金銭信託だけの仕事ではない、その他いろいろの仕事をやって居るといふことを知らない結果、さういふ議論が起ったのだらうと思ふのであります。尚、私は日本の金融機構の上から見て銀行と信託とが合併するといふやうなことは決してやってはいけない。さういふ確信を持って居ります。（中略）

最後に住友信託のことにつきまして一言申してこの講演を終らうと思ひますが、住友信託は大正十四年の九月に開業致しました。期を重ねること三十二、即ち先月（註、昭和十六年五月）の三十一日が三十二期の終りであります。信託財産六億三千百万円、金銭信託が五億一千二百万円。金銭信託の計数は三井信託が第一位で、住友は第二位になって居ります。お蔭をもちましてその内容は寔に宜しいのです。（中略）

会社が設立致します時に設立の趣意書といふものを我々は世間に出した、大蔵省にも出した。その趣意書の中にこの会社を作って聊かたりとも国家社会に奉仕し、国民経済に寄与するといふことを謳って居ります。住友信託はそ

第30表　信託総財産ニ付テ当社ト三井・三菱トノ差額

（単位：100万円）

年次(昭和)	三井ト当社トノ差	当社ト三菱トノ差	期末残高		
			三井	当社	三菱
16／11月末	Δ175	69	842	667	598
17／5月末	Δ166	68	873	707	639
17／11月末	Δ145	88	905	760	672
18／5月末	Δ146	103	961	815	712
18／9月末	Δ116	109	975	858	749
19／3月末	Δ70	114	1,002	932	818

出典：住友信託企画課

の創業の時から斯ういふことを目標とし、理想としてやって来て居ります。金儲けといふ目的ではない。社会奉仕をしようといふ目的でもって私共は努力して居るのであります。

昭和十九年七月、住友信託企画課は、三井信託、三菱信託との比較表(第30表)を作成し、次のように述べた。[102]

最近二年四ケ月ニシテ、三井トノ差額ヲ六割、金額ニシテ一億ヲ縮少シ、三菱トノ開キヲ六割五分、金額ニシテ四五〇〇万拡大セリ。此ノ好調ヲ持続スレバ、今後二ケ年内凡ソ来年末迄ニハ三井ヲ凌駕スルコトトナル。

昭和一九年九月末における住友信託の金銭信託による有価証券投資は四億三〇〇〇万円で、そのうち一般会社債は八二〇〇万円で、株式投資は二六八六万円であった。このうち住友系企業の占める割合は、社債については不明で、株式投資については、金銭信託以外の投資分を若干含め二八三三万円のうち一六二七万円、五七％であった。[103]

住友本社となってからの信託株の保有は、若干の増減があり、終戦時には六一七〇株となっていた。住友銀行も多少の異動があり一六万六一五株、住友家一万一二〇〇株、設立時扶桑海上火災保険として二〇〇〇株の株主であった大阪住友海上火災保険がそのまま所有していたので、住友系の株数は合計一七万七九八五株、持株比率四四・五％であった。

（付記）　本章執筆に当たり、住友倉庫社史編纂室次長岩根正尚氏、住友化学社史編纂室久保昌幸氏のご教示を得たことを感謝する。滋賀大学経済学部教授小川功先生からは、ご教示とともに貴重な資料のご提供を頂いたことを厚く感謝する。また下谷政弘『日本化学工業史論』（御茶の水書房　昭和五七年）を参考にさせて頂いたことを感謝する。但し本章の叙述の責任はすべて筆者にある。

～14年）　M＝明治、T＝大正

12年	13年	14年
		（鈴木）
		10.1 （中田）
		10.1 →（湯川）
		（中田）
		（小倉）
		（中田）
		10.1 （湯川）
		（草鹿）
		（山下）
		（小倉）
→12.24		（住友）
		（大平）
		（松本）
	7.1	（吉田）
	7.1	12.24 （岡田）
		10.1 →（肥後）
		10.1 →（本荘）
		（欠員）
	7.1	7.27 （松本）
→7.1		7.27（兼）→（小倉）
		10.1 （小倉）
		10.1 →（大屋）
		10.1 （日高）
		10.1 →（野草）
		（本荘）
		（欠員）
		（大平）
		7.27 （岡田）
		7.27（兼）→（松本）
		（岡田）
		（岡田）
		（臼井）
→8.1（連系）		（草鹿）
		2.21 （春日）
		2.21 →（田島）
		（吉田）
6.2		（山本）
		（山下）
		（松本）
		（山中）
		2.21 →（藤本）
		2.21 （藤本）
		2.21 →（古田）
		2.21 →（小山）
		2.21 →（春日）
		6. 1（連系）（梶浦）
		（多田）
		（矢島）
		（木島）
		（近藤）
		（本荘）
		（多田）

（付表１）住友合資会社幹部一覧表（大正10

		就任年月日	大正10年	11年
総理事	鈴木馬左也	M37. 7. 6	→	→12.5
〃	中田　錦吉			12.5
〃	湯川　寛吉			
常務理事	中田　錦吉		5.19	→12.5
〃	小倉　正恒		5.19	
理事	中田　錦吉	M36. 5.14	→5.19	
〃	湯川　寛吉	M43. 4. 5		
〃	草鹿丁卯次郎	T 7. 1. 5		
〃	山下芳太郎	T 7. 1. 5		→4.27
〃	小倉　正恒	T 7. 1. 5	→5.19	
〃	住友　忠輝			1.5
〃	大平　駒槌			1.5→12.21
〃	松本　順吉			1.5
〃	吉田　良春			
〃	岡田宇之助			
〃	肥後　八次			
〃	本荘熊次郎			
監事	（欠　員）		5.19	
人事部長	松本　順吉		5.19	→4.27
〃	小倉　正恒			4.27（兼）
経理部長	小倉　正恒		5.19（兼）	
〃	大屋　敦			
総務部長	日高　直次		5.19	
〃	野草　省三			
工作部長	本荘熊次郎		5.19	
監査部長	（欠　員）		5.19	
別子鉱業所所長	大平　駒槌	T 7. 6.10	→	→8.14
〃　〃	岡田宇之助			8.14
〃　〃	松本　順吉			
〃　副長	岡田宇之助			1.5→8.14
〃　支配人	岡田宇之助	T 7. 5.24	→	→1.5
〃　〃	臼井　定民			1.5
倉庫支配人	草鹿丁卯次郎	M36. 9.14		
製銅販売店支配人	春日　弘	T 8. 8.18		
〃　〃	田島房太郎			
若松炭業所所長	吉田　良春	T 9. 5.14		
〃　支配人	山本　信夫			
伸銅所所長	山下芳太郎	T 9.12. 1（兼）	→	→4.27
〃　〃	松本　順吉			4.27（兼）→9.16
〃　〃	山中　柴吉			9.16
〃　審査部長	藤本　磐雄			
〃　支配人	藤本　磐雄	T 9.12. 1		
〃　〃	古田俊之助			
〃　〃	小山　九一			
〃　〃	春日　弘			
肥料製造所支配人	梶浦鎌次郎	T 2. 9.22		
東京販売店支配人	多田平五郎	T 8. 3.13	→5.19	
〃　〃	矢島　富造		5.19	
札幌鉱業所支配人	木島鍬三郎	T 6. 8. 1	→5.14	
〃　〃	近藤宏太郎		5.14	
林業所所長	本荘熊次郎		5.19（兼）	
〃　支配人	多田平五郎		5.19	

社幹部一覧表（大正10～14年）

T＝大正

大正10年	11年	12年	13年	14年
→	→	→	→	10. 1 （湯川）
→	→	4. 4		（加納）
→	→	→	→	7.29 （吉田）
→	→	→	→	（八代）
				7.29 → （今村）
→	4.25			（山下）
	4.26（兼）	→	→	8.11 （松本）
				4.27 → （加藤）
				8.11（兼） → （小倉）
→	4.27			（山下）
	7.29（兼）	→	→	（草鹿）
→	→	12.25		（利光）
→	→	→	→	10. 8 （西崎）
	12.25	→	→	10. 8 （肥後）
				2.23 → （秋山）
	8.29 →	5.31		（大隅）
		6.16 →	→	（ 森 ）
		8. 1（兼） →	→	（草鹿）
		8. 1（兼） →	→	（本荘）
			12.5 →	（近藤）
				6.1 → 10. 1 （梶浦）
				10. 1 → （日高）
				6.30 → （国府）
				7.28 → （吉田）

（付表２）連系会社・特定関係会

		就任年月日
住友銀行常務取締役	湯川　寛吉	T 4. 9.13(兼)
〃　〃	加納友之介	T 7. 1.30 ——
〃　〃	吉田　真一	T 7. 1.30 ——
〃　〃	八代　則彦	T 7. 1.30 ——
〃　〃	今村　幸男	
住友製鋼所常務取締役	山下芳太郎	T 7. 4.24(兼)
〃　〃	松本　順吉	
〃　〃	加藤　栄	
〃　〃	小倉　正恒	
大阪北港常務取締役	山下芳太郎	T 8.12.24(兼)
〃　〃	草鹿丁卯次郎	
住友電線製造所常務取締役	利光　平夫	T 9.12.10 ——
〃　〃	西崎伝一郎	T 9.12.10 ——
〃　〃	肥後　八次	
〃　〃	秋山武三郎	
日米板硝子常務取締役	大隅　行一	
〃　〃	森　源之助	
住友倉庫常務取締役	草鹿丁卯次郎	
住友ビルデイング常務取締役	本荘熊次郎	
住友坂炭礦常務取締役	近藤宏太郎	
住友肥料製造所常務取締役	梶浦鎌次郎	
〃　〃	日高　直次	
日之出生命保険専務取締役	国府　精一	
住友信託副社長兼常務取締役	吉田　真一	

註：後年連系会社・特定関係会社に指定された会社を含む。

註

（1）川田順『住友回想記』（中央公論社　昭和二十六年）五二頁。

（2）三村起一『身辺二話』（近代図書　昭和三十七年）六一頁。

（3）同前、六九頁。

（4）三村起一『流泉八十四年』（三村静子　昭和四十七年）一七三頁。昭和二十三年十二月十二日古田俊之助氏談。

（5）前掲川田『住友回想記』五二、一五四～一五六頁。

（6）工場協議会規則の内容については、次の資料参照。『住

友金属工業株式会社五十年史』年表資料篇第三巻（住友金属工業株式会社　昭和二十七年）資料の部三〇～三二頁、及び『住友電工労政史』（住友電気工業株式会社　昭和四十五年）一八、一九頁。

（7）『日本板硝子株式会社五十年史』（日本板硝子株式会社　昭和四十三年）二〇七頁。

（8）大平駒槌『貧民救護事業下調』（清徳記念福祉室　平成元年）

（9）『鈴木馬左也』（鈴木馬左也翁伝記編纂会　昭和三十六年）四三一、四三二頁。

（10）『住友別子鉱山史』下巻（住友金属鉱山株式会社　平成三年）六〇、六一、八〇、八一頁。

（11）昭和二十七年八月三十日大平駒槌氏談。

（12）大島久太郎『住友信託物語』（住友信託銀行株式会社　昭和四十六年）二三二～二三九頁、三三二～三三六頁。

（13）竹原文雄「近代における住友の経営―歴代総理事の苦闘―」（『住友史料館報』第二三号　平成四年）

（14）「林業所ト前総理事」（『井華』第一五〇号　住友井華会　大正十二年）

（15）前掲川田『住友回想記』二一、六一、八六、一六一、一六二、一七〇頁。川田順『続住友回想記』（中央公論社　昭和二十八年）九七、九八頁。

（16）前掲川田『住友回想記』六二、六三頁。

（17）『日本郵船株式会社百年史』（日本郵船株式会社　昭和六十三年）九七、九八、一一〇頁。

（18）平成十年八月四日住友元夫氏談。

（19）宮本又次「山本新田と住友家」（『住友修史室報』第一五号　昭和六十一年）

（20）前掲『住友別子鉱山史』下巻一二三～一三六頁。

（21）大正九年四月以降銅価の下落が著しかったため、六月久原鉱業、古河鉱業、藤田鉱業、住友総本店が日本産銅組合を結成し、銅価維持を目的として減産協定を締結した。しかし、このカルテルは、目標とした減産率を達成できず、大正十年六月住友合資がこのカルテルから脱退したため、いったん解散し、新たに三菱商事（後三菱鉱業と交代）が加わって水曜会が結成された。カルテル脱退について、大正十年四月に開催された主管者協議会において、鈴木総理事病気療養中のため中田理事が代行した恒例の訓示で次のように述べた。住友の事業精神からすると、元来カルテル参加は望ましいものではなかった。住友が水曜会に加盟するのは、昭和恐慌真っ只中の昭和六年一月になってからのことであった。

昨年（註、大正九年）六月以来当社ハ産銅組合ニ加入シタリト雖モ、単ニ同業者トシテノ情誼上加入シタニスギズシテ、其目的救済資金ヲ得ルニ非サリシヤ勿論ナリトス。然ルニ当方

ガ産銅組合ニ加入シタルノ事実ニ因リ、当時坊間住友銀行ノ信用ニ累ヲ及ホスガ如キ流説ヲナス者アリテ、不勘迷惑ヲ感ジタリキ。且ツ結極銅価ノ大勢ハ此種人為ニヨリテ左右シ得ザル次第ナレバ、本年六月第一期間満了と共ニ当方ハ脱退スル事ニ決定シ、此旨ヲ他ノ組合員ニ言明シタリ。但シ脱退後ト雖モ組合ノ精神ハ出来得ル限リ尊重セントス。

(22) 前掲『住友別子鉱山史』下巻五九～六一頁。

(23) 鈴木憲久『最近日本財政史』(東洋経済新報社　昭和四年)六七八～六八二頁。

(24) 『三井信託銀行三十年史』(三井信託銀行株式会社　昭和三十年)四九～五六頁。株式会社住友本社「投資会社調」(機械・ホテル・信託)4

(25) 『安田信託銀行四十年史』(安田信託銀行株式会社　昭和四十年)二三～三〇頁。前掲「投資会社調」4

(26) 『鉄道統計資料』(鉄道省　大正十一年)軌道一三一頁及び同(昭和十一年)軌道二〇一頁。『地方鉄道軌道営業年鑑』(鉄道省　昭和四年)四一九頁。

(27) 南海道総合研究所『南海沿線百年誌』(南海電気鉄道株式会社　昭和六十年)一〇五、一〇六頁。前掲「投資会社調」(銀行・鉄道)7

(28) 『渋沢栄一伝記資料』第五十五巻(同刊行会　昭和三十九年)五四八頁。『南満洲鉄道株式会社三十年略史』(南満洲鉄道株式会社　昭和十二年)六四一頁。

(29) 『九州送電株式会社沿革史』(東洋経済新報社　昭和十七年)六三～七九頁。『東邦電力史』(東邦電力史刊行会　昭和三十七年)七二、七三頁。前掲『投資会社調』(電気瓦斯・保険・木材)8

(30) 前掲「投資会社調」(鉱業・土地建物)3

(31) 『東京会館いまむかし』(株式会社東京会館　昭和六十二年)一三八～一四一頁。

(32) 『鈴木馬左也』(鈴木馬左也翁伝記編纂会　昭和三十六年)二六〇、六九八、六九九頁。

(33) 『日本新聞百年史』(日本新聞連盟　昭和三十六年)七五〇頁。

(34) 前掲『渋沢栄一伝記資料』第五十二巻　五～一〇九頁。

(35) 前掲「投資会社調」3。『三菱社誌31大正一〇・一一年』(東京大学出版会　昭和五十六年)第二十九巻大正十一年五七九〇～五八〇〇頁。

(36) 註(7)に同じ。

(37) 住友義輝「スイスで禁酒宣言」(『中村文夫追悼集』　日本板硝子株式会社　昭和五十八年)

(38) 中村文夫『至誠と頑張り』(ダイヤモンド社　昭和四十一年)四二頁。

(39) 『日本会社史総覧』(東洋経済新報社　平成七年)六六一

頁。昭和二十三年九月十六日森啓四郎氏談。

(40)　株主名簿上は依然リビー社が筆頭株主となっているが、うち三〇二一株は実質住友合資会社の保有となっていた。前掲『日本板硝子株式会社五十年史』一三〇、一三一頁。

(41)　同前一六二頁。

(42)　同前一七一～一八〇頁。

(43)　大屋敦『日本産業への愛着』（化学経済研究所　昭和三十六年）三六頁。

(44)　前掲『日本板硝子株式会社五十年史』二一二～二一六頁。

(45)　前掲中村『至誠と頑張り』九〇～九七頁。

(46)　『私の履歴書』第四十四集（日本経済新聞社　昭和四十六年）二三二、二三三頁。

(47)　昭和五十一年九月七日土井正治氏談。

(48)　旧柳川藩蔵屋敷は、明治八年小野組破綻後同社大阪支店の有志が北村松之助商店という荷受問屋を開業した時、その米穀専用の倉庫となり、「堂島に近く川口に程遠からず好位置を占め、水陸共に地の利を併有していた」（小野善太郎『小野組始末』二三二頁）。北村松之助商店が明治十六年に倒産した後は、旧柳川藩蔵屋敷は北村兵右衛門の手に渡ったものと思われる。北村は通称木兵（木屋兵右衛門）といい、大津の素封家で本業は現米問屋、米界における大手筋で常に数千石、数万石を売買し、大津米相場を左右したといわれる。また北村は井善（小野善助）の得意先であった間柄なので（堀江督三「御一新と大津の御用金（一）～（五）」『太湖』第百五十六号～第百六十号所収）、北村が小野善助に善後処置を依頼されたものと推測される。さらに遡れば小野組大阪支店の有志には資力はなかったと思われるので、北村松之助商店自体も、北村が小野善助に依頼されて後援していたとの見方も可能であろう。

(49)　『日本生命百年史』（日本生命保険相互会社　平成四年）二一七～二一九頁。

(50)　前掲川田『住友回想記』一六四頁。

(51)　昭和十二年二月、住友倉庫が資本参加し、昭和十五年七月、富島組、ニッケル・エンド・ライオンスと共に、倉庫の関係会社に指定された。

(52)　竹腰健造『幽泉自叙』（創元社　昭和五十五年）一一二、一一三頁。

(53)　同前、一一〇、一一一頁。

(54)　同前、一三八、一三九頁。

(55)　方針変更の経緯について、八代則彦（経歴前掲）は次のように述べている（昭和二十七年九月二十六日談）。

最近に伊庭さん（註、貞剛）の伝記『幽翁』が再版されて、（中略）その中にビルディングについて書いてある所があるが、その書き振りは、知らぬ人が読めば、住友ビルディング

最初の設計が七階であったのを現在のように五階に変えたのは、伊庭さんが云って変わったのだ思われるような書き振りになっている。伊庭さんの話しそうな事であり、伊庭さんの考えにもあった事でしょうが、後文に「後いくばくもなくビルディングが模様替となったことは云々」とあるのは事実と違ったことである。そしてそれは伊庭さんを傷つけることとなる。そんなつもりでなくても、傷つけるつもりでなくても、結果に於て傷つけることとなる。というのは、伊庭さんは当時は既に引退して石山に悠々として居られる。立派な現役が居るのに、それのしたことに嘴を入れるような人ではない。尋ねられれば別だが、引退した者が、自ら進んで嘴を入れるものではないという考えの、人格高潔な人である。（中略）

当時中田さん（註、錦吉）が総理事で、湯川さん（註、寛吉）は銀行の筆頭常務であった。拙者（註、八代）は湯川さんからじかに聞いたのである。湯川さんはどっちかといえば、七階でという考えであった。しかし家長様（註、住友吉左衛門友純）のお考えに対する意見は総理事の口からいわねばならぬから、中田さんから家長様にいわねばならぬ。間に挟まって中田さんは困った。お考えなおしになったらよかろうとは暫くの間いわなかった。しかし早くきまらないと工事担当者が困るだろう。結局家長様の説に従うことになったのだが、外の事と違って、ビルディングを斯く斯くの訳で五階に改めて住友だけで使うという家長様の御意見に従うか、此御意見をまげて貰って七階にして其のうちの二階を一般に貸すこととするか、いずれにするも重大な事柄でもないではないかという所で、家長様の説に従うことにして、中田さんから湯川さんへ話されたのである。

そこで家長様の追憶談としていうべきことは、家長様が五階にして住友だけで使おうとされたことは、天災の事であるから京浜の震火災と同様の若しくは其れ以上の事が起こらぬとは限らぬから、若しもそんなことがあってビルディングで罹災するものがあったら、住友吉左衛門社会に対して済まない、住友ビルでそういう事があっては世間の人間に済まないという所にあった。

(56)『住友商事株式会社史』一四八頁に「合資会社へ立替金と土地代金の支払いに当てるために、翌三年初めに社債二五〇万円を募集することを決議した。これには、住友合資会社・住友銀行・住友生命保険と住友信託の四社が応募した」とあるのは、その未定稿に存在する後段の「しかるに調査の結果、資金調達は社債によるも、銀行借入金によるも、損益面ではほとんど差のないことが判明したので、四年七月、この社債募集計画を見合わせ、所要資金を借入金で賄う方針に変更した」の部分が削除されてしまった結果である。

(57)『わが社のあゆみ』（住友石炭鉱業株式会社　平成二年）

六一頁。

(58) 昭和五十一年五月二十一日香川修一氏談。

(59) 『絵具染料商工史』（大阪絵具染料同業組合　昭和十三年）一六五九頁。

(60) 前掲『住友別子鉱山史』下巻二一頁。

(61) 前掲『絵具染料商工史』一六六七頁。

(62) 渡辺千代三郎口述「財界に於ける貢献」（石川辰一郎編『片岡直輝翁記念誌』　昭和三年）五六頁。

(63) 註(55)に同じ。

(64) 『住友化学工業株式会社史』（住友化学工業株式会社　昭和五十六年）一七六、一七七頁では日染設立時から、住友と関係があったように記述されているが、以上によりこの見解には与し難い。

(65) 『渋沢栄一伝記資料』第五十三巻（同刊行会　昭和三十九年）一五五、一五六頁。

(66) 前掲『住友化学工業株式会社史』三三頁。

(67) 山崎治信「染料業界五十年を顧みて」（『染料業界五十有余年』　昭和三十九年）二二六頁。

(68) 山本一雄「日本最初の建築家山口半六小伝」（『住友史料館報』第二五号　平成六年）

(69) 前掲竹腰『幽泉自叙』一三四、一三五頁。

(70) 竹原文雄「住友の歴代総理事と化学工業」（『住友修史室報』第一三号　昭和五十九年）四五頁には「日高としては、一カ月に控えた停年期限の延長措置を得て、工場の完成に邁進できるものと期待していたので、壮図半ばで挫折して去るの已むなきに至ったことは誠に残念至極であったであろう」とあるが、日高がこういう考えであれば、当初予算の範囲内でＮＥＣとの交渉をまとめようとした筈である。しかしその場合はおそらく交渉は長引き、まとまらなかった可能性が大きい。まとまったとしても昭和四年世界恐慌発生、昭和五年合資会社赤字転落、年末新規起業の凍結等の影響を免れず、窒素工場建設計画は大幅に遅延することになったであろう。

(71) 大屋敦述『住友近代化の足跡』（昭和二十八年十月二十四日於住友化学東京支社）

(72) 竹原文雄前掲論文五一、五二頁に次のような記述があるが、本稿の通り住友の日染株の取得は日染に対する原料供給と平行して、稲畑勝太郎の了解の下に進められたものであり、これらはあくまで合資会社（本社）と肥料製造所（化学）の連携の上に成立していたと判断することができるので、この説は当たらないと思われる。

住友合資会社と日本染料とはその後も友好関係を持続していたが、昭和九年初めごろから両者の関係は円滑を欠くようになってきた。ここにおいて小倉は時局の変転をも予想して、また住友化学の基礎もようやく強固になってきたことをも考

え合わせて、重化学工業構想実現への機会がようやく到来したとみてか、総合化学工業体制樹立の一環としての染料事業にとり組むことにした。そして秘かに住友信託を通じて同社株式の取得を行わせ、三年後の十二年二月には住友の保有株数は全株数の過半を占めるまでになり、筆頭株主となった。

（中略）

さらに一層の増産とコスト軽減をねらって、原料コークスの一部自給を目論み、コークス炉の建設に踏み切った。これは十一年に完成した。その副産のベンゾールやトルオールなどはほとんどを日本染料に供給し、これまでの硫硝酸のみの供給関係を一段と深めた。この間、大屋専務ら住友化学幹部は、本社の日本染料に対する潜行的行動については全くあずかり知らなかった。これは小倉や山本ら極めて少数の本社首脳部間で進められていたようで、後日大屋はこれを知って、前もって知っていたら資金関係でコークス炉の規模を縮小するようなことをしなかったと慨嘆した。ここにみられるように、本社と連系会社との間には必ずしも緊密な連絡がもたれていなかったのである。これは注目すべきことかもしれない。

(73) 前掲「投資会社調」（連系会社・関係会社）1

(74) 「日之出生命保険会社買収ニ就テ」（住友合資会社経理部第四課　大正十四年二月）

(75) 『住友生命五十年史』（住友生命保険相互会社　昭和五十二年）一六頁。

(76) 昭和二十七年十二月十一日吉田真一氏談。

(77) 前掲大屋『住友近代化の足跡』

(78) 昭和五十年十二月十九日小畑忠良氏談。

(79) 『日本生命百年史』上巻（日本生命保険相互会社　平成四年）三一五、四一二、四六五、四七一、四七九頁。

(80) 前掲吉田真一氏談。

(81) 伊沢謹一「創業当時を振り返って」（『栄泉』昭和四十一年五月号　住友生命保険相互会社）なお『住友生命社史』（昭和三十九年）一〇頁に既に「業界のダイヤモンド」という言葉がみられるのは、伊沢がこの社史編纂に協力したためと思われる。伊沢は何れも出所を明らかにしていないが、「業界のダイヤモンド」は大正六年四月二十七日生命保険会社協会で催された日之出生命の創業十周年祝賀会における帝国生命社長福原有信の祝辞ではないかと推定される（大正六年五月六日付保険銀行時報）。伊沢は大正八年の入社であるから、直接この祝辞を聞いたのではなく、日之出生命社内の伝聞を記憶していたものであろう。他方矢野のコメントは、大正十四年七月十日帝国ホテルで開催された、日之出生命の経営が住友に移ったことを披露する保険関係者招待会（大正十四年七月二十日付保険銀行時報）における祝辞と考えられる。当時日之出生命大阪支部出納役であった伊沢は、大阪の生命保

険会社首脳も招待していたので、会社側世話係として会場に詰めていたので、鮮明に記憶していたものと思われる。なお福原も矢野もそれぞれ社長ではあったが、当時の生命保険会社協会理事会会長として業界を代表して祝辞を述べたものであろう（『生命保険協会70年史』生命保険協会　昭和五十三年）。

（82）「創業の頃をふりかえって」（『生泉会報』第十一号　住友生命保険相互会社　昭和四十一年）

（83）前掲「投資会社調」1。なお住友信託の設立経緯については『住友信託銀行五十年史』（住友信託銀行株式会社　昭和五十一年）が、当館所蔵資料「信託設立関係書類綴」（住友合資会社経理部商工課）からも引用されており、詳細である。

（84）斎藤洲司「大平さんと信託」（『大平賢作回想』同編集委員会　昭和四十年）

（85）村岡潔「栄螺の話」（同前）

（86）前掲大島『住友信託物語』六頁。

（87）大島久太郎「ロンドン時代の大平さん」（前掲『大平賢作回想』）

（88）前掲『三井信託銀行三十年史』五〇、五一頁。

（89）前掲『住友信託銀行五十年史』一二〇～一二二頁。

（90）同前一二二～一二四頁。

（91）同前一二七、一二八頁。

（92）同前一三一、一三二頁。

（93）同前一四三～一四七頁。

（94）前掲吉田真一氏談。

（95）前掲『住友信託銀行五十年史』二〇三、二〇七頁。

（96）貞利高平（当時住友本家詰所勤務）「清泉院様追憶資料」（昭和二十七年）

（97）前掲大島『住友信託物語』一〇、一一頁。

（98）川上嘉市『事業と経営』（東洋経済新報社　昭和二十一年）一〇九頁。

（99）同前一三一～一三五頁。

（100）前掲大島『住友信託物語』一五六頁。

（101）今井卓雄述『信託の話』（昭和十六年六月六日於東京帝国ホテル）

（102）住友信託企画課「前期業績ニ関スル参考統計（18／10～19／3）」（昭和十九年七月）

（103）前掲『住友信託銀行五十年史』五三一、五三二頁。

第三章

住友合資会社（中）

――大正十五～昭和五年――

目　次

一　統轄システム
(一)　湯川総理事の五年間と昭和恐慌
(二)　社則の制定
1　監査及検査規程
2　本社特別財産規程
3　社　則
二　業　績
(一)　合資会社（本社）の業績
(二)　合資会社（全社）の業績
三　投資活動
(一)　連系会社の株式
(二)　その他の住友系企業の株式
(三)　住友系以外の企業の株式
四　資金調達
五　店部・連系会社・特定関係会社
(一)　住友伸銅所の住友伸銅鋼管株式会社への移行
(二)　大阪北港株式会社の連系会社指定
(三)　住友別子鉱業所の住友別子鑛山株式会社への移行
1　改組の経緯
2　産銅カルテル「水曜会」加盟問題
3　鷲尾専務退任後の別子
(四)　土佐吉野川水力電氣株式会社の連系会社指定
(五)　住友若松炭業所の住友九州炭礦株式会社への移行
(六)　住友坂炭礦と住友九州炭礦の合併による住友炭礦株式会社の発足
(七)　扶桑海上火災保険株式会社の経営の承継

一　統轄システム

本章が対象とする期間は、大正十四年（一九二五）十月、総理事中田錦吉（以下登場人物の経歴は「住友合資会社の設立」または「住友合資会社（上）」参照）の停年退職から、昭和五年（一九三〇）八月、後任の総理事湯川寛吉の退職まで、すなわち湯川の約五年間にわたる総理事在任期間を中心とするが、会計年度の関係上既に大正十四年は年末まで前章「住友合資会社（上）」で取り上げたので、これを除き、同様に湯川退職後の昭和五年年末までを含めた。

この時期は、昭和初期の大恐慌期で、住友においても人員整理や給与の削減等の緊縮策がとられたものの、合資会社設立以来の積極的な投資が結実して、業績は相対的に安定していた。さらに住友の事業全体が拡大傾向にある中で、これまで住友家の財本とされてきた別子鉱山の地位は低下し、これを伸銅所、若松炭業所とともに分離することにより、合資会社の持株会社化はほぼ完了した。この過程において連系会社の戦略的自立と管理面における自律が始まり、合資会社本社による統轄システムの見直しが進むこととなった。

㈠　湯川総理事の五年間と昭和恐慌

総理事中田錦吉は、前章「住友合資会社（上）」で述べた通り、大正十四年十月自ら制定した停年規程に従い退職したが、既にその前から健康を害し、病臥中であった。中田は退職後間もなく大正十五年二月六三歳で歿し、続いて三月には、年末からやはり病床にあった家長住友吉左衛門友純もまた六三歳で死去した。さらにこの年の十月には、滋賀県大津市石山に隠棲していた元総理事伊庭貞剛も八〇歳で世を去った。この大正十五年という年は、年末に至って大正天皇

が崩御し、昭和と改元される年となったが、大正十一年末の鈴木馬左也に続く、家長と二人の総理事経験者の死去により、大正時代を通じてまだ色濃く残っていた住友の明治は、ここに終わりを告げたのであった。

総理事の後任に湯川寛吉が選ばれたのは、湯川が合資会社発足(大正十年二月)当初から鈴木、中田とともに業務執行社員を務めていたので、当然のことであった。友純の逝去とともに嫡男厚が第一六代当主となり、吉左衛門を襲名して住友合資会社社長に就任したが、未成年のため代表権・業務執行権を有しなかったので、湯川がその後見人となった。湯川は、昭和三年五月六〇歳の停年を迎えたが、家長未成年のため、停年規程第三条(「住友合資会社(上)」資料1参照)を適用して三年間停年を延長した。その後昭和四年二月家長は成年に達して六月住友吉左衛門友成と改名し、湯川自身もまた貴族院勅選議員に内定したのを機会に、昭和五年八月退職することとなったのである。

友純の死去によって嫡男厚が家督を相続し、社長に就任したので、合資会社の規程上は何等の変更も行われなかった。しかし厚は友純と比較すると実務から遠ざかる度合いが高まった。すなわち厚が昭和四年二月成年に達するまでは、前述の通り総理事湯川寛吉が後見人を務めており、友成(厚)は成人後も昭和十三年まで学習院高等科・京都帝大文学部・同大学院に在学中であったし、卒業後も昭和十四年からは横浜市に常住したので、友純のように大阪本社に出勤して社長の実務に当たることは事実上不可能であった。従って重要案件についての意思決定は、友純の場合は総理事が予め社長の意向を確かめておき、理事会で決議された後その起案に各理事、総理事が捺印した上で、総理事が社長に説明して押捺を得て最終的に決裁されたのに対し、友成(厚)の場合は、総理事が事前或いは事後に社長の了承を取り付けることで、理事会の決議で即決裁されたことになった。これは起案上は従来通り各理事、総理事の捺印を得る必要はあったが、残された数少ない起案によると、昭和五年の住友炭礦設立の起案では、おそらく総理事の指示に基づき、社長欄に捺印の代わりに「了知」と記入されていた。さらに昭和十五年の扶桑海上の社名変更の起案では「事後了承」というゴム印

が使用されるに至っている。

この間日本経済は、昭和二年三月、震災手形法案の審議中に起こった片岡大蔵大臣の失言をきっかけに「金融恐慌」が始まり、三月から四月にかけて休業した銀行は三七行に達し、鈴木商店の破産や台湾銀行、近江銀行さらには十五銀行の休業など大規模な経営破綻が相次いだ。こうした経営不安をかかえた企業・銀行の善後処置が一段落すると、たまたま昭和四年七月民政党の浜口内閣が成立、金輸出解禁のために強力な引き締め政策を推進することとなった。四年八月、湯川総理事は、合資会社職員に対し国策に応じた消費節約を呼びかけると同時に、その住友部内への徹底を図った。

昭和四年八月二十一日

合資会社総理事　湯川　寛吉

拝啓　陳者金輸出解禁問題ハ、我国多年ノ懸案ニ有之候処、現政府ハ確乎タル決心ヲ以テ之ガ実現ヲ期シ、大ニ財政ノ緊縮ヲ断行スルト同時ニ、消費節約ヲ高唱シテ、国民一般ノ協力ヲ求ムル所有之候。惟フニ国民タルモノ、須ラク政党政派ヲ超越シ、皆進ンデ之ニ共鳴スヘキモノト存候。就テハ小生、今回本社職員一同ニ対シ、別紙ノ如キ要旨ヲ以テ、些カ所懐ヲ申述ヘ候ニ付、御参考迄御送付仕候間、御一覧被成下度候。貴下ニ於テハ部下ニ対シ、已ニ平素ヨリ御訓練モ可有之、又或ハ此際新ニ御考案相成候廉モ可有之存候得共、要スルニ住友関係部内ノ者ハ、率先シテ国民協力ノ実ヲ挙クルコトニ致度存候間、何卒可然御考慮被下度願上候。右要件ノミ申述度如此候。　敬具

（別紙）

今日ハ諸君ニ御相談旁オ集リヲ願ツタノデアル。御承知ノ如ク政府ハ近イウチニ是非トモ金ノ輸出解禁ヲ決行シタイトイフ決心ノ下ニ、其準備ヲシナケレバナラヌト言ツテヰル。夫レニハ公私ノ経済ヲ建直サネバナラヌ。我国ハ財政ニ於テモ、私経済ニ於テモ、収支ノバランスヲ整ヘルコト、換言スレバ入ルヲ計ツテ出ヅルヲ制スル事、或ハ

無駄ヲセヌトイフコトニ就テ、近来甚ダ遺憾ノ状態ニアル。仍テ之ヲ是非建直サネバナラヌガ、政府ハ財政ノ緊縮ヲナシ、国民ニ消費ノ節約ヲ奨メ、金解禁ニツキ国民ノ熱心ナル協力ヲ得タイト言ツテ居ルノデアル。（中略）住友ハ御承知ノ如ク、従来政党政派ニ対シテハ厳然トシテ中立ノ態度ヲ採リ来リ、又今日ニ於テモコノ方針ハ少シモ変更セラレテオラヌガ、然シ金解禁ノ断行トイフガ如キコトハ、国家トシテ極メテ重要ナルコトデアリ、又国民ノ経済建直シトイフコトモ極メテ大切ナルコトデアツテ、之等ノ問題ニ就テハ、申迄モナク政党政派ヲ超越シテ、国民ハ何人モ政府ノ政策ニ共鳴シテ、協力セネバナラヌト思フ。仍テ皆様ニ御相談旁々所懐ヲ申述ベル次第デアル。財政ノ緊縮ニ就テハ、私ガ此ニ申述ベル必要ガナイト思フ。コ、ニハ国民ノ協力ニ就テ、オ話致度イ。政府ハ頻リニ消費ノ節約ヲ高唱シテヰル。経済ノ建直シトイフコトヨリ言ヘバ、消費経済ノミニテハ不充分デアル。乍併政府ノ言フ所ハ、金解禁ガ差当ツテノ目的ナレバ、ソノタメニハ消費ノ節約ガ重要ナル意義ヲ有ツテ来ル。即チ国民ノ消費節約ニヨリ輸入ヲ減ジ、物価ヲ引下ゲルコトガ出来ルノデアル。其他産業ノ合理化、勤勉力行等モ凡テ重要デハアルガ、差当リ消費ノ節約ヲ行フガ一番適切デアルトイフ意味ヲ以テ、唱ヘラル、ノデアル。大蔵大臣モ同様ノ事ヲ言ツテヰルヤウデアル。国民トシテ此点ニ協力スルノミナラズ、経済ノ建直シニ深ク意ヲ払フ必要ヲ痛感スルノデアルガ、今日ハ最初ニ先ヅ消費ノ節約トイフコトニツキオ話スルコト、スル。（中略）夫レカラモウ一ツ申上ゲルト、大阪ニ於ケル住友ノ地位トイフ事デアルガ、大阪デハ住友ノスル事ハ良キニツケ悪シキニツケ影響スル所ガ尠クナイ。少々自惚レカモ知レヌガ、兎ニ角往々実見スル所デアル。消費節約ガ叫バレテ来タ当今ニ於テ、住友ガ一致シテ政府ノ政策ニ協力ノ実ヲ示スヤウニナレバ、自然之ニ賛成スル向キモアルト信ズル。皆様ガ此点ニ一種ノ責任ヲ感ジテ下サル事ヲ希望スル。（後略）

これをうけて九月、総務部長川田順は緊縮節約の具体的な申し合わせ事項を社内に通知した。しかしその直後昭和四

年十月、ニューヨーク株式市場の大暴落を契機としてアメリカの景気後退が起こった。この影響は年末には金本位制復帰のため強力な引き締め政策を展開していたわが国経済に現れ始めていたが、政府は予定通り翌五年一月金解禁を断行した。この結果わが国は五月にはニューヨーク商品市況の大幅な下落に追随して絹糸・生糸の暴落が始まり、十月には米の大豊作を背景に米価が大暴落して、農業部門を巻き込んだ「昭和恐慌」と呼ばれる恐慌状態に陥った。このような情勢の下に、八月既に述べたように湯川は、総理事を小倉正恒に譲って退職した。香川修一が挨拶に出向くと、湯川は「若い人こそしっかりやって呉れ。早いもので自分も知らぬ間に二十五年もたって了った。」といつにない肩の荷を下したというような安心が顔に現れて御機嫌がよかったという。(1) 湯川は、その年末貴族院議員に勅選されるが、退職一年後の翌昭和六年八月、六四歳で死去した。

後任の小倉正恒は、大正十四年十月中田が退職した際、草鹿丁卯次郎とともに合資会社の業務執行社員となっており、その後草鹿が停年退職したので、業務執行社員は湯川の他は小倉のみとなっていた。しかし住友銀行専務取締役八代則彦は、小倉より三歳年長で、なおかつ住友部内の席次も上であった。従って湯川が持っていた住友銀行会長のポストをそのまま小倉に譲ると八代の上席となるため、八代の兼任とした。川田順によると、(2)「更迭披露のために、湯川は小倉、八代両者を連れて上京し、先ず浜口内閣の首相はじめ閣僚数人を麻布の住友別邸に招待した。（中略）酒宴に入る前に、湯川はあまり雄弁ならざる挨拶をして『八代は住友銀行の主宰者でありますが、外部に対して住友を代表する者は小倉でございます』と結論した。傍で聴いてゐた私（註、川田）は、湯川さんもずゐぶん苦心して挨拶されたのであらうけれども、あまりにデリケートで、果して浜口さん達に真意がわかつたか否かと、心配した。住友に限らず、いかなる団体でも、総理といふものは内外すべてのことを管掌する最高の責任者であるべき筈で、対外だけの代表者であるべき道理がない。そんなことは知り切つてゐながら、右の如き挨拶をしなければならなかつた処に、智慧者湯川の苦労があつ

た」。なお昭和十三年一月、八代が二度にわたる停年延長の末六五歳で退職するまで、住友部内の席次は引き続き八代が総理事小倉正恒の上にあった。

昭和五年九月、小倉は総理事就任の披露宴で次のように挨拶した。

（前略）扨住友ニ於キマシテハ、従来信用ヲ重シ堅実ヲ旨トスル主義ニヨリマシテ、各般ノ業務ヲ経営シテ来タノデアリマスカ、幸皆様ノ厚キ御同情ニヨリ、先ツ以テ順調ニ発展シ来タノデアリマス。今後私ニ於キマシテモ、此主義方針ヲ益忠実ニ遵守致シ、奮励努力致シマシテ、聊タリトモ国家産業ノ興隆ニ寄与致シタイト祈念シテ居ル次第テ御座イマス。然ルニ現下財界ノ不況ハ実ニ深刻ナルモノデアリマシテ、而モ一向ニ回復ノ見込モ立タナイ様ナ次第デアリマス。従ツテ甚タ険悪ニナツテ参リマシタコトハ、御同様誠ニ深憂ニ堪ヘヌ次第テアリマス。乍併私ハ日本国民ニハ難ニ処シテ益発憤努力スル処ノ健剛性ノアルコトヲ確ク信スルモノテアリマスルカラ、現在ノ此未曾有ノ不況ニ打勝、必スヤ遠カラサル将来ニ於テ、一陽来復ノ日ヲ迎ヘルコトカ出来ルモノト、心窃カニ期待シテ居ルモノテアリマス。（後略）

小倉は八月総理事就任と同時に、既に上級職員（資料12参照）の俸給を、高等職員一〇〇〇～八〇〇円を一〇〇〇～七〇〇円に、一等職員七〇〇～四五〇円を六〇〇～四〇〇円に、二等職員四〇〇～一六〇円を三五〇～一六〇円に、それぞれ減額したが、十月さらに次のような諭達を行った。

現下財界ノ不況ハ、世界的ニ深刻ニシテ真ニ未曾有ノコトナリトス。而シテ内外四囲ノ情勢ヨリセハ、当分其恢復ヲ見ルコト難カルヘシ。我住友ノ諸事業モ亦其影響ヲ免ルルコト能ハス。此ノ不況ニ対シ、今日ニ於テ機宜ノ対策ヲ講セサレハ、各事業ノ堅実ナル進展ヲ期シ難キニ至ルヘシ。此ヲ以テ此際経営ノ万般ニ亘リ、一層緊縮節約ヲ実行スルコト最モ肝要ナリトス。然ルニ現在職員其他ノ諸給与ニ関スル取扱ハ、戦時好況ノ後ヲ受ケ、我諸事業ノ利

潤亦多大ナル時ニ制定セラレタルモノナルヲ以テ、前記ノ趣旨ニ基キ今般之ニ相当ノ変更ヲ加フルニ至レルコト、実ニ已ムヲ得サルトコロナリ。各員ニ於テモ篤ト右ノ事情ヲ諒承シ、此難局ニ処シ、不撓不屈ノ精神ヲ以テ一致協力、一層其職務ニ尽瘁アランコトヲ望ム。

昭和五年十月十日

総理事　小倉　正恒

この諭達に基づき、次のような措置が講ぜられた。

（1）大正九年七月以来、三等職員以下に支給されてきた、臨時手当（本俸の一割）を昭和六年一月から廃止する。

（2）二等職員以上に対する期末賞与を当分の間減額する。

（3）二等職員以上の昭和六年一月の定期昇給を停止する。

かくして年末十二月三十日、昭和六年度の会計見積を審議する理事会において、新規起業はすべて延期されることが決定された。けだし昭和五年度の住友合資会社の決算見込みが赤字に転落し、昭和六年度もまた赤字が続くことが不可避となったからである（「一　業績」参照）。

以下この期間における、規程の改廃、組織改正、人事異動等合資会社の統轄システム上の変化を追いながら、必要に応じ当時の経営の実情にふれることとしたい。

大正十四年十月の総理事交代に伴う人事異動は、既に「住友合資会社（上）」で述べた。

大正十五年　三月、前年七月人事部長松本順吉の別子鉱業所長転出に伴い、常務理事小倉正恒が兼務していた人事部長に理事肥後八次が就いた。五月、住友ビルディング第一期工事（北半分）が完成し、合資会社、銀行、肥料、製銅販売店、林業所が入居した他、日之出生命保険が本社を東京から移して入居し、住友生命保険と改称、連系会社に指定された

第1表　職員数比較表（各年1月1日現在）

（単位：人）

資　　格	大正15年	昭和2年	3　年	4　年	5　年
高等職員	10	9	7	7	9
一等職員	23	31	31	34	33
二等職員	499	609	693	769	921
三等職員	1,603	1,751	1,919	2,015	2,091
四等職員	1,280	1,269	1,146	1,080	1,039
医務職員（四等相当以上）	53	54	58	61	74
学校職員	43	44	46	43	41
嘱託員　（四等相当以上）	23	36	39	44	47
補助職員	717	748	766	749	846
医務職員（補助相当）	14	16	18	21	22
嘱託員　（補助相当）	10	20	26	22	8
小　　計	4,275	4,578	4,749	4,845	5,131
準職員	1,046	1,121	1,187	1,306	1,450
合　　計	5,321	5,708	5,936	6,151	6,581

註：昭和3年7月1日従来の重役を高等職員、一～四等傭員を一～四等職員、補助傭員を補助職員、病院職員を医務職員、準傭員を準職員と改称した。
出典：各年「処務報告書」

（「住友合資会社（上）」の「五㈥　日之出生命保険株式会社の経営の承継」参照）。前年の住友信託・住友坂炭礦の連系会社指定に続く住友生命の連系会社指定の結果、大正十五年の傭員数は著しく増加した（第1表、第2表）。生命では専務国府精一がそのまま主管者となり、さらに会長制をとって湯川総理事が会長に就任した。銀行・信託・倉庫もまた、社長住友吉左衛門友純の死去に伴い社長制を廃して、同じく会長制をとり湯川が就任した。銀行・信託ではこの際専務制をとり、銀行では首席常務取締役八代則彦が、信託では副社長兼常務取締役吉田真一がそれぞれ専務に就任した。

七月、伸銅所は株式会社に移行し、資本金一五〇〇万円（住友合資九〇〇万円全額払込）の住友伸銅鋼管株式会社が設立された（「五㈠　住友伸銅所の住友伸銅鋼管株式会社への移行」参照）。

十月、明治三十九年（一九〇六）以来二〇年間も若松の主管者の地位にあった理事兼若松炭業所所長吉田良春の停年退職に伴い、支配人山本信夫が後任の所長となった。

第２表　合資会社(店部別)・連系会社人員表（各年８月１日現在）

（単位：人）

店部・連系会社	大正15年	昭和２年	３　年	４　年	５　年
合資会社(本社)	273	264	270	270	283
東京支店	—	—	—	11	13
別子鉱業所	570	—	—	—	—
若松炭業所	215	224	—	—	—
札幌鉱業所	29	33	—	—	—
鴻之舞鉱業所	—	—	24	27	27
大煉生鉱業所	8	9	10	9	9
高根鉱業所	5	5	5	5	6
林業所	44	42	44	43	37
製銅販売店	12	13	—	—	—
東京販売店	51	57	61	59	61
横須賀販売店	3	3	3	3	3
名古屋販売店	5	5	5	6	6
神戸販売店	8	9	9	8	7
呉販売店	7	7	6	7	6
博多販売店	6	6	7	6	7
上海洋行・販売店	3	3	4	4	4
大阪住友病院	44	46	49	52	60
住友別子鑛山㈱	—	575	579	511	524
住友九州炭礦㈱	—	—	225	251	—
住友坂炭礦㈱	39	41	66	196	—
住友炭礦㈱	—	—	—	—	459
住友伸銅鋼管㈱	270	274	280	275	279
㈱住友製鋼所	177	187	194	197	205
㈱住友電線製造所	212	222	230	233	241
㈱住友肥料製造所	62	66	75	84	108
㈱住友銀行	2,044	2,067	2,193	2,187	2,197
㈱布哇住友銀行	10	9	9	9	9
シアトル住友銀行	8	8	6	5	5
加州住友銀行	4	5	5	5	5
住友信託㈱	88	135	144	172	180
㈱住友倉庫	310	318	315	327	312
住友生命保険㈱	87	156	134	185	237
㈱住友ビルデイング	5	7	6	6	6
大阪北港㈱	—	10	17	23	26
土佐吉野川水力電氣㈱	—	10	11	15	18
本家詰所	35	33	30	29	30
合　　計	4,634	4,849	5,016	5,220	5,370

註：準職員以下及び兼務者を除く。
出典：各年「住友職員録」から算出。

同月、社則編纂の常任委員が任命され、社則改正に拍車がかかった。社則編纂の経緯については、「㈡　社則の制定」で改めて詳述したい。

十一月、明治三十三年以来各店部・連系会社から提出されてきた処務報告書が、合資会社で編集されることとなった（資料1）。

同月、合資会社の事務章程が改正され、当初大阪築港の繋船桟橋工事のため設置された臨時土木課（「住友総本店(下)」の「一㈠　店部の新設・改組」参照）についてはその工事が終了したこと、また宮崎県耳川の水力発電工事のために設置された臨時電気課については工事が九州送電株式会社に移管されたため、いずれも廃止されて代わりに工作課が置かれ、建築課建築係と工務係がそれぞれ独立して建築課、工務課となった（資料2）。これに伴う人事異動は、建築課長日高胖はそのままで、建築係長竹腰健造が工作課長に、工務係長最首（さいしゅ）一治（T2東京高商、Tは大正の略、以下同じ）が工務課長になった。工作部は他に例をみない直営工事のために、一〇〇名をこえる陣容をかかえていたが、不況のために店部・連系会社の直営工事が減少すると、人員整理を余儀なくされ、さらにその存在自体が問題とされるに至るのである(3)。

十二月二十五日、昭和と改元されたが僅か七日間で昭和二年を迎えた。

昭和二年　二月、合資会社理事草鹿丁卯次郎が停年退職したため、住友倉庫では前年一月既に常務取締役となっていた山本五郎がそのまま主管者となった。また日米板硝子常務森源之助がイソライト工業株式会社（甥の吉岡藤作京大教授が有望とした石川県能登半島で豊富に産出する珪藻土を利用した断熱材の起業化、昭和十六年四月日本板硝子資本参加）を創立のため辞任し、後任に取締役大石公平が昇格した。四月、大阪北港の草鹿の後任の常務には製銅販売店支配人田島房太郎（M40東大法、Mは明治の略、以下同じ）が転出し、大阪北港の住友の持株が増大し六〇％を超えたため、同社は連系会社に指定された（「五(二)　大阪北港株式会社の連系会社指定」参照）。田島の後任の製銅販売店支配人には、小山九一（M40東京高商、

住友伸銅鋼管支配人）が起用された。

六月、明治二十四年制定の監査規程が廃止され、新たに監査及検査規程が制定された。その詳細は「㈡　社則の制定」で検討することとしたい。この規程改正は、合資会社事務章程の改正と連動していた（資料3）。すなわち監査部が廃止され、検査役、検査役補及び検査役附属員が置かれた。監査第一課長井上筆次郎と第二課長外山一郎がいずれも検査役になり、さらに山内孫太郎（M40神戸高商、検査役補）と中田直三郎（M45東京高商専攻部、製鋼所副支配人兼経理部長）の二名が追加された。この事務章程改正でその他に、人事部第一課を人事課、第二課を労働課と改称した。第一課長田中良雄が人事課長に、第二課長津田秀栄が労働課長に横すべりした。

人事課長田中良雄は、大正十三年人事部第一課長に就任以来、増加する新入職員の研修の必要性を痛感し、各店部・連系会社とも協議を重ねていたが、昭和二年三月「合資会社実習内規」を制定し（資料4）、各店部・連系会社に対しても本社に準じてそれぞれ実習内規を制定するよう求めた。この実習内規は、後に昭和十六年三月社則「職員実習規程」として制定されることになるのである。この起案の備考欄において、内規制定の事情が次のように述べられている。

本社ニ於テハ、学校卒業後直ニ三、四等職員ニ任用セラレタル者ニ対シテハ昭和二年来、「住友ノ職員タルノ人格識見ヲ涵養シ、併セテ実務ヲ習得スルタメ」実習ヲ行ヒ来レリ。実習ハ、住友ノ歴史、伝統精神其ノ他ノ訓話、住友及市内一般ノ工場施設等ノ見学及実務（事務及技術、本社ニ於テハ技術実習ハ行ハス）ノ講習等ヲ主タル内容トシ、各所期ノ効果ヲ挙ゲ来レリ。

其ノ後漸次店部・連系会社ニ於テモ之ニ倣ヒ、或ハ各自ノ実習内規ノモトニ、或ハ必要ニ依リ他店部・連系会社ニ委託シテ実習スルニ到リタリ。（実習内規ヲ有スル店部九、連系会社一一社）。

この結果製鋼所、伸銅所、電線製造所の在阪三工場を皮切りに信託、倉庫、生命保険で昭和二年入社の職員から実習

が開始され、その他の店部においては、とりあえず本社及び東京販売店で試験的に実施された。田中良雄は人事課長として自ら住友の歴史、伝統精神について訓話した。これらは田中良雄が昭和十年人事部長専任となった後は総務部長の担当となり、自らは後に『職業と人生』『私の人生観』等として上梓された処世訓や人生観を述べたが、第二次大戦後住友本社が解散して後は、これらを基に各連系会社から新人研修の講師として招かれることが多かった。本社の実習は昭和二年の実績に基づき翌三年入社の人事部労働課(六か月の事務実習後に配属された)大谷一雄(京大法、のち本社労働課長、住友化学社長)、総務部庶務課文書係津田久(東大法、のち本社鉱山課長・人事課長、住友商事社長)、経理部商工課佐藤俊雄(東大経、のち本社企画課長兼査業課長、住友商事副社長)等から本格的なものとなった。

田中良雄の後任として、昭和十年一月本社人事課長となった香川修一は、住友の職員採用方針について次のように述べている。(4)

> 先だって脇村先生(註、義太郎東大名誉教授)の著作集を拝見していると、「住友の人々」(註、第二巻二四二頁)のところで特に印象に残ったのは、住友は戦後どうしてあのように三井、三菱を凌ぐような力が出来たかという原因として、外部から鈴木(註、馬左也総理事)さんは偉い人を呼んで来たと名前まで挙げて書いておられる。確かにそれにも一理はありますけれど、大切なことで抜けているのは人材を一応本社に採用して、本社から各連系会社へ配分をしたこと、そして給与はどの事業所に行ってももうかる店部へ行こうが、もうからない事業所へ行こうが同じように昇給するし、賞与ももらえるという、そういう統一ができていたということですね。これは私は住友の大きな発展の基だと思うのです。
>
> ですから今の各連系会社の幹部でも、一社だけに居ってそこだけで育ったという人は、割合少ないのです。皆本社に採用されて、どこかから転勤してきたとか、或はその後応召ということもありましたが、応召の後に帰ってから

配分したとか、いうわけで先輩からそういう方針でありますから、終戦後に人を配分する場合でも皆ができるだけ仲よく相談をして、余り取りあいだとか、押しつけあいだとか、そういうことをしなくて済んだわけですね。それから戦時中で忙しくなってきた会社に対し、銀行から人を出すのでも（註、この場合直に発令するのではなく、次に述べる神田勇吉によれば、一度本社の商工課乃至鉱山課に転勤させ、三か月間実習を行ってから発令した）、給与は大体同じぐらいですから、転勤が容易にできたのですね。もしこれが給与が違ってますと、なかなか簡単に転勤ができないのですね。そういう意味で適材適所といいますか、或る場合には銀行では非常に不向きだったけれども、他の店部へ行ったら非常に発展したとかいうことがあります。

このような見方は、香川修一のような人事関係者だけでなく、昭和十六年当時本社経理部次長兼商工課長であった神田勇吉（T10東大法、のち安東軽金属専務・住友化学取締役）も次のように述べている。(5)

十六年頃であったと思うが、戦争の始まる前、江戸英雄氏（註、三井総元方総務部長代理、当時「三井本社」の設立が検討されていた。のち三井不動産社長）が河井（註、昇三郎、当時住友本社監事、のち常務理事）さんのところにやってきて、住友というところは連系会社に対してよく統制をとっておられるが、その秘訣は何かという質問があった。河井さんは私に君ひとつ会って説明してあげてくれと云われた。私は午前から午後へかけて社則の説明をしたりしたが、その前に、江戸さん、社則にはこういう風に定めてあるが、根本は何かといえば、住友連系会社に行っている人間は、自分は住友化学の社員だとか、住友金属の社員だとか思っていない。自分は住友の社員だと思っているのだ。いつどこへ転勤するかわからないのだ。各人がこういう気持でおるから、兄弟会社同志で喧嘩しても、そのうちに自分が相手のところへ行くかもしれないという観念を、云わず語らずのうちに皆が持っている。だから兄弟同志皆仲がいいのだ。いつ本社に帰って来るかもわからない。だから本社のいうこともきく。これが根本であって規則で

取りきめることは、むしろ枝葉末節であると説明したものです。

さて昭和二年六月の前記事務章程改正により、経理部では、第一課・第二課を併せて鉱山課、第三課・第四課を併せて商工課とし、第一課長本郷松太郎が鉱山課長(第二課長山村亀太郎は技師)、第三課長兼第四課長小畑忠良が商工課長となった。

経理部の主要業務は、既に「住友合資会社(上)」において日之出生命の買収や住友信託の設立の際述べたように、合資会社の新規起業について特命調査を行い、その結果を起案にまとめて理事会の決裁を得ることであった。例えば今回の異動により第一課兼第三課から鉱山課兼商工課勤務となった香川修一は、昭和五年七月後に述べる石川県尾小屋鉱山の買収に当たり(「七(三)　住友別子鉱業所の住友別子鑛山株式会社への移行」参照)、調査のため鉱山課長続虎に随行して、技師長(経理部勤務)であった近藤宏太郎、荒川英二とともに現地に出張し、帰任後売買契約書案を作成している。特命調査はそれほど頻繁にあるわけではないので、経理部の日常業務は連系会社の管理である。大正十一年入社し経理部第三課に配属され、その後第四課主査を経て、今回の異動で商工課勤務となった大沢忠蔵(T11東京商大専攻、本社商工課長、日本電気経理部長・資材部長、のち住友商事参与)は次のように述べている。(6)

私は大正十一年六月に合資会社に入った。当時経理部は一課から四課まであり、第三課長の大屋敦さんの下に製造店部係と販売店部係とがあり、私はその製造店部係に入った。係長は小畑忠良さんであった。経理部の仕事は、年末に会計見積を出させて一年間の予算の枠を定める。翌年になり支出をいよいよ実際に出すときには伺が連系会社から出る。これは固定財産支出(一回限り支払えば済んでしまうもの、土地購入など)と起業支出(或期間にわたって継続して支出のあるもの、工場建設など)に分かれていた。

私は製鋼所の担当で、製鋼所から伺が出ると、その内容を聞きに行き、本社に帰って起案を作り、小畑係長を通じ、

大屋課長（註、大正十四年経理部長）、常務理事（註、小倉正恒経理部長兼務）、或は総理事まで仰裁し、決裁を得ると、製鋼所に承認通知を出すというのが仕事であった。

また大沢忠蔵の上司で今回の異動で商工課長となった小畑忠良も商工課の業務について次のように説明している。(7)

その頃は中央集権で、本社の工場に対する統制が厳しかったから、人事は勿論、損益・生産や起業計画はすべて本社の承認を得なければならなかった。製造工場は本社中心で、工場の支配人でも本社の課長や係長には皆調子を合わしていた。工場からは生産高・販売高・損益・収支などが週報・月報として送られてくる。製造店部係では、それを黒帳（註、表紙が黒い帳簿）というのに付けて集計する。年末には来年の見積が、各工場から本社に提出される。私たちはその予算を審査し、役員会にかける、いつも押し詰まった時で年末ぎりぎりまで忙しかった。

これらの説明で明らかなように、連系会社にとって新規起業を進める場合、まず計画自体について合資会社（窓口経理部）の承認を取り付けておく必要があった。後述の肥料製造所の窒素工場増設の場合のように、もし起業計画が緊急を要する場合は、翌年の予算を待たず、その年度の予算の変更もあり得た。この連系会社の起業計画に対する合資会社の承認を巡って、当時製鋼所常務であった川田順はのちに次のように述べている。(8)

住友に事業の内容が判っている幹部がいなかった。中央集権もよい。しかし合資会社は人事だけをやればよい。事業の内容・製品にまで関与しようとする。全然判らない幹部がそのような干渉をするので、製鋼所のように他所が儲けるところで儲けない。儲けるべき時期に儲けない。私は思うのだが、企業は儲かる時に儲けなければならない。そしてその利益を幹部が私腹を肥やしたり、悪いことに遣ったりしないで、設備拡張なり、新設なり、良い方面に使えばよいのだ。

合資会社の承認が得られなければ動きのとれない連系会社から、このような批判が出るのは当然であり、既に述べた

経理部と連系会社との間の人的交流は、こうした経理部の統制を円滑ならしめるためにとられたひとつの方策であったということもできる。しかしこのような交流の対象は、経理部に勤務する少数の技師長・技師を除けば、事務職員に限られ、他方各連系会社にはそれぞれ固有の技術者達がいて、新規起業の担い手となっていた。従って連系会社の内部においても、新規起業に関して事務職員と技術者達との認識の相違が生じており、例えば前述のような発言をした川田順自身も製鋼所の内部においては技術者の側からみれば必ずしも彼らの推進する新規起業に理解があったとはみられていなかった。大正十一年に川田順と共に製鋼所へ移り、大正十四年には主管者の常務となった加藤栄(M34京大工・機)は次のように述べている。(9)

私は製鋼所へ移って後、工場の根本的改善を計画した。伸銅所の方は桜島に新工場を建設したので、製鋼所の旧式さが一層目立った。製鋼所の方は明治四十年の建設のもので、何から何まで非合理的なものであった。(中略)しかもそのような改善は、今のように不況に困る時に、即ち多忙でない時にやらなければならぬと主張した。しかしこれは目先だけの経理関係者、事務屋に妨げられてついに着手できなかった。

合資会社はこうした合資会社と連系会社、或いは連系会社内部における摩擦を最小限に抑えるため、発足当初常務理事小倉正恒が経理部長を兼務した後は、大屋敦(M43東大工・電)と山本信夫(M40京大工・機)という技術者を経理部長に起用するとともに、連系会社の主管者も次第に技術者が占めるようになった。巻末付表の連系会社・特定関係会社主管者の中でも技術者は、製鋼・加藤栄(前述)及び荒木宏(M38東大工・機)、電線・秋山武三郎(M32東大工・電)、板硝子・大石公平(M45東大工・電)、炭礦・小川良平(M43東大工・採鉱冶金)、山本信夫(前述)、伸銅・古田俊之助(M43東大工・採鉱冶金)、別子白井定民(M33東大工・土木)、肥料・土佐・吉田貞吉(M40京大工・電)の多きを数えるのである。このうち秋山武三郎は昭和五年に技術者として初めて理事に就任した。

このような技術者の主管者について、川田順は「各社の経営は、これら技術者によって、大体に於いて過誤なく行われ、順調に発展して行った。これらの技術家重役等は、いずれも本社の統制に従順で、つまらぬ横車を押す人間は、先ず見当たらなかった」と述べているが[10]、これは合資会社からみた理想の技術者像であって、このような技術者でなければ主管者にはなり得なかったし、なったとしてもその地位に留まり得なかったであろう。例えば上記主管者の中でも、日本板硝子の大石公平は、その後昭和十三年に住友本社経理部と衝突して辞任したことは既に述べた通りである（「住友合資会社（上）」の「五㈠　日米板硝子株式会社の経営の承継」参照）。

合資会社（経理部）と連系会社（技術者）との対立は、特にこの時期のような不況期では、前者の短期的利益の確保と後者の長期的利益の追求という形で一層顕著となった。例えば「住友合資会社（上）」の「五㈤　住友肥料製造所の株式会社への移行」で述べたように、肥料製造所は昭和五年下期に無配に転落したが、競争力強化のためにこの年末に完成したばかりの窒素工場の増設が直ちに必要となった。このため常務山本信夫は、新規起業がすべて停止されている中で「山本の日参」と称せられるに至ったほど、経理部長大屋敦と交渉を重ね、ようやく六年末にその承認を得ることができた。このように両者の対立は、合資会社として限られた資金を如何に有効に配分するかという問題に帰着すると思われるので、「三　投資活動」及び「四　資金調達」の項で改めて検討することとしたい。

庶務課では内事係を庶務係と改め、雑務係を廃して、その業務を文書係に移管した。

この他係長・主査を廃してすべて課員とした。事前にこれを聞いた香川修一は「早晩主査になろうとする僕の期待利益は消滅した。それよりも従来係長・主査であった人は皆無位無官になることとなる」と日記に記し、後年「これが残っておれば、例えば山口誓子（T15東大法、当時人事部労働課）など平課員で終わることもなかったんですがね」と述べた[11]。

経理部四課制や係長・主査制は、いずれも合資会社設立時に当時の鈴木総理事の強い主張で実施されたものであり、

鈴木がその後も引き続き総理事の職に留まっていれば機能し得たであろうが、鈴木の死後実際の業務に比し機構が過大であった嫌いもあり、実際には兼務者を多用して運用されていたように思われる(第3表及び「住友合資会社(上)」第3表)。後者について資料3には特に「備考(二)、係長及主査ヲ廃止ス」として次のような解説が付されている。

(イ)係長及主査ハ、之ヲ置キテ各課各係及其内部ニ於テ分掌ト責任ヲ明ニセントノ趣意ニ基クモノナルモ、主査ハ課ニモアリ、係ニモアリテ而モ其意味モ色々ニテ、或ハ其分掌ヲ明ニセンガ為メノモノタルコトアリ、或ハ係長・課長ニ次グノ地位タルガ如キコトアルモ、畢竟名称ヲ与フルニ過ギザルノ観アリ。

(ロ)然レトモ本社各課係ノ組織人員ニ於テハ、此分掌ト責任ヲ明スル点ニ付テハ、各課長ガ課係内ノ首席者又ハ其他適当ナルモノヲ指定シテ之ヲ明ニスルコトヲ得ベク、一方係長・主査アルガ為メニ却テ各分担ノ事務明白ニ失シ、適当ノモノニ適当ノ仕事ヲヤラシムルノ弾力性ヲ欠ギ、不便ヲ感ズルコトモ之有、又此地位アルガ為メニ之ニ任命セザル為メ係員ノ不平ノ種子トナルベキ虞モアリ、人事部ニ於テモ任命等ニツキ困リ居ル実情ナリ。

(ハ)係長・主査ヲ廃止シテ課長ノ指定ニテ適当ノ課員ヲシテ適当ノ事務分掌ト責任ヲ明定セントノ本改正案ノ趣旨ヲ達成センガ為メニハ、各課長ハ責任ト果断トヲ以テ、多少憎マレ役トナルトモ自ラ進ンデ、地位・年輩・席次等ニ拘ハラズ、適当ノ者ヲシテ適当ナル仕事ヲ分担セシムル必要アルモノナリ。従テ本案決才ノ上ハ、各部長ヨリ各課長ニ本案趣旨ヲ徹底スル様御話願度キモノナリ。

七月、別子鉱業所が分離独立し、住友別子鑛山株式会社が設立された(「五(三)　住友別子鉱業所の住友別子鑛山株式会社への移行」参照)。この時別子鉱業所付属の発電所を、大正八年設立されながら休眠状態にあった土佐吉野川水力電氣株式会社に移管し、同社は改めて連系会社に指定された(「五(四)　土佐吉野川水力電氣株式会社の連系会社指定」参照)。

九月、信託専務吉田真一は、伊庭貞剛にならってか、五七歳の誕生日を前に勇退した。湯川総理事は、信託会長のポ

第３表　合資会社本社部課別人員表（各年８月１日現在）

（単位：人）

部課・役職	大正15年	昭和２年	３　年	４　年	５　年
総理事	1	1	1	1	1
理事	6	4	2	2	8
監事	—	—	1	1	1(1)
検査	—	7	8	10	10
秘書	2	3	4	3	2
人事部	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)
第一課	13	—	—	—	—
第二課	1	—	—	—	—
労務係	5(1)	—	—	—	—
施設係	7	—	—	—	—
人事課	—	16(4)	16(3)	15(1)	16(2)
労働課	—	13(1)	11(1)	12(1)	10
経理部	2	3	5	5	5
第一課	4	—	—	—	—
金属山店部係	5(1)	—	—	—	—
石炭店部係	3(1)	—	—	—	—
第二課	4(2)	—	—	—	—
第三課	4(1)	—	—	—	—
製造店部係	7(1)	—	—	—	—
販売店部係	4(1)	—	—	—	—
第四課	6(1)	—	—	—	—
鉱山課	—	10	12	11	13
商工課	—	21(2)	20(2)	19(2)	23(2)
総務部	1	1	1	1	1(1)
庶務課	2(1)	2(2)	1	1	1
内事係	11	—	—	—	—
庶務係	—	10	11	12	13
文書係	16(4)	16(3)	14(2)	13(2)	13(2)
雑務係	5(2)	—	—	—	—
守　衛	23	23	23	23	27
会計課	2	2(1)	2(1)	2(1)	2(1)
主計係	4	5	4	4	4
計算係	11	9	9	9	9
出納係	7	6(1)	7(1)	5	7
用度係	2	3	3	3	2
地所課	9	10	13(2)	15(3)	15(3)
工作部	4(1)	4(1)	3	2	2
建築課	6(2)	—	—	—	—
建築係	64(4)	—	—	—	—
工務係	29(8)	—	—	—	—
臨時土木課	12(5)	—	—	—	—
臨時電気課	12(1)	—	—	—	—
建築課	—	64(3)	64(3)	62(3)	60(3)
工務課	—	20(1)	19(1)	19(1)	19(1)
工作課	—	20(2)	21(3)	20(2)	20(2)
監査部	—	—	—	—	—
第一課	3	—	—	—	—
第二課	3	—	—	—	—
所属未定(出向・留学・実習)	10	12	14	16	17
合　　計	273	264	270	270	283

註：準職員以下を除く。括弧内は兼務者の内数。他店部を兼務する者は含まない。
出典：各年「住友職員録」から算出。

ストを吉田に譲ってこれに報いた。後任の信託専務には、銀行常務の今村幸男が転出し主管者となった。

昭和三年に入ると、三月札幌鉱業所が廃止され、唐松炭坑は住友坂炭礦へ経営委託された。そして鴻之舞鉱山が、鉱量増加と製錬能力の増大によって次第に軌道に乗り始めたことにより、鴻之舞鉱業所として独立した(12)(支配人小池宝三郎)。札幌鉱業所支配人兼住友坂炭礦常務近藤宏太郎は合資会社技師長へ転出し、住友坂炭礦常務には取締役片井虎次郎(M41京大工・採鉱冶金)が昇格した。

四月、合資会社には総本店から引き続き不時の災厄に備えるため、遠計口、貯蓄口、積立口の三種の積立金が設けられていたが(「住友総本店(中)」註(9)参照)、これらを一本化して本社特別財産規程が制定された。この詳細は「(二)　社則の制定」に譲る。同月合資会社総務部長野草省三が急逝し、取りあえず経理部長大屋敦が総務部長を兼務したが、五月合資会社理事兼工作部長兼林業所長本荘熊次郎の停年退職を待って、前年六月監査及検査規程制定後も依然として空席のままとなっていた監事に理事松本順吉をあて、以下次のような人事異動が発令された。

総務部長　川田　順(製鋼所常務)
庶務課長　加納　純一(T8東大法、三菱鉱業、T10住友入社、総務部庶務課庶務係兼文書係、のち生命常務・社長)
検査役　田中　弥太郎(総務部会計課長)
会計課長　続　虓(伸銅鋼管副支配人兼購買課長兼庶務課長)
工作部長　日高　胖(工作部技師兼建築課長)
技師長兼建築課長　長谷部　鋭吉(M42東大工・建築、技師長)
ビルデイング常務　川田　順兼務
製鋼所常務　荒木　宏(M38東大工・機、山陽鉄道・鉄道省、T15住友入社、製鋼所取締役兼支配人)

七月、大正十年の合資会社設立以来懸案とされてきた社則がようやく制定された。この詳細は「㈡　社則の制定」で述べることとする。

同月、若松炭業所が分離独立して、住友九州炭礦株式会社が設立され、連系会社に指定された（「五㈤　住友若松炭業所の住友九州炭礦株式会社への移行」参照）。また住友別子鑛山に大阪支店が設置されたため、製銅販売店が廃止され（製銅販売店支配人小山九一が大阪支店長に横すべりした）、明治四年神戸出店の設置以来続いてきた製銅の販売は、製錬と一本化された。[13]

八月、住友伸銅鋼管取締役古田俊之助は常務に昇格、十月同社常務山中柴吉が停年となると代わって主管者となった。

十一月、東京販売店経理課調査係を独立させて、合資会社東京支店（支店長矢島富造、東京販売店支配人兼務）が設置された（資料5）。

十二月、合資会社は北海道鉱業から奔別、歌志内、新歌志内、奈井江の各炭坑を買収、翌四年一月前年三月に経営を委託した唐松炭坑と共に、これらを住友坂炭礦へ譲渡した（「住友合資会社（上）」の「五㈣　坂炭礦株式会社の経営の承継」参照）。

昭和四年　一月早々、これに伴う次のような人事異動が発令された。

住友坂炭礦支配人　本郷　松太郎（経理部鉱山課長）
鉱山課長　続　虓（総務部会計課長）
会計課長　中田　直三郎（検査役）
検査役　川村　敏雄（M45東京高商、住友坂炭礦支配人）

十二月、肥料製造所常務日高直次が停年退職を控えて、山本信夫（住友九州炭礦常務）に代わった。同時に会長小倉正恒も湯川寛吉に交代した。この人事の経緯は、既に「住友合資会社（上）」の「五㈤　住友肥料製造所の株式会社への移行」で述べた。住友九州炭礦の常務には取締役小川良平が昇格し、主管者となった。

同月、合資会社の事務章程が改正され、総理事及び理事の命を受け、特定の業務に従事する参事が置かれた(資料6)。

昭和五年 二月、住友別子鑛山は専務制をとり、主管者の常務鷲尾勘解治が専務に就任した。

同月住友別子鑛山支配人兼大阪支店長小山九一は合資会社勤務となり、三月扶桑海上火災保険へ出向、専務取締役に就任、同社は事実上住友の傘下に入った(「五(七)　扶桑海上火災保険株式会社の経営の承継」参照)。

四月、住友坂炭礦と住友九州炭礦が合併し、住友炭礦株式会社が発足した。その直前住友坂炭礦常務片井虎次郎が急逝したため、住友九州炭礦の常務小川良平がそのまま住友炭礦の常務すなわち主管者となった(「五(六)　住友坂炭礦と住友九州炭礦の合併による住友炭礦株式会社の発足」参照)。

住友炭礦が発足し、合資会社の持株会社化がほぼ完了した四月末に開催された主管者協議会において、本社庶務課長加納純一は「主管者協議会存続の要否ニ関スル件」という議題を提出し、次のように提案理由を説明した。

毎年年一回各店部連系会社主管者ノ会合ヲ煩シ、重要問題ニ付協議又ハ懇談ヲ為スコトハ、勿論意義深キ制度ニシテ、将来トモ之ガ存続ヲ希望スル次第ナレドモ、翻ツテ其ノ実際ヲ観ルニ、各種業態ヲ異ニスル各部間ニ於テ、議題トシテ討議スベキ共通ノ問題少ク、従テ各部ヨリ提出セラル、議題ハ、年々減少シ、最近ニ至リテハ殆ンド二三題ニ限ラル、実情ニ在リ。又通信交通ノ発達セル今日ニ在リテハ、遠隔ノ地ニ在ル主管者モ時々上阪ノ機会アリ。重要ナル問題ハ、主管者会議ノ開催ヲ待タズ、随時本社ニ提議シテ其ノ実行ヲ図ル方、却テ便宜ナルガ如キ事情モナキニアラズ。因テ従来ノ制度ニ依ル主管者協議会ハ、漸次其ノ必要ヲ失フガ如クニモ観察セラレ、寧ロ之ヲ全廃スルカ、又ハ隔年ニスルカ、乃至ハ之ニ代フルニ業態ノ相似タル各部ノミノ主管者ノ打合会、又ハ或ル事項ニ関スル専門担当者ノ打合会ヲ開催スル方、却テ実効多カルベシトノ意見モアリ。旁々之ガ可否得失ニ付、腹蔵ナキ意見ヲ交換シタシ。

これに対し次のような賛否両論があった。

存置論ノ理由

一、住友各店部連系会社ガ、相協力シテ一体トシテ活動スル以上、立前トシテ当然主管者協議会ノ如キ制度アリテ各主管者ガ定期ニ一堂ニ会シ、協議懇談ヲ為ス機会ヲ有スベキモノニアラズヤ。

二、住友内ニ於ケル各店部共通ノ問題（人事、会計等）アルヲ以テ、主管者協議会ノ如キ機会ニ、広ク各部ノ意見ヲ徴シテ、解決シ得ル便宜アリ。殊ニ全般共通ノ問題ヲ一店部ヨリ進ンデ提案スルコトハ、平素ハ相当困難ナレドモ、主管者協議会議題トシテノ提出ハ比較的容易ナリ。

三、遠隔ノ地ニ在ル主管者ハ、自然本社ニ出頭ノ機会ニ乏シキヲ以テ、主管者協議会ノ開催ハ上阪ノ好機会ニシテ、之ヲ以テ本社各部課トノ意思ヲ疎通シ、並ニ書面ヲ以テ打合セ難キ種々ノ事項ヲ打合スコトヲ得。

四、各店部主管者ト本社トノ意思疎通ハ、主管者協議会ナクトモ或ハ為シ得ベシト雖モ、各店部連系会社間相互ノ意思疎通ハ、平素極メテ困難ニシテ、主管者協議会ハ其ノ良キ機会ナリ。

五、大正二年以来年々開催シテ相当効果ヲ収メタル主管者協議会ヲ、単ニ議題減少ノ理由ノミニテ廃止スルハ、残リ惜シキ感ジモアリ、多少方法ニ改正ヲ加ヘテモ存続ノコト、致度シ。

無用論ノ理由

一、住友ノ事業モ其ノ種類愈々増加シ、事業形態モ多種多様トナレルニ伴ヒ、事業全般ニ通ズル一般共通的ナル問題漸次減少セルコト。加之従来旧家法ノ下ニアツテ種々取扱上不明ナル点多カリシ問題ハ、社則改正ニヨリ略闡明セラレタルヲ以テ、討議スヘキ議題極メテ僅少トナレルコト。

二、主管者会議ニ於テ各店部間意思ノ疎通ヲ計ラントスルモ、最初ノ主管者会議ニ於ケル如ク拾名内外ノ出席者ナ

ル場合ニ於テハソノ目的ヲ達スルニ効アラン。然レ共現在ノ如ク六十数名ノ多数ノ会議トナル時ハ、相互ニ懇談スルトイフガ如キハ事実困難ナルコト。

三、遠隔ノ地ニアル主管者上阪ノ機会ヲ得テ、本社各部課ト意思ノ疎通ヲ計ル機会トナルハ勿論ナリト雖、交通機関ノ発達ハ自然上阪ヲ容易ナラシムルノミナラズ、主管者会議以外ニ上阪ノ機会増加シツツアリ。例ヘバ労務者打合会、販売関係者打合会、会計会議等ノ機会を利用スルコトヲ得ルコト。

四、各店部連系会社間相互ノ意思疎通ノ機ヲ得トイフモ、之ニ期待セラル、程度ノ意思ノ疎通ハ他ニ方法アリ。在阪店部トソレ以外ノ店部トノ関係ナラバ、必ズシモ全部同時ニ集ルコトヲ要セズ。遠隔ノ店部同志ノ関係ナラバ、前記専門的打合会ヲ同期ニ開催スルコト、セバ、必ズシモ主管者会議ヲ必要トセザルベシ。事実住友事業ノ拡大、内容ノ充実ニ伴ヒ、専門的打合会開会ノ要求ハ必然的ニシテ、漸次其数ヲ増スニ至ル傾向ニアリ。

五、之ヲ要スルニ共通議題ノ減少ト出席者ノ増加ト而シテ専門的打合会ノ増加トハ、敢テ主管者会議ヲ開催セズトモソノ目的ヲ達スルコトヲ得ベシ。

この結果最後に常務理事小倉正恒は「要スルニオ集リヲ願フコトニ重キヲオカレ、バソレデ良イノデ、存続ノ要有リト思フ」と述べて、この問題に決着がつき、以後第二次大戦末期の昭和十八年まで引き続き毎年開催されることになった。

八月、既に述べたように総理事湯川寛吉は退職し、常務理事小倉正恒が総理事（住友合資会社代表社員）となった。常務理事の後任には、総務部長川田順が就任した。また監事松本順吉が理事に返り咲き、業務執行社員となり、監事を兼務した。他に八代則彦（銀行専務）、今村幸男（信託専務）、秋山武三郎（電線常務）、鷲尾勘解治（別子専務）の四名が理事に選任された。他方で総理事小倉正恒が連系各社の会長を兼務したが、銀行だけは小倉より上席の八代専務が会長を兼務したことは既に述べた。これと同時に次のような人事異動が発令された。

人事部長兼務免　肥後　八次（理事兼人事部長兼林業所長）
常務理事兼人事部長　川田　順（総務部長）
総務部長兼務　大屋　敦（経理部長）

同月、住友ビルディング第二期工事（南半分）が完成し、合資会社・連系各社の入居の再配置が行われ、翌年にかけて新たに海上・板硝子・信託が移転した（「住友合資会社（上）」の「五㈢　株式会社住友ビルディングの設立」参照）。

十月、これまで週二回開催されてきた合資会社理事会を月一回（第一月曜日午後二時）とし、かつ議題の整理を行うこととした（資料7）。また連系会社の定例取締役会もこれに合わせて月一回の開催とされた（資料8）。理事の増員と業務の拡大によって、これまでのような頻繁な開催は、事実上不可能になったものと思われる。

十二月、理事兼林業所長肥後八次が退職した。まだ五五歳で高等職員の停年（六〇歳）まで年数があったが、不況のため高齢者・高給者に対する勇退勧告が始まっており、その一環とみられる。

㈡　社則の制定

「住友合資会社の設立」の「三㈡　合資会社の組織と人事」で述べたように、大正十年五月「家法」の名称を廃止し、家法中の諸規程がそれぞれ単行規程とされた。そして大正十二年六月、総務部庶務課文書係で社則編纂の作業が開始されたが、香川修一によると、「安井（註、冨士三、T9東大経、当時人事部第二課施設係主査、のち鑛業常務、安井曾太郎実弟）さん、日比（註、文雄、T11東大経、当時経理部第四課主査、のち本社地所課長・大阪建物社長）さん、加納（註、純一、当時総務部庶務課内事係主査兼文書係主査）さんが一緒になって、週何回か集まって改正のことを議しておられたが、野草総務部長兼庶務課長から、こんなことでは何時できるかわからんから、専門委員を設けて早急に解決しようではないかという案が出

て、各課から専門委員を出すことになったのです。」(14)

かくして大正十五年十月、社則編纂に当たる常任委員が任命されたのである。野草が委員長となり、副委員長中川路貞治(T8東大法、当時総務部庶務課文書係長、のち金属常務・専務・大阪チタニウム製造社長)、委員は第一部(人事関係)が平塚正俊(T12東大法、当時文書係主査、のち金属副社長)及び飯田好文(T4京大法、当時人事部第一課主査、のち神戸販売店支配人・住友多木化学常務)、第二部(経理関係)が藤岡泰蔵(T10東京商大専攻部、当時総務部会計課計算係主査、のち生命東海事業部長兼名古屋支社長)及び前記香川修一であった。

作業は、従来の「家法及諸規則類纂」に収録されていた諸規程の全般的な見直しから始められたが、急を要するものが優先された。

1　監査及検査規程

住友の監査制度は、明治二十三年公布された日本最初の商法に倣って制定された「監査規則」に始まるが、制度として確立したのは、明治三十二年日銀計算局長を退職した藤尾録郎を新たに設置した専務監査員兼監査課主任として迎えてからであった。藤尾録郎は国立銀行を監査した豊富な経験を生かして、業務監査と会計監査の双方に精通し、報告書を作成して直接家長に提出していた。しかし藤尾録郎は明治四十三年に病没してしまったので、大正三年業務監査を担当する専務監査員と会計監査を担当する監査課を分離し、専務監査員は空席のまま、監査課は本店支配人の下に置かれた。大正十年合資会社が設立されると、専務監査員は監事と改称されたが依然空席のままで、常務理事の指揮の下に権限を強化された経理部が本来監事の行うべき業務監査的な業務を担当し、監査部は会計監査を担当する形となった。

昭和二年六月、事務章程の改正に伴い従来の監査規程が廃止され、新たに監査及検査規程が制定された(資料9)。社則編纂常任委員会発足以来、半年余でこの規程が制定されたことは、それが如何に急を要するものであったかを物語っ

ている。すなわちこれまで連系会社の監査は合資会社監査部の二乃至三名を連系会社監査役附属兼務として行われてきたが、合資会社発足当初銀行、製鋼、電線の三社にすぎなかった連系会社がその後七社も増加し、社則編纂常任委員会の発足時には一〇社に達していた。これに対し監査体制は、合資会社発足時監査部第一課三名、第二課四名計七名であったのが、大正十四年十月第二課長熊倉四郎の停年退職により一名減となっていた。このため大正十四年十二月、銀行に対する監査役附属の派遣（熊倉の退職により第二課主査から第一課長となった井上筆次郎のみが残っていた）を取りやめ、これをうけて銀行では合資会社の二倍の検査の人員一四名が監査役附属兼務となった。

また監査部の業務分担は、従来第一課が本社、鉱山業、林業、農業、第二課が工業、販売業、銀行業、倉庫業となっていたため、第一課が新居浜へ出張して別子鑛山の監査を行っても、肥料製造所の監査には別途第二課が出張しなければならないという問題も生じていた。この結果監査業務に従事する人員の効率的運用を図るため課制を廃止し、併せて監査部の業務の実態が会計監査に限定されているので、銀行の検査役の業務と同一ではないかという指摘で銀行同様検査役という名称が採用された。なお職員録において、これまで監査部が各部中の末尾にあったのに対し、検査役が理事と各部の間に移されたことをもって（第3表）、監査部長が理事に次ぐ検査役にランクアップされたとする見方があるが[15]、これは秘書役とともに職員録編纂上の便宜的なものであって、そのような事実はない。

このような従来の監査部の行う監査なるものが銀行や信託の検査役が行っている会計検査と何等変わりはないではないかという社則改正編纂委員の指摘に対し、監査部第一課長井上筆次郎は監事と監査部長の関係を図示（略）して、次のように反論している。

今、監事ト部長トノ関係ヲ左ノ如ク分析シテ観察スルニ、監事ノ欠員ヲ前提トシ又欠員ヲ予想シテ規程ヲ作ルハ不可ナリ。今、前表ヲ観察スレバ、監事ト部長トノ関係カ如何ニ不都合千万ナルヤハ、今更説明ヲ要セサルベシ。其

原因ハ根本問題トシテハ、監査部ハ常務理事ニ属シ、監事カ其監査業務執行機関ニアラザルガ為メニシテ、先ズ此根本問題ヲ解決セサレバ、監事其人ヲ得サルノミナラス、此組織ノ下ニハ監査機能ヲ死地ニ陥ラシメ、十分其機能ヲ発揮セシムルコト能ハサルハ、論スル迄モナシ。監事ト部長トヲ常ニ斯ル不円滑ノ組織ノ下ニ置ク規定ヲ作ラントスルハ、絶対ニ賛成シ難シ。若シ常識論ヲ云々スルモノアレバ、寧ロ規定ナキニ宜カズ。

当時合資会社内部においては、監事が空席であっても、経理部が業務監査をカバーし、監査部が会計監査を担当すれば、連系会社を統轄する上で支障はないという立場が有力であり、ただ効率的な運用を図るために、この際監査部を検査役に改め、その業務を会計検査に限定しようという考えであったと思われる。これに対し監査部の立場は監査部が監事と分離されて常務理事に属しているために、本来監査部が行うべき業務監査が行えず、会計監査にも支障を来たしているというものであった。この結果次のように形式上は監事による業務監査と検査役による会計検査とに分離するが、運用上は検査役にもある程度の業務監査を認めることで決着が図られた。事務章程改正の起案は、「備考(二)一、監査部ヲ廃止シ新ニ検査役・検査役補及検査役附属員ヲ設ク」として次のように改正の要点を解説しているが、理事会における湯川総理事の意見として「検査役ノ職務権限ニ関スル見解ハ、本案解釈ヲ以テ可ナリト思フ。事業成蹟査閲ノ程度ハ常務理事之ヲ指示シ、寛厳宜シキヲ得ルヤウ運用ノ妙ヲ発揮センコトヲ希望ス云々」と欄外注記されている。

(イ)事務章程第十条ニヨレバ監査部ト雖モ部長以下全部常務理事ノ指揮監督ニ属シ、会社ノ常務トシテ会計検査ヲ行フヲ主体トスルモノナルガ故ニ、監査部ナル用語ハ適当ニ非ズ。検査ト改称スルヲ適当トス。(註、この間に挿入文あるも付箋脱落のため不明)且現在監査部ノ第一課・第二課ノ分課ハ、経理部ノ分課ニ対応スルモノナルモ、其仕事ノ分量均衡ヲ失スルノミナラズ(保険・信託ノ新事業ト共ニ此均衡ハ益々失シツヽアリ)、一方其分掌明白ナルガ為メニ、同一場所ニ旅行スルモ其近クノ店部ヲ序ニ監査スルヲ得ズ。例バ第一課ガ別子鉱業所ニ監査ニ行キテモ、肥

料ハ第二課ノ分掌ナレバ之ヲ監査セズ、第二課ノモノ更メテ出向スルノ実状ニ有之、旅費ノ浪費トモ相成リ居ル次第ナレバ、此際検査役及検査役補ヲ設ケ、之等ガ常務理事ノ指示ニヨリ地方別及店部別等ニ基キ、各分担ノ検査ニ従事セシメントスルモノナリ。即常務理事ハ随時各検査役ニ其検査スベキ店部及其同行スベキ検査役補・検査役附属員ヲ指定シ以テ検査ノ能率ノ増進ト其伸縮性ヲ達成セントスルモノナリ。

(ロ)検査役ハ検査ニ付テノ当面ノ責任者ニシテ、其同行スル検査役補及附属員ヲ指揮監督スベキモノナリ。検査役補ハ検査役ニ随行シテ其指揮ヲ承ケ、検査ニ従事スルコトモアリ、又検査役事故アルトキ、若クハ常務理事ノ指示ニヨリ独立シテ当面ノ責任者トシテ検査ニ従事スルコトモアルモノナリ。

(ハ)検査役ハ検査ヲ行フモノニシテ監査ヲ行フモノニ非ズ。監査ハ監事之ニ当ルモノナリ。監事ノ監査ハ大体株式会社ノ監査役ノ監査ニ相応スルモノニテ、検査役ノ検査ハ銀行・信託等ノ検査ニ相応スルモノナリ。本案ハ検査役ノ職務権限トシテ「会社ノ業務ニ関スル一切ノ検査ヲ掌理ス」トアルモ、其意味ハ現行監査規程第一条ノ趣旨ト同様、会計検査ヲ主眼トスルモノニテ偶々之ト干聯シタル事業成蹟査閲範囲ニ触ル、コトアランモ、ソハ検査ノ本体ニ非ズ。検査ノ本体ハ即金銭ノ出納・物品ノ受払・現在有物ノ状態・記帳計算並ニ会計ニ関スル事務ノ執行ガ規則指令通牒本社ノ方針ニ違背スルコトナキカヲ検査スルニ在リ、尚「会社ノ業務ニ関スル一切ノ検査」トアルヲ以テ、進ンデ事業ノ成蹟ヲ査閲シ得ルハ勿論ナリト雖モ、元来合資会社ノ事務章程ニ於テハ「事業経営ノ指揮監督」ハ経理部ヲシテ之ニ当ラシムルコト、ナレルヲ以テ、検査役ヲシテ必ラズシモ事業ノ成蹟ヲモ査閲セシムルノ必要ナシ。又之ヲ完全ニ為サシメントスルコトハ、難キヲ強ユルモノニシテ不可能事ニ属ス。但会計検査ニ際シ、進ンデ事業ノ成蹟ヲモ査閲セシムルコトヲ便宜且ツ必要トスル場合アルヲ以テ、之ヲ其権限中ニ包含セシムト雖モ、之ハ単ニ便宜上ヨリ出デタルモノニシテ本体ニ非ズ。即検査役及検査役補ヲ設ケタル主タル目的ハ、此本体タル会計検査ヲ

厳格ニシ、以テ事業ノ堅実ナル発展ニ資スルニ在ルヲ以テ、之ヲ完全ニ果セバ、其責任ハ尽サレタルモノト云フベク、如何ナル場合ニ於テモ、進ンデ事業ノ成蹟ヲモ査閲セザルベカラザルノ義務ナキコトヲ此際明ニ致シ置キ度。

(ニ)元来合資会社ニ於テ各店部ヲ統轄監督スル為ニ、本社各部ヲシテ各専門ノコトヲ掌理セシム。而シテ事業経営ノ指揮監督ハ経理部之ニ当ルコト、ナレルヲ以テ、検査役ノ職務権限ハ「会社ノ会計ニ関スル検査」ト限定スベシトノ論モアルモ、斯クテハ検査ヲ受クル各店部ニ於テ、会計ノ意義ヲ狭義ニ解シテ、会計検査ナル文字ニ藉口シテ検査ノ機能ノ発揮ニ支障アリトノ監査部員ノ希望アリ、且会計検査ニ際シ、進ンデ事業ノ成蹟ヲモ査閲スルヲ便宜且ツ必要トスル場合モ有之、旁銀行・信託・保険等ノ検査役ノ職務権限モ「業務ニ関スル一切ノ検査」トアリ、検査ノ本体モ常識ニテ決定シ得ベキヲ以テ、業務ニ干スル一切ノ検査トスルモ、不必要ナル事業監査ニ亘ルコトハ無之カルベキヲ以テ、業務ニ関スル一切ノ検査ト致セシ次第ナリ。

(ホ)以上ノ趣旨ニヨリ検査役及検査役補ハ経理部ノ分掌タル事業経営ノ指揮監督ト独立シテ、検査事務ニ従事スルモノナルヲ以テ、克ク此点ヲ了解シ経理部ト連絡ヲ取リ、二重監督トナラザル様努メ、以テ本社及常務理事ノ統轄ノ機能ヲ達成スベキモノナリ。

この改正では一四社に達した連系会社の監査を如何に実施するかが最大の眼目であったと思われるが、連系会社に対しても合資会社の各店部と同一レベルで監査及検査規程を適用するために、次のような起案が決裁された。さらに昭和三年五月空席であった監事に理事松本順吉を起用し、この監事に銀行を除くすべての連系会社の監査役を兼務させて、検査役・検査役補の連系会社監査役附属兼務との整合性を図ったが、松本順吉は藤尾録郎のような監査の専門家でもなく、昭和五年八月には理事との兼任になるなど、この監事はあくまで名目的なものであったと思われる。

例第五四号

提出　昭和二年五月四日　決裁　昭和二年五月一七日

連系会社監査役附属ノ監査事務執行並ニ其報告方ニ関スル件

今般合資会社事務章程一部改正セラレ、検査役及検査役補ガ設ケラレ同時ニ監査規程廃止セラレ監査及検査規程制定相成候処、検査役、検査役補及検査役附属員ハ各々各連系会社ノ「監査役附属」トシテ其会社ノ監査事務ニ従事スルコト、相成ベク、而シテ右ハ合資会社ニ於テ各店部同様ニ各連系会社ヲ監督スル必要上、合資会社ノ検査役、検査役補及検査役附属員ヲシテ其会社ノ検査事務ニ従事セシメ得ル便宜上ヨリ出タル次第ナレバ、此等監査役附属ガ連系会社ノ監査執行ニ付テハ、同時ニ合資会社ノ検査役及検査役補ノ職務権限ヲ以テ「監査及検査規程」ニ依リ、職務ヲ執行シ又同規程第九条ニ依リ検査ノ結果ハ当該会社監査役ヘ報告スル外、常務理事ヘモ報告致サシムベキコトニ決定相成可然哉。

備考

一、本伺定ハ連系会社ガ独立ノ法人タル点並ニ検査役等ガ其会社ノ監査役附属トシテ監査ニ従事スルノ点ニ於テ、理論上無理ナル点無シトセザルモ

(イ)此監査役附属タルコトハ、連系会社ガ独立ノ法人ナル為メ、已ムヲ得ズ取リタル形式ニシテ、実質上ハ検査役トシテ各店部ノ検査ニ従事スルト何等異リタルモノニ非ズ。

(ロ)合資会社諸規程ハ総テ各店部及連系会社ニ同様ニ準用サレ居リ、又連系会社ノ本社ニ対スル関係ハ店部ト同様ノ関係ニ有之。

(ハ)本社常務理事ハ統轄機関タル本社ノ常務担当者トシテ、各連系会社ノ検査ノ結果ノ報告ヲ受クル必要アル次第ナルヲ以テ

第4表　積立金年末残高

（単位：円、円未満切り捨て）

年	遠計口	貯蓄口	積立口	合　計	増加高
大正 10	2,438,010	1,918,028	5,004,038	9,360,077	2,512,008①
11	2,594,423	2,030,334	5,316,821	9,941,578	581,501②
12	2,872,356	2,160,858	5,666,784	10,699,998	758,419③
13	3,079,305	2,302,330	6,348,078	11,729,714	1,029,716④
14	3,281,052	2,436,557	6,849,574	12,567,184	837,469
昭和元	3,436,843	2,535,889	7,323,803	13,296,536	729,352⑤
2	3,602,087	2,639,308	7,817,215	14,058,611	762,075

原註：①組織変更ノ際有価証券ノ価格引上ゲタルニ付著増（「住友合資会社の設立」第2表註④参照）。
②③会計規則ニヨル積立金ヲナサズ。
④同上積立金既往二ヶ年分二十万円ヲ余分ニ積立テタルタメ増加高著シ（「住友合資会社（上）」の「二（一）合資会社（本社部門）の業績」参照）。
⑤前年度ニ於テ無配当ノ住友生命ヲ買入レタル（「住友合資会社（上）」の「二（一）合資会社（本社部門）の業績」参照）ト、利廻低キ日銀株ヲ普通口ヨリ譲受ケタル（「住友合資会社（上）」の「三 投資活動」参照）ト、預金利廻低下ノ為増加率減少ス。

住友家内部関係ノ伺定トシテハ当然ノモノナリ。

二、本伺定ハ元来検査役ヨリ伺出ヅベキ性質ノモノナルモ、監査及検査規程ト干聯スルモノナルヲ以テ、便宜庶務課ニテ立案伺出タルモノナリ。尤モ本伺定ノ写ハ、検査役及検査役補ニ交付シ、本伺定ノ趣意ヲ徹底スル様致スベシ。

2　本社特別財産規程

住友には、これまで不時の災厄に備えるため、文久四（元治元）年（一八六四）広瀬宰平が開設した遠計口、明治八年第一二代当主友親が開設した貯蓄口、明治三十三年会計規則制定により開設された積立口の三種の積立金が存在した（「住友総本店（中）」第11表、「同（下）」第12表参照）。昭和二年四月、これらの積立金を一本化して、本社特別財産規程が制定された（資料10）。合資会社設立後、昭和二年末に至る間の積立金の増加状況を第4表に示した。

3　社　則

昭和三年六月十四日、社則の編纂が終了、公布され、七月一日実施された。社則は甲（合資会社全般に関する諸規程）とその別冊（各店部・連系会社の事務章程）及び乙（合資会社本社限りに関する諸規程）の二部からなっていた。社則甲及び乙を構成する諸規程と今回廃止された諸規程の一覧を（資料11）に

示した。

今回の社則の制定により、「営業ノ要旨」が改正された。すなわち次の通り第一条、第二条は〈　〉部分が追加されただけであるが、第三条が削除された。

営業ノ要旨

第一条　我〈住友ノ〉営業ハ信用ヲ重ンシ確実ヲ旨トシ以テ〈其ノ〉鞏固隆盛ヲ期ス〈ヘシ〉

第二条　我〈住友ノ〉営業ハ時勢ノ変遷理財ノ得失ヲ計リ弛張興廃スルコトアルヘシト雖苟モ浮利ニ趨リ軽進スヘカラス

第三条削除について、昭和六年三月、合資会社庶務課長加納純一は、『住友物語』（千倉書房　昭和六年）上梓のため照会してきた白柳秀湖に対し、次のように回答している。

以前ノ家法ニハ、営業ノ要旨中ニ別子銅山ヲ以テ「我一家ノ財本ニシテ斯業ノ消長ハ実ニ我一家ノ盛衰ニ関ス」ルモノトシテ、別子ヲ特ニ重要視シタルモ、現行社則ニハ右項目ヲ削リタリ。蓋シ他種事業ト雖モ近来規模内容拡大充実シ来リ、ソノ間ニ差別視スル要ナクナリタルタメナリ。

また従来慣用的に使用されてきた「本社」の名称を使用する場合が正式に規定された。

本社名称ニ関スル件

規程其ノ他一般店用文書ニ於テ合資会社ノ本社（各店部ヲ包含セサル）ヲ指称スル場合ハ「本社」ナル名称ヲ使用スルモノトス（後略）

社則の配布に当たり、次のような改正の要点が添付された。この中統轄システム上重要な規程の改正点のみ列挙することとする。

社則改正要点

1. 職員規程

一、傭員ヲ職員ニ改称シ、傭員各種別モ夫々別紙甲第九号達（資料12）ノ通改称セラル。

2. 準職員規程

一、準傭員ハ準職員ト改称ス。（後略）

3. 職員提出書類ニ関スル規程（略）
4. 事務引継ニ関スル件（略）
5. 休暇規程（略）
6. 欠勤規程（略）
7. 俸給規程・俸給規程施行細則（略）
8. 兵役服務取扱規程（略）
9. 賞与規程（略）
10. 懲戒規程（略）
11. 内国旅費規程・内国旅費規程施行細則（略）
12. 特定地区勤務手当規程（略）
13. 積金規程（略）
14. 積金取扱手続（略）
15. 会計規程及同施行細則

一、各店部所属支店又ハ事業所等ニシテ、計算ヲ分離セルモノ及特別会計ニ関シテハ特ニ本社ニ於テ必要ナシト認メタルモノニ限リ、会計見積書及実際報告書ヲ提出スルヲ要セザルコトトシタリ。

二、会計見積書及実際報告書記載事項中、資金最高額ハ之ヲ廃止シタリ。

三、起業支出各科目予算ハ、収支予算中ニ於テ詳細ニ之ヲ説明スルコトトシ、従来ノ起業予算表ヲ省略セリ。

四、営業費各科目予算ノ増加ハ、其著シキモノニ限リ本社ノ認可ヲ受クコトトス。

五、固定財産各科目支出予算ノ超過又ハ新規支出ニ付テハ、之ヲ起業支出各科目予算ト同様ノ取扱ト為セリ。

六、現金出納ハ、原則トシテ各店部所在地ノ住友銀行ト当座預金取引ヲ開キ、例外トシテ同銀行ニ委託シテ之ヲ行ヒ得ルコトトセリ。

七、主管者ニ代リ伝票ニ認印スル者ヲ定ムル場合ハ、本社ノ認可ヲ要スルコトトシタリ。

八、補助元帳ノ設定変更廃止ハ、他ノ補助帳ト同ジク報告事項トシ認可ヲ要セザルコトトス。

九、経費ニ関スル元帳科目及内訳科目ハ、今回改正シタル経費科目表ニ準拠スヘキモノトシ、特殊ノ事由アルトキハ、本社ニ稟申ノ上其一部ニ付之ガ変更ヲ為シ得ルコトトス。

営業費科目ニ付テハ、規程上明文ナキモ各店部ニ於テハ当分ノ内矢張リ従来カラ使用ノ科目ニ依ルコトトシ、会計整理上著シク不便アルモノニ限リ本社ニ稟申ノ上変更セラレ度。連系会社ニ於テハ変更ノ場合ハ矢張リ本社ニ打合ノ上実行セラレ度。又事業費科目ニ依ルヲ便利トスル場合ハ此ノ制度ニヨルモ差支ナシ。

十、本社ニ提出スル諸表ノ中、従来ノ元帳差引残高表ハ元帳残高表、計算表ハ元帳残高合計表ニ、収入支出表ハ収支予算表ニ、損益表ハ損益予算表（又ハ損益決算表）ニ改称セリ。尚上下両半期損益決算額予想表及下半期損益及収支予想表ニ付テハ、従来提出期日ヲ其都度本社ヨリ通知セルモ、今回之ニ付規定ヲ設ケタルヲ以テ、

今後ハ右通知ヲ省略スヘキニ付、所定ノ期日迄ニ相違ナク提出セラレタシ。

十一、従来毎半期ニ提出セル経費及営業費ノ雑費内訳表ハ廃止ス。但シ実際報告書ニハ必ズ之ヲ明記セラレタシ。

十二、従来ノ提出ノ諸表ニシテ規程ニ明示セザルモノト雖、此処ニ記載シタルモノノ外ハ総テ依然提出セラレタシ。

十三、実際報告書ハ、其年度ノ会計見積書ト対照スルヲ以テ足リ、前年度実際報告書トノ比較ハ各店部ノ自由ニ任セリ。

十四、会計見積書ニ計上スヘキ俸給ハ、本社ヨリ通知スヘキ一定ノ増加率ヲ見込ミ計上スルコトトシ、賞与ハ見積書作成年度上半期実際支出額ノ倍額ヲ以テスルコトトセリ。

16. 資金規程

一、各店部資本金ノ計算ニ当リ、従来ノ創業費勘定、固定財産勘定、起業支出勘定及一定ノ流動資金ノ合計ノ外権利勘定ヲ加算スルコトトセリ。

二、各店部ト其ノ所属ノ支店又ハ事業所等ニシテ計算ヲ分離セルモノ、又ハ特別会計トノ間ニ資金規程ヲ準用スルノ規程ヲ任意規程トシタリ。

17. 財産規程(略)

18. 償却規程(略)

19. 会計諸帳簿及諸表様式(略)

20. 文書規程

一、合資会社全体ニ関スル事項ハ甲達ヲ以テ発表シ、本社限リニ関スル事項ハ乙達ヲ以テ発表ス。従来ノ甲乙丙

ノ各達[16]ト分類ヲ異ニス。

二、各店部ニ対スル指令ノ形式ハ之ヲ廃止ス。従テ認可ノ決定アリタルトキハ、関係部長ヨリ主管者宛書面ヲ以テ其旨ヲ通知スルコトトス。（後略）

21. 未成年給仕修学規程（略）

22. 職員準職員発明ニ関スル規程（略）

23. 職員異動報告（略）

24. 交際費支出内規（略）

25. 連系会社職員準職員待遇其他ニ関スル内規

一、従来各連系会社毎ニ規定シタル職員準職員待遇ニ関スル事項ヲ、一括シテ本規程ヲ設ケタリ。従テ将来連系会社設立セラルヽモ、従来ノ如ク一々身分関係ニ付通達ヲ為サズ、連系会社ノ指定ヲ為スニ止メ、之ニ依リ当然本規程ニ基キ身分関係決定スルモノトス。（後略）

26. 用字例（略）

（資料1）

例第一二九号

提出大正十五年九月二十日　決裁同年十一月三日

処務報告ノ件

従来各店部ヨリ主トシテ家史編纂ノ材料ニ供スル為メ、年度毎ニ処務報告ヲ提出致サセ居候処

一、各店部ニテハ其記載事項ノ取捨選択ニツキ困難ヲ感ズルト共ニ多大ノ手数ナルコト（大正六年及十五年度主管者

会議ニ於テ之ガ廃止若クハ記載事項整理方ニ付別子鉱業所ヨリ提案アリタリ）

一、其記載事項ノ重要ナルモノハ、殆ド全部本社ニ於テ判明シ、之ガ編纂ハ本社ニ於テ之ヲ為スヲ得ルト共ニ、此種ノモノニテ家史編纂ノ材料トシテハ十分ナル

次第ナレバ、大正十五年度分ヨリハ各店部ヨリ提出ハ之ヲ廃止シ、之ニ代フルニ左記内規ニヨリ本社各課及本家詰所ニ於テ分担シテ材料ヲ集メ、庶務課文書係ニ於テ之ヲ整理編纂ノコトニ御決定相成可然乎。

処務報告書ニ関スル内規

処務報告書ハ、左記各項ヲ各課ニ於テ分担シ、其重要ナルモノヲ摘録シ庶務課文書係ニ於テ整理編纂スルモノトス。

一、吉凶大礼祝事宴会等ニ関スル件（庶務課内事係）

二、臨時休業ニ関スル件（庶務課文書係）

三、家務ニ関スル件（本家詰所）

イ　家長殿進退ニ係ル事項

ロ　御家族及御親戚ニ係ル事項

四、末家ニ関スル件（人事部第一課）

五、公共事業寄附義捐又ハ其褒賞ニ関スル件（庶務課内事係）

右ハ一件千円以上ノモノヲ本社名義、店部連系会社名義、社長名義、家長名義其他ニ分チ記載スルモノトス。

六、人事ニ関スル件（人事部第一課）

イ　傭員ノ進退異動ニ係ル事項

ロ　傭員ノ公務又ハ公共事業ニ関係シ或ハ連系会社以外ノ会社役員ニ就任等ニ係ル事項

ハ　主要ナル賞罰ニ係ル事項
ニ　傭員ノ留学及海外出張ニ係ル事項
七、労働者ニ関スル件（人事部第二課）
八、例規ニ関スル件（庶務課文書係）
イ　定款及達ニ係ル事項
ロ　各連系会社定款例規ニ係ル事項
ハ　通牒及指令ニ係ル事項
ニ　内規細則ノ重要ニシテ先例トナルヘキモノニ係ル事項
九、商標及特許ニ関スル件（庶務課文書係）
十、訴訟、訴願、請願其他紛議交渉等ニ関スル件（庶務課文書係）
十一、重要ナル事業上ノ改良発明業務ノ創始改廃並ニ店舗ノ開発ニ関スル件（経理部各課）
十二、重要ナル鉱山ノ試掘ノ着手及其結果（経理部第一課）
十三、土地其他ノ不動産ニ関スル件（地所課及経理部）
十四、博覧会共進会等出品及其褒賞受領等ニ関スル件（庶務課文書係）
十五、水火災盗難其他非常損害ニ関スル件（庶務課文書係）
十六、其他重要ナル事件ニシテ家史編纂ノ資料トナルヘキモノ

以上

（資料2）

例第一三九号

提出　大正十五年十一月三日　決裁　同年十一月五日

合資会社事務章程中改正ノ件

案

甲第十一号達

大正十年五月甲第七号達合資会社事務章程中左ノ通改正ス。

大正十五年十一月十日

合資会社

第十八条　工作部ハ建築土木機械及ヒ電気工事ニ関スル事項ヲ掌ルトコロニシテ、左ノ各課ヲ置キ之ヲ分掌セシム。

建築課　建築工事ノ設計製図、工事仕様書ノ調製、工事予算資料ノ取調、工事ノ施行監督並ニ工事材料ノ保管ニ関スル事項

工作課　土木機械及ビ電気各工事ノ設計製図、工事仕様書ノ調製、工事予算資料ノ取調、工事ノ施行監督並ニ工事材料ノ保管ニ関スル事項

工務課　工事予算書ノ調製、工事請負、工事用品ノ購買受渡、工事不用物件ノ処理、工事費ノ整理、工作部各課ノ文書其他雑務ニ関スル事項

備考

一、改正ノ要点ハ、工作部臨時土木課及臨時電気課ヲ廃止シ、之ニ代フルニ工作課を新設シ、一方建築課建築係及工務係ヲ独立セシメテ各建築課及工務課トナシ、旁々其所管事項ヲ整理補修セントスルモノニ候。

一、臨時土木課ハ当初築港繋船桟橋工事、臨時電気課ハ耳川水力電気工事ノ特定ノ工事ヲ担当スル為メニ設置サレタルモノニ有之候処、今日ニ於テハ前者ハ桟橋工事終了ト共ニ、後者ハ其工事ノ実行ガ九州送電会社ニ移サレシ結果、其存置ノ理由無之ニ到リシモノニ候。

而ルニ建築工事施行ニ付テハ、土木機械電気ノ専門家ノ技術ヲ必要トスル実情ニ有之、現在モ尚相当数ノ土木及電気課員モ有之候ニ付、之ヲ一括シテ工作課トシ一課ヲ設ケントスルモノニ候。

一、工作部中更ニ工作課ヲ設クルコトハ、其名称必ズシモ適当ナルモノニ非ルモ、他ニ適当ナル名称無之タメ、旁々伸銅電線等ニテモ、工作課ヲシテ機械電気蒸気建築等ニ関スル事項ヲ掌ラシメ居候ヲ以テ、此名称ヲ用フルコトニ致候。

一、工務係ヲ工務課トシテ独立セシメタルハ、現在工務係ノ処理事項ハ相当ニ多ク、又之ヲ一係トシテ建築課内ニ置クトキハ、工事費支出ニ付抑制ノ権能ヲ失フ虞モ有之候ヲ以テ、之ヲ独立セシメ、工作部全体ノ事務ヲ分担セシメ、斯クシテ技術ト事務ノ分掌ヲ明確ニセントノ趣旨ニ有之候。従テ工作部各課ノ文書ノ起案往復凡テ工務課ヲシテ担当セシムルコトニ明記致候。

建築係中ニ収メ、工作部ハ現在ノ建築課ノ一課（建築係及工務係ハ置ク）ニ止ムルコトニスルカ、或ハ建築課内ニ工作係ナル一係ヲ設クルコトニスルモ一方法ニ候モ、工作部ニハ百余名ノ部員モ有之、且専門ノ異レル技術家ヲ一課内ニ収ムルコトハ、種々適当ナラザル事情モ可有之ヲ以テ、本案ノ如ク及仰裁候也。

（資料3）

例第五二号

提出　昭和二年五月四日　決裁　昭和二年五月十七日

合資会社事務章程中改正ノ件

合資会社事務章程(註、「住友合資会社の設立」資料10)ハ、大正十年ノ制定ニ係リ、爾来已ニ六ケ年ヲ経過シ居リ、分課及其名称モ実情ニ副ハザル点モ多々有之、又余リニ課係ヲ細別シタル結果、却テ能率ノ増進ヲ妨グルト共ニ人員ノ膨張トモ相成、又「係長」及「主査」ハ之ヲ存置セザルヲ適当トスル実情ニ有之候ヲ以テ、此等ノ点ニ付キ事務章程全般ニ亘リ改正相成、同時ニ監査部ニ関スル規定ハ根本的ニ改正スルノ必要有之候ヲ以テ、左記案ノ通諸改正相成可然哉。

備考(一)改正ノ要点左ノ如シ

一、「監査部」ヲ廃止シ、新ニ「検査役検査役補及検査役附属員」ヲ設ケ、検査事務ヲ掌ラシム。(第三条及第四条)

二、「係長」及「主査」ヲ廃ス。(第三条及第四条)

三、課係ノ名称ノ変更並ニ課係ノ廃合(第十二条、十四条及十六条)

(イ)人事部第一課ヲ人事課ニ、人事部第二課ヲ労働課ニ改ム。

(ロ)経理部第一課第二課ヲ合併シテ鉱山課ニ、仝部第三課第四課ヲ合併シテ商工課ニ改ム。

(ハ)庶務課内事係ヲ庶務係ニ改ム。

(ニ)其他諸係ヲ廃合シ、分掌ヲ整理ス。

四、部長事故アルトキノ代理者ハ、特ニ指定アル場合ノ外ハ、其部ノ上席課長トアルヲ関係課長ニ改ム。(第四条)

五、「係員」ヲ「課員」ニ改ム。其他一二ノ改正アリ。

六、技師長ガ各課ニ分属セルヲ各部ニ分属セシムルコト、ス。

案

甲第五号達

大正十年五月甲第七号達合資会社事務章程中左ノ通改正ス。

昭和二年六月一日

合資会社

一、第三条「係長」ノ項及「主査」ノ項ヲ削リ、「係員」ノ項中「係員」ヲ「課員」ニ改メ、其次ニ左ノ二項ヲ加フ

検査役及検査役補　若干名

検査役附属員　若干名

一、第四条「監事」ノ項中「規程ニ依リ」ヲ削リ、「課長」ノ項第四項第四号ヲ左ノ通改ム。

四、部長事故アルトキハ特ニ指定シタル場合ノ外各分担ノ事務ニ付其代理ヲ為ス。

一、同　条「係長」ノ項及「主査」ノ項ヲ削リ、「係員」ノ項中「係員」ヲ「課員」ニ、「主査」ヲ「課長」ニ改メ、其次ニ左ノ二項ヲ加フ。

検査役及検査役補

一、常務理事ニ直属シ会社ノ業務ニ関スル一切ノ検査ヲ掌理ス。

検査役附属員

一、検査役及検査役補ノ指揮ヲ承ケ検査ノ事務ニ従事ス。

一、同　条「技師長」ノ項中「各課」ヲ「各部」ニ改ム。

一、第十一条中「監査部」を削ル。

一、第十二条人事部ハ傭員準傭員及労働者ニ関スル事務ヲ掌ル所ニシテ、左ノ各課ヲ置キ、之ヲ分掌セシム。

人事課　傭員及準傭員ノ任免、賞罰、給与其他身分、待遇ニ関スル事項。

労働課　労働者ニ関スル事項。

一、第十三条第二号中「係員」ヲ「課員」ニ改ム。

一、第十四条経理部ハ会計見積書及決算ノ審査、事業経営ノ指揮監督並ニ新規事業ニ関スル事項ヲ掌ル所ニシテ左ノ各課ヲ置キ、之ヲ分掌セシム。

鉱山課　鉱業、林業及其他原始産業ニ関スル事項。

商工課　商工業及他課ニ属セザル事業ニ関スル事項。

一、第十六条庶務課ノ項ヲ左ノ通改ム。

庶務課

文書係　定款規則令達ノ立案審査、法制ノ調査研究、会社印ノ保管、店用文書ノ発遣接受、記録ノ編纂文書簿冊ノ整理保管、訴訟、社内一般ノ取締、設備及自動車等ノ管理ニ関スル事項其他他ノ課係ニ属セザル事項。

庶務係　機密、寄附贈与、接待及広告ニ関スル事項。

一、同　条会計課計算係ノ項ヲ左ノ通改ム。

計算係　本社ノ計算記帳並ニ諸預リ金ノ取扱ニ関スル事項。

一、第二十条ヲ削除シ、以下一条宛繰上グ。

（資料4）

合資会社実習内規

（昭和二年三月制定）

第一条　新ニ採用セラレタル傭員ハ、事務又ハ技術ニ就テ実習（講習ヲ含ム）ヲ為スモノトス。但其必要無キ者ニ付テハ

此限ニ在ラス。

第二条　実習ノ期間ハ、事務六箇月以上技術一箇年以上トス。

第三条　実習ハ事情ニ依リ店部ニ委託スルコトアルヘシ。

第四条　実習ヲ命セラレタル者ヲ指導監督スル為メ、指導主任一名ヲ置キ其責ニ任セシム。

第五条　指導主任ハ、常務理事ノ承認ヲ経テ、傭員中ヨリ適当ノ者ヲ選定シ、実習ノ指導ニ関スル実務ヲ分担セシムルコトヲ得。

第六条　実習ノ結果ハ、別ニ定ムル様式ニ依リ之ヲ記録スルモノトス。

第七条　他店部又ハ連系会社ヨリ転任ヲ命セラレタル者並本内規施行前ヨリ勤務スル者ニ付テモ、必要アル場合ニハ本内規ヲ準用スルコトヲ得。

（資料5）

例第　外　号

提出　昭和三年九月二十日　決裁　同年九月二十二日

東京支店設置ノ件

東京市ニ合資会社支店ヲ設置シ、左ノ通リ通達相成可然哉。

案　一

甲第三一号達

合資会社事務章程中左ノ通改正ス。

昭和三年十一月一日

第二十一条　東京市ニ支店ヲ置ク。

東京支店ニ関スル事項ハ別ニ之ヲ定ム。

案　二

甲第三二号達

東京販売店事務章程中左ノ通改正ス。（略）

案　三

甲第三三号達

東京市ニ東京支店ヲ置キ、其ノ事務章程別紙ノ通定ム。

昭和三年十一月一日

合資会社

東京支店事務章程

第一条　東京支店ハ本社ノ指揮ヲ承ケ、東京方面ニ於ル諸般ノ事項ヲ掌理スル所トス。

第二条　東京支店ニ左ノ職員ヲ置ク。

支店長　一名

課　長　一名

係　員　若干名

第三条　職員ノ職務権限左ノ如シ。

支店長

一　規程及上司ノ指示ニ依リ、東京支店全般ノ事務ヲ管理シ、其ノ責ニ任ス。
二　部下各員ノ進退賞罰ヲ具状ス。
三　補助職員以下ヲ任免スルコトヲ得。
四　係員ノ分掌ヲ命スルコトヲ得。
五　部下各員ニ国内出張ヲ命スルコトヲ得。
六　予定ノ支出ヲ為スコトヲ得。
七　臨時費金額百円以内ヲ支出スルコトヲ得。
八　例規ニ依リ部下各員ノ願届ヲ処理ス。
前記各号中、第三、第四ノ件及第七ノ著シキモノハ、之ヲ本社ニ報告スヘシ。
緊急ノ事件ニシテ経伺ノ暇ナキトキハ、権限外ト雖臨機処分ノ後、直ニ本社ニ稟申スルコトヲ得。

課　長

一　規程及上司ノ指示ニ依リ、分担ノ事務ヲ掌理シ、其ノ責ニ任ス。
二　支店長欠位若ハ事故アルトキハ、其ノ代理ヲ為ス。
三　部下各員ノ進退賞罰ヲ具状ス。
四　部下各員ニ特定区域内ノ出張ヲ命スルコトヲ得。

係　員

一　上司ノ指揮ヲ承ケ、各分担ノ事務ニ従事ス。

第四条　東京支店ニ総務課ヲ置ク。

総務課ハ、東京支店全般ノ事務ヲ掌理スル所ニシテ、左ノ係ヲ置キ之ヲ分掌セシム。

調査係　一般調査ニ関スル事項並ニ特ニ本社ノ指定シタル事項。

庶務係　人事、文書、会計、用度、職員倶楽部、自動車管理、其ノ他一般庶務ニ関スル事項。

第五条　東京支店ノ金銭出納ニ関スル事務ハ、当分ノ内東京販売店ニ委託シテ之ヲ為サシムルモノトス。

備考

一　東京支店ハ本社ノ分身トシテ、東京市方面ニ於テ本社ノ処理スベキ一切ノ事項ヲ担当スルモノトス。故ニ従来東京販売店ニ於テ処理シタル諸種ノ調査、交際、其ノ他販売ニ関セサル事務ハ、総テ支店ニ移管セラルヽモノトス。

二　支店設立ノ結果、東京販売店ニ於テハ一部事務ノ減少ヲ見ル筈ナレバ、販売店ノ調査係ヲ廃止ス。調査係所管事項中支店ニ移管セザル残余ノ部分ハ、事務ノ性質ニ依リ、会計係又ハ庶務係ニ分属セシム。（後略）

（資料6）

例第一三三号

提出　昭和四年十二月六日　決裁　同年同月七日

合資会社事務章程中改正ノ件（参事設置ノ件）

六月十三日人事課伺雑第二一八号ヲ以テ御決裁ノ趣ニ依リ、左案ノ通リ合資会社事務章程中改正通達相成可然哉。

通達案

甲第四十四号達

住友合資会社事務章程中左ノ通改正ス。

昭和四年十二月七日

合資会社

第三条第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ。

本会社ニ参事若干名ヲ置クコトアルヘシ。参事ハ総理事及理事ノ命ヲ承ケ、特定ノ事務ニ従事ス。

（資料7）

例第六〇号

提出　昭和五年八月二日　決裁　同年十月六日

本社理事会回数減少ノ件

現在本社ノ理事会ハ、毎週二回開催ノ定メナルモ、此ノ如キ頻繁ナル開催ハ、実際上実行困難ナルノミナラズ、現ニ理事会ニ提出セラルヽ事項中ニハ、事態比較的軽微ニシテ必ズシモ理事会ノ決議ヲ俟ツノ要ナキモノヲモ包含スルヲ以テ、之等ヲ整理スルトキハ、理事会開催ノ回数ヲ減少スル余地充分ニアリ。因テ一方ニ於テ、提出事項ノ整理ヲ行フト同時ニ、定例理事会回数ヲ左ノ通リ改正相成可然乎。

本社定例理事会開催回数

毎月一回　但シ必要ノ際ハ臨時開催セラルヽコトアルベシ。追テ開催日取ハ毎月第一月曜日午後二時ヨリトス。

右ト同時ニ理事会提出事項ヲ左ノ通リ改定相成可然哉。

本社理事会提出事項

一、人事課所管事項。

（一）　高等職員ニ関スル一切ノ事項。
（二）　一等職員及主管者ノ任用、解雇、転補、褒賞、懲戒、停年退職。
（三）　昇給及賞与ニ関スル方針ノ決定。
（四）　二等職員以上ノ昇給及賞与。
（五）　重要ナル待遇施設ノ制定改廃。
二、労働課所管事項。
（一）　整理ノ際等ニ於ケル多数労働者ノ解雇（解雇手当ノ決定）。
（二）　特殊事件ノ際ノ扶助救済。
三、鉱山課及商工課所管事項。
（一）　店部連系会社申請ニ係ル事項ノ認可。
（イ）　従来ノ根本方針ニ変更ヲ来タスベキ事項。
（ロ）　一件五十万円以上ノ起業其ノ他。
（ハ）　外部（外国、内国トモ）トノ重要ナル新規交渉ノ開始。
（ニ）　会計見積書ノ認可。
（二）　本社自体ニ関スル事項。
（イ）　事業ニ影響ヲ及ボスベキ投資。
（ロ）　其ノ他事業ニ関係ヲ及ボスベキ重要事項。
四、庶務課所管事項。

（一）　事務章程ノ制定、廃止、大改正。
（二）　合資会社定款ノ改正、其ノ他社員決議ヲ要スル事項。
（三）　一件五万円以上ノ寄附金及一万円以上ノ報酬金。

五、会計課所管事項。
（一）　本社、本家及両分家ノ会計見積書。
（二）　本社利益金処分。

六、地所課所管事項。
（一）　経営方針ノ決定、変更ニ関スル事項。
（二）　一件十万円以上ノ不動産ノ得喪。

七、工作部所管事項。

理事会提出事項ナシ。

八、以上列挙スル所ノ外、各課トモ特殊ノ問題ニシテ理事会ニ提出スルモノアルベシ。又通常提出ヲ要セザル事項ト雖モ特別ノ事情ニ依リ、理事会提出ノ必要ヲ生ズベキハ勿論トス。

九、比較的軽微ニシテ且緊急ノ事項ハ、便宜本社常任ノ理事ノミノ会議ニテ決定シ、次回定例理事会ニ事後報告スルコトヲ得ルモノトス。

理事会提出事項ヲ上記ノ如ク整理スルトキハ、之トノ権衡上、自然、総理事、常務理事提出事項ニモ幾分ノ整理ヲ加フルヲ至当トスルヲ以テ、比較的軽微ナルモノヲ可成簡単ニ処理完結セシメ、事務ノ簡捷ヲ図ルコト、致度ク、書類提出ノ範囲ヲ別表(略)ノ如ク決定相成可然乎。

備考

（中略）

十一、理事会開催日取リニ付テハ、毎月第一月曜日午後二時ト致度シ。右ハ各店部毎月ノ報告ヲ本社ニ於テ取纏メ、整理ノ上理事会ニ報告スルニハ凡ソ満一ケ月以上ヲ要シ、毎月月初ノ理事会ニ前々月ノ実績ヲ報告スルコト、セバ、最モ好都合ニシテ、此ノ機ヲ外セバ、比較的古キ事実ヲ報告スルコト、ナリ、実績報告ノ価値ヲ薄カラシムル遺憾アリ。又毎期末ニ於ケル賞与、昇給ノ決定ノ会議モ、六月及ビ十二月ノ月初ニ於テ開催セラル、コトヲ必要トスル関係モアリ、旁々毎月初旬ヲ以テ最モ適当ト認メタルニ因ル次第ナリ。

（資料8）

例第六一号

提出　昭和五年八月二日　決裁同年十月八日

連系会社定例取締役会開催回数減少ノ件

現在各連系会社ノ定例取締役会開催ノ回数ハ、事務章程ノ規定及慣例ニ依リ、左ノ如ク定メラル。

会社名	事務章程	慣行
別子	月一回	月一回
炭礦	仝	仝
銀行	仝	仝
北港	仝	仝
土佐吉野川	仝	仝

ビルデイング	仝	仝（書類持廻リニテ処理スルコト多ク開催稀ナリ）
肥料	月　二回	月　二回
電線	週　一回	月　二回
製鋼	仝	隔週一回
倉庫	仝	仝
保険	週　一回	隔週一回
伸銅	—	仝
信託	週　一回	週　一回

右ノ中、毎月一回開催ノ六社ハ別トシ、月二回以上開催ノ七社ニ付テハ、開催回数必要以上ニ頻繁ナル感ナキニアラズ。従テ本社重役御不在ノ為メ、又ハ提出議題ナキ為メニ休会トナルコト往々有之。且一方毎月一回開催ノ六社ニ於テ格別事務ノ渋滞ヲ来タサヾル現状ニ鑑ミ、全部一率ニ月一回開催ノコト、改ムル余地アリト認メラレ候。此ノ点ニ付右七会社当局ノ意嚮ヲ確メタルトコロ、格別ノ反対モ無之ヲ以テ、今後ハ各社トモ月一回開催ノコト、御決定相成可然哉。但シ必要ノ際ハ臨時開催スルコト勿論トス。信託ノミハ取締役付議事項多キ関係上、当分ノ間月二回トシ、追テ適当ノ機会ヲ以テ一回トスルコト、致度シ。

備考

一、開催日取ハ、本件御決裁ノ上各社ト協議シテ経伺スヘシ。但毎月第三週辺リト致度シ。

二、各社中、信託ニ於テハ今村専務御不在ノ為メ、賛否ニ付最後ノ確定意見ヲ聞カザルモ、佐藤常務ハ御異存ナシ。専務御帰任後確答アル筈ナリ。（欄外「今村専務ノ御意嚮ハ、信託ノ現状ニ於テハ、毎月二回ノ開催トシタシトノコトナリ。」）

三、別案本社理事会回数減少ニ付テハ、其ノ提出事項ノ整理ヲ伴ヒタルガ、連系会社取締役会ニ付テハ、事務章程上詳細ノ規定アリテ、之ヲ改正セザル限リ整理シ得ザル次第ナリ。而シテ右規定ノ改正ハ、種々考慮ノ余地アリテ急速ニ決定シ難キノミナラズ、一方現ニ一ケ月一度開催ノ各社ニ於テ、同一付議事項ヲ以テ不都合ヲ感ゼザル事実ニ照シ、本案ノ取締役会回数減少ハ、提出事項ノ減少を前提トセザルモ、充分実行シ得ルモノナルニ付、本件ノミ切離シ仰裁シタリ。

四、回数減少ヲ為ス七社ニ於テハ、事務章程ニ定ムル回数ト実際開催回数ト相違シ、規定ニ違反スル結果トナルモ、翻ッテ現状ヲ見ルモ、矢張リ規定ノ回数ヲ便宜減少開催シ居ル次第ナレバ、暫クハ規定ヲ其ノ儘トシ、流会ニ依ル回数減少ト看做シテ、本案通リ実行シ、各事務章程中改正ノ機会等ニ於テ順次訂正シ行クコト、取計ヒ度シ。

（資料9）

例第五三号

提出　昭和二年五月四日　決裁　昭和二年五月一七日

監査及検査規定制定ノ件

現行ノ監査規程ハ明治二十四年ノ制定ニ係リ、其後部分的ノ改正ヲ経テ今日ニ到リタルモノニテ、従テ其内容モ明瞭ヲ欠ギ不備ノ点モ尠カラズ。且監査規程ト称スルモ其中ノ常時監査ト称シテ、監査部員ノ事実行ヒ居ルモノハ、検査ト称スベキ性質ノモノナレバ、其点ヲ明ニスルト共ニ、検査ノ執行ニ付必要ナル事項ヲ定ムル為メ、現行ノ「監査規程」ヲ廃止シ、之ニ代フルニ左案ニ依リ、「監査及検査規程」ヲ制定相成可然哉。

（本案ハ別途仰裁中ノ合資会社事務章程改正案ノ監査部ヲ廃止シ検査役検査役補ヲ設ケントスルモノニ対応スルモノニシテ、現行監査規程、銀行監査及検査規程等ヲ参照シテ立案シタルモノナリ。）

備考

（一）　監査及検査規程ノ要旨左ノ如シ。一、監査ハ監事之ヲ行ヒ、検査ハ常務理事ノ指示ニヨリ検査役及検査役補之ヲ行フコトヲ定ム。（第一条、第四条）

二、監事ト検査、検査役及検査役補トノ関係ヲ定ム。（第二条、第三条）

三、検査役及検査役補ノ検査ニ関スル権能ヲ定ム。（第五条、第七条）

四、監査及検査ノ際ニ於ケル各店部ノ義務ヲ定ム。（第六条、第七条、第八条）

五、検査役及検査役補ノ報告義務ヲ明定ス。（第九条）

案

甲第六号達

監査及検査規程左ノ通相定メ、監査規程ハ之ヲ廃止ス。

昭和二年六月一日

合資会社

監査及検査規程

第一条　監査ハ規程及社長又ハ総理事ノ命ニ依リ、監事之ヲ行フ。

第二条　監事ハ監査ヲ行フニ当リ、検査役、検査役補及検査役附属員ヲ使用スルコトヲ得。

第三条　監事ハ検査ニ立会ヒ又ハ検査役及検査役補ヨリ検査ノ報告ヲ徴シ、社長又ハ総理事ニ意見ヲ開陳スルコトヲ得。

第四条　検査ハ規程及常務理事ノ指示ニ依リ、検査役及検査役補各店部ニ就キ、毎年少クトモ一回之ヲ行フ。

第五条　検査役及検査役補ハ何レノ場所ニ於テモ、其検査ニ関シテハ常務理事ノ権ニ亜グ。

第六条　各店部ハ監事、検査役及検査役補ヨリ要求スル諸帳簿其他一切ノ物件ヲ提供シ、且進ンデ事蹟ヲ明瞭ナラシムルニ便宜ナル方法ヲ講ズベシ。

第七条　検査役及検査役補ニ於テ、検査ノ際指摘シタル不備事項ニ付テハ速ニ之ガ訂正又ハ整理ヲ為スコトヲ要ス。

第八条　監事、検査役及検査役補ノ閲了シタル書類簿冊ニハ一々其押印ヲ受クベシ。

第九条　検査役及検査役補ハ、検査ノ結果ヲ遅滞ナク常務理事ニ報告シ、且意見アルトキハ上申スベシ。

備考(一)

一、現行監査規程ハ、監査ヲ特命監査ト常時監査ノ二ツニ分ケ、前者ハ監事、後者ハ監査部員之ヲ行フコト、定メアルモ、(イ)監事ノ行フ特命監査ハ殆ド之ヲ行ヒタルコトモ無ク、又特ニ特命監査ヲ設クルノ必要モ之無、且監事ハ株式会社ニ於ケル監査役ニ相当スルモノナルヲ以テ、監査ハ監事之ヲ行フト定ムルヲ適当トシ、(ロ)監査部員ノ行ヒ居ル常時監査ハ、検査ト称スベキモノナルヲ以テ、監査ト区別シテ検査トシ、其責任ノ範囲ヲ明確ニシ、検査ニ従事スルモノガ自己ノ責任ヲ負フベキ分担事務ヲ十分ニ処理セシムル様致スヲ適当トスルヲ以テ、本案ニ於テハ規程ノ名称モ監査及検査規程トシ、監査ト検査トハ区別シテ規定セリ。(銀行ニ於テモ監査及検査規定ト称シ、其内容モ本案ト大同小異ナリ。)

二、(イ)一般ニ監査ト称スルトキハ、一切ノ事業監査ト業務ニ干スル一切ノ検査トヲ包含スル意ニテ、又検査ト称スルトキハ、金銭ノ出納、物品ノ受払、現在有物ノ状態、記帳計算及其他会計ニ関スル事務ノ正否ヲ検査スル所謂会計検査ヲ謂ヒ、又時ニ之ヲ広義ニ解シテ此会計検査ニ加フルニ業務ノ執行ガ諸規則指令通牒会社及重役ノ方針ニ違背スルコト無キカヲ検査スルコトヲモ包含セシメテ曰フコトアリ。

（ロ）本案ニ於テ検査ト曰ヘルハ、事務章程ニ検査役及検査役補ノ職務権限トシテ定メラレタル「業務ニ関スル一切ノ検査」ヲ指称スルモノナリ。此業務ニ関スル一切ノ検査トハ前述（イ）ノ所謂広義ノ意味ノ検査ナルコト勿論ニシテ、尚進ンデ事業ノ成蹟ヲモ査閲シ得ルモノトス。但シ此事タル事実不可能ニシテ、難キヲ強ユルノ嫌アルヲ以テ、実際上検査ハ会計検査ヲ本体トスルコト、ナルベク、又之ヲ以テ満足スベキモノトス。即事業ノ堅実ナル発展ヲ図ル為メ、其重要欠クベカラザル会計検査ノ厳格ヲ期スル為メ、特ニ検査役及検査役補ヲ設ケラレタルモノナルヲ以テ、検査役ハ会計検査ヲ主トシ、事業ノ査閲ハ経理部ヲシテ之ニ当ラシメ、只検査役之ヲ行フヲ便宜且ツ必要トスル場合ニノミ止ムルコトニ致度。

三、現行監査規程ニハ検査執行ニ付、詳細ナル規定ヲ欠グガ故、本案ニハ之ヲ収メ、又検査ノ結果ヲ遅滞ナク常務理事ニ報告スベキコトヲ明定セリ。

四、銀行ハ検査ニ関シテ検査要項ナルモノヲ作リ、此要項列記事項ハ必ズ検査スベキコトヲ定メアリ。銀行ハ其事業性質上検査スベキ事項広汎且厳格ナルヲ要スベク、又常任監査役ガ直接検査ニ従事シ居ル為メ、又人事ニ関スル検査報告迄検査役ノ所管事項トスル為メ、銀行ノ検査事項ナルモノヲ採ツテ以テ、其範トスベキニ非ザルハ論ナキモ、又本社各店部ノ事業ハ多様ニテ、共通シタル検査要項ヲ定ムルコトハ、容易ニ非ザルベシト雖、必ズ検査スベキ事項ハ之ヲ検査要項トシ、之ヲ検査役ヨリ常務理事迄伺定メ置キ、検査事務ノ遺漏ナキヲ期スベキモノト思惟ス。

（資料10）

丙第一号達

本社特別財産規程別紙ノ通相定ム。

昭和三年四月十八日

合資会社

本社特別財産規程

第一条　本社ハ、不時ノ災厄ニ備フル為、特別財産ヲ設置ス。

第二条　本社ハ、毎会計年度ノ利益ノ中ヨリ、相当ノ金額ヲ特別財産ニ、組入ルルモノトス。

前項ノ組入金額ハ、其ノ都度之ヲ定ム。

第三条　特別財産ハ、国債其ノ他之ニ準スヘキ確実ナル有価證券ノ所有又ハ固定セサル安全ナル方法ニ依リ、之カ利殖ヲ為スモノトス。

前項ノ規定ニ依ル利殖方法ニ付テハ、国債ノ所有ヲ除ク外左ノ各号ニ付特別財産総額ノ五分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ス。

一、同一公共団体ノ債券ノ所有。

二、同一会社ノ株券又ハ社債ノ所有。

三、同一会社ニ対シ前号以外ノ方法ニ依ル利殖ヲ為ス場合。

四、外国有価證券ノ所有。

同一会社ニ対シ、前号第二号及第三号ノ方法ヲ併用スル場合ニ於ケル金額ハ、之ヲ通算ス。

第四条　特別財産ヨリ生スル利殖金ハ、総テ其ノ特別財産ニ組入ルルモノトス。

第五条　特別財産ニ付テハ、総務部会計課ニ於テ別ニ補助帳ヲ設ケテ、之カ整理ヲ為スモノトス。

第六条　将来不時ノ災厄ノ為、此ノ特別財産ヲ使用セントスル場合ニハ、理事会ノ決議ヲ経テ、社長ノ承認ヲ得ルコト

ヲ要ス。

附則

第七条　本規程第一条ニ依ル特別財産ハ、昭和二年十二月三十一日ニ於ケル積立口、貯蓄口、遠計口ノ残高ヲ以テ之ニ充テ、積立口、貯蓄口、遠計口ノ名称ハ同日限リ之ヲ廃止ス。

第八条　現在積立口、貯蓄口、遠計口ニ属スル住友銀行株券ハ、将来本社ノ金繰状態ヲ斟酌シテ、速ニ第三条所定ノ制限額以下ニ減少セシムルコトヲ要ス。

（資料11）

甲第八号達

今般社則甲乙二篇ヲ制定シ、昭和三年七月一日ヨリ実施ス。

従来実施スル所ノ家法及諸規則類纂ハ、昭和三年六月三十日限リ之ヲ廃止ス。

昭和三年六月十四日

合資会社

（社則甲・乙の目次は次頁の表の通り）

社則甲目次

営業ノ要旨
○営業ノ要旨
職員、準職員
○職員規程
○医務職員規程
○学校職員規程
○嘱託員規程
○準職員規程
服　務
○服務紀律
任用、辞令、赴任
○任用規程
○辞令及通知書ニ関スル規程
○職員提出書類ニ関スル規程
○赴任規程
○事務引継ニ関スル件
休職、停年
○休職規程
○停年規程
休暇、欠勤
○休暇規程
○在外店部在勤者特別休暇規程
○欠勤規程
俸　給
○俸給規程
○俸給規程施行細則
○兵役服務取扱規程
○戦時又ハ事変ノ際ニ於ケル応召ノ職員俸給支給方並其ノ起算方ノ件
○出征中生死不明トナリタル職員俸給支給方ノ件
賞与、懲戒
○賞与規程
○懲戒規程
旅　費
○内国旅費規程
○内国旅費規程施行細則

社則乙目次

通　則
○本社事務章程
○工作部長専行事項ニ関スル件
○大阪以外ノ地ニ於ケル工作部現場詰員首席者ニ委任事項ノ件
○本社工作部現場公休日
○本社業務時間
○本社工作部現場業務時間
○出張ニ関スル特定区域ノ件
○本社守衛細則
○本社準職員細則
○本社使丁服装方ノ件
○本社労働者ノ名称ニ関スル件
給　与
○特定地ニ駐在ヲ命セラレタル者ニ対スル旅費支給方ノ件
○本社市内出張乗車船賃及食事費ノ件
○本社賄料支給規程
○本社当宿直ニ関スル件
○非常駈付手当支給ノ件
○自動車運転手及助手勤務並給与ニ関スル件
○住友倶楽部監守、使丁及雑夫服務方並給与ニ関スル件
○本社守衛、自動車運転手、同助手、給仕及使丁ニ被服給与ノ件
○本社女事務員ニ事務服給与ノ件
○本社雑夫退職手当規程
○本社雑夫弔祭料ノ件
○本社雑夫市内出張乗車船賃及食事費支給ノ件
○本社雑夫ニ賄料支給ノ件
会　計
○本社特別財産規程
○本社地所課特別会計規程
○本社会計見積書規程

（次頁に続く）

社則甲目次	社則乙目次
○学校卒業生任用ノ場合赴任旅費支給ノ件	○本社勘定科目及元帳科目
○宴会参列、辞令受領ノ為来往スル場合ニ於ケル旅費支給方ノ件	○本社備附補助帳ノ件
○外国旅費規程	○本社起業支出整理規程
○外国転任者其ノ通知書受領ノ時ト赴任ノ為出発ノ時トニ於テ身分異ル場合ノ外国旅費支給方ニ関スル件	○本社所管固定財産償却標準期間
○外国旅行ノ信用状使用方並附帯利息ニ関スル件	○本社所管物件中財産規程第八条第二項ニ該当スル物ニ関スル件
退職慰労金	○本社無記名有価証券番号副帳取扱手続
○退職慰労金規程	○無記名有価証券番号副帳保管場所ノ件
諸給与	○本社備品保管規程
○臨時手当ノ件	○本社用度品及不用品取扱手続
○準職員臨時手当ノ件	○部長ノ権限ニ属スル収支及公債貸渡ニ関スル事項ニシテ特ニ課長ニ委任スルノ件
○特定地区勤務手当規程	○本社金銭収支ニ関スル回議処理手続
○在外店部職員在勤手当規程	○本社金銭出納手続
○皆勤手当規程	○委託工事費ニ関スル現金出納手続
○弔祭料ノ件	○工作部東京詰所管ノ委託工事費ニ関スル現金出納手続
積　金	○委託工事処理費整理手続
○積金規程	○本社俸給及臨時手当支払手続
○積金利率ノ件	○本社出張旅費支払手続
○積金取扱手続	○本社市内出張乗車船賃及食事費支払手続
会　計	○本社賄料及当宿直料支払手続
○会計規程	○自動車運転手及助手時間外勤務歩増金及食事費支払手続
○会計規程施行細則	○ビルディング共通費、倶楽部費、職員合宿所費、診療所費並自動車費整理手続
○会計見積書及実際報告書様式	文　書
○資金規程	○本社文書取扱規程
○財産規程	○本社守衛室備附郵便切手等ノ件
○償却規程	○本社文書保存規程
○会計諸帳簿及諸表様式	○本社図書保管規程
○公債貸渡規程	○処務報告ニ関スル内規
○特定店部ノ為公債貸渡事務ヲ委託スル銀行支店並之ニ預置クヘキ公債額面高ノ件	
○在外店部在勤者、外国出張者及外国留学者ニ対スル給与金換算方ノ件	

（次頁に続く）

社則甲目次	社則乙目次
○労役者特別保護金管理規程 ○労役者特別保護金振替ニ関スル件 監査及検査 ○監査及検査規程 文書 ○文書規程 ○電報発信略語表 ○私書函番号表 ○ケーブルアドレス及使用コード 検定試験、修学 ○外国語学力検定試験規程 ○学力検定試験規程 ○未成年給仕修学規程 ○在阪各店部未成年給仕修学方ノ件 雑 ○休業日及業務時間ニ関スル規程 ○職員準職員発明ニ関スル規程 ○職員異動報告ノ件 ○交際費支出内規 ○守衛規程 ○当宿直規程 ○給仕採用ノ件 ○住友倶楽部規程 ○職員準職員運動会ニ関スル件 ○職員借用金ノ件 ○株式会社住友銀行株式担保貸出規程 ○新年参賀及新年宴会ノ件 ○家長御誕辰祝宴ノ件 ○新年宴会及家長御誕辰祝宴列席者服装ノ件 ○職員並末家吉凶ノ節本家ヨリ贈与内規 ○井桁紋章寸法割合ノ件 末家 ○住友末家規則 ○住友末家預金利息ニ関スル件	○社長及其ノ他業務執行社員印章管守内規 ○本社名称ニ関スル件 雑 ○委託工事処理費ニ関スル件 ○ビルディング共通費分担方法ノ件 ○倶楽部費分担方法ノ件 ○職員合宿所費分担方法ノ件 ○診療所費分担方法ノ件 ○自動車共用ニ関スル申合 ○自動車費分担方法ノ件 ○定例休暇指定書式 ○職員準職員ニ対シ貸家敷金免除ノ件 ○年始其ノ他ノ場合ニ於ケル恒例受贈物品処分方ノ件 （社則ニ掲載セザル規定） ○貸家々守小作人総代等ノ件 ○本社雑夫ニ被服給与ノ件 （廃止規程） ○理事又ハ支配人ヘ提出スヘキ回議ノ件 ○地所建物管理人ノ件 ○大阪地方ニ於ケル若松炭業所石炭販売並代金取立方順序覚書 ○別子鉱業所ノ現金出納事務取扱及総本店委託ニ係ル事務処理ニ関スル銀行報償金ノ件 ○住友総本店ヨリ住友銀行ヘ預ヶ金利率ノ件 ○総本店銀行間当座勘定及手形割引ニ係ル契約覚書 ○肥料製造所ヨリ大阪方面ニ於ケル支払手続 ○営繕課物品購買及代金支払手続、営繕課取扱ニ係ル銀行倉庫建設物費用支払並計算整理手続、受托小営繕工事ノ合議並支払手続

（次頁に続く）

社則甲目次	社則乙目次
○定書	○小口営繕費取扱方ノ件
連系会社	
○連系会社指定ノ件	
○連系会社職員準職員ノ待遇其ノ他ニ関スル件	
（廃止規程）	
○職制廃止ノ件	
○「傭員合宿所家屋敷金整理方ノ件」廃止ノ件	
○海外実地演習生内規、総本店傭員服装ノ件	
○等内四等以下傭員勤務一覧表書式、忌引中ノ傭員出勤方ノ件廃止ノ件	
○本家紋章ノ件	
○吉凶贈遺ニ関スル論達ノ件	
○上阪届ノ件廃止ノ件	
○非常警備心得及同細則ニ関スル件	
○各店部出張員執務室ノ件	
○氏神祭礼等ノ酒饌料ニ関スル件	
○土地建物賃貸借規定廃止ノ件	

（資料12）

甲第九号達

傭員準傭員改称ノ件

今般新ニ職員規程制定セラレ、昭和三年七月一日ヨリ実施セラルルニ付、同日以降従前ノ傭員ハ之ヲ職員ト改称シ、且従前ノ傭員ノ各種別ハ、之ヲ左表ノ通改称ス。

新名称	旧名称
高等職員	重役
一等職員	一等傭員
二等職員	二等傭員
三等職員	三等傭員
四等職員	四等傭員
補助職員	補助傭員
医務職員	病院職員
学校職員	学校職員
嘱託員	嘱託員

今般新ニ準職員規程制定セラレ、昭和三年七月一日ヨリ実施セラルルニ付、同日以降従前ノ準傭員ハ準職員ト改称ス。

昭和三年六月十四日

合資会社

二　業　績

「一(一)　湯川総理事の五年間と昭和恐慌」で述べたような経済情勢下において、大正十年（一九二一）設立以来順調に業績を伸ばしてきた住友合資会社も、昭和五年（一九三〇）には赤字に転落した（第5表）。同じく拡大の一途を辿ってきた住友の全事業の損益も、昭和五年には赤字こそ免れたものの前年の純益の僅か六分の一に落ち込んだ（第6表）。しかし川田順によれば、当時の三菱商事大阪支店長は、「たいへんです。大阪は軒並に倒れました。立っているのは、天王寺の塔と住友だけです！」と東京本社に報告したというが(17)、住友としては合資会社設立以来一〇年間の起業支出が結実して、この程度の落ち込みに喰い止めることができたといえよう。昭和五年度の決算が明らかとなった昭和六年四月に開催された主管者協議会において総理事小倉正恒は次のように訓示した。

（前略）偖テ現在ノ経済界ノ不況ハ、真ニ甚ダシイモノデアッテ、住友ノ事業モ勿論此ノ影響ヲ免レル事ガ出来ズ、甚ダ不振ノ状態ニアリ、前途モ楽観ヲ許サズト思ハレマス。サリナガラ何等根底ニ不安アルワケデナシ、幸ニ基礎ニハ何等ノ影響モアリマセン。御安心ヲ願ヒマス。（後略）

住友合資会社の直営の事業所は、大正十五年三月の家長住友吉左衛門友純の死去をきっかけとしたかのように、七月伸銅所（「五(一)」参照）、昭和二年七月別子鉱業所（「五(三)」参照）、昭和三年七月若松炭業所（「五(五)」参照）と相次いで分離独立し、合資会社の直営事業所として大規模なものは、同じ昭和三年七月に鉱業所に昇格した鴻之舞鉱山を残すだけとなった。

住友家の正月の床飾りは長年住友の事業を象徴するものとして、別子産の銅鉱石と、それを山元で製錬するのに必要な木炭と、できた粗銅の三者とされてきた。しかし明治維新とともにそれまで大阪の幕府の銅座に納入してきた製銅を

第5表　合資会社店部別純損益　（単位：円、円未満切り捨て）

店　部	大正15年	昭和2年	3　年	4　年	5　年
本社	Δ927,064	1,081,949	1,061,909	3,217,651	Δ593,079
地所課	Δ133,558	30,111	118,578	133,864	152,073
計	Δ1,060,623	1,112,060	1,180,487	3,351,515	Δ441,005
①				Δ263,362	
再計				3,088,153	
別子鉱業所	2,533,619	650,050	—	—	—
製銅販売店	78,456	92,961	88,962	—	—
若松炭業所	129,495	667,379	163,246	—	—
札幌鉱業所	Δ40,966	Δ49,042	—	—	—
唐松炭坑	Δ4,785	3,378	—	—	—
鴻之舞鉱業所②	406,138	213,501	286,590	202,485	193,012
来馬鉱山	Δ9,164	Δ5,649	—	—	—
大萱生鉱業所	Δ31,470	Δ75,683	Δ48,866	12,504	Δ2,537
高根鉱業所③	22,525	Δ11,367	6,169	75,257	51,960
伸銅所	466,801	—	—	—	—
東京販売店	69,455	118,305	76,256	72,765	59,016
横須賀販売店	Δ7,756	Δ8,771	Δ1,730	Δ4,552	Δ7,138
名古屋販売店	4,571	3,215	9,960	8,944	3,322
神戸販売店	9,097	6,242	9,242	Δ2,255	3,270
呉販売店	2,538	971	4,653	3,751	20
博多販売店	Δ2,472	589	Δ5,206	6,690	2,515
上海販売店④	Δ25,441	Δ36,012	Δ40,229	Δ29,827	Δ20,246
林業所	—	—	—	—	—
大阪住友病院	Δ96,132	Δ80,259	Δ4,130	Δ5,253	48,474
合　計	2,443,887	2,601,869	1,725,406	3,428,663	Δ109,334

註：①住友忠輝が大正13年末死去した際、合資会社の貸付金348,901円(「住友合資会社(上)」第10表)は一度清算されたが、昭和3年長男義輝の相続税決定の際その一部202,580円が税務署によって否認されたため、その後昭和4年6月末までの経過利息を併せた263,362円08銭を義輝に対する臨時配当として相殺したものである。
②昭和3年3月札幌鉱業所が廃止されて、鴻之舞鉱山に鴻之舞鉱業所が設置された。
③高根鉱業所は大正13年11月高根鉱山が閉山したため縄地鉱山のみとなった。
④上海洋行は昭和2年11月上海販売店と改称した。

自力で販売しなければならなくなり、明治四年（一八七一）外商に対する販売窓口として神戸出店が設けられた。また明治二年には長堀銅吹所の精錬機能が別子山麓立川山村に移転され、九年には銅吹所そのものも閉鎖されてしまったので、それ以来大阪の住友本店のビジネスは床飾りが象徴する銅と直接関係するものではなくなっていた。ところが明治二十六年の四月に友純が徳大寺家から住友家に入り、その十一月にかねて石炭採掘に関心を寄せていた初代総理人広瀬宰平は後に若松炭業所となる福岡県の庄司炭坑を、翌二十七年四月同じく忠隈炭坑を買収し、新たに木炭に代わる石炭採掘の事業が開始された。友純は明治二十七年十月別子を視察したのに続いて、翌二十八年十一月には忠隈、庄司の両炭坑を視察している。

さらに住友銀行は明治二十九年経営の行き詰まった大阪の日本製銅株式会社に対し融資していたと思われるが、住友本店理事兼銀行支配人田辺貞吉はその十一月十五日の日記に「住友家長に面し、日本製銅会社買収の件決す」と記して

（単位：円、円未満切り捨て）

4　年	5　年
3,428,663	△109,334
7,224,820	1,364,914
2,187,647	△12,670
—	△890,017
159,397	—
△187,221	—
2,054,048	1,453,834
661,158	304,932
1,200,925	153,589
309,942	64,061
282,947	218,706
120,354	△289,652
205,228	180,223
230,392	181,906
△3,442,000	△2,799,198
7,211,483	△1,543,618
5,257,398	5,159,175
895,286	716,241
136,418	△163,260
△86,159	△87,672
6,202,943	5,624,483
△97,500	△97,500
△2,277,372	△2,187,161
11,039,555	1,796,203

益ヨリ除外シ、公表純益ヲ見直シタルモノナリ。

当額。但し信託は固有勘定のみ。

第6表　合資会社・連系会社純損益

会社名	大正15年	昭和2年	3年
合資会社	2,443,887	2,601,869	1,725,406
連系会社小計	3,480,895	4,543,593	5,633,562
住友別子鑛山	—	179,825	413,376
住友炭礦	—	—	—
住友九州炭礦	—	—	308,575
住友坂炭礦	28,552	53,535	44,803
住友電線製造所	1,883,657	2,035,937	2,064,571
住友製鋼所	156,161	748,135	728,041
住友伸銅鋼管	280,210	616,451	784,960
住友肥料製造所	379,371	308,092	277,563
土佐吉野川水力電氣	—	106,244	300,061
住友倉庫	305,448	120,694	202,373
大阪北港	151,717	62,197	186,679
住友ビルデイング	295,776	312,479	322,555
重複分補正A	Δ720,875	Δ2,009,987	Δ1,440,384
合計	5,203,907	5,135,474	5,918,584
住友銀行	5,761,029	6,159,672	5,778,251
住友信託	364,077	794,359	1,111,835
住友生命保険	Δ26,159	41,334	89,530
重複分補正B	Δ475	Δ3,288	Δ86,969
合計	6,098,472	6,992,078	6,892,648
重複分補正C			
対連系会社C—1	—	Δ97,500	Δ97,500
対合資会社C—2	Δ2,564,205	Δ2,435,994	Δ2,277,097
総計	8,738,175	9,594,058	10,436,635

原註：各社純益ハ利益処分ニヨル重役賞与交際費及税金引当金ヲ損失ト見、又退職慰労準備金戻入ハ之ヲ利
註：重複分補正Aは、上記12社の合資会社に対する配当金合計額(第7表)。
同Bは、住友銀行が保有する住友信託株式及び住友信託と住友生命が保有する住友銀行株式に対する配
同C—1は、住友銀行が保有する住友ビルデイング株式に対する配当金。
同C—2は、合資会社が保有する住友銀行、住友信託、住友生命各株式に対する配当金合計額(第7表)。
出典：住友合資会社総務部会計課作成。

おり、翌三十年四月にはこの方針通り同社を買収し、別子製銅を単に販売するだけでなく、それを加工する住友伸銅場が開設され、やがてこれが伸銅所へ発展した。すなわち友純が住友家へ入って以来、住友家の事業は伝来の別子鉱山の他に新たに石炭と伸銅への進出によって、再生し得たわけで、彼としてはこの三者に対する思い入れは、次々と分離独立させていった他の連系会社とは、格別異なるものであったと思われる。

しかし既に「住友合資会社（上）」で述べたように、労働運動の高揚とともにこれらの事業所の労資協調路線は大きな影響を受け、争議の標的は、主管者たる事業所長を越えて、直接合資会社幹部や社長たる家長に向けられるようになった。大正十五年初に起こった、別子争議団の住吉本邸乱入事件は、病臥中の友純の病状に大きな影響を及ぼしたといわれている。この他工場災害や炭坑の爆発事故も懸念材料にあげられ、友純の死後これら三者の連系会社への移行は決定的となり、これによって合資会社の持株会社化がほぼ完了するに至ったのである。

恐慌の影響は、すべての連系会社の業績に現れているが、中でも炭礦は発足早々全国炭坑のコスト削減のための出炭増と不況による需要減により、全国平常貯炭量一二〇万トンに対し、昭和四年末二三〇万トン、昭和五年八月三二五万トンと貯炭量が激増したため[18]、大幅な赤字を記録した。別子鑛山も銅需要の減退と銅価の下落が、前年の経営刷新の効果を吹き飛ばすほど深刻なものとなった[19]。倉庫では、保管貨物残高が昭和四年末から五年末の一年間で、三八％も減少した[20]。金融機関では、銀行が依然として大きな収益を誇っており、生命保険も、八万一〇〇〇円の純益を公表したが、実質は一六万三〇〇〇円の赤字であった[21]。

銀行にしても昭和二年の金融恐慌の際に一割配当を九分に減配し、さらにこの五年には八分に減配せざるを得なかった。大島堅造（M42東京高商、当時銀行本店支配人、のち銀行専務）は、この銀行決算の実情について、当時内国課と経理課を担当していた常務大平賢作とのやりとりを次のように述べている[22]。

人も知るが如く、昭和二年の金融恐慌の後に来たのは経済界に発生したひどい反動だ。住友は三菱と共に恐慌によって特に預金が増大したが、その資金は日本銀行に無利子で預けられ、借手がない。大平さんは貸出先を探すに非常に苦心された。当時の外国課はロンドンのロイヅ・バンクをモデルとした独立計算制を採用している。したがって、利益は多かったがそれは経理課に渡さず、外国課で保管していた。上海支店が銀相場の下落で決算時にどんな損失を出すかも知れないから、その準備金を兼ね貯えていたのである(註、三井銀行では当時国内余裕資金を上海の銀塊相場の変動を利用した為替差利益を目的とした投資に向け、上海支店は昭和五年に一〇〇万円の収益を上げたというが、[23] 住友では大島は在職中スペキュレーションを一回もやらなかったという)。大平さんは決算の必要上、止むを得ず外国課の利益金の借入れを申込んで来た。私は数回に亘って貸した。その証文は今の外国部に保管されている筈だ。

私は当時、本店支配人で外国課担当を命ぜられ、その限りに於て常務の権限を与えられ、合議に参加した。問題は住友が株式を公開したとき、年八%の配当を払うという諒解を与えたことにある。[24] しかし、それは業績上不可能だから本家に配当を辞退して貰うとか、色々の案があったが関係方面の賛同を得るに至らなかった。

昭和四年度の銀行の実際純益五四九万円の中、内国課の純益は四三八万円、外国課のそれは一一一万円、これが従来の銀行の決算のパターンであった。しかし昭和五年度の内国課の純益は二五〇万円に落ち込み、これでは大島の述べる通り八%の配当を維持することはできなかったので、外国課で二八七万円の純益を計上し、実際純益を五三七万円とすることができた。問題はこの外国課の純益の出所であるが、当時の外国課の収益源は、外国為替の売買ではなく、まず英米市場で低利の資金を外銀から借り入れ、それによって買い取った日本向けの輸出手形の金利との利ざやにあった。昭和四年度では、外国課の利益六二一万円の中、収入(受取)利息が三三一万円に対し、外国為替売買益は一六五万円であった。

しかし昭和五年一月の金輸出解禁以来、世界恐慌の影響、とくに商品市況の暴落のため、外国為替の取扱高は激減するに至った。この外国為替取扱高が三割近く減少することによって、外国課の外銀借り入れを示す（他に在米支店・連系銀行の資金を含む）外国為替残高が四年末の三〇二二万円から一六一六万円へほぼ半減したので、損失面において支払利息が三八八万円から一六〇万円へ二二八万円も減少したことが、まず外国課の純益に大きく寄与した。損失面で減少しても利益面で同様に減少すれば純益は変わらないが、利益面をみると貸付金・外国為替資産残高が昭和四年末の二九一九万円から五年末の一七二五万円へ四割も減少したにもかかわらず、五年度の外国課の利益五五六万円の中、収入（受取）利息は二三八万円と二八％減にとどまり、外国為替売買益は一六四万円とほとんど横ばいとなっていた。従ってこのうち一〇〇万円程度は大島のいう当時の外国課の準備金なるものを利益として計上したものと推定される。

これとは逆のケースであるが、三井銀行は当時そのドル買いが「国賊的スペキュレーション」と非難の的となっていたためか、昭和六年下期の決算で外国営業部は十二月だけで三二一万円の外国為替売買損を計上した。後年三井銀行は

（単位：円、円未満切り捨て）

4　年	5　年
7,030,221	4,078,575
207,727	207,727
11,105	10,583
—	—
612,469	1,066,964
897,000	747,500
398,000	—
42,000	—
392,500	392,500
625,000	625,000
180,000	186,698
600,000	540,000
2,276,284	2,149,824
1,087	1,087
—	36,250
97,500	97,500
210,000	210,000
—	—
159,441	105,136
—	—
48,955	Δ10,340
283,124	27,633
—	—
Δ12,975	Δ2,310,379
999	Δ5,109
3,812,570	4,671,655
603,064	855,126
378,140	398,390
412,314	402,449
121,382	119,886
39	1
202,123	206,813
1,411,995	1,419,478
364,382	734,152
40,838	501,874
180,524	21,814
—	—
—	—
—	—
—	—
—	—
97,765	11,668
3,217,651	Δ593,079

第7表　合資会社(本社)損益表

科目	大正15年	昭和2年	3年
当期利益	3,440,621	4,014,688	4,674,992
国債証券利息	207,787	207,727	207,727
地方債証券利息	11,523	11,393	11,405
社債券利息	2,625	10,998	7,536
株券配当金	327,495	391,992	515,795
住友別子鑛山配当金	—	—	—
住友九州炭礦配当金	—	—	—
住友坂炭礦配当金	—	—	—
住友製鋼所配当金	—	392,500	392,500
住友電線製造所配当金	546,875	1,339,987	625,000
住友肥料製造所配当金	174,000	180,000	180,000
住友伸銅鋼管配当金	—	—	—
住友銀行配当金	2,564,205	2,435,994	2,276,284
住友信託配当金	—	—	812
住友生命保険配当金	—	—	—
住友ビルデイング配当金	—	97,500	97,500
土佐吉野川水力電氣配当金	—	—	145,384
建築費戻入	87,489	69,815	—
工事処理費戻入	—	—	101,637
別子地所損益	—	—	39,036
別子農林損益	—	—	Δ87,877
雑益	160,244	17,082	22,692
固定財産原価差損益	150	—	—
有価証券原価差損益	Δ644,739	Δ1,140,814	137,776
資金利息	2,966	510	1,780
当期損失	4,367,686	2,932,739	3,613,082
利息	612,867	317,077	320,510
俸給	345,198	359,585	362,146
賞与	464,866	378,147	411,854
旅費	68,519	81,579	79,019
営繕費	64	37	1,346
賃借及保険料	125,390	180,822	205,629
雑費	983,308	838,200	1,278,723
諸税	204,875	182,074	134,971
退職慰労金	1,524,170	499,161	526,572
雑損	33,189	58,322	106,458
山林課損益	—	15,158	—
地所課損益	—	11,486	—
別子山林損益	—	—	107,716
札幌損益	—	—	3,975
唐松損益	—	—	15,767
償却	5,235	11,084	58,389
当期純損益	Δ927,064	1,081,949	1,061,909

大蔵省に対し、昭和七年上期に留保した外国為替の利益を昭和十年上期まで毎期戻入したと報告しているので[25]、当時の会計制度ではこうした社内の利益留保が可能であったものと思われる。

(一)　合資会社（本社）の業績

既に述べたように、傘下の直営事業所が分離独立して連系会社となったので、本社の損益構造は、従来の赤字基調から、連系会社の配当収入によって黒字基調に変わった（第7表）。同時に連系会社の業績の悪化が、例えば大正十五年の製鋼所と昭和五年の炭礦の無配や期間を通じての銀行の減配等のように、本社の業績に影響を及ぼすこととなった。なお昭和二年の電線製造所は、一割配当の他に積立金の中から臨時配当（本社受取七八万円余）を行い、これを未払込金の払込原資に充当したものである。連系会社以外の株式保有が増加するにつれ（第8表）、配当収入も増加しているが、特に昭和五年には配当収入は一〇〇万円を超えているのは、日本ビクター蓄音器の特別配当三二万円があったためで、これ

（単位：円、円未満切り捨て）

4年末	5年末
184,954,517	193,514,556
984,150	984,150
—	—
17,727	18,870
3,848	3,466
3,431	3,712
—	—
3,142,542	3,142,542
190,267	163,800
—	—
13,979,079	12,813,935
14,950,000	14,950,000
4,975,000	—
5,155,478	—
—	11,297,078
7,850,000	7,850,000
6,250,000	6,250,000
1,800,000	5,800,000
12,000,000	12,000,000
36,331,477	36,331,477
28,614	28,614
2,813,000	2,813,000
14,950,000	14,950,000
3,250,000	3,250,000
21,493,850	24,481,510
3,000,000	3,000,000
—	239,375
—	—
3,921,546	3,308,449
527,500	829,083
1,583,979	291,265
—	—
—	—
1,560,899	1,278,360
29,277	33,359
—	—
13,585	5,322
8,389	11,824
—	3,101
—	—
1,116	4,314
—	—
2,956	2,231
—	1,953
3,385,176	3,606,781
379,725	344,870
1,689	4,172
6,507,747	6,502,957
—	—
13,129,078	13,286,875
132,798	—
600,582	1,693,040
—	1,935,061
184,954,517	193,514,556
150,000,000	150,000,000
12,457,841	13,736,504
1,462,294	1,572,649
1,200,000	1,200,000
58,381	57,101
—	—
850,207	899,514
—	—
11,692,469	16,602,244
156,420	366,065
1,550,000	2,050,000
—	—
3,069,674	3,079,053
687,500	1,449,200
—	—
1,375	—
21,552	4,546
5,855	—
—	122
2,366	—
—	1,355,200
—	1,142,352
1,738,577	—

第8表　合資会社(本社)貸借対照表

科目	昭和元年末	2年末	3年末
借方	175,883,758	179,078,291	180,926,936
固定財産・土地	—	984,150	984,150
鉱区	—	—	376,344
車両	—	—	—
機械	600	600	4,230
什器	21,338	24,286	22,143
所有品・準備品	1,572	1,165	—
有価証券・国債証券	3,142,542	3,142,542	3,142,542
地方債証券	199,592	199,167	194,242
社債券	19,594	297,000	—
株券	6,420,930	7,872,910	12,060,766
住友別子鑛山株券	—	14,950,000	14,950,000
住友九州炭礦株券	—	—	4,975,000
住友坂炭礦株券	1,155,478	1,155,478	1,155,478
住友炭礦株券	—	—	—
住友製鋼所株券	7,850,000	7,850,000	7,850,000
住友電線製造所株券	5,468,750	6,250,000	6,250,000
住友肥料製造所株券	1,800,000	1,800,000	1,800,000
住友伸銅鋼管株券	9,000,000	9,000,000	12,000,000
住友銀行株券	36,821,382	36,821,382	36,331,477
住友信託株券	1,266,250	16,250	16,250
住友生命保険株券	2,813,000	2,813,000	2,813,000
住友倉庫株券	13,700,000	14,950,000	14,950,000
住友ビルデイング株券	3,250,000	3,250,000	3,250,000
大阪北港会社株券	21,927,500	21,493,850	21,493,850
土佐吉野川水力電氣株券	—	3,000,000	3,000,000
起業支出・宜川起業支出	—	—	—
預リ金・地所課預リ金	—	—	61,100
貸金・立替金	1,824,242	5,505,243	2,486,501
雑・仮出金	357,194	345,871	1,766,038
未収入金	4,283,344	5,000,000	2,291,265
各部・別子鉱業所	28,356,036	—	—
製鋼販売店	442,093	219,624	—
若松炭業所	5,993,240	5,874,848	—
鴻之舞鉱業所	—	—	1,634,351
大萱生鉱業所	177,833	141,464	57,317
札幌鉱業所	1,616,304	2,028,565	—
高根鉱業所	60,479	61,566	47,490
東京販売店	—	—	—
呉販売店	1,443	2,222	771
上海洋行・販売店	3,910	17,194	12,305
横須賀販売店	5,504	4,673	931
博多販売店	1,760	322	3,132
神戸販売店	—	—	—
名古屋販売店	—	—	—
林業所	2,327,717	2,799,339	3,158,784
病院	464,557	428,288	367,722
支店・東京支店	—	—	—
委託・別子鑛山委託	—	6,559,474	6,584,156
坂炭礦委託	—	—	779,868
特別会計・地所課	11,414,114	11,457,104	13,015,777
銀行・銀行出納	189,703	904,736	426,912
銀行特別預金	1,936,724	1,360,478	613,035
損益・当期純損益	1,569,019	495,488	—
貸方	175,883,758	179,078,291	180,926,936
資本金・資本金	150,000,000	150,000,000	150,000,000
前期繰越金	10,536,679	11,230,566	11,982,435
前期純損益	2,437,784	2,603,850	1,163,074
労役者特別保護基金	1,200,000	1,200,000	1,200,000
労役者特別保護別途積金	79,833	82,544	51,941
預リ金・雇人身元預金	244,069	—	—
積金預金	1,571,731	884,841	689,554
住友未家預金	223,548	258,900	299,200
諸預金	6,360,295	9,013,603	10,792,902
地所課預リ金	—	—	—
地所課特別預リ金	—	—	900,000
準職員積立金	26,940	30,680	35,374
雑・仮入金	3,150,754	3,244,403	2,761,254
未払金	1,034	1,072	—
各部・東京販売店	45,695	24,737	24,423
呉販売店	—	—	—
上海洋行・販売店	—	—	—
博多販売店	—	—	—
神戸販売店	2,946	2,546	5,013
名古屋販売店	2,445	543	8,936
手形・割引手形	—	500,000	700,000
銀行・銀行出納	—	—	—
損益・当期純損益	—	—	312,826

は全額増資払込の原資に充当された。

昭和二年の山林課損益、地所課損益、昭和三年の別子山林損益、別子地所損益及び別子農林損益は、昭和二年七月住友別子鑛山の設立に伴い、合資会社別子鉱業所の山林、地所は同社に委託経営されることになったので、その損益を示す。なお昭和三年七月、山林課、地所課は合併して農林課となった。

同じく昭和三年札幌損益、唐松損益は、三月札幌鉱業所が廃止され、唐松炭坑の経営が住友坂炭礦に移管されたので、それぞれ両者の一～二月の損益を示す。

本社の業績を左右するものとして、損失のうち退職慰労金と有価証券評価損が大きい。特に本社の業績が、大正十五年に赤字となったのは、前者が一五二万円に上がったのが主因であり、昭和五年の場合は、後者が二二八万円という巨額に達したためである。有価証券評価損については「三　投資活動」で明らかにすることとして、一方の退職慰労金がこのように大きな額となったのは、「一　統轄システム」で述べたように、幹部の異動が相次いだためである。すなわち大正十五年の一五二万円の中には前家長に対する功労金一〇〇万円、理事吉田良春一五万円、伊庭貞剛一〇万円、理事岡田宇之助五万円計一三〇万円が、昭和二年の四九万円には理事草鹿丁卯次郎二〇万円中合資会社負担分八万円、信託専務吉田真一の銀行・信託負担分二五万円の他に住友家分として一二万円余計二〇万円余、昭和三年では五二万円のうち理事本荘熊次郎・総務部長野草省三・技師長武藤伝造・住友病院長片山正義等四〇万円余が、昭和五年の五〇万円の中には、総理事湯川寛吉の五〇万円中合資会社負担分二六万円余と肥料常務日高直次の合資会社負担分九万円余計三五万円余が含まれていた。

第8表において、起業支出勘定宜川起業支出二三万円余は、昭和五年四月朝鮮の金山である宜川鉱山（朝鮮平安北道宜川郡宜川邑）を加藤万四郎及び東拓鉱業から一一万円余で買収し、探鉱を開始したことを示している。

第9表　地所課損益表　（単位：円、円未満切り捨て）

科　目	大正15年	昭和2年	3　年	4　年	5　年
当期利益	48,436	203,149	301,420	388,702	366,697
耕地収益	20,884	11,887	14,598	13,171	11,667
賃貸料	162,699	195,199	219,715	240,006	246,680
雑　益	1,820	10,496	12,498	4,035	1,196
固定財産原価差損益	Δ136,952	Δ13,857	3,336	48,805	Δ10,303
利　息	Δ15	Δ576	51,271	82,684	117,457
当期損失	181,994	173,038	182,842	254,837	214,624
俸　給	12,142	14,369	20,229	22,524	23,004
旅　費	1,530	1,655	1,268	1,659	1,262
諸　税	46,844	35,828	35,231	40,935	40,675
営繕費	37,643	28,506	29,141	37,329	20,747
賃借及保険料	3,619	8,348	6,340	6,765	7,745
雑　費	14,236	20,693	15,254	59,731	26,894
賞　与	7,516	8,786	13,161	14,158	14,933
雑　損	6	29	1,118	262	0
資金利息	11,582	5,457	—	—	—
償　却	46,872	49,363	61,095	71,471	79,359
当期純損益	Δ133,558	30,111	118,578	133,864	152,073

委託勘定は既に述べたように、別子の山林・地所を住友別子鑛山に、唐松炭坑を住友坂炭礦に経営委託したことを示す。

特別会計勘定地所課は、「住友合資会社(上)」で述べたように、大正十四年六月総務部庶務課に所属していた地所係が地所課として独立した際、本社の勘定とは別個に設けられた特別会計勘定を示す。従ってその損益と勘定内訳は第7表と第8表に含まれないのでそれぞれ第9表と第10表に示した。大正十五年に赤字となったのは、旧銀行本店営業部建物(旧帝国座)の評価損一三万円余を計上したためである。

昭和三年末雑勘定未収入金で二一七万円が計上されている。これは年初に合資会社が所有している川岸町土地三万一〇〇〇坪(現大阪市此花区島屋六丁目及び桜島一丁目、「住友総本店(下)」第3図参照)を、北港運河をはさんで安治川本流と大阪北港経営地を結ぶ唯一の連絡経路のため、大阪北港に三〇〇万円で売

却し、代わりに大阪北港は島屋町の土地七万坪のうち製鋼所の敷地六万二〇〇〇坪を製鋼所に三〇〇万円で、八〇〇〇坪を五五万円で合資会社に売却することとなった。このうち頭金一〇〇万円が製鋼所から入金され、残り二〇〇万円が五年年賦となったことを示す。預ケ金勘定会計課特別預ケ金が、主としてその入金状況を示す。

第11表は本社の収支表を示す。「住友合資会社(上)」の「二(一)　合資会社(本社部門)の業績」で述べたように、本社の支出超過は直営店部からの資金回収(各部勘定増減と前期純損益の合計、但しここでいう各部勘定増減には各部の前期純損益が含まれている、第12表に各部勘定増減を示す)によって補われ、その差は銀行出納勘定として示されている。本社の収支の改善とともに、銀行出納勘定(当座借越＋割引手形)の借入超過は縮小し、昭和元年末には預金超過に転じた。本社の支出の大半は有価証券投資であるが、これについては「三　投資活動」で詳述する。通常の配当金支出の他に配当金の積立が行われるようになったが、これについては、第18表利益処分の説明を参照されたい。この他では、支出では貸金、収入では預リ金が金額的に大きい。両勘定の中心となる立替金と諸預金の残高明細を第13表に示す。立替金では従来に引き続き倉庫、ビルディングに対する融資が行われている他、伸銅鋼管の設立の際にも融資が行われた。住友坂炭礦に対しては、昭和四年一月に譲渡した唐松炭坑の起業支出と八月に起きたガス爆発の処理費の融資である。また病院は工費二五万円で新館を建設したので、その建設費を融資した。

一方諸預金では製鋼所と電線製造所の余資の受け入れが続き、既に述べた配当金の積立が分家の預リ金も含めて、住友家の預リ金の形で計上されている。この詳細は第18表利益処分で明らかにすることとしたい。大阪北港の八五万円は、

未満切り捨て)

5年末
13,390,212
9,163,711
718,682
1,666
200
—
14,191
944
6,747
3,447
—
366,065
2,050,000
64,556
1,000,000
—
13,390,212
13,286,875
28,640
5,829
—
2,103
66,764

第10表　地所課貸借対照表

（単位：円、円

科　　目	昭和元年末	2年末	3年末	4年末
借方	11,433,620	11,487,344	13,154,484	13,229,251
固定財産・土地	10,687,517	10,590,742	9,164,816	9,093,826
建設物	479,140	534,659	511,208	711,497
機械	2,718	3,065	2,759	1,854
什器	200	200	200	200
所有品・米穀	4	—	—	—
準備品	—	—	—	10,382
農林産品・穀物	—	—	—	124
起業支出・雑建設物	78,652	73,525	167,400	80,492
雑土工	5,352	4,855	6,488	1,200
住友倶楽部建設物	—	109,194	167,899	—
預ケ金・会計課預ケ金	—	—	—	156,420
会計課特別預ケ金	—	—	900,000	1,550,000
雑・仮出金	32,707	1,101	63,712	123,254
未収入金	—	170,000	2,170,000	1,500,000
当期損益	147,329	—	—	—
貸方	11,433,620	11,487,344	13,154,484	13,229,251
会計課勘定	11,414,114	11,457,104	13,015,777	13,129,078
預り金・敷金預金	10,092	19,230	25,119	26,969
耕作保証金	—	—	—	—
預ケ金・会計課預ケ金	—	—	61,100	—
雑・仮入金	9,413	2,213	562	715
当期損益	—	8,795	51,925	72,488

上記合資会社に対する島屋町土地売却代金五五万円と、大正十五年電線製造所に対しその敷地三万坪を一八一万円で売却した代金の残り三〇万円の預かりである。

第11表及び第12表の銀行出納勘定の増減の結果、年末の勘定残高（当座借越＋割引手形）は、第14表で示される。通常は住友銀行の当座借越で調達されるが、第14表註に示した通り、伸銅所が住友伸銅鋼管として独立してその手形融資がなくなって以来、合資会社の特定の用途の資金調達には割引手形が利用されている。なお連系会社の株式払込資金は巨額に上るが、直ちに譲渡資産と相殺されるため残高としては計上されていない。例外は昭和五年の大阪北港の株式買収費用一三五万円の調達で、九〇日毎の借換が続き、返済は昭和十二年三月まで持ち越された。この手形割引は、金解禁直後の三月に住友銀行ではなく、大阪北港株式六万一六〇〇株を担保として日本銀行大阪支店で行われた。この理由としては、一月の金解禁によって住友銀行の貸出方針が変更されたこと[26]、合資会社と銀行の取引がこれまで預金超過であったのが一転して当座借越に向かい、年末には一〇〇万円を超えることになるのが、資金繰りから予め予想されていたこ

（単位：円、円未満切り捨て）

4　年	5　年
Δ249,317	77,924
Δ260,095	167,877
10,382	3,808
5,926,702	6,962,647
1,225,045	Δ607,096
Δ1,178,994	242,884
Δ1,377,286	Δ1,792,714
—	—
124	819
Δ12,453	1,092,458
4,084,106	6,148,610
856,277	4,789
Δ1,689	Δ2,482
Δ700,000	Δ700,000
Δ550,000	Δ1,450,000
6,440	Δ1,279
728,496	4,921,581
308,571	10,766
687,500	761,700
—	—
3,088,153	Δ441,005
4,423,749	3,104,069
339,642	Δ3,044,540
316,544	Δ113,528
405,885	Δ2,630,350
382,787	300,661

600千円を算入せず、他方仮入金の中、大千円の誤記である。
金50万円、通知預金50万円計100万円の減繰戻2,280千円と表示されている。

第11表　収支表（本社）

科　　目	大正15年	昭和2年	3　年
（支出）			
固定財産	1,849,150	946,190	Δ1,071,852
起業支出	70,017	103,570	154,213
所有品	Δ441	Δ412	Δ1,165
有価証券	116,924	2,326,560	11,371,025
貸金	1,083,661	2,567,655	Δ3,018,741
仮出金	Δ1,739,416	Δ42,928	1,482,777
未収入金	3,000,000	—	Δ708,734
受取手形	Δ818,228	—	—
農林産品	—	—	—
銀行特別預金	1,842,164	Δ576,245	Δ747,442
合　計	5,403,832	5,324,390	7,460,078
（収入）			
委託勘定	—	131,500	Δ480,505
東京支店	—	—	—
配当金	Δ600,000	Δ700,000	Δ700,000
配当金積立	—	Δ1,050,000	Δ1,150,000
労役者特別保護基金	Δ719	2,711	Δ30,603
預り金	542,318	1,770,578	1,634,895
仮入金	Δ1,294,836	86,449	Δ484,799
未払金	83	37	Δ1,072
若松炭業所財産譲渡代	—	—	5,000,000
純益	Δ1,060,623	1,112,060	1,180,487
合　計	Δ2,413,777	1,353,336	4,968,402
収支超過額　①	Δ7,817,610	Δ3,971,053	Δ2,491,676
各部勘定増減　②	Δ5,915,686	Δ2,108,588	Δ981,803
銀行出納勘定増減　③	1,089,226	215,033	Δ677,823
前期純損益　④	2,991,151	2,077,498	832,049

註：1. 上記の関係は④－②＋①＝③となる。
2. 大正15年度実際報告書では、支出超過額7,224千円となっているが、これは上記に対し、配当金支払良鉱業所閉鎖に伴う純益6,988円の振替を算入していないためである。
3. 昭和2年度実際報告書では、立替金（上記貸金）が2,658千円となっているが、これは上記の通り2,568
4. 昭和3年度実際報告書では、支出超過額3,493千円となっているが、これは銀行特別預金の中定期預少を算入していないためである。
5. 昭和4年度実際報告書では、起業及固定財産は340千円、償却繰戻169千円と表示されている。
6. 昭和5年度実際報告書では、固定財産は169千円、償却繰戻91千円及び有価証券は9,242千円、評価損

と、或いは長期的に流動性を確保しておこうという意図があったこと等が上げられるが、「四　資金調達」で改めて検討することとしたい。

銀行特別預ケ金勘定は、従来の積立金が昭和三年四月本社特別財産に一本化された後も、その中で住友銀行の特別当座預金・通知預金・定期預金で運用されている残高を示す。昭和元年末にこの残高が二〇〇万円近くなると、昭和二年にはこれを取り崩して、宇治川電気社債買入三〇万円、九州水力電気株式四八万円、九州電気軌道株式五七万円計一三五万円、昭和三年阪神電気鉄道株二一〇万円、九州水力株一九万円、九州電軌株二万円計二三一万円、昭和四年阪神電鉄株二八万円、九州水力株三万円、九州電軌株二万円、伊予鉄道株一万円計三四万円と投資に回された。しかし昭和五年にこうした投資が影をひそめたのは、当座借越の増加に伴い、銀行特別預ケ金の残高を維持する必要があったためではないかと推定される。

(二)　合資会社(全社)の業績

既に述べたように、伸銅所、別子鉱業所、若松炭業所が相次いで独立して、連系会社となると、合資会社(全社)の業績と本社の業績の差は次第に縮小していった(第5表)。合資会社の中では販売店の比重が総体的に高くなった。販売店の売上は不況下においても、緩やかながら伸びを示していたが、昭和五年には不況の影響を免れることはできず売上は

円未満切り捨て)

5　年
—
—
Δ436,240
4,192
—
Δ68,627
—
Δ91,283
849
6,611
Δ898
Δ4,105
Δ3,303
36,817
221,604
Δ79,806
684,265
270,075
414,189
Δ3,044,540
Δ2,630,350

第12表　各部勘定増減表

（単位：円、

店　　部	大正15年	昭和2年	3　年	4　年
別子鉱業所	Δ3,276,872	Δ4,088,037	—	—
製銅販売店	178,467	Δ264,571	Δ383,732	—
若松炭業所	Δ246,168	Δ401,978	Δ1,453,506	—
鴻之舞鉱業所	—	—	—	Δ349,209
大萱生鉱業所	Δ68,091	8,277	Δ240,877	Δ18,101
札幌鉱業所	Δ472,053	103,765	Δ14,528	—
高根鉱業所	Δ80,541	7,820	Δ11,496	Δ78,098
伸銅所	Δ5,180,737	—	—	—
東京販売店	Δ74,183	Δ110,958	Δ91,026	Δ22,089
呉販売店	Δ626	Δ1,407	Δ6,065	Δ4,047
横須賀販売店	7,815	7,455	1,804	5,087
博多販売店	1,508	Δ1,713	8,416	Δ8,522
神戸販売店	Δ8,938	Δ6,125	Δ9,220	3,008
名古屋販売店	Δ4,729	Δ3,349	Δ10,046	Δ9,083
上海洋行・販売店	24,392	41,198	31,782	9,429
林業所	215,247	471,622	359,444	226,392
病院	78,671	51,914	5,199	178,990
勘定減計＝資金回収	9,412,941	4,878,142	2,220,500	489,151
勘定増計＝資金補充	506,104	692,054	406,647	422,908
差引　①	8,906,837	4,186,087	1,813,853	66,243
本社収支尻	Δ7,817,610	Δ3,971,053	Δ2,491,676	339,642
合計　②	1,089,226	215,033	Δ677,823	405,885

註：①第11表　前期純損益—各部勘定増減。
　　②第11表　銀行出納勘定増減。

第13表　本社貸金勘定立替金及び預り金勘定諸預金の残高明細

（単位：円、円未満切り捨て）

相手先	昭和元年末	2年末	3年末	4年末	5年末
貸金・立替金	1,824,242	5,505,243	2,486,501	3,921,546	3,308,449
湧別川水力電気	100,000	—	—	—	—
住友倉庫	1,180,000	1,180,000	780,000	1,080,000	1,080,000
住友伸銅鋼管	—	2,675,265	—	—	—
住友ビルデイング	—	1,140,000	1,290,000	1,160,000	1,310,000
住友坂炭礦	—	—	—	887,500	—
住友病院	—	—	—	210,000	204,000
その他	544,242	509,977	416,501	584,046	714,449
預り金・諸預金	6,360,295	9,013,603	10,792,902	11,692,469	16,602,244
住友製鋼所	3,200,000	4,250,000	4,300,000	4,700,000	5,400,000
住友電線製造所	3,000,000	3,500,000	3,300,000	3,300,000	5,800,000
住友家預り金	—	1,050,000	2,126,420	2,166,078	4,460,708
大阪北港	—	—	850,000	750,000	350,000
その他	160,295	213,603	216,482	776,391	591,536

註：住友家預り金明細は下表の通り。

	昭和2年	3年	4年	5年
増配分	1,050,000	1,150,000	550,000	1,450,000
運用益	—	44,354	623,557	606,871
相続税支払	—	—	Δ1,019,290	—
増配分税支払	—	Δ117,934	Δ245,608	Δ186,241
別途預り金	—	—	130,000	320,000
分家(寛一)預り金	—	—	1,000	4,000
分家(義輝)預り金	—	—	—	100,000
合計	1,050,000	1,076,420	39,658	2,294,629
累計	1,050,000	2,126,420	2,166,078	4,460,708

第14表　本社の銀行取引

（単位：円、円未満切り捨て）

	昭和元年末	2年末	3年末	4年末	5年末
銀行出納勘定(当座借越)	Δ189,703	Δ904,736	Δ426,912	Δ132,798	1,142,352
割引手形	—	500,000	700,000	—	1,355,200
合計	Δ189,703	Δ404,736	273,087	Δ132,798	2,497,552
銀行特別預ケ金勘定	1,936,724	1,360,478	613,035	600,582	1,693,040

註：割引手形による調達資金の用途は下表の通り。

年月	金額(万円)	用途
大正15年6月	900	住友伸銅鋼管払込
昭和2年1月	100	東京販売店鶴見土地(肥料工場用)買収
6月	1,500	住友別子鑛山払込
7月	200	土佐吉野川水力電氣払込
12月	50	常務理事特命支出
昭和3年6月	500	住友九州炭礦払込
12月	30	預り金(電線、製鋼、北港)利払
	100	北海道鑛業から炭坑買収費用の一部
昭和4年2月	200	住友坂炭礦増資払込
5月	70	昭和3年度利益配当金
昭和5年3月	135	大阪北港株式買収費用(日本銀行大阪支店割引)

第15表　販売店販売実績表

（単位：千円）

販売店	大正15年	昭和2年	3年	4年	5年
東京	21,721	21,198	20,791	23,516	18,503
横須賀	393	441	990	858	479
呉	2,439	2,834	2,649	2,753	1,508
博多	1,575	1,773	2,292	2,618	1,760
名古屋	1,612	1,565	3,398	2,459	1,518
神戸	3,079	2,549	2,518	2,232	1,789
上海	1,659	959	769	1,428	916
合　計	32,478	31,319	33,407	35,864	26,473
店部別内訳					
伸銅	7,342	7,803	8,110	9,562	6,807
（比率）	(55.7)	(58.1)	(55.2)	(57.6)	(51.9)
電線	16,196	13,775	15,019	15,214	9,383
（比率）	(67.7)	(62.8)	(59.5)	(63.1)	(53.6)
製鋼	5.576	6,284	5,295	4,510	3,932
（比率）	(77.0)	(69.0)	(58.2)	(55.6)	(61.2)
肥料	596	875	920	965	794
（比率）	(13.4)	(18.1)	(16.0)	(15.5)	(14.7)
製銅・別子	1,926	1,737	2,969	3,488	2,489
（比率）	(12.5)	(12.1)	(17.1)	(16.9)	(14.5)
若松・九州	97	156	304	506	—
（比率）	(1.9)	(2.8)	(4.8)	(7.4)	
坂	380	543	743	1,553	—
（比率）	(47.9)	(56.2)	(62.5)	(39.9)	
炭礦	—	—	—	—	2,994
（比率）					(27.4)
合計	32,113	31,173	33,360	35,798	26,399
（比率）	(45.9)	(44.4)	(41.9)	(41.4)	(37.4)

註：括弧内比率は当該店部の販売高に占める販売店の販売比率を示す。販売店は上記以外の商品も取り扱っているため、合計は一致しない。各販売店の受注実績の店部別内訳は下表の通り（単位：千円）。

出典：各年度実際報告書、会計見積書から作成。

	大正15年	昭和2年	3年	4年	5年
（東京）					
伸銅	3,433	3,810	4,093	4,230	3,319
電線	14,122	12,461	10,848	11,671	7,272
製鋼	3,720	5,956	3,701	3,798	2,741
肥料	714	699	775	575	612
製銅・別子	469	529	1,568	1,482	1,473
若松・九州	136	150	397	584	—
坂	653	500	773	2,494	—
炭礦	—	—	—	—	3,584
その他	18	24	43	50	31
計	23,265	24,129	22,198	24,884	19,032
（横須賀）					
伸銅	195	873	400	591	271
電線	93	111	150	82	39
製鋼	6	—	3	100	—
肥料	—	—	—	—	—
製銅・別子	1	—	29	29	23
若松・九州	—	—	—	—	—
坂	—	—	—	—	—
炭礦	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—
計	295	984	582	802	333

（次頁へつづく）

	大正15年	昭和2年	3　年	4　年	5　年
（呉）					
伸銅	903	1,328	1,206	1,075	837
電線	854	556	697	539	309
製鋼	129	197	86	119	41
肥料	62	58	61	61	31
製銅・別子	924	702	399	474	220
若松・九州	—	—	2	8	—
坂	—	—	0	3	—
炭礦	—	—	—	—	9
その他	3	2	7	4	6
計	2,875	2,843	2,458	2,283	1,453
（博多）					
伸銅	230	204	226	293	370
電線	955	1,692	1,367	1,337	1,125
製鋼	150	167	126	295	129
肥料	1	2	—	—	1
製銅・別子	147	126	508	781	113
若松・九州	—	—	—	—	—
坂	—	—	—	—	—
炭礦	—	—	—	—	—
その他	21	5	—	—	—
計	1,504	2,196	2,227	2,711	1,738
（名古屋）					
伸銅	586	587	878	639	515
電線	678	761	2,046	1,325	332
製鋼	226	246	253	255	194
肥料	—	—	—	—	0
製銅・別子	19	110	209	126	91
若松・九州	—	—	—	—	—
坂	—	—	6	—	—
炭礦	—	—	—	—	106
その他	—	—	—	—	—
計	1,509	1,704	3,412	2,345	1,238
（神戸）					
伸銅	1,017	1,373	1,256	1,150	794
電線	1,086	539	689	634	304
製鋼	815	554	334	354	390
肥料	—	—	4	11	19
製銅・別子	15	15	58	59	7
若松・九州	—	—	—	—	—
坂	—	—	139	—	—
炭礦	—	—	—	—	20
その他	—	—	—	—	—
計	2,935	2,481	2,480	2,208	1,514
（上海）					
伸銅	534	346	145	295	141
電線	286	173	227	689	330
製鋼	1	2	1	1	2
肥料	1	0	—	65	137
製銅・別子	386	251	323	417	256
若松・九州	—	—	46	142	—
坂	—	—	—	—	—
炭礦	—	—	—	—	21
その他	387	113	—	5	18
計	1,595	885	742	1,614	905
（合計）					
伸銅	6,898	8,521	8,224	8,273	6,247
電線	18,074	16,293	16,024	16,277	9,711
製鋼	5,047	7,122	4,504	4,922	3,477
肥料	778	759	840	712	800
製銅・別子	1,961	1,733	3,094	3,368	2,183
若松・九州	136	150	443	734	—
坂	653	500	918	2,497	—
炭礦	—	—	—	—	3,740
その他	431	144	50	64	55
計	33,978	35,222	34,099	36,847	26,213

註：その他は中華電気製品、別子機械製品（但し昭和3年度以降は製鋼・別子に含まれる）、日米板硝子製品である。

二五％も低下した(第15表)。販売店の販売実績をみると、伸銅、電線、製鋼の三社については各社の売上の五〇～六〇％を販売店が占め、肥料、製銅(別子)、炭礦は商品の性質上大阪地場取引が大きく販売店のシェアは一五～二五％前後にとどまっている。

唐松炭坑は、昭和三年三月住友坂炭礦へ経営委託され、昭和五年七月住友炭礦の発足とともに、同社に譲渡された。来馬鉱山は、鉱況不良のため昭和二年六月休山した。製銅販売店は、昭和三年七月住友別子鑛山の大阪支店となった。

第16表総損益表と第17表総貸借対照表は、合資会社本社以下各店部の損益表と貸借対照表を連結したものである。各年度の利益金からは、社員に対し配当金が支払われ、残りが利益繰越金として年々繰り越されていくこととなる(第18表)。配当金は、従来住友家五〇万円(未成年の厚、元夫各五万円を含む)と寛一、義輝各五万円の計六〇万円であったが、大正十五年三月住友吉左衛門友純が死去し、厚が相続して住友吉左衛門友成となって以来、住友家五〇万円(元夫五万円を含む)、寛一、義輝各一〇万円に変更された。既に述べたようにこの通常の配当金の他に、大正十五年から配当金の増配が行われた。大正十三年六月成立した加藤高明内閣は行財政改革の一環として、十五年三月税制改正を行ったが(十五年一月法案審議中に加藤が病没すると若槻礼次郎が引き継いだ)、その中で従来の留保所得に対する特別累進課税の一般的適用を廃して、いわゆる同族会社に対してのみ超過累進課税を適用することに改めた。

昭和二年五月二十一日提出、六月六日決裁された合資会社総務部会計課主計係の起案(主雑第二十四号)「合資会社利益処分ノ件」は、これについて次のように述べている。

増配ノ利益ト金繰関係

一、合資会社ハ加算税賦課ヲ免レ難キ事。

同族会社加算税規定ニ関スル大蔵省内牒ヲ仄聞スルニ、有価証券又ハ不動産ノ保全ヲ主タル目的トスル会社ニハ、

第16表　総　損　益　表

（単位：円、円未満切り捨て）

科　　目	大正15年	昭和2年	3　年	4　年	5　年
利　益	29,988,749	19,450,601	10,099,329	9,411,498	6,755,935
国債証券利息	207,787	207,727	207,727	207,727	207,727
地方債証券利息	11,523	11,393	11,405	11,105	10,583
社債券利息	2,625	10,998	7,536	—	—
株券配当金	327,495	391,992	515,795	612,469	1,066,964
住友別子鉄山配当金	—	—	—	897,000	747,500
住友九州炭礦配当金	—	—	—	398,000	—
住友坂炭礦配当金	—	—	—	42,000	—
住友製鋼所配当金	—	392,500	392,500	392,500	392,500
住友電線製造所配当金	546,875	1,339,987	625,000	625,000	625,000
住友伸銅鋼管配当金	—	—	—	600,000	540,000
住友肥料製造所配当金	174,000	180,000	180,000	180,000	186,698
住友銀行配当金	2,564,205	2,435,994	2,276,284	2,276,284	2,149,824
住友信託配当金	—	—	812	1,087	1,087
住友生命保険配当金	—	—	—	—	36,250
住友ビルディング配当金	—	97,500	97,500	97,500	97,500
土佐吉野川水力電気配当金	—	—	145,384	210,000	210,000
銅収益	9,957,162	4,655,632	—	—	—
電銅収益	—	—	61,720	—	—
金銀収益	1,378,099	976,636	1,145,887	1,185,252	1,253,990
売鑛収益	1,548,077	800,342	245,454	312,778	249,863
石炭収益	4,964,613	5,491,583	2,972,878	—	—
伸銅製品収益	3,437,851	—	—	—	—
山林収益	329,941	128,917	—	—	—
別子地所損益	—	—	39,036	—	—
別子農林損益	—	—	—	48,955	—
病院収益	386,457	274,914	183,031	206,637	283,958
耕地収益	197,501	123,311	14,598	13,171	11,667
商品収益	178,241	97,839	—	—	—
製作品収益	—	874,788	—	—	—
雑製品収益	11,051	11,365	—	—	—
運賃収益	179,700	89,939	—		—
賃貸料	209,804	232,641	226,437	241,415	248,018
諸手数料	549,384	599,445	532,547	477,464	451,079
労役者特別保護支払元金	93,081	55,559	34,477	2,495	1,638
組替戻入	3,065,310	969,399	118,688	202,209	144,586
雑益	532,046	220,029	175,429	153,085	158,907
固定財産原価差損益	△221,570	△79,815	△250,191	30,285	△9,031
有価証券原価差損益	△644,739	△1,140,814	137,776	△12,975	△2,310,379
為替差益	2,223	788	1,125	—	—
資金利息	0	0	484	47	—
損　失	27,544,862	16,848,732	8,373,923	5,982,835	6,865,269
賃銀費	5,830,886	3,504,655	1,274,083	236,859	225,563
営業雑給	114,700	68,162	12,645	—	—
動力及燃料費	1,550,991	749,256	249,839	112,260	113,195
常用品費	2,889,113	1,926,046	—	—	—
材料費	—	—	244,088	73,670	60,118
雑品費	—	—	393,345	223,359	215,174
営業営繕費	570,273	274,229	28,041	5,119	6,877
運送費	1,374,296	990,450	388,986	69,553	60,317
販売費	379,064	171,277	7,458	3,457	3,304
営業賃借及保険料	25,558	15,661	7,197	1,393	1,607
営業雑費	2,243,831	1,230,129	151,829	104,160	155,028
輸出入諸掛	1,452	—	—	—	—
俸給	1,931,657	1,475,855	856,054	703,115	759,887
給料	177,911	43,759	—	—	—
雑給	91,643	55,492	13,136	—	—
旅費	188,746	172,860	132,814	168,230	153,103
諸税	604,406	486,935	246,994	432,832	798,966
営繕費	151,625	76,870	40,897	53,004	27,972
賃借及保険料	179,450	233,669	248,936	242,185	245,237
雑費	2,922,611	1,804,362	1,589,977	1,720,712	1,680,668
賞与	1,400,512	967,990	679,644	591,244	589,478
退職慰労金	1,524,170	499,161	526,572	42,528	504,828
労役者特別保護金	142,480	93,314	34,477	2,495	1,638
雑損	126,425	111,037	135,584	208,083	59,626
償却	2,412,721	1,517,599	626,421	462,197	437,976
利息	689,828	353,304	269,556	526,370	754,357
営業品原価差損	20,504	—	—	—	—
委託勘定損益	—	26,645	—	—	—
別子山林損益	—	—	107,716	—	—
別子農林損益	—	—	87,877	—	10,340
唐松損益	—	—	15,767	—	—
札幌損益	—	—	3,975	—	—
純 損 益	2,443,887	2,601,869	1,725,406	3,428,663	△109,334

第17表　総貸借対照表

（単位：円、円未満切り捨て）

科目	昭和元年末	2年末	3年末	4年末	5年末
借方	181,849,422	183,232,762	185,024,452	189,184,874	191,661,079
固定財産・土地	13,847,005	14,299,064	12,649,238	13,572,905	13,585,259
山林・立木竹	3,942,983	3,734,383	3,723,597	2,726,032	2,662,908
鉱山・鉱区	12,576,620	3,643,834	1,068,103	437,534	345,918
坑道	—	—	142,439	225,591	203,221
索道	127,261	28,629	17,962	16,028	11,480
電線路	495,246	50,165	16,454	11,931	8,355
鉄道・軌道・馬車線路	465,990	—	16,085	30,390	24,102
車両	—	—	—	19,729	25,892
船舶	93,766	5,965	—	—	726
建設物	4,822,720	1,671,743	1,129,943	1,427,804	1,381,689
機械	3,579,036	1,399,367	332,461	349,485	275,310
什器	252,997	80,009	49,241	21,139	22,363
権利・漁業権	—	253,931	253,931	250,000	225,000
所有品・立木	40,775	38,767	33,534	—	—
木材	146,873	221,844	290,416	—	—
薪材	4,604	614	242	—	—
米穀	49,188	26,725	22,441	—	—
準備品	458,874	162,998	186,856	414,122	531,738
家畜	7,930	7,098	5,688	3,914	3,939
商品・販売品	136,735	—	—	21,558	19,077
有価証券・国債証券	3,142,542	3,142,542	3,142,542	3,142,542	3,142,542
地方債証券	199,592	199,167	194,242	190,267	163,800
社債券	19,594	297,000	—	—	—
株券	6,420,930	7,872,910	12,060,766	13,979,079	12,813,935
連系会社株券	105,052,361	123,349,961	130,835,055	134,847,419	143,001,679
買鑛・粗銅	454,328	—	—	—	—
金銀鑛	148,884	—	—	—	—
雑鑛	5,432	—	—	—	—
電錬・銅	—	370,971	—	—	—
地金銀	—	11,605	—	—	—
製産品・金銀鑛	77,997	41,633	26,537	—	—
地金銀	178,087	—	—	—	—
銅鑛	501,945	—	—	—	—
銅半製品	185,822	—	—	—	—
粗銅	1,512,703	—	—	—	—
精銅	628	—	—	—	—
電気精銅	763,275	0	—	—	—
若松炭	323,976	180,994	—	—	—
唐松炭	13,140	8,237	9,702	—	—
製作品	205,297	—	—	—	—
木炭	27,151	34,122	17,740	—	—
産出品・鉱石	—	—	—	27,636	14,632
農林産品・穀物	—	—	—	1,559	14,261
薪材	—	—	—	123	459
木炭	—	—	—	7,783	8,590
起業支出	7,205,949	4,202,360	3,979,114	3,480,780	3,900,687
貸金・立換金・立替金	1,824,242	5,505,243	2,486,890	3,711,874	3,104,598
事業貸金	164,041	0	—	—	—
雑・仮出金	866,278	701,183	2,003,143	1,047,622	969,919
未収入金	4,283,344	5,170,000	4,466,970	3,092,895	1,305,030
仮受物品	82,125	—	—	—	—
受託品	180,393	120,205	216,406	296,115	183,669
手形・受取手形	176,218	150,213	247,928	93,598	25,305
取引先・掛売金	4,345,623	3,644,367	4,252,557	4,702,736	1,865,018
積送品	—	152,866	—	—	—
報告未達	—	—	34,498	—	—
預ケ金及現金・特別財産口預金	—	—	—	—	1,693,040
銀行預金	2,351,536	2,357,658	1,095,497	1,017,786	116,713
振替貯金	4,045	31,426	10,542	12,493	8,268
現金	83,319	62,944	5,676	4,390	1,943

科　　目	昭和元年末	2年末	3年末	4年末	5年末
貸　方	181,849,422	183,232,762	185,024,452	189,184,874	191,661,079
資本金・資本金	150,000,000	150,000,000	150,000,000	150,000,000	150,000,000
前期繰越金	10,536,679	11,230,566	11,982,435	12,457,841	13,736,504
労役者特別保護基金	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000
労役者特別保護別途積金	79,833	82,544	51,941	58,381	57,101
預り金・積金預金	—	—	689,554	815,187	858,255
準備員及労働者積立金	—	—	70,196	97,129	119,356
諸預金	9,208,780	10,279,129	10,791,389	11,702,035	16,578,512
敷金等預金	—	—	25,619	27,009	34,469
住友未家預金	—	—	299,200	—	—
受託	3,817,419	3,560,936	3,914,573	4,275,914	1,591,635
取引先・掛買金	14,630	23,967	21,919	36,845	6,910
手形・支払手形	407,940	—	644,047	637,822	420,073
割引手形	—	500,000	700,000	—	1,355,200
雑・仮入金	4,002,239	3,619,161	2,905,831	3,760,439	3,220,359
未払金	138,011	134,587	2,338	687,604	1,449,681
預ケ金及現金・当座借越	—	—	—	—	1,142,352
損益・上半期前期純損益	2,437,784	Δ1,981	1,163,074	1,462,294	1,572,649
下半期当期純損益	6,102	2,603,850	562,332	1,966,368	Δ1,681,984

註：同一勘定科目内の科目名の変更は併記した。
昭和元年末連系会社株券にはまだ連系会社に指定されていない大阪北港会社株券 21,927,500 円を含む。

第18表　利　益　処　分　（単位：円、円未満切り捨て）

科　　目	大正15年	昭和2年	3　年	4　年	5　年
純益金	2,443,887	2,601,869	1,725,406	3,428,663	Δ109,334
配当金	700,000	700,000	700,000	700,000	250,000
住友家会計	500,000	500,000	500,000	500,000	50,000
内(住友元夫)	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
住友寛一	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
住友義輝	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
配当金(増配分)	1,050,000	1,150,000	550,000	1,450,000	—
差引利益繰越金	693,887	751,869	475,406	1,278,663	Δ359,334
後期繰越金	11,230,566	11,982,435	12,457,841	13,736,504	13,377,170

原則トシテ加算税ヲ適用スルコト、ナリ居リ、当社ハ鉱山業、販売業等ヲ経営セルモ、一面当年度末総資産一八一、八四九千円中有価証券一一四、八三五千円、鉱山関係以外ノ不動産二〇、三六七千円合計一三五、二〇二千円ノ多キニ登リ、即チ総資産ノ七割四分強ヲ占ムル状態ナルヲ以テ、若シ配当ヲ従来程度ニ止ムル時ハ、前記原則ヲ適用セラレ加算税ヲ賦課セラルベキコト想像ニ難カラズ。現ニ三井合名、三菱合資会社ノ如キ従来ヨリ特別課税ヲ受ケザル様増配ヲ行ヒ居レルニ徴スルモ、這般ノ消息ヲ窺フニ足ルベシ。

二、増配スル方税関係ニ於テ利益ナリ。

大正十五・昭和元年度純益処分ニ当リ、配当金ヲ会計見積書通リ七〇〇千円トスルト、加算税ヲ免ルル為一、七五〇千円ニ増加スルトヲ比較スルニ、増配ノ方本家並ニ合資会社トシテ利益スベキ税額現価左ノ如シ。（註、最初増配する方がしないよりも）

昭和三年以降モ増配ヲ続行スルモノトシテ　一二三千円益
昭和三年以降加算税ヲ納付スルモノトシテ　一三六千円益

尚十ケ年間増配ヲ以テ一貫スル場合ニハ、加算税ヲ継続納付スル場合ニ比シ　一、三九〇千円益トナル。若シ十ケ年以上ノ計算ヲナス時ハ、其利益額ハ更ニ増加スベク、又十ケ年以内ノ極短期間ノ計算ヲナスモ、尚相当利益ナリ。（別紙計算表略）

三、増配ノ場合ノ合資会社金繰ニ就イテ。

合資会社ガ加算税ヲ免ルル為引続キ増配ヲ行フ時ハ、営業資金ノ増加小ニシテ事業拡張資金ニ欠乏スベク、又本家トシテモ徒ラニ巨額ノ遊資ヲ擁スルコト、ナルヲ以テ増配分ハ之ヲ本家ニテ使用セズ、当社ニ於テ運用スル事トセザルベカラズ。而シテ其ノ方法トシテハ、住友信託会社ノ特定信託預金ヲ利用シ、本家ガ増配ヲ受クルト同

時ニ之ヲ住友信託ノ手ヲ経テ当社ニ貸付ケ、利息ハ増配ニヨル本家納税負担増ヲ差引タル残額ヲ元金ニ組入ルルコト、スベシ。斯クスル時ハ、大体合資会社ノ金融ニ支障ヲ生ゼズ、又本家トシテモ増配金利用ニ就キテハ、低率ナル諸税（利息ノ百分ノ七）及ビ信託手数料（元金ノ千分ノ一見当）ヲ負担スレバ足リ、高率ナル累進課税ヲ受クル事ナシ。

唯将来増配ヲ繰返ス時ハ、合資会社ハ早晩本家ニ対シ巨額ノ負債ヲ負ヒ、之ガ利払ニ苦シム事トナルベク、此ノ負債ヲ銷却セム為ニハ、結局或時期ニ於テ増資ヲ為スカ、或ハ会社資産中適当ノモノヲ本家ニ譲渡スル外無キニ至ルベキモ、蓋シ之レ已ムヲ得ザル所ナルベシ。

四、増配ニ因ル本家所得税増額ニ対スル資源。

合資会社ガ増配ヲ行フ時ハ、当然本家所得税ヲ増加スベキガ、其ノ支払資源トシテハ、前記特定信託ノ利息ニヨル事トスレバ、本家固有資産ノ収入ヲ侵蝕スル事ナシ。（後略）

かくして加算税を免れるために、加算税の課税分岐点となる純益金から一〇〇万円を差し引いた残りの七割が増配されてきたわけであるが、他方この税制改正が議会を通過した大正十五年三月に家長住友吉左衛門友純が死去し、嫡男厚が相続した。このため昭和元年十二月三十日提出決裁の起案主雑第三号「前社長功労金ニ関スル件」は、この相続財産の申告価格を合資会社の出資と本家固有の資産とから約一億七三〇〇万円と予想し、これに対する税額を一一二五万円、五年分割納付としても毎年二二五万円が必要であると試算した。これに対し本家納税積立金は一六〇万円しかなく、巨額の不足が見込まれることとなった。このため既に述べたように、前社長に対する功労金として一〇〇万円が「退職慰労金」の科目で支出されたわけである。

その後本家としてはこの対策として急遽相続税準備金の積立が行われたのであるが、昭和三年五月六日提出、五月十

四日決裁の起案「本家相続税納付ニ関スル計算供覧ノ件」は、前年来空前の額として各紙を賑わしてきた住友家の相続税問題について、次のように報告している。

四月三十日付ヲ以テ決定ヲ受ケタル所ニヨレバ、

相続財産価格　一六六、一八七、四〇八円〇〇

相続税額　一〇、七七八、六四六円五二

ニシテ、之ヲ五ケ年賦延納トスルニ、毎年約二百十五万円ノ支出ヲ要ス。（昭和四年三月三十一日ヨリ毎年三月末納トシテ計算ス）

而シテ之ガ納付ニ関シ、本家ノ資力ヲ考察スルニ、予テ相続税準備積立金トシテ蓄積シ来レル信託預金（現在残約三百五十二万円）ノ外、毎年ノ剰余金（年五十万円乃至六十万円）ヲ其ノ資源ニ充ツルモ、尚多額ノ不足ヲ生ズ。更ニ大正十五昭和元年度分並ニ昭和二年度分特別配当金（現在残約二百二十四万円）ヲモ納税資源ニ充ツルコト、スルモ（此ノ合資会社特別配当ヲ行ヒタルハ相続税準備積立金トスル為ニハ無カリシモ）、尚相当ノ不足額ヲ残スベシ。（後略）

かくして当初加算税対策として始められた増配分は、結果として相続税不足分に充当されていくことになった。なお昭和五年には、既に述べたように株価の暴落のために、有価証券評価損二一〇万円を計上したため、合資会社の決算は赤字に転落し、配当金は繰越金を取り崩して住友元夫、寛一、義輝の三人分二五万円にとどまり、増配分も中止された。しかしこの決算に対し、不況によって税収不足に直面した所轄税務署から合資会社に対し、評価損計上の一部見送りの要請があり、合資会社はこれに応えて会社決算とは別に税務署用に評価損の一部一三七万円をカットし、一二六万円の純益を計上し、この中から一〇〇万円を配当に回し合計一二五万円の配当を行うこととした。

三　投資活動

この不況期における住友の事業の進め方について、総理事湯川寛吉は全職員に緊縮節約を呼びかけた直後の昭和四年（一九二九）九月に開催された主管者協議会において次のように訓示した。

（前略）本社ト致シマシテハ、事業上ノ発展ノ問題ニ付イテハ、如何ニ不景気デモ相当ノ設備ヲシナケレバナラヌトイフ時ニハ拡張モシ、従テ金モ要ル。政府ノ財政緊縮ノ様ニ、一旦キメタコトデモヤメテシマウトイフ風ニ簡単ニヤルワケニユカヌ。又我住友ノ財政ハ、ソウイフ応急策ヲトラネバナラヌ様ニナツテイナイ。矢張リ自分ノ所デヤラネバナラヌコトハヤムヲ得ヌ。ドウカ之等ノ事情ヲオ察シノ上、苟クモ冗費ハ之ヲ省キ、又急ヲ要セヌコトハ勿論将来ノ為宜シキ事デモオ控ヘヲ願ヒ、住友全体ノ金融トイフモノヲオ考ヘ願ヒタイ。即住友全体ノ都合トイフモノヲオ考ヘノ上、全体トシテノ発展ニ資スル様ニ致シタイ。ソノ点デ諸君ガ自分ノ事業ノミナラズ、住友全体ノ事業ニ付思ヲ致サレルコトヲ望ミマス。他ノ店部ノ事ニ付、不急ノ事業ヲオコストイフ様ナ事ニ気ガ付イタラ、オ尋ネヲ願ヒ、遠慮無ク我々ニ質問セラレタイ。（後略）

持株会社化がほぼ完了するこの時期において、住友合資会社の投資活動の中心は有価証券投資であった。合資会社が保有する有価証券は、昭和四年末に一億五〇〇〇万円を超えたが（第19表）、利回りの高い債券類は少なく（第20表）、その大半は株式で、昭和五年末には株式だけで一億五〇〇〇万円を超えた。株式のほとんどが連系会社その他の住友系企業の株式であるが、住友系以外の企業の株式保有も、二倍以上に膨張し、昭和三年末には一〇〇〇万円を超えた。しかし不況を反映し、減配や無配に転落する企業も多く、利回りは低迷していた。例外的に昭和五年の住友系以外の企業の

第19表　住友合資会社の配当利息収入と投資利回り

種類		大正15年	昭和2年	3年	4年	5年
国債	A	207,787	207,727	207,727	207,727	207,727
	B	3,142,542	3,142,542	3,142,542	3,142,542	3,142,542
	C	6.61	6.61	6.61	6.61	6.61
地方債	A	11,523	11,393	11,405	11,105	10,583
	B	199,592	199,167	194,242	190,267	163,800
	C	5.77	5.72	5.87	5.84	6.46
社債	A	2,625	10,998	7,536	—	—
	B	19,594	297,000	—	—	—
	C	13.40	3.70	—	—	—
株式	A	3,612,575	4,837,974	4,233,276	6,331,841	6,053,325
	B	111,473,292	131,222,872	142,895,822	148,826,499	155,815,615
	C	3.24	3.69	2.96	4.25	3.88
連系会社	A	3,285,080	4,445,982	3,717,481	5,719,372	4,986,360
	B	83,124,861	123,349,961	130,835,055	134,847,419	143,001,679
	C	3.95	3.60	2.84	4.24	3.49
その他の住友系企業	A	68,250	59,125	29,610	33,022	81,377
	B	23,177,500	1,315,300	1,165,137	1,165,137	2,095,703
	C	0.29	4.50	2.54	2.83	3.88
住友系以外の企業	A	259,245	332,867	486,185	579,447	985,587
	B	5,170,930	6,557,610	10,895,629	12,813,942	10,718,232
	C	5.01	5.08	4.46	4.52	9.20
有価証券合計	A	3,834,510	5,068,094	4,459,946	6,550,674	6,271,635
	B	114,835,020	134,861,581	146,232,607	152,159,309	159,121,957
	C	3.34	3.76	3.05	4.31	3.94

註：Aは利息または配当金、Bは残高(以上、単位：円、円未満切り捨て)、Cは利回り(単位：%)。
出典：本節の以下の諸表は元帳及び総有価証券元帳から作成した。

第20表　国債証券・地方債証券・社債券明細表

（単位：円、円未満切り捨て）

銘柄	大正14年末	大正15～昭和5年増減			昭和5年末
		年	内容	金額	
国債証券					
無記名甲い号五分利公債	184,725		→		184,725
無記名甲ろ号五分利公債	2,639,880		→		2,639,880
無記名特別五分利公債	319,052	15	償還	Δ1,116	317,936
合計	3,143,658			Δ1,116	3,142,542
地方債証券					
大阪市築港公債	48,875	2	償還	Δ425	
		3	償還	Δ425	
		4	償還	Δ1,275	
		5	償還	Δ850	45,900
大阪市電気鉄道公債	135,000	3	償還	Δ4,500	
		4	償還	Δ2,700	
		5	償還	Δ9,900	117,900
上海公部局公債	15,717	5	売却	Δ5,235	
			＋損	Δ10,482	0
合計	199,592			Δ35,792	163,800
社債券					
宇治川電気会社社債第9回	34,289	15	償還	Δ14,695	
		2	償還	Δ19,594	0
同　第15回		2	買入	297,000	
		3	譲渡①	Δ297,000	0
合計	34,289			Δ34,289	0

註：①譲渡先鎌倉分家（住友寛一）。

株式の利回りが九%を超えたが、これは既述の通り、日本ビクター蓄音器の特別配当三二万円と株式の評価損二二八万円が計上されたためで、これらの特殊要因を除けば利回りは五%強に留まっていた。

住友では、住友本店時代の明治三十三年(一九〇〇)日銀から入社した河上謹一や藤尾録郎等によって、「住友家会計規則」が制定され、その第八条において「毎決算期ニ於テ財産価格ガ其実際価格ヨリ高キトキハ之ヲ相当ノ価格ニ引下グベシ」と定められて以来、有価証券の簿価の見直しは厳格に履行されてきた。不況期のこの期間においても、大正十五年(一九二六)六一万円、昭和二年一〇八万円と評価損を計上し(第7表)、さらに昭和五年に至っては上記の通り、二二八万円という巨額の評価損を出して、ついに税務署からこれを一部先送りし黒字決算とするよう要請されるほどであった。

(一) 連系会社の株式

この期間連系会社としては、新たに設立されたのが、大正十五年住友伸銅鋼管、昭和二年住友別子鑛山、同三年住友九州炭礦の三社、既存の企業で新たに指定されたのが、住友生命保険(大正十五年)、大阪北港(昭和二年)、土佐吉野川水力電氣(同二年)の三社の計六社であった(第21表)。その後昭和五年、ともに連系会社である住友坂炭礦と住友九州炭礦が合併して、住友炭礦が発足した。これらの各社の内容については、「五　店部・連系会社・特定関係会社」を参照されたい(但し住友生命保険については「住友合資会社(上)」参照)。こうした新たな連系会社の設立や既存の連系会社の増資により、合資会社の保有する連系会社株式に占める「銀行」の比重は、二五%にまで低下したが、受取配当金においては依然として四〇%を超える高い比率を占めていた。昭和二年、「信託」株一〇万株は当初の取決めに従い、銀行が肩代わりしていた「倉庫」株二万五〇〇〇株と引換に銀行に譲渡された。

(二)　その他の住友系企業の株式

連系会社以外の住友系企業の株式については、第22表に示した。このうち「扶桑海上火災保険」については、昭和五年住友の経営下に入ったので、「五(七)　扶桑海上火災保険株式会社の経営の継承」を参照されたい。「日之出生命保険」は大正十五年、「土佐吉野川水力電氣」と「大阪北港」の両社は昭和二年既述の通り連系会社に指定された。

「日米板硝子」については、「住友合資会社(上)」の「五(一)　日米板硝子株式会社の経営の継承」を参照されたい。なお昭和二年の評価損二四万円の計上は、ベルギー品との競争による同社の業績悪化によるものである。

（金額は円未満切り捨て）

増減	昭和5年末		
金　額			
円	株	円	
14,950,000	299,000	14,950,000	
4,975,000			
△4,975,000	0	0	
△1,155,478	0	0	
4,000,000			
△4,000,000	0	0	
4,181,667			
141,600	187,790	9,305,808	
3,982,540			
1,000,000			
1,991,270	100,000	1,991,270	
100,000	97,000	4,850,000	
	120,000	3,000,000	
781,250	125,000	6,250,000	
1,200,000	60,000	3,000,000	
2,800,000	140,000	2,800,000	
9,000,000			
3,000,000	300,000	12,000,000	
△489,905	156,263	21,870,002	
	193,315	14,461,474	
△125,000			
△6,250			
△1,250,000			
12,364	1,740	28,614	
2,813,000	14,500	2,813,000	
1,250,000	299,000	14,950,000	
	65,000	3,250,000	
21,927,500			
3,600			
△437,250			
2,998,660			
△11,000	581,040	24,481,510	
1,000,000	20,000	1,000,000	
2,000,000	80,000	2,000,000	
71,658,568	2,839,648	143,001,679	

第21表　連系会社の株式

銘柄	（額面）	大正14年末		大正15～昭和5年	
				年	内容
	（円）	株	円		株
住友別子鑛山	(50)			2	払込 299,000
住友九州炭礦	(50)			3	払込 199,000
				5	振替① Δ199,000
住友坂炭礦	(50)	24,000	1,155,478	5	振替② Δ24,000
同　新株	(50)			4	払込 100,000
				5	振替③ Δ100,000
住友炭礦	(50)			5	振替④ 84,000
				5	買入⑤ 3,790
同　第一新株	(50)			5	振替④ 100,000
				5	払込@10円
同　第二新株	(50)			5	振替④ 100,000
住友製鋼所	(50)	95,000	4,750,000	15	買入⑥ 2,000
同　新株	(50)	120,000	3,000,000		→
住友電線製造所	(50)	125,000	5,468,750	2	配当振替@6.25円
住友肥料製造所	(50)	60,000	1,800,000	5	払込@20円
同　新株	(50)			5	払込 140,000
住友伸銅鋼管	(50)			15	払込 300,000
				3	払込@10円
住友銀行	(100)	159,763	22,359,908	3	譲渡⑦ Δ3,500
同　新株	(100)	193,315	14,461,474		→
住友信託	(50)	111,800	1,397,500	15	譲渡⑧ Δ10,000
				15	譲渡⑨ Δ500
				2	譲渡⑩ Δ100,000
				4	買入 440
住友生命保険	(100)			15	連系指定 14,500
住友倉庫	(50)	274,000	13,700,000	2	買入⑪ 25,000
住友ビルデイング	(50)	65,000	3,250,000		→
大阪北港	(50)			2	連系指定 438,550
				2	買入 100
				2	評価損
				5	買入 142,890
				5	譲渡 Δ500
土佐吉野川水力電氣	(50)			2	連系指定 20,000
同　新株	(50)			2	払込 80,000
合計残高		1,227,878	71,343,111		

註：①振替先住友炭礦。
②③振替先住友炭礦。
④住友坂炭礦、住友九州炭礦から振替。
⑤買入先坂関係者。
⑥買入先住友家会計。
⑦譲渡先鎌倉・住吉(住友義輝)両分家。
⑧譲渡先住友家会計。
⑨譲渡先徳大寺家。
⑩譲渡先住友銀行。
⑪買入先住友銀行。

「湧別川水力電気」は、北海道電燈と提携して、大正十一年八月設立されて以来、鴻之舞鉱業所に電力を供給してきたが、鴻之舞の電力需要が供給能力を上回ったため、昭和三年四月五日北海道電燈に吸収合併された(27)（合併比率は北電株一〇株に対し湧電株一四株であったが、端数の株式を購入して湧電株八〇〇〇株に対し北電株六七七〇株の交付を受けた）。なお湧別川水力電気取締役矢島富造（合資東京販売店支配人）は合併決議を行った前年十月二十四日に北電の取締役に選任されている。

矢島は東京に駐在する住友の代表者として、この後北電の他にも住友の出資会社の役員に就任する場合が多くなるが、従って昭和三年七月合資会社社則の制定と同時に「連系会社及其他会社ノ役員ニ関スル内規」（大正十年五月制定）が改めて印刷配布された際、矢島は日米板硝子大石常務・大屋取締役（当時合資経理部長）とともに、この配布を受けている（「住友合資会社（上）」の「五㈠　日米板硝子株式会社の経営の継承」参照）。しかし連系会社と日米板硝子のように住友が経営を継承した企業とでは役員の立場も自ずから異なるが、さらに矢島のような単なる住友の出資企業の役員まで単一の内規を適用しようとしても無理なことが、出資企業の増加とともに次第に理解され、やがて昭和十三年一月この内規の見直しが行われ、「連系会社ノ役員ニ関スル内規」と「関係会社ノ役員ニ関スル内規」の二つに分離されることとなり、単なる出資会社に派遣され

（金額は円未満切り捨て）

増減	昭和5年末	
金　額		
円	株	円
556,800		
85,800		
618,500	73,140	1,336,100
750,000		
Δ1,000,000	0	0
353,500		
Δ264,618		
Δ21,927,500	0	0
Δ241,500		
12,000		
11,943	11,047	307,443
152,037		
122	12,173	152,160
Δ400,000	0	0
Δ97,000		
Δ2,813,000	0	0
300,000	6,000	300,000
Δ23,902,914	102,360	2,095,703

第22表　その他の住友系企業の株式

銘柄　（額面）	大正14年末		大正15～昭和5年	
			年	内容
	(円)	株		株
扶桑海上火災保険	(50)	6,000	2	買入 27,840
			3	買入 3,900
			5	買入 35,400
土佐吉野川水力電氣	(50)	20,000	2	払込@37.5円
			2	連系へ Δ20,000
大阪北港	(50)	428,450	15	買入① 10,100
			15	評価損
			2	連系へ Δ438,550
日米板硝子	(50)	10,500	2	評価損
			3	買入 300
			5	買入 247
同　新株	(50)		3	払込 12,163
			5	買入 10
湧別川水力電気	(50)	8,000	3	合併② Δ8,000
日之出生命保険	(100)	15,000	15	譲渡③ Δ500
			15	連系へ Δ14,500
帝国酸素	(50)		5	払込 6,000
合計残高		487,950		

	円
合計残高	25,998,618

註：①買入先住友銀行(1万株)。
②昭和3年4月5日北海道電燈に合併。
③譲渡先住友家会計。

た役員の行動まで律することは、放棄されるに至った。

「帝国酸素」は、昭和五年八月設立された帝国酸素株式会社(資本金二四〇万円、本社神戸市、現日本エアー・リキード株式会社)に住友合資会社が三〇万円出資(一二・五%)し取得した株式である。役員としては共同代表権を有する常務取締役小高親(M45東京高商、三菱合資長崎造船所、T6住友入社、神戸販売店支配人、暁星中学出身でフランス語に堪能であった)を派遣した。帝国酸素は、元来フランス L'AIR LIQUIDE 社(AL社と略称)が明治四十三年以来日本で事業を展開していたものであるが、この株式引き受けの事情は次の通りである。[28]

神戸ノ液体空気会社(註、AL社の日本名)ハ、クロード式空気液化装置ノ日本ニ於ケル専用権ヲ有スル会社ニテ、ソノ製品ハ優良ナルタメ、鉄道省ハ専ラ同社ヨリ酸素ノ供給ヲ受ケタリ。シカルニ同社ハソノ資本全部ガ仏国人所有ニシテ実質的ニハ内地製品トスル能ハズ。内地品使用方針トナリタル為、同社製品購入困難トナリ、鉄道省ハ同社幹部ニ対シ内地実

業家ト協同スル様交渉ヲナシ、住友ハ伸銅所・製鋼所等酸素ノ大需要者ニシテ又酸素容器供給者ナリ。又同社ハ一七年モ住友銀行ト取引ヲナセルヲ以テ、之ガ協同者トナル様依頼アリタリ。住友トシテハ本事業ニ経験ナク、金融多忙ニシテ、又一割余ノ投資ニテ国産会社ヲ装ハシメ、外国会社ヲ援助スル悪宣伝ノ恐アリ、辞退シタルモ再三依頼アリ。鉄道省ノ関係モアリ之ガ参加ニ決シ、液体空気会社ノ事業一切ヲ継承スル帝國酸素ヲ設立シタリ。

しかし住友としては当初から出資限度を三〇万円としており、社長には既にＡＬ社顧問に就任していた海軍造兵中将有坂鉊蔵（明治十七年東京大学予備門学生の時に現在の東京都文京区弥生二丁目の遺跡で弥生式土器を発見、東京帝大工科大学卒業後フランス留学）が就任したが、実権はＡＬ社側の常務ハンリー・メルキオールが握っていた。その後日中戦争の進展とともに酸素の大口需要先は鉄道省から海軍に移り、昭和十六年一月有坂社長が病死すると、十一月同社顧問海軍主計中将村上春一が後任の社長に就任した。その直後十二月に太平洋戦争が勃発しても実権は依然としてメルキオールが握っており、採算重視の経営に徹していたので、海軍はＡＬ社に対し、帝国酸素の経営権を日本側に引き渡し、海軍の希望する増産体制をとるよう繰り返し要求し、ついに昭和十八年一月メルキオールは海軍の要求を文書化した海軍省兵備局長保科善四郎の覚書を容認せざるを得なくなった。

同年二月帝国酸素は、帝国圧縮瓦斯株式会社と改称し、村上社長が代表権を取得し、メルキオールは経営に関与しないこととなった。翌三月資本金三三〇万円（昭和十四年増資後）を七五〇万円に増資することとなり、この際ＡＬ社割当分を住友側で引き受けることになったため、出資比率は住友関係六一・五％、ＡＬ社関係三八・五％と逆転した。その後メルキオールを始めフランス人達はスパイ容疑で憲兵隊に逮捕され、国外追放処分を受けて昭和十九年二月上海へ退去した。住友を代表していた常務小高親は退任し、代わって繁本績（Ｔ２神戸高商、本社検査役）が専務として派遣された。住友関係持株九万二二五〇株の内訳は住友本社三万四〇〇〇株（三二・七％）、住友金属工業二万一七五〇株（一四・五％）、

住友化学工業一万八〇〇〇株(一二%)、住友通信工業一万八〇〇〇株(一二%)、住友信託五〇〇株(〇・三%)で、かくして同社は住友本社の関係会社となった。[29] 住友本社は、昭和二〇年一月村上社長が病没すると後任に住友金属工業顧問海軍中将山本弘毅を送り込み、八月一日同社の製品のガス製造は化学工業であるが容器の確保、機器の製作が重大であるとの理由で、同社を住友金属工業の関係会社に移管し、終戦を迎えた。

(三) 住友系以外の企業の株式

この期間に住友合資会社が保有した住友系以外の企業の株式を、第23表に示した。大正十四年末に既に保有していた株式については、「住友合資会社(上)」の「三 投資活動」を参照されたい。

銀行株については、金融恐慌・昭和恐慌の影響で、業績悪化に対しては評価損を計上し、減資や合併も相次いだ。

「愛媛銀行」は、昭和三年かねて愛媛県に進出を図っていた「芸備銀行」に合併され(合併比率、愛媛株五株に対し芸備株一株)[30]、「東海銀行」は昭和二年「第一銀行」に合併された。住友合資が「東海銀行」株を取得したのは次の事情による。[31]

大正十五年七月東海銀行頭取加納友之介(註、M29東大法、衆議院書記官兼農商務省参事官、M38住友入社、大正十二年四月住友銀行常務退任、大正十四年六月東海頭取就任)氏ヨリ小倉常務理事宛同行株式若干当社ニ買収アリタキ旨申越アリ。同行ノ業務内容ヨリ見ルトキハ、之ガ所有ハ好マシカラザルモ、加納氏折角ノ懇願モアリ、二〇〇〇株買収ノコト、セリ。

然ルニ昭和三年四月同行ハ第一銀行ニ合併(同行一株ニ対シ第一銀行一株割当)セラレタル結果、当社ハ第一銀行株式一〇〇〇株ヲ取得スルコト、ナレリ。

（金額は円未満切り捨て）

増減 金額	昭和5年末	
円	株	円
Δ261,564	1,341	665,136
Δ305,703	1,341	358,047
Δ6,732	132	6,468
Δ1,782	132	1,518
Δ57,750		
Δ25,025	385	3,850
	2,500	50,875
5,000		
Δ7,600		
Δ16,500	0	0
Δ3,000		
Δ3,250	0	0
5,000	100	5,000
1,250	50	1,250
	1,498	73,750
	749	9,362
Δ2,600		
Δ1,200	200	1,200
84,000		
Δ84,000	0	0
84,000	1,000	84,000
Δ597,456	9,428	1,260,456
75,000	3,000	150,000
	2,000	25,000
6,250	500	6,250
12,500	1,000	12,500
25,000	2,000	25,000
118,750	8,500	218,750
59,723		
Δ146,625		
＋損 Δ3,519	0	0
11,730		
34,262		
Δ88,444		
＋損 Δ673	0	0
Δ14,400		
14,400		
2,880	432	21,600
3,600		
Δ10,800		
7,200		

第23表　住友系以外の企業の株式

銘柄	（額面）	大正14年末		大正15～昭和5年	
				年	内容
	（円）	株	円		株
（銀行株）					
日本銀行	（200）	1,341	926,700	5	評価損
同　新株	（200）	1,341	663,750	5	評価損
朝鮮銀行	（100）	132	13,200	2	評価損
同　新株	（100）	132	3,300	2	評価損
台湾銀行新株	（100）	1,155	86,625	2	減資　Δ770
				2	評価損
大阪農工銀行	（20）	1,500	30,875		→
同　新株	（20）	1,000	15,000	15	払込@5円
愛媛銀行	（50）	500	24,100	2	評価損
				4	合併①　Δ500
同　第二新株	（50）	250	6,250	2	評価損
				4	合併①　Δ250
芸備銀行	（50）			4	交付①　100
同　新株	（50）			4	交付①　50
五十二銀行	（50）	1,498	73,750		→
同　第二新株	（50）	749	9,362		→
漢城銀行新株	（50）	400	5,000	2	評価損
				3	減資　Δ200
東海銀行	（50）			15	買入　2,000
				2	合併②　Δ2,000
第一銀行	（50）			2	交付②　1,000
合計残高		9,998	1,857,912		
（信託株）					
三井信託	（100）	3,000	75,000	4	評価益
安田信託③	（50）	2,000	25,000		→
加島信託	（50）			15	払込　500
鴻池信託新株	（50）			15	払込　1,000
三菱信託	（50）			2	払込　2,000
合計残高		5,000	100,000		
（鉄道株）					
伊予鉄道電気	（50）	2,346	90,420	4	評価益
				5	譲渡④　Δ2,346
同　第二新株	（50）	2,346	43,125	4	払込@5円
				4	評価益
				5	譲渡④　Δ2,346
南満洲鉄道	（100）	144	14,400	4	額面変更　Δ144
	（50）			4	交付　288
同（旧第四新株）	（100）	144	4,320	15	払込@20円
				4	払込@25円
				4	額面変更　Δ144
	（50）			4	交付　144

2,160		
1,440		
Δ3,600		
7,200	288	7,200
Δ6,250	0	0
3,750		
5,000		
2,500		
3,750	500	18,750
3,750		
2,500		
1,250		
1,875	250	9,375
37,500	3,000	75,000
5,000		
2,000	1,000	7,000
25,000		
10,000		
Δ17,000		
25,000		
20,000		
20,000	2,000	83,000
386,500		
Δ154,600	3,000	231,900
186,500		
Δ21,634		
22,100		
22,100	4,420	209,066
4,089,100		
Δ397,000		
813,750	158,100	2,624,460
Δ168,986		
Δ1,712,404		
31,250		
31,250		
31,250	2,500	93,750
2,500	500	2,500
28,000		
Δ28,000	0	0
10,710	612	10,710
3,194,545	176,602	3,394,311
122,000		
Δ16,062	2,254	105,938
	2,028	25,350
	270	12,160
	270	3,375
105,938	4,822	146,823

同　第二新株	(100)			2	払込	72
				4	払込@20円	
				4	額面変更	Δ72
	(50)			4	交付	288
有馬電気軌道	(50)	500	6,250	2	償却	Δ500
高野山電気鉄道	(50)	500	3,750	15	払込@7.5円	
				2	払込@10円	
				3	払込@5円	
				5	払込@7.5円	
同　新株	(50)			15	払込	250
				2	払込@10円	
				3	払込@5円	
				5	払込@7.5円	
金福鉄路公司	(50)	3,000	37,500	2	払込@12.5円	
大社宮島鉄道	(50)			15	払込	1,000
				4	払込@2円	
阪和電気鉄道	(50)			15	払込	2,000
				2	払込@5円	
				2	評価損	
				3	払込@12.5円	
				4	払込@10円	
				5	払込@10円	
九州電気軌道	(50)			2	買入	5,000
				3	売却	Δ2,000
同　新株	(50)			2	買入	5,000
				3	売却	Δ580
				3	払込@5円	
				4	払込@5円	
阪神電気鉄道新株	(50)			3	買入	103,000
				3	譲渡⑤	Δ10,000
同　第二新株	(50)			4	払込	65,100
				4	評価損	
				5	評価損	
留萌鉄道	(50)			3	払込	2,500
				4	払込@12.5円	
				5	払込@12.5円	
東京山手急行電鉄⑥	(50)			3	払込	500
新京阪鉄道⑦	(50)			3	交付	1,225
				5	合併	Δ1,225
京阪電気鉄道	(50)			5	交付⑦	612
合計残高		8,980	199,765			
(船舶株)						
大阪商船	(50)			15	受入⑧	2,254
				2	評価損	
同　新株	(50)	2,028	25,350		→	
日清汽船	(50)	270	12,160		→	
同　新株	(50)	270	3,375		→	
合計残高		2,568	40,885			

	2,700	503,550
	2,700	503,550
16,675	1,897	94,850
23,712		
23,712		
23,712		
23,712	1,897	94,850
Δ52,500	0	0
Δ13,125	0	0
Δ125,000	6,950	347,500
118,125		
118,125		
Δ62,500		
86,875	6,950	260,625
Δ21,750		
Δ45,750	0	0
Δ62,500		
467,500		
467,500	37,400	1,402,500
438,840	6,000	438,840
49,500		
27,500		
199,162		
39,100	7,820	315,262
400,053		
Δ177,276	3,770	222,777
1,963,404	72,684	3,177,204
Δ25,000	2,000	20,000
20,000		
10,000		
10,000		
10,000	1,000	50,000
113,700		
Δ56,850		
28,425	5,685	85,275
110,275	8,685	155,275
	2,706	113,100
33,825	2,706	33,825
260,000	10,400	260,000
39,000		
13,000		
13,000	1,300	65,000

（保険株）					
東京海上火災保険	(50)	2,700	503,550		→
合計残高		2,700	503,550		
（電気瓦斯株）					
大阪瓦斯	(50)	1,230	61,500		
同(旧第四)新株	(50)	667	16,675	15	払込@25円
同　新株	(50)			2	払込　1,897
				3	払込@12.5円
				4	払込@12.5円
				5	払込@12.5円
宇治川電気	(50)	1,050	52,500	3	譲渡⑨　Δ1,050
同(旧第二)新株	(50)	1,050	13,125	3	譲渡⑨　Δ1,050
日本電力	(50)	9,450	472,500	3	譲渡⑨　Δ2,500
同　新株	(50)			15	払込　9,450
				2	払込@12.5円
				3	譲渡⑨　Δ2,500
				5	払込@12.5円
台湾電力	(50)	1,500	67,500	2	評価損
				3	譲渡⑨　Δ1,500
九州送電	(50)	42,400	530,000	3	譲渡⑨　Δ5,000
				3	払込@12.5円
				4	払込@12.5円
九州水力電気	(50)			2	買入　6,000
同　新株	(50)			2	買入　2,200
				3	払込@12.5円
				3	買入　5,620
				4	払込@5円
北海道電燈	(50)			3	交付⑩　6,770
				3	譲渡⑨　Δ3,000
合計残高		57,347	1,213,800		
（鉱業株）					
山東鉱業	(50)	2,000	45,000	2	評価損
北樺太石油	(50)			15	払込　1,000
				3	払込@10円
				4	払込@10円
				5	払込@10円
北樺太鉱業⑪	(50)			15	払込　5,685
				2	評価損
				3	払込@5円
合計残高		2,000	45,000		
（工業株）					
汽車製造	(50)	2,706	113,100		→
同　新株	(50)			15	払込　2,706
日本楽器製造新株	(50)			2	払込　10,400
理化学興業	(100)			2	払込　1,300
				4	払込@10円
				5	払込@10円

220,555		
208,000		
320,000	12,800	748,555
1,107,380	29,912	1,220,480
	1,739	84,550
	1,739	21,737
△1,850	74	1,850
△1,554	111	1,221
8,750		
△35,000		
△28,000	0	0
△85,000	5,000	15,000
50,000		
25,000	100	75,000
37,500	3,000	37,500
△30,154	11,763	236,858
△46,800		
△7,800	1,200	5,400
50,000		
△247,800		
△45,000	10,000	5,000
△640	40	660
△52,500		
△11,200	700	6,300
8,000	500	13,000
△6,500	500	6,000
△5,100	340	3,400
20,000	200	20,000
25,000		
12,500		
7,500	1,000	45,000
6,700	536	53,600
6,700		
12,075	483	12,075
△3,000	0	0
△1,500	0	0
24,500		
36,750	4,900	122,500
43,750		
26,250	3,500	70,000

日本ビクター蓄音器 (50)			4	買入	6,400
			4	払込@32.5円	
			5	払込	6,400
合計残高	2,706	113,100			
(土地建物株)					
若松築港 (50)	1,739	84,550		→	
同　新株 (50)	1,739	21,737		→	
東洋拓殖 (50)	74	3,700	2	評価損	
同　新株 (50)	111	2,775	2	評価損	
大阪住宅経営⑦ (50)	3,500	54,250	2	払込@2.5円	
			2	評価損	
			3	解散	Δ3,500
中央開墾 (50)	5,000	100,000	2	評価損	
南米土地 (1000)			2	交付⑫	100
			3	払込@250円	
南米拓殖 (50)			3	払込　3,000	
合計残高	12,163	267,012			
(諸株)					
＜投資＞					
東亜興業 (50)	1,200	60,000	15	評価損	
			2	評価損	
同　新株 (50)	10,000	247,800	15	払込@5円	
			15	評価損	
			2	評価損	
海外興業新株 (50)	40	1,300	2	評価損	
中日実業 (100)	700	70,000	15	評価損	
			2	評価損	
＜サービス＞					
大阪ホテル (50)	100	5,000	2	買入	400
同　新株 (50)	500	12,500	2	評価損	
エンパイヤ・ランドリー (50)	340	8,500	2	評価損	
オリエンタルホテル (100)			15	払込	200
都ホテル新株 (50)			2	払込	1,000
			3	払込@12.5円	
			4	払込@7.5円	
＜運輸通信＞					
大阪毎日新聞社 (100)	268	26,800		→	
同(旧第三)新株 (100)	268	13,400	2	払込@25円	
			3	払込@25円	
同　新株 (100)			4	払込	483
国際通信⑬ (50)	60	3,000	15	寄付振替	Δ60
同　新株 (50)	60	1,500	15	寄付振替	Δ60
日本無線電信 (50)	4,900	61,250	4	払込@5円	
			5	払込@7.5円	
日本航空輸送 (50)			3	払込	3,500
			5	払込@7.5円	

△14,250	0	0
6,250	500	6,250
166,437		
△250		
△132,950	13,295	33,237
△122,877	37,694	402,422
△1,250		
△150		1,100
△4,000		1,000
△125,000		0
50,000		
△50,000		0
△130,400		2,100
5,719,406	362,790	10,718,232

＜水産＞						
明治漁業	(50)	285	14,250	2	償却	Δ285
＜その他＞						
満州棉花	(50)			15	払込	500
日本電気證券	(50)			2	払込	13,315
				3	譲渡	Δ20
				5	解散分配金	
合計残高		18,721	525,300			
(出資)						
蓬萊生命保険相互			2,500	2	評価損	
				3	基金償却	
興源公司			5,000	3	減資	
薩哈嗹企業組合			125,000	15	解散譲渡⑪	
ブラジル土地購入組合				2	出資	
				2	振替⑫	
合計残高			132,500			
総計残高		122,183	4,998,825			

註：①愛媛銀行は昭和３年12月３日芸備銀行に吸収合併。
②東海銀行は昭和２年４月30日第一銀行に吸収合併。
③共済信託は大正15年２月12日安田信託と改称。
④譲渡先住友別子鑛山。
⑤譲渡先住友電線製造所。
⑥昭和５年11月26日東京郊外鉄道と改称。
⑦新京阪鉄道は昭和３年12月28日大阪住宅経営解散につき交付。昭和５年９月15日京阪電気鉄道に吸収合併。
⑧受入先住友家会計。
⑨譲渡先住友電線製造所。
⑩昭和３年４月５日湧別川水力電気を吸収合併。
⑪大正15年８月30日薩哈嗹企業組合は解散し、事業を北樺太鉱業に譲渡。
⑫昭和２年７月16日ブラジル土地購入組合出資金を南米土地に振替。
⑬国際通信株式会社は大正15年４月30日解散。

川田順はこの合併の経緯を次のように述べている。[32]

住友銀行常務を辞して、やがて東海銀行頭取となった加納友之介は、恰もこの大恐慌の起る一週間前に、東海を第一銀行に合併する契約を締結した。もとより、恐慌来の黒雲をいち早く予見したからであった。いざ大騒ぎとなったとき、彼は銀行の入口に「当行は既に第一銀行と合併しました」と貼紙させて、涼しい顔をしていた。これも、あざやかな腕前ではないか。彼は預金者達から永く感謝されたと聞く。

東海銀行の店舗数二三店の中一二店が東京市内、一一店が栃木・群馬両県に展開されており、これが店舗網の拡充を急務としていた第一銀行が東海との合併に積極的であった理由とされている。[33]

信託株では、「共済信託」は大正十五年「安田信託」と改称した。この期間に新たに取得した信託株は次の三社でいずれも住友信託設立とのからみによるものである。

「加島信託」株は、次のような経緯で取得した。[34]

大正十五年加島信託設立ニ関シ、広岡（註、恵三広岡合名代表社員）氏ヨリ総理事（註、湯川寛吉）宛株式応募方依頼アリタル処、曩ニ住友信託設立ニ際シ広岡合名会社名義ニテ五〇〇株引受ケラレタル事情ヲ考慮シ、之ト同数ノ株式ヲ合資会社名義ニテ引受ノコト、セリ。

「鴻池信託」株引き受けの事情は次の通りである。[35]

岸本本家経営摂津信託ヲ鴻池家ガ共同経営スル事トナリ、同時ニ増資ヲ計画シタルガ、大正十五年七月此ノ増資新株ノ若干引受方、鴻池家ヨリ総理事（註、湯川寛吉）迄依頼アリタルガ、曩ニ住友信託設立ノ際鴻池家ガ一〇〇〇株ヲ引受ケラレタル事情ヲ考慮シ、同数一〇〇〇株ヲ引受ケル事トセリ。

「三菱信託」株についても同様である。[36]

昭和二年一月同社株式募集ノ件ニ付、山室宗文(註、当時三菱銀行取締役大阪支店長)氏来社、湯川総理事ニ之ガ応募方依頼アリタル処、曩ニ住友信託設立ニ当リ、三菱合資名義ヲ以テ二〇〇〇株応募セラレタル事情ヲ考慮シ、之ト同数ノ株式ヲ合資会社名義ニテ引受ノ事トセリ。

鉄道株について「伊予鉄道電気」株は、昭和五年二月住友別子鑛山へ譲渡された。これは資産株として保有していた「伊予鉄道」が大正五年伊予水力電気と合併して、電力業界に進出したことによる。すなわち住友では昭和二年住友別子鑛山が独立した際、土佐吉野川水力電氣も別子付属の発電所を譲り受けて営業を開始し、昭和三年末には「伊予鉄道電気」と電力需給契約を締結した。さらに土佐吉野川水力電氣は、当時四国全域の電力融通を目的として、四国の電力五社の間で開催された「四国電気事業統制協議会」にオブザーバーとして参加し、やがて昭和六年にはこれに正式加盟するに至った。(37)

「有馬電気軌道」株については、「住友合資会社(上)」で述べた通り住友はこの計画に見切りをつけたものと思われ、昭和二年七月全額償却された。しかし会社自体は依然として存続しており、「準有価証券」に編入された後も、昭和七年十二月@一二円五〇銭、昭和九年四月@二〇円と第二回、第三回の払込を求められて、払込に応ずると同時に雑損で処理されている。昭和十二年株式会社住友本社の設立とともにこの株式は本社に移管され終戦に至った。

この期間新たに取得した鉄道株は次の八社である。

「大社宮島鉄道」株引き受けの事情は、次の通りである。(38) なお同社は昭和十三年出雲鉄道株式会社と改称した。

本鉄道ハ、出雲今市ト安芸三次トヲ結ブ鉄道(註、昭和七年出雲今市～須佐間開業、しかし須佐～安芸三次間は断念された)ニシテ、大正十四年時ノ内相若槻(註、礼次郎、島根県出身)氏ヨリ株式引受方懇請アリ。当社トシテハ、左程有利ナラザル鉄道ニ投資スルハ面白カラザルモ、前記若槻氏折角ノ申出ナルニ鑑ミ、且稲畑勝太郎(註、当時大阪商業会

議所会頭）ノ勧説モアレバ、先方希望数ノ三分一、一〇〇〇株ヲ限リ引受ノ事ニセリ。

「阪和電気鉄道」株引き受けの事情は次の通りである。[39] なお同社は昭和十五年南海鉄道に合併され南海山手線となったが、さらに昭和十九年国有化され、国鉄阪和線となった。

同社設立（註、大阪と和歌山を結ぶ鉄道事業）ニ当リ、発起人堀啓次郎（註、大阪商船社長・住友銀行取締役）氏ノ要請アリシ為、賛成人トシテ一〇〇〇株ヲ限リ引受ノ事ニ決シオリタル処、木村（註、清、大阪商船専務・宇治川電気社長を経て阪和電気鉄道社長）氏ヨリ特別ノ申出ニ鑑ミ、一〇〇〇株ニ増加引受ノ事トナレリ。

「九州電気軌道」株引き受けの事情は次の通りである。[40] なお同社は昭和十七年西日本鉄道と改称した。

同社ハ、北九州ノ工業地帯ヲ営業区域トセル電力・電鉄兼営会社ニシテ、業績良好且当社ノ関係セル九州水力・九州送電トモ合併又ハ連絡、全九州ニ其ノ勢力ヲ張ルニ至ルベク予想セラレタルニ付、昭和二年信託ヲ通ジ松方家（没落）（註、昭和二年十五銀行と川崎造船所の破綻をさす）ノ持株新旧各五〇〇〇株ヲ肩代リシタリ。

「阪神電気鉄道」株取得の経緯は次の通りである。[41]

創立当初（註、明治三十二年大阪と神戸を結ぶ鉄道事業）ニ二〇〇株引受タルモ、明治三十六年全株売却。其後当社ニ於テハ同社株式ヲ全然所有セザリシガ、昭和三年ニ至リテ、住友銀行ヲ通ジ新一〇万三〇〇〇株買入（内一万株ハ電線へ売却）、次デ昭和三年十一月六万五一〇〇株（第一新株一〇株ニ対シ第二新株七株ノ割合）割当ラレ、持株総数一五万八一〇〇株トナル。

「留萌鉄道」株引き受けの事情は不明であるが、矢島富造東京販売店支配人が監査役に就任している。この鉄道は、昭和五年に明治鉱業昭和鉱業所や浅野雨龍炭礦雨龍鉱業所の石炭を留萌港まで輸送することを目的として、北海道留萌本線恵比島から分岐して石狩国雨龍郡沼田村昭和までが開業した。住友では大正四年に隣接する雨龍郡北龍村に雨龍鉱

区六四七万坪を買収しており、この関係で出資を求められたものとみられる。但しこの住友の雨龍鉱区はその後未開発のままに終った。[42]

「東京山手急行電鉄」株の引き受けの事情も明らかではない。しかし西園寺公望の秘書官を務めた中川小十郎(立命館創立者)が発起人の一人となっているので、中川の依頼によるものかと推測される。同社は東京市の外部を循環する大井町～世田谷～滝野川～洲崎間の鉄道建設を目的として昭和三年設立された。昭和五年東京郊外鉄道と改称したが建設には至らないまま、昭和六年には渋谷～吉祥寺間の鉄道敷設免許を有する渋谷急行電気鉄道を合併し、こちらの建設に着手し、昭和八年帝都電鉄と改称した。昭和九年渋谷～吉祥寺間が開業したが、昭和十五年小田原急行鉄道に合併された。[43]

「新京阪鉄道」株及び「京阪電気鉄道」株の取得経緯は次の通りである。[44]

大阪住宅経営会社ハ昭和三年解散スルコトトナリ(註、住宅難の解消に貢献したとして)、其ノ営業財産全部ヲ京阪電鉄ニ譲渡シ、其ノ対価トシテ京阪電鉄所有ノ新京阪鉄道株式七万株其他ヲ受入レ、之ヲ当時ノ同社株主ニ配当セリ(大阪住宅株式一〇株〈一八円払込〉ニ対シ新京阪株式三株半〈一五円〉及新京阪一株ニ付現金五二銭ノ割)。

従ッテ当社ノ従来所有ノ大阪住宅株三五〇〇株ニ対シ、新京阪株式一二二五株及現金六三七円を受入レタリ。更ニ昭和五年新京阪ハ京阪ヘ併呑セラレ、当社ハ所有ノ新京阪株(二五円)一二二五株ヲ提供シ、代リニ京阪五号株式(三〇円)六一二株ヲ受入レタリ。

この間の事情を補足すると、[45]京阪電気鉄道は、明治三十九年設立され、淀川東岸の大阪・天満橋～京都・三条間を結んでいた。しかし京阪電鉄は、大正五、六年にかけて箕面有馬電鉄が大阪・十三～神戸間の鉄道を建設することになったのに対し、防衛上淀川西岸でも大阪～京都間を自社で結ぼうとした。その大阪側起点として、既に北大阪電気鉄道が

大正十年大阪・十三～千里山間を結び、且つ大阪・天神橋六丁目～淡路間の路線免許を有しているのに着目し、大正十一年同社を傘下に納めた。この北大阪電鉄が千里山の所有地を大阪住宅経営に売却した際、代金の一部として同社の株式二万一五〇〇株を取得したのである。京阪は新線の建設を別会社で行うこととし、大正十一年新京阪鉄道株式会社を設立した。この新京阪が大正十二年北大阪電鉄の鉄道部門を買収し、さらに昭和三年には北大阪電鉄との関係で、上記の通り大阪住宅経営の解散に際し、同社の営業財産が京阪へ譲渡され、その代償として新京阪の株式が大阪住宅経営の株主に交付されたのである。この昭和三年には新京阪の大阪・天神橋六丁目～京都・西院間が開業し、昭和五年上記の通り新京阪は京阪に合併された。

船舶株では、「大阪商船」旧株を取得したのみである。これは大正十年二月住友合資会社設立時に住友家会計へ譲渡された株式（「住友合資会社の設立」第3表参照）を買い戻したものである。

保険株は、この期間変化はなかった。

電気瓦斯株でこの期間新たに保有したのは、「九州水力電気」株と「北海道電燈」株である。

「九州水力電気」は、当時九州の電力業界において福岡県を中心にして九州電気軌道、東邦電力と激しく対立していたが、住友合資とはともに「九州送電」の大株主の関係にあった（「住友合資会社（上）」の「三　投資活動」参照）。その株式取得の経緯は次の通りである。(46)

曩ニ九州水力電気棚橋琢之助氏ヨリ肥後理事宛同社株式売渡者有スル旨照会ヲ受ケタルガ、同社ハ北九州ノ工業地帯ヲ営業区域トシ、業績良好ナル一会社ニシテ、将来ハ当社ガ既ニ投資シ居ル九州送電ト連絡シテ全九州ニ其勢力ヲハリ、将来一層有望ナル事業会社ト相成可ク、此ノ如キ有力会社ト或程度ノ親善関係ヲ保持シオクハ、当社ノ便宜尠ナカラズ。偶々積立金口ニテ特別預金約百万円保有スルニヨリ、之ガ買収ヲスル事トセリ。（昭和二年七月）

「北海道電燈」株の取得が、「湧別川水力電気」が昭和三年同社に吸収合併された結果であることは、既に述べた通りである。(47)

なお昭和三年に「宇治川電気」新旧株、「台湾電力」株の全株及び「日本電力」新旧株、「九州送電」株、「北海道電燈」株の一部が、営業政策上住友電線製造所へ譲渡された。

鉱業株で新たに取得したのは、「北樺太石油」と「北樺太鉱業」の二社の株式である。

「北樺太石油」株引き受けの事情は次の通りである。(48)

本会社ハ、北辰会(日石、三井、三菱、大倉、鈴木、久原ノ匿名組合)ガ大正七年頃ヨリ着手経営セル事業一切ヲ継承シ、露国ヨリ得タル利権協定ニ基キ、其ノ産出石油ハ海軍省ニテ買上ノ了解ヲ得、設立セラレタルモノニシテ、住友トシテハ北樺太企業組合員(石炭関係)トシテ出資セル関係上大正十四年春北樺太利権問題ニ付首相官邸招待会ニ総理事(当時中田氏)出席シ発起人ニ指名セラレシ関係アルニ過ギズ。殊ニ当社ハ石油事業ニハ関係ナク、且本事業ハ投資トシテ有利ナルモノト云ヒ難ク、他社トノ振合上之ガ引受ヲナスコト、シ、発起人引受株数一千株ヲ適当ト認メ、之ガ引受ヲナセリ。総株数二〇万株ノ内北辰会関係引受一〇万株、発起人(六七名)引受五万株、公募五万株。

「北樺太鉱業」は、「住友合資会社(上)」で述べた「薩哈嗹企業組合」が「大正十五年八月ソビエットニ対スル利権協定ニ基キ勅令ニヨリ北樺太鑛業会社ガ設立サレ、同組合ノ事業一切ヲ新会社ニ譲渡シ」解散したため、「当時ノ組合員ハ各組合残余財産分配金及若干ノ現金支出ヲ以テ、新会社北樺太鑛業株式ノ引受ヲナセリ。当社亦五六八五株ヲ引受タリ。(49)」

工業株で新たに取得したのは、「日本楽器製造」、「理化学興業」、「日本ビクター蓄音器」の三社の株式である。

「日本楽器製造」株引き受けの事情は次の通り、住友電線取締役川上嘉市の同社社長就任に伴うものである。[50] なお川上自身の社長就任の弁は、「住友合資会社（上）」の「五(七)　住友信託株式会社の設立」を参照されたい。

同社ハ大正十年八月、西川楽器製造ヲ合併シ、資本金三四八〇万円トナリタルガ、其後工場焼失、東京支店の全滅、労働争議相次ギ、甚ダシキ資金難ニ陥リ、前途ニ多大ノ不安ヲ感ズルニ至レリ。茲ニ於テ同社ハ電線取締役川上嘉市(浜松市出身)ニ対シ、社長就任方懇嘱シ来レリ。同氏ハ承認スルニ先立チ、予メ住友ノ資本的援助ヲ希望シ来リシ為、同社ノ内容ヲ詳細調査セシ結果、「事業其ノモノハ前途可ナリ有望ニシテ経営上ニ其ノ人ヲ得レバ、業績ノ立直リモ充分期待シ得ル」トノ結論ニ達シ、昭和二年七月増資株式一〇、四〇〇株ヲ引受ケ、同社経営ニ参加スルニ至レリ。

「理化学興業」株引き受けの事情は次の通りである。[51]

財団法人理化学研究所ハ、同所ノ発明考案ニカヽル製品ノ工業化ヲ図ル為、理化学興業会社ヲ設立シ、同所設立関係ニ株式ノ引受ヲ依頼シ来レリ。

住友ハ、大正七年理化学研究所設立ノ際、我国ニ於ケル化学発展ニ資スル同所ヲ後援スル為、家長及総理事設立発起人トシテ参加シ、一〇万円ヲ寄附セル関係モアリ、又他財団トノ振合ヲ考慮ノ上株式引受ノコトヽシタリ。

「日本ビクター蓄音器」の株式取得の経緯については、その後昭和十一年末鮎川義介がレコード業界に乗りだし、日本コロムビアに続いて日本ビクターの買収を図ったので、鮎川の日本産業に対しこの株式が売却されたこともあり、詳細不明である。同社は昭和二年、米国ビクター・トーキング・マシン社の全額出資により、資本金二〇〇万円で設立され、直ちに横浜にレコードプレス工場を完成し、国産体制を整えた。しかし昭和初期の国産品愛用運動に対し、一〇〇%外資の同社が生き残ることは困難であった。このため昭和四年一月住友合資と三菱合資の出資を仰いだものと思われ

る。住友では経理部長大屋敦が、三菱では田中完三(三菱商事燃料部長、六月常務就任)が取締役に就任した。音楽に造詣の深い大屋にとっては願ってもないポストであったと思われる。なお米国ビクターは同時に同年二月RCAの傘下に入った。[52]

以上の他工業株として本表に記載されていないが、大正十五年十二月三井、三菱等とともに設立した「東洋窒素工業」の株式一万二五〇〇株(払込@一二円五〇銭)を取得している。この株式が、三井合名が「財産目録」に、三菱合資が「有価証券明細表」に計上しているのに対し、[53]本表に記載されていないのは、住友合資では取得当初から「総有価証券元帳」に記載せず、「準有価証券元帳」に記載して非営利団体の株式や償却した株式(既に述べた「有馬電気軌道」株の如く会社は存続している)と同じ取扱いをしているからである。これは出資金払込の事実のないこと(即ち次に述べる東洋窒素組合に蓄積された特許権料による利益金三〇〇万円余[54]が資本金に振り替えられたものとみられる)、長期にわたり無配が予想されたこと(事実同社の初配当は一〇年以上経った昭和十二年下期のことであった)から通常の有価証券として取り扱われなかったものと考えられる。なお本株式の準有価証券から有価証券への変更は、昭和十二年三月設立された株式会社住友本社への移管の際である。

「東洋窒素工業」設立の構想については、「住友合資会社(上)」の「五㈤　住友肥料製造所の株式会社への移行」を参照されたい。同社株式引き受けの事情は次の通りである。[55]

欧州大戦中国内ニ於テ、硫安製造ノ目的ヲ以テ、三井、三共、三菱、住友ガ出資者トナリ、米国GC(註、ゼネラル・ケミカル)会社ヨリ特許権ヲ譲受ケタルモ、戦後ノ影響ヲ受ケGC工場ハ閉塞、自然右目的ハ中断ノ形トナリ居リタル処、偶々独逸ハーバー法特許権ガ日本政府ニ譲渡セラル、事トナリタルヲ以テ、前四者及ビ横浜組、渡辺組、人造肥料、大倉組ガ之ニ参加シ、組合ヲ結成シ(註、大正十年七月)、特許権ノ払下ヲ受ケタリ(註、大正十年四月)。併

シナガラ右特許権ノ実施ハ多額ノ費用ヲ要シ、戦後ノ疲弊セル財界ニ於テハ不可能ノ状態ニアリ、他面独逸ヨリハーバー法製品ガ日本ニ輸入セラルヽニ至リタル為、組合ニコノ特許権使用料（註、ドイツ硫安トン当たり一円六〇銭余、当時の硫安価格の約二%）[56]ヲ徴収スルニ止メ、従来ノ失費ヲ補ヒ、残余財産ヲ保有シ居リタルガ（註、組合は当時零細な農民から特許権使用料を徴収しているという世間の批判を考慮して）、大正十五年会社組織変更、営業ヲ継承スルコトヽナリタリ。

土地建物株の中、「大阪住宅経営」の解散については既に述べた。この期間新たに取得した株式は、「南米土地」と「南米拓殖」の二社である。

「南米土地」株の引き受けの事情は、次の通りである。[57]

昭和二年二月、南米ブラジル・コンゴニヤ土地ヲ買収シテ、日本移民ニ売却スル目的ヲ以テ、伯国土地購入組合結成セラルヽニ当リ、同社発起人山科礼蔵氏（註、日本海事工業取締役、元東京商業会議所副会頭）ヨリ特別ノ依頼アリタルニ依リ、当社ハ我国ニ於ケル人口食糧問題ヲ解決シ、行詰レル我産業ニ対シ活躍ノ新天地ヲ開拓スルハ、財閥ノ社会的任務ナリト認メ、北樺太石油並ニ鉱業ニ於ケルト同様試験的投資トシテ、湯川総理事名義ヲ以テ一口（四〇万円、第一回払込一〇万円）ノ出資ヲ引受ケタリ。然ルニ同年七月、同組合第四回協議会ニテ組合ヲ解散シ、新ニ南米土地株式会社ヲ設立スル事トナリタルニヨリ、先ニ出資ヲ承諾セシ総理事名義一〇万円ニテ同社株式一〇〇株（一株額面一〇〇〇円）ヲ引受ケタリ。

「南米拓殖」は、ブラジルのパラー州政府から同州アカラ地方の土地一〇〇万町歩の無償提供を受け、同地方の開拓事業を営んで、一五万人の移住計画を実施するために設立された。この開拓事業は、政府の要請を受けて鐘淵紡績が実地調査を行い、その結果同社が中心となって会社を設立し、経営責任を負うことになった。[58]住友合資会社の同社株引き

受けの事情は次の通りである。(59)

我国人口食糧問題ノ解決並ニ国運ノ進展ヲ図ル目的ヲ以テ、昭和三年七月其ノ設立ヲ見タルモノナリ。同社ノ事業ハ、国家的見地ヨリ極メテ重要視スベキモノニシテ、政府モ大イニ援助シ居リ、湯川総理事ガアマゾン流域地方開墾計画委員ナル事等ニ鑑ミ、無下ニ拒絶スルコトモ如何カト考ヘラル、ニ付、他ノ振合等ヲ考慮シ(註、三井合名、三菱合資、各五〇〇〇株等)三〇〇〇株引受ノ事トシタリ。

第23表の住友系以外の企業の株式のうち、「諸株」の区分に記載されている株式については、記述の便宜上カテゴリー別に見ていくと、その中の〈投資〉に分類された株式では、業績不振で大正十五年から昭和二年にかけて軒並み大幅な評価損を計上した。

〈サービス〉に分類された株式では、「大阪ホテル」と「エンパイヤ・ランドリー」の株式が評価損を計上した他、新たに「オリエンタルホテル」と「都ホテル」の株式を取得した。

「オリエンタルホテル」株引き受けの事情は次の通りである。(60)

在神有力者(川崎・日郵・川西其他)ニ於テ従来東洋汽船ノ経営ニカ、ルオリエンタルホテルヲ買収シ、経営ヲ引受ケタル趣ヲ以テ、株式引受方申越来レリ。新会社ノ資本金六〇万円ニ対シ従来ノ平均利益金ハ一八万円ニシテ、支払利息・償却ヲ差引キ一〇万二千円ノ純益ヲ挙ゲ、八分ノ配当ヲ行フ予定ナレ共、果シテ右ノ如キ好成績ヲ得ベキヤハ、帝国ホテル、大阪ホテル等ノ例ニヨルモ疑問ニシテ、採算上ハ好マシキ投資物ニアラザレ共、従前大阪ホテルヲ引受ケタルト同趣旨ニモトヅキ特ニ二百株引受ノコトニセリ。

また「都ホテル」株式引き受けの事情は次の通りである。(61)

昭和二年八月、同ホテルハ業務拡張其他借入金返済ノ目的ヲ以テ、一百万円ノ増資ヲナスコト、ナリ、之ガ株式引

受方弘世氏（註、助太郎日本生命専務、都ホテル監査役）ヨリ小倉理事へ依頼アリ。同社ハ当時ホテル業トシテハ相当ノ成績ヲ挙ゲ居リ、左程不利益ナラズ、且前記弘世氏ノ勧誘モアリ、又住友銀行支店ト取引関係ヲ有スル等種々ノ事情ヲ考慮シ一千株引受ノコトニナレリ。

〈運輸通信〉に分類された株式のうち、「国際通信」株は、同社が大正十五年四月三十日解散し、その業務は東京朝日・東京日日・報知等当時のわが国八大新聞社が参加して設立された日本新聞連合社に継承されたため、四月十六日付で寄附金に振り替えられ、雑費として処理された。(62)

新たに「日本航空輸送」株を引き受けた事情は次の通りである。(63)

昭和三年十月、日本航空輸送創立ニ際シ、創立委員長渋沢子爵ヨリ賛成人トシテ事業参加ノ依頼ヲ受ケ、湯川総理事発起人タルコト、事業ノ国家的ナルコト、採算上モ左程不利ナラザル等ヲ考慮ノ上、三五〇〇株ヲ引受ケタリ。

〈水産〉に分類された株式の「明治漁業」株は、昭和二年十二月償却され、準有価証券に編入された。しかし同社では「昭和三年九月二十七日開催ノ臨時総会ニ於テ、『大正十二年三月ノ臨時総会ニ於テ決議シタル資本減少ノ決議』ヲ廃棄シタルニ付資本減少前ノ株数・払込額ニ変更ス」(64)ることとなり、「住友合資会社（上）」第20表の株数一〇〇〇株、払込額三万五〇〇〇円へ復元された。その上で住友合資は同社から同年十一月第五回払込（@一五円）を求められ、一万五〇〇〇円を払い込むと同時にこれを雑損で処理した。昭和十二年株式会社住友本社の設立とともにこの株式は本社に移管され、終戦に至った。

〈その他〉に分類された特殊な株式として「満洲棉花」と「日本電気證券」の二社の株式を取得した。

「満洲棉花」株引き受けの事情は次の通りである。(65)

同社ハ、大正十五年七月関東庁ノ補助ヲ得テ設立セラレタルモノニシテ、当初小倉理事ヘ発起人トシテ事業参加方

要請シ来レリ。而シナガラ同社ノ事業ハ、左程有利ナルモノトハ思料セラレズ、ヨッテ右辞退ノコト、セルモ、折角ノ申出モアリ、特ニ五〇〇株ヲ限リ、引受ケノコト、セリ。

「日本電気證券」株取得の経緯は、同社が昭和五年解散してしまったため、詳細明らかでないが大要次のように考えられる。日本電気證券株式会社（Japanese Electric Bond & Share Co.）は、わが国電気事業に対する投資を目的とした日米英による合弁会社として、昭和元年十二月二十七日資本金一〇〇〇万円（払込二五〇万円）で設立された。日本側出資者は、三井信託、東京海上、安田保善社、東京電燈、東邦電力の五社で八万株、米国側はＥＢＡＳＣＯ（Electric Bond & Share Co.）、ＧＥ（General Electric）、ギャランティ・トラストの三社で九万八〇〇〇株、英国側は、セール・カンパニー、ラザード・ブラザースの二社で二万二〇〇〇株であった。

当時わが国の電力業界は、膨大な設備投資を主として社債の発行で賄っていたが、大正十二年東京電燈が外債を発行し、十四年には東邦電力もこれに追随したので、上記米英の金融機関との関係が生じていた。日本側の役員は、米山梅吉（三井信託社長、元三井銀行常務、三井銀行は融資や起債で東京電燈と密接な取引関係にあった）、各務鎌吉（東京海上会長、昭和二年三月設立予定の三菱信託会長兼務に内定、松永と親交があり、松永を通じ電力事業に深い関心と理解を有していた）、結城豊太郎（安田保善社専務理事兼安田信託取締役）、若尾璋八（東京電燈社長）、松永安左衛門（東邦電力副社長）の五名で、業務の執行は、この中米山、各務、結城の三人と米国側役員の代表Ｊ・Ｒ・ゲーリー（インターナショナルＧＥ日本代表）、Ｈ・Ａ・チャップマン（日本セール商会）の計五人の合議制によるとされた(66)。

以上の通り住友合資は、同社設立には関与していなかった。住友が同社に対し一万三三一五株の払込（@一二円五〇銭）を行ったのは、昭和二年六月十五日のことであり、常務理事（兼住友信託取締役）小倉正恒が同社取締役に就任したのはその一か月後の七月十二日であった。おそらく設立後に米山から住友信託専務吉田真一に対し出資の要請があったも

のと思われる（米山と吉田の関係については、「住友合資会社（上）」の「五(七)　住友信託株式会社の設立」参照）。

しかし昭和三年十月になると同社は合議制が機能しなかったとして、取締役会長に森賢吾（大蔵省海外駐剳財務官、昭和二年五月退官、七月東京電燈・東邦電力財務顧問就任、電力業界の外債発行に尽力した）、社長に松永安左衛門（昭和三年五月東邦電力社長就任）、常務にチャップマンを選任した[67]。住友合資が同月森に日本電気證券株式二〇株を譲渡しているのは、この森の会長就任に伴う措置と考えられよう。さらに十一月に住友電線製造所は日本電気證券株式一万株（一二万五〇〇〇円）を取得している。同社が増資を行った形跡はないので、これは日本側株主から肩代わりしたものと考えられる。発起人の一人安田保善社専務理事結城豊太郎は大正十年日本銀行理事兼大阪支店長から安田保善社に迎えられ、安田の改革に当たったが、安田内部で排斥され、昭和三年六月には辞任を前提として外遊を余儀なくされたため、安田保有株式が処分された可能性が高い。また安田系の東京電力が昭和三年四月東京電燈に吸収合併されたという事実もある。

しかし同社は、その後僅かに河津川水力電気株式（一万五〇〇〇株）、東電社債等を引き受けたのみで、日米間の株主の対立から昭和五年十月解散するに至った[68]。住友合資は解散分配金として第一回（昭和五年十一月）六万六四七五円、第二回（同年十二月）六万六四七五円、第三回（昭和六年六月）四万七七九五円五二銭を受領し、結果として出資金差引一万四三〇〇円余の利益を得た。

同社解散の原因を検討してみると、そもそも設立目的が日本側と米国側とでは微妙に食い違っていたのではないかと思われる。すなわち日本側としては、大正十四年に東邦電力が上記ＥＢＡＳＣＯにならって東邦證券保有を設立し、それまで合併によって増大した傘下の関係会社の有価証券の持株会社とした（東京電燈もこれにならって昭和二年東電證券を設立した）ように、日本電気證券に対しても自分達に代わって河津川水力電気の如き既存の中小電力会社に対する資本参加や新規電気事業への投資を期待していた。

これに対し米国側の考え方は異なっていた。日本電気證券の英文名からも明らかな通り、モデルとされたＥＢＡＳＣＯは、明治二十六年にエジソン・ゼネラルとトマス・ハウストンの両社の合併によりＧＥが誕生した当初は、両社の所有していた電気事業その他の有価証券を管理する部門が独立したものであったが、その後モルガン財閥が資本参加し、この当時には事業会社一一三社を支配し、米国の総発電量の一二％を占めるに至っていた。さらにＥＢＡＳＣＯは米国にとどまらず、この日本電気證券が設立された大正十五年にはイタリアの電力会社と提携してイタリアン・スーパー・パワー・コーポレーションを設立し、これと同様にわが国でもジャパン・スーパー・パワー・コーポレーションを設立する構想をもっていた。すなわち米国側にとっては、日本電気證券の設立こそこの構想実現への第一歩に他ならなかった。そうであれば米国側が日本電気證券をわが国の五大電力の株式保有というＥＢＡＳＣＯ型の持株会社へもっていこうとするのに対し、同じ持株会社でも日本側の意図が、東邦證券保有や東電證券の如く東邦電力や東京電燈等の親会社の株を持たずにむしろ親会社の資金に依存して運営されているにすぎない持株会社であり、金融機関がこれに資本参加して電力事業を支配することもない持株会社であれば、両者の対立が表面化するのは時間の問題であったといえよう。

しかし日本電気證券が解散した翌六年十二月民政党の若槻内閣に代わって政友会の犬養内閣が成立し、直ちに金輸出再禁止が行われると、対米為替は著るしく低落し、電力業界は外債の負担に苦しみ、昭和七年には満期社債の償還すら困難になった。皮肉にも金融機関としてこれに対処するため提案されたのが、昭和七年一月興銀総裁結城豊太郎(安田保善社専務理事退任後昭和五年九月就任)による五大電力を持株会社によって統制しようとする結城案であり、四月に調印された池田成彬(昭和七年三月三井銀行常務から三井合名理事に就任)の指導による電力聯盟の成立であった(69)。

出資はその他の出資を意味するが、その中で、「蓬萊生命保険相互」は、業績不振で保有契約高も伸び悩み、やがて昭和八年六月昭和生命(日本医師共済生命が改称)に他の国光生命、東海生命、中央生命の三生命保険相互会社とともに救

（単位：万円、万円未満四捨五入、Δ収入）

償　却			（3）償却組戻＝（1）＋（2）＋註				
3	4	5	大正15	昭和2	3	4	5
13	18	10	211	87	Δ123	Δ9	23
20	25	33	8	48	21	23	9
3	3	4	1	—	—	21	1
—	—	—	22	44	39	23	23
6	1	1	1	1	Δ2	1	2
42	47	48	243	180	Δ65	59	58
159	155	168	108	125	134	289	239
44	53	} 66	35	72	91	169	} 156
15	22		29	27	53	406	
92	66	37	23	17	398	36	19
17	18	24	227	39	51	88	54
67	79	79	Δ33	269	210	98	96
18	20	19	46	68	13	105	585
24	25	29	131	72	73	61	64
9	9	9	74	9	51	105	121
6	10	8	Δ99	43	Δ3	33	66
14	12	17	—	23	33	167	203
465	469	456	541	764	1,104	1,557	1,603
507	516	504	784	944	1,039	1,616	1,661

⑬差損及減損33。
⑭添田移管42、厳木炭礦閉山損25。
⑮添田移管29。
⑯財産整理損6。
⑰坂炭礦へ委託35。
⑱差損1、坂炭礦へ譲渡63。
⑲固定財産特別償却33。
⑳減損2。
㉑原価差損1。
㉒起業費減損6。
㉓土佐吉野川独立312。

出典：住友合資会社総務部会計課「総事業ノ固定財産及起業支出ノ対償却表」から作成。

第24-1表　総事業の固定財産及び起業支出対償却表

	（1）固定財産及び起業支出					（2）	
	大正15	昭和2	3	4	5	大正15	昭和2
本　社	① 192	② 732	③ Δ94	④ Δ56	⑤ 13	5	6
鴻之舞	Δ11	29	⑥ Δ27	Δ2	Δ24	19	19
病　院	Δ2	Δ3	Δ3	18	Δ3	3	3
林　業	22	44	39	23	23	—	—
その他	Δ13	Δ7	⑦ 56	⑧ Δ64	1	14	8
小　計	188	795	Δ29	Δ81	10	41	36
別　子	⑨ Δ32	⑩ Δ54	⑪ Δ53	⑫ 117	⑬ 38	129	170
炭　礦　九州	Δ9	31	⑭ Δ20	⑮ 145	90	44	41
坂	⑯ 23	18	⑰ 2	⑱ 447		—	9
製　鋼	Δ38	Δ91	306	Δ30	Δ18	61	108
電　線	171	18	⑲ —	70	30	56	21
伸　銅	Δ86	209	143	19	17	53	60
肥　料	⑳ 20	55	㉑ Δ6	86	566	23	13
倉　庫	107	50	49	36	35	24	22
ビルデイング	73	㉒ Δ8	42	96	112	1	11
北　港	Δ105	40	Δ8	23	58	6	3
土佐吉野川水電	—	㉓ 326	19	155	186	—	9
小　計	124	594	474	1,164	1,114	397	467
合　計	312	1,389	445	1,083	1,124	438	503

註：固定財産及び起業支出にはさらに次のような補正が加えられている。
①固定財産評価損14（地所課）。
②732＝本社105＋別子委託627、別子独立651。
③Δ94＝本社Δ92＋別子委託Δ2、添田礦区炭礦所管へ42。
④Δ56＝本社Δ51＋別子委託Δ5、添田礦区炭礦所管へ29。
⑤13＝本社25＋別子委託Δ12。
⑥坂炭礦へ引渡28。
⑦坂炭礦へ委託63、坂償却分1。
⑧坂炭礦へ譲渡63。
⑨原価差損及減損11。
⑩固定財産原価差損及起業費減損9。
⑪差損及特別償却28。
⑫差損及減損17。

済合併されることになる。[70]「興源公司」については「住友合資会社(上)」を参照されたい。「薩哈嗹企業組合」については「北樺太鉱業」株式の項で、「ブラジル土地購入組合」については「南米土地」株式の項で、それぞれ既に述べた。

四　資金調達

既に「二　業績」で述べたように、住友合資会社本社と住友銀行の取引は、本社の収支の改善とともに昭和元年(一九二六)末には預金超過となり、昭和四年まではそのまま推移したが、五年には再び借り入れ超過となり、さらに大阪北港の株式買収資金一三五万円余については日銀(大阪支店)借り入れによって調達することとなった。本節ではこれらを踏まえて、まず資金需要を発生させる住友全事業の設備投資動向を把握し、ついでこうした資金需要に対して如何に必要な資金を調達したかを検討することとしたい。

「住友合資会社(上)」と同じく、昭和六年十月合資会社総務部会計課の作成した「総事業ノ固定財産及起業ノ支出対償却表」に基づき、住友全事業の設備投資額を第24―1表に示した。これは、まず各年末の貸借対照表の残高から固定財産支出と起業支出を算出し(同表(1))、これに同表註に示したような補正を加え、償却額(同表(2))を組戻した結果同表(3)に示されている。例えば第8表から本社の、また第10表から地所課の昭和二年末の固定財産支出残高と起業支出残高を算出する(合計一一二七万円)。次に「住友合資会社(上)」第7表からこれに対応する大正十四年(一九二五)末の固定財産支出残高と起業支出残高を算出する(九三五万円)。両者の差額(一九二万円)が大正十五年の年間の固定財産支出額と起業支出額である。これは第11表の固定財産支出額(一八五万円)と起業支出額(七万円)に対応している。しかしこの数字は償却額と固定財産評価損を差し引いた額であるので、実際の大正十五年の本社の設備投資額(第24―1表(3)二一一

第24-2表　合資会社・連系会社主要起業支出一覧

（単位：万円）

年		内　　容	金額
大正15	本　社	住友家から土地建物引継	152
	電　線	北港敷地買入	181
	倉　庫	神戸及築港起業	120
	合　計		453
昭和 2	本　社	鶴見土地代(肥料工場用地)	98
	鴻之舞	漁業権買収	25
	伸　銅	移転起業	286
	合　計		409
3	本　社	丸の内土地代(東京ビル用地)	148
	製　鋼	北港敷地買入	363
	伸　銅	移転起業	187
	肥　料	窒素工場	27
	ビルデイング	第2期	51
	同	本社川岸町土地買入	298
	合　計		1,074
4	病　院	新館	20
	別　子	硫酸工場	94
	同	窒素工場用地埋立	63
	九州炭礦	芳野浦買収	84
	同	忠隈起業	42
	坂　炭礦	新砿山買収その他新旧起業	291
	電　線	紙ケーブル工場	83
	伸　銅	移転起業	74
	肥　料	窒素工場	52
	ビルデイング	第2期	127
	土佐吉野川水電	高藪水力	102
	合　計		1,032
5	別　子	硫酸工場	71
	炭　礦	奔別起業	39
	同	歌志内起業	37
	同	上歌志内起業	28
	伸　銅	移転起業	18
	同	アルミ工場	25
	肥　料	窒素工場	578
	北　港	正蓮寺川土地買入	36
	ビルデイング	第2期	121
	土佐吉野川水電	高藪水力	182
	合　計		1,135

出典：第24-1表と同じ。

万円）は、これに大正十五年の本社の償却額（同表（2）五万円）を組戻し、固定財産評価損（同表註①一四万円）を補正して算出されている。

第24―1表によれば、設備投資は、大正十年合資会社発足後大正十四年に至る五年間はほぼ五〇〇万円前後の横ばいであったのに対し、大正十五年からは拡大のピッチを早め、昭和三年には一〇〇〇万円の大台にのせ、四年、五年の両年には不況下にもかかわらず一六〇〇万円という巨額の設備投資を続けたのである。この五年間における起業支出の主なものを列挙すれば、第24―2表「合資会社・連系会社主要起業支出一覧」の通りである。この期間これほどの設備投資が続けられた結果、昭和六年九月に起きた満洲事変後に景気が好転すると、住友の全事業の業績は昭和七年下期以降目ざましい回復を示すことになるのであるが、その前に昭和五年末に開かれた昭和六年度会計見積を審議する理事会において、ついに新規起業計画の延期が決定されるに至ったことは既に述べた。

次にこのような設備投資圧縮の動きが何故突如として生じたのか、資金調達の面から検討することとしたい。「住友合資会社（上）」で述べた通り、昭和四年十一月合資会社総務部会計課が作成した「住友事業収支並金繰表」に基づいてこの期間の金繰表を第25表に示した。合資会社全体の資金繰りは、「二　業績」で述べた本社の資金繰りに各店部手持ちの現預金を合算したものである。連系会社の資金繰りは、第24―1表の固定財産支出及び起業支出の他に、有価証券投資や営業活動に伴う諸支出を合計した収支尻として示される。但し合資会社と連系会社の間の貸借は相殺されるので、第25表からは除外されている。

第25表によれば、住友の事業全体の資金繰りは、昭和二年までは大きな変化はなかったが、昭和三、四年と一〇〇〇万円を超える資金調達を必要とした。これは主として第24―1表の設備投資の増勢を反映したものと考えられるが、その資金調達の内訳をみると、第26表の通り住友銀行、住友信託からの借り増しと預金の取り崩しによって賄われてきた。

第25表　各事業の金繰表（年末預金借越残）

（単位：万円、万円未満四捨五入、Δ借越）

	昭和元年末	2年末	3年末	4年末	5年末
合資会社					
本　社	①　119	②　140	Δ27	13	Δ250
各店部	31	19	7	30	13
小　計	150	159	Δ20	43	Δ237
連系会社					
別子鑛山	—	Δ163	Δ301	Δ300	Δ340
炭礦九州	—	—	Δ68	Δ200	Δ581
坂	Δ44	Δ63	Δ57	Δ107	
製　鋼	65	51	45	76	64
電　線	155	189	102	178	39
伸銅鋼管	Δ28	Δ24	Δ211	Δ55	Δ85
肥　料	9	Δ48	Δ57	Δ135	Δ316
倉　庫	Δ320	Δ355	Δ401	Δ509	Δ499
ビルデイング	8	14	—	Δ105	Δ204
大阪北港	Δ138	Δ58	Δ67	Δ56	Δ59
土佐吉野川水電	—	Δ12	Δ2	Δ168	Δ349
小　計	Δ293	Δ469	Δ1,017	Δ1,380	Δ2,329
合　計	Δ143	Δ310	Δ1,037	Δ1,337	Δ2,566
収支超過	147	Δ167	Δ727	Δ300	Δ1,229

註：合資・連系間の貸借除外。
①第14表銀行特別預ケ金勘定に含まれている定期預金100万円を含む。
②第14表銀行特別預ケ金勘定に含まれている定期預金50万円及び通知預金50万円、計100万円を含む。

出典：住友合資会社総務部会計課「住友事業収支並金繰表」から作成。但し昭和4年度及び5年度は第26表により修正。

高　明　細　表

（単位：万円、万円未満四捨五入）

3年末			4年末				5年末			
借入先		現金預金	借入先			現金預金	借入先			現金預金
信託	他社		銀行	信託	他社		銀行	信託	他社	
—	—	43	—	—	—	13	114	—	136	—
—	—	7	—	—	—	30	—	—	—	13
200	—	49	120	200	—	19	152	200	—	13
41	—	12	63	142	—	5	343	242	4	8
68	—	11	10	100	2	4				
—	—	45	—	—	—	76	—	—	—	64
—	—	102	—	—	—	178	—	—	—	39
—	—	50	74	—	—	19	98	—	—	13
—	—	2	135	—	—	—	264	52	—	—
140	57	4	350	110	57	9	343	110	57	11
—	—	—	105	—	—	—	204	—	—	—
—	71	3	—	—	66	10	—	—	61	2
5	—	3	36	133	—	1	16	334	—	1
454	128	332	892	685	125	365	1,534	938	257	163
281	Δ7	Δ166	105	231	Δ3	33	642	253	132	Δ203

和元年末差引40万円の借入先は下記により、住友信託、安田信託、豊国火災のいずれかと思われるが、特

和２年度実際報告書）。
史』228頁）。

このように住友銀行の連系会社に対する貸出が、かってのように合資会社を経由しないで直接行われるようになり、しかもその額が五〇〇万円を超えるような巨額なものになってくると、これまで合資会社と銀行の間で取極められていた「総本店銀行間当座勘定及手形割引ニ係ル契約覚書」（明治三十五年〈一九〇二〉七月三十日本店会計課伺定、「住友総本店（上）」資料11参照）及び「住友総本店ヨリ住友銀行へ預ケ金利率ノ件」（大正四年六月二十三日会計課伺定、「住友総本店（中）」資料11参照）は意味を持たなくなり、昭和三年七月一日社則制定と同時に廃止された（資料10「社則乙目次（廃止規程）」参照）。しかしその後昭和四年七月、肥料製造所常務日高直次が海外出張から帰国して提出した窒素工場起業予算の総額は、四割強も

第26表　借　入　残

	昭和元年末				2　年　末				
	借入先			現金預金	借入先			現金預金	銀行
	銀行	信託	他社		銀行	信託	他社		
本　社	—	—	—	119	50	—	—	190	70
各店部	—	—	—	31	—	—	—	19	—
別子鑛山	—	—	—	—	165	—	—	2	150
炭　礦　九州	—	—	—	—	—	—	—	—	39
坂	—	43	5	5	—	60	3	—	—
製　鋼	—	—	—	65	—	—	—	50	—
電　線	—	—	—	155	—	—	—	189	—
伸銅鋼管	46	—	—	18	32	—	—	8	261
肥　料	—	—	—	9	48	—	—	—	59
倉　庫	165	100	57	3	203	100	57	5	208
ビルデイング	—	—	—	8	—	—	—	14	—
大阪北港	40	—	120	22	—	—	75	18	—
土佐吉野川水電	—	—	—	—	—	13	—	1	—
合　計	251	143	182	434	498	173	135	498	787
増　減	26	Δ75	Δ21	77	247	30	Δ47	64	289

註：借入先「他社」中
1. 本社・昭和5年末136万円は日本銀行大阪支店。
2. 坂・各年末第一銀行札幌支店。
3. 倉庫・各年末社債。
4. 大阪北港・昭和元年末80、2年末75、3年末71、4年末66、5年末61万円は大阪市低利年賦借入金。昭定できない。
イ．電線敷地代金ノ内払(註77万円)ヲ以テ住友・安田両信託及豊国火災ヨリノ借入金750千円返済。(昭
ロ．住友信託が大正15年7月70万円を手形貸付し、昭和2年1月継続を認可している(『住友信託五十年

出典：合資会社及び連系会社各年度「元帳差引残高表」、昭和5年度「金繰表」から作成。

予算を超過して八二一万円に膨張しており、合資会社幹部を驚愕させた(「住友合資会社(上)」の「五(伍)　住友肥料製造所の株式会社への移行」参照)。これらを含めて昭和四年十一月に集計された昭和五年度の支出超過予想額は、一一一八万円に達し(実際には第25表の通りこれを一〇〇万円も上回る一二二九万円となった)、この資金調達が大問題となったのである。

結局この調達は、第26表増減欄の通り住友銀行から六四〇万円、住友信託から二五〇万円の借り増しと、上記日銀大阪支店から一三五万円余の新規借り入れ(同表註1)、預金取り崩し二〇〇万円によって賄われたわけであるが、「住友事業収支並金繰表」によれば、この時点で改めて合資会社保有株式の担保余力の計算が行われている。それによると、担保

第27表　住友銀行・住友信託の住友合資・連系会社向け貸出比率の推移

（単位：万円、万円未満四捨五入）

	昭和元年末	2年末	3年末	4年末	5年末
住友銀行貸出金	31,584	36,749	39,521	40,927	41,947
内　住友合資・連系会社向け	251	498	787	892	1,534
同比率（%）	0.8	1.4	2.0	2.2	3.7
住友信託貸付金	5,239	8,641	11,744	12,981	13,745
内　住友合資・連系会社向け	143	173	454	685	938
同比率（%）	2.7	2.1	3.9	5.3	6.8

註：住友信託貸付金は毎年11月末、固有勘定と信託勘定の合計額である。
出典：『住友銀行八十年史』財務諸表及び『住友信託五十年史』（別巻）。

力は総額三五〇〇万円に達するが、既に担保差し入れ済みの分と信用借りに対する三〇%の引き当て分を差し引くと、昭和四年末の純担保余力二一五四万円が、昭和五年末には一六六三万円に落ち込む見通しとなった。

しかもこの純担保余力について、「住友事業収支並金繰表」は次のように注記して資金調達が容易でないことを指摘していた。

上記純余力中、北港株ハ七二五万円、住友銀行株ハ一千余万円ニシテ、殆ド其ノ大部分ヲ占メ、而モ北港株ハ住友銀行及ビ信託以外ニハ担保トシテ提供シ難キ事情アリ。又右両社ニ於テモ此ノ如キ巨資ヲ融通スルヤ否ヤ聊カ疑問ナルベク、次ニ住友銀行株ニアリテハ、現在ノトコロ必要ノ際ハ之ヲ信託ニ差入ルル予定ナルモ、信託トシテハ関係会社ニ巨額ノ貸金ヲナスハ、当局者トシテ喜バザルヤニ聞及ブヲ以テ、右株中相当額ハ他行ニ差入レ金繰ヲ講ズル必要アラン。

このような状況の下で昭和五年三月、合資会社本社において大阪北港株式を買収する必要が生じた際、大阪北港の株式を担保に日銀大阪支店から一三五万円余の融資を受けることに成功したことは、昭和五年度の資金繰りに大きく寄与したわけである。但しこの日銀からの融資は、次に「五㈢　大阪北港株式会社の連系会社指定」で述べるように、金融恐慌で蹉跌した藤田銀行が日銀特融を受けるために、日銀に担保として差し入れていた藤田組所有の大阪北港株式を住友合資会社が買収したことによるもので、いわば藤田組の日銀借り入れを引き継いだ性格のものであっ

たことは考慮しておく必要があろう。

合資会社では、こうした資金繰りの悪化に対処するため、昭和四年末から従来は毎月連系会社から元帳残高差引表の収支尻の明細として、資金勘定の報告を求めていたのを一層詳細な形にして、住友銀行、住友信託、他社銀行の借入先別に、支払手形(銀行、信託の場合は担保付か信用借りの別)、割引手形、銀行借越、銀行預金の内訳を報告させ、これと連系会社に対する本社預り金、本社貸金、本社未収入金とを併せた金繰表を作成して、金繰りについての管理を強化することとなった。この期間住友銀行・住友信託の貸出に占める住友合資会社及び連系会社向け比率が拡大していることは第27表の通りである。

昭和四年十一月の段階では、住友全事業の資金繰りは昭和五年末が最も苦しく、昭和六年以降は収入超過に転ずると予想されていた。しかし昭和五年四月に開催された主管者協議会において総理事湯川寛吉に提出された住友事業の金融情勢に関する訓示草稿は次のような内容であった。

住友銀行、信託、生命保険ヲ除ク住友各社ノ金融状態ヲ見マスルニ(中略)、昭和元年末ニハ僅々約一五〇万円ノ負債デアリマシタガ、其後逐年増加シ、昨年(註、昭和四年)末ニハ(中略)総計約一三四〇万円トナリ、又本年(註、昭和五年)末ニハ一躍年初ノ倍額ニ当ル約二八〇〇万円則未タ曽テ見ザル負債額ニ達スル見込デアリマス。シカモ明年(註、昭和六年)末ニハ尚増加スヘキ見込デアリマスカラ、負債ヲ有スル向ハ勿論出来ルダケ引締メテ戴カネバナリマセヌガ、同時ニ資金ニ余裕アルモノト雖モ自由ニ之ヲ使用セラル、ト云フコトハ、住友全体トシテノ金繰リニ重大ナ影響ヲ及ボス次第デアリマスカラ、住友全体ノ金融状態ヲ充分考慮セラレテ出来ル丈引締メテ、総負債ヲ低減スルコトニ協力セラレタイ。

申ス迄モナク必要ナ起業ハ今後モ実施スヘキハ勿論デアリ、之レガ為ノ負債モ止ムヲ得ヌモノガアリマスガ、事業

ノ堅実ト云フ上カラハ可成営業ノ剰余金ヲ以テ之ニ充ツルコト、シ、已ムヲ得ス負債ニヨル向モ、出来得ルダケ軽減スルノ途ヲ講ズルコトニ努力セラル、コト希望致シマス。

この草稿が指摘した通り、昭和五年末に六年度の会計見積がまとまった段階で、昭和六年度においても引き続き支出超過は合資会社本社で六六〇万円、連系会社では別子鑛山で一〇〇万円前後と予想され、併せて八〇〇万円近い支出超過が見込まれるに至った。特に製造各社においてはそれまでの巨額の設備投資が一段落する一方、不況下において新規投資意欲そのものも減退していたのであるが、その中にあって次に「五㈢　別子鉱業所の住友別子鑛山株式会社への移行」で述べるように、別子の主管者専務鷲尾勘解治は昭和五年九月愛媛県から認可を得た総工費一〇〇〇万円に及ぶ新居浜築港計画を昭和六年度から着工しようとしていたのであった。このため年末の理事会において新規起業の延期が決定された次第であるが、この結果昭和六年度においては合資会社が八六二万円の支出超過であったのに対し、連系会社は逆に五七万円の収入超過となり、資金の新規調達を差引八〇五万円に抑制することができた。この詳細は次章「住友合資会社(下)昭和六～十一年」に譲ることとしたい。

五　店部・連系会社・特定関係会社

㈠　住友伸銅所の住友伸銅鋼管株式会社への移行

大正十五年(一九二六)七月一日、住友合資会社伸銅所は分離独立し、住友伸銅鋼管株式会社が設立され、連系会社に指定された。資本金は一五〇〇万円で、住友合資が全額出資(払込九〇〇万円)した。取締役会長には慣例に従い、総理事湯川寛吉が就任し、主管者たる常務取締役には伸銅所長山中柴吉(元海軍中將)がそのまま横滑りした。しかし山中は

大正十四年十月停年制施行に伴い停年となるところ三年間延長の措置がとられていたので、昭和三年(一九二八)九月末停年となり、その後任には直前の八月に古田俊之助(M43東大工・採鉱冶金、伸銅所支配人・伸銅鋼管取締役、のち住友金属専務・本社専務理事・総理事)が常務に昇格し、併せて常務理事小倉正恒も常務を兼務した。小倉は昭和五年八月湯川に代わって合資会社総理事に就任すると、同じく伸銅鋼管でも湯川に代わって会長となった。昭和八年一月専務制の採用により、古田は専務となり、昭和九年六月二五〇〇万円へ増資したが住友合資の全株所有は変わらず、昭和十年九月株式会社住友製鋼所を合併して住友金属工業株式会社の発足に至った。

伸銅鋼管設立の際、合資会社は六月二十九日銀行から割引手形により九〇〇万円を調達し、払込を行い、七月一日伸銅鋼管に対する資産譲渡代一三四七万円の一部としてこの九〇〇万円を受取り、銀行に返済し、残額の中敷地代三〇〇万円は合資会社に対する未払金(昭和三年上期から半期五〇万円ずつ返済)として処理された。

資料「伸銅所組織変更ノ件」によれば、既に大正十二年に倉庫やビルディングと同じく経理部(第三課長大屋敦)は伸銅所の改組を検討しており、同年七月一日会社設立を目指した「伸銅所組織変更案」が作成された。改組の一般的な理由は、合資会社以外の資本の導入と事業計算の明確化にあったが、その他に倉庫の場合と同じく次のように土地増価税の導入も大きな要因であった(「住友合資会社(上)」の「五(二)　住友倉庫の株式会社への移行」参照)。

併シ今般政府ニ於テ、都市計画事業財源トシテ土地増価税其他新設ノコト確定シ、最近勅令トシテ発布セラル、由ニシテ、本税ハ土地所有権ノ移転アリタル時又ハ法人所有ノ土地ニシテ十五年間移転ナキ時賦課セラル、モノナリ(土地ノ原価格ハ其所有権取得ノ時ニ於ケル価格ニヨルモノニシテ、大正五年一月一日以前ニ取得セルモノハ大正五年一月一日ノ時価ヲ以テ原価格ト見做スモノナリ)。

之レニヨリ伸銅本所(註、安治川工場)ノ敷地ニツキ考フルニ、此際所有権移転ノ手続ヲ為シ置カバ、現在ノ時価(大

正五年ニ比シ約三倍）を原価格トシテ十五年後ニ第一回ノ増価税ヲ課セラル、コト、ナリ、其間土地価格ガ二倍トナリタルト仮定セバ、最高約二十八万五千円ノ増価税ヲ課セラルベシ（尼ヶ崎ノ土地ヲ除外シテ計算セルモ、尼ヶ崎ニ於テモ将来増価税ヲ賦課スル計画アル由ナリ）。

然ルニ之レヲ現在ノ儘家長公名義トナシ置キ将来名義移転ノ場合ヲ予想スルトキハ、大正五年ニ比シ其価格約六倍ニ増価スベキニヨリ、其増価税最高約百三万円トナルベシ。故ニ尼ヶ崎ノ敷地ハ新会社ニ、本所ノ敷地ハ合資会社ニ至急名義変更シ置ク方有利ナリト思考ス。

これに対し伸銅所側は、大正十二年六月「伸銅所組織変更ニ就テ」と題する資料において、次のように反論している。

近ク合資会社所管ノ土地、倉庫其他ノ事業ニ就キ、之ヲ株式組織ニ変更スルノ議アリ。其理由多様ナルヘシト雖モ、畢竟外資（註、外部資本）ノ輸入ト事業経営上ノ便宜ニ出ツルモノニシテ、更ニ此議ヲ促進セシムルモノハ、近ク発表セラレントスル土地増価税ノ問題ナリ。然ルニ伸銅所ノ見地ヨリ之ヲ其現状ニ就キ考覈（註、こうかく、考え調べること）スルニ

一、伸銅所ハ目下軍備縮小ノ影響ヲ受ケ事業縮小ノ状態ニアリ。差当リ外資ヲ仰キ以テ資本ヲ増加スルノ要ナシ。尤モジュラルミン製造装置及ヒ鋼管工場ノ移転ニハ多少ノ資金ヲ要スルモ、孰レモ外資輸入ヲ要スル程度ニ非ズ。加之伸銅所ノ利益ハ近時著シク減少シタレハ、外資ヲ誘ハンガ為ニハ、其現在資本ヲ切リ下クルノ外ナシ。然ルニ合資会社全体トシテノ利益希薄ナル際ニ於テ、更ニカヽル損失ヲ犠牲トシテ迄モ組織変更ヲ断行スルヲ要セサルカ如シ。

二、伸銅所現在ノ資産状態並ニ将来ノ収支予想ニ照ラシ、少クトモ本所ノ敷地ヲ新会社ニ移転スルハ不得策ナルヲ以テ、之ヲ従前通リ本社所属トスルコト已ムヲ得ザルベシ。随ツテ増価税ノ問題ハ差当リ伸銅所ノ組織変更ヲ促

スノ理由トハナラス。本問題ハ唯之ヲ家長名義ヨリ合資会社名義ニ移転登記ヲ為スニヨリテ、其目的ヲ達シ得ベシ。

三、更ニ現行所得税法ニ就テ見ルモ、合資会社ガ新会社ノ配当ヲ受クルトキハ、結局二重ノ所得税ヲ負担スヘキコトナリ、仮令合資会社カ保全会社ノ取扱ヲ受ケストモ、所得税ニ於テ年約三万円ノ不利益アリ。之ヲ要スルニ伸銅所ニ於テハ、当面ノ問題トシテ其組織変更ヲ急クノ理由ニ乏シク、差当リ計上シ得ラルヽ利益ハ、其成績ヲ公表シ、其計算ヲ一層明瞭ナラシメ、従業者ヲシテ経営上其精神ヲ緊張セシメ得ルニ止ル。

この後経理部第三課は、さらに十一月一日設立を目指して変更案を作成したが、これも日の目をみなかった。この間、大正七年夏の米騒動以来、政府は全国大都市に公設小売市場を設けて対処してきたが、これだけでは物価対策上十分な効果を上げ得ないとして、大正十一年社会事業調査会は内務大臣の諮問に対し、中央卸売市場設置を答申していた。これによって農商務省は中央卸売市場法案を議会に提出、可決され、大正十二年三月同法の公布とともに六大都市が同法の施行地に指定された。四月にはこれを所管する農商務省商務局に市場課が設置された。一方中央卸売市場の施行地の指定を受けた大阪市では、十二年十二月臨時中央卸売市場調査委員会を設け、十三年初頭以来建設用地の調査が行われた結果、市の中央に近く、水陸交通の至便の地として、伸銅所と住友倉庫を含む安治川沿岸四万坪が候補地となった。これを受けて初代市場課長膳桂之助から大学の友人三村起一（当時伸銅所工場課長）に用地買収の打診があった。[71]

当時伸銅所は敷地の狭隘化と近隣住宅地に対する煤煙問題に悩んでおり、常務理事小倉正恒の決断によって、工場移転に応ずることとなった。三月大阪市会は市場創設を議決したので、敷地売却について本社総務部庶務課長北沢敬二郎（T3東大法、のち倉庫常務・生命専務・本社常務理事兼総務部長、戦後大丸社長）が大阪市と交渉することとなった。これを織り込んで、経理部第三課は、大正十三年五月十二日再び七月一日の改組を目指した「伸銅所組織変更案」を理事会に提

出した。しかし五月二十三日の理事会決定案なるものが残されているにもかかわらず、起案そのものには社長・総理事・常務理事・各理事の捺印はなく、その理由の説明もないままたしても廃案となった。伸銅所長山中柴吉は理事ではないので、理事会への出席資格はなく、事前にこの変更案に対する意見を求められて、改組の時期は「一般的ニハ速ナルヲ可トス。但内外ニ与フル衝動ヲ慮リ、中央市場敷地ニ付、契約ノ成否ヲ待ツテスルヲ可ナリト考フ」と回答しているので、これも先送りされた要因の一つかと思われるが、むしろ家長友純の意向に従ったのではないかと推測される。すなわち北沢が進めた大阪市との交渉が、大正十四年三月に成立した後も改組は実行されず、冒頭に述べたように、大正十五年三月家長友純が死去すると六月に改組が決定されているからである。友純は、理事会の決定に基づいて総理事が起案の決裁を求めても必ずしもそれに従うわけではなかった。合資会社理事を勤めた松本順吉は「議案等の説明を申し上げても、いきなりいかんとは決して云われなく、成程尤もだと思うが、こういう点はどうかというふうに云われた」と述べている(72)。

大正十五年三月既に述べたように友純が死去して嫡男厚が社長に就任したが、未成年のため、総理事湯川寛吉が後見人となっていた。従って社長の了承は総理事が事前か事後に取り付ければよいので、理事会の決議が即決裁となった。この結果六月十八日の理事会において、三度経理部第三課(大正十四年十月一日の総理事交代の異動で、経理部長大屋敦、第三課長小畑忠良となっていた)が提出した「伸銅所組織変更ノ件」はようやく決裁された。それによれば「一　組織変更ノ理由」は次のように述べられている。

> 輓近我住友家ノ事業ハ順次株式組織ニ変更セラレ、現在合資会社所管ニ属スルモノハ、鉱業、林業、販売、土地及伸銅事業ノミトナレリ。而シテ之等事業ノ組織変更ノ理由トスル所ハ、事業ノ種別ニヨリ種々ナルモ、要ハ事業ノ計算ヲ明確ニスルト外部ヨリ資金ヲ吸収スルトニアリ。之ヲ伸銅所ニ於テ見ルニ、現在ノトコロ資金ヲ外部ニ仰グ

ノ必要ナシト雖トモ、将来ヲ慮レバ他ノ事業同様何時ソノ必要ヲ見ルヤ測リ知ルヘカラサルノミナラス、事業ノ計算ヲ明確ニスルハ、移転起業ヲ目前ニ控ヘ、各種ノ改良新設ヲ行ハントスル此際ニ於テハ別シテ緊要ニシテ、動モスレハ放漫ニ流レントスル新起業ヲ或ル定マリタル資金ノ範囲ニ限定スル恰好ナル自制手段ト言フヲ得ヘシ。サレハ他ノ事業ノ組織ヲ変更シタル理由ハ、伸銅所ノ場合ニモ正ニ適合スルノミナラス、今日之ヲ実行スルハ最モ適当ナル時期ト言ハサルヘカラス。尚又移転工事ノ進捗ニ伴ヒ生スヘキ過剰労働者問題ニ就テモ、合資会社ヲ直接ノ目標タラシメサルノ為メ、旁々此際其組織ヲ変更シ独立セル株式会社トナサントス。

尚税金関係ヨリ之ヲ観ルニ、合資会社ハ同族会社ト看做サレ、留保金額ニ対シ高率ノ税金ヲ課セラル、コト殆ント疑ナシト雖トモ、合資会社ノ孫会社ニシテ事業ヲ経営シ居レル伸銅所ハ、同族会社ノ取扱ヲ受クル可能性甚タ少キニヨリ、此ノ際伸銅所ヲ独立セル会社トスルコトハ、利益ノ留保ニ関シテモ相当有利也ト信ス（註、税制改正については「(二)　合資会社（全社）の業績」参照）。

伸銅所は、大正八年鋼管の分工場建設を計画した際、尼崎の岸本製鉄所・製釘所が丁度この計画に見合うものであったので、これを総額四一五万円で買収し、鋼管工場とした。今回安治川から製鋼所の西隣桜島への移転に際し、安治川に残っていた鋼管部門を全て尼崎工場の東方隣接地へ移し尼崎東工場とし、鋼管部門を尼崎に集中することとなった。このため組織変更案は特に「二　伸銅工場ト鋼管工場トヲ各別ノ独立会社トセサル理由」という一項を設け、次の四点を上げている。

(一)　得意先ニ対スル便否

伸銅所従来ノ得意先関係ヲ見ルニ、其主要ナルモノハ海軍及鉄道省ニシテ製品ノ大半ヲ占メ、伸銅品、鋼管ノ何レヲモ需要スル特殊ナル得意先也。其他ノ重要得意先タル民間造船所ニアリテモ、伸銅品、鋼管共ニ需要スルモ

ノ也。然ルニ今単ニ伸銅工場ト鋼管工場トノ別々ノ場所ニアルノ故ヲ以テ、之ヲ各々独立ノ会社トナス時ハ、得意先トノ交渉ニ際シテ、双方共ニ徒ラニ二重ノ手数ヲカクルノミニテ、何等ノ便益ナシ。且又鋼管工場ヲ独立セシムル時ハ、住友伸銅所以外ニ別個ノ会社名ヲ附セサルヘカラス。永年住友伸銅所ナル商号ノ下ニ、伸銅品及鋼管ヲ販売シ来レルニ、急ニ名称ヲ変更セシムルトキハ、従来ノ得意先ノミナラス、新規ノ得意先ヲモ惑ハシメ、其ノ何レニ注文スヘキヤヲ混乱セシムルノ虞レナシトセス。

(二)　損益ノ公表

独立ノ会社トナリタル上ハ、何レモ其損益ヲ公表セサルヘカラス。然ルニ鋼管工場ハ海軍ノ如キ特種需要者ノ注文ニヨリテ、比較的多額ノ利益ヲ挙クルモノナルヲ以テ、此ノ利益ヲ明瞭ナラシムルハ、販売政策上ヨリスルモ対内部的ノ理由ヨリスルモ不可トセサルヘカラス。且又鋼管事業ノ有利ナルコトヲ公表スルコトトモナレハ、競争者出現ノ原因トモナルヘシ。

伸銅工場ハ当分有利ナル採算立チ難ク、損失ヲ公表セサルヘカラス。之レハ一面従業員ノ刺戟トナルヘキモ、不体裁ナルヲ免ヌカレス。

(三)　伸銅工場ノ競争力ヲナクスルコト

伸銅所目下ノ損益ハ、鋼管ノ挙クル利益ヲ以テ、伸銅品ノ著シキ損失ヲ負担セルノ状態ニシテ、此ノ状勢ハ当分継続スヘク、別個ノ会社トナストキハ、伸銅工場ハ損失ヲ重ヌルノミニテ、新製品ノ研究、新販路ノ開拓等ノ資源ヲ失ヒ、新生面ノ展開ヲ試ムルコト不可能ナルニ至ルヘシ。

(四)　費用ノ増加

独立ノ二会社トナストキハ、人員ノ増加ヲ要スヘシ。移転後ハ伸銅工場、鋼管工場分立スルガ故ニ、工場直接従

業員ハ別々ニ存置スル必要アルハ固ヨリソノ処ナレトモ、従来統一セラレシ幹部ヲ二重ニ配置スルノ不便アルノミナラス、其他物件費ニ就テモ支出ノ増加ヲ不免。

以上ノ諸点以外製造方法ニ於テモ、タトヘハ抽伸機ノ如キ両者共通ノ機械ヲ使用スルモノアリ。又飛行機ノ如キ鉄属品ト非鉄属品ト同一製作者ナルガ故ニ利益ヲ得ル場合モアレハ、此際伸銅工場、鋼管工場ヲ別個ノ会社トナスノ必要ナシ。尤モ将来ニ於テ両工場共羽翼全ク具ハリ、又製品販路モ一般市場向ヲ主要ナルモノトスルニ至ラハ、其時ニ於テ、初メテ両者ヲ分立セシムルノ意義ヲ生スヘシ。

従って新会社の名称については、変更案は当初から、「三　名称」として次のように伸銅所に固執していた。

新会社ノ名称ハ「株式会社住友伸銅所」トス。

由来伸銅所事業ノ一半ハ鋼管製造ニアレハ、伸銅所ナル名称ハ従来共不穏当ナルヲ不免。而モ近ク移転起業完成ノ上ハ、全然別種ノ二工場ヲ「伸銅所」ナル名称ノ下ニ包括セシムルヲ以テ、益々其実ニ遠サカル次第ナルモ、「住友伸銅所」ナル商号ハ、多年ノ声価ヲ保有セルモノナレハ、寧ロ得意先ニ対スル商略上本名称ヲ襲用スルヲ以テ、得策トスヘシ。由ッテ他ノ連系会社ト同様之レニ株式会社ヲ冠シ、「株式会社住友伸銅所」トセントス。

しかし既に述べた通り、鋼管工場を分離しないで新会社に移行するとなると、「伸銅所」のままでは理事会で異論が出たものと思われ、次の通り変更された。

住友伸銅鋼管株式会社ニ決定

伸銅所ナル名称ハ、従来ノ得意ニ対シテ頗ル好都合ナルモ、鋼管ハ近時瓦斯管其ノ他一般市場向製品ヲ製出シテ、大ニ新販路ヲ開拓セントスル際ナレバ、寧ロ此際旧套ヲ脱シテ、住友伸銅鋼管株式会社ト為サントスル意嚮ヲ有スルモノ多シ。

移転起業に関する補償金と不足資金の処理については、六月二十九日付で次のように合資会社経理部長から伸銅所長あて通知された。

伸銅鋼管株式会社資金ノ件

住友伸銅鋼管株式会社ニ於ケル大阪市補償金ノ処理方法及移転起業不足資金ニ就テハ、左ノ通リ決定相成候間御諒承相成度、此段及御通知候也。

記

一、補償金ノ処理方法

市ヨリ交付サレタル補償金ハ、移転資金ニ充ツル目的ヲ以テ現在ハ本社ニ於テ収支保管シ、且之レニ対シテハ資金利息(資金取扱規定ニヨル)ト同様ノ金利ヲ附シツヽアリ。右ハ本来伸銅所ニ帰属スベキモノナルヲ以テ、今回組織変更後ハソノ儘新会社ニ引継グベキ性質ノモノナルガ、之ヲ自由ニ使用シ得ルモノトセバ、左ノ如ク当分ハ銀行借入金ハ要セザルノミナラズ、尚多額ノ現金ヲ保有シ得ルコトヽナル。

固定財産	一〇、一〇〇千円	払込資本金	九、〇〇〇千円
流動資産	六、〇六〇	一般負債	一、四〇〇
現金	六四〇	未払金	三、〇〇〇
		支払手形	八〇〇　(不用)
		銀行借入金	一、九六〇　(不用)
		補償金	三、四〇〇
計	一六、八〇〇	計	一六、八〇〇

然ルニ右補償金ハ、前記ノ如ク移転ノタメ受ケタルモノナルニ、之ヲ営業資金ニ流用セシムル時ハ、将来計算ヲ紛乱セシムル虞アリ。且ツ伸銅所ノ営業資金ノ一部ヲ借入金ニ據ラシメントスル趣旨ニ反スルヲ以テ、新会社ニ於テハ別途勘定ヲ設定シテ整理シ、之ヲ営業資金ト区別シ、現金ハ従来通リ本社ニ預入レシムルコト穏当也。

然シ乍ラ、右ノ如ク別途整理シテ現金ハ全部之ヲ本社ニ預入レシムルコト、セバ、新会社ニ於テ営業資金ヲ充スタメ多額ノ借入金ヲナス必要アリ。之ヲ銀行ヨリ仰グ時ハ本社ニ於テハ、一方新会社ヨリ資金ノ返還ヲ受ケ之ヲ銀行ニ預入ナガラ、他方補償金ニ対シテ高率ノ利息ヲ支払フノ要アリ。空シク金利ノ差損ヲ招クニ過ギザレバ、営業上ノ不足資金ハ銀行ヨリ借入スル代ハリニ、別途整理ノ移転資金ヨリ借入シ、此ノ借入金ニ対シテハ本社ガ支払フト同率ノ金利ヲ附シ、営業費ヨリ移転資金ニ繰入レシムルコト、シ、ソノ残額ハ之ヲ本社ニ於テ預リ置キ、従来同様ノ利息ヲ附スルモノト致度。

二、移転不足資金ノ支払方法

移転起業ニシテ予定通リニ進行セバ、補償金ハ本年中ニ使用シ尽サレ、来年度早々ヨリ新資金ヲ要スベシ。此レハ本来資本金ノ払込ニヨルベキモノナルモ、所要ノ都度払込ヲナスハ手数ヲ煩ハスノミナリ。又一時ニ払込ヲナストキハソノ時期ニヨリ過不足ヲ生ズル虞アレバ、補償金ヲ使用シ尽シタル後ノ移転資金ハ、所要ニ従ツテ本社ヨリ貸付ケ、相当高ニ達シタル時ニ於テ払込資本金ニ振替フルコト、スヘシ。

尚此ノ貸付金ハ、ソノ性質資本金ト同様ナルモノナレバ、此レニ対スル金利ハ其ノ期ノ配当ト同率トナシ、無配当ノトキハ金利ヲ附セザルコト、スベシ。

右資本金ニ振替フベキ貸付金ハ通計三百万円ヲ以テ限度トス。（註、昭和三年六月第二回払込徴収三〇〇万円）

設立当初の業績見込では、移転工事の完成する昭和三年度（十一月移転完了）に初めて五％の配当を行い、五年度から

は八％に増配の予想であったが、不況の影響で八％配当となったのは昭和八年度からであった。

工場移転が完了すると、古田俊之助は昭和四年十月から翌五年五月にかけて、欧米の金属工業を視察した。その結果はその後の伸銅鋼管ひいては住友金属の業績に大きな影響を与えた。伸銅所では、既に大正五年第一次世界大戦でロンドン郊外に撃墜されたドイツのツェッペリン飛行船の残骸を海軍から入手し、この新材料ジュラルミンの研究を進めていたが、戦後大正十一年にドイツの賠償の一環として、ジュラルミンの名の由来であるドイツ・デューレン所在のデュレーナ・メタル・ヴェルケでジュラルミン製造技術を習得し、製品化を進めていた。

古田は視察の結果、これからは航空機の時代であることを確信し、帰国後ジュラルミンによるプロペラ素材の製造に着手した。しかし昭和七年九月古田は海軍航空本部技術部長山本五十六少将（のち連合艦隊司令長官）から、住友が素材だけでなく、完成プロペラを製作するよう強く要請され、十一月古田は山本との間で製作引受覚書に調印した。当時金属製プロペラの技術は、中島飛行機が米国ハミルトン・スタンダード・プロペラ社から技術導入していたが、三菱・川崎等が機体を試作する際、ライバルたる中島にプロペラ製作のために必要な機体のデータを提供しなければならないという不都合が生じていたからである。伸銅鋼管は中島飛行機からハミルトンの製作権を譲受け、プロペラ製造に着手したが、古田はこれについて次のように述べている。[73]

この時私は極めて大胆に次の二つの条件をつけ加えた。

（一）完成プロペラの風洞試験等は極めて大仕掛で金もかかる。それを百本、二百本のプロペラを製造していたのでは経済的に耐えられない。故に根本研究は海軍の施設を利用し、海軍とタイアップする。

（二）日本の海軍だけでは需要は充分にない。住友一ヶ所にプロペラ製造を集中してもそれだけでは製造規模が小さい。将来陸軍のも当所でやることにしたい。終戦迄相争った日本の陸軍海軍の間柄であるのに、この思い切った申

出に「ヨシ」と肯はれたのは大量(註、度量が広いこと)であったと敬服する。

この結果住友金属は終戦までに海軍の需要の全部と陸軍の需要の五割のプロペラを生産し、主力のプロペラ製造所神崎工場では海軍と陸軍の製造ラインの建家が並列していた。

また古田の海外視察により昭和三年から進められていたカナダのアルミニウム・リミテッド(Aluminium Limited)社とのアルミの加工事業に関する提携交渉が進捗し、昭和六年四月住友アルミニウム株式会社が設立された。住友と同社の関係は、大正十四年電線製造所が米国アルコア(ALCOA、Aluminum Company of America の略)社と鋼心アルミニウム撚線の製造で技術提携を行い、昭和三年アルコア社からアルミニウム・リミテッド社が分離したという経緯があった。住友アルミニウムは資本金三五〇万円(伸銅鋼管とアルミニウム・リミテッド社の折半出資)で古田が常務に就任した。伸銅鋼管は桜島工場内のアルミ板工場を同社に売却し、大阪府龍華町(現八尾市)にアルミ箔工場を建設した(現在の東洋アルミニウム株式会社)。当時伸銅鋼管庶務課長兼住友アルミニウム総務課長であった中川路貞治は合弁の成果について次のように述べている。(74)

アルミニウム・リミテッドの新技術はアルミを熱いままで板にするもので、伸銅鋼管(註、のち住友金属)は大変な恩恵を受けた。伸銅鋼管のジュラルミン板製法は、この時までインゴットをハンマーで叩き、旋盤で削り、後圧延していたのだが、これによりインゴットを熱いままで、直ちに圧延する新製法に代わり、この秘密裡に習得した方法のおかげで満州事変の頃は、古河や軍も驚くような大量生産が可能になり、コストも引き下げることができた。

昭和十年九月、住友伸銅鋼管は住友製鋼所と合併し、住友金属工業株式会社と改称するが、この経緯は次章「住友合資会社(下)」で取り上げる予定である。

(二)　大阪北港株式会社の連系会社指定

大阪北港株式会社が大正八年十二月設立された経緯は、既に「住友総本店(下)」の「五　大阪北港株式会社の設立」で述べた。本項では昭和二年四月同社が連系会社に指定された事情を明らかにし、その後昭和十九年十一月株式会社住友ビルディングを合併して、住友土地工務株式会社と改称するまでの足どりを簡単に辿っておきたい。

大阪北港を連系会社に指定するための起案は残されていないので、関係資料から推定する以外ないが、さし当たり次の諸点が考えられる。

第一に、大正十五年上期で設立以来の累積損失を解消して、昭和二年以降の業績の見込みが立ったことである(第6表)。

第二に、北港会社が設立の目的としていた大阪北港修築と地先海面埋立の両工事については、会社設立直後の大正九年四月に許可を出願していたが、大正十五年五月に至ってようやくこの出願した工事設計が、港湾調査会の決定案と相違する点があるという理由で却下されたことである。このことは、これらの相違点を修正して、改めて出願すれば許可される見込みが立ったことに他ならない。

第三に、資金繰りの目処がついて、昭和二年上期には大阪市の住宅建設低利資金を除いて、住友銀行、住友信託、安田信託、豊國火災からの借入金をすべて返済できたことである(第26表)。なお安田信託からの借り入れは、同社常務浜崎定吉(大正十二年一月住友銀行本店営業部支配人退職、二月住友電線製造所取締役就任、大正十四年五月退任、同月おそらく発起人の住友銀行元上司志立鉄次郎に誘われて共済信託〈のち安田信託〉入社常務就任)の、また豊國火災保険からの借り入れは次に述べる島徳蔵(明治四十五年〈一九一二〉二月創立時から大正五年十月大阪株式取引所理事長就任のため辞任するまで同社社長で

あった)の斡旋によるものとみられる。

第四に、住友銀行からの借り入れ返済と関連すると思われるが、住友合資は大正十五年末住友銀行の大阪北港持株一万株を引き取り(第22表註①)、その出資比率は六二・六五%に達した。住友合資の他に、大阪北港の大株主には、旧大阪島舟土地の上記島徳蔵一一万五一〇〇株(一六・四四%)と藤田組の藤田平太郎七万四三〇株(一〇・〇六%)がいたが、当時前者は大正十五年末大阪株式取引所理事長でありながら久原鉱業株の買い占め問題で取引所法違反に問われて理事長再任を辞退せざるを得ない状況にあり、後者は昭和二年三月の金融恐慌で機関銀行の藤田銀行が大打撃を受けていた。

第五に、大正十一年七月以来北港会社常務として同社の実質的な代表者であった(社長取締役は設立以来、鈴木、中田、湯川の歴代総理事が兼務していた)草鹿丁卯次郎が、昭和二年二月末合資会社理事ひいては北港常務を停年で退職することが予定されていたという事実である。四月四日草鹿の後任となる製銅販売店支配人田島房太郎の北港会社出向が発令され、十三日田島が北港会社常務に就任するのを待って、二十日北港会社は連系会社に指定された。

その後、北港会社は北港修築工事について昭和二年七月に工事設計を改訂の上願書を提出したが、同年十二月臨時港湾調査会は再び北港修築についての計画を大幅に見直した。この結果北港会社はさらにこれに合わせて設計を変更し、昭和三年二月願書を再提出し、昭和四年九月、埋立工事と共にようやく許可を得ることができ、次いで昭和五年七月その工事実施設計の認可を得て、工事は昭和六年五月に着手された。

一方金融恐慌によって打撃を受けた藤田銀行の整理のため、北港会社の大株主藤田組は全資産を担保に、昭和二年五月に制定施行された「日本銀行特別融通及損失補償法」に基づく融資いわゆる日銀特融八八九二万円を受けることとなった。この特融返済のために、藤田組は、昭和五年三月その所有する北港株七万四三〇株を全株(@二二円)住友合資に売却した。この株式買収資金を調達するため合資会社は日銀大阪支店から一三五万円の融資を受けたことは既に述べた。

従ってこの一三五万円はそのまま藤田組の日銀債務返済に充当されたものとみられる。また同じ昭和五年末には、島徳蔵からその持株の六割強七万二四六〇株を一四五万円(@二〇円)で取得した。島は北港会社設立時に、自ら設立した「臨港土地」及び「大阪島舟土地」を通じ、埋立権を北港会社に売却したが、その評価は隣接土地の価格並みとされ、その代わり埋立工事認可の際は工事を行って更地とした上で北港会社に引き渡す義務を負っていた。昭和五年七月既に述べた通り埋立工事の実施設計が認可されたが、当時島は大阪株式取引所理事長退任後昭和二年十月から阪神電鉄社長に就任していたが、与党政友会と野党民政党の勢力が伯仲していたのに乗じ、キャスティング・ボートを握る明政会議員の買収工作を行ったり、上海取引所の損失穴埋めにからむ背任行為で、大阪地方裁判所の予審有罪の決定を受けており、自ら埋立工事を行う資金的余裕はなかったものとみられる(島は結局昭和六年九月には阪神電鉄社長を辞任した)。この結果昭和五年末における住友合資の大阪北港に対する出資比率は、八三%(第21表)に達し、ここに北港会社の連系会社としての地位が確立されたのである。

一方昭和六年に着工された北港修築工事は、結局工期が一〇年と長期にわたり、総工費も八一五万円に膨れ上ることになったが、工事のうち、防波堤部分は北港会社の直営工事となるが、埋立部分は上記島の埋立債務を肩代わりしたことから合資会社(後に住友本社)が行う工事となり、実際の埋立工事は北港会社を下請けとして使うことで、その工事代金を合資会社が北港会社に半期二五万円、合計四〇〇万円を支払うこととなった。

これに伴い上記島徳蔵に対する株式代金一四五万円の支払は、北港会社に対する埋立工事の未払金に振替えられ、まずこれから半期二五

（単位：千円、千円未満切り捨て）

現・預金合計 A＋B＋C	営業報告書 現・預金 B＋C
493	426
816	596
1,601	1,477
1,989	1,604
1,926	1,576
2,230	1,740
4,349	3,579
6,031	5,561
8,336	7,536
5,328	5,078
4,587	4,587

第28表　北港修築工事と北港会社の現・預金

年	北港修築工事費	北港会社支出資金	本社から工事費受入	受入工事費余剰分 A	本社預ケ金 B	その他現・預金 C
昭和6	183	0	250	67	410	16
7	347	0	500	220	560	36
8	346	0	250	124	1,460	17
9	777	589	449	385	1,564	40
10	981	395	551	350	1,500	76
11	684	324	500	490	1,700	40
12	882	662	500	770	3,550	29
13	890	90	500	470	5,500	61
14	566	396	500	800	7,500	36
15	618	68	0	250	5,000	78
16	571	321	0	0	4,500	87

出典：各年度元帳・実際報告書・処務報告書から作成。

万円を支払い、未払金の支払が終了した昭和十年からは仮入金の科目から支払われることとなった(第28表)。期末に工事費を精算した残金は、一度合資会社に仮入金され、期初に北港会社に戻される形となっている。合資会社の実際報告書は、この工事費の剰余分を北港会社固有の合資会社に対する預ケ金と同一視しているが、北港会社としては、この剰余金は翌期の埋立工事の前渡金というべき性格のものであるので、合資会社に対する自社の預ケ金とは区別して、営業報告書の現・預金には計上していない。

昭和十六年防波堤工事と護岸工事は完成したが、埋立工事は日中戦争が第二次世界大戦へと拡大する中で中絶し、大阪北港会社は、平和産業として会社の存立すら危うくなった。そこで大阪北港会社は昭和十五年末、住友金属工業が和歌山製鉄所の建設に着手し、その港湾として和歌山北港を造成することになった機会に、この工事を受注して活路を見いだした。

合資会社保有の北港株式五八万一〇四〇株は、その後昭和八年に伸銅鋼管・製鋼所・電線製造所の三社に各二万株譲渡される一方、北港関係株主から三〇〇〇株取得し、昭和十二年三月合資会社解散の際には、住友本社へ一七万五五四〇株が譲渡され、残る三四万八五〇〇株

第29表　土地利用状況趨勢

（単位：千坪）

	所有地総面積	賃貸地	割合(%)
設立時	841	—	—
昭和5年末	752	125	16.7
10年末	702	150	21.4
13年末	570	216	37.9
14年末	551	310	56.1
15年末	525	328	62.4
16年末	520	367	70.5
17年末	517	379	73.3
18年末	512	393	76.7

註：昭和18年の数字は後に追加されたものである。
出典：商工課関係事業説明資料（昭和18年7月）

が住友家へ分配された。昭和十五年には本社持株から一万株が住友電工へ、住友家持株から七万株が住友金属へそれぞれ譲渡された。従って住友ビルディングを合併して住友土地工務株式会社と改称する直前の本社持株は一六万五五四〇株、住友家持株は二二万六〇〇〇株合計三九万一五四〇株（五五：九三%）であった。

昭和十八年七月、住友本社商工課は、当時の大阪北港に関し「商工課関係事業説明資料」において次のように報告している。

一、現　況

大阪北港ハ創立大正八年、資本金三五、〇〇〇千円全額払込済ニシテ、株主配当ハ今期（十八年上期）年三分ニ増配セリ。本店ヲ大阪ニ置キ出張所ヲ和歌山ニ設ク。

所有地総面積ハ現在五一三千坪ニテ其中賃貸地ハ三八〇千坪、亦所有家屋ハ現在四四一戸ニシテ其中賃貸中ノ家屋ハ四三九戸ナリ（第29表）。

当社ハ土地、家屋ノ売買、賃貸業務以外ニ大阪北港修築工事ノ完成ヲ其ノ目的トシ居リテ、北港修築工事ノ大要ハ昭和六年五月着工、工期十六ヶ年、総予算約一三、〇〇〇千円ニシテ、島屋町、常吉町地先海面三三七千坪ノ埋立、防波堤延長二、九〇一米ノ築造等ヲ其ノ内容トセルガ、工事着手以来相当ノ年数ヲ経ルモ、時局ノ影響ヲ受ケ工事ノ進捗容易ナラザルニ拘ラズ、防波堤築設工事ニ於テハ附設燈台四基ト共ニ一昨十六年九月完成を見、埋立工事ニ於テハ埋立予定地ノ護岸工事既ニ完了シ、島屋町地先埋立地一八万坪ハ炭殻ニヨル仕上工事ヲ残スノミニテ殆ンド

第30表　北港修築工事

（単位：千円）

	総予算	昭和6～17年支出額	
正蓮寺川大阪築港連絡工事	5,442	5,021	昭和19年竣工予定
島屋町地先埋立工事	3,433	1,912	18万坪造成昭和20年竣工予定
常吉町地先埋立工事	4,337	616	15万坪造成昭和22年竣工予定
予備費	81	77	船舶建物売却戻入
計	13,293	7,471	

出典：第29表に同じ。

完成ヲ見タリ（第30表）。

二、当社今後ノ方針

島屋、常吉両町地先埋立地全地域（三三万坪）ハ既ニ陸海軍省、鉄道省ヨリ予約済ニシテ、島屋町埋立地ノ一部（約二万坪）ハ本年中ニ鉄道省ヘ売却スルニ決定シ、時局下軍関係用地トシテ使用セラルヽモノナレバ、今後ハ一段ト之ガ埋立地ノ造成ニ努ムルト共ニ、他方和歌山ニ於テ昨年金属工業ヨリ受託セル和歌山北港ノ防波堤及ビ岸壁築造工事ノ進捗ニ努力シ、以テ和歌山製鉄所ノ建設ニ協力スルヲ要スベシ。

(三)　住友別子鉱業所の住友別子鑛山株式会社への移行

1　改組の経緯

昭和二年七月別子鉱業所は住友合資会社から分離独立し、住友別子鑛山株式会社が設立され、連系会社に指定された。資本金一五〇〇万円のうち、住友合資が第21表の通り一四九五万円を出資し、残り五万円は住友家が出資した。六月末の別子鉱業所の固定財産二二七五万円は土佐吉野川三一二万円、本社委託勘定六三八万円、鑛山会社一三二四万円に分離された。合資会社本社は六月二十九日銀行から一五〇〇万円を借り入れ、資本金払込に充て、七月一日鑛山会社に資産一九一三万円を引き継いで一五〇〇万円を回収している。資本金を超過する継承資産は未払金（本社一〇〇万円、銀行一四三万円）で手当され、銀行の未払金は八月に支払手形一五〇万円に置きかえられ、本社の未払金一〇

第31表　別子鉱業所の比重の推移

（単位：千円、千円未満切り捨て）

年	別子純益A	総本店・合資純益B	A／B	住友全事業純益C	A／C
			%		%
明治42	978	1,316	74.3	1,316	74.3
43	676	964	70.1	964	70.1
44	720	1,710	42.1	1,710	42.1
45	2,097	2,652	79.1	3,504	59.8
大正2	2,388	2,994	79.8	3,910	61.1
3	1,640	2,923	56.1	3,679	44.6
4	2,751	3,922	70.1	3,990	68.8
5	7,242	7,225	100.2	8,127	89.1
6	7,656	15,893	48.2	19,961	38.4
7	5,001	13,710	36.5	16,735	29.9
8	2,866	28,592	10.0	32,104	8.9
9	△480	2,710	—	15,063	—
10	△743	1,687	—	8,520	—
11	1,415	905	156.4	6,258	22.6
12	2,918	3,503	83.3	2,665	109.5
13	2,356	4,504	52.3	11,560	20.4
14	3,122	3,939	79.3	9,927	31.4
15	2,533	2,443	103.7	8,738	29.0

出典：第一部住友総本店及び第二部住友合資会社から作成。

大投資ヲ必要トセズ。合資ニ於テ総株数ノ引受ヲナス場合ニ於テモ、之ヲ独立セシムル方便宜且利益トシ、事業ノ刷新、能率ノ向上ヲ図リ、更ニ久シク別子ニ於テハ安全デアッタ労働問題ノ紛争生ズルニ至リ、之ガ独立ハ此ノ問題ヲ緩和スルコト、ナルヲ以テ、合資会社及住友家引受ニテ新会社ヲ設立セリ。

○万円は三年五月信託に対する支払手形に置きかえられた（第26表）。他の連系会社同様会長制をとり総理事湯川寛吉が就任し、主管者は当初常務取締役臼井定民（M33東大工・土木、海軍技師・藤田組・東京市技師を経てT2住友入社、別子鉱業所副長）であったが、間もなく十月臼井が停年で退職すると同じく常務取締役に就任していた鷲尾勘解治（M40京大法、別子支配人兼労働課長兼採鉱課長）が既定の路線通り主管者となった。同社設立の趣旨は次の通り説明されている。(75)

我住友ノ事業ハ、時代ノ趨勢ニ伴ヒ次第ニ之ヲ独立ノ株式会社トシテ分離セラレタルガ、要ハ事業ノ計算ヲ明確ナラシムルト合資会社以外ノ資金ヲ利用スルニアリ。別子ニ於テハ已ニ諸起業完成ノ域ニ達シ、他ノ

即ち鑛山会社設立のポイントとして、別子の諸起業は完成の域に達し、これ以上の大投資を必要としなくなったことと労働問題の紛争が生じたことの二点が上げられていた。前者について敷衍すれば既に翌昭和三年の社則制定の際述べた通り、「営業ノ要旨」第三条の別子銅山を以て住友家の財本として別子を特に重要視した条文を削除した理由について、『住友物語』の著者白柳秀湖の照会に対し、合資会社庶務課長加納純一が「蓋シ他種事業ト雖モ近来規模内容拡大充実シ来リ、ソノ(註、別子と他種事業)間ニ差別視スル必要ナクナリタルタメナリ」と回答したように、別子の住友全事業に占める比重は、明治四十二年住友総本店発足当初の七〇%強から、大正末には三〇%前後にまで低下していた(第31表)。

「別子は私のいる時は騒動がなかった」と豪語する大平駒槌[76]が、大正十一年八月鈴木馬左也の総理事辞任の意向に殉じて、別子鉱業所長の職を去って以来、後任の所長となった岡田宇之助は元来が内務官僚であったので、別子の労働運動の高揚の前には全く無力で、大正十四年八月所長を解任され、本社人事部長松本順吉が所長に派遣されたが、専ら前記鷲尾勘解治がその矢面に立つことになったのである。

すなわち別子では大正十三年半ばから、日本労働総同盟や全日本鉱夫聯合会の指導の下に労働組合が結成され、加入者の獲得を巡って、会社側と鋭く対立した。これに対し鷲尾は、自らの私塾自彊舎の出身者を中心に、各地区毎に改善会と総称する一〇の団体を組織し、組合側に対抗しようとした。大正十四年十二月両者の対立は乱闘事件に発展し、組合側はストライキを構え、十五年一月一日午後には上阪した組合員が、住友本邸(大正十四年五月に大阪市茶臼山から兵庫県住吉村〈現神戸市東灘区〉に移転)や小倉常務理事邸にまで侵入したため病臥中の家長住友吉左衛門友純の病状にも影響を与えた。さらに二月には争議支援者が発電所用水路を破壊するという事件にまで発展したが、愛媛県知事香坂昌康の調停に従い、被解雇者が退山し、争議指導者も退去して争議はようやく解決した。三月末には残りの組合員も組合を脱

第32表　別子産銅量の推移

（単位：トン）

年	KS銅	電気銅			合計A	C＋c（第33表）	C+c / A
		別子製錬	三菱振替	三菱委託			%
明治42	6,328				6,328	1,158	18.3
43	6,679				6,679	1,261	18.9
44	6,822				6,822	1,648	24.2
45	7,686				7,686	2,775	36.1
大正 2	7,643				7,643	2,560	33.5
3	7,574				7,574	2,602	34.4
4	7,889				7,889	3,759	47.6
5	9,183				9,183	—	—
6	9,266				9,266	—	—
7	10,128				10,128	—	—
8	10,616	1,796			12,412	—	—
9	7,012	4,388			11,400	5,832	51.2
10	4,251	7,644			11,895	—	—
11	3,528	9,611		650	13,789	—	—
12	3,240	9,600	(513)	735	13,575	10,711	78.9
13	2,753	9,677	(951)	409	12,839	9,992	77.8
14	654	10,570	(184)	3,921	15,145	9,954	65.7
15		11,263		3,458	14,720	9,694	65.9
昭和 2		11,132		3,193	14,325	9,109	63.6
3		12,979		3,550	16,529	8,411	50.9
4		14,829		4,110	18,939	9,467	50.0
5		16,587		554	17,141	16,796	98.0

註：三菱振替は三菱生野鉱石を別子で製錬した電気銅を三菱電気銅と振替たもので内数。三菱委託は三菱直島及び大阪製煉所に製錬を委託したもので外数。『住友別子鉱山史』下巻表4-26は上記三菱振替分を二重計上している。また同じく表5-5で昭和4年三菱委託分を2,195トンとしているのは上記の通り4,110トンの誤りである。

なお昭和期の産出電気銅の原料別内訳（単位：トン）は下表の通り。

出典：別子銅山鉱業簿、別子鉱業所実際報告書。

年	産出電気銅	原料別内訳			
		別子鉱	他山鉱	国内粗銅	故滓等
昭和 2	14,325	11,330	1,476	889	630
3	16,529	12,162	1,161	1,866	1,340
4	18,939	11,816	466	3,194	3,463
5	17,141	10,925	384	4,220	1,612

退したので、組合は消滅した。従って昭和二年鑛山会社設立の時点においては、組合の脅威は最早なくなっていたと思われるが、この大争議の傷跡は、合資会社幹部の脳裏に深く刻み込まれていたのである。

住友本店による別子銅の販売は、明治四年神戸出店を設置して主として神戸の外商向けに始められ(当時銅の国内需要はほとんどなかった)、明治十二年にはこれを神戸支店と改め、四十二年住友本店を住友総本店と改称した際、同時に神戸支店も製銅販売店と改められた(「住友総本店(上)」の「二　住友総本店の発足」参照)。明治三十年住友伸銅場の開設以来、伸銅場の拡張に合わせて同所向け別子銅(KS銅)の販売は年々増え続け、大正初期には別子産銅量の五〇%に達した(第32表C+c/A欄)。製銅販売店の銅販売の方法は、別子鉱業所の代行取引(受託販売)で、別子が引合に対して販売価格・数量を決定し、製銅販売店は伸銅場の他大阪地場の銅商等の得意先から販売代金を回収すると、販売価格の〇・七%を手数料として差引き、残りを別子に送金した(実際は総本店〈合資会社〉の各店部勘定間の付替である)。

明治四十四年伸銅場の電線部門が独立して、電線製造所が開設されると別子産銅の一層の需要拡大が期待されたが、KS銅は不純物を含むので、工作性が良く板・管等の伸銅品の製造には好都合であったが、そのために電導率が低下し電線製造には適さなかった。また別子鉱業所としても、金銀の含有量の少ない別子鉱石産の粗銅から電気銅を作って採算がとれるかという問題があった。従って電線製造所向け別子産銅の出荷は、大正八年の電錬工場(電気精錬工場を略称した鉱山用語)の完成まで待たねばならなかった。

大正二年東京・呉両販売店が開業すると、両販売店はその後開業した販売店も含めて、別子銅の販売を行うことになるが、それは代行取引(受託販売)であることに変わりはなく、各販売店のテリトリー内の海軍工廠や藤倉電線等の得意先と製銅販売店との間に入る形となり(第15表「製銅・別子」欄)、〇・七%の手数料を製銅販売店〇・四五%、各販売店〇・二五%(「住友総本店(上)」第21表参照)と分け合う形となった。大正八年には製銅販売店は神戸から需要の中心地とな

った大阪へ移転した。

電線製造所は、明治四十四年設立後KS銅の不具合が判明して以来、KS銅に代わる電気銅を外部から調達してきたわけであるが、大正八年新居浜電錬工場が完成してからもその能力不足と、大正九年同所が株式会社として独立してからはその購買政策上、別子電気銅に一〇〇%依存することはなく、製銅販売店と責任契約購買数量を定めていた（大正九年四月月四〇万斤＝二四〇トン、大正十一年三月月六〇万斤＝三六〇トン、昭和四年七月月責任三六〇トン・確定二〇〇トン・臨時一五〇トン計七一〇トン、同年十一月月責任五〇〇トン・臨時二〇〇トン計七〇〇トン）。別子としても電錬工場の能力不足を、三菱大阪・直島両製煉所へ製錬を委託したり、三菱生野鉱山の鉱石を四阪島製錬所で製錬しそれと同量の電気銅を大阪で三菱から受け取るなどして電気銅の需要に対処していたが（第32表参照）、大正十四年伸銅所（大正二年伸銅場を改称）において原料のKS銅を電気銅に代えても何等支障のないことが確認されると、KS銅の生産を中止し電気銅に一本化した。

昭和二年十月鷲尾勘解治は、別子鑛山会社の主管者に就任した際の挨拶の中で、別子鉱山の経営が鉱質からみても鉱量からみても末期的な状況にあると指摘して、住友の全事業における別子の地位が、相対的にだけでなく絶対的にも最早住友家の財本たり得なくなったことを明らかにした。結局翌三年の社則の制定において、本条文が削除されたのは、この鷲尾の指摘を追認した結果に他ならない。鷲尾がこの打開策としてあげたのは、次の二点であった。一つは別子の生産の拡大と徹底した生産性の向上である。昭和三年に入ると労働者四〇〇人以上が退職し、七月には機械課を新居浜製作所、製銅販売店を大阪支店とする等の組織の簡素化が行われ、さらに八月には職員七〇人が整理された。一方で別子鉱山産出鉱石を原料とする電気銅の生産は、鷲尾の予言通り昭和三年の一万二一六二トンをピークとして次第に減少するが、国内の他社産出の粗銅を原料として受託生産された電気銅や、国内他鉱山からの買鉱や輸入故滓等による電気銅の生産が増加し（第32表註）、昭和四年には生産のピークと銅価の上昇が重なって二一八万円の純益を計上することが

できた。しかし同年末からの大不況に伴う銅需要の減退や銅価の下落で生産過剰が表面化し、産銅カルテル「水曜会」への加盟を巡り合資会社幹部と鷲尾との見解の相違が明らかになってきた。

鷲尾の打開策の第二は、鉱山なき後も新しい事業の展開によって新居浜の繁栄を維持するための都市計画の策定であった。土木が飯よりも好きと自負する鷲尾は、昭和四年二月から肥料製造所の地先に窒素工場用地として八万坪（工費六三万円）の埋立を開始したが、六月にはさらに四七万坪の埋立と防波堤・護岸壁の築造を含む新居浜築港計画（総工費一〇〇〇万円）を出願し、昭和五年九月愛媛県の認可を得た[77]。これに先立ち昭和五年二月には新居浜の中心地の県道を拡幅し、昭和通り二一五〇メートルの建設に着工した。工費六万三〇〇〇円の中、鑛山会社の負担分二万三〇〇〇円は鷲尾が作務と称する休日の勤労奉仕により星越山を切りとりその山土を道路建設に利用することで賄われた[78]。鷲尾は当初この道路の幅員を八間（一四・四メートル）で計画し、愛媛県と合資会社本社から広すぎると反対されやむなく六間（一〇・八メートル）に縮小した経緯があった。本社としては、本来国または地方公共団体が実施すべき公共事業に、私企業たる住友がどこまでコミットすべきかを問題としていたが、同時に昭和五年八月湯川寛吉の後を受けて総理事に就任した小倉正恒は元来天然資源の開発こそが国益に叶うという信念を抱いており、後に述べるように別子の閉山に伴う対策をあくまで別子に代わる鉱山の開発という視点で検討していたので、限られた資金の投入について、次第に鷲尾との溝を深めていった。

2　産銅カルテル「水曜会」加盟問題

住友合資は、大正十年六月産銅業者のカルテル水曜会結成の際、その前身であった日本産銅組合から脱退したことは既に述べた（「住友合資会社（上）」註(21)参照）。住友では電線・伸銅の自家消費でほとんど別子の販売余力がなかったので、カルテル加盟の積極的な理由に乏しかったこともあるが、その後前述の通り昭和三年から別子の電気銅生産が拡大し、

第33表　伸銅所及び電線製造所の別子産銅購入量の推移　（単位：トン）

年	伸銅所・伸銅鋼管			電線製造所		
	銅購入量B	内別子銅C	C/B	銅購入量b	内別子銅c	c/b
			%			%
明治42	1,585	1,158	73.1	—	—	—
43	1,729	1,261	72.9	—	—	—
44	2,687	1,648	61.3	321	(321)	—
45	3,939	2,775	70.4	968	(968)	—
大正2	3,340	2,560	76.6	977	0	—
3	3,165	2,602	82.2	1,109	0	—
4	3,972	3,739	94.1	1,260	20	1.6
5	N.A.	N.A.	—	1,553	21	1.4
6	N.A.	N.A.	—	3,235	135	4.2
7	N.A.	N.A.	—	4,047	0	—
8	N.A.	N.A.	—	4,474	1,315	29.4
9	7,360	4,411	59.9	5,104	1,421	27.8
10	5,525	N.A.	—	7,107	5,714	80.4
11	4,970	N.A.	—	10,231	6,379	62.3
12	5,013	4,316	86.1	12,314	6,395	51.9
13	5,496	4,829	87.9	9,862	5,163	52.4
14	5,215	4,124	79.1	11,469	5,830	50.8
15	5,101	3,828	75.0	12,441	5,866	47.2
昭和2	4,892	*3,860	78.9	13,769	5,249	38.1
3	4,374	3,378	77.2	14,626	5,033	34.4
4	4,468 (4,563)	2,979 (3,288)	66.7 72.1	12,258	6,488	52.9
5	6,072 (6,212)	5,407 (5,557)	89.0 89.5	12,756	11,389	89.3

註：伸銅所・伸銅鋼管括弧内は別子輸入銅屑を含む。＊は推定。
　　電線製造所括弧内は住友伸銅場からの購入分。
出典：住友伸銅所・伸銅鋼管及び住友電線製造所各「実際報告書」。

他方不況のため電線・伸銅の需要が減退すると別子の市中販売が増加してきた(第32及び33表)。また昭和二年六月電線業者五社(古河電気工業、日本電線、藤倉電線、日立製作所と住友電線)は不況対策として裸銅線について販売協定を結び、さらに十月古河、藤倉、日立、住友の四社は電気銅共同購買会を組織し、水曜会との間に電気銅の需給に関し協定を結び、覚書を交換する事態に発展すると(二四木会と称する)、住友の水曜会加入が強く望まれる情勢となってきた。

水曜会の記録によると、最初に水曜会の席上で住友の加入が取り上げられたのは、昭和三年十月のことであったという。それから昭和六年一月の加入の実現までの交渉の経緯を詳述する余裕はないが[79]、交渉が長期化したのは、別子がそれまで自家消費の「全部ニ就テ供給義務ヲ負ハス」、残余を「自家消費ニ向クルコトモ外部売トスルコトモ自由」であった点を認めてもらいたいと譲らなかったことにあった。その理由として別子は販売店を維持するためにも、自家消費の値引き分をカバーするためにも外部売が必要であることを挙げていた[80]。しかしこのような条件は到底水曜会の容認できるものではなかった。

昭和四年三月水曜会はとりあえず住友が水曜会にオブザーバーとして参加することを認めたが、その後水曜会と住友との交渉上特に問題となったのは次の三点であった。

その第一は、昭和四年六月住友側の記録にはないが、藤倉電線から「住友ヨリ藤倉社へ銅販売ノ交渉アリタルニ就テハ買入テ差支ナキヤ」との打診が東京水曜会にあったということである[81]。住友別子大阪支店長小山九一(M40東京高商、東京販売店支配人・伸銅所副支配人・製銅販売店支配人、のち扶桑海上火災保険専務)の説明では、住友産銅の昭和四年上半期実績月一四五〇トンのうち住友伸銅と住友電線への引渡量一〇〇〇トンの残四五〇トンについて(第34、35及び36表)、「浮遊(註、特定の売先に紐付きされてない)銅問題等ノコトモアル故自社ト密接ナル関係アル方面即チ藤倉ヘナドモ若シ種々ノ関係ガ円満ニ行ク様ナレバ幾部分遣リ度キ考ヘナルモ強ヒテト云フニモアラズ」という程度のものであったとい

うが、住友の水曜会オブザーバー参加の機をとらえて、藤倉に対し昭和二年十月二四本会の成立以後中断していた電気銅の売り込みを図ったのは、東京販売店支配人矢島富造（M40東京高商、電線経理部長）であったと思われる。即ち矢島は、電線経理部長であった大正七年、東京分工場設置を計画し、藤倉から計画の中止と交換にその株式三〇％を住友が取得した際の立役者であり（「住友総本店（下）」の「七　株式会社住友電線製造所の設立と日本電気株式会社との提携」参照）、昭和二年末からは藤倉の監査役を兼ねていたからである。矢島は、小山と異なり有力な住友系企業のない東京で藤倉に対し四五〇トンの中の相当量を売り込んで、あわよくば藤倉を東京における住友電線のような形にもっていこうとしていたと思われる。これに対し小山によると、住友電線は「自社ノ利益ニ於テ全部ヲ住友（註、別子）ニ仰グ積リナク矢張リ水曜会ヨリ相応ノ買付ヲ継続スル方針ナルコト、同一意味ニ於テ藤倉ニ住友（註、別子）ガ（註、全部を）供給スルヲ不可ト極言」していたという。即ち住友電線あるいは藤倉電線にとって原料ソースの多角化は購買政策上不可欠であり、一方別子としても全量紐付けでは利益をあげる妙味が失われるので、ここに両者の利害は一致し、また水曜会としても藤倉に別子の紐付きができれば、それだけ別子の市中売りを防止できるので、とりあえず藤倉の別子銅月一〇〇トン購入を認めることになったものと思われる（第37表）。さらにその後この量は、昭和五年二月住友の加入交渉と絡んで、月二〇〇

（単位：千円）

15　年	昭和２年
4,667	3,723
3,100	2,941
325	442
166	456
222	353
306	153
940	812
184	
137	115
102	
	113
675	620
241	304
11,065	10,032
11,576	10,786
95.6	93.0

第34表　別子銅(KS銅・電気銅)大口受注先

ルート			社　名	大正10年	11　年	12　年	13　年	14　年
別子鉱業所	製銅販売店	直売	電線製造所	2,997	4,281	4,166	4,457	4,438
			伸銅所・伸銅鋼管	2,947	3,560	3,471	3,759	3,655
			川崎造船所	249				
			山中商店	536	172	430	455	242
			鈴木商店	377	477		174	126
			三井物産		597	277		555
			真島商店		247	124		
			森川商店			206		278
			浅野製銅所			170	214	132
			柳原商店				251	
			佐渡島商店					432
			三菱商事					386
			荘保商店					287
			神戸製鋼所					205
			大阪電気分銅					
			舞鶴要港部					
			山中製錬所					
		東京	陸軍造兵廠東京工廠			231	262	
			藤倉電線				352	534
		横須賀	横須賀海軍工廠		107			
		呉	呉海軍工廠		145	368	402	138
			広海軍工廠					
		上海	江西財政庁	239				
			唐晋記号	119				
		天津	奉天軍機処		145			
小　計　A				7,464	9,731	9,443	10,326	11,408
注文受高計　B				8,642	10,485	10,352	10,807	12,504
A／B　%				86.4	92.8	91.2	95.5	91.2

出典：製銅販売店実際報告書から作成。

第35表　各社別産銅量表

（単位：トン）

	藤田	三菱	日鉱	古河	計	住友	総計
昭和2年度	8,627	10,453	15,842	15,682	50,604	14,767	65,371
月平均	719	871	1,320	1,307	4,217	1,230	5,447
比率%	13.20	15.99	24.23	24.00	77.42	22.58	100
昭和3年度	8,951	11,071	17,136	15,662	52,820	16,206	69,026
月平均	746	923	1,428	1,305	4,401	1,351	5,752
比率%	12.97	16.04	24.82	22.68	76.51	23.49	100
昭和4年度Ⅰ	2,214	2,580	4,504	3,998	13,296	4,002	17,298
Ⅱ	2,421	2,954	5,332	3,991	14,698	4,595	19,293
Ⅲ	2,261	2,805	5,244	3,762	14,072	5,260	19,332
Ⅳ	2,308	2,653	5,748	3,899	14,608	4,998	19,606
計	9,204	10,992	20,828	15,650	56,674	18,855	75,529
月平均	767	916	1,736	1,304	4,723	1,571	6,294
比率%	12.19	14.55	27.58	20.72	75.04	24.96	100
昭和5年度Ⅰ	2,303	2,858	5,095	4,195	14,451	4,209	18,660
Ⅱ	2,517	3,076	5,669	3,983	15,245	4,342	19,587
Ⅲ	2,484	3,029	5,737	4,098	15,348	4,614	19,962
10月	819	1,184	2,117	1,449	5,569	1,208	6,777
計	8,123	10,147	18,618	13,725	50,613	14,373	64,986
月平均	812	1,015	1,862	1,372	5,061	1,437	6,498
比率%	12.50	15.62	28.65	21.11	77.88	22.12	100

註：住友は水曜会に対し、上記実績のうち昭和4年11月1,636トン、12月1,576トンを1,570トン、1,446トンとそれぞれ66トン、130トン合計196トン少なく報告した。

出典：住友別子鑛山株式会社大阪支店「水曜会加入ニ当リ其ノ緯経経過記録並ニ住友社関係数字種々」、なお原数字は月次である。

トンに倍増することが認められた。

問題の第二は、同じく昭和四年六月、水曜会で市況悪化の一因として中国銅滓の輸入増が取り上げられ、これに住友が関与しているのではないかとの疑念が生じ、この中止が申し入れられたことである。これに対し、水曜会によると別子は既に四月に買約を中止し、将来はともかく「只今ノ処買入ヲ為サザルコトハ明言致シ得ル」と回答した[82]（第32表註）。また合資会社でも「大屋氏（註、敦本社経理部長）ヨリモ本社ノ関知セザリシ間ニ多額ノ輸入アリシコトハ甚ダ遺憾ナリシトノ話シモアリ」、「且又小倉理事ニ於テモ輸入ノコトハ遺憾ナリシモ知ラヌ間ニ多額ニ及ビシコトヲ後ニ至リテ承知セリトテ遺憾表

第36表　各社別自家消費量及び滞銅量表

（単位：トン）

	藤田	三菱	日鉱	古河	計	住友	総計
自家消費量							
昭和3年度	1,619	4,014	5,912	25,632	37,177	8,770	45,947
月平均	135	335	492	2,136	3,098	731	3,829
比率%	3.52	8.75	12.85	55.78	80.90	19.10	100
昭和4年度	1,387	3,627	4,859	20,601	30,474	9,944	40,418
月平均	116	302	405	1,717	2,540	828	3,368
比率%	3.44	8.97	12.02	50.98	75.41	24.59	100
昭和5年度	1,360	2,894	3,161	10,346	17,761	11,610	29,371
月平均	136	289	316	1,035	1,766	1,161	2,937
比率%	4.63	9.84	10.76	35.24	60.47	39.53	100
滞銅量							
昭和3年度	6,804	12,547	12,317	3,652	35,320	N.A.	
月平均	567	1,045	1,026	304	2,942		
比率%	19.28	35.52	34.87	10.33	100		
昭和4年度	20,894	21,299	51,607	4,650	98,450	4,610	103,060
月平均	1,741	1,775	4,300	388	8,204	384	8,588
比率%	20.27	20.67	50.07	4.52	95.53	4.47	100
昭和5年度	17,164	16,261	38,962	3,143	75,530	4,756	80,286
月平均	1,717	1,626	3,897	313	7,553	475	8,028
比率%	21.39	20.25	48.54	3.90	94.08	5.92	100

註：昭和5年度は1～10月。
　　昭和5年度住友は上記自家消費量の他に、水曜会から1,152トンを購入した。
出典：第35表に同じ。

明ノ意味ニテ談サレタルコトアリ」という状況であった。

しかるに昭和五年七月、日刊工業新聞紙上に、住友別子が今治港経由で中国銅滓を輸入していることが報道され、水曜会はこれが前年の公約違反であり、且つ水曜会が中国銅滓の輸入防遏のため税関当局に働きかけ、神戸・大阪等では原銅扱いとして関税を賦課されるようになったのに対し、住友別子がいまだに無税の今治港を利用して輸入していたということで、水曜会は大いに態度を硬化させた。これについて、住友別子大阪支店長飯田弥五郎（M45東京高商・専、別子経理課長から昭和五年二月小山九一の扶桑海上転出に伴い就任、のち住友鑛業専務・社長）は「自分トシテ

第37表　東京販売店の対藤倉電線受注高

（単位：千円）

年	受注高
昭和3	0
4	187
5	1,174
6	929
7	N.A.
8	895
9	889
10	934
11	1,081

註：製銅販売店は昭和3年7月住友別子鑛山株式会社大阪支店となった。上記金額が必ずしもすべて別子銅とはいえないが、東京販売店の別子製品取扱高から金・銀を除いた数字と上記金額がほぼ一致することから、ほとんど別子銅と推定される。

ハ合資会社方面ニ其様ナ話シノアリシコトハ全然知ラ」ず「別子トシテモ千五百噸前後迄ノ産出ヲ継続スル為メニ品繰上ノ輸入ヲセシ迄」と答弁していたが、十月十三日本社経理部長大屋敦から鑛山大阪支店に対し、次のような指示があり別子の中国銅滓輸入は厳禁されることとなった。

過般鷲尾専務御上阪ノ砌、支那銅ノ事ニ付総理事並ニ自分等ニ御話アリタルカ、其御話ニ支那銅ハ別子製錬上絶対的ニ必要ナルモノニモ無之、又銅価ノ現状ニテハ漸減ノ傾向ニアリ、今後ノ買入量モ別ニ大シタ数量デモナシトノ御話デモアッタノテ、其後総理事ヨリ経理部長ニ上京方命有之其時、総理事ヨリ三菱ハ支那銅ノ事デ気ヲ揉ンテ居ル折柄、別子テモ絶対必要ノモノテモナク、其購入量モ大シタモノテモナク、而モ漸減ノ傾向アルモノテアルナラ、購入ヲ見合ハスト話シテ安心サセタ方ガ宜敷カラントノ御話有之。其旨ヲ体シテ過日上京ノトキ経理部長ハ三菱三谷常務ヲ往訪ノ上、住友ハ支那銅ノ購入ヲ見合ハス旨ヲ申入タル処、三谷氏ハソレデハ住友ハ銅ノ現状ガ続ク限リニ於テ購入ヲ見合ハスヤト念ヲ押シタルカ故ニ然リト答ヘ置キタリ。

右ハ水曜会ニ対シテニアラズ、三菱ニ対シテ申入レタル次第ナリ。就テハ此事ハ合資会社ヨリ専務ニ通知シ、専務ヨリ大阪支店ニ通牒アルヘキ筈ナルカ、当務者トシテノ大阪支店ニ不取敢知ラシテ置クカラ左様御承知アリ度シ。

従ツテ従来契約中ノモノハ兎モ角新規商談ハ之ヲ見合ハスベシ。以上

問題の第三は、住友電線の輸出商談で発生した。[83] 昭和五年九月、水曜会は英国ブリティシュ・メタル社向けに、古河電工経由ワイヤロッド一五〇〇トンと三菱商事経由バー六〇〇トン、カソード一八〇〇トンの輸出を承認した。しかし

住友電線の技術導入先英国スタンダード・テレフォン・アンド・ケーブル社向けのワイヤロッド一二〇〇トンについては、十月一日「別子社ニ対スル根本協調ノ回答ト切離シテハ決シ難キ故」と回答を保留し、商談の進行を認めなかった。水曜会によれば、このため住友電線は住友合資理事会に対して、次のように別子と水曜会の妥協点を見いだすよう進言せざるを得なかった。

住電社トシテハ同社ノ立場ヨリ別子ノ対水曜会主張ガ穏当ナラズト云フ意見ニ一致シ、七日ノ本店理事会ヘ種々進言シ(輸出問題ニ付別子ノ自家消費一〇〇%主張、水曜会ノ生産比一律主張何レモ当ヲ得ズ。自家消費ヲ五〇%位ト見テ一二〇〇屯生産ノ場合ニ於テモ半額ノ六〇〇屯ニツキテハ或ル程度ノ引受ヲ為スベキモノナリト主張シ居レリ。若シ此主張ガ通ラザル場合ハ住電輸出量ハ別子ニ於テ賄フ様申出デ居レリ。右二点聞入レラレザル場合ハ住電トシテノ自衛権ー其意味ハ判明セザルモ別子トハ別個ノ行動ヲトル意味ナランーヲ主張スル筈ナリ)居レル関係モアル故、対別子ノ回答ニツキテハ諾否ノ外、別ニ対案ニテモ差出サレテハ如何、兎角充分慎重ニ姑ク経過ヲ見送ラレタル上ノ回答トセラレテハ如何。

十一月十三日ついに水曜会は別子に対し、「今後住友ノ輸出原料銅ハ住友ニテ賄ハレ度シ」との通告を行った。これは別子が自家消費向けも不足するほど販売余力を落としていたのをみて、住友電線の輸出について水曜会が原料供給を拒絶して、別子が単独で引き受けざるを得なくしようとする水曜会の戦略であった。

住友電線は、十一月十五日改めて次のような水曜会の決定を確認し、住友としての態度決定を迫られることとなった。

一、電線所要ノ輸出用原料銅ハ別子ニテ不足スル場合ニモ水曜会ニテハ供給スル意志ナキ事。

二、一ノ結果電線ハ二四木会トシテ差別待遇ヲ受ケル事。

三、従ツテ電線ハ二四木会員トシテノ進退ヲ考慮スル事トナルベキモ、此点水曜会ニテ相当考慮ノ上前記ノ態度ヲ

取ルニ決セル事。

ところが同日、不況対策として三万トン余のダンピング輸出を行った水曜会に対し、米国銅輸出業者組合から三菱商事紐育支店を通じ、国際減産協定への参加要請があったことから、事態は解決の方向へ向かった(84)。

十九日水曜会幹事がこの電信写(資料13)を住友別子大阪支店へ持参して対米交渉の開始を告げ、その後水曜会は減産協定には住友の参加が不可欠であるとしてその参加を求め、別子もまた減産実行をむしろ歓迎する意向を示し、その具体案を求めた。協定量は昭和三年と昭和五年一～十月の各月平均生産量を基礎数字とし、この両者の平均値を基準に対米交渉回答として予定した四社合計生産量四八〇〇トンに合わせて修正し、同一基準で住友の数値を算出することで決定された。第35及び36表はこの減産案作成のための基礎資料とみられる。かくして十二月十七日減産協定がまとまり、藤田月産七九〇トン(一一・七%)、三菱一〇五〇トン(一六・九%)、日鉱一六四〇トン(二六・四%)、古河一三二〇トン(二一・二%)そして住友一四一四トン(二二・八%)計六二一四トンと定められた。協定成立を受けて十二月十九日住友合資常務理事川田順、住友別子鑛山専務(昭和五年二月専務制採用による)鷲尾勘解治、東京販売店支配人矢島富造の三人は、三菱鉱業会長三谷一二を訪問し、水曜会入会につき斡旋を依頼し、三谷の仲介により、昭和六年一月十日、川田は三谷に対し正式に入会を申し出て住友別子鑛山は水曜会の正式メンバーとなり、水曜会は一月から五社による生産・販売カルテルとして市場統制に臨むこととなった。

3　鷲尾専務退任後の別子

カルテル参加について、昭和六年四月に開催された主管者協議会において総理事小倉正恒は次のように述べた。

(前略)従来住友ハ外部ヨリ孤立シテ居ルト云ハレル。又事実ニ於テモ肥料、銅、石炭等ニ於テモ協定ニ入ラナカツタガ、住友ハ主義トシテ協調シナイ方針ヲ採ツテ居ルノデハナイ。互譲協調ハ大ニ宜シイ。ガ併シ住友ガ此等ノモ

第38表　別子鉱業所・住友別子鑛山の設備投資推移

（単位：千円、千円未満切り捨て）

年	固定財産増減	起業支出増減	合　計	固定財産原価差損・起業費減損	償　却	再　計
明治42	Δ64	69	5	91	513	609
43	Δ9	Δ141	Δ150	116	495	461
44	Δ322	705	382	166	508	1,057
45	572	Δ606	Δ34	91	502	559
大正 2	Δ242	149	Δ93	69	539	516
3	Δ359	448	89	45	546	681
4	Δ349	506	156	3	546	706
5	Δ170	33	Δ136	147	558	569
6	Δ53	203	149	64	580	794
7	Δ311	162	Δ149	35	588	474
8	Δ94	313	219	46	585	850
9	108	649	758	29	558	1,346
10	1,833	Δ1,452	380	206	773	1,360
11	Δ710	1,263	553	1	834	1,389
12	1,262	Δ744	517	118	842	1,478
13	392	1,167	1,559	53	947	2,561
14	Δ450	506	55	149	1,008	1,214
15	Δ638	312	Δ325	103	1,288	1,067
昭和 2	1,399	Δ1,938	Δ539	88	1,698	1,248
3	Δ508	Δ25	Δ533	280	1,588	1,335
4	1,268	Δ93	1,174	171	1,551	2,898
5	Δ358	736	378	327	1,684	2,390

註：「住友合資会社(上)」第21表の別子の数字と異同があるのは、第21表の別子には製銅販売店神戸出張所が含まれるためである。

出典：元帳残高表、損益表、別子鉱業所実際報告書から作成。

ノニ入ラナカツタノハ理由ガアル。一ツハ住友ノ如キ発達過程ニアルモノハ之等ノモノニ入ツテ制限ヲ受ケ度クナカツタ事、或ハ国家産業ノ発達ヲ阻害シ又農民ノ利益ヲ顧ミザル惧レガアツタ為メデアル。処ガ今日之等ノ理由ハ消滅致シ、寧ロ協調ニヨリ諸外国ノ産業ニ当ラザルベカラザル状態ニナツタカラ、今日ハ各方面トモ此ノ精神デ進ンデイル。

しかしこの水曜会入会の席上当事者たる住友別子鑛山専務鷲尾勘解治の姿がなかった。「大投資ヲ必要トセズ」といわれた

筈の別子の設備投資は鑛山会社となってからも巨額に上っていた(第38表)。それがさらに昭和五年九月鑛山会社は愛媛県から総工費一〇〇〇万円に及ぶ新居浜築港計画の認可を受けたことは既に述べた。従って鷲尾はその初年度予算として昭和六年度の会計見積書に一〇〇～一三〇万円を計上していた。一方加州銀行(本店石川県金沢市)頭取加藤晴比古から「住友小倉氏ハ予テ(註、昭和二年)ヨリ尾小屋銅山ノ有望ナルヲ認ムルト共ニ、一方別子銅山ハ漸ク老境ニ入レルガ如キモノアリ。勢ヒ食指ノ動キツヽアルハ明カナ所」[85]と評された総理事小倉正恒は、昭和五年十月自らの郷里加賀藩の元家老横山家の経営する尾小屋鉱山が破綻したのを機に、債権者加州銀行から一一〇万円で同鉱山を買収することとなり、年末までに引き渡しを受けることになっていた。

年末の合資会社理事会では別子を皮切りに昭和六年度の会計見積書の審議が開始されたが、未曾有の不況の折柄別子の新居浜築港計画を始めすべての新規起業支出が延期されることとなった。昭和六年四月から八年三月まで庶務課長・経理部次長として別子に赴任した香川修一によれば[86]、

これで一番憤慨したのが別子の鷲尾さんなんです。本社はけしからんと抗議を申し込んでこられて、どうにも行かないので、小倉さんの名案で、(註、昭和六年二月)鷲尾さんを本社の常務理事(川田さんの上席)へ昇進(註、鷲尾と川田は明治四十年住友同期入社である)さして、新居浜を離れて大阪へでてこいというわけです。

鷲尾の後任の専務には、大阪北港常務田島房太郎が起用され、別子生え抜きの竜野昌之(M42東大工・採鉱冶金、別子取締役支配人)を常務として田島を補佐させた。しかし

田島さんは縮小の大命を帯びてゆかれたわけです。鷲尾さんは住友は別子に随分お世話になったのだから、地方のために尽くさなければいけないと主張しておられたのを、起業支出が駄目になってしまい、そういう事業も出来なくなってしまったものですから、地元の人としては鷲尾さんが居ったらやってくれるだろう、それが新しい所長

（註、田島専務）がきて一切だめだというのはけしからんじゃないかというので反対運動が起こった。

そういうことで鷲尾さんを大阪に置いておくのも困るというので、翌七年四月に常務理事をやめて平理事として、外遊させることになり（註、昭和八年十月帰国、十二月依願解雇）、田島さんも喧嘩両成敗でたった一年しか居られなかったのですが、この際かえた方がよいというので、（註、昭和七年六月）田島さんも別子を辞任して外遊することになり（註、昭和八年二月帰国後大阪北港常務に復帰）、鷲尾さん、田島さんは同じ時期に、一方は欧州から、一方は米国から回って外遊された。

田島さんの後は、三村（註、起一、当時伸銅鋼管取締役支配人）さんが常務となり（註、昭和七年二月田中外次〈当時別子経理課勤務、のち井華鑛業専務・住友金属鉱山社長〉によれば鷲尾さんのあとの労働行政を立て直すにはフォードの工場で労務管理を学んだ三村さんが最も適任との本社の考えで起用された。両者に仕えた田中は「鷲尾さんによって労働問題を取り扱う心として東洋的な精神を教えられた。一方三村さんによっては近代化してゆく企業の中で労働者を統率してゆくためには、どういう具体的な政策をもつべきであるかということとその一環としの「安全運動」を教えられた」という）[87]、（註、六月田島が退任すると）竜野さんを専務に昇格させて、竜野・三村の形で別子を運行していくことになった。鷲尾派（註、鷲尾の家の子郎党とみられる連中は鷲尾を新居浜に呼び戻そうという運動を起こして「鷲尾の残党」と称されていた）の問題は三村さんも随分苦労されたのですが、結局一年あとになって鷲尾派と目される人々を動かしそれでやっと落ち着き出した。（註、次の一連の人事異動が該当するものとみられる。昭和七年九月堀江栄一〈別子採鉱部次長〉高根鉱業所主任、十月田路舜哉〈T9東大法、肥料新居浜工場長代理者・元別子経理課長兼労働課長、のち日本建設産業専務・住友商事社長〉上海販売店支配人、昭和八年一月一色準一郎〈別子採鉱部次長心得〉大萱生鉱業所支配人）

新居浜を将来どうするかということについては、築港も規模を縮小してやることになった（註、昭和八年五月着工）。

やはり他の事業を呼んでこなければいかんというので、倉敷紡績の工場を呼んできた。

即ち肥料製造所取締役矢崎摠治は倉敷紡績取締役山内顕と旧知の間柄で、倉紡の子会社倉敷絹織の工場を新居浜に誘致することに成功し、昭和七年八月日本化学製絲株式会社が設立された。資本金一〇〇〇万円の出資比率は、倉敷絹織七〇%、大原孫三郎五%、住友合資一五%、別子鑛山・肥料製造所各五%であった。社長は前記山内、住友側の役員は取締役竜野、監査役大屋（合資経理部長）であった。工場立地は、埋立工事中の大江地先一二万坪を充て、埋立完了を待って七年十二月工場建設に着手した。(88)

その後香川修一によれば、

新居浜では三村さんと竜野さんの仲が悪くなってきたので、竜野さんの為に本社に技監という制度をつくり、竜野さんに本社に帰ってもらおうとした。これは小倉さんの高等人事政策の一つではなかったかと思うのですが、鷲尾さんでも本社の常務理事にして結局やめざるを得なくしている。竜野さんもその伝ではなかったかと思っている。技監ということで内示したところ、竜野さんは辞任するということになったので、技監制度はやめになった（註、昭和九年七月専務竜野昌之辞任、三村起一専務就任）。

昭和八年以降日本経済の回復に伴い、別子の業績も立ち直り復配

（単位：千円、千円未満切り捨て）

9　年	10　年	11　年
1,422	1,223	1,316
287	133	661
535	318	1,226
1,920	1,772	2,994

されたと思われるが、損益表は作成され

第39表　住友別子鑛山損益表

科　目	昭和3年	4　年	5　年	6　年	7　年	8　年
電銅売上益	1,282	2,759	Δ1,180	Δ2,016	180	8,376
産出益	9,358	9,520	10,577	8,081	5,526	—
売鉱収益	1,429	762	621	550	343	630
金銀収益	185	275	265	359	618	660
硫酸収益	—	164	629	834	878	984
製品収益	—	3,672	3,328	2,087	2,174	3,404
販売品収益	—	99	—	154	168	—
組替戻入	—	2,514	1,786	951	1,743	2,431
其他収益	5,074	880	1,349	1,227	1,226	1,752
利益計	17,330	20,649	17,377	12,230	12,860	18,240
営業費	10,336	12,808	11,490	8,301	8,138	} 13,479
経　費	2,713	2,977	2,920	2,487	2,436	
利　息	366	336	323	318	315	170
賞　与	476	—	—	—	—	—
退職慰労金	942	179	205	510	126	551
労働者保護金	201	117	40	31	88	—
償　却	1,588	1,551	1,684	1,830	1,804	1,706
固定財産原価差損益	124	68	325	103	39	20
起業費減損	—	101	2	15	90	—
諸　税	—	312	292	153	113	345
雑　損	168	8	105	2	1	365
損失計	16,917	18,461	17,390	13,755	13,154	16,639
純　益	413	2,187	Δ12	Δ1,524	Δ293	1,601

出典：住友合資会社総務部会計課「連系会社損益表」から作成。但し昭和9年度以降連系会社から報告はなず、上記の通り特定の科目のみ集計されている。

したが(第39表)、別子鉱山の出鉱銅品位はその後も低下する一方で、産出電気銅に占める別子鉱山産出鉱石の割合は昭和十一年には六〇%を割るまでに至った。小倉総理事が進めた尾小屋鉱山の買収契約は、最終段階に至って横山一族がこれに応ぜず破談となり、その後銅価の暴落とともに売山権が未払い賃銀の代償として労働者の手に渡り、昭和六年末日本鉱業が僅か四五万円で買収するところとなった。その間この尾小屋鉱山買収の件の他に、香川修一によれば昭和四年二月藤田鉱業柵原鉱山(昭和三年硫化鉄鉱産出量二一万トン、全国比三五%)を二〇〇〇万円で買収する話もあったという。当時金融

恐慌によって藤田銀行が整理に追い込まれた際、藤田家はその全私財とともに藤田組・藤田鉱業の全資産を担保に日本銀行から八八九二万円の特別融資を受けていた。この返済のため柵原鉱山を売却しようとしたものと思われるが、住友合資も二〇〇〇万円という巨額の資金を調達できず実現しなかった。

その後昭和八年には同じく藤田鉱業から小坂鉱山（昭和七年小坂産銅量九四〇〇トン）の売却の話が持ち込まれた。藤田の日銀特融の残高は昭和十年末でも七三七五万円に達しているので、返済は進んでいなかったものと思われる。古田俊之助はこの経緯を次のように明らかにしている。(89)

住友合資は当時資金を必要としていた。それは既に老朽化して衰頽した別子に代わって小坂銅山の買収を企図したのである。そこで小倉総理事から古田に住友伸銅鋼管の株式を売ってその資金を得たいとの相談があった。私は住友のためにそれもやむを得ないと考えてその決心をした。

この結果、住友伸銅鋼管に住友製鋼所を合併させ、昭和十年九月住友金属工業株式会社が発足し、住友合資はこの株式の公募によって三〇〇〇万円以上の資金を得ることができた。しかし古田によればそれより前昭和九年四月、「小坂鉱山買収の議は、その後間もなく発生した帝人疑獄事件に鑑みて実行すれば世間の誤解を招くと考えたので取りやめ」になってしまったのである。帝人事件とは、台湾銀行が金融恐慌で倒産した鈴木商店への債権として保有していた帝人株式を買い受け団に売却したところ、後になってこれは買い受け団が要路に工作して、不当に安く買収したものだとする告訴が出されて裁判沙汰になった事件である。住友の小坂買収も藤田家の日銀特融返済にからんだものであっただけに、痛くもない腹を探られる可能性はあったといえよう。

かくして別子の退勢を挽回しようとした小倉総理事の買山の試みは失敗に終わり、株式会社住友本社は、昭和十二年六月住友別子鑛山と住友炭礦を合併させて、住友鑛業株式会社を発足させることとなるのである。なおその直前昭和十

二年三月住友合資会社が解散し、株式会社住友本社が設立された際、住友合資所有の別子鑛山株式二九万九〇〇〇株のうち七万五〇〇〇株が住友本社に譲渡され、残る二二万四〇〇〇株が、住友家のものは住友家へという考えであろうか、住友家へ分配された。

（資料13）

TELEGRAM RECEIVED from M. S. K., New York.
dated 14/11/1930. Tokio 15/11/1930/ Translation:- 15th Nov., 1930.

水曜会ニ左ノ通リ御通知ヲ乞フ。

「吾人ハ真実ナル交誼ノ情ニカラレ、次ノ如ク日本産銅業者ニ対シ自発的ニ提議ヲ為ス。

本提議ニ出デントスル事ハ紐育ニ於ケル現銅業者協議会ノ当初ヨリ抱キ居リタル考ナリ。

即チ事実上日本ヲ除ク全世界銅生産業者ハ十一月二十日ヨリ有効ナル協定を自発的ニ遂ゲ、以テ現今ノ月産量ヲ約二三、六五五屯—二千封度一屯—ヲ減産シ、一九二八年ノ量ノ平均産銅量ノ約六〇パーセントニ限定セントスルモノナリ。恐ラク右減産量ハ二五、〇〇〇屯—二千封度一屯—ニ増量セラル、事トナルベシ。

今若シ一九二八年度ノ日本生産量六六、〇三六仏屯ヲ基礎トシテ前記ノ基準ニ據ルトキハ、日本月産量ハ三、三〇〇仏屯ニ減ズル事トナル。

此ノ世界的産銅業者ノ自発的行動ハ、実ニ現在ノ忌ムベキ状態ヲ改善スルニ最モ積極的有効ナル方策ニシテ、未ダ曽テ実行シ得ラレザリシ処ノモノナリ。

日本減産額ニ対シテハ数字ヲ提示スル事ナク、産銅事業ノ現状維持ニ有効ナル本減産運動ニ日本ノ加盟ト協力ヲ希望ス。」

(四)　土佐吉野川水力電氣株式会社の連系会社指定

土佐吉野川水力電氣は、既に「住友総本店(下)」の「三　住友総本店の投資活動」で述べたように、大正七年二月四国吉野川上流大川村高藪付近の水利権を買収して、住友総本店の全額出資で大正八年二月設立された。しかし同社はその上流本川村長沢付近の水利権の問題が解決しないまま休眠状態を続けていた。昭和二年七月前項でみた通り、住友別子鑛山株式会社が設立されるのに伴い、別子鉱業所の現有電気設備を土佐吉野川に移譲し、営業活動を開始させ、同時に連系会社に指定することとなったのである。(90)資本金は一〇〇万円を五〇〇万円に増資した。六月末にまず一〇〇万円の中未払込分七五万円が払い込まれ、次いで増資した四〇〇万円の中二〇〇万円が払い込まれた。土佐吉野川は、合資会社からの引継資産三三四万円を払込資本金三〇〇万円、本社借入金二七万円、未払金七万円で賄った。土佐吉野川の会長には慣例により総理事湯川寛吉が、主管者である常務取締役には吉田貞吉(M40京大工・電、別子鉱業所技師長、後本社理事・化学社長)が就任した。

その後昭和三年十二月には伊予鉄道電気と最大二〇〇〇KWの電力需給契約を締結し(「三　投資活動」参照)、昭和五年十月高藪水力発電所(出力八八〇〇KW)が完成した。昭和八年十一月、合資会社は肥料製造所・別子鑛山に各二万株、信託に六〇〇〇株、生命に三〇〇〇株を譲渡したので、合資会社の持株は五万一〇〇〇株となった。昭和九年五月、倍額増資(払込@一二円五〇銭)を行い、社名を四國中央電力株式会社と改めた。増資により合資会社の持株は一〇万二〇〇〇株となったが、九年から十年にかけてこの一部(五万四四〇〇株)を公開し、伊予鉄道電気(六〇〇〇株)、倉敷絹織(五〇〇〇株)、生保、銀行等が株主となった。同時に住友銀行(六〇〇〇株)、住友電線製造所(五〇〇〇株)、扶桑海上火災保険(三〇〇〇株)も株主となっている。社名に住友を冠しなかったのは、電気事業の公益性を重視したことと、発送電設備

と電力供給区域も四国の中央にあり、将来四国電力業界の中心たらしめんとする意向からであったといわれる。

昭和九年末には、山下汽船社長山下亀三郎が有する高知県渡川(四万十川)水系仁井田川の水利権を一〇万円で買収し、さらに山下が昭和六年六月設立した渡川水力電気株式会社(資本金一五〇万円、払込三七万五〇〇〇円)を買収し、昭和十二年佐賀発電所(出力一万三〇〇〇KW)を建設した。しかしその後も新居浜地区の電力需要は増大の一途を辿ったので、四國中央電力では昭和十一年八月、吉野川分水水利権の許可を得て、大橋発電所(同五三〇〇KW)、分水第一(同二万六六〇〇KW)、第二(同七五〇〇KW)、第三(同一万九〇〇〇KW)発電所の建設計画が立てられ、第一期工事が着工された。

この建設資金調達のため、増資新株について昭和十一年第二回払込(@二五円)、十二年第三回払込(@一二円五〇銭)が行われ、資本金一〇〇〇万円全額払込済となったので、さらに昭和十二年倍額増資が実施され、資本金二〇〇〇万円(払込一二五〇万円)となった。これに先立ち昭和十二年三月、住友合資会社の解散に伴い、合資会社の持株四万七六〇〇株のうち、三万二八〇〇株が住友本社へ譲渡され、残る一万四八〇〇株は住友家へ分配された。従って倍額増資後の住友本社の持株は六万五六〇〇株、住友家持株は二万九六〇〇株であった。その後住友本社は先の公開で手放した株式を昭和十四年六〇〇〇株、十五年六〇〇〇株計一万二〇〇〇株買い戻し、その持株は七万七六〇〇株となった。建設資金調達のため昭和十五年第二回払込(@一五円)、十六年第三回払込(@一二円五〇銭)を行い、二〇〇〇万円全額払込済となったが、これだけではなお不足し昭和十五年には一〇〇〇万円の社債が発行された。借入金とともに

第40表　住友共同電力の株主構成(終戦時)

株　主	株　数	%
住友本社	89,800	22.5
住友家	29,600	7.4
住友化学	75,000	18.8
住友鑛業	70,000	17.5
住友アルミニウム製錬	39,600	9.9
住友信託	24,000	6.0
住友機械	20,000	5.0
住友銀行	12,000	3.0
住友生命	12,000	3.0
住友電気	10,000	2.5
大阪住友海上	6,000	1.5
合　計	388,000	97.0

同社の資金繰りについては、各章の資金調達の項において住友の事業全体の資金繰りの中で改めて考察することとしたい。

住友本社はその後昭和十七年にはさらに一万二二〇〇株の買い戻しを行い、持株八万九八〇〇株、住友家と併せると出資比率二九・九％として終戦に至った。なお次のような理由で昭和十八年四月住友共同電力と改称した同社の終戦時の株主構成は第40表の通りである。

しかしこの間昭和十三年四月電力管理法が公布され、八月同施行令公布とともに送電設備の出資（一一三万円、評価額一二二万円に対し日本発送電株式交付）を求められ、さらに昭和十六年同施行令の改正により二回にわたり先に挙げた大橋、分水第一、第二、第三、佐賀の各発電所の出資（二〇一〇万円、評価額二一五四万円に対し日本発送電株式交付）を余儀なくされた。これら四國中央電力が出資した水力発電所の出力は、日本発送電所有の水力発電所総出力の約四割に相当していた。

この結果渡川水力電気は佐賀発電所を失って事業目的の遂行が不可能となったため、昭和十七年三月、四國中央電力に吸収合併された。また四國中央電力自身、僅かに端出場、大保木、高藪の三水力発電所（最大出力合計二万一九〇〇KW）と新居浜第一（同二〇〇〇KW）及び第二（同六万KW）火力発電所を残すのみとなった。このように四國中央電力の規模が大幅に縮小されたため、昭和十七年九月住友化学社長大屋敦が軽金属統制会会長に就任のため退職すると、後任の化学社長に四國中央電力専務吉田貞吉が理事に昇格の上起用された。吉田貞吉の後任の四國中央電力の主管者には取締役兼工務部長藤井敬三郎（T8東大工・電）が常務に昇格して就任した。

しかし四國中央電力は、さらに配電統制によって新たに設立された四國配電株式会社に対し、従来行ってきた一般小口電燈電力事業を譲渡することになった。この結果昭和十八年四月同社は新居浜地区住友系企業に対する電力供給に専念

することとなり、住友共同電力株式会社と改称するに至ったのである。その後住友化学アルミナ製造工場向けに新居浜第三火力(出力四〇〇〇KW)、特殊軍需品製造工場向けに第四火力発電所(同五〇〇〇KW)が建設されたが、これらは住友化学の自家用的性質のものであり、所在も化学の構内にあることから、昭和十九年十月実質上住友化学へ移管された。

住友本社商工課は、昭和十八年七月住友共同電力株式会社に関し「商工課関係事業資料」において次のように報告している(数字は昭和十九年二月末に追加修正された)。

一、現況

(一) 概況

当社ハ元四國中央電力株式会社ト称シタルガ、電力国家管理ノ強化ニヨリ、昭和十六年十月及十七年四月ノ二回ニ亘リ水力発電設備ノ大半ヲ日発ヘ出資シ、更ニ十八年四月一日配電統合ニヨリ、一般配電部門ヲ四國配電株式会社ニ譲渡シ、名実共ニ住友新居浜諸工場ノ共同自家用電力機関トナリタルヲ機会ニ、社名ヲ現在ノ如ク変更セシモノナリ。

当社ハ現在愛媛県新居浜市ニ本店ヲ有スル資本金二千万円(全額払込済)ノ会社ニシテ、水力発電所三ヶ所、火力発電所三ヶ所ニ於テ発電シ、之ニ日本発送電ヨリノ受電ヲ加ヘ、ソノ全部ヲ新居浜所在アルミ製錬、化学工業、鑛業及機械工業ノ四社ヘ供給シ居レリ。

(二) 資本関係 (十九年二月末現在)

公称資本金 二〇、〇〇〇、〇〇〇円

払込資本金 二〇、〇〇〇、〇〇〇円

総株数 四〇〇、〇〇〇株

「内訳」（株　主）　（株　数）　（持株率）

本社・本分家	一一九、四〇〇株	三〇％
化学工業	七五、〇〇〇	一九
鑛　業	七〇、〇〇〇	一七
アルミ製錬	三九、六〇〇	一〇
機械工業	二〇、〇〇〇	五
其他連系会社	六四、〇〇〇	一六
住友側　計	三八八、〇〇〇	九七
外部側（伊予合同銀行）	一二、〇〇〇	三
合　計	四〇〇、〇〇〇	一〇〇

（三）職員及労働者（十九年二月末）

職員　二一七名（準職員・女子職員ヲ含ム）

労働者　五七八名（常雇四四二名・臨時雇一三六名）

（四）発電設備

	（最大KW）	（常時KW）	（特殊KW）
一、水力発電所			
高　藪（高知県）	一四、三〇〇	（四、三〇〇・一〇、〇〇〇）	
端出場（愛媛県）	四、八〇〇	（二、〇〇〇・二、八〇〇）	
大保木（〃）	二、八〇〇	（一、〇〇〇・一、八〇〇）	

計		二一、九〇〇	（七、三〇〇・一四、六〇〇）	
二、火力発電所	（出力KW）	（常時KW）	（補給KW）	（融通KW）
新居浜第一（休止中）	二、〇〇〇	（	二、〇〇〇）	
〃　第二	六〇、〇〇〇	（四〇、〇〇〇	・二一〇、〇〇〇）	
〃　第三	四、〇〇〇	（四、〇〇〇）		
〃　第四	五、〇〇〇	（五、〇〇〇）		
計	七一、〇〇〇	（四九、〇〇〇	・二三一、〇〇〇）	
当社発電合計	九二、九〇〇	（五六、三〇〇・一四、六〇〇・二三一、〇〇〇）		
三、日本発送電ヨリ受電	九五、〇〇〇	（三五、〇〇〇・四五、〇〇〇・	・一五、〇〇〇）	

（常時・十九年四月ヨリ四万五〇〇〇KW、融通・実際ハ契約量以上ニ供給ヲ受ケツヽアリ）

総　計　一八七、九〇〇（九一、三〇〇・五九、六〇〇・二三一、〇〇〇・一五、〇〇〇）

（五）　発受電両並ニ供給電力量（十八年度実際）

（イ）　発受電量

一、当社発電量

水力発電量	一二四、〇〇〇千KWH	三七％（一六・五％）
火力発電量	二一四、〇〇〇　〃	六三％（二八・五％）
計	三三八、〇〇〇　〃	一〇〇％（四五％）

二、日発受電量　四一四、〇〇〇　〃　（五五％）
　総計　七五二、〇〇〇　〃　（一〇〇％）

（ロ）供給電力量

鑛業(別子)	八〇、〇〇〇千KWH	（一二％）
化学工業	一二六、五〇〇　〃	（一八％）
アルミ製錬	四七六、二〇〇　〃	（六九％）
機械工業	九、〇〇〇　〃	（　―％）
倉敷絹織其他	一、五〇〇　〃	（　―％）
計	六九三、二〇〇　〃	（一〇〇％）

（六）業績

最近需要電力ハ、アルミ製錬ヲ始メ各社共飛躍的増加ヲ示シ居ルガ、之ニ対スル供給電力ハ水力発電ノ増加之ニ伴ハズ、毎期極度ニ火力発電ヲ運転シ居ル為、発電原価増嵩シ（十八年上期実績一KWH当リ二銭〇五）、所定ノ電力料金ヲ以テシテハ到底収支償ハザル故、十四年上期以降毎期各社ヨリ石炭費補塡金ヲ徴収シ来リタルガ、十八年上期ノ如キハ此ノ補塡金額一KWHニ付九厘七毛ニ達シ、平均電力料金一銭〇七ト合算スレバ、実ニ一KWH当リ二銭〇四ニ達スル次第ニシテ、業績ノ低調ハ免レザル状態ナリ（第41表）。

二、新規開始又ハ増設拡張事業ノ内容並進捗状況ニ就テ

当社ハ現在一部小工事ヲ除キ、新規開始又ハ増設拡張事業ハ共ニ行ヒ居ラザルモ、曩ニ当社ヨリ日発ヘ移譲シタル分水第一発電所拡張工事及長沢堰堤建設工事ヲ日発ヨリノ受託工事トシテ施工シ居レリ。而シテ両工事共順調

第41表　業績一覧表

決算期	販売電力量	電力単価(平均)			実際純益	対平均払込資本純益率	配当率
		基本料金	補填金	計			
	千KWH	銭	銭	銭	千円	%	%
12年上	96,880	1.34	—	1.34	459	10.2	7
下	98,544	1.37	—	1.37	478	9.2	7
13年上	95,335	1.35	—	1.35	490	7.8	7
下	122,965	1.34	—	1.34	464	7.4	7
14年上	134,525	1.30	0.19	1.49	393	6.3	7
下	134,024	1.27	0.19	1.46	444	7.1	7
15年上	160,690	1.22	0.42	1.64	336	5.4	7
下	204,468	1.17	0.39	1.56	586	8.5	7
16年上	232,894	1.15	0.42	1.57	801	8.8	7
下	271,716	1.14	0.50	1.64	837	8.4	7
17年上	272,497	1.13	0.67	1.80	799	8.0	7
下	314,752	1.09	0.79	1.88	501	5.0	7
18年上	342,433	1.07	0.97	2.04	Δ123	—	4

出典：商工課関係事業説明資料(昭和18年7月)

ニ進捗シ、分水第一発電所拡張工事ハ十七年八月略完成シ一部残工事モ最近終了(註、十九年二月末現在)、長沢堰堤建設工事ハ十八年十一月末ニテ掘鑿九八%七、コンクリート打五一%七ノ出来高ヲ示セリ。

三、業界ノ現状及将来ノ趨勢ト当社ノ地位

電力業界ノ現状ハ日発強化(十六年十月及十七年四月ノ二回ニ亘リ水力発電所ヲ出資)ニ引続キ、十七年四月内地九地区配電会社ノ設立ト十八年四月ノ第二次配電統合ノ完了ニ依リ、多年ノ懸案タリシ電力国家管理ハ他業界ニ魁ケテ完成シ、今ヤ全国ハ一発送電会社・九配電会社ニ統合サレ、一応電力界ノ決戦体制ハ整備サレタル次第ナリ。然シ乍ラ大東亜戦争完遂ノ為生産ノ増強ハ刻下ノ急務ニシテ、之ガ原動力タル電力ノ需要ハ、益々激増ヲ見、殊ニ五大重点部門ノ一タル軽金属ノ飛躍的増産ニハ万難ヲ排シ、之ガ供給ノ確保ニ努メザルベカラザルモ、一方建設資材ノ入手難其他ノ事情ニ依リ電源開発之ニ伴ハザル為、需給ノ逼迫ハ免レザル状態ナリ。

従ツテ今後ノ業界トシテハ鋭意電源ノ開発ニ努ムルト共ニ

一層電力ノ重点配給、電力使用ノ合理化ヲ図リ、更ニ消費規正ヲ強化シ、以テ軍需並ニ重要物資生産部門ヘノ供給ニ万全ヲ期セントスル次第ナリ。

扨而（註、さて）当社ハ曩ニ電力国家管理ノ強化ニヨリ、分水系統ノ主要水力発電所ヲ日本発送電ニ移譲シタルガ、猶一部水力発電所ト火力発電設備ヲ擁シ、独立ノ電力会社トシテ存続シ居レルモノニシテ、業界ガ前記ノ如ク整備統合サレタル今日、当社ノ如キ存在ハ全ク異例ノコトナルガ、是ハ当社ガ住友ノ自家用電力会社トシテ其ノ発生電力ノ全部ヲ新居浜地方ノ時局下極メテ重要ナル住友諸工場ニ供給シ居ル特殊事情ニ依ルニ外ナラヌ次第ニシテ、今後ハ益々コノ使命達成ニ遺憾ナキヲ期セントスルモノナリ。　以上

(五)　住友若松炭業所の住友九州炭礦株式会社への移行

昭和三年六月二十九日住友九州炭礦株式会社が設立され、七月一日若松炭業所の資産を引き継ぎ連系会社に指定された。[91] ここに住友合資会社は、依然として一部金鉱山・林業関係の直営事業所を残してはいたが、主要な事業を切り離し、ほぼ持株会社としての形を整えたのである。住友九州炭礦は、資本金一〇〇〇万円、払込五〇〇万円で、合資会社は一九万九〇〇〇株を保有し（「三　投資活動」参照）、残る一〇〇〇株を湯川寛吉（総理事）、小倉正恒（常務理事）、松本順吉（監事）、肥後八次（理事兼人事部長）、鈴木謙三郎（銀行常任監査役）、川田順（合資総務部長）、山本信夫（若松炭業所長）、大屋敦（合資経理部長）、小川良平（若松技師長）、中村了（若松支配人）の一〇人が各一〇〇株ずつ所有した。その後昭和五年四月、住友坂炭礦と合併して住友炭礦が設立されるまで、この株主構成には変化はなかった。また慣例により、総理事湯川寛吉が会長となり、主管者である常務取締役には若松所長山本信夫がそのまま横すべりした。九州炭礦が七月一日付で合資会社から引き継いだ資産は五七一万円であったが、同社は資本金五〇〇万円、住友銀行からの借り入れ四〇万円、手

持ち金三一万円によって合資会社へ返済した。

若松炭業所の歴史は、明治二十六年四月徳大寺隆麿が住友家へ入り、住友吉左衛門友純と名乗ったその同じ年の十一月、庄司炭坑(福岡県嘉穂郡大谷村、現飯塚市)を一万円で購入したことに始まる。さらにこの翌二十七年四月、麻生太吉等から忠隈炭坑(福岡県嘉穂郡穂波村、現穂波町)を一〇万八〇〇〇円で買収し、その後庄司は明治三十五年に売却されたので、忠隈の歴史が住友の石炭採掘の歴史となった。五月には忠隈・庄司の炭坑事務所の他に、若松に石炭卸売を業務とする若松炭業事務所が設置され、この明治二十七年は別子鉱業所における石炭・コークスの消費量合計が初めて木炭の消費量を上回り、石炭が重要なエネルギー源となった年ともなった。さらに翌二十八年十一月友純は初めて忠隈・庄司の両炭坑を視察し、二十九年二月にはこれら炭業事務所を廃止して、住友若松支店が設置され、その後明治四十二年一月住友総本店発足の際、若松支店も住友若松炭業所と改称して、昭和三年に至っていた。すなわち既に述べた通り、銅製錬における木炭に代わる石炭の重要性と、友純の住友におけるキャリアと重なり合う忠隈の歴史が、最後まで合資会社の直営事業所として留まる理由であったといえよう。その他忠隈の規模が九州における炭砿の中で一五番目で、三井三池の五分の一にすぎなかったことも理由に挙げられよう(第42表)。

第42表　九州主要炭砿一覧表(昭和2年度)

(単位：千トン)

砿業権者	炭砿名	年産額
三　井	三　池　(福岡)	2,311
貝　島	大ノ浦　(福岡)	1,445
三　井	三井田川(福岡)	1,125
商工省	二　瀬　(福岡)	1,042
三　菱	鯰　田　(福岡)	741
九州炭砿	崎　戸　(長崎)	677
三　井	三井山野(福岡)	614
中島鉱業	飯　塚　(福岡)	580
明治鉱業	豊　国　(福岡)	541
海軍省	新手中鶴(福岡)	525
佐賀炭砿	杵島三坑(佐賀)	483
三菱松島炭坑	松　島　(長崎)	479
海軍省	海軍新原(福岡)	445
三　菱	相知芳谷(佐賀)	437
住　友	忠　隈　(福岡)	435

出典：昭和2年度鉱山課実際報告書

石炭採掘業に出遅れた住友にとって、筑豊炭田には買収可能な炭砿は既になく、やむをえず海岸線に近い長崎県北

松浦郡に位置する炭砿を物色することとなった。その中で明治三十年六月に一二万五〇〇〇円で買収した大瀬炭坑（長崎県北松浦郡小佐々村、現小佐々町五〇万坪）に隣接して、大正八年六月大瀬鉱区（四七万坪）を一六万円で買収し、さらに大正十年九月には菊地鉱業が所有する大瀬鉱区（北松浦郡山口村、現佐世保市七二万坪）を二七万円で買収して、これらを併せて住友大瀬炭坑が誕生し、昭和二年には忠隈に次いで出炭量一二万九〇〇〇トンに達していた。

昭和三年六月四日の理事会で決裁された「住友九州炭礦株式会社設立ノ件」において、組織変更の理由は次のように述べられている。

我住友家ノ各事業ハ、漸次独立シテ株式組織ニ変更セラレタルガ、其ノ変更後ノ実績ヲ概観スルニ、大体ニ於テ各社共其ノ事業ノ計算ヲ一層明確ニシ、為ニ社内ノ気風ヲ緊張セシメ、事業ノ刷新・能率ノ向上ヲ図リ得タルコト多大ナルガ如シ。我ガ若松炭業所ニ於テモ亦組織ヲ変更スルコトニ依リテ、他ノ各社ト同様ノ効果ヲ期待シ得ルモノト信ズ。

尚同所ニ於テハ、忠隈・大瀬両坑ノ設備改善ニ関スル諸起業ハ既ニ完成ノ域ニ達シ、此ノ方面ニ於ケル資金ノ必要ハ殆ンド認メラレズト雖モ、尚今後新砿区ノ買収開発等ニ相当ノ資金ヲ要スルコトナシトセズ。此ノ場合ニ於テ本社ノ金繰ニ拘束セラル、コトナクシテ、新会社自ラ金融ノ途ヲ講ジ得ルノ利便アリ。

次ニ又忠隈炭坑ニハ陥落地賠償ノ懸案アリテ、年々補償金ヲ支出シ居レル外、機会アル毎ニ被害地ノ買収ヲ行ヒ居レドモ、窮極スル所ハ被害地全部ヲ買収スルカ、若クハ相当ノ事業費を投ジテ復旧工事ヲ施行スルカノ方途を講ゼザルベカラズ。従テ今日若松トシテハ其利益ノ中ヨリ相当ノ積立ヲ為シ置キ、以テ将来ノ賠償費ニ充当スルヲ以テ適当ナル施設ナリト云フベシ。然ルニ合資会社ノ方針ハ原則トシテ直轄店部ニハ積立金ヲ保有セシメズシテ、店部ノ得タル利益ハ全部本社ニ回収スルコト、ナリ居レル為、従来ハ之ガ積立モ不可能ナリシガ、今回組織変更ノ上ハ、

第43表　住友坂炭礦・住友九州炭礦損益表

（単位：千円、千円未満切り捨て）

科目	住友坂炭礦				住友九州炭礦
	大正15年	昭和2年	3年	4年	昭和4年
石炭売上益	48	157	187	717	1,015
石炭産出益	730	794	965	2,908	5,506
粗炭収益	—	—	—	—	169
雑益	13	15	34	269	142
利益計	792	966	1,188	3,895	6,834
営業費	464	551	686	2,854	4,904
経費	222	240	293	856	877
諸税	—	—	—	46	100
償却	—	94	148	215	534
固定財産原価差損益	64	10	—	7	9
利息	—	—	—	71	132
雑損	3	9	12	19	16
労役者保護金	—	—	—	—	10
鉱区試錐費	—	—	—	—	89
損失計	761	906	1,140	4,072	6,674
純益	31	60	47	Δ176	159

出典：総務部会計課「連系会社損益表」から作成。

新会社ニ於テ適宜積立ヲ行フコトヲ得テ、前記事業ノ計算ヲ明確ナラシムルノ趣意ニモ合致スベシ。

次に商号を住友九州炭礦株式会社とした理由については、次の点を挙げている。

第二案住友九州炭業株式会社、第三案株式会社住友若松炭業所、其他種々ノ案ヲ考ヘ得ベキモ、其ノ中若松炭業所ナル名称ハ、従来呼ビ馴レ居レル関係上之ニ株式会社ノ名ヲ冠スルハ一見適当ナルガ如キモ、元来此ノ名ハ本所ガ若松ニアリタルノ故ヲ以テ便宜用ヒタルニ過ギズ、且株式会社ヲ上ニ冠スルコトハ同業会社ノ中ニハ其ノ実例寡シ。依テ結局住友九州炭礦株式会社又ハ住友九州炭業株式会社ノ何レカヲ採用スルヲ可ナリトス。然ルニ炭業ト云ヘバ販売ヲ偏重スルヤノ誤解ヲ受クル虞ナシトセズ。而シテ炭礦ト云フ名称ハ必ズシモ石炭採掘ノミヲ目的トスルノ意味ニ非ズシテ販売ヲモ意味スル事ハ、他社ノ実例寡カラズ。依テ寧ロ此ノ二者ノ中住友九州炭礦株式会社ノ方ヲ採用スルヲ適当ナリト信ズ。

九州炭礦としては、忠隈始め既存の炭坑の新たな起業だけでは十分な出炭量の拡大は望めなかったので、山本は若松炭業所時代に引き続いて、自らわらじがけで周辺の炭砿の調査に当たったといわれる(92)。昭和三年十一月には吉井炭坑（長崎県北松浦郡吉井村、現吉井町）を、次いで十二月には潜龍炭坑（同江迎村、現江迎町）等を併せて四九万三〇〇〇円で買収し、四年二月には芳野浦炭坑（同佐々村、現佐々町）を浅野セメントの子会社芳野浦鉱業から八四万円で買収した。これらが寄与して、昭和四年の九州炭礦の出炭量は八〇万トンを超えるに至った。しかし十二月山本は、肥料製造所常務日高直次が停年退職するのに伴い、その後任として転出することとなった。当時肥料製造所は巨費を投じて窒素工場の建設に踏み切ったところであり、機械技術者の山本に白羽の矢が立ったことは既に述べた（「住友合資会社（上）」の「五㈤　住友肥料製造所の株式会社への移行」参照）。

山本の後任には、取締役技師長小川良平が昇格した。山本は早くから北海道に着目し、進出の必要性を常務理事小倉正恒に進言し、それが坂炭礦や北海道鉱業の買収によって実現し、さらに進んで住友の石炭採掘業を一本化する構想を進めていただけに、肥料製造所への転出は心残りであったと思われる。山本が転出した昭和四年十二月末、坂炭礦は八月に起きた上歌志内坑のガス爆発事故（死者七〇名）の影響で赤字に転落し、九州炭礦もまた通年では黒字であったが、石炭市況の悪化により下期は赤字となることが明らかとなった（第43表）。年末の理事会で承認された昭和五年度の両社の会計見積では九州が五八万円、坂が四万円といずれも黒字の予想ではあったが、石炭市況の見通しからその実現は極めて困難であったとみられる。そこで合資会社は次項で述べる通り、この山本の構想を、九州と北海道の双方を知悉する片井虎次郎（M41京大工・採鉱冶金、入社以来若松勤務後大正十三年札幌鉱業所へ転勤、昭和三年坂炭礦常務）の下で進めることを決定したのである。

(六)　住友坂炭礦と住友九州炭礦の合併による住友炭礦株式会社の発足

昭和五年四月一日、住友坂炭礦株式会社と住友九州炭礦株式会社の両社を合併して、新たに住友炭礦株式会社が大阪に設立され、連系会社に指定された。同社の設立の経緯は次のように説明されている。(93)

同社ノ前身住友九州炭礦(資本金一千万円、払込五百万円)ト住友坂炭礦(資本金七百万円、払込六百万円)トハ、営業目的ヲ同ジクスル連系会社ニシテ、九炭ハ明治二十六年住友ノ経営ニ移リテヨリ稼行四十年信用ト経験アルモ其ノ炭坑ハ(忠隈等)老境ニ入リ将来短ク、反之坂炭ハ唐松、歌志内、奔別ノ如ク優良ナル炭砿ヲ有スルモ住友ノ経営日浅ク販売方面ハ遺憾トスル点多シ。如斯両社ハ一長一短ヲ有シ、各独立セル場合ハ販路ノ争奪、利害ノ衝突ヲ来スコトハ明ニシテ、同ジ住友ノ統制下ニアル事業トシテ実ニ不得策ナリ。両社ヲ合併シテ組織ヲ整備シ、各長短ヲ補ヒ、人物ノ融通、事務ノ簡捷、技術経験ノ応用ヲナスコトハ最モ当ヲ得タルモノトシ、両社ヲ解散シ、之ヲ合併シテ新ニ資本金千五百万円ノ住友炭礦ヲ設立シタルモノナリ。

同社設立の動きは、年初に開催された理事会の決定を受けて、一月八日、合資会社総務部長川田順から坂炭礦常務片井虎次郎と九州炭礦常務小川良平に宛てた次の必親展書簡により始まった。

株主総会議題ニ付通知ノ件

拝啓、陳者住友ニ於ケル炭業モ御尽力ニヨリ漸次発展シ、北海道ニ於テモ亦九州ニ於テモ相当ノ地位ヲ占ムルニ至リ候段、御同慶ノ至ニ存候。然ル処今後尚一層ノ発展ヲ期センカ為、之カ対策ニ付テハ之迄重役方ニ於テモ種々御考究中ニ之有候処、起業計画ノ適当ナル遂行ニ付又売炭用務ノ処弁ニ付テモ、目下ノ如ク坂炭礦ト九州炭礦ト組織ヲ異ニスル両社ヲ存立セシムルコト得策ナラストノ結論ニ達セラレ、此際両社ヲ合併シ新会社ヲ組織シ今後ニ備フ

ルコトニ御決意相成候間、此分御了承被成下度候。就テハ右ノ御趣旨ニ基キ合併手続ノ進行ヲ計リ度、其第一着トシテ本月末貴社定時株主総会ノ機会ニ於テ、

「一、住友坂炭礦株式会社ト住友九州炭礦株式会社トヲ合併シ、新会社ノ設立ニ関スル合併契約書承認ノ件」及

「一、前号議案ノ件ニ関シ合併委員選任ノ件」

ヲ附議スルコトニ致度候間、右二件ヲ議題トシテ追加相願ヒ度。（坂炭礦苑ニ加フベキ部分、又従来ハ御地ニテ総会御開催相成居候モ、此度ハ大阪本社ニ於テ総会開催ノコトニ致度、此分併テ御了承被下度候）尚合併契約書案文ハ便宜当方ニ於テ作成致置候間、総会開催ニ先立チ篤ト御覧ノコトニ願ヒ度御含ヲ以テ、総会日取ヨリ二、三日前ニ御上阪ノコトニ相願度存候。右依命当用而已得貴意度如斯御座候。

坂ヘノ分追書、追テ坂隆二氏ニハ近々常務理事御上京ノ機会ニ合併ニ付テノ同意ヲ求メラル、コトニ相成居候間、御含置被下度候。

九州炭礦の株主は前項で述べた通りすべて住友関係者であったが、坂炭礦には坂一族が株主として留まっており、合併についてその了承を取り付ける必要があった。両社の株主総会は一月三十日に開催され、両社とも解散して合併することが決議され、一月三十一日の北海タイムスと福岡日々新聞に公告された。新会社設立の直前の三月八日新会社の主管者に予定されていた片井虎次郎が急逝するというアクシデントに見舞われたが九州炭礦の小川良平を主管者の常務、総理事の湯川寛吉を会長として、新会社は

炭礦の株主一覧表

（単位：株）

（設立時）		同　左（昭和５年末）		
@20円	計	@50円	@20円	計
100,000	284,000	187,790	100,000	287,790
（500）				
	6,160	6,160		6,160
	3,600	2,600		2,600
	3,500	2,500		2,500
	1,030	0		0
	760	0		0
	700	700		700
	250	250		250
100,000	300,000	200,000	100,000	300,000

第44表　住友坂炭礦・住友九州炭礦と住友

株　主	住友坂炭礦			九州炭礦	住友炭礦	
	@50円	@40円	計	@25円	@50円	@40円
住友合資	24,000	100,000	124,000	199,000	84,000	100,000
湯川寛吉他9人				1,000	(300)	
坂　隆二	6,160		6,160		6,160	
坂　整三	3,600		3,600		3,600	
坂　敏男	3,500		3,500		3,500	
稲垣えい	1,030		1,030		1,030	
本田千代	760		760		760	
坂　なみ	700		700		700	
本田譲二	250		250		250	
合　計	40,000	100,000	140,000	200,000	100,000	100,000

註：住友合資は昭和5年12月に@10円払込み(10万株)。

予定通り四月一日設立された。新会社の資本金は一五〇〇万円で払込は一一〇〇万円、坂炭礦の五〇円払込株式四万株及び四〇円払込株式一〇万株に対しては新会社の株式が一対一で割り当てられたが、九州炭礦の二五円払込の株式二〇万株については、一〇〇株(二五〇〇円払込)に対し五〇円払込三〇株(一五〇〇円払込)と二〇円払込五〇株(一〇〇〇円)を割り当てた(第44表)。

新会社設立後六月三十日に前項で述べた九州炭礦の住友関係者株主一〇名の新株式はすべて合資会社に回収された。その後昭和五年末までに坂一族が手放した三七九〇株を合資会社が取得し、十二月には四〇円払込の株式の残り一〇円を払込み合資会社の持株は、年末には二八万七七九〇株(九五・九三%、株主名簿の株数との相違は名義株である)となった。

設立後の住友炭礦の業績は、合資会社の懸念した通り不況により昭和八年上期まで赤字が続いた(第45表)。ようやく黒字に転じた昭和八年八月、主管者の常務小川良平が北海道炭坑視察中に殉職するというアクシデントが起こった。小川の後任には小川と同期入社の合資会社技師長古市六三(M43東大工・採鉱冶金、別子採鉱課長・合資技師長、のち本社技師長・帝国鉱業開発副社長・社長、明治・大正期の土木技術者古市公威の長男)が就任したが、古市は元来別子育ちで炭坑とは無縁であった。九州生え抜きの山本信夫は

第45表　住友炭礦損益表　（単位：千円、千円未満切り捨て）

科　目	昭和5年	6　年	7　年	8　年	9　年	10　年	11　年
石炭売上益	Δ530	Δ1,122	Δ330	5,559			
石炭産出益	8,013	6,260	4,960				
本支店費戻入	702	913	837	4,245			
売炭費戻入	1,402	2,937	2,646				
諸戻入	—	230	180	—			
粗炭・消費炭収益	244	173	133	454			
雑　益	255	79	93				
利益計	10,088	9,472	8,520	10,299			
営業費	7,794	7,230	6,249	8,790			
経　費	1,656	1,354	1,163				
諸　税	165	155	130	112	165	270	236
利　息	356	394	362	345			
退職慰労金	128	104	127	223			
労役者保護金	57	0	39	—			
償　却	662	723	1,048	1,051	998	1,084	1,140
固定財産原価差損益	2	1	12	—	—	22	83
産出品原価差損益	18	6	—	—			
雑　損	113	51	42	135			
被害地補償	—	73	137	70			
損失計	10,955	10,095	9,315	10,730			
純　益	Δ867	Δ623	Δ794	Δ431	1,108	1,073	803

出典：第39表に同じ。

当時依然として肥料製造所専務（八年一月専務制採用）として炭礦へ転出できる状況にはなく、十二月には大屋敦と交代して本社経理部長へ転出してしまった。結局山本が炭礦へ復帰するのは、昭和十二年炭礦が別子鑛山と合併して住友鑛業が設立され、山本がその主管者として専務に就任するまで待たねばならなかったのである。

昭和六年以降の住友炭礦の株主の異動は、第46表の通り昭和六年と八年に坂一族の異動があり、九年三月には合資会社が未払込金三〇〇万円を払い込んで資本金一五〇〇万円全額払込とし、六月にそれを五分の一減資して資本金一二〇〇万円となった。この減資差益三〇〇万円で繰り越し損二六八万円その他を相殺した。その後十年には再び坂一族の異動があり、

第46表　住友炭礦の株主の異動

（単位：株）

株　主	昭和5年末	6・7年末	8年末	9年末	10年末	12年3月
住友合資	287,790	291,390	292,390	233,912	234,212	
住友本社						60,212
住友家						174,000
坂　隆二	6,160	5,160	4,160	3,328	3,128	3,128
坂　整三	2,600	1,000	1,000			
坂　敏男	2,500	1,500	1,500			
坂　輝彦				2,000	1,900	1,900
坂　なみ	700	700	700	560		
三田村良一					560	560
本田譲二	250	250	250	200	200	200
合　計	300,000	300,000	300,000	240,000	240,000	240,000

註：1. @50円払込み、但し5年末～8年末の住友合資の持株の内10万株のみ@20円払込み。
2. 9年3月住友合資は残額@30円払込み。
3. 9年6月1/5減資。
4. 12年6月住友炭礦は住友別子鑛山と合併。

十二年三月には住友合資会社の解散により、合資会社持株二三万四二一二株の中住友本社に六万二一二株が譲渡され、住友家に残る一七万四〇〇〇株が分配された。従って昭和十二年六月住友別子鑛山と合併する時点の住友炭礦の株主は第46表の通りであった。住友鑛業の発足については、改めて「株式会社住友本社(上)」で検討することとしたい。

(七)　扶桑海上火災保険株式会社の経営の承継

昭和五年三月、住友合資会社は扶桑海上の専務取締役として住友別子鑛山大阪支店長小山九一を送り込み、九月には山下汽船社長山下亀三郎から扶桑海上の株式二万株、十月には一万五〇〇〇株合計三万五〇〇〇株を譲り受けて、その持株は七万三一四〇株(三六・五七%、株主名簿との相違は名義株である)に達したので、ここに同社の経営を承継することとなった。(94)

住友は、明治二十五年大阪に日本火災保険株式会社が設立された際、総理人広瀬宰平が同社の発起人の一人田中市兵衛と親しかったので、同社に参加する機会はあったと思われるが、広瀬宰平は銀行業と同様に保険業の経営にも関与することを嫌ったのが一

因で、住友は日本火災とは無関係であった。[95] 従って既に「住友総本店(下)」の「三　住友総本店の投資活動」で述べた通り、その後大正六年に扶桑海上が設立された際、住友総本店が六〇〇〇株を引き受け、本店支配人小倉正恒が同社の創立委員を務め、設立後には取締役に就任したことで、住友は初めて保険業に関係を有するに至った。

大正十四年三月、二年間の海外留学から帰国した小畑忠良(当時経理部第三課製造店部係長)は早速日之出生命の買収に当たらされて、「生命保険だけはまさか住友がやるとは思わなかった」が「火災保険までは住友もそのうちにやるだろうという気がしたのですな、既に扶桑海上の保険はやってますから、というので火災保険に関する書物は買い、自分でも読み、家へ送っておった」と回想しているが、[96] 住友が扶桑海上の経営に乗り出す第一歩は、小畑の帰国から一年後の大正十五年三月に始まった。当時扶桑海上会長であった平生釟三郎(東京海上専務・大正海上会長、後文相・日本製鉄会長)は、その日記に次のように記している。[97]

大正十五年三月十二日

去ツテ、住友総本店ニ小倉氏ヲ訪問シ、扶桑海上ノ株式ニシテ山下氏所有ノ分ヲ大部分買収シテ、住友家系統ノ海上火災保険会社ナラシムルコトニツキ、小倉氏ノ最終意見ヲ質サン為メナリシガ、最近家長ノ逝去(註、三月二日住友吉左衛門友純歿)ノ為メ非常ニ混雑ヲ極メ、未ダ徐ロニ重役ノ意見ヲ纏ムルニ至ラズ、本月末迄ニハ、何トカ favourable answer ヲナス可ク努力スベシトノ事ナリキ。

平生によるとその後小倉は、住友合資会社が扶桑海上の経営を引き受ける用意のあることを平生に表明したが、次のように山下が持株を手放す意向を示さず、それに代わる他の方法も問題があったため、この話は進展しなかった。[98]

大正十五年四月二十日

午前、三倉滋(註、扶桑海上専務、平生の女婿)来訪。扶桑海上ノ為メ有力ナル supporter ヲ得ルコトハ、将来同社

ガ独立セル保険業者トシテ存立スルニ必要条件ナルコトハ、余モ認ムルトコロニシテ、其 supporter トシテハ、現在ノ日本ノ財界ヲ通観スルニ、扶桑社ノ一大株主ナル住友家ヲシテ十分ノ力ヲ用イシムルノ外ナキコトハ、余モ三倉モ同一意見ナレバ、過般来住友ヲ代表セル小倉氏ニ談ジ、漸ク同家重役ノ意ヲ動カスニ至リタルモノナルガ、現在ノ状態ニ於テ、如何ナル形式ニ於テ、住友家ヲシテ多数ノ株式ヲ所有セシムベキカニツイテハ、初メハ財政窮乏ニシテ債権者監理ノ下ニ在ル山下氏ノ株式ヲ売却セシムルコトニセンカト考ヘシガ、近来扶桑海上ノ株価ガ少シク昂上シ、山下氏ノ財産中、扶桑海上ノ株式ガ重要ナルモノト氏モ認ムルニ至リ、売却ノ念ナキヲ認メタル。（後略）

しかし翌昭和二年六月、本件は、山下の資金繰りが急を告げるに至ったのか、山下自身から次のように平生に持ち出されることとなった(99)。

昭和二年六月十日

昨日扶桑海上重役会ノ開会前、余ト山下氏ト両人ナリシ際、山下氏ハ突然余ニ向ヒ、扶桑海上ノ back トシテ住友家ヲ誘致スルノ案ハ、如何ニ進行スルヤトノ事ナリシヲ以テ、過般ノ方法ハ増資ヲナシテ住友家ニ其株ヲ与フルノ案ナリシガ、之ハ異論モアリ、又種々難問題モ生ズルノ恐アリテ中止セルガ、住友ヲシテ back タラシメ、中堅タラシムルコトハ、今日実現セラレタル財界ノ実状ヨリシテモ、益必要ヲ感ズルモノニシテ、扶桑海上ニシテ住友ヲ誘致シ得ルヤ否ヤハ、長キ将来ニ於テ興廃ノ問題ト思フト告ゲタルニ、氏ハ全然余ノ意見ニ共鳴スルモノナルコトヲ述ベ、如此キ重要事ヲ荏苒延期シ居ルコトハ、機会ヲ逸スルノ恐アレバ、自分ハ自分ノ持株ヲ割愛スルコトモ辞セズ、若シ如此クシテ実行可能ナレバ、喜ンデ半数ヲ割譲スルモ可ナリトノ事ナリシヲ以テ、余ハ山下氏ニシテ其決心アランカ、余ハ進ンデコノ問題ノ解決ノタメニ力ヲ尽クサン、而シテ其株数等ハ余ニ一任セラルベク、決シ

テ氏ノ為メニ不利益ナル取扱ハナサザルベシトノ事ヲ述ベタルニ、山下氏ハ大ニ感激セルモノノ如ク、扶桑海上ハ自分ガ発起セル最モ心ヲ込メタル会社ナレバ、自己ノ利益ヲ犠牲ニ供シテモ、其発育ニ資セザルベカラズト決心シ居レバ、其含ヲ以テ処置セラレタシトイヒ、真面目ニ言明セラレタルハ好都合ナリキ。（後略）

この結果住友合資は次のように山下から扶桑海上株二万七八四〇株を取得することができた(100)（第22表）。

昭和二年七月二十八日

住友合資会社小倉正恒氏ヨリ、先日来ノ扶桑海上火災株山下氏分一五、〇〇〇株、扶桑所有（註、扶桑海上社員中村順一名義）一二、八四〇株併セテ二七、八四〇株ニテ、一株¥二〇・〇〇ニテ譲受ノ儀ハ本日以後何時ニテモ東京ニテ受渡スベシトノ事ヲ通知シ来リタルヲ以テ、資金ニ対スルコト大旱ニ雲霓ヲ望ムガ如ク待焦レ居レル山下氏ニ打電セシニ、氏ヨリハ高意ヲ謝スル旨返電アリ。之ニテ住友ヲ背景トスベキ扶桑海上積年ノ希望モ達セラレ、住友ガ扶桑海上ノ後援者ナルコトヲ公示スルヲ得ルニ至レリ。余ハコノ一挙ニ於テ、余ガ創立ノ際ヨリ間接直接ノ adviser トシテ、三倉専務ノ相談相手トシテ大小ノ枢機ニ参劃シ、一昨年東京海上専務辞任後モ、扶桑海上ヲシテ将来ノ基礎ヲ定メンタメ、特ニ営業上ニ関シテモ advice ヲナシツツアリシガ、今回住友家トノ関係ガ重大トナリ、住友モ進ンデ扶桑ノ back タラントスルコトニ決心セシコトハ、扶桑ノタメマタトナキ後援者ヲ得タルモノニシテ、現在ノ経済界ニ於テ、日本ニ於テ最モ信用大ナル事業会社ハ、三井、三菱ニ次グニ住友ヲ以テセザルベカラズ。日本三大富豪ノ一人ガ、我扶桑海上ノ大株主トシテ其力ヲ仮サント決心セラレタルコトハ、信用ヲ看板トスル我社ニ取リテハ、此上モナキ力ヲ得タルモノナリ。之ニテ余モ、何時ニテモ会長ノ椅子ヲ住友ノ代表者ニ譲リテ、自由ノ位地ニ就クコトヲ得ルニ至リ、余トシテモ大ニ心ヲ安ンズルヲ得タリ。

続いて昭和三年住友合資は、扶桑海上株三九〇〇株を取得した（第22表）。これは「(二)　大阪北港株式会社の連系会社

指定」や「㈢　住友別子鉱業所の住友別子鑛山株式会社への移行」で述べた通り、金融恐慌により藤田銀行が日銀特融を仰がざるを得なくなり、藤田組が資産整理の一環としてその持株六〇〇〇株を処分した一部である。住友信託からこの情報が扶桑海上にもたらされると、平生は直ちに小倉に対し住友合資で六〇〇〇株全株の取得を要請した。小倉も住友信託證券課に対しその確保を命じたが、既に株式を持ち込まれた仲買大阪商事が二一〇〇株を売却してしまっていたため、全株取得はならなかった。藤田組のこのやり方に対し、平生は次のように厳しく批判している。[101]

昭和三年七月十日

（中略）藤田組ニ於テハ株式ヲ売却スルニ、吾々同社（註、扶桑海上）ノ創立時代ヨリ重役タリシ僚友ニ、其売却ノ事ヲ豫メ協議セザルノミナラズ、其代表者タル坂野氏ニモ相談セザリシトノ事ナルガ、カカル連中、カカル非商売的ノ行動ヲ敢テスル藤田一族ガ、今日ノ末路ニ来リタルコトハ当然ニシテ、北浜銀行ガ危殆ニ瀕シタル時、其救ノ神トモイフベキ岩下氏（註、北浜銀行頭取岩下清周）ノタメニ、一肌脱グコソ人トシテ情誼ヲ尽クスベキハズナルニ、後難ヲ恐レテ間際ニ岩下氏ヲ betray セル藤田平太郎氏ノ如キ不徳漢ガ、到底家運ノ隆昌ヲ見ルコトナキハ当然ト思ヒタルガ、今ヤ衰亡ノ悲運ニ臨ムモ何人モ同情サエスルモノナク、来ルベキコトガ到来セシモノトシテ、寧ロ冷眼ヲ以テ落チ行ク様ヲ見ツツアルハ、天ノ配剤トモイフベキカ。

しかし昭和四年に入ると、扶桑海上は五、六〇万円に上る海外の巨額損失が発覚し、これを何とか取り返そうと焦慮する平生の女婿である専務三倉滋の常軌を逸した行動で社内が混乱し、平生はついに三倉を切って住友から代わりの経営者を派遣するよう小倉に要請せざるを得なくなった。平生がその条件として挙げたのは次の点であった。[102]

昭和四年十一月十九日

（中略）コノ際ハ断乎タル改革ヲ施スノ外ナク、其方法トシテハ三倉ノ専務ヲ辞任セシメ、之ニ代ハルニ住友家ヨリ

立派ナル人物ヲ推薦セシメ、之ヲ専務トシ、以テ統攬ノ任ニ当ラシメンカ、タトヘ其人ハ保険ニ未経験ナルモ、職務ニ熱心ナランカ、短期間ニ相当ノ知識ト経験ヲ得ベク、且相当ニ熟練ナル staff ヲ有スルコトトテ、其職ヲ全フスルコト敢テ困難ナラズ、タダ其人ハ立派ナル人格者ニシテ、包容力ニ富ミ人物ノ鑑識力アル人ニシテ、尊敬ヲ受クベキ資格ヲ有シ、且果断ノ人ナルヲ要ス、（後略）

十二月十二日小倉は小山九一を派遣することを平生に伝え、ここに小山の扶桑海上出向が決定された。[103] 小山は当時住友別子鑛山大阪支店長として産銅カルテルへの加盟問題で水曜会と交渉していたことは、既に「(三)　住友別子鉱業所の住友別子鑛山株式会社への移行」で述べた。しかし小山は製銅販売店支配人であった昭和三年七月、住友別子鑛山常務鷲尾勘解治の別子合理化の一環として、製銅販売店が別子鑛山大阪支店に組み込まれたため、鷲尾の部下となったのであって、鷲尾と小山は共に明治四十年の住友同期入社（鷲尾は京大法卒、小山は東京高商卒、従って年齢は鷲尾が二歳年長である）で、小山は別子に在籍したこともなく、鷲尾の信奉者でもなかったので、既に述べた通り対水曜会交渉で両者の間には意見の相違があったとみられる。従ってこの人事は、小山にとっては扶桑海上で得意の経理才能を発揮できることになり、他方鷲尾にとっても小山の後任に腹心の別子経理課長飯田弥五郎を起用して対水曜会交渉に当たらせることができたことも既に述べた通りである。

昭和五年三月の小山の扶桑海上専務就任に続いて、九月冒頭で述べた通り山下亀三郎は小倉正恒に対し、さらにその持株三万五〇〇〇株の売却を申し出た。平生はそれを聞いて次のように記している。[104]

昭和五年九月六日

昨午後、今回住友合資会社総理事ニ昇任セシ小倉正恒氏（註、八月十二日就任）、大阪支店ニ来訪シ、就任ノ挨拶ヲ兼ネ、且今回山下亀三郎氏ノ懇請ヲ納レ、同氏ガ第一銀行ヘ担保トシテ書入レアル扶桑海上保険ノ株式参万五千株

ヲ、壱株¥一七・五〇ニテ肩代リスルコトニ内談調ヒタルコトヲ通告シ、住友家ニ於テハ、今後全力ヲ挙ゲテ扶桑海上ノタメニ助力スルコトヲ以テセラル。余ハ如此キ住友家ノ英断ハ、扶桑海上ノタメ最モ喜ブベキトコロニシテ、扶桑ハ名実共ニ住友系ノ海上火災保険会社トシテ、将来大ニ発展スル機会アルベキコトヲ告ゲタルガ、小倉氏ノ談ニ、山下氏モ海運界ノ大不況ノタメ運転資金缺乏シ、少額トイヘドモ担保価格ト売価トノ差額ヲ利用セントノ意味ヲ以テ、肩代ヲ懇請セシモノノ如シト言ヘリ。山下氏ノ窮状ヤ察スルニ餘アリトイフベシ。

住友合資会社が扶桑海上の経営を承継した昭和五年が終わると、昭和六年初頭小山は平生を訪れ、次のように住友商号への変更を打診した。(105)

昭和六年一月二十三日

午前十一時半、東海(註、東京海上)大阪支店ニ於テ、扶桑海上専務小山九一氏ノ来訪ヲ受ク。(中略)尚同氏ハ今ヤ住友家ガ最大株主トナリ、住友家ノ後援ニ依リ大ニ勢力ヲ拡大スルノ必要ニ迫ラレ居ル際、住友ノ勢力敷衍セル関西方面ニ於テハ、住友ノ名ヲ社名ニ冠スルコトガ、大ニ勢力扶植上都合好シト思フガ如何トノ事ナリシヲ以テ、之ニ対シテハ、ナルホド住友ノ名ヲ冠スルコトハ、住友ノ勢力ヲ利用シテ扶桑ノ業務ヲ拡張スルニハ、多少ノ便宜、関西地方ニ於テハ大ニ得ルトコロアランカナレドモ、保険業ハナルベク広ク顧客ヲ求メ、一方ニ偏セザルヲ良シトスルモノナレバ、一方ニ得ルモ一方ニ失フトコロアリテハ其効果少ナケレバ、一考ヲ要スベク、嘗テ一財閥一富豪ガアラユル事業ヲ壟断スルコトハ、世ノ呪詛ノ的トナルノ恐アリ、今ヤ社会平等ノ思想ハ漸次普及セラレ、財閥ノ専横ニ対スル不平ハ高マリ行カントスル時ニ於テ、日本ノ二、三ノ富豪ガアラユル事業ニ指ヲ染メテ之ヲ独占壟断シ、中小商工業者ヲシテ手モ足モ出デザル境遇ニ追込ミ行クコトハ、決シテ将来其家運ヲ保存スル所以ニアラズト思フ、余ハ三菱ヤ三井ガ新聞ノ一ページ大ノ広告ヲナシ、アラユル事業ガ其営業圏内ニアルコトヲ宣示セルノ愚ナ

ルヲ思ハザルコトナシ、扶桑ガ其鞏ニ倣フコトハ、住友家ノタメニモ如何ト思フ、然レドモ担当者ガ強テ之ヲ要望セラレ、住友家ニ於テモ同意ナレバ、敢テ異存ナシト断言シタルガ、氏モ強請スルホド熱心ナラザルガ如シ。

小山は平生に対してこのような打診を行っているが、この時点で小山は日米板硝子常務大石公平が昭和三年七月住友合資会社から配布された「連系会社及其ノ他会社ノ役員ニ関スル内規」（大正十年五月制定）の配布を受けていない。さらにこの内規は、昭和十三年一月見直され、「連系会社ノ役員ニ関スル内規」と「関係会社ノ役員ニ関スル内規」の二つに分離された。大石の後任である日本板硝子（昭和六年一月日米板硝子が改称）常務稲井勲造は後者の配布を受けたが、小山はこの配布も受けていないので、扶桑海上は住友の経営下には入ったが、いまだ特定関係会社としての取扱いを受けていなかったということになる（これらの内規については「住友合資会社（上）」の「五㈠　日米板硝子株式会社の経営の承継」参照）。小山が総理事小倉正恒に対し、社名変更と併せて連系会社指定を申請するのは昭和十四年の年末のことであるが、これを受けて昭和十五年一月十五日提出された起案「扶桑海上火災社名変更ノ件」備考欄には、「扶桑海上ノ社名変更ノ件ハ、同社経営ノ実権ヲ住友ニ委タルコトニナリテヨリ（昭和五、六年頃）ノ懸案タリシモノニシテ、其ノ都度時期尚早トシテ今日ニ及ベルモ」とあるので、小山はその後も本社に対し再三社名変更の希望を表明していたものと思われる。小山が「連系会社ノ役員ニ関スル内規」の配布を受けたのは、扶桑海上の社名変更が決裁された（昭和十五年一月三十日）後の二月二十七日のことであった。この経緯については改めて「株式会社住友本社（上）」で検討することとしたい。

昭和七年三月、平生は扶桑海上会長を辞任し、小倉が会長に就任したので連系会社と同様の体裁は整った。平生は引き続き取締役に留まり、七％への増配が可能となった年末に平生は次のように記して、小山を高く評価している。(106)

昭和七年十一月二十五日

本日午前十時ヨリ扶桑海上重役会ニ臨ム。同社ノ営業状態ハ著シク改善セラレ、火災保険ハ住友勢力ノ利用ト社

員ノ努力ノ効空シカラズ、大阪以西ノ地域ニ於テ、営業範囲ガ著シク拡張セラレツツアリ。為メニ株価モ一時拾参、四円ニ落込ミタルモノガ、拾九円乃至弐拾円トナリ、住友家ガ購入セシ価格ヲ正サニ超ヘントスルニ至リタリ。余ハ小山専務ニ向ヒ、山下氏ノ株式ヲ住友家ニ媒介シタルハ余ニシテ、依ツテ以テ、扶桑海上ニ強大ナル BACK ヲ得テ社運ノ回復ヲ図ラントスル考ヘナリシガ、其後扶桑海上ノ内容ガ豫想外ニ不良ニシテ、配当モ漸減シテ五分トナリ、株価モ激落シ、住友家ニ対シテハ相済マザルノ感ナキニアラザリシガ、比年ナラズシテカカル好景況ニ向ヒタルコトハ、余トシテハ実ニ欣快ノ至ナリト。小山氏モ内心喜ニ満チタルト共ニ、余ノ appreciation ニ対シ満足セルガ如シ。之ヲ耳ニセル三倉ハ、如何ナル感ヲ抱ケルヤ。若シ何等ノ感ナシトセバ、恥ヲ知ラザルモノトイフベシ。

昭和十一年三月、平生は文部大臣就任のため扶桑海上取締役を辞任するが、この年の扶桑海上の業績は、平生の目標とした一〇%の配当を可能にするものであった。住友合資会社による扶桑海上株式の買い増しはその後も続き、昭和十二年三月合資会社解散の際には、八万二六九〇株(四一・三五%)に達していた。この中七万二九〇株が住友本社へ譲渡され、残る一万二四〇〇株が住友家へ分配された。昭和十五年四月一日、扶桑海上は住友海上火災保険株式会社と改称し、連系会社に指定された。この時点での住友本社の持株は七万一九〇株、住友家の持株は一万二三〇〇株と各々一〇〇株ずつ減少した。これは同じ四月一日付で一月から停年延長となっていた小山九一が退職し、後任の専務に柴田丈夫(M42東京高商、住友銀行常任監査役)が就任する人事が行われたが、その柴田に昭和十四年十月この二〇〇株が譲渡されたためである。この点から考えると、住友海上への改称と連系会社指定は停年退職する小山の置き土産であったといえよう。

～昭和5年）

T＝大正

3　年	4　年	5　年	
→	→	8.12	（湯川）
		8.12 →	（小倉）
→	→	8.12	（小倉）
		8.12 →	（川田）
			（草鹿）
→ 5.14		8.12 →	（松本）
			（吉田）
→	→	12.31	（肥後）
→ 5.14			（本荘）
		8.12 →	（八代）
		8.12 →	（今村）
		8.12 →	（秋山）
		8.12 →	（鷲尾）
5.14 →	→	→	（松本）
			（小倉）
→	→	8.12	（肥後）
		8.12（兼）→	（川田）
→	→	→	（大屋）
→ 4.6			（野草）
4.7（兼）→ 5.14		8.12（兼）→	（大屋）
5.14 →	→	8.12	（川田）
→ 5.14			（本荘）
5.14 →	→	→	（日高）
11.1 →	→	→	（矢島）
			（松本）
			（臼井）
			（臼井）
			（鷲尾）
			（田島）
→ 7.1			（小山）
			（吉田）
→ 6.29（連系）			（山本）
			（山本）
→ 6.29（〃）			（中村）
			（山中）
			（藤本）
			（古田）
			（小山）
			（春日）
→	→	→	（矢島）
→ 3.1			（近藤）
3.1 →	→	→	（小池）
→ 5.14			（本荘）
5.14（兼）→	→	12.31	（肥後）
→	→	→	（多田）

（付表１）住友合資会社幹部一覧表（大正15

		就任年月日	大正15年	昭和２年
総　理　事	湯川　寛吉	T14.10. 1	―	―
〃	小倉　正恒			
常務理事	小倉　正恒	T10. 5.19	―	―
〃	川田　順			
理　事	草鹿丁卯次郎	T 7. 1. 5	―	→ 2.28
〃	松本　順吉	T11. 1. 5	―	―
〃	吉田　良春	T13. 7. 1	― → 10.21	
〃	肥後　八次	T14.10. 1	―	―
〃	本荘熊次郎	T14.10. 1	―	―
〃	八代　則彦			
〃	今村　幸男			
〃	秋山武三郎			
〃	鷲尾勘解治			
監　事	松本　順吉			
人事部長	小倉　正恒	T14. 7.27（兼）	→ 3.13	
〃	肥後　八次		3.13（兼）	―
〃	川田　順			
経理部長	大屋　敦	T14.10. 1	―	―
総務部長	野草　省三	T14.10. 1	―	―
〃	大屋　敦			
〃	川田　順			
工作部長	本荘熊次郎	T10. 5.19	―	―
〃	日高　胖			
東京支店長	矢島　富造			
別子鉱業所所長	松本　順吉	T14. 7.27（兼）	―	→ 7.1（連系）
〃　副長	臼井　定民		4.16	→ 7.1（〃）
〃　支配人	臼井　定民	T11. 1. 5	→ 4.16	
〃　〃	鷲尾勘解治		4.16	→ 7.1（〃）
製銅販売店支配人	田島房太郎	T14. 2.21	―	→ 4.4
〃　〃	小山　九一			4.4 ―
若松炭業所所長	吉田　良春	T 9. 5.14	― → 10.21	
〃　〃	山本　信夫		10.21	―
〃　支配人	山本　信夫	T12. 6. 2	→ 10.21	
〃　〃	中村　了		10.21	―
伸銅所所長	山中　柴吉	T11. 9.16	→ 7.1（連系）	
〃　審査部長	藤本　磐雄	T14. 2.21	→ 7.1（〃）	
〃　支配人	古田俊之助	T14. 2.21	→ 7.1（〃）	
〃　〃	小山　九一	T14. 2.21	→ 7.1（〃）	
〃　〃	春日　弘	T14. 2.21	→ 7.1（〃）	
東京販売店支配人	矢島　富造	T10. 5.19	―	―
札幌鉱業所支配人	近藤宏太郎	T10. 5.14	―	―
鴻之舞鉱業所支配人	小池宝三郎			
林業所所長	本荘熊次郎	T10. 5.19	―	―
〃　〃	肥後　八次			
〃　支配人	多田平五郎	T10. 5.19	―	―

一覧表(大正15～昭和５年)

T＝大正

昭和２年	３　年	４　年	５　年	
→	→	→	→	(八代)
				(八代)
→ 9.10				(今村)
→	→	→	→	(大平)
9.10 →	→	→	→	(加賀)
			9.10 →	(岡橋)
→	→	→	→	(加藤)
→	→	→	8.25	(小倉)
→	→ 5.22			(川田)
	5.22 →	→	→	(荒木)
→ 2.28				(草鹿)
4.14 →	→	→	→	(田島)
→	→	→	→	(秋山)
→ 2.28				(森)
2.28 →	→	→	→	(大石)
→ 2.28				(草鹿)
→	→	→	→	(山本)
→	→ 5.22			(本荘)
	5.22 →	→	→	(川田)
→	→ 3.1			(近藤)
	3.1 →	→	3.8	(片井)
→	→	→ 12.5		(日高)
		12.5 →	→	(山本)
→	→	→	→	(国府)
				(吉田)
→ 9.10				(吉田)
9.10 →	→	→	→	(今村)
→	→	→	→	(佐藤)
→	→ 10.1			(山中)
	10.1(兼) →	→	8.29	(小倉)
	8.17 →	→	→	(古田)
			2.28 →	(鷲尾)
7.1 → 10.15				(臼井)
7.1 →	→	→	2.28	(鷲尾)
			2.28 →	(龍野)
7.1 →	→	→	→	(吉田)
	6.29 →	→ 12.5		(山本)
		12.5 →	4.1	(小川)
			4.1 →	(小川)
			3.28 →	(小山)

（付表２）連系会社・特定関係会社幹部

		就任年月日	大正15年
住友銀行専務取締役	八代　則彦		5.4 ———
〃　常務取締役	八代　則彦	T 7. 1.30 ———	▸5.4
〃　〃	今村　幸男	T14. 7.29 ———	
〃　〃	大平　賢作		1.13 ———
〃　〃	加賀覚次郎		
〃　〃	岡橋　林		
住友製鋼所常務取締役	加藤　栄	T14. 4.27 ———	
〃　〃	小倉　正恒	T14. 8.11(兼) ———	
〃　〃	川田　順		7.26 —
〃　〃	荒木　宏		
大阪北港常務取締役	草鹿丁卯次郎	T14. 7.29(兼) ———	
〃　〃	田島房太郎		
住友電線製造所常務取締役	秋山武三郎	T14. 2.23 ———	
日米板硝子常務取締役	森　源之助	T12. 8.16 ———	
〃　〃	大石　公平		
住友倉庫常務取締役	草鹿丁卯次郎	T12. 8. 1(兼) ———	
〃　〃	山本　五郎		1.20 ———
住友ビルデイング常務取締役	本荘熊次郎	T12. 8. 1(兼) ———	
〃　〃	川田　順		
住友坂炭礦常務取締役	近藤宏太郎	T13.12. 5 ———	
〃　〃	片井虎次郎		
住友肥料製造所常務取締役	日高　直次	T14.10. 1 ———	
〃　〃	山本　信夫		
住友生命保険専務取締役	国府　精一	T14. 6.30 ———	
住友信託副社長兼常務取締役	吉田　真一	T14. 7.28 ———	▸5.4
〃　専務取締役	吉田　真一		5.4 ———
〃　〃	今村　幸男		
〃　常務取締役	佐藤　重鎰		5.4 ———
住友伸銅鋼管常務取締役	山中　柴吉		7.1 ———
〃　〃	小倉　正恒		
〃　〃	古田俊之助		
住友別子鑛山専務取締役	鷲尾勘解治		
〃　常務取締役	臼井　定民		
〃　〃	鷲尾勘解治		
〃　〃	龍野　昌之		
土佐吉野川水力電氣常務取締役	吉田　貞吉		
住友九州炭礦常務取締役	山本　信夫		
〃　〃	小川　良平		
住友炭礦常務取締役	小川　良平		
扶桑海上火災保険専務取締役	小山　九一		

註：後年連系会社・特定関係会社に指定された会社を含む。

註

（1）香川修一日記昭和五年八月二十日。
（2）川田順『続住友回想記』（中央公論社　昭和二十八年）一七九、一八〇頁。
（3）竹腰健造『幽泉自叙』（創元社　昭和五十五年）一三九～一四三頁。
（4）昭和五十一年五月二十一日香川修一氏談。
（5）昭和五十一年三月八日神田勇吉氏談。
（6）昭和五十一年三月八日大沢忠蔵氏談。
（7）昭和五十年十二月十九日小畑忠良氏談。
（8）昭和二十四年一月十九日川田順氏談。
（9）昭和二十四年一月十九日加藤栄氏談。
（10）川田順『住友回想記』（中央公論社　昭和二十六年）七七頁。
（11）香川修一日記昭和二年五月二十八日及び前掲香川修一氏談。山口誓子「私の履歴書」（『私の履歴書』第二八集　日本経済新聞社　昭和四十二年）二九四頁。
（12）『住友別子鉱山史』下巻（住友金属鉱山株式会社　平成三年）一四〇～一四五頁。
（13）同前下巻一五四頁。
（14）註（4）に同じ。
（15）津田秀雄「内部監査の展開方向第五章住友家における内部監査制度の変遷（下の2）」（『監査』第二五九号　昭和五十六年）
（16）大正十年六月八日付乙第十五号達発送文書ノ名義及番号ニ関スル件
一、規則及令達ノ重要ナルモノハ甲号達トシ社長名義（大正十五年三月六日付乙第一号達により、合資会社名義に変更された）ヲ以テ発送ス。
一、前項以外ノ諸通達中各店部一般ニ渉ルモノヲ乙号達トシ、特ニ一個所若クハ数個所ニ関スルモノハ丙号達トシ、総テ合資会社名義ヲ以テ発送ス。
（17）前掲川田『住友回想記』三一～三三頁。
（18）『わが社のあゆみ』（住友石炭鉱業株式会社　平成二年）七七頁。
（19）前掲『住友別子鉱山史』下巻一六〇頁。
（20）昭和五年度実際報告書。
（21）同前。
（22）大島堅造「故大平賢作氏を偲びて」（『大平賢作回想』同編集委員会　昭和四十四年）三七一、二七二頁。なお大島堅造『一銀行家の回想』（日本経済新聞社　昭和三十八年）一八四頁にも同種の記述がある。
（23）『三井事業史』本篇第三巻中（三井文庫　平成六年）二〇六、二一六、二一八頁。
（24）大正六年六月、住友銀行株式の公開の際に、銀行社長住

友吉左衛門友純が株主に対し、大正六年七月一日以降三カ年間年八分に満たない配当を行う場合は、個人として補塡することを保証したことを指す(『住友銀行史』七一、七三頁参照)。この保証期間は三年間であったが、大島によるとその後も住友銀行の配当政策を拘束していたことになる。

(25) 前掲『三井事業史』本篇第三巻中二二一、二二二頁。

(26) 『住友銀行八十年史』(株式会社住友銀行行史編纂委員会　昭和五十四年)二七三、二七四頁。

(27) 『大日本電力二十年史』(大日本電力株式会社　昭和十五年)四四、四五、一三八、一三九頁。

(28) 株式会社住友本社「投資会社調」(連系会社・関係会社)1

(29) 繁本績「「液体空気」から「帝酸」「帝塵」へ」昭和二十年。『帝国酸素のあゆみ』(帝国酸素株式会社　昭和五十六年)三五～三七、四九頁。

(30) 『愛媛県史　社会経済4』(愛媛県　昭和六十二年)三一六～三一九頁。『創業百年史』(株式会社広島銀行　昭和五十四年)二八一～二八八頁。

(31) 前掲「投資会社調」(銀行・鉄道)7

(32) 前掲川田『続住友回想記』五二頁。

(33) 『第一銀行史』下巻(株式会社第一銀行　昭和三十三年)四六～六六頁。

(34) 前掲「投資会社調」(機械・ホテル・信託)4

(35) 同前

(36) 同前

(37) 『住友共同電力株式会社創業五〇周年記念誌「春風秋雨」』(住友共同電力株式会社　昭和五十二年)四一～四三頁。『四国地方電気事業史』(四国電力株式会社　昭和五十九年)四三七～四四〇頁。

(38) 『新修島根県史』通史篇二近代(島根県　昭和四十二年)七五四、七五五頁。前掲「投資会社調」7

(39) 同前

(40) 同前

(41) 同前

(42) 前掲『わが社のあゆみ』五八、五九頁。

(43) 『京王帝都電鉄三十年史』(京王帝都電鉄株式会社　昭和五十三年)四一～四五頁。松本皎「学園創立者中川小十郎の事績抄」(『立命館百年史紀要』第二号　平成六年)

(44) 前掲「投資会社調」7

(45) 『鉄路五十年』(京阪電気鉄道株式会社　昭和三十五年)一一二～一一九、一二六～一三〇頁。鹿子木彦三郎『山岡順太郎伝』(鹿子木彦三郎　昭和四年)一四九、一五〇頁。

(46) 前掲「投資会社調」(電気瓦斯・保険・木材)8

(47) 註(27)に同じ。

(48) 前掲「投資会社調」(鉱業・土地建物)3

(49) 同前。『三菱社誌34大正十四―昭和元年』(東京大学出版

会　昭和五十六年）第三十三巻大正十五年七二〇二～七二〇四頁。

（50）前掲「投資会社調」1

（51）前掲「投資会社調」（化学）5

（52）『日本ビクター五十年史』（日本ビクター株式会社　昭和五十二年）五七頁。

（53）前掲『三井事業史』本篇第三巻中一一～一三頁。前掲『三菱社誌34大正十四―昭和元年』七三〇四頁。

（54）住友化学工業社史未定稿「窒素工場の創設」（日新化学工業株式会社　昭和二十七年）六七頁。

（55）前掲「投資会社調」1

（56）『日本カーバイド工業二十年史』（日本カーバイド工業株式会社　昭和三十三年）「奥村政雄略伝」二五、二六頁。

（57）前掲「投資会社調」3

（58）前掲『三井事業史』本篇第三巻中一二頁。『渋沢栄一伝記資料』第五五巻（同刊行会　昭和三十九年）六四一～六五二頁。

（59）前掲「投資会社調」3

（60）前掲「投資会社調」4

（61）同前

（62）前掲『渋沢栄一伝記資料』第五六巻六七四～六七九頁。

（63）前掲「投資会社調」（船舶・雑）6。前掲『渋沢栄一伝記資料』第五一巻五九二～六四一頁。

（64）「準有価証券元帳」

（65）前掲「投資会社調」6

（66）『東邦電力史』（東邦電力史刊行会　昭和三十七年）四八五、四八六頁。前掲『三井事業史』本篇第三巻中二〇〇～二〇二、二〇八～二一〇頁。『三菱信託六十年史』（三菱信託銀行株式会社　昭和六十三年）五三頁。東京朝日新聞昭和元年十二月二十八日

（67）東京朝日新聞昭和三年十月十六日

（68）東京朝日新聞昭和五年九月三十日

（69）『現代日本産業発達史』Ⅲ電力（現代日本産業発達史研究会　昭和三十九年）二〇四～二〇九頁。出弟二郎『世界の電気事業』（日本経済新聞社　昭和三十三年）二七八頁。

（70）『第一生命五十五年史』（第一生命保険相互会社　昭和三十三年）三七〇～三七三頁。

（71）三村起一『身辺二話』（近代図書　昭和三十七年）八六頁。

（72）昭和二十七年六月十九日松本順吉氏談。

（73）昭和二十三年十二月十二日古田俊之助氏談。

（74）昭和三十一年四月三十日中川路貞治氏談。

（75）前掲「投資会社調」1

（76）昭和二十七年八月三十日大平駒槌氏談。

（77）『郷土研究』第三九号（新居浜町役場　昭和五年十一月十五日）

（78）同前第四七号（昭和六年七月十日）

(79) 交渉の詳細については、武田晴人「一九三〇年代の産銅カルテル」(一)(東京大学社会科学研究所紀要『社会科学研究』第33巻第2号)及び(二)(同第33巻第6号)参照。なお住友側の動きは特に明示しないが、住友別子鑛山株式会社大阪支店「水曜会加入ニ当リ其ノ緯経経過記録並ニ住友社関係数字種々」による。

(80) 同前(二)一〇八頁。

(81) 同前(一)五七～五九頁。

(82) 同前(一)五七、五九、六〇頁。(二)一二〇、一二一頁。

(83) 同前(二)一二二～一二四頁。

(84) 同前(二)一二六～一三三頁。

(85) 小谷重三『尾小屋鉱山争議史』(能登印刷出版部　平成四年)八四頁。

(86) 註(4)に同じ。

(87) 田中外次『田中相談役のお話し集』(住友金属鉱山株式会社　昭和五十八年)六六～六八頁。

(88) 竹原文雄「(未定稿)住友における化学工業の展開―石炭化学から石油化学へ―」(住友史料館　平成九年)一四～一八頁。

(89) 註(73)に同じ。

(90) 以下の叙述は特にことわらない限り前掲『住友共同電力株式会社創業50周年記念誌「春風秋雨」』による。

(91) 本項と次項の記述は特にことわらない限り、前掲『わが社のあゆみ』による。

(92) 石松正鐵『遙かなる起伏』(日本工業新聞社　昭和四十年)五〇頁。

(93) 前掲「投資会社調」1

(94) 以下の記述は特にことわらない限り、『住友海上火災保険株式会社百年史』(同社　平成七年)による。

(95) 『日本火災海上保険株式会社70年史』(同社　昭和三十九年)三一一、三一三頁。

(96) 註(7)に同じ。

(97) 三島康雄編『平生釟三郎日記抄』下巻(思文閣出版　平成二年)三五四頁。

(98) 同前三五八頁。

(99) 同前四〇六、四〇七頁。

(100) 同前四〇九頁。

(101) 同前四五八、四五九、四六〇頁。

(102) 同前五〇〇、五〇一頁。

(103) 同前五〇七頁。

(104) 同前五一七、五一八頁。

(105) 同前五二四、五二五頁。

(106) 同前五五五、五五六頁。

第四章

住友合資会社（下）

――昭和六～十一年――

目　次

一　統轄システム
(一)　経済情勢の変化と小倉体制の確立
(二)　日本の政局の推移と常務理事川田順の退職
二　業　績
(一)　合資会社（本社）の業績
(二)　合資会社（全社）の業績
三　投資活動
(一)　連系会社の株式
(二)　その他の住友系企業の株式
(三)　住友系以外の企業の株式
四　資金調達
五　店部・連系会社・特定関係会社
(一)　日本電氣株式会社の経営の承継
(二)　直轄鉱山部門の諸施策
1　大日本鑛業株式会社の経営の承継
2　土肥金山株式会社の経営の承継
3　静狩金山株式会社の設立
4　北日本鉱業所の設置
5　朝鮮鉱業所の設置
(三)　京城販売店の設置と上海販売店の送金問題
(四)　住友アルミニウム製錬株式会社の設立
(五)　満洲住友鋼管株式会社の設立
(六)　住友機械製作株式会社の設立
(七)　住友伸銅鋼管と住友製鋼所の合併による住友金属工業株式会社の発足

一　統轄システム

本章が対象とする期間は、昭和五年（一九三〇）八月小倉正恒の総理事就任から、昭和十二年二月末住友合資会社の解散までであるが、会計年度の関係上既に昭和五年は年末まで前章「住友合資会社（中）」で取り上げたこと及び昭和十二年一、二月は追って「株式会社住友本社（上）」に含めることとして、昭和六年初頭から昭和十一年末までの六年間とした。

この時期のわが国経済は、まず旧平価による金解禁政策によってもたらされた不況と昭和四年十月以来の米国発世界不況という二重の深刻な不況が昭和五年に引き続き昭和六年も続いたため、住友合資会社の業績は五年と同様赤字に終わった。しかし六年末に民政党の第二次若槻内閣が倒れた後、政友会の犬養内閣が成立すると、蔵相に就任した高橋是清は直ちに金輸出再禁止と金兌換停止を決定した。昭和七年に入るとこの金輸出再禁止によって円安となり、年末までに為替は約四割も下落した。円安とともに輸出は増加に転じ、卸売物価も二割近く上昇し、内需が活発となった。ドル買いに対抗するため引き上げられていた金利も、六年末の公定歩合六・五七％は七年八月四・三八％となった。さらに財政支出も昭和六年九月の満洲事変と昭和七年一月の上海事変に伴う軍事費や農村対策としての時局匡救費などを中心に六年度一四・八億円が七年度一九・五億円と急激に膨張し、昭和七年五月に起きた五・一五事件によって犬養首相が暗殺されると軍部独裁への途が開かれ、こうした傾向に一層拍車がかけられた。このような公債借入による高橋財政によって景気は急速に回復し、住友の全事業の業績も昭和七年下期から好転した。

業績の回復に自信を得た総理事小倉正恒（当時満五七歳）は、昭和八年二月停年規程（高等職員満六〇歳停年）を改正し、総

理事の停年延長を三年に限定しないこととした。これは裏返せばさらに三年間(満六六歳まで)延長されることを意味した。また住友は政治に関与しないという伝統があったが、十二月には小倉正恒は貴族院議員に勅選された。この停年規程の改正は、昭和十一年五月次期総理事と目されていた常務理事川田順(小倉より七歳年下)の依願退職の一因ともなり、合資会社の指導体制に大きな影響を与えることとなった。すなわち小倉の後継者とされていた常務理事川田順は、小倉正恒の停年延長期限となる筈であった昭和十三年三月にはまだ五六歳で、十分総理事たり得たが、小倉正恒がさらに三年総理事を続けるとなると昭和十六年三月には(実際小倉正恒はその四月に退職した)五九歳になっており、おそらく小倉正恒とともに退職せざるを得ないこととなったのである。この時点で、川田順は、総理事就任の目がなくなり、退職の時期を模索せねばならなくなったことを悟ったものと思われる。

昭和十年から十一年にかけての日本経済は、第二次大戦前における基準状態を実現したとされているが、単に景気回復がみられただけでなく、産業面では重化学工業化が急速に進行した。他方では世界的なブロック経済化への懸念などから統制経済への歩みが始まり、企業としてはこれに如何に対処するかが課題とされてきた。また政治的には軍部の急進派や右翼の揺さぶりによって政党政治は危機に瀕した。こうした政治の激動は、住友の幹部をして資金面からこれまで回避してきた政治との関わりを持たせることとなった。岡田内閣は挙国一致内閣の歪みを是正しようとして、昭和十一年初頭解散総選挙を断行し、選挙では勝利を収めることができたが、その直後二・二六事件が起こり、その試みは水泡に帰した。

合資会社と連系会社との関係においては、財務面で株式の公開や資金調達を通じて連系会社の自立性強化の方向がとられたが、人事面では職員の採用や幹部の異動などを通して依然として求心力の維持が図られた。

一方昭和八年以降住友の全事業は未曾有の好業績を上げ、家長住友吉左衛門は、昭和十年の所得長者番付において二

九六万円と三井家（三井高公一三六万円）、岩崎家（岩崎久弥二〇四万円）を抜いてトップに上り[1]、財閥批判の矢面に立たされることとなった。このため合資会社の改組の検討が進められ、昭和十一年末の理事会において合資会社の解散と新会社の設立が決定された。

(一)　経済情勢の変化と小倉体制の確立

既に前章で述べた通り、昭和五年十月には翌六年一月一、二等職員の定期昇給の停止と三等職員以下に支給されてきた臨時手当の廃止を実施することが決定され、また年末の理事会で昭和六年度の新規起業がすべて延期されたことで、昭和六年は住友の全事業にとってきわめて暗い年明けを迎えた。

昭和六年　一月、前年末に理事兼林業所長肥後八次が勇退したのをうけて、林業所は所長制を廃止し、大正十年（一九二一）林業所設置以来支配人を勤めてきた多田平五郎（M43東大法）を秘書役に転出させ、大阪住友病院支配人として独立採算の経営に成果を上げた佐伯正芳（T7東大法）を後任の林業所支配人として、経費の垂れ流し状態の続いてきた林業所の改革を命じた[2]。同じく業績不振の責任をとり、製鋼所常務加藤栄も合資会社技師長へ転出し、後任の主管者常務に取締役支配人田中作二（M41京大法）が昇格した。日米板硝子は、国産品愛用運動に対処するため日本板硝子と改称した。

二月、別子鑛山専務鷲尾勘解治（M40京大法）は、既に「住友合資会社（中）」の「五㈢　住友別子鉱業所の住友別子鑛山株式会社への移行」で述べたような理由で解任され、合資会社常務理事へ転出、昭和七年二月には商工業視察の名目で欧米出張を命ぜられた。別子専務の後任には大阪北港常務田島房太郎（M40東大法）が、北港常務の後任には倉庫常務山本五郎（M37東大法）が就任した。この異動で電線支配人北沢敬二郎（T3東大法）が倉庫常務へ、商工課長小畑忠良（T6東大法）が電線支配人となり、鉱山課長続城（M44東京高商）が商工課長を兼務したが、十月続城は商工課長専任となり、

肥料製造所副支配人小林晴十郎(T5東大法・経)が鉱山課長となった。

四月、会計規程が改正され、伝票綴をもって日記帳に代えることが可能となった(資料1)。同月停年延長中の合資工作部長日高胖が退職し、技師長兼建築課長長谷部鋭吉(M42東大工・建)がそのまま工作部長となった。さらに十月、工作課が所管の大阪築港繋船桟橋工事の終了、宮崎県耳川水力工事の移管により廃止されたため(資料2)、工作課長竹腰健造(T1東大工・建)が建築課長となった。

六月、浅野同族株式会社から大日本鑛業株式会社の経営を継承した。昭和四年以来同社八盛(はっせい)鉱山産出粗銅の全量を、住友別子鑛山が購入していた上に浅野からの要請があったことによる。主管者専務として合資技師長荒川英二(M44京大工・採鉱冶金、のち別子常務・鑛業常務・専務)が派遣された(「五(二)1　大日本鑛業株式会社の経営の継承」参照)。

十月、依然として不況が続くため、昭和七年度の全職員の定期昇給停止が決定された。

十一月、東京支店長兼東京販売店支配人矢島富造(M40東京高商)の兼務が免ぜられ、後任の東京販売店支配人には副支配人小関良平(T6東大法・経、のち住友機械常務・専務・社長)が昇格した。同月鴻之舞鉱山ではかねて開さく中のところ、延長一八〇〇米、幅一〇米、深さ五〇〇米の世界的富鉱帯に着床した(「五(三)4　北日本鉱業所の設置」参照)。翌十二月には金輸出の再禁止が実施され、これによって外国為替市場が急落し、金の市中相場が急騰したため、政府は七年三月から金を時価で買い上げることを決定し、昭和三年に比し約四割引き上げられたので金鉱業をとりまく環境は有利な状況となってきた。

昭和七年　二月から三月にかけて常務理事川田順は電線支配人小畑忠良を伴って新たに建国した満洲国に出張した。川田順は翌八年十月にも伸銅鋼管専務古田俊之助とともに再度満洲に出張した(「五(五)　満洲住友鋼管株式会社の設立」参照)。

三月、総理事小倉正恒は連系会社に準じて扶桑海上会長に就任した。

四月、別子専務田島房太郎は、鷲尾勘解治退任後の別子を掌握しきれず、同様に海外出張を命ぜられ、海外出張中の鷲尾勘解治も常務理事から理事へ降格された。六月別子では田島房太郎に代わって常務竜野昌之（M42東大工・採鉱冶金）が主管者専務に昇格した。

六月、国産品愛用運動により経営難に陥った日本電氣株式会社の経営を引き継いだ（「五㈠　日本電氣株式会社の経営の承継」参照）。主管者の専務として電線技師長志田文雄（T2京大工・電）が商工課長続虓（日本電氣支配人兼営業部長に就任）とともに派遣された。なお後任の商工課長は鉱山課長小林晴十郎が兼務した。

七月、東京販売店支配人小関良平は別子鑛山支配人兼新居浜製作所長に転出し、後任に製鋼所副支配人稲井勳造（T3東京高商専攻部）が就任した。

八月、土肥金山株式会社の経営を長谷川一族から引き継ぎ、主管者の専務に合資会社技師近藤次彦（T4東北大理・地質）が派遣された（「五㈡2　土肥金山株式会社の経営の継承」参照）。

九月、合資会社事務章程改正により、監事附属員がおかれ、別子鑛山取締役生野章作（M43東大法）が起用された（資料3）。監事は監査に当たり検査役、検査役補及び検査役附属員を使用することができるが、これらは既に「住友合資会社（中）」の「一㈡1　監査及検査規程」で述べた通り、常務理事に直属し、監事の指揮下にないため、おそらく監事松本順吉の希望により新設されたものと思われる。昭和十一年一月松本順吉が二度目の停年延長となっていずれ退職することが予想されると、同日付で監事附属員生野章作は検査役兼務とされているので、監査と検査の区別は、規程上ほど明確なものではなかったのではないかと思われる。

十月、年度後半から業績は好転したが、なおも昭和八年度の一等職員の定期昇給は見送られることが決定された。

昭和八年　一月、別子にならって肥料、伸銅、製鋼の三社の専務制採用が承認され、肥料常務山本信夫、伸銅常務古田

俊之助、製鋼常務荒木宏がそれぞれ専務に就任した(資料4)。この結果伸銅鋼管常務あて承認通知及び伸銅鋼管事務章程改正通達が出されたが、その起案には次のような備考が付されていた。

備考

一、新設専務取締役ノ職務権限ハ、従来ノ首席常務取締役ノソレト全ク同一ナリ。

新組織ニ於ケル常務取締役ハ、右ノ結果専務ヲ補佐シ、日常業務ヲ処理スル機関ト定メタルモ、専行権限ヲ定メザルヲ以テ、自ラ執行スル権限ナク、自然主トシテ専務ノ総攬事務ヲ補佐スルモノナリ。

一、右ノ如ク改正案ハ実際の事務処理ニ付現在ト何等異ル所ナク、一般事務管理ニ於ケル支配人ヲ常務取締役トシ、常務取締役ヲ専務取締役トナシタルモノナリ。

一、本案専務及常務ノ職務ハ別子ノソレト殆ンド異ル所ナシ。只専務ノ臨時費支出権限ニ付、別子ハ制限ナキモ、伸銅ハ百円以内ト限定セラレタル点ニ於テ差異アルノミ。

而シテ右ノ差異ハ、住友部内ニ於ケル別子ノ地位ニ関スル沿革的理由ニ基ク。

二月、北港常務山本五郎が停年退職し、後任に海外出張から帰国した別子取締役田島房太郎が復帰した。一方同じく海外出張から帰国した鷲尾勘解治は、この年未まだ五二歳の若さで依願退職を余儀なくされた。同じく二月、既に述べたとおり停年規程が改正され(資料5)、総理事及び理事兼銀行取締役会長の停年延長は、三年以上となった。小倉正恒の六〇歳停年は昭和十年三月で、従来の停年規程でもそれから三年延長されることになっていたので、特に当面停年規程を改正する必要はなかった。従ってこの改正の主たる目的は、後段の小倉正恒より三歳年長で住友部内の席次も小倉正恒より上の理事兼銀行会長八代則彦のためであった。八代則彦は、前年の七年九月停年に達し、三年延長されて遅くとも昭和十年九月退職の予定であった。それがこの改正により退職しなくてすむこととなり、実際に退職したのは十三

年一月であった。

三月、昭和五年十二月着工した東京住友ビルディングが完成し（鉄筋コンクリート七階建、東京市麹町区丸ノ内二丁目二番地二、現東京都千代田区丸の内一丁目四番四号）、合資・銀行・信託・生命保険等の東京支店及び東京販売店が入居を開始した。

四月、これまで三井物産や大倉商事に商権を委ねてきた朝鮮の京城府（現ソウル）に京城販売店が設置され、この後新たに販売店が設置されることはなかった（「五㈢　京城販売店の設置と上海販売店の送金問題」参照）。同月常務理事川田順が兼務していたビルディング会社主管者常務に秘書役多田平五郎が就任した。これは家長住友吉左衛門友成が京都大学文学部を卒業し、大学院に進学したが、他方五月一日から合資会社社長として出勤することになったのに備えて、秘書役の下に秘書、庶務課に秘書係が設置され（資料6）、友成の年齢に合わせて社長特命事務を従来の秘書役を空席として秘書に移したためとみられる。

同月東京支店長矢島富造は、次の通り東京支店事務章程の改正を申請し、申請通り承認された（資料7）。

改正理由

一、弊店新設後満四年半ヲ経過シ其間住友家事業ノ発展ニ伴ヒ、当地方ニ於テ弊店ノ処弁スヘキ用務ハ年ト共ニ増加シ、事務ノ種類及内容モ漸次複雑多岐ニ亘リ、現行事務章程ニヨル分課ニテハ漸ク実情ニ適セサルヤノ怨ミアリ。而モ近クビルディング竣工シ、其管理事務並ニ各店部ノ守衛、使丁、交換手、雑役等使用人ノ共同使用ニヨル監督取締及自動車ノ管理等ヲ引受クルトキハ、著シク事務ノ増大ト繁忙ヲ招来スヘク、又ビルディング管理ノミニツキ考フルモ、賃借人ニ対スル関係上別個ノ係ヲ設ケ、ソノ所管ヲ明カニスルヲ便トスヘク、旁此際其分課ヲ改正シ、其実際ニ適合セシメ置クコトハ、各係ノ事務ノ混淆ヲ防ギ、其責任ヲ明カニシ、能率ノ増進ヲ計ル上

ニ於テ必要ナリト信ズ。

二、更ニ従来ノ経験ニ鑑ミルニ、弊店用務ハ官庁大会社ノ本部ヲ折衝ノ対象トシ、其他対外的ニ活動シ之ヲ処弁スル場合多キヲ以テ、自然相当ノ地位職名ヲ有セシムルコト用務処弁上必要ノミナラズ、当地支店各店部間ニアリテモ当店トシテハ一般的又ハ共通的事務ヲ処理スル関係上相当ノ職制ヲ設クルコト、用務処弁上必要ナリト思惟セラル。(後略)

右の改正理由は、東京における情報収集の必要性が増大してきたので、総務課長土井正治(T9東大法、のち本社厚生課長、化学総務部長・取締役・社長)を支店長代理者に格上げし、調査係を充実してこれに対処しようとしたことを示していた。

さらに同月開催された主管者協議会において、信託会社から「一般的経済調査ニ関スル統一的機関ノ設置ノ件」という議題が提出された。これに対する主要な意見は次の通りである。

(今井卓雄信託常務)提案理由ト致シマシテハ、現在各連系会社ガ夫々独特ノ仕事ヲシ、ソレニ必要ナ調査機関ヲ持ツテ居ルガ、ト同時ニ各社ガ別々ニ一般経済調査モ亦ヤツテ居ル様子デアリマシテ、現ニ信託ノ方デハ之ヲヤツテ居ルノデアリマス。処デ此ノ一般調査トイフ事ハ非常ニ広ク資料ヲ集メナケレバナラズ、之ニ成功スルニハ相当費用ヲ要スル問題デモアリ、又之ガ正鵠ヲ失スルトキハ各店部主管者ノ将来ノ方針ヲ誤ル虞ガアルノデアリマシテ、非常ニ大事ナ問題デアリマス。ソレデ此ノ機会ニ本問題ニ付テ皆様ノ御意見ヲ是非共御伺シ度イト考ヘルノデアリマス。

御参考マデニ三井、三菱ノヤリ方ヲ一言申上マスト、三井合名ノ方ニハ調査課トイフノガアリマシテ資料ヲ配布シテ居リマスガ、大シタ規模デハナク、本社ノ商工課デヤツテ居ラレル程度カト思ハレマス。

三菱ノ方ハ相当大規模ニ金モ使ッテヤッテ居リマス。御承知ノ財団法人三菱経済研究所ガアリマシテ大部分ノ費用ハ合資会社デ負担シ、其ノ外ニ加盟十八社モ分担シテ居ルヤウデアリマス。当研究所ノ目的並ニ事業ハ、イ内外経済一般ニ関スル資料ノ蒐集整理、ロ同調査及研究、ハ図書館ノ経営、ニ印刷物ノ出版、ホ其他評議員会ニ於テ必要ト認メタル事項トイフコトニナッテ居リマス。

当所ニ関係シテ居ル三菱部内ノ人ニ意見ヲ求メマシタ処、出資加盟者ノ数ハ十九社モアリ、自然之等各社ノ要求ニ添ッテソノ必要ナ調査ヲ一ツ一ツスルトイフ事ハ全ク困難ナ事デアッタ。ソウシタ調査ヲ統一スルノハ不可能トモ云フベキデ、各社ハ今日デモ夫々ノ調査機関ヲ持ッテ居ル、ソレデ結局当研究所ノ調査ハ一般経済ノ範囲ニ局限サレテ居ルガ、少クトモ次ノ二ツノ点ニ於テ当所ノ利益ガ認メラレル。即チ、一豊富ナ調査資料ヲ備ヘ要求ニ応ジテ之ヲ提供スルコトガ出来ル。二右ノ結果各社ノ労力、経費ガ節約セラレル、トイフ事デアリマシタ。

先日モ三菱銀行ノ人ニ会ッテ聞キマシタガ、銀行ノ方デハ信用調査ダケヲヤッテ、一般経済調査ハ研究所ヲ利用シテ居ルトノ話デアリマシタ。

何モ三菱ヲ真似ル必要ハアリマセンガ、先程申上マシタ様ナ心持デ提案致シマシタ。

（小林晴十郎合資商工課長）本問題ハ吾々トシテハ十分研究ノ価値ハアルモノト思ヒマスケレドモ、三菱ノ様ニ事業ニ直接干係アルモノ以外ノ一般的調査ヲ中央的ニ集メル事ハ尚皆様ノ御意見ヲ伺ヒマシテ、十分研究シテ見ル余地ガアルト思フノデアリマス。

私ノ考ヲ一言申上マスト、現在ノ処住友ノ各社ニハ大ナリ小ナリ調査係ガアリマシテ、直接仕事ニ干係ノアルコトニ付調査シテ居ルノデアリマスガ、御提案ノモノハ一般的調査機関トイフノデアリマシテ、之ハ今ノ処無イト申上テヨイト思ヒマス。又各社ノ調査ニ従事シテ居ル人々ガ時々集リマシテ一般的問題ヲ話シ合ヒ、又材料ヲ交換スル

打合会ガアリマシテ、最近銀行ノ方モ御入リニナツタ様デアリマス。

中央機関トイフ様ナモノハ中々一朝一夕デ実現出来ルモノデアリマセン。就テハ今申上マシタ打合会ヲ利用シ、之ヲ進展セシメテ行クトイフ風ニシテハ如何カト考ヘラレルノデアリマス。

（大屋敦合資経理部長）一般経済調査ハ無論必要ナモノトノ考ヘカラ、七、八年前小畑君ノ商工課長時代ニ本社デモヤツテ見ヨウト思ヒ立ツタノデアリマス。尤モ其以前ニモ調査係トイフノガアリマシタガ、事業調査ガ目的デアツテ、組織的ニ一般調査ヲシタ事ハアリマセンデシタ。

処デ此ノ一般調査トイフノハ中々困難ナ仕事デアリマシテ、動々モスルト世上ノ刊行物ノ抜萃ニ陥リ易ク、又ハ学究的好奇心ヲ持ツ者ノ弄ビ物トナツテ一向ニ実際仕事ノ参考ニナラヌトイフ非難ヲ受ケルノデアリマス。

ソコデ色々ト苦心ヲ致シマシテ、兎モ角モ準備行動、訓練時代トシテ五、六年ノ時日ヲカケル事トシテ、其ノ間ニ海外ノ数字ハドンナモノヲ選ビ、ドンナニ配列シ、ドウ利用スルカ等トイフ風ニ研究致シマシテ、今日デハ財界月報、海外情報等ノ刊行物モ出ル様ニナリマシタシ、又色々ノ統計図表等モ集リマシテ、私ノ部屋ニハ過去数年間ノ経済情勢ガ一応一般人ニ分ル様ニマトマツテ来タノデアリマス。

私ノ考デハ之ヲ今後次第ニ大キクシ度イト思フノデアリマシテ、今日ノ程度デ永久ニ満足スル積リデハアリマセン。然シ大キクシマスト又空理空論ノ研究ニ走リ易クナリマスノデ、大キクハシタイガ、又実際問題ヲ離レタモノトハ致シ度クナイ。何トカシテ此両者ノ調和ヲ計リ度イト思フノデアリマス。

ソウ云フ意味カラ、方法ハ小林課長ノ言ハレル打合会デモヨイシ、又岡橋（註、林銀行）常務ノ言ハレル委員会デモ結構デスカラ、上ニ申上マシタ様ナ趣旨デ以テ、本社ノ現在ヤツテ居リマス調査ヲ助長シテ頂キ度イト思ヒマス。之ハ敢テ本社デ全部ヲ統一スルトイフ意味デハアリマセン。次ニ資料ノ蒐集整備トイフ問題ニ付テハ至極同感デア

リマスカラ、今後十分協調スル様努力シ度イト考ヘマス。

（川田順合資常務理事）私は大体此ノ一般経済調査トイフ事並ニ中央調査機関ノ設置トイフ問題ニ余リ興味ヲ有タナイノデアリマス。

住友ハ営業会社デアツテ実際家ノ集ツテ居ル処デアリマスカラ、実際事業ニ必要ナ調査ヲスレバヨイノデアリマス。一般調査ニ付テハ世間ニイクラモ大キナ立派ナ機関ガアルノデアリマスカラ、気ヲ大キクシテ之等ヲ利用スレバヨイト思ヒマス。

結局資料ノ完全ナ蒐集トイフコトガ、ネラヒ所デアラウト思ヒマス。併シ此ノ資料モ住友ノ事業ニ現在関係ガアルカ、若クハ将来関係シ得ル事業ニ関スルモノデナケレバナラナイノデアツテ、余リ関係ノ無イ方面ノ資料ハ、矢張リ他ノモノヲ利用スル方ガヨイト思ヒマス。

飽ク迄モ住友ノ事業中心ニ事業ニ即シタモノヲヤルベキデアリマシテ、抽象的ナ一般論ニ走ツテハナリマセン。ソレハ大学其他ヲ利用スレバヨイト思ヒマス。

仮ニ是ニ中央調査機関ヲ設ケルトシマシテモ、人ノ問題ガ中々困難デアリマス。ソレハ何処迄モ住友ノ事業ニ基礎的ナ訓練ヲ経タ人デナイト役ニ立チマセン。ソレデ結局ハ人ヲ中央ノ一機関ニ集メル様ナ事ヲセズ、銀行、信託其他各社デ各社ノ人ヲ実地ニ即シテ訓練シ、各社ノ主管者ハ事アル度ニ其ノ人カラ聞クベキデアリマス。又平素カラソノ能力ノアル様ニ訓練シテ置クベキデアリマス。人モ中央ニ集メルトドウモ実際ニ即サナクナルシ、生キタ資料ニ遠ザカル様ニナツテ駄目カト思ヒマス。

ソレデ今日住友デヤツテ居ルモノヲ一歩進メテ多少完全ニスルトイフコトハ、結構ダト思ヒマスガ、三菱ノ様ナ機関ハ、徒ラニ金ヲ使ツテ仕方ガナイダラウト思ヒマス。

（小畑忠良電線取締役業務部長）先程カラ「役ニ立ツ一般経済調査」トイフ事ガ言ハレテ居ルノデアリマスガ、大体此ノ一般経済調査ノ目的ニハ二ツ有ルノデアリマシテ、一ハ経済界ノ大キナ流レノ方向ヲ知ルトイフコト、二ハ経済界ノ明日ノ動キヲ知ルトイフコトデアリマス。経済界ノ流レヲ知ル為ニハ、色々統計資料等ヲ参酌シテ基礎的調査ヲ為ス事ガ必要デアリ、明日ノ動キヲ知ルノハ機ニ応ジテ起伏ヲ見ル事ガ大切デアリマス。処デ一般ニ此ノ両者ヲ混同シマス為ニ、調査ノ効能トイフ事ニ付キ誤解ガ生ジ易イノデアリマス。偶々明日ノ動キヲ見誤ツタガ為メニ、方向論ノ研究ハ無益無用トハ申サレマセンシ、逆モ亦同様デアリマス。

一般ニ私共ガ日常ノ仕事ヲスル上ニ必要ナノハ明日ヲ知ルトイフ事デアリマシテ、之ニハ手近ニ在ル特種ヲ利用スル事ガ肝腎デアツテ、私ハ上京ノ都度、日銀、大蔵省等ニ就イテ研究シテ居ルノデアリマス。調査ノ仕事ヲスル者モ、方向論ノ研究ト同時ニ明日ヲ知ル事ガ必要デアリマシテ、ソレガ為ニハ知人モ多ク、広ク交際ヲシ得ル人デナケレバナルマイト思ヒマス。室内デ基礎的知識ノ研究許リシテ居ツタノデハ、動々モスルト調査人ハ軽侮サレ易イノデアリマシテ、一応ソウシタ基礎知識ノ出来タ者ニ特種ヲ知リ出ス機会ヲ与ヘル事ガ必要デアリマス。ソレデ幹部ノ人々モ、出来ルダケ自分ノ得タ特種ヲ調査ノ者ニ報告シテヤル事トシ、又調査ノ者ハ時々特種ノ多イ東京ヘ行ク事トシテ、役ニ立ツ調査ノ出来ル様心懸クベキダト思ヒマス。

（小倉正恒総理事）私ノ考デハ、技術ニ限ラズ経済ノ事ニ付マシテモ、各社ガ実地ニ即シテ独自ノ研究ヲスルト同時ニ、又根本的基本的調査ヲスル事ガ必要デアルト思フノデアリマス。学術ト実際ハ本来両立スベキモノデアリ、両方トモ必要ナモノデアリマス。

従来私ノ仕事ノ経験カラ申シマシテモ、仕事ノ上デ大方針ヲ誤リマスト自然損失モ大キク、小サイ方針ヲ誤ツタトキハ比較的傷ガ浅クテスム様デアリマス。

機関ヤ人ノ問題ハ第二トシマシテモ、基本調査ハ凡ユル事ニ付テ絶対的ニ必要デアツテ、必ズ人ニ頼ラズ自分デ調査スル事ニ心懸クベキデアリマス。

此ウシタ意味デ、私ハ機関ノ必要ヲ確信スルノデアリマス。唯、余リ金ノカヽラヌ様ナ適切ナモノヲ作ル方法方式又ハ人ノ養成トイフ様ナ問題ニ付キマシテハ、一層研究ヲ重ネナケレバナルマイト思ヒマスノデ、此ノ点ハ皆様デ可然御願致シマス。

五月、鉱山課長兼商工課長小林晴十郎は商工課長専任となり、鉱山課長に炭礦奔別鉱業所長代理者兼経理課長安井冨士三（T9東大経、安井曽太郎弟、のち鑛業取締役経理部長）が起用された。

同月工作部は住友ビル、東京住友ビルが完成し、連系会社の新規起業もなくなって赤字が続いているため、廃止されることとなり、代わりに常務理事直属の課として営繕課が設置された（資料8）。前年末別子支配人から合資会社参事となっていた増谷平八（M42東大法）が営繕課長となった。

六月、工作部長長谷部鋭吉、建築課長竹腰健造ら二九名の退職者により、株式会社長谷部竹腰建築事務所が設立された（資料9）。合資会社は資本金一〇万円、二〇〇〇株のうち一八〇〇株を出資した。長谷部鋭吉と竹腰健造が常務に就任したが、発足に当たり竹腰健造は次のように述べた[3]。

今不況のどん底に、われわれは新しく建築事務所を発足したのである。住友関係の事業会社には、今のところ殆ど建築の仕事はない。自然外部の仕事の委託によらねば事務所の経営は成立しない。結果は他の同業者との競争ということになる。しかし欧米の例からいっても、アーキテクトの仕事はプロフェッションであってオーナラブルな仕事であり、社会的な地位も普通のビジネスマンより高く見られている。請負人や一般の商人はビジネスマンであって、英国などは、手紙でも請負人に対してはミスター何々と書くがアーキテクトには何々エスクァイヤーと書いて

尊敬の意を表されている。したがってアーキテクトは請負人やビジネスマンのような、見苦しい競争はできないことになっている。

われわれは建築の技術においては、住友建築課の伝統と栄誉を受け継いでいるから、充分の自信がある。また世間も認めている。この栄誉と技術を持っておれば、不潔な技巧をろうして仕事を求めずとも、おのずから委託者があるに違いない。また醜悪な仕事の獲得はその品位を害するばかりでなく、ひいては昔育成された住友というものの世間の信用をも損ずることとなる。いかに繁栄しても、建築界から指弾され嫌悪されるようなことになりたくない。われわれは建築界全体からも、また社会一般からも尊敬される建築事務所を作りたい。

八月、川崎造船所が経営する静狩金山(北海道胆振国山越郡)と住友合資の来馬鉱山、小鉾岸鉱山を併せて、静狩金山株式会社を設立した。主管者の常務は鴻之舞鉱業所支配人小池宝三郎(M39大阪高工採鉱冶金)が兼務した(「五(二)3　静狩金山株式会社の設立」参照)。

同月、炭礦常務小川良平が北海道歌志内礦業所視察中炭車に接触して殉職し、九月後任の主管者常務に合資会社技師長古市六三(M43東大工・採鉱冶金、古市公威長男のち本社技師長・帝国鉱業開発副社長・社長)が就任した。

十月、下期の業績良好なるをもって、期末賞与の他特別賞与が支給されることとなった(資料10)。この特別賞与の実現について、常務理事川田順は自ら率先して住友の薄給主義の是正を図ったと述べている(4)。

十一月、家長住友吉左衛門友成は、近衛文麿の媒酌により西園寺八郎(公望養子)二女春子と結婚し、住友家と西園寺公望との関係は一層強固なものとなった。これに先立ち大正十五年三月、前家長友純の死去により、家督を相続した厚(友成)の後見人となった総理事湯川寛吉は、その六月住友家と西園寺公望の関係について内大臣牧野伸顕を訪問している。牧野伸顕は、夫人が元総理事鈴木馬左也の兄外交官秋月左都夫の夫人と姉妹であった関係上、住友合資会社幹部と

も親しかった。牧野伸顕はその日記に次のように記している。(5)

大正十五年六月二十二日

帰京。官舎に於て湯川寛吉（住友合資総理事）氏を迎ふ。先般住友（吉左衛門）男逝去に付同家代変はりの事とて西園寺公に対する関係も自然改まるに付、何か同家に於て取るべき手段あらば注意致し呉れとの内話あり。其後考慮を加へ中川小十郎（註、西園寺公望秘書）氏とも相談の上、此際は特に具体的な事は差扣へ、只同家及び幹部に於て故男爵生前と同様の態度を以て公爵に対し、何か特に問題の発生したる時臨機考慮する事とし、又公爵百年（註、一生）の後は八郎氏を以て親族中の重もなる相談相手とする事、住友家は当主幼年にして然かも同家の事は影響するとこ（ろ）広大にして私事たるに止まらず、国家的機関なれば前途其基礎の益々強固、安全なるは公益の為め望ましき事なれば、此辺の用意必要なるべし、余計の事ながら第三者として参考の為め希望を述べ置くと申聞けたるに、全く同感なり、此迄も左様に考へ居りたるが今御注意を拝し益々其心掛にて進むべく、尚将来何事にても具体的の御気附ある場合は御示しありたしとの事なりし。

牧野伸顕は具体的なことを何も記していないが、この直前内閣総理大臣秘書官原田熊雄は大正十五年六月四日をもって退官し、そのメモによると六月九日に湯川寛吉と、また二十一日に西園寺公望と会っており、その後七月二日付で住友合資会社に嘱託として採用された。原田熊雄の住友入社について、親友の作家里見弴は次のように述べているが、(6)事実は住友として西園寺公望の用務に当たらせるために、原田熊雄を採用したということである。なおこの先例として住友本店副支配人山下芳太郎が、明治三十九年（一九〇六）一月から四十一年七月の間第一次西園寺内閣の総理大臣秘書官を勤めたケースがあった。

大正十五年、住友合資会社に入社して間もなく、当時の総理事湯川寛吉から、西園寺は、原田に、社務の余暇、自

分の用を足して貰ひたいとの希望をもつてゐるが、住友家としては、老公の実弟にあたる先代の逝去後、その実家に対して何かと不行届がありはしまいかと、密かに苦慮してゐた折も折、幼少から老公の眷顧に浴し、よく気心も呑み込んでゐる貴下に、老公の用を承つて貰へれば、これに越した幸はない。殊に、老公自身の発意に依るのだから、誠意を以つて勤められたい、との話があり、勿論、原田は、喜んでこれを受けた。

原田熊雄は、昭和八年三月東京住友ビルディングが完成すると、四階の一室を与えられ、その活動の記録は近衛文麿弟秀麿夫人によって速記され、ビルの地下金庫に納められた。原稿は後に上記里見弾によって編集され、第二次大戦後親友松平康昌(貴族院議員、内大臣秘書官長、宮内府式部頭、宮内庁式部官長)によって『西園寺公と政局』全九巻として出版された。

原田熊雄によると、西園寺と住友の関係は、昭和六年末犬養内閣が成立し、昭和七年一月解散総選挙を前にして、次のようなものであった。(7)

先日、中橋さん(註、徳五郎内相)に会ったところ、中橋さんの言ふのに、「今の政府の困つてゐるのは、解散の費用がないことで、自分ならば二百五十万円の私財の一部も割いて百万円は作れると思ふ。三井も或る程度までは出すだらうし、自分が手をつけるつもりだつたが、犬養(註、毅首相)自身でやる様子だから自分はやはりやめた。しかし三菱や住友もどうかと思つて小倉(註、正恒住友合資総理事)に話してみたところ、小倉は『絶対にできない。今までどちらの政党にも出したことがないから困る』と言つてゐた。『しかしお前がそんなことを言ふなら、西園寺公に頼むぞ』と言つたら、『西園寺公が許される筈はない』といふ風な話で、これも駄目らしいが、どうだらう。」といふことであつたから、

自分(註、原田熊雄)は、「それは駄目です。西園寺公は前々から住友に対して、『絶対に政治の渦中に入つてはいか

ん。住友はどこまでも中立で、政治には一切関係しないやうにしなければいかん』と喧しく言つてをられるから、とても駄目です。」と答へたところ、

「あゝさうか」と言つて、「実は他の準備はすつかり出来たけれども、それだけが・・・」と非常に焦つてゐる様子だつた。

十二月、常務理事兼人事部長川田順が兼務免となり、人事部長に人事課長田中良雄が昇格した。経理部長大屋敦は肥料製造所専務山本信夫と入れ替わった。大屋敦が兼務していた総務部長には、製鋼所取締役支配人河井昇三郎が就任した。総務部地所課長篠崎兼二が退職し、林業所の合理化に成功した支配人佐伯正芳が地所課長に、後任の林業所支配人に支配人代理者兼総務課長平賀五郎（T7京大農）が昇格した。また既に述べた通り理事鷲尾勘解治が退職した。

同月総理事小倉正恒は、貴族院議員に勅選された。これに対し当時常務理事であった川田順は第二次大戦後次のように批判している。(8)

政界との結びつきは、鈴木（註、馬左也）さんはやらなかつた。「住友は政治に関与すべからず」の鉄則が、おそらく広瀬（註、宰平）、伊庭（註、貞剛）、鈴木さん達でうちたてられたのである。そして大正末期に入つてから、つまり小倉さんになつてからである。貴族院議員にはなる。台閣にも列する。中央官庁に出入りしたがる。私はその様な政治家輩の人間にかゝはる事は大嫌いだつた。一体製鋼所にしろ、住友のどこにしろ、政治家と関与する事によつて、企業がよくなつたといふ例があるでしょうか。「よい製品を安く売る」是以外にビジネスがある筈はない。東京に出て、政治家を招待して、金を使ふ事など無駄な事をしたものである。田舎者が芸者を総揚げする様なもので、向ふは一寸もほれてゐない。

このような空気が当時住友部内に感じられたのであろうか、小倉正恒は翌昭和九年五月に開催された主管者協議会に

おける訓示の中で、特にこの問題にふれ次のように述べた。

私ガ此ノ度勅選議員ヲ受諾シタコトニ就テ申上ゲタイ。住友ハ従来政治方面ニ関係シナカツタ―或ハ必ズシモソウデハナカツタカモ知レヌガ―御先代家長公ハ貴族院議員ヲ辞メラレ、湯川(註、寛吉)サンハ御退職後勅選ニナラレ現職デハオ受ケシナカツタ。住友ハ純粋ノ経済人トシテ政治ト経済トハ截然トシテ区別シテヰタノデアル。私ハ考エタ。以前ハ以前、今ハ今、時代が異フ。昔ハ政治ト経済ガ別箇デヨカツタ。殊ニ世界ノ一般状勢ハ、我国ニ於テモソウデアルガ、純粋ナ自由経済時代ト云フモノハ無クナツタ。換言スレバ統制経済ニ急転回シタノデアル。従ツテ経済政策ハ国権ト結ビ付イタ政策ガ盛ンニ行ハレルヨウニナリ、国権ヲ中心トシテ経済活動ハ指導影響ヲ受ケルノデアル。住友ノ事業経営ノ大方針ヲ誤ラヌヨウ何等カノ形デ国権ニ結ビ付キ、関係ヲ保チ、遅レヲ取ラヌヨウニスルコトハ必須ノ事デアル。

勅選議員ニナツタノハ、国策ニ参与ノ機会ヲ与ヘラレタ訳デ、此ノ好機ヲ敢ヘテ御請ケシタ様ナ次第デアル。申上ゲル迄モナク国政ニ参与スルガ政治ニハ関与シナイ。政党ニハ関係ナク独自ノ立場カラ邁進致シタイト思フテ居ル。私ハ研究会ニ入ツタガ、研究会ハ社交団体デアルカラ何ラ差支ナイ。一面カラ云ヘバ一朝有事ノ際無所属デハ相手ニシテクレナイ。発言ヲ有利ナラシムルタメニハ、有力ナ団体ニ入ツテ置クコトガ必要デアル。湯川先輩モ入ツテ居ラレタ関係モアルガ、真意ハ其処ニアリ、貴族院ニ入ツテ会期ノ1/3バカリ出席シタガ感想ハヤハリ入ツテヨカツタト思フ。委員会ニ出席シ、傍聴シタガ非常ニ有意義ダ。大臣モ丁寧懇切デ、金買上問題ニ就テ質問ヲシタ処大蔵大臣カラ親切ニ答弁ヲ賜リ大変有難ツタ。貴重ナ時間ニ出席スルカラニハ何カ収穫ガ無クテハナラヌ。暫ク此侭ヤツテ見テ無益ナラバ止メルコトニスル。

斎藤内閣ハ取柄ガナイト考ヘテイタガ、大蔵大臣(註、高橋是清)演説ハ光ツテヰタト思フ。蔵相ノ結論ハ一九三五

年、三六年此ノ時コソ真ノ非常時デ、未ダ今日ハ其ノ時機デナイ。今増税ヲヤツタナラバ、折角回復途上ニアル財界ノ芽ヲ摘ムコトニナル。現今ハ増税ヲセズ公債ニ依ラネバナラヌ。今ノ状態ハ非常ニ不安ナ状勢ニ在リ、米国等ハ最モ著シイガ、先ノ看透シガツカナイタメ、事業界、購買力モ安定ヲ欠キテヰル。斯ル時代ニハ先ヅ刺戟ヲ与ヘナケレバナラナイ。刺戟が事業ヲ動カス間ハ宣敷イノデアリマシテ、刺戟ニナル限リハ公債ヲ発行シテ、然シテ三五―六年ノ危機ニ備ヘル、トイフコトデ心強ク感ジルト共ニ、之ハ正道ナリト信ズル。私ハ米国ハ権道ヲヤツテイルカラ失敗バカリスルノダト思フ。$切下モ物価ヲ上ゲルコトナシニ、金解禁ヲヤルコトナシニ決行シテモ意味ハ無イ。正道ニ非ラザル権道ヲ踏ム限リ成功ハシナイ。蔵相ガ正道ニ拠リ、日本ガ正道ヲ歩ム限リ、安心ガ出来ルノデハナイカト思フ。皆サンモドウカ正シイ道ヲ歩カレ度シト希望スル

(二)　日本の政局の推移と常務理事川田順の退職

昭和七年下期以降回復に転じた住友全事業の業績は、九年から増益の連続となった（「二　業績」参照）。

昭和九年　これまで一月五日付で行われてきた昇給昇格が、一月一日付に変更され、前年末経理部長となった山本信夫が、技術者として電線常務秋山武三郎に次いで二人目の理事に昇格した。

二月、人事部労働課長津田秀栄（T7東大法、のち合資会社調査役・鉱山統制会理事長）は別子鑛山総務部長へ転出し、労働課渡辺斌衡（T11東大経、のち住友通信工業常務・日本電氣社長）が労働課長心得となった。

同月、株式会社住友肥料製造所は住友化学工業株式会社と改称、倍額増資により資本金二〇〇〇万円となった。翌三月合資会社は所有する化学株式を関係先及び職員に分譲した（「三　投資活動」参照）。

四月、住友の全事業の事業年度はこれまで暦年とされてきたが、伸銅鋼管の事業年度を四月から翌年三月までの会計

年度とする定款変更が承認された。これは次のような伸銅鋼管専務古田俊之助の申請によるものである。

伸庶第三五四号　　昭和九年三月二十二日

合資会社常務理事　川田　順殿　　専務取締役　古田俊之助

定款変更ノ件

当社事業年度ハ、毎年一月一日ヨリ六月三十日迄ヲ前半期トシ、七月一日ヨリ十二月三十一日迄ヲ後半期ト致来リ候処、当社製品ハ軍需品タル関係上、其納期ガ陸海軍其他官庁年度末ノ一、二、三月ニ偏スルコトトナリテ、前半期ト後半期ガ不均衡ト相成ル関係モ有之、一方陸海軍其他官庁ノ予算ノ内示ガ毎年一、二月ト相成ル為メ、毎年会計見積書ヲ十一月中ニ作成スルニ付不便不尠候ニ付テハ、今後ハ事業年度ヲ官庁ノ事業年度ト一致セシメ、毎年四月一日より三月三十一日迄ヲ以テ一期ト致度。尚之ニ関連シ、昭和九年ニ於テハ便宜一月一日ヨリ三月三十一日迄ヲ一期トシ決算ヲ致ス等其他二、三ノ点ニ付、別紙(註、略)第一次案ノ通リ定款ヲ改正致度候間御承認被下度候。

(後略)

五月、土佐吉野川水力電氣株式会社は四國中央電力株式会社と改称、倍額増資を行い、資本金一〇〇〇万円となった。なおこの際株式の一部を公開した(「住友合資会社(中)」の「五㈣　土佐吉野川水力電氣株式会社の連系会社指定」参照)。

六月、国産原料によるアルミニウム製造のため、住友アルミニウム製錬株式会社が設立され(資本金一〇〇〇万円、合資会社三五%、伸銅鋼管二五%、化学一五%出資)、連系会社に指定された。主管者常務取締役には山本渙(M40京大理工・物理、電線取締役・合資技師長)が就任した(「五㈣　住友アルミニウム製錬株式会社の設立」参照)。

七月、合資会社事務章程改正により、駐在員設置が定められ、大連駐在員事務所が設置された(資料11)。従来ベルリ

ン等の駐在員は、合資会社各課から派遣されたものであったが、大連駐在員は特定の部課に所属しなかった。

同月、別子鑛山専務竜野昌之が辞任し、常務取締役三村起一が後任の主管者専務に就任した（「住友合資会社（中）」の「五㈢　住友別子鉱業所の住友別子鑛山株式会社への移行」参照）。

九月、満洲において住友伸銅鋼管の技術を導入して継目無鋼管の製造を行うことを目的として満洲住友鋼管株式会社が設立され、連系会社に指定された。資本金一〇〇〇万円で、合資会社は四〇％を出資した（伸銅鋼管六〇％出資）。主管者専務取締役は、伸銅鋼管専務古田俊之助が兼務したが、その下の常務に合資会社総務部地所課長佐伯正芳が転出した（「五㈤　満洲住友鋼管株式会社の設立」参照）。なお地所課日比文雄（T11東大経、のちビルデイング支配人、戦後大阪建物社長）が地所課長心得となった。

十月、下半期期末賞与で各社の業績に応じて、各社の総人員に対する期末賞与金規定給与総額の何割かの範囲内で臨時割増賞与の支給が決定された。住友ではこれまで連系会社の業績によって賞与に格差をつけるということはなかったのであるが、この決定は連系会社の業績の格差が無視できないほど大きくなったことを示している。

十一月、住友別子鑛山新居浜製作所が分離独立して、住友機械製作株式会社が設立され、連系会社に指定された。資本金五〇〇万円で、合資会社は二六％を出資した（別子五〇％、製鋼所二四％）。主管者の常務取締役は別子専務三村起一が兼務した（「五㈥　住友機械製作株式会社の設立」参照）。

同月静狩金山は会長制を設け、連系会社に準じ総理事小倉正恒が会長に就任した。また博多販売店は福岡販売店と改称した。これは福岡住友ビルディングの完成に伴い、入居する銀行、信託、生命保険等の各支店が福岡支店と称するのに合わせたものである。

昭和十年　一月、人事部長田中良雄は人事課長兼務免となり、人事課長代理香川修一（T13東大法、のち住友電氣工業常務

・常任監査役、日新電機社長）が昇格した。香川の日記によれば田中は香川が着任すると、早速香川に対し次に述べるような四月に入社する住友各社の新人全員の歓迎懇親茶話会の企画を命じたものとみられる。田中は既に昭和八年十二月人事部長に昇格すると、かっての総理事の鈴木馬左也や湯川寛吉にならって、月二回（第一・第三水曜）面会日を定めて自宅（大阪市東区谷町社宅）を開放し、各社職員の来訪を歓迎していた。同月、日本板硝子は会長制をとり、連系会社に準じて総理事小倉正恒が会長となった。また電線では伸銅鋼管・製鋼所と同様専務制をとり、常務秋山武三郎が専務取締役に、取締役小畑忠良が常務取締役に就任した。

総理事小倉正恒は、前年末頸部に腫瘍ができ、正月早々手術したが、容態が悪化し、一時は重体に陥り、二月半ばようやく退院することができた。川田順夫人の日記によれば、川田は、鈴木馬左也が一九年間も総理事を続け、しかもその後中田、湯川、小倉と順番に総理事に就いて人事が停滞していたので、小倉はこの大病を機に引退すべきであったと批判していた。

四月、好況を反映して、昭和十年の学校卒業生の新規採用は、九年の二九八名から約一〇〇名増加して三九四名に達した。これらの大量の新卒を迎えてその各社への配属が終わった四月十九日住友では初めて全員を大阪の住友ビル（現住友銀行本店ビル）六階食堂に集め、歓迎懇親茶話会が開かれた。この新入生歓迎懇親茶話会は総理事の挨拶、理事（当初は今村幸男）の講話、新人代表の答辞という形式を踏襲して昭和十六年まで続けられた。もともと住友では大正末から昭和初にかけて、例年二〇〇名以上採用してきたが、不況のため昭和五年には二〇〇名を割って一七五名となり、六年一〇六名、七年五八名と採用数は激減し、八年に至ってようやく一六一名に回復していた。こうした新卒の採用は、既に述べたように合資会社人事部が各店部連系会社の需要に基づき一括して行っていたが、合資会社人事部は選考終了後直ちに合格者に対し配属先を通知し、新卒は現在のように四月一日に一斉に入社するのではなく、学校卒業後配属先の指

第1表　職員数比較表（各年末）

（単位：人）

資　　格	昭和5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年
高等職員	9	9	8	7	11	11	9
一等職員	32	32	35	46	52	46	54
二等職員	997	925	899	903	970	1,086	1,186
三等職員	2,068	2,114	2,100	2,153	2,220	2,276	2,366
四等職員	1,066	1,025	1,028	1,014	1,124	1,325	1,502
医務職員（四等相当以上）	81	80	83	87	93	101	140
学校職員	40	38	39	40	44	47	47
嘱託員　（四等相当以上）	49	39	44	49	51	55	27
補助職員	836	763	780	831	863	926	971
医務職員（補助相当）	26	23	24	26	24	25	24
嘱託員　（同）	6	1	2	4	4	5	4
小　　計	5,210	5,049	5,042	5,160	5,456	5,903	6,330
準職員	1,512	1,484	1,528	1,713	1,968	2,228	2,478
合　　計	6,722	6,533	6,570	6,873	7,424	8,131	8,808

出典：各年「処務報告書」

定した日時に各々出頭し、入社していた。しかしまず住友銀行では大正十一年に三五〇名という大量の新卒が従来通り二月末から四月末までに五月雨式に入社する事態となった上、大正十二年からはこれらの新卒をすべて実務講習会に参加させることとしたため、同年から現在のような原則として四月一日に全員を集合させて入社式を行う形となった。銀行に次いで比較的新卒者の多い住友信託が設立直後の大正十五年から、また新たに連系会社に加わった住友生命が昭和二年から、合資会社本社と伸銅鋼管が昭和三年から同様に四月一日に入社式を行い、辞令を交付することとなった。これは「住友合資会社（中）」の「一　統轄システム」で述べたように合資会社本社でも昭和三年から実習が本格化したのに伴いとられた措置とみられる。なお合資会社本社ではこうした四月一日の輻輳を避けるためか、あるいは当時四月三日が神武天皇祭で祝日であったためか、昭和六年から入社式を連系会社から遅らせて四月四日に設定していた。

不況の間採用減と平行して人員整理が実施されたため、住友の全事業の職員数は六〇〇〇人台にとどまっていたが、準職員を含めた大量採用により昭和九年末に七〇〇〇人台、十年末には八〇〇〇人を超えるという急膨張を示した（第1表）。特に製造会社の増加ぶり

第２表　合資会社(店部別)・連系会社人員表（各年７月１日現在）

（単位：人）

店部・連系会社	昭和６年	７年	８年	９年	10年	11年
合資会社(本社)	266	260	242	254	279	305
大連駐在員	—	—	—	—	3	3
東京支店	12	13	38	42	44	45
鴻之舞鉱業所	31	36	48	62	89	113
大萱生鉱業所	9	9	9	13	16	17
高根鉱業所	6	6	6	5	5	6
林業所	36	30	28	30	31	34
東京販売店	59	56	60	67	69	72
横須賀販売店	3	3	5	5	5	7
名古屋販売店	6	6	6	6	6	6
神戸販売店	7	6	6	9	13	15
呉販売店	6	6	6	9	8	8
博多・福岡販売店	7	7	8	8	9	8
京城販売店	—	—	6	7	8	10
上海販売店	4	4	3	6	5	5
大阪住友病院	60	58	58	63	61	62
住友別子鑛山	521	475	478	492	455	498
住友炭礦	398	370	374	364	400	421
住友伸銅鋼管	273	277	290	311	367	—
住友製鋼所	201	195	209	236	260	—
住友金属工業	—	—	—	—	—	743
住友電線製造所	238	243	258	278	288	312
住友肥料製造所	114	119	142	—	—	—
住友化学工業	—	—	—	191	234	261
住友アルミニウム製錬	—	—	—	15	28	38
満洲住友鋼管	—	—	—	—	20	40
住友機械製作	—	—	—	—	98	115
住友銀行	2,195	2,168	2,183	2,216	2,280	2,344
布哇住友銀行	9	8	8	8	8	8
シアトル住友銀行	5	5	5	5	6	6
加州住友銀行	5	5	5	4	4	4
住友信託	182	181	191	207	219	221
住友倉庫	278	260	264	262	262	260
住友生命保険	266	301	325	372	441	549
住友ビルデイング	6	6	6	6	6	7
大阪北港	29	31	33	37	39	39
土佐吉野川水力電氣	18	19	21	—	—	—
四国中央電力	—	—	—	25	37	44
本家詰所	28	28	27	26	25	24
合　計	5,278	5,191	5,348	5,641	6,128	6,650

註：準職員以下及び兼務者を除く。
出典：各年「住友職員録」から算出、昭和6年のみ８月１日現在。

第３表　合資会社本社部課別人員表（各年７月１日現在）

（単位：人）

部課・役職	昭和６年	７年	８年	９年	10年	11年
総理事	1	1	1	1	1	1
理事	6	6	6	6	6	6
監事	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)
参事	—	1	—	—	—	—
監事附属員	—	—	1	1	1	2
検査	9	10	12	12	12	17(2)
調査	—	—	—	—	—	3
秘書	3	3	1	1	1	1
人事部	1(1)	1(1)	1(1)	1	1	1
人事課	16(2)	16(2)	16(2)	17(3)	17(1)	18(1)
労働課	12	15	15	14	14	14
経理部	5	6(1)	7(1)	5(2)	3(2)	2(2)
鉱山課	14	16	16	21	32	43
商工課	25(3)	24(1)	18	22	25	25
総務部	1(1)	2(1)	2(1)	2	2	2
庶務課	3	1	1	1	1	1
文書係	7	8	7	6	9	9
庶務係	11	11	11	12	9	11
秘書係	—	—	3	3	3	3
守衛	33	37	39	40	40	39
会計課	1	1	1	1	1	1
主計係	5	5	4	3	4	6
計算係	8	8	7	8	8	8
出納係	7	8	8	6	8	8
用度係	2	2	1	2	3(1)	3(1)
地所課	14(3)	15(1)	12	11	10	11
工作部	2(1)	2(1)	—	—	—	—
建築課	56(3)	46(3)	—	—	—	—
工作課	15(2)	—	—	—	—	—
工務課	16(1)	14(1)	—	—	—	—
営繕課	—	—	24(1)	20(1)	14	15
嘱託事務	1	1	1	1	1	1
実習	5	2	17	19	31	34
他社在勤	4	10	16	24	26	26
合　計	266	260	242	254	279	305

註：準職員以下を除く、括弧内は兼務者の内数、他店部を兼務する者は含まない。
出典：各年「住友職員録」から算出、昭和６年のみ８月１日現在。

が顕著であった(第2表)。また合資会社本社も工作部の解散により一時縮小したが、その後朝鮮の鉱山の買収によりそれらへの出向者を含む鉱山課の人員が大幅に増加し、また本社に在籍のまま日本電氣・大日本鑛業・土肥金山・静狩金山等経営を継承したり、新設された企業への出向者も増加して、昭和十一年央には本社の人員も三〇〇名を超えた(第3表)。昭和十一年にも十年と同様四〇〇名近い新卒の採用が予定されていたので、その大半を占める中等学校卒業生を収容する独身寮の建設が急務とされた。

住友の独身寮は、大正七年に開設された総合寮の寧静寮(大阪市南区鰻谷東之町、旧住友本邸南園跡、一二〇名収容)と大正九年開設された銀行の致遠寮(大阪府豊能郡豊中村、現豊中市一五〇名収容)があった。総合寮には、合資会社と銀行以外の連系会社に配属された新卒者を合同で入寮させており、大学卒業者の寮長と数名の六畳室委員(各自に六畳の個室を与えたのでこの名称がある)をして寮生の指導監督に当たらせていた。こうした人員急増に対処するため、昭和十一年四月猶興寮(兵庫県西宮市今津浦風町、一二〇名収容)、十二年二月自勝寮(大阪府中河内郡八尾町山本、現八尾市一一三名収容)が完成した。しかしその後も人員増加が続いたので十三年には銀行の致遠寮を総合寮として銀行以外の連系会社配属者も入居させ、十四年二月日慎寮(大阪府三島郡千里村字片山、現吹田市一四九名収容)、十五年三月謙和寮(兵庫県武庫郡鳴尾村、現西宮市三〇四名収容)、十六年三月遜志寮(謙和寮西隣、三三四名収容)と淡成寮(東京市渋谷区代々木西原町、一〇七名収容)と相次いで完成させていった。

昭和十年五月、上半期賞与には好業績を反映し、二等職員五割、三等職員乃至準職員には四割の臨時特別賞与が支給されることとなった。なお十月には下半期賞与も同様の特別賞与の支給が決定されている。かくして特別賞与の支給は最早恒常化したのである。

八月、経理部鉱山課長安井富士三は別子総務部副長兼経理課長へ転出し、別子総務部労働課長兼庶務課長神田勇吉

（T10東大法、のち商工課長・経理部次長兼鉱山課長・安東軽金属専務・住友化学取締役）が後任の鉱山課長となった。

同月、停年規程が再び改正され、停年の例外「総理事及理事ニシテ銀行取締役会長ノ職ニ在ル者」の項中「理事ニシテ」の次に「監事若クハ」が挿入された（資料12）。この改正は、挿入文言から明らかな通り、理事兼監事松本順吉を対象としたものであった。松本順吉は昭和八年一月停年のところ三年間延長され、十一年一月に退職の予定であったが、この改正により引き続き在職し、十三年一月退職した。松本順吉は、明治六年生で、総理事小倉正恒より二歳年長であったが、同じ石川県金沢市の出身で、共に第四高等学校から東大法学部を明治三十年に卒業し、内務省に入省した仲間であった。明治三十二年小倉正恒は退官して住友に入社したが、松本順吉は同年文部省に転じ、四十年に至って住友に入社した。おそらく小倉正恒の推薦によるものと思われ、以後住友部内の席次は小倉正恒に次いでいた。今回の改正も八代則彦の場合と同様小倉正恒の指示によるものであろう。なお翌十一年一月の松本順吉の停年再延長に合わせて、監事附属員生野章作が検査役兼務となったことは、「住友合資会社（中）」の「一㈡1　監査及検査規程」で既に述べた。

昭和五年小倉正恒が総理事に就任して以来満五年を経過した。川田順夫人の日記によれば、川田は、小倉に引退する意思がないので、次のような組織改正を提案し、明治三十七年総理事伊庭貞剛が理事河上謹一や田辺貞吉とともに辞職して鈴木馬左也に譲ったように、小倉、川田の両名がともに退職することを迫ったということである。すなわち川田のいう組織改正とは、合資会社から銀行、信託、生命保険の金融部門を切り離し、合資会社は鉱業、商工業にのみに限定するという内容であった。したがって総理事制は廃止して理事長制とし、理事長に古田俊之助（当時住友伸銅鋼管専務）を起用するというものであった。これに対し小倉は、川田の趣旨は了解したが、実施は時期尚早として見送られた。なおこの川田の組織改正案については、次章「住友合資会社の解散と株式会社住友本社の設立」において改めて検討することとしたい。

九月、住友伸銅鋼管株式会社と株式会社住友製鋼所が合併し、住友金属工業株式会社が発足した（「五㈦　住友伸銅鋼管と住友製鋼所の合併による住友金属工業株式会社の発足」参照）。資本金四〇〇〇万円であったが直ちに増資して五〇〇〇万円とし、株式を公開した（「三　投資活動」参照）。伸銅鋼管専務古田俊之助が主管者の専務取締役に就任した。

十月、総務部庶務課長加納純一（T8東大法、T10住友入社、のち生命常務・社長）は生命営業部長へ転出し、庶務課富岡末雄（T3東亜同文書院、T7住友入社、のち上海販売店支配人・本家詰所支配人）が庶務課長に昇格した。

十二月、ビルデイング常務多田平五郎が停年のため辞任し、後任の常務は多田平五郎の就任以前の形式と同様合資総務部長河井昇三郎の兼務となった。

常務理事川田順は小倉正恒との連袂辞職を小倉に拒否されたので、単独で退職の時期を考えていたと思われるが、他方で川田に退職を余儀なくさせる事態が進行しつつあり、この年末「肝が決まり、年改まったらば遅くならぬうちに辞職するつもり」だったという(9)。その日は恒例の総理事小倉正恒の年末挨拶の日でもあった。この挨拶の中で特に女性問題について改めて注意を喚起するくだりがあり、しかもその際総理事は川田順を一瞥したことに、ほとんどの職員が一般的な注意と聞き流した中で、人事課員田中季雄（S5京大経、のち住友金属常務・住友軽金属社長）だけはそれを見逃さないで、挨拶終了後に指摘したという(10)。

当時の住友において女性問題については、たとえば住友部内に勤務する職員間の結婚については、女子職員だけではなく男子職員も退職するという取り扱いがなされていたほど厳格であったので、のちに述べるように幹部に女性問題が生ずれば、一層弁解の余地は無かったものと思われる。

昭和十一年　は既に述べた昭和七年と同様選挙で明けた。昭和七年の場合は政友会が勝利を納めたが、五・一五事件で首相の犬養毅を失い、以来政友会は多数を占めながら挙国一致内閣のため政権につくことができなかった。したがって

昭和九年七月成立した岡田内閣に対しても非協力的であったので、首相岡田啓介は、第二党の与党民政党の勝利を望んで一月二十一日衆議院を解散した。当時民政党の代議士であった松村謙三（のち改進党幹事長、鳩山内閣文相）は次のように述べている。(11)

当時、元老・重臣の間では、西園寺公をはじめとして、時局を収拾するために、やむをえず挙国一致内閣をつくったのだが、憲政の常道として、なんとかして政党内閣にかえしたい―と一方ならぬ苦心努力をされた。斎藤実内閣が瓦解したのちに、やはり挙国一致の形式をもって岡田啓介内閣が成立をみたのであるが、民政党は全面的に協力する態度をとったのに、政友会は反発して正面から抗争をいどむという状態であった。なにしろ政友会は前回の総選挙で三百三人という大多数を得ており、なお二百七、八十人の勢力を保持しているので、岡田内閣としては民政党を与党に衆議院を解散し、政友会を相手に信を国民に問うほかない立場になってきたのである。第六十八議会の休会明けに、政友会の不信任案を迎えて政府は衆議院を解散した。昭和十一年の一月二十一日、その選挙は二月二十日となったが、このとき、岡田首相は選挙資金として百万円を提供した。民政党から入閣していた町田総裁は、与党側の選挙長という格であったが、当時の百万円という巨額には、さすがに驚いた。そして与党内では、その出所をいろいろと推測したが、だれも知るものはなく、結局は「首相と同じ福井県出身の関係で、土木建築の飛島組、熊谷組あたりから出たのではあるまいか。そのほかには、どうも心当たりがない」というわさにとどまった。

さて、戦後になってから、私（註、松村謙三）が「町田忠治翁」の伝記編さんにあたり、その資料の検閲・執筆にとりかかるとき、関係事項の正確を期するため岡田元首相を訪問したが、そのときに「百万円問題」にふれて「飛島組とか熊谷組とか、そういう説もあったが、いったい真相はどうなのですか」と聞いた。すると岡田氏は、それはとんでもないことだ。飛島や熊谷などではない。実はこうなのだ。―

時局に対処する方策として、どうしても衆議院を解散する道を選ぶほかないと、そう決意を固めて興津の坐漁荘に元老西園寺公を訪問して、その了解をもとめた。（註、昭和十年十一月十六日）そして民政党を与党として、政友会と戦おうとする所信を、くわしく述べて同意をこうたら、じっと聞いておられた公は、しばらくしてから「お話をうけたまわってみると、やむをえますまい。どうぞ、十分の成算をもってやられたい」とはっきり言われた。それではじめてほっとして、あいさつして座を立ちかかると、公は「ちょっと・・・衆議院を解散して総選挙となるのだが、選挙は金のいるものです。そのご用意はできておりますか」と聞かれた。私には思いもよらぬことなので「はっ、ご存じのとおり、私は一介の武弁で・・・そういうことは用意ができておりません」と言うと、公は「いや、貴方の言われることもよくわかるが、それでは私が、些少ながらご用立ていたしましょうから・・・」と静かに言われた。

いかに好意をもたれるからといって、これが元老の言われることなので、びっくりしたわけだが、「なに、たいしたことではあるまい」ぐらいに考えて帰京したのであった。すると間もなく興津からの使者であるといって、私の手許に百万円の金がとどけられた。それは、大阪の住友の大番頭小倉正恒氏の手を通じてだ。それを選挙資金として提供したのが真相だ。―と、これが岡田元首相の直話だ。

昭和十一年の年が明けて、原田が岡田首相に会うと、首相は「どうしても休会明け劈頭に議会を解散しなければならん」（六日）とか「解散の用意をしなければならん」（七日）と話していた。[12] これを受けて原田の手帳によれば十一日原田は小倉正恒と会談しているが、これは西園寺が岡田に約束した一〇〇万円の受け渡しについての打ち合わせであったとみられる。その後岡田啓介によると「住友なんてわたしは知らないが、もう先方との話はついているとのことなので、松平康昌侯（註、既に述べた原田熊雄の親友）に京都までその金をとりにいってもらった」ということである。[13] また住友合

資会社の元帳によると、一月二十七日住友家会計に対し五〇万円を融資している。一方住友家会計では昭和九年度の合資会社配当金五五〇万円が昭和十年七月に入金済みとなっており、昭和十年下期末貸借対照表によるとその一部が一〇五万円の特定金銭信託となっていた。この特定金銭信託はその後昭和十一年一月十七日七〇万円、二十二日一二万円、二十五日二三万円と取出され、仮出金の形で十七日に三〇万円、二十七日に七〇万円が支出されている。これらの中から二十七日に京都鹿ヶ谷の住友別邸で総理事小倉正恒が松平康昌に対し合計一〇〇万円を手渡したものと思われる。何故原田自身が京都まで出向かなかったのかという疑問が残るが、これは原田が「二十四日から風邪を引いて、二十七日の朝まで寝てしまった」[14]ためである。後に原田自身が「先日病中自分に代って松平侯に公爵（註、西園寺）の所に行ってもらった」と述べているのは[15]、この岡田首相に対する一〇〇万円手渡し完了の報告であろう。

その後合資会社の元帳によると十一年三月末に上記融資分五〇万円が返済されており、また住友家会計の別途費では昭和十一年上期末に仮出金の三〇万円と七〇万円の計一〇〇万円の支出が特命支出金として振替え整理されているのがこの一〇〇万円の支出を裏付けるものと考えられる。

松村謙三はさらに次のように述べている。

その後、私は西蔵（チベット）語「大蔵経」の出版で、故小倉氏にしばしば面接する機会を得た。あるとき、その話を小倉氏に聞いてみた。すると、小倉氏はうなずいて、感慨深げに語った。「それは確かに事実です。そのときに老公は私を呼ばれて、これこれ、しかじかの次第だから百万円ほど調達してもらえまいか―との仰せでした。住友家の当主は、ご存じのように老公の弟（註、甥）に当たる親戚関係にあったからでしょう。老公は久しく政友会総裁たる地位におられましたが、住友家に、そのように多額の用達を依頼されたことはなかったし、とにかく百万円の巨額でありましたから驚きました。しかし、それはよくよくのことと拝察したので、老公の意中を推して、その配

慮をいたしたのであります。いわゆる非常時局―軍部の強圧によって、政党が日に日に萎縮する情勢を見ると、政治の前途はどう成りゆくか。老公はこれを憂えられて、政治の軌道を正しく持ち直させたい、そうした意向から、岡田内閣を支持されたことと信じます。政友会にたいする旧縁と感情とを超越される心事を察しまするとと、一意、国家を思われる公明な至情に感嘆するほかはなかったのです。当時は秘密にされたのですが、もういまとなってはなにかの機会に発表されても、さしつかえなかろうと思います」と、西園寺公の依頼をうけた前後の事情を語られた。

西園寺公は伊藤公の後を受けて政友会の総裁となられ、政友会を手塩にかけて守り育てられた人であるのに、その政友会を打破し、反対党の民政党を味方として解散の決意をした岡田内閣に了解を与え、そのうえ巨額の選挙資金まで配慮寄付せられた公の気持ちは、なんとかして重大な時局を匡救し、憲法を護り議会政治を正しく守りたててゆきたい一心・・・であったことが思い知られる。総選挙は、その二月二十日に行なわれ、その結果は民政党が大勝を博して第一党となり、政友会と地位を逆転したが、その二月二十五日にとくに臨時閣議を開き、選挙の結果を報告して、岡田総理大臣はじめ各閣僚は喜色満面、凱歌をあげた。その閣議後には祝賀の午さん会を開いたが、内田信也氏の発議で祝勝の杯をあげ、高橋是清翁が音頭をとって万歳を唱えた。なんぞ計らん、それから二十時間と経たない二十六日の早暁、二・二六事件は勃発し、その首相官邸は襲撃を受けて、祝杯をあげた高橋翁は非業の死を遂げ、西園寺公の苦心も、岡田首相以下の努力も、すべて水泡に帰したのであった。

二月二十六日、総理事小倉正恒は上京の途次にあったが、急遽大阪にとって返した。事件では、住友と関係の深い西園寺公望は青年将校側の意見不一致で襲撃を免れたが、牧野伸顕は湯河原の旅館で襲撃されて辛うじて脱出した。そして何よりも第二次襲撃目標には家長住友吉左衛門友成の名前さえ上がっていた。その夜半歌人五島茂によると[16]、常務理

事川田順が「急に住吉（註、兵庫県武庫郡住吉村、現神戸市東灘区、川田順宅のあった御影町に隣接）の拙宅に自動車で来訪され、自分は生命の危険を感じているからと密封した書類袋を手渡され、これを暫く預ってほしいといわれて、急いで帰ってゆかれた。二・二六はまもなく叛乱軍が鎮圧されて書類袋もお返ししたが、その内容についてはおききしなかった。」ということである。一方川田順は既に述べた通り年が改まったら遅くならないうちに辞職するつもりでいたところへ、突然事件が勃発し、この事件の成行如何によっては辞職するどころではなかったので、事件が鎮静するまで辞職できなかったのであると説明している[17]。

五島茂と川田順の両者の話を総合すると、五島茂の預かった書類は金に関係するものではなかったかと推定される。当時合資会社において、正式に会社として行った寄付援助は相手先・金額がすべて把握されているが、それ以外に社内的に相手先を明示し得ない支出は総理事・常務理事の特命支出の形で行われており、昭和十年度で総理事・常務理事本人に対する俸給・賞与・交際費の他にこうした特命支出を含めると、特命支出の総額は総理事小倉正恒で一三七万円、常務理事川田順で一四七万円に上がっているからである（常務理事の方が多いのは高等職員の賞与・退職慰労金の支出が常務理事経由で行われているからである。領収書があれば当該団体・個人の所得になるが、税務上使途を明らかにできないと家長の所得とみなされている。たとえば退職慰労金において、規程額分は受取人の課税所得であるが、加算分は受取人の課税所得分と家長の所得分に分けられており、功績があったと評価される者ほど当然ながら後者の比重が高くなる。これは規程のなかった個人営業時代の家長からの慰労金の名残りとみられる）。今回の二・二六事件においても、三井は北一輝に年間一〇万円程度の補助を与えていたので池田成彬は襲撃を免れたという[18]し、さらに昭和八年明倫会を創設した石原産業社長石原広一郎は明倫会理事退役陸軍少将斎藤瀏に援助をしてきたが、特に事件直前に与えた金が事件の決行資金に使用されたため反乱幇助に問われたケースがあり[19]、住友として直接事件に結びつく資金ではなかったにせよ、事件関係者と全く無縁であったとは言い切

れないのである。

特に上記斎藤瀏は陸軍軍人であると同時に、川田順と同じ佐々木信綱の主宰する竹柏会に属する歌人であった。昭和五年退役後経済的に逼迫していた斎藤瀏に対し、川田順が全く無関係であったか疑問である。事件後、佐々木信綱以下竹柏会の幹部が豊多摩刑務所で服役中の斎藤瀏を見舞う中に、既に住友を退職して時間的に余裕があった筈の川田順の姿は見られなかった。[20] 川田順は、斎藤瀏が昭和十三年九月仮釈放され熱海で静養中の昭和十四年、斎藤瀏からの要請で事件後初めて熱海に出かけて会っているのは、この間の事情を物語っているのではなかろうか。[21] 上記石原広一郎は、東京憲兵隊本部の事情聴取に対し次のような感想を提出しているが、[22] 川田順も西園寺公望や牧野伸顕、果ては家長にまでも累を及ぼしかねなかった斎藤瀏との関係について石原広一郎と同様の感想を抱いていたのではないかと思われるのである。

私の斎藤君に渡した金の一部が事件に使用され、斯る大事件を見るに至つた事を知るに及び、私は昭和七年初め腐敗堕落せる政治、国民生活の不安、思想の悪化より現状に放任せば何日不祥事が起るやも不計、之を未然に防ぐには政治家、実業家は勿論、官憲の反省を促すにあり。又一方には青年の気分を融和し、以て平和裡に庶政一新し非常時打開するに在りとして、五ヶ年画し来りたるに、事が反つて逆の事実を産みたることは真に恐縮に堪へず。

三月二十日、元住友総本店理事久保無二雄が死去した。既に大正七年に住友を退職した過去の人であったが、大正十一年四月住友吉左衛門友純から継嗣厚の補導役として訓育・補導に当たることを仰せつかっていた。この久保無二雄の死去によって、川田順にとって住友退職後の身のふり方について、報道機関に対する説明がつけられることとなり、総理事小倉正恒に辞意を表明したものとみられる。すなわちそれは、家長友成(厚)は既に成人し、結婚もしているので補導役というわけにもいかないので、川田順は「住友家の内事に関与する為」退職するというものであった。川田順夫人

の日記によれば、川田は同時に夫人に対しても退職の理由を久保の後任と説明しているが、夫人からそれが果たして常務理事を辞任してまでもやらなければならない仕事であるかと追求され、最後にはそれが全くの口実にすぎないことを認めざるを得なかった。

川田順の辞意を受けて、総理事小倉正恒は後任の人事異動を五月十日停年退職する理事兼電線専務秋山武三郎と共に、五月九日土曜日に行うこととし、四月十八日川田順に伝えると同時に人事部長田中良雄に後任人事案の検討を命じた。田中良雄から話を聞かされた人事課長香川修一は日記に次のように記している。

> 今日夕方部長より意外なる青天の霹靂とも云ふべき人事の大異動の案を聞く。呆然たらざるを得ない。色々部長と案を練る。今回の異動川田氏の退引、結局人格の必要、女色の危険と云ふやうなことを痛感する。

年末総理事小倉正恒が暗示した女性問題がやはり存在していたということである。この時期川田順の女性問題といえば、のちに自ら『葵の女』を著して明らかにした徳川慶喜八女国子との交際であった。この初恋は、川田順が一高に入学した直後の明治三十三年二月国子が親友の川田順の妹を訪問したのがきっかけであったが、その後川田順と同じ明治十五年一月生れの国子が大河内家に嫁ぎ、一方川田順もまた明治四十年自ら望んで住友に入社して大阪へ移り、四十三年に河原林和子と結婚したことで一旦終わりを告げた。ところがその後大正十三年に至って国子から川田順に詠草の添削の依頼があり、さらに昭和三年には大河内家公認の下で二人の交際が再開されていた。問題は川田夫人の方であった。大正六年住友に入社し、川田順の勧めで竹柏会に入会した歌人山下陸奥は、川田夫人について次のように述べている。(23)

> 川田さんの前夫人は、礼儀の正しい賢夫人型の人であった。たとえば私などが訪問しても、紋付の羽織に着替えて応接間に出て挨拶されるというぐあいであった。しかし、川田さんは仕事の関係で毎夜のように宴会がつづき、料亭等への出入が多く、住友の重役であり金廻りはよく、しかも美貌ときているからその方面でのもてかたは大した

ものであった。したがって夫人の心労も多かったと思われるが、しかし夫人は短歌に理解もなく、その家庭生活は決して温かいものではないようであった。

また昭和五年夏御影の川田邸に逗留していた親友武林無想庵は次のように記している。[24]

川田順はわたくしの顔を見るなり身辺のことを語り出すのでした。問題は、彼の学生時代の初恋で、その後今日までずっと続いている、徳川十五代将軍の娘にまつわるいきさつでした。そして、それが三度目なので、こんどというこんどは我慢のできない和子夫人の逆鱗にふれ、ハタと当惑している際でした。一時は丹波の里へ戻り離婚沙汰まで起ころうとした気勢をみせましたが、元来保守主義の京都人なる夫人は、こんどもスキャンダルを怖れて我慢したと見え、表面はわたくしにはもちろん、二人の女中や書生に対しても、つねに変わらぬ無事な主婦姿を毎日見せていました。

川田順はこの武林無想庵の話をわざわざ自らの『私の履歴書』に取り上げ、武林の記憶力は定評があるけれども、離婚沙汰云々は間違いで、「ボクは住友在職中、家庭争議を起こすごとき行為はしなかった」と断っているが、この昭和五年の場合は表沙汰にならなかったために、川田順は常務理事に昇進することができた。しかし今回の場合は、夫人は退職に納得がいかないまま、真の理由は隠し通されたが、五島茂が「竹柏園のふるい仲間たちには有名だったこの『葵の女』との事件の噂が住友のワクにひびかなかったとは私には考えられない」と指摘しているように、[25]小倉正恒の方が川田を切らざるを得なかったのである。

五月九日、常務理事川田順が退職し、翌十日停年退職する理事秋山武三郎の二人の後任として、生命専務国府精一と金属専務古田俊之助が理事に就任した。これと同時に合資会社事務章程が改正され、常務理事制を廃止して担当理事制とし、理事国府精一が人事部・総務部を担当した(経理部は理事山本信夫が部長兼務)。この合資会社の人事異動に伴い、

連系会社の主管者の異動が生じた。理事国府精一は生命専務を辞任したため、倉庫常務北沢敬二郎が生命専務に、倉庫常務には倉庫取締役松井孝長（T5東大法）が昇格した。電線専務秋山武三郎の後任には常務小畑忠良が昇格した。常務理事の廃止で検査役は担当理事即ち監事兼任の松本順吉の指示を受けることとなった。また参事の他に参与を設け、調査役・調査役補・調査役附属員が設置された（資料13）。調査役には別子鑛山総務部長兼業務部長津田秀栄（T7東大法、のち鉱山統制会理事長、北支那開発副総裁）が起用された。

調査役の設置は既に述べた昭和八年四月の主管者協議会における統一的調査機関の設置に関する検討結果とみられる。すなわち一般調査は商工課に残し、調査役は「特定ノ事項ニ関スル調査ニ従事ス」るとされた。この「特定ノ事項ニ関スル調査」とはいわば総理事小倉正恒の特命調査であった。小倉は昭和八年末貴族院議員に勅選されて以来、対外活動が激増しブレーンを必要としていた。津田秀栄に続いて、昭和十二年一月目崎憲司（T6東大法、S7学位論文「鉄鋼及び石炭業における企業組織」により経済学博士、のち経理部調査課長兼務、大阪大学経済学部長）が調査役に起用され、二月には津田秀栄が人事部労働課長であった時の部下日向方齊（S6東大法、のち経理部鉱山課長・査業課長、金属社長）が調査役附属員に発令された。日向方齊は、昭和十五年二月小倉正恒が貴族院で行った「電力演説」について次のように述べている。(26)

石炭不足から関西地方を中心に電力が十分供給できなくなり、政府は石炭各社に出炭量を強制割り当てしようとした。貴族院議員でもあった小倉さんは貴族院の演説で、「もし石炭がほしいなら、価格誘導、炭鉱労働者優遇など増産刺激策を取るべきだ」と提案、政府の石炭、鉄鋼、電力などに対する価格抑制策を官僚統制として強く批判された。

この演説原稿は、小倉さんが電力業界の大御所、松永安左ヱ門氏ら多くの人たちの意見を聴き、それを私がまとめ、津田秀栄さんにも見てもらった。翌日の新聞は「火を吐く熱弁」と激賞し、この演説が第二次近衛内閣に入閣する

きっかけになった。

その後昭和十九年二月本社直轄鉱山の住友鑛業移管に伴い、鉱山課は廃止され、経理部は商工課の機能である事業の監理及び企画育成と一般調査をそれぞれ分割して、査業課・企画課・調査課とした。調査役目崎憲司が調査課長を兼務し、調査役附属員を調査課勤務とすることにより、一般経済調査と特命調査は実質的に一本化された。

参事という職制は、元来昭和四年十二月総理事・理事の命により特定事務に従事するポストとして設置されたものであるが(「住友合資会社(中)」資料6参照)、今回の改正により参与を追加し、連系会社の幹部をこの参与・参事に任命することにより、川田順の退職と合資会社本社に勤務したことのない国府精一の理事起用による指導力の低下を補おうとしたものである。この改正に伴う発令は六月参与にいずれも高等職員の銀行常務大平賢作と岡橋林の二人、参事には田島房太郎大阪北港常務以下一等職員で連系会社等(扶桑海上・日本電氣・日本板硝子を含む)の役員(専務・常務・常任監査役)となっている者二七名に対して行われた。

五月十日、住友合資常務理事川田順辞任のニュースは日曜日の朝刊各紙を賑わした。人事課長香川修一は、「朝八時に起きて新聞を見る。異動が出て居るが大体大した問題でなく、大阪迄他の新聞を買ひに行く、大朝、時事、関西日報皆順調で大に安堵する。」と日記に記し、川田順退職問題は終止符を打った。

九月鴻之舞鉱業所と大萱生鉱業所を合併して、北日本鉱業所を設置(所長小池宝三郎)し、十月朝鮮において昭和五年宜川鉱山を買収して以来、七年珍山、九年永中、十年仁興、十一年高原と相次いで買収した諸鉱山を併せて朝鮮鉱業所を設置(所長近藤次彦)した。これらの詳細は、それぞれ「五(二)4　北日本鉱業所の設置」及び「5　朝鮮鉱業所の設置」を参照されたい。

未曾有の好業績の結果、住友合資会社の配当は、昭和五年(翌年七月支払い)の二五万円を底として六年二〇〇万円、

七年二〇五万円、八年三五五万円、九年五七〇万円と鰻登りに上昇した。この結果配当の大部分を占める家長の所得は、昭和七年（六年の収入を七年二月に申告し、税務署の意向で八年分を前倒しした）一〇二万円、八年一〇一万円、九年一六五万円と増加し、関西の長者番付のトップとなった。さらに続く十年には二九六万円、十一年四〇二万円と三井高公（九年三五八万円、十年一三六万円、十一年二五四万円）、岩崎久弥（九年一五六万円、十年二〇四万円、十一年二〇八万円）等を抜いて連続して全国の一位となった。[27] 三井家、岩崎家は本家中心の住友家と異なり各家が並立しているので、同日に論じられないが、当時の新聞各紙には大々的に報道されることとなり、次節「二　業績」で詳述するが、合資会社の配当政策と相まって財閥に対する批判を如何に回避するかが大問題となってきた。

また二・二六事件で暗殺された高橋是清に代わって広田内閣の蔵相となった馬場鍈一は、準戦時体制の名の下に増税案をかかげ、その中に相続税の十割引き上げがあったが、これに対し住友家の相続税対策は十分ではなく、このため配当額を引き上げようとすれば、ますます財閥に対する批判が高まるというジレンマに陥り、合資会社の含み資産は増大する一方となった。他方大正十三年に停年規程の制定の見返りとして従来の退身慰労金規程に代わって新たに制定された退職慰労金規程によれば、住友の職員は他社と比較して相当有利な退職金を受け取ることができたので、職員を多数擁する銀行では昭和九年頃からその是正を求める声が上がっていた。

昭和十一年春以降これらの問題点の検討が進められ、その解決のために年末の理事会で合資会社の解散と新会社の設立が決定された。この詳細は、改めて次章「住友合資会社の解散と株式会社住友本社の設立」で検討することとしたい。

（資料1）

例第九五号　提出昭和五年十月二十二日　決裁昭和六年二月十二日

会計規程中改正ノ件

十月二十日提出商工課伺御決裁ノ上ハ左案ニヨリ通達相成可然哉。

案

甲第四号達

会計規程中左ノ通改正ス。

昭和六年二月十二日

合資会社

第十八条乃至第二十条ヲ左ノ如ク改ム。

第十八条　各店部ハ日記帳、元帳並必要ナル補助帳ヲ備ヘ、之ニ日々ノ取引其他財産ニ影響ヲ及ホスヘキ一切ノ事項ヲ記載スヘシ。但シ本社ノ認可ヲ経テ伝票綴ヲ以テ日記帳ニ代フルコトヲ得。

第十九条　日記帳及元帳ノ様式ヲ設定又ハ変更シタルトキハ、本社ニ報告スヘシ。補助帳ヲ設定変更又ハ廃止シタルトキ亦同シ。

第二十条　各店部ハ、貸借対照表記入帳（様式第一号）、損益表記入帳（様式第二号）及財産目録記入帳（様式第三号）ヲ備フヘシ。

（資料2）

例第七三号　提出昭和六年十月一日　決裁昭和六年十月三日

合資会社事務章程中改正ノ件

通達案

甲第二四号達

住友合資会社事務章程中左ノ通改正ス。

昭和六年十月十日

合資会社

一、第十八条建築課ノ項ヲ左ノ如ク改メ、工作課ノ項ヲ削ル。

建築課　工事ノ設計製図、工事仕様書ノ調製、工事予算資料ノ取調、工事ノ施行監督並工事材料ノ保管ニ関スル事項。

一、現在工作部ハ、建築課ニ於テ、建築工事ノ設計監督ヲ、工作課ニ於テ土木、電気、機械各工事ノ設計監督ヲ、工務課ニ於テ右各種工事ニ伴フ事務ノ処理ヲ掌ル。

一、右ノ中、工作課ハ、以前ノ臨時土木課、臨時電気課ヲ併合シテ設置セラレタルモノナリト雖モ、右両課ノ主管シタル繋船桟橋工事、耳川電力工事ハ既ニ併合ノ当時ニ於テ終了乃至移管済ミニシテ、其後ハ主トシテ建築工事ニ付随スル土木、電気、機械、各工事ヲ主管セル実情ニ在リ、独立ノ一課ヲ設クル必要ニ乏シキヲ以テ、建築課ニ併合セシムルコト、致度シ。

一、課ノ名称ハ、建築工事ノ他、各種工事ヲモ掌理シ得ル点ヨリ見レバ、或ハ「工作課」トスベキ理由ナキニ非ザルモ、其ノ主トシテ管掌スル所ニ従ヒ、且従来ノ沿革ヲモ考慮シ「建築課」トセリ。

（資料3）

1　例第五八号　提出昭和七年九月八日　決裁昭和七年九月八日

本社事務章程中改正ノ件

案

甲第一七号達

住友合資会社事務章程中左ノ通改正ス。

昭和七年九月十日

合資会社

一、第三条第一項中「課員若干名」ノ次ニ「監事附属員若干名」ヲ加フ。

一、第四条課員ノ項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ。

監事附属員

一　監事ノ指示ニ依リ監査ノ事務ニ従事ス。

2　例第五九号　提出昭和七年九月八日　決裁昭和七年九月八日

監査及検査規程中改正ノ件

案

甲第一八号達

監査及検査規程中左ノ通改正ス。

昭和七年九月十日

合資会社

一、第二条中「監事ハ監査ヲ行フニ当リ」ノ次ニ「監事附属員ノ外」ヲ加フ。

一、第六条中「監事」ノ次ニ「監事附属員」ヲ加フ。

一、第八条中「監事」ヲ削ル。

備考

一、別案事務章程改正ニ依リ、監事附属員ノ置カル、ニ従ヒ、本規程ニ必要ナル改正ヲ施サントスルモノナリ。

二、第二条及第六条ニ「監事附属員」ヲ追加セルハ、当然ノ必要ニ基クモノナリ。

三、第八条ニ於テ「監事」ヲ削除シタルハ、監事附属員設置ニ際シ、監事及監事附属員ガ書類簿冊ニ押印スルコトヲ廃止セントスルモノナリ。即帳簿ヲ精査シテ、ソノ記帳計算ノ精確ヲ認証スルコトハ固リ検査ノ分野ニシテ、監査、検査ノ分立セル場合ニ於ケル監査ノ目的ニ非ズ。依テ、会計其ノ他ノ事務ニ対スル免責ノ意味ヲ有スル検査済ノ認印ハ、検査役及検査役補ノミ之ヲ為シ、監事及監事附属員ハ、監査ノ為メ帳簿ヲ査閲スルコトアルモ、免責認印ヲ為サヾルコト、定メタル次第ナリ。

（資料4）

例第（号外）号　提出昭和八年一月七日　決裁昭和八年一月九日

伸銅、製鋼、肥料、保険各定款中改正ノ件

伸銅鋼管、製鋼所、肥料製造所ニ各専務取締役一名ヲ置キ、保険ニ常務取締役ヲ二名以上ヲ置クコト、相成候ニ付テハ、右各社定款中別記ノ如ク改正ヲ要シ候間、本月定時株主総会（保険ハ二月）ニ付議セシムルコト、シ、左案通牒相成可然哉。

追テ事務章程ノ改正ヲモ必要トスル次第ナレドモ、之ハ追テ仰裁ノ事トシ、総会召集通知状ニ記載ノ要アル定款ダケヲ予メ仰裁シタル次第ナリ。

案

総務部長

伸銅、製鋼、肥料各常務、保険専務宛(親展)

定款改正ノ件

貴社定款中左記ノ通リ改正ノコト、シ、本月(保険二月)開催ノ定時株主総会ニ於テ決議ノ運ビト致度候ニ付テハ、株主総会召集通知状ニ提出議題トシテ記載方可然御取計相成度、依命此段得貴意候也。

記

(改正点添付　略)

(資料5)

例第(号外)号　提出昭和八年二月六日　決裁昭和八年二月六日

停年規程中改正ノ件

昭和八年一月二十四日人事課伺停年規程中改正ノ件御決裁相成タルニ付、之ニ伴フ条文改正左案ノ如ク通牒相成可然哉。

案

甲第四号達

停年規程中左ノ通改正ス。

昭和八年二月十日

合資会社

一、第三条第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ。

総理事及理事ニシテ銀行取締役会長ノ職ニ在ル者ノ在職期間ニ付テハ、前項ノ制限ニ依ラサルコトアルヘシ。

一、第三条第三項(旧第二項)中「前項」ヲ「前二項」ニ改ム。

（資料6）

例第三八号　提出昭和八年四月十二日　決裁昭和八年四月十四日

合資会社事務章程中改正ノ件

案

甲第一七号達

住友合資会社事務章程中左ノ通改正ス。

昭和八年四月二十二日

合資会社

一、第三条第一項中「秘書役　若干名」ヲ「秘書役及秘書　若干名」ニ改ム。

一、第四条秘書役ノ項中「秘書役」ヲ「秘書役及秘書」ニ改ム。

一、第十六条庶務課ノ項中庶務係ノ項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ。

秘書係　総理事、理事及監事ノ命ニ係ル諸般ノ用務。

備考

現在秘書役事務取扱ニ於テ処理スル日常諸般ノ用務ハ、庶務課所管ノ事務ト密接ナル関係アリ。依テ、之ヲ庶務課ノ一係トシ、庶務課ノ他係ト緊密ナル連絡ヲ保ツテ、事務処理上ノ便益ヲ増進セントスルモノナリ。

参照（第四条秘書役ノ項）

秘書役

一、社長、総理事及理事ニ専属シ特命ノ事務ニ従事ス。

（資料7）

例第四〇号　提出昭和八年四月二十六日　決裁昭和八年四月二十六日

東京支店事務章程改正ノ件

通達案

甲第一八号達

東京支店事務章程別紙ノ通改正ス。

昭和八年四月二十八日

合資会社

（規程全文申請案ノ通リ）

東京支店事務章程

第一条　東京支店ハ本社ノ指揮ヲ承ケ、東京方面ニ於ケル諸般ノ事項ヲ掌理スル所トス。

第二条　東京支店ニ左ノ職員ヲ置ク。

支店長　一名

支店長代理者　一名

係長　若干名

係員　若干名

第三条　職員ノ職務権限左ノ如シ。

支店長

一　規程及上司ノ指示ニ依リ、東京支店全般ノ事務ヲ管理シ、其ノ責ニ任ス。
二　部下各員ノ進退賞罰ヲ具状ス。
三　補助職員以下ヲ任免スルコトヲ得。
四　係員ノ分掌ヲ命スルコトヲ得。
五　部下各員ニ国内出張ヲ命スルコトヲ得。
六　予定ノ支出ヲ為スコトヲ得。
七　臨時費金額百円以内ヲ支出スルコトヲ得。
八　例規ニ依リ部下各員ノ願届ヲ処理ス。

前記各号中第三、第四ノ件及第七ノ著シキモノハ、之ヲ本社ニ報告スヘシ。

緊急ノ事件ニシテ経伺ノ暇ナキトキハ、権限外ト雖臨機処分ノ後、直ニ本社ニ稟申スルコトヲ得。

支店長代理者

一　支店長ノ職務ヲ補佐ス。
二　支店長欠位又ハ事故アルトキハ、其ノ代理ヲ為ス。

係長

一　上司ノ指揮ヲ承ケ、其ノ係ニ属スル事務ヲ処弁ス。

係員

一　上司ノ指揮ヲ承ケ、各分担ノ事務ニ従事ス。

第四条　東京支店ニ左ノ係ヲ置キ、其ノ事務ヲ分掌セシム。

調査係
会計係
庶務係
管理係

第五条　調査係ハ、関係事業其ノ他一般調査ニ関スル事項並本社ノ特ニ指定シタル事項ヲ掌ル。
第六条　会計係ハ、会計見積書、決算、金銭ノ出納並用度ニ関スル事項ヲ掌ル。
第七条　庶務係ハ、人事、文書、職員倶楽部、警備其ノ他一般庶務ニ関スル事項並他ノ係ニ属セサル事項ヲ掌ル。
第八条　管理係ハ、ビルディング、電話、自動車等ノ管理ニ関スル事項並工務ニ関スル事項ヲ掌ル。

（資料8）

1　会計課供覧第一号　提出　昭和八年三月十五日

昭和七年度分工作部損益表（略）並最近五ヶ年損益状況一覧表

最近五ヶ年工作部損益状況（単位千円）

摘要	昭和三年度	四年度	五年度	六年度	七年度	平均
工事施行額	二二九〇	三二三八	二五一九	一三八三	一七一三	二二二九
工事処理費戻入	一〇一	一五九	一〇五	一三五	八五	一一七
経費	二九〇	二八八	三二一	二四三	一七七	二六四
差引損失	一八九	一二九	二一六	一〇八	九二	一四七

2　例第四四号　提出昭和八年五月十三日　決裁昭和八年五月十六日

本社工作部ヲ廃止シテ新ニ営繕課ヲ設置スルコト、シ、事務章程左案ノ如ク改正相成可然乎。

案

甲第一九号達

住友合資会社事務章程中左ノ通改正ス。

昭和八年五月十七日

合資会社

一、第四条課長ノ項第一号中「部長」ノ前ニ「常務理事」ヲ加フ。

一、第十一条中「左ノ部」ヲ「左ノ部課」ニ、「工作部」ヲ「営繕課」ニ改ム。

一、第十八条ヲ左ノ如ク改ム。

第十八条　営繕課ハ、各部課並各店部連系会社ノ委託ニ係ル建設物ノ新築、改築、修理其ノ他営繕ニ関スル事項ヲ掌ル。

一、第十九条ヲ削除シ、以下各条順次繰上ク。

一、第十九条(旧第二十条)中「各部ノ」ヲ「各部課ノ」ニ改ム。

（資料9）

文第二六八号

昭和八年六月二十四日

住友合資会社

長谷部竹腰建築事務所営業開始ニ付通知ノ件

拝啓　先般合資会社ヲ御退職相成候前工作部長長谷部鋭吉氏、前建築課長竹腰健造氏、其ノ他旧工作部員ヲ以テ設立セラレタル長谷部竹腰建築事務所ハ、今般株式組織トシ、株式会社長谷部竹腰建築事務所ノ名称ノ下ニ、住友各店部連系会社ハ固リ、広ク一般ノ依頼ニ応ジ、建築土木工事ノ設計監督ノ業務ヲ営ムコトト相成候間、御了承ノ上御利用相成度、此段御通知申上候也。

追テ六月二十六日ヨリ、左記ニ事務所ヲ開設スルコトト相成候間、併而御了承相成度候。

事務所　大阪市東区南久太郎町二丁目五ノ一　住友銀行船場支店内

東京出張所　東京市日本橋区通二丁目一番地八　住友銀行日本橋支店内

（資料10）

昭和八年十月七日

常務理事　川田　順

下半期々末賞与金及臨時特別慰労金調書提出方ノ件

本年下半期々末賞与金ハ、前期ノ例ニ依リ取扱フコトニ決定相成。尚近時事業成績特ニ良好ナルヲ以テ、今期ニ限リ臨時特別慰労金給与ノコトニ決定相成候。就テハ夫々左記ニ依リ調書作成ノ上、来ル十一月十五日迄ニ御提出相成度、右依命及通牒候也。

追テ臨時特別慰労金給与ニ付テハ、内外ヲ問ハズ極秘ニ御取扱相成度、此儀特ニ申添候。

記

○期末賞与金取扱方（中略）

○臨時特別慰労金取扱方

一、臨時特別慰労金給与額ハ、期末賞与金給与総額ヲ標準トシ、左ノ乗率ヲ乗シテ算出ス。但シ給与額十円ニ満タサルモノハ、十円ニ切上クルモノトス。

二等職員月俸二五〇円以上ノ者（相当者ヲ含ム、以下同シ）十割
同　月俸二四〇円以下ノ者　九割
三等職員　八割
四等職員　七割
補助職員　六割
準職員　五割（後略）

（資料11）

例第四五号　提出昭和九年六月五日　決裁昭和九年六月十四日

合資会社事務章程中改正ノ件

大連駐在員設置ニ関連シテ、本社事務章程ニ左案ノ如ク一箇条追加相成可然哉。

案

甲第一三号達

住友合資会社事務章程中左ノ通改正ス。

昭和九年七月一日

合資会社

一、第二十条ノ次ニ左ノ一条ヲ加フ。

第二十一条　必要ノ地ニ駐在員ヲ置クコトアルヘシ。駐在員ハ本社ノ指揮ヲ承ケ、其ノ地ニ於ケル諸般ノ事務ヲ処弁ス。

備考

一、本改正ハ大連駐在員設置ニ付、規程上ノ根拠ヲ与ヘントスルモノナリ。

従来、伯林、宜川、珍山、営繕課現場等ニ各課ノ詰員(伯林ハ駐在員ト称ス)ヲ派出シタルモ、之等ハ総テ各課所属員ナルヲ以テ、必ズシモ事務章程上ニ規定ヲ設クル要ヲ見ザリシナリ。

然ルニ今回設置セラルベキ大連駐在員ハ、本社各部課ニ所属セザル特殊ノ機関ニシテ、其ノ本社トノ関係ハ(規模ノ大小、職掌ノ差異アルモ)東京支店ト相似スルモノアリ。因テ東京支店ノ場合ト同ジク、本社事務章程ニ誘引的ノ一条ヲ設ケ、更ニ別ニ「大連駐在員規程」ヲ制定スルノ方法ヲ採ルコト、セリ。

二、伯林駐在員ハ現在商工課所属トナリ居ルモ、其ノ性質大連駐在員ニ似タルモノアリ。同様ノ取扱ヲ為スヲ適当ト認ム。更ニ考究ノ上経伺ノ予定ナリ。(註、その後昭和十一年八月上記ベルリン駐在の他に、ロンドン駐在とニューヨーク駐在が発令されたが、大連駐在員に続いて「駐在員規程」の制定をみるには至らなかった。これらはいずれも大連駐在員の如く事務所を構える規模ではなかったためとみられる)

(資料12)

例第(号外)号　　提出昭和十年八月二十四日　　決裁昭和十年八月二十六日

停年規程中改正ノ件

昭和十年七月八日人事課伺停年規程中改正ノ件、御決裁アリタルニ付、之ニ伴フ条文改正左案ノ如ク、通達相成可然乎。

案

甲第一九号達

停年規程中左ノ通改正ス。

昭和十年八月二十七日

合資会社

第三条第二項中「理事ニシテ銀行取締役会長」ヲ「理事ニシテ監事若クハ銀行取締役会長」ニ改ム。　以上

（資料13）

例第（号外）号　提出昭和十一年五月一日　決裁昭和十一年五月九日

合資会社事務章程中改正ノ件

合資会社ニ於テ、常務理事ノ制ヲ廃止シ、新ニ参与ノ職ヲ設ケ、又調査役、調査役補、調査役附属員ヲ置クコト、シ、事務章程中左ノ通リ改正相成可然乎。

通達案

甲第一七号達

住友合資会社事務章程中左ノ通リ改正ス。

昭和十一年五月九日

合資会社

一、第三条ヲ左ノ如ク改ム。

第三条　本会社ハ社長之ヲ統督シ、左ノ職員ヲ置ク。

総理事	一名
理事	若干名
監事	若干名
部長	若干名
課長	若干名
課員	若干名
監事附属員	若干名
検査役及検査役補	若干名
検査役附属員	若干名
調査役及調査役補	若干名
調査役附属員	若干名
秘書役及秘書	若干名
技師長	若干名
技師	若干名
参与及参事	若干名

一、第四条　理事ノ項第一号中「参与ス」ヲ「参畫ス」ニ改ム。

一　会社事務全般ノ管理ニ参畫(参与)ス。

一、第四条　課長ノ項第一号中「常務理事」ヲ削ル。

一　（常務理事）部長其ノ他上司ノ指示ニ依リ、各分担ノ事務ヲ掌理シ、其ノ責ニ任ス。

一、第四条　検査役及検査役補ノ項中「常務理事ニ直属シ」ヲ「担当理事ノ指示ニ依リ」ニ改ム。

一　担当理事ノ指示ニ依リ（常務理事ニ直属シ）、会社ノ業務ニ関スル一切ノ検査ヲ掌理ス。

一、第四条　検査役附属員ノ項ノ次ニ左ノ如ク加フ。

調査役及調査役補

一　総理事、理事、監事及部長ノ指示ニ依リ、特定ノ事項ニ関スル調査ニ従事ス。

調査役附属員

一　調査役及調査役補ノ指揮ヲ承ケ、調査ノ事務ニ従事ス。

一、第四条末尾ニ左ノ如ク加フ。

参与及参事

一　社長、総理事及理事ノ命ヲ承ケ、連系会社ノ事務其ノ他特定ノ事務ニ従事ス。

一、第四条ノ次ニ左ノ一条ヲ加ヘ、第五条乃至第八条ヲ一条宛繰下ゲ、第九条及第十条ヲ削除ス。

第五条　社長ハ理事中若干名ヲ指定シ、会社ノ常務ヲ担当処理セシム。

（第九条　社長ハ理事中ヨリ常務理事若干名ヲ指定ス。）

（第十条　常務理事ハ部長以下ヲ指揮シテ会社ノ常務ヲ担当処理ス。）

一、第三章標題中「及常務理事」を削ル。

一、第十一条以下一条宛繰上グ。

二　業　績

「一　統轄システム」で述べた通り、昭和六年（一九三一）は前年に引き続き恐慌状態が続いたため、住友合資会社が二年連続して赤字となった（第4表）のみならず、前年は黒字であった連系会社を含めた住友全事業の業績でさえも赤字に転落した（第5表）。しかし昭和七年に入ると、合資会社本社は依然赤字が続いたが、鴻之舞鉱業所の業績の飛躍的な向上により、合資会社全体としては黒字に転じ、さらに景況の好転から、別子鑛山、炭礦以外の連系会社が黒字となり、住友の全事業の純益は一転して九〇〇万円を超えた。さらに昭和八年には純益は七年の二倍の二〇〇〇万円弱、九年には三倍の三〇〇〇万円の大台に乗った。これは銀行をはじめ伸銅鋼管、電線、化学、別子の業績回復が顕著であり、それらに次いで信託や機械も着実な伸びを示したからであるが、その後は何といっても銀行の業績の伸び悩み傾向に対し、昭和十

第4表　合資会社店部別純損益

（単位：円、円未満切り捨て）

店　部	昭和6年	7年	8年	9年	10年	11年
本　社	△483,916	△449,088	1,699,806	7,475,167	16,288,220	△2,466,967
地所課	96,146	162,065	333,721	245,967	279,056	337,801
計	△387,769	△287,022	2,033,527	7,721,135	16,567,277	△2,129,165
鴻之舞鉱業所	195,139	2,042,968	3,249,901	2,586,069	2,363,701	2,248,866
大萱生鉱業所	17,348	47,722	97,834	32,611	△206,173	65,564
北日本鉱業所	—	—	—	—	—	1,209,988
高根鉱業所	21,934	16,435	23,857	26,846	59,445	32,387
朝鮮鉱業所	—	—	—	—	—	44,709
東京販売店	△59,911	44,562	240,715	414,549	661,317	593,939
横須賀販売店	△10,400	568	18,916	50,832	69,704	56,894
名古屋販売店	△8,845	20,095	82,900	57,480	233,336	168,859
神戸販売店	△11,432	△731	22,453	54,385	119,787	119,577
呉　販売店	△9,246	5,204	29,677	54,227	126,547	116,574
博多・福岡販売店	△12,477	△14,964	△2,442	10,180	23,149	38,678
京城販売店	—	—	△20,697	24,745	47,130	57,752
上海販売店	△23,846	△56,228	△46,768	△34,823	1,496	17,617
林業所	—	—	—	—	—	—
大阪住友病院	27,680	43,577	57,934	△9,071	4,270	84,499
合　計	△261,827	1,862,187	5,787,810	10,989,170	20,070,990	2,726,745

第5表　合資会社・連系会社純損益

（単位：円、円未満切り捨て）

会社名	昭和6年	7年	8年	9年	10年	11年
合資会社	△261,827	1,862,187	5,787,810	10,989,170	20,070,990	2,726,745
連系会社小計	△735,048	3,220,407	9,470,772	15,133,153	15,517,856	20,877,675
住友別子鑛山	△1,524,564	△293,744	1,601,174	1,615,174	1,772,344	2,884,004
住友炭礦	△623,593	△794,309	△431,135	1,002,688	1,073,987	803,280
住友電線製造所	482,145	806,560	1,979,696	1,883,103	3,094,717	3,477,734
住友金属工業	—	—	—	—	—	8,661,017
住友製鋼所	△213,465	604,694	1,217,489	1,405,188	3,294,136	—
住友伸銅鋼管	751,088	1,636,845	2,455,769	6,428,202	1,825,461	—
満洲住友鋼管	—	—	—	—	—	△7,816
住友機械製作	—	—	—	41,274	503,183	683,329
住友アルミニウム製錬	—	—	—	—	—	△253,672
住友化学工業	53,694	174,733	1,337,085	2,427,814	2,623,323	3,123,771
四國中央電力	148,203	197,225	281,327	350,313	568,181	664,539
住友倉庫	△341,431	234,976	316,753	△182,601	455,030	430,216
大阪北港	176,248	204,658	246,212	△257,524	24,294	246,578
住友ビルデイング	356,625	448,766	466,400	503,870	547,258	563,023
重複分補正A	—	—	—	△84,350	△264,062	△398,330
重複分補正B	△2,404,965	△1,447,750	△3,758,852	△4,679,321	△7,262,078	△4,699,560
合　計	△3,401,840	3,634,844	11,499,731	21,443,002	28,326,767	18,904,860
住友銀行	461,121	6,520,822	8,963,209	10,858,009	8,915,569	8,172,662
住友信託	567,371	735,032	925,780	1,235,646	1,195,808	1,307,820
住友生命保険	76,364	317,605	236,192	303,076	273,282	260,652
重複分補正C	△89,068	△89,547	△93,532	△100,276	△105,692	△114,632
合　計	1,015,788	7,483,913	10,031,649	12,296,455	10,278,967	9,626,502
重複分補正D						
対連系会社D—1	△130,000	△195,000	△195,000	△224,091	△261,056	△648,449
対合資会社D—2	△1,898,546	△1,806,809	△1,817,852	△1,816,146	△1,816,312	△1,816,479
総　計	△4,414,598	9,116,949	19,518,528	31,699,219	36,528,366	26,066,434

原註：各社純益ハ利益処分ニヨル重役賞与交際費及税金引当金ヲ損失ト見、又退職慰労準備金戻入ハ之ヲ利益ヨリ除外シ、公表純益ヲ見直シタルモノナリ。

註：重複分補正Aは、上記連系会社14社が相互に保有する株式に対する配当金合計額。

同Bは、上記連系会社14社の合資会社に対する配当金合計額（第6表）。但し昭和9年は、住友炭礦減資損2,887,175円を控除。

同Cは、住友銀行が保有する住友信託株式及び住友信託と住友生命が保有する住友銀行株式に対する配当金合計額。但し信託は固有勘定のみ。

同D—1は、上記連系会社14社の株式のうち、住友銀行、住友信託、住友生命が保有する株式に対する配当金合計額。

同D—2は、合資会社が保有する住友銀行、住友信託、住友生命各株式に対する配当金合計額（第6表）。

出典：住友合資会社総務部会計課作成。

年伸銅鋼管と製鋼所が合併して発足した金属がついに昭和十一年には銀行に代わって連系会社の稼ぎ頭となったことが住友の全事業の業績の動向を示す象徴的な出来事であった。

(一) 合資会社(本社)の業績

持株会社となった合資会社本社の損益は、連系会社の配当金収入に依存することとなったが、昭和六年には、連系会社の減配無配が相次ぎ、配当金収入は全体で昭和五年の六〇五万円から五二一万円へ八四万円も低下した(第6表)。しかもこの配当金収入の中には電線の臨時配当一五六万円が含まれており、これはそのまま電線の増資払込み一八七万円に充当された。損失面では不況のため昭和五年に引き続き有価証券評価損一九一万円が計上され、国債売却差益四〇万円を差し引いても、有価証券原価差損は一五一万円に達した。この他手形割引の増加(第7表)とともに支払利息が急増し、退職慰労金も技師長日高胖(一二万円)、技師中野愛之助(四万四五〇〇円)、検査役山内孫太郎(四万円)等の停年退職の他、工作部技師光安梶之助(五万円)、小寺弥一(四万六〇〇〇円)、小川安一郎(三万四七〇〇円)等工作部の高級技術者の勇退により、七〇万円に達した。この結果昭和六年の決算は四八万円の赤字となった。

昭和七年においても、配当金収入は四二六万円とさらに九五万円も落ち込んだのに対し、手形借り入れの増大で支払利息は六〇万円も増加し、雑費もまた本来その僅かな構成要素であった寄付金が、満洲事変以来満洲関連の大口寄付が相次ぎ六五万円も増加して支払利息を上回る最大の経費科目となったため、昭和七年の決算も六年に引き続いて四五万円の赤字となった。

昭和八年に至って本社の損益はようやく黒字に転じた。配当金収入が増配復配により六七七万円と二五一万円も増加したことが大きいが、この中には電線の臨時配当一三五万円が含まれており、しかもこれは未払込分一四二万円の払込

みに充当されたので、これを除くと利益の伸びはそれほど大きいものではなかった。他方損失は、支払利息の増加は止まったが、満洲関係の大口寄付が依然続いて雑費は二二八万円に達し、退職慰労金もまず二月に北港常務・元倉庫常務山本五郎が停年退職（一五万円、うち倉庫八万五〇〇〇円、北港五〇〇〇円、合資六万円負担）し、三月技師長加藤栄の停年退職（七万円）、五月には工作部の解消のため工作部長兼技師長長谷部鋭吉（八万五〇〇〇円）、建築課長竹腰健造（五万円）をはじめ工作部関係者が大量退職し、八月には炭礦常務小川良平が殉職（一五万円、うち炭礦一〇万円、合資五万円負担）、年末には理事・元別子専務鷲尾勘解治（二〇万円）、地所課長篠崎兼二（五万円）が相次いで退職したので、特命支出分を除いても総額八〇万円に達した。このため一七〇万円の純益は計上したが、先に述べた電線の臨時配当を除くと純益の伸びはまだそれほど大きいものではなかった。

しかし昭和九年に入ると、別子（一一二万円）、炭礦（三一万円）の復配を始め、各社の増配により配当金収入は約一一〇〇万円に達した。ただしこのうち三〇〇万円は伸銅鋼管の特別配当であり、全額同社の未払込資本金の第三回払込みに充当された。この他四國中央電力及び住友化学株式分譲に伴う売却益がそれぞれ二八万円と四九〇万円合計五一八万円あり、これが住友炭礦の減資差損二八八万円を相殺して、有価証券原価差益二三六万円を計上し、利益の合計は一四六

（単位：円、円未満切り捨て）

10年	11年
28,078,819	10,860,644
155,468	141,835
17,125	25,926
50,889	64,062
2,042,752	2,165,924
1,270,750	1,345,500
702,186	526,977
928,000	—
553,212	583,946
—	—
574,487	582,524
1,505,860	—
1,395,520	1,306,237
32,500	55,250
1,763,734	1,763,734
1,828	1,995
50,750	50,750
195,000	195,000
—	—
104,562	104,125
△36,251	82,869
19,799	△97,986
12,489	11,996
31,037	26,537
88,146	41,942
—	—
16,153,076	1,438,673
425,075	419,715
40,818	23,107
11,790,599	13,327,611
2,248,225	894,752
264,325	254,774
709,733	593,301
119,460	85,100
28,414	17,491
277,336	252,187
2,382,733	1,837,927
4,740,644	8,751,467
235,204	359,367
768,750	150,066
15,770	13,873
—	87,404
—	29,896
16,288,220	△2,466,967

第6表　合資会社(本社)損益表

科　目	昭和6年	7年	8年	9年
当期利益	3,963,577	5,488,364	8,715,878	14,605,693
国債証券利息	122,770	132,829	137,297	155,230
地方債証券利息	9,790	9,790	9,680	6,381
社債券利息	—	—	—	20,074
株券配当金	909,796	1,009,511	1,195,547	1,614,125
住友別子鑛山配当金	—	—	—	1,121,250
住友炭礦配当金	—	—	—	315,862
住友製鋼所配当金	—	117,750	510,250	747,668
住友電線製造所配当金	2,004,965	325,000	1,828,602	660,558
住友肥料製造所配当金	—	—	145,000	—
住友化学工業配当金	—	—	—	911,652
住友伸銅鋼管配当金	120,000	660,000	900,000	3,480,000
住友金属工業配当金	—	—	—	—
住友機械製作配当金	—	—	—	—
住友銀行配当金	1,897,215	1,768,984	1,765,484	1,763,734
住友信託配当金	1,331	1,575	1,618	1,662
住友生命保険配当金	—	36,250	50,750	50,750
住友ビルデイング配当金	130,000	195,000	195,000	195,000
土佐吉野川水電配当金	150,000	150,000	180,000	—
四國中央電力配当金	—	—	—	134,505
宜川金山損益	—	—	—	Δ7,131
永中金山損益	—	—	—	Δ11,377
別子農林損益	Δ51,129	Δ83,415	197,298	118,361
工事処理費戻入	135,138	84,765	82,061	24,357
雑　益	54,038	874,304	927,171	462,272
固定財産原価差損益	Δ434	—	200	—
有価証券原価差損益	Δ1,516,569	Δ94,823	264,254	2,364,823
収入利息	—	303,486	331,310	469,459
資金利息	Δ3,335	Δ2,641	Δ5,646	6,472
当期損失	4,447,494	5,937,453	7,016,072	7,130,525
支払利息	1,312,872	1,927,770	1,900,254	2,032,612
俸　給	361,535	317,759	299,327	276,314
賞　与	330,747	341,493	353,335	307,497
旅　費	57,304	185,349	126,873	67,431
営繕費	2,643	1,581	553	36,302
賃借及保険料	215,398	211,334	240,582	251,772
雑　費	1,345,496	2,094,153	2,281,358	3,116,677
諸　税	61,047	233,820	73,695	607,508
退職慰労金	707,373	127,450	798,065	127,092
雑　損	41,745	488,307	933,264	291,874
償　却	11,329	8,433	8,761	15,442
東京支店費	—	—	—	—
大連駐在員費	—	—	—	—
当期純損益	Δ483,916	Δ449,088	1,699,806	7,475,167

○万円に達した。一方損失面では、雑費が近畿地方風水害（室戸台風）義捐金一〇〇万円、社会教化事業団体寄付金二二万円、東北地方冷害義捐金二〇万円等大口の寄付が続き三一一万円に上ったが、その他の費用が抑えられた結果全体としては七一一二万円と微増にとどまり、この結果純益は七四七万円と大幅な伸びを示した。

昭和十年は、配当金収入は一一一二万円と前年に比べて微増にとどまったが、株式売却益が住友金属株式一五七七万円、住友化学株式一四万円等あり、有価証券原価差益一六一五万円を計上できたので、利益は前年の二倍近い二八〇〇万円に達した。損失面では、諸税が四七四万円（昭和八年度第一種所得税外引当不足分七一万円プラス昭和九年度第一種所得税引当外四〇〇万円）と前年の六一万円（昭和八年度第一種所得税引当外五一万円）より四一〇万円も増加したので、その分だけ損失が膨らみ合計一一七九万円となったが、差し引き一六二八万円と丁度株式売却益分が純益に残った計算となった。

昭和十一年は、配当金収入が前年より二四四万円も減少して八六六万円にとどまった。これは住友金属からの配当金

（単位：円、円未満切り捨て）

9年末	10年末	11年末
225,217,350	228,240,161	224,663,628
984,150	984,150	984,150
24,385	17,315	11,855
1,338	956	574
2,563	3,415	4,704
2,573,187	2,721,251	2,303,461
144,050	543,600	443,325
1,034,457	1,391,513	1,304,126
22,162,331	23,185,181	26,757,551
14,950,000	14,950,000	14,950,000
11,548,702	11,564,302	11,564,302
11,600,000	—	—
6,146,800	6,146,800	5,896,800
—	—	—
5,744,875	5,889,222	6,111,239
22,500,000	—	—
—	15,540,250	14,513,750
875,000	875,000	875,000
1,000,000	1,600,000	1,800,000
650,000	650,000	975,000
36,021,749	36,021,749	36,021,749
44,561	75,601	47,205
2,813,000	2,813,000	2,813,000
14,950,000	14,950,000	14,950,000
3,250,000	3,250,000	3,250,000
21,993,470	21,993,470	22,001,970
—	—	—
1,500,000	1,487,500	2,082,500
—	—	—
—	—	—
517,480	380,042	—
—	144,863	—
6,808,649	4,926,447	5,081,575
1,248,240	921,501	781,217
123,513	61,756	16,300
2,480,531	3,834,314	—
439,605	554,727	—
—	—	4,708,780
48,254	83,666	190,918
—	—	2,673,669
—	—	—
—	—	—
6,757	550	—
—	—	—
4,024	—	—
—	—	—
—	—	—
12,313	—	2,436
4,110,838	4,199,521	4,265,921
411,930	322,490	380,595
12,085	9,413	5,566
5,818	24,626	38,746
428,564	392,835	—
413,049	833,858	—
6,162,875	6,185,255	6,205,760
14,040,937	14,358,071	14,609,239
—	1,263,712	995,354
4,365,439	22,221,470	7,808,658
870,000	866,756	887,349
191,819	—	6,349,273

第7表　合資会社(本社)貸借対照表

科　目	昭和6年末	7年末	8年末
借　方	198,722,315	200,443,483	205,449,121
固定財産・土地	984,150	984,150	984,150
車両	12,800	5,025	20,800
機械	2,484	2,102	1,720
什器	3,759	3,383	2,807
有価証券・国債証券	1,814,961	2,166,387	2,573,187
地方債証券	163,800	162,050	162,050
社債券	—	—	185,230
株　券	14,067,379	16,149,763	18,808,155
住友別子鑛山株券	14,950,000	14,950,000	14,950,000
住友炭礦株券	11,400,878	11,400,878	11,435,878
住友製鋼所株券	7,850,000	7,850,000	7,850,000
住友電線製造所株券	8,125,000	6,772,600	6,146,800
住友肥料製造所株券	5,800,000	5,800,000	10,000,000
住友化学工業株券	—	—	—
住友伸銅鋼管株券	12,000,000	12,000,000	12,000,000
住友金属工業株券	—	—	—
住友アルミニウム製錬株券	—	—	—
満洲住友鋼管株券	—	—	—
住友機械製作株券	—	—	—
住友銀行株券	36,269,565	36,113,581	36,021,749
住友信託株券	41,793	41,793	44,561
住友生命保険株券	2,813,000	2,813,000	2,813,000
住友倉庫株券	14,950,000	14,950,000	14,950,000
住友ビルデイング株券	3,250,000	3,250,000	3,250,000
大阪北港株券	24,481,510	24,481,510	21,961,470
土佐吉野川水電株券	3,000,000	3,000,000	1,775,000
四國中央電力株券	—	—	—
起業支出・宜川起業支出	312,356	344,721	411,667
東京住友ビル起業支出	325,211	1,379,047	—
珍山金山起業支出	—	—	417,160
仁興金山起業支出	—	—	—
貸金・立替金	4,462,607	4,925,066	7,834,243
雑・仮出金	640,935	801,985	892,901
未収入金	—	—	—
各店部・鴻之舞鉱業所	1,418,484	990,875	605,788
大萱生鉱業所	10,867	—	—
北日本鉱業所	—	—	—
高根鉱業所	19,673	37,405	27,687
朝鮮鉱業所	—	—	—
東京販売店	34,201	—	—
呉　販売店	7,606	—	—
上海販売店	12,926	38,295	32,317
横須賀販売店	5,431	—	—
博多・福岡販売店	8,656	8,994	—
神戸販売店	5,232	—	—
名古屋販売店	2,513	—	—
京城販売店	—	—	25,923
林業所	3,767,526	3,898,990	4,010,236
病　院	365,289	367,939	389,372
支店及駐在員・東京支店	2,941	12,798	14,520
大連駐在員	—	—	—
直轄鉱山・宜川金山	—	—	—
永中金山	—	—	—
委託・別子鑛山委託	6,474,417	6,346,315	6,309,008
特別会計・地所課	13,432,219	13,538,557	13,902,241
銀行・銀行出納	—	—	—
銀行特別預金	3,393,012	4,103,459	3,839,494
信託・信託預金	—	—	800,000
損益・当期損益	2,039,123	752,805	—

が株式の大量売却に伴って二五二万円も減少したためである。従って住友倉庫株七一万円、住友電線株二〇万円、日本ビクター蓄音器株三二万円（鮎川義介の日本産業に売却した）等の株式売却益により一四三万円の有価証券原価差益を計上したが、利益全体としては一〇八六万円にとどまった。これに対し損失は、割引手形借入金の返済により支払利息は一三〇万円も減少したが、諸税（昭和十年度所得税引当外八七一万円）が前年に引き続き四〇一万円も増加したため、損失全体として一五三万円も増加し、差し引き本社の損益は再び二四六万円の赤字に転落した。なおこの十一年の退職慰労金三五万円の大半は常務理事川田順の依願退職（二五万円、但しうち四万五五〇〇円は特命支出による）と検査役田中弥太郎の停年退職（六万円）によるものである。この他理事電線専務秋山武三郎の停年退職（二五万円、なお川田順によれば秋山武三郎は故郷米沢市に帰りこの大半を貧困な青少年の教育資金に寄付したという[28]）もあったが、年内に全額電線から戻入された。秋山は合資会社の理事ではあったが、その経歴は電線の主管者が高等職員に昇格して理事になったものであって、合資会社の理事が電線へ派遣されて主管者となったものではなかったので、全額電線の負担とされたものと考えられる。

9年末	10年末	11年末
225,217,350	228,240,161	224,663,628
150,000,000	150,000,000	150,000,000
13,165,341	18,454,511	36,025,502
9,649,558	5,380,240	5,982,171
1,200,000	1,200,000	1,200,000
72,848	93,175	111,716
1,240,721	1,341,488	1,406,787
15,569,313	15,972,746	11,895,000
938,341	956,602	1,457,298
1,450,000	1,450,000	1,450,000
3,494,756	6,571,794	14,470,395
—	—	—
—	—	—
115,906	254,256	240,528
9,800	25,261	24,655
—	—	11,426
32,652	35,116	30,389
—	6,069	19,222
37,910	44,180	59,527
38,986	106,903	85,406
—	3,169	—
1,200,000	1,550,000	—
23,580,800	11,887,200	193,600
3,420,412	—	—
—	12,907,442	—

第7表に本社の貸借対照表を示した。連系会社株券のうち住友肥料製造所は昭和九年二月住友化学工業と改称し、住友伸銅鋼管と住友製鋼所は昭和十年九月合併して住友金属工業が発足した。また昭和九年には六月住友アルミニウム製錬、九月満洲住友鋼管、十一月住友機械製作の三社が新たに設立され、連系会社に指定された。さらに同年五月土佐吉野川水力電氣は四國中央電力と改称した。起業支出勘定のうち、宜川金山起業支出勘定は昭和九年一

科　目	昭和6年末	7年末	8年末
貸　方	198,722,315	200,443,483	205,449,121
資本金・資本金	150,000,000	150,000,000	150,000,000
前期繰越金	13,377,170	11,115,342	10,927,530
前期純損益	1,692,053	1,175,367	1,564,240
労役者特別保護基金	1,200,000	1,200,000	1,200,000
労役者特別保護別途積金	59,048	58,076	59,913
預リ金・積金預金	969,561	1,101,824	1,194,545
諸預金	13,425,462	12,134,978	11,483,424
地所課預リ金	454,105	622,007	728,504
地所課特別預リ金	2,550,000	3,050,000	1,450,000
雑・仮入金	2,750,078	3,026,896	2,847,814
未払金	1,199,200	699,200	449,200
各店部・大萱生鉱業所	—	1,427	9,364
東京販売店	—	18,693	8,689
呉　販売店	—	5,811	5,516
上海販売店	—	—	—
横須賀販売店	—	4,354	8,352
博多・福岡販売店	—	—	1,418
神戸販売店	—	703	14,020
名古屋販売店	—	18,502	25,608
京城販売店	—	—	—
手形・支払手形	—	—	2,200,000
割引手形	8,661,600	12,968,000	16,074,400
銀行・銀行出納	2,384,034	3,242,296	3,662,321
損益・当期損益	—	—	1,534,255

月操業開始とともに直轄鉱山勘定宜川金山勘定に振替えられ、また永中金山は買収と同時に操業が可能であったため、昭和九年八月同じく永中金山勘定が設けられた。さらに珍山(昭和八年十月)、仁興(昭和十年七月)、表に示されていないが高原(昭和十一年二月)の三金山の買収とともに、各々起業支出勘定が設けられ、朝鮮におけるこれら五金山の各勘定は、昭和十一年十月一日朝鮮鉱業所の発足と同時に店部勘定に設けられた朝鮮鉱業所勘定へ振替えられた。東京住友ビルディング起業支出勘定は昭和八年五月地所課特別会計の東京支店委託勘定へ振替えられた(後掲第9表参照)。

この他店部勘定では、鴻之舞鉱業所と大萱生鉱業所が昭和十一年九月合併して北日本鉱業所が発足し、販売店では昭和八年四月京城販売店が新設され、博多販売店は昭和九年十一月福岡販売店と改称したことは既に述べた通りである。支店・駐在員勘定では昭和九年七月設置された大連駐在員の勘定が設けられた。特別財産の運用については、従来有価証券以外は住友銀行の特別預ケ金のみであったが、信託勘定信託預金勘定は昭和八年五月から住友信託の金銭信託もその対象となったことを示している。手形勘定支払手形勘定は、支払手形の形をとった伸銅鋼管の預リ金を示し

ている。昭和八年十月四日提出、五日決裁の会計課計算係の起案計第九八号はこの間の経緯を次のように説明している。

この後十月十三日預リ金のうち三〇〇万円が支払手形に振替えられた。

過剰資金追加預リノ件

伸銅鋼管ヨリ過剰資金二百万円也追加預入方申越候ニ就而ハ、従来同様ノ条件ニテ右御承認相成可然哉。

備考

一、同社現在預金残高　　金三五〇万円也

二、本社銀行出納勘定残高（一〇、三現在）借越約三七〇万円也

三、右金額ハ手形勘定ヲ以テ処理スベキ予定ヲ以テ、目下本社伸銅間ニ協議中ノモノナルモ、差当リ預リ金トシテ収納セントスルモノナリ。

地所課特別会計の損益表を第8表に、貸借対照表を第9表に示した。利益面では昭和八年三月に完成した東京住友ビルディングと昭和九年七月に完成した神戸住友ビルディングが寄与した。これらのビルの管理は、それぞれ東京支店と神戸販売店に委託されたので、既に述べたように委託勘定が設けられた。起業支出勘定では、東京、神戸に続いて京都住友ビルディングが昭和十一年三月着工された。

第10表に本社の収支表を示した。預リ金には、先に述べた伸銅鋼管の預リ金の変形である支払手形が含まれている。東京支店、大連駐在員、直轄鉱山には本社とは別に銀行勘定が設けられたため、銀行勘定当座借越には、若干ではある

（単位：円、円未満切り捨て）

10年	11年
531,530	586,669
153,462	180,105
41,946	33,971
5,512	14,608
217,813	229,543
9,465	1,021
12,848	34,754
90,481	92,663
252,473	248,867
1,310	2,314
13,173	12,479
11,220	11,381
1,481	1,882
18,478	28,633
8,702	9,094
41,401	25,141
75,228	67,283
4,631	12,050
76,844	78,607
279,056	337,801

第8表　地所課損益表

科　　目	昭和6年	7年	8年	9年
当期利益	322,729	373,264	542,456	459,283
東京住友ビルディング損益	—	—	74,903	123,185
神戸住友ビルディング損益	—	—	—	22,868
耕地収益	7,004	7,995	9,321	5,698
賃貸料	208,118	183,991	170,541	209,095
雑　益	7,375	61	5,120	1,137
固定財産原価差損益	Δ44,234	Δ516	Δ3,074	13,859
収入利息	144,465	181,733	285,644	83,439
当期損失	226,582	211,199	208,735	213,315
支払利息	1,854	1,348	2,307	2,103
俸　給	22,554	22,027	17,221	15,136
賞　与	13,271	12,660	8,866	8,624
旅　費	1,803	952	1,903	1,513
営繕費	18,485	10,614	18,641	19,335
賃借及保険料	9,698	9,188	8,871	8,664
雑　費	34,340	16,287	29,462	29,111
諸　税	51,482	61,970	62,662	48,501
雑　損	0	564	731	23,588
償　却	73,090	75,584	58,066	56,738
当期純損益	96,146	162,065	333,721	245,967

がこれらの銀行勘定が含まれている。特に大連駐在員と直轄鉱山には住友銀行の支店が存在しないため他行取引である。銀行特別預金は特別財産分のみを示し、通知預金分は銀行勘定当座借越に含まれている。収入と支出の合計から差し引き本社の収支超過が算出される。この他に本社の直轄事業所である各店部との資金の補充回収は各店部の勘定の年間の増減によって示されるが、その中には各店部の前期の純損益(店部付替収益)が付け替えられているので、勘定増加の場合は純益額を差し引いて実際の資金補充額を、また勘定減少の場合は純益額を加算して実際の資金回収額を算出して本社の収支超過と再差し引きする。この収支尻は、銀行勘定の割引手形と当座借越によって賄われている。昭和七年以降各店部毎の勘定増減表(「住友合資会社(中)」第12表)は作成されなくなり、代わって昭和九年からは、第11表に示した「本社貸金勘定

立替金及び預リ金勘定諸預金の残高明細」のうちの連系会社分（特に住友病院を含めている）を摘出し、その増減を銀行勘定と併記するようになった。このことは本社として直轄事業所の店部よりも、連系会社との金融取引が本社の資金繰りにとって無視できないものになってきたことを示すものといえよう。この点については「四　資金調達」で改めて検討することとする。なお第11表において住友家預リ金の昭和五年末残高四四六万円が六年末二四〇万円、七年末八五万円と減少し、昭和八年末には逆に住友家会計に対し三五二万円の貸付金が発生しているのは、毎年三月に納付する相続税の分割払い分二一五万円に充当したためである。

本社の銀行取引については、第12表に示した。割引手形は、昭和五年末の日本銀行大阪支店による一三五万五〇〇〇円は一部借換えを繰り返しながら継続し、他の新規借り入れは住友銀行と住友信託である。割引手形による調達資金の用途は、註に示したように大半が株式の払込みと買入れである。信託預金勘定については既に述べた。

(二)　合資会社（全社）の業績

合資会社（全社）の業績は、本社と地所課の損益に直轄事業所の損益を併せて、既に第4表に示した。昭和六年は合資

（単位：円、円未満切り捨て）

10年末	11年末
14,830,686	15,169,761
7,919,178	7,611,639
540,219	619,541
2,022	3,461
2,560	2,186
17,704	16,195
—	—
—	—
—	—
32,068	—
—	85,406
—	46,902
21,338	6,344
—	3,209
956,602	1,457,298
1,450,000	1,450,000
238,461	280,108
—	—
3,017,594	2,969,183
632,935	618,286
14,830,686	15,169,761
14,358,071	14,609,239
33,365	36,375
14,690	—
312,031	324,986
112,526	199,160

第9表　地所課貸借対照表

科　目	昭和6年末	7年末	8年末	9年末
借　方	13,489,460	13,663,050	14,009,792	14,419,045
固定財産・土地	9,113,289	9,118,619	7,616,362	7,284,628
建設物	649,267	581,598	538,082	480,996
機械	1,478	1,290	1,200	1,200
什器	200	200	200	414
所有品・準備品	19,594	20,044	21,516	20,798
農林産品・穀物	—	306	—	—
起業支出・神戸住友ビル	—	—	173,488	—
江戸堀建設物	—	—	175	64,411
甲子園寮建設物	—	—	—	—
京都住友ビル	—	—	—	—
山本寮建設物	—	—	—	—
雑建設物	10,041	16,728	53,651	27,925
雑土工	—	—	—	—
預ケ金・会計課預ケ金	454,105	622,007	728,504	938,341
会計課特別預ケ金	2,550,000	3,050,000	1,450,000	1,450,000
雑・仮出金	191,483	252,257	312,181	426,773
未収入金	500,000	—	—	—
委託・東京支店委託	—	—	3,114,430	3,066,012
神戸販売店委託	—	—	—	657,545
貸　方	13,489,460	13,663,050	14,009,792	14,419,045
会計課勘定	13,432,219	13,538,557	13,902,241	14,040,937
預リ金・敷金預金	28,118	27,213	29,904	34,855
耕作保証金	9,088	11,757	13,915	14,426
雑・仮入金	2,466	12,226	20,397	178,221
当期損益	17,567	73,295	43,333	150,604

会社全体としても赤字であったが、昭和七年以降は鴻之舞鉱業所の業績の向上により、昭和七年、十一年と本社が赤字であっても、合資会社は黒字であった。昭和十一年に鴻之舞鉱業所は大萱生鉱業所と合併して北日本鉱業所となり、朝鮮の五金山は併せて朝鮮鉱業所として発足するが、これらの本社直轄の鉱業所については「五(二)4　北日本鉱業所の設置」及び「5　朝鮮鉱業所の設置」を参照されたい。また赤字の多かった販売店も新設の京城販売店を含め、昭和十年にはすべて黒字に転換した。販売店の業績の詳細については、「五(三)　京城販売店の設置と販売店網の完成」を参照さ

（単位：円、円未満切り捨て）

9年	10年	11年
1,898	690,141	△231,705
△34,658	△31,502	924,991
16,575,102	△15,853,742	3,012,540
△4,137,525	△1,176,974	2,274,128
△965,594	△1,841,202	246,128
△804,765	△3,246,048	△7,771,555
449,200	—	—
△2,434	△2,671	△3,477
5,818	18,808	14,151
429,946	385,080	△168,995
△718	△3,093	△1,508
—	—	—
525,945	856,031	1,887,188
70,000	△3,243	20,593
3,550,000	5,700,000	2,500,000
15,662,212	△14,508,417	2,702,480
△679,930	515,050	98,638
△123,513	61,756	45,456
194,551	50,647	42,555
12,934	20,327	18,540
△1,000,000	—	—
7,721,135	16,567,277	△2,129,165
6,125,177	17,215,058	△1,923,974
△9,537,034	31,723,475	△4,626,455
△2,260,645	△1,241,311	△811,709
4,533,190	3,213,760	3,632,003
△7,264,490	33,695,924	△1,806,161
7,506,400	△11,693,600	△11,693,600
△241,909	△21,719,324	16,708,761
—	△324,000	△3,300,000
—	41,000	91,000

第10表　収支表（本社）

科　目	昭和6年	7年	8年
（支出）			
固定財産	△127,030	△71,060	730,058
起業支出	398,039	1,092,888	△684,355
有価証券	1,855,930	923,676	3,025,518
預り金	3,123,997	1,173,457	553,982
立替金	1,164,157	468,458	3,105,177
仮入金	328,610	△286,578	164,081
未払金	250,000	500,000	250,000
東京支店	△4,185	9,500	1,721
大連駐在員	—	—	—
直轄鉱山	—	—	—
所有品	5,403	449	1,472
農林産品	△944	306	△306
銀行特別預金	1,699,972	710,446	△263,965
信託預金	—	—	800,000
配当金	250,000	2,000,000	2,050,000
合　計	8,943,950	6,521,544	9,733,385
（収入）			
仮出金	61,221	△221,824	△935,840
未収入金	791,265	500,000	—
委託勘定	28,540	128,101	158,152
労役者特別保護基金	1,946	△972	1,837
支払手形	—	—	2,200,000
純　益	△387,769	△287,022	2,033,527
合　計	495,203	118,282	3,457,676
差引収支超過額	△8,448,746	△6,403,262	△6,275,708
各店部勘定増減	△340,960	388,045	274,651
前期純損益	244,579	850,555	2,474,631
差引再収支超過額	△8,545,127	△5,164,661	△3,526,425
銀行勘定・割引手形	7,306,400	4,306,400	3,106,400
当座借越	1,238,727	858,261	420,025
連系会社・預り金増減	—	—	—
貸付金増減	—	—	—

註：各店部勘定増＝支出△、減＝収入
　　前期純損益＝店部付替収益
　　連系会社・預り金増＝収入、減＝支出△
　　連系会社・貸付金増＝支出△、減＝収入

れたい。

合資会社（全社）の総損益表を第13表に、総貸借対照表を第14表に示した。これらは本社・地所課の損益表（第6表、第8表）・貸借対照表（第7表、第9表）に各店部の損益表・貸借対照表をそれぞれ連結したものである。

第15表は合資会社（全社）の利益処分を示す。純益金から配当が支払われ、残りが後期に繰り越されるのが通常である。各年度の配当政策を検討すると、昭和六年は二六万円の欠損であったにもかかわらず二〇〇万円の配当が行われた。これは前年の決算が赤字であったため、配当を二五万円にとどめた（本家は元夫分のみ五万円、分家住友寛一、義輝各一〇万円）のに対し、所轄の西宮税務署から増配の要請があり、一〇〇万円を前倒しした分が含まれている。同様にして昭和六年も欠損のため仮に前年と同じく配当を二五万円にとどめたとしても、税務署から一〇〇万円程度の増配の要請があるものとみられたので、あえて欠損にもかかわらず合計二〇〇万円の配当が実施されたのである（資料14）。

かくして税務署に対して申告された昭和六年度の配当は二〇〇万円から前倒し分一〇〇万円を差し引いた残り一〇〇万円となったが、これに対し税務署はまたも本家所得の増額を要請してきたため、六年度配当金をさらに五五万円上積みせざるを得なくなった。このため昭和七年は一八六万円の純益を計上したが、この六年の五五万円の前倒しが生じたために、繰越金を取り崩して純益を上回る二〇五万円の配当をおこなわざるを得なかったのである（資料15）。

昭和八年の利益処分は、当初会計課主計係起案主雑第六号（昭和九年五月二十五日提出、六月十五日決裁）「昭和八年

（単位：円、円未満切り捨て）

10年末	11年末
4,926,447	5,081,575
2,180,000	2,180,000
1,060,000	1,000,000
195,000	164,000
—	—
—	—
—	200,000
625,000	625,000
866,447	912,575
15,972,746	11,895,000
—	—
3,400,000	6,300,000
1,634,000	0
1,500,000	1,700,000
0	20,000
5,950,000	0
1,550,000	—
—	—
1,000,000	2,000,000
940,000	270,000
800,000	1,550,000
748,746	55,000

第11表　本社貸金勘定立替金及び預リ金勘定諸預金の残高明細

相　手　先	昭和6年末	7年末	8年末	9年末
貸金・立替金	4,462,607	4,925,066	7,834,243	6,808,649
住友倉庫	2,180,000	2,180,000	2,180,000	2,180,000
住友ビルディング	1,310,000	1,240,000	1,180,000	1,120,000
住友病院	194,000	188,000	182,000	176,000
土肥金山	—	255,176	29,669	—
大日本鑛業	—	—	100,000	—
静狩金山	—	—	170,000	—
住友家会計	—	—	3,526,436	1,870,000
浅田明礬製造所・飾磨化学	—	—	—	625,000
その他	778,607	1,061,889	466,138	837,649
預リ金・諸預金	13,425,462	12,134,978	11,483,424	15,569,313
住友製鋼所	4,700,000	4,500,000	1,370,000	—
住友電線製造所	5,200,000	4,000,000	4,600,000	4,100,000
住友家預リ金	2,402,000	854,000	103,000	585,000
大阪北港	410,000	560,000	1,460,000	1,564,000
住友病院	65,000	82,000	128,000	0
住友伸銅鋼管・住友金属	—	1,400,000	3,050,000	4,000,000
（他に支払手形）	—	—	2,200,000	1,200,000
大日本鑛業	—	100,000	90,000	0
住友別子鑛山	—	—	—	1,000,000
満洲住友鋼管	—	—	—	2,500,000
住友機械製作	—	—	—	1,100,000
その他	648,462	638,978	699,424	720,313

度利益処分並ニ特別財産編入ノ件」によると、次のような理由で配当金は四八〇万円うち住友本家分四六〇万円（住友元夫分五万円を含む）と決定された。すなわち昭和八年度の純益約五七九万円は、税務当局の否認等により税務上は約八九一万円とみなされ、同族会社の利益留保に対する加算税（本附加税率約三九％）を免れるためには、その七割約六二四万円から否認額中社外支出と認められる分約一四二万円を差し引き、約四八二万円を配当する必要があった。勿論配当金に対しては所得税がかかるが、所得三〇〇万円乃至四〇〇万円の場合の本家配当金に対する税率は、約二八％であった。合資会社の昭和八年度所得には特命支出等で損金算入を認められず、本家への配当とみなされる

ものが約二〇万円あり、税務上の配当金は四八〇万円と併せて合計五〇〇万円となり、十分加算税を免れる計算となったのである。

しかるにこの決定の一週間後の六月二十三日、大阪朝日新聞と大阪毎日新聞は大阪税務監督局管内近畿二府四県の昭和九年の所得番付において家長住友吉左衛門が一六四万円（昭和七年決算の配当金が昭和八年の所得として昭和九年に申告された）でトップと大々的に報道するに至った。家長友成は、これより先昭和四年三月アララギに入会、斎藤茂吉に師事し、泉幸吉の名前で歌を作り始めていた。昭和六年五月の『アララギ』には「年毎に失業者増す世の中に金はいよいよ偏りゆくらし」という歌が茂吉の選に入っていた。この歌について、友成に歌の手ほどきをした川田順は「住友の幹部らに苦い顔をされたが、歌人泉幸吉としては正直な感想であった」[29]と述べているが、これまで憶測の域を出なかった住友家の所得がこのような形で白日の下にさらされた衝撃は大きかった。このため当初案の通り四八〇万円の配当を行えば、明年もまた家長の所得が明らかにされると、今年の一六〇万円の約二倍の三二四万円に達し、一層世間の注目の的

（単位：円、円未満切り捨て）

10年末	11年末
△1,263,712	△995,354
11,887,200	193,600
9,700,000	0
1,800,000	0
387,200	193,600
10,623,487	△801,754
22,221,470	7,808,658
866,756	887,349
23,088,226	8,696,008

用　途
住友炭礦株式払込
四國中央電力株式払込
昭和８年度利益配当金支払
満洲住友鋼管株式払込
日本板硝子株式払込
南満洲鉄道株式払込
日本ビクター蓄音器株式払込
住友機械製作株式払込
三陽社製作所株式払込
北海道電燈株式払込
日本板硝子株式払込
満洲住友鋼管株式払込
昭和10年度利益配当金支払
日本電氣株式買入代金

第12表　本社の銀行取引

科　目	昭和6年末	7年末	8年末	9年末
銀行出納勘定(当座借越)	2,384,034	3,242,296	3,662,321	3,420,412
割引手形	8,661,600	12,968,000	16,074,400	23,580,800
内訳　銀行	2,700,000	6,100,000	8,100,000	12,000,000
信託	4,800,000	5,900,000	7,200,000	11,000,000
日銀	1,161,600	968,000	774,400	580,800
合　計	11,045,634	16,210,296	19,736,721	27,001,212
銀行特別預ケ金勘定	3,393,012	4,103,459	3,839,494	4,365,439
信託預金勘定	0	0	800,000	870,000
合　計	3,393,012	4,103,459	4,639,494	5,235,439

註：割引手形による調達資金の用途は下表の通り。

年　月	金額(万円)	用　途	年　月	金額(万円)
6年 5月	150	住友倉庫関係借入金返済	9年 3月	300
6月	25	大日本鑛業株式買入代金	5月	64
11月	158	阪神電鉄株式買入代金	7月	350
	13	大日本鑛業株式払込	9月	100
12月	13	新大阪ホテル株式払込		46
7年 6月	13	大日本鑛業株式払込	10月	15
	158	日本電氣株式買入代金		16
8年 3月	150	住友家会計貸付金		65
5月	50	満洲航空株式払込雑費処理	11月	23
6月	40	住友家会計貸付金		10
8月	110	静狩金山株式払込	12月	98
10月	50	住友製鋼所預リ金払戻	10年10月	60
11月	420	住友肥料製造所株式払込	11年 7月	250
12月	10	北海道電燈株式払込	10月	47
9年 2月	250	住友化学工業株式払込		

となることは必至の情勢となった。ここに至って急遽加算税の負担を覚悟して、昭和八年度の配当を四八〇万円から三五五万円（うち住友元夫分五万円を含む住友本家分三三五万円）に引き下げざるを得なくなったのである（資料16）。

昭和九年の合資会社の利益処分は、昭和十年七月十五日決裁された会計課起案「昭和九年度利益処分並ニ特別財産組入ノ件」（資料17）によって、純益約一〇九九万円のうち配当金五七〇万円と決定された。税務当局による純益はこれに炭礦株減資損、特命支出等否認を加えた一五九二万円となる見込みで、加算税を免れるためにはこの七割から否認額のうちの社外支出分一九九万円を差し引いた残り九一五万円を配当する必要があった。しかしこのような巨額の配当を行えば、昭和十一年の本家の所得は六〇〇万円を超えることとなり、そのような利益処分を行うわけにはいかなかった。他方本家の支出面から検討すると配当金は最低四七〇万円は必要であり、さらに相続税準備金積立てを考慮すれば、この年のように合資会社の純益が多額の折りに積立ても多くしておくことが望ましく、この積立て分一〇〇万円を上乗せして五七〇万円と決定されたのである。

しかるにその直後八月六日の大阪朝日新聞夕刊は、またしても「豪勢な住友男、天下一の取大将（註、江戸時代の武士

（単位：円、円未満切り捨て）

10年	11年
39,066,805	25,018,831
155,468	141,835
17,125	25,926
50,889	64,062
2,042,752	2,165,924
1,270,750	1,345,500
702,186	526,977
—	—
553,212	583,946
—	—
3,829,380	1,306,237
32,500	55,250
—	—
574,487	582,524
—	—
104,562	104,125
195,000	195,000
1,763,734	1,763,734
1,828	1,995
50,750	50,750
—	—
—	—
7,447,400	10,268,579
414,177	498,461
—	—
—	—
—	—
—	166,158
417,980	—
—	255,394
609,717	643,366
1,950,021	1,909,776
—	—
232,100	204,047
499,361	669,160
△1,659	51,426
16,153,076	1,438,673
18,995,814	22,292,086
—	—
—	—
1,752,303	403,461
806,757	989,630
395,583	576,201
755,179	892,227
739,971	1,006,419
283,402	282,374
26,324	59,763
62,815	79,765
22,367	22,116
512,729	716,119
608,715	636,156
234,266	—
—	35,543
—	189,629
824,807	896,650
1,085,800	1,061,309
223,039	219,350
75,260	74,870
355,415	371,588
3,082,240	2,555,874
4,968,425	9,064,126
256,861	401,910
—	—
867,001	386,509
—	1
1,056,544	1,370,486
20,070,990	2,726,745

第13表　総　損　益　表

科　　目	昭和6年	7年	8年	9年
利　益	6,405,498	9,950,258	16,147,427	22,647,152
国債証券利息	122,770	132,829	137,297	155,230
地方債証券利息	9,790	9,790	9,680	6,381
社債券利息	—	—	—	20,074
株券配当金	909,796	1,009,511	1,195,547	1,614,125
住友別子鑛山配当金	—	—	—	1,121,250
住友炭礦配当金	—	—	—	315,862
住友製鋼所配当金	—	117,750	510,250	747,668
住友電線製造所配当金	2,004,965	325,000	1,828,602	660,558
住友伸銅鋼管配当金	120,000	660,000	900,000	3,480,000
住友金属工業配当金	—	—	—	—
住友機械製作配当金	—	—	—	—
住友肥料製造所配当金	—	—	145,000	—
住友化学工業配当金	—	—	—	911,652
十佐吉野川水電配当金	150,000	150,000	180,000	—
四國中央電力配当金	—	—	—	134,505
住友ビルディング配当金	130,000	195,000	195,000	195,000
住友銀行配当金	1,897,215	1,768,984	1,765,484	1,763,734
住友信託配当金	1,331	1,575	1,618	1,662
住友生命保険配当金	—	36,250	50,750	50,750
金銀収益	1,305,750	3,438,559	4,769,807	—
売鉱収益	237,900	279,203	391,480	—
鉱産収益	—	—	—	6,277,865
病院収益	286,770	311,450	331,053	349,553
東京住友ビルディング損益	—	—	74,903	123,185
神戸住友ビルディング損益	—	—	—	22,868
別子農林損益	△51,129	△83,415	197,298	118,361
耕地収益	7,004	7,995	9,321	5,698
農林収益	—	—	—	—
林業収益	—	—	—	—
賃貸料	209,337	186,548	173,240	211,862
諸手数料	249,330	393,932	830,070	1,196,150
労役者特別保護支払元金	1,343	973	1,229	850
組替戻入	184,103	104,428	145,323	137,850
雑　益	195,135	1,015,673	1,105,017	657,790
固定財産原価差損益	△49,347	△16,957	935,196	1,836
有価証券原価差損益	△1,516,569	△94,823	264,254	2,364,823
損　失	6,667,326	8,088,070	10,359,616	11,657,981
宜川金山損益	—	—	—	7,131
永中金山損益	—	—	—	11,377
利　息	1,187,004	1,460,953	1,300,898	1,495,640
賃銀費	221,040	305,856	448,953	643,079
動力及燃料費・動力費	128,162	160,323	217,482	310,790
材料費	63,523	138,586	267,560	558,369
雑品費	192,732	371,565	740,166	792,827
営業営繕費	5,934	14,245	36,637	63,251
運送費	63,192	34,276	35,634	28,743
販売費	3,829	27,236	42,837	64,314
営業賃借及保険料	1,640	1,414	5,149	10,883
営業雑費	201,596	127,183	229,781	309,375
探鉱費	—	—	—	—
農林費	—	—	—	—
農業費	—	—	—	—
林業費	—	—	—	—
俸　給	735,872	689,480	696,042	710,698
賞　与	502,890	520,145	536,925	511,249
旅　費	88,100	232,285	195,816	137,100
営繕費	27,893	21,931	35,115	74,614
賃借及保険料	256,195	257,063	292,442	316,374
雑　費	1,610,195	2,357,279	2,710,583	3,576,732
諸　税	156,400	324,162	176,357	720,205
退職慰労金	709,163	128,868	803,429	130,699
労役者特別保護金	1,343	973	1,229	850
雑　損	75,402	550,604	1,125,175	394,421
起業費減損	—	—	9,229	—
償　却	435,210	363,633	452,168	789,248
純損益	△261,827	1,862,187	5,787,810	10,989,170

の五〇〇石取というような表現から転じた現代の月給取などの表現から、稼ぎ頭という意味に使われている）へ、三井三菱をぐっと押へて所得二百五十万円」という見出しの下に、家長が全国の長者番付のトップに立ったことを報じた。会計課長中田直三郎（M45東京高商専攻部）は直ちに翌七日「昭和九年度利益処分変更ニ関スル件」という先の起案の配当金五七〇万円を三九〇万円へ一八〇万円減額する修正案を提出した。しかしこの修正案は常務理事川田順の反対で九月十二日廃案とされた。川田の指示により、総務部長河井昇三郎は、所轄の西宮税務署長に対し個人所得の漏洩につき（当時は今日のように高額所得者は公表されていなかった）厳重抗議したところ、西宮税務署としては厳重に漏洩防止につとめており、本件は大阪税務監督局総務部が新聞社から問いつめられ、近似の数値（実際は二九六万円）を述べたためとの回答があり、これに基づき河井は大阪税務監督局に対し重ねて再発防止を懇請したのであった。

廃案となった起案の欄外には「合資会社九年度所得申告並ニ本家十年分申告ニ際シ、各当局ニ対シ本家所得ノ他ニ洩レザル様、特ニ注意セラレ度旨切ニ依頼シオキタルモ、何レヨリ洩レ出デタルカ新聞紙ニ報道セラレ、「ラジオ」ニ放送セラルルニ至レリ。然レ共此ノ如キ事態ハ、今後共到底絶対的ニ防止シ難カルベク、合資会社配当金ヲ調節シテ、本

（単位：円、円未満切り捨て）

10年末	11年末
238,685,225	229,457,395
13,981,137	13,806,068
2,520,202	2,495,324
1,239,148	1,331,263
299,984	366,124
361,893	313,363
104,080	159,445
20,490	19,145
90,282	121,217
—	1,250
3,776,641	3,867,053
1,938,131	2,153,652
154,247	147,930
20,000	20,000
662,596	636,777
8,440	4,520
77,244	75,829
2,721,251	2,303,461
543,600	443,325
1,391,513	1,304,126
23,185,181	26,757,551
137,806,896	137,852,518
199,955	173,272
—	63,036
19,790	22,844
739	106
20,399	45,072
67	90
4,614	3,596
5,071,837	6,883,374
4,732,493	4,917,575
3,831,647	3,891,457
89,361	62,499
231,679	101,793
68,697	105,090
8,973,748	8,985,492
866,756	887,349
22,221,470	7,808,658
1,367,779	1,135,339
63,691	174,432
8,075	4,574
9,461	11,789
238,685,225	229,457,395
150,000,000	150,000,000
18,454,511	36,025,502
1,200,000	1,200,000
93,175	111,716
—	—
—	—
1,492,721	1,593,476
15,997,384	11,908,896
37,264	40,273
14,690	—
7,967,302	15,779,597
5,106	136,647
8,317,077	7,889,881
3,050,000	1,750,000
11,887,200	193,600
84,127	101,056
13,672	—
5,380,240	5,982,171
14,690,749	△3,255,426

第14表　総貸借対照表

科目	昭和6年末	7年末	8年末	9年末
借方	195,311,015	202,801,334	211,540,060	231,308,857
固定財産・土地	13,543,859	13,552,491	13,530,286	13,363,107
立木竹	2,622,083	2,629,206	2,577,207	2,529,152
鉱区	254,302	293,036	288,301	1,191,264
坑道	194,474	129,656	64,838	327,750
索道	6,932	195,747	166,319	136,976
電線路	4,204	23,196	27,864	60,122
鉄道及軌道	18,910	15,347	11,590	10,838
車両	17,721	8,105	28,712	60,554
船舶	—	—	—	—
建設物	1,249,876	1,297,423	2,776,603	2,740,963
機械	181,267	464,966	1,181,470	1,054,333
什器	24,872	33,274	119,352	117,270
権利・漁業権	200,000	185,000	20,000	20,000
所有品・準備品	503,616	492,109	515,367	573,889
家畜	2,990	3,975	3,255	8,370
販売品	19,763	28,327	32,660	37,700
有価証券・国債証券	1,814,961	2,166,387	2,573,187	2,573,187
地方債証券	163,800	162,050	162,050	144,050
社債券	—	—	185,230	1,034,457
株券	14,067,379	16,149,763	18,808,155	22,162,331
連系会社株券	144,931,746	143,423,363	143,198,459	155,588,158
産出品・鉱石	16,758	26,651	19,098	77,942
浮精鉱	—	—	—	—
地金銀	—	—	—	10,696
買鉱・金銀鉱	—	—	3,000	—
農林産品・穀物	12,578	12,051	20,840	18,688
薪材	320	325	10	89
木炭	16,227	4,769	3,249	4,863
起業支出	4,811,786	5,843,054	5,267,514	5,747,933
貸金・立替金	4,268,671	4,737,330	7,652,487	6,632,889
雑・仮出金	929,251	1,281,341	1,853,687	2,649,653
未収人金	511,843	14,390	22,734	157,725
受託品	126,511	92,633	162,368	148,209
手形・受取手形	12,108	88,032	59,189	128,655
取引先・掛売金	1,342,910	5,268,744	5,309,492	6,364,939
預ケ金及現金・信託預金	—	—	800,000	870,000
銀行特別預金	3,393,012	4,103,459	3,839,494	4,365,439
銀行預金	41,070	59,910	241,744	299,909
他銀行預金	—	—	—	85,703
振替貯金	3,354	12,406	8,090	2,651
現金	1,844	2,806	6,146	8,388
貸方	195,311,015	202,801,334	211,540,060	231,308,857
資本金・資本金	150,000,000	150,000,000	150,000,000	150,000,000
前期繰越金	13,377,170	11,115,342	10,927,530	13,165,341
労役者特別保護基金	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000
労役者特別保護別途積金	59,048	58,076	59,913	72,848
預リ金・積金預金	926,312	1,056,634	1,147,730	—
準備員及労働者積立金	136,135	152,756	158,738	—
職員及労役者積金預金	—	—	—	1,368,868
諸預リ金	13,379,974	12,068,050	11,377,718	15,585,740
敷金預金	37,206	27,213	29,904	38,754
耕作保証金	—	11,757	13,915	14,426
雑・仮人金	2,844,335	3,241,873	3,474,223	4,503,867
未払金	1,203,170	727,787	456,500	866
受託勘定	1,235,367	5,014,192	4,958,344	6,126,499
手形・支払手形	100,000	—	2,200,000	1,200,000
割引手形	8,661,600	12,968,000	16,074,400	23,580,800
取引先・掛買金	28,486	55,164	11,007	41,262
預ケ金及現金・当座借越	2,384,034	3,242,296	3,662,321	3,420,412
損益・上半期純損益	1,692,053	1,175,367	1,564,240	9,649,558
下半期純損益	△1,953,880	686,820	4,223,570	1,339,611

第15表　利　益　処　分　（単位：円、円未満切り捨て）

科　目	昭和6年	7年	8年	9年	10年	11年
純益金	△261,827	1,862,187	5,787,810	10,989,170	20,070,990	2,726,745
配当金	2,000,000	2,050,000	3,550,000	5,700,000	2,500,000	0
住友家会計	1,800,000	1,850,000	3,350,000	5,500,000	2,300,000	0
内 住友元夫	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	0
住友寛一	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	0
住友義輝	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	0
差引利益繰越金	△2,261,827	△187,812	2,237,810	5,289,170	17,570,990	2,726,745
後期繰越金	11,115,342	10,927,530	13,165,341	18,454,511	36,025,502	38,752,247

家所得ヲ適当範囲ニ止マラシムル外無カルベキカ」と記されているが、会計課長中田直三郎が危惧した通り、翌昭和十一年六月十六日の夕刊は三度大阪朝日が「群を抜く住友男三百万円を突破」、大阪毎日が「横綱は住友男の三百万円突破」と報じ、東京の調査が終わった六月二十六日東京日日新聞は「今年は三井高公男収入二百万円を超ゆ、日本一は住友男に軍配揚る」と前年に続いて家長が三井、三菱を上回ったことを明らかにした。

この結果七月二十五日決裁された昭和十年の配当金は、二〇〇七万円という前年の二倍近い純益に対し、前年の半分以下の二五〇万円に抑制された(資料18)。この配当方針は、主としてこれまで述べてきた新聞報道に対する配慮からであることはいうまでもないが、その他に軍事予算を抑制しようとして二・二六事件で非業の死を遂げた高橋是清に代わって蔵相に就任した馬場鍈一は、軍事費の増額に伴う歳出増加を補うため就任早々増税計画を明らかにし、四月には税制改正準備委員会が発足していたので、この起案が提出された六月末から決裁された七月末にかけては昭和十二年度予算案編成に当たって大増税必至という見方が大勢を占めていた。従って本来この昭和十年のように巨額の純益を計上した場合は、前年の五七〇万円をはるかに上回る配当をなし、相続税の積立てをなすべきであったが、それが不可能となった今、増税案の全貌が明らかとなった上で、改めて相続税の準備積立ての方策を考える必要が生じたのである。九月二十二日税制改革案が発表され、それによると「相続税は十割程度増税

第16表　特別財産増加状況

（単位：円、円未満切り捨て）

年	年初残高	組入	
		会計規則	利殖金
昭和 3	14,058,611	100,000	743,354①
4	14,901,966	100,000	716,385
5	15,718,351	100,000	△477,732②
6	15,340,618	—	257,733③
7	15,598,352	—	640,292④
8	16,238,644	100,000	675,293
9	17,013,937	200,000	772,832
10	17,986,769	300,000	864,471
11	19,151,241	500,000	829,415⑤
12	20,150,884	100,000	211,492
2月末	20,462,376		⑥

註：①遠計口、貯蓄口、積立口の各積立金残高を吸収して発足。
②有価証券原価差損122万円を計上。
③昭和5年決算が欠損のため会計規則による組入を実施せず。
④昭和6年決算が欠損のため会計規則による組入を実施せず。
⑤住友生命株券と一般財産株券の交換による原価差額33万円切り下げ。
⑥住友合資会社解散のため特別財産解消。

すること」とされていた。これに対し合資会社は年末の理事会において、合資会社を解散し、蓄積した資産を住友家へ返還し、この相続税積立金に充当し、改めて株式会社を設立することを決定した。この詳細は次章「住友合資会社の解散と株式会社住友本社の設立」において検討することとしたい。

昭和十二年一月、広田内閣は昭和十二年度予算案とともに税制改革案を議会に提出したが、一月二十三日衆議院本会議における浜田国松議員と陸軍大臣寺内寿一とのいわゆる「腹切り問答」がきっかけとなって広田内閣は総辞職し、二月二日林銑十郎内閣が成立した。新たに大蔵大臣となった結城豊太郎は三日広田内閣が提出していた昭和十二年度予算案及び税制改革に関する諸法律案を撤回し、馬場税制改革案は日の目を見ずに終わった。しかし結城財政においても或程度の増税は不可避であったので、合資会社の解散は既定方針通り進められた。昭和十二年二月合資会社解散を前に、昭和十一年の決算が行われたが、配当は実施されなかった。会計課主計係起案主雑第三号（昭和十二年二月二十五日提出、二月二十七日決裁）「昭和十一年度合資会社利益処分並ニ特別財産組入ノ件」は、その理由を次のように説明している。

合資会社ノ昭和十一年度純益ハ、決算確定ニ至ラザル裡ニ解散ニ至リ、従ツテ其ノ配当ヲ為シ得ザリシモノトス。但シ形式上ハ解散前ニ決算確定セルモノ

トスル必要アリシニ依リ、然セリ。

最後に利益処分の際、繰越金の一部として会計規則によって組入れられる特別財産について触れておきたい（第16表）。昭和三年四月、本社特別財産規程が制定されて、従来の遠計口、貯蓄口、積立口の三種の積立金が一本化され、昭和二年末のこれらの積立金残高が特別財産へ振替えられたことは、「住友合資会社（中）」の「一㈡2　本社特別財産規程」で既に述べた。昭和三年以来の特別財産の増加すなわち会計規則による組入額とその運用による利殖金の組入額は第16表の通りである。昭和六年と七年に会計規則による組入が実施されなかったのは、既に述べた通り昭和五年と六年の決算が純損であったからである。それ以後は順調に組入が行われて合資会社解散直前の昭和十二年二月二十七日の特別財産残高は二〇四六万円に達していた。その大半は、解散の際株式会社住友本社に対する財産譲渡に伴う残余財産として、出資者住友家へ分配された。その詳細は次章「住友合資会社の解散と株式会社住友本社の設立」で検討することとしたい。

（資料14）

会計課主計係起案主雑第八号

提出　昭和七年六月八日　　決裁　同年六月三十日

昭和六年度決算ニ関スル件

合資会社昭和六年度純損金ヲ繰越金ヲ以テ塡補ノ件並ニ出資者配当金ヲ繰越金ヨリ支出ノ件、左案ノ通リ御決定相成可然哉。（中略）

当年度ハ、前記ノ如ク二十六万円ノ純損ヲ計上セルモ、左記理由ニヨリ案ノ如ク繰越金ヨリ配当ヲ行フ事ニ御決定相成度シ。

即チ曩ニ本家七年分所得審査ニ際シ、西宮税務署ヨリ所得増額方要請アリ。結局本家ニ対スル当社五年度配当金ヲ百万円増加(之ニテ本家所得百五万円トナル)スル事トシテ協定セルガ、此ノ配当金ハ当社配当金トシテハ六年度分配当金トシテ整理スルヲ適当トスベシ。本案家長公ニ対スル配当金百七十五万円ノ中百万円ハ即チ之ナリ。

尚右西宮署ノ交渉ト殆ンド同時ニ、東署ヨリモ当社五年度所得増額方要請アリ。結局同年度有価証券価格切下二百二十八万円ノ中百三十七万円ヲ取止ムル事トシ、課税所得百二十五万円ヲ以テ協定ヲ見タリ。此ノ如ク当六年度所得モ当社帳簿ノ侭ニハ到底決定ヲ受ケ得ル見込無ク、先ツ百万円見当ノ決定ヲ受クル予想ヲ以テ申告スルヲ要スベク、右百万円ヲ以テ本家並ニ両分家ニ対シ六年度配当ヲ行ハントスルモノナリ。

而シテ本家八年分所得ヲ予想スルニ、家長公ニ対スル当社配当金ヲ除ク時ハ僅カニ二十二万円ノ少額トナルヲ以テ、右百万円中ヨリ当社利益処分ニ関スル特別決議ニヨル元夫様並ニ両分家ニ対スル既定配当二十五万円ヲ差引キタル残額、七十五万円全部ヲ家長公ニ対スル配当ヲ充テントス。斯クスルモ本家八年分所得ハ尚六十七万円見当ニシテ、七年分ニ比シ三十八万円ノ減少ナリ。

以上合資会社本家共前年ニ比シ相当所得減少スル事トナルヲ以テ、或ハ又両税務署ヨリ各所得増額方交渉有之ヤモ計ラレズ、然ル場合ニハ前年ニ準シ、当社課税所得ヲ約百二十五万円トシ、本家ニ対スル配当金ヲ二十五万円増加シ、所得八十二万円トスル程度ノ覚悟ヲ要スベシ。尤モ此ノ場合ニ於テ、本家所得尚百万円以下トナルガ、之ハ電線製造所特別配当金ノ関係ニヨルモノナリ(本家七年分所得ニアリ八年分ニ之ナシ)。

(資料15)

会計課主計係起案主雑第七号

提出　昭和八年六月一日　　決裁　同年六月三十日

昭和七年度利益処分ノ件

合資会社昭和七年度決算別途供覧ノ通リニ候処、右利益処分ノ件左記ノ通リ御決定相成可然哉。（中略）

備考

一、配当金額ノ決定

今回配当金支出額ハ当年度純益ヲ超過スルモ次ノ理由ニ依ルモノナリ。

（イ）住友家会計ニ於テハ、本年三月相続税完納ニ際シ、合資会社ヨリ一、五〇〇千円ノ立替ヲ受ケタルガ、現状ヲ以テスレバ其ノ返済モ容易ナラズ。依ツテ此際案ノ如ク増配ヲ行ヒ、右負債ノ返却引イテハ次ノ相続税準備金ノ積立ニ寄与セントス。

（ロ）本家八年分所得七一〇千円ノ申告ヲ為シタルニ対シ、其ノ増額方税務当局ノ要請アリ。結局一、〇四〇千円迄増額スル事トシテ協定セリ。依ツテ合資会社六年度配当金ヲ五五〇千円追加スベキ事トナリタルガ、同年度決算ハ、既ニ確定（七年六月二十日主雑第八号）セルヲ以テ、当年度利益処分ニ於テ配当金ヲ夫丈増額ノ事トス。

二、加算税関係

今回配当金二、〇五〇千円ナルモ、税務署ニ対シテハ内五五〇千円ハ六年度追加分トスベキニヨリ、七年度分トシテハ一、五〇〇千円トナル。今此ノ一、五〇〇千円ヨリ逆算スル時ハ、純益二、一四三千円以上トナラザル限リ加算税ヲ課セラルル事無シ。而シテ合資会社七年度税関係純益ハ、一、一三六千円（内一三六千円ハ非課税所得）ノ見込ナルヲ以テ、加算税関係先無カルベシ。

三、本家九年分所得

本案配当ヲ受クル時ハ、本家九年分所得ハ約一、〇二七千円トナリ、前年ト大体同額ナリ。

七年分決定　一、〇四五千円
八年分　一、〇四〇
九年分予想　一、〇二七

四、合資会社所得申告トノ関係

本案御決裁(決算確定)ノ上ハ、税法規定ニヨリ七年度所得等申告スベキ事トナルガ、右申告ニハ目下審理中ナル六年度所得等ノ決定ヲ見テ為スヲ便トスルヲ以テ、之ヲ待チ居タルモ、早急ニ決定スル模様モ無キヲ以テ本案ヲ仰裁ス。

(資料16)

会計課主計係起案主雑第九号

提出　昭和九年六月二十七日　決裁　同年六月三十日

昭和八年度利益処分変更ノ件

合資会社昭和八年度利益処分ノ件ニ関シテハ、曩ニ主雑第六号ヲ以テ総額四八〇万円(内家長公四五五万円)配当ノ事トシテ仰裁御決裁ヲ経テ、已ニ各社員ニ対スル配当金ノ支払ヲ了シ、更ニ合資会社所得等申告可致手筈ト相成居候処、適々家長公九年分第三種所得(一六五万円)ニ関シ、八年分(一〇一万円)ニ比シ著シク増加ヲ見、記録的ナル旨別紙(註、略)ノ如ク諸新聞紙ニ報道セラレ候。右利益処分原案ハ、住友トシテ税関係上最モ有利ナル様立案致シタルモノニ候ヘ共、原案通リ配当シオク時ハ、十年分家長公所得ハ九年分ノ約倍額(三二四万円)ニモ達スベク、一層世間ノ注意ヲヒクベキ懸念有之候ニ就テハ、十年分家長公所得ヲ九年分ノ約五割増ノ二五〇万円見当ニ止ムル様若干ノ増税損ヲ忍ビ、左案ノ通リ利益処分御変更相成可然哉。(中略)

備考

一、本案利益処分変更ニ依リ、合資会社申告書類一部訂正ヲ要スベキモノアルモ、別途仰裁致スベシ。

二、本案ニ関聯スル合資会社並ニ本家税関係次ノ如シ。

1合資会社八年度分諸税

普通所得税本附加税	五八万円
加算税同	四九〃
営業収益税同	四七〃
合計	一五四〃

2本家十年分所得税

所得税本附加税	九三万円

即チ本家所得税ニ於テ三三万円減税セラルル代リ、合資会社ニ於テ加算税四九万円ヲ課セラルル事トナリ、右加算税賦課ニヨル合資会社九年度分減税等ヲ考慮スルモ、尚約一一万円ノ税負担増トナルベシ。

三、対税務署届出配当金額ハ、所得申告案（主税第三十四号）備考記載ノ通リノ事情ニヨリ左ノ如クナル。

家長公	三五〇万円
合計	三七五〃

四、更ニ合資会社九年度成績ヨリスレバ、加算税ヲ免ルルニ必要ナル丈ノ配当ヲ為ス時ハ、家長公十一年分所得ハ約五七八万円ノ巨額ニ達スベキニ付、九年度分利益処分ニ際シテハ八年度分同様考慮ヲ要スベキ事トナルベシ。

五、尚本案は利益処分ノミノ変更ニシテ特別財産組入額ニ就キテハ原案ノ侭トス（註、第16表参照）。

（資料17）

会計課主計係起案主雑第九号

提出　昭和十年七月一日　決済　同年七月十五日

昭和九年度利益処分並ニ特別財産組入ノ件

合資会社昭和九年度決算別表ノ通リニ候処、左記ノ通リ利益処分並ニ特別財産組入ノ事ニ御決定相成可然哉。（中略）

説明

合資会社昭和九年度純益ハ前記ノ通リ一、〇九九万円ナルガ、之ニ対スル税務当局ノ査定ヲ予想スルニ

特命支出等	六四万円	（註、総理事、常務理事による特命支出のうち、領収書のないいわゆる使途不明金は、税務当局によって合資会社の経費として認められない。また室戸台風義捐金一〇〇万円、東北地方冷害義捐金二〇万円等合資会社の業務と直接関係のない寄附も同様に経費として認められず、これらはいずれも家長の所得からの支出と見なされる）
諸寄附	一三〇〃	
炭礦株減資損	二八九〃	
償却其他	一〇〃	
合計	四九三〃	

ノ否認ヲ加ヘ総額一、五九二万円（内非課税所得一五万円）トモナルベキ見込ナルヲ以テ、今従前ノ利益処分方針ニ従ヒ加算税ヲ免レントセバ、査定純益ノ七割ヨリ否認金中社外支出タルベキ

特命支出等	六四万円
諸寄附	一三〇〃
其他	五〃
合計	一九九〃

ヲ差引キタル残額即チ九一五万円ノ配当ヲ為スヲ要スベシ。然ルニ斯カル多額ノ配当ヲ行フ時ハ、本家昭和十一年分所

得ハ六一六万円乃至六四一万円（此ノ差異ハ合資会社昭和九年度所得審理ニ於テ否認セラルベキ特命支出等六四万円ヲ本家所得ニ綜合セラルル場合之ヲ配当ト見ルカ賞与ト認ムルカニヨル）ノ巨額トナリ、例年所得トノ権衡上適当ナラズ。然ルニ飜ツテ住友家会計今後一ヶ年間ノ収支関係ヲ予想スルニ、合資会社ヨリノ配当金収入ヲ除外スル時ハ、

支出	本社ヨリノ借入金返済	二一二万円
	本家費	四〇〃
	特命支出	一〇〇〃
	所得税（十年分）	一三一〃
	其他	二八〃
	合計	五一〇〃
収入	連系会社配当金等	六〇〃
差引	支　超	四五〇〃

トナルヲ以テ、合資会社配当金対本家分四五〇万円、対両分家分二〇万円合計四七〇万円ハ、最少限度トシテ必要ノモノナルベシ。

更ニ本家将来ノ相続税納付ヲ考フルニ、仮ニ相続財産価格ヲ前回ト同額一億六千六百二十万円ト仮定スルモ、現行法ニ依ル税額ハ、当時ノ約倍額即チ二、一四七万円ノ多額トナリ、之ニ財産ノ増殖、将来ノ税率引上等ヲ考慮スル時ハ、更ニ多額トナルベキ事必然ナルヲ以テ、相続税準備金積立ノ急務ナル事云フ迄モ無カルベシ。而シテ今年四歩ノ複利ヲ以テ年々積立増殖スルモノトセバ、準備金残高

積立年数／年積立高	五〇万円	七五万円	一〇〇万円

二〇	一、四八九	二、二三三	二、九七八
二五	二、〇八二	三、一二三	四、一六五
三〇	二、八〇四	四、二〇六	五、六〇八
三五	三、六八三	五、五二四	七、三六五

トナリ、年五〇万円程度ノ積立ヲ以テシテハ未ダ充分ナリト云難カルベク、今回ノ如ク合資会社純益大ナル年度ニ於テ配当ヲ増加シ、可及的多額ノ積立ヲ為シオクヲ適当トスベシ。依ツテ昭和十年度積立ヲ一〇〇万円トスル時ハ、曩ノ不足金四五〇万円ト併セ五五〇万円ノ配当ヲ受クルヲ要スベク、合資会社トシテハ両分家分二〇万円ヲ併セ、配当金総額五七〇万円トナルベシ。

以上本家ノ所得並ニ収支関係ヨリ見テ、合資会社昭和九年度配当金五七〇万円ハ、必要且適当ト認メラルルモ尚税務関係損益ヲ考慮スルニ、加算税ヲ免ルル為九一五万円ノ配当ヲ行フ方本案五七〇万円配当ノ場合ヨリ合資会社並ニ本家ヲ通ジテ見タル税関係ニ於テ一応若干有利ナルモ、一面加算税納付ニ依ル其ノ後ノ減税益ヲ考慮スル時ハ、右税負担差異著シク縮少セラレ、損益大差無キモノト考ヘラルルヲ以テ、前記利益処分案ニ影響スル事無カルベシ。

因ミニ右両場合ノ税関係次ノ如シ。

配当金総額	合資会社加算税	本家所得	本家所得税
九一五万円	一三七〃	六一六万円	二七〇万円
		六四一〃	二八三〃
五七〇〃		四〇九〃	一六五〃
		四三四〃	一七八〃

（註）本家所得並ニ所得税欄右側数字ハ合資会社昭和九年度特命支出等六四万円ヲ配当金トシテ綜合セラルル場合ニシテ、左側数字ハ之ヲ賞与トシテ綜合セラルル場合ナリ。

右表ニ於テ見ル如ク、合資会社ノ特命支出等ヲ本家所得ニ綜合セラルル場合、配当金所得ト認メラルル方四割控除ノ関係ニテ一三万円ノ減税トナルヲ以テ、且従来ハ会社損金ヲ取止メ対本家配当ニ振替フル事認メラレ来レルヲ以テ、合資会社所得申告等ニ於テ右特命支出等損金六四万円ヲ取止メ、配当金額ヲ六四万円乃至六五万円（端数調節）増額シテ届出ヅルヲ適当トスベシ。

尚利益処分ニ関聯シテ社則ニ依ル特別財産組入額ニツキ考フルニ、

年度	純損益	組入額
昭和六年度	二六万円	○万円
七	一八六〃	一〇〃
八	五七九〃	二〇〃
九	一、〇九九〃	（案）三〇〃

ナル情勢ヨリ見テ、本案ノ通リ三〇万円積立ヲ以テ適当ト認メラル。

（資料18）

会計課主計係起案主雑第七号

提出　昭和十一年六月二十五日　決裁　同年七月二十五日

昭和十年度合資会社利益処分　並　特別財産組入ノ件

別紙合資会社昭和十年度決算ノ結果ニ基キ、左記ノ通リ利益処分並特別財産組入相成可然乎。（中略）

説明

一、配当方針

(一)本家ニ対シ巨額ノ配当ヲナストキハ、所得決定ニ際シ新聞紙上大々的ニ喧伝セラルベキハ、既往ニ徴シ明ナル所ニシテ、斯ノ如キハ現下ノ社会状勢上誠ニ好マシカラザル次第ニ付、此際ハ能フ限リ配当ヲ抑制シ、社内ニ留保スルコト蓋シ已ムヲ得ザルベシ。

(二)本家ヘノ配当金額ハ、本家ノ必要経費等ヲ支弁シタル上多少ノ予備金ヲ剰ス程度ニ止ムルコト亦已ムヲ得ザルベシ。

二、本案

本案ハ右方針ニ基キ、家長公ニ対スル配当金ヲ二二五万円、総配当金ヲ二五〇万円ニ止メントス。

(一)本案ニヨル明年度本家所得

明年度ハ各種増税必至ト見ラレ、個人所得就中多額所得ニハ相当税率ノ増加免レ難キ所ト認メラル、ノミナラズ、配当所得ニ付テハ現在四割控除ヲ認メラル、処控除ノ減廃何レカ避ケ難キ雲行ニシテ、右改正ノ暁ハ二方ヨリ重課ヲ受クルコト、ナリ、現行税ニ比シ多額ノ増税ヲ来スベシ。

殊ニ本家所得ノ如キハ、殆ド配当収入ヨリ成ルモノナレバ、之ガ影響多大ナルベキハ言ヲ俟タズ。即チ本案ニヨル明年度家長公所得並税金ヲ予想セバ左ノ如シ。

	所得	税金	
控除全廃ノ場合	三二七万円	本附加税五割増ノ場合	一八九万円
		本税五割増・附加税ハ控除廃止分丈増ノ場合	一七一〃
二割控除ノ場合	二六二〃	本附加税五割増ノ場合	一四七〃

本税五割増・附加税ハ控除廃止分丈増ノ場合　一三三〃
本附加税五割増ノ場合　一〇四〃
本税五割増・附加税ハ控除廃止分丈増ノ場合　九四〃
現行税　六九〃

現行四割控除ノ場合　一九七〃

（註）本年・既往ノ　所得（収入）　並　税金

十一年度	四〇二（六六五）万円	一六一万円
十	二九六（四五四）〃	一一二〃
九	一六五（二七三）〃	五八〃
八	一〇一（一六七）〃	三三〃
七	一〇二（一六七）〃	三三〃

即チ増税ノ輪郭ハ未ダ明ナラザルモ、本案ニヨル明年度家長公所得ハ、大体三百万円内外ヲ目安トスルモノトス。

（二）本案ニヨル本家収支

本家ノ収支ハ、本案ニヨリ必要経費等ヲ支弁シタル上、差シ当リ五十万円ノ予備金ヲ剰スコト、ナル。右予備金ハ臨時特別ノ使途ニ充テラルベク、其ノ必要ナキトキハ相続税ノ準備ニ充テラルベキモノトス。

（三）本家相続税ノ積立

「相続税」亦相当増税ヲ免レザル模様ナルガ、現在本家財産ヲ二億円ト仮定シ、之ガ相続税額ヲ年三分五厘ノ複利ヲ以テ向三十五年間ニ積立ツルモノトセバ、左ノ如シ。

税額	毎年積立ツベキ額

現行税額　二、五八七万円　三九万円
現行税ノ十割増税ノ場合　五、一七三〃　七八〃

惟フニ相続税ノ積立ハ、将来ノ準備トシテ最モ必要事ニ属シ、且未ダ殆ド積立金ナキ現状ナルヲ以テ、十年度当社ノ如キ巨額ノ純益ニ付テハ本来増配ヲナシ、右積立ニ資スルヲ適当トスルモノナレドモ、未曾有ノ事変ニヨル社会情勢ノ変化ニ鑑ミ、充分ノ配当並積立ヲ実施シ得ザルヲ遺憾トス。而シテ遠カラズ各種税金就中相続税等増税ノ全貌明トナリタル上、今後ノ社会情勢ノ推移ヲモ稽ヘ、相続税準備積立ノ方策ヲ考究スルコト、致度シ。

(四)税務署ニ対スル申告

合資会社純益並家長公ニ対スル配当金ハ前例ニ準ジ、本社特命支出中五十万円ヲ加算申告スベキモノトス。

	帳簿	申告
合資会社純益	二、〇〇七万円	二、〇五七万円
家長公ニ対スル配当金	二二五〃	二七五〃
総配当金	二五〇〃	三〇〇〃

(五)配当及留保ノ税金損益

前記ノ如ク明年度配当所得ニ対シテハ、控除改正ト増率トニヨリ重課セラルベク、自然同族会社ノ留保ニ対スル加算税モ之ト権衡上大体同様ノ税額迄増率セラルベキコト想像ニ難カラズ。然レドモ現在ハ過渡期ニ付、十年度純益ノ留保ニ対スル加算税ハ現行法ニヨリ課税セラレ、同配当ニ対シテハ改正税ノ適用ヲ受クルコト、ナルベキヲ以テ、案ノ如ク留保スル方増配スルヨリモ税上有利ナルハ、殆ド疑ヲ容レザル所トス。

三、利益処分関聯シテ社則ニヨル特別財産組入額ニ付考フルニ、

	純益	組入額
昭和七	一八六万円	一〇万円
八	五七九〃	二〇〃
九	一、〇九九〃	三〇〃
十	二、〇〇七〃	（案）五〇〃

右情況ニヨリ本案ノ通リ組入ルヽコトヽ致度シ。

備考

一、本家所得ト新聞報導

毎年個人所得ノ決定時期ニ於テ、多額所得ノ報導ハ最モニュース・バリュー高キト見エ、当地大小新聞競ツテ之ガ探訪ニ努ムル結果、近来一年トシテ此種報導ナカリシコトナク、之ガ報導ニ当リテハ即チ本家所得ニ関シ世人ノ視聴ヲ惹ク程ノ見出シヲ附セザルハナク、或ハ家長公ノ写真ヲモ掲載スルモノアリ。本年ノ如キハ、右報導ヲナセルモノ大小十新聞ノ多キニ及ベリ。

抑モ個人所得ハ、税法上税務当局ニ於テ公表スベカラザルコト、ナリ居リ、又当方ニテモ年々関係当局ニ対シ厳重之ガ取締リ方ヲ陳情シ来リタル次第ナルガ、近時関係当局ニ於テモ相当取締リニ努メ居レルモノヽ如ク、昨年モ本年モ概ネ実際ヨリハ低額ヲ推定若ハ誤報シ、一モ確報トスベキモノナカリシモ、必シモ之ヲ以テ今後ヲ律シ難ク、将来此種報導ヲ絶ツコトハ至難トモ見ザルベカラズ。

二、本案ニヨル本家収支並家長公所得ノ内容、即チ左ノ如シ。

本家収支　　家長公明年度所得

本社配当金	二三〇万円	配当控除全廃ノ場合	二二五万円
申告上同加算分			五〇〃
連系会社配当金等	五〇〃		五〇〃
其他	二〃		二〃
本家費	五九〃		
十一年度分税金	一六三〃		
本社へ返金	一〇〃		
差引予備金	五〇〃	所得計	三二七〃

三、合資会社十年度純益ニ対スル税金

（一）純益

帳簿純益	二、〇〇七万円	二割控除ノ場合	一八〇万円
申告加算分	五〇〃		四〇〃
計　申告純益	二、〇五七〃		四〇〃
寄附等否認	八〇〃		二〃
償却等否認	四二〃		
計　認定純益	二、一七九〃		二六二〃

（二）税金（現行税）

	課税標準	本税	附加税	計
普通所得税	二、一六五万円	一〇七万円	三八万円	一四五万円
超過所得税	四一二〃	一六〃	六〃	二二〃
加算税	一、一四五〃	三三九〃	一一九〃	四五八〃
計　第一種所得税	二、〇〇二〃	四六二〃	一六三〃	六二五〃
営業収益税	六六〃	一一〇〃	一七六〃
臨時利得税	九四三〃	九四〃	—	九四〃
合計		六二二〃	二七三〃	八九五〃

即チ空前ノ純益ニ対シ未曾有ノ税金計八九五万円ニ上ルベク、認定純益二、一七九万円ニ対シ四一％ノ高率ニ当レリ。而シテ臨時利得税並超過所得税ノ如キハ（註、臨時利得税は昭和十年度予算で創設された。又超過所得税は既に大正九年の税制改正で導入されていたが、法人の所得が資本金の一割を超えた場合に適用されるため、これまで合資会社の所得が該当することはなかった）未ダ経験セザリシ所ナリト雖モ、両者計一一六万円ニテ差シテ巨額トナスニ足ラズ。最大ノ税ハ加算税ニシテ計四五八万円ニ上リ、税金合計八九五万円ニ対シ五一％ノ多キヲ占ム。而シテ之ヲ免レンガ為ニ配当ヲナサンカ、改正税ニヨリ遙ニ多額ノ第三種所得税ヲ賦課セラルベキ見込ナルコト既述ノ通リナリ。

四、三井及三菱本家各所得トノ比較

右比較左ノ如シ。

	昭和九	一〇	一一	一二年度予想	配当控除二割ノ場合	同控除全廃ノ場合
家長公	一六五万円	二九六万円	四〇二万円		二六二万円	三二七万円

三井高公　三五八〃　一三六〃　二五四〃　〃　三三八〃　四二三〃
岩崎久弥　一五六〃　二〇四〃　二〇八〃　〃　二七八〃　三四七〃

(註)三井、三菱分十一年度所得ハ配当収入ノミヨリナルモノト仮定シ、十二年度モ同一額ト仮定ス。
若シ十二年度三井及三菱各本家ノ所得ニシテ大体右ノ如シトセバ、本案ニヨル家長公ノ明年度所得モ略之等ト権衡ヲ得、適当額ト認ムベキカ。

三　投資活動

この期間の合資会社の投資活動のうち、起業支出については一連のビルディングの建設と鴻之舞鉱山や朝鮮の金山等直轄鉱山の設備投資が目につく程度であるので、これらについては次節「四　資金調達」で連系会社の起業支出と併せて考察することとし、本章では持株会社としての有価証券投資について取り上げることとした。

合資会社が保有する有価証券は、昭和六年(一九三一)には前年の二二八万円に続いて一九二万円という評価損を出しながら一億六〇〇〇万円を超え、昭和九年には連系会社の株式が増資と設立の払込により一挙に一二〇〇万円余も増加したため、一億八〇〇〇万円に達した。しかし昭和十年には住友金属株式の分譲により、連系会社株式が逆に一七八〇万円も減少したため、全体として一億六〇〇〇万円台へ後退する結果となった(第17表)。このことは、これまで「その他の住友系企業」から連系会社への移行により、連系会社株式の保有が増大してきた傾向に転機を画するもので、連系会社の数が増えていっても、株式の一部を他の連系会社が保有するなどの方法で、資金調達の方法は多様化しはじめてきた。そのなかでこの時期の「その他の住友系企業」の株式の保有は、残高はまだ少ないが伸びは大きく、また「住友

第17表　住友合資会社の配当利息収入と投資利回り

種類		昭和6年	7年	8年	9年	10年	11年
国債	A	122,770	132,829	137,297	155,230	155,468	141,835
	B	1,814,961	2,166,387	2,573,187	2,573,187	2,721,251	2,303,461
	C	6.76	6.13	5.34	6.03	5.71	6.16
地方債	A	9,790	9,790	9,680	6,381	17,125	25,926
	B	163,800	162,050	162,050	144,050	543,600	443,325
	C	5.98	6.04	5.97	4.43	3.15	5.85
社債	A	—	—	—	20,074	50,889	64,062
	B	—	—	185,230	1,034,457	1,391,513	1,304,126
	C	—	—	—	1.94	3.66	4.91
株式	A	5,213,307	4,264,070	6,772,252	10,996,769	11,121,144	8,681,963
	B	158,999,126	159,573,126	162,006,614	177,750,489	160,992,077	164,610,070
	C	3.28	2.67	4.18	6.19	6.91	5.27
連系会社	A	4,303,511	3,254,559	5,576,704	9,382,643	9,078,391	6,516,039
	B	144,931,746	143,423,363	143,198,459	155,588,158	137,806,896	137,852,518
	C	2.97	2.27	3.89	6.03	6.59	4.73
その他の住友系企業	A	96,456	114,544	362,743	394,901	754,279	829,857
	B	2,377,811	3,960,867	5,182,847	7,047,072	7,385,880	7,881,013
	C	4.06	2.89	7.00	5.60	10.21	10.53
住友系以外の企業	A	813,339	894,966	832,804	1,219,223	1,288,472	1,336,066
	B	11,689,568	12,188,896	13,625,308	15,115,258	15,799,300	18,876,538
	C	6.96	7.34	6.11	8.07	8.16	7.08
有価証券合計	A	5,345,868	4,406,689	6,919,229	11,178,455	11,344,627	8,913,788
	B	160,977,877	161,901,564	164,927,082	181,502,184	165,648,442	168,660,982
	C	3.32	2.72	4.20	6.16	6.85	5.29

註：Aは利息または配当金、Bは残高（以上単位円、円未満切り捨て）、Cは利回り（単位：%）。
出典：本節の以下の諸表は元帳及び総有価証券元帳から作成した。

系以外の企業」の株式の保有は、各種の付き合い投資や満鉄の増資払い込み、その他の旧植民地の拓殖会社などの国策援助等の理由により、着実に増加することとなった。

投資利回りは、確実な債券類が増加する一方（第18表）、景気の好転とともに株式の復配・増配が相次いだため、著しく改善された。特に連系会社以外の住友系企業の株式の利回りは、昭和十年から平均一〇%を超える高利回りとなったが、中でも日本板硝子（一二～一八%）、帝國酸素（一五%）、大日本鑛業（一〇～一五%）、土肥金山（一二%）などが高配当の企業であった。

第18表　国債証券・地方債証券・社債券明細表

（単位：円、円未満切り捨て）

銘柄	昭和5年末	6～11年増減			11年末
		年	内容	金額	
国債証券					
無記名甲い号五分利公債	184,725	6	売却	△184,725	0
無記名甲ろ号五分利公債	2,639,880	6	売却	△1,755,320	
			買入	309,675	
		7	買入	351,426	
		8	買入	204,000	1,749,661
無記名特別五分利公債	317,936	10	償還	△317,936	0
第25回五分利国債		6	買入	302,790	
		11	償還	△302,790	0
い号四分半利国債		8	買入	202,800	202,800
第40回五分利国債		10	買入	103,575	
		11	償還	△100,000	
			＋損	△3,575	0
第50回五分利国債		10	買入	362,425	
		11	償還	△350,000	
			＋損	△12,425	0
は号三分半利国債		11	買入	351,000	351,000
合計	3,142,542			△839,080	2,303,461
地方債証券					
大阪市築港公債	45,900	7	償還	△850	
		11	償還	△1,275	43,775
大阪市電気鉄道公債	117,900	7	償還	△900	
		9	償還	△117,000	0
大阪市高速鉄道公債		9	買入	99,000	
		11	償還	△99,000	0
大阪市電気事業公債		10	買入	101,150	101,150
神戸市水道拡張公債		10	買入	99,400	99,400
大阪市都市計画事業公債		10	買入	99,500	99,500
大阪市い号公債		10	買入	99,500	99,500
合計	163,800			279,525	443,325
社債券					
阪神電気鉄道社債第9回		8	買入	85,680	
		10	売却	△85,680	0
〃　第10回		9	買入	114,425	114,425
〃　第12回		10	買入	84,575	84,575
王子製紙社債第12回		8	買入	99,550	
		9	償還	△10,950	
		10	償還	△12,941	
		11	償還	△75,658	0
〃　第13回		9	買入	150,250	
			償還	△4,997	
		10	償還	△27,046	
		11	償還	△6,010	112,195
阪神急行電鉄社債第6回		9	買入	99,850	
		11	償還	△3,994	95,856
興業債券第169回		9	買入	99,700	
		11	償還	△99,700	0
〃　第171回		9	買入	50,350	50,350
南満洲鉄道社債第38回		9	買入	149,700	149,700
〃　第41回		9	買入	100,000	100,000
〃　第43回		10	買入	99,750	99,750
〃　第50回		11	買入	99,125	99,125
勧業債券第122回		9	買入	100,900	
		11	償還	△100,000	
			＋損	△900	0
兵庫県農工債券第165回		10	買入	99,350	99,350
南海鉄道社債第6回		10	買入	99,450	99,450
大阪農工債券第88回		10	買入	99,600	99,600
大阪商船社債第14回		11	買入	99,750	99,750
合計	0			1,304,126	1,304,126

(一)　連系会社の株式

この期間連系会社として新たに設立されたのは、昭和九年の住友アルミニウム製錬、満洲住友鋼管、住友機械製作の三社であり、同じ九年には共に連系会社である住友製鋼所と住友伸銅鋼管が合併して、住友金属工業が発足した(第19表)。これらの各社の内容については、「五　店部・連系会社・特定関係会社」を参照されたい。

合資会社が連系会社から受け取る配当金の中で、四〇%を超える高い比重を占めてきた銀行の配当金は、その伸び悩みと他の連系会社の復配・増配と共に、ほぼ合資会社が保有する連系会社株式全体に占める比重に見合った二七%にまで低下した。また従来原則として合資会社が保有して来た連系会社の株式について、連系会社も合資会社の保有株式を譲り受け、他の連系会社の株主となるケースが見られるようになってきた。いわゆる株式持ち合いの始まりである。こ

（金額は円未満切り捨て）

金額	11年末	
円	株	円
	299,000	14,950,000
103,800		
35,000		
△1,888,921	234,212	11,564,302
3,000,000		
△998,254		
15,600		
3,000,000		
750,000		
2,250,000		
△13,850,000		0
△901,600		
△2,050,000		
1,875,000	117,936	5,896,800
△450,800		
1,424,200		
△250,000		
4,200,000		
△4,543,000		
△15,500	105,670	5,294,864
28,742		
△125,270		
△50,108		
2,500,000		
△2,190,250		
△6,375		
303,375		
△62,500		
272,125	21,770	816,375
3,000,000		
7,500,000		
2,500,000		
13,850,000	212,650	10,632,500
△28,166,000		
△50,000		
△1,500		
4,856,250		
△975,000	155,250	3,881,250
875,000	70,000	875,000
1,000,000		
600,000		
200,000	80,000	1,800,000
650,000		
325,000	26,000	975,000

第19表　連系会社の株式

銘柄（額面）		昭和5年末		6～11年増減	
				年	内容
	(円)	株	円		株
住友別子鑛山	(50)	299,000	14,950,000		→
住友炭礦	(50)	187,790	9,305,808	6	買入① 3,600
				8	買入① 1,000
				9	2割減資 Δ38,478
同　新株	(50)	100,000	1,991,270	9	払込@30円
				9	2割減資 Δ20,000
				10	買入① 300
住友製鋼所	(50)	97,000	4,850,000		
同　新株	(50)	120,000	3,000,000	9	払込@25円
同　第二新株	(50)			9	払込@12.5円 60,000
				10	払込@37.5円
				10	合併② Δ277,000
住友電線製造所	(50)	125,000	6,250,000	7	売渡③ Δ18,032
				8	売渡④ Δ41,000
同　新株	(50)			6	払込 75,000
				7	売渡③ Δ18,032
				8	払込@25円
				11	売渡⑤ Δ5,000
住友肥料製造所	(50)	60,000	3,000,000		
同　新株	(50)	140,000	2,800,000	8	払込@30円
住友化学工業				9	分譲 Δ90,860
（昭和9年2月15日改称）				9	売却 Δ310
				10	買入 340
				10	売渡⑥ Δ2,500
				11	売渡⑦ Δ1,000
同　新株	(50)			9	払込 200,000
				9	分譲 Δ175,220
				9	売却 Δ510
				10	払込@12.5円
				10	売渡⑥ Δ2,500
				11	払込@12.5円
住友伸銅鋼管	(50)	300,000	12,000,000	9	払込@10円
同　新株	(50)			9	払込 200,000
				10	払込@12.5円
				10	合併② 277,000
住友金属工業				10	分譲 Δ563,320
（昭和10年9月17日改称）				11	売渡⑧ Δ1,000
				11	分譲 Δ30
同　新株	(50)			10	払込 194,250
				11	売渡⑨ Δ39,000
住友アルミニウム製錬	(50)			9	払込 70,000
満洲住友鋼管	(50)			9	払込 80,000
				10	払込@7.5円
				11	払込@2.5円
住友機械製作	(50)			9	払込 26,000
				11	払込@12.5円

の点については次節「四　資金調達」で改めて検討することとしたい。

(二)　その他の住友系企業の株式

連系会社以外の住友系企業の株式については、第20表に示した。このうち新たに住友系企業となった日本電氣については、「五(一)　日本電氣株式会社の経営の承継」を、また大日本鑛業、土肥金山、静狩金山の三社については「五(二)　直轄鉱山部門の諸施策」を参照されたい。長谷部竹腰建築事務所は、既に述べた通り昭和八年六月工作部の解散に伴い新たに設立されたものである(資料9)。

△69,827		
△69,827	155,263	21,730,348
5,229		
△67,140		
△86,156		
△22,004	193,398	14,291,401
13,179		
2,768		
31,040		
△28,395	2,660	47,205
	14,500	2,813,000
	299,000	14,950,000
	65,000	3,250,000
△990,000		
△1,538,040		
8,000		
32,000		
8,500	524,040	22,001,970
△1,225,000		
775,000	23,800	1,190,000
△1,350,000		
△10,000		
637,500		
△337,500		
△2,500		
595,000	23,800	892,500
△5,149,161	2,623,949	137,852,518

住友銀行	(100)	156,263	21,870,002	7	売却	Δ500
				8	売却	Δ500
同　新株	(100)	193,315	14,461,474	6	買入	83
				6	評価損⑩	
				7	評価損⑩	
				8	評価損⑩	
住友信託	(50)	1,740	28,614	6	買入	780
				8	買入	140
				10	買入	1,600
				11	売却	Δ1,600
住友生命保険	(100)	14,500	2,813,000		→	
住友倉庫	(50)	299,000	14,950,000		→	
住友ビルデイング	(50)	65,000	3,250,000		→	
大阪北港	(50)	581,040	24,481,510	8	売渡⑪	Δ60,000
					＋損	
				8	買入⑫	500
				9	買入⑫	2,000
				11	買入⑬	500
土佐吉野川水力電氣	(50)	20,000	1,000,000			
同　新株	(50)	80,000	2,000,000	8	売渡⑭	Δ49,000
四國中央電力				9	払込@25円	
(昭和９年５月24日改称)				9	売渡⑮	Δ27,000
				10	売渡⑯	Δ200
同　新株	(50)			9	払込	51,000
				9	売渡⑮	Δ27,000
				10	売渡⑯	Δ200
				11	払込@25円	
合計残高		2,839,648	143,001,679			

註：①買入先坂一族。
②昭和10年９月17日住友伸銅鋼管と合併。
③売渡先Ｉ.Ｓ.Ｅ.社
④売渡先住友信託５千株、第一生命２万株、愛国生命１万株、藤倉電線６千株。
⑤売渡先東洋生命５千株。
⑥売渡先住友信託。
⑦売渡先帝国生命。
⑧売渡先扶桑海上。
⑨売渡先住友電線３万株、住友信託９千株。
⑩特別財産から一般財産への移譲に伴う切り下げ。
⑪売渡先住友伸銅鋼管、住友製鋼所、住友電線各２万株。
⑫買入先島定治郎(大阪北港元取締役)。
⑬買入先城知靖(大阪北港元取締役城周彦息)。
⑭売渡先住友肥料２万株、住友別子２万株、住友信託６千株、住友生命３千株。
⑮売渡先住友銀行６千株、住友電線５千株、扶桑海上３千株、伊予鉄道電気等14社計５万株。
合資会社54千株の他に、住友別子、住友化学から各５千株を提供させた。
⑯売渡先小倉正恒(電力会長)、古田貞吉(同常務)、松本順吉(同監査役)、秋山武三郎(同監査役)各50株。

(三)　住友系以外の企業の株式

この期間住友合資会社が保有した住友系以外の企業の株式は、第21表に示した。昭和五年末に既に保有していた株式の詳細については従来の各項を参照されたい。以下有価証券元帳の株式の分類に従って、この期間新たに取得した株式を中心に、取得の経緯とその後の異動について検討することとする。

銀行株のうち「日本銀行」一〇〇株は、徳大寺家から買い取ったものである。

「横浜正金銀行」株は、かつて保有していた株式を大正十年（一九二一）合資会社設立の際住友家へ譲渡して以来、保有していなかった。今回改めて取得した理由は次の通りである。(30)

同行ハ、其ノ業態、収益ノ確実並ニ内容ノ充実セル点ニ於テ、特別財産ノ所有株式トシテ恰好ノモノナルガ、偶々

（金額は円未満切り捨て）

金額	11年末	
円	株	円
35,000		
△168,860		
60,000		
72,725		
3,000		
16,600	82,690	1,354,565
4,838		
911		
315		
1,242	23,364	924,153
129		
21		
80		
457,012		
976,525		
△27,805		
21,450		
△130,000	39,992	840,169
	6,000	300,000
286,000		
50,000		
2,278	17,773	838,278
125,000		
125,000		
250,000		
901,600		
△338,100		
2,900		
△150		
1,582		
14,043	29,225	1,707,485
83,511		
475,749		
676,200		
△253,575		
2,137		
141,587		
214,523		
4,055		
2,784	20,080	221,362
1,100,000	33,000	1,650,000
550,000		
45,000	1,800	45,000
5,785,309	253,924	7,881,013

第20表　その他の住友系企業の株式

銘柄（額面）		昭和5年末		6～11年増減	
				年	内容
	(円)	株	円		株
扶桑海上火災保険	(50)	73,140	1,336,100	6	買入 2,000
				6	評価損
				7	買入 4,000
				8	買入 2,950
				9	買入 100
				11	買入 500
日米板硝子	(50)	11,047	307,443	6	買入 101
日本板硝子				7	買入 14
（昭和6年1月16日改称）				8	買入 3
				10	買入 12
同　新株	(50)	12,173	152,160	6	買入 11
				7	買入 1
				8	買入 2
				9	払込@37.5円
同　新株	(50)			9	払込 44,602
				9	譲渡① △1,270
				9	譲受② 660
				9	譲渡③ △4,000
帝國酸素	(50)	6,000	300,000		→
大日本鑛業	(50)			6	買入④ 25,800
				6	8割減資 △20,080
				7	買入④ 2,000
				8	買入 53
同　新株	(50)			6	払込 10,000
				7	払込@12.5円
				10	払込@25円
日本電氣	(50)			7	買入⑤ 18,032
				7	3.75割減資 △6,762
				7	買入 58
				7	売却 △3
				8	買入 29
				9	買入 161
				10	買入 975
				11	買入⑥ 5,408
同　新株	(50)			7	買入⑤ 18,032
				7	3.75割減資 △6,762
				7	買入 57
				7	払込@12.5円
土肥金山	(50)			7	譲受⑦ 20,000
				10	買入 50
				11	買入 30
静狩金山	(50)			8	払込 22,000
同　新株	(50)			9	払込 11,000
長谷部竹腰建築事務所	(50)			8	払込 1,800
合計残高		102,360	2,095,703		

註：①譲渡先扶桑海上他。
②譲受先住友銀行。
③譲渡先東大名誉教授加藤正治、本後藤合名社長後藤彦三郎各2000株。
④買入先浅野同族他。
⑤買入先I.S.E.社。
⑥買入先三井物産5346株。
⑦譲受先住友別子鑛山。

相当数ノ出物アリタルニ付、之ヲ買入ル、コト、セリ。（昭和六年六月）

信託株にはこの期間異動はなかった。

鉄道株のうち、「阪神電気鉄道」株については、「住友合資会社（上）」の「五(二)　大阪北港株式会社の連系会社指定」で述べたように、合資会社が昭和五年末背任行為で予審有罪の決定を受けた阪神電鉄社長島徳蔵から大阪北港株を取得した後、昭和六年九月島徳蔵は阪神電鉄社長を辞任した。十月後任の社長には総理事小倉正恒の斡旋により、大阪商船社長堀啓次郎が就任した[31]。九月の堀に対する「阪神電鉄」株一〇〇〇株の売却と、十一月の島からのその持株（旧一万四九〇二株、新四万株）の肩代わりは、この間の事情を物語っている。

「東京高速鉄道」株については、同社が昭和十六年九月帝都高速度交通営団に設備を譲渡して昭和十七年末清算したため、取得の経緯を示す資料は残されていない。同社は、浅草～新橋間の地下鉄建設を進めていた東京地下鉄道に対し、

（金額は円未満切り捨て）

金額	11年末	
円	株	円
48,600	1,441	713,736
67,050	1,341	425,097
	132	6,468
	132	1,518
	385	3,850
	2,500	50,875
	100	5,000
	50	1,250
	1,498	73,750
	749	9,362
	200	1,200
	1,000	84,000
169,950	1,000	169,950
285,600	10,528	1,546,056
	3,000	150,000
	2,000	25,000
	500	6,250
	1,000	12,500
	2,000	25,000
0	8,500	218,750
36,480		
3,600	1,320	72,480
3,600		
230,100		
153,600		
7,860		
156,600		
156,600	15,660	704,760
2,000		
1,750		
2,500	750	37,500
1,000		
875		
1,250		
△64,500		
15,000	3,000	25,500
2,000		
6,000	1,000	15,000
△52,000	2,000	31,000
△112,500	3,000	119,400
△120,666	4,420	88,400
924,456		
△112,285		
△6,203		
△31,018	12,492	774,949
△15,000		
△1,600		
655,327		
△99,210		
△24,802		

第21表　住友系以外の企業の株式

銘柄（額面）		昭和5年末		6～11年増減		
				年	内容	
	（円）	株	円			株
（銀行株）						
日本銀行	(200)	1,341	665,136	6	買入	100
同　新株	(200)	1,341	358,047	6	払込@50円	
朝鮮銀行	(100)	132	6,468		→	
同　新株	(100)	132	1,518		→	
台湾銀行新株	(100)	385	3,850		→	
大阪農工銀行	(20)	2,500	50,875		→	
芸備銀行	(50)	100	5,000		→	
同　新株	(50)	50	1,250		→	
五十二銀行	(50)	1,498	73,750		→	
同　新株	(50)	749	9,362		→	
漢城銀行新株	(50)	200	1,200		→	
第一銀行	(50)	1,000	84,000		→	
横浜正金銀行	(100)			6	買入	1,000
合計残高		9,428	1,260,456			
（信託株）						
三井信託	(100)	3,000	150,000		→	
安田信託	(50)	2,000	25,000		→	
加島信託	(50)	500	6,250		→	
鴻池信託新株	(50)	1,000	12,500		→	
三菱信託	(50)	2,000	25,000		→	
合計残高		8,500	218,750			
（鉄道株）						
南満洲鉄道	(50)	432	21,600	10	譲受①	600
同　新株	(50)	288	7,200	7	払込@12.5円	
				8	払込@12.5円	
同　新株	(50)			8	払込	15,360
				9	払込@10円	
				9	譲受①	300
				10	払込@10円	
				11	払込@10円	
高野山電気鉄道	(50)	500	18,750	7	払込@4円	
				8	払込@3.5円	
				9	払込@5円	
同　新株	(50)	250	9,375	7	払込@4円	
				8	払込@3.5円	
				9	払込@5円	
金福鉄路公司	(50)	3,000	75,000	6	評価損	
				11	払込@5円	
大社宮島鉄道	(50)	1,000	7,000	6	払込@2円	
				7	払込@6円	
阪和電気鉄道	(50)	2,000	83,000	6	評価損	
九州電気軌道	(50)	3,000	231,900	6	評価損	
同　新株	(50)	4,420	209,066	6	評価損	
阪神電気鉄道	(50)			6	買入②	14,902
				6	売却	△1,810
				8	譲渡④	△100
				11	売却	△500
同　新株	(50)	158,100	2,624,460	6	譲渡③＋損	△1,000
				6	買入②	40,000
				8	譲渡④	△6,000
				9	売却	△1,500

東京市が保有していた地下鉄路線免許のうち、渋谷～赤坂見附～新橋～東京、新宿～四谷見附～麹町～築地及び四谷見附～赤坂見附の三路線を譲り受け、昭和九年九月資本金三〇〇〇万円で設立された。資本調達が思わしくなく、会社設立は難航し、三井、三菱、住友の財閥系資本の協力を得たということから[32]、住友の引受は金融・鉄道関係の依頼に基づくものと思われる。特に増資払込が三井信託を通じて行われているので、「東京高速鉄道」の大株主である東京横浜電鉄、小田原急行鉄道、玉川電気鉄道などの社債の引受で関係の深かった三井信託社長米山梅吉の要請による可能性が大きい。米山梅吉が住友信託元専務吉田真一と懇意だったことは「住友合資会社（上）」で述べた。

「膽振縦貫鉄道」は昭和十一年十月、資本金三五〇万円で北海道伊達紋別～喜茂別間約六〇kmの鉄道建設を目的として設立された。株式引受の事情は次の通りである[33]。

日本製鉄社長中井励作氏ヨリ東京支店長ヲ通ジ、同社創立ニ関シ若干株援助引受アリタキ旨依頼アリ。本鉄道計画

△36,341		
△49,800		
△413,385		
△83,762		
379,100		
△260,430	156,410	2,674,556
31,250		
△67,500	2,500	57,500
2,500		
	400	5,000
	612	10,710
20,000		
20,000	4,000	40,000
5,000	1,000	5,000
1,267,444	208,564	4,661,755
	2,254	105,938
50,237		
56,528		
50,158	25,578	182,273
	270	12,160
	270	3,375
156,923	28,372	303,746
	2,700	503,550
67,500	2,700	67,500
1,875	150	1,875
69,375	5,550	572,925
95,950	4,494	270,650
△15,000		
23,712		
23,712	1,897	47,425
△161,935		
△59,218		
15,133		
59,250	15,733	465,847
△163,408		
41,250		
126,650		
98,325	7,866	98,325
467,500		
△310,794		
250,000	42,400	1,809,206
233,750		
31,250		
265,000	21,200	530,000
△173,640	6,000	265,200
△126,018		
△48,400		
△48,400		
38,200	3,820	130,644
△38,801		
△97,164		
186,200		
126,000	14,570	758,012
△16,000		
75,000		
100,000		
200,000		

				9	譲渡⑤	△2,190
				10	譲渡⑤	△3,000
				10	売却	△25,000
				11	譲渡⑤	△5,000
				11	譲受⑥	17,000
				11	譲渡⑦	△15,000
留萌鉄道	(50)	2,500	93,750	6	払込@12.5円	
				6	評価損	
東京郊外鉄道⑧	(50)	500	2,500	8	払込@5円	
				9	2割減資	△100
					→	
京阪電気鉄道	(50)	612	10,710			
東京高速鉄道	(50)			9	払込	4,000
				11	払込@5円	
騰振縦貫鉄道	(50)			11	払込	1,000
合計残高		176,602	3,394,311			
(船舶株)						
大阪商船	(50)	2,254	105,938		→	
同　新株	(50)	2,028	25,350	6	買入	9,700
				7	買入	8,850
				8	買入	5,000
日清汽船	(50)	270	12,160		→	
同　新株	(50)	270	3,375		→	
合計残高		4,822	146,823			
(保険株)						
東京海上火災保険	(50)	2,700	503,550		→	
同　新株	(50)			8	払込	2,700
日本団体生命保険	(50)			9	払込	150
合計残高		2,700	503,550			
(電気瓦斯株)						
大阪瓦斯	(50)	1,897	94,850	10	買入	1,000
同　新株	(50)	1,897	94,850	11	売却	△300
同　新株	(50)			6	払込	1,897
				9	払込@12.5円	
日本電力	(50)	6,950	347,500	6	評価損	
				10	譲渡⑨	△2,000
同　新株	(50)	6,950	260,625	6	買入	1,300
				6	払込@7.5円	
				6	評価損	
				8	払込@5円	
同　新株	(50)			9	払込	2,533
同　新株	(50)			11	払込	7,866
九州送電	(50)	37,400	1,402,500	6	払込@12.5円	
				6	評価損	
				11	譲受⑩	5,000
同　新株	(50)			9	払込	18,700
				11	譲受⑩	2,500
				11	払込@12.5円	
九州水力電気	(50)	6,000	438,840	6	評価損	
同　新株	(50)	7,820	315,262	6	評価損	
				10	譲渡⑪	△2,000
				11	譲渡⑪	△2,000
				11	払込@10円	
北海道電燈⑫	(50)	3,770	222,777	6	評価損	
				10	譲渡⑬	△2,000
				11	譲受⑭	2,800
同　新株	(50)			6	買入	10,000
				6	評価損	
				7	払込@7.5円	
				8	払込@10円	
				9	払込@20円	

ハ当社事業ト目下ノ処直接ノ関係ナク、此点ヨリスル時ハ、何等参加ノ要ナキモ、前記中井氏ハ製鋼所其他ニ於テ当方トハ縁故浅カラザルニ付、此際無下ニ謝絶スルハ同氏トノ関係ニ於テ如何ト思料セラル。因ツテ特ニ一〇〇〇株ヲ限リ引受ノコトニセリ。（昭和十一年三月十一日鉱山課起案）

なおさらに「本鉄道計画ト当方事業上ノ関係」と題して次のような点が指摘されている。

計画路線附近ニ静狩金山東倶知安鉱山アルモ、運送関係ニ於テ全然利用ノ見込ナク、将来国富鉱山ニ於テ買鉱開始ヲ考フルモ、金山分布状態ヨリシテ直接ニハ利便ヲ蒙ムルコトナキ見込ナリ。（昭和十一年十月九日）

その後膽振縦貫鉄道は昭和十六年膽振鉄道（京極～喜茂別）を買収して全線が開通したが、昭和十九年買収により国鉄胆振線となった。

船舶株では、「大阪商船」株を二万三五五〇株買い入れているが、この事情は次のように説明されている。[34]

94,812		
△25,000		
△37,500	2,585	32,312
165,000	3,000	165,000
12,500	1,000	12,500
1,407,916	124,565	4,585,121
	2,000	20,000
	1,000	50,000
18,162		
18,162		
18,162		
18,162	1,453	72,650
△69,357	5,685	15,918
37,500		
37,500	3,000	75,000
375,000	30,000	375,000
453,293	43,138	608,568
28,171		
33,825		
11,785	6,262	307,191
36,325		
10,460		
39,700		
157,105		
33,600		
32,077		
127,565	5,475	350,347
△118,560	10,400	141,440
26,000		
39,000		
	2,600	130,000
65,000	5,200	65,000
160,000		
△908,555		0
312,500		
437,500		
△750,000		0
750,000		
312,500	25,000	1,062,500
189,232	15,000	189,232
250,000		
125,000	10,000	375,000
125,000		
50,000	10,000	175,000
21,075		
63,225	1,686	84,300
21,075		
32,750		
107,650	4,306	161,475
225,000	4,500	225,000
108,300	1,000	108,300
97,620		
12,500	4,000	110,120
37,500		
75,000	3,000	112,500

同　新株	(50)			10	払込	7,585
				10	譲渡⑬	△2,000
				11	譲渡⑬	△3,000
満洲電業	(50)			11	譲受⑮	3,000
東北振興電力	(50)			11	払込	1,000
合計残高		72,684	3,177,204			
(鉱業株)						
山東鉱業	(50)	2,000	20,000		→	
北樺太石油	(50)	1,000	50,000		→	
同　新株	(50)			6	払込	1,453
				8	払込@12.5円	
				9	払込@12.5円	
				11	払込@12.5円	
北樺太鉱業	(50)	5,685	85,275	6	評価損	
朝鮮石油	(50)			10	払込	3,000
				11	払込@12.5円	
協和鉱業	(50)			11	払込	30,000
合計残高		8,685	155,275			
(工業株)						
汽車製造	(50)	2,706	113,100	10	買入	380
同　新株	(50)	2,706	33,825	8	払込@12.5円	
				9	買入	270
				9	払込@12.5円	
				10	買入	200
				10	払込@12.5円	
日本楽器製造	(50)			8	買入	2,990
				9	買入	500
				10	買入	435
				11	買入	1,550
同　新株	(50)	10,400	260,000	6	評価損	
理化学興業	(100)	1,300	65,000	10	払込@20円	
				11	払込@30円	
	(50)			11	額面変更	
同　新株	(50)			11	払込	5,200
日本ビクター蓄音器	(50)	12,800	748,555	9	払込	3,200
				11	売却⑯	△16,000
日本化学製絲	(50)			7	払込	25,000
				8	払込@17.5円	
				9	合併⑰	△25,000
倉敷絹織新株	(50)			9	受入⑰	25,000
				10	払込@12.5円	
同　第二新株	(50)			10	買入	15,000
満洲化学工業	(50)			8	払込	10,000
				11	払込@12.5円	
日満マグネシウム	(50)			8	払込	10,000
				10	払込@5円	
安立電気	(50)			9	譲受⑱	1,686
				9	払込@37.5円	
同　新株	(50)			9	払込	1,686
				9	譲受⑱	2,620
				11	払込@25円	
三陽社製作所	(50)			9	払込	4,500
王子製紙	(50)			10	買入	1,000
同　新株	(50)			11	買入	3,000
				11	払込	1,000
日本アルミニウム	(50)			10	払込	3,000
				11	払込@25円	

同社ト古クカラ親密関係ヲ有スル当社トシテハ、他社トノ振合上及住友倉庫トノ貨物関係ノ点ヲ考慮スレバ持株数比較的少キ感アリタルニヨリ買増シタリ。

保険株では新たに「日本団体生命保険」株式を取得している。同社は昭和九年三月資本金二〇〇万円で設立された。株式引受の事情は次の通りである。[35]

本保険ハ勤労者ヲ一団トシテ被保険者トシ、其ノ死亡退職等ヲ保険セントスルモノニシテ公共性ヲ有シ、且ツ当会社ノ発起人ハ郷男（註、男爵郷誠之助）外全国産業団体聯合会会員三〇数名アリ、住友トシテハ従来聯合会ト相当深キ関係ヲ有スルニ付、同社ノ株式ヲ引受ノコト、シタリ。

なお合資会社が一五〇株引き受けた他に、別子、炭礦各二〇〇株、製鋼、電線、伸銅、化学工業各一五〇株合計一〇〇〇株を引き受けている。

27,000	500	27,000
6,600	500	6,600
298,988	2,830	298,988
523,673	7,170	523,673
125,000	10,000	125,000
3,358,186	129,429	4,578,667
	1,739	84,550
	1,739	21,737
	74	1,850
	111	1,221
25,000	5,000	40,000
△57,000	100	18,000
△28,500		
15,000	3,000	24,000
60,000	2,400	60,000
320,000	16,000	320,000
75,000	6,000	75,000
75,000	6,000	75,000
484,500	42,163	721,358
	1,200	5,400
	10,000	5,000
200		
△430	20	430
	700	6,300
18,750	1,500	18,750
	500	13,000
	500	6,000
625	390	4,025
	200	20,000
△22,500	500	22,500
132,000		
6,000		
138,000	11,040	276,000
7,500		
7,500	300	15,000
12,500	1,000	12,500
6,250	500	6,250
	536	53,600
	483	12,075
24,010	5,600	146,510
	3,500	70,000
37,500		
15,000	3,000	52,500
300,000	600	300,000
2,500	500	8,750
△33,237	0	0
25,000	1,000	25,000
677,167	43,569	1,079,590

大日本セルロイド	(50)			10	譲受⑲	500
同　新株	(50)			10	譲受⑲	500
日本染料製造	(50)			11	買入	2,830
同　新株	(50)			11	買入	7,170
満洲軽金属製造	(50)			11	払込	10,000
合計残高		29,912	1,220,480			
(土地建物株)						
若松築港	(50)	1,739	84,550		→	
同　新株	(50)	1,739	21,737		→	
東洋拓殖	(50)	74	1,850		→	
同　新株	(50)	111	1,221		→	
中央開墾⑳	(50)	5,000	15,000	10	払込@5円	
南米土地	(1000)	100	75,000	6	評価損	
南米拓殖	(50)	3,000	37,500	6	評価損	
				8	払込@5円	
アマゾニア産業	(50)			10	払込	2,400
鮮満拓殖	(50)			11	払込	16,000
台湾拓殖	(50)			11	払込	6,000
南洋拓殖	(50)			11	払込	6,000
合計残高		11,763	236,858			
(諸株)						
＜投資＞						
東亜興業	(50)	1,200	5,400		→	
同　新株	(50)	10,000	5,000		→	
海外興業新株	(50)	40	660	7	払込@5円	
				11	5割減資	Δ20
中日実業	(100)	700	6,300		→	
東北興業	(50)			11	払込	1,500
＜サービス＞						
大阪ホテル	(50)	500	13,000		→	
同　新株	(50)	500	6,000		→	
エンパイヤ・ランドリー	(50)	340	3,400	10	譲受	50
オリエンタルホテル	(100)	200	20,000		→	
都ホテル新株	(50)	1,000	45,000	11	5割減資	Δ500
新大阪ホテル	(50)			6	払込	10,560
				7	払込	480
				9	払込@12.5円	
札幌グランドホテル	(50)			8	払込	300
				9	払込@25円	
名古屋観光ホテル	(50)			9	払込	1,000
帝国ホテル新株	(50)			11	払込	500
＜運輸通信＞						
大阪毎日新聞社	(100)	536	53,600		→	
同　新株	(100)	483	12,075		→	
日本無線電信	(50)	4,900	122,500	6	買入	700
日本航空輸送	(50)	3,500	70,000		→	
国際電話	(50)			7	払込	3,000
				11	払込@5円	
満洲航空新株	(500)			11	払込	600
＜その他＞						
満洲棉花	(50)	500	6,250	10	払込@5円	
日本電気證券	(50)	13,295	33,237	6	解散分配金	Δ13,295
日伯棉花	(50)			11	払込	1,000
合計残高		37,694	402,422			

電気瓦斯株のうち新たに取得したものは、「満洲電業」株と「東北振興電力」株である。「満洲電業」株については、昭和十二年二月末合資会社の解散の際、全株残余財産として住友家へ分配されたので、買い入れの事情に関する記録は残されていない。なお住友家では昭和十四年六月全株売却している。同社は昭和九年十一月満洲国の電力事業一元化のため満鉄を中心として資本金九〇〇〇万円で設立された。その後満鉄は同社の株式を六五％強も保有する必要がなくなり[36]、放出したのを満鉄から取得したものである。

「東北振興電力」株についても、同社が昭和十六年日本発送電と合併したため、引受の記録は残されていない。同社は昭和九年の東北地方の大冷害・大凶作に対する産業振興を目的として、「東北振興電力法」に基づいて資本金三〇〇〇万円で設立された[37]。六〇万株のうち一〇万株が一般公募されたので、これに応じたものと思われる。

鉱業株で新たに取得したのは「朝鮮石油」株と「協和鉱業」株である。

「朝鮮石油」は、昭和十年六月資本金一〇〇〇万円で設立された。同社株引受の事情は次の通りである[38]。

朝鮮総督府今井田政務総監（註、清徳、元逓信次官、政務総監辞任後貴族院議員）ノ勧奨ニヨリ橋本圭三郎（註、当時宝田石油社長、昭和十年五月日本石油と合併し副社長）、野口遵（註、当時日本窒素肥料社長）両氏ガ中心トナリ、朝鮮ニ於テ製油所ヲ設立セントシ、総株数二〇万株ノ内一〇万株ヲ（註、即ち）内地七万株ヲ、朝鮮三万株ヲ一般公募ニ振分ケントシ、内地ニ対シテハ、三井、三菱、住友、小倉（註、小倉石

0		△1,100
0		△1,000
0		△2,100
18,876,538	644,378	8,158,306

（出資）				
蓬萊生命保険相互		1,100	9	解散出資金戻入
興源公司		1,000	7	解散分配金
合計残高		2,100		
総計残高	362,790	10,718,232		

註：①譲受先住吉分家。
②買入先島徳蔵。
③譲渡先堀啓次郎。
④譲渡先住友銀行。
⑤譲渡先住友生命。
⑥譲受先住友電線。
⑦譲渡先阪神電鉄。
⑧昭和８年１月19日帝都電鉄と改称。
⑨譲渡先住友生命。
⑩譲受先住友電線。
⑪譲渡先住友生命。
⑫昭和９年12月21日大日本電力と改称。
⑬譲渡先住友生命。
⑭譲受先住友電線。
⑮譲受先南満洲鉄道。
⑯売却先日本産業。
⑰昭和９年３月１日倉敷絹織に吸収合併。
⑱譲受先日本電気。
⑲譲受先住友銀行。
⑳昭和８年５月10日開墾塩業と改称。

油）、日本鉱業等ニ引受方希望アリ。住友トシテハ本事業ニ関シテハ、計画ノ詳細ヲ知ルヲ得ズ、是非ノ判断ヲ下シ難ク、且石油事業ニ対シテハ殆ンド関係ナク、製品ノ販売ト云フ点ヨリ云フモサシテ重要ナラズ。此ノ計画ニ参加スルコトハ好マシカラザルモ、政務総監ニ対スル関係ト朝鮮事業援助ノ意味ヲ以テ、他方面ノ振合如何ニ拘ラズ当方独自ノ立場ヨリ三千株引受ノコト、セリ。

「協和鉱業」は、昭和十一年六月資本金五〇〇〇万円で設立された。同社株式引受の事情は次の通りである。(39)

海軍省ニ於テハ現下時局ノ重大性ニ鑑ミ、予テヨリ石油国策ノ確立ヲ急ギ、其ノ手始メトシテ海外油田ノ調査並其利権ノ獲得ヲ目論見、外務、大蔵、商工ノ各省ト協議ヲ重ヌルト共ニ、本事業ヲ三井、三菱、住友ノ共同事業トナスコトヽシ、ソノ出資率ハ住友ハ其ノ特殊的地位ニ鑑ミ、当初ハ2・2・1ノ割合ヲ主張シタルモ、結果1.75・1.75・1.50ノ比率ニ決定セリ。

工業株のうち「日本ビクター蓄音器」株については、昭和十一年四月住友側代表として取締役に就任していた大屋敦（株式

取得時経理部長、十一年当時化学専務）の日記によると、親会社のRCAビクターが株式の処分をはかり、これに対し三菱と住友はこれを肩代わりして日本側で経営することを考慮し、日本電氣専務志田文雄に打診している。しかしその後三菱が肩代わりを断念したことで、この話は立ち消えとなり、RCAビクターに買収を申し入れていた日本産業の鮎川義介の手中に入った。結局年末に至り三菱と住友も鮎川に持株を売却することとなったのである。

「日本化学製絲」は、「住友合資会社（中）」の「五㈢　住友別子鉱業所の住友別子鑛山株式会社への移行」で述べたように、別子閉山後の新居浜の後栄策（鷲尾勘解治の造語、別子閉山後の新居浜の繁栄策の意）として倉敷紡績の子会社倉敷絹織の工場を誘致して、昭和七年八月資本金一〇〇〇万円で設立された。設立と倉敷絹織に吸収合併された経緯は次の通りである。(40)

昭和七年八月住友ハ大原孫三郎氏ト提携、化学繊維ノ製造ヲ目的トスル資本金一千万円ノ日本化学製絲株式会社ヲ新居浜ニ設立シ、総株数二〇万株ノ中倉絹一〇万株、大原五万株、住友側五万株（当社二五千株、別子一七千株、肥料八千株）引受ケタルトコロ、同社ハ倉絹ト同種事業ニシテ、人事、用品購入、製品販売ノ関係ヨリ両社合併スル方好都合ナルヲ以テ、昭和九年三月一日倉絹ニ合併セラレ、日本化学製絲（三〇円払込）一株ニ対シ倉絹株（二五円払込）一株ノ割合ヲ以テ割当テラレタリ。尚昭和九年十月倉絹子会社中国レーヨンが創立セラレタルヲ以テ、当社ハ五千株買入、十年十一月倉絹ニ合併セラレ、倉絹株ト引換ラレタリ。

「満洲化学工業」株引受の事情は次の通りである。(41)

同社ハ硫安製造ヲ主要事業トシ、満鉄ニ於ケル多年準備研鑽ノ結果ヲ事業ノ根幹トシテ、昭和八年五月創立セラレタルモノニシテ、株式ノ半数以上ハ満鉄ニ於テ引受ケ残余ヲ公募セントスルモノナリ。

住友ニ対シテハ、満鉄東京支店長ヨリ賛成人トシテ事業参加方要請アリ。当方トシテハ日満経済提携ノ国策的見地

並ニ満鉄トノ友好関係ニ鑑ミ、賛成人トシテ五〇〇〇株、他ニ五〇〇〇株ノ公募分ヲ併セ、計一〇〇〇〇株ヲ所有スルコトトナリタリ。

「日満マグネシウム」株は、昭和十四年九月住友金属へ譲渡されたため、引受の経緯に関する記録は残されていない。同社は、満鉄中央研究所が開発した満洲のマグネサイトを原料としたマグネシウム製造と、理化学研究所のにがりを原料としたマグネシウム製造を目的とし、既に後者を生産していた理研マグネシウム直江津工場を買収して、昭和八年十月資本金七〇〇万円で設立された。(42) 株式一四万株のうち、満鉄七万株、理研及び理化学興業三万五〇〇〇株、住友二万株(合資一万株、伸銅鋼管一万株、伸銅鋼管専務古田俊之助が取締役に就任)、三菱航空機一万株、古河電工五〇〇〇株であった。しかし同社は採算面から満洲におけるマグネシウム生産に踏み切らなかったため、満鉄は昭和十三年四月全株を理化学興業へ売却して撤退したため、同社は理研金属と改称した。住友金属は、昭和十四年住友本社から一万株を取得して計二万株となって以来、理研コンツェルンの再編とともに持株比率を高め、終戦時の持株は、一二万九八〇株(四〇・八%他に住友生命一万三六〇〇株四・六%、合計四五・四%)に達し、同社は理研コンツェルンの一員を脱して住友金属の関係会社となっていた。

「安立電気」は、昭和六年共立電機と安中電機製作所が合併して設立された有線・無線通信機器メーカーである。同社株式は昭和十二年十月日本電氣に譲渡されたので、買入の経緯に関する記録は残されていないが、「五㈠ 日本電氣株式会社の経営の承継」で述べるように、昭和七年六月住友が日本電氣の経営に当たることとなり、同社に派遣された専務志田文雄(T2京大理工・電、逓信省、T9住友入社、当時電線取締役技師長)は、同種企業との資本的・技術的提携にきわめて積極的で、多数の会社をその系列に組み入れていった。(43) 昭和九年二月まず日本電氣が「安立電気」株一六八六株を取得(払込一二・五円、持株率一六・九%)、(44) 三月これがそのまま住友合資へ譲渡され、合資会社はその第二回払込(三七

・五円）を行い、四月には増資新株の払込（一二・五円）と日本電氣引受分二六二〇株の肩代わりを行っている。六月には東京支店長矢島富造を監査役として派遣しているが、矢島富造は大正十三年十二月以来日本電氣監査役を兼任していたので、その資格で派遣されたものであろう。既に述べたような積極策で、当時の日本電氣には人的・資金的に余裕がなかったと見られるからである。従って日本電氣に余裕が生じてきた昭和十二年に同社はこの「安立電気」株を住友本社から引き取ったということであろう。

「三陽社製作所」も「安立電気」と同様のケースと考えられる。すなわち同社は大正六年ＯＦコンデンサーのメーカーとして設立された。昭和九年十二月個人企業から株式会社に組織変更される時に、一部日本電氣に代わって合資会社が払い込んだものと思われる。なおこの時日本電氣専務志田文雄は同社取締役に就任している。その後同社は昭和十二年八月日本電話工業に吸収合併され、日本通信工業と改称した[45]。それに先立ち三月全株日本電氣に譲渡されている。

「王子製紙」株買入の事情は次の通りである[46]。

特別財産口ニ於テハ、従来確実性ト市場性ニ富ム公社債ニ投資スル方針トシ来リタルモ、近時ハ赤字財政ニ伴フ公債ノ増発ニヨリ悪性インフレーションヲ懸念サレルニ至リ、危険分散ノ意味カラモ株式ニ投資スル必要ヲ感ジ、公社債ニ準ズル確実ナル一流株ヲ物色中ノ処、王子製紙ハ我国洋紙産額ノ九割ヲ占ムル独占会社ニシテ、ソノ資産内容及業績、首脳人物良好ニシテ資産株トシテ最適ナルモノナルヲ以テ、之ガ買入ノコト、セリ（買入株数旧一〇〇〇株、新四〇〇〇株）。

「日本アルミニウム」株引受の事情は次の通り[47]。

南洋ボーキサイトノ輸入優先権ヲ有スル古河電工及余剰電力ノ消化策ヲ見出サントスル台湾電力ガ中心トナリ、創立ノ計画ヲナス。昭和八年五月井坂孝氏（註、横浜興信銀行頭取、横浜商工会議所会頭）ヨリ住友ノ参加ヲ勧奨シ来リタ

ルモ、当時住友トシテハ既ニ独自ノ立場ニ於テ国産アルミニウム工業ノ樹立ヲ決定シ、着々ソノ準備ヲ進メ居タル折柄故、資金ノ分散ノ不得策ヲ稽ヘ、一応右申出ヲ謝絶。九年八月平生釟三郎(川崎)、植島清三(古河)両氏ヨリ三井、三菱、安田、大倉等本邦主要財団ノ賛助ヲ得タル趣ヲ以テ、改メテ参加方懇請アリ。当社トシテハ前記事情ニ変化ナキモ、主要財団トノ友好関係ニ鑑ミ、株式三〇〇〇株引受ノコト及創立賛成人タルベキコトヲ回答。

「大日本セルロイド」株取得ノ経緯は次の通りである。[48]

同社ハ原料硝酸並硫酸ヲ住友化学工業ニ仰ギ、特ニ硝酸ニ就テハ長期供給契約ヲ結ビ、関係頗ル緊密ナリシ処、昭和九年十二月同社監査役平田篤次郎氏(三井合名理事)ヨリ当方川田常務理事宛住友銀行所有同社株式ヲ肩代リシ、且住友側ヨリ重役一名推薦アリ度旨依頼アリ。

当方ハ一〇〇〇株ヲ合資会社ニ、五〇〇株ヲ住友化学ニ肩代リシ、監査役トシテ住友化学矢崎常務ヲ推薦ノコト、セリ。

「日本染料製造」株の取得については、既に「住友合資会社(上)」の「五(五)　住友肥料製造所の株式会社への移行」で詳述した。合資会社は昭和十一年二月から六月にかけて住友信託を通じ、仮出金の形で同社株一万株を買い集め、最後に振替整理した。買入の事情については、ただ「特命」とのみ記されている。[49]

「満洲軽金属製造」株式引受の事情は次の通りである。[50]

同社ハ満洲ニ賦存スル豊富優良ナル礬土頁岩ヲ利用シテ、優良低廉ナルアルミニウムヲ生産シ、日満両国ノ国防工業ノ充実ト国民生活ノ便益ニ資センコトノ意図ヨリ、満鉄及満洲国ガ計画設立セルモノニシテ、内地主要同業者及需要者ニ之ガ参加方勧誘アリ。三井、三井、三菱、住友ニ対シテハ各五、六万株引受希望アリタリ。住友ハ日満経済提携ノ見地ヨリスル商工省当局ノ慫慂並ニ満鉄トノ関係ニ鑑ミ、国策援助ノ意味ニ於テ一万株引受ノコトヽセリ。

土地建物株のうち「中央開墾」は、昭和八年五月「開墾塩業」と改称した。この期間新たに取得したものは「アマゾニア産業」、「鮮満拓殖」、「台湾拓殖」、「南洋拓殖」の四社である。

「アマゾニア産業」株は次の事情により引き受けた。(51)

拓務省ニ於テハ予テアマゾニア産業研究所ガアマゾニア州（註、ブラジル）ニ於テ有スル移民上ノ権利ニ基キ、同省監督ノ下ニ新会社ヲ設立シ、一定ノ補助金ヲ交付スル方針ヲ以テ、財界有力者ノ協力ヲ求メツヽアリシ処、遂ニ昭和十年九月資本金一〇〇〇千円、払込五〇〇千円ノ（内二〇〇千円ハアマゾニア産業研究所代表者上塚司、残高三〇〇千円ハ三井、三菱、安田、東拓及住友ノ五社各六〇千円宛出資シ、各持株二四〇〇）アマゾニア産業株式会社ヲ設立スルコト、ナリタリ。当社モ亦国策援助ノ見地ヨリ上記出資ヲ引受ケル事トナリタリ。

「鮮満拓殖」は、同社が昭和十六年解散したため、引受の事情を示す記録は残されていない。同社は、昭和十一年九月満洲への朝鮮人移民を管理する拓殖会社として設立され、同時に満洲に子会社の満鮮拓殖株式会社を設立した。しかし昭和十六年六月「満洲開拓政策基本要綱」に基づき、日本、満洲国の「開拓事業一元化」のため、満鮮拓殖は満洲拓殖公社に合併された。(52) この結果「鮮満拓殖」は存在意義を失って解散したものと思われる。

「台湾拓殖」株式引受の事情は次の通りである。(53)

同社ハ、第六〇議会ニ於テ成立シタル台湾拓殖会社法（昭和十一年法律第四三号同六月三日公布）ニ基キ設立セラレタル特殊会社ニシテ、資本金ノ半額ハ政府ガ台湾ノ官有地ヲ現物出資シ、残リ半分ハ民間出資トシ、内一〇〇千株ハ之ヲ内地ノ有力者ノ引受ニ仰ギ、当社ニ対シテモ設立委員加藤恭平氏（註、三菱商事常務・三菱合資理事、台湾拓殖初代社長）ヨリ之ガ株式引受方依頼アリタルニヨリ、国策援助ノ意味合ヨリ六〇〇〇株ヲ引受ノ事トセリ（最初一〇〇〇株ノ引受ヲ依頼サレタリ）。

「南洋拓殖」株の引受事情は次の通りである。(54)

同社ハ、昭和十一年七月二十七日公布ノ南洋拓殖株式会社令ニ基キ設立セラレタル特殊会社ニシテ、資本金ノ約半額ハ政府ガ南洋ノ官有地ノ燐鉱採掘権並ニ設備ヲ現物出資シ、残リハ民間出資トシ、住友ニ対シテモ八月末拓務大臣ヨリ之ガ株式引受方依頼アリタルニヨリ、国策援助ノ意味合ヨリ台湾拓殖ト同株六〇〇〇株ヲ引受ケタリ(最初二〇〇〇〇株ノ引受ヲ依頼サレタリ)。

諸株は有価証券元帳では一本で記載されているが、便宜上業種毎に分類した。

投資関連株では新たに「東北興業」株を引き受けた。その経緯は次の通りである。(55)

同社ハ東北地方ノ窮乏打開ヲ目的トシテ、東北振興電力ト同時ニ設立セラレタル国策会社ニシテ、当社トシテハ国策援助ノ意味及八代理事ガ同社ノ設立委員ナルコト等彼是勘考シテ此レガ株式ノ公募ニ応ズルコト、セリ。(昭和十一年七月)

当初二〇〇〇株ノ引受申込ヲナシタル処、応募総数約三倍ニ達シタル為、一五〇〇株ノ割当ヲ引受ケタリ。

サービス関連株では「新大阪ホテル」、「札幌グランドホテル」、「名古屋観光ホテル」、「帝国ホテル」の四社の株式を引き受けた。「新大阪ホテル」の設立について、川田順は次のように述べている。(56)

昭和の始め大阪財界の有力者数人が集まつて、日本に恥づかしくない欧風ホテルの新設を相談し、湯川寛吉(その時住友総理)を発起人総代に推した。そこで湯川は、帝国ホテル社長の大倉喜七郎に業務面への積極的協力を依頼すると同時に、大蔵省預金部から長期低利資金を大阪市に融通させ、市の計算で建築した建物をホテル会社に貸与させる方針を取り、敷地は東新倉庫所有地を格安で譲受けることにした。それでも別に運転資金を要すること勿論なので、株式会社として株金を集めた。ところがあいにく財界不振のどん底で、発起人等の有力者さへ予定通りに

は引受けなかった。その結果、たくさんの株を住友が背負ひ込むことになり、会長、常務その他の役員までも住友から出さねばならなくなつた。

川田順は、ホテル営業は住友の本道からはづれた種類の仕事だとして批判的であるが、湯川寛吉自身も大阪ホテルの経営の実態に鑑み、元来ホテル建設には消極的であった。むしろ当時の大阪市長関一が、東京高商教授であった時の教え子帝国ホテル支配人犬丸徹三に対しホテルの建設運営に関する協力を要請し、建設資金についても帝国ホテルの出資を期待した。同社の資金繰りの関係でそれが困難になるや、関市長は国庫から借り入れる構想をまとめ、それを基に帝国ホテル社長大倉喜七郎を通じ、住友吉左衛門友成に対し住友側の協力を要請してきた。これが湯川寛吉を動かしたとみるのが妥当であろう(57)。

しかし湯川寛吉は、昭和七年二月に開催された創立総会に先立ち、昭和五年八月総理事を小倉正恒に譲り、六年八月には死去したため、住友側では小倉正恒が取締役会長に、商工課長続虒（M44東京高商、のち化学常務・専務）が常務取締役に選任され、他に商工課大沢忠蔵（T11東京高商専攻部、のち日本電氣経理部長・住友通信工業資材部長）が支配人代理（支配人は帝国ホテルから郡司茂が招かれた）として派遣された。しかし創立総会と同日付で銀行常務加賀覚次郎（M31東京高商専攻部）が六〇歳の高等職員停年を三年余残して辞任していることは、専任の常務として新大阪ホテルに派遣されることが既に内定していたことを示しており、事実続虒が七月に商工課長から日本電氣支配人営業部長に転出して、八月に新大阪ホテル常務を辞任すると、加賀覚次郎が後任の常務に就任した。合資会社の持株は当初一万五六〇株（合資会社名義九二六〇株、小倉正恒五〇〇株以下名義株一三〇〇株）であったが、その後失権株四八〇株を引き受け一万一〇四〇株（合資九五四〇株、名義株一五〇〇株）となり、持株比率は資本金三〇〇万円のうち一八・四％に達した。ホテルは昭和十年一月十六日開業したが、その直後に大阪市長関一は死去した。昭和十三年三月開業三周年の祝宴において小倉正恒は僅かながら

ら配当(年四%)もできるようになったことを報告し、次のように挨拶した。

(前略)大体当社創立ノ際見積リマシタルモノニ近イ成績ヲ挙ゲル事ヲ得マシタノデアリマス。之全ク各位御眷顧ノ賜ニ外ナラヌ次第デアリマスルガ、又一面ニハ今ハ亡キ湯川寛吉氏、故関市長ノ斯業ニ対スル御明察並ニ其ノ他物故諸賢ノ御尽力抔ガ今更ノ如ク追憶サレマシテ、感恩ノ情一入深イノデアリマス。取リ分ケ私ハ湯川翁ノ遺志ト関市長ノ遺嘱ニ依リマシテ、当ホテルノ建設経営ニ与リマシタル関係上、感謝ノ念禁ジ難キト同時ニ一層責任ノ重大ナルヲ痛感シテ居ル次第デアリマス。(後略)

「札幌グランドホテル」株は、「美濃部俊吉氏(註、東大名誉教授美濃部達吉兄、元北海道拓殖銀行頭取、当時満洲取引所理事長)ヨリ引受依頼有リ。札幌ニハ従来札幌鉱業所アリ、現在モ相当関係有シ居ル関係上三〇〇株引受クルコト、セリ」と経緯が記されている。(58)

「名古屋観光ホテル」は、次のような事情で引き受けられた。(59)

当ホテルハ企業トシテハ左程有利ナルモノトハ称シ難ク、年四分ノ株式配当ヲ予想スルモノトシテモ其ノ実現疑ハシキモ、当住友トシテハ名古屋地方ニハ種々ノ関係ヲ有シ、且ツ名古屋販売店支配人並ニ銀行支店長モ相当株式ノ引受ヲ希望シ居リ、旁々一概ニ拒絶シ得ザル事情ニアルヲ以テ、三井、三菱、安田等ノ振合ヲ考慮シ一千株引受ノコトニセリ。

「帝国ホテル」新株引受の事情は次の通りである。(60)

近来外人客ノ増加ト昭和十五年ニ開催ノ万国勧業博覧会並ニオリンピックニ備ヘ、客室ノ拡張工事ヲ施行スル為、現在資本金二百万円ヲ四百万円ニ増資計画中ニシテ、内蔵頭(註、宮内省)、大倉、三井、三菱等ニ於テハ夫々新株応募ノコトニ決定シ、更ニ郵船、商船、各生保会社ニモ応募方懇請中ナルガ、住友ニ於テモ五〇〇～一〇〇〇株ノ

引受相成度旨、犬丸支配人ヨリ東京支店長マデ申出アリタリ。増資後ノ損益ハ最近ノ業績ヨリ考ヘテ、恐ラク年六％程度ノ配当ハ可能ナルベシトイフ。住友ニ於テハ時ニ本計画ニ参加ノ希望ナキモ、折角犬丸支配人ノ申出ニ対シ無下ニ拒絶スルモ如何ト思ハレ、旁々附合ノ意味ヲ以テ五〇〇株応募ノコトニセリ。

運輸通信関連では「国際電話」株と「満洲航空」新株を引き受けた。「国際電話」株については、同社が昭和十三年日本無線電信株式会社に吸収合併されて国際通信株式会社と改称し、昭和十五年この株式を住友電氣工業に譲渡したため、引受の事情を示す記録は残されていない。「国際電話」は昭和七年十二月資本金一〇〇〇万円で設立された。大正十四年に設立された「日本無線電信」が対外電信用の無線送受信設備を建設し、これを政府の運営に供していたのに倣い、電話の無線送受信設備を建設し、政府の用に供することを目的としていた[61]。同社の設立趣意書によると総理事小倉正恒は、逓信大臣により設立準備委員に指名されているので、この関係で三〇〇〇株を引き受けたものと思われる。

「満洲航空」は昭和七年九月資本金三八五〇万円で設立された。同社株式引受の事情は次の通りである[62]。

同社ノ設立ハ満洲国ノ警備並交通上ニ欠クベカラザル緊急ノモノニシテ、創立関係者ヨリ当社ノ出資ヲ希望セラレタル事情モアリ、旁々国策援助ノ見地ヨリ極メテ有意義ト認メ、欣然事業参加ノ事トシタリ。（昭和七年八月）

合資会社はこの決定に基づき二二〇〇株（払込昭和七年九月五〇万円、八年五月五〇万円）を引き受けたが、同社定款には普通株式に対し配当をしないという規定があり、このため補給寄附をもって支出（雑費、第11表註参照）され、この株式は準有価証券に編入された。その後昭和十一年八月資本金を八〇〇万円に増資し、この時は満洲国、満鉄引受分は普通株であったが、他は優先株であったので、合資会社は六〇〇株（三〇万円）を引き受け、これは有価証券の取り扱いとなった。

その他の諸株のうち、「日本電気證券」は既に「住友合資会社（中）」で述べたように昭和五年十月解散した。新たに取得した「日伯棉花」の引受事情は次の通りである[63]。

昭和十年平生釟三郎氏(註、当時川崎造船所社長)遣伯使節トシテ渡伯中、同国ニ於ケル棉花栽培ガ甚ダ好望ナルモノ、取扱及販売ノ点ニ於テ遺憾ノ点多キニ鑑ミ、之ガ販売会社ヲ設立セバ米棉其他ヲ牽制スルコト、ナリ、且ツハ日本移民ノ保護助長トモナルベシト思料シ、且外務省ノ慫慂モアリ、旁々三大紡績会社(註、東洋紡績、鐘淵紡績、大日本紡績)、三大棉花会社(註、東洋棉花、日本綿花、江商)、三井、三菱、商船、伊藤忠等ヲ主ナル株式引受人トシテ設立ノ運ビトナルモノニシテ、住友ヘモ同氏ヨリ事業参加方要請アリタリ。乍然棉業ニハ住友ハ関係薄ク又採算上本事業ノ将来ニ付テ必ズシモ有望ト称シ難ク、且ツブラジル移民事業ニツキテハ今迄相当ノ出資ヲナシ居リ、本事業ニ参加ノ要ナシト思ハル、モ、発起人、引受人ニ対スル関係モアリ、特ニ前記平生氏ノ懇望モアリ、且住友倉庫ノ営業上同社ノ計画ニ参加シ置クガ便宜ナルベシト思料セラル、ヲ以テ株式引受ノ事ニセリ。

株式会社以外の合資会社、合名会社、生命保険相互会社、組合等に対する出資は、次の通り二社共解散したため、消滅した。

「蓬萊生命保険相互」は、経営不振により、昭和八年六月昭和生命と改称した日本医師共済生命に他の東海生命、国光生命、中央生命と共にその全契約を包括移転して解散した(64)。

「興源公司」は、その目的とした湖南省水口山鉛鉱の日中合弁経営が湖南省の政情不安のため実現せず、昭和七年三月解散した(65)。

四　資金調達

前章「住友合資会社(中)」において、昭和五年(一九三〇)末の理事会で資金繰りの関係から翌昭和六年の新規起業がすべて延期されたことを述べた。この決定により昭和六年の合資会社・連系会社の固定財産及起業支出すなわち設備投資は、前年の一六六一万円に対し、四五四万円に圧縮され、償却(五三四万円)の範囲内に収めることができた(第22、23表)。この決定の端緒となった別子鑛山だけをとってみれば、一八三万円の償却に対し固定財産及起業支出は六九万円に抑制され、差額一一四万円をもってすれば、主管者専務鷲尾勘解治が意図していた新居浜築港計画の着工は十分可能であっただけに、鷲尾がこの決定に対し非常に不満であったことは理解できる。しかもこの築港計画はその後景気の回復とともに再度の計画変更が行われたのち、昭和八年五月に着工されることに

（単位：万円、万円未満四捨五入）

（参考）償　却					
昭和6年	7年	8年	9年	10年	11年
44	37	48	92	106	137
183	180	171	142	122	132
72	105	105	100	108	114
38	39	40	45	34	—
27	31	33	31	26	35
80	73	48	38	32	—
—	—	—	—	—	139
18	64	106	—	—	—
—	—	—	158	142	207
—	—	—	0	0	6
—	—	—	0	0	29
—	—	—	3	7	10
25	26	26	30	30	28
15	17	15	15	16	17
8	43	15	9	8	8
23	17	18	—	—	—
—	—	—	19	20	33
490	596	576	589	545	757
534	623	624	681	651	894

表を除く）

第22表　固定財産及起業支出表

会社名	固定財産及起業支出(償却組戻)					
	昭和6年	7年	8年	9年	10年	11年
合資会社	110	193	204	262	401	422
連系会社						
別子鑛山	69	32	42	Δ133	61	38
炭　礦	23	26	44	110	111	94
製　鋼	12	20	180	458	233	—
電　線	74	46	22	50	35	76
伸銅鋼管	6	15	391	592	663	—
金属工業	—	—	—	—	—	562
肥　料	96	209	225	—	—	—
化学工業	—	—	—	456	746	613
アルミニウム製錬	—	—	—	9	199	74
満洲鋼管	—	—	—	1	289	54
機械製作	—	—	—	88	71	150
倉　庫	8	19	30	46	51	18
ビルデイング	13	2	1	6	4	21
大阪北港	35	43	Δ25	Δ28	94	3
土佐吉野川水電	7	14	47	—	—	—
四國中央電力	—	—	—	59	253	274
小　計	344	425	957	1,715	2,810	1,978
合　計	454	618	1,160	1,977	3,211	2,399

出典：本節の以下の諸表は合資会社・連系会社の各年度残高表・金繰表から作成した。(但し第23表及び第25

なるのである(総工費一〇〇〇万円、昭和十四年六月完成)。

しかし合資会社・連系会社全体の資金繰りからすると、たとえ固定財産支出及起業支出が償却の範囲内に圧縮されたとしても、前章で述べた有価証券投資が合資会社の他に電線や伸銅鋼管において支出要因となった(第24、25表、合計純増三七六万円)。他方収入面では合資・連系両者併せた損益そのものが三四〇万円の準公表純損失(第5表)を実際には大きく上回って四七六万円の赤字であったので(第26表)、昭和六年の支出超過は、昭和五年の一二二九万円に対し、改善されたとはいえなお八〇五万円に達したのである(第27表)。この内訳をみれば、連系会社の収支は改善しており、この支出超過は専ら合資会社によるものであった。本社はこの資金繰りを銀行からの借り増し

三九四万円（当座借越一二四万円＋割引手形二七〇万円）と信託からの新規借り入れ（割引手形）四八〇万円でつけることができた（第12表及第28表）。しかしこの銀行からの借り増しは、他方で連系会社の返済分二〇一万円があったので、合資・連系合計では実質一九三万円にすぎなかったのである。

昭和五年の資金繰りでは銀行から合資・連系の所要資金の半ば以上の六四二万円という巨額の調達が行われた（信託

第23表　合資会社・連系会社主要起業支出一覧

（単位：万円）

年	合資・連系	内　容	金額
昭和6	本　社	東京ビル	33
	鴻之舞	製錬所拡張	37
	別子鑛山	製作所改築	26
		山根病院	11
	炭　礦	忠隈起業	14
	電　線	海底線工場	22
		事務所改築	20
	肥　料	窒素工場	89
	大阪北港	築　港	18
		土地改良	14
	合　計		284
7	本　社	東京ビル	105
	鴻之舞	鴻丸索道架設	29
	別子鑛山	硫酸工場拡張	24
	炭　礦	奔別起業	16
	製　鋼	外輪工場	13
	電　線	海底線工場	49
	伸銅鋼管	鋼帯板製造設備	28
	肥　料	窒素工場増設	174
		窒素工場	27
	大阪北港	北港修築	35
	土佐吉野川	四水連絡送電線	13
	合　計		513
8	本　社	珍山金山	42
		宜川金山	41
		神戸ビル	17
	別子鑛山	肥料工場埋立	21
		西川鉱山	10
	製　鋼	製鋼設備	60
		外輪工場	48
		第1車輪工場	20
	伸銅鋼管	押出機	59
		水圧機増設	55
		翼工場	42
		瓦斯容器製造設備	40
	肥　料	硝酸工場	81
		窒素工場増設	76
		接触硫酸工場	49
	大阪北港	北港修築	35
	合　計		696
9	鴻之舞	元山鉱	24
		三王坑	18
		東倶知安鉱	11
	製　鋼	第2鍛圧工場	144
		第2旋盤工場	56
		第3旋盤工場	50
		第2製鋼工場	28

昭和9	電　線	第4工場改築	20
	伸銅鋼管	熱仕上鋼管製造設備	281
		土地代	78
		水圧機	29
		特殊旋盤	29
	化学工業	土地代	123
		窒素工場第3・4期	48
		接触硫酸	30
		同　増設	98
		硝酸工場	30
	大阪北港	北港修築	59
	四國中央	高薮発電所拡張	42
	合　計		1,208
10	本　社	京都ビル土地	53
	鴻之舞	第3次拡張	154
	金属工業	鋼管押出	159
		翼工場拡張	137
	化学工業	窒素第4	202
		アルミナ工場	108
		接触第3	96
		同　第4	82
		メタノール工場	82
		コークス炉	50
	アルミニウム製錬	製錬工場	133
		電極工場	33
	機械製作	改　築	65
	大阪北港	北港修築	98
	四國中央	第2火力	234
	合　計		1,686
11	炭　礦	潜竜鉱区開坑	35
	電　線	汽缶増設圧縮機移転	19
	金属工業	鋼管押出	118
		板車輪製造設備	75
		本店建設	64
		翼工場拡張	61
	化学工業	コークス炉	208
		窒素第4	188
		アルミナ工場	59
	アルミニウム製錬	製錬工場	26
		電極工場	44
	機械製作	鋳造工場増築	55
		第2期改築	48
		第3期改築	65
	大阪北港	北港修築	68
	四國中央	第2火力	168
		渡　川	34
	合　計		1,335

出典：各年度処務報告書、実際報告書等から作成。

からは連系分二五三万円）のに対し、昭和六年になると銀行と信託の比率が逆転し、特に本社レベルで信託からの借り入れが新たに始まったことが注目される。このことは合資会社と銀行の関係に変化が生じたのではないかという疑念を抱かせる。すなわち昭和五年八月総理事湯川寛吉が辞任して小倉正恒に代わったが、湯川寛吉は大正四年（一九一五）以来総理事に就任する大正十四年まで銀行の主管者常務であったし、総理事に就任して間もなく大正十五年三月銀行社長で

第24表　有価証券純増減表（単位：万円、万円未満四捨五入）

会社名	昭和6年	7年	8年	9年	10年	11年
合資会社	186	92	303	1,658	Δ1,585	301
連系会社						
別子鑛山	—	36	87	222	40	115
炭　礦	—	10	—	—	—	—
製　鋼	—	Δ8	33	60	—	—
電　線	60	Δ24	90	67	134	139
伸銅鋼管	130	3	115	335	—	—
金属工業	—	—	—	—	141	210
肥　料	—	10	71	—	—	—
化学工業	—	—	—	96	18	44
倉　庫	—	Δ1	—	Δ5	—	—
四國中央	—	—	—	27	—	1
小　計	190	26	396	802	332	508
合　計	376	118	698	2,460	Δ1,253	809

あった住友吉左衛門友純が死去すると、五月に銀行会長に就任し、湯川の後任の銀行主管者専務八代則彦の上席に復帰した。かくして湯川寛吉の時代には、前章で述べたように住友銀行の連系会社に対する貸し出しが、合資会社を経由しないで直接行われるようになり、しかもその額が巨額になってくると合資会社と銀行の間で取り決められていた「総本店銀行間当座勘定及手形割引ニ係ル契約覚書」（「住友総本店(上)」資料11参照）及び「住友総本店ヨリ住友銀行へ預ケ金利率ノ件」（「住友総本店(中)」資料11参照）は意味を持たなくなり、昭和三年七月廃止されたことは既に述べた。

しかし湯川寛吉に代わって総理事に就任した小倉正恒は、明治時代に住友本店神戸店支配人の際自動的に銀行神戸支店支配人を兼務した程度で銀行との関係は希薄であった。しかも住友部内の席次は八代則彦が小倉正恒より上であったため、小倉正恒は銀行の取締役には就任したが、湯川寛吉の後任として銀行会長に就くことができず、専務八代則彦が兼任していた。湯川寛吉が更迭披露の席上「八代は住友銀行の主宰者でありますが、外部に対して住友を代表する者は小倉でございます」と紹介したことは、(66)既に「住友合資会社(中)」で述べた。昭和六年六月十八日銀行常務大

平賢作（M37東京高商専攻部、M39住友入社、のち銀行専務・会長）から合資常務理事川田順にこのような合資会社と銀行の関係を示す次のような書簡が届いた。

本内第二二七〇号
昭和六年六月十八日
株式会社住友銀行

第25表　連系会社主要有価証券支出一覧

（単位：万円）

年	会社名	内容	金額
昭和6	電線	日本電線買入	37
	伸銅鋼管	住友アルミニウム払込	175
	合計		212
7	別子鑛山	日本化学製絲払込	21
		土肥金山買入	15
	炭礦	昭和石炭払込	10
	肥料	日本化学製絲払込	10
	合計		56
8	別子鑛山	土佐吉野川買入	57
		日本化学製絲払込	30
	電線	大阪北港買入	33
		藤倉電線払込	49
	製鋼	大阪北港買入	33
	伸銅鋼管	大阪北港買入	33
		渡辺鉄工所買入	58
		日満マグネシウム払込	13
	肥料	土佐吉野川買入	57
		日本化学製絲払込	14
	合計		377
9	別子鑛山	住友機械製作払込	125
		四國中央電力払込	75
	電線	阪根伸銅買入	37
		四國中央電力買入	18
	製鋼	住友機械製作払込	60
	伸銅鋼管	満洲住友鋼管払込	150
		住友アルミニウム製錬払込	63
		大阪金属買入	50
		渡辺鉄工所払込	24
	化学工業	四國中央電力払込	75
		住友アルミニウム製錬払込	38
	四國中央	渡川水力電気買入	22
	合計		737
10	別子鑛山	倉敷絹織払込・買入	34
	電線	日本海底電線払込	75
		藤倉電線払込	49
	金属工業	満洲住友鋼管払込	90
		日本瓦斯管販売払込	28
	化学工業	倉敷絹織払込・買入	16
	合計		292
11	別子鑛山	住友機械製作払込	64
		四國中央電力払込	44
	電線	住友金属工業買入	128
		日本電氣買入	41
		満洲電業買入	11
	金属工業	大阪金属買入・払込	55
		満洲住友鋼管払込	30
		住友機械製作払込	30
		小松熱錬工業払込	30
		渡辺鉄工所払込	24
		日本パイプ製造払込	15
	化学工業	四國中央電力払込	44
	合計		516

註：各年度処務報告書、実際報告書等から作成。

住友合資会社
常務理事　川田　順殿

常務取締役　大平　賢作

貴社連系会社貸金取引ニ対スル打合事項ニ関スル件

拝啓　貴社連系会社ニ対スル貸金取引ニ関シテハ、従来各事態ニ応シ貴社ノ御承認ヲ得ルコト（註、この箇所に川田の傍線と？の記入あり）、致居候処、右取扱方ニ関シ一定ノ基準無之タメ、往々遺漏ヲ生ズル場合無之ヲ保シ難ク思惟セラレ候ニ付テハ、今回更メテ右処理方ヲ左記ノ通リ取定メ、取扱ノ統一ヲ計ルコト、致度、右御協議迄此段得貴意候。

敬具

一、各年度ニ於ケル各社ノ取引極度ニ付テハ、従来通リ各年度ノ頭初ニ於テ総括シテ貴社ノ承認ヲ得ルコ

の比較

（単位：万円、万円未満四捨五入）

9年			10年			11年		
a	b	a-b	a	b	a-b	a	b	a-b
1,136	1,099	37	2,068	2,007	61	336	273	64
192	162	31	177	177	0	299	288	11
111	100	11	107	107	0	80	80	0
203	141	62	411	329	82	—	—	—
231	188	43	309	309	0	505	348	157
671	643	28	412	183	229	—	—	—
—	—	—	—	—	—	1,097	866	231
—	—	—	—	—	—	—	—	—
283	243	40	303	262	41	329	312	16
—	—	—	—	—	—	△25	△25	0
—	—	—	—	—	—	△1	△1	0
34	4	30	84	50	34	115	68	47
△18	△18	0	46	46	0	43	43	0
50	50	0	55	55	0	56	56	0
△26	△26	0	2	2	0	25	25	0
—	—	—	—	—	—	—	—	—
35	35	0	57	57	0	66	66	0
△8	△8	0	△26	△26	0	△40	△40	0
1,757	1,513	244	1,937	1,552	385	2,550	2,088	462
△468	△468	0	△726	△726	0	△470	△470	0
2,426	2,144	281	3,279	2,833	446	2,416	1,890	526

第26表　各事業の実際純益(a)と準公表純益(b)

会社名	昭和6年			7年			8年		
	a	b	a-b	a	b	a-b	a	b	a-b
合資会社	△26	△26	0	186	186	0	579	579	0
連系会社									
別子鑛山	△152	△152	0	△29	△29	0	187	160	27
炭　礦	△62	△62	0	△79	△79	0	△37	△43	6
製　鋼	△71	△21	△49	92	60	32	194	122	73
電　線	△66	48	△114	115	81	35	298	198	100
伸銅鋼管	98	75	23	644	164	480	1,143	246	896
金属工業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
肥　料	10	5	5	26	17	9	162	134	28
化学工業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
アルミニウム製錬	—	—	—	—	—	—	—	—	—
満洲鋼管	—	—	—	—	—	—	—	—	—
機械製作	—	—	—	—	—	—	—	—	—
倉　庫	△34	△34	0	23	23	0	32	32	0
ビルデイング	36	36	0	45	45	0	47	47	0
大阪北港	18	18	0	20	20	0	25	25	0
土佐吉野川	15	15	0	20	20	0	28	28	0
四國中央電力	—	—	—	—	—	—	—	—	—
重複分補正A	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小　計	△209	△74	△136	877	322	555	2,078	947	1,131
重複分補正B	△240	△240	0	△145	△145	0	△376	△376	0
合　計	△476	△340	△136	918	363	555	2,281	1,150	1,131

註：準公表純益については第5表原註参照。
　　重複分補正A及びBについては第5表註参照。

ト。

一、各年度ノ中途ニ於テ各個ノ取引極度ガ承認極度ヲ超過スル場合ハ、其都度貴社ノ承認ヲ得ルコト。

一、各年度中ニ於テ新タニ発生スベキ取引ニ付テハ、其都度貴社ノ承認ヲ得ルコト。

但前二項ノ取引ニシテ、事態軽微ニ亘ルモノニアリテハ、特ニ弊行ニ於テ便宜之ヲ取計ヒ、承認手続ヲ省略スルコト有ルベキコト。

一、御承認ノ事態ニ関シテハ貴社責任者ノ御証印ヲ願フコト。

これに対する川田順の返信は次の通り何の変哲もないものであった。

昭和六年七月七日提出　同年同月八日決裁　主雑第一〇号

銀行対連系会社貸金取引ニ関スル打合

第27表　各事業の金繰表（年末預金借越残）

（単位：万円、万円未満四捨五入、Δ借越）

会社名	昭和6年末	7年末	8年末	9年末	10年末	11年末
合資会社						
本社	Δ1,104	Δ1,621	Δ1,973	Δ2,698	640	152
各店部	4	7	25	38	15	31
小計	Δ1,100	Δ1,614	Δ1,948	Δ2,660	655	183
連系会社						
別子鑛山	Δ308	Δ196	94	79	206	269
炭礦	Δ587	Δ549	Δ527	Δ157	Δ132	Δ77
製鋼	14	Δ1	38	62	—	—
電線	Δ29	39	56	12	152	111
伸銅鋼管	20	91	120	91	—	—
金属工業	—	—	—	—	71	500
肥料	Δ399	Δ485	Δ145	—	—	—
化学工業	—	—	—	Δ59	Δ347	Δ650
アルミニウム製錬	—	—	—	243	29	Δ100
満洲鋼管	—	—	—	3	4	11
機械製作	—	—	—	54	15	29
倉庫	Δ417	Δ379	Δ330	Δ335	Δ252	Δ169
ビルデイング	Δ181	Δ168	Δ152	Δ35	Δ112	Δ109
大阪北港	Δ54	Δ47	Δ43	Δ131	Δ25	Δ22
土佐吉野川	Δ331	Δ326	Δ346	—	—	—
四國中央電力	—	—	—	Δ70	Δ305	Δ293
小計	Δ2,271	Δ2,019	Δ1,235	Δ241	Δ696	Δ500
合計	Δ3,371	Δ3,633	Δ3,184	Δ2,902	Δ41	Δ316
収支超過	Δ805	Δ261	449	282	2,861	Δ276

註：合資・連系間の貸借除外。

事項ニ付回答案

会第二二号

昭和六年七月八日

合資会社常務理事　川田　順

株式会社住友銀行

常務取締役　大平　賢作殿

貴行対連系会社貸金取引ニ対スル打合事項ニ関スル件

拝復　標題ニ関シ去六月十八日附貴本内第二二七〇号ヲ以テ御申越ノ件ハ、当方ニ於テ異存無之候間、左様御承知被下度、此段貴酬迄如斯御座候。

敬具

しかしこの起案には、返信から削除された次のような追而書が残されており、これが受信から発信まで二〇日間も要した原因であったと考えられる。

追而　本件ハ当社ガ貴行ニ対シ保証又ハ差入居候証券担保ニ対シ、流用又ハ拘束等ノ影響ヲ及ボスモノニ無之候間、為念申添候也。

しかも会計課長中田直三郎(M45東京高商専攻部)は削除の経緯をさらに次のように注記していたのである。

銀行書面ノ本文中「御承認ヲ得ルコトト致居候所」云々トアルモ、本社トシテハ従来ヨリ承認ノ意味ニテ捺印セルニ非ズ。只ダ廻覧ヲ受ケタル意味ナリシニ不拘、今回銀行ヨリノ書面ニハ承認云々トシ、且ツ今後ノ取定メニ「承認」云々ヲ数多ク挿入シ、而カモ其承認ナル文字ガ恰モ保証ヲ意味スルガ如クニモ解釈サレ、仮令然ラズトスルモ保証ノ前提ノ様ニモ解釈サレザルニ非ズ。依ツテ回答文中ニ追而書ヲ挿入スルコトトシタルナルモ、之ヲ銀行ヘ差

出スニ先ダチ、原内国課長（註、安一、M41山口高商、のち銀行本店営業部長・常任監査役）ニ其旨ヲ話シタル所、銀行ヨリノ申出ノ「承認」云々ハ全然斯クノ如キコトヲ予想シテ承認云々ヲ入レタルニ非ズ。単ニ軽キ意味ニ解釈サレタク、只連系会社ノ借金ガ斯様ノ程度ナルコトヲ本社トシテ知ツテ置テ貰ヒタシト云フ意味ニ外ナラス云々。然シ乍

（単位：万円、万円未満四捨五入）

9年末				10年末				11年末			
借入先			現金預金	借入先			現金預金	借入先			現金預金
銀行	信託	他社		銀行	信託	他社		銀行	信託	他社	
1,542	1,100	58	2	970	180	39	1,828	—	—	19	171
—	—	—	38	—	—	—	15	—	—	—	31
1,542	1,100	58	40	970	180	39	1,844	—	—	19	203
—	—	—	79	—	—	—	206	—	—	—	269
90	80	—	13	80	70	—	18	115	—	—	38
20	—	—	82	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	12	—	—	—	152	—	—	—	111
—	—	—	91	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	100	—	—	171	175	—	—	675
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	70	—	11	160	210	—	23	340	340	—	30
—	—	—	243	—	—	—	29	100	—	—	0
—	—	—	3	—	—	—	4	—	—	—	11
—	—	—	54	—	—	—	15	—	—	—	29
280	60	—	5	195	60	—	3	115	60	—	6
112	30	—	11	83	30	—	1	80	30	—	0
—	—	39	4	—	—	32	8	—	—	26	4
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	72	—	2	—	308	—	3	—	299	—	6
502	312	39	611	618	678	32	632	925	729	26	1,180
2,044	1,412	97	651	1,588	858	71	2,476	925	729	45	1,382
139	Δ110	Δ25	286	Δ457	Δ554	Δ26	1,825	Δ663	Δ129	Δ26	Δ1,093

第28表　借入残高明細表

会社名	昭和6年末				7年末				8年末			
	借入先			現金預金	借入先			現金預金	借入先			現金預金
	銀行	信託	他社		銀行	信託	他社		銀行	信託	他社	
合資会社												
本社	508	480	116	0	934	590	97	0	1,176	720	77	1
各店部	—	—	—	4	—	—	—	7	—	—	—	25
小計	508	480	116	5	934	590	97	8	1,176	720	77	26
連系会社												
別子鑛山	118	200	—	10	120	125	—	50	—	—	—	94
炭礦	348	260	2	23	311	245	—	8	300	245	—	19
製鋼	—	—	—	14	2	—	—	0	—	—	—	38
電線	29	—	—	0	—	—	—	39	—	—	—	56
伸銅鋼管	—	—	—	20	—	—	—	91	—	—	—	120
金属工業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
肥料	199	200	—	—	285	200	—	—	25	120	—	—
化学工業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
アルミニウム製錬	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
滿洲鋼管	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
機械製作	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
倉庫	372	—	57	13	328	—	57	6	280	60	—	10
ビルデイング	153	30	—	1	141	30	—	2	123	30	—	1
大阪北港	—	—	56	2	—	—	50	4	—	—	45	2
土佐吉野川	—	331	—	0	—	326	—	0	—	347	—	1
四國中央電力	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小計	1,219	1,021	115	83	1,186	926	108	200	729	802	45	339
合計	1,727	1,501	231	88	2,120	1,516	204	208	1,905	1,522	122	365
増減	193	564	Δ26	Δ75	393	15	Δ27	120	Δ215	6	Δ82	157

註：借入先「他社」中
1. 本社・日本銀行大阪支店。
2. 炭礦・第一銀行小樽支店。
3. 倉庫・社債。
4. 大阪北港・大阪市低利年賦借入金。

ラ現在ニ於テノ当事者ハ承認ノ意味ヲ斯ク解スルモノトシテモ、後日ニ至リ本社ガ云フ如キ意味ニ解釈サル、様ノコトアリテハ、甚ダ迷惑ニ感ズル次第ナレバ、此点明カニナシ置ク方可ナラズヤト云ヘルニ対シ、此点ニ就テハ断ジテ斯クノ如キコトナキヲ保証スベキヲ以テ、追而書省略願ヒタシトノコトナリシヲ以テ、一応部長（註、総務部長大屋敦）ニ相談シタル所、銀行ノ申出通リ追而書ヲ省略スルコトトシ、決裁ヲ得タル次第ナリ。

六―七―八（註、六年七月八日）

中田

附記、之ニヨリ合資会社ハ銀行ニ対シテ責任ヲ負フモノニ非ザルモ、連系会社ニ対シ合資会社ガ必要ト認メタル場合、相当ノ援助ヲナスベキコトハ当然ニシテ、之ハ今回ノ問題ニ何等ノ関係ナシ。

既に述べた銀行の昭和五年の合資・連系向け貸出増六四二万円のうち、八割強に当たる五二八万円が連系向けで、その残高が一五〇〇万円を超えたことが、銀行がこのような文書を出すことになった一因と思われるが、昭和六年に入ると連系の銀行借入残高は高止まりのまま代わって合資会社の銀行借り入れが急増し、五月末で既に残高が四〇〇万円を超え、このままでは年末の銀行借入残高は一〇〇〇万円近くなる見込みとなった。これに対して合資会社は、昭和六年五月二十七日倉庫関係借入金返済に必要な一五〇万円を契機として、信託からの借り入れに踏み切った（『住友信託銀行五十年史』二二二頁にはこれに先立ち昭和二年九月十五日現在住友合資会社に対し証書貸付金一〇五万円の記録があることを明らかにしている。この一〇五万円については註(67)を参照）。総理事小倉正恒は、大正十四年信託創立以来取締役に名を連ねており、この昭和六年末には吉田真一に代わって信託会長に就任した。その際「住友信託は伸びが遅々としている。堅実であると同時に発展もはからねばならん」と述べたことは(68)既に紹介したが、小倉正恒の銀行と信託に対する姿勢は、自ずと異なっていたのではなかろうか。信託取締役会記録によると認可日は、既に貸出が実行された後の六月十日で貸付極

第29表　住友銀行・住友信託の住友合資・連系会社向け貸出比率の推移

（単位：万円、万円未満四捨五入）

	昭和6年末	7年末	8年末	9年末	10年末	11年末
住友銀行貸出金	41,493	44,768	46,140	46,609	52,202	61,816
内　住友合資・連系会社向け	1,727	2,120	1,905	2,044	1,588	925
同比率（%）	4.2	4.7	4.1	4.4	3.0	1.5
住友信託貸付金	13,718	14,312	15,550	11,750	14,227	16,147
内　住友合資・連系会社向け	1,501	1,516	1,522	1,412	858	729
同比率（%）	10.9	10.6	9.8	12.0	6.0	4.5

註：住友信託貸付金は毎年11月末、固有勘定と信託勘定の合計額である。
出典：『住友銀行八十年史』財務諸表及び『住友信託五十年史』（別巻）。

度額は三〇〇万円（期限昭和六年末）であった。[69] なお貸付極度額は、その後十一月二十四日五〇〇万円に増額（期限昭和七年六月末）されており、六年末の残高四八〇万円を睨んでの増額とみられる。

昭和七年は、連系会社の業績が黒字に転じ、しかも実際純益は準公表純益を五五〇万円も上回った。設備投資も八〇万円しか増加せず、十分償却の範囲内に収まったため、連系会社の収支は二五二万円の収入超過となった。他方合資会社の業績も黒字に転じたが、設備投資が東京ビル新築や鴻之舞の設備拡充で一九二万円に達し、償却を差し引いても一五五万円の不足、有価証券投資も日本電氣株式買い入れ一五八万円を始めとして三〇三万円に膨れ上がり、電線株式の売却一三五万円で資金の回収を図ったが、差し引き九二万円の不足と、合資会社の支出超過は五一四万円に達した。この資金繰りは銀行から四二六万円と信託からの一一〇万円の借り増し（他に日銀大阪支店に対し二〇万円の返済）でつけられた。前年のように信託に大幅に依存することができず、再び銀行からの供給を仰がざるを得なくなったのである。前年の信託の全貸付金のうち合資会社・連系会社向けが一〇%を超え（第29表）てしまい、この七年には連系会社向けが合資会社向けに振り替わっただけで全体としてほぼ横這いに終始したという点から考えて、銀行の貸出増三二六五万円に比較すれば信託の貸出増は五九四万円に留まったので、信託の資金供給量には限界があったといえよう。先に述べた昭和六年末の総理事小倉正恒の信託に対する評価は、この点

を衝いていたのかもしれない。なお信託の合資会社に対する貸付極度額は、七年四月十二日に六〇〇万円（期限昭和七年末）に増額され、これは六月二十七日さらに六二〇万円へ増額されたが[70]、実際には五九〇万円に留まったことは既に述べた通りである。

住友銀行によれば、合資会社と銀行の間には、連系会社を含めた住友の全事業に対する貸金について、当初銀行の定期預金総額の一割、のちに預金総額の一割を限度とする総枠が定められていたということである[71]。しかしこの総枠は明文化されておらず、申し合わせ事項であったということで、文書による確認は不可能であるが、ただこれまで述べてきたように、合資会社は発足以来総本店時代に各店部に資金を供給していたのと同様に、自社の資金繰りの他に連系会社の資金繰りも合資会社で面倒をみることを原則としてきた。逆にいえば銀行は合資会社・連系会社以外の融資先を自ら開拓しなければならなかったのである。それが昭和に入って、連系会社の資金需要を合資会社だけで充たすことができなくなり、合資会社自体の金融も銀行に仰がざるを得なくなってきたのである（「住友合資会社（中）」第27表参照）。それでも銀行の貸出金に占める合資・連系会社向け比率は二～三％台であり、この昭和六年・七年ですら四％台に上がった程度で上限といわれる預金総額の一割には遠く及ばないものであったから、信託で賄いきれなくなれば、その尻が再び銀行にまわされることに何等不思議はなかったのである。

昭和八年に入ると連系会社の設備投資は、伸銅鋼管・製鋼を中心として前年の二倍以上の九五七万円と償却を大きく上回った。また有価証券投資の純増も三九六万円に上った。住友内部の単なる資金の移動にすぎないが、合資会社が保有する連系会社株式を他の連系会社が肩代わりするケースがみられるようになった（第25―2表）。別子・肥料による土佐吉野川水電株式の取得（各五七万円）及び製鋼・電線・伸銅三社による大阪北港株式の取得（各三三万円）がそれである。この他日本化学製絲への払い込み（別子三〇万円・肥料一四万円）、伸銅の日満マグネシウムへの出資（一三万円）等合資会社

との共同出資、電線の藤倉電線株式払い込み四九万円、伸銅の渡辺鉄工所に対する資本参加(五八万円)等連系会社の独自の投資もあった。これらの膨大な投資にもかかわらず、連系会社の収支は大幅に改善し、七八四万円の収入超過となった。これは軍需品の受注増大によって伸銅鋼管、電線、製鋼等の実際純益が準公表純益を大幅に上回り、連系会社合計でその二倍以上の二〇七八万円に達したからである。実際純益が特に伸銅鋼管、製鋼、電線の三社で準公表純益を大幅に上回っているのは、これら三社が各々海軍省、鉄道省、逓信省を大口販売先としていたため、実際純益を公表すれば、支障を来したためと思われる。一方合資会社の設備投資は横這いであったが、有価証券投資の純増が三〇三万円に上り、ほぼこれに相当する三三五万円の支出超過であった。この資金繰りは前年同様銀行から二四二万円の、信託から一三〇万円の借り増しで賄われたが、これは先に述べた連系会社の大幅な収入超過によって相殺され、合資会社・連系会社合計では四四九万円の収入超過となり、銀行からの借り入れは二一五万円減、信託からの借り入れはほぼ横這い、現預金は一五七万円の増加と、住友全事業の資金繰りは、右のような連系会社の好況に支えられて著しく好転した。

さらに昭和九年においても連系会社の実際純益は一七五七万円と八年の二〇七八万円を下回ったが、合資会社の実際純益が一一三六万円と八年の約二倍に達したため、重複分を補正した合計では八年の二二八一万円を上回る二四二六万円という高水準を維持した。従って設備投資(一九七七万円)や有価証券投資(二四二六万円)の膨大な投資、九月に阪神地方を襲った室戸台風の損害(五七三万円)等にもかかわらず、収支は二八二万円の収入超過となり、銀行の借り入れ残高をみると一三九万円の借り増しとなっているが、預金増(大半が住友銀行である)二八六万円を差し引けば、信託同様銀行からの借り入れも実質減少していたことになる。ただ合資会社だけをとってみれば、設備投資二六二万円、有価証券純増一六五八万円等により、七一二万円の支出超過で、これを銀行から三六六万円、信託から三八〇万円の借り増しで切り抜けたが、金融機関以外では初めて化学工業株式を関係縁故先及び職員に対し旧株@七五円(五〇円払込)、新株@二

七・五円（二二・五円払込）で分譲し、一一六三万円（うちプレミアム四九〇万円）の分譲収入を得たことは、合資会社の資金調達上特筆すべき出来事であった。合資会社の資金繰りからいえば、このように外部資金を調達することが最も望ましく、合資会社が保有する連系会社の株式を他の連系会社に肩代わりさせるとか、新たに設立する連系会社に他の連系会社も出資させることでは、住友の事業全体の資金繰りからいえば単に資金の内部移動にすぎないが、合資会社の資金繰り上、連系会社の資金繰りに余裕が生ずるにつれて、連系会社による他の連系会社の株式の保有は次第に増大していくこととなった（第30表）。

（昭和11年末現在）

（単位：株）

満洲	機械	倉庫	ビル	北港	電力
80,000	26,000	299,000	65,000	524,040	47,600
—	50,000	—	—	—	35,000
—	—	—	—	—	—
120,000	24,000	—	—	42,000	—
—	—	—	—	20,000	5,000
—	—	—	—	—	35,000
—	—	—	65,000	—	6,000
—	—	—	—	—	6,000
—	—	—	—	—	6,000
—	—	1,000	—	—	—
200,000	100,000	300,000	130,000	586,040	140,600
200,000	100,000	300,000	130,000	700,000	200,000
100.0	100.0	100.0	100.0	83.7	70.3

電力は四國中央電力の略。

このことは単に合資会社の資金繰りの問題にとどまらず、金属工業株式の分譲の際、伸銅鋼管専務古田俊之助が「持株率は大体今迄の情勢（先例）と経験から三〇パーセント保有すれば十分コントロール出来ると考えた」と述べているように（「五(七)住友伸銅鋼管と住友製鋼所の合併による住友金属工業の発足」参照）、これまで合資会社と住友家による一〇〇％所有を原則としていた連系会社に対する支配構造の変革を意味するものであった。こうした考え方に基づき昭和十年には前年の化学工業に引き続き金属工業の株式が分譲（@七八円、五〇円払込）され、合資会社は四三九四万円の分譲収入（うちプレミアム一五七七万円）を得た。

第30表　連系会社による他の連系会社の株式保有状況

所有者	別子	炭礦	金属	電線	化学	アルミ
合資会社	299,000	234,212	367,900	117,936	127,440	70,000
別子鑛山	×	—	—	—	3,000	—
炭礦	—	×	—	—	—	—
金属工業	—	—	×	—	—	50,000
電線製造所	—	—	30,000	×	—	—
化学工業	—	—	—	—	×	30,000
銀行	—	—	50,000	—	900	—
信託	—	—	25,290	2,500	5,278	—
生命保険	—	—	5,000	—	5,690	—
住友家	1,000	—	29,750	25,000	7,000	—
合計A	300,000	234,212	507,940	145,436	149,308	150,000
総発行株数B	300,000	240,000	1,000,000	300,000	400,000	200,000
A／B×100	100.0	97.6	50.8	48.5	37.3	75.0

註：アルミはアルミニウム製錬、満州は満州鋼管、機械は機械製作、ビルはビルデイング、北港は大阪北港、

連系会社もまた引き続き一九三七万円という高水準の実際純益を確保したので、住友の事業全体で三二一一万円という膨大な設備投資を行いながら、なおかつ二八六一万円という未曾有の収入超過となった。この結果合資会社の資金繰りは一挙に好転し、借り入れの返済は、銀行で五七二万円、信託で九二〇万円計一四九二万円に達し、現預金は一八二六万円も増加した。

昭和十一年は、前年の住友金属の株式分譲の如き特殊要因がなくなったため、合資会社の実際純益は一七三二万円も減少した。しかし連系会社の業績はさらに向上し実際純益が六一三万円も増加したこと、その反面設備投資は落ち着きを取り戻し前年より八一一万円減少する一方償却が二四三万円増加したことにより、住友の事業全体としての支出超過は二七六万円にすぎなかった。合資会社は昭和十二年二月末の解散を前に、預金をもって銀行・信託の借入金を清算した。この結果銀行・信託からの借り入れは連系会社分のみとなり、いずれもピーク時の半分以下に落ち込むこととなった。

以上この時期住友の事業は、軍需関連の大幅受注により(「五(三)京城販売店の設置と上海販売店の送金問題」参照)実際純益が著

増するとともに、株式の公開（「五(七)　住友伸銅鋼管と住友製鋼所の合併による住友金属工業の発足」参照）を行って資金繰りに余裕が生じた。これに対し「財閥の儲け過ぎ」という批判が起こり、三井、三菱とともに相当額の寄附や出資を余儀なくされたが、他方このような豊富な資金を基に主な連系会社とともに新たな連系会社の設立（「五(四)　住友アルミニウム製錬株式会社の設立」、「(五)　満洲住友鋼管株式会社の設立」、及び「(六)　住友機械製作株式会社の設立」参照）に投資するとともに、日本電氣の経営再建に自信を得て（「五(一)　日本電氣株式会社の経営の承継」参照）、既存企業の買収にも積極的に乗り出すこととなった。

別子に代わる小坂鉱山の買収は失敗に終わったが、日本染料製造の株式取得（「住友合資会社（上）」の「五(五)　住友肥料製造所の株式会社への移行」参照）は後の住友化学との合併の端緒となった。また日本から撤退する米国企業に代わって日本ビクター蓄音器や日本ゼネラル・モータースの買収を画策したが（「五(一)　日本電氣株式会社の経営の承継」参照）、新興財閥日産を作り上げた鮎川義介と競合することとなった。これらの詳細については次に「五　店部・連系会社・特定関係会社」で取り上げる。

五　店部・連系会社・特定関係会社

(一)　日本電氣株式会社の経営の承継

住友合資会社は、昭和七年（一九三二）六月米国インターナショナル・スタンダード・エレクトリック社（I・S・E）から日本電氣の株式新旧各一万八〇三二株を一五八万円で取得し（第20表）、同社の経営を引き継ぐことになった。役員と

して既に住友電線を代表して同社取締役であった秋山武三郎(合資理事兼電線常務)は会長に就任し、専任の主管者専務に電線技師長志田文雄(T2京大理工・電、逓信省、T9住友入社)が送り込まれた。同時に実務部隊として合資商工課長続城が支配人営業部長に、電線経理部調査係主任石川清(T7東大法、のち日本電氣取締役・日本海底電線常務)が総務部副長兼特別調査課長に派遣され、続いて九月に電線商務部販売係主任佐鳥仁左(T7東大法、のち日本電氣常務・朝鮮住友軽金属専務)が営業部副長兼販売課長になった。

住友合資会社の前身住友総本店は、かって大正九年(一九二〇)十二月初めて日本電氣の株式一万株を取得したが、住友電線製造所の設立とともに直ちに同社に譲渡され(「住友総本店(下)」の「七　住友電線製造所の設立と日本電氣株式会社との提携」参照)、以後合資会社が日本電氣と直接関係を持つことはなかった。住友電線の持株一万株は、その後大正十四年八月日本電氣の倍額増資により新旧併せて二万株(五%)となっていた。一方その直後の九月、住友電線がかって重信ケーブルの技術を導入した日本電氣の親会社インターナショナル・ウェスターン・エレクトリック社(I・W・E)は、インターナショナル・テレフォン・アンド・テレグラフ社(I・T・T)に買収され、前記I・S・E社と改称し、日本電氣の株式新旧各一一万八〇三二株合計二三万六〇六四株(五九%)を保有していた。

住友電線への技術導入を斡旋した日本電氣専務岩垂邦彦は、その後大正十五年十二月会長となり、昭和四年九月には会長も退いた。日本電氣の業績は、大正十五年の純益四四一万円から低下の一途をたどり、岩垂が退任した昭和四年には二四八万円に落ち込み、さらに昭和五年には一四五万円にまで激減した。岩垂はこの苦境を打開するため、I・S・E社に対し持株比率を五〇%に引き下げて、経営を住友に委託し、外資色を払拭するよう進言し、併せてこの構想は秋山武三郎を通じて合資会社へも伝えられた。しかしこの交渉が、昭和七年五月まで二年余も要したのは、大正九年の技術提携の際と同様にI・S・E側が、住友側に引き渡す日本電氣株式と同数の住友電線株式を要求し、その評価を巡っ

て決着がつかなかったためであった。

昭和七年五月、合資会社東京支店長矢島富造は、ハワイのホノルルで開かれた太平洋貿易会議に大阪商工会議所の代表の一人として参加した。矢島は大正十三年以来日本電氣の監査役を兼務しており、会議終了後米本土に渡りニューヨークにI・S・Eの親会社I・T・T社長ベーン(S.Behn)を訪問したが、これは大正九年の交渉の際にも重要な役割を演じた矢島に対する総理事小倉正恒の特命であったと思われる。矢島によると、昼食に招かれた席上ベーンと次のような会話が交わされた(72)。

何が故に住友が日本逓信省に信頼せらるるやとの問に対し、凡そ事業は一時的巨利を謀るべきものに非ずして永遠の信用を基礎としてその上に築かねばならぬと実例(註、関東大震災の際住友電線は震災前の価格で電線を販売したことなど)を挙げて詢々と一席弁じたりしが、ベーン氏は幾度かうなずきて椅子よりたち私と握手をなし、貴下の話で良く諒解せり、小倉総理事に伝言して呉れ、日本電氣の経営は今後一切住友に委任す、と語り、列座の諸君に、矢島君は私の親戚の一人なり、矢島君が米欧諸国廻遊中出来るだけ便宜を計られたしと話されたり。

この結果東京におけるI・S・E社副社長フラム(J.E.Fullam)と秋山武三郎の交渉は一挙に進展し、日本電氣株式旧株(五〇円払込)、新株(三七・五円払込)と住友電線旧株(五〇円払込)、新株(一二五円払込)の同数交換で決着した(第19表及び第20表)。但し日本電氣はこの直後、資本金二〇〇〇万円を一二五〇万円に減資した。また組織を簡素化し、経費の節減を図ったので、この経営の委託の行われた昭和七年の純益六八万円を底として、景気の回復とともに業績は向上してい

（単位：株）

13年2月1日		
旧株	新株	調整
124,995	162,493	Δ65,993①
	36.92	
17,750	23,075	3,765②
24,225	31,491	65,993①
5,000	6,500	
4,000	5,200	
50,975	136,024	
	31.17	
250,000	350,000	

説明」。日本電気社史編纂室入野弘道

第31表　I.S.E.社と住友系の日本電氣持株数の推移

	昭和7年6月22日		7年6月24日		7年12月末		12年6月末
	旧株	新株	旧株	新株	旧株	新株	
I.S.E.社	118,032	118,032	100,000	100,000	62,501	62,499	124,995
持株比率(%)		59.00		50.00		50.00	49.99
住友電線	10,000	10,000	10,000	10,000	6,249	6,248	17,750
住友合資・本社	—	—	18,032	18,032	11,325	11,327	24,225
住友吉左衛門	—	—	—	—	—	—	5,000
住友生命	—	—	—	—	—	—	4,000
住友系計	10,000	10,000	28,032	28,032	17,574	17,575	50,975
持株比率(%)		5.00		14.02		14.06	20.35
総株数	200,000	200,000	200,000	200,000	125,000	125,000	250,000

註：①I.S.E.社割り当て分の本社引き受け。
②失権株の電線引き受け。
出典：有価証券元帳、日本電氣株主名簿、昭和13年2月「昭和12年下期特配並ニ今後ニ於ケル特配ニ関スル氏のご教示を得た。

った。しかし住友が経営を引き受けたとはいえ、その持株比率は昭和七年末で一四・〇二%にすぎず、依然としてI・S・E社が五〇%を所有していたので、日本電氣がI・S・E社の支配下にあることには変わりはなかった(第31表)。したがってこの段階では、日本電氣はまだ合資会社から特別の資格を認められた企業ではなかったのである。

日本電氣は組織の簡素化とともに、製品の販売面において東京の営業部及び大阪支社の直扱を除き、次のように昭和七年八月の東京販売店を皮切りに、九月横須賀・呉、八年二月博多、四月京城、九年五月神戸、十一年九月名古屋と合資会社の各販売店に次々と販売を委託することとなった。

昭和七年八月二十五日

住友合資会社東京販売店

支配人　稲井　勲造

合資会社

総理事　小倉　正恒殿

当店取扱品目増加ニ関シ処務規程中追加並勘定科目新設ニ付稟申ノ件

拝啓陳者今般日本電氣株式会社ヨリ、同社製品ノ東北及北海道地方ニ於ケル販路開拓相成度趣ヲ以テ、当店ヘ援助方希望御申入有之候ニ就テハ、爾今当店ニ於テ同社製品ノ取扱ヲ開始仕度、右ニ関シ当店処務規程並総勘定元帳科目中左記ノ通改正致度候。（後略）

最後に中国市場についても、大正六年以来三井物産が日本電氣製品の販売代理権を有し、日本電氣の大株主（一万三九四九株）となっており、取締役に常務安川雄之助を送っていたが、次のように昭和十一年八月、上海販売店は三井物産に代わって日本電氣製品の中国向け販売代理権を取得した。このため昭和十一年一月安川雄之助は日本電氣取締役を退任し（昭和九年一月のいわゆる「三井の転向」のため三井物産常務を退任した後も引き続き日本電氣取締役に留まっていた）、十月にはその持株も住友合資（五三四六株）、住友電線（四六〇三株）、住友生命（四〇〇〇株）が総額一一三万円で引き取った。

商第二三四号
昭和十一年八月三日

合資会社経理部長　山本　信夫

上海支配人　田路　舜哉殿

日本電氣製品取扱ノ件

七月十四日付第五〇六号ヲ以テ御申請有之候、日本電氣製品取扱ノ件ハ追認相成候間、此段依命及御通知候也。

追而右ニ対スル処務規程ノ改正並勘定科目設定ノ申請書至急御提出相成度候。

日本電氣が製作する電話機器については、大正十年米国のウェスターン・エレクトリック社（WE）とドイツのジーメンス社の間に特許の相互無償利用の契約が締結されており、日本電氣もWE社との契約によってこれが適用されて、ジーメンス社のH形電話交換機の特許使用が可能となっていた。しかし日本電氣はA形交換機の生産に追われてH形交換

機を製造したことはなかった。昭和九年に至って日本電氣はH形交換機の生産に着手することとなり、I・T・Tのドイツ子会社MG社(Mix und Genest A.G.)から技術導入を進めることになった。このため五月専務志田文雄はドイツに出張し、ジーメンス社の了解を取り付けた。その帰途志田は、旧知のイタリアのピレリー社の技師長エマヌエルを訪ねた。志田は日本電氣に出向する直前の昭和六年に、住友電線で海底線工場建設準備委員長として、大阪市港区(現大正区)鶴町三丁目に工場の建設を進めていたが、海底線の被覆に必要なガタパーチャについて、イタリアでエマヌエルから直接指導を受け、このプロジェクトを成功に導いた経緯があった。

佐鳥仁左によると、この訪問の際エマヌエルの好意ある斡旋によって「イタリアの自動車メーカーフィアット社(註、ピレリー社は自動車タイヤのメーカーとしてフィアット社と関係がある)から、自動車製造に必要な技術、設計、製造、工場などいっさいの資料を、売上高の一%という夢のようなロイヤリティをもって住友に提供するという案を取付け、契約書案までつくり、多量の資料とともに持ち帰った」ということである。[73] しかし志田が提案したフィアット社との合弁事業は、合資会社の取り上げるところとはならなかった。昭和九年から十年にかけて、合資会社は別子鉱山に代わる鉱山として藤田鉱業の小坂鉱山を買収する計画を進めており、自動車工業に進出する余裕はなかったからである。

当時日本の自動車工業は、大正十四年横浜に設立された日本フォード(資本金四〇〇万円、その後昭和四年に八〇〇万円に増資)と昭和二年大阪に設立された日本ゼネラル・モータース(GM、資本金八〇〇万円)の二社がノックダウン方式による組立生産を開始すると、これに対抗することができなかった。[74] 昭和六年九月満洲事変が勃発すると、昭和八年二月日本陸軍は熱河作戦において国内で徴発したトラックの機動力を認識させられ、しかも国産車とGM、フォードとの品質・性能の格差をみせつけられて、このままでは彼らに死命を制せられる懸念を抱いた。そこで商工省に対し、両外資企業の活動を抑えて国産メーカーを確立することを要求して、昭和十年八月「自動車工業法要綱」が閣議決定された。この

要綱作成段階で住友合資会社に対し自動車工業進出の打診があったが、その意思はないという返事であったという。すなわち前記志田の提案したフィアット社との合弁事業に対する合資会社の態度と同一であった。

こうした日本側の動きに対して、フォードは日本フォードの現地化をもって対応しようとしたが、GMは現地企業との提携によって事態を切り抜けようとした。日本陸軍がいくら国産車の確立に固執しても、国内メーカー自体にそれだけの技術力がなかったので、自動車工業への本格的進出を企図していた日本産業の鮎川義介は、これを受けて昭和八年二月以来GMとの全面的提携を模索してきた。鮎川の提案は、当初の日本産業が日本GMの五一％を取得し、GM乃至日本GMが日産自動車の全株を所有するという案から、最終的には日本GMと日産自動車の合併案にまで発展していた。しかし昭和十一年初頭GM側には「日本陸軍は国産車の生産を確立したいという考えを強く持っている。しかもドイツにおいては、ヒットラーがオペルの工場を接収した直後であり、日本における合弁会社もオペルと同じ運命をたどるのではないか」という懸念が生じ、五月初旬交渉は不調に終わった。前年の「自動車工業法要綱」に基づき制定された「自動車製造事業法」は、その五月二十九日公布された。

一方住友合資会社は、昭和十年九月予定通り住友製鋼所と住友伸銅鋼管の合併により住友金属工業を発足させ、年末にはこの株式を分譲して、小坂鉱山の買収資金に充当すべき四三九四万円の分譲収入（一五七七万円のプレミアム）を得た。しかし小坂鉱山の買収計画は既に中止されていた。これは、金融恐慌によって藤田銀行の整理のために実施された日銀特融の返済計画の一環として、小坂鉱山の売却が進められていたのであるが、昭和九年四月に起こった帝人事件（台湾銀行が、金融恐慌で倒産した鈴木商店への債権として保有していた帝人株式を買受団に売却したところ、後になってこれは買受団が要路に工作して、不当に安く買収したものだと告発された事件）が進展したので、住友が日銀特融がらみの小坂鉱山を買収すると、同様に世間の疑惑を招くことが懸念されたためであった。

かくして巨額の余資を握った合資会社は、新たな起業計画を立案する必要に迫られたのである。昭和十一年に入って二月から日本染料製造の株式を市中で集め始めたのもその一環であり（「住友合資会社（上）」の「五㈤　住友肥料製造所の株式会社への移行」参照）、四月には日本ビクター蓄音器の親会社ＲＣＡビクターが撤退するに当たり、三菱とともにその経営を肩代わりしようとして、日本電氣の志田に研究を命じていた（「三　投資活動」で述べた通りこの話は三菱が手を引いたため、両社の持株は年末に日本産業の鮎川義介に売却された）。五月初旬日産とＧＭの交渉が不調に終わったことを知ると、日本電氣の経営再建で自信を得た合資会社が、直ちに志田が建設した電線の海底線工場に近接した大阪市大正区鶴町一丁目（昭和七年港区から分区）にある日本ＧＭ（敷地一万五〇〇〇坪、月産一二〇〇台）の買収を決断したのも不思議ではない。化学専務大屋敦（前合資経理部長）は五月三十日の日記に「ゼネラルモーターヘノ参加ノ件ニ付キ総理事ヨリ内話アリ」と記している。さらに六月二十八日付東京朝日新聞は「国産自動車、三井、住友の進出に商工、陸軍は不満、一部に反対論起る」という見出しの下に次のように報じた。

即ち三井合名ではすでに二百万円の調査費を計上して年末には年産五千台を目標に会社新設を企図し、又住友は日産が合併交渉打切りのあとをうけて日本ゼネラル・モータースへ資本提携を申込むべく方針を内定したとのことである。之に対し関係当局内には三井、住友等の財閥に対しては満洲事変直後業界への進出を要請したが、当時は之等財閥は当局の要望に好意的態度を示さず今日に至つた。然るに最近の社会情勢の変化と恩典の厚い自動車業法が制定されるや従来の態度を一変して今回の如き挙に出たことは痛く関係方面の不満を買つてゐる。

ＧＭとの交渉は、八月米国カリフォルニア州ヨセミテで開催される太平洋問題調査会に日本代表団の一員として参加する銀行常務大島堅造（Ｍ42東京高商、のち銀行専務・本社監事）に委ねられた。しかし大島の出発直前の七月十一日に自動車製造事業法及びその細則は施行された。そして豊田自動織機製作所（昭和十二年八月自動車部を分離独立し、トヨタ自動車

工業株式会社設立）、日産自動車の両社は直ちにその許可申請をし、九月十九日同法の許可会社となり、同時に九月二十二日商工省告示により日本フォードは年間一万二三六〇台、日本GMは九四七〇台以内に生産が制限された。

十月四日、原田熊雄が東京住友ビルの自室で堀内外務次官と話をしているところに、有田元外務大臣が昼の食事の約束で現れ、小倉正恒も加わって一緒に食事をした。その際原田によれば小倉から次のような話があったという。(75)

アメリカから物資を取入れてしなければ、とても自動車工業などといふものは発達しない。殊にジェネラル・モーターズなんかも日本から去つてしまはうとしてゐるけれども、あれの技師、工場を一つすべて日本のものにして、日本人が二三年やれば必ず彼等の技術を取入れることができると思ふ。今の豊田自動車なんかの国産トラックが戦地に行つてゐるけれども、まるで動かないので困りぬいてゐる。

結局彼らは

アメリカとの間の問題はなんとか解決したい。機械工業、殊に自動車工業なんか、陸軍なんかの国産奨励もよいけれども、根本の出発点において彼等に学ぶべきことがやはり相当にあるんだから、やつぱりそれをすつかり覚え込むまでは、アメリカとの間の話はなんとかもう少し打開して行く方法をつけたいもんだ。

ということを話し合って別れた。

十月十五日に帰国した大島はGMとの交渉について次のように述べている。(76)

私はヨセミテ会議が二週間で終ってから、小倉さんのパーソナル・レプレゼンタティヴとして、紐育のゼネラル・モータース本社に赴き、住友が同社の大阪の工場を譲り受ける交渉をしたのです。彼れ是れ二週間折衝して先方のオッファー価格を受け帰国しました。しかし、住友というものを同社幹部が全く知らないので、それから説明にかからねばならず、私としては相当苦労をしました。しかし、幸か不幸か、当時の陸軍大臣寺内さん（註、寺内寿一陸

軍大将)が国内自動車工業を守り立てる意図で許可してくれず、話は不調に終りました。

大島の持ち帰ったGMとの契約案が如何なるものであったか、記録が残されていないので詳細は不明であるが、日本フォードの現地化計画と同様に、資本金を倍額増資して一六〇〇万円とし、自動車を部品から一貫生産しようとするものであったと思われる。ただ五〇%の出資に固執した日本フォードの失敗に鑑み、経営権は住友が握り、GMの出資は名目的な形にしたものであったと想像される。前記大屋敦は十月二十四日の日記に「総理事ヨリ大島君トゼネラルモータートノ交渉顚末、同社ヨリノofferニ付キ内話アリ。政府ノ諒解ヲ先決問題ニスベキ旨申上置ク」とあり、この直後大島が述べているように、住友の提案をもってしても、GM、フォードを排除して、あくまで国産に賭ける日本陸軍の了解を取り付けることはできなかったのである。

佐鳥仁左は、志田の提案について次のように続けている。

このとき(註、昭和九年)住友本社はいかなる理由によるものか、このフィアット社の提案を受入れませんでした。その後二年ほど経って、住友本社は考えを変え、自動車製造開始を決意して、その旨を当時企業の生殺与奪の権力をもった陸・海軍部に申入れたのですが、二年前には必要と思ったが、現在はトヨタ、日産ともに相当の力を持ってきたので、その必要を認めないということで却下されてしまいました。

フィアット社の提案のあった時点で、もし住友が自動車工業に進出していたとすれば、フィアット社の優秀な技術と経験が、住友の優秀な金属材料と機械技術とともに生かされ、一層の速度をもって日本の自動車の進歩向上に貢献することができたと思うのです。と同時に住友が自動車業界に重要な地盤を占めることができたであろうことを思うと、住友本社の暫時の躊躇が、自動車工業への進出の機会を永久に失わせることになったと残念に思えてなりません。

昭和十二年二月末住友合資会社が解散すると、その日本電氣持株二万九二二五株のうち五〇〇〇株が残余財産として住友家へ分配され、残る二万四二二五株が新たに設立された株式会社住友本社に譲渡された。I・S・E社は依然として日本電氣株式の約五〇％（昭和八年五月I・S・E社は五株を買戻条件付で住友合資会社へ譲り、表面上は過半数を割る形をとっていた）を所有していたが、GM、フォードの例で明らかなように、これでは日本の企業とはみなされなくなる懸念が生じてきた。当時逓信省工務局長であった梶井剛（M45東大工・電）は、逓信省で一年後輩であった志田文雄に対してI・S・E社の持株の割合をさらに低くするように忠告し、志田の依頼で、I・S・E社の代表者フラムに対し次のように述べた(77)。

現在、日本の政情からいうと、軍部がだんだん力を得てきている。これはわれわれがなにも軍部の味方をするわけではないけれども、いまの日本の政治がそうなのである。そこで、I・T・Tが日本電氣の株を半分ももっていると、そのうち軍部から、これは日本の会社じゃない、だからものを買っちゃいかんといわれる可能性がある。そういわれると処置なしだ。そうなると日本電氣ばかりでなく、I・T・T自身も不利益になる。あなたのほうが日本電氣の株を持っているのはさしつかえないが、五〇％という率は多すぎると思う。それを少々減らしたところで、I・T・Tの利害関係は大したことはないんだから、いまいったようなことを考えると、この際あなたのほうの手持株を減らしたほうが得策だと思うが、どうだろうか。

I・S・E社さらにはI・T・T社も梶井のこの趣旨を了解し、志田は三月から七月にかけて渡米し、I・S・E社と資本金を三〇〇〇万円に増資し、併せてI・S・E社の持株比率を低下する交渉を行った。昭和十三年一月両者間に新たな契約が結ばれ、I・S・E社は増資割り当て分のうち六万五九九三株を住友本社に譲り、買い戻し条件付の五株についても条件を放棄した。増資の結果住友系の持株は、増資前の五万三二五株から一八万一七三九株へ大幅に増加し、

持株比率もI・S・E社が四九・九九%から三六・九二%へ低下したのに対し、住友系は二〇・一三%から三〇・二九%へ上昇し、梶井の示唆した通り日本電氣の外資色の希薄化は一応達成された。

しかるに昭和十三年三月、会長秋山武三郎(昭和十一年五月住友合資を停年退職し郷里米沢に引退したが、日本電氣会長に留まっていた)が病没し、さらに四月には専務志田文雄が昭和十一年末に設立された満洲通信機等を視察の帰途大阪で発病し、死去するというアクシデントが起こった。専務取締役の職務は十二年九月山本信夫に代わって電線専務から本社経理部長となっていた小畑忠良(十三年一月山本に代わって日本電氣取締役に就任していた)が代行し、秋山の後任の会長には五月、総理事小倉正恒(やはり一月に小畑とともに日本電氣の取締役となっていた)が連系会社と同様に就任した。

丁度この昭和十三年一月に「連系会社及其ノ他会社ノ役員ニ関スル内規」の見直しが行われ、「連系会社ノ役員ニ関スル内規」と「関係会社ノ役員ニ関スル内規」の二つに分離されたが(この詳細については「株式会社住友本社(上)昭和十二～十五年」参照)、一月に日本板硝子常務稲井勲造と取締役中村文夫が「関係会社ノ役員ニ関スル内規」の交付を受けたのに続いて、二月十六日付で電線から本社へ出向した日本電氣常務佐鳥仁左と取締役石川清が五月二十三日この交付を受けた。このことは日本電氣がこの時点で住友本社の特定関係会社の指定を受けたことを意味する。

死亡した志田文雄の後任には、上記逓信省工務局長梶井剛に対し就任が要請された。梶井は大正九年逓信省の技術者冷遇に不満をもち、志田に続いて退官する意向で、住友総本店に入社が内定していた。しかし家庭の事情で大阪へ赴任することが困難となり、そのまま逓信省に踏みとどまったという経緯があった。六月梶井は退官して住友に入社し、七月末日本電氣専務に就任した。八月には上記内規を交付されている。

梶井剛は入社後の日本電氣の状況を次のように述べている。(78)

日本電氣に入って思ったことは、通信事業には長年携って来たが、製造工業は初めてなので、余程勉強しなければ

その責を果すことはできないということであった。入社後二年ばかりして小倉さんから、米国に視察に行って来たらどうかとのお話があったが、私はもう少し経験をつんでからにしていただきたいと延期をお願いした。三年程たって本社の総理事室へお伺いすると、小倉さんは「梶井君、もう三年も経ったから、そろそろ仕事をしたらどうか。」と云われた。そこで私は日本電氣の専務として日頃悩んでおったことについて「実は三年間日本電氣の内部のことを勉強致しましたところ、私には解決の出来ない悩みのあることに気付きました。と申しますのは、日本電氣は住友の直系会社でありませんために、住友から参りました少数の幹部の人達と、日本電氣本来の数千人の人達とは総ての待遇が違うことです。その結果何となく水と油と云う感じがします。これでは本当に全社員の協力一致が出来るかどうかと云うことです。この心配を除きますには日本電氣を住友の直系会社として、その差別をなくすことと思います。」と恐る恐る申し上げた。ところが小倉さんは「そうか、成る程君の云うことは正しい。よし直系にしよう。時期は君にまかせる。」と、小倉さんははっきり英断を下されたのである。

総理事小倉正恒は、昭和十六年四月第一次近衛内閣に国務大臣として入閣するため退職するので、この話は昭和十五年のことであったと思われる。昭和十五年四月には、扶桑海上が住友海上火災保険株式会社と改称し、連系会社に指定されていた。この後日本電氣は昭和十八年一月連系会社に指定され、住友通信工業株式会社と改称することとなるが、その詳細は改めて「株式会社住友本社(中)昭和十六～十九年」で検討することとしたい。梶井が小倉総理事の了解を取り付けてから、日本電氣の連系会社指定まで何故このように時日を要したのかについては、その起案「(日本電氣)連系会社ニ指定並社名変更ノ件」にも「日本電氣ヲ連系会社ト指定スル件ハ、昭和十五年頃ヨリノ懸案ナリシ処、其時機ノ到ラザリシト諸般ノ準備ノ為今日ニ及ベルモ」と記されているだけで、明確ではないが、商号の変更もからむ問題だけに、昭和十六年十二月太平洋戦争が勃発して敵産管理法が公布されるまでは、I・S・E社の意向を無視して、住友本

社の一存で日本電氣を連系会社に指定することは困難であったのではなかろうか。

(二) 直轄鉱山部門の諸施策

1 大日本鑛業株式会社の経営の承継

昭和六年八月住友合資会社は、浅野同族会社から大日本鑛業(資本金五〇〇万円全額払込済)株式二万五一〇〇株を二五万一〇〇〇円(@一〇円)で買収し、その経営を引き継いだ。浅野同族で鉱山部門を主管していた前川益以が小倉正恒と同郷で四高の同窓であった関係で話が持ち込まれたものである。[79] 役員として主管者の専務取締役に荒川英二(合資技師長)が派遣され、鉱山課長続虎が非常勤の取締役、東京支店長矢島富造が監査役に就任した。買収とともに資本金五〇〇万円を一〇〇万円に減資した後、十一月に一五〇万円へ増資し、合資会社は増資分五〇万円を全額引き受けた。この結果合資会社の持株は、昭和六年末でその後の買い入れも含め、一万五七二〇株(五二・四%)となった。同社の沿革について、買収当時同社常務で、その後も引き続き住友合資・住友本社の嘱託のボストにあった坪井美雄は次のように述べている。[80]

大日本鑛業は今日では住友系列の立派な鉱山会社でありますが、昭和六年まではセメント王浅野総一郎氏を社長とする浅野系列の会社でありました。秋田県山本郡八森町にある製錬所はこの会社の製錬所で、これが八森村椿台にあるため最初は椿鉱山と称し、明治二十一年に発見せられた銀の鉱山でありました。工学博士武田恭作氏の所有時代には一時その従業員も二千人を越える日本一の銀山でありました。然し銀品位の低落によつて大正三年に休山となり、その翌年に大日本鑛業株式会社が創設せられ、雄勝郡の吉乃鉱山を本山として椿鉱山は八盛鉱業所と改めて経営されましたが、不幸にして大正八年に再度休山されました。

私は大正十五年に秋田鉱山専門学校教授を退官して、浅野老社長に招かれて同社の常務取締役として入社いたしまして、色々苦心の末、遂に昭和二年に五能鉄道が椿まで開通したのを機会に八盛製錬所を再開しました。真吹炉から出る粗銅は初めは日本鉱業会社の日立製錬所に売却して居りましたが、昭和四年になつて、銅業界が世界的不況に見舞はれ、我が国でも内地銅を多量に犠牲輸出する悲況に追ひ込まれ、犠牲売りが全産銅の三割に達して、八盛の売銅手取額は激減して会社は極度の節約と合理化とを強ひられました。

こんな時代となりますと、内地に自家消費工場の伸銅所を持つて居る住友の別子鉱山は、その買銅条件が断じて他社の追従を許さず、昭和四年の十一月からは八盛の粗銅も悉く、距離の遠い四國の四阪島製錬所に売却することに合理化されました。その後更に飛躍して、昭和六年に大日本鑛業はその過半数の株式を住友に譲渡して住友合資会社と共同経営となつたのであります。

住友が経営を肩代わりして二年後の昭和八年五月期の決算で八％の復配が可能となった。以後昭和十六年十一月期まで一〇～一二％配当と業績は安定した。復配直後の七月坪井によると、総理事小倉正恒が北海道視察の途中八盛鉱業所に立ち寄り、八盛の文字は七転八起の不幸な寓意を蔵すると思うから、八を発に通わせて改名したいということで、発盛鉱業所と改称された由である。昭和九年六月荒川英二が別子常務へ転出のため退任し、後任の常務には監査役の矢島富造が就任したが、これは東京支店長の兼任であるので、取締役に起用された本郷松太郎（T3東京高商専攻部、炭礦歌志内礦業所長）が主管者業務を代行したものと思われる。

合資会社の持株は、その後浅野同族他から買い増し、昭和十一年末には一万七七七三株（第20表、五九・二四％）となり、十二年二月末合資会社解散の際、住友本社へ一万四七七三株が譲渡され、住友家へ残る三〇〇〇株が分配された。昭和十三年六月矢島は合資会社停年のため、大日本鑛業常務を退任、同時に本郷も取締役を退任して、後任の常務には金属

営業所副所長小関良平(T6東大法・経、のち機械常務・専務・社長)が派遣された。小関は、八月二十四日日本電氣専務梶井剛とともに「関係会社ノ役員ニ関スル内規」の交付を受けた。従って大日本鑛業も特定関係会社として認められたことになる。

小関は昭和十七年一月専務制の採用により専務となり、三月には資本金は倍額増資により三〇〇万円となった(本社二万九五四六株、住友家六〇〇〇株、十七年五月期に九%に減配)。七月小関は十五年十二月から兼任していた東北鉱業事務所長専任となり、後任の専務に芦沢進(T3東大法・経、信託常任監査役・本社東京支店長)が派遣された。

十九年二月本社直轄鉱山の経営を住友鑛業(昭和十二年六月住友別子鑛山と住友炭礦が合併して発足)へ移管することとなり、大日本鑛業も住友鑛業の関係会社となった。同月資本金を二〇〇万円増加して五〇〇万円とし、本社の新株割り当て分は住友鑛業が引き受けた(十九年三月期に八%に減配)。この結果住友系持株は、本社二万九五四六株、住友鑛業一万九六九三株、住友家一万株合計五万九二三九株(五九・二%)となった。さらに五月には本社の持株中四五四六株、住友家の持株中六〇〇〇株合計一万四五四六株が鑛業へ譲渡され、この結果終戦当時の持株は、住友鑛業三万二三九株、住友本社二万五〇〇〇株、住友家四〇〇〇株合計五万九二三九株となっていた。なお芦沢は、昭和十九年五月社長制の採用により、社長に就任していた。

2　土肥金山株式会社の経営の継承

住友総本店が金鉱業へ進出したのは、大正元年宮城県の砥沢鉱山を買収して、大正三年砥沢鉱業所を開設したのを嚆矢とするが、東北地方ではその後大正五年岩手県の大萱生鉱山を買収して、大萱生鉱業所を開設し、翌六年には砥沢鉱業所を大萱生鉱業所に統合した。北海道では大正六年鴻之舞鉱山を買収して札幌鉱業所を開設し、続いて七年来馬、余市、八年八十士、十一年小鉾岸と相次いで買収して、札幌鉱業所の所管とした。昭和三年札幌鉱業所は廃止されて鴻之

舞鉱業所が設置された。鴻之舞鉱山については「4　北日本鉱業所の設置」で述べることとする。

これらの東北・北海道の金山の他に、大正五年鹿児島県の大良（おおら）鉱山を買収して大良鉱業所を開設した（大正十四年売却）。翌六年には静岡県の縄地鉱山を買収して縄地鉱業所としたが、七年同じ村の高根鉱山（大正十三年閉山）を買収して、両者を統合して高根鉱業所とした。大正八年別子鉱業所が新居浜電錬（電気製錬）工場を建設して、電気銅の生産を開始すると、これら大良、縄地、高根の各鉱山の含金銀珪酸鉱（トン当たり金十数グラム、銀数百グラム含有）は四阪島製錬所に送られて銅製錬の溶剤として使用され、さらにこれらの金銀を含む粗銅が新居浜電錬工場へ送られて電気銅生産後に金銀は回収された。

昭和七年八月、住友合資会社は土肥金山株式会社（静岡県田方郡土肥村、現土肥町、資本金二五〇万円全額払い込み）の経営を引き継ぎ、主管者の専務取締役に近藤次彦（T4東北大理・地質、釜石鉱山、T6住友入社大良鉱業所主任・合資技師）を派遣した。他に非常勤として合資技師長近藤宏太郎と別子鑛山大阪支店次長岡久吉が取締役に、合資鉱山課長小林晴十郎と合資顧問弁護士宇佐見正祐が監査役に就任した。

同社株式引き受けの事情は次の通りである。(81)

同社ハ故長谷川銈五郎氏及其ノ同族ヲ株主トシテ設立セラレ、本邦重要鉱山ノ一タル伊豆土肥金山ヲ経営セルモノニシテ、ソノ採掘セル鉱石ハ住友別子鑛山ニ売鉱シ居リタリ。大正十三年資金難ニヨリ出鉱全部ヲ別子ニ売鉱条件トシテ資金二五万円ヲ借入レタルガ、昭和六年末社長長谷川氏死去シ経営円滑ナラズ。住友ニ対スル債務ノ代償トシテ、長谷川一族ノ所有株式中三三、七〇五株ノ肩替リ申出アリ。住友トシテハ之ガ買収ハ左程有利ナラズト云ヘドモ、別子鑛山製錬ニ必要ナル珪酸鉱ハ大部分ハ土肥産ニシテ、之ヲ失フコトハ操業ニ重大ナル影響ヲ及ボスモノナルヲ以テ、多少ノ犠牲ヲ忍ビ将来ノ経営ニ当ラントシテ、当社名義ヲ以テ別子之ヲ引受ケ、内二〇、〇〇〇株ヲ

当社ニ譲渡シタルモノナリ。

住友が経営を引き受けて一年後の八年九月期には五％から七％へ、九年九月期には一〇％、十年三月期には一二％と矢継ぎ早に増配し、十七年九月期まで維持された。昭和十一年十月朝鮮鉱業所が設置されると、近藤次彦はその所長に転出し、後任の専務には合資会社技師進藤淳之佑(T3九大工・冶金)が送られた。その後合資会社の持株は、八〇株を買い増し、昭和十一年末には二万八〇株となったが(第20表)、昭和十二年二月末合資会社の解散に伴い、このうち一万五〇八〇株が住友本社に譲渡され、五〇〇〇株が残余財産として住友家へ分配された。

昭和十四年一月本社は直轄の高根鉱業所(静岡県賀茂郡白浜村、現下田市)を分離、土肥金山に譲渡(一一三万円)した。これを受けて四月十七日土肥金山専務進藤淳之佑と取締役菅野秀次郎(T6東大法、のち本社検査役・取締役・代表清算人)は、「関係会社ノ役員ニ関スル内規」の交付を受け、土肥金山は特定関係会社に指定された(実際には正式交付に先立ち、昭和十三年末高根譲渡の話の際専務理事古田俊之助から進藤に手渡されている)。十二月本社は五〇〇〇株を住友鑛業に譲渡したので、持株数は鑛業一万八七〇五株、本社一万八〇株となった。その後買い増しが行われた結果、終戦時の住友系持株数は、鑛業一万九六一一株、本社一万一〇四七株、住友家五〇〇〇株、合計三万五六五八株(七一・三％)であった。

なお同社は昭和十七年、次に掲げるように八月三十一日付をもって商号変更の申請を行い、十月一日決裁されて、十一月二十七日土肥鑛業株式会社と改称した。また「4　北日本鉱業所の設置」で述べるように、昭和十八年四月日本の金鉱業は休廃山に追い込まれるが、土肥鑛業は銅製錬に必要な珪酸鉱を産出する鉱山として操業継続が認められた。しかし太平洋戦争末期には業績は釣瓶落としに悪化し、十八年三月期には一〇％、十九年三月期九％、二十年三月期八％と減配を余儀なくされた。

昭和十七年八月三十一日

土肥金山株式会社
専務取締役　進藤　淳之佑

住友本社
総理事　古田　俊之助殿

当社称号変更ノ件

日支事変当初産金事業ハ、最モ重要且緊急事ノ一ト数ヘラレ候処、米英其ノ他諸国トノ交易漸ク円滑ヲ欠クニ及ビ、国際通貨タル金ノ重要性ニ対シ朝野ノ間ニ屢論議起リ、大東亜戦争勃発スルヤ一層之ニ拍車ヲ掛ケ、金ヲ軽視スルノ風助長セラレ候。政府ニ於テハ夙ニ此風潮ヲ懸念シ、曩ニ産金事業ノ重要性ヲ説キ、既存金山ニ就テハ重点的ニ保護奨励スル旨言明スル所有之候処、一般ニ金ニ対スル態度ハ頗ル低調冷淡ト相成候哉ニ被察、資材船舶ノ獲得其ノ他何彼ニ付ケ従来ノ如キ優先的立場ヲ失ヒ、又職員従業員ノ間ニモ此思想瀰漫シ、士気ニ影響スル処甚ダ大ナルモノ有之洵ニ遺憾ニ存候。固ヨリ金ノ重要性ノ如何ニ就テハ篤ト考究ヲ要スベキ事項ニ有之、今直チニ要否ヲ論断スルハ早計ナルベキモ此点ハ暫ク措キ、当社鉱石ハ金銀鉱トシテノ使命ノ外、他ニ珪酸鉱トシテ銅製錬ニ対スル重要ナル位置ニ在リ、銅製錬ニハ一日モ欠クヘカラサル次第ニ御座候間、アラユル機会ニ於テ諸官庁ヲ始メ地元町民ハ勿論、一般関係先ニ此点ヲ反復力説シ、啓蒙ニ力ヲ用ヒ来リ候結果、漸ク最近ニ至リ各方面共ニ稍認識ヲ新ニ致シ候観有之候得共、未ダ充分トハ申兼ネ迷惑罷在候。而シテ当社茂倉鉱山ニ於テハ既ニ石膏、銅、鉛、亜鉛等相当多量発見セラレ目下探鉱中ノ次第ニテ、将来此等金銀以外ノ方面ニモ発展スル端緒ヲ得居候間、現在ノ称号「土肥金山株式会社」ヲ此侭持続致スコトハ、万事不便多ク妥当ナラズ、名実ヲ一致セシムル点ヨリモ、現在ノ称号ヨリ「金山」ナル文字ヲ削除スルコト緊急事カト思料セラレ候ニ就テハ、定款第一条ヲ変更シ、左記ノ通改称相成可然

哉。尚右御承認ノ上ハ、来ル十一月末定時株主総会ニ附議致度存候処、御承認相成度、此段及御打合候也。

記

一、現在　　土肥金山株式会社

一、改称　　土肥鑛業株式会社

以上

3　静狩金山株式会社の設立

静狩金山については次のような簡単な記録が残されているのみである。(82)

静狩金山株式会社ハ、昭和八年八月住友、川崎ノ共同出資ニヨリ資本金二一〇万円ヲ以テ設立セラレ(住友側出資一一〇万円、川崎側出資一〇〇万円)、同年製錬設備拡張起業ニ着手シ、翌九年八月製錬場完成セルヲ以テ直ニ操業ヲ開始セリ。同年十一月資本金ヲ三一五万円ニ増資ノ上礼文鉱山他十三鉱区ヲ買収セリ。昭和十二年六月先ニ完成ヲ見タル製錬場拡張起業ニ着手シ、翌十三年八月竣工一日処理能力一〇〇〇屯トナル。同十四年七月ヨリ十二月ニ亘リ製錬場改造起業ヲ実施シ、増産ニ努メタルモ、鉱石品位ノ低下、生産費ノ騰貴等ノ為業績不調ニシテ、遂ニ経営放棄ノ止ムナキニ至リ、昭和十七年十一月住友及川崎所有ノ全株式ヲ、日本産金振興株式会社ヘ無償譲渡シ、ソノ経営ヲ引渡セリ。

その他の僅かな資料によってこれを補うと、まず株式会社川崎造船所は大正十二年末静狩鉱区を買収して現地に静狩鉱山事務所(北海道胆振國山越郡長万部村大字静狩、現長万部町)を設置していた。しかし川崎造船所は、第一次大戦後の海運不況とワシントン海軍軍縮条約によって打撃を受け、さらに昭和二年の金融恐慌によって十五銀行が休業したため第一次整理に追い込まれ、次いで昭和五年の昭和恐慌で第二次整理に至り、和議の成立によって昭和八年三月平生釟三郎

が社長に就任した。平生は昭和六年八月以来川崎造船所和議整理委員に選任されており、住友とは七年三月に扶桑海上会長の職を合資会社総理事小倉正恒に譲っていた関係にあった（「住友合資会社（中）」の「五(七)　扶桑海上火災保険株式会社の経営の継承」参照）。

平生は川崎の本業の造船再建のために足かせとなっていた静狩金山の経営を、隣接して来馬、小鉾岸の両鉱区を所有する住友合資の小倉正恒に要請したものと推測される。この申し入れを検討した当初案とみられる「静狩、来馬、小鉾岸合併施業案」という資料によれば、当初資本金一二〇万円（静狩と来馬・小鉾岸各五〇万円の現物出資と住友の現金払込二〇万円）の会社を設立し、起業費八五万円（全額住友負担うち製錬場七五万円）を投じて年間九万トンを処理するものととして立案されたが、昭和八年七月二十八日川崎側と住友側で交わされた「静狩、来馬、小鉾岸共同経営会社設立ニ関スル覚書」によれば、上記の資本金、出資比率に変更され、川崎は静狩鉱区を、住友は来馬、小鉾岸鉱区を各一〇〇万円で新会社に譲渡することと定められた。また必要な起業費は、最高八〇万円まで住友側が融資することとされた。

かくして八月十日新会社は設立され、主管者の常務は鴻之舞鉱業所支配人小池宝三郎（M39大阪高工採鉱冶金、同校助教授、T2住友入社）の兼務とされ、他に非常勤で取締役として川田順（合資常務理事）、大屋敦（合資経理部長、九年二月肥料常務に転出すると後任の経理部長山本信夫に交代）、監査役安井冨士三（合資経理部鉱山課長）が名を連ねた。一方川崎側も取締役平生釟三郎（川崎社長）、鑄谷正輔（川崎専務、昭和十年末社長）、監査役川崎芳熊（川崎専務）が就任した。八月十日設立と同時に合資会社は一一〇万円を払い込み（第11表註参照）、翌十一日同社との鉱業権売買契約書の締結とともに、来馬、小鉾岸鉱区を一〇〇万円で同社に譲渡した。川崎側も同様であったと推測される。起業費その他必要な事業資金は合資会社から融資され（第11表、昭和八年末残高一七万円）、その額は昭和九年九月には限度額を超えて一〇〇万円に達した。その直前の八月十日には総理事小倉正恒の他、川崎側の平生、鑄谷も出席して製錬所（処理能力月一万トン）の落成式が挙行

された。

十一月一日取締役の川田と監査役の安井が辞任し、二日川田は監査役にまわり、小倉正恒が自ら取締役会長に就任した。昭和九年度処務報告書は静狩金山を「連系会社ニ準ジテ取扱フコト、ナレリ」と記している。このように明確に静狩金山は特定関係会社に指定されたので、主管者常務小池宝三郎は「連系会社及其ノ他会社ノ役員ニ関スル内規」の交付を受けてしかるべきかと思われるが、何故か交付されなかった。特定関係会社で昭和三年に日米板硝子常務大石公平が交付を受けて以来、誰にもこの内規が交付されていないということは、日本板硝子(昭和六年改称)の経験に鑑み、特定関係会社の役員を連系会社の役員と同一の内規で律しようとしても困難であることが、認識されるに至ったのかもしれない。

十一月五日同社は資本金を三一五万円に増資し(住友合資一六五万円、川崎一五〇万円、第20表参照)、六日この増資分一〇五万円の中から合資会社貸付金一〇〇万円が返済された。製錬所が操業を開始したこの昭和九年下期には六%の初配当を行い、以後昭和十三年上期まで一割配当を続けた。この結果昭和十二年二月末合資会社の解散に伴い、一株一〇〇円で二万八〇〇〇株が住友本社へ譲渡され、残る五〇〇〇株が残余財産として住友家へ分配された。この間川崎側では昭和十一年三月平生釟三郎は文部大臣就任のため辞任し、四月川崎芳熊が取締役へまわり、新たに松村守一(川崎取締役)が監査役になった。住友側でも、五月川田順が退職したため、八月後任の監査役に国府精一(合資理事)がついた。九月次に「4　北日本鉱業所の設置」で述べるように鴻之舞鉱業所と大萱生鉱業所を併せて、札幌に北日本鉱業所が設置され、小池宝三郎が所長となった。

昭和十三年一月「連系会社及其ノ他会社ノ役員ニ関スル内規」が「連系会社ノ役員ニ関スル内規」と「関係会社ノ役員ニ関スル内規」の二つに分離され、後者が新たに制定されて一月日本板硝子、五月日本電氣、八月大日本鑛業の各役

第32表　静狩金山の損益と産金量

決算期	当期総益金	当期総損金	当期純損金	前期繰越金	後期繰越金	配当	粗鉱量	金品位	産金量
	千円	千円	千円	千円	千円	%	千t	g/t	kg
8年上									72.3
下						0			
9年上						0			370.8
下			不　詳			6		不詳	
10年上						10			514.2
下						10			
11年上						10			565.6
下						10			
12年上						10			529.0
下						10			
13年上	1,308	1,190	118	90	34	10			654.4
下	1,607	1,463	144	34	37	8			
14年上	1,719	1,916	△197	38	△159	0	240	2.98	716.2
下	1,791	2,162	△371	△159	△530	0			
15年上	1,462	2,448	△986	△530	△1,516	0	301	2.30	694.6
下	2,580	2,770	△190	△1,516	△1,706	0			
16年上	2,061	2,956	△895	△1,707	△2,602	0	314	2.20	728.4
下	2,582	3,189	△607	△2,602	△3,209	0			
17年上	2,139	2,656	△517	△3,209	△3,726	0	294	2.60	792.0
下									

出典：損益は住友本社経理部「住友関係事業要報」から作成。
配当は元帳・株券配当金から作成。
粗鉱量・金品位は『北海道の金属鉱業』（北海道鉱業会　昭和27年）
産金量は昭和8年『北海道鉱業誌』昭和9年版、昭和9～17年『北海道鉱山累年生産実績』（いずれも浅田政広『北海道金鉱山史研究』340頁から引用）

員に交付されたことは既に述べた。しかし静狩金山の小池はまだこの交付を受けなかった。これは小池が既に前年の昭和十二年十二月五五歳の停年に達し、延長中で合資会社はその後任の人選を行っていたことが一つの理由と思われるが、十三年中に静狩の業績に変調を来したことも理由にあげられよう。すなわち昭和十二年七月日中戦争勃発後、政府は種々の産金奨励策に加えて、昭和十三年度からは産金五カ年計画を実施に移していた。静狩金山でもこれに応じ、製錬所拡張計画（処理能力月三万トン）が進められ、十三年八月二十一日には総理事小倉正恒が出席して落成式が行われた。

しかしその八月に開催された株主総会で可決された十三年上期の決算は、当期純益だけでは一割配当を維持することができなかった（第32表）。これは新製錬所の完成によって低

品位鉱の大量処理による増産が可能となった反面、そのコストが企業採算をこえるものとなってきたからである。この結果昭和十四年末住友本社は静狩金山株式の評価を一株一〇〇円から五〇円に切り下げざるを得なかった。昭和十四年十二月五日小池は三年目の最後の停年延長の日に、上記「関係会社ノ役員ニ関スル内規」の交付を受けた。既に述べた通りこの年の四月には土肥金山も交付を受けていたので、小池に対してこれ以上交付を引き延ばすわけにはいかなくなったと見るべきであろう。交付に先立ち十月末事務章程改正に関する小池からの打ち合わせに対する改正案送付の際、本社総務部長小林晴十郎(T5東大法・経、のち本社経理部長・化学副社長・同社長)は小池に次のように伝えた(十月二十七日付文第七〇〇号「事務章程中改正ニ関スル件」)。

追而当社ニ於テハ「関係会社ノ役員ニ関スル内規」有之、関係会社ノ事務中一定ノ重要事項ハ、其ノ内議ニ先立チ予メ当社ノ承認ヲ受クルコトニ相成居候間、御了承相成度。尚右内規ハ正式御打合ニ対スル承認書ト同時ニ御送付ノ予定ニ有之候間申添候。

同じ十二月十八日静狩金山は小鉾岸鉱区を分離して、日本産金振興株式会社と合弁で、小鉾岸金山株式会社を設立した。資本金一五〇万円(日本産金振興五〇%、静狩金山五〇%)で、社長に日本産金振興理事松本彬(前商工省鉱山局鉱業課長)、常務取締役に静狩鉱業所長土屋裕(T3大阪高工採鉱冶金、三菱合資・高田商会、T6住友入社)、監査役に静狩経理課長槇啓三(T6小樽高商)が就任した。なお小池宝三郎も同時に取締役に就任したが、名目的なものであったのか年末までに退任している。日本産金振興は、金増産を目的として昭和十三年九月設立された会社で、小鉾岸鉱区に低品位鉱処理を目的とした豊浦製錬所(処理能力一日二〇〇トン、昭和十六年六月完成)を建設するために小鉾岸金山を設立したのである。

昭和十五年山本が停年退職したため、八月後任の取締役に三村起一(住友鑛業専務)が就任した。山本は本社経理部長から昭和十二年六月住友別子鑛山と住友炭礦が合併して発足した住友鑛業の専務になっていた。十二月小池宝三郎は三

年間の停年延長期間が満了して退職した。小池の退職を機に北日本鉱業所の組織の見直しが行われた（「4　北日本鉱業所の設置」参照）。静狩常務の後任には土屋裕が昇格した。年末住友本社は静狩の損失の累積に伴い、静狩の株式の評価をさらに一株二〇円に切り下げた。

昭和十六年二月監査役の本社理事国府精一が前年九月に停年退職したため、後任に本社監事心得田中良雄が就任したが、四月住友本社では総理事小倉正恒が第二次近衛内閣の国務大臣に就任のため退職したので、一連の異動が行われ、総理事に古田俊之助（専務理事）、常務理事に田中良雄、監事に河井昇三郎（本社人事部長）がついた。これに基づいて八月に静狩の役員異動があり、古田が四月に既に退任していた小倉の後任の会長、河井が田中の後任の監査役に就任した。しかし静狩の損失は雪だるま式に膨れ上がり、十六年下期には資本金を上回り、十七年上期には債務超過に陥ったものと推定される。

こうして静狩の経営は最早私企業の限界を超えたものとなったので、昭和十七年十月三十日住友本社と日本産金振興との間で無償譲渡の仮契約書が締結され、十一月十八日住友・川崎側の役員は全員辞任した。住友本社から静狩金山へ出向していた土屋裕・槇啓三等六名は十一月二十一日付で引き続き日本産金振興への出向となった。しかし十八年四月日本産金振興自身が帝国鉱業開発株式会社に吸収合併され、静狩金山も閉山となったので、六名は五月から九月にかけて住友本社へ復職した。

4　北日本鉱業所の設置

住友総本店は、大正六年二月十八日次のような鴻之舞鉱山（北海道北見國紋別郡紋別村、現紋別市）に関する鉱業権試掘権等一切の権利を九〇万円という当時としては破格の価格で買収した[83]。なお当時住友総本店は個人営業であったので買い受け人は住友吉左衛門である。

一、試掘権登録第三〇九号　金銀試掘鉱区面積九九万九〇〇四坪
　鉱業権代表者飯田嘉吉　鉱業権者沖野永蔵　同上羽柴義鎌
二、大正五年三月出願札鉱第三四二号　試掘出願地九七万五一六〇坪
　出願人中野半次郎
三、大正五年九月二十三日出願　試掘出願地九五万三一一二坪
　出願人池沢　亨　同上飯田嘉吉
四、大正五年出願札鉱第六七〇号　試掘出願地九九万五九七八坪
　出願人今堀喜三郎
五、大正五年三月二十二日出願　試掘出願地九六万六八一九坪
　出願人池沢　亨
六、大正五年五月二十五日出願　試掘出願地九八万七二一〇坪
　出願人飯田嘉吉　同上池沢　亨　同上羽柴義鎌
七、大正五年四月十八日出願　試掘出願地九九万五二二〇坪
　出願人飯田嘉吉　同上池沢　亨
八、大正五年四月十八日出願地九八万六八八坪
　出願人飯田嘉吉　同上池沢　亨
九、大正五年五月五日出願　試掘出願地九七万八五一〇坪
　出願人中野半次郎

十、大正五年九月二十一日出願　砂金出願地

出願人飯田嘉吉　同上池沢　亨

十一、以上列記ノ外北見國試掘権登録第三〇九号鉱区ノ第一露頭頂点ヲ中心トシテ水平距離二千間以内ノ区域内ニ於テ売渡人名義ヲ以テ出願シ居ル一切ノ出願地

住友総本店が交渉の相手としたのは、上記権利者の飯田（木材業）、沖野（漁師）、羽柴（印刷業）、中野（飯田の腹心）、池沢（初代紋別村長）、今堀（探鉱家）の六名とこの取引を斡旋した鉱山長吉田久太郎及び後に隣接鉱区として買収の対象となった古屋憲英（医師）の八名であった。当時川田順は総本店経理課主任として支配人小倉正恒の下で買収交渉に当たったが、交渉のために大阪へ八名が現れたと記している。[84] しかしこのうち今堀（住友との引継から推定すると鴻之舞鉱山の事務方を担当していた）と中野（飯田のダミーか）の二名は契約書上飯田が代理人として署名しているので実際には大阪へは現れなかったことになる。

紋別では明治三十八年（一九〇五）八十士砂金山が発見されて以来砂金ブームが起こっていたが、沖野や池沢（探鉱家橘光桜を使って）は川筋の砂金の大元が山の金の鉱脈にあると信じて、山野を探索していた。沖野が資金援助を求めた今堀によると、大正五年正月沖野は猟師鳴沢弥吉を招いて「此地域の地理露岩などの模様を尋ねた。[85]」大正五年五月上洛滑の砂金鉱区の買収で紋別に来た東京の有田組の石松尚成が沖野・羽柴から聴取したところによると、発見の経緯は次の通りであった。[86]

此の両人は前年（註、これは「本年」の石松の記憶違いであろう）兎を取りに行き（註、これは猟師鳴沢を同行させる口実であろう）、大きな転石の上に腰をかけ昼食をしたそうだが、羽柴は加賀の出身で横山金山等で鉱石類を見聞した経験もあるので、その転石が「ドウモ鉱石らしい」と直感したので、其の一片を持帰り、その頃の札幌鉱山監督局（註、

当時は札幌鉱務署である)に分析を依頼した。すると万分の二と云ふ素晴しい金鉱なので驚いたのだが、最早や雪中ではあり、仕方が無いので、その転石を中心にして百万坪を出願した(註、契約書第一号の大正五年二月十七日出願三月十三日試掘権登録第三〇九号代表者沖野共同権者羽柴がこれである)。雪が解けたので、行ってみると何と驚く勿れ、その転石の上に幅約十四、五尺、長サ百四、五十尺位の露頭が露出して居た。皆が常日頃探したり思って居たりした「砂金の大元」だと云ふので大騒ぎになった。

札幌の沖野からの電報で紋別の羽柴がこの事実を公表したため、直ちに飯田、池沢、古屋等はこの沖野・羽柴の鉱区を包囲する形で、鉱区の出願を行った。飯田・池沢側の契約書第二号及び第五号(三月二十二日出願)、第七号及び第八号(四月十八日出願)、第九号(五月五日出願)がそれであろう。古屋も三月二十五日九九万八四五二坪の鉱区を出願している。(87)

石松が沖野・羽柴から話を聞いた五月は、こうした不完全な地図に基づく出願に裁定を下すため、札幌鉱務署から主任技師が派遣されてきた時期であった。石松は沖野・羽柴と共同経営の話をまとめ、東京の有田組本社に対し至急栃木県玉船鉱山の鉱山長吉田久太郎の派遣を要請した。しかし有田組は石松の報告を信用せず、石松が送ったサンプルに驚いて、吉田が急遽紋別に到着したのは、鉱務署が古屋を除く沖野・羽柴と飯田・池沢に対し妥協共営を勧告した直後であったという。かくして沖野・羽柴・今堀組と飯田・池沢・中野組が合同して匿名組合が発足した。組合にはこの他に出資者として岩倉梅吉(紋別村会議員、米穀商)と発見に寄与した鳴沢・橘光桜の三名が加えられた。(88)

試掘権第三〇九号は六月十二日組合に贈与され、十五日上記の通り組合代表飯田が登録された。吉田久太郎は京大法学部出身の山師であったが、鴻之舞鉱山に惚れ込み、自ら組合に売り込んで鉱山長となり、現地クオノマイに鴻之舞を当てて命名者となった。大正五年七月組合として操業を開始し、六年三月住友へ引き渡されるまでの鴻之舞鉱山の生産販売実績は第33表の通りである。試掘費が二万円を超え売鉱によってしのいだが、組合内部では売山の話が出て、久原

第33表　住友引継以前の鴻之舞鉱山

	大正5年 9～12月	大正6年 1～2月
行業日数・採鉱	75日	50日
選鉱	60日	50日
採鉱高	30,000貫	33,000貫
金平均品位	0.0216	0.014
選鉱元鉱高	30,000貫	33,000貫
精鉱高	27,000貫	30,000貫
金平均品位	0.024	0.015
越　高	0	27,000貫
販売数量	—	52,000貫
金平均品位	—	0.0193
販売価額	—	46,800円
越　高	27,000貫	5,000貫
鉱夫ノ員数	12月末現在	2月末現在
採鉱夫	6	6
支柱夫	1	1
手　子	1	1
運搬夫	2	2
雑夫他	3	3
坑内計	13	13
選鉱夫	10	10
運搬夫	2	2
工作夫	3	3
雑夫他	8	8
坑外計	23	23
合計	36	36

出典：各年鴻之舞鉱山鉱業明細表

鉱業が三〇万円[89]、三菱合資（三菱鉱業の設立は大正七年である）が五〇万円の値をつけたといわれるが、吉田は叔父の住友若松炭業所支配人吉田良春を通じて住友総本店支配人小倉正恒に話を持ち込み、小倉は直ちに技師中村啓二郎を派遣して調査の上、上記の通り大正六年二月十八日九〇万円で決着したのである。

中村は契約が成立すると直ちに札幌経由鴻之舞に向かった。二十日には大阪で吉田外に手付金三万円が支払われ、この中には吉田に対する謝礼八万円のうちの一万円が含まれていた。二十四日札幌の中村から小倉あて次のような電報が届いた。

今朝八時着イタ」契約書一号ハ昨日登録済ミ（註、大正五年九月買収した三笠炭坑に派遣されていた渡辺一希が既に札幌に応援に来ていた）」二三四六七八九一〇ノ八個ハ名義変更届今日提出セリ」五号ハ地形著シク相違ノ為メ却下サレ居

タリ此分不必要ノ如キモ取調ブル筈」一一号ニ対シ一ヶ所疑問アリ取調中」二六日電通知スルマデ金払ヒ見合セラレ度シ」一〇号ニ付キテハ登録前既ニ改正命令下附セラレアリ其図面ニ依レバ露頭ト南面境界線トノ距離一一〇間アルモ若シ三万円以内ナラバ古屋ノ分モ纏メ置カル、コト利益ナリト思フ」中村

続いて二月二十六日小倉あて次の電報が届いたので、二十七日総本店は飯田に対し内金一八万円を支払った。

三〇九号ノ移転登録ハ二三日完了セリ」八個ノ名義変更届ハ二四日受理セラレタルコト本日鉱務署ヨリ通知ヲ得タリ」五号ノ却下ハ不都合ノ結果ヲ生ゼズト認ム」一一号ニ対スル一個処疑問ハ結局(中略)差支ナシト認ム」契約五条ニ依リ内金支払ハレテ宜シト思フ」中村

二十八日中村は遠軽経由鴻之舞へ向かい、三月五日小倉あて次のように打電した。

古屋ノ鉱区ツウ又ハツウハアフニテ纏マルヨウ吉田氏尽力中」

これにより吉田は大阪から紋別へ戻り、古屋と交渉中のことがわかる。これに対し小倉の返電次の通り。

電見タ引キ継ギ済ミ御同慶ノ至リ御苦労ヲ謝ス」

三月八日残金七〇万円が飯田に支払われたが、飯田の要請で九〇万円を百円札でトランクに詰め、会計課出納係重岡寅之助(M18大阪商業、M14住友入社給仕をしながら夜学を卒業した)が守衛一名とともに札幌へ運んだという。(90) 同日小倉から遠軽の中村に次の入電があった。

残金全部今日渡シタ」(中略)古屋鉱区ノ買受ハ古屋当地ニ来レルニツキ話進メル(後略)」

すなわち吉田と古屋が大阪に到着し交渉再開となり、三月十三日二万六〇〇〇円で決着し、十九日古屋に代金が支払われた。そして最後に元帳によれば五月二十一日吉田に対し「鴻之舞売買周旋手数料八万円ノ内」として残る七万円が支払われて、買収劇は幕を閉じた。

大正六年七月鴻之舞鉱山と唐松炭坑（三笠炭坑を改称）の二つをもって札幌鉱業所が開設され、所長に別子鉱業所副支配人木島鍬三郎（M28東大法中退、M33住友入社）が起用され、おそらく鴻之舞要員として五月に中途採用され鴻之舞に派遣されていた探鉱技術者遠藤竜次（経歴不詳、技師中村啓二郎の友人という）がそのまま鴻之舞鉱山主任となった。遠藤は早速探鉱を開始したが予想された鉱脈を発見することができなかった。このため遠藤は大正八年七月札幌鉱業所鉱業課主任へ転勤となり、別子鉱業所から篠原朔（M22工手学校採鉱、農商務省・藤田組、M45住友入社）が後任となった。鴻之舞鉱山の評価について積極的な札幌鉱業所の木島・遠藤に対し悲観的な現地篠原の対立は、大正九年七月総理事鈴木馬左也の鴻之舞視察に持ち込まれ、買収に積極的であった理事支配人小倉正恒の進言もあって、探鉱の継続ということで決着したが、十一月遠藤と篠原の二人は総本店付として大阪へ呼び戻され、遠藤は翌十年五月住友を退職してしまった。二人の後任には大萱生鉱業所支配人近藤宏太郎（M38東大工・採鉱冶金、外村鉱業所、T3住友入社）が起用され、札幌鉱業所副支配人兼鉱業課主任兼鴻之舞鉱山主任となった。次いで十年五月支配人木島鍬三郎も退職して近藤が支配人に昇格し、ここにとかく意思の疎通を欠いていた札幌鉱業所と鴻之舞鉱山の意思決定が一本化された。

その後大正十三年には製錬所の拡張工事や大正十一年に設立された湧別川水力電気[91]の発電所も完成し、大正十四年には元山鉱床の富鉱帯が発見され、こうした鉱量の裏付けを得て製錬所の拡張工事も続けられた。

金品位	産金量	金価格
g/t	kg	円/g
52.5	212.7	1.333
49.7	310.2	1.334
36.3	280.3	1.346
41.5	388.8	1.352
39.1	389.6	1.352
32.2	123.5	1.672
27.0	444.4	1.570
24.0	735.8	1.416
18.5	649.1	1.375
16.3	738.1	1.422
14.8	760.0	1.420
16.9	849.2	—
16.6	884.7	—
13.6	1,333.7	3月1.933
10.1	1,526.4	11月2.65
6.5	1,492.7	4月2.95
6.1	1,499.9	1月3.09
6.1	2,104.8	5月3.50

（下）第4表、第5表。鴻之舞実際報告書

金買入法による日本銀行買入価格。

第34-1表　鴻之舞鉱山の損益と産金量

年	住友全事業純益 A	別子純益 B	B／A	鴻之舞純益 C	C／A	処理鉱量
	千円	千円	%	千円	%	千t
大正 8	32,104	2,866	8.9	△123	—	5.5
9	15,063	△480	—	37	0.1	7.9
10	8,520	△743	—	36	0.4	8.9
11	6,258	1,415	22.6	185	3.0	10.8
12	2,665	2,918	109.5	178	6.7	11.3
13	11,560	2,356	20.4	△174	—	4.6
14	9,927	3,122	31.4	148	1.5	21.7
15	8,738	2,533	29.0	406	4.6	34.5
昭和 2	9,594	829	8.6	213	2.2	40.1
3	10,436	413	4.0	286	2.7	49.7
4	11,039	2,187	19.8	202	1.8	56.6
5	1,796	△12	—	193	10.7	56.2
6	△4,414	△1,524	—	195	—	59.2
7	9,116	△293	—	2,042	22.4	108.4
8	19,518	1,601	8.2	3,249	16.6	165.4
9	31,699	1,615	5.1	2,586	8.2	252.5
10	36,528	1,772	4.9	2,363	6.5	268.8
11	26,066	2,884	11.1	3,712	14.2	380.0

註：千円未満切り捨て。
出典：純益は「住友総本店(下)」第6表、「住友合資会社」(上)第4表、第5表、同(中)第5表、第6表、同
処理鉱量・金品位・産金量は『鴻之舞五十年史』
金価格は『造幣局100年史資料編』、但し昭和7年3月以降政府買上価格、昭和9年4月以降日本銀行

この結果大正末から昭和初期にかけて恐慌期にもかかわらず鴻之舞鉱山の業績は安定したものとなり(第34―1表)、昭和三年三月唐松炭坑を住友坂炭礦へ移管したのを契機に、札幌鉱業所を廃止して鴻之舞鉱業所が設置された。近藤宏太郎は本社技師長へ栄転し、後任の支配人には既に大正十四年近藤に代わって鴻之舞鉱山主任となっていた小池宝三郎が昇格した。

昭和六年十一月倶知安内五号坑で大鉱床が発見された。この年末政府は金輸出の再禁止を行ったが、これにより金の市中相場は高騰し、政府・日銀による買入価格の維持は困難となり、昭和七年三月以降政府買上価格が引き上げられることとなった。さらに国際収支が好転せず、金現送が続いたため、九年四月日本銀行金買入法が公布され、金価格は一グラム二円九五銭と昭和初

に比べ二倍以上に引き上げられた。鴻之舞鉱業所ではこのような情勢に対処し、製錬所の三次にわたる拡張（七年日量処理一二〇トンから三五〇トンへ、八年同七五〇トンへ、九年同一二〇〇トンへ）によって、低品位鉱の大量処理が可能となり、業績は別子鑛山を凌駕するに至った。

昭和十一年九月鴻之舞鉱業所と大萱生鉱業所を合併して北日本鉱業所が設置された。鴻之舞鉱業所支配人小池宝三郎がそのまま所長に横滑りした。設置の起案「北日本鉱業所設置ノ件」（昭和十一年八月二十日提出、同月二十八日決裁、例第七二号）には次のような設置理由が挙げられていた。

備考

一、北日本鉱業所設置理由

現在ノ鴻之舞鉱業所ハ昭和三年三月其レ迄札幌市ニ設置シアリタル札幌鉱業所ヲ廃止スルト共ニ、之ニ代リ鴻之舞鉱山ノ稼行及北海道ニ於ケル金属鉱業ノ分野開拓ヲ使命トスル機関トシテ、新設セラレタルモノナル処、爾来鉱業所ノ業績進展目覚マシク、現在ニ於テハ鴻之舞ノ外武華、余市、東倶知安、國富ノ諸鉱山ヲ統轄経営スルニ至リ、其ノ事業ノ分野著シク拡大セリ。殊ニ近ク國富鉱山ニ於ケル稼行及製錬開始ノ上ハ、此ノ方面ニ於ケル事務頗ル活発トナルモノト予想セラレ、旁々現状ニ於テハ種々ノ点ヨリ見テ鉱業所ノ本拠ヲ鴻之舞ニ置クコトハ、其ノ地点余リニ僻陬ニ偏シ不便少カラズ、寧ロ旧時（前記昭和三年三月以前）ノ札幌鉱業所ヲ復活スルノ便ナルニ若カザル実情トナレリ。

即チ今鉱業所ノ本部ヲ札幌市ニ移ストキハ、(1)鴻之舞、國富両鉱山ノ統轄ニ便ナルハ勿論、(2)対官庁関係折衝及(3)北海道ニ於ケル金属鉱業開発ノ使命達成上ニモ便益少カラズ、尚又(4)大萱生鉱山ヲ兼ネ経営スルニ付テハ一層好適ノ地ト認メラル、次第ニ付、前記ノ如ク鴻之舞、大萱生両鉱業所ヲ併合シテ新ニ札幌市ニ北日本鉱業所設置

ノコトト致度。

（欄外註）

大萱生ノ業態ハ、其ノ製錬所開設以来鴻之舞ト頗ル類似スルニ至リ、現ニ技術上鴻之舞ノ援助ヲ受ケ居レル実情ナルニ付キ、更ニ一歩ヲ進メ、北日本鉱業所ノ一部トシテ経営セバ一層ノ便益アル次第ナリ。

北日本鉱業所が設置された翌十二年二月末住友合資会社は解散し、株式会社住友本社が設立された。三月政府は軍需物資の輸入を中心として国際収支の赤字が続いたため、昭和九年以来停止していた金現送を再開せざるを得なくなり、さらに七月には日中戦争が勃発して、金増産の必要性は益々高まった。八月政府は従来の日銀金買入法を廃止して、新たに「産金法」（政府の産金買取制・買取価格の政府決定・金消費の抑制・産金業への各種補助金支給等）、「金準備評価法」（日銀・朝銀・台銀の保有金の再評価益の国庫納付）、「金資金特別会計法」（特別会計の歳入歳出外資金として再評価益による金資金の設置）を制定し、同時に産金五ヶ年計画を閣議決定した。これによれば昭和十二年度を基準年度として以後五ヶ年間に対前年比一九・四八％の増加率で産金量を増加させようとするものであった。同月総理事小倉正恒は「非常時経済ニ対スル国民ノ覚悟」と題して全住友に対し「所謂儲ケトカ利潤等ハ兎モ角トシテ、先ズ第一ニ物資ヲ多ク生産シテ、国家ノ御用ニ応ズル」ことを住友の方針として通知した。十二月小池は五五歳の停年を迎えたが三年間の停年延長となり、鴻之舞鉱山では上記方針に基づき日量処理二〇〇〇トンへ引き上げる第四次拡張案が策定され、十三年三月着工された。同月「日本産金振興株式会社法」が公布され、九月にはこれに基づき産金業者に対する事業資金の融資を主たる業務とする日本産金振興株式会社が設立され、住友本社も資本金五〇〇〇万円（政府五〇％、民間五〇％）のうち八・七％を出資した。(92)

十三年十二月小池は札幌鉱山監督局へ呼び出され、鴻之舞鉱山の日量処理を第四次起業が未だ完成をみないのに四〇

○○トンへ倍増することを求められた。十四年一月本社経理部長小畑忠良は商工省鉱山局長小金義照に対し商工省の真意を質したが、やがて正式に二〇〇〇トンの追加拡張計画が提示された。これに対し本社経理部はこの計画が実行不可能のものであり、住友としては先の産金五ヶ年計画の目標を前倒しして日量一〇〇〇トン追加による三〇〇〇トンへの拡張が最大限であると回答し、商工省もこれを了承せざるを得なかった。六月商工省の機構改革が行われ、鉱山局は鉱政局と鉄鋼局に分離され、鉱政局の中に産金課が設置されて課長に加賀山一（T10東大工・冶金）が就任した。八月鴻之舞鉱山では第四次拡張工事が完成したが、息つく暇もなく十一月には第五次拡張工事に着手しなければならなかった。

昭和十五年十二月所長小池宝三郎の停年退職に合わせて、北日本鉱業所は廃止され、鴻之舞鉱山は再び独立の鴻之舞鉱業所となった。廃止の理由として起案「北日本鉱業所事務章程改正ノ件」（昭和十五年十月十二日提出、十二月五日決裁、例第二〇九号）は次のように述べている。

（一）鴻之舞鉱山ノ拡大ニ伴フ統轄ノ困難

鴻之舞ノ其ノ後ノ進展目覚シク、出鉱量ニ於テモ左ノ如ク飛躍的増加ヲ為スニ至レリ。

昭和十年十月	一日ニ付一二〇〇屯	年額	四四万屯
昭和十四年八月	一日ニ付二〇〇〇屯	年額	七三万屯
昭和十六年予想量	一日ニ付三〇〇〇屯	年額	一〇八万屯

右ノ如ク既ニ昭和十四年ニ於テ出鉱量優ニ別子鉱山ヲ凌ギ、本邦屈指ノ大鉱山トナルニ至レリ。茲ニ於テ札幌本所ニ於テモ統轄機能ヲ充分発揮スル為ニハ、従来ノ機構ヲ以テシテハ不充分ニシテ、鉱山ノ発展ニ伴ヒ拡大強化セザルベカラサル事トナレリ。

然レドモ本所ノ拡大強化ハ必然ニ本社トノ間ニ統轄機関ノ重複ヲ来シ、矛盾摩擦ヲ招来スル虞ナシトセス。他方鉱

山側ニ於テモ事業ノ進展ニ伴ヒ、機構内容ヲ充実シ、敢テ本所ノ統轄ヲ俟タズ、直接本社ノ指揮下ニ充分事業ヲ経営シ得ルモノト認メラル、ニ至リタリ（後略）。

しかしこれは表面的な理由であり、機構改革の際鴻之舞鉱業所長にはとりあえずこれまでの鴻之舞鉱山鉱長太田鉄造（M44仙台高工採鉱冶金）をそのまま横滑りさせておいて、同月前記商工省産金課長加賀山一が退官し、翌十六年二月住友本社に入社、七月太田に代わって所長に就任していることから判断すると、最早鴻之舞の低品位鉱の強行大量処理が私企業の採算の限界を超え、政府による増産割増金、探鉱奨励金、製錬所設置助成金等各種の保護政策の上に成り立っていることを示し、小池の停年退職に合わせた加賀山招聘の布石であったといえよう（第34—2表）。

第34-2表　鴻之舞鉱山の損益と産金量

年	鴻之舞純益	処理鉱量	金品位	産金量	金価格
	千円	千t	g/t	kg	円/g
昭和12	3,321	439.4	5.3	2,097.7	5月3.77
13	2,366	458.4	5.7	2,338.8	5月3.85
14	1,026	483.1	5.6	2,406.9	同上
15	Δ694	593.5	4.8	2,536.4	同上
16	Δ2,383	658.9	4.1	2,316.1	同上
17	3,577	742.4	3.5	2,049.5	同上

出典：純益は昭和12年『住友別子鉱山史』下巻（住友金属鉱山株式会社　平成3年）、昭和13～17年前掲「住友ノ鉱山及農林業」
処理鉱量・金品位・産金量は前掲『鴻之舞五十年史』
金価格は前掲『造幣局100年史資料編』、但し昭和12年8月以降産金法・金資金特別会計法による金資金買入価格。

第五次拡張工事は、十六年六月末完成の予定であったが、資材の入手難のためようやく十七年二月末に完成した。しかしわが国は既に十六年十二月太平洋戦争に突入しており、金を必要とする国際貿易は途絶の状況にあった。かくして十七年末には金山の全面的休止が決定され、翌十八年四月鴻之舞鉱山は休山することとなったのである。なお昭和十九年二月住友本社直轄の鉱山の経営が住友鑛業へ移管されることとなり、休山中の鴻之舞鉱山の管理も住友鑛業に移された。

5　朝鮮鉱業所の設置

住友合資は昭和十一年十月朝鮮元山に朝鮮鉱業所を設置した。所長は土肥金

第35表　朝鮮鉱業所の損益

（単位：千円、千円未満切り捨て）

年	純損益
昭和12	△18
13	△1,411
14	△985
15	△1,638
16	△32
17	△284

出典：昭和12年「朝鮮ニ於ケル住友ノ事業概要」（住友本社経理部鉱山課　昭和13年）、昭和13～17年「住友ノ鉱山及農林業」（住友本社経理部鉱山課　昭和19年）

山から近藤次彦が転出した。朝鮮鉱業所の沿革については次のように述べられている。(93)

昭和五年宜川鉱山ノ買収ヲ始メトシ、其後珍山、物開、永中、仁興、高原、端川ノ各鉱山ヲ順次買収シ其業績ヲ拡大シ、更ニ元山府外文坪ニ乾式製錬所ヲ建設、茲ニ採鉱・選鉱・製錬ノ一貫操業ヲ行フコトトナレリ。

昭和十八年金山整備ニヨリ、珍山、仁興、宜川並高原選鉱場ハ、イヅレモ朝鮮鉱業振興宛売却スル事トナリタルモ、残存鉱山ハ特殊鉱物増産ニ邁進ナシ居ル外、元山製錬所モ鉛増産対策ニ順応シ、之ガ設備拡張中ニテ鋭意操業実施中ナリ。

尚此ノ間昭和十一年十月元山ニ朝鮮鉱業所ヲ設ケ、在鮮諸鉱山ヲ統轄セシムル事トナリタルモ、昭和十三年十月右ハ京城府（註、現ソウル）内ニ移転セリ。

住友が何故朝鮮へ進出したのかについて、昭和五年四月に開催された主管者協議会において常務理事小倉正恒は次のように報告している。

朝鮮ノ鉱業界ニ進出シ度イコトハ多年ノ希望デアリマシタガ、今回平安北道宜川郡所在ノ金銀鉱区ニ付商談ノ成立ヲ見マシテ、本年一月ニ三鉱区、本月ニ入リマシテ七鉱区ヲ買収致、担当者モ最近出発渡鮮致シマシタ。右鉱区ハ合資会社直轄ノ下ニ茲両三年綿密ナル探鉱ヲ試ミテ、然ル後徐ロニ操業方針ヲ確立スル予定デアリマシテ、住友ノ鉱山事業モ愈々朝鮮ニ其ノ第一歩ヲ印シタノデアリマス。

朝鮮においては、昭和七年八月朝鮮総督府令第七八号による「金探鉱奨励金交付規則」が制定され、金探鉱に対して

奨励金が交付されることとなった。昭和八年度の奨励金交付鉱山三五の中には住友の宜川鉱山と永中鉱山が含まれていた(94)。昭和十二年八月に閣議決定された「産金五ヶ年計画」は、昭和十二年の産金量五〇トンを昭和十七年までの五年間に一三一トンに迄増大させることを目的としていたが、その内訳をみると日本内地が二六トンを五六トンへ二倍強伸ばそうというのに対し、朝鮮では二四トンを七五トンへ三倍強も引き上げられていた。この目標達成のために九月日本の産金法に相当する「朝鮮産金令」が施行された。さらに既に述べたように昭和十三年九月には日本産金振興株式会社が設立されたが、同社は支店を京城に置き、事業資金の七割が朝鮮関係の融資に予定されていたほど朝鮮に重点を置いていた。

昭和十八年三月金鉱業整備のため日本産金振興は帝国鉱業開発に吸収合併されたが、朝鮮関係の事業は同年十月、昭和十五年に金以外の鉱物増産のため「朝鮮鉱業振興株式会社令」によって設立されていた同社が、この法律の改正によって継承することとなった。しかしこのような各種補助金や融資をもってしても、朝鮮鉱業所の業績は一貫して赤字であった(第35表)。十八年六月金山閉鎖に伴い所長近藤次彦は本社技師長へ転出し、副所長柴田喜一郎(T3熊本高工採鉱冶金)が所長に昇格した。昭和十九年二月住友本社の直轄鉱山はすべて住友鑛業へ移管されることとなり、朝鮮鉱業所も住友鑛業朝鮮鉱業所となった。

(三) 京城販売店の設置と上海販売店の送金問題

合資会社の各販売店の売上高は、昭和恐慌のため昭和五年、六年と減少の一途をたどり、六年には一八八三万円と四年に比べると半減してしまった。七年には回復に向かったものの、なお例年の三〇〇〇万円台を超えることができず、上昇基調に転ずるのは昭和八年からであった(第36表)。

第36表　販売店販売実績表

（単位：千円）

販売店	昭和6年	7年	8年	9年	10年	11年
東京	13,256	19,333	31,278	34,198	42,105	50,470
横須賀	268	1,333	2,043	1,635	2,345	2,549
名古屋	1,066	3,365	4,473	3,102	6,865	8,299
神戸	1,135	1,870	3,395	3,374	4,741	6,050
呉	1,075	2,445	3,208	3,538	5,795	4,977
福岡	1,112	819	1,710	2,228	2,793	2,839
京城	—	—	1,179	4,060	4,935	7,103
上海	918	199	739	1,032	1,348	1,863
合計	18,830	29,364	48,025	53,167	70,927	84,151
店部別内訳						
金属工業						
伸銅	6,346	14,687			27,538	20,870
鋼管						10,666
製鋼	2,167	3,564			10,041	10,018
計	8,513	18,251			37,579	41,554
（比率）	(55.7)	(67.6)			(59.5)	(62.4)
電線	5,466	6,601			15,842	21,150
（比率）	(48.3)	(63.3)			(55.2)	(59.8)
化学工業	647	614			3,988	6,309
（比率）	(13.8)	(9.8)			(24.1)	(31.2)
機械製作	—	—	不詳	不詳	4,280	3,795
（比率）					(76.4)	(57.9)
満洲鋼管	—	—			—	80
（比率）						(4.3)
アルミ製錬	—	—			5	—
（比率）					(9.8)	
別子鑛山	1,432	1,132			1,124	1,343
（比率）	(9.2)	(8.3)			(9.2)	(8.8)
炭礦	2,735	2,457			6,465	7,600
（比率）	(25.7)	(27.8)			(45.2)	(48.0)
日本電氣	—	6			824	1,165
（比率）		(0.1)			(4.9)	(6.4)
合計	18,793	29,061			70,107	82,996
（比率）	(32.6)	(40.1)			(44.6)	(45.9)

註：括弧内は当該店部（製造・鉱山）の販売高に占める販売店の販売比率を示す。販売店は住友アルミニウム、日本板硝子等上記以外の店部の製品も若干取り扱っているため合計は一致しない。
出典：各年実際報告書。

昭和八年四月合資会社は朝鮮京城府(現ソウル)に京城販売店を設置し、ここに内外八店舗による販売店の体制ができた。支配人には製鋼所販売部の山添程次(M38京都一中)が起用された。学閥、門閥、地方閥等が幅を利かせる中で、これらと無縁であった山添は相手の懐に飛び込んで人的関係を築き、商売に結びつけるのを得意としていたので、当時の住友において異色の存在であった。同月開催された主管者協議会において常務理事川田順は事業概況報告の中で販売店について、次のように述べた。

販売店ニ於キマシテハ、近年各連系会社、各店部ノ営業繁盛ニ伴ヒマシテ、其ノ取扱高ハ著シク増加ヲ示シテ居リマス。又昨年住友ノ経営ニ移リマシタ日本電氣ノ製品ヲモ、新ニ各販売店ニ於テ取扱ノ様ニナリマシテ、将来此ノ方面ニ於テモ相当ノ成績ヲ挙ゲ得ル事ト思ヒマス。

尚従来朝鮮地方ニ於ケル住友製品ノ販売ハ、総テ三井物産、大倉商事等他社ニ委嘱シテ居リマシタガ、去ル四月一日カラ新ニ京城販売店ガ開設セラルヽ事トナリマシテ、今後ノ販売店ノ活動ニ依リマシテ、朝鮮方面ニ於ケル住友製品販路ノ開拓、大ニ期シテ待ツ可キモノト思ハレマス。

各販売店の取り扱いの主力は鉄鋼や非鉄金属の金属製品であった(販売店は依然として金属工業や電線製造所の売り上げの六〇%前後を取り扱っていた)が、石炭や化学品の売り上げも拡大しており、新たに設立された機械製作(「(六)住友機械製作株式会社の設立」参照)の製品や川田が言及した日本電氣の製品の取り扱いも売り上げに寄与するようになった(「(一)日本電氣株式会社の経営の承継」参照)。売り上げの拡大に先行して、受注が昭和六年の二〇〇〇万円台から昭和十一年の八〇〇〇万円台へと急増しているが(第37表)、そのほとんどが大口受注先で占められ、その多くは軍需そのものかもしくは軍需関連メーカーからの受注であった。

このように販売店の業績は順風満帆の如く見えたが、海外店に対する資金供給について、為替管理面から制約が加え

第37表　販売店受注実績表

（単位：千円）

販売店	昭和6年	7年	8年	9年	10年	11年
東京	15,205	24,935	33,515	40,723	43,444	53,834
横須賀	252	1,567	2,002	1,708	2,262	2,724
名古屋	1,103	5,586	2,544	4,358	6,818	8,035
神戸	1,104	1,681	2,447	3,892	4,806	6,307
呉	1,024	3,056	3,630	4,283	5,774	4,880
福岡	743	1,074	1,915	2,564	2,825	3,116
京城	—	—	2,015	4,329	6,201	6,874
上海	933	177	957	1,075	1,594	2,087
合計	20,364	38,076	49,025	62,932	73,724	87,857

大口受注先	昭和6年	7年	8年	9年	10年	11年
（東京）						
鉄道省	3,092		5,953	6,083	5,965	6,124
東京鉄道局	104					
逓信省	680		2,667	3,965	3,601	6,935
海軍省	449		2,648	4,076	4,085	3,650
陸軍航空部・本部・本廠	364		3,822	3,337	946	1,174
陸軍造兵廠			1,115	979	1,187	1,395
東京市電気局	278				405	
ソヴキエット通商代表					1,812	
台湾電力	961					
北海道電燈	251					
東京電燈	151					688
矢作水力			454			
大日本電力				548		391
東邦電力					460	638
東京瓦斯	394					565
水曜会	1,599					
山下鉱業	281		317	334		
浅野石炭部	230					355
三菱鉱業				1,325		
日本鉱業					686	469
住友北日本鉱業所						363
浅野セメント	193	不詳	506	302		
七尾セメント	141					
秩父セメント	131					
日本製鉄				2,206	4,095	2,677
日本鋼管					324	
藤倉電線	929		895	889	934	1,081
豊国電線						347
芝浦製作所	205		547	786	864	1,369
東京電気			587			
東洋バブコック			541	622	885	726
日本電氣			433	534	484	837
日立製作所					422	1,068
中島飛行機	145		1,456	1,273	2,298	3,846
浦賀船渠	96				573	
立川飛行機						421
三菱重工業						343
昭和肥料						312

られるなど、事業活動の自由が損なわれる傾向が生じた。すなわち政府は、昭和六年末のドル買事件による資本の大量流出と金輸出再禁止措置ののち、七年七月資本逃避防止法を制定した。これに対し合資会社総務部会計課は、次のような起案「資本逃避防止法ニ関スル件」（昭和七年七月二十八日提出、八月一日決裁、計第五七号）をもって上海販売店支配人あて資金請求に関し通知した。

去ル七月一日付ヲ以テ公布相成候資本逃避防止法ニ就而ハ、当課ニ於テモ之ニ関係スル事項若干有之様被存候ヘバ、本法協賛当時ノ議会速記録及本法公布後大蔵当局ニヨリテ数次ニ亘リテ試ミラレタル説明並銀行其他ノ意見ヲ参考トシテ、関係諸事項ニ就キテ慎重研究致候処、本法ニ依リ許可ヲ受クル必要ノアルモノハ無之モ、一、二報告ノ必要アルモノ存スルニ非ザルヤノ疑念生ジ候。加之当課ノ解釈ト云ヒ銀行ノ意見ト云ヒ共ニ大蔵当局ノ言明ヲ得タル所ニ非ザレバ、絶対的ニハ確信ヲ有シ得ルモノニ非ザルヲ以テ、去ル二十二日東京支店土井正治（註、T9東大法、当時東京支店長代理者、のち本社厚生課長・化学総務部長・取締役・常務・社長）氏ヲ通ジテ、当課関係別紙各項（註、略）ニ就キテ為念大蔵省ニ照会致候処、上海販売店ニ対スル補資ヲ除クノ他ハ全然許可及報告ノ必要無之旨判明致候。而シテ上海販売店ノ補資ニ関シテハ、毎月ノ俸給支払其他ノ日常経費支弁ノ目的ニ出ヅルモノナレバ差支無之モ、右以外ノモノニ就キテハ各場合ニヨリテ許可或ハ報告ノ要否ヲ判定セザルベカラザル由ニ候処、当課ヨリ上海販売店ニ送金スル補資ハ、従来ノ例ニ徴スレバ大体ニ於テ経費支弁ノ範囲ヲ出デザル様ニ被存候。サレバ差当リ当課ニ於テハ本法ニ関シ手続ヲ要スル事項無之候モ、今後上海販売店ヨリノ資金請求ニ関シテハ、之ガ用途ヲ明確ナラシムルノ要有之候次第ナレバ、為念上海販売店支配人福田千代作氏宛左案ヲ以テ御通牒相成可然乎。

案

三崎本店	605		856	1,300	1,401	2,027
松本啓蔵商店	201		373	520	657	990
塩釜商事	130					
和田幸吉商店	97					
中島商事				1,081		
館野栄吉商店					468	514
釜芳商店						513
小原商店						465
東陽物産						324
片倉米穀肥料	109				370	917
計	11,623		23,170	30,160	32,922	41,524
（横須賀）						
横須賀海軍工廠	252		2,002	1,319	1,711	1,879
海軍航空廠		不詳		322	472	781
海軍建築部					57	
計	252		2,002	1,641	2,240	2,660
（名古屋）						
陸軍名古屋工廠					51	
名古屋市電			57			61
静岡市電						159
中部電力			69	271	70	89
矢作水力				393	162	
山下鉱業	65		71	114		
日本楽器製造			128	175	111	91
神戸製鋼所			52		104	
豊田自動織機						183
矢作工業					715	
三菱電機					112	436
岡本工業		不詳			88	71
遠州織機					52	62
豊田式織機				117		75
三菱航空機・重工業	360		1,002	1,109	2,662	3,658
愛知時計電機	253		362	787	1,454	1,671
日本車輌製造			114	268	283	318
名古屋鉄道						93
中右利一商店	56					
別府商店			87	117	166	185
丹羽商店					218	218
丸越合名					103	113
中尾十郎商店					61	
計	734		1,942	3,351	6,412	7,483
（神戸）						
神戸市電気局	86		57	198	122	201
神戸瓦斯				115	172	184
三菱電機	114		337	253	458	681
日本醸造機械					103	107
神戸製鋼所					51	
川崎造船所	205		758	1,319	1,386	1,308
川西航空機	153					
三菱造船・重工業	152		633	777	1,068	1,216
川崎車両	73		128	293	420	638

年　月　日　　住友合資会社総務部会計課

上海販売店支配人　福田千代作殿

資金請求ニ関シ打合セノ件

拝啓　今般資本逃避防止法公布相成候処、貴店関係補資ニ就キテモ、日常経費支弁以外ノ目的ヲ有スルモノニ関シテハ、大蔵大臣ノ許可ヲ要スル由ニ候ヘバ、今後御請求可相成資金ニシテ、本法ニヨリテ手続ヲナスノ要アリト認メラル、モノニ就キテハ、予メ当課宛御一報相煩度此段得貴意候也。

その後九月六日念のため会計課は日銀大阪支店に照会したところ次のような回答を得た。

上海販売店ノ補資ハ、上販ガ内為替ヲ売リ、本社ガ内為替ヲ買ウ形式ヲトリ、当課ヨリ送金スルコトナシ。即内為替ノ売買ナレバ之ガ報告ノ要ナシ。

しかし資本逃避防止法は施行後も為替の思惑取引や無為替輸出すなわち商品形態による資本逃避が跡を絶たず、七年十一月には対米為替百円が二〇ドルを割るに至り、政府は為替管理の強化を意図して、三月これを廃止して新たに外国為替管理法を制定し、為替取引だけでなく貿易取引の管理をも実施できる権限を得ることになった。合資会社東京支店土井正治が資本逃避防止法の解釈を巡って接触していた大蔵省理財局国庫課長青木一男(のち蔵相・企画院総裁・大東亜相)は、五月初代外国為替管理部長に就任した。青木は外国為替管理法についてのちに次のように述べている(95)。

昭和七年に資本逃避防止法を出して取締を徹底しようとした。米国その他に資本が逃げだすことを防止しようという統制です。これには貿易は全然入れておらなかった。しかし、これではとてもいけないということで、第二段に本式に為替のことを考え、外国為替管理法を立案した。これはおそらく日本の組織的な統制経済の第一歩であったろうと思う。法制の上からみてこれは画期的な法律、前例のない法律であった。違反者には罰金を課し、法人も罰

播磨造船		不　詳			129	95
川崎造船所飛行機工場						796
川崎汽船				105		179
三木電気鉄道						84
日本毛織			41			
鐘淵紡績					137	145
ハッパマン&ヴァンブルクレン商会	80		76	105	253	154
三井物産			57			
ピァス商会					68	54
エ・カメロン						67
計	863		2,087	3,165	4,367	5,909
(呉)						
呉海軍工廠	539		2,449	2,544	3,430	3,214
広海軍工廠	105		172	537	512	744
海軍燃料廠					83	
山口県電気局	80		55	196	86	73
広島電気	128	不　詳	30		138	196
伊予鉄道電気				254	64	64
中国合同電気				162		
広島瓦斯				103	127	114
徳山鉄板			48			
宇部窒素			495		1,066	
計	852		3,249	3,796	5,506	4,405
(福岡)						
陸軍造兵廠小倉工廠				63		
門司鉄道局		33		65	119	
九州水力電気	74	58	68	87		178
球磨川電気			51	60		89
熊本電気				218	50	103
鹿児島電気				60	70	
九州送電						53
日本水電		33				
三井鉱山三池	75	82	137	397	556	609
貝島炭礦						103
住友炭礦				110		99
杵島炭礦						58
製鉄所・日鉄八幡	43	103	420		80	57
浅野小倉製鋼				134	180	
渡辺鉄工所	48	238	151	265	310	497
戸畑鋳物・国産工業若松			69		66	
三菱重工業長崎						67
旭硝子		50	195	324	314	237
九州電気軌道	102					85
渡辺藤吉商店	44					
大倉商事						94
計	342	597	1,091	1,783	1,745	2,329
(京城)						
朝鮮鉄道局			730	864	1,271	1,022
朝鮮逓信局			96	1,306	237	154
朝鮮専売局					55	53
朝鮮放送局						178

する主義でした。(中略)為替取引の取締の重要性からみて、相当の厳罰に処さないと効果がないというわけで、非常に効果ある法律を作ったのです。その後の統制法規は、ほとんど全部この法律をまねて書いている。多くを委任命令に任せている点でも、立法形式としては画期的なものであった。

同月会計課起案「外国為替管理法関係諸法令ニ基ク報告書提出ノ件」(資料19)によれば、資本逃避防止法では問題とならなかった上海販売店の補資が外国為替管理法に違反するという事態が生じた。これに基づき、会計課長は起案「外国為替管理法関係諸法令ニ関スル件」(資料20)を供覧し、上海販売店支配人に対し会計課において必要な資金補充の許可を取得するため報告を依頼した。

ところが昭和十一年六月次のような会計課の供覧によれば、今度は上海販売店が行っている品代補資が外国為替管理法に違反しないかどうかが問題となった。

品代補資トハ、例ヘバ電線ヨリ上海ヘ輸出シタル貨物ノ代金ヲ上海販売店ガ受取リ、之ヲ電線ヘ現金送金セズシテ、現金ハ止メ置キテ資金トシ、付替ニヨリ本社ヲ経テ電線ヘ入金スル方法ニシテ、本社ヨリ電線ヘノ支払ガ「外国ニ於テナシタル委託ニ基ク支払」ナラズヤ、(許可ヲ要スル行為)ト疑ハレ居ル次第ナリ。今後ハ斯ル疑問ノ余地多キ行為ハ、取止ムル様上海販売店宛通知済ナリ。

すなわちこのような

在外店部ヨリノ付替ニ基キ為シタル支払ハ、為替管理法上「外国ニ於テナシタル委託ニ基ク支払」ナリヤ、付替ハ社則ニ拠ルヲ以テ、国内ニ於テナシタル一般的委託ト見ラレザルヤニツキ、大蔵省ノ勧奨ニヨリ社則抜粋提出ノ上同省宛質問(資料21)

することとなった。

京城電気				165	96	155
南朝鮮電気					76	76
西鮮合同電気						721
大田電気						136
朝鮮電力						102
朝鮮瓦斯電気						87
龍山工作						75
明治農会			410			
群山肥料			65			
朝鮮鉄道					58	244
影久商店						220
木下商店			166			
計	—	—	1,467	2,335	1,793	3,223
（上海）						
東亜公司	94					
上海電力公司	71		335			
法商電車電気公司			133			
中国電気公司				212	538	475
中国電線廠						50
中国銀行	77	不　詳				
内外綿	65				139	
蔡宏記	52		116			141
須藤洋行			66			80
加藤洋行			60		53	
三昌洋行					77	277
隆昌			48			
永隆五金号						71
元泰五金号						62
計	359		758	212	807	1,294

註：大口受注先は原則として、東京販売店、昭和16年10万円以上、8～11年30万円以上、その他販売店、昭和6～8年3万円以上、9年10万円以上、10・11年5万円以上。
出典：各年実際報告書

これに対する大蔵省の結論は、こうした付替は外国為替管理法上原則として許可及び報告を要するというものであった。この結果七月会計課長は、各店部連系会社の経理担当部課長に対し「従来上海販売店、大連駐在員事務所及ビ満洲鋼管トノ付替ハ自由ニ之ヲ為シ来リタル処、右ハ外国為替管理法上原則トシテ許可及ビ報告ヲ要スルコト判明セルニ因リ、可然手続相成度此段得貴意候也」とその旨通知した。かくして第二次大戦後の昭和二十四年に制定される外国為替及び外国貿易管理法に継承され、その後も連綿と続くことになる為替管理の歴史がここに始まったのである。なお付替の解釈を巡ってはその後も大蔵事務官野田卯一（のち大蔵省主計局長・事務次官）との交渉の記録が残されている（資料22）。（資料19）

会計課計算係起案計第四三号

提出　昭和八年五月十七日　決裁　同日

外国為替管理法関係諸法令ニ基ク報告書提出ノ件

四月五日上海販売店ヨリノ逆付替ニヨリ、金五千円也当課ニ於テ支払致候処、右ハ外国為替管理法ニ基ク大蔵省令第七号第二十三条第一項第十四号外国ニ於テ為シタル委託ニ基キ本令施行地内ニ於テ為ス支払ニ該当致シ、同法令ニ依ル報告ヲ要スルコト、相成居候ニ就テハ、添付写(註、略)ノ通リ日本銀行大阪支店ヲ通シテ大蔵大臣ニ御報告相成可然哉。

尚本報告書ハ毎月十五日迄ニ提出スヘキモノト相成居候処、左記ノ通リ解釈ノ行違ヒニヨリ遅延致候ニ付、遅延事由書ヲ添付スルコト、致度候。

記

一、昭和八年大蔵省令第七号第二十三条第一項第十四号ハ、報告事項トシテ

外国ニ於テ為シタル委託ニ基キ本令施行地内ニ於テ為ス支払

ヲ挙ク。サレハ上海販売店ノ補資カ之ニ該当スルコト論ヲ俟タス。

二、然ルニ昨年七月資本逃避防止法実施当時日銀大阪支店ニ照会シタルトコロ、上海販売店ノ補資ハ円為替ノ売買(上海販売店カ上海ニ於テ円為替ヲ売リ、本社カ大阪ニ於テ円為替ヲ買フ形式ヲトリ、当課ヨリ送金スルコトナシ)ナレハ之カ報告ノ要ナシトノ回答ニ接シオリ、(本法ハモト資本逃避防止法ノ延長ニシテ、本件ノ如キ場合ノ取扱方ニ関シテハ、実質的ニ両者ヲ区別スヘキ理由ナシト考ヘタリ)且ツ今次ノ外国為替管理法ニ於テモ、円為替ノ取得

及処分ニシテ報告ヲ要スルモノハ、第二十三条第一項第三号ノ如ク、特ニ明文ヲ設ケテ
邦貨ノ強制通用力ヲ有スル地域（関東州及満鉄附属地）ニ仕向ケタル円為替ノ取得又ハ処分
トアリ。
サレハ邦貨ノ強制通用力ヲ有セサル上海ヨリ仕向ケラレタル円為替ノ支払ハ、報告ヲ要セスト解シタリ。
三、然ルニ昨日ニ至リ、為念日銀大阪支店ニ訊シタルトコロ、外国為替管理法ニ於テハ報告ヲ要ストノ回答ニ接シタリ。
（資料20）
会計課計算係起案計第四八号
提出　昭和八年六月一日（供覧）
外国為替管理法関係諸法令ニ関スル件
先般公布相成候外国為替管理法ハ
一、為替相場ノ投機ヲ阻止スルコト
二、資本ノ逃避ヲ防止スルコト
三、輸出入ニ統制ヲ加ヘルコト
ノ三点ヲ主眼ト致候コトハ、条文及同法案議会提出時ノ大蔵大臣ノ説明其他ニ依リテ明カナルトコロニ有之候処、同法ニ基キテ発令サレタル大蔵省令ハ、之カ適用範囲ヲ大体資本逃避防止法ニ限定致居、従而実質ハ昨年七月実施相成候資本逃避防止法ノ延長ニ過キス候。
サレハ同法関係諸法令ニ対シテハ、従来ノ資本逃避防止法ニ関シテ採リ来リ候方針ヲ踏襲シテ可ナルカ如ク被存候。
然ルニ今回ノ大蔵省令ハ、資本逃避防止法実施当時条文余リニ簡ニ失シ、幾多ノ疑問ヲ生シタル経験ニ鑑ミル所アリ、

頗ル詳細ヲ極メタルモノニシテ、資本ノ対外関係ハ細大洩ラサス之ヲ集メ、各場合ニ就キテ規定致居、従来ノ資本逃避防止法ニヨリテハ適用セラレサリシモノ及適用ヲ免レ得タルモノモ、凡テ本法ニ依リテ律セラル、コト、相成居候。従而当課関係事項ニ関シテモ手続関係ニ左記ノ通リ幾多ノ変更増加ヲ来シ候。

記

（中略）

二、上海販売店ヘノ補資（返資ニ就テハ問題ナシ）

許可　第三条第三号「外国通貨ヲ対価トスル円為替ノ売買」及同第五号「外国ニ於テ為シタル委託ニ基キ本令施行地内ニ於テ為ス支払」ニ依リテ許可ヲ要ス。当初当課ニ於テハ、本件ハ第四条第八号「外国ニ旅行シ又ハ滞在スル者ニ対シ一箇年内ノ所要ニ充ツヘキ旅費、俸給、給料、手当、学費其ノ他之ニ類スル費用ヲ送ル為必要ナルトキ」ノ除外規定ノ適用ヲ受クルモノト解釈シタルモ、日本銀行大阪支店及大蔵当局ニ照会ノ結果、上海販売店ニ対スル補資ハ、第四条第八号ニテ認ムル人件費ノ他家賃其ノ他ノ経費ヲ支弁スルモノナリトノ理由ヲ以テ、許可ヲ要スルコト、ナレリ。

報告　第二十三条第一項第二号「外国為替ノ取得又ハ処分」及第十四号「外国ニ於テ為シタル委託ニ基キ本令施行地内ニ於テ為ス支払」ニ依リテ、上海販売店ニ於ケル円為替売却ノ報告ト当課ニ於ケル支払ノ報告ノ二ツヲ要ス。然レトモ第一項但書「但シ各号ノ取引又ハ行為毎ニ其ノ目的物ノ金額通シテ千円相当額未満ナル場合ハ此ノ限ニ在ラス」ニ依リ、当該月ニ於ケル金額ノ合計カ千円未満ナルトキハ報告ヲ要セス。

手続関係　右ニ依リテ施行手続附属様式第五号ノ二ノ乙及第五号ノ十三ニ依ル報告ハ勿論、施行手続第七条及第九条ニ依ル許可ヲモ要ス。然レトモ上海販売店ノ補資ハ、随時所要額ヲ上海ニ於テ先取スルヲ以テ、其ノ都度事前ニ許可

申請ヲナスコト、セハ、徒ラニ事務ノ渋滞ヲ来スノミナラス、本社ニ於テモ何時幾何ノ支払ヲナサヽルヘカラサルヤ不明ニシテ、若シ銀行ヨリ支払ノ請求ノ来ルヲマツテ許可申請ヲナストスレハ、許可ノ下ラサル場合ニ困却シ、又許可ノ下ル迄ノ利息ヲ銀行ニ支払ハサルヘカラサル等ノ不便尠ナカラサルヲ以テ、種々考究日本銀行大阪支店ト折衝ノ上、許可ニツキテハ上海ノ分ト大阪ノ分ト各六箇月分ヲ纏メテ申請スル便法ヲトルコト、シ、報告ハ毎月両者各別ニ之ヲ為スコト、ナレリ。

右ニ依リ上海販売店トノ連絡ヲ要スルコト、ナリタレハ、左案ニ依リ同店宛右ノ旨通知ノコト、致度シ。

案

年　月　日

住友合資会社総務部会計課長

上海販売店支配人宛

外国為替管理法関係諸法令ニ基ク報告方依頼ノ件

拝啓　先般公布相成候外国為替管理法ニ関シテハ、既ニ貴店ニ於カレテモ御了承ノ事ト存候処、貴店関係資金補充ハ、同法ニ基ク大蔵省令第三条第三号、第五号、第二十三条第一項第二号及第十四号ニヨリテ、許可及報告ヲ要スル事ト相成居候ニ就テハ、当課ニ於テ之カ手続ヲトルコト、可致候間、左記ニヨリ夫々御報告相煩度、此段得貴意候也。

記

一、本状発遣ノ日ヨリ本年十一月末日ニ至ル貴店ノ資金御請求予想額ノ最大限（邦貨）。

右ハ当課ニ於テ大蔵省ニ許可申請ヲナス為必要ニ就キ、至急御通知下サルヘキコト。尚本年十二月一日ヨリ昭和九年五月末日ニ至ル分ハ、本年十一月十五日迄ニ御通知下サルヘキコト。爾後之ニ準ス。

一、向後資金御請求相成リタル節ハ、各月分ヲ取纏メ翌月早々左記事項御報告ノコト。

一、当月中資金補充ノ為ノ円為替売却高

二、対価タル外貨ノ種類、換算率及金額

三、其ノ他参考トナルヘキ事項

（後略）

（資料21）

会計課計算係起案計第七六号

提出昭和十一年六月十九日　決裁　同日

付替ニ関シ大蔵省宛社則抜粋送付ノ件（外国為替管理法）

去ル十五日大蔵省ニ出頭、上販品代補資ニ関シ当局ノ意見ヲ求メタル所

一、品代ヲ付替ニテ入金スルコトハ目下別段ノ定ナク取締リ方法ナシ。

二、唯本社ヨリ内国連系会社ヘノ付替支払ハ委託支払ナラズヤト思ハル。

三、付替ノ準拠スル社則会計規程ガ、内国ニ於テナシタル一般的委託ナリト認ムベキ場合ニハ管理法上抵触スル所ナシ。

四、前号ノ決定ヲナス資料トシテ社則ヲ大蔵省宛提出スベシ。

右ノ通回答相受候ニ就テハ、事情不得已モノト認メ、左案ニヨリ社則会計規程施行細則第一条抜粋ノ上送付相成可然哉。

案

昭和十一年六月二十日

住友合資会社総務部会計課

大蔵省外国為替管理部総務課　御中

審査課　御中

拝啓　益々御隆昌奉賀候。陳者去ル十五日弊課ヨリ出頭ノ節、外国店部ヨリ内国店部ヘノ間ノ付替送金中本社ニ於テ中継スル結果、本社元帳ノ外国店部勘定ニ借記シ内国店部勘定ニ貸記スベキモノニ付キ、之ガ外国ニ於テ為シタル委託ニ基ク支払ナリヤ否ヤヲ決スル為、付替ニ関スル社内規則提出方御下命相受候ニ付テハ、社則会計規程施行細則中当該関係条文タル第一条抜粋ノ上茲許同封御送付申上候間、何卒宜敷御詮議被成下度此段御案内旁々御願申上候。（中略）

敬具

社則会計規程施行細則

第一条　本社各店部間ノ会計ハ、本社元帳ニハ各店部勘定、各店部元帳ニハ本社勘定ヲ設ケ之ヲ整理スルモノトス。

本社各店部間ノ取引ハ、総テ諸勘定報告書ニ依リテ付替ヘ決済ヲ為スモノトス。

前二項ノ規定ハ、各店部ト其ノ所属支店又ハ事業所ニシテ計算ヲ分離セルモノ及特別会計相互間ニ之ヲ準用ス。

但シ特殊ノ事由アル場合ハ前項ノ方法ニ依ラサルコトヲ得。

一、付替ニ関スル規程ハ、本条ノミニ有之候。

一、社則ハ連系会社ニ準用致居候。

一、本条ニヨリ各店部連系会社間ノ取引ハ、本社中継ノ付替ニヨリ決済致候。但シ貨物代金ハ直接送金ガ原則ニ御座候。

一、店部連系会社設立ト同時ニ社則ハ施行サルルモノニ候。

一、本社則ハ昭和三年七月ヨリ施行致居候。

以上

（資料22）

会計課計算係起案計第一四一号

提出　昭和十一年十月十六日　決裁　同月十九日

大蔵省宛付替ニ関シ報告ノ件並ニ店部連系会社宛大蔵省解釈送付ノ件

過般大蔵省ヘ出頭ノ節、同省野田事務官ヨリノ依頼ニヨリ左案（一）ヲ以テ付替方法説明並ニ内容説明書提出、又左案（二）ヲ以テ店部連系会社宛大蔵省解釈送付相成可然哉。

案（一）

昭和十一年十月　日

会計課長

大蔵事務官　野田卯一殿

拝啓　時下秋冷ノ候益々御清勝奉賀候。陳者去ル九月二十五日付ヲ以テ遅延御諒承得置候、付替ニ関スル報告茲許同封御送付申上候間、貴着御査収被成下度、此段御案内申上候。

付替ニ関スル報告

一、付替方法

A　例ヘバ、住友合資会社上海販売店ニ於テ、住友金属工業株式会社ノ為ニ立替払ヲナシタリトス。（以下略シテ住友合資会社本社、同上海販売店、住友金属工業株式会社ヲ夫々本社、上海、金属ト称ス。）

1上海ニ於ケル本社勘定ニ借記スルト同時ニ、上海ヨリ本社ニ「諸勘定報告書」ヲ送付ス。（諸勘定報告書トハ元帳当該勘定一日間又ハ数日間ノ写ナリ。）

2本社ニ於テハ右諸勘定報告書ニ基キ、金属勘定ニ借記シ、上海勘定ニ貸記ス。

上海及ビ金属ニ夫々諸勘定報告書ヲ送付ス。上海宛ノ分ハ答報ト称ス。答報ハ整理済ノ報告ニ過ギズ。

3金属ニ於テハ適当ナル費目ニ整理シ、本社勘定ニ貸記ス。金属ヨリ本社ニ諸勘定報告書答報ヲ送付ス。

B　金属ヨリ上海ニ送金セントスル場合ハ（逆付替）、

1金属ニ於テ本社勘定ニ貸記ス。

2本社ニ於テ上海勘定ニ貸記、金属勘定ニ借記ス。

3上海ハ本社勘定ニ借記シ、同金額ヲ別勘定ニ貸記整理シ、又ハ個人ニ支払フ。

4前各号ヲ連絡スル諸勘定報告書ノ発送ハ前例ノ通リ。

C　之ヲ要スルニ、本社ト各支店、出張所、子会社トノ関係ハ、手形交換所ト銀行トノ関係ノ如ク、各支店、出張所、子会社ハ「本社勘定」ノミヲ有シ、甲支店ヨリ乙会社ヘノ付替モ、丙出張所ヘノ付替モ凡テ「本社勘定」ヲ通ジテ行ハル。

D　本社内ニ各支店、出張所勘定アリ。相互ノ取引ハ同勘定ノ付込ニテ決済ス。残高ノ授受ハナサザルモ、随時資金ヲ返戻シ又ハ補充スルヲ以テ、一方的ニ貸借ノ偏スルコトナシ。

E　又各子会社ニ対シテハ、雑勘定ニ各社別内訳口座ヲ設ケ、付替ハ此ノ口座ヲ通ジテナス。毎月十日、二十五日現在残高ヲ、現金ヲ以テ授受ス。但シ一件金額二千円以上ノ場合ハ、定期締切ニ拘ラズ即日又ハ翌日受渡シスルヲ原則トス。（満洲住友鋼管会社ハ例外トシテ半期末ニ決済ス。）

F　付替ハ、住友合資会社社則会計規程施行細則第一条ニ拠ル。同社則ハ各子会社ニモ準用セラル。

二、付替ノ内容

各支店、出張所、子会社間ノ取引ハ、凡テ付替ニ依ルヲ原則トスルモ、品代、運賃、手数料等ハ、概ネ現金ニテ授受スル慣例ナリ。（海外支店、出張所、子会社ニ於テハ品代ハ現金送金ス。）

在外支店、出張所タル上海販売店、大連駐在員事務所及ビ在外子会社タル満洲住友鋼管会社トノ付替内容（本年八、九両月分元帳写）ハ別表（註、略）ノ通リ。

案（二）

昭和十一年十月　日

会計課長

東京支店長代理者、金属、電線、機械各経理課長、化学総務課長、日本電氣総務部長宛

拝啓　去ル九月十六日大蔵省ニ出頭ノ結果、外国為替管理法ニ関シ別紙ノ如キ新解釈ニ付キ、第二回報告トシテ送付致度、此段御案内申上候。

敬具

昭和十一年九月十五、六日大蔵省ヨリ得タル新解釈

一、付替ニ就テ

（問題）

付替ニ関シテハ、本年八月分ヨリ部内各社ニ於テ許可報告ノ手続履行シ居ルモ、夫レ以前ノ行為ガ管理法違反ニ非ルヤノ疑アリ。殊ニ上海販売店ト連系会社トノ間ノ品代補資ニ就キ、委託支払ノ疑濃厚ナリ。依テ前回（六月十二日ヨリ）大蔵省ニ出頭ノ際、弁明トシテ右ハ社則ニ基ク行為ナルコト、社則ハ内地ニ於テ取決メラレタルコト。従テ付替行為（殊ニ品代補資）ハ、内地ニ於ケル委託ニ基ク行為ト解スルヲ得ザルヤ、ト抗弁シ、帰任後直ニ社則会計規程施行細則第一条ヲ抜粋送付シ置ケリ。

当局ニ於テ其ノ後研究中ナリシ処、最近満洲鋼管佐伯常務出頭ノ際、右ニ就キ詳細ナル説明ヲ得度キ故、本社ヨリ出向ス可キ旨伝言アリタルモノナリ。

（結果）

1依テ付替方法ノ大略ヲ説明セリ。

2説明ニ対シ大蔵省（野田事務官）ノ回答。

付替ニ就テハ、三井、三菱等他財閥トノ関係モアリ、早急ニハ決定シ難シ。社則ハ基本的取リ決メナルモ、其ノ一件一件ニ就テハ外国ヨリノ委託アリト思ハル。此ノ点文理上問題ナケレトモ、唯為替管理法上之ヲ委託支払又ハ外国送金トシテ取締ルヲ適当トスルカ、或ハ又便宜他ノ方法ヲ以テ寛大ノ取扱ヲナスベキカ（帳簿ノ写ヲ送付セシムルニ止ムル等）ニ就キ、決定ニ困シム。就テハ付替ノ実情ヲ承知シ度キニツキ

（一）外国店部、連系会社勘定ノ写ヲ送付スルコト。

（二）付替方法ヲ文書ニテ説明スルコト。

（右十月　日付送付済）

（後略）

(四)　住友アルミニウム製錬株式会社の設立

住友合資会社は、昭和九年六月資本金一〇〇〇万円（払込二五〇万円）をもって住友アルミニウム製錬株式会社を新居浜に設立し、連系会社に指定した。主管者の常務には合資技師長山本滸（M43京大大学院物理、電線取締役）が起用された。同社設立の経緯は次のように説明されている。(96)

本邦ニ於テハ大正十年軍需工業研究奨励金交付規定ノ発表アリテヨリ、アルミニウムノ製錬並アルミナノ製造ニ関スル研究ハ進メラレテ来タガ、アルミニウム原価割高ノタメ一時断念セラル、ニ至リ、アルミナモ実験的採集ノ域ヲ脱セザル状態ナリキ。然ルニ最近一般ニアルミニウムノ需要高マリ、且ハ軍事的必要ノ痛感セラル、ニ及ビ、本工業ノ確立ハ焦眉ノ急務トシテ切望セラル、ニ到リ、会々浅田式硫安法ハ原価安ク且純度高キアルミナヲ採取シ得ベキヲ知リ、企業価値モ大ニシテ住友ノ事業ライント調和裨補スルヲ以テ浅田ト協商ヲナシ、浅田ト提携ノ本会社ノ設立ヲミタリ。本会社ノ支配権ハ住友ニ優位ヲ認メシメ、住友側一五万株(註、住友合資七万株、住友伸銅鋼管五万株、住友化学三万株)、浅田側五万株(註、第11表この代金を住友で融資した)引受ノコト、セリ。

浅田式とは、兵庫県飾磨町(現姫路市飾磨区)の合資会社浅田明礬製造所(朝鮮全羅南道玉埋山の明礬石を所有)と飾磨化学工業株式会社(昭和十二年三月末両社が合併して浅田化学工業株式会社と改称)を主宰する浅田平蔵が開発した国産原料の明礬石からアルミナを製造する技術を指し、住友としては原料のボーキサイトを輸入する必要がないという理由でこの技術に着目し、昭和七年九月浅田と提携するに至った。しかし住友化学における試験プラントでの生産は、実験室の通りにはいかず、浅田法を改良して住友法としての技術を開発し、これを企業化しようとした。住友としては住友化学でアルミニウムの一貫生産を行うべきであったが、浅田側は浅田法に固執したため、苦肉の策として年産一五〇〇トンのアルミを生産する住友アルミニウム製錬を設立し、その原料アルミナを住友化学、飾磨化学がそれぞれ年間一五〇〇トンずつ同社に供給することとしたのである。アルミ製錬の新工場は昭和十一年二月に完成するが、原料のアルミナが住友化学、飾磨化学から所定量を供給されず(第38表)、その上昭和十二年六月内閣資源局からアルミを年産一万トンへ増産するよう要望される一方で、海軍航空本部からは明礬石を原料として作られたアルミは、分析では異状はないがジュラルミンにした場合ヒビが入って軍用として不適格であると断定され、航空機材料として使用し得る高級アルミ地金の製造

第38表　住友アルミニウム製錬の原料アルミナ使用実績及びアルミ地金生産実績表

（単位：トン）

年	アルミナ供給先					アルミ地金	
	住友化学製	浅田化学製	他社品	外国品	計	生産量	全国比
							%
昭和10	57	8			65	35	1.3
11	570	739			1,309	601	12.8
12	1,191	835		30	2,056	1,052	8.0
13	2,348	1,032		874	4,253	2,035	10.6
14	5,248	1,132		90	6,470	3,105	10.7
15	8,989	995		2,030	12,015	5,480	15.6
16	20,929	829		107	21,865	10,799	16.5
17	21,963	237	8,243		30,442	14,880	16.1
18	41,160				41,160	18,359	13.8
19	37,545				37,545	19,156	14.0

註：アルミナ供給先18、19年住友化学製は住友化学新居浜製造所出庫数量。
出典：実際報告書及住友アルミニウム製錬決算表。住友化学工業実際報告書。置村忠雄編『軽金属史』（金属工業調査会・軽金属協会　昭和22年）160、161頁。

を目的として発足した同社にとっては死活問題となった。そしてついにジュラルミンを製造する住友金属は、住友化学に対し自ら原料のボーキサイトの入手を手配するので、アルミナ原料を明礬石からボーキサイトに転換するよう申し入れた。

十月五日海軍航空本部は三菱重工業に対し、十二試艦上戦闘機の計画要求書を交付したが、これが昭和十五年（紀元二千六百年）制式採用の零式艦上戦闘機いわゆる「零戦」で、世界に先駆けて超々ジュラルミン（住友金属製）を使用することになった[97]。同月十一日化学専務大屋敦の日記によれば、理事兼金属専務古田俊之助、理事兼鑛業専務（前本社経理部長）山本信夫、本社経理部長小畑忠良（九月二十五日山本の後任として電線専務から就任）の四者が会談し、明礬石によるアルミナ設備拡張は見合わせ、ボーキサイトによる大規模アルミナ工場の新設で意見の一致をみた。十一月三十日住友本社は、この住友化学の原料転換の申請を承認した（二月末住友合資会社は解散し、株式会社住友本社が設立された。合資会社が保有したアルミ製錬株七万株のうち、四万九一〇〇株が住友本社に譲渡され、残る二万九〇〇株が残余財産として住友家へ分配された）。

昭和十三年初頭と推定される本社経理部商工課伺は、この間の

事情を次のように説明している。

化学工業ノアルミナ製造事業ハ、永年ニ亘ル試験研究ノ結果、昭和十一年初メヨリ漸ク一五〇〇屯工場ノ操業開始ヲ見タルモノニシテ、其ノ製造法ニ就テハ原料ヲ朝鮮産明礬石ニ求メ、独自ノ研究ニ成ル住友法ヲ採用セルガ、操業開始以来種々ノ技術的困難ニ逢着シテ所期ノ日産五屯能力ニ達シ得ザルノミナラズ、其ノ製造原価ニ於テモ著シク高値トナリ、斯クノ如キ状態ニ於テハアルミナ増産計畫ノ遂行ハ全ク困難視セラル、ニ至レリ。然ルニ偶々昨年(註、昭和十二年)バイヤー法ニ依ルアルミナ製造ニ熟練セル独逸人技師ティーデマン氏ノ来阪ヲ見タルヲ以テ、当社ハ同氏ニ対シバイヤー法ニ依ルアルミナ年産一万二〇〇〇屯工場ノ設計ヲ委嘱スル傍ラ、同氏ノ助言ヲ得テ在来ノ明礬石法ニ依ルアルミナ工場ヲバイヤー法ニ依ル工場ニ改造スルト共ニ年産三〇〇〇屯ニ倍額拡張シ、以テアルミ製錬ニ於ケル拡張ニ備フルコト、セリ。

バイヤー法ニ依ルアルミナ製造ハ、既ニ永年欧米ニ於テ試験済ニシテ、明礬石法ニ比シ技術上極メテ優秀ナルコト明ラカニシテ、今回ティーデマン氏ノ設計ヲ基礎トシテ新アルミナ工場ヲ建設スレバ、技術的ニ殆ンド懸念ナキコトト言フベシ。尚バイヤー法ノ場合ニ於ケル原料ボーキサイトハ本邦ニ産出セザルヲ以テ、之ガ手当ニ就テハ殊ニ確実ヲ期スルヲ要スルモ、現在ノ処大体ビンタン島産ノモノヲ古河電工ノ手ヲ通ジテ入手シ得ルコト、ナルノミナラズ、其ノ他ニモボーキサイト入手ノ見込アルヲ以テ、原料上ノ懸念モ一応解消セシムルヲ得タリ。

昭和十三年一月専務制の採用により専務となった主管者山本渙は、十一月停年を迎え退職し、化学専務大屋敦がアルミ製錬専務を兼務し、取締役矢部忠治(M44京大理工・採鉱冶金、別子技師長・合資技師長、のちアルミ製錬専務兼朝鮮住友軽金属社長)が常務へ昇格した。

アルミ製錬では、原料のボーキサイト転換に伴う化学のアルミナ工場拡張ニ呼応し、第一次能力拡張工事(年産三〇〇

○トンへ）が十三年六月に完成し、続いて十五年三月には第二次拡張工事（同一万一〇〇〇トンへ）が完成した。この所要資金として十四年四月二五〇万円、十月五〇〇万円の払い込みが行われた。さらに十六年八月には第三次拡張工事（同二万一〇〇〇トンへ）が完成するが、この資金を賄うため、十六年三月に倍額増資が行われ、資本金は二〇〇〇万円となった（第一回払込五〇〇万円）。この際浅田側は新株五万株を引き受けなかったため住友側で引き受け、住友側三五万株（住友本社九万八二〇〇株、住友家四万一八〇〇株、金属一〇万五〇〇〇株、化学七万株、電工一万株、銀行一万株、生命一万株、信託五〇〇〇株）、浅田側五万株となり、この比率は終戦時まで変化はなかった。

昭和十六年四月総理事小倉正恒は第二次近衛内閣の国務大臣就任のため退職し、後任の総理事に専務理事古田俊之助が就任した。古田は小倉が兼務していた連系会社の会長のポストを引き継いだ。このためアルミ製錬の会長にも一度就任したが、間もなく五月初め大屋敦と交代した。これは、前年の十五年九月アルミ地金の配給統制のため一種の国家機関として設立された帝国アルミニウム統制株式会社（十六年十一月マグネシウムを加えて帝国軽金属統制株式会社と改称）の社長森矗昶（日本電工社長）が十六年三月急逝したため、大屋がその後任の社長に就任せざるを得なくなり、他方何等かの形でアルミ製錬に大屋の籍を残しておく必要があったからである。アルミ製錬の主管者は常務の矢部忠治が引き継ぎ、矢部はその後十八年一月専務に昇格した。

昭和十七年九月大屋は、新たに設立された軽金属統制会会長に就任するため住友を退職し、化学社長（十六年十一月社長制採用）及びアルミ製錬会長を辞任した。この結果化学社長及びアルミ製錬会長の後任には、四國中央電力の主管者専務吉田貞吉（M40京大理工・電）が就任した。四國中央電力は、昭和十三年に公布された電力管理法に基づき、昭和十六年十月及び十七年四月の二回にわたりアルミ製錬会社の自家発電設備ともいうべき主力の水力発電所を日本発送電株式会社に供出することを余儀なくされたのであった（「住友合資会社（中）」の「五㈣　土佐吉野川水力電氣株式会社の連系会社指定」

参照)。

昭和十八年五月アルミ増産の要請に応え、アルミ製錬会社は朝鮮に臨時元山工場建設部を設置したが、十一月この元山工場を別会社として朝鮮住友軽金属株式会社が設立され、矢部は同社社長を兼務した。アルミ製錬では、十九年三月に第四次拡張工事(年産二万五〇〇〇トンへ)が完成したが、その所要資金を賄うため一八年十月に五〇〇万円の第二回払い込みが行われた。これらの設備投資資金は払い込み資本金だけでは不足で、多額の借入金(昭和二十年九月末三五二〇万円)を必要としたが、こうした太平洋戦争期の資金調達については、改めて検討することとしたい。

昭和十九年四月ボーキサイトの輸入途絶に対処し満洲の蠟土頁岩を利用するため、住友本社は満洲重工業開発と合弁で満洲国安東市に安東軽金属株式会社を設立した。前記朝鮮住友軽金属株式会社と安東軽金属株式会社については、「株式会社住友本社(中)」を参照されたい。

昭和十九年に入ると戦局の悪化とともに、資材・労務・輸送等の各方面に隘路が生じてきたため、新居浜地区における軽金属事業を一元化することが最善の方法とされた。それには住友化学が住友アルミニウム製錬を吸収合併することが望ましかったが、手続上時間を要するため、経営委託の方法をとることになり、十九年七月アルミ製錬の組織を母胎に、住友化学のアルミナ製造所を統合して、住友化学に軽金属製造所が新設された。

第二次大戦後、昭和二十四年八月末住友アルミニウム製錬は特別損失の計上によって資本金二〇〇〇万円の九割を切り捨て、全設備を日新化学(住友化学が昭和二十一年二月改称)に譲渡して解散した。

(五) 満洲住友鋼管株式会社の設立

住友合資会社は、昭和九年九月十七日満洲住友鋼管株式会社を満洲國奉天市鞍山に設立し、連系会社に指定した。同

社は資本金一〇〇〇万円（二五〇万円払込）で、住友伸銅鋼管一二万株、住友合資八万株の出資であった。主管者の専務は伸銅鋼管専務古田俊之助が兼務したが、本社地所課長佐伯正芳（T7東大法、のち満洲金属専務・金属常務・本社東京支社長）が常務となって鞍山に常駐し、実務に当たった。佐伯は住友病院や林業所の経営を独立採算へ改善し、その手腕を認められた。同社の事業は、鞍山所在の昭和製鋼所製丸鋼を材料として、継目無鋼管の製造を行おうとするものであった。

同社の設立は、昭和六年九月十八日勃発した満洲事変の三周年に合わせたものと思われるが、住友の満洲進出について、その昭和六年二月に合資経理部商工課長から電線製造所支配人に転出した小畑忠良は、次のように述べている。(98)

昭和のはじめはひどい不景気でした。私、住友電線におりましたが、えらく仕事が少のうございますし、昔の蓄積を食いながら生きとったですな。その苦しさというものはつらいもんでして、いまにも崩壊しようかというような気がしたですね。（中略）

それからしばらく経って満州事変があったんです。それで事業のほうは活気がでました。それまでの消極財政と経費削減で、もう抑えられるだけ抑えてきたので、能率は非常に上がってるんです。そこへ戦争でにわかに需要が広がってきたんですから、それはもうかりますわ。能率はいいし、どこへ出しても、競争しても、私どもは負けないという自信をもっていましたな。（中略）

それでね、私は、住友がいままでのようにやっておったんではいけない。日本の動きと一緒に動かなきゃいかん、という気がしたもんですから、満州事変が起こった次の正月（註、昭和七年）に小倉さん（註、正恒、当時合資総理事）のところへ年賀に行きまして、「これからの満州についての認識をあらたにしてもらわなくちゃいかん」と進言しました。金輸出再禁止で銅の値段が上がりましたもんですから、その当時の金にして三百万円がまったくじっとして

いてもうかったのです。これをひとつ軍部と協力して満州で使おうじゃないかといったのですが、当時は軍人が実業界、財閥を排斥していたときですから、小倉さんは「そんなところへ行けるか」といわれた。私は「軍は本当は金を持ってきてくれることを期待している。金を持たずに行くからいかん、だからひとつ行こうじゃありませんか」、と非常に勧めましてね。そして川田順さん(註、当時合資常務理事)に行ってもらおうということになりました。私もお供して数人で行きました(註、昭和七年二月)。

川田さん、満州の事情知らんもんですから、財閥排斥だといって軍人になぐられるんじゃないかなどと心配してましたが、満州では非常に歓迎してくれましてね。他の財閥なんかこないですから、場合によっては金を出すというのでいっそう歓迎しました。川田さんはそういうことになってくると、人ざわりのうまい方で、軍人をそらさなかったですね。

昭和七年八月八日陸軍中将小磯国昭(のち首相)は陸軍次官から関東軍参謀長兼特務部長に就任すると、当時喧伝された「財閥満洲に入るべからず」論を否定して、「日本内地の資産家の間には満洲に資本を下すことを在留民が反対してゐるので遠慮してゐるといふ考が相当根強く伝へられてゐるので私は驚いて打消し回つたのである。(中略)資本はどしどし満洲に下してもらつて産業の開発に充て一日も早く満蒙の完成を期せねばならぬ」と言明した[99]。八年十月小畑は小磯と旧知の伸銅鋼管専務古田俊之助に随行して再び渡満した。

それで小磯さんなどと住友の幹部が仲良くなりましてね。何かと打ち明け話があり、どういう事業がどうだ、こうだというようなことから、満州航空をやるとか(註、「三　投資活動」参照)、満州電線で通信機をどうするか(註、「五㈠　日本電氣株式会社の経営の承継」参照)という問題の糸口をつけてきたもんですから、そのあとは住友の人もこわがらずに行くようになり、しぜん他のところより早くなったのです。はじめ三井、三菱の人たちなんか、ちょっと

遠慮しておられたのは、向こうの若い少佐かなんかが財閥排撃などででたらめいいよったからですよ、酒の席などで。私は軍人の兄貴（註、小畑英良陸軍大将、第三十一軍司令官グァム島で戦死）と弟（註、小畑信良陸軍少将、奉天特務機関長シベリア抑留）の間にはさまっとったから、いっこうにこわがらなかったのです。

その後昭和九年三月関東軍参謀長兼特務部長は小磯から陸軍中将西尾寿造へ交代した。七月伸銅鋼管常務春日弘は取締役第二製造部長（尼崎工場）木下亮吉（M45東大工・機）を伴って渡満し、西尾に対し次のような新会社設立の申請を行った。満洲國における会社設立の認可決定者は、法的には満洲國政府実業部であったが、実際には関東軍特務部が実権を握っていたからである。(100)

昭和九年七月九日

大阪市此花区島屋町五十六番地
住友伸銅鋼管株式会社
代表取締役　春日　弘

関東軍特務部長
陸軍中将　西尾　寿造　閣下
御　願

今般弊社ハ別紙趣意書ニヨリ、鞍山満鉄附属地昭和製鋼所構内ニ於テ、継目無鋼管ノ製造工場ヲ設置致シ度候間、特別ノ御詮議ヲ以テ右目的達成相叶ヒ候様、何卒特ニ御高配御助成相賜リ度此段奉願上候也。

住友伸銅鋼管株式会社計画
継目無鋼管製造会社（会社名未定）
設立趣意書

住友ハ我国ニ於ル高級継目無鋼管製造ノ創始者ニシテ、明治四十四年以来軍部各方面ノ御指導ニヨリ艦船用鋼管並ニ飛行機用、自動車用、兵器用諸管及鉄道省機関車管ヲ一手ニ製造スルノ御下命ヲ拝シ、聊カ国防ノ一端ニ貢献スルノコトヲ得タルハ、弊社ノ最モ光栄トスル処ナリ。

然処満洲事変以来、軍部ニ於テハ爆弾、弾丸等ノ急速整備ヲ痛感セラルヽニ及ビ、特ニ弊社ニ対シ大量ナル各種爆弾素材ノ製造ヲ命ゼラレ、引続キ鋼管利用ノ弾丸製造ノ研究ヲ命ゼラレ当局ノ絶大ナル御援助ノ下ニ遂ニ鋼管利用ノ新制式弾丸ノ完成ヲ見、一方弊社ニ於ル各種弾丸薬莢ノ製造設備モ略完了シタルヲ以テ、本年度ニ入リ既ニ右素材ノ外多量ノ完成弾丸ノ受注ヲ辱ウシ、目下鋭意之ガ製造ヲ急ギツヽアリ。

是ヨリ先鋼管利用ノ弾丸製造ノ可能ノ燭光ヲ認ムルヤ、陸軍当局ニ於テハ戦時ニ於ル弾丸及爆弾素材ノ供給能力ノ不足ヲ患ヘ、戦時非常ノ場合ニ対スル予備トシテ鋼管製造設備ヲ設置保有スルノ必要アリトノ御内示ヲ仄聞シタルヲ以テ、予テ兵器素材製造者トシテ国防上重大ナル使命ヲ有スル弊社ハ、此ノ御趣旨ニ添ハムガ為メ直チニ現在能力ノ約三倍即チ年産能力約六万屯ヲ有スル世界最新鋭ノ鋼管製造ノ設備ノ建設ニ着手シ、目下鋭意之ガ完成ニ向ツテ努力中ニシテ、遅クトモ本年末迄ニハ此ノ精鋭製管機ノ運転ヲ開始ヲ得ルノ見込ナリ。

而シテ弊社ハ、多年鋼管製造ノ国産原料トシテ最モ適当ナル鞍山銑鉄ノ供給ヲ仰キ来レルモノナルガ、偶々昭和製鋼所ニ於テ明年度ヨリ鋼材ノ大量生産ヲ開始セラル、趣ニ付、其ノ丸鋼ノ一部ヲ鋼管材料トシテ供給ヲ仰ギ、同社構内ニ於テ鋼管工場ヲ新設シテ連続作業ヲ行ヒ、戦時非常ノ場合ニ於テハ全能力ヲ挙ゲテ軍需品ノ製造ニ従事シ、平時ニアリテハ其ノ軍需品製造ノ余力ヲ以テ、別記機関車並ニ陸舶用缶管其他輸出用高級鋼管等ノ諸鋼管ノ製造ヲ行フコトハ、帝国国防ノ現状ニ鑑ミ最モ機宜ヲ得タルモノト深ク信シテ疑ハザルモノナリ。

以上ノ趣旨ヲ以テ弊社ハ別紙要綱（註、略）ニヨリ継目無鋼管工場ヲ設立セントス。

庶幾クバ関係各方面ノ御援助ヲ賜リ急速実現センコトヲ熱望シテ止マザルモノナリ。

八月三日伸銅鋼管が商工大臣町田忠治に対し、同じ趣旨の申請を行っているところからみると、この間に関東軍特務部の了承を取り付けたものと思われる。

同社設立後直ちに十二月鞍山工場の建設に着工、伸銅鋼管尼崎工場のスティーフェル製管機を改造の上鞍山工場に送り、十年十月完成、十一月営業を開始した。しかし当初は従来経験したことのない冷寒時の製管作業のため不良品が続出し、堆積してしまった。これを製品として三井物産経由内地へ輸出し、住友金属尼崎で材料管として処分した。第39表における昭和十三年の売却品がこれである。[101]

同社の営業について十年十一月十四日同社大阪出張所長河村竜夫（T9東大経、のち満金常務・専務）は次のように述べている。

満洲住友鋼管販売機構ニ就テ

一、瓦斯管

全部三井物産ヲ経由ス。三井物産ハ専属問屋トシテ鳥羽洋行、原田洋行、町野商店ヲ指定シテ販売セシム。同時

（単位：千円）

16年	19年1-9月
11,774	15,154
177	
283	61
959	
401	
131	
5,411	10,718
119	
121	
150	
1,320	
705	967
153	
102	326
	156
	145
	114
	100
21,806	27,741
19,759	27,599
9,290	11,081
4,259	6,453
3,192	2,234
1,774	1,023
10,469	16,518
—	66
3,371	439
23,130	28,104
94.3	98.7

に販売した車両用品である。
含まれる。

第39表　満洲住友鋼管(満洲住友金属工業)の大口販売先

社　　名	昭和11年	12年	13年	14年	15年
三井物産	596	1,292	4,194	2,897	10,706
満　　鉄	440	934			
満洲炭礦		341			
鉄路総局	118				
昭和製鋼所	102	425	706	240	181
住友金属	100	1,083	1,682		
奉天造兵所	91	321	700	809	843
東洋バブコック	67	262	379	248	333
三昌洋行	61	123	160		278
町野商店		425	332	142	
汽車製造		111			
イリス商会			397	197	
鳥羽洋行		70	312	615	214
日満商事				3,891	5,745
満洲採金				139	
満洲車両					432
進和商会					244
本渓湖煤鉄公司					202
三菱重工業					193
日本鋼管販売					160
満洲大倉商事・大倉産業					
岡谷商事					
満洲電線					
満洲軽金属					
関東軍					
満洲鉄鋼販売					
昭徳鉱業					
計　　A	1,574	5,387	8,862	9,178	19,531
製品販売高	1,843	5,650	8,390	10,084	16,847
鋼管	1,843	5,650	8,390	10,084	10,255
加熱管	1,057	1,423	3,282	5,443	5,013
瓦斯管	779	2,603	2,449	2,869	3,800
電線管	7	541	965	1,358	1,405
車両用品・機械類	—	—	—	—	6,592
売却品	—	—	695	—	—
住友金属委託品	—	—	—	—	3,619
全販売高　B	1,843	5,650	9,085	10,084	20,466
A／B(%)	85.4	95.3	97.5	91.0	95.4

註：昭和13年以降満鉄と満洲炭礦は三井物産に含まれる。
鋼管はその他の鋼管、瓦斯容器、爆弾弾体を含む。
加熱管は機関車用鋼管、ボイラーチューブ、一般用鋼管、兵器用鋼管である。
売却品の13年は三井物産へ売却(最終的には住友金属)された鋼管不良品である。
売却品の19年は満洲軽金属へ売却されたアルミ屑である。
住友金属委託品は、満洲住友金属の生産が受注に追いつかないため、住友金属に生産を委託し三井物産
売却品・住友金属委託品の販売高は、いずれも大口販売先の三井物産及び満洲軽金属に対する販売高に

出典：11～16年実際報告書。満洲住友金属決算説明資料(12年下、13年上、19年上)。

ニ物産自ラモ販売ニ従事ス。

（註）右組織ハ、日本鋼管ガ三菱商事ヲ経由シ、商事ハ大信洋行、関原洋行ヲ専属問屋トナセル販売機構ニ対抗センガタメナリ。

二、ボイラーチューブ其他

（イ）満鉄年度契約品

三井物産独占的ニ販売ニ従事ス。

（ロ）其他一般市場向ノモノ

満洲住友鋼管、三井物産、町野商店三社ニテ販売。

（註）当社ノ販売機構ハ大要右記ノ如シト雖モ、当社ノ製造数量増大シ、同時ニ三井物産ヲ通ジテ製品販路ノ拡大ヲ見ルト共ニ、内地同様日本鋼管ト販売契約締結ノ予定ナリ。

このように同社製品については、同社直扱を除けば三井物産がほとんど独占的に取り扱っていた。しかし昭和十一年十一月設立された満鉄の関係会社日満商事株式会社が、取り扱い商品を満鉄の関係会社の製品から他社製品へ拡大し、さらに昭和十三年四月には鉄鋼類統制法の制定によって満洲國における鉄鋼の配給を一手に握るようになった。満洲鋼管の製造する鋼管についても全量日満商事の取り扱いを要求され、瓦斯管、電線管については、昭和十四年から日満商事が取り扱うようになったが（第39表）、機関車用（満鉄向け）、ボイラー用（満洲電業の火力発電所向け）、及び兵器用（奉天造兵所向け爆弾素材）等の特種鋼管については注文生産品であるので、昭和十八年末まで従来通り住友の直扱い（満鉄向けは三井物産経由）が続いた[102]。第39表において三井物産の取り扱いが昭和十四年に減少したのは瓦斯管の商権を日満商事に奪われた影響とみられ、昭和十五年に急増しているのは、元々三井物産は住金製鋼所製品を取り扱っていたのが、満金の

生産開始とともに満金製鋼所製品に切り替えられた結果その販売高六三五万円の大半と、満金製鋼所の生産が追いつかなくて満金が住金に生産を委託した三六二万円を併せて取り扱うようになったからである。

同社は設立後昭和十年十月から十三年六月まで毎年払い込みを徴収し、資本金一〇〇〇万円全額が払い込まれたが、設立当初資本金を本社預ケ金としていたところ、この資金の満洲送金を巡って上海販売店で述べた如く外国為替管理法上の問題が生じた(資料23)。すなわち①昭和十年二月十二日満洲鋼管から二万円送金の依頼があり、合資会社会計課は十三日東京支店を通じ大蔵省に照会し、合資会社直接ではなく満洲鋼管大阪出張所を経由すれば事業資金であるから許可は不要ということで、この方法により満洲へ送金した。しかし会計課長中田直三郎は念のため②二月十四日東京支店土井正治に対し再度文書により大蔵省の確認を求めた。③二月十九日土井から大蔵省の見解の回答があり、これに基づき④会計課は三月十二日満洲鋼管あての送金方法を決定した。ところが昭和十一年七月に至り、①こうした送金方法が大蔵省によって合法的脱法行為とみなされることとなった。この問題を解決するため、②十一年八月満洲住友鋼管の事務章程を改正し、大阪出張所に会計事務取扱の権限を与えることとした(資料24)。

昭和十二年二月末住友合資会社が解散し、満洲住友鋼管株式八万株のうち五万五九〇〇株が新たに設立された住友本社へ譲渡され、残る二万四一〇〇株は残余財産として住友家へ分配された。同社は当初日本法人として設立されたが、昭和十二年十二月一日満洲國治外法権撤廃に伴い、満洲國法人として同国会社法の適用を受けることとなった。

同年十一月同社は奉天市鉄西区に製鋼所の建設を着工、これをうけて十三年一月社名を満洲住友金属工業株式会社と改め(資料25)、さらに九月製鋼所敷地内に機械製作所の建設に着手したため、十一月本店を奉天市へ移転した。

これらの設備投資は資本金の払い込みによって賄われたが、その後も各工場の増設が続いたため、住友銀行の他満洲興業銀行や機械製作所分については親会社に相当する住友機械製作からの借入金に依存した。満洲興銀を利用する利点

として、金利は高いが昭和十二年九月公布施行された臨時資金調整法の適用を免れるため、当時の国際情勢を反映して輸入機械代金を契約と同時に支払わねばならないのに早急に対応できる点が上げられていた。これらの借入金の残高は昭和二十年十一月三十日付の同社の業態報告書によれば、住友銀行一四五五万円、住友機械六〇六万円、満洲興銀二三八八万円合計四四四九万円に達していた。同社の資金調達については、「株式会社住友本社」の各章で改めて検討することとしたい。

同社は昭和十五年七月これらの借入金返済のため資本金を三〇〇〇万円へ増資した（第一回払込一〇〇〇万円、十六年三月第二回払込一〇〇〇万円）。この増資に際し住友金属、住友本社、住友家から増資引受分六万株を住友機械製作へ譲渡したので、株主構成は住友金属三二万四〇〇〇株、住友本社一五万九三〇株、住友家六万五〇七〇株そして住友機械六万株となり、その後十七年一月住友家から一万株が住友生命へ譲渡され、終戦を迎えた。

満洲金属の主管者は昭和十六年四月古田俊之助が小倉正恒に代わって総理事に就任した後も、関東軍との関係か古田が取締役会長兼専務取締役として留まっていたが、十七年二月専務を佐伯に譲った。同時に金属営業所副所長の河村が佐伯の下で常務となり、十八年八月河村が佐伯に代わって専務に昇格した。しかし昭和二十年五月社長制を採用することとなり、河村は金属取締役に戻り、金属常務川本良吉（T3東大工・機）が社長に就任した。

（資料23）

①会計課計算係起案計第二〇号

提出　昭和十年二月十三日　決裁　同日

案

年　月　日

満洲鋼管常務取締役宛

会計課長

資金送付ノ件

拝啓　愈御清祥奉賀候。陳者昨日電信ヲ以テ金二万円也送金方御申越ノ趣委細了承仕候。然ル処右ハ何分資金ノ海外移動ヲ伴フモノナルヲ以テ、外国為替管理法上許可事項ニ属スルモノニアラズヤトノ懸念有之、為念関係当局ニ照会スル方適当ト存ゼラレ候ニ付、取敢ズ暫時御猶予願度旨打電致置候次第ニ候ガ、当社東京支店経由大蔵省ニ照会仕候処ニヨレバ、右ハ事業資金ナルヲ以テ許可ヲ要セズトノ回答ニ接シ申候。就而ハ御申越通リ金二万円也先刻電送申上候間、既ニ御入金ノ御事ト存候ガ、右ハ貴社特別当座預金ノ引出ナレバ、貴殿ノ印鑑ヲ必要ト致候処、銀行ノ特別ノ計ラヒヲ以テ便宜小生印鑑ニテ引出ノ上御送金申上候次第ニ御座候ヘバ、次回御上阪ノ節ハ特別当座預金受取証ニ貴殿印鑑御押捺相願度。尚今後資金御入用ノ節ハ、相当ノ時日ヲ見込ミ御申越被下候方便宜カト被存候ニ付、右御含置被下度候。御案内旁得貴意候也。（後略）

②昭和十年二月十四日

合資会社総務部

会計課長　中田　直三郎

東京支店

土井　正治殿

満洲鋼管会社資金送付ニ関シ大蔵省ヘ照会方依頼ノ件

拝啓　愈御清祥奉賀候。陳者昨日掲記ノ件ニ関シ、大蔵省ヘ御照会方御依頼申上候処、内地ニ在ル満洲鋼管会社出張所

ガ同社ノ内地銀行ニ預ケ入レセル預金ヲ引出シ、其ノ事業地タル満洲鞍山所在本社ヘ送金スル場合ハ、大蔵省令第四条第十項ノ事業資金ニ該当スルヲ以テ許可ヲ要セザル旨、御繁忙中ニモ不拘早速御回答被成下、以御蔭差当リ急需ノ金二万円也ノ送金ハ、昨日中ニ手配完了仕ルコトヲ得、難有御礼申上候。然ル処大蔵省令第四条第十項ニ関シテハ尚二三ノ場合ニ付疑義有之、今後今回ノ如キ或ハ之ニ類スル事態相当期間継続サルベキ見込ニ有之候ニ就而ハ、万一ヲ慮リ為念右疑点ヲ明瞭ニ為シ置度、度々ノ事ニテ甚ダ乍恐縮左記事項ニ就キ再度大蔵省ヘ御照会方御取計ラヒ願上度、此段御依頼申上候也。

記

一、満洲鋼管会社ガ内地ニ住所ヲ有セザル場合ニ其ノ資金ヲ満洲ヘ取寄セル場合（例之満洲鋼管会社ガ其ノ払込金ヲ内地ノ銀行ニ預金シオキ、必要ノ都度内地ノ銀行ヨリ之カ引出ヲナス場合）ノ許可、報告ノ要否及手続当事者。

二、右ノ場合ニ於テ満洲鋼管会社ノ使用人ガ偶内地滞在中右預金ヲ引出シ、満洲ヘ送金スルトキノ許可、報告ノ要否及手続当事者。

三、内地ニ於ケル会社ガ満洲所在他会社ノ資金ヲ預リオキ、其必要ニ応ジ当該他会社ノ事業資金ヲ送付スル場合（例之住友合資会社ガ満洲鋼管ヨリ預リ居ル資金ヲ請求ニヨリ同社宛送金スル場合）ノ許可、報告ノ要否及手続当事者。

以上

③第一三四号

昭和十年二月十九日

合資会社東京支店

支店長代理者　土井　正治

会計課長　中田　直三郎殿

満洲鋼管会社資金送附ニ関スル件

拝復　二月十四日附御書面ヲ以テ掲題ニ関シ御依頼ノ件、大蔵省ヘ照会致候処、第一項以下夫々左記ノ通リニ有之候間、左様御承知被下度、此段電話確メ旁得貴意候也。

記

一、満洲鋼管会社ノ資金ヲ預ル銀行自身ガ直接送金スル場合ハ、其ノ資金ガ実際ニ満洲鋼管会社ノ事業資金ニ充当セラル、コト明カナリト雖モ、ソノ行為自体ハ其銀行トシテハ単ニ預金ノ払戻ニ過キサルヲ以テ、大蔵省令第七号第四条第十項ニ該当セス、故ニ許可ヲ要シ且ツ報告ヲ要ス。尚コノ場合許可又ハ報告ノ手続当事者ハ銀行ナリ。

二、資金ヲ預ル銀行又ハ会社ガ満洲鋼管会社使用人(預金ヲ引出シ又ハ小切手ヲ切ル権限ナキモノ)ニ預金ヲ払戻ス場合、其銀行又ハ会社ハ委託支払ノ許可(大蔵省令第七号第三条第五項)ヲ受クルコトヲ要スルモ、払戻ヲ受ケタル使用人ニ於テハ、其ノ送金ニ付許可ヲ要セズ、報告ヲナスヲ以テ足ル。(一ヶ月ヲ通シ一千円程度ナラバ報告不要)

コノ場合手続当事者ハ、委託支払ノ許可及報告ハ銀行又ハ会社ニテ、送金ノ報告ハ送金人ナリ。

但シ満洲鋼管会社ノ代表権ヲ有スル重役自身及預金ヲ引出シ又ハ小切手ヲ切ル権限アルモノガ、適法ニ預金ヲ引出シ送金スル場合ハ、其銀行又ハ会社ニ於テ委託支払ノ許可ヲ受クルヲ要セズ、又送金人ニ於テモソノ送金ニ付許可ヲ受クルヲ要セズ、報告ノミニテ足ル。

コノ場合手続当事者ハ送金人ナリ。

三、一ノ場合ニ同シ。

以上

④会計課計算係起案計第三三号

提出　昭和十年三月七日　決裁　同月十二日

満洲鋼管資金送付方ニ関スル件

目下当社ニ預リ居候満洲鋼管株式第一回払込金二五〇万円也ハ、今後同社建設工事ノ進捗ニ伴ヒ随時分割払戻ヲナスコト、相成候。然ルニ右資金ヲ当社ヨリ直接満洲宛送金スルトキハ、当社ニ於テ外国為替管理法関係送金ノ許可ヲ受クルコトヲ要シ候処、之ニ代ヘ当社ハ一旦満洲鋼管大阪出張所ヘ払戻ヲナシ、同出張所ヨリ同社ノ事業資金トシテ満洲本社ヘ送金セシムルトキハ、前者ニヨル場合ノ許可ヲ要セス、事後送金ノ報告ノミニテ足ルコト、相成居候。就而ハ今後本件預金ノ払戻ハ凡テ右後者ニ依ルコト、致度候処、満洲鋼管大阪出張所ハ販売員ノミナルヲ以テ、今後資金送付ニ際シ同出張所ニ於テナスヘキ送金及之カ報告手続ハ、凡テ当課ニ於テ代行方別紙（註、略）ノ通リ依頼越候。右ハ事情不得止モノト被認、旁満洲鋼管専務（註、古田俊之助）ハ常ニ在阪セラル、点ニ鑑ミ、外国為替管理法上ヨリモ何等問題ノ起ルヘキ余地モ無之様被存候ニ付、右御承認ノ上左案ヲ以テ御回答相成可然哉。

案

年　月　日

会計課長

満洲鋼管経理課長宛

資金送付方ニ関スル件

拝復　去ル六日付満住経第二二号ヲ以テ御申越ノ趣委細了承仕候。就而ハ御申越通リ目下当社ニ御預リ致居候資金ヲ、

満洲向送付スル場合ノ送金手続及之カ外国為替管理法関係報告ハ、凡テ貴社名義ヲ以テ当課ニ於テ代行可申上候間、左様御承知相成度候。尚同封御送付越ノ右送金報告用紙二十通確カニ落掌仕候間、併而御承知被下度此段得貴意候也。

（後略）

（資料24）

①満住経第三二五号

昭和十一年七月十四日

満洲住友鋼管株式会社

専務取締役　古田　俊之助

合資会社

理事　国府　精一殿

事務章程一部改正ノ件

拝啓　外国為替管理法並ニ之ニ基ク大蔵省令ハ、其ノ規定スル所頗ル抽象的ニシテ之ガ解釈困難ナル点多ク、然モ違反ノ場合ハ直ニ始末書問題ヲ惹起スル虞アリ、之ガ対策ハ特ニ慎重ナル考慮ヲ払フノ要アリ。従来内地ヨリノ当社資金送金ハ、事業資金トシテ専務取締役名ヲ以テ送金致シ、事後ニ大蔵大臣宛報告致シ居リ候処、当局ニ於テハ之ヲ以テ合法的脱法行為ト看做セルコト、金属工業ニ委託購入ノ物品ハ大阪出張所名ヲ以テ無為替輸出致居候処、代金ノ支払遅延スル為常ニ管理法ニ牴触セルコト、金属工業ヨリ当社ニ対スル支払ハ委託購入品代ト相殺セルハ、両当事会社ガ本支店ノ関係ニ非ザル為管理法ニ牴触セルコト等判明致候ニ付テハ、右送金及支払方法等ニ付至急別途ノ方法ヲ講ズル必要ヲ認メラレ候。就テハ大蔵省為替管理部ノ意向ヲ容レ、左記ノ通リ事務章程ヲ一部改正ノ上大阪出張所ヲシテ会計事務取扱

ノ権限アル旨ヲ明示シ、之ヲ当局ニ呈示セバ、今後内地ヨリ当社ヘノ送金ハ同出張所ヨリ送金ノ事トシ、物品購入ハ大阪出張所ヲシテ之ニ当ラシメ、一定ノ限度ノ資金ヲ保有セシメテ之ガ代金支払ヲ行ハシムレバ、当社送貨物ハ総テ無為替輸出ヲ行ヒ得テ迅速ニ事ヲ処弁スルノ便アリ、又内地ニ於ケル物品代金其他ノ取立モ出張所ヲシテ之ニ当ラシムレバ、内地当社間ノ決済ハ一々送金ノ手続ヲ行ハズ其本支店間ノ勘定トシテ交互計算スルコトヲ得、斯クテ簡単合法的ニ内地当社間ノ為替関係事務ヲ統一致度、尚出張所ハ当分大阪以外ニ設置ノ見込無之候ニ付此際大阪出張所ト確定致度候間、何卒御承認相成度此段及御打合候也。（後略）

②庶務課文書係起案例第六三号

提出　昭和十一年七月十六日　決裁　同月二十一日

満洲住友鋼管事務章程一部改正承認ノ件

承認案

年　月　日

総務部長

満洲住友鋼管専務宛

事務章程一部改正ノ件

七月十四日附満住経三二五号ヲ以テ御打合有之候掲題ノ件ハ承認ノコトニ決定相成候間、御了承相成度此段依命及御通知候也。

通達案

甲第二三号達

満洲住友鋼管株式会社事務章程中左ノ通改正セラレタリ。

右通達ス。

昭和十一年八月一日

合資会社

一、第十二条中「出張所長」ノ項ヲ左ノ如ク改ム。

出張所長

一、部長其ノ他上司ノ指揮ヲ承ケ、出張所全般ノ事務ヲ掌理シ、其ノ責ニ任ス。

一、第十三条ヲ左ノ如ク改ム。

第十三条　当会社ニ左ノ部及出張所ヲ置ク。

業務部

製造部

調査部

大阪出張所

一、第二十条ノ次ニ左一条ヲ追加シ、第二十一条及第二十二条ヲ各一条宛繰下ク。

第二十一条　大阪出張所ハ其ノ地ニ於ケル庶務、会計、営業其他諸般ノ事務ヲ掌ル。

備考

(一)本件ハ外国為替管理法並ニ之ニ基ク大蔵省令ノ解釈上、次ノ如キ疑義ヲ円満解決セントスルモノナリ。

一、満洲鋼管ヘノ資金ヲ専務取締役名ヲモツテ送金シ、事後大蔵大臣ニ報告セルハ、合法的脱法行為ト見ラル、コ

ト（同令第四条第十号）。

二、金属工業ニ委託購入ノ物品ハ、大阪出張所名ヲ以テ無為替輸出致居ルモ、常ニ代金支払遅延ノ為、管理法ニ牴触セルコト（同法第一条第四号、同令第十三条第二号）。

三、金属工業ヨリ同社ヘノ支払ヲ委託購入品代ト相殺セルハ、両会社カ本支店ノ関係ニ非サル為管理法ニ牴触セルコト（同令第二条第五号）。

（二）右ニ関シ、大阪出張所ヲシテ会計事務取扱ノ権限アル旨ヲ社則ニ明示シ、之ヲ当局ニ示ストキハ上掲三箇条ノ疑義ヲ解決シウ。

一、内地ヨリノ送金ハ出張所ヨリノ送金トス（同令第四条第十号）。

二、物品購入及代金ノ支払ヲ大阪出張所ヲシテ当ラシムルトキハ、代金ノ支払遅延スルコトナキ為、無為替輸出ヲナシウ（同令第十三条第二号）。

三、同社送貨物ハ大阪出張所ヲ通スレハ無為替輸出ヲナシウルノミナラス、同出張所ヲシテ取立テシメタル代金ハ、交互計算ニヨツテ相互ニ決済シウ。

（三）右ハ大蔵省為替管理部ノ意向ヲ参酌シタルモノニシテ、内地同社間ノ為替関係事務ヲ簡単合法的ニ統一スルモノト言得ヘク、必要ノ改正ナリト認メラル、ヲ以テ御承認相成可然乎。

（資料25）

①満住庶第四二四号

昭和十二年十二月八日

満洲住友鋼管株式会社

専務取締役　古田　俊之助

住友本社
　総理事　小倉　正恒殿

定款中社名変更ニ関スル件

当社業務拡張ノタメ過般定款中目的変更致候処、之ニ伴ヒ当社社名ヲ昭和十三年一月一日ヲ以テ、左記ノ通リ変更致度候間、右御承認賜度此段及御打合候也。

記

定款第一条ヲ左記ノ通リ変更ス。

当会社ハ満洲住友金属工業株式会社ト称シ、英文ニテハ
Sumitomo Metal Industries of Manchou, Limited ト記ス。

以上

（備考）

一、Manchoukuo ト社名ニ入レルコトハ、満洲國ヲ承認セザル国ノ取引先トノ取引ニ際シ都合悪キタメ、Manchou ト入レルコト、致度候。

二、尚社名ニ満洲ノ字アル株式会社ノ内、英文ニテ Manchou ヲ使用セル主ナルモノ左ノ通リニ有之、御参考迄ニ申添候。

Central Bank of Manchou
Industrial Bank of Manchou

Manchou Oil Co.
Japan-Manchou Paint Co.
Manchou Sugar Mfg. Co.
Manchou Pulp Industrial Co.

②庶務課文書係起案例第一三四号
提出　昭和十二年十二月十七日　発送　同月二十八日
（満鋼）

定款中改正承認ノ件
承認案

年　月　日　　総務部長

満鋼専務宛（航空）

定款中改正ノ件

十二月八日付満住庶第四二四号及第四二五号ヲ以テ御打合有之候掲題ノ件ハ、承認ノコトニ決定相成候間、御了承相成度此段依命及御通知也。
（備考）
一、改正点
（1）社名ヲ明年一月一日ヨリ「満洲住友金属工業株式会社」ト改称シ、英文名ハ Sumitomo Metal Industries of Manchou,Limited ト定メントス。（定款第一条）

（理由）当社ハ曩ニ外輪始メ車輪用一般鋼製品ノ製造ヲ開始スルコトトナリ、本年五月定款中目的（第三条）ヲ変更シタルガ、之ニ伴ヒ今般社名ヲ改正セントス。（後略）

(六) 住友機械製作株式会社の設立

住友合資会社は、昭和九年十一月住友別子鑛山株式会社新居浜製作所の分離独立を承認し、住友機械製作株式会社を設立、連系会社に指定した。同社は本店を工場所在の新居浜に置き、資本金は五〇〇万円（払込二五〇万円）、株主は別子鑛山（五万株）、合資（二万六〇〇〇株）、製鋼所（二万四〇〇〇株）の三社であった（第40表）。このうち合資会社の持株は、昭和十三年二月同社が解散する際、住友本社へ一万七〇〇〇株が譲渡され、残り九〇〇〇株が残余財産として住友家へ分配された。住友機械の主管者の常務には、七月に龍野昌之に代わって別子鑛山の主管者専務になったばかりの三村起一（T3東大法、のち鑛業専務・社長兼本社理事）が兼務し、三村は十三年一月機械も専務制を採用したので、専務となった。同社の沿革は、第二次大戦後の昭和二十一年六月住友本社経理課が作成した「住友機械工業株式会社概要調査」によると次の通りである。

当社ハ明治二十二年二月住友別子鉱山機械課ナル名称ノ下ニ、鉱山附属機械製作修理工場トシテ発足シタルモノナルガ、爾来鉱山ノ発展ニ伴ヒ工場規模ヲ拡張シ、設備ヲ充実スル傍屢々課員ヲ海外ニ派遣シテ只管技術ノ研鑽ト製品ノ改良ヲ図リタル結果、漸次外部ヨリノ註文ヲモ引受クルニ至リタルタメ、之ニ対応昭和三年新居浜製作所ト改称シ、鋭意業務ノ拡張ニ努メタル処、満洲事変勃発ヲ契機トスル重工業殷賑ノ波ニ乗リ、更ニ一層ノ躍進ヲ目途トシテ昭和九年十一月住友別子鑛山株式会社ノ傘下ヲ離レ、茲ニ独立シテ住友機械製作株式会社ヲ設立スルニ至レリ。

住友では既に「住友総本店（中）」の「四　シーメンス事件と住友」で述べたように、大正二年電線製造所の新工場建

設に関連して、ドイツのジーメンス社とケーブル製造を目的とする合弁会社を設立する交渉を進めていたが、ジーメンス側ではケーブル合弁にとどまらず、住友が海軍に対する伸銅品や鋼管の独占的納入業者である点を高く評価し、「住友の如き資金状況の点で恵まれた日本のコンツェルン」と組んで、本格的な電機製造工場を合弁で建設する構想さえみられた。従って交渉が大詰めを迎えた大正三年にシーメンス事件が起きてこの交渉が御破算にならなければ、第一次大戦後の大正八年に開始された古河とジーメンスの交渉が大正十二年の富士電機製造株式会社の設立に至った過程は、そのまま住友とジーメンスの交渉による別子鉱業所機械課を母胎とした電機製造合弁会社の設立に置き換えられていた筈であった。

株主構成の推移

（単位：株）

15年9月増資		19年8月増資		20年8月15日	
旧　株	新　株	旧　株	新　株	旧　株	新　株
63,000	70,000	133,000	140,000	113,500	140,000
37,500	42,100	79,600	88,600	79,600	88,600
13,500	14,800	28,300	29,600	28,300	29,600
40,000	44,400	84,400	84,400	84,400	84,400
10,000	11,100	21,100	22,200	2,100	22,200
6,000	6,600	12,600	13,200	12,600	13,200
5,000	5,500	10,500	11,000	49,000	11,000
5,000	5,500	10,500	11,000	10,500	11,000
20,000	0	20,000	0	20,000	0
200,000	200,000	400,000	400,000	400,000	400,000

昭和三年に新居浜製作所と組織が改められると、昭和四年にはスイスのブラウン・ボベリー社と鋳物用電気炉に関しライセンス契約を締結し、さらに五年には同社と電気炉附属品、整流器、整流子電動機の、またドイツのデマーグ社とクレーン類の日本における製造、販売、使用権を獲得した。しかし昭和恐慌による昭和五年末の新規起業中止の方針により、昭和六年デマーグ社との契約はなんとか維持されたが、ブラウン・ボベリー社との契約は破棄されたため新居浜を日立のような一大電機製作工場にしようという構想は潰えてしまった。[103]

新居浜製作所が分離独立する直前の昭和九年一～十月の売上高は二二六万円で、別子鑛山会社全体の売上高一五二四万円の約一五％を占めるに至

第40表　住友機械製作(住友機械工業)の

株主名	昭和9年11月	12年3月	13年2月増資		14年12月
			旧株	新株	
住友別子鑛山・鑛業	50,000	50,000	50,000	25,000	63,000
住友合資・本社	26,000	17,000	17,000	8,500	37,500
住友家		9,000	9,000	4,500	13,500
住友製鋼所・金属工業	24,000	24,000	24,000	16,000	40,000
住友化学工業				10,000	10,000
住友銀行				6,000	6,000
住友信託				5,000	5,000
住友生命保険				5,000	5,000
安川電機製作所				20,000	20,000
合計	100,000	100,000	100,000	100,000	200,000

っていた。また昭和九年七月現在の別子鑛山会社の職員数は四九二人であったが(第2表)、そのうち新居浜製作所の人員は六二人で、その他共通部門の人事、労務、経理等から設立後新会社へ数名移籍しているので、人数的にみても同様に鑛山会社の一五%近くに達していたといえよう。先の調査報告は設立後について次のように述べている。

而シテ独立ト同時ニ現在ノ敷地ニ於テ工場ノ改築移転工事ニ着手、十二年ニ略々完成スルト共ニ、同年海軍ノ要望ニ依ル大型インゴットケース等特殊鋳造品製作ノタメ、第二鋳造工場ヲ設立セシメ、次イデ十四年ニハ精機工場ヲ建設シテ独乙サイクロ社ヨリ特許権ヲ買収セル高性能減速機サイクロ・ギヤーノ製作ヲ開始スルニ至レリ。更ニ国際状勢ノ緊迫化ニ伴ヒ昭和十六年海軍ノ示達ニ基キ、射出機(註、カタパルトのこと、他に着艦制動装置もあり発着兵器と称した)製作用トシテ第二機械工場ノ建設ヲ企図、翌年之ガ完成ヲ見タルガ、同年又モ之ガ拡張ヲ命ゼラレタルヲ以テ、磯浦埋立地ニ鍛造工場、第三鋳造工場其他附帯設備ヲ建設シ(註、第二次特殊金物工場起業)、十九年末ニハ略完成操業ノ域ニ達シタリ。

之ヨリ先当社ハ、業態ノ発展ニ応ジ、昭和十五年九月社名ヲ住友機械工業株式会社ト改メタ。

昭和十八年七月商工課関係事業説明資料によって補足すれば、この他に航空機メーカー向けに大型プレス類の注文も激増しており、同社の受注残は生産高の二年分に達したという。こうした受注に対する設備投資は、住友銀行からの借入金で賄い、増資払い込みによって返済するという方式がとられた。資本金は昭和十三年二月一〇〇〇万円、十五年九月二〇〇〇万円、十九年八月四〇〇〇万円（払込三五〇〇万円）と倍増していったが、返済が追いつかなくなり、住友銀行からの借り入れ残高は、十六年末七六二万円、十七年末一三七七万円、十八年末一〇三六万円、二十年三月末二一六九万円へ膨張した。この他に海軍の命令による発着兵器関係の第二次金物工場起業予算二二〇〇万円については、戦時金融公庫から借り入れたので、その残が十八年末で六〇〇万円、二十年三月末で一二〇〇万円に達していた。

昭和十三年二月の増資の際、化学、銀行、信託、生命の四社が新たに株主に加わったが、連系会社以外で安川電機製作所が二万株を取得し、さらに同年五月安川電機が資本金を五〇〇万円から七五〇万円に増資した際、住友機械が一二五万円（二万五〇〇〇株）を出資するという株式の持ち合いが生じた。これは住友機械が八幡製鉄所に対する製鉄機械の売り込みに関し、同じく地元の八幡製鉄所の電機品の売り込みを図っていた安川電機と提携したものである。[104] 昭和九年一月大合同により日本製鉄が誕生して、購買窓口は八幡から東京本社へ移っていた。因みに住友機械の主要販売先において日本製鉄は昭和十一年一三四万円、十二年一一七万円といずれも筆頭の地位にあった。なお十五年九月の住友機械の増資の際、安川電機は新株の割り当てを辞退したが、住友機械は昭和十九年四月の安川電機の倍額増資の際これに応じ、終戦時には五万株（二五〇万円払込）保有していた。

同社設立以来主管者の地位にあった三村起一は昭和十八年十月会長に退き、後任の専務に大日本鑛業専務小関良平（T6東大法、「五(二)1　大日本鑛業株式会社の経営の承継」参照）が起用された。小関はかって昭和七年七月から九年二月まで別子支配人兼新居浜製作所長を務めたことがあった。昭和十九年一月社長制の採用により、小関が社長へ昇格し終戦

に至った。これは昭和十八年十月公布、十二月施行された軍需会社法により住友機械が軍需会社に指定されたことと関連するが、軍需会社については改めて「株式会社住友本社(中)」の章で検討することとしたい。

(七) 住友伸銅鋼管と住友製鋼所の合併による住友金属工業株式会社の発足

住友合資会社は、昭和十年九月住友伸銅鋼管(資本金二五〇〇万円)と住友製鋼所(資本金一五〇〇万円)を合併して、住友金属工業株式会社を発足させた。手続的には伸銅鋼管が一五〇〇万円増資し、製鋼所株主に一対一で割り当てた。さらに合併直後に一〇〇〇万円増資し、新資本金は五〇〇〇万円(払込四五〇〇万円)となった。株主は住友合資(九七万一二五〇株)と住友家(二万八七五〇株)であった。主管者の専務には伸銅鋼管の主管者専務であった古田俊之助(M43東大工・採鉱冶金)が就任したが、製鋼所の主管者専務であった荒木宏(M38東大工・機、山陽鉄道・鉄道庁・鉄道院・鉄道省、T11住友入社)も古田の下で専務となった。荒木は古田より年長であったが、住友部内の席次で、古田は既に昭和九年一月高等職員になっており、逆に荒木は新会社発足直前の八月に満五五歳の停年を迎えて三年間の停年延長となっていた。

合併に際し、そもそもこの両社は歴史的にみて発展の経緯が全く異なっており(「住友総本店(中)」の「七 住友鋳鋼場の株式会社への移行」及び「住友合資会社(中)」の「五(一) 住友伸銅所の住友伸銅鋼管株式会社への移行」参照)、この時点で合併しなければならない必然性に乏しかった。金属工業発足に際し制定された事務章程承認の起案(昭和十年九月十三日提出、十四日決裁例第九四号「金属工業事務章程制定ノ件」)においても、次のような抽象的な理由に留まっていた。

> 金属工業会社事務章程ハ、各種機関ノ機能ノ区別ニ従ヒ(1)一面ニ於テハ中央統一主義ヲ強化スルト共ニ、(2)他面ニ於テハ分権的制度ヲ併セ採用スルモノトス。
>
> 即チ本案ニ於テハ、

（1）一方今回ノ伸銅、製鋼両社合併ノ一大眼目タル経営ノ合理化並技術ノ改良進歩ニ資スル目的ヲ以テ、中央部ニ人事、労務、庶務、購買、販売、経理、技術研究等ノ諸機関ヲ統一集中シ、以テ中央統一主義的色彩ヲ著シク帯ブルト共ニ、

（2）他方各工場現場ノ操業ニ付テハ、何レモ従来ノ伝統並訓練ヲ尊重シ、各其ノ長所ヲ発揮セシムル目的ヲ以テ、大体現在ノ組織維持ノ方針ノ下ニ各工場ニ製造、研究、検査、業務ノ四種ノ部（課）ヲ分属セシメ、以テ此ノ範囲ニ於テハ分権主義的色彩ヲ具ヘ居ルモノトス。

既に「住友合資会社（中）」の「五㈢　住友別子鉱業所の住友別子鑛山株式会社への移行」で述べたように、この合併の真因は、古田によれば両社の側にあったのではなく別子鉱山にあった。[105]

（一）住友（合資）は当時資金を望んだ。それは既に老朽化して衰頽した別子に代わって小坂銅山の買収を企図したのである。そこで小倉総理事から古田に、住友伸銅鋼管の株式を売ってその資金を得たいとの相談があつた。私は住友の為めにそれもやむを得ないと考へ、その決心をした。

（二）所が歴史を見れば明瞭の如く、伸銅鋼管は全く海軍によつて大きくなって来た。海軍と一体の会社であり、その信任を受け、その援助により消長し、その発展に貢献して来た。今会社の株式を公開して他の資本が流入すると、海軍が承知しないだらう。そこでこの株式公開をカモフラージュする為に、住友製鋼所と合併して、住友金属工業と云ふ一体を作ったのである。

（三）即ち住友製鋼所は伸銅鋼管程に海軍色が濃厚でない。合併して金属として公開する方が差し障りが少ないと考

へた事と、又一つには製鋼所の方には云ひにくいが、その方が又製鋼所の株式が有利に売れる事も考へた。

(四)持株率は大体今迄の情勢(先例)と経験から三〇パーセント保有すれば、十分コントロール出来ると考へた。勿論相当社員にも持たせた。こうして私と小倉さんの間で合併の事が定つた。

併し右の小坂鉱山買収の議は、その後間もなく発生した帝人疑獄事件に鑑みて、実行すれば世間の誤解を招くと考へたので取り止めた。

発足後昭和十年末合資会社は、住友金属株式五六万三三一〇株を一株七八円で公開し、四三九三万円余の資金(そのうち一五七七万円余が差益)を得ることができた。しかし古田の言によれば帝人事件のために小坂鉱山の買収は見送られてしまったのである。

古田俊之助は、昭和十一年五月合資常務理事川田順が依願退職すると理事兼任となり、さらに十三年一月には総理事小倉正恒の後継者と目される専務理事に就任したため、金属では専務から小倉に代わって会長となった。後任の金属の主管者専務には、常務春日弘(M44東大法)が専務の荒木を越えて昇格した。荒木は間もなく八月に停年延長満期となって住友を去った。春日はその後昭和十六年十月連系会社では初めて社長に就任した。住友では、大正十年合資会社設立以来、昭和十二年の住友本社に至っても社長は家長住友吉左衛門のことを意味し、連系会社では各社とも専務乃至常務制を採用してきた。住友金属を最初として、連系会社は次々と社長制を採用することとなるが、その詳細は改めて「株式会社住友本社(中)」で検討することとしたい。住友金属が何故最初に社長制を採用するに至ったのかは明らかではないが、当時住友金属は連系会社の中で最大の軍需会社として海軍の監督下にあり、「最高責任者としての社長の必要性」について海軍の圧力があったと考えられ[106]、又統制が進むにつれて業界の会合で住友金属よりもはるかに規模の小さい企業の社長達が、社長ということで専務の春日よりも上席を指定されるという会社の格の問題も生じていた。

昭和十八年七月本社商工課関係事業説明資料によると、同社の概況は次の通りであった（数字は昭和十八年三月末現在、但しその後十月末現在の括弧内の数字に修正されている）。

金属工業ニ於テハ大東亜戦争遂行上特ニ急速整備ヲ要望セラレ居ル、航空機材、艦船材並各種兵器ノ製造ヲ担当スル超重点生産業者トシテ、遙ニ能力ヲ超ユル膨大ナル生産要望ニ接シヲル所ニシテ、之ガ消化ニ繁忙ヲ極メ居レリ。而シテ予テ建設中ノ神崎製作所、名古屋軽合金製造所及和歌山製鉄所等ノ新工場ノ操業開始ニヨリ、生産力ハ著シク増強セラレタルモ、之ガ本格的操業ニ入ルベク鋭意工事促進ニ努力シ居ルト共ニ、一方軍要望ニ基ク厖大ナル新工場ノ建設ヲ控ヘ、一面生産一面建設ヲ併行実施シ、軍需要ノ供給増大ニ全力ヲ注イデ居ル現状ナリ。

斯テ当社ノ業容ハ、左記ノ如ク公称資本金四億円、払込資本金二億五〇〇〇万円（三億円）ニシテ、職員七四〇七名（八六六七名）、労働者四万九七七〇名（五万七七六一名）ヲ擁シ、工場敷地二六五万八八七二坪（四〇二万二九三七坪）、工場建坪二二万七四四一坪（三〇万二九五坪）、昭和十八年度予想販売高五億八六〇〇万円ノ大会社トナリ、住友連系会社中名実共ニ第一ニ位シヲレリ。

このような設備拡張状況を整理すると次の通りである。

①鉄鋼関係

製鋼所

・昭和十八年七月富山製作所（航空機用鍛鋼品）を新設。十九年五月岡崎機業場を転用し同魚津支所（磁石鋼）を新設。

・十八年十月乾製紙工場を買収し吹田支所（磁石鋼）を新設。

鋼管製造所

・十八年八月興亜紡績大口工場の現物出資を得て松阪製作所（航空機用鋼管）新設。

和歌山製鉄所

・十五年十二月銑鋼一貫作業を企図して和歌山工場着工、十七年四月和歌山製鉄所新設。

住友で初めて計画された銑鋼一貫の製鉄所の建設について、当時製鋼所技術部副長兼研究部副長であった斎藤省三（T6東北大理・物理、のち技師長・取締役鉄鋼研究所長）は次のように述べている。[107]

昭和十二年支那事変後スクラップ事情が切迫して来た。種々計算調査したが、入手量不足を来すことが判明、住友金属では「臨時鉄屑に関する委員会」を作り研究した。この結果鉄屑は今後四十万屯程要る。しかし国内、米国からは之は入手出来ぬとの結論になった。それで一貫作業をやって鉄屑を節約しなければならぬ。でないとスクラップで行き詰まるに違ひないと考へた。私は一貫作業を建議した。

一方当時営業所鋼管部長であった河村竜夫は次のように述べている。[108]

白石社長（註、日本鋼管社長白石元治郎）と春日常務の対談に、ウィットネスのような役目で随伴させられて大阪倶楽部で午餐を共にしたことがある。話は、白石社長から住友も溶鉱炉をつくれという提案である。

「高炉があるのは、私のところだけなので、八幡の圧迫と横暴は目にあまるものがあるから、住友さんも高炉を造って下さいよ。共同で八幡に対抗しようではないですか。」

「御主旨はよく解りました。古田に話して本社に伺いを立てましょう。」

「建てるのは堺がいいですよ。図面も差上げますから遠慮なく有仰って下さい。人も出しますし、どんな御援助でも致しますよ。」

昭和十四年末和歌山県から工場誘致の話があり、本社の土地買収の許可が下りて、十五年二月から本社地所課が、地所売買を営業科目に掲げていて臨時資金調整法の許可が得られるので、土地買収に当たり、金属が土地を本社から借用

する形式をとった。この結果住友の第二基地（当時本社では新居浜を第一基地、島屋・桜島を第二基地と称し、これらが行き詰まったので、第三基地を求めていた）と称しながら、一部化学が進出しただけで、殆ど金属の敷地となった。

斎藤は十五年九月臨時和歌山工場建設部副長兼務となって和歌山の建設に当たっていたが、十六年一月技師長兼製鋼所研究部長となり、十七年四月和歌山製鉄所が設置されると技師長兼和歌山製鉄所銑鉄設備建設部長として、念願の高炉建設に着手した。しかし戦局の緊迫化につれて、十九年二月政府は閣議において「未完成工事の整備戦力化に関する件」が決定され、住友金属は三月鉄鋼について軍需省から拡充計画の再検討を指令された。この結果和歌山製鉄所の銑鋼一貫作業は断念されることとなり、五月一日銑鋼設備建設部は廃止されるに至った。

②非鉄関係

伸銅所

・十八年七月東洋紡績堅田工場の現物出資を得て堅田製作所（軽合金鋳物）新設。
・十八年七月柏原紡織工場を買収して柏原支所（高角砲薬莢）新設。
・十九年一月住友アルミニウムの事業継承により、同社八尾工場（アルミ板・箔）を八尾支所と改称。

名古屋軽合金製造所

・十五年五月名古屋工場（ジュラルミン）着工。十六年九月名古屋軽合金製造所新設。
・十八年四月名古屋製陶鳴海工場を買収して鳴海支所（軽合金小物鍛造品）新設。十九年六月鳴海製作所と改称。
・十八年七月伸銅所豊橋製作所（軽合金小物鍛造品）新設。二十年四月名古屋軽合金製造所豊橋製作所と改称。

プロペラ製造所

・十二年十一月伸銅所プロペラ工場を分離、プロペラ製造所新設。十八年三月桜島支所、二十年七月桜島製作所と改

第41表　住友金属の工場一覧（昭和20年8月15日現在）

工場名	所在地	通称番号	変更後
製鋼所	大阪市此花区島屋町249番地	近泉5	神武1005
同　富山製作所	富山市大字森字一副割50番地	東泉51	
同　同魚津支所	富山県下新川郡魚津町大字下村本町2918番地（現魚津市）	東泉511	
同　吹田支所	吹田市4660番地	近泉52	神武1052
同　淀川工場	大阪市此花区高見町	近泉501	神武1501
同　市岡工場	大阪市港区市岡元町2丁目	近泉502	神武1502
鋼管製造所	兵庫県尼崎市東向島西之町28番地	近泉6	神武1006
同　松阪製作所	三重県松阪市大字大口字新地1478番地	東泉61	
和歌山製鉄所	和歌山市湊1850番地	近泉7	神武1007
伸銅所	大阪市此花区島屋町56番地	近泉1	神武1001
同　堅田製作所	滋賀県滋賀郡堅田町大字本堅田字志里広1350番地（現大津市）	近泉11	神武1011
同　柏原支所	大阪府中河内郡柏原町大字市村440番地（現柏原市）	近泉12	神武1012
同　八尾支所	大阪府中河内郡竜華町字安中73番地（現八尾市）	近泉13	神武1013
名古屋軽合金製造所	名古屋市港区千年字ロノ割500番地	東泉2	
同　鳴海製作所	愛知県愛知郡鳴海町字伝治山3番地（現名古屋市天白区）	東泉21	
同　豊橋製作所	愛知県宝飯郡小坂井村大字伊奈字南山新田350番地（現小坂井町）	東泉22	
プロペラ製造所	兵庫県尼崎市東向島西之町28番地	近泉8	神武1008
同　海南工場	和歌山県海南市名高町	近泉801	神武1801
同　三田工場	兵庫県有馬郡三田町横山（現三田市）	近泉802	神武1802
同　豊中工場	大阪府豊中市柴原	近泉803	神武1803
同　池田工場	大阪府池田市畑	近泉804	神武1804
同　四条工場	京都市右京区西院馬場町	近泉805	神武1805
同　桜島製作所	大阪市此花区島屋町56番地	近泉85	神武1085
同　静岡製作所	静岡市大字高松字阿原700番地	東泉83	
同　津　製作所	三重県津市大字下部田728番地	東泉84	
同　広野製作所	兵庫県有馬郡広野村（現三田市）	近泉81	神武1081

称。

・十五年五月神崎工場着工。十六年四月神崎支所新設。十八年三月プロペラ製造所桜島から神崎へ移転、神崎製作所と改称。九月プロペラ製造所は神崎製作所を吸収。

構成の推移

（単位：株）

15年3月末		18年3月末		20年3月末	20年8月15日
旧株	新株	旧株	新株		
550,800	544,700	1,013,800	1,024,800	1,718,900	1,724,970
205,700	239,300	187,900	187,900	363,370	363,420
110,000	100,000	261,800	261,800	571,680	578,280
74,110	65,420	111,680	110,880	192,410	187,030
25,900	20,400	56,800	56,800	113,600	113,600
5,000	5,000	15,000	15,000	32,100	32,100
60,000	60,000	115,000	115,000	227,000	227,000
2,000	2,000	20,200	22,200	32,720	32,720
				12,400	12,400
				8,500	8,500
1,033,510	1,036,820	1,782,180	1,794,380	3,272,660	3,280,020
2,000,000	2,000,000	4,000,000	4,000,000	8,375,000	8,375,000
51.8		44.7		39.1	39.2

・十八年三月静岡製作所新設。

・十八年九月東亜紡織津工場の現物出資を得て津製作所新設。

・二十年五月広野製作所新設。

これらの工場は防諜上通称番号制がとられた。近畿軍需監理部管轄下の工場には「近泉」（のち神武）、東海軍需監理部の所管の工場は「東泉」と略称した。また昭和二十年に入ると空襲に備えて、近郊の学校校舎を転用するなどして工場疎開が行われた（第41表）。

こうした設備投資の所要資金として、資本金は昭和十二年五月一億円、十四年十一月二億円、十八年三月四億円へと倍額増資が繰り返された。なお最後に十八年十一月の四億一八七五万円への増資は、既に述べた工場の現物出資に伴うもので東洋紡績一八万株、興亜紡績一一万四五〇〇株、東亜紡織八万五〇〇株計三七万五〇〇〇株が割り当てられた（第42表）。この他に長期借入金は二十年三月末現在で四億四〇五〇万円に達し、借入先は住友銀行二億五〇万円、戦時金融公庫二億円、帝国燃料興業四〇〇〇万円であった。帝国燃料興

第42表　住友金属の株主

株主名	昭和10年9月21日		11年3月末		12年9月末	
	旧株	新株	旧株	新株	旧株	新株
住友合資・本社	777,000	194,250	212,680	155,250	277,750	277,750
住友家	23,000	5,750	24,000	5,750	119,900	119,900
住友銀行			50,000		50,000	50,000
住友信託			28,250	9,000	37,290	37,320
住友生命保険			5,000		5,000	5,000
扶桑・住友・大阪住友海上			2,500		2,500	2,500
住友電線・電気工業				30,000	30,000	30,000
日本電気・住友通信工業					1,000	1,000
住友化学工業						
住友土地工務						
住友系計　A	800,000	200,000	322,430	200,000	523,440	523,470
発行済株数　B	800,000	200,000	800,000	200,000	1,000,000	1,000,000
A／B×100(%)	100.0		52.2		52.3	

出典：投資会社調(連系会社・関係会社)1、住友金属株主名簿。

業の融資は、和歌山製鉄所における人造石油用特殊鍛鋼品製造設備(一万二〇〇〇トンプレス)資金であった。さらに不足分については十六年三月から社債が発行され、その発行額は二十年三月末には二億三六五〇万円に達していた。

昭和十八年九月政府は航空機増産を目的として、内閣顧問藤原銀次郎(元王子製紙社長、商工相のち軍需相)を査察使とした行政査察を実施した。住友金属でも名古屋軽合金製造所、伸銅所、プロペラ製造所がその対象となった。当時プロペラ製造所長であった杉本修(T2海軍機関学校、海軍航空技術廠飛行機部長、海軍少将、S16退役、S17住友入社)は次のように述べている。(109)

やがて、プロペラ増産の急ピッチ体制が強く要請されるに至り、この実現を計るため、政府は行政査察使を重要生産工場に派遣された。住友金属にも藤原銀次郎氏が査察使としてやって来た。わが製造所にも来られて、相当厳しい増産要求が提示された。この要求は現状としては極めて過酷なものであったが、非常命令とあってはお受けするほかない。私は「総員死力を尽してこの達成に邁進致す覚悟です」と、誠意を披瀝して答申したが、査察使一行に相当好感を与えたようであった。その時査察使は

第43表　住友金属の工場別プロペラ生産実績

（単位：本）

工場名	昭和16年	17年	18年	19年	20年
神崎	680	4,260	12,300	16,482	3,209
桜島	7,575	9,340	12,000	12,469	2,016
静岡	0	0	0	1,985	532
津	0	0	0	1,660	306
合計	8,255	13,600	24,300	32,596	6,063

出典：「戦略爆撃統計調査」但し年度。

（参考）日本のプロペラ・機体生産実績

プロペラ	12,621	22,362	31,703	54,452	19,922
機体(機)	5,088	8,861	16,693	28,180	11,066

出典：J.B.コーヘン『戦時戦後の日本経済』上巻305頁但し暦年。

工場設備の完備しているのに着目し、こんな立派な工場は他にない、どうか設備を全幅に活用して増産に努力してもらいたいと述べられたのは、印象的であった。

これに対し査察使側の見方は次のように一八〇度異なるものであった。[110]

次は住友金属プロペラ製造所である。ここでは桜島支所と合わせて月一七〇〇本を生産していたが「更ニ将来ノ拡充ノ為松阪製造所（註、津製作所のことか）の新設ヲ計画シアルモ、驚キタルコトハ其ノ贅沢サナリ、即一日一〇時間作業夜業ハ昼業ノ二五％ニ過ギズ、設備機械ノ遊休甚ハダシ、堂々タル鉄骨建物ノ下デ広範囲ニ手仕事ヲナシアル等ノ状況ニ於テ、之ヲ基礎トスル算術増ノ拡充計画ナルコトニシテ、此施設ノママニシテ優ニ三～四倍ノ増産ハ可能ト認メラレタリ」。査察側は同様に状況を説明し、会社側もこれに応じて資料を再提出することとなった。

このような会社側の態度は査察側からすれば「何レモ其感覚ガ余リニモ産業人トシテ鈍感ニ過グルニアラズヤ」と受けとめられていた。さらに査察側は「工員ノ仕事振リガコノ決戦下ニ余リニモ物足ラナ」いと見ていた。その原因としては指導者の陣頭指揮の不十分、現場監督、技術陣の人数不足、工程管理の不十分をあげた。

こうした査察側の指摘は情勢の変化によるとはいえ、当然の帰結であって、のちに実施された本社査業課長日向方齊

の抑制策は遅きに失した感があった。さらに神崎工場は、「住友合資会社(中)」の「五㈠　住友伸銅所の住友伸銅鋼管株式会社への移行」で述べたように、陸海軍共用ではあったが、工場内は別棟になっており、その後静岡製作所は海軍用、津製作所は陸軍用と工場そのものが別個に建設されるというように、陸海軍の対立が無視できないものとなっていた。藤原の査察の結果は、十月三十一日の軍需会社法の公布や十一月一日軍需省の設置(軍需相は首相東条英機の兼務)となって現れた。藤原自身も国務相として入閣し、さらに十九年七月東条内閣が総辞職し、小磯国昭が後継内閣を組閣すると軍需相として入閣した。

一方住友本社では、昭和十九年二月直轄鉱山の経営を住友鑛業へ移管するのに伴い、経理部鉱山課と商工課を廃止して、査業課、企画課、調査課を設置した。日向方齊(S6東大法、のち金属社長)は、前総理事小倉正恒の第二次近衛内閣国務相、第三次近衛内閣蔵相就任に伴い秘書官を務めた後本社に復帰し、十七年四月鉱山課長となっていたが、この異動で初代査業課長となった。日向は当時の状況を次のように述べている。(11)

> 査業課は住友本社のすべての子会社や直轄事業の現業部門を監督、指導する強力な権限を持っていた。(中略)戦局はいよいよ不利となっていたが、私は河井さん(註、河井昇三郎、T4東大法、当時本社常務理事兼経理部長、のち大阪建物社長)のもとで仕事に没頭、本社直轄の鉱山事業を住友鑛業に移管して鉱業の一元化を実現したり、土地関係の事業を統合して住友土地工務を設立するなど、思い切った施策に取り組んだ。

住友金属工業の無謀ともいえる膨張計画を抑制することにも力を入れた。当時の住金は「東の三菱重工、西の住金」と称される巨大な軍需会社にのし上がっていた。資本金も戦時体制に入った昭和十二年から六年間で一億円から四億円に急増、住金一社で住友財閥の公称資本金十億三千万円の四割近くを占めていた。しかも十九の工場が用地や工場の拡充計画を競っていた。私は戦況極めて不利と感じていたので、松阪、静岡、津、

（昭和６～11年）

T＝大正　S＝昭和

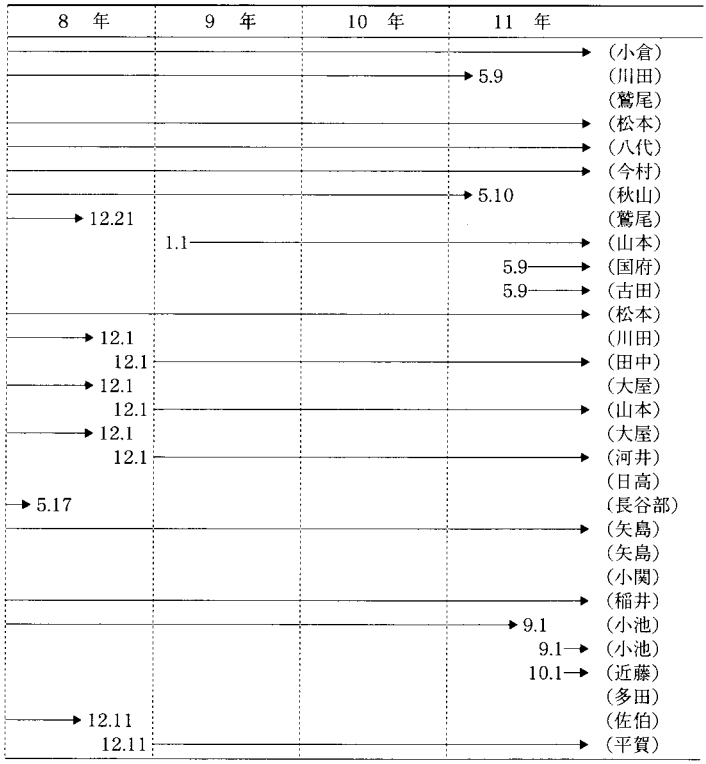

（昭和６～11年）

T＝大正　S＝昭和

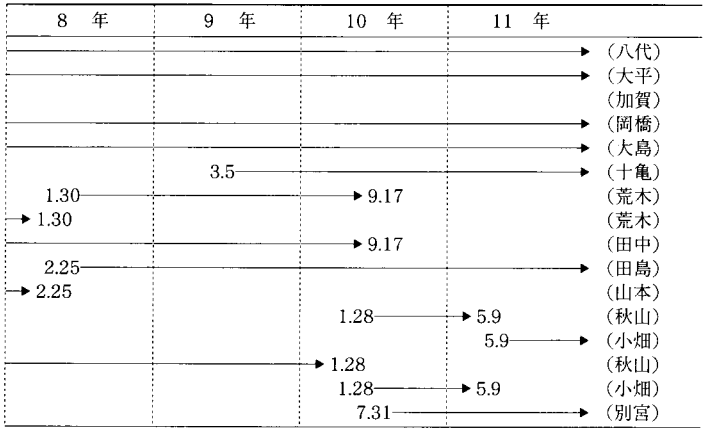

（付表１）住友合資会社幹部一覧表

		就任年月日	昭和６年	７　年
総　理　事	小倉　正恒	S 5. 8.12		
常務理事	川田　順	S 5. 8.12		
〃	鷲尾勘解治		2.24→	→4.4
理　　事	松本　順吉	S 5. 8.12		
〃	八代　則彦	S 5. 8.12		
〃	今村　幸男	S 5. 8.12		
〃	秋山武三郎	S 5. 8.12		
〃	鷲尾勘解治	S 5. 8.12	→2.24	4.4→
〃	山本　信夫			
〃	国府　精一			
〃	古田俊之助			
監　　事	松本　順吉	S 3. 5.14		
人事部長	川田　順	S 5. 8.12(兼)		
〃	田中　良雄			
経理部長	大屋　敦	T14.10. 1		
〃	山本　信夫			
総務部長	大屋　敦	S 5. 8.12(兼)		
〃	河井昇三郎			
工作部長	日高　胖	S 3. 5.14	→4.14	
〃	長谷部鋭吉		4.14→	
東京支店長	矢島　富造	S 3.11. 1		
東京販売店支配人	矢島　富造	T10. 5.19	→11.12	
〃	小関　良平		11.12→	→7.1
〃	稲井　勲造			7.1→
鴻之舞鉱業所支配人	小池宝三郎	S 3. 3. 1		
北日本鉱業所長	小池宝三郎			
朝鮮鉱業所長	近藤　次彦			
林業所支配人	多田平五郎	T10. 5.19	→1.14	
〃	佐伯　正芳		1.14→	
〃	平賀　五郎			

（付表２）連系会社・特定関係会社幹部一覧表

		就任年月日	昭和６年	７　年
住友銀行専務取締役	八代　則彦	T15. 5. 4		
〃　常務取締役	大平　賢作	T15. 1.13		
〃　〃	加賀覚次郎	S 2. 9.10		→2.10
〃　〃	岡橋　林	S 5. 9.10		
〃　〃	大島　堅造			3.10→
〃　〃	十亀　盛次			
住友製鋼所専務取締役	荒木　宏			
〃　常務取締役	荒木　宏	S 3. 5.22		
〃　〃	田中　作二		1.30→	
大阪北港常務取締役	田島房太郎	S 2. 4.14	→2.9	
〃　〃	山本　五郎		2.24→	
住友電線製造所専務取締役	秋山武三郎			
〃　〃	小畑　忠良			
〃　常務取締役	秋山武三郎	T14. 2.23		
〃　〃	小畑　忠良			
〃　〃	別宮　貞俊			

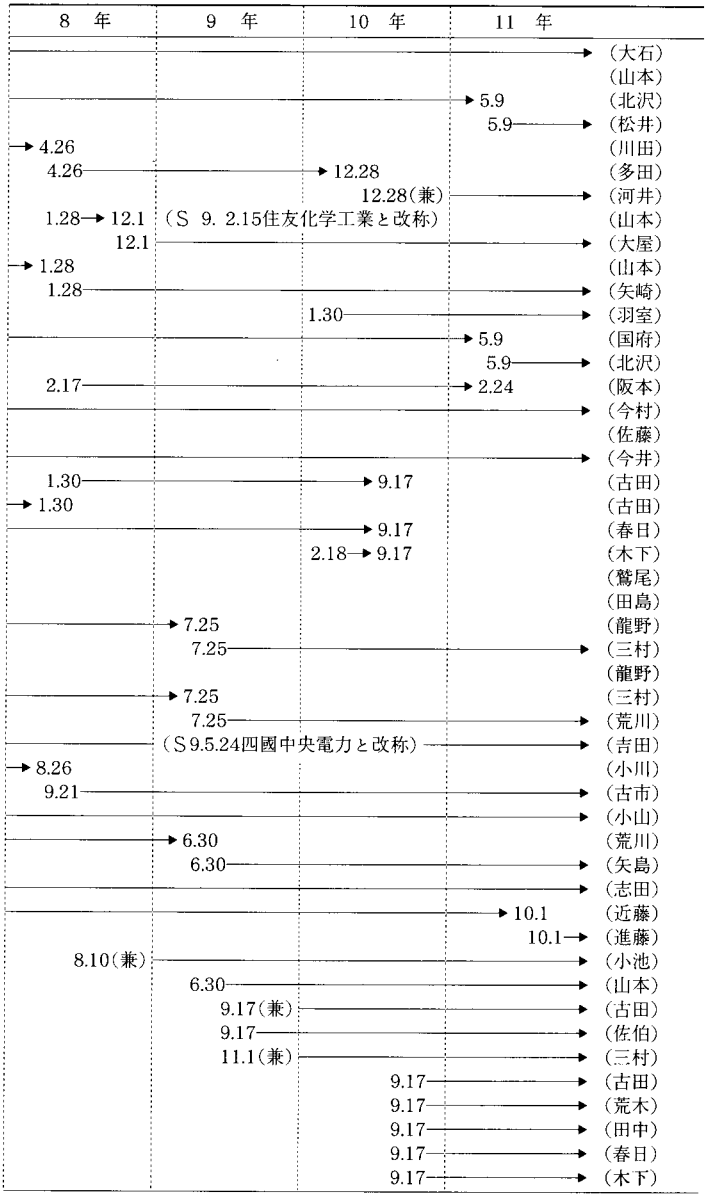
8　年
9　年
10　年
11　年
（大石）
（山本）
5.9
（北沢）
5.9
（松井）
4.26
（川田）
4.26
12.28
（多田）
12.28（兼）
（河井）
1.28→12.1
（S 9. 2.15住友化学工業と改称）
（山本）
12.1
（大屋）
1.28
（山本）
1.28
（矢崎）
1.30
（羽室）
5.9
（国府）
5.9
（北沢）
2.17
2.24
（阪本）
（今村）
（佐藤）
（今井）
1.30
9.17
（古田）
1.30
（古田）
9.17
（春日）
2.18→9.17
（木下）
（鷲尾）
（田島）
7.25
（龍野）
7.25
（三村）
（龍野）
7.25
（三村）
7.25
（荒川）
（S9.5.24四國中央電力と改称）
（吉田）
8.26
（小川）
9.21
（古市）
（小山）
6.30
（荒川）
6.30
（矢島）
（志田）
10.1
（近藤）
10.1
（進藤）
8.10（兼）
（小池）
6.30
（山本）
9.17（兼）
（古田）
9.17
（佐伯）
11.1（兼）
（三村）
9.17
（古田）
9.17
（荒木）
9.17
（田中）
9.17
（春日）
9.17
（木下）

		就任年月日	昭和6年	7　年
日米板硝子常務取締役	大石　公平	S 2. 2.28	（S 6. 1.16日本板硝子と改称）	
住友倉庫常務取締役	山本　五郎	T15. 1.20	2.24	
〃　〃	北沢敬二郎		2.24	
〃　〃	松井　孝長			
住友ビルデイング常務取締役	川田　順	S 3. 5.22(兼)		
〃　〃	多田平五郎			
〃　〃	河井昇三郎			
住友肥料製造所専務取締役	山本　信夫			
〃　〃	大屋　敦			
〃　常務取締役	山本　信夫	S 4.12. 5		
〃　〃	矢崎　摠治			
〃　〃	羽室　広一			
住友生命保険専務取締役	国府　精一	T14. 6.30		
〃　〃	北沢敬二郎			
〃　常務取締役	阪本　信一			
住友信託専務取締役	今村　幸男	S 2. 9.10		
〃　常務取締役	佐藤　重鎰	T15. 5. 4		6.7
〃　〃	今井　卓雄			6.27
住友伸銅鋼管専務取締役	古田俊之助			
〃　常務取締役	古田俊之助	S 3. 8.17		
〃　〃	春日　弘			2.13
〃　〃	木下　亮吉			
住友別子鑛山専務取締役	鷲尾勘解治	S 5. 2.28	2.24	
〃　〃	田島房太郎		2.24	6.8
〃　〃	龍野　昌之			6.8
〃　〃	三村　起一			
〃　常務取締役	龍野　昌之	S 5. 2.28		6.8
〃　〃	三村　起一			2.13
〃　〃	荒川　英二			
土佐吉野川水力電氣常務取締役	吉田　貞吉	S 2. 7. 1		
住友炭礦常務取締役	小川　良平	S 5. 4. 1		
〃　〃	古市　六三			
扶桑海上火災保険専務取締役	小山　九一	S 5. 3.28		
大日本鐵業専務取締役	荒川　英二		6.30	
〃　常務取締役	矢島　富造			
日本電氣専務取締役	志田　文雄			6.8
土肥金山専務取締役	近藤　次彦			9.6
〃　〃	進藤淳之佑			
静狩金山常務取締役	小池宝三郎			
住友アルミニウム製錬常務取締役	山本　渙			
満洲住友鋼管専務取締役	古田俊之助			
〃　常務取締役	佐伯　正芳			
住友機械製作常務取締役	三村　起一			
住友金属工業専務取締役	古田俊之助			
〃　〃	荒木　宏			
〃　常務取締役	田中　作二			
〃　〃	春日　弘			
〃　〃	木下　亮吉			

註：後年連系会社・特定関係会社に指定された会社を含む。

名古屋、富山といった地方の工場を抑えに回った。例えばプロペラ工場は供給先の飛行機会社の能力を上回る生産力の増強を図ろうとしていた。軍の政策に協力するとはいえ、無意味な投資は必要ない。「負けた場合にどうするか」を真剣に考えていた（註、既に述べたように昭和十九年二月の閣議決定に基づき、住友金属は軍需省から三月の鉄鋼の他に二月にプロペラ、四月に軽合金について拡充計画再検討の指令を受けていた）。

日向は四月には住友金属企画課長兼務となり、七月住友金属に移籍した。移籍後直ちに全工場を訪ねて回り、増設計画などを凍結した。二十年三月からB29の爆撃は本格化し、三月に名古屋軽合金製造所、四月には静岡製作所が被爆、六月プロペラ製造所は全焼、七月伸銅所と桜島工場は爆弾の集中投下を浴び全滅し終戦に至った。

なお住友金属が計画した銑鋼一貫の和歌山製鉄所が完成し、第一号高炉の火入れ式が行われたのは、計画から二十年後の昭和三十六年三月のことであった。

註

（1）住友合資会社総務部会計課「昭和十一年度雑件書類」。

（2）『住友林業社史』上巻（住友林業株式会社　平成十一年）二〇〇～二〇五頁。

（3）竹腰健造『幽泉自叙』（創元社　昭和五十五年）一六一、一六二頁。

（4）川田順『住友回想記』（中央公論社　昭和二十六年）二四、二五頁。但し川田順は昭和八年下期を昭和七年下期と誤認している。

（5）牧野伸顕『牧野伸顕日記』（中央公論社　平成二年）二五九、二六〇頁。

（6）原田熊雄述『西園寺公と政局』第一巻（岩波書店　昭和二十五年）緒言六、七頁。

原田熊雄を住友が嘱託として採用したことについての住友内部の評価は次のように分かれている。

①川田順（当時合資常務理事）『住友回想記』一三七、一三八頁。

湯川の総理時代に西園寺公の秘書の原田熊雄を住友の嘱託として以来、おのづから住友人と政界の人達との交際が繁くなつたけれども、原田を利用してうまいことしようといふ如きけちな住友ではなかつた。そんなことを黙

認する西園寺公でもなかつた。原田に俸給を与へ、又、彼の宴会費を支出してやることに依つて、間接に西園寺公の負担を軽減したといふだけのことだ。

②土井正治(当時合資東京支店総務課長・支店長代理者、のち化学社長)氏談(昭和五十一年五月十九日)。

原田熊雄さんは西園寺さんの秘書で、政界上層部の連絡役でしたが、湯川さんや小倉、古田各総理事と西園寺さんとの取次ぎもやつていた。住友が中央政治の動きをキャッチするには重宝であつたと思うが、部長連の中にはいろいろなことで近付きになり、取り入るような人ができて、しまいには本社の人事問題にも口出しているやにも見受けられたのはよくないことだと思いましたね。

③住友寛一(住友吉左衛門友純長男)『続山荘膝語』四八～五二頁。

少々余談に渉るが、父は何と云つても重役達には煙たがられてゐた。併し、父が歿してからは総理事にとつて、住友一族中に怖いものはなくなつた。新しい当主(註、次男厚)は父の歿した時は、学習院中等科に在学中の未成年者であり、義兄の忠輝(長女孝と結婚、分家)は已に三年程前に故人となつてゐた。更に元総理事の鈴木も已に歿して居り、伊庭も二三年して歿したので、総理事にとつて憚る人は誰もない。総理事の畏れてゐるのはたゞ西園寺あるのみである。原田熊雄を嘱託として住友本社で雇傭したのはその頃の事である。そして傍ら西園寺の秘書の様な役目として住友本社と西園寺との連絡を愈々緊密ならしめ、且つ政界、宮中との連絡をとらしめる事にした。

初めて原田が秘書の様な役をする様になつた時西園寺は僕に「最近原田が来て呉れて大変役に立つ、彼は親切でマメで而も加藤高明(註、元首相)の秘書もやつてゐた事があるので顔が広く大層便利である」と云つてゐた。また住友では社交家である原田を利用して元老、宮中、内閣、軍部などゝ連絡をとらしめこれによつて種々便宜を得んとした。原田は住友と宮中と政界と元老との連絡係の様なものになつた。元来原田は社交好きで誰でも自分の友達の様に云ふ人である。原田をよく知つてゐる僕の姉が、「原田さんは誰でも、知人の様に云ふ。ウイルソン(註、米国大統領)でもロイドジョージ(註、英国首相)でも皆自分の友達の様に云つてゐる」と笑つてゐた事がある。

原田を住友の嘱託として元老、政界、宮中、軍部要路と連絡をとらしめた故に原田は政界のメセンジヤボーイのやうになり、住友の私邸(註、麻布別邸)はこれらの人々の集会場の様になつた。かゝる時いつも原田が斡旋役である。

西園寺は原田を決してメセンジヤボーイ以上には用ひ

なかつた。けれども西園寺は已に引籠りきりで原田が西園寺の側に居り何事でも取次ぐ役であるから、西園寺に取り入らんとするものは勢ひ原田をおだてゝ御機嫌をとる様になる。併し硬骨な真面目な人士は却つて反感を懐く様になつた。また一方財閥が政治にまで関係してゐると一層人に疑惑の目を以て見られる様にもなつた。

併し前述の如く西園寺は飽く迄原田を住友のメセンジヤボーイであるとして使つてゐたのである。而して政治的にも経済的にも大した手腕のない住友の一嘱託である事はいつも念頭に置いてゐた。

唯先にも云つた様に西園寺に接近せんとするもの、またその他にも原田が元老の秘書と云ふ役で如何にも政治家でゞもある様に思ひ彼を持上げた。ある時熱海から原田と同じ汽車に乗り合せた事があつたが停車場毎に、部下を連れた警察署長と駅長とが一々叮重に出迎へ、停車しない駅（その汽車は急行であつた）では頸紐をつけた巡査が直立不動の姿勢で敬礼をしてゐた。まるで皇族か大臣に対する様である。高貴な方がこの汽車に乗つて居られるのだと一乗客が云つてゐた。住友の一嘱託である原田に対してかう云ふ事になるのは住友の為どうかと思ふ。自分は決して原田を悪るく云ふのではない、それどころか原田は実にいい人である。西園寺も云つた通り親切で忠実で顔が広いから使ひ歩きさせるには便利である。併し住友として原田の様な人を雇ひ、元老、軍部、宮中、内閣などの連絡をとらしめ、便宜を得んとする事はよくない。「前家長様が御在世ならば原田の様な型の人は決して住友には入つて来なかつたであらう」と云つてゐた人があつたが同感である。時勢の進展に伴ひ住友としてもかう云ふ型の人をも入れる事も或は必要であつたかも知れないが、いつも云ふ様に父は住友の事業が栄える事を何よりも望んでゐた。併しそれと同時に決して如何なる事をしても事業さへ栄えればいいと云ふのではないと云ふのが父のモツトーであつた。（昭和十六年八月）

附記

最近原田日記なるものが出版せられた。昭和初年より大東亜戦争の勃発する前十数年間の政治関係を知る上に興味のあるものだが、世間ではこれの信憑性について種々云はれてゐるが自分もそれは絶対的のものではないと思ふ。大体西園寺はこの顔の広い原田を重宝がつてゐたが政治的にも経済的にも大して手腕のない住友の一嘱託として扱つてゐて決して世間の一部で考へてゐる程重用してゐなかつたのである。また政界要路の人でも必ずしも原田を信用してゐないものも相当あつたから重要な事を一々原田に話したとも思はれない。

原田日記もその心算で読まないと真相を見誤る惧れが

ある。（昭和二十五年八月附記）

（7）同前第二巻一七七、一七八頁。

（8）昭和二十四年一月十九日川田順氏談。

（9）川田順『続住友回想記』（中央公論社　昭和二十八年）一八二頁。

（10）当時合資会社人事部人事課員伊藤秀吉氏のご教示による。

（11）松村謙三『三代回顧録』（東洋経済新報社　昭和三十九年）一九七～二〇〇頁。

（12）前掲原田『西園寺公と政局』第四巻四〇三、四〇四頁。

（13）岡田啓介述『岡田啓介回顧録』（毎日新聞社　昭和二十五年）一三五頁。

（14）前掲原田『西園寺公と政局』第四巻四一一頁。

（15）同前四二五頁。

（16）日本放送出版協会『短歌』平成三年二月―三月号。

（17）註（9）に同じ。

（18）中村隆英『昭和史Ⅰ1926-45』（東洋経済新報社　平成五年）一九六、一九七頁。

（19）原・沢地・匂坂編『検察秘録二・二六事件Ⅱ』（角川書店　平成元年）三二七～三三〇頁。

（20）斎藤瀏『獄中の記』（東京堂　昭和十五年）一四五～一五四頁。

（21）「斎藤瀏氏追悼」（『心の花』昭和二十八年十月号）。

（22）註（19）に同じ。

（23）山下陸奥「川田順の生き方」（角川書店『短歌』昭和四十一年四月号）。

（24）武林無想庵『むそうあん物語』第15（無想庵の会　昭和三十五年）六八一、六八二頁。川田順「私の履歴書」（『私の履歴書』第一六集　日本経済新聞社　昭和三十七年）一八四、一八五頁。

（25）五島茂「川田順　人と作品」（前掲角川書店『短歌』所収）。

（26）日向方斉『私の履歴書』（日本経済新聞社　昭和六十二年）五六、五七頁。

（27）註（1）に同じ。

（28）前掲川田『住友回想記』一六〇頁。

（29）同前三〇頁。

（30）株式会社住友本社「投資会社調」（銀行・鉄道）7

（31）『阪神電気鉄道八十年史』（同社　昭和六十年）一八四頁。

（32）『東京急行電鉄50年史』（同社　昭和四十八年）二一〇～二一三頁。

（33）前掲「投資会社調」7

（34）前掲「投資会社調」（船舶・雑）6

（35）前掲「投資会社調」（電気瓦斯・保険・木材）8

（36）蘇崇民『満鉄史』（葦書房　平成十一年）四六一～四六三頁。

（37）『東北地方電気事業史』（東北電力株式会社　昭和三十五年）二四五～二四八頁。
（38）前掲「投資会社調」（鉱業・土地建物）3
（39）同前。
（40）前掲「投資会社調」（化学）5
（41）同前。
（42）前掲蘇『満鉄史』四六八頁。
（43）『日本電氣株式会社七十年史』（同社　昭和四十七年）一六五頁。
（44）『安立電気五十年史』（同社　昭和五十七年）三九六頁。
（45）前掲『日本電氣株式会社七十年史』一六五、一六六頁。
（46）前掲「投資会社調」5
（47）同前。
（48）同前。
（49）同前。
（50）同前。
（51）前掲「投資会社調」3
（52）前掲蘇『満鉄史』四七七、四七八頁。
（53）前掲「投資会社調」3
（54）同前。
（55）前掲「投資会社調」6
（56）前掲川田『続住友回想記』一一七頁。
（57）犬丸徹三『ホテルと共に七十年』（展望社　昭和三十九年）二〇六～二一三頁。新大阪ホテルに関しては木村吾郎『日本のホテル産業史』（近代文芸社　平成六年）二七七～二九五頁参照。
（58）前掲「投資会社調」（機械・ホテル・信託）4
（59）同前。
（60）同前。
（61）『国際電信電話株式会社二十五年史』（同社　昭和五十四年）一、二頁。
（62）前掲「投資会社調」6
（63）同前。
（64）印南博吉編『現代日本産業発達史』XXⅦ保険（同研究会　昭和四十一年）一〇二～一〇四頁。
（65）大倉財閥研究会編『大倉財閥の研究』（近藤出版社　昭和五十七年）一六七～一七〇頁。
（66）前掲川田『続住友回想記』一七九、一八〇頁。
（67）昭和二年信託側に住友合資会社に対する一〇五万円の貸付の記録がありながら、合資会社が信託からの借り入れを計上していない（「住友合資会社（中）」第26表参照）のは、次の資料から明らかなように、合資会社は加算税を免れるために住友家に対する通常の配当五〇万円の他に一〇五万円を増配したが、住友家会計はこれを利益に計上せず仮入金として特定金銭信託にまわし、信託はこの一〇五万円を合資会社に貸し付けたが、合資会社は住友家からの預り金として処理したか

らである。この一〇五万円以降の増配分も同様の形で処理された(「住友合資会社(中)」第13表参照)。

①昭和二年五月二十一日提出、六月六日決裁、合資会社総務部会計課主計係起案主雑第二十四号「合資会社利益処分ノ件」

(前略)合資会社ガ加算税ヲ免ルル為引続キ増配ヲ行フ時ハ、営業資金ノ増加ニシテ事業拡張資金ニ欠乏スベク、又本家トシテモ徒ラニ巨額ノ遊資ヲ擁スルコト、ナルヲ以テ、増配分ハ之ヲ本家ニテ使用セズ、当社ニ於テ運用スル事トセザルベカラズ。而シテ其ノ方法トシテハ、住友信託会社ノ特定信託預金ヲ利用シ、本家ガ増配ヲ受クルト同時ニ之ヲ住友信託ノ手ヲ経テ当社ニ貸付ケ、利息ハ増配ニヨル本家納税負担増ヲ差引タル残額ヲ元金ニ組入ルルコト、スベシ。斯クスル時ハ、大体合資会社ノ金融ニ支障ヲ生ゼズ(後略)

②昭和三年二月二十日提出、五月七日決裁、主雑第五号「住友家会計昭和二年度利益処分ノ件」

(前略)合資会社配当金ハ一、五五〇千円収入シタルモ、此ハ合資会社ガ同族会社加算税ノ賦課ヲ免ルル為ニ特ニ増配セルモノナルヲ以テ、毎年恒例ノ配当額五〇〇千円丈ヲ利益勘定ニ収入シ、増配分一、〇五〇千円ハ利益勘定ヨリ除外セリ(仮入金トシテ収入シ特定信託ヲ利用シ直ニ合資会社ニ貸付ケタリ)。

(68) 大島久太郎『住友信託物語』(住友信託銀行株式会社　昭和四十六年)一五六頁。

(69) 『住友信託銀行五十年史』(同行　昭和五十一年)三五〇頁。

(70) 同前。

(71) 『住友銀行八十年史』(同行　昭和五十四年)三六一頁。

(72) 『小倉正恒』(同伝記編纂会　昭和四十年)九四一頁。

(73) 佐鳥仁左「十三　住友経営時代を顧みて」(『日本電気ものがたり』同社　昭和五十五年)但し佐鳥は昭和九年の志田のドイツ出張を昭和十二年の米国出張と混同している。

(74) 日本政府及び日本GM・日本フォードの動向については、次の諸稿を参考にした。

宇田川勝「自動車製造事業法の制定と外資系会社の対応」(土屋・森川編『企業者活動の史的研究』第14章　日本経済新聞社　昭和五十六年)、大島・山岡『産業の昭和社会史⑪自動車』(日本経済評論社　昭和六十二年)、小平勝美『日本産業経営史大系第5巻自動車』(亜紀書房　昭和四十三年)

(75) 前掲原田『西園寺公と政局』第七巻一四二、一四三頁。

(76) 前掲『小倉正恒』七六六頁。

(77) 梶井剛『わが半生』(昭和四十三年)一五七頁。

(78) 梶井剛「小倉さんを憶う」(前掲『小倉正恒』所収)。

(79) 前掲『小倉正恒』三〇三頁。

(80) 坪井美雄「追憶三項」(前掲『小倉正恒』所収)

(81) 前掲「投資会社調」1

(82)「住友ノ鉱山及農林業」（住友本社経理部鉱山課　昭和十九年一月）。なお静狩金山については浅田政広『北海道金鉱山史研究』第二章静狩金山（北海道大学図書刊行会　平成十一年）が詳細である。

(83)　鴻之舞鉱山については『鴻之舞鉱山小史（四十年史稿）』（住友金属鉱山鴻之舞鉱山史編纂委員会編　昭和三十二年）、『紋別市史』（紋別市役所　昭和三十五年）、『鴻之舞五十年史』（住友金属鉱山鴻之舞鉱業所　昭和四十三年）、『鴻之舞金山史』（住友金属鉱山同編纂委員会編　平成十五年）、前掲浅田『北海道金鉱山史研究』第一章鴻之舞金山が詳細である。但し金山発見の話はいずれも池沢「鴻之舞鉱山発見の真相」（昭和十四年）及び今堀「焼けを探ねて五十年」（昭和三十四年）に依拠しており、これらは当事者自身の後年の手記であるため検討が必要である。

(84)　前掲川田『住友回想記』四六～四九頁。

(85)　前掲『紋別市史』八三六頁。

(86)　石松尚成「鴻之舞金山由来記」（昭和二十九年十二月五日記）

(87)　前掲『紋別市史』八五三頁。

(88)　同前八四一頁によると組合員は中野を除く八名であったという。それならば中野は飯田の完全なダミーということになる。

(89)　久原側の記録、深見俊三郎「高玉鉱山の思い出」（『創業五十周年回顧録』日本鉱業株式会社　昭和三十一年）によれば次の通りである。

買鉱課在勤中に於ける買山の思い出は数々あるが、何といつても残念だつたのは、鴻之舞を買山出来なかつたことである。はじめて見に行つた時は、日立であらかじめサンプルだけを見て出掛けたのであるが、大変不便なところで、紋別までは馬に揺られて行つた。

それから更に鉱山に行つて見ると露頭が崩れた転石を見ても、外の露頭を調べて見ても、普通の露頭とは異り、はつきりした露頭とはいい難いが、甚だ規模の大きいことが分り、大いに触手が動いた。

当時鴻之舞鉱山は吉田某という法学士が管理していたが、調査して見ると実際には数名ほどの所有者がいた。いよいよ交渉の段階になつて、吉田氏は住友の中村啓二郎氏がすでに鉱山を調査しているので、住友へ話を通じないわけにはいかないという。吉田氏は又いくら住友でも、マサカ百万円と吹きかければとうてい買うまいから、一度話だけして来る。その間待つていてもらいたいと云うことであつた。ところが吉田氏が帰つてきていうには、「まさかと思つていたが、住友は百余万円で買つてしまつた。何とも仕方がないから勘弁していただきたい。」と平あやまりにあやまられ、結局住友に話が決つてしまつては後の祭でとうとう鴻之舞を逃してしまつた。久原総長は日頃、いわゆるバケモノ山こそ買うべきだと

話しておられたが、この鴻之舞こそまさにバケモノ山であつた訳だ。

(90) 小池宝三郎述「開山当時の想い出」(住友金属鉱山株式会社　昭和三十年)

(91) 第二章「住友合資会社(上)」の「三　投資活動」参照。

(92) 柴田善雅「戦時産金体制と金資金特別会計」(大東文化大学紀要第34号)、「別編　日本産金振興株式会社略史」(『帝国鉱業開発株式会社史』　昭和四十五年)。日本産金振興は金鉱業整備に伴い昭和十八年三月帝国鉱業開発に吸収合併されたため、このような社史の体裁をとっている。なお同書四〇七頁に日本産金振興の株主構成として大手産金業者引受三五万株(三井鉱山、三菱鉱業、住友本社、日本鉱業、各社八万株、古河合名二万株、藤田組一万株)とあるが、これは当初目論見段階の数字と思われ、住友本社資料によると実際には三井、三菱、住友、日本、各社八万七〇〇〇株、古河二万一〇〇〇株、藤田一万一〇〇〇株、従って大手産金業者引受三八万株となっている。

(93) 前掲「住友ノ鉱山及農林業」

(94) 小林英夫「朝鮮産金奨励策について」(『歴史学研究』第三二一号)

(95) 大蔵大臣官房調査企画課編『聞書戦時財政金融史』(大蔵財務協会　昭和五十三年)八二頁。

(96) 前掲「投資会社調」1

(97) 堀越二郎・奥宮正武『零戦―日本海軍航空小史』(日本出版協同　昭和二十八年)六八、七七頁。

(98) 安藤良雄『昭和経済史への証言』中(毎日新聞社　昭和四十一年)二一六～一一九頁。

(99) 昭和七年八月二十七日付東京朝日新聞。

(100) 原朗「一九三〇年代の満州経済統制政策」(満州史研究会編『日本帝国主義下の満州』第一章　御茶の水書房　昭和四十七年)。

(101) 河村竜夫『鋼管回想仄聞記』(住金物産株式会社　昭和四十九年)一一一、一一二頁。

(102) 岡田年弘「満州住友」(『回想の日満商事』日満会　昭和五十三年)。

(103) 早川幸市『住友機械六十年史物語』(住友機械工業株式会社　昭和四十三年)四八、四九、五八頁。

(104) 住友重機械工業株式会社総務部長佐藤正臣氏のご教示による。『安川電機75年史』(株式会社安川電機製作所　平成二年)四二、四三頁。

(105) 昭和二十三年十二月十二日古田俊之助氏談。

(106) 松井聡「スポーツを通じての想ひ出」(『春日弘氏追懐録』住友金属工業株式会社　昭和四十九年)。

(107) 昭和二十四年四月五日斎藤省三氏談。

(108) 前掲河村『鋼管回想仄聞記』一三〇頁。

(109) 杉本修『わが空への歩み』(昭和四十二年)七四頁。

(110) 古川由美子「行政査察に見る戦時中の増産政策」（『史学雑誌』第107編第1号）。但し鉤括弧内は「美濃部洋次文書リール一〇〇」（国会図書館憲政資料室所蔵）。

(111) 前掲日向『私の履歴書』六四～六七頁。

著者略歴

一九三六年　東京に生まれる
一九六〇年　東京大学経済学部卒業
　　住友商事株式会社入社
一九九四年　住友史料館勤務

住友本社経営史　上巻

二〇〇七年七月三十一日　発行

著者
発行者　山本一雄

〒665-0022　兵庫県宝塚市野上四―二〇―一九
電話　〇七九七―七一―三七七四

印刷　河北印刷株式会社

〒601-8461　京都市南区唐橋門脇町二八
電話　〇七五―六九一―五一二一

住友本社経営史

下巻

下巻目次

第三部　株式会社住友本社

第一章　住友合資会社の解散と株式会社住友本社の設立

一　改組の目的とその経緯 …… 四
(一)　問題の所在 …… 四
(二)　財閥批判への対応と川田案 …… 六
(三)　改組案をめぐる内部事情 …… 一〇
(四)　改組案と統轄機能 …… 一四
(五)　改組案の決定 …… 一八
二　改組に伴う懸案事項の処理 …… 三四
(一)　相続税の問題 …… 三八
(二)　分家の問題 …… 四〇
(三)　退職慰労金の問題 …… 四三

三　住友合資会社の解散……五三
(一)　解散の法的諸手続……五三
(二)　内外に対する改組の発表……五八
四　株式会社住友本社の設立……六九
五　改組に伴う会計処理……八八
(一)　営業財産譲渡差益の計上……八八
1　鉱山及び山林……九三
2　有価証券……九六
3　不動産……九七
(二)　退職慰労金の清算……一〇〇
六　改組の帰結・住友家及び三分家会計の強化……一三五

第二章　株式会社住友本社(上)―昭和十二年～十五年―

一　統轄システム……一一六
(一)　経済統制の進展と住友本社の対応……一一六
(二)　経済統制の東京集中問題……一二七
(三)　関係会社管理の強化……一三一

1　関係会社役員内規の制定……二一二
2　連系会社の関係会社統制問題……二一七
二　業　績……二八〇
(一)　住友本社の業績……二八三
(二)　住友本社の部門別業績……二九五
1　本社部門……二九五
2　直轄鉱山……二九五
3　販売店……三〇二
三　投資活動……三一六
(一)　連系会社の株式……三一七
(二)　その他の住友系企業の株式……三一九
(三)　住友系以外の企業の株式……三二〇
四　資金調達……三五四
五　店部・連系会社・特定関係会社……三八八
(一)　住友別子鑛山と住友炭礦の合併による住友鑛業株式会社の発足……三八八
(二)　北支産金株式会社の設立……四〇三
(三)　中国における三事務所の設置……四〇六
1　上海事務所……四〇七

2　北京事務所……四一〇
3　新京事務所……四一三
(四)　扶桑海上火災保険の住友海上火災保険株式会社への改称と連系会社指定……四一五

第三章　株式会社住友本社(中)―昭和十六～十九年―

一　統轄システム……四六四
(一)　古田総理事下の戦時体制の進展……四六五
1　総理事更迭と連系会社社長制……四六五
2　戦局の進展と事業の急膨張……四七九
3　軍需会社指定と本社の対応……四九四
(二)　住友戦時総力会議の創設……五〇九
二　業　績……五七七
(一)　住友本社の業績……五七八
(二)　住友本社の部門別業績……五九二
1　本社部門……五九二
2　直轄鉱山……五九四
3　販売店・業務所……五九七
三　投資活動……六一〇

(一) 連系会社の株式……六一四
(二) 関係会社の株式……六一七
(三) 住友系以外の企業の株式……六三〇
四 資金調達……六五七
(一) 財務委員会の設置……六六二
(二) 戦時金融金庫による連系会社向け融資の拡大……六七三
(三) 軍需融資指定金融機関制度と住友銀行……六七七
五 店部・連系会社・特定関係会社……七〇一
(一) 熱河螢石鑛業株式会社の設立……七〇一
(二) 南方への進出問題……七〇四
1 スランヂン殖産株式会社の設立と住友ボルネオ殖産株式会社への改称……七〇四
2 南方進出問題と南方委員会の設置……七〇六
(三) 日本電氣株式会社の連系会社指定と住友通信工業株式会社への改称……七一一
(四) 朝鮮住友軽金属株式会社の設立と連系会社指定……七二八
(五) 安東軽金属株式会社の設立……七三四
(六) 住友化工材工業株式会社の発足……七四一
(七) 大阪北港と住友ビルディングの合併による住友土地工務株式会社の発足……七五一

第四章　株式会社住友本社(下)―昭和二十～二十七年―

一　最高司令部の財閥解体方針と住友本社の対応……七九〇
(一)　敗戦に至るまでの住友本社の動向……七九〇
(二)　住友本社の戦後復興方針の対応……八〇六
(三)　最高司令部当局者への接触……八二三
(四)　住友本社自身による解体案の作成……八二七
二　住友本社の解散と連系会社及び住友家の対応……八七二
(一)　住友本社の解散……八七二
1　住友本社の事実上の解散……八七二
2　正式解散に至るまでの折衝……八七五
(二)　連系会社の対応……八八七
1　連系会社の経営管理組織の改編……八八七
2　連系会社幹部の更迭……八九一
(三)　住友家の対応……八九八
1　財産税の納付と住友家資産の激減……八九八
2　住友家と連系会社との関係……九〇三
三　住友本社解散後の現業部門の動向……九四〇

(一) 販売部門・日本建設産業(旧住友土地工務)から住友商事へ……九四〇
(二) 鉱山部門・井華鑛業(旧住友鑛業)から住友金属鉱山へ……九四三
(三) 林業部門・第二会社林業六社から住友林業へ……九四四
(四) 不動産部門・第二会社泉不動産から住友不動産へ……九四六
四 財閥商号と企業統治……九五〇
(一) 住友商号への復帰……九五〇
(二) 住友本社解散に伴う連系会社の企業統治……九五五
表一覧
人名索引
社名索引

第三部　株式会社住友本社

第一章

住友合資会社の解散と株式会社住友本社の設立

目　次

一　改組の目的とその経緯
(一)　問題の所在
(二)　財閥批判への対応と川田案
(三)　改組案をめぐる内部事情
(四)　改組案と統轄機能
(五)　改組案の決定
二　改組に伴う懸案事項の処理
(一)　相続税の問題
(二)　分家の問題
(三)　退職慰労金の問題
三　住友合資会社の解散
(一)　解散の法的諸手続
(二)　内外に対する改組の発表
四　株式会社住友本社の設立
五　改組に伴う会計処理
(一)　営業財産譲渡差益の計上
1　鉱山及び山林
2　有価証券
3　不動産
(二)　退職慰労金の清算
六　改組の帰結・住友家及び三分家会計の強化

一　改組の目的とその経緯

昭和十二年（一九三七）二月二十八日住友合資会社は解散し、翌三月一日株式会社住友本社が設立された。本章は、この改組の実態を明らかにしようとするものである。

(一)　問題の所在

二月二十八日総理事小倉正恒は、日曜日にもかかわらず午後一時合資会社本社に各店部及び連系会社の主管者を召集し、別室で開かれた合資会社解散の決議完了後、訓示を行い(資料1)、改組の理由を次のように説明した。

住友ノ各事業ガ非常ナル発展ヲスルニ伴ヒマシテ、合資会社ノ職責モ愈々重且大トナツテ参ツタ訳デアリマスガ、元来事業経営ノ形態ハ、事業ガ大キクナルニ従ヒマシテ個人組織カラ会社組織ニナリ、又同ジ会社ニ致シマシテモ合名会社ヤ合資会社ノ様ナ形態ノモノカラ株式会社ニ移ルトイフコト、之ハ自然ノ趨勢デアリマスガ、住友合資会社ニ於キマシテモ、事業ノ現状、内外諸般ノ情勢ニ鑑ミマシテ、住友ノ事業ノ健全ナル発達ヲ計リマス為ニハ、之ヲ株式組織ニ編成致シマシテ、新情勢ニ適合スル形態ヲ採ルモノデアリマスコトハ、ドウシテモ避ケ難イノデアリマシテ、此ノ形ヲ整ヘマシテ一層会社ノ基礎ヲ固メ、業務ノ刷新ヲ計リ、又事業ノ進展ニ資シタイト思フノデアリマス。而シテ之ヲ実行スル機会ハ、真ニ今日ヲ措テ無イノデアリマス。今日以後ニ於テハ実行スル機会ガ頗ル困難ニナツテ来ルノデアリマス。斯ル意味合ニ於テ株式組織ヲ断行シタ次第デアリマス。

しかし同時に小倉は、次の五点を上げて今回の改組によっても法人格の変更以外に実質的な内容の変更がないことを

明らかにした。即ち

第一点として

新設ノ株式会社住友本社ハ、明三月一日ヲ以テ設立致シマス。資本金ハ合資会社ノ資本金ト同様デ一億五千万円デ、合資会社ノ全従業員並ニ営業ヲ其ノ儘引継グコトニナッテ居リマス。事業ノ内容モ全ク従来ト変ラナイノデアリマス。合資会社ノ各店部モ其ノ儘株式会社住友本社ノ店部トナルノデアリマス。従来同様ノコトニナルノデアリマス。

第二点として

理財ノ得失トイフ点カラ申シマスト、合資会社ニナッテ居ッテモ、株式会社ニナリマシテモ税金ニハサシテ変化ハナイノデアリマス。矢張リ同ジ位ノ税金ハ取ラレルノデアリマス。寧ロ解散致シマストイフト清算所得ヲ沢山取ラレルノデアリマス。少ナカラヌ多額ノ税金、所得税ヲ取ラレルノデアリマス。然ルニデス、永イ将来ヲ考ヘ、又色々ノ場合ヲ想像シ、又種々ノ事業ノ進展トイフ意味合カラ考ヘマスト、ドウシテモ今日組織ヲ変更シテ置ク必要ガアル、ソレガ理財ノ得失トイフ点カラ見テ将来ニ亘ッテ考ヘマスト、ソレハ小サナモノデアル。コウイフ意味合カラ於キマシテ、コノ際家憲ノ精神ニ則リマシテ、組織ノ変更ヲ行フコトニナッタノデアリマス。

第三点として

新会社ノ組織ハ株式会社ト変ッテ居リマスガ、実体ハ従来ノ合資会社ト少シモ変更ハナイノデアリマス。矢張リ社長ガアッテ、社長ニ服従シ、社運ヲ導クモノデ、内部ノ職制モ何等変更ハナイノデアリマス。総理事ガアッテ理事モアルノデアリマス。即チ株式会社住友本社コノ新会社ハ従来ノ合資会社ト同様ニ、住友ノ事業ノ中枢デ、其ノ統制ヲ図ルコトヲ職分トシ、兼ネテ又直轄営業ヲ持ッテ、事業ノ健全ナル発展ヲ図ルノハ少シモ変化ハナイノデアリマス。

第四点として

株式会社トナリマシタ以上、広ク各方面ヨリノ資本進入モ可能トナルノデアリマス。又企業ノ経営等モ変ツテキマスガ、然シ今ドウシヨウトイフ考ハアリマセヌ。企業形態トシテ必要ナル場合、何時デモ広ク公開スルモノデアリマス。又企業モ経営ヲ社会化シ得ルヤウナ機能ニ予メシテヲクコトガ必要ト私ハ思フ。必要ニ迫ラレタ場合ニアワテフタメイテコトヲスル等ハ、私ノトラヌコトデアリマス。

第五点として

私事ニ亘ツテ恐縮デスガ、最近紙上デ住友ノ幹部ノ異動トイフコトヲ取沙汰シテ居ル向モアルガ、アレハ全ク根拠ノナイ浮説ニ過ギナイ。私ハ依然トシテ総理事トシテ及ズナガラ住友家ノ為ニ働ク積リデ居ル、株主ノ方モ同様デアリマス。

であった。これを裏返せば改組の目的は、税金の面で一時的な出費を覚悟しても、長期的にみて事業の進展に対応できる組織にしておくこと、またそれにより必要な時には外部資金の導入も可能にすることを視野に入れ、予め準備することであり、その意味で株式会社の設立それ自体が目的になるということになる。それでは何故この時点で組織の改革が行われ、且つその形態として株式会社が選択されたのであろうか。

(二)　財閥批判への対応と川田案

昭和七年三月三井合名理事長団琢磨が血盟団員のテロにより暗殺されて以来、三井は方向転換を行って社会の批判・攻撃をかわそうと試みた。団の死の翌月三井合名は三菱合資とともに各一〇〇〇万円の満洲国に対する借款の供与を申し出た。昭和八年に入ると三井一族が三井系企業の役員を辞任したり、三井系事業会社の株式が公開される動きがみら

れたが、九月三井銀行常務池田成彬が団の後継者として三井合名筆頭常務理事に就任すると、改革は一層加速された。三井合名は団の死後から相次いで大口の寄附を行ってきたが、昭和九年四月三〇〇〇万円を出資の上、寄附活動機関として財団法人三井報恩会を設立した。さらに池田は昭和十一年四月役員停年制を実施し、自らその第一号として三井合名筆頭常務理事の職を辞任した(1)。

このような三井の方向転換現象を、ジャーナリズムは当時の共産主義者の転向になぞらえて「財閥の転向」と称し、三菱・住友もまた当然三井に追随するものと予想されていた。既に「住友合資会社(下)」で述べた通り、住友合資会社による昭和七、八年の満洲関係の大口寄附や昭和九年の近畿地方風水害(室戸台風)義捐金一〇〇万円、社会教化事業団体寄付金二二万円、東北地方冷害義捐金二〇万円等の大口寄附、或いは昭和九年の住友化学、昭和十年の住友金属の各株式分譲は、その一環とみることができようが、この間家長住友吉左衛門が昭和九年六月にまず大阪税務監督局管内近畿二府四県の所得番付のトップと大々的に報道され、次いで昭和十年八月には三井家、岩崎家を抜いて全国の長者番付のトップに上がり、財閥批判の矢面に立たされることになると、この程度のことで事態が収拾されるとは考えられなくなってきた。

その同じ八月常務理事川田順は、昭和十一年四月三十日付の川田夫人の日記によれば、総理事小倉正恒に対し、改組の意見書を提出したという(以下夫人の日記の記述のまま、問は川田和子、答は川田順)。

問　昨年八月小倉氏へ提出されしといふハ如何なるコトカ。

答　簡単ニイヘバ今ハ銀行ヲ初メ住友ノ事業全部合資会社ノ下ニアル。コレデハイカヌ。銀行とワケテ、ソノ下ニ信託、保険。合資ノ方ハ鉱山、工場ノ方ヲ見ルト云フ工合。

問　ソレハ果シテイ、コトデアロウカ。

答　イヽニ定マツテ居ル。会社ノ仕事ノ上カラモ、社会的ニモ。今ノヤウニ中央集権制度ノ処ハドコニモナイ。事業ガ小サイクセニイバツテ、世間カラモニクマレル。又ソレヲ統カツスル総理事ナンテ、コレカラノ人ニハ、人物カラ云ツテモ、経歴カライツテモ、ナル人無シ。仕事ヲ分ケレバ、銀行ハ銀行、合資ノ方ハ理事長トデモシタラ若イ人デモ、イクラデモヤレル人ハアル（註、川田によれば「幸に古田俊之助はじめ、二、三の適任者が居て、将来の総理に事欠かなかつた」(2)）。小倉氏ハ銀行ノ支店長モシテ居ラレタリ。コノ頃ハ分業故何モカモ分ル人ナド無シ。

問　ソレホドイヽコトナラ、ナゼモツト早ク誰カ考ヘツカザリシヤ。

答　各自ノ仕事ニ追ハレ、其余ユウナシ。考ヘルノハ総理事カ自分ナリ。総理事ハ矢張リ時世ニウトシ。

問　八月ニ進言サレシ時ハ。

答　考ハヨイガ未ダ時機ガ早イトイワレタ。其内二月二六日ノ大事件ガ起ツタ。其アト再ビ進言シタ。グズグズシテヽハイケマセン、早クナサイマセ。大ニ考ヘラレテ賛成サレタ。

この結果小倉の命により、後に述べるような改革を検討する委員会が設置されたものとみられる。しかし十一年四月末池田成彬が停年制の実施により三井を去ったその直後の五月九日、既に住友においては停年制が採用されて十数年を経過していたが、停年延長中の小倉（M8生）の他理事の八代則彦（M5生、銀行会長兼専務兼務）、松本順吉（M6生、監事兼務）、今村幸男（M7生、信託常務兼務）、の四人を残して、停年までまだ五年半も余す川田順（M15生）本人が退職した。その直後五月十三日付の夫人の日記によれば、夫妻は次のような会話を交わした。

和子曰ク、コンド御ヤメニなつたわけが分つた。ソレハ時代ノ情勢ニテ財閥ノ更生モ問題ニナリ、アチコチ行ハレ、住友モ噂サレテイタ。ソレニハドウシテモ上ノ人が退カネバ、新進ニ途ヲ開クコト能ハズ。トイツテ小倉氏ガ

退カル、ワケニモ行カズ。ソレデ御自分ガ社内ノ空気ヲカエルタメニ引カレタノデセウ。

答　アンタ仲々ヨクワカル。ソウダ底ニハソレガアル。色々着物ハキテイルガ骨ハソコダ。

問　デハ時代ノ犠牲ニナツタワケネ。

答　犠牲デハナイ時代ヲ導イタノダ。

問　デハソレニ習ツテヤメル人出テクルカシラ。

答　ナイネ。シーントシテヰル。

その後株式会社へ改組される直前の昭和十二年一月十七日付の大阪時事新報は「揺らぐ住友王国、金融部門から製造部門へ、陣容格段に若返るか」と題して、次のように報じた。

二・二六事件を契機とするわが政治、経済の新局面に直面した所謂大財閥の時代順応は、果して方向転換であるかどうかは問題としても、一応首脳陣営の編成代へは三井、三菱の場合急テンポに一段策を終つたのであるが、期待されてゐた住友財閥においても、既報の如く漸く幹部引退による新陣容の建設期が切迫して、合資傘下の各部門にもその実現期待の空気が濃厚となつてきた。しかも伝へられる刷新の動きは、現首脳に逸早くその意図があつたかどうかは別として、財閥内部の各社間中堅層に勃々として首脳部の決断を早めんとする雰囲気あるは注目されるところである。要は

一、一役完了して今日までの基礎固めを終つた長老に、この時代的好機に一斉引退するも可なり、後継人材も得るに苦しまず。

一、同時に従来の金融部門偏重を脱して製造工業部門重視へと転換、新編成の首脳による新しき指導精神を以て、軍需工業の新発展へと臨むべきで、特にこの産業部門に重点を置くことは、三井三菱両財閥の行き方にみても明

らかなところで、この点時代認識を確然たらしめねばならない。

一、陣容一新に当つては飽まで清新の氣を注入すべく、人材の抜擢に果断を要すべく、従来の如く稍もすれば席次順に捉はれるが如きは極力排すべきで、これのみが住友独自の伝統の鞏固さを培養してきたとみるは誤りである。

等の要望、意識が内蔵してゐるものであらう。（後略）

この記事の内容は、先に述べた川田案そのものであり、且つ続けて住友でも昨年かかる動きがなかったわけではないとして、川田順が「老人退くべし」と強調して自ら退いたと紹介しているので、これは川田自身が改組に応じた小倉に圧力をかけるためにリークしたものではないかと想像される。そしてこのような状況を考慮したからこそ、小倉は前記訓示の第五点のようにわざわざ幹部人事に言及することになったとみられる。

(三)　改組案をめぐる内部事情

小倉の訓示では、今回の改組が「事業ノ現状、内外諸般ノ情勢ニ鑑ミ」て避け難いと言っており、そこに財閥批判への対応という要素があることは窺われるが、それはまだ表面には出ていない。また川田案は改組に名を借りて、自分の辞任に幹部の若返りを抱き合わせようとするものであったが、川田の辞任には多分に本人の個人的問題があったことからみても（「住友合資会社（下）」の「一(二)　日本の政局の推移と常務理事川田順の退職」参照）、それは小倉の容れるところではなかった。すなわち川田が提案した古田の起用そのものについては、後に古田が小倉の後を継いで総理事になったので両者の意見は一致していたと思われるが、小倉、川田の他に前記八代と松本及び今村の三人が同時に退職したとしても、なお古田（M19生、M43東大工・採鉱冶金）よりも上席に、銀行常務大平賢作（M13生、M37東京高商専攻部）と生命専務国府精一（M13生、M39東大法）の二人がおり、かって小倉が八代を越えて総理事に就任したように、古田をこれら二名を飛び越

して総理事に抜擢することは困難であり、それが川田をして上記のような金融部門を分離する改組案にせざるを得なかった最大の原因であろう。事実その後小倉が停年を延長して総理事を続けている間に、昭和十二年十一月今村、十三年一月八代、松本が相次いで退職し、十四年一月には古田は国府の上席へ上がり、十五年二月大平が停年退職すると、古田は自動的に小倉の次席となって十六年四月の小倉の退職を迎えることとなるのである。

このようにみてくると当時小倉には総理事を辞任する意向は毛頭なかったし、金融部門就中銀行についてもすでに述べた通り銀行の主管者八代則彦に対して、八代が小倉より年長であったので、小倉が総理事に就任した後も住友内部の八代の席次を小倉の上に置いたままにしておき、昭和八年に八代の停年延長期限が来る前に停年規程を改正してまでも、その再延長を図る(それはとりも直さず小倉自身の停年の再延長を意味したが)など、それなりの処遇を行っていた。その上平塚正俊(T12東大法、当時総務部庶務課文書係、のち本社庶務課長、住友金属常務・専務・副社長)によれば、もともと銀行の設立以来住友本店・総本店・合資会社を通じて、銀行と本社の間には次のような関係があったという(3)。

こうした戦時体制になる前から(註、戦時体制になって連系会社に対する本社の統制が及ばなくなる前から)、銀行だけは他の店部ほどには、本社の統制が及ばなかったのですが、これは根拠があって、本社はあまり口出ししないという密約のごときものが文書になっていたということです。このことは後から知ったのですが。(註、このような文書が存在したかどうかは、確認されていない。家長、総理事、銀行主管者三者の了解事項として引き継がれてきた可能性が高い。)

このように住友内部の事情について小倉としては、差し当たり川田のいうような人事問題は棚上げしたまま切り抜けられるとしても、住友家の相続税問題には何らかの対応を迫られており、この面から改革の必要性が認識されていたので、首脳人事とは別個に改組が検討されることになった。すなわち川田順が提案した改組案のうち、連系会社を産業部門と金融部門に二分するという案は採用されなかったが、合資会社を清算して、住友家が直接大株主として各連系会社

を支配し、その管理は理事会が代行するという案は、改組案を検討する委員会に於いて合資会社総務部の案となって現れた。改組案の作成について大沢忠蔵（T11東京商大専、当時経理部商工課のち本社商工課長、日本電氣経理部長）は次のように述べている。(4)

昭和十一年頃住友本家の相続問題を研究しろという命令を受けた。委員長は山本経理部長、委員は河井総務部長（註、河井昇三郎、T4東大法、のち本社監事・常務理事、大阪建物社長）、神田鉱山課長、小林商工課長、中田会計課長、主計の大西さん、水島さん、商工課の私の七人であった。今想像するに、家長さんに万一のことがあった場合、相続税が莫大なものになるので、その対策を考えろということでなかったかと思う。総務部は合資会社を解散（清算）し、財産を全部本家に返すよりほかはないという結論に達した。そうすれば本家はいろいろその中から税金を払えるが、合資会社の持分では払えないということであった。

これに対し、私（経理部）は、今の合資会社を株式会社にするのがよいという意見を述べたところ、それを文書にまとめて呉れということになり、提出した記憶がある。この案は改組の機会に合資会社の財産の一部を本家に譲る。本家はそれでもって相続税のタネをつくろうということであったと思う。

河井さんはいろいろ考えられた末、株式会社案を採用され、十一年十二月三十日の理事会で決定された。

平塚正俊によれば、今回の改組の趣旨は、合資会社が大きな含み資産を擁することになった反面、職員退職慰労金等潜在的な負債も累積しているので、これらを一度洗い直して、増大した資力を表面に出し、整理できるものは整理して、将来の経済的、社会的変動を乗り越えて、永く住友全体の事業の統一を保って秩序ある発展を続けようということであったが、(5)この点を委員会が検討する段階で、川田が提案し、総務部が継承した合資会社清算案は姿を消した。その詳細は明らかでないが、そこには後述するように統轄機能に関する総理事小倉正恒の意向が反映されていたとみられる。

十二月三十日の理事会に提出された委員会の改組案「増税案ノ影響ト之カ対策ニ付テ」は、「一、増税ノ影響ニ付テ」「一、特ニ相続税ニ付テ」「一、改組案ニ付テ」「一、分家ヘノ贈与ニ付テ」の四部から成り、その序に於いて改組の必要性を次のように述べていた。

今次税制改正案(註、税制改正の動向については「二　改組に伴う懸案事項の処理」参照)ノ住友財団ニ及ボス影響ヲ観ルニ、合資及連系会社ヲ通ズルトキハ、総純益ニ対シ現行税ニ於テハ約三割ノ課税ニシテ、改正案ニ於テハ五割ノ課税トナリ、尠カラザル増課ナリト雖モ、其ノ最モ甚大ノ影響ヲ受クルハ本家ナリ。

即チ本家ニ於テハ、所得ノ殆ド全部ヲ占ムル配当収入ニ対シ、従来ノ四割控除ヲ失ヒ、税率ノ苛増ト財産税ノ新設ト相俟ツテ、配当収入三〇〇万円ノ場合ニ付現行法ニ於テ約二割ノ課税ニ止ルモ、改正案ニ於テ一躍七割ヲ課税セラレ(四百万円以上ノ収入ニ対シテハ四分ノ三ヲ徴収セラル)、殆ド余資ナク積立ヲナシ難キコト、ナル。

而モ一旦相続起ランカ、現行法ニ於イテハ約一三%ノ課税ナルモ、改正案ニ於テハ約三五%ニ躍進シ、総財産ノ三分ノ一強ヲ徴収セラル、コト、ナル。然ルニ本家ニハ納税資源トシテ株券約千万円アルニ過ギズ、借入金又ハ増配ニヨリ之ヲ支弁スルコトモ至難ニシテ、結局合資会社ノ減資返戻金ヲ以テ、大部分ノ税金ヲ調達スル外ナシ。然ルニ現状ヲ維持センカ、数十年後若ハ第二回以後ノ相続ニ於テ、減資不能トナリ容易ナラザル事態ニ逢着スル虞アリ。故ニ現行税下ニ於テ、之ガ打開ノ方策ヲ講ジ置ク必要アリ。其ノ一方策トシテ考ヘラル、ハ、合資会社ノ改組ニヨル株式会社及證券会社ノ設立、本家会計ノ強化並贈与ニヨル分家会計ノ強化、財団法人設立等ヲ実施スルニアリ。之ガ為臨時ニ千五百万円(評価ニ依リ或ハ最高二千万円迄)程度ノ税金ヲ負担セザルベカラザルモ、其ノ大部分ハ三、四十年間ニ回収セラルベク、且若シ税率低キ現行法施行期間ヲ逸センカ、今後再ビ本対策実行ノ機会ナカルベク、悔ヲ千載ニ貽ス虞ナキニ非ズ。故ニ今後議会ニ於ケル税制審議ノ状勢ニ依リ、愈税率苛増ノ見極メ付クトキハ、即

改正案実施ニ先ダチ住友家百年ノ長計ノ為、本案断行ノ外無カルベキ歟。尤モ本案ハ一部未定稿ニ属スルヲ以テ、之ガ具体化ニ付尚慎重御審議ヲ願度シ。（註、證券会社は本家及び三分家の納税対策としての財産管理会社を意味し、財団法人は連系会社株式を保有し公共的寄付行為を担当する、こうした證券会社や財団法人の設立は結局これらを設立するだけのメリットがないという理由で見送られた。）

(四)　改組案と統轄機能

右改組案には、合資会社を改組して株式会社を単独で設立するか、或いは株式会社に證券会社と財団法人を抱き合わせ三本立てで設立するか、の二案が並記されていた。しかし両案を通じて、設立される株式会社の性格については、「株式会社ヲ以テ事業統制ノ中枢トスルコト現在ノ本社ノ如シ」と註記されていた。「住友合資会社の設立」で述べた通り、合資会社においては財産出資の代表社員である家長と労務出資の代表社員である総理事が肩を並べるという同族会社としては画期的な形をとり、ここに住友番頭政治は確立されたものとみられていたが、その後の「住友合資会社」の各章でみる通り、それでも同族会社の常として合資会社の経営に当たり住友家の影響力を排除することは不可能であった。しかし時局の推移によっては経営方針を大きく転換する必要が生ずるやも知れず、それに備えて小倉は摩擦を起こさずに経営陣への権限の一層の集中を図ることを考えていた可能性がある。すなわち小倉が財閥批判をかわす必要を感じて合資会社を株式会社に改組したとみることもできるが、それと同時に、住友家が全株を出資して家長が社長に就任していたとしても、取締役会を商法上の形式的なものとして総理事の主宰する理事会が経営の実権を握ることによって、この機会に実質的に所有と経営の分離を実現し、住友番頭政治の徹底を図ろうと考えたとしても何等不思議ではなかった。この点について住友寛一ものちに次のように指摘している。(6)

住友本社の様に株を公開しない会社であり乍ら、一族が殆ど仕事に関与してゐない為、重役を監督するものがないから重役が楽すぎると云ふ人がある。たとへば株式を一般に公開してゐる会社ならば、重役は株主に制肘せられるし、また他の財閥の様に同族が直接事業に関与してゐる所では同族に制肘せられる。（尤も、三菱は主人側に力があるが、三井などはやはり番頭政治であると云はれてゐる。併し住友程ではない。）

然るに住友では財閥会社であり乍ら然も同族が全然仕事に関与してゐないから、何でも重役の自由に出来る。その為やり過ぎると云ふ弊も起きると云ふ。

自分はこの事を或る重役（註、総理事小倉正恒か）に話したら、彼はそれはさうかも知れない。併しそれだけ責任が重い訳である。と云つてゐたが真に責任を有つて呉れゝばいいがと思ふ。（中略）

一方家長を祭り上げて置き乍ら、またその反面に住友では総理事に大きな権能を与へ過ぎてゐる様に思ふ。（昭和十八年五月）

一方株式会社案に対し委員会の段階で検討された清算案では合資会社は解散することになり、川田案の如く連系会社を支配する住友家の経営委託を受けて、各連系会社の社長を理事とし、すべての連系会社の会長を兼務する総理事とで構成する理事会が統轄機関となるが、それが果たして機能するか否か疑問とされたと思われる。同様の考え方を示すものとして、改組案が提出された理事会において株式会社の他に前述の如き證券会社を設立するのであれば、いっそのこと合資会社の持株をすべてこの證券会社に集中してしまえば、株式会社を設立しなくともそのまま合資会社を温存することができるのではないかという提案がなされ、これに対し次のような議論があったことが記録に残されている。

次ハ合資会社ノ偉大ナルコトヲカムフラージスル為ニ、證券会社ヲ設立スル案デアリマシテ、合資会社ハ此儘トシテカムフラージヲナシ、證券会社ノ方ヘ連系会社其他ノ株ヲ移ス案デアリマシテ、連系会社ノ金繰等ハ此證券会社

デ司ルコトトシ、現在ノ如ク合資会社ノ金融ヲデイスターブシナイ様ニスル。而シテ連系会社ノ株ハ右ノ證券会社ヘ移ルガ、合資会社デハ連系会社ノ統制上人事関係ダケヲ合資デ握ルコトトスル。即チ合資ノ参与、参事等ノ外ハ連系会社ノ重役ニシナイト云フ様ニシテ、統制スルト云フ案デアリマスガ、之ハ未ダ充分研究サレタノデナク、若シ之ガ宜イト云フコトトナレバ色々研究セネバナラヌト思フガトノコトデアリマシタガ、株ヲ有セズシテ人事ダケデ其会社ヲ統制スルト云フコトハ、之ハ殆ド不可能事ニ属スルノデハナイカ、相当株ヲ持テオツテモ往々ニシテオビヤカサレル状態デアルノニ、之レデハ設立シタ当座ハ或ハ目的ヲ達スルカモ知レヌガ、年月ノ経過ト共ニ有名無実トナツテ終フダロウ。要スルニ統制ノ根拠ガ無クナルコトニナルカラ之ハ考ヘ物デアリ、相続税支弁ノ上ニ於テモ本家ヲ強化スルコトトナルコト少ナク、之ノ案ハ一応此儘見送ツテハドーカト云フコトトナリマシタ。

こうした財閥の統轄機能をめぐる問題が如何に重要であるかを実証するものとして、池田成彬引退後改組の遅れた三井では、昭和十五年八月三井合名を三井物産に合併させ、これとは別に新たに統轄機関として三井同族組合の下に「三井総元方」という事務所を設置したが、傘下企業の株式を所有していない三井総元方は統轄を行いうる法的な根拠(株主の権利行使)を欠いており、結局「住友合資会社(中)」で述べたように三井総元方総務部長代理江戸英雄が住友本社を調査した結果等を踏まえ、昭和十九年三月株式会社三井本社を設立するに至った経緯がある(7)(註、三井物産が三井本社に商号変更されて、廃止の三井総元方を吸収し、商事部門を新たに設立した三井物産に譲渡する形をとった)。

先の議論はまた合資会社の統轄機能に関し、合資会社が従来のように連系会社の起業を自社の資金繰りの枠内に収めることができなくなったこと、換言すれば合資会社は軍の意向に従い連系会社の起業を承認しても、必要な資金を内部調達できなくなったので、これまで通り統轄機能を発揮しようとすれば、連系会社に対しまず各社自身で銀行借り入れ、増資、社債発行など採り得る資金調達の手段を考えさせ、その打ち合わせによって本社が銀行や信託に対し指示すると

いう関与の仕方に転換せざるを得なくなったことを示している。この傾向は住友本社になってもますます強まることが予想されたので、小倉は冒頭の訓示(資料1)において次のように述べている。

国家ノ産業ガ拡充ヲ要求シテ居ル場合ニ於テハ、ドウシテモ財界ニ於ルモノノ使命トシマシテ、コノ機会ニ於テコノ設備ノ拡張、国策ノ遂行ニ当ツテ行クコトガドウシテモ必要デアルト思ヒマスノデ、私ハ深クコノコトニ付テ、各会社夫々ノ立場カラ、夫々具体的ニ細カニ御研究ヲ願ヒタイ。資金ノ調達方法ニツイテハアラユル考慮ヲ払ヒマシテ、サウイフ拡張ヲナス際如何ナル方法デ資金ヲ得ルカ、各会社夫々ノ立場デ適切ナル御考慮ヲ願フト云フコトヲ、コノ際特ニ申上ゲテ置キタイ。

この後昭和十八年十月に至って住友銀行専務大島堅造が本社監事に転出するが、小倉の後を継いだ総理事古田俊之助について「産業界の出身だけに金融という産業の死命を制する大きな力について、じゅうぶんな認識を持たなかった」と述べて、転出の経緯を次のように明らかにしている。

私が戦争の末期に、生涯を托した銀行から住友本社に転出したのは、古田さんの言によると、この重大機に金融の専門知識を持った常務重役が本社に一人もいないから、それを補うために貴君をわずらわすしだいで、それには家長さんも、小倉前総理事も異議はないとのことであった。その点に気づかれたとすればたいへんよかったが、時期はすでに遅かった。

その大島は総理事小倉正恒の人となりについて、

小倉さんは漢学に長じ、昔の儒者の面影があった。よく物事に気がついておられるのだが、われわれに対しては細かいことは少しもいわれない。しかし、そうかといって、何でもかでもOKではなく、越ゆべからざる一線は断じて譲らない方であった。将に将たるの才とは小倉さんにぴったりと当てはまる言葉であろう。

と述べているが、大島が第二次大戦後財閥解体に関連し、連合国最高司令部との折衝に当たった際、当時最高司令部の意向は戦争協力者として財閥の首脳者を懲罰に付するのではないかと思われる節もあったので、累が住友家にも及ばんとする心配もあったといわれる。経済科学局長クレーマー大佐が住友本社に来訪した際、大島は古田総理事の通訳を務めたが、大佐が住友家主人に面会したいと申し出たのに対し、古田が主人は住友の事業に関与せず、一切を総理事に任せており、自分は全責任をもって仕事を統率してきたから、質問には何でも答えると断言できたのも、この小倉による改組の賜といっても過言ではなかろう。(8)

(五)　改組案の決定

改組案は最後に改組及び贈与の実施期日を「清算所得税ハ、明年四月一日施行セラル、モノト予想セラル、ヲ以テ」昭和十二年三月末までとしていたので、人事課長香川修一（T13東大法、のち住友電工常務・常任監査役）によれば、昭和十二年の年明けから次のようにして懸案事項の処理案の検討と平行しながら改組案の詳細は決定された。(9)

十二月三十日の理事会で、退職慰労金の制度改正と同時に、本社の改組問題の協議が始まった。退職慰労金については人事課、改組については庶務課ということで、協同しながら進めることになり、殆ど三日にあげず理事会を開き、店部長の会議を行い、二転三転して二月十五日に最終の理事会で具体的に決めることになった。

この決定の直前の二月六日残された社内資料によると極秘裡に進められていた住友合資会社の改組について、次のようなニュースが流されたとして、改組が急がれることとなった。

某通信社の特種として、今回住友合資会社の組織変更に関し左の通信を発して居る。

住友は、今回突如として同族会社たる実体であった合資組織を株式会社組織に変更した。而して其の表面の理由と

する処は、時代の変遷に順応する為だと称へられて居るが、之れは単に世間を欺瞞するの口実で其の真意は、今回改正せられんとする所得税法案の租税増徴を免れんとする巧妙なる手段に外ならない。若し三井、三菱の両財閥を始め、他の諸財閥が之れに倣はんとする場合は、政府は如何なる方策に出るであらうか。必ずや其儘で看過する事は無らう。幸か不幸か三井、三菱其他の財閥が、今の処別に組織変更を行ふが如き模様がない為めに、住友の組織変更は、一は政治の中心を離れた大阪に本拠を有する関係上、比較的一般の視聴を惹かざると、他は三井、三菱の両財閥が今の処静観の態度を持して居る為めに、社会の指弾を免れて居るのである。云々。

人事課長香川修一はこの慌ただしい改組の模様を日記に次のように記している。

二月十五日(月)十時から理事会、大体決定を見る。細目にも亘る。五時にすんだ。やれやれ之で終末まで来たと思はれる。次回は二十三日である。

二月十六日(火)昨日の後仕末に狂奔。実に廊下を何度走り廻ったことか。明日は主管者に内示の日である。その準備をする。愈々二十八日解散、三月一日住友株式会社設立、新規程発表と云ふことになる。もう一奮発である。

この結果、二十三日(火)の理事会にかけられる最終案が印刷にまわされ、総理事小倉正恒は十八日(木)に上京した。ところが大沢と神田勇吉によれば、上京中の小倉から次のような電話がかかってきた。(10)

大沢　新会社の名称を私は「住友株式会社」としていたが、十二年の春(註、二十三日の理事会に提出された改組案には住友株式会社とすでに印刷済みであり、それをペンで株式会社住友本社と書き直しているところから判断すると、この電話は理事会前日の二十二日(月)のことか)になり、小倉さんが東京から電話をされ、「住友本社」にせよということであった。私共は聞き馴れないものだから、「住友神社」みたいですなと笑っていたものです。

神田　私もその委員会の末席にあったが、大沢さんのお話の通りで、「住友本社」には皆あっといったものだが、その後三井でも、三菱でも真似をするようになったし、我々も段々いい名前だと思うようになった。

大沢　その時はいい名前だと思わなかった(笑)。

「住友本社」なる名称は、住友本家あるいは住友本店の系譜からいえば、何ら奇異なものではなかった筈であり、また単に「本社」という名称は、既に合資会社発足以来合資会社の本社(各店部ヲ包含セサル)を指す言葉として慣用的に使用されていて、その後昭和三年七月の社則制定の際に、その使用が正式に規定されていた(「住友合資会社(中)」の「一(社則の制定」参照)。それが大沢や神田のいうように、小倉から指示された時に相当違和感を抱いたということは、「本社」という名称が彼らにとっては住友ビルディングという場所や店部・連系会社に対する本部のイメージと余りにも強く結びついていて、会社の商号という抽象的なものとは結びつき難かったからであろうか。

二十五日(木)「住友株式会社」となっていた新会社の商号をすべて「株式会社住友本社」に印刷し直された最終改組案が理事会で承認され、総理事小倉正恒は、出社していた家長に対し改組について説明し、その了承を得た(資料2)。

(資料1)

昭和十二年二月二十八日主管者に対する総理事小倉正恒の改組に関する訓示

本日ハ御多用ノトコロ、且又日曜日ニモ拘リマセズオ集リヲ願ヒマシテ、遠隔ノ地ニオ出ノ人モ段々オアリノコトデアリマスガ、全員ノ御出席ヲ得マシテ、誠ニ感謝ニ堪ヘナイ次第デアリマス。

扨本日住友ノ事業ノ中枢デアリマスル住友合資会社ヲ解散致シマシテ、其ノ営業ヲ新ニ創立セラレマスル株式会社住友本社ニ属スルコトニナツタノデアリマス。先刻社長様以下総社員ノ同意ニ依リマシテ、解散ノ決議ヲ致シマシタ訳デアリマス。而シテ新設ノ株式会社住友本社ハ、明三月一日ヲ以テ設立致シマス。資本金ハ合資会社ノ資本金ト同様デ一億

五千万円デ、合資会社ノ全従業員並ニ営業ヲ其ノ儘引継グコトニナツテ居リマス。事業ノ内容モ全ク従来ト変ラナイノデアリマス。合資会社ノ各店部モ其ノ儘株式会社住友本社ノ店部トナルノデアリマス。従来同様ノコトニナルノデアリマス。

御承知ノ様ニ住友合資会社ハ大正十年一月ノ設立デアリマス。従来個人組織デアリマシタ住友家ノ事業ヲ、会社組織ニ改メタモノデアリマス。爾来今日迄十有六年ノ歳月ヲ経過シ、其ノ間亦幸ニ社運ノ順調ナル発展ヲ見マシテ、其ノ直営事業ノ内倉庫、化学工業、伸銅鋼管、別子鑛山、炭礦、機械製作等モ相次イデ分離独立シタノデアリマス。而ウシテ夫々別個ノ株式会社トシタノデアリマス。又信託、生命保険、ビルデイング、アルミニウム製錬、満洲鋼管等新事業モ創立致シマシテ、之亦株式会社トナツタノデアリマス。今日ニ於キマシテハ連系会社ノ数モ十五社ノ多キニ及ンデ居リマス。尚此ノ他近来ハ内外各般ノ事業ニモ投資関係ヲ有シマシテ、自然営業ノ範囲モ著シク広汎多岐ニナツテ居ルノデアリマス。又其ノ業績ハ時局ノ影響モアリマスガ、何レモ頗ル好調ヲ呈シテ居ルコトハ誠ニ御同慶ニ堪エナイ次第デアリマス。又之ヲ内容ノ上カラ見マシテモ、此ノ期間ニ於キマシテ会社ノ資力モ著シク充実シテ居ルノデアリマス。此レハ誠ニ皆様ノ一方ナラヌ御骨折ト思ヒ、感謝ノ念ヲ禁ジ得ナイノデアリマス。深ク御礼申上ゲル次第デアリマス。

斯ノ如ク住友ノ各事業ガ非常ナル発展ヲスルニ伴ヒマシテ、合資会社ノ職責モ愈々重且大トナツテ参ツタ訳デアリマスガ、元来事業経営ノ形態ハ、事業ガ大キクナルニ従ヒマシテ個人組織カラ会社組織ニナリ、又同ジ会社ニ致シマシテモ合名会社ヤ合資会社ノ様ナ形態ノモノカラ株式会社ニ移ルトイフコト、之ハ自然ノ趨勢デアリマスガ、住友合資会社ニ於キマシテモ、事業ノ現状、内外諸般ノ情勢ニ鑑ミマシテ、住友ノ事業ノ健全ナル発達ヲ計リマス為ニハ、之ヲ株式組織ニ編成致シマシテ、新情勢ニ適合スル形態ヲ採ルモノデアリマスコトハ、ドウシテモ避ケ難イノデアリマシテ、此ノ形ヲ整ヘマシテ一層会社ノ基礎ヲ固メ、業務ノ刷新ヲ計リ、又事業ノ進展ニ資シタイト思フノデアリマス。而シテ之ヲ

実行スル機会ハ、真ニ今日ヲ措テ無イノデアリマス。今日以後ニ於テハ実行スル機会ガ頗ル困難ニナツテ来ルノデアリマス。斯ル意味合ニ於テ株式組織ヲ断行シタ次第デアリマス。

少シ余談ニ亘ルト思ヒマスガ、此ノ住友ノ御事業ノ三百年ニ亘ル歴史ヲ顧ルトキ、ソコニ二ツノ大イナル事業精神ガ厳存シテ居ル様ニ考ヘルノデアリマス。明治十五年ニ住友家ノ家法ガ制定ニナツタノデアリマスガ、其ノ家法ノ第一款家憲ト題シテ書イテアリマス其ノ初款ノ中ノ条文ノ第三条ニハ「我営業ハ確実ヲ旨トシ、時勢ノ変遷理財ノ得失ヲ計リテ之ヲ興廃シ、苟クモ浮利ニ趨リ、軽進ス可ラズ」トアリマス。而シテ其ノ家法ノ巻頭ニ広瀬宰平翁ノ緒言ガアルノデアリマス。其ノ緒言ノ中ニ、此ノ家法制定ノ謂ヲ述ベテ書イテアルノニ「二百五十余年慣用シ来タツタ良法ニ基キ、今日ノ家法ヲ作リ上ゲタ」トアリマス。二百五十年ニ亘ツテ住友家ハ此ノ精神ガ厳トシテ存在シテ居ツタ。即チ之ヲ云ヒ代ヘテ見マスレバ、信用ヲ重ンジ確実ヲ旨トスルト云フコトデアリマシテ、之ハ私ハ三百年来毫モ変ラズ又変ツテハナラヌト思フノデアリマス。時代ガドウユウフウニ変ツテモ、其精神ハ立派ニ伝ヘテ行クベキモノデアリマス。之ニ伴ヒマシテ、時勢ノ変遷理財ノ得失ヲ計ツテ、事業ヲ弛張興廃サセル精神ハ、其ノ時代場合ニ適応シタル制度組織ヲ採用シ、時勢ニ応ジテ不断ノ進歩発展ヲナスコウイフ精神デアリマス。色々ノ史説ハ申シマセンガ、鴻池ノ興ツタ時ニ熊沢蕃山先生ガ鴻池家ノ家法ヲ作ツタノデアリマス。鴻池家ノ祖先ガソレ以来其ノ家法ヲ守ツテ今日ニ及ビ、住友家ニ与ヘタモノアルコトガ記録ニ残ツテ居リマス。私ハ住友家ニ於キマシテモ明治維新ノ大変革ニハ相当影響ヲ受ケタノデアリマスガ、其ノ際前途ヲ過ルコトナク此ノ難関ヲ乗リ越エテ今日ノ家運ノ隆昌ヲ見タルハ、此ノ精神ニ因ルモノト私ハ確信シマス。此ノ時代ニ適応シタル幹部ガ、時勢ノ変遷、理財ノ得失ヲ計ツテ事ヲナサツタ結果、今日アルモノト深ク信ジタノデアリマス。此ノ意味ニ於キマシテ私ハ此ノ今日ノ組織ノ変更ハ、此ノ外ニナイト考ヘルノデアリマス。

時代ノ変遷ニ付テハ縷々申述ベマシタガ、今日ニ於テハ、同族会社トイフモノハ合資会社ニ致シマシテモ合名会社ニ致

シマシテモ、段々株式組織ニ更ルトイフノガ時勢ノ趨勢ニナツテ居ルヤウデアリマス。而シテ又理財ノ得失トイフ点カラ申シマスト、合資会社ニナツテ居ツテモ、株式会社ニナリマシテモ税金ニハサシテ変化ハナイノデアリマス。矢張リ同ジ位ノ税金ハ取ラレルノデアリマス。寧ロ解散致シマストイフト清算所得ヲ沢山取ラレルノデアリマス。少ナカラヌ多額ノ税金、所得税ヲ取ラレルノデアリマス。然ルニデス、永イ将来ヲ考ヘ、又色々ノ場合ヲ想像シ、又種々ノ事業ノ進展トイフ意味合カラ考ヘマスト、ドウシテモ今日組織ヲ変更シテ置ク必要ガアル、ソレガ理財ノ得失トイフ点カラ見テ将来ニ亘ツテ考ヘマスト、ソレハ小サナモノデアル。コウイフ意味合カラ於キマシテ、コノ際家憲ノ精神ニ則リマシテ、組織ノ変更ヲ行フコトニナツタノデアリマス。

扨テ新会社ノ組織ハ株式会社ト変ツテ居リマスガ、実体ハ従来ノ合資会社ト少シモ変更ハナイノデアリマス。矢張リ社長ガアツテ、社長ニ服従シ、社運ヲ導クモノデ、内部ノ職制モ何等変更ハナイノデアリマス。総理事ガアツテ理事モアルノデアリマス。即チ株式会社住友本社コノ新会社ハ従来ノ合資会社ト同様ニ、住友ノ事業ノ中枢デ、其ノ統制ヲ図ルコトヲ職分トシ、兼ネテ又直轄営業ヲ持ツテ、事業ノ健全ナル発展ヲ図ルノハ少シモ変化ハナイノデアリマス。尤モ株式会社トナリマシタ以上、広ク各方面ヨリノ資本進入モ可能トナルノデアリマス。又企業ノ経営等モ変ツテキマスガ、然シ今ドウシヨウトイフ考ハアリマセヌ。企業形態トシテ必要ナル場合、何時デモ広ク公開スルモノデアリマス。又企業モ経営ヲ社会化シ得ルヤウナ機能ニ予メシテヲクコトガ必要ト私ハ思フ。必要ニ迫ラレタ場合ニアワテフタメイテコトヲスル等ハ、私ノトラヌコトデアリマス。モノノ起ラナイ場合ニ於テチャント準備ヲシテヲク或ハソレハソノ儘起ツテ来ナイカモ知レマセヌ。又如何ナル時勢ノ変遷動揺ニナルトモ限リマセヌ、ソノ処ハ何トモ分リマセヌガ、何時デモサウイフ場合ニ対処シ得ル、コウイフ仕組ニシテヲクコトガ、私ハ大切ダト思フ。ソノ時ニナツテヤルコトハ、ソレハ危険デアル。住友家ノ善処ヲ誤ル恐レガアル。本社ガ理財ノ得失ヲ計ツテ、真ニ事前ニ準備ヲシテヲクトイフコトガ、

必要デアル。私ハ斯様ニシテ始メテ事業ノ発展ガアリ、大キナ意味カラ言ヘバ、産業報国ノタメニ必要デアルト思ヒマス。

ソレカラ私事ニ亘ツテ恐縮デスガ、最近紙上デ住友ノ幹部ノ異動トイフコトヲ取沙汰シテ居ル向モアルガ、アレハ全ク根拠ノナイ浮説ニ過ギナイ。私ハ依然トシテ総理事トシテ及ズナガラ住友家ノ為ニ働ク積リデ居ル、株主ノ方モ同様デアリマス。

何卒前ニ申シマシタル趣旨ヲヨク御考ヘ下サイマシテ、従来同様業務ニ御尽力ヲ御願ヒ致シマスト共ニ、新会社ヲ中心ト致シマシテ、益住友全体ノ協調連絡、協力一致トイフコトニ意ヲ用ヒテ頂キマシテ、真ニ更始一新其ノ実ヲ挙ゲ、何卒一層ノ御奮闘ヲ御願スル次第デアリマス。

次ニ申上ゲタイコトハ、退職慰労金規程ノ改正デアリマス。現行ノ職員退職慰労金制度ハ、大正十三年ニ改正ヲ致シマシタモノデ、以前ヨリモ余程金額ガ多クナツテソノ儘今日ニ至ツタモノデアリマス。最近ノ我国諸般ノ情勢ヲ茲ニ顧ミマスルト、現行ノ制度ノ如ク多額ノ金額ヲ後日ニ残シ、事業ノ将来ニ対シテ斯クノ如キ負担ヲ累積シマスコトハ、事業ノ将来ニ於ケル健全ナル発達ヲ考ヘマスルトキ、ドウシテモ此ノ儘ニシテ置クコトハデキナイノデアリマス。現ニ三井、三菱ノ如キハ既ニ早ク改正ヲ断行シタノデアリマスガ、住友ハ改正ヲ行ハズシテ今日ニ及ンダノデアリマス。併シ最近ノ情勢ハ、斯ノ如ク将来ニ大イナル負担ヲ残シ、又ソレガ段々大キクナツテ来ルト云フコトハ、ドウモヨロシカラヌコトト存ジマスノデ、此ノ度住友合資会社ノ組織変更ノ機会ニ、各店部連系会社一様ニ其ノ制度ヲ改正シヤウト思フノデアリマス。即チ今日迄ノ職員ノ退職慰労金ハ全部一応打切リマシテ、払戻シマス。ソシテ改メテ新シイ制度ニ依ツテコレカラ計算ヲスルコトニナツタノデアリマス。詳細ナコトハ、後刻人事部長ヨリ説明ガアル筈デアリマス。

此ノ点ニ付キマシテハ私ノ頭ノ中ニアルコトヲ、赤裸々ニ申上ゲテ見タイト思フノデアリマス。実ハ此ノ改正ハ数年前

ヨリ度々問題トナツテ居ツタノデアリマス。三井、三菱ノ如キ改正ガ行ハレタアノ頃カラ既ニ問題ガ起ツテ居タノデアリマス。又ソレト同ジ様ナ種類ノ案ガ作ラレタノデアリマシテ、私ハ頗ル躊躇シタノデアリマス。矢張リ住友ノ為ニ全力ヲ挙ゲテ働イテ居ル人ニハ酬イル必要ガアルノデアリマス。後顧ノ憂ヲナクシ、又決シテ老後ノ心配ヲナクスル為ニハ、コレハ必要デアルト考ヘテ居リマス。其ノ退職慰労金ヲ薄クスルト云フコトハ、甚ダ本意デハナイト考ヘテ居ツタノデアリマス。幾度モソウユウ案ガ出マシタガ、私ハ躊躇シテ決心セズニ居ツタノデアリマス。処ガ段々世ノ中ノ形勢ハ変遷シテ参リマシテ、ソウユウ将来ノ為ニ色々多クノ積金ヲシテ置クコトハ難シイ情勢ニ立至ツタノデアリマス。御承知ノ様ニ税法ハ、色々ト積立金ニ重イ税金ヲ掛ケル様ニナリ、ドウモ其ノ負担ニ堪エラレナクナツタノデアリマス。斯クナリマス以上ハ矢張リ時勢ニ従ツテ行ク外ハ道ガナイト思フノデアリマス。

従ヒマシテ此ノ慰労金制度ヲ改正致シマシテモ、職員ノ給与待遇ヲ全体ニ低クスルト云フ意味ハ少シモモツテ居ナイノデアリマス。従ヒマシテ此ノ制度ノ改正ニ依リ金額ノ減少ヲ見ル部分ハ現実ノ給与デ以テ補足シタイ、コウユウ考ヘデアリマス。即チ新ニ保険ノ思想ヲ加味致シマシテ、職員ニ洩レ無ク停年即チ五十五歳満期ノ保険ヲカケテ、其ノ保険料ヲ会社デ支給スルト云フコトニ致シタノデアリマス。其ノ停年保険ニ依リマシテ、採用後短月日ノ内ニ不幸ヲ見タ様ナ真ニオ気ノ毒ナ方ニハ、此ノ保険ガ極メテ良イ制度デアルト思ヒマス。又停年迄勤メタ方ニハ、充分デハアリマセンガ其ノ保険金デ食ツテ其ノ老後ガ安心ガ出来、之ニ依リ幾分ナリトモ老後ノ心配ヲナクシヤウト思フノデアリマス。又一方ニ於テハ賞与ニ於テモ考慮スル考ヘデアリマス。賞与ノ方ニ於テハ、事業ノ趨勢ニ従ツテ増減ハ否ミ難イモノデ、一定不動ノモノデハアリマセンガ、賞与ニ於テモ考慮シ、結局各種ノ施設ヲ綜合致シマシテ職員退職ノ待遇ヲ全体ニ於テハ従来通リニ致シタイトコウ考ヘルノデアリマス。何卒皆様ノ各部下職員ニ誤解不満ガアツテハイケマセンカラ、ドウゾコウユウ精神デアルト云フトヲ御伝ヘ願ヒタイノデアリマス。而シテ今回ノ改正ハ、労働者ニハ一切触レテ居リマセ

ン。従ツテ従来通リデ何等変更ハナイノデアリマス。

以上組織ノ変更、退職慰労金ノ改正ニ就テ、内容ヲ御話申上ゲタノデアリマスガ、何分時節柄財閥ノ一挙手一投足ハ、社会ノ視聴ヲココニ集メテ居ルノデアリマスカラ、当然今回ノ組織変更等ハ社会ノ注目ノ的トナツテ来ルト思ハレマス。色々ナ揣摩憶測ガ行ハレル事ト思ヒマス。又内部ノ職員、労働者ニモ色々不安ニ思ハレルカモ知レマセン。ドウゾ皆様モ良ク我ガ住友ノ営業ノ方針ノ意ノアルトコロヲ御了承願ヒ、色々ナ事情凡ユル場合ニ於テ良ク善処シテ頂クコトヲ切望スルノデアリマス。

今日御集リヲ御願ヒシマシタノハ、以上二ツノコトニ就テ御話申上ゲルノガ趣意デアリマスガ、斯ク御集リノ際色々事業ノ方針、住友全体ノ経済関係ニ就テ極メテ概略、一端ヲ申上ゲテ見タイト思ヒマス。

御承知ノ如ク我ガ国ハ、今日各方面共非常ナル重大時局ニ直面致シテ居リマス。従ヒマシテ此ノ時局ノ推移如何ガ、今後事業ノ経営ニ重大ナル影響ヲ及ボスコトハ言フ迄モアリマセン。今ヤ世界ハ挙ゲテ無制限ノ軍備時代ニ入リ、各国ハ多額ノ国帑ヲ擲ツテ軍備拡張ニ努メテ居ルノデアリマス。又我国ニ於キマシテモ、此ノ情勢ニ依リマシテ軍事費ハ年々驚クベキ膨脹ヲ致シテ居ルノデアリマス。又何処迄行クノカ一寸見透シモツカナイヤウナ状態デアリマス。併シ乍ラ資金ノ調達ハ、結局公債ノ増発、増税ニ俟ツヨリ外ハ無イノデアリマス。更ニ又今後或ハ増税ニ依リマシテ、財界ニ異常ノ影響ヲ与ヘ、事業ノ経営上ニ幾多ノ支障ヲ引起サシメルコトモ予測ニ難クナイノデアリマス。又善隣ノ満洲国ニ於キマシテモ、新国家ヲ五ヶ年ノ歳月内ニ、治安ノ維持、産業開発等ニ意ヲ用イントシテ居リマス。最近ニハ二十億円ノ予算デ産業五ヶ年計畫ガ出来、近ク之ヲ実施スルトノコトデアリマス。斯ノ如ク資金ノ関係カラ考ヘテ見マシテモ、我国ハ異常ナ状態ニ置カレテ居ルノデアリマス。

我住友ハ由来家長様ノ御徳、先輩ノ御尽力ニヨリマシテ、幸ニ極メテ順調ニ進ンデマイリマシタガ、何分ニモ時局ヲ見

マスルニ、事業ノ前途ハ楽観ヲ許サナイノデアリマス。今後ノ事業ニツキマシテモ、従来通リ飽ク迄慎重ヲ以テ行クノハ勿論ノコトデアリマス。其処デ一ツ御考ヲ願ヒタイノハ、最近我国デ国家ノ重要産業ノ大拡充ヲ急務トシテヲラレルノデアリマス。然モ国家ノ重要産業ハ国民ノ総協力ヲ必要トスル、カウ云ウ次第ナノデアリマス。国家産業ノ大拡充ヲ急務トナシ、又ソレニ付テアラユル国民ノ総協力デコノ拡充ニ当ルコトニナツテ居ルノデアリマス。政府モ亦コノ計畫ヲ遂行スルト思ヒマス。コレヲ私ハ深ク研究ヲナスベキ問題デアラウト思ヒマス。果シテ従来通リノヤリ方デ以テヨイカドウカ、コレハ深ク国民ノ研究トスル重点デアルコトハ、申スマデモナイノデアリマス。苟クモ因循姑息或ハ過去ノ繰返シデアツテハイカヌ、何卒コノ点ハ時局ニ対スル認識トシテ御研究下サイマスト共ニ、コノ点ヲ一ツ篤ト慎重ニ御考慮願ヒタイノデアリマス。同時ニデス、コノ計画ハ本当ニ至急ヲ要スル計画デアリマスガ、資金ノ調達ト云フコトニツイテハ、深ク心ヲ致スベキコトト思ヒマス。住友ノ財界ニ於ル地位ガ愈々重大トナルニツレマシテ、又国家ノカウ云フ場合ニ処シマシテ、国家ノ産業ガ拡充ヲ要求シテ居ル場合ニ於テハ、ドウシテモ財界ニ於ルモノノ使命トシマシテ、コノ機会ニ於テコノ設備ノ拡張、国策ノ遂行ニ当ツテ行クコトガドウシテモ必要デアルト思ヒマスノデ、私ハ深クコノコトニ付テ、各会社夫々ノ立場カラ、夫々具体的ニ細カニ御研究ヲ願ヒタイ。資金ノ調達方法ニツイテハアラユル考慮ヲ払ヒマシテ、サウイフ拡張ヲナス際如何ナル方法デ資金ヲ得ルカ、各会社夫々ノ立場デ適切ナル御考慮ヲ願フト云フコトヲ、コノ際特ニ申上ゲテ置キタイ。

甚ダ長時間ニ亘ツテ申上ゲタノデアリマスガ、大体ノ意味合ダケヲ御聴キ取リ願ヒマシテ、夫々ノ其ノ事業ニツイテ、具体的ニ御研究ヲ願ヒタイト云フコトヲ希望シテヲキマス。私ノ申上ゲタコトハ何処マデモチャント準備ヲシテ、コウイフ場合ニハコウイフヤウニスルト云フ腹案ヲ立テテ頂キタイトイフコトデアリマス。

尚又モウ一言申上タイコトハ、既ニ合資会社ハ株式会社ニナツタノデアリマスカラ、申スマデモアリマセヌガ、株式会

社ノ考課状ハ公開サレマスルシ、ソノ経営ハ従来ヨリモ一層公平デ公明デ、サウシテ明朗ニスベキデアル、コウイフ風ニ考ヘルノデアリマス。コレハ申スマデモナク、今日迄ト雖モサウデアル。公平、公明、明朗ガ必要デアリマシタ。然ルニ其ノ上ニ念ヲ入レテ貰ヒタイノデアリマス。先般申上マシタル通リ、コウイフ財界ノ中ニ於キマシテ、相協力シテコノ時難ヲ克服致シ、住友ノ事業又国家ノ幸福ノタメニ、御尽力願ハンコトヲ切望スルノデアリマス。コレヲ以テ今日ノ御話ヲ終リマス。

（資料2）

改組ニ付家長公ニ総理事ヨリ言上案

一、合資会社ノ現在正味財産ハ約二億七千五百万円ニ上リマスルガ、斯ク隆盛ノ反面ニ於キマシテ、余リニ財力ガ巨大トナリマスト、所謂微妙ナル社会状勢ノ上ヨリシマシテモ、課税ノ上カラ申シマシテモ、所謂大木ニハ風当リ強キ諺モアリマス通リ、ドウシテモ摩擦面モ大キクナツテ参ルノデアリマス。

一、夫故此際会社財産ハ、大正十年設立当時ノ姿ニ立帰リ、資本金以外ノ所謂含ミヲ計上シ、本家ニ八千余万円ヲ返戻シマスト同時ニ、三御分家ヘモ各千万円宛計三千万円程度ノ御贈与ヲ御願ヒ致シ度イト存ジマス。之ニ依リマシテ、対外的ニモ摩擦面ノ拡大ヲ緩和致シマスルト共ニ、本分家間相互ニ相倚リ相扶クルコト、シ、且御分家様方ノ会計強化ヲ計ルコトガ望マシイト思ヒマス。

一、之ガ為此二月末日ニ合資会社ヲ解散シ、翌三月一日株式会社住友本社ヲ設立ノコト、致シ、家長公ニハ取締役社長ニゴ就任ヲ願ヒ上ゲ度ク存ジマス。

即チ

資　本　金　　一億五千万円（数回ニ払込済トス）

内訳

家長公御持株　一億三千五百万円

三御分家同(各五百万円)　一千五百万円

(註)　三御分家へノ御贈与三千万円中右新会社株式以外ハ、主ニ連系会社株ト致シ度イト思ヒマス。而シテ合資会社ノ営業ハ、新シキ評価ニヨリ鉱山、山林、販売店等凡テ株式会社ニ引継ギ、尚本家へ返戻ノ有価證券、土地、預金等ヲ除キマシタ諸財産モ引継グコト、致シマス。又職員並労働者モ凡テ引継グコトハ申上グル迄モアリマセン。

尚新会社ヲ株式組織ト致シマスコトハ、一朝巨資ヲ要スル如キ場合ニ於テ、新会社ノ株式ヲ担保ニ供シ、資金調達ノ用ニ供シ得ル様ノ態勢ヲ予メ整ヘテ置クコトガ、遠キ慮リノ上カラ無用ノ業デナイト信ゼラル、カラデアリマス。新会社ハ飽ク迄モ住友家ノ利便ヲ計ル為ノ、住友全事業ノ中枢機関タル重要使命ニ付テハ、合資会社ト寸毫モ異ル所ナイノハ勿論デアリマシテ、此ノ点カラ新会社ノ株式ヲ外部ニ分譲スルガ如キハ、考ヘラレヌ所デアリマス。尤モ将来或ハ状勢ノ変化等ヲ来シ、之ニ適応シタ方策ヲ必要トスル如キコトガ御座イマスレバ、株式会社ナルガ故ニ、合資会社ト違ツタ適応性ヲ発揮シ得ルコト、ナルカトモ思ハレマス。

一、右ノ改組ノ為、清算所得税ト贈与税トニ於テ、二千余万円ノ支出ヲ要シマスガ、今後ハ却テ税金ノ軽減ト銷却ノ増加トニ因リ、不遠之ヲ償ヒ得ル予想デアリマシテ、新税法ニ於テハ斯ル改組ハ全ク不可能ニ陥リマスカラ、此機会ニ於テ改組ヲ断行スルノ外無シト、結論スルニ到ツタ次第デアリマス(本項ニ関スル参考事項別紙ニ記載ス)。

一、新株式会社ノ株主ハ、前述ノ如ク御本家及三御分家ト致シマスガ、名義株主トシテ総理事及理事其他必要ノ者ヲ加ヘ度イト存ジマス。尚今後ニ於ケル職制ハ、現行ノ事務章程上ノ社長、総理事、理事、監事ノ制度ヲ其儘踏襲シ度イ

ト存ジマスガ、新会社ノ役員トシテハ、大体之ト併行スル如ク、左ノ通リ選任シ度イト存ジマス。

代表取締役　社長
代表取締役
取締役
監査役

一、職員退職慰労金規程ノ改正及既往ノ分ノ打切リ支給ノ事。労務者ノ分ニハ及バヌ事。

一、社長公左記御出席ヲ乞フ事。

二月二十八日(日曜)
午後一時　解散決議ノ際
引続キ主管者会議総理事ヨリ訓示、指示ノ際
午後六時　主管者招待会ノ際

三月一日(月曜)
午前九時　新会社創立総会開催ノ際

以上

【以下総理事御参考迄ニ記載ス】

(イ)　右改組並贈与ニ要シマス税金ハ、何分清算所得ガ一億円ヲ超エ、又御贈与額ガ三千万円ニ上リマスル為、将来再ビ望ミ難イト思ハル、様ナ低率ノ現行税デアリマスガ、清算所得税ガ千数百万円、相続税ガ約六百万円合計二千余万円ヲ予想セラレ、夫丈財産ヲ喪失スルノ已ムナキ仕誼ト相成リマス。尤モ現行法ハ三月限リデアリマシテ、

四月ヨリ結城案ニ依ル臨時増徴ガ施行セラル、コト、ナリマスレバ、清算所得税ニ於テ約六千万円又贈与税ニ於テ約八百万円ヲ増加スルコト、ナリマスカラ、本件ハ三月末迄ニ行ハネバ、将来再ビ行フコトハ、非常ナル損失トナル次第デアリマス。

（ロ）現在合資会社ノ鴻之舞金山ト有価證券、就中優秀連系会社株其他ハ、帳簿価格ガ時価ニ比シ甚シク低クナッテ居マス。之ハ財産ノ安固ト云フ点カラ申シ分ハアリマセヌガ、余リ程度ヲ過ギマスト、金山ノ純益又ハ株式処分等ノ場合ノ利益ガ過大トナリマシテ、現行税法ニ於テモ相当ノ税金デアリマスルカラ、四月改正法実施以後ハ、多大ノ税金ヲ賦課セラル、コト、ナルノデアリマス。今回改組ニ当リマシテハ、新会社財産ヲ時価ニ建テ直ス次第デアリマシテ、其ノ結果ト致シマシテ今後ニ適応シタ利益ヲ計上シ得ルコト、ナリ、自然摩擦面モ緩和セラレ、事業経営ノ根底ヲ培フコト、思ハレマス。夫デ改組並贈与ニ依リ二千余万円ノ税金ヲ納付致シマシテモ、之ハ年々ノ利益デ早晩回収出来ル見込デアリマス。

（ハ）最後ニ合資会社ノ現在銀行其他全連系会社ニ対スル借入金ハ約千万円デアリマスガ、今後連系会社株ノ払込、過去並改組等ノ税金ヲ支払ヒマスト、此ノ一両年ニ数千万円ノ借入金ヲ増加スル予想デアリマス。右借入金ヲ減少スル為、各種鉱山ヲ一会社ニ取纏メ、其株式ヲ相当分譲スルコト、致シマスレバ、金融上ニモ又経営上ニモ裨益致シマス外、同族会社トシテノ重税モ一掃シ得ルノデアリマス。之ヲ現状ノ儘行ヒマスト、利益金ノ大部分ヲ徴税セラル、コト、ナリマスガ、本案ニヨル改組ノ為、殆ド之ヲ避クルヲ得、改組ノ税金ヲ支払ヒマシテモ尚多大ノ利益勘定トナリ、益々事業ノ発展ヲ期シ、産業報国ノ実ヲ挙ゲ度イト思ヒマス。

（ニ）尚改組並御贈与ノ結果本分家ノ財産額ハ左ノ如クナルベシ。

A 本家財産	B 分家財産	三御分家計	各家平均

新株式会社株　一三、五〇〇万円

住友合資会社出資分配

連系会社株	五、八〇三
其他證券	二、三六四
小計	八、一六七
土地	五〇〇
銀行特別預金	二〇〇
再計	八、八六七

固有財産

連系会社株	八八三
其他證券	三一
小計	九一四
土地	一八四
建物	五八
什宝	三六五
末家其他預リ金	△七八
再計	一、四四三

合計　二三、八一〇

御贈与財産

新株式会社株	一、五〇〇万円

住友合資会社本家出資分配

連系会社株	一、五二〇
小計	三、〇二〇

住友合資会社出資分配

連系会社株	一三九
其他證券	八一
銀行特別預金	一八〇
小計	四〇〇

固有財産（不動産除外）

連系会社株	二七九
其他證券	七六
小計	三五五
銀行及信託預金	一六七
再計	五二二

合計（不動産除外）　三、九四二

内訳

五〇〇万円	
五〇七	
一、〇〇七	
四六	
二七	
六〇	
一三三	
九三	
二五	
一一八	
五六	
一七四	
一、三一四	

内訳

有価證券

新株式会社株　一三、五〇〇

連系会社株　六、六八六

其他證券　二、三九五

小計　二二、五八一

固定財産

土地　六八四

建物　五八

什宝　三六五

小計　一、一〇七

其他

未家其他預リ金　△七八

銀行特別預金　二〇〇

差引計　一二二

C通計　二七、七五二

内訳

新株式会社株　一五、〇〇〇

有価證券

新株式会社株　一、五〇〇　五〇〇

連系会社株　一、九三八　六四六

其他證券　一五七　五二

小計　三、五九五　一、一九八

銀行及信託預金　三四七　一一六

連系会社株	八、六二四	外ニ新会社所有分一〇、六四八
其他證券	二、五五二	〃　二、六七六
小計	一二六、一七六	
固定財産(分家除外)	一、一〇七	
其　他	四六九	

二　改組に伴う懸案事項の処理

昭和十一年(一九三六)十二月三十日の理事会で合資会社を解散し、株式会社を設立する案が決定されたが、それとともにいくつかの懸案事項を同時に処理する方針が決定された。これらの諸問題が生じた背景について最初に明らかにしておきたい。

大正十五年(一九二六)三月住友吉左衛門友純が死去して、嫡男厚が家長となり、吉左衛門を襲名、昭和四年成年に達して友成を名乗った。この相続税一〇七七万円余の支払いのために、当初加算税対策として始められた配当増額分が充当されるに至った(第1表、「住友合資会社(中)」第18表)。しかし昭和五年には、合資会社の赤字決算と相続税の支払い完了により、住友本家に対する配当は無配とされ、併せて配当増額も一度中止された。ところが昭和六年以降になると、景気回復による加算税対策と相続税準備金積み立てのために、本家配当は増加の一途を辿った(第1表、「住友合資会社(下)」第15表)。この結果昭和十年の所得長者番付において、家長住友吉左衛門がトップに立ったことは既に述べた。すなわち合資会社は、昭和十一年初頭において、配当を抑制すれば加算税を徴収された上に相続税準備金の積み立てが進

まず、配当を増額すれば加算税・相続税対策にはなるが、家長の所得の多さを喧伝されるというジレンマに陥ったのである。

その後二・二六事件で暗殺された高橋是清に代わって蔵相に就任した馬場鍈一は軍事費の増額に伴う歳出増加を補うため、就任早々増税計画を明らかにした。合資会社理事会は、昭和十一年七月二十五日昭和十年の配当金を、二〇〇七万円という前年の二倍近い純益に対し、前年の半分以下の二五〇万円にとどめて、税制改革の行方を見守っていた。九月二十二日税制改革案が発表され、それによると「相続税は十割程度増額すること」とされ、ここに相続税対策に拍車がかけられることとなった。

このように家長の所得が増大した背景には、三井家、岩崎家に比べ、住友家の係累が少ないことがあった。元治元年(一八六四)十一月一一代友訓が急逝すると、友訓に実子がなかったため、翌慶応元年(一八六五)二月友訓の実弟卯三郎を養子先の浅田家から復籍させて、四月に家督相続させ一二代住友吉左衛門友親とした。この友親は病身のため、明治二十一年(一八八八)四月未成年の長男友忠に家督を譲って隠居し、明治二十三年十一月四八歳の若さで死去した。その直後友忠もまた一九歳で病没してしまった。住友家には他に男子相続者がいなかったため、友親の妻登久が一四代家長となった。総理人広瀬宰平は明治二十五年四月西園寺公望実弟徳大寺隆麿を友忠の妹満寿に配した。隆麿は養子として翌二十六年四月一五代家長住友吉左衛門友純となったのである。友純は、この住友家の係累の少ないことに配慮して、大正三年七月鳥居忠輝を長女孝の婿養子に迎え、分家とした。住友忠輝は大正十年住友合資会社が設立されると、家長の他に一族として唯一業務執行社員となったが、大正十二年十一月病没した。その長男義輝が忠輝の持分を継承したが、昭和十一年初頭の段階では未成年で、母親の孝が後見人となっていた。友純の男子のうち、長男寛一は大正五年健康上の理由で廃嫡され、分家となったが、住友の事業とは直接関係のない存在となっていた。二男は幼時に死亡しており、

三男厚が上述の通り長男寛一の廃嫡に伴い推定相続人となり、友純の死去により家長を継いだが、四男元夫は昭和十一年初頭にはまだ京都帝国大学理学部に在学中であった。したがって合資会社は改組に合わせて、これら分家の処遇についても、何らかの改善を図らねばならない状況にあった。

また合資会社内部においても、冒頭総理事小倉正恒が全主管者に対し改組の理由を説明した際に特に付言したように（資料1）、大正十三年に導入された停年制度に合わせて制定された退職慰労金規程が制定後十年余を経過した上、この規程が連系会社にも適用されるために、人事課長香川修一によれば次のような問題が生じていた。[11]

昭和九年頃そろそろ退職慰労金制度の規程通りのことをやっておったら、将来えらいことになるということが、住友銀行あたりから出てきた。これを何とかしなければならぬということがいわれて来た。結局実施は十二年になったが。

香川によれば、退職慰労金制度改正の問題が初めて理事会にかけられたのは、昭和十一年三月二十五日のことであった。[12]

三月二十五日に理事会があり、以前から退職慰労金制度改正の問題が出た。今までのように進めていったら、将来会社の債務が大変なことに

利益処分

（単位：円、円未満切り捨て）

住友義輝	住友寛一	配当金（増配分）	差引利益繰越金	後期繰越金
—	50,000	—	84,673	84,673
—	50,000	—	305,154	389,828
—	50,000	—	2,903,347	3,293,176
50,000	50,000	—	3,904,362	7,197,538
50,000	50,000	—	3,339,140	10,536,679
100,000	100,000	1,050,000	693,887	11,230,566
100,000	100,000	1,150,000	751,869	11,982,435
100,000	100,000	550,000	475,406	12,457,841
100,000	100,000	1,450,000	1,278,663	13,736,504
100,000	100,000	—	Δ359,334	13,377,170
100,000	100,000	—	Δ2,261,827	11,115,342
100,000	100,000	—	Δ187,812	10,927,530
100,000	100,000	—	2,237,810	13,165,341
100,000	100,000	—	5,289,170	18,454,511
100,000	100,000	—	17,570,990	36,025,502
0	0	—	2,726,745	38,752,247

第1表　住友合資会社の

年	純益金	配当金	住友家会計			住友忠輝
				内住友　厚	内住友元夫	
大正10	284,673	200,000	100,000	50,000	50,000	50,000
11	905,154	600,000	500,000	50,000	50,000	50,000
12	3,503,347	600,000	500,000	50,000	50,000	50,000
13	4,504,362	600,000	500,000	50,000	50,000	—
14	3,939,140	600,000	500,000	50,000	50,000	—
15	2,443,887	700,000	500,000	—	50,000	—
昭和2	2,601,869	700,000	500,000	—	50,000	—
3	1,725,406	700,000	500,000	—	50,000	—
4	3,428,663	700,000	500,000	—	50,000	—
5	Δ109,334	250,000	50,000	—	50,000	—
6	Δ261,827	2,000,000	1,800,000	—	50,000	—
7	1,862,187	2,050,000	1,850,000	—	50,000	—
8	5,787,810	3,550,000	3,350,000	—	50,000	—
9	10,989,170	5,700,000	5,500,000	—	50,000	—
10	20,070,990	2,500,000	2,300,000	—	50,000	—
11	2,726,745	0	0	—	0	—

出典：「住友合資会社(上)」第15表、「同(中)」第18表、「同(下)」第15表

なり、資本金を超過するようなことになる。何とか合理的に改正しなければならぬということであった。

最初言い出したのは住友銀行です。銀行が先に動議を出したのですが、本社の理事方もなかなか決心がつきません。前にもそういう意見が出ておったのですが、二・二六事件の後世の中が緊迫化してくるにつれて、また問題が具体化して話が起こってきたわけです。それで人事課(註、担当者は山口新比古すなわち俳人山口誓子)でも、その研究に没頭するようになりました。

香川によれば、この結果十月八日の理事会で退職慰労金問題を(住友銀行だけでなく)住友全体で進めるよう方針が決定された。

以下これらの懸案事項について昭和十二年初頭以降どのような対策が講じられるに至ったのか個別に検討することとしたい。

(一)　相続税の問題

昭和十二年一月、広田内閣は昭和十二年度予算案とともに馬場鍈一蔵相による税制改革案を議会に提出した。この税制改革では、法人所得税、資本利子課税、相続税等について大幅の増徴が企図されるとともに、財産税、売上税、有価証券移転税等の創設も含まれていた。しかし一月二十三日衆議院本会議における浜田国松議員と陸軍大臣寺内寿一とのいわゆる「腹切り問答」がきっかけとなって、広田内閣は総辞職し、二月二日林銑十郎内閣が成立した。二月三日新たに大蔵大臣となった結城豊太郎は、広田内閣が提出していた昭和十二年度予算案及び財界に抵抗の強かった税制改革に関する諸法律案を撤回した。

二月十二日結城蔵相は、軍事費がその約半分を占める昭和十二年度予算案(総額二八億七〇〇〇万円)を編成したが、馬場税制改革案に対する財界の強い反対と税収増加の必要性のジレンマに陥った。結城は結局現行税制を基礎に、臨時的な租税増徴法によって応急的に税収を図るとともに、馬場税制改革で計画された新税のうち、比較的経済界に影響を与えることが少なく、実行可能な法人資本税以下四新税を取り入れて増税を行うこととした。

こうした動きを踏まえて、二月十五日開かれた理事会において、総務部長河井昇三郎は次の通り報告した。

一、(註、当面の所得税について)現在ノ状態ニテハ、合資会社ノ純益年一〇、〇〇〇千円トシテ、合資及本家ノ税金ハ、年二、九七〇千円ナルニ、馬場案ニ依レバ五、六四〇千円、結城案ニ依レバ四、四〇〇千円ノ増税トナル。

一、(註、将来の相続税について馬場案の場合)然ルニ若シ家長公ニ於テ、近キ将来ニ不幸相続ノ必要ヲ見ルトキハ、馬場案ニ依レバ相続税ハ現在ノ資産二億五千万円ノ三分ノ一強トナリ、之ヲ減資ニヨルトキハ、現在ニテモ総資産ノ二分ノ一、将来ハ約七〇%ガ税金トシテトラレル見込也。

尚社内留保金ガ資本金ノ半額トナルノハ約七ヶ年後ニテ、其上ハ更ニ加算税ノ関係デ九〇〇千円余計ニ税金ガカヽル訳也。

由ツテ之ヲ改組シテ株式会社トシ、清算所得税ヲ一二、五二〇千円(註、正味資産二億五〇〇〇万円×所得税率五%)支払ヘバ、税金ノ累進ガ低下シ、将来鑛山会社ノ株式ヲ分譲スルトキハ、評価益ガ少クテ済ム等ノ利益アリ。

(註、資料2(ハ)参照、合資会社の解散の際、直轄鉱山や保有株式の評価替えを行って含み益を出し、清算所得税を支払う。その後直轄鉱山、住友別子鑛山、住友炭礦の三者を合併して資本金一億円の住友鑛業を設立し、その株式を住友金属の場合と同様に分譲すれば、簿価上昇分だけ評価益は減少し、従って税金の支払いは少なくてすみ、手取りは増大する。これによって分譲代金五〇〇〇万円うち一二五〇万円のプレミアムを獲得できると試算されていた。しかしその後六月に住友鑛業は設立されたが、結局直轄鉱山の参加と株式の公開は見送られた。住友鑛業の発足については次章「株式会社住友本社(上)」で改めて検討する。)

一、(註、将来の相続税について結城案の場合)結城案ニ依レバ相続税ハ、資本金ノ三分ノ一ガ四分ノ一約六千五百万円位ニ下ルコト。減資ノトキハ返戻金ニ付課税ナキコト。

社内留保ガ資本金ノ二分ノ一トナルノハ、利益が増加スル関係デ六年後ニ来ルコト。清算所得税ハ四分ノ三ヲ増加シテ二一、七八〇千円トナルコト。

鑛山会社ヲ設立シ、其株式ヲ分譲スルモノトセバ、社内留保金ハ忽チ資本金ノ二分ノ一トナルコト。

等ノ関係ニテ結局改組ハ、馬場案ト結城案トヲ問ハズ、絶対必要ノコトニ変リナシ。

相続税(イ)現状ノ儘　九〇、二五〇千円

(ロ)改組ノ場合　馬場案　七五、〇〇〇千円

（八）　〃　　結城案　六五、〇〇〇千円

二月十八日予想されていた通り、結城蔵相は臨時租税増徴法案を議会に提出した。これによれば相続税もさることながら、差し当たり問題の清算所得税は一〇割増しとされ、この法律はその後三月三十一日に公布、四月一日に施行された。住友に比し対応が遅れた三菱合資会社は、昭和十二年十二月解散せずに株式会社に組織変更し、株式会社三菱社（資本金一億二〇〇〇万円）となって清算所得税を回避したが、既に述べた通り三井はさらに遅れ、ようやく昭和十五年八月三井合名会社が子会社の三井物産に吸収合併されるという変則的な形で、改組が行われたのである。(13)

(二)　分家の問題

大正十年五月住友合資会社が資本金一億五〇〇〇万円で設立された際、その出資比率は家長友純一億四八〇〇万円、厚、元夫、忠輝、寛一各五〇万円であった。その配当は、大正十一年五月に決議された「利益配当並ニ持分払戻ニ関スル決議書」（「住友合資会社の設立」資料12参照）第一項「財産ヲ以テ出資ノ目的ト為ス社員ニ対スル利益ノ配当額ハ、決算期毎ニ業務執行社員ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム」に基づき、大正十四年まで第1表（「住友合資会社（上）」第15表）の通り支払われてきた。

その後前述の通り大正十五年三月友純の死去に伴い、厚が友純の持分を継承したため、厚の出資は一旦一億四八五〇万円となり、六月改めてその中から住友義輝（忠輝分を継承）及び住友寛一に対し五〇万円ずつ贈与されたので、四人の出資額は、友成一億四七五〇万円、元夫五〇万円、義輝一〇〇万円、寛一一〇〇万円となって合資会社の解散に至った。この配当について、平塚正俊は次のように述べている。(14)

それから昭和十二年の本社の改組ですが、昭和六年以来、それまで儲からなかったのだが、各店部が儲かり出しま

したからね。蓄積もどんどんできてくる。それをある程度洗い直して、余った金は(資本金は一億五〇〇〇万円ですが)本家又分家へ払い戻ししよう。そうしておけば、万一相続の起こったときにやりようもあろうと。だから相続税対策ということになりますかね。それに分家が余り貧弱でしたからね。住友の分家としてはずかしくない資産家として生活できるようにしようということもあったと思います。

ところで当時の合資会社の配当というものは、必ずしも出資資本に比例しなくてもよかったのかどうか?そうでないと具合が悪い。というのは御分家の五十万円の出資ぐらいではたいした配当にならない。分家さんは率からいえば、本家よりずっといい配当がいっていた筈なんです。それは自由にやれたのか、もぐりでやったのか。その点がはっきりしないのだが。

まあこうして合資会社を株式会社に改組したわけですが、これで対策はできたと、河井昇三郎さんは自信をもっておられたようです。

平塚が問題とした合資会社の配当政策について、上記大正十一年五月の決議書には具体的な配当方針を示したものは何も添付されていないが、家長四〇万円、他の四人各五万円という実際の配当額から判断すると、利益をなるべく合資会社に留保し、家長は本家費を賄うに足る額、他の四人に対しては出資額の一割という方針であったと推定される。この方針は、その後大正十五年六月上記出資額の変更があった際、「利益配当並ニ持分払戻ニ関スル決議書」の変更の形で改めて確認された(資料3)。

二月二十三日の理事会で、改組案は正式に承認された。香川は当日の日記に次のように記している。

午前十時より開催。順調に進捗。午前中に終わった。午後は総務関係の理事会続行。之を以て決定すべきことは決定した。やっと大事業の骨子は定まった。残る所は発表の段取に手落なきやうやらねばならぬことである。

理事国府精一は、二十五日最後の理事会が終了すると上京し、住友寛一に対し次のような説明を行い、新会社に対する三分家の出資を各五〇〇万円とし、さらに別に各五〇〇万円の財産を分与することによって分家会計を強化することで、改組についての了承を求めた。三分家のうちで寛一は、直接住友の事業に関係のない立場にあったとはいえ、未成年の住友義輝や大学生の住友元夫と異なり、かっては推定家督相続人であったことから特にその理解を得る必要があったと思われる。

一、住友合資会社ハ、来二十八日ヲ以テ総社員ノ同意ニ依リ解散シ、翌三月一日ヲ以テ株式会社住友本社ヲ設立シ、之ニ其営業並ニ財産及ヒ権利義務ヲ譲渡スルコト。新会社ノ資本金ハ、旧会社ト同様一億五千万円トスルコト。而シテ何等旧来ト変リナク営業スルコト。

一、右ハ時世ノ進運ニ順応スル方策ナルモ、新会社ハ旧会社ト同様住友家ノ中枢トシテ其機能ニ於テ何等変リナク、随テ其株式ヲ公開スルカ如キコトナキコト。

一、株主トシテハ本家及三分家ノミトシ、分家各五百万円宛、他ハ本家ニ於テ引受クルコト。尤モ重役其他ノ者ニ於テ必要ノ名義株ヲ保有スルコト。

一、此際本家ヨリ三分家ニ右株式ノ外、各五百万円ノ財産ヲ分与セラレ、以分家会計ヲ強化シ置クコト。尚旧来ノ通リ本社ニ於テ其財産ノ管理ノ委任ヲ受クルコト。

一、役員トシテハ、取締役社長以外、高等職員ニ於テ取締役及ヒ監査役ニ就任スルコト。旧来ノ社長、総理事、理事、監事ノ制度ニハ変リナシ。

一、以上ノ次第ニ付、寛一様ニ於テ、社員トシテ解散並ニ設立ニ付、御同意ヲ得、処理ヲ御一任アリ度シ。

一、本件ハ、三月一日新聞紙ニ発表ノ予定ニ付、ソレ迄ハ悉ク御内秘ニ保タレ度、特ニ御願申上ク。

以上

(三) 退職慰労金の問題

住友の場合新卒者の採用は、明治二十八年の吉田真一(M28東大法、銀行常務、信託副社長・会長)が最初といわれているが、当時は厳格な定員制が設けられていて、原則として退職者は中途採用者で補充され、新卒者はその補完的な存在であった。ところが第一次世界大戦の好況により、人員の大量採用は定期的な新卒者の採用によらざるを得なくなり、大正六年九月から現在のような翌年卒業者の青田買いが定着したのである。したがって大正十三年に停年規程と引き替えに新たに制定された退職慰労金規程が永年勤続者にきわめて有利であっても(資料4、「住友合資会社(上)」資料2参照)、当初は実際にその適用を受ける退職者の多くが中途採用者であったので、功労金が上積みされる高等職員の場合を除き新規程による職員の退職慰労金の金額が業績に影響を及ぼすことはなかった。しかし昭和九年頃からこのような定期採用者の停年退職者が現れ始め、特に職員の大多数を大学・高専と中学・商業卒業者で占める銀行において、将来の退職慰労金の負担がにわかに大問題となってきたのである。銀行が昭和九年六月期決算の利益処分において、前期七五万円、前々期五〇万円であった行員退職慰労準備金を一挙に配当(七%)と同額の一七五万円を引き当てたことは、それを如実に示しているといえよう(第2表)。

この退職慰労金規程が退職者にとって如何に有利なものであったかは、第3表からも明らかである。すなわち例えば退職慰労金六万円を当時の銀行定期預金利子八%で運用すれば、丁度月俸四〇〇円の十二か月分の利息を得ることができたのである。

退職慰労金規程の改正が理事会に諮られた際、合資会社総務部会計課長中田直三郎は、次のように税務当局の意向を

確認している。

退職慰労金規定改正ニ伴フ支給ニ関スル課税上ノ疑点ニ付テ

一、某財団ノ直営事業ニ於ケル全職員ノ退職慰労金ヲ計算スルニ、現在已ニ甚シキ巨額ニ上リ、今後益々著増ノ趨勢ヲ示シ、事業経営上ノ癌トシテ其ノ改正ハ多年ノ懸案ニ属シ、既ニ昭和九年之ガ解決ヲ企テ、税務当局ニ御意嚮ヲ伺ヒ出デタル処、其ノ直後大風水災(註、昭和九年九月室戸台風)ノ打撃ヲ蒙リ、荏苒今日ニ迨ビタリ。然ルニ右ノ如ク此上遷延ヲ許サザルヲ以テ、此際退職慰労金規定ノ改正ニ着手セントシ、右改正ニ伴ヒ、現在全職員ノ退職慰労金ヲ旧規定ニ依リ清算ノ上、各人ニ之ヲ支払ヒ度キ希望ナリ。尤モ右金額ハ前記ノ如ク巨額ニ上リ居リ、金融上一時ニ之ヲ支払フヲ不便トスルニ因リ、約三年間ニ略定額宛賦払ヒヲ為シ、其ノ都度之ヲ損費ニ計上セムトス。

右ノ場合前記賦払毎ニ会社ノ損費ト認メラルヽト共ニ、受給者ノ各受給年度ノ賞与所得トシテ課税セラルヽモノト解セラルヽ処御高見垂示相仰ギ度シ。(後略)

また理事会には人事課が作成した将来の退職慰労金の支払予想表が提出された筈であるが、その資料は現存していないので、昭和十一年の銀行在籍者について試算した表が第4表である(後掲第15表によれば、昭和十二年三月末における銀行の打切退職給与金額は一七〇〇万円に上っており、これは住友全職員の四割近い数字であった)。これによれば、銀行では毎期一〇〇万円年間二〇〇万円ずつ行員退職慰労準備金を引き当てていっても、二五年後には支払いが急増し、積み立て不足に陥ることが明らかである。さらにこの試算は平均月俸三〇〇円、平均勤続年数三〇年として行ったが、物価上昇に伴う月俸水準の引き上げや中学・商業卒業者の増加による勤続年数の上昇によって、退職慰労金支払予想額はさらに増えるもの

の例

乗率	退職慰労金
	円
5.0	60,800
5.0	60,000
5.0	53,700

と予想され、それだけ積み立て不足に陥る年数は早まる可能性が強かったのである。

第2表　住友銀行の行員退職慰労準備金

決算期	期末未処分利益剰余金のうち		処分のうち		
	当期純益金	内退職慰労準備金戻入	退職慰労準備金	配当金	配当率
	千円	千円	千円	千円	%
大正13年上	4,103	—	100	2,500	10
下	4,092	—	150	2,500	10
14年上	3,699	—	150	2,500	10
下	3,450	—	250	2,500	10
15年上	3,312	—	200	2,500	10
昭和1年下	3,140	—	200	2,500	10
2年上	3,259	169	200	2,250	9
下	3,686	377	300	2,250	9
3年上	3,268	288	300	2,250	9
下	3,132	94	100	2,250	9
4年上	2,777	42	100	2,250	9
下	2,909	147	150	2,250	9
5年上	2,841	119	120	2,000	8
下	2,845	188	220	2,000	8
6年上	2,597	280	250	1,750	7
下	Δ1,383	312	300	1,750	7
7年上	3,528	423	450	1,750	7
下	3,887	312	500	1,750	7
8年上	4,164	132	500	1,750	7
下	5,335	184	750	1,750	7
9年上	6,148	214	1,750	1,750	7
下	5,449	225	1,000	1,750	7
10年上	5,142	389	1,000	1,750	7
下	4,623	161	1,000	1,750	7
11年上	4,436	178	1,000	1,750	7
下	4,571	356	1,000	1,750	7

出典：『住友銀行史』

第3表　住友銀行の停年退職者

	学歴	職歴	月俸	勤続年数
			円	
昭和9年停年退職者	M40東大法	広島支店長・本店支配人	450	27年1月
10年停年退職者	M34東京高商	船場支店長・検査役	400	29年11月
11年停年退職者	M33神戸商	湊川支店長・参事	290	36年9月

第4表　住友銀行の退職慰労金支払予想額

年	停年退職者数				退職慰労金支払予想額
	大学卒	高専卒	中学・商業卒	計	
	人	人	人	人	千円
昭和12	1	0	1	2	90
13	5	2	1	8	360
14	2	0	3	5	225
15	2	3	2	7	315
16	4	1	9	14	630
17	7	0	14	21	945
18	4	2	5	11	495
19	3	0	14	17	765
20	5	0	3	8	360
21	7	0	9	16	720
小計	40	8	61	109	4,905
22	9	1	15	25	1,125
23	7	0	16	23	1,035
24	15	2	10	27	1,215
25	27	3	19	49	2,205
26	25	4	16	45	2,025
27	40	9	24	73	3,285
28	41	12	36	89	4,005
29	33	10	74	117	5,265
30	36	11	70	117	5,265
31	27	17	92	136	6,120
小計	260	69	372	701	31,545
32	16	17	79	112	5,040
33	19	13	84	116	5,220
34	8	11	92	111	4,995
35	9	4	78	91	4,095
36	4	7	63	74	3,330
37	5	5	62	72	3,240
38	8	1	71	80	3,600
39	9	1	69	79	3,555
40	11	0	76	87	3,915
41	10	0	43	53	2,385
小計	99	59	717	875	39,375
合計	399	136	1,150	1,685	75,825

註：退職慰労金支払予想額＝停年退職者数×平均退職慰労金45千円
平均退職慰労金45千円＝平均月俸300円×平均勤続年数30年×乗率5.0

このように将来の退職慰労金の負担額が明らかとなって、合資会社理事会は、合資会社の解散によって退職慰労金を清算することを決定したのであるが、銀行の例でみたように、合資会社の退職慰労金規程が連系会社にも適用されるために、この規程の改正に当たり連系会社の職員の退職慰労金もまた清算される必要があったし、これまで合資会社と連系会社の双方にまたがって勤務した職員には、両社でその負担割合を定める必要も生じた。この退職慰労金の清算は、実務上住友本社設立後に持ち越されたので、昭和十三年九月六日に開催された「退職慰労金折衝ニ関スル打合会」の席

上、会計課長中田直三郎は次のように説明している。

均シク給与金ト申シマシテモ、合資会社ノ場合ハ解散ノ為解雇ニナリマシタトキノ給与デアリマスカラシテ、立派ナ退職慰労金デアリマス。会社ト致シマシテハ解散ノ日ニ一度ニ損金ヲ計上スルモノデアリマス。然ルニ連系会社ニ於キマシテハ、規程ガ改正セラレタコトト合資会社デ解散ノ為給与サレマシタ権衡上、支払ハルヽモノデアリマスカラシテ、之ハ退職慰労金ノ前払ヒデアリ、会社トシテハ之ガ支払又ハ分担受払ノ都度、損益ニ計上スルコト、ナルノデアリマス。（中略）

合資会社ニオキマシテハ、本来解散ト同時ニ一時ニ支払フベキモノデアリマスガ、連系会社ニ於ケル支払ヒトノ権衡上四期ニ分割支払フノデアリマス。

したがってこの退職慰労金規程改正の問題は「五　改組に伴う会計処理」で改めて取り上げることとしたい。

（資料3）

提出　大正十五年六月五日　決裁　大正十五年六月十二日

利益配当並ニ持分払戻ニ関スル決議書ノ件

掲題ノ件左案ノ通リ決議相成可然哉。

案

決議書

住友合資会社無限責任社員住友吉左衛門、同無限責任社員湯川寛吉、同無限責任社員草鹿丁卯次郎、同無限責任社員小倉正恒、同有限責任社員住友元夫、同有限責任社員住友寛一、同有限責任社員住友義輝、以上七名ノ間ニ住友合資会社定款第拾壱条ニ定ムルトコロニ従ヒ、財産ヲ以テ出資ノ目的ト為ス社員ニ対スル利益配当並ニ持分払戻ノ標準ニツキ、

決議スルコト左ノ如シ。

一、社長ニ対スル利益ノ配当額ハ、決算期毎ニ業務執行社員ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム。

二、社長ノ外、財産ヲ以テ出資ノ目的ト為ス社員ニ対スル利益ノ配当額ハ、其出資額ニ対シ年一割ノ額トシ、会社解散又ハ退社ノ場合ニ於ケル持分払戻額ハ、其出資ノ登記価格トス。

前項配当額ノ割合ハ、銀行定期預金利率年六分、信託預金利率年七分ノ現状ヲ標準トシテ決定シタルモノナルヲ以テ、今後右ノ標準ガ著シク変動シタル場合ニハ、之ヲ適当ニ変更スルモノトス。但シ今後弐拾ヶ年間ハ、事情ノ如何ニ拘ラズ之ヲ変更セザルモノトス。

三、大正十一年五月二十四日付利益配当並ニ持分払戻ニ関スル社員決議書中、其第一項ハ之ヲ削除ス。

右決議ス。

大正十五年六月十四日

住友吉左衛門

右後見人　湯川寛吉

湯川寛吉

草鹿丁卯次郎

小倉正恒

住友元夫

右親権者母　住友満寿

住友寛一

住友義輝
右親権者母
住友孝

備考

財産出資ノ各社員ニ対シ毎年同率ノ配当ヲ為ス場合ニハ、払戻当時ノ会社財産ノ時価ニヨリ、其出資ノ価格ニ応ジテ按分払戻ヲ為スヲ当然トスレドモ、当会社ニ於テハ、社長ハ其持分ニ対シ極メテ僅少ノ配当ヲ受ケ、其他ハ会社ニ留保シ置クヲ便宜トスルニ反シ、其他ノ社員ハ毎年一割内外ノ配当ヲ受クルヲ必要トスル事情アリ。従ツテ此事情ニ適応セシムル為、設立以来今日迄社長ニハ毎年約四拾万円(其持分ニ対シ〇・二一七%)ノ配当ヲ為スニ過ギザルニ、他ノ社員ニ対シテハ其出資額ニ対シ年一割ノ配当ヲ為シツヽアリ。右ノ結果会社財産ノ年々ノ増殖高ハ、凡テ社長ノ配当不足分ノ蓄積留保ナリト見ルコトヲ得ベク、他ノ社員ハ此増殖高ノ分配ニ与ラザルヲ至当トス。之ヲ会社設立以来十四年度ニ至ル既往五ヶ年ノ実際ニツキテ之ヲ見ルニ、社長ニ対スル配当不足分ハ、金八千百拾七万円也(年一割配当トシテ壱千四百八拾万円内実際配当額四拾万円ヲ差引不足分一ヶ年壱千四百四拾万円此ノ五ヶ年分六分複利計算)ニ達スルコト、ナレルニ、会社財産ノ増殖高ハ僅ニ壱千五拾参万円ニ過ギズ。従ツテ会社財産ノ増殖高ハ、総テ社長ニ帰属スルモノトスルモ、社長ハ尚他ノ出資社員ニ比シ五ヶ年間ニ七千六拾四万円丈不利益ヲ受ケタル勘定トナレルナリ。故ニ他ノ社員ハ、此ノ増殖高ノ分配ニ与ラザルヲ至当トスルノミナラズ、単ニ計数上ノミヨリ之ヲ言ヘバ、其払戻ニ当リ、其出資ノ価額ヨリ減少セラルヽモ致方ナキ勘定トナル。即前記ノ如ク会社財産ノ増殖高ハ、既往五ヶ年ニ僅ニ資本ニ対シ七%ニ過ギザルヲ以テ、五拾万円出資社員ノ今日ニ於ケル持分評価額ハ、五拾参万五千円ニ過ギズ。然ルニ此等社員ハ、此間社長ニ比シ金弐拾七万四千円也(社長同様ノ配当トスレバ、一ヶ年壱千三百五十円ニ過ギズ。然ルニ年五万円宛配当セルヲ以テ毎年四万八千六百五十円ノ増配トナレリ。之ヲ五ヶ年間六分ノ複利計算ニテ如高)ノ増配ヲ受ケタルコト、ナレル

ヲ以テ、今日ニ於ケル払戻額ハ弐拾六万壱千円(535千円－274千円＝261千円)トナリ、其出資額ノ約半額ニ減ズル勘定トナルナリ。以上ハ会社業績最モ不振ヲ極メタル年間ニツキテノ計算ナルガ、今後拾五ヶ年即会社設立以来弐拾ヶ年間ニ於テ、相当ノ成績ヲ上グルコトアリトスルモ、有限責任社員ガ年一割ノ配当ヲ受ケツヽ尚其出資価額ニ等シキ払戻ヲ受クル為ニハ、会社財産ガ此間ニ五倍(註一参照)ニ増加スルコトヲ要ス。然ルニ社会問題ノ益々高唱セラルヽ今後ニ於テ、合資会社ノ財産ガ二十ヶ年間ニ五倍トナリ、七億五千万円トナルガ如キコトハ、先ヅ不可能トセザルベカラズ。此等ノ点ヨリ見テ、本案ノ如ク、社長以外ノ出資社員ニ対スル配当ヲ今後二十ヶ年間一割ト保証スルト同時ニ、会社解散又ハ退社ノ場合ニ於ケル払戻額ヲ其出資ノ登記価格トスルコトハ、此等出資社員タル各分家ヲ保護スル所以ニシテ、計算上ハ甚有利ナル勘定トナレル次第ナリ。

乍併元来各分家ノ現在ノ出資財産ハ、故家長ガ嘗テ贈与ナリシモノヲ、合資会社設立ニ際シ、時価ヲ以テ合資会社ニ出資セシメ、一ハ本家分家ノ関係ヲ財産上ニ於テモ密接ニ為シ置クト同時ニ、各分家ニ対スル贈与財産ヲ安全ニ保管スル途ヲ講ゼラレシモノニシテ、他方各分家ハ本出資ニ対シ毎年一割内外ノ配当ヲ受クルヲ必要トスル事情アリ。又今回更ラニ現家長ヨリ各分家ニ対シ持分ヲ追加贈与セラルヽモ亦同一ノ趣旨ニシテ、本追加持分ニ対シテモ亦現出資ニ対スルト同様ノ配当ヲ必要トスル事情アリ。此等ノ点ヨリ見テ、社長以外ノ社員ノ出資ハ、名ハ出資ナレドモ其実財産ヲ合資会社ニ信託セリト見ルヲ妥当トスル事情ニアリ。茲ヲ以テ此ノ出資即信託財産ニ対シ年々普通ノ信託会社ニ信託シ置ク以上ノ利益配当ヲ保証スルト同時ニ、其原本ノ払戻ハ、最初ノ出資価格ト決議シ置クモノトス。

以上

註一、各有限責任社員ハ、社長ニ比シ毎年四万八千六百五十円ノ増配ヲ受クル勘定トナレルヲ以テ、之ヲ二十ヶ年間(年七分複利計算)合計セバ約弐百万円トナル。此金額ハ払戻額ヨリ控除スルヲ公平トス。然ル時ニハ払戻額左ノ

如シ。

二十ヶ年目ニ於ケル会社財産増加倍率	二十ヶ年後ニ於ケル有限社員持分評価額	増配ニヨル控除金額	持分払戻額
三倍	一、五〇〇千円	二、〇〇〇千円	（一）五〇〇千円
四	二、〇〇〇	〃	〇
五	二、五〇〇	〃	五〇〇
六	三、〇〇〇	〃	一、〇〇〇
七	三、五〇〇	〃	一、五〇〇
八	四、〇〇〇	〃	二、〇〇〇
九	四、五〇〇	〃	二、五〇〇
一〇	五、〇〇〇	〃	三、〇〇〇

註二、現在ノ出資ハ、主トシテ住友銀行株ヲ時価（百円払込株ヲ百四十円、二十五円払込株ヲ五十円）ニ評価シテ出資セラレ、此出資ニ対シ年一割ノ配当ヲ受クルヲ以テ、年々ノ所得ニ於テ住友銀行株ヲ所有シ居ルヨリモ有利ナルハ明也。即会社設立ヨリ十四年度ニ至ル既往五ヶ年間ノ実際ニツキ、出資ノ場合ト出資セザル場合トノ所得額ヲ比較計算スルニ、前者ノ方五ヶ年間ニ於テ鎌倉御分家ハ四万八千円余、住吉御分家ハ六万五千円余有利ナル勘定トナレリ。

（資料4）

退職慰労金規程第二条

退職慰労金額ハ、退職当時ノ月俸額ニ勤続年数及別表乗率ヲ乗シテ之ヲ算定ス。

（別表）第一号表　一等乃至四等傭員乗率

勤続年数	一年以上五年以下	六年	七年	八年	九年	十年	十一年
乗率	2.0	2.1	2.2	2.3	2.4	2.5	2.7
勤続年数	十二年	十三年	十四年	十五年	十六年	十七年	十八年
乗率	2.9	3.1	3.3	3.5	3.7	3.9	4.1
勤続年数	十九年	二十年	二十一年	二十二年	二十三年	二十四年	二十五年以上
乗率	4.3	4.5	4.6	4.7	4.8	4.9	5.0

三　住友合資会社の解散

(一)　解散の法的諸手続

合資会社の解散手続については、商法上任意清算と法定清算の二種類があり、総務部庶務課文書係が作成した資料によると、この両者には次のような異同があった。

	合資会社解散手続	
	任意清算	法定清算
一、	解散ノ決議	一、同上

総社員ノ同意ニ因ル

二、解散ノ登記

二週間以内本支店ノ所在地ニ於テ為ス

三、総社員ノ同意ヲ以テ任意ニ財産ノ処分方法ヲ定ム

四、ナシ

五、財産目録及貸借対照表作成

二週間以内

六、公告及催告

解散ノ決議ノ日ヨリ二週間以内ニ債権者ニ対シ異議申立催告ノ公告ヲ為ス（官報及裁判所ノ公告ヲ記載スル新聞紙）

知レタル債権者ニ対シテハ各別ニ催告ヲ為ス

異議アル債権者ニ対シテハ弁済又ハ担保ノ提供ヲ為ス

七、ナシ

二、同上

三、商法第八十六条以下ノ規定ニヨリテ清算手続ヲ為ス

四、清算人ノ選任及登記

選任ヲ為サヾル場合ハ総社員清算人ト為ル

五、同上

（清算人ヨリ各社員に交付ス）

六、ナシ

七、債務ノ弁済

債務ハ総テ弁済ス

弁済期ニ到ラサル債権モ之ヲ弁済スルコトヲ要ス

	不確定ノ債権ハ裁判所ノ選任シタル鑑定人ノ評価ニ従ヒテ弁済ス
八、財産ノ処分 異議申立期間ヲ終了シタルトキハ当初ノ決議ニ従ヒテ財産ノ処分ヲ実行ス	八、残余財産ノ分配 債務ヲ完済シタルトキハ残余財産ノ分配ヲ為ス
九、清算結了	九、同上
十、ナシ	十、清算結了ノ登記

このように両者は、手続上各々得失があったが、検討の結果法定清算は、商法第九十五条によって会社の債務が完済された後でなければ、会社の財産を社員に分配することができないのに対し、任意清算は、会社債務が残存していても、二か月の期限を付して催告した期間が終了すれば、自由に残余財産の分配が可能であり、清算手続を速やかに完了できる利点があった。したがって総社員の同意さえ得ることができれば、任意清算による方が有利であることが判明した。

この結果住友合資会社の解散は任意清算によって行われることとなり、次のような順序で手続が進められた。

まず昭和十二年(一九三七)二月二十八日午後、未成年者住友義輝の親族会が開かれ、住友合資会社の解散の決議及び財産処分の決定については、親権者住友孝が本人に代わって決議に参加することを決議し(資料5)、次いで社員全員によって住友合資会社の解散が決議された(資料6)。

三月一日住友合資会社の解散に伴い、社員全員によって会社財産の処分方法が決議され(資料7)、決議書の別表に記載された営業並に財産及び権利義務は、一億五〇〇〇万円で株式会社住友本社に譲渡された。またこの決議に基づき、二週間以内に財産目録(第5表)及び貸借対照表(第6表)が作成されることとなった。

第5表　住友合資会社(解散時)及び株式会社住友本社(開業時)の財産目録

(単位：千円、千円未満切り捨て)

科目	住友合資会社		住友本社	
	摘要	金額	摘要	金額
資本金勘定				
払込未済資本金		—		112,500
固定財産勘定				
土地		13,398		9,345
田	422町7反9畝17歩	2,013	421町7反3畝20歩	2,169
畑	741町4反7畝10歩	1,445	736町9反9畝19歩	1,543
宅地	337,436坪73	7,555	320,237坪80	4,482
山林	10,590町4反4畝20歩5	1,220	10,588町8反1畝21歩5	1,018
雑種地	3,231町4反22歩78	1,162	3,223町1畝20歩78	131
立木竹		2,495		2,495
鉱区		1,331		27,644
金銀等鉱区	51,405,767坪	1,312	90,688,852坪	27,634
金鉱区	7,814,885坪	15	1,889,200坪	5
砂金鉱区	493,000坪	3	566,500坪	4
坑道	14,206米85	366	14,896米09	376
索道		313		313
電線路		159		159
鉄道及軌道		19		19
車両		125		125
船舶		1		1
建設物		3,861		3,562
事務所	2,805坪182	1,906	2,167坪372	1,762
工場	7,003坪5335	455	同左	455
住家	21,088坪109	904	20,449坪169	750
倉庫	1,584坪992	54	1,655坪562	54
病院	1,576坪713	405	同左	405
雑建物	2,102坪101	92	2,076坪641	91
牆壁	56米33	2	同左	2
煙突	30米30	1	同左	1
炉	12点	10	同左	10
水路	291米22外	22	同左	22
井戸	1ヶ所	4	同左	4
水槽	1基	0	同左	0
機械		2,162		2,159
汽缶	16点	53	14点	51
原動機	7点	43	同左	43
電気機	75点：4式：12組：6面	233	同左	233
製作用機械	56点：1組	101	同左	101
送風機	58点：3組	314	57点：3組	312
砕鑿機	84点：1組	246	同左	246
水用機	149点：1式：7組：1,850米91	746	150点：1式：7組：1,850米91	746
運用機	80点：5組：2,121米21	219	82点：5組：2,121米41	219
検定機	7点	11	6点：1ヶ所	11

貯溜機	39点：2,813米03	173	同左	173
伝導装置	10点：1式：6組	14	同左	14
医療機械	3点	4	同左	4
什　器	211点：3式：2組	149	同左	149
権利勘定				
漁業権	鮭11ヶ統：鱒14ヶ統	20	同左	20
所有品勘定				
準備品		666		661
家　畜		4		4
販売品		61		61
有価証券勘定				
連系会社株		141,733		103,582
他会社株		27,117		34,165
公社債		4,044		503
産出品勘定				
鉱　石	12,560屯535	163	同左	163
浮精鉱	602屯844	152	同左	152
地金銀	2,845瓦643	12	同左	12
買鉱勘定				
金銀鉱	164屯014	0	同左	0
農林産品勘定				
穀　物		23		23
薪　材		0		0
木　炭		2		2
起業支出勘定				
起業支出		7,244		10,274
貸金勘定				
立替金		7,577		4,730
雑勘定				
仮出金		3,602		3,602
未収入金		238		127
延売土地建物		269		269
受託品勘定				
受託品		228		228
手形勘定				
受取手形		29		29
取引先勘定				
掛売金		11,155		11,155
預ヶ金及出納勘定				
信託預金		887		87
銀行特別預金		7,213		41,080
銀行預金		141		113
他銀行預金		204		204
振替貯金		2		2
現　金		16		16
合　計		237,200		370,129

第6表　住友合資会社(解散時)及び株式会社住友本社(開業時)の貸借対照表

(単位：千円、千円未満切り捨て)

借方	住友合資	住友本社	貸方	住友合資	住友本社
資本金勘定	—	112,500	資本金勘定	188,752	150,000
払込未済資本金	—	112,500	資本金	150,000	150,000
固定財産勘定	24,383	46,352	前期繰越金	38,752	—
土地	13,398	9,345	預り金勘定	12,948	26,482
立木竹	2,495	2,495	職員及労役者積金預金	1,607	1,607
鉱区	1,331	27,644	諸預り金	11,301	24,801
坑道	366	376	敷金預金	39	39
索道	313	313	雑勘定	28,158	178,141
電線路	159	159	仮入金	15,647	15,630
鉄道及軌道	19	19	未払金	12,511	162,511
車両	125	125	受託勘定	10,205	10,205
船舶	1	1	受託勘定	10,205	10,205
建設物	3,861	3,562	手形勘定	5,193	5,193
機械	2,162	2,159	支払手形	2,000	2,000
什器	149	149	割引手形	3,193	3,193
権利勘定	20	20	取引先勘定	140	140
漁業権	20	20	掛買金	140	140
所有品勘定	732	727	損益勘定	538	—
準備品	666	661	純益	538	—
家畜	4	4			
販売品	61	61			
有価証券勘定	172,896	138,251			
連系会社株	141,733	103,582			
他会社株	27,117	34,165			
公社債	4,044	503			
産出品勘定	328	328			
鉱石	163	163			
浮精鉱	152	152			
地金銀	12	12			
買鉱勘定	0	0			
金銀鉱	0	0			
農林産品勘定	25	25			
穀物	23	23			
薪材	0	0			
木炭	2	2			
起業支出勘定	7,244	10,274			
起業支出	7,244	10,274			
貸金勘定	7,577	4,730			
立替金	7,577	4,730			
雑勘定	4,111	4,000			
仮出金	3,602	3,602			
未収入金	238	127			
延売土地建物	269	269			
受託品勘定	228	228			
受託品	228	228			
手形勘定	29	29			
受取手形	29	29			
取引先勘定	11,155	11,155			
掛売金	11,155	11,155			
預ヶ金及出納勘定	8,465	41,504			
信託預金	887	87			
銀行特別預金	7,213	41,080			
銀行預金	141	113			
他銀行預金	204	204			
振替貯金	2	2			
現金	16	16			
損益勘定	8,737	—			
清算損費	8,737	—			
合計	245,937	370,129	合計	245,937	370,129

三月二日解散の決議の二週間以内に、本支店所在地において解散の登記をする必要が生じたので、植村実（S8東大法、当時総務部庶務課文書係、のち本社総務課長、住友林業社長）を代理人として申請を行い同日登記された（資料8及び資料9、支店略）。

三月四日解散決議の二週間以内に債権者に対して、異議があれば申出るように公告する必要があるので、官報、中外商業新報、中央新聞に、また三月七日大阪時事新報に公告を行った（資料10）。また債権者のうち合資会社が取引関係により、特定できる債権者に対しては、個別に催告する必要があり、各店部とも三月十日までに催告書を発送した（資料11）。

(二)　内外に対する改組の発表

二月二十八日住友合資会社の解散が決議された後、総理事小倉正恒は、前述の通り主管者会議を開催し、改組に際しての訓示を行った（資料1）。続いて総務部長河井昇三郎が改組の説明を行った後、別途新聞記者に対して次のような改組の発表が行われ、翌三月一日の各紙に報道された。なお記者発表に際し、添付のような想定問答集まで用意されていた。

新聞社へノ発表全文

住友合資会社ハ、本日総社員ノ同意ニ依リ解散シ、其営業ヲ別ニ設立セラルル株式会社住友本社ニ譲渡スルコトトナツタ。

住友合資会社ハ、大正十年二月ノ設立ニ係リ、従来個人経営デアツタ住友家ノ事業ヲ会社組織ニ改メタモノデアルガ、爾来今日迄已ニ十数年ノ歳月ヲ経、幸ニ社運ノ順調ナル発展ニ依リ、近来ハ営業ノ範囲モ著シク広汎多岐トナ

ツテ来タノデ、此際一層社礎ヲ固メ、組織ヲ整備シ、時勢ノ進運ニ適応センガタメ、今回之ヲ株式会社ニ改ムルコトニナツタ次第デアル。

因ミニ株式会社住友本社ハ、明三月一日ノ創立総会ニ於テ設立セラルル予定デ、資本金ハ合資会社ト同様一億五千万円トシ、住友合資会社ノ営業並ニ従業員ノ全部ヲ継承シ、従前通リノ営業ニ従事スルモノデアル。

株式会社住友本社ノ役員ハ左記ノ予定

代表取締役	社長	住友吉左衛門
代表取締役		小倉正恒
取締役		八代則彦(註、銀行会長兼専務)
取締役		松本順吉
取締役		今村幸男(註、信託専務)
取締役		国府精一
取締役		古田俊之助(註、金属専務)
取締役		山本信夫(註、経理部長)
監査役		大平賢作(註、銀行常務)
監査役		岡橋林(註、銀行常務)

因ミニ会社職制ニ基ク総理事(小倉正恒)、理事(八代則彦、松本順吉、今村幸男、国府精一、古田俊之助、山本信夫)、監事(松本順吉)ハ旧住友合資会社ト全ク同一デアル。

昭和十二年二月二十八日

改組ニ関スル一問一答

問

一、改組ノ趣意ハ何カ

一、改組ハ株式公開ノ前提デアルカ

一、株式ヲ公開スルカ

一、何時カ株式ヲ公開スルノデハナイカ

一、株主ハ何名カ又誰々カ

一、改組ハ税金軽減ノ為デハナイカ

一、此機ニ職制ヤ方針ニ大キナ変化ガアルノデハ

答

既ニ新聞ニ発表シタ通リ時勢ノ進運ニ適応スルト云フコト以外ニ無イ事業経営ノ形態ハ時勢ノ進ムニ伴レテ個人組織ガ会社組織ニナリ又会社モ合名会社ヤ合資会社ガ段々ト株式会社ニ移ツテ行クコトハ自然ノ趨勢デアル住友合資会社ガ株式会社ニナツタノハ時勢ノ進運ニ順応シタ迄デ云ハバ和服ヲ洋服ニ着替ヘ衣替ヘヲシタヤウナモノデアル

前提デハナイ

改組ト株式公開トヲ関聯シテ考ヘテハ居ラヌ

公開ハセヌ

ソウ云フ考ヘハナイ

株主ハ全部デ十七名

大体住友家御一門ト重役ノ方々デアル

資本金ニ変リハナシ営業モ其儘引継グ訳デアルカラ合資ガ株式会社ニナツテモ法人トシテノ課税ニハ変リガナイ

職制ト人事トハ合資会社ノトキト同様デ何等ノ変リモナイ

又住友ノ事業経営ノ根本方針モ従前通リデ関係事業ヲ統制シ微力ナガラ産業報国ニ尽

ナイカ	ス方針デアル
一、三井ノ報恩会ノヤウナ財団法人ヲ設立スルト云フ噂ガアツタガ此機ニ実現スルカ	財団法人ノ設立等ト云フコトハ全然考ヘテモ居ラヌ
一、合資会社ニハ積立金其他相当ノ含ミガアルデアラウ	少々ハ含ミモアル
一、其ノ含ミハドウナルカ（特ニ斯様ノ質問アリタル場合）	少々ノ含ミハ清算期間中ニ適当ニ処置スル
一、解散ヲ機トシテ退職慰労金ヲ支払ハルルカ	退職慰労金ノコトハ人事部長ヘ御尋ネ願ヒ度イ
一、新会社デ取締役ガ監事ヲ兼ネテ居ルノハドウ云フコトカ	監事ト云フノハ内部ノ職制ノコトデ取締役ノ一員トシテ内部ノ色々ナ仕事ヲ検査スル役目デアツテ商法上ノ監査役トハ全ク別物デアル

（資料5）

住友義輝親族会決議書

未成年者住友義輝ノ親族会員住友満寿、住友保丸、小倉正恒、松本順吉ハ、昭和拾弐年弐月弐拾八日午後一時大阪市東区北浜五丁目弐拾弐番地住友合資会社ニ参集シ（親族会員鳥居忠一ハ欠席）、親権者住友孝カ本人ニ代リ左記ノ行為ヲ為スコトニ同意ヲ与フル旨、全員一致ヲ以テ決議シタリ。

記

一、大阪市東区北浜五丁目弐拾弐番地、住友合資会社ノ解散ノ決議及財産処分方法ノ決定ニ付、社員トシテ決議ニ加ハルコト。

以上

右決議ヲ明確ナラシムル為、親族会員左ニ記名捺印ス。

昭和拾弐年弐月弐拾八日

住友義輝親族会員　住友満寿
同　住友保丸
同　小倉正恒
同　松本順吉

右決議ニ対シ拙者ニ於テ異存無之候也。

昭和拾弐年参月五日

住友義輝親族会員　鳥居忠一

（資料6）

昭和拾弐年弐月弐拾八日当会社ノ解散ニ付、総社員ノ同意ヲ以テ左ノ通決議ス。

一、住友合資会社ハ、昭和拾弐年弐月弐拾八日解散ス。

右決議ヲ明確ナラシムル為総社員左ニ署名ス。

昭和拾弐年弐月弐拾八日

大阪市東区北浜五丁目弐拾弐番地

住友合資会社

無限責任社員　住友吉左衛門

有限責任者員　住　友　寛　一

有限責任社員　住　友　元　夫

有限責任社員　住　友　義　輝

右親権者母
住　友　孝

無限責任社員　小　倉　正　恒

無限責任社員　松　本　順　吉

（資料7）

住友合資会社ハ、昭和拾弐年弐月弐拾八日総社員ノ同意ニ因リ解散シタルヲ以テ、総社員ノ同意ヲ以テ会社財産ノ処分方法ニ付、左ノ通決議ス。

記

一、別表記載ノ営業並ニ財産及権利義務ハ、金壱億五千万円ヲ以テ株式会社住友本社ニ譲渡ス。

二、社員ノ受クヘキ出資払戻額ハ、定款所定ノ出資ノ割合ニ依ル。但シ労務出資社員ニ対シテハ払戻ヲ為サス。

右決議ヲ明確ナラシムル為総社員左ニ署名ス。

昭和拾弐年参月壱日

大阪市東区北浜五丁目弐拾弐番地
住友合資会社
無限責任社員　住友吉左衛門
有限責任社員　住友寛一
有限責任社員　住友元夫
有限責任社員　住友義輝
右親権者母　住友孝
無限責任社員　小倉正恒
無限責任社員　松本順吉

別表

一、住友合資会社本社ノ営業並ニ財産及権利義務
但シ有価證券、土地並ニ預ケ金ニ付テハ別紙明細表(註、「五　改組に伴う会計処理」参照)記載ノ通リトシ貸金ニ付テハ住友本家ニ対スルモノヲ除ク
二、住友合資会社北日本鉱業所ノ営業並ニ之ニ附随スル財産及権利義務一切
三、住友合資会社高根鉱業所ノ営業並ニ之ニ附随スル財産及権利義務一切
四、住友合資会社朝鮮鉱業所ノ営業並ニ之ニ附随スル財産及権利義務一切
五、住友合資会社林業所ノ営業並ニ之ニ附随スル財産及権利義務一切

六、住友合資会社東京販売店ノ営業並ニ之ニ附随スル財産及権利義務一切
七、住友合資会社横須賀販売店ノ営業並ニ之ニ附随スル財産及権利義務一切
八、住友合資会社名古屋販売店ノ営業並ニ之ニ附随スル財産及権利義務一切
九、住友合資会社神戸販売店ノ営業並ニ之ニ附随スル財産及権利義務一切
十、住友合資会社呉販売店ノ営業並ニ之ニ附随スル財産及権利義務一切
十一、住友合資会社福岡販売店ノ営業並ニ之ニ附随スル財産及権利義務一切
十二、住友合資会社京城販売店ノ営業並ニ之ニ附随スル財産及権利義務一切
十三、住友合資会社上海販売店ノ営業並ニ之ニ附随スル財産及権利義務一切
十四、住友合資会社東京支店ノ営業並ニ之ニ附随スル財産及権利義務一切
十五、住友大連駐在員事務所ノ営業並ニ之ニ附随スル財産及権利義務一切
十六、私立大阪住友病院ノ営業並ニ之ニ附随スル財産及権利義務一切

以上

（資料8）

合資会社解散登記申請

一、商　　号　住友合資会社
一、本　　店　大阪市東区北浜五丁目弐拾弐番地
一、登記ノ目的　合資会社解散ノ登記
一、登記ノ事由　昭和拾弐年弐月弐拾八日総社員ノ同意ニ因リ解散シタルニ付其ノ登記ヲ求ム

一、登　録　税　金七円

一、添付書類

総社員ノ同意書写　壱通
住友義輝親族会決議書写　壱通
住友義輝親族会員選任決定謄本　五通
委任状　壱通

右登記相成度此段申請候也

昭和拾弐年参月弐日

大阪市東区北浜五丁目弐拾弐番地
申請人　住友合資会社
兵庫県武庫郡住吉村字反高林千八百七拾六番地ノ壱
無限責任社員　住友吉左衛門
大阪市住吉区相生通壱丁目弐拾四番地
無限責任社員　小倉正恒
西宮市森具字小山田参百参拾弐番地ノ九
無限責任社員　松本順吉
兵庫県武庫郡瓦木村高木字稗田九番地ノ弐拾壱
右申請代理人　植村実

大阪区裁判所　御中

（資料9）

委任状

拙者儀植村実ヲ代理人トシ左ノ権限ヲ委任ス

一、昭和拾弐年弐月弐拾八日住友合資会社解散ニ付之カ登記ヲ所轄区裁判所ニ申請スル一切ノ件

右代理委任状仍而如件

昭和拾弐年弐月弐拾八日

大阪市東区北浜五丁目弐拾弐番地

住友合資会社

兵庫県武庫郡住吉村字反高林千八百七拾六番地ノ壱

無限責任社員　住友吉左衛門

大阪市住吉区相生通壱丁目弐拾四番地

無限責任社員　小倉正恒

西宮市森具字小山田参百参拾弐番地ノ九

無限責任社員　松本順吉

（資料10）

（債権者ニ対スル公告）

公告

第三部　株式会社住友本社

住友合資会社ハ総社員ノ同意ニ因リ昭和拾弐年弐月弐拾八日解散シ其ノ営業並ニ之ニ附属スル財産及権利義務ヲ株式会社住友本社ニ譲渡可致コトト相成候ニ付当会社ノ債権者ニシテ之ニ対シ異議ヲ有セラルル向ハ昭和拾弐年五月拾五日迄ニ御申出相成度此段商法ノ規定ニ依リ公告候也

昭和拾弐年参月　日

大阪市東区北浜五丁目弐拾弐番地
住　友　合　資　会　社
代表社員　小　倉　正　恒

（資料11）

（債権者ニ対スル異議申出催告書）

拝啓　愈々御清祥之段奉大賀候陳者当会社ハ総社員ノ同意ニ因リ昭和拾弐年弐月弐拾八日解散仕リ其ノ営業並ニ之ニ附属スル財産及権利義務ヲ株式会社住友本社ニ譲渡可致コトト相成候ニ付万一之ニ対シ御異議有之候ハバ昭和拾弐年五月拾五日迄ニ御申出相成度此段商法ノ規定ニ依リ及催告候也

昭和拾弐年参月　日

大阪市東区北浜五丁目弐拾弐番地
住　友　合　資　会　社
代表社員　小　倉　正　恒

殿

四　株式会社住友本社の設立

既に述べた住友合資会社解散の手続と並行して、株式会社住友本社の設立の準備が次のように進められた。

二月二十四日、住友本社設立のための発起人として、家長住友吉左衛門、総理事小倉正恒、理事八代則彦、松本順吉、今村幸男、国府精一、古田俊之助、山本信夫の八名が集まり、業務執行者として小倉正恒を発起人総代に選任し(資料12)、次いで定款を作成した(資料13)。資本金は住友合資会社と同じく一億五〇〇〇万円で、一株五〇〇円総株数三〇万株とされ、発起人は各一〇〇株を引き受けた(資料14)。

二月二十五日、発起人は引き受けのない残りの株式について株主を募集し、住友寛一、住友元夫、住友義輝(親権者母住友孝)、大平賢作(銀行常務)、岡橋林(銀行常務)、田中良雄(人事部長)、河井昇三郎(総務部長)、伊庭勝弥(本家詰所支配人)が各一〇〇株を応募し、残る二九万八四〇〇株を合資会社代表社員小倉正恒が引き受け、全員が株式申込證を提出した(資料15)。

二月二十六日、株式引受人に対し、一株につき一二五円を三月一日までに払い込むよう通知し、三月一日その払い込みが完了、総額三七五〇万円が住友銀行本店営業部に預け入れられた。

三月一日、住友本社の創立総会が召集された。小倉正恒が議長となり、発起人は創立に関する事項を報告し(資料16)、次いで取締役及び監査役が選任された(第7-1表、上記株主のうち、一族以外は名義株である)。取締役及び監査役は、株式総数が引き受けられたか、第一回の払い込みがなされたかどうかを調査し、報告した(資料17及び18)。さらに会社を代表すべき取締役として、住友吉左衛門及び小倉正恒を選任し、これらの決議を証明するため、決議録が作成された(資

第7-1表　株式会社住友本社設立時の株主及び役員

1．株　　主

住友合資（財産出資）	氏　　名	住友本社	
		出資額	株　数
万円		万円	万株
14,750	住友吉左衛門	13,500	27
100	住友　寛一	500	1
100	住友　義輝	500	1
50	住友　元夫	500	1
15,000	計	15,000	30

2．役　　員

住　友　合　資	氏　　名（職制）	住友本社
代表社員（財産出資）	住友吉左衛門（社長）	代表取締役
代表社員（労務出資）	小　倉　正　恒（総理事）	代表取締役
	八　代　則　彦（理事・銀行会長兼専務）	取締役
社員（労務出資）	松　本　順　吉（理事）	取締役
	今　村　幸　男（理事・信託専務）	取締役
	国　府　精　一（理事）	取締役
	古　田　俊　之　助（理事・金属専務）	取締役
	山　本　信　夫（理事・経理部長）	取締役
	大　平　賢　作（参与・銀行常務）	監査役
	岡　橋　　林（参与・銀行常務）	監査役

料19）。

総会終了後、取締役の互選により、住友吉左衛門が社長に選任された（資料20）。

同日住友合資会社代表社員住友吉左衛門と株式会社住友本社代表取締役住友吉左衛門の間に、営業譲渡に関する契約が締結された（資料21）。

この結果、合資会社は住友本社から営業譲渡の代金一億五〇〇〇万円を受領し、これを出資社員に払い戻し、出資社員はこの一億五〇〇〇万

第7-2表　株式会社住友本社の増資
（昭和20年3月）　（単位：株）

株　　主	旧　株	新　株
住友吉左衛門	220,000	250,000
住　友　寛　一	10,000	—
住　友　義　輝	10,000	—
住　友　元　夫	10,000	—
住　友　銀　行	35,000	35,000
住　友　信　託	10,000	10,000
住友生命保険	5,000	5,000
計	300,000	300,000

円を住友本社の株式払い込みに充当し、住友本社の株主となった(第7-1表)。

三月二日、株式会社住友本社の設立登記が、住友合資会社の解散登記と日を同じくして行われた(東京支店の解散登記は三月九日、設立登記は三月十一日)。最後に得意先に対し、次のような挨拶状が出され、ここに住友本社の設立手続はすべて完了した。

謹啓　愈々御隆昌奉大賀候。陳者住友合資会社儀、多年不一方御懇情ヲ蒙リ、難有奉謝候。然ル処今般総社員ノ同意ニ因リ解散ノ上、三月一日ヲ以テ新ニ株式会社住友本社ヲ設立仕リ、従来住友合資会社ニ於テ経営致来候一切ノ営業ヲ継承致候コト、相成候。就テハ今後共何卒不相変御眷顧ヲ賜リ度、偏ニ奉希候。右御挨拶申上度如斯御座候。

敬具

昭和十二年三月　日

大阪市東区北浜五丁目二十二番地
株式会社住友本社
代表取締役社長　住友吉左衛門
代表取締役総理事　小倉正恒

(資料12)

発起人総代選任決議書

株式会社住友本社設立事務ノ執行ヲ委任スル為、小倉正恒ヲ発起人総代ニ選任ス。

昭和拾弐年弐月弐拾四日

株式会社住友本社

発起人　住友吉左衛門
発起人　小倉正恒
発起人　八代則彦
発起人　松本順吉
発起人　今村幸男
発起人　国府精一
発起人　古田俊之助
発起人　山本信夫

（資料13）

株式会社住友本社定款

第壱章　総則

第壱条　当会社ハ株式会社住友本社ト称シ英文ニテハ SUMITOMO HONSHA, LIMITED ト記ス

第弐条　当会社ハ左ノ事業ヲ営ムヲ以テ目的トス

壱、鉱業　弐、林業　参、農業　四、工業　五、物品販売業　六、有価証券及不動産ノ取得利用
七、諸事業投資並貸付　八、其ノ他上掲各事業ノ附帯事業

第参条　当会社ハ本店ヲ大阪市ニ支店ヲ東京市ニ置ク

第四条　当会社ノ資本総額ヲ金壱億五千万円トス

第五条　当会社ノ公告ハ店頭ニ掲示シテ之ヲ為ス

第弐章　株　式

第六条　当会社ノ株式ハ参拾万株トシ壱株ノ金額ヲ金五百円トス

第七条　当会社ノ株券ハ総テ之ヲ記名式トシ百株券及千株券ノ弐種トス

第八条　当会社ノ株式ハ取締役会ノ承認ヲ経ルニ非サレハ之ヲ譲渡スルコトヲ得ス

第参章　株主総会

第九条　定時株主総会ハ毎年壱回四月之ヲ召集ス

前項ノ外必要ノ都度臨時株主総会ヲ召集ス

第拾条　総会ノ議長ハ社長之ニ任ス　社長事故アルトキハ他ノ取締役之ニ任ス

第拾壱条　総会ノ議長ハ株主トシテ其ノ議決権ヲ行使スルコトヲ妨ケス

第拾弐条　株主ハ他ノ株主ヲ代理人トシ議決権ヲ行フコトヲ得　但シ代理人ハ其ノ委任状ヲ当会社ニ差出スヘシ

第拾参条　総会ニ於テ決議シタル事項ハ之ヲ株主総会決議録ニ記載シ議長及出席株主壱名以上之ニ記名捺印スヘシ

第四章　役　員

第拾四条　取締役及監査役ハ壱百株以上ヲ所有スル株主中ヨリ総会ニ於テ選任ス

第拾五条　株主総会ノ決議ヲ以テ取締役中当会社ヲ代表スヘキ者若干名ヲ選定ス

第拾六条　当会社ニ社長壱名ヲ置キ取締役ノ互選ヲ以テ之ヲ選任ス

社長ハ会社全般ノ業務ヲ統督ス

第拾七条　社長ハ業務執行ニ関スル重要事項ヲ決スル為取締役会ヲ召集ス

取締役会ノ議長ハ社長之ニ任シ社長事故アルトキハ他ノ取締役之ヲ代理ス

取締役会ノ決議ハ出席取締役ノ多数決ヲ以テ之ヲ為ス

取締役ハ他ノ取締役ヲ代理人トシテ議決権ヲ行フコトヲ得　但シ代理人ハ委任状ヲ取締役会ニ差出スコトヲ要ス

第拾八条　取締役ノ任期ハ参年監査役ノ任期ハ弐年トス　但シ其ノ任期カ定時株主総会以前ニ満了シタルトキハ其ノ定時株主総会ノ終結ニ至ル迄之ヲ伸長ス

補欠又ハ増員ニ因リ就任シタル取締役又ハ監査役ノ任期ハ他ノ在任取締役又ハ監査役ノ残任期間ト同一トス

第拾九条　取締役又ハ監査役ニ欠員ヲ生シタルトキト雖法定ノ人員ヲ欠カス且現任者ニ於テ業務執行上差支ナキトキハ其ノ補欠ヲ為ササルコトヲ得

第弐拾条　取締役ハ在任中其ノ所有ノ当会社株券壱百株ヲ監査役ニ供託スヘシ

第五章　計　算

第弐拾壱条　当会社ノ事業年度ハ毎年壱月壱日ヨリ拾弐月参拾壱日迄トシ毎事業年度決算ヲ行フ

第弐拾弐条　株主配当金ハ毎事業年度末日ニ於ケル現在株主ニ之ヲ配当ス

第六章　附　則

第弐拾参条　当会社ノ発起人ノ氏名住所左ノ如シ

兵庫県武庫郡住吉村字反高林千八百七拾六番地ノ壱

住　友　吉左衛門

大阪市住吉区相生通壱丁目弐拾四番地

小　倉　正　恒

兵庫県武庫郡住吉村字観音林千八百七拾五番地
八代則彦
西宮市森具字小山田参百参拾弐番地ノ九
松本順吉
西宮市南郷町参拾五番地
今村幸男
兵庫県武庫郡本山村野寄四百九拾番地
国府精一
兵庫県武庫郡本山村中野参百五拾九番地
古田俊之助
大阪市住吉区北畠中弐丁目四拾番地
山本信夫

右株式会社住友本社設立ノ為商法ノ規定ニ依リ此ノ定款ヲ作成シ左ニ発起人署名ス

昭和拾弐年弐月弐拾四日

住友吉左衛門
小倉正恒
八代則彦
松本順吉

今村幸男
国府精一
古田俊之助
山本信夫

（資料14）

株式引受證

一、株式会社住友本社株式壱百株

此ノ金額五万円也

但シ壱株ニ付金五百円也

株式会社住友本社発起人トシテ其ノ株式前記ノ通正ニ引受候也

昭和拾弐年弐月弐拾四日

兵庫県武庫郡住吉村字反高林千八百七拾六番地ノ壱

住友吉左衛門

株式会社住友本社発起人　御中

（資料15）

株式申込證

一、株式会社住友本社株式弐拾九万八千四百株

（註、他の発起人の株式引受證については略）

此ノ金額壱億四千九百弐拾万円也

但シ壱株ニ付金五百円也

貴社定款及左記事項承認ノ上前記株式引受度此段申込候也

昭和拾弐年弐月弐拾五日

大阪市東区北浜五丁目弐拾弐番地

住友合資会社

代表社員　小倉正恒

株式会社住友本社発起人　御中

一、定款作成ノ年月日　昭和拾弐年弐月弐拾四日

二、目　的　壱、鉱業　弐、林業　参、農業　四、工業　五、物品販売業　六、有価証券及不動産ノ取得利用　七、諸事業投資並貸付　八、其ノ他上掲各事業ノ附帯事業

三、商　号　株式会社住友本社

四、資本ノ総額　金壱億五千万円也

五、壱株ノ金額　金五百円也

六、取締役カ有スヘキ株式ノ数　壱百株

七、本店ノ所在地　大阪市

八、支店ノ所在地　東京市

九、会社カ公告ヲ為ス
　方法　店頭ニ掲示シテ之ヲ為ス
十、第壱回払込ノ金額　壱株ニ付金壱百弐拾五円也
十一、株式ノ申込ヲ
　取消シ得ヘキ時期　昭和拾弐年参月参拾壱日迄ニ会社カ成立セサルトキハ本申込ヲ取消スコトヲ得
十二、発起人ノ住所、氏名及其引受株数
　兵庫県武庫郡住吉村字反高林千八百七十六番地ノ壱
　壱百株　住友吉左衛門
　大阪市住吉区相生通壱丁目弐拾四番地
　壱百株　小倉正恒
　兵庫県武庫郡住吉村字観音林千八百七拾五番地
　壱百株　八代則彦
　西宮市森具字小山田参百参拾弐番地ノ九
　壱百株　松本順吉
　西宮市南郷町参拾五番地
　壱百株　今村幸男
　兵庫県武庫郡本山村野寄四百九拾番地
　壱百株　国府精一

兵庫県武庫郡本山村中野参百五拾九番地
壱百株　古田俊之助
大阪市住吉区北畠中弐丁目四拾番地
壱百株　山本信夫

（資料16）　（註、他の申込者の申込證については略）

株式会社住友本社創立ニ関スル事項報告書

一、発起人ハ、壱、鉱業　弐、林業　参、農業　四、工業　五、物品販売業　六、有価証券及不動産ノ取得利用七、諸事業投資並貸付　八、其ノ他上掲各事業ノ附帯事業ヲ目的トスル株式会社ノ設立ヲ企図シ、昭和拾弐年弐月弐拾四日創立事務所ヲ住友ビルディング内ニ設置セリ。

一、昭和拾弐年弐月弐拾四日発起人総代ヲ小倉正恒ト定ム。

一、昭和拾弐年弐月弐拾四日定款及株式申込證ヲ作成セリ。

一、昭和拾弐年弐月弐拾四日当会社株式総数参拾万株ノ内八百株ヲ発起人ニ於テ引受ケ、残余弐拾九万九千弐百株ニ対シ株主ヲ募集シタルニ、昭和拾弐年弐月弐拾五日申込満了シ、茲ニ株式総数ノ引受ヲ了シタリ。

一、昭和拾弐年弐月弐拾六日株式引受人ニ対シ、各株ニ付金百弐拾五円ヲ同年参月壱日迄ニ払込アリタキ旨通知シタルニ、同年参月壱日其ノ払込ヲ了シ、総額金参千七百五拾万円也ヲ株式会社住友銀行本店営業部ニ預入レタリ。

一、昭和拾弐年参月壱日各株式引受人ニ対シ、同年参月壱日大阪市東区北浜五丁目弐拾弐番地住友ビルディングニ於テ、創立総会ヲ開催スル旨通知セリ。

右各項ノ如ク創立事項ヲ進捗セシニ依リ、本日茲ニ創立総会ヲ開催スルノ運ニ至レリ。依ツテ商法第百参拾弐条ニ依リ報告候也。

昭和拾弐年参月壱日

株式会社住友本社

発起人　住友吉左衛門
同　小倉正恒
同　八代則彦
同　松本順吉
同　今村幸男
同　国府精一
同　古田俊之助
同　山本信夫

（資料17）

株式会社住友本社創立事項調査報告書

昭和拾弐年参月壱日開催セル株式会社住友本社創立総会ニ於テ、拙者等夫々取締役及監査役ニ選任セラレタルニ付、発起人カ為シタル創立事項ノ報告ニ基キ調査ヲ遂ケ、其ノ結果ヲ報告スルコト左ノ如シ。

一、定款第六条所定ノ株式総数参拾万株ノ内、八百株ハ発起人ニ於テ之ヲ引受ケ、残余弐拾九万九千弐百株ハ昭和拾弐年弐月弐拾五日株主ヲ募集シタルニ、同日中募集株数ニ達スル株式ノ申込アリタルヲ以テ、発起人ニ於テ申込カ募

集株式数ニ達スルト同時ニ募集ヲ打切リ、同日申込株式ニ付引受確定シタリ。

右ノ事実ハ、株式引受證八通及株式申込證九通ニ依リ、之ヲ認ム。

一、株式総数参拾万株ニ対シ、昭和拾弐年参月壱日各株ニ付金百弐拾五円宛、総額金参千七百五拾万円也ノ払込結了シタリ。

右ノ事実ハ、昭和拾弐年参月壱日附株式会社住友銀行本店営業部発行発起人総代小倉正恒宛預金残高證明書(註、資料18)ニ依リ、之ヲ認ム。

一、商法第百弐拾弐条第参号乃至第五号ニ該当スル事項ナシ。

右商法第百参拾四条ニ依リ報告候也。

昭和拾弐年参月壱日

株式会社住友本社

取締役　住友吉左衛門
同　小倉正恒
同　八代則彦
同　松本順吉
同　今村幸男
同　国府精一
同　古田俊之助
同　山本信夫

監査役　大平賢作
同　岡橋林

（資料18）

證明書

一、金参千七百五拾万円也

但昭和拾弐年参月壱日付第五拾弐号證書ニヨル預金

右ハ本日現在貴殿御名義預金残高ニ相違無之此段證明候也

昭和拾弐年参月壱日

株式会社住友銀行本店営業部
営業部長　原安一

株式会社住友本社
発起人総代　小倉正恒殿

（資料19）

株式会社住友本社創立総会決議録

昭和拾弐年参月壱日午前拾時大阪市東区北浜五丁目弐拾弐番地住友ビルディングニ於テ創立総会ヲ開ク。株式総数参拾万株、此ノ株式引受人拾七名ニシテ全員出席ス（内委任状ニ依ル者参名）。茲ニ於テ発起人総代小倉正恒氏議長席ニ着キ開会ヲ宣シ、先ツ本創立総会召集ニ付法定期間ヲ短縮シタルコトニ関シ、株式引受人全員ヨリ異議ナキ旨ノ書面ノ提出アリタルニ依リ、本創立総会ハ適法且完全ニ成立シタル旨ヲ告ケ、次テ議長ノ選挙ヲ求メタルニ、小倉正恒氏出席者ノ

推薦ニ依リ議長トナリ、左記事項ヲ満場一致ヲ以テ決議セリ。

記

一、発起人ノ会社創立ニ関スル事項報告ノ件

（別紙添付書ノ通リ）（註、資料16）

右承認可決ス。

一、定款承認ノ件

（別紙添付書ノ通リ）（註、資料13）

右原案通リ承認可決ス。

一、取締役及監査役選任ノ件

右ハ左ノ通リ当選ス。

取締役　住友吉左衛門
取締役　小倉正恒
取締役　八代則彦
取締役　松本順吉
取締役　今村幸男
取締役　国府精一
取締役　古田俊之助
取締役　山本信夫

監査役　大平賢作
監査役　岡橋林

一、商法第百参拾四条ノ規定ニ依ル事項調査報告ノ件
（別紙添付書ノ通リ）（註、資料17）
右承認可決ス。
一、会社ヲ代表スヘキ取締役選任ノ件
右ハ左ノ通リ当選ス。

代表取締役　住友吉左衛門
代表取締役　小倉正恒

一、取締役及監査役ノ報酬決定ノ件
右ハ年額金七拾万円以内トシ、其ノ内容ハ取締役会ノ決定ニ一任スルコトニ決議ス。
右決議ヲ證スル為本書ヲ作成ス。
昭和拾弐年参月壱日
株式会社住友本社創立総会
議長　小倉正恒
株主　河井昇三郎

（資料20）

互選決議書

当会社定款第拾六条ニ依リ、取締役ノ互選ヲ以テ、当会社社長ヲ左ノ如ク選任ス。

社長　住友　吉左衛門

株式会社住友本社

取締役　住友吉左衛門
同　小倉正恒
同　八代則彦
同　松本順吉
同　今村幸男
同　国府精一
同　古田俊之助
同　山本信夫

（資料21）

営業譲渡契約書

昭和拾弐年参月壱日住友合資会社（以下譲渡人ト称ス）ト株式会社住友本社（以下譲受人ト称ス）トノ間ニ於テ営業譲渡ニ関シ左ノ契約ヲ締結ス

第壱条　譲受人ハ譲渡人ヨリ別表記載ノ営業並ニ財産及権利義務ヲ昭和拾弐年参月壱日現在ノ状態ニ於テ譲受クルモノトス

第弐条　譲受代金ハ金壱億五千万円トス

第参条　譲受代金ノ支払ハ本契約成立ノ日ヨリ参週間以内ニ之ヲ完了スルモノトス

第四条　譲受人ハ譲渡人カ昭和拾弐年弐月弐拾八日解雇シタル譲渡人ノ職員、準職員及労働者全部ヲ解雇前ノ雇傭条件ヲ変更スルコトナクシテ雇入ルルモノトス但シ職員及準職員ノ退職慰労金ニ関スル事項ハ此ノ限ニ在ラス

第五条　譲渡人ノ職員、準職員及労働者ノ解雇ニ因ル退職慰労金ハ譲渡人ノ負担トシ各人ニ対スル支給額ノ合計額ヲ引当金トシテ譲受人ニ引渡スモノトス

右契約ノ證トシテ本書弐通ヲ作成シ両当事者各壱通ヲ保存スルモノトス

昭和拾弐年参月壱日

大阪市東区北浜五丁目弐拾弐番地
住友合資会社
代表社員　住友吉左衛門

大阪市東区北浜五丁目弐拾弐番地
株式会社住友本社
代表取締役　住友吉左衛門

別表

一、住友合資会社本社ノ営業並ニ財産及権利義務

但シ有価證券、土地並ニ預ケ金ニ付テハ別紙明細表(註、「五　改組に伴う会計処理」参照)記載ノ通リトシ貸金ニ付テハ住友本家ニ対スルモノヲ除ク

二、住友合資会社北日本鉱業所ノ営業並ニ之ニ附随スル財産及権利義務一切

三、住友合資会社高根鉱業所ノ営業並ニ之ニ附随スル財産及権利義務一切
四、住友合資会社朝鮮鉱業所ノ営業並ニ之ニ附随スル財産及権利義務一切
五、住友合資会社林業所ノ営業並ニ之ニ附随スル財産及権利義務一切
六、住友合資会社東京販売店ノ営業並ニ之ニ附随スル財産及権利義務一切
七、住友合資会社横須賀販売店ノ営業並ニ之ニ附随スル財産及権利義務一切
八、住友合資会社名古屋販売店ノ営業並ニ之ニ附随スル財産及権利義務一切
九、住友合資会社神戸販売店ノ営業並ニ之ニ附随スル財産及権利義務一切
十、住友合資会社呉販売店ノ営業並ニ之ニ附随スル財産及権利義務一切
十一、住友合資会社福岡販売店ノ営業並ニ之ニ附随スル財産及権利義務一切
十二、住友合資会社京城販売店ノ営業並ニ之ニ附随スル財産及権利義務一切
十三、住友合資会社上海販売店ノ営業並ニ之ニ附随スル財産及権利義務一切
十四、住友合資会社東京支店ノ営業並ニ之ニ附随スル財産及権利義務一切
十五、住友大連駐在員事務所ノ営業並ニ之ニ附随スル財産及権利義務一切
十六、私立大阪住友病院ノ営業並ニ之ニ附随スル財産及権利義務一切

以上

承認書

株式会社住友本社代表取締役住友吉左衛門ガ、住友合資会社ノ為ニ左ノ行為ヲ為スコトヲ承認ス。

一、住友合資会社ト株式会社住友本社トノ間ニ住友合資会社ノ営業譲渡ニ関シ契約締結ノ件

以上

昭和拾弐年参月壱日

株式会社住友本社

監査役　大平賢作

五　改組に伴う会計処理

(一)　営業財産譲渡差益の計上

以上の手続に従い改組が進められたが、住友合資会社から株式会社住友本社への移行に当たって、法人格の変更以外に、資本金、株主、理事会メンバー、経営組織等実質的な内容は何等変更されることはなかった。しかし改組に伴い処理すべき懸案事項の一つとして住友家及び三分家会計の強化を図ろうとする以上、企業の実態が全く不変のまま合資会社から株式会社へ移行するというわけにはいかなかった。総務部会計課による昭和十二年度総実際報告書は次のように述べている。

合資会社ハ二月二十八日解散セラレ、三月一日住友本社設立ト共ニ之ニ営業ヲ継承セリ。尤モ其ノ際旧出資金額ヲ超過スル所謂含ミヲ、出資者ニ分配スルコト、ナリシ為、新会社ニ於テハ旧会社ニ比シ、財産価格並年純益ヲ相当低下スルコト、ナレリ。

すなわち改組の機会に大正十年(一九二一)合資会社設立以来合資会社に蓄積された利益を、住友家及び三分家会計に

移し替えるための会計処理が必要とされたのである。まず昭和十一年末の理事会において改組が決定された際、次のような資産配分の方針が確認された。

資産配分ノ方針

一、連系株ハ左記割合ヲ以テ優先配分ノコト

本家　五%

分家　三%(一%宛)

会社　二五%

一、本家ヘノ資産配分ハ固有所得ト併セ三百万円(註、年所得)ヲ目標ニ行フコト

(一)　住友株式会社株

一億三千五百万円　配当年一分トシテ百三十五万円

(二)　固有資産

約一千五百万円　年所得五十万円

(三)　其他ノ資産(六千七百二十万円)ヨリノ所得ヲ百十五万円トナスヲ要スルヲ以テ、左記収益ナキ財産及低利廻ノ證券ヲ配分ノコト

山林

土地ノ一部

連系株中無配又ハ低利廻ノモノ　―将来ノ値上リヲ期待ス

一般株中優秀低利廻ノモノ

公社債等

一、分家ヘノ資産配分ハ各千百六十万円宛（新規贈与一千万円、合資会社払戻百六十万円）ノコト

住友株式会社株　五百万円

連系株並ニ一般株等　六百六十万円

一、住友株式会社ヘノ配分

本家及分家ヘ配分セル残余資産全部

以上

この方針は、株式を公開しても連系会社の支配が可能となるように、新会社と住友家で連系株を合計三三％保有することを前提とし、さらに新会社の株式が住友株式会社株となっていることは、昭和十一年末の段階では新会社名が株式会社住友本社ではなく、住友株式会社であったことを示していた。この方針に基づき、住友本社に対する財産譲渡に際して、北日本鉱業所、高根鉱業所及び朝鮮鉱業所の鉱山と林業所の山林の評価替えによって二九四六万円、本社部門の所有する連系会社その他の株式と公社債の評価替えによって四四〇八万円、本社地所課の土地・建設物において四一万円、合計七三九六万円の営業財産譲渡差益が捻出された。これに無配とされた昭和十一年度の繰越金三八七五万円（第6表及び「住友合資会社（下）」第15表）と昭和十二年一月～二月の純益五三万円（第6表）を併せ、これから清算費用として清算損費八七三万円、清算所得税引当金一三五〇万円合計二二二三万円を差し引いて、残余財産九一〇一万円が住友家へ八七六五万円、三分家へ三三五万円宛分配された（第8表）。

合資会社では利益処分の際、繰越金の一部として組み入れられる特別財産の制度があり、その残高は合資会社が解散した昭和十二年二月末には二〇四六万円に達していた（「住友合資会社（下）」第16表参照）。この特別財産は安全確実を旨と

第8表　資産配分表

（単位：千円、千円未満切り捨て）

科目	① A－B＋C	② 住友本社へ譲渡A	② 住友家へ分配B	② 三分家へ分配C	③ D	D－A(除特別整理分Δ16)
固定財産・土地	9,881	5,421	4,459	—	5,829	407
車両	15	15	—	—	15	0
建設物	2,189	1,883	306	—	1,889	6
機械	153	150	2	—	150	0
什器	91	91	—	—	91	0
所有品・準備品	16	16	—	—	11	Δ5
有価証券・連系会社株	141,733	74,841	65,166	1,725	103,582	28,740
他会社株	27,117	18,945	8,110	61	34,165	15,219
公社債	4,044	383	3,661	—	503	119
農林産品・穀物	1	1	—	—	1	0
起業支出	239	127	112	—	127	0
貸金・立替金	7,741	4,891	2,850	—	4,894	2
雑・仮出金	530	530	—	—	530	0
未収入金	211	102	90	18	100	Δ1
延売土地建物	269	269	—	—	269	0
各店部・北日本鉱業所	6,961	6,961	—	—	33,000	26,038
高根鉱業所	215	215	—	—	500	284
朝鮮鉱業所	2,835	2,835	—	—	3,880	1,044
林業所	4,311	4,311	—	—	6,410	2,098
その他	538	538	—	—	538	0
支店及駐在員・東京支店	19	19	—	—	19	0
大連駐在員	39	39	—	—	39	0
委託・別子鑛山委託	6,177	6,177	—	—	6,177	0
銀行・銀行出納	67	49	137	13	39	Δ10
銀行預金	1	1	—	—	1	0
銀行特別預金	7,213	3,580	1,960	1,539	3,580	0
信託・信託預金	887	87	800	—	87	0
合計	223,506	132,489	87,658	3,359	206,436	73,963

註：①住友合資本社部門の財産目録(昭和12年2月28日)
②住友合資解散に伴う住友本社及び住友家・三分家に対する資産配分簿価
③住友本社に対する財産譲渡(昭和12年3月1日)
昭和12年3月1日住友本社に対する合資会社からの譲渡財産(D)206,436千円からその帳簿価格(A)132,489千円を差し引くと差益(D－A)は73,963千円となる。

その内訳は次の通り

固定財産(土地・建設物)	413
有価証券(含立替金2,600円)	44,083
固定財産(北日本鉱区他)	26,323
雑益(朝鮮高原起業他)	3,142
営業財産譲渡差益計	73,963

この営業財産譲渡差益他が残余財産(B＋C)として住友家・三分家へ分配された。

前期繰越金(第6表)	38,752(「住友合資会社(下)」第15表)
前期純益　(同)	538
清算損費　(同)	Δ8,737
清算所得税引当金(第9表)	Δ13,500
営業財産譲渡差益	73,963
残余財産分配計(B＋C)	91,017

して住友銀行株式三五五万円、連系会社以外の株式五二四万円、公社債三七二万円、銀行特別預金七〇一万円、信託預金八五万円によって運用されていた。これらが含まれている第8表と対比すれば、住友家及び三分家には、この特別財産として運用されていた住友銀行株式の全部、連系会社以外の株式及び公社債のほとんど全部、銀行特別預金の半ば、信託預金の大半が分配されたことになり、それは特別財産の性格からして蓋し当然のことであった。

なお合資会社の解散に伴う税務当局の清算所得の認定は、簿価による正味資産ではなく、含み益を出した正味資産に対して行われるため、住友家及び三分家に対する分配も簿価ではなく、住友本社への譲渡と同様に評価替えされた価格に基づいて行われている(第9表)。

これらの会計処理は次のようにして実施された。

1　鉱山及び山林

(単位：千円、千円未満切り捨て)

三分家			差益計
帳簿価格	配分価格	差　益	
			26,038
			284
			1,044
			2,098
			29,466
			566
1,725	2,564	839	40,148
1	5	3	12,270
60	150	90	8,433
1,787	2,720	933	61,418
			418
			2
1,787	2,720	933	91,306

第9表　含　み　益　明　細　表

資産の種類	住友本社			住友家		
	帳簿価格	譲渡価格	差　益	帳簿価格	配分価格	差　益
(鉱山・山林)						
北日本鉱業所	6,961	33,000	26,038			
高根鉱業所	215	500	284			
朝鮮鉱業所	2,835	3,880	1,044			
林業所	4,311	6,410	2,098			
小計	14,323	43,790	29,466			
(有価証券)						
公社債	383	503	119	3,661	4,108	446
連系会社株式	74,841	103,582	28,740	65,166	75,734	10,568
その他住友系株式	6,476	16,214	9,737	1,402	3,931	2,528
住友系以外の株式	12,469	17,950	5,481	6,707	9,568	2,861
小計	94,170	138,251	44,080	76,938	93,343	16,404
(不動産)						
土地建物	5,854	6,268	413	4,994	5,000	5
(その他)						
立替金	0	2	2			
合　計	114,348	188,311	73,963	81,933	98,343	16,410

註：正味資産(千円)

資本金	150,000
前期繰越金	38,752
前期純益	538
含み益	91,306
清算損費	Δ8,737
正味資産計	271,860

清算所得税引当金－正味資産約270,000千円×所得税率5%＝13,500千円

資産配分の方針の決定に基づいて、昭和十二年一月鉱山及び山林の評価替えについて、次のような方針が決定された。

鉱山並山林評価の方針

一、常態的ノ営業ヲ為セル鉱山ニ付テハ

鉱量、品位、稼行年数及毎当利益(算出ハ大体本年度予算ヲ基準トス)並ニ将来ニ於ケル予想投資額ヲ考慮シテ、年間ノ純益ヲ算出シ、此ノ利益ヲ基礎トシ、希望利廻九%、蓄積利率四%トシテ山代ヲ評価ス。

(鴻之舞、高根、永中、宜川)

一、目下起業中ナルカ又ハ営業開始早々ニシテ営業成績不確実ナルカ、或ハ又営業成績挙ラザル鉱山ニ付テハ

現在帖簿価格ヲ以テ評価額トス。

(国富、仁興、珍山、高原、朝鮮製錬所、大萱生)

一、林業所山林ニ付テハ

未ダ投資時代ヲ脱セズ、収益ヲ基礎トシテ評価スルコト不可能ナルニ付、経営当初ヨリノ投資額ニ之レニ対スル利息ヲ加算シ、尚将来ノ財産増加ヲ見越シ百五十万円ヲ増加加算セリ。

一、別子委託山林ニ付テ

多少ノ収益アルモ之ヲ基礎トシテ評価ヲ為スコト困難ナルニ付、帖簿価格ニ依ルコト、セリ。

(註、本山林ハ大正十年合資会社改組ノ際相当評価増ヲ為シ居レルガ故ニ、今回ハ林業所山林ノ如ク将来ノ見越評価増ヲ為サズ。)

以上

二月二十三日改組に関する理事会の最終決定を受けて、総務部長河井昇三郎は、合資会社各店部の主管者に対し、改

組に伴う会計処理に関し通牒(資料22)を発し、その末尾第(四)項において特に鉱山・山林の評価について具体的に次のように指示し、この指示に基づき第8表の通り評価替えが実施された。

(四)　北日本鉱業所、朝鮮鉱業所、高根鉱業所及林業所ニ於テハ、新会社トシテ受入ルベキ財産ノ帳簿価格ハ、旧合資会社ノ夫ヲ総括シテ添付別紙ノ通変更スベキニヨリ、之ガ総額ト二月二十八日現在ニ於ケル純損益付替後ノ正味財産高トノ差額ヲ、適当ニ固定財産又ハ起業支出ニ割当ノ上、其明細書ヲ添付三月二十日迄ニ認可申請ヲナスコト。而シテ認可アリ次第此価格ヲ新会社ノ資産トシテ三月一日付ヲ以テ記帳ノコト。

従而新会社帳簿ノ三月一日ニ於ケル最初ノ一行ハ、後日ニ至リ記入スルコト、ナルヲ以テ、一行ヲ空欄ニナシオクコト。

以上

(添付別紙)

北日本鉱業所引継正味財産高

総額　　金参千参百万円也

内訳

鴻之舞鉱山　約参〇、〇七〇、〇〇〇円

国富鉱山　約　壱、参参〇、〇〇〇円(二月二十八日現在帳簿価格ニヨリ受入ノコト)

大萱生鉱山　約　四四〇、〇〇〇円(　〃　)

本　所　約　壱、壱六〇、〇〇〇円(　〃　)

以上

朝鮮鉱業所引継正味財産高
　総額　　金参百八拾八万円也
　　内訳
　永中鉱山　約　七四〇、〇〇〇円
　宜川鉱山　約　参壱〇、〇〇〇円
　高原鉱山　約　弐、〇四〇、〇〇〇円
　仁興鉱山　約　弐参五、〇〇〇円（二月二十八日現在帳簿価格ニヨリ受入ノコト）
　珍山鉱山　約　弐九五、〇〇〇円（　〃　）
　製錬部　約　壱四〇、〇〇〇円（　〃　）
　本所　約　壱弐〇、〇〇〇円（　〃　）
　　以上

高根鉱業所引継正味財産高
　総額　金五拾万円也

林業所引継正味財産高
　総額　　金六百四拾壱万円也

2　有価証券

鉱山や山林の評価と同様に、昭和十一年末の理事会で改組の決定が下されると、昭和十二年一月有価証券についても次のように評価替えの方針が示された。

有価證券評価ノ方針

一、公社債ハ裸相場ニヨルコト。

二、株式中時価アルモノハ、時価(昭和十二年一月四日現在)ニヨルコト。

三、時価ナキモ配当アルモノハ、一般株式利廻(五%ニ)及同業会社株式ノ利廻其他ヲ参酌ノ上、決定ノコト。

四、時価及配当ナキモノハ、過去及将来ノ純損益並ニ正味資産ヲ考慮シ、株価決定ノコト。

五、旧株ニ時価アリ、新株ニ時価ナキモノニ付テハ、大体左記ノ割合ニテプレミアム算出ノ上、株価決定ノコト。

払込金額	プレミアム(親株ノプレミアムニ対シ)
一二円五〇	六〇%
二五・〇〇	七〇〃
三七・五〇	八〇〃

以上

この方針に基づき昭和十一年末の有価証券の残高(「住友合資会社(下)」第18～21表)に昭和十二年一～二月の増減を加えた、昭和十二年二月末現在住友合資会社が保有していた有価証券について評価替えが行われ、一部準有価証券からの振替分とともに、住友本社、住友家及び三分家へ配分された(第9～13表、住友家及び三分家に対する個々の有価証券の実際の分配額については第20表参照、但し他会社株式及び公社債は省略)。

3　不動産

鉱山、山林及び有価証券の他、住友本社及び住友家に引き継がれる合資会社地所課特別会計(関東における将来の工場用地として昭和二年一月東京湾埋立株式会社から取得し、その後一般会計に残されていた鶴見土地二万坪金額にして九八万四〇〇〇

円を含む)所管の土地、建物及び起業支出の配分は、次に示す昭和十二年三月九日提出された地所課起案第二二九号によって決定され(第14表)、若干の譲渡差益が生じた。なお個々の不動産の詳細は省略するが、住友家へ引き継がれた不動産は、鰻谷旧邸、寧静寮等元来住友家が所有していたもの、舞子別邸、衣笠別邸等現に住友家が使用中のもの、甲子園土地(猶興寮)、山本土地(自勝寮、運動場)等将来値上がりが期待されるものに大別された。

不動産引継価格決定ノ件

合資会社ヨリ住友家及ビ新会社ヘ引継グベキ土地、建物(一部鎌倉其他仮出金ヲ以テ整理中ノモノヲ含ム)並ニ起業支出、別紙明細書(註、略記載ノ通リノ引継価格ヲ以テ、引継ギ可然哉。

追テ二月末帳簿価格ニ比シ、全体トシテ金四拾壱万八千余円ノ差益トナル。(別表参照)(註、第14表)

引継価格ハ時価評価ニヨル。

但シ本引継価格中ニハ一般会計ヨリ本家ヘ移管ノ鶴見土地九八四、一五〇円一四ヲ含ム

尚本社ヘ移管ノ東京ビル建物一、二九三、九一〇円、神戸ビル建物三三二、二八三円ハ、帳簿価格ヲ引継価格トシ差損益ヲ生ゼザルニヨリ、本引継価格ヨリ除外ス。

(単位：円、円未満切り捨て)

住友家	三分家
帳簿価格	帳簿価格
1,366,391	
202,800	
351,000	
1,920,191	
43,775	
101,150	
99,400	
99,500	
99,500	
443,325	
114,425	
84,575	
106,184	
95,856	
50,350	
149,700	
100,000	
99,750	
99,125	
99,350	
99,450	
99,600	
99,750	
1,298,115	
3,661,632	

第10表　国債・地方債・社債配分表　（単

銘柄	昭和11年末残高	昭和12年1～2月増減	住友本社 帳簿価格	住友本社 譲渡価格	住友本社 差益
（国債）					
無記名甲ろ号五分利公債	1,749,661		383,270	502,250	118,980
い号四分半利国債	202,800				
は号三分半利国債	351,000				
合計	2,303,461		383,270	502,250	118,980
（地方債）					
大阪市築港公債	43,775				
大阪市電気事業公債	101,150				
神戸市水道拡張公債	99,400				
大阪市都市計畫事業公債	99,500				
大阪市い号公債	99,500				
合計	443,325				
（社債）					
阪神電気鉄道社債第10回	114,425				
〃　第12回	84,575				
王子製紙社債第13回	112,195	償還　Δ6,010			
阪神急行電鉄社債第6回	95,856				
興業債券第171回	50,350				
南満洲鉄道社債第38回	149,700				
〃　第41回	100,000				
〃　第43回	99,750				
〃　第50回	99,125				
兵庫県農工債券第165回	99,350				
南海鉄道社債第6回	99,450				
大阪農工債券第88回	99,600				
大阪商船社債第14回	99,750				
川村女学院債①				1,000	1,000
合計	1,304,126	Δ6,010		1,000	1,000
総計	4,050,912	Δ6,010	383,270	503,250	119,980

註：1準有価証券から振替譲渡。

(二)　退職慰労金の清算

既に述べたように今回の改組に伴い懸案とされてきた退職慰労金制度が見直されることとなった。しかし合資会社の退職慰労金規程は、合資会社のみならず、連系会社にも適用されていたため、解散する合資会社の職員に対する退職慰労金の支給に止まらず、連系会社職員に対しても退職慰労金の前払いという事態が生じ、その清算は三月一日株式会社

（金額は円未満切り捨て）

住友本社		住友家	三分家
譲渡価格	差　益	帳簿価格	帳簿価格
		224,000	
7,125,000	3,375,000	11,200,000	
		174,000	
4,034,204	1,061,236	8,591,335	
		10,400	8,000
8,958,240	3,981,440	520,000	400,000
		27,600	1,000
9,171,330	5,309,554	1,382,980	50,108
		4,900	
1,788,220	1,155,595	183,750	
		41,000	7,000
18,934,750	10,702,250	2,050,000	350,000
		42,150	
12,904,710	7,249,710	2,107,500	
		20,900	
613,750	0	261,250	
		24,100	
1,257,750	0	542,250	
		9,000	
1,275,000	637,500	337,500	
		27,700	4,500
17,413,414	189,713	3,876,836	629,811
		63,500	4,000
8,938,758	Δ364,663	4,692,396	295,584
		1,200	
30,368	4,458	21,296	
		10,000	
1,350,000	477,000	1,940,000	
		224,000	
2,625,000	Δ1,125,000	11,200,000	
		19,600	
2,497,000	227,000	980,000	
		348,500	
2,984,180	Δ4,385,866	14,631,923	
		7,400	
959,400	139,400	370,000	
		7,400	
721,600	106,600	277,500	
		1,287,350	24,500
103,582,674	28,740,927	65,166,518	1,725,503

第11表　連系会社の株式配分表

銘　柄（額面）	単位	昭和11年末残高	昭和12年1～2月増減	帳簿価格
住友別子鑛山	株	299,000		75,000
(50)	円	14,950,000		3,750,000
住友炭礦	株	234,212		60,212
(50)	円	11,564,302		2,972,967
住友電線製造所	株	117,936		99,536
(50)	円	5,896,800		4,976,800
住友化学工業	株	105,670		77,070
(50)	円	5,294,864		3,861,775
同　新株	株	21,770		16,870
(50)	円	816,375		632,625
住友金属工業	株	212,650		164,650
(50)	円	10,632,500		8,232,500
同　新株	株	155,250		113,100
(50)	円	3,881,250	払込 3,881,250	5,655,000
住友アルミニウム製錬	株	70,000		49,100
(50)	円	875,000		613,750
滿洲住友鋼管	株	80,000		55,900
(50)	円	1,800,000		1,257,750
住友機械製作	株	26,000		17,000
(50)	円	975,000		637,500
住友銀行	株	155,263		123,063
(100)	円	21,730,348		17,223,700
同　新株	株	193,398		125,898
(100)	円	14,291,401		9,303,421
住友信託	株	2,660		1,460
(50)	円	47,205		25,909
住友生命保険	株	14,500		4,500
(100)	円	2,813,000		873,000
住友倉庫	株	299,000		75,000
(50)	円	14,950,000		3,750,000
住友ビルデイング	株	65,000		45,400
(50)	円	3,250,000		2,270,000
大阪北港	株	524,040		175,540
(50)	円	22,001,970		7,370,046
四國中央電力	株	23,800		16,400
(50)	円	1,190,000		820,000
同　新株	株	23,800		16,400
(50)	円	892,500		615,000
合　計	株	2,623,949		1,312,099
	円	137,852,518	3,881,250	74,841,746

住友本社の設立後に持ち越されることとなった。住友本社の発足に当たり、総理事小倉正恒はこの退職慰労金制度の改正について、住友全職員に対し次のように訓示した。

吾住友ニ於ケル現行退職慰労金規程ハ、大正十三年ノ改正ニ係リ、以テ今日ニ及ヘルトコロ、最近ニ於ケル吾国諸般ノ情勢ヲ顧ルニ、多大ノ負担ヲ後日ニ貽スカ如キ結果ヲ招来スル現行規程ハ、事業経営上其ノ儘存続スルヲ許サス。

依テ今般住友合資会社ノ組織変更ノ日ヲ期シ、退職慰労金制度ノ改正ヲ行フコトトセリ。

此ノ改正ハ、右ノ如キ主旨ニ基クモノナルカ故ニ、固ヨリ職員ノ総給与待遇ヲ低下セントスルノ意ニ非ス。其ノ補フトコロ、或ハ事業ノ消長ニ随ヒ増減アルヲ免レスト雖、現実ノ給与ヲ以テ考慮スルトコロアラントス。

各位之ヲ諒トシ、益々協力一致其ノ職務ニ黽勉セラレンコトヲ望ム。

分表

（金額は円未満切り捨て）

	住友家	三分家
差　益	帳簿価格	帳簿価格
	12,400	
1,168,129	203,124	
	11,650	50
897,496	460,815	1,977
1,379,386		
450,000		
	3,000	
928,250	141,498	
	5,000	
1,418,965	292,125	
	5,000	
2,095,757	55,120	
	5,000	
1,400,000	250,000	
0		
	42,050	50
9,737,984	1,402,683	1,977

第12表　その他の住友系企業の株式配

銘柄（額面）	単位	昭和11年末残高	昭和12年1～2月増減	住友本社	
				帳簿価格	譲渡価格
扶桑海上火災保険	株	82,690		70,290	
(50)	円	1,354,565		1,151,440	2,319,570
日本板硝子	株	23,364		11,664	
(50)	円	924,153		461,359	1,358,856
同　新株	株	39,992		39,992	
(50)	円	840,169		840,169	2,219,556
帝國酸素	株	6,000		6,000	
(50)	円	300,000		300,000	750,000
大日本鑛業	株	17,773		14,773	
(50)	円	838,278		696,780	1,625,030
日本電氣	株	29,225		24,225	
(50)	円	1,707,485		1,415,360	2,834,325
土肥金山	株	20,080		15,080	
(50)	円	221,362		166,242	2,262,000
静狩金山	株	33,000		28,000	
(50)	円	1,650,000		1,400,000	2,800,000
長谷部竹腰建築事務所	株	1,800		1,800	
(50)	円	45,000		45,000	45,000
合計	株	253,924		211,824	
	円	7,881,013		6,476,352	16,214,337

昭和十二年三月一日

総理事　小倉正恒

この訓示と同時に人事担当理事国府精一は通牒を発し、次のような打切退職慰労金の具体的な支給方法を明らかにした。すなわち

①旧規程による退職慰労金を二月末で打ち切るため、四回(昭和十二年四月一日、同年十月一日、昭和十三年四月一日、同年十月一日)にわたり、四〇〇〇円ずつ(端数は次回)支給すること。

この初回四〇〇〇円という数字は次のようにして出てきたものと思われる。すなわち当時退職給与金は原則として無税であったが、住友合資会社から株式会社住友本社への改組のように、同一資本系統間の移動の場合は課税対象とされ、また連系会社のように退職給与金の前払の場合も課税対象とされた。しかし総務部長河井昇三郎は昭和十年十月

(金額は円未満切り捨て)

	住友家	三分家
差　益	帳簿価格	帳簿価格
	1,441	
	713,736	
	1,341	
	425,097	
	132	
	6,468	
	132	
	1,518	
	385	
	3,850	
	2,500	
	50,875	
2,400		
875		
Δ4,842		
Δ1,498		
140		
	1,000	
	84,000	
	1,000	
	169,950	
	7,931	
Δ2,925	1,455,494	
	3,000	
	150,000	
	2,000	
	25,000	
Δ5,500		
	1,000	
	12,500	
	2,000	
	25,000	
	8,000	
Δ5,500	212,500	

第13表　住友系以外の企業の株式配分表

銘柄（額面）	単位	昭和11年末残高	昭和12年1～2月増減	住友本社 帳簿価格	住友本社 譲渡価格
（銀行株）					
日本銀行	株	1,441			
（200）	円	713,736			
同　新株	株	1,341			
（200）	円	425,097			
朝鮮銀行	株	132			
（100）	円	6,468			
同　新株	株	132			
（100）	円	1,518			
台湾銀行新株	株	385			
（100）	円	3,850			
大阪農工銀行	株	2,500			
（20）	円	50,875			
芸備銀行	株	100		100	
（50）	円	5,000		5,000	7,400
同　新株	株	50		50	
（50）	円	1,250		1,250	2,125
五十二銀行	株	1,498		1,498	
（50）	円	73,750		73,750	68,908
同　新株	株	749		749	
（50）	円	9,362		9,362	7,864
漢城銀行新株	株	200		200	
（50）	円	1,200		1,200	1,340
第一銀行	株	1,000			
（50）	円	84,000			
横浜正金銀行	株	1,000			
（100）	円	169,950			
合計	株	10,528		2,597	
	円	1,546,056		90,562	87,637
（信託株）					
三井信託	株	3,000			
（100）	円	150,000			
安田信託	株	2,000			
（50）	円	25,000			
加島信託	株	500		500	
（50）	円	6,250		6,250	750
鴻池信託新株	株	1,000			
（50）	円	12,500			
三菱信託	株	2,000			
（50）	円	25,000			
合計	株	8,500		500	
	円	218,750		6,250	750

三井銀行が退職金規程を改正し、一時精算金約八〇〇万円(受領者約一〇〇〇人)を支払った際、[15]一時精算金が四〇〇〇円以下で月俸が一五〇円を超えない者は、東京税務監督局によって無税とされたという情報を入手しており、これは税務監督局によって見解が異なるということで、大阪税務監督局に対し住友も三井銀行と同様の取り扱いを希望して交渉を重ねていた模様である。

②退職慰労金規程を改正し(資料23)、新しい退職慰労金は昭和十二年三月一日から起算した俸給積数額に、同月から起算した勤続年数による乗率を乗じて算出すること。

③新たに停年保険規程を制定し(資料24)、職員に住友生命と五五歳満期の養老保険契約を締結させること。

この結果旧制度と新制度の退職慰労金を、初任給七〇円、勤続三〇年停年時月俸四〇〇円の職員について比較すれば、新制度の退職慰労金は旧制度の約六六%に抑制された。

	2,700	
	503,550	
	2,000	700
	50,000	17,500
0		
	4,700	700
0	553,550	17,500
	1,320	
	72,480	
	5,000	
38,336	225,020	
Δ28,125		
9,000		
Δ11,000		
	2,000	
	31,000	
	3,000	
	119,400	
57,460		
	12,492	
	774,949	
	6,000	
1,413,908	102,600	
Δ28,750		
320		
2,142		
0		
Δ1,000		
	29,812	
1,452,291	1,325,449	
46,207		
	14,500	
225,699	103,327	

（保険株）						
東京海上火災保険		株	2,700			
	(50)	円	503,550			
同　新株		株	2,700			
	(50)	円	67,500			
日本団体生命保険		株	150		150	
	(50)	円	1,875		1,875	1,875
合計		株	5,550		150	
		円	572,925		1,875	1,875
（鉄道株）						
南満洲鉄道		株	1,320			
	(50)	円	72,480			
同　新株		株	15,660		10,660	
	(50)	円	704,760		479,740	518,076
高野山電気鉄道		株	750		750	
	(50)	円	37,500		37,500	9,375
金福鉄路公司		株	3,000		3,000	
	(50)	円	25,500		25,500	34,500
大社宮島鉄道		株	1,000		1,000	
	(50)	円	15,000		15,000	4,000
阪和電気鉄道		株	2,000			
	(50)	円	31,000			
九州電気軌道		株	3,000			
	(50)	円	119,400			
同　新株		株	4,420		4,420	
	(50)	円	88,400		88,400	145,860
阪神電気鉄道		株	12,492			
	(50)	円	774,949			
同　新株		株	156,410		150,410	
	(50)	円	2,674,556		2,571,956	3,985,865
留萌鉄道		株	2,500		2,500	
	(50)	円	57,500		57,500	28,750
帝都電鉄		株	400		400	
	(50)	円	5,000		5,000	5,320
京阪電気鉄道		株	612		612	
	(50)	円	10,710		10,710	12,852
東京高速鉄道		株	4,000		4,000	
	(50)	円	40,000		40,000	40,000
膽振縦貫鉄道		株	1,000		1,000	
	(50)	円	5,000		5,000	4,000
合計		株	208,564		178,752	
		円	4,661,755		3,336,306	4,788,598
（船舶株）						
大阪商船		株	2,254		2,254	
	(50)	円	105,938		105,938	152,145
同　新株		株	25,578		11,078	
	(50)	円	182,273		78,946	304,645

旧制度　停年時月俸四〇〇円×勤続年数三〇年×乗率五＝六万円

新制度　俸給積数額(初任給七〇円＋四〇〇円／二×三六〇ヶ月)×乗率〇・三五＝二万九六一〇円

他に停年保険金一万円、合計三万九六一〇円

④支給する打切退職慰労金は、職員が住友生命の保険契約の前払保険料に充当するか、住友信託の指定金銭信託とするか、住友銀行の一年定期預金とするか、いずれの方法かまたはこれらを併用するか選択すること。従って銀行の一年定期にしておけば、一年後には使途自由となり、実際インフレを予想した借家住まいの職員の中には、本来停年時に退職金で購入する筈の住宅を、この際購入したケースもみられた。

三月二十五日住友本社はこの通牒に基づき、退職慰労金前払規程を制定し(資料25)、連系会社主管者宛三月末までに各社の取締役会に本規程を附議決定するよう通知した。同時に本社が引き継いだ旧合資会社職員に対しては、本社が退

		Δ4,060
		Δ945
	14,500	
	103,327	266,901
	4,494	
	270,650	
	1,897	
	47,425	
	5,000	
	148,050	225,200
		14,945
	5,000	
	213,350	386,344
		10,600
	6,000	
	265,200	
		34,762
	5,000	
	260,130	38,038
		9,047
	3,000	
	165,000	
		Δ1,500
	30,391	
	1,369,805	717,436
		4,000
		Δ1,000
		Δ2,179
		227,400
		57,900
		0

日清汽船		株	270		270	
	(50)	円	12,160		12,160	8,100
同　新株		株	270		270	
	(50)	円	3,375		3,375	2,430
合計		株	28,372		13,872	
		円	303,746		200,419	467,320
(電気瓦斯株)						
大阪瓦斯		株	4,494			
	(50)	円	270,650			
同　新株		株	1,897			
	(50)	円	47,425			
日本電力①		株	15,733	Δ1,500	9,233	
	(50)	円	465,847	Δ44,415	273,382	498,582
同　新株		株	7,866		7,866	
	(50)	円	98,325		98,325	113,270
九州送電		株	42,400		37,400	
	(50)	円	1,809,206		1,595,856	1,982,200
同　新株		株	21,200		21,200	
	(50)	円	530,000		530,000	540,600
九州水力電気		株	6,000			
	(50)	円	265,200			
同　新株		株	3,820		3,820	
	(50)	円	130,644	払込38,200	168,844	203,606
大日本電力		株	14,570		9,570	
	(50)	円	758,012		497,882	535,920
同　新株		株	2,585		2,585	
	(50)	円	32,312		32,312	41,360
満洲電業		株	3,000			
	(50)	円	165,000			
東北振興電力		株	1,000		1,000	
	(50)	円	12,500		12,500	11,000
合計		株	124,565	Δ1,500	92,674	
		円	4,585,121	Δ6,215	3,209,101	3,926,538
(鉱業株)						
山東鉱業		株	2,000		2,000	
	(50)	円	20,000		20,000	24,000
北樺太石油		株	1,000		1,000	
	(50)	円	50,000		50,000	49,000
同　新株		株	1,453		1,453	
	(50)	円	72,650		72,650	70,470
北樺太鉱業		株	5,685		5,685	
	(50)	円	15,918		15,918	243,318
朝鮮石油		株	3,000		3,000	
	(50)	円	75,000		75,000	132,900
協和鉱業		株	30,000		30,000	
	(50)	円	375,000		375,000	375,000
合計		株	43,138		43,138	

職慰労金の支払いを委託された形をとり、同じ内容の合資会社退職慰労金交付規程が制定された。これに従い打切退職給与金は、予定通り昭和十二年四月、同年十月、昭和十三年四月と三回にわたり支給され、残すは十三年十月に支給される予定の第四期のみになった(第15表)。しかしその直前九月十四日付人第一、七九五号専務理事通牒をもって、第四期における給与金残額四一〇〇円以上の者に対する給与は当分の間延期されること(すなわち第四期は四〇〇〇円までの端数分しか支給されない)となった(資料26)。

この支給延期については、国税当局の理解を得る必要があり、九月二十日住友本社は次のような書簡を大阪税務監督局に手交した(昭和十三年九月十九日提出、九月二十日決裁、主税第八七号)。

旧規程ニ依ル給与金ノ一部支給延期ニ関スル件

今般旧退職慰労金規程ニ依ル給与金ノ一部支給延期ノコトニ決定相成候ニ就テハ、税務監督局ニ対シ之カ事情ヲ説

286,120		
193,768		
73,050		
197,152		
628,160		
42,150		
105,927		
67,500		
	5,000	
	250,000	
	5,000	
1,307,708	250,000	
	2,600	
	130,000	
	5,200	
	65,000	
	10,000	1,000
527,800	425,000	42,500
395,767		
	5,000	
86,500	187,500	
0		
	1,000	
	108,300	
	4,000	
	110,120	
	3,000	
	112,500	
10,000		
10,300		
	2,830	
	298,988	
199,063		

		円	608,568		608,568	894,688
(機械工業株)						
汽車製造		株	6,262		6,262	
	(50)	円	307,191		307,191	500,960
同　新株		株		払込 4,174	4,174	
	(50)	円		62,605	62,605	135,655
日本楽器製造		株	5,475		5,475	
	(50)	円	350,347		350,347	547,500
同　新株		株	10,400		10,400	
	(50)	円	141,440		141,440	769,600
安立電気		株	1,686		1,686	
	(50)	円	84,300		84,300	126,450
同　新株		株	4,306		4,306	
	(50)	円	161,475	払込53,825	215,300	321,227
三陽社製作所		株	4,500		4,500	
	(50)	円	225,000		225,000	292,500
三菱電機		株		払込 5,000		
	(50)	円		250,000		
合計		株	32,629	9,174	36,803	
		円	1,269,754	366,430	1,386,184	2,693,892
(化学工業株)						
理化学興業		株	2,600			
	(50)	円	130,000			
同　新株		株	5,200			
	(50)	円	65,000			
倉敷絹織新株		株	25,000		14,000	
	(50)	円	1,062,500		595,000	1,122,800
同　第二新株		株	15,000		15,000	
	(50)	円	189,232		189,232	585,000
満洲化学工業		株	10,000		5,000	
	(50)	円	375,000		187,500	274,000
日満マグネシウム		株	10,000		10,000	
	(50)	円	175,000		175,000	175,000
王子製紙		株	1,000			
	(50)	円	108,300			
同　新株		株	4,000			
	(50)	円	110,120			
日本アルミニウム		株	3,000			
	(50)	円	112,500			
大日本セルロイド		株	500		500	
	(50)	円	27,000		27,000	37,000
同　新株		株	500		500	
	(50)	円	6,600		6,600	16,900
日本染料製造		株	2,830			
	(50)	円	298,988			
同　新株		株	7,170		7,170	
	(50)	円	523,673		523,673	722,736

明ノ上、其ノ諒解ヲ求ムル必要有之候間、別案ノ通具申相成可然乎。

備考

一、本件ニ関シテハ、総務部長既ニ親シク監督局ノ前尾(註、繁三郎)直税部長及岡林事務官、又本省ノ田中(註、豊)国税課長及松隈(註、秀雄)前国税課長(現文書課長)ニ夫々面会ノ上口頭説明ヲ為シ、諒解ヲ得ラレタリ。

二、本具申書ハ、監督局ニ於テ必要ニ応ジ、会計検査院ニ提出説明ノ用ニ供セラルヘキモノトス。

三、本案ハ既ニ先方当局ニ内示ノ上、其ノ承認ヲ得タリ。

拝啓　陳者住友ニ於テハ、昨年三月初退職慰労金内規ヲ改正致シ、夫以前ニ属スル退職慰労金ヲ、昨年四月、十月、本年四月及十月ノ四期ニ於テ、各員ニ対スル金額ヲ決定交付ノ予定ヲ以テ、今日迄之ヲ実施致来リ、今ヤ来十月分ヲ剰スノミト相成申候処、途中支那事変勃発シ、戦局ハ益拡大進展シ、真ニ国家非常ノ時局ニ直面スルコトト相成

0		
156,250		
1,385,680	1,437,408	42,500
28,485		
13,042		
1,887		
1,665		
Δ10,000		
Δ10,500		
600		
Δ36,000		
0		
1,800		
42,000		
32,979		
Δ9,000		
Δ4,250		
Δ8,300		
Δ17,500		
Δ110,400		
Δ10,500		
Δ8,500		

満洲軽金属製造	株	10,000		10,000	
(50)	円	125,000		125,000	125,000
東洋窒素工業②					12,500
(50)					156,250
合計	株	96,800		62,170	74,670
	円	3,308,913		1,829,005	3,214,686
(土地建物株)					
若松築港	株	1,739		1,739	
(50)	円	84,550		84,550	113,035
同　新株	株	1,739		1,739	
(50)	円	21,737		21,737	34,780
東洋拓殖	株	74		74	
(50)	円	1,850		1,850	3,737
同　新株	株	111		111	
(50)	円	1,221		1,221	2,886
開墾塩業	株	5,000		5,000	
(50)	円	40,000		40,000	30,000
南米土地	株	100		100	
(1000)	円	18,000		18,000	7,500
南米拓殖	株	3,000		3,000	
(50)	円	24,000		24,000	24,600
アマゾニア産業	株	2,400		2,400	
(50)	円	60,000		60,000	24,000
鮮満拓殖	株	16,000		16,000	
(50)	円	320,000		320,000	320,000
台湾拓殖	株	6,000		6,000	
(50)	円	75,000		75,000	76,800
南洋拓殖	株	6,000		6,000	
(50)	円	75,000		75,000	117,000
合計	株	42,163		42,163	
	円	721,358		721,358	754,338
(ホテル株)					
大阪ホテル	株	500		500	
(50)	円	13,000		13,000	4,000
同　新株	株	500		500	
(50)	円	6,000		6,000	1,750
オリエンタルホテル	株	200		200	
(100)	円	20,000		20,000	11,700
都ホテル新株	株	500		500	
(50)	円	22,500		22,500	5,000
新大阪ホテル	株	11,040		11,040	
(50)	円	276,000		276,000	165,600
札幌グランドホテル	株	300		300	
(50)	円	15,000		15,000	4,500
名古屋観光ホテル	株	1,000		1,000	
(50)	円	12,500		12,500	4,000
帝国ホテル新株	株	500		500	

リ、住友各社ニ於テハ、之カ時局ニ対応スル為、生産拡充其他各般ノ国策的事業ニ資金ヲ要スルコトト相成リ、之カ調達ニ対シ彼是苦慮罷在次第ニ候。従テ此ノ際予定通来十月ニ於テ一度ニ決定支給スルコトハ、相当困難ヲ伴フ情勢ト相成候。而シテ之カ支給ヲ受クル職員側ニ付テ考フルニ、不急ノ退職慰労金ヲ斯ル緊迫セル時局ニ於テ受クルコトハ、濫費ノ弊害ハ極力之ヲ避クルトシテモ、自然易キニ流ルル懸念モ亦無之トセス。彼是考慮スルトキハ此ノ際寧ロ予テノ方針ヲ変更シ、将来ノ見透シ可能ト相成リ、且各社金融事情ヲ考慮シテ適当ト思ハルル時期迄、当分ノ間延期スルコトカ、真ニ国策ニ副フ所以ト考ヘラルルヲ以テ、来十月ニ於テ為スヘキ予定ナリシ退職慰労金ノ決定並交付ヲ、右様延期スルコトト決定致候間、何卒御諒承相成度願上候。尤モ此ノ支給延期ヲ受クル職員ハ、大体其ノ何レモ多年社務ニ尽瘁シ来レル者ノミナルニ依リ、国家ノ為同時ニ会社ノ為緊要ノ資ニ充当セラルル為ニ、退職慰労金ノ決定交付ノ延期ヲ為スコトハ当然ノコトニテ、之ニ依リ幾分ニテモ国策ニ寄与シ得ル次第ナリトノ考

△750		
△169,200		
10,800		
30,000		
△230		
△5,600		
△2,250		
5,360		
1,449		
87,570		
19,250		
31,500		
0		
△3,750		
△5,000		
265		
250		
40,649		
210,263		
	133,964	1,700
5,481,757	6,707,533	60,000

	(50)	円	6,250		6,250	5,500
合計		株	14,540		14,540	
		円	371,250		371,250	202,050
(諸株)						
〈投資〉						
東亜興業		株	1,200		1,200	
	(50)	円	5,400		5,400	16,200
同　新株		株	10,000		10,000	
	(50)	円	5,000		5,000	35,000
海外興業新株		株	20		20	
	(50)	円	430		430	200
中日実業		株	700		700	
	(100)	円	6,300		6,300	700
東北興業		株	1,500		1,500	
	(50)	円	18,750		18,750	16,500
〈運輸通信〉						
大阪毎日新聞社		株	536		536	
	(100)	円	53,600		53,600	58,960
同　新株		株	483		483	
	(100)	円	12,075		12,075	13,524
日本無線電信		株	5,600		5,600	
	(50)	円	146,510		146,510	234,080
日本航空輸送③		株	3,500		3,500	
	(50)	円	70,000		70,000	89,250
国際電話		株	3,000		3,000	
	(50)	円	52,500		52,500	84,000
満洲航空新株		株	600		600	
	(500)	円	300,000		300,000	300,000
〈その他〉						
満洲棉花		株	500		500	
	(50)	円	8,750		8,750	5,000
日伯棉花		株	1,000		1,000	
	(50)	円	25,000		25,000	20,000
エンパイヤ・ランドリー		株	390		390	
	(50)	円	4,025		4,025	4,290
日電證券④		株				10
	(50)	円				250
コットレル組合出資金⑤		円				40,649
合計		株	29,029		29,029	29,039
		円	708,340		708,340	918,603
総　計		株	644,378	7,674	516,388	528,898
		円	18,876,538	360,215	12,469,220	17,950,977

註：1 昭和12年1～2月1,500株の減少は住友生命に対する譲渡。
2 準有価証券から振替譲渡。
3 昭和12年3月1日第3回払込35,000円を損金処理。
4 準有価証券から振替譲渡。
5 準有価証券から振替譲渡。

ヲ有スル実情ニ御座候間、右併而御高含相成度事情具申候。

昭和十三年九月二十日

株式会社住友本社

敬具

大阪税務監督局　御中

またこの通牒に基づき九月二十六日退職慰労金前払規程が改正され(資料27)、同時に合資会社退職慰労金交付規程も同様に改正された。

このように打切退職給与金が一万六一〇〇円以上の者に対し、支給済みの一万二〇〇〇円を差し引いた残額の支払いが延期された理由として、上記昭和十三年九月二十日付大阪税務監督局宛書簡は、単に住友各社の資金繰りしかあげていない。確かに第四期の打切退職給与金支払予想額は一三〇〇万円という巨額であるが、当時の住友各社の資金繰りについては改めて次章「株式会社住友本社(上)」で検討することとして、その真の理由は、むしろ九月十四日付人事部通牒(資料26)に「右給与金ノ予定通ノ給与ニ伴ヒ、本年度ハ更ニ巨額ノ税額補償ヲ免レザル様被認候」とあるように、大阪税務監督局に対する書簡では言及する訳にはいかなかった税額補償にあったとみるべきであろう。すなわち昭和十二年七月日中戦争の勃発により、昭和十年の三井銀行の退職金規程改正当時と情勢は一変していて、上記大阪税務監督局との交渉は不調に終わり、昭和十三年二月会社側は打切退職給与金六〇一円以上について支払調書を税務署に提出せざるを得なくなり、本給与金は結局他の俸給賞与等と合算の上綜合課税されることとなったのである。さらに三月昭和十三年度予算の歳入増加を図るため臨時租税増徴法が改正公布されて第三種所得税の増徴が超過累進税率によって行われることとなり、また同月公布された支那事変特別税法によ

千円未満切り捨て)

差益	差益計
Δ200	206
184	144
21	67
0	0
0	0
0	0
5	418

る。
円、神戸ビル332千

第14表　不動産配分表　（単位：千円、

不動産の種類	住友合資	住友本社			住友家	
	帳簿価格	帳簿価格	引継価格	差益	帳簿価格	引継価格
土地	9,929	5,469	5,876	407	4,459	4,259
建物	563	257	216	Δ40	306	491
建物（準固定財産）	0	0	46	46	0	21
機械	3	0	0	0	2	2
起業支出	239	127	127	0	112	112
仮出金（土地建物）	113	0	0	0	113	113
合　計	10,849	5,854	6,268	413	4,994	5,000

註：第8表との異同は次の通り。
1．本表の本社土地5,469千円には鋼製錬所建設用地として取得した岡山県犬島土地47千円が含まれてい
2．本表の建物及び準固定財産建物は第8表の建設物に含まれるが、本表の建物には東京ビル1,293千円計1,626千円が除外されている（本文参照）。
3．本表の仮出金（土地建物）の住友家113千円は、第8表では本社530千円に含まれている。

り第三種所得税は税額の二割二分五厘が増徴されることになった。

この結果会社側は昭和十三年六月職員一人当たり八〇〇〇円まで支給された昭和十二年度の打切退職給与金に係わる税額を補償することとなった（税額補償については無税とすることで大阪税務監督局の了解を取り付けた）。総務部会計課の試算によると昭和十二年度打切退職給与金支給総額約二六五〇万円（実際は第15表の通り二四八二万円であった）に対し税額補償は一割弱の二六〇万円と見込まれていた。ところがこの超過累進税率によると、所得金額が二倍になると税額は約三倍弱、所得が三倍になると税額は約五・五倍と激増することとなったので、昭和十三年十月第四期の打切退職給与金支払予想額一三〇〇万円（実際にはこのうち支給残額四〇〇〇円以下の者に対する支払分や戻入分計二九五万円が支払われ、残り一・一八万円が繰り延べられた。第15表参照）に対する税額補償は二割五分強のの約三三〇万円に達する見込みとなり、これをあえて支給するよりは、実際の退職時に新規程に基づく退職金と併せて正規の退職金として支給すればこうした税額補償をする必要がなく（従来退職金は無税であったが、昭和十三年四月の税制改正により課税されることになった。但しそれでもその税率は五〇〇〇円まで無税、五〇〇〇円を超え二万五〇〇〇円までの金額については五%、二万五〇〇〇円を超え一〇万円までの金額については一〇%と退職金として支給されれば優遇されていた）、退職時ま

での繰延期間の金利を負担してもその方がはるかに有利となるので、打切退職給与金一万六一〇〇円以上の者に対しては支給延期に踏み切ったものと推測されるのである。

（資料22）

今般住友合資会社ハ二月二十八日ヲ以テ解散シ、其営業、並之ニ附随スル権利義務一切ヲ、三月一日付ヲ以テ新設ノ株式会社住友本社ニ譲渡スルコト、相成、之ガ帳簿整理ノ方法等ニ関シ左記ノ通決定候ニ付、左様御諒承ノ上可然御取運相成度候。

尚本通牒ニ付実際取扱上疑義相生ジ候場合ニハ、貴社・所・店員ヲ派遣若クハ文書其他ノ方法ニ依リ、至急御打合ノ上萬遺漏ナキヲ期セラレ度、此段及御通牒候也。

昭和十二年　月　日

住友合資会社
総務部長　河井　昇三郎

（単位：千円、千円未満切り捨て）

同繰延分	合　計
2,197	6,662
1,186	6,152
643	2,489
1,401	5,093
38	85
263	690
133	213
292	1,082
95	233
431	2,023
115	322
15	55
4,616	18,443
6,814	25,105
3,821	17,102
348	1,025
196	712
4,367	18,839
11,181	43,945

負担して、支給会社に戻入した。上記金・税補償金等関係書類」。

第15表　本社・連系会社別打切退職給与金額

会社名	第1期支給分 昭和12年4月	第2期支給分 12年10月	第3期支給分 13年4月	第4期支給分 13年10月
住友本社	2,185	789	931	558
連系会社				
鑛業	3,166	830	762	206
電線	929	458	379	79
金属工業	0	1,927	1,016	747
満洲金属工業	46	19	Δ11	Δ6
機械製作	220	81	92	32
アルミニウム製錬	53	12	24	Δ10
化学工業	483	166	150	Δ10
四國中央電力	125	8	29	Δ25
倉庫	931	368	233	58
大阪北港	106	57	50	Δ7
ビルデイング	27	7	4	0
計	6,091	3,938	2,732	1,064
合計	8,276	4,728	3,663	1,623
銀行	6,755	4,010	2,234	280
信託	463	137	79	Δ3
生命保険	0	457	0	58
計	7,218	4,605	2,313	335
総計	15,495	9,333	5,976	1,958

註：昭和12年2月末に在籍した会社が本人に支給し、人社からその時点まで在籍した各社がその年数に応じ
数字はその戻入分を相殺している。△印は戻入分が支払分を超過したことを示す。
出典：本社総務部会計課「昭和14年度総括及連系会社帳」。但し繰延分については会計課主計係「退職慰労

殿

記

（一）旧合資会社ノ計算ハ、二月二十八日ノ帳簿残高ヲ以テ之ヲ打切リ、償却其他ハ引当ヲナサズ、本社勘定・受託勘定・地所課受託勘定ヲ電報ニテ突合ノ上決算ヲ行ヒ、純損益ヲ三月五日迄ニ電報ニテ本社勘定ヘ付替ノコト。
但右付替後ノ本社勘定ヲ以テ、二月二十八日ニ於ケル最終ノ本社勘定残高トス。

（イ）二月二十八日現在ノ帳簿残高ヲ以テ打切ルモノナルガ故ニ、当然起ル報告未達勘定ハ本社ニ於テ適当ニ整理シ、各部ヨリ二月二十八日迄ニ発送ノ諸勘定報告書ニ対シテハ、旧合資会社ノ計算トシテ答報スベキニ付、本社勘定突合ニ際シテハ必ズ『最終諸勘定報告書第何号』『残高何程』ト打電ノコト。

（ロ）右純損益ヲ本社ヘ付替ノ場合ハ、各損益勘定ヲ一応当期損益ヘ移記、便宜当期損益ヨリ本社勘定ヘ付替ノコト。

而シテ右ニヨリ計算シタル決算残高ニヨリ、二月二十八日及三月一日現在ノ元帳残高表・元帳残高合計表ヲ三月八日迄ニ発送シ、引続キ各財産目録ヲ調製ノ上速ニ発送ノコト。

但北日本鉱業所、朝鮮鉱業所、高根鉱業所及林業所ニ就テハ、三月一日現在ノ前記諸表ハ、引継財産ノ評価額決定次第至急発送ノコト（後述（四）参照）（註、本文掲載済）。

（二）旧合資会社帳簿ハ二月二十八日解散ノ日ヲ以テ之ヲ閉鎖スルコト。但前記純損益ノ付替ヲ以テ締切完了スルモノトス。新会社ハ三月一日付ヲ以テ、旧合資会社ノ営業並之ニ附随スル権利義務一切ヲ引継グモノナルヲ以テ、此日ヲ新会社十二年度上半期ノ初日トシ、以後便宜従来ノ科目ヲ使用シ（特ニ変更ヲ要スルモノアラバ追テ通知ス）、日々ノ取引ヲ記帳ノコト。尚三月一日以後新会社ニヨル諸勘定報告書ハ第一号ヨリ開始ノコト。而シテ二月二十

八日ニ於ケル残高繰越摘要欄ニハ単ニ『清算払出』ト記載シ、三月一日ノ繰越摘要欄ニハ単ニ『受入』ト記載ノ上前記残高ヲ繰越記帳ノコト。

但評価引上ノ上受入ヲナス分ニ就テハ、引上後ノ金額ヲ直ニ記帳ノコト。即チ三月一日付本社勘定ハ、前述二月二十八日残高ニ評価差益金額丈増加セルモノヲ計上記帳スルコト、ナル。

（三）三月一日以後即チ新会社ノ帳簿ハ、別冊トナスヲ可トスレドモ、之ガ新調ニハ相当ノ時日ヲ要スルヲ以テ、便宜旧帳簿ヲ新会社ノ帳簿トシテ使用差支ナキコト。但出来得ルナラバ二月二十八日ト三月一日トノ間ニハ、帳簿上ニ若干ノ空頁ヲ設クル等ノ方法ニヨリ、其勘定ノ旧会社、新会社別々ナルコトヲ明瞭ナラシムルコト。

（イ）伝票ハ旧会社分ト新会社分トヲ別途ニ整理スルコト。

（ロ）特ニ総勘定元帳、損益勘定元帳、雑勘定元帳等ノ主要帳簿ハ、一頁若クハ二頁ノ間隔ヲ置キテ記帳スルコト。

（ハ）補助帳簿ニ就テモ右ニ従フヲ可トスレドモ、困難ナル場合ハ二・三行乃至五・六行ノ余白ヲ置ク等各帳簿ノ実際ニ照シ、或ハ余裕頁ノ有無等ヲ参酌ノ上適宜処理スルコト。

（ニ）新旧ノ区別困難ナル帳簿ハ、適当ノ箇所ニ三月一日ヨリ『株式会社』ノ旨ヲ明示スルコト。

尚新会社ノ主要帳簿（伝票共）ハ、四月一日ヨリ記帳出来得ル様新調ノコト。其他ノ補助帳簿ニ就テハ、各帳簿ノ性質ニ応ジテ適宜処置セラレ差支ナキモ、漸次適当ノ時期ニ、出来得レバ下半期ヨリ新帳簿ニ改メラルヽコト。

（四）（註、本文掲載済）

（資料23）

達

退職慰労金規程別紙ノ通制定ス。

昭和十二年三月一日

株式会社住友本社

退職慰労金規程

第一条　一等乃至四等職員及補助職員退職スルトキハ、本規程ニ依リ退職慰労金ヲ給与ス。但シ自己ノ都合ニ依リ退職スル者、勤続三年未満ノ場合ハ、此ノ限ニ在ラス。

第二条　退職慰労金額ハ、雇入ノ日ヨリ退職ノ月迄ノ俸給積数額ニ、別表乗率ヲ乗シテ、之ヲ算定ス。但シ休職ノ期間ニ対スル俸給積数額ハ之ヲ控除ス。

前項ノ俸給積数額ハ、俸給通知書記載ノ月俸額ニ依リ、之ヲ計算ス。

第三条　準職員又ハ補助職員ヨリ昇進シタル者退職スル場合ノ退職慰労金額ハ、各身分ニ於ケル給料又ハ俸給積数額ニ、通算勤続年数ニ対スル各身分ノ乗率ヲ夫々乗シタルモノヲ合算シテ、之ヲ算定ス。

第四条　勤続二十年(女子ニ付テハ十年)未満ノ者自己ノ都合ニ依リ退職スル場合ノ退職慰労金額ハ、勤続年数其ノ他ノ事情ヲ参酌シ、前二条ニ依ル規定額ノ三分ノ一以上ニ於テ、之ヲ定ム。

第五条　在職中顕著ナル功績アリタル者ニハ特ニ金額ヲ増加シテ給与スルコトアルヘシ。職務上ノ傷病ニ因リ退職スル者ニ付テモ亦同シ。

第六条　懲戒ニ依リ解雇スル者ニハ退職慰労金ヲ給与セス。

犯罪者其ノ他不都合ノ廉アル者ニハ退職慰労金ヲ給与セス。但シ情状ニ依リ所定金額ノ範囲内ニ於テ、特ニ之ヲ給与スルコトアルヘシ。

第七条　在職中死亡シタル者ニ対スル退職慰労金ハ、之ヲ其ノ遺族ニ給与ス。

第八条　本規程ニ於ケル勤続年数ハ雇入ノ月ヨリ之ヲ起算シ、退職ノ月ヲ以テ終ル。

休職ノ期間ハ、前項ニ定ムル勤続年数ニ算入セサルモノトス。

附則

第九条　本規程ハ昭和十二年三月一日ヨリ之ヲ実施ス。

第十条　本規程実施ノ日ニ在籍スル者ノ俸給積数額及勤続年数ハ、昭和十二年三月ヨリ之ヲ起算ス。但シ第一条但書及第四条ノ勤続年数ニ限リ、雇入ノ月ヨリ之ヲ起算スルモノトス。

（別表）

第一号表　一等乃至四等職員乗率

勤続年数	一年	二年	三年	四年	五年	六年	七年	八年	九年	十年	十一年
乗率	0.155	0.160	0.165	0.170	0.175	0.180	0.185	0.190	0.195	0.200	0.210
勤続年数	十二年	十三年	十四年	十五年	十六年	十七年	十八年	十九年	二十年	廿一年	廿二年
乗率	0.220	0.230	0.240	0.250	0.260	0.270	0.280	0.290	0.300	0.310	0.320
勤続年数	廿三年	廿四年	廿五年以上								
乗率	0.330	0.340	0.350								

第二号表　補助職員乗率（略）

（資料24）

達

停年保険規程別紙ノ通制定ス。

昭和十二年三月一日

株式会社住友本社

停年保険規程

第一条　一等乃至四等職員及補助職員年齢四十五歳以下ノ者ハ、本規程ニ基キ、別表第一号表ニ依リ、住友生命保険株式会社ト自己ヲ被保険者及保険金受取人トスル、毎年配当附養老保険五十五歳満期ノ保険契約ヲ締結スルモノトス。

前項ノ者契約締結後昇進シタルトキハ、別表第一号表ニ依リ保険金額ヲ増額ス。

第二条　前条ノ保険契約ニ対スル払込保険料（利益配当金及団体特別取扱手数料割戻金ヲ控除シタルモノ）ハ、会社ニ於テ之ヲ給与ス。

前項ノ払込保険料ハ、休職中ト雖、之ヲ給与ス。

第三条　保険契約者ハ、在職中第一条ノ保険契約ニ付、左ノ各号ニ掲クル行為ヲ為スコトヲ得ス。

一　保険証券担保ニ依ル借入。

二　保険金ノ減額。

三　解約。

四　保険金受取人ノ変更。

五　保険契約者ノ変更。

第四条　保険契約者満期前ニ退職スル場合ハ、以後払込保険料ヲ給与セス。此ノ場合保険契約ハ、本人ト生命保険会社

トノ協議ニ依リ、存続又ハ解約スルモノトス。

第五条　本規程ハ女子職員ニ之ヲ適用セス。

附則

第六条　本規程ハ昭和十二年三月一日ヨリ之ヲ実施ス。

第七条　本規程実施ノ日ニ在籍スル者ノ保険金額ハ、別表第二号ニ依ルモノトス。但シ場合ニ依リ千円ヲ限リ増額スルコトアルヘシ。

第八条　本規程ニ依ル保険契約ニ付テハ、保険料支払ノ為ノ積金払戻手続及住友生命保険株式会社生命保険団体特別取扱ニ関スル件ハ、之ヲ適用セス。

（別表）

第一号表

身分	保険金額
一等職員、二等職員（月俸二百五十円以上ノ者）	一〇、〇〇〇円
二等職員（月俸二百五十円未満ノ者）	七、〇〇〇円
三等職員	三、〇〇〇円
四等職員	二、〇〇〇円
補助職員	二、〇〇〇円

第二号表

身分	保険金額（千円）（規程実施ノ日ノ勤続年数）							
	五年以下	六年以上十五年以下	十六年十七年	十八年	十九年	二十年	廿一年廿二年	廿三年以上
一等職員 二等職員（月俸二百五十円以上ノ者）	一〇	一一	一〇	九	八	七	六	五
二等職員（月俸二百五十円未満ノ者）	七	八	七	六	六	五	四	四
三等職員	三	三	三	三	三	三	三	三
四等職員	二	二	二	二	二	二	二	二
補助職員	二	二	二	二	二	二	二	二

昇進アリタル場合ハ規程実施ノ日ノ勤続年数ニ依リ保険金額ヲ増額ス。

（資料25）

昭和十二年三月二十五日

理事　国府精一

退職慰労金前払規程制定ニ関スル件

来三月末日迄ニ貴社重役会御開催ノ上左記議案ヲ附議決定相成度此段及御通知候也。

記

一、議案

退職慰労金前払規程制定ノ件

同議案添付別紙ノ通リ。

備考

一、旧退職慰労金規程ニ依ル給与ハ、数次ノ通牒通リ実施スルモノトス。

二、本前払規程ハ、数次ノ通牒ヲ要約又ハ省略シ、字句其他ニ付若干整理ヲナシタルモノトス。

三、本規程ハ内規トシテ職員其他ニ発表セザルモノトス。

四、旧退職慰労金規程ニ依ル給与方ニ関シ、官庁ヨリ照会アルトキハ、本社ト御打合ノ上回答ノコト、致シ度シ。但シ必要ノ際ハ本規程ヲ提示相成リ差支ナキモノトス。

以上

退職慰労金前払規程

一、退職慰労金ニ関スル新規程ハ、之ヲ昭和十二年三月一日ヨリ実施スルコト、シ、旧規程ニ依ル金額ハ次項以下ニ依リ前払スルコト、シ、二月二十八日ヲ以テ一応其ノ計算ヲ為スモノトス。

二、前払ノ期日ハ、凡ソ左ノ如ク予定スルモノトス。

昭和十二年四月一日
同　年十月一日
昭和十三年四月一日
同　年十月一日

三、退職慰労金ノ前払ハ、第一項ニ依リ概算シタル金額ニ基キ、各所定期日迄ニ各人ニ就キ、各支給金額ヲ確定シ、左

ノ通リ之ヲ行フモノトス。

（一）　四等職員以上ニシテ金額四千円以下ノ者及補助職員、準職員ニ対シテハ、之ヲ昭和十二年四月一日ニ前払ヲ為スモノトス。

（二）　金額約八千円以下ノ者ニ対シテハ、昭和十二年四月一日及同年十月一日ニ於テ前払ヲ為スモノトス。

（三）　金額約一万二千円以下ノ者ニ対シテハ、昭和十二年四月一日、同年十月一日及昭和十三年四月一日ニ於テ前払ヲ為スモノトス。

（四）　金額約一万二千円ヲ超ユル者ニ対シテハ、昭和十二年四月一日、同年十月一日、昭和十三年四月一日及同年十月一日ニ於テ前払ヲ為スモノトス。

四、前払金ハ、左ノ各号ノ内何レカノ方法ニ依リ、或ハ之等ヲ併用スルモノトス。

（一）　住友生命保険株式会社ト本人ヲ被保険者及保険金受取人トスル、保険料前払ノ保険契約ヲ締結スルコト。

但シ被保険者ハ、之ヲ妻子ト為スコトヲ得ルモノトス。

（二）　住友信託株式会社ト本人ヲ受益者トスル指定金銭信託契約ヲ締結スルコト。

右信託期間ノ収益ハ、元本ニ組入レ増殖スルモノトス。

契約期間満了後ハ、之ヲ継続スル義務ナキモノトス。

（三）　株式会社住友銀行ニ定期預金ヲ為スコト。

右期間ハ一年トシ、其ノ期間満了後ハ、之ヲ延長スル義務ナキモノトス。

（四）　前払金少額ナル為右各号ノ何レニモ依ラザル者ハ、会社ニ積金ヲ為スコトヲ得。

（五）　左ノ事由ニ依リ、前払金ノ全部又ハ一部ヲ現金ニテ支給ヲ希望スル者ハ、認可ヲ得テ、之ガ支給ヲ受クルコトヲ

得。

イ、非常ノ災害

ロ、本人又ハ家族ノ疾病、負傷又ハ家族ノ死亡

ハ、子ノ教育又ハ結婚

ニ、其ノ他已ムヲ得ザル事情アリト認ムル場合

五、嘱託員、顧問又ハ嘱託ニシテ、前払金ヲ受クル場合ハ、現金ヲ前払スルコト、シ、主管者ノ見込ニ依リ、一般ノ職員ト同ジク保全方法ヲ採ラシムルコトヲ得。

六、他会社ノ負担ニ属スルモノハ、之ヲ該会社ニ請求シ、之ヲ分担セシムルモノトス。

（資料26）

人第一、七九五号

昭和十三年九月十四日

専務理事　古田俊之助

第四期給与金ニ関スル件

昭和十二年三月一日付国府理事通牒ニ依リ、四等職員以上ノ職員ニシテ、旧退職慰労金規程ニ依ル給与金一万二千百円以上ノ者ニ対シテハ、第四期（本年十月一日）ニ於テ給与金ノ残額全額ヲ給与ノコトニ決定相正居候処、近来時局ノ変化ニ伴ヒ、我ガ住友ニ於テハ、国策ニ則リ益々内外ニ渉リ生産力ノ拡充等ニ大イニ力ヲ竭スベキ時期ニ際会シ、多額ノ資金ヲ要スルコト、相成、且右給与金ノ予定通ノ給与ニ伴ヒ、来年度ハ更ニ巨額ノ税額補償ヲ免レザル様被認候ニ付テハ、今般左記ノ通来ル十月一日ニハ給与金ノ残額四千円以下ノ者ニ対シテノミ給与シ、其ノ他ノ者ニ対シテハ給与ヲ延期ス

ルコトニ決定相成候間、此段及通牒候也。

追テ第四期ニ給与ヲ受クルコト、相成居候職員ニ対シテハ、本月二十日午前十時ニ口頭ヲ以テ本通牒ノ趣旨ヲ篤ト御説明相成、充分納得セシムル様御取計相煩度。尚本件ニ関シテハ絶対ニ之ヲ他ニ漏洩スルガ如キコト無之様、特ニ御留意被成下度申添候。

記

一、旧規程ニ依ル給与金ノ残額四千円以下ノ者ニ対シテハ、残額全額並増額分(利息相当額)ヲ昭和十三年十月一日ニ給与ス。

二、旧規程ニ依ル給与金ノ残額四千百円以上ノ者ニ対シテハ、当分ノ間給与金残額並増額分(利息相当額)ノ給与ヲ延期ス。

三、前項ニ依リ給与金ノ給与ヲ延期セラレタル者(以下延期者ト称ス)ノ給与金残額並増額分(利息相当額)ニ対シテハ、長期指定金銭信託収益率(現在ハ年三分八厘)ト同率ノ利息ニ相当スル金額ヲ、実際支給ノ際更ニ増額分トシテ給与ス。

右増額分ノ計算方法ニ付テハ別ニ之ヲ定ム。

四、延期者ガ退職ノ際受クベキ給与金残額並増額分(利息相当額)ニ対スル課税ニ付テハ、別ニ定ムル所ニ依リ、補償ヲ為ス。

五、延期者ハ、何時ニテモ所属会社ヨリ給与金残額ノ限度内ニ於テ、現金ヲ借入ルヽコトヲ得。右借入金ニ付テハ、長期指定金銭信託収益率(現在ハ年三分八厘)ト同率ノ利息ヲ徴ス。

借入金ノ取扱方ニ付テハ別ニ之ヲ定ム。

六、本通牒第一項ニ依リ来ル十月一日ニ給与セラル、給与金ハ、特ニ現金ニテ給与スルコト、シ、従来ノ如ク保全蓄積ノ方法ヲ指示スルコト無キモ、時局柄各自ヲシテ適宜公債ノ購入其他適当ナル貯蓄ノ方法ヲ講ゼシメ、苟モ之ヲ浪費スルガ如キコト無カラシムルモノトス。（後略）

（資料27）

昭和十三年九月二十六日

専務理事　古田俊之助

退職慰労金前払規程改正ニ関スル件

来九月末日迄ニ貴社重役会御開催ノ上左記議案ヲ附議決定相成度此段及御通知候也。

記

一、議案

退職慰労金前払規程改正ノ件

別案ノ通改正ノコト。

（備考）

一、本規程ハ内規トシテ職員其他ニ発表セサルモノトス。

二、旧退職慰労金規程ニ依ル給与方ニ関シ、税務当局ヨリ照会ヲ受クルトキハ、本社ト御打合ノ上回答ノコト、致度シ。但シ必要ノ際ハ、本規程ヲ提示相成リ差支無キモノトス。

以上

議案

退職慰労金前払規程ヲ左記ノ通改正ス。

第二項ノ末段ニ於テ

同年十月一日

ト並ヘ左ノ通追加ス。

「同年十月一日以降ニ於テ、時局上将来ノ見透シ可能トナリ、住友各社金融事情ヲ考慮シテ適当ト認メラル、時期」

第三項ニ於テ「各所定期日迄ニ」トアルヲ「第二項所定ノ各期日又ハ時期迄ニ」ニ改ム。

（単位：千円、千円未満切り捨て）

16年末	17年末	18年末	19年末	20年末
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	965	1,197	1,695	1,695
—	33	0	4	4
5,156	5,156	5,143	847	943
—	—	—	—	—
1,775	1,684	1,570	689	763
10	9	8	—	—
4,101	4,192	4,264	4,263	4,236
—	—	—	—	—
135,000	135,000	135,000	135,000	172,500
73,755	73,510	77,210	81,105	89,511
2,938	2,884	1,615	1,690	2,114
8,169	6,991	6,972	7,100	8,783
5,570	6,497	5,235	4,319	4,134
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
3	—	32	47	—
—	—	—	—	—
—	—	2	10	1
2,507	2,635	2,827	2,625	4,386
—	—	—	—	—
—	—	—	586	562
—	—	—	4,998	6,204
2,898	—	—	757	38
—	—	—	—	—
3,150	4,550	4,900	1,222	1,923
—	—	—	—	640

第16-1表　住友家会計貸借対照表

科　　目	昭和11年末	12年末	13年末	14年末	15年末
(借方)					
財産勘定					
前期繰越金	—	346	3,328	2,209	872
前期純損益	1,807	2,261	—	—	—
準備積立金引当資産勘定					
引当公社債	—	—	—	—	—
引当銀行特別預金	—	—	—	—	—
固定財産勘定					
土　地	1,835	6,038	4,914	5,347	5,191
車　両	14	11	4	—	—
建設物・建物構築物	582	1,231	1,216	1,383	1,465
機　械	—	5	4	13	12
什　宝	3,650	3,816	3,845	3,939	4,016
出資金勘定					
住友合資会社出資金	148,000	—	—	—	—
有価証券勘定					
住友本社株	—	135,000	135,000	135,000	135,000
連系会社株	6,334	72,849	75,621	81,766	77,166
関係会社株	0	3,660	3,822	3,197	2,780
他会社株	170	10,047	9,611	8,392	8,736
公社債	—	3,954	4,598	4,663	5,563
起業支出勘定					
山本運動場建設物	—	95	—	—	—
吹田寮建設物	—	—	64	—	—
雑建設物	—	15	29	32	15
雑土工	—	3	—	—	—
貸金勘定					
立替金・長期貸付金	—	—	—	—	—
雑勘定					
仮出金・仮払金	409	893	2,524	3,159	3,124
未収入金	—	0	0	—	—
本家詰所	—	—	—	—	—
土地工務会社委託	—	—	—	—	—
銀行勘定					
銀行出納・銀行当座預金	—	—	29	88	166
銀行預金	23	—	—	—	—
銀行特別預金	332	—	—	—	1,900
特殊預金	—	—	—	—	—

同第四号ニ於テ「金額約一万二千円ヲ超ユル者ニ対シテハ」トアルヲ「金額約一万六千円以下ノ者ニ対シテハ」ニ改ム。

第四号ノ次ニ第五号トシテ左ノ通追加ス。

「(五)金額約一万六千円ヲ超ユル者ニ対シテハ、昭和十二年四月一日、同年十月一日、昭和十三年四月一日及同年十月一日以降ニ於テ時局上将来ノ見透シ可能トナリ、住友各社金融事情ヲ考慮シテ適当ト認メラル、時期ニ於テ、一回ニ又ハ数回ニ分チ前払ヲ為スモノトス。」

第四項ノ冒頭ニ於テ「前払金ハ」トアルヲ「昭和十三年四月一日以前ノ各期日ニ於ケル前払金ニ付テハ」ニ改ム。

379	2,813	2,822	349	356
—	—	—	51	51
2,061	1,982	673	1,572	3,967
247,477	248,907	249,478	248,937	302,820
241,400	241,400	241,400	241,400	241,400
—	1,000	1,200	1,700	1,700
2,882	2,011	2,008	3,713	2,141
2,190	2,178	2,879	—	—
129	147	72	72	84
481	506	501	495	477
124	128	124	132	143
148	149	150	190	151
118	187	888	1,233	1,700
—	1,196	253	—	—
—	—	—	—	55,020
—	—	—	—	—
247,477	248,907	249,478	248,937	302,820

信託勘定					
信託預金・金銭信託	703	1,280	1	735	74
特殊金銭信託	—	—	—	—	—
損益勘定					
当期損益	99	720	—	—	—
合計	163,964	242,231	244,614	249,266	246,085
(貸方)					
財産勘定					
財　産	160,286	241,400	241,400	241,400	241,400
準備積立金	—	—	—	—	—
前期繰越金	1,560	—	—	—	—
前期純損益	—	—	461	1,040	1,595
預リ金勘定					
親戚預金	97	96	99	108	124
末家預金	434	419	455	455	454
積金預金・職員預金	111	116	113	117	124
諸預金	137	140	141	142	147
雑勘定					
仮入金・仮受金	1,337	21	14	84	78
銀行勘定					
銀行出納・銀行当座預金	—	35	—	—	—
借入金勘定					
借入金	—	—	1,270	5,620	—
損益勘定					
当期損益	—	—	657	296	2,159
合計	163,964	242,231	244,614	249,266	246,085

註：関係会社株式は昭和19年以降、それまでは連系会社を除く住友系企業の株式。

同項ノ末段ニ於テ左ノ通追加ス。

「昭和十三年十月一日及同日以降ニ於ケル前払金ニ付テハ、現金ニテ支給スルモノトス。但シ時勢ニ鑑ミ各人ヲシテ適宜公債ノ購入其他適当ナル蓄積ノ方法ヲ講セシメ、苟モ之ヲ浪費スルカ如キコト無カラシムルモノトス。」

以上

六　改組の帰結・住友家及び三分家会計の強化

改組は既に述べた通り退職給与金の清算において、最終の第四期支払い分の大半が繰り延べられるに至った以外、すべて予定通り終了した。懸案とされてきた住友家及び三分家の財政の強化は当初の目論見通り達成され（第16表及び第17表）、住友家及び三分家会計は住友合資会社の時と同様に、引き続き住友本社で管理されることとなった（資料28）。

（単位：千円、千円未満切り捨て）

17年末	18年末	19年末	20年末
278	462	390	1,010
—	—	—	—
—	—	—	—
15,000	15,000	15,000	15,000
27,775	31,399	35,560	38,043
141	141	207	207
474	486	491	498
1,342	1,322	1,313	1,077
85	—	40	40
28	11	184	106
1,263	2,133	588	—
1,005	1,052	985	720
205	62	886	1,223
47,599	52,073	55,647	57,927
39,694	39,743	39,788	39,836
111	90	271	5
253	258	264	270
7,496	11,619	15,284	17,787
43	360	39	27
47,599	52,073	55,647	57,927

第16-2表　三分家会計元帳残高表

科　　目	昭和11年末	12年末	13年末	14年末	15年末	16年末
(借方)						
前期繰越金	—	—	—	—	—	—
前期純損益	—	119	—	—	—	—
住友合資会社出資金	2,000	—	—	—	—	—
住友本社株	—	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
連系会社株	1,042	20,750	21,630	23,728	25,392	25,851
関係会社株	—	277	277	207	141	141
他会社株	312	914	880	379	426	429
公社債	494	494	1,008	1,191	1,190	1,204
仮出金・仮払金	—	—	0	—	50	—
銀行預金・銀行当座預金	20	12	19	18	8	60
銀行特別預金	158	36	16	5	256	1,379
信託預金・金銭信託	824	2,582	2,244	1,895	1,384	1,220
当期損益	—	—	—	225	506	346
合　計	4,853	40,186	41,077	42,650	44,356	45,634
(貸方)						
財　産	4,617	39,543	39,891	39,878	39,887	39,943
前期繰越金	110	110	150	911	686	179
仮入金・仮受金	24	25	226	233	240	247
借入金	—	—	—	1,567	3,486	5,213
当期損益	101	507	809	58	55	51
合　計	4,853	40,186	41,077	42,650	44,356	45,634

註：本表は三分家会計の各元帳残高表の各勘定科目を合算したものである。
　　関係会社株式は昭和19年以降、それまでは連系会社を除く住友系企業の株式。

しかし改組直後の昭和十二年(一九三七)七月に勃発した日中戦争の拡大とともに、日本の財政は戦時体制へ移行することとなり、増税に伴う住友家及び三分家の租税負担は、改組の成功を自負した総務部長河井昇三郎の予想をはるかに上回る速度で増大した。また改組に当たり住友本社と住友家及び三分家で連系会社の株式の三三%を保有するという大前提があったが、戦局の進展につれて連系会社の設備投資需要を賄うための増資は、軍の意向の下に住友本社の統制を超えて急増し、住友家及び三分家はその払い込みに対し配当をもって応ずることは到底不可能となった。連系会社の増資払い込みと住友本社の資金繰りについては、以下の「株式会社住友本社」の各章で改めて検討することとして、ここでは住友家及び三分家による利益捻出と連系会社の増資払い込みに応ずるための保有有価証券の処分状況を第18表に示した。これによれば住友家は連系会社株式の銀行、信託、生命の金融三社への肩代わりによって、何とか増資払い込みに応ずることができたが、元々住友家に比べ有価証券保有の少なかった三分家にとっては処分にも限界があり、住友銀

（単位：千円、千円未満切り捨て）

17年	18年	19年	20年
6,695	9,262	7,417	4,469
—	—	—	—
675	675	843	815
3,726	4,438	4,589	2,453
163	92	70	46
480	405	439	286
248	291	256	238
193	192	172	—
204	301	113	114
—	—	63	15
—	—	—	—
—	—	—	67
—	—	370	—
976	2,843	—	—
—	—	30	0
—	—	456	—
29	22	11	432
6,499	7,056	8,989	8,437
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	30	—
—	—	456	—
62	82	50	2,410
1,130	1,317	720	516
131	129	117	179
9	9	19	—
35	77	5	116
—	—	—	67
4,625	4,849	4,957	3,899
—	—	3	21
121	115	46	47
351	441	554	1,092
18	19	17	41
12	13	13	10
—	—	—	35
196	2,205	Δ1,572	Δ3,967

第17-1表　住友家会計損益表

科　　目	昭和11年	12年	13年	14年	15年	16年
当期利益	2,938	3,688	5,498	5,622	12,744	7,379
住友合資会社配当金	2,300	—	—	—	—	—
住友本社配当金	—	—	675	675	675	675
連系会社配当金	487	2,026	3,040	3,936	4,365	3,760
関係会社配当金	0	103	234	156	140	149
他会社配当金	13	357	463	452	488	520
公社債利息	—	113	164	184	200	229
賃貸料・賃貸収益	—	98	152	162	174	193
収入利息	59	55	5	0	27	61
信託利益	—	—	—	—	—	—
固定財産原価差損益	—	0	755	28	—	—
固定財産売却益	—	—	—	—	—	—
固定財産評価益	—	—	—	—	—	—
有価証券原価差損益	21	913	—	7	6,645	1,789
有価証券売却益	—	—	—	—	—	—
有価証券評価益	—	—	—	—	—	—
雑　益	57	19	8	18	26	0
当期損失	4,846	6,670	4,379	4,285	8,989	7,249
固定財産原価差損益	—	4	—	—	4	—
有価証券原価差損益	—	—	74	2	—	—
有価証券売却損	—	—	—	—	—	—
有価証券評価損	—	—	—	—	—	—
支払利息	68	62	94	157	264	67
別途費	2,809	3,905	1,367	1,030	3,058	1,805
営繕費・修繕費	—	83	91	147	287	243
賃借及保険料	—	10	10	9	11	9
雑　費	0	176	116	12	7	37
寄附金	—	—	—	—	—	—
諸　税	1,377	1,927	1,991	2,383	4,456	4,288
雑　損	6	9	91	50	46	—
償却・減価償却費	76	127	151	112	111	132
本家費	507	346	368	356	714	637
舞子別邸費	—	12	12	12	13	15
鰻谷邸費	—	4	9	10	12	12
住友土地工務委託損益	—	—	—	—	—	—
当期純損益	Δ1,907	Δ2,981	1,118	1,337	3,754	129

註：関係会社配当金は昭和19年以降、それまでは連系会社を除く住友系企業の配当金。

行からの借り入れが年々増大していくこととなった(第16-2表)。

昭和二十年三月、住友本社は倍額増資し、資本金一億五〇〇〇万円を三億円(払込資本金二億二五〇〇万円、第7-2表参照)とした。この時点における住友本社の増資の必然性については、改めて「株式会社住友本社(下)」で検討することとするが、この増資の際住友家会計は保有株二七万株のうち住友銀行に三万五〇〇〇株、住友信託に一万株、住友生命に五〇〇〇株計五万株を額面(一株五〇〇円)で譲渡し、譲渡代金二五〇〇万円を得た。増資の際三分家には新株が割り当てられなかったので、住友家会計はこの二五〇〇万円のうち一五〇〇万円を三分家分新株三万株を併せた新株二五万株の払込代金六二五〇万円に充当し、払込代金の残り四七五〇万円は住友銀行から借り入れた。この借入金は昭和二十年末の残高五五〇二万円となって残っている(第16-1表)。三分家が新株を割り当てられなかったのは、上記三分家会計の資金繰りと関係があるものと思われる。事実この増資と同時に従来年〇・五%であった配当が、昭和十九年度(決算期変更により昭和十九年四月～昭和二十年三月)配当から一挙に一〇倍の五%に引き上げられたのは(住友家会計については旧株の配当は〇・五%据え置き、新株から五%、第17-1表)、三分家会計の収益改善のためとみられるからである(第17-2表)。

このような結果昭和十二年三月一日住友本社設立時における住友本社と住友家及び三分家の連系会社持株比率は五二

(単位:千円、千円未満切り捨て)

18年	19年	20年
3,192	2,407	1,985
—	—	—
75	93	750
1,799	2,061	1,146
6	4	2
24	28	13
49	47	43
80	38	6
—	30	21
1,157	—	—
—	—	0
—	103	—
2,894	3,254	3,181
—	0	—
—	103	—
393	575	743
0	0	0
1,990	2,070	1,598
—	0	0
510	505	838
298	Δ847	Δ1,195

第17-2表　三分家会計損益表

科　　目	昭和11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年
当期利益	321	848	1,323	1,469	1,682	2,170	2,419
住友合資会社配当金	200	—	—	—	—	—	—
住友本社配当金	—	—	75	75	75	75	75
連系会社配当金	60	705	935	1,154	1,375	1,434	1,485
関係会社配当金	—	5	11	11	11	8	8
他会社配当金	15	38	43	29	18	21	23
公社債利息	9	17	18	37	43	43	44
収入利息	36	82	81	63	54	55	68
信託利益	—	—	—	—	—	—	—
有価証券原価差損益	0	—	158	98	104	531	714
有価証券売却益	—	—	—	—	—	—	—
有価証券評価益	—	—	—	—	—	—	—
当期損失	220	460	514	1,635	2,134	2,465	2,582
有価証券売却損	—	—	—	—	—	—	—
有価証券評価損	—	—	—	—	—	—	—
支払利息	—	—	—	34	125	193	281
雑　費	—	0	0	—	0	0	0
諸　税	—	—	174	1,247	1,628	1,661	1,858
雑　損	—	—	—	—	—	—	—
経　費	220	460	340	353	380	610	442
当期純損益	101	388	809	Δ166	Δ451	Δ295	Δ162

註：本表は三分家会計の各元帳残高表の損益勘定科目を合算したものである。
　　関係会社配当金は昭和19年以降、それまでは連系会社を除く住友系企業の配当金。

第18表　保有有価証券の処分による連系会社増資払込資金の調達

（単位：千円、千円未満切り捨て）

年	保有者	連系会社増資払込額	保有有価証券処分額					
			連系会社株	内売却益	関係会社株	他会社株	公社債	計
昭和12	住友家	2,105	725	362	0	0	153	878
	三分家	1,225	0	0	0	0	0	0
	計	3,330	725	362	0	0	153	878
13	住友家	2,772	0	0	0	759	130	889
	三分家	1,386	669	163	0	73	0	742
	計	4,158	669	163	0	832	130	1,632
14	住友家	4,318	47	7	0	355	143	545
	三分家	2,167	236	10	2	553	0	792
	計	6,486	283	17	2	909	143	1,338
15	住友家	3,848	16,126	6,645	0	0	28	16,154
	三分家	1,919	434	104	0	0	0	434
	計	5,768	16,560	6,749	0	0	28	16,589
16	住友家	8,502	13,927	1,759	0	460	19	14,406
	三分家	1,726	1,800	531	0	0	1	1,801
	計	10,228	15,728	2,290	0	460	20	16,208
17	住友家	8,014	9,352	1,007	156	901	274	10,685
	三分家	3,099	1,760	572	0	0	0	1,760
	計	11,114	11,112	1,579	156	901	274	12,445
18	住友家	9,997	11,511	2,783	0	507	1,351	13,370
	三分家	4,292	2,323	1,157	0	0	110	2,433
	計	14,289	13,834	3,941	0	507	1,461	15,803
19	住友家	4,591	735	0	390	0	655	1,780
	三分家	4,223	0	0	0	0	118	118
	計	8,814	735	0	390	0	773	1,898
20	住友家	8,401	0	0	0	0	184	184
	三分家	2,483	0	0	0	0	290	290
	計	10,885	0	0	0	0	475	475
合　計	住友家	52,552	52,424	12,564	546	2,984	2,939	58,895
	三分家	22,524	7,224	2,540	2	626	520	8,374
	計	75,076	59,649	15,105	549	3,611	3,460	67,270

註：関係会社株式は昭和19年以降、それまでは連系会社を除く住友系企業の株式。
公社債の処分額には償還額を含む。
処分額には売却益を含むが、特に連系会社株式については、これを内数として示した。

%と過半数を掌握していたのに対し、昭和二十年八月十五日終戦時においては二九%と三割の大台をも割り込むこととなった(第19表)。なおこれらのデータの基礎となる住友家及び三分家の昭和十二年から昭和二十年に至る有価証券の保有状況の詳細を第20表に示した(他会社株式及び公社債は省略)。因みにこれらの保有有価証券のほとんどすべてが、第二次大戦後の昭和二十二年九月財産税の物納に充当された。保有株式の科目は、当初「連系会社」と連系会社以外の「他会社」の二本立であったが、昭和十八年十二月六日提出、十二月三十日決裁された総務部会計課起案第二二七号「本社、住友家会計並御分家会計ノ勘定科目、元帳科目並内訳科目改廃ノ件」によって、昭和十九年から「関係会社」という科目が新たに加わったので、これに該当する連系会社以外の住友系企業を、昭和十二年に遡って示した。「関係会社」の定義については、「住友合資会社(上)」の「五㈠日米板硝子株式会社の経営の承継」を参照されたいが、他方この起案に基づいて作成された「勘定科目、元帳科目、内訳科目一覧表」によれば、「関係会社」は「資本参加ノ目的ヲ以テ保有スル特定関係会社等ノ株式。一会社ノ株式総数ノ三分ノ一以上ノ株式ヲ所有スルトキハ、之ヲ資本参加ノ目的ヲ以テ所有スルモノト看做ス」と定義されていた。本社の関係会社を巡るこれらの定義については、次章「株式会社住友本社(上)」で改めて検討することとしたい。

(資料28)

提出　昭和十二年三月十九日　決裁　昭和十二年五月十八日　計第十六号ノB

住友家会計及御分家会計勘定科目及元帳科目並ニ整理方法ニ関スル件

住友家会計及御分家会計ハ、今回ノ住友合資会社解散ニヨリ、新ニ配分ヲ受ケタル土地、建物(本家)並ニ有価証券(本家、分家)ヲ加ヘテ、之等会計ノ財産価格及其ノ範囲ハ、従来ニ比シ著敷ク厖大且広範ト相成候処、之ガ管理、収支及損益整理方法ニ就テハ、『住友本家並ニ分家会計取扱内規』(別紙添附)ニ依リ従来同様本社之ヲ管理シ、社則ニ定ムル

び住友家・三分家の持株率の変化

昭和20年8月15日終戦時									
連系会社	総株数	住友本社		住友家		三分家		計	
	株	株	%	株	%	株	%	株	%
鑛業	1,600,000	424,976	26.6	678,220	42.4	159,996	10.0	1,263,192	78.9
電気工業	2,400,000	583,329	24.3	56,433	2.4	56,340	2.3	696,102	29.0
金属工業	8,375,000	1,726,360	20.6	173,420	2.1	190,000	2.3	2,089,780	25.0
化学工業	2,200,000	392,800	17.9	107,060	4.9	54,000	2.5	553,860	25.2
アルミニウム製錬	400,000	98,200	24.6	28,000	7.0	13,800	3.5	140,000	35.0
満洲金属工業	600,000	150,930	25.2	33,200	5.5	21,870	3.6	206,000	34.3
機械工業	800,000	168,200	21.0	39,000	4.9	18,900	2.4	226,100	28.3
通信工業	3,000,000	332,417	11.1	45,932	1.5	15,000	0.5	393,349	13.1
朝鮮軽金属	1,600,000	160,000	10.0	48,000	3.0	0	0.0	208,000	13.0
銀行	736,750	177,711	24.1	50,500	6.9	36,700	5.0	264,911	36.0
信託	400,000	6,170	1.5	10,000	2.5	1,200	0.3	17,370	4.3
生命保険	15,000	4,500	30.0	9,000	60.0	1,500	10.0	15,000	100.0
倉庫	300,000	65,000	21.7	85,000	28.3	30,000	10.0	180,000	60.0
土地工務	830,000	220,840	26.6	229,000	27.6	59,100	7.1	508,940	61.3
共同電力	400,000	89,800	22.5	20,000	5.0	9,600	2.4	119,400	29.9
	23,656,750	4,601,233	19.4	1,612,765	6.8	668,006	2.8	6,882,004	29.1

書換の関係で若干相違する場合がある。

第19表　連系会社に対する住友本社及

連系会社	総株数	住友本社		住友家		三分家		計	
		住友本社設立時							
	株	株	%	株	%	株	%	株	%
別子鑛山	300,000	75,000	25.0	195,000	65.0	30,000	10.0	300,000	100.0
炭　礦	240,000	60,212	25.1	150,000	62.5	24,000	10.0	234,212	97.6
電線製造所	300,000	99,536	33.2	29,000	9.7	14,400	4.8	142,936	47.6
金属工業	1,000,000	277,750	27.8	80,000	8.0	39,900	4.0	397,650	39.8
化学工業	400,000	93,940	23.5	27,000	6.8	13,500	3.4	134,440	33.6
アルミニウム製錬	200,000	49,100	24.6	14,000	7.0	6,900	3.5	70,000	35.0
滿洲鋼管	200,000	55,900	28.0	16,000	8.0	8,100	4.1	80,000	40.0
機械製作	100,000	17,000	17.0	6,000	6.0	3,000	3.0	26,000	26.0
銀　行	700,000	248,961	35.6	100,000	14.3	38,700	5.5	387,661	55.4
信　託	400,000	1,460	0.4	10,000	2.5	1,200	0.3	12,660	3.2
生命保険	15,000	4,500	30.0	9,000	60.0	1,500	10.0	15,000	100.0
倉　庫	300,000	75,000	25.0	195,000	65.0	30,000	10.0	300,000	100.0
ビルデイング	130,000	45,400	34.9	13,000	10.0	6,600	5.1	65,000	50.0
大阪北港	700,000	175,540	25.1	296,000	42.3	52,500	7.5	524,040	74.9
四國中央電力	200,000	32,800	16.4	10,000	5.0	4,800	2.4	47,600	23.8
計	5,185,000	1,312,099	25.3	1,150,000	22.2	275,100	5.3	2,737,199	52.8

出典：住友本社会計課、住友家会計及び三分家会計各「有価証券記入帳」。但し連系会社の株主名簿とは名義

所ノ諸規程ニ準拠シテ、本社ノ取扱方ト並行実施スベキ事勿論ナルモ、右ニ述ベシガ如ク其ノ取扱範囲著敷ク広範トナリシ為、従来ノ如キ簡単ナル勘定科目並ニ元帳科目ヲ以テシテハ、其ノ目的ヲ達成シ得サルニ付、之等ニ対シ別記ノ如ク大改正ヲ施シ、三月一日ヨリ実施ノ事ト致度、此段仰裁候也（後略）

（別紙）

住友本家並ニ分家会計取扱内規

第一条　住友本家並ニ住友合資会社出資社員タル分家ノ会計ハ、住友合資会社本社之ヲ管理シ、社則ニ定ムル所ノ諸規程ニ準拠シ、之ガ取扱ヲ為スモノトス。

第二条　本社総務部会計課ハ、毎会計年度開始前ニ其年度ノ本家並ニ各分家ノ会計見積書ヲ調製シ、経伺スベシ。

本家詰所ハ、毎年十一月十五日迄ニ其所管ノ翌年度各予算ヲ本社ニ呈出シ、其審査ヲ受クベシ。

り捨て、増減欄下線は新株の旧株への合併を示す）

金　額	20年末	
円	株	円
45,000円		
21,280,000		
Δ950,000		
Δ950,000		
Δ950,000		
10,050,000		
Δ101,805		
Δ6,531,195		
Δ614,000		
Δ22,000		
Δ1,206,000		
Δ900,000		
Δ900,000		
Δ1,500,000		
7,347,200		
Δ500,000		
1,206,000		
Δ147,015		
Δ735,075		
6,097,200		
Δ5,739,500	423,888	24,328,810
6,358,300		
6,358,300	254,332	12,716,600
11,658,000		
Δ536,000		
Δ536,000		
Δ536,000		
Δ10,050,000		0
Δ200,000		
840,000		
936,000		
Δ72,000		
Δ72,000		
Δ72,000		
Δ43,500		
139,200		
Δ933,000		
Δ27,990		
Δ466,500		
499,200		
362,500		
Δ362,500		
724,987		
866,118		
Δ823,000		
116,662		
Δ386,035	26,873	2,276,143

第20-1表　住友家保有有価証券明細表

1. 連系会社株式

（金額は円未満切

銘柄（額面）		昭和11年末		12～20年増減	
				年	内容
	(円)	株	円		株
住友別子鑛山	(50)	1,000	50,000	12	評価益
住友鑛業					受入① 224,000
（昭和12年6月21日改称）					贈与② △10,000
					贈与③ △10,000
					贈与④ △10,000
					合併⑤ 150,000
				14	評価損
				15	評価損
				16	譲渡⑥ △10,000
					＋損
					評価損
				17	譲渡⑦ △15,000
					譲渡⑧ △15,000
					譲渡⑨ △25,000
同　新株	(50)			16	払込 293,888
					譲渡⑥ △20,000
					評価益
				17	譲渡⑦ △5,000
					譲渡⑨ △25,000
					払込@25円
				18	譲渡⑰ △100,000
同　新株	(50)			18	払込 254,332
				20	払込@25円
住友炭礦	(50)			12	受入① 174,000
					贈与② △8,000
					贈与③ △8,000
					贈与④ △8,000
					合併⑤ △150,000
住友電線製造所	(50)	25,000	1,250,000	12	贈与③ △4,000
住友電氣工業					評価益
（昭和14年11月1日改称）					受入① 10,400
					贈与② △800
					贈与③ △800
					贈与④ △800
				14	評価損
				15	評価益
				16	譲渡⑨ △10,000
					贈与② △300
					譲渡⑧ △5,000
				18	譲受⑩ 3,840
同　新株	(50)			12	払込 14,500
					分譲 △14,500
同　新株	(50)			14	払込 19,333
				15	評価益
				16	譲渡⑨ △10,000
				18	払込@12.5円
				19	評価損

各分家一ヶ年所要ノ経常費及臨時費ハ既定額ニ依ルコトトシ、特別ノ理由ナキ限リ改定セザルモノトス。

第三条　本家並ニ各分家所有ノ有価証券ハ、本社之ヲ管理シ、其収益金中ヨリ前条ノ諸費用ヲ支出シ、剰余額ハ確実有利ナル方法ニ依リ、本社ニ於テ運用蓄積スベキモノトス。

第四条　本家々長並ニ各分家戸主ノ実印ハ、合資会社社長並ニ業務執行社員ノ印章管守ノ方法ニ準拠シ、本社ニ於テ之ヲ管守スルモノトス。

第五条　本社総務部会計課ハ毎半期其管理財産ノ状況ヲ明瞭ナラシムベキ諸表ヲ調製シ、本家並ニ各分家ニ呈出スベシ。

（第五条訂正

御分家ハ、昭和九年六月二十七日出納課起案「御分家昭和八年度決算報告ノ件」ノ起案ニヨリ年一回ノ締切トス。）

416,522		
456,515		
369,500	29,560	1,242,538
110,000		
3,284,400		
Δ321,300		
Δ321,300		
Δ321,300		
133,750		
519,400		
Δ84,800		
Δ84,800		
Δ84,800		
62,500		
Δ1,028,900		
337,500		
337,500		
567,000		
675,000		
448,200		
Δ25,260		
Δ168,400		
Δ336,800		
199,232		
1,342,500		
85,411		
1,342,500	104,230	6,985,983
82,070	2,830	82,070
Δ200,000		
1,235,000		
4,715,000		
Δ460,000		
Δ460,000		
Δ460,000		
143,750		
368,575		
4,809,315		
Δ604,730		
Δ604,730		
Δ604,730		
1,000,000		
2,000,000		
1,000,000		
Δ291,840		
Δ40,248		
Δ764,712		
Δ804,960		
Δ804,960		
Δ402,480		
500,500		
Δ422,500		
Δ25,350		

	同　新株	(50)			19	払込	29,560
						評価益	
					20	払込@12.5円	
	住友化学工業	(50)	2,500	187,500	12	評価益	
						受入①	27,600
						贈与②	Δ2,700
						贈与③	Δ2,700
						贈与④	Δ2,700
	同　新株	(50)	2,500	131,250	12	評価益	
						受入①	4,900
						贈与②	Δ800
						贈与③	Δ800
						贈与④	Δ800
						払込@12.5円	
					14	評価損	
	同　新株	(50)			12	払込	27,000
					13	払込@12.5円	
					14	評価益	
					15	払込@25円	
						評価益	
					16	贈与②	Δ300
					17	譲渡⑧	Δ2,000
					18	譲渡⑧	Δ4,000
					19	受入⑪	2,830
	同　新株	(50)			17	払込	53,700
						評価益	
					19	払込@25円	
	同　新株	(50)			19	受入⑪	2,830
	住友金属工業	(50)	23,000	1,150,000	12	贈与③	Δ4,000
						評価益	
						受入①	41,000
						贈与②	Δ4,000
						贈与③	Δ4,000
						贈与④	Δ4,000
	同　新株	(50)	5,750	143,750	12	払込@25円	
						評価益	
						受入①	42,150
						贈与②	Δ5,300
						贈与③	Δ5,300
						贈与④	Δ5,300
	同　新株	(50)			12	払込	80,000
					13	払込@25円	
					14	払込@12.5円	
						評価損	
						売却	Δ500
					15	譲渡⑫	Δ9,500
						譲渡⑨	Δ10,000
						譲渡⑧	Δ10,000
						売却	Δ5,000
						評価益	
					16	譲渡⑥	Δ5,000
						贈与②	Δ300

第六条　本社監査部第一課ハ、毎年一回常時監査ヲ行フベシ。但シ各分家ノ経常費及臨時費ノ収支ニツキテハ、監査ヲ行ハザルモノトス。

以上

△1,859,000		
1,993,750		
1,993,750		
△2,237,500		
△500,000		
1,605,000		
△285,500		
△571,000		
△685,200		
575,000		
△2,336,395		
2,322,500		
△314,500		
2,008,000		
12,150		
4,050	173,420	11,839,754
261,250		
△28,750		
△28,750		
△28,750		
525,000		
127,400		
△127,400		
350,000		
350,000	28,000	1,400,000
542,250		
△60,750		
△60,750		
△60,750		
80,000		
360,000		
298,368		
680,000		
680,000		
△569,070	33,200	1,889,298
675,000		
△75,000		
△75,000		
△75,000		
75,000		
△57,000		
75,000		
75,000		
57,000		
250,000		
250,000	19,000	1,175,000
250,000		
500,000	20,000	750,000
△500,000		
1,099,750		
3,919,550		
△198,100		

	同　新株	(50)			17	譲渡⑧	Δ22,000
					14	払込	159,500
					15	払込@12.5円	
						譲渡⑫	Δ89,500
						譲渡⑨	Δ20,000
						評価益	
					16	譲渡⑦	Δ5,000
					17	譲渡⑬	Δ10,000
						譲渡⑧	Δ12,000
						払込@25円	
	同　新株	(50)			18	譲渡⑧	Δ27,800
					18	払込	92,900
						分譲	Δ12,580
					19	払込@25円	
						買入	150
					20	買入	50
	住友アルミニウム製錬	(50)			12	受入①	20,900
						贈与②	Δ2,300
						贈与③	Δ2,300
						贈与④	Δ2,300
					14	払込@37.5円	
						評価益	
					15	評価損	
	同　新株	(50)			16	払込	14,000
					18	払込@25円	
	満洲住友鋼管	(50)			12	受入①	24,100
	満洲住友金属工業					贈与②	Δ2,700
	（昭和13年1月1日改称）					贈与③	Δ2,700
						贈与④	Δ2,700
						払込@5円	
					13	払込@22.5円	
					14	評価益	
	同　新株	(50)			15	払込	27,200
					16	払込@25円	
						譲渡⑥	Δ10,000
	住友機械製作	(50)			12	受入①	9,000
	住友機械工業					贈与②	Δ1,000
	（昭和15年9月30日改称）					贈与③	Δ1,000
						贈与④	Δ1,000
						払込@12.5円	
					14	評価損	
	同　新株	(50)			13	払込	3,000
					14	払込@25円	
						評価益	
	同　新株	(50)			15	払込	10,000
					18	払込@25円	
	同　新株	(50)			19	払込	20,000
					20	払込@25円	
	住友銀行	(100)	31,500	3,150,000	12	贈与③	Δ5,000
						評価益	
						受入①	27,700
						贈与②	Δ1,400

△198,100		
△198,100		
350,000		
△816,750		
△519,750		
△77,900		
△2,932,000		
△439,800		
△879,600	12,000	1,759,200
4,508,500		
△319,500		
△319,500		
△319,500		
325,000		
△50,000		
△114,750		
△735,000		
△30,000	38,500	2,945,250
83,000		
24,960		
△8,320		
△8,320		
△8,320		
15,000		
38,000	10,000	261,000
53,000		
3,000,000		
△150,000		
△150,000		
△150,000	9,000	2,700,000
△15,000		
7,840,000		
△350,000		
△350,000		
△350,000		
△1,050,000		
1,805,810		
△3,216,080		
△459,450		
1,136,029	85,000	5,041,309
1,078,000		
△121,000		
△121,000		
△121,000		
△65,000		
△500,000		
△150,000		0
5,924,500		
△297,500		
△297,500		
△297,500		
1,649,107		

						贈与③	Δ1,400
						贈与④	Δ1,400
					14	評価益	
					15	売却	Δ5,500
						譲渡⑧	Δ3,500
						評価損	
					16	譲渡⑧	Δ20,000
						譲渡⑥	Δ3,000
					17	譲渡⑧	Δ6,000
	同　新株	(100)			12	受入①	63,500
						贈与②	Δ4,500
						贈与③	Δ4,500
						贈与④	Δ4,500
					14	評価益	
					15	評価損	
					16	贈与②	Δ1,500
					19	譲渡⑧	Δ10,000
						＋損	
	住友信託	(50)	10,000	125,000	12	評価益	
						受入①	1,200
						贈与②	Δ400
						贈与③	Δ400
						贈与④	Δ400
					14	評価益	
					15	評価益	
	住友生命保険	(100)	500	97,000	12	評価益	
						受入①	10,000
						贈与②	Δ500
						贈与③	Δ500
						贈与④	Δ500
	住友倉庫	(50)	1,000	50,000	12	評価損	
						受入①	224,000
						贈与②	Δ10,000
						贈与③	Δ10,000
						贈与④	Δ10,000
					15	譲渡⑨	Δ30,000
						評価益	
					16	譲渡⑨	Δ70,000
						譲渡⑥	Δ10,000
						評価益	
	住友ビルデイング	(50)			12	受入①	19,600
						贈与②	Δ2,200
						贈与③	Δ2,200
						贈与④	Δ2,200
					15	評価損	
					16	譲渡⑥	Δ10,000
					19	合併⑭	Δ3,000
	大阪北港	(50)			12	受入①	348,500
	住友土地工務					贈与②	Δ17,500
	（昭和19年11月20日改称）					贈与③	Δ17,500
						贈与④	Δ17,500
					14	評価益	

Δ1,579,970		
2,221,262		
Δ632,800		
150,000	229,000	6,839,600
432,900		
Δ46,800		
Δ46,800		
Δ46,800		
325,600		
Δ35,200		
Δ35,200		
Δ35,200		
62,500		
Δ25,000		
Δ50,000		
125,000		
25,000		
250,000		
Δ25,000		
125,000	20,000	1,000,000
285,000		
50,000		
Δ40,000		
Δ295,000		0
943,478		
604,200		
383,300	22,966	1,930,978
574,150		
574,150	22,966	1,148,300
600,000		
600,000	48,000	1,200,000
83,177,334	1,612,765	89,511,834

				15	譲渡⑮	Δ70,000
					評価益	
				16	評価損	
				19	交付⑭	3,000
四國中央電力	(50)			12	受入①	7,400
住友共同電力					贈与②	Δ800
（昭和18年4月1日改称）					贈与③	Δ800
					贈与④	Δ800
同　新株	(50)			12	受入①	7,400
					贈与②	Δ800
					贈与③	Δ800
					贈与④	Δ800
					払込@12.5円	
				14	評価損	
				15	評価損	
同　新株	(50)			12	払込	10,000
				14	評価益	
				15	払込@25円	
					評価損	
				16	払込@12.5円	
住友海上火災保険	(50)			15	連系指定	10,000
					評価益	
				16	評価損	
				19	合併⑯	Δ10,000
日本電氣	(50)			18	連系指定	10,000
住友通信工業（昭和18年2月20日改称）					譲受⑩	5,300
同　新株	(50)			18	連系指定	7,666
同　新株	(50)			19	払込	22,966
				20	払込@25円	
朝鮮住友軽金属	(50)			18	払込	48,000
				20	払込@12.5円	
合計残高		102,750	6,334,500			

註：1 残余財産受入。
2 贈与先住友寛一。
3 贈与先住友元夫。
4 贈与先住友義輝。
5 住友別子鉱山・住友炭礦合併。
6 譲渡先住友生命。
7 譲渡先住友海上。
8 譲渡先住友信託。
9 譲渡先住友銀行。
10 厳産株。
11 日本染料製造合併。
12 譲渡先住友本社。
13 譲渡先日本電氣。
14 大阪北港・住友ビルデイング合併。
15 譲渡先住友金属。
16 住友海上・大阪海上合併、大阪住友海上新設。

⑫ 住友本社　10,000株
住友銀行　20,000
住友信託　15,000
住友金属　15,000
住友生命　10,000
住友海上　10,000
住友電工　10,000
住友共電　10,000
計　100,000

金　額	20年末	
円	株	円
409,200円		
Δ26,400		
Δ26,400		
Δ26,400		
Δ45,000		
Δ285,000		0
330,000		
Δ120,000		
75,000		
75,000		
Δ360,000		0
150,000	4,000	150,000
500,000		
Δ250,000		
Δ100,000		
Δ150,000		0
750,000		
Δ175,000		
Δ75,000		
Δ33,500		
Δ29,000		
Δ17,500		
Δ10,000	5,000	410,000
585,000		
Δ85,000		
162,500		
260,000		
162,500		
Δ141,522		
Δ943,478		0
191,650		
191,650		
Δ383,300		0
1,357,225		
Δ64,075		
Δ64,075		
Δ64,075		
Δ330,000	10,000	835,000
295,000	10,000	295,000
424,000	5,000	424,000
2,114,000	34,000	2,114,000

2. 関係会社株式（関係会社は昭和19年以降、それまでは連系会社を除く住友系企業）

銘柄（額面）	昭和11年末		12～20年増減	
			年	内容
	(円)	株　円		株
扶桑海上火災保険	(50)		12	受入① 12,400株
住友海上火災保険				贈与② △800
（昭和15年4月1日改称）				贈与③ △800
				贈与④ △800
			14	評価損
			15	連系へ △10,000
大日本鑛業	(50)		12	受入① 3,000
			15	評価損
同　新株	(50)		17	払込 3,000
			18	払込@25円
			19	譲渡⑤ △6,000
同　新株	(50)		19	払込 4,000
静狩金山	(50)		12	受入① 5,000
			14	評価損
			15	評価損
			17	譲渡⑥ △5,000
土肥金山	(50)		12	受入① 5,000
土肥鑛業			14	評価損
（昭和17年11月27日改称）			15	評価損
			16	評価損
			17	評価損
			18	評価損
			19	評価損
日本電氣	(50)		12	受入① 5,000
			14	評価損
同　新株	(50)		13	払込 6,500
			14	評価益
			15	払込@25円
			17	譲渡⑦ △1,500
			18	連系へ △10,000
同　新株	(50)		16	払込 7,666
			17	払込@25円
			18	連系へ △7,666
日本板硝子	(50)		12	受入① 11,650
				贈与② △550
				贈与③ △550
				贈与④ △550
			14	評価損
大阪住友海上火災保険	(50)		19	交付⑧ 10,000
日本楽器製造	(50)		20	譲受⑨ 5,000
合計残高		0		

註：1 残余財産受入。
2 贈与先住友寛一。
3 贈与先住友元夫。
4 贈与先住友義輝。
5 譲渡先住友鑛業。
6 譲渡先日本産金振興。
7 譲渡先住友信託。
8 住友海上・大阪海上合併、大阪住友海上新設。
9 譲受先住友生命。

り捨て、増減欄下線は新株の旧株への合併を示す）

金　額	20年末	
円	株	円
2,850,000円		
1,608,000		
Δ198,836		
Δ824,763		
Δ118,800		
1,149,975		
1,149,975	99,999	5,615,550
1,499,925		
1,499,925	59,997	2,999,850
1,608,000		
Δ1,608,000		0
720,000		
576,000		
360,000		
Δ506,002		
177,502		
Δ177,000		
497,900		
374,962		
224,977		
124,987		
Δ100,911	26,829	2,272,416
415,822		
103,174		
368,887	29,511	887,884
88,000		
963,900		
119,000		
254,400		
30,000		
Δ514,500		
168,750		
168,750		
283,500		
337,500		
675,000		
560		
675,000	54,000	3,399,860
125,800		
805,000		
1,751,200		
1,814,190		
498,750		
997,500		
498,750		
Δ145,609		
Δ330,033		

第 20-2 表　三分家保有有価証券明細表

1. 連系会社株式

（金額は円未満切

銘柄（額面）		昭和11年末		12～20年増減	
				年	内容
	(円)	株	円		株
住友別子鑛山	(50)			12	受贈① 30,000株
住友鑛業					合併② 24,000
（昭和12年6月21日改称）				14	評価損
				15	評価損
				16	評価損
同　新株	(50)			16	払込 45,999
				17	払込@25円
同　新株	(50)			18	払込 59,997
				20	払込@25円
住友炭礦	(50)			12	受贈① 24,000
					合併② Δ24,000
住友電線製造所	(50)			12	受入③ 8,000
住友電氣工業(昭和14年11月1日改称)					受贈① 6,400
同　新株	(50)			12	払込 7,200
				13	譲渡④ Δ6,600
				14	評価益
				16	売却 Δ2,000
				18	譲受⑤ 3,830
同　新株	(50)			14	払込 9,999
				15	評価益
				18	払込@12.5円
				19	評価損
同　新株	(50)			19	払込 29,511
					評価益
				20	払込@12.5円
住友化学工業	(50)	2,000	150,000	12	評価益
					受贈① 8,100
					受入③ 1,000
同　新株	(50)			12	受贈① 2,400
					払込@12.5円
				14	評価損
同　新株	(50)			12	払込 13,500
				13	払込@12.5円
				14	評価益
				15	払込@25円
同　新株	(50)			17	払込 27,000
					評価益
				19	払込@25円
住友金属工業	(50)	1,000	78,000	12	評価益
					受入③ 7,000
					受贈① 16,000
同　新株	(50)			12	受贈① 15,900
同　新株	(50)			12	払込 39,900
				13	払込@25円
				14	払込@12.5円
					評価損
				15	譲渡⑥ Δ4,100

Δ402,480		
Δ241,488		
Δ603,720		
997,500		
997,500		
787,615		
Δ690,419		
121,740		
Δ332,091		
1,275,000		
Δ1,165,431		
2,375,000		
2,375,000	190,000	11,587,274
86,250		
258,750		
63,790		
Δ63,790		
172,500		
172,500	13,800	690,000
182,250		
40,500		
182,250		
151,048		
344,250		
344,250	21,870	1,244,548
225,000		
37,500		
Δ28,500		
37,500		
37,500		
28,500		
120,000		
120,000	9,300	577,500
120,000		
240,000	9,600	360,000
83,000		
Δ31,750		
636,750		
1,314,300		
120,400		
Δ148,500		
Δ30,780	18,200	2,657,920
42,000		
958,500		
284,000		
113,750		
Δ77,500		
Δ16,500	18,500	1,404,250
24,960		
1,800	1,200	26,760
450,000	1,500	450,000
1,050,000	30,000	1,050,000

				16	売却	Δ5,000
				17	譲渡⑦	Δ3,000
					譲渡⑧	Δ7,500
同　新株	(50)			14	払込	79,800
				15	払込@12.5円	
					評価益	
				16	譲渡⑨	Δ19,800
					評価益	
				17	譲渡⑧	Δ9,000
					払込@25円	
				18	譲渡⑦	Δ16,200
同　新株	(50)			18	払込	95,000
				19	払込@25円	
住友アルミニウム製錬	(50)			12	受贈①	6,900
				14	払込@37.5円	
					評価益	
				15	評価損	
同　新株	(50)			16	払込	6,900
				18	払込@25円	
満洲住友鋼管	(50)			12	受贈①	8,100
満洲住友金属工業					払込@5円	
（昭和13年１月１日改称）				13	払込@22.5円	
				14	評価益	
同　新株	(50)			15	払込	13,770
				16	払込@25円	
住友機械製作	(50)			12	受贈①	3,000
住友機械工業					払込@12.5円	
（昭和15年９月30日改称）				14	評価損	
同　新株	(50)			13	払込	1,500
				14	払込@25円	
					評価益	
同　新株	(50)			15	払込	4,800
				18	払込@25円	
同　新株	(50)			19	払込	9,600
				20	払込@25円	
住友銀行	(100)	5,500	714,500	12	評価益	
					評価損	
					受入③	4,500
					受贈①	9,200
				14	評価益	
					売却	Δ1,000
				15	評価損	
同　新株	(100)	2,000	100,000	12	評価益	
					受贈①	13,500
					受入③	4,000
				14	評価益	
					売却	Δ1,000
				15	評価損	
住友信託	(50)			12	受贈①	1,200
				14	評価益	
住友生命保険	(100)			12	受贈①	1,500
住友倉庫	(50)			12	受贈①	30,000

363,000		
Δ33,000		
Δ330,000		0
892,500		
105,000		
330,000	59,100	1,327,500
140,400		
105,600		
30,000		
Δ12,000		
Δ24,000		
60,000		
12,000		
120,000		
Δ12,000		
60,000	9,600	480,000
65,550		
Δ65,550		0
637,500		
375,000	15,000	1,012,500
37,001,313	664,806	38,043,813

金　額	20年末	
円	株	円
79,200円		
Δ10,800		
Δ2,850		0
Δ65,550		
5,825		
192,225		
Δ56,100	1,700	141,950
65,550	2,300	65,550
207,500	4,000	207,500

住友ビルデイング	(50)			12	受贈①	6,600
				15	評価損	
				19	合併⑩	Δ6,600
大阪北港	(50)			12	受贈①	52,500
住友土地工務				14	評価益	
(昭和19年11月20日改称)				19	合併⑩	6,600
四國中央電力	(50)			12	受贈①	2,400
住友共同電力　新株	(50)			12	受贈①	2,400
(昭和18年4月1日改称)					払込@12.5円	
				14	評価損	
				15	評価損	
同　新株	(50)			12	払込	4,800
				14	評価益	
				15	払込@25円	
					評価損	
				16	払込@12.5円	
住友海上火災保険	(50)			15	連系指定	2,300
				19	合併⑪	Δ2,300
住友通信工業	(50)			19	払込	15,000
				20	払込@25円	
合計残高		10,500	1,042,500			

註：1 住友本家より。
2 住友別子鑛山・住友炭礦合併。
3 残余財産受入。
4 譲渡先住友本社。
5 敵産株。
6 譲渡先住友生命。
7 譲渡先住友信託。
8 譲渡先日本電氣。
9 譲渡先住友銀行。
10 大阪北港・住友ビルデイング合併。
11 住友海上・大阪海上合併、大阪住友海上新設。

2. 関係会社株式（関係会社は昭和19年以降、それまでは連系会社を除く住友系企業）

銘柄（額面）		昭和11年末		12～20年増減		
				年	内容	
	(円)	株	円			株
扶桑海上火災保険	(50)			12	受贈①	2,400株
住友海上火災保険				14	評価損	
(昭和15年4月1日改称)					売却	Δ100
				15	連系へ	Δ2,300
日本板硝子	(50)			12	受入②	50
					受贈①	1,650
				14	評価損	
大阪住友海上火災保険	(50)			19	交付③	2,300
合計残高			0			

註：1 住友本家より。
2 残余財産受入。
3 住友海上・大阪海上合併、大阪住友海上新設。

註

（1）『三井事業史』本篇第三巻中（財団法人三井文庫　平成六年）二四三～二五八頁。

（2）川田順『続住友回想記』（中央公論社　昭和二十八年）一八三頁。

川田は意見書について次のように記している（同書一八四頁）。

辞表と共に一通の意見書を呈出した。その大要にいはく。他日小倉総理が引退する場合には、従来の中央集権を改めて、住友の諸事業を産業部門（鑛山、炭礦、製造工業、林業、水力電氣等々）及び金融部門（銀行、信託、倉庫、生命保険、火災保険等々）に二大別し、総本社（註、合資会社のこと）及び総理事制を廃止すること、両部門には各理事長を置き、各社より一人づつ理事を出して、理事長を補佐する。二人の理事長は常に意思を相通じ、人事等の重要の件に就いては相談すべきも、それは非公式で、制度ではない。簡単に云へば、大住友を二分すべしといふのが、愚案の要旨である。産業と金融と、性質の異なる事業を一個の総本社、一人の総理事の下に統轄し運転することには無理がある。又、あまりに厖大な財閥には、不必要に風当りが強い。云々。

（3）昭和五十一年七月二十二日平塚正俊氏談。

（4）昭和五十一年三月八日大沢忠蔵氏及び神田勇吉氏談。

大沢忠蔵にはこの他に次のような記述がある（「住友本社の生みの親」『追想録河井昇三郎』所収）。

それは、昭和十一年のことで、私は住友合資会社の経理部商工課にお世話になっていまして、経理部長の山本信夫さんや商工課長の小林晴十郎さんのご指導を仰いでいた頃ですが、何でも其春から本家の相続税の対策が問題化していました。そして委員会が出来て経理部長の山本信夫さんが委員長となられ、委員には河井総務部長、小林商工課長、神田鉱山課長、中田会計課長、それに主計係の大西さん、水島さんと商工課の私の七人が選ばれて、この問題と取組み、極秘裡に研究を重ねたものです。併しこの委員会は実際上河井さんを中心としたもので、合資会社を解散して清算に入るか、或は合資組織を株式組織に改めるかの両案があって、その可否得失を巡り甲論乙駁したものでありますが、結局河井さんが改組案を採ることを決意され、山本委員長のご賛成を得られた上で昭和十一年十二月三十日の合資会社理事会で決定、昭和十二年三月三十一日（註、三月一日の誤り）を期し合資会社の改組が実現し、茲に株式会社住友本社の誕生を見た次第であります。従って河井さんは云わば〝住友本社の生みの親〟と云って良い方であります。因みに〝住友本社〟の社名は故小倉総理事のご命名にかかるものでありました。

（5）平塚正俊「河井さんの思い出」（『追想録河井昇三郎』所収）。

私が直接御指導を受けた総務部長の間の河井さんの残され

た最大のお仕事は、本社の改組、即ち住友合資会社を解散して株式会社住友本社を設立すると言う大仕事であったと思う。合資会社が設立せられた大正十年から、それまで十七年間、幸に住友の各事業の発展によって、合資会社の資産も増大し、大きな含み資産を擁することになった。反面職員退職慰労金その他潜在的な負債も累積したことは当然のことであるが、それらを一度洗い直し、増大した資力は表面に出し、整理出来るものは整理して新らしい第一歩を踏出し、将来の経済的、社会的の変動を乗りこえて永く住友全事業の統一を保って秩序ある発展を続けようと言う趣旨の処置であった。その案画が何処から誰がと言うことは、私は実は聞かされていないのであるが、河井さんがその実質的案画者であり推進者であったことは、直接河井さんの指導下でそのお手伝いをした私達には自明のことであった。之を決断決裁された小倉さん以下の首脳者達、又住友家長さんの御英断はもとよりであるが、余程明敏な見識と太い肝っ玉の持主でなければ到底案画出来ないような企画であった。河井さんの統率の下で直接事務的な仕事を進めた補助者は香川修一君、大西基重君や私など少数の者であったが、事柄が事柄だけに随分心配もし、詳細な調査もしたのであったが、河井さんの綿密な御指導のもとに昭和十二年三月此の改組は滞りなく終了して新らしい住友本社が誕生した。時期的に言っても又とない適切な時機であった。後日、三井合名の要路の人が住友の首脳者に「住友さんはいい時機に決行された。私の方など今となってはやりようがない」と言われたと言うことを聞いたことがあった。私は全くその通りだったと思って居る。こう言った重大な案件の発案、企画、推進と言うようなことは河井さんならではと沁々思うのである。

（6）墨友荘主人『Tへの手紙』（墨朋館　昭和二十五年）六三、六四頁。

（7）前掲『三井事業史』本篇第三巻下（平成十三年）三～七五頁、一〇七～三一三頁。

（8）大島堅造『銀行家の回想』（日本経済新聞社　昭和三十八年）三七、三八、四四、四五頁。大島堅造「古田氏について思い出すことども」（『古田俊之助追懐録』　昭和二十九年）。大島堅造『春風秋雨八十年』（ダイヤモンド社　昭和四十二年）二七二頁。

（9）昭和五十一年七月二十二日香川修一氏談。

（10）註（4）に同じ。

（11）昭和五十一年五月二十一日香川修一氏談。

（12）註（9）に同じ。

香川修一にはこの他に次のような記述がある（「住友本社人事部長時代の河井さん」『追想録河井昇三郎』所収）。

先づ一つの方は、事は総務部長時代からはじまって、人事部長時代にも及ぶことである。即ち昭和十二年三月の「住友合資会社から株式会社住友本社に改組」と共に住友全職員の

退職慰労金制度の大改正である。この事件は当時日本経済界に大きな話題を提供したものである。

その改組の方は、その関係者から述べられるであらうが、退職慰労金規定の大改正は人事課の所管であったので、その点を回顧して見る。その前大正十年に、住友総本店が住友合資会社に改組されて、(註、大正十三年に)退職慰労金規定も改正された。その規定から見ると大雑把に言って、大学卒業三十年で定年退職すると、平均人でその慰労金を一割に廻すと大体退職当時の月給位が月々入る計算であった。真に余生を悠々自適出来た訳で実によき時代であった。併しこのままで五年十年経過すると、住友全社の負担する退職慰労金債務が、優にその資本金を凌駕する恐れがあって、会社将来の大問題であった。同じことは三菱系にも起って既にその前年に大改正をした。住友合資会社改組を機会に、この危惧を一掃しようとして、それには既得権は尊重せねばならぬので、それ迄の退職慰労金を試算して、中間支払を断行し、而もその一時収入が個人の税負担にかかるので、その補償も考へる—と言ふ案が出来た。この大方針は実に河井さんと、故田中人事部長の合作であった。

私は人事課長として、この大方針の下に、万端の計画立案をして、課員の日夜の努力によって、遂に昭和十二年三月、滞りなくこの大問題を完遂出来た。余程の決断と勇気を伴ふこの大方針を決定されたのがこの両先輩であった。

(13)　註(7)に同じ。

(14)　註(3)に同じ。

(15)　『三井銀行八十年史』(昭和三十二年　株式会社三井銀行)二六三、二六四頁。

第二章

株式会社住友本社（上）

――昭和十二～十五年――

目　次

一　統轄システム
(一)　経済統制の進展と住友本社の対応
(二)　経済統制の東京集中問題
(三)　関係会社管理の強化
1　関係会社役員内規の制定
2　連系会社の関係会社統制問題
二　業　績
(一)　住友本社の業績
(二)　住友本社の部門別業績
1　本社部門
2　直轄鉱山
3　販売店
三　投資活動
(一)　連系会社の株式
(二)　その他の住友系企業の株式
(三)　住友系以外の企業の株式
四　資金調達
五　店部・連系会社・特定関係会社
(一)　住友別子鑛山と住友炭礦の合併による住友鑛業株式会社の発足
(二)　北支産金株式会社の設立
(三)　中国における三事務所の設置
1　上海事務所
2　北京事務所
3　新京事務所
(四)　扶桑海上火災保険の住友海上火災保険株式会社への改称と連系会社指定

一　統轄システム

本章の対象期間は、昭和十二年（一九三七）三月株式会社住友本社の設立から、昭和十六年四月総理事小倉正恒の退職、古田俊之助の総理事就任までであるが、会計年度の関係上昭和十二年一、二月を含み、昭和十五年年末までとした。

この時期には、昭和十二年七月七日以後、日本・中国両軍の衝突から次第に戦争状態になっていったのを契機に、九月輸出入品等臨時措置法、臨時資金調整法、十三年四月国家総動員法などの一連の法律によって経済統制が展開されることとなった。本章はこの統制下の時代に住友本社が人事、組織、時局への対応特に国債消化要請への協力、また人員や資金の不足、中国大陸への進出その他の問題に如何に対処したかを明らかにしようとした。この場合住友本社は持株会社であるので、統制強化に伴う実務上の制約や負担は相対的に小さかった反面、財閥に対する批判や傘下事業への政府統制の浸透による本社の統制力の制約、住友の本拠が大阪に置かれていることの不利、本社による鉱山や販売店の直轄がもたらす得失、住友の事業の多くが軍需依存であるという特殊事情などが、独特の経営課題を生み出すに至った。

(一)　経済統制の進展と住友本社の対応

昭和十二年　三月一日住友本社設立の際、総理事小倉正恒は、改組を「実行スル機会ハ、真ニ今日ヲ措テ無イノデアリマス」と述べたが、その予感を裏書きするように、七月七日日中戦争(支那事変)が勃発した。

この間に住友本社としては人事部長田中良雄と経理部長山本信夫の二つの注目すべき人事を行った。四月一日人事部長田中良雄は電線製造所常務取締役に転出し、理事国府精一が人事部長兼務となった。これは将来の総理事候補と噂さ

れていた電線専務小畑忠良が、昭和六年商工課長から電線へ出向して以来六年になるので、経理部長として呼び戻す伏線であった。事実九月二十五日付で小畑は経理部長に就任し、田中は小畑の後任の電線主管者専務に昇格するのだが、化学専務大屋敦の日記によると、大屋は四月一日に小畑から「梶井君問題ヲ聴」いており、それが九月十一日小畑の話では「梶井工務局長ノ電線入ハ時局ノ為沙汰止トナリタル由」にて、翌十三年六月住友に入社して日本電氣専務となる逓信省工務局長梶井剛を、既に一年前に小畑の後任の電線専務に招く工作が進められていたわけである(梶井の住友入社については「住友合資会社(下)」の「五(一)　日本電氣株式会社の経営の承継」参照)。結局この時は梶井の招請に失敗して、田中の昇格となったことになる。

次に小畑の経理部長就任のためには現在の理事経理部長山本信夫(M40京大理工・機)の転出先が必要であった。鉱山技術者である山本の転出先としては、古巣の住友炭礦か住友別子鑛山であったが、炭礦の主管者は山本の後任小川良平(M45東大工・採鉱冶金)が昭和八年殉職したあと、古市六三(M43東大工・採鉱冶金)が常務となっており、他方別子の主管者は山本と同期の鷲尾勘解治(M40京大法)が昭和六年更迭されて龍野昌之(M42東大工・採鉱冶金)となり、さらに九年には三村起一(T3東大法)が龍野に代わって専務となっていたので、彼らを山本と交代させたり、彼らの上に山本を据えることは困難であった。そこに前章「住友合資会社の解散と株式会社住友本社の設立」で述べたように、改組の過程で住友金属設立の際と同様に別子と炭礦に本社の直轄鉱山を合併させて、住友の鉱山事業を一元化し、その株式を公開することによって新たな資金を調達する構想が浮上していたのである。六月二十一日住友鑛業株式会社が発足し、山本はその主管者専務取締役に就任することになったが、梶井招請問題の決着がつく九月二十五日まで経理部長を兼務することになった。なお予定されていた本社直轄鉱山の新会社への参加と新会社の株式の公開は見送られた(その代わり五月に電線製造所が資本金三〇〇〇万円へ倍額増資することが決議され、その増資新株の一部が公開された。その詳細は「四　資金調達」

で述べる）。この経緯については改めて「五㈠　住友別子鑛山と住友炭礦の合併による住友鑛業株式会社の発足」で検討することとする。

また九月二十五日の異動ではこの他に理事国府精一の人事部長兼任がはずれ、総務部長河井昇三郎（T4東大法）が横滑りし、総務部長に商工課長小林晴十郎（T5東大法）、商工課長に改組案を考え出した商工課大沢忠蔵（T11東京商大専攻部）がそれぞれ昇格した。なお総務部長の交代に伴い、住友ビルデイング常務も河井から小林に交代した。

七月日中間の戦闘が開始されると当初の局地化、短期終結の見通しに反し、戦線は拡大し、長期化の様相を呈してきた。内地各師団に動員令が発せられると住友職員の応召が相次ぎ、戦死及び除隊を含めると年間の兵役従事者は年々上昇し全職員の一割近くに達した（第1表）。他方で生産力拡充の至上命令とともに業務は拡大し、この穴埋めのため、新卒採用者はますます増大した（第2表、入社時公立及早慶大学卒は三等職員、その他私大・専門学校・中等学校卒は四等職員である）。採用、労務等の人事関係業務を処理するため、本社人事部は必然的に急膨張を遂げた（第3表）。このような労働力調達のため、後に述べるように連系各社間の業務の繁閑に応じ配置転換（第4表）や政府による新卒者採用の規制が始まり、これまで一部の連系会社に限られていた女子職員の戦力化が住友全体として図られるに至った（第2表）。なお労働者については本社人事部労働課の所管であるが（第2表）、日中戦争勃発直前の昭和十二年六月末現在労働者数は三万七一五人であったが、主管者協議会の資料によると十三年四月現在労働者数約四万人のうち応召者数約四〇〇〇人、十四年四月現在労働者数約五万人のうち応召者数約七二〇〇人という報告がある。

当時住友の職員は応召されると、社則の兵役服務取扱規程（昭和八年十月十日改正甲第二四号達）によって、現役兵として徴集を受け入営する場合は休職を命ぜら

（単位：人）

15年			
入隊	戦死	除隊	応召中
30	2	25	24
280	23	228	270
330	21	201	339
158	14	147	155
20	0	5	30
20	0	21	11
102	7	120	69
940	67	747	898

第1表　日中戦争応召人員表（各年末）

資格	昭和12年				13年				14年			
	入隊	戦死	除隊	応召中	入隊	戦死	除隊	応召中	入隊	戦死	除隊	応召中
二等職員	14	0	0	14	23	1	8	28	6	1	12	21
三等職員	116	1	0	115	168	8	45	230	129	12	106	241
四等職員	83	4	0	79	136	8	22	185	119	13	60	231
補助職員	137	5	0	132	89	10	38	173	75	12	78	158
医務職員	22	0	0	22	0	0	12	10	14	0	9	15
嘱託員	5	0	0	5	2	0	1	6	7	0	1	12
準職員	90	0	0	90	46	4	29	103	67	6	70	94
計	467	10	0	457	464	31	155	735	417	44	336	772

註：戦死には傷病死を含む。入隊には即日帰郷者を除く。
出典：各年処務報告書「支那事変応召者調表」。

れ、その間月俸三分の一が支給されていた。その後昭和十七年九月十日付人事部長通牒第二二五四号「兵役服務者給与等取扱改正ノ件」によって、この規程にもかかわらず、現役入営者は欠勤扱いとされ、兵役服務中（入営の日より除隊の日に至る期間）の給与は、扶養家族のある者は俸給の全額、なき者は二分の一が支給されることとなった（賞与は支給されない）。

日中戦争に伴う経済統制は、昭和十二年九月に制定公布された「支那事変ニ関スル臨時軍事費支弁ノ為公債発行ニ関スル法律」「臨時資金調整法」「軍需工業動員法の適用に関する法律」「輸出入品等臨時措置法」などによって開始された。このうち「臨時資金調整法」は不要不急産業への資金の流入を阻止し、時局産業へ生産力拡充資金を集中的に供給しようとするものであったから、住友全体の資金調達と不可分の関係にあり「四　資金調達」において改めて検討することとしたい。

また「軍需工業動員法の適用に関する法律」は、大正七年（一九一八）三月に制定されて以来一度も発動されたことのなかった「軍需工業動員法」の戦時規定を日中戦争に適用する法律で、同法に基づく「工場事業場管理令」によって軍部の工場管理が開始された。住友金属の各工場は既に監督官の派遣を受け、生産又は設備の拡張に関し種々強力な要望を受けていたが、しかしそれらは形式上は何処までも契約であり、まだこの時点では指定を受けるには至らなかった。(1)

第２表　職員数・労働者数比較表（各年末）（単位：人）

資　　格	昭和12年	13年	14年	15年
高等職員	8	8	8	7
一等職員	58	56	61	66
二等職員	1,357	1,487	1,667	1,936
三等職員	2,541	2,717	2,818	3,284
四等職員	1,624	1,954	2,842	4,111
医務職員(四等相当以上)	164	184	210	236
学校職員	48	50	52	58
嘱託員(四等相当以上)	35	41	70	91
補助職員	1,109	1,300	1,548	1,725
医務職員(補助職員相当)	30	30	32	37
嘱託員(同上)	5	6	8	7
小　　計	6,979	7,833	9,316	11,558
準職員	2,991	3,804	4,727	1,819
女子職員	—	—	—	4,293
合　　計	9,970	11,637	14,043	17,670
労働者	35,267	44,201	55,990	61,013

註：職員数及び労働者数の住友本社・連系会社別内訳は下表の通り。
出典：職員数は各年処務報告書、労働者数は住友本社人事部労働課調。

会　社　名	職員数		労働者数			
	昭和14年	15年	12年	13年	14年	15年
住友本社(店部を含む)	1,809	2,182	2,870	3,677	4,607	5,203
鴻之舞			1,948	2,240	2,401	2,662
国富			863	490	504	565
朝鮮			59	947	1,702	1,976
住友鑛業	1,876	2,128	11,875	14,211	16,511	18,410
別子			4,422	5,078	5,408	5,912
炭礦			7,453	9,133	11,103	12,498
住友金属工業	2,654	3,473	10,967	15,839	22,323	22,574
住友電気工業	760	976	2,642	2,563	3,513	3,591
住友化学工業	500	628	3,674	3,855	3,732	4,774
住友アルミニウム製錬	82	119	253	359	655	811
満洲住友金属工業	289	389	458	686	1,362	2,204
住友機械製作	294	376	1,803	2,100	2,454	2,558
住友銀行(連系銀行を含む)	3,578	4,014	—	—	—	—
住友信託	391	458	—	—	—	—
住友倉庫	434	486	352	350	363	379
住友生命保険	1,165	1,537	—	—	—	—
住友海上火災保険	(596)	659	—	—	—	—
住友ビルデイング	50	49	—	—	—	—
大阪北港	44	44	—	—	—	—
四國中央電力	117	152	373	381	470	509
合　　計	14,043	17,670	35,267	44,201	55,990	61,013

出典：職員数昭和14年は調査役日崎憲司「住友財団の展望」(昭和15年５月)。
昭和15年は住友本社文書課「(電気)事務章程改正ノ件」参考資料(昭和16年３月)。
労働者数は住友本社人事部労働課調。応召者を含まない。

次いで「輸出入等臨時措置法」は、各種重要物資の非重点部門における使用又は配給を制限するもので、対象として羊毛・綿製品等輸出適品、一般民需品及び鉄・銅・ゴム・原油等軍需資材生産拡充資材に大別された。この法律に基づく統制として住友にとって関係があるのは、昭和十二年十月公布の「鉄鋼工作物築造許可規則」と十一月公布の「銅使用制限規則」であったが、いずれも建築用の鉄鋼或いは銅の使用を地方長官の許可事項としたものであったので、建築用材を主としなかった住友金属の被る影響は少なかったが、昭和十三年以降これらの制限は次第に強化されていった(2)。

最後に「支那事変臨時軍事費支弁公債発行法」についてであるが、この法律によって軍事費の国債による調達の原則

第3表　住友本社部課別人員表（各年7月1日現在）

（単位：人）

部課・役職	昭和12年	13年	14年	15年
総理事	1	1	1	1
理事	6	4	4	5
監事	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)
監事附属員	2	2	2	1
検査	17(2)	17(2)	18(2)	19(1)
調査	5	6(1)	7(1)	9
参事	—	2	—	—
人事部	1(1)	1	1	1
人事課	21(1)	25(1)	31(1)	35(1)
労働課	16	17	22	20
経理部	2(1)	2	2	4
鉱山課	18	22	21	24
商工課	28	28	24	28
総務部	1	1	2	1
庶務課	1	1	1	1
文書係	13(1)	14	15	16
庶務係	10	12	13	14
秘書係	3	3	3	3
守衛	41	45(2)	43	40
会計課	2(1)	2(1)	2(1)	2(1)
主計係	5	6	5	4
計算係	9	8	9	11
出納係	10	10	13	15
用度係	3(1)	4(1)	4(1)	5(1)
地所課	12	13	13	14
営繕課	—	17	16	15
営繕課	15	—	—	—
嘱託事務	2	2	1	1
実習	32	43	52	73
他社在勤	29	51	60	61
合　計	297	351	379	419

註：準職員以下を除く。括弧内は兼務者の内数，他店部を兼務する者は含まない。
出典：各年「住友職員録」から算出。

第４表　住友本社(店部別)・連系会社人員表（各年7月1日現在）

（単位：人）

店部・連系会社	昭和12年	13年	14年	15年
住友本社	297	351	379	419
大連駐在員	3	3	3	3
東京支店	49	50	52	55
上海事務所	—	—	10	17
北京事務所	—	—	1	2
新京事務所	—	—	4	4
北日本鉱業所	171	217	254	327
高根鉱業所	7	6	—	—
朝鮮鉱業所	61	92	133	169
林業所	36	42	48	64
東京販売店	72	77	94	110
横須賀販売店	8	10	15	18
名古屋販売店	8	10	12	15
神戸販売店	14	14	14	17
呉販売店	9	10	14	13
福岡販売店	9	10	11	11
京城販売店	11	13	13	13
上海販売店	5	5	—	—
大阪住友病院	65	72	81	105
住友鑛業	1,023	1,151	1,351	1,577
住友金属工業	896	1,116	1,639	2,238
住友電線製造所	331	388	472	—
住友電氣工業	—	—	—	613
住友化学工業	292	327	399	519
住友アルミニウム製錬	48	53	78	110
満洲住友鋼管	44	—	—	—
満洲住友金属工業	—	97	189	249
住友機械製作	151	179	243	309
住友銀行	2,358	2,373	2,472	2,643
布哇住友銀行	7	7	6	6
シアトル住友銀行	6	6	6	6
加州住友銀行	5	4	4	4
住友信託	236	254	280	297
住友倉庫	273	280	289	296
住友生命保険	704	960	1,273	1,692
住友海上火災保険	—	—	—	485
住友ビルデイング	9	11	12	12
大阪北港	42	40	37	33
四國中央電力	53	61	75	101
本家詰所	24	21	23	24
合　　計	7,327	8,310	9,986	12,576

註：兼務者を含まず。
出典：各年「住友職員録」から算出。

が定められ、以後国債新規発行額は、昭和十二年度の二二億円から年々累増し、昭和十六年度には一〇〇億円を突破するまでに至った。これらの国債は、昭和十二年十月発行の第一回「北支事変経費支弁公債」一億円を除き、すべて日銀・大蔵省預金部引受によって発行されたので、これを国債市中売却によって回収することが不可欠であった。「臨時資金調整法」のもう一つの目的が、非軍需部門への資金の流入を抑制することによって国債消化資金を創出することであ

ったが、その他に直接国債消化を促進する施策が講ぜられた。その一つとして昭和十二年十一月国債の郵便局売出が開始され、十三年以降額面一〇円の小口国債が売り出されるなど国債の個人消化を促進する措置がとられた。

人事部長に就任したばかりの河井昇三郎は、十月四日住友本社各店部及び各連系会社の主管者に対し、次のような書簡を送り、住友の全職員が政府の国債個人消化促進運動に協力して、各自の月俸から一定割合を拠金するよう要請した。

今次支那事変ノ勃発ニ由リ、時局ハ愈々重大化シ、前途遼カニ逆睹シ難キ情勢ト相成候。

皇軍ハ既ニ現地ニ戈ヲ進メテ断乎膺懲ノ事ニ当リ、将士ノ辛苦真ニ筆舌ヲ絶スルモノ有之。一方国内ニ於ケル諸般ノ情勢ハ、着々戦時ノ体制ヲ整ヘ、国民ハ内ニ留ツテ銃後ノ忠誠ヲ竭シ、又夫ノ首相告諭ノ発セラレテヨリ、益々尽忠報国ノ精神ヲ振起シ、日常業務ノ間ニ之ガ具現ヲ期シ、挙国一致ノ実漸ク揚ラント致居候。

吾等平素籍ヲ財界ニ置キ、其ノ職分ニ応ジ、職業ヲ通ジ専ラ経済報国ヲ旨トスル者亦御同様、其ノ決意ニ於テ敢テ人後ニ落チザル次第ニ有之候。

今般三井合名、三菱合資及安田保善社ノ三社ト協議ノ上、他ニ率先シテ互ニ消費ノ節約ヲ奨ムルト共ニ、事変ノ終了ニ至ル迄、各自ノ俸給ノ一部ヲ醵出シ、之ヲ公債応募ノ資金ニ充当スルコト、相成候。

之偏ニ国家非常時ノ方策ニ力ヲ協セ、相警メテ緊張時局ニ処シ、吾等ノ微意ヲ表ハサントスル次第ニ有之候間、何卒左記御了承ノ上御賛同被成下度、此段依命御通知旁々得貴意候也。

右実施上ノ細目ニ付テハ、追テ御通知可致候ニ付、御含置被下度候。

尚労働者ニ付テハ、職員ノ如ク挙ツテ之ニ参加セシメザルモ、其ノ趣旨ニ鑑ミ、出来得ル限リ奨励致度候間、宜敷御取計願上候。

記

一、本計畫ニ対シテハ、挙国一致ノ精神ニ基キ、挙ツテ醵金スルノ趣旨ナレドモ、特例ヲ認ムル場合ニ付テハ追テ通知ス。

二、醵金ノ額ハ左ノ率ニ依ル。

高等職員	月俸ノ三〇％
一等職員	〃　一五％
二等職員　月俸二百五十円以上ノ者	〃　一〇％
二等職員　月俸二百五十円未満ノ者	〃　七％
三等職員	〃　五％
四等職員	〃　三％
補助職員	〃　二％
準　職員	月給又ハ日給三十日分ノ三％

三、右醵金ハ十月ヨリ開始シ、其ノ期間ヲ事変終了迄トス。

四、各自ノ醵出シタル金額ハ之ヲ共同ニ運用管理シ、各自ニ対シテハ通帳ヲ交付ス。之ガ細目ニ付テハ別ニ定ムルモノトス。

五、応募スベキ公債ハ事変公債トス。

以上

この書簡によれば、「三井合名、三菱合資及安田保善社ノ三社ト協議ノ上」とあり、政府から国債の個人消化について四社に要請があったものと思われる(3)。その後拠出を共同管理する窓口は、住友本社総務部会計課が担当することとな

り、これを住友公債報国会と称することとなった。

昭和十二年十一月、川田順が繰り返し指摘してきた幹部の若返りの端緒として、理事今村幸男の三年間の停年延長が満期となって今村が退職し、嘱託となった。これに伴い今村は信託専務を辞任し、総理事小倉正恒が兼務してきた信託会長に就任し、後任の信託主管者の専務には常務今井卓雄(M43神戸高商、のち信託社長)が昇格した。

住友ではこれまで全職員を通じ、同一基準で賞与が支給されてきたが、昭和十二年下期賞与から(十六年上期賞与まで)金属工業及びその関係事項担当者(例えば販売店の金属工業担当者)に対し、特別臨時割増賞与が支給されることとなった。これは金属工業の業績が他の店部・連系会社と隔絶しているため(「二　業績」参照)、人事部に対する金属専務古田俊之助の圧力によるものとみられる。

昭和十三年　一月、今村に続いて再度の停年延長中であった理事八代則彦と理事兼監事松本順吉の両名が退職した。この結果停年規程中両名を対象とした停年の例外「総理事及理事ニシテ監事若クハ銀行取締役会長ノ職ニ在ル者」の項は「総理事ノ職ニ在ル者」と改正された(「住友合資会社(下)」資料12参照)。本社監査役兼銀行常務大平賢作が本社取締役理事となって、八代の後任の銀行専務に昇格した。なお八代は引き続き銀行会長の地位に留まった。大平の後任の本社監査役には化学専務大屋敦が就任し、松本の後の監事は理事国府精一が兼務した。

同月事務章程が改正され(資料1)、専務理事がおかれ、理事金属専務古田俊之助が就任した。古田は金属専務を外れて、これまで総理事小倉正恒が兼務していた金属会長を兼務することとなり、古田の後任の金属主管者の専務には常務春日弘が昇格した。本社においては昭和十一年五月常務理事川田順が退職して以来担当理事制を敷いてきたのだが、古田専務理事実現の経緯について当時の人事課長香川修一は次のように述べている。(4)

これから(註、昭和十一年五月)十三年になるまでの一年半は、担当理事制でやって行くことになったが、小倉さんの

次に誰が総理事になるのだろうかとか、どうも本社の統制が不安だとか訴えて来る人がありまして、こちらは窓口ですから各社の主管者などからそういう最高人事についての不安をよく聞きました。（中略）十二年の暮れに、小倉さんに平塚さん（註、平塚正俊当時庶務課文書係）とともに呼ばれ、来年早々に古田さんを金属から呼んできて専務理事にして、担当理事制をやめるということをいわれてびっくりしたのであるが、それでやっとしばらく続いていた不安が取り払われることになった。

戦後になってからであるが、小倉さんにあの一年間本社としての方針がどっちへ行くか不安な時期であったが、小倉さんのお考えはどうであったかお聞きしたところ、小倉さんは、重要な人事というものは時期が大切だと言われた。ということは松本さん（註、松本順吉理事兼監事）に遠慮しておられたのです。松本さんがおられる限り松本さんを専務理事にされるお考えはなかった。古田さんには早くから目をつけておられたと思うが、恐らく松本さんの退職を待って発表時期を決められたということであった。

この他の事務章程の改正では、これまで工作部の廃止以来各部から独立しておかれてきた営繕課を総務部の所属とした。営繕課長増谷平八は停年退職し、金属製鋼所業務部長坂路進（T9東大法、のち住友土地工務取締役・日本建設産業取締役）が営繕課長となった。また総務部庶務課長富岡末雄は上海販売店支配人へ転出し、上記庶務課文書係平塚正俊（T12東大法、のち金属常務・専務・副社長）が庶務課長へ昇格した。

同月連系会社では満洲鋼管が鋼管工場の他に製鋼工場を建設することとなり、社名を満洲住友金属工業株式会社と改称した（「住友合資会社（下）」の「五(五)　満洲住友鋼管株式会社の設立」参照）。また電力、機械、アルミ製錬の各社が専務取締役制を採用することとなり、電力常務吉田貞吉、機械常務三村起一、アルミ製錬常務山本渙がそれぞれ専務に昇格した。

特定関係会社では一月十七日付で日本板硝子常務大石公平が辞任し、本社東京販売店支配人稲井勲造（T3東京高商専

攻部）が後任となった。大石は、大屋敦（合資会社経理部長時代板硝子取締役、化学転出後は監査役、東大工学部電気工学科で大石の二年先輩であった）の日記によれば、既に一年前の昭和十二年一月に辞意を漏らしており、稲井が後任に取り沙汰されていた。それが九月頃には顕在化し、本社経理部と大石の間に退職金の額を巡る応酬にまで発展した。大石退職の直前一月十四日付で「関係会社ノ役員ニ関スル内規」が制定され（資料2）、稲井が二十一日に、取締役中村文夫（T5神戸高商、のち板硝子社長）が二十四日にこの内規を受領しているので、この内規は大石問題を契機に制定されたといえよう（「住友合資会社（下）」の「五㈠　日米板硝子株式会社の経営の承継」参照）。この内規の配布をもって本社の関係会社の中でも連系会社に準ずる特定関係会社に指定されたとみなされるので、「㈢1　関係会社役員内規の制定」において内容を詳しく検討することとしたい。

日本板硝子と同様に昭和七年六月以来住友合資会社が経営を承継した日本電氣は、その後も依然としてI・S・E社が五〇％を掌握してきたが、この一月資本金を一二五〇万円から三〇〇〇万円に増資することを決定し、この機会に住友の持株比率は二〇・三％から三一・一％へ引き上げられることとなった（「住友合資会社（下）」の「五㈠　日本電氣株式会社の経営の承継」参照）。人事課長香川修一によるとこの際次のような問題が生じた。(5)

一月二十二日日電の増資問題起こる。日電はこのときまだ連系でなかった。このとき専務は志田さんであったが、重役だけで割当株をやるがよいかということの照会があった。本社としてはおかしいではないかという意向を伝えに行った。今までそうしたことがないし、おかしいと進言しに行った。志田さんは承知してくれ、結局わずかであったが、重役割り当てを行ったけれども、住友としては変わったやり方であった（註、これは昭和十年一月の日本板硝子の増資でも同様のケースがあった）。

二月一日に増資払い込みが完了し、十六日付でこれまで電線製造所から日本電氣へ出向していた専務志田文雄、常務

佐鳥仁左、取締役石川清が住友本社からの出向に切り換えられた。本来この時点で先の「関係会社役員内規」が志田、佐鳥、石川の三名に交付されて然るべきであったが、合資会社退職後日本電氣会長に留まっていた秋山武三郎（M6生、停年延長三年間の後昭和十一年五月退職）が五月に六五歳を迎える（上記松本順吉のケースと同様）のを機会に、秋山に代えて連系会社と同様に総理事小倉正恒を会長に据える計画があったと思われ（日本板硝子は既に昭和十年一月小倉が会長となっていた）、それを待っていた。ところが秋山は三月に急逝し、さらに四月には満洲出張からの帰途専務志田文雄も大阪で客死するというアクシデントが続いた。このため五月四日小倉の会長就任を待って、二十三日この内規を受領したのは佐鳥、石川の二人だけで、ここに初めて日本電氣は特定関係会社に指定された。なお六月に梶井剛が志田の後任として急遽逓信省工務局長から住友へ入社し、七月に日本電氣専務に就任するが、この内規を受領したのは、八月二十四日のことであった。同日にはやはり六月に大日本鑛業常務に就任していた前金属営業所副所長小関良平がこの内規を受け、大日本鑛業も特定関係会社となった（「住友合資会社（下）」の「五(二)1　大日本鑛業株式会社の経営の承継」参照）。

二月には住友内部における職員の配置転換が開始された。人事課長香川修一は次のように述べている。(6)

この頃金属、電線等は仕事が忙しくなり、一方銀行ではある程度人を出してもよいということで、大量に銀行から人を融通するようになった。その最初は十三年二月頃に始まっている。

この移籍は役職者だけをとってみても、二月銀行門司支店長代理鈴木勝広（T11東大経、四月北支産金支配人、六月殉職）と若松支店臨時支店長代理羽岡種光（T10神戸高商、五月北日本鉱業所鴻之舞鉱山経理課長のちアルミ製錬・化工材）の二名が本社経理部鉱山課へ、六月備後町臨時支店長代理南透一（T8東亜同文、北京事務所兼務・鑛業、十七年五月殉職）が北支産金へ、七月門前町支店長代理鮫島龍雄（T11東大経、のち北京事務所主席兼務・機械専務・社長）が殉職した鈴木の後任の北支産金支配人に(7)、八月若松支店長代理横山亨吉（T10京大経、のち化学監査役）が東京販売店経理課長に、本店研究課金子守

也（T9東大経、五月機械業務部経理課長、のち機械取締役・化学監査役）が経理部商工課へ、十月新宿支店長代理金子保三（M41富山商、のち金属回収統制会社事務従事）が電線（日本故銅統制会社事務従事）へと相次いだ。移籍ラッシュはその後昭和二十年まで続いたが、移籍者は上記鮫島のように銀行業務にあきたらず、自ら鉱工業部門への転籍を希望した者とは限らなかったので、昭和二十年終戦とともに銀行への早急な復帰を希望する者が本社人事課長津田久（S3東大法、のち日建常務・商事専務・社長）の下に相次いだという[8]。

政府は十二年十月企画院を設置して、国家の資源と労働力のすべてを戦争目的のために動員する統制権限を政府に委任する「国家総動員法」の作成を命じ、同法は十三年三月二十四日制定、四月一日公布、五月五日施行の運びとなった。この結果軍需工業動員法は廃止され、新たに国家総動員法第十三条に基づく「工場事業場管理令」が公布施行された。住友金属ではこれに基づき、十三年十一月から十七年二月にかけて全工場が陸海軍の管理工場に指定されることになった[9]。

四月九日中国北支河北省遵化県における金鉱探査を目的として、北支産金株式会社が設立された（資本金二〇〇万円、住友本社五〇％、興中公司五〇％）。調査役津田秀栄（T7東大法、のち北京事務所主席兼務・日本金属鉱業聯合会理事長・鉱山統制会理事長・北支那開発副総裁）が主管者常務を兼務し、津田は関係会社役員内規を受領することなしに、同社は特定関係会社の扱いとなった。同社の詳細については「五(二)　北支産金株式会社の設立」で改めて検討する。

四月二十二日から三日間前年は改組のため開催されなかった主管者協議会が二年振りに開かれ、総理事小倉正恒は次のように述べた。

事変以来部内ノ事業ハ愈々繁忙ヲ極メ、次第ニ拡張ヲ促サレテ参リマシテ、各方面ニ於テ手不足ヲ痛感シテ居リマシタ上ニ、多数ノ応召者相継ギ出デテ聖戦ニ従ヒマシタノデ、本年ハ之等ノ事情ニ応ジ、多数ノ職員（学校卒業生）

ヲ新ニ採用致シタノデアリマス。其ノ人数ハ七百十五名（註、事務関係専門以上一一四名、中等三四四名計四五八名、技術関係専門以上九八名、中等一五九名計二五七名）トイフ実ニ空前ノ数字デアリマシテ、之ハ従来ノ記録デアリマストコロノ、大正九年ノ五百四十一名ヲ遙カニ凌駕スル数字デアリマス。事業発展ノ状ハ此ノ数字ヲ以テシテモ充分察知スルコトガ出来ルノデアリマス。

会議の第四議題として本社庶務課から「消費節約、貯蓄奨励ノ件」が提案されていた。提案理由の説明に立った庶務課長平塚正俊は、「最近十三年度の厖大ナル予算ガ通過シ、事変以来ノ分カラ併セ七十億ニ及ブ公債ノ発行ヲ必要トスルニ到リ、益シテ此ノ問題ハ更ニ切迫シタル事態トナリ、大蔵省ニ於テモ年八十億ノ貯蓄奨励運動ニ乗出シ、大イニ国民ニ呼ビカケテヰル様ナ有様デアリマス」しかし「私人ノ衣食住ノ方面ノ節約ハ、健康上ノ問題カラソウ節約ノ余地ハ乏シイノデ、殊ニ最近物価生計費指数ガ上ツテ居リマシテ、例ヘバ」として昭和四年十二月を一〇〇とする商工省調の小売物価指数は昭和六年の七九・四を底として上昇に転じ、十三年一月一一〇・二、二月一一四・一と「殊ニ本年一月以来ノ騰貴ガ大キイノデアリマシテ、節約ノ余地ガ乏シイ様ニ思ヒマス」と述べた。

人事課長香川修一は「公債報国会ノ事デスガ、之ハカナリ窮屈デアリ、其ノ上実物ヲ見ナイノデ不安ヲ感ジテ居リマス。ソレデ一定ノ額ニ達シタラ本人ニ渡シ、本人ハ之ヲ売却シテモヨイ事ニシタラヨイト存ジマス（註、のちに昭和十五年三月三井各社は物価騰貴に対し、職員がこれまで積み立てた公債を各自に返戻するとの情報に接し、住友でも四月から新規方式へ移行することとし、六月従来の公債報国会は一応清算の上積み立てた公債は各自に分配された。これは当初公債報国会が支那事変終了までの予定であったのが、事変がこれほど長期化するとは予想しなかったため、何らかの見直しが必要になったものと思われる。）」と述べ、これをうけて会計課長中田直三郎は「昨年十月カラ本年三月迄デ公債報国会ハ、三一万円ニナリマシタ。月当リ五万円ト少シデアリマス。ソレ全額デ公債ヲ買ツテ居リマス。尤モ多少現金ヲ持ツテ居リマス。ソレハヤメル人デ二

五円ニ達セヌ人ニハ現金デ返シマスカラデス。ソノコトノ詳細ハソノ内報告書類ヲ差上ゲ度イト思ツテヰマス。一人当リ出資金月平均五・一六円デス。高等職員ヲ除キ一等職員以下準職員ニ到ルマデ、全部平均スルト一人当リ二九円五〇銭貯蓄シテヰマス。一人当平均収入ハ一五〇円トミルト、一割九分七厘ニナリマス。故ニコノ上何ノ程度貯蓄ガ出来ルカ悩アル問題デアリマス」と指摘した。

このような生計費の高騰に対し五月九日本社理事会は、昭和六年一月に廃止された臨時手当の支給(二等職員半期一〇〇円、三等職員月俸の一割)を決定したが、おそらく他社に先駆けて住友が臨時手当を支給することについて懸念が生じたものとみられ、その実施は見送られた。かくして住友公債報国会にみられるように毎月の給与からの公債の購入は次第に限界に近づきつつあるのに鑑み、政府は上期賞与での公債の購入を慫慂してきた。六月十一日人事部長河井昇三郎は、各店部・連系会社の主管者に次のような書簡を送り、上期賞与での国債購入の特別拠金を要請した。

公債報国会特別醵金ニ関シ依頼ノ件

拝啓　住友公債報国会特別醵金ニ関シ、別紙(註、資料3)同封御送付致候ニ付、六月二十日発表相成度。尚右通知ニモ記載致候通リ、今回ノ醵金ハ一ニ国策ニ協力スル趣旨ニ外ナラズ候ニ就テハ、賞与ニ特別ノ金額ヲモ加ヘ支給セラレ候折柄、右趣旨御了承ノ上、貴部内全員ガ標準額以上ニ成ルベク多額ヲ醵金相成候様、特ニ御配慮相煩度、此段御依頼旁得貴意候也。

公債報国会特別醵金ニ関シ新聞其他ニ対スル回答方針ノ件

照会アリテ回答スル場合ハ

「曩ニ三井、三菱、安田、住友ノ四社協議ノ上率先シテ公債応募ノ会ヲ設クルコト、シ、当方デハ昨年十月住友公債報国会ヲ組織シ、各々分ニ応ジテ相当ノ醵金ヲシテ居リ、今日迄ニ既ニ可成リノ公債ヲ購入シタガ、今般提唱セ

ラレタ国民貯蓄奨励運動ノ国策ニ順応スル為メ更ニ節約ヲ旨トシ、今後期末ニハ別ニ例月分ノ三倍以上（月平均五割増以上）ノ醵金ヲナシ、一層公債応募ニ努力スルコト、シタ。（例ヘバ月俸百円ノ者ハ毎月五円醵金スルノデアルガ、今回ハ毎月分ノ外ニ十五円以上ヲ醵出スル）

尚其ノ他ニモ職員ノ申合セニ依ル貯蓄出資ヲモ極力奨励シテ居ル。」

ト云フコト。

昭和十三年七月本社東京支店長矢島富造が停年退職し、銀行取締役東京支店長野田哲造（T5東大法、のち銀行常務・専務・副社長・会長兼社長）が本社東京支店長を兼務した。

米国政府は、昭和十二年末に起こった揚子江上での米艦パネー号撃沈事件で態度を硬化させたが、日本政府の正式陳謝により事態はひとまず鎮静化に向かっていた。しかしその後も日本軍の行動が北支から揚子江流域へ拡大し、六月には広東爆撃が実施されたことで、その制裁として七月一日航空機及び同部品の対日「道徳的禁輸」を製造業者に実施させた。同月七日付銀行ニューヨーク支店長山内直元の本店外国課長原田精市宛の次のような報告の写が二十五日原田から本社総務部長小林晴十郎に送付されてきた。

紐育支店　　支店長　山内　直元

外国課長　原田　精市殿

我国ニ輸出セラル、飛行機並ニ其部分品ニ対スル米国政府ノ圧迫ニ関スル件

先般ノ我軍ノ広東爆撃ニ際シ、米国ハル国務長官ガ六月十一日「Civilian ヲ空爆スル国ニ飛行機ヲ輸出スルコトニハ不賛成ナリ」トノ表明ヲナセルコトハ、御高承ノ通リナルガ、今回国務省ハ一歩ヲ進メ、同封写（註、略）ノ如キCircular ヲ飛行機関係輸出商、同製造業者ニ配布シタリ（邦人業者トシテハ三井物産、三菱商事、大倉商事）。

之ニ関シ当地邦商、軍当局間等ニハ「当業者ハ政府ノ意嚮ヲ無視スベシ」ト見ル者ト「当業者ハ政府ノ方針ニ従ヒ今後輸出ヲ肯ンゼザルベシ」ト見ル者ノ二様ノ見解アリテ成行予断ヲ許サズ。又邦人関係商社、官辺側トシテモ、場合ニヨリテハ米政府ニ厳重交渉ノ意嚮ニシテ、前途尚曲折アルベシトハ思ハルヽモ、米国政府ガ従来ノ業者ノ Moral support ヲ期待スル態度ヨリ、之ヲ圧迫スル態度ニ変化シツヽアルコトハ明ニシテ、ソノ方針モ亦極メテ明白トナリタル次第ナリ。本件ガ強行セラルヽコトトモナラバ、当店取扱ノ Propeller ノ信用状等ニ直接関係アリ、事態重大ナルモ、只今ノ処成行ヲ注視スル以外良法ナキハ遺憾千万ニ存ズル次第ナリ。

何レ事態ノ進展ニツキテハ更ニソノ都度申上クベキモ、不取敢右聞及ビノマヽヲ御報告ス。

以上

本件につき本社商工課が早速状況を調査した。

日本ニ輸出スル飛行機並其部分品ニ対スル米国政府ノ圧迫ニ関スル銀行外国課長原田精市氏ノ来状ニ関聯シ、金属工業ニ事情照会シタルトコロ、大要左ノ如キ返答アリ。(菊池購買部長代理談)

一、飛行機並其部分品ノ日本向輸出ニ対スル米国政府ノ圧迫ニ就テハ、金属工業ハ既ニ二週間前ニ(七月十日頃)三井物産並海軍当局ヨリ次ノ如キ情報ヲ得タリ。

二、即チ米国政府ハ従来飛行機ノ輸出ニ就テノミ許可制度トシ、其ノ部分品(プロペラ等)ニ就テハ自由輸出ニ委ネタリシガ、爾今部分品ニ就テモ許可ヲ要スルコト、ナルベク、而シテ明年一月以降ハ日本向飛行機並其部分品ノ輸出ニ就テハ、許可セザル模様ナリ。

三、金属工業ノ善後策

依テ、米国ハミルトン社ニ対シ、プロペラヲ註文中ナル商社ハ至急プロペラ註文残ヲ積出スコトニ極力交渉中ニ

シテ、完成プロペラニ就テハ充分年内ニ入手ノ見込ナルモ、プロペラ素材ニ就テハ年内ニ積出完了ハ危マレ、一部入手不可能トナルヤモ知レズ。

ハミルトン社発註量一覧表（七月二十六日現在）

	註文数量	入荷済	未入荷
完成プロペラ			
陸軍用	五〇〇組	二六二組	二三八組
海軍用	一〇〇	二八	七二
計	六〇〇	二九〇	三一〇
プロペラ素材			
海軍用	八〇〇	〇	八〇〇

其他部分品ニシテ未入荷ノモノ相当アリ。

四、将来ノ見透シ

尚来年一月以降ノ輸出不許可ニ就テハ、当社トシテハ何等策ノ施スベキモノナク、我国政府当局者ノ外交ニ委ネル外ナシ。

尤モ飛行機用材料タルアルミニウム、ヂュラルミンニ就テハ、目下ノ処何等輸出ヲ抑制セラル、模様ナシ（註、これらも昭和十四年二月禁輸の追加措置がとられた）。

以上

その後中国の戦況は十月日本軍が南支の広東と中支の要衝武漢三鎮を占領し、十一月三日近衛首相が東亜新秩序建設を声明するに及んで、十一月十八日付日刊工業新聞は米国政府が七月の措置をさらに強化して十二月から日本向け航空

機及び部品、パテントの輸出を禁止したと報じた。本社商工課の調査結果は次の通りであった。

米国ノ日本向ケ航空機及部品、パテント輸出禁止ノ件（十一月二十八日）

十一月十八日附日刊工業新聞ハ掲題ノ件ニ関スル記事ヲ掲載シタルニヨリ、其ノ真偽ヲ金属工業秋山営業部長ニ確メタルトコロ、本日左ノ如キ回答ヲ得タリ。

「本年七月一日米国政府ガ我国ニ輸出セラル、飛行機並其部分品ニ対スル圧迫ニ就テノ Circular ヲ飛行機関係輸出商（邦人業者トシテハ三井物産、三菱商事、大倉商事）、同製造業者ニ配布以来、米国政府ガダグラス飛行機ノ輸出許可ヲ渋ルニ至リタル事ハ事実ナルモ、部分品ニ就テハ目下ノ処従来通リニシテ、別段輸出許可ヲ渋レル模様ナシ。乍然金属工業発註ノ完成プロペラ六〇〇組ニ就テハ、至急製造積出方ヲハミルトン社ニ対シ交渉中ニシテ、大体其ノ六〇％ノ入荷ヲ見タルモ、残リハ来年三月頃迄ノ時日ヲ要スル見込ナリ」ト。

八月二十四日国家総動員法第六条に基づき、「学校卒業者使用制限令」が公布された。急増する技術者の需要に応じきれず、需要者間に争奪戦が起こったので、工業学校程度以上の工業関係卒業者の雇入に厚生大臣の許可が必要となった。人事課長香川修一はこの時の状況を次のように述べている。(10)

人の採用につき政府が割り当てを統制するようになり（技術系）、厚生省に部が出来た（註、十三年四月職業部設置）。幸い渡辺労働課長（註、渡辺斌衡 T11東大経、のち通信取締役・常務・日本電気社長）が部長と同期だったので（註、職業部長熊谷憲一、但し熊谷は T9東大法である）、渡辺君を通じて資料を早く手に入れることができた。これから以後は、学校と自由に交渉して人をもらうことができなくなった。

このため専門学校以上の卒業生所要数二〇三名に対し採用九六名、工業学校卒業生の所要数二四〇名に対し採用一〇六名と充足率は五〇％にも達しなかった。最も所要数の多かった金属工業では専門学校以上五六名の申し込みに対し二

二名の採用、工業学校七八名の申し込みに対し三五名の採用に止まり、この結果住友金属では「この不足に対しては、中途採用により補充するとともに、社内における技術者の養成に努めた。」(11)

九月日本産金振興株式会社法により、金鉱業、同製錬業等に投融資する目的をもって、日本産金振興株式会社が設立され、住友本社も出資した。この詳細は「三　投資活動」を参照されたい。

十一月アルミ製錬主管者専務山本洩は停年となり、後任は化学専務大屋敦が兼務した。大屋は「二社専務兼務ハ時節柄仲々ノ重荷ナリ」と日記に記しているが、両社の一体化を持論としていた大屋にとっては、当然の帰結であったといえよう。

同月北支那開発株式会社及び中支那振興株式会社の両社が設立され、住友本社は住友金属とともに出資した。この詳細は「三　投資活動」を参照されたい。

十二月住友化学は臨時株主総会において二〇〇〇万円の社債発行を決議した。これは住友における社債発行の最初であり、「四　資金調達」において改めて検討することとしたい。

同月政府は賞与国債支給運動を展開し、道府県を通じ銀行・会社・工場・鉱山・各種団体に対し、年末賞与を支那事変国債又は貯蓄債券を以て支給すること、この支給すべき国債は本店等において一括入手するのではなく、各事業所、営業所、工場、事業場毎に最寄りの郵便局又は日本勧業銀行を通じ入手すること、さらにその実施状況を報告することを要求してきた。

このため本社人事部長河井昇三郎は十二月十三日各主管者に対し、次のような依頼状を発し、六月の賞与の際の住友公債報国会に対する特別拠出とは異なり、各職員が支給された賞与から国債を購入し、その購入額を各主管者が本社及び道府県に対し報告するよう求めた。しかし同時に政府の要求した購入額が賞与の一～四割以上という余りの高額のた

め、処分する場合は住友銀行・住友信託・住友生命で引き取る旨併せて通知せざるを得なかった。

昭和十三年十二月十三日

本社人事部長　河井　昇三郎

公債購入取扱ニ関シ依頼ノ件

拝啓　掲題ニ関シ別紙(註、資料4)同封致候処、右ハ十二月二十日御発表相成度、政府ニ於テハ右通知ニモ記載致候通リ、多額ノ公債消化ヲ勧奨致居候次第ニテ、今回ノ通知ハ非常時克服ノ国策ニ協力スル趣旨ニ出ヅルモノニ有之候間、貴部内全員ガ標準以上ノ成ル可ク多額ノ購入ヲ為ス様、特ニ御配慮被下度候。尚当局ニ報告ノ必要有之候ニ付、別紙(註、略)ニ依リ一月十日迄ニ購入額御通知相煩度、右御依頼旁得貴意候也。

追テ購入シタル公債ハ、成ル可ク永ク所有スルコトヲ希望スルモ、已ムヲ得ズ事変中ニ処分スル場合ハ、住友銀行本支店、住友信託本支店又ハ住友生命保険会社本店ニ於テ時価ニテ引取ルニ付、此ノ儀口頭ニテ御伝達被下度。尚処分方ニ付テハ、外部ニ洩サザル様併セテ御注意相成度申添候。

この政府の賞与国債支給運動は、この後毎年六月と十二月に繰り返されることとなった。翌十四日河井はこの期末賞与による国債購入について、住友全職員に対し次のように予告した。

昭和十三年十二月十四日

人事部長　河井　昇三郎

期末賞与国債支給運動ニ関スル件

拝啓　掲題ニ関シテハ予テ新聞紙上ニテ御承知ノコトト存候処、住友ニ於テモ来ル二十日下半期賞与支給ニ当リ、公債ヲ購入シ、右国策ニ協力スルコトト相成候間、予メ御了知相成度、此段得貴意候也。

十二月二十四日本社経理部では、住友の関係する事業が近年広範多岐にわたるようになったとして、本社、連系会社並びに主要関係会社の事業並びに投資関係状況を約一カ月分とりまとめ、『住友関係事業要報』という形で配布することとした（資料5、マル秘扱で部長級以上に配布、課長・係長は部内回覧）。これについては「㈢2　連系会社の関係会社統制問題」において、改めて言及することとする。これまで連系会社の東京における用務は、すべて東京販売店が担当しており、昭和十三年二月には連系会社製品の取り扱い激増に対処するため、化学工業係を除き課制に改められていたが、昭和十三年末鑛業専務山本信夫は、総理事小倉正恒に書簡を送り、鑛業の東京支所設置を申請した。これについては改めて「㈡　経済統制の東京集中問題」で取り上げることとしたい。

昭和十四年　一月住友本社は高根鉱業所を土肥金山㈱に一一三万円で譲渡した（「住友合資会社（下）」の「五㈠2　土肥金山株式会社の経営の承継」参照）。昭和十三年十二月二十六日決裁された鉱山課起案「住友本社高根鉱業所々管鉱区其他譲受ノ件」によれば譲受事由として次の二点が上げられていたが、この内土肥金山の経営上によるよりも、本社の金繰上の理由が大きいのではないかとみられ、この点「四　資金調達」で検討することとしたい。

一、譲受事由

（一）　経営上ニ於ケル事由

土肥金山ハ高根鉱業所ト共ニ静岡県伊豆地方ニ於テ金銀鉱石ノ採掘ニ従事シ、之ヲ別子四阪島銅製錬操業上ニ於ケル熔剤ニ充当シ来レルモ、元来両者ハ企業ノ性質ヲ全ク同ジウシ、技術設備其他各般ノ事項ニ付共通セル所不尠、而モ地域的ニ極メテ近接ノ地ニ所在シ居ル状態ナルヲ以テ、此際土肥ニ譲受ケ、当方ノ技術経験ヲ以テ合併操業ヲ為シ、之ガ積極的開発ヲ為スコト経営上適切且合理的ナルコト。

（二）　金繰上ニ於ケル事由

土肥ニ於テハ住友ガ其ノ経営ニ参加シテ以来、業績漸次好転シ、各年事業継続ノ為ノ諸起業ヲ実施スルモ、尚社内保有資金ハ逐年累加シ来リタルヲ以テ、予テヨリ将来ノ発展上附近有望ナル鉱山ノ買収ヲ心掛ケ、機会アル毎ニ諸鉱山ノ調査ヲ為シ来レルモ、昨年十一月山梨県所在茂倉鉱山ヲ入手シタル以外、買収スベキ適当ナル鉱山モ見当ラズ、従テ本年九月末現在ニ於テ、遂ニ現金預金合計二百万円以上ヲ所持スルニ至リ、更ニ今後モ大体ニ於テ之ガ増加ノ傾向ニアリ。

鉱山会社タルト否トヲ問ハズ、斯クノ如キ巨額ノ遊資ヲ漫然信託或ハ銀行預金トシテ所持スルハ、資金運用上将又事業発展上面白カラズ。他面有価證券投資殊ニ鉱山事業株式ヘノ投資モ、一応考慮セラレザルニハ非ルモ、之亦現在買収スベキ適当ナル会社株式モ見当ラザルハ勿論、目下ノ情勢ニ於テ、株式ヘノ投資ハ聊カ妙味ナキコト、考ヘラル、ヲ以テ、此際高根ヲ土肥ニ譲渡シ、現在ノ土肥遊資ヲ活用セシメ、以テ両者ノ積極的発展ヲ計ラントス。

二月本社東京支店長を兼務する銀行取締役東京支店長野田哲造は、銀行取締役本店支配人（東京支店駐在）となった。この結果本社東京支店では支店長代理者に代えて副長若干名を置くこととした。又銀行では東京支店駐在となる本店支配人の担当事務処理のため、本店支配人附属員（東京支店駐在）を若干名置くこととした。この附属員には銀行東京支店勤務者三名がそのまま横滑りした他に、六月人形町支店貸付係長堀田庄三（T15京大経、のち銀行常務・副社長・副頭取・頭取）が発令された。

四月日本発送電株式会社が設立され、四國中央電力はその送電設備の現物出資を余儀なくされた（「住友合資会社（中）」の「五㈣　土佐吉野川水力電氣株式会社の連系会社指定」参照）ほか、住友本社も出資した（「三　投資活動」参照）。

四月二十一、二十二及び二十四日の三日間十四年度の主管者協議会が開催された。第一議題として、本社人事課は

「女子職員ニ関スル件」を提出した。その提案理由は次のようなものであった。

最近各店部共女子ノ使用人員著シク増加シツツアリ。就テハ此際女子ノ使用範囲、身分、初任給、停年制、慰労金、休暇、訓練、監督等ノ問題ニ関シ御意見承リタシ。

人事課長香川修一の趣旨説明の詳細は資料6のとおりであるが、これに対し連系各社から意見の開陳があり、最後に香川は次のように述べて締めくくった。

朝カラ各項目ニ亘リマシテ、詳シク御意見ヲ承リマシテ非常ニ参考ニナツタノデアリマス。ドウモ非常ニ難シイ問題デアリマシテ、銀行デハ男子職員ト同ジヤウニト云ハレ、新居浜ハ地方的関係其他デ労働者デ良イト云ハレルノガ両極端デアリマス。コレヲ統一シタ規程ニスルコトハ余程難シイコトヲ痛感致シマス。準職員ハ、各店部主管者ノ権限内ノモノデアリマシテ、ソコニ各社ノ地域別又ハ業態別ノ区別ガアツテモ良イ、余程融通ノ利イタ規程ヲ作リタイト思ヒ、皆様ノ御話ヲ参考ニ致シマシテ、具体化ヲ計リタイノデアリマス。

この結果十二月に「女子職員規程」が制定され(資料7)、十五年一月から実施されることとなった。なおこの「女子職員規程」の制定に伴い、「準職員規程」が改正され、これらに準拠して本社においては「本社準職員細則」の改正と「本社女子職員細則」の制定が行われた。本社にならって各店部・連系会社でも各々の女子職員の実情に合わせて、「準職員細則」の改正と「女子職員細則」の制定がみられた。しかし銀行は細則ではなく独自に「女子職員規定」を制定した。

続いて第四議題として鑛業東京支所設置の際に述べたように、経済統制の進展に伴い、東京における業務の拡充に如何に対処するかについて、本社鉱山課から各店部連系会社の実情と意見を求める提案があり、これに対し連系会社幹部から各々意見の開陳があって今後の研究課題とされた。その内容については「(二)　経済統制の東京集中問題」を参照さ

れたい。

次に第五議題として本社鉱山課は、「支那大陸ノ経済開発ニ関シ、各位御関係事業進出ノ見透シヲ伺ヒ、尚差当ツテ如何ナル施設制度ヲ必要ト考ヘラルルヤ御意見承リ度シ」という議題を提出した。その詳細は「五㈢　中国における三事務所の設置」を参照されたい。

かねて戦争景気による多額の利益金処分に対する反感から配当制限の機運が生じ、これに対し蔵相池田成彬は配当制限は産業を萎縮させるとして強く反対していたが、軍部の要求に抗しきれず、同月「会社利益配当及資金融通令」が施行され、会社経理の統制が開始された。同令により、資本金二〇万円以上の会社は昭和十三年十一月三十日以前の有配会社の場合はその最終配当率を基準とし、六%以上の場合には許可なく一%以上の増配が不可能となり、上限一〇%と定められ、これにより高率配当は制限された。住友連系会社の配当率は、化学が一〇%、鑛業、金属、電線が九%、他は八%以下であったから、「会社利益配当及資金融通令」が目的とする二割、三割という高率の配当制限には該当しなかったが、まず基準配当率を主務官庁(大蔵大臣、個別事業法に規制される法人はそれに応じ商工、鉄道、逓信の各大臣)へ報告する義務があった。さらに住友本社の配当率に至っては改組の経緯から〇・五%という低率であったが、総務部会計課起案(五月二十二日提出、同月二十六日決裁主雑第一六号)「基準配当率ヲ主務大臣へ報告ノ件」によれば、この基準配当率の他に住友本社の「会社ノ営ム事業ノ概要」は次の通りと報告されており、住友本社は何をしている会社かという疑問に対し、具体的に事業を列挙して、単なる持株会社、財産保全会社と見なされることへの警戒感を示していた。すなわち本社の事業として最初に上げられているのは、改組に際し分離される予定であった直轄鉱山であり、統制が進むにつれて持株会社がいわば不労所得を得ている印象を与え、批判される風潮が生まれると、こうした事業を住友本社が直営していることに一定の意味が生じてきたといえよう。

一、金銀銅鉱石ノ採掘、製錬及販売（北海道、東北地方及朝鮮等ニ於テ営業ス）
二、林業ノ経営（北海道、四国、九州及朝鮮ニ於テ営業ス）
三、住友系各会社製産品ノ販売（東京、横須賀、名古屋、神戸、呉、福岡、京城、上海等ニ於テ営業ス）
四、住友系各会社事業ノ統合、調整並其ノ生産拡充用資金ノ調達
五、払込ニ依ル国策会社ヘノ協力
六、有価証券及不動産ノ取得利用
七、病院ノ経営（大阪市内）

特にこのうち第四項については、本社の存在意義の根幹に係わる表現であり、次のように記載事由を説明している。

本社ハ右ノ重大任務ヲ負ヒ居リ、之等会社ノ株式ヲ所有スル事実ノミヲ以テ、保全会社視セラルベキニ非ズト信ズルガ故ニ、本案ノ如ク之ヲ記載シ、政府当局ノ認識是正ノ一端ニ資スル所アラントス。

尚「統合調整」ノ字句ハ、北支那開発会社ノ傘下会社ニ対スル関係ヲ同社定款中ニ斯ク表現シアリ。当社ノ傘下会社ニ対スル関係モ右ト異ナル所ナキ次第ナレバ、右字句ヲ襲用スルコトヽス。

昭和十四年五月、前年五月に臨時手当の支給が理事会で決定されながら、各社の動向を見極めつつその実施が延期されてきた。それが人事課長香川修一によると次のようにして支給が決定された[12]。

住友の臨時手当も延び延びになっていたが、三月十三日に三井で臨時手当が発表になった。住友でもいよいよやれるようになった。五月五日に臨時手当の発表をする（資料8）。

六月日本は北支の経済支配にとって大きな抜け穴となっていた天津の外国租界を封鎖し、七月この問題を巡って日英会談が開かれると、米国は日米通商航海条約の破棄を通告した（十五年一月失効）。九月にはドイツ軍がポーランドに侵

攻し、ここに第二次欧州大戦が勃発した。このため輸入に依存してきたわが国の生産力拡充計画は破綻し、国債消化によって潜在化していた物価の高騰が生じた。

人事課長香川修一の日記によると再び難題が発生した。

九月十八日(期末賞与と来年度昇給)十時の理事会は大体順調に推移。殆んど原案通可決。やれやれである。大にのんびりする。

九月十九日午前中学生面会あり。午後号外あり。九・一八現在の賃金・給料等の引上を許さないと云ふ。晴天の霹靂なり。大に驚く。昨日の決議決定された直後に、之は亦困ったことだ。色々と協議する。

化学専務大屋敦は日記にこう記している。

九月二十三日河井人事部長ヨリ、来年度昇給賞与増率ノコト理事会ニテ決議アリタル処、物価停止令ノ為メ、更正ヲ要スル旨説明ヲ受ク。

この結果十一月四日になってようやく人事部長河井昇三郎は次のような昇給及び賞与の通牒を店部連系会社に送付した。

昭和十四年十一月四日

人事部長　河井　昇三郎

昇給及賞与等通牒送付ノ件

昭和十五年度昇給及昭和十四年度下半期末賞与金並中等学校及私大専門部卒業生ノ初任給改正ノ件ニ付テハ、予テ別紙通牒(註、略)ノ通決定相成居候処、其後会社職員給与臨時措置令公布セラレ、其ノ発送ヲ見送リ居候次第ニ御座候。然ル処大体右通牒ニヨリ取扱フコトニ致度、今回更メテ御送付申上候間、御査収相成度候。尤モ右通牒ノ儘

ニテハ措置令ノ制限ヲ超ユルコトト相成候ニ付、一部変更ノコトニ決定別途通牒候間、右両通牒御参照ノ上御取扱相成度。尚提出期日ニ付テハ彼是手続遅延致候得共、時日モ切迫致候ニ付、来ル十五日迄トシ、右期日ニハ是非御提出被下候様、特ニ御配慮相煩度。右御通知旁御依頼迄得貴意候也。

これに対し各社が人事部の要求通りの案を作成することは困難であったようである。化学専務大屋敦は次のように記している。

十一月十日今期賞与ヲ査定ス。給与令ニヨリ前年同期ト同率ニスル束縛アリ。上半期ト同額ノ支給ヲ為スコト已ニ大ニ困難ニシテ本社案ノ今期増率ハ不可能ノ如シ。

かくして店部・連系会社から提出された原案について人事部との交渉に移り、人事課長香川修一によると銀行側との対立がみられる。

十一月二十八日昇給関係を見つづける。本社としての態度決定。早速岡橋常務（註、岡橋林銀行常務）にお出で願って話をする。銀行の態度は実に全住友と云ふことを念頭に置かない点困る。もし聞かざれば理事会で一波瀾を免れまい。尤も岡橋氏も判って居て、大平専務（註、大平賢作銀行専務）が判らない点があるらしい。

十一月三十日昇給及賞与を一瀉千里に片付けて、明日から店部交渉に移らんとする。古田専務理事に大要を申上げ、銀行側抑へに行くことに決定。

十二月一日保険から初めて倉庫、化学、信託、午後電気、化学、鑛業別子、機械、北港と応接に遑なし。部長は銀行へ行かれた。岡橋氏は大体納得された由。

十二月二日病院（註、本社の一部門大阪住友病院）をすませ、鑛業は山本理事に申上げ、北日本畠山氏（註、畠山政司北日本鉱業所副所長）に来てもらふ。午後銀行から本社の方針に基く修正案を持って来た。余程内端になって来た。大に

内心快哉。之で理事会も波瀾を免れる。やれやれである。

しかし香川自身翌十五年五月八日の日記に「人事課のやり方が余りに窮屈すぎるとの評を安井氏(註、安井冨士三鑛業別子鉱業所事業部長、のち鑛業取締役・常務、画家安井曾太郎実弟)より聞く」と記しているように、こうした人事課のやり方には批判もあったものと思われる。

この間化学専務大屋敦は九月三十日「専務理事(註、古田俊之助)ト石炭割当問題其ノ他ノ件ニ付キ協議ス。本社資金問題益重大化セル如シ」と日記に記し、さらに十月十七日「住友連系会社機構改革、抜本的改革ニ付キ総理事ノ御内意ヲ聴ク。賛成ナリ」と本社の資金繰りから、問題は連系会社の再編に発展したことをうかがわせた。そしてそれは十一月二十一日次のように具体化した。

住友改組問題ニ付キ総理事カラ内達アリ。専務理事、小畑(註、経理)、小林(註、総務)両部長列席、三村君(註、鑛業専務)同席、春日君(註、金属専務)ハ欠席。改組第一歩トシテ金山ヲ鑛業会社ニ現物出資後、金属、鑛業、化学ヲ合併セントスルモノナリ。原則ニ賛意ヲ表シ、運用ニ種々意見ヲ申述ブ。

しかし十一月二十九日事態は一転して『住友産業会社案、軍部ノ干渉ヲ予想、困難ナルベキ旨総理事ヨリ御話アリ」として、結局この構想は潰えた。小倉はこの間十一月二十一日から二十六日にかけて上京しているので、この本社の直轄金山、鑛業、金属、化学を合併させ、住友産業株式会社を設立するという案を軍部に打診したものとみられるが、軍部の賛成を得られなかったのであろう。果たしてこのような案が浮上するほど、本社の資金繰りに問題が生じたのかどうかは「四　資金調達」において改めて検討することとしたい。

同月経理部商工課長大沢忠蔵は日本電氣へ転出し(同社経理部副長兼査業課長)、後任の商工課長には鉱山課長神田勇吉(T10東大法、のち本社経理部次長兼企画課長・安東軽金属専務・化学取締役)が横滑りし、鉱山課津田久(四月の主管者協議会に

おいて臨時課長代理として提案理由の説明を行ったのは課長の神田がブラジルのゴヤス在ニッケル鉱山開発プロジェクトのため、十四年一月から十月まで海外出張中であったことによる。なおこのプロジェクトは日米情勢険悪化のため中止された）が鉱山課長心得に昇格した。

同月株式会社住友電線製造所は、製造品目が電線以外の各種電気機器に拡大したため、住友電氣工業株式会社と改称した。

十二月鑛業では第一一回煙害協議会が開かれ、七月に中和工場第二期工事が完成し、四阪島製錬所排ガスの完全処理に成功した結果、明治四十二年（一九〇九）第一回協議会以来三〇年の永きにわたった四阪島煙害問題の解決をみた。

昭和十五年　一月大阪北港常務水野鵠之助が停年退職し、後任に取締役林千秋（T4東大工・土木、北海道庁留萌築港事務所長をへてS4住友入社、のち住友土地工務専務）が後任の主管者常務に昇格した。

日本発送電株式会社が前年四月に設立され、電力の国家管理が始まったことは既に述べた。皮肉にも同社設立以降に始まった異常渇水の他発電用石炭の不足と炭質低下による火力発電所の出力低下のため、急増する戦時電力需要を賄い切れなくなり、全国的に電力制限が不可避の情勢となった。化学専務大屋敦は日記に次のように記している。

一月二十一日阪神地方電力飢饉。瀬戸内海風浪ノ為メ石炭ノ配給益悪化。明日ノ見込モ立タザル険悪ノ状態トナリ、五百馬力以上ノ工場ヲ停電通告ノ已ムナキニ至ル。

一月三十日石炭ハ涸渇、電力問題悪化ノ一途ヲ辿ル。大工場ノ全面的停電必至ノ状勢ナリ。

一月三十一日来ル十日ヨリ電力調整令（註、電力消費規制のため昭和十四年十月公布施行）発動ニ決定発表サル。実際ノ効果疑ハシ。

二月一日朝電力飢饉ニ関スル総理事ノ議会演説ノ参考トシテ一文ヲ草ス。

すなわち総理事小倉正恒は、二月十二日貴族院において、政府が石炭各社に出炭量を強制割り当てしようとしたのに対し、「もし石炭がほしいなら、価格誘導、炭鉱労働者優遇など増産刺激策を取るべきだ」と提案し、政府の石炭、鉄鋼、電力などに対する価格抑制策を官僚統制として強く批判した。この演説の原稿は、小倉が電力業界の大御所松永安左ヱ門等多くの人たちの意見を聞き、当時本社労働課に勤務し、調査役附属員を兼務していた日向方齊(S6東大法、のち本社鉱山課長・査業課長、金属社長)がまとめた。日向によると、この演説が翌昭和十六年四月小倉の第二次近衛内閣に入閣するきっかけとなった。(13)

二月理事兼銀行専務大平賢作は停年退職し、銀行常務岡橋林(M39東京高商、のち銀行社長)が後任の理事兼銀行専務に昇格した。大平は川田順が指摘したように、八代則彦が二度も停年延長となったため、常務を一二年間も続けた結果、主管者の専務となって僅か二年で停年を迎え、しかもこの際も八代が銀行会長を退かなかったため、翌十六年三月まで会長就任を待たねばならなかった。この銀行の異動で、取締役本店支配人野田哲造は常務に昇格したため、野田の東京支店駐在本店支配人のポストに代わって銀行本店東京事務所が設置され、青山支店長佐藤嘉一郎(T8東大法・経、のち銀行取締役)が所長に発令された。東京事務所長は専務取締役の指示により、「一、対官公署等ノ交渉、二、京浜主管者打合会ノ事務、三、本社直轄事務ニ関スル事項、四、情報ノ蒐集、五、本店ノ特ニ指示スル事項」を処理することとされた。なお本店支配人附属(東京支店駐在)堀田庄三は、この異動で所長代理となり、続いて十六年一月副長、十七年六月には所長と昇格していった。

同月臨時資金調整法の許可を得るため、地所売買を営業科目としていた本社地所課が次に述べる金属和歌山工場用地のうちの民有地一〇〇万坪(六一三万円)の買収を開始し、年内にほぼ完了した(「住友合資会社(下)」の「五(七)　住友伸銅鋼管と住友製鋼所の合併による住友金属工業株式会社の発足」参照)。

同月金属は帝国燃料興業（人造石油業の保護育成のため昭和十三年一月設立）と人造石油反応筒製造用一万二〇〇〇トンプレスを購入するため二〇〇〇万円の融資契約を締結した。このプレスは当初ドイツに発注される予定であったが、第二次欧州大戦の勃発により、これを変更して米国に発注することになったもので、十五年一月日米通商航海条約失効寸前にＵＥＦ社に発注することができた。これに必要なドルの調達について住友銀行常務大島堅造（Ｍ42東京高商、のち銀行専務・本社監事）が次のように協力した。(14)

日米関係が非常に緊迫した際、住友金属が軍の申し入れと思うが、和歌山工場にすえつける日本一のプレスを、米国から輸入する話が商社を通じてまとまった。それに要する支払いは確か三百万ドルぐらいではなかったかと思う。それについて、当時、金属専務の古田さん（註、本社専務理事兼金属会長）から住友銀行に必要外貨を売ってくれとの請求があった。銀行が当時、日米関係の悪化に備えて、虎の子のように大切にしていたドルをかくも巨額に取られては、いかにも心細い。しかし、軍の必要だというのだから、できることなら銀行としては何とか都合をつけたいと思った。そこで私は条件を出し、銀行が大蔵省に必要なドルの売り渡し許可を出願してもとうてい許可される見込みがない。だから、許可申請の手続きは住友金属から大蔵省に直接してもらいたい。大蔵省の許可がおりれば所要ドル貨の売却に応ずる用意があると告げた。古田さんは多分、軍の力を借りたのではないかと思うが、許可はじきにおりた。これより先、古田さんは早朝から銀行にやってこられ、私の机の前で、熱涙とまではいかなくとも、プレス買い入れの必要についてされた説明は、いまだに忘れることができない熱誠をこめたものであった。

私は住友金属にドルを売り渋ったわけではなかった。しかし、私のプリンシプルとしては、手持ちのドルは銀行の最後の準備金である。住友銀行は何千という取り引き先の貿易商社をうしろに控えているので、その中にはいつ、どんなことでドルが欲しいというものが出ないとも限らない。そういう場合に、ドルの手持ちは住友金属に全部売

ってしまったから、せっかくだが希望に応ずることができないというのでは、取り引き先はとうてい納得してくれないであろう。私は為替取り引きにしても、貸し出しにしても、住友銀行は天下の公器だ。貸し出し資金というものは何万という全国預金者から託されたものだ。住友のものとしては銀行の払い込み資本金、積立金と、住友連系会社の預金が多少あるのみだ。その合計は外部の預金に比べれば九牛の一毛だ。それだから、住友の連系会社だといって、為替取り引きにしても、貸し金取り引きにしても、外部取り引き先を差し置いて、優先的に扱うのは筋が通らぬ。われわれは、あくまでもこのような立ち場を堅持した。住友連系会社から、たびたび小言は聞いたが、それは黙殺した。

古田さんの持ち込んだドル問題は一刻を争うものであった。プレスの売り先から商談をキャンセルされるようなことがあれば、それこそ国家の一大事だ。私も古田さんの口から「国家」という言葉を聞いて、プリンシプルにこだわらず、ドルを売却することに決心したのである。幸い、そのプレスは送金が間に合って開戦直前に到着し、住友金属和歌山工場に据えつけられた。試運転の時は私も招かれてその実物を見、安心した。

昭和十五年四月扶桑海上火災保険は住友海上火災保険株式会社と改称し、連系会社に指定された。主管者専務には既に前年三月銀行常任監査役から扶桑海上取締役となっていた柴田丈夫（M42東京高商、のち海上社長・大阪住友海上副社長）が就任した（「五(四)　扶桑海上火災保険の住友海上火災保険株式会社への改称と連系会社指定」参照）。

同月十一日から十三日までの三日間主管者協議会が開催された。この第五議題として、本社商工課は次のような提案理由を付して「連系会社ノ関係会社ニ対スル統制ニ関スル件」と題する議題を提出した。協議会における議論の詳細は「(三)2　連系会社の関係会社統制問題」で明らかにしたい。

最近連系会社ノ事業ノ発展ニ伴ヒ、其ノ関係会社漸次多数トナレルノミナラズ、今後益々増加スベキ態勢ニシテ、

之等連系会社ノ関係会社ニ対スル統制ノ適否如何ハ、啻ニ之等関係会社ノ事業ノ発展ニ影響スル所重大ナルノミナラズ、延イテハ全住友事業ノ発展ニ関係スル所極メテ甚大ニシテ、之等関係会社ニ対スル統制問題ハ益々重要性ヲ加フルニ至レリ。

然シ乍ラ、連系会社ト其ノ関係会社トノ関係ニ就テハ、其ノ関係ノ経緯其他ノ事情ニヨリ、極メテ複雑多岐ニシテ、之ヲ一律ニ取扱フコトハ、相当困難ナリト思料セラルルニ付テハ、現在連系会社ニ於テ其ノ主要関係会社ニ対シ、如何ナル方法ト程度ニ於テ統制ヲ実施シ居ラルルヤ、其ノ実情ヲ承リ度ク、且ツ其等ノ関係会社ヲシテ住友ノ関係会社トシテノ信用ヲ維持向上セシメ、住友関係事業ノ一層ノ発展ヲ期スル為ニ、必要ナル統制指導ノ方法並程度等ニ付、忌憚ナキ御意見ヲ伺ヒ度シ。

尚之等関係会社ノ統制ニ関聯シテ、本社ニ対スル連絡方法ニ付テモ、併セテ御意見ヲ伺ヒ度シ。

同月十五日理事兼鑛業専務山本信夫が停年退職し、鑛業専務三村起一（T3東大法、のち鑛業社長）がそのまま主管者となった。一方理事の後任には化学専務大屋敦と金属専務春日弘が昇格した。この異動に伴い、四月二十四日本社の役員人事も停年退職した大平賢作と山本信夫が取締役を辞任し、監査役岡橋林と大屋敦が監査役から取締役にまわり、春日弘が新たに取締役に就任した。監査役の後任には電力専務吉田貞吉（M40京大工・電、のち本社理事兼化学社長）と銀行常務大島堅造が就任した。同日開催された株主総会では昭和十五年一月から施行された商法改正に伴い、本社の定款の変更が決議された（資料9）。なおこれに先立ち改正実施前の十四年十一月本社庶務課長は、各連系会社の担当者を集め、懇談会を開催し、各社に定款改正の要綱を作成の上配布している。

五月本社で別子開坑二五〇年式典を挙行し、併せて新居浜でも同様の式典を開催し、地元学校・公共施設に総額二〇〇万円の寄付を行った。この他京都鹿ヶ谷の住友本邸内に持仏堂として芳泉堂の建立（四月）、社歌の制定（十二月）、「別

子開坑二百五十年史話」の刊行(昭和十六年十二月)等を行い、職員に特別賞与を支給した。これについて人事課長香川修一は次のように述べている。[15]

この年は別子の二百五十年に当るので、上期に記念賞与と酒餞料を出すことになったが、例の給与統制令があるので、住友だけで決めるわけに行かず、何回か原案を東京に持って行き、大蔵省や商工省を歴訪して具体化し、ある程度出るようになった。尤もこれは公債であった。

七月十六日米内内閣が総辞職し、二十二日第二次近衛内閣が成立した。経理部長小畑忠良の回想[16]と本社の出張記録を照合すると、総理事小倉正恒は十八日東京を出発して東北地方の諸鉱山を視察中であったため、専務理事古田俊之助が二十一日に上京、新内閣の閣僚に表敬して廻った。小畑も二十四日に上京し、企画院総裁となった学友星野直樹を表敬すると、星野の留守中に訪れた古田に会いたいという。しかし古田はその日帰阪の予定であったので、古田は小畑に代理として星野の用件を聞くように命じた。星野の用件は将来の住友の総理事候補たる小畑に企画院次長に就任を要請するものであった。小畑は二十七日に帰阪して、古田に復命した。当日人事課長香川修一は日記に次のように記した。

不相変多忙。夕方小畑氏企画院次長に任用の話あり、驚く。併し国家的人物なれば此の際住友に拒否もなり兼ねまい。

驚いた古田は二十九日に上京、星野に会い、三十日小倉も視察から帰京、両者とも八月一日帰阪した。化学専務大屋敦は日記に次のように記した。

専務理事帰阪。小畑君ノ件ニ付キ星野総裁ト会談ノ顛末ヲ聴ク。総理事モ遂ニ已ムナシト承認。発令ハ八月十五日頃ナルベシトノコトナリ。

八月十三日小畑は退職し、企画院次長に就任した。十四日小畑の後任の経理部長に総務部長小林晴十郎が、総務部長に倉庫常務松井孝長が就任し、倉庫常務には倉庫取締役細谷庄三郎(T4東京高商、のち倉庫専務・社長)が昇格した。他

に慣例に従いビルデイング常務は小林から総務部長の松井に交代した。

十九日香川は日記に次のように記している。

残暑厳しい。稍々閑散。夜住友クラブに小畑氏送別会あり、百五十名位集まる。同氏の遺す言葉に今後財閥の牙城としての住友に対する風当りに相当の困難あり、注意を要すと、考へさせられる。

九月本社取締役理事兼監事国府精一が停年退職した。四月の本社の役員人事は、この国府の停年退職を見越したものであったとみられる。監事は専務理事古田俊之助が兼務した。

香川によると、(17)

この頃から人事課の仕事は、物資不足時の購買業務、増加する寮の管理業務、それに健保の仕事が加わるといった状態で、大変繁忙になり、背負い切れないようになったので、厚生課をつくる案がでてくる。

九月二十六日厚生課ができて土井さん（註、土井正治T9東大法、金属製鋼所副所長、のち化学総務部長・取締役・常務・社長）が課長になる。人事課長の香川、労働課長の渡辺がそれぞれ厚生課兼務となり、課長を補佐して総力を挙げて応援することとなった。

厚生課の本社事務章程改正の他、各課に必要により副長、課長代理者がおかれた（資料10）。

同月住友本社及び連系会社では、国民被服刷新委員会が昭和十五年一月に発表して以来普及してきた、背広に代わる国民服（ネクタイ、チョッキ、ワイシャツ不要、国防色で四種類あり、儀礼章を佩用すればフロック、モーニング同様礼服として認め、十一月十日挙行予定の紀元二千六百年奉祝式典に間に合わせるため十一月一日公布された国民服令によって、このうち一号型が甲号、四号型が乙号と制定された）の四号型（立折襟）を着用することとなり、住友購買会が一着（購買会仕立て純毛三割スフ七割混紡）四六円五〇銭（着用者三〇円、勤務先店部一六円五〇銭負担）で斡旋した。人事課長香川修一は国民服について次のよ

うに述べている。[18]

だんだん被服が乏しくなってきたので、国民服を着ようということになった。河井さんの御友人の森武夫さん（註、当時陸軍主計少将製絨廠長）が陸軍の製絨廠におられ、生地を分けてやるということだったので、厚生課と人事課が中心になって希望を募り、大量購入して皆着たものです。

なお住友家会計元帳によれば、家長住友吉左衛門友成も十二月二十三日購買会を通じ、国民服を一着七〇円で購入している。因みにこの昭和十五年四月入社の新卒の初任給（月給）は、事務系官公立大七五円、早慶七〇円、（以上三等職員、以下四等職員）、その他の私立大六五円、官公立専門と同文書院、青山学院、東北学院六〇円、その他の私立専門五五円、中学・商業四〇円であった。

十月一日住友機械製作株式会社は住友機械工業株式会社と改称した（「住友合資会社（下）」の「五(六)　住友機械製作株式会社の設立」参照）。

十六年三月卒業の事務系専門学校以上の学生の採用のための面接が、厚生省の指導により、第二次大戦後の就職協定の原型ともいうべく、十月一日以降とされた。人事課長香川修一は採用配属について次のように語っている。[19]

十月一日学生採用面会開始。出来るだけ早く面会して決めてしまわねばならないので、理事方全員十月一日は午前零時迄、その他人事課ではもっと遅く迄残った。人の採用については昔からの伝統ですが、他に忙しい仕事があっても、理事全員が力こぶを入れてこれに当られたものです。

人事課では、岩崎信彦（註、S8東大法、のち機械社長）、柴山幸雄（註、S9東大法、のち商事社長）、田中季雄（註、S5京大経、のち金属常務・軽金属社長）とか偉い人が出るので、初めからいい人だけをとっていたのではないかと、よく言われるのですが、本社に採用された人をどういうふうにして各課に配分したかというと、殆ど機械的に配分して

いた。多少余分に採っていたので、各課で余る分を人事課に(籍を)置いていた。いい人だけを人事課にもってきたわけではない。結果においては、人事課出身の人がいいポストに就いているが、人事部長からも別に人事課にいい人をとっておけといった指示があったわけでもない。私もそんな考えはありませんでした。公平に殆ど機械的に配分した筈です。

各店部への配属は、本人の希望を採用時に聞いて、希望に添ってやりますとは言っても、人員との関係もあり、必ず希望通りにゆくわけでもなく、時にはうらまれることもあって、自分は銀行に行きたかったのに本社に残されたとか、大阪に居りたかったのに、札幌へ行かされたとか、ある名士の息子でしたが、非常に抵抗され、併しこっちも頑強に頑張り、ついに重役から君いいかげんに考えてくれと言われたが、そんなことをしていてはきりがないし、命令には従ってもらわねばならない。本人はとうとう一週間ほど居って退職しました。今どうしているか知りませんが。その代りに自分は北海道に行きたかったのだが、仙台に回されたとこの間東京の会合で会った人が話をしていた。自分の希望と違った事業にやらされているということが相当あると思う。又欠点はあったが、それが適材適所で良かったことが多い。まあ功罪相半ばするかと思います。十年頃から十七、八年頃までは、銀行迄を含み、本社の統制が最も浸透して居った理想的な時代ではなかったかと思う。そのうちに戦争は激しくなるし、戦後はああいうことだから、私の頃は仕合わせな時代といえると思います。

十月十九日会社経理統制令が公布された。これは前年四月に施行された会社利益配当及資金融通令と十月に施行された会社職員給与臨時措置令を改廃統合したもので、この統制令により、配当、利益金処分、経費等が厳格な統制下に置かれることとなり、昇給方針も七％を超えてはいけないことになった。

十一月十日紀元二千六百年の式典が東京で盛大に行われた。その夜銀座をパレードする花電車のイルミネーションは、

大日本帝国の最後の光芒ともいうべきものであったが、それを見届けるように二十四日最後の元老西園寺公望が没した。西園寺は住友吉左衛門友純の実兄であったから、化学専務大屋敦によると「二十八日西園寺公遺骸坐漁荘ヲ出デ東京外相官邸ニ移サル。総理事扈従セラル。」と小倉正恒が付き添い、十二月五日に国葬がおこなわれたが、人事課長香川修一によると「住友で殆どお世話して立派に行うことができた。これは庶務課が尽力」[20]したという。なお住友が西園寺に秘書として提供していた原田熊雄は、西園寺の死後も引き続き昭和二十年終戦後まで嘱託にとどまり、二十一年二月死去した。

十二月北日本鉱業所長小池宝三郎の停年退職に合わせて、同鉱業所は廃止され、鴻之舞鉱業所、国富鉱山、余市鉱山、東北鉱業事務所の四店部に分割された。この経緯は「住友合資会社(下)」の「五(二)4　北日本鉱業所の設置」を参照されたい。

(二)　経済統制の東京集中問題

昭和十三年末鑛業専務山本信夫は増大する統制事務に対処するため次のような書簡を総理事小倉正恒に送り、鑛業が独自に東京支所を設置する申請を行った。

鑛秘第九〇七号
昭和十三年十二月二十七日

専務取締役　山本　信夫

本社総理事　小倉　正恒殿

東京支所設置ニ関シ打合ノ件

近時諸般ノ統制事務輻輳ヲ極メ、之レニ伴フ手続ソノ他ニ関シ、官庁、諸会、組合等ニ対スル関係愈々密接トナリ、終始完全ナル連結ヲ保持スルニ非サレハ、事務ノ円滑ト迅速ヲ期シ難キ実情ニ有之候。然ル処、右関係官庁及諸会、組合ノ殆ト全部カソノ中心ヲ東京ニ存置スル関係上、其ノ連絡ニ遺憾ノ点尠カラス、殊ニ官庁ニ対スル連絡ノ不充分ハ同方面ニ対スル当社ノ信用ヲ失墜スル虞多々有之候コト、最モ憂慮罷在候次第ニ有之候。

就テハ東京住友ビル内ニ当社東京支所ヲ創設致シ、以テ前記関係筋トノ連結ノ完全ヲ期シ、且ハ中央情勢ノ真相ヲ速カニ把握シ、社務ノ迅速ト円滑ヲ計リ度候間、右支所創設ノ儀何卒御承認被成下度、此段及御打合候也。

尤右ハ最近ノ政治経済ノ統制化ニヨリ、愈々ソノ緊要性ヲ加重致候次第ニ有之、自然東京支所ハコノ情勢ニ即応センカタメ設置スル連結機関ニシテ、其ノ主タル用務ハ諸般ノ統制事務ニ有之、従テ当社生産品ノ販売ハ従来同様東京販売店ニ委託スルコト変リ無之、為念申添候。　以上

この申請は十二月三十日例第一八八号により決裁され、十四年一月一日付をもって鑛業の事務章程が改正された。この結果鑛業は、鉱工業部門として販売店設置以来初めて東京に出先を有することとなった。この承認の起案には、次のような備考が付されていた。

備考

一、鑛業ニ於テハ明年ヨリ東京住友ビル内ニ支所ヲ設置シ、之ニ伴ヒ事務章程ノ改正ヲ行ハントス。

二、東京支所ノ組織

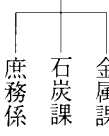

東京支所ハ東京ニ於ケル諸般ノ事項ヲ掌理ス（第五十条）。
金属課ハ金属鉱産物ニ関スル諸般ノ事項ヲ掌理ス（第五十一条）。
石炭課ハ石炭ニ関スル諸般ノ事項ヲ掌理ス（第五十二条）。
庶務係ハ人事、庶務、会計、調度其ノ他他ノ課ニ属セサル事項ヲ掌理ス（第五十三条）。

三、近来政治経済ノ統制強化セラルヽニ従ヒ、官庁、諸会、組合ニ対スル関係益々複雑トナリタルヲ以テ、手続、其ノ他ノ連絡及情報ノ蒐集等ニ万遺漏ナキヲ期スル為、支所ヲ設置スルモノニシテ、生産品ノ販売ハ従来通、販売店ニ委託スルモノナリ。

差支ヘナキモノト被存ニ付御承認相成可然乎。

この東京における統制業務の処理問題は、昭和十四年四月の主管者協議会の第四議題として討議されることとなった（資料11）。本社鉱山課の提案説明は次のようなものであった。

我国戦時経済体制ノ高度化ニ伴ヒ、生産企劃、資金、物資、労力等万般ノ事項ニ渉リ、官庁、諸統制会社、組合其他トノ折衝多端ヲ極ムルニ至レルガ、之等事務処理ノ為各店部連系会社ニ於テハ如何ナル方法ヲトラレツツアリヤ、特ニ本社東京支店、東京販売店等御利用ノ実情ヲ伺ヒ、併セテ此種事務処理上感ゼラレツツアル不利不便ト其ノ合理化ニ関スル御意見ヲ承リ参考ト致度シ。

なお討議に先立ち鉱山課臨時課長代理津田久は、本件を鉱山課が提起したのは、本社経理部において同課が職制上全体的な問題を取り扱う地位にあったからではなく、事前打ち合わせの際本社全体の問題について鉱山課から発言したという経緯があったと釈明している。

討議は本社東京支店長野田哲造の東京支店の現状説明から開始された。野田は銀行取締役東京支店長であった昭和十

三年七月、停年退職した矢島富造の後任として本社東京支店長兼務を命ぜられ、この会議の直前の二月には銀行東京支店長を外れ、銀行本店支配人（東京駐在）として、銀行本店の東京の出先としての地位を明確にしていた。野田の考えは、銀行、信託、保険の金融店部は別として、連系会社は統制事務のために個別に東京に支店を置くのではなく、本社に（東京支店とはいわないが）一元化してほしいというものであった。東京販売店支配人栗原徹によると、統制事務といえども営業と一体のもので、統制事務だけ一元化するのは無理であるという、販売を東京販売店に残すとしても東京販売店の商権喪失を危惧するものであった。東京支所を設置した鑛業総務部長飯田弥五郎は、電気銅の営業は殆ど大阪地場の連系会社向けで東京販売店には電気銅の販売担当者は置いていないので、東京支所には大阪から統制関係の人員を転勤させたが、石炭は東京販売店で以前から取り扱っていて販売担当者がいたので、彼等を鑛業東京支所兼務としたと発言し、栗原の危惧を裏付けた。このことは鑛業の東京支所が別子鉱業所長を兼務する専務三村起一の主導で設置されたことを示していた。

これに対し東京における統制事務の比重の大きい連系会社の主管者、化学専務大屋敦、金属専務春日弘、電線専務田中良雄がそれぞれ自社の現状を説明したが、彼等にほぼ共通する認識として、連系会社からみれば本社の東京支店よりも自社から担当者を派遣している東京販売店を自社の出先と考えていたので、いずれも東京販売店支配人以下の努力に感謝しているものの、統制事務が拡大して大阪からの出張者が激増している状況を考慮すれば、今後さらに東京販売店に自社から人を出さねばならず、鑛業のように現在直ちに東京支所の設置に踏み切れないが、人手不足の折柄現在の対応が今後いつまで続けられるかという疑念があったように思われる。

以上の東京側及び連系側の意見に対し本社専務理事古田俊之助及び経理部長小畑忠良は、相手側の官庁・統制団体が住友をどう見ているか、或いは人員の遣り繰りと併せて組織を研究する必要があるとして会議を締めくくったが、本社

としてはこの時点では、鑛業の東京支所のように連系各社が個別に統制関係の業務のために東京に組織をつくるのには賛成ではなかったといえよう。

この後住友本社は昭和十八年一月東京支店を東京支社に昇格させ、理事兼経理部長小林晴十郎に支社長を兼務させた。さらに十一月には販売店を業務所と改め、東京販売店は東京業務所と改称された。しかしこれに対し連系各社は十九年に入ると、それぞれ独自に東京に事務所(二月化学、三月アルミ製錬)又は出張所(四月電工、五月機械、六月金属)を設置することとなった。この経緯は次章「株式会社住友本社(中)―昭和十六～十九年―」において述べることとする。

(三) 関係会社管理の強化

住友合資会社が連系会社以外の企業に対し関心を払うようになったのは、昭和六年の満洲事変以降それらの企業に対する投資が格段に増大してきたからに他ならない(「住友合資会社(下)」第17表)。この結果経理部商工課が昭和八年五月二十五日に作成した「住友投資関係会社重役一覧表」には、連系会社一三社を含み、合資・連系各社が単独又は複数で投資し、且つ役員を派遣している企業は、五四社(住友銀行の内外連系銀行を除く)であった。それが昭和十年一月末に作成された同じ表では、連系会社一六社を含み七一社と、連系会社を除くと僅か一年半余りの間に一四社も増加したのであった。しかしこの表題からも明らかなように、当時は関係会社と単なる投資会社とを区別することはなかったのである。このことは、住友全体の投資が巨大化する以前は、合資会社のメンバーを通ずる人的な統制が有効とみられていたことを反映するものであろう。しかし昭和十二年初頭合資会社の改組問題を議論する段階においては、「株ヲ有セズシテ人事ダケデ其会社ヲ統制スルト云フコトハ、之ハ殆ド不可能事ニ属スルノデハナイカ」という認識に変わって来ていたのである(「住友合資会社の解散と株式会社住友本社の設立」の「一(四) 改組案と統轄機能」参照)。

1　関係会社役員内規の制定

住友合資会社において連系会社以外の企業に関する規程は、大正十年五月合資会社設立直後に制定された「連系会社及ビ其他会社ノ役員ニ関スル内規」（「住友合資会社の設立」資料11）のみである。この内規は昭和三年七月新たに社則が制定された時に増刷されて、連系会社の役員以外では、日米板硝子常務大石公平と取締役大屋敦（当時合資経理部長）及び東京販売店支配人矢島富造の三名に配布された記録が残っているだけなので、大正十年制定以来昭和三年まで連系会社の役員以外には配布されなかったと推測される（「住友合資会社（上）」の「五㈠　日米板硝子株式会社の経営の承継」参照）。何故なら大屋は大正十一年五月、大石は昭和二年二月に日米板硝子の役員に就任しており、矢島は東京における合資会社の代表者として、大正十一年湧別川水力電気取締役、大正十三年日本電氣監査役、昭和二年北樺太石油監査役、北樺太鉱業監査役、北海道電燈取締役、藤倉電線監査役と各社の役員を兼務していたからである。

しかしその後「住友合資会社」（中）及び（下）で述べたように、合資会社は昭和五年扶桑海上火災保険、昭和六年大日本鑛業、昭和七年日本電氣、土肥金山、昭和八年静狩金山の各社の経営を引き受けたが、合資会社から派遣された役員にこの内規が配布されることはなかった。この理由としては、上記大石、大屋、矢島に配布した結果から、合資会社が経営を支配している連系会社の役員内規の付属的な規程で、他に大株主が存在する企業に派遣された役員を律しようとするのは、実際上困難であったのではないかと思われる。

合資会社において「関係会社」なる用語が最初に登場するのは、昭和十一年の「例規」（店部・連系会社の規程、内規等の制定改廃を収録したもの）の目次であるが、その内容は連系会社である四國中央電力を通じ申請のあった同社の子会社渡川水力電氣の定款変更の申請であったから、この時点では「関係会社」の定義は、まだ確立していなかったものとみられる。しかし昭和十二年になると、同様の渡川水力電氣の定款変更の申請は四國中央電力の中に含められ、「関係会

社」の内容は「静狩職員ノ勤務時間一部変更承認ノ件」と「土肥休暇規定制定ノ件」とからなっており、連系会社に対する静狩金山と土肥金山という住友本社の関係会社としての概念が明確にされたのである。

一方既に述べたように、日本板硝子大石常務は昭和十二年初め以来本社経理部と軋轢を生じ、昭和十三年一月退職することとなった。大石の退職とほぼ時を同じくして「関係会社ノ役員ニ関スル内規」(資料2)が制定されたことは、大石問題の進展に伴い、本社内部において連系会社以外の企業に関しては有名無実と化した「連系会社及ビ其他会社ノ役員ニ関スル内規」中の其他役員の条項に代わって、関係会社そのものの役員を対象とした内規を新たに制定する必要性が痛感されたからであろう。

今連系会社の役員と関係会社の役員が、各々当該会社の内議決定前に、本社に打ち合わせて、承認を得る必要がある事項を比較すると次頁の表の通りである。

このように両者を比較してみると、関係会社の役員に対しても、連系会社とほとんど同様の事項について本社の承認を求めている。しかし連系会社と異なり本社が十分に経営を支配していない関係会社については、この内規の適用は困難であるから、自ずとこの内規の配布は連系会社に準ずる特定の関係会社、すなわち「特定関係会社」に絞られ、また何らかの理由でこの内規の配布を受けないが連系会社に準ずる取扱いを受ける関係会社も生じ、これも内規の配布を受けた関係会社と同様に、特定関係会社と称するようになった。今この両者を併せたいわゆる特定関係会社を示せば、第5表の通りである。

これらの特定関係会社のうち、日本板硝子については「住友合資会社(上)」を、日本電氣、大日本鑛業、土肥金山、静狩金山については同(下)を、北支産金については、「五(二)　北支産金株式会社の設立」を、そして大阪住友海上火災保険については「五(四)　扶桑海上火災保険の住友海上火災保険株式会社への改称と連系会社指定」を各々参照されたい。

連系会社役員内規第四条	関係会社役員内規第二条
一、四等傭員以上ノ任免、昇進、賞罰並ニ課長(課長ナキトキハ係長)以上ノ分掌。	五、重要職員ノ任免、転補並退職慰労金。
二、傭員ノ退職慰労金(定例ノモノヲ除ク)。	
三、傭員及ビ準傭員ニ対スル海外出張、留学又ハ学術研究ノ為ニスル国内ノ出張。但営業上ノ為ニスル支那出張ハ此限ニ在ラス。	六、職員ノ海外出張並留学。 但シ満洲国及支那出張ヲ除ク。
四、傭員及ビ準傭員ニ対スル年末賞与、各種ノ臨時給与、慰藉、待遇等。但定例ニ属スルモノハ此限ニ在ラス	七、職員ニ対スル賞与、各種ノ臨時給与、慰藉待遇等。但シ定例又ハ軽微ノモノヲ除ク。
五、労役者ニ対スル各種ノ給与、救恤等ニ関スル一切ノ事項。但定例ニ属スルモノハ此限ニ在ラス。	九、労働者ニ対スル各種ノ給与賑恤ニ関スル事項。但シ定例又ハ軽微ノモノヲ除ク。
六、事務、技術ニ関スル顧問又ハ嘱託ノ依託。	(なし)
七、傭員以下労役者ニ対スル各種ノ規程並ニ諸般ノ制度又ハ設備。	八、職員及労働者ニ関スル重要ナル規程、制度並施設。
八、定款及ビ業務執行ニ関スル重要ナル規程。(第六条　第一条ノ規定ニ依リ連系会社以外ノ会社ノ役員トナリタル者、当該会社ノ事務中、資本ノ増減、払込ノ徴収、社債ノ募集其他重要ナル事項ニ関シ、其意見ヲ発表スルニハ、予メ本会社理事会ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス。)	一、定款ノ変更、払込ノ徴収、社債ノ募集。 十、業務執行ニ関スル重要ナル規程。
九、重要ナル契約ノ締結及ビ一切ノ訴訟。	十一、重要ナル契約及訴訟。
十、重要ナル寄贈、接待。	十二、重要ナル寄贈接待。
十一、事業ノ新設、改廃、起業ノ計畫並ニ毎期ノ会計見積書及ビ決算。	二、事業ノ新設、改廃、起業ノ計畫。 三、毎年度会計見積書及決算。
十二、勘定科目及ビ元帳科目ノ制定、改廃。	(なし)
十三、取引銀行ノ選定。	十三、取引銀行ノ選定。
十四、株主総会ニ提出スル事項	十四、株主総会ニ提出スル事項。
十五、前各号以外ノ事項ト雖モ、重要ナルモノ。	十五、前各号以外ノ事項ト雖重要ナルモノ。
(なし)	四、外部ニ対スル投資並役員ノ派出。

第5表　特定関係会社一覧

会社名	内規受領年月日	受領者	役職名	備考
日本板硝子	昭和13年1月21日	稲井勲造	常務取締役	
〃	〃　1月24日	中村文夫	取締役	
北支産金	(〃　4月9日)	(津田秀栄)	(常務取締役)	津田は本社調査役兼務
日本電氣	〃　5月23日	佐鳥仁左	常務取締役	昭和18年1月連系会社に指定
〃	〃　〃	石川　清	取締役	
〃	〃　8月24日	梶井　剛	専務取締役	
大日本鑛業	〃　〃	小関良平	常務取締役	
土肥金山	昭和14年4月17日	進藤淳之佑	専務取締役	
〃	〃　〃	菅野秀次郎	取締役	
静狩金山	〃　12月5日	小池宝三郎	常務取締役	昭和17年11月譲渡
熱河蛍石鑛業	(昭和16年10月3日)	(続　城)	(専務取締役)	続は化学常務取締役兼任
住友ボルネオ殖産	(昭和17年7月10日)	(平賀五郎)	(専務取締役)	平賀は林業所支配人兼務
大阪住友海上火災保険	(昭和19年3月28日)	(柴田丈夫)	(副社長)	住友海上の連系会社指定解除
住友化工材工業	〃　5月20日	齋藤省三	社長	
〃	〃　〃	平賀五郎	常務取締役	
〃	〃　〃	甲田秀夫	〃	
〃	〃　〃	池知為妹	〃	
安東軽金属	〃　7月1日	荒川英二	社長	
〃	〃　〃	神田勇吉	専務取締役	
〃	〃　〃	中沢英三	常務取締役	
〃	〃　〃	赤木貞一	〃	
〃	〃　〃	吉田知之	〃	

註：内規を受領しない会社は設立年月日、主管者、役職名を括弧内に示した。

なお熱河蛍石鑛業、住友ボルネオ殖産、住友化工材工業、安東軽金属については、次章「株式会社住友本社(中)」を参照されたい。

他方住友合資会社及び住友本社が保有する株式は、本社総務部会計課が保管し、保有株式の元帳科目は「連系会社の株式」と「他会社の株式」の二本立てであった。しかしこれまでの各章では便宜上「他会社の株式」を「その他の住友系企業の株式」と「住友系以外の企業の株式」に分けて表示してきた(「三　投資活動」参照)。ところが前章「住友合資会社の解散と株式会社住友本社の設立」の「六　改組の帰結・住友家及び三分家会計の強化」で述べたように、昭和十八年十二月六日提出、十

第6表　有価証券元帳における関係会社一覧（昭和19～20年）

会社名	うち特定関係会社	払込資本金	住友本社持株比率	備考
		千円	%	
大阪住友海上火災保険	○	6,000	17.0	
大日本鑛業	○	4,500	25.0	昭和19年2月鑛業へ移管、鑛業30.2%
土肥鑛業	○	2,500	22.1	〃　鑛業39.2%
北支産金	○	2,000	50.0	〃
熱河蛍石鑛業	○	2,000	50.0	〃
日本楽器製造		20,000	1.7	金属25.6%
帝国特殊製鋼		25,500	5.0	金属17.2%
住友化工材工業	○	11,915	18.0	
日本板硝子	○	7,750	19.2	
帝国圧縮瓦斯		5,400	22.7	金属14.5%
東洋窒素工業		3,500	12.5	化学58.0%
満洲軽合金工業		14,500	4.6	金属45.0%
安東軽金属	○	100,000	10.0	
住友ボルネオ殖産	○	2,500	80.0	

註：払込資本金、持株比率は20年8月15日現在。

二月三十日決裁の総務部会計課起案第二二七号「本社、住友家会計並御分家会計ノ勘定科目、元帳科目並内訳科目改廃ノ件」によって、昭和十九年から長期出資勘定の元帳科目中「他会社」（の株式）から「関係会社」（の株式）が分離独立した。この起案に基づいて作成された「株式会社住友本社勘定科目、元帳科目、内訳科目一覧表」によれば、「関係会社」（の株式）は「資本参加ノ目的ヲ以テ保有スル特定関係会社等ノ株式。一会社ノ株式総数ノ三分ノ一以上ノ株式ヲ所有スルトキハ、之ヲ資本参加ノ目的ヲ以テ所有スルモノト看做ス。」と定義されていた。昭和十九年から二十年の間有価証券元帳において、この「関係会社」として記載されていた住友系企業を第6表に示した。これによれば上記基準に照らし、本社の持株比率が本社の関係会社とするには疑問の企業も散見されるが、当該企業の株式取得を説明した箇所で既に明らかにした場合もあり、今後新たに取得した場合はそこで検討することとしたい。

また第二次大戦後の昭和二十一年一月二十九日、住友本社がGHQに提出した「連系会社及特定関係会社ノ定義ニ付テ」のうち、関係会社についての項を再録すれば、次の通りである（連系会社については「住友合資会社の設立」註(19)参照）。

関係会社

（一）　住友関係ノ持株率相当大ナルモノカ（一定ノ標準率ヲ定メ居ラズ）。又ハ

（二）　住友関係ヨリ役員ヲ出セルモノカ。又ハ

（三）　住友関係ノ持株数ガ他ノ株主ノ夫ニ比シ、最大ノモノ若ハ特殊関係アルモノ。

ノ何レカノ一ツニ該当スルモノニシテ、事実上ノ支配関係アルモノヲ関係会社ト言フ。

而シテ関係会社ノ中ニハ、本社ノ関係会社ト連系会社ノ関係会社トアリ、特定関係会社トハ俗称ニシテ通常本社ノ関係会社中事業上ノ支配権ガ濃厚ナルモノヲ言フモ、従来確タル定義ハ無ク、人ニヨリ、時期ニヨリ一定セザルモノナリ。

この定義によれば関係会社について、本社経理部による次に述べるような住友関係の持株率二五％以上という定義付けが一度はなされたが(資料12)、実際にはその後そのような厳密な定義の下に運用されたわけではなく、あるいは運用してみると対象となる企業に応じて判断せざるを得なかったということであろうか、二五％以上という持株率は撤回されている。

先の連系会社と関係会社の役員内規の比較において、後者に新たに追加された「四　外部ニ対スル投資並役員ノ派出」は、前者の制定当時に比し、特定関係会社においてすら(特に日本電気を念頭において)その関係会社の増加が問題になっていることを示しており、連系会社の関係会社管理を如何に強化するかが、もう一つの関係会社問題として浮上することになるのである。

2　連系会社の関係会社統制問題

住友本社への改組を経て、昭和十三年一月前述の如く本社の関係会社役員内規が制定されると、さらに本社経理部で

は、日中戦争勃発後増加の一途を辿る連系会社の関係会社についてもその統制問題を検討するに至った。十二月には本社・連系会社並びに主要関係会社の事業並びに投資関係状況を、毎月『住友関係事業要報』にまとめ配布することとした(資料5)。その第三号(昭和十四年一月分)の巻末に「住友主要関係会社一覧表」(昭和十四年二月一日現在)が掲載されて以来、この要報の終刊第六七号(昭和十九年六、七月分)までの間、毎年年初現在の表(昭和十六年からは七月一日現在の表も追加された)が掲載されたおり、この要報が対象とする関係会社を把握することが可能となった(第7表、昭和二十年については、第二次大戦後にGHQに提出された「住友関係会社一覧表」で補った)。

一覧

（単位：資本金千円、持株率%）

18年	19年	20年		
資本金	資本金	資本金	持株率A	持株率B
150,000	150,000	225,000	—	100.0
50,000	65,000	80,000	26.6	99.4
200,000	318,000	418,750	20.6	39.3
45,000	53,000	86,500	24.3	40.0
60,000	60,000	98,750	17.9	32.0
15,000	20,000	20,000	24.6	87.5
30,000	30,000	30,000	25.2	100.0
50,000	50,000	150,000	11.1	26.0
—	20,000	40,000	10.0	50.0
15,000	20,000	35,000	21.0	97.5
50,000	50,000	53,675	24.1	50.3
5,000	5,000	5,000	1.5	45.0
15,000	15,000	15,000	21.7	100.0
750	750	750	30.0	100.0
2,500	2,500	—	—	—
6,500	6,500	—	—	—
35,000	35,000	—	—	—
—	—	41,500	26.6	86.8
20,000	20,000	20,000	22.5	97.0
—	—	—	—	—
7,750	7,750	7,750	19.2	28.5
—	—	—	—	—
—	—	6,000	17.0	22.5
2,250	3,000	—	—	—
2,500	2,500	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
5,300	5,300	—	—	—
—	—	—	—	—
1,300	2,000	—	—	—
250	—	—	—	—
—	—	2,500	80.0	100.0
—	—	100,000	10.0	50.0
—	—	11,915	17.8	54.1
1,000	1,000	—	—	—
3,000	3,000	3,000	100.0	100.0
750	750	1,500	100.0	100.0
—	—	2,000	0.0	100.0
—	—	1,700	0.0	50.0

第７表　住友主要関係会社

会社名	昭和14年 資本金	15年 資本金	16年 資本金	17年 資本金
住友本社	150,000	150,000	150,000	150,000
[住友本社の連系会社]				
住友鑛業	27,000	27,000	27,000	38,500
住友金属工業	87,500	125,000	150,000	150,000
住友電線製造所・電氣工業	30,000	45,000	45,000	45,000
住友化学工業	30,000	30,000	40,000	40,000
住友アルミニウム製錬	2,500	10,000	10,000	15,000
満洲住友金属工業	10,000	10,000	20,000	30,000
日本電氣・住友通信工業	—	—	—	—
朝鮮住友軽金属	—	—	—	—
住友機械製作・機械工業	7,500	10,000	15,000	15,000
住友銀行	50,000	50,000	50,000	50,000
住友信託	5,000	5,000	5,000	5,000
住友倉庫	15,000	15,000	15,000	15,000
住友生命保険	750	750	750	750
住友海上火災保険	—	—	2,500	2,500
住友ビルデイング	6,500	6,500	6,500	6,500
大阪北港	35,000	35,000	35,000	35,000
住友土地工務	—	—	—	—
四國中央・住友共同電力	12,500	12,500	17,500	20,000
[住友本社の関係会社]				
日本電氣	21,250	21,250	30,000	40,000
日本板硝子	5,500	5,500	5,500	7,750
扶桑海上火災保険	2,500	2,500	—	—
大阪住友海上火災保険	—	—	—	—
大日本鑛業	1,500	1,500	1,500	1,500
土肥金山・鑛業	2,500	2,500	2,500	2,500
静狩金山	3,150	3,150	3,150	3,150
日本楽器製造	5,188	—	—	—
新大阪ホテル	1,500	—	—	—
北支産金	500	2,000	4,000	5,300
日本ホロタイル	50	—	—	—
熱河蛍石鑛業	—	—	—	1,300
昭和クローム鑛業	—	—	—	—
住友ボルネオ殖産	—	—	—	—
安東軽金属	—	—	—	—
住友化工材工業	—	—	—	—
[住友鑛業の関係会社]				
太洋鉱業	1,000	1,000	1,000	1,000
金屋淵鉱業	2,000	3,000	3,000	3,000
岩城・佐々連鉱業	—	—	—	750
熱河蛍石鑛業	—	—	—	—
北支産金	—	—	—	—

この過程で関係会社の定義や統制方法についてルールづくりの必要性が認識されたので、本社商工課は試案を作成した上で、昭和十五年四月に開催された主管者協議会において第五議題「連系会社ノ関係会社ニ対スル統制ニ関スル件」を提出した。四月二日総務部長から議題が通知されるのをまって、四月六日商工課長神田勇吉は各主管者に対し次のような書簡を送り、商工課が作成した試案を添付して、予め試案に対する意見の準備を求めた。

主管者協議会議題ニ関スル件

拝啓　四月二日附文第二八五号総務部長名ヲ以テ御通知申上置候、本年度主管者協議会議題中第五号「本社商工課

—	—	2,500	39.2	71.3
—	—	4,500	30.2	59.2
—	—	2,500	20.0	60.0
4,100	4,100	4,100	88.6	88.6
6,000	9,000	14,000	100.0	100.0
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
22,500	30,000	45,000	28.8	32.3
3,000	7,500	7,500	41.6	41.6
3,000	3,000	4,500	30.0	37.5
4,000	6,000	6,000	37.5	40.6
2,000	3,875	5,500	30.0	51.6
—	—	—	—	—
1,500	2,000	4,000	49.8	49.8
1,600	1,600	2,600	57.7	57.7
21,250	25,500	25,500	17.2	33.0
3,600	6,300	11,700	50.1	64.4
—	22,500	30,000	43.5	46.8
—	12,000	12,000	43.5	46.8
—	—	6,000	50.0	50.0
—	—	14,500	45.0	49.6
—	—	2,500	37.5	37.5
—	—	3,000	50.0	50.0
—	—	3,000	41.6	83.3
—	—	14,800	40.8	45.4
—	—	1,800	100.0	100.0
—	—	5,400	14.5	61.5
—	—	1,000	100.0	100.0
—	—	6,000	42.5	42.5
—	—	2,000	100.0	100.0
—	—	4,000	16.3	16.3
—	—	3,900	30.8	30.8
—	—	800	26.2	26.2
—	—	600	50.0	50.0
—	—	190	94.7	94.7
—	—	250	60.0	60.0
—	—	480	88.1	88.1
—	—	150	100.0	100.0
—	—	195	50.0	50.0
—	—	70	100.0	100.0
2,500	3,000	—	—	—
600	600	1,775	55.3	55.3
—	—	—	—	—
7,000	7,000	—	—	—
1,400	1,775	5,000	42.5	44.0

土肥鑛業	—	—	—	—
大日本鑛業	—	—	—	—
朝鮮鱗状黒鉛	—	—	—	—
[住友金属工業の関係会社]				
住友アルミニウム	4,100	4,100	4,100	4,100
関東・住友特殊製鋼	1,500	3,300	4,650	4,650
大阪アルミニューム製作所	1,500	1,500	—	—
伸銅共販	500	500	—	—
大阪金属工業	5,250	8,250	12,750	12,750
太刀洗製作所・航空機	1,500	2,250	3,000	3,000
粟村鉱業所	1,250	2,500	3,000	3,000
大畑伸銅・日東金属工業	—	2,000	2,000	3,000
恵美須屋鉄工所・工具工業	—	1,200	2,000	2,000
日本軽金属工業	—	500	500	500
昭和精機工業	—	1,000	1,000	1,500
大塚鉄工所	—	—	—	1,600
日本ステンレス・帝国特殊製鋼	—	—	—	16,000
日本パイプ製造	—	—	—	—
九州飛行機	—	—	—	—
九州兵器	—	—	—	—
朝鮮住友製鋼	—	—	—	—
満洲軽合金工業	—	—	—	—
満洲鋼管工業	—	—	—	—
足立石灰礦業	—	—	—	—
阪根金属工業	—	—	—	—
理研金属	—	—	—	—
柏原紡織	—	—	—	—
帝国圧縮瓦斯	—	—	—	—
大阪航空機器工業	—	—	—	—
関西軽金属再生工業	—	—	—	—
乾　製紙	—	—	—	—
中央電気工業	—	—	—	—
東京精鍛工所	—	—	—	—
松尾金属工業	—	—	—	—
高山礦業	—	—	—	—
高木耐火煉瓦	—	—	—	—
高知礦業	—	—	—	—
丸三耐火煉瓦	—	—	—	—
阪和硅石	—	—	—	—
尼崎製氷冷蔵	—	—	—	—
日本特殊鋼被	—	—	—	—
[住友電線製造所・電氣工業の関係会社]				
阪根金属商工・工業	2,500	2,500	2,500	2,500
ダイヤモンド研磨・大阪ダイヤモンド工業	300	400	600	600
二葉護謨	300	300	300	—
日本海底電線	2,000	2,750	2,750	4,000
東海護謨工業	400	400	600	900

提出＝連系会社ノ関係会社ニ対スル統制ニ関スル件」ニ就テハ、「提案理由」ニ依リ大体御了解被下候コトト存候得共、提案者側トシテハ主トシテ左記諸事項ニ関シ、夫々御意見ヲ承リ度キ次第ニ有之候間、御了承相成度、此段御通知旁得貴意候也。

記

一、関係会社ヲ有スル連系会社ニ対シテハ左記事項

（一）　関係会社ノ定義ヲ如何ニ定ムルヲ適当ト考ヘラルルヤ

12,500	17,500	—	—	—
2,500	2,500	—	—	—
10,000	10,000	—	—	—
3,000	3,000	3,000	31.5	51.5
500	500	—	—	—
—	—	—	—	—
2,000	2,000	2,000	32.5	32.5
450	450	450	50.0	50.0
975	—	—	—	—
—	2,925	5,000	90.0	90.0
—	—	5,000	38.9	38.9
—	—	2,000	32.0	32.0
—	—	—	—	—
75	—	—	—	—
2,000	2,500	3,750	40.0	40.0
1,500	1,500	—	—	—
1,000	1,000	—	—	—
380	380	500	67.0	97.0
—	—	12,000	50.8	50.8
4,500	10,000	10,000	48.5	50.3
8,500	10,000	10,000	39.8	61.2
1,650	3,000	10,000	48.0	56.8
6,000	6,000	6,000	85.0	85.0
6,000	15,000	15,000	37.0	46.3
1,000	1,000	2,500	52.8	52.8
4,000	5,080	12,000	53.7	53.7
—	—	—	—	—
400	800	2,000	59.3	59.3
150	150	150	33.3	33.3
75	150	750	96.0	96.0
—	—	195	25.6	25.6
—	—	10,000	25.0	35.0
—	—	700	35.7	35.7
—	—	2,000	35.0	35.0
—	—	3,000	52.0	52.0
—	—	700	56.6	56.6
—	—	400	75.0	75.0
—	—	1,000	57.9	57.9
—	—	1,000	45.0	45.0
—	—	1,000	30.0	50.0
1,000	1,000	—	—	—
700	700	1,600	42.0	78.6

満洲電線	5,000	7,500	10,000	12,500
日本電線	2,500	2,500	2,500	2,500
藤倉電線	10,000	10,000	10,000	10,000
日新電機	1,500	2,000	2,000	3,000
東海電線	500	500	500	500
松下電動機	1,000	1,000	—	—
國華護謨工業	—	—	2,000	2,000
世界通益橡膠廠	—	—	150	150
中華電気製作所	—	—	975	975
朝日金属精工	—	—	—	—
泉　電線	—	—	—	—
昭和製鋼	—	—	—	—
[住友化学工業の関係会社]				
住化肥料販売	25	25	25	—
宮本呉商店	75	75	75	75
神東塗料	905	905	2,000	2,000
満洲神東塗料	—	250	500	1,500
合成樹脂工業所	250	250	1,000	1,000
特種硝子光機	—	200	290	380
住友多木化学工業	—	—	—	—
[日本電氣・住友通信工業の関係会社]				
安立電気	1,500	2,000	3,000	3,750
東北金属工業	3,800	5,500	7,000	7,000
日本通信工業	1,650	1,650	1,650	1,650
満洲通信機	2,000	3,000	6,000	6,000
東洋通信機	3,250	3,250	3,750	6,000
日電電波工業・日本電気	250	250	400	400
小穴製作所・日本電気兵器	1,550	2,000	2,000	2,000
岩城硝子	1,200	1,200	2,000	—
安藤電気	300	400	400	400
ニデカ販売・日本電気録時機	—	100	150	150
日電興業	—	—	—	—
日電電波	—	—	—	—
日本航空電機	—	—	—	—
狐崎無線電機製作所	—	—	—	—
電機工業	—	—	—	—
日本電気硝子	—	—	—	—
帝国カーボン	—	—	—	—
国防工具製造	—	—	—	—
北浦製作所	—	—	—	—
山越製作所	—	—	—	—
[朝鮮住友軽金属の関係会社]				
日鮮窯業	—	—	—	—
[住友機械製作・機械工業の関係会社]				
山川プレス・重圧機工業	650	1,000	1,000	1,000
波止浜船渠	—	—	300	300

商工課試案ニ対スル御意見如何

（二）　各社ニ於テ関係会社トシテ指定セントスル会社名及其ノ指定事由

（三）　関係会社ニ対スル統制方法

（イ）　現在関係会社ニ対シ実施シツツアル指導統制ノ実状如何、即チ関係会社中ニハ関係ノ経緯ヨリ原料関係、営業関係、技術関係、統制関係等ノ区別アルベキモ、各場合ニ応ジ指導統制方法ヲ区別シ居ラルルヤ、其ノ指導統制ノ方法並程度ノ実状如何

—	—	1,000	99.7	99.7
1,000	—	—	—	—
250	—	—	—	—
200	200	200	90.8	90.8
200	200	200	90.5	90.5
145	145	145	91.4	91.4
—	—	—	—	—
1,881	1,881	2,131	32.5	32.5
—	1,288	1,760	54.9	54.9
—	—	1,000	98.5	98.5
—	—	250	98.0	98.0
—	—	120	92.0	92.0
—	—	100	100.0	100.0
1,500	1,750	2,000	57.3	57.3
—	—	—	—	—
720	—	—	—	—
3,300	3,300	—	—	—
—	—	—	—	—
438	875	1,750	57.1	57.1
338	338	—	—	—
350	300	—	—	—
—	—	—	—	—
100	100	—	—	—
—	—	1,000	100.0	100.0

住友本分家、連系会社）の持株率。
昭和20年住友本社「住友関係会社一覧表」（8月15日現在）。

[住友銀行の関係会社]				
佐賀百六銀行	1,000	1,000	1,000	—
豊前銀行	1,000	1,000	1,000	1,000
三州平和銀行	250	250	250	250
布哇住友銀行(千ドル)	200	200	200	200
シアトル住友銀行(千ドル)	200	200	200	200
加州住友銀行(千ドル)	145	145	145	145
日華護謨工業	3,000	3,000	—	—
三重銀行	—	—	1,881	1,881
近畿無尽	—	—	—	—
中津興業	—	—	—	—
三州興業	—	—	—	—
扶桑殖産	—	—	—	—
和歌山倉庫	—	—	—	—
[住友倉庫の関係会社]				
富島組	1,000	1,000	1,000	1,500
ニッケルエンドライオンス	1,200	1,200	1,200	—
大正回漕	—	—	—	720
東陽倉庫	3,300	3,300	3,300	3,300
[四國中央・住友共同電力の関係会社]				
渡川水力電気	375	375	375	375
伊予川開発	—	—	—	—
[日本板硝子の関係会社]				
四日市製材	337	337	337	337
日本鉄工所	300	300	300	300
[静狩金山の関係会社]				
小鉾岸金山	—	—	1,500	1,500
[北支産金の関係会社]				
華北採金	—	—	100	100
[住友化工材工業の関係会社]				
東亜合成化工	—	—	—	—

註：資本金は払込資本金、持株率Aは親会社(住友本社又は連系会社)の持株率、持株率Bは住友系(住友本社、
出典：昭和14～19年住友本社経理部『住友関係事業要報』(14年は2月1日現在、15～19年は1月1日現在)。

（ロ）　関係会社ニ対スル統制ニ付テハ、如何ナル方法並程度ニ依ルヲ適当ト考ヘラルルヤ
　　商工課試案ニ対スル御意見如何
（四）　関係会社ニ関スル本社トノ連絡方法
（イ）　現在関係会社ニ関シ実施シツツアル本社トノ連絡方法如何
（ロ）　関係会社ニ関スル本社トノ連絡ニ付テハ如何ナル方法並程度ニ依ルヲ適当ト考ヘラルルヤ
　　商工課試案ニ対スル御意見如何
二、販売店ニ対シテハ左記事項
関係会社ノ製品取扱上ノ諸問題
三、金融店部ニ対シテハ左記事項
関係会社ニ対スル金融並其ノ会社ノ株式取得ニ関スル諸問題

以上

（添付書類）
一、関係会社ノ定義（商工課試案）
関係会社ノ定義ニ付テハ簡単ニ決定シ難キモ、便宜左記各項ノ何レカニ該当シ、当該連系会社ニ於テ其ノ経営権（註、日米板硝子、扶桑海上、日本電氣等住友合資会社がこれまで経営権を掌握した事例からみると、住友が筆頭株主となって経営責任者を派遣すること、筆頭株主でない場合は他の大株主が住友の経営責任者の派遣を容認することが条件とされている）ヲ掌握スルカ、或ハ又経営ニ関シ相当ノ発言権ヲ有スルモノニシテ、本社ノ承認ヲ経タル上、関係会社トシテ指定シタルモノヲ謂ヒ、其他ハ総テ投資会社ト謂フ

記

（一）　住友関係ノ持株率二五％以上ノモノ

（二）　住友関係ヨリ役員（会長、社長、専務、常務或ハ常勤ノ取締役）ヲ出セルモノ

（三）　右各項ニ該当セザルモ住友関係ノ持株数ガ最大ノ大株主ナルモノ若クハ特殊関係等アルモノ

二、連系会社ノ関係会社ニ対スル統制方法（商工課試案）

関係会社ノ統制並ニ育成指導ニ就キ万全ヲ期セントセバ、単ニ資本関係ノミヲ以テシテハ不充分ニシテ、之ガ統制指導ノ衝ニ当ル人的機構並ニ関係会社ノ当該連系会社ニ対スル事務的連絡方法ノ適否ニヨリ多大ノ影響ヲ蒙ルベキヲ以テ、今後ハ左記方法ニヨリ極力之ガ目的ノ達成ヲ期スベキモノトス

記

（一）　連系会社ニ於ケル関係会社統制機構ヲ整備充実スルコト

即チ

(1)　関係会社ニ対シテハ事情ノ許ス限リ常勤ノ役員乃至ハ職員ヲ派遣ノコト

(2)　多数ノ関係会社ヲ所有シ居ル連系会社ニ於テハ、事情ノ許ス限リ特定ノ係又ハ課ヲシテ関係会社ノ統制事務ヲ専管セシメ、以テ関係会社統制事務ノ円滑統一ヲ期スルコト

（二）　関係会社トノ事務的連絡方法ニ就キ連系会社ニ於テ左記規準ヲ設定ノ上、関係会社ヨリ重要事項ニ就キ打合ヲ為サシメ、或ハ報告ヲ提出セシメルコト

(1)　打合事項（原則トシテ書面ニヨルコト）

（イ）　毎期（又ハ毎年度）ノ業務方針並ニ予算（会計見積書）、（ロ）毎期ノ決算、（ハ）資本ノ増減

（ニ）　重要人事、（ホ）其他重要ト認メラルル事項

(2)　報告事項（原則トシテ書面ニヨルコト）

（イ）　毎月ノ業務概況

受註、販売、損益、起業、収支、金繰、工場操業状況、原料入手状態、人事異動等

（ロ）　毎期（又ハ毎年度）ノ実際報告書

（備考）

右実施ニ当リテハ、各関係会社ノ実情、持株率等ヲ適宜斟酌ノ上漸進主義ヲ以テ之ガ実現ヲ期スルコト、而シテ之ガ具体的実施方法ニ付テハ、関係会社対連系会社トイフ正式ノ会社間ノ関係ヲ便宜トスルモ、事情ニヨリテハ派出セル役員ヲ通ジ実施スルモ差支ヘナキコト

三、　関係会社ニ関スル本社ト連系会社トノ連絡方法（商工課試案）

連系会社ハ其ノ関係会社ニ関スル重要事項ニ就テハ、左記方法ニヨリ本社ニ打合乃至ハ報告ヲ為シ、本社トノ連絡ヲ図ルコト

(1)　関係会社ヨリ連系会社ニ打合アリタルモノノ中重要ト認メラルル事項、例ヘバ（イ）予算、（ロ）決算、（ハ）資本ノ増減、（ニ）重要人事等ニ就キ随時本社ニ打合或ハ報告ノコト

(2)　連系会社ニ於テハ関係会社ニ関スル重要事項ニ就キ、定期的ニ重役会ニ報告ノコトトシ、右報告ノ写ヲ本社ニ提出ノコト

以上

会議はまず商工課長神田勇吉が上記試案を基に次のような趣旨説明を行い、関係会社を多数有する連系会社の主管者

の意見が相次いだ。

（神田勇吉本社商工課長）御承知ノ如ク、最近各連系会社ハ著シク発展シ、連系会社ガ関係会社ヲ持ツコトガ大変多クナツタ。

従而関係会社ノ事業ガ住友ノ信用ニモ影響スル処大ナルニ鑑ミ、関係会社中ノ或ルモノニ就而、或ル程度ノ指導統制ヲヤル必要ガアルト思フ。現在関係会社ヲ所有シテ居ル連系会社数ハ七社、其ノ他特定関係会社タル日本電氣、日本板硝子、静狩金山ノ三社ニ於テモ関係会社ヲ有シテ居ル。其関係会社総数ハ現在一八一社、其ノ投資額ハ帳簿価格ニ於テ一〇七、二七〇千円デアリ、更ニ其ノ内訳ハ連系会社二八、六〇八千円、其他ノ関係会社ガ七八、六六四千円デアル。又只今申シ上ゲタ連系会社七社、特定関係会社三社ノ自己資本金総計ハ三四四、七八六千円デアリ、前記総投資額トノ割合ハ三一・一%、又連系会社投資額ニ対シ八・三%、其ノ他関係会社投資額ニ対シ二二・八%デアル。

尤モ右一八一社中ニハ、連系会社相互間ニ於テ株ヲ持チ合ツテ居ルモノ、又ハ同一会社ニ数社ノ連系会社ガ投資シテ居ルモノモアルノデ、其ノ重複分ヲ整理スレバ一三五社トナリ、投資額ハ七八、六六四千円、自己資本ニ対スル比率ハ二二・八%トナル。上述ノ数字カラ見テモ本問題ハ仲々ノ大問題デアル。次ニ種々ノ観点カラ之等所謂関係会社ヲ二ツニ分類スル必要ガアルト考ヘル。即チ上記一三五社ノ中単ニ株ヲ持ツテ居ルモノトサウデナイモノトニ分ケ、前者ヲ投資会社、後者ヲ関係会社ト便宜上呼称シタイ。然ル時ハ、右一三五社中関係会社ハ五四社、其ノ投資額ハ四二、二〇〇千円、自己資本ニ対スル割合ハ一二・二%、投資会社ハ八一社、其ノ投資額ハ三六、四五〇千円、自己資本ニ対スル割合ハ一〇・六%デアル。

結局連系会社ガ経営権ヲ掌握スルカ、又ハ相当ノ発言権ヲ持ツテ居ルモノデ、外形的標準トシテ持株率二五%以上

ノモノ、役員（会長、社長、専務、常務、常勤ノ取締）ヲ出シテ居ルモノ、以上ノ二項ニハ該当シナクトモ当該連系会社ガ最大ノ大株主ナル場合、若クハ特殊関係等ニアルモノ、コノ三項ノ中何レカニ該当スルモノヲ一応関係会社ト名附ケタイ。此ノ商工課試案ノ定義ニ就キ御批評願ヒタイ。

次ニ関係会社ニ対シ如何ナル指導統制ヲ為スヲ適当ト考ヘルカ。既ニ各社ニ於テ実行中ノコト、考ヘルガ、最近関係会社ノ数ガ増加シテ居ル事情モアリ、又各連系会社デヤリ方モ違フト思フノデ、其ノ方法、程度、範囲ニ就キ、現状並ニ将来ノ方針ヲ御発表願ヒ度イ。其ノ参考トシテ商工課試案ヲ御手許迄差上テアリマス。即チ私ノ考ヘトシテハ、関係会社ノ統制ハ、資本力ノミデハ駄目デ、統制ノ衝ニ当ル人的機構ノ整備ト事務的連絡方法ノ改善カラ進ムノガヨイト考ヘ試案ニモアリマス通リ、

（一）　関係会社ニ対シテハ事情ノ許ス限リ、常勤ノ役員又ハ職員ヲ出スコト

（二）　各連系会社ニ於テハ関係会社ニ関スル事務ヲ特定ノ課又ハ係ノ管理トスルコト

ヲ適当ト思フ次第デアリマス。又関係会社トノ事務的連絡方法ニ就テモ御手許ニ差上ゲテアル試案程度ノコトヲ実行シテハドウカト考ヘル次第デアリマス。

尤モ斯ル統制ハ種々ノ事情ノ為、劃一的ニハ出来ヌト思ヒマスノデ、漸進主義デヤル、又事務的連絡方法モ会社間ノ正式ノモノト出来ヌ場合ハ、派遣ノ役職員ヲ通ジテ行ツテモ差支ヘナイコトニシテ居ル訳デアリマス。

関係会社ニ関スル事務ノ本社トノ連絡方法ニ就テモ、御手許ニアル商工課試案ヲ御覧願ヒタイ。但シ特ニ申シ上ゲタイノハ、関係会社ノ問題ハ建前トシテ連系会社デヤルベキデ、従而本社トノ事務的連絡モ原則トシテ報告デ結構デアルト言フコトデアル。

但シ例外トシテ関係会社ノ本質ニ重大ナ変更ヲ及スガ如キ事態ニ就テハ、御打合ヲ願ヒタイ。又連系会社ト一心同

体ノ関係会社、例ヘバ四國中央ノ渡川水電、化学工業ノ化学肥料販売等ニ就テハ、原則トシテ打合ヲ頂戴致シ度イ。最後ニ投資会社ニ就テハ、株ヲ持ツニ至ツタ事情モ極メテ複雑多岐ニ渉リ、一律ニハ申サレナイガ、各連系会社共資金ヲ必要トスル際デアリ、又株価モ非常ニ高イ時節ナノデ、一応持株ニ就キ全面的検討ヲ行ヒ、不必要ノモノハ成ルベク処分スル様ニシテ戴タイ。

又本問題ニ関聯シ

（一）販売店ニ対シテハ関係会社ノ製品取扱上ノ諸問題

（二）金融店部ニ対シテハ関係会社ニ対スル金融並其ノ会社ノ株式取得ニ関スル諸問題

ニ就キ御意見ヲ伺ヒタイ。尚銀行、信託、保険等ノ金融店部モ勿論関係会社ヲ持ツテ居ルガ、持株ノ理由ガ大分異ナルノデ、本議題カラ一応除外シタ訳デアリマス。

（三村起一鑛業専務）御提案ノ御趣旨ニハ至極賛成デアル。又商工課試案ノ本社トノ連絡方法ハ、打合デナケレバナラヌ様ニ書イテアツタノデ、経理部人不足ノ際、益々御忙シクナルノデハナイカト大変心配シテ居ツタガ、只今ノ御説明デ報告デモヨイト云フコトガ判ツタノデ、安心致シタ次第デアル。当社ノ方針ハ、関係会社ヲ事実上統制シウルヤウニスルコトデ、其ノ点ヲ考慮シテ金屋淵鑛業、太洋鑛業等皆常勤ノ役職員ヲ出シテ居ル次第デアル。又機械製作ニ就テモ序デニ申シ上ゲルガ、関係会社タル山川プレスニハ常務取締、監査役、支配人、技師長ヲ出シテ居ル。

（春日弘金属工業専務）関係会社ノ統制ニ就テハ、従来大分手落チモアツタ様デ、誠ニ申シ訳ナク思ツテ居ル。先ズ商工課試案ノ定義ニ就而、大体此ノ辺デ宜シイト考ヘル。但シ相当ノ例外モアルコト、思フ。即日本パイプ、渡辺鉄工所、太刀洗製作所、粟村鑛業所等ハ軍部ノ管理ガヤカマシクナリ、軍部以外ノ者ニタツチセシメヌノデ、

統制シヤウト思ツテモ出来ナイ。然シ出来ルダケ本社ノ試案ニ従ツテヤリタイト考ヘテ居ル。

現在ノ統制方法ハ、分工場ノ様ナ関東特殊、住友アルミ等ニ就テハ全面的ニヤツテ居ル。其他ニ就テハ選出ノ役員ヲ通ジヤツテ居ル。之等ノ会社カラハ、毎月ノ業務概況ヲ徴収シ、又随時打合ヲ行ハセテ居ル。関係会社ノ事務ヲ管理スルノハ、内規ニ基キ人事並機密事項、株式ノ取得ハ総務部長ガ行ヒ、打合ノ保管、報告ノ聚集、経営ノ分析ハ営業部査業課デヤツテ居ル。

商工課試案ノ統制方法ハ趣旨ハ誠ニ結構デアルガ、

（一）　関係会社ノ大部分ハ個人経営ナノデ、人ヲ出シテモナカナカ従来ノ色彩ガヌケナイ

（二）　金属工業自身ガ多忙ナノデ、派遣スル適当ナ人ガナイ

等ノ事情モアリ、又報告、打合ノ徴収モ一律ニスルコトハ困難デ、中ニハ会計組織ノ根本的建直シヲ必要トスル会社モアルガ、金属自身ガ忙シイノデ、人ノコトヲ構ツテ居ラレナイ。

結局漸進主義デ徐々ニ進ミタイ。本社トノ連絡ニ就テハ、現在株金ノ払込等ニ就キ、打合ヲ行ツテ居ルガ、今後ハソレト併行シテ三月、六月、九月、十二月ノ四回ニ分ケテ、関係会社ノ重要事項ニ就キ、重役会ニ報告ノコト、シ、其ノ写ヲ本社ニ提出シ、又特ニ重要ナコトハ其ノ都度報告ノコト、シタイト考ヘテ居ル。

（田中良雄電氣工業専務）当社所有ノ有価証券ハ二八、〇〇〇千円、払込資本金四五、〇〇〇千円ニ対スル比率ハ四七％に達シテ居ル。処分シテモ差支ヘナイモノハ処分シテ居ルノデアルガ、其レデモ増加スル一方デアル。当社ガ株式ヲ所有シテ居ル会社ハ、現在三七社、コノ他株ハ持ツテ居ナイガ、実際上統制ヲ行ツテ居ルモノガ六社アル。当社ノ方針トシテハ、資本ヲ投下スル時ハ、必ズ事情ノ許ス限リ、重役、支配人、部長、或ハ職員ヲ出シ、発言権ヲ得ル様努力シテ居ル次第デ、関係会社トシテ指定シタカラ指導統制スル、指定シナイカラヤラヌト云フノデハナ

ク、全般ニ渉ツテヤリタイト考ヘテ居ル。

前述三七社ノ中、常勤ノ役員ヲ出シテ居ルモノガ一一社、取締役ト監査役トヲ両方出シテ居ルモノガ六社、平取締ヲ出シテ居ルモノガ三社デアル。之等役員ヲ出シテ居ル会社カラハ、毎月ノ元帳残高表、業務概況表ヲ提出セシメ、又起業、増資其他重要事項ニ就テモ随時協議セシメテ居ル。

又当社カラ役員ヲ出シテ居ナクトモ、特別ノ関係ニアル会社、例ヘバ帝国電線、太陽電線等ニ就テハ、期末ノ決算ノ打合ヲ行ハセテ居ル。藤倉電線ニ就テハ、統制方法ガ稍々不完全ナノデモウ少シ厳重ニヤリタイト考ヘテ居ル。

次ニ関係会社ノ定義ニ就テハ商工課試案デ結構ト考ヘル。商工課試案ノ関係会社候補ト自分ノ方デ関係会社ト考ヘテ居ルモノトハ、東北金属工業ヲ除キ、完全ニ一致シテ居ル。

次ニ統制指導方法ニ就テモ、商工課試案ハ大変結構デ自分ノ方モ大部分ノモノニ就キ同様ノ統制ヲ行ツテ居ルガ、総テノ関係会社ニ一律ニ行フコトハ、多少ノ無理ガアルノデハナイカト思ハレル。

次ニ統制事務ハ総務部査業課デ一元的ニ行ツテヰル。査業課デハ、コノ外起業、税務等ノ事務モ管理シテ居リ、之等ノ事務ニ関シ子会社ヨリノ質問ニ応ジ、其ノ指導ヲ行ツテ居ル。関係会社トノ提携ノ経緯ニヨリ、統制指導方法ヲ区別シテ居ルカドウカニ就テハ、自分ノ考ヘデハ区別スル必要ハナイト考ヘテ居ル。但シ役員ヲ出ス時、事務系ノ人ヲ出スカ、又ハ技術畑ノ人ヲ出スカ位ノ区別ハアルカモ知レヌ。

只此処デ特ニ申シ上ゲタイコトハ、関係会社ニ対スル指導統制ニ当ツテ重要ナコトハ、先ズ関係会社ヲ利用スル前ニ関係会社ニ利用サレル様ニスルコト、第二ニ先方ノ主脳部ト常ニ接触ヲ保ツテ、相互ノ了解ヲ深メルコトガ必要デアルト考ヘル。斯様ナ点ヲ考慮シテ、私ノ方デハ成ル可ク総務部長及査業課長ヲ関係会社ノ役員ニ推薦スル様ニシテ居ル。

本社トノ連絡方法ハ、三ヶ月ニ一度重役会ニ関係会社ノ近況ヲ報告セシメ、其ノ写ヲ本社ニ提出シテ居ル。

最後ニ一ツノ関係会社ニ二社以上ノ連系会社ガ関係シテ居ル時ハ、其ノ中主管トナルベキモノヲ決定シテ戴キタイ。又他ノ連系会社ノ関係会社ニ就キ、提携ノ経緯ヲオ知ラセ願ヘルト結構デアル。又関係会社ノ製品ニ就テハ、成ル可ク広ク各販売店デ取扱ツテモラヒタイ。関係会社ニ関スル金融店部トノ関係ニ就テハ、当社ハ日新電機、東海護謨、松下諸事業ノ株ヲ住友生命保険ニ引受ケテモラツテ居ル。

（大屋敦化学工業専務）化学工業ノ関係会社ハ、最近提携シタモノガ多イノデ、大部分未ダ確定シタル方針ハナイ。化学工業ガ株ヲ持ツテヰル会社ハ、大体三ツニ分類デキルト思フ。其ノ第一ハ国策会社デアル。之ニ就テハ改メテ彼是申シ上ゲルコトハナイ。其ノ第二ハ営業関係ノ会社デアル。即チ其ノ会社カラ原料ヲ買フ又ハ其ノ会社ニ製品ヲ買ツテモラフト云フ関係デ、倉敷絹織、徳山曹達、大日本セルロイド等ガ其ノ例デアル。之等ノ会社ニ就テハ、原則トシテ経営ニアマリ深入リセヌ方ガヨイト考ヘル。従而形式上二五％以上ノ株ヲ持ツテ居テモ、統制ハ困難デ、常勤ノ重役ヲ出ス訳ニモ行カズ、又出シテモ駄目ノモノモアル。第三ノモノハ其ノ会社ノ事業ヲ化学工業ノ事業トシテ取入レタイモノ、即チ合成樹脂、神東塗料、特種硝子等デ之等ニ就テハ、指導統制ガ必要デアルト思ツテ居ルガ、其ノ時期ニ就テハ相当議論ノアルコト、思フ。即チ持株ハ二五％以上デモ、常勤ノ重役ヲ出シ、又ハ連系会社ガ本社ニ対シ行ツテ居ルノト同様ノ統制ヲヤルノハ、一寸待ツテ戴キタイノデアル。

但シ関係会社中デモ住友化学肥料販売ノ様ニ一心同体ノモノニ対シテハ、完全ナル統制ヲ行フノガ当然デアル。

販売店トノ関係ニ就テハ、神東塗料ノ製品ヲ各販売店ニ御願ヒシテ居ルガ、自分ノ考ヘデハ常勤ノ役員ノ出テ居ナイ関係会社ノ製品ヲ販売店デ取扱フノハ無理ガアルト考ヘテ居ル。

（野田哲造銀行常務）関係会社ノ金融ニ就テハ、連系会社ニ対スルト同様、申出ノアツタ極度額ニ就キ検討シ、本社

ノ経理部並ニ会計課トモ相談シテ居ル。

（岡橋林銀行専務）最近ハ関係会社ニ対スル金融額ガ非常ニ多額トナツテ来タガ、平素ハ他ノ銀行デ都合ヲ受ケ、困ツタ時ダケ住友銀行ニ泣キ附イテ来ルノハ困ル。本社ノ検査役ハ連系会社ダケヲ検査スルノデスカ。

（生野章作本社検査役）関係会社ハ連系会社ノ指導統制下ニアルノデ、本社ノ検査役ガ検査スベキモノデハナイト考ヘテ居ル。但シ例外トシテ検査ヲ行ツタコトモアル。

（岡橋林銀行専務）自分ノ考ヘデハ、コノ点ニ就テモ連系会社ハ関係会社ヲ統制シテモラヒタイ。即チ連系会社デ合法的ニ関係会社ノ内容ヲ検査シテモラヒタイノデアル。

（福山善治郎信託常務）信託会社トシテハ従来ノ取引カラ感ジタコトヲ二、三申シ上ゲル。

第一ニ関係会社ノ統制ハ、技術的統制ニ重キヲ置キ、資本的統制ハ後廻シニシタラヨイト思フ。最近各連系会社ノ関係会社ガ急激ニ増加シタノハ、一般小会社ガ技術ノ高度化・資材ノ高級化ニ応ジラレナクナツタ為、住友ニ頼ツテ来タノデアル。彼等ハ一面住友カラ資本的統制ヲ受ケ、永年心血ヲ注イダ会社ヲ住友ニ乗取ラレハシマイカト大変心配シテ居ル。

第二ニ関係会社ノ金融ハ、住友ノ金融機関デヤルノガヨイト思フガ、連系会社ノ中ニハ関係会社ニ金ヲ貸シテモラヒ度クナイノモアリ、又信託トシテモ関係会社ノ内容ガ判明セネバ、金ヲ貸スコトガ出来ナイノダカラ、関係会社ニ関シ充分ノ連絡ヲシテモラヒタイ。

第三ニ信託会社ハ関係会社ノ株ヲ持ツノハ結構ト考ヘテ居ルガ、法律ニヨリ金銭信託ノ二〇％以上ハ株ヲ持テヌコトニナツテ居ルノデ、御希望通リニハ参ラヌ。但シ連系会社ノ名前ヲ関係会社ノ株主名簿上ニ出シタクナイ時ハ、信託ヲ利用サレルト便利デアルシ、又先程オ話ノアツタ検査ニ就テハ、信託会社ノ検査制度ヲ御利用ニナルト、手

数ガ省ケルト思フノデ、今後ハ此ノ方面デ精々住友信託ヲ御利用願度イ。

（梶井剛日本電氣専務）先ズ商工課御試案ニ対スル意見ヲ申シ上ゲル。第一ニ関係会社ノ定義ハマアコンナ処デ結構ダト考ヘルシ、又日本電氣ノ関係会社トシテ具体的ニ列挙セラレテアルモノニ就テモ別段異議ハアリマセン。

次ニ関係会社ノ統制指導方法ニ就テモ、商工課御試案ノ趣旨ハ結構デアルト考ヘル。日本電氣ノ具体的実情ヲ申シ上ゲレバ、統制指導ノ担当機関トシテ経理部査業課ガ之ニ当リ、商工課試案ト大体同様ナ事務的連絡方法ヲトル様努メテ居ルガ、未ダ会計検査ヲスル迄ニハ至ツテ居ナイ。

次ニ本社トノ連絡方法ニ就テハ、現在未ダ充分ナ連絡ガ行ハレテ居ナイ様ニ考ヘルノデ、今後ハ努メテ且喜ンデ色々ナ御報告ヲ差上ゲル様ニシタイト念願シテ居ル次第デアル。

又関係会社ノ金融問題ニ就テモ、今迄大分住友銀行ニ御迷惑ヲオ掛ケ申シ上ゲタコトガアリ、先刻ノ岡橋専務ノ御小言ニハ自分トシテ思ヒ当ル節モアルノデ、大変恐縮シタ次第デアツテ、今後ハ努メテコノ点ニ就テモ銀行、信託ト連絡スルヤウニ致シタイト存ジテ居ル。

只今申シ上ゲタコトハ、商工課御試案ニ対スル私ノ意見デアルガ、元来各連系会社ノ関係会社ト云フモノハ、各連系会社夫々ノ事業ノ特殊性ニ応ジ、其ノ提携ガ成立シタモノト考ヘラル、故、之ガ指導統制ニ当ツテハ、商工課御試案ノ様ナ一律的、形式的統制方法ヲ考ヘル以外ニ、其ノ特殊性ニ対応スベキ特殊的、実質的ナ方法ガ採用セラルベキデハナイカト考ヘラレルノデアル。

ソコデ私ハ、日本電氣ノ関係会社ノ特殊性トモ謂フベキモノヲ御話申シ上ゲ、コノ特殊性ニ立脚シタ将来ノ指導統制方針ヲ申シ上ゲテ、皆様ノ御参考ニ供シタイト考ヘル。

御手許ニアル関係会社一覧表ヲ御覧ニナレバスグ御判リニナルト思フガ、日本電氣ノ関係会社ニハ同業関係ノモノ

換言スレバ日本電氣ト同ジ製品ヲ製造シテ居ル会社ガ頗ル多数アルノデアル。

元来通信事業ト云フモノハ、其ノ公共性ニ鑑ミ、世界何レノ国ニ於テモ官営或イハ半官半民的独占会社ノ事業トナツテ居リマスル関係上、之ガ資材ノ供給ヲ司ル通信機器製造事業ニ就テモ、日本以外ノ一流国家ニ於テハ、何レモ公然ト或ハ暗黙ノ了解ノ下ニ、一元的統制ガ行ハレテ居ルノデアル。即チ米国ニ於ケルA・T・T社ガ之デアリ、英国ノS・T・C社、独逸ノジーメンス・ハルスケ社ガ之デアル。

然ルニ我国ニ於テハ、通信事業ニ就テハ完全ナル国営制度ガ採用セラレテ居ルノニ反シ、遺憾ナガラ通信機器製造事業ニ就テハ、何等ノ統制モ加ヘラレズ、大小幾多ノ会社ガ群立シ、然モ「弱キヲ助ケテ強キヲ挫ク」ト云フ伝統的感情モ手伝ツテ、軍部ハ小会社ニ多額ノ註文ヲ与ヘ、大会社ハ寧ロ白眼視セラル、ト云フ傾向ニサヘアルノデアル。

日本電氣ガ其ノ傘下ニ多数ノ同業小会社ヲ吸収シタノモ、実ニコノ特殊性ニ対応センガタメニ外ナラヌノデアツテ、従而之等諸会社ニ対スル統制指導方針ト称スベキモノモ、単ニ一律的、形式的ナモノデアツテハ不充分デアリ、其ノ内部ニ入リ、其ノ経営ニ就キ又ハ其ノ技術ニ就キ、実質的ニコントロールヲ加ヘナケレバナラヌノデアル。

然ルニ現在軍部ノ方針ハ、既ニ申シ上ゲタ如ク、小会社保護主義デアツテ、之等日本電氣ノ関係会社ニ就テモ、今日迄軍部ノ力デ育成シタノダト云フ観念ガアル関係上、日本電氣製品ト全ク同種類ノ製品ヲ発註シ、下請会社トシテノ機能ヲ減殺シ、又之ガ営業政策ニ干渉シ、以テ日本電氣ノ之等関係会社ニ対スル統制指導ヲ困難ナラシメテ居ルノデアル。（自分ガ育テタト思フ子ハ可愛イモノデアリマス。）然シ最近ハ軍部ニ於テモ、従来ノ方針ガ誤リデアツタコトガ次第ニ判ツテ来タ様ニ思ハレルノデ、結局私ノ考ヘテヰル将来ノ方針トシテハ、之等関係会社ニ対シ技術的統制ヲ加ヘ―尤モ技術家ハ兎角技術上ノ問題ニ就テハ狭量デアルカラ漸進的ニ行フ必要ハアルガ―更ニ進ンデ

将来ハ、之等関係会社ヲ日本電氣ニ合併シテシマフコトガ、上述ノ如キ困難ヲ解消スル最善ノ方策デハアルマイカト考ヘテ居ル次第デアル。但シ此ノ合併問題ト云フコトガ、外部ニ洩レル時ハ、之等関係会社ニ対シ、多大ノ不安ヲ与ヘルノミナラズ、又之ニ関聯シタ諸種ノ問題ヲ惹起スル惧レガアルノデ、只今ノ話ハ此ノ席上ダケノモノトシテ戴キタイ。

最後ニ日本電氣ニ於テハ、最近ニ於ケル高周波通信技術ノ発達ニ対応スルタメ、先年東北金属工業ヲ設立シタガ、之ニ関シ金属工業、電氣工業ノ両社ヨリ資本的、技術的ニ多大ノ御援助ヲ忝ウシテヰルコトヲ、此ノ席上ヲ借リシテ厚ク御礼申シ上ゲル次第デアル。

（栗原徹東京販売店支配人）私ノ方デ製品ヲ取扱ツテ居ル関係会社ハ、日本電氣、阪根金属、山川プレス、神東塗料、日本板硝子デアル。特ニ販売上ノ知識ヲ必要トスルモノニ就テハ、関係会社ヨリ人ヲモラツテ嘱託トシテ居ル。

（平佐周三京城販売店支配人）販売店デ製品ヲ取扱フ関係会社ニ対シテハ、先刻大屋専務ヨリモオ話ノアツタ様ニ、常勤ノ重役ヲ入レテ戴キタイ。常勤ノ重役ノ入ツテ居ナイ関係会社中ニハ、住友精神ニ反シタ行為ヲスルモノガアルノハ遺憾デアル。

（飯田好文神戸販売店支配人）私ノ方ハ、関係会社ノ事情ヲ知ル唯一ノ案内トシテ、商工課発行ノ事業要報ヲ参考ニシテ居ル。又新規ニ関係会社ノ製品ヲ取扱フ際ニハ、事前ニ親会社ト連絡シテ居ル。

私ノ店デハ、東京販売店デ取扱ツテ居ル製品ノ外、関東特殊製鋼ノ製品モ取扱ツテ居ル。関係会社ノ販売方針ト住友ノ販売方針トガ相反スルコトノアルノハ、私モ同感デ、各連系会社ニ於テモ此ノ点特ニ御注意願度イト思フ。

（北沢敬二郎生命保険専務）生命保険ハ、連系会社、関係会社ノ株ヲ相当沢山持ツテ居ルガ、持ツ際ニハ

（一）　絶対ニ処分シナイモノ

（一）　本社ト打合ノ上処分シ得ルモノ

（三）　自由ニ処分シ得ルモノ

ノ三種類ニ分ケテ居ル。

尚本年ヨリ保険業法ガ改正ニナリ、総資産ノ三〇％迄シカ株式投資ガ出来ナクナツタノデ、今後ハ社債ノ引受或ハ工場財団設定ニヨル貸金等ノ分野ニ対シ、信託ト協力ノ上進出シタイト考ヘテ居ル。尚新シク関係会社ト提携セラレタ際ハ、成ル可ク早ク御連絡願ヒ度イト考ヘテ居ル。

（丸山精一本社検査役）私ハ販売店担当ノ検査役トシテ一言シタイ。先程モオ話ノアツタ通リ、各販売店デ関係会社カラ販売関係ノ人ヲツレテ来ルノハ結構ダガ、大分訓練ガ足リヌ様ニ考ヘルノデ、今後ハ成ル可ク住友系ノ人ヲ派遣スル様ニシテモラヒタイ。又斯ル嘱託ノ傭入レハ、本社ニ対シ報告スレバヨイコトニナツテ居ルガ、其丈ニ充分慎重ヲ期シテ戴キタイト考ヘル。

（小畑忠良本社経理部長）関係会社ノ統制指導ニ就テハ、本社経理部デ特ニ意ヲ用ヒテ居ルノデ、其ノ理由ハ今後不況ガ来襲シタ際関係会社ノ為親会社ガ重大ナ影響ヲ受ケルコトガ心配ニ絶エヌカラデアル。一般ニ住友ノ関係会社ハ、親会社ニ利用サレル以上ニ親会社ヲ利用シテ居ルノデアツテ、好況ノ際ニハ親会社ニ相談モセズニ勝手ニ事業ヲ拡張シ、不況ニナルト親会社ノ脛ヲ噛リニ来ルノデハ、甚ダ困ル。コノ点特ニ御留意願度イ。販売店ノ御苦情モ尤モト考ヘルガ、関係会社ダカラト云ツテ直グニ其ノ製品ヲ取扱フ必要ハナイノダカラ、其ノ点連系会社ト充分ノ連絡ヲ取ツテ戴キタク、又嘱託ノ人選ニ就テモ、各販売店ニ於テ充分責任ヲ持ツテモラヒタイト考ヘル。又関係会社ノ金融問題ニ就テモ、関係会社ダカラト云ツテ安心セズニ、普通ノ取引先ト同様充分ノ調査ヲシテカラ金融スル様御願ヒ申シ上ゲル。

この会議の結果をふまえ商工課試案を修正して、六月二十一日本社経理部長小畑忠良は、銀行、信託を除く連系会社の各主管者に対し、次のような通知により「連系会社ノ関係会社ニ対スル統制事項」（資料12）を送付した。また銀行、信託の主管者に対しては、同日付商第二九一号をもってその旨を通知し、参考として連系会社あての通知写と統制事項を送付した。

商第二九〇号
昭和十五年六月二十一日

住友本社経理部長　小畑　忠良

鑛業、金属、電氣、化学、機械、アルミ、満金、四國中央、倉庫、北港、保険、海上、ビル
各主管者宛

連系会社ノ関係会社ニ対スル統制方法ニ関スル件

拝啓　陳者従来連系各社ノ関係会社ニ対スル統制方法ニ就テハ別段ノ規定無ク、其ノ関係ノ経緯其他ノ事情ニ依リ各々其ノ取扱ヲ異ニシ、不統一ナル実情ニ有之候処、最近各社事業ノ発展ニ伴ヒ、其ノ関係会社漸次多数トナリ、之等関係会社ニ対スル統制指導ノ適否如何ハ、啻ニ之等関係会社事業ノ発展ニ関係スル所大ナルノミナラズ、延イテハ全住友事業ノ発展ニ影響スル所尠カラザルニ鑑ミ、今後之ガ取扱方ヲ統一致度、先般開催ノ主管者協議会ニ於ケル御協議ノ結果ヲモ参酌シ、爾今別紙要項ニ依リ、事情ノ許ス限リ統一実施ノコトニ決定相成候間、此段依命及御通知候也。

追而別紙要項中「関係会社ノ定義」ニ基ク関係会社ノ指定ニ就テハ、左記ニ依リ当方宛御協議相成度候。

記

（一）「関係会社ノ定義」ニ基キ、関係会社トシテ指定セントスル会社ノ有無並ニ指定セントスル会社名

（二）「関係会社ノ定義」ニ基キ、当然関係会社タル可キモノニシテ、都合ニヨリ関係会社トシテ指定セザルモノニ付テハ、其ノ会社名並ニ其ノ事由

（三）一旦関係会社トシテ指定シタルモノニシテ、其ノ指定ヲ取消サントスル場合ハ、其ノ会社名並ニ其ノ事由

以上

（添付書類）一、連系会社ノ関係会社ニ対スル統制事項　一通（註、資料12）

一方特定関係会社たる日本電氣、日本板硝子、静狩金山の各主管者に対しても、同日付商第二九二号「関係会社ニ対スル統制方法ニ関スル件」をもって、連系会社宛の通知写と統制要項を同封して、次のように連系会社と同様に実施することを求めた。

拝啓　陳者先般開催ノ主管者協議会ニ於テ、御協議願上候「連系会社ノ関係会社ニ対スル統制ニ関スル件」ニ就テハ、右御協議ノ結果ヲモ参酌シ、今般添付別紙ノ通リ統一実施ノコトト決定、連系各社ニ対シ通知致置候間、左様御承知相成度、貴社ニ於テモ右ニ準ジ、事情ノ許ス限リ実施相成度、此段依命及御通知候也。

（資料1）

甲第七号達

株式会社住友本社事務章程中左ノ通改正ス。

昭和十三年一月二十日

住友本社

一、第四条　検査役及検査役補ノ項第一号中「担当理事ノ指示ニ依リ」ヲ「専務理事ニ直属シ」ニ改ム。

一、第五条ヲ左ノ如ク改ム。

第五条　社長ハ理事中ヨリ専務理事一名ヲ指定ス。専務理事ハ部長以下ヲ指揮シテ、会社ノ業務ヲ処理ス。

一、第十条ヲ左ノ如ク改ム。

第十条　本会社ニ左ノ部ヲ置ク。

人事部
経理部
総務部

一、第十五条本文中「及地所家屋」ヲ「地所家屋及営繕」ニ改メ、同条末尾ニ左ノ如ク加フ。

営繕課　建設物ノ新築、改築、修理其ノ他営繕ニ関スル事項。

一、第十六条第六号ノ次ニ左ノ一号ヲ加ヘ、第七号ヲ第八号トス。

七　主管ノ工事ニ関シ、別ニ定ムル限度内ニ於テ、予算ノ決定並工事ノ施行ヲ為スコト。

一、第十七条ヲ削除シ、以下各条一条宛繰上ク。

備考

一、今回設置セラルヘキ本社ノ常務執行機関ノ名称ニ関シテハ、「専務理事」、「常務理事」ノ二案ヲ立テ得ベシ。一般ノ用例、竝ニ字義ヨリ稽フルトキハ、総理事ノ下ニ於ケル常務執行機関ノ名称トシテハ、「常務理事」ノ方ガ穏当ナルガ如ク感ゼラル、モ、此ノ名称ヲ用フルトキハ、一昨年迄実施セラレタル旧常務理事制ニ逆戻リスルコト、ナリ、面白カラザル感ジアルヲ以テ、「専務理事」ノ名称ヲ使用スルコト、シタリ。

二、旧常務理事ハ、「若干名」ヲ置キ得ルコト、為リ居リ、現ニ二名ノ常務理事在職セラレタル実例無キニ非レドモ、

原則トシテハ一名制ヲ以テ終始セリ。蓋シ常務理事(又ハ専務理事)ヲ置テ、部長以下本社ノ各機関ヲ指揮、統轄スル所以ハ、主トシテ本社ノ事務ノ統一ヲ図ルニ在リ、此ノ点ヨリ見テ、其ノ員数ハ一名トスルヲ最モ適当トシ、寧ロ制度上一名ト規定スルヲ可トス。因テ本案ハ、専務理事ノ定員ヲ一名ト規定スルコト、セリ。

三、従前ノ規程ニ於テハ、第三章ヲ「理事会及常務理事」ノ章トシ、此ノ章ニ常務理事ニ関スル規定ヲ設ケタリ。然ルニ一昨年担当理事制施行ニ際シ、右ノ規定ヲ廃止シ、新ニ第二章「職制」ノ部ニ担当理事ニ関スル条文ヲ追加スルコト、セリ。此ノ第二章ハ、本社ノ各職名及其ノ職務権限ヲ規定スベキ場所ニシテ、今回ノ専務理事ニ関スル条文ヲ、此ノ章ニ設クルヲ適当トスルヲ以テ、現在ノ担当理事ニ関スル条文(第五条)ヲ専務理事ニ関スル条文ニ変更スルコト、シタリ。

四、本社営繕課ハ、工作部廃止ノ際独立ノ課トナリ、何レノ部ニモ属セズ、本社事務組織中例外的地位ヲ有ス。然ルニ日常事務ノ執行ニ当リテハ、之ガ為メ往々不便ヲ免レズ、何レカノ部ニ所属セシムル必要ヲ感ジ来レリ。因テ今回ノ事務章程改正ヲ機トシ、事務上最モ密接ノ関係アル総務部ニ編入シテ、以テ右ノ不都合ヲ匡正セントスル次第ナリ。

(資料2)

関係会社ノ役員ニ関スル内規(昭和十三年一月制定)

第一条　本会社ノ利益ヲ代表シテ、関係会社ノ役員ト為ルヘキ者ハ、本会社並連系会社ノ職員中ヨリ本会社之ヲ指定ス。

第二条　前条ノ規定ニ依リ、関係会社ノ役員ト為リタル者ハ、本会社ノ指示スル方針ニ據リ、当該会社ノ事務ニ従事スヘキモノトシ、特ニ左記事項ニ付テハ、当該会社ノ内議決定ニ先チ、予メ本会社ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス。

一、定款ノ変更、払込ノ徴収、社債ノ募集。

二、事業ノ新設、改廃、起業ノ計畫。
三、毎年度会計見積書及決算。
四、外部ニ対スル投資並役員ノ派出。
五、重要職員ノ任免、転補並退職慰労金。
六、職員ノ海外出張並留学。但シ満洲國及支那出張ヲ除ク。
七、職員ニ対スル賞与、各種ノ臨時給与、慰藉待遇等。但シ定例又ハ軽微ノモノヲ除ク。
八、職員及労働者ニ関スル重要ナル規程、制度並施設。
九、労働者ニ対スル各種ノ給与賑恤ニ関スル事項。但シ定例又ハ軽微ノモノヲ除ク。
十、業務執行ニ関スル重要ナル規程。
十一、重要ナル契約及訴訟。
十二、重要ナル寄贈接待。
十三、取引銀行ノ選定。
十四、株主総会ニ提出スル事項。
十五、前各号以外ノ事項ト雖重要ナルモノ。

前各号ノ事項ハ、当該会社ノ業態ニ依リ、本会社ノ指定ヲ以テ之ヲ増減変更スルコトアルヘシ。

第三条　第一条ノ規定ニ依リ、関係会社ノ役員ト為リタル者ハ、当該会社ノ業務ニ付、本会社ノ指定シタル事項其ノ他重要ナル事項ニ関シ、本会社ニ報告ヲ提出スヘシ。

第四条　第一条ノ規定ニ依リ、関係会社ノ役員ト為リタル者ニ対スル報酬其ノ他給与ニ関シテハ、別ニ之ヲ定ム。

第五条　第一条ノ規定ニ依リ、関係会社ノ役員ト為リタル者、停年、解雇其ノ他ノ事由ニ因リ、職員タル身分ヲ喪失シタルトキハ、当然第一条ニ依リ、指定セラレタル一切ノ関係会社役員タル地位ヲ失ヒ、直チニ退任ノ手続ヲ為スヘキモノトス。

（資料3）

昭和十三年六月二十日

人事部長　河井　昇三郎

聖戦既ニ十ヶ月、支那事変ハ今ヤ長期戦ト相成候処、刻下ノ非常時局ヲ克服シ膺懲ノ目的ヲ達成スルニハ巨額ノ軍事費ヲ必要トシ、之ガ為メ政府ハ国民貯蓄ノ大増加ヲ図ルコトヲ以テ最モ緊要ナリト考ヘ、今後一年間ニ八十億円程度ヲ目標トシテ貯蓄奨励ノ一大国民運動ヲ起シ、全国民ノ協力ヲ求メツツアルコトハ御承知ノ如クニ有之候。

我住友ニ於テハ曩ニ住友公債報国会ヲ組織シ些カ公債応募ノ実ヲ挙ゲ居リ候処、今般提唱セラレタル貯蓄奨励ノ国策ニ順応スル為ニハ尚十分トハ申シ難キ次第ト相成候。就テハ今期ヨリ毎期末ニ於テ各自賞与ノ若干ヲ割キ、公債報国会特別醵金トシテ公債応募ノ資金ヲ潤沢ナラシメ、一意報国ノ誠ヲ致スコトト相成候。各位ニ於テハ右ノ趣旨ヲ諒察セラレ何卒御賛同被下度、此段依命御通知旁得貴意候也。

追テ今期末ノ醵金額其ノ他ニ付テハ左記ノ通ニ有之候間、御了承被下度候。

記

一、特別醵金額ハ左ノ通トシ、成ル可ク多額ヲ醵出スルコト。

高等乃至二等職員(月俸二五〇円以上ノ者)毎月醵金額ノ五倍以上
二等職員(月俸二五〇円未満ノ者)　〃　四倍以上

三等職員以下　〃　三倍以上

右ニ依リ期末ハ例月分ト合シテ六倍乃至四倍以上トナル。（後略）

（資料4）

昭和十三年十二月二十日

住友本社人事部長　河井　昇三郎

曩ニ広東並ニ武漢三鎮ノ攻略成リテ時局ハ愈々長期建設ノ段階ニ進展シ、諸般ノ戦時政策ハ益々強化セラレ候処、国民貯蓄ノ増加、事変公債ノ消化ニ就テモ一層ノ成果ヲ期スル為メ劃策ヲ進メラレツツアルコトハ既ニ御承知ノ通ニ有之候。

我ガ住友ニ於テハ昨年十月率先シテ住友公債報国会ヲ組織シ、毎月醵金ヲ為スノミナラズ本年上半期末ニ於テハ右ニ数倍スル特別醵出ヲ為シ、国策ニ協力ノ実ヲ挙ゲ来リ候処、政府ハ下半期末ニ於テハ賞与ノ一割乃至四割以上ヲ公債ニ充当スルコトヲ各方面ニ慫慂シ、其ノ額ハ前記特別醵出額ニ数倍スル程度ニ有之候。就テハ今期末ニ於ケル住友公債報国会並ニ公債購入ノ取扱ヲ左記ニ依リ実行致度候間、各位ニ於テハ時局ノ趨勢ヲ了察セラレ何卒御賛同被下度、此段依命御通知旁得貴意候也。

記

○住友公債報国会

一、例月ノ醵出ハ之ヲ行フコト。

二、本年上半期末ノ如キ特別醵出ハ之ヲ見合セ、下記ノ方針ニ依リ公債購入ノコト。

○公債購入取扱

一、賞与ノ内ヨリ概ネ左ノ割合ニ依リ公債購入ノ申込ヲ為スコト。

一等職員	公債報国会毎月醵金額ノ三十倍以上（月俸ノ四・五倍以上）	
二等職員（月俸二百五十円以上ノ者）	〃	二十五倍以上（月俸ノ二・五倍以上）
〃　（月俸二百五十円未満ノ者）	〃	十六倍以上（月俸ノ一・一二倍以上）
三等職員	〃	九倍以上（月俸ノ〇・四五倍以上）
四等職員以下	〃	九倍以上（月俸又ハ月給若クハ日給三十日分ノ〇・一七倍以上）

右割合ハ大体ノ標準ヲ示シタルモノニ付、政府ノ勧奨スル左記割合ト各自ノ受ケタル賞与額トニ鑑ミ、成ル可ク多額ノ申込ヲ為スコト。

政府ノ標準	任意ノ額
賞与百円未満ノ者	賞与額ノ一割以上
〃　百円以上二百五十円未満ノ者	〃　一割五分以上
〃　二百五十円以上五百円未満ノ者	〃　二割以上
〃　五百円以上千円未満ノ者	〃　三割以上
〃　千円以上五千円未満ノ者	〃　四割以上（後略）
〃　五千円以上ノ者	

（資料5）

昭和十三年十二月二十四日

第三部　株式会社住友本社

住友本社経理部
商工課長　大沢　忠藏

住友関係事業要報送付ノ件

拝啓　陳者御承知ノ如ク、住友ノ関係事業ハ近来著敷広汎多岐ト相成候。貴店・社ニ於テ他ノ連系並ニ関係会社トノ御関係モ愈々密接ト相成様被存候ニ就テハ、爾今当経理部ニ於テ、本社、連系会社並ニ主要関係会社ノ事業並ニ投資関係状況ヲ大体一ヶ月分位宛取纏メ、「住友関係事業要報」トシテ御報告申上グル事ニ致候間、左様御承知被成下度候。尤モ右ハ住友内部関係ニ限リ供覧ノモノニ有之候ニツキ、其辺御含ミノ上御高覧ノ程願上候。　敬具

（資料6）

（昭和十四年四月二十一日主管者協議会における人事課長香川修一による「女子職員ニ関スル件」提案説明）

コ、数年来一般ニ女子ノ職業戦線ヘノ進出ガ著シク目立ツテ参リマシタガ、コノ傾向ハ事変ノ勃発ト共ニ急ニ拍車ヲ掛ケラレマシタ。ト申シマスノハ、一ツハ若イ男子職員ニヨル補充、更ニ仕事ノ増加トイフコトニ原因致シマシテ、最近各方面ニ於ケル女子ノ増加ハ、誠ニ目覚シイモノガアリマス。住友ニ於ル最近ノ例ニ付テ見マスルニ、女子職員ノ数ハ、昭和九年末ニハ約九〇〇人デアツタノガ、十年末ニハ一、一〇〇人、十一年末ニハ一、三〇〇人、十二年末には一、七〇〇人、昨年十三年末ニハ二、三七〇人トコウイウフウナ増加ヲ辿ツテヲリマス。コノ三、四月ニ各店部ニドレ程ノ人数ヲ採用サレマシタカハ、未ダ正確ニハ判リ兼ネマスガ、銀行約三〇〇人、金属約二〇〇人トイフヤウナトコロカラ推定致シマスト、住友全体デ約七〇〇人ノ増加ト考ヘマス。ソウ致シマスト、全部デ裕ニ三、〇〇〇人ヲ超過スル、コウイフ訳デアリマス。三、〇〇〇人ト申シマスト、住友ノ全職員ノ二割五分ニ相当致シマス。ソシテドノ店部ニ一番多イカトイフコトヲ申上ゲテ見マスト、昨年末ノ統計デ一番多イノガ金属ノ六〇七人、ソノ次ガ銀行ノ五九〇人、次ガ保険

ノ三九四人、電線一五六人、鑛業一四三人トイフトコロガ、女子職員ノ使用ノ人数ノ余程大キナ店部デアリマスガ、其他各店部共女子職員ヲ使ツテ居ラヌトコロハアリマセン。

従来女子職員ニ付テハ何分ソノ数ガ少カツタ関係モアリマシテ、便宜其ノ大部分ヲ準職員ノ中ニ入レマシテ、其ノ給与、待遇其他ニ付テモ総テ準職員規程ヲソノ儘適用シ、退職慰労金規程ノ一部トカ極ク僅カナ一部分ニ付テハ、女子ノ特殊事情ヲ考慮シテヰマスガ、其他ハ殆ンド準職員規程ニヨツテ居ル実情デアリマス。所ガコノヤウニ量的ニモ質的ニモ職員中ノ重要ナ部門ヲ占メルヤウニナリマシタ今日ニ於キマシテ、社会的ニモ生理的ニモ男子トハ全ク事情ヲ異ニシテ居リマス女子職員ニ付テ、男子職員ニ対スルトハ全ク別個ノ立場ニ立ツテ、其ノ給与、待遇ヲ考直ス必要ハナカラウカト考ヘルノデアリマス。

コノ問題ハ人事課ニ於キマシテモ、以前カラ色々ト考ヘテヲリマシタノデアリマスガ、最近女子職員ヲ多ク利用シテヲリマスル店部カラ、夫々要望ガアリマシタ。例ヘバ金属ナリ電線ニ於キマシテハ、地域的ノ関係上所要スル丈ノ女子職員ガ採用出来ナイ。何トカ初任給ノ点ヲ考ヘル必要ガアルトイフコトモ伺ヒマシタシ、又銀行デハ昨年ノ銀行ノ主管者会議ニモ女子職員ノ指導訓練ノ問題ヲ主トシテ論ゼラレマシテ、待遇、給与ノ点ニモ触レテ議論ガアツタヤウデアリマス。又東京支店カラハ、今度ノ此ノ主管者会議ノ議題ノ一ツトシテ、女子職員ノ待遇ニ関スル点ヲ御提案ガアツタノデアリマス。又電線ナリ銀行カラハ文書ヲ以チマシテ、大体コウイフ規程ヲ作ツタラドウカトイフコトヲ、人事課ニ意見ヲ申出デテ下サツタノデアリマス。人事課ト致シマシテハ、コノヤウニ各店部ノ御要望ニ鑑ミマシテ、急速ニ其ノ対策ヲ講ジタイト思ヒマシテ、丁度幸ヒ皆様御集リ下サイマシタコノ機会ニ、モウ一度各地各店部ノ実状ナリ、御意見ナリヲ伺ヒ度イト考ヘマシテ、特ニコノ会議ノ議題ノ一ツニ加ヘテ頂イタ次第デアリマス。従ツテコノ議題ハ便宜人事課提出トナツテ居リマスガ、実ハ銀行ナリ、電線ナリ、東京支店及本社ノ共同提案ナノデアリマス。

扨皆様ノ御意見ヲ承リマス前ニ、コノ提案説明ニアリマスル所ガ簡単デアリマスノデ、少シク各項目ニ亘リマシテ、問題ノ焦点ト考ヘラレマストコロヲ敷衍致シマシテ、ソレニ関スル御意見ヲ承ルコトガ出来タラ幸ト存ジマス。

先ヅ其ノ女子職員ノ使用範囲デアリマスガ、嘗テハ女子職員ト申シマスト、タイピスト、電話交換手等特殊ノ仕事ヲスル者ノミニ限ラレテヲツタノデアリマスガ、其ノ後給仕ハ大体女子ヲ以テ充テルトイフコトニ変ツテ参リマシタ。更ニ女子事務員ト申シマスカ事務ノ補助ヲサセルトイフコトガ多クナリマシテ、最近女子職員ノ増加ハ大部分ハコノ女子事務員ノ増加デアルト思フノデアリマス。所ガ更ニ最近ノ情勢デハ、単ニ男子ノ仕事ノ補助ヲスルトイフダケデハアリマセヌデ、男子ト同ジ重要ナル事務、本来ノ仕事ニ迄、仕事ノ範囲ガ拡張セラレタヤウニ考ヘラレマス。之ハ業態ノ性質ニヨツテ夫々違フトハ思ハレマスガ、銀行ノ如キハ余程男子ノ仕事ト変リノナイ仕事迄拡張シテヲラレルヤウニ思ツテヲリマス。保険ノ如キモ余程其ノ程度ハ高イヤウニ考ヘラレマス。然シ工場、鉱山ノ方デハ、未ダ其ノ域ニ迄達シテイナイノデハナカラウカト考ヘテ居リマスガ、果シテ何ノ程度迄使用サレテヲリマスカ、又従来ノ実情ナリ、御見込ナリヲ伺ヒ度イト存ジマス。

次ニ身分ノ問題デアリマスガ、コノ問題ニ入リマス前ニ、モウ少シ根本ノ所ニ次ノヤウナ問題ガ潜ンデ居ルト思ヒマス。ソレハ現在女子ノ給与待遇ガ若シ仮ニ当ヲ失シテ居ルモノト致シマスナラバ、ソノ據ツテ来タル所以ハ、結局男子ヲ対象トシテ作ラレタ規程ヲ其ノ儘女子ニ準用シテ居ルトコロニアルノヂヤナイカト考ヘルノデアリマス。ソコデ女子ニ対スル給与待遇ヲ適切ナラシムルタメニハ、先ヅ男子ノ規程トハ別ニ切離シテ、女子ダケヲ対象トスル規程ヲ作ツテ見テハドウカト考ヘルノデアリマス。名前ハ女子職員規程ト致シマスカ、女子事務員規程ト致シマスカ、或ハ女子雇員規程ト致シマスカ、コレモ皆様ノ御意見ヲ伺ヒ度イノデアリマス。兎モ角従来ノ準職員規程トハ別箇ニ女子ノミノ規程ヲ作リ、凡テノ問題ヲ先ヅ女子トイフ立場カラ考ヘ直シテ行クヤウニスベキデハナカラウカト考ヘマス。仮ニ女子ダケヲ対

象トスル規程ヲ設ケマシタ場合、大体現在ノ女子職員ノ大部分ハ準職員デアリマスカラ、先ヅ準職員規程ニ似通ツタ規程デ良イノデアリマスガ、中ニハ補助職員、四等以上ニ昇進シテ居ル向モアリマスノデ、之ニモ適用スベキデアルト考ヘマス。カト申シマシテモ男子ト同様ニ、二等、三等、四等或ハ補助、準トイフヤウナ階級ヲ設クル必要ハナイト存ジマス。勿論種別ニヨリ待遇ノ差違、例ヘバ給仕トタイピストトハ昇給ノ標準或ハ賞与ノ率等多少違ツテヨイノデハナイカト考ヘマスガ、更ニ同ジタイピスト、事務員ノ中ニモ男子ノ何等職員ニ相当スル階級ヲ設ケ、仕事ノ性質、勤続年数、出身学校等ニヨリ階級ノ別ヲ設ケルヨウナ仕組ハ必要ナイト考ヘマス。女子ハ大体勤続年数モ短カク、仕事ノ性質モサウ大キナ差違ハナク、又出身学校モ高女出ト女専出トイフ程度ナレバ、種別ノ差違ト給料ノ高低ダケデ充分デハナイカト考ヘマスガ、特ニ統轄的ナ仕事ヲサセルタメニドウシテモ階級ヲ設ケル必要ガアルトイフノデアレバ、書記トカ監督トカ云フヤウナ制度ヲ設ケルノモ一案カト考ヘマス。

次ニ初任給ノ問題デアリマスガ、元来準職員ハ全部日給制ニナツテ居リマスガ、御承知ノ通リ最近三井、三菱等デハ女学校出ノ女子事務員ハ大体月給制ヲ採用シテ居リマス。勿論住友ノ日給ハ、日給ト申シマシテモ所謂日給月給デアリマシテ、実質上ハ殆ンド月給ト変ラナイ訳デアリマスガ、ソノ間ノ事情ヲ知ル者ハ兎ニ角、ドウモ一般就職希望者ハ、ドウシテモ月給トイフ方ガ待遇ガ良イノダト感ジ勝デアリマス。女子事務員払底ノ折柄、住友デモ月給制ニ更メタ方ガ採用モ容易ニナルノデハナカラウカト考ヘマス。尤モ女子ニ付テハ、全部ヲ月給制ニスルコトハ、工場ノ工手其ノ他ノ準職員トノ振合モアリ多少行過ギノヤウニ感ジマスノデ、差当リ高等女学校ヲ出タ事務員、タイピストト云ツタヤウナモノハ月給制、小学校出ノモノ例ヘバ給仕等ハ従来通日給制ニシテヲク、コウイフ考ヘ方モアルノヂヤナイカト思ヒマス。其処デ仮ニサウ致シマシテ、初任給ノ問題デアリマスガ、女子ニ付テハ特ニ賞与其ノ他ヲ合シタ実収トイフコトヲ考ヘナイデ、兎角目前ノ初任給ノミニヨツテ其ノ会社ノ給与ノ良否ヲ判断スル傾向ガ強イノデアリマスノデ、コノ際初任給

ヲモウ少シ引上ゲル必要ハナイカト考ヘルノデアリマス。勿論初任給ヲ引上ゲルト申シマシテモ、実収自体ニ付テハ、住友ノ給与ハ必ズシモ悪クナイノデアリマシテ、初任給ヲ上ゲタナラバ賞与ノ率ノ如キハ幾分下ゲテ、実収全体トシテハ従来ト変リノナイヤウニスル方法モアルノヂヤナイカト考ヘマス。現在初任給ハ東京、大阪ガ同ジデ五年制高女ガ日給一円、四年制高女ガ日給九〇銭トイフコトデ、其ノ他ノ地方ハ各地ノ特殊ノ事情ニヨリ、色々違ツテ居リマス。今後ト雖モ地域ニヨリ差等ヲツケルコトハ、已ムヲ得ナイト考ヘマス。差当リ大阪ノ高女出日給一円即チ月給三〇円ヲ月給三三円位ニ引上テハ如何カト考ヘテ居リマス。又現在東京ハ大阪ト同ジデアリマスガ、三井、三菱ハ三五円デアリマスカラ、住友モ東京ハ三五円ニセヌトイケナイノデハナイカト考ヘマス。然シ住友デ三五円ト申シマスト、男子ノ中等学校ヲ出タ者ト同ジデアリマスカラ、其処マデ引上ゲルコトハ大キナ問題ガアルト思ヒマス。

尚之ニ関聯シマシテタイピストノ問題デアリマスガ、現在高女出ノ事務員トタイピストハ初任給ガ同ジデアリマスガ、タイピストハ立派ナ技術者デアルカラ、何等技術ヲ持タヌ事務員ヨリ、初任給ヲ少シ高メテモ良イノデハナイカトイフコトヲヨク聞クノデアリマス。一応御尤モナノデアリマス。併シナガラ実際カラ見マスト女学校ヲ出マシテ成績ノ良イ者ハ直グニ就職シマスノデタイプヲ習ハナイ。成績ガ悪クテドウモソレダケデハ良イ所ヘ就職出来ナイトイフモノガタイプヲ習フ、ソシテ六ヶ月位ヤツテタイピストトシテ就職スルトイフ傾向ガアルノデアリマシテ、一概ニタイプガ打テルカラト云ツテ初任給ヲ引上ゲル必要ハナイカトモ考ヘラレマス。之等ノ諸点ニ付テモ御意見ヲ伺ヒ度イト存ジマス。

次ニ停年制ノ問題デアリマス。コレハ現在給仕ハ大体数ヘ年二十歳デヤメサセル。規程ハアリマセンガサウイフ扱ヒニシテヲリマス。其他ノ女子職員ニ付テハ大体男子ト同様ニ五十五歳停年トイフコトニナツテヲリマス。併シナガラ女子ハ男子ト違ヒマシテ、一生ヲ住友ニ捧ゲルトイフ建前ノモノデハナク、結婚前ノ数年、大体二十四、五歳マデ働イテヤメルト云フノガ実状デアリマス。又サウナルコトガ会社ト致シマシテモ、本人トシテモ望マシイ訳デ、目前ノ収入ノタ

メニ勤務ニ執着シマシテ、結局婚期ヲ逸スルトイフコトニナレバ、本人モ不幸デアリマスシ、社会的ニモ良クナイコトデアルト思ヒマス。従ツテ適当ノ時期ニ停年制ニヨツテヤメサセルトイフコトガ、其ノ時期ニナレバヤメナケレバナラヌトイフ覚悟ヲサセ、却ツテ結婚ヲ促進サセルヤウニナルト、結局本人ニ対シテモ親切ナ方法デナカラウカト考ヘテヲリマス。其処デ其ノ停年制ヲ何歳ニスルカトイフノデアリマスガ、大体給仕ハ満二十歳、其ノ他ノ女子事務員ハ一応満三十歳ヲ以テ停年トスルノガ適当デハナイカト考ヘテヲリマス。

又之ニ関聯致シマシテ、結婚ヲシタナラバ退職セシムベキヤ、或ハ引続キ在職セシメ差支ナキヤノ問題デアリマス。勿論結婚生活ト会社ノ勤務トハ必ズシモ両立シ難イモノデハアリマセヌガ、実際問題トシテ双方ニ色々障害ガアリマス。会社側カラハ能率ノ低下、欠勤ノ増加トイフコトガアリマス。又他ノ未婚者ヘノ影響モ考ヘラレ、本人側トシテモ過労トイフコトヲ来シ易クナル。殊ニ本人ノ負担増加ハ将来母トシテ健康ニ影響シ、引イテ第二ノ国民ノ体位ニ影響ヲ及ボスコトトモナリ、誠ニ重大ナ問題ト考ヘマス。然シコノコトヲ今直チニ規程面ニ表ハストイフコトニナリマスト、他社ニモ其ノ例ガアリマセヌシ、例ヘバ健康保険法等ニヨリマシテモ女子ノ分娩手当ノ規程ガアルトイフコトカラ考ヘマシテ、大体結婚後ノ勤務トイフコトヲ認メテヲル際、多少行過ギノヤウニ思ヒマスノデ、一応内規ト致シマシテ、採用ノ際又ハ其ノ他適当ナ時期ニ結婚スレバ退職スベキ旨、申渡シ置クヤウニシテハ如何カト考ヘマス。

次ニ退職慰労金規程ノ問題デアリマス。昭和十二年三月退職慰労金規程改正ノ際、女子ハ勤続三年以上デ結婚ノタメニ退職スルトキハ慰労金全額ヲ支給スルコトトシ、又自己ノ都合デヤメル場合ノ減額ノ規定モ、男子トハ少シ別ノ標準ヲ設ケ女子ニ有利ナヤウニシタノデアリマスガ、女子ハ勤続年数ガ短イノヲ建前トスルト云フ立場ヲトレバ、乗率モアル一定年数以上ハ増加セシメナクテモヨイノデハナイカト考ヘマス。大体十年位カラ乗率ヲ増サヌコトトシ、率ソノモノハ現在ノ準職員ノモノヲ其ノ儘用ヒテ差支ナイト考ヘマスガ如何デアリマセウカ。

次ニ休暇ノ問題デアリマスガ、女子ノ休暇ハ生理的ニ云ツテモ男子ニ比シテ、寧ロ多ク与ヘルベキデナイカト考ヘルノデアリマス。ガ事実ハ準職員規程ニヨリマシテ一ヶ年ノ内ニ七日ニナツテヲリマス。コレハ少ナ過ギルト考ヘマス。少クモ十日位ニスル必要ガアルヤウニ思ハレマス。男子ノ四等職員以上ト同ジヤウニ十五日トイフ意見モアリマスガ、十日ト申シマシテモ、暑中休暇三日与ヘルト致シマスト合計十三日トナリ、他ノ会社ニ比ベマスト余程多イノデアリマスカラ、先ヅ十日程度デ充分デハナイカト考ヘマス。

最後ニ訓練ト監督ノ問題デアリマスガ、之ハ給与、待遇ノ問題トハ別問題デアリマス。従来男子職員ニ付テハ相当ニ力ヲ注ガレテヲルヤウニ思ヒマスガ、女子ノ方面ニ付テハ、各店部共多少放任的デアルヤウニ考ヘマス。其ノ社会的、生理的ノ特殊性ヲ考ヘマシテ、別ニ訓練、監督ノ方法ヲ研究スル必要ガアルト思ヒマス。一口ニ訓練ト申シマシテモ、之ハ会社ノ事務的訓練ト婦人トシテノ人格的訓練ニ分ケ得ルト存ジマスガ、コノ双方ニ付御意見ヲ承リタイト存ジマス。工場デハ既ニ相当実行シテヲラレ、又銀行デハ特殊ノ講習トイフモノヲ行ツテヲラレルヨウデアリマス。コノ問題ハ或ヒハコノビル内ダケノコトデアルカモ知レマセヌガ、最近ビル内ノ店部カラ、ドウモ給仕ヤ女子事務員ノ訓練ガ足リナイカラ何トカ適当ナ指導者ヲ設ケテ、行儀作法ヲ学バセテハドウカト云フ御意見ヲ承ルノデアリマス。我々ト致シマシテモ其ノ必要ヲ痛感シテ居ルノデアリマシテ、目下具体的ナ方法ヲ研究シテ居ルノデアリマスガ、皆様従来ノ御経験ナリ、御意見ナリ、方法ナリヲコノ際御聞カセ願ヘマシタラ幸ト存ジマス。

以上大体女子ノ問題ニ付キマシテ、我々ノ気付キマシタ主ナル点ヲ申上ゲタノデアリマスガ、コノ他ニモ女子ニ付テ考ヘテ置カネバナラヌコトモ、多々アルト存ジマスノデ、サウイフ点ニツキマシテモ、洩レナク御意見ヲ伺ヒ度イト思フ次第デアリマス。

（資料7）

提出　昭和十四年十一月二十日　決裁　昭和十四年十二月十六日

女子職員規程制定ノ件

女子職員規程別紙ノ通制定シ、明年一月一日ヨリ実施相成可然乎。

右御決裁ノ上ハ以左案通達並通牒相成リ可然乎。

通達案

甲第一号達

女子職員規程別紙ノ通制定ス。

昭和十五年一月一日

住友本社

通牒案

文第八四三号昭和十四年十二月十六日

総務部長

各店部、連系会社主管者宛

女子職員規程制定ノ件

予而得貴意候女子職員規程ハ、愈々明年一月ヨリ実施ノコト、相成候ニ付、規程一部茲許同封御送付申上候間、御査収ノ上期日ニ発表相成度候也。

追而之ガ実施ニ伴フ諸準備、注意事項ニ付テハ、別途人事部長ヨリ通牒可有之候間、併而御了承相成度候。

備考

一、近来住友部内ニ於ケル女子従業員ハ急速度ニ増加シツヽアルトコロ、従来ノ如ク準職員トシテ男子ト共ニ同一規程

ニテ律スルコトハ、彼是実情ニ適セザル点アリ、予而女子ニ関スル単独規程ヲ設ケラレ度要望アリシガ、先般本社並各店部連系会社ニ於テ、女子ノ準職員ニ対スル給料ノ建前ヲ変更シタルヲ機ト為シ、今般女子職員規程ヲ制定シ明年一月ヨリ実施セントス。

二、女子職員規程ノ内容要項ニ付テハ別紙御参照願度シ。

三、既ニ職員ニ登用セラレタル女子ノ取扱ニ付テハ、目下人事課ニ於テ立案中ナリ。

四、尚本規程実施ニ先ダチ、予メ準備ヲ為スベキ事項並ニ取扱ニ関スル諸注意ニ付テハ、人事部長ヨリ通牒ヲ発スルコトヽシ、目下仰裁中ナリ。

女子職員規程

第一条　女子職員ヲ分チテ左ノ七種トス。

技術員
事務員
タイピスト
看護婦
電話交換手
昇降機運転手
給仕

第二条　新ニ女子職員タルヲ得ヘキ者ハ、年齢十二年以上二十五年未満ノ者タルコトヲ要ス。但シ必要ト認ムル場合ハ、年齢ヲ問ハサルコトアルヘシ。

第三条　女子職員ハ各店部主管者之ヲ任免ス。

第四条　女子職員ノ給料ハ月給又ハ日給トス。

第五条　女子職員ノ定例休暇ハ年十二日以内トシ、本社ノ認可ヲ経テ店部主管者之ヲ定ム。

雇入ノ年及復職ノ年ニ於ケル定例休暇日数ハ、勤務日数ヲ参酌シ店部主管者之ヲ定ム。

店部主管者ニ於テ必要ト認ムルトキハ、前項定例休暇ノ中一部ヲ指定スルコトアルヘシ。

（註、第六条～第十四条略）

第十五条　停年規程ハ之ヲ女子職員ニ準用ス。但シ第一条中五十五年ヲ給仕ニ付テハ二十年、其ノ他ノ者ニ付テハ三十年ニ変更ス。

店部主管者ニ於テ必要ト認ムル者ハ、停年ニ達シタル後ト雖、給仕ニ付テハ三年、其ノ他ノ者ニ付テハ五年ヲ限リ在職セシムルコトヲ得。

特殊ノ業務ニ従事スル者ノ在職期間ニ付テハ、本社ノ認可ヲ経タル場合ニ限リ前項ノ制限ニ依ラサルコトヲ得。

第十六条　女子職員退職スルトキハ退職慰労金ヲ給与ス。退職慰労金額ハ、雇入ノ月ヨリ退職ノ月迄ノ給料積数額ニ左表（註、略）乗率ヲ乗シテ之ヲ算定ス。但シ休職ノ期間ニ対スル給料積数額ハ之ヲ控除ス。

前項給料積数額ハ、給料通知書記載ノ月給額（又ハ日給三十日分ニ相当スル金額）ニ依リ之ヲ算定ス。

（註、第十七条～第二十一条略）

比較表

	四等職員以上	補助職員	準職員	女子職員
初任年齢	一六―三五才	二〇―四〇才	一四―四〇才	一二―二五才
俸給	月給	月給	月給又ハ日給	月給及日給
休暇	定例　一五 暑中　五 定例　七 暑中　五	定例　七 暑中　三―五 定例　（三） 暑中　三―五	定例　七 暑中（三）―五 定例　三 暑中　三	定例　一二 暑中　三 定例　一二 暑中　三
雇入ノ年ノ休暇	六〇日　全 六〇日　1/2 三〇日　全 三〇日　1/2 六〇日　1/2	六〇日　全 六〇日　1/2 三〇日　全 三〇日　1/2 六〇日　1/2	三〇日　全 三〇日　1/2 一五日　全 一五日　1/2 ナシ	三〇日　全 三〇日　1/2 一五日　全 一五日　1/2 ナシ
病気欠勤	一二円 五五才	六円 五五才	六円 五五才	六円 給仕二〇才 其他三〇才
看護欠勤				
事故欠勤				
皆勤手当				
停年	二、〇〇〇円―一〇、〇〇〇円	二、〇〇〇円	一、〇〇〇円	
停年保険				

積金限度額	（女子ナシ） 四、〇〇〇円― 一〇、〇〇〇円	（女子ナシ） 四、〇〇〇円	（女子ナシ） 二、〇〇〇円
病欠ニ診断書提出ヲ要セサル期間	一週間	一週間	三日
忌引欠勤　父母	一〇日	一〇日	五日
子	八日	八日	四日
継父母兄弟姉妹	五日	五日	二日
其ノ他	二日	二日	一日
退職慰労金 勤続年数・乗率	一年―二五年 0.155―0.350	一年―二五年 0.145―0.295	一年―二三年 0.140―0.250
旅費（内国旅費）			補助職員ト同様
			二、〇〇〇円
			三日
			五日
			四日
			二日
			一日
			一年―一〇年
			0.140―0.185
			補助職員ト同様

（資料8）

人第九八〇号

昭和十四年五月五日

臨時手当給与ノ件

人事部長　河井　昇三郎

予テ二等職員以下ノ職員準職員ニ対シテハ、物価ノ騰勢ニ鑑ミ、毎半期末賞与ヲ幾分増額支給致居候処、今後ハ左記ニ依リ毎月臨時手当ヲ給与ノコトニ決定相成候。右依命及通牒候也。

追而本件ハ外部ニ漏洩セサル様、特ニ御留意相成度申添候。

記

一、二等職員以下ノ職員準職員ニ対シ当分ノ内臨時手当ヲ給与ス。

二、臨時手当ノ金額ハ左ノ通トス。

二等職員

月額十五円

三等職員以下ノ職員準職員

俸給又ハ給料月額ノ一割ニ相当スル金額

但シ金額十五円以上ノ者ハ十五円トス。

（註、三～六、略）

七、本件ハ昭和十四年五月分ヨリ実施ス。

以上

（資料9）

提出　昭和十五年三月十九日　例第六四号

本社定款中改正ノ件

本年一月一日ヨリ改正商法実施セラレ、之ニ伴ヒ本社定款中改正ヲ要スベキ点出来致候ニ付テハ、之ヲ機トシ別紙ノ通

リ改正案作成ノ上、来月開催ノ定時株主総会ニ附議相成可然乎。

定款中改正案

一、第五条ヲ左ノ通改ム。

当会社ノ公告ハ官報ニ掲載シテ之ヲ為ス

一、第七条中「総ベテ之ヲ記名式トシ」トアルヲ削ル。

一、第八条中「譲渡」ノ次ニ「又ハ質入」ヲ加フ。

一、第八条ノ次ニ左ノ一条ヲ加ヘ、第九条乃至第拾参条ヲ各一条宛繰下グ。

第九条　当会社ノ株式ノ譲渡ハ株券ノ裏書ニ依リ之ヲ為スコトヲ得ス

一、第拾四条(旧第拾参条)ヲ左ノ通改ム。

総会ノ議事ニ付テハ議事録ヲ作成シ議長並出席シタル取締役及監査役記名捺印ノ上之ヲ保存ス

一、旧第拾四条ヲ削ル。

一、第拾五条ヲ第拾七条トシテ之ヲ左ノ通改メ、第拾六条及第拾七条ヲ各一条宛繰上グ。

第拾七条　取締役ノ互選ニ依リ取締役中当会社ヲ代表スヘキ者若干名ヲ選定ス

一、第拾八条第一項ヲ左ノ通改ム。

取締役ノ任期ハ就任後第参回監査役ノ任期ハ就任後第弐回ノ定時株主総会終結ノ時ヲ以テ終了ス

一、第弐拾条ヲ左ノ通改ム。

取締役ハ取締役会ノ認許ニ依リ当会社ト同種ノ営業ヲ目的トスル他ノ会社ノ無限責任社員又ハ取締役ト為ルコトヲ得

一、第六章附則以下ヲ削ル。

改正点及改正理由

一、会社ノ公告方法ノ改正（第五条）

従来ノ店頭掲示ヲ改メ、官報ニ掲載スルコト、ス。改正商法ニ依レバ、会社ノ公告ハ、官報又ハ時事ニ関スル事項ヲ掲載スル日刊新聞紙ニ掲ゲテ、之ヲ為スコトヲ要スルコト、ナリ（第一六六条第二項）、現行ノ店頭公告ハ、許サレザルコト、ナリタリ。而シテ住友各社ニ於テハ概ネ日刊新聞ニ公告ヲ為スモ、本社ノ如キ非公開ノ会社ハ寧ロ官報ヲ適当ト認メタリ。

官報ニ公告スル手続ハ比較的簡易ニシテ、東京支店ニ依頼スルコト、セントス。

二、当会社ノ株券ハ総テ記名式トナス旨ノ規定ノ削除（第七条）

改正商法ニ依レバ、無記名株券ハ定款ニ定アル場合ニ限リ発行セラレ、定款ニ別段ノ定ナキトキハ、当然ニ総テ記名式ノコト、ナリタリ（第二二七条）。従ツテ前述ノ如ク当会社ノ株券ハ総テ記名式トナス旨ノ規定ヲ存続セシムルコトハ、改正商法ノ下ニ於テハ其ノ必要ナキニ至リタルヲ以テ、之ヲ削除スルヲ適当ト認メタリ。

三、株式ヲ質入スルトキ、取締役会ノ承認ヲ要スルモノト為スコト（第八条）

改正商法ニ於テハ、株主名簿登録質ノ制度新タニ認メラレ、定款中ニ之ガ手続ニ関スル規定ヲ設クルモノ多キモ、必ズシモ之ヲ定款ニ規定スルノ要ナキヲ以テ、本社ニ於テハ之ヲ載セズ。

而シテ本社株式ノ質入ノ場合ノ制限ニ付テハ、特ニ其ノ定ナキモ、株式譲渡ノ場合取締役会ノ承認ヲ要スルコトハ、既ニ従来ヨリ定款ニ規定アリ。而シテ譲渡ニ付斯ル制限ヲ設ケタルトキハ、質入ニ付キテモ当然ニ同様ノ制限ヲ伴フ旨、学説、判例アリテ、質入制限ニ付特ニ別段ノ定ヲ要セザルモ、今次改正ノ機ニ、其ノ趣旨ヲ明カニシテ規定

ノ明確ヲ期セントス。

四、株式ノ裏書譲渡禁止ノ規定ヲ設クルコト(新第九条)

改正商法ニ於テハ、定款ニ別段ノ定ナキ限リ、株式ノ譲渡ハ株券ノ裏書ニ依リテ之ヲ為シ得ルコト、ナリタルモ(第二〇五条)、コハ専ラ株式流通ノ便宜ヲ顧慮シタルモノニシテ、本社ノ如キ非公開ノ会社ニ於テハ、新タニ裏書ヲ認ムル必要ナキヲ以テ、定款ノ規定ヲ以テ之ヲ禁止シ、従来ノ譲渡方法ノミニ依ルコト、ス。

五、株主総会ノ議事録ニ関スル規定ヲ設クルコト(第十四条)

現行定款ニ依レバ、総会ノ決議事項ハ株主総会決議録ニ記載シ、議長及出席株主一名以上之ニ記名捺印スベキ定ナルモ、改正商法(第二四四条)ニ従ヒ総会ノ議事ニ付テ議事録ヲ作成シテ、之ニ議事ノ経過ノ要領及其ノ結果ヲ記載シ、議長並ニ出席シタル取締役及監査役記名捺印スルコト、ス。

六、取締役並ニ監査役ノ資格株及取締役ノ株式供託ニ関スル規定ノ削除(旧第十四条、旧第二十条削除)

改正商法ニ於テハ、取締役及監査役ハ必ズシモ株主タルコトヲ要セザルコト、ナリタルヲ以テ、本社ニ於テモ、就任ノ際ノ手続ノ簡易ヲ計ルタメ、資格株ノ規定ヲ削除ス。

且之ニ伴ヒ取締役在任中ノ株式供託ノ規定モ無用トナリ、之ヲ削除セリ。

七、代表取締役ノ選任方法ヲ改正シ、取締役ノ互選ヲ以テ之ヲ行フコト(新第十七条)

従来本社ニ於テハ、株主総会ノ決議ヲ以テ代表取締役ヲ選任シタルモ、改正商法(第二六一条第二項)ニ依レバ、定款ノ規定ニ基キ取締役ノ互選ヲ以テ、之ヲ行ヒ得ルコト、ナリタルヲ以テ、選任手続上ノ便宜ヲ考慮シ、後者ニ依ルコト、シタリ。

八、取締役及監査役ノ任期ノ規定ノ整理(第十八条)

現行定款ニ依レバ、取締役ノ任期ハ参年、監査役ノ任期ハ弐年トシ、其ノ任期ガ定時株主総会以前ニ満了シタルトキハ、其ノ定時株主総会終結ニ至ル迄之ヲ伸張スル定ナルモ、今般規定ノ明確ヲ期スルタメ、取締役ノ任期ハ就任後第参回、監査役ノ任期ハ第弐回ノ定時株主総会終結ノ時ヲ以テ終了スルコトニ改メントス。

本改正ハ商法改正トハ直接ノ関聯ナキモ、今次改正ノ機ニ各社ノ例ニ従ヒ之ヲ行ハントスルモノナリ。

九、取締役ノ競業禁止義務排除ノ規定ヲ設クルコト

即チ取締役ハ取締役会ノ認許ニ依リ（株主総会ノ認許ヲ要セズシテ）、本社ト同種ノ営業ヲ目的トスル他ノ会社ノ無限責任社員又ハ取締役ト為リ得ルモノトスルコト（新第二十条）

旧商法ニ於テハ、取締役ガ同種営業ヲ目的トスル他ノ会社ノ無限責任社員ト為ル場合、株主総会ノ認許ヲ要シタル処（第一七五条）、改正商法ニ於テハ、右ノ外更ニ取締役ガ同種営業ヲ目的トスル他ノ会社ノ取締役ト為ル場合ニ於テモ、同様ニ株主総会ノ認許ヲ要スルコト、ナレリ（第二六四条）。

然レドモ、本規定ガ強行的性質ヲ有セズ、定款ヲ以テ右ノ禁止ヲ排除シ得ルコトハ概ネ通説ノ認ムル所ナルヲ以テ、本社ニ於テモ、コノ解釈ニ従ヒ、定款ノ規定ヲ以テ右規定ヲ排シ、乃チ株主総会ノ認許ヲ要セズ、取締役会ノ認許ヲ以テ足ルコト、シ、以テ取締役ノ他社取締役就任ノ便宜ヲ計レリ。

十、第六章附則以下ノ削除

発起人ノ氏名住所ハ定款ノ所謂必要的記載事項ニ属スルモ、一般ノ慣例ニ於テハ、法律ノ要求ニ基キ、一旦定款ニ記載シ、然ル後創立総会其ノ他ニ於テ削除スルモノ多シ。実際問題トシテモ、之ニヨリ兎角ノ問題ヲ生ズルコトナキヲ以テ、削除可然ト思料セラル。

十一、規定ノ新設、削除ニ伴フ条文ノ整理、順序変更（別紙改正案御参照アリタシ）。

（資料10）

甲第五四号達

株式会社住友本社事務章程中左ノ通改正ス。

昭和十五年九月二十六日

住友本社

一、第三条第二項トシテ左ノ如ク加フ。

必要ニ依リ副長及課長代理者各若干名ヲ置クコトアルヘシ

一、第四条中「課長」ノ項ノ次ニ左ノ如ク加フ。

副長

課長代理者

一　課長ヲ補佐シ課長事故アルトキハ其ノ代理ヲ為ス

一、第十一条中「人事課」ノ項ノ次ニ左ノ如ク加フ。

厚生課　職員、準職員及女子職員ノ修養、鍛錬及福祉ニ関スル事項

（資料11）

（昭和十四年四月二十二日主管者協議会第四議題「統制関係事務処理」主要討議内容）

（註、提案理由を敷衍して鉱山課臨時課長代理津田久は次のように説明した）

（津田久鉱山課臨時課長代理）我国ノ経済機構ハ満洲事変ヲ境ト致シマシテ、漸次計畫経済ヘノ傾向ヲ強メテ参リマシタガ、今次事変ノ勃発致シマスルト共ニ此ノ傾向ハ急激ニ拍車ヲカケラレ、殆ンド全産業部門ガ経営ノ全面ニ渉リ強力ナ

ル統制下ニ置カル、コト、ナリマシタ。

即増産命令、物資ノ調整、価格ノ統制、資金ノ調整更ニ人的資源ニ迄一々統制ヲ免カレヌ現状デアリマス。之等ノ統制ハ勿論戦時緊急ノ必要ガ強ク表ハレテ居リマスノデ、今後事変ノ長期化ニ伴ヒマシテ、当然ニ之ニ検討ガ加ヘラレ、従ヒマシテ物ニ依リ、事業ニ依リマシテハ、現行ノ統制ガ多少緩和セラル、モノモ出来テ参ルコトカ存ゼラマスガ、大勢ト致シマシテハ統制ハ更ニ高度化サレ且恒久的ナモノトナツテユクコトト考ヘラレマス。

而モ此ノ恒久化ト云フ事ニ付キマシテ、計畫経済体制ガ必ズシモ事変ノミヲ原因トシテ発生シタモノデハナク、此ノ経済組織ノ内在的必然性ニヨルモノデアルト云フ風ニ考ヘマスナラバ、将来所謂自由主義経済組織ヘノ復帰ト云フ事ハ殆ンドアリ得ヌト考ヘラレルノデアリマス。

勿論此ノ点ニ付キマシテハ、種々議論ノアル処ト存ジマスガ、少ク共当面ノ問題ト致シマシテ此ノ状勢ハ相当長期ニ渉ルト云フコトハ、一般的ニ云ヒ得ル処ト存ゼラレマス。従ヒマシテ事業ノ経営ニ当リマシテ、統制ニ関スル問題ノ処理ハ、現在ハ勿論今後共極メテ重要ナ事項トシテ継続スルモノト思ハレマス。

之ニ対シマシテ現在迄ノ処ハ、政府ノ統制ガ緊急ノ必要ニ応ズル為ニ極メテ便宜的ニ開始セラレマシタ事ハ、又其見通シモ混沌ト致シテ居リマシタ事等ノ理由ニヨリマシテ、之ガ対策モ勢便宜的トナリ、又便宜的ナ方法ヲトル事ガ却ツテ妙味ガアツタ、ウマミガアツタト云フ様ナ事モ考ヘラレルノデゴザイマスガ、今後ノ問題ト致シマシテ、果シテ現状ノ儘推移シテ参リマシテ支障ノ無イモノデアラウカドウカ、殊ニ住友ノ各会社ハ本拠ガ東京ニナイノデゴザイマスカラ、特ニコノ問題ニ付充分研究ヲ遂ゲテオク事ガ必要デアルト考ヘラレルノデゴザイマス。

此ノ意味ニ於キマシテ、只今提案説明トシテ読ミ上ゲマシタ様ナ諸点其他広ク此ノ問題ニ付キマシテ、各店部連系会社ノ現在ノ実情ヲオ洩シ願ヒマシテ、更ニ之ニ関シ種々御意見ヲ伺ハセテ頂キ、殊ニ東京ニ於テコノ問題ニ日々御折衝ニ

ナツテオラレマスル東京販売店、東京支店、鑛業会社ノ東京支所ニ於カレマシテハ、御意見モ多々オアリニナルコトト存ジマスガ、ソレ等ヲ伺ハセテ頂キマシテ、又ソレニ対スル店部連系会社ノ御意見モ聞カセテ頂キマシテ、本社ニ於キマシテモ篤ト考究サセテ頂キ度イト云フ事ガ提案ノ趣旨デゴザイマス。

（註、右の鉱山課の提案理由を補足しつつ、東京所在組織の状況を説明するため、次の三名から発言があった）

（野田哲造東京支店長）東京ニ於テ今取扱ツテオル現状ヲ申上ゲマス。東京支店ハ従来本社ノ東京支店デアルバカリデナク、連系会社ノ東京支店ヲ或意味ニ於テ兼ネタ存在トシテ、東京販売店ノ販売事務ト共ニ東京ニ於ケル住友ノ代表機関デアリマス。中央機関トノ連絡対外関係モ比較的閑散デアリマシタ時代ハ、之ヲ以テ殆ンド支障ヲ来タスコトハナカツタノデアリマス。此ノ事変勃発後統制経済ガ強化サレルヤウニ成リマシテカラ、官庁トカ其他諸統制機関トノ交渉ガ非常ニ増シテ、其ノ接触スル部門モ非常ニ複雑ニナツテ来タノデアリマス。政府ノ統制政策トイフモノハ、最初ハ確固タル方針ガアツテ行ツタノヂヤナク、部分的ニ開始サレタトイフノデ、最初ハ其ノ見透シモ明瞭デナカツタノデアリマス。其ノ対策モ自然便宜的ニ考ヘテオツタ事モ已ムヲ得ナカツタト思ヒマス。

其ノ結果住友ノ方法モ亦便宜的デアリマシテ、比較的東京支店ト接触ノアツタヤウナ店ハ引キツヾキ統制事務ヲ東京支店ニ依頼シ、又販売事務ノ関係上販売店ニ関係ノアツタ店部ハ販売店ニ御依頼ニナツタ、或ハ当店ト販売店ノ双方ヲ御利用ニナツタ。其ノ関係ガ非常ニ複雑ニ成ツテ来タ。最近本年一月カラ鑛業ノ東京支所ト云フモノガ開設ヲ見ルヤウニナリマシテカラハ、其ノ間ノ事務ノ関係ト云フモノガ、相当不明瞭不統一ニナツテ来タヤウナ現状デアリマス。所デ為替管理資金調整関係事務ハ或ハ当店ヲ利用サレタリ、或ハ販売店ヲ利用サレタリ、或ハ其ノ双方ヲ御利用ニナツタノデアリマス。ソレデ同一事態ニ違ツタ人ガ重複シテ折衝シタコトガアツタ。或時ハ大蔵省ノ方ハ東京支店カラ、商工省ノ方ヘハ販売店ノ方カラ行ツタノデアリマス。其ノ間ニ於テ行ツテオルダケノコトナライインデスガ、説明ヲスルコトガ

出来ナイヤウナ処ガ出来タ場合モアルノデス。最近ニ於キマシテハ、其ノ他当店ヘ持チ込マレル仕事ガ鑛業ノ東京支所ヘ行ツタリスル。事実問題トシテ東京支店ノ交換手ガ此ノ問題ハ一体何処ヘツナイデイ、カ分ラナイトイフ質問ヲ受ケル現状デアリマス。結局回答ガ遅レルバカリデナク、或官庁ハ住友ノ問題ハ何処ヘ相談シタライ、ノカト云フコトヲ質問サレタト云フコトモアルノデアリマス。

勿論之ニ関シテ販売店、鑛業東京支所ニ於テモ、オ互ニ連絡ヲトツテ行カウト云フコトニ努メテ居リマス。出来ルダケ其ノ事務ノ円滑ヲ計ルヤウニ努力シテハ居ルノデアリマスガ、今申上ゲマシタヤウニ住友ノ内部ニ於テモ非常ニ困難デアリ、外部カラ見テモ尚更其ノ困難ハ、想像スルニ難クナイノデアリマス。

ソレデ如何シタラ良イカ。此ノ問題ハ非常ニ難シイ問題デアリマシテ、三井、三菱ニ何時モ例ヲトルヤウデアリマスガ、三井合名、三菱社ト云フモノハ余程住友本社トハ変ツテ居ル。其ノ事業ト云フモノハ殆ンド関係シテヰナイ。此ノ問題ニ関シテ官庁関係ニ於テハ蔭ニカクレテ居ルノデアリマスガ、其ノ代リ三井ニ於テモ三菱ニ於テモ、鉱業会社ガ本体ニナツテ其ノ連系事業ニ対シテ統制ヲヨクヤツテヰル。決シテ鉱業会社ノ連系会社ガ直接官庁ト話ヲシナイ。住友本社ニ於テハ其ノ関係ガ三菱社、三井合名ト違ツテ居リマシテ、自分ノ方モ鉱山事業ヲ営ンデ居ルト云フ様ナ関係デアリマスルカラ、其ノ意味カラ云ヒマシテモ、此ノ様ニ三井鉱山、三菱鉱業、三井物産、三菱商事等ノヤウニ行カナイノデアリマス。

事実問題トシテ申上ゲマスト、住友本社ト各社トノ関係ニ於テ、最近全部一括シテ提出シタ方ガ大蔵省ノ了解ガ早イト云フヤウナコトガアリマス。余程三井合名トカ三菱社ノヤツテ居ルコトト違ツテ居ル事情ニ在ルト思ヒマス。

ソレトモウ一ツハ、鉱山課ガ御説明ニナツタヤウニ、三井、三菱ハ本社ガ東京ニアル。住友関係ニ於テハ東京ニ本店ノアルモノハ一ツモナイ。此ノ問題ヲドウスルカト云フコトハ、三井、三菱ニ例ヲトツテ其ノ儘ニヤルワケニハ行カヌト

思ヒマス。ソコデ各連系会社ガ夫々支店ヲオ持チニナル……銀行、信託、保険等金融店部ハヨイガ……夫以外ニ於テハ鑛業会社ガオ持チニナツタヤウニ支所ヲオ持チニナルノガ良イカ、或ハ一ツノモノノ方ガ良イカト云フ問題ガ起ツテクルノデアリマス。

今申上ゲマシタ通リ住友本社ト云フモノモ事業ニ関係シテ居ル結果、我々ノ考デハ、之ハドウモ一ツニマトメタ方ガヨイ。仕事ノ性質カラ云ツテ為替管理、資金調整トカノ問題ハ、全部一ツニマトメテヤツタ方ガ利益ガアルノデハナイカ。此ノ外ニモ余程研究スル必要ノアルモノガアルト思ヒマス。本社ヘ統制事務ノ課ヲ置イテ、ソレデマトメテ本社東京支店ヘ連絡スルノモ一案デアル。私自身事業ニ余リ経験ナク此ノ点自信ヲモツテ申上ゲルコトハ出来マセンガ、其ノ点モ連系会社ノ御意見ヲ伺ヒ度イ。東京支店トシテハ一ツノ所ニマトメテ対外的ニ交渉スルコトガ非常ニ必要ナコトデアルト思ヒマス。ソレハ東京支店デ纏メルト云フ訳デハアリマセヌ。今東京ニアル本社東京支店、東京販売店、鑛業会社東京支所ト云フ三ツノ現在ノ制度ガ良イカ悪イカト云フコトモ、此ノ機会ニ於テ御検討ヲ下サラバ非常ニ結構ト存ジマス。ソレカラモウ一ツハ物資統制関係ハ一元化シテ頂キ度イ。住友部内ノ組織ヲ一元化シテ貰ヒ度イト云フノガ東京支店ノ非常ナ希望デゴザイマス。住友ノ店部、連系会社、関係会社ヲ通ジテ共通ノ利益ヲ計ルト云フノハ、是非共住友部内ニ一元的組織ヲ立テルト云フコトガ良イノデハナイカ。之ハ住友部内ノ利益許リデナク、住友ノ発言権ガ大キクナルノデアリマス。

最後ニ申シタイコトハ、各社各現場ノ御協力ナクシテハ、到底コノ目的ヲ達シ得ナイ。最近東京支店デ事務処理上遺憾ニ思ツテ居リマスノハ、官庁等ノ照会ガアツテモ御回答ガ非常ニ遅レル。ソシテ電信電話ヲ以テ御催促申上ゲテモ遅レル。又書類ニ誤ガアルコトモ応々デアリマス。結局官庁側ノ信用ヲ悪クシ、住友全体ニ対スル迷惑ヲカケルト云フ事ガアルノデ、此ノ問題ニ関シテ東京支店ニ於テモ非常ニ斡旋シテ居リマシテ、官庁側ノ無理ナ註文ハナルベク修正シテ居

リマスカラ、何卒現場ニ於カレテモ統制経済ノ実情ト云フコトヲヨク御了解ニナツテ、可成官庁側ノ要求ヲ御容レ下サルヤウニオ願ヒシマス。

（栗原徹東京販売店支配人）今野田サンカラ御話ガアリマシタガ、其ノ内デ官庁ガ住友ノ問題ハ何処ヘ交渉スレバヨイカ分ラヌト申スノモ、多々アツタノデアリマスガ、最近ハ少クナツテ居リマス。其ハドウイフ訳カト申シマスト、従来海軍トカ陸軍トカハ民間ノ大会社ハヨク支店ト販売店ノアルコトヲ知ツテ居ツタ。所ガ現在統制ノ為ニ接触面ガ広クナツテ、販売店ヲ知ラヌトコロガアリ、我々ハ販売店ヲ認識サセル為ニ努メテ居ルカラデアリマス。我々ノ方デハ工場ノ製品ノ販売並ニソレニ関聯シタ一切ノ事項ヲヤツテ居リマス。本社ノ仕事ハ東京支店デヤツテ居リマス。鑛業会社ハ東京支所デヤツテ居リマス。

私カラ申上ゲルノハドウカト思ヒマスガ、東京販売店トシテハ此ノ事務ニ対シテ人ヲ増シテ頂イテ一生懸命ヤツテ居リマス。一昨年頃カラ非常ニ統制機関ガ増エマシテ、其等ノ機関ヲ通ズルニ非ズンバ原料ノ購入ガ出来ナイ、原料ノ入手ガ出来ナケレバ製造ガ出来ナイノデアリマスカラ、工場ニトツテハ非常ニ重大ナコトデアリマス。ソレデ原料ノ購入モ販売店デ御世話スルコトニナツタノデアリマス。ソレデ東京販売店ガ御世話シテ居ル統制経済ニヨツテ出来マシタ組合ヲ御参考迄ニ申上ゲマスト、金属工業ノ関係ハ組合十二バカリ、ソレカラ電線関係ノ組合ガ五バカリ、尚コノ外ニ以前カラ十三バカリノ定期会合ガアリマス。次ニ機械製作関係ガ五ツ、化学工業ガ一ツ、アルミ製錬ガ一ツデアリマス。ソレカラ本年初メニ鑛業会社ノ支所ガ出来ました。コレデ従来東京販売店デヤツテオツタ別子其他ノ関係ノ組合ヲオ移シスルコトガ出来タノデアリマス。此等ハ何レモ営業ニ不可分ノ関係ガアリマシテ、之ガナクテハ営業ガ出来ナイノデアリマス。野田サンノ御話ノ一元化スルト云フコトハ、理論上結構デアリマスガ、之ハヨク考ヘナクテハナラナイト思ヒマス。

ソレカラ販売店ト申シマスト、何カ物ヲ売ツテ居ル所ノヤウニ御考ニナル方モアリマスガ、東京販売店デハ私ノ方ノ事務章程ニモノツテ居リマスヤウニ、工場ノ代理販売ヲスルト同時ニ、ソレニ関係シタコトヲヤルコトニナツテヰル。統制経済ニ於テハ販売ト同時ニ原料ノ入手ガナラビ重大デアリマシテ、此等ノ事務ハ各般ノ協力ヲ得テヤツテ行クモノデアリマスガ、私カラ申シマスノハオカシイデスガ、非常ニ妙味アル仕事デハナイカト思ヒマス。

三井物産ニツイテ見ルト、機械係ト云フトソレハ機械ノコトダケデアリマシテ、全ク各係ガ独立シテ居リマシテ、ソレ以外ノ事ハ全然通ジナイ。ソレニ反シ販売店ハドノ係ヘ話ヲシテモ、組織上何処ノ係ヘ話ヲシテモ通ジルコトハ通ジル。金属課ト電線課ト分レテ居リマスケレ共、皆一体トナツテヤツテ居ルト云フ具合デアリマス。最近ノヤウニ複雑ニナリマス以前ハ、一寸オカシナ徹底シナイヤウナ制度ダナト感ジマシタケレ共、非常ナ妙味ガアリマス。三井物産ノヤウニ各課ガ独立シテヰナイ処ニソコニナゴヤカナ妙味ガアリマス。ソレデ人ヲ強化スル必要ガアルト思フノデアリマス。

(飯田弥五郎鑛業総務部長)東京支所ヲ設ケマシタ事情ヲ申上ゲタイ。

統制ガ強化サレ、統制事務ハ従来東京販売店ニオ願ヒシテ居ツタノデアリマスガ、銅統制組合、昭和石炭聯合会トイフモノガ皆東京ニアルノデ、統制事務ハ皆東京デヤルト云フ事情ノタメニ、担当者ハ始終東京ヘ往復シナケレバナラヌ、何カ一ツ東京ヘ機関ヲ設ケタ方ガイヽノデハナイカト云フコトデ話ガ出マシテ、イツソ石炭デモ銅デモ営業ト云フト直グ統制ニ関係アルノデスカラ、営業部挙ツテ東京ヘ移ツタ方ガ良イノデハナイカト云フ話モアツタノデスガ、ソレデハ本店トノ連絡ガウマク行カヌノデ、営業部ヲ半分移スト云フコトデ、東京支所ガ出来タノデアリマス。併シ東京支所デヤルコトハ、何処マデモ統制事務ノミデ、販売ハ販売店ニオ願ヒスルコトニナツテ居リマス。

別子ノ銅ハ大体東京デ売ルヤウナモノハナイ。殆ンド大阪ノ連系会社デ使ヒマスシ、金ハ日本銀行、銀ダケヲ多少売ツテ貰フノデ極メテ僅カ販売店ニヤツテ頂イテヰル。石炭ノ方ハ東京デ相当販売ガアリマスノデ、販売店ニオ願シテオリ

マス。又最近ハ人手ガ充分ニ無イノデ兼務シテ居リマスノデ、其間ニ明瞭ヲ欠イテ居リマス。

開設後ノ成績デアリマスガ、開店尚日モ浅イコトデアリマシテ、殊ニ人手ガ非常ニ不足シテ居リマス関係デ満足ニハイッテ居リマセヌガ、一例ヲ申上ゲマスト官庁トカ同業会社デ返事ガ遅レテ困ルトイフ点ガ改正サレマシタシ、又色々ナ情報ガ入ッテ来ルノデ、此方ガ予メ対策ヲ講ズルコトガ出来ル、東京ヘ出張シタ人ガ行ッテ直グニ協議ガ進メラレルトイフ具合デ有形無形ノ便益ヲ受ケテ居ルノデアリマス。

（註、これに対して連系各社からの発言は次の通りであった）

（三村起一鑛業専務）先程野田サンカラ一元化ノ問題ガ出マシタガ、之ハ真ニ尤デアリマス。総テノ点カラ見テ賛意ヲ表スル次第デアリマス。唯之ニ付テ少シ申上ゲ度イコトハ、集合的ニヤルコトハ良イノデアリマスガ、実際問題トシテ商工省ノ如キハ近ク広汎的ナ機構ノ改正ヲ行フヤウデアリマシテ、官庁ノ機構ニ応ジテコチラノ制度ヲ作ラヌトウマク行カヌノデハナイカ。ソレカラモ一ツハ住友ダケガ勝手ナ組織ヲ作ルトイフコトハドウカ、他会社ト同一歩調デ歩クトイフコトヲ考ヘテ戴キ度イ。

第三ニ一元化ト云フコトデスガ、現在各資材ノ統制ノ場合、鉱山関係ハ皆鑛業会社ニ含メテヰルノデアリマシテ、内部的ニハ別々デアリマスガ、外部的ニハ一元化サレテ居ル。

要スルニ今日ハ、銅ノ市場ニ致シマシテモ東京ノ或ビルディングノ中ノ銅統制組合ニ集中サレテシマツテ居ル、ソウ云フ点ヲ御考ニナツテ一元化ヲ計ル様願ヒ度イ。

然ラバドウシタラ良イカ。各社ガ夫々東京ニ支店ノヤウナモノヲ持ツコトモ繁雑デスシ、一元化サレタモノヲ作ルニハ今申シマシタ立場カラ相当大組織ノモノニシナクテハナラヌ、ソウスルト実際問題トシテ本社ガ大阪ニアツテ、東京ニ大組織ノ統制経済ニ即応シタモノガ出来ルト云フト、其ノ間ノ連絡ハ仲々難シイト思フノデアリマス。

要スルニモウ暫ク情勢ヲ見タ方ガ良イノデハナイカト思ヒマス。

（大屋敦化学工業専務）化学工業トアルミ製錬ト一緒ニ御話ヲ致シマス。

私カラ申上ゲルマデモナイコトデアリマスガ、近頃私ノ方ノ仕事ハ殆ンド対官庁ノ仕事ガ大部分ニナッテ居リマス。陸海軍ヲ初メト致シマシテ農林省ト云フ状態デアリマシテ、ドウシテモ東京ニ相当有力ナ機関ガナケレバ仕事ガ出来ヌトイフ実状デアリマス。同業ノ日本窒素肥料モ最近相当厖大ナ支店ヲ新設シ、将来ハ本社ヲ東京ニ移ストイフコトヲ言ッテ居リマス。又ソレ程東京ノ仕事ガ重大ニナリマシタノデ、実際仕事ノ実情ヲ申シマスト、寧ロ東京カラ事業ノ経営ノ指令ガ出テ、其ノ指令ニヨッテ大阪ナリ新居浜ノ工場ガ動クトイフノデアリマス。従ッテ東京支店ナリ東京販売店ナリニ私達ガ居ル事ガ非常ニ多クナッタ、ドウシテモ東京ニ相当有力ナ人ガ居ッテ指令ヲシテ貰フヤウニシ度イ。而シテ私ノ方ノ関係カラ申シマスト、東京販売店ハ営業デアリマスカラ、販売、同業者トノ関係、資金調整、外国為替管理ノ方ヲオ願ヒシ、東京支店ノ方ハ主トシテ住友本社ガ一括シテ我々ノ為ニヤッテ下サルコトヲオ願ヒスル。一、二例外ガアルカモ知レマセヌガ、其ノ間ニ何等混雑ハナイヤウデアリマス。

私ノ方ト致シマシテハ先程申シマシタヤウニ、東京方面ニ非常ニ重大性ガアリマスノデ、私ノ方ノ支店ヲ設ケルコトモ考ヘテ居リマス。又栗原サンノ云ハレタ通リ縦ト横ノ関係モ仲々等閑視スルコトハ出来ナイ。尚人ノ問題デアリマスガ、東京カラ或程度指図シテ貰フノガ良イノデスガ、余程有力ナ人ガ化学工業ノ職員ト同ジヤウナ考デヤッテ頂クコトガ必要デアル。

野田サンノ言ハレタ一元化ハ実ハ大変結構デアルガ、化学工業及アルミ製錬ノ仕事ニツキマシテモ、統制事務ノ一元化ハ甚ダ困難デアリマス。理論上ハ良イヤウデアルガ、ソレガ実現サレルト非常ニ時間ガカカルル。各課夫々案ヲ起シテ直接ニ出ストイフコトヲシテヰル。

マア暫ク模様ヲ見テ、段々ト改良スルコトガ良イノデハナイカト思ヒマス。

（春日弘金属工業専務）東京店部ノ利用ト思ヒマスガ、私共ハ仕事ノ性質上営業ト云フカ販売デアリマスカラ、単ニ技術上ノ統制団体モアリマスガ、大部分ハ東京ニアル統制団体ニ関聯アル問題ガ多イノデアリマス。統制団体ノ数ハ前ニオ話ノアリマシタ通リ八ツアリマシテ、其ノ中ニハ機械関係一ツ、銅関係三ツ、アルミニウム三ツ、其ノ中一ツダケガ大阪ニ在リ、後ハ東京ニ在リマス。集ル者ハ販売統制モアルガ、生産材料モアル。営業ト販売トハ切ハナスコトハ出来ナイ。我々トシマシテハ販売店ヲ利用スル方ガイヽノデアリマス。販売店トシマシテハ御多忙ノ中ニヤツテ戴イテ居リマシテ、順調ニ行ツテ居リマス。東京販売店ノ御努力ニ対シテ此ノ機会ニ厚ク御礼申上ゲマス。

東京販売店支配人以下努力ヲ願ツテヰルト同時ニ顧問、嘱託ガ相当アッテ、海軍将官三人、陸軍、鉄道関係がアリ、連絡ノ上ヤツテ居リマスノデ、折衝ガ極メテヨク行ツテ居リマス。唯事務多端ニナリ、販売店ヲ煩ハスコトガ多ク、件数ガ増エマシタノデ、説明陳情等ノ為出張ガ増エテヰマス。出張者ノ数ハ事変前後ニヨリ二倍トナリ、日数モ一〇〇日以上ノモノモアリマス。出張者ヲ可成少クシ度イト思ツテヰマスガ、工場ノ実情ヲ知ツテヰルモノヲ必要トスルノデアリマス。

矢張リ東京ノ方ハ現在通リ東京販売店ニヤツテ戴キ度イノデアリマス。私ノ方カラ人ヲ出サネバ、販売店モオ困リダラウカラ、東京販売店ノ人数ヲ補ツテ一層強化スル統制ニ対処シ度イト思ヒマス。大阪カラノ出張者モ出来ルダケ少クシ度イト思ヒマス。尚資金調整ノ関係デ今日ノ一人ノ専門者ノミデナク多少殖ヤシ度イノデアリマス。東京販売店関係ハ今ノ様ナ次第デ、御努力ニ感謝シ度イト同時ニ更ニ之ヲ強化シ度イト思ヒマス。

（田中良雄電線専務）春日専務、大屋専務ニ言ツテ頂イタノト同ジデアリマスガ、東京販売店ニハ何ヤカヤトヤツテ戴イテ感謝シテ居リマス。我々ノ方デ一人デモ二人デモ割ケレバ、増員シ度イノデアリマスガ、統制関係ニ三分ノ一ヲトラ

レテヰルノデアリマス。

之ハ先程ノ話ニハナカツタガ、提案ノ内ニハ入ルト思ヒマスノハ、日立デハ戦争ガ始マルト日立ノ凡テノ製品ガ一ヶ所ニ集ル所即軍需課ト云フモノヲ作ツタノデアリマス。之ハ成程イヽト思ツタノデ、我々モ考ヘテ見マシテ販売関係ノ中ニ特ニ統制関係ノモノヲ作ツタトコロ、電線デハウマク行ツテヰルノデアリマス。内部ノ横ノ関係ヲ良クスル為、販売、購買、商務其他代表者ヲ出シテ連絡ヲ緊密ニシ度イト思ツテ居リマス。

ソレカラ何処デモ近来ソウト思ヒマスガ、営業部ノ部長課長等幹部ガ全部東京ヘ出テ留守ノ為、事務ノ渋滞ガ甚シイノデ、之ガ対策ヲ考ヘテ居リマス。統制関係ニハ総テ取締役ガ出テヰルノデ、会ガアル度ニ顔ヲ出サネバナラヌ、之ガ為事務渋滞ヲ来シテヰル。之ガ対策トシテ東京ニ各社ヲ代表スル方ヲ駐在シテ頂クトイヽト思ヒマス。実際問題トシテハ難シイガ、ソンナ声ガアルト云フ事ダケヲ言ツテ置キマス。

次ニ小サイ事デスガ、近頃東京大阪間ノ書類ノ往復ニ一刻ヲ争フモノガアルガ、書留デモ三日カヽルノデアリマス。三菱造船デハ長崎カラ使ガ出テ、途中ノモノハ之ニ託送スル。之ハ一、二日ノ差ダガ馬鹿ニナラヌモノデ、本社デ使丁カ何カ信頼ノ出来ルモノヲ出シタラドウカ。之ニヨツテ時間ノセーブヲスルト共ニ、店部ヲ綜合スルコトガ出来ル。之ハ一ツノ問題ニナルト思ヒマス。

（註、以上の発言からは、全体として明確な方向性は認められなかった。そこで本社側では次のように述べ会議を終わった）

（小畑忠良本社経理部長）唯今迄実情ヲ伺ツタトコロ現状ニ満足シテ居ラレル様デスガ、相手方ノ満足如何ハ別問題デアルト思ヒマス。相手ノ官庁ガ、住友ハゴタゴタシテヰテイカンデハナイカト云フ感ジヲ受ケハシナイカ、各店部ガ違ツタ顔デ行ク、我々直接デナク、間接ニ見テヰテ心配シテヰルノデスガ、野田支店長モ一寸触レラレタ様ニ先方ノ事ヲモ考ヘテ、組織ヲ考ヘネバナラヌト思ヒマス。将来オ気付ノ点ガアレバ、総務部カ経理部ヘ知ラシテ欲シイノデアリマス。

（古田俊之助専務理事）住友ノ販売店ハサービスガ本位デアル。今日販売店ガ取引ノ外ニ連系事業ノサービスヲヤツテヰルコトハ、各店部共感謝シテ居ラレルノデアリマス。処ガソノサービスノ分量ガ多イノデ問題ガアル。歴史ノアル組織ヲ改組スルコトハ、難シイノデアリマスガ、理想ヲモツテ進マネバナラヌカラ、時勢ニ応ジテ簡単化シテ行クコトモ必要デアリマス。

一ツ問題トナルノハ、人手ガ足リナイ現実ノ問題デアルト思ヒマス。各店部共人手ガ足リヌノデ、販売店ハ各店部ノ延長デアルカラ、ソノ積リデヤラネバナラヌト思フ。何レニシテモ適当ノ人ガ出ナイト難シイノデ、各位ガ協力シテヤツテ頂キ度イ。組織ハ後デ人ノ問題デアルト思ヒマス。後デヨク研究シマス。

（資料12）

連系会社ノ関係会社ニ対スル統制事項

一、関係会社ノ定義

関係会社トハ、左記各項ノ何レカニ該当シ、当該連系会社ニ於テ其ノ経営権ヲ掌握スルカ、或ハ又経営ニ関シ相当ノ発言権ヲ有スルモノニシテ、関係会社トシテ指定シタルモノヲ謂ヒ、其他ハ総テ投資会社ト謂フ。

記

（一）　住友関係ノ持株率二五％以上ノモノ

（二）　住友関係ヨリ役員（会長、社長、専務、常務或ハ常勤ノ取締役）ヲ出セルモノ

（三）　右各項ニ該当セザルモ、住友関係ノ持株数ガ最大ノ大株主ナルモノ若クハ特殊関係等アルモノ

二、関係会社ニ対スル統制方法

関係会社ノ統制ニ就キ万全ヲ期セントセバ、単ニ資本関係ノミヲ以テシテハ不充分ニシテ、之ガ統制ノ衝ニ当ル人

的機構、育成指導ノ方法並ニ関係会社トノ事務的連絡方法ノ適否如何ニヨリ、多大ノ影響ヲ蒙ルベキヲ以テ、左記方法ヲ基準トシ統制ノ実ヲ挙グルコト。

（一）関係会社ニ対スル統制機構ヲ整備充実スルト共ニ、育成指導ニ努ムルコト。即チ

（1）関係会社ニ対シテハ、事情ノ許ス限リ常勤ノ役員乃至ハ職員ヲ派遣ノコト

（2）多数ノ関係会社ヲ有スル連系会社ニ於テハ、事情ノ許ス限リ特定ノ係又ハ課ヲシテ関係会社ノ統制事務ヲ管掌セシメ、以テ関係会社統制事務ノ円滑統一ヲ期スルコト

（3）関係会社中技術的指導若クハ経理的指導ヲ要スルモノニ付テハ、事情ノ許ス限リ之ガ教導ニ努メ、其ノ向上発展ヲ期スルコト

（二）関係会社トノ事務的連絡方法ニ就テハ、連系会社ニ於テ左記基準ニ基キ、関係会社ヨリ打合或ハ報告ヲ為サシムルコト

（1）打合事項（原則トシテ書面ニヨルコト）

（イ）毎期（又ハ毎年度）ノ業務方針並ニ予算（会計見積書）

（ロ）毎期ノ決算

（ハ）資本ノ増減並ニ払込ノ徴収

（ニ）定款ノ重要ナル変更

（ホ）社債ノ発行並ニ一定金額以上ノ借入金

（ヘ）一定金額以上ノ新規起業及固定財産ノ購入

（ト）新規ノ有価証券投資

（チ）　重要人事
（リ）　職制ノ変更、改廃
（ヌ）　其他重要ナル事項
（2）　報告事項（原則トシテ書面ニヨルコト）
（イ）　毎月ノ業務概況
　関係会社ノ事業種別ニ応ジ、業務検討上必要ト認メラルル事項
（ロ）　毎期（又ハ毎年度）ノ実際報告書
（備考）
　右実施ニ当リテハ、各関係会社ノ特殊事情、持株率等ヲ適宜斟酌ノ上、漸進主義ヲ以テ之ガ実現ヲ期スコト
　而シテ之ガ具体的実施方法ニ付テハ、関係会社対連系会社トイフ正式ノ会社間ノ関係ヲ便宜トスルモ、事情ニヨリテハ派出セル役員ヲ通ジ実施スルモ差支ヘナキコト
三、関係会社ニ関スル本社ト連系会社トノ連絡方法
　関係会社ノ統制ニ就テハ、原則トシテ当該連系会社ニ一任スルモ、関係会社ニ関スル重要事項ニ就テハ、当該連系会社ヨリ左記ニヨリ夫々本社ニ対シ打合又ハ報告ヲ為シ、本社トノ連絡ヲ図ルコト
記
（一）　当該連系会社ト実質上同一体ト認メラルル関係会社ニ就テハ
（1）　打合事項（原則トシテ書面ニヨルコト）
（イ）　毎期（又ハ毎年度）ノ業務方針並ニ予算（会計見積書）

（ロ）　毎期ノ決算
（ハ）　資本ノ増減並ニ払込ノ徴収
（ニ）　定款ノ重要ナル変更
（ホ）　社債ノ発行並ニ一定金額以上ノ借入金
（ヘ）　一定金額以上ノ新規起業及固定財産ノ購入
（ト）　新規ノ有価証券投資
（チ）　重要人事
（リ）　職制ノ変更、改廃
（ヌ）　其他重要ナル事項
（2）　報告事項（原則トシテ書面ニヨルコト）
（イ）　毎月ノ業務概況
　関係会社ノ事業種別ニ応ジ、業務検討上必要ト認メラルル事項
（ロ）　毎期（又ハ毎年度）ノ実際報告書
（二）　一般ノ関係会社ニ就テハ
（1）　打合事項（原則トシテ書面ニヨルコト）
（イ）　事業目的ノ著シキ変更
（ロ）　資本金ノ著シキ増減
（ハ）　其他当該関係会社ノ本質ニ変更ヲ及ボスガ如キ重要事項

（2）　報告事項（原則トシテ書面ニヨルコト）

（イ）　毎期（又ハ毎年度）ノ業務方針並ニ予算（会計見積書）

（ロ）　毎期ノ決算

（ハ）　資本ノ増減並ニ払込ノ徴収

（ニ）　重要人事

（ホ）　毎月ノ業務概況（主トシテ操業、営業状態、損益等ニ就キ）

（ヘ）　其他重要ナル事項

（備考）

右本社トノ連絡ノ一方法トシテハ、連系会社ニ於テ其ノ関係会社ニ関スル重要事項ニ就キ、重役会ニ報告ノコトトシ、右報告ノ写ヲ本社ニ提出セラルルモ可ナルコト

以上

二　業　績

昭和十二年（一九三七）から十五年に至るこの期間の住友の全事業の業績について、総実際報告書は次のように説明している。

即ち昭和十二年度は「下半期初支那事変勃発スルヤ、経済機構ハ急速ニ戦時体制ニ改変セラレ、生産、消費、貿易、物価、金融及為替等諸般ノ統制ヲ新ニ実施又ハ強化セラル、ニ至レリ。而シテ、軍需関係諸事業ハ弥増繁忙ヲ加ヘ、所

謂跋行景気ノ様相ヲ現出セリ」としている。この間住友の経営事業は引き続き概ね活況を呈し、全事業の純益は前年比七四％増の五四五六万円の飛躍を示した(第8表)。

昭和十三年度は、「国家総動員法其他諸種戦時法規ノ実施ト経済統制ノ拡大強化トニ依リ、大ニ戦時経済機構上整備ヲ加ヘタリ。而シテ時局産業方面ニ於テハ、益生産拡充ニ努力ヲ傾倒シ、相当活況ヲ持続シタリ。」この結果、住友経営事業は引き続き重工業を中心として活況を呈し、全事業の純益は八四九九万円、前年比五六％増と激増した。

昭和十四年度は、「欧州大戦ノ勃発ハ、東亜新秩序ノ完遂上多大ノ影響ヲ及ボスコトトナリ、就中物資ノ不足並物価ノ騰貴頓ニ著キヲ加ヘタレバ、物価停止等強度ノ統制ヲ実施セラレタリ」としている。この間住友経営事業は一般軍需工業界の繁忙とともに引き続き活況を呈し、販売高は前年比二九％も増加したが、生産費の高騰のために、全事業の純益は八七九五万円と前年比僅か三％の増加にとどまった。

さらに昭和十五年度は、「我経済界ハ、国防生産力ノ確保並拡充ヲ第一義トセシニ拘ラズ、資材労力等ノ不足漸ク顕著トナリ、之ガ遂行ヲ阻害セラル、コト尠ナカラズ、為ニ生産、配給、消費等ノ全面ニ亘リ、綜合重点主義ニ依ル統制ハ一段ト強化セラル、ニ至レリ。」この結果住友経営事業は、「各部門共繁忙ヲ続ケシモ、産業部門ニ於テハ、概シテ労力資材等ノ確保難並価格ノ抑制ハ生産費ノ昂騰等ニ抗シ得ズ、業績稍伸悩ミノ裡ニ推移」したとして、全事業の純益は前年比二六％も減少して六五四〇万円に落ち込んだことを認め、この理由として、「銀行等金融部門ノ業績順調ナリシ反面、金属工業等産業部門ニ於ケル純益ノ減少顕著」であったことをあげた。

住友合資会社においては、全事業の純益は各社の公表純益を、利益処分による賞与及び税金引当金を損失とし、退職慰労準備金戻入を利益から除外して見直し、準公表純益として統一して計算されてきた。しかし「住友合資会社(下)」の「四　資金調達」で述べたように、昭和六年以降不況時における特別利益の計上、好況時の特別償却その他の整理損

第8表　住友本社・連系会社実際純損益表

（単位：千円、千円未満切り捨て）

会　社　名	昭和12年	13年	14年	15年
住友合資	538	—	—	—
住友本社	1,678	5,264	4,379	2,477
連系会社小計	48,254	75,850	77,086	47,164
住友鑛業	7,737	9,473	5,025	172
住友金属工業	22,430	45,724	49,880	26,060
住友電線製造所・電氣工業	8,474	8,420	7,561	7,848
住友化学工業	4,681	4,804	4,488	3,362
住友アルミニウム製錬	438	490	629	49
住友機械製作・機械工業	326	2,249	4,822	4,742
満洲住友鋼管・金属工業	1,344	1,643	2,088	1,295
四國中央電力	936	954	837	921
住友倉庫	1,242	1,569	1,734	2,770
大阪北港	662	924	1,079	1,342
住友ビルデイング	554	629	620	575
重複分補正A	Δ573	Δ1,034	Δ1,681	Δ1,976
重複分補正B	Δ5,326	Δ4,061	Δ5,070	Δ6,829
合　計	45,144	77,054	76,395	42,813
住友銀行	9,251	10,242	11,391	23,135
住友信託	1,313	1,328	1,484	1,633
住友生命保険	411	Δ1,196	1,421	1,002
住友海上火災保険	—	—	—	67
重複分補正C	Δ125	Δ162	Δ177	Δ187
合　計	10,850	10,211	14,119	25,651
重複分補正D	Δ1,432	Δ2,274	Δ2,580	Δ3,063
対連系会社D－1	Δ739	Δ914	Δ1,144	Δ1,633
対住友本社D－2	Δ692	Δ1,360	Δ1,436	Δ1,430
総　計	54,563	84,992	87,934	65,400

註：重複分補正Aは、上記連系会社11社が相互に保有する株式に対する配当金合計額。
同Bは、上記連系会社11社の住友本社に対する配当金合計額。
同Cは、銀行、信託、生命、海上4社が相互に保有する株式に対する配当金合計額。但し信託は固有勘定のみ。
同D－1は、上記連系会社11社の株式のうち銀行、信託、生命、海上が保有する株式に対する配当金合計額。
同D－2は、住友本社が保有する銀行、信託、生命、海上各株式に対する配当金合計額。

出典：住友本社総務部会計課作成。

による利益の圧縮が顕著となり、準公表純益とこれらの特別損益を組み戻した実際純益との乖離は、資金繰り上無視できなくなってきたのである(「住友合資会社(下)」第26表)。

さらにこの実際純損益を算出するに当たり、特殊整理損益の計上についても見解が分かれるところがあるため、昭和十二年七月十日付経理部長通牒商第二六五号及び鉱第五一八号「決算ニ於ケル損益計上ニ関スル取扱方其他会計整理方法統一ノ件」別紙要項(資料13)によって特殊整理損益の範囲が定められた。この結果第8表の実際純損益は、これまでの合資会社における準公表純損益は勿論、「住友合資会社(下)」第26表の実際純損益とも接続しないものとなった。

(一) 住友本社の業績

住友本社の業績は、その中核たる本社部門と直轄鉱山部門及び販売店に大別される(第9表)。その各々については「(二) 住友本社の部門別業績」において検討することとして、最初に住友本社全体の業績について述べることとしたい(第10表及び第11表)。

前章「住友合資会社の解散と株式会社住友本社の設立」において、改組に際し直轄鉱山部門は分離して、住友別子鑛山と住友炭礦とを合併させる方針であったことを明らかにした。しかし改組直後の昭和十二年六月この方針通り両社は合併して住友鑛業株式会社が設立されたが、本社の直轄鉱山部門の分離は実現しなかった。この方針変更を説明する資料は残されていないため、鴻之舞に執着する総理事小倉正恒が最終的に分離に反対した可能性が強いが[21]、ここでは業績とのからみでその一つの理由として住友本社の収益力を上げておきたい。

「住友合資会社の解散と株式会社住友本社の設立」第5表によれば、昭和十二年二月末合資会社解散当時の合資会社の保有有価証券は一億七二八九万円であったが、三月一日住友本社が引き継いだ有価証券総額は一億三八二五万円であ

第9表　住友本社店部別実際純益表

（単位：千円、千円未満切り捨て）

店部	昭和12年			13年	14年	15年
	住友合資	住友本社	計			
本社部門	Δ807	Δ1,612	Δ2,419	1,683	262	448
北日本鉱業所	994	1,650	2,645	1,338	581	Δ1,318
うち鴻之舞鉱山	—	—	3,321	2,366	1,026	462
高根鉱業所	Δ3	103	100	242	—	—
朝鮮鉱業所	90	Δ109	Δ18	Δ1,411	Δ1,302	Δ1,651
小計	1,082	1,645	2,727	169	Δ721	Δ2,970
東京販売店	125	853	979	1,543	2,117	2,432
横須賀販売店	5	64	70	140	286	338
名古屋販売店	27	253	280	926	1,256	1,054
神戸販売店	26	132	158	168	192	287
呉　販売店	14	98	112	346	589	477
福岡販売店	2	44	46	73	58	121
京城販売店	33	124	157	115	247	305
上海販売店・事務所	2	Δ3	Δ1	Δ57	Δ84	Δ108
小計	236	1,567	1,804	3,256	4,665	4,908
林業所	0	0	0	31	79	112
大阪住友病院	26	77	104	123	93	Δ19
店部計	1,345	3,290	4,636	3,581	4,117	2,029
合　計	538	1,678	2,217	5,264	4,379	2,477

註：鴻之舞鉱山の損益は「住友合資会社（下）」第34－2表による。但し昭和15年Δ694千円は特殊整理損（起業支出費用支弁）1,156千円を組み戻し実際純益とした。

った。保有有価証券の八二％を占める連系会社株式でいえば、合資会社保有の連系会社株式一億四一七三万円のうち一億三五八万円が本社に引き継がれた。この数字からみれば、全有価証券の八割、連系会社株式の七三％を本社が継承したことになるが、実際には前章で述べたように、本社が引き継いだ有価証券は再評価後の数字であり、合資会社解散時点の有価証券一億七二八九万円のうちの九四一七万円、五四％にすぎず、その大半を占める連系会社株式でいえば、一億四一七三万円のうちの七四八四万円、五二・八％と半ばを僅かに上回る程度にすぎなかったのである。このため本社の連系会社からの受け取り配当金が、昭和十一年度に合資会社が受け取った六五〇万円の水準に達したのは、昭和十四年度になってからであったから、本社発足当初におい

第10表　住友本社総貸借対照表

（単位：千円、千円未満切り捨て）

科目	昭和12年3月1日	12年末	13年末	14年末	15年末
借方	370,129	248,477	316,898	354,311	420,134
資本金・払込未済資本金	112,500	—	—	—	—
創業費	—	967	1,056	66	44
固定財産・土地	9,345	9,286	10,253	10,025	10,144
立木竹	2,495	2,493	4,667	4,687	5,049
鉱区	27,644	25,958	26,104	24,228	22,475
坑道	376	557	1,159	1,771	2,566
索道	313	360	374	288	266
電線路	159	208	235	264	267
鉄道及軌道	19	93	313	295	298
車両	125	152	148	206	285
船舶	1	7	5	—	—
建設物	3,562	4,536	6,004	7,582	10,274
機械	2,159	2,620	2,680	4,860	6,848
什器	149	167	193	237	437
権利・漁業権	20	20	21	20	16
所有品・準備品	661	1,017	1,561	2,890	4,964
家畜	4	3	75	82	98
販売品・日用品	61	97	147	230	560
有価證券・連系会社株	103,582	106,303	119,628	140,364	162,329
他会社株	34,165	38,293	43,092	40,333	37,235
公社債	503	503	859	859	1,174
鉱産品・鉱石	163	154	213	409	457
浮精鉱	152	499	59	247	183
粗銅	—	104	144	174	422
粗鉛	—	—	—	163	550
地金銀	12	11	9	19	14
買鉱・金銀鉱	0	190	391	603	589
雑鉱	—	42	26	269	313
農林産品・穀物及雑産品	23	16	30	39	4
用材	—	—	12	65	104
木炭	2	3	32	24	31
薪材及雑品	0	0	1	3	—
作業品	—	—	20	34	81
起業支出	10,274	12,687	9,564	12,538	11,297
貸金・立替金	4,730	4,840	10,108	13,968	6,486

雑・仮出金	3,602	14,060	34,093	40,793	70,585
未収入金	127	1,522	1,571	1,616	3,589
延売土地建物	269	272	250	289	201
延売仮出金	—	0	—	—	—
報告未達	—	—	—	—	967
受託品	228	31	—	—	—
手形・受取手形	29	14	8	3	—
取引先・掛売金	11,155	18,473	34,575	39,463	35,917
退職手当引当郵便貯金	—	20	41	71	111
預金及現金・信託預金	87	242	237	216	6,195
銀行特別預金	41,080	850	5,550	2,803	15,503
銀行預金	113	527	1,180	914	862
他銀行預金等	204	244	166	241	261
振替貯金	2	4	12	18	15
現金	16	13	11	22	48
貸方	370,129	248,477	316,898	354,311	420,134
資本金・資本金	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000
法定積立金	—	—	100	400	600
別段積立金	—	—	—	3,000	3,000
設備拡張留保金	—	—	—	—	1,000
退職慰労準備金	—	—	—	500	800
前期繰越金	—	—	828	1,361	2,198
引当・退職手当積立金	—	20	41	71	111
納税引当金	—	—	—	—	4,676
預リ金・積金預金	1,607	1,887	2,257	2,448	2,605
諸預リ金	24,801	10,187	10,195	16,900	6,617
敷金預金	39	40	42	44	43
労役者特別保護基金	—	71	71	71	71
雑・仮入金	15,630	36,309	42,152	41,996	63,519
未払金	162,511	4,793	1,317	451	2,223
延売仮入金	—	7	—	—	—
受託	10,205	16,996	31,979	37,393	30,701
手形・支払手形	2,000	2,000	9,000	13,000	—
割引手形	3,193	24,400	63,500	82,900	148,600
取引先・掛買金	140	84	327	685	1,248
損益・上半期純損益	—	2,409	3,046	3,854	3,097
下半期純損益	—	Δ731	2,036	Δ767	Δ979

て直轄鉱山部門を分離することには、抵抗があったものとみられる。特に「住友合資会社(下)」の「五(二)4　北日本鉱業所の設置」で述べたように、鴻之舞鉱山の純益は別子鉱山を上回るようになり、改組直前の昭和十一年度には三七一万円に達し、文字通り本社のドル箱となっていたからである。

第11表　住友本社総損益表

(単位：千円、千円未満切り捨て)

科目	昭和12年		13年	14年	15年
	1～2月	3～12月			
利益	6,704	19,474	30,395	37,013	44,075
連系会社配当金	1,977	4,042	5,421	6,506	8,259
他会社配当金	533	1,093	2,391	1,904	1,815
公社債利息	67	19	25	33	37
鉱産収益	1,890	10,180	14,215	15,989	16,334
別子委託事業損益	—	—	—	—	359
林業収益・林産収入	28	282	1,339	2,060	2,103
耕地収益・収入	72	40	209	170	19
賃貸料	120	470	634	678	753
諸手数料	328	2,336	4,190	5,719	6,248
病院収益	75	483	655	697	800
組替戻入	29	—	—	—	—
雑益及国庫補助金	1,426	492	1,128	2,037	5,374
固定財産原価差損益	115	31	66	158	543
有価證券原価差損益	30	—	117	1,055	813
利息・収入利息	7	—	—	—	611
損失	14,902	17,796	25,311	33,926	41,957
利息・支払利息	—	970	2,559	3,513	6,174
賃銀費	225	1,341	1,874	2,413	3,136
動力費	127	714	1,028	1,164	1,561
材料費	172	1,072	949	1,159	1,401
雑品費	170	1,270	3,003	3,587	5,200
営業営繕費	25	316	705	1,538	2,724
運送費	6	62	187	155	266
販売費	17	74	140	246	365
営業賃借及保険料	1	27	50	51	57
営業雑費	73	489	970	1,256	1,878
探鉱費	24	108	122	91	12
林業費	30	184	1,074	1,575	1,799
農業費	4	33	50	54	1
俸給	166	829	1,242	1,384	1,694
賞与	188	1,085	1,564	1,619	1,701
旅費	46	245	330	393	513
営繕費	5	48	105	83	205
賃借及保険料	70	325	418	453	479
雑費	3,099	1,949	3,206	3,578	4,555
諸税	1,564	220	956	3,950	2,044
退職慰労金	8,629	0	43	27	110
有価證券原価差損益	—	3,619	—	—	—
起業費減損	—	0	—	—	—
雑損	250	114	672	929	333
償却	—	2,689	4,053	4,696	5,739
純損益	538	1,678	5,083	3,087	2,118
清算損費	8,737	—	—	—	—

住友本社の各期の業績について、決算資料に基づいて説明すると、まず第一期（昭和十二年三月～十二月）において実際純益は一六八万円にとどまった。この数字は総損益表の公表純益と同一で、特殊整理損益はなかった訳であるが、有価証券原価差損三六一万円が計上されている。これは「住友合資会社（下）」の「五㈠　日本電氣株式会社の経営の承継」で述べたように、昭和十三年一月住友と日本電氣の親会社I・S・E社の間で住友側が日本電氣の持株比率を増大させる契約が締結され、I・S・E社が増資割り当て分のうち六万五九九三株を住友本社に譲る代わりに、住友本社が住友電線製造所株式六万六〇〇〇株を一五〇万円でI・S・E社に売却することとなり、この実行を十二年末に遡及したことにして、売却損四四四万円を計上したためである。なお本社はこの結果自社の保有する住友電線株の持株比率が低下するのをおそれて、日本電氣が所有する住友電線株六万六〇〇〇株を買い入れ、これをI・S・E社に譲渡することとし、買い入れ単価九〇円と売却単価二二・七五円との差四四四万円は本社のI・S・E社に対する経営補償とした。

I・S・E社は昭和七年六月の住友に対する日本電氣の経営委託以降、日本電氣の業績が回復した後も住友が対外的配慮から配当を抑制してきたことに強い不満を抱いており、上記昭和十三年一月の契約締結の際、日本電氣に対し昭和十二、十三、十四年度について二〇％の特別配当を要求していた(22)（この特別配当は昭和十三年二月一株五円、同年十二月旧一株五円、新一株二・五円で実施された後中断した。これは昭和十四年四月施行された「会社利益配当及資金融通令」によって特別配当の実施が不可能になったためとみられる）。従ってI・S・E社が住友本社に対し四〇〇～五〇〇万円の経営補償を求めていたということは、同じ論法をもってすれば、それ以前についても、住友本社に対して少なくとも日本電氣が九％に増配した昭和八年下期以降昭和十一年下期まで（昭和十年下期から一〇％へ増配）二〇％の特別配当（約四三七万円）を逸失利益として請求していた可能性が高い。即ちこの住友電線株の差益は、I・S・E社の希望する経営補償額にほぼ見合うものであったということができる。

昭和十二年度の純益金一六八万円の処分については(第12表)、商法規定により純益金の二〇分の一以上を積み立てることを要するので、一〇万円を法定積立金とし、配当金は改組の目標として年〇・五%(七五万円)とされているが、それ以上であれば本家所得が増大し長者番付を賑わすことになり、無配では会社の信用にかかわり、又分家所得を考慮するとこの目標が妥当とされた。昭和十三年一月化学専務大屋敦は高等職員に昇格し、銀行専務大平賢作の後任として本社監査役を兼務したが、四月二十八日の日記に次のように記している。

第12表　利益処分表

(単位：千円、千円未満切り捨て)

科　目	昭和12年	13年	14年	15年
当期純益金	1,678	5,083	3,087	2,118
前期繰越金	—	828	1,361	2,198
合計	1,678	5,911	4,448	4,316
法定積立金	100	300	200	150
別段積立金	—	3,000	—	—
設備拡張留保金	—	—	1,000	—
退職慰労準備金	—	500	300	500
配当金	750	750	750	750
社員給与金	—	—	—	315
後期繰越金	828	1,361	2,198	2,601
合　計	1,678	5,911	4,448	4,316

中田会計課長ヨリ本社決算ノ説明ヲ聴ク。純益金百六十万円、配当〇・五分、鉱山利益百数十万円ハ意外ニ少シ。

本社改組一年目にして早くも鉱山部門について誤算が生じたことは後に述べる。

次いで第二期(昭和十三年度)の実際純益は五二六万円で、これは公表純益五〇八万円に特殊整理損(税補償金)一八万円を組み戻したものである。鉱山部門は朝鮮鉱業所の赤字によって業績に寄与しなくなった。化学専務大屋敦は昭和十四年四月二十六日の日記に次のように記した。

本社中田会計課長ヨリ昨年度本社決算ノ報告ヲ受ク。二十八日ノ総会ニ附議ノ由、利益五百余万円、借入金ハ千万円、本社ノ世帯モ容易ナラズ。

五〇八万円ノ利益処分は、規定により法定積立金三〇万円、目標たる配当金七五万円(〇・五%)を計上し、さらに前期に利益僅少のため見送っ

た退職慰労準備金五〇万円を計上した。以上の残額は約三五三万円になるが、このうち三〇〇万円を別段積立金に計上した。その理由は「蓋シ現下此種積立金ノ増加ハ、一種ノ時局的表現トモ見ラル、モノナレバ、可及的多額ノ積立ヲ為スコト、致シ度」と述べている。

第三期（昭和十四年度）は、公表純益三〇九万円に対し、特殊整理損一二九万円（打切退職給与金に対する税補償金二七万円、創業費特別償却六二万円、諸税増加引当金四〇万円）を組み戻して、実際純益は四三八万円であった。本社部門の純益は僅か二六万円にすぎず、鉱山部門はついに赤字に転落した。昭和十五年四月十五日理事に昇格した化学専務大屋敦の四月十八日付日記によると、「中田君ヨリ本社決算ノ説明ヲ聴ク。業績漸次悪化、本社金融難益深刻化ス」とあり、後に述べるように本社の資金繰りが問題となってきた。この利益処分は、規定による法定積立金二〇万円、前例に従い配当金七五万円、昭和十四年末現在における職員退職慰労金見込額約七六万円に対しこの時点の「退職慰労準備金」科目残高は五〇万円であるので、当期は三〇万円を繰り入れた。この他設備拡張留保金一〇〇万円が計上されているが、これについては次のように説明されている。

昨年四月ヨリ施行ノ改正臨時租税措置法第一条ノ二ノ規定ニ依リ、爾後終了スル法人ノ各事業年度ノ純益中社内ニ留保シタル金額ガ其ノ事業年度純益ノ四割ヲ超過スル場合、其ノ超過金額ヲ命令ヲ以テ定ムル時局産業（当社ノ場合ハ金属鉱業並非鉄金属製錬業）ノ設備ノ新設、拡張又ハ改良資金ニ充当シ、又ハ国債証券其他大蔵大臣ノ指定スル有価証券取得資金ニ充当スル時ハ、其ノ運用金額ノ二〇%四五ニ相当スル所得税ヲ軽減セラル、事トナリタリ。而シテ法人ニ於テ社内留保金ヲ此等資金ニ充当シ、所得税ノ軽減ヲ受ケントスルトキハ、之ヲ『設備拡張留保金』又ハ『證券保有留保金』科目ニ繰入ル、ヲ要スルコト、ナリ居ルニ付、当期純益中一〇〇万円ヲ割キ『設備拡張留保金』ニ繰入レントスルモノナリ。

尚右金額ヲ『證券保有留保金』ニ計上セズ『設備拡張留保金』ニ計上セントスルハ、当社ガ単ナル保全会社ニ非ズシテ時局産業ヲ直営シ、之ガ拡充ニ腐心セル一端ヲ表現スル一手段タル外、本留保金ハ今後之ヲ繰越金其他ニ振替フルモ税務取扱上問題無キニ反シ、『證券保有留保金』ト為シ置ク場合ハ然ラザルニ依ル。

以上を差し引いた残額約八四万円を前期からの繰越金約一三六万円と併せて、約二二〇万円を後期繰越金とした。その理由は次のように説明されている。

蓋シ当社十五年度成績ハ、鴻之舞鉱山ニ於テ相当多額ノ純損計上等ノ事情アル為、他ニ特殊利益ノ生ゼザル限リ、僅々一五〇万円程度ノ純益ニ終ル虞アルヲ以テ、次期以降純益金ト共ニ利益金処分ノ対象ト為ス繰越金ヲ此際可及的潤沢ナラシメ置キ、将来利益低下ノ場合ニ備フルヲ適当ト思料セラルヽヲ以テナリ。

即ち昭和十五年度にはついにドル箱鴻之舞鉱山までも赤字転落必至の情勢となったのである。

その第四期(昭和十五年度)は、鉱山部門が二九七万円と大幅な赤字となったため、実際純益は二四八万円に減少した。このため当初予定されていた特殊整理損約二八三万円(十四年度分法人諸税引当一六七万円、鴻之舞起業支出中費用支弁一一六万円)及び特殊整理益三二万円(社員給与中会社経理統制令ニ依ル限度超過分組戻)を計上すると、公表純益は差し引き三万円の赤字となることになった。このため特殊整理損のうち十四年度法人諸税引当を一部に止め(九〇万円)合計二〇六万円とし、他方特殊整理益として他に十五年度法人諸税引当取止め(九七万円)、退職給与の損金引当取止め(四一万円)により合計一七〇万円を計上して、差し引き特殊整理損を三六万円に抑えて、公表純益を二一二万円としたものである。

この当期公表純益二一二万円に前期繰越金二二〇万円を加えた四三二万円を、規定による法定積立金一五万円、退職慰労準備金五〇万円(十五年末における退職慰労金見込額一三〇万円と「退職慰労準備金」科目既計上額八〇万円との差額)、前例通りの配当金七五万円及び社員給与金三二万円に処分し、残額二六〇万円を後期繰越金とした。なお社員給与金三二万

円は次のように説明されている。

昭和十五年度下期分社員賞与中、会社経理統制令第二十一条ノ規定ニ依リ、経費トシテ経理スルヲ得ザル金額（自七月至十二月基本給料ノ合計金額ノ四分ノ三ヲ超過スル分）ハ、別途人事課伺ヲ以テ三一万五千円ト決定シ居ルニ付、右ヲ本科目ヲ以テ支出整理セントスルモノナリ。

最後に住友本社の収支内容と資金繰りについて触れておきたい。これまで住友合資会社においては店部のウェイトは問題にならず、専ら本社部門の収支で合資会社全体の収支が説明されてきた。しかし住友本社になると、本社部門特にその有価証券収支の他に鉱山部門の収支が大きな問題となってきた（第13表）。即ち昭和十二、十三年度の合資会社の清算関係の支出を除けば、十四、十五年度には住友本社の収支は本社部門の有価証券収支のほとんどを占める連系会社株式（主として増資払い込み、「四　資金調達」参照）約二〇〇〇万円と鉱山部門の設備投資約一〇〇〇万円合計三〇〇〇万円前後の支出超過となった。

この資金繰りには改組に際し全額返済されていた銀行、信託からの借り入れも再開され、さらに鉱山部門では昭和十三年九月に設立された日本産金振興株式会社からの借り入れも増加していった（第14表）。日本産金振興については既に「住友合資会社（下）」の「五(二)4　北日本鉱業所の設置」で述べたが、日本興業銀行はその設立までのつなぎ資金として産金設備拡張資金の融資を行った[23]。住友本社はこれによって十三年三月興銀から一三〇万円を借り入れ、六月に三一〇万円に借り換え、十月にこの融資は日本産金振興からの融資に振り替えられた。一方朝鮮鉱業所は九月に朝鮮殖産銀行（興銀から朝鮮分として一〇〇〇万円のつなぎ融資を受けていた）から六〇万円の融資を受けたが、これは仮入金として処理され（第10表）、日本産金振興朝鮮支社からの借入金（割引手形）に振り替えられたのは十四年二月になってからであった。

しかしこのように信託や日本産金振興からの借り増しにもかかわらず、十五年に連系会社からの預り金を一九四五万

第13表　収支内容表

（単位：千円、千円未満切り捨て）

科目	昭和12年 1～2月	昭和12年 3～12月	13年	14年	15年
実際純損益	538	1,678	5,264	4,379	2,477
有価證券配当金及利息	2,578	5,154	7,837	8,445	10,113
鉱産収益	1,980	10,180	14,215	15,989	16,334
諸手数料	328	2,336	4,190	5,719	6,248
其他	Δ4,259	Δ15,994	Δ20,978	Δ25,774	Δ30,218
償却	—	2,689	4,053	4,077	5,739
起業支出・固定財産	36	Δ5,033	Δ6,609	Δ9,381	Δ10,098
有価證券	Δ4,235	Δ6,848	Δ18,481	Δ17,976	Δ19,181
利益配当	—	—	Δ750	Δ750	Δ750
其他	3,660	Δ13,224	Δ28,146	Δ8,893	Δ8,341
合計(支出超過Δ)	0	Δ20,739	Δ44,668	①Δ28,550	Δ30,154
うち本社部門収支	Δ1,168	Δ20,809	Δ43,034	Δ23,142	Δ17,600
各店部収支	1,169	70	Δ1,633	②Δ5,402	Δ12,553
鉱山部門	917	Δ1,541	Δ4,726	Δ9,935	Δ14,931
販売店	247	1,508	3,315	4,578	2,970
林業・病院	4	102	Δ222	Δ45	Δ593

金繰残(借入Δ)	11年末	12年末	13年末	14年末	15年末
銀行	1,835	Δ13,522	Δ31,269	Δ33,381	Δ65,734
信託	0	Δ9,500	Δ22,400	Δ35,300	Δ43,100
その他	Δ2	261	Δ3,509	Δ7,617	Δ17,073
小計	1,832	Δ22,760	Δ57,178	Δ76,299	Δ125,908
対連系会社貸借	Δ9,130	Δ5,275	Δ15,525	Δ24,955	Δ5,500
合計	Δ7,297	Δ28,035	Δ72,703	Δ101,254	Δ131,408

年間増減(借入増・預金減Δ)		12年	13年	14年	15年
銀行		Δ15,357	Δ17,747	Δ2,112	Δ32,352
信託		Δ9,500	Δ12,900	Δ12,900	Δ7,800
その他		264	Δ3,770	Δ4,108	Δ9,456
小計		Δ24,593	Δ34,417	Δ19,120	Δ49,609
対連系会社貸借		3,855	Δ10,250	Δ9,430	19,455
合計		Δ20,738	Δ44,668	Δ28,550	Δ30,154

註：①高根分Δ5千円を含む。
②他に高根分Δ5千円あり。

第14表　金繰残内訳表　（単位：千円、千円未満切り捨て）

科　　目	昭和11年末	12年末	13年末	14年末	15年末
銀行	1,835	Δ13,522	Δ31,269	Δ33,381	Δ65,734
割引手形(借入金)	0	Δ14,900	Δ38,000	Δ37,100	Δ82,100
出納勘定(当座借越)	995	470	938	780	704
他店部預金	139	56	241	134	158
銀行特別預ケ金	700	850	5,550	2,803	15,503
信託	0	Δ9,500	Δ22,400	Δ35,300	Δ43,100
割引手形(借入金)	0	Δ9,500	Δ22,400	Δ35,300	Δ49,100
信託預金	—	—	—	—	6,000
その他	Δ2	261	Δ3,509	Δ7,617	Δ17,073
日本銀行借入金	Δ193	0	—	—	—
日本産金振興借入金	—	—	Δ3,700	Δ7,900	Δ17,400
うち朝鮮支社	—	—	Δ600	Δ3,400	Δ6,900
他銀行預金等	174	244	166	241	261
振替貯金	4	4	12	18	15
現金	11	13	11	22	48
合　　計	1,832	Δ22,760	Δ57,178	Δ76,299	Δ125,908

註：昭和11年末の銀行特別預ケ金残高7,808千円及び信託預金残高887千円であったが(「住友合資会社(下)」第12表)、昭和12年2月末住友合資会社解散のため、特別財産が解消された(同第16表)。この結果昭和12年の金繰上特別財産分銀行特別預ケ金7,108千円及び信託預金800千円が除外され、金繰の対象としては銀行特別預ケ金の残額通知預金700千円のみが取り上げられ、信託預金は昭和15年指定金銭信託6,000千円の預け入れまで対象から除外された。

第15表　連系会社貸借内訳表　（単位：千円、千円未満切り捨て）

科目・会社名	昭和11年末	12年末	13年末	14年末	15年末
連系会社貸借	Δ9,130	Δ5,275	Δ15,525	Δ24,955	Δ5,500
預リ金	Δ12,310	Δ8,455	Δ9,705	Δ19,135	Δ6,500
住友電線製造所・電氣工業	Δ6,300	Δ3,155	Δ2,955	Δ7,455	0
大阪北港	Δ2,190	Δ4,320	Δ5,970	Δ8,300	Δ5,250
住友別子鑛山・鑛業	Δ2,000	Δ750	Δ750	Δ750	Δ750
満洲住友鋼管・金属工業	Δ270	Δ230	Δ30	Δ30	Δ700
住友機械製作	Δ1,550	0	—	—	—
住友倉庫	—	—	—	Δ2,600	Δ500
支払手形(住友金属工業預リ金)	—	—	Δ9,000	Δ9,000	0
貸金	3,180	3,180	3,180	3,180	1,000
住友倉庫	2,180	2,180	2,180	2,180	0
住友ビルデイング	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

註：住友倉庫昭和14年の預リ金2,600千円は割引手形である。

円も返済すると(第15表)、住友本社の銀行からの借り入れは一挙に三二三五万円も膨張した。このため住友銀行は昭和十六年初頭には住友本社に対する貸出方針を再確認することとなった。住友銀行及び住友信託の住友全事業に対する貸出状況については、「四　資金調達」において住友全事業の資金繰りと併せて検討することとしたい。

(二)　住友本社の部門別業績

1　本社部門

地所課を除く本社部門の貸借対照表(第16表)及び損益表(第17表)は地所課特別会計の貸借対照表(第18表)及び損益表(第19表)とそれぞれ連結されて、広義の本社部門を形成し、さらに各店部が本社部門の店部勘定を通じて連結されて、既にみた本社全体の総貸借対照表(第10表)及び総損益表(第11表)を形成する。

地所課を含む本社部門の損益についてみると、十二年度は既に全社の業績で述べたように住友電線株式の売却損を主とする有価証券原価差損三六一万円が一六一万円の赤字の主因である。十三年度は支払利息が二七八万円に急増したことが大きく影響し、一五〇万円の利益にとどまった。十四年度は同じく支払利息三八三万円の他、諸税が三五九万円に達したため、有価証券原価差益一〇五万円を計上したのにもかかわらず、一〇三万円の赤字であった。十五年度は連系会社配当金八二五万円と一七六万円も増加した上、損失面でも諸税一九五万円、償却九八万円がそれぞれ減少したため、支払利息が引き続き六一〇万円と二一六万円も増加したにもかかわらず、一二四万円の利益を計上した。地所課の利益のうち固定財産原価差益は、大阪電気軌道(現近畿日本鉄道)に対し山本土地八万五五〇〇坪を九〇万円で売却した売却益四九万五〇〇〇円を含んでいる。

2　直轄鉱山

第16表　本社部門貸借対照表（単位：千円、千円未満切り捨て）

科目	昭和12年2月28日	12年末	13年末	14年末	15年末
借方	236,237	221,499	256,408	287,516	333,406
創業費	—	967	967	—	—
固定財産・土地	984	—	—	—	—
車両	15	18	6	1	3
機械	0	0	0	—	—
什器	4	6	6	4	6
有価證券・連系会社株	141,733	106,303	119,628	140,364	162,329
他会社株	27,117	38,293	43,092	40,333	37,235
公社債	4,044	503	859	859	1,174
貸金・立替金	7,741	4,042	9,144	13,004	5,604
地所課貸付金	—	—	—	—	500
雑・仮出金	418	893	3,417	3,267	5,935
未収入金	193	1,501	1,501	1,501	—
各店部・北日本鉱業所	6,961	32,358	33,374	40,512	—
鴻之舞鉱業所	—	—	—	—	41,467
国富鉱山	—	—	—	—	4,683
余市鉱山	—	—	—	—	2,493
東北鉱業事務所	—	—	—	—	2,790
高根鉱業所	215	461	496	—	—
朝鮮鉱業所	2,835	6,977	11,366	14,665	16,950
東京販売店	52	—	—	—	—
呉販売店	11	—	—	—	—
横須賀販売店	0	—	—	—	—
福岡販売店	4	—	—	—	—
神戸販売店	0	—	—	—	872
名古屋販売店	0	—	—	—	—
京城販売店	23	—	—	—	48
上海販売店・事務所	—	3	44	53	145
林業所	4,311	6,547	6,807	7,024	7,640
病院	444	443	529	605	627
支店・東京支店	19	—	—	32	—
事務所・北京事務所	—	—	—	107	83
新京事務所	—	—	—	60	109
駐在員・大連駐在員	39	48	37	31	24
委託・別子鑛山／鉱業所委託	6,177	6,113	6,089	6,354	6,601
朝鮮鉱業所委託	—	—	—	269	—
特別会計・地所課	14,990	11,612	11,945	12,288	13,363
銀行・銀行出納	67	470	938	780	704

銀行特別預金	7,213	850	5,550	2,800	15,500
信託・信託預金	887	242	237	216	6,195
損益・当期損益	988	2,841	364	2,374	315
清算損費	8,737	—	—	—	—
貸方	236,237	221,499	256,408	287,516	333,406
資本金・資本金	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000
法定積立金	—	—	100	400	600
別段積立金	—	—	—	3,000	3,000
設備拡張留保金	—	—	—	—	1,000
退職慰労準備金	—	—	—	500	800
前期繰越金	38,752	—	828	1,361	2,198
前期純損益	—	2,409	3,046	3,854	3,097
当期損益	1,527	—	—	—	—
預り金・積金預金	1,423	1,660	1,994	2,139	969
諸預金	11,335	10,194	10,079	16,826	6,574
地所課預り金	1,637	1,979	2,437	1,642	29
地所課特別預り金	1,450	450	450	1,500	—
引当・納税引当金	—	—	—	—	4,676
雑・仮入金	14,479	24,792	12,247	11,968	9,968
未払金	12,414	4,575	805	181	158
各店部・東京販売店	—	584	963	993	576
呉販売店	—	47	181	237	219
横須賀販売店	—	39	80	183	182
福岡販売店	—	29	36	37	138
神戸販売店	—	83	78	98	—
名古屋販売店	—	174	535	601	509
京城販売店	—	70	19	88	—
上海販売店・事務所	23	—	—	—	—
支店・東京支店	—	8	23	—	106
手形・支払手形	—	—	9,000	9,000	—
割引手形	3,193	24,400	63,500	82,900	148,600

第17表　本社部門損益表

（単位：千円、千円未満切り捨て）

科目	昭和12年		13年	14年	15年
	1～2月	3～12月			
当期利益	4,157	5,388	8,640	10,876	12,093
連系会社配当金	1,977	4,042	5,421	6,506	8,259
別子鑛山	747	—	—	—	—
炭礦	409	—	—	—	—
鑛業	—	270	574	608	608
金属工業	—	1,277	1,734	2,295	3,412
電線製造所・電氣工業	265	1,470	670	546	914
化学工業	302	236	584	687	678
アルミニウム製錬	—	—	—	46	128
機械製作・機械工業	46	25	78	100	168
四國中央電力	57	51	131	143	156
満洲金属工業	—	—	107	223	223
倉庫	—	—	—	150	225
ビルデイング	97	68	136	136	136
大阪北港	—	—	43	131	175
銀行	—	640	1,343	1,419	1,412
信託	—	1	1	1	2
生命保険	50	—	15	15	15
他会社配当金	533	1,093	2,391	1,904	1,815
公社債利息	67	19	25	33	37
別子農林損益	56	66	185	288	336
工事処理費戻入	14	20	42	35	41
雑益	1,312	17	186	640	112
有価證券原価差損益	30	1	117	1,055	813
収入利息	164	87	133	189	468
雑損	—	1	—	—	—
資金利息	—	39	138	189	208
当期損失	5,145	7,300	7,447	12,415	11,753
別子農林損益	—	53	—	—	—
固定財産原価差損益	—	0	—	—	—
有価證券原価差損益	—	3,620	—	—	—
支払利息	172	1,138	2,784	3,833	6,103
俸給	47	216	289	298	410
賞与	190	517	761	720	494
旅費	27	109	104	128	150
営繕費	0	0	1	4	2
賃借及保険料	51	210	262	272	274
雑費	2,818	1,058	1,875	1,858	2,134
諸税	1,543	75	630	3,560	1,602
退職慰労金	28	0	41	23	107
雑損	250	1	524	506	20
償却	—	172	12	976	4
東京支店費	10	88	110	127	173
北京事務所費	—	—	—	—	164
新京事務所費	—	—	—	—	85
大連駐在員費	3	35	46	47	25
当期純損益	Δ988	Δ1,911	1,192	Δ1,538	339
清算損費・雑費	Δ117				
退職慰労金	Δ8,600				

第18表　地所課貸借対照表　（単位：千円、千円未満切り捨て）

科目	昭和12年2月28日	12年末	13年末	14年末	15年末
借方	15,072	11,876	12,203	12,733	17,276
固定財産・土地	7,170	4,264	4,177	3,730	3,606
建設物	563	223	502	405	790
機械	3	0	17	15	15
什器	2	1	17	15	13
所有品・準備品	16	10	10	9	9
起業支出・京都住友ビル	112	310	—	—	—
山本寮	103	—	—	—	—
浜甲子園寮	—	—	—	162	—
代々木寮	—	—	—	—	176
鳴尾寮	—	—	—	—	61
雑建設物	20	24	38	—	33
雑土工	3	—	—	—	—
貸金・立替金	—	1,000	1,000	1,000	1,000
預ケ金・会計課預ケ金	1,637	1,979	2,437	1,642	29
会計課特別預ケ金	1,450	450	450	1,500	—
雑・仮出金	111	86	115	838	8,273
未収入金	18	2	—	—	—
延売土地建物	269	272	250	289	201
延売仮出金	—	0	0	0	0
委託・東京支店委託	2,969	2,575	2,527	2,478	2,431
神戸販売店委託	619	672	659	645	632
貸方	15,072	11,876	12,203	12,733	17,276
会計課	14,808	11,612	11,945	12,288	13,363
預リ金・敷金預金	35	36	38	40	40
積金預金	—	—	—	—	26
借入金・会計課借入金	—	—	—	—	500
雑・仮入金	46	41	52	61	3,179
未払金	0	—	—	—	—
延売仮入金	—	7	11	23	14
損益・当期損益	181	178	154	320	150

第19表　地所課損益表

（単位：千円、千円未満切り捨て）

科目	昭和12年		13年	14年	15年
	1～2月	3～12月			
当期利益	237	446	545	697	1,177
東京住友ビル損益	44	151	155	196	221
神戸住友ビル損益	10	37	40	42	41
耕地収益	1	3	5	6	5
賃貸料	49	113	182	190	242
雑益	0	3	1	1	1
固定財産原価差損益	115	34	45	136	541
収入利息	15	101	114	123	125
賃借及保険料	0	—	—	—	—
当期損失	56	147	236	189	272
雑益	—	1	—	—	—
支払利息	0	0	1	1	1
俸給	2	11	16	18	20
賞与	—	14	17	17	22
旅費	0	1	1	1	2
営繕費	3	15	36	21	25
賃借及保険料	—	8	8	8	11
雑費	37	25	57	36	65
諸税	12	29	36	30	35
雑損	0	0	19	1	51
償却	—	39	40	51	35
当期純損益	181	298	308	508	905

鉱山部門の鉱産成績表（第20表）及び設備投資推移（第21表）によれば、十二年度は鉱山部門を分離しなかっただけの成果を上げられたが、その後は多額の設備投資を行ったにもかかわらず、出鉱量の増加に見合った産金量を得られず、鉱山部門の業績は低下の一途を辿った。この理由は十三年度では北日本鉱業所の鴻之舞鉱山以外の国富、余市、大萱生の各鉱山及び朝鮮鉱業所の鉱山が貧鉱・低品位のためと説明され、十四年度には生産費の高騰により、鴻之舞の利益も半減してしまった。十五年度に至っては三八〇万円という巨額の国庫補助金（探鉱奨励金、金増産割増金等）を得ながら、二九七万円の赤字と採算もとれなくなり（決算説明は「鉱業部門ノ成績低下シタルハ、出鉱相当増加シタルモ、品位低下シ、且生産費騰貴セルヲ主因トス」と述べている）、その収支も十四年度九九三万円、十五年度一四九三万円の支出超過と、本社の資金繰りにも大きな影響を及ぼすに至ったので、既に述べたよう

第20表　鉱業所鉱産成績表

鉱産項目	単位	昭和12年		13年	14年	15年
		1～2月	3～12月			
北日本鉱業所						
出鉱量	万トン	9.2	40.9	57.0	63.5	76.2
産金量	トン	0.3	1.9	2.5	2.6	2.6
産銀量	トン	8.4	38.1	48.0	48.9	50.2
産銅量	トン		①378.6	810.3	849.0	659.0
販売高	万円	177	907	1,264	1,379	1,351
高根鉱業所						
出鉱量	万トン	不詳	1.0	1.3	—	—
産金量	トン		0.0	0.1	—	—
産銀量	トン		1.2	—	—	—
産銅量	トン		—	—	—	—
販売高	万円	2	29	53	—	—
朝鮮鉱業所						
出鉱量	万トン	不詳	3.3	6.2	9.0	11.9
産金量	トン		0.4	0.5	0.6	1.0
産銀量	トン		2.1	5.3	5.1	8.8
産銅量	トン		不詳	631.6	883.0	1,926.0
販売高	万円	11	50	66	220	283
合計						
出鉱量	万トン	不詳	45.2	64.6	71.5	88.1
産金量	トン		2.3	3.1	3.3	3.7
産銀量	トン		41.4	53.3	54.0	59.1
産銅量	トン		438.7	1,441.8	1,732.0	2,585.0
販売高	万円	189	986	1,383	1,599	1,633

註：①年間産銅量。
出典：「決算説明資料」他から作成。

第21表　鉱業所設備投資(起業支出・固定財産支出)推移

(単位：千円、千円未満切り捨て)

店　　部	昭和12年	13年	14年	15年
住友本社	4,996	6,609	9,381	10,098
うち鉱業所分	5,020	6,422	8,990	8,943
北日本鉱業所	2,274	3,382	5,777	7,095
うち鴻之舞鉱山	1,245	2,388	4,105	5,330
高根鉱業所	286	19	—	—
朝鮮鉱業所	2,715	3,020	3,213	1,848

に昭和十五年秋に鉱山分離論が台頭してきたのも当然のことであった。

3　販売店

この期間販売店全体の売上高は、その半ばを占める住友金属製品の売り上げが三倍近くに伸びたことにより倍増し、実際純益も二・七倍に達した（第4表及び第22表）。この結果販売店の取り扱う住友製品中住友金属製品は七割に達し、販売店の中では東京販売店が全体の六割を占めているので、販売店の業績は東京販売店の住友金属製品の受注如何に左右されることになった。事実住友金属ではその売り上げの八割前後が販売店を経由しているのである。これに対し電線では販売店経由六割、大阪地場四割程度であり、化学に至っては八割が販売店を経由しない大阪地場消費である。また満洲金属は三井物産に販売を委ねている結果が示されている。これを大口受注先で示せばその受注の大半は、陸海軍向け（東京、横須賀、呉）と中島飛行機（東京）、三菱重工業（名古屋、神戸、福岡）、川崎造船・航空機（神戸）等の軍需産業向けであった（第23表）。東京販売店の大口受注先が年々新規に増加しているが、この中には本社が東京にないもの、逆に地方販売店の既取引先等がみられ、統制強化に伴う取引の東京集中の傾向を如実に反映しているといえよう。

昭和十四年四月に開催された主管者協議会終了後に設定された販売店主管者打合会ではまず主管者協議会でも取り上げられた関係会社製品の取扱問題が討議され、次いで経理部長小畑忠良は販売店の手数料収入についてそれが本社にとって如何に重要であるかを次のように述べた（手数料率については第22表参照）。

販売店ノ手数料収入ハ年五〇〇〇千円ニ上リ、本社ノ主要収益ナル処、（一）税務署ハ右手数料ニ着目シ居ル様子ニシテ、（二）陸海軍方面ヨリハ単価切下ゲノ問題ヨリ手数料ノ引下ゲヲ要求シ来リ。更ニ（三）金属、電線等ノ株主ヨリハ住友本社ナル一株主ニ特別ノ利益ヲ供与スル点ヲ難詰シ来ルヤモ知レズ。右様ノ理由ニテ販売手数料ハ引下ゲノ已ム無キニ至ルベシ。サレド引下ゲヲ行ヒテハ、本社トシテ収益ニ影響スル所少カラズ。又住友ト云フ信用ノ為

第22表　販売店販売実績表

（単位：千円）

販売店	昭和12年	13年	14年	15年	備考
東京	77,462	137,625	167,014	167,081	
横須賀	3,525	8,877	10,715	7,812	
名古屋	13,330	40,667	47,322	33,597	
神戸	7,595	8,348	10,383	11,570	
呉	7,984	23,190	22,832	16,969	
福岡	4,329	4,717	5,786	6,677	
京城	10,130	10,307	13,409	14,049	
上海	1,709	1,233	746	565	
合計	126,063	234,965	278,208	258,320	
会社別内訳					
金属工業	66,886	151,039	188,939	175,367	製品一切2.3%
（比率）	64.9	86.5	77.0	73.8	
伸銅	36,114	98,055	130,466	80,038	
プロペラ	—	—		38,138	
鋼管	16,252	25,355	31,559	24,624	
製鋼	14,519	27,629	26,914	32,567	
電線製造所・電氣工業	33,761	32,564	39,533	34,172	裸線1.0%、被覆線2.0%
（比率）	57.9	62.6	62.2	54.6	
化学工業	7,029	7,577	8,560	6,320	硫酸・硝酸・液安等1.5%、炭安・塩安等2.0%、肥料2.0%
（比率）	22.7	20.2	19.8	14.4	
機械製作・機械工業	2,385	10,559	14,175	12,307	契約金額1件50万円迄2.5%、100万円迄2.0%、100万円以上1.5%
（比率）	37.6	90.9	86.3	61.6	
満洲鋼管・金属工業	393	685	351	260	製品一切2.8%
（比率）	7.0	8.2	3.5	1.5	
アルミニウム製錬	143	828	1,840	2,699	アルミ地金トン5円、商工省配給指令数量に対しトン1円
（比率）	6.2	19.0	27.4	25.4	
鑛業	11,696	17,781	15,420	15,698	電気銅0.25%（現在販売皆無）、石炭トン10銭
（比率）	25.4	30.5	24.9	23.4	
別子	3,182	4,722	3,608	1,724	
炭礦	8,513	13,058	11,812	13,974	
住友アルミニウム	1,786	1,322	1,607	1,626	製品一切1.2%
（比率）	34.8	27.9	33.1	34.1	
日本電氣	1,966	2,294	3,091	3,370	日本電氣製品2.0%、内地仕入品0.25%、輸入品1.5%
（比率）	7.8	7.8	8.3	7.4	
合計	126,045	224,649	273,516	251,819	
（比率）	44.6	59.0	55.9	49.5	

註：比率は当該会社の販売高に占める販売店の販売比率を示す。販売店は上記住友アルミニウム、日本電氣以外の関係会社の製品も取り扱っているので、合計は一致しない。備考欄は東京販売店の手数料率を示す。

出典：各年実際報告書。手数料率は昭和14年9月11日付本社経理部商工課長大沢忠蔵宛東京販売店経理課長横山守吉書簡「手数料率調書ノ件」による。

第23表　販売店受注実績表

（単位：千円）

販売店	昭和12年	13年	14年	15年
東京	109,573	165,278	162,186	206,640
横須賀	4,268	11,411	11,989	10,706
名古屋	22,963	50,895	55,803	36,027
神戸	12,012	8,428	14,533	12,345
呉	13,425	30,207	18,770	16,195
福岡	5,448	4,590	7,818	7,950
京城	11,537	12,096	13,750	16,163
上海	1,548	1,458	1,134	979
合計	180,774	284,363	285,984	307,004
大口受注先	昭和12年	13年	14年	15年
（東京）				
鉄道省	9,767	15,558	15,329	19,392
海軍省（含艦本、航本）	9,123	27,997	34,300	46,844
中島飛行機	8,813	30,508	18,183	26,537
陸軍航空本廠	7,362	10,336	12,694	14,012
日本製鉄	7,348	6,946	9,216	10,625
逓信省	6,318	2,646	3,424	4,676
陸軍造兵廠	6,120	9,941	8,530	
日本電信電話工事	3,977	1,857	3,570	2,760
芝浦製作所	3,076	2,091		
日立製作所	2,310	2,435	1,412	
日本電氣	2,151	2,166	1,488	2,049
三崎本店	1,934	1,583	1,043	
東洋バブコック	1,836	1,305		
松本啓蔵商店	1,601	1,188		
東京電燈	1,593			
藤倉電線	1,448			
東邦電力	1,428			
立川飛行機	1,243	2,415	1,243	2,769
田中商店		3,118	3,144	
満洲飛行機		2,029	1,311	2,614
ラサ工業		1,851		
東京瓦斯電工		1,553		
陸軍兵器本廠・本部		1,418	1,736	3,438
三菱鉱業		1,382		
日本光学工業		1,222	1,437	1,160
日本鉱業		1,181	1,137	
国産電機		1,110		
陸軍火工廠		1,071	1,426	
日本窒素肥料			2,752	2,373
東京芝浦電気			2,151	1,736
昭和飛行機			2,020	
日立航空機			1,554	2,114
東京瓦斯			1,277	

横河電機			1,097	
日本発送電			1,042	4,157
北海道人造石油				4,586
三菱重工業名古屋発動機				4,258
尼ヶ崎人造石油				3,343
川崎航空機				2,091
日本鋼管				1,977
東京伸銅共販				1,503
中島航空金属				1,442
西鮮化学工業				1,287
陸軍航技研究所				1,267
陸軍科学研究所				1,212
日本貴金属				1,180
臨時陸軍東京経理部				1,019
計	77,448	134,907	132,516	172,421
(横須賀)				
横須賀海軍工廠	3,502	8,151	7,075	6,054
海軍航空技術廠	441	2,364	3,622	2,094
日本飛行機	254	260	348	207
大日本兵器富岡兵器製作所		309	607	1,418
横須賀海軍建築部				292
計	4,197	11,084	11,652	10,065
(名古屋)				
三菱重工業発動機製作所	11,993	508	10,413	11,920
三菱重工業航空機製作所		30,846	16,516	10,170
愛知時計電機	4,204	5,878	7,591	3,594
川崎航空機工業	1,808	3,706	4,154	4,625
三菱電機	927	1,254	1,212	1,070
豊田自動織機	797			
日本車輌製造	650	1,507	882	294
矢作工業	375			
岡本工業	228			
名古屋陸軍造兵廠		4,007	10,702	351
日本楽器製造		824	813	426
トヨタ自動車工業		328	1,643	
丹羽石炭商店		260		961
陸軍航空支廠		238	378	
矢作水力		238		
別府石炭商店		223		
大同製鋼			200	
大隈鉄工所				730
三菱重工業金属工業所				283
計	20,982	49,817	54,504	34,424
(神戸)				
三菱重工業神戸造船所	4,169	1,932	2,878	1,588
川崎造船・重工業	1,949	1,638	2,144	2,303
川崎航空機	1,539	1,018	2,149	2,937

川崎車両	1,004	692	1,336	489
三菱電機神戸製作所	841	605	397	284
帝国酸素	460			
神戸市電	241	265	297	
播磨造船所	226			241
神戸瓦斯	211			309
鐘淵紡績		492	419	
神戸製鋼所		411	232	293
川崎汽船		259	322	
日東航空機器		218	273	313
石原産業海運			2,441	601
日本アルミ板工業			328	559
ハッパマン商会				669
中島商事				305
計	10,640	7,530	13,216	10,891
（呉）				
呉海軍工廠	10,601	25,525	14,605	11,177
広海軍工廠	1,004	2,810	2,363	2,776
山口県営電気	346			
広島電気	257			
海軍燃料廠		538	332	
呉海軍建築部		276		304
神戸製鋼所長府工場				273
計	12,208	29,149	17,300	14,530
（福岡）				
渡辺鉄工所	1,015	873	2,073	2,855
九州水力	684	378	215	
三井鉱山三池・購買部	566	285	887	780
九州送電	488			
旭硝子・日本化成	357	399	392	250
玖磨川電気・九州電気	315		306	
小倉陸軍造兵廠		321		333
嘉穂鉱業		247		
太刀洗製作所		203		342
小倉製鋼			717	
日本製鉄			320	
安川電機製作所			220	
三菱重工業長崎造船所				798
影久商店九州支店				267
計	3,425	2,706	5,130	5,625
（京城）				
朝鮮鉄道局	3,151	4,550	4,207	7,250
木下商店（木浦・釜山・京城）	1,718	947	1,129	538
瀧産業	1,613	816	1,521	534
群山肥料	797	300	430	349
京城電気	738	334		
朝鮮通信局	605	819	1,866	1,317

南鮮合同電気	431			
影久商店	340			
朝鮮電力	339			625
西鮮合同電気	266	362	515	344
朝鮮総督府清津土木出張所	228			
住友朝鮮鉱業所		1,300	602	
朝鮮農会		716		1,331
朝鮮専売局		328		
朝鮮鉄道局		319	642	
日本電信電話工事			340	
龍山工作			270	
北鮮合同電気			204	
朝鮮総督府新義州土木出張所				1,097
漢江水電				244
計	10,226	10,791	11,726	13,629
（上海）				
三昌洋行	606	1,211		
中国電気	405			
祥泰号			246	
華中水電				304
華中鉄道				206
計	1,011	1,211	246	510

註：大口受注先は東京販売店100万円以上、その他販売店20万円以上。
出典：各年実際報告書。

ニ販売高ガ巨額ニ上ルコトヲ思ヘバ、本社ガ相当額ノ手数料収入ヲ得ルモ理由無キニ非ズ。就テハ外部ニテ問題トセザルガ如キ方法ニテ本社ガ収益ヲ上グル途ハ無キカ、此ノ点ニ付考究セラレ度シ。

しかし販売店側は本社とは立場が異なり、次に示す呉販売店の意見のように、個々の販売店の損益によって業績を評価されることを問題としていた。

各販売店ハ地理的事情ニヨリ制約セラル、故、現在ノ方法ニヨリ業績ヲ判断スルハ不合理ナルノミナラズ、元々住友販売店ハ三井物産、三菱商事ノ如ク、自己ノ危険ニテ各方面ヨリ無制限ニ受註ヲ獲得シ得ルモノニ非ル故、各販売店ノ損益ヲ以テ該販売店本来ノ業績ト見做シ得ズ。

この問題は、上記の通り統制の進展に伴い、受注が東京販売店に集中し、地方販売店は納入業務に追われるという形になってきて、半年後の昭和十四年十月に開催された販売店支配人会議では、受注販売高のみならず納入取扱高も事業成績旬報に記載することで一致した。しか

し納入手数料については、現行の(一)受注に協力した場合手数料の五割、(二)納入に手数を要する場合四割、(三)その他手数を要しない場合二割を受注店舗が納入店舗に支払うというルールに対し、地方販売店側はすべての場合で手数料折半を東京販売店に要求し、十五年四月の販売店支配人会議でようやく東京販売店が、納入店舗に手数料の四五％を支払う改定案を呑んで決着した。

一方昭和十五年度の実際報告書が「本年度ニ於テハ時局ノ進展ニ伴ヒ、各製品ニ亘リ逐次販売統制強化セラレタル結果、販売店扱品ノ之ガ配給統制下ニ入ルモノ漸次其ノ数ヲ増加シ、其ノ取扱ハ次第ニ複雑困難ヲ加ヘ来レリ」と述べているように、昭和十三年八月日本硫安株式会社の設立、十四年六月伸銅品販売機構の整備合理化にともなう伸銅品販売会社の設立、同年十一月鋼管販売機構の整備合理化に伴う日本鋼管販売株式会社の設立が相次いだ。このため販売店は従来の連系会社の代理販売から統制会社の仕切販売も行わざるを得なくなり、販売店が問屋化してきた結果、住友本社の定款中の「物品販売業」の他に「問屋業」を追加する必要はないか、又こうした販売店の問屋化によって販売店の事務章程改正の必要はないか、さらに連系会社と販売店の間にこれら統制会社が介在することになった結果、販売店処務規程にこれら統制会社を追加する必要はないかという問題が生じ、この際は定款、事務章程は改正せず、販売店処務規程にこれら統制会社を追加することで切り抜けた(資料14)。

しかし事態はさらに昭和十五年十一月開催された販売店支配人会議において、次のように販売店の名称そのものの変更、これまでのような連系会社・関係会社の製品のみならず統制会社の製品のうち、住友関係以外の製品の取扱を如何すべきかという問題へと発展していった。販売店の名称については、既に十四年十月の販売店支配人会議で呉販売店から「地方販売店ニテハ、業務ノ内容変化シ、販売以外ノ事務増加著シク、販売店ナル名ハ最近ノ事情ニ適シカラズ。又外部ヨリ見テ実態ヲ誤ラレ易キニヨリ、可然変更シタラ如何」との提案があったが、当時はまだ一部の声に止まってい

た。それが今回は本社商工課からの提案であった。

一、販売店支配人会議ヲ住友本社経理部ニ於テ主催ノ件（註、略）

二、販売店ナル商号変更ニ関スル件

商工課長（註、神田勇吉）ハ本件ニ関シ次ノ如キ意見ヲ開陳セラレタリ。「住友ノ販売店ハ住友製品ノサーヴィス・ステイションニシテ純然タル配給機関ナルニモ拘ハラズ、販売店ナル名称ハ世人ヲシテ所謂商事会社ト混同セラル、虞アリテ、新体制ニ沿ハザル感アリト思ハル、ガ販売店側ノ意見ハ如何。又改称スルトセバ適当ナル名称アリヤ。」ト。之ニ対シ販売店側ヨリ商号変更ニ就テハ、全ク賛同ノ意ヲ表シタリ。殊ニ地方販売店ハ単ニ販売ノミヲ行フニ非ズ、販売以外ノ事務モ相当存在スル次第ナレバ、実質的ニモ改正スル方適当ナル旨ノ意見モ出デタリ。

改正商号トシテハ、「事務所」「支店」等ノ意見出デタルガ、重要問題ナルニ付キ更ニ熟考スルコト、ナレリ。尚販売店ナル商号ノ変更ト共ニ、「支配人」ナル名称モ適当ナル名称アラバ変更ヲ加ヘラレ度シトノ意見モ出デタリ。

三、統制会社ノ製品取扱ニ関スル件

源間呉支配人ハ最近簇出スル各種ノ統制会社、統制組合等ノ製品取扱ニ関シ、本社ノ意嚮ヲ伺フトコロアリタルガ、之ニ対シ商工課長ハ、統制団体ノ製品ヲ取扱フ事ハ差支ナキモ、住友製品オンリィノ原則ハ遵守致サレタキ旨ヲ力説セラレ、日管販（註、日本鋼管販売株式会社）ノ製品取扱、上海販売店ノ工業薬品輸入組合ノ製品取扱、更ニ京販（註、京城販売店）ノ日本肥料株式会社（註、昭和十五年七月日本肥料株式会社法により設立、日本硫安株式会社を吸収合併した）製品取扱等ノ場合ニ於テ、何レモ住友製品ニ限極致シ居ル旨ヲ説明セラレタリ。

之ニ対シ販売店側ヨリ銅、アルミ、ニッケル等ノ如キ住友製品ト然ラザルモノト厳密ニ区分スルコト能ハザル製品ニシテ統制団体ヲ経由スル場合、殊ニ当該統制団体ニ住友人ガ幹部トシテ加入致シ居ル場合ニ於テハ、住友製品タルト否トヲ問ハズ販売店ニ於テ取扱フコトヲ容認セラレタキ旨販売店側ヨリ懇請アリタリ。

（資料13）

決算ニ於ケル損益計上ニ関スル取扱方其他会計整理方法統一要項

第一、決算ニ於ケル損益計上ニ関スル取扱方統一ノ件

従来決算ニ於ケル損益計上ニ関スル取扱方ハ、各社、各店部ニヨリテ其ノ取扱ヲ異ニシ、就中特殊整理損益ノ範囲明瞭ナラザルタメ、或ハ普通損益ニ属ス可キモノヲ特殊整理損益トシテ計上シ、或ハ特殊整理損益ニ属ス可キモノヲ普通損益トシテ計上スルモノアリ、為ニ実際純損益ノ内容区々ニシテ之ガ取扱上種々不都合ヲ示セリ。仍而昭和十二年上期以降之ガ取扱方ヲ左記ノ如ク統一実行スルコト。

記

一、特殊整理損益ノ意義及其ノ具体的範囲

（一）特殊整理損益ノ意義

特殊整理損益トハ当該期ノ営業ヨリ生ス可キ一切ノ利益又ハ同営業ガ負担ス可キ一切ノ損失以外ノ損益中、当該期ニ於テ整理シタルモノ並当該期ノ営業ニ基ク損益中已ムヲ得ザル事由ニヨリ繰延整理シタルモノヲ謂フ。

（二）特殊整理損益ノ具体的範囲

（甲）特殊整理損トシテ計上スベキモノ

(1)　固定財産償却中

（イ）　当該期以前ニ償却スベキ未償却財産ノ償却

（ロ）　特別償却（普通償却以外ノ償却並切下）

但本社ノ認可ヲ得テ一定ノ償却期間ヲ定メタル場合ノ特別償却及特殊原因ニ基ク財産ノ減価ニ因ル特別償却ハ特殊整理損トシテ取扱ハズ。

(2)　固定財産並起業支出ノ費用支弁

但其ノ性質上又ハ其他ノ事由ニヨリ固定財産並起業支出ヲ各社又ハ各店部所定ノ取扱ニヨリ費用支弁トセルモノ並ニ法令其他ノ事由ニヨリ無償譲渡ヲ必要トスルモノハ特殊整理損トシテ取扱ハズ。

(3)　資産的支出ノ費用支弁（例、各種組合ノ出資金等）

(4)　有価證券ノ価格切下（但保険ヲ除ク）

有価證券ノ帳簿価格ヨリノ切下ハ、時価ノ如何ニ拘ラズ凡テ特殊整理損トシテ取扱フコト。

(5)　土地ノ価格切下

但土地ノ性質上又ハ其他ノ事由ニヨリ各社又ハ各店部所定ノ取扱ニヨリ土地ノ価格切下ヲナスモノハ特殊整理損トシテ取扱ハズ。

(6)　営業品ノ評価損中時価以下ノ切下

営業品ノ評価損中時価迄ノ切下ハ当然特殊整理損トシテ取扱ハサルモ、時価以下ニ切下ゲタル場合ハ、之ヲ特殊整理損トシテ取扱フコト。

(7)　営業品ノ目減リ、歩減リヲ予定率以上ニ減量シタル場合

(8)　当該期ノ負担ニ属ス可キ税金（第二、「税金」ノ項参照）以外ノ税金

但税金引当額ト同実際支払額トノ間ニ生ジタル過不足ハ、実際支出期ノ普通損益トシテ取扱フコト。

(9) 出荷伝票ノ保留ニヨル利益留保

出荷伝票ノ保留ニヨル利益留保ハ原則トシテ行ハザルコトトスベキモ、止ムヲ得ザル事由ニヨリ之ヲ行フトキハ、其ノ留保金額ヲ明確ナラシメ、之ヲ特殊整理損トシテ取扱フコト。

(10) 既往ニ於テ特殊整理益トシテ保留セラレタルモノガ整理セラレタル場合

(乙) 特殊整理益トシテ計上ス可キモノ

(1) 当該期ニ負担スベキ税金、償却等ノ繰延

(2) 土地ノ評価益

土地ノ帳簿価格ヨリノ引上ハ、時価ノ如何ニ拘ラズ凡テ特殊整理益トシテ取扱フコト。

(3) 有価證券ノ評価益（但保険ヲ除ク）

有価證券ノ帳簿価格ヨリノ引上ハ、時価ノ如何ニ拘ラズ凡テ特殊整理益トシテ取扱フコト。

(4) 営業品ノ評価益

営業品ノ帳簿価格ヨリノ引上ハ、時価ノ如何ニ拘ラズ凡テ特殊整理益トシテ取扱フコト。

(5) 既往ニ於テ特殊整理損トシテ留保セラレタルモノガ吐出サレタル場合

（備考）

一、税金利息ハ普通下期ニ支弁セラルルモノナルガ、上期ニ於テ上期分ヲ引当テタル場合ハ普通損失トス。

二、旧退職慰労金規程ニヨル給与金ノ整理ハ特殊整理損益トシテ取扱フモノトス。

二、実際純損益ニ就テ

実際純損益＋特殊整理損益＝公表損益

但(1)　期間中ノ特殊整理損益ハ期末決算打合ノ際必ズ明示スルコト。

(2)　本社ニ於ケル取扱ハ、当分ノ間右実際純損益ヨリ利益金処分ニヨル役員賞与金ヲ控除シタルモノヲ以テ実際純損益ト看做ス。

第二、「税金」引当方法統一ノ件(註、以下略)

(資料14)

昭和十五年五月一日提出　同月三十日決裁　商工課起案

(販売店)問屋営業ニ伴フ本社定款、販売店事務章程並ニ処務規程改正ノ要否ニ関スル件

掲題ノ件ニ就テハ、左記ノ通リ取扱フコト、致シ相成可然哉。

一、問屋営業ニ伴フ本社定款改正ノ要否ニ関スル件

住友本社各販売店ニ於テハ、本社定款第二条ノ本社事業目的中ノ「五、物品販売業」ニ據リ、住友連系店部並ニ本社ノ指定シタル会社ノ委託若ハ代理販売ヲナシ来レルモノナルガ、近時戦時経済統制ノ強化ニヨリ、販売店ハ左記ノ通リ著シク所謂問屋業的色彩ヲ帯ブルニ至レリ。乃チ

(一)　日本硫安会社扱品取扱ノ件

昭和十三年八月硫安ノ配給ヲ統制スル為ニ日本硫安株式会社設立サレ、京城販売店ニ於ケル硫安取扱ハ住友化学ヨリ直接ニ受クル事ヲ得ズ、日本硫安ヨリコレガ配給ヲ受ケ、鮮内ニ販売スル事トナリ、従ツテ同社トノ間ニ於テ仕切売買ヲナス事トナリタリ。

(二)　伸銅品新販売機構ニヨル第二次問屋トシテ製品取扱ノ件

又昨年六月ニハ商工省告示ヲ以テ伸銅品販売機構ノ整備合理化ガ行ハレ、特殊品以外ノ伸銅品直接ノ販売ハ禁止サレ、総テ製造家ト伸銅品販売会社トノ契約トナリ、住友ノ販売店ガ之ヲ取扱フ為ニハ第二次問屋トナラザルヲ得ザル事トナリ、結局第一次問屋トノ間ニ伸銅品ノ仕切売買ヲナスコト、ナリタリ。

（三）　日本鋼管販売会社指定問屋トシテ製品取扱ノ件

又昨年十一月十日商工省ノ指図ニヨリ、民需用鋼管品ノ配給ヲ一元的ニ統制スル目的ヲ以テ、鋼管販売機構ノ整備合理化ガ行ハレ、コレガ目的ノ為日本鋼管販売会社ガ設立サレ、住友ノ販売店トシテハコレガ指定問屋ニナルニ非ザレバ金属工業ノ鋼管品取扱ヲナス事ヲ得ザルニ至リタル為、東京、神戸両販売店ハ右指定問屋トナリ、日管販トノ間ニ鋼管品ノ仕切売買ヲ行フ事トナリタリ。

即チ右諸例ノ示ス如ク、最近ノ経済統制ノ強化ニ伴ヒ、販売店ノ行動ガ著シク所謂問屋業的色彩ヲ帯ビルコト、ナリタル結果、右行為ガ現行本社定款ノ規定ノ儘ニテ差支ヘナキヤノ疑問ヲ生ズルニ至レリ。乃チ現行定款中「物品販売業」ノ外ニ「問屋業」ナル文字ヲ追加ノ必要ナキヤノ疑問ヲ生ズルニ至リタリ。

仍而本件ヲ按ズルニ

（一）　定款ニ所謂「物品販売業」ナル文字ハ、法律的ニハ甚ダ漠然タルモノナレバ、「物品販売業」中ニハ「問屋業」モ含ムモノト解釈シ得ル事。

（二）「問屋業」ナル文字ヲ定款ニ挿入スル事ハ、商事会社ナラバ兎モ角住友本社トシテハ好マシカラザル事。

（三）　尚右事態ノ問屋ハ、世間一般ニ云ハレル問屋ニテ、法律上ノ問屋ニ非ザルコト等ノ諸事由ニヨリ、現行定款ノ儘ニテ差支ヘナカル可ク、此際定款改正ノ必要ナシト思料セラル。

二、問屋営業ニ伴フ販売店事務章程ノ改正ノ要否ニ関スル件

現行販売店事務章程第一条ハ、「販売店ハ各店部連系会社並特ニ本社ノ指定シタル会社ノ委託ヲ受ケ、若ハ其ノ代理人トナリ、其ノ生産品ヲ販売シ」ト其ノ営業範囲ヲ規定シ居レリ。然ルニ前記ノ如キ販売機構ノ改変ハ、販売店従来ノ販売方式ヲ著シク変革セシメラレ、従来ノ委託販売若ハ代理販売ヨリ更ニ問屋業タル行為モ行フノ已ムナキニ至リタリ。

就テハ右事態ニ対シ、現行規程ニテ十分ナリヤ否ヤノ疑問ヲ生ズルニ至リ、販売店事務章程第一条ヲバ「販売店ハ各店部連系会社並特ニ本社ノ指定シタル会社ノ（委託ヲ受ケ若ハ其ノ代理人トナリ其ノ）生産品ヲ販売シ」ト（　）内削除ヲナス等適当ナル改正ヲ加フル必要ナキヤノ疑問ヲ生ズルニ至レリ。

乍然本件ハ、

（一）　伸銅品、鋼管品並ニ硫安取扱ノ場合ニ於テハ形式的ニハ仕切売買ヲ行フモノナルモ、実質的ニ於テ取扱ハ伸銅品ハ金属工業並ニ阪根金属商工製品、鋼管品ハ金属工業製品、而シテ硫安ハ住友化学製品ニ限リ居リ、扱品ニ於テハ従来ノ方針ト何等異ナラズ。

（二）　尚伸銅品、鋼管品取扱ノ場合ニ於テ、之ガ販売ニ依ツテ生ズル事アルベキ代金ノ回収不能等ニヨル損失ハ、ソノ製造家側ニ於テ負担ノ事ニ契約済ナリ等ノ事情モアリ、事務章程ヲ改正セザルモ特別ニ支障ヲ生ズル事ナキ見込ニシテ、旁々内部的規程ナリト云ヘドモコレニ問屋其ノ他ノ文字ヲ追加スルハ好マシカラズト考ヘラル、ヲ以テ、事務章程ハ不取敢現在ノ儘トナシ置キ、暫ク販売機構ノ推移ヲ見ル事ト致度シ。

三、　問屋営業ニ伴フ販売店処務規程追加ノ要否ニ関スル件

前記ノ如キ事態ニヨリ、販売店ハ従来ノ如ク硫安、伸銅品、鋼管品ニ於テ、直接ニ製造家ヨリコレヲ委託サレ若ハ代理シテ販売スル訳ニ行カザル事トナリタリ。而シテ製造家ト販売店トノ間ニハ、日本硫安株式会社、伸銅品第一次問

屋、日本鋼管販売株式会社等ガ介入スルニ至リタリ。故ニ処務規程第一条中ノ所謂左記品種中ニ、右会社扱品トシテ追加スルノ必要ヲ生ジ来レリ。而シテ処務規程ハ、前記一、二トハ少シク異リ、販売店事務処理上設クル規程ニテ、詳細ニ定メ置クガ都合良キ事ナレバ、夫々処務規程別表（註、略）ノ通リ追加セシムルコト、致度シ。

尚右ニ関シ、先般昭一三、五、三文第二〇八号ヲ以テ、処務規程ヲ追加セザル事ニ通知済ノ銅統制組合ノ代理販売ノ場合ニツキテモ、併セテ追加ノ事ニ致度シ。

追而右御承認済ノ上ハ、各販売店ニ対シ、「事務章程ニ就テハ改正ノ必要ナキコト、並ニ処務規程ニ就テハ追加ノ必要ナルコト」ヲ夫々通知ノコト、致度シ。

以上

三　投資活動

住友本社の投資活動のうち、設備投資についてはその大半が直轄鉱山部門の設備投資であったことを既に明らかにした。ここでは持株会社である本社の有価証券投資について検討したい。住友合資会社の所有有価証券のうち、住友本社が引き継いだのは、その五四%、九四一七万円にすぎなかったことは既に述べた（第24表）。これに評価増四四〇八万円を加え、住友本社の発足時の所有有価証券は一億三八二五万円であった。本社発足後の所有有価証券の推移とその利回りは第25表に示した。発足時の有価証券の七五%は「連系会社の株式」（第26表）であり、連系会社以外の企業は、有価証券元

（単位：千円、千円未満切り捨て）

1日改組

住友家・三分家へ残余財産分配		
C	評価増	計
66,892	11,407	78,299
1,404	2,532	3,937
6,767	2,951	9,719
3,661	446	4,108
78,725	17,338	96,063

帳では合資会社の場合と同様一括「他会社」として取り扱われているが、便宜上そのうち住友系企業と目されるものを「その他の住友系企業の株式」（第27表）として取り上げ、残りを「住友系以外の企業の株式」（第28表）とした。なお合資会社時代には或程度のウェイトのあった「公社債」は、そのほとんど全部を住友家・三分家へ分配したので、本社の所有はきわめて微々たるものとなった（第29表）。

(一) 連系会社の株式

連系会社の株式では、本社発足時公称資本金五〇〇〇万円であった金属が一億円（十二年）、二億円（十四年）と本社の資本金を上回るに至った他、一五〇〇万円であった電線が三〇〇〇万円（十二年）、五〇〇〇万円（十四年）、化学が二〇〇〇万円から四〇〇〇万円（十四年）、一〇〇〇万円の満洲金属が三〇〇〇万円（十五年）、五〇〇万円の機械が一〇〇〇万円（十二年）、二〇〇〇万円（十五年）、一〇〇〇万円の電力が二〇〇〇万円（十二年）と、この六社だけで四年間に九回も増資を行い、この結果本社発足時六社合計一億一〇〇〇万円であった公称資本金は十五年末には三億六〇〇〇万円に達した。これらの増資は原則として倍額増資（満洲金属の場合は三倍）であり、十四年の電線のケースも電線自身は伊丹工場新設のため倍額増資（六〇〇〇万円）を申請したが、本社により五〇〇〇万円へ減額修正されたということで、これは同時に起こった金属の倍額増資の余波とみられる。

第24表　改組に伴う所有有価証券の変化

種類	住友合資会社		12年3月		
	昭和11年末	12年2月末 A＝B＋C	住友本社へ引継		
			B	評価増	計
連系会社の株式	137,852	141,733	74,841	28,740	103,582
その他の住友系企業の株式	7,881	7,881	6,476	9,737	16,214
住友系以外の企業の株式	18,876	19,236	12,469	5,481	17,950
公社債	4,050	4,044	383	119	503
合計	168,660	172,896	94,170	44,080	138,251

出典：本節の以下の諸表は元帳及び総有価証券元帳から作成した。

第25表　住友本社所有有価証券の推移と利回り

（単位：千円、千円未満切り捨て）

種　　類	昭和12年	13年	14年	15年
連系会社の株式				
連系会社指定	—	—	—	2,000
払込	7,604	9,463	18,308	13,480
譲受・買入	2,970	3,639	1,431	7,205
評価益	—	13,787	1,400	8,965
譲渡・売却	Δ7,854	Δ1,048	Δ404	Δ5,886
評価損	—	Δ12,516	—	Δ3,800
年末残A	106,303	119,628	140,364	162,329
配当金B	4,042	5,421	6,506	8,259
B／A×100	4.6	4.5	4.6	5.1
その他の住友系企業の株式				
連系会社指定	—	—	—	Δ2,000
払込	—	2,687	825	3,462
譲受・買入	—	—	—	—
評価益	—	3,899	—	—
譲渡・売却	Δ45	—	Δ652	Δ1,000
評価損	—	Δ2,660	Δ1,400	Δ2,502
年末残A	16,169	20,095	18,867	16,826
配当金B	360	1,337	843	714
B／A×100	2.7	6.7	4.5	4.2
住友系以外の企業の株式				
払込	4,904	6,435	2,761	2,683
買入	825	450	1,480	0
評価益	—	688	—	—
売却	Δ1,535	Δ3,262	Δ5,772	Δ1,079
評価損	Δ22	Δ3,438	—	Δ2,663
年末残A	22,123	22,997	21,466	20,408
配当金B	733	1,053	1,061	1,100
B／A×100	4.0	4.6	4.9	5.4
公社債				
年末残A	503	859	859	1,174
利息B	19	25	33	37
B／A×100	4.5	2.9	3.9	3.2
合計				
年末残A	145,099	163,580	181,557	200,738
配当金・利息B	5,154	7,837	8,445	10,113
B／A×100	4.3	4.8	4.7	5.0

註：昭和12年は3～12月である。従って利回りは年率換算した。
12年1～2月の増減については「住友合資会社の解散と株式会社住友本社の設立」第10～12表参照。

こうした増資払込と住友家・三分家からの増資払込資金捻出のための譲り受けによって、本社発足時には一億三五八万円であった本社所有の連系会社の株式は、昭和十四年(一九三九)末一億四〇三六万円、十五年末一億六二三二万円に達し、利回りも増配によって十五年には五%台に上った。その一方で増資払込に応ずるために、住友生命、大阪北港、住友電工への譲渡も相次いだ(第25表)。このような本社・連系会社を通じた資金繰りについては「四　資金調達」で検討することとしたい。また昭和十三年末には大規模な評価の見直しを行っているが、これは改組時に含み益を捻出するために行われた評価が、二年を経過してその是正を迫られたという側面がある。

連系会社の異動は(第26表)、昭和十二年の別子と炭礦の合併による住友鑛業の発足と昭和十五年の扶桑海上の連系会社指定であるが、前者は「五㈠　住友別子鑛山と住友炭礦の合併による住友鑛業株式会社の発足」を、後者は「五㈣　扶桑海上火災保険の住友海上火災保険株式会社への改称と連系会社指定」を参照されたい。

㈡　その他の住友系企業の株式

連系会社以外の住友系企業の異動では(第27表)、昭和八年六月工作部の解散に伴い設立された株式会社長谷部竹腰建築事務所が、その後の好況につれて資本金五万円に対し利益過大となり、税務上不利な取扱を受けるに至ったので、昭和十二年一月解散して長谷部・竹腰の個人経営となり、五月に清算された[24]。

昭和十三年四月には既に述べた通り北支産金株式会社が設立された。同社については「五㈡　北支産金株式会社の設立」を参照されたい。

「連系会社の株式」で述べた通り、昭和十五年四月扶桑海上が住友海上と改称して連系会社に指定されたので、第27表から削除された。

連系会社以外の住友系企業の株式で著しく増加したのは日本電氣で、既に述べた通りI・S・E社の割り当てを肩代わりしたためである。同様に昭和十三年の利回りが六・七％と高率になったのは、日本電氣の特別配当金が四八万円もあったためである。

(三)　住友系以外の企業の株式

「住友系以外の企業の株式」（第28表）では、国策会社の設立が相次ぎ出資を余儀なくされたのが目につき、他方で譲渡・売却も多額に上った。以下業種別にその異動をみていくことにする。

「銀行株」は、その主要株式を住友家へ残余財産として分配されたので、本社が引き継いだものは僅かである。「五十二銀行」は、昭和十二年十二月仲田銀行と合併して「松山五十二銀行」が設立された(25)。

（金額は円未満切り捨て）

金額	15年末	
円	株	円
4,034,204		
Δ2,559,720	135,212	8,599,483
Δ4,034,204		0
2,970,000		
Δ5,940,000		
1,244,200		
Δ722,750		
Δ125,000		
396,450		
Δ22,000		
2,970,000		
223,300		
223,300		
223,300		
358,489	121,554	10,757,529
6,041,175		
116,424		
54		
3,587,666	162,422	9,745,320
210,875		
Δ23,782		
Δ79,669		
Δ3,546,917		
Δ404,000		
1,174,250		
1,174,250		
1,972,740		
2,348,500	182,010	13,785,796
Δ22,926		
Δ573,170		
Δ114,634		
Δ8,725,854		
3,471,875		
Δ62,500		
6,818,750		
7,773,375		
3,409,375		
893,000		
Δ1,453,086	535,800	43,253,664
6,803,750		
20,400		
6,808,750		
5,907,000		
5,378,144	634,200	24,918,044
446,810		

第26表　連　系　会　社　の　株　式

銘　柄（額面）		昭和12年3月1日現在		12～15年増減	
				年	内　容
	(円)	株	円		株
住友別子鑛山	(50)	75,000	7,125,000	12	受入① 60,212
住友鑛業				15	評価損
（昭和12年6月21日改称）					
住友炭礦	(50)	60,212	4,034,204	12	合併① Δ60,212
住友電線製造所	(50)	99,536	8,958,240	12	譲受② 33,000
住友電気工業					譲渡③ Δ66,000
（昭和14年11月1日改称）					
同　新株	(50)			12	払込 49,768
					分譲 Δ28,910
					譲渡④ Δ5,000
					払込@25円
					分譲 Δ440
				13	譲受② 33,000
					譲受⑤ 2,200
					譲受⑥ 2,200
					譲受⑦ 2,200
					評価益
同　新株	(50)			14	払込 161,098
					買入 1,323
				15	買入 1
					評価益
住友化学工業	(50)	77,070	9,171,330		
同　新株	(50)	16,870	1,788,220	12	払込@12.5円
					分譲 Δ200
				13	分譲 Δ670
					評価損
				14	売却 Δ5,000
同　新株	(50)			12	払込 93,940
				13	払込@12.5円
					評価益
				15	払込@25円
住友金属工業	(50)	164,650	18,934,750		
同　新株	(50)	113,100	12,904,710	12	分譲 Δ200
					譲渡④ Δ5,000
				13	分譲 Δ1,000
					評価損
同　新株	(50)			12	払込 277,750
				13	譲渡④ Δ5,000
					払込@25円
					評価益
				14	払込@12.5円
				15	譲受⑧ 9,500
					売却 Δ18,000
同　新株	(50)			14	払込 544,300
					買入 400
				15	払込@12.5円
					譲受⑧ 89,500
					評価益
住友アルミニウム製錬	(50)	49,100	613,750	13	評価益

「信託株」も又「加島信託」株を除き住友家へ分配された。

「保険株」も「東京海上」株が住友家・分家へ配分されたので、「日本団体生命保険」株のみを引き継いだが、その後昭和十三年に「大阪海上」株を、十四年に「摂津海上」株を買い入れた。

「大阪海上火災保険」株式の取得理由は、次の通りである。(26)

昭和十三年八月、範多竜太郎氏(註、日本に帰化したイギリス人E・H・ハンターの長男、父親の創設した大阪鉄工所社長、大正五年(一九一六)大阪海上社長に就任、昭和十一年死去)未亡人ヨリ村田大阪商船社長ヲ介シ、範多商店所有ノ大阪海上株式中ノ新一五、〇〇〇株ヲ住友ニ於テ肩代リ方依頼アリタリ。同社ハ大阪商船系ニテ、歴史モ古ク、損害保険会社中相当有力ナレバ、投資物トシテサマデ不安モナク、且仲介者ガ住友ト関係深キ村田氏ナル点ニモ鑑ミ、本社(五、〇〇〇株)、保険(七、〇〇〇株)、信託(三、〇〇〇株)三社ニ於テ夫々引受ケノ事ニシタリ。

1,841,250		
△446,810	49,100	2,455,000
279,500		
1,257,750		
1,042,426	55,900	3,837,426
2,375,750	95,030	2,375,750
212,500		
△161,500		
212,500		
161,500		
212,500		
1,080,000	37,500	2,992,500
1,052,500	42,100	1,052,500
△424,500		
△254,700		
827,841		
△218,295		
△221,906	116,793	17,121,853
△523,270		
△14,200		
769,132		
△70,525		
△3,875,000		
△67,418	67,418	5,157,477
2,190		
138,509	6,670	171,067
	4,500	1,350,000
	75,000	2,625,000
△227,000	45,400	2,270,000
351,080		
1,400,000		
△269,750	165,540	4,465,510
205,000		
△82,000		
167,400		
153,000		
△184,400	38,800	1,940,000
410,000		
82,000		
47,100		
895,000		
114,300		
△93,400	38,800	1,455,000
2,000,415	70,190	2,000,415
58,746,660	2,679,939	162,329,335

				14	払込@37.5円	
				15	評価損	
満洲住友鋼管	(50)	55,900	1,257,750	12	払込@5円	
満洲住友金属工業				13	払込@22.5円	
(昭和13年1月1日改称)					評価益	
同　新株	(50)			15	払込	95,030
住友機械製作	(50)	17,000	1,275,000	12	払込@12.5円	
住友機械工業					評価損	
(昭和15年9月30日改称)						
同　新株	(50)			13	払込	8,500
					評価益	
				14	払込@25円	
					譲受⑨	12,000
同　新株	(50)			15	払込	42,100
住友銀行	(100)	123,063	17,413,414	12	売却	Δ3,000
				13	譲渡④	Δ1,800
					評価益	
				15	売却	Δ1,470
					評価損	
同　新株	(100)	125,898	8,938,758	13	譲渡④	Δ7,370
					売却	Δ200
					評価益	
				15	売却	Δ910
					譲渡⑩	Δ50,000
					評価損	
住友信託	(50)	1,460	30,368	13	評価益	
				15	買入	5,210
住友生命保険	(100)	4,500	1,350,000			
住友倉庫	(50)	75,000	2,625,000			
住友ビルデイング	(50)	45,400	2,497,000	15	評価損	
大阪北港	(50)	175,540	2,984,180	13	評価益	
				14	評価益	
				15	譲渡⑪	Δ10,000
四國中央電力	(50)	16,400	959,400			
同　新株	(50)	16,400	721,600	12	払込@12.5円	
				13	評価損	
				14	買入	3,000
				15	買入	3,000
					評価損	
同　新株	(50)			12	払込	32,800
				13	評価益	
				14	買入	3,000
				15	払込@25円	
					買入	3,000
					評価損	
住友海上火災保険	(50)			15	連系指定	70,190
合計残高		1,312,099	103,582,674			

註：「昭和12年3月1日現在」及び「12～15年増減」各欄の下線は、新旧両株の合併を示す。
①住友炭礦合併。　⑥譲受先住友元夫。　⑪譲渡先住友電工。
②譲受先日本電氣。　⑦譲受先住友義輝。
③譲渡先I.S.E.社。　⑧譲受先住友家合計。
④譲渡先住友生命。　⑨譲受先住友鑛業。
⑤譲受先住友寛　。　⑩譲渡先大阪北港。

「摂津海上火災保険」株の取得の経緯については、同社が昭和十七年四月「大阪海上」に合併されたため、その記録が残されていないが、同社は元来大正八年「大阪海上」の子会社として海上保険の再保険を営業目的として設立された会社で、住友本社が本株式を取得した昭和十四年二月には、村田省蔵大阪商船社長が同社会長であった。取得した一〇〇株が村田から譲り受けたもので、専務理事古田俊之助の名義株となっていること、同月古田が同社監査役に就任している点から判断すれば、住友三社が「大阪海上」の大株主となったが（十四年三月末時点の同社の一万株以上の大株主は、大阪商船一万九五〇〇株、野村生命、神戸桟橋各一万株）、従来の経緯から「大阪海上」が住友の役員を受け入れることは難しいため、村田が自分の持ち株を割いて、子会社の「摂津海上」の役員に住友代表として古田を招いたものとみられる。

「鉄道株」の異動については次の通りである。

「金福鉄路公司」は昭和十四年五月満鉄に買収されて、その金城線となり、解散した[27]。

「大社宮島鉄道」は、昭和十三年六月資本金八〇〇万円を二一〇万円に減資し、社名を「出雲鉄道」と改称した。同時に出雲須佐～広島県三次間の路線拡張計画を抛棄しているので、社名変更はその結果とみられる[28]。

「阪神電気鉄道」株は一部を関係ある連系会社（金属、銀行、北港）に譲

（金額は円未満切り捨て）

金　額	15年末	
円	株	円
Δ316,305		
Δ2,850		
Δ200,415		0
Δ384,912	11,664	973,944
Δ1,019,796		
Δ75,000	37,492	1,124,760
75,000		
25,000	8,000	850,000
Δ590,920	14,773	1,034,110
Δ411,825		
Δ1,000,000	14,225	1,422,500
2,437,100		
3,899,360		
2,437,100	97,484	8,773,560
Δ527,800		
Δ575,000		
Δ151,200	10,080	1,008,000
Δ1,400,000		
Δ560,000	28,000	840,000
Δ45,000		0
250,000		
750,000		
Δ600,000	10,000	400,000
1,000,000		
Δ600,000	10,000	400,000
612,537	241,718	16,826,874

第27表　その他の住友系企業の株式

銘柄（額面）		昭和12年3月1日現在		12～15年増減	
				年	内容
	(円)	株	円		株
扶桑海上火災保険	(50)	70,290	2,319,570	13	評価損
				14	売却　Δ100
				15	連系へ　Δ70,190
日本板硝子	(50)	11,664	1,358,856	13	評価損
同　新株	(50)	39,992	2,219,556	13	評価損
				14	売却　Δ2,500
帝国酸素	(50)	6,000	750,000		
同　新株	(50)			14	払込　2,000
				15	払込@12.5円
大日本鑛業	(50)	14,773	1,625,030	15	評価損
日本電氣	(50)	24,225	2,834,325	13	評価損
				15	譲渡①　Δ10,000
同　新株	(50)			13	払込　97,484
					評価益
				15	払込@25円
十肥金山	(50)	15,080	2,262,000	13	評価損
				14	譲渡②　Δ5,000
				15	評価損
静狩金山	(50)	28,000	2,800,000	14	評価損
				15	評価損
長谷部竹腰建築事務所	(50)	1,800	45,000	12	解散③　Δ1,800
北支産金	(100)			13	払込　10,000
				14	払込@75円
				15	評価損
同　新株	(100)			15	払込　10,000
					評価損
合計残高		211,824	16,214,337		

註：「12～15年増減」欄下線は新旧両株の合併を示す。
①譲渡先住友電工。
②譲渡先住友鑛業。
③昭和12年5月17日解散による清算完了。

渡し、「留萌鉄道」株は全株住友鑛業に肩代わりさせた。

「帝都電鉄」は、昭和十五年五月「小田原急行鉄道」に合併された。五島慶太による経営の統一と合理化、経費の節約をはかるためと説明されている。(29)

「西鮮中央鉄道」は昭和十三年一月二十五日朝鮮京城（現ソウル）に資本金一五〇〇万円（うち払込三〇〇万円）で設立された。同社株式引受事情は次の通りである。(30)

朝鮮無煙炭会社ノ出炭ヲ平元線（註、平壌・元山間但し完成しているのは西部のみ）ニヨリ、有利ニ陸送スル為、新成川駅中心ニ南北一二五粁（第一期工事勝湖里・江東間四〇粁、第二期工事江

東・新成川二九粁、新成川・徳川間五七粁）ノ私設鉄道（同社）建設セラルヽニ当リ、同社発起人人見次郎氏（朝鮮無煙炭常務）ヨリ小倉総理事迄、之ガ株式引受方依頼アリタリ（昭和十三年八月）。本会社ノ布設鉄道ハ、当社経営林業価川支所所管山林中、現在交通運輸最モ不便ナル方面ノ山麓ニ沿ヒ開通スル事トナルタメ、完成ノ暁ニハ種々輸送上ノ利益アルニヨリ、三、〇〇〇株引受ノ事トセリ。

「船舶株」では「大阪商船」の旧株の全部と新株の一部を住友生命に譲渡した。

「電気瓦斯株」では、「九州送電」新株の一部を住友信託に、「大日本電力」新株の全部を住友生命に譲渡した。

「日本発送電」は昭和十四年四月一日設立された。同社と住友の関係については、既に「住友合資会社（中）」の「五(四)土佐吉野川水力電氣株式会社の連系会社指定」で述べた。[31] 同社株式の引受事情は次の通りである。なお総理事小倉正恒は同社監事に選任された。

（金額は円未満切り捨て）

金額	15年末	
円	株	円
Δ150		
Δ250	100	7,000
Δ225		
Δ50	50	1,850
Δ17,267		
Δ51,640		0
Δ2,158		
Δ5,706		0
51,640		
Δ6,740	898	44,900
5,706		
Δ93	449	5,612
	200	1,340
Δ26,935	1,697	60,702
Δ250	500	500
Δ250	500	500
	150	1,875
105,000	5,000	105,000
2,000	100	2,000
107,000	5,250	108,875
106,600		
Δ115,800		
Δ1,400		
Δ5,196	8,660	502,280
43,300	4,330	43,300
4,125	750	13,500
15,000		
55,500		
Δ105,000		0
Δ2,500		
Δ1,500		
1,500	263	1,500
22,100		
Δ28,730	4,420	139,230
1,128,075		
Δ11,920		
Δ1,680		
750,050		
Δ731,640		
Δ52,260		
Δ657,000		
Δ45,000		
Δ257,393		
Δ734,000		

第28表　住友系以外の企業の株式

銘柄（額面）		昭和12年3月1日現在		12～15年増減	
				年	内容
	(円)	株	円		株
(銀行株)					
芸備銀行	(50)	100	7,400	13	評価損
				15	評価損
同　新株	(50)	50	2,125	13	評価損
				15	評価損
五十二銀行	(50)	1,498	68,908	13	評価損
					合併① Δ1,498
同　新株	(50)	749	7,864	13	評価損
					合併① Δ749
松山五十二銀行	(50)			13	受入① 898
					評価損
同　新株	(50)			13	受入① 449
					評価損
漢城銀行新株	(50)	200	1,340		
合計残高		2,597	87,637		
(信託株)					
加島信託	(50)	500	750	13	評価損
合計残高		500	750		
(保険株)					
日本団体生命保険	(50)	150	1,875		
大阪海上火災保険新株	(50)			13	買入 5,000
摂津海上火災保険新株	(50)			14	買入 100
合計残高		150	1,875		
(鉄道株)					
南満洲鉄道新株	(50)	10,660	518,076	12	払込@10円
(昭和13年4月1日旧株に合併)				13	譲渡② Δ2,000
					＋損
					評価損
同　新株	(50)			15	払込 4,330
高野山電気鉄道	(50)	750	9,375	13	評価益
金福鉄路公司	(50)	3,000	34,500	12	払込@5円
				13	評価益
				14	解散③ Δ3,000
大社宮島鉄道	(50)	1,000	4,000	13	評価損
出雲鉄道				14	減資 Δ1,000
(昭和13年6月9日改称)					受入 263
九州電気軌道新株	(50)	4,420	145,860	13	払込@5円
					評価損
阪神電気鉄道新株	(50)	150,410	3,985,865	12	払込@7.5円
					売却 Δ400
					＋損
				13	払込@5円
					売却 Δ20,100
					＋損
					譲渡② Δ18,000
					＋損
					評価損
				14	譲渡④ Δ20,000

昭和十三年第七三議会ヲ通過セル電力国家管理諸法律ニ基キ、政府ノ管理スル発電及送電ヲ行フベキ同社設立ニ当リ、小倉総理事及大平銀行専務ヲ設立委員ニ任ゼラレタリ。四中（註、四國中央電力）ハ佐賀新居浜送電線等ヲ同社ニ強制出資セシメラレタルガ（同社株二四、三九二株割当）、別ニ住友トシテモ一五、〇〇〇株ノ引受ヲ依頼サレ（本社二、五〇〇株、銀行一〇、〇〇〇株、信託二、五〇〇株引受）、別ニ電気協会、生保協会、設立委員等ヨリ、各々上記ノ如ク（註、最終的に一般公募分新株を、本社二七〇〇株、銀行一万二〇〇株、信託二五〇〇株、生命八〇〇〇株、四國中央二四〇〇株、電工一万五〇〇〇株、海上一〇〇〇株新旧合計六万六一九二株）引受ケタリ。

「鉱業株」の中では、昭和十二年六月資本金二〇〇万円（うち払込五〇万円）で設立された「南洋アルミニウム鉱業」株式を次のような理由で引き受けた[31]。

昭和九年山田慶三郎氏（註、M38東京外語、鉱山業者）ニヨリ、我南洋委任統治領ニ広範囲ニ亘リ、アルミニウム原鉱

Δ1,137,700		
Δ734,000	40,910	1,501,397
Δ28,750		0
Δ1,000		
Δ4,320		0
4,320	400	4,320
Δ183		
3,060	612	15,728
20,000		
20,000		
Δ12,800		
20,000		
20,000	4,000	107,200
15,000		
20,000		
10,000		
Δ19,000	1,000	30,000
30,000		
30,000		
Δ15,000	3,000	45,000
Δ2,385,142	68,345	2,403,455
Δ139,297		
Δ12,847		0
Δ95,025		
Δ1,225		
Δ14,398		
94,725		
94,725	7,578	383,446
4,320	270	12,420
810	270	3,240
Δ68,213	8,118	399,106
Δ81,250	9,233	417,331
Δ33,037	7,866	80,233
Δ112,200	37,400	1,870,000
Δ10,600		
Δ250,000	11,200	280,000
732,500		
Δ375,000		
Δ250,000		
Δ62,500		
Δ2,500	3,400	42,500
Δ7,258	3,820	196,348
Δ38,280	9,570	497,640
Δ32,700		
Δ8,659		0
12,500		
Δ1,500		
12,500		
12,500	1,000	47,000

					譲渡②	△31,000
				15	譲渡⑤	△20,000
留萌鉄道	(50)	2,500	28,750	15	譲渡⑥	△2,500
帝都電鉄	(50)	400	5,320	13	評価損	
				14	合併⑦	△400
小田原急行鉄道	(50)			14	受入⑦	400
京阪電気鉄道	(50)	612	12,852	13	評価損	
				15	払込@5円	
東京高速鉄道	(50)	4,000	40,000	12	払込@5円	
				13	払込@5円	
					評価損	
				14	払込@5円	
				15	払込@5円	
膽振縦貫鉄道	(50)	1,000	4,000	12	払込@15円	
				13	払込@20円	
				15	払込@10円	
					評価損	
西鮮中央鉄道	(50)			12	払込	3,000
				14	払込@10円	
				15	評価損	
合計残高		178,752	4,788,598			
(船舶株)						
大阪商船	(50)	2,254	152,145	13	譲渡⑧	△2,254
					＋損	
同　新株	(50)	11,078	304,645	13	譲渡⑧	△3,500
					＋損	
					評価損	
				14	払込@12.5円	
				15	払込@12.5円	
日清汽船	(50)	270	8,100	13	評価益	
同　新株	(50)	270	2,430	13	評価益	
合計残高		13,872	467,320			
(電気瓦斯株)						
日本電力	(50)	9,233	498,582	13	評価損	
同　新株	(50)	7,866	113,270	13	評価損	
九州送電	(50)	37,400	1,982,200	13	評価損	
同　新株	(50)	21,200	540,600	13	評価損	
				14	譲渡⑨	△10,000
同　第二新株	(50)			12	払込	58,600
					譲渡④	△30,000
					譲渡⑧	△20,000
					譲渡⑨	△5,000
				15	売却	△200
九州水力電気新株	(50)	3,820	203,606	13	評価損	
(昭和12年6月1日旧株に合併)						
大日本電力	(50)	9,570	535,920	13	評価損	
同　新株	(50)	2,585	41,360	12	譲渡⑧	△2,585
					＋損	
東北振興電力	(50)	1,000	11,000	12	払込@12.5円	
				13	評価損	
				14	払込@12.5円	
				15	払込@12.5円	

床ボーキサイトノ存在セル旨報告アリ。爾来三井（註、三井鉱山）ニ於テ大規模ニ調査セル結果、パラオ島ノ西北部ニ優秀ナルモノアルヲ認メ、南拓（註、南洋拓殖）ト共同シテ之ガ採掘ニ当ルタメ、十二年六月同社ノ創立ヲ見ル事トナリ、当社ニ対シテ該株式一、〇〇〇株引受方申越アリタリ。右ハ啻ニ南洋方面開拓ノ趣旨ニ適スルノミナラズ、又本邦ノ重要金属資料ヲ開拓スルモノニシテ、現ニアルミニウム工業ヲ経営セル住友トシテハ、右会社ノ事業ニ対シ多大ノ関心ヲ有シ居リタルニヨリ、之ガ株式引受ノ事トセリ。

「日本産金振興」については既に「住友合資会社（下）」の「五(二)　直轄鉱山部門の諸施策」で述べたが、昭和十三年九月資本金五〇〇〇万円（うち払込二〇〇〇万円）で設立された。同社株式引受の経緯は次の通りである。(33)

本会社ハ日本産金振興株式会社法ニヨリ設立セラレタル国策会社ニシテ、低利資金ノ融資、低品位鉱ノ処理、其他金ノ増産上必要ナル種々ノ助成的事業ノ遂行ヲ目的トスルモノナル処、住友ニアリテモ金増産ノ国策ニ副ウベク、

33,750		
△3,780	2,700	29,970
△465,515	86,189	3,461,022
	2,000	24,000
△46,371	2,453	73,099
△164,865	5,685	78,453
37,500		
37,500		
△29,400	3,000	178,500
37,500		
21,000		
37,500		
37,500	3,000	133,500
375,000		
750,000		
△750,000	30,000	750,000
12,500		
37,500		
△20,000	1,000	30,000
50,000		
50,000		
△40,000	4,000	60,000
1,740,000		
△348,000		
△304,000		
680,000		
△40,800	68,000	1,727,200
50,000		
50,000		
△36,800	2,000	63,200
1,250	100	1,250
150,000	12,000	150,000
2,374,513	133,238	3,269,202
△400,000		
231,525		
151,500		
△514,164		
18,020		
△11,488	1,436	112,008
17,950		
△17,950		0
29,070		
260,000		
35,310		
△405,000		
△92,115		
△292,625		
△740,000		
206,375		

日本発送電新株	(50)			14	払込	2,700
				15	評価損	
合計残高		92,674	3,926,538			
(鉱業株)						
山東鉱業	(50)	2,000	24,000		→	
北樺太石油	(50)	1,000	49,000			
同　新株	(50)	1,453	70,470	13	評価損	
北樺太鉱業	(50)	5,685	243,318	13	評価損	
朝鮮石油	(50)	3,000	132,900	12	払込@12.5円	
				13	払込@12.5円	
					評価損	
同　新株	(50)			13	払込	3,000
					評価益	
				14	払込@12.5円	
				15	払込@12.5円	
協和鉱業	(50)	30,000	375,000	12	払込@12.5円	
				15	払込@25円	
					評価損	
南洋アルミニウム鉱業	(50)			12	払込	1,000
				13	払込@37.5円	
				15	評価損	
同　新株	(50)			13	払込	4,000
				14	払込@12.5円	
				15	評価損	
日本産金振興	(50)			13	払込	87,000
					評価損	
				14	譲渡⑥	Δ19,000
				15	払込@10円	
					評価損	
太平洋石油	(50)			14	払込	2,000
				15	払込@25円	
					評価損	
昭和石炭	(50)			14	譲受⑩	100
朝鮮鉱業振興	(50)			15	払込	12,000
合計残高		43,138	894,688			
(機械工業株)						
汽車製造	(50)	6,262	500,960	13	譲渡⑧	Δ5,000
同　新株	(50)	4,174	135,655	13	払込@37.5円	
					買入	3,000
					譲渡②	Δ7,000
					評価益	
				15	評価損	
同　新株	(50)			14	払込	1,436
					譲渡②	Δ1,436
日本楽器製造	(50)	5,475	547,500	12	買入	285
同　新株	(50)	10,400	769,600	12	払込@25円	
					買入	350
				13	譲渡②	Δ5,000
					＋損	
					評価損	
				14	譲渡②	Δ10,000
同　新株	(50)			13	払込	16,510

昨年度ヨリ事業拡張ヲ開始シタル際ニテモアリ、今般融資上其他ノ点ニ於テ、同社ト彼是交渉ヲ生ズルコト、ナル可ク、更ニ昭和十二年度ヨリ交付ノ事トナリタル探鉱奨励金交付額（註、「一　業績」の国庫補助金）ニ付テノ、三井、三菱、日鉱等トノ振合、逆ニ産金量ニ於ケル右各社トノ割合ヲ考慮シ、八七、〇〇〇株引受ノ事トセリ。

「太平洋石油」は昭和十四年一月十二日、資本金一〇〇〇万円（うち払込五〇〇万円）で設立された。同社株式引受の事情は次の通りである。[34]

吾国内石油資源ノ貧弱ハ識者ノ等シク憂慮シ居リタル処ナルガ、昭和十三年末墨國（註、メキシコ）在留邦人都留氏ノ申出ニヨリ、同氏経営ニカ、ル「ラグーナ石油会社」ノ所有油田ヲ開発シ、以テ石油報国ヲ期スベク、同社創立ヲ財界一部ニ於テ企図シ、当社ニ対シテモ之ガ創立発起人トシテ協力アリタキ旨、申出アリタリ。然ル処当社トシテハ、投資会社協和鉱業ヲ通ジ本事業ヲ援助スルコト、ナリオル為、一応辞退セルモ、本件ニ関シテハ陸海軍当局

Δ62,500		
143,875		
143,875		
Δ375,000		
37,750	3,020	206,115
Δ447,677		0
74,900		
Δ74,900		0
Δ292,500		0
10,000		
5,000		
5,000	400	20,000
27,500		
12,500		
12,500		
Δ52,500		0
800,000		
Δ52,000	10,000	748,000
125,000		
Δ125,000		0
62,500	5,000	62,500
37,500	1,000	37,500
Δ1,507,769	20,856	1,186,123
Δ450,800	14,000	672,000
Δ270,000		
Δ13,500	15,000	301,500
62,500		
Δ77,500		
Δ34,000	5,000	225,000
75,000		
125,000		
125,000		
Δ500,000		0
Δ5,250		
6,250		
6,250		
Δ5,250		
6,250	1,000	62,150
588,258		
172,935		
108,875		
108,875		
Δ565,463		
Δ6,515	13,030	1,129,701
162,875		
315,326		
Δ26,060	13,030	452,141
125,000		
250,000		
Δ250,000		
150,000		

					譲渡②	Δ5,000
					評価益	
				14	払込@12.5円	
					譲渡②	Δ10,000
				15	払込@25円	
安立電気	(50)	1,686	126,450			
同　新株	(50)	4,306	321,227	12	譲渡⑪	Δ5,992
同　第二新株	(50)			12	払込	5,992
					譲渡⑪	Δ5,992
三陽社製作所	(50)	4,500	292,500	12	譲渡⑪	Δ4,500
岩手鉄工所	(50)			12	払込	200
同　新株	(50)			13	払込	200
				15	払込@25円	
川西航空機新株	(50)			13	買入	1,000
					払込@12.5円	
				14	払込@12.5円	
					譲渡②	Δ1,000
久保田鉄工所	(50)			14	買入	10,000
				15	評価損	
同　新株	(50)			14	払込	10,000
					譲渡②	Δ10,000
国際工業	(50)			14	払込	5,000
宮崎木材工芸新株	(50)			15	払込	1,000
合計残高		36,803	2,693,892			
(化学工業株)						
倉敷絹織新株	(50)	14,000	1,122,800	13	評価損	
同　第二新株	(50)	15,000	585,000	13	評価損	
				15	評価損	
満洲化学工業	(50)	5,000	274,000	13	払込@12.5円	
					評価損	
				15	評価損	
日満マグネシウム	(50)	10,000	175,000	12	払込@7.5円	
理研金属				13	払込@12.5円	
(昭和13年4月30日改称)				14	払込@12.5円	
					譲渡②	Δ10,000
大日本セルロイド	(50)	500	37,000	13	評価損	
同　新株	(50)	500	16,900	12	払込@12.5円	
				13	払込@12.5円	
					評価損	
				14	払込@12.5円	
日本染料製造	(50)			12	買入	4,320
同　新株	(50)	7,170	722,736	12	買入	1,540
					払込@12.5円	
				13	払込@12.5円	
					評価損	
				15	評価損	
同　第二新株	(50)			13	払込	13,030
					評価益	
				15	評価損	
満洲軽金属製造	(50)	10,000	125,000	12	払込@12.5円	
				13	払込@25円	
				14	譲渡②	Δ5,000
同　新株	(50)			15	払込	3,000

ノ慫慂、村田（註、村田省蔵大阪商船社長）、藤原（註、藤原銀次郎王子製紙会長）両氏ノ懇請モアリ、聖戦下石油国策寄与ノ意味合ヨリ、賛成人トシテ二、〇〇〇株引受ノ事トセリ。

「昭和石炭」は、昭和七年十一月二十六日大手石炭会社の販売カルテルとして、資本金五〇〇万円（うち払込一二五万円）で設立された。住友炭礦は八〇〇〇株を所有し、商務部長郡島正治が監査役に就任し、郡島は昭和九年には取締役となった[35]。しかし同社は、昭和十五年五月日本石炭株式会社が設立され、十月に業務を開始したため、昭和十六年三月解散した。このため住友本社が住友鑛業から同社株式一〇〇株を譲り受けた事情の記録は残されていないが、住友鑛業若松支店長豊島虎太郎宛に送付された昭和十四年八月二十九日開催の同社重役会議事録によれば「石炭販売取締規則」の公布施行に関連し、同社の石炭販売及配給統制規約の一部を次のように改正する件が可決されている。

石炭販売取締規則公布施行ニ伴ヒ当社株主ノ代表スル加盟者又ハ当社株主ノ受託販売者ニ当社株式譲渡ニ係ル件

△200,000	8,000	200,000
93,750		
62,500		
125,000	12,500	437,500
300,000		
300,000		
△120,000		
600,000		
△720,000		
200,000		
△52,000	20,000	508,000
25,000	2,000	25,000
62,500		
62,500		
△125,000		0
250,000		
△125,000		
125,000	10,000	250,000
62,500		
62,500	5,000	125,000
500,000		
△21,000	10,000	479,000
1,652,306	128,560	4,866,992
17,390		
△13,042	1,739	117,382
8,695	1,739	43,475
△37		
△111		
2,775	185	9,250
△11,500	5,000	18,500
5,000		
△4,500	100	8,000
△13,500	3,000	11,100
△12,000		
30,000	2,400	42,000
△80,000	16,000	240,000
△2,400		
75,000	6,000	149,400
75,000		
△32,400	6,000	159,600
20,000		
△10,000	1,000	10,000
750,000		
82,500		
417,500		
△500,000	25,000	750,000
75,000		
37,500	3,000	112,500
916,869	71,163	1,671,207
△2,250		

					評価損	
東洋窒素工業	(50)	12,500	156,250	12	払込@7.5円	
				14	払込@5円	
				15	払込@10円	
帝国燃料興業	(50)			12	払込	60,000
				13	払込@5円	
					評価損	
				14	払込@10円	
					譲渡②	Δ40,000
				15	払込@10円	
					評価損	
写真化学工業	(50)			13	買入	2,000
朝鮮理研金属	(50)			13	払込	5,000
				14	払込@12.5円	
					譲渡②	Δ5,000
北海道人造石油	(50)			13	払込	20,000
				14	譲渡⑥	Δ10,000
				15	払込@12.5円	
東洋アルミニウム	(50)			13	払込	5,000
				14	払込@12.5円	
徳山曹達	(50)			14	買入	10,000
				15	評価損	
合計残高		74,670	3,214,686			
(土地建物株)						
若松築港	(50)	1,739	113,035	13	評価益	
				15	評価損	
同　新株	(50)	1,739	34,780	13	評価益	
東洋拓殖	(50)	74	3,737	13	評価損	
同　新株	(50)	111	2,886	13	評価損	
				15	払込@25円	
開墾塩業	(50)	5,000	30,000	13	評価損	
南米土地	(1000)	100	7,500	12	払込@50円	
				13	評価損	
南米拓殖	(50)	3,000	24,600	13	評価損	
アマゾニア産業	(50)	2,400	24,000	13	評価損	
				14	払込@12.5円	
鮮満拓殖	(50)	16,000	320,000	15	評価損	
台湾拓殖	(50)	6,000	76,800	13	評価損	
				14	払込@12.5円	
南洋拓殖	(50)	6,000	117,000	13	払込@12.5円	
					評価損	
東日館	(20)			12	払込	1,000
				13	評価損	
満洲拓植公社	(50)			12	払込	25,000
				13	払込@3.3円	
				14	払込@16.7円	
				15	評価損	
華北房産股份有限公司	(50)			14	払込	3,000
				15	払込@12.5円	
合計残高		42,163	754,338			
(ホテル株)						
大阪ホテル	(50)	500	4,000	13	評価損	

（八月二十二日協議員会決定）

石炭販売取締規則ニヨレバ、政府ノ指定スル株式会社又ハ団体ノ株主又ハ団体員ニ非ザルモノハ、政府ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ、石炭ノ販売ヲナシ得ザルコトトナリ、従ツテ当社株主ノ代表スル加盟者又ハ当社株主ノ受託販売者ハ、販売ノ都度政府ノ許可ヲ要スルコト、ナリタリ。

依ツテ之ガ対処ノ為メ、

当社株主ノ代表スル加盟者又ハ当社株主ノ受託販売者ニシテ当社株主トナルコトノ希望申出アリタル者ニ対シテハ、当社石炭販売及配給統制規約第六条第二項但書同様ノ取扱、即本規約上ノ権利義務ヲ有セザルコトノ特定条件付株主トナルコトヲ認ムルコト。

尚右希望申出ニ基ク株式ノ譲渡ハ併テ承認スルコト。

△1,750		0
△1,000		
△750		0
△1,700	200	10,000
	500	5,000
55,200	11,040	220,800
	300	4,500
	1,000	4,000
△500	500	5,000
47,250	13,540	249,300
3,000	1,200	19,200
29,000	10,000	64,000
20	20	220
△700		
700	1,400	700
18,750		
△5,250		
18,750		
18,750	1,500	67,500
933,500	74,680	933,500
356,750	28,540	356,750
343,750		
△195,250	27,500	148,500
△14,740	536	44,220
12,075		
△5,796	483	19,803
28,000		
84,000		
△86,930		
△259,150		0
54,125		
△54,125		0
△84,000		0
70,000		
12,250		
△171,500		0
137,200	3,500	137,200
5,000		
34,300		
△16,123	2,300	23,176
13,000		
△12,000	200	1,000
450,000		
300,000		
△420,000	2,100	630,000
100,000		
100,000		
△80,000	20,000	120,000

				14	売却	Δ500
同　新株	(50)	500	1,750	13	評価損	
				14	売却	Δ500
オリエンタルホテル	(100)	200	11,700	13	評価損	
都ホテル新株	(50)	500	5,000			
新大阪ホテル	(50)	11,040	165,600	13	評価益	
札幌グランドホテル	(50)	300	4,500			
名古屋観光ホテル	(50)	1,000	4,000			
帝国ホテル新株	(50)	500	5,500	13	評価損	
合計残高		14,540	202,050			
(諸株)						
〈投資〉						
東亜興業	(50)	1,200	16,200	13	評価益	
同　新株	(50)	10,000	35,000	13	評価益	
海外興業	(50)	20	200	13	評価益	
中日実業	(100)	700	700	15	額面変更	Δ700
	(50)				交付	1,400
東北興業	(50)	1,500	16,500	13	払込@12.5円	
					評価損	
				14	払込@12.5円	
				15	払込@12.5円	
北支那開発	(50)			13	払込	74,680
中支那振興	(50)			13	払込	28,540
北海道開発	(50)			14	払込	27,500
				15	評価損	
〈運輸通信〉						
大阪毎日新聞社	(100)	536	58,960	13	評価損	
同　新株	(100)	483	13,524	12	払込@25円	
				13	評価損	
日本無線電信	(50)	5,600	234,080	13	払込@5円	
国際電気通信					受入⑫	1,500
(昭和13年3月12日改称)					評価損	
				15	譲渡⑬	Δ7,100
同　新株	(50)			15	払込	4,330
					譲渡⑬	Δ4,330
国際電話	(50)	3,000	84,000	13	合併⑫	Δ3,000
日本航空輸送	(50)	3,500	89,250	13	払込@20円	
					評価益	
				14	解散⑭	Δ3,500
大日本航空	(50)			14	受入⑭	3,500
同　新株	(50)			13	払込	400
				14	受入⑭	3,500
					譲渡②	Δ1,600
同　第二新株	(50)			14	払込	2,600
					譲渡②	Δ2,400
満洲航空優先株	(500)	600	300,000			
同　優先新株	(500)			12	払込	1,500
				13	払込@200円	
				15	評価損	
〈木材〉						
朝鮮林業開発	(50)			12	払込	20,000
				14	払込@5円	
				15	評価損	

即ち従来住友本社の各販売店は住友鑛業の石炭を取り扱ってきたが、規則の改正により住友本社が昭和石炭の株主にならなければこの取扱が不可能となったため、本社が住友鑛業の持株中一〇〇株を譲り受けたものとみられる。同様のケースとして、この重役会で三菱商事が三菱鉱業から一〇〇株を譲り受けることが承認されている。

「朝鮮鉱業振興」は昭和十五年八月資本金一〇〇〇万円（うち払込二五〇万円）で設立された。同社株式の引受事情は次の通りである。[36]

朝鮮総督府ニ於テハ、予テヨリ朝鮮ニ於ケル重要鉱物（金及砂金ヲ除ク）資源ノ開発増産ノ目的ヲ以テ、内地ニ於ケル帝国鉱業開発（註、昭和十四年八月資本金三〇〇〇万円で設立、住友鑛業は二万二〇〇〇株出資、住友本社技師長古市六…が副社長に就任）ニ該当スベキ同社設立ニ当リ、塩田鉱山課長朝鮮鉱業所ニ至リ、住友ニ於テモ本件出資方懇請アリタリ。然ル処住友トシテハ、従来朝鮮ニ於テハ金銀鉱業ヲ主トシ、銅鉱業並ニ蛍石鉱業ヲ附随的ニ行ヒ来リタルガ、将来ハ之等重要鉱物ノ増産ヲモ期シ居ル次第ニアリ、又曩ニ日本産金振興、帝国鉱業開発設立ニ際シ、之ガ出資ヲ引受ケタル事情モアリ、此際新会社ニ付テモ国策協力ノ意味ヲ以テ、六〇万円ヲ限リ出資ノコト、セリ。

「機械工業株」では「汽車製造」新株三〇〇〇株（同社元社長長谷川正五の持株の一部）を買い入れたが、住友生命と住友金属

10,000	800	10,000
5,000	100	5,000
25,000	1,000	25,000
	500	5,000
25,000		
Δ20,000	1,000	25,000
Δ390		
Δ3,900		0
Δ250		0
4,436		
5,010		
6,948		
8,832		65,877
62,500		
Δ32,500	5,000	30,000
1,813,043	182,359	2,731,647
2,457,156	719,815	20,408,134

北海道鉱山林業	(50)			14	払込	800
北海道林業物資配給統制	(50)			15	払込	100
日本木材統制	(50)			15	払込	1,000
〈その他〉						
満洲棉花	(50)	500	5,000			
日伯棉花	(50)	1,000	20,000	12	払込@25円	
				13	評価損	
エンパイヤランドリー	(50)	390	4,290	13	評価損	
				14	売却	Δ390
日電證券	(50)	10	250	13	売却	Δ10
コツトレル組合出資金			40,649	12	出資金	
				13	出資金	
				14	出資金	
				15	出資金	
大阪輸出振興	(50)			14	払込	5,000
				15	評価損	
合計残高		29,039	918,603			
総　計　残　高		528,898	17,950,977			

註：「昭和12年３月１日現在」及び「12～15年増減」各欄の下線は、新旧両株の合併を示す。
①仲田銀行と合併、松山五十二銀行新設(昭和12年12月10日)。
②譲渡先住友金属。
③昭和14年８月５日解散。
④譲渡先住友銀行。
⑤譲渡先大阪北港。
⑥譲渡先住友鑛業。
⑦小田原急行鉄道と合併(昭和14年５月１日)。
⑧譲渡先住友生命。
⑨譲渡先住友信託。
⑩譲受先住友鑛業。
⑪譲渡先日本電氣。
⑫日本無線電信と国際電話合併。
⑬譲渡先住友電工。
⑭昭和14年７月１日日本航空輸送解散、残余財産受入。

第29表　公　社　債

（単位：円、円未満切り捨て）

銘　　柄	昭和12年3月1日現在	12～15年増減			15年末
		年	内　容	金額	
(国債)					
無記名甲ろ号五分利公債	502,250	13	評価益	15,750	518,000
ほ号支那事変国庫債券		13	受入①	340,623	340,623
第三回支那事変特別国庫債券		13	受入①	39	39
そ号三分利国庫債券		15	買入	314,580	314,580
(社債)					
川村女学院債	1,000	15	一部繰上償還	Δ75	925
合　計　残　高	503,250			670,917	1,174,167

註：①受入先日本電氣(特別配当)。

に大量に譲渡したので、本社の持株は激減した。

「日本楽器製造」株の取得については、既に「住友合資会社(中)」で述べた通り昭和二年電線取締役川上嘉市が郷里浜松所在の同社の再建を依頼され、社長に就任した際、住友合資会社は同社の楽器製造という事業とは全く無縁であったが、川上の要請に応じ、株式を引き受け、電線出身の東京販売店副支配人吉田季三(M45神戸高商、のち電工取締役・金属常任監査役)を支配人として出向させた。吉田はその後昭和八年に同社取締役、十年に常務となっていた。同社はその木工技術を生かして、川上の入社以前の大正十年から陸軍の要請に応え木製プロペラの生産を行っていたが、プロペラが木製から金属製に転換するに従い昭和六年には金属プロペラの生産を開始した。

他方住友伸銅鋼管ではプロペラ翼地金であるジュラルミンを生産していたが、既に「住友合資会社(中)」の「五(一)住友伸銅所の住友伸銅鋼管株式会社への移行」で述べたように、昭和七年山本五十六海軍少将の要請により、プロペラの生産を引き受けることとなり、昭和八年中島飛行機から米国ハミルトン・スタンダード・プロペラ社の製作権を譲り受けて生産を開始した。当初の金属製プロペラは固定ピッチプロペラであったが、飛行中にプロペラ翼のピッチ(捻り角度)を自由に変更できる可変ピッチプロペラにとって代わられるようになり、住友伸銅鋼管では昭和九年前記ハミルトン社からその技術を導入し、昭和十年から生産を開始した。当初はすべて海軍向けであったが、海軍は住友のプロペラ進出の際、陸軍向けも受注することを了解していた。陸軍は海軍のように航空母艦への発着がないので、むしろ可変ピッチの採用による重量増加を懸念して、その採用が遅れていたが、十一年十一月には陸軍も採用に踏み切った。

こうした状況をふまえ、川上もハミルトン社と可変ピッチ技術の導入を交渉したが、上記ハミルトン社と住友の関係で住友に決まった経緯があった。川上は陸軍からプロペラを受注するためにはこの技術は不可欠であったので、住友金属(昭和十年九月住友伸銅鋼管と住友製鋼所合併)からハミルトン社の技術の再実施権を得ようとした。川上によれば交換条

件として、住友の幹部から既に日本楽器がハミルトン社の代わりに取得していたカーチス社の可変ピッチプロペラの技術の再実施権を住友に認めることで如何かという提案があり、これを了承して、住友金属からハミルトン技術の再実施権を入手したという説明がなされている。[37] しかし住友金属が昭和十三年二月日本楽器に対しハミルトン社技術の再実施権許諾契約を締結した記録はあるが、その見返りに住友金属が同社からカーチス社技術の再実施権を得たという記録は残されていない。住友金属が得たのは日本楽器株式一万五〇〇〇株の割当であった。昭和十三年度住友金属実際報告書はこの経緯を次のように述べている。

日本楽器製造株式会社ニ対スル投資ハ、始メ新株式一五、〇〇〇株(一一円五〇払込)ヲ一株当リ一三円七五銭ニテ引受ナシ、其後本社ヨリ新旧夫々五、〇〇〇(新株一二円五〇払込)ヲ旧株八一円、新株三〇円ニテ購入シ、新株合計二〇、〇〇〇株ニ対シ第二回払込ヲセシモノナリ。

即チ一五、〇〇〇株ニ付テハ、同社トハ兼テ陸軍ニ於ケル可変節プロペラーノ需要増加ニ鑑ミ、ハミルトンプロペラ再実施権許諾契約ヲ締結シ居リシガ、同社ニ於テプロペラ生産設備拡充ノ為、資本金四〇〇千円ヨリ八七五千円ニ増資スルニ際シ、同社トノ親善関係ヲ一層緊密ナラシムルタメ、ソノ懇請ニ応ジ増資新株一五、〇〇〇株(一二円五〇払込)ヲ一株ニ付一一円二五銭ノプレミアム付ニテ引受ケタルモノノナリ。

又本社ヨリ購入セルハ、本社預ケ入当社資金ガ、受取手形ノ形式ニテ七、〇〇〇千円ニ達シタル為、対外関係ヨリシテ之ガ減少ヲ図ル目的ヲ以テ、阪神電鉄、汽車会社等ト共ニ新旧夫々五、〇〇〇株ヲ購入シ、右新株合計二〇、〇〇〇株ニ対シ第二回払込ヲナセルモノナリ。

すなわち住友金属取締役会決議書によれば、同社とのハミルトン・プロペラ再実施権許諾に関する契約の件は昭和十三年二月十二日に本社に打合せ、同社の新株式引受の件は三月三十日に本社に打合せ、いずれも同じ四月十一日に本社

の承認を得ているからである。しかし昭和十二年九月に本社経理部長に就任した小畑忠良の意図は、単に住友金属が日本楽器の株式を取得するだけにとどまらなかったようである。十二年十一月には本社は日本楽器の株式三五〇株を市中から買い入れ、持株比率を二〇・三％とした。年が明けて十三年一月には既に述べたように「関係会社役員内規」が制定された。四月に開催された主管者協議会において専務理事古田俊之助は、本社各店部・連系会社の業務概況報告の中に関係会社の一項を設け、日本電氣、日本板硝子、扶桑海上等とともに日本楽器にも言及したのである。これらの事実を勘案すると、小畑は十三年七月の日本楽器の増資に際して住友本社にも新株を割り当てさせ、その持株比率を二五乃至三〇％に引き上げて、同社を本社の関係会社とし、海軍に併せて陸軍のプロペラ需要も独占しようとしたのである。しかし川上はこうした小畑の意図に反し、本社の関係会社になることを肯んじなかった。小畑の目論見は失敗し、十三年九月本社は日本楽器の新旧各五〇〇〇株を、住友金属の預ヶ金（第10表及び第15表の通り本社からみて支払手形、前記住友金属実際報告書の通り金属からみて受取手形）と引き換えに金属に譲渡した。その後の十四年二月末現在の本社の関係会社に日本楽器が記載されている（第7表）のは、小畑がなおその可能性を残していたことを示しているとみられるが、ついに日本楽器に出向していた常務吉田季三は四月末退任し、五月末には取締役も辞任した。四月末開催された主管者協議会の業務概況報告には前年同様関係会社の中に日本楽器の報告も用意されていたが、それには「省略」と記されているので、報告されなかったものとみられる。かくして五月十三日化学専務大屋敦は日記に次のように記した。

川上嘉市君来社。住友トノ親善関係ニ漸次ヒビガ入リ、遂ニ曩日吉田常務ヲ失ヒ、態度ニ一抹ノ寂シサ見ユ。

その後昭和十四年九月本社はさらに日本楽器の新旧各一万株を金属に譲渡（前年同様本社に対する預ヶ金が九〇〇万円に達したため）した。この結果住友金属の持株は四万五〇〇〇株に達した、十五年六月住友金属常務久島精一（M44東大法）を非常勤取締役として迎えたが、筆頭株主には浜松銀行が控えており、川上は金属の関係会社になることも免れた。な

お昭和十九年本社総務部会計課は、既に述べた通り所有株式について「連系会社」と「その他会社」の他に、「関係会社」という科目を設け、その中に「日本楽器製造」を含めたが(第6表)、これは単に金属の持株比率からのみ判断されたのか或いは社長川上嘉市との従来の関係を考慮してなのか次章で改めて検討することとしたい。

「安立電気」と「三陽社製作所」は、「住友合資会社(下)」で述べた通り、日本電氣の持株を一時的に肩代わりしたにすぎないもので、いずれも日本電氣に譲渡された。

「岩手鉄工所」株式の引受事情は次の通りである。(38) なお同社は昭和十二年八月岩手県岩手郡本宮村に資本金六〇万円で設立された。

岩手県下ニハ鉱山用其他機械器具類ヲ製作スル鉄工所可然モノナク、県下産業上種々不都合ヲ感ゼラル、ニ付、県当局ハ盛岡市ニ掲題鉄工所設立ノ計画ヲナシ、当社大萱生鉱山宛出資援助方依頼アリタリ。当社トシテハ、事業上ノ立場ヨリ考慮スル時ハ出資方困難ナルモ、同地方ニ事業ヲ営ムモノトシテ、此種趣意ニ基ク事業ニ対シ、全ク援助ヲナサヾルハ如何ト考ヘラル、ノミナラズ、本件ハ県当局ニ於テ特ニ斡旋、過般岩手県経済部長ヨリ再三懇請アリタルニ付、他鉱山トノ振合ヲ考慮ノ上二〇〇株ヲ限リ引受ノコトニセリ。(昭和十二年五月二十六日鉱山課案)

「川西航空機」株式は、昭和十四年「日本楽器製造」株等とともに住友金属へ譲渡されたため、買い入れの経緯の記録が残されていないが、住友本社と同時に住友金属が三〇〇〇株(一二円五〇銭払込、購入単価二七円五〇銭)を購入しており、その事情は次の通りとなっている。(39)

同社ハ航空機ノ搭載兵器、航空器財等ノ製造販売ヲ行フモノナルガ、事業拡張ノ為、資本金五、〇〇〇千円ヲ一躍一五、〇〇〇千円ニ増資スルニ当リ、新株式ノ一部ヲ藤本證券ヲ通ジテ売出セリ。当社(註、住友金属)トハ事業ノ性質上製品ノ供給其ノ他密接ナル関係ヲ有スルヲ以テ、之ガ売出株ヲ(一株一二円五〇銭払込)一株一五円ノプレミ

アム付ニテ購入セルモノナリ。

「久保田鉄工所」株の引受事情は次の通りである。[40]

同社ハ明治二十年ノ創業ニシテ、最近ハ政府ノ管理工場トナリ、軍需工業方面ヘノ進出刮目スベキモノアリ。其積極的経営方針ハ、過去ノ堅実ナル経営方針ト相俟ツテ時局ノ影響ニヨリ何レモ相当ノ活況ヲ続ケ居ル次第ニシテ、就中鋳物工作機械及堺工場ノデイゼルエンヂン等ハ、可ナリ注目ニ値シ、相当将来性ヲ有スル事業ナリト言フ可シ。従来住友関係工場トハ、金属工業、機械工業トノ間ニ取引関係ヲ有スルト共ニ、住友銀行トハ多年密接ナル取引関係ヲ有シ居リ、現在相当額ノ融資ヲナシツヽアル次第ナリ。仍而此際久保田氏ノ懇請ヲ容レ、同社株式ヲ取得シ（註、久保田権四郎からの買い入れである）、提携ヲ図ラントスルモノナリ。（昭和十四年六月二十日商工課案）

「国際工業」株式引受の事情は次の通りである。[41]

昭和十四年十一月鐘淵紡績社長津田信吾氏ヲ中心トシテ、伊太利ノ航空技術ヲ導入、航空機製造会社国際工業株式会社設立セラルヽニ当リ、住友トシテハ航空機材料供給者トシテノ関係ヨリ賛成人トシテ五千株ヲ引受ケタ。

「宮崎木材工芸」株の引受事情は次の通りである。[42]

当社林業所富島支所ニ於テハ多量ノ闊葉樹用材ノ蓄積ヲ有シ、之ガ利用トシテ年々製材ヲ実行シ居ルモ、右ニ伴ヒ相当多量ノ屑材其他製材不適ニテ利用ノ途ナキ木材ヲ生ジ居ル次第ナリ。然ル処木竹材製品ノ製造及販売ヲ目的トセル同社ハ、右屑材、製材不適材ノ供給ヲ期待シ居リ、他方製品ノ需要亦逐年激増ノ一途ヲ辿リ居ル為、昭和十五年九月三倍増資ヲ行ヒ、右増資ノ二分ノ一ヲ住友ニ於テ出資方要請アリタリ。同支所トシテハ屑材ノ供給先ヲ確保スルコト、同所ノ事業上有利ナリト認メ、同社ノ依頼ニ応ジタル次第ナリ。

次に「化学工業株」では、「日満マグネシウム」は昭和十三年四月、理化学興業が満鉄出資株を全株肩代わりして

「理研金属」と改称したが、十四年「日本楽器」株等とともに全株住友金属に譲渡された。又引き続き「日本染料製造」株を証券会社を通じ新旧合計五八六〇株買い増しした。この他新たに株式を引き受けるケースが相次いだ。

まず「帝国燃料興業」株は次のような理由で引き受けた。(43)

本会社創立ノ趣旨ハ、現下内外ノ情勢並我国ニ於ケル液体燃料ノ供給ヲ確保シ、以テ産業ノ発展ト国防ノ安固ヲ期スルト共ニ、国際貸借ノ改善ニ資スル為、人造石油製造事業ノ本格的確立ヲ図リ、以テ液体燃料補給ノ根本的解決ヲ期セントスルモノニシテ、住友ニ於テモ国策援助ノ意味ニ於テ、彼是三井、三菱トノ振合ヲモ慮リ株式引受ノコト、セリ。(昭和十二年十月十三日商工課案)

「写真化学工業」は三共の関係会社(印画紙、乾板、映画用フィルム等写真材料の製造販売)として昭和十二年九月八日資本金二〇〇万円(うち払込五〇万円)で設立された。住友本社はその株式を昭和十三年三共から買い入れているが、昭和十九年企業整備に伴う事業休止により同社は三共に合併された。その際の一件書類(本来「投資会社調」5にファイルされていた「写真化学工業株式会社」リーフ)によれば、同社株式引受事情は次の通りである。(44)

塩原又策氏ヨリ化学大屋専務ヲ通ジ株式引受依頼アリ。本社トシテハ、時局柄本件ノ如ク住友事業ニ直接関係ナキ事業ニ対スル投資ハ、極力見合セタキ方針ナルモ、塩原又策氏トハ予テヨリ住友アルミ(註、塩原は合弁の相手先アルミニウム・リミテッドの国内代理店亜細亜アルミを代表する一人として同社取締役であった)其他ノ関係ニテ特ニ縁故深ク、同氏ニ対スル義理合上並ニ金属工業ニ於ケル懸案ノ問題解決上(註、住友金属伸銅所内にあったアルミ板を製造する住友アルミ桜島工場を住友金属に移管する問題、その実現は昭和十八年末まで待たねばならなかった。『東洋アルミニウム五十年史』七二、七三頁参照)、之ヲ引受クルヲ得策トスルヲ以テ株式引受ノコト、セリ。(昭和十二年十二月二十八日商工課伺)

「朝鮮理研金属」株は、「日本楽器」株等とともに昭和十四年住友金属へ譲渡されたため、引受事情を示す記録は残されていないが、住友本社と同時に住友金属も同社株を引き受けているので、その理由を次に掲げる。(45)

資本金一五、〇〇〇千円（第一回払込金三、七五〇千円）ヲ以テ、理研考案ニ係ル技術ヲ応用シ、朝鮮半島ニ産出スル各種原料ヲ工業的ニ開発処理スルヲ目的トシ、当初ハ平壌地方ノ礬土頁岩ヲ原料トシテアルミニウム製錬ヲ行ヒ、次デ苦汁ノ処理及褐鉄鉱ヲ原料トスル製鉄事業ヲモ併セ行フモノニシテ、当社（註、住友金属）ニ於テモ原料獲得ノ意味ヨリ、同社ト資本的関係ヲ結ブハ、将来有利ト考ヘラレルニ付、同社総株数三〇〇、〇〇〇株ノ中五、〇〇〇株（一%弱）ヲ引受ケノコトトセリ。

「北海道人造石油」株式引受の事情は次の通りである。(46)

帝国燃料興業ハ、本邦液体燃料自給ノ一端ニ資センガ為、埋蔵量豊富ナル北海道産出石炭ヲ原料トシテ、人造石油石油製造ヲ目的トスル本会社ヲ設立スルコト、ナリ、住友ニ対シテモ之ガ株式引受方懇請アリタリ。住友トシテハ其ノ北海道炭界ニ於テ占ムル地位、並ニ今後住友産出石炭ノ販売先トシテ、且ハ将来石炭液化ニ乗リダスコトモアルベキニヨリ、技術的方面ニ関シテモ、此際同社（フィッシャー法採用）トノ関聯ヲ緊密ナラシメ置ク方適当ナリト思料セラル、ヲ以テ、先方依頼越通リ六〇、〇〇〇株（註、他に鑛業三万株、金属・化学各一万株）引受ノコト、セリ。

（昭和十三年九月三十日鉱山課案）

「東洋アルミニウム」株式引受事情は次の通りである。(47)

三井鉱山ヨリ株式引受方依頼アリ。元来同社ハ三井鉱山ヲ中心トシ、南洋アルミ会社採掘ノパラオ島ボーキサイトヲ原料トシテ、アルミニウム製錬ヲ企図スル会社ニシテ、住友トシテハ既ニ新居浜ニ於テアルミニウム事業ヲ経営シオリ、目下七千トンノ増産工事進捗中ナルヲ以テ、他会社ノアルミ事業計畫ニ対シテハ関係ノ必要ナキモ、南洋

アルミノパラオ島ボーキサイトニ対シテハ住友トシテ購入ノ希望ヲ有シ、年五万トン迄ノ原鉱石ヲ買入度キ旨申込オレル関係モアリ、本件依頼ヲバ無下ニ断リ兼ヌル事情モアリ、仍而此際因縁ヲツケオクヲ適策ト思料セラル、ヲ以テ「南洋アルミノ鉱石ヲ将来頂戴スル関係ヨリ株式ヲ引受クル旨」ヲ明ニシテ引受ケタリ。（昭和十三年十一月二十五日商工課案）

「徳山曹達」株式引受の事情は次の通りである。[48]

氷晶石ヲ増産スルコト、ナリタル住友化学ハ、之ガ原料タル曹達灰確保ノ為、徳山曹達ト密接ナル関係ニ立ツニ至リタルトコロ、同社大株主タル岩井商店ヨリ同社株式五万株肩代リ方申出アリタリ。就而値段モ割安ニシテ（一株五〇円）、一方岩井商店ハ従来ヨリ三和銀行ニ行取引主義ヲ堅持シ居レルガ、此方面ニ於テモ、将来銀行、信託ニ於テ喰込ム手懸ヲ得ルモノトシテモ恰好ノモノナレバ、化学、銀行、信託、保険ト共ニ買入ノコト、シタリ。（昭和十四年六月八日会計課）

なお化学専務大屋敦は本件に関し日記に次のように記している。

五月二十九日古田専務、小畑経理部長ニ徳山曹達株式買収ニ付キ、矢崎（註、矢崎摠治化学常務・大セル監査役）西宗（註、西宗茂二大セル社長、なお岩井・三井系の大日本セルロイド株式取得については「住友合資会社（下）」参照）両君会見ノ結果ヲ報告、諒解ヲ求ム。総理事ニハ新居浜ニテ賛成ヲ得タリ。

六月八日徳山曹達株式五万株ヲ岩井商店ヨリ譲受、受渡完了ス。価格額面五十円、相場今夕五十八円ナリ。大セル西宗社長、住友幹部ヲ岩井雄二郎社長其ノ他ニ引合セノ意味ニテ、灘万ニ一席ヲ設ク。山本（註、山本信夫鑛業専務）、大屋、矢崎、小畑当方ヨリ出席ス。

「土地建物株」では新たに次の三社の株式を取得している。

「東日館」株は、昭和十二年四月資本金一二〇万円で設立された株式会社東日館に出資したものである。この株式は昭和十九年に東京日日新聞社に売却されたので、引受事情の記録は残されていないが、同社が東京日日新聞社の入居する東日会館を建設するために設立された会社であるので、大阪毎日新聞社の依頼により引き受けたものと思われる。(49)

「満洲拓植公社」株引受の事情は次の通りである。(50)

当社ハ事業ノ性質上多クノ収益ヲ期待スル事能ハズト雖モ、(1)満洲國ノ存立ヲ確保シ、之ガ開発ヲ為サントスル我ガ国策ノ発現ニシテ住友ニ於テモ、コノ国策ヲ援助スル意味ヲ以テ、(2)旁々総裁ノ懇請アリシニ鑑ミ、(3)且ハ三井、三菱トノ振合(両社トモ五〇、〇〇〇株)ヲ考慮シテ二五、〇〇〇株引受ノコトニセリ。同社ハ満洲拓植株式会社ノ業務ニ付資金関係日満ノ一元的統制等ノ都合上当社ヲ設立、満洲拓植株式会社ヲ之ニ吸収合併スル予定ナリ。

この経緯を補足すると、満洲開拓民の現地における助成機関の設立が要望され、昭和十年十二月満洲拓植株式会社(資本金一五〇〇万円)が設立されたが、その後一〇〇万戸送出の大計画とともにその拡充を必要とし、十二年八月日満両国間の条約「満洲拓植公社ノ設立ニ関スル協定」によって資本金五〇〇〇万円の満洲拓植公社を創立することとなり、同年九月日満両国法人として同公社が設立された。(51)

「華北房産股份有限公司」は昭和十四年六月十四日中国北京に資本金五〇〇万円(うち払込二五〇万円)で「北京、天津、青島及済南其ノ他軍ニ於テ指定セラレタル地域ニ於テ軍人、軍属所要宿舎ヲ供給スル事業」を主たる目的として設立された。同社株引受事情は次の通りである。(52)

前陸軍省経理局長陸軍主計少将平手勘次郎氏ヨリ春日金属専務ヲ通ジテ、同社設立ニ関シ住友ノ援助方懇請アリタルモ、「我ガ住友ハ満洲北支方面ニ対スル資金需要甚大ナルノミナラズ、同地従業員ノ住宅供給ニモ相当困却シ居

ル此際、社外ノ住宅建築ニ投資スルコトハ、部内ヨリ非難ヲ生ズル虞有リ」トコトハリタルモ、再三ノ懇嘱ニヨリ、尚住友トシテノ古田専務理事ガ金属専務トシテ会社関係上平手氏ト相当昵懇ナル関係モ有リ、無下ニ固辞スルモ如何ト思ハレ、古田俊之助ヲ以テ賛成人タルコトヲ承諾シタリ。（商工課伺）

「ホテル株」では昭和十四年末「大阪ホテル」株式全株を同社社長千葉断一に売却した。「新大阪ホテル」は昭和十四年二月の「住友主要関係会社一覧」で住友本社の関係会社にリストアップされたが（第7表）、十五年一月の表からは削除された。住友本社は同社の筆頭株主（持株比率一八・四％）で且つ総理事小倉正恒が同社会長、銀行出身の加賀覚次郎が同社常務となっているので、経理部長小畑忠良が「日本楽器製造」同様本社の関係会社としようとしたと思われるが、同社の大株主には他に大倉組（大倉喜七郎）六五〇〇株（同一〇・八％）、三井・三菱各五〇〇〇株（同八・三％）、大日本麦酒四二〇〇株（同七％）等があり、住友本社が同社を関係会社とすることは困難であったと思われる。

その他の株式は「諸株」として一括分類されているが、便宜上投資関連株、運輸通信関連株、木材関連株、その他に分けて示した。

投資関連株では、新たに国策会社として「北支那開発」、「中支那振興」、「北海道開発」の三社に出資した。

「北支那開発」株式引受事情は次の通りである。[53]

同社ハ第七十三議会ニ於テ制定セラレタル「北支那開発株式会社法」ニ準據セル日本法人ニシテ、北支ノ経済ヲ開発スルタメ必要ナル事業会社ノ設立ヲ促シ、之ニ投資又ハ融資ヲナシ、綜合的ニ開発ヲ促進スル使命ヲ持ツ国策会社ニシテ、政府ハ挙国一致ノ立前ヨリ当社ニ対シテモ三井、三菱ト同額出資方希望アリ。右ハ従来ノ此種割合ト均衡ヲ得ザル憾アルモ、国策順応ノ大乗的見地ヨリ政府申出通引受ノコト、シタリ。

「中支那振興」株式引受事情は次の通りである。[54]

同社ハ第七十三議会ニ於テ制定セラレタル「中支那振興株式会社法」ニ依リ設立セラレ、日支共栄ノ精神ニ基キ、中支那ノ復興及開発ヲ助成スルヲ以テ使命トスル国策会社ニシテ、政府ハ挙国一致ノ立前ヨリ当社ニ対シテモ三井、三菱ト同額出資方希望アリ。右ハ従来此種出資割合ト均衡ヲ得ザル憾アルモ、国策順応ノ大乗的見地ヨリ、政府申出通リ引受ノ事トシタリ。

「北海道開発」は昭和十四年十二月二十六日資本金二〇〇〇万円（うち払込五〇〇万円）で、「北海道ニ於ケル工業地帯ノ経営並ニ之ニ伴フ附帯事業」を目的として設立された。同社株式引受事情は次の通りである。(55)

予テ北海道ニ於ケル資源開発ノ目的ヲ以テ、北海道庁、全国産業団体聯合会、北海道資源開発同志会（在大阪）其他諸団体ノ間ニ準備中ノ北海道開発株式会社ノ件ハ、計画順調ニ進展シ、今般株式引受申込ノ開始ヲ見ルニ至レリ。住友ニ対シテハ五〇千株程度引受方懇請越アリタルモ、右株数ハ同社ノ事業ノ性質並ニ発起人ノ顔触等ヨリ考察スルニ多額ニ失スル嫌アリ。然レドモ同社ノ国策的意義ヨリ見ルモ応分ノ援助ハ必要ナル可ク、且総理事ガ当初ヨリ同社設立ニ関スル懇談会ニ御加入種々御参劃相成リ居ル関係上、最高三〇千程度ノ株式引受ハ余儀ナキ処ト思料セラル。（商工課伺ニヨル）

次に運輸通信関連株では、昭和十三年三月「日本無線電信」は「国際電話」を吸収合併し、「国際電気通信」と改称した。住友本社は昭和十五年同社株式を全株住友電工に譲渡した。これはそれに先立ち住友電線では、昭和十三年から長崎上海間総延長一〇〇〇キロメートルの世界第一の海底搬送ケーブルの試作に着手しており、昭和十五年から「国際電気通信」の手で実施される予定であったためとみられる。(56)

「日本航空輸送」株と「大日本航空」株の異動の経緯は次の通りである。(57)

昭和十三年十二月航空国策ノ見地ヨリ、日本航空輸送及国際航空（当時満洲航空ノ子会社）ヲ解散シ、大日本航空新

設セラル。当社ハ日本航空輸送株三、五〇〇株ニ対シ大日本航空株新旧各三、五〇〇株ノ交付ヲ受ケ、別ニ発起人タル小倉名義ヲ以テ一〇〇株、賛成人古田名義ヲ以テ三〇〇株ヲ引受タリ。越テ昭和十四年八月同社ハ特別法ニ基ク国策会社ニ昇格スルト共ニ、資本金ヲ一億円ニ増加、住友ニ対シ一万株ノ第二新株引受方要請アリ、当社二、六〇〇株(含小倉、古田名義各一〇〇株)、金属七、六〇〇株引受ノコト、シタリ。昭和十四年九月新一、六〇〇株、第二新二、四〇〇株ヲ金属工業ヘ譲渡ス。

木材関連株では、「朝鮮林業開発」は制令による特殊会社として昭和十二年九月一日朝鮮京城(現ソウル)に資本金二〇〇〇万円(うち払込二〇〇万円)で設立された。同社株式引受事情は次の通りである。(58)

同社ハ朝鮮総督府ガ専ラ治水治山、用材資源造成、民林業開発等ヲ目的トスル国策的見地ヨリ企畫セラレタル公共性ノ特殊会社ニシテ、之ガ資本ハ大資本家ノ援助的出資ニ俟ツベク、昨年来矢島東京支店長ヲ通ジ、出資方懇請アルモノナリ。住友トシテハ(一)特ニ援助方懇請ヲ受ケタル国家的公共事業ニ対シ、相当ノ援助ヲ必要ト認メラル、コト、(二)特ニ朝鮮ニ於テ林業経営ヲ営ム関係上、今後共当局ノ援助ヲ願フ場合多ク且今回設立ノ会社トハ同業ノ関係上相当出資援助ノ必要ノ認メラル、コト、(三)出資ニ対スル配当ニ付テハ朝鮮総督府ヨリノ補助金ニヨリ或ル程度保証セラレ、資金利用上相当ノ利廻トナルコト等ノ各点並ニ三井、三菱等ノ振合(註、三井、三菱各四万株)ヲ考慮ノ上資本額ノ二十分之一ニ相当スル二万株引受ノコトニセリ。(昭和十二年六月二十四日鉱山課起案)

「北海道鉱山林業」と「北海道林業物資配給統制」の両社については、いずれも昭和十八年五月「北海道地方木材株式会社」に吸収合併されたため、両社の株式引受の事情を示す記録は残されていないが、「北海道鉱山林業株式会社」は昭和十四年五月、北海道炭礦汽船、三菱鉱業、三井鉱山、住友鑛業等によって当時入手困難となってきた坑木の確保のため、資本金三〇〇万円(七五万円払込、本社札幌市)で設立された。昭和十五年十月「用材配給統制規則」が公布され

て以降、需要者は北海道庁から割当を受け、同社から現品の配給を受けることとなった。住友本社は北日本鉱業所及び林業所の関係で同社の株式を引き受けたものとみられる。坑木等鉱山向け以外の用材の配給については、昭和十五年十一月王子製紙、国策パルプ工業、辰田木材、東洋製罐等によって「北海道林業物資配給統制株式会社」が資本金三〇〇万円（全額払込済、本社札幌市）で設立された。住友本社は林業所の関係で同社の株式を引き受けたものと思われる。

「日本木材統制」は、昭和十六年七月に設立された「日本木材株式会社」に吸収されたため、同社株式の引受事情は明らかではない。昭和十五年一月農林省山林局に木材統制課が設置され、木材の生産、配給、消費を一元的に統制する機関の設立が検討された。設立準備委員には瀬山誠五郎（T14東大法、当時住友本社東京支店臨時支店長代理のち不動産社長）が林業所を代表して指名されている。十一月発起人会が開催され、資本金一〇〇〇万円（払込金五〇〇万円）等の件を決定し、これを大手木材業者、大口木材需要者、有力林業家等に割り当てたので、住友本社もこれに応じたものと思われる。十二月会社設立が認可されて、十六年二月同社が設立された[59]。

「諸株」のうち上記以外の株式については、「エンパイヤ・ランドリー」株は、昭和十四年証券業者大阪屋商店へ売却された。

「日電證券」は、「住友合資会社の解散と株式会社住友本社の設立」第12表註④で示したように、改組の際準有価証券から住友本社へ有価証券振替の上譲渡されたものである。その後昭和十三年四月日本電力へ売却されたので、引受事情を明らかにする記録は残されていないが、同社設立の経緯は次のように述べられている[60]。

大正末期より昭和三、四年に亘り、電力会社が其の證券部を分離して、独立の会社とする傾向を生じた（中略）。之は各電力会社が電力の急需に応ずる為、何れも積極的営業政策を採り、自社の名に於て事業をなすに止らず別個の会社を設立して事業をなし、或は他会社を合併した結果、莫大の有価証券投資を有するに至つた。此等の有価証券

の運用の完璧を期し、併せて関係会社を統制せんとするのが證券会社設立の趣旨である。

日電證券株式会社は其の株式全部を日本電力株式会社関係者に於て引受け、昭和三年十一月二十四日資本金一千万円内五百万円払込を以て設立せられたものであつて、日本電力株式会社及び関西電力株式会社より有価証券三千六百五十余万円を譲受けて事業を開始した。

其後證券の価格は一般に下落してゐる為、当社も第一回決算に於て四分配当を為した外は毎期無配当とし、利益金全部を社内に保留して償却に努め、社礎の鞏固を図つてゐる。

これによれば日本電力が子会社として同社を設立し、日本電力取締役を兼務していた住友合資会社理事肥後八次が同社取締役となったので、合資会社は肥後名義で同社株式を引き受けたものとみられる。その後肥後は昭和五年末住友を退職したので、六年三月日本電力取締役を退任、自動的に同社取締役も退任、従って昭和六年五月それまで「仮出金」のままであった同社株式を「準有価証券」（上記の通り第二同決算以降は無配であったため）に振替整理されたものとみられる。

「コツトレル組合」出資金も「日電證券」株式と同じく、改組の際準有価証券から振替譲渡された。同組合出資の経緯は次の通りである。[61] なお第28表において配当金が出資金に振り替えられている。

大正五年十一月、藤田、久原、三菱、三井、田中、古河及住友ノ七鉱業家ガ各々四五、〇〇〇円宛合計三一五千円ヲ出資シ、本組合ヲ設立、米国「インターナショナル・プリシピテーション」会社ヨリ、コツトレル電気収塵法特許権ヲ買収、爾来右特許権ノ実施料徴集ヲ主タル事業トナシ来リシガ、右特許権ハ昭和八年五月消滅セルヲ以テ、之ガ実施料徴収ハ不可能トナレリ。仍而各社出資金四五、〇〇〇円ハ一先ヅ之ヲ償還シ、残余財産一一九、三八一円ノ内端数ヲ備品償却ニ当テ、残額一一九千円ヲ各社ニ均分（各一七千円宛）、之ヲ新タナル出資金トシテ、実施料

徴収ニ換ヘ、該装置ノ設計及建設工事ノ請負ヲ主タル業務トスルニ至レリ。而シテ利益金ハ全部出資ニ振替ノ事トセリ。（昭和八年五月二十四日決裁庶務課雑一〇三伺附参照）

「大阪輸出振興」株式引受の事情は次の通りである。(62)

昭和十四年政府ニ於テハ、輸出品材料ノ輸入並配給ノ円滑ナラシムル為、全国枢要ノ地ニ輸出振興会社ヲ設立スルコトニ決定。右ニ基キ大阪府ニ於テモ大阪輸出振興会社ヲ建設スルコト、ナリ、当社ニ対シ発起人トシテ五、〇〇〇株引受方懇嘱アリ。住友トシテハ同社事業ト密接ナル関係ナキモ、国策ニ協力スル建前ヨリ、小倉総理事個人名義ヲ以テ、之ヲ引受ケタ（後略）。

四　資金調達

住友本社の資金繰りについては、既に「二　業績」において昭和十四、五年には連系会社の増資払込を中心に年間有価証券投資で約二〇〇〇万円、鉱山部門の設備投資で約一〇〇〇万円計約三〇〇〇万円の資金を必要としたことを明らかにした。また戦時統制下に入ると住友製品に対する異常な需要増が生じ、軍部や重要得意先からは連系各社に対し生産力増強の強い要請が相次いだ。受注する連系各社としては国策に即応するという大義名分があり、なによりも新規の設備投資については、稼働率を懸念せずに利益を上げるチャンスでもあった。すなわち企業収益にとっては資金調達が最大のボトルネックであったから、住友の幹部の関心が専らそこに集中していたのは当然のことであった。本節では本社を含め連系会社の設備投資を中心に住友の事業全体の資金調達について検討することとする。

連系会社の設備投資については、合資会社の時代から全体の資金繰りを勘案して、合資会社が優先順位を決定してお

り、不況の際には新規起業支出の全面停止という事態さえ生じた。しかし合資会社の末期から連系会社の設備投資に対する軍部の介入が始まり、必ずしも合資会社の一存でその可否が決定できなくなった。こうして合資会社の資金力を上回る計画を達成するためには、不足する資金を如何に調達するかが問題となってきたのである。昭和十二年二月末合資会社の解散と本社の発足に当たり、総理事小倉正恒が設備「投資ヲナス際、如何ナル方法デ資金ヲ得ルカ、各会社夫々ノ立場デ適切ナル御考慮ヲ願フト云フコトヲ、コノ際特ニ申上ゲテ置キタイ」と述べたことは、いみじくも連系会社に対する本社の統制が、その発足当初から資金面で既に限界に達していたことを物語っていた。

本社発足早々の昭和十二年四月十九日住友電線取締役会は、逓信省の五ヶ年拡張計画に対し大通信ケーブル工場を建設することを決議し、その建設資金を得るため倍額増資を決定した。新株式三〇万株の半数を旧株主に割り当て、残りの一五万株を一株二五円のプレミアムをつけて、住友化学の先例に倣い住友部内職員の希望者に優先的に割り当てた。この結果住友電線は増資分一五〇〇万円の他に、三七五万円のプレミアムを得ることができた。

次いで五月八日本社総務部会計課は次のような起案(主雑第一七号)を提出し、十二日決裁の上発信された。

連系会社及店部ヨリ期別収支予想表ヲ徴スルノ件

膨大予算下ノ経済界ハ、表面上比較的平穏ノ如キモ其ノ基調ハ刻々変化ヲ齎シツヽアリ。殊ニ金融界ニ於テハ政府ノ生産力拡充政策ニ依リ新設増資ノ資金嵩増セルニ加ヘ、株式市況ト物価騰貴ノ持続ニ依リ資金ノ需要激増シ、政府資金ノ撒布ニ拘ラズ益金融情勢複雑深刻化ヲ加フル傾向ニアリ。従ツテ今後政府ノ金融機関ニ対スル監督モ一層強化セラルヽニ至ルベク、或ハ情勢如何ニ依リテハ金融統制ヲ実施セラルヽ如キコトナシトセザルベシ。

我ガ住友経営ノ産業部門ニ於テモ、将来益設備拡張ヲ必要トスル状態ナルヲ以テ、爾今随時財団ノ所要資金ヲ予想スルコトトシ、生産拡充ノ緩急ト金融情勢ノ繁閑トヲ稽ヘ、円滑ナル事業ノ遂行ヲ図リ、以テ我ガ両翼ナル産業及

金融両部門ノ協調発展ニ資スルヲ適当トスベシ。即チ定期ニ連系会社及店部ヨリ左案ニ依リ期別収支予想表ヲ徴シ、之ヲ綜合シテ前記考査ノ資ニ供スルコト、シ、必要ニ応ジテ理事ヨリ金融当局ニ之ヲ御説明相成候様致度、此段仰裁候也。

通牒案

会第一七号

年　月　日　　総務部長

連系会社（除銀行、信託、保険）
各店部

各主管者宛

期別収支予想表ニ関スル件

拝啓　最近産業方面ニ於ケル拡充資金ノ需要ハ頓ニ増加ノ度ヲ加ヘ、従ツテ一般金融基調ハ益複雑且ツ深刻化スルノ状勢ニ有之候処、住友トシテモ拡充ノ緩急ト金融ノ繁閑トヲ併セ稽ヘ、以テ円滑ナル事業ノ遂行ヲ図リ度存候ニ就テハ、之ガ参考ノ資トシテ別記ノ通リ今後定期ニ貴方期別収支予想表（当社委託会計分共）ヲ調製御提出相煩ハシ度、此段及通牒候也。

記

一、一年間ヲ左ノ如ク四期ニ分ツコト。

期間

第一期　一―三月
第二期　四―六月
第三期　七―九月
第四期　十―十二月

二、毎年左ノ期日迄ニ左ノ各期別収支予想表ヲ本社ニ発送スルコト。

	発送期日	作成表
第一回	十二月十五日	第一期及第二期各別
第二回	三月十五日	第二期及第三期各別
第三回	六月十五日	第三期及第四期各別
第四回	九月十五日	第四期及第一期各別

註、（一）第二回ノ時作成セラル、第二期収支予想ハ、第一回ノ時作成セラレタル第二期収支予想ヲ見直シタルモノトス。第三回以後ニ於テモ之ニ準ズ。

（二）第三回ノ分ハ、社則規定ノ下半期収支予想表ノ数字ヲ二期ニ分ツコト、ナル。

三、期別収支予想表ハ、本社会計課長宛親展書トシテ御提出相成度キコト。

四、期別収支予想表ニハ固定財産及起業其他ノ重要収支ヲ列記（シ、資本金ノ払込受ヲ予想セラル、モノハ之ヲ掲記シ、利益処分ニ依ル配当金支出モ見込ニ依リ計上）スルコト。（註、括弧内店部不要）

五、表ノ様式ハ月別収支金表ニ準ズルコト。（後略）

すなわち従来合資会社の収支予想は、各店部から年末に「会計見積書」、六月に「下半期別収支予想表」を提出さ

せて半期の見通しをつけ、これに毎月二十日までに「月別収支金表」を提出させて、月末の予想をたてていた。一方連系会社については、合資会社が融資すべき大口の起業支出案件は年末提出の「会計見積書」で決定されており、その見直しを六月提出の「下半期収支予想表」で行えば、合資会社の資金繰りには支障を来さなかったのであるが、上記起案によれば最早それでは状況を把握することが困難となり、四半期（三カ月）毎に見直しが必要となったことを示している。

事業収支表

（単位：千円、千円未満切り捨て、Δ支出超）

14年			15年		
起業支出・固定財産収支	有価証券収支	事業収支	起業支出・固定財産収支	有価証券収支	事業収支
Δ9,381	Δ17,976	Δ28,550	Δ10,098	Δ19,181	Δ30,154
Δ14,298	Δ4,079	Δ16,108	Δ13,638	Δ4,340	Δ28,063
Δ40,161	Δ21,721	Δ42,250	Δ70,022	Δ23,255	Δ53,496
Δ4,749	Δ3,318	Δ7,975	Δ5,980	Δ8,898	Δ21,446
Δ10,915	Δ3,104	Δ11,026	Δ12,427	Δ5,255	Δ18,327
Δ6,691	—	Δ9,414	Δ7,559	Δ172	Δ9,881
Δ971	Δ175	Δ2,339	Δ943	Δ1,790	Δ613
Δ3,927	Δ1,249	Δ7,279	Δ12,288	159	Δ9,942
Δ20,697	—	Δ15,378	Δ8,036	—	Δ7,554
199	Δ308	3,623	Δ620	Δ134	1,652
Δ48	—	300	Δ50	—	415
160	—	2,381	422	Δ4,814	Δ2,969
Δ102,100	Δ33,957	Δ105,469	Δ131,147	Δ48,502	Δ150,228
Δ111,482	Δ51,933	Δ134,019	Δ141,245	Δ67,683	Δ180,382

金繰表

（単位：千円、千円未満切り捨て）

14年			15年		
住友本社	連系会社	計	住友本社	連系会社	計
Δ28,560	Δ105,469	Δ134,019	Δ30,154	Δ150,228	Δ180,382
0	Δ62,500	Δ62,500	0	Δ55,000	Δ55,000
Δ16,200	Δ64,974	Δ81,174	Δ68,300	Δ58,851	Δ127,151
0	Δ10,000	Δ10,000	0	Δ20,000	Δ20,000
Δ9,430	0	Δ9,430	19,455	2,180	21,635
Δ2,920	32,004	29,084	18,690	Δ18,557	133

昭和十二年七月日中戦争が勃発すると、会計課が予想した如く九月には「臨時資金調整法」が成立した。同法は軍需関連以外への設備投資資金の供給を厳しく制限することを目的としていたが、住友全事業の資金需要は今やその大半が軍需関連であったので、例えば住友金属はむしろ同法によって設備の拡充が促進されることとなった。

住友の事業全体としての

第30表　住友本社・連系会社

会社名	昭和12年			13年		
	起業支出・固定財産収支	有価証券収支	事業収支	起業支出・固定財産収支	有価証券収支	事業収支
住友本社	△4,996	△11,083	△20,738	△6,609	△18,481	△44,668
連系会社						
鑛業	△3,627	△1,533	△1,904	△7,343	△2,436	1,775
金属工業	△13,488	△4,679	△21,928	△36,250	△14,713	△15,452
電氣工業	△2,750	△8,123	△22,207	△4,557	△2,687	△5,306
化学工業	△3,736	△1,016	△3,009	△11,591	△1,680	△9,986
アルミニウム製錬	△779	—	△223	△1,033	—	△805
機械工業	△1,673	—	△4,553	△1,766	△1,570	△1,867
四國中央電力	△5,371	—	△4,757	△2,557	△135	△2,222
満洲金属工業	△182	—	△458	△5,060	—	△8,722
倉庫	20	△208	△79	△99	—	1,665
ビルデイング	△752	—	△362	△60	—	358
大阪北港	1,811	—	2,187	1,502	—	1,755
小計	△30,528	△15,560	△57,297	△68,818	△23,223	△38,808
合計	△35,525	△26,644	△78,035	△75,428	△41,704	△83,476

第31表　住友本社・連系会社

科目	昭和12年			13年		
	住友本社	連系会社	計	住友本社	連系会社	計
事業収支	△20,738	△57,297	△78,035	△44,668	△38,808	△83,476
金繰(借入増預金減△)						
払込	0	△49,750	△49,750	0	△37,000	△37,000
借入金	△24,206	△9,504	△33,710	△39,700	△11,687	△51,387
社債	0	0	0	0	0	0
本社・連系間借	3,855	0	3,855	△10,250	0	△10,250
現金・預金	△386	1,956	1,569	5,281	9,878	15,160

註：社債発行14年住友化学10,000千円、15年住友化学10,000千円、同年四國中央電力10,000千円。

収支(事業収支)をみると、住友金属を中心とした設備投資(起業支出・固定財産支出)と「一(三)2　連系会社の関係会社統制問題」で述べた関係会社に対する有価証券投資(有価証券支出)が年々激増し、特に昭和十三年度の住友全事業の設備投資は十二年度の二倍以上の七五四二万円に達したので(第30表)、昭和十三年十月に予定されていた打切退職慰労金一三〇〇万円の支給を端数分の支払いにとどめ、大半を繰り延べる事態に至った(「住友合資会社の解散と株式会社住友本社の設立」の

「五(二)　退職慰労金の清算」参照)。又化学専務大屋敦は十三年九月二十七日の日記に「信託今井専務ト化学社債発行ノ件ヲ相談ス。発行総額一千五百万円来年匆々起債。」と記し、十二月一日の住友化学臨時総会で社債二〇〇〇万円発行が決議され、十四年にこのうち一〇〇〇万円が発行されて連系会社の起債の最初となった。

設備投資の金繰り(第31表)は主として連系会社への増資払込(第32表)に依存していたが、昭和十三年末に決定された昭和十四年度の会計見積書では設備投資見積もりがさらに十三年度の二倍以上の一億六二三一万円(実績は一億一四八万円であった)に達し、本社同様連系会社もまた銀行・信託からの借り入れを大幅に増加させる必要が生じた(第33表)。これに対し本社会計課は昭和十四年二月二十二日本社と銀行・信託間において毎月金融打合会を開催することとし、その資料として本社の各店部同様連系会社に対しても「月別収支金表」の提出を求めて、次のような起案(主雑第四号)を提出した。

連系会社ヨリ月別収支金表ヲ徴スルノ件

今回我ガ住友諸事業ニ於ケル所要資金ノ円滑ナル調達ヲ期スル目的ヲ以テ、本社並銀行信託間ニ於

（単位：万円、万円未満四捨五入）

14年末				15年末			
銀行	信託	他社	計	銀行	信託	他社	計
3,710	3,530	790	8,030	8,210	4,910	1,740	14,860
720	700	—	1,420	2,520	1,748	—	4,268
3,440	—	—	3,440	3,900	—	1,000	4,900
700	—	—	700	2,099	—	—	2,099
700	130	—	830	630	270	—	900
400	—	—	400	1,392	—	—	1,392
105	—	—	105	—	—	—	—
80	1,275	—	1,355	100	740	—	840
910	—	980	1,890	1,275	—	386	1,661
—	—	—	—	—	—	—	—
122	30	—	152	92	30	—	122
—	—	4	4	—	—	—	—
7,177	2,135	984	10,296	12,008	2,788	1,386	16,181
10,887	5,665	1,774	18,326	20,218	7,698	3,126	31,041

第32表　連系会社増資払込内訳表

（単位：千円、千円未満切り捨て）

株　　主	昭和12年	13年	14年	15年
払込額	49,750	37,000	62,500	55,000
うち住友本社	11,485	9,463	18,429	13,480
住友家・三分家	3,474	4,158	6,486	5,768
連系会社相互	4,118	4,766	5,400	12,437
金融部門	2,072	2,980	4,837	3,666
うち銀行	756	1,411	2,650	1,587
信託	897	1,122	1,492	1,234
生命保険	418	446	695	684
海上火災	—	—	—	160
その他外部	28,598	15,631	27,346	21,726
（連系会社からの受取配当金）				
住友本社	6,019	5,421	6,506	8,259
住友家・三分家	705	935	1,154	1,357

註：金融部門については持株から払込額を試算した。

第33表　借入残高明細表

会　社　名	昭和12年末				13年末			
	銀行	信託	他社	計	銀行	信託	他社	計
住友本社	1,490	950	—	2,440	3,800	2,240	370	6,410
連系会社								
鑛業	—	—	—	—	—	—	—	—
金属工業	1,240	—	—	1,240	1,040	—	—	1,040
電氣工業	—	—	—	—	500	—	—	500
化学工業	110	110	—	220	422	300	—	722
アルミニウム製錬	123	—	—	123	204	—	—	204
機械工業	147	—	—	147	85	—	—	85
四國中央電力	—	399	—	399	—	634	—	634
滿洲金属工業	—	—	—	—	180	—	210	390
倉庫	140	60	—	200	10	20	—	30
ビルデイング	222	60	—	282	122	60	—	182
大阪北港	—	—	19	19	—	—	12	12
小計	1,982	629	19	2,630	2,563	1,014	222	3,799
合　　計	3,472	1,579	19	5,070	6,363	3,254	592	10,209

註：借入先「他社」は
1．住友本社：日本産金振興。
2．金属工業：帝国燃料興業。
3．滿洲金属：滿洲興業銀行。
4．大阪北港：大阪市低利年賦借入金。

テ、毎月一回定期ニ金融打合会ヲ開催セラル、事ト相成候処、右打合会ニ於ケル協議ノ資トシテハ期別収支予想表（四半期毎ニ向フ半年ノ所要資金額ヲ予想ス）アルモ、ヨリ短期且適確ノ資料ヲ得ル必要アルニ依リ、今後連系会社ヨリモ月別収支金表ヲ徴スルコト、致シ度、此段仰裁候也。

追而本件御決裁ノ上ハ、以左案右提出方通牒相成可然乎。

通牒案

会第　号

年　月　日

総務部長

連系会社（除銀行、信託、保険）主管者宛（至急、親展）

月別収支金表ニ関スル件

長期戦並建設ノ国策ニ協力ノ為、我住友諸事業ノ遂行スベキ生産設備ノ拡充並国策会社ヘノ出資等ハ、最近愈々大規模ト相成、自然所要資金ハ将来益々巨額ニ達スル見込ニシテ、之ガ調達問題亦重要性ヲ加重セラル、事ト相成候ニ付テハ、今後我ガ事業ノ両翼ヲ為ス産業及金融両部門ニ亘リ、之ガ需給ニ関シ一層緊密ナル互助連環ヲ保チ、以テ事業ノ円滑ナル遂行発展ヲ期シ度ト存候間、今般右趣旨ヲ以テ、本社並銀行、信託間ニ於テ金融打合会ヲ定期開催ノコト、相成候。就而之ガ参考ノ資トシテ、今後月別収支金表ヲ左記ニ依リ御調製御提出ノコトニ御取計相煩度候。

尚住友諸会社ニ於ケル起債及他行取引開始等ノ問題ニ付テハ、今後金融打合会ニ於テ事前協議ノコト、致度ニ付、斯ル議有之候節ハ予メ之ヲ本社総務部迄御申出相成度候也。

記

一、本表ハ、社則会計規程並会計規程施行細則所定ノ月別収支金表ニ関スル諸規定ニ準據シ、作成提出相成度キコト。右ハ本年四月分ヨリ実施ノコト。

二、発送期日ハ特ニ励行相成度キコト。

三、本表ハ本社会計課長宛親展書トシテ御提出相成度キコト。

四、本表ニハ収支超過金額ニ対スル金繰予想ヲ記載セラレ度キコト。

五、金繰予想ハ、銀行、信託又ハ本社各別ニ借入金額及担保有無、借入金返済額、預金額、預金引出額等記載相成度。特ニ借入金中半年以上ノ長期ニ亘リ、且五十万円以上ニ上ルモノニ付テハ、其ノ事由並返済見込年月等詳記相成度キコト。(後略)

しかるにこの起案は総務部から経理部に廻された際経理部長小畑忠良のところでストップし、結局廃案となった。その理由は欄外に次のように記されているが、この裏面には本社が一方的に資料提出を要求しても、連系会社の資金の面倒をみることができなくなっていることへの反発が生じたものと考えられる。

経理部長御意見ニ依リ、本案発送見合セ、口頭依頼ノ方法ニヨリ、実質上ノ目的ヲ達スルコトニ決定セリ。

この結果二月二十七日代案として期別収支予想表に取り敢えず金繰り予想を記載するように求めた次の起案(主雑第五号)が提出され、即日決裁発信された。

期別収支予想表中金繰予想記載方依頼ノ件

案(至急)

会第三四号

第三部　株式会社住友本社

年　月　日　総務部長

連系会社（除銀行、信託、生命保険）主管者宛

掲題

時局ノ進展ニ伴ヒ、本社並連系会社ノ金繰ヲ綜合予想ノ必要有之候ニ就テハ、御多忙中乍御手数、本年第二期分期別収支予想表（発送期日来三月十五日）ヨリ、収支超過金額ニ対スル金繰予想ヲ、左記ニ依リ附記御提出相煩度、此段御依頼迄得貴意候也。

追而右表ハ当方事務処理ノ都合モ有之、御提出遅延等ノコト無之様、特ニ御配慮ニ預リ度、併而御依頼申上候。

記

一、銀行、信託又ハ本社各別ニ、借入金額及担保有無、借入金返済額、預金額、預金引出額等区分記載相成度キコト。

二、借入金中半年以上ノ長期ニ亘リ且五十万円以上ニ上ルモノニ付テハ、其ノ事由並返済見込年月等詳記相成度キコト。

以上

しかし昭和十四年下期に入ると予想されていたこととはいえ、連系会社の設備投資は大幅に進捗し、このため八月末には銀行・信託からの借り入れは、十三年末の三五七七万円の二倍以上の七五二八万円に達した。この結果既に「一㈠経済統制の進展と住友本社の対応」で述べたように、化学専務大屋敦の日記によると、九月末から十一月末にかけて「本社資金問題重大化セル如シ」という指摘から始まって、本社の直轄鉱山を住友鑛業に現物出資し、しかる後住友鑛

業を住友化学とともに住友金属に合併して、住友産業株式会社とする構想が検討された。この検討案の記録は残存しないので推測する他はないが、十四年下期にはかつて改組の際本社のドル箱として手放せなかった鴻之舞鉱山も赤字に転落したため、本社として最早鉱山部門に固執する必要はなくなったが、既に情勢は変化していて、単純に住友鑛業に合併させてその株式を公開するわけにはいかなくなっていた。そこで業績好調の住友金属に鑛業、化学を合併させ、丁度鮎川義介の日本産業株式会社の如き住友産業株式会社とすれば、既に公開している住友化学の株式はさておき、住友鑛業の株式を公開するのと同等のメリットを享受できると考えたものと思われる。

例えば昭和十四年上期末の北日本鉱業所の固定財産勘定二八〇四万円、朝鮮鉱業所の固定財産勘定五一六万円合計約三三〇〇万円を住友鑛業に現物出資したとすれば、その資本金二七〇〇万円と合わせると鑛業の新資本金は六〇〇〇万円となる。これを住友金属に合併させてその株式の五〇%六〇万株を仮に一株一〇〇円で放出すると(昭和十四年の住友金属株の高値一一二円、安値八二円であった)、六〇〇〇万円の外部資金を得られる計算になる。しかしこうした昭和十二年三月の改組時或いは六月の住友鑛業発足時に果たせなかった直轄鉱山の分離、住友鑛業の株式公開を住友金属を利用して実現しようとした目論見は、十一月末軍部の反対によって挫折し、結局銀行・信託からの借り増しに依存せざるを得なくなり、特に十四年末の銀行からの借入金残高は一億円を超えるに至った。

十四年末に決定された十五年度の「会計見積書」によると、事業収支の支出超過見通しは一億七五六〇万円(実績は一億八〇三八万円であった)に達し、設備投資は二億二〇〇〇万円(実績は一億四二四万円であった)と見込まれていた。この一億八〇〇〇万円の金繰りは増資払込五五〇〇万円と社債発行二〇〇〇万円(化学の残り一〇〇〇万円と新たに四國中央電力が一〇〇〇万円発行した)だけでは大幅に不足し、これまでと同様銀行・信託からの借り入れに依存することとなった。上半期の借り入れは六月末一億九〇一三万円と十四年末の一億六五五二万円に比し比較的低い伸びにとどまっていたが、

下半期に入ると七月末に二億四四七万円と二億円を超えて以降、八月末二億三〇二二万円、九月末二億四四六五万円と急伸することとなった。

このような状況を背景に、十月二日本社総務部長は日本電氣主管者に対し次のような書簡を送り、本社として日本電氣も又連系会社並みにその所要資金を把握する必要がある旨を伝えた。結局日本電氣の昭和十五年の事業収支は八〇一万円の支出超過で、同年末の借入金残高は三二九六万円に達した。

会主第四三号
昭和十五年十月二日

住友本社総務部長　松井　孝長

日本電氣株式会社
専務取締役　梶井　剛　殿

期別収支予想表並毎月末金繰残速報提出方依頼ノ件

近時我ガ時局関係各種産業ノ急速ナル拡充発展ニ伴ヒ、本社並各社ニ於ケル所要資金亦累月急増ノ趨勢ニ有之候処、最近一般金融情勢ノ急変ニ鑑ミ、此等事業ノ資金計畫ニ付、定期且綜合的ニ見透ヲ樹テ、之ガ調達ニ遺憾無キヲ期スルノ要愈緊切ト相成候ニ就テハ、御多忙中乍御手数右所要資料トシテ、今後左記書類ヲ御提出相煩度、此段御依頼迄得貴意候也。

記

一、期別収支予想表

（一）　別紙昭和十二年五月十三日付（註、上記会第一七号）及昭和十四年二月二十七日付（註、上記会第三四号）連系会社

宛各通牒ニ準ジ御提出ノコト。但シ本年第四回分(提出期日九月十五日分ニ相当スルモノ)ヨリ実施ノコト。

(二)　右用紙ハ別途御送付スベキコト。

二、毎月末金繰残速報

(一)　記載事項ハ左ニ準ズルコト。

手持資金残高(特定資産勘定分除外)

住友銀行預ケ金

他銀行預ケ金

振替貯金

現　金

計

借入金残高

住友銀行借入金(担保有無別ニ記載ノ事)

住友信託借入金(　〃　)

其　他借入金(　〃　)

社　債

計

(二)　本年九月末分ヨリ御提出ノコト。

(三)　翌月五日迄ニ当方ニ到着スル様御発送ノコト。

（四）　本社会計課長宛親展書トシテ御送付ノコト。
（五）　右用紙ハ当方ニ於テ印刷ニ付シ居ラザルコト。

以上

続いて十月十二日付朝日新聞は東阪ともに「住友の資金計畫」と題して、「住友本社ではこのほど住友金属を中心に関係諸事業会社が両三年間に必要とする資金は大体二億円ないし二億五千万円と見られてゐるが、これを金属の払込徴収と社債の発行によって賄はんとする資金計畫の大綱を決定した」[63]と報じた。この記事は大阪朝日新聞記者の観測記事にすぎなかったが、世人に住友の金融難という印象を植え付ける結果となり、大蔵省の関心を呼び、住友金属の株価にも影響した（資料15）。また第二次大戦後持株会社整理委員会（調査部第一課）が『日本財閥とその解体』を編集した際、本記事をこの後終戦までの住友の実際の資金繰りと検証した結果、概ね符合したものであったため、出所を明らかにしないまま「住友本社は一九四〇年＝昭和十五年十月十一日（註、記事の前日である）、その資金計畫の大綱を決定した」と速断し、ほとんどそのままの形で「住友財閥の資金計畫発表」と題して転載したがために、これが読者に対し恰も住友本社が第二次大戦後に持株会社整理委員会に提出した資料に基づいて書かれているかのような印象を与え、以後この大綱なるものが独り歩きする原因となった。

この時点で住友本社はまだ何の大綱も決定していなかったが、上述の通り当時資金調達問題が大きな課題となっており、総務部会計課で種々対策が検討されていたことは事実であろう。それがまだ成案とならないうちに記事になってしまったので、この記事に触発されたかのように十月十六日本社総務部長は、満洲金属、生命保険、海上火災を除く全連系会社と上記日本電氣の各主管者に対し、次のような書簡を送り、十月二十二日金融協議会開催のために各社の担当部課長の出席を求めた。

会主第四四号
昭和十五年十月十六日

住友本社総務部長　松井　孝長

金融協議会開催ニ関スル件

近時我ガ産業部門ニ於ケル事業用資金ノ需要ハ、時局ノ推移ニ伴ヒ愈著増ノ趨勢ニ有之候処、御承知ノ通最近金融界ハ深刻化ノ情勢ニ付、此際我ガ産業及金融両部門ノ当局者会合ノ上、今後ニ於ケル所要資金ノ円滑ナル調達方ニ関シ協議ヲ遂ゲ、以テ事業遂行上遺憾無キヲ相期シ度。就而左記ニ依リ金融協議会ヲ開催ノコトト致度候間、当日貴方当局者御派遣相成度、此段御案内迄得貴意候也。

追而乍御手数貴方出席者氏名ヲ、来二十一日迄ニ当方会計課長へ御通知被成下度申添候。

記

一、日　時　来十月二十二日(火曜日)二十三日(水曜日)午前九時半ヨリ

一、場　所　本社会議室(四階)

一、出席者　本社、鑛業、金属工業、電氣工業、機械工業、化学工業、アルミニウム製錬、四國中央電力
倉庫、北港、ビルディング、銀行、信託、日本電氣
右各社ノ担当部長(又ハ副長)及課長
以上

会議は銀行、信託による金融状況の説明と連系各社との質疑応答及び各社の資金繰り状況の説明が行われた(資料15)。なお席上本社総務部長松井孝長(八月経理部長小畑忠良の退職に伴い、総務部長小林晴十郎が経理部長に、倉庫常務松井孝長が総

務部長となった）は、本社の立場につき次のように述べ、根本方針については目下本社において研究中であることを明らかにした。

一、時局以来産業部門各社ノ発展ハ洵ニ目覚シカリシガ、之ヲ資金ノ面ヨリ見ル時、此等各社ハ其ノ所要資金ノ相当部分ヲ増資又ハ払込徴収ニ依ル株主資本ニ求メシヲ以テ、本社ハ各社ノ大株主トシテ之ヲ負担供給シ今日ニ及ビシガ、其ノ額ハ此処数年毎年巨額ニ達シタリ。一方本社ハ其ノ性質上ヨリシテモ、発展力ハ連系会社ノ急激ナル発展ニ伴ヒ難ク、茲ニ巨額ノ借入金ヲ擁スルニ至リ、今日ニ於テハ最早之以上ノ借入金増加ニハ考慮ヲ要スル状態ニ在リ。

十一月四日化学専務大屋敦は日記に次のように記した。

午後本社人事重役会開カレ、総理事、専務理事、岡橋、春日、大屋三理事、小林経理部長列席。中田君（註、会計課長中田直三郎）ヨリオール住友ノ資金関係説明アリ。外部負債総計三億円ヲ超過、本社、本家、分家手持株一部売却ノ方針ヲ決定ス。

すなわち理事会の方針決定をうけて翌十一月五日作成された資料によれば、その具体策の第一段階として、連系会社七社（満洲金属、機械、アルミ製錬、四國中央電力、倉庫、ビル、海上火災）及び特定関係会社四社（大日本鑛業、静狩金山、日本電氣、日本板硝子）その他の住友系企業（帝国酸素）の株式のうち「本社及本分家持株率一〇％ヲ超ユル株式ヲ譲渡スル案（ビルデイング株ノミ一八％八ヲ超ユル分）」が上げられていた。譲渡先としては、当該会社と関係の深い連系会社一〇社（鑛業、金属、電工、化学、機械、北港、銀行、信託、生命、海上）又は特定関係会社二社（土肥金山、日本板硝子）に譲渡する案と銀行、信託、生命の金融三社に限定する案の二案があり、いずれにせよこの譲渡によって、本社は二五五〇万円、本分家は一八三〇万円合計四三八〇万円の資金を入手することができるという試算であった。次いで第二段階としては、

この他に本社及び本分家が保有する「連系会社(註、鑛業、金属、電工、化学、銀行、生命、北港計七社)株ノ外部ヘ譲渡スル案(第二段工作)」で、これを一〇〇%保有、二〇〇%保有、三〇〇%保有の三つの場合にわけ、一〇〇%保有に落とす場合には譲渡金額は一億六〇二五万円、二〇〇%保有で一億七一三万円、三〇〇%保有を守る場合でも六七三三万円に上ると試算されていた。

昭和十六年以降の本社の資金調達については次章「株式会社住友本社(中)」で検討することとするが、本社は上記決定の通り連系会社の資金調達を増資によって賄おうとすれば、本社自身その増資払込資金の調達に窮し、保有する連系会社株式を処分せざるを得ない状況となった。住友家・三分家の資金繰りについては既に「住友合資会社の解散と株式会社住友本社の設立」(第18表)において、昭和二十年末までの保有有価証券の処分と連系会社増資払込額の関係を明らかにした。これによれば、昭和十五年にはこの決定に先立ち既に住友家・三分家合計連系会社株一三一一万円が売却(この決定以後においては年末に倉庫株三万株を一六三万円、金属新株一万株を一一五万円でいずれも銀行へ譲渡されている)されており、この結果本社・本分家の連系会社持株比率は本社発足時の五二・八%(同第19表)から昭和十五年末には四二・〇%(第34表)へ一〇・八ポイントも低下するに至ったが、上記決定はこうした動きに拍車をかけ、昭和二十年八月十五日終戦時には二九・一%へさらに一二・九ポイントも落ち込むこととなった。なおこれらの株式の譲渡先は(同第20表)、一部の例外を除き銀行、信託、生命の金融三社に限定されていた。これは金融三社以外の連系会社による株式の持ち合いでは、住友全体の資金繰りの改善に何等寄与しないことが、明らかであったからであろう。こうした状況を背景に「一　統轄システム」で述べた関係会社をも包含した連系会社に対する統制力を如何に維持していこうとするのかは、次章「株式会社住友本社(中)」を参照されたい。

かくして会計課長中田直三郎が理事会で報告したように、昭和十五年末の借入金総額は三億一〇四一万円に達し、そ

株　表（昭和15年末）

連系会社						住友系合計	
信託	生命	海上	その他	計	持株率	株数	持株率
株	株	株	株	株	%	株	%
—	—	—	—	—	—	534,212	98.9
89,000	46,300	10,000	120,000	495,300	12.4	1,995,800	49.9
4,250	12,500	5,000	—	21,750	2.2	379,058	37.9
10,358	11,380	1,800	6,000	31,338	3.9	294,348	36.8
—	—	—	80,000	80,000	40.0	150,000	75.0
10,500	10,500	—	238,500	272,100	68.0	380,000	95.0
12,000	12,000	6,000	150,000	192,000	48.0	299,200	74.8
—	—	—	384,000	384,000	64.0	600,000	100.0
—	—	—	—	30,000	10.0	300,000	100.0
—	—	—	—	65,000	50.0	130,000	100.0
—	—	—	142,000	142,000	20.3	586,040	83.7
—	10,000	2,000	50,000	62,000	8.9	373,911	53.4
×	—	2,000	—	150,175	37.5	168,045	42.0
—	×	—	—	—	—	15,000	100.0
—	—	×	—	1,250	0.6	83,740	41.9
126,108	102,680	26,800	1,170,500	1,926,913	18.6	6,289,354	60.6

株74,110株、新株65,420株計139,530株で上記と50,530株の差違がある。これは本社の指示による安定お信託の信託財産による持株は株主名簿上別途表示されている。
アルミニウム製錬（金属50,000株、化学30,000株）、機械工業（鑛業133,000株、金属84,400株、化学株、機械60,000株）、大阪北港（金属112,000株、電工30,000株）、銀行（北港50,000株）。

のうち銀行は二億二一七万円と、本社・連系会社向け貸出は総貸出の一〇%を超え、信託も七六九七万円とこちらは総貸出の四分の一を上回った。特に銀行及び信託側では昭和十五年度における日本電氣に対する融資が著しく増加したため、同年末には同社を連系会社の枠に含めて考えるに至り、この傾向はますます顕著となつた。

銀行についてはこのように日本電氣を含めると総預金に対しても九・八%とこのままでは本社と銀行の取極である総預金の一割という貸出限度を翌昭和十六年には突破することは確実となった（第35表）。このため昭和二十一年二月四日付住友銀行外事部長平野健一が、制限会社（第二次大戦後財閥の解体逃れを防止するため発せられた制限会社令の指定を受けた会社、住友では本社の他に連系会社、特定関係会社計二四社が指定された）間の契約若しくは協定について連合国最高司令部に報告するため、本社に提出した資料（資料16）によれば、昭和十六年初頭総預金の一割というこの貸出限度は、総預金か

第34表　連系会社持

銘柄	総株数	住友家・三分家	住友本社	計		
		株数	株数	株数	持株率	銀行
	株	株	株	株	%	株
鑛業	540,000	399,000	135,212	534,212	98.9	—
金属工業	4,000,000	330,500	1,170,000	1,500,500	37.5	230,000
電氣工業	1,000,000	73,332	283,976	357,308	35.7	—
化学工業	800,000	81,000	182,010	263,010	32.9	1,800
アルミニウム製錬	200,000	20,900	49,100	70,000	35.0	—
機械工業	400,000	28,300	79,600	107,900	27.0	12,600
四國中央電力	400,000	29,600	77,600	107,200	26.8	12,000
満洲金属工業	600,000	65,070	150,930	216,000	36.0	—
倉庫	300,000	195,000	75,000	270,000	90.0	30,000
ビルデイング	130,000	19,600	45,400	65,000	50.0	65,000
大阪北港	700,000	278,500	165,540	444,040	63.4	—
銀行	700,000	127,700	184,211	311,911	44.6	×
信託	400,000	11,200	6,670	17,870	4.5	148,175
生命保険	15,000	10,500	4,500	15,000	100.0	—
海上火災保険	200,000	12,300	70,190	82,490	41.2	1,250
合計	10,385,000	1,682,502	2,679,939	4,362,441	42.0	500,825

註：住友金属工業の昭和15年3月末の株主名簿によると（「住友合資会社（下）」第42表）、住友信託の持株は旧株主としての持株の他に、信託の営業用資産として処分可能な株式を保有しているためとみられる。な
連系会社のその他内訳［銘柄（株主・株数）の順］：金属工業（電工120,000株）、化学工業（鑛業6,000株）、21,100株）、四國中央電力（鑛業70,000株、電工10,000株、化学70,000株）、満洲金属工業（金属324,000

ら本社・連系会社の預金を差し引いた金額の一割を純貸出（本社・連系会社に対する貸出額から本社・連系会社の預金を差し引いた金額）限度とすることに改められた。この貸出比率によれば、昭和十五年末には日本電氣を含めても六・六％と一割にはなお余裕が生ずることとなった。しかし本資料註によれば、この限度額も昭和十九年一月の軍需融資指定金融機関制度の発足によって超過してしまったという。この点については次章「株式会社住友本社（中）」において改めて検討することとしたい。

一方信託と本社との間には銀行と交わされていたような本社・連系会社向け貸出限度というものはなかったが、上記金融協議会における福山善治郎信託常務の発言によれば、関係会社も含めて信託独自に金銭信託の一割を限度として設定していたという（資料15）。しかしこの限度は既に昭和十四年度末に超過してしまっていた。そこで信託としては改めて昭和十五年末には指定金銭信託の二〇％を貸付極度額と定めたが、日本

第35表　住友銀行・住友信託の本社・連系会社向け貸出比率の推移

（単位：万円、万円未満四捨五入）

	昭和12年末	13年末	14年末	15年末	備考
住友銀行					
1．本社側資料による					
本社・連系会社向け貸出A	3,472	6,363	10,887	20,218	
本社・連系会社の預金　B	1,834	2,354	4,328	5,839	
総貸出　C	80,604	95,747	131,407	170,943	①
A／C×100	4.4	6.6	8.3	11.8	
総預金　D	115,222	145,852	195,566	244,515	①
A／D×100	3.1	4.4	5.6	8.3	
純貸出　A−B	1,638	4,009	6,559	14,378	
D−B	113,388	143,499	191,238	239,676	
A−B／D−B×100	1.4	2.8	3.4	6.0	
2．銀行側資料による					
本社・連系会社向け貸出A	—	6,439	11,361	22,089	②
本社・連系会社の預金　B	—	2,312	5,182	7,760	②
総貸出　C	—	80,702	107,557	153,897	③
A／C×100	—	8.0	10.6	14.4	
総預金　D	—	130,234	169,679	224,586	③
A／D×100	—	4.9	6.7	9.8	
純貸出　A−B	—	4,127	6,180	14,328	
D−B	—	127,923	164,497	216,826	
A−B／D−B×100	—	3.2	3.8	6.6	
住友信託					
1．本社側資料による					
本社・連系会社向け貸出A	1,579	3,254	5,665	7,698	
総貸付　B	18,109	21,116	25,575	29,024	④
A／B×100	8.7	15.4	22.2	27.6	
金銭信託　C	34,426	38,417	43,144	46,808	④
A／C×100	4.5	8.5	13.1	16.4	
2．信託側資料による					
本社・連系会社向け貸出A	—	—	—	9,178	⑤
総貸付　B	—	—	—	29,323	⑥
A／B×100	—	—	—	31.3	
指定金銭信託　C	—	—	—	46,777	⑥
A／C×100	—	—	—	19.6	
貸付極度額C×20％	—	—	—	9,355	

註：①商工課実際報告書による年末残高
②15年末は日本電氣を含む
③月平均(12月)残高
④商工課実際報告書による年度末(11月末)残高
⑤日本電氣を含む
⑥年末残高

電氣を含めると既に一九・六%に達しており、今後信託からの新規融資は殆ど期待できない状況となった(第35表)。

(資料15)

昭和十五年十月二十二日開催金融協議会記録(本社総務部会計課主計係作成)

(松井孝長本社総務部長)御承知ノ通最近我ガ経済界ニ於テハ、国際情勢ノ急変転並事変ノ長期化ニ依ル諸般ノ影響益顕著トナリ、殊ニ一般金融情勢ハ一段ト深刻化ヲ加フルニ至リシヲ以テ、本社トシテモ一度産業部門当局者各位ノ御集リヲ乞ヒ、金融問題ニ関シ種々御協議申上ゲ度ト考ヘ居リシ矢先ニ、銀行側ヨリモ同様ノ御希望アリシヲ以テ、茲ニ各位ノ御参集ヲ乞フニ至リタル次第ナリ。

然ル処当地ハ勿論遠ク四國、東京ヨリモ御参会ヲ得、洵ニ感謝ニ堪エズ。尚倉庫、大阪北港、ビルデイング各社ハ目下本問題ニ直接関心ヲ有セラレザル所乎トモ存ゼラル、モ、此ノ機会ニ一般金融情勢ヲ認識セラル、モ徒爾ナラズト信ジ、御招キ致シタル次第ナリ。

申ス迄モ無ク、我ガ産業部門ハ其ノ殆ド全部ガ所謂時局産業ニシテ、而モ重点主義ニ依リ最モ優位ヲ占ムル立場ニ在ル関係上、事変以来何レモ甚ダ大規模ニ生産力ノ拡充ヲ遂行セラレツ、アル上、更ニ傘下ニハ幾多ノ子会社ヲ持タレ、此等ノ拡充ヲモ助力スル立場ニ在ル為、所要資金ハ近時愈著増ノ趨勢ニ在リ、之ヲ全住友ノ立場ニ於テ綜合スルトキ、全所要資金ハ実ニ驚クベキ巨額ニ達スルナリ。

他方金融界ノ情勢ニ付テハ後刻銀行ノ野田常務ヨリ詳細御話シアル筈ナルガ、時局ノ重圧ニ依リ巨額ノ貸付金固定セル一方預金ノ増勢頓ニ鈍化シ来リ、遂ニ現在ノ如キ窮屈ノ状態ニ立至レリ。之ガ為政府ニ於テモ種々対策ヲ考究セラレ、幾分緩和ノ模様無キニシモアラザレ共、根本的打開ハ相当困難ト思ハル、節モアリ、自然我ガ金融部門ニ於テモ我ガ産業部門ノ莫大ナル資金ノ需要ニ対シテハ、最早従来ノ如キ仕組ニテハ賄ヒ切レズト云フガ如キ場合モ生ズルニ非ズヤト

懸念セラル。

固ヨリ所謂時局産業ハ其ノ何レモガ我ガ国力ノ根源ヲ為スモノナレバ、金融ノ面ニ於テ仮令困難ナル事情ニ遭遇スル共、国策ノ要求スル事業ノ拡充並増産ヲ一日タリトモ忽ニスベカラザルコトハ、今更申ス迄モナキ所ナリ。然レ共一面ニ於テ昨今資材、原材料等ノ獲得難ノ問題モ次第ニ深刻化シ来リ居リ、又各社ニ於テ夫々現ニ経営セラレツヽアル各種事業ハ、均シク時局産業ト称スルモ其ノ間重点主義ノ観点ヨリ緻密ナル検討ヲ加フル時ハ、自ラ緩急ノ別モ生ジ得ルモノト思ハル。勿論各社ニ於テモ緩急要否ニ依リ、先後取捨ヲ施ス様種々御盡力ノ事トハ存ズルモ、「絞ツタ手拭モ絞リ直セバ雫ガ出ル」トノ譬モアレバ、此際各社夫々凡百ノ拡充計画ニ付今一度根本的検討ヲ加ヘラレ、多少トモ不急不要ト認メラルヽ如キ支出アラバ、繰延又ハ見合ハサレ、金融部門ト産業部門トノ調和ヲ計リ度シ。何卒本社ノ意トスル所ヲ御汲取ノ上充分ニ隔意ナキ意見ノ御開陳ヲ御願致ス次第ナリ。

（野田哲造銀行常務）支那事変勃発以来ノ金融政策ハ、政府ニ依リ放出セラレシ巨額ノ資金ヲ金融機関ヲシテ吸収セシメ、之ヲ生産力拡充其ノ他事変遂行上必要トスル方面ニ向ケシメ、悪性インフレノ防止ヲ図ルト云フニ在リ。臨時資金調整法ニ依ル資金統制ノ実施ノ如キモ、斯カル目的ノ達成ノ為公布セラレシモノニ外ナラズ。而シテ事変当初ニ於テハ資金ハ充分アリ、寧ロ物資不足ノ為拡充等充分ニ行ハレザリシ状態ニ在リタルモノト云フヲ得ベシ。

然ルニ最近ニ至リ物ノ不足ニ加ヘ、金融ノ逼迫ヲ唱ヘラルヽニ至リシガ、其ノ原因ト見ラルヽモノヲ挙グレバ

一、デフレ関係ト云ヒ得ルモノ左ノ如シ。

（一）　政府支払金ノ抑制

平沼―阿部内閣時代物価ノ騰貴著シク、例ノ九・一八ストップ令モ其ノ効薄カリシ為、大蔵省並日銀共デフレ政策ヲ採リ今日ニ及ビタリ。即実行予算ノ編成施行ニ依ル支払ノ制限並前渡金制度ノ抑制之ナリ。前渡金ハ一時ハ注文代金中四

分ノ三位マデモ前渡セシガ、此ノ資金ヲ設備資金ニ流用スル等弊害現ハレシ事情モアリ、極度ニ抑制スルニ至レリ。

（二）　政府ニ依ル資金ノ吸収

本年四月ヨリ施行ノ新税制ニ依ル増税

貯蓄債券、報国債券ノ増発

郵便貯金ノ激増

此ノ三ツニ依リ政府ハ大イニ資金ノ回収ヲ図レリ。

（三）　産業界ノ不振

時局産業ニ於テハ資材ノ入手難ニ依リ拡充停頓ノ傾向漸ク顕著トナレル外、重点主義ニ外レシ事業ハ何レモ不景気ナリ。現ニ百億ノ投資ガ資材ノ不足等ニヨリ不可動状態ニ在リト称セラレ居レリ。他方平和産業ノ物資ノ動キノ不円滑、殊ニ輸出向ノモノハ滞貨多ク、此ノ傾向ハ三国同盟発表後殊ニ著シ。

（四）　七・七禁止令ニ依ル滞貨ノ増加等

七・七禁止令公布当時ノ禁制品在貨ハ四億五千万円ト称セラレ、此ノ内半数ハ十月迄ニ売却セラレシ由ナルモ、此ノ外ニ配給機構ノ不整備ト価格決定遅延ニ依ル取引ノ停滞著シキモノアリ。

（五）　証券価格ノ変化

殊ニ最近ニ於ケル下落著シキモノアリ。

斯ノ如ク所謂商品ノ停滞ニ依リ運転資金ノ固定化ヲ招来シ、之ガ預金ノ減少ト同様ノ作用ヲ為スニ至ル為、結局融通シ得ル資金ハ、甚ダ窮屈トナルニ至レリ。

二、他方資金需要ハ益旺盛ナリ。

政府ニ於テハ、最近資金計画ヲ主ナル銀行（約五十行）ヨリ提出セシムルコト、ナレリ。在来預リ金ハ銀行ニ於テ自由ニ運用スル建前ナリシガ、今後ハ其ノ一部ヲ公債其ノ他政府ノ欲スル拡充方面等ヘ向ケシメ、残余ヲ銀行ノ自由ニ運用セシメントスル底意ニ出デタルモノト思ハル。現ニ最近公布ノ銀行等資金運用令ニ於テハ、政府ハ銀行資金ヲ其ノ欲スル方向ニ向ケシメ得ル旨規定セラル、ニ至レリ。在来共国債消化、生産力拡充、大陸資金等資金ノ需要ハ多カリシガ、此等ハ当局ノ最モ希望スル投資ニシテ銀行トシテモ今後此ノ方面ヘ資金ノ相当部分ヲ向ケシメラル、事トナルベシ。

三、而モ預金ノ増勢鈍化セリ。

之ハ政府ノ支払遅延等ノ外、金融機関ノ面ニ於ケル資金ノ集中場所ノ変遷ニ依ルモノト云ヒ得、即最近貯金ノ増加ハ郵便貯金、貯蓄銀行、地方銀行等ニ多ク、中央ノ大銀行、信託等ニ於テハ余リ集マラザル傾向ニ在リ。

之一ハ税金関係ニ於テ最近普通銀行、信託ノ負担比較的重ク、貯蓄銀行、郵便貯金ノ方有利ト為リタルニ依リ、一ハ貯蓄層ガ最近変化シ、大銀行、信託ニ取引アルガ如キ方面ハ余裕少ク、勤労者方面乃至地方ニ於テ却ツテ資金上ノ余裕アルニ依ルモノナリ。斯ノ如ク生拡（註、生産拡充）関係金融ヲ担当スベキ大銀行、信託ニ資金集マラザル為、此処ニ金融梗塞ノ問題生ズルニ至レリ。

又最近預金引出シ制限等ノ風説モアリ、此ノ結果引出シ退蔵ノ傾向見エ、其ノ他社会不安、前途ノ見透シ難等モ預金増勢ヲ制限スルニ至レリ。最近政府ニ於テモ政策ヲ改メ、政府資金ノ放出等ノ方策ヲ構ジ、デフレ緩和ニ向ヒツヽアリ。

銀行、信託ニ於テハ、勿論我ガ産業部門諸事業ガ何レモ重点主義中ノ重点主義ノモノナルニ鑑ミ、充分御協力致ス積リニシテ、之ハ政府ニ於テモ異論無キ所ナルモ、今後ニ於テハ大陸資金ヲ優先的ニ融通スルコトモアリ得ル故、此等ノ点ハ充分認識シ置カレ度シ。

今当行ノ成績ニ付見ルニ、本年一月―六月預金増加額一七、四〇〇万円、貸出増加額一六、〇〇〇万円、公債買入額七、

○○○万円、差引資金不足額五、六○○万円、又七―九月ハ預金減少額一、七○○万円、貸出増加額四、八○○万円ト云フガ如キ苦シキ状態ニ在リ。

十月ニ入リ政府ノ支払増加セシ為、情勢ハ多少変化シ幾分緩和セラル、ニ非ズヤト思ハル、モ、共同融資、社債前貸等今日分明セル支出予定ノミニテモ相当多額アリ。各位ニ於カレテモ此ノ辺ノ事情篤ト御認識ノ上事業計画ヲ再検討セラル、様希望シテ止マズ。

尚斯ノ如キ苦境ヲ申上グルト或ハ他行取引ノ問題等出ズル事ト思ハル、ガ、他行取引ハ甚ダ重大問題ニ付若シ取引セラル、様ノ場合ニハ、事前ニ充分本社等ト御打合ノコトニ願度シ。

(開田卯三郎化学経理課長)運転資金ニ対スル統制強化ノ見込如何。

(野田銀行常務、福山善治郎信託常務)五万円以上ハ許可申請ヲ要ス。尚前年同期ノ実績ヲ超ユル場合ハ許可ヲ要スルコト、ナルベシ。前年ノ実績ニ付テハ、半期ノ貸出積数ヲ基準トスル意向ナルモノ、如シ。

(福山信託常務)従来ノ信託会社ノ資金運用方針トシテハ、大体大蔵省ヨリ業者ニ対シ訓示アル都度、財閥金融機関ハ同系会社ニ対スル融資ニ付努メテ消極的タレトノ方針指示アリ。其ノ程度ニ付テハ在来業者ノ自由判断ニ委セラレ、信託トシテハ大体金銭信託ノ一割ヲ以テ限度ト考ヘ居リタリ。

然ルニ最近其ノ率漸次増加シ、最近ニ於テハ貸金ノ三割ハ連系会社、関係会社ニ対スルモノトナリ居レリ。信託トシテハ、最近外部ニ対スル貸金ハ最少限度必要欠クベカラザルモノニシテ、従来ヨリノ得意先ニ対スルモノニ限リ、新規申出ハ一切之ヲ謝絶シ居ル状態ナリ。

最近ノ信託会社ノ金融情勢トシテハ、此等諸事情ノ外増加資金ノ二割ハ優先的ニ公債引受ニ向クルヲ要スル外、国策会社々債ノ引受並前貸金等共同融資ニ依ル資金需要モ多ク、尚将来ハ官庁関係ノ融資命令モ来ルモノト覚悟シ居ル次第ナ

リ。

信託ノ資金ハ、其ノ性質上何レモ長期且固定的方面ニ向ヒ居ル為、貸金ノ回収等思ヒモヨラザル状態ナリ。尚最近ニ於テハ手持証券ノ売却ニ依ル資金ノ獲得モ許サレザル有様ナリ。

日銀ヨリノ資金借入又容易ノ事ナラズ。元来日銀ノ資金ハ短期資金ニシテ、而モ担保ハ国債タルヲ要スルモ、国債ハ信託トシテハ支払ノ第一線準備トナリ居ル為、愈ノ時ニ非ザレバ動員スベカラザル性質ノモノナルヲ以テナリ。尤モ今日ニ於テハ必要ノ場合国債ヲ動員スル決心ヲ致シ居レリ。

現ニ当局ニ於テモ起債計画ヲ甚ダ厳格ニ検討シ、真ニ必要已ムヲ得ザルモノト認メラル、モノノミニ切詰メ居ル次第モアレバ、各社ニ於テモ極力支出抑制ニ努メラレ度シ。子会社等ノ金融ニ付テモ充分考慮ノ上、起業計画ト共ニ資金計画モ樹立セラレ、善処ノコトニ願度シ。

信託ニ於テモ今後毎半期ノ資金計画表ヲ大蔵省ニ提出スルコト、ナリタルニ付、各社ニ於カレテモ可及的正確ナル資金計画資料ヲ提出願度シ。

（三宅省三郎電氣工業査業課長）在来臨時資金調整法ニ依ル設備拡張申請ノ際、一部自己資金、一部住友銀行ヨリ借入トシテ許可ヲ得タルモノニ付、今後愈借入金ヲ必要トスル場合銀行ニ於テ又改メテ申請セラル、事トナルモノナリヤ。

（野田銀行常務）右ハ今後ノ問題ナルガ、既ニ当局ニ於テ其ノ設備ノ必要ヲ認メ許可ヲ為シ居ル以上、大体問題ナカルベシ。

（金子守也機械工業経理課長）資金計画ノ正確性ヲ云々セラル、ガ、一度提出セシ計画ニ狂ヒヲ生ジタル場合ハ如何ナルヤ。

（野田銀行常務）右ノ場合ニハ変更セル計画ヲ再提出スル要生ズベシ。又当局ヘ説明ノ必要モ起リ得ベシ。

（三宅電工査業課長）（昨日大蔵省へ陳情ニ出頭ノ際、過日（註、上記昭和十五年十月十二日付）大朝紙上ニ出デタル住友ノ資金計画ニ付質問アリタル旨ノ発言アリ。）

（高橋又次郎機械工業総務部長）金融界ノ見透シ如何。

（野田銀行常務）最近ハ政治ガ経済ヲ引ヅリ居ル状態ナルヲ以テ、一ニ政治問題ノ発展如何ニ懸リ居ルモノト云ハザルヲ得ズ、自然見透シ困難ナリ。

（福山信託常務）金融ノ面ニ動揺生ズル如キコトアラバ、新体制モ何モ無キコト、ナル故、極力安定ヲ図ル方針ニテ進ムモノト考ヘ差支ナカルベシ。

（松井本社総務部長）本社ノ立場ニ付一寸御説明申上度シ。

一、（註、本文掲載済）

二、今後ノ事態ニ対処スル根本方針ニ付テハ、何分事態重大ナル為、目下本社ニ於テ研究中ナルガ、目下ノ所之ハ結局本社並金融、産業両部門三位一体トナリテ、窮通打開ノ方途ヲ見出ス以外ニ、方法無キモノト考ヘラル、ニ付、産業部門各社ニ於テモ篤ト右事情ヲ考慮セラレ、金融部門各社ニ於テモ所要資金ヲ円滑ニ且可及的多額ニ調達シ得ル様御配慮願度シ。

三、右対処策ニ付成案ヲ得タル上ハ、又随時御協議申上グルコトアルベキニ付、其ノ節ハ何卒御協力願度シ。

四、尚当面ノ金繰予想資料トシテ、期別収支予想ノ見直シ表ヲ作成セラレ度シ。

（南通太信託営業部長）信託トシテハ常ニ前途相当長期ノ資金計画ヲ樹ツル必要アルニ付、各社ニ於テモ建設ニ関スル計画ハ相当長期ニ亘リ樹立ノ上、連絡ヲ採ル様セラレ度シ。

（中田直三郎本社会計課長）期別収支予想表ハ、本社ニ於テ之ヲ総括シ、常ニ全住友ノ金融状況観察ノ資料ト為ス外、本

社両部長ト銀行、信託両常務打合セノ場合等随時之ヲ資料トシテ使用シ居ルガ、先刻オ話ノアリシ銀行、信託ニ於テ業務上ノ必要ニ基キ当局ニ提出ノ為使用セラル、資金計画資料ニ付テハ、従来通リ産業部門各社ト銀行又ハ信託ノ営業店部ト直接連絡ヲトラレ、金融部門ノ必要トセラル、資料ヲ提出願フコトニ考ヘ居レリ。

要之此等ノ事柄ニ本社ガ介入スルト、迅速ナル連絡ヲ必要トスル場合等却ツテ遅滞等来ス虞モアリ、又責任ノ帰属等モ明瞭ヲ欠クニ至ルヤニ考ヘラル、ヲ以テ、本社ハ飽ク迄モ産業、金融両部門ノ直接営業ニ関スル事項ニハ介入セズ、専ラ大局ヨリスル連絡ニ当ル方針ヲ以テ進ミ度ト考ヘ居レリ。

先刻申上ゲシ期別収支予想表ハ、本社ニ提出願フモノニシテ、別ニ金融店部ノ必要トセラル、モノハ、銀行、信託ノ要求ニヨリ直接提出願フコトニテ行キ度シ。尚作成時期ノ関係上、銀行、信託ヘ提出セラル、モノト本社ニ提出セラル、モノトノ間ニ相当差異ヲ生ズル場合ニハ、本社ニモ其ノ旨御一報願度シ。期別収支予想表提出期日ニ付テハ、別途文書ヲ以テ間違ナキ様御通知申上グルコト、致スベシ。

（南信託営業部長）他行取引ガ重大問題ナル理由ニ付一言附加ヘ度シ。

金融機関ハ大衆ヨリ資金ヲ預リ、信用ヲ基調トシテ営業ヲ為ス立場ニ在ル為、各社ニ於テ他行ト取引ヲ為シタリトノ風説等立ツニ於テハ、之ガ直チニ預金者ノ心理状態ニ種々ノ悪影響ヲ及ボスコト想像以上ニ大ナルモノアリ。

現ニ例ノ住友ノ資金計画ナル新聞記事アリシ直後、住友ノ金融難ヲ材料トシ金属株ノ下落甚シカリシ例アリ。此等ノ点ヨリシテ、他行取引ニ付テハ余程慎重ナル考慮ヲ払ハル、様希望スル次第ナリ。

（岸要電氣工業総務部長）電氣工業トシテハ金融部門ニ対シ特別ノ希望ナシ。当社ノ金繰ヲ考フルニ、起業計画、有価証券、手持原材料ノ三点ヨリ資金ヲ借入シ居レリ。此等ノ内起業計画ニ付テハ厳重切詰メ居ルガ、支出ハ仲々予定通リ行キ居ラザル状態ニシテ、昨年増資ノ際官庁ニ提示セル起業計画ハ尚相当部分未完成ナルニモ拘ラズ、資金ノ方ハ既ニ足

ラザルコト、ナリタリ。之ハ子会社ノ払込並手持ノ原材料及商品ストツクノ増加ニ依ルモノナリ。商品ノストツク多キハ、価格決定ノ遅延ト検収遅延等ノ事情ニ依ルモノニシテ、原料ハ将来ノ入手難等ノ関係上多少手持増加シ居ルニ依ルモノナリ。

所要資金予想額ハ成ルベク狂ハヌ様トノコトナルモ、流動資金ヲ相当有スル関係上常ニ狂ヒ勝ナルガ、此ノ点ニ正確ヲ期スルハ甚ダ困難ニ付、多少ノ異動ハオ認メ願ヒ度シ。

次ニ子会社ノ問題ナルガ、当社ハ子会社相当多数アリ。此等ノ中ニハ現ニ御無理ヲ願居ルモノモアル実情ナルガ、住友ニ於テ関係後他行取引ヲ中止シ金融店部ト取引ヲ願ヒタルモノモアリ。尤モ其ノ当時ハ金融店部ノ方ヨリ勧誘アリタルニモ依リタルモノナルガ、最近ハ他行取引ヲ住友ニ肩替リスル如キコトハ一切ヤラセ居ラズ。

(三宅電工査業課長)(日新電機ガ住友信託ニ於テ資金融通ヲ断ハラレタル旨ノ話アリタル後)子会社ガ銀行ヨリ信用借ヲ為ス場合電工ノ保証ヲ求メラル、場合多キガ、成ルベク親会社ノ保証無シニテ御貸願度シ。

(野田銀行常務)全住友ノ立場殊ニ当局ノ監督ノ関係等ヨリ云ヘバ、厳重ナル貸付ヲ為シ居ル事実ノ表示トシテモ、親会社ノ保証ヲ受クル方適当ナルベシ。

子会社ニ対シテ親会社ガ保証ヲ為ス旨表示スルコトヲ好マザル場合ハ、親会社ト銀行トノ間ニ契約ヲ交シ、一定限度以上ハ銀行ノ責任ニ於テ貸付クルト云フコトニシテハ如何。

(大沢忠蔵日本電氣経理部副長)日本電氣ハ現在子会社十一社アリ、金融部門ニ相当御迷惑ヲ掛ケ居レリ。此ノ程此等各社ヲ招集シ金融会議ヲ開キタリ。支払保証ニ付テハ本社ノ方針ニ従ヒ極力避クル方針ナルモ、或ル程度ハ保証ヲ必要トスル場合モアルヲ以テ、之ガ限度等ニ付テハ目下研究中ナリ。

現在関係会社トシテ指定セルモノハ八社ニシテ、此等ヲ一丸トシ日本電氣コンツエルントシテノ金融ヲ考ヘ居ルガ、八

社ノ借入条件ヲ見ルニ、甚ダ区々ニシテ金利等殊ニ然リ。就テハ銀行ノ方ニ於テモ甲支店ト乙支店ト連絡ヲトラレ、統一的ニ取扱ハル、様御配慮願度ク、又保証、信用並用ト云フコトニ願度シ。

次ニ日本電氣ハ借金甚ダ多ク、今日迄ハ銀行、信託折半ト云フコトニナリ居ルガ、此ノ折半ヲ甚ダ窮屈ニ考ヘ、常ニ両社均等額タラシムル様苦心シ居ル所、斯クテハ金繰上無駄ヲ生ズル事モアルニ付、モウ少シ余裕ヲ以テ考ヘテモ宜敷キニ非ズヤ、何分ノ御指示ヲ願度シ。尚生命保険ハ金融問題ニ対シ、相当役割ヲ演ジ得ルニ非ズヤト考ヘラル、ニ付御考慮願度シ。

（菊池一雄金属工業経理部長）金属工業全般ノ金融問題トシテハ明後十七年頃ガ金融上ノ苦境ニ入ル時ト考ヘ居レリ。曩ニ一度十八年迄ノ資金計画ヲ樹立セシガ、今後ノ建設資金ハ予想以上ニ大キク、且今後命令ニヨリ押付ケラル、モノモ生ズベク、自然右資金計画ハ変更ヲ余儀ナクセラル、事トナルベシ。当社トシテハ現在銀行ニ倚存シ居ルガ、今後モ援助ヲ願度シ。

当社ノ金繰上有価証券投資ガ圧迫ヲ加ヘ居ルコト甚ダ顕著ナリ。故ニ今後ノ方針トシテハ、群小会社ノ増資ニハ一切応ゼズ、主ナル関係会社ニ付テノミ応ズルコトニ方針ヲ定メタリ。

右ノ外流動資金ノ固定亦拍車ヲ加フル状態ニ在リ、机上ノ予想ノミニテハ常ニ不足ヲ告ゲ居レリ。現在当社ハ証券担保ニテ借リ居ルモ、手持証券ニハ限度アリ、其ノ内担保切レトナルベシ。将来ハ工場財団抵当以外ノ信用借モ相当多額ニ上ルベキモ、余リ利率ヲ引上ゲズ無担保ニテ融通願度ト考ヘ居レリ。

次ニ保証ノ問題ナルガ、現在子会社ニシテ保証ヲ為シ居ルモノハ二社ニ止マリ、此ノ外今後問題トナリ得ルモノ若干アリ。然シ当社トシテモ他社同様保証ハ之ヲ好マザルモノナリ。

尚子会社其他ニ貸付ノ節ハ、当社ヘ事前御打合ノコトニ願度シ。（尚他行トノ聯繋ニ付触ル、所アリ。）

（野田銀行常務）他行トノ聯繫ニ付テハ篤ト考ヘ度シ。現ニ考ヘツヽアリ。

（目黒省平アルミ製錬経理課長代理者）アルミ製錬トシテハ既定ノ拡充計画ヲ完成スレバヨイ状態ニ在リ。然ルニ之ヲ完成スルニ現在ノ資本金ニテハドウシテモ無理ト思ハル、ニ付、此ノ点本社ニ於テモ宜敷御配慮願度シ。

次ニ収支並金繰予想ニ付テハ配給命令来ラザレバ出荷出来ズ、自然金繰状態モ樹テ難シ。工事ノ方モ資材ノ遅延ニヨル支払延引常ニ生ジ居レリ。故ニ一応ハ予定計画ニテ出シ得ルモ、之ガ常ニ狂ヒ勝ナル点ハ御諒承願度シ。

（高橋機械工業総務部長）機械工業トシテハ嘗テ金繰ニ苦シミシ時代モアリシガ、幸ニ銀行ニ差シタル御迷惑モ掛ケズ今日ニ及ビタリ。銀行ニ御面倒ヲ御願セシハ、満洲金属ニ対スル貸金関係ナルガ、之モ三分ノ二ハ既ニ貸付済ニシテ、残余ノ三分ノ一ガ今明年ニ出ルコト、ナリ居レリ。

収入関係ニ於テハ前受金、販売代金ガ資金ノ源泉ナルモ、前受金ハ現在相当多額ニ貰ヒ居ルヲ以テ金繰上助カリ居レリ。当社ハ本年九月末五百万円ノ払込ヲ徴収セシヲ以テ、現在ハ借入金無ク預金ヲ有セリ。目下ノ所ニテハ茲一両年ハ余リ御迷惑ヲ掛ケズニ行クヲ得ベシ。月々ノ予想ニ付テハ狂ヒ勝ナルガ、此ノ点ハ悪シカラズ御諒承願度シ。

現在原材料ストツク多量ヲ有シ居ルガ、将来ハ此ノ関係ノ固定化モ次第ニ緩和セラル、ニ非ズヤト考ヘ居レリ。年々ノ起業ニ付テハ必要欠クベカラザルモノニ限定シ行ク心積リナリ。

子会社ハ一社アリ。当方関係後銀行ノミト取引ノ事ニナリタリ。保証ナドモセザルコトニ致シ度考ヘ居レリ。尚販売店ニ於テ掛売金ノ回収ニ付考慮ヲ払ハル、様御配意願度シ。

（小林晴十郎本社経理部長）承知セリ。可然伝フルコトニ取計ラフベシ。

（開田化学工業経理課長）化学工業ニ於テハ最近社債ヲ発行スルコト、ナリ居ルガ、今後尚相当多額ヲ融通願フベキ状態ニ在リ。臨時資金調整法ニ依ル申請書ニ資金計画ヲ書ク場合、銀行ヨリ借入何円、信託ヨリ借入何円ト記載提出シ許可

ヲ受ケタル場合、実際借入ニ当リ必ズシモ当初予想セル割合ニテハ借リ得ザル場合生ズルガ、此辺ハ大目ニ見ラレ度シ。

次ニ子会社等ノ問題ナルガ、此等ノ内銀行ト取引セルモノニシテ親会社タル化学工業ヨリ低利率ヲ以テ融通ノ例アリ。之ハ一寸解シ難キ所ナレバ、親会社ノ利率ヲ子会社並ニ下ゲテ頂キ度シ。

当社ニ於テハ証券ハ銀行ヘ、財団ハ信託ヘ差入レ居ル所、従来ハ両社同率ナリシモ、近年ニ至リ財団担保ノ方引上ゲラレタルガ、従来通証券分ト同一ニ願ヘザルモノカト考ヘ居レリ。

（野田銀行常務）子会社ノ利率安カリシ例ハ銀行ノ間違ヒニ依ルモノニシテ、最近適正利潤ニ引上ゲタル筈ナリ。

（平岩準一四國中央電力業務部長）四國中央電力トシテハ今後既定計画遂行上相当ノ資金ヲ要スルコト、ナリ居レリ。而モ此ノ計画ハ工事ノ性質上確定シ居ルヲ以テ、予算切詰ノ問題ハ殆ド考ヘ難キ立場ニ在リ。

当社トシテハ現在起業ニ関シ莫大ナル前払金ノ支払ヲ為シ居ルガ、之ガ金繰上苦痛ノ種ナリ。出来レバ金利ハナルベク低利率ニ願度シ。尚今後ノ金繰ニ付テモ宜敷願度シ。

（南信託営業部長）四國中央電力ハ資金計画ガ樹ツテ居ル故、信託トシテハ非常ニヨキ得意先ナリ。今後ノ所要資金ニ付テハ余リ御心配ノ要ナカルベシ。

（野田銀行常務）色々御意見ヲ承リシガ、結局子会社其他ノ金融問題ガ最大ノ問題ナリ。此ノ点ニ付テハ各社ニ於カレテモ本社ト御協議ノ上善処ノコトニ願度シ。

（資料16）

住友銀行ノ連系会社ニ対スル貸出方針　（住友銀行外事部用箋）

当行総預金ヨリ連系会社預金ヲ差引キタル金額ノ一割ヲ、連系会社ニ対スル純貸出標準限度トス。

但最近右限度ヲ超過セルハ、軍需金融ニ対スル金融機関ノ指定行ハレ、右限度ヲ固執出来ザルニ至リタルニ因ル。

February 4, 1946
THE SUMITOMO BANK, LTD.

REPORT ON THE CONTRACT AND AGREEMENT EXISTING BETWEEN THIS BANK AND THE SUMITOMO HONSHA, LTD. OR ITS 24 SUBSIDIARY COMPANIES

(a) - (d)　None

(e) Financial Agreement or Contracts on Any Enterprise:
Although we have no written agreements or contract coming under this category at present, the following mutual understanding has been existing between the Sumitomo Honsha, Ltd. and this Bank since the beginning of 1941:-

That the standard limit of total net loans to be allowed by this Bank to the Sumitomo Honsha, Ltd. and their subsidiary companies put together, shall be within ten per cent. of whole deposits of this Bank less the amount of total deposits of all of these companies with this Bank.

N.B. - Since the Government enforced the system of "designated munition finance", the above understanding could not be observed strictly.

THE SUMITOMO BANK, LIMITED.
K.Hirano
MANAGER,FOREIGN D.

五　店部・連系会社・特定関係会社

㈠　住友別子鑛山と住友炭礦の合併による住友鑛業株式会社の発足

昭和十二年四月十八日住友本社経理部長山本信夫は、各店部・連系会社の主管者に対し、次のような書簡を送り、別子鑛山と炭礦会社の合併を通知した。

別子礦山並炭礦会社合併ニ関スル件

拝啓　陳者別子鑛山並炭礦両社ニ於テハ、四月十九日夫々株主総会ヲ招集ノ上、左記条件ニヨリ両社合併ノ件ヲ附議スルコトニ決定相成候。右ハ両社何レモ鑛業会社トシテ企業ノ性質ヲ同ジウシ、技術、設備、其他各般ノ事項ニ付共通セル所不尠。加之近時非常時局ニ当リ、両事業共一国産業上一段ト其ノ重要性ヲ加ヘ来候ニ付キ、此ノ際両社ヲ合併シテ経営ノ統制合理化ヲ図リ、以テ更ニ一層積極的ナル発展ヲ期セントスル趣旨ニ有之候。

匆々

右御通知旁得貴意度如斯御座候。

追而今回ノ合併ニ当リ、別ニ新会社株式ヲ外部ニ公開分譲スルガ如キ意嚮ハ無之候間、御了承相成度御参考迄申添候。

記

一、合併比率ハ一対一トスルコト。

一、合併後ノ新会社資本金ハ二千七百万円払込済トスルコト。

一、新会社ノ社名ヲ住友鑛業株式会社トスルコト。
一、新会社ノ本店ヲ大阪市ニ置クコト。
一、合併期日ハ六月二十一日トスルコト。
以上

すなわち昭和十二年初頭以来合資会社の改組案の検討の中で、合資会社直轄の鉱山部門と別子及び炭礦を合併して、資本金一億円の鉱業会社を設立し、その株式を公開する構想があったことは、既に前章「住友合資会社の解散と株式会社住友本社の設立」で述べた。まずこの通知で新会社の株式公開をわざわざ否定していることは、年初来のこうした構想が住友部内で如何に流布されていたかを物語っていよう。しかし「二㈢　直轄鉱山」で述べた通り新たに設立された住友本社の収益性の問題から、虎の子の鴻之舞鉱山を分離することは見送られ、そのまま本社に引き継がれることとなった。従って住友の鉱山業を一元化するという大義名分が失われたにもかかわらず、株式の公開もせず両社の株主構成も不変のまま(第36表)、何故両社の合併を強行する必要があったのかということが問題になる。

住友鑛業は終始閉鎖的な所有関係にあったため資料は殆ど公開されておらず(営業報告書も貸借対照表と財産目録は記載されているが、損益計算書は当期総益金、当期総損金、当期純益金のみの表示にとどまっている)、その上昭和に入ってからの住友別子鑛山の設立、住友炭礦の発足から始まった目まぐるしい組織の変更や存続会社の変転、本店の移動などにより残された経営資料も極めて乏しい。そうした中で本項では、主として第二次大戦後連合国最高司令部や持株会社整理委員会に提出された資料を基に、これまで明らかにされてこなかった住友鑛業の経営実態を少しでも究明することとしたい。

四月十九日形式的な両社の株主総会終了後、両社の係長以上の幹部職員に対し、上記通知の条件の他に特に職員向けとして「合併形式ハ法律手続其ノ他ノ関係上別子鑛山会社ニ炭礦会社ヲ合併スルコトトスルモ、実質上ハ対等ニシテ」「合併ノ性質上一切ノ権利義務ハ新会社ニ継承セラレ、職員労働者等モ総テ其ノ儘新会社ノ職員労働者等ト為リ、住友

ノ従業員タルノ地位ニ於テハ合併前ト何等変リナキコト」「合併後ト雖、別子鑛山会社並炭礦会社ノ各事業ハ従前通リナルコト」の三点が追加発表されたが、さらにその上別紙として次のような「合併理由」（これは住友炭礦幹部向けのものである）が添付されていた。

住友ニ於ケル鉱山事業ノ中、石炭礦業ト銅鑛業トハ夙ニ独立致シマシテ、石炭礦業ハ当社ニ於テ、銅鑛業ハ住友別子鑛山株式会社ニ於テ、各々経営ノ衝ニ当リ、幸ニシテ何レモ順調ナル発展ヲ続ケテ参ツテ居リマスガ、元来両社ノ事業ハ共ニ鉱山事業デアリマシテ、企業ノ性質ヲ同ジウシ、技術、設備其ノ他各般ノ事項ニ亘リ共通セル所ガ尠クナイ次第デアリマスノデ、之ヲ統一経営致シマスコトガ、極メテ適切且合理的デアリ、之ニヨツテ両社ノ事業ハ一段ト積極的ナル進展ヲ遂ゲ得ルモノト考ヘラル、ノデアリマス。

飜ツテ考ヘマスルニ、現下非常時局ニ当リマシテ、軍需品原料タル銅ト燃料資源タル石炭トハ一国産業上一段ト其ノ重要性ヲ加ヘテ参ツテ居リマスルガ、此ノ際両社ノ事業ヲ合併シ更ニ一層合理化スル事ハ、鉱山会社トシテノ使命ヲ果ス上ニ極メテ必要デアリ、且時勢ノ進運ニモ即スルモノデアルト考ヘラル、ノデ、此ノ際当社ト住友別子鑛山会社トヲ合併スルコト、ナツタ次第デアリマス。

以上

（単位：株）

17年末		18年11月1日		20年8月15日
旧株	新株	旧株	新株	
135,212	118,213	263,425	161,551	424,976
280,000	243,888	423,888	254,332	678,220
54,000	45,999	99,999	59,997	159,996
10,000	20,000	40,000	24,000	64,000
15,000	5,000	30,000	18,000	48,000
15,000		30,000	18,000	48,000
25,000	25,000	70,000	42,000	112,000
		15,000	9,000	24,000
		10,000	6,000	16,000
		10,000	6,000	16,000
3,128	1,000	4,128	0	4,128
1,900	500	2,400	500	2,900
560	300	860	440	1,100
200	100	300	180	680
540,000	460,000	1,000,000	600,000	1,600,000

係会社）1、

第36表　住友鑛業株主構成の推移

株主	昭和12年6月21日	16年7月1日		16年末	
		旧株	新株	旧株	新株
住友本社	135,212	135,212	118,213	135,212	118,213
住友家	345,000	345,000	293,888	335,000	273,888
三分家	54,000	54,000	45,999	54,000	45,999
住友生命				10,000	20,000
住友海上・大阪住友海上					
住友信託					
住友銀行					
住友金属					
住友電氣工業					
住友共同電力					
坂　隆二	3,128	3,128	1,000	3,128	1,000
坂　輝彦	1,900	1,900	500	1,900	500
三田村良一	560	560	300	560	300
本田譲二・英昌	200	200	100	200	100
合　計	540,000	540,000	460,000	540,000	460,000

出典：住友本社「有価証券元帳」、住友家会計「有価証券記入帳」、住友本社「投資会社調」（連系会社・関

六月二十一日合併成立と同時に、新会社の役員人事が発表された（兼職、本務及び前職を括弧内に示した）。取締役会長・小倉正恒（本社総理事、前別子会長、炭礦会長）、専務取締役・山本信夫（本社理事兼経理部長、前別子取締役、炭礦監査役）、同（兼別子鉱業所長）三村起一（前別子専務）、常務取締役（兼別子鉱業所副所長）荒川英二（前別子常務兼採鉱部長）、取締役・住友吉左衛門（本社社長）、同・大屋敦（化学専務、前別子取締役）、同・吉田貞吉（電力常務、前別子取締役）、同・近藤宏太郎（前炭礦取締役）、同・古市六三（本社技師長、前炭礦常務）、同（兼総務部長）飯田弥五郎（前別子取締役兼総務部長）、同（兼営業部長）郡島正治（前炭礦取締役兼商務部長）、同（兼炭業所長）向野義夫（前炭礦取締役兼技術部長）、監査役・八代則彦（銀行専務、前別子監査役、炭礦監査役）、同・松本順吉（本社理事兼監事、前別子監査役、炭礦監査役）、同・坂隆二（前炭礦取締役）。

この人事によって合併の一つの理由として、既に「一(一)統制経済の進展と住友本社の対応」で述べたように、電線専務小畑忠良を本社経理部長に呼び戻すために、現職の

山本信夫（M40京大工・機）の行き先を考える上で、単純に炭礦常務古市六三（M43東大工・採鉱冶金）との交代では、別子専務三村起一（T3東大法）とのバランスがとれず、山本を三村の上にもってくる必要があったことが明らかとなった。この他に直接合併の理由として上げられていたことは、両社は共に鉱山業で技術、設備その他で共通する所が少なくないので、経営を統一することが合理的だという点であったが、石炭礦業と金属鑛業とでは、業界、業態を異にしており、両社の職員自身にとって説得力のある説明にはならなかったのではないかと思われる。

鑛業取締役を兼務する化学専務大屋敦は日記に、「昭和十二年七月三十一日朝新設ノ鉱山会社重役会アリ。総理事ヨリ別子、炭礦別々ニ重役会ヲ開クベキ事情ニ付キ説明アリ」と記して、両社が合併後も別個に役員会を開催していたことを明らかにし、さらに「昭和十五年四月三十日鉱山重役会ニ出席ス。別子・炭礦ヲ一ショニセル初ノ重役会ナリ」とこの状態が、実にその後二年九カ月にわたり続いていたことを示した。小倉総理事が如何なる説明をしたのか明らかではないが、このような異様な状況が生じた理由としては、それが解消する直前の昭和十五年四月十五日に山本信夫が停年退職し、三村起一が名実共に鑛業の主管者に昇格したことを想起すべきであろう。

また第二次大戦後昭和二十五年三月井華鉱業（住友鑛業が改称、のち住友石炭鉱業）から別子鉱業（のち住友金属鉱山）が分離独立するに当たり、合併当時別子総務部労働課課長代理者であった田中外次（分離当時井華鉱業専務、別子鉱業社長）自身が「私は個人としては分離すべきであると考える。何故ならば当社は昭和十二年金石合併以来何ら二つの部門が融合一致していない。別々のものが今日まで続いてきただけである」と書面にまとめたと述べている[64]ことからみても、合併の必然性はなかったように思われる。

従って考えられることは、「住友合資会社（中）五(二)3鷲尾専務退任後の別子」で述べたように、別子に代わる鉱山として総理事小倉正恒が藤田鉱業小坂鉱山の買収を図り、住友金属の株式公開により買収資金を確保しながら、帝人事件

のためその買収を断念せざるを得なくなり（「住友合資会社（下）五(一)　日本電氣株式会社の経営の継承」参照）、次善の策として別子の余力を石炭に振り向けようとしたのではないかとみられることである。本社鉱山課起案に基づくと思われる住友鑛業株式の引受事情を示す次の資料[65]は、こうした見方を裏付けるものといえよう。

住友ノ連系会社中住友別子鑛山会社及住友炭礦会社ハ共ニ鉱山事業ニ属スルヲ以テ、略々企業ノ性質ヲ同ジウシ、技術、設備其他各般ノ事業ニ渉リ共通セル処尠シトセズ。亦炭礦ニ於テハ新坑開発、新炭田獲得ニヨリ多大ノ資金ヲ要シ、之ヲ借入金ニテ賄ハザルベカラザルベク、一方別子鑛山ニ於イテハ銅価ノ急騰ニヨリ利益激増シ、遊資ノ過剰ヲ感ズル状態トナリ、両者ヲ合併スル事最モ当ヲ得タルモノト思料セラレタルニヨリ、昭和十二年六月別子鑛山ハ炭鑛ヲ合併シ、社名ヲ住友鑛業ト変更シタリ。

確かに鑛業発足直後の昭和十二年、十三年の実際純益（第8表）及び事業収支（第36表）は安定しており、合併に関する本社の目論見は功を奏した感があったが、昭和十四年になると石炭部門である炭業所の会計見積によれば、北海道奈井江礦の開坑起業二一二万円、同じく赤平礦の開坑起業三一七万円計五三〇万円の起業支出が計上されるに至り、最早これを別子の余力でカバーすることはできず、結局十四年度の起業支出は一四二九万円、事業収支の支出超過は一六一〇万円に達した。この金繰りのため、鑛業は新たに住友銀行、住友信託から合計一四二〇万円の融資を仰がざるを得なくなったのである（第37表）。「四　資金調達」で述べた昭和十四年九月から十一月にかけて浮上した鑛業を本社鉱山部門とともに住友金属に合併させて、その株式を放出する住友産業会社構想は、本社鉱山部門の変調とともに、こうした鑛業の資金繰りをも反映したものと思われる。

昭和十四年七月中和工場が完成し、ここに四阪島の煙害は全く根絶されるに至った。しかしそれにもかかわらずその年末に開かれた煙害協議会において解決一時金一〇〇万円が決定され、その支払いが十五年上期に行われた上、販売価

格の統制に対する生産費の高騰と相俟って、別子開坑二五〇年を祝った上期の利益は半減し、下期には年九％から七％へ減配を余儀なくされた(第38表)。結局十五年通年においても実際純益は僅か一七万円余にすぎず、その一方で十五年の会計見積によると十四年末竣工の予定であった奈井江の開坑起業が十五年にずれ込み一二四万円、赤平開坑起業が本格化し四八〇万円と起業支出はこの二坑だけで六〇〇万円に達し、当初一六六九万円と見込まれていた十五年全体の支出超過は実際には二八〇六万円に上った。こうした奈井江、赤平両礦の開発は石炭の増産に寄与したが、別子の場合は起業支出により出鉱量は増加しても品位低下は如何ともし難く、売上は横ばいにとどまった(第39表)。

この資金繰りは銀行から一八〇〇万円、信託から一〇四七万円という巨額の融資によって賄われたが、他方「四　資金調達」で述べた通り、昭和十五年十一月四、五日本社、住友家、三分家が保有する連系会社株式を連系会社に譲渡する方針が決定されて、鑛業株もその対象に上げられた。十一月三十日鑛業がこれ以上銀行、信託から借り入れを増やさないように鑛業の増資を行うこととし、その払込資金を如何に調達するかが検討された。鑛業の資本金を五〇〇〇万円に増資する場合は、増資に先立ち住友家の持株二七万株を連系九社(電工、金属、機械、化学、電力、銀行、信託、生命、海上)に、一億円の場合は、住友家の持株二九万九〇〇〇株の

（単位：千円、千円未満切り捨て）

17年	18年1月～19年3月	19年4月～20年3月
2,705	9,765	10,127
4,761	7,861	6,343
7,466	17,626	16,470
Δ11,659	Δ11,743	Δ27,329
Δ3,246	Δ7,532	Δ22,749
Δ2,695	Δ4,307	Δ4,461
Δ3,466	Δ28,325	Δ27,214
Δ13,601	Δ34,281	Δ65,282
Δ11,500	Δ15,000	0
Δ2,150	Δ24,990	Δ57,318
Δ750	0	0
798	5,708	Δ7,964
55,320	80,310	137,628
36,800	39,782	111,450
17,670	19,370	0
850	750	650
0	0	10,280
0	0	6,500
0	20,408	8,748
0	0	0
3,602	9,311	1,347
3,089	9,298	1,320
500	0	0
13	13	27

第37表　住友鑛業収支内容表・資金繰表

科　　目	昭和12年	13年	14年	15年	16年
収支内容					
実際純損益	7,737	9,473	5,025	172	2,623
償却	2,806	2,875	2,347	2,802	3,456
計	10,543	12,349	7,372	2,975	6,080
起業支出・固定財産	Δ3,627	Δ7,343	Δ14,298	Δ13,638	Δ12,188
有価証券	Δ1,533	Δ2,436	Δ4,079	Δ4,340	Δ6,373
利益配当	Δ2,250	Δ2,295	Δ2,430	Δ2,430	Δ1,890
その他	Δ5,037	1,501	Δ2,673	Δ19,628	Δ6,358
合計(事業収支)	Δ1,904	1,775	Δ16,108	Δ28,063	Δ20,729
資金繰(借入増・預金減△)					
払込受	0	0	0	0	Δ11,500
借入金	1,150	0	Δ14,200	Δ28,475	Δ10,495
本社貸借	Δ1,250	0	0	0	0
預金・現金	Δ1,804	1,775	Δ1,908	411	1,265
年末残高					
借入金	0	0	14,200	42,675	53,170
住友銀行	0	0	7,200	25,200	34,045
住友信託	0	0	7,000	17,475	18,225
日本興業銀行	0	0	0	0	900
帝国鉱業開発	0	0	0	0	0
日本石炭	0	0	0	0	0
南方開発金庫	0	0	0	0	0
本社貸借	750	750	750	750	750
預金・現金	1,261	3,036	1,127	1,539	2,804
住友銀行	1,250	3,017	1,034	1,444	2,768
住友信託	0	0	0	0	0
その他	11	19	93	95	36

出典：住友本社総務部会計課。

他三分家の持株三万六〇〇〇株合計三三万五〇〇〇株を同じく九社に譲渡する案が検討された。

昭和十六年七月五〇〇〇万円に増資する案が採用されたが、取り敢えず増資は現状のまま行われ、坂一族の失権株三〇三三株を本社が引き受けた(第36表)。その後年末に住友生命に対し住友家の持株、旧株一万株、新株二万株が譲渡され(合計金額一三〇万円)、先の増資払込金額七三四万円の

一部に事後的に充当された形で、十五年十一月の決定がまず実行された。なお昭和十六年十一月一日鑛業も他の連系会社同様社長制を採用し、専務三村起一がそのまま社長に就任した。

昭和十七年に入ると住友家の持株譲渡はさらに加速された。三月住友海上に旧株五〇〇〇株、新株五〇〇〇株（合計金額四七万円）、十月旧株一万株（金額六〇万円）が譲渡され、五月に住友信託に旧株一万五〇〇〇株（金額九一万円）、七月に住友銀行に新旧各二万五〇〇〇株（合計金額二四〇万円）が譲渡され、これら金融機関四社に対する譲渡は、旧株六万五〇〇〇株、新株五万株、金額は合計九九七万円に達し、第一回払込七三四万円、第二回払込六〇九万円計一三四四万円に充当された。

十六年七月と十七年八月の二回にわたる一一五〇万円ずつの払込徴収により、鑛業の銀行、信託からの借り入れには

（単位：千円）

18年上	18年7～9月	18年10月～19年3月	19年4～9月	19年10月～20年3月
49,866	23,798	66,504	69,110	76,299
136	105	232	297	623
668	432	625	602	1,035
66	428	272	4,434	9,114
5,669	2,990	6,562	2,752	1,105
56,405	27,753	74,195	77,195	88,176
40,333	19,584	—	—	—
6,660	3,565	—	—	—
1,565	742	—	—	—
—	—	57,866	62,385	71,846
3,152	1,490	3,193	2,586	3,781
1,333	811	1,379	1,573	2,894
348	252	—	—	—
139	91	—	—	—
—	—	235	205	213
686	98	5,060	4,041	4,920
54,216	26,639	67,733	71,590	83,654
2,189	1,114	6,462	5,605	4,522
1,750	875	2,186	2,275	2,275
79	39	163	152	318
110	60	150	140	180
200	80	350	—	—
—	200	—	202	306
—	—	—	—	—
—	—	3,611	2,810	1,116
50	Δ140	2	26	327

り、

第38表　住友鑛業損益計算書

科目	昭和15年		16年		17年	
	上	下	上	下	上	下
利益之部						
売上高	28,622	28,814	36,612	36,539	39,190	39,168
収入利息	45	27	59	45	62	118
収入配当金・投資利益	381	765	500	554	601	657
国庫補助金	—	655	209	1,279	102	1,157
雑　益	3,246	4,985	4,208	3,802	4,398	4,492
合　計	32,294	34,846	41,588	42,219	44,353	45,592
損失之部						
営業費	23,864	26,222	31,484	30,688	31,063	32,304
経　費	5,550	4,675	4,775	4,860	5,436	5,882
諸　税	234	646	510	871	1,800	1,655
売上総原価	—	—	—	—	—	—
償　却	624	633	1,630	1,931	2,529	2,232
支払利息	452	826	1,067	1,090	1,060	959
退職慰労金	184	59	593	468	296	402
調査研究費	121	435	271	286	191	84
寄附金	—	—	—	—	—	—
雑　損	106	160	100	254	212	35
合　計	31,135	33,656	40,430	40,448	42,587	43,553
差引当期利益金	1,159	1,190	1,158	1,771	1,766	2,039
利益金処分						
支払配当金	1,215	945	945	1,348	1,348	1,682
役員賞与金及社員給与金	—	184	38	111	83	66
法定積立金・準備金	60	60	60	90	90	110
設備拡張留保金	—	—	—	—	—	—
別途積立金	—	—	—	200	—	—
退職慰労準備金	200	—	—	—	—	—
納税積立金	—	—	—	—	—	—
繰越利益金増減	Δ316	1	115	22	245	181

原註：(1)上期トハ毎年1月1日ヨリ6月30日ニ至ル6ヶ月間ヲ謂フ。
(2)下期トハ毎年7月1日ヨリ12月31日ニ至ル6ヶ月間ヲ謂フ。
(3)法人税ハ昭和18年9月迄ハ損失ニ計上セルモ、其ノ後ハ税法改正ニ依リ利益金処分ニヨリ処理セ

出典：「鑛業会社業態報告書」(住友鑛業株式会社　昭和20年11月30日)

歯止めがかかったが、早くも十八年に入ると（決算期変更により十八年一月～十九年三月）、支出超過は三四二八万円に達した。南方開発事業支出二二六三万円については南方開発金庫からの借り入れ二〇四〇万円が充当されたが、全体の不足分については三〇〇〇万円の増資が決定され、十八年十一月の第一回払込分一五〇〇万円で賄われた。それに先立ち九月末、先の昭和十五年十一月の決定の線に沿って住友家の持株一〇万株が本社（一万株）と連系会社七社（生命、海上、電工、電力各二万株、信託、金属各一万五〇〇〇株、銀行二万株）に合計六五〇万円で譲渡され、第一回払込六三五万円に充当された。

戦局の進展により物資輸入が途絶し、一転貿易支払のための金増産は不要となり、昭和十七年末には金山の全面的休山が決定された。鴻之舞鉱山も十八年四月休山しその施設は他の鉱山に転用されることとなった。この結果住友本社が鉱山部門を直轄する意味がなくなり、その経営は住友鑛業に委託されることとなった（資料17）。このうち銅鉱山の国富（北海道所在、昭和十年買収）、大宮（福島県所在、昭和十六年買収）両鉱山の設備投資については昭和十九年五月帝国鉱業開発から一八三〇万円の融資契約を取り付けたが、十九年の鑛業全体の設備投資は二七三二万円、有価証券投資は二二七四万円（十九年六月唐津炭礦買収一三五〇万円など）計五〇〇〇万円の巨額に達した。このため支出超過は六五〇〇万円を上回り、この金融は結局信託融資の肩代わり分一九三七万円を含め住友銀行からの七一六六万円の借り増しで賄われ、鑛業に対する銀行の融資残高は一億円を超えるに至った。

これを受けて未払込分一五〇〇万

（単位：千円）

18年10月～19年3月	19年4月～20年3月
14,205	26,013
	629,008
19年1～12月	0.92
	5,787
1,629	6,494
5,784	4,260
1,242	1,567
27,655	65,960
1,092,376	2,079,512
151,417	262,067
140,623	249,474
55,531	87,140
141,645	289,333
148,435	262,175
146,751	243,169
59,954	119,822
191,809	387,580
56,211	109,822
—	—
—	68,930
66,504	145,409

第39表　住友鑛業主要製品別売上高

主要製品	昭和15年	16年	17年	18年1～6月	18年7～9月
銅	21,784	20,735	27,198	12,205	6,073
（別子鉱山出鉱量ｔ）	559,486	589,254	639,828	696,888	18年1～12月
（品位％）	1.69	1.34	1.17	1.00	
（含有銅量ｔ）	9,455	7,853	7,468	6,969	
金	6,194	5,996	5,773	1,151	1,139
ニッケル	2,567	10,179	8,334	5,865	2,284
硫化鉱	2,799	2,549	3,285	1,374	674
石　炭	21,156	29,910	35,590	23,414	7,078
（販売数量ｔ）	1,523,178	1,772,948	1,971,976	1,093,031	462,427
忠　隈	345,126	359,976	340,093	186,463	48,719
潜　龍	157,948	169,894	283,092	135,669	63,900
芳野浦	113,226	105,233	96,909	50,449	30,957
赤　平	—	—	—	84,006	46,404
上歌志内	269,991	269,440	289,370	158,595	61,915
歌志内	249,446	296,570	326,740	155,491	68,229
新歌志内	121,231	120,027	126,552	73,159	32,440
奔　別	206,625	271,133	325,610	166,038	83,088
奈井江	—	124,121	112,849	62,948	26,775
唐　松	59,685	56,554	70,761	20,213	—
唐　津	—	—	—	—	—
売上高合計	57,436	75,802	78,358	49,866	23,798

出典：売上高「鑛業会社業態報告書」（住友鑛業株式会社　昭和20年11月30日）。
別子鉱山出鉱量、品位、含有銅量「住友金属鉱山二十年史」（同社　昭和45年）。
石炭販売数量「住友鑛業株式会社事業概要調査」（住友本社経理課　昭和21年６月）。

円の徴収の可否が、昭和二十年一月二十六日開催された住友戦時総力会議（昭和十九年九月設置、その詳細は「株式会社住友本社（中）」参照）財務委員会にかけられた。同委員会の出席者は本社河井昇三郎事務局長（本社常務理事兼経理部長）、佐藤俊雄企画課長、大西基重会計課副長、鑛業安井冨士三取締役経理部長、上辻義一主計課長、銀行永田哲三常務の六名であった。会議の内容及び結論は次のように記録されている。

払込徴収ノ件異存ナシ。収支ノ内容ヲ見ルニ、二十年度ニ於テ一四、〇〇〇千円ノ支出超過ヲ来シ、結局二十年度末ニテ一億三千余万円ノ金繰残高ヲ残ス事トナリ（徴収スルトシテモ左ウ

ナル）、徴収一五、〇〇〇千円ハ所謂焼石ニ水ノ観ヲ不免ルモ、一五、〇〇〇千円程度ナラ、今後増資スルモノト考ヘテ、徴収スルモ妨ナカラン。勿論一五、〇〇〇千円ハ、殆ド銀行或ハ信託ヨリノ借入ニ振掛ルモ、銀行、信託共ソレニテ差支ヘナシ。

この結果として二十年四月第二回払込一五〇〇万円が徴収された。住友家六三五万円、三分家一五〇万円、本社四〇三万円計一一八九万円が払い込まれたが、いずれも財務委員会の結論の通り住友銀行からの借り入れで賄われた。

第二次大戦後の住友鑛業の推移を述べると、昭和二十一年一月井華鉱業と改称、二十二年八月経営を委託されていた本社直轄鉱山部門を譲り受け、二十三年一月本店を大阪から東京へ移転、二十四年八月持株会社整理委員会からの「過度経済力集中排除法」に基づく金石分離の指令により、二十五年三月石炭部門の井華鉱業（現住友石炭鉱業）が存続会社となり、金属部門が別子鉱業（現住友金属鉱山）として分離独立した。

（資料17）

契約書

株式会社住友本社（以下甲ト称ス）ト住友鑛業株式会社（以下乙ト称ス）トノ間ニ時局ニ対処シ重要鉱物ノ増産ヲ図ランガ為住友ニ於ケル鉱山業経営ヲ一元化スル目的ヲ以テ左ノ契約ヲ締結ス

第一条　甲ハ甲ノ経営ニ係ル末尾記載ノ鉱山営業並ニ之ニ附随スル財産（以下委託鉱山ト称ス）ヲ昭和十九年二月一日午前零時現在有姿ノ儘乙ニ移管シ其ノ経営ヲ乙ニ委託スルモノトス

前項ノ経営委託ニ関シ甲乙間ニ委託料ノ授受ヲ為サヾルモノトス

第二条　甲ハ前条委託鉱山ニ属スル鉱業権及出願権ニ乙ヲ共同鉱業権者（代表者）又ハ共同出願人（代表者）トシテ加入セシムルモノトス

第三条　第一条委託鉱山ノ経営ヨリ生ズル損益収支ハ一切甲ニ帰属スルモノトス
前項損益収支ノ計算並ニ整理方法ハ別ニ定ムルモノトス
第四条　甲ガ委託鉱山ニ使用シ居ル職員労務員ハ全員乙ニ引継グモノトス
第五条　甲ガ中川秀太郎トノ間ニ申合セル大蔵鉱山探鉱契約要綱ハ乙ニ於テ引継グモノトス
第六条　甲ハ甲ノ経営ニ係ル大日本鑛業株式会社、土肥鑛業株式会社、熱河蛍石鑛業株式会社及北支産金株式会社ノ経営ヲ乙ニ一任スルモノトス
右契約ヲ證スル為本書弐通ヲ作成シ甲乙各壱通ヲ保有スルモノトス

昭和拾九年壱月参拾壱日

大阪市東区北浜五丁目二十二番地
株式会社住友本社
代表取締役　古田　俊之助

大阪市東区北浜五丁目二十二番地
住友鑛業株式会社
社長　三村　起一

大阪市東区北浜五丁目二十二番地
株式会社住友本社
監査役　大島　堅造

右商法第二百六十五条ノ規定ニヨリ承認ス

大阪市東区北浜五丁目二十二番地
監査役　岡橋　林

末尾記載

一、株式会社住友本社鴻之舞鉱山ノ営業並ニ之ニ附随スル財産
二、株式会社住友本社国富鉱業所ノ　〃
　但シ余市鉱山ニ関スルモノヲ除ク
三、株式会社住友本社安部城鉱山ノ　〃　〃
四、　〃　〃　大宮鉱山ノ　〃　〃
五、　〃　〃　砥沢鉱山ノ　〃　〃
六、　〃　〃　宮城鉱山ノ　〃　〃
七、　〃　〃　大蔵鉱山ノ　〃　〃
八、　〃　〃　朝鮮鉱業所ノ　〃　〃

以上

(二)　北支産金株式会社の設立

北支産金株式会社は、昭和十三年(一九三八)四月九日中国北京市に設立された。資本金二〇〇万円で株主は、住友本社五〇%、興中公司(昭和十年資本金一〇〇〇万円で北京市に設立された国家的投資事業会社)五〇%、常務取締役に住友本社調査役津田秀栄が兼務の形で出向した。津田は昭和十三年一月制定された「関係会社役員内規」を受領していないが、

同社は特定関係会社として取り扱われていた。同社の事業は河北省遵化県付近の金鉱探査・採掘を目的としていた。設立に先立ち昭和十三年二月二十二日住友本社経理部長小畑忠良は、中国天津市在住内山春吉から遵化県一帯の鉱山を五万円で買収した。この保証人にかつて住友総本店に勤務していた満洲奉天市在住の太田外世雄(「住友総本店(下)六(二)　海外洋行」参照)がなっていることから、この取引は太田の斡旋によるものと思われる。

これより前津田の金沢一中・一高・東大の一年後輩であった森島守人は、昭和十二年一月から五月にかけて外務省東亜局長であったが、陸軍の満洲から河北への進出を何とか食い止めようと、河北の経済開発の一環として「考へ出されました問題の一つが北支の金の採掘の事業でありました。これは住友が日本で採金にかけては最も豊富な経験と最も有力なる組織を持つて居ると云うので、小倉先生(註、総理事小倉正恒)が自分の一生に最後の御奉公として乗り出すと云うので津田君がその方の仕事」に当たることになったと述べている。(66)

この外務省の構想は昭和十二年七月日中戦争の勃発により画餅に帰したが、北支への進出が遅れていた住友としては日本軍の北支占領とともにますます進出意欲を募らせていたものと思われる。北支産金の設立と同時に中国鉱業法の関係で、同社の関係会社として華北採金股份公司(資本金一〇万円)が設立された。しかしその後六月に支配人鈴木勝広が北京・遵化間においてゲリラに襲撃されて殉職するという事態が発生し、その後任として七月鮫島龍雄が発令され、九月に赴任した。赴任前の八月に鮫島は鴻之舞鉱山を見学に訪れたが、たまたま視察中であった総理事小倉正恒は鮫島に対し、巨大な製錬所を指しながら「北支にも将来此位の製錬所を建てたいものだね」と語った。(67)

しかし北支産金の主管者常務を本社調査役津田秀栄が兼務したことは、同社が単なる産金会社ではなかったことをうかがわせる。即ち津田は合資会社では長年労働問題を手掛けており、昭和九年二月合資会社人事部労働課長から別子鑛山総務部長へ転出し、十一月には業務部長を兼務したが、僅か二年余の後に昭和十一年五月常務理事川田順の退職の際

の一連の人事異動で調査役で合資会社本社に復帰しており、特に鉱山経営の専門家とはいえなかったからである。また鮫島が鈴木の後任として住友本社に呼び出された際、経理部長小畑忠良に対し北支での仕事を確かめたところ、次のようなものであったという[68]。

小畑経理部長は私に其の後を継承してくれないかと懇請された。私は既に心底勇躍充分の覚悟が出来ていたが、念のため北支で何を為るのかを確めた。

（1）北京に駐在して軍部、興亜院、国策会社、大倉、三井、三菱の既進出財閥との折衝、

（2）北支諸般の情勢を適時大阪の住友本社に内報、

（3）住友の将来北支進出の新事業に付き随時企画、本社に提案申請、

（4）既進出の住友事業に対し監督指導等々

の事であった。これこそ私が従来漠然とながら心奥に念願していた仕事ではないか。私は即座に此の誰も行き手の無い仕事を快諾した。

すなわち小畑が鮫島に命じた北支産金支配人としての表向きの仕事の他に、既に設立時にその先を読んだ任務が与えられていたといえよう。

十一月新たに北支那開発株式会社が設立されると（「三　投資活動」参照）、興中公司の持株は北支那開発に肩代わりされた。昭和十四年七月次に述べるように四月の主管者協議会の結果を踏まえて北京事務所が設置されると、当然ながら津田がその主席を、鮫島が次席を兼務した。北支産金では引き続き探鉱が実施されたが、成果は上がらなかった。昭和十五年四月津田は兼務が解かれ、本務の本社調査役に復帰し、十月に結成された日本金属鉱業聯合会に出向理事長に就任し、これが昭和十六年十二月鉱山統制会に発展解消すると、住友を退職してその理事長兼労務部長となり、さらに昭

和十八年十一月北支那開発の副総裁に選任されて再び北京に戻り、第二次大戦後までその職にあった。

津田の後任の常務となった鮫島は、津田の産金会社の使命完遂という至上命令には疑問を持っていたという(69)。七月鴻之舞鉱山採鉱課長から朝鮮鉱業所の永中・宜川・瑞星各鉱山主任となっていた磯山一郎(T5秋田鉱専採鉱)が北支産金へ赴任し、現地調査に入った。この間十五年三月末には華北採金に対する貸付金は北支産金の資本金二〇〇万円を上回り、十五年八月北支産金は四〇〇万円へ倍額増資が行われたが、住友本社はこの持株二〇〇万円に対し十五年末に一二〇万円の評価損を計上した(第27表)。

磯山技師の調査結果により、早くも十六年春には遵化県方面の金鉱は殆ど掘り尽くされていることが判明し、早晩事業を休止せざるを得ないことが明白となった。しかし上記のような北支における産金事業進出の経緯から、鮫島はまず事業撤退について総理事小倉正恒の了解を取り付ける必要があった。鮫島が直接小倉に事態を説明すると、小倉は「君の言う事はよく解った。已むを得ない。産金事業は撤退の事と仕様う。其の方法は一切君に任す。」と述べた。さらに鮫島が撤退に際しては、現地軍・官関係者からの非難・反対が予想されるので、その覚悟が必要であると述べると、小倉は「本邦に於て事産金に関する限り、住友以上の権威が何処にあるか。君の結論は洵に正しい。北京に於ける遂行方法は君に任す。存分所信を断行してもらいたい。」と鮫島を励ましたという(70)。

鮫島の予想通り陸軍、興亜院、北支那開発から事業中止の了解を取り付けるのに時日を要したが、まず十六年七月資本金を六〇〇万円に増資(払込七月一株四五円、十一月二〇円、払込資本金九〇〇万円となる)し、十六年末には遵化県方面の事業は休止となった。住友本社は同時にこの増資新株について五五万円の評価損を計上した。磯山技師はなお引き続き密雲県方面の探鉱を行ったが、これも遵化県同様昭和十七年六月末業務休止となった。十一月には現地事務所はすべて閉鎖され、十七年末住友本社は旧株についてもさらに五〇万円の評価損を計上した。

事業整理は昭和十八年三月末に完了したが、この時点で華北採金の累積損失は三七〇万円に達しており、この損失の穴埋めのため、十八年十二月資本金は一七〇万円に減資され、十九年三月住友本社所有の旧株一万一五〇〇株及び新株一万株全株が減資消却のため無償提供された。その後残存不動産の処分のため北支産金及び華北採金の両社共、法人格のみ存続させられて第二次大戦後に至った。

(三)　中国における三事務所の設置

本社鉱山課は、昭和十四年四月の主管者協議会において中国大陸への事業進出の見通しとその実現のために差し当たり何が必要かを問う第五議題を提出した。会議は津田鉱山課臨時課長代理の趣旨説明から始まったが、北支産金津田常務、上海販売店富岡支配人の現状説明の後、連系各社からの特に積極的な意見はなく、古田専務理事から研究課題とされた。しかしこの結果七月上海、北京、新京(現、長春)の三事務所が設置されることとなった。

北支産金常務津田秀栄は、主管者協議会から北京へ帰任して一カ月後の六月二日、本社庶務課長平塚正俊に対し次のような書簡を送り、重ねて北京事務所設置を慫慂した。これによると経理部長小畑忠良が鮫島に指示した北支産金の隠された任務はほぼ指示通り遂行されていたが、対外関係上住友本社北京事務所の看板が必要であるということに尽きた。

(前略)扨予例ノ住友公司開設ノ件、其後如何相成申居候ヤ。当方昨今ノ実情トシテハ、兎モ角看板丈掲ゲ得ル様ニ相願被得レバ、軍当局、興亜院連絡部ヘノ関係ナド、何歟ト好都合ノ様被相存候。或ハ来ル七月一日ヨリ(即チ本年下半期ヨリ)実施ノ運トモ相成ラバ、対外関係(軍ノ移動其他ノ点ヨリ見テ)ニモ亦内部ノ準備(七月ハ雨期ニテ現場ノ仕事ハ一寸停頓ノ際)ヨリシテモ、至極難有次第歟ト被存候間、其辺ノ事情等モ御推察ノ上何卒宜敷御願申上候。尤モ他ノ事トハ異リ、新事務所設置ノ儀ニモ有之、仲々容易ニハ運ビ難キ筋ニモ可有之トハ万存居候得共、モ

シ差迄御無理モ行カヌ様ナレバ、詳細ノ事ハ改メテ充分御打合セノ上徐々ニ整備スルコトトシ、名目ト事務章程ノ簡単ナルモノ丈テモ御決定相賜ハラバ、幸甚之ニ無過ト被存候。（後略）

津田に対する平塚の返信は残されていないが、平塚は六月六日付で北京事務所設置とともにこの機会に業績不振が続いている上海販売店（第9表）の組織改正を行おうとして、上海販売店支配人富岡末雄の意見を求めているので、既に起案の準備が進められていることが理解できる。これに対し六月十二日富岡から平塚宛「六日附文拝見」当店組織改正ノ件御来示通第三案ヲ御採用願度シ」富岡」との入電があり、これにより六月十四日上海、北京はもとより満洲國新京（現、長春）にまで事務所を設置しようとする起案例第六〇号「上海・北京・新京ニ事務所設置ノ件」が提出され、六月二十二日決裁された。以下三事務所各々についてその内容を検討することとしたい。

1　上海事務所

上記起案には備考として、上海販売店改組の理由その他について次のように述べられていた。

（イ）　上海販売店改組理由

上海販売店ハ上海並支那各地ニ於テ、各店部連系会社並本社ノ指定シタル会社ノ生産品販売ヲ営ム傍ラ、嘱託ニ係ル用務ヲ処弁シ居レリ。

然ル処最近ノ趨勢ニ鑑ミルトキハ、今後中支、南支ニ対スル諸般ノ調査ヲ為シ、現地情報ヲ蒐集シ、事業的進出ニ付不断ノ研究ト準備ヲ為ス必要アリ、之ガ為ニハ現在ノ如キ販売店組織ニテハ販売業務ニ重点ヲ置キ、新情勢ニ則応シタル活動ヲ為スニ不適ト考ヘラル、ヲ以テ、今回本社上海事務所ニ改組シ中支、南支ニ於ケル全住友ノ統合機関タラシメントス。（註、上記起案によれば、北支、中支、南支の分類は、隴海線以北を北支、それより南、杭州、漢口を結ぶ線以北を中支、中支以南を南支とする通常の分類に従っている。）

（ロ）　改組ノ要点

別紙事務章程(註、略)ニ規定セル如ク、上海事務所ハ従来通販売業務ヲ営ム外、「中支那及南支那ニ於ケル諸般ノ調査其ノ他本社ノ特命ニ係ル事項ヲ掌理ス」ルモノニシテ、新ニ「調査係」ヲ設ケテ右ノ目的達成ヲ計ラントス。

（ハ）　支那名ヲ「上海住友洋行」ト為ス。

上海販売店ハ現地ニ於テ、「住友洋行」ナル支那名ヲ用ヒ居レルガ、今回改組ニ当リテハ販売業務等ヲ考慮シ、従来ト殆ンド同様ノ「上海住友洋行」ナル支那名ヲ用ヒントス。

（ニ）　其ノ他二三ノ点ニ付テ

（a）　主管者ノ名称ハ従来通「支配人」ト為ス

後述スル如ク北京事務所(現地ニ於テ北京住友公司)ノ主管者ヲ「主席」ト称スル振合ヨリ、上海事務所ニ於テモ「主席」ヲ採用スル事一応考ヘラルヽモ、上海事務所ハ販売業務ヲ営ミ又従来ヨリ存続セル点ニ於テ、他ノ新設事務所ト性質ヲ異ニスルコト、又上海ノ邦人諸会社代表者ハ「支配人」ナル名称ヲ採用スル者多キ実状等ヲ参酌シ、従来通上海事務所主管者ヲ「支配人」ト呼ブコトヽス。

（b）　支那名ヲ「上海住友公司」ト為サヾル理由

既ニ述ベタル如ク、上海事務所ハ他ノ新設事務所ト異ナル点ヲ有スル上、北支ト上海ハ我対支政策上ニモ差違アリト云ハレ、北支ニ於テハ国策的色彩強キニ比シ、上海ニ於テハ余程緩和セラレ居ル点ヲ考慮スル時ハ、上海事務所ノ支那名ハ「上海住友洋行」ト為ス方ガ適当ト被存。

（c）　販売店ヲ改組セズ、之ト「本社上海駐在員」トヲ併置スルヲ見合セントスル理由

販売店ノ改組ヲ行ハズトモ、「本社上海駐在員」ヲ併置シ、支配人ガ首席駐在員ヲ兼務スルコトニ依リ、上海事務

所設置ト同一ノ効果ヲ挙ゲ得ラルヽト考ヘラルヽモ、現地ニ銀行支店、販売店、駐在員ノ三機関ヲ鼎立セシメ、対外折衝等ノ場合何彼ト不便不都合ヲ生ズ可ク、又販売店ト駐在員ノ関係ヲ考慮スルトキハ、両者ヲ一体トスル上海事務所ノ方勝レリト思ハル。

六月二十二日上記起案が決裁されると本社総務部長小林晴十郎は直ちに上海販売店支配人富岡末雄にその旨連絡し、併せて七月一日付をもって上海販売店と委託又は代理関係にある鑛業、金属、電線、化学、満洲金属、機械、日本電氣、板硝子、扶桑海上の各主管者にあてて次のような書簡を送り、了解を求めた。

拝啓　愈御清穆奉賀候。陳者予而貴社製品販売ノ為代理店トシテノ営業致居候住友本社上海販売店ハ、今回都合ニ依リ住友本社上海事務所(支那名従前通上海住友洋行)ト改称相成候処、販売業務ハ今後モ従来通変更無ク経営仕候間、何卒御了承被成下度、此段御通知旁得貴意候也。

又七月一日には次のような記者発表を行った。

株式会社住友本社上海販売店改組ニ就テ

株式会社住友本社上海販売店(華名住友洋行)ハ専ラ住友系統各会社ノ生産品販売ノ機関トシテ二十四年ノ歴史ヲ有シマシタガ、本日其ノ機構ヲ改メ同社上海事務所(華名ハ従来通上海住友洋行)ト改称致ス事ニ成リマシタ。

聖戦茲ニ二年皇軍ノ武威全支ニ光被シ中南支ノ各地著シク其ノ治安ヲ改善シ、経済ノ復興モ亦見ルベキモノガアリマス。殊ニ中支振興会社始メ各種ノ国策会社ガ設立セラレマシテ、日支両国提携ノ実効ヲ挙ゲツヽアリマス事ハ、真ニ慶賀ニ堪エヌ次第デアリマス。

今後日本諸事業ノ大陸進出、日支経済ノ緊密化ハ愈々肝要ノコトトナツテ参リマスノデ、住友ニ於キマシテモ上海ニ有力ナル調査機関ヲ設置スル必要ヲ認メ、即チ弊所ノ機構ヲ改メ、各種ノ調査研究ヲ行ヒ、現地ニ於テ各方面ト

折衝連絡ヲ計ルコトヲ主タル目的トシ、兼テ従来ノ販売業務ヲモ行フコト、致シタノデアリマス。因ニ当事務所ノ主要職員ハ左ノ通リデアリマス。

支配人　富岡　末雄
同代理者　谷中　敏治

以上

2　北京事務所

上記起案には備考として北京事務所設置の目的その他について、次のように述べられていた。

（イ）　設置ノ理由

北支ニ於テハ、興亜院機構ノ整備、北支開発会社ノ事業開始ニ伴ヒ、内地事業家ノ進出目覚シク、殊ニ三井、三菱等ハ相当ノ人物ヲ派遣シ、費用ヲ惜マズ地盤開拓ニ努力致居ル有様ナリ。

現在住友ガ北支ニ有スル事業的據点ハ北支産金ノミナルガ、之ノミニテハ、各社ノ進出ニ遅ルヽコトナク又現地各方面ト連絡ヲ執リテ今後住友ノ発展ヲ計ル事ハ到底望ミ難キ所ナリ。宜敷現地ニ於テ住友ノ存在ヲ認識スルニ足ル機関ヲ設置ス可キ秋ナリト思料セラル。

（ロ）　北京住友公司ノ要点

別紙事務章程ニ規定セラレタル如ク、北京事務所ハ現地ニ於テハ北京住友公司ト称ス。公司ノ法律的意味ハ詳カナラザルモ、単ニ会社ト謂フ意味ニシテ、対外的ニハ好都合ノ名称ナリ。現在三菱及浅野物産ハ孰レモ公司ト称ス。

今回ノ改正ニ当リテハ、津田北支産金常務ノ意見ヲモ参酌シ特ニ「公司」ト称セントス。

更ニ公司ノ主管者ノ呼称ハ、現地ノ振合等ヲ考慮シ、「主席」ト称スルコト、為シ、次席者ヲ「次席」ト呼バント

ス。

公司ハ「調査」「庶務」ノ二係ヨリ成ル。調査係ハ当分連系会社駐在員ヲシテ兼務セシムル事ト成ル見込ナルガ、公司本来ノ使命ヨリ観テ、駐在員ノ兼務以外ニ相当ノ陣容ヲ整フ可キモノト考ヘラル。

尚公司ノ職員ハ、北支産金兼務ト成ル者多キ見込ニ有之、夫等職員ノ俸給賞与等ノ支給ニ付テハ、別途鉱山課起案鉱第五六一号(註、略)ヲ以テ仰裁済ナリ。

(ハ)「商事係」又ハ「商務係」ヲ設ケザル理由

北支ニ対スル住友生産品(関係会社ヲモ含ム)ノ販売ハ、三井物産及之ガ下請タル三昌洋行ヲ通ジテ行ヒ居ル次第ナルガ、公司設立後モ両者ヲ利用スルヲ得策ト思ハル、ニ付、「商事係」ヲ設ケザル事トス。

次ニ「商務係」ヲ設ケ、住友各工場(関係会社ヲモ含ム)ト三井物産及三昌洋行トノ連絡ニ当ラシムル事一応考慮セラル、モ、北京ニ於ケル住友ノ現状ヨリ稽フレバ、斯種事項ハ住友各社駐在員ノ掌理ニ委ヌルヲ適当ト思ハル。即チ今回北京公司ヲ設置スル理由ノ一トシテハ、北支ニ住友ノ統合機関ノ存在スル事ヲ現地各方面ニ知ラシメ、情報ノ蒐集、各般ノ調査及連絡等ニ有利ナラシメントスルニ在リテ、必シモ各社ノ商務事項ノ統轄セントスルニ在ラス。加之今若シ商務係ヲ設ケ、「主席」ヲシテ斯種事項迄統轄セシムルコト、セバ、事実上「主席」ノ活動ヲ其ノ方面ニ制約シ、却テ公司設置ノ趣旨ニ悖ルコト、成ル可シ。従テ「商務係」ヲモ設置セザル次第ナリ。仍チ各社ノ北京駐在員ハ、「商務」事項ニ関スル限リ、公司ノ支配外ニ立ツヲ建前ト為シ、「主席」ガ是等駐在員監督方法トシテハ、「商務」ニ関スル事項ト雖接待(宴会)出張ニ付テハ、「主席」ノ同意ヲ必要トスル等ノ内規ヲ設ケ、間接ニ其ノ目的ヲ達セントス。

六月二十二日上記起案が決裁されると、本社総務部長小林晴十郎は直ちに北支産金常務津田秀栄に対しその旨通知し、

津田は七月一日軍官、進出企業幹部及び中国政府関係者を往訪、さらに関係先に対し次のような挨拶状を差し出した。

謹啓　時下愈々御清穆奉賀候。

陳者住友ニ於テハ予テヨリ冀東一帯ノ金鉱開発ニ努力致参候処、今般株式会社住友本社ニ於イテ、新ニ「北京住友公司」ヲ設置仕リ、茲ニ北支那ニ於ケル諸般ノ調査ヲ初メ、住友関係各事業ノ用務万端ヲ処弁致スコトト相成申候。就テハ興亜ノ鴻業将ニ展カレントスルニ当リ、一同協力鞠躬尽瘁乍不及北支那経済開発ノ一助ニ資シタキモノト念願罷在ル次第ニ御座候。

諸賢ニ於カセラレテハ、何卒弊方ノ微意御酌取被下、此上トモ絶大ノ御援護御高庇相賜ハリ度、伏シテ奉懇願候。

先ハ右御挨拶迄如斯御座候。

昭和十四年七月一日

敬具

北京市東四牌楼二条胡同五号
北京住友公司
主席　津田　秀栄

又同日次のような記者発表を行った。

北京住友公司設置ニ就テ

今回株式会社住友本社ニ於テ、北京ニ北京住友公司ヲ設置スル事ト成リマシタ。

聖戦既ニ二年皇軍ノ武威愈々全支ニ光被スルニ随ヒ、北支ノ治安モ漸次改善セラレ、興亜院機構ノ整備ト北支開発会社ノ事業開始ニ伴ヒマシテ、経済開発事業ノ活況ヲ示シテ参リマシタ事ハ、真ニ御同慶ニ堪エヌ次第デアリマス。

住友ニ於キマシテハ、既ニ興中公司ト協同出資ノ下ニ北支産金株式会社ヲ経営シ、産金報国ニ力ヲ致シテ居ルノデ

アリマスガ、直接「住友」ヲ代表スベキ出先機関ヲ有シテ居リマセヌ結果、官民各方面トノ連絡上色々不便ヲ感ジテ居ツタノデアリマス。

今回北京住友公司ヲ設置致シマシタノハ、現在ノ不備ナ点ヲ補ヒ、北支発展ニ貢献致シ度イ目的ニ外ナラヌノデアリマシテ、今後公司ハ専ラ各般ノ調査連絡ノ任ニ当ル筈デアリマス。

因ニ本公司ノ主要職員ハ左ノ通リデアリマス。

主席　津田　秀栄

次席　鮫島　龍雄

以上

3　新京事務所

上記起案には備考として新京事務所設置の理由その他について次のように述べられていた。

（イ）設置ノ理由

満洲國ニ於ケル諸般ノ情報ヲ蒐集シ調査ヲ為スコトハ、現在大連駐在員（註、昭和九年七月一日設置）ノ担当スル所ナルガ、大連ハ奉天及新京等満洲國中心ヨリ遠ク離レ居ル関係上種々不便多キ為メ、今回首都新京ニ事務所ヲ新設シ、迅速正確ナル情報ヲ入手シ、諸般ノ調査ヲ進ムルト共ニ、現地各方面トノ連絡ヲ計ラントス。

（ロ）新京事務所ノ要点

詳細ハ別紙事務章程ニ規定セル通ナルガ、新京事務所ノ目的トスル所ハ（イ）ニ述ベタル如ク、現在大連駐在員ノ掌理スル事項ノ中、満洲國ニ於ケル情報ノ蒐集、諸般ノ調査及連絡等ヲ行ハントスルモノナルガ、販路ノ拡張其ノ他販売業務ニ直接関係アル方面ハ、新京事務所ニ於テハ掌理スルコトナク従来通大連駐在員ニ於テ取扱フモノナリ。

更ニ大連駐在員ハ、新京事務所設置後モ満洲國ニ於ケル情報ノ蒐集並諸般ノ調査ヲ行ヒ得ルコトト為シ、従テ「大

連駐在員事務規程」ノ改正ヲナサズ。

新京事務所ノ主管者ハ「所長」ト称ス。北京公司ハ「主席」、上海洋行ハ「支配人」ニテ、三事務所ノ主管者ガ夫々名称ヲ異ニスルハ好マシカラザルモ、現地ノ事情ノ特殊性ヲ考慮シ、名称統一ヲ見合セントス。

六月二十二日上記起案が決裁されると、本社総務部長小林晴十郎は直ちに大連首席駐在員山添程次に対し次のような書簡を送り、新京事務所設置について了解を求めた。

拝啓　今回満洲國ニ於ケル諸般ノ調査並各方面トノ連絡其ノ他本社ノ特命ニ係ル事項ヲ掌理スル目的ヲ以テ、新京事務所ヲ設置スルコトニ決定相成、七月一日附ヲ以テ別紙（註、略）ノ通発表ノ事ト相成候処、同事務所設置後モ貴駐在員事務所ノ業務ニハ変更無之、殊ニ満洲國ニ於ケル販路拡張等販売方面ノ事項ハ、総テ従来通貴所ニ於テ掌理願フコト、相成居候間、御了承相成度、此段御通知旁得貴意候也。

七月一日新京事務所長に発令された高橋浩（T6京大法、倉庫本店支配人）は、設置当日には着任に至らなかったため、六月三十日次長に内定していた小川浩（T8京大法、銀行新居浜支店長、昭和十四年一月本社商工課）に対し次のように打電した。

事務所設置ノ件一日発表セラル」予テ打合セノ通リ当日「株式会社住友本社新京事務所」ノ看板ヲ出シ」総務庁長官（註、星野直樹）又ハ代理ノ許ヘ出向キ事務所開設ノ挨拶ヲナサレ度シ」一般外部ニ対シテハ特ニ発表セズ」照会ヲ受ケタル時ハ名称ト重ナル職員名ヲ回答スルニ止メ詳細ハ所長赴任スル迄判リ難キ旨ヲ以テ応答ノコト」其他明日空文ス」高橋

(四)　扶桑海上火災保険の住友海上火災保険株式会社への改称と連系会社指定

住友合資会社が昭和五年三月扶桑海上の経営権を取得したことは、既に「住友合資会社(中)五(七)　扶桑海上火災保険株式会社の継承」で述べた。以来扶桑海上は住友合資・住友本社の関係会社となっていたので、昭和十三年一月「関係会社役員内規」が制定された時、日本板硝子や日本電氣と同様に扶桑海上専務小山九一はこの内規を受領して然るべきであったと思われるが、その事実はなかった。このことは、総理事小倉正恒と小山の間で、昭和十一年の扶桑の業績回復以降(第40表)いずれ扶桑海上が連系会社に指定されるという了解が成立していたものと推測される。

しかし小山が昭和十五年一月満五五歳の停年を迎えるのを前にして、昭和十四年三月後任の柴田丈夫(M42東京高商、銀行常任監査役、のち海上専務・社長)が取締役として送り込まれ、その年が終わろうとしても、本社からは連系会社指定の話はなかった。小山は十二月三十日総理事小倉正恒宛直接書簡を送り、連系会社指定を願い出た。

昭和十五年一月四日初出勤の本社に小山の書簡は届いており、おそらく小倉の指示で専務理事古田俊之助は書簡別紙「社名変更ノ件ニ付御願」(資料18)を経理部長小畑忠良、総務部長小林晴十郎、人事部長河井昇三郎に回覧した。この結果取り敢えず一月九日の小山の停年は、期限を定めず「停年のところ引続き在職」とされた。

一月十五日総務部庶務課文書係は小山の申請を承認する次のような起案を提出し、一月三十日決裁された(社長住友吉左衛門は「事後提出御了承スミ(一月七日)」と記されている)。

(扶桑海上火災)

第40表　扶桑海上・住友海上の業績

年	当期純益	配当率
	千円	%
昭和 5	248	5.0
6	241	5.0
7	317	7.0
8	362	7.0
9	357	8.0
10	436	9.0
11	488	10.0
12	491	10.0
13	530	10.0
14	627	10.0
15	702	10.0
16	753	10.0
17	1,952	10.0
18	2,054	10.0

註：千円未満切り捨て。
出典：同社営業報告書。

社名変更ノ件

掲題ノ件ニ関シ、扶桑海上火災保険株式会社ヨリ旧臘三十日付書面ヲ以テ願出アリタルニ付、左記案文ニ依リ回答相成可然乎。

回答案

十五年一月三十一日（文第六七号）（註、決裁後記入）　専務理事

扶桑海上火災保険株式会社

専務取締役　小山　九一殿（必親展）

旧臘三十日付御書面ヲ以テ御打合ノ貴社々名変更ノ件敬承仕候。右ハ洵ニ機宜ノ措置ト被存候ニ付、此際貴社ヲ住友本社ノ連系会社ノ一ニ加ヘ、且社名ヲ住友海上火災保険株式会社ト改メ、以テ益貴社業務ノ進展ヲ期スル事ト致度、付テハ御来示ノ通夫々関係方面ニ事前了解ヲ求メタル上、二月中ニ臨時株主総会ヲ開催シ、社名変更ノ件御附議相成様致度、此段御回答旁得貴意候也。

追テ連系会社ニ指定セラレタル上ハ、一般連系会社ノ例ニ倣ヒ連系会社役員内規並住友社則ニ基ク業務上ノ打合、報告ヲ実行セラルヘキ次第ニ候間、右併而御了承相成度申添候。

備考

一、本件ハ扶桑海上火災保険株式会社ヲ住友本社ノ連系会社ノ一ニ指定シ、社名ヲ「住友海上火災保険株式会社」ト改メントスルモノナリ。

二、扶桑海上ノ社名変更ノ件ハ、同社経営ノ実権ヲ住友ニ委ヌルコトニナリテヨリ（昭和五、六年頃）ノ懸案タリシモノニシテ、其ノ都度時期尚早トシテ今日ニ及ベルモ、扶桑海上ニ於テハ既ニ従来ヨリ「住友経営」タルヲ標榜

シ来リ、又住友関係持株ハ今日ニ於テハ約四割五分ノ多キニ達シ、役員ノ構成ニ於テ(①取締役七名中三名ハ住友人ナリ、会長一、専務一、取締一、②監査役二名中一名ハ住友人)、営業取引ニ於テ、其ノ他代理店事務、保険事務所ノ所在等々ニ於テ、蓋シ従来ヨリ両者ノ縁故浅カラザルモノアリ。

三、扶桑海上ノ営業状態ハ、成立以来二十有余年ヲ経過シ、其ノ間幾度カ盛衰消長アリタルモ、今日ニ於テハ本邦損害保険会社四十七社中優ニ十指ノ内ニ数ヘラル、優良会社ニシテ(詳細ハ別紙貸借対照表其ノ他御参照)、営業成績、資産内容ヨリスルモ、社員ノ素質、待遇ヨリスルモ(社員ノ素質、待遇ニ付テハ、扶桑ヨリノ打合書ニ詳記ノ如ク、近年顕著ナル向上ヲ見、各種待遇上ノ規程モ、殆ンド住友社則ト類似シ居リ、既ニ連系会社ノ取扱ヲ為スモ、多大ノ支障ヲ生ゼザル域ニ達シ居レリ)、其ノ他何レノ点ヨリスルモ、住友ノ連系会社トシテ恥シカラザル内容ヲ有シ、業界ニ信用ヲ高メツヽアル次第ナリ。

四、茲ニ於テカ、損害保険営業ノ堅実性、其ノ国家的意義ヲモ考慮シ、且又社名変更ニ伴フ内外ノ諸ノ影響ニモ深キ検討ヲ加ヘタル末、多年ノ懸案タリシ社名変更ノ件モ其ノ時期ニ達シタルモノト認メ、今般社名変更ノ打合越アリタルヲ以テ之ヲ承認シ、前記案文ニ依リ回答ニ及バントスルモノナリ。

事務章程制定に関し、上記小山の「御願」には小山独自の事務章程案が添付されていたが、それとは別に庶務課文書係は海上事務章程案を作成し、一月十七日次のような起案の形で総務部長の決裁を得て、一月三十一日上記小山宛専務理事の回答文とともに発信された。

(扶桑海上)

事務章程制定ニ関スル件

案

十五年一月三十一日（文第六八号）（註、決裁後記入）　総務部長

扶桑海上専務宛（必親展）

貴社事務章程制定ニ関スル件

一月三十一日付文第六七号ヲ以テ貴社名変更ノ件ニ関シ、専務理事ヨリ御回答申上候処、右実施ト同時ニ事務章程ヲ発表実施ノ必要有之候ニ付テハ、当方ニ於テ作成ノ別紙試案（註、略）茲許同封御送付申上候間、詳細御研究ノ上折返シ御異見等御聞カセ相成度、此段得貴意候也。

（備考）

本草案ハ現行ノ本店各部、支店及出張所ノ分課分掌規程並職制規程ヲ住友各社ノ事務章程ノ例ニ倣ヒテ編成セルモノニシテ、其ノ実質ハ略現行通リナリ。

これに対し小山は本社案を検討の上、二月二十一日総務部長小林晴十郎宛次のように意見を具申してきた。

一、当社事務章程制定ニ関スル件

拝復　陳者去月三十一日附文第六八号貴状ヲ以テ右件ニ付御申越ノ趣拝承致候。就テハ大体貴案ニ基キ別紙（註、略）ノ通立案致候間、御詮議ノ上御承認被下度得貴意候。　敬具

追テ右件ニ付御打合ノ為、来ル二十三日柴田取締役並安田総務部長貴社ニ出社可致候間、御承知置被下度候。

この小山の意見に基づき三月六日庶務課文書係は次のような「（扶桑海上）事務章程制定ノ件」を提出し、三月十六日総理事の決裁を得て、発信（文第二二二号）された。[71]

（扶桑海上）

事務章程制定ノ件

扶桑専務宛(親展)

掲題

二月二十一日付御書面ヲ以テ御打合相蒙候掲題ノ件ハ、先般柴田取締役御来阪ノ節御協議申上候如ク、別紙(註、略)ノ通修正ノ上承認ノコトニ決定相成候間、御了承相成度、此段依命及御通知候也。

追テ四月一日付本社ヨリ本案ノ通リ、各店部連系会社全社ニ通達可相成候間、御承知置被下度候。

備考

一、扶桑海上ノ本社連系会社指定ニ付、其ノ事務章程ノ制定ニ付テハ、本社ニ於テ曩ニ同社現行ノ諸規程ヲ集約シテ案文作成送付シタル処(十五年一月三十一日文第六八号)、今般扶桑ニ於テ右ニ據リ別紙ノ通リ更ニ規程案作成打合来リタルニ付、一部修正ノ上承認ノコト、ス。

二、扶桑海上ノ現行諸規程ハ、本店各部、大阪支店、神戸支店、出張所等ニ付、各独立ノ分課分掌規程、職制規程アリタル処、今般之等ヲ一規程トシテ統一シ、他ノ連系会社ノ例ニ倣ヒ整理シタルモノナリ。

三、事務章程制定ニ当リ、現行制度ノ変更セラレタル点左ノ如シ。

(一) 従来ノ総務部ヲ、総務部、経理部ノ二部ニ分ケ、総務部ニ人事課、庶務課ヲ、経理部ニ会計課、査業課ヲ置キ、事務ノ実状ニ適応セシメタルコト。

(二) 雑種保険部ニ傷害保険課ヲ廃シ、営業課、業務課ヲ新設シ、将来ノ発展ニ備ヘタルコト。

(三) 専務取締役、部長等ノ権限其ノ他ニ付テハ、大略住友生命保険ノ事務章程ニ據リ振合等ヲ考慮ノ上決定シタルコト。

（四）　部、課名等ハ事務ノ実状ニ適合セシメ、適当ニ改正シタルコト。

四、本件事務章程ハ扶桑ノ現状ヲ尊重シ、可及的ニ之ニ変更ヲ加ヘザル方針ニテ制定セルモノニシテ、適当ト被認ニ付承認相成可然乎。

一方一月三十一日付専務理事の小山宛回答にあるように、扶桑海上が連系会社に指定されると、「連系会社役員内規」、「住友社則」及び「通牒類」に基づき、本社に対し業務上の打合せ、報告を実行する必要が生じた。このため一月三十一日上記起案が決裁されると、庶務課文書係は次のような起案「連系会社事務打合方ニ関スル件」を提出し、二月二十六日決裁されて、二十七日小山宛これらの書類が発送された（文第一六六号）。住友総本店或いは住友合資会社の店部から連系会社として分離独立した場合は、元々店部の時代からこれら打合せ、報告を義務付けられていたので、大きな変化は感じなかったと思われるが、扶桑海上の如く既存の企業が連系会社となるのは大正十五年（一九二六）日之出生命保険が住友生命保険株式会社と改称した場合と翌昭和二年大阪北港や土佐吉野川水力電氣が連系会社に指定されて以来のことで、この間一〇年以上も経過して本社宛打合せ、報告事項は複雑多岐にわたっており、その実行は容易ではなかったものと思われる。そのため具体的な打合せ、報告事項が別表として併せて送付されているので、煩を厭わずに列挙した（資料19）。

連系会社事務打合方ニ関スル件

総務部長

扶桑専務宛（必親展）

掲題ノ件

拝啓　陳者一月三十一日付書面ヲ以テ、専務理事ヨリ御通知有之候通リ、貴社社名変更ノ上住友本社ノ連系会社ノ

一ニ指定セラルルコト、相成候処、之ガ実施ト同時ニ一般連系会社ノ例ニ倣ヒ、同封連系会社役員内規、住友社則及通牒類ニ基キ、業務上ノ打合、報告ヲ実行セラルベキ次第ニ候。就テハ其ノ実施ニ先チ予メ之ガ準備、研究ヲ要セラル、次第ニ候処、貴社ニ於テハ未ダ内規、住友社則等ニ御不慣ノコト、被存候ニ付、御参考トシテ右内規及社則ニ依ル打合事項並報告事項ヲ別表(註、資料19)ニ列挙致候間、之ニ依リ社則及内規ト照合ノ上御考究御準備相成度右御通知旁得貴意候也。

追テ当会社ニ対スル打合事項ハ事態ニ依リ総理事又ハ専務理事宛ニ、報告事項ハ事態ノ軽重ニ依リ専務理事、当該部課長宛ニ願度為念申添候。

尚本件ニ関シテハ貴職先日御来阪ノ節申上候通、適当ノ機会ニ於テ貴方ヨリ事務担当者ノ御来阪ヲ願ヒ、又ハ当方各担当者貴方ニ出張シ、詳細御打合申上クルコト、致度候間、御了承願上候。

三月二十日臨時株主総会において商号改称が決議され、三月三十日本社宛「当社々名変更ノ件」今日認可有リタリ」扶桑海上」との入電があった。かくして四月一日扶桑海上は住友海上火災保険株式会社と改称の上連系会社に指定された。総理事小倉正恒は職員に対し、「本日扶桑海上火災保険株式会社は住友海上火災保険株式会社と改称され、同時に住友本社の連系会社の一に指定せられた。この社名変更の議は十数年来の懸案であったが、時期猶熟せず実現に至らなかった。此処に其の実現を見るに至ったのは慶賀に堪へない。当社と住友との関係は設立の当初から頗る深いものがあった。殊に私自身創立に際し、住友を代表して発起人並に創立委員となり創立以後は取締役となり、更に昭和七年三月取締役会長に就任して長い間当社の経営に携わって来た。当社は今日こそ社運の進展著しきものがあるが、往時を顧みれば非常に困難な時代に遭遇したこともある。殊に昭和の初期に於ては前途頗る懸念せらるる様な状態に陥つたのである。此の当社の苦難のどん底時代とも申すべき昭和五年に小山さんが入って専務となられ、極力社業の立直しに努力し

たのである。其の効果は次第に現われ社運逐次恢復向上の一途を辿り、今日に於ては非常に立派な会社として甦生し、本邦損害保険会社四十七社中十指の中に数えられる優秀会社となったのである。蓋此等の諸点が本社をして住友の連系会社たらしむるに至りし原因の一と考えられる。これに依て一段の飛躍を期待し得ることと存ずる次第である。小山さんは今回停年を以て退かれることとなったが、当社今日あるは一つに小山さんの御苦心に依るのであり、私はこの機会に於てその御心労と御功績に対し衷心より感謝の意を表する次第である。」と訓辞を行った（筆者による要約）。同日小山は停年退職し、後任の主管者の専務には柴田丈夫が昇格した。この訓辞は、小山に対する餞の言葉であった。

訓辞終了後総理事小倉正恒から「連系会社役員内規」が専務柴田丈夫、常務小山卓次郎（T2東京高商専攻部中退、東京海上・扶桑海上）、取締役小島禄郎（T6東大法、銀行名古屋支店長、のち海上常務・大阪住友海上常任監査役）、宮島又信（T3東京高商、三菱神戸造船・扶桑海上）、監査役生野章作（M43東大法、当時本社検査役）の五名に手渡された。

その後昭和十八年八月に至り、大蔵省は戦時金融政策の一環として、損害保険会社の合併を推進することとなり、住友海上に対し大阪海上火災保険と合併することを要求してきた。大蔵省との交渉は住友海上が行い、住友本社はその報告を受けるだけであったため、この交渉に関する資料は本社にはなく、その顛末は『住友海上火災保険株式会社百年史』[72]に詳しい。

丁度同時期に大蔵省は住友銀行に対し三和銀行との合併を要求してきた（その詳細は「株式会社住友本社（中）」参照）。これに対し住友本社と住友銀行は頑強に抵抗し、結局合併は見送られた。銀行と海上の場合で住友本社の対応が異なる理由を説明する資料は残されていないが、一つの理由として、住友銀行は元々住友本店銀行部として発足し、明治四十五年（一九一二）に住友総本店から分離独立したという歴史を有するのに対し、住友海上は本節で述べた通り連系会社に指定されて未だ三年余しか経過していなかったことが挙げられる。また住友本社経理部が昭和十八年七月にまとめた「商

工課関係事業説明資料」によれば次のように損害保険会社の整理統合は必至とみられていた。

次ニ損害保険会社ノ整理統合問題ナルガ、昭和十六年度ニ四八社ノ損害保険会社ガ十七年度ニハ三八社ニ縮少セラレ、統合ハ着々進行シツヽアルガ、損害保険ハ生命保険会社等ト異リ、国内ノ再保険消化機構問題アリテ簡単ニハ片附ケラレズ。即チ戦時下ノ今日、海外再保険市場(ロンドン)ト全ク絶縁シ且今后南方諸地域ノ飛躍ガ約束セラレ居リテ、相当数ノ損害保険会社ノ存在ハ、危険分散ノ上ヨリ必要トスルモノナルガ、然シ国家統制ノ立場カラ今后共斯業ノ公益優先的経営ヲ目標トシテ、弱小会社ノ少数ノ優良会社ヘノ統合整理ハ必至ナルベシ。

当時損害保険業界において三菱系の東京海上は収入保険料でみて住友海上の二・二倍強、三菱海上は一・六倍強の規模であり、仮に両社が合併するとすれば、実に四倍近い規模となるわけであるから(事実両社の合併は住友海上と大阪海上の合併と同じく、昭和十九年三月に実現した)、住友本社が住友銀行と異なり、住友海上の合併については住友主導による合併を視野に入れていたことは充分考えられる。

かくして住友側は新会社の経営の中核体を住友海上がとるということを条件に昭和十九年一月六日両社の合併契約が調印されたが、しかし大蔵省の指導は新会社を住友本社が連系会社とすることを認めず、関係会社に止めよというものであった。この間の経緯を花崎利義(S2慶大経、扶桑海上、のち海上社長)は次のように述べている。(73)

昭和十九年三月には、住友海上は大阪海上と合併、新に現大阪住友海上火災が設立されたのであるが、私は当時、総務部長代理兼庶務課長として、新会社の設立準備委員に任命されていたので、その間の情勢は可成りよく承知していた。住友海上側の一般的空気は、この合併に余り賛成ではなかつた。というのは、折角四年前に社名を変更して名実共に住友の傘下に加つたのに今又それを離れてしまうことに云い知れない寂寥を感じていたからである。然し合併は国策の命ずるところであつた。住友が、国家非常時に際し、企業を整備して人材を公共の為めに提供す

ることを躊躇する筈はなかった。ただ憂慮されるところは一に繋つて人心の動揺にあつたと云わなければならない。古田さん（註、総理事古田俊之助）は合併を前にして昭和十九年一月七日、会社幹部を召集され、懇々とその成行を説示されたのであるが、最後に左の通り附言された。

私共トシテ一番心配スルノハ社員ノ動揺デアリマス。社員ガ親ノ家ヲ離レテ淋シイノダトイウ気持ヲモタレルコトヲ心配シテ居リマス。ソノ憂ハ極力避ケタイト思ウノデアリマス。企業合同ノ応召的意義ヲ十分認識シ、膽ノ坐ツタ心ヲモツテ部下ニ接セラレルコトヲ望ミマス。

この古田総理事の訓示の後、本社人事部長田中良雄は住友海上職員の処遇について次のように説明したという(74)。

住友海上の「職員、準職員、補助職員、女子職員ハ全部一旦住友本社ニ転勤サセ住友本社ノ職員トシテ休職ヲ命ジサウシテ新会社ノ仕事ニ従事」することとなり、「形式上ハ直接住友ノ職員」ではないが、「身分トシテハ住友ノ職員デアルコトニ変リナイ」。給与制度も「住友ノ現在ノ制度ト違ハナイヤウニ少クトモ不利益ノ点ノ無イヤウニ極力善処シタイ」、退職慰労金も勤続年数を通算する、「従ッテ身分待遇トモ以前ト何等変ラナイ」。

住友本社は既に「三　投資活動」で述べたような経緯で大阪海上火災保険の株式を取得し、昭和十八年末現在で六〇九〇株を保有していた。昭和十九年一月六日両社の合併契約が調印されると、住友本社は三月にかけて住友信託を通じ大阪海上株六一〇〇株を買い集め、大阪海上株は合計一万二一九〇株となり、合併後の大阪住友海上株は住友海上株六万八九七〇株と併せて八万一一六〇株となった。さらに合併後の四月にも大阪住友海上株五〇〇株を取得して、昭和二十年八月十五日現在の住友本社の持株は八万一六六〇株であった（第41表）。住友本社のこの動きは新会社に対する発言権を高めたいという方針に基づくものと思われるが、住友海上の資本金一〇〇〇万円（払込二五〇万円）に対し、大阪海上の資本金は一四〇〇万円（払込三五〇万円）と大阪海上は規模において住友海上を上回っており、合併は一対一であっ

たので、これだけ大阪海上株を買い集め、信託・生命の持株を加えても、新会社の住友系持株比率は二一・三%と、住友海上の持株比率四一・三%に対し半減してしまい、この点からも大阪住友海上を特定関係会社（「関係会社役員内規」は配布されていない）に止めざるを得なかったと思われる（第5表）。

三月二十七日住友海上は解散し、二十八日同社の連系会社指定は廃止された。同日新たに資本金二四〇〇万円（払込六〇〇万円）の大阪住友海上火災保険株式会社が設立された。これに伴い従来住友海上に勤務していた職員、準職員、女子職員は田中が説明したように三月二十七日付をもって住友海上を解雇され、同日住友本社に任用、三月二十八日付をもって大阪住友海上の事務に従事の為休職を命ぜられた。しかし一等職員であった社長柴田丈夫（海上は昭和十八年二月一日社長制を採用したため社長に昇格、大阪住友海上副社長）、専務小島禄郎、同久保田茂一（T3神戸高商、扶桑海上、大阪住友海上常務・専務）、伊庭勝弥（T3慶大政、大阪住友海上常務・専務）、取締役小関恭三（T4小樽高商、興銀・扶桑海上、大阪住友海上取締役・常任監査役・社長）の五名は三月二十七日付で依願退職し、新会社の役員に就任した。ただしこれらの役員も、席次表によれば退職扱として一等職員にとどまっているので、将来大坂住友海上が連系会社に再指定された暁には、職員同様住友における身分は保障されていたことになる。このうち柴田丈夫は昭和十九年十一月九日停年退職したので、昭和二十年一月の席次表からは削除されている。又住友海上常任監査役であった河口四郎はこの合併の直前三月十二日に停年退職したので、役員を自動的

第41表　扶桑海上・住友海上・大阪住友海上の住友系持株

株主名	扶桑海上 昭和14年12月末	住友海上 19年2月末	大阪住友海上 20年8月15日
住友本社	70,190	68,970	81,660
住友家	10,000	10,000	10,000
住友分家	2,300	2,300	2,300
住友銀行	1,250	1,250	1,250
住友信託	—	—	3,600
住友生命	—	—	8,400
住友系計A	83,740	82,520	107,210
発行済株数B	200,000	200,000	480,000
A/B×100(%)	41.9	41.3	22.3

に退任していた。昭和十九年三月二十八日付「異動通知(第十四号)特報」には、(備考)として「今般住友海上火災保険株式会社ハ大阪海上火災保険株式会社ト合併ノコト、ナリタルニ付テハ、従来同社ニ勤務セル職員、準職員、女子職員ニシテ此際辞令ヲ交付シタルモノヲ除ク外、別ニ辞令ヲ須キズ総テ三月二十七日付ヲ以テ住友海上火災保険株式会社ヲ解雇セラレ、同日株式会社住友本社ニ任用、三月二十八日付ヲ以テ大阪住友海上火災保険株式会社ノ事務ニ従事ノ為休職ヲ命セラレタルモノトス」とある。

なお第二次大戦後住友本社職員となっていたこれら旧住友海上役職員は、住友本社解散に伴い昭和二十一年一月二十一日付をもって全員解雇通知を受け取った(75)。その後昭和二十三年二月三日付で元大阪海上スタッフ・メンバーズからGHQアンタイ・トラスト・アンド・カルテルズ・デヴィジョンのチーフであるエドワード・シー・ウェルシュ宛に「大阪住友海上の再編―分割」と題する次のような英文書状が提出された(76)。

我々は元大阪海上のスタッフ・メンバーである。住友財閥によって置かれている我々のポジションに対し、深い同情的考慮を与えて欲しい。過度経済力集中排除法(註、昭和二十二年十二月十八日公布即日施行、昭和二十四年六月三十日までの時限立法)によって指定されれば、我々は新しい会社を設立し、その会社で幸福な将来を送るだろう。そうすれば住友の人達も目覚めて、彼等自身の民主的な会社を作るだろう。言う迄もなく、このことはこの国の保険事業の為にもよいことである。(中略)

一、大阪海上と住友海上の合併は、戦時中に国民の戦力増強(一般の会社から武器工場への人員移動)政策の中で対等合併として実現した。一九四四年(註、昭和十九年)三月二十八日である。発足当時の役員数は両社共九名づつ、部店長数は大阪側十三名、住友側十七名であった。現在役員数は大阪側三名、住友側五名、部店長数は大阪側三名、住友側十六名である。

二、住友側は経営の中核体を握ることによって彼等の野心をなしとげようとした。彼等は合併の仲介者に彼等の意図を申し出て、その提案が大阪側の推進者達に受け入れられたと考えたように見える。我々はこの事実を「住友海上二十五年史」（註、稿本　昭和十九年）から知った。何という大間違いだろう。

何れにしろ、すべての物事はより力の強い側に傾いていった。財閥の影響力によって住友は彼等の野心達成に熱中した。（後略）

翌三月、大阪住友海上は会社を分割せず、あくまで一本で進む方針を決定した。米国政府もまた集中排除政策の転換を発表し、排除法も大幅に緩和されて、大阪住友海上が排除法に指定される見通しはなくなった。

住友本社が保有していた大阪住友海上株式は持株会社整理委員会によって処分されたが、その後住友本社に代わって連系各社による大阪住友海上株式の保有が進み、昭和二十八年四月（資本金三億円）、二十九年四月（同六億円）の二回にわたる倍額増資により、住友系の持株率は再び一〇％を超えた。(77) この結果昭和二十九年七月大阪住友海上は社名を住友海上火災保険株式会社と改称した。

（資料18）

社名変更ノ件ニ付御願

扶桑海上火災保険株式会社専務取締役　小山　九一

扶桑海上火災保険株式会社ハ大正六年ノ創立ニカ、リ、爾来満二十二年ヲ経過シ、此間事業ノ盛衰社運消長ノ変化ヲ見ルコト尠カラザリシモ、近年ニ於ケル業績ノ躍進内容ノ充実誠ニ顕著ニシテ、現在本邦損害保険会社四十七社中何レノ点ヨリ見ルモ十指ノ内ニ数ヘラレ、優良会社ノ一トシテ、将来更ニ一層ノ発展ヲ期待セラレ、同業間ニ於テハ勿論一般ニ注目セラル、立場ニ在ルモノナリ。

本邦ニ於ケル損害保険ノ事業ハ其六十年ノ経歴ヲ有スルニ不拘急激ナル他種産業ノ発展膨脹ニ伴ハザルノ感アリ。従テ之ガ発達並ニ充実ヲ計ルコト極メテ緊要ナル現状ニ於テ、当社ノ勃興ハ誠ニ慶賀ニ堪エザル処ニシテ、将来益々此勢ヲ助長セザルベカラズ。而シテ其近年ニ於ケル隆盛ヲ招来シタル事情ハ、社員ノ努力黽勉ハ素ヨリ、時運ニ叶ヒタルコトニモ依ルベケレドモ、主トシテ住友ノ背景ト其全機関ノ強力ナル支援ニ基クモノニシテ、会社役員ハ固ヨリ全社員ニ於テ此点特ニ感銘シ居ル所ナリ。

我国各種産業ノ躍進ニ追随シテ、損害保険事業ノ発達ヲ促シ、速ニ外国依存ノ旧態ヲ改善セシメ、更ニ世界的雄飛ヲ遂ゲシムルコトハ、今日ノ急務ニシテ朝野関係各方面ノ大ニ考慮ヲ要スル処ナリ。カヽル時運ニ際シ、当社ニ於テモ考究施設スベキ事項多々アリト雖モ、此際当社ノ社名ヲ住友海上火災保険株式会社ト改定スルコトヲ得バ、其効果最モ著シキモノアリト確信シ、之ガ実現ニ向テ関係方面ノ諒解ヲ求メントスルニ当リ、先以テ株式会社住友本社ニ於テ、右ノ改定ニ御承認ヲ与ヘラレンコトヲ御願スル次第ナリ。

就テ御参考トナルベキ要項ヲ左ニ御説明申シ上グ。

説明

第一、当社ト住友トノ関係

イ、株式

創立当初ヨリ男爵住友吉左衛門殿御引受ノ株式五千株アリ。爾来数次ニ亘リ住友ノ持株増加トナリ、現時ニ於テハ、住友本社及本家及御分家様等ノ持株合計八万二千六百株トナリ、会社株式総数弐拾万株中其四割強ヲ占メ、猶住友関係個人末家等ノ持株約五千株ヲ合計シテ、持株ノ割合四割五分ニ近シ。

ロ、役員ノ構成

現住友総理事小倉正恒氏ハ会社創立当初ヨリ取締役トシテ今日迄継続御就任セラレ居ルノミナラズ、自大正十三年十月至大正十四年五月ノ間取締役会長ヲ担当セラレ、更ニ重ネテ昭和七年三月以降引続キ取締役会長ヲ担当セラレ居ルモノナリ。

又昭和五年二月小山九一住友ヨリ派遣セラレ、同年三月以降今日ニ至ル迄引続キ専務取締役ノ要職担当中ナリ。次ニ矢島富造氏監査役トシテ在職十年ニ及ビ、其後任トシテ昭和十四年三月生野章作氏ノ来任セラル、アリ。更ニ専務後任トシテ準備ノ為メ、昭和十四年三月柴田丈夫氏取締役ニ就任セラレ、カクテ現在取締役七名中三名、監査役二名ノ中一名夫々住友在職者ニ於テ担当中ナリ。

ハ、営業取引ノ状況

創立当初ヨリ住友各機関ノ支援ヲ受クル処尠カラザリシモ、大正年間昭和ノ初期ニ至ル迄、住友ノ各機関ニ於テモ猶旧来ノ関係ニヨリ他ノ保険会社トノ契約持続セラル、モノ尠カラズ。所謂好意的支持ヲ受クルニ止リ、此時代ニ於テハ住友関係ノ保険契約ハ猶著敷増加ヲ見ルコト能ハザリシガ、昭和六、七年以降住友ノ持株圧倒的ニ増加スルニ及デ、住友各機関ノ所有又ハ管理ニカ、ル保険物件ハ、殆ド例外ナク当社トノ取引ニ転移シ、今日ニ於テハ若干ノ例外ヲ除キ全部当社ノ取扱トナリ、更ニ進デ住友ノ一翼トシテ銀行、倉庫、生命保険等各種機関ト一ノ連環ヲナシ、協力シテ相互扶翼住友勢力ノ及ブ方面ニ於テ多大ノ進出ヲ遂グルニ至レリ。

ニ、代理店事務ノ依嘱

住友各機関トノ営業取引トハ別個ニ、曩ニ御承認ヲ得テ火災傷害等ノ保険ニ付キ住友従業者ノ契約ヲ目的トスル代理店事務ノ御引受ヲ願ヒ居ル次第ナリ。

ホ、当社事務所ノコト

当社本店ハ固ヨリ主要大都市ニ於ケル支店出張所等ノ事務所ハ、凡テ住友ビルディング又ハ住友連系会社ノ建物内ニ設置シアリ。電話雑役等ニ於テモ共通使用ニ属スルモノ多キ現状ナリ。

第二、当社事業ノ推移並ニ営業成績

創業以来今日迄二十二期ニ亘リ毎年度ノ決算ニ於ケル貸借対照表ヲ一表ニ纏メ、猶毎年度ノ総保険料ヲ対照セル一表、計二表ヲ添付(註、略)貴覧ニ供ヘタリ。而シテ当社創業ノ当時ハ、前欧洲大戦ノ好影響ヲ受ケ、海上保険ニ於テ相当ノ利益ヲ挙ゲ、創業数年ナラズシテ既ニ一割ノ配当ヲ実行シ、爾後数年間八分ノ配当ヲ継続シタルモ、戦後ノ反動ニ加ヘ更ニ大正十二年関東大震災ノ厄ヲ蒙リ、火災保険ニ於テ相当ノ打撃ヲ蒙リ、一頓挫ヲ来セルノミナラズ、其後引続ク国内不況ニ禍セラレ、加之欧米ニ於ケル引受又多ク失敗ニ終リ、昭和ノ初期ニ於テハ前途頗ル懸念セラル、迄ニ勢力ノ失墜ヲ来セリ。従テ当時八分若クハ七分ノ配当ハ極メテ無理ヲ重ネタル観ナキニ非ズ。茲ニ於テ昭和五年前専務ノ引退トナリ、爾来海外引受ノ制限或ハ廃棄トナリ、主力ヲ住友ノ支援ニ基ク国内営業ニ転換シ、同時ニ社内ノ刷新緊縮ヲ極度ニ励行シ、以テ各務鎌吉氏ノ批評ニヨル所謂整理会社ノ域ヲ脱スルコトニ全力ヲ挙ゲテ努力スル処アリ。昭和六年及七年ノ五分配当ヨリ逐次恢復向上ノ一途ヲ辿リ、今日真ニ充分ノ余裕ヲ以テ一割配当ヲ実施シツヽアリ。而シテ昭和十四年度ニ入リ業況更ニ数段ノ飛躍ヲナシ、本年度総保険料ハ二千万円ヲ突破スルコト確実ニシテ、十一月末ノ現状ニ於テ営業残高三百六十一万円、資本収入六十六万円ヲ超エ、創業以来空前ノ好成績ニシテ責任膨脹ニヨル充分ノ準備金ヲ控除シ、処分シ得ベキ利益八十万円ヲ突破スルコト略確実ナル状勢ナリ。明昭和十五年ニ於テモ此状勢ノ継続スベキコト略確実ニシテ、火災保険ノミニテ一千五百万円、海上保険九百万円其他ヲ合シテ総保険料二千五百万円ヲ見積リ得ル状況ニ到達シ居レリ。

第三、当社資産ノ内容ニ就テ

保険営業ノ公共性乃至大衆性トニ基キ、幾多法令ニヨル取締並ニ主管官庁ノ監督極メテ厳重ニシテ、毎月事業報告並ニ会計表ノ提出ヲナスノ外、重要事項ニ就テ許可申請又ハ報告ヲ要スルモノ多々アリ。猶商工省ヨリ人ヲ派シ随時実地検査ヲ行ハル。

右トハ別個ニ毎期決算前公認会計士東会計事務所ニ依頼シ、其検査ヲ経テ決算ニ移ルコトニナリ居レリ。

右監督並ニ検査ニ加ヘ、当社経営ノ方針亦極メテ厳格ニシテ専ラ堅実ヲ旨トシ、内容ノ充実ニ専念シタル結果当社今日ノ資産内容ハ多大ノ含ヲ有スルモノニシテ、本年十一月末現在所有有価證券七百五十余万円ハ一千万円ヲ超ユル価格ヲ有シ、三百二十万円ノ隠レタル資力ヲ有ス。銀行預金ニ就テモ表面四百七十万円ニ対シ、在外資金ニツキ為替関係ノ差益ヲ考慮シ、之ヲ加算セバ約五百万円トナル。カクテ当社諸積立金合計八百万円ハ前記隠レタル資力ヲ合算スル時ハ、実力一千一百五十万円ニ達シ、猶昭和十四年度決算ニヨル諸積立金ノ増加ヲ最少限三百万円トシテ、合計一千四百五十万円ニ上リ、昭和十五年三月現在ニ於テハ払込資本金二百五十万円ノ外、其六倍弱ニ相当スル資力ヲ有スルコト、ナリ、将来ノ活動力愈旺盛トナリツヽアリ。

因ニ震火災納付準備金ハ今後六年間毎年度利益金中ヨリ金八万余円ヲ政府ヘ納付シ、其完決ヲ待テ別途準備金トナルベキモノナリ。

第四、当社ノ社員ニ就テ

イ、昭和十四年十二月現在社員並ニ種類左ノ如シ。

事務員(男子)	三百円以上	百六十円以上	七十円以上	七十円未満	合計
官公立大学	二	一一	五二	二	六七
私立大学		三	三一	二〇	五五

官公立専門学校	二	一〇	二九	二九	七〇		
私立大学専門部		一	一〇	一九	三〇		
中等学校		七	四四	一五二	二〇三		
高等小学校			五	四	九		
合計	四	三二	一七二	二二六	四三四		
女子事務員及雇				一五五	一五五		
男子雇				三二	三二		
合計				一八七	一八七		
総計					六二一		

ロ、社員採用ノ方法

昭和五年頃ニ於テハ在職者中種々雑多ノ経歴ヲ有スルモノアリタリ。特ニ火災保険契約ニ主トシテ従事セル者ノ内ニハ、社員トシテ思ハシカラザル者モアリタルガ、昭和六年約二十名（昭和十二年三月別ニ十三名淘汰ス）ノ整理淘汰ヲ行ヒ、以後ニ於テハ社員ノ新規採用ハ原則トシテ凡テ学校新卒業生ニ限ルコトトシ、中等学校ハ凡テ学校長宛照会ノ上其推薦ニヨル者ノ内ヨリ詮衡シ、専門学校及大学卒業生ニ就テハ一部学校ノ推薦一部ハ関係密接ナル方面ノ推挙又ハ依頼アリタル者ノ内ヨリ厳撰採用ノコト、シ、最近ニ至ル迄此方法ニヨリ処置シ来レル処、支那事変ノ為メ多数応召者ヲ出シタルト業務ノ進展急激ニシテ人手不足ヲ痛感スルニ至リ、之ニ応ズル為メ昨年及今年度ニ於テ他種事業ヨリ転職セル二十数名ノ中途採用者アリタルハ、前記ノ例外ヲナスモノナリ。

以上ヲ要約スルニ昭和五年以前ヨリ今日迄引続キ在職セル者ハ、大部分当社ノ幹部ニシテ「エキスパート」タルト同

時ニ又人柄ニ於テモ優良ナル社員ナリ。一方今日男子社員ノ三分ノ二若クハ夫以上ニ上ル昭和五、六年以降入社ノ者ハ、何レモ純真無垢学歴備リ、人物ニ於テ透明ナルフレッシュマンニシテ人的要素ニ於テ同業間優位ヲ占ムルモノナルコトヲ確信ス。

ハ、待遇問題

昭和六、七年ノ頃一般事業界極度ノ不振ニ陥リ、学校新卒業生ノ就職難極メテ深刻ナルモノアリタリ。当時当社ハ社内事情ニ於テ徹底的緊縮刷新ヲ要スル時機ニ遭遇シタルヲ以テ、一面将来性ナキ者ノ整理淘汰ヲナス、一面一般ノ待遇特ニ新入者ノ初任給ヲ引下ゲ、将来ニ備ヘテ年々数十名ノ増員ヲ継続シテ今日ニ及ベリ。而シテ近年社業ノ発展成績ノ良化スルト共ニ、逐次初任給ノ増加改定、賞与率ノ増進、停年保険ノ給与開始其他一般ニ住友ニ於ケル制度ニ倣フコト、シ、目標ヲ自力更生ニヨリ住友社員ト同一待遇迄向上セシムル意図ヲ以テ漸進シ来レルガ、偶先般会社職員給与臨時措置令ノ発布ニヨリ、各種ノ待遇方法ニ就テ更ニ明確ニ基準を設定スル必要ニ迫ラレ、依テ住友ト略同一ノ標準迄初任給、昇給率等ヲ更新スルコト、シ、新年度ヨリ実施スルコト、ナリ居レリ。然シテ両三年ヲ期シ住友ト同一レベル迄待遇向上ヲ計ル筈ニシテ、今日ト雖モ同業間ニ於テ比較的良好ナル待遇ナルヲ以テ、右実行ノ暁業界ニ於テハ断然優秀ノ待遇振トナルベク、惹テ業務ノ繁栄を培ヒ、更ニ一層ノ発展ヲ齎スモノト思惟ス。

第五、損害保険事業ノ堅実性ニ就テ

事業ノ経営ハ人ニ在リ、人宜シキヲ得ザレバ、安全且有利ト認メラルヽ事業ニ於テモ遂ニ繁栄ヲ期シ得ベカラズ、或ハ蹉跌頓挫ヲ免レザル場合ナシトセズ。損害保険事業ノ如キ特ニ其ノ然ルヲ覚ユ。而シテ当社ニ在リテハ経験豊富事業ニ精通セル幾多人材ヲ擁シ、役員ノ組織ニ於テ住友ノ最高幹部総理事ヲ取締役会長トシテ戴キ、其指導下ニ多数要職ヲ住友ヨリ派遣セル者ヲシテ担当セシメ、猶諸般ノ社内制度ハ規範ヲ住友ニ則リ、厳正且公明ニ経営セラレアルヲ以テ、他

同業者ニ比シ此点遙ニ優越セルモノアリトス。

而シテ損害保険事業ノ特質トシテハ、

イ、莫大ナル固定資本ヲ必要トセズ。

ロ、経済界ノ盛衰ニヨリ蒙ル影響ハ、他事業ニ比シ遙ニ尠ク、従テ相当不況期ニ際シテモ充分経営ニ堪エ得ラルベキ事業ナリ。

ハ、多分ニ公共性ヲ有スル為メ、官庁ノ監督検査等極メテ厳重ニシテ、特ニ事変以後各種法令ニヨリ経営上一層厳重ナル監督ヲ受クルニ至レリ。

ニ、時世ノ必要ニ伴ヒ、従来徒ニ競争ヲ是事トセル同業者間ノ提携協力強化セラル、ニ至リ、相互ノ制肘監督ニヨリ抜駆的無謀ノ経営ハ漸次不可能トナリツヽアリ。

以上ノ如キ事情ナルヲ以テ、経営者ニシテ余程無謀ナラザル限リ、寧他事業ニ比シ安全性ヲ有シ危険視スルニ当ラズ。只筆者唯一ノ懸念ハ、我国土ノ状況ガ地震地帯ニ在ル為メ、地震ニ伴フ大都市ノ罹災等アル場合、保険約款ニ於テ明瞭ニ免責セラレ居ルニ不拘、大正十二年東都ノ震災ニ於テ国策トシテ一部支払ヲ強制実施セシメラレタル悪例アリ。カヽル損害ハ今後ニ於テモ絶無トハ断言シ難キモ、種々ノ改良施設ト相俟テ前例ノ如キ惨禍ヲ招来スルコト少カルベク、又国策上ノ考慮ヲ払フ場合ニ於テモ、保険事業ノ経営ヲ不可能ナラシムルガ如キ極端ナル措置ニ出ル事ハ絶対ニ之ナキモノト確信スルモノナリ。

第六、社名変更問題ニ就テ

当社ハ前欧洲大戦中山下亀三郎氏ノ主唱ニヨリ、日本郵船会社関係其他東西経済界ノ最有力者ノ支援ニヨリ、当初海上保険営業ヲ目的トシテ創立セラレタルモノニシテ、本邦損害保険会社ノ巨頭東京海上モ当初ヨリ之ニ参加シタルモノナ

リ。従テ過去二十数年ノ経過ヲ顧ル時、初期時代ニ在リテハ山下汽船ヲ中心トシ恰モ山下ノ別働隊ト看做サレタルモノナリ。後山下ノ持株ガ住友ヘ転移シ、央頃山下、東京海上(三菱)、住友ノ三者持株略均衡セル時代ニ於テハ、三派鼎立ノ基礎ニ於テ東京海上ノ色彩稍濃厚ナリシモ、旗色稍不鮮明ノ時代ヲ劃セリ。然ルニ欧洲戦後ノ長期ニ亘ル不況ト海外引受ノ失敗ヲ端緒トシテ、漸次社内ノ統制ヲ失ヒ、昭和五年経営ノ実権を住友ニ委ヌルコト、ナリ、其後山下財力ノ枯渇ニヨリ山下持株ノ大量ヲ重ネテ住友ヘ肩代リスルニ及ンデ、資本的、人的並ニ営業取引等凡テ住友中心ノ時代ヲ実現スルニ至レリ。当時内部ニ包蔵セル欠陥ヲ塡補スベク、住友ノ支援ニヨリ最モ効果多カルベキ火災保険ニ力を注グコト、ナリ、同時ニ住友ノ商号使用ニ就テ一部ニ其議アリタルモ、住友ニ於テハ損害保険事業ノ本質特ニ当社ノ内容及将来ノ推移ニ就テ充分ノ確信ナク、又当時ノ会長平生釟三郎氏ニ於テ之ニ賛意ヲ表セズ。従テ其時機ニ至ラザルモノトシテ、内外ノ要望アリタルニ不拘其儘今日ニ及ベリ。

今ヨリ数年前取締役山下亀三郎氏ハ住友側ニ於テ準備整ハヾ、当社ノ大株主東京海上ノ社長ニシテ当社ヲ裏面ヨリ監視監督セル故各務鎌吉氏ニ対シ、住友名ヲ使用スル商号変更方ニ付キ説得斡旋ノ労ヲトルベキ旨提言セラレタルコトアリタルモ、時機尚早トシテ其儘経過シタリ。

抑当社ニ対スル世上ノ認識ハ当初海運及貿易業者等特殊ノ方面ヲ除キ、一般大衆ニ於テハ殆ド知ル処尠ク、甚シキハ米国ノ会社ナリヤ等ノ質問アリタルコト一再ニ止ラズ。之ガ認識を深ムル為メ社員ノ努力容易ナラザルモノアリタリ。而シテ大正海上ガ三井経営ヲ標榜シ、帝国海上ガ安田経営ト呼称セルニ対シ、当社モ社名変更ニ代ル次善ノ策トシテ、昭和六年頃ヨリ住友経営ヲ表明シ、依テ以テ火災保険発展ノ素地ヲ築キ、海上其他ノ営業進展ト相俟テ今日業界ニ確固タル地位を占ムルニ至レルモノナルヲ以テ、今ヤ多年要望セラレタル社名変更モ極メテ自然ノ推移ト云フベク、住友並ニ当社ニトリ利益アルモ、何等懸念不安ヲ齎スモノニ非ズト確信シ、御詮議ヲ待ツ次第ナリ。

第七、社名変更ニヨル対内対外関係ノ影響

一、対社内関係

今日全国的ニ住友ト事務所ヲ同一ニシ、又諸規則、諸制度等出来得ル限リ住友ニ倣ヒ来レルヲ以テ、社員ニ於テモ準住友人ノ矜持ヲ有セルモ、社名変更ニヨリ此点ヲ一層明確ナラシメ、更ニ風格ノ向上ヲ齎スベキハ明ニシテ、社員中極メテ少数ノ例外ナシトハ断言シ難キモ、先以テ百パーセント社名変更ヲ翹望セルモノト認ム。社員待遇改善ヲ期待スル点ヨリシテモ右断定ニ誤ナキモノト信ズ。

二、対官庁関係

信用ヲ生命トスル保険事業ニ於テ、住友経営ノ説明付ヨリ一歩前進シテ住友ノ商号ヲ用ユルコトハ、会社ノ充実セル今日何等反対アルベシト思ハレズ。猶前年ノ決算ニ際シ当局ニ於テ、本邦ニ於テ東京海上社程ノ会社ガ五、六社出来アガラネバナラヌ、扶桑ノ如キ其一候補者トシテ精進セラレタシトノ言アリ。住友ニ対スル心証良好ノ余沢トシテ感激シタルコトアリ。之等ノ事実ニ徴シ、住友ノ商号ハ好感ヲ以テ迎ヘラルベキモノト思惟ス。

三、対株主関係

昭和五、六年ノ頃当社衰運ノ頂点ニ於テ、株価ハ払込ヲ僅ニ超過セル貧弱ナル状態ニ陥リシモ、住友経営ノ認識明トナルニ及ビ、業績向上ト相俟テ一路向上、現在十二円五十銭払込時価三十円ヲ超ユル状況ニシテ、社名変更ニヨリ社礎ノ安定ト業績ノ向上ヲ評価シ更ニ昂騰ヲ見ルベク、一般株主ニ於テ此事ヲ喜ブベキコトハ自明ナリトス。

四、対取引先関係

社名変更ニヨル信用ノ充実ハ、一般取引先ニ於テ歓迎セラルヽコトハ勿論ニシテ、世上偶反住友感情ヲ有スルモノ絶無ニ非ザルベキモ、之等僅少ノ反対者ヲ失フモ得ル処遙ニ多大ナリ。取引先中同業者関係ニ於テハ若干親疎ノ差別ヲ招来

スベキモ、各同業者ニ於テハ多年ノ既成事実トシテ之ヲ迎ヘ、取引上等特ニ大ナル変化ヲ齎スコトナキモノト信ズ。

五、対一般社会関係

思想問題ノ見地ヨリ反財閥ノ感情ヲ慮リ、社名ニ住友ヲ冠スルコトハ住友及当社ニトリ懸念スベキ点ナキヤノ疑問アルモ、今日挙国一致国力総動員ノ時代ニ於テ、カヽル点ノ考慮ハ杞憂ニシテ、寧一般大衆ニ於テモ正当ニ認識ヲ深ムルニ至ルベク、此事ハ住友経営ヲ標榜スル今日ト何等変化ナキモノト考ヘラル。

第八、社名変更ニヨル住友並ニ当社ノ利益

之迄ノ説明ニヨリ既ニ明ナルガ如ク、今日住友並ニ当社ノ関係ハ利害全ク一致セルモノニシテ、社名変更ニヨル当社信用ノ増大ハ直ニ事業上ノ発展トナリ、其結果ハ住友ニ還元スル次第ナルノミナラズ、住友ニ於テ各種金融、倉庫等ノ事業ト相並ンデ、其一翼トシテ損害保険事業ヲ其傘下ニ有セラル、コトハ、直接間接裨益スル処尠カラズ。当社ニ於テモ住友経営ノ説明ヲ用ヒズ、ソレ自体明瞭ナル商号ノ使用ニヨリ、経営上ノ便益極メテ大ナルモノアリ。経営上ノ実力ハ一切自力ヲ以テ賄ヒ得ルヲ以テ、累ヲ住友ニ及ボスガ如キ懸念ナキモノト信ズ。

第九、社名変更ニ当リ条件トシテ考ヘラル、事項

イ、人事ノ統制

或程度以下(例ヘバ中等学校以下卒業)ヲ除キ新規社員ノ採用ニ就テハ、当社役員モ参加シテ住友ノ機関ニ詮衡方ヲ依頼スルコト、シ、其他諸般ノ人事特ニ社員待遇等ノ問題ハ、住友ト充分連絡ヲトリ、其統制ニ従フコト可ナリト認ム。

ロ、事業並ニ会計ノ検査

当社監査役生野章作氏ノ指導下ニ、住友機関ノ発動ニヨリ定時的ニ一定ノ検査ヲ行ヒ、一層内容ノ整備充実ヲ計リ、同時ニ住友ニ於テモ当社ノ内容ニツキ、更ニ一層ノ認識ヲ深ムルコト適当ナリト考ヘラル。

第十、社名変更実施期

社名変更ニツキ幸ニシテ住友ノ御承認ヲ得バ、次ニ官庁ノ諒解ヲ求メ、更ニ創立者ニシテ現在取締役タル山下亀三郎氏ノ諒解ヲ求メ、又当社大株主東京海上火災保険株式会社ニ一応内諾ヲ求メ置クヲ可トス。旁諸般ノ手続上昭和十五年三月開催ノ定時株主総会ノ前後何レカ適当ノ時期ヲ撰ビ、臨時株主総会ヲ開催シテ附議スルヲ要スルガ、来ル昭和十五年二月臨時株主総会ヲ開キ処理スルコト最モ好都合ト考ヘ居ルモノナリ。

（資料19）

「庶務課関係打合、報告事項」

一、打合事項

（イ）定款及業務執行ニ関スル重要ナル規程ノ制定及改変（取扱内規ヲ含ム）

（ロ）職員ニ対スル各種ノ規程ノ制定及改廃（取扱内規ヲ含ム）

例：職員規程、俸給々与規程（俸給規程、在勤手当規程、職務手当規程其ノ他）、休職、休暇、停年、欠勤規程、旅費規程、退職慰労金規程、積金規程等

（ハ）重要ナル契約及一切ノ訴訟、但シ日常取引ニ属スルノヲ除ク

（ニ）予算内ト雖　職員福利施設（社宅等）

（ホ）〃　店費ニ依ル私宅電話ノ架設

（ヘ）〃　自動車其ノ他特殊ノ什器類ノ購入

（ト）業務時間、休業日ニ関スル事項

（チ）臨時株主総会ノ招集

（リ）守衛規程ニ基ク守衛ノ設置、廃止、待遇等
（ヌ）当、宿直規程ニ基ク当、宿直ノ廃止
（ル）主管者ニ代リ伝票ニ代印スル者ノ指定
（ヲ）一件百円以上ノ寄附金（報酬、謝礼ヲ含ム）
（ワ）交際費支出内規ニ基ク甲種集会、乙種集会ヘノ加入
（カ）諸会役員ノ就任

二、報告事項
（イ）打合事項以外ノ主ナル規程（取扱内規ヲ含ム）ノ制定改廃
（ロ）総会、取締役会ノ結果
（ハ）交際費支出内規ニ基ク交際費支出報告
（ニ）集会ノ脱退
（ホ）諸会役員ノ退任

「経理関係提出書類、打合事項並報告事項」

一、提出書類

（書類名）	（提出期日）	（回数）
会計見積書	前年十一月三十日迄	年一回
実際報告書	翌年四月三十日迄	年一回
元帳残高表	翌月末日迄	月一回

業務概況表	同　右	月一回
事業成績旬報	翌旬末日迄	月三回又ハ月報
財産目録	翌年二月末日迄	年一回
当年度損益予想表	五月十五日迄	年一回
当年度損益決算額予想表	十一月十五日迄	年一回
有価證券月別増減明細表（銘柄別）	翌月末日迄	月一回
有価證券月別残高表（銘柄別）	翌月末日迄	月一回
上半期連系会社株配当収入金額調	七月十日迄	年一回
下半期連系会社株配当収入金額調（一部予想）	十二月二十日迄	年一回

二、打合事項（事前提出）

A、会計見積書関係

（一）　会計見積書

（二）　重要有価證券投資及貸付（具体的ニハ別ニ之ヲ決定ノコト）

（三）　不動産投資

（四）　経費各科目予算ノ超過又ハ新規ノ支出

（五）　損益各科目予算及純損益予算ノ著シキ変更

（六）　業務ノ方針程度ノ変更

B、資本関係

（一）　資本ノ増減並払込ノ徴収

C、決算関係

（一）　決算及利益金処分

D、出納及計算関係

（一）　他銀行取引開始

（二）　勘定科目並元帳科目ノ設定、廃止並順序ノ変更

E、保険業法関係

（一）　事業方法書、普通保険約款、算出方法書、財産利用方法書ノ変更

F、店部関係

（一）　支店及独立ノ出張所ノ設置並廃止

G、営業関係

（一）　営業ニ関スル重要ナル事項

H、会計事務取扱規程

（一）　社則会計規程ニ依リ会計事務取扱規程ヲ設クル場合

三、報告事項

（一）　経費各科目予算ニ著シキ減少ヲ生ジ、又ハ其ノ費途ノ原因消滅シタル場合其ノ金額及事由

（二）　本店又ハ支店所属ノ出張所ノ設置並廃止

（三）　其他参考トナルベキ事項

尚損益科目中左記ノ如ク掲記ノコト

（一）保険料

（収入）　（支出）

保険料　再保険料

（二）保険金

（収入）　（支出）

再保険金　保険金

「検査関係打合事項」

一、社則・監査及検査規程ニ基キ監査並検査ヲ実施セラルヽヲ以テ、之ニ関スル諸事項ハ逐次協議決定ノコト

二、商法上監査役ニ対スル必要ナル諸手続ハ本社検査ヲ通ジテ実行スルコト

尤モ会社決算ニ関スル書類（商二八一条）ノ説明ニ要スル調査事項ハ、追テ具体的ニ協議決定ノコト

「人事課関係打合事項、報告事項」

一、打合事項

一、四等職員以上ノ任免、昇進、賞罰並課長（課長ナキトキハ係長）以上ノ分掌

一、職員ノ退職慰労金（定例ノモノヲ除ク）

一、職員及準職員ニ対スル海外出張、留学又ハ学術研究ノ為ニスル国内ノ出張

但満洲及支那ノ出張ハ此ノ限リニアラズ

一、職員及準職員ニ対スル期末賞与、各種ノ臨時給与、慰藉、待遇等　但シ定例ニ属スルモノハ此ノ限リニアラズ

一、嘱託員ノ任用、顧問及嘱託ノ依嘱並期間延長、待遇変更
一、規定年令以外ノ補助職員任用
一、停年延長
一、休職、復職　但兵役及通牒ニヨル専行権限内ノ場合ハ此ノ限リニアラズ
一、職員及準職員、他会社等ノ役員ニ就任又ハ事務ニ従事
一、積金還付　但専行事項ヲ除ク
一、諸規程及通牒ニ於ケル本社ノ承認ヲ受クヘキ事項及特殊ノ取扱事項
例　内国旅費規程第三十三条、外国旅費規程第十四条、同第十五条但書、同第十六条、同第二十五条第二項、
　　在外店部職員在勤手当規程第十二条第三項、同第十三条但書其ノ他
一、寄宿舎ノ新設増改築
一、職員ニ関スル病院診療所ノ設置又ハ嘱託医ノ委嘱
一、金融組合ノ設立及規約中重要ナル改正

二、報告事項
一、職員任用、解雇、分掌其他ノ異動
一、主管者事務引継結了
一、同　旅行及五日以上ノ休暇
一、転任者出発延期及着任日
一、応召者、入営休職者ニ関スル報告

一、積金還付
一、昇等増給統計
一、期末賞与統計
一、交際手当支給報告
一、勤務状態調及長期欠勤者調
一、準職員、女子職員及在外準職員調
一、金融組合規約中改正事項（打合ヲ要セザルモノ）

～15年）　　S＝昭和

14年	15年	
→		（住友）
→		（小倉）
		（八代）
		（松本）
		（今村）
→	9．2	（国府）
→		（古田）
→	4.24	（山本）
→	4.24	（大平）
	4.24 →	（岡橋）
	4.24 →	（大屋）
	4.24 →	（春日）
		（大平）
→	4.24	（岡橋）
→	4.24	（大屋）
	4.24 →	（吉田）
	4.24 →	（大島）
→		（小倉）
→		（古田）
		（松本）
		（八代）
		（今村）
→	4.15	（山本）
→	9．2	（国府）
		（古田）
→	2．7	（大平）
	2．7 →	（岡橋）
	4.15 →	（大屋）
	4.15 →	（春日）
		（松本）
→	9．2	（国府）
	9．2(兼) →	（古田）
		（田中）
		（国府）
→		（河井）
		（山本）

（付表１）株式会社住友本社幹部一覧表（昭和12

		就任年月日	昭和12年	13年
代表取締役社長	住友吉左衛門		3. 1 ———	
代表取締役	小倉　正恒		3. 1 ———	
取締役	八代　則彦		3. 1 ——→	1.20
〃	松本　順吉		3. 1 ——→	1.20
〃	今村　幸男		3. 1→11.27	
〃	国府　精一		3. 1 ———	
〃	古田俊之助		3. 1 ———	
〃	山本　信夫		3. 1 ———	
〃	大平　賢作			1.20 ———
〃	岡橋　林			
〃	大屋　敦			
〃	春日　弘			
監査役	大平　賢作		3. 1 ——→	1.20
〃	岡橋　林		3. 1 ———	
〃	大屋　敦			1.20 ———
〃	吉田　貞吉			
〃	大島　堅造			
総理事	小倉　正恒	S 5. 8.12 ———		
専務理事	古田俊之助			1.20 ———
理事	松本　順吉	S 5. 8.12 ———	——→	1.20
〃	八代　則彦	S 5. 8.12 ———	——→	1.20
〃	今村　幸男	S 5. 8.12 ———	→11.27	
〃	山本　信夫	S 9. 1. 1 ———		
〃	国府　精一	S11. 5. 9 ———		
〃	古田俊之助	S11. 5. 9 ———	——→	1.20
〃	大平　賢作			1.20 ———
〃	岡橋　林			
〃	大屋　敦			
〃	春日　弘			
監事	松本　順吉	S 3. 5.14 ———	——→	1.20
〃	国府　精一			1.20(兼) ———
〃	古田俊之助			
人事部長	田中　良雄	S 8.12. 1 ——→	4. 1	
〃	国府　精一		4.1(兼)→9.25	
〃	河井昇三郎		9.25 ———	
経理部長	山本　信夫	S 8.12. 1 ——→	9.25	

14年	15年	
→	8.13	（小畑）
	8.14 →	（小林）
		（河井）
→	8.14	（小林）
	8.14 →	（松井）
		（矢島）
→	2. 7	（野田）
	4.15 →	（芦沢）
		（稲井）
→		（栗原）
→	12. 5	（小池）
	12. 5 →	（太田）
→		（近藤）
→		（平賀）

（昭和12～15年）　　T＝大正　S＝昭和

13年	14年	15年	
→	1.20		（八代）
	1.20 →	2. 7	（大平）
		2. 7 →	（岡橋）
→	1.20		（大平）
→		2. 7	（岡橋）
→			（大島）
→			（十亀）
		2. 7 →	（野田）
			（田島）
→		1.18	（水野）
		1.18 →	（ 林 ）
			（小畑）
→	（S14.11.1住友電氣工業と改称）		（田中）
→			（別宮）
			（田中）
	8.15 →		（西田）
→	1.17		（大石）
	1.17 →		（稲井）
→		8.14	（松井）
		8.14 →	（細谷）

		就任年月日	昭和12年	13年
経理部長	小畑　忠良		9.25	
〃	小林晴十郎			
総務部長	河井昇三郎	S 8.12. 1	9.25	
〃	小林晴十郎		9.25	
〃	松井　孝長			
東京支店長	矢島　富造	S 3.11. 1		7. 6
〃	野田　哲造			7. 6
〃	芦沢　進			
東京販売店支配人	稲井　勲造	S 7. 7. 1		1.17
〃	栗原　徹			1.17
北日本鉱業所長	小池宝三郎	S11. 9. 1		
鴻之舞鉱業所長	太田　鉄造			
朝鮮鉱業所長	近藤　次彦	S11.10. 1		
林業所支配人	平賀　五郎	S 8.12.11		

（付表２）連系会社・特定関係会社幹部一覧表

		就任年月日	昭和12年
住友銀行専務取締役	八代　則彦	T15. 5. 4	
〃　〃	大平　賢作		
〃　〃	岡橋　林		
〃　常務取締役	大平　賢作	T15. 1.13	
〃　〃	岡橋　林	S 5. 9.10	
〃　〃	大島　堅造	S 7. 3.10	
〃　〃	十亀　盛次	S 9. 3. 5	
〃　〃	野田　哲造		
大阪北港常務取締役	田島房太郎	S 8. 2.25	1.30
〃　〃	水野鶺之助		1.30
〃　〃	林　千秋		
住友電線製造所専務取締役	小畑　忠良	S11. 5. 9	9.25
〃　〃	田中　良雄		9.25
〃　常務取締役	別宮　貞俊	S10. 7.31	
〃　〃	田中　良雄		4. 1→ 9.25
〃　〃	西田　正一		
日本板硝子常務取締役	大石　公平	S 2. 2.28	
〃　〃	稲井　勲造		
住友倉庫常務取締役	松井　孝長	S11. 5. 9	
〃　〃	細谷庄三郎		

13年	14年	15年	
			（河井）
		8.14	（小林）
		8.14(兼)→	（松井）
			（大屋）
	7.13		（矢崎）
→ 2.10			（羽室）
2.10			（ 続 ）
	7.13		（中尾）
			（北沢）
			（小松）
			（今村）
			（今井）
			（今井）
			（福山）
6.22			（齋藤）
			（三村）
			（荒川）
1.29			（吉田）
→ 1.29			（吉田）
			（古市）
		4. 1	（小山）
		4. 1	（柴田）
と改称）	4.26		（小山）
→ 6.27			（矢島）
6.27			（小関）
→ 4.27			（志田）
7.30			（梶井）
1.10			（佐鳥）
			（進藤）
		12. 5	（小池）
		12. 5→	（土屋）
1.31→11.4			（山本）
11.4(兼)			（大屋）
→ 1.31			（山本）
1.31			（矢部）
（S13.1.1満洲住友金属工業と改称）			（古田）
			（佐伯）
1.31(兼)			（三村）

		就任年月日	昭和12年
住友ビルデイング常務取締役	河井昇三郎	S10.12.28(兼)	→ 9.28
〃　〃	小林晴十郎		9.28(兼)
〃　〃	松井　孝長		
住友化学工業専務取締役	大屋　敦	S 8.12. 1	
〃　常務取締役	矢崎　摠治	S 8. 1.28	
〃　〃	羽室　広一	S10. 1.30	
〃　〃	続　　虓		
〃　〃	中尾　新六		
住友生命保険専務取締役	北沢敬二郎	S11. 5. 9	
〃　常務取締役	小松　正則		2.27
住友信託専務取締役	今村　幸男	S 2. 9.10	→11.29
〃　〃	今井　卓雄		11.29
〃　常務取締役	今井　卓雄	S 7. 6.27	→11.29
〃　〃	福山善治郎		11.29
〃　〃	齋藤　洲司		
住友別子鑛山専務取締役	三村　起一	S 9. 7.25	→ 6.21
〃　常務取締役	荒川　英二	S 9. 7.25	→ 6.21
四國中央電力専務取締役	吉田　貞吉		
〃　常務取締役	吉田　貞吉	S 2. 7. 1	
住友炭礦常務取締役	古市　六三	S 8. 9.21	→ 6.21
扶桑海上火災保険専務取締役	小山　九一	S 5. 3.28	
住友海上火災保険専務取締役	柴田　丈夫		
扶桑海上火災保険常務取締役	小山卓次郎	（S15.4.1住友海上火災保険	
大日本鑛業常務取締役	矢島　富造	S 9. 6.30	
〃　〃	小関　良平		
日本電氣専務取締役	志田　文雄	S 7. 6. 8	
〃　〃	梶井　剛		
〃　常務取締役	佐鳥　仁左		
土肥金山専務取締役	進藤淳之佑	S11.10. 1	
静狩金山常務取締役	小池宝三郎	S 8. 8.10(兼)	
〃　〃	土屋　裕		
住友アルミニウム製錬専務取締役	山本　渙		
〃　〃	大屋　敦		
〃　常務取締役	山本　渙	S 9. 6.30	
〃　〃	矢部　忠治		
満洲住友鋼管専務取締役	古田俊之助	S 9. 9.17(兼)	
〃　常務取締役	佐伯　正芳	S 9. 9.17	
住友機械製作専務取締役	三村　起一		

13年	14年	15年	
→ 1.31 （S15.10.1住友機械工業と改称）			（三村）
1.31	→	→	（宮川）
→ 1.20			（古田）
→ 8.20			（荒木）
1.20	→	→	（春日）
		3. 5 →	（木下）
→ 4. 7			（田中）
→ 1.20			（春日）
→	→	3. 5	（木下）
1.20	→	→	（久島）
→	→	4.15	（山本）
→	→	→	（三村）
→	→	→	（荒川）
		4.15 →	（飯田）
		4.15 →	（郡嶋）
		4.15 →	（向野）
4. 9 →	→	4.25	（津田）
		4.25 →	（鮫島）

		就任年月日	昭和12年
住友機械製作常務取締役	三村　起一	S 9.11. 1(兼)	——
〃　〃	宮川　清		
住友金属工業専務取締役	古田俊之助	S10. 9.17	——
〃　〃	荒木　宏	S10. 9.17	——
〃　〃	春日　弘		
〃　〃	木下　亮吉		
〃　常務取締役	田中　作二	S10. 9.17	——
〃　〃	春日　弘	S10. 9.17	——
〃　〃	木下　亮吉	S10. 9.17	——
〃　〃	久島　精一		
住友鑛業専務取締役	山本　信夫		6.21 ——
〃　〃	三村　起一		6.21 ——
〃　常務取締役	荒川　英二		6.21 ——
〃　〃	飯田弥五郎		
〃　〃	郡嶋　正治		
〃　〃	向野　義夫		
北支産金常務取締役	津田　秀栄		
〃　〃	鮫島　龍雄		

註：後年連系会社・特定関係会社に指定された会社を含む。

註

（1）『住友金属工業株式会社五十年史』（未定稿）第八分冊（昭和10―16）（同社　昭和二十四年）六六頁。

（2）前掲『住友金属工業株式会社五十年史』五一、五二頁。

（3）三井文庫研究員吉川容氏のご教示によれば、三井合名は昭和十二年十月四日「従業者ノ公債応募ニ就テ」と題して新聞発表を行い、十月七日の理事会で「従業者公債応募之件」としてその実施要項を決定した。三井合名、三菱合資、安田保善社、住友本社四社の新聞発表によると、これらの対象者は、三井では八社約一万二千人、三菱では九社約一万人、安田では三〇社約一万人、住友では一五社約八千人合計約四万人に達した。三菱社誌刊行会編『三菱社誌』37昭和10―13年（東京大学出版会　昭和五十六年）三〇三、一三〇四頁。

（4）昭和五十一年七月二十二日香川修一氏談。

（5）同前。

（6）同前。

（7）鮫島はこの間の経緯を次のように述べている（鮫島龍雄「北支の記録」　昭和四十九年）。

今から回想すれば、東亜の大勢は昭和六年の頃から大きく大東亜戦争に向かって底流していたと観ずる外ない。果然昭和六年九月十八日満洲事変、同十二年七月七日日支事変勃発。茲に至って政府は住友財閥に対して産金事業の北支進出を申し入れて来た。かくて「住友」は北支産金株式会社（華名、華北採金公司）を開設、新首脳を津田秀栄、鈴木勝広のコンビを以て発足せしめた。即津田は産金会社常務に、鈴木は産金会社支配人に任命されたのである。

産金会社は鉱業所を北京の北約五十里の小さいながら古来の名邑遵化に置いた。治安が不安のため保安部長として別子銅山から戸村平吉を、管理部長として住友銀行から東亜同文書院出身の南透一を簡抜して陣容を固めた。処が昭和十三年春に至って鈴木支配人が遵化南方の一小邑馬伸橋に於て匪賊に惨殺されるという不祥事が突発した。此の事は住友陣営中鈴木と同じ帝大同期生に恐慌を来した。だが私は逆に此の事件がやがて我が運命打開の契機になるのではないかと心秘かに大なる期待を持った。

これより先き私は住友銀行に入行していたが、金融業がいかに自己の性格才能に不適なるかを痛感して、住友銀行を退職する決意を段々と固めるに至っていた。偶々昭和九年前後であったか『幽翁』なる本が出版された。これは住友財閥元総理事伊庭貞剛翁の伝記であった。

読私は一驚した。我が国にこれ程の高邁なる社風、民主主義と理想主義とをかざした会社が在ったのかと。曽て私の性格を最もよく知悉していた先輩が、「もし君が産業界に身を投ずるならば住友以外に会社はない。三菱と雖も君を一生会社に勤務させてはくれないだろう」と言った。今、『幽翁』を読んで此恩愛にみちた先輩の言が何を意味するかを真に理解した。だが私は銀行業では自己の才能を伸ばす術はない。銀行を去る決意を翻すことは出来ない。銀行は去る。しかし「住友」には残りたい。此希望の実現はなかなか難事業であった。

住友財閥は従来共人事は一切住友本社の人事部で総括的に司っていた。採用もすべて茲で決定して事業、金融、商事の各部門に配属せしめていたのである。私は事業部門を希望していた。熟慮の結果茲の最高幹部田中良雄人事部長に直訴の外はないと決意した。

昭和十年当時の紀元節二月十一日朝九時私は前記田中良雄邸宅の玄関に立った。忘れもしない、私は一切の紹介状を排した。「人間を大切にする」との評判が何の程度真実なるやをも此の際テストするのが私の其時の心底でもあった。何等の肩書の無い只一介の住友銀行員の名刺によって、田中邸はいかなる態度を採ったか。暫く待っていると女中が出て来て極めて鄭重に私を二階の主人の書斎に案内してくれたではないか。そこには私の最も愛読していた寺田寅彦全集が揃えてあり、洋楽では私の最も好きなベトウベンのレコードも並べられてあった。私は未だ会わざるに非常な親愛感を懐き、「これなら自己の志を仮借なく述べても大丈夫」との一抹の安堵感を覚えた。

やがて主人公が和服姿で「びっこ」をひきつつ室に姿を現した。学生時代電車にひかれんとした児童を救けて自らの足を怪我されたことを、私はかねてから耳にしていた。一応の挨拶を終えて私は直ちに本論に入った。年少気鋭、私の切り出し方は余りにも単刀直入であった。そのため議論は計らずも当初から沸騰した。田中さんはストーブの傍らに自ら二つの椅子を引きよせて、「まあまあ興奮せずにゆっくり懇談し様ぢゃないか」と私を誘われた。此瞬間思いがけない温情を私は一身に感じた。九時から始めて十一時半に成っても議論は尽きなかった。私は此際結論を急ぐ可きでないと考え直し、且つ昼食の御馳走に成るのはまづいと気がついた。私は俄に更めて「今に中国に住友は事業を持たざるを得なくなるのではないでしょうか。危険が多く、誰も行きたがらない仕事

が起きた時、何卒此の私を御想起下さい。今日は単なる此の御願いを申し述べに来ただけです」と言って座を立った。

田中さんも椅子から立ち上った。不自由な足を引きずって階段を降り、玄関迄見送って下さった。人事部長として元より何等の言質を与えて下さった訳ではなかった。然し其の見送る温情に充ちた眼差しを、私は今も忘れない。私は最高幹部に体当たり直訴に際して、何も右の様な具体的結論を考えて行った訳ではない。ひたすら銀行脱出を念じていたのみであった。だが話している中に、同じ財閥でも部門転出がいかに困難なるかを看取した事と、今から考えれば若さの敏感というものか何となく胸奥に日支事変を予感していたものの如くにて、且つ大陸には学生時代から大に興味を持っていたので、旁々上記の如き判然たる言辞と成って訴え出たものと思われる。元より其後何の音沙汰もなかったが、「人間を大切にする住友」は、私の此のささやかな願いを三ヶ年間覚えていてくれた。

かくして前記鈴木支配人惨殺事件が機縁となって、私は住友本社から呼び出された。

元住友本社人事部人事課勤務伊藤秀吉氏のご教示による。

（8）前掲『住友金属工業株式会社五十年史』六五頁。

（10）註（4）に同じ。

（11）前掲『住友金属工業株式会社五十年史』六七頁。

（12）註（4）に同じ。

（13）日向方齊『私の履歴書』（日本経済新聞社　昭和六十二年）五六、五七頁。

（14）大島堅造『一銀行家の回想』（日本経済新聞社　昭和三十八年）四〇～四二頁。

（15）註（4）に同じ。

（16）小畑忠良「私が企画院次長になった事情」『季刊世論』第八九号（大阪与論調査研究所　昭和四十三年七月）

昭和十五年七月第二次近衛内閣ができ当時住友の総理事は小倉正恒さんで、小倉さんが例年の夏のように東北地方をまわっておられた。そこで専務理事の古田さんが人臣方の挨拶まわりにまわっておられた。私はその時丁度東京におりました。ところが、友人の星野直樹君が企画院総裁になったので、星野君の所へ「おめでとう」を言いに行ったわけです。そうしたら、星野が「ちょっと君に話しがあるんだ。一緒に飯を食おう」とこういうんです。あいつ、けっして人と一緒に飯を食うなんていうような男じゃないんですよ。それが珍らしく飯をご馳走す

るというので、どこか西洋料理屋へ行ったんです。その時に「古田さんは、こっちにおられるか。実は、今日古田さんの名刺をみたところなんだが、丁度留守だった。古田さんにあわなけりゃならん。まだ、こっちにおられるか」「いや、どうかしらん。あの人は忙しいから、名刺だけおいて帰ったのかもしれん」

「実はこれは古田さんにお話ししようと思っていたんだ。君に言うのははなはだ言いにくいんだ」とこういうわけです。「なんなんだ」と言ったら「実は、君を引き抜いて企画院の次長にしたい」ははなはだ工合が悪いというのは、実は星野と私とは大学の同期なんです。それで、非常に親しくしておった。学校の成績は先生よりはだいぶいい方だった。それで「君をおれの次長にというのは、はなはだ言いにくいんだけれども、これもしょうがないご時勢なんだから。いよいよ統制経済なんかやらなければならない。経済の実際にたずさわっておった人間を政府の中へ入れなければならないという方針である。で、そのことを古田さんに頼もうと思っておったのだ。古田さんに会ったら一遍きてもらってくれんか」ということだったんです。

それで、私は古田さんに後で会いましてね「星野がきてくれと言っておりますが」と言いましたら「そうか、また会うというと、いろいろ注文をつけられる。いろんなことを言われるぞ」どうせその時分、政府の方からこれをやれ、あれをやれとさかんに言っておったころですから「会えば、なんとか即答しなければいけないし。ボクが会うとぐわいが悪いから君が会ってきてくれ。古田はもう大阪に帰ったと言って、ひとつ君が会ってどういう用事か聞いてきてくれ」と言われましたから、もう一遍出直して星野に夕飯をご馳走になったんです。

「そんなことを突然ボクに言ったってボクは住友の人間だから、ここで君に即答することはできない。君の趣旨は住友へ伝える」と言って帰って、古田さんと「これは困ったことだなあ」ということだったんです。

丁度、その時分に近衛さんが新体制ということをやかましく言いだしたんですよ。官僚独善はいかん。官僚に新しい他の方面の知識を導入しなければいけないんだ。そういうことをやろうと思っているんだ。ということをさかんに声明せられておった。それの一番初めに私をひっぱってこようということなんです。これをことわると、住友はいかにも近衛さんの政策をなんだかはじめから傷付けているようなことになって、はなはだぐあいが悪い。

「しようがないなあ」ということで、それで行こうかと。ところで、行くとなってもうひとつ困り、古田さんが気を使われたのは、当時物が非常に不足している時で、企画院は物資の配給をするところなんです。そこへ住友から人が入るということは、いかにも住友が運動をして、自分の方へ資材なんかを沢山もらうために、あの企画院のいい所へ人を送りこんだということを、我々一番嫌に思ったんです。

そういう気は全然両方にないんですが殊に住友は全部軍需に関係しておりますから、それでなくても資材は余計配給を受ける所なんです。受けなけりゃならない所ですから、政府としても当然余計配給しなけりゃならない。それをよそから見れば、住友は小畑を送りこんで、そうしてそういうことをやって、大いに自分の事業の盛大を計っているというような誤解をうけやしないかというようなことをも、非常に気にしていたわけです。

なにか政府の用事でていっても、仕事がなくなったらまた帰ってくるというのが、まあ普通なんですが、それをやると、いかにもそういうことをしに行ったかの印象を与える。そこで、住友はそういう意味じゃなしに行くんだということをはっきりさせるために、普通ですと大体休職という形で行くんですが、きれいに退職という形にしていただいて、行ってしまったわけです。その時、小倉さんも帰ってみえておりました。それで、企画院に御用がなくなっても住友へはもう帰らないことになっておったわけです。

私もそういう誤解に非常に気を付けておったものですから、こちらにありました建てて間がなく、門もまだできあがっておりませんでした家を売り払って東京へ行ったわけです。今から考えますと、その時分はいらんことに気を使っておったなと思うんですが、時代がそういう時代でしたから。

住友というか、古田さんという人は実に几帳面な人でしてね「住友の人間はどんなことがあっても企画院を訪問しちゃいかん」というんですよ。企画院の次長ですから、他の財閥なり、ほかのそういう会社が盛んにやってきて、いろいろ陳情したりしますわね。私がやっている間住友からは誰れもやってこない。さびしくなりましたね。あんまり几帳面すぎて遊びにもこないんですから。そんなに遠慮しなくてもよかったのに、という気がしますけれども、とにかくそれぐらい警戒しながらやっておりました。

(17) 註(4)に同じ。

(18) 同前。森武夫は河井昇三郎との関係について次のように述べている。森武夫「河井昇三郎を偲ぶ」(『追想録河井昇三郎』所収)

河井昇三郎君との出会—河井君と私が知り合になったのは、五十年も前の一九二六年のことである。当時河井君はアメリカ南部ノースカロライナ州のダラム(Duram)市にあるDuke大学での学習を終え、ボストンのハーバード大学に移って来た。河井君は私の下宿の先住者の住友銀行留学生の紹介でやって来たのである。折り悪く貸間の二区画が塞っていたので、河井君はマンサルド(註、駒形屋根)付きの三階に這入ることになった。その部屋は直ぐにインテリアも更新され、熱風式暖房も良く利いて、概ね快適になったが、本人は正しく〝屋根裏の哲人〟と相成ったのである。私共は此処で数箇月間・緒に暮したが、その後・九二七年春私はロンドンのウエスト・ハムステッドにある河井君の下宿に厄介になることになった。

私は河井君と同宿中に、住友コンツェルンの歴史、最近の事では湯川寛吉総理事の人柄や経営方針、特にその人材育成主義などについていろいろ興味深い情報を得た。アメリカの生産力・企業経営の認識—河井君は自分が目撃したアナコンダ銅山の露天掘作業の超巨大なスケールについて語ったが、これは同君が手掛けてきた別子銅山との比較だけの事ではなく、アメリカの持つ偉大な生産諸力に対する現実認識の結果である。河井君はハーバード大学研修中、屢々福田敬太郎氏(文部省留学生としてハーバード・ビジネス・スクールで学習中、後に経博・神戸大学学長)に伴われて、「経営者のウエスト・ポイント(士官学校)」といわれたハーバード・ビジネス・スクールに接触、特別講演などを聞き、アメリカの経営者養成教育の実状を把握するに努めていた。

その後十数年を経た一九四〇年日米戦争の危機感が高まった時期に、私は河井君と東京で会談の機会を得たが(註、時期的にみて国民服の生地の斡旋依頼か)、その際河井君は、対米戦争の場合わが国の財政経済力が果して戦争の効果的遂行に耐えうるかどうかについて「釘を刺した」ことを忘れることができない。

(19) 同前。

(20) 同前。

(21) 梅井義雄『小倉正恒伝・古田俊之助伝』(昭和二十九年東洋書館)・・・、・・三頁。

小倉は金山について次のような考えを持っていたというが、後に小倉から同趣旨の話を聴いた際には、この話が「事業家」ではなく、「財閥は金山を持つ必要がある」というより直截な表現であった由である。（平成十四年十月十日住友金属鉱山(株)元社長篠崎昭彦氏談）

「だいたい金というものは、価値の変動のないものである。銅でも鉄でも、その価値は大きく変動するが、金の価値は変動しない。しかも不況の際には、金が光ってくる。昔から日本で覇を唱えた人の事蹟をみると、たとえば豊臣秀吉にしても、金をにぎっていた。事業家も同様である。銅山も結構だが、どうしても金山をもつ必要がある。」

(22)『日本電氣株式会社七十年史』（同社　昭和四十七年）一八九頁。『日本電気株式会社百年史』（同社　平成十四年）一八七、一八八頁。

(23)『日本興業銀行五十年史』（同社　昭和三十二年）四五七頁。

(24)竹腰健造『幽泉自叙』（創元社　昭和五十五年）一六二～一六四頁。

(25)『伊豫銀行史』（株式会社伊豫銀行　昭和四十六年）一四五、一四六頁。

(26)株式会社住友本社「投資会社調」（電気瓦斯・保険・木材）8。

(27)財団法人満鉄会『南満洲鉄道第四次十年史』（龍渓書舎　昭和六十一年）一七〇頁。

(28)前掲「投資会社調」（銀行・鉄道）7。

(29)『小田急五十年史』（小田急電鉄株式会社　昭和五十五年）一七三、一七四頁。

(30)註(28)に同じ。

(31)註(26)に同じ。

(32)前掲「投資会社調」（鉱業・土地建物）3。

(33)同前。

(34)同前。

(35)『わが社のあゆみ』（住友石炭鉱業株式会社　平成二年）八二頁。

(36)註(32)に同じ。

(37)川上嘉市『事業と経営』（東洋経済新報社　昭和二十一年）三六〇～三七四頁。

(38)前掲「投資会社調」（機械・ホテル・信託）4。

(39)住友金属「昭和十三年度実際報告書」

(40)註(38)に同じ。

(41)同前。

(42)註(26)に同じ。

(43) 前掲「投資会社調」(化学)5。
(44) 総務部会計課起案(昭和十九年十月十三日提出、同月十八日決裁証移第四七号)「写真化学株式ヲ三共株式ト交換ノ件」
(45) 註(39)に同じ。
(46) 註(43)に同じ。
(47) 同前。
(48) 同前。
(49) 『東日七十年史』(東京日日新聞社　昭和十六年)二八五～二八八頁。
(50) 註(32)に同じ。
(51) 満史会『満洲開発四十年史』(同刊行会　昭和四十年)補巻一八九頁。
(52) 註(32)に同じ。
(53) 前掲「投資会社調」(船舶・雑)6。
(54) 同前。
(55) 同前。
(56) 『国際電気通信史』(同社　昭和二十四年)二六～二八頁。『社史住友電氣工業株式会社』(同社　昭和三十六年)七二六頁。
(57) 註(53)に同じ。
(58) 註(26)に同じ。『朝鮮の林業』(朝鮮総督府農林局　昭和十五年)一一九、一二〇頁。
(59) 桑田治『日本木材統制史』(財団法人林野共済会　昭和三十八年)二二七～二三六頁。荻野敏雄『日本現代林政の激動過程』(日本林業調査会　平成五年)一九七～二一六頁。
(60) 『日本電力株式会社十年史』(同社　昭和八年)五五八頁。
(61) 註(53)に同じ。
(62) 同前。
(63) 昭和十五年十月十二日付朝日新聞記事本文(東阪共通)は次の通りである。

三井、三菱がその生産力拡充の途上において必要とする資金を調達のためそれぞれの機構を改組、着着外部資本の導入をはかつてゐる折柄、同じく巨大財閥の一たる住友が所要資金をいかにして調達するか各方面から注目されてゐるが、住友本社ではこのほどその資金計畫の大綱を大体左のごとく決定した。すなはち住友金属を中心に同系諸事業会社が両三年間に必要とする資金は、大体二億円ないし二億五千万円と見られてゐるが、これを

一、金属払込徴収
二、社債の発行
三、その他の方法

によつて賄はんとするものである。

第一の未払込分の徴収については、金属には資本金一億円のうちなほ五千万円の未払込みを残してゐるので、これを二回に分けて徴収する。しかしてそのうちの住友本社からの負担となる約四千万円（住友では金属の第一回増資のとき、その株式の一部をすでに公開してゐる）については、本社の所有有価證券の資金化その他によつて格別の措置をとることなく内部的に賄はれる予定である。

第二の社債発行は払込徴収に並行ないしは続いて行はれるもので、その金額は金属のみにても大体一億円程度の発行能力をもつものと見られ、化学工業は別にこのほど社債一千万円を発行した。

したがつて住友としては、この二つの方法で当面の所要資金の大部分を賄ひ得るわけであるが、将来さらに右の金額で不足した場合には、第三段としてさらに何らかの新たな方法を考究せんとするものである。しかしてその場合には住友財閥そのもの、機構も時勢の進展に照応してなほ整備すべきものがあるので、相当根本的な改革が行はれる模様で、最高幹部の間で種々研究が進められてゐる。

住友ではその資金計畫の大綱を別項のごとく決定したが、これを詳細に見ると

一、化学工業の社債発行、金属の未払込金徴収ならびに社債発行などに現れてゐる如く、本社が財閥全体の所要資金を調達して然る後にこれを各事業会社に融通するといつた従来の財閥の資金調達の方法に反し、傘下各事業会社が直接その資金調達に当つてゐること

二、銀行、信託などの金融部門の一般事業部門に対する融資が明確に一定の限度をもつてゐること

の二つが著しく特徴的傾向として目立つてゐる。しかしてかゝる傾向は

一、財閥の事業部門が重点主義の遂行から大規模の事業拡充を必要とし、従つてその所要資金も巨大なものとなり、到底従来のごとく本社のみでこれを賄ひ得なくなつたこと

一、財閥の金融部門としてもまた国債消化はもちろん一般の資金需要の旺盛化に伴ひ、貸出しが急増してその余裕資金が乏しくなつてゐること

一、最近の各種経済統制が大体業種別に進められてをり、財閥としても傘下の各事業会社別に資金を調達する方が便利であること

などによつて齎されたものであり、かゝる傾向は単に

住友ばかりでなく、例へば三井鉱山がその所要資金の一部を三井銀行、同信託とともに興銀から借入れてをり、さらに三菱重工業が同様興銀からの借入金を行つてゐるなどのごとく、三井、三菱の資金調達の方法のなかにもすでに認められるところで、財閥事業部門の拡充に伴ひ今後の傾向はいよいよ強化されるものと見られる。

(64)『田中相談役のお話し集』(住友金属鉱山株式会社　昭和五十八年)二十一頁。

(65)前掲「投資会社調」(連系会社・関係会社)1。

(66)「故津田秀栄氏追悼講演会筆記録」(昭和二十四年)。

(67)鮫島龍雄「小倉さんの想い出」(『小倉正恒』所収)。

(68)(69)(70)　註(7)に同じ。

(71)『住友海上火災保険株式会社百年史』(同社　平成七年)二五一頁図6―2。但し本店雑種保険部営業課の係のうち「特殊保険係」は「特種保険係」の誤りである。

(72)同前二九一～二九四頁。

(73)花崎利義「損害保険に関連して」(『古田俊之助氏追懐録』所収)

(74)前掲『住友海上火災保険株式会社百年史』二九四頁。

(75)(76)　長谷川健「終戦直後の住友海上」(平成十四年)

(77)前掲『住友海上火災保険株式会社百年史』三七〇頁。

第三章

株式会社住友本社（中）

――昭和十六～十九年――

目　次

一　統轄システム
(一)　古田総理事下の戦時体制の進展
1　総理事更迭と連系会社社長制
2　戦局の進展と事業の急膨張
3　軍需会社指定と本社の対応
(二)　住友戦時総力会議の創設
二　業　績
(一)　住友本社の業績
(二)　住友本社の部門別業績
1　本社部門
2　直轄鉱山
3　販売店・業務所
三　投資活動
(一)　連系会社の株式
(二)　関係会社の株式
(三)　住友系以外の企業の株式
四　資金調達
(一)　財務委員会の設置
(二)　戦時金融金庫による連系会社向け融資の拡大
(三)　軍需融資指定金融機関制度と住友銀行
五　店部・連系会社・特定関係会社
(一)　熱河螢石鑛業株式会社の設立
(二)　南方への進出問題
1　スランヂン殖産株式会社の設立と住友ボルネオ殖産株式会社への改称
2　南方進出問題と南方委員会の設置
(三)　日本電氣株式会社の連系会社指定と住友通信工業株式会社への改称
(四)　朝鮮住友軽金属株式会社の設立と連系会社指定
(五)　安東軽金属株式会社の設立
(六)　住友化工材工業株式会社の発足
(七)　大阪北港と住友ビルディングの合併による住友土地工務株式会社の発足

一　統轄システム

本章が対象とする期間は、昭和十六年（一九四一）四月総理事小倉正恒の退職、専務理事古田俊之助の総理事就任から昭和十九年年末までであるが、会計年度の関係上前章「株式会社住友本社（上）」で割愛した昭和十六年一～三月を含み、この間昭和十九年の住友本社の会計年度がこれまでの暦年から国の会計年度に合わせて昭和十九年四月から二十年三月までに変更されたため、数字的に昭和二十年一～三月を含む場合がある。

この時期は、昭和初期から始まった軍部の独裁がついに太平洋戦争を引き起こし、国家を破局に陥れた四年間である。この流れの一環として、企業理念を利潤追求から生産第一主義に転換する昭和十五年十二月の「経済新体制確立要綱」の閣議決定を受けて、十六年三月「国家総動員法」が改正されて経済団体に関する規制が可能となり、八月「重要産業団体令」が公布されて、十一月以降各産業分野毎に次々と統制会が設立されて「統制会体制」が成立した。

この間第三次近衛内閣は、七月南部仏印（フランス領インドシナ、現在のベトナム、ラオス、カンボジア）に進駐し、これに対し米国が八月対日資産凍結と対日石油全面禁輸を発動したため、十月に成立した東条内閣は十二月八日真珠湾を攻撃、米・英・蘭に対し宣戦を布告、太平洋戦争がはじまった。同日大蔵省は「非常時金融対策」を発表し、翌十七年二月には「日本銀行法」が制定され、戦時金融公庫と南方開発金庫が設立されて、戦時金融も本格化した。しかし陸海軍が統制会とは別個に各々工業会を設立し、統制会会員企業の中の主要軍需会社を直接囲い込むようになると、「統制会体制」は空洞化していった。

こうした事態に対し政府は、十八年十一月軍需省設置と同時に「軍需会社法」（十八年十月公布、十二月施行）を制定し、

工業会方式に包含された主要軍需会社を全面的に政府の指導の下においた。軍需会社の指定は合計七二一社に上った。また軍需会社制度とともに軍需金融指定金融機関制度が設けられ、特定銀行と指定軍需会社の系列融資関係が成立した。

しかし十九年七月のサイパン島陥落により日本本土が直接空襲の脅威にさらされることになり、東条内閣は総辞職し、小磯・米内内閣が成立するが、十九年十月レイテ沖海戦において連合艦隊の主力を失って以降、南方資源航路は次々と不通となり、日本の戦争経済力は、本土空襲が本格化する以前に崩壊への途を辿ることとなった。

本章はこのような戦時統制経済の下で、住友本社が傘下の主要連系・関係会社が軍需会社に指定されるという事態に如何に対処したかを明らかにしようとするものである。

(一) 古田総理事下の戦時体制の進展

1 総理事更迭と連系会社社長制

昭和十五年七月に成立した第二次近衛内閣は、「政治新体制」と「経済新体制」の確立を標榜し、「政治新体制」では全政党が解消し、十月大政翼賛会の発足をみたが、「経済新体制」においては企画院が中心となり、資本と経営の分離、利潤や配当の抑制など統制経済思想による原案が作られた。こうした動きに対し「新体制は赤だ」との批判が相次ぎ、十二月六日内閣官制改正によって無任所大臣が設置されて、これまで翼賛会運動に反対し続けてきた平沼騏一郎が副総理格で入閣することとなり、企画院総裁星野直樹とともにこれに就任し、さらに平沼は二十一日新体制運動を指導してきた安井英二に代わって内相に就任した。また十二月七日閣議決定された「経済新体制確立要綱」によって企画院の原案は骨抜きにされた。閣内で反対の先頭に立ったのは商工大臣小林一三であった。

昭和十六年 一月小林は、「革新官僚」をひきいて「経済新体制」案の作成を指導した商工次官岸信介の辞任を求めた

が、これに対し革新派議員からは議会で小林が「企画院原案」の内容を外部に漏らしたのではないかと攻撃され、議会が二月末休会に入ると、当事者の企画院総裁星野直樹を含めて、近衛首相による内閣改造は必至とみられていた。

この間住友本社では、一月一日付で三村起一（T3東大法、鑛業専務兼機械専務）と北沢敬二郎（T3東大法、生命保険専務）の二人が理事に、田中良雄（T4東大法、電工専務）が監事心得に任命され、専務理事古田俊之助（M43東大工・採鉱冶金）はこれまで兼務していた監事の兼任を解かれた。続いて十五日田中は電工専務を外れ、後任の電工の主管者には常務別宮貞俊（T6東大工・電、逓信省技師兼東京工大教授、S5住友入社）が昇格した。さらに二月十五日には、例年四月下旬に開催される予定の主管者協議会が、小倉総理事の満鮮出張のため四月上旬に繰り上げられることになった。すなわちこの時点においては、まだ総理事小倉正恒（M30東大法）の退任は予想されてはいなかったということになる。

その後小倉は貴族院本会議に出席のため二月十三日（木）に上京し、当初は十六年度予算案の可決成立を待って（十五日に可決成立）十九日（水）帰阪の予定であったが、それが二十二日（十）まで延びた。この間に予算が成立し、議会の休会入りを控えて内閣改造を決意した首相近衛文麿と内相平沼騏一郎から小倉に入閣の話があったものと思われる。近衛はその母近衛篤麿夫人貞子が小倉の旧主である旧加賀藩主前田家の出身であり、小倉は西園寺からも依頼されて近衛家の財政に関与していたし、平沼は、かっての総理事鈴木馬左也や貴族院議員河村善益（小倉の岳父）の親友であったので、小倉はもともと両者と懇意であった。入閣の話があったと考えられる理由の一つは、三月三日（月）主管者協議会の日程が正式に四月五日（土）から八日（火）（六日の日曜日は京都清涼寺及び鹿ヶ谷本邸芳泉堂参詣）に決定され、小倉の去就にデッドラインが設けられたことであり、二つには三月五日（水）住友銀行会長八代則彦（M29東大法）が会長を退任したことである。八代は十三年一月二度の停年延長の後住友を退職したが、引き続き銀行会長の職にとどまっており、十五年二月八代の後任の銀行主管者であった専務大平賢作（M35東京高商専攻部）が停年退職した際も、会長の地位を大平に譲ろうとはしな

かった。当時銀行常務であった野田哲造(T5東大法、のち銀行専務・副社長・会長兼社長)は次のように述べている。(1)

八代さんが会長をやめられる時にちょっと困ったことがあったな。八代さんは岡橋さん(註、岡橋林当時銀行専務のち社長)を呼んで、後任の大平会長は俺と同じことをやるのかと質問されたそうだ。岡橋さんもわからないので、私に相談されたわけだが、私もわからない。小倉さんと八代さんの間でどんな話になっていたのか知りませんからね。結局岡橋さんは返事ができなかったのではないかな。八代さんにしてみれば、自分は永久に会長だ。小倉さんがやめるのと自分は無関係だ。それに小倉さんが俺にやめろという資格があるのかという様な気持があったのか。すなわち小倉は二月二十二日(土)帰阪後、近衛・平沼の入閣要請を断り切れないことを家長住友吉左衛門友成に報告し、併せてその前に八代に辞任を求める了解を取り付け、三月五日(水)の発令にもっていったものと思われ、上記八代の言動はこうした小倉のやり方に対する不満を吐露したものと思われる。

近衛と小倉の両者について書かれたものを総合すると、(2)近衛はまず平沼の場合と同様に小倉を無任所大臣に就任させ、しかる後商工大臣小林一三と企画院総裁星野直樹を辞任させて、商相には小倉の眼鏡に適った人物を起用し、小倉自身には企画院総裁に就任してほしいと要請したのに対し、小倉は首切り役はご免である、自分の大臣就任と更迭は同時にしてほしい、また企画院総裁として細かい政策に関与することも嫌だから無任所大臣で結構であると返事したという。商工大臣小林一三は容易に辞任を肯んじないとみられており、それだからこそ近衛はその役を小倉に期待したのであり、企画院総裁星野直樹の辞任には特に問題ないとしても、もし小倉が後任の総裁になれば、前年八月近衛に割愛したかっての部下企画院次長小畑忠良の首を自ら切らねばならないのであるから、とても小倉が受け入れられる話ではなかった。小畑に対する近衛の評価は次のようなものであった。(3)

住友から採った小畑なんかも、もう少し実際的にイデオロギーの連中を導いてくれるんだと思つてをつたところが、

寧ろ先に立つて一緒にがらがらやつてゐるんで、あれぢやあどうも期待はづれだつた。

小倉は三月十二日(水)～十七日(月)と二十四日(月)～三十日(日)の二回上京しているが、この間小倉の無任所相入閣と商相、企画院総裁の更迭は近衛が小倉の意向を参酌して進めるということで一致し、化学専務大屋敦(M43東大工・電)の日記によれば、三月三十一日(月)小倉は次のように住友内部に公表した。

主件　総理事、理事会ニ於テ今般財政経済ヲ主宰スル国務大臣就任ノ懇請ヲ受諾セルコトニ付キ諒解ヲ求メラル。(中略)午前十時ヨリ理事会開催サル。経済大臣ノ人選ヲ任セラレタル総理事ハ、商工大臣ニ八田嘉明氏、大蔵大臣留任、企劃院総裁ニ陸軍側ト希望シタル旨御内話アリ。

総理事交代の場合は、先に述べたように四月五日(土)の主管者協議会までに人事異動が行われなければならないため、商相と企画院総裁の人事を待たず、小倉の国務大臣就任を先行してもらわねばならなくなったのである。この間の動静は大屋の日記によれば、次の通りである。

四月一日(火)総理事かもめニテ上京サル。近衛首相ヨリ電話ニテ懇請アリタル為メナル由。即夜首相ヲ自宅ニ訪問サル。

二日(水)総理事ニ対シ国務大臣ノ親任式行ハセラル。総理事後任トシテ古田専務理事就任発令サル。

三日(木)(註、神武天皇祭による祝日)

四日(金)主件　専務理事制廃止(註、資料1参照)、北沢(註、北沢敬二郎理事兼生命保険専務)、田中(註、田中良雄監事心得)両君常務理事(註、北沢は総務部長兼務、田中は人事部長兼務)、河井君(註、河井昇三郎人事部長)監事、松井君(註、松井孝長総務部長)保険専務発令サル。

早朝古田氏自邸ヲ訪問、総理事就任ノ賀詞ヲ述ブ。今後現場店部ヲ重視セラレ度旨希望ス。

昼食ヲ共ニシ臨時理事会開カル。総理事ヨリ人事異動ノ内示アリ。春日（註、春日弘理事兼金属専務）、三村（註、三村起一理事兼鑛業専務）両君専務据置ノ不得策ヲ強調、余代ツテ総理事ニ進言ス（註、住友では住友合資、住友本社を通じ、社長のポストは家長のみで、連系会社の主管者は専務又は常務とされてきたことに対する不満と思われる。連系会社の社長制採用は今回見送られ、その実現にはなお半年待たねばならなかった）。

その夜伊勢神宮や熱田神宮に参拝して帰阪した小倉の共同記者会見が開かれた。丁度その席に、商工大臣が小林一三から豊田貞次郎（海軍次官、海軍中将）に、企画院総裁が星野直樹から鈴木貞一（興亜院総務長官心得、陸軍中将）に代わったという閣僚更迭のニュースが入った。記者達から「大臣が軍人ばかりになる」という声が挙がると、小倉は「そこでこのわしが居るので大丈夫というものじゃ」と一喝したという。(4) 再び大屋の日記に戻る。

五日（土）午前十時小倉前総理事、課長以上全職員ニ対シ四十二年ニシテ住友ヲ去ル御挨拶アリ。信用ヲ重ンジ国家ヲ念ジ一致協力スベキ旨切々ト諭サル。古田新総理事熱涙溢ル、答辞ヲ述ブ。

定例主管者会議始マル。本社食堂ニ於テ小倉大臣ノ歓送昼餐会アリ。五時四十五分住友ビルヲ去ラル。

六日（日）京都鹿谷別邸（註、本邸）芳泉堂ニ挙行ノ祠堂祭ニ参列ス。小倉大臣夫妻モ寸刻ヲ割キ参詣セラル。

七日（月）主件　本日附小畑企劃院次長依願免官トナル。大阪鹿島立ヲ追想感慨無量ナリ。

八日（火）古田総理事初訓示アリ。主管者会議終了ス。

九日（水）連系会社会長ヲ古田総理事踏襲ノ旨、本社ヨリ通知来ル。初念断行ト見ユ。益本社中心強化必至ナリ。

（註、古田は小倉が兼務していた連系会社九社（鑛業、電工、化学、機械、倉庫、生命、北港、電力、海上）と日本電気及び日本板硝子の会長に就任したが、アルミ製錬のみは会長に就任せず、その後五月六日専務大屋敦が就任し、同社の主管者は常務矢部忠治となった。これは同日付で大屋が統制会社帝国アルミニウム統制社長に就任することが内定

していたためとみられる。）

この他の人事異動では総務部長ポストであるビルデイング会社常務はやはり北沢が兼務した。またこの一連の異動に伴い、株式会社住友本社の役員も、理事三村起一、常務理事北沢敬二郎、同田中良雄がそれぞれ取締役に、監事河井昇三郎（T4東大法）が監査役に就任して、総理事更迭による異動が終了した。

次に人事関連制度の変化をみると、住友本社は日中戦争勃発以来の物価上昇に対し、「会社職員給与臨時措置令」によって月俸の引き上げが抑制されてきたため、三等職員以下の下級職員の生計を維持することが困難となってきたのに鑑み、昭和十五年十一月二十日「会社経理統制令」が施行されるに際し、同令によって認められた月俸一〇〇円以下の者の扶養家族に対し一人月額二円の家族手当を支給することを決定した。しかし住友全体として家族手当を支給するとしても、形式的には各連系会社毎に申請する必要があったので、十一月十九日人事部長河井昇三郎は各社主管者に対しその許可申請書を主務官庁宛て提出するよう依頼し（資料2）、十二月二十四日商工省から認可されたので、昭和十六年一月十一日付甲第三号達により一月一日に遡って「家族手当規程」を制定した。なおこの一人月額二円の家族手当はその後十七年に三円、十八年に五円に増額された。

次いで二月二十六日の理事会では、昭和十四年五月以来支給してきた臨時手当の二割を俸給に組み入れることを決定した。しかし大蔵省はこの組み入れを承認せず、三菱と共同で運動した結果、五月二十三日一五％の組み入れで決着した。[5] また「株式会社住友本社（上）」で述べたように会社経理統制令の実施に伴い、賞与に制限を受けることとなった結果、その一部を俸給給料に組み入れる必要も生じていた。かくして七月二十八日月俸が改正され（資料3）、七月一日に遡及して実施された。またこれと同時に四等職員の身分等級が廃止され、従来の四等職員は三等職員に編入された。これは昭和十三年以降の新規採用者数の激増の結果（第1表）、職員数が昭和十五年末で三等が三〇〇〇人、四等が四〇〇

第1表　新規学校卒業生採用数調

（単位：人）

年	事務系統				技術系統				総計
	大学	専門	中学	計	大学	専門	中学	計	
昭和5	23	12	94	129	14	11	21	46	175
6	15	6	57	78	11	4	13	28	106
7	12	4	29	45	8	1	4	13	58
8	33	7	70	110	15	9	27	51	161
9	40	25	153	218	24	28	32	84	302
10	39	27	213	279	28	23	65	116	395
11	49	22	191	262	29	24	70	123	385
12	51	34	252	337	28	28	76	132	469
13	70	44	358	472	40	58	147	245	717
14	115	96	810	1,021	43	52	109	204	1,225
15	174	136	1,011	1,321	52	81	161	294	1,615
16	136	126	997	1,259	64	84	198	346	1,605
17	151	149	861	1,161	59	150	249	458	1,619
18	120	120	786	1,026	64	157	285	506	1,532
19	243	256	1,762	2,261	93	282	453	828	3,089
20	95	240	動員	335	117	399	676	1,192	1,527

註：昭和20年「事務系統・中学」の「動員」は昭和19年12月1日新規卒業予定者の勤労動員継続の閣議決定による。

第2表　職員数比較表

（単位：人）

資格	昭和16年		17年	18年		20年	
	12月末	応召者	6月末	3月末	12月末	1月末	応召応徴者
高等職員	11		11	13	12	14	
一等職員	77		89	101	96	139	2
二等職員	2,178	31	2,463	2,936	2,918	3,652	213
三等職員	8,622	981	9,897	15,243	16,414	20,780	9,044
補助職員	1,862	370	1,981	2,484	2,661	3,911	808
その他職員	448	83	491	695	759	1,656	196
小計	13,198	1,465	14,932	21,472	22,860	30,152	10,263
準職員	2,061	160	2,219	3,131	3,167	3,729	1,013
女子職員	5,289	9	6,264	8,869	9,743	13,356	339
合計	20,548	1,634	23,415	33,472	35,770	47,237	11,615

註：「その他職員」は医務職員、学校職員、嘱託員の合計。
昭和16年12月末の応召者には休職扱いと欠勤扱いがあり、欠勤扱いのみが内数である。
昭和18年3月末の数字は、昭和18年1月1日日本電気の連系会社指定に伴う同社職員4,794人（男子3,592人、女子1,202人）の増加を含む。
昭和20年1月末の数字は、昭和19年6月10日住友化学による日本染料製造合併に伴う同社職員567人の増加を含む。またその応召応徴者は内数である。（昭和17年9月10日付人第2254号「兵役服務者給与等取扱改正ノ件」により、10月1日以降応召者はすべて欠勤扱いとなった。）
出典：昭和16年12月末は昭和16年処務報告書、その他は住友本社人事部人事課「職員数調」。

○人を超え（「株式会社住友本社（上）」第2表参照）、次の起案に見られるようにこれまで三等と四等とで設けられていた差別を二等と三等とで行わざるを得なくなり、三、四等の区別が無意味となったことによるといえよう（第2表）。

昭和十六年六月二十五日提出　同年七月二日決裁　総務部庶務課文書係起案例第一四五号

「職員昇給」及「四等職員廃止」ニ伴フ諸規程中改正ノ件

（前略）連系会社事務章程中改正ヲ要スベキモノ。

連系会社中ニハ取締役会ニ附議スベキ職員ノ任免、黜陟、賞罰等ヲ三等職員以上ト定メタルモノアリ。之ヲ改正セザルトキハ、従来附議ヲ要セザリシ月俸八十円未満ノ職員ヲモ附議セザルベカラズ。依ツテ此ノ際二等職員以上ニ改正スルコト適当ノ措置ト被存ニ付、其ノ旨通牒セントス。

之ニ因リ従来ノ三等職員ニ付テハ、新ニ附議ヲ要セザルコト、ナルモ、金属工業、銀行、電氣工業、生命保険、海上保険等ハ現行ニテモ二等職員以上を附議シ居レリ。（後略）

またこのように毎年多数の新卒者の採用を行うことになったため、昭和二年本社で新卒者の実習を開始して以来、次第に各店部、連系会社でも実習を行うようになったので、三月十五日「本社実習内規」（「住友合資会社（中）」資料4）を基に、社則として「職員実習規程」が制定された（資料4）。しかし住友銀行だけは従来から独自に新卒者の講習を行っており、次のように今回新たに制定された規程にも従わない旨通知があった。

本人考第一七四号　昭和十六年四月九日

住友銀行人事課長　井上　正之

住友本社庶務課長　平塚　正俊殿

職員実習規程ニ関スル件

先般貴甲第一八号達ヲ以テ掲題規程制定セラレ、各店部共之に倣フベキ筈ノ処、当行ニ於テハ業務ノ性質其他ノ事情ヨリ、従来実習ヲ行ヒ居ラズ、将来共同様ノ取扱ニ致度候。付テハ何卒御諒承願度、右事情御報告旁貴意ヲ得度シ。

以上

人事面での銀行の独自性については、次のような人事異動の点でもみられた(6)。

私も本社の人事時代に他の連系会社からは人事の上申が来るのですが、銀行の場合は、すでに銀行で決裁された起案がそのまま「秘」の袋に入って持って来られる。それを袋の外に、総理事、常務理事の印をもらい、件名だけを控えて、そのまま送り返すということで、他社とは扱いが大分ちがうなという感じを持っておりました。

しかしその後昭和十六年十月に至り、大学・専門学校の修業年限が六ヵ月短縮された(十七年三月卒業予定者は三ヵ月短縮されて十六年十二月卒業)。また工業、商業等実業学校の修業年限は三ヵ月短縮されて毎年十二月卒業となった。

この他昭和十六年における住友本社の店部、連系会社及び関係会社の動向をみると、まず十五年末に本社地所課によって住友金属和歌山工場の用地一三〇万坪の大半の買収が完了し、着工されたが、さらにこの工場港湾の建設が必要となり、本社内に次のような和歌山工場港湾委員会が設置された。

提出　昭和十六年五月七日　決裁　同年六月七日　本社総務部庶務課文書係起案例第一〇六号

和歌山工場港湾委員会設置並同委員会規程制定ノ件

和歌山工場港湾ノ建設ハ、緊迫セル時局ノ影響ヲ受ケ、其ノ規模ニ於テ当初ノ予想ヨリモ著シク増大スル情勢ニ在ルノミナラズ、其ノ完成ノ時期モ亦早急ヲ要スルモノアルニ至レリ。

従而同工場港湾設置ニ付テハ、全住友ノ立場ニ立チ綜合的ナル観点ニ於テ考慮ノ要アルベク被存ル、ニ付、右ニ関スル綜合的根本方針ヲ立案審議決定センガ為、関係各店部連系会社ノ関係職員を以テ、和歌山工場港湾委員会ヲ組

織ノコト、シ、同委員会規程左ノ通制定相成可然乎。（後略）

七月十日発足した委員会のメンバーは、本社経理部長小林晴十郎（T5東大経）を委員長とし、委員は本社商工課長神田勇吉（T10東大法）、同地所課長日比文雄（T11東大経）、金属常務久島精一（M44東大法）、同総務部長中川路貞治（T8東大法）、同技師長齋藤省三（M45仙台高工機）、大阪北港常務林千秋（T4東大工・土木）、同業務部長黒田作之進（T6東京高商専攻部）の八名であった。この委員会における検討の結果、和歌山工場の港湾造成工事を大阪北港が受注することとなり、八月大阪北港は定款を変更し、事業目的に「港湾工事その他一般工事の請負並に其工事の設計出願及び監督の受注」を追加した。この結果同社は、十七年七月臨時和歌山北港修築事務所を設置し、常務林千秋がその所長を兼務した。それに先立ち林は十七年四月には金属和歌山製鉄所港湾建設部長も委嘱されていた（「住友合資会社（中）」の「五(二)　大阪北港株式会社の連系会社指定」参照）。

十六年八月住友本社は、六五万円をもって神野清馬他一名から大宮鉱山（福島県南会津郡大宮村所在金銀銅鉱山）を買収した。十月東北鉱業事務所の所管としたが、その後十七年十二月同事務所の廃止に伴い、本社内の独立の店部大宮鉱山を設置し、さらに十九年二月その経営を住友鑛業に委託した。

十月住友本社は、満洲国における蛍石資源開発のため満洲国法人熱河蛍石鑛業株式会社を設立した（「五(一)」参照）。

十一月住友本社は、蘭領東印度ボルネオ島（現インドネシアのカリマンタン）所在塚田清男経営のスランヂン農園の経営を引き受けるため、現地法人スランヂン殖産株式会社を設立した（「五(一)1」参照）。

十二月住友本社は、昭和クローム鑛業株式会社の全株式を三〇万円で買収し、その経営を引き受けた。同社の詳細は「三(二)　関係会社の株式」で明らかにしたい。

連系会社・特定関係会社の資金調達については、増資決議が一月アルミ製錬（一〇〇〇万円から二〇〇〇万円へ）、五月

鑛業(二七〇〇万円から五〇〇〇万円へ)、八月日本電氣(二〇〇〇万円から五〇〇〇万円へ)と相次いだ。また社債についても二月金属(六五〇〇万円)、七月電工(二〇〇〇万円)が発行を決議した。こうした各社の資金調達に関し懇談協議する場として、十月本社財務委員会が設置された。この詳細は十七年以降の資金調達とともに「四　資金調達」で改めて検討することとしたい。

金属専務春日弘と鑛業専務三村起一が、四月の総理事交代の際に連系会社が社長制を採用する件が見送られたために対する不満を露わにしたことは既に述べた。経済統制の進展につれ、連系会社が所属する産業界でも統制機構が整備されつつあったが、最も先行したのが鉄鋼業であった。十五年三月日本鋼材連合会は日本鉄鋼連合会に改組され、四月には生産統制機関に指定された。十六年四月には他部門に先駆けて任意団体として鉄鋼統制会が成立していた。また非鉄金属業界では十五年十月鉱山用物資協議会を母胎として、これに各地方毎に設けられていた地方金属鉱業会を統合し、日本金属鉱業聯合会が結成され、その常務理事に本社調査役津田秀栄(T7東大法)が就任した。こうした統制機構に対する商工省の指導が強化されるにつれ、肩書きを重視する官僚の属性から、専務取締役の春日や三村が会社の格に比べ不当に低い評価を受ける嫌いがあった。特に海軍監督官事務所の置かれていた住友金属では、社長不在即責任者不在と捉える軍人的発想から次のように社長制の採用を慫慂されていた。(7)

当時住友金属には社長が居りませんでした。〝最高責任者としての社長の必要性〟に就て強く迫った事がありますが、程なく社長に就任されました。

この間統制会の設立に当たって、その法的根拠となる勅令の公布・施行を巡り、先に述べたように「個々の産業の利害をより反映しやすい産業別勅令」を要望する財界の意向を受けて、商工大臣小林一三と、「一般的に統制原則を定式化しうる一本建勅令を推進する『新官僚』グループとの対立」のために、重要産業団体令の制定は遅延を重ねていたが、

小林商相の更迭によって企画院と商工省の間に、勅令を一本建のものとするが差し当たり鉄鋼、非鉄金属、化学工業等重要産業についてのみ適用するということで妥協が成立し、「重要産業団体令」は昭和十六年八月二十日制定公布され、九月一日より施行された。(8)

これを受けて住友本社は、十月八日次のように住友金属が社長制を採用する定款変更を承認し、十月二十日専務取締役春日弘(M44東大法)は金属社長に就任し、ここに住友において家長以外で初めて社長が誕生した。

提出　昭和十六年九月三十日　決裁　同年十月八日　本社総務部庶務課起案　発送十月十日文第八九三号

金属工業定款中一部改正ノ件

承認案

月　日

総務部長

金属工業専務宛

定款中一部改正ノ件

九月二十六日付金秘第四七〇号ヲ以テ御打合相成候掲題ノ件ハ、承認ノコトニ決定相成候間、御了承相成度、此段依命及御通知候也。

備考

一、金属工業ノ事業拡大ニ応ジテ、其ノ役員構成ヲ充実シ且主管者ノ対外的地位ヲ強化スル為メ、社長制度ヲ新設シ、会長統括ノ下ニ、社長ガ主管者トシテ専務以下ヲ率キテ、内外ノ事務ヲ執行スル態勢ヲ採用セントスルモノニシテ、現在同社業務ノ実情、竝ニ事業界ニ於ケル統制強化ノ趨勢等ニ鑑ミ、時宜ニ適シタル改正ト認メラル。

二、本改正ハ十月十八日ノ臨時総会ニ付議セラルヽモノトス。

三、社長ノ職権、竝ニ社長設置ニ伴フ専務取締役其ノ他ノ権限改正ニ関シテハ、別途事務章程改正ノ打合セアル次第ナリ。

同様にして十一月一日鑛業専務三村起一と化学専務大屋敦が、十一月十七日銀行専務岡橋林（M39東京高商）が社長に就任した。この結果から判断すると、住友本社は本社理事で連系会社専務を兼務する者に限り、社長就任を認めたことになる。

十一月任意団体としての鉄鋼統制会が「重要産業団体令」に基づく統制会となったのを皮切りに、同月石炭、十二月鉱山（津田秀栄理事長に就任）、車両等四統制会、十七年一月金属工業等六統制会と次々と設立されていった。こうした統制会の設立により、住友本社の連系会社に対する統制力は多大の影響を蒙ることとなった。十六年十一月企画院第一部第一課長から商工省総務局総務課長に転じた革新官僚の一人美濃部洋次は、両者の関係について次のように述べている。(9)

統制会が経営共同体である限りに於て、経営の指導は、統制会によってなされる。従って、従来のコンツェルンの経営に対する指導力と云ふものは、その限度に於て当然減じて来ると思います。但し、資本即ち所有的には、統制会の領域と云ふものは、何も関係して来ないのであって、所有形態におけるコンツェルンには、少しも変化は起こって来ない。ただ従来の所有、即ち資本と云ふものを通しての経営者に於ける指導力が統制会の国家目的に従って経営指導力によって或る程度、即ち大綱的に置き換えうる。

第二次近衛内閣で国務大臣に就任した小倉正恒は、その後七月第三次近衛内閣では大蔵大臣に就任した。しかし自ら認めているようにさしたる業績もなく、十月には内閣総辞職により退任した。後継首班の東条英機からは留任を求められたが、東条内閣では日米開戦必至とみてこれを謝絶した。(10)昭和十六年十二月八日日本海軍は真珠湾を攻撃し、小倉の

予想した通り、太平洋戦争が始まった。同日総理事古田俊之助は次のように訓示した[11]。

総理事御訓示

皇国興廃ノ関頭ニ立テリ。国民各々其ノ職域ヲ死守シ、愈々奉公ノ誠ヲ致スベキノ秋ナリ。宜シク住友伝統精神ヲ発揚シ、沈着冷静、一致協力、以テ諸般ノ方策ニ万全ヲ期シ、産業報国ノ一途ニ邁進スベシ。

総理事　古田　俊之助

これを受けて住友金属社長春日弘は同じ『井華』に「大東亜戦争と産業人の覚悟」と題する一文を寄せた。しかし春日は第二次大戦後「金属工業の第一線にいらっしゃって、戦争が「これはダメだ」とお感じになったのはいつごろですか」と問われて、次のように答えている[12]。

当時はいえなかったけれども、ほとんど初めごろから……。アメリカなんぞの軍需工場のスケールを知っておりましたからね。首になるからいわなかったけれども、かなうわけがないと思ったですよ。

日米開戦の事態により住友本社では、繰り上げ卒業により昭和十七年一月入社予定者の実習停止を通知し（資料5）、さらにすでに実施中であった昭和十六年四月入社技術系職員の実習打ち切りを通知せざるを得なくなった（資料6）。こうした実習の打ち切り・停止について人事部長田中良雄は店部・連系会社の各主管者に対し次のような書簡を送った。

人第二九三四号

昭和十六年十二月十六日

人事部長　田中　良雄

店部、連系会社主管者宛（親展）

実習打切並停止ニ関スル件

今般本年三月卒業生ノ実習ハ、十二月ヲ以テ打切、来年度新規採用者ノ実習ハ停止ノコト、相成、別途御通知申上候処、右ハ現下緊急ノ事態ニ依ル不得已臨機ノ措置ニシテ、此際実習制度ノ精神ハ一層之ヲ徹底セシムルノ要アリト被存候ニ付テハ、仮令短期間ニテモ能フ限リ住友職員タルノ人格識見ノ涵養ニ裨益セシムル様、一段ノ御工夫願フ様改度。右御如才モ無之コト、ハ存候得共、特ニ御依頼申上候也。

さらに太平洋戦争開戦後は大学・専門学校採用者のほとんどが軍務につくこととなったので、中学・工業・商業の採用者に依存するところが大きくなり、昭和十七年一月からは、工業・商業卒業者の入社配属と同時に、中学卒業予定者の配属予定先での実習すなわち事実上の勤務に踏み切ることとなった。

2　戦局の進展と事業の急膨張

昭和十七年一月住友本社は二日から正月休み返上で出勤となった。この年の人事関係をみると、まず年頭本社経理部長小林晴十郎が理事に昇格した。小林は四月に本社取締役に就任した。二月総理事就任後も満洲住友金属の主管者専務に留まっていた古田俊之助は会長となり、後任の主管者専務には常務佐伯正芳（T7東大法）が昇格した。三月本家詰所支配人伊庭勝弥（T3慶大政）は海上取締役総務部長へ転出し、上海事務所支配人富岡末雄（T3東亜同文書院）が本家詰所支配人となった。四月人事部人事課長香川修一（T13東大法）は電工総務部副長へ転出し、経理部鉱山課長津田久（S3東大法）が人事課長に横滑りし、鉱山課長には小倉正恒の大臣秘書官を務めた鉱山課日向方齊（S6東大法）が昇格した。また総務部庶務課長平塚正俊（T12東大法）も金属総務部副長へ転出し、東京支店副長妹尾城爾（T11東大法）が後任の庶務課長となった。次いで五月には人事部労働課長渡辺斌衡（T11東大経）が日本電氣へ出向（総務部長）し、化学業務部労務課長大谷一雄（S3京大法）が後任の労働課長となった。また日本板硝子主管者常務稲井勳造（T3東京高商専攻部）が病没したため、六月取締役中村文夫（T5神戸高商）が主管者常務に昇格した。

七月三等職員以下の職員に対し月額五円の食事手当が支給されることになり、さらに十一月にはこれを甲種食事手当として、これとは別に乙種食事手当として一、二等職員に対し月額一五円、三等職員以下一〇円、女子職員には八円を賞与支給の際一括支給されることとなった。これまで五五歳停年に対し一～三年の停年延長によって昭和十五年には補助職員以上五六名の停年退職者に対し五名、十六年八〇名に対し一六名が延長となり、十七年は九二名に対し二五名が延長となる見込みであったが、以後十八年一三〇名、十九年一八二名、二十年一五二名と停年退職者が激増することになっていたので、八月停年規程に追加されて、従来最長三年だけ延長が認められていたのを、戦時または事変中に限りさらに二年計五年即ち最長六〇歳までの停年延長が認められた(資料7)。さらに十二月にはこの追加規程は女子職員にもそのまま準用されることになり、給仕二〇歳停年五年延長、その他三〇歳停年七年延長とされていたのが、職員、準職員と同様に五五歳停年で、必要があればさらに五年延長されることになった。

同月総務部地所課長日比文雄は四月金属和歌山製鉄所発足以来同製鉄所業務部副長を兼務していたが、金属専任となり、総務部営繕課長坂路進(T9東大法)が地所課長兼営繕課長となった。九月本社取締役理事兼化学社長大屋敦は軽金属統制会会長就任により退職した。このため電力専務吉田貞吉(M40京大工・電)が理事に昇格、電力専務を辞任して大屋の後任としてまずアルミ製錬会長に、次いで十月化学社長に就任した。電力の主管者常務には取締役藤井敬三郎(T8東大工・電)が昇格した。十二月人事部厚生課長土井正治(T9東大法)は化学総務部長へ転出し、人事課長津田久が厚生課長を兼務した。倉庫では専務制を採用し、主管者常務細谷庄三郎(T4東京高商)が専務に昇格した。

店部、連系会社、特定関係会社の動向を見ると、まず鉱山関係では、大正七年末買収して以来住友で経営してきた余市鉱山(北海道後志国余市町所在銅鉛亜鉛鉱山)が元鉱品位が低いため採算が悪化し、休山するところを、帝国鉱業開発株式会社に経営を委託することになった(13)。十月金買上量削減が閣議決定されたのを受けて、十一月特定関係会社静狩金山株

式会社の経営を日本産金振興株式会社に譲渡した(「住友合資会社(下)」の「五(二)3　静狩金山株式会社の設立」参照)。このように鉱山の合理化を進める一方で、同月かねて海軍から要請されていた大蔵鉱山(山形県最上郡大蔵村所在銅鉱山)の経営を引き受け、鉱区権者中川秀太郎との間に二年間の探鉱契約を締結した。十二月東北鉱業事務所が廃止され、その所管の安部城、大宮及び砥沢の三鉱山はそれぞれ独立の店部とされ、宮城、大蔵及び大萱生の三鉱山は本社経理部鉱山課の直轄鉱山として詰員が置かれた(資料8)。これらの鉱山部門の業績は「二(二)2　直轄鉱山」を参照されたい。

販売店では、八月東京販売店の事務章程が改正され、これまで住友金属とその関係会社及び満洲住友金属の製品を取り扱ってきた金属工業課の伸銅品、製鋼品、鋼管、航空材、資材の五係が業務の飛躍的膨張の前にそれぞれ課に(資材係は金属工業資材課へ)昇格した。この内容については「二(二)3　販売店・業務所」の項で改めて検討することとしたい。

昭和十七年　初頭日本軍が南方各地を占領すると、まず海軍から三月住友鑛業がセレベス(スラヴェシ)島、ジャワ島、ミンダナオ島(フィリピン)の各鉱山の開発を、四月林業所はボルネオ島における木材及びゴムの集荷を受命した。

四月十七日から二十日にかけて開催された主管者協議会において、本社経理部は「大東亜共栄圏地域ト住友各事業トノ関聯性ヲ伺ヒ、尚之等地域ヘ進出ノ見透シ又ハ今後ノ進出ニ関スル御意見ヲ伺ヒ度シ」と題する第一議題を提出し、これに関連して本社人事部は「海外在勤職員労働者ノ給与待遇等ニ関スル件」と題する第二議題を提出した。本社鉱山課長津田久は第一議題の提案理由を次のように説明した。

大東亜戦争ハ一面経済戦争ナリ。従テ大東亜共栄圏諸地域ノ経済開発ハ、戦果ノ拡大ト共ニ愈々重要性ヲ加ヘツツアル次第ナルガ、住友各事業モ其ノ分ニ応ジ、其ノ集積セル技術、経験ヲ捧ゲテ大業ノ完成ニ翼賛スルヲ要スル次第ニシテ、此ノ意味ニ於テ先ヅ共栄圏諸地域ニ対シ、各位御関係事業ガ如何ナル関係ヲ有スルヤヲ具体的ニ御説明願ヒ、次ニ既ニ之等地域ニ御進出ニナリ居ル事業ニ付テハソノ状況ヲ伺ヒ、尚又現在進出ノ準備中又ハ進出ヲ考慮

セラレ居ル御事業ニ付テハ其ノ模様其他進出ニ関スル一般的ノ御意見ヲ承リ、相互ニ実情認識ノ資トスルト共ニ、住友トシテノ大東亜共栄圏経済建設ノ構想ヲ整フベキ参考ト致度シ。

五月林業所は陸軍からジャワ島チペチル農園の経営とスマトラ島松脂林の経営を受命し、六月には本社直轄のジャワ及びスマトラ各事業所が設置された。七月前年十一月に設立されたスランヂン殖産株式会社及び上記ボルネオ島における受命事業を含め日本法人住友ボルネオ殖産株式会社が設立された。八月これら南方事業に関する情報の収集交換並びに調査研究及び協議を目的として、本社に南方委員会が設置された（「五(二)2」参照）。

こうした南方資源の開発に必要な資金の供給を図るため、政府により三月南方開発金庫が設立され、四月には国家的に生産力拡充資金の供給を図るため戦時金融金庫が設立されて、小倉正恒がその総裁に就任した。住友各社の資金調達は両金庫の融資と密接に関連することになるが、他方二月には住友金属が第二回の社債八〇〇〇万円の発行を決議し、三月には第一回の財務委員会が開催された。次いで四月には住友化学が倍額増資（四〇〇〇万円から八〇〇〇万円へ）を決議した。これらの詳細は「四　資金調達」を参照されたい。

戦時金融公庫の設立は、十六年七月に策定された「財政金融基本方策要綱」の一項目である「金融政策の改革」の一環をなすものであったが、この他に五月には二月に制定された日本銀行法により日銀の改組が行われ、日銀信用の無制限供給が可能となり、またそれと同時に日銀の活動と一体をなす全国金融統制会が設立された。さらに同月「金融事業整備令」が公布され、即日実施された。これは政府が銀行の合併を命令できるという法律で、実際に発動されたことはなかったが、伝家の宝刀として無言の圧力となった。こうした情勢を背景として日銀総裁結城豊太郎は、十二月三井銀行に対し、第一銀行との合併を求め、その際次のように述べたという(14)。

三井と第一の話がいよいよ確定になれば、この機会に第百を三菱に合併させるつもりだ。日本昼夜と第三を安田に

合併させるつもりだ。出来れば大阪の住友、三和、野村の三行も一緒にさせたいと思う。

十二月二十八日三井、第一両行の合併が発表された当日、結城総裁は上京中の住友銀行社長岡橋林を呼び、三和銀行との合併を勧めた。同日大阪では三和銀行頭取中根貞彦(元日銀大阪支店長)から会談申し入れがあり、上京中の岡橋に代わって総理事古田俊之助が応じたが、古田は「銀行のことは岡橋がやっているので、自分は今ものをいうべき立場にはない」として明言を避けたという。(15)

住友銀行がこの合併に応じなかった理由として、当時住友銀行常務であった野田哲造は次の二点を挙げている。(16)

第一に、そもそも三和銀行は、昭和初期の金融恐慌時、預金集中が起こっていたころ、大阪での住友銀行の独占を避けるため設立された経緯があること。

第二に、仮に一行に統合するにしても、その時期ではないこと。太平洋戦争に突入して、軍需金融に多忙な時に、合併問題でごたごたしては、大事な軍需金融に支障が起こる。大銀行が合併すれば、当分の間経営効率が低下することは過去の例を見ても明らかである。

この結果住友銀行の合併問題はひとまず見送られたが、昭和十九年二月蔵相が賀屋興宣から石渡荘太郎(元蔵相)に代わり、三月日銀総裁結城豊太郎が辞任して副総裁渋沢敬三(元第一銀行副頭取)が総裁に昇格すると、再燃した。大蔵省の合併問題を所管する銀行保険局長山際正道と普通銀行課長舟山正吉は前回合併問題が起きた十七年末から留任していた。大蔵省との折衝は、石渡と一高・東大の学友であった銀行専務野田哲造が当たったが、総理事古田俊之助も上京して姻戚関係にある元首相陸軍大将阿部信行の援助を乞い、また石渡蔵相と姻戚関係にある元理事兼化学社長大屋敦にも、石渡への住友の意向の伝達を依頼した。大屋は日記に次のように記している。

五月三日(水)住友ニ古田総理事ヲ訪問。住友、三和両銀行合併ニ付キ懇談ス。

五月四日(木)官邸ニ荘太郎君ヲ訪問。銀行合併ニ関スル住友側ノ意嚮ヲ伝フ。住友ノ評判余リ宜シカラズ。

前回の合併問題の際は銀行の問題として岡橋に一任していた古田が、今回は何故自ら積極的に行動したのであろうか。野田によれば「古田さんの合併反対の理屈は、住友財閥マイナス住友銀行＝殆どゼロということであった」という[17]。この間十八年十二月には軍需会社法が施行され、十九年一月軍需会社一五〇社の第一次指定とともに、軍需融資指定金融機関制度が発足していた。住友銀行が十九年十月に作成した資料「戦時金融と住友銀行」によれば、四月の第二次指定を含む指定軍需会社約五七〇社中、住友銀行指定は八二社で、その内訳は連系会社八社、傍系(註、本社が定める関係会社の概念とは異なる、銀行独自の連系会社以外の住友系企業という概念)会社二四社、一般会社五〇社となっていたが、住友銀行指定分軍需融資総額一一億六八〇〇万円で見れば連系会社六億一四〇〇万円(五二・五%)、傍系会社一億九八〇〇万円(一七・〇%)、一般会社三億五六〇〇万円(三〇・五%)となっており、住友系三二社(全八二社の四割)で融資額の七割を占めていたので、古田の云わんとするところは、合併によって住友銀行の協力が得られなくなれば、住友の軍需産業は成り立たなくなることを意味していた。住友全事業の資金調達における住友銀行に対する依存度については、改めて「四　資金調達」で検討することとしたい(「株式会社住友本社(上)」資料16参照)。

全国金融統制会設立と共にそれを構成する普通銀行、地方銀行、信託等の業態別金融統制会が設立された。この時信託統制会の理事長には今村幸男(M33東大法)が住友信託会長を辞任して就任し、後任の信託会長は総理事古田俊之助の兼務となっていた。信託統制会の理事は、日銀理事岡田才一の他、三菱信託会長山室宗文、三井信託会長松井和宗といずれも住友同様社長空席のため会長が就任していたが、彼らは共に代表権を有し常勤であった。これに対し住友信託の会長は今村にしても、古田にしても、代表権はなく非常勤であったので、信託統制会において住友を代表する理事は当然主管者の専務今井卓雄(M43神戸高商)であった。

信託統制会の発足後半年を経過した十七年十一月二十六日、信託専務は本社総務部長に対し、社長制採用のための定款変更を申請し、十二月八日総務部庶務課文書係起案例第二八五〇号によって承認された。その備考欄には「同業他社ノ例ヲ観ルニ社長制ヲ採用セルモノ大部分ナリ」としかないが、統制会における他社との振り合い上前年に定めた本社理事の者のみ連系会社の社長就任を認めるという内規を撤回せざるを得なくなったものと思われる。この結果住友本社は、十二月二十四日付人第二四五六号通牒(撤回の根拠としているが、資料が現存せず未確認である)によって、他の連系会社にも社長制を認めることとなったと推定される。昭和十八年一月この通牒によって、信託に続いて生命、海上の両社が社長制採用を申請し、それぞれ専務今井卓雄、専務松井孝長(T5東大法)、専務柴田丈夫(M42東京高商)が社長に就任した。しかしアルミ製錬では規模的にまだ社長制採用には至らず、常務矢部忠治(M44京大工・採鉱冶金)が同月専務取締役に昇格した。

昭和十八年　初頭で特筆すべきは、懸案となっていた特定関係会社日本電氣が連系会社に指定されたことで、同社は二月に住友通信工業株式会社と改称、主管者専務梶井剛(M45東大工・電)が社長に就任した(「五(二)」参照)。なお同月住友電工でも社長制を採用して専務別宮貞俊が社長に昇格した。

その後の連系会社の主管者の異動についてみると、六月信託社長今井卓雄は停年退職して古田に代って会長となり、常務福山善治郎(T5東大経)が社長に就任した。八月満洲金属専務佐伯正芳は金属常務専任となり、営業所長を兼務した。満洲金属の後任の主管者専務には常務河村龍夫(T9東大経)が昇格した。十月機械工業専務を兼務する三村起一は古田に代って会長となり、後任の主管者専務には常務小関良平(T6東大経)が昇格した。十一月倉庫も「業務進展ノ実情ト同業他社トノ振リ合イ等ニ鑑ミ、「社長制」ヲ実施ス」ることとなり(十一月二十二日決裁総務部庶務課文書係起案例第三五九〇号)、専務細谷庄三郎が社長に就任した。続いて十二月には特定関係会社日本板硝子でも社長制を採用し、常務

中村文夫が社長に昇格した。十二月十四日決裁の総務部庶務課文書係起案例第四〇四号は承認理由を次のように述べ、特定関係会社ですら本社の統制が及ばなくなってきていることを示していた。

（備考）

一、定款中改正点

（1）諸般ノ情勢ニ鑑ミ現在ノ常務制ヲ社長・常務制ニ改ム（定款第二十条及第二十七条）。

註　産業別統制ノ強化、社長徴用制度ノ実施ニ関聯シ、社長無キトキハ会長（総理事兼職）徴用セラルヽ場合在ルヲ以テ、右ノ如ク改ム。

同業他社ノ実例

旭　硝子	社長・常務制
日本硝子	会長（常勤）・専務制
徳永硝子	社長・専務・常務制
昌光硝子	社長・専務制

二、右ハ已ムヲ得ザルモノニ付御承認相成可然乎。

昭和十八年における住友本社の機構改革及び人事異動をみると、まず一月に事務章程が改正され、必要とする部課に部長代理及び課長代理（従来の副長、課長代理者を改称）をおき（資料9）、これまで常務理事直属であった検査役及び検査役補を監事直属とした（資料10）。また東京支店を東京支社と改称した（資料11）。これに伴う人事異動として経理部商工課長神田勇吉が経理部長代理兼商工課長となり、理事兼経理部長小林晴十郎が東京支社長を兼務した。

三月総務部会計課長中田直三郎（M45東京高商専攻部）が停年延長満期退職となり、検査役菅野秀次郎（T6東大法）が会

計課長となった。

四月に開催された主管者協議会では時局を反映して労務問題が中心であったが、銀行は「本社始メ連系会社ノ有スル調査機関ノ綜合活用ニ資スル為メ連絡機関設置ニ関スル件」と題する議題を提出し、その提案理由を次のように説明した。

住友家事業ハ重化学工業ヲ始メ金融部門其ノ他ニ亘リ、其我国経済界ニ占ムル地歩ハ頗ル広汎且巨大ニシテ、此等関係部門ノ有スル調査機関ヲ綜合活用セバ相互ニ裨益スル処尠少ナラザルベシ。従来非公式ニハ各部門間ニ調書・情報ノ交換等行ハレタルモ未ダ隔靴掻痒ノ感アルニ付テハ、此際連絡機関ヲ設置シテ積極的ニ提携ノ実ヲ挙ゲタシ。

討議の結果(資料12)、「各社共主旨トシテハ賛成ナルモ、ソノ組織ニ付テハ問題アルベシトノコトニテ、結局本社ニ於テ慎重考慮ノ上出来ル限リ早急ニ機関設置ヲ計ルコト、」なった。十九年二月本社の機構改革により経理部に調査課が設置されることになったのはこの討議の結果とみられる。

九月事務章程が改正され、必要により各係に係長をおくこと、会計課の係のうち、計算係は精査係と改称、出納係は證券係と会計係に分割された。又総務部に時局に応じ防護課(企書係、保安係、連絡係)が置かれ、庶務課長妹尾琥爾が防護課長を兼務した(資料13)。十月防護課は東京支社にも設置され、東京支社の調査課には調査係の他に資材係、海外係がおかれた(資料14)。同月監事河井昇三郎は常務理事となり、経理部長を兼務、理事兼経理部長小林晴十郎は東京支社長専任となった。監事の後任には住友銀行専務大島堅造(M42東京高商)が起用された。本社における防護課設置をうけて、各連系会社においても空襲対策として事業所毎に防護に関する専門の部課が設けられ、その下に防護団が結成された。

しかしこうした一連の機構改革及び人事異動にはその構想から実現に至るまで約一年近い遅れが生じていた。すなわ

ち理事化学社長大屋敦は既に昭和十七年一月十七日の日記に「理事会開カル。（中略）東京支社新設、本社職制ノ増強等重大案件一挙ニ可決サル」と記しているからである。実際の起案になるのに八月一日実施を目標とした「東京支店廃止並東京支社設置ノ件」（資料11）は六月十六日に、「（本社）事務章程中改正ノ件」（資料9）は七月二十五日にようやく提出されて既に半年遅れていた上に、これらが決裁されたのは共に十二月三十日でそれからさらに半年近くを要していた。この間東京支店長芦沢進（T3東大経）は既に七月転出予定先の特定関係会社大日本鑛業専務に就任していた。このような事態が何故生じたのであろうか。当時の総務部会計課会計係兼用度係田中富雄（S5富山商、第二次大戦後の作家源氏鶏太である。このペンネームは本人は大した意味はないといっているが、巷間オフィスの天井から吊り下げられている役員出退表示盤（インジケーター）に出来すると噂されていた。）によれば、前年の昭和十六年九月住友本社会計課では大金庫室内の証券が紛失するという驚くべき事件が起きていたのである。(18)

事件の容疑者Iは事件発覚直後十六年十月二十五日付で転出先の金属から本社に戻され、十七年三月休職、十八年三月会計課長中田直三郎の退職の二日後に休職満期で退職した。この時点で住友本社は証券を回収することができ、事態が解決したためとみられる。

しかしこの間監事河井昇三郎は事態の収拾と再発防止策に腐心し、常務理事兼経理部長に就任する余裕はなかったので、昭和十六年一月取り敢えず東京支社長は理事兼経理部長小林晴十郎の兼務としておいて、チェック面では検査役と検査役補をこれまでの常務理事直属から監事直属とした。その附属員は既に事件発覚直後の十六年十月六名、十七年一月二名増強され、二三名となっていた（第3表）。会計課では九月に証券専門の証券係を設け、証券類の受け渡しは残された印鑑数から察するに必ず複数のチェックを必要とするように内規が定められたとみられる。十月には監事の後任を銀行専務大島堅造に託した。大島は既に昭和十五年四月岡橋林が本社取締役に就任した後任の本社監査役になっていた。

河井が大島に期待したのは、住友銀行では監査と検査は組織的には区別されていたが、検査役、検査役補全員を監査役附属兼務とすることで、実質的に監査役の指揮下に入れていた方式を、本社にも取り入れることであったと思われる。大島は本社の検査役、検査役補を部下として監事の職責を果たすこととなり、その模様を次のように述べている。(19)

住友は北海道に銀行支店のほか、沢山の炭礦や金鉱、林業などを経営しているが、住友本社から視察に赴く場合は

第3表　住友本社部課別人員表

（単位：人、各年7月1日現在、20年は5月末現在）

部課・役職	昭和16年	17年	18年	20年	
総理事	1	1	1	総理事	1
常務理事	2	2	2	常務理事	3
理　事	4	5	5	理　事	5
監　事	1	1	1	監　事	1
検　査	20	28(1)	28(1)	検　査	13
調　査	12	10	7		
参　事	1	1	3		
人事部	1(1)	1(1)	1(1)	人事部	
人事課	31(1)	43(1)	40(1)	人事課	12
厚生課	23(5)	32(3)	40(4)	厚生課	19
労働課	28	33	39	労政課	14
経理部	6(1)	5(2)	4(1)	経理部	
鉱山課	37(1)	45	48	査業課	13
宮城鉱山	—	—	10(1)	企画課	4
大蔵鉱山	—	—	3(1)	調査課	8
大萱生鉱山	—	—	6		
商工課	38	53	52(1)		
総務部	1(1)	1(1)	1(1)	総務部	
庶務課	1	1	1	総務課	19
文書係	18(1)	19(1)	19(1)		
庶務係	18	22	23		
秘書係	4	4	6		
守　衛	41	42	49	防護課	46
会計課	2	2	3(1)	会計課	16
主計係	2	7	7		
計算係	17	24	21		
出納係	13	18	19		
用度係	8	16	17		
地所課	14	19	17		
営繕課	18	19	14(1)		
実　習	63	—	—		
南方その他	—	17	52		
他社在勤	63	66	45		
				所属未定	1
				診療所	4
				兵　役	285
合　計	477	527	569	合　計	464

註：準職員以下を除く。括弧内は兼務者の内数。他店部を兼務する者は含まない。
出典：各年「住友職員録」から算出。但し20年は人事課資料による。

いつも晩春とか、秋というような気候のよい時だけで厳冬の従業員を慰問したことなどはなく、その労苦を知らないという不平がかねてからあった。そこで銀行から住友本社に監事として出向した私は、多年冬山の経験があるから最も寒いと称せられる二月に北海道所在の全事業を査察することにした。

住友の内規では監事の職責は社則または総理事の命令が厳重に守られているかどうかを検するにあって全住友事業の監査役でもある。検査部がその部下として同行し現地の実情を査察するのである。私は冬山や春山に登った経験があるから、寒さなどは問題にしないが、検査部随員には職務とはいいながら迷惑であったと思う。

その他の住友本社の人事異動と制度の変更をみると、四月に理事化学社長吉田貞吉は大屋敦の後任として、本社監査役を辞任して、本社取締役に就任した。同月住友本社は定款中の英文名を削除し（資料15）、連系会社にもその旨通知した（資料16）。この結果銀行、金属等がこれに追随して定款から英文名を削除した。九月東京都の旧市内、横浜、大阪、神戸の各市を一級都市、京都、名古屋その他の工業都市を二級都市として、身分により一級都市で五〇～一五円、二級都市で四五～一二円の住宅手当が支給されることとなった。かくして既に実施されている家族手当、食事手当と併せて、本俸の引き上げが抑制されているために、各種の手当で賃金の上昇が糊塗されることとなり、この現象は第二次大戦後まで引き継がれた。十一月販売店は業務所と改称された（「㈡3」参照）。十二月人事部人事課長津田久は厚生課長兼務免となり、銀行総務部庶務課長星野哲之助（T9東京高商）が本社へ移って厚生課長となった。

昭和十八年の店部連系会社の動向をみると、三月金属工業はプロペラ製造所静岡製作所を開設、その工事中に「登呂遺跡」が発見された。四月四國中央電力は住友共同電力株式会社と改称した（「住友合資会社（中）」の「五㈣　土佐吉野川水力電気株式会社の連系会社指定」参照）。政府の金山整理方針に基づき鴻之舞鉱山を始め本社直轄鉱山の多くが休山となり、人員の配置転換と設備の転用が促進された（「住友合資会社（下）」の「五㈡　直轄鉱山部門の諸施策」参照）。他方連系会社で

は工場の建設が間に合わないため次のように既存の紡績工場等の転用を図ることとなった。

	連系会社	事業所	旧事業所
四月	金属工業	名古屋軽合金製造所鳴海支所	名古屋製陶鳴海工場
六月	電氣工業	名古屋製作所	近藤紡績工場
	通信工業	大垣製造所	大日本紡績大垣工場
		岡山製造所	鐘淵紡績備前工場
七月	金属工業	伸銅所柏原支所	柏原紡織工場
		豊橋製作所	(新設)
		堅田製作所	東洋紡績堅田工場
		製鋼所富山製作所	(新設)
八月		鋼管製造所松阪製作所	興和紡績大口工場
	通信工業	大垣製造所瀬戸分工場	松村硬質陶器新居工場
		研究所高崎工場	日本レイヨン高崎工場
十月	金属工業	製鋼所吹田支所	乾製紙工場
		大間々鉱業所	マンガン鉱採掘(群馬県山田郡大間々町)
		塚本工場	江崎グリコ工場(大阪市西淀川区御幣島町)

住友本社は五月には軽金属委員会を設置し、朝鮮鉱業所元山工場の建設を検討していたが、八月アルミニウム年産五万トンの計画が決定され、この計画は十二月朝鮮住友軽金属株式会社の設立へと発展した(「五(四)」参照)。

こうした連系会社の設備投資は、住友全体の資金調達に大きな影響を与えずにはおかなかった。二月金属工業は倍額増資（二億円から四億円へ）、六月電氣工業は現物出資三〇〇万円（上記近藤紡績）の受け入れ、八月通信工業は五五〇〇万円以内の社債発行をそれぞれ決議した。十月金属工業は現物出資一八七五万円（上記東洋紡績九〇〇万円、興和紡績五七五万五〇〇〇円、東亜紡織四〇二万五〇〇〇円）を受け入れ、十一月電氣工業は増資（五三〇〇万円から一億二〇〇〇万円へ）を決議した。この他新たに設立された朝鮮軽金属の資本金は八〇〇〇万円（戦時金融公庫五〇％、住友系五〇％）に達した。こうした資金調達は「四　資金調達」で改めて検討することとしたい。

これらの大規模な設備拡張は、多額の資金調達と共に多数の労働者の採用（第4表）と彼等を管理するため現場への大量の職員の動員を必要とした。十八年十二月三日付朝日新聞は「住友社員戦闘配置へ」と題して次のように報じた。

決戦増強の現場へ徹底的労務動員の要請されるのに自発的に応へて、住友本社では古田総理事からの「全社員戦闘配置ニ就ケ」の命令の下、全住友の金融部門から重要工業部門の直接現場へ大量社員を急速に切替へる体制を完了、この程大阪本社および東京支社において学徒出陣にも比すべき職場第一線への転換社員約四百名の壮行会を行ひ、第一陣出動の火蓋を切つた。（後略）

この記事中の約四〇〇名を含めて、昭和十八年中における本社及び金融部門、倉庫、大阪北港の各社から鉱工業部門への異動をみると（第5表）、合計五八六名に達し、転入先では半数以上の三三五名が金属工業で、次いで通信工業が二割近くを占め、この両社で七五％を超えた。本社からの転出が二〇八名と銀行に次いで多いのは、鴻之舞他金山の整理に伴う余剰人員を鑛業とアルミ関連（化学、アルミ製錬、朝鮮軽金属）へ転出させたためであり、やがて昭和十九年二月には直轄鉱山の経営そのものをすべて鑛業へ委託することとなる。

金融部門の中では、職員の絶対数の多い銀行からの転出が全体の四割に達し、その中でも金属工業への異動が七割を

第４表　住友本社(店部別)・連系会社労働者表

（単位：人）

店部・連系会社	昭和16年12月末	17年２月末応召者	17年		18年	
			12月末	応召者	11月1日	応召者
住友本社						
鴻之舞	2,688	247	2,605	190	1,037	286
国　富	613	35	652	36	874	96
朝　鮮	2,279	—	2,486	—	1,898	0
住友鑛業						
別　子	6,152	566	6,580	568	6,704	651
炭　礦	13,580	631	14,745	653	13,899	960
住友金属工業	29,311	4,953	40,912	3,624	53,750	6,324
住友電氣工業	4,460	775	4,502	795	5,492	1,081
住友化学工業	5,321	648	5,384	640	4,812	756
住友アルミニウム製錬	1,219	110	1,440	123	1,976	150
満洲住友金属工業	2,318	—	2,449	＊26	3,397	31
住友通信工業	—	—	12,740	＊1,270	12,028	1,627
住友機械工業	2,892	270	3,355	281	4,147	356
住友倉庫	405	59	398	55	367	67
四國中央電力	469	—	470	＊45	—	—
住友共同電力	—	—	—	—	337	48
合　計	71,707	8,294	98,718	8,306	110,718	12,433

註：応召者は外数。＊は18年３月末の数字。
出典：住友本社人事部労働課調。

第５表　本社・金融部門から鉱工業部門への配置転換(昭和18年)

（単位：人）

出＼入	金属	通信	化学	アルミ	軽金属	電氣	機械	満金	鑛業	本社	合計
本　社	78	32	20	19	5	9	2	5	40		210
銀　行	173	39	13	0	0	2	4	0	2	4	237
信　託	20	4	1	1	0	0	0	0	0	0	26
生　命	38	14	3	1	1	2	0	0	0	2	61
海　上	18	14	0	0	0	0	1	0	1	0	34
倉　庫	12	9	0	0	0	2	0	0	0	1	24
北　港	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
合　計	341	112	37	21	6	15	7	5	43	7	594

超え、銀行から金属工業へという一つの流れを形成していた(20)。

軍需生産に関係のある連系会社から当行に対する人員割愛の要請が極めて強く、十二年から毎年十名程度出向していたが、十八年には三回にわたり二百三十七名に及ぶ中堅職員の転出を余儀なくされた。

応召者の他、本社及び金融部門では国民徴用令による応徴者の数も増加し、在籍人員と実働人員はますます乖離していった(第6表)。この結果女子職員の重要性は一段と高まり、住友本社では女子職員規程を改正し(昭和十八年十二月二十七日提出、十二月三十一日決裁総務部庶務課文書係起案例第四二八号「女子職員等級制設定ニ伴ヒ社則諸規程中改正ノ件」)、これまでの技術員、事務員、タイピスト、看護婦、電話交換手、昇降機運転手、見習事務員の七職種を廃止し、一～五級とし、昭和十九年一月から実施した。女子職員の月給は等級に応じ、四〇〇円～二〇円に区分され、従来すべて年間十二日であった定例休暇は二級以上の女子職員に対し三日増の十五日と、停年は職員と同様とされた。

これまで各店部連系会社の事務章程の制定及び改正は、住友の全部門に通達されてきたが、これに要する用紙の消費量が十八年一～十一月で約一四万枚に達して用紙の調達が不可能となり、また事務的にも支障が生じたので、店部連系会社の事務章程の制定及び改正の通知は要項に止めることになった(資料17)。

昭和十八年の戦局は、二月のガダルカナル島攻防戦に敗退後、絶対的国防圏は九月末にはマリアナ・カロリン・西ニューギニアの線にまで後退を余儀なくされ、この結果十一月ギルバート諸島のマキン、タラワ両島の守備隊が玉砕した。こうした制海・制空権の喪失により南方航路は次々と放棄され、これに対し十一月航空戦力拡充のため軍需省が設置されたが、物資動員規模は縮小の一途を辿っていった。

3　軍需会社指定と本社の対応

住友の会計年度は原則として暦年であったが、昭和十九年度から住友本社並びに連系会社においては、それぞれ決算

期を政府の会計年度に合致させることとなった(昭和十八年七月十二日付商第三四六号経理部長通牒「決算期変更ニ関スル件」)。この結果昭和十九年度は十九年四月から二十年三月までとなるため、経過措置として十九年一月～三月の三ヵ月決算が行われることとなった。又これと同時に直轄鉱山部門の鉱業への移管に伴い勘定科目の変更も実施された。

昭和十九年　一月前年末に施行された軍需会社法に基づき、軍需会社として第一次一五〇社、四月に第二次四二社が指定され、さらに六月から十二月にかけて一二一社が追加された。住友では連系会社九社、関係会社二五社計三四社

第6表　住友本社(店部別)・連系会社人員表
(単位：人、各年7月1日現在、19年は8月末現在)

店部・連系会社	昭和16年	17年	18年	19年
住友本社	477	527	569	220
大連駐在員	2	2	2	店部 557
東京支店	51	51	—	
東京支社	—	—	72	
上海事務所	21	23	23	
北京事務所	7	10	10	
新京事務所	3	5	4	
鴻之舞鉱業所	261	301	209	—
国富鉱山	46	67	—	—
国富鉱業所	—	—	83	—
余市鉱山	34	—	—	—
東北鉱業事務所	49	64	—	—
安部城鉱山	—	—	11	—
大宮鉱山	—	—	27	—
砥沢鉱山	—	—	9	—
朝鮮鉱業所	211	237	233	—
林業所	79	82	169	
東京販売店	124	130	154	
横須賀販売店	20	24	26	
名古屋販売店	19	24	41	
神戸販売店	19	20	22	
呉販売店	22	26	33	
福岡販売店	11	12	18	
京城販売店	16	16	24	
大阪住友病院	125	154	187	
住友鑛業	1,703	1,849	2,219	1,369
住友金属工業	2,708	3,400	4,915	3,850
住友電氣工業	718	870	1,073	745
住友化学工業	618	775	973	671
住友アルミニウム製錬	149	182	246	119
満洲住友金属工業	300	349	407	261
住友通信工業	—	—	3,742	2,189
住友機械工業	367	399	483	337
住友銀行	2,781	2,928	3,053	1,594
布哇住友銀行	6	5	—	—
シアトル住友銀行	6	3	—	—
加州住友銀行	4	3	—	—
住友信託	334	362	387	193
住友倉庫	329	370	419	99
住友生命保険	1,978	1,989	2,051	339
住友海上火災保険	539	558	599	—
住友ビルデイング	13	14	14	8
大阪北港	36	41	53	33
四國中央電力	112	109	—	—
住友共同電力	—	—	130	91
朝鮮住友軽金属	—	—	—	79
本家詰所	21	23	26	
合　計	14,319	16,004	22,716	12,754

出典：各年「住友職員録」から算出。準職員、女子職員、兼務者を含まず休職者を含む。従って第2表の職員小計との差(例えば昭和17年6月末14,932人と本表16,004人)はほとんど休職者である。
19年は住友本社人事部人事課調。応召応徴者を除く実働人員。

第7表　住友系指定軍需会社一覧

連系会社・関係会社	軍需会社法による指定	指定金融機関
鑛　業	第2次	住友
大日本鑛業	第2次	住友
金属工業	第1次	住友、戦金
住友特殊製鋼	第1次	住友
大阪金属工業	第2次	住友
太刀洗航空機	第1次	住友、戦金
九州飛行機	第1次	住友、興銀
九州兵器	第1次	住友、興銀
帝国特殊製鋼	第1次	住友、戦金、勧銀
日本パイプ製造	第2次	住友
日本楽器製造	第1次	住友、静岡
理研金属	第1次	住友、興銀
電氣工業	第1次	住友
日本海底電線	第2次	住友
日本電線	第2次	住友
藤倉電線	第2次	帝國
日新電機	第2次	住友
恵美須屋工具工業	第2次	住友
化学工業	第1次	住友、戦金
神東塗料	第2次追加	住友
機械工業	第1次	住友、戦金
アルミニウム製錬	第1次	住友
通信工業	第1次	住友、戦金、興銀
安立電氣	第2次	住友、戦金
東北金属工業	第2次	住友、興銀
日本通信工業	第2次	住友
東洋通信機	第2次	住友
日本電氣	第2次	住友
日本電氣兵器	第1次	住友
共同電力	第2次	住友
朝鮮軽金属	第2次追加	
特定関係会社		
日本板硝子	第2次	住友
化工材工業	第2次追加	住友
準特定関係会社		
帝国ピストン製造	第2次	住友

出典：昭和19年9月11日住友本社経理部査業課「住友連系会社・関係会社並ニ指定軍需会社調」。指摘金融機関については日本銀行調査局編『日本金融史資料昭和編』第二十四巻402～420頁参照。

が指定を受けたが（第7表）、社長を生産責任者とし、株主総会の決議によらぬ原案執行権、総会を経ず主務大臣の命令事項を執行しうる権限を与え、生産責任者たる社長は主務大臣の命令に従うものとされたので、住友本社の連系会社及び関係会社の社長（生産責任者）に対する統制力は著しく低下することとなった。住友本社では、この軍需会社指定に合わせて、本社及び東京支社の課長代理級以上の役職者も又連系会社兼務とする措置をとった（資料18）。即ち役職者といえども、軍需会社である連系会社の機密事項に関与することが憚られる事態となったのである。この軍需会社指定と同

時に軍需融資指定金融機関が設置され、藤倉電線を除く住友系三〇社についてはいずれも住友銀行が単独又は共同で指定された。

なお住友系指定軍需会社のうち「住友特殊製鋼」は、十九年五月「関東特殊製鋼」が改称したものであるが、連系会社の関係会社が住友商号を冠することについては議論を呼んだ(資料19)。

「帝国特殊製鋼」は「日本ステンレス」が昭和十八年十二月改称したものである(「三　投資活動」参照)。

「日本楽器製造」については、同社社長川上嘉市が住友本社乃至住友金属の関係会社になることを肯んぜず、住友との関係が疎遠になったことを既に明らかにした(「株式会社住友本社(上)」の「三　投資活動」参照)。その後同社が金属の関係会社となったのか否か「三　投資活動」で検討する。

「理研金属」は、昭和八年十月旧称「日満マグネシウム」設立以来株主であった住友金属が昭和十八年十一月次の理由で新たに新旧併せて七万五九〇〇株を取得し、持株率が三九%(資本金一四八〇万円)に達した(21)。

本邦軽金属事業界ノ現状ニ鑑ミ、軽金属中最モ進歩ノ遅レタルマグネシウムヘノ積極的進出ヲ図リ、同社ト提携資本経営技術ヲ注入、航空材ノ増強ノ目的ヲ以テ之ヲ取得セリ。

「藤倉電線」は大正七年以来、住友電線製造所の関係会社となっていたが、同社の自主的な経営に委ねられてきたので、住友銀行とは取引がなかった(22)。

「住友アルミニウム製錬」は、昭和十九年六月アルミナからアルミニウムまでの一貫生産体制をとり、軽金属事業の一元化を図るため、住友化学に経営を委託した(「住友合資会社(下)」の「五㈣　住友アルミニウム製錬株式会社の設立」参照)。

「日本電氣」は、日本電氣株式会社が昭和十八年二月住友通信工業株式会社と改称したのに伴い、同月「日電電波工業」が改称したものである。

「帝国圧縮瓦斯」については、「住友合資会社（中）」の「三(二)　その他の住友系企業の株式」において述べた「帝国酸素」を参照されたい。

この軍需会社指定に合わせて、機械工業も社長制を採用し、主管者の専務小関良平が生産責任者たる社長に昇格した。二月本社直轄鉱山の経営がすべて住友鑛業へ移管され、これに伴い本社の特定関係会社、大日本鑛業、土肥鑛業、熱河蛍石鑛業、北支産金の四社も鑛業の関係会社とされた。又この結果事務章程が改正され(資料20)、部長代理を次長、課長代理を副長と改称した。経理部では鉱山課、商工課を廃止して査業課、企畫課、調査課をおき、鉱山課長日向方齊が査業課長に、経理部長代理兼商工課長神田勇吉が経理部次長兼企畫課長に、調査役目崎憲司（T6東大法）が先に述べた十八年の主管者協議会の討議を踏まえて調査課長兼務となった。総務部では地所課、営繕課を併せて不動産課(管理係、営繕係)とし、総務部地所課長兼営繕課長坂路進が不動産課長となった。会計課精査係を廃止して会計係に移管し、会計課長菅野秀次郎は総務部次長兼会計課長となった。人事部では労働課を労政課と改称、労働課長大谷一雄がそのまま労政課長となったが、大谷は四月の異動で金属勤労部副長へ転出し、労政課副長河上健次郎（S4東大法）が労政課長へ昇格した。又この異動で経理部次長兼企畫課長神田勇吉は本社の特定関係会社として新たに設立された安東軽金属株式会社専務取締役に転出した(「五(五)」参照)。後任の企畫課長には金属経理部長代理兼技術部企畫課長佐藤俊雄（S3東大経)が着任し、査業課長日向方齊はこの際佐藤の金属技術部企畫課長のポストを兼任することとなり、次いで七月にはそのまま金属へ転出し、査業課長は企畫課長佐藤俊雄の兼務となった。日向はこの間の経緯を次のように述べている。(23)

昭和十九年二月、鉱山課長から初代査業課長になった。鴻之舞金山の休山を機会に、鉱山課と商工課から成る経理部の組織を見直し、査業、企画、調査の三課制に変更した。査業課は住友本社のすべての子会社や直轄事業の現業部門を監督、指導する強力な権限を持っていた。仕事もいよいよ脂が乗り、約半年後に住友本社を去ることになろ

うとは夢にも思わなかった。

経理部長は鴻之舞休山で本社代表として現場の指揮をとられた河井昇三郎さん。本社監事から常務理事に昇格されていた。戦局はいよいよ不利となっていたが、私は河井さんのもとで仕事に没頭、本社直轄の鉱山事業を住友鉱業に移管して鉱業の一元化を実現したり、土地関係の事業を統合して住友土地工務を設立するなど、思い切った施策に取り組んだ。

住友金属工業の無謀ともいえる膨張計画を抑制することにも力を入れた。当時の住金は「東の三菱重工、西の住金」と称される巨大な軍需会社にのし上がっていた。資本金も戦時体制に入った昭和十二年から六年間で一億円から四億円に急増、住金一社で住友財閥の公称資本金十億三千万円の四割近くを占めていた。

しかも十九の工場が用地や工場の拡充計画を競っていた。私は戦況極めて不利と感じていたので、松阪、静岡、津、名古屋、富山といった地方の工場を抑えに回った。例えばプロペラ工場は供給先の飛行機会社の能力を上回る生産力の増強を図ろうとしていた。軍の政策に協力するとはいえ、無意味な投資は必要はない。「負けた場合にどうするか」を真剣に考えていた。

そんなある日、河井さんに呼ばれ、「本社の仕事は片がついた。住金に行ってほしい」との命令を受けた。それも単に「本社を出る」というだけではない。本社課長のポストは子会社の部長に当たるが、私の場合は企画課長としての横すべりだった。

日向の金属転出以前に、査業課の設置に伴い、従来の総務部会計課主計係が分掌していた住友の全事業の立場から住友本社並びに各連系会社の損益、収支、金繰に関する事項を、査業課と如何に分担するかという問題が生じていた。五月五日付で仰裁された会計課主計係起案「総務部会計課主計係分掌事項中其ノ一部ヲ経理部ニ移管ノ件」（資料21）が、

常務理事総務部長北沢敬二郎と常務理事経理部長河井昇三郎の二人の決裁を得ながらペンディングとなり、七月一日日向の転出後、七月十二日次のような付箋が添付されて廃案となった。このことは最早日向の主張するような査業課の分掌は、本社では実行困難と判断され、むしろそれぞれの連系会社自体において検討されるべき問題として、日向の金属転出へ発展したものと推測されるのである。

本案ニ付テハ既ニ仰裁済ナル処、之ガ実施ニ関シテハ会計見積書ノ作成方針並ニ作成方法ニ付考究ノ余地アルノミナラズ、連系会社ヨリノ定期報告書類ニ付テ検討ノ要アル等、現下ノ諸事情ヨリシテ本案実施ハ未ダ其ノ機ニ至ラザル次第ナルヲ以テ、彼是考慮ノ結果此際本案ノ即時実行ヲ見合セテ再考ノコト、シ、事務当局ニ於テ本案ニ関聯セル諸事項ニ付、具体案ノ作成ニ至ル迄当分ノ間、従前ノ事務分掌ノコト、致度シ。

或いは又「(二)　住友戦時総力会議の創設」で述べるように、これらの住友全事業の損益、資金に関する協議事項が査業課ではなく同会議の事務局となった企画課の所管となった(資料31)ことから判断すれば、本社の機構改革から半年を経ずして既にその打開策が模索されていたといえよう。

三月常務理事兼経理部長河井昇三郎は本社監査役を辞任し、本社取締役に就任した。同月住友海上火災保険は解散し、同じく解散した大阪海上火災保険と共に大阪住友海上火災保険株式会社を設立した。この経緯は「株式会社住友本社(十)」の「五(四)　扶桑海上火災保険の住友海上火災保険株式会社への改称と連系会社指定」を参照されたい。同社は連系会社ではなくなったが、本社の特定関係会社に準ずる扱いとされた。

同月会社等臨時措置法が施行され、従来株主総会の決議事項とされていた事項が取締役会の決議で行うことが可能となり、本社始め各連系会社でそのために必要な定款の変更が行われた(資料22)。なおその際軍需会社に指定された連系会社では、会社代表権が生産責任者のみに限定されたため、役員の代表権限に関する規定も同時に変更された。

四月住友本社は定款の事業目的に「住友連系会社其ノ他関係諸事業ヲ統理助成」することを主たる目的とする規定を追加しようとした。これは昭和十八年一月株式会社三菱社が株式会社三菱本社と改称した際に変更された定款「本会社ハ分系会社ノ統理助長並ニ関係事業ノ育成ヲ図ル」[24]、及び昭和十九年三月設立された株式会社三井本社の定款「当会社ハ三井関係会社ノ統理指導並ニ関係事業ノ整備助長ヲ図ル」[25]、に倣おうとしたものであった。住友本社は三井本社の株主であった(「三　投資活動」参照)。この定款変更に当たっては、臨時資金調整法による認可が必要であり、そのため関係省庁の意向を探ったところ、この文言自体は三菱、三井で前例があることであり、承認されることは確実とされたが、既に事業目的として列挙されている「工業」「物品販売業」等の具体的内容について改めて審査される可能性が生じ、住友本社は遂にこの申請を中止することを余儀なくされた(資料23)。

四月業務所職員は連系会社兼務とされていたが、それが本務となり業務所が兼務となった(資料24)。東京業務所の事務章程が改正され、総務課庶務係、会計係がそれぞれ庶務課、会計課に昇格し、新にプロペラ課が設置され、金属工業資材課は金属工業材料課と金属工業設備課に分割、電気工業課は電線課と電気工業特品課にそれぞれ分割された。又鉱業課は石炭の配給が統制会社である日本石炭で一手に行われることとなったため廃止された。一方連系会社では、一月化学工業、三月アルミ製錬が東京事務所を設置し、四月電氣工業、五月機械工業、六月金属工業が東京出張所を置いた。金属工業は他に横須賀、名古屋、神戸、呉、福岡にも出張所を置いた。これらはいずれも本社の業務所に併設され、上記業務所職員の連系会社本務と対応していた。この意図するところは、本社業務所では受けられない「軍需会社徴用規則第二条ニ依ル軍需会社ノ事務機構」の指定を受けるためで、これら各社の東京事務所及び東京出張所は、鑛業の東京支所、福岡事務所、札幌事務所と共に十九年九月四日軍需省総動員局長からこの指定を受けたが、金属のその他の出張所はこの指定から洩れた。

同月「連系会社及ビ其他会社ノ役員ニ関スル内規」（大正十年五月十九日制定「住友合資会社の設立」資料11参照）が改正され、次のように各連系会社の常務以上に配布された（資料25）。これは昭和十三年一月「関係会社ノ役員ニ関スル内規」が別に制定された際（「株式会社住友本社（上）」資料2参照）、本来見直されるべきものであったのが、そのまま推移していたものであり、旧内規と比較対照すると本社の承認事項は時代を反映して本社に対する協議事項に変更され、「五、二等職員以上ノ停年延長」「十二、資本ノ増減、払込ノ徴収及社債ノ募集」「十四、外部ニ対スル役員ノ派出」の三項が追加された。

文第三五一号ノ一

昭和十九年五月五日

住友本社常務理事

北沢　敬二郎

連系会社ノ役員ニ関スル内規ノ件

拝啓　予テ御送付申上置候掲題内規、今般本社事務簡素化ニ伴ヒ旁々一部改正相成候ニ付、茲許同封御送付申上候間、御査収ノ上旧内規ハ貴方ニテ御焼却被下度、此段依命御通知旁々得貴意候也。

追テ右内規ハ執務上必要アル者以外ニハ発表セザル定メニ有之候間、御含置被下度。尚貴社関係会社中貴社ヨリ常勤役員ヲ派遣セルモノニ付テモ、要スレバ本内規ニ準ジ内規御制定方御取計相成様致度申添候。

同月本家詰所支配人富岡末雄から須磨別邸の一部を大阪陸軍航空廠が航空燃料の集積所として使用することになった旨、次のような報告が総務部長北沢敬二郎宛あった。

本第一八二号

昭和十九年四月二十一日

本家詰所支配人　富岡　末雄

総務部長　北沢　敬二郎殿

陸軍航空廠ニ於テ須磨邸一部使用ノ件

予而大阪陸軍航空廠ヨリ航空燃料分散配置ノ為、須磨邸敷地ノ一部借用方申越有之候処、今回以書面正式ニ依頼有之候ニ付、承諾ノ旨回答、既ニ使用ヲ始メ居候間、此段為念及御通知候也。

次いで六月にはその責任者たる将校が日本館に常住することになった旨、次のような報告が寄せられた。

本第二四九号

昭和十九年六月二十日

本家詰所支配人　富岡　末雄

総務部長　北沢　敬二郎殿

須磨邸日本館ヲ軍ニ於テ使用ノ件

予而御報告申上候通リ、大阪陸軍航空廠ニ於テ須磨邸庭園並宿直室ノ一部ヲ使用ノコトニ相成居候処、今回更ニ同廠ヨリ燃料集積責任者トシテ将校一名常住セシムルコト、ナリタル趣ヲ以テ、同邸日本館(全部)借用方申越有之候ニ付、家長様ノ御承認ヲ得テ、承諾ノ旨回答致置候間、御了承相成度、此段及御報告候也。

この同じ六月総務部長北沢敬二郎は、住友家から京都衣笠別邸の貸与を受け、後にこれを本社衣笠分室として本社の疎開を指揮することになるが、名総務部長の名をほしいままにした北沢としてこのように軍事施設となった須磨別邸内の什器備品を有馬別邸へでも疎開させる手配を怠ったことは、千慮の一失といわねばならなかった。このため翌二十年六

月五日の神戸空襲により須磨別邸を飾っていた黒田清輝の「朝妝」を始めとする名画数十点が灰燼に帰したのである。

五月株式会社合成樹脂工業所に、本社林業所、化学、金属の強化木積層材部門を移管統合し、航空機用木製プロペラ素材及び強化積層素材に必要な特殊単板を生産するため住友化工材工業株式会社が発足し、本社の特定関係会社に指定された（「五(六)」参照）。

同月住友倉庫は倉庫の運営業務を日本倉庫統制株式会社に譲渡したため、社長細谷庄三郎は社長を辞任して日本倉庫統制の専務理事に就任することとなり、倉庫は社長制を廃止して、常務森田嘉雄（T7東大法）が主管者となった。共同電力では専務制を採用して、主管者常務藤井敬三郎が専務に昇格した。本社では総務部総務課長兼防護課長妹尾琥爾が金属へ転出（満洲軽合金工業事務従事）し、後任の総務課長には総務課文書係植村実（S8東大法）が、防護課長には防護課副長三竝治郎（M40陸士）が昇格した。

六月住友化学は日本染料製造（資本金三〇〇〇万円）を合併し、その工場を大阪製造所とした。前化学社長（軽金属統制会会長）大屋敦は既に三月十五日の日記に「小林晴十郎君（註、本社理事東京支社長）来社、住友化学ト日染トノ合併内定。住友時代ニ画策スルモノ漸次実現、快心ノ事ナリ。」と記しており、大屋がこの構想の立て役者であったことを明らかにしていた。

同月二十九日本社理事東京支社長小林晴十郎は化学副社長へ転出した。後任の本社東京支社長には金属取締役佐伯正芳が就任した。佐伯は金属常務兼営業所長であったが、この直前五月二十五日に常務を解かれて取締役となり、同時に営業所も廃止されていることから判断すると、軍部は金属東京出張所長（兼本社東京業務所次長）小池省三（T6小樽高商）だけでは承知せず、金属役員の東京駐在を要求してきたために、佐伯をこれに当て、住友内部では本社東京支社長のポストを用意したものとみられる。

一方小林は化学の主管者として吉田貞吉(本社取締役理事兼化学社長)が存在するため、本社取締役理事を退任せざるを得なかった。この際おそらく降格の印象を避けるために、小林を同日付で一等職員から高等職員に昇格させた。化学が何故副社長制を採用したのかその起案上も明らかではないが、同様のケースとして、翌二十年四月二十八日銀行が副社長制を採用し、専務取締役野田哲造が就任した。野田は五月一日付でやはり一等職員から高等職員へ昇格した。野田はこの時の経緯を次のように語っている(26)。

二十年四月に副社長制をとり、私が副社長になったが、その際古田総理事は私を呼んでこう言われた。本来社長になってもらうべきところだが(註、本社理事兼銀行社長岡橋林は停年延長中、化学の吉田貞吉も同じ)、現在社長になると本社の理事もやってもらうことになる。それでは敗戦の際にどうなるやもしれぬから(註、追放となるという意味か敗戦の際責任をとって理事が自主的にやめるというのか、どちらかはっきりしない)、戦争が終るまでは副社長で辛棒してくれ、こういう話だった。

事実終戦後吉田も岡橋も社長を辞任し、小林と野田は共に社長に就任し、古田の構想は成功したかに見えたが、その後にGHQによってとられた公職追放の措置は古田の予想をはるかに超えており、両者は結局社長を退任せざるを得なかった。なお野田は「高等職員になられると一等職員とは待遇の面でどのように違いますか」との質問に対し次のように答えている(27)。

まずボーナスが全然違う。(笑)(註、月俸では一等職員の最高七〇〇円に対し高等職員の最低は八〇〇円で一〇〇円しか違わないが、野田の指摘する通り、高等職員の賞与は住友本社発足時の昭和十二年上期(臨時割増、交際手当を含む)で八万五〇〇〇円～一万七〇〇〇円(月俸の八五ヵ月分～三八ヵ月分)であったし、野田が高等職員に昇格した二十年上期で一一万円～四万一〇〇〇円(月俸の九一ヵ月分～五一ヵ月分)で、これを例えば十二年上期の一等職員の賞与の最高額一万円(月俸の一六ヵ月分)と比

較すれば一等職員以下とは文字通り桁が違っていたことになる。）それから停年延長五五歳が六〇歳になる。まあこれらは外にあらわれるところだが、あらわれないところ、やめた後の待遇などで雲泥の違いがあった様だ。

十九年に入って戦況は、二月にマーシャル群島のクェゼリン・ルオット両島の守備隊が玉砕し、五月には米軍はニューギニア西部のビアク島に上陸、七月マリアナ群島のサイパン島の守備隊が玉砕して、絶対的国防圏は一年を経ずして崩壊した。このため東条内閣は総辞職し、小磯内閣が成立したが、八月にはグァム島やテニヤン島の守備隊が相次いで玉砕した。この結果、十一月には、これらの諸島にアメリカ空軍が日本本土を直接攻撃できる航空基地が完成した。

八月住友本社は、二等以下の職員、準職員、女子職員に対し月給の二割（但し上記住宅手当支給都市所在店部職員、それ以外は一割）の臨時手当を支給することとした。

九月十五日住友本社は住友戦時総力会議の設置を発表した（資料27）。同日付毎日新聞は「住友『戦時総力会議』設置、戦力増強へ全事業結集」と題して次のように報じた。

住友本社では決戦近しといはれる現下戦局の危急に対処して、住友事業の人的物的の総力を一段と結集し、一途に戦力増強に挺身するため、今回戦時中の非常措置として住友本社、連系会社（一六）および関係会社（七八）をもつて「住友戦時総力会議」を組織することとした。同会議は住友全事業会社を直接その構成メンバーとし、住友本社古田総理事が議長となつて統裁するが、会議の運営上各事業部門を代表する少数の議員をもつて構成し、これに事務局を配置し極力簡素強力を旨とし、活発なる運営を期してゐる。

同会議の狙ひは、住友財閥における重要案件または傘下各事業会社に関係する重要諸問題を、構成議員間の急速なる政治的解決にまたんとするもので、大体週一回開催の予定である。この結果住友本社は持株会社としてのみ残り、いはば保善社的な性格のものとなり、従来の本社活動は戦時中一応停止するが、住友におけるこの行き方は決戦下

財閥の総力結集方式として注目される。会議の構成左の如し。（後略、第8表参照）

戦時総力会議の内容については、次項「(二)　住友戦時総力会議の創設」で詳しく検討することとする。

十一月社則「営業ノ要旨」（「住友合資会社(中)」の「一(二)3　社則」参照）が改正され、「経営ノ要旨」として通達された（資料26）。総理事古田俊之助は次のような通牒を発し、制定以来六十有余年を経て、業務の実態に即するように改訂す

第8表　住友戦時総力会議の構成

議員氏名	本社職制	担当部門・所属事業(役職)
◎古田俊之助	総理事	
北沢敬二郎	常務理事 総務部長	第一部門　本社(取締役) 倉庫(取締役) 生命(取締役) ビル(常務取締役) 北港(取締役) 土地工務①(社長) 板硝子(なし) 海上②(取締役) その他
土村起一	理　事	第二部門　鑛業(社長) 機械(会長)
春日　弘	理　事	第三部門　金属(社長) 満洲金属(取締役) 化工材(取締役)
吉田貞吉	理　事	第四部門　化学(社長) アルミ製錬(会長) 朝鮮軽金属(取締役) 安東軽金属(取締役)
梶井　剛	理　事③	第五部門　通信(社長)
田中良雄	常務理事 人事部長	第六部門　電氣(取締役、前専務取締役)
岡橋　林	理　事	第七部門　銀行(社長) 信託(取締役)
松田　孜④	参　与	東海地区総本部統監(金属副社長)
大島堅造	監　事	特命事項
河井昇三郎	常務理事 経理部長	事務局長

◎－議長、他に参与⑤、事務局(総務課)、参事、調査員、駐在員、専門委員会(財務、南方、資材⑥、技術⑦、人事、労務、防衛)

註：①昭和19年11月20日北港、ビルを合併、土地工務と改称。②19年9月28日追加。③19年9月15日理事就任。④20年4月18日議員就任。⑤19年9月28日追加。⑥19年10月10日追加。⑦20年2月12日追加。

る必要が生じたということであるが、平塚は要するに「営業という言葉がよくな」かったのだと指摘している。(28)

社則「営業ノ要旨」ハ、遠ク明治十五年三月制定セラレタル住友家憲ニ其ノ淵源ヲ有シ、其後明治二十四年十一月及ビ昭和三年二月夫々改正ヲ加ヘラレタルモ、其ノ骨子ニ於テハ大ナル変更ヲ見ズ、以テ今日ニ及ビタルモノナリ。然ルニ此ノ間既ニ六十有余年ノ歳月ヲ閲シ、事業ノ進展、時勢ノ推移等内外ノ変化洵ニ著シキモノアリ。自然「営業ノ要旨」モ亦茲ニ其ノ表現ニ改訂ヲ加ヘ一層業務ノ実態ニ吻合セシムルノ要ヲ見ルニ至レリ。

固ヨリ今般改定ニ係ル「経営ノ要旨」ニ掲グルモノハ、創業以来三百年ニ亘リ吾等住友ノ先人ガ慎重之ガ具現ヲ期シ、着々其ノ実践ニ努メ来リタル所其ノ主旨ニ於テ毫モ従来ト異ナル処ナシト雖、時恰モ戦局重大真ニ皇国ノ興亡ヲ決セントスルノ秋、益々先人ノ素志ヲ審カニシテ吾人ノ指標ヲ闡明シ、愈々住友ノ総力ヲ捧ゲテ報国ノ誠ヲ致サントスル趣旨ニ外ナラザルナリ。

職ヲ住友ニ奉ズル者宜シク其ノ趣旨ヲ体シテ、協心戮力一層住友精神ノ発揮ニ努メ、励精奉公以テ其ノ職分ヲ盡サンコトヲ期スベキナリ。

茲ニ旨ヲ承ケ、明治ノ佳節ヲトシテ、新定「経営ノ要旨」ヲ通達スルニ当リ一言ヲ附加シテ、相共ニ産業報国ノ決意ヲ新ニセシトス。

昭和十九年十一月三日

総理事　古田　俊之助

この改訂案は、まず三月二十五日社則改正委員長に北沢敬二郎（常務理事総務部長）、委員に伊庭六郎（T6東大経、調査役）、妹尾城爾（総務課長）、津田久（人事課長）、日向方齊（査業課長、八月一日企画課長兼査業課長佐藤俊雄と交代）、佐久間栄義（S8東大経、調査役補兼調査課）、植村実（総務課文書係）が任命されて審議の結果、最終草案が作成され、東北帝大教授文学

博士武内義雄の添削を乞い、理事会に附議されたものである。

同じく十一月大阪北港株式会社は、株式会社住友ビルデイングを合併して住友土地工務株式会社と改称、次いで十二月長谷部竹腰建築事務所の営業を譲り受けると共に住友本社の不動産経営業務を受託した（「五(七)」参照）。この結果本社総務部不動産課は廃止された。

十九年十月米軍はフィリピン中部レイテ島に上陸、十一月マリアナ基地のB29は東京を初爆撃し、十二月大本営はレイテ地上決戦方針を放棄した。常務理事総務部長北沢敬二郎は戦局について次のように述べている。(29)

自分は若い時、米英に五年もいたので、大体は判っていた。しかし戦局面ではレイテ陥落の頃から、日本はいかんと思った。

(二) 住友戦時総力会議の創設

昭和十九年九月十二日総理事古田俊之助は、店部、連系会社、特定関係会社の主管者を招集し、住友戦時総力会議の設置に当たりその趣旨、組織及び運営等について挨拶した(資料28)。この中で古田は特に住友本社と本会議との関係について触れ、本社が住友各事業の中核機関であることには変わりはないが、戦時中に限り本社が所管する住友全事業に対する統括管理の事務に関しては権限を委譲する、即ち本社に打合せ、報告を必要とした事項は、これを省略して各連系会社の主管者の責任で執行してもらう。ただ総力結集に必要な事項については、この会議に掛けて協議の上その決定に従って実施してもらうことにしたと説明した。

次いで常務理事総務部長北沢敬二郎は、九月十五日に正式通知されることになる「住友戦時総力会議規程」（資料29）につき次のように説明した。

唯今御話ガアリマシタ総力会議ニ関シ、二、三細目ノ御説明申上ゲマス。

一、部門ニツイテ

総力会議ノ組織ニ於テハ御手許ニ差上ゲマシタ表(註、第8表)ノ通リ、住友全事業ヲ七ツノ部門ニ分ケルコトニナリマシタ。此ノ部門別ノ分類ハ、一応原則トシテハ業種別ニ分類サレテ居リマスガ、尚其他ニ人的、地理的並ニ沿革的ナ色々ノ事情ヲ考慮致シマシテ、実際的ナ分類トイフコトヲ考ヘマシテ、右ノ様ニ分ケルコトニ致シマシタ次第デアリマス。

此ノ部門ノ設定トイフコトハ、総理事ノ御話ニモアリマシタ通リ飽迄便宜上、一種ノ隣組組織ヲ結成シタノデアリマシテ、本社乃至ハ総力会議ト連系関係会社ノ関係立場ハ従来ト何等変ルモノデハナイノデ、或連系会社ガ或連系会社ニツイタト云フノデハ決シテナイノデアリマス。此点ヲ重ネテ申上ゲテ皆様ノ御諒解ヲ御願スル次第デアリマス。

尚列挙明示サレテアルノハ、本社、連系会社及三ツノ特定関係会社デアリマスガ、他ノ関係会社ハ其ノ属スル連系会社ヲ通ジテ表ハレテ来ルコトニナルノデアリマス。

二、総力会議ノ協議事項ニツイテ

此ノ点ハ規程第一条ニ明示サレテアリマスガ、之ヲ今少シ具体的ニ申上ゲマス。今回ノ非常措置ノ主旨トスル所ハ、苟モ生産力増強ニ関係ノナイモノ、比較的薄イモノハ此際一時ヤメニシテ、全住友ノ総力ヲ生産ノ急速増強ニ凝集スルト云フニアルノデアリマス。

従テ事務簡捷ヲ徹底的ニ行ヒ、戦時中ニ限リ本社ヘノ打合、報告ハ概ネ必要トシナイコトニナリ、其ノ代リニ総力結集ヲ関聯スル事項ニツイテハ、総力会議ニ御協議願フコトニナリマシタガ、ソレデハ此ノ総力会議ヘノ協議

事項ハ、ドンナ範囲ノモノカトイフコトニツイテ、今少シク御説明致シマスト

（一）　人事労務ニ関スル事項トシテハ、例ヘバ人員ノ整員配置並ニ給与ニ関スル事項等ガ主ナルモノデアリ、

（二）　経理財務ニ関スル事項トシテハ、資金計畫、重要ナル起業、新規投資、決算及利益金処分等ノ事項ガ主ナルモノデアリ、

（三）　資材設備ニ関スル事項トシテハ、資材ノ供出、互換、遊休設備、遊休能力ノ転換利用トイツタ様ナ問題デアリ、

（四）　新規計畫ニ関スル事項トシテハ、住友全体トシテ考フベキ新規事業計畫トカ防衛防護等ニ関スル計畫トカ、非常事態ニ対処スル処置トイツタ様ナモノガ主ナルモノデアリマシテ、

之等ニツイテハ更ニ書面ニヨリ具体的ニ詳シク御通知スルコトニナツテヰマス。

尚本社ノ各店部ニツイテハ、既ニ出来得ル限リ事務簡捷ヲ実施シテ居リマスノデ、現在ト大体変リガナイモノト御承知願ヒ度イノデアリマス。

三、本会議ト生産責任者制並ニ各種統制法規トノ関係ニツイテ

本会議ハ住友ノ総力ヲ結集シテ、生産増強ヲ推進セントスルモノデアリマシテ、各連系関係会社ノ生産責任者ノ責任遂行ヲ全住友ノ総力ヲ結集シテ援助促進シ、之ヲ容易ナラシメヤウトイフモノデアリマシテ、決シテ生産責任者制度ト矛盾背反スルモノデハナク、反ツテ之ガ完全ナル達成ヲ所期スルモノデアリマス。又本会議ハ総力結集ニ関スル最高方針ヲ議定シ、之ニ従ツテ各連系関係会社ニ於テ決定実施シテ戴クモノデアリマシテ、其ノ実施ニ当ツテ各種統制法規其他ニ於テ所要トスル手続ヲ無視セントスルモノデナイコトハ、云フ迄モナイトコロデアリマス。

かくして九月十五日総力会議は発足したわけであるが、住友本社内部における本社店部間の関係には何等変更はなく、北沢は次のような通知を発した。

文第五六四号
昭和十九年九月十五日

店部申請及報告事項ニ関スル件

常務理事　北沢　敬二郎

今般通牒ノ通リ住友戦時総力会議設置セラレ候ニ伴ヒ、従来本社ニ於テ掌理セル連系会社及特定関係会社ノ統轄事務ハ、凡テ之ヲ右会議ニ移管ノコトト相成候処、右ハ本社店部間ノ関係ニ付テハ何等変更ヲ加フル趣旨ニハ無之候ニ付、申請及報告事項ニ関シテハ凡テ従来通リ本社総理事宛夫々手続御取運相成様致度、此段為念御通知旁々得貴意候也。

その後九月二十八日会議規程が改正され、参与の設置と第一部門に海上を追加することが通達された。三月に設立された大阪住友海上は連系会社ではなくなり、特定関係会社に準ずる会社として取り扱われていたので、会議への参加が確定していなかったためとみられる。海上の参加待ちであった参与の設置が追加され、化学副社長小林晴十郎、電工社長別宮貞俊等と共に海上社長坂本茂（M39東京高商、旧大阪海上社長）が参与に就任した。

九月三十日「住友戦時総力会議事務局専門委員会規程」が制定された（資料30）。既に本社に設置されていた財務委員会（四(一)　財務委員会の設置」参照）と南方委員会の他に、人事、労務、防衛の三委員会が新設された。その後十月十日に資材委員会、二十年二月十二日に技術委員会が追加された。資材委員会は昭和十六年の主管者協議会において提案された資材設備の各社間の融通を図ろうとするものであったが、本社直轄金山の整理によって発生した資機材の転用も既に

前年に終了しており、各社とも保有資材、設備に余裕はなかったため、委員会の実効は上がらなかったといわれている。

十月一日には総力会議事務局企畫、人事、労政、総務各課の所管事項が通知された(資料31)。なお各課の課長は九月十五日付で本社のそれぞれの課長がそのまま兼務していたが、課員はそれまで兼務とされていた連系会社が本務となり、形式上は連系会社から総力会議事務局へ出向する形とされたのである。

二十年四月十八日戦時総力会議の下部機構として、各事業地に「地区総本部」が設置された。北海道地区総本部長藤哲夫(T2旅順工科、鑛業常務兼北海道支所長)、東北地区総本部長高木弘(M44東大理・物理、東北金属社長)、関東地区総本部統監梶井剛(通信社長)、同総本部長佐伯正芳(東京支社長)、東海地区総本部統監松田孜(T3東北大理・物理、金属副社長兼東海支社長)、同総本部長丸山五男(T8九大工・冶金、金属常務兼名古屋軽合金製造所長)、四國地区総本部統監吉田貞吉(化学社長)、同総本部長飯田弥五郎(M45東京高商専攻部、鑛業専務兼別子鑛業所長)、九州地区総本部長向野義夫(T6九大工・採鉱、鑛業常務兼九州支所長)、朝鮮地区総本部長矢部忠治(朝鮮軽金属社長)という陣容であった。この主旨は空襲の激化又は米軍の本土上陸作戦の展開等による通信連絡の途絶その他あらゆる緊急事態に対処し、各地区住友関係事業の自衛自活の態勢を確立すると共に、地区内における本社、連系、関係会社の総力を結集し且つ機宜の施策を決定実施することにあった。

二十年八月十五日終戦と共に、総務部長北沢敬二郎は次のように「住友戦時総力会議」を廃止する旨通知した。

文第一一二号

昭和二十年八月十五日

住友本社　総務部長

北沢　敬二郎

大東亜戦争ノ終結ニ伴フ情勢ノ急変ニ鑑ミ、住友戦時総力会議、地区総本部並ニ防衛総本部（註、「住友本社（下）」資料1、北沢が「形勢が日本に不利になったころは防空統監として住友各社の防空体制を指揮した」[30]とか「自分はこの外防空統監の仕事を受持って工場の疎開を計画した」[31]と述べているのがこれに相当するものと思われる）ハ、之ヲ廃止ノコトト決定相成候間、左様御承知相成度。猶各位ニ於カレテハ、今後本社並ニ連系会社ト連絡ヲ適宜緊密ナラシメ、以テ加重サルヘキ困難ヲ克服スルニ務メラレ度、此段依命御通知旁々得貴意候也。

総力会議の設置そのものについて、常務理事総務部長北沢敬二郎は次のように述べている[32]。

住友戦時総力会議に付いては、自分は反対であった。理事会があれば、別にそんな組織はいらんではないかと考えた。しかし古田さんは対外的政策をも考えておられたようだ。外部からもよいように思われる方がよい。結局内容は理事会とかわらない。

会議の内容は、北沢の指摘するように実質的に理事会と変わりないものであったかもしれないが、当時金属総務部長（総力会議事務局調査員）であった平塚正俊と電工勤労部長（総力会議事務局調査員）であった香川修一が次ぎに述べるように[33]、軍部や軍需省の圧力と連系会社の自主性の高揚の狭間で、本社の統制力を如何に維持していく上で、総理事古田俊之助の腐心の産物であったといえよう。

（平塚）　総力会議については実際的には余り機能しなかったんじゃないかと思っているんですがね。私はその頃金属に行っていたが、総力会議で決めたということは余り聞いたことがなかった。

（香川）　私も総力会議調査員の辞令をもらい、任命されたことは確かだが、まあ軍に対するゼスチュアだったかもしれませんね。

（平塚）　実際において本社が連系会社を統制することは不可能になりました。軍需省や陸海軍から統制してくるの

であって、本社が統制することはできなくなった。しかし実際は「住友」というものがあっても、あとはばらばらというのでは住友の人間としておさまらないですからね。また時勢が変わったらもとの統制に復するということを念頭において、時局向きのこういう形をとり、表向きから云えばうって一丸となって住友全体が時局に貢献するということになるが、ある意味での統制を残してゆきたいというところがありましたね。

（質問）　本社の中の実際の仕事は変わらないんですね。

（平塚）　何も変わりません。しかし当時は本社の意向でどうこうということはできなくなっていた。

又「住友戦時総力会議」に対する外部の評価の代表的なものとして、第二次大戦後持株会社整理委員会が下した次のような指摘がある。(34)

住友本社も財閥本社である以上、その保全的性格ないし機能が抹殺され得るはずのものではなかつたが、これを最小限度に圧縮して少なくとも本社の表面からは一時引込ませようという意識が濃厚に本社機能の上に描き出された。三井、三菱、特に前者において本社を盛り立てようと努力していたのとは逆に住友では本社を見方によれば後退させようとしていた。いわゆる保全的性格ないしは機能を本社活動の中でなるべく目立たないものにしようとする努力は各財閥本社に共通した意識的努力であつたが、それが住友の場合には最も特徴的に発揮され、それは「住友戦時総力会議」として実を結んだのである。

「住友戦時総力会議」とは簡単にいえば形の上では本社とは全然別箇の同財閥運営の抽象的機関であつた。この会議は一九四四年＝昭和十九年九月設定されたもので、住友本社がもつていた本来の性格中傘下事業の参謀本部的性格を抽出して、これをこの会議に変形させたのであつた。すなわち従来理事会で決定していた傘下事業運営上の諸問題について関係諸会社の意志を直接になんらの制肘や束縛なく反映させ、総力を結集強化する機関であつた。

「住友戦時総力会議」は議長（総理事が当る）の下に九議員を構成員とし、別に事務機構として事務局をもつていた。九議員の内七議員は傘下事業を事業的、地域的、人的に考慮して七部門に分ち、それぞれの部門の代表会社の社長が当り、別に本社から二議員がこれに参加していたが、それは表（註、第8表）に示す通りである。

「住友戦時総力会議」が決戦態勢下の住友本社に代つて、その統理的機能を果していたことは換言すれば住友本社が「本社」として活動していたとするよりも「総力会議」として活動していたといゝ直すこともできる。それは表（註、第8表）の人的配置を見ても判るが、また総力会議の実際の仕事は本社の一部幹部が担当していたし、事務局の実務の如きも全く本社関係要員によつて行われていたからである。これは住友本社が戦時緊急事態に対応するためにその機能を分化したということもできようか。

一面こうした分化をはつきり具体化していたのが当本社のみであつたことも極めて注目せられた。諸委員会の活用に熱心な三菱本社も住友本社程本社的性格ないしは機能を分化し、劃定していなかつた。また三井本社の如きは住友本社とは逆に、本社自体の中にそれらを集中集約せんとしていたかに見えたのである。

このことはまた住友が時勢の動きに対して住友なりに非常に敏感であつたことを物語つていた。三井、三菱に先んじて一九三七年＝昭和十二年春、住友合資会社を株式会社組織に変えたことに思いを致せば、まず住友の時代感覚が如何程のものであつたかを認識できるであろう。もちろん時代に鋭敏であつた裏には、住友伝統の着実さがあり、その伝統が膨脹の跡をうまく処理して来たことはいうまでもない。（註、財閥批判に対し三井、三菱に先んじて合資会社を株式会社に改組した手際の良さのことか）その歴史を回顧すると、「名誉ある孤立」を標榜して来た住友がその言葉から想像される時代遅れや鈍重さとは全く反対の行き方をしていたことが諒解され、またかく総力会議の積極的意義を強調して、本社の本社的性格ないしは機能の上に蔽い被せていた点は大きく同財閥全体の運営から見て、誠に至

妙の方針と評すべきものがあつた。しかもその後の事業運営上に総力会議の実際的効果が着々示現していたその実績から見ても一層その感を深くさせられるのである。

住友本社は形の上ではその統制統理の機能を総力会議に譲つていたが、その後に残された同社は絶対に骨抜き的存在ではなかつた。総力会議の議長も住友本社総理事としての古田俊之助が占め、「連系」会社（住友では直系会社のことをかくいう）の会長もほとんど総理事がこれに当つていた。総力会議中では住友本社もまた一箇の会社として第一部門の中に包摂されており（註、第8表参照）この限りでは総力会議は本社の上に位する住友財閥の最高機関となつていた。しかし同会議は飽くまで抽象的存在で、本社の統理的機能を抽出、変形したものに過ぎない。こうした関係は他の財閥本社には見られぬところだけに、一見理解に苦しむかも知れないが、かゝる本社と総力会議との異体同心性を諒解すれば本社の弱体化は一概に論ずることはできず、むしろわれわれは戦時態勢下におけるその積極的役割にこそ注目せねばならないのである。

総力会議に対する先に述べたような住友部内の評価はともかくとして、持株会社整理委員会に代表されるこのような評価を当時一般に外部から得ていたとすれば、総力会議を創設した総理事古田俊之助の目論見は成功したといえるのではなかろうか。しかしその結果として第二次大戦後住友本社はGHQに対し、「住友戦時総力会議」の機能その他に関し、次のような釈明を行わなければならなかったのである。

住友戦時総力会議ノ機能其他ニ関スル説明

一、戦争ノ進展ニ伴ヒ、軍部及政府ハ民間ノ各企業体ニ対シ直接強力ナル指揮命令ヲ行ヒ、事実上其ノ管理下ニ置クニ至ツタノデ、住友本社ノ其ノ傘下事業ニ対スル財閥的統制ノ如キハ全ク無力化シ、只徒ラニ形式的ナ統制手続ヲ強フルノミトナリ、傘下事業ニ無用ノ負担ヲ課スルニ止マルコトトナツタノデ、住友本社ハ其ノ統制的機能

ヲ戦時中停止スルコトガ適当ト考ヘラルル状態トナツタ。

二、加之戦局ノ深刻化ニ伴ヒ、軍動員及徴用ハ愈々広範囲ニ及ビ、住友本社ノ如キ戦力増強ニ直接的デナイ事業ハ軍需会社ト認メラレズ、従ツテ其ノ従業員ハ相継イデ応召又ハ徴用セラレ、且新ニ従業員ヲ採用スルコトニ重大ナ制限ヲ置カレタノデ、本社的統制ヲ行ハントスルモ人的ニ行詰リノ状態ニ到達シタ。

三、又住友本社ノ戦時中ノ収入ノ大宗ヲナシテヰタ販売手数料ハ、軍ノ物資調達ガ各工場ヨリノ直接購買ニ移行セルニ伴ヒ、住友本社ノ介入理由ヲ喪ヒ、本社ノ手数料ハ早晩放棄を覚悟シナケレバナラヌ状態ニ立至ツタ。自然本社ノ現業ニ従事シテ居ル者以外ノ職員ノ人件費負担ガ経理的ニ困難トナリ、之等ノ職員ヲ本社ヨリ離脱セシメルノ他ナイ状態トナツタ。

四、以上三ツノ状勢ヲ勘案シ、住友本社ハ昭和十九年九月遂ニ戦時中其ノ統制的機能ヲ停止スルコトニ決シ、各社ハ一切ノ事項ニ付本社ノ羈絆ヲ脱シ、戦時中ハ各社ノ主管者ノ責任ニ於テ業務ヲ執行スルコトトナリ、本社ノ現業関係職員以外ノ職員ハ、夫々傘下各社ニ転出セシムルコトトシタ。

五、併シ乍ラ戦争ニヨル国内事情ハ、労力、資材其他各般ノ事項ニ渉リ、逼迫緊迫ノ度ヲ強メテ居ル際デアルノデ、住友本社傘下ノ各事業トシテハ、相互ニ有無相融通シ相協力スルコトガ事業運営上特ニ必要デアルト感ゼラレタ。而シテ之等ノ融通ハ、モハヤ各社ノ事務的折衝ニヨツテハ実効ヲ得ル見込ガナイマデニ逼迫状態デアツタノデ、各事業ノ最高責任者ガ相会シ、ソノ政治的折衝及決断ニヨリ連絡協調ヲ遂ゲテ行クコトトシ、茲ニ住友戦時総力会議ガ設置サレタ。

六、即チ住友戦時総力会議ハ、住友本社ト傘下各事業トノ関係ノ如ク上下ノ関係デハナク、本社トソノ傘下主要会社ノ最高首脳者ガ対等ノ資格ニ於テ会議体ヲ構成シ、相互ノ事業運営ニ付相協力シ、併セテ将来起ルコトアルベ

キ非常事態ニ対処スル方策ヲ協議セントスル機構デアル。而シテソレハ住友主要事業ノ最高首脳者ノ政治的協議ヲ行フベキ機構デアルガ故ニ、具体的ニハ住友財閥ノ最高首脳部タル十人ノ幹部ノ会議体デアツタ。

七、而シテ此ノ十人ノ最高幹部ノ会議ニ於テ、諸般ノ議案並ニ之ニ関聯スル資料等ハ、ソノ幹部ノ代表スル各社ニ於テ用意スルモ、之等ヲ取纏メ、或ハ会議ノ要求スル資料或ハ調査ヲ各社ヘ伝達依頼シ、其ノ他会議ノ議事ヲ記録整理シ、或ハ会議日取ノ決定通知等諸般ノ庶務ヲ扱フベキ機関ガ必要デアルノデ、宛モ衆議院ニ事務局ヲ設置シアルト同談(註、同断)ノ意味ニ於テ此ノ総力会議ニ事務局ガ設置セラレタ。

八、以上ガ住友戦時総力会議及其ノ事務局ノ概要デアル。

(資料1)

提出昭和十六年四月四日　社長決裁同日　本社総務部庶務課文書係起案例第七五号ノ二

本社事務章程中改正ノ件

(案)

甲第二〇号達

株式会社住友本社事務章程中左ノ通改正ス。

昭和十六年四月四日

住友本社

一、第四条検査役及検査役補ノ項第一号中「専務理事」ヲ「常務理事」ニ改ム。

一、第五条ヲ左ノ如ク改ム。

第五条　社長ハ理事中ヨリ常務理事若干名ヲ指定ス。

常務理事ハ部長以下ヲ指揮シテ会社ノ常務ヲ処理ス。

備考

一、今般専務理事ノ制度ヲ廃止シ、常務理事ノ制度ニ変フルコト、シ、右案ノ如ク通達即日施行相成可然乎。

二、本社ニ於テハ昭和十一年迄常務理事制ヲ採リ、同年担当理事制ニ改正、昭和十三年更ニ現行ノ専務理事制ニ改メラレタルモノナリ。（後略）

（資料2）

人第二八一四号

昭和十五年十一月十九日

人事部長　河井　昇三郎

家族手当ノ件

明年一月一日ヨリ三等職員以下ノ職員、準職員ニ対シ家族手当ヲ支給ノコトニ決定相成候間、御含ノ上会社経理統制令施行規則第三十条ニ依ル社員手当準則変更許可申請書（第十七条様式）左記ニ依リ、主務官庁宛御提出相成度、右依命及御通知候也。

追テ実施細目ニ付テハ、更メテ御通知可申上候間、御含被下度候。

記

一、「手当ノ種類」第四号手当（註、会社経理統制令第二十条第四号）

二、「手当ノ名称」家族手当

三、「支給ノ条件」基本給料月額百円以下ノ者ニシテ扶養家族アル者。

扶養家族ノ範囲ハ、主トシテ当該社員ノ収入ニ依リ生計ヲ維持スル者ニシテ、下記各号ノ一ニ該当スル者ヲ謂フ。

（一）　配偶者（届出ヲ為サザルモ事実上婚姻関係ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ含ム）

（二）　満六十才以上ノ父母ニシテ本人ト同一戸籍内ニ在ル者

（三）　満十八才未満ノ子ニシテ本人ト同一戸籍内ニ在ル者

（四）　不具廃疾者ニシテ本人ト同一戸籍内ニ在ル者

四、「金額、数量又ハ割合」扶養家族一人ニ付月二円ノ割合ニ依リ計算シタル金額。但シ其ノ金額ガ十円ヲ超ユルトキハ十円トス。

五、「支給ノ時期」毎月二十日

六、「変更スルノ要アル事由」事変来ノ急激ナル一般物価ノ騰貴ニ因リ、下級職員ノ日常生活ハ相当ノ圧迫ヲ蒙リツツアリ。殊ニ多数ノ扶養家族ヲ有スル者ニ在リテハ子女ノ教育等何彼ト出費嵩ミ、更ニ生活ニ余裕ナキ現状ナリ。依ツテ茲ニ家族手当ヲ支給シ此等扶養家族ヲ有スル下級職員ノ日常生活ヲ幾分ナリトモ余裕アラシメントスル次第ナリ。

七、「申請ノ時ノ受給人員」　　名

以上

附記

一、医務職員、学校職員及嘱託員ニ対シテモ支給ス。

二、日勤ノ嘱託及之ニ準ズベキモノニシテ従来臨時手当ヲ支給シ居レル者及之ト同種ノ者ニ付テハ適宜決定ノコト。

三、女子ノ職員（註、三、四等職員中の女子の意）及女子職員ニハ支給セズ。

（資料3）

月俸表

	新	旧
高等職員	八〇〇～一二〇〇円（一五〇〇円）	七〇〇～一〇〇〇円（一五〇〇円）
一等職員	四五〇～　七〇〇円（九〇〇円）	四〇〇～　六〇〇円（九〇〇円）
二等職員	一八〇～　四〇〇円（五〇〇円）	一六〇～　三五〇円（五〇〇円）
三等職員	三〇～　一七九円（二五〇円）	七〇～　一五九円（二五〇円）
四等職員	廃止	三〇～　六九円
補助職員	二〇～　一五〇円（二〇〇円）	二〇～　一〇〇円（一五〇円）

註、括弧内は特別俸の限度。

（資料4）

提出昭和十六年三月十八日　決裁同月二十四日　本社総務部庶務課文書係起案例第五七号

職員実習規程制定ノ件

学校卒業後直ニ三、四等職員ニ任用セラレタル者ニ対スル実習ハ、従来本社実習内規ニ於テ規定セラル、ニ止マル処、今般之ヲ社則トシテ制定ノコトトシ、左案ニ依リ通達相成可然乎。

（通達案）

甲第一八号達

職員実習規程左ノ通制定ス。

昭和十六年三月二十五日

住友本社

職員実習規程

第一条　各店部ハ、学校卒業後直ニ三、四等職員ニ任用セラレタル者ニ対シ、住友職員タルノ人格識見ヲ涵養シ、実務ヲ修得セシムル為、本規程ノ定ムルトコロニ依リ実習ヲ行フモノトス。

第二条　実習中ノ職員ヲ指導監督スル為指導主任若干名ヲ置ク。

必要ニ依リ指導主任ヲ輔佐スル為指導員若干名ヲ置クコトアルヘシ。

第三条　実習ノ期間ハ、事務ニ付テハ六月、技術ニ付テハ一年トス。但シ事情ニ依リ本社ノ承認ヲ経テ、右期間ヲ延長又ハ短縮スルコトヲ得。

第四条　実習ハ事情ニ依リ他ノ店部又ハ連系会社ニ委託スルコトヲ得。

第五条　他ノ店部又ハ連系会社ヨリ転任ヲ命セラレタル者又中途任用者ニ付テモ、必要アル場合ハ本規程ヲ準用スルコトヲ得。

備考

一、本社ニ於テハ学校卒業後直ニ三、四等職員ニ任用セラレタル者ニ対シテハ昭和二年来、「住友ノ職員タルノ人格識見ヲ涵養シ併セテ実務ヲ習得スルタメ」実習ヲ行ヒ来リタリ。実習ハ住友ノ歴史、伝統精神其ノ他ノ訓話、住友及市内一般工場施設等ノ見学及実務（事務及技術、本社ニ於テハ技術実習ハ行ハス）ノ講習等ヲ主タル内容トシ、各所期ノ効果ヲ挙ゲ来レリ。

其ノ後漸次店部連系会社ニ於テモ之ニ倣ヒ或ハ各自ノ実習内規ノモトニ、或ハ必要ニ依リ他店部、連系会社ニ委託シテ実習スルニ到リタリ。

即チ学校卒業後直ニ三、四等職員ニ任用セラル、者ノ実習ヲ行フハ、住友ニ於ケル毎年ノ例トナリタル次第ニ付、茲ニ本社実習内規ヲ社則トシテ規定シ、其ノ趣旨ヲ明確ナラシメ、以テ各店部連系会社ニ於テモ同一歩調ヲトラシメントスルナリ。

（資料5）

人第二八五七号

昭和十六年十二月九日

株式会社住友本社

人事部長　田中　良雄

新規採用者取扱方ノ件

本年十二月卒業ノ新規採用者ノ赴任期日等左記ノ通決定相成候間、貴　採用者ニ対シ通知方、可然御取計相成度。尚左記中(七)事項当方ヘ御回報相成度。此段御通知旁得貴意候也。

記

一、赴任期日　昭和十七年一月十日

二、現下ノ情勢ニ鑑ミ、本年ニ限リ実習停止シ、赴任ノトキヨリ分掌ヲ命ジ、各店部ニ於テ適宜講習ヲ施スコト、ス。

（後略）

（資料6）

人第二九二七号

昭和十六年十二月十六日

株式会社住友本社

人事部長　田中　良雄

実習打切ニ関スル件

十二月九日付人第二八五七号ヲ以テ御通知申上候通、本年十二月卒業生ニ限リ実施実習ヲ停止スル事ト相成候処、本年三月卒業生ニ対シ現在行ヒツヽアル実習（技術実習、事務実習ニシテ病気其ノ他ノ理由ニテ期間延長セルモノ）ニ付テモ、十二月二十四日ヲ以テ打切リ、同日付ヲ以テ分掌ヲ命ズル事ニ決定相成候間、御諒承被成下度、此段及御通知候也。

（資料7）

提出　昭和十七年六月二十二日　決裁同年八月一日　総務部庶務課文書係起案例第一六〇号

停年ニ達シタル後在職セシムル者ノ在職期間延長ニ関スル件

停年規程第三条（註、「住友合資会社（上）」資料1）ニ依レバ停年ニ達シタル職員ト雖、業務上必要アル者ハ三年ヲ限リ在職セシメ得ルコト、ナリ居レル処、時局ニ鑑ミ戦時又ハ事変中之ヲ延長シ、三年在職後更ニ二年ヲ限リ在職セシメ得ル様規定ヲ制定シ、御決裁ノ上ハ即日実施セントス。

準職員、女子職員ハ停年規程ヲ準用スル為、本件ニ依リ職員同様延長セラル。即チ準職員ハ職員ト同ジク三年ノ後更ニ二年延長シ得ルコト、ナリ、女子職員中給仕ハ三年其ノ他ノ者ハ五年在職後、更ニ二年ヲ限リ在職セシメ得ルコト、ナルモノナリ。

補員ハ従来通トス。

御決裁相成可然乎。尚御決裁ノ上ハ以左案通達相成可然乎。（後略）

（資料8）

提出　昭和十七年十二月四日　決裁　同年十二月十九日　総務部庶務課文書係起案例第二九四号

東北鉱業事務所廃止ニ依リ諸規程制定並廃止ノ件

（前略）

（備考）

一、東北地方各鉱山ノ統轄、管理ノ為、昭和十五年十二月東北鉱業事務所ヲ設置シテ今日ニ及ビタル処、其ノ後諸般ノ事情変化ニ伴ヒ、従来ノ機構ヲ以テシテハ、本社トノ間ニ統轄機関ノ重複ヲ来タシ、円滑ナル事業遂行ヲ妨グル虞ナシトセズ、依テ今般、東北鉱業事務所ヲ廃止シ、

（一）　同事務所所管、安部城、大宮及砥沢ノ三鉱山ヲ夫々独立ノ鉱山（店部）トシテ、直接本社ノ指揮監督ヲ受クルコト、シ、

（二）　同宮城、大蔵及大萱生ノ三鉱山ヲ本社鉱山課ノ直轄鉱山トシテ、宮城、大蔵ニ首席詰員及詰員ヲ、大萱生ニ詰員ヲ置キ、

以テ円滑ナル業務ノ遂行ヲ期セントス。（後略）

（資料9）

提出　昭和十七年七月二十五日　決裁　同年十二月三十日　総務部庶務課文書係起案例第一九一号

（本社）事務章程中改正ノ件

本社職制中左記ノ通改正ノコトトシ、別案（註、略）通達相成可然乎。

記

（1）各部ニ必要ニ依リ部長代理ヲ置キ得ル旨ヲ規定ス。
（2）各課ニ副長ヲ置キ得ル旨ノ規定ヲ削除ス。
（3）課長代理者ヲ課長代理ト改称ス。

以上

（資料10）
提出　昭和十七年十二月十六日　決裁　同年十二月三十日　総務部庶務課文書係起案例第三〇一号
本社事務章程並監査及検査規程中改正ノ件
検査役及検査役補ハ現在常務理事ニ直属致居候処、之ヲ監事直属ニ改ムルコトトシ、掲題規程中左ノ通改正通達相成可然乎。（後略）

（資料11）
提出　昭和十七年六月十六日　決裁　同年十二月三十日　総務部庶務課文書係起案例第一五四号
東京支店廃止並東京支社設置ノ件
近時時局ノ進展ニ伴ヒ、東京方面ニ於ケル調査其ノ他諸般ノ事務一段ト重要性ヲ加ヘ且愈々膨張ノ一途ヲ辿リツヽアル実情ニ鑑ミ、此際現在ノ東京支店ヲ東京支社ニ改組昇格セシメテ、一層機構ノ整備拡充ヲ図リ、以テ現下ノ要求ニ即応セル態勢ヲ確立スルコトトシ、之ニ伴ヒ別紙（註、略）ノ通東京支社事務章程制定、東京支店事務章程廃止ノ件ト共ニ通達相成可然乎。
（備考）

一、東京支社事務章程中主ナル点ヲ摘記スレバ左ノ如シ。

（一）職制

		（現行東京支店職制）	
支社長	一名	支店長	一名
次長	若干名	副長	若干名
課長	若干名	—	
係長	若干名	係長	若干名
係員	若干名	係員	若干名

必要ニ依リ

課長代理　若干名

（二）分課

総務課及調査課ノ二課制トス。

（1）総務課ハ現在ノ東京支店ノ庶務、会計、管理及営繕ノ四係ヲ統合新設セントスルモノニシテ、其ノ下部組織ハ之ヲ上記四係ニ分タントス。

（2）調査課ハ現在ノ東京支店調査係ヲ拡大強化シテ、之ヲ課ニ昇格セシメ、以テ時局下愈々重要性ヲ加ヘツヽアル調査事務遂行上遺憾ナキヲ期セントスルモノナリ。

（三）支社長ノ権限

現在ノ東京支店長ノ権限ト大体同一ナルモ左ノ二点ニ於テ之ヲ拡大セントス。

（1）部下各員ニ対シ出張を命令シ得ル範囲ハ、之ヲ国内ニノミ限ラズ、満洲国及中華民国ヲモ含マシメントス（鑛

業、金属、化学等各主管者ノ例ニ同ジ)。

(2) 臨時費支出権限ニ付一件百円以内ノ制限ヲ撤廃セントス(鑛業、金属、化学各主管者ノ例ニ同ジ)。

(但シ実際上ハ上記三社ノ例ニ倣ヒ、内規ニ依リ一件三百円以上ノ臨時費支出方ニ付テハ、予メ本社ヘ申請セシムルコトトセントス)

二、実施期日

本件御決裁ノ上ハ七月一日ヲ以テ実施ノコトト致度。

(資料12)

主管者協議会ニ於ケル第四議題議事筆記録

(銀行常務取締役野田哲造)各業務ノ発展上調査事務ノ重要ナルコトハ何時ノ時代ニ於テモ然ルコトダガ、現在ノ如キ変転極マリナキ時ニ於テハ一層重要ノコトト思フ。

銀行ニ於テハコノ故ニ事変後度々調査ノ方法ヲ変更シタガ、現在銀行デハ調査課ト企畫課ト分チテ分担シ、調査課ニ於テハ(一) 経済調査(一般経済事情ノ調査)

(二) 事業調査(各種統計)

(三) 信用調査(個々ノ信用ニ付調査)

(四) 業況調査(一般業界ノ動向調査)

ノ四調査ヲ行ツテ居リ、企畫課ニ於テハ情報問題ヲ取扱ヒ政治、経済等ノ凡ユル情報ヲ蒐集シ、各店部ニ通知シテ居ル相当重要ノ仕事デアル。

現時ニ於テ我々ノ必要ナコトハ接触面ヲ出来ルダケ広メ、凡ユル方面ヨリ凡ユル資料ヲ集メルコトデアルト思フ。依テ

銀行デハ東京、名古屋、福岡ニハ夫々駐在員ヲ置キ夫々地区地方ノ、上海、北京、奉天ニ調査課ヲ置キ経験ノアル者ヲ送リソノ方面カラ夫々ノ資料ヲトルコトニシテ居ル。

之等ノ経験ヲ以テスレバ（現在色々ノ材料ヲ集メテ居ルガ）何分之等ハ機密性ノモノガ多イノデ他店部ニ発表シ兼ネテヰル次第デアル、ガ然シ斯ル材料ガ多少デモ住友関係ノ方々ニ御役ニ立ツモノトセバ非常ニ結構ト思フ。同時ニ我々ハ非常ニ努力ヲシテ集メテ居ルガ、防諜上其ノ他ニテ資料ガ非常ニ集リ難ク苦心シテ居ルノデ、本社其他ヨリ諸種ノ資料ガ戴ケレバ銀行調査モ亦早ク調査出来ルコトト思フ。此ノ事ハ各社ニ於テモ考ヘラレテ居ルコトト思フ。

従テ本社ニ調査ノ連絡本部ヲ置イテ貰ツタラドウカト思フ。而シテ其処ニ各調査機関ニ於テ必要ト思フ資料ヲ送リ、本部ニ於テハ其ノ必要ト思ハルル方面ヘ適宜資料ヲ送ルコトトスル。

又本部ニテハ産業、経済、政治、軍事ノ資料ノミナラズ、各方面ノ情報モ集メテ頂キ度イ。尚此ノ情報ハ其ノ必要性ニ鑑ミ極メテ迅速ニヤツテ頂キ度イ。具体的組織問題ニ付テハ色々アルト思フ（夫々ノ事情ニ於テ異ルト思フ）。其処デ此ノ調査本部設置ニ対スル委員会ヲ設ケテ其処デ組織ヲ考慮シタル上、之ニ基キ作リ上ゲテ頂キ度イ。又之ヲ作ル上ニ於テハ、調査ガ機密性ヲ有スルカラ、必要ナ所以外ニハ絶対ニ洩レヌ様ナ制度ニスル必要ガアル。

又此ノ組織ハ大袈裟ナモノニナリ易イガ、形バカリ大デアツテモ仕事ガ小サクテハ何ニモナラナイノデアツテ、其ノ為ニハ極メテ実際的ナモノヲ作リ、所謂小ヨリ大ニ及ボシテ欲シイ。尤モ調査ノ連絡ハ今迄ナカツタ訳デハナク、非公式ニハヤツテ居タガ、此ノ組織ヲ作レバ、愈々有効ニ連絡出来ルコトト思フ。要ハ之カラ研究シテ作ツテ頂キ度イト思フノデアル。

（議長常務理事北沢敬二郎）銀行ノ調査機関ハ大変大キク且充実シタモノデアルカラ、今迄良ク利用サセテ頂イタガ、ヨリ有効ニ利用サセントシテ、本議案ヲ出サレタコトハ大変結構ダト思フ。

組織ノ問題ニ付テハ色々問題ガアルト思フノデ、各社ノ意見ヲ聞キ度イ。

（信託常務粕谷善一）信託調査機関ノ実情ハ機関トシテ本店ニ調査課ガアル。調査課ノ機能ハ銀行ト大同小異デ経済、事業、信用ノ調査ヲ行ツテ居ルガ、更ニ信託ノ調査課デハ会計検査ト云フ特別ノ機能ヲ有シテ居ル。会計検査ハ他部課ニ譲ルベキモノト思フ。

現在ノ調査課ノ規模ハ大変貧弱ナモノデアル（創立後僅少ノ期間ナル為）。殊ニ事変ノ進展ニ伴ヒ貯蓄増強、公債消化ガ強ク叫バレテヰル為、本来ノ財務機関トシテノ機能ガ縮小セラレ、金融機関トシテノ機能ヲ要望セラレテ居ルノデ、人員ヲ整備ノ関係上調査課ノ活動ハ余リ出来ナイ現状デアル。只会計検査ニ付テハ信託会社ノ生命デアルノデ、コノ方面ハ最モ力ヲ注イデ居ル。

従ツテ此ノ機能ヲ働カス為ニハ銀行、本社ヲ始メ、各社店部ノ査業課ノ力ヲ借リテ居ル次第デアルノデ、本案ニ付テハ全幅ノ賛意ヲ表シテ居ル。連絡機関ノ機構ニ付テハ最初ヨリ余リ大キナ機構ヲ持ツコトハ如何ト思フノデアル。其処デ理想トシテハ本社ニ調査部ヲ置イテ貰フノガ望マシイガ、差当リハ現在ノ機構デ取計ラフト云フ点デ、本社商工課ノ調査担当係デヤツテ貰ヒ、各社ノ調査ノ責任者デ委員会ヲ設ケ、毎月位ニ問題、情報調査ヲ持寄ツテハ如何ト思ツテ居ルノデアル。兎ニ角運用ガ大切ナノデ手近ナ所ヨリ入リ、運用ノ進展ニ伴ヒ拡大シテハ如何カト思フ。

（倉庫常務細谷庄三郎）ササヤカナガラ調査機関ヲ設ケテ調査ヲ行ツテ居ルガ、各社共同様ナコトト思フ。従ツテ住友全体トシテノ調査機関ガ望マシイ。

三菱ノ如キ満鉄ノ如キ又東洋紡ニ於テモ経済研究所ノ様ナモノヲ置イテ居ル。大キナ所デハ一層之ヲ重視シテ居ル。ソコデ住友トシハ理想トシテハ大キナ調査機関ガ必要ト思フ。

三菱ニテハ相当ノ調査員ヲ南方軍政部ニ派遣シテ、間接デハアルガ自己会社ノ南方発展ニ資シテ居ル。ソコデ調査役室

ニ連絡室ヲ置キ、各社ノ調査ノ写ノ如キモノヲ集メ保存整理シテ貰ヒ度イト思フ。ソシテ時々各社ノ責任者ヲ集メテ交換シ又本社ノ連絡室ニ行ケバ何デモ解ル様ニシテ頂キ度イ。

何レニシテモ此ノ案ニハ賛成デアル。

（東京支社次長西村幸二郎）最近東京支社ニ於テ実際ニ行ツテ居ルノニヒントヲ得テ提案セラレタモノカト思フ。ト申スノハ支社ニ於テハ支社組織ノ直後銀行ト連絡提携シテ実施シ始メタ。銀行ニハ相当ノ機関ガアリ又市中ニ網ヲ張ツテ居ルタメ色々ノ情報ガ集ルガ、コノ情報ハ銀行トシテハ差シテ大ナルモノデナクトモ、本社ニ於テハ重要ナコトガアル。其ノ前ニ東京支社ニハ調査課ガアル。之ハ情報ヲ集メテ之ヲ本社ニ供覧シ又他社ヨリノ依頼ニ応ジ色々ノ調査ヲ行ツテ居ル（他社ノ給与、労務管理等実例調査等）。又積極的ニハ財界方面、社会方面ノ動向ヲ調査シ、本社ニ通ジテ居ル。銀行調査ニ入ル情報ハ可ナリ面白イモノガアルノデ、之ヲ本社ノ情報ト一緒ニスルハ面白イト思ヒ、銀行ト協議シ、ソノ賛同ヲ得テ連絡会議ガ成立ツタ訳デアル。未ダ日浅ク充分デナイガ、一、二回会合シ、相当ノ効果ヲ挙ゲテ居ル次第デアル。

従テ実験カラ本案ニ対シ私案ヲ申上ゲ度イ。私案トシテハ急ニ大キナ機関ヲ設ケルノハ如何カト思フ。従テ南方委員会ノ如キモノヲ設ケルノガ実行上好イト思フ。

夫デハドンナ仕事ヲ行フカト云フト

1各方面カラノ資料情報ヲ集メ、之ヲ整理保管スルコト。

2其等ノ資料ヲ必要ニ応ジ、各方面ニ供覧スルコト（東京支社ニ於テハ南方委員会ノ事務ニ於テ実現シテ居ル）。

3各社ノ希望ヲ予メ聴イテ置キ、ソノ希望ニ応ズル様他ノ社ニ連絡シ、其ノ希望ヲ達スルコト。

4連絡以外ニ必要ガ生ジタ場合ハ、委員ヲ招集スルニ当リ之ガ事務ヲナスコト。

5住友全般ノ必要ヲ考ヘ、凡ユル資料ヲ各社ニ依頼スルコトモ必要ト思フ（一般的ナ調査デナク、企業ノ必要ニ応ジタ調査ヲナス。ソレガ為ニハソノ調査事項ヲ配分スル役目ヲ行フコト）。

6調査連絡委員会ヲ定期的ニ開イテハ如何（特別ノ議題ヲ研究スル）。

本社内ニ設置スル外ニ各地区地方別ニ斯ル機関ノ部会ヲ設ケテ置クコトモ必要デナイカト思フ（中央ニ対スル地方支部ノ如キモノ）。ソシテ之等地方支部ハ中央ト絶エズ緊密ニ連絡スルコトガ良イト思フ。此ノ様ニ実際ニ即シタ事業カラ入ツテ行ク必要ガアルト思フ。

兎モ角各連系会社ハ本社ヲ中心トシテ、互ニ連絡セネバナラヌガ、斯ル一元的ナコトノミナラズ、必要ナ場所ニハ写ヲ送ル等多角的ニヤル必要ガアル。又其ノ連絡ニ当ル担当者ヲ決メテ置ク必要ガアルト思フ。

参考迄ニ他社ノ例ヲ申述ベルト

三菱デハ、三菱経済研究所、従来ハ独立的ナ色彩ガアツタガ最近ハ各社ニ利用サレテヰル。又経済調査連絡委員会（月二回位）ヲ開イテヰル。此ノ為カ各連系会社ノ連絡ガ上手ク行ツテヰル。

三井総元方デハ、部長会議ノ様ナモノガアルガ連絡会議ハナイ。計畫ハ樹テタコトガアルガ、各社ノ機密事項ガ洩レルトノコトデ、立止メトナツタノデアル。

彼是考フルニ今回ノ提案ハ東京支社ノ経験ニ徴シ大変結構ノコトト思フ。

（東京販売店支配人高橋浩）販売店トシテハ規模モ小サイノデ調査ト云ツテモ業態ニ応ジタ必要ノコトノミヲヤツテ居テ、自由経済時代ニハ調査係ヲ置キ市場ノ調査即チ需給状態、同業者ノ動向、販路内ノ取引先ノ信用調査ヲ行ツテ居タ。然シ之ハ統制経済時代ニ入ルニ伴ヒ、機構ノ改革カラ其ノ姿ヲ消シタ。然シ今日デハ別ノ目的ニ副ツテ調査ガ必要ト考ヘテ居ル。

実ハ先般東京支社ノ調査課ノ拡充ノ際、其ノ材料ノ提供及利用方ヲ申出テ其ノ了解ヲ得タ。然シ其ノ後夫レ程実効ヲ挙ゲテヰナイ。之ガ実状デアル。

参考ニ申上ゲルト、満鉄ノ調査機関ノ話デアルガ、満鉄デハ最初大連ニ根拠ヲ置キ、最近ハ奉天、新京ヘト本拠ガ移ル模様デアルガ、其ノ前ニ調査機関ハ新京ニ移ツテヰタ。中央ニ調査機関ガ無ケレバ不可ト思ツタカラデアル。従テ住友デモ東京ガ一番資料ガ集ル筈ダカラ、東京支社ノ調査課ハ益々拡大サレル必要ガアルト思フ。又販売店ノ固有ノ立場ヨリ申スト、逓信省、鉄道省等ヨリ資料ヲ得テヰタガ、現在ハ之ガ減少シ、陸海軍ヨリ色々ノ資料ヲ受ケルコトガアル。然シ此ノ中ニハ秘密事項ガ多イノデ、之ヲ其ノ儘提供スルコトハ如何カト思フ。制限アルコトヲ了承願ヒ度イ。又以前ノ様ニ自ラガ集メテ整理スルヨリモ、統制会其ノ他ニ整備サレタ材料ガアルカラソレヲ御取次シテモヨイ。

販売店ハ銀行ト同ジク色々ノ方面ニ人ガ出ルカラ、色々ノ資料ガ集ル。之ヲ販売店ノ方カラ積極的ニ資料トシテ送ルコトトセバ、事務多端トナルニ付、調査機関ノ方カラ自ラ発動シテ他ノ方ニ廻シテ頂キ度イ。

（商工課員高松信夫）一水会ハ技術関係ノ連絡機関デアツテ、昭和六年創立セラレタルモノデアル。

事業トシテハ(1)会員(研究関係者)ノ研究発表紹介、(2)大学教授其ノ他専門家ノ講演ノ聴講、(3)研究所及工場ノ見学等ヲ行ツテヰル。

又定例的ニ毎月一回(第一週ノ水曜日ニ開ク故ニ一水会ノ名称ヲ冠ス)例会ヲ開キ、上記事業ヲ行フ。

現在ハ会員部内ニ止ラズ、研究ノ発表等ヲ記録トシ住友部内ニ配布スル計畫ヲ立テテヰル。現在会員数一〇〇名。

創立後ノ事業

創立ヨリ十七年末迄　　十七年ノミ

例会　一三五回　一二回

研究発表　七七　七

講演聴取　五四　七

見学　二五　二

事務ハ大イニ円滑ニ動イテヰル。

（理事経理部長兼東京支社長小林晴十郎）本社デハ調査ニ特別ノ関心ヲ払ツテ行ツテヰル。本社デハ商工課、鉱山課デ経済、事業等ノ調査ヲ行ツテヰル。又信用調査等ハ銀行、信託等ノ調査ヲ利用サシテ貰ツテヰル。又人事、労働課等ニ於テハ夫々専門ノ調査ヲ行ヒ、夫々ノ基礎ヲ作ツテ居ル。

綜合的調査機関設置ノ問題モ度々出タ。斯ルモノノ設立ニ関シテハ、本社トシテハ持ツテヰナイ。然シ調査連絡ノ必要ナルコトハ申ス迄モナイコトデ、満腔ノ同意ヲ表スル。殊ニ現在ノ様ニ計畫ニ移ラントスル時ニハ、住友ノ如キ団体ノ中枢機関ニ於テハ、益々之等ノ調査資料ノ蒐集整理ハ極メテ必要ト思フ。

実際ノ問題デアルガ、従来住友ニテハ実際ノ仕事ニ即シタ調査ヲヤツテヰタ関係上、三菱研究所ノ如キ方向ニハ進メル考ハナイノデアル。従テ大キナ調査機関ヲ設ケル考ニハ遽カニ進マナイノデアル、ガ然シ各社ノ調査機関ヲ連絡スルコトハ現下益々必要デアリ、予々之ヲ考ヘテヰタ次第デアル。東京支社デハ斯ル観点ヨリ銀行調査トノ間ニ、連絡ヲトツテヰル次第デアル。東販ニ対シテモ東支ノ方ヨリ積極的ニ働キ、情報ノ蒐集ニ努メテ貰フ考デアル。

直営鉱山ノ整理等ニ依リ、人ヲ調査方面ニ使ヘル様ニナツタシ、又時勢ガ政治ノ動キニ大イニ関心ヲ払フ必要ガ生ジテ来タノデ、事業調査ノミナラズ情報ノ蒐集が必要トナツテ来タノデ、此ノ方面ニモ力ヲ注グ必要ガアルノデアル。従テ大イニ研究ヲ重ネ、場合ニ依ツテハ経理部ノ機構モ変ヘルコトニナルカモ知レヌ。何レニシテモ此ノ案ニハ賛成デ此ノ機会ニ経理部ヲ中心ニ着々実行ニ移シ度イト思フ。

（野田銀行常務）特ニ御願致シ度イコトハ、資料ヲ集メルノニ一番困ルコトハ、工、化、鑛業ノ資料デアル。依テ此ノ方面ニ御協力ヲ願ヒ度イ。従来東京、統制会等ニモ連絡シテヰルガ素人デ解リ難イノデ、大体ノヒントヲ与ヘテ頂ケバ大イニ助カルコトト思フ。

東京方面ノ話ヲ聞クト、情報関係ノミガ中心トナツテヰルガ、我々トシテハ経済調査、事業調査ニ付テモ協調ガ必要ト思フ。

依テ本社ノ方デモ専門ノ人ヲ置イテヤツテ頂キ度イ。具体的組織ニ付テハ準備委員会ヲ設ケテ頂キ度イ。

（議長北沢常務理事）嘗テ本社ノ調査課ガアツタガ、一般調査ニ流レテ事業ノ血、肉ガ出来ヌト云フノデ中止サレタ。ソコデ商工課、鉱山課デ必要ナモノノミヲヤツテヰル。之デ現在ノ調査ノ値打ガ出テヰルコトト思フ。ソコデ余リ大キナ機関ヲ置クト昔ノ轍ヲ踏ムコトトナルカト思フノデ、各社ノ調査機関ノ連絡機関ヲ設ケル程度ガ必要カト思フ。

尚銀行カラ鑛工業ヨリノ密接ナ連絡ヲ望マレタガ、軍資秘ニ属スルモノガ多イノデ、文書ヲ以テ渡スト面倒ナコトガ起ルト不可ヌノデ、ソノ際ハ連絡会議デ話スコトハ結構ナコトト思フ。出来ル限リ早ク形ヲ調ヘル積リデアル。

（資料13）

提出　昭和十八年九月二十二日　決裁　同年九月二十八日　総務部庶務課文書係起案例第三四〇号

（本社）事務章程中改正ノ件及補助職員、準職員ノ種別廃止ノ件

一、防護課ノ新設

1時局ニ鑑ミ本社ニ於ケル警備陣ノ強化ヲ計ル為、総務部ニ防護課ヲ新設セントス。

2防護課ニ企畫係、保安係、連絡係ノ三係ヲ置キ、左ノ事務ヲ分掌セシム。

企畫係　警備、保安、衛生、災害防護ノ企畫ニ関スル事項

保安係　警備、保安、衛生、災害防護ニ関スル事項及特ニ指定セラレタル事項
連絡係　警備、保安、衛生、災害防護ニ関スル連絡及特ニ指定セラレタル事項

3防護課ノ新設ニ伴ヒ、文書係所管事項中「社内一般ノ取締設備」及「自動車自転車ノ管理ニ関スル事項」ヲ削除ス。
尚現在文書係ニテ取扱ヘル防護団ノ事務ハ、防護課ニ移管ス。

二、補助職員、準職員ノ種別ノ廃止

1守衛、使丁ノ名称ハ之ヲ廃止シ、夫々防護課保安係、防護課連絡係ニ配属セシム。
2右ニ伴ヒ、準職員ノ種別ハ之ヲ廃止シ、自動車運転手、工手ハ連絡係ニ配属セシム。
同餐会賄方ハ庶務課ニ、倶楽部、寮等ノ守衛、使丁、賄方、雇ハ厚生課ニ配属セシム。
雇ハ夫々現在ノ所属課ニ配属セシム。

3(註、略)

各店部連系会社ニ対シテハ、右ノ趣旨ニ則リ実情ニ則スル様改正考究方通知ス。

三、会計課各係ノ名称変更

会計課各係ノ名称ヲ事務ノ実際ニ適合スル様改正ス。

旧名称	新名称
会計課	
計算係	精査係(註、会計書類ノ精査及計算記帳並諸預金ノ取扱ニ関スル事項)
主計係	主計係
出納係	證券係(註、諸證券ノ保管及其売買ノ手続ニ関スル事項)

会計係（註、金銭ノ出納並代理支払ニ関スル事項）

用度係

用度係

御決裁相成可然乎。

御決裁ノ上ハ以左案（註、略）通達及通牒相成可然乎。

（資料14）

提出　昭和十八年十月二十二日　決裁　同年十月二十五日　総務部庶務課文書係起案例第三八六号

（東京支社）事務章程中改正ノ件

一、支社ニ防護課ヲ新設シ、調査課ニ係ヲ設ケン為、事務章程中改正ヲ行ハントス。

二、改正点及理由

（1）防護課ヲ新設ス。新設防護課ニハ企畫、保安、連絡ノ三係ヲ置ク。所管事項ハ本社防護課及其ノ各係ニ同ジ。時局ニ鑑ミ、東京住友ビルノ防護ノ強化、東京方面ニ於ケル関係事業ヲ含メタル綜合的防護計畫ノ樹立、実施等警防陣ノ強化ヲ計ラントス。

（2）調査課ニ左ノ係ヲ新設セントス。

（イ）調査係

一関係事業其ノ他一般調査ニ関スル事項

二其ノ他他ノ係ニ属セサル事項

（ロ）資材係

直轄鉱山ノ需要品ノ調達ニ関スル事項

（ハ）　海外係

海外事業ニ関スル事項

調査課ノ事務ハ益々多岐ニ亘リツヽアル現状ニ付、右ノ三係ニ分チ分掌ヲ明ラカニセントス。

本件ハ適当ト被存ニ付御決裁相成可然乎。

右御決裁ノ上ハ以左案（註、略）通達相成可然乎。

（資料15）

提出　昭和十八年四月二日　決裁　同日　総務部庶務課文書係起案例第一二一号

（本社）定款中改正ノ件

本社定款中左ノ通改正ノコトトシ、本月下旬開催ノ定時株主総会ニ附議決定相成可然乎。

記

（一）　第一条社名ニ関スル規定中「英文名」ヲ削除ス。

（二）　第三条本店及支店ノ所在地ニ関スル規定中「本店」トアルヲ「本社」ニ、「支店」トアルヲ「支社」ニ改ム。

以上

備考

一、第一条改正理由

定款中ニ会社ノ英文名ヲ記載スルコトハ、従来一般ニ行ハレ居ル処ナルモ、右ハ法律上ノ必要事項ニハ非ズシテ、単ナル慣例ニ過ギザルモノナリ。

就テハ時局ニ鑑ミ旁々他社ノ実例ニモ稽ヘ、此際本社定款中ヨリ英文名ヲ削除ノコトト致度。

（実例）

（1）三菱本社、満鉄等々ニ就テハ、定款中ニ英文名ノ記載ナシ。

（2）部内ニ於テハ、先般日本電氣及四國中央ノ社名変更ニ際シ、何レモ英文名ノ記載ハ省略セリ。

二、第三条改正理由

本件ハ先般東京支店ガ東京支社ト改称セラレタルニ伴ヒ、旁々定款ノ規定ト実際上ノ呼称トヲ一致セシムルコトヲ目的トスル改正ナリ。

尤モ法律ノ要求スル処ハ、単ニ本店及支店ノ所在地ヲ定款ニ記載スルコトニアリテ、其ノ名称ノ如何ハ全ク問フ処ニ非ズ。従ツテ現行第三条ノ規定ハ、純法律的見地ヨリスレバ、必ズシモ改正ノ要ナキ様存セラルヽ、次第ナルガ、満鉄等ノ実例ヲモ参酌シ、旁々規定ト実際上ノ呼称トヲ一致セシムル目的ヲ以テ、前記ノ通改正ノコトト致度。

（実例）

（1）定款ニ「本社」及「支社」ト記載シ居ルモノ

満鉄、東京電気等

（2）定款ニ「本社」ト記載シ居ルモノ

日本鋼管、阪神電鉄、東京地下鉄道等

（3）定款ニ「本店」ト記載シ居レルモノ

三菱本社、日本製鉄、阪急電鉄等

（4）定款ニ「本店」及「支店」ト記載シ居レルモノ

日本産業、三菱重工業、三興等

（資料16）

提出　昭和十八年四月三十日　決裁　同年五月十一日　総務部庶務課文書係起案例第一五五号

（連系会社）定款中改正ニ関スル件

通知案

年月日　　総務部長

連系会社主管者宛（但シ生命、海上、北港、共同電力、通信工業ヲ除ク）

（写）日本板硝子常務宛

掲題

定款中ニ会社ノ英文名ヲ掲グルコトハ、従来一般ニ行ハレ居ル所ニ有之候処、右ハ御承知ノ通リ元来法律上ノ必要ニ基クモノニハ非ズシテ、単ナル世上ノ慣例ニ過ギザルモノニ有之候。就テハ本社ニ於テハ時局ニ鑑ミ、旁々今般定時株主総会開催ヲ機会ニ、定款中ヨリ英文名ヲ削除ノコトニ決議相成候間、貴社ニ於テモ格別ノ御事情無之限、次回ノ株主総会ニ於テ同様定款改正ノ手続御取運ビ相成候テハ如何乎ト被存候。右依命御通知旁々得貴意候也。

（資料17）

提出　昭和十八年十二月十五日　決裁　同年十二月二十九日　総務部庶務課文書係起案例第四二二号

事務章程通達方法改正ノ件

従来各店部連系会社事務章程制定及改正ノ通達ハ、其ノ都度全文ヲ印刷ニ附シ、住友部内全般ニ通達シ来リタル処、近来各店部連系会社ノ著シキ事業進展ニ伴ヒ、事務章程ノ制定及改正亦極メテ頻繁トナリ、之ガ通達ニ多大ノ手数ヲ要スルノミナラズ、其ノ印刷、原紙、活字、用紙（昭和十八年度用紙消費量十一月末現在約十四万枚）等ノ手当ニモ漸ク困難

ヲ感ジ居ル実情ニ付、旁々諸般ノ事情ニ鑑ミ、明年度ヨリ当分ノ間左記ノ如ク通達方法変更相成可然乎。

記

一、本社事務章程改正ハ従来通リ全文ヲ店部連系会社全般ニ通達ス。

二、店部事務章程ノ制定、改正ハ、当該店部ニ対シテハ全文ヲ、他ノ店部及連系会社ニ対シテハ要項ノミヲ通達ス。

三、連系会社事務章程ノ制定、改正ハ凡テ要項ノミヲ通達ス。

四、通達要項ノ内容ハ、店部連系会社ノ職制、分課ノ大綱又ハ其ノ変更要点ヲ了知シ得ル程度ノモノトス。従テ改正ノ事態ニ依リテハ要項ノ通達ヲ伴ハザルモノヲ生ズベシ（例ヘバ課、係ノ分掌事項ノミヲ変更シテ、組織其ノモノニハ変更ヲ加ヘザル場合ノ如シ）。尚事態、重要ナラザルモノニ付テハ、数件ヲ併セ通達スルコトアルベシ。

五、従来通達番号ヲ「甲第　号達」ト為シ居リタル所、之ヲ「甲別第　号達」ト変更ス（社則甲諸規程ニ関スル通達ハ従前ニ同ジ）。

六、事務章程正文ハ、適当ノ時機ニ於テ社則別冊改刷リーフトシテ取纏メ送付ス。

以上

右御決裁ノ上ハ左案ヲ以テ御通知相成可然乎。

通知案

総務部長

店部連系会社主管者宛

掲題

従来各店部連系会社事務章程制定、改正ノ通達ハ、其ノ全文ヲ印刷ニ附シ、住友部内ニ通達シ居リタル処、諸般ノ事情

ニ鑑ミ、明年度ヨリ当分ノ間之ヲ左記ノ通リ変更ノコトニ決定相成候間、御了承相成度、此段依命及御通知候也。

追而貴方ヨリノ御申請打合ニ関シテハ従前通リ変更無之候間、為念申添候。

記

（前掲一乃至六ノ通リ）

（備考）

一、現在事務章程正文ヲ全般ニ通達スル所以ハ、部内職員一般ニ店部連系会社ノ組織、職制ノ詳細ヲ知悉セシメ、以テ相互ノ連絡其ノ他ニ資セントスルニ在リ。建前トシテハ固ヨリ正当ナリト云ハザルベカラズ。

二、然ル処、職員ガ全住友ノ組織、職制ニ通暁スルハ喜ブベキコトニ相違ナキモ、之ガ為正文ノ条章ヲ悉ク閲読スルノ要ナク、殊ニ各社ノ機構拡充等ニ伴ヒ、事務章程ノ改正極メテ頻繁ナル現状ニ於テハ、改正ノ都度詳細ナル通達ヲ全員ニ回覧セシムルモ、之ヲ精読理解セントスル熱心モナキモノト認メラレ、前記ノ目的ニ対シテモ必ズシモ有効適切ノ方法ト謂ヒ難ク、今少シク実質的効果アル方法ヲ採ルヲ可トスベシ。

三、事務章程ノ内容ハ多クノ機密事項ヲ含ム。例ヘバ軍需関係会社ノ製品、分掌事項ハ固ヨリ、各社取締役会決議事項、社長、専務以下ノ職務権限ノ如キハ、何レモ会社ノ機密事項ト云フベク、之ヲ何等関係ナキ他連系会社ノ職員ニ一般的ニ通達スルコトハ、無益ニシテ寧ロ有害ナルベシ。

四、更ニ用紙ノ点ヨリ見ルモ、最近其ノ割当漸次縮減セラレ、之ガ節約ノ為種々苦心シツヽアル折柄、相当多量ノ用紙ヲ消費スル事務章程通達ニ付テモ、何等カノ方法ヲ講ズルヲ可トスベシ。

五、以上ノ事情ヲ綜合シテ考フルニ、店部、連系会社ノ組織、職制ノ異動ヲ一般ニ知悉セシムルコトハ、建前トシテ固ヨリ必要ナルヲ以テ、之ヲ継続スルモ、其ノ通達ノ内容ハ一般ニ必要ナル限度ニ止ムルコトヽシ、前記ノ通リ改正セ

ントスル次第ナリ。

（資料18）

人第五五三号

昭和十九年二月二十二日

人事部長　田中　良雄

本社及東京支社ノ課長級職員ヲ連系会社兼務トスル件

本社並連系会社ハ、事業遂行ニ当リ両者一体ノ密接ナル関係ニ有之。曩ニ時局ニ鑑ミ、事務処理上ニ於ケル両者ノ聯固ナル連繋関係ヲ、法制的ニモ明確ナラシムル為、本社並東京支社ノ職員ハ課長代理級以上ヲ除キ、各連系会社兼務ノコト、致候処、今回ノ軍需会社法実施ヲ機ニ、住友諸事業ノ調整機関タル本社ガ、連系会社ノ事業運営ノ核心ニ迄参畫シ得ル様、其ノ兼務ノ範囲ヲ更ニ拡大シ、本社並東京支社ノ課長級職員ヲ左記ニ依リ各連系会社ニ兼務セシムルコトニ決定相成候間、御承知相成度。就テハ貴社ニ於テ兼務ニ関スル手続御取運相成度。右依命及御通知候也。

記

一、本社各課長副長調査役、東京支社次長各課長課長代理ハ各連系会社兼務トス。

二、本社課長調査役、東京支社次長課長ハ各連系会社ニ於テ参事ニ任命スルコト、ス。但シ参事制ナキ会社ニ於テハ、部課ニ配属セザル職員トシ、参事制設置ノ際参事ニ任命ノコトトス。

本社副長、東京支社課長代理ハ、連系会社ニ於テハ担当職務ノ性質ニ応シ、夫々部課ニ配属セシムルコト、ス。各社ノ部課配属ニ関シテハ別途通牒ス。

三、右兼務ニヨリ其ノ職務諸給与ノ負担ニ変動ヲ来スコトナキモノトス。

四、兼務発令ハ本年一月十七日附トシ、右辞令並通知書ハ総テ省略シ、本人ニ対シテハ、当方ニ於テ適当ナル方法ヲ以テ右ノ趣旨ヲ伝達ス。

五、兼務職員ノ氏名左ノ通

本社

調査役兼経理部調査課長　目崎　憲司
調査役　伊庭　六郎
人事部人事課長　津田　久　人事課副長　勝田　宏
厚生課長　星野　哲之助　厚生課副長　光谷　巖
労政課長　大谷　一雄　労政課副長　河上　健次郎
経理部次長兼企画課長　神田　勇吉
査業課長　日向　方齊
総務部総務課長兼防護課長　妹尾　琥爾　防護課副長　野田　栄
同　三竝　治郎
次長兼会計課長　菅野　秀次郎　会計課副長　大西　基重
不動産課長　坂路　進　不動産課副長　野村　崇一
同　高橋　淡

東京支社

次長　西村　幸二郎

総務課長兼調査課長　瀬山　誠五郎　総務課長代理　益田　兼施
調査課長代理　塩原　敬五

人第七七一号

昭和十九年三月十四日

人事部長　田中　良雄

本社並東京支社職員ノ連系会社兼務ニ関スル件

二月二十二日附人第五五三号本社並東京支社ノ課長級職員ヲ各連系会社兼務トスルノ件中、本社副長並東京支社課長代理ノ部課配属ニ付テハ、追テ御通知可申上コトニ相成居候処、夫々左記ノ部課ヘ配属セシムルコトニ致度候間、御承知被下度。尚一般職員ニ付テハ、曩ニ昨年五月現在ノ各人ノ担当職務ノ性質ニ応ジ、夫々各社ノ部課ニ配属セシメラレオリ候処、其ノ後ノ職制変更ニヨリ今後ハイヅレモ左記ト同一ノ部課ニ配属ノコトニ致度候間、併セ御了承被下度、此段御通知迄得貴意候也。

記

当方ニ於ケル部課	貴社ニ於ケル配属
本社　人事部人事課	
〃　厚生課	
〃　労政課	
経理部企画課	
〃　査業課	

〃　調査課
総務部総務課
〃　会計課
〃　不動産課
検査役同補同附属員
調査役同補同附属員
東京支社　総務課庶務係
〃　管理係
〃　会計係
〃　営繕係
調査課調査係
〃　海外係

以上

（資料19）

提出　昭和十八年十二月三十一日　発送　昭和十九年四月十日　経理部商工課起案企第一八号

連系会社ノ関係会社ニ対シ其ノ社名ニ住友ノ名ヲ許容スルノ件

今般金属工業ノ関係会社タル関東特殊製鋼株式会社ガ其ノ社名ニ住友ノ名ヲ冠シ、住友特殊製鋼株式会社ト改称セントシ（本件事態ニ付テハ別途金属工業ヨリ本社ニ打合中）、又化学工業ニ於テモ近ク株式会社多木肥料製造所ト提携シテ塩

浴剤（註、硝石）ノ製造販売ヲ目的トスル新会社ヲ設立シ、其ノ社名ヲ住友多木化学工業株式会社ト命名スルコトニ内定（本件事態ニ付テハ、昭和十八年十二月十四日附商第二五号ヲ以テ本社ノ決裁済）、更ニ又同ジク化学工業ノ関係会社タル株式会社合成樹脂工業所ガ其ノ社名ヲ変更シ、住友名ヲ冠セントスルノ計画アル等、最近ニ至リ連系会社ノ関係会社ニシテ其ノ社名ニ住友ノ名ヲ冠セントスルノ事例漸次増加セントスルノ傾向アルニ鑑ミ、此ノ際連系会社ノ関係会社ニ対シ、其ノ社名ニ住友ノ名ヲ許容スルノ基準並ニ之等諸会社ニ対スル統制方針左記ノ通御決定相成可然乎。

記

連系会社ノ関係会社ニ対シ、其ノ社名ニ住友ノ名ヲ許容スルノ件

一、住友名許容ノ基準

連系会社ノ関係会社ニ対シ、其ノ社名ニ住友ノ名ヲ冠スルコトヲ許容スルヤ否ヤニ付テハ、当該会社ノ規模、業態、業績、人的素質其他各般ノ状況ヲ審査ノ上、其都度決定スルモノトス。

二、住友名許容会社ニ対スル統制方針

（一）　当該会社ニ付テハ、昭和十五年六月二十一日附商第二九〇号通牒「連系会社ノ関係会社ニ対スル統制方法ニ関スル件中「連系会社ト実質上同一体ト認メラル、関係会社ニ対スル統制方法」（註、「株式会社住友本社（上）」資料11）ヲ基準トシテ当該連系会社ニ於テ指導育成ニ努ムルコト。

当該会社ニ関スル当該連系会社ト本社トノ連絡ニ付テモ、同通牒ニ基キ実施励行ノコト。

（二）　当該会社ニ対シ、住友名ヲ許容シタル事ニヨリ生ズベキ対外的関係ヲ考慮シ、且ハ当該会社ノ重要事項ニ関スル本社トノ連絡ヲ緊密化ナラシムル趣旨ニ基キ、当該会社ニ対シ本社ヨリ原則トシ取締役一名及ビ或ハ監査役一名ヲ選出スルコト。

（三）　当該会社ノ株式ヲ本社ニ於テ所有シ居ラザル時ハ、必要ニ応ジ連系会社ガ所有スル当該会社株式ノ一部分ヲ本社ニ於テ肩替リスルコトアルベキコト。

以上

（資料20）

提出　昭和十九年一月二十二日　決裁　同年一月三十一日　総務部庶務課文書係起案第三五号

本社事務章程中改正ノ件

今般来ル二月一日ヲ以テ、本社所管鉱山ノ経営ヲ挙ゲテ鑛業会社ヘ委託セラルヽコトニ決定相成候ニ就テハ、旁々右ニ伴ヒ、此際一層事務ノ簡素化ヲ図ルト共ニ、現下内外ノ要請ニ即応シテ最有効適切ナル機構ヲ確立シ、以テ本社ノ態勢ヲ一段ト整備強化センガ為、本社職制及分課中左記ノ通リ改正実施ノコトニ決定相成可然乎。

記

（一）　職制中改正点

（1）　部長代理ヲ次長ト改称ス。

（2）　課長代理ヲ副長ト改称ス。

（3）　新ニ部員ヲ置キ、部長ノ命ニ依リ分担ノ事務ニ従事セシム。

（二）　分課中改正点

（1）　経理部

現在ノ鉱山、商工ノ二課ヲ廃止シテ、新ニ査業、企畫、調査ノ三課ヲ置ク。

（イ）　査業課ハ会計見積書及ビ決算ノ審査其ノ他事業ノ監理ニ関スル事項ヲ掌ル。

（ロ）　企畫課ハ新規事業ノ計畫、審査及ビ助成並ニ事業ノ連絡及ビ調整ニ関スル事項ヲ掌ル。
（ハ）　調査課ハ一般経済調査ニ関スル事項ヲ掌ル。
（2）　総務部
（イ）　地所課及ビ営繕課ヲ統合シテ、新ニ不動産課（管理係、営繕係）ヲ置ク。
（ロ）　会計課精査係ヲ廃止シテ、其ノ所管事項ヲ会計係ニ移管ス。
（ハ）　庶務課ヲ総務課ト改称ス。
（3）　人事部
労働課ヲ労政課ト改称ス。

以上

（資料21）
提出　昭和十九年五月五日　廃案　同年七月十二日　総務部会計課主計係起案
総務部会計課主計係分掌事項中其ノ一部ヲ経理部ニ移管ノ件
曩ニ本年二月一日附ヲ以テ実施セル本社事務章程ノ一部改変ニ伴ヒ、従来総務部会計課主計係ノ分掌ニ係ル事項中、其ノ一部ヲ左記要領ニ依リ経理部ニ移管ノコトニ決定相成可然哉。

記

一、方針
（一）　総務部会計課主計係ノ分掌ニ係ル事項中、全住友事業ノ立場ニ於ケル住友本社並各連系会社ノ損益及収支ノ総括ニ関スル事項ハ、之ヲ経理部ニ移管スルモノトス。但シ金繰ニ関スル総括事項ハ、従前通リ主計係ノ分掌スル

トコロトス。

（二）　住友本社関係ニ於テハ、金繰関係ハ勿論損益、収支ノ総括ニ関スル事項モ、従前通リ総務部会計課主計係ニ於テ分掌スルモノトス。

（三）　経理部ノ分掌ニシテ各連系会社ノ金繰関係並ニ損益、収支及金繰ニ直接又ハ間接ニ関聯アル事項ハ、可及的総務部会計課ニ合議スルモノトス。

二、具体的措置

（一）　総務部会計課主計係ニ於テ受付保管セル各連系会社ヨリ提出ノ左記書類ハ、今後経理部査業課ニ於テ之ガ受付保管ヲ為スモノトス。

上半期損益決算額予想表
下半期損益決算額予想表
下半期損益予想表
下半期収支予想表
期別収支予想表

（二）　総務部会計課主計係ノ管掌ニ係ル左記書類ノ作成ニ関スル事項ハ、今後之ヲ経理部査業課ニ移管スルモノトス。但シ総会計見積書及総実際報告書中金繰関係事項ハ、別途之ヲ総務部会計課主計係ニ於テ作成スルモノトス。

総会計見積書
総実際報告書
上半期総損益決算額予想表

下半期総損益決算額予想表
下半期総損益予想表
下半期総収支予想表
人事課提出ノ総損益予想表（年四回）

（三）　財務委員会ニ関スル事務ハ従前通リ総務部会計課主計係ニ於テ分掌スルモノトス。

（四）　経理部管掌事項ニシテ総務部会計課ニ合議ヲ要スルモノニ付テハ、別途経理部ヨリ仰裁ノ予定ナル「打合事項回議基準ノ件」ニ據ルモノトス。

以上

（資料22）

提出　昭和十九年四月十八日　決済　同年四月二十八日　総務部総務課文書係起案例第一六〇号

（連系会社）会社等臨時措置法施行ニ伴ヒ定款中改正ノ件

今般会社等臨時措置法実施セラレ、従来株主総会ノ決議ヲ要シタル左ノ事項ハ、定款ヲ以テ総会ノ決議ニ依ラザルモノト為シ得ルコト、ナレリ。（参照公社等臨時措置法第四条同法施行令第三条）

一、支店ノ新設、廃止又ハ移転ニ固ル支店所在地ニ関スル定款ノ変更。

二、資本ノ二十分ノ一ヲ超エザル対価ヲ以テスル営業一部ノ譲渡。

三、資本ノ二十分ノ一ヲ超エザル対価ヲ以テスル他ノ会社ノ営業全部ノ譲渡。

四、取締役ガ、当該会社ノ営業ト同種ノ営業ヲ目的トスル他ノ会社ノ無限責任社員又ハ取締役ト為ルコトノ認許。

（註、備考欄に本項「ヲ取締役会ノ決議ヲ以テ為シ得ルコトニ付テハ、既ニ各社定款中規定アルヲ以テ、特ニ附則中ニ追加ノ必要

ナシ」との記載がある）

五、取締役、監査役又ハ清算人ガ受クベキ報酬ノ決定。

就而連系会社ニ於テモ右趣旨ノ規定ヲ定款附則（戦時中臨時特例ナルヲ以テ附則ニ規定ノコト、ス）中ニ設ケ、以テ事務簡素化ヲ計ルコト、致度ク、左案（註、略）ニ依リ通牒相成可然乎。

追而本社定款モ同様改正ノコト、致度ク、之ニ関シテハ別途仰裁スベシ。（七月開催ノ定時株主総会ニ附議ノ予定）

（資料23）

提出　昭和十九年四月二十一日　決裁　同年五月九日　総務部総務課文書係起案例第一六四号

本社定款第二条（会社ノ目的ニ関スル規定）改正方取止メノ件

曩ニ三月一日附例第一〇七号ヲ以テ、本社定款第二条（会社ノ目的ニ関スル規定）ヲ別紙ノ通リ改正手続方御決裁相受候処、其後本件ニ関シ臨時資金調整法上ノ認可申請ノ為、予メ非公式ニ関係各当局ト折衝シタル結果、左記ノ通リニ有之旁々彼是勘考ノ上、本条改正方ハ取止メノコトニ決定相成可然乎。

記

一、関係各当局ト折衝ノ顛末左ノ如シ。

（一）　定款第二条ニ、本社ハ「住友連系会社其ノ他関係諸事業ヲ統理助成」スルコトヲ主タル目的トナス旨ヲ、追加規定スルコトニ付テハ、曩ニ例第一〇七号ヲ以テ仰裁ニ先ダチ予メ東京支社調査課ヲ通ジテ非公式ニ大蔵省始メ関係各当局ノ意向ヲ訊シタル処、既ニ従来ヨリ実施シ来リタルモノヲ明文化スルモノナレバ、差支ヘナカルベシトノ回答ヲ得タリ。

（二）　仍ツテ例第一〇七号ヲ以テ本件改正方御決裁ヲ得タル上、当局ニ正式認可申請書提出ニ先ダチ、念ノ為日銀、

大蔵省、軍需省及ビ農商省ニ妹尾総務課長（随行瀬山東京支社調査課長及ビ植村総務課員）出頭、夫々其ノ担当責任者（日銀資金調整局審査課小寺課長、大蔵省理財局資金調整課鹿島技師、軍需省総動員局財務課石原課長、山本事務官、農商省総務局企業課宮下事務官）ニ面会諒解ヲ求メタル処、前記（一）ノ点ニ関シテハ予期ノ通リ大体差支ナキ旨ノ回答ヲ得タリ。

（三）　尤モ軍需省山本事務官ノミハ本改正案中事業ノ「統理」ナル文字ニ多少問題アリトシ、現在ノ財閥トシテハ事業ノ「助成」ノ点ニ其ノ使命ヲ限定スベキモノナルベシトノ意見ヲ一応示サレタリ。

但シ右ハ主トシテ曩ニ三井本社ノ定款制定ニ際シ、住友ト同様「統理」ナル文字ニ多少問題アリトシ、現在ノ財閥トシテハ事業ノ「助成」ノ点ニ其ノ使命ヲ限定スベキモノナルベシトノ意見ヲ一応示サレタリ。

ヲ削除ノ上認可手続ヲ取運ビタルモノノ如ク思違ヒヲ為シ居リタル結果ニ基クモノニシテ、若シ三井本社定款ニ同様ノ字句存スレバ本案モ差支ナシトノ同事務官ノ言明モアリ、旁々此ノ点ハ結局承認セラル、モノト解セラル。

（四）　然ルニ本件改正ニ関聯シテ意外ニ問題トナリタルハ、第二条第一号以下ニ列挙セラレタル本社ノ経営スル各事業（鉱業、林業、農業、工業…等）ノ表示ナリトス。

即チ定款中目的ニ関スル規定改正ニ当リテハ、当局トシテハ其ノ事業目的全般ニ渉リ、恰モ新ニ企業許可ヲ与ヘルト同様一応全面的ニ再検討ヲ為ス方針ト相成居リ、当社ノ場合ニ付テモ当然同様ノ取扱ヲ要スル趣ナリ。

而シテ当社ノ事業目的中最問題トナルハ、「工業」及ビ「物品販売業」ノ表示ニシテ、右両者ニ付テハ現ニ経営シ居ル処ノモノヲ、更ニ具体的ニ明確ニ規定スル必要アルベシトノコトナリ。旁々本改正案ノ参考資料トシテ、本社ノ事業全般ニ渉ル詳細ナル説明書ヲ添付提出スル必要モアル模様ナリ。

（五）　今右当局ノ方針ニ従フトキハ

（1）　定款中事業目的ノ記載ヲ著シク煩雑トシ、而モ新規事業ニ着手スル毎ニ定款改正ノ手続ヲ必要トスル不便ア

ルハ勿論、

(2) 尚当局ヲシテ此際本社ノ事業経営ノ実体ニ関シ、改メテ再検討ヲ加ヘル機会ヲ与ヘ、或ハ延イテ業務所ノ根本的機構其ノ他ニ迄問題ヲ波及セシメル可能性モアリ得ルモノト推測セラル、等、彼是不都合ノ様存ゼラル、次第ナリ。

二、就テハ此際当方ニ於テ第二条ニ前記ノ如キ追加規定ヲナササザル限、当局トシテハ別段事業目的ノ記載ヲ問題トスル機会ヲ有セズ、又差当リハ其ノ意向モナキ模様ニ付、旁々彼是事情勘考ノ上今回ハ右第二条改正方取止メノコトト致度可然哉。

(資料24)

人第一九六六号

昭和十九年七月十二日

人事部長　田中　良雄

業務所職員ニ関スル件

去ル四月一日付ヲ以テ、××××ハ××××ヲ除ク外全員連系会社本務××××兼務ト相成候処、右職員ニ対スル辞令及通知書ノ取扱ニ付テハ、各店部ニ於テモ種々疑義ノ点有之哉ニ被存候ニ付テハ、其ノ取扱左記ノ通リ決定相成候間、御了承相成度、此段依命及御通知候也。

記

一、昇給通知書

詮議申請ハ従来通リトシ、本社ヨリ各本務会社ニ通知シ、通知書ハ本務会社ヨリ発行スルコト。

一、転勤辞令

社則記載ノ原則ニヨル。但シ四月一日付辞令省略ニテ連系会社本務トナリタルモノニ限リ、明年初頭ノ昇給通知書ヲ本務会社ニ於テ発行スル迄、昭和十八年九月二十五日付人第二七〇五号「兼務先タル連系会社ヘ出向スル職員ノ辞令式ニ関スル件」通牒ヲ準用ノコト。

一、任用・出向・解雇辞令

今后ハ之ヲ省略セズ、全部社則通リ発行スルコト。

一、休職通知書

従来通リ業務所ヨリ本社ニ申請シ、之ヲ本社ヨリ本務会社ニ通知ノコト、シ、通知書ハ本務会社ヨリ社則通リ発行ス。本社ハ休職給ニ触レズ発行ノコト。

一、復職通知書

休職ノ場合ニ準ジテ取扱ノコト。

以上

（資料25）

連系会社ノ役員ニ関スル内規（昭和十九年四月二十七日改正）

第一条　本会社ヲ代表シテ連系会社ノ役員ト為ルヘキ者ハ、本会社並連系会社ノ職員又ハ特殊ノ関係アル者ノ中ヨリ、本会社之ヲ指定ス。

第二条　前条ノ規定ニ依リ連系会社ノ役員ト為リタル者、左記事項ニ付テハ当該会社ノ内議決定ニ先チ、予メ本会社ト協議スルコトヲ要ス。但シ特ニ指定シタル場合ハ此ノ限リニ在ラス。

一　三等職員以上ノ任免、昇進、賞罰並課長級以上ノ分掌。
二　職員ノ退職慰労金。但シ定例ニ属スルモノヲ除ク。
三　職員及準職員ニ対スル海外出張若ハ留学ノ命令。但シ大東亜共栄圏内ノ出張ヲ除ク。
四　職員及準職員ニ対スル期末賞、各種ノ臨時給与、慰藉待遇等。但シ定例ニ属スルモノヲ除ク。
五　二等職員以上ノ停年延長。
六　労務者ニ対スル各種ノ給与賑恤等ニ関スル一切ノ事項。但シ別ニ定ムルモノヲ除ク。
七　顧問又ハ嘱託ノ依嘱。
八　職員及労務者ニ対スル各種ノ規程並諸般ノ制度又ハ施設。但シ別ニ定ムルモノヲ除ク。
九　定款及業務執行ニ関スル重要ナル規程。
十　重要ナル契約及一切ノ訴訟。
十一　重要ナル寄贈接待。
十二　資本ノ増減、払込ノ徴収及社債ノ募集。
十三　事業ノ新設、改廃、起業ノ計畫並毎期ノ会計見積書及決算。
十四　外部ニ対スル投資並役員ノ派出。
十五　勘定科目及元帳科目ノ制定、改廃。
十六　取引銀行ノ選定。
十七　株主総会ニ提出スル事項。
十八　前各号以外ノ事項ト雖重要ナルモノ。

第三条　第一条ノ規定ニ依リ連系会社ノ役員ト為リタル者ハ、本会社諸規程ニ準據シ、当該会社ニ関スル諸般ノ報告ヲ提出スヘシ。

第四条　第一条ノ規定ニ依リ連系会社ノ役員ト為リタル者ニ対スル報酬其ノ他給与ニ関シテハ、別ニ之ヲ定ム。

第五条　第一条ノ規定ニ依リ連系会社ノ役員ト為リタル者、停年、解雇其ノ他ノ事由ニ因リ職員タル身分ヲ喪失シタルトキハ、当然同条ニ依リ指定セラレタル一切ノ連系会社ノ役員タル資格を失ヒ、直ニ退任ノ手続ヲ為スヘキモノトス。

（資料26）

経営ノ要旨

（昭和十九年十一月三日改正）

第一条　吾住友ノ事業ハ、其ノ国家的使命ニ鑑ミ、全力ヲ竭シテ報国ノ実ヲ挙ケンコトヲ期ス。

第二条　吾住友ノ事業ハ、信用ヲ重ンシ確実ヲ旨トシ、全住友一体ノ精神ヲ遵守シテ、協心戮力其ノ前緒ヲ纘キテ之カ更張ヲ図ランコトヲ期ス。

第三条　吾住友ノ事業ハ、時勢ノ推移、事態ノ緩急ニ応シテ弛張興替スルコトアルヘシト雖、恆ニ心ヲ百年ノ長計ニ存シテ、大本ヲ誤ラサランコトヲ期ス。

（資料27）

昭和十九年九月十五日記者発表文

住友全事業ハ、従来共住友本社ヲ中心トシテ其ノ人的及物的総力ヲ挙ゲテ生産増強ニ邁進シ来ツタノデアルガ、現下戦局ノ危急ニ対処シテ、更ニ一段ト総力結集ヲ強化徹底シ、戦力増強ノ一途ニ挺身センガ為、茲ニ住友本社、連系会社及関係会社ヲ以テ住友戦時総力会議ヲ組織スルコトトシタ次第デアル。

本会議ハ前記ノ通リ住友全事業会社ヲ直接其ノ構成メンバートスルモノデアルガ、会議ハ住友本社総理事ガ議長トシテ之ヲ統裁シ、議長ト各事業部門ヲ代表スル少数ノ議員ヲ以テ構成シ、之ニ事務局ヲ配置シテ極力簡素強力且活潑ナル運営ヲ期スルモノデアル。

本会議ノ陣容ハ左ノ通リデアル。

議長	古田　俊之助
議員(第一部門担当)	北沢　敬二郎
議員(第二部門担当)	三村　起一
議員(第三部門担当)	春日　弘
議員(第四部門担当)	吉田　貞吉
議員(第五部門担当)	梶井　剛
議員(第六部門担当)	田中　良雄
議員(第七部門担当)	岡橋　林
議員	大島　堅造
議員兼事務局長	河井　昇三郎

尚住友通信工業会社社長梶井剛ハ、本日住友本社理事ニ就任シタ。但シ同社社長ハ従来通リデアル。

(資料28)

住友戦時総力会議設置ニ関スル総理事挨拶(九月十二日於本社、部内主管者ニ対シ発表)

(前略)ソコデ、住友ノ全力ヲ挙ゲテ、総力ヲ結集スルト云フコトハ、住友本社ガ住友ノ全事業ヲ統理管轄致シマシタ今

日マデノ精神ニ於キマシテモ、ソコニ基盤ヲ置イタコトハ申スマデモナイノデアリマスガ、内外ノ斯ノ如キ情勢ニ際シマシテハ、更ニ之ヲ促進強化スベキ絶対的ノ必要ニ迫ラレテ居ルノデアリマス。茲ニ於テ私共ハ従来ノ旧慣ニ泥マズ、積極的ナ気魄ヲ以チマシテ、一ツノ新シイ構想ヲ練リマシテ、ソレニヨッテ飛躍的ニ総力結集ヲ推進致スト云フコトガ絶対必要デアルト云フ結論ニ達シタノデアリマス。尤モコレハ若干遅カリシトノ憾ミヲ自分自ラモ感ジマスガ、然シ乍ラ今日カラデモ尚遅クハナイ。ドウシテモヤラナケレバナラヌ、斯ウ云フ結論ニ達シマシテ、茲ニ新ナル決意ヲ以チマシテ、住友本社、連系会社、特別ノ関係会社ヲ全部挙ゲマシテ、直接ニ之等ヲ構成分子トスル「住友戦時総力会議」ナル新ナル機構ヲ設ケルコトト致シタノデアリマス。

本会議ハ只今申上ゲマシタヤウニ、此ノ戦時中、全住友ノ総力ヲ結集致シマシテ、生産増進、戦力増強ヲ強力且急速ニ促進スベキ最高方針ヲ議定致シマシテ、併セテ今後起ルコトアルベキ非常事態ニ対処スル方策ヲ決定スルコトヲ目的トスルモノデアリマス。少シク詳シク申上ゲマスナラバ、人事労務、経理財務、資財設備、其他凡ユル新規企劃等各方面ニ亘リ、本会議ヲ通ジテ全住友ノ総力結集ニ関スル最高方針ヲ決定致シマシテ、之ヲ強力且ツ急速ニ実施セントスルモノデアリマス。即チ戦時ニ於ケル非常特別ノ組織ヲ考ヘタノデアリマス。且其ノ運営ニ当リマシテハ、出来得ル限リ簡素強力ナル考ヘヲ以テ、之ヲ推進シテ行クト云フ所ニ根本ヲ置イテ居ルノデアリマス。随ッテ本会議ハ出来得ル限リ頻繁ニ開催致シマシテ、活潑ニ事務ヲ処理シテ行クト云フ考ヘデアリマス。而シテ本会議ハ、住友本社総理事ガ議長トシテ之ヲ統裁致シマシテ、住友全事業ノ総意ヲ以テ、問題ヲ議定スルト云フコトニナルノデアリマス。ソシテ其ノ運営ヲ簡素強力ニ致シマス為ニ、茲ニ住友ノ全事業ヲ七ツノ部門ニ分ケマシテ、謂ハバ一種ノ隣組組織ヲ作リマシテ、或ル特定ノ議員ノ方ニ此ノ隣組ノ代表ニナッテ戴イテ、議長及ビ少数ノ議員ノ参加ニ依ッテ本会議ヲ構成スルコトニ致シテ居リマスガ、固ヨリ事態ニ依リマシテハ、必要ニ応ジテ議員以外ノ皆様ニモ随時御出席願フコトニ致シテ居リマス。又会

議ノ運営上、其ノ会議ニ附議セラレマスル議案ノ立案審査、或ハ資料ノ蒐集、其ノ他決定事項ノ実施ニ関シマスル事項ヲ処理致シマス為ニ、茲ニ事務局ヲ設ケ、更ニ必要ニ応ジ夫々専門ノ事項ヲ協議致シマス為ニ、専門委員会ヲ設ケルコトニ致シテ居リマス。

只今申上ゲマシタヤウニ、本会議ハ、全住友ノ総力ヲ結集スル為ニ、住友ノ全事業ヲ打ツテ一丸トシタ機関デアリマス。即チ全住友ノ関係事業ガ、全部直接ニ此ノ会議ニ加ハリ、総意ノ決定ニ参与スルト云フ建前ヲ執ツタノデアリマス。其ノ意味ヲ最モ端的ニ強ク現ハシマス為ニ、従来ノ此ノ種ノ機構ト異リマシテ、之ヲ本社ノ外ニ出シタノデアリマス。サウシテ直接住友全事業ノ基礎ノ上ニ之ヲ処理シテ行クト云フ訳デアリマス。平タク言ヘバ、住友本社ガ一歩街頭ヘ進出シマシテ、総テノ事業ト表裏一体一丸トナル、斯ウ云フ考ヘデアリマス。随ヒマシテ、議員モ事務局員モ、或ハ専門委員ノ方々モ、何レモ住友全事業会社カラ、直接本会議ノ夫々ノ役員、職員トシテ出向イテ戴ク―本社ニ出テ戴クト云フ意味デハナク、会議ニ出向シテ戴ク、斯ウ云フ建前デアリマス。

所デ、今回設ケマスル本会議ト従来ノ住友本社トノ関係ニ付テ一言申上ゲマスト、本会議ハ既ニ申上ゲマシタ通リ、戦時中時局ニ即応スル為ニ総力ヲ結集スベク特ニ設ケラレマシタ組織デアリマシテ、随ツテ従来ノ住友本社ガ住友全事業ノ中核機関デアルコトニ付テハ何等変リハナイノデアリマス。唯住友本社ガ従来所管シテ居リマシタ住友全事業ニ対スル統括管理ノ事務ニ付キマシテハ、戦時中ニ限リマシテ、徹底的ナ事務簡捷ヲ図リ、近頃ノ官庁ノ言葉デ言ヘバ出来ルダケ権限ヲ委譲スルト言フ訳デアリマス。之ヲ換言シテ申シマスナラバ、従来住友本社ニ打合報告ヲ必要トシタ事項ハ、戦時中ニ限リマシテ、概ネ之ヲ各連系会社ノ主管者ノ責任ニ於テ執行シテ戴キ、本社ヘノ打合報告ハ之ヲ省略スルト言フ建前デアリマス。唯特ニ総力結集ニ関シテ必要ナル事項ニ付テハ、此ノ会議ニ掛ケテ御協議ヲ願ヒ、其ノ決定ニ従ツテ実施シテ戴ク。サウシテ出来ル限リ事務ノ簡捷ヲ図リマシテ、全住友ノ総力結集ニ遺憾ナキヲ期シタイト存ズルノデ

アリマス。尚之等事務簡捷ノ詳細ニ付テハ後日書類ヲ以テ御通知申上グルコトト致シマス。

大体総力会議ノ構想ニ付テ一応申上ゲタノデアリマスガ、之ガ具体的陣容ニ付キマシテハ、来ル十五日ニ正式ニ発令致ス考ヘデアリマス。之ハ全ク戦時的ナ一時ノ処置デアリマスガ、茲ニ大体決定致シマシタ幹部ノ人事ヲ内示スルコトニ致シマス。（中略）

以上申上ゲタヤウナ趣旨目的ノ下ニ本会議ヲ設置シタノデアリマスガ、之ハ住友ノ歴史上ニ於キマシテモ極メテ異例ノ組織デアルト考ヘマス。随ヒマシテ、私共モ非常ナル決意ヲ以テ之ヲ断行セネバナリマセヌ。其ノ点ヲ皆様ニ深ク御省察願ヒマシテ、本会議ノ目的達成ノ為ニ、皆様ノ十分ナル御協力ヲ御願ヒ致シ、又皆様ノ部課御一同ニ対シテ、十分此ノ趣旨ヲ徹底スルヤウニ御伝達願ヒタイ―本会議ニ於キマシテ、吾々ノ所期スル戦力増強ノ目的達成ノ為ニ、全住友打ツテ一丸トナツテ邁進スルヤウ御指導願ヒタイノデアリマス。（後略）

（資料29）

昭和十九年九月十五日付文第五六一号「住友戦時総力会議規程制定ノ件」

大東亜戦争決戦ノ秋ニ臨ミ、愈々住友全事業ノ総力ヲ結集シ、以テ急速ナル生産増強、戦力増進ニ邁進センコトヲ期シ、茲ニ住友本社、連系会社及関係会社ヲ以テ住友戦時総力会議ヲ組織ス。

住友戦時総力会議規程

第一章　総則

第一条　住友戦時総力会議ハ、戦時中住友本社、連系会社及関係会社ノ総力ヲ結集シテ、生産増強ヲ強力且急速ニ推進スヘキ最高方策ヲ議定シ、併セテ凡ユル緊急事態ニ対処シテ、機宜ノ施策ヲ決定スルコトヲ以テ目的トス。

第二章　会議

第二条　住友戦時総力会議ハ、議長一名、議員若干名ヲ以テ組織ス。

特別ノ必要アルトキハ、議長ハ議員ニ非サル者ヲ随時会議ニ加フルコトヲ得。

第三条　住友本社総理事ハ、議長トシテ会議を統裁ス。

第四条　議員ハ議長之ヲ指名ス。

議員ハ議長ノ指示ニ依リ其ノ担当部門ヲ代表ス。

前項ノ部門ハ別表（註、第8表）ニ依リ之ヲ定ム。

第四条ノ二　議長ハ必要ニ依リ参与若干名ヲ置クコトヲ得。（註、昭和十九年九月二十八日付総力第一号達改正）

参与ハ議長ノ指示ニ依リ会議ニ参畫ス。

第三章　事務局

第五条　住友戦時総力会議ニ事務局ヲ置ク。

事務局ハ会議ニ提出スヘキ事項ノ立案審査、資料ノ蒐集整理及会議決定事項ノ処理ニ関シ必要ナル事務ヲ掌理ス。

第六条　事務局ニ左ノ職員ヲ置ク。

局長	一名
次長	若干名
課長	若干名
副長	若干名
課員	若干名
参事	若干名

調査員　　若干名

第七条　職員ノ職務権限左ノ如シ。

局　長

一　議長ノ指示ニ依リ事務局ノ事務ヲ管理シ、其ノ責ニ任ス。

二　別ニ定ムル所ニ依リ事務ノ一部ヲ専行スルコトヲ得。

次　長

一　局長ヲ補佐シ、局長事故アルトキハ其ノ代理ヲ為ス。

課　長

一　局長其ノ他上司ノ指示ニ依リ課ノ事務ヲ掌理シ、其ノ責ニ任ス。

副　長

一　課長ヲ補佐シ、課長事故アルトキハ其ノ代理ヲ為ス。

二　課長其ノ他上司ノ指示ニ依リ分担ノ事務ヲ処弁ス。

課　員

一　課長其ノ他上司ノ指示ニ依リ分担ノ事務ヲ処弁ス。

参　事

調査員

一　局長其ノ他上司ノ指示ニ依リ事務ニ参与ス。

第八条　事務局ニ左ノ課ヲ置ク。

企畫課
人事課
労政課
総務課

必要ノ地ニ駐在員ヲ置クコトアルヘシ。

第九条　企畫課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル。

一　経理及財務ニ関スル事項

二　資材及設備ニ関スル事項

三　全般ニ亘ル企畫ニ関スル事項

第十条　人事課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル。

一　職員、準職員及女子職員ニ関スル事項

第十一条　労政課ニ於テハ左ノ事項ヲ掌ル。

一　労務員ニ関スル事項

第十二条　総務課ニ於テハ左ノ事項ヲ掌ル。

一　文書及庶務其ノ他他ノ課ニ属セサル事項

第四章　専門委員会

第十三条　議長ハ必要ニ依リ事務局ニ専門委員会ヲ設クルコトヲ得。

専門委員会ノ組織其ノ他必要ナル事項ハ議長之ヲ定ム。

附則

第十四条　議長ハ必要ニ依リ事務局ノ事務ノ一部ヲ住友本社及連系会社ニ委託スルコトヲ得。

（資料30）

昭和十九年九月三十日付総力第二号達

住友戦時総力会議事務局専門委員会規程

第一条　住友戦時総力会議事務局ニ左ノ専門委員会ヲ置ク。

財務委員会

南方委員会

資材委員会（昭和十九年十月十日付総力第三号達改正）

技術委員会（昭和二十年二月十二日付総力第一号達改正）

人事委員会

労務委員会

防衛委員会

第二条　財務委員会ハ一般金融情勢ニ関スル事項並本社、連系会社及特定関係会社ノ金融状態及財務ニ関スル事項ニ付調査、研究及協議ヲ為ス。

南方委員会ハ南方事業ニ関スル情報ノ蒐集、交換並調査、研究及協議ヲ為ス。

資材委員会ハ資材及設備ノ互換並転活用ニ関スル調査、研究及協議ヲ為ス。

技術委員会ハ技術ニ関スル連絡調整並調査、研究及協議ヲ為ス。

人事委員会ハ職員、準職員及女子職員ノ整員、配置、給与等ニ関スル重要事項ニ付調査、研究及協議ヲ為ス。
労務委員会ハ労務員ニ関スル重要事項ニ付調査、研究及協議ヲ為ス。
防衛委員会ハ防空及防衛ニ関スル重要事項ニ付調査、研究及協議ヲ為ス。

第三条　各専門委員会ニ左ノ職員ヲ置キ、事務局、本社、連系会社及特定関係会社職員中ヨリ議長之ヲ任命ス。

委員長　一名
副委員長　若干名
委員　若干名
幹事　若干名

第四条　委員長ハ上司ノ指示ニ依リ委員会ヲ統理ス。
副委員長ハ委員長ヲ補佐シ、委員長事故アルトキハ其ノ代理ヲ為ス。
委員ハ委員長ノ指示ニ依リ調査、研究及意見ノ開陳ヲ為ス。
幹事ハ委員長及委員ノ指揮ヲ承ケ、委員会ノ庶務ヲ処弁ス。

第五条　委員長ハ必要ニ応ジ本社、連系会社及特定関係会社職員ヲ専門委員会ニ出席セシムルコトヲ得。

第六条　議員及参与ハ随時専門委員会ニ出席シテ意見ヲ開陳スルコトヲ得。

第七条　前各条ノ外必要ナル事項ニ付テハ、委員長之ヲ定ムルモノトス。

（資料31）
昭和十九年十月一日付総力総第三号「住友戦時総力会議宛協議及報告スヘキ事項ニ関スル件」
企畫課所管事項

（一）　協議事項

一、事業計畫ニ関スル事項

協議方法ハ一箇年毎ノ事業計畫書ニ依ル。

右ハ従来ノ会計見積書ニ代ルモノナルモ、予算打合ノ意味ニ非ズシテ、当該期間ニ関スル生産計畫、資金計畫、損益予想、起業計畫、主要物動計畫等ニ付キ極メテ大綱ヲ纏メテ予メ協議スルモノニシテ、二月末迄ニ作成提出スルモノトス。

尚本件ハ昭和二十年四月以降分ヨリ実施スルモノトシ、其ノ雛型ハ追テ通知ス。

予算統制ハ夫々連系会社ニ於テ実施スルモノトス。

二、資金ニ関スル事項

（1）　資金計畫

協議方法ハ四半期別資金計畫書（添付別紙雛型第一様式）（註、略）ノ資料ニ依ル。

右ハ当該四半期ノ開始日ヨリ一ヶ月前ニ提出スルモノトス

（2）　資本金ノ増減

（3）　未払込株金ノ徴収

（4）　社債ノ発行

（5）　住友銀行、信託以外ヨリノ資金借入

（6）　産業設備営団ノ利用

（7）　兵器等製造事業特別助成法ノ適用

(2)乃至(7)ノ事項ニ関シ、四半期別資金計畫書ニ依リ協議後、事態ノ変更、追加アリタル場合ニハ其ノ都度協議スルモノトシ、其ノ資料ハ適宜ノ様式ニヨリ作成スルモノトス。

三、起業ニ関スル事項

(1) 新規事業部門ニ関スル計畫

(2) 既有能力ニ重大ナル変更ヲ来スベキ計畫

(3) 其他重要ナル計畫

協議方法ハ起業計畫書(添付別紙雛型第一様式)(註、略)ノ資料ニ依ルモノトシ、官庁ヘノ案劃書提出前ニ協議スルモノトス。

四、経営参加及新規投資ニシテ事態重要ナルモノ

協議方法ハ経営参加(又ハ新規投資)計畫書(添付別紙雛型第三様式)(註、略)ノ資料ニ依ルモノトシ、事態内定次第提出スルモノトス。

五、決算及利益金処分

協議方法並資料ハ従前通リトス。

六、資材ノ互換、転活用ニ関スル事項

協議方法ハ其ノ都度適宜作成ノ資料ニ依ル。

七、設備能力ノ転活用ニ関スル事項

協議方法ハ其ノ都度適宜作成ノ資料ニ依ル。

八、其ノ他重要ナル事項

協議方法ハ其ノ都度適宜作成ノ資料ニ依ル。

（二）　報告事項

括弧内ハ書類ノ提出期日トス。

一、元帳残高表（翌月十五日迄）

二、生産速報又ハ業務概況表（翌月十五日迄）

三、起業進捗状況表（翌月十五日迄）

四、決算報告説明書（決算協議後二ヶ月以内）又ハ実際報告書（七月末迄）

五、上半期損益決算額予想表（八月十五日迄）

六、下半期損益決算額予想表（二月十五日迄）

七、下半期損益予想表（九月十五日迄）

八、月末資金残高報告書―（添付別紙雛型第四様式）（註、略）ニ依ル―（翌月十日迄）

九、関係会社指定ノ件

十、関係会社ニ関スルモノ

（1）　社名変更

（2）　資本ノ増減並払込ノ徴収

（3）　毎期ノ決算

（4）　社債ノ発行

（5）　主要起業

（6）　生産状況（少クトモ決算期毎）
（7）　其ノ他重要ナル事項
人事課所管事項
（一）　協議事項
一、任用ニ関スル事項
（1）　新規学校卒業生ノ任用
（2）　二等職員以上ノ任用
（3）　医務職員、学校職員、嘱託員ニシテ二等職員（三百円以上）相当以上ノ任用
二、顧問、嘱託ニシテ二等職員（三百円以上）待遇以上ノ者ノ委嘱並ニ一般職員ノ標準ヲ超ユル取扱ヲナス嘱託ノ委嘱及待遇変更
三、二等職員以上（同相当者（但シ二等三百円以上相当）ヲ含ム）ノ転勤（他会社、統制会等ノ出向、事務従事ヲ含ム）
四、部長以上ノ分掌
五、連系会社及特定関係会社役員並ニ其ノ他関係会社常勤役員ノ専任、重任及退任
六、一等職員以上（同相当者ヲ含ム）ノ停年延長
七、部長以上及二等職員（三百円以上）以上（同待遇者、同相当者ヲ含ム）ノ退職
八、一等職員以上ノ懲戒
九、職員、準職員、女子職員ニ対スル給与待遇ニ関スル事項
但シ住友本社社則又ハ内規、取扱等ヲ以テ標準又ハ扱ヲ指示シタル事項ニ付テハ、規定又ハ其ノ標準以内ノ処置ニ

属スル場合ヲ除ク。

九ノ二、顧問及嘱託ノ慰労金（昭和二十年四月十二日付総力人第二四六号「戦時総力会議事務局人事課所管事項中一部改正ノ件」）

但シ二等職員（月俸三百円未満）待遇以下ノ嘱託ニ対シ、勤続一年ニ付報酬一ヶ月半分ノ割合ヲ以テ支給スル場合ヲ除ク。

十、其ノ他重要ナル事項

（二）　報告事項

一、異動報告

但シ補助職員以下ヲ除ク。尚分掌ハ係長以上トシ、課長以上ハ事前報告トス。

二、懲戒、但シ事前報告トス。

三、他会社役員、但シ事前報告トス。

四、官庁公共団体、民間各種団体ノ役員、委員

五、大東亜共栄圏内海外出張（但シ満洲国、中華民国ヲ除ク）

但シ課長以上ノ職ニ在ル者ハ事前報告トス。

六、戦死戦没者

七、諸調書統計

（1）　職員調（別途ノ新様式ニ依リ毎年一月一日及七月一日現在ニテ調査シ、同月末迄ニ報告ノコト）

（2）　期末職員調

（3）勤務状態調
（4）病気欠勤休職者調
（5）給与額調
（6）給与予想額調
（7）退職慰労金算定額調
（8）退職慰労金支給額調
（9）会社経理統制令規則第十七条ノ統計
（10）昇進申立統計表（予想）
（11）陞進及増給統計（実績）
（12）期末賞与統計甲（予想）
（13）同　乙（実績）
（14）半途退職者期末賞与金給与額
（15）交際手当支給報告
（16）給与金残額ヲ引当トシタル借用金

労政課所管事項

（一）協議事項

一、給与ニ関スル事項

但シ別項報告事項ニ属スルモノハ此ノ限リニアラズ。

二、福利厚生並ニ法規ニ関スル事項
（1）給与ニ準ズル内容ヲ有スルモノ
（イ）退職手当、特別保護金制度
（ロ）内規ノ限度ヲ超ユル扶助制度
（ハ）準則ヲ超ユル旅費規程
（ニ）其ノ他右ニ準ズルモノ
（2）部内ニ前例ナキ新規施設又ハ重要ナル施設
三、其ノ他
（1）罹災時ニ際シ規程乃至標準以上ノ取扱ヲ為サントスル場合
（2）大量整理ヲ為サントスル場合
（3）其ノ他特ニ指示スル事項
（二）報告事項
一、給与ニ関スル事項
（1）法令ニ基ク給与ニシテ、所定ノ条件、額ノ限度内ニ於テ為スモノ
例示
昭和十八年一月二十六日厚生省告示第三十二号並同年六月二十八日厚生省告示第三〇一号ニヨル手当
家族手当　特殊作業手当　季節手当　臨時作業手当　初任手当　精勤手当　臨時休業手当　防空勤務手当
稼働率及能率増進ノ為ニスル手当

賃金統制令施行規則第三十九条ニヨリ地方長官ノ許可ヲ要セザル臨時ノ給与

（2）其ノ他

（イ）早出、残業、夜勤、休日出勤、臨時出勤ノ歩増又ハ手当

（ロ）当直手当、居残弁当料

（ハ）食事及住居費並ニ交通費ノ補給

（ニ）実物給与

二、福利厚生並ニ法規ニ関スル事項

（1）貯金利率ニ関スル事項

（2）健康保険料ノ負担割合

（3）病院及診療所ノ料金並ニ負担割合

（4）労務員身分変更ニ関スル事項

（5）就業時間ニ関スル事項

（6）休務ニ関スル事項

（7）其ノ他他ノ連系会社ニ於テ参考トナルベキ事項

三、其ノ他

（1）重要事業場労務管理令、労務調整令、軍需会社徴用規則及ビ国民徴用令ニ基キ指定アリタルトキ

（2）単位産報ニ於ケル中央又ハ本部懇談会ノ結果報告

（3）其ノ他特ニ指示スル事項

四、統計資料

（1）労務者統計表

（2）昇給賞与実施概況報告（年二回）

（3）兵役関係労務者統計表（月報）

（4）国民貯蓄組合概況報告（写）（半年報）

（5）賃金台帳総括表（写）（四半期報）

（6）其ノ他特ニ指示スル事項又ハ連系会社ニ於テ参考トナルベキ事項

総務課所管事項

（一）協議事項

一、定款、事務章程ノ制定

二、其ノ他特ニ重要ナル規程ノ制定

（二）報告事項

一、定款、事務章程ノ改廃、但シ事前報告トス。

二、重要ナル規程（例ヘバ事務章程以外ニ組織、権限等ヲ定メタル規程等）ノ制定、改廃、但シ事前報告トス。

三、重要ナル訴訟ニ関スル事項、但シ事前報告トス。

四、災害、防衛ニ関スル事項

五、其ノ他特ニ指示スル事項又ハ連系会社ニ於テ参考トナルベキ事項

備考

一、協議事項ニ付テ

（1）特ニ重要ナル事態ニ付テハ、書類提出ニ先立チ予メ協議ノコト。

（2）事態ニヨリテハ、書類提出ヲ省略シ、口頭打合ノミニテモ可ナルコト。

二、報告事項ニ付テ

（1）報告事項ト雖モ、他ノ店部又ハ連系会社ニ相当ノ影響ヲ及ボスベキ場合（例、給与関係事項）ハ、適宜ノ方法ニヨリ予メ連絡ノコト。

（2）右ノ場合事態ニヨリテハ専門委員会ニ附議ノ上決定ノコト。

二　業　績

昭和十六年（一九四一）から二十年三月に至るこの期間の住友の全事業の業績については、これを説明する資料となる毎年の総実際報告書が昭和十六年のものが作成されただけで、十七年以降は業績の一覧表のみの作成に終わり、説明は一切省略されてしまっている。昭和十六年の業績については、総実際報告書が「我ガ住友経営事業ニ於テハ原料資材等ノ入手難、労力ノ逼迫等愈深刻化ノ折柄ニモ拘ラズ、能ク此等悪条件ヲ克服シ（中略）、良好ナル成績ヲ挙ゲ得タリ」と述べているように、十五年の落ち込みから回復し、過去最高であった十四年の水準を上回った。

太平洋戦争開戦後の十七年も引き続き順調に業績を伸ばし、さらに十八年以降は一挙にこれまでの二倍前後の利益を計上することとなった（第9表）。これを連系各社別にみれば、住友金属が全体の約五割、住友銀行が約二割とこの両社だけで七割を占め、十八年から連系会社に指定された住友通信工業（旧日本電気）を含めれば、これら三社で住友全事業

の利益の大半を生み出すこととなった。

なお第9表註に示したように、昭和十八年三月公布の納税施設法により法人税、臨時利得税、営業税及び同附加税の合計見込額は、全額利益金処分によって積み立てられることとなったので、十八年以降実際純益中には税金引当金が含まれることとなった。このため総務部会計課は従来の実際純益に接続させるため、実際純益から法人諸税を差し引いた正味純益なる概念を創出し、十七年までの実際純益に接続させようとしている。

(一)　住友本社の業績

住友本社の業績は、その中核たる本社部門と直轄鉱山部門及び販売店に大別されるが(第10表)、その各々については「(二)　住友本社の部門別業績」において検討することとして、最初に住友本社全体の業績について述べることとしたい(第11表及び第12表)。

住友本社の各期の業績について決算資料に基づいて説明すると、まず第五期(昭和十六年度)においては、鉱業部門の

満切り捨て、但し18年以降は四捨五入)

正味純益		
18年	19/1～3	19/4～20/3
9,039	2,514	18,659
169,928	48,849	143,726
4,975	1,426	6,201
131,885	30,941	94,882
7,106	4,859	6,776
4,812	1,011	4,300
13,516	9,694	24,090
—	—	—
Δ376	Δ286	1,655
2,909	1,311	4,536
2,988	422	Δ1,676
1,174	79	748
3,071	603	2,098
1,294	310	899
588	118	—
—	—	1,121
Δ4,014	Δ1,639	Δ3,580
Δ11,180	Δ2,384	Δ11,029
158,748	48,979	151,356
41,907	12,094	59,580
1,669	416	2,339
139	49	602
—	—	—
Δ187	Δ18	Δ211
43,528	12,541	62,310
Δ5,710	Δ752	Δ6,011
Δ4,210	Δ736	Δ4,818
Δ1,500	Δ16	Δ1,193
196,566	60,768	207,655

る住友銀行株式に対する配当金を含む。

のみ。
額。

ることが内定していたため、18年の資

た。
見込税額ハ、全額利益金処分ヲ通ジ積
友化学昭和18年度下期決算説明資料)

ついては、10～3月期実績の1/2で算出。

第９表　住友本社・連系会社実際純益表

（単位：千円、千円未）

会社名	実際純益				
	昭和16年	17年	18年	19/1～3	19/4～20/3
住友本社	2,255	9,060	19,739	4,124	22,268
連系会社小計	71,796	82,871	301,671	101,418	371,987
住友鑛業	2,623	2,705	9,125	3,231	10,127
住友金属工業	46,556	59,889	228,085	66,941	242,882
住友電氣工業	7,726	6,654	10,050	8,433	16,869
住友化学工業	5,516	4,953	6,512	1,761	8,100
住友通信工業	—	—	30,089	17,294	76,890
朝鮮住友軽金属	—	—	—	—	—
住友アルミニウム製錬	1,056	1,547	Δ376	Δ286	1,754
住友機械工業	4,658	3,435	6,018	2,287	12,729
満洲住友金属工業	1,476	1,136	3,495	556	Δ4,392
四國中央・住友共同電力	1,701	1,362	1,829	130	1,450
住友倉庫	1,877	2,363	8,221	2,003	5,142
大阪北港	1,005	1,250	1,837	525	1,500
住友ビルデイング	607	573	800	182	359
住友土地工務	—	—	—	—	2,157
補正A	Δ3,010	Δ3,002	Δ4,014	Δ1,639	Δ3,580
補正B	Δ7,829	Δ8,032	Δ11,180	Δ2,384	Δ11,029
合計	66,222	83,899	310,230	103,158	383,226
住友銀行	29,007	32,607	48,749	12,444	64,080
住友信託	1,814	1,819	3,028	741	4,039
住友生命保険	204	205	228	81	650
住友海上火災保険	2,836	1,145	—	—	—
補正C	Δ205	Δ221	Δ187	Δ18	Δ211
合計	33,657	35,555	51,818	13,248	68,558
補正D	Δ3,719	Δ4,160	Δ5,710	Δ752	Δ6,011
対連系会社 D-1	Δ2,406	Δ2,868	Δ4,210	Δ736	Δ4,818
対連系会社 D-2	Δ1,313	Δ1,292	Δ1,500	Δ16	Δ1,193
総計	96,160	115,294	356,338	115,654	445,773

註：重複分補正Aは、上記連系会社14社が相互に保有する株式に対する配当金合計額。但し大阪北港が保有す
同Bは、上記連系会社14社の住友本社に対する配当金合計額。
同Cは、銀行、信託、生命、海上４社が相互に保有する株式に対する配当金合計額。但し信託は固有勘定
同D-1は、上記連系会社14社の株式のうち銀行、信託、生命、海上が保有する株式に対する配当金合計
同D-2は、住友本社が保有する銀行、信託、生命、海上各株式に対する配当金合計額。
朝鮮住友軽金属は起業中につき損益計算を行っていない。
19/4～20/3の大阪北港及び住友ビルデイングは上期、住友土地工務は下期を示す。
住友海上は19年３月まで連系会社であったが、19年初頭には大阪海上と合併し、連系会社の指定を外れ
料から除外されている。
18年以降の実際純益は下記理由により税引き前となつたため、法人諸税を差し引いた正味純益を併記し
昭和18年３月公布セラレタル納税施設法ニ基キ、当期ノ法人税、臨時利得税、営業税及同附加税ノ合計
立ツル事トナリタルヲ以テ、今期ヨリ実際純益及公表純益中ニハ当期税金引当金ヲ含ム事トナレリ。（住

出典：16、17年は住友本社総務部会計課作成。
18年は住友本社経理部査業課「昭和19年度会計見積書抜粋」。
19/1～3は同上「昭和19年１月－３月業績一覧」、但し18年10月から年度決算に移行した連系会社に
19/4～20/3は住友本社経理部企劃課「戦時総力会議資料（昭和20年５月９日）」。

第10表　住友本社店部別実際純益表

（単位：千円、千円未満切り捨て、但し18年以降四捨五入）

店部	昭和16年	17年	18年	19/1～3	19/4～20/3
本社部門	590	Δ797	15,191	2,358	Δ3,229
鴻之舞鉱業所	Δ2,383	3,577	Δ1,843	304	11,964
国富鉱山	Δ939	Δ85	Δ4,153	Δ1,103	Δ1,581
余市鉱山	Δ486	69	Δ16	0	Δ160
東北鉱業事務所	Δ323	Δ423	—	—	—
砥沢鉱山	—	—	Δ54	430	Δ41
大萱生鉱山他	—	—	Δ27	—	—
朝鮮鉱業所	266	Δ255	Δ38	184	7,104
直轄鉱山部門計	Δ3,866	2,883	Δ6,131	Δ185	17,286
販売店　東京	2,591	3,579	4,329	894	3,140
横須賀	42	371	975	115	832
名古屋	1,197	1,941	3,233	735	3,953
神戸	413	349	804	129	734
呉	508	519	802	170	685
福岡	178	244	348	13	105
京城	251	147	178	Δ23	55
上海	Δ169	Δ165	Δ270	Δ84	Δ1,147
販売店計	5,396	6,987	10,400	1,950	8,357
林業所	117	80	210	81	190
大阪住友病院	17	Δ93	69	Δ80	Δ336
店部計	1,665	9,857	4,547	1,766	25,497
合計	2,255	9,060	19,739	4,124	22,268
法人諸税	—	—	Δ10,700	Δ1,610	Δ3,609
正味純益	2,255	9,060	9,039	2,514	18,659

三万円）を計上すれば、差し引き公表純益は僅か一万円程度と配当も不可能となるため、十五年度分法人諸税中引当を一部（三五万円）にとどめ、特殊整理損を一六三万円に抑える一方、特殊整理益一四三万円（内訳は「十六年度分法人諸税引当取止メ九七万円、十六年度ノ負担ニ属スル退職給与金引当取止メ利益処分ニテ積立四六万円」）を計上して、差し引き公表純益

国庫補助金（高原鉱山選鉱場設備奨励金、増産金割増金等）が前年の三八〇万円から一挙に六三三万円へ二五三万円も増加したが、太平洋戦争勃発直後全住友から国防献金として三〇〇万円を支出し、このうち本社が五八万円を負担したりしたため、実際純益は二二六万円にとどまった。従って特殊整理損二二五万円（十四年度分法人諸税中引当繰延分引当九五万円、十五年度分法人諸税引当九七万円、高原鉱山選鉱場建設助成金見返リ特別償却

を二〇五万円とした。

これに前期繰越金二六〇万円を加えた四六五万円の利益処分(第13表)については、当期純益金の二〇分の一の丸数一五万円を法定積立金として積み立て、昭和十六年末における退職慰労金見込額一七六万円に対し現在「退職慰労準備金」科目の残高は一三〇万円であるので、当期において五〇万円を本科目に繰り入れた。配当金は前例通り七五万円を踏襲した。昭和十七年二月の増税によって家長に対する配当金六七・五万円の実に八五・五%(綜合所得税七二%、分類所得税一三・五%)が税金となることから、家長の個人所得金額の抑制、本家・本社を通算する税負担の見地に立てば、寧ろ無配として社内留保して活用すべしという意見もあったが、分家に対する配当の必要から従来通りと決定された。設備拡張留保金については「株式会社住友本社(上)」において昭和十四年度の、社員給与金については十五年度の利益処分において既に説明した。なお決算方針としてはなるべく積立金勘定繰入額を大きくして、繰越金は積立金繰り入れ後の端数金額とすることが確認されている。

第六期(昭和十七年度)は、有価証券売却益が四一六万円に上ったこと、鴻之舞製錬場設置奨励金(五三五万円)、産金割増金等国庫補助金が一二六〇万円に達したため、実際純益は九〇六万円(法人諸税引当金四一四万円除外)となった。これに特殊整理損一四一万円(十五年度分法人諸税引当不足分引当六三万円、十六年度法人諸税引当繰越分引当七五万円、宜川鉱山選鉱場設置奨励金見返り特別償却三万円)を計上しても、なお公表純益は七六五万円に上り、これまでの最大であった十五年度の五〇八万円を遙かに凌駕する余裕のある決算となったので、この際さらに特殊整理損として法人諸税特別引当金三〇〇万円(特殊整理益として「退職給与引当金損金引当取止メ利益処分ニテ積立四八万円」)を計上、公表純益を五一二万円とした。この利益処分は、二〇分の一の法定積立金三〇万円、退職慰労準備金五〇万円(十七年度における退職慰労金見込額二一九万円に対し現在残高一八〇万円)、配当金七五万円(増配も可能となったが、仮に〇・五%配当を一%に七五万円増配するとす

れば、本社加算税の減少を本分家所得税の増加が上回って、一二万二〇〇〇円の税負担の増加になるという試算結果が出ている）が決定された。設備拡張留保金については税負担上限一杯（一八三万円）を繰り入れるのが最も有利であるが、十八年四月に明らかとなった政府の金鉱山整理方針により、今後は新規設備投資は期待できなくなったため、二〇〇万円を繰り入れた。以上に充当された残額は一五八万円となるが前期決算方針に則し端数八万円を繰越金とし、残る一五〇万円を別段積立金に繰り入れた。

第七期（昭和十八年度）の実際純益は一九七三万円となったが、これは前述の通り納税施設法によって法人諸税一〇七〇万円の控除前の数字であり、控除後の正味純益でみれば九〇三万円と前期並みの水準であった。この内容は、鉱山の整理損四九三万円（鉱山部門で三一七万円と本社勘定における特別財産整理一七六万円）があったにもかかわらず、本社部門で連系会社の増資により配当金収入が二八二万円も増加したこと、有価証券原価差益が一五九七万円（うち住友金属株式売却益一四七三万円）も生じたことが大きい。一九七三万円の実際純益のうち、特殊整理損として金属工業未精算手数料繰延二一七万円と十八年度法人諸税（法人諸税一〇七〇万円のうち損金引当分）五三〇万円を計上し、公表純益を一二六五万円

（単位：千円、千円未満切り捨て）

19年初頭	19/3末	20/3末
989,824	964,294	1,229,124
12,383	13,860	13,515
7,569	7,717	7,886
14,187	14,047	3,599
5,259	5,233	87
3,259	3,240	—
12,192	12,206	445
803	793	187
414	416	100
22,749	15,215	7,205
15,820	15,856	—
9	9	—
295	540	—
229,991	243,745	268,567
10,526	12,482	23,730
33,188	32,866	33,762
1,771	1,862	2,719
119	125	81
9	140	31
142	142	138
8	189	585
3	3	654
5,367	5,942	5,981
223	243	200
8,822	8,515	669
9,588	10,066	—
2,443	2,634	721
3,877	4,170	1,011
1	4	—
737	725	—
1	2	1
0	0	—
1,628	2,702	5,008
157,662	174,328	199,061
842	554	16
234	246	240
13	28	161
129	131	142
16,139	9,244	70,069
1,995	1,851	Δ2,215
664	1,081	1,120
30	29	15
—	—	10
56	138	94
405,585	355,021	417,595
888	1,067	2,112
1,855	4,140	8,539
12	11	17
314	710	1,598
—	—	78,652

第11表　住友本社総貸借対照表

科目	昭和16年末	17年末	18年末	新旧会計科目組替
借方	481,197	567,802	989,824	借　方
創業費	22	—	—	有形固定資産・土　地
固定財産・土　地	10,366	10,775	12,383	立木竹
立木竹	5,493	5,476	7,569	建　物
鉱　区	19,310	16,927	15,820	構築物
坑　道	3,165	3,294	3,259	主要坑道
索　道	227	550	504	機械装置
電線路	258	437	438	車両運搬具
鉄道及軌道	269	322	2,259	工具器具備品
車　両	279	430	787	仮勘定
建設物	11,300	14,514	17,141	無形固定資産・鉱業権
機　械	7,158	11,043	11,287	漁業権
什　器	381	459	438	仮勘定
権利・漁業権	13	11	9	長期出資・連系会社
所有品・準備品	9,076	9,752	9,484	関係会社
家　畜	117	157	223	他会社
日用品	760	902	602	公社債
有価証券・連系会社株	169,716	189,696	229,991	組合出資金
他会社株	42,214	45,827	43,714	供託金
公社債	1,199	1,488	1,771	金銭信託
鉱産品・鉱　石	588	921	324	特殊預金
浮精鉱	478	831	1,472	特殊金銭信託
粗　銅	802	674	934	長期貸付金
粗　鉛	1,301	489	165	家畜資産・家　畜
電氣鉛	—	58	196	棚卸資産・貯蔵品
地金銀	17	—	—	原料鉱物
副産物	—	310	1	仕掛品
買鉱・金銀鉱	1,251	2,042	3,713	生産品
雑　鉱	571	1,515	5,874	副産物
農林産品・穀物薪材及雑品	9	14	9	日用品
用　材	116	58	18	当座資産・有価証券
木　炭	67	73	65	短期貸付金
作業品	127	131	620	前渡金
起業支出	16,149	13,796	10,930	売掛金
貸金・立替金	4,582	5,776	5,149	未収入金
雑・仮出金	90,630	129,447	424,697	未収収益
未収入金	958	1,062	908	前払費用
延売土地建物	129	89	54	法定退職手当引当郵便貯金
報告未達	3	—	—	銀行特別預金
受託品	2	—	—	銀行当座預金
取引先・掛売金	59,485	76,375	157,662	他銀行預金
退職手当引当郵便貯金	159	183	129	振替貯金
預金及現金・信託預金	189	183	142	郵便貯金
特殊金銭信託	—	—	3	現　金
特殊預金	—	—	8	仮払金
銀行特別預金	20,603	15,904	16,139	特別会計・南方受命事業
銀行預金	1,127	4,708	1,995	連系会社受託事業
他銀行預金等	455	1,012	664	自家施設
振替貯金	6	5	30	共同施設
現　金	50	66	56	委託・委託鉱山事業

とした（従来通り特殊整理益として退職給与引当金損金引当を取り止め、利益処分にて積み立てることにより三九万円計上）。

金属工業未精算手数料繰延二一七万円とは、住友金属から各業務所（旧販売店）に支払われる当期の手数料のうち、十～十二月の三ヵ月分は仮払いで十九年三月に精算されるので、これを来期の手数料として繰り延べ整理することとしたものである。又十八年度法人諸税損金引当分五三〇万円とは、上記納税施設法の過渡的規定として初年度たる十八年十月一日以後十九年九月三十日迄に終了する事業年度分については、納税積立金は法人諸税金額の三割でよいことから、法人諸税見込額一〇七〇万円のうち約五割の五四〇万円を利益金処分により納税積立金として引き当て、残る五三〇万円を特殊整理損として損金引当のこととしたものである。

その他の利益金処分について述べると、法定積立金は当期純益（一一二六五万円）から納税積立金（五四〇万円）を控除した残りの二〇分の一の丸数として四〇万円を積み立てた。設備拡張留保金（三二〇万円）は、多額の緊急銅増産起業費が全額帝国鉱業開発借入金によって賄われるため、自己資金による起業費は三二〇万円程度の見込みによる。退職慰労準備金は、十八年末における見込額が二五九万円となるのに対し、現在の残高が二三〇万円であるので余裕をもたせて五〇万円を繰り入れた。配当金は従来通り七五万円である。社員給与金は当期の賞与支給総額二二四万円に対し、会社経理統制令により経費として支出し得る金額は、二〇七万円で差し引き超過額一七万円は利益金処分にて支出整理をする必要があるためである。以上各科目に充当した残額は二二二万円となり、端数二二万円を繰越金とする従来の方針により二〇〇万円を別段積立金に繰り入れた。

—	—	75,000
989,824	964,294	1,229,124
150,000	150,000	300,000
1,200	1,200	1,700
6,000	6,000	14,350
2,000	2,000	300
2,300	2,300	2,950
2,751	2,715	2,998
213,635	230,278	266,343
1,632	2,833	1,368
30,000	30,000	—
14,047	12,594	8,377
1,045	2,072	502
—	—	234
385,755	323,400	409,600
1,866	3,280	7,711
151,441	165,517	196,902
—	—	800
13,365	14,175	5,880
129	131	142
1	400	165
12,653	12,653	—
—	—	2,705

				未払込資本金	
貸方	481,197	567,802	989,824	貸　方	
資本金・資本金	150,000	150,000	150,000	資本・資本金	
法定積立金	750	900	1,200	法定準備金	
別段積立金	3,000	4,500	6,000	別途積立金	
設備拡張留保金	1,000	—	2,000	設備拡張留保金	
退職慰労準備金	1,300	1,800	2,300	退職慰労準備金	
前期繰越金	2,601	2,674	2,751	前期繰越金	
引当・退職手当積立金	158	183	129	短期負債・短期借入金	
納税引当金	2,713	9,120	13,365	買掛金	
預リ金・積金預金	2,904	3,043	2,943	支払手形	
諸預リ金	6,182	5,336	4,450	預リ金	
敷金預金	43	39	36	未払金	
労役者特別保護基金	71	71	—	罹災家屋未決算勘定	
雑・仮入金	75,493	121,322	394,244	仮受金	
未払金	1,748	514	1,040	連系会社受託事業仮受金	
延売仮入金	11	8	—	受　託	
受　託	53,411	70,974	151,441	引当金・納税積立金	
手形・支払手形	7,000	7,000	30,000	納税引当金	
割引手形	169,955	183,715	213,635	法定退職手当積立金	
取引先・掛買金	798	1,471	1,632	諸引当金	
損益・上半期純損益	2,632	3,377	14,013	損益金・繰越損益金	
下半期純損益	Δ579	1,749	Δ1,359	純損益・純益	

第八期（昭和十九年一月一日～三月三十一日）は前述の如く決算期変更のための三ヵ月決算となった。実際純益は四一二万円で前期純益の四分の一と比較すれば落ち込んだが、当期法人諸税概算一六一万円を控除した正味純益でみれば前期並みの純益を確保した。これは本社部門で前年の住友金属株の売却のような大口の有価証券売却益がなかったためであるが、他方で金山整理の一段落と共に鉱山部門の純損の縮小が寄与した。

この実際純益四一二万円に対し特殊整理損三七〇万円（金属工業未精算手数料繰延二二七万円、本年度法人諸税のうち損金引当分八一万円、武華・大萱生金鉱業整備補償益未計上分七二万円）と特殊整理益二二八万円（金属工業未精算手数料吐出二一七万円、退職給与引当金損金引当取止め一〇万円）を計上し、差し引き二七〇万円を公表純益とした。金属工業未精算手数料については、十～十二月分を精算し、一～三月分を次期に繰り延べた。

公表純益四一二万円に対する法人諸税は概算一六一万円の見込みであり、納税施設法の規定による当期の納税積立金はその三割でよかったのであるが、前期同様約五割の八〇万円を利益金処分による納税引当金として、残る八一万円を損金に引き当

第12表　住友本社総損益表（単位：千円、千円未満切り捨て）

科　　目	昭和16年	17年	18年	新旧会計科目組替	19/1～3	19/4～20/3
利　益	51,190	60,623	57,435	利　益	13,214	50,682
連系会社配当金	9,142	9,324	12,766	連系会社配当金	2,486	12,222
他会社配当金	1,968	2,440	1,829	関係会社配当金	100	375
公社債利息	47	51	59	他会社配当金	372	1,878
鉱産収益	17,747	17,801	7,922	公社債利息	17	69
別子委託事業損益	456	524	754	鑛業会社委託鉱山損益	—	4,606
林産収入	2,530	2,564	3,381	別子委託農林事業損益	—	689
耕地収入	16	17	21	土地工務委託事業損益	—	Δ40
賃貸料	857	876	900	諸手数料	2,558	14,318
諸手数料	6,833	8,499	10,197	農林収益	1,771	7,954
病院収益	900	953	943	畜産収益	16	84
雑　益	2,030	1,545	Δ1,320	病院収益	215	763
国庫補助金	6,311	12,603	3,924	賃貸収益	156	772
固定財産原価差損益	21	73	26	信託利益	0	1
有価証券原価差損益	994	3,347	15,977	資産評価益	1,420	5,654
収入利息・利息	1,330	—	—	資産売却益	3,091	572
				国庫補助金	766	—
				補給益金	90	360
				雑　益	152	399
損　失	49,137	55,496	44,782	損　失	10,509	41,885
支払利息・利息	7,634	7,360	8,501	鑛業会社委託鉱山損益	Δ67	—
賃銀費	3,832	4,234	2,449	別子委託農林事業損益	Δ333	—
動力費	1,734	1,850	765	原価差損益	1,059	—
材料費	1,747	1,458	901	鴻之舞鉱山保坑費	262	—
雑品費	6,525	7,025	2,669	農林費	1,465	6,598
営業営繕費	2,160	1,912	1,589	畜産費	12	88
運送費	246	334	348	俸給賃金	483	2,340
販売費	354	355	237	賞　与	332	1,941
営業賃借及保険料	65	122	108	諸給与	338	2,165
営業雑費	2,203	2,805	2,723	退職給与	22	154
探鉱費	150	57	537	福利費	42	334
林業費	2,228	2,258	2,828	減価償却費	39	260
農業費	3	2	2	賃借料	105	514
俸　給	2,214	2,516	2,458	保険料	5	62
賞　与	1,540	1,447	1,387	修繕費	69	374
旅　費	509	726	939	消耗費	35	121
営繕費	163	218	222	販売費	7	75
賃借及保険料	522	563	616	旅費交通費	180	853
雑　費	5,180	5,161	5,938	通信費	115	577
諸　税	2,682	10,316	7,831	消耗工具器具備品費	42	394
退職慰労金	107	48	51	医療用消耗品費	40	152
雑　損	474	—	—	事務用消耗品費	71	509
償　却	6,854	4,726	1,672	図書費	16	62
				交際費	42	219
				雑　費	201	688
				利　息	2,050	10,545
				投資諸経費	0	2
				資産評価損	1,692	4,391
				資産売却損	—	23
				寄附金	401	1,403
				諸　税	1,259	5,600
				雑　損	515	1,426
純損益	2,052	5,127	12,653	純損益	2,705	8,796

てた。次に金鉱業整備に対する補償金として武華鉱山分三七万円、大萱生鉱山分五二万円計九〇万円を得て、その簿価九万円との差八一万円が利益計上されるが、他方この補償金は臨時租税措置法第一条ノ二八に基づき圧縮記帳(価格一八万円)が認められ、補償金九〇万円と圧縮記帳価格一八万円との差額七二万円は特殊預金として凍結されたので(第11表)、これが凍結を解除されるまでは利益は未計上のこととし(即ち利益計上は圧縮記帳価格一八万円と簿価九万円との差額九万円に止める)、これを特殊整理損として整理した。退職給与引当金損金引当は従来通り利益金処分により引当のこととした。

第13表　利益処分表

(単位：千円、千円未満切り捨て)

科　　目	昭和16年	17年	18年	19/1～3	19/4～20/3
当期純益金	2,052	5,127	12,653	2,705	8,796
前期繰越金	2,601	2,674	2,751	2,980	2,998
合　　計	4,654	7,801	15,404	5,686	11,795
法定積立金	150	300	400	100	600
別段・別途積立金	—	1,500	2,000	650	—
納税積立金	—	—	5,400	800	1,500
設備拡張留保金	500	2,000	3,200	800	2,500
退職慰労準備金	500	500	500	150	800
配当金	750	750	750	187	2,868
社員給与金	80	—	173	—	239
後期繰越金	2,674	2,751	2,980	2,998	3,286
合　　計	4,654	7,801	15,404	5,686	11,795

公表純益二七〇万円の処分は、まず納税積立金八〇万円を差し引いた残りの二〇分の一の丸数一〇万円を法定積立金に繰り入れた。設備拡張留保金は臨時租税措置法第一条ノ二の規定による繰り入れ可能金額全額八〇万円を組み入れた。十九年三月末における退職慰労金総額二七〇万円に対し、退職慰労準備金残高は既に二八〇万円に達していたが、さらに一五万円を繰り入れた。配当金は従来通り年五厘一八万円である。純益中以上の諸科目に充当した残額は六六万円となるが、丸数六五万円を別段積立金に繰り入れ、端数一万円を繰越金二九八万円と併せて二九九万円を後期繰越金とした。

第九期(昭和十九年度、十九年四月～二十年三月)の実際純益は二二二六万円に達し、法人諸税控除後の正味純益でみれば昭和十七、十八

年度の二倍以上に上がった。しかしこの利益の大半は、鴻之舞及び朝鮮において実施された金鉱業整備に対する政府補償金交付により、鴻之舞において一二〇一万円、朝鮮において四九九万円合計一七〇〇万円の差益が生じたことによるものである。

この実際純益二二二六万円に対し従来通りの特殊整理益二九五万円（金属工業未精算手数料繰延分吐出二一七万円、退職給与引当金損金引当取止メ七八万円）を計上し、他方で一六四二万円という巨額の特殊整理損を計上した。この特殊整理損の内訳は次の通りである。まず第一に鉱山部門特別財産整理一二八二万円の計上である。これは前記金鉱業整備による補償差益一七〇〇万円に見合って鉱山部門における不良資産・起業費の一部が損金で整理された。第二に金山整備に伴い鴻之舞鉱山の資材を住友化学及び大日本鑛業に売却した代金二〇六万円及び本社土地（岡山県児島郡山田村所在七万八〇〇〇坪）を住友通信工業に売却した代金二〇万円はいずれも企業整備資金措置法（昭和十八年六月二十六日公布）によって住友銀行の特殊預金又は住友信託の特殊金銭信託に凍結されたため、簿価との差益資材売却分一三三万円、土地売却分一六万円計一四九万円を利益計上せず、特殊整理損として整理された。第三に以上の特殊整理の結果、純益に対する法人諸税は三六〇万円の見込みとなり、納税施設法の規定による納税積立金はその四割を充当することで一五〇万円を利益金処分による納税引当とし、残額二一〇万円を損金に引き当て、公表純益は八七九万円となった。

この利益金処分は、前記納税積立金一五〇万円の他、法定準備金六〇万円（純益から納税引当金を組み戻した金額の二〇分の一）、設備拡張留保金二五〇万円（臨時租税措置法第一条ノ二の規定による繰入可能額約三〇〇万円）、退職慰労準備金八〇万円（既に退職慰労準備金残高は二九五万円に達しているが、期末における増加見込額七八万円に相当する額を繰り入れ）、社員給与金二四万円（会社経理統制令による限度外支出賞与を利益金処分により整理）の他配当金二八六万円が支出された。配当金については次のように説明されている。なお住友本社の増資については「四　資金調達」で改めて検討することとする。

第14表　収支内容表　（単位：千円、千円未満切り捨て）

科　　目	昭和16年	17年	18年	19/1～3	19/4～20/3
実際純損益	2,255	9,060	19,739	4,124	22,268
有価証券配当金及利息	11,158	11,816	14,655	2,958	14,545
鉱産収益	17,747	17,801	7,972	—	—
諸手数料	6,833	8,499	10,197	2,558	14,318
其　他	Δ33,483	Δ29,056	Δ13,805	Δ1,392	Δ6,595
償却・減価償却費	6,524	4,697	1,672	39	260
起業支出・固定財産支出	Δ10,979	Δ8,371	Δ6,464	5,588	55,850
有価証券	Δ12,392	Δ23,881	Δ38,465	Δ15,479	Δ37,822
利益配当	Δ750	Δ750	Δ750	0	Δ937
其　他	Δ5,710	5,839	7,422	Δ15,343	Δ23,297
合計(収支Δ超過)	Δ21,052	Δ13,406	Δ31,690	Δ21,071	16,322
うち本社部門収支	Δ14,410	Δ19,264	Δ20,318	Δ19,409	6,123
各店部収支	Δ6,642	5,859	Δ11,372	Δ1,662	10,198
鉱山部門	Δ11,319	Δ1,979	Δ14,065	Δ2,392	9,777
販売店・業務所	5,848	9,242	9,598	1,735	9,372
林業・病院	Δ1,171	Δ1,404	Δ6,905	Δ1,005	Δ8,951
金繰残(借入Δ)	昭和16年末	17年末	18年末	19年3月末	20年3月末
銀　行	Δ73,224	Δ84,062	Δ116,859	Δ139,638	Δ118,123
信　託	Δ49,100	Δ48,840	Δ48,440	Δ48,440	Δ69,605
その他	Δ25,386	Δ29,114	Δ29,448	Δ28,950	Δ15,626
小　　計	Δ147,711	Δ162,017	Δ194,747	Δ217,029	Δ203,356
対連系会社貸借	Δ4,750	Δ3,850	Δ2,810	Δ1,600	1,050
合　　計	Δ152,461	Δ165,867	Δ197,557	Δ218,629	Δ202,306
年間増減（借入増・預金減Δ）	16年	17年	18年	19/1～3	19/4～20/3
銀　行	Δ7,489	Δ10,838	Δ32,797	Δ22,778	21,514
信　託	Δ6,000	260	400	0	Δ21,165
その他	Δ8,312	Δ3,727	Δ333	497	13,324
小　　計	Δ21,802	Δ14,306	Δ32,730	Δ22,281	13,672
対連系会社貸借	750	900	1,040	1,210	2,650
合　　計	Δ21,052	Δ13,406	Δ31,690	Δ21,071	16,322

第15表　金繰残内訳表

（単位：千円、千円未満切り捨て）

科　目	昭和16年末	17年末	18年末	19年3月末	20年3月末
銀　行	△73,224	△84,062	△116,859	△139,638	△118,123
割引手形(借入金)	△94,955	△104,675	△134,995	△151,638	④△187,571
出納勘定(当座借越)	855	4,445	1,302	715	△3,317
他店部預金	271	263	693	1,136	1,101
銀行特別預金	20,603	15,904	16,139	9,244	⑦70,069
特殊預金	—	—	—	①903	②1,593
信　託	△49,100	△48,840	△48,440	△48,440	△69,605
割引手形(借入金)	△49,100	△48,840	△48,440	△48,440	△71,737
特殊金銭信託	—	—	—	—	③2,131
その他	△25,386	△29,114	△29,448	△28,950	△15,626
日本産金振興借入金・内地分	△17,000	△20,000	—	—	—
帝国鉱業開発借入金⑥	—	—	△20,000	△20,000	⑤△12,875
日本産金振興借入金・朝鮮分	△8,900	△10,200	—	—	—
朝鮮鉱業振興借入金⑥	—	—	△10,200	△10,200	△4,000
他銀行預金等	455	1,012	664	1,081	1,120
特殊預金	—	—	—	—	8
振替貯金	6	5	30	29	15
郵便貯金	—	—	—	—	10
現　金	50	66	56	138	94
合　計	△147,711	△162,017	△194,747	△217,029	△203,356

註：①金鉱業整備補償金武華鉱山分374千円、大萱生鉱山分528千円を組み戻す。
②歌登鉱山金鉱業整備補償金33千円、鴻之舞鉱山資材の大日本鑛業に対する譲渡代174千円を組み戻す。
③鴻之舞鉱山資材の住友化学に対する譲渡代1,800千円を組み戻す。
④短期借入金から上海事務所借入金360千円を除外。
⑤住友鑛業に経営委託した国富及び大宮鉱山の設備拡張資金10,200千円を住友鑛業が帝国鉱業開発から借り入れたのを加算。
⑥昭和18年4月30日帝国鉱業開発は日本産金振興を吸収合併し、9月30日日本産金振興の朝鮮における事業を朝鮮鉱業振興に譲渡した。
⑦住友銀行特別預金中に増資払込分として、住友銀行通知預金50,000千円の他、住友信託通知預金20,000千円を含む。

本期ニ於テハ、ソノ中途ニ於テ倍額増資ヲ行ヒタル結果、配当金ニ就テモ例年ヨリ増加ヲ来スベキモ、配当率ニ付テハ増資当時ノ大蔵省説明竝ニ税金関係ヲ考慮シ、本家旧株ニ限リ年五厘、其他年五分ノ配当ト致度、総計二八六六千円ヲ配当支出致度シ。

以上の処分の結果残額三二八万円が後期へ繰り越された。

最後に住友本社の収支内容と資金繰りについて

第16表　連系会社貸借内訳表

（単位：千円、千円未満切り捨て）

科目・会社名	昭和16年末	17年末	18年末	19年3月末	20年3月末
連系会社貸借	△4,750	△3,850	△2,810	△1,600	1,050
預り金	△5,750	△4,850	△3,810	△3,200	△500
大阪北港	△4,500	△4,350	△3,310	△2,700	—
住友鑛業	△750	—	—	—	—
住友倉庫	△500	△500	△500	△500	△500
貸金	1,000	1,000	1,000	1,600	1,550
住友ビルデイング・土地工務	1,000	1,000	1,000	1,600	1,550

註：昭和19年11月大阪北港は住友ビルデイングを合併、住友土地工務と改称。

触れると、本社部門においては連系各社の増資払込による有価証券収支の支出増加が続いているが、鉱山部門の設備投資は国庫補助金に支えられつつも十六年をピークに減少に転じ、金山整備の進捗と共に転用資材の売却や休山補償によって激減した。鉱産収益に代わって販売店の手数料収入が軍需品の売り上げ増によって、本社部門の配当金収入と共に本社の収益の柱となった（第14表）。

この資金繰りは従来通り住友銀行からの借り入れ増加で賄われてきたが、予定していた金鉱業整備に伴う休山補償金鴻之舞鉱山分一七三二万円、朝鮮鉱業所の各鉱山分六二〇万円計二三五〇万円の流用が認められず、これがそのままそれぞれ帝国鉱業開発及び朝鮮鉱業振興からの借入金返済に充当させられたのが痛かった（第15表）。或いは又大阪北港からの預り金二七〇万円も昭和十九年十一月住友土地工務の発足を前にして全額返済されるなどがあって（第16表）、十一月末には住友銀行からの借入残高は一億八〇〇〇万円を超え、ここに至って住友本社は二十年三月倍額増資（半額七五〇〇万円払込）に踏み切らざるを得なくなった。この結果は二十年三月末の銀行特別預金残高七〇〇六万円となって示されている。なおこの銀行特別預金の中には住友信託の通知預金二〇〇〇万円が含まれており、これを組み戻せば信託からの借り入れ増二一一六万円は殆ど帳消しとされることになる。何故このような操作が行われたのかは、住友銀行及び住友信託の住友全事業に対する貸出状況と共に「四　資金調達」において住友全事業の資金繰りと併

せて検討することとしたい。

(二)　住友本社の部門別業績

1　本社部門

地所課を除く本社部門の貸借対照表(第17表)及び損益表(第18表)は地所課特別会計の貸借対照表(第19表)及び損益表(第20表)とそれぞれ連結されて広義の本社部門を形成していたが、鉱山部門同様不動産部門の一元化を前にして地所課特別会計は昭和十八年末をもって廃止された(まず十九年二月地所課、営繕課を合併して不動産課が設置され、次いで十一月住友土地工務株式会社が発足すると本社所有不動産は同社に経営委託され、十二月不動産課は廃止された)。各店部は本社部門の店部勘定を通じて連結されて、既にみた本社全体の総貸借対照表(第11表)及び(第12表)を形成する。

地所課を含む本社部門の損益についてみると、昭和十六年度は配当金収入が連系会社を中心に一〇四万円増加したが、借入増に伴う支払利息が一三一万円も増加し、純益は五九万円と微増に止まった。昭和十七年度は有価証券売却益四一

(単位：千円、千円未満切り捨て)

19年初頭	19/3末	20/3末
431,714	440,058	628,669
4,831	6,304	—
1,297	1,285	—
0	0	—
21	21	—
16	15	15
5	5	4
10,914	625	—
229,991	243,745	268,567
10,526	12,482	23,730
33,188	32,866	33,762
1,771	1,862	2,719
0	0	—
1	1	6
142	142	138
8	189	585
3	3	654
5,278	5,844	5,650
0	1	—
54	24	—
16,139	9,244	70,069
1,302	715	Δ3,317
2,093	4,911	20,336
12	11	17
238	570	894
—	—	75,000
7,063	6,958	6,776
2,323	2,250	2,159
604	587	550
—	86,849	74,046
—	—	7,268
24,567	—	—
12,072	—	—
39,371	—	—
1,995	1,934	1,601
572	—	—
164	—	—
4,034	—	—
2,379	—	—
255	—	—
560	51	—
8	—	—
—	21	150
—	108	230
—	387	1,446
137	193	1,200
132	905	1,395
87	108	707
16,539	17,830	26,140
997	995	1,526
—	—	4,633

第17表　本社部門貸借対照表

科　目	昭和16年末	17年末	18年末	新旧会計科目組替
借方	349,211	374,900	431,987	借　方
固定財産・車　両	1	6	16	有形固定資産・土　地
・什　器	7	6	5	建　物
有価証券・連系会社株	169,716	189,696	229,991	構築物
他会社株	42,214	45,827	43,714	機械装置
公社債	1,199	1,488	1,771	車両運搬具
起業支出	—	—	255	工具器具備品
貸金・立替金	3,792	5,051	4,149	仮勘定
地所課貸付金	2,500	—	—	長期出資・連系会社
雑・仮出金	2,246	3,857	2,312	関係会社
各店部・鴻之舞鉱業所	42,040	35,994	42,748	他会社
国富鉱山	5,523	6,399	15,355	公社債
余市鉱山	3,125	—	—	組合出資金
東北鉱業事務所	4,793	5,578	—	供託金
安部城鉱山	—	—	2,379	金銭信託
大宮鉱山	—	—	4,034	特殊預金
砥沢鉱山	—	—	615	特殊金銭信託
朝鮮鉱業所	19,498	21,252	25,291	長期貸付金
神戸販売店	303	—	—	当座資産・有価証券
京城販売店	76	—	—	未収入金
林業所	8,601	9,239	16,416	銀行特別預金
病　院	666	549	952	銀行当座預金
東京支店	54	—	48	仮払金
上海事務所	242	299	307	特別会計・自社施設
北京事務所	151	160	301	共同施設
新京事務所	160	171	136	未払込資本金
大連駐在員	41	38	13	委託・別子鉱業所委託
直轄鉱山・余市鉱山	—	—	1,995	東京支店委託
宮城鉱山	—	—	164	神戸業務所委託
委託・別子鉱業所委託	6,660	7,085	7,063	鑛業会社委託
特別会計・地所課	13,698	13,920	14,348	土地工務委託
銀行・銀行出納	855	4,445	1,302	社内・朝　鮮
銀行特別預金	20,600	15,904	16,139	国　富
特殊預金	—	—	8	鴻之舞
信託・信託預金	189	183	142	余　市
特殊金銭信託	—	—	3	砥　沢
損益・当期損益	256	7,744	—	宮　城
				大　宮
				安部城
				大　蔵
				東京業務所
				神戸業務所
				福岡業務所
				京城事務所
				東京支店
				上海事務所
				北京事務所
				新京事務所
				林業所
				病　院
				損益・当期純損益

八万円があったが、当年度法人諸税引当金四一四万円を差し引いた実際純損益は七九万円の損失であった。既に述べたようにこの他に特殊整理損として法人諸税について、昭和十五年度分引当不足分引当六三万円、十六年度引当未済分引当七五万円、特別引当金三〇〇万円計四三八万円を計上したため、当期の諸税科目合計は九九九万円に上り、この結果公表純益ベースでは四五八万円の赤字となった。

昭和十八年度は先に述べたように配当金収入増加二八二万円、有価証券原価差益一五九七万円があったので、実際純益は一五一九万円と激増した。昭和十九年一～三月期は、決算期変更に伴う移行期であり、本社部門では資産売却益三〇九万円（うち住友金属に対する和歌山土地九三万坪売却益一五七万円）が目立つ程度である。昭和十九年度（十九年四月～二十年三月）は十八年度に比べ有価証券原価差益が一五九七万円から一七五万円へ激減したことが利益減少の最大の要因である。

2　直轄鉱山

鉱山成績表（第21表）によれば鉱山部門の収益はほぼ横這いであったが、鉱石の品位低下、生産費の高騰等により業績不振が続いた。昭和十六年度の朝鮮鉱業所の二六万円の黒字は、高原鉱山選鉱場完成による操業率の向上、産金銀銅量の増加及び同選鉱場設置に対する国庫補助金三三万円の収入によるものである。十七年度の鴻之舞鉱業所の実際純益三五七万円は製錬場設置奨励金五三五万円及び産金割増金等国庫補助金四九七万円計一〇三二万円の収入があったためである。昭和十八年度に入ると期初における鴻之舞本山その他の金鉱業整備により出鉱

431,714	440,058	628,669
150,000	150,000	300,000
1,200	1,200	1,700
6,000	6,000	14,350
2,000	2,000	300
2,300	2,300	2,950
2,751	2,751	2,998
213,635	230,270	265,983
11,906	10,330	7,050
127	300	—
15,368	4,899	14,669
13,365	14,175	5,880
—	81	851
12,653	12,653	—
—	1,497	—
—	—	4,331
20	118	893
199	1,041	4,764
—	228	1,538
4	210	408
57	—	—
28	—	—
92		

貸方				貸　方
資本金・資本金	150,000	150,000	150,000	資本・資本金
法定積立金	750	900	1,200	法定積立金
別段積立金	3,000	4,500	6,000	別段・別途積立金
設備拡張留保金	1,000	—	2,000	設備拡張留保金
退職慰労準備金	1,300	1,800	2,300	退職慰労準備金
前期繰越金	2,601	2,674	2,751	前期繰越金
前期純損益	2,632	3,368	14,013	短期負債・短期借入金
当期損益	—	—	2,893	預リ金
預り金・積金預金	1,051	1,086	1,007	未払金
諸預金	5,799	5,110	4,300	仮受金
地所課預リ金	240	926	5,491	引当金・納税引当金
引当・納税引当金	2,713	9,120	13,365	諸引当金
雑・仮入金	6,234	7,102	9,881	繰越損益金
未払金	137	132	127	損益・当期純損益
各店部・東京販売店	268	2,128	805	社内・東京業務所
呉販売店	297	233	223	横須賀業務所
横須賀販売店	250	209	377	名古屋業務所
福岡販売店	131	20	154	神戸業務所
神戸販売店	—	196	231	呉業務所
名古屋販売店	648	1,371	1,156	福岡業務所
京城販売店	—	269	70	京城事務所
東京支店	—	34	—	東京支店
手形・割引手形	169,955	183,715	213,635	

量は激減し、さらに鴻之舞その他の休山による整理費用が増加し、経常純損は二九五万円に達した。この他各鉱山にわたり不良資産の整理を進めた結果(三一七万円)、鉱山部門は六一三万円の損失となった。

鉱山部門の設備投資は十六年度をピークとして減少に転じ(第22表)、十九年二月には鉱山部門はすべて住友鑛業に経営委託されることとなった(資料32、なお契約書は「株式会社住友本社(上)」資料20参照)。十九年一～三月期には国庫補助金七六万円、武華・大萱生補償益金八一万円等の利益計上はあったが、金山休止後の主力国富鉱山(銅鉱山)が鉱石品位の低下、生産費の高騰等の事情により一一〇万円の損失となったので、鉱山部門全体としては一八万円の赤字となった。昭和十九年度は前述の如く、金山整備による補償差益が鴻之舞一二〇一万円、朝鮮四九九万円計一七〇〇万円生じたので、鉱山部門全体としては一七二八万円の利益を計上した。しかしこの補償差益が多額になるのを見越して、鉱山部門の不良財産の整理(鴻之舞五四五万円、朝鮮五一〇万円等)を積極的に進め、特別整理損として一一八二万円を計上したことは、前に述べた通りである。

第18表　本社部門損益表

（単位：千円，千円未満切り捨て）

科　目	昭和16年	17年	18年	新旧会計科目組替	19/1～3	19/4～20/3
当期利益	14,693	17,159	33,059	当期利益	7,660	21,427
連系会社配当金	9,142	9,324	12,766	連系会社配当金	2,486	12,222
鑛　業	473	680	1,100	鑛　業	—	1,180
金属工業	3,822	3,719	5,208	金属工業	—	5,875
電氣工業	1,095	1,095	1,122	電氣工業	654	1,054
化学工業	819	875	1,228	化学工業	546	1,274
通信工業	—	—	1,051	通信工業	455	563
アルミニウム製錬	172	239	128	アルミニウム製錬	—	147
機械工業	240	263	263	機械工業	179	256
四國中央・共同電力	217	292	246	共同電力	—	—
滿洲金属工業	407	264	226	滿洲金属工業	226	113
倉　庫	281	300	260	倉　庫	130	195
ビルデイング	136	136	136	ビルデイング	68	139
大阪北港	165	165	206	大阪北港	124	227
銀　行	1,204	1,184	1,480	銀　行	—	1,184
信　託	5	4	4	信　託	—	5
生命保険	15	15	15	生命保険	15	3
海上火災	87	87	86	海上火災	86	—
他会社配当金	1,968	2,440	1,828	関係会社配当金	100	375
公社債利息	47	51	59	他会社配当金	372	1,878
別子農林損益	422	499	733	公社債利息	17	69
工事処理費戻入	62	170	82	農林収益	—	3
雑　益	194	15	23	賃貸収益	35	245
有価証券原価差損益	994	3,347	15,977	信託利益	0	1
収入利息	1,241	771	892	収入利息	185	279
資金利息	619	414	685	資産評価益	1,420	5,654
旧余市鉱山損益	—	124	9	資産売却益	2,978	546
				雑　益	64	151
当期損失	13,844	21,747	22,660	当期損失	6,163	26,061
大萱生鉱山損益	—	—	27	俸給賃金	154	977
旧余市鉱山損益	—	—	2	賞　与	115	916
支払利息	7,418	7,945	9,381	諸給与	39	159
俸　給	622	691	699	退職給与	16	132
賞　与	489	549	556	福利費	20	110
旅　費	128	215	247	減価償却費	14	5
営繕費	0	3	1	賃借料	58	291
賃借及保険料	290	291	327	保険料	1	6
雑　費	1,475	1,825	2,065	修繕費	21	38
諸　税	2,296	9,994	7,425	消耗費	0	4
退職慰労金	104	43	45	旅費交通費	74	202
雑　損	13	126	1,854	通信費	15	74
償　却	3	4	2	消耗工具器具備品費	7	52
				事務用消耗品費	9	61
				図書費	8	6
				交際費	20	58
				雑　費	146	199
				支払利息	2,242	10,751
				投資諸経費	0	2
				資産評価損	1,692	4,391
				資産売却損	—	23
				寄附金	278	1,331
				諸　税	1,223	5,456
				雑　損	—	806
当期純損益	849	Δ4,587	10,399	当期純損益	1,497	Δ4,633

3　販売店・業務所

この期間販売店の売上高は、太平洋戦争の進むにつれて住友金属製品の取扱いがますます増加して八割を超え(第23表)、その六割以上が東京販売店による陸海軍と中島飛行機等の軍需会社向けであった(第24表、なお本社経理部商工課によって作成されていた実際報告書は昭和十六年までしか残されていない。このためこれらの諸表の十七年以降は東京、神戸、福岡の各販売店が本社に提出した実際報告書の控や第二次大戦後住友本社がGHQに提出した販売店関係資料の控によって補った)。

しかしこのように住友金属製品の売上高が急増したために、販売店に対する住友金属の支払手数料も、十七年度の六五七万円に対し十八年一～九月実績で既に七八六万円に達し、十～十二月分の見込みを加えると十八年度合計で九六二万円と前年比約一・五倍になることが明らかとなった。かくして十八年十一月六日に開催された販売店支配人会議において、住友金属から販売店手数料率の平均二・五%から平均一・二%への引き下げが提案され、本社商工課・販売店共に軍の意向に基づくこの提案を受け入れざるを得ず、販売店の受取手数料はほぼ半減することとなった(資料33)。従って受取手数料の絶対額は売上高の伸び

第19表　地所課貸借対照表
(単位：千円、千円未満切り捨て)

科　　目	昭和16年末	17年末	18年末
借方	19,187	21,903	26,703
固定財産・土地	3,779	4,093	4,831
建設物	1,246	1,320	1,298
機　械	14	13	12
什　器	1	10	9
起業支出・光事務所	—	—	1
貸金・立替金	1,000	1,000	1,000
預ケ金・会計課預ケ金	240	926	5,491
雑・仮出金	9,764	11,486	11,075
延売土地建物	129	89	54
延売仮出金	9	0	—
委託・東京支店委託	2,382	2,352	2,323
神戸販売店委託	618	611	604
貸方	19,187	21,903	26,703
会計課	13,698	13,920	14,348
預リ金・敷金預金	39	39	36
積金預金	37	34	38
借入金・会計課借入金	2,500	—	—
雑・仮入金	2,837	7,674	12,013
延売仮入金	11	8	—
損益・当期損益	63	227	266

によってカバーされて増加しているが（第14表）、経費の伸びをカバーするには至らず、実際純益は十八年度をピークとして低下することとなった。

この十八年十一月十五日これまで主管者協議会や販売店支配人会議でたびたび議論されてきた販売店の名称がついに業務所と変更された。販売店が製品を取り扱っている連系関係会社主管者宛の名称変更通知は、最早次のような極めて事務的なものであった。

文第一〇六六号
昭和十八年十一月十二日

総務部長

鑛業、化学、金属、電氣、機械、アルミ製錬、満洲金属、通信、アルミ、板硝子主管者宛（親展）

販売店名称変更ノ件

住友本社各販売店ハ多年販売店ノ名称ヲ用ヒ来リ居処、今般時運ニ適フ様名称ヲ左記ノ通リ変更シ、来ル十一月十五日ヲ以テ実施スルコトニ決定相成候。勿論販売並ニ納入業務ハ従来通リ経営可致候間、左様御了承相成度、此段御通知旁得貴意候也。

第20表　地所課損益表
（単位：千円、千円未満切り捨て）

科　目	昭和16年	17年	18年
当期利益	695	727	767
東京住友ビル損益	211	248	225
神戸住友ビル損益	44	48	42
耕地収益	3	3	3
賃貸料	322	325	353
雑　益	12	21	15
固定財産原価差損益	33	12	16
収入利息	67	66	109
当期損失	448	341	299
支払利息	92	121	3
俸　給	23	23	25
賞　与	20	13	14
旅　費	1	1	1
営繕費	16	44	74
賃借及保険料	11	11	12
雑　費	44	31	80
諸　税	57	47	33
雑　損	122	0	—
償　却	58	46	53
当期純損益	246	385	467

第21表　鉱山成績表

鉱産項目	単位	昭和15年	16年	17年	18年
鴻之舞鉱業所・鉱山					
出鉱量	千トン	594	659	648	189
金収得量	キログラム	2,636	2,449	2,050	550
銀収得量	キログラム	49,457	42,828	39,574	10,887
銅収得量	トン	—	—	—	—
鉱産収益	万円	1,193	1,100	1,059	302
国富鉱山・鉱業所					
出鉱量	千トン	51	55	64	54
買鉱量	千トン	—	—	17	36
金収得量	キログラム	80	84	150	331
銀収得量	キログラム	3,238	4,303	4,521	8,427
銅収得量	トン	425	373	524	742
鉱産収益	万円	64	111	208	65
余市鉱山					
出鉱量	千トン	85	77	21	—
金収得量	キログラム	38	35	5	—
銀収得量	キログラム	2,204	1,690	241	—
銅収得量	トン	333	266	—	—
鉱産収益	万円	72	81	38	—
東北鉱業事務所					
出鉱量	千トン	20	15	18	—
金収得量	キログラム	71	60	44	—
銀収得量	キログラム	169	144	19	—
銅収得量	トン	9	10	5	—
鉱産収益	万円	22	19	21	—
砥沢鉱山					
出鉱量	千トン	—	—	—	2
金収得量	キログラム	—	—	—	11
銀収得量	キログラム	—	—	—	119
銅収得量	トン	—	—	—	—
鉱産収益	万円	—	—	—	3
朝鮮鉱業所					
出鉱量	千トン	119	196	215	104
買鉱量	千トン	—	—	20	20
金収得量	キログラム	1,041	1,137	776	343
銀収得量	キログラム	8,815	7,825	6,787	3,177
銅収得量	トン	1,926	Δ35	—	—
鉱産収益	万円	283	465	454	427
合　計					
出鉱量	千トン	869	1,002	966	348
買鉱量	千トン	—	—	37	56
金収得量	キログラム	3,866	3,765	3,024	1,235
銀収得量	キログラム	63,883	56,790	51,142	22,610
銅収得量	トン	2,693	614	529	742
鉱産収益	万円	1,633	1,775	1,780	797

出典：「決算説明資料」

記

（現在）	（改称）
住友本社	住友本社
東京販売店	東京業務所
横須賀販売店	横須賀業務所
名古屋販売店	名古屋業務所
神戸販売店	神戸業務所
呉販売店	呉業務所
福岡販売店	福岡業務所
京城販売店	京城事務所

（資料32）

協定書

株式会社住友本社（以下甲ト称ス）ト住友鑛業株式会社（以下乙ト称ス）ハ、昭和十九年一月三十一日附ヲ以テ両者間ニ締結ノ住友鉱山業経営一元化ニ関スル契約書（以下本契約ト称ス）ニ附帯シ、左ノ条項ヲ協定ス。

第一条　甲ハ昭和十九年一月三十一日現在ヲ以テ委託鉱山ノ諸勘定ヲ締切タル上、同年二月一日附ヲ以テ之ヲ乙ニ対スル委託勘定ニ振替ヘルモノトシ、乙ハ之ヲ受託勘定ニ計上スルモノトス。

第22表　鉱業所設備投資（起業支出・固定財産支出）推移

（単位：千円、千円未満切り捨て）

店部	昭和16年	17年	18年	19/1～3
住友本社	10,979	8,371	6,464	Δ5,588
うち鉱業所分	9,598	7,308	2,027	2,424
鴻之舞鉱業所・鉱山	5,982	4,430	948	599
国富鉱山・鉱業所	504	515	343	758
朝鮮鉱業所	1,493	955	Δ3	36

第23表　販売店・業務所販売実績表

（単位：千円、（比率）欄は％）

販売店・業務所	昭和16年	17年	18年	19/1～3	19/4～10
東　京	206,491	265,211	431,006	92,003	284,576
横須賀	12,497	16,080	25,625	10,292	25,540
名古屋	40,482	71,484	139,402	57,369	151,315
神　戸	15,776	14,681	36,194	12,683	30,161
呉	23,134	23,867	45,230	16,645	33,320
福　岡	9,532	11,216	15,822	4,347	9,971
京　城	13,245	9,493	6,688	2,525	4,173
上　海	743	353	489	57	141
合　計　A	321,901	412,386	700,457	195,921	538,797
会社別内訳					
金属工業　B	207,660	288,240	565,531	164,970	464,772
B/A×100	64.5	69.9	80.7	84.2	86.3
（比率）	*79.2*	*78.9*	*76.9*	*79.3*	*76.2*
伸　銅	92,108	不詳	172,383	43,293	不詳
軽合金	—		95,721	47,914	
プロペラ	44,951		160,544	36,854	
鋼　管	29,804		55,233	11,114	
製　鋼	40,796		81,650	25,740	
電氣工業	57,419	55,790	47,326	10,282	30,428
（比率）	*76.3*	*76.6*	*57.2*	*40.6*	*45.6*
化学工業	5,891	8,920	8,498	932	2,347
（比率）	*11.9*	*16.1*	*11.8*	*5.6*	*3.1*
機械工業	14,643	16,410	12,641	5,351	18,699
（比率）	*70.1*	*76.0*	*46.7*	*65.8*	*70.0*
鑛　業	20,777	24,730	31,308	5,973	不詳
（比率）	*28.4*	*31.6*	*29.3*	*18.0*	
別子・鉱業	1,174	不詳	1,628	12	
炭業・礦業	19,603		29,680	5,965	
日本電氣・通信工業	3,915	3,220	6,735	2,188	6,435
（比率）	*7.1*	*4.3*	*5.5*	*4.3*	*3.7*
合　計	310,305	397,310	672,039	189,696	522,621
（比率）	*57.9*	*59.5*	*58.6*	*55.5*	*55.0*

註：比率は当該会社の販売高に占める販売店の販売比率を示す。
出典：昭和16年実際報告書
　　17年～19年10月分はGHQ提出資料。

第24表　販売店・業務所受注実績表

（単位：千円）

販売店・業務所	昭和16年	17年	18年	19/1～3
東　京	241,334	333,092	605,809	212,603
横須賀	15,907	18,545	23,222	19,200
名古屋	71,342	63,303	147,622	55,106
神　戸	15,805	21,052	54,875	33,477
呉	26,687	33,547	53,444	17,257
福　岡	12,459	14,491	21,726	4,178
京　城	11,464	13,044	5,215	3,198
上　海	1,035	325	287	14
合　計	396,032	497,851	912,801	345,037
大口受注先				
（東京）				
海軍省（含艦政本部・航空本部）	81,271	127,958	295,721	34,934
陸軍航空本廠・本部	25,351	48,582	74,526	8,483
中島飛行機	22,766	49,984	79,261	27,249
鉄道省	16,218	16,610		
逓信省	1,552	3,274		
運輸通信省			22,728	1,438
日本窒素肥料	6,211	1,509		
日本製鉄	5,187	4,749	7,731	550
日本発送電	4,521	4,291	2,525	
立川飛行機	4,215	2,386	5,489	2,802
東京伸銅共販	3,036			
陸軍兵器本部・行政本部	2,538	3,359	5,373	884
日立航空機	2,369	3,218		
中島航空金属	2,288			
東京芝浦電氣	2,254	1,453		
日本光学工業	1,907	1,140		
横河電機	1,848	1,937		2,093
日本電氣	1,756	1,936		
日本電信電話工事	1,703	2,335		
国産電機	1,629	2,381		
日立製作所	1,572			
東北振興電力	1,489			
東京第二陸軍造兵廠	1,333	2,028		
小原商店	1,242	1,404		
小長谷商店	1,144			
昭和飛行機	1,088	2,673	6,599	795
東京第一陸軍造兵廠	1,001	1,245		
日本鋼管		3,717	6,034	
陸軍燃料廠		2,295		
圧延金属		1,489		
満洲飛行機		1,420		
東京瓦斯		1,357		
三　共		1,120		
日本貴金属統制		1,108		
大日本兵器				2,843
計	197,489	296,958	505,987	82,071

(横須賀)				
横須賀海軍工廠	8,504	不詳	不詳	不詳
海軍航空技術廠	3,170			
大日本兵器	2,818			
横須賀海軍建築部	562			
海軍航空技術廠支廠	286			
計	15,340			
(名古屋)				
三菱重工業航空機製作所	30,446	不詳	不詳	不詳
三菱重工業発動機製作所	15,402			
愛知時計電機	9,987			
川崎航空機工業	6,269			
豊川海軍工廠	2,598			
三菱電機	1,176			
日本車輛製造	1,066			
大隈鉄工所	648			
第二海軍燃料廠	527			
名古屋陸軍造兵廠	288			
日本楽器製造	248			
計	68,655			
(神戸)				
川崎航空機工業	4,310	9,402	35,412	26,752
川崎重工業	3,458	1,998	2,717	958
三菱重工業神戸造船所	2,341	2,531	6,062	954
日東航空機器	1,268	269	1,987	
三菱電機神戸製作所	958	2,325	1,851	1,034
川崎車両	831	533	360	226
神戸製鋼所	636	2,071	592	140
播磨造船所	247	335	829	539
ピヤス商会・日本美安	226	315		
川西航空機		555	394	163
川西機械		328	256	92
三菱電機伊丹製作所			2,205	265
三水会				1,021
三菱重工業長崎造船所				158
計	14,275	20,662	52,665	32,302
(呉)				
呉海軍工廠	17,820	不詳	不詳	不詳
広海軍工廠	3,306			
呉海軍軍需部	1,635			
光海軍工廠	1,030			
宇部油化工業	456			
広島瓦斯	332			
第三海軍燃料廠	299			
呉海軍建築部	289			
計	25,167			

（福岡）				
渡辺鉄工所・九州飛行機	5,313	9,123	14,620	3,133
三菱重工業長崎造船所	2,509	446	1,812	
三井鉱山購買部	625	203	463	
日本製鉄八幡	481	340		
日本化成黒崎	374	538	316	
加藤商店	236			
川南工業		670	604	61
九州配電		666		
太刀洗製作所・航空機		563	2,051	280
小倉陸軍工廠			360	291
神戸製鋼所			329	
九州兵器				121
計	9,538	12,549	20,555	3,886
（京城）				
朝鮮鉄道局	4,794			
朝鮮農会	1,157			
江界水電	804			
朝鮮逓信局	773			
朝鮮電力	573	不詳	不詳	不詳
漢江水電	470			
京城電氣	308			
西鮮合同電氣	221			
計	9,100			
（上海）				
華中電氣通信	317			
華中水電	232			
華中鉄道	138	不詳	不詳	不詳
華中鉱業	136			
計	823			

註：大口受注先は東京100万円以上(18年以降はベストテン)、上海10万円以上、その他20万円以上(19/1－3は55万円以上)。
出典：昭和16年実際報告書、17年以降東京、神戸、福岡各実際報告書控。

第二条　乙ハ本契約第三条ニ基キ、受託鉱山ノ損益ヲ毎事業期末決算ノ上、之ヲ甲ニ付替フルモノトス。

前項損益ノ計算ニ当リ、乙ハ受託鉱山ノ固定資産ニ付会社固定資産償却規則ニ據リ償却ヲ実施スルト共ニ、乙ニ於テ発生スル一般管理及販売間接費ヲ、鉱山業原価計算準則所定ノ方法ニ據リ、受託鉱山ニ配賦スルモノトス。

第三条　乙ハ本契約第三条ニ基キ、受託鉱山ノ収支ニ付毎月末一回其ノ帳尻ヲ甲トノ間ニ決済スルモノトス。但シ第五条所定ノ収支予想表ニ於テ、当該月ノ収支予想額ガ支出超過トナルトキハ、其ノ折半額ヲ当該月初ニ甲ヨリ乙ニ仮払スルモノトス。

前項ノ場合ニ於テ、乙ガ立替又ハ仮受タル資金ニ付テハ、甲乙間ニ利息ノ授受ヲ行ハザルモノトス。

第四条　委託鉱山ノ経営ニ付、資金ノ借入ヲ必要トスルトキハ、乙ニ於テ之ガ借入ヲナスモノトス。

乙ハ前項借入金ヲ乙ノ借入金勘定ニ計上スルト同時ニ、本契約第三条ノ趣旨ニ依リ、直チニ受託鉱山事業ニ対スル貸付トシテノ整理ヲナスモノトス。

第五条　乙ハ毎月二十日迄ニ、受託鉱山ノ経営ニ関スル翌月分ノ収支予想表ヲ甲ニ提出スルモノトス。

右協定ヲ証スル為、本書二通ヲ作成シ、甲乙各一通ヲ保有ス。

昭和十九年一月三十一日

大阪市東区北浜五丁目二十二番地
株式会社住友本社
総務部長　北沢　敬二郎

大阪市東区北浜五丁目二十二番地

（資料33）

住友鑛業株式会社
経理部長　安井　冨士三

金属工業製品販売手数料率改正要旨（註、昭和十八年十一月六日販売店支配人会議における住友金属説明資料）

販売店ニ対スル現行製品販売手数料率ハ、昭和十三年一月当時税務当局ノ強硬ナル要望ニ基キ改正、今日ニ及ベリ。

然ルトコロ、手数料金額ハ販売高ノ増加ニ伴ヒ逐年甚シク増大シ来リ、殊ニ一昨年度以来ハ原価計算関係ニ於テ本店費トノ振合上頗ル過大ノ数字ヲ示スニ至リ、軍当局トノ契約見積交渉ニモ非常ナル困難ヲ来スニ至レリ。

即チ支払手数料金額ガ契約単価折衝ノ都度問題トナリ、今ヤ現行手数料率ニテハ到底容認ヲ得ルコト至難ナル状勢ニ達セリ。

一面税務関係ニ於テモ問題視セラルルアリ、昨今ノ形勢ヲ以テスレバ現在ノ儘ニテ放置スルニ於テハ最悪ノ事態ニ逢着スルノ懼レナシトセズ。

当社トシテモ現行率改正ノ要アル事ハ、一両年前ヨリ痛感シアリタル所ナルモ、極力本社収入ヲ維持シタキ念願ノ下ニ今日ニ至レルモ、最早コレ以上官ニ対シ現行率ニヨル手数料金額ヲ説明シ、諒解ヲ得ルノ自信ナキニ立至レリ。

依ッテ対外説明可能ニシテ且、概ネ各販売店既往ノ収入程度維持ヲ目標トシ、合理的ト考ヘラルル手数料率ニ改正シ、急速実施シタキ希望ナルヲ以テ御賛成ヲ願ヒタシ。

而シテ改正案要点次ノ如シ。

一、今回改正ノ動機ハ、全ク周囲ノ状勢止ムヲ得ザルニ出デタルモノニシテ、寧ロ当局ノ否認ニヨリ販売店ノ収入皆無トナルガ如キ事態ニ逢着セザル為ノ対策トシテ慎重考究セル結果ニ基ク。

一、手数料率ニ就テハ、従来ノ一律計算法ヲ廃シ、逓減法ニ據ル。

一、横須賀、名古屋、神戸、呉、福岡ノ在内地五販売店ハ規模並ニ立場ニ於テ共通的ナルモノアルヲ以テ、各個計算ノ煩ヲ避ケ、之ヲ一括シテ手数料率ヲ適用シ、売上入金高ノ比ニヨリテ配分、夫々各販売店ニ対シ支払ヒノ事トス。

一、京城、上海ノ在外地二販売店モ同様ノ主旨ニヨリ右ニ準ジ処理ス。

一、料率決定ニ当リテハ、次ノ点ヲ併セ考慮セリ。

（イ）根本トシテ各販売店ノ経費維持ヲ目標トシ、特ニ在外地販売店ニ就キテハ特殊事情ヲ加味シ、料率ノ削減ヲ最少限ニ止メタリ。

（ロ）主トシテ契約的立場ニアル東京ハ、地方販売店ノ納入扱ニ対シ従来分割手数料ヲ支払ハレ居リタル模様ナルモ、今回ノ改正ニヨリ東京ノ料率ハ可ナリ低減スル事トナリ、到底之ガ負担余力ナキモノト察セラル。

一方其他販売店ニ於テハ相当面倒ナル納入事務ノ分担多キ実状ヲ斟酌シ、料率ヲ相当高率トシタル次第ナルヲ以テ彼此勘考セラレ、事務簡素化ノ趣旨ニヨリ此ノ際煩瑣ナル手数ヲ省キ手数料ノ交流ヲ廃スル様相互ノ折衝ニヨリ今後ハ分割授受ヲ行ハザル事トセラレテハ如何。

一、従来特殊手数料率ニ據リ居リタルモノニ就テハ、左記ニ據リ普通ノ売上入金額ニ加算シ、改正率ヲ適用スルモノトス。

（イ）在大阪海軍監督官註文品売上入金額ハ三分ノ二

（ロ）金属直接受註品ノ納入取扱ニ就テハ

（甲）一般品売上入金額ハ二分ノ一

（乙）満鉄社給品売上入金額ハ四分ノ一

（八）　改造契約地金代、白銅鋼板地金代ハ従前ノ方法ニ據リ算出セル金額

一、新料率ハ当社決算ノ都合上昭和十八年十月分支払手数料ヨリ適用シ、既ニ現行率ヲ以テ支払済ノ手数料額ト新料率ニヨル手数料額トノ差額ハ、追ツテ向後ノ支払手数料ヨリ差引精算スルモノトス。

一、本料率ノ適用期間ハ、一応昭和十八年十月ヨリ向フ二ヶ年間ト定メ置キ爾後ニ就テハ改メテ考究スルモノトス。

一、製品販売手数料率改正案左ノ如シ。

区分	東京		横須賀・名古屋・神戸・呉・福岡		京城・上海	
基本	売上入金額 月額	一・〇〇	売上入金額ヲ一括シ 月額	一・八%	売上入金額ヲ一括シ 月額	二・五%
一	四千万円ヲ超ユル 六千万円迄ノ	〇・八〇%	二千五百万円ヲ超ユル 四千万円迄ノ	一・五%	百万円ヲ超ユル 百五十万円迄ノ	二・四%
二	六千万円ヲ超ユル 八千万円迄ノ	〇・六〇%	四千万円ヲ超ユル 五千五百万円迄ノ	一・二%	百五十万円ヲ超ユル 二百万円迄ノ	二・三%
三	八千万円ヲ超ユル 一億五百万円迄ノ	〇・四〇%	五千五百万円ヲ超ユル 七千万円迄ノ	〇・九%	二百万円ヲ超ユル 二百五十万円迄ノ	二・二%
減遁	二千万円ニ対シテハ 二千五百万円ニ対シテハ		千五百万円ニ対シテハ 千五百万円ニ対シテハ		五十万円ニ対シテハ 五十万円ニ対シテハ	

四	一億五百万円ヲ超ユル一億三千万円迄ノ二千五百万円ニ対シテハ　〇・一五％	七千万円ヲ超ユル八千五百万円迄ノ千五百万円ニ対シテハ　〇・六％	二百五十万円ヲ超ユル三百万円迄ノ五十万円ニ対シテハ　二・一％
五	一億三千万円ヲ超ユルモノニ対シテハ　〇・〇五％	八千五百万円ヲ超ユルモノニ対シテハ　〇・三％	三百万円ヲ超ユルモノニ対シテハ　二・〇％

一、今回改正ニ関聯アル現行率ヲ参考迄ニ列記スレバ次ノ如シ。（単位：％）

区分		東京	横須賀	名古屋	神戸	呉	福岡	京城	上海
普通販売手数料	基本率	一・八	二・二	二・二	二・二	二・二	二・五	三・〇	三・〇
	暫定割増	〇・五	〇・六	〇・六	〇・九	〇・六	〇・七	一・〇	一・〇
	合計	二・三	二・八	二・八	三・一	二・八	三・二	四・〇	四・〇
在大阪海軍監督官註文品取扱手数料		一・五	一・八	一・八	二・〇	一・八	二・一		
納入取扱手数料	一般品	一・〇	一・一	一・一	一・一	一・一	一・二	一・三	一・三
	満鉄社給品	〇・六	〇・六	〇・六	〇・六	〇・六	〇・六	〇・八	〇・八

以上

三　投資活動

住友本社の設備投資の大半を占めていた直轄鉱山部門の設備投資が、金鉱業整備のため一転して減少に転じ、休山と共に他の銅鉱山や工場に対する設備の転用という事態を迎えるに至ったことは、既に明らかにした。かくして持株会社の本領に立ち返り、住友本社の有価証券投資は、昭和十五年末の二億円強から終戦時には三億四〇〇〇万円へと一・七倍に膨張した。その利回りは軍需景気によって五%台が維持されていた。しかし日本の敗色が濃厚となった昭和十九年夏頃から株価は低下し始め、アメリカ空軍による日本本土空襲が開始されると、軍需株を先頭に崩落が始まり、後に述べる住友本社も出資した日本協同証券を吸収した戦時金融金庫が株価の買い支えに出動しなければならなくなった(35)。昭和二十年の受取配当金をみると、十九年下期(二十年三月期、肥料年度との関係で年度決算に移行しなかった住友化学のみ二十年六月期)分の配当までは確保されたが、終戦後に迎えた二十年上期決算では無配会社が続出した(第25表、「一　業績」で述べた通り、住友本社は昭和十九年から年度決算に移行したが、以下の諸表では従来通り暦年表示を踏襲した)。保有有価証券の中心は、その八割を占める連系会社株式であるが(第26表)、昭和十七年から二十年にかけての増資払込は約一億円の巨額に達し、その資金調達のため住友本社ですら連系会社株式の譲渡売却に踏み切らざるを得なくなった。その解明は「四　資金調達」の課題である。

前章「株式会社住友本社(上)」の「一(三)　関係会社管理の強化」において、昭和十九年から有価証券元帳上「関係会社」なる概念が導入されたことを明らかにした。実際に関係会社に指定された企業には、疑問視されるものも含まれるが、ここでは帳簿上の分類に従い、従来住友系以外の企業に分類してきた「東洋窒素工業」と「日本楽器製造」の二社

第25表　住友本社所有有価証券の推移と利回り

（単位：千円、千円未満切り捨て、イタリックは％）

種　　類	昭和16年	17年	18年	19年	20年
連系会社の株式					
連系会社指定	—	—	14,585	Δ1,965	—
払　込	7,043	22,355	35,944	33,271	16,971
譲受・買入	—	649	9,027	2,124	843
評価益	2,115	—	1,975	1,420	4,624
譲渡・売却	Δ1,474	Δ3,025	Δ21,236	Δ4,691	Δ134
評価損	Δ297	—	—	Δ974	Δ3,260
年末残A	169,716	189,696	229,991	259,175	278,220
配当金B	9,142	9,324	12,766	14,135	7,846
B/A×100(％)	*5.4*	*4.9*	*5.6*	*5.5*	*2.8*
関係会社の株式					
関係会社指定	643	—	Δ14,585	2,268	—
払　込	6,107	5,165	1,928	8,144	6,454
譲受・買入	1,086	1,340	—	1,105	800
評価益	—	—	130	—	564
譲渡・売却	Δ1,332	Δ4,845	Δ308	Δ1,011	—
評価損	Δ650	Δ852	Δ168	Δ1,104	Δ82
年末残A	22,682	23,491	10,487	20,994	28,730
配当金B	841	1,096	428	407	344
B/A×100(％)	*3.7*	*4.7*	*4.1*	*1.9*	*1.2*
住友系外の企業の株式					
住友系指定	Δ643	—	—	Δ302	—
払　込	2,767	2,468	4,422	1,771	506
買　入	966	6,380	12,791	3,076	1,184
評価益	—	1,100	950	—	465
売　却	Δ2,798	Δ6,897	Δ4,386	Δ2,956	Δ1,296
評価損	Δ1,167	Δ247	Δ2,886	Δ444	Δ1,048
年末残A	19,531	22,335	33,226	34,371	34,183
配当金B	1,127	1,343	1,400	2,112	1,172
B/A×100(％)	*5.8*	*6.0*	*4.2*	*6.1*	*3.4*
公社債					
年末残A	1,199	1,488	1,771	2,433	2,719
利息B	47	51	59	69	93
B/A×100(％)	*4.0*	*3.4*	*3.4*	*2.8*	*3.5*
合　計					
年末残A	213,131	237,012	275,477	316,975	343,853
配当金・利息B	11,158	11,816	14,655	16,725	9,458
B/A×100(％)	*5.2*	*5.0*	*5.3*	*5.3*	*2.8*

註：関係会社は昭和19年以降、それまでは連系会社を除く住友系企業。
日本楽器製造及び東洋窒素工業の2社は19年以降関係会社に指定されたので、16年以降住友系以外の企業から住友系企業へ移した。

もひとまず昭和十六年から住友系企業へ編入した(第27表)。昭和十八年の日本電氣の連系会社指定により、関係会社株式は一時半減したが、その後十九年の住友ボルネオ殖産、安東軽金属、住友化工材工業の設立と大阪住友海上の関係会社化(合併に伴う住友海上の連系会社指定解除と大阪海上の住友系以外の企業からの編入)によって、これ又三倍近くに膨張した。しかしこのために関係会社株式の利回りは、既に十九年から半減した。

こうした中にあって住友系以外の企業の株式は、極力処分する方針がとられたが、一方で時局に基づく出資要請も跡を絶たず、機械工業株を中心に一・七倍に膨れ上がった(第28表)。

公社債は、昭和十二年の改組時に住友家・三分家に分配されたため、本社の所有は激減したが、その後市町村から町内会を通じての半強制的割当や一部企業の役員賞与・退職慰労金の国債による支給、分家からの買い戻し等受け入れを余儀なくされるとともに、これ又二倍強へと増加した(第29表)。当局側が如何に企業に対し直接国債保有を求めていた

（金額は円未満切り捨て）

金額	20年末	
円	株	円
Δ297,466		
2,955,325		
2,955,325		
650,000		
942,833	263,425	15,805,500
4,038,775		
1,292,408		
4,038,775	161,551	9,369,958
Δ1,681,500		
Δ88,500		
3,912,480		
Δ81,873		
2,017,775		
Δ193,214		
21,873		
25,316		
Δ974,802		
Δ806,000		
Δ2,698,291	281,072	19,956,112
3,973,950		
974,802		
3,778,212	302,257	8,726,965
102,573		
Δ37,880		
917,312		
4,550,250		
4,550,250		
100,870		
177,208		
63,150	380,070	24,209,529
377,870		
62,544		
Δ42,999	13,030	397,415
Δ322,908		
Δ605,452		
Δ766,906		
Δ746,529		
2,115,293		
Δ264,919		
Δ640,935		
14,850,000		
Δ368,820		
Δ737,640		
Δ1,401,516		
Δ73,764		
Δ4,499,604		
1,026,000		
Δ665,109		
12,810,000		
Δ12,500		

第26表　連系会社の株式

銘柄（額面）		昭和15年末		16～20年増減	
				年	内容
	(円)	株	円		株
住友鑛業	(50)	135,212	8,599,483	16	評価損
同　新株	(50)			16	払込 118,213
				17	払込@25円
				18	譲受① 10,000
				20	評価益
同　新株	(50)			18	払込 161,551
				20	評価益
					払込@25円
住友電氣工業	(50)	121,554	10,757,529	18	譲渡② Δ19,000
					譲渡③ Δ1,000
					譲受④ 30,096
同　新株	(50)	162,422	9,745,320	18	譲渡③ Δ1,000
					払込@12.5円
					売却 Δ2,000
				19	譲渡③単価修正
					売却単価修正
					評価損
					譲渡⑤ Δ10,000
				20	評価損
同　新株	(50)			19	払込 302,257
					評価益
				20	払込@12.5円
住友化学工業	(50)	182,010	13,785,796	19	譲受⑥ 1,310
					売却 Δ500
					受入⑦ 13,030
同　新株	(50)			17	払込 182,010
				19	払込@25円
					譲受⑥ 1,310
				20	評価益
					買入 900
同　新株	(50)			19	受入⑦ 13,030
				20	評価益
					評価損
住友金属工業	(50)	535,800	43,253,664	16	売却 Δ4,000
				17	譲渡⑧ Δ7,500
					売却 Δ9,500
同　新株	(50)	634,200	24,918,044	16	譲渡⑧ Δ19,000
					評価益
				17	譲渡⑧ Δ6,200
					売却 Δ15,000
					払込@25円
					売却 Δ5,000
				18	譲渡⑨ Δ10,000
					譲渡② Δ19,000
					譲渡③ Δ1,000
					売却 Δ61,000
					買入 12,000
				19	売却 Δ9,000
同　新株	(50)			18	払込 1,024,800
					譲渡③ Δ1,000

かは資料34を参照されたい。又「四　資金調達」でみる通り、この期間連系会社の社債発行が相次いだが、住友本社は全くこれに応募しなかった。

(一)　連系会社の株式

この期間住友本社が保有する連系会社の株式は、十五年末の二億円余から三億七八〇〇万円へ一・四倍近く膨張したが、十五年末にはまだ連系会社に指定されていなかった日本電氣を含めれば（住友本社出資額一〇一九万円）、一・三倍強にとどまり、有価証券投資全体の伸びには及ばなかった。これはこの間の連系会社株式の増資払込が一億一五五八万円（朝鮮軽金属の設立払込二〇〇万円を含む）に達し、その資金繰りのため三〇五六万円もの連系会社株式を譲渡売却しなければならなかったからである。

12,797,500		
Δ7,775,000		
1,975,514		
8,910,000		
445,424		
Δ408,960		
Δ22,492		
8,778,125		
98,820		
Δ65,531		
12,960		
677,520		
Δ131,196	1,725,030	113,159,081
1,227,500		
1,227,500	98,200	4,910,000
2,375,750	150,930	8,588,926
1,052,500	79,600	5,097,500
1,107,500		
2,215,000		
865,269	88,600	4,187,769
Δ146,600		
Δ366,500	113,293	16,608,753
Δ229,500	64,418	4,927,977
Δ12,823		
Δ12,823		
13,650	6,170	159,070
	4,500	1,350,000
Δ350,000	65,000	2,275,000
500,000		
Δ2,770,000		0
2,770,000		
Δ3,274	220,840	7,232,235
485,000		
649,525	89,800	4,529,525
Δ2,850		
Δ28,500		
Δ3,420		
Δ1,965,645		0
5,495,487		
3,438,810		
9,090,000		
Δ325,404		
Δ4,362,702		
Δ356,000		
Δ50,000		
Δ1,960,400		
Δ519,226		

						払込@12.5円	
						分譲	Δ311,000
						評価益	
					19	払込@12.5円	
						評価益	
						譲渡⑤	Δ10,000
						売却	Δ550
						払込@12.5円	
						買入	1,220
						売却	Δ1,000
						買入	160
					20	買入	8,600
						売却	Δ2,000
	住友アルミニウム製錬	(50)	49,100	2,455,000			
	同　新株	(50)			16	払込	49,100
					18	払込@25円	
	満洲住友金属工業	(50)	55,900	3,837,426			
	同　新株	(50)	95,030	2,375,750	16	払込@25円	
	住友機械工業	(50)	37,500	2,992,500			
	同　新株	(50)	42,100	1,052,500	18	払込@25円	
	同　新株	(50)			19	払込	88,600
					20	払込@25円	
						評価益	
	住友銀行	(100)	116,793	17,121,853	16	売却	Δ1,000
					19	売却	Δ2,500
	同　新株	(100)	67,418	5,157,477	16	売却	Δ3,000
	住友信託	(50)	6,670	171,067	16	譲渡⑩	Δ500
						売却	Δ500
					19	買入	500
	住友生命保険	(100)	4,500	1,350,000			
	住友倉庫	(50)	75,000	2,625,000	17	譲渡⑪	Δ10,000
	住友ビルデイング	(50)	45,400	2,270,000	19	譲受⑫	10,000
						合併⑬	Δ55,400
	大阪北港	(50)	165,540	4,465,510	19	受入⑬	55,400
	住友土地工務				20	売却	Δ100
	（昭和19年11月20日改称）						
	四國中央電力	(50)	38,800	1,940,000			
	同　新株	(50)	38,800	1,455,000	16	払込@12.5円	
	住友共同電力				17	買入	12,200
	（昭和18年4月1日改称）						
	住友海上火災保険	(50)	70,190	2,000,415	16	売却	Δ100
					17	売却	Δ1,000
					18	売却	Δ120
					19	関係会社指定	Δ68,970
	日本電氣	(50)			18	連系会社指定	60,209
						譲受④	30,165
	同　新株	(50)			18	連系会社指定	181,800
	住友通信工業					譲渡②	Δ4,000
	（昭和18年2月20日改称）					売却	Δ86,000
					19	譲渡②	Δ7,120
						譲渡⑪	Δ1,000
						売却	Δ39,208
					20	評価損	

この期間中の連系会社の増資をみると、金属工業が十五年末公称資本金二億円から四億円（十八年）へ、電氣工業が五〇〇〇万円から一億二〇〇〇万円（十八年）へ、化学工業が四〇〇〇万円から八〇〇〇万円（十七年）へ、鑛業が二七〇〇万円から五〇〇〇万円（十六年）を経て八〇〇〇万円（十八年）へ、機械工業が二〇〇〇万円から四〇〇〇万円（十九年）へ、アルミ製錬が一〇〇〇万円から二〇〇〇万円（十六年）へと、合計すれば三億四七〇〇万円から七億四〇〇〇万円へとこの六社の増資分合計は、十五年末の公称資本金を上回るものであり、この六社が太平洋戦争中の住友連系会社の中心であったといえよう。昭和二十年八月十五日終戦時の公称資本金は、金属工業が紡績工場の現物出資により四億一八七〇万円、化学工業が日本染料製造他の合併により一億一二〇〇万円となっており、六社合計七億九〇七〇万円に達していた。

これに昭和十八年に設立された朝鮮住友軽金属の公称資本金八〇〇〇万円を加えれば八億七〇七〇万円に上り、七社の公称資本金は十五年末に比し二・五倍に達した。

さらに十八年に連系会社に指定された住友通信工業は、十五年末の日本電氣時代の公称資本金三〇〇〇万円から五〇〇〇万円（十六年）、一億五〇〇〇万円（十九年）と増資を続け、連系会社中住友金属に次ぐ重要な地位を占めるに至った。通信工業を含めると、十五年末の公称資本金三億七七〇〇万円は終戦時には一〇億二〇七〇万円へと二・七倍に膨張していた。

連系会社の株式では、この他に昭和十九年不動産部門の業務一元化のため大阪北港と住友ビルデイングの二社が合併して住友土地工務が発足した。

3,507,325		
2,444,637		
1,284,164		
103,000		
4,939,275	332,417	22,728,967
2,000,000		
2,000,000	160,000	4,000,000
115,890,949	4,600,203	278,220,284

同　新株	(50)			19	払込	195,571
					払込@12.5円	
				20	評価益	
					買入	2,000
					払込@25円	
朝鮮住友軽金属	(50)			18	払込	160,000
				20	払込@12.5円	
合　計		2,679,939	162,329,335			

註：「16～20年増減」欄の下線は、新旧両株の合併を示す。昭和20年8月15日以降の社名変更は省略。
①譲受先住友家会計。
②譲渡先住友信託。
③譲渡先長谷部竹腰建築事務所。
④敵産株。
⑤譲渡先大阪北港。
⑥譲受先日本染料製造。
⑦日本染料製造合併。
⑧譲渡先日本電気。
⑨譲渡先住友通信工業。
⑩譲渡先住友家会計。
⑪譲渡先住友生命。
⑫譲受先住友生命。
⑬大阪北港・住友ビルデイング合併。

(二)　関係会社の株式

これまで有価証券元帳は連系会社株式、その他会社株式及び公社債の三部に分かれていたが、「株式会社住友本社(上)」の「一(三)　関係会社管理の強化」で述べた通り、昭和十八年十二月六日提出、十二月三十日決裁の総務部会計課起案第二二七号「本社、住友家会計並御分家会計ノ勘定科目、元帳科目並内訳科目改廃ノ件」によって、昭和十九年から長期出資勘定の元帳科目中「他会社」(の株式)から「関係会社」(の株式)が分離独立した。

本書ではこれまで連系会社以外の会社の株式を便宜的に「連系会社以外の住友系企業の株式」と「住友系以外の企業の株式」とに分類して表示してきた。今新たに「関係会社」なる概念が採用されることとなったが、従来の「連系会社以外の住友系企業」がほとんどそのまま「関係会社」に移行することとなった。この例外となったのが、従来「住友系以外の企業」に分類されてきた「東洋窒素工業」と「日本楽器製造」の二社であった。上記起案に基づいて作成された「株式会社住友本社勘定科目、元帳科目、内訳科目一覧表」によれば「関係会社」(の株式)は「資本参加ノ目的ヲ以テ保有スル特定関係会社等ノ株式、一会社ノ株式総数ノ三分ノ一以上ノ株式ヲ所有スルトキハ、之ヲ資本参加ノ目的ヲ以テ所有スルモノト看做ス。」と定義されていた。

「東洋窒素工業」の設立及び株式取得の事情は、「住友合資会社（中）」の「三㈢　住友系以外の企業の株式」を参照されたいが、同社は大正十五年に三井、三菱等と共同で設立され、長期にわたり無配が予想されたことにより住友合資会社では「準有価証券」の取扱であった。昭和十二年住友合資が株式会社住友本社に改組された際、「東洋窒素工業」株式は「準有価証券」から「有価証券」へ振替譲渡された（「住友合資会社の解散と株式会社住友本社の設立」第13表註（2）参照、同社の初配当は昭和十二年下期であった）。住友本社の持株に変化がなかったにもかかわらず、同社が関係会社に指定されたのは、住友化学が同社株式を取得したからである。その理由は次の通り説明されている[36]。

住友化学ハ予テ「カーバイド」工業ニ就キ深イ関心ヲ有セシモ、最近ノ情勢下ニ於テハ、新ニ之ヲ創立スルコトハ頗ル困難ニシテ、寧ロ此際既設会社ト密接ナル連繋ヲ保チ、之ニ依リ諸般ノ便益ヲ得ルヲ適当ト認メタリ。然ル処「日本カーバイド」ハ其株ノ大半「東洋窒素」ノ所有ニ属シ、経営亦其傘下ニアルヲ以テ、「東洋窒素」ヲ通シ将

（金額は円未満切り捨て）

金額	20年末	
円	株	円
△41,750		
△8,350	11,064	923,844
△45,000	35,992	1,079,760
△130,000	8,000	720,000
920,000		
130,000	26,000	1,050,000
369,325		
369,325		
△272,760	25,000	1,500,000
738,487		
△738,487		0
△273,819		
△821,457		
△3,605,297		
△5,495,487		0
5,095,000		
△50,000		
△100,000		
△400,000		
4,545,000		
△9,090,000		0
△67,536		
87,803		
△61,655		
△38,664		
△1,104		
61,655		
△82,644	11,047	905,854
△840,000		0
△500,000		
△172,500		
212,500	8,500	340,000
650,000		
△550,000		
△100,000		0
437,500	12,500	437,500
206,115		
37,750		
37,750		
75,500	6,040	357,115
53,925	4,314	53,925
786,600		
△32,490		
213,750		
213,750	25,650	1,181,610
325,000		
325,000		

第27表　関係会社の株式

銘柄（額面）		昭和15年末		16～20年増減	
				年	内容
	(円)	株	円		株
日本板硝子	(50)	11,664	973,944	16	売却　Δ500
				18	売却　Δ100
同　新株	(50)	37,492	1,124,760	16	売却　Δ1,500
帝國酸素	(50)	8,000	850,000	18	評価損
同　新株	(50)			18	払込　26,000
帝國圧縮瓦斯					評価益
（昭和18年2月27日改称）					
大日本鑛業	(50)	14,773	1,034,110		
同　新株	(50)			17	払込　14,773
				18	払込@25円
				19	譲渡①　Δ4,546
同　新株	(50)			19	払込　19,693
					譲渡①　Δ19,693
日本電氣	(50)	111,709	10,196,060	16	譲渡②　Δ3,000
					売却　Δ9,000
				17	売却　Δ39,500
				18	連系会社指定　Δ60,209
同　新株	(50)			16	払込　203,800
					譲渡②　Δ2,000
					売却　Δ4,000
				17	売却　Δ16,000
					払込@25円
				18	連系会社指定　Δ181,800
土肥金山	(50)	10,080	1,008,000	16	評価損
土肥鑛業				17	買入　967
（昭和17年11月27日改称）					評価損
				18	評価損
				19	評価損
				20	評価益
					評価損
静狩金山	(50)	28,000	840,000	17	譲渡③　Δ28,000
北支産金	(100)	10,000	400,000	17	評価損
同　新株	(100)	10,000	400,000	19	減資　Δ11,500
				20	評価益
同　新株	(100)			16	払込　10,000
					評価損
				19	減資　Δ10,000
東洋窒素工業	(50)			16	その他から　12,500
日本楽器製造	(50)			16	その他から　3,020
同　新株	(50)			16	払込　3,020
				17	払込@12.5円
				18	払込@25円
同　新株	(50)			19	払込　4,314
日本ステンレス	(50)			16	買入　17,100
					評価損
同　新株	(50)			17	払込　8,550
帝國特殊製鋼				18	払込@25円
（昭和18年11月26日改称）					
熱河蛍石鑛業	(50)			16	払込　6,500
				17	買入　6,500

来「日本カーバイド」ト関係スルヲ得策ト考ヘ、取リ敢ヘズ「東洋窒素」株売却ノ意志アル「日本製錬」及ヒ「日産化学」ニツキ其ノ譲受ニ関シ、「東洋窒素」並ニ「日本カーバイド」ノ役員タル塩原又策氏及ヒ奥村政雄氏ニ尽力方依頼シ、夫々纏談ヲ見タル次第ナリ。追而今後適当ノ機会ニ「満鉄」所有「東洋窒素」株ヲモ譲受度キ希望ヲ有セリ。

その後「十五年満鉄所有の三万株が住友化学に移り、其の後も株主中希望により漸次肩替りされ、十七年には全株式十万株の中五万八千株を住友化学が所有し、それに住友合資(註、住友本社)の持株を合すれば住友側の持株は七割以上を占むるに至つた」[37]。

かくして昭和十九年初頭同社の関係会社指定時点で、住友系持株比率は本社一二・五%、化学五八%、合計七〇・五%に達し、確かに上記関係会社の基準を充たしているので指定されたものと思われるが、住友化学自身同社を単なる投資会社と見なしており、この指定には疑問の余地があるが、有価証券元帳に従うこととし、まず昭和十六年以降「連系会社以外の住友系企業」に編入した。

△290,422		
350,000		
290,422	20,000	1,000,000
300,000		
△225,000		
＋損△75,000		0
927,351		
800,000	50	1,727,351
2,000,000	40,000	2,000,000
1,965,645		
302,875		
14,200	81,660	2,282,720
5,000,000		
5,000,000	400,000	10,000,000
625,000	50,000	625,000
1,091,400	12,840	1,091,400
1,454,000	58,160	1,454,000
11,903,205	836,817	28,730,079

社名変更は省略」

又「日本楽器製造」は、「株式会社住友本社(上)」の「三㈢住友系以外の企業の株式」で述べた通り、住友本社では同社を関係会社としようとしたが、同社社長川上嘉市はそれに抵抗したため住友本社は持株の大半を住友金属に譲渡した。金属は陸軍の要請により同社に対し可変ピッチプロペラの技術指導を行うことになっていた。しかし同社の筆頭株主には浜松銀行があり、同社は

				評価損	
同　新株	(50)		18	払込	7,000
			20	評価益	
昭和クローム鑛業	(20)		16	買入	12,500
			18	譲渡④	△12,500
住友ボルネオ殖産					
旧蘭印法人	(1万盾)		17	買入	30
			20	買入	20
本邦法人	(50)		19	払込	40,000
大阪住友海上火災保険⑤	(50)		19	連系会社から	68,970
				関係会社指定	12,190
				買入	500
安東軽金属	(50)		19	払込	400,000
			20	払込@12.5円	
満洲軽合金工業	(国幣50)		19	払込	50,000
住友化工材工業	(50)		19	譲受⑥	12,840
同　新株	(50)		20	払込	58,160
合　計		241,718	16,826,874		

註：「昭和15年末」及び「16～20年増減」各欄の下線は、新旧両株の合併を示す。昭和20年8月15日以降の
①譲渡先住友鑛業。　④譲渡先帝國鑛業開発。
②譲渡先住友生命。　⑤昭和19年3月31日住友海上・大阪海上合併により設立。
③譲渡先日本産金振興。　⑥譲受先住友化学。

金属の関係会社になることも免れていた。ところが昭和十八年六月浜松銀行は戦時金融統制下の一県一行主義により静岡銀行に合併された。おそらくこの合併の結果と思われるが、同社の株主名簿によれば、浜松銀行の持株の大半は日本徴兵保険等に肩替わりされたものとみられ、住友金属は昭和十八年末には同社の筆頭株主(一五・六%)となり、その他本社、生命等住友系の持株比率は三〇・五%に達した。

さらにこのような状況の下に、昭和十九年一月「一(一)3　軍需会社指定と本社の対応」で述べたように、軍需会社法に基づく軍需会社の第一次指定が実施され、日本楽器製造は「住友関係事業要報(63)(昭和十九年一月住友本社経理部)」によれば住友関係軍需会社として住友金属の関係会社と同列に扱われていた。又同時に設置された軍需融資指定金融機関に関し同社の「浜松以外ニ於ケル資金」については住友銀行、「浜松ニ於ケル資金」については静岡銀行が指定された。[38] こうした情勢に鑑み、本社総務部会計課は同社を有価証券元帳において「関係会社」に指定したものと思われるが、その後終戦に至るまで住友金属は同社を単なる投資会社と見なしており、次のように昭和二十一年二月GHQに提出さ

れた書類においても、自社の関係会社ではないことを明言している。

同社ハ元専ラ楽器製造ニアタリタルモニシテ、当社（註、住友金属）トノ関係トシテ、昭和四年頃「ハーモニカ弁板」ノ製造ヲ懇請サレ、此レガ製造ハ技術的ニ相当困難ナルモノナリシガ、当社伸銅所ニ於テ成功シ、相当数供給セルニ始マリ、其後同社ハ木製プロペラヨリ金属プロペラノ製造ヲナスニ至リ、一九三八年（昭和十三年）陸軍ヨリノ慫慂ニ依リ当社ノ有スル Hamilton Propeller ノ再実施権ヲ同社ニ許諾スルコト、ナリ、之ニ伴フ同社ノ生産設備拡張ノタメノ増資ニアタリ、資金援助ト技術的援助ノタメ増資新株ノ引受懇請アリタルニヨリ、援助ノ目的ヲ以テ新株式一万五〇〇〇株ヲ引受ケ、今日ニ至レルモノナリ。持株率二五・六％ナルモ、同社ニハ持株以外何等ノ支配関係ナシ。

この他昭和十六年に新たに「住友系企業」とされたのは、「日本ステンレス」、「熱河蛍石鑛業」及び「昭和クローム

（金額は円未満切り捨て）

金額	20年末	
円	株	円
Δ20		
Δ150		
Δ6,830		0
Δ20		
Δ180		
20		
Δ1,670		0
11,250	225	11,250
1,250	50	1,250
Δ44,900		0
Δ5,612		0
44,900		
Δ44,900		0
5,612		
Δ5,612		0
Δ1,340		0
1,340	200	1,340
Δ46,862	475	13,840
Δ500		0
Δ500		0
Δ75		
Δ90	150	1,710
2,000		
12,500		
183,375		
Δ302,875		0
Δ2,000		0
Δ107,165	150	1,710
43,300		
43,300		
43,300		
43,300	12,990	718,780
81,187	6,495	81,187
Δ13,500		0
	263	1,500
66,300	4,420	205,530
Δ1,101,000		
136,375		
Δ393,600	2,910	143,172
Δ4,320		0

第28表　住友系以外の企業の株式

銘柄（額面）		昭和15年末		16～20年増減		
				年	内容	
	(円)	株	円			株
(銀行株)						
芸備銀行	(50)	100	7,000	19	評価損	
				20	評価損	
					合併①	Δ100
同　新株	(50)	50	1,850	17	評価損	
				18	評価損	
				20	評価益	
					合併①	Δ50
芸備銀行	(50)			20	受入①	225
同　新株	(50)			20	受入①	50
松山五十二銀行	(50)	898	44,900	17	合併②	Δ898
同　新株	(50)	449	5,612	17	合併②	Δ449
伊予合同銀行	(50)			17	受入②	898
					譲渡③	Δ898
同　新株	(50)			17	受入②	449
					譲渡③	Δ449
漢城銀行新株	(50)	200	1,340	19	合併④	Δ200
朝興銀行第四新株	(50)			19	受入④	200
合計残高		1,697	60,702			
(信託株)						
加島信託	(50)	500	500	18	譲渡⑤	Δ500
合計残高		500	500			
(保険株)						
日本団体生命保険	(50)	150	1,875	18	評価損	
				20	評価損	
大阪海上火災保険新株	(50)	5,000	105,000			
同　第二新株	(50)			17	受入⑥	90
同　増資新株	(50)			17	払込	1,000
				19	譲受⑦	6,100
					関係会社指定	Δ12,190
摂津海上火災保険	(50)	100	2,000	17	合併⑥	Δ100
合計残高		5,250	108,875			
(鉄道株)						
南満洲鉄道	(50)	8,660	502,280			
同　新株	(50)	4,330	43,300	16	払込@10円	
				17	払込@10円	
				18	払込@10円	
				19	払込@10円	
同　新株	(50)			20	払込	6,495
高野山電気鉄道	(50)	750	13,500	19	売却	Δ750
出雲鉄道	(50)	263	1,500			
九州電気軌道新株	(50)	4,420	139,230	16	払込@15円	
西日本鉄道						
(昭和17年9月1日改称)						
阪神電気鉄道新株	(50)	40,910	1,501,397	16	売却	Δ30,000
				19	払込@12.5円	
					譲渡⑧	Δ8,000
小田原急行鉄道	(50)	400	4,320	16	合併⑨	Δ400

鑛業」の三社である。

「日本ステンレス」の株式引受事情は次の通りである(39)。

昭和十六年阪根金属篠塚専務ヲ介シ、同社ヨリ金属工業ニ対シ、中央電気所有ノ同社株式五万一九一六株ノ肩代リヲ条件トシテ、同社ノ経営ヲ全面的ニ委ネ度旨申入アリタリ。然ルニ金属工業ニ於テハ、予而ヨリステンレス事業ニ付テハ新タナル事業分野トシテ興味ヲ有シ、相当ノ研究ヲ進メ居リタル処ナルヲ以テ、同社工場ヲ視察種々調査協議ノ上、之ガ経営ニ参加シ、積極的ニステンレス事業ニ進出スルコトトナリ、本社一万七一〇〇株、金属三万四八一六株ノ肩代リヲ為シタリ。

即ち同社は住友の経営参加と同時に、金属の関係会社に指定されており(「株式会社住友本社(上)」第7表)、昭和十八年一月には「帝國特殊製鋼」と改称し、終戦後の昭和二十年十一月に再び「日本ステンレス」に復帰した。

4,320		
1,360		
Δ5,680		0
5,680		
6,000		
Δ11,680		0
3,060		
Δ18,788		0
18,788	612	18,788
7,650	153	7,650
Δ107,200		0
	1,000	30,000
30,000		
30,000	3,000	105,000
40,545	530	40,545
16,060	220	16,060
Δ1,035,242	32,593	1,368,212
94,725	7,578	478,171
	270	12,420
	270	3,240
94,725	8,118	493,831
Δ38,778		
Δ168,428		
Δ210,125		0
Δ37,209		
Δ43,023		0
Δ1,870,000		0
Δ280,000		0
Δ42,500		0
Δ196,348		0
229,200		
Δ229,200		0
Δ1,914		
Δ478,500	9,570	17,226
Δ47,000		0
47,000		
2,197,650		
Δ1,117,218		
Δ489,560		
205,637		
15,680		
551,614		
Δ491,280	18,717	919,524
	2,700	29,970
Δ2,494,302	30,987	966,720
55,000	2,000	79,000
Δ73,099		0
56,850		
Δ125,070	5,685	10,233

小田急電鉄第三新株	(50)			16	交付⑨	400
				17	買入	80
					合併⑩	Δ480
東京急行電鉄第二新株	(50)			17	交付⑩	480
					払込@12.5円	
					譲渡⑪	Δ480
京阪電気鉄道	(50)	612	15,728	16	払込@5円	
				19	合併⑫	Δ612
京阪神急行電鉄第一新株	(50)			19	交付⑫	612
同　新株	(50)			20	払込	153
東京高速鉄道	(50)	4,000	107,200	17	解散	Δ4,000
膽振縦貫鉄道	(50)	1,000	30,000			
西鮮中央鉄道	(50)	3,000	45,000	16	払込@10円	
				17	払込@10円	
近畿日本鉄道第四新株	(50)			19	買入	530
同　第五新株	(50)			19	買入	220
合計残高		68,345	2,403,455			
(船舶株)						
大阪商船新株	(50)	7,578	383,446	17	払込@12.5円	
日清汽船	(50)	270	12,420			
同　新株	(50)	270	3,240			
合計残高		8,118	399,106			
(電気瓦斯株)						
日本電力	(50)	9,233	417,331	16	評価損	
日電興業				17	合併⑬	Δ4,108
(昭和17年4月28日改称)					雑株へ⑭	Δ5,125
同　新株	(50)	7,866	80,233	17	合併⑬	Δ3,648
					雑株へ⑭	Δ4,218
九州送電	(50)	37,400	1,870,000	17	解散⑬	Δ37,400
同　新株	(50)	11,200	280,000	17	解散⑬	Δ11,200
同　第二新株	(50)	3,400	42,500	17	解散⑬	Δ3,400
九州水力電気	(50)	3,820	196,348	17	解散⑮	Δ3,820
九州配電	(50)			17	交付⑮	4,584
				18	譲渡⑪	Δ4,584
大日本電力	(50)	9,570	497,640	16	評価損	
				18	譲渡⑯	
東北振興電力	(50)	1,000	47,000	17	合併⑬	Δ1,000
日本発送電	(50)			17	受入⑬	1,000
					受入⑬	44,850
					売却	Δ23,000
					譲渡⑪	Δ10,000
					受入⑬	5,020
					譲受⑰	320
				18	受入⑯	10,527
					売却	Δ10,000
同　新株	(50)	2,700	29,970			
合計残高		86,189	3,461,022			
(鉱業株)						
山東鉱業	(50)	2,000	24,000	17	払込@27.5円	
北樺太石油	(50)	2,453	73,099	19	合併⑱	Δ2,453
北樺太鉱業	(50)	5,685	78,453	16	払込@10円	
				20	譲渡⑲	

次に「熱河蛍石鑛業」は、特定関係会社に指定されているので、別に改めて検討することとしたい。

「昭和クローム鑛業」の株式取得及び譲渡の経緯は次の通りである。(40)

昭和クローム鑛業株式会社ハ、昭和十二年六月資本金二五万円ヲ以テ設立セラレタルモノナルガ、昭和十六年末ニ至リ、住友本社ニテ同会社ノ株式全部ヲ買収シ（買収代金三〇万円）、ソノ経営ヲ引受ケタルガ、昭和十八年五月ニ至リ操業ノ採算不可能ナル事、帝國鉱発ハ商工省方面ノ意嚮モアリ、北海道クローム鉱業ニ積極的意図ヲ有スルコト等ノ事情ニヨリ、昭和クロームノ株式全部ヲ帝國鉱発ニ譲渡シ（譲渡代金二二万五〇〇〇円）、其ノ経営ヲ引渡セリ。

昭和十七年に新たに「住友系企業」に上げられたのは「住友ボルネオ殖産」である。同社は特定関係会社に指定されている。同じ昭和十七年には「静狩金山」において「鉱石品位ノ低下、生産費ノ騰貴等ノ為、業績不調ニシテ遂ニ経営

37,500		
Δ22,500		
Δ163,500	3,000	163,500
37,500		
Δ37,500		0
25,000	2,000	25,000
150,000		
Δ900,000		0
50,000		
50,000	5,000	190,000
680,000		
Δ843,200		
Δ1,564,000		0
Δ35,200		
Δ28,000		0
Δ1,250		0
150,000		
150,000	12,000	450,000
37,500		
37,500		
37,500	3,000	112,500
782,000	34,000	782,000
900,000		
Δ900,000		0
900,000		
900,000		
450,000	120,000	2,250,000
28,000	1,000	28,000
73,099	2,453	73,099
1,564,000		
Δ782,000	34,000	782,000
200,000	4,000	200,000
25,000		
25,000	2,000	50,000
1,926,130	230,138	5,195,332
Δ7,180	1,436	104,828
35,900		
7,180	1,436	43,080
Δ206,115		0
10,000		
10,000	800	40,000
Δ486,200		
Δ17,500		
43,750		
43,750	5,250	331,800
49,187	3,935	49,187
Δ62,500		0
62,500		
62,500		

朝鮮石油	(50)	3,000	178,500			
同　新株	(50)	3,000	133,500	16	払込@12.5円	
					評価損	
				17	譲渡⑧	Δ3,000
同　新株	(50)			16	払込	3,000
				17	譲渡⑧	Δ3,000
同　新株	(50)			20	払込	2,000
協和鉱業	(50)	30,000	750,000			
同　新株	(50)			16	払込	3,000
					合併⑳	Δ33,000
南洋アルミニウム鉱業	(50)	1,000	30,000			
同　新株	(50)	4,000	60,000	16	払込@12.5円	
				19	払込@12.5円	
日本産金振興	(50)	68,000	1,727,200	16	払込@10円	
					評価損	
				18	合併㉑	Δ68,000
太平洋石油	(50)	2,000	63,200	16	評価損	
				18	合併㉒	Δ2,000
昭和石炭	(50)	100	1,250	16	解散	Δ100
朝鮮鉱業振興	(50)	12,000	150,000	16	払込@12.5円	
				17	払込@12.5円	
同　新株	(50)			18	払込	3,000
				19	払込@12.5円	
				20	払込@12.5円	
同　第二新株	(50)			18	受入㉓	34,000
帝國石油資源開発	(50)			16	受入⑳	120,000
				17	合併㉔	Δ120,000
帝國石油	(50)			17	受入㉔	120,000
					払込@7.5円	
				20	評価益	
同　第三新株	(50)			18	受入㉒	1,000
同　第二新株	(50)			19	受入⑱	2,453
帝國鉱業開発第二新株	(50)			18	受入㉑	68,000
					譲渡㉓	Δ34,000
宇久須鉱業	(50)			19	払込	4,000
三井鉱山新株	(50)			19	払込	2,000
				20	払込@12.5円	
合計残高		133,238	3,269,202			
(機械工業株)						
汽車製造	(50)	1,436	112,008	20	評価損	
同　新株	(50)			20	払込	1,436
					評価益	
日本楽器製造	(50)	3,020	206,115	16	住友系へ	Δ3,020
岩手鉄工所	(50)	400	20,000			
同　新株	(50)			18	払込	400
				19	払込@25円	
久保田鉄工所	(50)	10,000	748,000	16	売却	Δ6,500
					評価損	
同　新株	(50)			16	払込	1,750
				18	払込@25円	
同　新株	(50)			20	払込	3,935
国際工業	(50)	5,000	62,500	16	合併㉕	Δ5,000
日本国際航空工業	(50)			16	受入㉕	5,000
				17	払込@12.5円	

放棄ノ止ムナキニ至リ、昭和十七年十一月住友及川崎所有ノ全株式ヲ日本産金振興株式会社ニ無償譲渡シ、ソノ経営ヲ引渡」した。[41]

昭和十八年には「住友系企業」の異動はなかったが、十九年に入るとまず「住友海上」と「大阪海上」の合併により、「大阪住友海上」が設立された。しかし同社は連系会社に留めることができなかったために、特定関係会社とされた。その経緯は「株式会社住友本社(上)」の「五㈣　扶桑海上火災保険の住友海上火災保険株式会社への改称と連系会社指定」を参照されたい。この年新たに設立された関係会社は「安東軽金属」、「満洲軽合金工業」及び「住友化工材工業」の三社である。

「満洲軽合金工業」の株式引受事情は次の通りである。[42]

満洲国ニ於ケル軽合金自給ノ目的ニテ、住友金属及満洲重工業共同出資ノ下ニ、当社ヲ設立セリ(註、昭和十九年五

125,000		
Δ7,000	5,000	243,000
62,500	5,000	62,500
12,500	1,000	50,000
800,000		
650,000		
125,000		
7,360,000		
Δ2,625,000		
Δ200,000		
Δ400,000	100,000	5,710,000
2,500,000		
950,000		
Δ220,000		
Δ390,000	100,000	2,840,000
1,080,000		
Δ224,000	10,000	856,000
250,000	10,000	250,000
500,000	10,000	500,000
200,000	16,000	200,000
10,094,272	269,857	11,280,395
Δ74,200	14,000	597,800
Δ9,000	15,000	292,500
Δ22,000		
Δ23,000	5,000	180,000
	1,000	62,150
9,375		
9,375		
9,375	750	28,125
8,750	700	8,750
Δ35,181		
Δ177,208		
Δ917,312		0
Δ11,727		
Δ62,544		
Δ377,870		0
	8,000	200,000
300,000	12,000	300,000
Δ437,500		0
200,000		
200,000	20,000	908,000
80,000		
Δ8,000		
120,000		
8,000	8,000	200,000
Δ25,000		0
92,812		
1,122,187		

				18	払込@25円	
				20	評価損	
同　第二新株	(50)			18	払込	5,000
宮崎木材工芸新株	(50)	1,000	37,500	18	払込@12.5円	
宮崎木材航空						
（昭和19年1月28日改称）						
川崎重工業	(50)			17	買入	10,000
同　新株	(50)			17	買入	10,000
					払込@12.5円	
				18	買入	80,000
					評価損	
				19	評価損	
				20	評価損	
同　新株	(50)			18	払込	100,000
					評価益	
				19	評価損	
				20	評価損	
明電舎	(50)			18	買入	10,000
					評価損	
同　新株	(50)			18	払込	10,000
松下造船	(50)			18	買入	10,000
松下飛行機	(50)			18	買入	16,000
合計残高		20,856	1,186,123			
（化学工業株）						
倉敷絹織新株	(50)	14,000	672,000	20	評価損	
同　第二新株	(50)	15,000	301,500	20	評価損	
倉敷航空化工						
（昭和18年12月26日改称）						
満洲化学工業	(50)	5,000	225,000	16	評価損	
				20	評価損	
大日本セルロイド	(50)	1,000	62,150			
同　第一新株	(50)			17	払込	750
				19	払込@12.5円	
				20	払込@12.5円	
同　第二新株	(50)			19	払込	700
日本染料製造	(50)	13,030	1,129,701	16	評価損	
				17	評価損	
				19	合併㉖	Δ13,030
同　新株	(50)	13,030	452,141	16	評価損	
				17	評価損	
				19	合併㉖	Δ13,030
満洲軽金属製造	(50)	8,000	200,000			
同　新株	(50)			18	払込	12,000
東洋窒素工業	(50)	12,500	437,500	16	住友系へ	Δ12,500
帝國燃料興業	(50)	20,000	508,000	16	払込@10円	
				18	払込@10円	
同　新株	(50)			17	払込	8,000
					評価損	
				19	払込@15円	
				20	評価益	
写真化学工業	(50)	2,000	25,000	19	合併㉗	Δ2,000
三共	(50)			19	買入	1,375
同　新株	(50)			19	買入	16,625

月二十七日設立、資本金五四〇〇万円、住友金属四五万株、住友本社五万株、満州重工業五〇万株）。但シ当社ノ創立以来一年半、其ノ生産開始以来半年ニ過ギズシテ、経理状態モ調ハズ、且ツ通信杜絶ノ為、最近ノ状況不明ナリ。

(三)　住友系以外の企業の株式

「住友系以外の企業」の株式は、昭和十五年末の二〇四〇万円から昭和二十年末の三四一八万円へ、一三七八万円も増加しているが、これを株式の業種別にみれば、相当の消長があり、この増加のほとんどが「機械工業株」の増加であったことが明らかである。これは時代の要請もあり、連系・関係会社の発展の補足的な戦略からも「機械工業株」に積極的に投資されたことを意味している。以下業種別に異動をみていくこととする。

「銀行株」において「芸備銀行」については、次のように記されている。(43)

35,250		
△29,250	18,500	1,221,000
125,000		
125,000		
△500,000		0
500,000	10,000	500,000
62,500		
△187,500		0
187,500		
187,500	7,500	275,000
125,000		
△135,250	12,500	468,750
680,000		
△226,667		
△226,667		
300,000		
△100,000		
△100,000		
720,000		
△221,127		
△221,127		
80,000	9,800	684,412
11,375		
7,000		
6,125		
△525	350	23,975
1,183,470	143,100	6,050,462
△8,695	1,739	108,687
	1,739	43,475
	185	9,250
2,312		
2,312	185	4,625
	5,000	18,500
	100	8,000
	3,000	11,100
30,000	2,400	72,000
△240,000		0
75,000		
75,000		
△2,400		
75,000		
75,000		
△6,000		
75,000		
△24,000		
75,000	12,000	567,000
75,000		
75,000		

					受入㉗	500
					評価損	
	北海道人造石油	(50)	10,000	250,000	16 払込@12.5円	
					17 払込@12.5円	
					19 合併㉘	Δ10,000
	日本人造石油	(50)			19 受入㉘	10,000
	東洋アルミニウム	(50)	5,000	125,000	16 払込@12.5円	
					17 合併㉙	Δ5,000
	東洋軽金属	(50)			17 受入㉙	7,500
	三井軽金属				19 払込@25円	
	(昭和19年4月20日改称)					
	徳山曹達	(50)	10,000	479,000		
	同　新株	(50)			16 払込	2,500
					評価損	
	日本ベークライト	(50)			18 買入	9,600
					譲渡㉚	Δ3,200
					譲渡㉛	Δ3,200
	同　新株	(50)			18 払込	6,000
					譲渡㉚	Δ2,000
					譲渡㉛	Δ2,000
					19 買入	9,000
					譲渡㉚	Δ3,000
					譲渡㉛	Δ3,000
	同　新株	(50)			19 払込	1,600
	富士写真フィルム	(50)			18 買入	350
					19 払込@20円	
					20 払込@17.5円	
					評価損	
	合計残高		128,560	4,866,992		
	(土地建物株)					
	若松築港	(50)	1,739	117,382	18 評価損	
	同　新株	(50)	1,739	43,475		
	東洋拓殖	(50)	185	9,250		
	同　新株	(50)			16 払込	185
					18 払込@12.5円	
	開墾塩業	(50)	5,000	18,500		
	南米土地	(1,000)	100	8,000		
	南米拓殖	(50)	3,000	11,100		
	鐘淵拓殖					
	(昭和19年5月24日改称)					
	アマゾニア産業	(50)	2,400	42,000	16 払込@12.5円	
	鮮満拓殖	(50)	16,000	240,000	16 解散	Δ16,000
	台湾拓殖	(50)	6,000	149,400	16 払込@12.5円	
					17 払込@12.5円	
					20 評価損	
	同　新株	(50)			17 払込	6,000
					18 払込@12.5円	
					19 評価損	
					払込@12.5円	
					20 評価損	
					払込@12.5円	
	南洋拓殖	(50)	6,000	159,600	16 払込@12.5円	
					18 払込@12.5円	

芸備銀行、呉銀行、三次銀行、備南銀行、広島合同貯蓄銀行ハ、昭和二十年五月一日合併、新芸備銀行ガ設立セラレタルガ、当社ハ芸備銀行株ヲ所有シ居タル関係上、新会社株ヲ引受タリ。

「松山五十二銀行」は昭和十六年八月今治商業銀行、予州銀行と合併し、「伊予合同銀行」が設立された(44)。なお昭和十七年五月同社株式は全株住友銀行に譲渡された。

「朝興銀行」については、次のように記されている(45)。

昭和十八年十月一日漢城、東一両銀行合併ノ上、同行新設ニ伴ヒ漢城銀行株ニ対シ受入。

「信託株」において「加島信託」は昭和十一年一月三十日解散（信託勘定は三月大阪信託に引き継ぐ）、以後清算事務に入っていたが、昭和十八年末残余財産を分配して清算を完了した(46)。

「保険株」のうち、「摂津海上火災保険」は昭和十七年四月当局の合併要請により「大阪海上火災保険」に合併され

△4,800		
△16,800		
△30,000	6,000	258,000
△10,000		0
	25,000	750,000
37,500		
150,000		
150,000	9,000	450,000
112,500	4,500	112,500
62,500		
100,000		
87,500	5,000	250,000
125,000		
△125,000		0
5,000		
5,000	200	10,000
1,001,930	76,048	2,673,137
	200	10,000
2,500	500	7,500
△3,600	10,860	217,200
	300	4,500
	1,000	4,000
	500	5,000
△1,100	13,360	248,200
100,000		
100,000		
100,000	20,000	420,000
20,000		
△29,950		
△50		0
△5,000		0
10,000		
29,950		
5,000	899	44,950
△25,000		0
250,000		
25,000		
275,000	11,000	550,000
2,500		
2,500		
10,000		
△15,000		0
5,000		
5,000		
△10,000		0
15,000	300	15,000
60,000		
△60,000		0
60,000	1,200	60,000
60,000		
60,000	2,400	120,000

					評価損	
				19	評価損	
				20	評価損	
東日館	(20)	1,000	10,000	17	売却	Δ1,000
満洲拓植公社	(50)	25,000	750,000			
華北房産股份有限公司	(50)	3,000	112,500	16	払込@12.5円	
同　新株	(50)			17	払込	6,000
				18	払込@25円	
同　新株	(50)			19	払込	4,500
南洋倉庫新株	(50)			16	払込	5,000
				17	払込@20円	
				18	払込@17.5円	
同　新株	(50)			18	払込	5,000
					譲渡㉜	Δ5,000
大阪ビルヂング	(50)			17	譲受㉝	100
				19	譲受㉝	100
合計残高		71,163	1,671,207			
(ホテル株)						
オリエンタルホテル	(100)	200	10,000			
都　ホテル新株	(50)	500	5,000	16	払込@5円	
新大阪ホテル	(50)	11,040	220,800	16	売却	Δ180
札幌グランドホテル	(50)	300	4,500			
名古屋観光ホテル	(50)	1,000	4,000			
帝國ホテル	(50)	500	5,000			
合計残高		13,540	249,300			
(木材株)						
朝鮮林業開発	(50)	20,000	120,000	17	払込@5円	
				19	払込@5円	
				20	払込@5円	
北海道鉱山林業	(50)	800	10,000	16	払込@25円	
				18	合併㉞	Δ800
					＋合併交付金	
北海道林業物資配給統制	(50)	100	5,000	18	合併㉞	Δ100
北海道地方木材	(50)			17	払込	200
				18	受入㉞	599
					受入㉞	100
日本木材統制	(50)	1,000	25,000	17	合併㉟	Δ1,000
日本木材	(50)			16	払込	10,000
				17	受入㉟	1,000
				19	払込@25円	
和歌山県林材	(50)			16	払込	100
				19	払込@25円	
					受入㊱	200
					合併㊲	Δ300
新宮川林材	(50)			17	払込	200
				18	払込@25円	
				19	合併㊱	Δ200
和歌山県地方木材	(50)			19	受入㊲	300
高知県木材	(50)			16	払込	2,400
				19	解散㊳	Δ2,400
高知県地方木材	(50)			19	受入㊳	1,200
朝鮮木材	(50)			17	払込	2,400
				19	払込@25円	

た。[47] 次いで昭和十九年三月「大阪海上」が「住友海上」と合併して「大阪住友海上火災保険」が設立されたことは前述の通りである。

「鉄道株」では「高野山電氣鉄道」株は昭和十九年九月大軌証券（大阪電気軌道の持株会社[48]）に売却された。

「小田原急行鉄道」は親会社である鬼怒川水力電気が設備一切を日本発送電に出資したため、昭和十六年三月鬼怒川水力電気に合併され、同時に鬼怒川水力は「小田急電鉄」と改称した。[49] 次いで昭和十七年五月同社は東京横浜電氣鉄道に合併され、「東京急行電鉄」と改称した。[50] しかし十七年十一月同社株は全株住友信託に譲渡された。

「京阪神急行電鉄」株については、次のように記されている。[51]

昭和十八年十月一日、京阪電鉄及阪急電鉄合併ノ上、同社ヲ新設シタルガ、之ニ伴ヒ従来所有ノ京阪電鉄株ニ対シ、一対一ノ割合ヲ以テ新会社株ノ割当交付ヲ受ケ、上記株数（註、第28表）所有スルニ至ル。

50,000		
Δ50,000		0
2,500		
2,500		
Δ5,000		0
10,000		
50,000		
5,000	1,300	65,000
2,500		
Δ2,500		0
2,500		
Δ2,500		0
2,000		
2,000	80	4,000
26,750		
26,750		
Δ53,500		0
53,500		
10,000	1,270	63,500
2,500		
2,500	100	5,000
12,500	500	12,500
10,000	200	10,000
1,209,950	39,249	1,369,950
	1,200	19,200
	10,000	64,000
	20	220
	1,400	700
Δ1,800		
Δ150		
150	1,500	65,700
	74,680	933,500
	28,540	356,750
Δ2,750	27,500	145,750
125,000	10,000	125,000
Δ44,220		0
Δ19,803		0
	3,500	137,200
28,750	2,300	51,926
1,500		
2,500	200	5,000
Δ630,000		
630,000		
1,100,000	43,000	1,730,000
	500	5,000
	1,000	25,000
10,221		
12,248		

宮崎県木材	(50)			17	払込	1,000
				19	合併㊴	Δ1,000
九州樅梱材	(50)			17	払込	100
				18	払込@25円	
				20	合併㊵	Δ100
宮崎県地方木材	(50)			19	払込	200
					受入㊴	1,000
				20	受入㊵	100
西播木材統制	(50)			17	払込	100
				19	合併㊶	Δ100
兵庫県木材	(50)			19	受入㊶	100
					合併㊷	Δ100
兵庫県地方木材	(50)			19	受入㊷	80
				20	払込@25円	
愛媛県木材	(50)			17	払込	1,070
				19	払込@25円	
					合併㊸	Δ1,070
愛媛県地方木材	(50)			19	受入㊸	1,070
				20	買入	200
九州樫材	(50)			17	買入	100
				18	払込@25円	
京城薪炭	(50)			17	払込	500
奈良県地方木材	(50)			19	払込	200
合計残高		21,900	160,000			
(雑株)						
〈投資〉						
東亜興業	(50)	1,200	19,200			
同　新株	(50)	10,000	64,000			
海外興業	(50)	20	220			
中日実業	(100)	1,400	700			
東北興業	(50)	1,500	67,500	16	評価損	
				17	評価損	
				20	評価益	
北支那開発	(50)	74,680	933,500			
中支那振興	(50)	28,540	356,750			
北海道開発	(50)	27,500	148,500	16	評価損	
日満企業	(50)			16	払込	10,000
〈運輸通信〉						
大阪毎日新聞社	(100)	536	44,220	17	売却	Δ536
同　新株	(100)	483	19,803	17	売却	Δ483
大日本航空	(50)	3,500	137,200			
同　新株	(50)	2,300	23,176	17	払込@12.5円	
同　第二新株	(50)	200	1,000	16	払込@7.5円	
				17	払込@12.5円	
満洲航空優先株	(500)	2,100	630,000	17	譲渡㊹	Δ2,100
同　新株	(50)			17	受入㊹	43,000
					評価益	
〈その他〉						
満洲棉花	(50)	500	5,000			
日伯棉花	(50)	1,000	25,000			
コツトレル組合出資金			65,877	16	出資金	
				17	出資金	

「東京高速鉄道」は、昭和十六年九月一日、東京地下鉄道、京浜地下鉄道等と共に、帝都高速度交通営団（同年七月設立）に合併され、解散した[52]。

「近畿日本鉄道」株について、かつて住友合資会社が保有していた「阪和電氣鉄道」株二〇〇〇株は、住友本社設立時に住友家に配分された（「住友合資会社の解散と株式会社住友本社の設立」第13表）。その後昭和十五年十二月一日同社は南海鉄道に吸収合併されたため、住友家は代わりに南海株一六〇〇株を受け入れ、さらに昭和十九年六月一日南海鉄道が関西急行と合併し、近畿日本鉄道が設立されたので、代わりに同社株一六〇〇株を受け入れた。住友本社が同社株を買い入れたのは、こうした従来の関係に加え、この買い入れが上記「高野山電氣鉄道」株の大軌証券に対する売却と同日付で、大軌証券から行われていることから判断すると、売却に対する見返りの意味合いが強いと思われる。

「電氣瓦斯株」では、「日本電力」、「九州送電」、「東北振興電力」の各社は「日本発送電」に吸収合併された。「九州

13,183		
6,172		
2,166		109,869
50,000	9,000	80,000
152,500		
Δ152,500		0
152,500		
152,500	3,050	305,000
62,500	2,500	62,500
210,125		
Δ210,125		0
43,023		
Δ43,023		0
135,000		
Δ15,800		
90,000		
Δ8,300		
Δ1,500		
26,500		
Δ51,900	2,000	174,000
50,000	2,000	50,000
75,000	1,500	75,000
1,949,669	225,390	4,521,316
13,774,974	1,069,465	34,183,108

				18	出資金	
				19	出資金	
				20	出資金	
大阪輸出振興	(50)	5,000	30,000	17	買入	4,000
日本貿易振興						
(昭和16年1月18日改称)						
日本雑貨交易統制						
(昭和18年11月20日改称)						
日本協同証券	(50)			16	払込	6,100
				17	合併㊺	Δ6,100
戦時金融金庫	(100口)			17	受入㊺	3,050
				19	払込@50円	
日本金属配給	(50)			17	払込	2,500
金属配給統制						
(昭和19年1月26日改称)						
日電興業	(50)			17	電気瓦斯株から⑭	5,125
					売却	Δ5,125
同　新株	(50)			17	電気瓦斯株から⑭	4,218
					売却	Δ4,218
三井物産	(50)			17	譲受㊻	1,000
三井本社				18	評価損	
(昭和19年2月25日改称)						
同　第一新株	(50)			17	譲受㊻	1,000
				18	評価損	
				19	評価損	
					払込@26.5円	
				20	評価損	
同　新株	(50)			20	払込	2,000
三井物産	(50)			19	買入	1,500
合計残高		160,459	2,571,647			
総計残高		719,815	20,408,134			

註：「16～20年増減」欄の下線は、新旧両株の合併を示す。昭和20年8月15日以降の社名変更は省略。
①昭和20年5月1日芸備銀行設立。②昭和16年8月30日伊予合同銀行設立。③譲渡先住友銀行。④漢城銀行・東一銀行合併、昭和18年10月1日朝興銀行設立。⑤残余財産分配金受入。⑥昭和17年4月1日大阪海上は摂津海上を合併。⑦譲受先住友信託。⑧譲渡先住友生命。⑨昭和16年3月1日鬼怒川水力、小田原急行鉄道を合併、小田急電鉄と改称。⑩昭和17年5月1日東京横浜電気鉄道、小田急電鉄を合併。東京急行電鉄と改称。⑪譲渡先住友信託。⑫阪神急行電鉄に合併。昭和18年10月1日京阪神急行電鉄設立。⑬日本発送電に吸収。⑭事業目的変更のため。⑮昭和17年4月1日九州配電設立。⑯残余財産分配金受入。⑰譲受先住友化学。⑱昭和19年7月1日帝國石油に合併。⑲残余財産分配金受入。⑳昭和16年7月1日帝國石油資源開発に合併。㉑昭和18年4月30日帝國鉱業開発に合併。㉒昭和18年1月20日帝國石油に合併。㉓帝國鉱業開発新株と交換。㉔昭和16年9月1日帝國石油に合併。㉕昭和16年7月1日日本国際航空工業に合併。㉖昭和19年7月1日住友化学に合併。㉗昭和19年11月4日三共に合併。㉘昭和19年10月1日北海道人造石油、尼崎人造石油、三池石油合成合併。日本人造石油設立。㉙昭和17年2月17日東洋軽金属に営業譲渡。㉚譲渡先住友金属。㉛譲渡先住友化学。㉜譲渡先住友倉庫。㉝譲受先住友生命。㉞昭和18年4月1日北海道地方木材に合併。㉟昭和16年8月18日日本木材に合併。㊱昭和18年11月5日和歌山県林材に合併。㊲昭和19年11月4日和歌山県地方木材に合併。㊳昭和18年12月15日解散。11月30日高知県地方木材設立。㊴昭和19年2月29日宮崎県地方木材に合併。㊵昭和20年9月19日宮崎県地方木材に合併。㊶昭和18年4月30日兵庫県木材に合併。㊷昭和18年11月22日兵庫県地方木材に営業譲渡。㊸昭和19年7月12日愛媛県地方木材に合併。㊹満洲航空改組。㊺昭和17年4月18日戦時金融金庫に合併。㊻譲受先三井総元方。

第29表　公　社　債

（単位：円、円未満切り捨て）

銘柄	昭和15年末	16～20年増減			20年末
		年	内容	金額	
（国債）					
甲ろ号五分利公債	518,000				518,000
ほ号支那事変国庫債券	340,623	20	譲受①	58,890	399,513
第三回支那事変特別国庫債券	39	16	売却	Δ39	0
そ号三分半利国庫債券	314,580	20	譲受②	49,150	363,730
や号支那事変国庫債券		16	買入	25,480	
		17	買入	49	25,529
い号大東亜戦争国庫債券		17	買入	17,738	
			受入③	294	18,032
ろ号大東亜戦争国庫債券		17	買入	41,650	
			受入④	1,274	
		18	受入④	686	43,610
は号大東亜戦争国庫債券		17	買入	51,156	
			受入⑤	98	
			受入⑥	441	51,695
ほ号大東亜戦争国庫債券		17	買入	56,791	
			受入⑦	490	
			受入⑧	686	
			受入⑨	588	
		18	買入	588	
			受入④	1,176	
			受入⑩	5,390	65,709
へ号大東亜戦争国庫債券		18	買入	98	
			受入⑥	637	
			受入⑩	490	
			受入③	98	
			受入⑪	784	
			受入⑫	1,029	
			受入⑦	196	3,332
と号大東亜戦争国庫債券		18	買入	31,160	
			受入⑤	98	
			受入③	686	
			受入⑦	294	
			受入⑧	686	
			受入④	1,078	
			受入⑨	588	
			受入⑬	490	35,280
い号大東亜戦争特別国庫債券		18	買入	265,000	
			受入⑥	500	
			受入⑭	300	

			受入⑤	300	
			受入⑬	200	
			受入⑦	400	
			受入⑧	600	
			受入⑮	100	
			売却	Δ30,700	257,300
ろ号大東亜戦争特別国庫債券		19	買入	172,600	
			受入⑯	100	
			受入⑰	14,100	
		20	譲受②	20,000	206,800
は号大東亜戦争特別国庫債券		19	買入	257,200	
		20	譲受②	20,000	
			振替⑱	30,400	307,600
な号三分利国庫債券		19	譲受⑲	216,260	216,260
つ号三分利国庫債券		20	譲受①	88,470	88,470
に号大東亜戦争特別国庫債券		20	買入	23,700	
			振替⑱	Δ23,700	0
(社債)					
川村女学院債	925	16	一部繰上償還	Δ25	
		17	一部繰上償還	Δ50	
			寄附⑳	Δ850	0
第一回東京交通債券		17	受入㉑	118,703	118,703
合計残高	1,174,167			1,545,396	2,719,564

註：①譲受先住友竈㈱。②譲受先住友元夫。③受入先北樺太鉱業(役員賞与)。④受入先大阪商船(役員賞与)。⑤受入先大阪ビルヂング(役員賞与)。⑥受入先帝國酸素(役員賞与)。⑦受入先藤倉電線(役員賞与)。⑧受入先日本製鉄(役員賞与)。⑨受入先北支那開発(役員賞与)。⑩受入先倉敷紡織(退職慰労金)。⑪受入先アマゾニア産業(退職慰労金)。⑫受入先日本染料製造(退職慰労金)。⑬受入先加島信託分配金。⑭受入先金属供出代金。⑮受入先陸軍省。⑯受入先帝國特殊製鋼(役員賞与)。⑰受入先住友海上火災(退職慰労金)。⑱仮払金。⑲譲受先住友家会計。⑳寄附先川村女学院。㉑受入先東京高速鉄道残余財産分配金。

水力電気」は昭和十八年四月一日設立された「九州配電」に事業譲渡し解散、代わりに受け入れた「九州配電」株は十八年四月全株住友信託へ譲渡された。「大日本電力」は十八年二月解散した。

「鉱業株」では、「北樺太石油」は昭和十九年七月一日「帝國石油」に合併された。

「協和鉱業」は「帝國石油資源開発」に合併され、さらに同社は「帝國石油」に合併された。この間の経緯は次の通りである。(53)

政府ニ於テハ石油国策確立ノ第一着手トシテ、海外油田ノ調査並其利権獲得ヲ目論ミ、之ヲ三井、三菱及当社ニ下命シタルニ付、昭和十一年六月協和鉱業ヲ設立、当社ヨリ一六五万円(三万三〇〇〇株、

@五〇円、持株率三〇%）ヲ出資シタリ。其ノ後時局ノ緊迫化ニ伴ヒ、政府ニ於テハ国内石油部門ヲ一元化スル為、協和鉱業ヲ一旦帝國石油資源開発ニ一一対四〇ノ比率ヲ以テ吸収合併ノ上、之ヲ母体トシテ特別法ニ基ク帝國石油株式会社ヲ創立スルコトニ決定、右ニ伴ヒ当社ハ上記協和鉱業株三万三〇〇〇株（@五〇円）ニ対シ、一旦石油資源開発株一二万株（@一二円五〇銭）ヲ受入レタル上、改メテ帝國石油ノ株主トナリタリ。

「日本産金振興」及び「帝國鉱業開発」については、次のように説明されている。(54)

昭和十八年四月三十日「日本産金振興」ハ「帝國鉱業開発」ヘ合併、「日本産金振興」株所有株六万八〇〇〇株受入。昭和十八年十月一日「朝鮮鉱業振興」新設ニ乗換ノ為、三万四〇〇〇株払出、現在三万四〇〇〇株トナレリ（註、合併した「日本産金振興」の朝鮮部門を一括「朝鮮鉱業振興」へ譲渡した）。

「太平洋石油」は昭和十八年一月二十日「帝國石油」に合併された。

「昭和石炭」は、昭和十五年四月「石炭配給統制法」が公布され、これに基づき一元的石炭買取販売機関として「日本石炭株式会社」が設立され、十月から業務を開始したため、十六年三月解散、清算された。(55)

「宇久須鉱業」株引受の事情は次の通りである。(56)

アルミニウム国内資源ノ利用ニ関シテハ、予而当局ニ於テ考究中ノ処、昭和十八年末軍需省非鉄金属局長ヨリ宇久須鉱山ノ鉱業権者タル佐藤謙三ニ対シ、之ガ稼行方下命アリタル処、本鉱山ニ対スル過去八年間ノ特別関係（註、住友アルミニウム製錬がかつて放棄した筈のプロジェクトがこの時期に復活した）(57)並国内原鉱石（註、明礬石）開発ヲ必要トスル現下ノ情勢ニ鑑ミ、佐藤ト共同シテ本鉱山稼行ノ為新会社ヲ設立スルコト、ナリタリ。

なお同社は資本金三〇〇万円（全額払込）をもって昭和十九年六月設立され、株主は佐藤一族二万株、帝國軽金属統制二万株、土肥鑛業一万六〇〇〇株、住友本社四〇〇〇株であった。空席であった社長には昭和二十年五月住友鑛業常務近

藤次彦が就任した。

「三井鉱山」株取得の経緯は次の通りである。[58]

同社ハ資本金二億円ヲ四億円ニ増加ノ際、其ノ増資新株式四〇〇万株ヲ同社株主(三井本社ヲ除ク)並ニ三井本社株主(三井家ハ辞退)ニ対シ一対一ノ比率ヲ以テ割当ツルコトニナリ、当社ニ対シテモ其ノ所有三井本社株式二〇〇〇株(旧一〇〇〇株、新一〇〇〇株)ニ対シ同数ノ割当ヲナシ来リタル処、同社ハ三井財閥ノ連系会社トシテ重工業方面ニ立遅レル同財閥最重点会社タルト共ニ、我ガ国屈指ノ鉱業会社トシテ予而ヨリ定評アリ、旁前期(十九年上期)配当ハ一割ヲ維持シ居リ、株価モ良好ナレバ之ガ割当ヲ引受ケタルモノナリ。

「機械工業株」において、「国際工業」は「昭和十六年五月ニ至リ、日本航空工業株式会社ト対等合併ヲ為シ、茲ニ日本国際航空工業株式会社ヲ設立スル事トナリタル為、当社又国際工業株式ヲ提供、新会社株式五〇〇〇株ヲ取得シタリ」。[59]

「川崎重工業」株取得の経緯は次の通りである。[60]

当社、川崎重工業ニ於テハ、従来共同経営ニ係ル静狩金山株式会社ヲ通ジ、事業的ニ相当密接ナル関係ニアリタル処、今般住友金属工業和歌山製鉄所設立ニ伴ヒ、其ノ連系ヲ更ニ緊密ナラシムル為、大阪商船、山下汽船所有同社株式各一〇万株ヲ肩代リスルコト、ナレリ(註、本社一〇万株の他、金属九万株、銀行一万株取得)。

「明電舎」株式取得の事情は次の通りである。[61]

当社ハ従来ヨリ順調ナル発展ヲ辿リタルモ、大東亜戦争勃発スルヤ各方面ヨリノ受注激増シ、生産拡充ノ為ノ資金調達、増産計画実施ヲ企図セルモ、有力ナル資金的背景ヲ欠ク為、意ノ如クナラズ、有力ナル財団トノ提携ヲ希望シ居ル所、一方電氣工業、通信工業ニ於テハ電動機其ノ他強電関係機器ノ需要大ニシテ、適当ナル電動機製造会社

ト事業的友好関係ヲ結ブ要アリ。又将来住友ノ強電関係部面進出ニ際シ、此業種ノ中堅会社ト提携シ置ク事必要ニシテ、住友、明電舎ノ利害一致シ、資本ノ交換、事業的ニ相互ノ便益ヲ計ルベキ旨ノ覚書（註、資料35及び36）ヲ昭和十八年二月本社、電工、通信工業ト明電舎トノ間ニ交換セリ。ソノ結果、住友側ニ於テハ本社、電工、通信工業各明電舎株一万株（全額払込済）ヲ、明電舎側ニ於テハ住友金属株一万一〇〇〇株、電工、通信工業株各八〇〇〇株ヲ所有スルコト、ナレリ。

「松下造船」は昭和十八年四月資本金一〇〇〇万円（全額払込）で、又「松下飛行機」は昭和十八年十月資本金三〇〇〇万円（七五〇万円払込）で、いずれも大阪府北河内郡門真町（現門真市）に設立された。会長は両社共松下電器産業社長松下幸之助であった。それ以前に住友通信工業社長梶井剛によれば、松下は航空機用無線機（H・D・F・F）の生産を軍から命ぜられ、梶井に生産指導を乞うたという。(62)

そののち、松下さんはH・D・F・Fの生産をきっかけにして、軍から木製飛行機をつくれといわれて木製飛行機の工場をつくりました。それからまた木造船をつくれといわれて堺にその工場をつくったのですが、(63)その木造船工場で松下さんの両腕になって働いていた人は、現在三洋電機社長の井植歳男（註、松下造船社長）―この人は松下さんの奥さんの弟さんです―それとやはり親類の人で亀山（註、武雄松下飛行機社長）という二人でした。

住友本社が松下電器産業から両社の株式を買い入れた経緯は「特命」としか記されていないので、(64)軍から総理事古田俊之助に要請があったものと推測される。

「化学工業株」において、「日本染料製造」は昭和十九年七月住友化学に合併された。

「写真化学工業」は昭和十九年十一月企業整備に伴う事業休止により、「三共」に合併された。それより先十月に住友本社は「三共」株を買い入れた。その経緯は次の通りである。(65)

塩原(三共代表者)ト住友トノ関係ハ、日本ベークライトトノ関聯ニ於テ合成樹脂工業所(現在ノ化工材ノ母体)ヲ通ジ間接的ニ関係ヲ有スルニ始レリ。即チ塩原ハ合成樹脂ノ株ヲ有シ、住友(本社、化学)ハ日ベノ株ヲ有シ、相互ニ友好的関係ヲ保チ居リシガ、昭和十九年塩原ノ経営ニ係ル三共株式会社ガ、其ノ資本金一五〇〇万円ヲ三〇〇〇万円ニ増資セル際、ソノ所有ニ係ル三共株式六万五〇〇〇株(@五〇円)ヲ住友ヘ譲渡シタキ旨申出アリ。住友ハ塩原トノ従来ノ事業的友好関係ヲ考慮シ、之ヲ引受クルコトトシ、各社ニ割当タリ(本社一万八〇〇〇株、化学一万七〇〇〇株、銀行、信託、生命各一万株)。即チ住友ト塩原トノ関係ハ、相互支配会社ノ株所有ニヨリ、友好関係ヲ更ニ親密ニセル次第ニシテ、引受事情モ事業的支配欲ノ結果ニ非ザルコト明瞭ナリ。

「北海道人造石油」は、昭和十九年十月尼崎人造石油、三池石油合成と合併して、「日本人造石油」が設立された。

「東洋アルミニウム」は、昭和十六年十二月西鮮化学と合併し、「東洋軽金属」が設立された。その事情は次の通りである。(66)

当社及化学工業ハ、東洋アルミニウム株式五〇〇〇株(@二五円払込)(註、その後第二回二円五〇銭払込)宛ヲ所有ノ処、昭和十六年朝鮮総督府ノ勧奨ニ基キ、西鮮化学ト対等比率ニテ合併、東洋軽金属ヲ新設セルヲ以テ、彼是熟考ノ末化学ト同様七五〇〇株(@二五円払込)引受ノコトトセリ。

「日本ベークライト」株買い入れの事情は次の通りである。(67)

昭和十三年住友化学ニ於テ、メタノール、ホルマリン工業ノ操業開始ニ伴ヒ、ホルマリンノ利用方法トシテ、合成樹脂工業トノ事業的関聯ノ必要生ゼシ為、本邦斯業ノ太宗タル日本ベークライトニ提携方申入レタル結果、住友化学、ベークライト共同出資ノ下ニ株式会社合成樹脂工業所ガ設立セラレタリ。従ツテ日本ベークライトトノ関聯ハ直接的デハ無ク、間接的ニ事業的関係ヲ有スルニ至ツタガ、昭和十八年本社、化学ガベークライト株ヲ所有スルニ

至ツテ、住友トベークライトトノ関係ハ、ヨリ濃厚トナリタリ。

「富士写真フィルム」株買い入れの事情は次の通りである。(68)

大日本セルロイドヨリ同社ノ子会社タル富士写真フィルム会社ノ新株ヲ分譲スベキ旨案内アリタル処、右ハ事業上ノ関係無ク、且株数モ少数ナルモ、其優良性ニ鑑ミ不取敢之ヲ譲受ケ、後日化学工業又ハ生命保険ヘ譲渡スル予定ナリ。

「土地建物株」では、「鮮満拓殖」が昭和十六年六月一日「満洲拓植公社」に合併され、解散した。(69)又「東日館」株は全株親会社である東京日日新聞社へ売却された。

「南洋倉庫」株式引受の事情は次の通りである。(70)

南洋倉庫ハ、今般東亜共栄圏樹立ニ伴フ南進国策実現ノ一助トシテ、南洋各地へ事業拡張ノタメ、四二〇万円ヲ増資ニ決定、旧株主（石原産業ヲ除ク）ニ対シ「旧一株対新五株」ノ割合ヲ以テ之ヲ割当ツル外、残額一九一万円ヲ一般ヨリ公募スベク、住友本社及住友海上ニ対シテモ一部引受方依頼アリタリ。扨住友本社トシテハ従来同社トハ業務上何等直接ノ関係ヲ有セザルモ、時局下同社事業ノ国策的性質ニ鑑ミ、旁石原産業トノ今後ノ関係ヲ考慮シ、或程度申込ニ応ズルコト適当ト思料セラレ、又住友海上ニ於テハ従来南洋倉庫ハ海上保険並海損精算ニ関スル代理店タル関係アリ、今後モ一層営業上ノ関係ヲ密接ニシ度キ希望ヲ有スルヲ以テ、両社ニ於テ引受ノ事ニ決定セリ。

「大阪ビルヂング」株式取得の理由は次の通りである。(71)

河井監事同社監査役ニ御就任ニ伴ヒ（註、同社社長中橋武一の要請によるものか）(72)、定款規定ノ役員責任持株一〇〇株ヲ生命保険ヨリ譲受ケタルモノナリ。

昭和十九年四月大島監事河井氏ニ代リ同社監査役ニ就任ニ際シ、上記理由ニ依リ、更ニ一〇〇株生命ヨリ譲受ケタ

リ。

「木材株」は昭和二十年四月「諸株」の中から独立した。「木材株」の取得はすべて住友本社直轄の林業所の関係である。「北海道鉱山林業」と「北海道林業物資配給統制」の二社は、昭和十八年四月「北海道地方木材」に吸収合併された。同社は昭和十七年五月設立され、その株式引受事情は次の通りであった。(73)

時局下木材ノ需給調整ヲ図ル為、昨年三月公布実施ヲ見タル木材統制法ノ趣旨ニ基キ、北海道ニ於テハ道内木材ノ生産配給機構整備上同社ヲ設立ノ運トナリタルガ、北海道ニ於テ重要ナル地位ヲ占メル林業所トシテハ、道内生産木材ノ一元的統制ヲ図ルベキ同社ト、今後事業運営上密接ナル関係ヲ保持シ置クコトハ必要ト思料サル。就而上記ノ事情ヲ以テ二〇〇株引受ノコト、シタリ。

「日本木材統制」は昭和十七年一月「日本木材」に吸収合併された。同社は昭和十六年七月設立され、その株式引受事情は次の通りであった。(74)

政府ニ於テハ木材需給ノ調整ヲ図ランガ為、木材統制法ヲ公布シ、統制ノ第一段階トシテ日本木材統制(当時持株一〇〇〇株)ヲ指定会社トシテ、同社ヲシテ暫定的ニ木材ノ統制ニ当ラシメタリ。而シテ当局ハ之ニテ満足セズ、同社ヲ改組シ、更ニ強力ナル新統制会社ヲ設立セントシ、官民協力シテ日本木材(資本金五〇〇〇万円)ヲ設立スルコト、ナリ、当社ニ対シテモ之ガ株式引受ケ方懇請アリ。当社トシテモ北海道、九州及四國ニ於ケル山林経営並木材ノ消費等右統制会社トハ相当ノ関聯アリ、且又国策ニ協力スル意味合ヨリ他社トノ振合ヲ考慮ノ上更ニ一万株引受ノコト、セリ。

「和歌山県林材」は昭和十六年十一月設立された。その株式引受事情は次の通りである。(75)

木材ノ需給関係逼迫セルニ対シ、木材統制法ノ実施ニヨリ各地方木材会社ノ設立ヲ見タルガ、和歌山県ニ於テモ、

之ガ具体案ノ設立ヲ見、同県当局ヨリ林業所ニ対シ、応分ノ出資方勧奨アリタリ。林業所トシテハ曩ニ同県ニ於テ約七〇〇町歩ノ山林ヲ買収シ、予定ノ事業実行ニ着手シツツアリ、同山林ヨリ生産スル木材ノ処分ニ付テハ密接ナル関係アルニ鑑ミ、之ガ引受ノコト、セリ。

次いで「新宮川林材」が昭和十七年三月設立された。同社株式引受の事情は次の通りである。(76)

時局下木材ノ需給調整ヲ図ル為、曩ニ政府ニ於テハ木材統制法ヲ公布、之ガ実施ヲ見ルニ至リタル次第ナル処、上記統制法ノ趣旨ニ則リ、政府ノ指示ニ基キ、地方木材株式会社ノ中核体トナルベキ企業組織体トシテ今回和歌山県新宮川流域ニ於ケル木材ノ一元的統制ヲ図ル為、森林所有者、木材業者、製材業者其他関係筋ノ出資ニ依リ会社設立ノコト、ナリタルガ、林業所トシテハ現ニ同区域ニ於テ約七〇〇町歩ノ山林（熊野事務所）ヲ所有致居リ、同山林ヨリ生産スル木材ノ処分ニ付テハ、密接ナ関係アリ、今後事業運営上同社ト緊密ナル関係ヲ保持シ置クコト必要不可欠ノ次第ニ付、株式応募ノコト、セリ。

昭和十八年十月「新宮川林材」は「和歌山県林材」に合併され、さらに「和歌山県林材」は昭和十九年十一月「和歌山県地方木材」に改組した。

「高知県木材」は昭和十六年十一月設立された。同社株式の引受事情は次の通りである。(77)

同社ハ地方木材株式会社ガ設立セラルヽ迄木材統制ニ関スル暫定的機構トシテ設立セラルヽモノニシテ、将来四國各県ノ木材会社ヲ母体トシテ、四國ニ於ケル地方木材株式会社ノ設立ヲ見ル予定ナリ。即チ同社設立斡旋指導者タル高知営林局及県当局ニ於テハ、高知県本川町及大川村ノ山林所有者タル当社ヘモ引受方勧奨アリ。上記山林経営ニ関シ、今後同社トノ間ニ生ズベキ関係及設立斡旋者ノ点ヨリ考慮シ、引受ノコト、セリ。

同社は昭和十九年十二月「高知県地方木材」に改組された。

「朝鮮木材」は昭和十六年十二月設立された。同社株式の引受事情は次の通りである。[78]

支那事変以来、軍需及生産拡充用資材ノ需要激増ニ加ヘ、国内建設事業ノ発展ハ益々用材需給ノ不均衡ヲ招来スルニ至リ、従来ノ如キ自由取引ニ放任スルコトハ、国家目的ノ遂行上支障不尠ニ鑑ミ、曩ニ内地ニ於テハ日本木材株式会社ノ設立ヲ見タル次第ナル処、今回朝鮮ニ於テモ右同一ノ主旨ヲ以テ、本件会社ノ設立ヲ企図セラレタル次第ナリ。住友トシテハ鮮内林業ニ相当ノ関聯アリ、国策的見地ヨリ見ルモ当然引受クベキモノト思料シタルモノナリ。尚引受株数ハ多数ニ過ギル嫌アルモ、朝鮮ニ於ケル企業数少キ点及他社ノ振合上割当通リ之ガ引受ノコト、セリ。

「宮崎県木材」は昭和十七年三月設立された。同社株式の引受事情は次の通りである。[79]

木材統制法ノ実施ニ伴ヒ、林業所富島支所事業区域タル宮崎県ニ於テモ、同法ノ趣旨ニ基キ同社ヲ設立ノコト、ナリタルガ、多年ニ亘リ、宮崎県内ニ於テ林業経営中ノ林業所トシテハ、県下木材及製材ノ一元的統制ヲ図ルベキ同社トハ、今後事業運営上密接ナル関係ヲ保持スルハ必要ト思料サル、ヲ以テ、同社設立ニ際シ、一〇〇〇株ダケ応募ノコト、シタリ。

「九州樅栂材」は昭和十七年一月設立された。同社株式取得の事情は次の通りである。[80]

九州樅栂材株式会社ニ於テハ当初募集設立ノ筈ナリシ処、発起設立トナリタル為、予定ノ出資ヲナシ得ザリシモ、林業所トシテハ同社株式ヲ所有シヲラザル事ガ種々事業上ノ不利ヲ来スコト、ナリタルニヨリ、山下清治(同社常務)ヨリ分譲ヲ受ケタリ(註、昭和十七年五月)。

その後昭和十九年一月「宮崎県地方木材」が設立されると、二月「宮崎県木材」は同社に合併され、さらに二十年九月「九州樅栂材」も又同社に合併された。

「西播木材統制」は、昭和十七年五月設立された。同社株式の引受事情は次の通りである。[81]

兵庫県宍粟郡ニ於テハ、隣接佐用郡ト共ニ木材ノ生産及配給ノ統制機関トシテ同社設立ノコト、ナリタルガ、附近ニ所管山林約三八〇町歩ヲ有スル林業所戸倉事務所トシテハ、目下製材工場建設準備中ニシテ近ク操業開始ノ上ハ、ソノ製品処分等ニ付同社ト密接ナル関係ヲ有シ、同社ニ出資シ置クハ、将来事業運営上利便不尠点ヲ思慮ノ上、一〇〇株引受ノ形式ニテ譲受タルモノナリ。

なお同社は昭和十八年四月「兵庫県木材」に合併され、さらに「兵庫県木材」は同年十二月「兵庫県地方木材」に合併された。

「愛媛県木材」は昭和十七年四月設立された。同社株式の引受事情は次の通りである。(82)

本会社ハ木材統制法ニ依リ四國地方ノ木材統制ニ任ズベキ、四國地方木材株式会社ノ母体トシテ設立セラル、モノニシテ、愛媛県下木材ノ統制機関ナルヲ以テ、同県下ニ広大ナル山林ヲ有スル本社トシテハ事業運営上重大ナル関係アリ。且一種ノ国策会社ナル以上国策ニ協力スルノ意味ニ於テ之ガ引受ノコト、セリ。

同社は昭和十九年七月合併により「愛媛県地方木材」と改称された。

「九州樫材」は昭和十七年一月設立された。同社株式取得の事情は次の通りである。(83)

九州樫材株式会社ニ於テハ、当初募集設立ノ筈ナリシ処、発起設立トナリシ為、予定ノ出資ヲナシ得ザリシモ、林業所トシテハ同社ニ参加シ居ラザルコトガ種々事業上ノ不利ヲ来スコト、ナリタル為、桐原篤造（註、同社常務）ヨリ分譲ヲ受ケタリ（註、同年八月）。

「京城薪炭」は昭和十七年十二月設立された。同社株式引受の事情は次の通りである。(84)

京城（註、現ソウル）附近ノ薪炭配給機関トシテ京城薪炭卸売商業組合、京城燃料小売商業組合及朝鮮木炭協会ノ三者鼎立シアリシガ、此ノ種配給ノ一元的統制化ヲ図ル為、当局ノ指示ニ基キ、之等団体ヲ合併シ、同社ヲ設立スル

コト、ナリ、林業所ニ対スル出資方懇請アリタリ。林業所トシテハ鮮内ニ於ケル事業経営上将来ニ摩擦ヲ顧慮シ引受ノコト、セリ。

「奈良県地方木材」は昭和十九年七月設立された。同社株式の引受事情は次の通りである。(85)

決戦下林材界ノ推移ニ伴ヒ、木材統制法ノ趣旨ニ基ク木材生産配給ノ実体タルベキ地方木材会社ノ設立ヲ喫緊ノ要務トナスニ至リ、各地ニ於テモ県木社(註、県木材会社)ヲ吸収合併シ、地方木材会社ノ設立ヲ急ギ居ル情勢ナル処、奈良県ニ於テモ奈良県地方木材ノ設立セラル、コト、ナリ、奈良県林材ヨリ林業所ニ対シ出資方懇請アリタリ。林業所ニ於テハ奈良県内ノ素材生産実施中ナルニ付、地木社(註、地方木材会社)ニ対スル発言権保有ノ要アルコト及ビ将来同県内ニ於ケル製材業ノ許可ヲ受クルガ如キ場合、持株ガ条件トナル事等今後同県ニ於ケル事業ノ発展ニ備ヘル為、之ガ引受ノコト、ナリタリ。

有価証券元帳の「その他会社」(の株式)の分類中「その他」の業種の株式は、従来「諸株」とされてきたが、昭和二十年四月から「雑株」に変更された。そのうち主なものを便宜的に「投資」株、「運輸通信」株として摘出している。

「投資」株では、昭和十六年五月に設立された「日満企業」の株式を引き受けた。その経緯は次の通りである。(86)

栗本勇之助氏(註、栗本鐵工所会長)ヲ中心トシテ、満洲国ニ於ケル各種事業ノ企劃、助成、投資並経営其他ニ関スル事業遂行ノ目的ヲ以テ設立セラレ、住友ニ対シ之ガ株式一万株引受方並古田総理事ニ発起人受諾方ノ懇請アリタリ。同社ノ事業ノ性質並発起人ノ顔触等ヨリ考察スル時ハ、遽カニ賛成シ難キモノアルモ、住友ノ満洲トノ関係並同社ノ国策的意義及他社トノ振合上住友トシテ応分ノ援助ハ止ムヲ得ザル可ク思料セラル、ニ付、就テハ総理事個人名義ヲ以テ発起人トナリ、一万株引受ノコト、ナリタリ。

「運輸通信」株では「大阪毎日新聞社」株式はすべて昭和十七年七月大阪毎日向上会へ売却された。

「満洲航空」は、昭和十六年七月二十一日に開催された臨時株主総会に提案された定款変更案によれば、「満洲国ニ於ケル国防力強化ノ要請ニ即応シ」、倍額増資（資本金六〇〇〇万円）が決定された。次いで同日公布された満洲国勅令第百七十八号満洲航空株式会社法に伴い九月二十四日開催された臨時株主総会において、同社第十期事業報告書によれば、「一株ノ金額ハ五百円ヨリ五拾円トナリ、従来ノ普通株優先株ノ区別ハ消滅シ、株式ノ譲渡ノ制限及株券ノ裏書ノ禁止ハ廃」止された。

「その他」株の中では、「大阪輸出振興」は、昭和十六年一月「日本貿易振興」に吸収合併され、十八年十一月「日本雑貨交易統制」と改称した。その経緯は次の通りである。(87)

其後昭和十六年一月ニ至リ、全国ノ振興会社八社ヲ合併、日本貿易振興会社ヲ新設シタルニ付、自然新会社ノ株式ヲ取得シタルモノナリ。昭和十七年一月十五日増資新株式募集超過ノ為、同社ヲ通ジ大阪市ヨリ四〇〇〇株肩代リヲ受ケ現在ニ及ブ。

「日本協同証券」は前述の通り昭和十六年四月資本金五〇〇〇万円（半額払込）で公社債及び株式の市価安定を図る目的で、設立された。十七年四月戦時金融金庫設立の際同社に吸収合併された。その経緯は次のように説明されている。(88)

日本協同証券ハ昭和十七年四月戦時金融金庫新設ノ際、同社ヘ吸収セラレタルガ、日本協同証券ノ従来株主ハ、協同証券株二株ニ付金融金庫出資証券一口ヲ割当テラレルコト、ナリ、当社ニ於テモ当時所有ニ係ル協同証券株六一〇〇株ニ対シ三〇五〇口ノ出資証券ヲ割当ラレタリ。

「日本金属配給」は昭和十七年一月設立された。同社株式の引受事情は次の通りである。(89)

重要産業団体令ニ基ク鉱山統制会ノ設立ニ伴ヒ、同統制会ノ事業中非鉄金属其他鉱山統制会会長ノ定ムル鉱産物ノ一元的配給統制機関中下記五統制組合（日本銅統制組合、日本鉛亜鉛アンチモン統制組合、錫統制組合、日本水銀

統制組合、日本硫黄統制組合)ノ事務、財産、従業員ノ一切ヲ継承シ、各組合ニ於テ従来管掌シ来リタル物資ニ付、ソノ業務ヲ行フモノニシテ、今回鉱山統制会ヨリ鉱山統制会会員ニシテ、新会社ノ管掌スル鉱産物ヲ生産スルモノニ対シ、株式ヲ割当来リタルモノニシテ、統制会会員タル当社トシテハ、ソノ株式引受ハ当然ノモノト思料セラル、ニ付、統制会ノ要請通リ引受ノコト、セリ。

「三井物産」株式は次のような経緯で譲り受けた(90)。

明治九年三井物産会社創立。同二十六年合名会社ニ改組シ、次デ四十二年株式会社ニ改組、資本金二〇〇〇万円ヲ以テ三井物産株式会社設立ス。大正七年資本金ヲ一億円ニ増資、昭和十二年更ニ一億五〇〇〇万円ニ増資ス。昭和十五年八月三井関係会社ノ中枢タル三井合名会社(資本金三億円)ヲ合併資本金三億四四万円トナリ、銀行、信託、生命各社ヲ除ク三井全事業会社ノ株式ヲ所有スルニ至リ、十七年三井家一族所有ノ同社株式ヲ縁故募集セラルルニ当リ、全住友ニテ一万株ヲ引受ノコト、ナリ、本社二〇〇〇株、銀行五〇〇〇株、金属三〇〇〇株引受ケタリ。

昭和十九年二月「三井物産」は「株式会社三井本社」に改組された結果、次のように新「三井物産」株式を引き受けた(91)。

三井本社株主ニ対シ旧株一株ニ付一株、新株二株ニ対シ一株ノ割合ヲ以テ、三井物産株式ヲ払込金額ニテ割当来リタルニヨリ、物産ノ業務予想良好(実際純益税引前年五〇〇〇万円)ニシテ、配当率亦六分ヨリ八分迄逐次増配ノ見込ナレバ、有利ナル投資物件ナルヲ以テ、割当引受ケリ。

(資料34)

大阪府庁へ出頭ノ件(会社ニ対スル国債割当ノ件等)

昭和十八年十一月十八日　住友本社総務部会計課　水島

十一月十六日大阪府振興課ヨリ電話アリ。会社積立金ニ付オ尋ネ致シ度キニ付、最近ノ考課状ヲ持参シ、十七日午前九

時迄ニ御出願度シトノ事ナリシヲ以テ、命ニ依リ水島課員出頭セル所、要件ノ概要左ノ通リナリシニ付、茲ニ供覧申上グ。

記

一、参会者

府側　振興課　大岡主事　外一名

業者側　日本窒素、東洋紡、大阪商船、南海鉄道、関西急行鉄道、藤田組、大丸、大阪瓦斯、武田薬品工業、関西配電、内外綿、住友本社等ノ各社

一、会社積立金ノ見返リ資産トシテ国債保有ノ件

「府当局ニ於テハ現下ノ苛烈ナル決戦段階ニ対処スル貯蓄増強ノ一方策トシテ、法人積立金ノ一部ヲ公債又ハ長期預金トシテ保有シテ頂キ度イトノ考ヘヲ抱キ居ル次第ナルガ、之ガ前提トシテ各社ノ実情ハ如何ナルモノナリヤ、御伺ヒ致シ度キニ付、本日御出頭ヲ願ヒタル次第ナリ」トノ前置アリ。次デ先ヅ

「会社積立金ハ如何ナル形ニテ会社内ニ保留セラレ居ルヤ」トノ質問アリ。之ニ対シ各社何レモ

「積立金ノ見返リトシテ特定ノ資産ハ存セズ。或ハ機械トナリ居ル場合モアリ、或ハ原材料トナリ居ル場合モアリ」ト云フ意味ノ回答ヲ為シ、又日本窒素、藤田組、住友本社等ハ

「自社事業又ハ関係子会社事業ノ拡充ノ為、膨大ナ資金ヲ要シ、何レモ金融機関ヨリ所要資金ノ借入ヲ為シ居ル状態ナレバ、利益トシテ回収セシ資金ハ直チニ拡充資金ニ充当シ居ル」旨ヲ述ベ、暗ニ積立金ノ見返リトシテ国債保有ノ困難ナルコトヲ表示セリ。

南海、関急等ノ鉄道会社ニ於テハ「過般運賃引上ヲ認メラレシガ、之ハ株主ニ分配スルコトヲ認メラレズ、増益ノ半

分ハ国債ニテ保有スベシトノ命令ヲ鉄道大臣ヨリ受ケ居ル為、拡充資金ハ結局右国債相当額丈余分ニ金融機関ヨリ借リ居ル実情ナル」旨ノ意見アリ。東洋紡辺リヨリモ「企業整備ノ為供出セル機械代金等ハ、全部国債又ハ之ニ準ズルモノニテ受入レ居ルニ付、莫大ナ額ノモノヲ既ニ保有シ居ル実情ニアル」旨ノ表示アリ。

之ニ対シ当局側トシテハ「積立金ノ現存額ニ付国債ノ保有ヲ強フルハ無理ナラント考フルモ、今後生ズル利益中ヨリ積立ツル積立金ノ二割程度デモ国債ヲ持ツテ貰フ訳ニ行カヌモノナリヤ」トノ質問アリ。之ニ対シ業者側ヨリ「先般資本金ノ千分ノ三程度ノ国債ヲ保有セラレ度シトノ慫慂ヲ受ケシガ、本件ハアノ分トハ別個ニオ考ヘノモノナリヤ」トノ質問アリ。府側ヨリ「アノ分トハ別個ニ考ヘ居ル」旨ノ回答アリタルニ対シ「千分ノ三程度ナラバ何トカ考ヘ得ルカト思ハル、モ、夫レ以上加ハルコトハ余程困難ト思ハル」、旨ノ意見開陳セル向(藤田組)アリ。各社共法人ニ国債ヲ割当テラル、コトノ困難ナルコトヲ、夫々間接的事情説明ヲ以テ表示スル所アリ。

更ニ府側ニ於テハ「公債ハ金ガ要ル時他ノ証券等ニ比シ融資ヲ受クル上ニ於テ融通性ヲ有スルモノト考ヘ得ル故、カ、ル点ヨリ云ヘバ公債を持タル、共、些シタル支障ナキニ非ズヤ」又「要スルニ会社ノ力ノ範囲内デ持ツテ貰ヒ度イト云フ趣旨ナレバ、経費ノ節減等ヲ図リ持ツ様サレ度シ」トノ希望アリ。

之ヲ以テ本件ニ関スル応答ヲ終レリ。(後略)

(資料35)

覚　書(註、株式交換覚書)

株式会社住友本社(以下甲ト称ス)、住友電氣工業株式会社(以下乙ト称ス)、住友通信工業株式会社(以下丙ト称ス)ノ三者ト重宗雄三(以下丁ト称ス)トハ昭和十八年二月二十七日附ヲ以テ甲、乙及丙ト株式会社明電舎トノ間ニ締結セラレタ

ル覚書ノ趣旨ニ鑑ミ甲、乙及丙ノ所有ニ係ル乙、丙及住友金属工業株式会社ノ株式ト丁ノ提供ニ係ル株式会社明電舎ノ株式トヲ交換スルコトトシ之ニ関スル覚書ヲ取交スコト左ノ如シ

第一条　甲、乙及丙ハ其ノ所有ニ係ル乙、丙及住友金属工業株式会社ノ株式ヲ左記ニ依リ丁ニ提供スルモノトス

（イ）　甲ハ住友金属工業株式会社ノ株式一万一千株（但一株ノ額面五十円、全額払込済）

（ロ）　乙ハ丙ノ株式八千株（但一株ノ額面五十円、全額払込済）

（ハ）　丙ハ乙ノ株式八千株（但一株ノ額面五十円、全額払込済）

第二条　丁ハ株式会社明電舎ノ株式三万株（但一株ノ額面五十円、全額払込済）ヲ甲、乙及丙ニ夫々一万株宛提供スルモノトス

第三条　第一条及第二条ニ依ル株式交換ノ評価基準ハ大阪株式取引所仲値ノ昭和十八年二月仲平均価額ヲ参酌シ、乙ノ株式一株ニ付金一百三十円也、丙ノ株式一株ニ付金一百三十五円也、住友金属工業株式会社ノ株式一株ニ付金九十八円也、株式会社明電舎ノ株式一株ニ付金一百八円也トシ交換株式ヲ右ニ依リ評価シタル結果生スヘキ差額ハ左記ニ依リ現金ヲ以テ決済スルモノトス

（イ）　甲ヨリ丁ニ対シ金二千円也

（ロ）　丙ヨリ丁ニ対シ金四万円也

第四条　甲、乙及丙ハ本覚書第二条ニ因リ取得セル株式会社明電舎ノ株式ヲ第三者ニ売却セサルモノトス、但シ丁ノ諒解ヲ得タルトキハ此ノ限リニアラス

第五条　丁ハ本覚書第一条ニ因リ取得セル乙、丙及住友金属工業株式会社ノ株式ヲ第三者ニ売却セサルモノトス但シ甲、乙及丙ノ諒解ヲ得タルトキハ此ノ限リニアラス

本覚書ヲ証スル為本書四通ヲ作成シ当事者各一通ヲ保有スルモノトス

昭和十八年二月二十七日

甲　大阪市東区北浜五丁目二十二番地
株式会社住友本社
代表取締役　古田俊之助

乙　大阪市此花区恩貴島南之町六十番地
住友電氣工業株式会社
社長　別宮貞俊

丙　東京市芝区三田四國町二番地
住友通信工業株式会社
社長　梶井剛

丁　東京市品川区東大崎三丁目二百二十六番地
重宗雄三

（資料36）

覚　書（註、友好覚書）

株式会社住友本社（以下甲ト称ス）、住友電氣工業株式会社（以下乙ト称ス）、住友通信工業株式会社（以下丙ト称ス）ノ三者ト株式会社明電舎（以下丁ト称ス）トハ、今般昭和十八年二月二十七日附ヲ以テ甲、乙及丙ト丁ノ株主タル重宗雄三トノ間ニ締結セラレタル覚書ニ基キ甲、乙及丙ハ夫々丁ノ株式一万株宛ヲ取得シ、丁ノ株主タル重宗雄三ハ乙ノ株式八千

株、丙ノ株式八千株、住友金属工業株式会社ノ株式一万一千株ヲ取得スルコトトナリタルヲ機会トシテ、従来甲、乙及丙ト丁トノ間ニ存在セル事業的友好関係ヲ更ニ緊密化シ以テ其ノ共存共栄ヲ図ランカ為之ニ関スル覚書ヲ取交スコト左ノ如シ

第一条　甲、乙及丙ハ丁ノ事業ヲ援助シ其ノ拡充ニ協力スルモノトス

第二条　甲、乙及丙ハ丁カ目下立案中ノ増資計畫ニ協力シ之ヲ側面ヨリ援助スルモノトス

第三条　丁ハ甲、乙及丙ヲ始メトスル住友連系各社ニ対スル今後ノ製品納入額ヲ極力増加シ誠意ヲ以テ其ノ受註消化ニ努ムルモノトス

本覚書ヲ証スル為本書四通ヲ作成シ当事者各一通ヲ保有スルモノトス

昭和十八年二月二十七日

甲　大阪市東区北浜五丁目二十二番地
株式会社住友本社
代表取締役　古田俊之助

乙　大阪市此花区恩貴島南之町六十番地
住友電氣工業株式会社
社長　別宮貞俊

丙　東京市芝区三田四國町二番地
住友通信工業株式会社
社長　梶井剛

丁　東京市品川区東大崎二丁目二百七十六番地
株式会社明電舎
取締役社長　重宗雄三

四　資金調達

昭和十五年末の住友全事業の資金繰りにおいて、住友銀行からの借入金残高は二億二一八万円と銀行総貸出の一〇%を超えた。特に特定関係会社である日本電氣に対する融資が著しく増加したため、銀行側は日本電氣をも連系会社に含めて考えるようになり、この結果銀行の総預金に対して九・八%と、このままでは本社と銀行の間で取り決められた総預金の一割という貸出限度を昭和十六年には突破することが確実となり、十六年初頭総預金から本社・連系会社の預金を差し引いた金額の一割を純貸出(本社・連系会社に対する貸出額から本社・連系会社の預金を差し引いた金額)限度とすることに改められた(「株式会社住友本社(上)」資料16)。そしてこの取り決めの検証は、十六年以降住友銀行側の資料に基づくこととなった(第30表、但し期末の数字のみ表示し、参考までに本社側資料に基づく試算結果も併示した)。

昭和十六年の金融情勢の見通しは、四月に開催される主管者協議会の総理事訓示のために、三月初旬総務部会計課が用意した草稿によれば、次の通りであった。

資金問題ニ付一言申上ゲ度イト思ヒマス。

御承知ノ通我ガ各工場並鉱山ニ於キマシテハ、何レモ其ノ性質上事変以来大規模ナ生産力ノ拡充並関係子会社網ノ培養ニ努力セラレツヽアルノデアリマスガ、半面此等ニ要スル設備資金、運転資金並投資資金ハ年々著増ノ趨勢ヲ

第30表　住友銀行・住友信託の本社・連系会社向け貸出比率の推移

（単位：万円、万円未満四捨五入、イタリックは％）

	昭和16年末	17年末	18年末	20年3月末	備考
住友銀行					
1. 本社側資料による					
本社・連系会社向け貸出 A	28,947	35,209	50,753	124,768	
本社・連系会社の預金 B	7,634	8,543	13,783	21,407	
総貸出 C	199,077	220,096	337,523	584,721	①
A/C×100(％)	*14.5*	*16.0*	*15.0*	*21.3*	
総預金 D	300,746	352,974	492,537	706,397	①
A/D×100(％)	*9.6*	*10.0*	*10.3*	*17.7*	
純貸出 A−B	21,313	26,666	36,970	103,361	
D−B	293,112	344,431	478,754	684,990	
(A−B)/(D−B)×100(％)	*7.3*	*7.7*	*7.7*	*15.1*	
2. 銀行側資料による					
本社・連系会社向け貸出 A	31,908	39,405	50,803		②
本社・連系会社の預金 B	10,866	12,750	16,860		②
総貸出 C	183,402	215,140	294,534	軍需融資指定金融機関制度の発足に伴い未算出	③
A/C×100(％)	*17.40*	*18.32*	*17.25*		
総預金 D	273,049	326,653	421,213		③
A/D×100(％)	*11.69*	*12.06*	*12.06*		
純貸出 A−B	21,043	26,655	33,943		
D−B	262,183	313,903	404,353		
(A−B)/(D−B)×100(％)	*8.03*	*8.49*	*8.39*		
住友信託					
1. 本社側資料による					
本社・連系会社向け貸出 A	8,779	7,989	12,312	8,404	
総貸付 B	29,891	29,955	37,013	49,936	④
A/B×100(％)	*29.4*	*26.7*	*33.3*	*16.8*	
金銭信託 CA/C×100(％)	53,285	60,227	74,644	88,543	④
	16.5	*13.3*	*16.5*	*9.5*	
2. 信託側資料による					
本社・連系会社向け貸出 A	10,459	10,594	12,312		②
総貸付 B	29,671	28,474	33,593		⑤
A/B×100(％)	*35.2*	*37.2*	*36.7*	未算出	
指定金銭信託 C	53,080	59,720	70,851		⑤
A/C×100(％)	*19.7*	*17.7*	*17.4*		
貸付極度額 C×20％	10,616	11,944	14,170		

註：①16年実際報告書年末残高、17年以降銀行B/S但し18年末は19年3月末残高。
②日本電気を含む。
③月平均(12月)残高。
④16年実際報告書年度末(11月末)残高、17年以降信託B/S但し18年末は19年3月末残高。
⑤年末残高。

示シマシテ、本年度ノ如キ全住友ノ年間所要資金ハ、実ニ二億円ノ巨額ニ垂ントスル状勢ヲ示スニ至ツテ居ルノデアリマス。

所ガ一方各事業ニ対シ資金ノ供給ヲ為ス立場ニ在ル本社ハ、其ノ性質上発展力ニ限度ガアルノデアリマシテ、今日迄種々ノ方策ヲ講ジテハ来マシタガ、今ヤ多額ノ借入金ヲ擁スルニ至ツテ居ルノデアリマス。

又金融部門ニ於カレマシテハ、夫々資金ノ集中ニ非常ナ苦心ヲ払ハレ、着々成績ヲ擧ゲテ居ラレルノデアリマスガ、蒐集資金ノ中相當部分ハ優先的ニ公債ノ引受、共同融資等國権ノ命ズル方向ニ振向ケルヲ要スル等ノ事情ニ在リマス為、我ガ産業部門ニ供給シ得ル資金ニハ自ラ限度ガアル様ナ次第デアリマス。

斯ノ如キ事情デアリマシテ、全住友ノ資金問題ニ付キマシテハ、今後余程真剣ナ考慮ガ必要トナツテ参ツテ居ルノデアリマス。本社ニ於キマシテハ、常々事業計画ト資金計画トヲ睨ミ合セ、遺憾ナキヲ期シテ居ルノデアリマスガ、然シ之ハ本社丈デ考ヘテ片付ク問題デハアリマセヌ。産業部門並金融部門御担当ノ各位ノ真剣ナル御協力ヲ俟ツテ、始メテ全住友事業ノ円滑ナル遂行ガ期待セラルヽノデアリマス。

就キマシテハ産業部門御担当ノ各位ニ於カレマシテモ、斯カル事情ヲ篤ト考慮セラレ、今後ハ事業計画ト資金計画ノ表裏一体関係ヲ一層深ク認識セラレタル上ニテ、諸般ノ企画並事業ノ運営等ニ当ラレタク、且前途両三年位ニ亘ル見透シハ常ニ樹テヽ置カレルコト緊要ト考ヘル次第デアリマス。

又金融部門御担当ノ各位ニ於カレマシテモ、本社並産業部門ノ事情ヲ充分御了解ニナリ、此等ノ資金計画ガ円滑ニ遂行セラレマス様、今後共一層積極的ナル御協力ヲ希望致シテ置ク次第デアリマス。　以上

しかしながら十六年の資金需要は、当初の予想に反し秋口に至るまで小康状態を保っていた。この原因を二億円を超える住友全事業支出の半ばを占める住友金属を例に探ると(第31表)、昭和十四年以来建設中の神崎工場が十六年四月プ

ロペラ製造所神崎支所として、又名古屋工場が同九月名古屋軽合金製造所として開所したものの、いずれも工場の一部の操業にとどまり、建設は和歌山工場、製鋼所北工場等と共に引き続き急いで進められていたが、その進捗ぶりは次のような事情で決してはかばかしくなかったためである。(92)

然しながら是等の建設起業も漸く進捗に困難を感ずるに至つた。それは本邦経済の基本的な縮小過程に入つたことを証するもので、当社の起業が殆ど航空機や兵器類の当時の生産拡充政策としての最重点に位するものばかりであるに拘らず、一つには政府の経済計画に於ける重点政策の不徹底、一つには本邦の経済力に対して過大な計画であつたため、又一つには国際経済の梗塞から当社の新工場建設起業に資材入手難を来したのである。

例えば本邦諸機械特に工作機械の水準が低位のため新工場の機械設備は多く海外米独よりの輸入に俟たねばならなかつたが、米国に於いては軍拡、重工業の繁忙、対日警戒のため、又独逸は欧州に於て戦争遂行中のため、何れも既に輸入は困難となり、その国産品による

事業収支表

（単位：千円、△支出超）

18年			19年1月～20年3月		
起業支出・固定財産収支	有価証券収支	事業収支	起業支出・固定財産収支	有価証券収支	事業収支
△4,790	△38,466	△33,297	49,803	△60,774	△132,458
△11,743	△7,532	△34,281	△27,329	△27,753	△65,283
△251,574	△52,750	△246,236	△241,198	△69,261	△626,808
△13,896	△15,488	△47,326	△24,354	△25,225	△101,704
△37,896	△7,406	△37,524	△105,246	△18,508	△140,539
△4,195	△4,906	△4,104	△335	△4,913	△9,699
△2,692	△1,175	△6,873	△8,671	△8,885	△26,876
△174	2,578	△1,241	△265	△578	1,829
△5,931	—	△13,247	△6,933	297	△8,877
△140	△948	1,340	1,340	△2,522	△4,616
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
△11,228	△10	852	△6,340	4,181	4,471
△24,775	—	△30,213	△7,023	△4,446	△20,413
△42,172	△12,188	△59,314	△28,151	△20,255	△105,395
△406,416	△99,825	△478,167	△454,505	△177,868	△1,103,910
△411,206	△138,291	△511,464	△404,702	△238,642	△1,236,368

る。鑛業（「18年」欄－18年1月～19年3月、「19年1月～20年3月」欄－19年4月行済みであり、本社に対してのみ暦年の決算を報告していたため）、化学工業（暦

代替を已むなくされた。国産機械は性能が劣るばかりでなく、大型のもの或は特殊なものには全く未経験のものもあり、専ら従来の輸入品の模作に努めねばならなかった。

（中略）

当社和歌山工場の一万二千トンプレスは太平洋戦争開戦迄にアメリカよりその主体を大半入手出来たが、その附属設備の国内生産が進まず、遂に終戦まで本格的の稼働は出来なかつた。尚国産品の使用は却て費用の増大となる場合があり、又諸種資材の入手難が度び度びの計画変更を余儀なくさせ、又政府や軍の生産計画もしばしば変更せられて、起業計画を少なからず混乱させたのであつた。

この結果昭和十六年上期（四～九月期、住友金属は昭和九年四月以降政府の会計年度に合わせた決算期に移行しており、住友本社には別途従来通り暦年の数字を報告していた）の同社の決算報告書によれば、

第31表　住友本社・連系会社

会社名	昭和16年			17年		
	起業支出・固定財産収支	有価証券収支	事業収支	起業支出・固定財産収支	有価証券収支	事業収支
住友本社	△10,979	△12,392	△21,052	△8,371	△23,881	△13,406
連系会社						
鑛業	△12,188	△6,373	△20,729	△11,659	△3,246	△13,601
金属工業	△82,252	△17,574	△106,773	△127,129	△15,854	△144,996
電氣工業	△4,227	△3,444	△8,168	△6,032	△4,542	△5,483
化学工業	△14,840	△5,285	△14,895	△28,261	△2,903	△32,245
アルミニウム製錬	△6,732	△313	△8,103	△2,979	△80	2,321
機械工業	△5,355	△1,532	△11,095	△3,076	△618	△5,706
四國中央・共同電力	11,959	△12,617	△8,953	2,500	△2,804	11,803
滿洲金属工業	△6,516	△301	△10,397	△8,237	△62	△4,184
倉庫	1,716	△580	2,289	△572	△162	2,981
ビルデイング	2	—	259	△13	—	265
大阪北港	△695	△388	△740	△449	—	218
土地工務	—	—	—	—	—	—
朝鮮軽金属	—	—	—	—	—	—
通信工業	—	—	—	—	—	—
小計	△119,130	△48,410	△187,308	△185,912	△30,275	△188,628
合計	△130,110	△60,803	△208,361	△194,283	△54,156	△202,035

註：19年以降決算期を暦年から年度に変更したため、19年1～3月期を特別決算とした。但し次の例外があ～20年3月、18年7月～19年3月決算をおこなったため）、金属工業（同前、昭和9年以降年度決算へ移年どおり、肥料年度に合わせて年度決算へ移行せず、暦年決算を続行したため）。

同期の起業予算三億八九〇〇万円に対し支出額は一億四七〇〇万円と支出割合は三八％にとどまっていた。

ところが十六年七月の日本軍の南部仏印進駐とこれに対する米国の在米日本資産の凍結後の日米関係の悪化から軍部が戦争準備に入ったことを示すものであろうか、第四・四半期（十～十二月期）に入ると住友金属の起業支出はそれまで月平均四七〇万円のペースであったのが、十月七八四万円、十一月六七三万円、さらに十二月には一七九五万円という四半期分に相当するような設備投資が行われ、十二月には資金ショートを来して資金計画は破綻した。これを賄うために前年末二億円を超えた住友全事業の住友銀行借入金は日本電氣を含めると十六年末には三億円を超え、八％前後で推移していた銀行からの新たな借入比率は十月八・四四％、十一月八・六八％と、限度の一〇％に迫る上昇ぶりを示し、年末が懸念されたのであるが、金属工業の社債発行一五〇〇万円により辛くも借入比率を八・〇三％に抑えることができたのであって、住友本社としては連系会社の資金調達について再検討を余儀なくされるに至ったのである。

(一)　財務委員会の設置

昭和十六年十一月二十二日住友本社理事会は財務委員会の設置を決定し、二十六日各連系会社主管者の他日本電氣、日本板硝子、土肥金山、静狩金山、大日本鑛業、北支産金の特定関係会社六社の主管者にも財務委員会規程を送付した（資料37）。この起案の原案となった起案「金融委員会設置ノ件」は、十月十日に提出されているので、金融情勢の変調は既に第四・四半期の冒頭には察知されていたものと思われるが、開戦前夜の時局を反映して、設備拡張の規模はその予想を超えて拡大されたといえよう。続いて十二月五日には第一回財務委員会を十二月九日に開催する旨の招集通知が、遠隔の満洲金属、静狩金山、北支産金三社を除く一八社の主管者に出状された。しかし十二月八日日本は対米英宣戦を布告し、太平洋戦争が開始されたため、九日の会議は無期延期となった。この会議は翌十七年三月に開催されたが、財

務委員会の実質的な機能は、本社常務理事総務部長北沢敬二郎（財務委員長）、経理部長小林晴十郎（財務副委員長）、総務部会計課長中田直三郎、商工課長神田勇吉、鉱山課長津田久（十七年四月日向方齊に交代）、銀行常務原田精市（T5東京高商専攻部）、内国課長丸山徳三郎（T7東京高商、十七年三月長谷川元（T10京大経）に交代）、信託常務福山善治郎（T5東大経）、営業部長南通太（M44山口高商）の各委員を以て構成される常任委員会にあった。

常任委員会は、十六年十二月十五日を皮切りに十七年十一月まで計一〇回開催され、そのテーマはその時々の問題処理と資金需要の大宗をなす主要五社の資金計画の審査であった。問題処理としては、第二回（十七年二月）十七年度総会計見積書収支及その見直し、第三回（四月）信託利上げ問題、第四回（五月）関係会社融資、第七回（九月）敵産管理株式処分が取り上げられ、主要五社の資金計画としては、次の通り順次決定された。

回数	開催年月	会社名	出席者
第一回	十六年十二月	金属工業	経理部長菊池一雄（T7東大法）
第一〇回	十七年十一月	〃	〃
第五回	七月	日本電氣	常務佐伯長生（T7東大法）、経理部副長大沢忠藏（T11東京高商専攻部）
第八回	十月	〃	以上の他専務梶井剛（M45東大工・電）
第六回	九月	鑛業	社長三村起一（T3東大法）、常務飯田弥五郎（M45東京高商専攻部）、経理部長安井冨士三（T9東大経）、会計課長塩沢信濃（S5東大経）
		機械工業	専務三村起一、総務部長高橋又次郎（T5東大経）、総務部副長金子守也（T9東大経）
第九回	十月	化学工業	常務続城（M44東京高商）、総務部長森本健蔵（M44山口高商）、経理課会計係長長

谷川周重（S6東大法）

第一回常任委員会において、冒頭委員長北沢敬二郎は、連系会社の資金調達先の優先順位を次のように明らかにした。

資金ノ供給源ノ面ニ於テハ、之ガ方法トシテ

一、国有民営（財政金融基本方策要綱ニ依ル）

二、特殊機関ヨリノ借入（帝國燃料又ハ産金振興ノ如キ）

三、産業設備営団ノ利用

四、社債ノ発行

五、払込ノ徴収

六、住友銀行、信託ヨリノ借入

ノ諸方法ヲ考ヘ得ル所、之ガ調達ニ当リテハ、大体此ノ順序ニテ考慮シ、銀行、信託ヨリノ借入ハ最後トスルヲ適当トスベシ。

尚前記以外ノ調達方法トシテ

一、時局共同融資団ヨリノ借入

二、強制融資（註、日本興業銀行（以下興銀と略称）による「命令融資」のことを指す）

三、他行取引

等モ考ヘ得ルモ、此等ノ方法ハ今直チニ実行ニ移シ得ルモノニハ非ズ。

扨テ叙上ノ如キ諸方法ヲ動員スルニ於テモ、尚所要資金ノ全額ヲ調達シ得ルニ至ラズト云フ事ナラバ、結局調達シ得ル資金ヲ各社ニ割当テ、各社ハ夫々其ノ範囲内ニテ仕事ヲスル所マデ進マザルヲ得ザルニ非ズヤトモ考ヘ居ル次

第ナリ。

しかし北沢としては、銀行をラスト・リゾートとしながらも、果たして何時まで借入限度を遵守できるか疑問であったのであろう。特に銀行に対し、次のように問うた。

住友ノ事業ハ重点中ノ重点ノモノ許リニ付、此ノ金融ヲ担当スル銀行カラ見テ、従来ノ極度ニ関スル制限ヲ越エテ考ヘテ頂ケヌモノナリヤ。

これに対し銀行としても、住友系企業以外の融資先からの銀行の貸し渋りの原因は住友系への過大融資にあるという非難や大蔵省・日銀からの住友系融資に対する批判を避けたい気持がある一方で、連系会社が住友本社に代わる融資先を他行に求めることだけは絶対譲れないという方針もあり、銀行常務原田精市は次のように答えた。

住友事業ノ重要性ハ、我々トシテモ充分認識シ居レリ。

限度ノオ話シナルガ、目下定メ居ル限度ヲ百万円或ハ千万円程度超過スル場合アリトスルモ、我々トシテ直チニ「セイフティーライン」ヲ越エシモノトハ考ヘズ。此ノ程度ノ超過ヲ左程矢釜シク云フモノニハ非ズ。

資金調達ノ順序ヲ如何ニ決メルヤノ問題ニ付テハ先程オ話アリタル順序ニ賛成ス。

金融部門トシテハ最後ノ所ハ支柱ヲスル決心デ居ルニ付此ノ点御了承願度。

さらに委員長は

仮リニ重点中ノ重点タル住友ノ事業ガ、各個バラバラニテ銀行ニ借入ヲ申込ンデ来タト考ヘレバ、限度ヲ変ヘテ貰ツテ宜敷キニ非ズヤ(原田委員ウナヅク)。

と述べ、会計課長中田直三郎も又、

予テ我々ハ、全住友ノ借入金ヲ銀行、信託ヨリ大体一定ノ比率(銀行六、信託四)ニテ借リル様、本社ニテ借入ニ際

明細表

（単位：万円、万円未満四捨五入）

	18年末				20年3月末			
計	銀行	信託	他社	計	銀行	信託	他社	計
18,372	13,500	4,844	3,020	21,364	18,813	4,844	2,700	26,357
5,532	3,978	1,937	2,116	8,031	11,145	—	2,618	13,763
14,370	14,850	—	3,650	18,500	53,550	—	24,000	77,550
3,122	6,401	—	—	6,401	15,505	—	—	15,505
3,600	2,830	1,130	1,950	5,910	8,379	—	5,470	13,849
1,470	1,880	—	—	1,880	2,841	—	—	2,841
1,377	1,036	—	600	1,636	1,519	—	1,850	3,369
343	140	443	—	583	496	—	—	496
2,123	1,455	—	2,000	3,455	1,455	—	2,888	4,343
—	—	—	—	—	—	—	—	—
122	159	30	—	189	—	—	—	—
—	—	—	—	—	157	30	—	187
—	—	—	1,600	1,600	—	—	1,590	1,590
(6,451)	3,871	3,150	4,250	11,271	7,860	—	8,665	16,525
32,059	36,600	6,690	16,166	59,456	102,907	30	47,081	150,018
50,431	50,100	11,534	19,186	80,820	121,720	4,874	49,781	176,375

	18年末				20年3月末			
	帝鉱	2,000	朝振	1,020	帝鉱	2,700		
	南発	2,041	興銀	75	帝鉱	1,028	南発	875
					日炭	650	興銀	65
	帝燃	3,650			戦金	20,000	帝燃	4,000
	戦金	1,950			戦金	5,470		
	戦金	600			戦金	1,200	朝銀	350
					正金	300		
212	満興	1,500	正金	500	満興	2,888		
	その他	1,600			その他	1,590		
	戦金	4,200	南発	50	戦金	8,600	正金	65
85	戦金	6,750	朝振	1,020	戦金	35,270	日炭	650
	帝燃	3,650	正金	500	帝燃	4,000	正金	365
(500)	南発	2,091	興銀	75	帝鉱	3,728	朝銀	350
	帝鉱	2,000	その他	1,600	満興	2,888	興銀	65
	満興	1,500			南発	875	その他	1,590

第32表　借入残高

会社名	昭和16年末				17年末		
	銀行	信託	他社	計	銀行	信託	他社
住友本社	9,496	4,910	2,590	16,996	10,468	4,884	3,020
連系会社							
鑛業	3,405	1,823	90	5,317	3,680	1,767	85
金属工業	8,210	—	1,850	10,060	11,520	—	2,850
電氣工業	2,105	—	—	2,105	3,122	—	—
化学工業	1,703	610	—	2,313	2,010	990	600
アルミニウム製錬	1,700	—	—	1,700	1,470	—	—
機械工業	762	—	—	762	1,377	—	—
四國中央・共同電力	100	1,406	—	1,506	25	318	—
満洲金属工業	1,375	—	388	1,763	1,445	—	678
倉庫	—	—	—	—	—	—	—
ビルデイング	92	30	—	122	92	30	—
大阪北港・土地工務	—	—	—	—	—	—	—
朝鮮軽金属	—	—	—	—	—	—	—
日本電氣・通信工業	(2,671)	(1,680)	(10)	(4,361)	(3,346)	(2,605)	(500)
小計	19,451	3,869	2,327	25,648	24,741	3,105	4,213
合計	28,947	8,779	4,918	42,643	35,209	7,989	7,233

註：鑛業の18年末は19年3月末、化学工業の20年3月末は19年末の数字である。

他社内訳	昭和16年末			17年末		
住友本社	産金	2,590		産金	3,020	
鑛業	興銀	90		興銀	85	
金属工業	帝燃	1,850		帝燃	2,850	
化学工業				戦金	600	
機械工業						
満洲金属工業	満興	388		満興	466	正金
朝鮮軽金属						
日本電氣・通信工業				戦金	(500)	
他社計	産金	2,590		産金	3,020	興銀
	帝燃	1,850		帝燃	2,850	
	満興	388		戦金	600	他に
	興銀	90		満興	466	
				正金	212	

略称の正式名称はつぎの通り
産金＝日本産金振興、興銀＝日本興業銀行、帝燃＝帝國燃料興業、満興＝満洲興業銀行、
戦金＝戦時金融金庫、正金＝横浜正金銀行、帝鉱＝帝國鉱業開発、朝振＝朝鮮鉱業振興、
南発＝南方開発金庫、日炭＝日本石炭、　朝銀＝朝鮮銀行

シ「バランス」ヲトル様致シ来リシガ、最近金属が銀行ヨリ借入ヲスル様ニナリテ以来、ソノ影響ヲ受ケ斯カル調節不可能トナルニ至リタリ。

と続けて、金属工業が先の資金ショートを直接銀行借入により解決したことを示唆して、常任委員会の機能が、資金ソースを種々模索してみても、資金需要とのギャップをどこまで銀行にみてもらえるかに帰着することを明らかにした。

北沢が列挙した資金の供給源に対する連系会社の反応を、財務委員会における金属経理部長菊池一雄や化学常務続城等の説明によりみてみると次の通りである。

第一の国有（官設）民営は、陸軍では直接兵器に関係するものばかりで、金属ではプロペラしか対象がない。海軍では海軍関係の作業のみを為す設備（陸軍の作業に共用は絶対不可）とか所要時期までに民営では絶対に間に合わないものであるという条件付きである。又第三の産業設備営団については、財産の所有権（者）が複雑になり、営団の管理その他の取扱に種々の書類が必要であるとかさらに営団に四・五％の賃貸料を支払わねばならない等両者とも利用に当たっての制約があり、結局昭和十九年第四・四半期（昭和二十年一～三月期）の資金計画における両者の利用状況をみると、官設民営交付金は金属工業が三九〇〇万円、産業設備営団資金は化学工業一二五〇万円、

金繰表

（単位：千円）

18年			19年1月～20年3月		
住友本社	連系会社	計	住友本社	連系会社	計
△33,297	△478,167	△511,464	△132,458	△1,103,910	△1,236,368
0	△166,750	△166,750	△75,000	△207,250	△282,250
△29,920	△209,455	△239,375	△49,936	△905,609	△955,545
0	△101,100	△101,100	0	△61,050	△61,050
△3,377	△862	△4,239	△7,522	69,999	62,477
18年			19年1月～20年3月		
		80,000			35,000
		15,000			25,000（日本染料分8,250）
		10,000			

第33表　住友本社・連系会社

科　目	昭和16年			17年		
	住友本社	連系会社	計	住友本社	連系会社	計
事業収支	Δ21,052	Δ187,308	Δ208,361	Δ13,406	Δ188,628	Δ202,035
金繰(借入増預金減Δ)						
払　込	0	Δ29,000	Δ29,000	0	Δ81,500	Δ81,500
借入金	Δ21,355	Δ94,665	Δ116,021	Δ13,760	Δ64,117	Δ77,877
社　債	0	Δ74,800	Δ74,800	0	Δ59,300	Δ59,300
現金・預金	303	11,157	11,460	354	16,288	16,642
社債発行高内訳	昭和16年			17年		
金属工業			65,000			60,000
電氣工業			10,000			
化学工業						
通信工業						

註：決算期については第31表註参照。住友本社については第14、15、16表に対し調整が加えられている。

第34表　連系会社増資払込内訳表

（単位：千円、千円未満切り捨て）

株　主	昭和16年	17年	18年	19年	20年(1～6月)	20年住友本社増資
払込額	29,000	81,500	150,000	191,750	111,750	75,000
うち住友本社	7,043	22,355	35,944	33,271	16,971	—
住友家・三分家	10,228	11,114	14,289	8,814	10,885	62,500
連系会社相互	10,287	1,650	17,296	11,030	18,467	—
金融部門	637	8,205	15,012	16,786	6,189	12,500
うち銀行	325	4,345	8,135	8,211	1,942	8,750
信　託	75	2,133	3,582	4,731	1,610	2,500
生命保険	200	1,307	2,470	3,123	1,981	1,250
海上火災	37	420	825	720	655	—
その他外部	802	38,174	67,457	121,847	59,236	—
(連系会社からの受取配当金)						
住友本社	9,142	9,324	12,766	14,135	7,846	
住友家・三分家	5,195	5,211	6,237	6,651	3,599	

註：信託、生命保険、海上火災については持株から払込額を試算した。
払込額には次の払込を除外してある。
18年現物出資、電氣工業3,000千円及び金属工業18,750千円。
19年化学工業の日本染料製造合併18,750千円。

（昭和20年８月15日現在）

連系会社						住友系合計	
信託	生命	海上	その他	計	持株率	株数	持株率
株	株	株	株	株	%	株	%
48,000	64,000	48,000	56,000	328,000	20.5	1,591,192	99.4
187,030	113,600	32,100	280,620	1,191,630	14.2	3,280,020	39.2
34,772	29,618	12,243	138,849	264,681	11.0	960,783	40.0
23,850	62,472	5,000	282,818	385,640	12.9	778,989	26.0
60,000	21,000	—	446,600	553,400	69.2	779,500	97.4
58,936	63,820	4,200	12,000	150,224	6.8	704,384	31.4
5,000	10,000	—	185,000	210,000	52.5	350,000	87.5
—	—	—	592,000	592,000	37.0	800,000	50.0
24,000	12,000	6,000	214,600	268,600	67.2	388,000	97.0
—	10,000	—	384,000	394,000	65.7	599,930	100.0
—	4,800	—	142,000	211,800	25.5	720,740	86.8
—	20,000	—	—	120,000	40.0	300,000	100.0
40,348	13,000	2,000	50,000	105,348	14.3	370,259	50.3
×	—	2,000	—	162,615	40.7	179,985	45.0
—	×	—	—	—	—	15,000	100.0
481,936	424,310	111,543	2,784,487	4,937,938	20.8	11,818,782	49.9

連系会社と同様に住友系持株に算入されている。住友本社及び住友家・三分家の持株は、名義書換の関係で合がある。

朝鮮軽金属二〇〇〇万円にとどまっており、北沢の期待したような伸びを示すことはなかった。

第二の特殊機関からの借入についても、これらは特殊な資金需要に付随するものであり、この後も大きな比重をしめるものではなかった(第32表)。

北沢の期待に応えるものとして登場したのは、十七年二月の第二回常任委員会において、資金の供給源の第四として追加された戦時金融金庫(以下戦金と略称)であり、第十一として追加された南方開発金庫(以下南発と略称)であった。このうち戦金からの連系会社の借入は、十七年十二月の化学工業の六〇〇万円が最初であるので、次ぎに十八年の金融情勢として述べることとしたい。

第四の社債の発行は、金属工業の起債は最優先で扱われ、昭和十七年も六〇〇〇万円の発行が認められたがそれだけにとどまった(第33表)。従って昭和十七年の連系会社の資金調達は払込の徴収(又は増資)に依存せざるを得なくなり、この傾向は終戦まで続いた。しかし増資払込の徴収は、住友本社及び住友家の資金繰りに大きな影

第35表　連系会社持株表

銘柄	総株数	住友家・三分家	住友本社	計		
		株数	株数	株数	持株率	銀行
	株	株	株	株	%	株
鑛業	1,600,000	838,216	424,976	1,263,192	78.9	112,000
金属工業	8,375,000	363,420	1,724,970	2,088,390	24.9	578,280
電氣工業	2,400,000	112,773	583,329	696,102	29.0	49,199
通信工業	3,000,000	60,932	332,417	393,349	13.1	11,500
機械工業	800,000	57,900	168,200	226,100	28.2	25,800
化学工業	2,240,000	161,060	393,100	554,160	24.7	11,268
アルミニウム製錬	400,000	41,800	98,200	140,000	35.0	10,000
朝鮮軽金属	1,600,000	48,000	160,000	208,000	13.0	—
共同電力	400,000	29,600	89,800	119,400	29.9	12,000
満洲金属工業	600,000	55,000	150,930	205,930	34.3	—
土地工務	830,000	288,100	220,840	508,940	61.3	65,000
倉庫	300,000	115,000	65,000	180,000	60.0	100,000
銀行	736,750	87,200	177,711	264,911	36.0	×
信託	400,000	11,200	6,170	17,370	4.3	160,615
生命保険	15,000	10,500	4,500	15,000	100.0	—
合計	23,696,750	2,280,701	4,600,143	6,880,844	29.0	1,135,662

註：大阪住友海上火災保険は昭和19年３月連系会社に指定されず、特定関係会社となっていたが、本表では「住友合資会社の解散と株式会社住友本社の設立」第19表(出典：「有価證券記入帳」)と若干相違する場
出典：住友本社・連系会社及び特定関係会社投資調。

響を及ぼした(住友家の増資払込資金の調達については「住友合資会社の解散と株式会社住友本社の設立」第18表参照)。住友本社としては増資払込資金を全面的に住友銀行の融資に依存するわけにはいかないため、住友系以外の企業の株式はもちろん連系会社の株式すら売却せざるを得なくなった(第25表)。又連系会社産業部門内相互の払込により増資効果が相殺されるのを防ぐため、増資新株を金融部門特に銀行に割り当てるケースが多くなり(第34表)、かくして昭和二十年八月十五日終戦当時における住友家及び住友本社の連系会社持株比率は、当初下限と考えられていた三〇%を割り込み、逆に銀行の持株率は四・八%へと上昇するに至った(第35表)。

(二)　戦時金融金庫による連系会社向け融資の拡大

こうした住友本社の資金調達源として新たに追加されたのが、昭和十七年四月設立された戦時金融金庫であった。その総裁には十六年十月東条内閣成立の際大蔵大臣留任要請を謝絶した前総理事小倉正恒が就任した。

戦金類似の金融機関設立の構想は、興銀副総裁河上弘一（明治二十二年ストライキ事件により日銀理事を辞任して住友本店に入社した元理事河上謹一長男）の回想によれば、既に昭和十三年十月に軍部が国家総動員法の発動によって、「命令融資」を実現させようとした時、大蔵省銀行局は「戦時金融会社」を設立し、「命令融資」をこの新機関に集中させようとした。しかしこの構想は、新会社の株式を市中銀行に持たせるという内容であったため反対が多く、蔵相池田成彬は、河上に対し「命令融資」を興銀で引き受けるよう要望し、興銀が引き受けることとなったという経緯があった。(93)

興銀としては「命令融資」を引き受けたものの、臨時資金融通部長北謙治の貸出方針は無限のリスクを負うものではなかった。このため「命令融資」は陸軍の期待するような伸びを示さなかった。財務委員会第一回常任委員会において、委員長北沢敬二郎は次のように述べている。

> 陸軍ガ軍需工場ニ強制融資（註、「命令融資」を指す）ヲ慫慂スルハ、陸軍ガ此ノ制度ヲ創設セシメシ為ナラン。然ルニ実際ハ大シタ会社ニハ融通シ居ラズ。総額モ十億以内ニ止マルト云フガ如キ事情ニアリトノ事ナリ。

さらに商工課長神田勇吉は次のように「命令融資」の問題点を指摘した。

> 先般上京ノ節、陸軍省経理局永井監査課長（註、永井茂三郎陸軍大佐）ニ面会セシ時、強制融資ノ問題ニ付
> 一、強制融資ハ大体金利高ク、斯カル資金ヲ使フ事ハ、住友ノ信用ニ非常ナル悪影響アリ。
> 二、目下低コスト政策ノ時代ニ付、仮ニ之ガ使用ヲ考フルトスルモ、金利引下ゲラレザル限リ事実使用シ難シ。

三、現在ノ強制融資先ハ、二流、三流ノモノ多キ為、住友ガ直チニ此等ノ者ト同列ニテ借リル事ニハ困難アリ。

四、強制融資ヲ受クル暁ニハ、興銀ヨリ役員ヲ入レル等経営ニ干渉シ来ルコトアルニ非ズヤ。

ト云フ事ヲ話シタル所、一―三ニハ全面的ニ賛成シ居リタルガ、四ハ絶対ニ左様ナ懸念ナシト申シタリ。

又興銀ニテ聞キシ所ニ依レバ、「強制融資ニ付テハ、政府ニ於テ保証スル旨ノ規定アルモ、之ニ関シ多少疑問ノ節モアリ、興銀トシテハ、矢張リ危険ヲ伴フモノト考ヘ居レリ。故ニ金利モ高率トシ、別扱ト為シ居レリ」トノ話ナリキ。

又「命令融資」を興銀融資の一変型とみなせば、住友銀行、住友信託による他行取引の排除に抵触するものであった。従って連系会社と興銀の取引関係が生ずるのは、小倉正恒の女婿である日高輝(元住友合資技師長日高胖長男)が、戦後昭和二十四年一月理事大阪支店長として赴任して以降のことといわれている。

戦金はこうした興銀の軍需融資のリスクを引き継ぐ形で設立されたわけであるが、皮肉にも興銀で「命令融資」を担当していた臨時資金融通部長北謙治が戦金の貸出担当理事として転出した。十七年二月に開催された第二回常任委員会で委員長の北沢が、早速戦金を資金調達源の第四位に追加したにもかかわらず、財務委員会としては戦金を興銀同様「商売仇」とみる銀行、信託の意向により、「戦金ニ対スル住友トシテノ態度ニ、尚情勢ノ推移ヲ見タル上決定スルヲ可トスルトノ空気濃厚ナリキ」という模様眺めの状況であった。

戦金に対して住友としての態度決定を迫られたのは、十七年九月の第六回常任委員会が、機械工業の要求で開催された時であった。機械工業は海軍航空本部からカタパルト製造工場の建設を命令され、この所要資金三〇〇〇万円を戦金から借入しようとしたところ、銀行社長岡橋林から再考を求められたということであった。出席した銀行常務野田哲造は、戦金に対する銀行の態度を次のように説明した。

我々ノ気持トシテハ、結局ハ戦時金融金庫ヘ行カザルヲ得ザルコト、ナルヤモ知レザルモ、現在ノ所トシテハ住友部内ニテ賄フ方ガ信用ノ点ヨリ言フモ宜敷キニ非ズヤ。ツマリ今戦時金融金庫ヘ行ツテ貰フコトニ付、金融部門トシテ、モ一ツ自信ヲ持チ得ザルナリ。

これに対し北沢委員長は次のように反論した。

軍ハ前々ヨリ強制融資ヲ言ヒ居ルモ、夫レハ柄ガ悪ク、金利モ高ク、名前モ悪シ。夫レヲ住友ガ利用スルコト、ナレバ、金融部門ニモ禍ヲ及ボスコト、ナルヲ以テ、我々トシテハ之ガ利用ヲ回避セリ。ソノ代リ堂々ト借リラル、機関ヲ作ツテ貰ヘバ夫レヲ利用スベシトノ意見ヲ開陳セシコトアリ。其ノ後右意見ガ通リシヤ否ヤハ知ラザレ共、本年初ニ至リ急遽戦時金融金庫ノ成立ヲ見ルコト、ナレリ。

然レ共、我々トシテハ小倉前総理事ガ同金庫総裁ニ就任セラレシ関係モアルニ付、住友ガ真先ニ同金庫ヘ行クコトノ可否ニ付テハ考慮シ、三井、三菱ガ行ク時期ガ来レバ行カウト言フコトニ方針ヲ決メタリ。

一方大蔵省会社部長(註、田中豊)ヨリハ、積極的ニ住友当リニ借リテ貰ヒ度シトノ話アリ。又一月半程前ニ結城日銀総裁ニ面会セシ際、同総裁ヨリ住友銀行ノ部内ニ対スル貸金ノ過多、公債保有ノ過少ノ問題ニ触レシ話アリ。其ノ節強制融資ノ利用ニモ及ビシガ、夫レニ付テハ当方ノ既定方針ヲ述ベ、戦時金融金庫ニ付テハ小倉総裁トノ関係モアル事情並見解ヲ述ベ、同総裁モ之ヲ了承セラレシ次第アリ。

而シテ今ヤ銀行、信託ノ貸付余力モ僅々数千万円ヲ剰スノミニシテ、之ハ我々トシテハ虎ノ子ニ取ツテアルモノ故、偶々戦時金融金庫ヨリ融資ヲ受クベキ条件ニ該当スルモノガ出タ此ノ際、同金庫ニ行クコトハ時期トシテモ適当ト考ヘ居ル次第ナリ。

尚小倉総裁ノオ話ニ依レバ、三井、三菱ヨリノ申込モアル由ニ付、此ノ際行クコトハ宜敷キモノト考ヘ居レリ。

結局銀行として機械工業に対しこの三〇〇〇万円の融資を行うことができなかったため、翌日午前次のように戦金融資を承認せざるを得なかった。

銀行当局ヨリ高橋機械工業総務部長ニ対シ、事態已ムヲ得ザルモノト認メ、貴方方針通リ戦時金融金庫トノ交渉オ進メ相成リ異存ナキ旨ノ回答アリタリ。

戦金に対する住友の態度は、一ヶ月後に開かれた第八回常任委員会ではさらに進展した。委員会では日本電氣の超短波無線器(所謂レーダー)の増産命令等生産設備七件その他附帯設備に要する二億二五〇〇万円の調達に関し、その有力な調達案未払込金徴収一〇〇〇万円、増資一億円、社債発行三〇〇〇万円、銀行・信託借入三八〇〇万円の他、差額分戦金借入五〇〇〇万円を巡って次のような議論が交わされた。

(日本電氣常務佐伯長生)会社経営上ヨリ云ツテ、戦時金融金庫カラノ借入金ト銀行等カラノ宿入金トハ同性質ノ借入金トシテ考ヘテ行クヲ至当ト思惟ス。

(委員長北沢敬二郎)戦時金融金庫ノ融資ハ、特殊ノ融資ニシテ、返済不能ノ場合ヲモ予想シ居ルモノナレバ、斯カル戦時金融金庫ノ使命ヲ体シ、会社側ニ於テモ普通借入金ト全然別個ノ取扱ヲ為スベキヲ至当トス。故ニ之ヲ使用資本ノ中ニ入レルコトハ如何乎ト存ゼラル。

(副委員長小林晴十郎)自分モ委員長ト同意見ナリ。戦時金融金庫或ハ強制融資ニテ借リル資金ハ、官設民営ノ資産或ハ産業設備営団カラノ資産ト同様ニ考ヘテ宜シカラン。故ニ之ヲ含メタルトコロニテ資本構成率ヲ考慮スルハ、其ノ要ナキモノト思フ。事実情勢ノ変転ニ依ツテ事業ヲ或程度迄国家ヘ返上シテ、ヤツテ行カネバナラヌヤモ知レザルモノナル故、従来ノ経営方針トハ観点ヲ変ヘテ、金庫ヨリノ借入金ハ、資本構成ト云フ問題カラ切離シテ、返済シナクテモヨイモノト云フ風ニ考フベキニアラズヤ。

（佐伯）自分等ハ一応借入金ニ対シ、素直ナ考ヘ方ヲシ矢張借リタモノハ返スベキト考ヘシ次第ナリ。ソレガ住友精神ニ非ズヤ。

（商工課長神田勇吉）我々委員ノ間ノ意見モ委員長等ト同様ニシテ、戦時金融金庫ト謂ヒ、産業設備営団ト謂ヒ、何レモ開店後日未ダ浅キコト故、其ノ事業ノ全貌ヲ識リ得ザレ共、社会情勢ニ鑑ミルモ副委員長ノ言ハレシ観点ニ立ツベキニシテ、寧ロ一般ノ考ヘ方ヲサウ云フ方ヘ持ツテユカネバナラヌモノト考ヘ居ル次第ナリ。又其ガ戦時金融金庫設立ノ趣旨ニシテ、旧来ノ考ヘ方ニテ返スト云フコトナレバ、普通ノ借入金ト何等異ル所ナキコト、ナル次第ナレバ、必ラズシモ返済ヲ予定スルヲ要セザルベシ。

又当時戦金融資について次のような見方もされていた。

（佐伯）戦時金融金庫ノ貸金ハ、将来株券化サレル場合モアルト云フコトヲ仄聞致居ルガ、左様ノコト、モナレバ、株式分野ノ点カラ云ツテ少ナカラズ不安ナリ。

（副委員長）左様ノ話ハ全然聞キ居ラズ。若シ左様ノコトアリトセバ、ソハ財界ガ整理時代ニ入ツテカラノ問題ニアラズヤ。又若シサウトセバ、其レ迄ニ徐々ニ株主ニ之ヲ肩替リサス等ノコトモ織込マルベシ。兎ニ角差当ツテハ其ノ心配無用ト思フ。

（佐伯）左様ナルベシトノ説アリ。

（副委員長）徐々ニハ左様ナ気運ノ生ジ来ルヤモ計ラレズ。例ヘバ住友ヘ背負ハセルト云フ如キ。

（神田）戦時金融金庫ノ機能ノ一トシテ、投資ノ型式デ引受手ナキ株式ヲ引受ケ保有スルト云フコトハアルモ、貸金ヲ株式ニ振替ヘルコト、ナレバ、借手ノ方モ忌避スルコト、ナルベシ。

（委員長）戦時金融金庫ハ、株式ノ大幅ノ騰落ヲ防止スルモノナリ。畢竟協同證券ヲ吸収セシ次第ナレバ、或ル事業

会社ヲ目指シテ其ノ会社ノ株式ヲ持ツトハ考ヘラレズ。

かくして戦金からの連系会社向け融資は、十七年末の日本電氣を含む一一〇〇万円を皮切りに、十八年末の六七五〇万円、十九年には次ぎに述べるように住友銀行と共に連系四社の軍需融資金融機関に指定されたため、二十年三月末に三億五二七〇万円へと急増することとなった(第32表)。戦金でこうした融資を担当した理事北謙治について、総裁であった小倉正恒は後に「第一に思い浮かぶことは、戦金の運営についての根本原則である。それは戦金も金融機関である以上、如何に軍の要求が強い場合であっても、そこに踏み外せない一線があるべきだということであった」と語っているが[94]、北謙治は昭和二十年八月敗戦を目前にして戦金理事を辞職してしまった。その理由は「もはや理事としての責任が全うされぬ」と信じたからであると推測されている[95]。

(三) 軍需融資指定金融機関制度と住友銀行

昭和十八年十二月軍需会社法が施行され、十九年一月には軍需会社第一次指定一五〇社が発表されると同時に、軍需融資指定金融機関制度が発足し、指定された金融機関は資金調達と融資の両面で従来の制約が解消された。二月末までに軍需会社に指定された住友連系・関係会社の金融機関として、一部の例外を除き住友銀行が単独かもしくは戦金との共同で指定された(第7表)。この結果住友本社と住友銀行の間で交わされていた借入限度額の取り決めは有名無実となり、その計算は十九年一月末をもって打ち切られた(第30表)。又住友信託による軍需会社に指定された連系会社向け融資も住友信託と住友銀行との間の軍需融資協力(資料38)によって六月に住友銀行に肩替わりされた。かくして北沢財務委員長は、自ら定めた資金調達源の順位を逆転し、晴れて住友銀行の融資を中心とし、その足らざるところを戦金その他で補うという方針を確立することができた。

ところが三月に入ると、「一　統轄システム」で述べたように、住友銀行と三和銀行乃至これに野村銀行も含めた銀行合同問題が再燃した。前年の合同問題に対しては、専ら住友銀行首脳が反対運動を展開したが、今回は住友本社が総理事古田俊之助の陣頭指揮の下にこれを阻止することができた。当時住友銀行専務であった野田哲造は、蔵相石渡荘太郎（野田と一高・東大同期）の住友財閥は金融財閥であるとの最終判断によるものと推測しているが[96]、これが事実とすれば既に軽金属統制会会長へ転出していた元理事大屋敦まで動員した石渡（大屋と姻戚関係にあった）の説得工作が功を奏したことになろう。財務委員会に残されている資料によれば、同じ三月に連系会社である住友海上火災保険を解散して設立された大阪住友海上火災保険を、大蔵省が連系会社とすることを認めなかったように、新銀行の連系会社指定は承認されず、従って新銀行の軍需融資において連系会社が特別扱いされることは期待できなかったからであろう（資料38）。

四月第二次として軍需会社四二四社が指定され、これにより住友系の軍需会社は殆ど網羅された。その後六月から十二月初にかけて五月雨式に一二社、最後に十九年末に一〇九社が指定された。二十年に入ると、一月に軍需充足会社令が制定され、指定金融機関制度は運輸、倉庫、配電等軍需関連産業にまで拡大され、さらに三月には軍需会社等特別措置法が施行されて、同制度は軍需以外の一般事業会社にも拡張適用されることになった。住友銀行が指定金融機関となった企業は、最終的に軍需会社九四社（他に乙種指定一社）、一般事業会社一九九社ということである[97]。

今住友銀行の大口融資先をみてみると、住友合資会社自身が自己資本で事業を遂行するという大原則の下にあって、住友銀行は機関銀行としての役割を期待されず、精々その補完的役割に甘んじていたので、他方で独自の取引先を開拓しなければならなかった（第36表）。それが、昭和十二年住友本社に改組直後に起こった日中戦争の進展により、十五年末に住友銀行の住友本社・連系会社向け融資は、従来本社・銀行間で取り決められていた限度を超過することが確実となり、限度の改訂を余儀なくされた。結局十六～十八年の三年間は、住友本社はこの限度を遵守するために、財務委員

第36表　住友銀行の融資状況（期末貸付残高1,000万円以上大口融資先）

（単位：千円）

1. 昭和10年末～14年末

大口融資先		昭和10年末	11年末	12年末	13年末	14年末
貸出総額	A	522,022	618,158	736,631	893,870	1,208,619
うち大口融資先貸出額	B	11,100	0	25,300	60,033	114,501
B/A×100(%)		*2.1*	—	*3.4*	*6.7*	*9.5*
1. 住友系						
住友本社				14,900	38,000	37,100
連系会社・特定関係会社						
住友金属工業				10,400	10,400	30,400
日本電氣					11,633	13,359
計		0	0	10,400	22,033	43,759
住友系合計	C	0	0	25,300	60,033	80,859
C/A×100(%)		—	—	*3.4*	*6.7*	*6.7*
2. 住友系以外の企業等						
（證券）						
宇治電證券		11,100				
（運輸）						
大阪商船						10,050
（電力）						
日本発送電						13,592
（繊維）						
大日本紡績						10,000
住友系以外の企業等合計	D	11,100	0	0	0	33,642
D/A×100(%)		*2.1*	—	—	—	*2.8*

2. 昭和15年末～20年３月末

大口融資先		15年末	16年末	17年末	19年3月末	20年3月末
貸出総額	A	1,612,317	1,912,417	2,147,325	3,326,115	5,761,715
うち大口融資先貸出額	B	281,185	478,867	544,610	1,380,799	3,200,472
B/A×100(%)		*17.4*	*25.0*	*25.4*	*41.5*	*55.5*
1. 住友系						
住友吉左衛門						48,100
住友本社		82,100	94,955	104,675	151,631	191,638
連系会社・特定関係会社						
①住友金属工業		39,000	82,100	63,600	178,500	535,500
日本電氣		17,989	26,368	33,313		
①・住友通信工業					63,668	77,328
②住友鑛業		25,200	34,045	31,230	46,154	123,545
①住友電氣工業		15,985	20,020	28,696	63,065	156,846
①住友アルミニウム製錬		13,920	17,000	14,700	17,800	28,410
満洲住友金属工業		12,750	13,750	14,450	14,550	14,550
①住友化学工業		(6,300)	17,030	17,200	19,200	115,480
①住友機械工業		(0)	(7,620)	13,770	(7,650)	15,186
②日本板硝子						11,687
③住友化工材工業						16,884
大阪住友海上火災保険						92,045
計		124,844	210,313	216,959	402,937	1,187,461
関係会社						
①九州飛行機		11,621	18,231			16,941
②大阪金属工業					17,926	37,113
①帝國特殊製鋼						14,437

②日本パイプ製造						11,938
①九州兵器						11,500
①太刀洗航空機						51,194
②東洋通信機					16,674	39,596
②安立電気						41,940
②日本電氣						17,893
①日本電氣兵器						28,000
②東北金属工業						13,350
計		11,621	18,231		34,600	283,902
住友系合計	C	218,565	323,499	321,634	589,168	1,711,101
C/A×100(%)		*13.6*	*16.9*	*15.0*	*17.7*	*29.7*
2. 住友系以外の企業等						
(保険)						
日本簡易火災保険						10,000
(運輸)						
大阪商船					17,800	24,972
阪神電気鉄道			14,530	12,808	15,957	12,250
京阪神急行電鉄					13,272	13,680
近畿日本鉄道						15,223
(電力)						
②日本発送電			15,467	16,297	12,040	
関東配電					10,070	
(繊維)						
大日本紡績		10,000	10,000	10,000	18,300	20,700
②鐘淵工業(鐘淵紡績)		12,500	26,106	27,100	36,448	32,962
東洋紡績		10,000	10,000		10,000	10,004
呉羽紡績			10,502		14,891	
②倉敷工業(倉敷紡績)					11,488	
②倉敷航空化工(倉敷レイヨン)					11,100	47,100
(食品)						
大日本麦酒						17,300
(木材・ゴム)						
②秋木工業						10,500
②日本タイヤ						16,600
③日本ゴム						26,492
(化学・薬品)						
①日本窒素肥料					13,500	
①日窒化学工業					11,590	39,383
塩野義製薬					18,207	25,247
武田薬品工業					23,999	33,274
(金属)						
①不二越鋼材工業				11,500	10,100	
①久保田鉄工所				10,654		
②花川鉄工所					12,514	
②松下金属					11,000	21,570
③興亜精鍛						11,000
②中西軸承金属						11,069
(機械)						
②理研工業			12,007	12,607	11,499	
②大日本機械工業						43,700
②京都機械						14,700
①小松製作所						11,250
②日本燃料機						17,530
①津上製作所						29,700

（輸送機器）					
①松下航空工業（松下電工）				19,103	32,718
②興亜航空機材					11,835
②松下航空木材（松下飛行機）					11,603
①松下造船					12,750
②日東航空機器					21,500
②山岡内燃機					31,581
（電氣機器）					
松下電器産業				28,550	64,015
①松下無線				20,448	
①東京芝浦電氣				14,020	
②北辰電機製作所					11,917
②高野精密工業					12,447
（商業）					
三井物産	30,120	31,587	39,661	67,530	
三興		25,167	32,174	47,104	
•大建産業					77,126
山本藤助（山本商会）			11,085		
安宅産業				16,266	27,081
伊藤万商店				10,912	11,023
（統制会社）					
金属回収統制				18,576	25,448
医薬品統制				13,835	
日本織物統制				24,054	27,227
日本衣料製品統制				12,561	
日本木材				20,106	11,072
金属配給統制					47,000
日本石炭					12,875
日本蚕糸製造					11,309
アルコール配給統制					43,610
鉄鋼原料統制					18,520
鉄鋼販売統制					12,057
（政府機関・団体）					
大日本輸出綿糸布振興組合			10,638		
日本綿糸布輸出組合			12,434		
重要物資管理営団			16,018		
交易営団				63,626	68,579
中央食糧営団				13,820	11,560
国民更生金庫				20,660	60,995
産業設備営団				52,290	122,777
戦時金融金庫				18,408	14,914
大日本防空協会					13,046
船舶運営会					14,279
（その他）					
松下幸之助				25,987	28,116
石橋（株）					10,143
三井本社					94,042
住友系以外の企業等合計　D	62,620	155,368	222,976	791,631	1,489,371
D/A×100（%）	*3.9*	*8.1*	*10.4*	*23.8*	*25.9*

註：①は第一次指定、②は第二次指定、③は第二次追加指定軍需会社である。但し住友銀行がその指定金融機関とはならなかったケースもある。括弧内は1,000万円以下のため原資料を補った。•は社名変更をポす。

出典：住友銀行外事部作成GHQ提出資料。但し原資料はアルファベット順である。

長北沢敬二郎の示した資金調達源の優先順位に従い、住友銀行以外の調達先を模索せざるを得なかった。一方住友銀行としても、限られた資金力の範囲内で、連系会社の他行取引を排除してその資金需要に応じようとしても貸出限度に縛られ、又自行固有の取引先の資金需要も充足しなければならないという二重、三重のジレンマに陥っていた。こうした膠着状態を打破したのがこの軍需融資指定金融機関制度の発足であった。この制度は先に述べた通り翌二十年には一般事業会社へも拡大されたので、二十年三月末における住友銀行の一〇〇〇万円以上の大口貸出先は、その貸出総額の五五％を占め、そのうち住友系企業の比重は、連系会社のみならず関係会社も含めると三〇％に達した。又住友系以外の企業においても大口貸出先が二五％と集中度が高まった。

一方住友銀行の投資状況を期末の株式保有残高でみると、政府・日銀から公債保有を強制されていたので、元々所有有価証券残高の五％程度を占めるに過ぎなかった(第37表)。その内容を検討してみると、住友系企業の持株については持株会社である住友合資会社の存在のために、銀行自体の連系会社株式保有は、別会社として設立された住友信託、住友ビルディングが目に付く程度で、その他は殆ど内地連系銀行と称する自行の関係会社の株式であった。それが融資状況と同様に戦局の進展と共に連系会社の資金繰りの必要上増資が繰り返されるようになると、住友家・住友本社保有の連系会社株式の譲渡、連系会社産業部門内の増資新株割当の肩替わり等によって、二十年三月末には住友銀行が保有する連系会社株式は、全株式保有高の六四％に達した。

又住友系以外の企業についてみれば、単なる投資目的ではなく、大口融資と連動した株式保有もみられるようになった。こうした住友銀行による住友系企業以外の企業の株式取得は、勿論巨額の融資に対する債権保全の意味合いもあったが、先に述べた興銀の役員派遣や戦金の株式取得が企業経営への介入として警戒されたのに対し、住友銀行の貸出方針が単なる企業融資ではなく、松下幸之助や石橋正二郎にみられる如く経営者個人との関係を重視するものであったの

で、こうした投融資は戦後処理の過程においても解消されることはなく、彼等の再出発の有力な支援材料となった。

かくして住友銀行の巨額の融資と株式保有は、住友系においては、住友本社の解散後住友銀行が本社に代わって連系会社間の株式持ち合いの中心的役割を果たす礎となった。又住友系以外の企業では、阪神電鉄、大日本紡績、東洋紡績、大日本麦酒→朝日麦酒、日本タイヤ→ブリヂストンタイヤ、日本窒素肥料→新日本窒素肥料、日窒化学→旭化成、塩野義製薬、武田薬品、久保田鉄工、小松製作所、松下電器産業、三洋電機(松下造船社長井植歳男が松下を退職後設立)、大建産業→伊藤忠商事・丸紅等住友銀行がメインバンクとなって、所謂「銀行系列」の形成に発展していった。

昭和二十年十月には住友本社の解散が決定されたが、たまたま住友銀行はその十一月一日に創業五十周年記念日を迎えた。既に社長岡橋林の退任と副社長野田哲造の社長就任が内定していたので、野田が訓示を行い、「吾々ノ前途ニハ終戦ニ伴フ幾多ノ困難ナル事情ガ山積シテイルノデアリマス。而モ其時住友銀行ハ従来住友財閥ノ一構成分子トシテ相互ニ相助ケ、相励マシ来ツタ本社並ニ連系会社ト袂ヲ分チ、自立シテ行カネバナリマセン。(中略)併乍ラ斯ノ如キ困難ナ時ニ当ツテ新活動ニ入ルト謂フ事ハ男子トシテ誠ニ本懐ノ至リデアルトモ謂ヘルノデアリマス。」と述べ、本社解散という事態に対し、本社は勿論連系会社の間でも悲壮感、悲痛感が漂っていたのに対し、ひとり住友銀行においては、むしろ新時代の到来と前向きに受け止められていたのが象徴的であった。

(資料37)

昭和十六年十一月四日提出　十一月二十二日決裁　総務部会計課起案主雑第四〇号

財務委員会設置ノ件

時局ノ進展ト共ニ我ガ各工場並ニ鉱山等ニ於ケル生産力ノ拡充ハ愈緊急ノ度ヲ加ヘツヽアル所、此等諸計畫ノ進行ニ伴ヒ、拡充資金、運転資金並ニ投資資金ノ所要額亦急増ヲ来シ、本年度ノ如キ本社及連系会社ヲ通算セル年間資金所要額

（期末所有株式残高）

（単位：千円）

12年末	13年末	14年末	15年末	16年末	17年末	19年3月末	20年3月末
367,939	490,469	609,965	721,850	944,442	1,312,665	1,777,154	2,386,834
690,770	714,185	1,099,299	1,088,943	1,267,098	1,405,450	2,004,687	2,218,391
25,439	27,137	34,376	38,365	47,665	61,453	85,091	129,721
							35,000
							17,500
							35,000
							8,750
147,675	147,675	147,675	148,175	158,325	158,325	160,615	160,615
3,307	3,307	3,307	3,321	3,524	3,524	3,585	3,585
1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250
21	21	21	21	21	21	21	21
6,000	6,000	6,000	6,000	12,000	12,000	12,000	12,000
331	331	332	300	600	600	600	600
↑							
6,000	6,000	6,000	6,000	↑			
75	75	75	225				
50,000	50,000	100,000	110,000	116,000	261,800	285,800	571,680
3,900	3,900	6,400	7,460	7,844	16,493	18,017	32,595
50,000	50,000	↑					
625	1,875						
		100,000	120,000	145,800	↑		
		1,250	3,656	5,004			
						285,280	↑
						10,965	
900	900	900	1,800	3,000	3,000	5,100	10,200
61	61	61	106	178	178	320	605
↑							
900	900	900	↑				
11	22	22					
					3,000	5,100	↑
					75	285	
64,900	64,900	64,900	64,900	64,900	64,900	64,900	64,900
3,245	3,245	3,245	3,245	3,245	3,245	3,245	3,245
4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200
210	210	210	210	210	210	210	210
4,540	4,540	4,540	4,540	4,960	4,960	5,800	5,800
64	64	64	64	77	77	100	100
	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	12,600	12,600
	150	300	300	300	300	630	630
			6,600	6,600	6,600	↑	
			165	165	165		
							13,200
							495
			30,000	100,000	100,000	100,000	100,000
			1,635	5,842	5,842	5,842	5,842

第37表　住友銀行の投資状況

銘柄		昭和10年末	11年末
所有有価證券	金額	409,067	381,987
うち株式	株数(@払込金額)	563,066	590,699
	金額　A	19,967	22,431
1. 住友系企業の株式			
住友本社	株数(@500円)		
	金額		
	株数(@250円)		
	金額		
連系会社・特定関係会社			
住友信託	株数(@12.5円)	147,475	147,675
	金額	3,303	3,307
扶桑海上火災保険	株数(@12.5円)	1,250	1,250
•住友海上火災保険	金額	21	21
•大阪住友海上火災保険			
四國中央電力	株数(@50円)	3,000	3,000
•住友共同電力	金額	170	170
	株数(@12.5・37.5円)	3,000	3,000
	金額	49	124
	株数(@12.5・37.5円)		
	金額		
住友金属工業	株数(@50円)	50,000	50,000
	金額	3,900	3,900
	株数(@12.5・37.5円)		
	金額		
	株数(@12.5・25円)		
	金額		
	株数(@37.5円)		
	金額		
住友化学工業	株数(@50円)	300	300
	金額	23	23
	株数(@25・37.5円)	600	600
	金額	24	31
	株数(@12.5・25円)		
	金額		
	株数(@25・50円)		
	金額		
住友ビルデイング	株数(@50円)	64,900	64,900
•住友土地工務	金額	3,245	3,245
日本板硝子	株数(@50円)	4,200	4,200
	金額	210	210
	株数(@12.5円)	4,540	4,540
	金額	64	64
住友機械工業	株数(@25・50円)		
	金額		
	株数(@25円)		
	金額		
	株数(@37.5円)		
	金額		
住友倉庫	株数(@50円)		
	金額		

				10,000	10,000	10,000	10,000
				250	250	500	500
				10,000	10,000	23,330	23,330
				890	890	1,750	1,621
				10,000	10,000	↑	
				780	780		
						25,663	25,003
						362	665
					25,000	70,000	70,000
					1,538	4,325	4,325
					25,000		
					1,488		
						42,000	42,000
						1,050	1,050
							10,000
							425
336,365	342,365	442,365	509,465	653,035	706,035	1,113,638	1,206,778
11,850	21,727	23,753	20,708	28,930	35,676	51,807	82,764
18,700	18,700	18,700	18,700	18,900	18,900		
1,120	1,120	1,103	935	945	945		
39,280	39,280	39,280	39,280	39,280	39,280	39,520	39,880
1,178	1,178	1,178	982	982	982	988	997
17,800	17,800	17,800	17,900	18,200	18,200		
350	350	338	268	272	272		
54,700	54,700	54,700					
1,258	1,258	1,258					
9,100	9,100	9,100	9,100	9,100	9,200	9,200	9,200
114	114	23	23	23	24	24	24
3,880	3,880	3,880	3,890	3,920	3,920	4,000	4,000
178	178	175	140	141	141	143	143
10,000	10,000						
209	209						
		35,062	9,817	9,817	9,817	9,817	10,737
		438	491	491	491	491	543
		22,852	6,698	6,698	6,698	6,698	7,332
		71	84	84	84	84	94
					22,763	24,753	42,053
					911	883	1,404
							4,870
							174
						19,100	19,700
						955	985
						18,500	19,600
						276	290
153,460	153,460	201,374	105,385	105,915	128,778	131,588	157,372
4,407	4,407	4,584	2,923	2,938	3,850	3,844	4,654
489,825	495,825	643,739	614,850	758,950	834,813	1,245,226	1,364,150
16,257	17,668	19,871	23,631	31,868	39,526	55,651	87,418
63.9	65.1	57.8	61.6	66.9	64.3	65.4	67.4
19,800	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	

住友アルミニウム製錬	数株(@25・50円)		
	金額		
住友電氣工業	株数(@50円)		
	金額		
	株数(@37.5円)		
	金額		
	株数(@12.5・25円)		
	金額		
住友鑛業	株数(@50円)		
	金額		
	株数(@50円)		
	金額		
	株数(@25円)		
	金額		
住友通信工業	株数(@25円)		
	金額		
計	株数	279,265	279,465
	金額	11,009	11,095
関係会社			
豊前銀行	株数(@50円)	18,700	18,700
	金額	1,120	1,120
佐賀百六銀行	株数(@12.5・25円)	39,280	39,280
	金額	687	1,178
三州平和銀行	株数(@12.5円)	17,800	17,800
	金額	350	350
日華護謨工業	株数(@50円)	54,700	54,700
(旧つちや足袋)	金額	1,258	1,258
扶桑殖産	株数(@12.5円)	9,100	9,100
	金額	114	114
和歌山倉庫	株数(@25円)	3,880	3,880
	金額	183	178
東陽倉庫	株数(@27.5円)		
	金額		
三重銀行	株数(@50円)		
	金額		
	株数(@12.5円)		
	金額		
近畿無尽	株数(@20円)		
	金額		
	株数(@25円)		
	金額		
中津興業	株数(@50円)		
	金額		
三州興業	株数(@12.5円)		
	金額		
計	株数	143,460	143,460
	金額	3,712	4,198
住友系企業の株式合計	株数	422,725	422,925
	金額　B	14,721	15,293
	B/A×100　%	73.7	68.2
2. 住友系以外の企業の株式			
(銀行)			
昭和銀行	株数(@12.5円)	19,800	19,800

247	250	240	240	240	240	240	
		176,000	176,000	176,000	176,000	176,000	176,000
		2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200
				600	600	600	600
				37	34	34	34
					1,000	1,000	1,000
					50	50	50
					800	800	800
					51	51	51
					1,200	1,200	1,200
					61	61	61
					898	898	898
					45	45	45
					449	449	449
					6	6	6
							22,500
							6,975
							8,862
							78
							20,000
							360
27,544	48,466	48,466	46,466	46,466	46,466	46,466	46,466
1,609	2,721	2,721	2,609	2,609	2,609	2,609	2,609
20,922	↑						
1,113							
			24,233	24,233	24,233	24,233	24,233
			253	496	727	969	1,212
4,050	4,050	10,050	9,050	9,050	9,050	9,050	9,050
277	277	764	633	634	634	634	634
931	931	20,931	20,931	20,931	20,931	20,931	20,931
31	35	786	733	733	733	733	994
3,420	3,420	3,420	3,420	4,275	4,275	4,275	4,275
263	263	263	263	306	306	306	306
3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200
258	258	258	256	256	256	256	256
100							
6							
25							
—							
1,000	1,000	1,000	1,000	1,000			
15	20	25	28	27			
800	800	800	800	800	800	800	800
31	31	41	48	48	58	58	58
10,700	10,700	10,700	10,700	10,700			
492	492	492	492	492			
	5,380	5,380	5,380	5,380			
	68	68	68	65			
30,000	30,000	30,000	30,000	30,000			
375	375	375	375	375			
		10,200	10,200	10,200	10,200	10,200	10,200
		128	102	102	102	102	102

	金額	247	247
日本興業銀行	株数(@12.5円)		
	金額		
阪南銀行	株数(@50円)		
	金額		
阿波商業銀行	株数(@50円)		
	金額		
中越銀行	株数(@50円)		
•北陸銀行	金額		
	株数(@37.5円)		
	金額		
伊予合同銀行	株数(@50円)		
	金額		
	株数(@12.5円)		
	金額		
不動貯金銀行	株数(@50円)		
	金額		
伊賀農商銀行	株数(@50円)		
	金額		
安田銀行	株数(@18.5円)		
	金額		
(運輸)			
南満洲鉄道	株数(@50円)	24,974	26,424
	金額	1,457	1,541
	株数(@30・40・50円)	15,362	19,962
	金額	478	857
	株数(@10・20・30・40円)		
	金額		
阪神電気鉄道	株数(@50円)	3,000	3,000
	金額	195	195
	株数(@20・25・37.5円)		
	金額		
阪神急行電鉄	株数(@50円)	1,650	1,650
•京阪神急行電鉄	金額	105	105
南海鉄道	株数(@50円)	1,000	2,500
•近畿日本鉄道	金額	66	198
大阪電気軌道	株数(@50円)	100	100
	金額	6	6
	株数(@12.5円)		
	金額		
東京高速鉄道	株数(@5・10・15・20・25・30円)	1,000	1,000
	金額	5	10
大阪商船	株数(@12.5・25・37.5・50円)		
	金額		
(電力・瓦斯)			
九州水力電気	株数(@50円)	10,000	10,000
	金額	455	455
	株数(@12.5円)		
	金額		
九州送電	株数(@12.5円)		
	金額		
日本発送電	株数(@12.5円)		
	金額		

					7,700	2,700	2,700
					346	121	121
					14,454	14,454	14,454
					557	557	557
1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
133	134	126	112	108	108	108	92
2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
179	179	172	156	144	144	144	127
350	350	350	350	350	350	350	350
32	32	23	21	20	20	20	17
5,300	5,200	5,200	5,200	5,400	5,400	5,400	5,400
393	386	386	386	403	403	403	403
5,300	5,300	5,300	5,300	5,300	5,300	5,300	5,300
80	80	80	146	146	146	146	212
4,900	4,900	4,900	4,900	5,200	5,200	21,200	43,300
769	769	769	711	756	756	2,014	3,177
						21,200	↑
						530	
21,702	21,702	21,702	21,702	21,702	21,702	21,702	21,702
1,058	1,058	1,058	1,042	998	998	998	998
450	450	450	450	650	650	650	650
45	45	45	39	56	56	56	56
2,080	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
104	100	100	100	100	100	100	100
							1,000
							12
1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
119	119	119	119	119	119	119	113
260							
6							
520	520	520	520	520	520	520	520
61	61	61	52	48	48	48	40
				4,000	4,000	8,000	8,000
				324	324	666	666
5,415	5,415	5,415	4,415	4,615	8,480	8,480	8,480
416	416	416	339	356	566	566	566
3,865	3,865	3,865	3,865	3,865	↑		
114	114	114	162	210			
8,600	8,600	8,600	19,500	19,500	19,500	19,500	31,200
590	590	559	1,014	975	975	975	1,560
	12,900	12,900	↑				
	161	323					
				11,700	11,700	11,700	↑
				146	333	521	
		10,000	20,000	16,500	16,500	16,500	24,750

	株数(@50円)		
	金額		
九州配電	株数(@50円)		
	金額		
神戸瓦斯	株数(@50円)		400
	金額		36
大阪瓦斯	株数(@50円)		700
	金額		63
京都瓦斯	株数(@50円)		
	金額		
(繊維)			
大日本紡績	株数(@50円)	5,000	5,000
	金額	357	357
	株数(@12.5・25・37.5円)		5,000
	金額		62
東洋紡績	株数(@50円)	4,370	4,370
	金額	657	657
	株数(@25円)		
	金額		
大阪毛織	株数(@50円)	5,520	33,890
	金額	144	848
	株数(@27.5円)	28,307	↑
	金額	368	
日本毛織	株数(@50円)		450
	金額		45
(食品)			
大日本製糖	株数(@50円)	2,080	2,080
•日糖興業	金額	104	104
	株数(@12.5円)		
	金額		
明治製糖	株数(@50円)	1,300	1,300
	金額	93	93
	株数(@12.5円)		
	金額		
台湾製糖	株数(@50円)		420
	金額		48
大日本麦酒	株数(@50円)		
	金額		
(製紙)			
王子製紙	株数(@50円)	3,200	4,450
	金額	209	319
	株数(@37.5円)	250	↑
	金額	13	
	株数(@12.5・25・37.5・50円)		3,450
	金額		43
(金属)			
日本製鉄	株数(@50円)		8,000
	金額		549
	株数(@12.5・25円)		
	金額		
	株数(@12.5・28.5・44.5円)		
	金額		
久保田鉄工所	株数(@50円)		

		800	1,300	1,056	1,056	1,056	1,468
		10,000	↑				
		250					
				8,250	8,250	8,250	↑
				206	206	412	
					50,000	100,000	100,000
					3,637	6,000	5,510
						100,000	100,000
						2,500	2,500
6,110	6,110	10,758	10,758	10,758	10,758	10,758	10,758
171	171	403	403	403	403	403	403
4,648	4,648	↑					
116	174						
					8,068	8,068	8,068
					101	202	303
							7,530
							94
1,075	1,075	1,075	1,075	1,075	1,075	1,075	1,075
13	24	24	38	54	54	54	54
						1,397	1,397
						22	50
208	208	208	208	208	208	208	208
3	4	4	4	6	6	8	8
							104
							2
		5,000	5,000	6,250	6,250	6,250	6,250
		250	225	225	225	225	225
							15,000
							900
							30,000
							2,100
1,000							
18							
	500	500	500	500	500	500	500
	17	17	16	16	16	16	16
			300	300	300	300	300
			4	7	7	7	7
						57	57
						1	1
670	670	670	670	670	670	670	804
33	33	33	33	33	33	33	40
1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
12	12	12	12	12	10	10	10
				10,000			
				250			
					30,000	30,170	30,170
					1,500	1,508	3,016
						1,000	1,000

	金額		
	株数(@25円)		
	金額		
	株数(@25・50円)		
	金額		
(機械)			
川崎重工業	株数(@50円)		
	金額		
	株数(@25円)		
	金額		
(化学)			
大日本セルロイド	株数(@50円)	6,110	6,110
	金額	171	171
	株数(@12.5・25・37.5円)	4,648	4,648
	金額	58	58
	株数(@12.5・25・37.5円)		
	金額		
	株数(@12.5円)		
	金額		
富士写真フィルム	株数(@12.5・22.5・35・50円)		
	金額		
	株数(@12.5・32.5円)		
	金額		
日東化学工業	株数(@12.5・20・30・42.5・50円)		
	金額		
	株数(@20円)		
	金額		
徳山曹達	株数(@50円)		
	金額		
三共	株数(@50円)		
	金額		
武田薬品工業	株数(@50円)		
	金額		
(その他)			
国際電話	株数(@12.5・17.5円)	1,000	1,000
	金額	13	18
国際電気通信	株数(@30円)		
	金額		
	株数(@12.5・22.5円)		
	金額		
	株数(@12.5円)		
	金額		
商業興信所	株数(@50円)	670	670
・東亜興信所	金額	33	33
帝國蚕糸倉庫	株数(@12.5円)	1,000	1,000
	金額	12	12
梅田映畫劇場	株数(@20円)		400
	金額		8
日本協同證券	株数(@25円)		
	金額		
戦時金融金庫(出資証券)	口数(@50・100円)		
	金額		
交易営団(出資証券)	口数(@50円)		

						50	50
					2,500		3,750
					337		188
					2,500		
					225		
						2,500	5,000
						300	385
						2,500	
						187	
							5,000
							125
200,945	218,360	455,560	474,093	508,148	570,637	759,461	854,241
9,182	9,469	14,505	14,734	15,797	21,927	29,440	42,303
36.1	34.9	42.2	38.4	33.1	35.7	34.6	32.6

ハ、実ニ二億円ヲ突破セントスル情勢ニ在ルガ、斯カル趨勢ハ明年度以降ニ於テモ尚継続スルモノト予想セラル。

一方金融部門タル銀行並ニ信託ニ於テハ預金及金銭信託ノ増勢見ルベキモノアリト雖モ、此等蒐集資金中相当部分ハ優先的ニ公債ノ買入、共同融資等ニ振向クルヲ要スル為、我ガ産業部門ニ供給シ得ル資金額ニ自ラ限度ノ存スルコト又已ムヲ得ザル所ナリ。而モ現下ノ我ガ金融界ハ、曩ニ公表セラレタル財政金融基本方策ノ線ニ沿ヒ、目下国家資金動員計畫ヲ基調トスル新体制確立ヘノ過程ニ在リ、而シテ今後ニ於ケル之ガ推移ニ付テハ、我ガ財団トシテモ深甚ナル関心ヲ有スル所ナルハ、謂フヲ俟タズ。

即チ之等内外諸般ノ情勢ヲ稽フル時、今後ニ於ケル我ガ産業部門諸事業ノ資金計画ノ円滑ナル遂行ニ付テハ、一層慎重ナル準備ト対策トヲ必要トスルモノト思惟セラル、次第ナリ。

而シテ之ガ処置トシテハ本社内ニ別紙規程(案)ニ依ル財務委員会ヲ設置ノ事トシ、今後定期ニ委員会ヲ開催シ、

（一）　一般金融情勢ニ関スル事項

（二）　本社、連系会社並ニ特定関係会社ノ金融状態並ニ財務ニ関スル事項ニ付懇談協議シ、以テ各社ニ於ケル資金計畫等ノ円滑ナル遂行ヲ期スルヲ適当ト勘考セラル、ニ付、右財務委員会設置ノ事ニ決定相成可然乎。

三井物産	金額			
	株数(@50円)			
	金額			
	株数(@23.5円)			
三井本社	金額			
	株数(@50円)			
	金額			
	株数(@23.5円)			
三井鉱山	金額			
	株数(@25円)			
	金額			
住友系以外の企業の株式	株数(口数を含む)		140,341	167,774
合　計	金額	C	5,246	7,138
	C/A×100	%	26.3	31.8

註：↑印は新株の旧株への併合を示す。•は社名変更を示す。
出典：住友銀行外事部作成 GHQ 提出資料。但し原資料は業種順である。

尚右御決裁ノ上ハ、左案ヲ以テ連系会社並ニ特定関係会社宛通達相成可然乎。

案(親展)

連系会社
特定関係会社(註、日本電氣、日本板硝子、土肥金山、大日本鑛業、静狩金山、北支産金)

主管者宛

掲題

御承知ノ通、我ガ産業部門各社ニ於ケル資金問題ハ、時局ノ進展ニ伴ヒ益深刻化ノ傾向ニ有之候処、一方我ガ金融界ハ政府ノ方針ニ遵ヒ、今後漸次新体制ヘノ途ヲ辿ルモノト被存、旁今後ニ於ケル我ガ財団各社資金計畫ノ円滑ナル遂行ニ関シテハ、一層周到ナル準備ト対策トヲ以テ臨ム事緊要ト被考候ニ付、今般斯カル目的ニ資スル為、本社ニ別紙規程ニ依ル財務委員会設置ノ事ニ決定相成候。就而右御諒承ノ上爾後之ガ円滑ナル運営ニ付、御協力相煩度此段依命御通知旁得貴意候也。

(別紙規程添付)

(別紙)

財務委員会規程(案)

第一条　本社ニ左記事項ヲ懇談協議スル為、財務委員会ヲ置ク。

（一）　一般金融情勢ニ関スル事項

（二）　本社、連系会社並関係会社ノ金融状態並財務ニ関スル事項

第二条　本会ニ左ノ役員ヲ置ク。

委員長　　一名

副委員長　　一名

委員　　若干名

幹事　　若干名

第三条　本会ノ委員ハ左ノ者ヲ以テ構成ス。

本社　　関係部課長

連系会社　　主管者並其ノ指名スル者

特定関係会社　主管者並其ノ指名スル者

第四条　委員長ハ本会ヲ統理ス。

副委員長ハ委員長ヲ補佐シ、事故アルトキ其ノ代理ヲ為ス。

委員ハ委員長ノ指示ニ依リ報告ヲ為シ、並意見ノ開陳ヲ為ス。

幹事ハ上司ノ指示ヲ承ケ、本会ノ庶務ヲ処弁ス。

第五条　委員会ハ毎年二回委員長之ヲ招集ス。

本社、銀行並信託ノ委員ヲ以テ常任委員会ヲ組織シ、毎月一回定例日ニ之ヲ開催ス。

委員ハ必要ニ応ジ、常任委員会ニ出席スルコトヲ得ルモノトス。

委員長必要アルトキハ、委員会又ハ常任委員会ヲ臨時ニ招集スルコトヲ得ルモノトス。

以上

（資料38）

軍需融資協力契約書

住友信託株式会社（以下単ニ協力団員ト称ス）及株式会社住友銀行（以下単ニ指定銀行ト称ス）ハ、金融機関同業一体ノ精神ニ基キ、相協力シテ指定銀行カ軍需融資指定金融機関トシテ其金融ヲ担当スル、軍需会社住友金属工業株式会社、住友電氣工業株式会社、住友化学工業株式会社、住友アルミニウム製錬株式会社、住友通信工業株式会社及住友機械工業株式会社（以下単ニ軍需会社ト称ス）ニ対シ、所要資金ヲ適時、簡易、迅速且適切ニ供給スル目的ヲ以テ、左ノ契約ヲ締結ス。

第一条　協力団員ハ、軍需会社ニ貸付クルコトヲ条件トシテ、指定銀行ニ対シ資金ノ融通（以下協力融資ト称ス）ヲ為シ、指定銀行ハ右協力融資金ヲ自己ノ名義ヲ以テ軍需会社ニ貸付クルモノトス。

第二条　指定銀行カ各軍需会社ニ貸付ヲ行フ場合ニハ、其ノ貸付金額ノ一部ニ付協力団員ノ協力融資ヲ受ケテ之ヲ為スヘキモノトス。但シ左記各号ニ掲クル場合ニ於テハ、右ニ拘ラス自行単独ノ資金ヲ以テ貸付ヲ為スヲ妨ケス。

一、各軍需会社毎ニ残高金壱百万円ヲ超エサル当座的資金ノ貸付

二、協力団員ノ同意ヲ得テ為ス貸付

第三条　前条本文ノ規定ニ依リ指定銀行カ協力団員ヨリ協力融資ヲ受クヘキ金額ハ、其ノ各貸付金額ノ百分ノ三十相当額トス。但シ割当上金壱百万円未満ノ端数ヲ生シタルトキハ、指定銀行ニ於テ適宜之ヲ処理スルコトヲ得。

第四条　指定銀行第二条ニ依リ協力融資ヲ受ケントスルトキハ、予メ協力団員ニ対シ貸付額、用途、利率、担保、貸付

実行日、償還期日、協力融資額及之ヵ払込日其ノ他必要事項ヲ通知シ、協力融資ヲ請求スヘキモノトス。但シ貸付緊急ヲ要スルトキハ、先ツ自己資金ヲ以テ貸付ヲ為シタル上、遅滞ナク右ノ手続ヲ為スヘキモノトス。

協力団員前項ノ請求ヲ受ケタルトキハ、払込日ニ協力融資金ノ払込ヲ為スヘキモノトス。

協力融資金ノ払込ニ対シテハ、指定銀行ハ軍需協力融資金受領書ヲ発行交附ス。

右協力融資金受領書ハ、日本銀行ニ対スル外譲渡質入ヲ為スコトヲ得ス。

第五条　協力団員ハ、協力融資ニ関シ指定銀行ヨリ担保ヲ徴セサルモノトス。

第六条　協力融資ノ利息ノ支払ハ、軍需会社ヨリ貸付金ノ利息ヲ収受シタル都度遅滞ナク之ヲ行フモノトシ、其ノ利率ハ軍需会社ニ対スル貸付利率ト同率トシ、指定銀行ハ其ノ間手数料ヲ収受セサルモノトス。但シ第十条ニ依リ軍需会社ノ債務ニ付戦時金融金庫ノ保證ヲ受ケタル場合ハ、該保證料率ヲ差引タル率ニ依ルモノトス。

第七条　軍需会社ヨリ貸付元本ノ一部又ハ全部ノ返済アリタルトキハ、指定銀行ハ遅滞ナク之ヲ貸付額ニ対ス協力団員ノ協力融資額ノ割合ニ応シ返還スヘキモノトス。

第八条　軍需会社ニ対スル貸付ニ付損失ヲ生シタル場合ハ、協力団員ハ貸付額ニ対スル協力融資額ノ割合ニ応シ其ノ損失ヲ分担スルモノトス。

第九条　指定銀行ハ善良ナル管理者ノ注意ヲ以テ軍需会社ニ対スル貸付ノ管理及権利ノ保全等ノ事務ヲ処理シ、又常ニ軍需会社ノ業況等ニ注意シ、協力団員ニ対シ時々之ヵ状況ヲ説明スル外、重要ナル事項ニ付テハ協力団員ト協議スヘキモノトス。

協力団員ハ軍需会社ノ業況等ニ付、自己ノ入手セル情報ハ直ニ之ヲ指定銀行ニ通知シ、其ノ他指定銀行ノ任務遂行ニ遺憾ナカラシムル様協力スヘク、又必要ナル事項ニ付テハ何時ニテモ指定銀行ヨリ説明ヲ聴取シ得ヘキモノトス。

第十条　指定銀行必要ト認ムルトキハ、協力団員ト協議ノ上軍需会社ノ債務ニ付戦時金融金庫ノ保證ヲ受クヘキモノトス。

協力団員必要ト認ムルトキハ、指定銀行ニ対シ軍需会社ノ債務ニ付戦時金融金庫ノ保證ヲ受クヘキ旨ノ請求ヲ為スコトヲ得、右ノ場合指定銀行ハ協力団員ト協議ノ上前項ノ手続ヲ為スヘキモノトス。

第十一条　指定銀行ハ軍需会社ニ対シ協力団員ノ商号ヲ通知スヘキモノトス。

本契約書正本ハ二通之ヲ作成シ、指定銀行及協力団員ニ於テ各一通ヲ保有スルモノトス。

昭和十九年五月十九日

住友金属工業株式会社、住友電氣工業株式会社、住友化学工業株式会社
住友アルミニウム製錬株式会社、住友通信工業株式会社、住友機械工業株式会社
以上六社軍需融資指定金融機関　株式会社住友銀行　社長　岡橋　林
右軍需融資協力団　住友信託株式会社　社長　福山　善治郎

（資料39）

銀行合同問題

一、大蔵省ノ態度（推定）

1　住友銀行、三和銀行及野村銀行ノ三行同時合併。合併形式　新設合併、比率　対等

2　住友銀行、三和銀行ノ二行合併。合併型式　新設合併、比率　対等

（住友ノ三和吸収合併ハ許可セザルベシ、住友ヲ中核体トナスコトニモ難色アラン。）

二、之ニ対シ住友トシテ採ルベキ態度

1　住友、三和、野村三行同時合併ハ絶対ニ排斥スベシ。

理由　新設合併ハ運営困難、マトマリツカズ、住友ノ経営権掌握不可能トナル。

2　住友、三和ノ合併モ不可ナリ。

a　吸収合併ナラバ賛成スベキモ、之ハ不可能ナリ。

b　新設合併ハ、タトヒ住友ガ形式的ニ中核体トナルトスルモ、実際ノ運営ハ対立関係ヲ生ジ、住友ノ経営権掌握ハ不可能ナルベシ。依而住友トシテハ三和トノ合併問題ニハ触レザルコト肝要ナリ。

三、住友単独経営ノ場合ノ処置

1　住友銀行ノ経営方針刷新ノ要アリ。小乗的競争意識ヲ払拭スベシ。

2　貯蓄銀行(不動、日本相互、摂津貯蓄等)及地方銀行(阪南銀行等)ノ合併ヲ考慮スベシ。

3　野村銀行ノ吸収合併ヲ考慮スベシ。(此ノ場合野村財閥トノ関係調節ノ要アリ。)

野村銀行ハ漸次経営困難ノ度ヲ加ヘツヽアリ。

四、三和銀行ノ態度

1　住友トノ合併ヨリハ、寧ロ帝國(註、三井銀行と第一銀行との合併により設立された帝國銀行)トノ合同ヲ望ムモノヽ如キコトヲ言ヒ居ルモ、一種ノ牽制策トミルベシ。

2　但シ住友トノ合併成ラザル場合ハ、帝國トノ合同問題生ズベキモ、帝國ハ只サヘマトマリナキ処ヘ三和ヲ合併スル事ハ、益々混乱ヲ増スノミ。到底実現シ難シ。又若シ帝國ト三和ノ合併実現スルトスルモ、住友トシテ意ニ介スル要ナシ。

3　結局三和ハ単独経営デ進ムベク、ソノ場合大阪貯蓄其他ノ中小銀行合同ニヨリ、勢力増大ニ努ムベシ。　以上

五　店部・連系会社・特定関係会社

(一)　熱河蛍石鑛業株式会社の設立

昭和十六年十月熱河蛍石鑛業株式会社は資本金一三〇万円(全額払込)で設立された。同社設立の経緯は次のように説明されている。(98)

住友化学ニ於テハ、同社氷晶石ノ製造ノ原料トシテ蛍石ノ入手ニ関シ、従来重大ナル関心ヲ有シ来レルガ、欧州動乱ノ進展ニ伴ヒ、蛍石ノ輸入全ク杜絶スルニ至リタル為、之ガ供給源ヲ東亜共栄圏内ニ求ムルハ刻下緊急ノ要務トナリタル次第ナリ。此ノ時ニ当リ十河信二氏ヨリ化学大屋専務ニ対シ、同氏ガ満洲国隆化県及其ノ附近ニ於テ、大島義晴ヲシテ開発セシメツツアル蛍石鉱山ニ関シ、開発援助方懇請有リタルニヨリ、種々調査セル所、其規模相当大キク品質又優良ノモノナルニ依リ、昭和十六年十月本会社ヲ設立、右鉱区ヲ買収ノ上充分ナル資金ト技術トニ依リ、本格的開発・大量出鉱ヲ行フ事トナリタリ。

即ち化学専務大屋敦の日記によれば、大屋は昭和十六年一月大屋の知人の紹介で、十河信二(帝國鉄道協会理事、第二次大戦後国鉄総裁)、大島義晴(鉱業権名義人兼隆化鉱業常務)、藤田秀雄(鉱業権名義人である隆化鉱業の社長)の三人の来訪を受け、その結果本件は鉱山開発ということで、本社鉱山課(課長津田久)に移牒された。五月には新会社を設立し、住友側が株式半数を引受け、経営に当たることで合意が成立した。七月住友本社と大島義晴、隆化鉱業の三者間で契約書が締結された。これに基づき十月に新会社が設立されたが、住友側の出資六五万円の中本社・化学がそれぞれ六五〇〇株を負担

第38表　熱河蛍石鑛業株式会社の業績 (1)

（単位：円、円未満切り捨て）

1. 貸借対照表	昭和16年末	17年末	19年3月末	20年3月末
（借方）				
固定財産・鉱区		1,300,201	1,235,185	1,150,433
土地		34,100	34,038	33,988
建物及建物附帯設備		181,383	294,782	424,127
構築物	837,895	—	19,530	169,944
運搬設備及運搬具		75,733	18,146	79,827
工具及備品		8,473	11,192	9,195
創業費		6,130	1,030	—
起業支出	19,343	—	33,433	—
棚卸資産・準備品	26,682	105,194	207,502	221,422
蛍石	17,762	96,554	496,619	869,493
当座資産・掛売金	15,226	84,000	102,080	43,965
未収入金	—	183,693	144,618	252,366
銀行預金	294,772	30,917	34,284	100,044
現金	178	216	101	26
店所勘定・新京支店	—	74	4,860	552
雑勘定・仮払金	23,554	50,898	171,409	184,882
資本金勘定・前期繰越金	—	125,313	408,927	759,853
当期純損金	64,583	127,192	266,926	119,234
合　　計	1,300,000	2,410,076	3,484,667	4,419,355
（貸方）				
資本金勘定・資本金	1,300,000	1,300,000	2,000,000	2,000,000
長期負債・借入金	—	1,020,612	1,279,225	1,751,940
短期負債・短期借入金	—	—	—	400,000
掛売金	—	66,924	82,186	36,622
未払金	—	18,705	102,144	142,909
諸預り金	—	3,835	6,710	33,242
仮受金	—	—	14,400	54,642
合　　計	1,300,000	2,410,076	3,484,667	4,419,355

	16/10～12	17/1～12	18/1～19/3	19/4～20/3
2. 損益計算書				
当期総益金	22,139	699,106	1,021,743	1,697,822
当期総損金	86,723	887,028	1,445,091	1,901,055
当期純損金	64,583	187,922	423,348	203,233

	16/10～12	17/1～12	18/1～19/3	19/4～20/3
3. 損失金処分案				
当期純損金	64,583	187,922	423,348	203,233
前期繰越損金	0	64,583	252,505	675,853
合　　計	64,583	252,505	675,853	879,087
後期繰越損金	64,583	252,505	675,853	879,087
4. 生産・販売				
出鉱量(精鉱トン)	354	5,439	11,809	② 4,782
販売量(精鉱トン)	200	4,782	① 2,370	不詳

註：①18年1月～6月分。
②19年4月～8月分。
出典：1～3は同社営業報告書
4は住友本社経理部「住友の鉱業及農林業」(昭和19年1月)及び住友本社経理課「住友鑛業株式会社事業概要調書」(昭和21年6月)。

した。同社は本店を新京(現在の長春)に置き、住友側の役員は、専務取締役続虒(化学常務)、取締役松井虎太(T8北大農・農芸化学、化学業務部副長)であった。

その後十七年二月本社と化学はそれぞれ大島義晴と隆化鉱業の持株を買収し、同社は本社・化学の折半出資による本社の特定関係会社となり、松井虎太は常務に昇格した。さらに同社は十八年六月には資本金を二〇〇万円に増資(全額払込)すると共に、年末には専務続虒は源間保三(M45東京高商、化学調査役)に、常務松井虎太は既に四月に本社技師のまま同社事務従事を命ぜられ、五月に取締役に就任していた佐藤卓二(T4早大理工・採鉱冶金)に交代した。この異動は、住友化学の関係会社神東塗料の合併人事と関連していた。当時神東塗料は企業整備により東京の帝國塗料との合併を推進していた。十七年六月にこの合併交渉が成立したのを受けて、合併後の新社長を先取りする形で、住友化学常務続虒が現職のまま、新たに社長制を採用した神東の社長に就任したのである。実際に合併が実行されたのは、十八年八月で、この際源間保三は、神東塗料常務続いてその子会社満洲神東塗料常務を退任し、一度調査役として住友化学に復帰した後、年末に熱河蛍石専務に就任した。

同社の業績は、設立以来資材の調達難、労働力不足、物価上昇等により、赤字決算が続いた(第38表)。特に統制経済のため、同社が生産する蛍石精鉱が、満洲国内においては日満商事に一手購入され、内地の輸入は日本蛍石統制会社が当たり、その割当により住友化学新居浜工場に納入されるということで、折角投資しながら住友本社・住友化学は蛍石流通面に関与できない点が同社不採算の最大の要因であった。

(二)　南方への進出問題

1　スランヂン殖産株式会社の設立と住友ボルネオ殖産株式会社への改称

住友の南方進出は、昭和十五年六月塚田清男から、塚田の縁者日新電機(株)清田常務を通じ、住友電氣工業常務別宮貞俊に対し、塚田の経営する蘭印(オランダ領東印度、現在のインドネシア)西ボルネオ所在のスランヂン護謨園の経営肩代わりの申し入れがあり、住友電氣工業がこれを住友本社並びに林業所に移牒したことに始まる。同園は当初、明治四十一年(一九〇八)中国人が蘭印政府から四〇ヘクタールの農業租借権の許可を受け、ゴムの栽培を始めたもので、のち大正五年(一九一六)に塚田がこの権利を買収し、さらに大正七年新たに一五七一ヘクタールの農業租借権の許可を受け、経営を行ってきたものである。しかし塚田は日本国内で手広くやっていた事業で資金不足を来たし、この農園を手放そうとした。これに対し日本の拓務省等は日本人の権益確保のため、日本の企業に譲渡するように指導し、住友への申し入れとなったものである。

林業所では、かねて南方に林業進出するのであれば蘭印を最優先と考えていたので、この申し入れを検討した結果、

(1)　熱帯農林業に進出することにより、経営の多角化を図ること。

(2)　将来南方における住友の事業発展の拠点としてきわめて意義深いこと。

（3）住友電氣工業その他のゴム需要に有効なること。

（4）国家的事業であって、住友の事業として好適なこと。

等の理由により、護謨園の経営を引き受けることを決定、七月十日本社に対し認可申請の手続きがとられた。

これに対し八月十三日本社経理部長小畑忠良は、企画院次長へ転出のため退職の当日林業所支配人平賀五郎（T7京大農・農）宛「不取敢現地調査ヲ行ヒ、其ノ上ニテ最後的意思決定ヲナスコトニ方針決定」したと通知した（資料40）。そこで平賀は、直ちに業務課員保田克己（S11東大農・林、のち住友林業社長）を同園の調査に派遣し、平賀自身も九月に現地に出張し、保田と共に同園のほかマレー半島、ジャワ、スマトラ、ボルネオ、セレベス、南洋群島の農林業を視察し、農林業として進出するのには、やはり蘭印が最も有望であり、同園を買収することが捷径であるとの結論に達し、十二月改めて本社に同園に対する出資の申請を行った。

この申請に対し、本社は翌十六年三月、同園を単に林業所の新規事業とせず、全住友の南方進出の拠点とすることとして、本社直属の形態の下に同園の経営を引き受けることが決定された。その起案は既にこの時点で日本の南進が不可避であり、緒戦における日本軍の南方占領及び日本軍の敗退即日本自体の滅亡にまで言及していた。塚田の申し入れは共同経営ということであったが、蘭印の法規上農業租借権の取得は蘭印の市民権を有する者に限られていたので、蘭印法人の株式会社を設立し、住友がその株式を取得することにした。同月塚田との契約が締結され、四月外国為替管理法に基づく大蔵省の許可も取得した。

これを受けて会社設立のため、塚田と共に本社商工課塩原敬五（S7東大経、のち製鉄化学社長）、林業所保田克己等が蘭印に派遣され、八月には会社設立の手続きを終えた。しかし蘭印当局は当時の国際情勢を反映して容易に会社設立を認可せず、十一月に至ってようやく許可を得てスランヂン殖産株式会社（資本金五〇万ギルダー）を設立することができた。

同社は蘭印の法律により農業租借権の取得が蘭印の市民権を有する者に限られていたので、当時スマラン在住の草鹿卯之介（草鹿丁卯次郎元合資会社理事令息）他を名義上の株主としていたが、国際情勢が急速に悪化し、十一月末、関係者全員引き揚げのやむなきに至った。

十二月八日太平洋戦争が勃発し、十七年三月日本軍が蘭印を制圧したので、蘭印における日本人の資産は軍により保護されることとなり、四月には住友本社は海軍からボルネオにおける木材及びゴムの集荷業務を受命した。住友本社はこれをスランヂン殖産に当たらせることとし、同社は住友本社において臨時株主総会を開催して新たに専務取締役に平賀五郎、常務取締役に平岩卉一（T12東大経、銀行本店・日本産金事務従事）、取締役に小林晴十郎（本社理事兼経理部長）、別宮貞俊（住友電工専務）、塚田清男、監査役岸要（電工総務部長）、日向方齊（鉱山課長）を選任し、住友は六割の出資を行った。しかしスランヂン殖産は、軍に対し住友の関係会社であることを明確にする必要が生じ、七月社名を住友ボルネオ殖産株式会社と改称した。同社は本社を大阪に、現地の要衝ポンチアナク市に支社を置き、日本人職員五五名、現地人従業員一一七名が配置された。

2　南方進出問題と南方委員会の設置

この間住友本社においては、南方の鉱山及び林業開発計画について軍と折衝するため、十七年一月鉱山課に臨時に南方室を設け、林業所からは保田克己が出向していたが、二月には住友鑛業が海軍から蘭印セレベス島ポマラのニッケル鉱山の、さらに三月には陸軍からフイリピン・ミンダナオ島マザロード金鉱山の経営を受命した。

こうした住友鑛業及びスランヂン殖産の軍部からの受命を踏まえて、四月に開催された主管者協議会において鉱山課長津田久は、大東亜共栄圏諸地域において住友の各事業がどういう事業的関係にあるか、また南方において政府の命令によって進出した事業や進出準備中の事業について現状を伺いたいと問題を提起した。

これに対し製造部門連系会社からは、いずれも現地需要からみて工場進出の可能性は無く、むしろ絶縁材料としての生ゴム(電工)、ビンタン島のボーキサイト(化学、アルミ製錬)、銑鉄(金属)等原料資源の確保が重要ということになり、結局軍部から経営を受命した鑛業とスランヂン興産の説明に帰着した。

昭和十七年五月、住友本社は陸軍からジャワにおけるチペチル農園の経営及びスマトラにおけるトバ湖畔の松脂林の経営を命じられたため、六月本社直轄のジャワ、スマトラの両事業所を設置した。八月本社はこれらを含む南方事業の情報収集と連絡調整のため、南方委員会(委員長本社理事兼経理部長小林晴十郎)を設けた(資料41)。

南方委員会の第一回総会は十七年九月に、第二回は十八年五月に開催され、席上配布資料及び議事録によれば、会議の中心はいずれも上記主管者協議会で報告された軍部からの受命事業のその後の経過報告であった。なおその後十七年十二月に住友鑛業は陸軍からジャワ島バヤ炭田の開発を追加受命した。

住友ボルネオ殖産及びジャワ、スマトラ両事業所の南方要員は、当初住友本社の直属とされていたが、昭和十八年八月南方事業が林業所所管とされたので、全員林業所職員となった。

他方住友鑛業では、これら海外受命事業については大阪本店の調査部及び東京支所海外課が所管していたが、昭和十九年二月本社直轄鉱山の鑛業への経営委託に伴う機構改革と同時に、調査部を海外事業部と改称の上東京支所へ移駐せしめ、東京支所の海外課を廃止、大阪本店経理部に南方関係窓口として南方課が設置された。なお南方事業部長は常務八田楢雄(T9京大経)が兼務した。こうした鑛業の南方に関する所要資金について昭和十七年九月の財務委員会第六回常任委員会において安井冨士三鑛業経理部長は「南方関係ニ要スル資金約五〇〇万円ヲ予想セラルヽガ、之ハ南方開発金庫ヨリ借入ノ見込」と報告して、十七年末に設立された南方開発金庫に依存する方針を明らかにしたが、第32表によればこの方針に添って同金庫からの借入が実現したものとみられる。

住友ボルネオ殖産は改称後も依然として蘭印法人であったため、日本軍の占領下おいて事業を行うに当たり何かと支障を来したので、十九年十月資本金二五〇万円（住友本社二〇〇万円、住友電工五〇万円出資）の日本法人住友ボルネオ殖産株式会社を設立し、蘭印法人の所有する全資産を買収し、一切の業務を継承した。しかし終戦により事業継続の見込も失われたため、昭和二十四年七月当局の認可を受けて解散した。

これら住友の南方事業の概要については、南方委員会総会の席上配布資料を基に、その後に作成された諸資料により第39表に示した。しかし陸海軍の受命事業として当初意図された資源の開発とその日本への輸入は、制海・制空権の喪失により昭和十八年後半以降不可能となり、現地における軍需資材の生産や自活体制へ移行せざるを得ない状況で終戦を迎えた。

その後昭和五十年になって、住友化学が中心となりトバ湖に源を発するアサハン川の水力発電を利用してアルミニウム精錬を行おうとするアサハン計画が推進され、この計画は日本・インドネシア両国のナショナル・プロジェクトとなった。住友のかっての造林地は、インドネシア政府農園管理局の所管の下に輪伐・再植を繰り返し、現在はその第二世代林がこのアサハン計画の水源涵養林やパルプの資源林として機能している。

（資料40）

鉱第九三七号　　昭和十五年八月十三日

住友本社経理部長　小畑　忠良

林業所支配人　平賀　五郎殿

蘭領ボルネオ、スランヂン護謨園経営ニ関スル件

七月十日附林伺第一一三八号ヲ以テ御申請有之候掲題ノ件委細拝誦仕候。然処本園ノ経営状態ヲ見ルニ、純採算的ニハ

第39表　住友関係南方事業概要

社名	事業地	事業内容	受命・出向年月日	発令者	年	現地責任者	派遣職員数
住友本社(林業所)	ジャワ島チベチル	ガタパーチャ農園経営	17.5.18	陸軍省	17	山崎武二	15、待機2
		近接農園の経営	19.5.1	現地	18	平佐周三	22
					19	同上	18、待機11、労務者2
	スマトラ島プラバッド	トバ湖畔メルクシー松林開発、松脂生産	17.5.18	陸軍省	17	大塚小郎	7
	プラスタギー	簡易セメント製造	19.5.	現地	18	同上	14
					19	同上	14、待機1
住友本社(燐之舞鉱業所)	ビルマ	陸軍司政官	17.10.23	陸軍省	18	萩原信夫	1
住友ボルネオ殖産	西ボルネオ	野生ガタパーチャ蒐荷	17.3.18	海軍省	17	平岩井一	12、待機2
		木材交易、生ゴム交易	17.4.9	同上	18	同上	27、労務者20
		木材開発並製材、マングローブパーク開発	17.10.31	同上	19	同上	35、待機6、労務者15
		バライト採取	18.3.16	現地			
		米作	18.8.11	同上			
		マングローブ樹皮蒐荷	18.8.30	同上			
		畜産事業	19.1.	同上			
		河船運航会社経営	19.4.1	同上			
住友鑛業	フィリッピン・ミンダナオ島	スリガオ・マザーロード鉱山(銅鉱金)開発	17.2.24	陸軍省	17	相浦鼎五	7
		開発着手	18.4.19	現地軍政監	18	同上	16、労務者15
		開発中止	19.4.12	同上	19	喜多覚次	12、現地1、労務者10
		カラモアン鉱山(銅)開発・見合	17.7.27	陸軍省	17	喜多覚次	待機30
	マスバテ島	マスバテ金山の保管(住友、日鑛、三菱)	17.9.14	現地軍政監	18		1、労務者2
					19	平島繁夫	3、労務者現地2
	ルソン島	マニラ事務所	17.11.17		17		待機3
					18	柴田光三郎	7
	セレベス島ポマラ	ポマラ附近ニッケル鉱山の経営	17.3.3	海軍省	17	町田実	40
		ニッケル乾式製錬	17.6.8	同上		吉井弥太馬	10
		ポマラ港倉庫及荷役業	17.8.29	同上	18	八田橋雄	48、現地3、労務者71
		ニッケル・ルッペ製錬	18.6.24	同上	19	久野三子	65、現地3、労務者55
	ランテパオ	サンカロピ鉱山(銅)開発	18.5.1	同上	18	野田真三郎	5
					19	岩沢武雄	7
	マカッサル	マカッサル事務所	17.11.1		19	島谷豊	5
		海軍マカッサル研究所セレベス方面調査団	18.5.	海軍省	19	野田真三郎	5
		ボルネオ方面調査団	18.5.	同上	19	竹内寡郎	5
	ジャワ島バヤ	炭田開発	17.12.16	陸軍省	18	増永年久	48
		炭田の経営	19.2.17	同上	19	同上	49
	ニューギニア	金鋼資源調査団	17.7.		17	武部三郎	3
	ニューカレドニア	ニッケル調査団	17.6.		17	小関良平	29
日本電氣・住友通信工業	ジャワ島バンドン	PTT研究所(無線機器製作工場)の管理経営	17.8.5	陸軍省	17	三浦政男	3
					18	同上	3
					19	同上	16
日本海底電線	馬来昭南市	海底電線工場の管理経営	17.10.20	陸軍省	17		2(日本海底電線)
					18	谷口亘	5(同上)
					19	同上	10(同上)
住友金属工業	南方206部隊	プロペラ現地整備	18.4.		18	鈴木勲	1
住友化学工業	スマトラ島	硫酸企業化の調査	18.11.		19	川島清次	8
住友倉庫	ジャワ島ジャカルタ	陸軍司政官(港湾管理要員)	17.9.10	陸軍省	18	大道満夫	1
					19	同上	1
		同上　(船舶管理要員)	18.3.5	同上	18	柴田清一	1(大正回漕)
					19	同上	1(同上)
	スラバヤ	同上　(東部海事局長)	17.11.11	同上	18	高橋幾太郎	1
	馬来昭南市	同上　(倉庫管理要員)	17.11.11	同上	18	高浜善右衛門	1
住友生命保険	フィリッピン・マニラ	南方生保調査	17.9.		18	池田豊	1
	ジャワ島ジャカルタ	同上	17.9.		18	杉浦正三	1
住友海上火災保険・大阪住友海上火災保険	フィリッピン・マニラ	損保業務	17.12.8		18	柘植宗俊	4
					19	同上	4
	ジャワ島ジャカルタ	同上	18.2.1		18	吉田信男	3
					19	同上	5
住友銀行	馬来昭南市	南方総軍司令部	17.2.		17	南峯雄	1
					18	同上	1
	ジャワ島ジャカルタ	南方開発金庫バタビア支金庫(支金庫長書記)	17.5.13		17	進藤馨	2
		ジャカルタ支金庫			18	同上	2
		ジャワ支金庫			19	同上	2
	フィリッピン・マニラ	同上　マニラ支金庫(書記)	17.8.24		18	佐藤清人	1
					19	同上	1
	馬来昭南市	同上　馬来支金庫	17.8.24		18	古賀温	1
					19	同上	1
	同上	昭南軍政監部(南方派遣要員)	17.12.21		18	平野富久一	2
					19	同上	2
住友信託	北ボルネオ	陸軍司政官(金融関係調査・敵産管理課長)	17.11.25	陸軍省	18	常見二郎	1
					19	同上	1
	ジャワ島	敵産調査(評価・調査・管理)	18.2.1		18	小川末治	11(含銀行2、生命2)
					19	同上	11(同上)
合計					17	131、待機37	
					18	230、現地3、労務者108	
					19	281、待機18、現地4	
						労務者82、現地1	

出典：「南方住友担当事業…覧表」(昭和17年９月)
「南方占領地域ニ於ケル住友関係委託事業其ノ他概要」(18年５月)
「南方占領地域ニ於ケル住友関係委託事業概要」(19年５月)

必ズシモ有利ナラズ。且ツ電氣工業所要護謨ノ自給ヲ企図スルトスルモ、現下ノ配給統制ノ下ニ於テハ頗ル困難ト被存候。加之気候風土ヲ全ク異ニスル海外事業経営ニ当ツテハ、諸種ノ障害ヲ相伴フコトハ十分推測シ得ル次第ナルヲ以テ、本件ニ付テハ直チニハ積極的結論ニ達シ難ク思料セラレ候得共、翻ツテ本件ヲ大局的見地ヨリ考察スルトキハ、将来住友ノ南方進出ニ備ヘ、此ノ際本園ノ如キ南方経営ノ一據点トモ相成ベキモノヲ確保シ、海外事業経営ノ新シキ経験ヲ得置クハ多大ノ意義アル次第ト認メラレ候。

就テハ右ノ如キ観点ヲモ併セ考慮シ、不取敢現地調査ヲ行ヒ、其ノ上ニテ最後的意思決定ヲナスコトニ方針決定相成候間、左様御了承相成度、此段依命及御通知候也。

（資料41）

文第六八三号

昭和十七年八月一日

住友本社総務部長　北沢　敬二郎

南方委員会設置ノ件

時局ノ進展ニ対応シテ南方諸事業ニ関スル情報ノ蒐集、交換ヲ始メトシ、諸般ノ調査、研究及協議ヲ為シ、以テ各事業相互間ノ連絡統合ニ遺憾ナカラシムル為、今般別紙規程ニ依リ本社ニ南方委員会ヲ設置ノコトニ決定相成候ニ付テハ、左様御了承相成度此段依命及御通知候也。

南方委員会規程

第一条　南方事業ニ関スル情報ノ蒐集、交換並調査、研究及協議ヲ為ス為、本社ニ南方委員会ヲ置ク。

第二条　委員会ニ左ノ職員ヲ置キ、本社、店部連系会社又ハ関係会社職員中ヨリ之ヲ任命ス。

委員長　　一名
委　員　　若干名
幹　事　　若干名

第三条　委員長ハ上司ノ指示ニ依リ委員会ヲ総理ス。
委員長事故アルトキハ、其ノ指命(ママ)スル委員之ヲ代理ス。
委員ハ委員長ノ指示ニ依リ、情報ノ蒐集、交換並調査、研究及意見ノ開陳ヲ為ス。
幹事ハ委員長其ノ他上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ処弁ス。

第四条　本社課長以上並店部連系会社及関係会社主管者ハ、委員会ニ出席シテ意見ヲ陳述スルコトヲ得。
前項以外ノ者ト雖、必要ニ依リ委員会ニ列席セシムルコトアルヘシ。

第五条　委員長ハ必要ニ依リ本委員会内ニ専門部会ヲ置クコトヲ得。

(三)　日本電氣株式会社の連系会社指定と住友通信工業株式会社への改称

「住友合資会社(下)五(一)　日本電氣株式会社の経営の承継」で述べた通り、住友本社は昭和十二年戦時色が強まるなかで、日本電氣の際だった外資色を払拭するために増資してI・S・E社の持株比率を低下させる交渉を進め、この結果昭和十三年一月、住友系の持株比率は二〇・一三%から三〇・二九%へ上昇した。同月住友本社は「関係会社ノ役員ニ関スル内規」を制定し、五月にはこの内規の交付をもって日本電氣は住友本社の特定関係会社に指定された。五月四日付で総理事小倉正恒は日電会長に就任している。しかしこの間四月に主管者専務取締役志田文雄が急逝し、その後任として六月逓信省工務局長梶井剛(M45東大工・電)が退官して住友に入社し、七月日本電氣専務に就任した。その後梶

井によれば昭和十五年梶井は総理事小倉正恒に対し、日本電氣を連系会社に昇格するようお願いしたところ、総理事は承知したということである。当時本社理事・化学専務であった大屋敦（M43東大工・電、逓信省で梶井の二年先輩）の昭和十五年八月十五日の日記によれば、「総理事、学士会館ニ日本電氣幹部ヲ中食ニ招待サル。不遠住友ノ連系会社ト為スベキヲ話サル」とあり、小倉の約束は事実と思われる。日電の役員でない大屋がこの会合に出席したのは、小倉と共に出席する予定であった本社経理部長兼日電取締役であった小畑忠良がその二日前の八月十三日企画院次長就任のため退職してしまったので、急遽梶井との関係や合資経理部長であった当時日電の経営承継の交渉に当たった大屋が小倉に随行したものと思われる。こうした小倉の発言は本社経理部商工課が昭和十六年春に提出した昭和十五年の実際報告書には、連系会社の他に日本電氣、日本板硝子が初めて記載されており、やはり十五年末には住友銀行が連系会社向け貸出総額の中に日本電氣を含めるに至るなど（「株式会社住友本社（上）四　資金調達」参照）、住友の各事業の中で日本電氣の存在は無視できなくなった証拠といえよう。

しかし住友系の持株比率が三〇％を超えたとはいえ、I・S・E社は依然として三六・九二％と住友系を上回る株式を保有しており、住友の一存で日本電氣の連系会社化という小倉の約束が実現できる状況にはなかったのである。その後のI・S・E社と住友系の持株の推移をみると、十三年二月増資後I・S・E社の持株は旧株一二万四九九五株、新株九万六五〇〇株、合計二四万一四九五株であった（「住友合資会社（下）」第31表及び『日本電氣株式会社七十年史』一九一頁第2表）。この時の増資ではI・S・E社持株中の外国人個人名義は旧株三八六株であったが、この他にI・S・E社関係者の外国人個人所有の株式新株九〇〇株があった。昭和十五年一月I・S・E社は住友本社と日本電氣新株の残る半額払込の資金に充当するため、新株九万六五〇〇株のうち、二万五四〇〇株を一株七〇円総額一七七万八〇〇〇円で住友本社に譲渡する覚書を交わし、住友本社に代わって住友電氣工業がこれを取得した。この結果十五年末のI・S・

E社保有株式は、旧株一二万四九九五株と新株七万一一〇〇株、全額払込により新旧合併されて一九万六〇九五株となり、住友系は三四・六三%とI・S・E社の三一・六八%を初めて上回った(第40表)。なお上記個人所有本人名義新株九〇〇株は、新株割当日の九月一日以降おそらく同様の理由で払込資金に充当されるため二二〇株が売却され、六八〇株となっている。(『日本電氣株式会社七十年史』一九〇頁第2表及び『日本電氣株式会社百年史』二五五頁表4—43は、この株式が株主名簿上では、I・S・E社所有株式の個人名義か或いは個人所有株式の本人名義か識別し難いため、これを含めてI・S・E社所有株式を一九万六七七五株としている。)

昭和十六年四月、総理事小倉正恒は近衛内閣の国務大臣就任のため住友を退職した。このため日本電氣の連系会社化は中断したまま、八月日本電氣は株主総会で、資本金三〇〇〇万円を五〇〇〇万円に増資し、九月一日現在の株主に対し旧株三株に対し新株二株を割当て、十月一日払込とすることを決議した。この結果I・S・E社は所有株式一九万六〇九五株に対し増資新株一三万七三〇株を割り当てられることとなったが、問題は緊迫した日米関係を背景にこの払込が如何なる手段によって可能かということであった。その方法として住友本社はI・S・E社が旧株二万三〇〇〇株(実際にはI・S・E社持株二万二九三〇株と個人所有本人名義一八〇株合計二万三一一〇株であった)を米国から日本へ送付して、住友本社に一株九五円で売却し、この分を差し引いた旧株一七万三〇九五株に対する割当新株一一万五四四三株の払込代金二八八万六〇七五円に充当する案(不足分約七〇万円はI・S・E社が日本国内に蓄積している配当金、特許料等を充当)を提示し、I・S・E社及び大蔵省と折衝した。I・S・E社はこの提案を受諾し旧株券を実際に日本へ送付してきたのであるが、大蔵省は外国為替管理法をたてに、この方式を承認しなかった。このためI・S・E社の失権株一三万一三二八株(増資新株割当I・S・E社一三万七三〇株及びI・S・E社関係個人六〇〇株計一三万一三三〇株、但し個人株主の一株未満が四捨五入された結果合計より二株減となっている)は住友本社が引き受けざるを得なかった。即ち住友本社は本来の割当

の日本電氣持株数の推移

（単位：株）

17年12月末			19年9月末			20年8月15日
旧株	新株	計	旧株	新株	計	計
195,709		195,709				
386		386				
196,095		195,095				
		19.61%			0.00%	0.00%
60,209	181,800	242,009	134,846	195,571	330,417	332,417
10,000	7,666	17,666	22,966	37,966	60,932	60,932
69,730	49,819	119,549	191,409	141,409	282,818	282,818
				10,000	10,000	11,500
2,250	500	2,750		26,150	26,150	23,850
12,800	6,566	19,416	26,236	321,236	58,472	62,472
				5,000	5,000	5,000
155,039	246,351	401,390	325,457	468,332	773,789	778,989
		40.14%			25.79%	25.97%
600,000	400,000	1,000,000	1,000,000	2,000,000	3,000,000	3,000,000
		100.00%			100.00%	100.00%

株七万二四七二株とこのI・S・E社失権株一三万一三二八株の合計二〇万三八〇〇株を引き受けた（第27表）。その後住友本社はこの一三万一三二八株を次の増資が行われた十九年五月までに全株大日本紡績（八万四〇〇〇株）、米村商会（二万七〇八株）、加賀商店（一万一五〇〇株）、住友信託（七一二〇株）、住友生命（一〇〇〇株）に売却した。

この増資の結果、I・S・E社の持株が据え置かれたため、住友系の持株比率は四五％を超え、資金繰りのためその一部を売却しても十七年末には依然として四〇％を超えており、さらに十七年十二月二十八日付蔵外管第三八三三号大蔵大臣命令により、残るI・S・E社持株も敵産株式として住友信託にこれを売却処分し、この売却代金は横浜正金銀行に預託されることとなったのである。かくして、十七年十二月九日日本電氣専務梶井剛は住友本社総理事古田俊之助宛次の通り日本電氣の連系会社昇格を申請した。なお申請文別紙（註、資料42）として、日電の見解が添えられている。それによると、連系会社への昇格を望む理由としては、社会的な評価の向上が期待できるだけでなく、従

第40表　I.S.E. 社と住友系

	昭和15年12月末			16年12月末		
	旧株	新株	計	旧株	新株	計
I.S.E. 社	124,609	71,100	195,709	195,709		195,709
外国人名義	386		386	386		386
計	124,995	71,100	196,095	196,095		196,095
（比率　%）			32.68%			19.61%
住友本社	14,225	97,484	111,709	99,709	197,800	297,509
住友家	5,000	6,500	11,500	11,500	7,666	19,166
住友電氣工業	27,000	47,730	74,730	74,730	49,819	124,549
住友銀行						
住友信託						
住友生命保険	4,500	5,350	9,850	9,850	4,566	14,416
住友海上火災保険						
住友系計	50,725	157,064	207,789	195,789	259,851	455,640
（比率　%）			34.63%			45.56%
合　計	250,000	350,000	600,000	600,000	400,000	1,000,000
（比率　%）			100.00%			100.00%

来官庁との関係において外資系とみられていて都合が悪いのでそうした観念を一掃したいという切実な希望があったこと、他方日電としては自社の事業の将来性については戦時、平時を問わず極めて有望であるという自信を示していたことが分かる。

これに対し住友本社は、十七年十二月二十四日起案「（日本電氣）連系会社ニ指定並社名変更ノ件」（資料43）が特に社長住友吉左衛門の決裁を得て承認され、同日付文第一一三一号によって日本電氣専務梶井剛宛通知され、部内には十八年一月一日付甲第一号達をもって通達された。なお社名は当初「住友通信機工業株式会社」に改称することと予定されていたが、軍当局の意向により「住友通信工業株式会社」に変更された。社名変更と社長制採用は二月二十日の株主総会で決議された。

昭和十八年住友通信工業が発足早々に直面したのは、先に述べたように大蔵大臣の命令による敵産株即ちI・S・E社所有の一九万六七七五株（個人所有本人名義株六八〇株を含む、なお日本に送付された二万三一一〇株を除く米国にある一

七万三六六五株はこれを廃棄処分とし、別に株券を発行した）の処理であった。この処分方法は十七年十二月二十六日現在の株主に対し一〇〇株につき三株（一〇〇株未満四捨五入）を一株一一四円で割当て、二月一日売却代金二二四三万二三五〇円は横浜正金銀行の特殊財産管理勘定に払い込まれた。住友本社は先の増資の際、I・S・E社の失権株一三万一三二八株を除く三万三二〇〇株が割り当てられたが、割当総株数が二〇万一八一〇株となり敵産株総数一九万六七七五株に対し五〇三五株不足する事態となったので、この不足分は住友本社が自社の割当分三万三二〇〇株のうちから辞退することとした。しかし実際に割り当てたところ、引き受けのない株式二〇〇〇株を生じたため、これを住友本社が引き受け、結局住友本社は割当株三万三二〇〇株中三〇三五株を辞退し、残り三万一六五株を引き受けた（第26表註④）。

日本電氣の増大する資金需要を賄うための資金計画については、「四　資金調達」で述べたように、昭和十七年十月に開催された第八回財務委員会に提出された資本金五〇〇〇万円を一挙に一億五〇〇〇万円とする増資計画案（五〇〇〇万円は旧株一株に対し新株一株割当、五〇〇〇万円は公募）となって現れた。しかしこの財務委員会における経緯で明らかな通り、昭和十八年度の資金計画において日本電氣の増資案は承認されず、その資金調達は主として戦時金融金庫からの借入に依存することとされた。一年後の昭和十八年九月に開催された財務委員会において、通信工業は翌十九年四月一日を払込期日とする増資計画案を再提出した。この計画案では増資の理由は次のように説明されていた。

三倍増資ヲ適当トスル主ナル理由

一、当社ノ事業ハ、時局下最緊要ノ国家的事業タルニ鑑ミ、此際陸海軍ニ対シ住友ガ真ニ経営ノ重責ヲ引受クル熱意ヲ表示スルタメニ、積極的ノ増資計畫ヲ必要トスルコト。

一、当社ハ、従来外国資本混入ノタメ、最近数年来正常ナル増資計畫ノ進行ニ幾多ノ支障アリ。今ヤ三億円ニ近キ拡充計畫ヲ擁シ、三倍増資ハ決シテ飛躍ニアラズ。寧ロ必要当然ノ増資計畫ナルコト。

一、今春日本電氣ヲ住友ノ連系会社トシ、社名ヲ住友通信工業ニ改名シタルハ、住友ニ於テ本事業ヲ独占スルタメニアラズ。将来之ヲ公開シ、真ニ重要ナル国家的事業トシテ育成ノ方針ナリシコト。

一、設備資金約三億円、運転資金約三億円計六億円ノ所要資金ニ対シ、二倍増資ヲ以テ進メバ、資本ト借入金トノ比率ハ現状ヨリ何等改善ヲ期待シ難ク、惹テハ住友銀行、信託ニ多大ノ負債ヲ課スル結果トナル虞アリ。資本構成ノ刷新ヲ計ルタメニモ、此際三倍増資ハ極メテ必要ナルコト。

一、二倍増資案ハ、大蔵省ノ方針ニ基キ、五千万円中四千万円ニ対シプレミアムヲ徴セラル、虞アリ。三倍増資案ハ公募分ニ対シプレミアムヲ徴スル結果、旧株主ニ割当ノ五千万円ニハプレミアムヲ免除セラル、見込アルコト。

一、プレミアムノ徴収ハ、本案ノ如ク会社ニ於テ収納シ、之ヲ拡充資金ノ一部ニ当ツルコトハ、大蔵省ニ於テ奨励スルトコロニシテ、之ニヨリ当社ハ約二千万円見当ノ無利息、無配当ノ資金ヲ利用シ得ラレ、経営上有利ナルコト。

一、当社ハ資本金少キタメ税金ノ支払多ク、現在ニ於テモ総益金ノ約六〇％ニ近キ税金ヲ負担シツヽアリ。従ツテ若シ三倍増資ヲ行ヒ自己資本金ヲ増大スルニ於テハ、二倍増資ノ場合ニ比シ年数百万円ノ税金軽減トナルコト。明年度ノ増税ヲ考慮スルトキハ、其利益ハ一層大ナルベキコト。

以上

この増資計画案は財務委員会で承認されたが、大蔵当局の増資割当方針により払込期日は十九年五月一日とされた。又この公募株一〇〇万株の一部三五万株については通信工業の職員のみならず住友全職員に応募の機会を与えることにし大蔵省の内認可を得た。十九年三月二十三日付人事課起案「通信工業新株式分譲ニ関シ伺書提出ノ件」によれば、「公募分ノプレミアム一七円五〇ニ対シ、住友職員分プレミアム一二円五〇ニシテ、五円〇〇安トナリ居リ。且右恩典ハ単ニ通信工業職員ノミナラズ、他ノ住友職員ニモ均霑セシムルコト、ナリ居ル為、之ニ関シ大蔵省ヨリ当初意見アリ

タル次第ナルモ、住友人事及給与ノ一体性ヲ強調シ、漸ク諒解ヲ得タル次第ニシテ、此点ニ関シ住友本社（連系会社代表トシテ）一応書面ヲ以テ伺書提出方要求有之候ニ付テハ、別紙（註、略）ノ通伺書提出相成可然乎。」とあり、この結果三月二十七日東京支社調査課長瀬山誠五郎（T14東大法、のち住友不動産社長）経由住友本社代表取締役古田俊之助名で、大蔵大臣及び軍需大臣宛伺書が提出され、これに対し四月八日付軍需省総動員局長の通牒により承認されるという一幕があった。

なお日本電氣の連系会社指定については、当時本社経理部長代理兼商工課長であった神田勇吉（T10東大法）から住友修史室が聴取した記録によると、神田は「日電は最後には連系会社になったが、どうも何か一つ旧来の連系会社と一寸違ってましたね。本社のいうことを聞かなかった。最後まで紙一重隔たったような感じでした。」と述べており、その際同席した神田の前任の商工課長から日本電氣へ出向し当時経理部長であった大沢忠藏（T11東京商大専攻部）自身も神田の意見に対し「同感」だと述べているのは興味深い。(99)

第二次大戦後昭和二十年十一月七日の住友本社の住友商号を改称するようにとの方針を受けて、住友通信工業は十一月三十日旧社名の日本電氣に復帰し、I・S・E社との関係を復活した。しかしそのためには先に述べた処分された敵産株と増資によって本来I・S・E社に割り当てられるべきであった株式とを合わせて同社に返還される必要が生じた。昭和二十四年八月に公布された「連合国財産である株式の回復」に関する省令に基づいて、I・S・E社の持株比率を戦前の三二・七九％に回復させるため、日本電氣は昭和二十六年十一月新株式三〇〇万株を発行した他、一部の日本人株主から回収し、或いは市場から買い戻したりして、二七万九六〇〇株を手当しなければならなかった。この結果資本金五億円（一〇〇〇万株）のうち、I・S・E社は三二七万九六〇〇株を保有することとなって、この問題はようやく決着した。

（資料42）

昭和十七年十二月九日付日電文第四五二号別紙

第一　当社ト住友財団トノ関係

イ、住友関係者ノ持株

昭和十七年十一月末日現在ニ於ケル当社総株数一、〇〇〇、〇〇〇株ノ中、住友関係者ノ株数ハ左記ノ通リナリ。

株主名	持株数	総株数ニ対スル比率
株式会社住友本社	二五七、〇〇九株	二五・七％
住友吉左衛門	一七、六六六株	一・八％
住友電氣工業株式会社	一二四、三八三株	一二・四％
住友生命保険株式会社	一四、四一六株	一・四％
住友信託株式会社	二、七五〇株	〇・三％
合計	四一六、二二四株	四一・六二％

註　貴社持株中ニハ昭和十六年十月増資ニ際シI・S・E会社ノ引受不能ノ為貴社ニ依リ仮引受セラレタル一三一、三二八株ヲ含ム。

「参考」ソノ他ノ大株主

I・S・E会社	一九五、七〇九株	一九・六％
（右株式ハ目下住友信託株式会社ニ依リ敵産管理セラル）		
第一生命保険相互会社	七五、三三三株	七・五％

大六共同株式会社　四一、一九三株　四・一％
第一徴兵保険株式会社　二八、六六六株　二・九％

即貴社並ニ連繋（ママ、以下同じ）ハ当社総株数ノ四一・六二％ヲ所有ス。

ロ、役員ノ構成

当会社定款ニ依レバ、当社役員ハ取締役会長一名、専務取締役一名、常務取締役若干名其ノ他取締役ヲ合計シ取締役ノ定員十二名以内、監査役ハ二名以内トナリ居リ。現在就任中ノ役員左記ノ如シ。

取締役会長　古田　俊之助
専務取締役　梶井　剛
常務取締役　佐伯　長生
同　丹羽　保次郎
取締役　朝吹　常吉
同　岩垂　好徳
同　石川　清
同　別宮　貞俊
同　小林　晴十郎
監査役　河井　昇三郎
同　永田　哲三

右ノ内朝吹常吉、岩垂好徳ノ両氏ハ社外関係者ナルモ、他ノ九氏ハ何レモ貴社並ニ連繋会社ノ役員又ハ社員ニシテ、

当社取締役会ニ於ケル絶対過半数ヲ住友関係者ニテ占メ居レル現状ナリ。

ハ、当社ノ事業

当社ノ事業ハ有線無線並ニ搬送式電氣通信機器、電氣機器、電氣兵器等ニシテ、当社ハ昭和七年以降貴社ノ御経営下ニアリタル関係上、当社諸般ノ事業ヲ通ジ貴社並ニ連繋各社ト密接ナル関係ヲ有スルモノナリ。

先ヅ当社ノ経営ニハ貴社ヨリ役員幹部ソノ他多数ノ人員ヲ派遣セラレ、又資金関係ハ前述ノ通リ貴社並ニ連繋会社ニ依リ当社資本ノ四十二パーセントヲ所有セラル、一方、当社借入金ノ全部ハ左記ノ通リ住友銀行並ニ住友信託ヨリ之ヲ仰ギ居レリ。

住友銀行新橋支店	三四、五三六千円
住友信託東京支店	二四、五五〇千円
合計	五九、〇八六千円　（昭和十七年十月末日現在）

次ニ住友電氣工業トハI・S・E社ノ関係ニヨリ永年姉妹会社ノ関係ニアリ、資本、技術、経営ノ諸方面ニ亘リ密接ナル提携ヲ維持シ来リ、更ニ同社、金属工業、鑛業等ヨリハ原材料ノ供給ヲ受ケ、ソノ金額年百五十万円ニ達シ居レリ。而シテ当社ハ金属工業、電氣工業ソノ他電氣通信機器製造業者ト共ニ、電氣通信機器特殊原材料ノ円滑ナル供給ヲ受クル為、昭和十三年東北金属工業株式会社ヲ設立セルモ、尚将来当社ガ航空電氣装備品ノ製作ニ積極的ニ進出スル際ニハ、金属工業ト益々密接ナル提携ヲ要スベク、現ニ共同シテ日本航空電機株式会社ヲ設立シツヽアリ。

次ニ当社販売関係ニ就テハ貴社各地販売店ヲ代理店トシテ、年五百万円内外ノ委託販売ヲナシ居レルモノナリ。

当社ノ火災保険並ニ損害保険等ニ就イテハ、住友海上火災ニ対シ一億二千万円ニ上ル契約高ヲ有シ、又住友生命保

険ニ対スル当社従業員ノ加入契約高ハ最近一ヶ年間百七十四万円ニ達シ居レリ。

今後当社ガ連繋会社トナリタル上ハ、之等諸会社ニ対シ其ノ緊密度ヲ一層加フルモノト思慮スル次第ナリ。

第二　当社事業ノ推移並営業成績（註、略）

第三　当社資産内容ニ就イテ（註、略）

第四　当社ノ社員ニ就テ（註、略）

第五　当社事業ノ発展性

「当社事業ノ推移」中ニ既述シタル通リ、当社事業ハ有線部門（有線並ニ搬送通信機関係）並ニ無線部門（無線並ニ電氣兵器）ノ両翼ヲ有シ、前者ハ平和産業、後者ハ軍需産業トシテ平戦両時ニ亘リ鞏固ナル事業ノ基礎ヲ有スルモノト云フ可ク、殊ニ電氣通信工学ノ将来性ト相俟ツテ当社事業モ殆ンド測リ知ラレザル発展ヲ遂グベキモノト思料スル次第ナリ。（註、中略）

即チ当社ハ戦時下ニ於ケル重点中ノ最重点会社トシテ、今後未曾有ノ飛躍的発展ヲ遂グルモノト思料セラル。飜ツテ本戦争終了後ニ於ケル状況ヲ想定スルニ、既述セル如ク当社ハ戦時並ニ平和産業ヲ兼備シ居ル関係上、戦後ニ於ケル平和産業トシテノ有線搬送式並ニ無線通信機器ノ需要ハ、電氣兵器ニ代リ急速ニ擡頭スルモノト思慮スル次第ナリ。殊ニ南方諸邦、中華民国、満洲国方面ニ於ケル開発ニハ、通信鉄道等ノ交通通信施設ノ整備拡充ヲ第一ノ急務トスルモノニシテ、米国ニ於テ「世界ニ於ケル今後ノ通信事業ノ発展ハ大亜細亜ト阿弗利加ニ在リ」ト唱ヘラレ居ルハ、実ニ此ノ間ノ事情ヲ物語ルモノトシテ首肯シ得ル所ナリ。

最後ニ当社ノ発展ト密接ナル関係ヲ有スル研究所ニ就テ言及スルニ、当社ノ研究所ハ職員三百十五人、工員四百二十一人ヲ擁シ、年経費四百万円以上ヲ使用スル本邦ニ於ケル最大ノ綜合研究所ニシテ、現在当社ノ主要製品タル無

線機器、真空管、音響兵器等ハ凡テ当所ノ研究試作ヲ経シモノニシテ、世界的ニ著名ナル有線無線写真電送装置、テレヴイジヨン並敵国ノ空襲ヨリ国土ヲ防衛スル超短波関係機器等ハ当所ノ研究発明ニ係ルモノナリ。

現在当所ニ於ケル主要ナル研究ハ、陸海軍ヨリノ委託ニ基ヅク通信兵器、電氣兵器類ニシテ、近キ将来ニ於テ戦線ニ新兵器ヲ出現セシムル等今次聖戦ノ遂行上必ズ大ナル寄与ヲ為スモノト思考シ居レリ。

第六　連繋会社問題ノ経過

貴社ハ昭和七年六月ヨリI・S・E社ノ委託ニ基ヅキ、住友電線製造所ヲ通ジ当社ヲ経営セラレ、更ニ昭和十三年ニハI・S・E社ヨリ一部持株ノ肩替リヲセラレ、貴社関係会社トシテ直接ソノ御支配ヲ受ケ今日ニ及ベリ。以来両社間ノ関係ハ益々密接ノ度ヲ加ヘ来ルモ、昭和十五年八月当時ノ総理事小倉正恒氏ヨリ当社ヲ連繋会社トナス旨ノ御内意ヲ賜リ、爾来貴社ノ御指示ヲ受ケソノ準備ヲ進メ、殊ニ人事関係ニ就テハ貴社人事部ト前後十数回ニ亘リソノ打合セヲ遂ゲ、既述ノ通リ社員ノ身分給与等ニ関スル具体的細目ニ亘リ略々ソノ御了解ヲ得ルニ至リ、過日人事関係取扱要綱ヲ貴社人事部ニ御提出申上ゲタル次第ナリ。即チ本件ニ就テハ全ク順調ニ事務進捗シ、今日ニ於テハ殆ドソノ準備ヲ完了スル事ヲ得タル次第ナリ。

第七　連繋会社トナルニ依ル対内対外関係ノ影響

一、対内的影響

今般貴社ノ連繋会社トナルニ当リ、当社社内ニ及ボス精神的方面ノ影響ヲ先ヅ考察スルニ、当社職員ガ三百余年ニ亘ル伝統ト栄誉アル「住友社員」タルノ身分ヲ取得スルハ、職員ノ間ニ既ニ久シク待望セラレタル所ニシテ、一方社風ノ確立、従業員ノ精神方面ノ統制把握等ニモ資スル所亦多大ナリト思考セラル。即チ既述セル如ク、当社ハ創立以来三十余年間ニ亘リ米国ウエスターン電氣会社ノ支配下ニアリ、従ツテ現在ニ至ルモ未ダ米国式ノ制度風習ノ

残滓ヲ留メ、動モスレバ従業員ノ気風ノ一致、精神方面ノ統制等ニ欠クル憾ナシトセズ。而シテ今回貴社ノ連繋会社トナリ、当社職員ヲ貴社社員トシテ御採用頂キタル上ハ、三百余年ニ亘リ培ハレタル住友財団伝統ノ制度ト気風ヲ全員ニ徹底浸透セシメルコトヲ得、会社規律ノ昂揚其ノ他社員ノ精神的方面ニ好影響ヲ来スコト多大ナリト確信ス。

次ニ従業員ノ待遇其ノ他物的方面ニ付考フルニ、「第四　当社ノ社員ニ就イテ」ノ中ニ既述セル通リ、当社ハ現ニ貴社関係会社トシテ従前ノ米国式給与方法ヲ改メ、漸次貴社ノ待遇方法ニ基ヅキ之ニ接近セシメツヽアリ。今回連繋会社トナルニ依リ差シタル待遇ノ変更ヲ生ゼザルモノト思考スルモ、各種身分ノ社員ヲ通ジ、総体的ニ待遇ノ向上ヲ来シ、右ハ現在繁忙ヲ極メ居レル当社ニ於テ従業員ノ志気ヲ昂揚セシメ、甚ダ好結果ヲ齎スモノト思考スル次第ナリ。

更ニ当社ハ過去十ヶ年間ニ亘リ貴社関係会社トシテ、其ノ御手配ノ下ニ在リ、従ツテ当社従業員ハ貴社ノ社風経営ニ関スル御方針等ヲ充分承知シ、貴社ニ信頼シ居ル所多大ニシテ、従ツテ今日ニ於テハ愈々ソノ機熟シ連繋会社トナル日ヲ全員待望シ居ル現状ナリ。

二、対外的影響

対外的影響トシテ先ヅ官庁関係ヲ考フルニ、当社ノ監督官庁タル陸海軍逓信省其ノ他ノ諸官衙ニ対シテハ、貴社ガ永年ニ亘リ之等各方面ニ有セラル、多大ノ信用ニ基ヅキ、今後ハ当社ノ信用モ亦一層加重セラル、モノト思慮ス。殊ニ当社ハ過去三十余年間米国資本ノ支配ヲ受ケ来リタル為、之等諸官庁ニ於テハ未ダ米国系会社ナル観念ヲ有セ(ラ)ル、向モアリテ、此ノ際貴社ノ連繋会社トナリ、カヽル観念ヲ一掃スルコトヲ得バ、業務上何カト好影響ヲ齎スモノト思料セラル、次第ナリ。

次ニ株主ニ対スル影響トシテハ、I・S・E社ヲ除キ他ノ株主ガ殆ンド信用シ得ル投資関係筋ナル為、此ノ際貴社ノ連繋会社トナリ、社名変更セラレタル暁ハ住友ノ直接経営ナルコトヲ明ニスルコトニヨリ、社業ヲ益々鞏固堅実ナラシムルト共ニ、住友各連繋会社諸株ノ昂騰セル最近ノ状勢ヨリ見テ、当社株ハ社会的信用ヲ増スト同時ニ市場ノ普遍性ヲ有スコトヲ期待シ得ルコト等ノ事由ニヨリ、株主間ニ於テモ大イニ歓迎セラル、モノト確信スル次第ナリ。

取引先関係ニツイテハ、従来当社ガ貴社連繋会社中電氣工業、金属工業等ノ工業諸会社ト共ニ、陸海軍省逓信省其ノ他内地、満洲国、支那各地ノ主要官衙、会社ヲ主タル得意先トスル関係上、前述ノ通リ之等諸官庁会社等ニ対スル信用ヲ高ムルト共ニ、将来業務ノ進捗ヲ一層円滑容易ナラシムルモノト思考ス。

尚当社ノ金融関係、購買関係、販売関係等業務各般ニ亘リ、貴社並貴社連繋各社ト甚ダ密接ナル関係ヲ維持シ来リタルモ(右ニツイテハ「第一　住友ト当社ノ関係　ハ、当社ノ事業」ノ中ニ既述セリ)、今後ハ益々ソノ緊密度ヲ加ヘ、一段ノ円滑化ヲ期待シ居レリ。

最後ニ一般社会ヘノ影響ニ就テハ、既述ノ諸事項ト重複ヲ来スタメ茲ニ詳記スルヲ避ケ、結論トシテ当社信用ノ加重ヲ繰返シ記述スルニ止ムルモノナリ。

尚当社ノ社名ハ、事業ノ性質上従来殆ンド一般ニ普及セラレザリシモ、社名変更セラレタル上ハ、一般ニ馴染マレタル「住友」ノ名称ノ下ニ認識セラレ、資金、資材、人員等ノ獲得其ノ他事務上裨益セラル、トコロ亦尠ナカラズト思料スル次第ナリ。

第八　連繋会社トナルニ当リ条件トシテ考ヘラル事項

一、人事ノ統制

当社ガ貴社連繋会社トナリタル上ハ、当社ノ職員ハ貴社職員トシテ御採用頂キ、当社ノ人事ニ関シテハ挙ゲテ貴社ニ於テ御統制賜ハル様御願ヒ致シ度キ次第ナリ。

二、事業並ニ会計ノ検査

従前当社事業並ニ会計ノ検査ニ就イテハ、I・S・E会社ノ委嘱ニ基ヅキ、英国ハロルド・ベル会計会社ニ依リ検査ヲ受ケ居リタルモ、数年前ヨリI・S・E社ノ了解ヲ得テ之ヲ中止セリ。昭和十三年貴社ノ直接御経営トナルニ及ビ、本社検査役ハ毎年一回来社セラレ、ソノ監査ヲ受ケ今日ニ及ビタルモ、連繋会社トナリタル上ハ監査役附属ノ御配置ヲ賜リ、一層厳重ナル御検査御指導ヲ仰ギ度シ。

第九　連繋会社及社名変更ノ実施時期

現在ニ於ケル準備ノ状況ソノ他種々ノ事情ヲ考慮シ、連繋会社トナル時期ハ昭和十八年一月一日、又新社名ハ住友通信機工業株式会社、社名変更ノ時期ハ明年二月二十日前後ニ開催ノ当社定時株主総会ニ於テ附議可決ノ上変更スルヲ最モ適当ナリト思料スル次第ナリ。

（資料43）

本社総務部庶務課起案　提出　昭和十七年十二月十六日　決裁　同年同月二十四日

発送　昭和十七年十二月二十四　文第一三一号

（日本電氣）連系会社ニ指定並社名変更ノ件

掲題ノ件ニ関シ、日本電氣株式会社ヨリ別紙書面（註、資料42）ヲ以テ願出アリタルニ付、左記案文ニ依リ回答相成可然乎。

回答案

月　日　　北沢常務理事

日本電氣專務宛(必親展)

連系会社ニ指定並社名変更ノ件

十二月九日付日電文第四五二号御書面ヲ以テ御打合有之候掲題ノ件拝承致候。

右ハ洵ニ機宜ノ措置ト被存候ニ付、御来示通明年一月一日ヲ以テ、貴社ヲ住友本社ノ連系会社ノ一ニ加ヘ、以テ益々業務ノ進展ヲ期スル事ト致度、又新社名ハ「住友通信機工業株式会社」トシ、二月下旬開催ノ定時株主総会ニ附議決定ノコトト致度候間、左様御了承ノ上諸般ノ準備御取進相成候様致度、此段御回答旁得貴意候也。

追而連系会社ニ指定セラレタル上ハ、一般連系会社ノ例ニ倣ヒ連系会社役員内規並住友社則ニ基ク業務上ノ打合、報告ヲ実行セラルヘキ次第ニ候間、右併而御了承相成度申添候。

備考

一、本件ハ日本電氣株式会社ヲ住友本社ノ連系会社ノ一ニ指定シ、社名ヲ「住友通信機工業株式会社」(註、「機」を抹消)ト改メントスルモノナリ(欄外原註、新社名ニ付テハ当初「住友通信機工業」「住友電氣通信工業」ノ二案アリ、前者ヲ採レルモノナリ。其後下記ノ通リ変更。)。

二、日本電氣ヲ連系会社ニ指定スル件ハ、昭和十五年頃ヨリノ懸案ナリシ処、其時機ノ到ラザリシト諸般ノ準備ノ為今日ニ及ベルモ、既ニ両者ノ間ノ関係ハ、本社ガ昭和七年当時ノ住友電線製造所ヲ通ジ同社ノ経営ニ着手シ、更ニ進ンデ(欄外原註、十三年二月増資ニ際シI・S・E社持株ヲ肩替シ、関係会社トシテ直接支配下ニ入レリ。)昭和十三年完全ニ住友ノ傘下ニ収メテヨリ益々密接ノ度ヲ加ヘ、今日ニ於テハ住友関係持株ハ約四割二分ニ達シ、役員ノ構成ニ於テモ(欄外原註、会長一、専務一、常務一、取締三)取締役九名中六名、監査役二名ハ全テ住友ノ職員ナリ。

其他（欄外原註、電氣、金属、鑛業等ヨリ供給ヲ受ケオル原材料年額約五〇万円）連系会社トノ取引関係（欄外原註、各地販売店ニヨル委託販売年約五〇〇万円）販売代理事務等々ニ於テモ蓋シ従来ヨリ縁故浅カラザルモノアリ。茲ニ愈々其ノ実現ヲ見ルニ至レルモノナリ。

三、日本電氣ノ営業状態ハ、（欄外原註、明治三十二年七月十七日創立、資本金二十万円）創立以来四十余年ヲ経過シ、其ノ間昭和六、七年ノ不況ニ遭遇スル等ノ盛衰消長アリタルモ、数年前ヨリ有線ノミナラズ、無線方面ニ於テモ新分野ヲ開拓進出シ、拡充ニ拡充ヲ重ネ、又現在デハ満洲通信機ヲ始メ、電氣、通信工業関係会社十余社ヲ其ノ支配下ニ置キ、斯界ヲ主宰スルノ地歩ヲ確立セリ。殊ニ大東亜戦争勃発以後ハ各種航空機用装備品、音響兵器等ノ枢要性一段ト昂揚セラレ、戦時下最重点会社トシテ飛躍的発展ヲ為シツヽアリ。更ニ他方社員ノ素質モ次第ニ向上ヲ見、ソノ待遇方法モ殆ンド住友ニ接近シ居ル状態ヨリ見テ、連系会社ノ取扱ヲ為スモ恥シカラザル内容ヲ有シ、旁業界ノ信用ヲ高メツヽアル次第ナリ。

四、茲ニ於テ平・戦両時ニ亘ル電氣通信事業ノ重要性及将来性、其ノ国家的意義ヲモ考慮シ、且又社名変更ニ伴フ内外ノ諸影響ヲモ深ク検討シタル末、愈々其ノ機熟シタルモノト認メ、今般本件打合越アリタルヲ以テ之ヲ承認シ、前記案文ニ依リ回答ニ及バントスルモノナリ。

五、尚本件御決裁ノ上ハ別途ニ連系会社役員内規ヲ送付シ、本件実施ノ上ハ他ノ連系会社ト全ク同様ニ打合、報告ヲ実行セシメントス。

(四)　朝鮮住友軽金属株式会社の設立と連系会社指定

アルミニウムの原料であるボーキサイトは日本では賦存しないため、昭和十三年における政府の生産力拡充計画では

満洲国で産出する礬土頁岩を利用した朝鮮・満洲におけるアルミニウム生産が考慮されたが、既にその以前昭和十一年には満洲国政府と満鉄の合弁による満洲軽金属製造株式会社（以下満軽と略称）が設立されていた。しかし同社の業績は不振を極め、これを打開するため昭和十五年一月には満洲国総務長官星野直樹、二月には満洲重工業開発（以下満業と略称）副総裁兼満軽理事長吉野信次、三月には吉野と共に理事世良正一等から、住友化学専務大屋敦に対し同社理事長就任の要請があった。大屋としても原料問題や電力事情から朝鮮・満洲におけるアルミニウム生産には重大な関心を寄せていたが、礬土頁岩によるアルミニウム生産には技術的に踏み切れなかったため、五月にアルミ製錬常務矢部忠治が満軽理事に、大屋は監事に就任することで一応決着した。

しかし日米開戦後ボーキサイトの順調な入荷により原料問題はひとまず克服されたが、他方で四国の電力供給が限界に達していた。そうした折り昭和十七年六月朝鮮殖産銀行から、漢江水力電気会社が開発した朝鮮漢江の電力を利用する話が大屋の許に持ち込まれた。大屋はこれに興味を示し、直ちに工場立地の調査団を朝鮮に派遣し、その結果鎮南浦が第一候補地に挙げられたが、同地は既に昭和電工の進出が内定しており、結局住友としては元山北方文坪の朝鮮鉱業所元山製錬所北側に立地を決定し、八月五万トン工場の計画案を提出した。その後九月に大屋は軽金属統制会会長に就任したため、化学社長兼アルミ製錬会長を辞任したが、十七年後半から戦局の悪化を受けて日本のボーキサイトの在庫は十七年十二月以降低下の一途を辿り、十八年六月までの半年間で六割まで減少した。

このため住友本社は朝鮮進出を決定し、十八年五月軽金属委員会を設け（資料44）、アルミ製錬に臨時元山工場建設部を設置した。その後十一月二十六日朝鮮住友軽金属株式会社が設立され（資本金八〇〇〇万円、社長はアルミ製錬専務矢部忠治の兼務）、同社は十二月八日連系会社に指定された。同社の設立事情は次の通りである。[100] なお同社設立に伴い、アルミ製錬の臨時元山建設部は廃止されたが、軽金属委員会はそのまま存続された。

当社ハ軽金属製造ノ国家的要請ニ基キ、朝鮮ノ豊富ナル電力源ヲ利用シ、アルミニウムノ製造ヲ目的トシテ昭和十八年十二月資本金八〇、〇〇〇千円ヲ以テ朝鮮京城ニ設立セラレタリ。設立後直ニ元山工場ノ建設ニ着手セルガ、完成後ノアルミナハ安東軽金属ヨリ受クル予定ナリ。終戦時ニ於テハ未完成ナリ。当社ハ戦金八〇〇千株、住友八〇〇千株（註、住友本社一六〇千株、金属工業一六〇千株、化学工業一六〇千株、アルミ製錬一九二千株、電氣工業八〇千株、住友吉左衛門四八千株）ノ折半出資ニシテ、住友ハソノ技術導入ヲ以テ当社ヲ経営管理スルコト、ナリタリ。工場建設ハ産業設備営団ノ請負工事トセリ。

なお朝鮮住友軽金属の工場建設を発註した産業設備営団（註、「四　資金調達」参照）と同社の関係について、第二次大戦後ＧＨＱに提出された資料「住友ト産業設備営団トノ関係」において、次のように述べられている。

朝鮮住友軽金属ト産業設備営団トノ関係

一、アルミニウム並電極製造設備ニ関スル契約（昭和十九年九月十二日締結）

契約ノ大要

（一）　朝鮮住友軽金属ハ、産業設備営団ノ註文ニ基キ、アルミニウム並電極製造設備建設工事を施行シ、昭和二十年三月末日迄ニ工事ヲ完了セシメタル後、産業設備営団ニ引渡シ、営団ハ之ヲ朝鮮住友軽金属ニ貸付クルモノトス。

（二）　設備営団ハ建設資金トシ七七、三〇〇千円ヲ数回ニ分チ、朝鮮住友軽金属ニ支払フモノトス（建設資金ハ物価騰貴及情勢ノ変化ニ伴ヒ計畫ヲ変更セルタメ、更生予算一八七、七八一、三一〇円ニ変更方交渉中終戦ノ為工事中止トナレリ。）

朝鮮住友軽金属ハ右契約ノ下建設工事ニ着手セルモ、未完成ノ儘終戦トナリ、工事ヲ中止セリ。工事費関係トシ

テ朝鮮ト営団トノ貸借関係ハ次ノ如キ結果トナレリ。

（1）昭和二十年九月迄ノ工事費支出額　八〇、七二五千円

（2）現在迄ノ営団ヨリノ受取金額　五〇、〇〇〇千円（昭和十九年九月三〇、〇〇〇千円）
（同　二十年三月二〇、〇〇〇千円）

（3）営団ヨリ支払ヲ受クベキ工事代金　三〇、七二五千円

一、乾式アルミナ製造設備ニ関スル仮契約（正式契約ハ未締結）

当社ニ於テハ一九四四年秋頃ヨリ更ニ乾式アルミナ製造設備ノ建設工事ニ着手、該工事モ営団ヨリノ請負トスル条件ノモトニ工事ヲ進ミ来レルガ、正式契約未締結ノ儘終戦トナリ、工事ヲ中止セリ。之カ善後処置ニ関シテハ、目下営団ト大要次ノ如キ内容ノ正式契約ヲ締結スベク交渉中ナリ。

（一）朝鮮住友軽金属ハ昭和二十年八月十五日現在工事中止ノ儘、之ヲ営団ニ引渡スコト。

（二）朝鮮住友軽金属ニ於テ支出セル工事費ハ営団ニ於テ支払フコト。

尚当社ニ於テ工事費トシテ支出セル額ハ約一、五〇七千円ニシテ、右ハ今後営団ヨリ支払ヲ受クル予定金額ナリ。

（資料44）

総務部庶務課起案例第一七二号　提出　昭和十八年五月十四日　発送　昭和十八年五月十八日文第四六〇号

軽金属委員会規程制定ノ件

元山工場建設ニ関スル根本方針ヲ立案審議スル為、軽金属委員会ヲ設置セントス。

軽金属委員会ハ和歌山工場港湾委員会（註、「一　統轄システム」参照）ト略々同様ノ構成ナルモ、異ル点ヲ挙グレバ左ノ如シ。

（1）副委員長一名ヲ置クコト。

（2）委員会ハ毎月一回定例日ニ之ヲ開ク旨明文ヲ設ケタルコト。尚必要ノ都度臨時ニ開催シ得ルコト。

（3）委員会ハ時宜ニ依リ新居浜ニテモ開催シ得。

（4）委員長ハ必要ニ依リ本社及連系会社職員ヲ委員会ニ出席セシムルコトヲ得。

住友ニ於ケルアルミニウム事業ノ現状ヨリ見ルトキハ、本社ニ軽金属委員会ヲ設置スルコト適当ナルモノト被存、御決裁相成可然乎。

尚本規程ハ別ニ一般ニハ通達セズ、委員長、副委員長、委員及幹事ノミニ送付相成可然乎（和歌山工場港湾委員会規程ノ場合ニ同ジ）。

通知案

年　月　日　　総務部長

委員会委員長、副委員長、委員、幹事宛

軽金属委員会規程送付ノ件

今般貴下ニハ軽金属委員会委員長（副委員長、委員、幹事）ヲ命（欄外原註、連系会社ノ職員ニ対スルモノノミ委嘱トス）セラレ候ニ付テハ、右委員会規程一部茲許同封御送付申上候間御査収相成度、此段及御案内候也。

軽金属委員会規程

第一条　元山工場建設ニ関スル綜合的根本方針ヲ立案審議スル為、本社内ニ軽金属委員会ヲ置ク。

第二条　本委員会ニ左ノ職員ヲ置キ、本社及連系会社職員中ヨリ之ヲ任命ス。

委員長　一名

副委員長　一名
委員　若干名
幹事　若干名

第三条　委員長ハ上司ノ指示ニ依リ委員会ヲ総理ス。
副委員長ハ委員長ヲ補佐シ、委員長事故アルトキハ其ノ代理ヲ為ス。
委員ハ委員長ノ指示ニ依リ調査研究ヲ為シ、委員会ニ於テ意見ヲ開陳シ並審議ヲ為ス。
幹事ハ委員長又ハ委員ノ指揮ヲ承ケ、会ノ庶務ニ従事ス。

第四条　委員会ハ毎月一回定例日ニ之ヲ開ク。但シ必要ニ依リ臨時開会スルコトアルヘシ。
委員会ハ時宜ニ依リ新居浜ニ於テ開催スルコトアルヘシ。

第五条　委員長必要アルトキハ本委員会内ニ専門部会ヲ設置スルコトヲ得。

第六条　委員長ハ必要ニ応シ、本社及連系会社関係職員ヲ委員会ニ出席セシムルコトヲ得。

（註、委員会発足当初のメンバーは次の通りであった。委員長・小林晴十郎（本社理事経理部長）、副委員長・矢部忠治（アルミ製錬専務）、委員・神田勇吉（本社経理部長代理兼商工課長）、坂路進（本社総務部地所課長）、松野清巧（アルミ製錬業務部長）、根岸元凱（アルミ製錬技術部長）、続旛（化学常務）、中尾新六（化学常務兼新居浜製造所長）、土井正治（化学総務部長）、赤木貞一（化学技師長兼新居浜製造所製造部長）、藤井敬三郎（共同電力常務兼工務部長）、小林彦次（共同電力取締役兼技師長）、南部直正（機械取締役兼製造部長）、早川幸市（機械技術部長）、林千秋（北港常務））

(五)　安東軽金属株式会社の設立

昭和十六年二月、満業総裁鮎川義介は副総裁吉野信次に代えて高碕達之助を起用した。高碕は第二次五ヶ年計画策定に当たって満軽問題を棚上げし、満軽が安東に建設中のアルミナ製造工場を満業と住友との合弁とすることを計画し、住友本社総理事古田俊之助に協力を申し入れてきた。九月には高碕自ら住友本社を訪問し、それを契機として事態は急進展した。住友として礬土頁岩によるアルミナ製造の目処がついたこともあり、十七年一月には第一期計画としてアルミニウム二万五〇〇〇トン工場の建設案を策定し、四月には吉野の後満軽理事長に就任した世良正一との了解が成立した。

しかし住友としてはその後前述の通り一方で十八年末の朝鮮住友軽金属設立に至る計画が進展しつつあり、化学工業もアルミ製錬もそれぞれ自社の生産増強に追われて、これら朝鮮と満洲の両計画を同時に推進する余力はなかったものと推測され、七月に満業高碕総裁に対し住友として朝鮮進出を優先するとの了解を取り付けた。他方満業としてもボーキサイトに比し割高な礬土頁岩によるアルミニウムの増産は、満軽の業績を一層悪化させる恐れがあり、さらに建設中であった水豊ダムが十九年一月に完成する予定であったのでそれを待つという要因もあって、建設中の安東工場の工事を十六年末に中断するという事情もあった。

しかし十八年に入り前述の通りボーキサイトの輸入が円滑に進まなくなると、原料としての礬土頁岩が再び脚光を浴び、その日本本土への大量輸送が危ぶまれることから、満洲におけるアルミニウムの現地生産が図られることとなり、七月満軽は再び安東工場の建設事務所を開設した。この間満業では十七年十二月鮎川義介は総裁を辞任し、高碕副総裁が総裁に昇格していた。十七年九月化学社長から軽金属統制会会長に転出した大屋敦の日記によれば、十八年四月二十

七日高碕は大屋を訪問し、満軽拡張について懇談しているので、ボーキサイトの輸入減少と水豊ダムの完成を控え、高碕が方針転換に踏み切ったものとみられる。その後安東の工事再開を前にして住友の調査団が満洲を訪問しているので、おそらくこの時高碕は住友本社総理事古田俊之助に対しても中断している住友の満洲進出を慫慂したのであろう。

満洲国政府からの圧力にもかかわらず住友としては満洲進出に消極的であったので、大屋は十月二十一日、「住友本社ニ小林(註、小林晴十郎本社理事経理部長兼東京支社長)、吉田(註、吉田貞吉化学社長兼アルミ製錬会長)両君ト会談。満洲ニ於ケルアルミ事業ヲ住友ニテ引受ノ問題ニ付キ懇談ス。(一)朝鮮ノ工場ハ予定ノ通リ進行ス、(二)陸軍其ノ他ノ完全ナル諒解ヲ得ルコト、(三)一元的統制ニ服スルコト等ヲ条件トシテ住友ノ出馬ヲ勧説ス」と述べ、住友の満洲進出を促した。

大屋の説得にもかかわらず、住友の消極的姿勢は変わらなかったが、ついに十九年二月二十九日大屋は「小林君来訪。元山ノアルミナハ中止、住友安東進出ハ決定的トナル」と記している。

三月七日大東亜省は住友本社に対し安東軽金属工場建設の命令を発した(資料45)。この結果三月二十八日満業と住友本社は基本契約書を締結し(資料46)、四月十三日安東軽金属株式会社が設立された。引き受けの経緯を踏まえて、その事情は次のように説明されている。[101]

満洲軽金属株式会社ハ撫順ノ軽金属工場ノ外ニ、当時満洲国ニ於ケル軽金属増産ニ応ズベク、安東ニアルミナ、アルミニウムノ厖大ナル生産計画ヲ樹立、満洲鉄鋼工務(株)ニヨリ工場建設ニ着手セル処、同社ノ実力芳シカラザリシ為、内地ニ於ケル斯界ノ権威会社ヲ資本的、技術的、経営的ニ導入セントスル議生ジ、茲ニ住友ハ日満両国ノ懇請ヲ受ケタリ。住友ハ万難ヲ排シ之ニ当ルベク決意シ、昭和十九年四月十三日当社ヲ設立、満軽ノ安東工場ノ設備、計画、従業員ヲ全面的ニ引継グニ至リタリ。経営ハ住友ガ当ルコト、ナレリ。

同社の資本金は二億円（払込一億円、満業、満軽各二五％、住友本社一〇％、金属、化学各一五％、電工、アルミ製錬各五％）、役員は会長高碕満業総裁、社長荒川英二（前鑛業専務）、専務神田勇吉（本社経理部次長兼企画課長）、常務中沢英三（本社新京事務所長）、同赤木貞一（化学新居浜製造所アルミナ製造所長代理）、同長谷信一郎（満軽）、同吉田知之（化学技師長）であった。七月一日にはこれら住友出身役員に対し「関係会社役員内規」が交付され、同社は本社の特定関係会社に指定された。住友修史室が同社を立ち上げた神田勇吉から聴取した記録によると、神田は当時の状況を次のように述べている。[102]

> 此の話は古田さんが総理事になられた頃、満洲重工業の総裁をしていた親友の高碕達之助氏が古田さんのところへ持ってきたものらしい。当時満洲にはすでに満業の子会社で満洲軽金属という会社があったのだが、どうも成績が上らんから、安東の方に新しい軽金属会社をこしらえて、そこで住友と満業の高碕氏とが一緒になって満洲の礬土頁岩でアルミニウムをつくろうではないかということになった。
>
> 小林さん（註、小林晴十郎）、私、荒川氏（註、荒川英二）等調査団の一行が満洲に行き、高碕さんに会い、計画の概要を話し合ってやろうということになった。最初資本金二億（住友、満洲折半）、安東の上流にある大水力発電所の電力を使うという計画であった。この時一番問題になったのは、満軽がすでにあって世良という社長（註、理事長世良正一）がいる。我々もこの世良君には非常に気をつかった。折衝の中心は
>
> ①住友は経営を引き受ける。満業の掣肘を受けずにやるということ。
>
> ②但し資本金は折半出資でやる（満洲の中でやるのだから）。
>
> ③そして満軽との調整は高碕氏が行うということであった。そしてゆくゆくこちらの基礎が確立すれば、満軽を吸収合併してもよいという含みが暗黙のうちにあった。（中略）
>
> 本社からどんどん技術屋、経理屋がやってくる。原料の礬土頁岩（奉天から撫順にかけて埋蔵）はすでに満業が調査

済みであった。敷地百万坪当時として比類ない規模であった。途中建設費等の高騰のため資本金二億円を四億円に増資した。（註、増資は行われていない。二十年四月の第二回払込の誤解か。）こうして建設を進めたが、あと二、三ヶ月で操業というとき終戦になった。ソ連は機械に番号をつけさせ、組み立てるための図面をつくり、全部持っていった。

同社設立後本社人事部長は金属、電氣、化学、アルミ製錬、満洲金属の各連系会社主管者に対し協力を要請したが（資料47）、問題は満軽との間に生じた。同社の経営を巡っては神田と取締役世良正一（満軽理事長）との間で確執があり、アルミナ製造法を巡っては赤木と長谷の間で対立があった。[103] このため昭和十九年十一月住友本社は神田に代えて東京支社次長西村幸二郎を専務とし、他方満業は長谷に代えて山本節民（満洲製鉄から満業東京支社長）を専務とした。同社は資本金二億円であったため、第二次大戦後における公職追放令において有力会社（資本金一億円以上）とされた。このため住友鑛業専務を停年退職した荒川英二を除いて、神田、西村、赤木、吉田の四名は住友内部の席次ではまだ連系会社の主要役員には至らなかったのにもかかわらず、上記有力会社の常務以上という有力指導者としてG項に該当することになり、住友の職員から追放されるに至った。

安東軽金属の設立当初、昭和十九年四月に策定された「安東進出に伴う住友部内軽金属増産措置要綱」によれば、朝鮮元山におけるアルミナ年産二万トン、アルミ地金年産六〇〇〇トン設備は目標通り建設し、安東においてはこれと並行してアルミナ四万二〇〇〇トン、年間アルミ地金二万トンの生産を行うというものであったが、早くも七月には朝鮮総督府と満洲国政府との間で、「アルミニウム工業非常措置覚書」が交わされ、安東のアルミ地金二万トンの生産計画は一時延期し、アルミナ四万二〇〇〇トンの生産設備の完成に全力を傾注することとし、他方朝鮮元山はアルミ地金六〇〇〇トン設備の緊急完成を期し、その代わりアルミナ二万トン設備は棚上げするという、安東はアルミナ、元山はアルミ地金に特化するというものであった。

しかし昭和二十年に入ると戦局はさらに悪化し、米軍の沖縄上陸後の四月十四、十六の両日に開催された住友戦時総力会議では、安東のアルミナ生産設備四万二〇〇〇トンのうち取り敢えず二万トンを緊急完成目標とし、さらにそのうち一万トンについては部内設備の転用を図るという方針が決定された。戦後に住友化学が作成した安東軽金属に関する報告によれば、「当社ハ、昭和十九年四月十五日設立(註、登記上)セルモノニシテ、満洲ニオケルアルミナノ大規模生産ヲ目的トシ、昭和二十年当初ヨリ操業開始ノ予定ナリシモ、資材ノ入手難、輸送障害ニ阻マレ、生産設備ノ完成ヲ見サルマヽ、今日ニ至レルモノナリ」と記され、これらの未完成設備は、神田の述べる通りすべて進駐したソ連軍によって接収された。

（資料45）

満殖第六二八号

昭和十九年三月七日

株式会社住友本社総理事　古田　俊之助殿

大東亜次官　山本　熊一

安東軽金属工場建設ニ関スル件

満洲国ニ於ケル国産原料礬土頁岩ニ依ルアルミニウムノ緊急生産ハ、戦力増強上喫緊ノ要務トスル処、今般満洲国政府ノ提案ニ基キ、当省ニ於テ軍需、陸軍、海軍、内務、大蔵、朝鮮総督府等関係各庁ト協議ノ結果、左記ニ依リ之ガ生産担当者トシテ貴社所属企業体ヲ進出セシムルコトニ意見ノ一致ヲ見タルヲ以テ、右御了承ノ上之ガ急速具体化ニ付格段ノ御配慮相煩度。

追而新会社設立ニ関スル細目ニ付テハ、満洲国政府ト至急折衝相成度。

記

一、新会社ハ安東軽金属工場ノ既定計畫アルミナ四万屯、アルミニウム二万屯ノ生産ヲ担当スルモノトス。

二、建設ニ当ツテハ、既定計畫ニ付テハアルミナ工場ハ昭和十九年十一月迄ニ、アルミニウム工場ハ昭和二十年三月迄ニ之ガ完成ヲ図リ、新規計畫ニ付テハ差当リアルミナ工場ノ建設ニ着手シ、昭和二十年九月迄ニ之ガ完成ヲ図ルモノトス。

尚元山ニ於ケルアルミナ工場ノ建設ハ一時着手ヲ延期スルモノトス。

（資料46）

基本契約書

満洲重工業開発株式会社（以下甲ト称ス）ト株式会社住友本社（以下乙ト称ス）トハ、日満両国政府ノ指示ニ基キ、時局下軽金属ノ飛躍的増産ノ必要性ヲ痛感シ、各々其ノ有スル総力ヲ結集シテ国策ノ要請ニ応フル為、新会社ヲ設立スルモノトシ、之カ設立運営ニ付キ契約ヲ締結スルコト左ノ如シ。

記

第一条　甲及乙ハ、満洲国ニ於テ軽金属ノ製造販売竝ニ之ニ附帯スル事業ヲ営ム目的ヲ以テ、株式会社ヲ設立スルモノトス。

第二条　新会社ハ満洲国法人トシ、其ノ資本金ヲ二億円トス。

第三条　新会社ノ名称ハ安東軽金属株式会社トシ、本社ヲ満洲国安東市ニ置クモノトス。

第四条　甲（関係会社ヲ含ム）及乙（関係会社ヲ含ム）ハ新会社ノ資本金ニ対シ各々其ノ半額ヲ出資スルモノトス。

第五条　工場ノ生産目標、完成時期等ニ付テハ、日満両国政府ノ指示ニ基キ、各々其ノ最善ノ努力ヲ為スモノトス。

第六条　新会社ノ役員ハ甲及乙ヨリ夫々選出スルモノトシ、取締役会長ハ甲ヨリ、会社ヲ代表スヘキ社長及常勤取締役ハ乙ヨリ選出シ、工場ノ建設竝経営ニ関スル一切ノ事項ハ乙其ノ責ニ任ス。

第七条　甲ハ乙ノ工場建設及其ノ運営ニ付キ、自己竝其ノ関係方面ヨリ提供シ得ヘキ一切ノ人的竝ニ物的協力ヲ為スモノトス。

第八条　本契約書各条項ノ細目及本契約書ニ記載ナキ事項ニ付テハ、甲乙二者協議ノ上之ヲ定ム。

附則

甲ノ仔会社タル満洲軽金属製造株式会社カ、其ノ安東工場建設ニ付キ、満洲鉄鋼工務株式会社トノ間ニ有スル一切ノ権利義務其ノ他同工場建設ニ関シ有スル一切ノ権利義務ハ、新会社設立ト同時ニ新会社ニ承継セラルルモノトス。

右契約ノ證トシテ本證二通ヲ作成シ、甲乙各々其ノ一通ヲ保有スルモノトス。

康徳十一年

昭和十九年三月二十八日

満洲重工業開発株式会社総裁　高碕　達之助

株式会社住友本社総理事　古田　俊之助

（資料47）

人事部人事課起案　提出　昭和十九年四月二十六日　決裁　同年四月二十八日　発送　四月二十八日第一一五〇号

安東軽金属株式会社ニ対シ協力依頼ノ件

案（親展）

金属、電氣、化学、アルミ、満洲金属主管者宛

人事部長

掲題

今般住友ニ於テハ日満両国ノ総意ニ基キ、満洲重工業及満洲軽金属ノ両社ト提携シテ、安東軽金属株式会社ヲ設立致シ、満洲ノ礬土頁岩ヲ原料トスル軽金属増産ニ邁進スルコト、相成候処、御承知ノ通リ従来満洲ニ於ケル軽金属事業ハ、前記満洲軽金属ニ於テ一元的ニ之ガ経営ニ当リ居リタル次第ニ有之、今回特ニ住友ニ対シ其ノ一翼ヲ分任スベキ旨ノ下命アリタルハ、住友ノ多年ニ亘ル技術ト経験ト実力ニ対スル信頼ノ結果ニ外ナラズト存ゼラレ、真ニ其ノ責任ノ重且大ナルヲ痛感致ス次第ニ御座候。然ル処住友トシテハ曩ニ朝鮮ニ軽金属会社ヲ設立致シ、最近事業ニ着手セル許リニ有之、同社ノ機構陣容等ニ付テモ尚整備ヲ要スル折柄、今回更ニ満洲ノ事業ニモ着手スルコト、相成リタル次第ニテ、之ガ陣容整備ニ付テハ不勘腐心致居候次第ニ御座候。然モ住友ノ右事業遂行態勢ニ付テハ、日満両国政府其他各方面ヨリ注視セラレ居ル処ニ有之、速カニ突貫建設ノ実ヲ挙ゲズンバ全住友トシテ其ノ信用ニ影響スル処重大ナルモノ可有之ト存ゼラレ候。就テハ此ノ秋ニコソ全住友ノ総力ヲ結集致シ、国家ノ要請ニ応ヘ度ク、同社ノ運営ニ関シテハ連系各社ニ於テ絶大ナル御協力御支援被成下候様冀望ニ不堪候。何レ貴社ニ対シテモ種々御無理ナル御願申上グルコトモ可有之乎ト存候処、事情御高含ノ上何分共宜敷御高配相煩度、此段御依頼旁々得貴意候也。

(六)　住友化工材工業株式会社の発足

医薬品メーカー三共株式会社の塩原又策と住友との関係には、塩原が大正十年(一九二一)にカナダのアルコア社と合弁で設立した亜細亜アルミニウムの斡旋で、大正十四年に電線製造所が鋼心アルミニウム撚線の製造に関しアルコア社

と技術提携を行い、さらに昭和六年（一九三一）伸銅鋼管がアルコア社から分離したアルミニウム・リミテッド社と住友アルミニウムを設立するという経緯があった（住友合資会社（中）五㈠　住友伸銅所の住友伸銅鋼管株式会社への移行」参照）。塩原は明治三十二年（一八九九）高峰譲吉の発明したタカジァスターゼの輸入販売権を高峰から得て、三共商店を設立するが、この三共は大正三年高峰の友人ベークランドの発明した石炭酸樹脂のベークライト製品を輸入販売するに至り、昭和七年にはその国産のため日本ベークライト株式会社を設立した。

他方、住友化学では専務大屋敦が合成樹脂に深い関心を示し、調査を進めていたが、昭和十三年メタノール、ホルマリン及び尿素の生産を開始するに当たり、石炭酸樹脂及び尿素樹脂の製造に進出することを決意し、旧知の塩原に援助を要請し、同年六月資本金一〇〇万円（住友化学及び日本ベークライト折半出資）の株式会社合成樹脂工業所が設立された。

日本ベークライトは、十六年三月以来住友金属プロペラ製造所と提携して、石炭酸樹脂浸漬硬化積層材（陸軍では強化木と称した）製プロペラの製造試験を開始し、十一月には試作に入った。その後、十八年四月ジュラルミンなど軽合金の不足により、住友金属自身が海軍航空本部からプロペラ素材の生産を行うよう命ぜられ、同社は住友本社林業所と合成樹脂接着剤を生産していた合成樹脂工業所に協力を要請した。

このような情勢を受けて、前年十七年九月住友化学社長から軽金属統制会会長に転出していた大屋敦の十八年七月二十七日付日記によると、塩原は次のように住友に対し日本ベークライトと合成樹脂工業所の合併を求めてきたと思われる。しかし合成樹脂工業所の資本金一〇〇万円に対し、日本ベークライトの資本金は八〇〇万円であり、両社が合併した場合、新会社を化学の関係会社とすることは不可能であった。

塩原氏ヲ訪問。小林君（註、小林晴十郎本社理事経理部長兼東京支社長）ヨリノ内話ニ基キ、ベークライト問題ニ関スル住友案ヲ非公式ニ伝達ス。塩原老人依然両社合併ニ未練アル如キモ結果纏マルベシ。

この結果十月住友本社は塩原に対し両社合併を謝絶する代わりに、日本ベークライト株式九六〇〇株を三共より譲り受け、そのうち三二〇〇株ずつを化学と金属に譲渡した（「三㈡　住友系以外の企業の株式」参照）。これは前述の通り強化木製プロペラの製造のため、金属と日本ベークライトとの関係が密接になっていたからである。金属では同社株式の取得を次のように説明している。[104]

住友ニ於テ、合成樹脂工業所ヲ通ジ、事業的ニ提携来リタル同社ト強化木製造ニ関シ、更ニ密接ナル関連ヲ生ジタルタメ、塩原氏トノ間ニ締結覚書（資料48）ヲ交換シ、本社ニ於テ九六〇〇株ヲ一括引受ケ、金属、化学、本社各三二〇〇株宛取得ス。

一方合成樹脂工業所においても、昭和十八年住友金属の要請を受けて尿素樹脂接着剤及び石炭酸樹脂ワニスによる強化木の製造研究を開始していたが、陸軍航空本部から直接航空機用治具及び強化木類の緊急生産の指示が出され、この設備資金のため十九年二月資本金を三〇〇万円に増資した。林業所も又金属の要請に対して資材の供給を担当することとなり、昭和十八年九月から十九年二月までの間に、大阪ベニヤ板製造所等大阪の五工場の他、北海道四工場、青森、石川、福井、島根の四工場計一三工場を協力工場として傘下に収め、さらに十九年三月林業所はこの事業部門の担当部門として航空機材部を新設し、協力工場の中の有力数社を統合して航空機加工木材生産会社を設立しようとした。

しかしこのような合成樹脂工業所や林業所の計画によって、住友本社においては、林業所と住友金属の関連部門を合成樹脂工業所に統合して、新会社として発足させようとする動きが加速され、五月合成樹脂工業所は住友化工材工業株式会社と改称し、住友化学が保有する株式（合成樹脂工業所株三万株と合成樹脂工業所が十九年四月合併した大日本化学株八五〇〇株）の一部を住友本社と住友金属に譲渡する形で両社が経営に参加した。本社からは古田俊之助（総理事）が会長に、平賀五郎（林業所長）、甲田秀夫（名古屋販売店支配人）が常務に、立岩精一（林業所副所長）が取締役林業部長に就任した。又

住友金属からは斎藤省三（取締役鉄鋼研究所長）が社長に、春日弘（社長）、杉本修（常務プロペラ製造所長）、前岡武夫（製鋼所第一製造部第一鍛造工場長）が取締役に就任した。この人事に伴い住友化学出身の池知為妹常務は留任したが、吉田貞吉（社長）は会長から取締役に、続城（専務）は取締役から監査役に転じた。

以上の経緯を踏まえて、本社の同社株式取得の事情は次のように説明されている。[105]

国家的要請ナル硬化積層材増産ニ寄与センガ為、全住友的見地ニ基キ、本社林業所、合成樹脂工業所並金属工業ノ三者一体トナリ、ソノ保有スル技術経験ヲ統合シ、本会社ニ於テ資源林及原木獲得ヨリ硬化積層材製作迄一貫作業ヲ行フモノナルガ（但シプロペラノ試作並製作ハ金属工業ニ於テ行フ）、本事業ノ性質並困難ニ鑑ミ、三社ハ極力之ニ協力スルモノトシ、化学工業ノ保有スル化工材工業株式三八、五〇〇株中、一二、八四〇株ヲ本社ニ、一二、八三〇株ヲ金属工業ニ肩代リスルコト、ナレリ。

この結果大日本化学合併後の資本金三八三万円（七万六六〇〇株）に対し、持株比率は、住友系五〇・三%（三万八五〇〇株）、日本ベークライト三九・一%（三万株）となった。住友本社は五月二十日斎藤社長、平賀、甲田、池知の三常務に対し「関係会社役員内規」を交付し、同社を本社の特定関係会社とした。おそらく住友化工材発足に際し、三共の塩原は持論である日本ベークライトとの合併を再度申し出たものと思われるが、同社は昭和十八年十一月の増資により資本金一三〇〇万円と住友化工材の三・四倍の規模となっており、仮に対等合併したとすると、三共側が八割強の持株率を有することとなるので、住友本社としては日本ベークライトとの合併を今回も謝絶せざるを得なかったものとみられる。これに対し塩原は日本ベークライトの親会社三共の倍額増資に当たり、住友側が三共の株式を取得することを求めてきた。この結果住友側と塩原との間に覚書（資料49）が締結され、十九年十月住友側は三共株を取得した。この事実は既に「三(三)　住友系以外の企業の株式」で明らかにした。

住友化工材が住友金属から引き継いだ陸海軍の指示による昭和二十年三月を目標とした航空機用積層材生産に要する特殊単合板所要量は、原木換算年産二〇万石に達すると予想されたのに対し、上記協力工場の生産能力は約一二万石にすぎず、しかもこれら都市ベニヤ工場に対する原木の輸送難が深刻化しつつあった。このため住友化工材は林業所の協力を得て、十九年六月総額三九〇万円を投じて青森三工場の他、山形、新潟、富山、岐阜、兵庫に山元単板工場を建設することとなった。このような大規模な拡充計画のため借入金は増大の一途を辿り、この打開策として二十年二月資本金を三八三万円から二〇〇〇万円に増資した。新株式三〇万六四〇〇株を割り当てた残余の一万七〇〇〇株は住友金属に割り当てられた。さらに金属は化学割当分五万一三二〇株を引き受け、その他申し込みのなかった株式六八〇〇株は住友本社が引き受けた。この結果増資後の住友系持株は住友金属一三万二四七〇株、住友本社七万一〇〇〇株、住友化学一万二八三〇株、計二一万六三〇〇株(持株率五四・一%)となったが、それでもなお筆頭株主は日本ベークライト一五万株(三七・五%)であった。

これら山元単板工場九工場(その後長野の一工場が追加された)は、いずれも資材、労働力の不足のため、工事は計画通り進捗せず、未完成のまま終戦を迎えた。第二次大戦後の日本ベークライトは、昭和二十三年塩原又策の要請により追放中の大屋敦(元住友化学社長)が会長となり、同じく追放中の西村幸二郎(元安東軽金属専務)が昭和二十四年副社長、二十六年社長に就任した。しかしその経営は不振を極め、塩原が持株を処分してしまったので、大屋の要請で住友化学が同社の増資に応じ、資金援助を行った[106]。

昭和三十年二月、日本ベークライト(資本金一億二〇〇〇万円)は住友化工材(資本金一億円)を吸収合併し、三月住友ベークライト株式会社と改称した。住友化学の持株は二一一万株(持株率四八%)に達し、同社は住友化学の関係会社となった。なお両社の合併を念願していた塩原又策はこの合併の直前の三十年一月死去した。

（資料48）

覚書

塩原側（塩原又策之ヲ代表ス）ト住友側（小林晴十郎之ヲ代表ス）トハ、日本ベークライト株式会社ト株式会社合成樹脂工業所トノ将来ニ亘ル親善関係並ニ経営方針等ニ関シ、左記条項ノ契約ヲナス。

第一条　塩原側ハ予テノ提案通リ、日本ベークライト株式会社ノ株式二万株ヲ住友側ニ譲渡スルコト。

今後塩原側ニ於テ希望スル場合ニハ、協議ノ上住友側ノ持株ヲ漸次増加スルコト。

第二条　日本ベークライトノ経営ハ、塩原側ニ於テ全責任ヲ以テ之ニ当リ、其ノ事業目的ノ拡大、資本ノ増加等ニ付テモ住友側ハ塩原側ノ裁断ニ一任スルコト。

此際住友側ヨリ日本ベークライト重役ヲ選出スル件ニ付テモ、塩原側ノ意嚮ニヨルベキコト。

第三条　日本ベークライトノ社名ヲ三共合成樹脂工業会社ト云フガ如ク変更スル事ニ付キ、住友側ハ異存ナキコト。

第四条　株式会社合成樹脂工業所ノ経営ハ、住友側ニ於テ全責任ヲ以テ之ニ当リ、其ノ事業目的ノ拡大、資本ノ増加等ニ就テモ塩原側ハ住友側ノ裁断ニ一任スルコト。

同社ニ於ケル塩原側代表重役ハ現在ノ儘据置クコト。

第五条　株式会社合成樹脂工業所ノ社名ヲ住友合成樹脂工業株式会社ト云フガ如ク変更スルコトニ付キ、塩原側ハ異存ナキコト。

第六条　塩原側所有又ハ引受ニ係カル（日本ベークライト及塩原又策関係者名義）合成樹脂工業所株式ヲ第三者ニ譲渡セントスル場合ニハ、先ヅ住友側ニ申出デ、住友側ハ希望アル場合ニハ時価ヲ以テ譲受クルコト。

第七条　日本ベークライト及合成樹脂工業所両社ハ、技術ノ交流其他斯業進歩発達ノ為メ、必要アルアラユル事項ニ付、

徹底的ニ協力スルコト。

本覚書弐通作製塩原側、住友側ニ於テ各壱通ヲ所持スルモノトス。

昭和十八年十月十三日　　塩原　又策

小林　晴十郎

（資料49）

三共株式会社株式肩替リニ関聯シ、塩原トノ間ニ於ケル覚書締結要綱

住友ト塩原トハ、従来住友ガ塩原ノ経営ニ係ル日本ベークライト株式会社（以下日本ベークライトト称ス）ノ株式ヲ所有シ、塩原ガ住友ノ経営ニ係ル住友化工材工業株式会社（以下化工材ト称ス）ノ株式ヲ所有スル事ニ依リ、資本的ニ竝ニ技術的ニ相提携シテ合成樹脂事業ノ発展育成ニ寄与シ来レルガ、今般塩原ヨリ住友ニ対シ、塩原ノ経営ニ係ル三共株式会社（以下三共ト称ス）ガ其ノ資本金一五、〇〇〇千円ヲ三〇、〇〇〇千円ニ倍額増資シタル際（今年八月ノ予定）、其ノ所有ニ係ル三共株式六五、〇〇〇株（但一株ノ額面五〇円全額払込済）ヲ住友ニ譲渡シ度キ旨申出デ来レリ。

依而住友ニ於テモ、之ヲ機会ニ化学工業ノ製薬部門ト三共トノ事業的提携ヲ期スルト共ニ、化工材ト日本ベークライトノ資本的並ニ技術的提携ニヨリ、住友及塩原間ニ従来存在スル事業的友好関係ヲ更ニ緊密化センガ為、塩原トノ間ニ覚書ヲ締結セン事ヲ企図シ茲ニ右ニ関スル要綱ヲ決定ス。

一、塩原ヨリ申出デアリタル三共株式ハ、本社、化学工業、銀行、信託、生命ノ五社ニ於テ譲受クルモノトス。但譲受価格ハ一株七七円五〇銭トス。

譲受比率竝ニ譲受所要資金左ノ如シ。

譲受人	株式数	所要資金

本社	一八、〇〇〇株	一、三九五、〇〇〇円
化学	一七、〇〇〇	一、三一七、五〇〇
銀行	一〇、〇〇〇	七七五、〇〇〇
信託	一〇、〇〇〇	七七五、〇〇〇
生命	一〇、〇〇〇	七七五、〇〇〇
計	六五、〇〇〇	五、〇三七、五〇〇

備考

譲受後ノ投資利廻リハ、分類所得税控除前五分一厘六毛、控除後四分一厘八毛ナリ。

二、右株式譲受ト同時ニ、三共ト化学工業間ニ資本的関聯ヲ持タシムル為、本社ノ所有ニ係ル化学工業株式二〇、〇〇〇株ト三共ノ提供ニ係ル〇〇株式（例ヘバ化工材、日本ベークライトノ株式）二〇、〇〇〇株トヲ交換スルモノトス。但交換価格ハ三共ノ提供株式銘柄如何ニヨリ別途協定ス。

備考

三共ニ化学工業株式対価トシテ、其ノ所有ニ係ル化工材乃至ハ日本ベークライトノ株式ヲ提供セシメントスルハ、一ニ三共ノ資金状態ト二ニ住友ノ前記両社ニ対スル持株ヲ増加セントスル企図ヲ考慮シタルモノニシテ、三共ニ於テ対価トシテ現金支払ヲ希望スル場合ハ敢テ固執セサルモノトス。

三、住友ニ於テ前記第一項ニ因リ取得セル三共株式ヲ第三者ニ譲渡売却セサルコトヲ塩原ニ約束スルト共ニ、塩原ヲシテ前記第二項ニ因リ取得セル化学工業株式ヲ第三者ニ売却セサル事ヲ約束セシムルコト。

四、前記第一項及第二項ノ株式取得後、化学工業ハ三共トノ間ニ両者間ノ事業的提携ヲ緊密化ヲ企図スル目的ヲ以テ、

友好的覚書ヲ取交スモノトス。

五、右ニ関聯シテ住友ヨリ三共ニ取締役一名、監査役一名ヲ派遣スルト共ニ、化学工業ニ塩原ヨリ取締役一名ヲ推薦セシムルモノトス。

六、住友ニ於ケル三共及日本ベークライトニ対スル持株増加ヲ図ル目的ヲ以テ、将来塩原ニ於テ其ノ所有ニ係ル両社株式ヲ第三者ニ譲渡セントスルトキハ、住友ニ優先的ニ申出ヅル様約束セシムルモノトス。

七、塩原側ヲシテ住友側ト其ノ事業分野ヲ一ニスル部門ニ於テ、技術ノ交流其他経営上ノ凡ユル事項ニ付、徹底的ニ協力スル様約束セシムルモノトス。

覚書

住友側(小林晴十郎之ヲ代表ス)ハ塩原側(塩原又策之ヲ代表ス)ノ経営ニ係ル日本ベークライト株式会社ノ株式ヲ所有シ、塩原側ハ住友側ノ経営ニ係ル住友化工材工業株式会社ノ株式ヲ所有シ、資本的技術的ニ相提携シテ合成樹脂事業ノ発展育成ニ寄与シ来レルガ、今般住友側及塩原側ノ間ニ従来存在スル事業的友好関係ヲ更ニ緊密化シ、以テ其ノ共存共栄ヲ図ランガ之ニ関スル覚書ヲ取交スコト左ノ如シ。

第一条　塩原側ハ、其ノ経営ニ係ル三共株式会社ガ其ノ資本金一五、〇〇〇千円ヲ三〇、〇〇〇千円ニ倍額増資シタル暁、其ノ所有ニ係ル三共株式会社株式六五、〇〇〇株(但一株ノ額面五〇円全額払込済)ヲ住友側ニ譲渡スルモノトス。

第二条　住友側ト塩原側トハ、第一条ニ因ル株式取得ト同時ニ株式会社住友本社ノ所有ニ係ル住友化学工業株式会社株式二〇、〇〇〇株(但一株ノ額面五〇円全額払込済)ト三共株式会社ノ提供ニ係ル〇〇株式会社株式二〇、〇〇〇株(一株ノ額面五〇円全額払込済)トヲ交換スルモノトス。

第三条　住友側及塩原側ハ、本覚書第一条並第二条ニ因リ取得セル株式ヲ第三者ニ売却セサルモノトス。但相手方ノ諒

解ヲ得タルトキハ此ノ限リニ非ズ。

第四条　本覚書第一条及第二条ニ因ル株式取得後、住友側ハ三共株式会社ニ取締役一名、監査役一名ヲ、塩原側ハ住友化学工業株式会社ニ取締役一名ヲ、夫々派遣スルモノトス。

第五条　本覚書第一条及第二条ニ因ル株式取得後、住友化学工業株式会社ト三共株式会社トハ、両社間ノ事業的提携ノ緊密化ヲ企図スル目的ヲ以テ友好的覚書ヲ締結スルモノトス。

第六条　塩原側ノ所有又ハ引受ニ係ル三共株式会社及日本ベークライト株式会社ノ株式ヲ第三者ニ譲渡セントスル場合ニハ、先ヅ住友側ニ申出デ住友側ハ希望アル場合ニハ時価ヲ以テ譲受クルモノトス。

第七条　住友側及塩原側ハ、各々ソノ傘下事業ノ発展育成ノタメ、技術ノ交流其他必要ナルアラユル事項ニ付、徹底的ニ協力スルモノトス。

本覚書ヲ証スルタメ本書弐通ヲ作成シ、住友側及塩原側ニ於テ各壱通ヲ保有スルモノトス。

昭和十九年　月　日

住友側代表　小林　晴十郎

塩原側代表　塩原　又策

（註、本覚書原本所在不明につき写しのため、締結年月日が不明であるが、昭和十八年に住友と塩原の間で交わされた日本ベークライトの株式取得に関する覚書（資料48）が、十月十三日に締結され、十月十六日に株式が取得されている例から判断すると、三共株の取得が昭和十九年十月二日であるので、本覚書の締結はその直前九月末であったと推定される。）

(七)　大阪北港と住友ビルデイングの合併による住友土地工務株式会社の発足

昭和八年不況により住友合資会社工作部が廃止された後、建築課長であった竹腰健造が工作部長長谷部鋭吉と共に、長谷部竹腰建築事務所を設立したことは既に述べた。竹腰によると住友系不動産企業合併の構想は昭和十八年末に起こった。[107]

住友本社の古田総理事が会いたいと言ってこられた。何のことかと思って伺ってみると、「突然だが、もう一度住友に復帰して働いてみる気はないかね」と聞かれる。（中略）「それはどういうことですか」と聞く。「実は大阪北港株式会社と株式会社住友ビルデイングの二会社を合併し、それに住友本社所有の不動産を加えて、住友の不動産を纏めた土地会社を作ろうと思う。君にそれを主宰してもらいたいのだ。もっともいったん辞めてもらったので、初めから社長というわけにはいかないから、北沢君（註、北沢敬二郎常務理事総務部長）なら君も親しいし、住友本社の筆頭常務理事だから、一年ぐらい北沢君に社長になってもらうことにしたい。どうかね？」とのことである。

昭和十九年二月、住友本社の機構改革により、従来の経理部は鉱山課と商工課という業種別組織から、調査課、企画課、査業課という機能別組織に変更された。鉱山課長であった日向方齊は査業課長に移りこの不動産一元化に取り組むことになった。昭和十八年まで暦年決算であった住友の会計制度は、この昭和十九年から年度決算（四月から翌年三月）に移行したので、合併手続きの期間を勘案すれば、下半期の始まる昭和十九年十月一日が合併期日の目標とされ、これから逆算すれば六月初めには理事会の決裁が必要であった。四月十五日経理部次長兼企画課長神田勇吉が安東軽金属専務に転出し、後任の企画課長に金属技術部企画課長佐藤俊雄（のち商事副社長）が、佐藤の後任には日向が発令されたが実際に両者が着任するのは七月一日でその間日向は佐藤の企画課長の職務を代行していた（七月一日付で佐藤は逆に日向の後

任査業課長兼務となる）。日向は五月十一日付「住友不動産事業経営ノ一元化案」及び「長谷部竹腰建築事務所ヲ住友不動産株式会社ニ吸収ノ件」、五月十二日付「住友不動産関係事業一元化ノ必要性ニ付テ」、五月三十日付「北港、ビルディング合併比率ニ関スル件」と合併起案に不可欠の要件について、矢継ぎ早に叩き台をまとめこれらについて予め総理事及び三常務理事の意向を聴取していた。

かくして企画課から十九年六月五日提出された起案「住友不動産事業一元化ノ件」（資料50）は六月七日決裁された。なおこの起案について「岡橋理事（註、岡橋林銀行社長）ヨリビルノサービスガ合併ニ因リ変化セザル様御希望アリタリ」と記されているだけで、銀行が本社と共同で有していた住友ビルの所有権を失うことについての懸念は表明されていないが、この合併により第二次大戦後に住友銀行のみが大手都市銀行の中で唯一本店ビルを所有していないという問題が生ずることとなった。又この他に銀行野田専務より「扶桑殖産（註、銀行の不動産関係会社）ノ買収ニ関シ、御意見アリタルモ、本問題ハ新会社ノ発足後ノ問題ト致シタシ」と記されているが、結局その後この買収は実現しなかった。

この決裁により、六月十五日大阪北港を存続会社として住友ビルデイングの株主に対し、一対一をもって大阪北港株を割り当てる合併契約書が大阪北港常務林千秋と住友ビルデイング常務北沢敬二郎の間で締結された。次いで六月二十九日には起案「長谷部竹腰建築事務所ヲ大阪北港株式会社ヘ譲渡ノ件」（資料51）が提出され、七月五日決裁された。これに基づき、七月二十日起案「大阪北港株式会社ノ長谷部竹腰建築事務所並満洲建築事務所ノ営業譲受ニ関シ契約書締結覚書交換ノ件」が決裁され、七月二十五日調印された。この間七月十二日には住友ビル及び長谷部竹腰建築事務所吸収後の大阪北港の社名を住友土地工務株式会社とすることが決定された。

このように住友部内における合併及び営業譲渡の手続きが完了し、新社名も決定されたので、住友本社経理部長河井昇三郎は七月二十一日連系会社主管者宛に次のように通知した。

査第三四五号
昭和十九年七月二十一日

住友本社経理部長　河井　昇三郎

住友土地工務株式会社ニ関スル件

拝啓　陳者今般住友部内ノ不動産事業ノ経営ヲ一元化シ、以テ不動産管理ノ合理化ヲ図ルト共ニ、斯業ニ於ケル積極的発展ノ態勢ヲ確立シ置カンガ為、大阪北港株式会社ト株式会社住友ビルディングトハ合併ノ事ト相成候。而シテ右合併会社ハ株式会社住友本社並住友本家所有不動産ノ経営管理ヲ受託スルト共ニ、長谷部竹腰建築事務所ノ営業一切ヲ譲受クルコトトシ、此際社名ヲ住友土地工務株式会社ト変更シ、以テ土地購入ヨリ土木建築ノ設計、監督ニ至ル一貫的経営ヲ行フコトト相成居、近ク官庁ノ認可ヲ得タル上ハ左記ニヨリ、来ル十月一日ヨリ正式ニ発足致スコトト相成候間、何卒貴職御含ミ迄ニ右御通知申上候。固ヨリ新会社ハ広ク一般ノ需要ニ応ズルト共ニ、特ニ住友関係諸工場ノ土木建築業務ニ積極的ニ協力致スベキモノニ有之候得共、右ハ住友各社ノ緊密ナル連繋ノ下ニ始メテ其ノ所期ノ目的ヲ達成シ得ベク候条、右諒承ノ上今後充分ノ御援助被成下度、此段御通知旁々得貴意候也。

記

一、社名　　住友土地工務株式会社
二、資本金　　四一、五〇〇千円（全額払込済）
三、大阪北港株式会社（甲ト称ス）ト株式会社住友ビルディング（乙ト称ス）トノ合併要領
イ　甲、乙両者ハ合併ヲ為シ、甲ハ存続シ、乙ハ解散スルモノトス。
ロ　両社ノ合併比率ハ一対一トス。

ハ　甲ハ合併ニ因リ資本金六、五〇〇千円ヲ増加シ、資本金四一、五〇〇千円（全額払込済）ト為スモノトス。

ニ　合併実行期日ハ昭和十九年九月一日トス。

ホ　合併ノ効力発生期日タル合併登記ノ期日ハ昭和十九年十月一日トス。

四、大阪北港株式会社（甲ト称ス）ノ株式会社住友本社並住友本家（丙ト称ス）所有不動産ノ経営管理ノ受託要領

イ　丙ノ所有不動産ハ特殊ノモノヲ除キ、総テ甲ニ其ノ経営管理ヲ委託スルモノトス。

ロ　委託財産ノ損益収支関係ハ、委託者丙ニ帰属スルモノトス。

ハ　委託期日ハ昭和十九年十月一日トス。

五、大阪北港株式会社（甲ト称ス）ノ長谷部竹腰建築事務所（丁ト称ス）営業譲受要領

イ　甲ハ丁ノ営業一切ヲ譲受ケ、丁ハ解散スルモノトス。

ロ　丁ノ営業譲渡ノ期日ハ昭和十九年十月一日トス。

ハ　甲ハ丁ノ従業員ヲ原則トシテ全員引継グモノトス。

以上

こうして合併に関する所定の手続きを終り、十月一日の合併及び営業譲渡を待つばかりとなった九月二十六日、突如として起案「大阪北港・住友ビル合併等期日延期ノ件」によって合併は二ヵ月延期されることとなった。その理由は同起案によれば次のように説明されている。

理由

本事態ニ関シテハ、本社経理部企画課ニ於テ其ノ大綱ヲ決定シ、細部ノ手続ニ付テハ各当事者ニ於テ取リ進メ居リタル処、最近ニ至リ北港ビル合併ニ付債権者ニ対スル公告ニ関シ、手続上ノ過誤アリタルコト判明セリ。

即チ右公告ハ商法施行法第十七条ニ依リ、裁判所ガ為スベキ登記事項ノ公告ト同一ノ方法即チ官報ヲ以テ為スコトヲ要スルニ拘ラズ、之ヲ定款所定ノ公告方法(朝日新聞及毎日新聞ニ掲載)ヲ以テ為シ居リタル処、斯クテハ合併登記手続ヲ取リ進ムルコト不可能ニシテ、従ツテ両会社合併ノ法的効果ヲ生ジ得ザル結果トナレリ。

因ツテ之ガ救済手続トシテハ、右公告以後ノ手続(公告、報告総会及合併登記)ヲ再度行フ他ナキ次第ナルモ、之ニ要スル日数ハ最少四十五日前後ニシテ、可及的速ニ之ヲ取リ進ムル時ハ十一月半頃ニハ合併完了シ、同時ニ新会社発足ニ至リ得ルモ、対外部関係、経理上ノ便宜等諸般ノ事情ヲ考慮シ、十二月一日ヨリ新会社発足ノコトトセントス。

長谷部竹腰事務所ノ営業譲渡ハ形式上対北港一社トノ問題ニシテ、右合併ノ遅延ニ拘ラズ之ヲ行ヒ得ルモ、同事務所ノ立場トシテハ、十月一日ヲ以テ北港ニ帰属シ更ニ十二月一日ヲ以テ土地工務ニ改称スルハ、短期間中ニ再度変更ヲ見ル故、営業上ヨリモ面白カラズ、寧ロ営業譲渡ヲ延期シ土地工務発足(十二月一日)ト同時ニ行ハントスル次第ナリ。

尚本社並ニ本家所有不動産ノ委託モ右ト同時期ニ実施セントスル予定ナリ。

以上

こうした事態は大阪北港の担当者の単純なミスに起因するものであったが、そもそもこの合併が大阪北港から発動したものではなく、本社主導の下に進められたものであったから、本社経理部企画課としても一半の責任を免れるものではなかったし、さらにいえば戦争末期の混乱を象徴するような事件でもあった。このようにして十一月二十日ようやく大阪北港(資本金三五〇〇万円)は住友ビルデイング(資本金六五〇万円)を合併して住友土地工務と改称し、次いで十二月一日長谷部竹腰建築事務所の営業を譲り受けると共に、住友本社の不動産管理業務(住友本家の不動産も管理していた)を受

託した。この結果同日付で本社総務部不動産課は廃止された。

同社の役員は社長北沢敬二郎（ビル常務兼北港取締役）、専務竹腰健造（長谷部竹腰建築事務所）、林千秋（北港常務）、常務池田宮彦（長谷部竹腰建築事務所）、黒田作之進（北港取締役）であった。なお同社の資本金は四一五〇万円にすぎなかったが、第二次大戦後の公職追放令において資本金一億円以下にもかかわらず有力会社の指定を受け、その有力役員はG項パージが適用された。このため竹腰と池田は土地工務の役員に就任したがためにこれに該当し、黒田も住友の席次からいえば免れたはずが該当者とされてしまった。住友土地工務は合併後一年にして終戦後の二十年十一月商事部門を開設して日本建設産業と改称するが、その詳細は「株式会社住友本社（下）三㈠　販売部門・日本建設産業（旧住友土地工務）から住友商事へ」を参照されたい。

（資料50）

本社経理部企画課起案　提出　昭和十九年六月五日　決裁　昭和十九年六月七日

住友不動産事業一元化ノ件

左案ニヨリ住友不動産事業一元化実施相成可然哉。

一、方針

戦時下不動産事業ノ重要性ニ鑑ミ、住友ノ不動産事業ノ経営ヲ一元化シ、以テ不動産管理ノ合理化ト斯業ニ於ケル積極的発展ノ態勢ヲ整備センガ為、大阪北港株式会社ト株式会社住友ビルデイングヲ合併シ、併セテ株式会社住友本社及本家所有不動産ノ経営ヲ右合併会社ニ委託セントス。

二、北港、ビルデイング合併条件要綱（欄外註記、合併契約ニ付テハ追テ仰裁）

1　北港ハビルデイングヲ吸収合併ス。即チ北港ハ存続シ、ビルデイングハ解散ス。

2　北港ハ合併ト同時ニ社名ヲ住友不動産株式会社（仮称）ト変更ノコト、ス。（欄外註記、社名ニ付テハ追而考究仰裁シ度シ。）

3　両社ノ合併比率ハ一対一トス。（欄外註記、対等合併ヨリ生ズル株主トシテノ銀行、生命ノ不利益ニ付キテハ別途考慮致シ度シ。）

4　合併後ノ資本金ハ両社ノ現在資本金ノ合計額タル四一、五〇〇千円全額払込済ナリ。

5　ビルデイング株主ニ対シテハ、昭和十九年度上期配当金ニ相当スルモノトシテ、年六分ノ割合ニヨリ交付金ヲ交付ス。

6　合併期日ハ昭和十九年九月一日トス。

7　ビルデイングノ従業員ハ合併実行期日ニ於テ現状ノマ、新会社ニ引継グコト、ス。

註　合併ノ効力発生条件タル合併登記ノ期日ハ、昭和十九年十月一日トシ、同日付ヲ以テ社名変更、事務章程改正等合併ニ関スル諸手続ヲ実施スルモノトス。

三、本社不動産経営委託要綱

1　本社所有不動産ハ総テ合併会社ニ経営ヲ委託ス。但シ業務所関係分及東京支社並神戸業務所委託分ヲ除ク。

2　本家所有不動産ニシテ現在本社地所課（註、不動産課）ニ経営ヲ委託セルモノハ、之ヲ合併会社ニ委託ノコトトス。

3　委託財産ノ損益収支関係ハ委託者ニ帰属ス。

4　本社ハ合併会社ニ対シ委託手数料ヲ支払フ。

5　会計整理ニ付テハ、受託者タル合併会社ニ於テ本社受託勘定及本家受託勘定ヲ設ケ、委託者タル本社及本家ニ於テハ夫々合併会社委託勘定ヲ設ク。

6　本社厚生課又ハ総務課ニ於テ使用中ノ本社不動産モ当然合併会社ニ委託ノコトトスルモ、ソノ使用者トシテノ管理ニ付テハ従来通リ前記当該課ニ於テ之ヲ担当ス。

7　委託期日ハ昭和十九年十月一日トス（北港ビル合併当日）。

四、北港、ビルデイング合併比率ニ付テ（詳細別紙参照（註、略））

1　北港ビルデイング両社株式ノ価値ヲ比較スルニ次ノ如シ。

	北港	ビル	備考	北港	ビル
帳簿価格ニヨル正味資産比率	一〇〇	一二三	一株当リ実価	五五円	六八円
実質価格ニヨル正味資産比率	一〇〇	二〇九	〃	一二二円	二五五円
過去五ヶ年間平均実際純益率	一〇〇	二七八	実際純益率平均	四・五％	一二・五％
今後五ヶ年間平均実際純益率予想	一〇〇	一一五	〃	一一・四％	一三・一％
配当率	一〇〇	二〇〇		年三分	年六分
株価	一〇〇	一七五		三四円三〇（中値表ニヨル）	六〇円〇〇（配当金ヲ利廻五分デ換算）

2　以上ノ如クビルデイングノ内容ハ、北港ニ比シ遙カニ優位ニアリト認メラルヽモ、左記諸点ヨリ考慮シ、合併比率ヲ対等トナスヲ妥当ト思料ス。

Ⅰ　合併会社ニ資本金負担ヲ過重セザルコト。（欄外註記、三菱地所資本金一五、〇〇〇千円、三井不動産同三、〇〇〇千円、註、三井はその後十七年末増資し当時五、〇〇〇千円であった）

Ⅱ　北港株式及ビルノ株主ヲミルニ、外部株主ハ北港株式中一六％ノミニシテ、他ハ総テ内部株主ナリ。従ツテ住

友全体トシテミレバ両社合併比率ニ差等ヲ設クルモソノ実益少ナキコト。

Ⅲ　北港外部株主ハ永年無配、低配ヲ辛棒シ来リタル故、北港ニ多少有利ニ比率決定スルハ、住友トシテ外部株主ヲ遇スル所以ナルコト。

Ⅳ　合併比率ニ差等ヲ設クトスレバ、清算所得課税、合併差益課税、看做シ配当課税ヲ受ケ、ソレダケ資産ノ含ミヲ吐キ出スコト、ナル。

	ビル一〇株ニ対シ北港二〇株	ビル一〇株ニ対シ北港一三株	
	割当ノ場合	割当ノ場合	
清算所得税	一、二七〇千円	—	合併会社ニ課税セラル
合併差益課税	一、四〇〇	—	〃
看做シ配当課税	二、七〇〇	六七〇千円	ビル株主ニ課税セラル
計	五、三七〇　A	六七〇	
ビル取得超過株式金額	六、五〇〇　B	一、九五〇	
A／B	八二％	三四％	

五、合併後ノ損益及配当予想

1　損益予想

合併後ノ損益予想ヲミルニ、左表ノ通リ昭和十九年度実際純益四、二三〇千円対払込純益率一〇・二％ナルモ、昭和二十年度ハ一一・二％、二十一年度一一・八％、二十二年度一二・三％、二十三年度一二・九％ノ見込ナリ。右ノ如ク向上ノ一途ヲ辿ルハ、十九年度ヨリ北港ノ埋立地売却年五万坪コノ売却差益二、〇〇〇千円(坪当リ四

○円）計上ヲ見込メルコト及コノ売却資金ノ運用収益ヲ予想セルニヨルモノナリ。

北港（資本金三五、○○○千円）　ビル（資本金六、五○○千円）　合併会社（資本金四一、五○○千円）

	実際純益	対払込率	実際純益	対払込率	実際純益	対払込率
昭和十九年	三、三八三千円	九・七％	八四七千円	一三・○％	四、二三○千円	一○・二％
二十年	三、八○七	一○・九	八四七	一三・○	四、六五四	一一・二
二十一年	四、○四二	一一・五	八四七	一三・○	四、八八九	一一・八
二十二年	四、二七七	一二・二	八四七	一三・○	五、二四四	一二・三
二十三年	四、五一四	一二・九	八四七	一三・○	五、三五九	一二・九

2　配当予想

昭和十九年度ノ利益金処分ヲ予想スレバ次ノ如クニシテ、年四分ノ配当ハ十分可能ニシテ、二十年度以降ハ年五分ノ配当モ可能トナルベシ（欄外註記、配当金年四分一、六六○千円、年五分二、○七五千円）。

昭和十九年度利益金処分予想

実際純益　四、二三○千円（対払込実際純益率一○・二％）

右処分

納税積立金	一、七三四千円（従ツテ正味純益二、四九六千円、対払込正味純益率六・一％）
法定積立金	一二○
別途積立金	二○○
役員賞与金	九六

株主配当金　一、六六〇千円（年四分）
後期繰越金へ繰入　四二〇

3　合併ニヨル北港、ビル株主ノ配当金収入影響

（合併会社配当率年四分、北港現行配当率年三分、ビル年六分）

	北港株主ノ配当金収入増加	ビル株主ノ配当金収入減少	差引増減（△）
本分家	一三九千円	一〇千円	一三〇千円
本社	八三	四五	三七
金属	五六	—	五六
電氣	一五	—	一五
銀行	—	△六五	△六五（欄外註記、別途考慮ノコト）
生命	—	△一〇	△一〇（同上）
住友系計	二九三	一三〇	一六三
外部株主	五七	—	五七
合計	三五〇	一三〇	二二〇

六、本社不動産委託経営ニ付テ

1　委託経営ヲ可トスル理由

住友不動産事業ヲ一元化スルニ当リ、本社所有不動産ノ処理ニ付テハ、次ノ三案ガ考ヘラル。即チ第一ハ北港、ビル合併会社ノ資本ヲ増加シ、本社不動産ヲ現物出資スル案。

第二ハ北港、ビル合併会社ニ本社不動産ヲ譲渡スル案。
第三ハ北港、ビル合併会社ニ本社不動産ノ経営ヲ委託スル案。
以上三案ノ中
第一案即現物出資案ハ、手続煩雑ナルト合併会社ニ資本的負担ヲ過重スル欠点アリ。
第二案即譲渡案ハ、譲渡差益課税ノ問題生ズ。
第三案即委託経営案ハ、損益収支ヲ従来通リ本社ニ帰属セシムルモノナレバ、合併会社ニ経理的負担ヲ課スルコトナク、又譲渡ノ場合ノ如キ複雑ナル手数ヲ要セズ、然モ一元化ノ企図スル実質的効果ニ於テハ殆ンド右両者ノ場合ト異同ナキニヨリ、最モ実際的ナル方法ト思料ス。

2

委託経営ノ対象
本社所有不動産ハ、全部合併会社ニ委託スルヲ原則トスルモ、委託ニヨッテ却ッテ煩雑ヲ来スノミニシテ実益ナキモノハ除外スルヲ可トス。コノ見地ヨリ委託スルモノト委託セザルモノトヲ一応大別スレバ、左ノ如シ。

本社所有不動産総額　二一、二七八千円（十八年末）
内新会社委託分　一七、五〇八
内訳
不動産課投資物件　一五、六九五
和歌山関係　一〇、四八九
砂川関係　五四三
本社厚生課使用管理物件　一、八一三

謙和、遜志、淡成寮　一、三四三
松風荘、女子厚生館、赤倉寮　四三七
委託セザルモノ　三、七七〇
内訳
東京ビル（現在東京支社ニ委託中ナリ）二、三二三千円（土地込）
神戸ビル（現在神戸業務所ニ　〃　）五九八（土地込）
業務所所有分（京城及上海）九〇
業務所管理委託分（光、上海等）七五九

3 委託手数料ニ付テ
委託経営ニヨル損益収支関係ハ総テ委託会社ニ帰属シ、本社ハ受託会社タル北港、ビル合併会社ニ委託手数料ヲ交付スルコト、ナルモ、ソノ金額ニ付テハ種々ノ問題アリ。詳細ハ後日ノ決定ニ俟ツベキモ、原則トシテ委託経営ニ伴フ経費ヲ補塡シ、尚多少ノ余裕アル程度トナスヲ以テ足レリト思料ス。

4 本社厚生課、総務課所管不動産ニ付テ
本社厚生課及総務課所管ノ不動産ハ、本社所有ノモノト本家ヨリ賃借セルモノトアリ、何レモ本社並本家ヨリ新会社ニ委託シ、所有者トシテノ経営ハ新会社ソノ任ニ当ルコトトナル。但シ使用者トシテノ管理経営ハ、従来通リ本社両課ノ担当スル処ニシテ、コノ結果経理的ニハ新会社ノ本社並本家受託勘定ニ対シ、本社両課会計ヨリ賃借料ヲ支払フコト、ナルベシ。

5 本家所有不動産ノ処置

本家所有不動産ハ、総額六、七一一千円中本社不動産課ニ委託経営セルモノ四、五一七千円、本家直轄ノモノ二、一九四千円アリ、前者ハ新会社ニ委託経営スルコト、ナルモ、コノ機会ニ新ニ委託経営トナスベキモノ或ハ従来ノ委託ヨリ解除スベキモノ等、個々ニ付検討ヲ加フル必要アルベシ。

七、住友不動産事業一元化ノ目的

住友不動産事業一元化ノ目的ハ、第一項方針ニ於テ既述セル如ク、不動産管理業務ノ合理化ト斯業ニ於ケル積極的発展ノ態勢ヲ整備セントスルニアリ。之ヲ具体的ニ説明スレバ次ノ如シ。

1　現有土地、建物管理ノ合理化

北港、ビルデイング、本社不動産課ハ何レモ現有不動産管理ヲ以テ主要業務トナス。所有不動産ハ場所、種類、用途等区々ナルモ、之ガ管理ノ実態ニ付テハ殆ンド径程(註、庭か)ナキニヨリ、之ヲ三社別々ニ管理スルヨリハ一社ニ合体シテ一元的管理運営ヲ図ル方合理的且能率的ナリ。

2　土地建物購入利用ノ円滑化

現在営利的見地ヨリ不動産ヲ購入スルコトハ殆ンド不可能ナリト雖モ、事業的見地ヨリ土地、建物ヲ購入ノ必要生ズル場合モアリ、積極的投資ノ対象トシテ適当ナル不動産ヲ発見シ得ル場合モ皆無ニ非ザルベシ。カ、ル場合資金ノ融通ヲ為シ得ル点、智識経験ヲ綜合シ得ル点、人的余力ヲ捻出シ平素ヨリ調査活動ヲ為シ得ル点等一元化ノ効果多大ナリト認メラル。

3　連系各社ノ不動産取得、土木工事施行ノ一貫的委託

工場建設ニ当リテハ、土地選定、買収及其後ノ諸般ノ土木工事ニ付、複雑ナ手続ト専門的ナ技術トヲ必要トスルモ、此等ニ関シ連系各社ヲ代行スル機関アレバ便宜甚ダ多シ。新会社ガ漸次整備スルニ伴ヒ、ヨクカ、ル任務ヲ

担当スルニ足ル実力ヲ有スルニ至ルベシ。又連系各社ノ土木工事ノ設計監督ニ付テハ、前記工場建設ノ場合ノ外モ漸次一括的ニ新会社ニ引受ケシムル様指導スルコト必要ナリト思料ス。

（資料51）

本社経理部企画課起案　提出　昭和十九年六月二十九日　決裁　昭和十九年七月五日

長谷部竹腰建築事務所ヲ大阪北港株式会社ヘ譲渡ノ件

左案ニ依リ長谷部竹腰建築事務所（以下長・竹・事務所ト略称ス）（欄外註記、尚長・竹・建築事務所及満洲事務所ヲ一括スル際ハ建築事務所ト略称ス）並ニ満洲建築事務所（以下満洲事務所ト略称ス）ノ営業ヲ大阪北港株式会社（以下大阪北港ト略称ス）ニ譲渡ノコトニ御承認相成可然哉。

一、方針

住友ノ不動産関係事業ノ一元化ヲ図リ、以テ不動産管理ノ合理化、不動産購入利用ノ円滑化ヲ期スルタメ、曩ニ大阪北港ヲシテ住友ビルデイングヲ吸収合併セシムルト共ニ、住友本社並住友本家所有不動産ノ経営管理ヲ委託セントスル事態ニ付テハ、既ニ御承認ヲ賜リタル処、今般更ニ土木建築ノ設計監督ノ一体化ヲ図ルタメ、大阪北港ハ建築事務所ノ営業ノ一切ヲ譲受ケ、以テ合同後ノ大阪北港ヲシテ土地購入ヨリ土木、建築ニ至ル一貫的経営ヲ為サシメントスルモノナリ。

二、大阪北港ニ対スル建築事務所ノ営業譲渡要領

1　建築事務所ノ営業ノ全部ヲ大阪北港ヘ譲渡スルモノトス。

2　営業譲渡ニ伴フ譲渡財産ハ、有形固定資産、営業権及ビ営業ニ附帯スル債権債務トス。

3　建築事務所ニ於テハ、営業譲渡ニ先立チ、可及的ニ債権債務関係ヲ整理シ、且ツ譲渡ニ適セザル債権債務ハ之ヲ

建築事務所ニ留保スルモノトス。

4　営業権ハ長・竹・事務所分、満洲事務所分ヲ一括シテ、長・竹・事務所ニ交付スルコト、シ、総額一、三〇〇千円トス。

5　長・竹・事務所ノ未収設計監督料ハ六〇〇千円ヲ限リ債権ニ計上譲渡シ、残余ハ無償譲渡ノコト、ス。（欄外註記、但シ前四半期分並七月一日～九月三〇日分ノ税金引当金ハ除ク。）

6　譲渡スベキ有形固定資産並前項以外ノ債権ニ付イテハ、別途細目決定ノコト、ス。

7　建築事務所ハ営業譲渡ト同時ニ解散スルモノトス。

8　建築事務所ノ残余財産ハ第二項譲渡財産ノ対価ト第三項留保財産トノ合計額ナリ。

9　建築事務所ノ残余財産ノ分配ニ付イテハ、形式上長谷部、竹腰両氏ニ一任ノコト、ス。

10　長・竹・事務所ニ対スル住友本社出資金ハ、建築事務所ノ残余財産分配ニ先立チ之ヲ返還スルモノトス。

11　建築事務所ノ従業員ハ、特殊ノモノヲ除キ全員大阪北港ニ於テ引継グモノトス。

尚引継ノ条件、形式等ニ付テハ別途決定ノコト、ス。（欄外註記、別途人事課ニ於テ立案ノコト。）

12　営業譲渡ノ期日ハ昭和十九年十月一日トス。

13　大阪北港ト長・竹・事務所トノ間並住友本社ト長・竹・事務所トノ間ニ、営業譲渡ニ関シ夫々本要領ニ基ク契約ヲ締結スルコト、ス。（欄外註記、契約ニ関シテハ別途仰裁ノ筈。）

三、譲渡財産及価額

（イ）有形固定資産　一七七千円（簿価）

内訳　土地（北浜五丁目所在）　九五千円建物敷地

建物（北浜五丁目所在）	四千円	建坪五〇坪木造二階建、
〃（　〃　）	三一	建坪一三八坪鉄筋コンクリート二階建
青写真設備	二〇	
什器	二七	（欄外註記、三田倉庫三千円ヲ除ク。）
（ロ）営業権	一、三〇〇千円	
（ハ）未収入金	六〇〇	
合計	二、〇七七千円	（欄外註記、曩ニ口頭了解ヲ得タル額ト事実上ハ同額ナリ。）

（欄外註記、和歌山合宿所簿価五〇千円ハ住友金属ヘ売却ノコト。）

四、営業権ノ評価

長・竹・事務所ノ営業権	五〇〇千円
未収設計監督料ノ現価	五〇〇
満洲事務所ノ営業権	二五〇
本社出資金返還ノ代償	五〇
合計	一、三〇〇

（イ）長・竹・事務所ノ営業権五〇〇千円算定基礎

純益金一ヶ年分四九〇千円（欄外註記、過去三ヶ年間ノ平均純益）ト存続期限迄ノ蓄積金五一九千円（欄外註記、契約期限迄ハ二ヶ年半ナレド、業績ノ向上等ヲ見込ミ、過去三ヶ年間ノ蓄積金トス。）トヲ勘案シ、五〇〇千円ト算定ス。

（ロ）未収設計監督料ノ現価五〇〇千円算定ノ基礎

現在未収設計監督料ハ四、七〇〇千円アルモ、之ヲ一時ニ受入レスルモノトスレバ、課税額約四、三〇〇千円差引手取約四〇〇千円(甲)トナリ、亦之ヲ十年間ニ分割受入レノコト、スレバ、課税額約四、〇六〇千円差引手取約六四〇千円(乙)トナレバ、依而(甲)、(乙)ノ中間ヲトリ未収設計監督料ノ現価ヲ五〇〇千円ト算定ス。

（八）　満洲事務所ノ営業権二五〇千円算定基礎

過去三ヶ年ノ平均純益ノ二ヶ年分二〇二千円ヲ基礎トシ、今後ノ業績ノ向上等ヲ見込ミ二五〇千円ト算定ス。

（欄外註記、満洲事務所ノ営業権ハ本来同事務所ニ交付スベキモノナルモ、同事務所ハ形式上遠山久氏ノ個人営業トナリ居ル関係上、営業権代金ヲ長谷部、竹腰両氏ニ分配スルトキ、課税問題等種々ノ困難生ズベシ。依ツテ長・竹・事務所ノ営業権ト一括シ、長・竹・事務所ニ対シ交付ノコト、ス。）

（二）　本社出資金返還ノ代償五〇千円

建築事務所ニ対スル本社出資金五〇千円ハ、ソノ当初ノ出資経緯ニ鑑ミ、本社トシテハ此ノ際建築事務所ニ贈与スルヲ適当トスベキモ、斯クスレバ二重課税セラル、ヲ以テ、契約ノ通リ返還ヲ受クルコト、シ、而シテ此ノ代償トシテ建築事務所ノ営業権ノ一部ニ折込ムコト、ス。

五、未収入金ノ計上(未収設計監督料ノ処置)

長・竹・事務所ニ於ケル未収設計監督料ハ現在四、七〇〇千円ノ巨額ニ達スルモ、此レヲ回収スレバ前項ニ記セル如ク、其ノ九割強ヲ税金トシテ徴集セラル。サレバ未収設計監督料ニ付テハ、税金関係ヲ考慮シ、営業権ノ一部ニ折込ミタルモ、営業権一、三〇〇千円ハ対税務署関係ニ於テ万一否認セラレルヲ考慮シ、之ガ予防トシテ未収設計監督料ノ中六〇〇千円ヲ利益ニ上ゲルト共ニ未収入金ニ計上シ、債権トシテ譲渡ノコト、セリ。尚残余ノ未収設計監督料ハ無償譲渡ノコト、ス。（欄外註記、未収設計監督料ハ営業譲渡ト同時ニ各債務者ト談合ノ上新会社ニ引継グコトヲ承認セシムルコト。）

六、建築事務所ノ残余財産ノ分配

建築事務所ハ営業譲渡ト同時ニ解散シ、之ニ伴フ残余財産ノ分配ニ付テハ長谷部、竹腰両氏ニ一任スルコト、スルモ、両氏間並ニ本社、建築事務所間ニ夫々締結セル契約書ノ趣旨ニ従ヒ、一応分配ノ大綱ヲ推定スレバ次ノ如シ。

（イ）長・竹・事務所ノ分（但昭和十八年末バランスニ依リ算出）

（1）解散時ノ残余財産

譲渡財産ノ代金　一、八二七千円（欄外註記、満洲事務所営業権一五〇千円ヲ除ク。）

譲渡財産中未収入金六〇〇千円ニ対スル課税額（△）　五三〇

留保財産ノ価額　一、一九一

合計　二、四八八千円

（2）残余財産ノ分配

本社出資金ノ返還　五〇千円

長谷部、竹腰両氏折半分配　一、九五〇（欄外註記、本社出資金返還後ノ残余財産ノ4／5（契約書ニヨル））

従業員ニ対スル解散手当　四八八（欄外註記、同右ノ1／5（契約書ニヨレバ住友本社ノ意向ニ従ヒ処分スルモノナレド、解散手当ニ当ツルヲ適当トスベシ。）

合計　二、四八八

尚従業員（現在二〇〇名）ニ対スル解散手当ハ、右ニヨレバ一人当リ二、五〇〇円程度ナレバ、長谷部、竹腰両氏ノ分配金中ヨリ二〇〇千円程度ヲ解散手当ニ廻ハスヲ可トスベシ。

（ロ）　満洲事務所ノ分

（1）　解散時ノ残余財産

営業権二五〇千円ノミニシテ、他ハ長・竹・事務所ヘ送金スルヲ以テナシ。

（2）　右ノ分配ハ長谷部、竹腰両氏ニテ折半ノコト。

七、長谷部、竹腰両氏ノ営業譲渡後ノ手取財産

長・竹・事務所ヨリノ分配	一、九五〇千円
満洲事務所ヨリノ分配	二五〇
従業員解散手当トシテ支出（△）	二〇〇
合計	二、〇〇〇

右ノ分配ニ付イテハ両氏ニテ折半ノコト。

八、建築事務所ノ営業譲渡後ノ大阪北港（同時ニ住友ビルディングヲ吸収合併）ノ損益予想

（イ）　損益予想

譲渡後ノ大阪北港ノ損益予想ヲミルニ、左表ノ通リ今後ニ於ケル経常年度純益金ハ四、四一七千円（対払込純益率一〇・六％）ニシテ、税金引当金控除後ノ純益金ハ二、六一四千円（対払込純益率六・三％）トナル見込ナリ。

今後ノ経常年度ニ於ケル損益予想

	純益金	純益率

大阪北港	三、〇四七千円	八・七％
住友ビルデイング	八四七	一三・〇
建築事務所	六一六	
建築事務所ノ営業譲受ニ伴フ金利負担(△)	九三	
総合	四、四一七千円	一〇・六％

尚右ノ予想ニ当リテハ

北港ニ付イテハ今年ヨリ開始セラレタル埋立地売却ヲ年二万坪トシ、コレガ売却差益一、〇〇〇千円ヲ見込ミタリ。

住友ビルデイングニ付イテハ昭和十九年度見積ヲ基礎トセリ。

建築事務所ニ付イテハ今後ノ建築業界ノ趨勢、主要得意先タル住友金属ノ工場拡充一段落等ヲ考慮シ、昭和十八年下期実績ヲ基礎トセリ。尚昭和十八年下期ニ於テハ利益調節ノタメ、設計監督料ノ割戻一〇七千円アリタルモ、之ハ考慮セザリキ。

以上ノ如ク、損益予想ハ凡テ内輪ニ見積リタレバ、合同ニヨル運用ノ妙ノ発揮等ニヨリ、実際ハ更ニ好転スルヲ予想セラル。

（ロ）　株主配当予想

予想純益ノ利益金処分ヲ予想スレバ次ノ如クニシテ、年四分ノ配当ハ絶体確実ナリ。尚年五分ノ配当モ可能ナリト考フ。

利益金処分予想

利益金	四、四一七千円（対払込純益率一〇・六%）		
納税積立金	一、八〇三		
差引利益金	二、六一四千円（対払込純益率六・三%）		
右ノ処分			
法定積立金		一四〇	利益金ノ二〇分ノ一
別途積立金		三〇〇	
役員賞与金		一〇〇	経理統制令ニヨル法定賞与額ヲ基準トシテ算定
株主配当金（年四分）	一、六六〇		（欄外註記、株主配当金年五分二、〇七五千円）
後期繰越金	四一四		

九、建築事務所

（イ）　設立事情

現建築事務所ノ前身タル株式会社長谷部竹腰建築事務所（公称資本金一〇〇千円、払込資本金五〇千円）ハ、昭和八年六月長谷部、竹腰両氏ヲ中心ニ元住友合資会社工作部勤務ノ職員二十七名ニヨリ設立セラレ、爾後業界ノ好転ト相俟チ住友ノ後援トニヨリ業績頗ル向上シタルガ、之ガ納税額多額ニ上リタルヲ以テ、之が対策トシテ昭和十二年一月二十一日建築事務所ハ株式会社組織ヲ個人経営ニ変更シ、今日ニ及ベリ。

（ロ）　住友本社ト建築事務所トノ関係

両者ノ関係ハ、住友本社ガ建築事務所トノ間ニ契約ヲ締結シ、所謂匿名組合ノ出資者的立場ニアルモノナリ。即チ長谷部、竹腰両氏間ニ民法上ノ組合契約ヲ締結シ、此ノ組合ニ対シ住友本社ガ匿名組合ヲ締結シタルモノニ

シテ、両氏ノ組合タル建築事務所ガ営業所トナリ、住友本社ガ匿名組合員トシテ出資ノ態ヲ取リ居ルモノナリ。

（ハ）資産業績ニ関シテハ添付ノ表（註、略）ヲ御参照ノコト。

以上

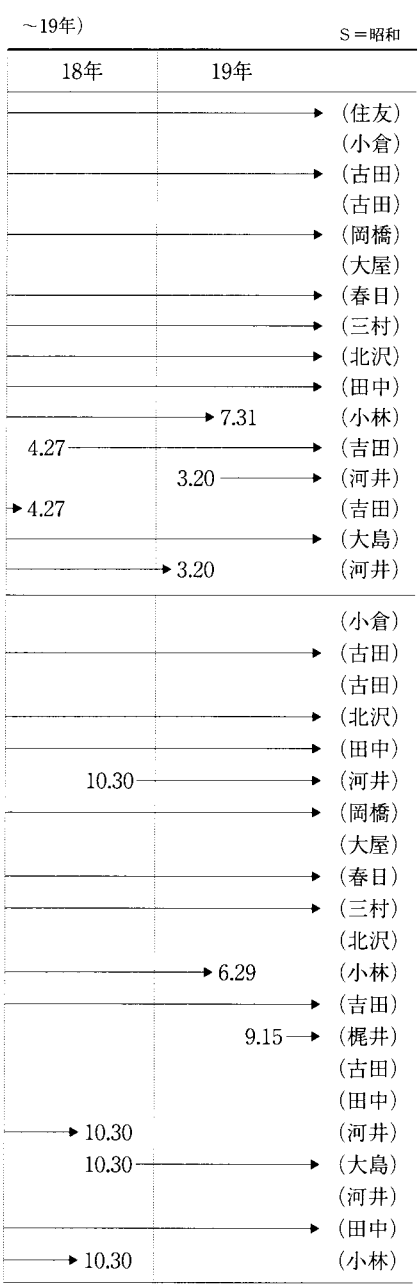
～19年）
S＝昭和
18年
19年
（住友）
（小倉）
（古田）
（古田）
（岡橋）
（大屋）
（春日）
（三村）
（北沢）
（田中）
7.31
（小林）
4.27
（吉田）
3.20
（河井）
4.27
（吉田）
（大島）
3.20
（河井）
（小倉）
（古田）
（古田）
（北沢）
（田中）
10.30
（河井）
（岡橋）
（大屋）
（春日）
（三村）
（北沢）
6.29
（小林）
（吉田）
9.15
（梶井）
（古田）
（田中）
10.30
（河井）
10.30
（大島）
（河井）
（田中）
10.30
（小林）

（付表１）株式会社住友本社幹部一覧表（昭和16

		就任年月日	昭和16年	17年
代表取締役社長	住友吉左衛門	S12. 3. 1		
代表取締役	小倉　正恒	S12. 3. 1	→ 4. 2	
〃	古田俊之助		4. 2	
取締役	古田俊之助	S12. 3. 1	→ 4. 2	
〃	岡橋　林	S15. 4.24		
〃	大屋　敦	S15. 4.24		→ 9. 1
〃	春日　弘	S15. 4.24		
〃	三村　起一		4.28	
〃	北沢敬二郎		4.28	
〃	田中　良雄		4.28	
〃	小林晴十郎			4.27
〃	吉田　貞吉			
〃	河井昇三郎			
監査役	吉田　貞吉	S15. 4.24		
〃	大島　堅造	S15. 4.24		
〃	河井昇三郎		4.28	
総理事	小倉　正恒	S 5. 8.12	→ 4. 2	
〃	古田俊之助		4. 2	
専務理事	古田俊之助	S13. 1.20	→ 4. 2	
常務理事	北沢敬二郎		4. 4	
〃	田中　良雄		4. 4	
〃	河井昇三郎			
理事	岡橋　林	S15. 2. 7		
〃	大屋　敦	S15. 4.15		→ 9. 1
〃	春日　弘	S15. 4.15		
〃	三村　起一		1. 1	
〃	北沢敬二郎		1. 1 → 4. 4	
〃	小林晴十郎			1. 1
〃	吉田　貞吉			9. 1
〃	梶井　剛			
監事	古田俊之助	S15. 9. 2(兼)	→ 1. 1	
〃	田中　良雄		1. 1 → 4. 4	
〃	河井昇三郎		4. 4	
〃	大島　堅造			
人事部長	河井昇三郎	S12. 9.25	→ 4. 4	
〃	田中　良雄		4. 4	
経理部長	小林晴十郎	S15. 8.14		

18年	19年	
10.30 →		（河井）
		（松井）
→		（北沢）
1. 6（兼） →	6.29	（小林）
	6.29 →	（佐伯）
→ 1. 6		（芦沢）
		（栗原）
→ 11.15		（高橋）
11.15 →		（高橋）
		（太田）
→ 9.10		（加賀山）
7. 1 → 10. 1		（今沢）
10. 1 →	2. 1	（佐藤）
→ 6. 1		（近藤）
6. 1 →	2. 1	（柴田）
→ 8. 2		（平賀）
8. 2 →		（平賀）

（昭和16～19年）

S＝昭和

17年	18年	19年	
→			（岡橋）
			（岡橋）
	7.30 → 10.30		（大島）
	7.30 →		（十亀）
	10.30 →		（野田）
→	7.30		（大島）
→	7.30		（十亀）
→			（原田）
3. 2 →			（永田）
	10.30 →		（丸山）
→		11.21	（ 林 ）
		11.21 →	（北沢）
		11.21 →	（竹腰）
		11.21 →	（ 林 ）
		11.21 →	（池田）
		11.21 →	（黒田）
	2.26 →		（別宮）

		就任年月日	昭和16年	17年
経理部長	河井昇三郎			
総務部長	松井　孝長	S15. 8.14	4. 4	
〃	北沢敬二郎		4. 4	
東京支社長	小林晴十郎			
〃	佐伯　正芳			
東京支店長	芦沢　進	S15. 4.15		
東京販売店支配人	栗原　徹	S13. 1. 7	8.12	
〃	高橋　浩		8.12	
東京業務所長	高橋　浩			
鴻之舞鉱業所長	太田　鉄造	S15.12. 5	7. 1	
〃	加賀山　一		7. 1	
国富鉱業所長	今沢　義重			
〃	佐藤　胸治			
朝鮮鉱業所長	近藤　次彦	S11.10. 1		
〃	柴田喜一郎			
林業所支配人	平賀　五郎	S 8.12.11		
林業所長	平賀　五郎			

（付表２）連系会社・特定関係会社幹部一覧表

		就任年月日	昭和16年
住友銀行社長	岡橋　林		11.17-
〃　専務取締役	岡橋　林	S15. 2. 7	11.17
〃　〃	大島　堅造		
〃　〃	十亀　盛次		
〃　〃	野田　哲造		
〃　常務取締役	大島　堅造	S 7. 3.10	
〃　〃	十亀　盛次	S 9. 3. 5	
〃　〃	原田　精市		1.13
〃　〃	永田　哲三		
〃　〃	丸山徳三郎		
大阪北港常務取締役	林　千秋	S15. 1.18	
住友土地工務社長	北沢敬二郎		
〃　専務取締役	竹腰　健造		
〃　〃	林　千秋		
〃　常務取締役	池田　吉彦		
〃　〃	黒田作之進		
住友電氣工業社長	別宮　貞俊		

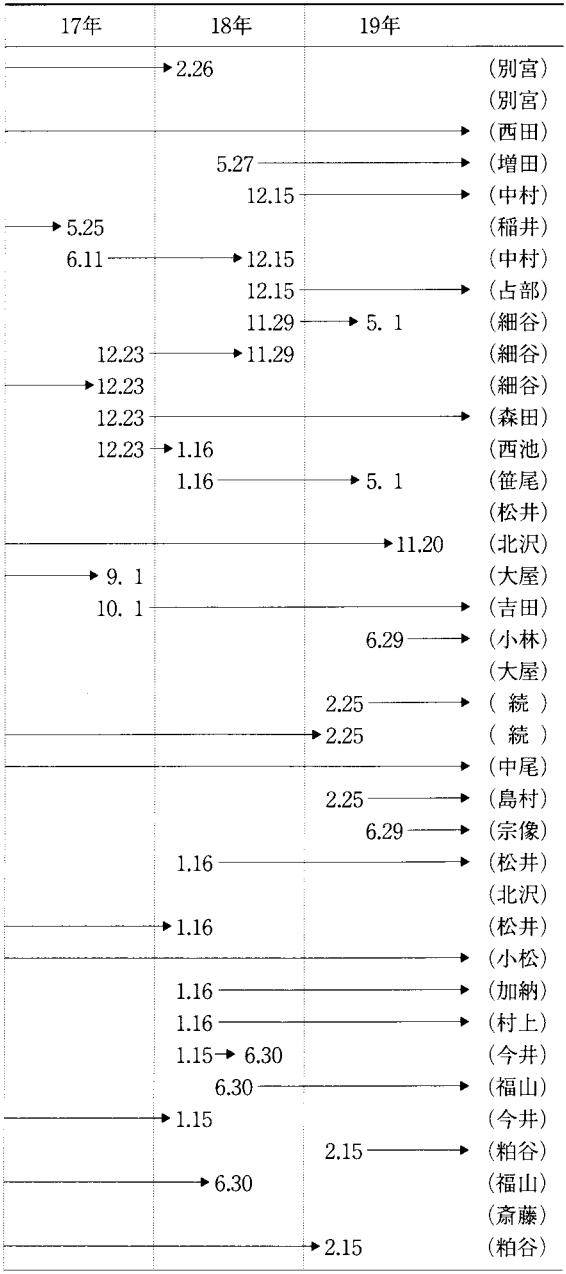
17年
18年
19年
2.26
（別宮）
（別宮）
（西田）
5.27
（増田）
12.15
（中村）
5.25
（稲井）
6.11
12.15
（中村）
12.15
（占部）
11.29
5. 1
（細谷）
12.23
11.29
（細谷）
12.23
（細谷）
12.23
（森田）
12.23
1.16
（西池）
1.16
5. 1
（笹尾）
（松井）
11.20
（北沢）
9. 1
（大屋）
10. 1
（吉田）
6.29
（小林）
（大屋）
2.25
（ 続 ）
2.25
（ 続 ）
（中尾）
2.25
（島村）
6.29
（宗像）
1.16
（松井）
（北沢）
1.16
（松井）
（小松）
1.16
（加納）
1.16
（村上）
1.15
6.30
（今井）
6.30
（福山）
1.15
（今井）
2.15
（粕谷）
6.30
（福山）
（斎藤）
2.15
（粕谷）

		就任年月日	昭和16年
住友電氣工業専務取締役	別宮　貞俊		1.15
〃　常務取締役	別宮　貞俊	S10. 7.31	1.15
〃　〃	西田　正一	S14. 8.15	
〃　〃	増田　熙		
日本板硝子社長	中村　文夫		
〃　常務取締役	稲井　勳造	S13. 1.17	
〃　〃	中村　文夫		
〃　〃	占部　保		
住友倉庫社長	細谷庄三郎		
〃　専務取締役	細谷庄三郎		
〃　常務取締役	細谷庄三郎	S15. 8.14	
〃　〃	森田　嘉雄		
〃　〃	西池　成輝		
〃　〃	笹尾　順造		
住友ビルデイング常務取締役	松井　孝長	S15. 8.14(兼)	4. 5
〃　〃	北沢敬二郎		4. 5
住友化学工業社長	大屋　敦		11. 1
〃　〃	吉田　貞吉		
〃　副社長	小林晴十郎		
〃　専務取締役	大屋　敦	S 8.12. 1	11. 1
〃　〃	続　嬶		
〃　常務取締役	続　嬶	S13. 2.10	
〃　〃	中尾　新六	S14. 7.13	
〃　〃	島村　計治		
〃　〃	宗像　秀雄		
住友生命保険社長	松井　孝長		
〃　専務取締役	北沢敬二郎	S11. 5. 9	4. 4
〃　〃	松井　孝長		4. 4
〃　常務取締役	小松　正則	S12. 2.27	
〃　〃	加納　純一		
〃　〃	村上　摂郎		
住友信託社長	今井　卓雄		
〃　〃	福山善治郎		
〃　専務取締役	今井　卓雄	S12.11.29	
〃　〃	粕谷　善一		
〃　常務取締役	福山善治郎	S12.11.29	
〃　〃	斎藤　洲司	S13. 6.22	1.22
〃　〃	粕谷　善一		6.21

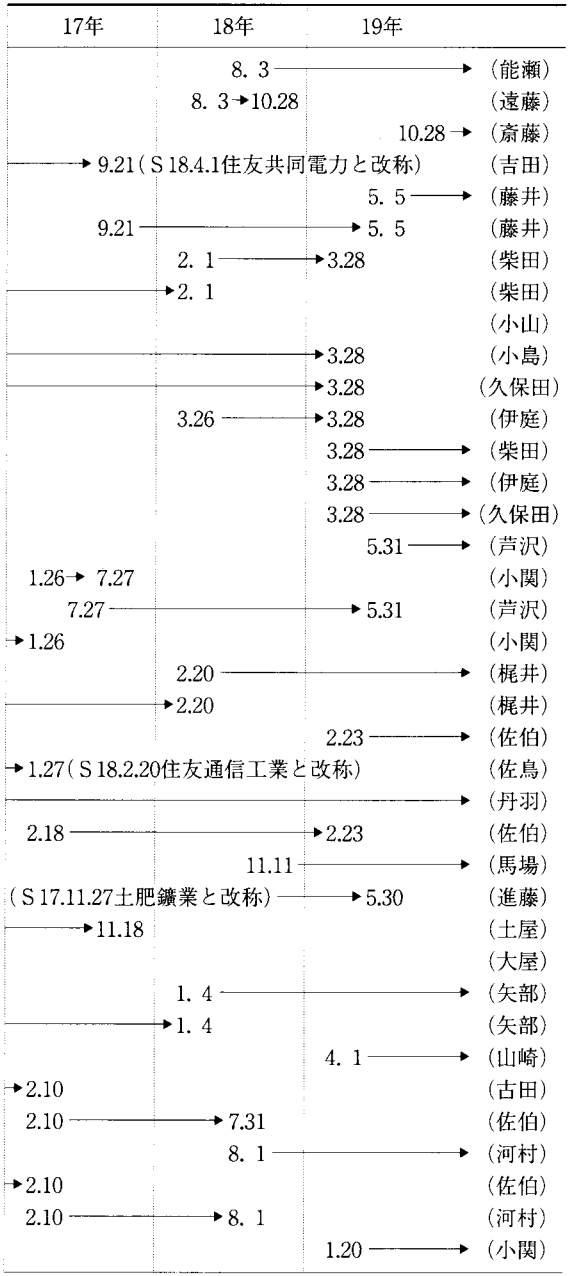
17年
18年
19年
8. 3 （能瀬）
8. 3→10.28 （遠藤）
10.28→ （斎藤）
→9.21（S18.4.1住友共同電力と改称） （吉田）
5. 5 （藤井）
9.21 5. 5 （藤井）
2. 1 3.28 （柴田）
→2. 1 （柴田）
（小山）
3.28 （小島）
3.28 （久保田）
3.26 3.28 （伊庭）
3.28 （柴田）
3.28 （伊庭）
3.28 （久保田）
5.31 （芦沢）
1.26→ 7.27 （小関）
7.27 5.31 （芦沢）
→1.26 （小関）
2.20 （梶井）
→2.20 （梶井）
2.23 （佐伯）
→1.27（S18.2.20住友通信工業と改称） （佐鳥）
（丹羽）
2.18 2.23 （佐伯）
11.11 （馬場）
（S17.11.27土肥鑛業と改称） 5.30 （進藤）
→11.18 （土屋）
（大屋）
1. 4 （矢部）
→1. 4 （矢部）
4. 1 （山崎）
→2.10 （古田）
2.10 7.31 （佐伯）
8. 1 （河村）
→2.10 （佐伯）
2.10 8. 1 （河村）
1.20 （小関）

		就任年月日	昭和16年
住友信託常務取締役	能瀬　茂人		
〃　〃	遠藤　歌三		
〃　〃	斎藤繁太郎		
四國中央電力専務取締役	吉田　貞吉	S13. 1.29	
住友共同電力専務取締役	藤井敬三郎		
四國中央電力常務取締役	藤井敬三郎		
住友海上火災保険社長	柴田　丈夫		
〃　専務取締役	柴田　丈夫	S15. 4. 1	
〃　常務取締役	小山卓次郎	S14. 4.26	5. 1
〃　〃	小島　禄郎		5.16
〃　〃	久保田茂一		5.16
〃　〃	伊庭　勝弥		
大阪住友海上火災保険副社長	柴田　丈夫		
〃　常務取締役	伊庭　勝弥		
〃　〃	久保田茂一		
大日本鑛業社長	芦沢　進		
〃　専務取締役	小関　良平		
〃　〃	芦沢　進		
〃　常務取締役	小関　良平	S13. 6.27	
住友通信工業社長	梶井　剛		
日本電氣専務取締役	梶井　剛	S13. 7.30	
住友通信工業専務取締役	佐伯　長生		
日本電氣常務取締役	佐鳥　仁左	S13. 1.10	
〃　〃	丹羽保次郎		4. 9
〃　〃	佐伯　長生		
住友通信工業取締役	馬場　隆重		
土肥金山専務取締役	進藤淳之佑	S11.10. 1	
静狩金山専務取締役	土屋　裕	S15.12. 5	
住友アルミニウム製錬専務取締役	大屋　敦	S13.11. 4(兼)	5. 6
〃　〃	矢部　忠治		
〃　常務取締役	矢部　忠治	S13. 1.31	
〃　〃	山崎　武二		
滿洲住友金属工業専務取締役	古田俊之助	S 9. 9.17	
〃　〃	佐伯　正芳		
〃　〃	河村　龍夫		
〃　常務取締役	佐伯　正芳	S 9. 9.17	
〃　〃	河村　龍夫		
住友機械工業社長	小関　良平		

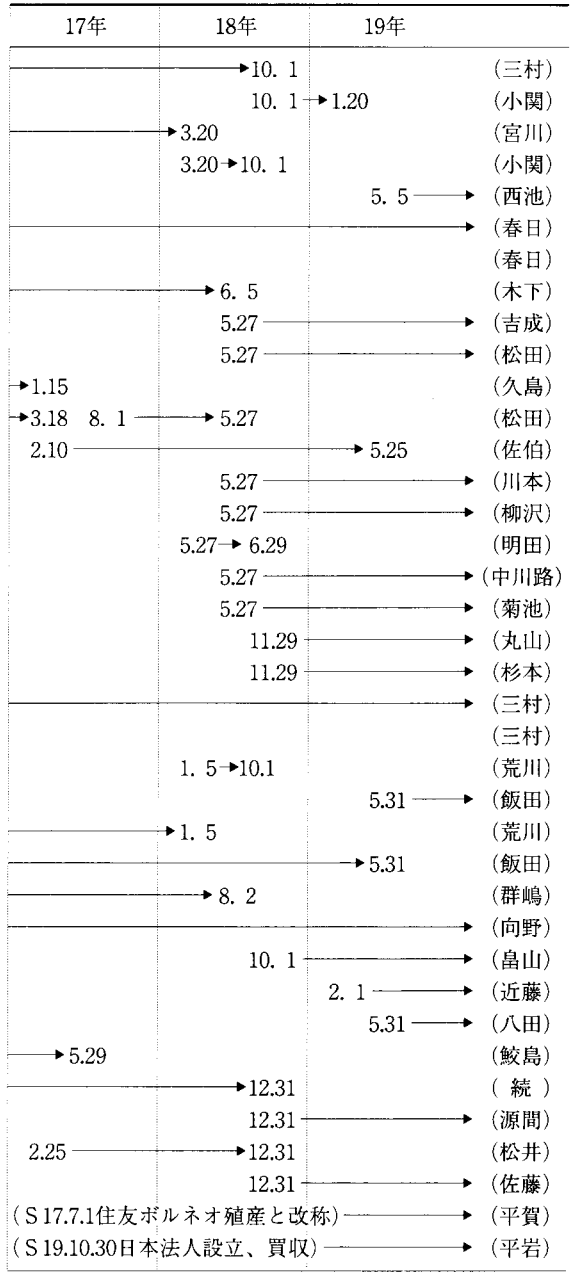
17年
18年
19年
10. 1 （三村）
10. 1 1.20 （小関）
3.20 （宮川）
3.20 10. 1 （小関）
5. 5 （西池）
（春日）
（春日）
6. 5 （木下）
5.27 （吉成）
5.27 （松田）
1.15 （久島）
3.18 8. 1 5.27 （松田）
2.10 5.25 （佐伯）
5.27 （川本）
5.27 （柳沢）
5.27 6.29 （明田）
5.27 （中川路）
5.27 （菊池）
11.29 （丸山）
11.29 （杉本）
（三村）
（三村）
1. 5 10.1 （荒川）
5.31 （飯田）
1. 5 （荒川）
5.31 （飯田）
8. 2 （群嶋）
（向野）
10. 1 （畠山）
2. 1 （近藤）
5.31 （八田）
5.29 （鮫島）
12.31 （ 続 ）
12.31 （源間）
2.25 12.31 （松井）
12.31 （佐藤）
（S17.7.1住友ボルネオ殖産と改称） （平賀）
（S19.10.30日本法人設立、買収） （平岩）

		就任年月日	昭和16年
住友機械工業専務取締役	三村　起一	S13. 1.31	
〃　〃	小関　良平		
〃　常務取締役	宮川　清	S13. 1.31	
〃　〃	小関　良平		
〃　〃	西池　成輝		
住友金属工業社長	春日　弘		10.20-
〃　専務取締役	春日　弘	S13. 1.20	→10.20
〃　〃	木下　亮吉	S15. 3. 5	
〃　〃	吉成　宗雄		
〃　〃	松田　孜		
〃　常務取締役	久島　精一	S13. 1.20	
〃　〃	松田　孜		5.26
〃　〃	佐伯　正芳		
〃　〃	川本　良吉		
〃　〃	柳沢　七郎		
〃　〃	明田　重義		
〃　〃	中川路貞治		
〃　〃	菊池　一雄		
〃　〃	丸山　五男		
〃　〃	杉本　修		
住友鑛業社長	三村　起一		11. 1-
〃　専務取締役	三村　起一	S12. 6.21	→11. 1
〃　〃	荒川　英二		
〃　〃	飯田弥五郎		
〃　常務取締役	荒川　英二	S12. 6.21	
〃　〃	飯田弥五郎	S15. 4.15	
〃　〃	群嶋　正治	S15. 4.15	
〃　〃	向野　義夫	S15. 4.15	
〃　〃	畠山　政司		
〃　〃	近藤　次彦		
〃　〃	八田　楢雄		
北支産金常務取締役	鮫島　龍雄	S15. 4.25	
熱河蛍石鑛業専務取締役	統　嵬		10. 3-
〃　〃	源間　保三		
〃　常務取締役	松井　虎太		
〃　〃	佐藤　卓二		
スランヂン殖産専務取締役	平賀　五郎		11.21
〃　常務取締役	平岩　卉一		11.21

17年	18年	19年
	11.26	→ （矢部）
		2. 5 → （佐鳥）
	11.26	→ （射場）
		2. 5 → （松野）
		4.13 → （荒川）
		4.13 → 11.30 （神田）
		11.30 → （西村）
		4.13 → （中沢）
		4.13 → （赤木）
		4.13 → （吉田）
		5. 1 → （斎藤）
		5. 1 → （平賀）
		5. 1 → （甲田）
		5. 1 → （池知）

		就任年月日	昭和16年
朝鮮住友軽金属社長	矢部　忠治		
〃　専務取締役	佐鳥　仁左		
〃　常務取締役	射場　恒三		
〃　〃	松野　清巧		
安東軽金属社長	荒川　英二		
〃　専務取締役	神田　勇吉		
〃　〃	西村幸二郎		
〃　常務取締役	中沢　英三		
〃　〃	赤木　貞一		
〃　〃	吉田　知之		
住友化工材工業社長	斎藤　省三		
〃　常務取締役	平賀　五郎		
〃　〃	甲田　秀夫		
〃　〃	池知　為妹		

註

（1）（27）昭和五十七年十二月八日野田哲造氏談。
（2）矢部貞治『近衛文麿』下（同伝記編纂会　昭和二十七年）二〇九～二一二頁。
　　栂井義雄『小倉正恒伝・古田俊之助伝』（東洋書館　昭和二十九年）一八一～一九〇頁。
（3）原田熊雄述『西園寺公と政局』第八巻（岩波書店　昭和二十七年）二九五頁。
（4）小倉正恒伝記編纂会編『小倉正恒』（同会　昭和四十年）二九一頁。
（5）昭和五十一年七月二十二日香川修一氏談。
　　三菱社誌刊行会編『三菱社誌』38昭和一四―一七年（東京大学出版会　昭和五十六年）一七八六、一七八七頁。
（6）昭和五十七年十二月八日元住友本社人事部人事課勤務梅本正巳氏談。
（7）松井聡「スポーツを通じての想ひ出」（『春日弘氏追懐録』住友金属工業株式会社　昭和四十九年）
（8）中村隆英・原朗「経済新体制」（日本政治学会編『「近衛新体制」の研究』岩波書店　昭和四十八年）
（9）美濃部洋次『戦時経済体制講話』（橘書店　昭和十七年）八四頁。
（10）前掲栂井『小倉正恒伝・古田俊之助伝』二〇一頁。
（11）『井華』第三号（住友本社人事部厚生課　昭和十七年三月）
（12）安藤良雄編著『昭和経済史への証言』中（毎日新聞社　昭和四十一年）一一二頁。
（13）『帝国鉱業開発株式会社史』（同社　昭和四十五年）一三九頁。
（14）三井文庫『三井事業史』本篇第三巻下（財団法人三井文庫　平成十三年）三五五頁。
（15）『住友銀行八十年史』（株式会社住友銀行行史編纂委員会　昭和五十四年）三五〇～三五二頁。
　　『住友銀行百年史』（株式会社住友銀行　平成十年）一九一～一九三頁。
（16）野田哲造「私の歩んだ道」45（昭和六十年十二月十四日付伊勢新聞）
（17）昭和六十一年十月十六日野田哲造氏談。
（18）源氏鶏太「自伝抄・鎮魂サラリーマン」（昭和五十七年九月十四、十六、十七日付読売新聞）。
（19）大島堅造『回想の八十年』（日本経済新聞社　昭和四十五年）三六、三七頁。
（20）『住友銀行史』（同編纂委員　昭和三十年）二五一頁。
（21）住友金属決算報告説明書昭和十八年下期。

(22)『社史　住友電氣工業株式会社』(同社　昭和三十六年)三〇四～三〇七頁。
(23) 日向方齊『私の履歴書』(日本経済新聞社　昭和六十二年)六四～六六頁。
(24) 三菱社誌刊行会編『三菱社誌』39昭和一八・一九年(東京大学出版会　昭和五十六年)二〇六三頁。
(25) 前掲『三井事業史』本篇第三巻下二四六頁。この「統理」は株式会社三菱本社の定款にならって採用された言葉である旨明言されている。
(26) 昭和五十年六月十七日野田哲造氏談。
(28)(33) 昭和五十一年七月二十二日平塚正俊氏、香川修一氏談。
(29)(31)(32) 昭和四十一年十二月二十六日北沢敬二郎氏談。
(30) 北沢敬二郎「私の履歴書」(『私の履歴書』第二十七集日本経済新聞社　昭和四十一年)六六頁。
(34) 持株会社整理委員会調査部第二課編『日本財閥とその解体』(同委員会　昭和二十六年)一一九～一二一頁。
(35) 伊牟田敏充編著『戦時体制下の金融構造』(日本評論社　平成三年)二六六頁。
(36)(39)(42) 株式会社住友本社「投資会社調」(連系会社・関係会社)1。
(37)『日本カーバイド工業二十年史』(同社　昭和三十三年)二三、二四頁。
(38)『日本金融史資料』昭和編第三十四巻(日本銀行調査局　昭和四十八年)四一四頁。
(40)(41)「住友の鉱山及農林業」(住友本社経理部　昭和十九年)
(43) 前掲「投資会社調」(銀行・鉄道)7。
『広島銀行創業百年史』(同行　昭和五十四年)三五三～三五八頁。
(44)『伊予合同銀行十年史』(同行　昭和二十六年)六五～七四頁。
(45) 前掲「投資会社調」7。
堀和生「朝鮮における普通銀行の成立と展開」(『社会経済史学』四十九巻一号)
(46)(59)～(61)(64) 前掲「投資会社調」(機械・ホテル・信託)4。
(47)『住友海上火災保険株式会社百年史』(同社　平成七年)二八四～二九〇頁。
(48)『50年のあゆみ』(近畿日本鉄道株式会社　昭和三十五年)三〇頁。
(49)『小田急五十年史』(小田急電鉄株式会社　昭和五十五年)一七八～一八一頁。
(50)『東京急行電鉄50年史』(同社　昭和四十八年)二六一～

二六四頁。
(51)　前掲「投資会社調」7。
『鉄路五十年』（京阪電気鉄道株式会社　昭和三十五年）二九八～三〇三頁。
(52)　前掲『東京急行電鉄50年史』二一七、二二八頁。
(53)(54)(56)(58)(70)(71)　前掲「投資会社調」（鉱業・土地建物）3。
(55)　『わが社のあゆみ』（住友石炭鉱業株式会社　平成二年）一四六頁。
(57)　住友化学工業社史未定稿「住友とアルミニウムの国産化」（同社　昭和二十九年）
(62)　梶井剛『わが半生』（昭和四十三年）二三一頁。
(63)　野添憲治『幻の木造船―松下造船能代工場―』（能代文化出版社　平成十一年）
(65)～(68)　前掲「投資会社調」（化学）5。
(69)　蘇崇民『満鉄史』（葦書房　平成十一年）四七七、四七八頁。
(72)　河井昇三郎「追慕の記」（『中橋武一』　昭和四十一年）
(73)～(85)　前掲「投資会社調」（電氣瓦斯・保険・木材）8。
(86)～(91)　前掲「投資会社調」（船舶・雑）6。
(92)　「住友金属工業五十年史（未定稿）」第八分冊（昭和一〇―一六）
(93)　「河上弘一回想録」（河上弘一記念事業世話人会　昭和三十三年）四七九頁。
(94)　小倉正恒「戦金時代の北謙治君」（北謙治追悼録編集委員会編『北謙治追悼録』）
(95)　竹内博「北さんの思い出」（同前）
(96)　昭和五十七年十一月二十二日野田哲造氏談。
(97)　『住友銀行八十年史』（同行行史編纂委員会　昭和五十四年）三三三頁。
(98)(100)(101)(105)　前掲「投資会社調」（連系会社・関係会社）1。
(99)(102)　昭和五十一年三月八日神田勇吉氏及び大沢忠蔵氏談。
(103)　大屋敦日記昭和十九年十一月二十二日。
　西村幸二郎「安東軽金属にまつわる公私の想い出」（『安東軽金属回想録』所収）。
(104)　住友金属工業「決算報告説明書」昭和十八年下期。
(106)　大屋敦『日本産業への愛着』（社団法人化学経済研究所　昭和三十六年）四二頁。
(107)　竹腰健造『幽泉白叙』一七六、一七七頁（創元社　昭和五十五年）。

第四章

株式会社住友本社（下）

――昭和二十～二十七年――

目　次

一　最高司令部の財閥解体方針と住友本社の対応
　(一)　敗戦に至るまでの住友本社の動向
　(二)　住友本社の戦後復興方針の対応
　(三)　最高司令部当局者への接触
　(四)　住友本社自身による解体案の作成
二　住友本社の解散と連系会社及び住友家の対応
　(一)　住友本社の解散
　　1　住友本社の事実上の解散
　　2　正式解散に至るまでの折衝
　(二)　連系会社の対応
　　1　連系会社の経営管理組織の改編
　　2　連系会社幹部の更迭
　(三)　住友家の対応
　　1　財産税の納付と住友家資産の激減
　　2　住友家と連系会社との関係
三　住友本社解散後の現業部門の動向
　(一)　販売部門・日本建設産業（旧住友土地工務）から住友商事へ
　(二)　鉱山部門・井華鑛業（旧住友鑛業）から住友金属鉱山へ
　(三)　林業部門・第二会社林業六社から住友林業へ
　(四)　不動産部門・第二会社泉不動産から住友不動産へ
四　財閥商号と企業統治
　(一)　住友商号への復帰
　(二)　住友本社解散に伴う連系会社の企業統治

一　最高司令部の財閥解体方針と住友本社の対応

(一)　敗戦に至るまでの住友本社の動向

昭和十八年四月開催のこれが最後となった主管者協議会の冒頭、総理事古田俊之助は前年の会議中（四月十八日）にアメリカ空軍のB25一三機が太平洋上の空母から発進し日本本土（東京・名古屋・神戸）を初空襲したことにふれ、次のように早くも米国が日本本土攻撃の準備を完了したと称していると警告した。

然モ一方敵米国ハ御承知ノ通リ、昨年来極メテ厖大ナ戦備ノ生産計画ヲ樹テマシテ、コレガ実現ニ狂奔致シテ居リマシタガ、昨今ニ至リマシテ、情報ニ依ルト大体ソノ目的ヲ達成致シマシテ、我国ニ対スル攻撃準備ヲ大体終了致シタト云フコトデアリマス。

伝ヘル所ニ依レバ、航空機ノ如キハ最初ノ年六万台ヲ一二万台ニ目標ヲ替エテ居ル。或ハ船舶ハ一ヶ月一〇〇万屯、鋼鉄ハ八五〇〇万屯ト豪語致シテ居リマス。然シテ彼ルーズベルトハ先ニ「直接東京ニ達スル道ハ数多アリ」ト暴言ヲ吐キ、又「支那大陸カラ日本軍ヲ駆逐スルタメ、支那ノ上空竝日本ノ上空ニ於テ或種ノ計画ヲ持ツテ居ル」ト豪語致シテ居リマス。

必ズシモ吾ヲ威嚇スル空宣伝デアルト考ヘル訳ニハ行カナイノデアリマス。或程度ノ実現性ガアルト考ヘナケレバナランノデアリマス。昨日ノ外電ニハ「日本空襲ノ準備成レリ」トノ放送ガ或方面カラ出タト云フコトヲ参謀長カラ聞イタ許リデアリマス。

昭和十九年十一月、すでにその以前から中国基地からのB29による北九州爆撃が開始されていたが、古田総理事の警告通りマリアナ基地からの本格的な日本本土空襲が開始された。これに先立ち住友本社は十一月十七日大阪地区に戦時総力会議事務局長(本社常務理事経理部長)河井昇三郎を総本部長とする大阪地区防衛総本部を設置した(資料1)。

アメリカ空軍の本土空襲による住友各社の被害は資料「住友各社空襲被害状況」によれば、住友の主力工場のうち、住友金属は伸銅所(昭和二十年六月一日、七月二十四日、被害状況八二%)、製鋼所(六月一日、同一三%)、鋼管製造所(六月一日、同一四%)、プロペラ製造所(六月十五日、同六〇%)、同桜島支所(七月二十四日)、同静岡製作所(四月二十四日、同九七%)、名古屋軽合金製作所(五月四日、十七日、六月九日、二十六日)、和歌山製鉄所(五月四日、七月十日)と最も激しい空襲を受けた。特に四月二十四日のプロペラ製造所静岡製作所の空襲では、取締役所長宗知暁以下監督官も含め一〇名が殉職した。他方六月十五日のプロペラ製造所の空襲では、爆弾投下を予期して総員待避したため、死者は二名に止まったが、焼夷弾のみによる空襲であったため、その消火活動不備の責任を問われ、常務取締役所長杉本修(T15海軍大学、海軍少将)は辞任した。

その他の連系会社の工場では、電氣工業大阪本工場(六月一日、二十六日、七月二十四日、被害状況四〇%)、化学工業大阪製造所(六月一日、被害甚大)、通信工業玉川向製造所(四月十五日、五月二十四日、同四〇%)、岡山製造所(六月二十四日、同八〇%)の被害が大きかった。工場以外でも東京、大阪等の大都市の空襲で、倉庫の大阪(被害状況五六%)、神戸(同四〇%)、東京(同二九%)の各倉庫と銀行、信託、生命保険の主要店舗が焼失した。その被害は漸次地方中小都市へ及び、二十年八月六日の広島への原子爆弾投下による銀行広島支店の殉職者二九名という悲惨な結末となった。

住友では、明治三十二年の別子大水害、大正十二年の関東大震災等これまでにも火災・水害等の被害を受けた職員に対しては、災害見舞金を支給する準則があったが、住友本社としてはこれとは別に、戦争による災害に対する見舞金の

支給の明文化を検討せざるを得なくなり、昭和十九年十月五日付総力人第四号「空襲等戦争災害ニ対スル給与ノ件」によって、空襲罹災者に対する扶助として、空襲等により職務上死傷した職員に対しては遺族扶助料、見舞金、障害慰藉料を支給し、自宅で職員、家族が罹災した場合弔慰金又は見舞金を支給することを通知した。この他空襲罹災者に対する融資や物的損害に対する損害保険料の補助を行うこととした。さらに十九年十二月二十八日付総力人第二三六号「見舞品代支給ノ件」によって、空襲被害の程度に応じ、一〇〇円を限度として見舞金を支給することとなり、この限度は二十年六月九日付総力人第四二八号によって半焼以上の場合二〇〇円までに引き上げられた。これらの財源として次に述べる二十年二月の本社の増資の際には、増資手取額のうち三〇〇万円が計上されていた。

二十年六月三十日現在のこうした空襲による職員の被害状況は、住友全職員男子約三万二〇〇〇人、女子約一万人計四万二〇〇〇人中、全焼全損の被害者四一六七名、死者五六名と報告されている。又住友全事業の生産能力は、空襲の他、資機材の入手難、労働力不足等と相俟って、大幅に低下し（第1表）、住友本社幹部にとって最早日本の継戦能力は限界に達したものと実感されるに至った。

推移

同年換算	19年	20年
2,145	2,040	1,273
534	2,006	944
16,386	17,595	7,004
	46,509	5,370
	20,712	1,810
	33,075	4,890
	98,075	16,054
	81,271	16,325
5,710	6,610	不詳
57,434	71,343	不詳
3,334	22,855	1,787
820	2,576	117
	87,320	25,470
	123,347	47,297
14,606	18,907	2,829
10,217	10,488	4,389
4,356	5,048	2,368
269,859	209,710	74,116

昭和二十年敗戦までの住友本社の主な動向を概観すると、常務理事総務部長北沢敬二郎が「戦局面では、レイテ陥落頃から日本はいかんと思った」と述べているように(1)、十九年十二月十九日大本営は、フィリピン中部のレイテ島の地上決戦方針を放棄したので、住友本社は、昭和二十年初頭には敗

第1表　住友本社・連系会社主要製品生産高の

製品名	会社名	単位	昭和17年	18年
石炭	住友鑛業	千トン	1,939	2,621
電氣銅	住友本社	トン	524	668
	住友鑛業	トン	16,872	20,482
軽合金	住友金属工業	トン	19,311	39,830
銅及銅合金	同上	トン	17,142	23,656
プロペラ	同上	本	12,822	23,878
製鋼品	同上	トン	66,771	88,096
鋼管	同上	トン	55,736	59,123
裸線	住友電氣工業	トン	5,931	7,137
ゴム線、被覆線、ケーブル	同上	トン	49,212	71,792
無線機器、電波探知機	住友通信工業	台	1,460	4,168
水中聴音機、超音波機器	同上	台	347	1,025
硫安	住友化学工業	トン	139,700	113,614
接触硫酸	同上	トン	252,482	154,729
アルミ地金	住友アルミニウム製錬	トン	14,990	18,257
電動機	住友機械工業	馬力	10,569	12,771
クレーン、コンベア、ローダー	同上	トン	5,752	5,445
発電量	住友共同電力	千KWH	332,197	337,324

註：17年は暦年、18年は18年1月～19年3月の15ヵ月分、19年、20年は年度（4月～翌年3月）である。
但し住友金属はすべて年度である（20年は上期のみ）。
住友化学はすべて暦年である。
朝鮮、満洲分を除く内地生産高のみを示す。
出典：GHQ提出資料。

戦をも念頭においた住友全事業の舵取りを迫られていたといえよう。

二十年一月早々に実施されたのは退職金規程の改正であった（資料2）。そもそも昭和十二年の住友合資会社を解散して株式会社住友本社を設立した要因の一つは、将来の退職金支払いの負担を軽減するため、退職金規程を改正し、これを賞与によって肩代わりさせようとするものであった。しかし改組直後に起こった日中戦争のため、会社職員給与臨時措置令（十四年十月公布）や会社経理統制令（十五年十月公布）等により、住友本社が当初意図していたような賞与の支給が不可能となった。この間に諸物価の上昇もあり、改正後の退職金では職員の退職後の生活を保障できなくなってきた。このため住友本社ではすでに十九年に入ってから退職金規程の改正について当局と折衝

していたが、その許可を得るのに時間を要するので、取り敢えず十九年十一月十日臨時措置として一律に規定額の三割増の金額を上乗せすることとし、十二月末に至って漸くこの許可がおりたのであった。昭和二十年一月十一日付総力人第九〇号「退職慰労金規程改正ニ関シ申請書提出方ノ件」（住友本社は退職金規程が連系各社に共通して適用されるものであるから、包括的に会社経理統制令に基づく申請書を提出して許可を得たが、これを実施するのは形式的には連系各社になるので、連系各社がそれぞれ改めて申請書を当局に提出する必要があった）によれば、その改正理由は次のように述べられていた。

当社退職慰労金制度ハ、大正十三年以来実施セル規程ヲ昭和十二年三月約五割程度減額ノコトニ改正、今日ニ及ベリ。而シテ当時改正ノ趣旨ハ、元来退職慰労金制度ハ性質上給与負担ヲ将来ニ増加スルコト、ナルヲ以テ、事業経営ノ堅実性ヨリ考慮スレバ寧ロ之ヲ減額シ、一方賞与其他現実給与ノ増加ヲ計ツテ、全体トシテノ減額ヲ防止セントスルニ在リタリ。然ルニ其後左ノ如キ事由ニヨリ、茲ニ現行規程改正ヲ必要トスト考ヘラル、ニ至レリ。

一、現行規程ニ改正後両三年ヲ出デズシテ、会社職員給与臨時措置令、会社経理統制令等相次イテ制定セラレタル結果、退職慰労金ヲ減額セル部分ニ相当スル現実給与ヲ支給スルコト困難トナレリ。

殊ニ其ノ後ノ一般物価ノ昂騰甚シク、諸給与ヲ統制令ノ最高限度迄支給スルモ、右ハ其ノ一般物価事情ニ対応スル給与増加ニシテ、慰労金減少部分ヘノ現実給与ハ全ク取計フ能ハサルニ至レリ。

一、而モ当社ニ於テハ統制令発令当時、其ノ物価膨脹防止ノ趣旨ニ則リ、賞与モソノ最高限度迄支給スルコトナク遙カニ低位ニ置キタルカ、其ノ間一般社会情勢ハ既ニ相当ノ給与増加ヲ計ルヲ要スベカリシニ不拘、当時打切支給セル退職慰労金アリシ為、職員ハ之ヲ費消シ居リシ結果、比較的苦痛ヲ訴フル処少クシテ経過セルガ、既ニ右打切慰労金モ大半ヲ使ヒ果セルニ尚物価事情愈々昂騰ノ一路ヲ辿レル為、職員間ノ不安漸ク濃ク、重要諸工業ニ挺身シツヽアル職員ノ士気ニ影響スル処極メテ大ナルモノアリト認メラル、ニ至レリ。

一、右ノ点ニ付テハ既ニ官庁方面ニ於カレテモ機会アル毎ニ指摘セラル、処トナレルヲ以テ、内外ノ情勢上現行制度ハ速カニ是正シ、以テ住友全産業人ノ士気ヲ昂揚セシメ、更ニ一層挺身奮起ヲ促ス事ヲ絶対必要トスル様思料セラル。

一、而シテ改正案ニ於テ目標トセル金額ハ、現在ノ社会事情ヲ勘案シ、少クモ慰労金トシテ老後ノ生活安定ノ資ノ一部ニ供シ得ヘキ額ヲ予定セルモノニシテ、特ニ御考慮願ヒ度キ点ハ、昭和十二年ニ打切支給セル慰労金ハ前述ノ如キ理由ニヨリ既ニ費消シ尽セルヲ以テ、計算上一応算出サル、金額ヨリコノ打切支給済慰労金ヲ差引タル金額ガ実際ノ慰労金タル点ナリ。

尚最近ニ於ケル実情ヨリスレバ職員ハ大部分停年延長ノ処置ヲトリオルニ付、実際上退職慰労金ノ支給ヲ受クル人員ハ極メテ僅少ナリ。従テ通貨膨脹防止ノ統制令ノ趣旨ヨリ見ルモ、サシテ問題トナラサル様思料サル。

昭和二十年初頭において住友本社の金融機関からの借入金残高は、三月末には二億七六〇〇万円に上ると予想され、特にそのうち住友銀行からの借り入れが二億円を超えると見込まれるに至った。このため本社は一月二十三日理事会を開催し、資本金一億五〇〇〇万円を三億円とする倍額増資(払込七五〇〇万円)を決定し(資料3)、直ちに臨時資金調整法に基づく資本増加内認可申請書を大蔵大臣石渡荘太郎及び軍需大臣吉田茂宛に提出した。この内認可申請は二月一日資金調整幹事会を通過した旨の連絡が東京支社からあり、これを受けて二月二日財務委員会(出席者、委員長本社常務理事総務部長北沢敬二郎、本社会計課長菅野秀次郎、銀行常務永田哲三、信託社長福山善治郎、生命社長松井孝長他)が次の通り開催された。

(委員長)本社ノ増資計畫デアルガ、官庁関係ガ非常ニ快調ニ運ビ、早クモ二月一日ニ内認可ノトコロ迄行ツタノデ、本日財務委員会ヲ招集シタ次第デアル。

（北沢）今回ノ増資ノ経過及ビ理由ニ付御説明申上ゲル。本社ハ昭和十二年三月ニ株式会社住友本社トシテ発足シ、資本金ハ一五〇、〇〇〇千円、株主ハ四名デ、家長様ガ一三五、〇〇〇千円、三分家ガ五、〇〇〇千円宛ト云フコトニナツテイル。現在迄八年間ニ蓄積セル資本ガ三一、〇〇〇千円トナリ、自己資金ハ合計一八一、〇〇〇千円デアル。連系会社ガ非常ニ拡張サレ、ソノ間増資払込相次ギ借入金ガ厖大ナ額ニ達シテヰル。現在ノ借入金ヲ丸数デ申セバ二七〇、〇〇〇千円デ、内訳ハ銀行ガ二〇〇、〇〇〇千円、信託ガ五〇、〇〇〇千円、帝國鉱発ガ二〇、〇〇〇千円トナツテヰル。今後一年間ニハ約五五、〇〇〇千円ノ借入金ガ増加スル予定ナノデ、昭和二十一年三月末デハ借入金三三〇、〇〇〇千円トナルノデ、資本構成ハ一・八倍ニナツテ来ル。バランスガ現在デモトレテヰナイノデアルカラ一層崩レテ来ル結果トナルノデ、コノ際増資ヲ計畫シタ次第デアル。

コノ本社ノ増資ハ本社自体ノミナラズ連系会社全体ニモ影響スルモノデアル。即チ連系会社株ヲ大体二五パーセントカラ一〇〇パーセント近クヲ所有シテヰル訳デアル。次ニ現在株ノ肩代リデアルガ生命ダケハ五、〇〇〇千円出シテモラハネバナラン。本家ノ分二、五〇〇千円ヲ肩代リシ第一回払込一、二五〇千円ヲ先ヅ出シテモラウコトニナル訳デアル。コノ点ダケガ積極的出シ入レデアル。

増資ニ付テハ関係官庁ハ同情的態度ヲトラレ、一日間デ先ヅ口頭デ了解済トナリ、一月二十五日ニ一応書類ヲ提出二十七日ニ正式手続ヲ了シ、二月一日ニ日銀ノ幹事会を通過シタノデアツテ、全ク特別ノ取計ヒト云フベキデアル。又配当ハ従来五厘デアツタガ、今後ノ一五〇、〇〇〇千円分ニ付テハ五分ノ配当ヲスル予定デアル。

（福山）全ク前代未聞ノスピードト云フベキナリ。

（菅野）正式ニ決定スルノハ今日デアル。即チ内認可書ハ今日ノ日附デ出ル予定ナリ。肩代リノ分ハ五日ニ行ヒ、六日ニ臨時株主総会ノ招集状ヲ出シ、二十一日ニ総会ヲ開キ、翌二十二日ニ本認可申請ヲシ、二十四日ニハ本認可ガ

下ル予定デアル。二十七日ニ新株式ノ引受手続ヲヤリ、三月一日ニ払込徴収ト云フ段取デアル。従ツテ目下ノ処外部発表ハ二十六、七、八日アタリニ行ハフト云フ積リデヰル。

（北沢）実際ノ取引ハ二月五日ニオ願ヒシタイ。

（永田）銀行トシテハ法規ヲ離レテ、一応大蔵省銀行保険局及日銀大阪支店ニ話シテ置ク積リナリ。

（北沢）本家ニ一〇〇、〇〇〇千円貸スト云フコトト、銀行ガ三五、〇〇〇千円ノ株式ヲ所有スルト云フ事ニ付テハ、迫水銀行保険局長（註、久常、のち内閣書記官長）ハ異存ナシトノコトデアル。増資後ハ来年三月末ニハ自己資金三三一、〇〇〇千円ニ対シ借入金一八〇、〇〇〇千円トナリ五四パーセントトナル。

二月五日住友家会計は保有する本社株式二七万株のうち住友銀行に三万五〇〇〇株、住友信託に一万株、住友生命に五〇〇〇株計五万株を額面（一株五〇〇円）で譲渡し、譲渡代金二五〇〇万円を得た。増資手続は予定通り進捗し、三月一日払込を完了した（第2表）。住友家会計は三分家分新株三万株を併せて新株二五万株（第一回払込一株二五〇円）の代金六二五〇万円を払い込んだ。この金繰りは上記旧株売却代金二五〇〇万円のうちの一五〇〇万円と住友銀行からの借り入れ四七五〇万円によってつけられた。住友本社は増資手取金七五〇〇万円のうち三〇〇万円は上記災害見舞金の原資に充当され、残る七二〇〇万円が借入金返済に充てられることになった。このうち四月二日付銀行借入金三五〇三万円、信託借入金二〇五四万円、当座借越四二八万円合計五九八五万円が返済された。

第2表　増資後の住友本社株主

株主	旧株	新株
	株	株
住友吉左衛門	220,000	250,000
住友　寛一	10,000	—
住友　元夫	10,000	—
住友　義輝	10,000	—
住友銀行	35,000	35,000
住友信託	10,000	10,000
住友生命保険	5000	5000
合計	300,000	300,000

結局今回の増資によって住友本社は借入金を住友家会計に肩代りすることに成功し、さらに銀行、信託、生命三社を新たに株主とすることにより二五〇〇万円

の資金を入手することができ、これによって戦争末期の非常事態に備えて住友本社で一五〇〇万円、住友家会計で一〇〇〇万円の資金的余裕を得ることができた。なお配当は旧株のうち住友吉左衛門名義については〇・五％に据え置かれたが、その他の旧株と新株については五％に引き上げられた。これは三分家の生計維持の他、新たに株主となった銀行、信託、生命三社の資金効率にも配慮したものとみられる。

三月一日住友本社は職員三名を一組として宿直を実施することとなった。宿直員は午後四時半から翌日八時半まで住友ビル近くの北川旅館に待機し、非常事態の際は直ちに本社に急行することが義務づけられていた。十二日からは河井昇三郎、北沢敬二郎、田中良雄の三人の常務理事も交代で新大阪ホテルに宿泊することとなったが、その早々十三日夜大阪大空襲により大阪の市街地は焼野原となり北川旅館も焼失したので、以後宿直員はビル地下の宿直室で寝泊まりすることとなった。この間二月十九日アメリカ軍は硫黄島に上陸し、三月十七日同島の日本軍守備隊二万余名は玉砕した。

四月一日米軍は沖縄本島に上陸を開始し、本土決戦も最早時間の問題となってきた。住友本社は前年末大阪地区防衛総本部を設置して以来、懸案となっていた各地区の総本部を早急に設置する必要に迫られた。四月七日の戦時総力会議でこの設置が決定され、十八日大阪地区以外の全国を七地区に分け、北海道地区総本部長藤哲夫（鑛業常務北海道支所長）、東北地区総本部長高木弘（東北金属社長）、関東地区総本部統監梶井剛（通信社長）、同総本部長佐伯正芳（東京支社長）、東海地区総本部統監松田孜（金属副社長東海支社長）、同総本部長丸山五男（金属常務名古屋軽合金製造所長）、四國地区総本部統監吉田貞吉（化学社長）、同総本部長飯田弥五郎（鑛業専務別子鉱業所長）、九州地区総本部長向野義夫（鑛業常務九州支所長）、朝鮮地区総本部長矢部忠治（朝鮮軽金属社長）が発令された。各地区総本部の業務について昭和二十年処務報告書は次のように述べている。

戦時総力会議ノ下部組織トシテ、各事業地ニ「地区総本部」ヲ設置セラル。其ノ主旨ハ、空襲ノ激化又ハ敵軍ノ本

土上陸作戦ノ展開等ニ依ル通信連絡ノ杜絶其ノ他凡ユル緊急事態ニ対処シ、各地区住友関係事業ノ自衛自活ノ態勢ヲ確立スルト共ニ、地区内ニ於ケル本社・連系・関係会社ノ総力ヲ結集シ、且機宜ノ施策ヲ決定実施スルニアリタリ。

この間住友本社は四月九日総力人第二二四号「非常準備貸渡金支給ノ件」によって、職員中扶養家族を有する職員に対しては月俸の三ヵ月分、有しない職員に対しては一・五ヵ月分の非常準備金を貸与した。その理由は、「戦局愈々危急ヲ告ゲ超非常時ニ直面致候ニ付テハ、此ノ際職員各自ニ或程度ノ資金ヲ供与シ、職員生活ニ可及的安定感ヲ与ヘ、以テ職域奉公ニ挺身セシメンガ為」としている。しかしこの貸渡金は無利息、期限は一応三年とされていたが、その第七項に「三年ノ期限内ニ退職スル者アル場合ニ於テハ、本件貸渡金ハ雑損整理スルモノトス」と定められており、さらに「追而本件貸渡金ノ期限ハ一応三年ト相成居候得共、結局ハ戦後適当ニ其ノ処置ヲ考究セントスル趣旨ニ有之、要項第七項御参照ノ上可然御含ミ相煩度為念申添候」とあるので、これは表面上は貸与と称しているが、実質的には敗戦を見越した給与といえるものであった。

又住友本社は同日付総力人第二二八号によって「住宅手当支給ノ件」（昭和十八年九月二十九日付人第二七六〇号）を改正し、手当の名称を「都市住宅手当」とあらため、これまで東京都、横浜市、大阪市、神戸市とその周辺とされてきた一級都市の範囲を、京都市、名古屋市とその周辺に拡大し、これら一級都市居住者に対する手当額を身分により一〇〇～三〇円と一挙に従来の二倍に引き上げ、一月一日に遡及して実施した。この改正の理由としては、年初来の空襲の激化により、これらの都市の家賃が高騰したことが挙げられていた。この見地からすれば空襲を免れていた京都市が新たに一級都市に指定されたことは奇異の感がするが、大阪、神戸の空襲により通勤範囲にある京都市の家賃も又高騰したのである。

さらに四月十三日住友本社は「空襲等戦争災害ニ対スル非常融資ノ件」（総力人第二五一号）によって、先に述べた「空襲等戦争災害ニ対スル給与ノ件」のうち空襲罹災者に対する融資の他に、戦争災害、疎開等のため資金を必要とする職員に対し、勤続年数に応じ月俸四〇カ月分（勤続年数二五年以上）から月俸二カ月分（同四年以下）に至るまで非常融資を行うことを決定した。なお融資金の利息は年三分八厘、融資期間は一応三年とされた。

四月二十八日住友銀行は副社長制を採用し、専務野田哲造が副社長に就任した。さらに野田は五月一日生命社長松井孝長、信託社長福山善治郎と共に高等職員に昇格した（付表）。これは銀行社長岡橋林が十八年十二月に停年に達したものの二年間延長となっており、この年末にその期限が満了して、退職することになっていたからである。同様のケースとして、化学社長吉田貞吉がやはり十八年末に停年に達したが、三年間延長となり、この間すでに十九年六月理事東京支社長小林晴十郎が化学副社長に就任し、高等職員に昇格していた。昭和十九年一月の一等職員の席次では小林は、松井、福山、野田の下にあったので、小林と同時にこれら三名も高等職員に昇格しても差し支えなかったと思われるが、当時東京支社長の更迭について、金属責任者が東京に駐在すべしとの軍部の圧力による小林の化学副社長への転出と本社理事の辞任（本社理事は連系会社社長の兼任とされ、すでに化学社長吉田貞吉が理事となっていた）が小林の降格と噂されていたので、これを打ち消すための異例の高等職員昇格となり、これに松井等の昇格を抱き合わせるわけにはいかなかったものとみられる。

五月九日満洲住友金属も社長制を採用することとなり、主管者専務河村龍夫（T9東大経）は辞任して金属取締役に復帰し、代わって金属常務川本良吉（T3東大工・機）が社長に就任した。

六月二十三日沖縄の日本軍は全滅し、七月二日米軍は沖縄戦終了を宣言した。マリアナ基地のB29爆撃機の他に硫黄島のP51戦闘機や沖縄のB24爆撃機まで加わり、本土各地に対する空襲は一段と激化した。

七月五日住友本社は遂に京都衣笠別邸（京都市上京区北野紅梅町）に疎開することとなり、人事部人事課、厚生課、労政課と経理部企画課及び総務部総務課、会計課の六課（男女六四人）を衣笠分室とした。他方衣笠分室に収容しきれない検査と経理部調査課の職員（男女一七人）は住吉分家邸（兵庫県武庫郡住吉村）へ移り、これを住吉分室とした。その直前三日付で企画課副長兼査業課副長に発令された阿澄一三（T8大阪大倉商業）の日記によると直ちに終戦処理の構想を練り始めたという。阿澄によると、五日の衣笠分室開設式において常務理事人事部長田中良雄が挨拶し、「死ぬばかりが勇気ではない。正しく生きて戦後処理を正しくするには真の勇気が必要」だとして、「無駄に捨てる命は惜しむが、正しく捨てる命は惜しまない」と「不惜身命」を説いたという。

住友金属ではすでに三月二十日から防諜上近畿軍需監理部所管の工場は「近泉何番」、東海軍需監理部所管の工場は「東泉何番」という通称番号制がとられていたが（「住友合資会社（下）」第41表）、軍需省はこうした軍需工場の秘匿名称を全国的に使用することとなり、七月十九日住友本社総務課長は住友系軍需工場の秘匿名称について次のような通牒を発した。しかし先に述べた通り、相次ぐ空襲や工場疎開により各軍需工場の生産力低下は覆うべくもなく、このような秘匿名称の使用がこの時期如何なる意義があったのか疑問とされる。

昭和二十年七月十九日

住友本社総務部総務課長　植村　実

工場秘匿名称ニ関スル件

先般軍需省ニ於テハ、工場生産防諜強化ノ為、各工場ニ秘匿名称ヲ使用セシメラルルコトトナリ、住友各連系会社ニ於テモ各軍需監理部ノ指令ニヨリ、夫々別紙（註、第3表）ノ如キ通称名ヲ決定使用致居候間、爾今之等各所ヘノ郵便・電信宛名等ニハ右通称名ヲ御使用相成度候。尚通称名ハ各工場ノ生産内容、所在地等ノ秘匿ヲ目的トスルモ

第3表　住友系軍需工場秘匿名称一覧表

(1)

店部名	通称名	所在地
金属工業会社		
本店製鋼部製鋼品課	神武第1005工場内本店第2部第2課	製鋼所ニ同ジ
〃　鋼管課	〃　第1006工場内本店第2部第3課	鋼管製造所ニ同ジ
〃　和歌山分室	〃　第1007工場内本店第2部分室	和歌山製鉄所ニ同ジ
本店プロペラ部	神武第1008工場内本店第3部	プロペラ製造所ニ同ジ
〃　成品課	〃　第1008工場内本店第3部第1課	〃
〃　資材課	〃　第1008工場内本店第3部第2課	〃
伸銅所	神武第1001工場	大阪市此花区島屋町56
〃　柏原支所	〃　第1012工場	大阪府中河内郡柏原町市村440
〃　八尾支所	〃　第1013工場	同　中河内郡竜華町字安中73
〃　堅田製作所	〃　第1011工場	滋賀県滋賀郡堅田町大字本堅田字志里広1300ノ1
製鋼所	神武第1005工場	大阪市此花区島屋町249
〃　吹田支所	〃　第1052工場	吹田市4660
〃　魚津支所	護国第1093工場	富山県下新川郡魚津町大字下村木町2918
〃　富山製作所	〃　第151工場	富山市大字森字壱幅割50
〃　淀川工場	神武第1501工場	大阪市此花区高見町1丁目
鋼管製造所	神武第1006工場	尼崎市東向島西之町28
〃　松阪製作所	護国第1959工場	松阪市大字大口字新地1478
〃　野里工場	神武第1601工場	大阪市西淀川区野里町92
プロペラ製造所	神武第1008工場	尼崎市北難波町22ノ1
〃　桜島支所	〃　第1085工場	大阪市此花区島屋町56
〃　静岡製作所	護国第119工場	静岡市大字高松字阿原700
〃　津製作所	〃　第153工場	津市大字下部田729
〃　海南工場	神武第1801工場	和歌山県海南市名高
〃　三田工場	〃　第1802工場	兵庫県有馬郡三田町
〃　豊中工場	〃　第1803工場	豊中市柴原
〃　池田工場	〃　第1804工場	池田市畑
〃　四条工場	〃　第1806工場	京都市右京区西陣馬町
〃　一〇一工場	〃　第1851工場	大阪市南区心斎橋筋1丁目38
〃　一〇二工場	〃　第1082工場	〃　南区日本橋筋3丁目
〃　広野製作所	〃　第1081工場	兵庫県有馬郡広野村
名古屋軽合金製造所	護国第72工場	名古屋市港区千年ロノ割500
〃　鳴海製作所	〃　第73工場	愛知県愛知郡鳴海町字伝治山3
〃　豊橋製作所	〃　第74工場	愛知県宝飯郡小坂井町大字伊奈字南山新田350
和歌山製鉄所	神武第1007工場	和歌山市湊1850
金属研究所	神武第1001研究所	大阪市此花区島屋町56
鉄鋼研究所	神武第1002研究所	大阪市此花区島屋町249
電氣工業会社		
大阪本工場	神武第2901工場	大阪市此花区恩貴島南之町60
伊丹製作所	〃　第2906工場	伊丹市昆陽字宮東1
名古屋製作所	須見製作所	名古屋市南区呼続町字窪五番ノ2
甲南工場	神武第2907工場	兵庫県武庫郡本庄村深江215
尼崎工場	〃　第2908工場	兵庫県尼崎市久々知字福長10

(2)

店部名	通称名	所在地
通信工業会社		
本店	皇国第4253工場	東京都芝区三田四國町2
〃 大阪支所	〃 〃 大阪支所	大阪市東区北浜4丁目16
三田製造所	〃 第5050工場	東京都芝区三田四國町2
〃 深川分工場	〃 第2767工場	東京都深川区佐賀町1丁目12
〃 上野工場	〃 第1736工場	東京都下谷区同明町1
〃 芝浦工場	〃 第2126工場	東京都芝区芝浦2丁目1
玉川向製造所	〃 第3849工場	川崎市下沼部玉川向1753
大泉製造所	大垣製造所	大垣市林町6丁目80
〃 瀬戸分工場	小泉製造所	愛知県東春日井郡旭村大字新居5120
岡山製造所	オカ第7006工場	岡山市下石井198
大津製造所	神武晴嵐製造所	大津市膳所栗津町25
高崎工場	皇国第6515工場	高崎市大橋町178
研究所(玉川向)	〃 第1196工場	川崎市下沼部玉川向1753
〃 生田分所	〃 第4582工場	川崎市生田字枡形4766
鑛業会社		
別子鉱業所	八州第101工場	新居浜市乙1ノ1
化学工業会社		
新居浜製造所	八州第102工場	新居浜市乙31
和歌山製造所	神武第1936工場	和歌山市松江2000
アルミニウム製錬会社	八州第103工場	新居浜市新須賀字菊本甲812
機械工業会社	八州第105工場	新居浜市乙31ノ9
日本板硝子会社		
二島工場	福第6061工場	福岡県若松市大字二島1778ノ2
四日市工場	千年製作所	四日市市千歳町2
三津工場	ヒロ第5250工場	広島県賀茂郡秋津町大字三津
住友化工材工業会社		
塚口製造所	神武第1917工場	兵庫県川辺郡園田村上坂部字野畑548
淀川製造所	〃 第1918工場	大阪市西淀川区御幣島町53
今福工場	〃 第1919工場	大阪市城東区今福北1丁目39
神足製作所	〃 第1920工場	京都府乙訓郡新神足村大字神足小字馬場辻1
武生製造所	〃 第1912工場	福井県南条郡武生町大門川原16ノ30
津製作所	泉材第7号工場	三重県津市栄町2丁目1
住友共同電力会社	八州第112工場	新居浜市金子乙1840
新居浜第二火力発電所	〃 第113工場	新居浜市新須賀
高藪発電所	〃 第407工場	高知県土佐郡大川村

ノニ有之、一般部外者ニハ漏洩セシメサル様被致度、又郵便・電信宛名ハ勿論其他出来得レハ部内外ノ各種書類、印刷物、私信ニモ之ヲ使用スル様要望サレオル向モ有之候間、右御了承ノ上其ノ使用ニ付テハ防諜措置充分御配慮相煩度候也。

追而郵便、電信等ニ使用ノ場合ハ、其ノ所在地ハ之ガ使用ヲ極力避ケ、可成私書函番号、緊急郵便番号及受信略号等ヲ御使用相成様致度為念申添候。

七月二十六日住友金属はこのような事態にもかかわらず臨時株主総会を開き、資本金四億一八七五万円を八億五〇〇〇万円とする増資を決議した。昭和二十年度の住友金属の資金繰りについては、すでに二十年一月二十二日の財務委員会において金属から四半期別資金計画表が提出されており、それによると二十年度中における運転資金の増加三億四〇〇〇万円、事業設備資金の増加二億六〇〇〇万円等により五億五〇〇〇万円の資金不足が生ずると見込まれ、これを主として戦時金融金庫からの借り入れ増二億円、住友銀行からの借り増し一億円そして資本金を四億一八七五万円から六億五〇〇〇万円に増資することによる払込二億三一二五万円計五億三一二五万円によって調達するという説明がなされていた。その後四月十二日にこの計画の見直しが行われ、事業設備資金の増加が二億六〇〇〇万円から一億五〇〇〇万円へ圧縮されたため、資金不足は五億円強へ減少し、加えて三月決算の結果前期繰越金が二五〇〇万円の見込から八〇〇万円に増加したことにより、資金調達は三億九五〇〇万円に止まるとされた。この程度の調達額であれば増資減配を避ける意味で、全額借り入れで賄っては如何かとの意見も出されたが、金属としてはあくまで既定方針通り増資して借入金の返済に充てたいと主張して了承された。この結果資金調達の内訳は増資が当初の六億五〇〇〇万円から八億五〇〇〇万円へ二億円増額された代わりに払込は二回に分けて第一回一株二五円とされ二億一五六〇万円、戦金からの借り入れ増は七〇〇〇万円に抑え、住友銀行からの借り入れ増は予定通り一億円とされた。

しかし二十年度に入るとともに金属の資金需要はこのような期初の予想を大きく上回ってきたため、急遽七月末に臨時株主総会を開き増資の実行が決議されたものと思われる。この増資は終戦により実行されることなく十一月末の株主総会で取り消され、この結果九月末の資金調達額は当初計画の二億七五〇〇万円に対し四億五〇〇万円に達し、このうち住友銀行借入金は三億三五〇〇万円も増加して八億七〇五〇万円に達したのである。戦後金属経理部長となった日向方齊は金属の負債総額約二〇億円の半ばを切り捨てる案を立てた。[2] 最大の債権者は住友銀行であったから、大問題となったが日向によると当時の銀行社長鈴木剛が「兄弟を見殺しにはできない」と大英断を下したということである。

七月二十七、二十八の両日企画課では、阿澄によると十九年五月に倉庫の運営業務を日本倉庫統制に譲渡した住友倉庫の経営を住友土地工務に委託する案及び北京、上海の両事務所を整理する案等住友各事業の再整備方針要綱が検討されたという。

七月三十一日住友通信工業社長梶井剛は、すでに十九年九月本社理事に就任していたが、さらに本社取締役に就任した。

八月九日朝阿澄は義弟の大阪府警察部警備課長からソ連の対日参戦の情報を得て直ちに衣笠分室に出社、常務理事田中良雄に報告し、対策を協議、出社した総理事も加わり、協議は続行された。この結果八月十二日住友本社は全職員に対し、勤続年数に応じ勤続四年以下俸給の三カ月分から、勤続二十五年以上六カ月分までの非常融資(利息年三分八厘)を即刻行うことを決定し、店部、連系会社の主管者宛次のように通知した。

昭和二十年八月十三日

人事部長　田中　良雄

非常融資措置ノ件

戦局愈々難関ニ直面致候ニ付テハ、此際職員各自ニ相当ノ資金ヲ供与シ、可及的生活安定ニ資セシメンガ為、昭和二十年四月十三日附総力人第二五一号「空襲等戦争災害ニ対スル非常融資ノ件」ヲ左記ノ通リ改正、該当全職員ニ申出ヲ俟タズ、即刻非常融資措置ノコトニ決定相成候間、右趣旨御含ミノ上、直ニ資金御手配ノ上御実施相成度、此段依命及御通知候也。

八月十五日、常務理事北沢敬二郎によると住友本社では正午に全役員が総理事室に集まり、涙を流しながら玉音放送を聞いた。北沢は最後まで踏みとどまって会社を守る覚悟を決めたという(3)。

同日住友本社は「住友戦時総力会議」の廃止を通知し、本社の事務章程が総力会議創設前に復帰したことを明らかにした（「株式会社住友本社（中）一(二)　住友戦時総力会議の創設」参照）。

日向方齊（当時金属企画部長代理、のち金属社長）によると、「終戦の翌日本社時代の仲間（註、津田久本社人事課長（のち商事社長）、塩沢信濃鑛業業務課長（のち原子力常務）、塩原敬五安東軽金属輸送本部長（のち製鉄化学社長）、田中季雄金属人事課長（のち軽金属社長）等）が、焼け残った住友倶楽部に集まり、残念会を開いた。「國破れて山河あり」などと嘆いたり、茫然自失の人もいたが、私（註、日向）は心ひそかに「これからは自分たちの時代がくる」との思いを強くしていた」という(4)。

八月十七日午後総理事古田俊之助は住友ビルにおいて、住友本社及び連系各社の職員に対し戦争終結の訓示を行い、設立直後以来軍部に翻弄され続けてきた本社の戦時はここに終わりを告げた。しかしそれは又同時にＧＨＱによる本社解散の行程の始まりを意味していた。

(二)　住友本社の戦後復興方針の対応

本社経理部企画課副長阿澄一三の日記によると、企画課では早くも終戦直後の八月十六日から十八日まで戦後対策が

検討された。

八月二十日戦時総力会議は八月十五日付で廃止された筈であるが、終戦により退職希望者が出始めたことを受けて、二十日事務局長名で次のような通牒を発した。

人第八一号

退職申出職員ニ対スル処置ニ関スル件

事務局長　河井　昇三郎

大東亜戦争終了ニ伴フ情勢激変ニ依リ、此際自発的ニ退職願出ツル職員モ有之模様ニ候処、右ハ原則トシテ聴許ノコト、シ、其ノ退職慰労金ハ特ニ左記ニヨリ取扱フコト、相成候間、御承知相成度、此段依命及御通知候也。

記

一、自発的ニ退職願出タル職員ニ対スル退職慰労金(勤続六月以上一年未満ノ女子職員ニ対スル退職手当ヲ含ム)ハ、退職慰労金規程ニ不拘、自己ノ都合ニ依ル退職扱トセズ、特ニ規程金額(前記女子職員ニ対スル退職手当ハ結婚ノ場合ヲ準用ス)ヲ支給ノコト、ス。

二、(1)八月十三日附通牒非常融資措置ノ件ニ依ル非常融資金ハ、前項退職慰労金ヨリ控除スルコト。

(2)非常融資金ガ退職慰労金ヨリ多額ナル時ハ、右非常融資金ヲ以テ退職慰労金トシ、超過非常融資金返済ヲ免除スルコト。

(3)何レノ場合モ非常融資金ニ対スル利息ハ徴収セザルコト、ス。

以上

二十一日から二十五日にかけて、誰の命令によるものか謎のまま、グラウンドとなっていた隣接の空地(現住友ビル用

地）で書類の焼却が行われ、貴重な資料の多くが失われた。

二十五日常務理事経理部長河井昇三郎は、今後の住友諸事業の計画実施に必要な情報の収集と資料の提供を目的として、東京支社調査課を中心にこれに在京連系会社調査スタッフを糾合した住友東京調査室設置を指示した（資料4）。同時に河井は経理部企画課（課長佐藤俊雄）に対しては住友事業転換策の立案を指示し、調査課（課長日崎憲司）に対しては戦争犯罪人及び協力者に関する問題の研究を命じた。

週明けの二十七日から企画課では住友事業転換策の検討が開始された。三十日の企画課懇談会では「日本の経済規模はどの辺が適正か」が議論され、「満洲事変前夜（註、昭和五年頃）の規模では駄目、少くとも支那事変の前夜（註、昭和十一年）の規模が必要」との結論に達した。

九月一日の企画課方針打合会では、次のような「住友財閥解体五原則」が樹てられた。

一、住友本社並に連系会社、特定関係会社役職員とその家族の職業と生活を守る。

二、海外引揚者の援護を充分やる。

三、日本の民族、産業を亡ぼさない方法をとる。

四、住友本社並に住友系各社の債権者に出来るだけ忠実に対処する。

五、住友本家分家の御生活を守る。

同じ九月一日阿澄の日記によると次のような問題が生じていた。

住友男爵、古田総理事の投獄論が流布され、この防戦に苦慮した。ジャーナリストや特殊筋の連中が紙の配給が欲しいのと金も欲しいので、英文タイプで打った謄写版の人物論を司令部に売込んでいた。正力松太郎論など私かに読んでみたが、気の毒な記事があった。住友吉左衛門論や古田俊之助論など、とんでもない記事を書かれると困る

ので、気を配り手を打った。

阿澄の危惧は現実のものとなりつつあった。八月三十一日にはドイツの戦争犯罪人二四名が発表され、九月十日付デイリー・エクスプレス紙は、すでに日本の戦争犯罪人として軍部及び民間の指導者数千人に及ぶ名簿が作成済みと報じた。河井の指示により既に戦争犯罪人に関する研究を開始していた調査課では次のようなペーパーをまとめた。

一、住友財閥は戦争犯罪人なりや。

戦争犯罪人の定義

（a）米、英、蘇、仏四国の定義

（イ）平和に対する犯罪―侵略戦争又は国際条約に違反して戦争を引起した者の罪

（ロ）戦争法規違反の犯罪―交戦法規例へば一九〇七年ハーグ条約、俘虜待遇条約等に関してこれに違反したもの、罪（狭義の戦争犯罪人）。例、不必要に民家を焼く。

（ハ）人道に対する犯罪―例、独逸が国内で行ったユダヤ人迫害等。

（b）独逸人に対する戦争犯罪起訴理由（ゲーリング、リッペンドロップを含む十二名）

（イ）戦争犯罪及び人類に対する罪を犯す共同計画又は陰謀の実行案を樹てること。

（ロ）国際上の条約、協定、協約を破毀して侵略戦争を開始し続行すべきことを計画し、準備した。

（ハ）総力戦の実行、戦争法規及び慣例に直接抵触する方法及び策略を含む。

（ニ）ナチス党及び党の世界支配、陰謀に敵意をもつもの、或は敵意をもつものと嫌悪されたものはすべて殺害したこと。

一、家長公は戦争犯罪人として訴追せらるることなきや。

財閥は今次戦争勃発及び遂行に付いて責任ありと看做され、而して少くとも四大財閥はこの点に付いて一様に取扱はれてゐるのである。

財閥が戦争犯罪人として追求せられる場合、責任者は何人に定められるか。住友の場合は家長公が事実上事業の経営に関与せられてゐないから、責任がないことは明白であるが、三菱の場合は三菱男爵が独裁的に経営を支配してゐる関係上、住友その他の三大財閥も三菱と同様に取扱はれる危険はないであらうか。

若し家長公が訴追せられるとせば、事業の経営は全部総理事に一任してゐると抗弁すること。

一、住友財閥が戦争犯罪人として起訴せられる理由。

（a）住友と軍部の結託

住友は将校の多くを職員特に顧問として採用せること。これは就中金属、業務所に多い。又金属では陸海軍主計中将を監査役に選任し、その子会社の社長にも海軍将官を選任した。

（b）満洲と住友との関係

満洲住友金属、安東軽金属は住友の設立した会社であり、その外電氣工業、通信工業、化学工業等の関係会社は満洲に進出してゐる。

（c）住友と政府との結託

古田総理事は小磯内閣に於て内閣顧問に任命され、又同内閣以来軍需省顧問に任命された。

（d）戦争誘発に対する住友の消極的協力―不作為に因る責任

住友は四大財閥の一として宣戦、戦争遂行に関し発言し得る地位にあった。然るに戦争誘発を防ぎ若しくは戦争を中止するやう何等の発言、勧告をしなかった。

（e）右翼団体その他戦争責任者に対する援助

（f）住友と重臣との関係

西園寺公、近衛公と住友とは親戚又は特別に密接なる関係にあった。

調査課長目崎憲司は、このペーパーに基づき、次のような社長住友吉左衛門の弁明書案を作成し、これにa住友本社と連系会社、b住友と戦時と戦時利得、c住友と軍部との関係、d住友と政府との関係、e住友と重臣との関係、f住友と寄附、g住友の満洲国進出、h何故に戦争阻止の努力をしなかったかという内容の各論を添付した。

陳述草按

自分は住友家の家長として、住友本社の社長の地位を持って居るが、事業の経営は、総理事が全責任を以て、其衝に当って居るので、自分は事業について詳細なる智識はない。詳細な説明が入要の場合には、総理事を煩す外はない。自分は、総理事を信任し、其進言する所を承認実行する。其性質は責任内閣を有する王の地位に似たるものであると考へてゐる。自分は京都帝国大学に於て日本文化史を研究し、文学に興味を有し、事業の経営等はあまり興味はない。

住友家は元来大阪の出であるから、政府とか陸海軍等とは関係薄く、民間の独立した事業家であって、政治には無関心である。戦争で利益を得るとか、或は又政権の変動に際して、政治家を支持して、利権を得るといふ様なことはした事はないと聞いてゐる。住友の歴史を書いた本があるから御読みになれば分る。

他方本社総務部会計課では常務理事総務部長北沢敬二郎の指示によるとみられる次のような住友本社の弁明書を作成していた。

大東亜戦争期間ヲ通ジ住友本社ノ果シタル役割

結語

戦時中住友本社ハ単ニ一箇ノ証券保有会社トシテ保善的存在タリシニ止マル。

説明

一、住友本社ナルモノハ、嘗テ昭和四、五年頃迄ハ、住友合資会社ノ名称ノ下ニ、所謂財閥ノ中核的存在トシテ、傘下各部門ニ対シ単ニ資本的ニ止マラズ、凡ユル面ヨリ強力ナル指導統制ヲ加ヘタルコトアリシモ、右ハ当時ノ世界的不況ヲ打開センカ為、同一資本系統ノ諸会社ヲ一丸トスル有機的運営ニ依リテ、不況ニ斃ルヽカ如キコトヲ防止セントスル一方策ヲ出デザリシモノニシテ、斯ル運営ノ方法ハ寧ロ米国ニ於ケル大会社ノ資本的支配方式ニソノ多クヲ学ビタルモノナリ。

二、而ルニ其後昭和六年満洲事変ヲ契期トシ、軍部・官僚等ノ発言権次第ニ増大スルニ及ビ、従来民間ニ委シアリシ経済ノ自由ハ漸次国家統制ノ許ニ移行シ、ソレニ伴ヒ従来ノ財閥本社ノ犯シタル若干ノ過誤ヲ以テ、恰モ本社ナルモノハ私利ノ追及ニ余念ナキ自由経済ノ本據ナリトノ考ヘ方一般ニ瀰漫スルニ至リテ、遂ニ本社ハ逐次ニソノ支配実体タル持株ヲ一般ニ放出シテ、指導的立場ヨリ後退スルノ余儀ナキニ到リ(即チ現在ニアリテハ連系会社ノ持株スラ僅々二割ヲ出デサル状況ナリ)、之ニ代リテ国家ノ強力ナル統制指導力ガ各部門ニ亘リ直接間接ニ加ヘラル、事トナレリ。

三、而シテ大東亜戦争末期ニ於テハ、本社ナルモノノ経理的、人的発言権、指導権(力)ハ殆ンド喪失セルニヒトシキ状況ニシテ、単純ナル一箇ノ保善的証券保有会社トシテ存在セル状況ナリキ。

四、従而当社ノ社長或ハ重役ト云フモ、前述ノ如ク直接戦力増強ノタメ、各部門ヲ指導スルカ如キコト極メテ少ク、特ニ社長ニ於テハ殆ンド本社自身ノ運営ニモ預リ居ラサリシ事ハ周知ノ通リナリ。

五、又本社自身ノ内容ヲ考察スルモ、ソノ最大ノ生産的要素タル鉱山事業ニ於テスラ、経営ノ実体ハ住友鑛業ニ一任セラレ、而テソノ生産量ハ之ヲ全体的ニ観ルトキハ、誠ニ些少ニシテ寧ロ国家ニ大ナル寄与ヲ為シ得サリシコトハ遺憾トスル所ナリ。

ソノ他林産等ノ経営ヲ為セルモ、特ニ論スヘキ程ノコトナク、要之本社自身ノ内容ヨリ観察スルモ、或ヒハ資本的指導力ノ実態ヲ研討スルモ、寧ロ戦争ノ苛烈化ニ追随スルコト能ハズシテ終結を見タリト謂フヲ得ベシ。

目崎はこれらをまとめて、「住友ノ組織」と題する住友としての対ＧＨＱ交渉用の資料を作成し(資料5)、これを英訳した。なおこの資料には、翌二十一年四月ＧＨＱ民政局(ＧＳ)に赴任したＥ・Ｈ・ハードレー女史が後に出版した『日本財閥の解体と再編成』(昭和四十八年　東洋経済新報社)や『財閥解体ＧＨＱエコノミストの回想』(平成十六年　東洋経済新報社)で盛んに引用しているＧ・Ｃ・アレンの諸論考の一つ「日本ニ於ケル経済支配ノ集中」(エコノミック・ジャーナル　一九三七年六月)の邦訳が添付されているところから判断すれば、目崎(昭和七年論文「鉄鋼及び石炭業に於ける企業組織」によって経済学博士の学位を得ていた)はすでに財閥解体に関する米国側の意向を或る程度認識していたものと思われる。また用意された資料の中には「住友ノ組織」の他に住友家家憲の英訳(資料6―1、この英訳はその後二十一年一月ＧＨＱに提出された「特定ノ家族ニ関スル報告」では資料6―2の通り改訳された)も含まれていた。これらの作業は来るべきＧＨＱとの交渉に備えて、九月末には完了したものと思われる。

この間企画課では九月四日から八日にかけて、十日に開催されることになった事業転換方策懇談会の準備に忙殺された。十日連系会社の事業転換に関する実務担当責任者を集めて、次のような次第で懇談会が開催された。

議事項

一、第一次応急転換方策(現有設備資材ヲ以テスル転換)如何

（1）右応急方策ニ基ク会社ノ製品別販売予想高
（2）〃　会社ノ従業員数
（3）〃　原材料ノ所要量及手当可能見込
一、第二次新規転換方策如何
（1）新分野開拓ノ計画
（2）右ニ基ク販売予想高、従業員数
一、関係仔会社ノ転換方策如何
一、其他住友トシテ考究スベキ新規事業計画ニ関スル御意見其他

住友の場合各社の事業は住友金属と海軍の特殊な関係を除き、元来民需中心であったものが、軍部によって軍需産業化を強制されてきた経緯があったので、会議の席上終戦により「金属各工場中、名古屋中心ノ伸銅、八尾ノアルミ板・箔、製鋼ノ車輪、尼崎ノ鋼管民需丈ガ存続サルベシ、ソノ他ハ閉鎖ノ外ナカルベシ」（金属専務中川路貞治）という住友金属の厳しい状況を除き、戦時中冷遇されてきた日本板硝子を筆頭に事業の民需転換に各社とも明るい希望を表明した。さらに常務理事北沢敬二郎は、次のように極めて楽観的な見通しを明らかにした。

平和基調ニ急速ニ転換スル根本方針ニハ変リハナイ。財閥ト云フモノハ一体ドウナルカト云フ見通ニ付テハ、八月ニアメリカノ太平洋問題協議会ノ日本処理案ニヨルト財閥ヲナクスルト云フ事ハナイシ、又三井、三菱ノ名前丈デ住友ハナイシ、存続ヲ許スカ否カハ未定デアルガ、極ク最近ノ話デハソノ問題ニ付テハ何等触レテヰナイガアメリカ側カラ触レルコトハアマリアルマイ。

又大田第三部長（註、大田三郎終戦連絡中央事務局第三部長）ノ話デハ、外国デ日本ノ経済ヲ信用シテイルノハ財閥丈ダ

サウダカラ、住友トシテハアメリカニ対シテモ相当強クヤッテ行ケルノデワナイカトモ思ワレル。

依而総理事ノ生キ抜クト云フノハ、日本ノ産業トシテ生キ抜クノデアルト思フカラ、各社デハモツト構想ヲ大ニシテ、ボーキサイトナラビンタンノモノヲ、皆ナモツテキテ日本デヤラウト云フ風ニ考ヘテ貰イ度イ。又金属ノハミルトン式プロペラハ輸送機ニ用ヒラレテヰルカラ、之ノ方面ニ付テモ考ヘテヨイト思フ。

従って連系各社からの住友の新規事業としては、石灰石利用のセメント製造業への進出とか北海道入殖計画とか、阿澄によれば「資金のみ食って人員の収容に限界がある」プロジェクトばかりで、企画課が提案した住友商事設立が唯一の新規事業といえるものであった。阿澄によると商事会社設立の論理は次のようなものであった。

一、輸出商品の生産工業は大量の雇傭が出来る。

一、日本の経済は外貨獲得を基本的要素とする。

一、貿易権を外国商社にとられると、日本は奴隷的工業国農業国に転落する。どうしても日本人の手による貿易商社を育てねばならぬ。

一、日本人の手で貿易をやれば、日本人の手による海上輸送が盛になる。日本人の手による貿易金融も盛になる。

一、日本人の手による海上輸送が発達すれば、日本人の手による造船工業が盛になる。造船工業の発展は各種産業の成長を促す。

一、戦後は商事活動が急速に盛になる。

そして住友商事の扱品種として次のものがあげられていた。

一、日本の基幹産業の原材料の輸入をやる。

一、食糧の輸入をやる。

一、外貨獲得に適切な商品の輸出をやる。

しかし住友においては「住友総本店(下)六(三)　商事会社設立問題」で述べたように、大正九年二月外遊から帰国した総理事鈴木馬左也によって商事会社設立の起案が廃案に追い込まれて以来、商事会社設立はタブーとされてきた。従って北沢はこれに基づき、住友商事設立については次のように反対した。

住友トトレーディングハ、中々大キナ問題ニシテ、三井、三菱ガ大キナ商事会社ガアルトキ、何モ住友ガ此ノ際競争的ニ大キナ商事会社ヲ作ル必要ハナイノデハナイカ。

これに対し阿澄は、次のように反論している。

鈴木馬左也元総理事の商事会社禁止論は

一、話が伝説化している。

一、鈴木総理事が商事会社を禁止された理由は

イ、時期が悪い。

ロ、人が育てられていない。

ハ、虚業的要素が多い。

一、日本から商事会社を抹殺することは出来ぬ。鈴木総理事に墓から出て来て貰はねばならぬ。

かくして懇談会の結論は連系各社の民需転換と新規事業として住友商事設立にしぼられることとなり、企画課は翌十一日から十二日にかけて、十三日の理事会に提出する事業転換案の作成に当たった。しかし十三日の理事会において決定されたのは、懇談会の民需転換と住友商事設立という拡大均衡による雇用の確保という結論とは裏腹に人員整理の方針と本社解体も視野に入れた住友土地工務に商事部門を併設するという縮小均衡策であった。

理事会の決定が何故このように一八〇度転回したのか、議論の詳細は不明であるが、十二日に作成された企画課の案が、すでに住友土地工務に商事部門併設案に修正されているところから判断すれば、十一日に報道されたマッカーサー元帥の日本管理方式に関する声明や、同日に命令された東条英機等三九人の戦争犯罪人の逮捕などにより、北沢常務理事等の楽観論は一掃されたのではないかと推測される(阿澄によると十二月二日三菱重工業社長郷古潔が戦犯として逮捕された時、総理事古田俊之助も逮捕がほとんど半ぎまりになっていたという)。

この結果九月十四日本社人事課長津田久は、人員整理に関する起案「職員整理方針ニ関スル件」を提出し、即日決裁された(資料7)。方針決定と同時に起案が提出されたところから判断すれば、人事課としては予め人員整理を必至とみて、研究を重ねていたものとみられる。

阿澄によると、九月十二日企画課が作成し、十三日の理事会で承認された住友本社解体案は次のようなものであった。

一、販売部門は閉鎖、住友土地工務に販売部門新設。

二、鉱山部門(鴻之舞、大宮、国富、余市等)を住友鑛業に売却。

三、林業部門(林業所)を住友鑛業に売却。別子農林課(財産は住友本社所有、経営は住友鑛業に委託)の業務と併せ、将来は独立の会社とする。

四、住友病院は財団法人とする。

五、其他の不動産は適宜、適切な関係先に売却する。

又住友商事を新たに設立するのではなく、住友土地工務に販売部門を新設する理由を阿澄は次のように記している。

住友には真の商事会社の経験がない。戦後は財閥の威力が一応衰退する。そんなとき独立の商事会社をスタートさせたら必ず経験を積む前に破綻する。

不動産会社の一部に販売部門をつくる場合は、破産まで落込む前に必ず商事能力を育成することが出来る。独立の商事会社では銀行がついてこない。不動産会社と抱き合せなら銀行はついてくる。

不景気になると商事収益は減るが、物価も低落し、経費も節約され、不動産の賃貸収入が大きな支えになる。好景気になると物価も上昇し、経費も膨脹し、不動産の賃貸収入は影薄くなるが、商事部門の収益が支えになる。

三菱地所宮田専務（註、宮田正男、当時は三菱地所営業部長である）も此の考へ方に同感された。

九月二十二日アメリカ政府による「降伏後における米国の初期の対日方針」の全文が発表された。常務理事北沢敬二郎は次のように語っている。(5)

GHQは財閥解体問題を具体的に取り上げ始めた。このことについては七月二十六日のポツダム宣言に明らかにされていたので、かねて覚悟していたものゝ、いよいよ具体化の段階になるとやはり悲痛無念の感が深かった。GHQは「降伏後の日本に対する米国の初期政策」を発表した。その中には日本の商工業の大部分に支配力を有する産業コンツェルン、金融コンツェルンを解体すると明記してあった。名目は民主主義勢力の助長ということであるが、当時の米国の真意は、実は日本の経済力を弱めるのがねらいだったと思う。

連合軍先遣部隊が八月二十八日厚木飛行場に到着以来、三十日連合国最高司令官マッカーサー元帥も厚木に到着、九月二日横浜に開設されたGHQは十五日に東京日比谷の第一生命ビルに移転した。しかし関西では占領軍の進駐は遅れていた。九月二十五日アメリカ第六軍麾下の第一軍団第九八師団は、住友金属和歌山製鉄所の海岸線に上陸を開始した。(6)それに先立ち第一軍団の先遣隊トーマス少佐が九月二十三日住友ビルを第一軍団司令部として接収する旨通告してきた。ビルの所有者住友土地工務専務竹腰健造がトーマス少佐との折衝に当たった。竹腰は銀行・信託等金融機関が入居しているので、接収は最上階である五階だけにしてもらいたいと申し入れ、二十四日接収は五階と屋上階（社員食堂、貴賓応

接室及び食堂）にとどまった。その代わりトーマス少佐からは二日以内に明け渡すよう命令され、五階のテナント住友生命は二十六日までに近くの愛日国民学校への退去を余儀なくされた。二十七日進駐軍移転の朝には各室の清掃を終え、幹部の部屋には北沢常務理事の指示で花まで生けられていた。(7)

同日住友本社では、先の人員整理の方針に基づき、本社職員に対し次のような退職申出勧奨が通知された。

昭和二十年九月二十七日

人事部長　田中　良雄

職員各位

大東亜戦争ハ遂ニ悲運ナル結末ヲ告ゲマシタ。我々国民ト致シマシテハ、此際斯ノ如キ終結ヲ見ルニ至リマシタ原因ヲ顧ミテ、深ク反省致シマスト共ニ、今後ハ只管大詔ノ御趣旨ヲ奉禮シ、戦後復興皇国再建ニ邁進致サネバナラヌト存ズルノデアリマス。

我住友ニ於キマシテモ、此新事態ニ即応致シマシテ、従来ノ戦時態勢ヲ急速ニ平和態勢ニ切換ヘ、新ナル決意ヲ以テ新時代ニ対処スルコト、相成ツタノデアリマスガ、御承知ノ通リ、我住友ハ其ノ全事業ヲ挙ゲテ国家ト運命ヲ倶ニスベク、戦争完遂ノ一途ニ全力ヲ傾倒致シテ参リマシタダケニ、今突如トシテ平和態勢ニ切換ヲ断行致シマス事ハ、中々容易ナラヌ困難ヲ感ズルノデアリマシテ、終戦以来新ナル構想ヲ以テ鋭意企画ヲ進メテ居ル次第デアリマスガ、何レニセヨ戦時ニ於ケルガ如キ厖大ナル事業ヲ運営致シテ参リマスコトハ不可能デアリマシテ、先ヅ以テ現事業ハ徹底的圧縮ヲ致サネバナリマセズ、自然職員ニモ相当数ノ過剰ヲ見込マザルヲ得ナイ状態ニ立至ツタノデアリマス。本社ト致シマシテハ、現在一般男子職員八五名、保安連絡関係職員三九名、女子七五名デ仕事ヲ致シテ居リマシタガ、近ク復帰ヲ予定セラレル兵役服務者、応徴者、禁止職種転換者ハ一般男子二七五名、保安連絡関係者

五三名、女子三三名ニ達シマス。事業自体ノ規模圧縮ニ加ヘ、此ノ厖大ナル帰還復員者ヲ加ヘマスト、本社モ亦職員ノ著シキ過剰ヲ免レヌコトニナツタノデアリマス。

大戦中ハ戦力増強ノ為、国民一人残ラズ戦列ニ就クベキ要請切ナルモノガアリマシタ関係上、各位ニ於カレマシテハ、種々ノ個人的家庭的御事情等御有リデアツタコト、存ジ、其ノ真摯ナル御努力ニ対シマシテハ深甚ナル敬意ト感謝トヲ表スル次第デアリマス。然シ乍ラ情勢斯クノ如ク相成リマシタ今日ニ於キマシテハ、最早強テ旧来ノ職場ニ止マラネバナラヌ国家的要請ハ無クナツタノデアリマシテ、自由ニ新時代ニ処スルノ途ヲ御考ヘニナリマシタ時、此際或ハ故山ニ帰ツテ静カニ余生ヲ送リ、或ハ暫ク閑地ニ在ツテ状勢ノ推移ヲ見究メ、或ハ曽テノ経験ニ基キ新生ノ途ヲ拓キタキ御考ヲ以テ、退職ヲ希望セラル、向モ段々ニ御有リノコトカト存ズルノデアリマス。殊ニ女子職員ノ方ハ当然家庭ニ復帰セラル、コトヲ御考ニナツテ居ラレ、又斯クアルベキカト思ヒマスガ、斯様ナコトハ何カ機会ガ無イト、中々申出難イコトデアリマスノデ、彼是考ヘ合セマシテ、茲ニ退職ノ意図ヲ有セラレル方ヲ積極的ニ徴募スルコト、致シタ次第デアリマス。

尚斯様ナコトヲ申上マスコトハ或ハ如何ト思ヒマスガ、退職ノコトヲ考ヘラル、ニ当リ、差当ツテ何彼ト御心積リモアロウカト思ハレマスノデ、一応左ニ退職時ノ給与ニ付テ予メ御報セスルコト、致シマス。

一、退職慰労金又ハ退職手当金

規程全額ヲ支給ス。

二、特別手当

退職慰労金又ハ退職手当金ノ外左ノ特別手当ヲ支給ス。

（一）　職員、準職員

勤続五年未満ノ者　月俸ノ六月分
〃　十年未満ノ者　〃　八月分
〃　十年以上ノ者　〃　十月分

（二）　女子職員

勤続三年未満ノ者　月給ノ三月分
〃　五年未満ノ者　〃　四月分
〃　五年以上ノ者　〃　五月分

三、帰郷旅費

社則内国旅費規程第三十条ノ定ムル処ニ依ル。但シ本人以外家族ニ対シテモ第二十五条ノ定ムル処ヲ準用シ、鉄道賃、船賃、車馬賃及旅行日当ヲ支給ス。

尚念ノ為申添ヘテ置キタイノデアリマスガ、一般世間ノ例等ニ依リマスト、此際進ンデ退職ヲ申出ルコトハ、給与上不利ヲ蒙ルノデハナイカトノ御懸念モアロウカト思ヒマスガ、住友ニ関スル限リ、左様ナ扱ハ絶対ニ致サヌ処デアリマシテ、今後都合ニヨリ、会社ヨリ退職ヲ求メネバナラヌ方々ガ有リマシテモ、其ノ給与ニ付キマシテハ右発表以上ノコトハ致サヌ方針デアリマスカラ、愚念乍ラ予メ御含ミ置キ願度イト存ジマス。

以上彼是申上ゲマシタガ、何卒意ノアル処ヲ御汲取下サイマシテ、退職ノ意図ヲ有セラルヽ方ハ、一応来ル十月十日迄ニ夫々直属ノ上司迄御申出下サイマス様、御勧奨旁右申上ゲタ次第デアリマス。

以上

㈢　最高司令部当局者への接触

十月一日住友本社は衣笠分室及び住吉分室を廃止した。京都では大阪と同様九月末に西日本を管轄する米第六軍が進駐し、四条烏丸の大建産業ビル（現丸紅ビル）に司令部が設置された。衣笠分室が廃止された衣笠別邸は接収され、CIC（Counterinterigence Corps 防諜部隊）の拠点とされた。

三日GHQとの交渉に備えて、本社に外事室が設置された。九月十九日住友本社はGHQから「工鉱業会社業態報告に関する指令」を受け、本社及び連系会社について「工鉱業会社業態報告書」を提出するため本社企画課が中心となって、本社の資料を作成すると共に連系会社に作成を指示しその取りまとめに当たった。さらにこの後十月二十二日には「特定会社の業態報告に関する指令」を受け、これに基づく「十五財閥業態報告書」の作成にも関与した。これらの資料の作成、取りまとめには相当の労力を要したと思われるが、太平洋戦争期の乏しい企業資料の中にあってこうした資料は貴重なものといえよう。

四日大学専門学校の九月新規卒業生の採用を取り止めざるを得なくなり、本社人事部長は連系会社主管者宛次のように通知した。

人第一五四号

昭和二十年十月四日

住友本社人事部長　田中　良雄

本年度新規学校卒業生採用取止ノ件

本年九月大学専門学校新規卒業生ノ採用ニ付テハ、過般来本社ニ於テ候補者募集銓衡中ノ処、此度ノ終戦ニヨリ情

第4表　住友家、本社、連系会社、特定関係会社相互間の持株数一覧表

1．本社及び住友家

銘柄	本社	本家	麻布分家	御影分家	住吉分家	小計
鑛業	424,976	678,220	53,332	53,332	53,332	838,216
電工	583,329	56,433	17,961	20,418	17,961	112,773
通信	330,417	45,932	5,000	5,000	5,000	60,932
金属	1,718,900	173,370	60,000	70,000	60,000	363,370
満洲金属	150,930	33,200	7,290	7,290	7,290	55,070
機械	168,200	39,000	6,300	6,300	6,300	57,900
化学	392,200	107,060	18,000	18,000	18,000	161,060
アルミ	98,200	28,000	4,600	4,600	4,600	41,800
朝鮮軽金属	160,000	48,000				48,000
銀行	177,711	50,500	12,900	12,900	10,900	87,200
信託	6,170	10,000	400	400	400	11,200
生命	4,500	9,000	500	500	500	10,500
倉庫	65,000	85,000	10,000	10,000	10,000	115,000
土地工務	220,840	229,000	19,700	19,700	19,700	288,100
共同電力	89,800	20,000	3,200	3,200	3,200	29,600
計	4,591,173	1,612,715	219,183	231,640	217,183	2,280,721
化工材工業	71,000					
海上火災	81,660	10,000	800	800	700	12,300
安東軽金属	400,000					
日本板硝子	47,056	10,000	600	550	550	11,700
計	599,716	20,000	1,400	1,350	1,250	24,000
合計	5,190,889	1,632,715	220,583	232,990	218,433	2,304,721
住友本社		470,000	10,000	10,000	10,000	500,000

原表備考：(1)本表は昭和二十年十月会計課作成のものなり。
(2)昭和二十年十月に於ける最近の数字。
註：住吉分家の銀行株10,900株のうち4,000株は住友孝名義である。

勢急変シタル結果、本年度ハ全面的ニ採用取止メノコトニ方針ヲ決定シ、既ニ採用決定致シ居リタル者ニ対シテモ右決定ヲ取消シ、コノ旨本人並学校宛通知致置候次第ニ御座候。右既ニ御承知ノコト、存候ヘ共、為念御通知迄得貴意候也。追而貴社ニ於ケル将来ノ事業運営上特殊ノ技術学科卒業生ヲ必要トスルガ如キ事情有之候節ハ、特ニ考慮致スベキニ付、至急本社迄御申越相成度候。

五日常務理事北沢敬二郎（大正六～七年米国プリンストン大学及びユニオン大学留学）は、昭和十八年十月住友銀行専務から本社監事と

アルミ	銀　行	信　託	生　命	土地工務	共同電力	小　計
	112,000	48,000	64,000		16,000	280,000
	48,333	34,772	29,618	9,400		251,572
	10,000	23,850	62,472			379,140
	571,680	187,040	113,600	8,500		1,152,940
			10,000			394,000
	25,800	60,000	21,500			553,900
	10,200	61,436	63,820			147,456
×	10,000	5,000	10,000			210,000
192,000						592,000
	×	40,707	13,000	50,000		103,707
	160,615	×				160,615
			×			
	100,000		20,000			120,000
39,600	64,900		12,000	×		206,900
	12,000	24,000			×	262,600
231,600	1,125,528	484,805	420,010	67,900	16,000	4,814,830
						145,300
	1,250	3,600	8,400			13,250
200,000						1,600,000
	10,000	3	600			10,603
200,000	11,250	3,603	9,000			1,769,153
431,600	113,6778	488,408	429,010	67,900	16,000	6,583,983
	70,000	20,000	10,000			100,000

なった大島堅造（大正七～十年住友銀行ニューヨーク出張所主任代理者）と共に、調査課長目崎憲司の作成した「住友ノ組織」英訳及び住友家家憲英訳の他会計課が作成した住友家・本社・連系会社・特定関係会社相互間の持株数一覧表（第4表）等の資料を携えて上京した。(8)

十月五日私は監事の大島堅造君とGHQに出頭、経済科学局長のクレーマー大佐に会い、住友本社の組織、特色などを説明し、実権は総理事にあるとして、当時戦犯のうわさのあった社長住友吉左衛門さんの立場をよく話しておいた。

その際北沢は、クレーマー大佐から三菱は「岩崎が反対して怪しからん。住友は応じる方がよいよ。」「三菱は個人資産が少ない関係で解体はいやだというのを聞いて非常におこった。住友が率先応諾してくれ。」といわれた。(9)

2．連系会社

銘柄	鑛業	電工	通信	金属	機械	化学
鑛業	×	16,000		24,000		
電工		×	129,449			
通信		282,818	×			
金属		227,000	32,720	×		12,400
満洲金属				324,000	60,000	
機械	253,500			168,800	×	24,300
化学	12,000					×
アルミ		10,000		105,000		70,000
朝鮮軽金属		80,000		160,000		160,000
銀行						
信託						
生命						
倉庫						
土地工務		30,000		112,000		
共同電力	70,000	10,000			20,000	75,000
計	335,500	655,818	162,169	893,800	80,000	341,700
化工材工業				132,470		12,830
海上火災						
安東軽金属		20,000		600,000		600,000
日本板硝子						
計		200,000		732,470		612,830
合計	335,500	855,818	162,169	162,6270	80,000	954,530
住友本社						

週明けの十月八日北沢と大島の出張報告を受けて、総理事古田俊之助は本社解体の決意を固めたものと思われる。企画課では本社解体案の打合せとその作成が十一日から十六日まで続けられた。この間十五日には安田保善社理事会が保善社解散を決定したことが報ぜられた。

十六日古田総理事は兼務する化学及び土地工務の会長を辞任した。化学では停年延長中であった社長吉田貞吉が退職したため、副社長小林晴十郎が社長に昇格し、土地工務では本社常務理事北沢敬二郎が社長を辞任し、専務竹腰健造が社長に就任した。

十七日神嘗祭の休日にもかかわらず、企画課長佐藤俊雄、副長阿澄一三は出勤して河井常務理事と解体案を詰め、その後古田総理事、北沢、田中両常務理事も出席して解体案の審議が行われた。阿澄によると「最初北沢さん

3．特定関係会社及び総合

銘柄	再計	海上火災	合計	総株数	持株率	一株の金額
鑛業	1,543,192	48,000	1,591,192	1,600,000	99.4	50
電工	947,674	12,243	959,917	2,400,000	40.0	50
通信	770,489	5,000	775,489	3,000,000	25.8	50
金属	3,235,210	32,100	3,267,310	8,375,000	39.0	50
満洲金属	600,000		600,000	600,000	100.0	50
機械	780,000		780,000	800,000	97.5	50
化学	700,716	4,200	704,916	2,200,000	32.0	50
アルミ	350,000		350,000	400,000	87.5	50
朝鮮軽金属	800,000		800,000	1,600,000	50.0	50
銀行	368,618	2,000	370,618	700,000	52.9	100
信託	177,985	2,000	179,985	400,000	45.0	50
生命	15,000		15,000	15,000	100.0	100
倉庫	300,000		300,000	300,000	100.0	50
土地工務	715,840		715,840	830,000	86.2	50
共同電力	382,000	6,000	388,000	400,000	97.0	50
計	11,686,724	111,543	11,798,267	23,620,000	50.0	
化工材工業	216,300		216300	400,000	54.1	50
海上火災	107,210		107,210	480,000	22.3	50
安東軽金属	2,000,000		2,000,000	4,000,000	50.0	50
日本板硝子	69,359	500	69,859	245,000	28.5	50
計	2,392,869	500	2,393,369	5,125,000	46.7	
合計	14,079,593	112,043	14,191,636	28,745,000	49.4	
住友本社	600,000		600,000	600,000	100.0	500

が反対せられ、田中さんが賛成され、古田さんが調整せられ、最後に北沢さんも賛成せられ、全員賛成になった[10]」。

翌十八日本社各課長にその概要が説明された（資料8）。同日GHQ経済科学局長クレーマー大佐が来阪、古田総理事が会見した。当時本社総務部次長であった菅野秀次郎による[11]と会見の内容は次の通りであった。

席上大佐ハ、「日本財閥ニ対スル処置ハ、降伏後ノ日本管理政策ニ示ス通リ、ソノ解体ハ必至デアリ、遅滞スレバ他国ニ乗ゼラルル恐レガアルカラ、自発的且ツ急速ニ行ハレルコトガ望マシイ。シカシ目下本国政府ニ請訓中デアルカラ、ソノ回訓ヲ待ツテ各社同時ニ発表スルコト」ヲ希望スルト述ベ、之ニ対シ古田総理事ハ「自分トシテハ決スルトコロハアルガ、社内ノ手続ヲ要スルカラ、暫ク猶予ヲ乞

フ」ト答ヘ、大佐ハ所有株式処分案ニ就テ説明シ、付デ家長住友吉左衛門ニ就テ質問アリ、総理事ハ「家長ハ住友家ノ不文律ニヨリ事実上本社ノ事業ニ一切関与セズ、事業上ノ全責任ハ総理事ノ職ニ在ル者ガ負ウ」旨ヲ答ヘテ会談ヲ了ヘタ。

十九日本社理事会は本社解体方針を決定した。二十日古田総理事は上京し、この方針について分家(住友寛一)及び西園寺家(西園寺八郎)の了解を得、二十一日長野角間温泉嶽心荘に疎開中の家長住友吉左衛門を訪ね、本社解散の決裁を得た。歌人泉幸吉の「本社解散の報到る」と注記された一首[12]。

雲垂るる　しぐれもよひの秋山を　わが子ら共に　起きて来にけり

(四)　住友本社自身による解体案の作成

十月十八日本社各課長に対する本社解体案の説明が終わると、翌十九日各店部、連系会社及び特定関係会社(住友化工材工業、大阪住友海上火災、日本板硝子)の主管者に対し、これを説明するため十月二十四日に主管者会同を開催する旨通知された。同日北沢常務理事は、解体案を次のように説明した。

本社解体ノ具体的方法

本社解体ノ具体的方法ニ付キマシテハ、内外諸情勢ヲ勘案シ慎重考慮ノ結果、先ヅ現業部門タル販売・鉱山・林業並ニ病院ノ各部門ヲ適当ニ処理致シマシタ上、残リマシタ持株会社トシテノ本社ヲ解散スルヲ至当トスルトノ結論ニ到達致シマシタ。

即チ第一ニ本社ノ販売部門ト致シマシテハ、東京ヲ始メ横須賀・名古屋・神戸・呉・福岡・京城・上海ノ各地ニ業務所又ハ事務所ヲ設ケ、主トシテ住友系各社ノ製品並ニ其ノ関聯製品ノ委託販売ヲ行ツテ参リマシタガ、此ノ際之

等ハ解消シ、其ノ販売業務ヲ一応各社ニ復元致スコトニ決定致シマシタ。

尤モ日本経済ノ将来ヲ予想致シマスレバ、従来ノ主トシテ軍事的要請ニ基ク国内自給自足態勢ノ経済的非合理性ニ代リマシテ、輸出入貿易ヲ含ム商事活動ノ領域ガ著シク拡大セラレマスコトハ、必須ト存ゼラレマスノミナラズ、製造会社ノ立場ヨリ致シマシテモ、民需転換後ノ激烈ナ自由競争ニ対処致シマス為メニハ、製品ニ対スル需給ノ見透シ等一般情報ノ蒐集、海外ノ優秀ナ技術ノ導入、製品販路ノ積極的ナ開拓等ノ為メニ商事部門ニ依存スル度合ハ、著シク増加スルト予想セラレマス。従ヒマシテ此ノ際住友ト致シマシテハ寧ロ販売部門ノ拡大強化ヲ図ルノ要アリトモ存ゼラレマスノデ、一般情勢トモ睨ミアハセ新構想ヲ以テ再出発致スコト、シ、其ノ具体案ハ近ク適当ナル時期ニ御相談申上ゲルコト、シタイト思ツテ居リマス。

第二ニ本社ノ鉱山部門ニ付キマシテハ鴻之舞・国富等ノ諸山ヲ有シ、従来鑛業会社ニ委託経営ヲ御願ヒシテ居リマシタガ、此ノ際朝鮮ノ諸山ヲ除キ鉱山部門ハ挙ゲテ鑛業会社ニ営業譲渡シ、名実共ニ鑛業会社ノ一元的経営ニ移スコト、致シマシタ。今後産金政策ノ第一線ニ立ツ鴻之舞鉱山ノ再興等之等諸山ノ経営ガ、鑛業会社ノ一元的運営ノ下ニ積極的ニ展開セラレマスコトヲ期待シテ止ミマセン。

第三ニ本社ノ林業部門ト致シマシテハ、朝鮮ヲ始メ兵庫・和歌山・宮崎・愛媛ノ諸県並ニ北海道等ニ亘リ、造林・製炭等ヲ行ヒ、其ノ一部ハ鑛業会社ノ別子農林課ノ委託経営トナツテ居リマスガ、其ノ歴史的経緯並ニ事業ノ性質等ニ鑑ミマシテ、鉱山部門ト同様朝鮮関係ヲ除キ鑛業会社ニ営業ヲ御引受願フコトト致シマシタ。之等山林ハ未ダ造林期間ヲ脱シマセズ、此処数年ハ伐採困難ナ関係上鑛業会社ニトリマシテモ御迷惑ヲ御掛ケスルコトガ多イカト存ジマスガ、将来農業ヲモ含メマシテ、鉱山部門ノ附属的部門トシテデハナク、併立的部門トシテ育成シテ頂キ、更ニ適当ナル時期ニ於テ其分離独立ヲモ考慮シタイト存ジテ居リマス。

最後ニ本社ノ経営致シテ居リマス病院ハ、財団法人トシテ独立セシメル予定ノ下ニ目下研究中デアリマス。

右四部門ニ亘ル現業部門ノ処理ニハ、臨時資金調整法等ノ手続ヲ必要ト致シマス為メ、若干ノ日数ヲ要スルト存ジマスガ、可及的迅速ニ其ノ手続ヲ進メ、此等ノ処分ガツキ次第持株会社トシテノ本社ヲ解散致ス所存デアリマス。尚之等手続ノ細目ニ付キマシテハ、目下「本社解散ニ関スル手続要綱」ヲ作成中デアリマシテ、出来上リ次第御送付申上ゲル心算ニ致シテ居リマス故、御含置キ願ヒマス。

次ニ本社持株ノ全面的公開ニ付キマシテハ、現在ノ株式市場ノ状況等ニヨリマシテ、到底早急ノ処分ハ困難ト存ゼラレマスノデ、此ノ点適当ナル方法ニ付種々考究中デアリマスガ、尚政府当局ニ於キマシテモ、既ニ一応ノ成案ヲ有スルヤニ伺ツテ居リマスノデ、当局トモ充分連絡ノ上善処致シ度イト存ジテ居リマス。

斯クノ如クニ致シマシテ、住友本社ハ持株会社ト致シマシテモ、亦現業会社ト致シマシテモ完全ニ解体シ、之ニ伴ヒマシテ本社ヲ中核ト致シマス住友系各社ノ資本的並ニ人的連繋ノ組織モ亦茲ニ終焉シ、爾後住友系各社ハ其ノ主管者ノ下ニ夫々独立シタ形ニ於テ運営セラレルコト、ナルノデアリマス。

以上住友本社解体ノ具体的方法ニ付簡単ニ申述ベマシタガ、此ノ際特ニ皆様ニ申上ゲタイコトハ、今回解体致シマスノハ本社並ニ本社ヲ中核トスル組織ノミデアリマシテ、住友ノ諸事業ハ其ノ抱擁スル職員ト共ニ其ノ儘ニ維持温存セラレルノミナラズ、我ガ國ガ新ナル文化国家トシテ更生致シマス為ニ、之等諸事業ノ一層活潑ナル活動ガ緊急欠クベカラザルモノトシテ要請セラレテ居ルコトデアリマス。何卒皆様方ニ於カレマシテハ此ノ点ヲ充分認識セラレ、其ノ重且大ナル責務ヲ完遂セラレマス為メニ、新ナル勇気ト自信トヲ以テ積極的ニ新事態ニ処セラレ、新日本建設ノ礎石トシテ従来ニモ優ル産業報国ノ実ヲ挙ゲラレンコトヲ切望シテ止ミマセン。

尚之ハ申ス迄モナイ事デアリマスガ、住友本社ハ解散ノ方針ハ決定シマシタガ、諸般ノ手続ノ都合上解散ノ決議迄

ニハ未ダ若干ノ時日ヲ必要ト致シマスノデ、ソレ迄ハ各店部連系会社ヨリ本社ニ対スル打合及報告ハ、従来通リ取リ行フコトニ致サレ度イノデアリマス。

最後ニ日本財閥ノ処分ニ付キマシテハ、目下聯合軍最高司令部ヨリワシントンニ請訓中デアリマシテ、之ニ対スル回答アリ次第、他ノ財閥ト共ニ発表致スコト、ナッテ居リマス。従ッテ本日皆様ニ内示致シマシタ所ハ、部内部外共其ノ時迄内密ノ取扱ヲセラレル様特ニ御願ヒ致ス次第デアリマス。

以上

この間十月十五日に解散を決定した安田保善社はその解体案を日本政府に提出した。このいわゆる「安田プラン」は十八日日本政府からＧＨＱに提出され、二十日ＧＨＱはこの「安田プラン」を米国政府に送り同意を求めた。ＧＨＱと米国政府の交渉は十月中続いたが、財閥解体と経済力の集中排除に関する専門家の調査団を日本に派遣することで合意し、十一月四日米国政府は「安田プラン」を承認した。この結果を受けて、日本政府は「安田プラン」を改めて政府の正式文書としてＧＨＱに提出し、十一月六日ＧＨＱはこれを承認した。(13)

住友本社総務課は十月二十四日の主管者会同終了後、三十日次のような起案を提出し、十一月一日決裁されて、上記ＧＨＱによる解体指令に備えていた。

住友本社解散ニ関スル件

去ル十月二十四日主管者ヲ招集、総理事ヨリ住友財閥解体ノ声明ヲ発セラレ、各社ニ対スル本社ノ統制解消ヲ内示相成候処、近ク聯合軍最高司令部ヨリ財閥解体指令発令セラルベク候ニ付テハ、右発令ヲ俟ッテ各店部連系会社主管者ニ対シ、左案ヲ以テ正式通牒ノコトニ決定相成可然乎。

案

文第一二四号

昭和二十年十一月七日

総務部長

各店部連系会社主管者宛

住友本社解散ニ関スル件

終戦後ノ内外情勢ニ鑑ミ、今般住友本社ヲ解散シテ住友系各事業ノ統轄機関ヲ廃止シ、現下ノ情勢ニ即応スル態勢ヲ確立スル為、左記措置ヲ講ズルコトニ決定相成候ニ付テハ、之ガ趣旨ニ関シ貴部下各員ニ周知徹底方御配慮相煩度、此段依命御通知旁々得貴意候也。

記

一、住友本社ノ有スル現業部門ノ処置ニ付テハ、鑛業及農林業ハ住友鑛業会社ニ移管ノ計畫ナルコト。

二、住友本社ノ所有ニ係ル住友系各社ノ株式ハ政府ノ指定スル機関ニ引渡シ、逐次公開セラルルコト。

三、住友本社ノ解散ニ伴ヒ、本社社長以下全役員ハ自然退任トナルコト。尚家長様ハ住友系各社全部ノ取締役ヲ、古田総理事ハ同ジク取締役会長ヲ夫々辞任セラルルコト。

四、右ニ伴ヒ住友系各社ハ夫々自主的独立ノ会社トシテ事業ノ経営ニ当ルコト。

五、住友系各社ノ社名中「住友」ノ名称ハ、之ヲ避クルコトトシ、逐次社名ノ変更ヲナスコト。

以上

従って六日のＧＨＱ覚書の発表を受けて、七日住友本社は古田総理事談の形で対外的に解散方針を発表し、同時に古田総理事は本社職員に対し次のように訓示し、併せて上記起案が各店部連系会社主管者宛出状された。

一、緒言

今般住友ニ於テハ終戦後ノ内外ノ情勢ニ鑑ミ、本社ヲ解散シテ住友系各事業ノ統轄機関ヲ廃止スルト共ニ、現下ノ情勢ニ即応スル態勢ヲ確立スルニ必要ト目サルル諸般ノ措置ヲトルコト、決定シタノデアリマシテ、本日茲ニ諸君ノ御参集ヲ願ツタノハ、私ヨリ親シク此ノ事ニ付キ御説明致スト共ニ、諸君ノ御了解ヲ得タイト存ジタ次第デアリマス。

二、決定ニ至ル経過

1　日本ノ財閥ガ何等カノ変革ヲ要求サレルデアロウコトハ、終戦当時ヨリ予想サレテ居タ所デアリ、我々トシテモ鋭意之ガ対策ヲ研究スルト共ニ、聯合軍当局ヲシテ住友ノ実体ヲ認識セシムヘク努メタノデアリマスガ、当時ニ於テハ未ダ聯合軍当局ノ意図モ判明セズ、具体的方策ヲ樹立スルニハ至リマセンデシタ。

2　九月二十二日米国政府ノ発表セル「降伏後ノ日本ニ関スル全般的政策」ハ、「日本ノ商工業ノ大部分ニ支配力ヲ有スル大産業及金融ノコンビネーションズヲ解体スルタメノ計畫ヲ助長スル」旨ヲ掲ゲ、茲ニ財閥解体ノ問題ハ始メテ公的ニ表明セラレ、又其ノ方向モ稍明ラカトナツテ参リマシタ。

3　十月ニ入ルト共ニ聯合軍当局ノ意図モ次第ニ明瞭トナリ、我々ノ決意モ亦其ノ形ヲ整ヘテ来タノデアリマスガ、十月十八日ニ行ハレタクレーマー大佐ト私トノ会見ニ於テ種々意見ヲ交換致シマシタ結果、先方ノ要求スル所ハ財閥ノ独占的支配力ヲ排除スルニアリ、決シテパニッシュニ非ズト云フ（註、このフレーズは占田総理事の書き込み）、且之ヲ行フニ当ツテハ当方ノ自発的決定ヲ期待シテ居ルコトガ明ラカトナリマシタ。

4　他方之レヨリ先国内ニ於テモ次第ニ財閥ノ処理ヲ問題トスル与論ガ高クナリ、或ハ戦争責任ノ見地ヨリ或ハ産業ノ民主主義化ノ見地ヨリ、財閥ノ解体ヲ要求スルニ至リ、茲ニ問題ハ国内問題トシテモ重大化スルニ至リ

マシタ。

5　カヽル内外ノ情勢ニ鑑ミ、我々トシテハ此ノ際財閥トシテノ住友ヲ自発的ニ解体スルコトガ、結局ニ於テ住友各事業ノタメデアリ、又更ニ大ニシテハ国家を救フ所以デアルト信ジ、次ノ如キ思ヒ切ツタ解体措置ヲトルコトニ決定シタノデアリマスガ、申ス迄モナク今回解体致シマスノハ本社並ニ本社ヲ中核トスル組織ノミデアリ、住友ノ諸事業ハ国家ノ産業トシテ生キ抜クノミナラズ、今後我国ガ新ナル文化国家トシテ更生スルタメニハ之等事業ノ一層ノ発展ガ要請セラレルノデアリマシテ、謂ハバ本社ガ犠牲トナツテ個々ノ事業ヲ生カスト言フ決心ヲ致シタ次第デアリマス。

三、決定ノ内容

1　住友本社ヲ解散シ、住友系各事業ノ統轄機関ヲ廃止スルコト。

2　本社ノ有スル現業部門ノ処置ニ付テハ農林業及ビ鑛業は住友鑛業へ移管スル計畫デアリ、又物品販売業ハ之ヲ各製造会社ニ復元スルコト。

尚病院ノ存続方ニ付テハ別ニ目下研究中ナルコト。

3　住友系各社ノ株式ニ付テハ、現在本社ノ所有スルモノニ付テハ其ノ全部ヲ政府指定ノ機関ニ委托シ、公開セラルルコト。

4　本社ノ解散ニ伴ヒ本社ノ役員ハ自然退任トナルコト。（又本社ノ重役ニシテ住友系各社ノ役員ニ就任シ居ル者ハ逐次辞任スルコト。）

5　右ニ伴ヒ住友系各社ハ夫々自主的独立ノ会社トシテ事業ノ経営ニ当ルト共ニ、各社々名中「住友」ノ名称ハ逐次之ヲ削ルコト。

四、本社解散ト職員ノ心構

以上申述ベタ所ニヨリ明カナ通リ、過去永年ニ亘リ住友財団ノ中軸トシテ傘下各事業ヲ統轄シ、且之カ発展ヲ助長育成シテ参リマシタ本社ハ、茲ニ解散ヲ遂ゲルコトニナツタノデアリマシテ、我々ト致シマシテモ洵ニ感慨無量ナルモノガアリ、オソラクハ諸君ニ於カレテモ同様ノ心境デアロウト存ジマス。然シ乍ラ本社ノ解散ハ現下ノ情勢下ニ於テ住友系各事業ノ将来ノタメデアリ、更ニ国家ヲ救フ所以ナリトシテ自発的ニ断行セラレタノデアルコトヲ考ヘマスト、我々ト致シマシテモ此ノ際徒ニ悲シミニ溺レテ居ルコトハ許サレナイノデアリマシテ、我々ハコノ悲シミヲ乗リ越ヘ、本社ヲシテ有終ノ美ヲアラシムルタメ最後ノ御奉公ニ務メネバナラヌノデアリマス。

殊ニ本社ハ解散ニ決定致シタトハ申スモノノ、現業部門ノ譲渡並ニ解散ニ必要ナ諸般ノ手続ニ尚若干ノ時日ヲ要スルタメ、解散決議ハ十一月下旬又ハ十二月上旬トナル見込デアリ、更ニ其ノ後モ相当処理スヘキ残務ハ存在スルノデアリマシテ、諸君ニ於カレテモ此ノ際徒ニ不安ノ念ニ駆ラレテ軽挙妄動スルガ如キコトナク、冷静ニ職務ヲ完了セラレンコトヲ希望シテヤマヌ次第デアリマス。

五、本社解散ニ伴フ職員ノ措置

尚最後ニ本社解散ニ伴フ本社職員ノ措置ニ付テ一言申上ゲテ置キマス。

御承知ノ通リ終戦後ハ、住友各社共事業縮小ノタメ夫々職員ヲ整理致シテ居ル状態デアリマスノデ、此ノ際全部ノ方々ニ連系会社ノ適当ノ職務ニ就テ頂クニハ相当ノ困難ガ予想サレルノデアリマスガ、本社ト致シマシテハ、従来ヨリ其ノ使命ノ一トシテ多数優秀ナル職員ヲ育成温存シテ参ツテ居ルノデアリマスカラ、此ノ機会ニ出来得ル限リ連系各社ニ推薦致シマシテ、今後ハ各職場ニ於テ充分御活躍願ヒ度イト存ジ、目下折角努力ヲ致シテ居リマスカラ御了承願イ度イト存ズルノデアリマス。

最後ニ住友精神ノ堅持必要ナリ（註、このフレーズは古田総理事の書き込み）。

以上

この方針発表に先立ち、すでに古田総理事は十月十六日の化学、土地工務に続いて、二十日生命、二十一日金属、電氣、通信の各社会長を辞任していたが、この発表後十一月十五日電力、二十六日倉庫、三十日鑛業、十二月二十日満洲金属の各会長も辞任して、年内にすべての連系会社役職から退いた。

生命では十月二十日の古田総理事の会長辞任に併せて社長松井孝長も辞任して大阪住友海上火災社長に転出し、専務小松正則が社長に昇格した。また銀行では十一月十九日社長岡橋林が本社理事を退職するのと同時に社長を辞任し、副社長野田哲造が会長兼社長（十月二十九日会長大平賢作が辞任していた）に就任した。

十一月二十六日倉庫は会長制を廃止して社長制を採用し、上記の通り古田総理事が会長を退任し、日本倉庫統制へ出向していた細谷庄三郎が社長に復帰した。同日住友土地工務は日本建設産業と改称した。続いて三十日住友金属工業は扶桑金属工業と改称し、住友通信工業は旧商号の日本電氣に復帰した。

住友本社では十一月七日の解散発表の後、十日に理事会で鉱業・林業部門を鑛業会社に、不動産部門を土地工務に譲渡する契約書を決定し、十二日に株主総会を開催してこれらの譲渡に関する特別決議を行い、鑛業会社及び土地工務から各々営業譲渡に関し臨時資金調整法第四条ノ二による許可申請書、本社から鉱業権譲渡に関し会社経理統制令第三十三条による許可申請書及び企業整備資金措置法第十七条による会社解散内認可申請書を提出し、これらに対する許認可が二十四日に得られるものと予想して、二十七日株主総会を開催して、解散決議、清算人選任決議を行い、直ちに会社解散本認可申請書を提出して、二十九日この認可を得て、三十日株主に対する解散通知と解散登記、清算人選任登記を完了するという解散手続の日程表を定めていた。

ところで解体案のうち、住友土地工務に商事部門を開設する案については、企画課副長阿澄一三は十日から予定通り商事部門の責任者に擬せられた金属取締役伸銅所次長田路舜哉と打合せを開始した。十月十六日に北沢に代わって土地工務社長に就任した竹腰健造によると、当時このポストには電氣常務増田熙と五月に満洲金属専務から金属取締役に復帰していた河村龍夫の両名が候補に挙がっていた。田路に対する本社幹部の評価は芳しいものではなかったが、古田総理事から人選を一任されていた竹腰は爆撃により廃墟と化した伸銅所の処理が見事だった田路を選んだ。竹腰によると、田路は別子鑛山の労働課長として腕を振るったが、主管者の専務鷲尾勘解治が別子閉山後の新居浜再開発を巡って本社と対立し（「住友合資会社（中）五（二）　住友別子鉱業所の住友別子鑛山株式会社への移行」参照）、解任されたために、田路もその一派と見なされ上海販売店支配人へ左遷させられたものと見られていた。竹腰は「住友と云ふ処は、所謂評判人事で一度誰か幹部が不評を云ひ立てると、これを取戻す事は非常に困難な処であった。田路君の場合も鷲尾排撃のため坊主憎けりや袈裟まで憎いの仮令の様に、本社幹部に悪印象を与へたのではないだろうか」と述べている。(14) この問題は後にパージされた本社・連系会社幹部と代わって新たに就任した連系会社社長との確執を生む伏線となった。

一方資産譲渡となる鑛業部門は昭和十九年二月住友鑛業に、林業部門のうち別子農林課は昭和二年七月鑛業の前身住友別子鑛山に、又不動産部門は昭和十九年十一月住友土地工務にそれぞれすでに経営委託されていたので、特に問題は生じなかったが、林業所は所長平賀五郎以下鑛業への移管に対し独立を主張して反対運動を展開し、十一月二十七日には林業所独立に関する陳情書を古田総理事に提出するに至った。これに対し林業所が未だ収益段階に至らないのを踏まえて、阿澄は同日の日記に「自主反省を要望す。現下の情勢を睨合せ良策に非ず」と記している。

ところがこの間にGHQは、住友本社の解体案のように日本の国内法で財閥本社の資産が譲渡される場合でも、すでに十月二十日付「独占的企業体の解体又は清算の制限に関する指令」によって、日本政府が財閥の解体若しくは清算に

関する申請に対し承認を与えるときは、ＧＨＱの許可が必要である旨を明らかにしていたのである。従って具体的に住友本社からその申請書が提出される段階に至って、財閥解体政策の対象となる企業に対しあらかじめ枠をはめて現状変更を防止することを目的として、ＧＨＱの指令により十一月二十四日制限会社令といわれる「会社ノ解散ノ制限等ノ件」（昭和二十年勅令第六五七号）が公布された。このため住友本社は上記解散日程を白紙に戻し、十一月二十八日本勅令に基づく次のような財産売却に関する許可申請書を提出せざるを得なくなった。

昭和二十年勅令第六五七号ニ基ク特定会社財産売却ニ関スル許可申請書

昭和二十年十一月二十八日

株式会社住友本社

代表取締役　古田　俊之助

大蔵大臣　渋沢　敬三殿

一、申請者ノ住所、商号、事業種類、資本金額

（イ）住所、商号　大阪市東区北浜五丁目弐拾弐番地

株式会社住友本社

（ロ）事業種類　鑛業、農林業、物品販売業、不動産事業、諸投資並住友系各会社事業ノ調整統合

（ハ）資本金　公称資本金　三億円

払込資本金　二億二千五百万円

二、許可ヲ受クベキ行為ノ内容及ビ之ヲ必要トスル理由

（イ）鑛業、農林業財産ノ住友鑛業株式会社ヘノ譲渡

譲渡価格　　鑛業財産　五四、五八六、一〇九・七九円
（昭和二十年十月末帳簿価格）　農林業財産　二二、五五四、七二五・八四
七七、一四〇、八三五・六三

（ロ）　ビルディング其他不動産ノ住友土地工務株式会社ヘノ譲渡
譲渡価格（昭和二十年十月末帳簿価格）　一一、四一六、〇九三・八五円

住友本社現業部門中右事業ハ、現在夫々右譲渡予定会社ニ経営ヲ委託シ居リ、且ツ国民経済復興上其ノ事業継続ヲ適当ト認ムルニ付、本社解散ニ先チ之ガ譲渡ヲ行ハントスルモノナリ。

添付書類

（一）　譲渡財産目録（註、略）

（二）　住友本社現業部門ノ処理ニ関スル説明書（資料9）

ところが企画課副長阿澄一三の日記によると、発表された住友本社の解体案を検討していたGHQ経済科学局反トラスト・カルテル課長S・W・ホイラー少佐から、十一月二十四日解体案がそのまま容認できない指令が届いており、阿澄はその修正案として二十八日の日記に「林業部門と不動産部門を抱合せ新会社設立」と記しているのでこの箇所が問題とされたものと推測される。即ち住友本社の解体案はいわば昭和十九年二月本社の機構改革の際経理部査業課長に就任した日向方齊が構想した本社を純粋持株会社とするための住友事業の再編成の究極の姿が、日向の段階では経営委託に止まっていたのが、本社の解体を機に実現されようとするものであり、これを外部からみれば、本社の鑛業部門のみならず林業部門も譲渡される住友鑛業は一種の焼け太りと見なされ、「経済力の集中排除」を掲げるGHQの方針とは逆行するものであったと思われる。しかし住友本社は企画課の修正案ではなく、上記の通り解体案を原案のまま申請し

た。先に述べたように本社解散の受け皿として住友土地工務はすでに二十六日の株主総会において日本建設産業と改称すると同時に事業目的に「土木建設工事資材の販売」を追加しており、現業部門を処理した上での本社解散という当初の予定に拘泥して、解散が引き延ばされることは許されなくなってきていたので、ここに本社として修正案の検討に時日を費やすよりも敢えて原案のまま提出し、現業部門の処理はＧＨＱとの交渉に委ねる覚悟を決めたものとみられる。

十一月三十日住友本社解散を念頭において、これまで各店部連系会社間の決済は、本社におけるそれぞれの勘定間の付け替えによって行われてきたが、この交互計算が廃止されることとなった。又同日本社人事部長は次のように二十一年年初における昇給を停止し、昇給は四月一日に行われることを通知した。かくして従来住友全職員が同一ベースで行われてきた昇給は、今後各連系会社毎に行われることになり、当然業績に応じ連系会社間に給与格差が生ずることとなった。

人第三八六号

昭和二十年十一月三十日

人事部長　田中　良雄

昭和二十一年度昇給ニ関スル件

曩ニ昭和二十一年度初頭昇給ニ関シテハ、現下ノ時局ヲ考慮シ、全面的ニ停止ノコトニ決定、不取敢十月十日附人第一七二号ヲ以テ其旨御通知申上ゲ、其後ノ一般情勢ノ推移ヲ見守居候処、今般明年度ハ一月一日昇給ハ前記通牒通リ停止シ、四月一日ニ昇給ヲ行フコトニ決定致候間、御了承相成度、尚此ノ機会ニ将来共昇給期ヲ毎年四月一日トシ、会社事業年度ニモ一致セシムルコトニ決定致候間、併而御高承ノ上、職員ニ対シテハ本年下半期賞与支給ノ際、左記ニ依リ通達方御高配相煩度、此段依命及御通知候也。

記

一、昭和二十一年度初頭昇給ハ、敗戦後ノ諸般情勢並ニ住友部内大量整理ノ事態ヲモ考慮シ、之ヲ四月一日ニ繰延実施ノコトニ決定セリ。

二、尚此レヲ機会ニ、将来共昇給期ヲ毎年四月一日トシ、会社事業年度トモ致セシムルコトニ決定セリ。

以上

同日田路舜哉は金属取締役を辞任、十二月十一日日本建設産業常務に就任、正式に同社商事部門の責任者となった。

十二月八日住友本社は持株会社として制限会社に指定され、その傘下二四社が同様に指定された(第5表)。

十日企画課が立案した住友財閥解体五原則の一つ住友外地勤務者引揚援護会の事務が開始された(正式設置は二十一年一月九日、会長常務理事田中良雄)。本部を大阪、支部を東京に置き、引き揚げ者入港の地(名古屋、舞鶴、田辺、大竹、下関、仙崎、福岡、唐津、佐世保、鹿児島)に連絡所を設け、引き揚げ船入港の都度住友社旗を掲げて出迎え、見舞金の給与、病人の世話をした上、所属各社に連絡した。二十二年四月二十日解散するまで住友各社が負担した費用は約九五万円に達し、被援護者は約一五六四名を数えた。しかしこの陰に日中戦争開始以来、匪賊に襲撃された北支産金職員から、タイピストとして鑛業マニラ事務所に勤務し戦闘に巻き込まれた女子職員や南方派遣軍に徴用された後、復職のため病院船阿波丸に便乗し帰国の途中遭難した信託職員、さらに終戦後満洲を漁船で脱出し北朝鮮沖で転覆海中に消えた安東軽金属職員とその家族に至るまで、生きて祖国の土を踏むことができなかった住友職員のいたことを忘れることはできない。

二十二日住友吉左衛門は住友本社社長を辞任した。

二十五日住友機械工業株式会社は四國機械工業株式会社と改称した。

二十七日財閥解体第二次計画の検討会が開かれた(資料10)。十一月二十八日に大蔵大臣宛申請した本社解体案に関し

第5表　住友系制限会社一覧

	連系会社	特定関係会社
住友本社	住友鑛業 扶桑金属工業(住友金属工業) 住友電気工業 住友化学工業 住友アルミニウム製錬 満洲住友金属工業 日本電気(住友通信工業) 朝鮮住友軽金属 住友機械工業 住友銀行 住友信託 住友倉庫 住友生命保険 日本建設産業(住友土地工務) 住友共同電力	日本板硝子 大阪住友海上火災 安東軽金属 日本化工材工業(住友化工材工業) 住友ボルネオ殖産 大日本鑛業 熱河螢石鑛業 北支産金 土肥鑛業

ては、日本政府は異存なしとして、GHQあて移管されたため、十二月中旬監事大島堅造がGHQにホイラー少佐を訪れ許可促進方陳情したところ、意外にも本件は近く設立される持株会社整理委員会において処理されるのが適当という回答があり、又住友鑛業に本社鑛業・農林業部門を付加することについては、果たして巨大企業の分割方針を支持するGHQの一般方針に反するとの指摘もなされた。ここに住友本社は一方で解散を急がねばならず、他方で現業部門の処理は株式その他の有価証券の引き渡しと共に持株会社整理委員会の設立まで待たねばならないというジレンマに立たされることになり、住友本社としての企業形態を維持しつつ、本社機能は放棄するという事実上の解散の方式が模索されることとなった。

二十八日その一環として二十一年一月末をもって業務所の業務を停止する起案が企画課から提出され、即日決裁された(資料11)。

(資料1)

総力総第一二号

昭和十九十一月十七日

住友戦時総力会議事務局長　河井　昇三郎

大阪地区防衛総本部設置ノ件

空襲必至ノ情勢ニ対処シ、旁諸般ノ災害ニ際シ之ガ対策ニ万遺漏ナキヲ期スル為、今般別紙ノ如キ防衛ノ基本方針ヲ決定シ、各主要地区別ニ防衛総本部ヲ設置ノコトト相成、大阪地区ニ於テハ戦時総力会議事務局ヲ中心トシ、別紙要綱ニ依リ大阪地区防衛総本部ヲ結成致度候間、之ガ整備強化ニ付格別ノ御協力相煩度、此段依命御通知旁得貴意候也。

追テ別表（註、略）中関係会社事業所ハ一応御参考迄ニ列挙セルモノニ有之、之ヲ総本部管下ニ包含スルヤ否ヤニ付テハ、親会社タル連系会社ニ於テ諸般ノ事情御考究ノ上御決定相成度申添候。

防衛ノ基本方針

一、原則トシテ各事業所ノ自力防衛ニ依ルコト。但シ各事業所ハ平素ヨリ近接ノ各事業所ト緊密ナル連絡ヲ保持シ、相互援助ノ態勢ヲ確立スルコト。

二、前記方法ノミニテハ防衛困難ナル場合及本社又ハ本店トノ連絡困難ナル場合等ニ備ヘル為、各主要地区ニ防衛総本部ヲ設置シ、所在ノ各事業所協力一致ノ態勢ヲ整ヘ、各地区毎ノ自力防衛組織ヲ確立スルコト。

三、総本部ノ指揮、命令、連絡、救護ノ組織ヲ確立シ、総本部長以下幹部ノ配置を明確ナラシムルコト。

四、非常事態勃発シタル場合ハ、総本部ハ直チニ総力会議事務局及要スレバ隣接ノ総本部ト連絡シ、尚各事業所ニ於テモ夫々本社又ハ本店トノ連絡ヲ確保スルコト。

五、右連絡ガ困難ニ陥リタル場合ハ、総本部ハ同地区防衛ノ中核トナリ諸般ノ非常措置ヲ臨機実施スベキコト。

六、右総本部ハ管下各事業所ノミナラズ、他ノ隣接総本部所属ノ事業所又ハ何レノ総本部ニモ属セサル事業所ニ対シテモ、連絡救護ノ拠点タルベキコト。

住友大阪地区防衛総本部組織要綱（註、略）

大阪地区防衛総本部各班任務ノ概要（註、略）

住友大阪地区防衛総本部幹部表

総本部長	顧問	班長（註、現職と戦後の略歴）
事務局長　河井昇三郎	本社常務理事　北沢敬二郎	総務班長　植村　実（総務課長、のち林業社長）
	〃　〃　田中良雄	施設〃　佐藤俊雄（企画課長、のち商事副社長）
	銀行社長　岡橋林	人事〃　津田　久（人事課長、のち商事社長）
	化学社長　吉田貞吉	労務〃　河上健次郎（労政課長、のち鉱山社長）
	金属社長　春日　弘	救護〃　星野哲之助（厚生課長、のち日建設計専務）
	鑛業社長　三村起一	

一、参与及総本部附ハ、各店部連系会社及特定関係会社ノ主管者及総務部長級ノ職員ニ之ヲ委嘱セリ。

一、総本部長事故アルトキハ北沢顧問、総本部長、北沢顧問共ニ事故アルトキハ田中顧問、其ノ職務ヲ代行ス。

（資料2）

退職慰労金規程

第一条　一等乃至三等職員及補助職員退職スル時ハ、本規程ニ依リ退職慰労金ヲ給与ス。但シ自己ノ都合ニ依リ退職スル者、勤続三年未満ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス。

第二条　退職慰労金額ハ、退職当時ノ月俸額ニ、左ノ計算ニ依リ算出合計シタル計算年数及別表乗率ヲ乗シテ之ヲ算定ス。

一等職員タリシ年数ノ二倍

二等職員月俸三百円以上タリシ年数ノ一・五倍
二等職員月俸三百円未満タリシ年数ノ一・三倍
三等職員、補助職員、準職員及労働者タリシ年数ノ一倍

第三条　準職員又ハ補助職員ヨリ昇進シタル者退職スル場合ノ退職慰労金額ハ、初任給ノトキヨリ通算シタル計算年数ニ基キ、前条ノ規定ニ依リ計算シタル金額ヨリ、退職当時ノ月俸額ニ初任後身分変更迄ノ計算年数及其ノ年数ニ対スル身分変更前後各身分乗率ノ差ヲ乗シタルモノヲ控除シテ、之ヲ算出ス。

第四条　労働者ヨリ任用シタル者退職スル場合ノ退職慰労金額ハ、労働者ニ雇入レタル時ヨリ起算シタル計算年数ニ基キ第二条ノ規定ニ依リ計算シタル金額ヨリ、退職当時ノ月俸額ニ労働者ノ計算年数及其ノ年数ニ対スル現身分ノ乗率ヲ乗シタルモノヲ控除シテ、之ヲ算定ス。

前項ノ者準職員又ハ補助職員ヲ経タル者ナルトキハ、前項ノ規定ニ依リ計算シタル金額ヨリ更ニ前条ノ例ニ依ル控除ヲナシ、其ノ退職慰労金ヲ算定ス。

第五条　勤続二十年（女子ニ付テハ十年）未満ノ者自己ノ都合ニ依リ退職スル場合ノ退職慰労金額ハ、勤続年数其ノ他ノ事情ヲ参酌シ、前三条ニ依ル規定額ノ三分ノ一以上ニ於テ之ヲ定ム。

第六条　在職中顕著ナル功績アリタル者ニハ、特ニ金額ヲ増加シテ給与スルコトアルヘシ。職務上ノ傷病ニ因リ退職スル者ニ付テモ亦同シ。

第七条　懲戒ニ依リ解雇スル者ニハ退職慰労金ヲ給与セス。

犯罪者其ノ他不都合ノ廉アル者ニハ退職慰労金ヲ給与セス。但シ情状ニ依リ所定金額ノ範囲内ニ於テ特ニ之ヲ給与スルコトアルヘシ。

第八条　在職中死亡シタル者ニ対スル退職慰労金ハ、之ヲ其ノ遺族ニ給与ス。

第九条　本規程ニ於ケル計算年数算定ノ基礎トスヘキ勤続年数ハ、雇入ノ月ヨリ之ヲ起算シ、退職ノ月ヲ以テ終ル。

第十条　本規程ハ昭和二十年一月一日ヨリ之ヲ実施ス。

第十一条　昭和十二年三月退職慰労金規程改正ニ依リ、旧退職慰労金規程ニ依ル給与金ノ給与ヲ受ケタル者ニ対シテハ、本規程ニ依リ算定シタル退職慰労金額ヨリ、右給与額（給与ヲ延期セラレタル給与金残額アル場合ハ之ヲ含ム）及増額分並之等ニ対スル退職ノ際支給スヘキ税、補償額ヲ控除シタル金額ヲ給与スルモノトス。

別表第一号表

一等乃至三等職員乗率

計算年数	一年以上五年以下	六年	七年	八年	九年	十年	十一年	十二年	十三年	十四年	十五年	十六年	十七年
乗率	二・〇〇	二・一〇	二・二〇	二・三〇	二・四〇	二・五〇	二・六五	二・八〇	二・九五	三・一〇	三・二五	三・四〇	三・五五
計算年数	十八年	十九年	廿年	廿一年	廿二年	廿三年	廿四年	廿五年	廿六年	廿七年	廿八年	廿九年	三十年以上
乗率	三・七〇	三・八五	四・〇〇	四・一五	四・三〇	四・四五	四・六〇	四・七五	四・八〇	四・八五	四・九〇	四・九五	五・〇〇

別表第二号表

補助職員乗率、準職員乗率（註、略）

（資料3）

提出及び決裁　昭和二十年一月二十三日　本社総務部会計課

本社増資ノ件

左記要項ニヨリ増資ノ事トシ、諸般ノ手続相進メ可然哉。

記

一、増資要項

（1）資本増加金額　金一億五千万円也（倍額増資）

（2）第一回払込金額　金七千五百万円也（半額払込）

（3）第一回払込時期　資金調整法ノ認可アリ次第（予定、昭和二十年三月一日）

（4）新株式割当方法　増資ニ関スル臨時株主総会開催当日（予定昭和二十年　月　日）ノ最終株主ノ所有株一株ニ付キ新株式一株割当ノコト。

右ニ対スル手順

（イ）臨時株主総会開催当日以前ニ本家所有本社旧株ヲ左記ノ通リ肩代リスルコト。

住友銀行　額面一七、五〇〇千円（三五千株）

住友信託　〃　五、〇〇〇千円（一〇千株）

住友生命保険　〃　二、五〇〇千円（五千株）

右肩代リ値段ハ額面額トス。

（ロ）三分家ハ新株引受ヲ辞退シ、ソノ割当分ハ本家ニ於テ引受クルコト。

即チ全額払込済後ノ新旧所有株次表ノ通リ。

	旧株	新株	計
本家	一一〇、〇〇〇千円	一一〇、〇〇〇千円	二三五、〇〇〇千円
三分家	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇
住友銀行	一七、五〇〇	一七、五〇〇	三五、〇〇〇
住友信託	五、〇〇〇	五、〇〇〇	一〇、〇〇〇
住友生命保険	二、五〇〇	二、五〇〇	五、〇〇〇
計	一五〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇

二、増資ヲナス事由(添付(註、略)収支表、資金調達表、資本構成状態表参照)

本社ハ、株式払込、鉱業部門、林業部門ノ所要資金多額ニ上リタルニヨリ、連年支出超過ヲ続ケタルガ、コレガ調達ハ主トシテ金融機関ヨリノ借入金ニヨリタル為メ、資本構成状態ハ著シク借入金ニ偏シ、今後ニ於テモ尚支出超過ヲ予想セラルルヲ以テ、此儘ニ借入金ニヨリ資金ヲ調達スルモノトセバ、資本構成状態ハ更ニ一層悪化シ、経理上常態ヲ逸スルニ至ルベシ。故ニ此際倍額増資ヲ行ヒ、ソノ払込金ヲ以テ借入金ノ一部返済ニ従テ、資本構成ノ堅実適正ヲ期セントス。

尚増資ニ代ヘ本社所有株式及其ノ負債ヲ本家ニ肩代リスル案ヲ考慮シ得ベキモ、本社トシテハ株式売却差益ニ対スル所得税、本家トシテハ利廻リ関係上必ズシモ有利ナラズ(本家資産増殖及不時多額資金調達ノ為ノ換金資源確保ニ付テハ、別途攻究スベシ)。

三、増資後ノ損益予想(添付(註、略)損益表参照)

最近両三年ノ損益実績及予想ヲ参照シ、特殊事由ニヨル損益ヲ計上セズ、又借入金返済ニヨル支払利息減少ヲ見込ムトキハ、全額払込済トシテ法人諸税差引前純益一六、〇〇〇千円余ヲ計上シ得ベクコレヲ平常基準純益ト認メ支障ナカルベシ。而シテ税引純益ノ七割以上ヲ配当ス（加算税賦課ナシ）ルモノトシテ、税引後ノ純益ハ一一、〇〇〇千円見当ヲ期待シ得ベシ。

四、増資後ノ配当予想

	所有株	配当率	全額払込後ノ配当金額	
本家	一三五、〇〇〇千円	〇．五％	六七五千円	
三分家	一〇〇、〇〇〇	五．〇	五、〇〇〇	
銀行	一五、〇〇〇	五．〇	七五〇	合計五、六七五千円
信託	三五、〇〇〇	五．〇	一、七五〇	二．四一五％
生命保険	一〇、〇〇〇	五．〇	五〇〇	
	五、〇〇〇	五．〇	二五〇	
計	三〇〇、〇〇〇	平均二．九七五	八、九二五	税引後純益ニ対シ八〇．七％

（資料4）

昭和二十年九月十五日企画課供覧

住友東京調査室設置ニ関スル件

住友東京調査室ハ河井常務理事ノ御発意ニ依リ、去ル八月二十五日設置サレタモノデアリマシテ、唐突ナル終戦ヲ廻リ、現在並将来ニ於ケル諸般ノ趨勢、動向等ニ関スル迅速適確ナル情報ヲ蒐集シ、以テ住友諸事業ノ今後ニ於ケル諸計画実

施ノ為ニ必要ナル資料ヲ提供スルコトヲ目的ト致スモノデアリマス。

一、組織(別紙)

調査室ノ組織ハ以上ノ如ク、東京支社調査課ヲ中心ニ不取敢銀行、信託、鑛業、業務所、化学、海上等ノ応援ヲ得テ設置サレタモノデアリマスガ、何分調査事項ガ広汎多岐ニ亘リマス関係上、限ラレタ調査室員ノミヲ以テシテハ、到底其ノ任務ノ完璧ヲ期シ難イノデアリマシテ、此ノ点各社ニ於カレマシテモ関係方面ヨリ情報ヲ入手セラレマシタ際ニハ、口答乃至書面ヲ以テ調査室宛御連絡下サイマス等積極的ナ御援助ニ依リ本組織ノ短ヲ補ツテユキタイト存ジマス。

二、調査事項(別紙)

調査室ノ調査事項ハ以上ノ如ク頗ル広範囲ニ亘ツテオリマスガ、差当リハ(三)及(四)殊ニポツダム宣言ノ具体的実施内容等ニ関スル聯合軍司令部乃至政府ノ方針ニ関スル情報ノ蒐集提供ニ重点を指向致ス積リデオリマス。

現在ポツダム宣言ノ具体的内容ニ付テハ、去ル六日ノ重光外相談ニ其ノ片鱗ヲ窺ヒ得ルノミデアリマシテ、各社共民需事業ヘノ転換等積極的諸計画ノ実施ノ端初ヲ把握サレルノニ困難ヲ感ゼラレテオラレルコト、存ジマスガ、調査室ガ提供致シマス情報ガ其等諸計画実施ノ参考トナリ得レバ幸ヒト存ジマス。

尚今後或ル程度情勢ノ見透シガ付キマスニ従ヒ、住友諸事業カ基盤トスル具体的諸問題処理ノ段階ニ入リ、各社ノ官庁ニ対スル折衝モ漸次頻煩ノ度ヲ加ヘラレルコト、存ジマスガ、調査室ハ之等ノ対官庁折衝ノ窓口トシテノ機能ヲ果スベク愚考致シテ居リマスノデ、各社共官庁トノ折衝事項ニ関シマシテハ可及的調査室トノ連絡ヲ密ニセラレ、迅速処理ヲ要スル折衝或ハ簡単ナル折衝等ニ付テハ、各社係員ニ代リ調査室員ヲ以テ処理シ得ル態勢ヲ整ヘマスト共ニ、之等具体的諸問題ノ裏付ケニ依リ調査室ノ一般資料蒐集ガ所謂地ニ足ノ付イタ実効アル内容ヲ有スルニ至ルコトヲ切

望致シテ居リマス。

以上簡単ニ住友東京調査室ノ内容ヲ御紹介致シタノデアリマスガ、重ネテ各社ノ積極的御援助御活用ニ依リコノ新組織ガソノ任務ヲ遂行シ得ル様要望致ス次第デアリマス。

（別紙）住友東京調査室設置要領

一、構成員

室長　佐伯　正芳　　次長　瀬山　誠五郎

室員（註、略）

一、調査事項　別紙ノ通リ

一、設置場所　東京支社事務所内

以上

（別紙）住友東京調査室ノ調査事項

（一）　時局急展回ノ経過

ソ聯参戦、原子爆弾投下ヨリ聖断ニ至ル迄ノ宮中、重臣、政府、陸海軍、外務省等ノ動向

（二）　新内閣成立ノ意義

皇族主班内閣ノ意義、対内・対外的ノ影響ノ効果今後ノ継続見透シ

（三）　停戦、休戦、媾和ニ関スル協定並ニ条約ノ締結順序手続並ニ其ノ具体的内容及カイロ、ポツダム宣告ノ意義、解釈ノ検討並ニ戦争犯罪人、協力者ニ関スル諸問題

（四）　今後ニ於ケル諸般ノ国策ノ趨勢、動向

政治、外交、文教(思想)、産業(国土計畫ヲ含ム)、民生、財政、金融(殊ニインフレ対策)
軍復員、軍需産業復員、外地ヨリノ転入ニ伴フ諸問題
殊ニ人員再配置並ニ失業者救済問題

(五) 財閥ノ将来、他社財閥ノ動向

(六) 住友諸事業ニ対スル影響並ニ其ノ将来(事業分担ノ変更、従業員ノ再配置並ニ整理問題)
本社(保善会社並ニ農林業)、鑛業(殊ニ金山再開問題、宇久須問題)
金属、電工、通信、化学、化工材、板硝子、機械、アルミ、土地工務、倉庫、銀行、信託、生命、海上、諸会社外地諸事業並ニ外地諸投資ノ処理問題

以上

(資料5)

住友ノ組織

一、株式会社住友本社ハ、連系会社其ノ他関係諸事業ヘノ投資及金融ヲ主タル目的トスル会社(Corporation)デアリ、兼ネテ農林業及物品販売業ヲ直営シテヰル。尤モ沿革的ニ見レバ、住友本社ハ住友財団(the House of Sumitomo)ノ中枢機関トシテ、連系会社其ノ他関係諸事業ノ統制管理ヲ其ノ重要ナ任務トシテ居タノデアルガ、各事業ノ膨張発展ハ資本構成ニ於テ外部資本ノ占ムル割合ヲ次第ニ大ナラシメ、最近ニ於テハ連系会社株式総数ノ約一割九分ヲ所有スルニ過ギズ、日本ニ於ケル他ノ財団ニ比較シテ(compared with other Houses in Japan)、其ノ持株率ハ小デアリ、投下資本ニヨル住友本社ノ連系会社ニ対スル統制力ハ、著シク弱マリツツアツタガ、更ニ戦時経済統制ノ進展ハ、重要産業ヲ直接国家管理ノ下ニ置クニ至リ、茲ニ住友本社ノ連系会社ニ対スル統制力ハ絶対的ノ制限ヲ受クルニ至ツタ。

即チ国家総動員法ニ基ク工場事業場管理令ノ制定、重要産業団体令ニ依ル統制会ノ設立等ニヨリ、住友本社ノ統制力ハ次第ニ国家統制ニヨリ置キカヘラレツツアツタガ、昭和十八年軍需会社法ノ制定ヲ見ルニ及ビ、連系会社中軍需会社ノ指定ヲ受ケタルモノハ、夫々生産責任者ガ直接国家ノ命令ニヨリ、軍需生産ノ責ニ任ズルコトトナリ、住友本社ガ其ノ間ニアツテ之ヲ統制スルガ如キ余地ハ全ク消滅スルニ至ツタ。

二、株式会社住友本社ノ社長ハ、家長住友吉左衛門デアルガ、住友家ノ家憲ニ依リ、家長ハ直接会社経営ノ衝ニ当ルコトナク、住友本社経営ニ関スル一切ノコトハ、総理事ガ之ヲ決定実施スルノデアル。況ヤ家長ガ連系会社ノ経営ニ関与スルガ如キコトハ全然無ク、現ニ連系会社十五社ノ中、家長ガ重役陣ニ参加シテ居ルノハ、株式会社住友銀行、住友信託等ノ金融関係会社ノミデアリ、之モ単ニ取締役トシテ名ヲ連ネ居ルニ過ギヌ。因ニ現家長ハ、其ノ性格ガ極メテ平和的(peace-loving)デアリ、文学ヲ好ミ、京都帝国大学ニ於テ日本文化史ヲ専攻シ、「泉幸吉」ノペンネームヲ持ツ歌人デアルコトハ、人ノ知ル所デアル。

三、株式会社住友本社総理事ハ前述ノ如ク、実質的ニハ住友本社ノ最高責任者トシテ、全事業経営ノ衝ニ当ツテ居ル関係上、連系会社中ノ大部分ノ取締役会長ヲ兼ネテヰルガ、コレハ文字通リ取締役会ノ議長タルニ過ギズ、会社経営ノ一切ノ責任ハ、各社社長並ニ常勤重役ノ負フ所トナツテヰル。

四、住友財団ハ純一ニ商工業ニ精進シ、政治ニハ一切関心ヲ持タズ、政商的色彩ノ皆無ナルヲ以テ其ノ特色トシテヰルガ、之ハ住友家ノ家憲ガ政治ニ関与スルコトヲ堅ク禁ジテ居ルタメデアル。従ツテ住友財団ハ政治(politics)ニ干与スルコトナク、其属スル諸事業ハ、政党或ハ軍閥等ノ政治的権力ト結託シ、利権ヲ漁ルガ如キコトハ、絶体ニ之ヲ為サヌ。嘗テ前総理事小倉正恒氏ハ大蔵大臣ニ就任シタガ、之ハ専ラ同氏個人ノ手腕、識見ヲ買ハレタモノデアリ、同氏モ入閣スルニ当ツテハ、完全ニ住友トノ縁ヲ切ツタノデアツテ、此ノコトハ、右家憲ニ則ツタモノデアル。

五、住友財団ノ事業ハ、鉱山業、製造工業、金融業等甚ダ多岐ニ渉ルガ、之等ハ何レモ銅山業ヨリ徐々ニ派生セルモノデアリ、其性格ハ飽ク迄平和的ニシテ、人民ノ福祉ノ増進ヲ目的トスルモノデアツタ。尤モ戦争ノ開始後之等事業ノ中製造工業ニ属スルモノハ、国家ノ要求ニヨリ軍需品ノ製造ニ従事スルニ至ツタガ、之ハ独リ日本ニ於テノミナラズ、各国皆然リデアツテ、蓋シヤムヲ得ザル所デアリ、決シテ住友ノ事業ノ元来平和的ナルコトヲ否定スルモノデハナイノデアル。

（資料6―1）

住友家家憲英訳

House Rules of The Sumitomo Family

The head of the Sumitomos shall attend to his business carring out the following House Rules without fail.

He shall obey the ordinances and the law of the family, preserve the good moral character and do his duty.

The principle in managing the family business is "certainty first", and the business shall be neither promoted nor abolished on account of temporal profit or loss, and no floating interest shall be pursued.

He shall heartily worship his ancestors, and the education of his descendants shall not be neglected.

He who is not able to govern the Sumitomos well shall be deprived of the right of succession to the family estate, even though he is the first son, and the second son who is able to govern the family, shall be the successor.

He shall appoint general manager-in-chief and all other personnels in proportion to their ability, and praise or censure them according to their diligency or indiligency, and he shall place no ban on their free speech to make a state of affairs knowable.

He shall well-protect the branch families and subordinate families and keep the cordial relation with them evermore.

（資料6－2）

住友家家憲改訳

The House Constitution of the Sumitomos

The head of the Sumitomos shall, under oath, execute the following stipulations, and endeavour to make the business of the House thriving.

1. He shall abide by the state laws and ordinances as well as the House Constitution, maintain high moral standard, and perform the solemn hereditary duty assigned to him.
2. The business of the House shall be based solely on the sound principles and the policy to follow shall be determind, be it positive or otherwise, after a mature consideration be given of the change of circumstances as well as the financial effects.

   Further, it shall be his duty to see to it that any transaction in pursuit of a speculative profit shall be strictly avoided.
3. He shall perform a religious service for the worship of his ancestors and give an opportunity for a good edu-

cation to his lineal descendants.

4. If, in his judgement, his eldest son be deemed unequal to the duty for preserving the House's tradition, the heir shall be chosen from among the other competent sons.

5. He shall appoint the Director General and other subordinate officers on their respective merits and shall give each of them a fair treatment, always having their industry in view. He shall also encourage their frank expression of opinion so that they may furnish him with necessary information regarding the actual situation.

6. He shall protect the branch families and families of those officers who have either resigned or have been honorably discharged with distinction after a long service.

（資料7）

本社人事部人事課提出　昭和二十年九月十四日　決裁　同日

職員整理方針ニ関スル件

終戦ニ因リ、我住友ノ諸事業モ急速ニ平和態勢ヘ切換ヲ要スルコト、ナリタルニ鑑ミ、右ニ則応シ適正合理的ナル職員ノ再配置ヲ行ハンガ為、職員ノ整理方針左記ノ通決定相成可然乎。

記

一、職員、準職員整理方針

（一）各店部連系会社一律ニ左ノ該当者ヲ解雇整理スルコト。

I　自発的退職申出者

Ⅱ　停年延長中ノ者及停年近キ者

Ⅲ　現在適当ナル地位無ク参事、調査役又ハ或場合ニ於ケル検査役、本店支配人等ノ如キ地位ニ在リテ待機中ノ者

Ⅳ　能力充分ナラズ又ハ勤務振良好ナラザル者

（二）　前項ニヨリ整理ヲ行フモ尚且所要人員ニ対シ過剰ヲ来ス場合ハ、与フベキ職務無キニ至レル者ヲ解雇スルコト。

（三）　第一項Ⅰ及Ⅱ該当者中技術、経験、能力ニ於テ、真ニ掛ケ換ヘナク、其者退職スル時ハ業務ノ運行ニ重大ナル支障ヲ来スガ如キ場合ハ、別途考慮シ得ルコト。

但シ第一項該当者ハ全員解雇ヲ原則トスルモノニシテ、当面若干ノ支障ハ当然覚悟スベク、要ハ努メテ後進ニ新時代ヲ托スルノ趣旨ニ則ルベキモノトシ、従テ前項ニヨリ別途考慮ノ扱ヲナス場合ニハ、極メテ近キ将来ニ於テ退職セシムルガ如ク予メ処置スルコト。

（四）　整理ヲ要スベキ人員比較的僅少ナルカ、又ハ量的ニハ人員整理ノ必要ナク、却ツテ増員ヲ要スルガ如キ店部連系会社ト雖モ、此際陣容ノ刷新ヲ計リ、新時代ニ対処スベキ態勢ヲ整ヘ、且全住友トシテ可及的精鋭職員ヲ交流保持セシムル見地ヨリ、夫々ノ所要人員数ノミニ拘泥スルコトナク、第一項該当者ハ全店部連系会社一律ニ整理ヲ断行スベキコト。

（五）　第二項ノ場合ニ於テハ可及的部内転換ヲ考慮シ度キモ、転換余力多キヲ望ミ難キヲ以テ、住友部内何レカニ残留セシメ置キ度キ優秀者ニ付テハ、至急本社ニ通報スルコト。

（六）　整理ニ当リ、中途採用者ヲ特別扱トシ、一般ノ者ヨリ先ニ整理解雇セントスルガ如キ方針ハ厳ニ排除スベク、既ニ住友職員タル限リハ中途採用者タルト否トヲ区別セズ、専ラ人物、能力ヲ標準トシテ処置スルコト。

二、女子職員整理方針

（一）　女子ハ此際家庭ニ復帰セシムルヲ以テ本則トシ、左ノ者ヲ除キ一応全員整理ノ方針ニヨリ処置スベキコト。

（イ）タイピスト　（ロ）電話交換手　（ハ）看護婦　（ニ）給仕　（ホ）其他以上ニ類スル職種ニアル者

（二）　金融部門其他ニ於テ、業務ノ性質上特ニ女子ヲ使用スルヲ適当トスルモノニ付テハ、必ズシモ全員整理ヲ強行スルノ要ナキモ、此ノ際人物能力ニ付再検討ヲ行ヒ、人心ノ刷新ヲ計ルト共ニ、帰還軍人、部門交流者等ノ受入ヲモ考慮シ、女子ハ必要ナル最小限度ニ止ムル様特ニ配慮スルコト。

三、顧問、嘱託整理方針

（一）　各店部連系会社一律ニ全員解雇ノコト。

（二）　業務ノ必要上特ニ残留セシムルヲ要スル者ニ付テハ、理由ヲ具シ本社ニ打合スコト。

四、整理ノ時期及方法

（一）　整理ノ時期ハ、各店部連系会社夫々ノ実情ニ応ジ、適宜実施ノコト、スルモ、可及的速カニ着手スベキコト。

（二）　整理方法トシテハ、一応職員全般ニ対シ整理ヲ必要トスル事情ヲ述ベ、自発的退職申出ヲ勧奨スルコト。

（三）　自発的退職申出者ニ対シテハ、原則トシテ各店部各社ニ於テ即時聴許シ差支ヘナキモ、三〇〇円以上（註、月俸）ノ二等職員以上ノ者ニ付テハ事前ニ本社ニ連絡ノコト。

（四）　自発的退職申出者中、住友トシテ是非確保シ置クベキ精鋭優秀職員アル時ハ、整理予定人員ヲモ睨ミ合セノ上、其ノ引留メニ関シ充分ノ配慮ヲナスベキコト。

（五）　自発的申出ニヨラズ各店部連系会社ノ側ニ於テ解雇整理セントスル予定者ニ付テハ、右予定者中二等職員以上及三等職員ニシテ大学専門学校出身者ノ名簿（氏名、俸給、出身学校及卒業年度、入社年度、年齢、現職名記載）ヲ作成ノ上、予メ本社ニ打合セノコト。

五、退職者ニ対スル給与

（一）退職慰労金又ハ退職手当金

自発的退職申出者タルト否トヲ問ハズ、規程全額ヲ支給スルコト。

勤続六月以上一年未満ノ女子職員ニ対シテハ、結婚ノ場合ニ準ジ退職手当金ヲ支給スルコト。

（二）特別手当

退職慰労金又ハ退職手当金ノ他左ノ特別手当ヲ支給ス。

（イ）職員、準職員

勤続五年未満ノ者　月俸ノ六月分
〃　十年未満ノ者　〃　八月分
〃　十年以上ノ者　〃　十月分

（ロ）女子職員

勤続三年未満ノ者　月給ノ三月分
〃　五年未満ノ者　〃　四月分
〃　五年以上ノ者　〃　五月分

（ハ）顧問及嘱託

顧問及嘱託ノ退職慰労金ハ、日勤ノ者ニ対シ一応勤続一年ニ付月俸一ヶ月半ヲ標準トシオルモ、用務ノ内容其他ニヨリ一律ニ定メ難キヲ以テ、他職員トノ振合ヲ考慮シ、慰労金及特別手当ニ関シ個々ニ案ヲ具シ、本社ニ打合スコト。

（三）　曩ニ交附セル非常融資金ハ退職慰労金ト特別手当ノ合計額ヨリ差引返済セシムルコトヽシ、非常融資金ニ関スル其他ノ問題ハ、八月三十日附人第八一号「退職申出職員ニ対スル処置ニ関スル件」ヲ適用スルコト。

（四）　賞与

期ノ中途ニ退職スル者ニ対スル一般ノ扱ヒ通リ取計フコト。

（五）　帰郷旅費

社則内国旅費規程第三十条ノ定ムル処ニヨル。但シ本人以外家族ニ対シテモ、第二十五条ノ定ムル処ヲ準用シ、鉄道賃、船賃、車馬賃及旅行日当ヲ支給ス。

（六）　退職慰労金規程第六条ニヨル増給ニ付テハ、現行規程ガ本年初頭ヨリ改正実施セラレ、旧規程ニ対シ約三倍ニ増額セラレタル点其他ヲ考慮シ、功績ニ付テハ極メテ厳格ニ解シ、特ニ顕著ナルモノニ限定スルコト。

（七）　特別手当其他ノ給与ニ付テハ、自発的退職申出者ト指名解雇者トノ間ニ全ク差別ヲ設ケズ、同様ニ取扱フコト。従テ第四項第二号ニヨリ自発的退職申出ヲ勧奨スルニ当リ、此ノ旨発表スルコト（発表要旨別途御通知ス）。

六、注意事項

（一）　今回ノ整理ニヨリ退職スル職員ヲ嘱託ニ採用スル事ハ厳ニ見合スコト。万一業務ノ都合上是非其必要アルトキハ、第三項第二号ニ基キ本社ニ打合スコト。

（二）　今回ノ整理トハ無関係ニ退職シ又退職セシムル者ニ付テハ、第五項ニヨル給与ヲナサントスルモノニ非ザルヲ以テ、通常ノ扱ヒニヨルベキコト。

以上

右決裁ノ上ハ各店部連系会社ニ対シ左案ヲ以テ通知相成可然乎。

各店部連系会社主管者宛（九月十五日付人第一〇九号）

人事部長

職員再配置ニ関スル件

大東亜戦争ノ終結ニ因リ、住友ノ諸事業モ急速ニ戦時態勢ヨリ平和態勢ニ転換ヲ要スルコト、相成候処、右事態ニ則応シ、新時代ニ対処スベキ陣容ヲ整備センカ為、職員ノ整理方針左記ノ通リ決定致候ニ付テハ、御了承ノ上宜敷御取計相成度、此段依命及通牒候也。

記

（前掲「記」以下記載ノコト）

（資料8）

日本興産株式会社設立案要旨（昭和二十年十月十六日）

今回財閥機構ノ解体ヲ要望スル時局ノ動向ニ適応シ、住友本社ノ解散ヲ行フコトニ方針ノ決定ヲ見タルガ、右ヲ具体化スル為左ノ方法ヲ採ルコトトナリタリ。

（一）　鴻之舞其他住友鑛業ヘ委託シアル鉱山ヲ住友鑛業ヘ譲渡ス。

（二）　林業所ヲ住友鑛業ヘ譲渡ス。

（三）　業務所ヲ一応解消シ、新ニ商事活動ヲ中核トスル日本興産株式会社（仮称）ヲ創設ス。

（四）　住友本社所有ノ各地ビル其他ノ不動産ヲ日本興産ニ譲渡スルト共ニ、住友土地工務ノ事業ヲ日本興産ニ結合ス。

（五）　残リタル持株会社トシテノ住友本社ヲ解散ス。

而シテ右各項ノ中（一）及（二）ニツキテハ、別稿住友本社解散方策要領ニテ略明ラカナルトコロナルガ、（三）及（四）ニツ

キテハ、尚若干ノ説明ヲ加フル要アリト認メラルルヲ以テ、以下「住友ニ於テ商事部門ヲ拡充強化スル必要アル理由」、「右商事部門ヲ土地工務ノ事業部門ト結合スルヲ可トスル理由」ニツキ記述ス。

一、住友ニ於テ商事部門ヲ拡充強化スル必要アル理由

住友ニ於テ商事部門ヲ拡充強化スル必要アル理由ハ多クアルモ、今本案ニ必要ナル点ノミヲ列記スルニ左ノ如シ。

イ、住友系製品ノ需要先ハ従来官庁方面ニ偏リ居リ、殊ニ戦時中ハ官庁予算ニ依存スルトコロ多大ナリシモ、今後ハ不安定ナル小口一般民需品ヲモ対象トシテ経営ヲ進ムル要アリ。市場ノ狭隘化ト相俟チ、激烈ナル競争ヲ覚悟セザルベカラズ。自然販売成績ヲ向上セシムル為ニハ、優秀ナル技術ノ活用トコストノ切下ヲ必要トスルハ勿論ナルモ、一方広告宣伝其他ノ販売技術ニ依存スルトコロ多大ナリ。尚将来外貨獲得ノ為海外市場開拓ノ要アルヲ以テ、予メ下準備ヲナシ置クヲ可トス。

ロ、戦時統制機構ハ漸次解体セラルルコト必至ニテ、製品ニ対スル需給ノ見透シ、新技術ノ導入消化等ニツキテハ、益々自主的能力ヲ発揮スル要アリ。此ノ為ニハ一般他社製品ヲモ扱ヒ、商事活動ヲ通ジ一般情報ノ蒐集ヲ図ルコト緊要ナリ。

ハ、各メーカー単独ニテ販売網ヲ展張スルコトハ、支店出張所ノ経費額ト取扱高トノ釣合上ペイセザル向ヲ生ズルヲ以テ、綜合販売網ヲネラヒ、弾力性アル店舗ヲ設クルト共ニ広ク他社商品ヲモ併セ取扱フヲ得策トスベシ。

ニ、経済機構ノ改編ニ伴ヒ、経済界ニ於ケル商業ト製造業トノ比率ハ、著シキ変転ヲ予想セラレ、商事部門ヲ持タザルメーカーノ将来ハ極メテ多難ナルベシ。

ホ、商事部門ヲ拡充強化スルコトハ、唯一メーカーノ培養ニ資スル利益アルノミナラズ、倉庫、銀行等ノ業績伸展ヲ援クル効果アルベシ。

二、商事部門ヲ土地工務事業部門ト結合スルヲ可トスル理由

住友ニ於テ商事部門ヲ拡充強化スル必要アル理由ハ前述ノ如クナルガ、然リト雖モ

イ、右商事部門ヲ独立ノ一会社トシ

（一）住友製品ノミヲ取扱ハシムルトキハ、財閥統制ノ中核体ナリト誤認サル、虞多大ナルノミナラズ、一般商品ヲ併セ取扱ハシムルニ於テハ、重商主義的色彩濃厚トナリ、中小業者ヲ刺激スルトコロ尠カラザルベシ。又

（二）商事部門ノミニテハ資本過小トナリ、従来ノ如ク財閥的保護ヲ明示シ得ザル環境下ニ於テハ、取引先、金融機関並ニ株主ノ信用ヲ期待シ得ザルベク、自然事業発展ノ速度鈍カルベシ。然ルニ

ロ、右商事部門ヲ土地工務事業部門ト結合スルニ於テハ

（一）商事的統制機関ト誤認サルル危険モ少ク、重商主義的性格ヲ露出スルコトモ避ケ得ベク、

（二）資本モ大トナリ、経営ニ厚ミヲ生ジ、取引先、金融機関並ニ株主ノ信用ヲ高ムルコトヲ得ベク、

（三）工場建家ノ建設、機械ノ据附ヲ始メ、事務所、ビルディング、橋梁、荷役設備、住宅、アパート、病院等ノ建設工事ノ設計、監督、請負ノ受註ニ附帯シテ、暖房装置用品、給水装置用品、照明用品、電話機、電話交換機、無線機、放声装置用品、家具、備品等ヲ始メ、各種関聯品取次販売ノ可能性アルベク、又建築及土木資材ノミノ斡旋ヲ依頼セラルヽコトモアルベク、

（四）右ニ伴ヒ修理註文及修理資材ノ註文ハ当然随伴シ来ルベク、

（五）他方鉄道用品、自動車用品、通信用品、住宅用品其他各種文化商品ノ取次販売ニ附帯シテ、逆ニ各種工事ノ設計、監督、請負ノ註文アルベク、

（六）尚全国大中小都市ニビルディングヲ経営シ貸事務所トシ、住友系諸社事務所ヲ始メ、他社事務所ヲ収容スル

トキハ、事業上各般ノ連絡緊密トナリ、是亦事業発展ノ足場トシテ利用シ得ベク、

（七）又関係諸事業ガ共同調査又ハ共同企画ヲ行フ要アル場合ニモ利便多カルベク、

（八）此クテ工事ト商事ト管理ノ三者相俟チ、取引先ヨリ見テ需要充足ニ極メテ便益多キ存在トナリ、一方メーカーヨリ見テ市場的、技術的ニ綜合指導性アル存在トナラバ、自社ハ勿論関聯諸事業ノ進展速度ヲ高メ得ベシ。

三、日本興産株式会社ノ組織（註、略、但しこのうち附記には通常の企業組織に見られない研究所の設置が含まれているので次に示すが、河井常務理事とみられる「別案ニセラレ度シ」との書き込みがあるので実際に検討される余裕はなかったものと思われる）。

附記

一、経済研究所ハ経済基本調査並ニ特殊調査ヲ行フモ、当社ノミナラズ住友系諸社ノ利用ニ値スル研究モ行フ。此ノ研究所ヲ通ジ住友系諸社内容ノ会報ヲ行ヒ、新規事業ノ共同調査並ニ共同企画、既存事業ノ共栄策、人事ノ交流策ヲ懇談解決ス。

又会社診断特別委員室ヲ設ケ、住友系諸社ノ経営監査及会計監査ヲ行ヒ、併セテ最高人事策定ノ基盤タラシム。

所員ノ一部ハ住友系諸社ヨリ派遣ノ型式ニテ受入ル。経費ノ一部ハ住友系諸社ヨリ寄附又ハ分担ノ形式ニテ受入ル。

又剰員ノストツク場所トス。

一、生活文化研究所ハ住宅、衣料、食糧其他生活文化一般ニツキ、独創的ナル研究ヲ行ヒ、其ノ成果ヲ住友系諸社ノ事業ニ移ス。要スレバ特別研究室及試作工場ヲ設ク。

所員ノ一部ハ住友系諸社ヨリ派遣ノ形式ニテ受入ル。経費ノ一部ハ住友系諸社ヨリ寄附又ハ分担ノ形式ニテ受入ル。

住友本社解散方策要領

一、住友本社現業部門中鉱業及林業ヲ住友鑛業ニ譲渡ス。但林業ハ特別会計トシオキ、将来機ヲ見テ独立会社トス。

一、住友本社財産中各地ビルディング及其他不動産ヲ住友土地工務ニ譲渡ス。
一、右譲渡財産ハ一応簿価ヲ以テ仮整理シ、実価ノ算定ヲ俟チ精算ス。
一、右財産譲渡ニヨリ住友本社ノ受クベキ代金ハ、一応住友鑛業及住友土地工務ニ対スル本社ノ貸金トス（本貸金ノ利率及決済方法ハ別途立案ス）。
一、業務所ハ一応解消シ、新ニ商事活動ヲ中核トスル日本興産株式会社（仮称）ヲ設ケ、住友土地工務ヲ吸収合併ス（法律上ハ土地工務ノ定款変更ト名称変更ニテ足ル）。
一、残リタル住友本社ヲ解散ス（清算方法ハ別途立案ス）。

（資料9）

住友本社現業部門ノ処理ニ関スル説明書

住友ニ於テハ、今回聯合軍最高司令部ノ根本方針ニ基キ、且政府ノ意ヲモ体シ、本社ヲ中核トスル住友系各社ノ資本的並人的組織ヲ解体スル為メ、自発的ニ住友本社ヲ解散スルコトト相成候処、住友本社ハ一般持株会社ト異リ、其ノ一部ヲ以テ鉱山、農林、不動産並物品販売ノ諸事業ヲモ経営シ居リ、之等現業部門ハ、本社ノ傘下諸事業ニ対スル統括機関トハ関係ナク、寧ロ傘下諸事業トシテ独立セシメ、或ハ傘下諸事業ニ譲渡スベキモノガ、主トシテ採算上ノ理由ヨリ未ダ分離ニ至ラザリシモノニシテ、現ニ鉱山農林不動産事業ノ如キ大部分傘下諸事業ニ経営ヲ委託シ、実際ニハ之等受託会社ソノモノノ事業ト称スルモ過言ナキ状態ニ有之、持株会社タル本社ノ解散トハ全ク別個ニ考慮セラルベキモノト愚考仕候。而シテ之等現業部門ニ於テハ、終戦以来金、木材等増産ノ御要望ニ応ジ大々拡張工事実施中ニシテ、持株会社トシテノ本社解散ニ伴ヒ、之等諸事業亦拡張工事ヲ打切リ清算事務ニ入ルハ関係従業員ノ遺憾ハ固ヨリ、傘下諸事業ニシテ国民経済上必要ナルモノハ当然存続セシメントスル聯合軍最高司令部並日

本政府ノ御意図ニモ非ザルモノト拝察シ、先般来之ガ処理ニ関シ種々考究致候結果、至急之等現業部門ヲ左記要領ニ依リ処理シタル上解散手続ニ入ルヲ最モ適当ナリト被存候ニ付テハ、何卒事情御賢察ノ上御認可賜度、此段及御願候也。

記

一、住友本社現業部門中鉱山業(住友鑛業株式会社経営委託)並農林業(住友本社林業所々管並住友鑛業株式会社経営委託)ニ付テハ、朝鮮並南方関係事業ヲ除キ、住友鑛業株式会社(公称資本金八十万円払込済、事業種類鑛業、農林業等)ニ営業ヲ譲渡ス。但シ農林業ニ付テハ将来適当ノ機会ニ之ヲ独立会社トス。

二、各地ビルディング等不動産並其ノ附属事業(住友土地工務株式会社、住友本社東京支社、住友本社神戸業務所経営委託)ニ付テハ、住友土地工務株式会社(公称資本金四千百五十万円払込済、事業種類不動産ノ取得、処分及賃貸借其ノ他ノ利用等)ニ営業ヲ譲渡ス。

三、一及二ニ依ル営業譲渡価格ハ、一応帳簿価格ヲ以テ仮整理シ、一年以内ニ実価ノ算定ヲ俟チ精算ス。

四、一ニ依ル営業譲渡ノ結果、住友鑛業株式会社ヨリ住友本社ノ受クベキ代金ノ授受ハ、実価ニ依ル精算後之ヲ行フコトトシ、尚住友鑛業株式会社ニ於テ希望スル場合ニ於テハ、之ヲ住友鑛業株式会社ニ対スル住友本社貸付金(貸付期間ハ三ヶ年据置爾後七ヶ年間ニ分割返済スルモノトシ、貸付利息ハ定期預金利率トスル予定)トス。

五、物品販売業(業務所々管)ハ之ヲ廃止ス。

尚現業部門ノ処理ニ付詳述スレバ左ノ如シ。

(一) 鉱山業並農林業ノ住友鑛業株式会社ヘノ営業譲渡

住友本社ノ鉱山業ハ、大東亜戦争ニヨル国内事情ノ急速ナル大転換ニ伴フ金鑛業ト銅非常増産トヲ契機トシ、住友ニ

於ケル鑛業ヲ一元化スルタメ、昭和十九年二月其ノ全経営（但シ帝國鉱業開発ニ経営ヲ委託セル余市鉱山ヲ除ク）ヲ住友鑛業株式会社ニ委託セルモノニシテ、住友鑛業株式会社ハ之等諸鉱山ニ関スル共同鉱業権者タルノミナラズ、其ノ全従業員ヲ引継ギ、事実上ノ経営当事者タルノ地位ニアリ、ポツダム宣言受諾後日本ノ版図ヨリ除外セラレタル朝鮮関係分ヲ除ケバ、二十年十月末現在ノ正味資産ハ五四、五八六千円ヲ示セリ。

（イ）　金鑛業整備ニ依リ休山セル金山

鴻之舞鉱山（北海道）、大萱生鉱山（岩手県）、宮城鉱山（宮城県）

（ロ）　銅非常増産ニ依リ経済的採算ヲ無視シ稼行セル銅山

国富鉱業所（北海道）、伊奈牛鉱山（北海道）、大宮鉱山（福島県）、余市鉱山（北海道）、砥沢鉱山（宮城県）、安部城鉱山（青森県）、大蔵鉱山（山形県）、八十士鉱山（北海道）

ニシテ今後鴻之舞鉱山ノ再興ヲ中心トシテ運営セラルルモノト予想セラルルモ、処理能力一日一、〇〇〇屯ノ製錬場設備新設ノタメニハ起業費二五、〇〇〇千円ヲ費シ、之ガ完成ニハ約三ヶ年ヲ要スル見込ニシテ、此ノ間起業費並保坑費ノ支出ヲ負担スル外、国富鉱業所以下ノ群小銅山ハ国庫補助金乃至価格政策ノ転換ニ伴ヒ、採算困難ヲ予想セラレ、既ニ砥沢、安部城、大蔵、八十士ノ諸山ヲ休止セル外、残余諸山ニ付イテモ徹底的処置ヲ要スル状況ニシテ、結局従来経営ヲ委託セル住友鑛業株式会社ニ譲渡シ、再整理ヲ実施スル以外ニ途ナシト断ゼザルヲ得ズ。

又本社ノ農林業ハ、住友鑛業株式会社別子銅山ヘノ木炭供給源トシテ、又坑木其他採鉱、建築、土木用木材ノ自給圏トシテ常ニ銅山トノ密接ナル関係ノ下ニ発展シ来リタルモノニシテ、其後国土保全林業報国ノ理念ヨリ治山治水ニ貢献セントスル理想ニ端ヲ発シ林業所ヲ創設シ、内地ニ於テハ愛媛、三重、奈良、和歌山、兵庫、宮崎、熊本ノ各県並北海道ノ各地ニ造林伐木、製材、製炭等ノ諸事業ヲ経営スルニ至リ、更ニ復興事業ニ関聯スル木材需要ノ激増ニ応ヘ、

製材、木材加工ヘノ積極的進出ヲ企図シツツアリ、其ノ正味資産ハ二十年十月末現在二二、五五五千円ナルガ、今回本社解散ヲ迎フルニ当リテハ、当該事業創立ノ経緯並ニ現ニ別子山林ハ依然住友鑛業株式会社ノ経営委託トナリ居ル点、或ハ原始産業トシテノ共通性等ヨリ勘案シ、差当リ住友鑛業株式会社ニ之ヲ譲渡シ、将来適当ノ機会ニ独立ヲ考慮スルヲ妥当ト思考セリ。

以上略述セル如ク、本社鉱山並農林業ノ処理ニ付テハ、之ヲ住友鑛業株式会社ニ譲渡スルヲ適当ト存ゼラルル次第ナルガ、両事業共採算上低調ヲ免カレズ、且鑛業部門ニアリテハ大幅ノ財産切下ヲ要スル外、今後相当ノ資金ヲ必要トスル状況ニ在リ、一方之ガ引受ヲナス住友鑛業株式会社ニ於テハ現ニ一五〇、〇〇〇千円ニ及ブ借入金ヲ擁シ、業績亦逆睹シ難キ実状ニ在ル等ノ状況ニ鑑ミ、之ガ譲渡ノ条件ニ付テハ慎重考慮ノ要アリ、種々考慮セル結果政府ノ補助金乃至価格政策等ノ見透シ付ク迄、一応帳簿価格ヲ以テ仮整理シ、一ヶ年以内ニ実価ノ算定ヲ俟チ精算スルト共ニ、其ノ代金ノ支払ニ付テハ必要アル場合ニハ之ヲ本社ヨリ住友鑛業株式会社ヘノ貸付金(貸付期間ハ三ヶ年間据置爾後七ヶ年内ニ分割弁済スルモノトシ、貸付利息ハ定期預金利率トスル予定)ニ振替フルコトヲ得ルノ便法ヲ講ジ度ク存ズル次第ナリ。

(二) 不動産業ノ住友土地工務株式会社ヘノ営業譲渡

住友本社ノ不動産事業ハ、住友本社東京支社ニ委託セル東京住友ビルディング、住友本社神戸業務所ニ委託セル神戸住友ビルディング及住友土地工務株式会社ニ経営ヲ委託セル江戸堀ビル其他ノ貸ビル、貸家、寮其ノ他ノ不動産事業ニシテ、二十年十月末正味資産一一、四一六千円其ノ性質上不動産事業会社タル住友土地工務株式会社ニ営業ヲ譲渡シ、一元的経営ヲ実施セシムルヲ至当ト思考ス。

(三) 物品販売事業ノ廃止

住友本社ノ物品販売事業ハ、東京、横須賀、神戸、名古屋、呉、福岡、上海、京城ニ各業務所乃至事務所ヲ設置シ、主トシテ住友系各社製品ノ委託販売ヲ実施シ来リタルモノナルガ、住友本社解散ノ経緯等ヲ勘案シ、之等業務所乃至事務所ヲ閉鎖シ、廃業スルコトニ決定セリ。（註、阿澄によると、「住友商事として、販売部門を独立させることは可能であるが、スタート後直に蹉跌する虞が大きいので、住友土地工務に寄生することにした。営業譲渡ということでは、司令部の許可をとるのに手間どるし、最も簡単な方法として住友本社の販売部門は閉鎖し、住友土地工務に新たに販売部門を開設する方法をとった」由である。）[15]

（資料10）

住友本社解散手続ニ関スル件（昭和二十年十二月二十六日）

（一）　要旨（註、略）

（二）　説明

（イ）　住友本社ハ一般持株会社ト異ナリ、住友系各社ノ株式所有ヲ通ジ住友系各社ノ資本的並人的組織ノ中核体ヲナスト共ニ、其ノ一部ヲ以テ鉱山、農林、不動産並物品販売ノ諸事業ヲモ経営シ居ルヲ以テ、其ノ解散手続ニ関シテハ、先ヅ之等現業部門ヲ適当ニ処理シタル後、持株会社整理委員会ニ株式其他ノ有価証券ヲ引渡シ、直ニ解散手続ニ入ルヲ適当ト認メ、去ル十一月二十八日付ヲ以テ勅令第六五七号「ポツダム宣言ノ受諾ニ関スル件ニ基ク会社ノ解散ノ制限等ニ関スル件」第二条ニ基キ、鑛業、農林業ノ住友鑛業ヘ、ビルディング其他不動産事業ノ日本建設産業ヘノ譲渡ニ関スル許可申請書ヲ大蔵大臣宛提出セリ。

而シテ右申請ニ関シテハ、日本政府ニ於テ異存ナキモノトシテ受理セラレ、聯合軍最高司令部宛移管セラレタルヲ以テ、十二月中旬大島監事ニ於テ同司令部ホイラー少佐ト面談シ許可方促進セル処、当該問題ノ如キハ近ク設

立セラル、持株会社整理委員会ニ於テ処理スルヲ適当ト述ベ、更ニ

（1）住友鑛業ハ現在資本金八千万円ニ対シ一億五千万円ニ及ブ巨額ノ借入金ヲ擁シ居ル実状ナルニ、更ニ一時的トハ云ヘ鑛業、農林業財産ノ譲受ニ依リ八千万円ニ近キ借入金ヲ負担スルコト、ナルハ、経理的ニ面白カラザルコト。

（2）聯合軍最高司令部ノ一般方針ハ、寧ロ巨大企業ノ分割方針ヲ支持シ居ルモノニシテ、住友鑛業ニ対シ更ニ本社鑛業、農林業部門ヲ附加スルハ、其ノ方向ニ反スルコト。

ノ二点ヲ挙ゲテ難色アル口吻ヲ示セリ。

右ノ内持株会社整理委員会ニ於テ当該問題ヲ処理セシムル件ニ関シテハ、委員会ニハ最後ノ決定権ナキヲ以テ、結局再度聯合軍最高司令部ニ移管セラル、コト、ナルニ非ザルヤトノ疑問アリ。又難点トシテ掲ゲラレタル二点ニ付テハ

（1）鑛業、農林業財産ハ八千万円ニ及ブ帳簿価格ヲ有スルモ、鑛業財産ハ実価算定ノ際大幅ノ評価切下ノ予定ニシテ、一方農林業財産ハ一種ノ通過勘定ニ過ギザルヲ以テ、住友鑛業ノ蒙ル現実ノ負担ハ過大ナラズ、且其ノ負担軽減ハ当方トシテモ衷心ヨリ希望シ居ルモノナルコト。

（2）九月二十二日米国政府ノ発表セル「降伏後ノ日本ニ対スル管理政策」ニ依レバ、聯合軍ノ一般方針ハ大産業及金融ノコンビネーションズヲ解体スル為メノ計画ヲ助長スルニアリ、且前聯合軍最高司令部経済科学部長クレーマー大佐ノ屢々ノ言明ニ於テモ単純ナル大企業ヲ分割スルノ意志ナキコトヲ明ニセラレ居リタルモノニシテ、今回ノホイラー少佐ノ談ハ聊カ意外ノ観アルモ、仮ニ大企業ノ分割方針ヲ云々セラルヽトスルモ、住友鑛業ハ現ニ本社ノ鑛業、農林業ノ一部ノ経営ヲ受託シ居ルモノニシテ、特ニ今回ノ措置ニ依リ事業規模ノ拡大ヲミルニ非ザルモノトモ称シ得ベキコト。

等当方トシテ陳述スベキモノ不尠モ、現状ヲ以テシテハ結局持株会社整理委員会設立前ニ現業部門ヲ処理スルコトハ不可能ナル状況トナレリ。

（ロ）　従テ住友本社トシテハ前述ノ情勢ニ対応シ、此ノ際至急解散手続ニ関スル再検討ヲ実施スルノ要アリ。（註、後略）

（資料11）

本社経理部企画課起案　昭和二十年十二月二十八日提出　同日決裁

業務所事務ノ停止ニ関スル件

案

年　月　日

経理部長

業務所、店部連系会社主管者宛

掲題ノ件

拝啓　陳者住友本社解体ニ伴フ業務所事務ノ停止ニ付テハ、先般来種々考究中ノ処、今般左記ニ依リ実施ノコトニ決定相成候ニ付テハ、左様御高含ノ上宜敷御取計相成度、此段依命及通牒候也。

記

一、昭和二十一年一月十五日ヲ以テ業務所ニ於ケル新規受註ヲ停止スルコト、シ、爾後新規受註ハ各店部連系会社ニ復元シ、各店部連系会社ニ於テ直接或ハ日本建設産業ニ委託シ、之ヲ実施スルコト。

尚業務所ニ於ケル既注文ニ付テモ前項ニ準ジ取扱フコト。

二、昭和二十一年一月末日ヲ以テ業務所ニ於ケル事務全般ヲ停止スルコト、シ、一月十五日以降一月末日迄ノ期間ハ、未回収売掛金ノ回収ニ努ムルコト。

三、昭和二十一年一月末日現在ニ於ケル業務所ノ未回収売掛金ハ各店部連系会社ニ復元シ、各店部連系会社ニ於テ直接之ヲ回収シ、或ハ日本建設産業ニ之カ回収ヲ委託スルコト。

四、前項ニヨリ業務所ヨリ各店部連系会社ニ復元セラルヽ未回収売掛金ニ関スル手数料ノ授受ニ付テハ、各店部連系会社ト別途協議ノ上決定スルコト。

以上

二　住友本社の解散と連系会社及び住友家の対応

㈠　住友本社の解散

1　住友本社の事実上の解散

昭和二十一年一月一日日本建設産業に各地の支店、出張所とともに本店営業部が設置された。大阪には元来住友本社の販売店・業務所は設置されず、連系会社(本章以後、住友本社が指定した直系会社をさす「連系会社」と白水会結成後その加盟会社を意味する「連系会社」とは概念が異なることに留意する必要がある)が直接地場取引を行っていたので、日建として早急に営業体制を整備する必要があった。

十二日業務所を一月末日をもって廃止する通牒が総務部長から各業務所長宛出状された(資料12)。(販売部門のその後の

動向については、「三(一)　販売部門・日本建設産業(旧住友土地工務)から住友商事へ」参照)

十五日理事会が開催され、十一月二十八日に大蔵大臣宛提出した、鉱業部門、林業部門及び不動産部門の営業譲渡の申請書に対するＧＨＱの許可が下りないまま、十五日理事会が開催されて住友本社は事実上解散することが決定された。二十一日本社総務課長は各店部連系会社主管者及び本社各部課長宛次のように、本社が本日をもって事実上解散したことを通知し、同日午後総理事は本社全職員に対し挨拶を行った。

文第八号

昭和二十一年一月二十一日

住友本社総務課長　植村　実

本社解散ニ関スル件

本社解散ニ関シテハ、着々之ガ必要手続取進メ、政府ニ於ケル持株会社整理委員会ノ設置ヲ俟ツテ旧臘中ニモ解散実施ノ予定ト相成居候処、右委員会ノ設置等ニ関シ、必要ナル法令ノ制定其ノ他当局ノ具体的措置完了迄ニハ、尚若干ノ時日ヲ可要実情ニ有之候ニ就テハ、旁々此ノ際法律上ノ解散ニ先立チ事実上ノ解散ヲ実行致スコトトシ、本日開催ノ臨時株主総会ヲ以テ、左記ノ通リ役員ヲ更新シ、同時ニ別紙通達(註、略)ノ如ク機構改正相成候間、御了承ノ上貴部下各員ニ周知徹底方御配慮相煩度、此段依命及御通知候也。

記

一、辞任役員

代表取締役総理事　古田　俊之助

取締役常務理事　北沢　敬二郎

取締役常務理事　河井　昇三郎
取締役理事　春日　弘
取締役理事　三村　起一
取締役理事　梶井　剛

二、留任並新任役員

代表取締役　菅野　秀次郎（新任（註、経理課長兼任））
取締役　田中　良雄（留任（註、上述の住友外地勤務者引揚援護会会長の職務のためといわれる。））
取締役　平賀　五郎（新任（註、林業所長兼任））
監査役　大島　堅造（留任）

以上

同日住友本社は人事部（人事課、厚生課、労政課）、総務部（会計課、総務課、保安課）、経理部（調査課、企画課、査業課）の三部九課を総務課（人事部と総務部総務課と保安課）、経理課（経理部と総務部会計課）の二課に縮小した。鉱山及び販売店を含む本社職員在籍者一四六九人のうち戦死者五四名、退職者二七九名、残留者四八名を除き、日本建設産業へ二五五名、鑛業へ六四七名、金属へ一七名、電工へ三二名、化学へ四四名、機械へ一一名、日本電氣へ一八名、銀行へ三二名、信託へ五名、生命へ二名、倉庫へ四名、板硝子へ四名、化工材へ一一名、別府化学へ四名、病院へ一名、アルミ製錬へ一名計一〇八八人が転出した。

二十五日主管者合同会報が開催され、古田総理事が退任の挨拶を行い（資料13）、ここに事実上の解散に伴うすべての行事が終了した。

二十六日アメリカ占領軍の再編が行われ、西日本管轄の第六軍は東日本管轄の第八軍（横浜）に統合され、第八軍が日本全体を管理することとなった。この結果大阪住友ビルに置かれていた第六軍麾下の第一軍団司令部は京都大建産業ビルの第六軍司令部跡へ移転し、代わって日本生命ビルから第一軍団所属第九八師団司令部が移ってきたが、同師団は間もなく二月名古屋から日本生命ビルに移駐した第二五師団司令部に業務を引き継ぎ帰国した。このため接収中の住友ビル五階と最上階はＲＲ（Recreation Room）センターとして、ビリヤード等が設置された。

二十九日ＧＨＱに提出する資料中、連系会社及び関係会社の定義が求められ、その打合会が開催された。作成された定義（資料14）は翌三十日ＧＨＱに提出された。

三十日本社の事実上の解散により外事室が廃止され、委員長菅野秀次郎以下本社職員の他に新たに連系各社職員を委員とする渉外委員会が設置された（資料15）。

三十一日六業務所（東京、横須賀、名古屋、神戸、呉、福岡）及び四事務所（上海、北京、新京、京城）が廃止された。しかし日本建設産業では年初に東京、名古屋の両支店及び横浜、神戸、呉、福岡の各出張所を設置済みであり、これら業務所職員の受け入れと業務の継承を図っていた。同日先に大蔵大臣宛提出した住友本社の営業譲渡の申請書は次のように却下され、これら現業部門の処理は、今後の持株会社整理委員会及びＧＨＱとの折衝を俟つこととなった。

蔵融第一八五号

昭和二十一年一月三十一日

大蔵省金融局長　江沢　省三

株式会社住友本社

代表取締役　菅野　秀次郎　殿

昭和二十一年十一月二十八日附申請鑛業、農林業財産ノ住友鑛業株式会社ヘノ譲渡等ノ件、不許可ト決定相成候、此段依命及通知候也。

2　正式解散に至るまでの折衝

昭和二十一年一月二十一日住友本社が事実上解散した後も、連系会社に対するGHQの指令が住友本社へ来るので、本社として渉外委員会を設置せざるを得なかった訳であるが、三十日の設置以前の二十五日に既に第一回として連系会社に対して渉外委員会構想の説明、委員の選任依頼を行い、併せて二月二日に来日するエドワーズ・ミッションからの事前資料要求(イ、主要生産高及全国生産高ニ対スル割合、ロ、パテント及ライセンス、ハ、空襲被害額、ニ、在外資産喪失額、ホ、住友各社間ノ貸付金、ヘ、一社以上ノ兼務役員(一九四五年三月三十一日)、ト、預金(種類別)現金現在高(一九四五年三月三十一日及十二月三十一日含本分家)、チ、過去五決算期ノ配当収入調(含本分家)、リ、直接兵器製造高、名称、品種及会社ノ生産高ニ対スル割合、ヌ、英文事業案内)に基づくGHQの指令を伝達した。これについて阿澄は次のように述べている。(16)

これについて面白い話があるんです。解体しろと云ったわけですから。しかし実際の話出来ないでしょ。ところがGHQは私ら呼び出して、これを連絡しろという命令で、連絡が充分にいかないと連絡不充分ではないかと云うでしょ。そこで、これは財閥の解体が進んでいる証拠ではないかと云ったのです。けれど司令部の方で最後にやっぱりその連絡の組織位は残しておいてくれというので、それでずっとやっていたわけです。司令部の方も負けたとか云っていましたよ。

二十八日に開催された第二回委員会では、さらに次の資料の提出が要求された。

一、最近ノバランスシート、損益計算書(一九二五年九月二十九日以降ヲ含ム)

二、本社ト制限会社二四社トノ関係及二四社相互間ノ関係調整

イ、長期又ハ継続的売買契約
ロ、特許又ハ特許権ノ交換ニ関スル協定
ハ、商標ノ使用ニ関スル協定
ニ、如何ナル企業ニ関スルモ経営又ハ管理ニ関スル契約又ハ協定
ホ、如何ナル企業ニ関スルモ融資ニ関スル契約若クハ協定

二月七日ＧＨＱ渉外局は「マッカーサー元帥の指令に基づく財閥その他財界の解体事務遂行上勧告機関として任命された」ノースウェスタン大学経済学部教授コーウィン・エドワーズを団長とする使節団が東京に到着したと発表した。なお住友の担当者は司法省反トラスト司法長官補佐官のウィリアム・Ｄ・ディクソンであった。同日開催された渉外委員会は次のように十一日に来阪することになったディクソン対策であった。

第三回臨時渉外委員会　二月七日(木)於住友ビル三階
一、エドワード・ミッション、ディクソン氏来阪ノ件
来阪日時　二月十一日(紀元節)午前十時　住友ビルニ大島監事ヲ来訪、具体的プログラムヲ決定シ、引続キ調査ヲ為ス。
滞在予定　二月十一日―十四日頃迄　該期間中ハ凡テ住友ニ対スル調査ヲナス。
一、ディクソン氏依頼ニヨル調査準備事項
1　住友家ノ家憲其ノ他住友家ノ事情ニ付調査ス。
2　財産税並ニ戦時利得税ノ住友本社並ニ連系、特定各社ニ対スル影響ヲ計数的ニ調査シ度シ。出来レバ住友家ノ分ニ付テモ準備シ置カレ度シ。

3　二十五社(海外ニ本店アルモノヲ除ク)ノ空襲ニ依ル被害調査

イ、物理的表示(物件別ノ被害度%)

ロ、損失金額(終戦時現在ノB／Sヲ基礎トシ算定、帳簿価格ガ切下ゲラレ簿価ニ依ル表示ガ不当ト思ハレル場合ハ、参考的ニ時価ニ依ル表示ヲナスコト)尚二十五社ニ於テ五〇%以上ノ持株率ヲ有スル仔会社ニ付テモ同様ノ調査ヲ為シ置クコト。

4　二十五社並ニ二十五社ガ五〇%以上ノ持株率ヲ有スル仔会社ニ付、賠償で取ラレルデアラウ処ノ設備ヲ予想シテ、コノ結果ヲ最近ノB／Sヲ基礎トシテ計数的ニ調査シ度シ。

5　二十五社ノ重役デ、ソノ会社ガ一〇%以上持株ヲ有スル仔会社ノ重役ヲ兼務スルモノアルトキハ、各会社別ニ其ノ名称ト職名ヲ調査ノコト。

右ハ終戦時現在ノモノトシ、其ノ後退職セシモノニ付テモ記載ノコト。現在在職セルモノハ勿論ナリ。

6　十五財閥ニ関スル資料ニ付テハ懇談シ度キニ付、右ニヨク暁通セル人ヲ参集セシメラレ度シ。

7　熟練通訳二、三名ヲ用意セラレ度シ。

以上

二月十一日ディクソン来社、古田前総理事と会談(資料16)して以来、十二日菅野代表取締役(阿澄経理課副長同席)と会談、十三日阿澄副長が提出資料につき説明、銀行、日本電氣が対談、十四日大島監査役が会談(資料17)、金属工業が対談し、以上によりディクソンの住友関係調査は終了した。十一日古田前総理事が会見後、連系会社社長に対し会談内容を報告した際、「ディクソン氏ハ三井、三菱ト異リ、非常ニ好印象ヲ受ケ退社セリ」と述べている。

三月四日調査を終了したエドワーズと財閥関係者との懇談会を前に、その打合会が終戦連絡事務局で開催された。出

席者は事務局加納次長、石原第二課長、脇村嘱託、都留嘱託、三井松本常務、江戸総務部次長、三菱鈴木常務、北原調査役で、住友からは監査役大島堅造が出席した。席上第二課長石原周夫（のち大蔵次官）から二月二十七日聴取した財閥に関するエドワーズの見解が紹介され（資料18）、これに対し大島は「(二)ノ金融ノ点ニ付テハ、自分ハ多年ニ亘リ住友銀行ニ勤務セルガ、決シテ住友関係会社ニフエーバーハ与ヘズ、寧ロ関係会社ニ対シテハ他社ニ対スルヨリモ厳格ナ査定ヲ実施シ居ル」旨説明し、三井、三菱関係者もこれを支持したという。

三月八日エドワーズとの懇談会が開催され、大島が三井松本常務、三菱鈴木常務と共に出席した。懇談会の内容は次の通りであった（註、左には三菱田中常務とあるが鈴木常務の誤りとみられる）。

エドワード氏ヨリ「財閥解体ハ既ニフイツクストポリシイニシテ、自分達ノ任務ハ之ヲ如何ニ上手ニ実施シ、デモクラテイク化スルカニアル」旨ノ挨拶アリ。三井松本常務ヨリ「持株会社整理委員会ニ譲渡セル株式ノ処分等ニ対スル希望」意見ノ開陳、三菱田中常務ヨリハ「財閥解体モヤリ方如何ニ依ツテハ却テ良イ結果ヲ齎ス」等ノ話、大島監査役ヨリハ「財閥解体ハ既ニ決定セルモノニシテ、住友トシテモ其ノ方針ニ従ヒ折角努力シ居ルガ、財閥ニモメリツト及デメリツトアリ」トノ話等アリタルモ、事務的ニ重大ナル交渉モナク、友好裡ニ散会セリ。

この間大島は七日GHQに先日の大島との会談で鑛業部門の住友鑛業への営業譲渡案に理解を示したディクソンを訪ね、第一回の覚書を提出した。しかしディクソンは、自分は直接の責任者でないとして翌八日エドワーズ・ミッションでディクソンと共に来日し、そのままホイラー少佐に代わって反トラスト・カルテル課長に就任したジェームズ・M・ヘンダーソンを大島に紹介した。その後大島はヘンダーソン及びその部下のランに対し三月二十六日、四月二十六日、五月二十四日と四回にわたり覚書を提出し、六月十一、二日ヘンダーソン来阪の際重ねて許可を要請したが進展をみなかったので、鑛業部門のみ切り離して二八〇〇万円で住友鑛業に譲渡する次のような大蔵大臣宛「昭和二十年勅令第六

五七号ニ基キ特定会社財産売却ニ関スル許可申請書」を提出した。

譲渡価額　　金二八〇〇万円也

内訳

	帳簿価額	評価額
資産ノ部	三五、三二四、九一〇円二八	三三、一八五、九三三円四五
負債ノ部	五、一八五、九三三　四五	五、一八五、九三三　四五
差引	三〇、一三八、九七六　八三	二八、〇〇〇、〇〇〇　〇〇

五月一日本社総務課長植村実は既に一月二十一日付で鑛業別子鉱業所農林課長兼務を命ぜられていたが、正式に鑛業に転籍し、別子鉱業所業務部長代理兼農林課長に発令された。このため総務課長に土居万之助が昇格し、同じく代表取締役菅野秀次郎は経理課長兼務免となり、副長阿澄一三が昇格した。

四日東京支社長佐伯正芳が停年退職し、東京支社が廃止され、六日それに代わるものとして東京渉外事務所(所長菅野秀次郎)が設置された。

持株会社整理委員会は、四月二十日公布された「持株会社整理委員会令」に基づき八月二十二日発足した。同委員会の発足に伴い、九月六日住友本社は持株会社の指定を受けた。八月二十八日に上京した菅野取締役は同委員会に対し、住友本社を特別経理会社として近く公布される企業再建整備法に基づく整備計画を樹立し、現業部門の別会社を設立の上持株会社を解散するという住友本社の方針を説明し、九月十一日同委員会大阪支所長田中磐根が来社、この方針が承認された旨通知された。

十月十六日及び二十二年五月六日の二回にわたり、住友本社が保有する株式の大半が同委員会に引き渡された。当時

本社経理課長代理であった田中富雄（のちの作家源氏鶏太）はこの株式引き渡しに立ち会い、株券を詰めた木箱が日本銀行大阪支店の地下の大金庫に納まるのを見届けた。[17] 住友本社がこの両日委員会に引き渡した株式は、四五六万株その払込金額は二億二七五一万円に達した。

現業部門の処理は、先にＧＨＱ反トラスト・カルテル課長ホイラー少佐が言明した通り、持株会社整理委員会の発足を待たねばならなかった。同委員会から先の七月十一日付鑛業部門譲渡の申請書に対し、譲渡金額を二八〇〇万円ではなく、次のような専門評価委員の評価額に基づく三四一九万一〇〇〇円とするよう内示があり、申請書は九月十二日却下された。

内示譲渡価額ノ数字的根拠

	帳簿価額	評価額
資産ノ部	三五、三二四、九一〇円二八	四四、七七一、九四〇円四五
負債ノ部	五、一八五、九三三　四五	五、一八五、九三三　四五
差引	三〇、一三八、九七六　八三	三九、五八六、〇〇七　〇〇
二十一年四月～十二月鑛業会社支出ノ半額負担控除額		五、三九五、〇〇七　〇〇
再差引譲渡額		三四、一九一、〇〇〇　〇〇

これに対し住友本社は指示通り評価替えを行うと同時にその評価増分を鴻之舞鉱山保坑額五九四万円、国富製錬所改良起業費五六一万円計一一五五万円を控除して、譲渡額は当初案と変わらぬ二八〇〇万円とする申請書を再提出した。その後は井華鑛業と持株会社整理委員会との間で交渉が重ねられた。この間二十二年四月反トラスト・カルテル課長はヘンダーソンからエドワード・Ｃ・ウェルシュに代わった。持株会社整理委員会委員長野田岩次郎によると「ウェルシ

ュは元来、大学教授だから学究肌で理論派であり、インダストリアル・コンビネーション、フィナンシャル・コンビネーションをともに解体すべきであるということを最も忠実に、最も理論的に進めようとしたわけだ。したがって、彼が来てからは、いろんなことがシビアになって行った。」と述べている。[18] 六月二十六日委員会より大蔵省理財局宛の通知があり、これを受けて二十七日大蔵省理財局長から住友本社宛譲渡金額はあくまで三四一九万一〇〇〇円とするよう通知された。このため住友本社は鑛業と六月一日に遡及して譲渡契約書及び覚書を締結し、即日引き渡しを完了した(鉱山部門のその後の動向については「三(二) 鉱山部門・井華鑛業(旧住友鑛業)から住友金属鉱山へ」参照)。

昭和二十一年一月四日GHQは日本政府に対し「公務従事ニ適セザル者ヲ公職ヨリ解任罷免ニ関スル件ノ覚書」を発して「日本国民を欺瞞誤導して世界戦争に駆り立てた者の権力、勢力を永久に根絶せねばならぬ」と声明し、これに基づき日本政府は三月二十七日公職追放令を公布してA項よりG項に至る追放範囲を規定し、財界人はE項該当として「日本膨張ニ関係セル金融、開発機関ノ役員」を指定したが、住友系は指定を免れた。しかしその後二十一年八月二十日のGHQ覚書「すべての被追放者の政治的、経済的重要地位よりの排除」が経済パージの発端となり、十一月二十一日日本政府は「政治的及経済的重要地位ニ対スル追放覚書適用ノ件」を閣議決定し、「持株会社、コレト密接ナ関係ヲ有スル有力会社及資本金一億円以上ノ会社(以上ノ会社ハ総理大臣ガ指定スル)ニテ昭和十二年七月七日以降二十年九月二日ニ至ル迄ノ間ニ在職シタ支配的有力者(常務取締役及常任監査役以上ノ職ニアリタル役員、直接間接ニ会社経営ニ決定的支配力ヲ及ボシタ株主及其他実際上上記ノ役員ト同等ノ権限又ハ支配力ヲ有シタル者)ヲG項該当者」として取扱い、「総理大臣ノ指定スル附属表Aニ掲ゲル会社ノ支配的有力者ハ当然追放」され、「附属表Bニ掲ゲル会社ノ支配的有力者ハ其後其ノ地位ニツク者ヲアワセテ資格審査」が行われた。

住友系では次の一七社が附属表Aに指定された。

内地関係　住友本社　住友金属工業　日本建設産業　日新化学工業　井華鑛業　四國機械工業
住友アルミニウム製錬　住友電氣工業　住友通信工業　住友銀行　住友信託　住友倉庫
外地関係　安東軽金属　朝鮮住友軽金属　満洲住友金属

さらに昭和二十二年一月四日勅令をもって「覚書該当者ハ退職当時ノ勤務先ナル会社等ノ執務場所又ハ同一建物内ニアル其管理ニ属スル場所ニ出入シ又ハ会社等ノ執務場所又ハ自己ノ住居若クハ事務所ヲ設クルコトヲ禁止」される等その他の規定が追加され、同時に住友系では次の二社が附属表Aに追加指定された。

内地関係　大阪住友海上火災保険　住友合資（解散会社トシテ特ニ明示スルモノ）

かくして三月八日前総理事古田俊之助は追放に指定された。古田は退職後も住友ビル三階旧社長室を事務所として使用していたが、追放後は周囲の目も厳しくなり住友ビルへの出入りを遠慮せざるを得なくなった。古田は住友家の相談役的立場にあり、前常務理事北沢、田中、河井の三人と絶えず会合していた。このため竹腰健造によると、竹腰が借りていた大阪ビルの一室を提供し、古田は金融関係に精通していないので、銀行社長を退職した岡橋林を加えた五人が会合することになり、後に五人委員会と称されるに至った。

竹腰健造は東大工学部出身の建築技師として住友に入社したので、法経出身者や工学部出身の製造や鉱山の技術者と異なり客観的に住友幹部を観察していたが、総理事古田俊之助について、「非常に細かい配慮をするのが長所だが、終戦直後にはそれが高じて小心となり、決断を下すことが出来ず、住友に下克上の風潮がはびこる原因となった」と厳しい評価を下している[19]。これまで述べた終戦直後の住友本社の置かれた状況を考えると、古田総理事の苦悩には同情の余地があると思われるが、本社の戦後処理に当たり、課長・副長クラスの若手の活躍に負うところが大きかった一方で、これまでの住友では考えられないと竹腰が慨嘆するような事態が起こったことも事実であった。

二十二年三月十二日持株会社整理委員会は財閥家族の企業支配力を排除するため、一〇家族五六人の該当者を決定し、三月十三日これらの家族は指定会社役員を辞任し、又新たに役員に就任することを禁止された。住友では住友吉左衛門、住友寛一、住友元夫、住友義輝の四名が指定者とされた。四月二十四日本社取締役田中良雄は追放の指定を受け、五月十二日辞任し、同時に監査役大島堅造もまだ追放の指定を受けていなかったが(十月七日指定)辞任し、新たに田中弥太郎(M39東京高商、S11住友合資検査役停年)、監査役生野章作(M43東大法、S16本社監事附属員兼検査役停年)が就任した。これに先立ち四月二十八日本社代表取締役菅野秀次郎は東京渉外事務所長兼務免となり、後任に電氣工業東京支店次長兼調査課長睦好八郎が就任した。

住友本社が所有する住友病院の処理については、財団法人を設立して設備(五〇万円)と国債(二五〇万円)を基本財産として寄附することとし、二十二年五月五日付大蔵大臣に対し「昭和二十年大蔵省令第九七〇号第三条ニヨル財産贈与ニ関スル許可申請書」を提出し許可された。又持株会社整理委員会に対しては「財団法人新大阪病院設立ニ関スル資産出捐ニ関スル件」を提出し承認を受け、八月一日大阪府知事より「財団法人新大阪病院設立ノ件」及び「病院名称変更ノ件」の許可を得て、財団法人新大阪病院が設立された。

先に述べた「企業再建整備法」が昭和二十一年十月十九日公布されたことにより、住友本社は二十二年二月十三日整備計画案を持株会社整理委員会に提出した。これは阿澄の修正案の通り、林業部門と東京住友ビルを除く不動産部門を資本金三五〇〇万円の会社として独立させる案であった。これに対し鑛業部門、病院問題の処理の見通しがついた二十二年五月二十三日GHQは新会社を地域的に分散させる可否について質問を発して来た。経理課長阿澄一三は林業部門だけでは採算がとれる見通しが立たないため不動産部門を抱き合わせようとしているので、新会社の分割不可の回答を行った。しかし六月十二日阿澄が上京GHQ反トラスト・カルテル課長ウェルシュと会談した結果はその日記によると

次の通りであった。

ウェルシュ氏の論点は住友本社の解散を速かならしむる為、新会社設立案を放棄し、山林を競売に附すべしとの政治的必要性にあるものの如し。

これに対し六月十五日取締役会で取りまとめられた陳情書案は次のようなもので、分割は不可避、不動産部門は除外することとされた。

一、山林の切売は時日を要する外、過半は不能に属し、帳簿以下となる虞あり。

一、新会社を設立し、株式として大衆に開放する方、民主的にしてスピードも速く結果も完全なり。

一、新会社を設立するも議決権は直ちにＨＣＬＣ（註、持株会社整理委員会）に移譲せられ、住友本社とは関係なし。

一、新会社はＡ、Ｂ又はＣ、Ｄの二社に分割す。

Ａ　別子（愛媛）、富島（宮崎）、人吉（熊本）、渚滑（北海道）

Ｂ　夫以外

Ｃ　別子、渚滑、上野（兵庫）

Ｄ　夫以外

その直後七月三日ＧＨＱは突如として三井物産、三菱商事の即時かつ徹底的な解体を指令し、住友本社は分割案を受け入れなければ山林を競売にかけられる虞もあり、大きな衝撃を受けた。七月七日睦好東京渉外事務所長は菅野代表取締役宛次のような情報を送ってきた。

三井物産解体ノ件

既ニ新聞紙上デ御承知ノ通リ、三井物産、三菱商事ハ今般解体スルコトトナリマシタガ、之ニ関シ左記情報ヲ御送

リ申上ゲマス。

三井本社岡本氏(七月七日談、註、三井物産出身の事業部長岡本忠)

三井物産ノ解体ハ、GHQデ厳秘裡ニ決定シ、日本政府側モヨク知ラナイ間ニ物産ニ通知ガ来タ。解散ヲ決定シタノハ、GHQノ参謀会議デ行ハレ、マ元帥モ出席シタ。

解散ノ原因ニ付テハ、物産ノ分割案ガグヅグヅシテ決マラナカツタコト、物産ガ許可ヲウケズニドンドン仕事ヲヤツテ居タコト、社員私信ナドガ検閲セラレ物産デハワザト分割案決定ヲ延バシテ居ル等ノ印象ヲ与ヘタコトナドデ、貿易使節団ノ来朝以前ニ解体ト云フ徹底シタ手段ガトラレタ。

物産ト商事ト丈ケニトラレタ処置デ、之ガ今後財閥ニ対スル新シイ規準トナルヨウナコトハナカラウ。

以上

LC(註、持株会社整理委員会)大月部長モ同ジ意見ノ由、物産ト商事ガ分割案ヲ早ク出シテ実行シナカツタコトガ原因ト見テ居ラレル。

十月二十一日反トラスト・カルテル課長ウェルシュは、住友本社の林業部門二分割案に対し、山林部門の中に製材工場が含まれるのは水平的結合に当たり、経済民主化に反するとして不許可を通知してきた。二十九日商工省総務局復興第二課長樋詰誠明(のち中小企業庁長官)は阿澄に対して「財閥は萎縮せり、GHQに対し二社案にて押すべし」と指示し、さらに十一月五日には「林地荒廃の防止、他会社細分化防止の必要上住友の強腰を要望」した。しかし住友本社は三井物産の例に鑑み山林競売阻止のため八社案まで覚悟するに至り、十一月六日持株会社整理委員会野田委員長の下した六社案を受け入れた。十二月十日林業部門のみの第二会社六社を設立した上で、住友本社は二十三年二月二十八日をもって解散する案を提出し、二十三年一月十四日その許可を得た。

かくして二十三年二月二十日林業部門の第二会社、北海農林株式会社（資本金二〇〇万円、事業地域北海道）、四國林業株式会社（一〇〇〇万円、愛媛県・高知県）、九州農林株式会社（四〇〇万円、熊本県・宮崎県）、東海農林株式会社（三〇〇万円、三重県・和歌山県・愛知県）、扶桑林業株式会社（三〇〇万円、和歌山県・大阪府・京都府）、兵庫林業株式会社（一五〇万円、兵庫県）の六社が設立され、その登記を完了した（林業部門のその後の動向については「三㈢　林業部門・第二会社六社から住友林業へ」参照）。

二月二十八日株式会社住友本社は解散の特別決議を行い、清算に入った。代表清算人菅野秀次郎、清算人田中弥太郎であった。なお不動産部門については、処分により債務の返済に充当されることとなった（不動産部門のその後の動向については「三㈣　不動産部門・第二会社泉不動産から住友不動産へ」参照）。

こうしたGHQの占領政策に対して批判的な勢力も台頭してきた。昭和二十二年八月米国のオーバーシーズ・コンサルタントと称する米陸軍から日本の産業調査を請け負ったミッションが来日した。この一員として弁護士のジェームズ・L・カウフマンがいた。カウフマンについて、嘗てカウフマンと共に日本板硝子の役員を兼務した元住友化学社長大屋敦は次のように述べている。(20)

彼は東京帝国大学の講師を勤め、かたわら丸ノ内に長く法律事務所を開業してきた在日米人屈指の親日家であり、また日本経済通である。私は住友在職時代、米国企業との提携の話あるごとに、彼の助言と協力を請うた。

終戦後の占領政策はここに断わるまでもなく、日本人ひとりひとりの自由と権利は十二分に認めるが、日本それ自体の文化は日本が侵略したいずれの國（東南アジアの国々）よりも高くあってはならないということが基本になっていた。そのことは日本が所有する重要な産業施設を日本から徴収して、未開発地域に移駐することを主張した終戦直後のポーレー勧告によっても、その一端がうかがわれる。この占領政策をまっこうから批判したのが米国市民であ

る前記カウフマン氏であった。

終戦後間もなく日本に戻ってきた同氏は、長文の意見書を公表して、激しく対日政策の改廃を迫った。それが痛くマッカーサー元帥のきげんを損じ、しばらく再入国を禁ぜられるはめとなった。

その年の暮れカウフマンが陸軍のために執筆したとされる報告書の一部が、『ニューズ・ウィーク』昭和二十二年十二月一日号に「日本に関する一弁護士の報告書、今やアメリカの許容範囲より左傾する占領政策を攻撃す」と題して公表された。

(二) 連系会社の対応

1 連系会社の経営管理組織の改編

昭和二十一年一月住友本社は事実上解散するが、先に述べた通り二十年秋からその見通しが明らかになるにつれて、連系会社としては何らかの対応が必要になってきた。連系会社の中でも、金属、電氣、化学、日本電氣等は既に株式も公開されており(第4表参照)、取締役会や株主総会の決議事項は事前に住友本社の決裁を得る必要があったとはいえ、一応独立した株式会社としての体裁を整えていた。特に太平洋戦争開始以来これらの連系会社には本社の中間管理職が転出しており、彼等は二十一年一月現在金属総務部長平塚正俊(元本社庶務課長)、同経理部長日向方齊(元本社査業課長)、電氣伊丹製作所長香川修一(元本社人事課長)、化学取締役総務部長土井正治(元本社厚生課長)、同取締役東京事務所長神田勇吉(元本社経理部次長兼企画課長)、日電常務渡辺斌衡(元本社労働課長)等のように各社の要職を占めていた。

しかし他方で生命保険、倉庫、鑛業、機械、共同電力等のように住友本社、住友家、連系会社による住友系の持株が一〇〇%乃至それに近い連系会社は(第4表参照)、形式上株式会社ではあるが、実態は本社の店部と差違のない連系会

社もあった。これらの中でも、特に規模の大きい鑛業は最もその影響が大であった。二十年十月に忠隈礦業所で労働組合が結成されて以来、各事業所に組合運動が拡大した。このためそれまで総務部人事課で担当していた労務対策に専門の部署が必要となり、二十一年一月勤労部が設置されて、本社人事部労政課長河上健次郎がその部長に転出した。又鑛業としてこれまで資金調達は本社総務部会計課に依存してきたのであるが、今後は独自に住友銀行他の金融機関と交渉する必要が生じ、銀行阿倍野橋支店長浮田孝家が経理部長に就任した。二十二年二月には中央官庁との交渉の利便性から大阪本店の東京移転を決定し、七月から移転を開始し、二十三年春には完了した。元々銅の四國別子、石炭の九州忠隈・北海道赤平と他の連系会社と異なり、大阪地場との関係が希薄であったこともあろうが、他の連系会社に先駆けた東京移転であった。鑛業株式のうち、住友本社所有分は持株会社整理委員会へ、住友家所有分は財産税の物納として大蔵省へ引き渡されていたが、二十四年八月従業員向けと一般公募で放出された。この事務処理に当たるため五月共管部株式課が発足した。なお鑛業株式は十月に東京及び大阪の証券取引所に上場された。

鑛業の他に住友本社、住友家が一〇〇%保有していた住友生命保険も経営組織の改編を余儀なくされた。既に二十年十二月十日の臨時株主総会において財閥解体に伴う株式公開を想定し、定款を改正して株券の種類を二種（五〇株券、一〇〇株券）に一株券、一〇株券の二種を追加し、株式の譲渡質入制限の規定及び株式の裏書譲渡禁止の規定を削除した。二十一年に入ると生命内部には株式分譲に伴う危機感が高まり、住友本社に対し株式の譲渡の交渉が開始された。生命側の見解は次の通りであった。

今後ノ組織経営等ノ問題ニツイテノ生命側（計理課長池田章）ノ意向。出来ル限リ住友当時ノ方針ト社風ヲ維持シテ行キ度。理想トシテハ相互組織、但シ之ニハ御家騒動等ノ経営上面白カラヌ弊害アリ。株式ノ委員会ヨリノ分譲ニ依リ、株ノ分散ト共ニ株主ガ異リ、ソノ時々ノ株主ニヨリ経営方針ノ異ナルコトハ又面白カラズ。故ニ会社ノ組合

ニ於テ三〇％～四〇％程度ヲ獲得、経営上ノ指導権ヲ得度シ。之ガ為組合トシテ委員会ヨリノ分譲価格ハ一〇〇円程度ナランコトヲ望ム。而シテ株ノ評価ニツイテハ最高一五〇円位イトノ見積リナリ。

これに対し本社経理課副長阿澄一三の意見は次の通りであった。

日之出生命買収ノ目的ガ、単ニ株主配当ヲ目的トスルモノデナク、金融機関トシテノ機能即チソノ有スル資力ノ利用ニ有リトスレバ、住友生命ハ三〇〇万円ノ投資ニヨリ約四億円ニ昇ル巨額ナル財源ヲ提供シ来ツタコトハ、ソノ貢献スル所大ナリト見ラル。従ツテ生命保険会社ノ特質ヨリシテ、持株ノ譲渡ニ付テハ清算上ノ必要ニ基ク最少限度ノ額ニテ譲渡セラルベキモノニアラズヤト私考ス。

その後株式の評価については生命の希望通り一〇〇円で本社側は了承したが、生命内部ではこの機会に相互会社へ組織変更することに意見が一致し、五月六日大蔵大臣宛願書が提出された(資料19)。この願書に基づきGHQ反トラスト・カルテル課との折衝が重ねられた末、二十一年八月十四日次のような住友本社及び住友家が保有する住友生命株式と住友生命が保有する住友本社株式を交換して、これを消却するという申請書が住友生命社長加納純一から大蔵大臣石橋湛山宛提出された。

住友生命株式とその持株数

住友本社	四、五〇〇株	払込金	二二五、〇〇〇円
住友吉左衛門	九、〇〇〇株	払込金	四五〇、〇〇〇円
住友寛一、元夫、義輝	各五〇〇株	払込金	各二五、〇〇〇円
計	一五、〇〇〇株	払込金	七五〇、〇〇〇円

一方住友生命が保有する住友本社株式

旧株式　五、〇〇〇株　払込金　二、五〇〇、〇〇〇円
新株式　五、〇〇〇株　払込金　一、二五〇、〇〇〇円
計　一〇、〇〇〇株　払込金　三、七五〇、〇〇〇円

従って住友生命から
住友本社に対し同社旧株式　四五〇株　払込金　二二五、〇〇〇円
住友吉左衛門に対し　同　九〇〇株　払込金　四五〇、〇〇〇円
住友寛一、元夫、義輝に対し　同　各五〇株　払込金　各二五、〇〇〇円
計　一、五〇〇株　払込金　七五〇、〇〇〇円

を引き渡すことにより、住友生命は自社株式全部（一五、〇〇〇株）を受け取り、これを消却することとする。しかしこの申請に対しGHQは許可を与えなかった。申請書を提出した翌八月十五日金融機関経理応急措置法が公布され、金融機関はその勘定を新旧勘定に分離することになったのである。次いで十月十九日に公布された金融機関再建整備法によって整理の方法が決定されたが、住友生命ではこの金融機関再建整備法に基づく最終処理を待たず、二十二年初頭から先に大蔵大臣宛提出された願書に見られた通り、第二会社としての相互会社設立の準備が始まり、二十二年七月第二会社国民生命保険相互会社設立の認可を得て、八月二十日創立総会が開催された。この間旧勘定が未整理であったため、旧会社も清算中の状態で残っていた。このような状況は早急に解消されることが望ましかったので、昭和二十二年九月に決定された評価基準によって、二十三年三月三十一日に旧会社の最終処理を行い、旧会社は解散した。この最終処理結果は、資本金全額及び棚上げ契約の責任準備金を償却した後、損失額二億一五〇〇万円を計上した。なおこの損失は金融機関再建整備法によって政府から補償を受けた。

住友本社が所有する生命株式については、二十三年一月十四日付「特損ニ依ル評価替」として四五〇〇株払込金二二万五〇〇〇円について損失が計上され、次いで五月二十五日第四回払込として額面一〇〇円のうちの未払込金五〇円計二二万五〇〇〇円が払い込まれた後(清算会社は企業再建整備法により未払込株金の徴収を義務づけられていた)、即日「特損計上分整理」として損失に計上され、住友生命株式の処理が終了した。

2　連系会社幹部の更迭

昭和二十一年一月二十一日本社の事実上の解散により本社役員が退任したが、それに合わせて連系会社社長を兼任していた金属社長春日弘、鑛業社長三村起一、日電社長梶井剛が退任し、代わって金属は常務柳沢七郎が、鑛業は専務飯田弥五郎が、日電は専務佐伯長生がそれぞれ社長に昇格した。

しかし竹腰健造によると[21]、次のように古田総理事が懸念した動きが早くも五月に起こった。

それ以来連系会社は住友本社と云ふ親を失い、思ひ思ひに自立して行かねばならなくなつた。今日までは事業の面でも資金の面でも各社共殆ど何の苦労もなく、本社に依頼してやつて来たのであるが、今後は自分の力で処理して行かねばならぬ事となつたのである。

然しこうなると自制心を失つたり、事態を誤解したり、変革時を利用して私利私欲のために、非望を起すものが出来てくる。機械の社長小関良平は機械は自己のものと考へ、親類縁者を採用してみたり、腹心を要職につけたりして個人会社に対するが如き態度が見えだした。然し本社の統制の名残は尚残つて居た。そして彼は周囲の圧迫から遂に機械を去る事を余儀なくされ、田辺君(註、田辺友次郎、三月金属常務から機械専務、五月社長)が社長となつたのである。

竹腰によると本社人事部長田中良雄はこうした連系会社役員人事を統制するために本社人事課長津田久を日本建設産

業に送り込んだという。しかしこのことは疎外された住友東京渉外事務所Tの内報により、二十一年末GHQから日建は住友本社のダミーではないかとの査察を受ける要因の一つになった。

その後は六月に先に述べた生命保険の組織変更に当たっていた社長小松正則が、昭和十九年七月から二年の停年延長期間満了を迎え辞任し、常務加納純一が社長に昇格した人事を除き、年末まで連系会社の主管者は本社首脳部の人選通り安定していた。しかし先に述べたように二十一年十一月二十一日政府は「政治的及び経済的重要地位に対する追放覚書適用の件」を発表し、追放が経済界へ拡大されることとなった。このため連系会社では追放を受けた役員の業務引継ぎの混乱を避けるため、二十一年末から臨時株主総会を開催して、役員の増員を図ることとなったが、役員に就任する者の範囲は本社首脳部の予想を超え、終戦時の二等職員にまで拡大されることとなった。

二十二年一月G項審査判定基準が制定され、これに抵触する戦時中資本金一億円以上の会社の常務取締役以上の職にあった連系会社役員は資格審査を待たずして退任することとなった。かくして二十二年中に、一月信託（社長福山善治郎→専務熊谷栄次社長に）、機械（社長田辺友次郎→取締役鮫島龍雄専務に）、鑛業（社長飯田弥五郎→常務福永年久専務に）、二月倉庫（前年末退任した社長細谷庄三郎→取締役田中直方社長に）、銀行（社長野田哲造→筆頭常務山内直元主管者に→八月常務鈴木剛社長に）、海上（社長松井孝長→常任監査役小関恭二社長に）、三月日建（社長竹腰健造→専務田路舜哉社長に）、四月金属（社長柳沢七郎→常務広田寿一専務に）、化学（社長小林晴十郎→常務土井正治社長に）、アルミ製錬（専務矢部忠治→技師長根岸元凱常務に）、六月日電（社長佐伯長生→常務渡辺斌衡社長に）、電氣（社長別宮貞俊→専務岸要社長に）、八月生命（社長加納純一在職のまま業務部長芦田泰三第二会社国民生命社長に）と海上を含む一三社の主管者が交代することとなった。この結果これらの各社の新たな主管者と追放者の間には竹腰によると次のような齟齬を来すことになった。

新しい社長は多くは社内の年長の平取締役と云ふ事に自然になつて来るのは止むを得ない。年長の取締役と云ふと

大概は住友王国盛んな時に進級の遅れた、云はば能力が劣るとか何等かの失敗があつた者とか或は又上司に受けが悪かつた者とかに属する。大概の場合同期に入社した優秀者は社長や専務となつて居るが、追放を免れて新に社長になつた者には取残されて居たが、年功序列で平取締役であった者が多い。化学の土井、電工の岸、倉庫の田中、日本電氣の渡辺の如き皆之に属する。田路も上司の気受けの悪い組で之も同期生から見ると遅れていた。つまり住友では不平組であつて、調子よく進んで行つた者は進んだが為に追放となり、追放組の社長専務常務は彼等から見れば運よく彼等より先に抜擢されて早く良い地位についた勝者だつたのである。彼等が何となく追放者に心よからず冷かな心持を持つて居るのも人情無理からぬ処がある。

このように二十二年末にはパージによる影響は収まり、各社の経営陣はひとまず安定したのであるが、二十三年一月財閥同族支配力排除法(昭和二十三年法律第二号)により、主要財閥会社六六社の役員でその役員が当該財閥の支配下にあって且つその利益を代表し、重要な業務に参加していた者(財閥関係役員)について、以降一〇年間すべての財閥関係役員に留任又は就任することが禁止された。パージに対しアポインティーと略称されるこの処置は、戦時中に役員即ち平取締役に就任した者と戦後持株会社整理委員会の審査をパスする以前に役員に就任した者とが対象にされ、ようやく安定した各社の経営に暗影が投げかけられた。三井本社総務部次長江戸英雄は三井本社解散後三井不動産管理部副部長に転出していたが、「財閥解体の指令とこの公職追放で財閥系の役員の大物はみな追放されました。もうすんだと思っているときに、広範な財閥役員追放問題が出てきたのですから大騒動をおこしたわけです」と述べている。(22)

何故こうしたアポインティーがこの時期発動される事態に至ったのか、二十三年四月二十日付東京渉外事務所長睦好八郎はその江戸英雄から聴取した次のような情報を代表清算人菅野秀次郎宛報告してきた。

昭和二十年十月二十四日ライン(註、住友主管者会同当日)に関し、三井江戸氏と話合ひましたが、此の問題は三井鉱

山の人事部長が社長追出しの為め、財閥役員審査委員会（ＡＥＣ）及びＧＨＱに投書した事に端を発し、委員の中で「財閥は解体声明をしても必しもその通り実行して居ない事実がある」と言ふ人が出て来たので、何時から解体が完全に行はれたかと云ふ点を改めて研究の上決定する事となつた模様です。

住友本社としては、このアポインティーの影響を最小限に食い止めるため、該当連系会社役員に対しこれまで「連系会社役員内規」を交付したことがない証明書を発行する一方ＧＨＱに対し「住友に於ける人事統制の規程と之が実際の取扱に就て」（資料20）を提出したり、ＡＥＣに対して「住友に於ける役員選任の実情」（資料20の要約版）を提出して戦時中における連系会社の「取締役」は部課長の職制の延長にすぎないこと、戦後においては二十年十月二十四日の主管者会同以降本社は連系会社の役員人事について関与していないことを説明した。

この結果連系会社の役員は非該当の認定を受けたが、二十三年五月日本板硝子社長中村文夫、住友通信工業から東洋通信機に出向し社長となっていた大沢忠藏等が財閥関係役員に該当するとの認定を受け中村は留任申請を提出したが、大沢は社長を辞任した。その後八月に大沢は非該当の認定を受けたが社長に復帰せず、中村は七月に再審査の申請を提出し九月に非該当の通知を得て社長を辞任することなく終わった。

かくしてアポインティーの洗礼を免れた連系会社の社長達が、古田総理事が退任の挨拶で述べた隣組制度の如き社長会を結成するのは、この後昭和二十六年のことであった。その立役者となった化学社長土井正治は次のように述べている。(23)

朝鮮事変により日本経済界が急に息吹を始め、日本の発展に一歩踏み出そうとする体勢になってきた。戦前は住友本社があって住友傘下の事業を支配して、事業の経営の指令はそこから出ていたが、戦後は財閥解体により傘下の事業はそれぞれ分離独立し、株主は住友さんから多数の株主に変り、各社各事業はそれぞれ新らしい経営者によっ

て自力で自主的な発展を図らねばならなくなった。尤も戦後しばらくは総司令部の指令に追いまくられて各事業は盲滅法に再建に専念するほかはなかったが、そのうち朝鮮事変が起り景気が急に上昇した。

事業もめどがつき落着いてくると、将来に伸びる為にはどうすればよいか、それには多数の協力者の支援を得なければ発展を望めない。殊に住友は別子を機縁として次々に関連の事業が起り、お互いに原料や製品を利用し合って経営して来たもので、各社は自主的経営になったとは云え、同じ使うなら勿論商業ベースでよいが、そういう仲間のものを使い合って利用するのがお互いのためではないか。又財閥解体により各社が独立経営をして行くうちに、もともと住友の者がだんだん顔を合わせる機会も少なくバラバラになり、段々お互いの事業もわからなくなるから自然疎遠になるので、時々会合して懇談をし、平素から意志の疎通をはかるのがいいじゃないか、そうすることによってお互いが長く助け合って行くようになるんじゃないかというので、日建田路君、住金広田君、銀行鈴木君、鉱山田中君などとも話し合ったら、皆賛成であったので白水会を作ることにした。その頃最後の総理事であった古田さんは、パージのため表むきの活動は差し控えて居られたのであるが、内々にその意向を伝え賛意を得た。

第一回の会合は二十六年の四月(註、正式発足は二十六年十月一日とされている。準備的な会合か)に本社(註、住友ビル)で集りました。当時は占領行政も段々緩和されて居りましたが、財閥復帰と疑われても困るので、目立たぬようにやりました。旧連系の十二社の社長が集りました。そのとき特定関係会社として板硝子、海上火災なども入れてほしいという話もあったが、一応連系会社ということで区切ることにしました(それから暫くしてから(註、二十七年二月)特定関係会社の内、当時十二社と一人前の付き合い(古田さんの言葉)の出来る会社として板硝子と海上火災の二社を選んで白水会に加えた)。

そこでお互いに本社も解体された今日では、各社の経営とか人事はお互いに独立し、各社は各社長が新株主に対し

全責任をもって自主的に経営をして行かねばならぬ。然し相互の利益のために、協力しあえる問題があれば相互に助け合うことがよかろう。そして同時に新発足をした各社は今後も新しい重役の陣容のままでやって行くことにした。当時パージでやめた人の間に会長にどうだろうとか、顧問にはというような空気があるやに伝えられた。勿論入ってもらえればプラスになる立派な人も沢山ありましたが、皆うぬぼれがありますから、あの人を入れて俺を入れないとは怪しからんと文句が出て来るのは必定です。また他の会社に居た人をこっちに入れるのはどうかという話もあったが、住友家の人事は一体だったから、それは同じことです。ですからパージにかかった人は誠に気の毒だが、裏で面倒をみてもらうことにした。会長とか相談役とか顧問にすると折角平穏に経営が進められているのに、問題の種をつくるようなものだから、それはやめようということになった。

こうして白水会は皆平等の立場で、お互いに他社の経営に干渉しないことにしてやって行くことにしました。従って委員長などもつくらないで、幹事も廻り持ちで行こうということになった。幹事の順序も私が第一回をやったが、イロハ順で行くとたまたま十二社の筆頭になる（註、当時日新化学）。だから今後イロハ順で行こう。次は日建（商事）にしてもらおう。又古田さんは最後の総理事であり、公平で徳望もあったので、今後も夜の部だけ時々出てもらいお話をきくのもいいだろうということになった。古田さんは最初の夜の懇親会に出席されたが、その際今後は財閥の復帰ということもなかろう。だから君達は御苦労だけれども、それぞれの事業を発展させて、それぞれの事業で将来コンツェルンをつくってゆかれるようにしてもらい度いと激励されましたが、別にどうしろ、ああしろという話はなかった。

昭和二十六年五月総理府から住友本社に対し、財閥関係の追放解除の及ぼす影響に関する照会があり、住友本社は次のように回答した。

昭和二十六年五月二十六日

株式会社住友本社

総理府財閥関係役員審査課　御中

財閥家族及財閥関係会社役員のパージ及アポインテイー解除に関する件

掲題の件に就ては、此際全面的に解除相成るとも、左記の通直に夫々復活して事業経営に支配的地位を獲得するが如き懸念無きものと認めます。

記

一、住友家各家族は、当本社が持株会社整理委員会の監督指導によりて近く清算を了すべきこと、及各家族の所有せし旧各事業の株式を既に処分し終りたることにより、資本的に見て旧各事業に対する支配力を全然喪失し、又各々の経歴性格上よりも支配力を復活するが如き懸念はありません。

一、当社の元役員及当社旧関係事業の元役員にして、G項該当者及財閥関係役員として追放中の者は、全面的に解除せらるるとも、直に第一線に復活し、事業経営に支配力を及ぼすが如き事は無いものと認めます。若し強いて考へられ得るとすれば、時によりては現在役員が先進者の経験を経営上の参考として聴取する位の事はあるかも知れないといふことです。然しこれとても追放後数年間の「ブランク」が大なる「マイナス」となつて、実際上は効果も尠く、従つてかゝる場合も極めて稀な事と思はれます。

一、現在役員は相当経験を積み、事業経営に自信を有するに至つたこと、従業員組合に基盤を有すること、解除される元役員は各会社の役員停年（大体五五才乃至六〇才）を過ぎた老年者が大多数なること等の面より、旧役員の復活が簡単に実現するものとは認められません。

以上

この結果、二十六年六月住友関係者の大部分の追放が解除され、最後に残った元総理事古田俊之助も八月に解除となった。又アポインティーの根拠となった財閥同族支配力排除法は二十七年一月一日廃止された。

(三)　住友家の対応

1　財産税の納付と住友家資産の激減

昭和二十一年十一月六日GHQは財閥家族が財産を売却、譲渡、処分することを禁止し、如何なる種類の支払にも政府の終戦連絡中央事務局の許可が必要であることを指令した。このため住友家では生活費及び税金の支払いのために申請書を提出し、年末に許可を得たが、この措置が財閥家族にとって如何に過酷なものであったか、二十一年六月住友吉左衛門が大蔵大臣宛に提出した、次のような陳情書によって知ることができよう。

住友家家族員ノ家計方針ニ関スル陳情

昭和二十一年六月　日

住友　吉左衛門

大蔵大臣　石橋　湛山殿

住友家家族員四名ハ、曩ニ政府ヨリソノ所有スル財産ニ関スル移動制限ノ指定ヲ受ケ、爾来関係事項ハ万事当局ノ御認可ヲ受クルト共ニ、一面爵位ノ返上、会社役員ノ辞任等国民ノ一員トシテ、専ラ自粛ノ生活ヲ営ミ来レル次第ナルガ、現在ノ状況ニ於テハ何分ニモ相当ノ凍結資産ヲ擁シ、且ソノ維持運用等ニ必要ナル使用人モ亦尠ナカラザル状態ニシテ、為ニ諸出費ノ節減モ必ズシモ意ノ如クナラザルノミナラズ、現今ノ経済情勢下却ツテソノ増大ヲ齎

ラサントスル勢ニアリ。而モ主タル財源タルベキ有価証券類ヨリノ収益ハ殆ド希ムベカラズ。又預貯金ノ額ハ既ニ本年度所得税或ハ借入金ノ利息ヲ支払フニモ困難ヲ感ジアルモノアル状況ニ在リ、偶々先般ノ金融緊急措置令ノ施行ニモ関聯シテ資金繰ハ相当難シキ事ト相成リ、更ニ近ク財産諸税ノ徴収ガ行ハル、ニ於テハ、ソノ後残存スベキ資産ガ量的質的ニモ激変ヲ来シテ、愈々生計上ノ困難ニ遭遇スルモノト予想セラル。彼此考慮シ来ルトキ、今ニシテ何等カ抜本的措置ヲ講ズルニ非レバ、問題ヲ将来ニ於テ益々大ナラシムルニ至ルベキコト明瞭ナルヲ以テ、此ノ際過去ノ因縁等ニ泥ム事ナク、全然新シキ観点ヨリ生活規模ノ大削減ヲ企図シ、不取敢大凡左記方針ノ応急策ヲ実施致度存ズル次第ナリ。

一、現在各地ニ散在シアル不動産類ハ、少数ノ必要アルモノヲ残置スルノ外、大部分ヲ放棄処分シ、費用ヲ節減ス。

一、長年勤続者モ此ノ際全部解雇シ、新ニ必要最少限ノ人員ヲ雇傭ス。

一、従来ノ預リ金等ハ之ヲ返還ス。

一、家族員ハ努メテ諸種ノ勤労ニ従事ス。

素ヨリ以上ノ方策遂行ニハ、法令ノ認許可関係或ハ一般社会状勢関係ニテ一挙ニ上述ノ目的ヲ達成スルハ至難ナルベク、且又人員整理等ニ伴フ一時的出費ハ避ケ難ク、従而自ラ順ヲ追フテ実行ニ移スヲ要スベキモ、諸種ノ困難ト一時的出費ヲ経過シテ初メテ真ニ簡素ナル生活規模トナルベキハ論ヲ俟タズ。

其ノ辺ノ事情ハ篤ト之ヲ御賢察ノ上、前述ノ方針ニ基ク各種ノ申請事項ニ就テハ可急的速ニ御審議御採決賜度、右事情具申旁々懇願申上グル次第ニ御座候。

以上ノ方針ニ基ク実行案概ネ左ノ如シ。

（一）　現状

手許預貯金（本年三月申告額）

住友　吉左衛門　四、八二四千円
住友　寛一　一五〇
住友　元夫　三〇二
住友　義輝　四〇九

現在ノ状況下ニ於ケル本年支出予想

	所得税	借入金利子	人件費	生活費等	計
住友吉左衛門	九八五千円	二、三三三千円	六〇〇千円	二九千円	三、九四七千円
住友寛一	二一一	二五二	一〇〇	七四	六三七
住友元夫	二三三	二五二	六〇	三一	五七六
住友義輝	二〇六	二五二	六〇	二八	五四六

（二）　方針実行ニ当リ生ズベキ過渡的支出

1　使用人整理ニ伴フ慰労金等　約四〇〇千円

2　預リ金ノ返戻

現使用人ヨリノ預リ金　約一四五
旧使用人ヨリノ預リ金　約七〇〇

3　其他不動産売却等ニ伴フ手数料等諸掛　若干

（三）　方針実行後ニ於ケル縮少ノ程度

財産税其他臨時ノ特別法等如何ニヨリ算定ハ困難ナルモ

1　住友吉左衛門ノ在京都住家ハ現在第一軍団司令官ウッドラフ少将居宅トナリ居リ、現在ハ神奈川県俣野所在住宅ニ居住シアリ。以上ノモノヲ残置スル外、広ク各地ニ散在スル不動産ハ維持管理費用節約ノ為、其ノ大部ヲ売却賃貸等適宜処分セントス。

2　使用人ハ四家計三七名(女中、日傭等ヲ除ク)ハ一応全員解雇シ、整理後ハ女中等ヲ含メ数名程度トスル予定ナリ。

尚家族数ハ左ノ如シ

住友　吉左衛門　四人
住友　寛一　一〇人
住友　元夫　六人
住友　義輝　二人

しかしこの措置は二十一年十一月GHQが財閥家族の資産を持株会社整理委員会に引き渡すことを指令することによってさらに拡大強化された。同委員会は二十二年二月財閥家族の範囲を指定し、住友本分家では、住友吉左衛門、住友寛一、住友元夫、住友義輝の四人が指定された。財閥家族は同委員会に対しその資産を譲渡した上、処分を受けることとされ、その間同委員会に対し三ヶ月毎に生活費の予算を提出するように命ぜられたのである。

一方この間に政府においては財政難のため昭和二十年十月から財産税構想が浮上していた。二十一年二月エドワーズ・ミッションの一員ディクソンの「財産税の住友家に及ぼす影響如何」という質問に対し、本社経理課副長阿澄一三は、評価の方法等未定のため税額の算定は困難としながらも、住友家の昭和二十年十一月一日現在の総資産二億九四〇〇万

円に対し、債務五六〇〇万円を差し引くと純資産二億三八〇〇万円となり、これから二十年・二十一年度所得税三〇〇万円を差し引くと課税価額は二億三五〇〇万円と算定され、仮に所定の累進税率を適用すれば、財産税は一億六〇〇〇万円に上り、残余純資産は七五〇〇万円と財産税納付前純資産の三一％に減少することになる。しかもこの納付に当たっては物納による他方法はないので、この残余財産は必然的に市場性の少ない有価証券及び不動産とならざるを得ないので、住友家の財政は深刻な影響を受けるだろうと説明した。

その後二十一年十一月公布施行の財産税法（法律第五二号）によって、二十一年三月三日即ち金融緊急措置による紙幣流通禁止の日現在の不動産・公社債・株式等の財産の合計額が一〇万円を超える者に対し、課税価額一〇万円超二五％、一一万円超三〇％、一二万円超三五％、一三万円超四〇％、一五万円超四五％、一七万円超五〇％、二〇万円超五五％、三〇万円超六〇％、五〇万円超六五％、一〇〇万円超七〇％、一五〇万円超七五％、三〇〇万円超八〇％、五〇〇万円超八五％、一五〇〇万円超九〇％、の累進税率の財産税が課せられることになったのである。

（単位：千円）

債務弁済計画・昭和23年4月		
財産税評価額	時価及び処分可能額	
33,274	時価	19,337
	内処分可能額	18,796
24,982	時価	84,526
	内処分可能額	70,223
	譲渡所得税	Δ14,064
	処分可能額	74,955
		57,125
		5,647
		1,439
		832
		65,043

この財産税法により昭和二十二年七月に納付された住友家の財産税額は、一億五〇〇万円（第6表）で全国の最高額であった。この納付は先に阿澄が指摘した通り有価証券によらざるを得なかった。しかも昭和二十年末の住友家の保有有価証

第6表　住友家の財産税

摘　　要	財産税評価額	財産税納付額	所得税等納付額	財産税等後残高	時価・昭和22年8月
預貯金(含家族)	4,394	2,355	1,565	474	
生命保険料払込総額	109			109	
有価証券計	135,967	102,693		33,274	13,759
株式	130,995	97,722		33,273	
公社債	4,972	4,971		1	
不動産計	25,263			25,263	114,016
土地	9,729			9,729	
建物	15,534			15,534	
動産・書画骨董4481点	10,000			10,000	
自動車2台	100			100	
その他7187点	1,000			1,000	
合　　計	176,833	105,048	1,565	70,220	
控除額(債務等)					
住友銀行借入金	57,125				
同　利息					
末家預金等	1,439			57,125	
非戦災者特別税					
21年分綜合所得税			937	1,439	
戦時補償特別税			628		
合　　計	58,564		1,565	58,564	

出典：住友家財産税関係資料。

券の簿価二億七七〇〇万円に対し、財産税評価額は一億三七〇〇万円と半減しており、さらに物納後の残存有価証券の時価は財産税評価額の六割程度に過ぎなかった。このため六二〇〇万円に達する住友銀行に対する借入金及び利息の返済には、インフレで値上がりした不動産を処分することによって充当しなければならなくなったのである。

2　住友家と連系会社との関係

住友本家の問題は古田総理事が退任して本家顧問となった時からの懸案であったが、その方法について五人委員会の意見は容易にまとまらなかった。住友家の問題について竹腰健造は次のように述べている。(24)

終戦後住友家の持株は全部持株会社整理委員会に取り上げられ次々に処

分せられた。然し二十三年米国の方針が百八十度の回転をして、日本経済の打倒から育成へ変じたが、財閥解消の根本方針は変更せられず、遂に処分し得られる様な株式は処分を了して同委員会は解体せられた。伝へ聞く所によると、あの莫大な資産は委員会の経費と税金とを差引き結局五千万円の現金（註、その後持株会社整理委員会が財産税物納に充当された株式を売却したところ値上がり益が出たので住友家に返金された）と処分不可能の雑株とになつてしまつたとの事である。

一方本家には戦時中増資に充当する為に借入れた金が五千万円あつて、之が利息を加算すると七千万円になつて居るとの事である。つまり二千万円の借財と云ふ事になるのだが、此の委員会から渡された五千万円についても銀行の返済督促が酷しいようだ。つまり銀行の旧勘定整理のためである。其の他に住友家の資産としては、大川町の土地（註、新ビル用地）、住吉、麻布、御殿場、那須、藤沢の別邸と京都鹿ヶ谷の本邸などの不動産と有名な銅器のコレクションがあるのみであつて、之等は総て利を生まぬもの又生んでも大部分は税金になる種類のものである。持株会社整理委員会のある間は切りつめた生活費を委員会から毎月渡されていたが、委員会なき後は之に依存する訳にもいかない。結局は元の住友系の会社の支持に仰がねば生活が出来ないと云ふ気の毒な立場に陥られた。

二十六年六月住友本社清算人菅野秀次郎は、旧連系会社一三社（井華鑛業、別子鑛業、金属、電氣、化学、機械、日電、銀行、信託、倉庫、生命、共同電力、日建）及び旧特定関係会社二社（海上、板硝子）の計一五社の社長に対し、次のように本社の清算が事実上終了の運びとなつたことを報告かたがた参集を求めた。

昭和二十六年六月六日

株式会社住友本社　清算人　菅野　秀次郎

拝啓　初夏の候益御清祥の段慶賀の至に存じます。

陳者本社の清算も至極順調に推移し、最近頓に進捗致しまして今月中には実質的に清算終了の運びと相成りました。就きましては去る昭和二十一年一月解体尋で解散、清算に入りましてから今日まで、彼是何かと御心配をお懸け致し多大の御同情御援助を蒙りました各位に対し、其の後の経緯を御報告申上げ、京都御本家の芳泉堂に御参詣願ひ、聊か粗餐をも差上げたいと思ひますので、御多用中恐縮の至に存じますが、何卒左記御高承の上御差繰御臨席賜ります様御願申上げます。

右乍略儀書中御案内迄。

敬具

記

一、日時並に場所

昭和二十六年六月十六日(後略)

この年末住友家は、旧連系会社一三社から各社一〇〇万円の拠金を得た記録が残されている。化学社長土井正治の次のような証言から判断すると、既に結成されていた白水会は住友家の問題と一線を画していたので、この拠金はあくまで各社が五人委員会からの要請に基づいて拠出したものと思われる。さらに土井は、昭和二十八年三月元総理事古田俊之助の没後五人委員会から今日の住友家評議委員会への移行についても言及している。(25) なお四月二十日岡橋が五人委員会の北沢、田中、河井同席の下に、白水会メンバーの社長達を新大阪ホテルに招いて一席設けたという、本件に関連すると思われる記録が残されている。

古田さんは財閥解体後の各事業については注意深くタッチすることを慎まれ、岡橋さん等の評議員の人(註、五人委員会のメンバー)を我々に近づけられなかつたように推測され、他の先輩の空気が多少違つていたように思われた。古田さんが亡くなられてから(註、五人委員会は岡橋が委員長を引き継ぎ、委員として元銀行社長野田哲造が補充された)、

岡橋さんから白水会から代表委員を三乃至五名たててほしいといつてこられたが、我々は古田総理事は住友最後の総理事と考え、その遺志を思いはかり、本家問題と事業問題との混同を懸念し、評議員会（註、五人委員会のこと、以下同じ）に代表を送ることを辞退し、本家関係の問題の相談を容易にするため、白水会内に小委員会（五人）を設け、本家評議員会と協議することにした。そのうちに総合ビル問題（註、大川町本家所有土地に新住友ビルを建設する構想）を持ち出され、所謂宮中府中の別が混淆される虞が出て来たので、その会合はそれ切り取りやめになつた。

その後どの位たつたかわすれたが、岡橋さんが病床につかれ（之が最後となつた）てから僕を病院に呼ばれ、田路、広田、田中、堀田（註、二十七年十一月銀行頭取鈴木剛退任、堀田庄三就任）にはそれぞれ他の評議員が手分けして同日殆んど同時刻に話されたが、評議員は皆老齢になつたから、此度は白水会の代表としてではなく、個人の資格で評議員になつて貰い度、そして化学の土井、金属工業の広田、金属鉱山の田中、銀行の堀田、商事の田路の五人の社長にお願いすることにしたから、此度は承知して貰い度との申し出を受けました。何分大切な本家の問題でありますので、無碍に断るわけにも行かず、他の指名された四氏と相談し、又他の白水会員には相談でなく（白水会代表と看做されないよう）個別に意見を聞いた所、白水会の代表の資格でなく個人の資格で、その上評議委員会で事業上の問題を協議するのでなければ応諾やむを得ないだらうということであつたので、私は更めて岡橋さんを病床に訪れ、評議委員会では本家の問題を議するが、事業上の問題を議さないことを条件にして、個人としてお引受けすることを返答した。他の四名もそれぞれ他の評議員に受諾の回答をした。今日の評議委員会はその継続である（註、三十四年九月発足、十一月岡橋死去）。

（資料12）

本社総務部総務課起案例第四号　昭和二十一年一月十二日提出　同日決裁

業務所廃止ニ関スル件

別途企画課伺(註、資料11)ニヨリ御決裁ヲ得候通、業務所ノ事務ハ来ル一月末日ヲ以テ停止致ス予定ニ相成居候ニ付テハ、此ノ際同日ヲ以テ業務所ヲ廃止スルコト、シ、之カ準備ニ関シ左案ヲ以テ通牒相成可然哉。

通牒案

文第　号達

昭和二十一年一月　日

総務部長

業務所長殿

業務所廃止ニ関スル件

今般本社ニ於テハ、来ル一月三十一日限リ業務所ヲ廃止致スコトニ決定相成候ニ付テハ、之カ準備ニ付差当リ左記ノ通リ御取運相成度、此段御通知旁々得貴意候也。

記

一、不用トナルヘキ什器、図書、消耗品等ノ売却処分ハ左記方針ニヨリ実施スルコト。

(イ)　売却先ノ決定ニ当リテハ連系会社ヲ優先セシムルコト。

(ロ)　価格ハ時価ヲ参酌シ適正価格ニヨルコト。

(ハ)　所管物品目録ヲ作成シ、一月二十日迄ニ品名、数量、単価、総額竝売却予定先ヲ事前報告スルコト。

(ニ)　右ノ中本社ニ於テ必要トスルモノハ当方ニ於テ保留スルモノアルヘキコト。

(ホ)　処分ノ実行ハ二月一日以後ニ為スヘキコト。

（ハ）　什器ノ中固定財産ニ計上サレ居ルモノハ処分セサルコト。

二、電話加入権ハ処分セサルヲ原則トスルモ、処分スルヲ便宜トスヘキ事情アルトキハ事由ヲ具シ、前項（ハ）ニ準ジ事前報告スルコト。

三、売却代金ハ雑益ヲ以テ処理スルコト。

四、取引先其他関係先ニ対シ挨拶状ヲ発送スルコト。挨拶状ハ添付文案ニヨリ貴所ニ於テ印刷ノ上適宜発送スルコト。

五、残務終了後社則並主管者用暗号電報表ヲ返還スルコト。

六、右ノ他業務所廃止ニ伴フ諸般ノ準備ニ遺漏ナキヲ期スルコト。

以上

（資料13）

古田総理事退任挨拶（昭和二十一年一月二十五日）

一、緒言

昨今非常に御寒いところを殊に皆様特別に御忙しい時でありますのに態々御集りを頂き恐縮に存じます。実は御承知の様な訳で本社を事実上解散致し、我々も一斉に退陣したのでありますが、永年御一緒に提携して仕事をしてまいりました皆様に、最後に御別れの御挨拶を申上げ度いと存じ、態々御集りを願つた次第であります。

二、本社の事実上の解散

最初に本社が事実上の解散を致しましたことに就て、簡単に其の経過を御報告致します。此の事に就ては昨年十月二十四日に大体の方針を御話ししたのでありまして、爾来私共としてはポツダム宣言を誠実に実行すると言ふ精神から、出来るだけ早く解散致し度いと存じ、色々手続を進めてまいりましたが、唯本社には現業部門がありまして此の

切離しを簡単に聯合軍が承認致しませぬのと、又政府側に於きましても之に関する法令の制定が色々の関係で遅延致し、未だ其の勅令等も出てゐないと云ふ状態で現在に及んだのであります。然し乍ら一方現在の内外の情勢を見まするに、我々が従来通りの形態を具へて居ることは適切でなく、又好ましからざる形勢になるかも知れぬと云ふことが考へられますので、茲に法律上の解散手続に先立ち、事実上の解散を断行する他ないとの決論に達し、本月十五日の最終理事会に於て之を決定の上、二十一日の臨時株主総会で決議致しました。従つて今後の本社は名称だけは其の儘残つて居りますが、実質上は極めて簡素化され縮少された機構で運営して行くことになるのでありまして、乃ち理事兼取締役である各位は一斉に退陣致しまして、新に清算業務を中心とする新陣営として、菅野秀次郎君と平賀五郎君を取締役に選任致し、其の他には田中取締役と大島監査役とに事務処理の関係上暫く御留任を願ひまして、之で当分やつて頂くことにしたのであります。尚之と同時に本社の機構も非常に簡単なものに致しまして、従来の三部九課を僅かに総務、経理の二課とし、之に参事を若干置いて運営して参ることに致しました。

最初から我々としては、斯ふ言ふことが大勢上定つた以上は、他に後れず率先してやらうと言ふ精神が一貫致して斯様な結果になつたのでありまして、決して他から圧迫された訳でも何でもなく、全く自主的自発的にやつたといふことを御承知願ひ度いのであります。

尚茲で特に申上げねばならぬことは、終戦以来家長様には戦争中何としても日本の特殊の階級に在つた方として御自身非常な責任を痛感せられ、自らの御発意によりまして成るべく早く責任の地位を去り度いと云ふ御気持がありました。私共としては実際の解散迄御辛抱願度いと存じたのでありますが、之亦余り時間が後れますことは家長様の御気持にも反する訳でありますので、旧臘社長御辞任の手続を行つたのであります。尚此の際之亦全く家長様御自身の御発意でありますが、先代以来社会に貢献したと云ふ廉を以て男爵の栄誉を御受けになつて居りましたのを、斯様な

恩典を恣にするべきでない、元の町人である住友家の主人に還るべきだと云ふ敬虔な御考から男爵拝辞の手続を申請致しました。尤も之は未だ御裁可にはなつて居りませぬ。尚此の事に関しては新聞に多少の誤報がありましたが、全く家長様の御発意によるものであることを、私は謹んで御報告申上げる次第であります。

三、住友各事業の将来

偖て茲に住友本社は三百年の歴史を閉ぢ、今迄各社事業を統轄し傘下事業の発展を育成助長してきた其の機能を停止したのでありまして、洵に感慨無量であり、私自身としては力及ばずして事茲に到つたことに就て、家長様に対しては素より先輩各位に対しても、真に深い責任感に打たれて居るのであります。

今後各社の事業は夫々自主独立して経営されて行く訳でありますが、今飜つて各事業の現在当面して居る情勢を見まするに、事態は甚だ困難を極めることを覚悟せねばならぬのであります。殊に生産方面の事業に於きましては、戦災による打撃も相当受けました上に遽の終戦を迎へ、厖大なる軍需契約の解除、生産設備の遊休化、或は疎開工事による損失等によりまして、其の損害の莫大なることは言ふまでもありませぬ。又金融方面に於きましても戦時中所謂強制融資による非常に厖大な貸出がありましたが、其の資金回収は仲々困難であることは御想像の通りであります。而も之等の損失補償は、何分にも敗戦の結果国家財政が破綻に瀕して居りますので、政府の公約によるものさへ実行出来るか出来ないか分らない、又世界の情勢が之を許さないと云ふ大勢であります。

又民需転換に当りましては、戦時中の摩耗又は破損致しました設備の修復に甚しい困難を感じまする外、石炭其の他原材料の不足も著しく、殊に今後経営して行く上に於きましては、所謂民主主義の台頭による労務管理の深刻さが予想されるのでありまして、近時刻々と此の問題が重大化して居ることは御承知の通りであります。

尚其の上近く設定される財産税、戦時利得税は当然各社の経理面に非常な圧迫を加へることが想像されるのであり

ますが、更に注目を要するのは賠償問題であります。最近発表されました所によりますと、飛行機工場は勿論全廃されるのでありますが、其の他重工業、電力等の工場設備に付、日本の最低国民生活維持に必要なる以上のものは総て之を除外することとし、殊に之が実施に当りましては財閥の所有乃至管理する工場から第一に剝脱せらるべきであると声明致して居るのであります。従つて住友に於きましても金属工業、アルミ製錬等の工業部門が其の賠償の対象となることは残念乍ら避け難い実状でありまして、之が実施如何によりましては、各社の民需転換計画に重大なる支障を来すのは勿論のこと、最悪の場合には事業其のものが存続し得るや否やと云ふ場面さへも想像されるのであります。

斯様な情勢を考へますと、我が住友系事業の将来は洵に容易ならざる困難に当面致して居るのでありまして、此の間に処する主管者各位の御心労は想像に余りあるのであります。皆様は戦争中戦力増強に立派に御活躍になつて来ました。其の如何なる困難をも突破すると云ふ清新なる勇気と確固たる信念と以ちまして、此の未曾有の試練を克服せられ、更に今後の新日本建設に御努力あらんことを衷心御願ひ致す次第であります。

四、主管者に対する希望

其処でこれから甚だ蛇足の様なことを申上げますが、私も斯様な御集りを願ふことが最後でもあり、又自分の最後の職責を尽し度いと云ふ気持もありますので、御聞き苦しいでせうが暫く私の希望を御聴取り願ひ度いのであります。

先づ第一に申上げ度いことは厳として伝つて来て居る住友の伝統精神、事業精神を茲に一層堅持して頂き、更に之を育成発展する様に御盡力願ひ度いと言ふことであります。今更主管者各位に私から住友の伝統精神を御話致しますことは洵に失礼でありますが、然し最後のあの日迄まだ古田が伝統精神を言つて居つたなと他日の御記憶の為に、蛇足でありますがもう一度茲で繰返すことを御許し願ひ度いと存じます。

私も永年住友に居りまして常に幾度となく伝統精神と云ふことを申して居りますが、この伝統精神は活版刷りにな

つたものではありませぬ。之は矢張り三百年の歴史の間に、歴代の家長様なり先輩諸氏から御示しになつた色々の立派なこと良い考、或は立派な業蹟が段々と蓄積されて、茲に一つの伝統精神と云ふものに纏つて来たのであります。乃ち之は一種の住友家の風格になつて居るのでありまして、其の風格が良い香しい匂ひを持つて居る、其の香が仲々味がある馥郁とした匂ひがあるのだと私は感じて居ります。夫は一々科学的に分析すると云ふことは余り感心しない何となく良い香があると云ふことを自ら会得して居るのであります。然し左様に言つただけでは分らないので、仮に之を言葉の上で表はすならば、それは先づ事業の目標をはつきりすることが必要なのであります。乃ち夫は常に如何なる場合に於ても他の為ではない国家社会全体の為になることを以て目標とせねばならぬ。而して夫を運営して行く方針としては平素言はれて居る如く社会全体の信用を重んずる堅実でなければならぬ、利潤追究に陥つてはならぬ、或は政治に興味を持つてはいけない、事業と政治を関聯せしめてはいけないと云ふことであります。又人を遇するには温情を以て接せねばいけない、そして之等の事業を執行する為には立派な人物を育成して行かねばならぬ、伝統精神を分析して見ますと斯様なことになるのであります。

然らば左様な事を実行して行く住友人の心構は如何かと申しますと、之は前総理事も度々御話しになりましたが、夫は忠実と言ふことであります。言葉を換へて言へば誠、真心であります。素より色々な現し方はあらうが苟も私心を去つて本当に真心で突通すと云ふことであると考へるのであります。

而も此の住友の伝統精神と云ふものは決して一定不変のものではありませぬ。形に現れた処では時代の推移、場合の変化によりまして、色々の形になつて現れて来るのでありまして、決して型に嵌つた様なものではないと思ふのであります。従つて或る時代に現れた形のみを見て、之が住友精神だと思ふことは大いなる誤謬であります。住友精神は左様な頑なものではないのであります。要は其の根本を貫いて居る真精神を把握し、そして夫を時勢の進運に伴

ひ、色々変化し生成発展して行くと云ふ心構が必要であらうと存ずるのであります。

今や日本経済は民主化され、財閥は解体されたのでありますが、斯様な時代にも此の根本精神には何等の変更をも要しないのでありまして、仮令本社が解散致しましても、各事業を担当して居られる主管者方が此の住友精神を基礎として、之を生成発展し、社会全般の為に事業を運営して行かれるならば、私は此の住友の各事業が今後の新生日本に大いなる寄与をなすことを確信し得るのでありまして、かくすることが、之等の事業を創設され育成して来られました歴代の家長様始め先輩諸氏に酬ゆる唯一つの道と存じますので、特に御願ひ致す次第であります。皆様は真に住友精神を捧持する責任者であるのであります。此の点特に皆様方の御考慮を頑ひ度いと存じます。

次に人事に関して二、三希望を申述べます。

先づ以て平素皆様も御体得になつて居ります様に、人事は情実因縁に捉れてはいけない、公平無私であること之が根本であります。事業を経営しますには何よりも人の和を得ねばならぬ、人の和を得るには適材を適所に配置せねばなりませぬ。そして其処には何等の閥もなく全員協力一致して夫々の分業に専念せしめることが人事の根本であり、事業の根本であることは申す迄もないのであります。此の意味に於きまして我が住友に於ては情実縁故を厳に排除してやつてまいつたのでありまして、何処までも人物本位で人事を進めて来たことが、住友の事業に特殊の風格を生じ、又立派に事業を発展させてきた大いなる原因であることは皆様万々御承知の通りであります。斯様な大きな事業団体に於て其の人事に情実因縁があり、力倆手腕無き者が若し実権を握つたならば如何なることになるか、之は私から申上げる迄もなく、実に危険極りないことであります。左様なことがあると色々な派閥が出来、其処に不平不満が起つて御互ひに闘争を始めるのでありまして、其様な事業は決して健全な円満な発達の出来ないことは当然であります。此の点は厳に慎むべきことであると考へます。一例を言へば外部から随分就職を頼まれる場合もありますが、苟も其

の会社の首脳者の関係者が同じ会社に居つて而も枢要な地位に坐つて居る、斯様なことがあれば事業を正道に進めて行くことは甚だ困難であります。殊に本社が解散致しますと、職員の採用は今後は各社に任されるのでありますが、決して情実因縁に捉はれないで出来るだけ公平に良き人物を採る様に努めて頂きたいのであります。そして採用した以上は総ての職員が全智全能を発揮出来る様にせねばならぬのでありまして、如何なる英才秀才であらうとも、決して一部の人のみを優遇すると云ふことは大きな事業団体では出来ませぬ。此処が小さな事業団体と異なるところであります。全職員を活用して行く此の心構へが最も肝要であると存じます。

もう一つは主管者各位に甚だ失礼でありますが、今後本社のなくなつた後に於ける各位の出処進退を正しくして頂き度いと云ふことであります。事業経営の面に於きまして其の主管者の態度が厳正公平、公明正大でなければならぬことは当然でありまして、さうでなければ部下全員の精神を把握して行くことが出来ず、従つて事業の目標に邁進せしめることは出来ませぬ。

其処で一番デリケートな又直接の問題は率直に申上げますが、主管者各位の御自身の進退問題であります。一言にして出処進退と申しますが、適当の時に身を退く、後進に道を譲ると云ふことは、仲々大切であるだけに難しい問題であります。情勢によつては如何しても自分が処理して行かねばならぬ仕事が沢山残つて居て、之を片付けなければ後任者に迷惑を掛けると云ふ様な事が沢山あります。又徳望あり識見ある主管者に対しては、部内から出来るだけ永く在職して貰い度いと云ふ懇請もありませう。之は当然の人情であり又左様でなければならぬと思ひます。左様な場合に自分の出処進退を誤らぬと云ふことは仲々難しいことでありまして、私自身も此の事を公言する資格があるかないかを疑ふのであります。然しながら其の場合に大所高所よりものを考へまして身を退いてみる、左様すれば其処は新陳代謝の法則に従ひまして、住友の如き人材を集めて居るところでありますから、必ずや立派な後継者が出来る、

初めに心配したよりも良かつたな、克くやつてくれるなと言ふことになります。自分が居なければ此の事業は到底やれぬと思ふのは、言葉が過ぎるかも知れませぬが、独善だと思ひます。

それから矢張り最重要の地位に在る時は自分の後継者を作つて置く、之が一番大きな任務であります。之は其の人を立派にして行くことであり、在職中左様な気持で居られると其の人の人格に光を増すものであります。敢て皆様に申上げてをきます。又之は今日迄必ずしも完全に行はれて居たとは申せぬかも知れませぬが、人事は渋滞しない様に常に部下の者に希望を持たせることが要件だと思ひます。常に旺んな進取の気分に満ちて居り、清新潑剌とした希望に燃えて居る人士が沢山居ることが必要であり、其の為には如何しても適当の時に新陳代謝をせねばならぬのでありまして、一定の時に自然に引退して後進に途を拓くと云ふ心掛が大切であることは今申上げた通りであります。

実は私も今日相当な年齢になりましたが、私共の先輩は非常に賢明でありまして、随分若い時に重荷を負はせて苦労させて下さつたのであります。住友の事業が比較的若さを持つて居ることは定評がありますが、此の若さを持つて居るだけに十分な時局認識を持ち善処して来たのであります。戦争の終了迄立派に発展して来た大いなる要素は之だと考えて居ます。其処で適当の時に身を退くと言ふこと之は各人の主観でありますが、主観だけでは仲々定まらないのでありまして、茲に於て実際実施してまいりました様な停年制があるのであります。私は之を断行された時の重役には満腔の敬意を表するのでありますが、唯今日の様な時勢になりまして、依然停年制を敷いて居るところがあるか如何か存じませぬが、或は廃めるところもありませう。兎角の議論もありませうが、然しながら今日の様な一面非常に複雑な、非常に急激な動きのある時に於てこそ、一層新人を登用する必要があるのであり、そのため停年制が必要であると言ふことも考へられるのであります。

今後各社は自主独立するのでありますが、其の主管者に停年制は可笑しいじやないかと云ふ議論もあります。然し

茲で御互ひに胸に手を置いて考へるべきことは、之が自分一個人の事業ならば成る程自分の生命の続く限りやることが、適当であるかも知れませぬ。然しながら之は自分の私有物ではなく、天下の公器を預つて居るのであり、之が経営に当りまして皆様は其の事業に奉仕して居るのであります。従つて夫を預つて居る自分を一定の規律によつて律して行かねばならぬことは勿論でありまして、斯様に考へますと、停年制は極めて当然であると言はねばならぬのであります。斯様な事を率直に申上げて今後の皆様の心構にして頂き度いと存じます。尤も停年制は戦時中或は今日に於いても多少の例外がありました。之は止むを得ざる結果でありまして、何卒御承知願ひ度いのであります。甚だ無躾なことを申上げましたが、総理事としての最後の所懐でありますので、篤と御了解願ひ度いのであります。

更にもう一つ御願ひ致度いことは、本社が無くなりまして各事業が自主独立して行くと言ふ関係上、今後各事業間を如何して纏めて行くかと云ふことであります。

今後と雖も矢張り住友の各関係事業間に於きましては出来るだけ緊密な連絡協調を保ち、相寄り相扶けて日本再建のために御努力願ひ度いのであります。然し茲で皆様に特に御断り致してをきますが、然らば本社はなくても各連系会社は何か形の上に於て相互に連繋して行くのか、と云ふ御質問があるかも知れませぬが左様ではありませぬ。形式的なものは好ましからざる結合として聯合軍から禁止されて居るのでありまして、之に反することは許されないのであります。従つて茲に言ふのは何処迄も精神的な繋りを持つて行かうと云ふのであります。

昨今日本は新体制に入り、封建的制度の撤廃、民主主義化、自由主義化と言ふことが旺んに論じられて居るのでありまして、之には随分行き過ぎの面もある様ですが、私の所見を申しますならば自由主義は一定の秩序があり、其の枠内の自由主義でなければならぬことは当然であります。又民主主義は民意を尊重することであるならば、尊重されるべき自分の責任を果す、左様な民主主義であり度いと思ひます。然るに世上往々にして自由主義とは我儘をするこ

とであり、民主主義とは利己的な活動を偽装することであると云ふ様な意味に誤り伝へられ、又考へられて居ることは遺憾千万なことであります。

同様な意味に於て自主独立して行くと云ふことは、決して左様な意味の自分本位の排他的なことではなく、何処までも協力一致、提携すべきは提携し、聴くべき意見は聴く、求むべき知識は求む、斯くして始めて立派な自主独立が完成されると私は思ふのであります。何でも彼でも我が儘を通してやるならば夫は独善であり、独断であります。今日日本が此の苦境に陥入つたのは、実に軍閥の独善独断に災ひされたのであり、御互に其の轍を踏んではならぬのであります。此のことは皆様も御了承下さることと存じます。申すまでもなく住友の各事業は夫々の因縁があり、所謂元あつて分進してきた親兄弟の間柄であります。切つても切れぬ血の繋りがある兄弟であります。従つて其の経営は形の上に於て何れも独立して居ると申しましても、兄弟分であることを飽く迄も失はない様に精神的に提携してやつて頂き度い。そして平和日本建設の方向に邁進して頂き度いと存ずるのであります。然し形式を執らず、御互ひに精神的に提携すると云ふことは、之は仲々簡単に其の構想を申上げることは難しいのであり、又私の片言隻語が誤り伝へられることを恐れるのでありますが、例へば事業上のことは戦時中に作りました隣組制度等もありますから、夫々の主管者が御互ひに直接御相談になることも出来ませう。又人事問題に関しましては、従来本社で制定して居りました種々の規則制度も今後は時勢の推移に応じて各社に於て夫々改正されることになりませうが、之も各社が思ひ思ひにやられることは矢張り先程申しました住友精神を護持して行くと云ふ点に於て其処から罅が入つて行きます。殊に私が一番気になりますことは重要人事所謂高等人事でありますが、之等のことに関し何か形の上でなしに、お互ひの心持から自から相寄り相集つて相談をし、自発的民主的に意見の交換をすると言つたことが望ましいと思ふのであります。

之も本社解散後私共から斯様なことを持出すのは筋違ひかも知れませぬが、自から左様な気持のあるところもあり、又左様な希望を熱心に承つたこともありますので、申上げたのであります。然し唯漠然と集つただけでは、例へばデリケートな人事問題等は食堂等で話すことは出来ないと思ひます。主管者御自身の独創でやられるのはよいのですが、絶えず左様な横の連絡をつける意味合に於て、又所謂傍目八目と言ふこともありますし、どうも自分も人事は永年やつてきましたが、斯うだらうと一度定めてから又二、三日して考へ直してみるとあゝでもない斯うでもないと迷うことがありました。矢張り誰かの意見を聴き度いと云ふ気持が起つてまいるだろうと思ふのであります。

私は左様な意味に於て、決して之は強制すると云ふ意味ではありませぬが、私の心の中を申述べるならば、永年人事をやつてこられました田中常務理事が当分本社の取締役に残つて居られ、又御辞めになつた後に於ても何か住友の為に奉仕して頂き度いと思つて居りますから、左様な時の相談相手になつて頂くことにしたいと思ふのでありまして、皆様に左様な御気持があれば、私から田中君に御願ひをしてもよろしいと存じて居ります。

尚夫に関聯してこれこそ此の場限りの極めてデリケートな問題でありますが、私自身の心境に一言触れてをきます。私は図らずも国家最難局に際し五ヶ年間総理事を拝命致したのでありますが、此の国家全体としても又住友としても非常に困難な秋に、私の様な凡庸の者が居りまして斯様な悲しむべき結果になりましたことを、私は本当に自分の精神に堪え難い苦痛を感じて居るのであります。殊に未だ年歯の若い家長様に対し又御一族に対しまして、自分は公けの立場に於ては職を退いても精神的には死ぬ迄住友家のことを想ひ又事業を考へ、此の難局が無事に切抜けられることを念願せざるを得ない、念願するのが当然である、職を去りましても自分の責任は裁ち切れないと考へて居るのであります。

今後は何等の身分も肩書もありませぬが、斯様な精神で自分の一生を処して行きたいと存じて居るのでありまして、

家長様から何か御質問があれば、誠心誠意御答致し度いと考へて居ります。素より何等の資格はなく、唯一末家として住友の恩顧を受けた者として私の経験だけを申上げ御相談に乗るのでありまして、此のことは御許し願へないことではないと思ひます。左様なことは極めて稀でありませうが、何か思案に余られたと云ふ場合には御相談下されば結構であります。尚之に就ては又適当な機会にもう少し申し上げませう。

大分長くなりましたが、もう一つ最後に御願して置き度いことは、外地在留の我々同僚がまだ現地に於て非常に苦しんでをられ、其の内に段々帰つて来られるやうでありますが、之等の人々に対しましては、何卒出来るだけの便宜を図つて上げて頂き度いのであります。之に就きまして先般住友外地勤務者援護会を設置し、田中前常務理事が其の会長をしてをられるのでありまして、此の仕事は依然続けて行きますことは当然であります。皆様には本社がなくなつたからと言つて、其処にギャップが出来ない様に十分御手配を願度いのであります。

五、結語

甚だ無躾なことばかり申しましたが、又甚だ至らぬ点もありましたが、将来の困難なることを考えまして、実は感慨無量、言葉が十分に出ないのであります。何卒私の心中を御察し願度いのであります。

終りに臨みまして私始め本社重役に対し永年に亘りまして御協力御支援賜りました皆様の御好意に対し深甚の敬意と感謝を表しまして私の御挨拶を終ります。

以上

（資料14）

連系会社及特定関係会社ノ定義ニ就テ（昭和二十一年一月二十九日）

連系会社

（一）　株式ノ全部又ハ相当部分（一定ノ標準率ヲ決定シオラズ）ヲ住友本社又ハ住友家ガ所有シ、

（二）　其ノ役員ハ住友ノ利益ヲ代表スル者ヲ以テ構成セラレ、

（三）　従ツテ住友本社ガ其ノ統制権ヲ完全ニ掌握シヲル会社ニシテ、

（四）　事業ノ規模内容等ヲ考慮シ、住友本社ニヨリ連系会社トシテ指定スルニ値スルモノヲ連系会社ト言フ。

関係会社

（一）　住友関係ノ持株率相当大ナルモノカ（一定ノ標準率ヲ定メ居ラズ）、又ハ

（二）　住友関係ヨリ役員ヲ出セルモノカ、又ハ

（三）　住友関係ノ持株数ガ他ノ株主ノ夫ニ比シ、最大ノモノ若ハ特殊関係アルモノ

ノ何レカノ一ツニ該当スルモノニシテ、事実上ノ支配関係アルモノヲ関係会社ト言フ。

而シテ関係会社ノ中ニハ、本社ノ関係会社ト連系会社ノ関係会社トアリ、特定関係会社トハ俗称ニシテ通常本社ノ関係会社中事実上ノ支配権ガ濃厚ナルモノヲ言フモ、従来確タル定義ハ無ク、人ニヨリ時期ニヨリ一定セザルモノナリ。現在連系会社及特定関係会社左ノ如シ。

連系会社

　銀行、電氣、倉庫、化学、信託、金属、生命、土地工務、鑛業、共電、アルミ製錬、機械、通信、朝軽

特定関係会社

　板硝子、大阪住友海上、安軽、化工材、ボルネオ殖産

（註）

満金ハ従来連系会社ニ指定サレアルモ現在ハ事実上本社ノ支配ヲ受ケズ、金属ノ支配ヲ受ケ居ルモノニシテ、連系会

社ノ指定ヲ解除スベキモノナルガ、事務的手続遅延シ居ルモノナリ。

大日本鑛業、土肥鑛業、熱河螢石、北支産金ハ嘗テハ本社ノ特定関係会社トシテ直接支配アリシモ、現在ハ鑛業ノ支配下ニアリ。

尚ボルネオ殖産ハ本社ノ直轄店部タル林業所ノ支配下ニアルモノナリ。

（資料15）

涉外委員会規程

第一条　株式会社住友本社ニ臨時ニ涉外委員会ヲ置ク。

第二条　涉外委員会ハ左ノ事項ヲ掌理ス。

一、聯合軍最高司令部又ハ日本政府トノ連絡ニ関スル事項。

二、聯合軍最高司令部又ハ日本政府ノ要請ニ基ク資料ノ蒐集、調査研究並報告書ノ作成ニ関スル事項。

三、聯合軍最高司令部又ハ日本政府ノ要請ニ関シ、本社、連系会社及関係会社間ノ連絡調整ニ関スル事項。

四、其ノ他一般涉外事項。

第三条　涉外委員会ニ左ノ職員ヲ置キ、本社、連系会社及関係会社職員中ヨリ委嘱ス。

委員長　一名

副委員長　若干名

委員　若干名

必要ニ依リ常任委員若干名ヲ置クコトヲ得。

第四条　委員長ハ委員会ヲ統理ス。

副委員長ハ委員長ヲ補佐シ、委員長事故アルトキハ其ノ代理ヲ為ス。
委員ハ委員長又ハ副委員長ノ指示ニ依リ、委員会ノ事務ヲ処理ス。
第五条　前各号ノ外必要ナル事項ニツイテハ委員長之ヲ定ムルモノトス。

（資料16）

ディクソン氏及古田総理事対話要領　　昭和二十一年二月十一日　於住友本社

（本記録ハ対話ノ順序ヲ示スモノニ非ズ、三項目ニ分類整理シタルモノナリ。）

一、住友家ニ関スル事項

イ　家長ハ本社ニ対シ如何ナル事実上ノ介入ヲ行フヤ？

（答）　住友家ノ不文律ニ依リ家長ハ事業ノ一切ヲ総理事ニ一任シ、総理事ハソノ全責任ニ於テ事業ヲ継続シ、家長ハ何等干与スルコトナシ。

ロ　然ラバ住友ノ場合ニ於テ、米国ノ富豪ニ於テ其ノ例ヲ見ルガ如ク、総理事ハ全事業ノ TRUSTEE(受託者)トシテノ責任ヲトルヤ？

（答）　別ニ信託契約ノ如キモノハナキモ事実上ハ其ノ通リナリ。

ハ　然ラバ若シ総理事ニ於テ事業上失敗シタル時、例ヘバ連系会社ノ一ツガ巨損ヲ被リタル時ハ、家長ハ総理事ニ其ノ責任ヲトラシメ、之ヲ免職シ、他ノ人ヲ以テ代ラシムルトイフコトモ有リ得ルヤ？

（答）　然リ。

ニ　総理事ハ家長ニ対シ「バランス・シート」等ヲ示シテ、事業ノ成績ヲ説明スルコトアリヤ？

（答）　現家長ハ数字ヲ好マサル故、「バランス・シート」ヲ見テ貰フガ如キコトハナサズ。唯重大ナル人事ニ就テハ、承認ヲ求ムルコトハ実行シ居レリ。

序ナガラ現家長ハ、前小倉総理事ノ時代ニハ学生ニシテ小倉氏ガ後見ヲツトメ居リ、又大学ニテハ日本文化史ヲ専攻セル外、病身ノ為一層事業ニハ無関係ノ態度ヲ好ムナリ。

ホ　住友男爵ハ本社ノ大部分ノ株式ヲ、又他ノ分家モ夫々一万株宛所有シテヰルガ、其ノ株ハ何カ VOTING TRUST ノ如キモノヲ作リ、株主権ノ行使ヲ是レニ一任シ居ルガ如キコトナキヤ？

（答）　斯クノ如キコトナシ。家長其他ノ株主ハ、其ノ完全ナル資産トシテ株式ヲ所有シ居レリ。

ヘ　然ラバ家長以下ノ株主ハ、決算後ニ於テ其ノ配当小切手ヲ受取ルニ止ルト解シテ可ナルヤ？

（答）　然リ。完全ナル所有者トシテ其ノ投資ニ対スル配当ヲ受取ルニ止マル。

ト　住友ハ政治ニハ全然無関係ナリト聞イテヰルガ、政党ニ寄附ヲナスガ如キコトハ他ニ例アリ。其ノ辺如何？

（答）　住友ハ先祖以来ノ不文律ニ依リ、絶対ニ政治ニハ関係セズ。政党等ニ寄附ナドシタルコト未ダ嘗テ絶対ナシ。住友家モ本社モ連系会社モ皆然リ。序ナガラ住友ハ家憲トシテ政治ニ絶対ニ関係ヲ持タザルコトトシ居レルガ、先代ノ家長ハ西園寺家ノ出ニシテ、其ノ実兄ガ公爵トシテ政治家ナリシ関係上、其ノ点ハ非常ニ潔癖ニシテ世間ノ誤解ヲ避クルタメ、公爵ニ対スル知人ノ紹介スラ厳ニ断リ居リシ程ナリ。

小倉前総理事ガ大蔵大臣ニナリシハ住友ヲヤメテ後ノコトナリ。小倉氏ハ自ラ大蔵大臣ニハ不適任ナリト申シ居ラレタルモ、同氏ノ如キ人格高ク尊敬セラレ居ル人ヲ、CABINET MEMBER ニ有スルコトハ、内閣ヲ価値づケル上ニ於テ、当時必要ト認メタ上ノ勧説ナルベシ。

二、住友本社ニ関スル事項

イ　総理事ノ連系会社ニ対スル統制ノ実情如何？

（答）　総理事ハ連系関係会社ノBOARDニ席ヲ有シ、大部分ノ会長ヲ務メ来レリ。併シナガラ其レハ取締役会ノ座長ヲツトムルニ止マリ、近年ハ事業経営ノ責任ヲ社長ニ一任シ、其ノ独立性ヲ認メ、唯重大問題ノミニ就テ相談ヲ受クルノ程度ナリ。特ニ大東亜戦争以来戦時法ノ下ニ軍需会社ニ指定サレタル連系会社ノ事業ノ監督ハ、住友ノ手ヲ離シテ政府ニ帰属シ、本社ト連系会社トノ関係ハ一層希薄トナレリ。

ロ　本社ハ他ノ財閥ト契約上ノ何等カノ関係アリヤ？

（答）　全クナシ。住友ニ於テハ不文律ニ依リTRADEヲ営マザル伝統アリ。其ノ理由ハ、TRADEヲ営ムトキハ自然投機的ノ取引ヲナス機会多カルベク、之ハ住友家ノ伝統タル「堅実」ノ営業精神ニ背馳スベク、又TRADEヲヤル時ハ政治ニ関係スルニ至ルベク、共ニ住友家ノ伝統ニ反スルガ故ナリ。

以上ノ次第ナル故、住友ノ製品ヲ外国ニ輸出スル場合及住友ノ工業ノ機械ヲ外国ヨリ購入スル取引ニ限リ、三井物産及三菱商事ト関係ヲ生ジタルコトアルノミナリ。尤モ住友各社ノ製品ノミヲ国内ニ販売スル機関トシテハ、本社ノ一部ニ業務所アリテ之ガ取次ノ任ニ当リ居レリ（此ノ説明ニ対シテデイクソン氏ヨリ一ヶ年ノ販売取扱金額、商品種類、生産会社名ノ表ノ作成ノ依頼アリ）。

ハ　住友本社ガ銀行ヨリ多額ノ借入金ヲナシ居レル事情如何？

（答）　住友本社ハ連系、関係会社ノ株式払込、増資引受ノタメCASHノ必要ヲ生ジタルガタメナリ。

ニ　右借入ニ対シ担保ヲ差入レ居レルヤ？

（答）　担保ヲ充分ニ差入レアリ（此ノ説明ニ対シテ右担保、銘柄、金額、借入金残高ノ表ノ提出要求アリ）。

ホ　住友本社ガ払込二億二千五百万円ニシテ尚未払込額ガ資産トシテ計上シテアルニ拘ラズ、其レヲ払込マシメズシテ

借入金ヲナス理由如何？

（答）　株主ニ於テCASH不充分ナルタメナリ。総ジテ日本ノ工業ガ長足ノ発展ヲ遂ゲ居ルニ対シ、国富ノ増進ガ其レニ伴ハザルガ故ニ、大株主ナルト小株主タルトノ論ナク、会社ノ必要トスル払込ヲ実行スルノ能力不充分ニシテ、会社トシテハ他ニ理由モ加ハルガ、主トシテ借入金ニ依リ必要資金ノ調達ヲナスノ余儀ナキニ至レルナリ。以上ノ次第ニシテ住友モ四代前ノ総理事ノ頃ヨリ、連系会社ノ株式ヲ公開スル方針ヲトリ、外部ノ資本ヲ流入スルコトヲ実行シ来レリ。

ヘ　住友本社ト銀行トノ関係如何？　住友家及住友本社ガ銀行ノ株式ヲ多数ニ所有シ居レルハ承知シ居レリ。

（答）　住友部内ニ於テモ銀行ノ如キ金融機関ハ公共的ノ性質ヲ有スルガ故ニ、本家並ニ本社ハ多数ノ株式ヲ所有シ居ルモ、夙ニ其ノ営業ニハ深ク干与セザルコトトシ、経営ノ一切ヲ社長ニ一任シアリ。

総理事ハ取締役会ニSEATヲ有チタルモ、只ソレダケニテ会長スラ銀行ニ一任シ来リタリ。序ナガラ住友男爵ハ先年迄BOARDニ席ヲ列ネタルモ真ニ名義ダケニテ、勿論重役会ニモ出席セズ。申スマデモナク銀行業ニ於テハ特ニ信用ヲ重ンズル故、住友家長ノ名ヲ重役陣ニ列シ来レルマデナリ（之ニ対シテハ其ノ例ハ本国ニモ多クアリト述ベラレタリ）。

ト　住友本社ハ本来ハ持株会社ナルガ、現業財産トシテ鉱山ヲモ有セリトノコトナルガ如何？

（答）　然リ。資産ノ大部分ハ持株ナルガ、鉱山、森林及ビルディング等ヲモ有セリ。其ノ内鉱山ハ住友鑛業ニ経営ヲ委託シ、ビルディングハ住友土地工務ニ同様委託シアリテ、唯一ノ自ラ経営ニナル事業ハ森林業ノミナリ。因ミニ鑛業財産ハ主トシテ金鉱ナリ。

三、連系関係会社ニ関スル事項

イ　連系会社ノ仔会社ニ対シテ住友本社ハ如何ナル関係ヲ有スルヤ？

（答）　仔会社ハ直接連系会社ノ管轄ニ属シ、本社ハ何等干与スルコトナシ。

ロ　仔会社ガ事業ニ失敗シ、連系会社ガ損失ヲ蒙リタルトキト雖モ、本社ニハ関係ナキヤ？

（答）　ソノ損失ノ程度ニヨリテハ連系会社ノ社長ヨリ本社ニ報告アルコトモアリ。ソノ際ハ将来ノタメ総理事ヨリ社長ニ注意ヲ与フル位ノコトハアリ。

ハ　住友金属ノ仔会社例ヘバ一〇〇％ノ株式ヲ有シテヰル柏原紡績ノ如キハ何ノ目的ヲ有スルヤ？

（答）　ソレハ只工場ノ使用ヲ必要トシタルタメ同会社株式ヲ買取リタルナリ。会社ハ生産ヲ中止シ、ソノ製品ハ勿論買入当時ハ出テ居ラザリシナリ。

ニ　全クノ仮定デアルガ、会社ガ繊維品ノ製作ヲ開始スルトイフ場合ニ、ソノ可否ハ住友金属ダケニテ決定スルヤ、或ハ本社ニ相談ノ上決定スルヤ？

若シソノ結果業務上ノ損失ヲ生ジタル場合ハ如何？

（答）　同社ガ繊維品ノ生産ヲ始ムルガ如キコトハ考ヘラレザルモ、ソレガ問題トナル場合ハ、可否ノ決定ハ金属社長ニヨリテナサレ、損失ノ場合ハ同社長ノ責任ナリ。

ホ　住友電氣工業ハ電線ノ生産ニ於テハ全国総生産ノ五〇％ヲ占メルトカ聞キオルガ事実ナリヤ？

（答）　ソレハ誤リナリ。決シテカカル多量ノ生産ハナシ。住友部内ニテハ住友通信工業ガ通信機ニ就テハ約四〇％ヲ占メルノガ最高ナリ。

ヘ　住友鑛業ガ全国同業者間ニ於ケル地位如何、競争者ハ何レナリヤ？

（答）　住友鑛業ニハ石炭ト銅ト金ノ三ツノ部門アリ。石炭ハ三井ガ主ニシテ、住友ノ地位ハ遙ニ低シ。銅ハ住友ノ別

子銅山ハ開坑二百五十余年ニナリタル程ニテ老齢貧鉱トナリ、従テ古河ナドヨリモ下位ニアルベシ。金ハ採鉱取止以前ハ、住友ハ日本鑛業ニ次イデ全国第二位ヲ占メタリ。

ト　連系会社ニ就テハ金属、銀行及通信工業ノ三社ニ関シ特ニ調査シタシ。

（答）　諾。各社ニ通知シ、首脳者ヲシテ説明ニ当ラシムベシ。但シ通信ハ本社ガ東京ニアリ、依リテ首脳者トノ会見ハ東京ニ於テスルヤウ打合ハスベキモ、事務ノ事ナラバ専門家ガ東京ヨリ招致サレアリ。

（資料17）

ディクソン氏ト大島監査役トノ対話要領　　昭和二十一年二月十四日於新大阪ホテル

大島　住友本社ハ一日モ早ク解体スベク、其ノ前提条件タル現業部門処理ニ関スルアプリケーションヲ、昨年十一月上旬聯合軍総司令部宛ニ提出セルモ、本年二月一日却下トナリタリ。却下ノ理由ハ明示サレズ、住友トシテハ適当ナル代策モ無ク、全ク当惑シ居レリ。何等カアドヴアイスヲ頂ケザルヤ。

ディクソン　鑛業部門及林業部門ヲ住友鑛業ニ譲渡スル案ハ適当ト考ヘラル。司令部内ニハ各係分立シ多忙ナル為、充分研究ヲ尽サザル儘不許可トスルコトモアリ。故ニ一度不許可トナリテモ、其ノ儘引下リテハ駄目ナリ。モツトプツシユスルヲ可トス。モ一度アプリケーションヲ提出スベシ。自分モ帰京ノ上ハ同僚ノ委員並ニ司令部当局ヘヨク伝達シ置クベシ。司令部宛アプリケーションヲ提出セル場合ハ自分ニモコツピーヲ提出スベシ。

大島　持株会社整理委員会ニ各界ノ人材ヲ吸収シ、其ノ権限ヲ拡大シ、財閥本社ノミナラズ、仔会社、孫会社迄ヲ管理運営スルトノ記事ガ過日ノ朝日新聞ニ掲載サレアリシモ事実ナリヤ。

ディクソン　司令部内ニハ全然右ノ如キ事実ハ無シ。既定方針ノ儘ナリ。自分ハ寧ロ持株会社整理委員会ノ委員ガ早ク其ノ仕事ヲ終結シタキ焦慮ヨリ、株式ヲ不当ニ安ク処分シ、真ノオーナーニ損害ヲ蒙ラシムル虞アル点ヲ懸念シ居

レリ。

尚ディクソン氏ハ住友ヨリ種々申入レタキ事項アラバ、上京ヲ乞フ。何時ニテモ面接スベシト申添セリ。

（資料18）

財閥ニ関スル「エドワーヅ」氏トノ会談要領　（昭和二十一年二月二十七日石原記）

一、財閥解体ニ関聯シ、考慮ヲ要スベキ若干ノ事項トシテ技術ノ綜合的運用、金融、近代産業ノ大規模設備ト国際競争力ノ関係等ニ付質問シタルニ対シ

（一）　技術ノ綜合的運用ノ点ハ、従来財閥会社ガ優秀ナル製品ヲ生産シアリタルガ、他面財閥以外ノ経営ハカカル技術ニ恵マレズ、而モ財閥傘下ニ鉄鋼、石油、陶磁器トイフ如キ各種企業ノアル場合、技術者ノ綜合的運用ノ限度ヲ越ユル規模ノモノナリ。我々ノ提言シタキハ、鉄鋼ナラ鉄鋼ニテ技術者及技術ノ「プール」ヲ作リ、各鉄鋼企業者ノ需要ニ応ズル如キ仕組ヲ考フルコトナリ。「アメリカ」ニテハ一部実行サレ居レリ、之ハ各会社ノ競争ノ問題トハ区別可能ノ問題ニシテ、「デパート」ガ共同配達所ヲ設クルコトト同様ニ考ヘラルベク、日本ノ練達セル最高ノ技術ヲ、財閥会社ノミナラズ他ノ業者モ其ノ利益ニ均霑シ得ルガ如キ構想ヲ必要トセズヤ。各企業ニテ働ク技師ノ使用条件ハ事情ニ応ジ定メラルベク、素ヨリ企業専属ノ技師ト当該会社ニ対スル心得ニ於テ若干ノ相違ハアリ得ベキモ、其ノ技師ガ各種ノ経営体ニ亘リ自分ノ得意トスル技術ヲ発達セシメ得ル点優レリトスベシ。カカル場合企業ハ生キ物ニテ個人的親密感、信頼感ノ果ス作用ヲ無視シ得ザルモ、之ハ屢個人的感情ノ濫用ニ陥リ、却テ企業モ技術者自身モ発達ヲ阻害サルルコトトナルニ非ズヤ。一例トシテ米国ニハ木材加工業者ノ共同出資ニナル大ナル試験研究機関アリ。其ノ成果ハ凡テノ加工業者ニ公開セラレ、之ニ依リ木材加工ノ凡ユル技術ノ成果ハ、百％ニ各メムバーニ利用サレルコトトナル。競争ハ其ノ同一出発点ヨリシテ以後ノ経営ノ実態ニ存スル

コトトナリ、之ニテ充分斯業ノ発達ノ刺戟トナリ得ルモノト思フ。

尚財閥会社ノ技術陣容中ニハ各種ノスペシアリストヲ擁シ、或ル時期ニハ必要ナルモ其ノ時期ガ過グレバ其ノ貴重ナル材幹ハ、当該会社ノ死蔵スルトコロトナルノミニテ、日本経済全体ガマクシマムプロダクションヲ挙グルニハ、現在ノ如キ財閥会社ノ技術独占ノ傾向ハ打破セラルルコトヲ要スルニ非ズヤ。

(二) 金融ノ点ニ付テハ従来財閥会社ハ余リニ容易ニ金融ヲ受ケ過ギタルニ非ズヤ。財閥傘下ニ銀行アリテ、財閥会社ハ楽ニ資金ヲ調達セルニ対シ、其以外ノ者ハ相当有能ナル企業ナルニ不拘資金ヲ得ルコト困難ナリシ事態自身改善ヲ要ス。例ヘバ鉄鋼業ヲ其ノ傘下ニ操(註、擁カ)スル財閥会社ガ其以外ノ事業部内ノ資産ノ信用ヲモ背景トシテ信用ヲ得、鉄鋼専業会社ニ比シ有利ナル地位ヲ占ムル如キコトナラバ、感心シタコトニ非ズ。企業ガ相当ノリスクヲ負フコトハ素ヨリニシテ、銀行ガ当該企業自身ノ資産状態及損益ノ見透ヲ基礎トシテ融資ヲナスノガ本来ノ姿ニシテ、其ノ企業固有ノ理由以外ノ理由ヲ問題トナスコトハ正道ニ非ズ。要ハ事業ニ必要ナル範囲ノ金融ヲ、財閥会社タルト否トヲ問ハズ行ハシムルコトガ重点ニシテ、財閥会社ガ必要以上ノ融資力ヲ有シタルヲ其必要ノ範囲内ニ止ムレバ可ナリ。調査スル所ニテハ、財閥会社ガ其ノ故ヲ以テ借金ノ利息ヲ払フノニ又借金ヲシ、関係銀行ハ融資ヲ続ケアリ。其レ他ノ会社ナラバ夙ニ破産セラルベキモノナルニ不拘、特殊ノ関係ヨリシテヤ(註、カカか)ル処理ヲ受ケアルハ一ノアビユーストイフベキノミ。

(三) 近代産業ガ大規模設備ヲ要スルコト、大規模経営体ガ能率好シトイフハ当ラズ。企業ニハ或程度過大トナルニ従ヒ能率ノ向上スル点アリテ、其ヲ越スレバ却テ能率ハ低下ス。能率ノ点ハ規模ノ問題モサルコトナガラ、カルテル等ノ問題モ重大ナル点アリ。例ヘバイギリスノ鉄鋼業ハ古クヨリ発展セルカルテル強固ニシテ設備投資大ナル為、最新設備ノ採用ニ緩慢ニシテ連続圧延設備ノ如キモ戦前マデ遂ニ採用セズ、旧来ノ圧延方法ヲ利用シタリ。

之ニ対シアメリカハU・S・ステールノ如キ大規模企業ハ存スルモ他ノ会社モ新規設備ノ採否可能ノ程度ノ有力ナルモノ多数アリ。結局凡テ連続圧延設備ヲ採用シテ、極メテ能率的ニ鋼板ノ製造ヲナシタリ。英国ハ戦争トナリ急遽連続圧延設備ノ施設ヲ始メタルモ、戦争終結迄サレテ成果ヲ挙グルニ至ラザリキ。

日本ノ企業ガ近代化、能率化セラルベキコト素ヨリニシテ、我ニハ連続圧延設備ノ可能ナル如キ企業ノ大イサヲ否定セントノ意思ハ聊カモ有セズ。但シ財閥会社ノ多クハ其ノ規模ヲ、果シテ企業設備近代化ノ必要ヨリシテ説明シ得ラルル如キモノナリヤ疑問ナリ。多数ノ工場ヲ其ノ傘下ニ擁スル財閥会社ノ本社中央部ノ仕事ハ、生産ノマネージメントニハ非ズシテ、金融及政府トノ連絡トイフ如キ仕事ニ止マリタル如キ感アリ。カカル中央部ト各工場ノ連絡ヲ切離シ各工場ヲ独立会社トナスコト、設備近代化ノ方向ニ支障ヲ与フルモノトハ考ヘラレズ。蓋シ各工場連絡ハ既ニ独立企業トシテ闊歩シ得ル丈ケノ大イサヲ有スレバナリ。

（四）　国際競争力ノ問題　国際競争力ノ点ニ関シテハ三ノ場合ヲ考ヘ得

一ハ紡績業ノ如キモノニシテ、日本ノ紡績ハ世界第一ノ能率的経営ニシテ、其ノ世界的競争力ニ付テハ疑問ノ余地ナク、カカル種類ノ国際競争力カ日本経済将来ノ為ニ大イニ奨励発展セシムラルベキコトヲ希望ス。

二ハチープレーバーニ依ル競争力ニシテ、之ハ好ムト好マサルト不拘早晩失ハルヘク、我々トシテハカカル競争力ノヨリ速カニ消滅センコトヲ希望スルモノナリ。

三ハ財閥会社等ニ関聯スルモノナルカ、例ヘバ独立ノ企業ガ米国U・S・ステールヨリ鉄鋼ヲ買入レ、之ヲ加工セントスル場合U・S・ステールニ対シオフアーヲナス。之ニ対シ財閥会社モ同様ノ希望ニテオフアーヲナスモ、彼ハ郵船会社ト結託シ運賃ノ特別割引ヲ行ハシメ、一方U・S・ステールニ対シ競争者ヨリ高キオフアーヲ提供シテ之ヲ圧倒シ、而モ輸入原価ニ於テ尚競争者ヨリモ低廉ナリトイフガ如キ場合ナリ。カカルコトハ当該財閥会社ノ利

益ニハナルヤモ知レサルモ、決シテ日本経済全体ノ利益ニ非ズ。カカル財閥会社等ノ力ノアビユースニ依ル競争力ハ極メテ感心セザルトコロナリ。

（五）　其他

財閥ノ自主的改組案ハ自分ハ二、三ヲ検討シタルノミナルガ、団員分担シテ検討中ナリ。未ダ結論ニハ到達セザルモ、中ニハ改組ノ形式ヲトリ持株及重役ノインターロツキングハ之ヲ止ムルモ、子会社等ノ合併ヲ行ヒ、見セカケノ解体ヲ策スルヤニ思ハルルモノモ存ス。真ニ経営能率ノ点ヲ考ヘテノ合併ニ非スシテ、解体ノ実質ヲ無効ニシ却ツテ其ノ集中度ヲ高ムル如キ結果トナルガ如キ解体案ハ賛成シ難シ。

三月十八日頃帰米ノ予定ニシテ、再来週ハ恐ラク滞日中最後ノ週トナルベシ。

尚財閥解体ノ問題ハ重大且長キニ亘ル結果ヲ来スモノナルヲ以テ、貴官ニリコメンドシタキハ、日本側ニ於テ財閥ノ実態並ニ其ノ行動ニ関スル具体的事実ヲ精細ニ調査シ、其ノ上ニテ判断ヲ加ヘラルル要アルニ付、カカルインヴエステイゲーシヨンヲ行フ委員会ヲ設置セラレンコトナリ。カカル実證的事実ニ基クニ非ズンバ適確ナル判断ナシ難シト存ス。

（資料19）

昭和二十一年五月六日

住友生命保険株式会社　　社長　　小松　正則

大蔵大臣　渋沢　敬三　殿

組織変更ニ関スル御願ノ件

住友財閥解体ニ伴ヒ住友生命保険株式会社ノ株式ハ、持株会社整理委員会ノ手ヲ経テ、普ネク一般ニ公開分散サレルコ

トトナツタガ、此ノ機会ニ財閥解体ノ本旨ト生命保険事業ノ使命ニ鑑ミ、株式公開ニ一歩ヲ進メ組織ヲ変更シテ、之レヲ相互会社トナスノ件ニ付キ、御配慮アランコトヲ懇請スル。

（一）　理由

住友生命ヲ相互会社ニ改組シタイト云フ理由ノ第一ハ、住友財閥ノ仔会社タルコトニヨル世上ノ誤解ヲ一掃スルタメデアリ、第二ハ財閥ノ仔会社トシテノ諸拘束ヲ可及的速カニ解除シテ貰ヒタイタメデアル。

（1）　財閥ノ仔会社タルコトニ依リ

（A）　金融機関トシテ住友生命ガ大衆カラ集メタ資金ヲ同系諸会社ニ重点的ニ投資シテハヰナイカトノ誤解ガアル。之レハ保険業法ノ投資規定ノ厳存ヲ知ラヌ人々ノ誤リデアル。事実、昭和二十年十二月末日ノ実績ヲ観ルニ、当社ノ資産総額四億四千三百三十四万円ニ対シテ、住友系諸会社ヘノ株式投資、社債買入（貸付金ナシ）及ビ預金等合計僅カニ三千五百五十六万円、即チ八％ニ過ギナイコトヲ知ルナラバ、自ラ氷解サレルコトト思フ（第一表（註、略）参照）。併シ斯カル誤解ハ金融機関ニトツテ甚ダ迷惑ナコトデアル。

（B）　世上ノ誤解ノ二ハ、住友財閥解体ニ伴フテ住友生命モ亦解散命令ヲ受ケテ事業ヲ中止シ、延イテハ既ニ加入シテイヰル保険契約ノ継続モ不可能ニ陥ヰルノデハナイカトノ危懼ヲ懐ク者ノアルコトデアル。之レハ財閥解体ノ意味ヲ漫然ト揣摩臆測スルニ過ギナイ者ト云フコトガ出来ルガ、一般ノ加入者ニ不安ヲ与エテヰルコトハ否定出来ナイ。

以上ノ誤解ハ何レモ大衆ノ信用ヲ基礎トシテ立ツ生命保険事業ニトツテハ、経営上極メテ大キイ障碍デアリ、今日ノ如キ政治、経済ノ動向見透難ノ秋ニアツテハ殊ニソノ感ガ深ク、事業経営上一日モ忽諸ニスルヲ許サナイノデアル。

（2）　改組ヲ必要トスル他ノ理由ハ、制限会社トシテノ諸拘束ヲ速カニ解除シ、経営上正常ナ活動ヲ許サレタイト云フ

ニアル。生命保険事業ヲ規正スル準則トシテハ既ニ保険業法ガ存在スル。然ルニ現在我社ハ財閥ノ仔会社ナルノ故ヲ以テ、他社ニ見ザル拘束ヲ加エラレ、延イテハ世間ノ疑惑誤解ヲモ招キ、事業ノ進展ヲ阻害シテヰル。吾々ハ速カニ改組シテ財閥会社ノ範囲ヲ脱シ、加入者大衆ノ権益ヲ擁護シツツ自由ニ驥足ヲ伸バシ、業者ニ課セラレタ使命ヲ充分ニ果タシタイト云フ念願ヲ持ツテヰル。

以上ノ諸理由ニ対シ、敢エテ相互会社トシナクテモ広ク株式ヲ公開シ、一般ノ株式会社トシテ更生シテモ良イデハナイカトノ疑問ヲ起ス向キガアルカモ知レナイガ、ソノ答ハ簡明デアル。ト云フノハ既ニ知ラレテヰル様ニ、保険加入者ノ利益ヲ本位トシ、又保険事業ノ本質カラ考察スルトキ、相互組織ハ株式組織ニ比シ資本並ニ経営参加ノ大衆化ト云フ点ニ於テ優ルコト数段ダカラデアル。即チ相互会社ニハ利潤ヲ追及スル株主ナク、保険加入者自身ガ会社ノ構成員デアリ、取締役ト監査役ヲ選任シ、会社ノ損益ハ直チニ加入者ノ得失トナル制度デアルカラ、全ク保険加入者自身ノ会社ト云フコトガ出来ル。換言スレバ実ニ株式会社ニ於ケル株式分散ノ極致即チ株主ナキ会社デアリ、又生命保険民主化ノ理想的ナモノト云フコトガ出来ル。（後略）

（資料20）

住友に於ける人事統制の規程と之が実際の取扱に就て

一、財閥本社が其の傘下諸会社を統制支配する方式は種々数へられるが、住友に於ては専ら当該会社の経営を担当する「人」を通じて之を行ふ方式を採つて来た。

即ち住友財閥の所有する株主権―之を代表するものが住友本社である―に基き、当該会社の経営担当者として住友の利益を代表する者を選任、就任せしめ、其の者に対し一定の事項に付ては当該会社の意思決定に先立ち住友本社に協議し、其の指示を求めしむることにより、住友の意思を其の個人を通じて当該会社に実現せしむるものである。

二、此の統制方式を明文化する為に、住友に於ては住友本社の前身である住友合資会社が、大正十年五月十九日「連系会社及び其の他会社の役員に関する内規」（別紙A参照（註、「住友合資会社の設立」資料11））を制定し、住友本社は之を踏襲して解体の時に及んだのである。

此の「内規」は規則として定められたが部内一般に公示されることなく、「住友本社の利益代表者」に対してのみ其の行動の準則として秘密に手交されることになつてゐた。何となれば凡そ会社の役員は、全株主の利益の為に其の役員個人の全責任に於て行動することが理論上要請されるものであり、従つて其の行動に関し拘束を与へることを公然と表明することは適当でないので、特に「内規」として秘密の扱ひをしてゐたのである。

三、此の内規の要点は、第二条に定められた本社への協議事項であるが、当初は直系会社も夫以外の会社も区別なく同一事項を協議せしむることに定められてゐた。然し直系会社（連系会社）以外の会社に付ては部外重役も多数居ることであり、住友の指定役員として内規通りの協議を行ふことは事実問題として困難なことが多く、又本社としてもそれは住友の根幹的事業ではないから、必ずしも直系会社と同程度に協議せしむる実際上の必要もなかつたので、内規は内規として実際の運用は大綱に付て相談をうけるに止め、大部分は指定役員の責任に委ねることに自然に取扱はれて来た。それで昭和十三年一月十四日に内規の内容改定を機会に、従来一本に定められてゐた内規を改め、「連系会社の役員に関する内規」（別紙B（註、上記「連系会社及び其の他会社の役員に関する内規」はこの際改定されていないので、昭和十九年四月に改定された「連系会社の役員に関する内規」（「株式会社住友本社（中）」資料22）を添付したものと思われる））と「関係会社の役員に関する内規」（別紙C（註、「株式会社住友本社（上）」資料2））の二種類に分割規定し、実際上の取扱に一致せしむることにした。

従つて昭和十三年一月以降は「役員に関する内規」は二種類存在することとなつたのである。

四、而して此の二種類の内規は何れも第一条に於て住友本社を代表して各社の役員となるべき者を選定する範囲を定め、又利益代表者は住友本社が指定するといふことを定めてゐる。然し同内規は第一条に定められた選定範囲内に於て具体的に如何なる者を如何なる方法を以て指定するかといふ事を定めてゐない。又連系会社、関係会社其他会社の役員は、其の全部を住友の利益代表者によつて占めるべきか否かといふ事に付ても定めた条項はない。結局具体的に誰がアポインテイーであるかといふ事は、此の内規の各条項から判明しない。

併し乍ら此の内規なるものは住友の利益代表者に対して其の行動の準則を規定したものであるから、住友本社がその利益代表者として指定した者に対しては、必ず此の内規を交付して其の行動の規準たらしめた。従つて内規に於ては如何なる者を利益代表者に指定するかを定めてはないが、指定したものに対しては此の内規を交付することになるから、結局具体的に明確であることは、住友のアポインテイーとは此の内規の交付をうけたものであるといふことである。従つて又連系会社の役員であつても、此の内規の交付をうけなかつたものは住友の利益代表者として指定された者ではないのである。

五、然らば此の内規を交付する会社役員の範囲は実際上どうであつたかと云ふに最初の間は

（一）　連系会社に付ては役員全部

（二）　関係会社其の他会社に付ては住友の職員として夫等の会社へ派遣した役員全部

であつた。

然し其の後逐次内規交付の範囲は縮少され、昭和十五年五月以降は主要役員（社長、専務、常務、常任監査役）の地位に就く者に対してのみ、之を交付することになつた。

何故に住友本社の利益代表者―即指定役員の範囲が縮少され、主要役員に限られて来たかと言ふに、最初の頃は傘下

各社の事業も小規模であつたので、主要役員といつても常務取締役一名程度であつたが、其後逐次事業の拡大されるに伴ひ、社長、副社長、専務、常務等の職が増加し、主要役員の数のみでも相当数に達した一方、世間一般の振合其他職員の待遇上住友全体から言へば、未だ住友の利益を代表すると云ふが如き地位には就け難い程度の身分の者も、役員とすることが必要となつて来た為に、平役員は職員の一階級の如き扱ひとなり、主要役員のみを利益代表者として遇することが実情に適合することとなつた為である。このことは住友系各社は定款に於て代表権限を有する役員は主要役員のみに限り、平役員には代表権を与へてゐない点からも認めうる処である。かくの如く昭和十五年五月以降内規の交付範囲は主要役員のみに限られてゐたことは実際上の取扱であつて、この点に関する明文の定めはない。然し内規の交付に当つては必ず一々交付者名簿を作成して居るから、かかる指定の実際の扱ひを明にすることが出来る。其の後昭和十九年四月に内規の一部改正を行つた機会に、此の従来の取扱を明かにする為何定を作成して之を明文化した（別紙D参照（註、資料21））。

六、指定役員の範囲は前記の如くであるが、次に住友本社は如何にして之等の役員を具体的に指定したかといふ実際に就て見れば

（一）　直系会社（連系会社）に就ては、其の最高経営担当者即ち社長―社長制なき場合は専務、専務制もなき場合は常務―は住友本社が自主的に之を選定指定した。

最高責任者以外の主要役員に付ては、住友本社がイニシアチイーブを採つて指定する場合もあるが、大体に於て当該会社の最高責任者の推薦、要請に基き詮議の上住友本社の利益代表者として就任を指定した。

（二）　連系会社以外の会社中、住友に於て特定関係会社と称するものに付ては、其の会社へ派遣する住友の最高指定役員に付ては直系会社の場合と同様住友本社が自主的に選定指定した。最高責任者以外の主要役員に付ても直系会社

と同様である(特定関係会社の中には全然(二)と同様に扱はれるものあり)。

(三)　特定関係会社以外の関係会社は大体に於て連系会社の子会社であるから、その役員の選任に付て住友本社が直接指定することはない。夫々の親会社である連系会社が大体第一項に準じて指定するのであつて、右に対しては住友本社に於て定められた役員内規の交付は全くなく、斯様な関係を明かにする内規は定められてゐなかつた。

七、斯様にして指定された役員は、夫々の担当会社の業務を執行するに当り内規第二条の定むる処に従つて一定の事項に付ては住友本社の指示を仰いで行動したのであるが、茲に一言すべきは平取締役及び平監査役の地位である。内規第二条によれば「株主総会に提出すべき事項」は予め本社に協議すべき事項と定められてゐる。役員の選任は株主総会に提出すべき事項であるから、各社の指定役員は平役員の選任に付ては予め本社に相談するものである。大体株式会社としては、どの会社でも株主総会の開催に当つては議事の円滑なる進行の為に、大株主其の他有力株主に対しては事前に連絡しその内諾を得ておくことが一般に行はれる処であつて、この事は財閥会社に関してのみ特別の意味を有することではない。

住友に於ては内規第二条所定の如く職員の任用、課長以上の分掌は予め本社へ協議すべきことになつてゐるのであつて、住友本社は之により住友全体の人事状勢を把握し、今後の指定役員選任の準備とし、又会社間に行はるる人事交流の仲介者としての準備としてゐたものである。従つて平役員は曩にも述べた如く、その選任に付ては予め本社へ協議されてはゐたが、住友の利益代表者としての意義は全然持つて居ないものである。

八、斯くの如き住友の人事統制は、国家の諸機構が戦時体勢を強化して行くに伴ひ逐次弱化せしめられ、政府の統制が之に代つて行く傾向をとつて来たが、殊に昭和十八年十月三十一日軍需会社法が施行され生産責任者制度が実施されるや、財閥の人事統制は殆んど有名無実の状態となつた。即ち生産責任者制度は同法第四条第三項に明かなるが如く、

生産責任者は政府に直結して政府に対し責任を負ふことに定められ、其の任免は共に政府の認可を要し、又政府は必要により直接之を任免することになつた。而して財閥本社の如きは政府に対し何等の責任を負ふ地位になかつたが故に、生産責任者が自己の全責任に於て行動せんとすることに対し責任なき者が兎角の指示を与へることは実際問題として不可能となり、与へ得るものは単なる助言に過ぎないこととなつて、住友本社の人事統制は全く無力化し、従来の内規による諸手続の如きは徒らに無用の形式を強ふるに止ることとなり、之等は実際上は単なる報告に変つてしまつたと云ひ得る状態となつた。従つて役員の選任に関しても生産責任者（即ち社長）の意向通り決定することが実情であり、住友本社として主働的立場をとる場合は新会社が設立されてその最高責任者を指定する場合に限る状態となつた。

戦局日々に緊迫する状況の下に於て、かくの如き形式的な統制形態を長く持続する事は全く有害無意味のことであつたので、住友本社は遂に昭和十九年九月十五日其の傘下事業に対する統制の一切を停止することとし、内外にこの旨を宣言した（別紙新聞記事参照（註、略、住友戦時総力会議の創設を指す））。故にこの日以後住友本社による統制は停止され、内規に掲げた諸条項も停止されて各社はその最高責任者の全責任に於て一切の業務が運営されることとしたのである。

九、（註、略）

十、（註、略）

十一、かくして終戦を迎へたのであるが、前述の諸措置は凡て戦局の必要に応じて採つた処置であり、戦争が終りを告げた以上平常状態に復すべき次第であるから、終戦と同時に戦時総力会議は之を廃止し、住友本社は旧来の本社的機能を復活することを各指定役員に指令した。従つてこの日から再び役員に関する内規は復活し、各指定役員はその条

項に従つて住友本社へ諸事項の打合せをすべきこととなつたのである。併し乍ら各会社は敗戦による内外の混乱状態と間もなく感知されるに至つた財閥解体の空気とにより、本社的機能復活の指令をうけても、実際上は旧に復するが如き状勢にはならなかった。即事実上各社は昭和十九年九月本社が機能を停止した時以来の状態をそのまま続けて敗戦の成行を傍観せざるを得なかつたのが実情である。その内同年九月二十二日連合軍の財閥解体方針が愈々明かにされたので、住友本社は直ちに正式解散の方針を決定した。従つて傘下各社のかくの如き事情に対して敢て復活を強行するが如き処置をとらず、専ら解散の善後処置に没頭し、十月二十四日傘下各社の指定役員を本社に招集して、内部的に住友財閥の旨を内示した。次いで聯合国最高司令部の財閥解体に関する正式の指令が下されるのを待つて、其の翌日即ち同年十一月八日を以て対外的に解体の事実を声明したのである(別紙新聞記事参照(註、略))。従つて住友内部の関係に於ては昭和二十年十月二十四日を以て住友財閥は消滅し、各連系会社及関係会社は完全に自主独立の会社として宣言されたのである。其の日より昭和二十一年十月十六日迄即持株会社整理委員会へ住友本社の所有　株を引渡す迄の間、傘下諸会社の株式は依然本社が所有してはゐたが、既に事実上財閥は解体してゐるので、其の間に開催された旧傘下各会社の株主総会に対しては本社は全く無条件で白紙委任状を附与し、何等之に関与してゐなかつた次第である。

十二、以上を要約すれば次の通りである(註、中略)。

以上の通りであるから、昭和十九年初頭に選任された役員は実質的に本社の承認に無関係なる者であるが、殊に十九年九月十五日本社機能の停止以後の者は本社の承認とは完全に無関係である。

昭和二十年八月十五日から十月二十四日迄の間は、一時本社的機能の復活が形の上から云へばあつたことになるが、実際上は終戦迄の状況と同一の状態が続き、十月二十四日に至つて愈々この状態が明瞭化されたのである。

昭和二十年十月二十四日以後は如何なる意味に於ても、完全に財閥的支配と無関係な役員が選任されたといふことを確言するものである。

（資料21）

本社総務部総務課起案例第一〇六号の二　提出　昭和十九年二月二十九日　決裁　同年四月二十七日

連系会社役員内規改正の件

現行「連系会社其の他会社の役員に関する内規」中、関係会社に関するものを除き、「連系会社の役員に関する内規」として左案（註、略）の如く改正相成可然乎。

追て本内規は、連系会社常務役員（社長、専務及常務）に就任したる者に対し交付するものとし、其の就任の都度交付の伺を為す。尚現任者に対する交付に付ては別途仰裁すべし。

三　住友本社解散後の現業部門の動向

㈠　販売部門・日本建設産業（旧住友土地工務）から住友商事へ

先に述べた通り、住友本社の販売部門である業務所（旧販売店）を本社解体に際し、そのまま住友土地工務に営業譲渡する案はＧＨＱ反トラスト・カルテル課の承認を得るのに時間を要するため見送られ、代わりに業務所は閉鎖し、他方住友土地工務に新たに商事部門を開設することとされた。住友土地工務は日本建設産業と改称し、形式的には昭和二十一年一月初商事部門が発足したが、実際に動き出したのは一月二十一日の本社の事実上の解散に伴い、本社関係者が日

建への転出の発令を受けてからであった。以後の同社の動向の詳細は『住友商事株式会社史』（同社　昭和四十七年）に譲るとして、ここでは住友本社との関係をみてみると、本社業務所の閉鎖に伴いそれまで本社が有していた連系会社の総代理権は各社に返還された。このため日建が引き続き得ることのできた連系会社の総代理権は電氣工業の電線・超硬工具、機械工業の起重機等一部の商権にとどまり、他は各社の特約店と同列とされた。従って連系会社製品の取扱比率の向上が、連系会社に対する資機材の売り込みと共に同社の至上命題となった。又本社企画課副長阿澄一三の考案した不動産部門との兼営によって商事部門の損益が表面化することはなかったが、これらの点は他方で日建の連系会社に対する従属性、商社としての自主性を問われかねない危険性をはらんでいた。

日建は二十三年に始まった経済安定化施策と二十四年初に来日したドッジ特使による改革で、二十四年の新入職員に対し約束した初任給の引き上げを見送らざるを得ないほどの深刻な状況に陥った。この危機を救ったのが、二十五年六月に勃発した朝鮮動乱であった。七月初住友ビル四階から日建職員の見守る中、占領軍として安逸を貪っていた大阪駐留米第二五師団の兵士は突如第一線に投入されることになって意気阻喪した状態で隣接の進駐軍専用運動場（新ビル用地）に集結し、命令一下韓国浦項に向け出動していった。日建では横浜にあった米軍調達本部による特需に対応するため七月一日付で特別渉外事務所が設置された。この朝鮮特需により息を吹き返した同社は、昭和二十七年六月には社名を住友商事と改称することが出来た。阿澄が敗戦の混乱の最中住友商事設立案を提出してから七年目の夏を迎えようとしていた。

しかし当時同社は商事会社としては、旧三井物産系の第一物産、旧三菱商事系の東京貿易、繊維系商社の伊藤忠商事、丸紅、江商、東洋棉花、日綿実業、金属系商社の安宅産業、岩井産業、日商などの上位一〇商社の後塵を拝する状態であり、住友銀行からは（特に二人の子息を住商と伊藤忠の両社に入社させていた副頭取降旗英弥の）同行の有力取引先である伊

藤忠との合併を慫慂されていた。同社が連系会社の中でも、商社業界の中でも地位を確立するにはさらに一〇年の歳月を要した。昭和三十七年七月住友ビルの隣接地に新住友ビル（現住友ビル）が完成し、主要連系会社を再結集することが出来た。因みにこの時点で連系会社の製品販売高に占める住商の仕入れ高は二七％、連系会社の原料購入高に占める住商の販売高は一五％であった。又商社業界においては大合同後の三井物産、三菱商事、丸紅飯田、伊藤忠の上位四社に対し未だ三分の一の規模ながら、利益では拮抗しつつあった。

四十年代初には伊藤忠との合併話が同社の瀬島竜三常務（嘗ての大本営参謀）の戦略として浮上したが、住商側が合併条件として伊藤忠の繊維部門の分離を求めたためまとまらなかった。又安宅産業との合併交渉は安宅社長猪崎久太郎の英断によりほとんど成立していたが、安宅家の反対で挫折した。しかしこうした大型合併を経ないでも、売上が日本の経済成長率の二倍以上上回るという伸びを示したことにより不動産依存を脱却し、五十年代初には伊藤忠、丸紅と肩を並べるに至った。これは元々の取扱商品構成が機械、金属といった成長性に富んだ分野であったことに加え、先の朝鮮動乱に対応した特別渉外事務所の設置に見られたように経営資源を、その時々の成長分野へ果断にシフトさせていった結果であり、この点は住友本店以来の本社の伝統を受け継いできているとみることができよう。この結果昭和五十三年には英文会社名を三菱商事と同じく、SUMITOMO CORPORATION と改称するに至った。

思えば住友合資会社が商事会社を設立しなかったのは、三井物産や三菱商事のような巨大商社に比肩し得るだけの商事会社を今更設立できる訳がないという判断であった。それが敗戦という予期せぬアクシデントによりその三井物産、三菱商事が解散させられて、同じスタートラインにつくことができたという僥倖があったにせよ、住友商事が今やこの両社に匹敵する総合商社に発展し得たことは、敗戦直後のあの混乱の中での意思決定に由来することを忘れることができない。

(二)　鉱山部門・井華鑛業(旧住友鑛業)から住友金属鉱山へ

昭和二十二年六月、正式に本社の鉱山部門が井華鑛業に譲渡された時、同社は企業再建整備法に基づき整備計画を策定中であった。この計画は、特にその直前二十二年四月に公布された独占禁止法の趣旨を織り込んで作成すべしとの方針に基づき、金属鉱山部門と石炭礦業部門を分離することはやむを得ないが、本社から受託中の鴻之舞鉱山については別子四阪島製錬所の操業上不可欠な珪酸鉱の供給を不安定な土肥鑛業から鴻之舞に切り換えたいこと、又鴻之舞の青化製錬設備は昭和十八年の金山整備によって撤去され保坑継続中であり、再開のためには製錬場の新設を必要とするが、それが完成すれば従来と同様別子新居浜工場に送り、金鉱に精製するという理由により、別子・鴻之舞の一体性を強調したものであった。

この間米国政府は先に述べた二十一年二月に来日したエドワーズ調査団の報告(二十一年五月)に基づき、二十二年五月GHQの上部機構である極東委員会に対し「日本の経済力集中に対する米国の政策」と題する文書を提出した。GHQはこの方針に基づき日本政府に対し過度経済力集中排除法の制定を指示した。二十二年同法が公布施行され、二十三年二月持株会社整理委員会は井華鑛業を含む三二五社を同法により指定した。しかし先に述べたカウフマンの占領政策に対する批判が二十二年末に発表されたこともあり、この間に当初のアメリカの占領政策は変化し、二十四年七月までに一八社を残して指定が解除された。井華鑛業も一時は指定が解除されるのではないかとの楽観論も生まれ、その運動を展開したが、結局八月金石分離の決定指令を受け、井華鑛業を存続会社として、別子鑛業、別子建設、別子百貨店が設立された。同社内部は昭和十二年六月の住友別子鑛山と住友炭礦の合併以降必ずしも一枚岩ではなかったので、三井鉱山や三菱鉱業と同様この分割はやむを得なかったものと思われる。本社鉱山部門としては、住友鑛業設立時の経緯か

らすれば、その時点で住友鑛業に一本化されるべきであったのが、小倉総理事の金山特に鴻之舞に対する思い入れ、本社の収益構造の問題等でこれが見送られたことが、その後の混乱を招いたといえよう。

別子鑛業は二十七年六月住友金属鉱山と改称した。金属鉱業としなかったのは住友金属工業との混同を避けるためといわれている。二十四年十一月青化製錬場の竣工以来四十八年五月閉山に至るまでの鴻之舞鉱山の動向については、『住友鴻之舞金山史』（住友金属鉱山株式会社　平成十五年）を参照されたい。なお住友の金山の歴史は、鴻之舞閉山の十年後に復活した。即ち昭和五十七年鹿児島県伊佐郡菱刈町において大金銀鉱床が発見されて以来開発が進められ、既に鴻之舞鉱山の五六年間の産金量七三トンを超え、さらに佐渡金山が約三八〇年間に産出した金量八三トンも超えて名実ともに日本一の金鉱山となっている。

(三)　林業部門・第二会社林業六社から住友林業へ

先に述べたように昭和二十三年二月、住友本社林業所は五社に分割され、井華鑛業に経営委託されていた別子鉱業所農林課は四國林業として分離独立した。六社の詳細とその後の動向は『住友林業社史』下巻（同社　平成十一年）を参照されたい。ここでは住友本社の立場から林業部門のその後をみてみると、林業部門の分離独立は採算上不可能とした本社企画課副長阿澄一三がその後経理課副長、経理課長を経て、本社解散と同時に六社の一つ扶桑林業へ転出し、皮肉にも常務として自らその経営の成り立たないことを実証する羽目になったのである。六社のうち特にこの扶桑林業と東海農林、兵庫林業の三社は、歴史があり資産価値の高い山林を有している他の三社と異なり、戦時中の木材手当のために購入された山林が中心であったので、会社設立早々から行き詰まり、その年末に早くも三社の合併を余儀なくされた。

新会社扶桑農林（資本金七五〇万円）の会長には扶桑林業の社長であった日比文雄（元本社地所課長）が就任し、阿澄もそ

の下で常務となったが、経営は依然安定せず、二十四年八月には北海、九州、四国の三社社長に対し合併を提案し、十月合併申請書が持株会社整理委員会宛提出された。しかしこのうち四國林業は歴史的に本社林業所とは異なって、江戸時代からの別子鉱山の鉱山備林としての伝統があり、他の三社と経営形態も異なっていたので、この合併から離脱してしまった。このため三社は二十五年十二月公正取引委員会に合併届を提出し、二十六年二月九州農林を存続会社として、三社合併による東邦農林が発足した(資本金一三五〇万円)。なお扶桑農林会長日比文雄は、二十五年四月退任し、五月大阪建物専務となり、常務阿澄一三も又合併の行方を見届けることなく、二十五年六月退任し十一月日本建設産業東京支店総務部長に転出した。

昭和二十七年連系会社が相次いで住友商号に復帰すると、昭和二十年財閥解体の際林業所を住友林業として独立させようと陳情した林業所長平賀五郎と陳情を受けた総理事古田俊之助の間に、四國林業と東邦農林を合併させて住友林業としてもらえないかという期待が高まった。この間古田は二十八年三月、平賀は二十九年五月相次いで亡くなったが、二十九年八月連系会社ではないが住友商号を使用するについて白水会の承認を得て、三十年二月四國林業を存続会社として、東邦農林を合併して、住友林業と改称した(社長は四國林業社長の元本社総務課長植村実、資本金二億一〇〇〇万円)。

林業六社が設立された際、その株式はすべて住友本社から持株会社整理委員会に引き渡され、同委員会から放出されたが、六社の株式は一株五〇円の価値がないとして応募がなかったため、六社の幹部が連系会社に引き受け方を懇請してまわったという経緯があり、期せずして連系会社が住友林業の大株主に名を連ねることとなった。阿澄が指摘したように、林業は事業としての採算性に問題があり、従って同社の発展性にも疑問が投げかけられていたが近年環境問題への関心が高まるにつれて、林業のイメージアップが図られ、それを背景として日本伝統の高級木造注文住宅として「住友林業の家」の売れ行きが伸びて、住宅産業の一翼を担うまでに変身を遂げた。なお五十二年四月には同社は住友本社

の現業部門として念願の白水会加入が承認され、連系会社となることができた。

㈣　不動産部門・第二会社泉不動産から住友不動産へ

昭和二十二年九月住友本社が再建整備計画を大蔵省、日銀及び持株会社整理委員会に提出した時点では、住友本社が所有する東京住友ビル、神戸住友ビル及び京都住友ビルは、各ビルに支店が入居している住友銀行に対し、本社の債務の代物弁済として譲渡することが内定していた。その後二十三年八月十五日付産業経済新聞は三菱本社が丸ノ内ビジネスセンター街を不動産会社として存続させようと計画しており、これが実現すれば三菱本社株主には清算分配金とは別に不動産株も割り当てられる見込と報じた。これについて住友本社は、この案は清算促進の面からも妙案であり、三井不動産会社が別に存在している三井本社の株価が四六円であるのに対し、三菱本社株が九四円と二倍以上の価格がついていることは認めた。しかし三菱の場合は株主が多数存在し、物件も丸ノ内に集中していて処分が困難であるので、これは妙案ではあるが、住友の場合は、株主が少数で株主保護という名分も立たず、又物件も散在していて三菱のように処分困難ということもなく、第一既に整備計画上代物弁済によって処分見込済みとなっているので、今更住友本社による不動産会社設立は困難であるという見解であった。

しかしその後東京住友ビルがバイヤーズ・ホテルとして三階以上を接収されているため、銀行側とビルの評価が折り合わず、代物弁済が実行されないまま二十四年初頭に至った。他方整備計画立案時には一億三八〇〇万円であった有価証券の評価は、この間に株価の急騰により、四億三〇〇〇万円から四億九五〇〇万円で処分可能の見込となり、ビルを代物弁済に供しなくても住友銀行（当時大阪銀行）に対する債務の返済が可能となったのである。ここに先の三菱本社の不動産会社化構想が住友本社においても浮上してきたのである。二十四年二月本社代表清算人菅野秀次郎はＧＨＱ反ト

ラスト・カルテル課ブリッカーの私宅を訪れ、不動産の現物出資による第二会社設立という提出済みの整備計画の変更がGHQにより承認されるか否かを打診したところ、ブリッカーの回答はそれによって本社の清算が大いに進捗するのであるならば差し支えないというものであった。

かくして持株会社整理委員会に対し、不動産による第二会社設立案が提出されたのであるが、これらのビルの入居者が連系会社であるので賃借権者優先の原則は認められず、さりとて第三者に売却することも困難であることが理解され、同委員会とGHQの内諾が得られ、不動産会社設立は時間の問題と思われた。ところがここに思わぬ障害が生じた。[26] 一つは特別経理会社住友本社の特別管理人となっていた住友銀行の反対であった。同行は大阪本店の入居する住友ビルを所有する(株)住友ビルディングの株式五〇%を所有していたが、同社が昭和十九年十一月大阪北港(株)と合併して住友土地工務(株)となったため、住友ビルに対する所有権を失い土地工務の一株主にすぎなくなっていた。従って東京、神戸、京都の三ビルについても本社から代物弁済として譲り受ける予定であったのが、この第二会社設立によってその入手が不可能となった。さらに大阪のライバル三和銀行との株価の差が、専らその所有不動産の差であると考えられていたのである。

委員会側の、銀行がたとえこれらのビルの賃借人であっても、財閥の中核金融機関へ譲渡するわけにはいかないという説得工作に対し、銀行東京駐在副社長堀田庄三は、住友本社の銀行に対する債務の返済は実行可能でも住友家の債務返済は本社の清算金の配当によるので、本社がビルを処分しないで現物出資するのではこの配当が少なくなり、住友家は債務を弁済できなくなるとして、強硬に反対した。このため二十四年六月同委員会整理部長大月栄一は銀行説得のため来阪した。大月は銀行社長鈴木剛以下の役員が待ちかまえる料亭「つるや」の向かい側の料亭「灘万」で旅装を解き、浴衣に着替えて「つるや」に乗り込んで銀行側の度胆を抜き、「大阪住友ビルの隣りに住友家の土地がある。これを銀

行が代物弁済として譲り受け、ここに本店にふさわしいビルを建れば住友家との関係も円満に運び、住友本社の清算も進捗するのではないか」と説得して銀行側も了承した。しかし実際にはこの住友家の土地は既に住友商事の前身の住友ビルデイングと譲渡の内約があったため、昭和三十七年住友商事が住友家の土地を譲り受け新住友ビルを建設し、代わりに住友ビルを住友銀行に譲渡してこの問題はようやく決着した。

次いで反対が起こったのは既に提出済みの再建整備計画を変更するために、関係官庁担当者で構成される再建整備幹事会においてであった。即ちこれまで再建整備計画の変更を提出してもことごとくＧＨＱに一蹴されてきたのに、今回の住友本社の計画変更が何故承認されるのかという点であった。幸い先の林業第二会社設立の際、経理課長阿澄一三をバックアップしてくれた樋詰誠明通産省通商企業局企業第一課長等課長クラスは理解を示したが、課長補佐クラスが民間人よりなる委員会に対する反発もあり委員会の説得に応じようとしなかった。最後にＧＨＱから一札をとって幹事会に示し、ようやくその了承を取り付け、交渉開始九ヵ月後の十二月一日第二会社泉不動産株式会社（資本金二、〇〇〇万円、社長菅野秀次郎）が設立された。従って同社設立以来既に五〇有余年を経過したのであるが、同社の社史が未刊のため不明の点が多い。その早急な刊行が待たれるところである。

その後の状況を略記すると、鉱山部門や業務所を除くと本社解散前には約三〇〇人いた本社職員は退職や日本建設産業等住友系各社への転出で、清算会社には二九人が残っているにすぎなかった。彼等の中に源氏鶏太（泉不動産総務部次長田中富雄）や彼にネタを提供し「三等重役」を自称する上司もいた。従って第二会社は彼等の失業対策でもあったが、そのために竹腰健造によると[27]、住友の基準では考えられないレベルの者が役員に就任していた。

この結果住友本社が持株会社整理委員会に引き渡した泉不動産の株式の処分で問題が生じた。即ち全四〇万株のうち二四万株は一株八〇円三〇銭で職員等縁故関係に分譲されたが、残る一六万株が一般に分譲されることになったのであ

る。これに対し泉不動産は予め四大証券に落札を依頼して安心していたところ、実際に落札したのは山種証券一五万六〇〇〇株、八島証券四〇〇〇株であった[28]。無名の証券会社八島証券に対しては源氏が交渉して一株一九七円五〇銭で買い戻したが、山種こと山崎種二は単なる鞘稼ぎではなく自ら不動産経営に乗り出そうとしていたので始末が悪かった。結局銀行東京駐在副社長堀田庄三の命により、銀行常務百瀬結（のち日本ビクター社長）が山種の子息で一橋の後輩の山崎富治に交渉し、山種が一株九三円一〇銭から一〇五円一〇銭で落札した一五万六〇〇〇株を一株一六七円八二銭で泉不動産が買い戻し、合計一六万株（一株一六八円五六銭）を連系会社が引き取ってようやく落着した。

その後竹腰によると泉不動産の株主となった連系会社の中には、日本建設産業の不動産部門を泉不動産に合体させて、住友家の支援に当たらせては如何かとの案が浮上した。しかし当時の日建の商事部門の状況は、二十五年七月に設計工務部門を分離して日建設計工務株式会社を設立したが、まだ不動産部門を分離できる段階ではなかった。そこで日建社長田路舜哉は逆に日建が取り敢えず泉不動産を子会社化して住友家を支援することとし、いずれ時期をみて不動産部門を泉不動産に合体して独立させるという提案を行い、古田元総理事もこれに賛同したが、連系会社の中には日建がこのような特別な地位を占めることに難色を示す向きもあり、この問題は上述の二十七年末の連系会社の住友家に対する拠金で終わって、二十八年三月古田元総理事は死去した。

五人委員会で古田の後を継いだ岡橋林は、泉不動産を住友家支援の拠点とするという考えを引き継いだとみえ、二十八年十一月住友家は泉不動産の株式を二万株初めて取得した。昭和三十年に入ると住友家の面倒を泉不動産でみることについて、五人委員会と白水会の意見が一致し、連系会社が保有する泉不動産株を住友家に譲渡することとなり、当初二万株であった住友家の持株は三十一年末には三五万七五〇〇株に達した（資本金五〇〇〇万円、持株率三五・七五％）。同時に泉不動産の経営を強化するためには菅野秀次郎のような清算人ではなく現役の社長が必要であるということで、商

事専務瀬山誠五郎に白羽の矢が立てられ、三十一年十一月瀬山が泉不動産社長に就任した。しかし竹腰によると、瀬山はむしろ田路の後商事社長に就任する希望を有していたため、泉不動産社長への転出を肯んぜず、そのために泉不動産を住友不動産と改称し、白水会に加入することを就任の条件とした。かくして三十二年五月泉不動産は住友不動産と改称し、白水会メンバーとなった。

さらに昭和三十八年四月住友不動産は清算会社住友本社を吸収合併した。住友家は財産税として大蔵省に物納した住友本社旧株（五〇〇円払込）を買い戻し、一株に付き不動産株〇・〇五株、そのまま保有していた新株（二五〇円払込）一株に付き不動産株〇・〇五株を取得した。その後住友不動産はビル、マンション事業の拡大により三井不動産、三菱地所に次ぐ大手の不動産会社に成長した。しかしそれは同時に住友家の財産管理会社としての性格とは相容れないものとなり、このため昭和五十年新たに現在の住友成泉株式会社の前身となる会社が設立され、今日に至っている。

四　財閥商号と企業統治

㈠　住友商号への復帰

先に述べたように二十年十一月七日古田総理事は本社職員に対する訓示及び同日付連系会社主管者宛書簡によって、連系会社の社名から「住友」の名称を削除し、社名を変更するよう指示した。それまでの本社の解体案においてこのような意見は全くなかったし、ＧＨＱの指令の中にもそのような指令はなかったので、おそらく古田総理事が二十年十月二十一日長野県角間温泉に疎開中の家長住友吉左衛門を訪ね、本社解散の決裁を得た際、家長及び古田自身の戦犯問題

第7表　連系会社・特定関係会社の住友商号への復帰

終戦時	社名変更		住友商号への復帰	
社名	年月日	社名	年月日	社名
住友土地工務㈱	20.11.26	日本建設産業㈱	27. 6. 1	住友商事㈱
住友化工材工業㈱	20.11.29	日本化工材工業㈱	27.11.28	住友化工材工業㈱
			30. 3. 1	住友ベークライト㈱
住友金属工業㈱	20.11.30	扶桑金属工業㈱		
	24. 7. 1	新扶桑金属工業㈱	27. 5.28	住友金属工業㈱
住友通信工業㈱	20.11.30	日本電氣㈱		
住友機械工業㈱	20.12.25	四國機械工業㈱	27. 5.26	住友機械工業㈱
住友鑛業㈱	21. 1.21	井華鑛業㈱	27. 7. 1	住友石炭鉱業㈱
	25. 3. 1	別子鑛業㈱	27. 6. 2	住友金属鉱山㈱
	25. 3. 1	別子建設㈱	37.10. 1	住友建設㈱
住友化学工業㈱	21. 2.26	日新化学工業㈱	27. 8.28	住友化学工業㈱
住友生命保険㈱	22. 8.20	国民生命保険㈱	27. 6. 1	住友生命保険㈱
住友信託㈱	23. 8. 2	富士信託銀行㈱	27. 6. 1	住友信託銀行㈱
㈱住友銀行	23.10. 1	㈱大阪銀行	27.12. 1	㈱住友銀行
大阪住友海上火災保険㈱			29. 7. 1	住友海上火災保険㈱
㈱住友本社(第二会社)	23. 2.20	四國林業㈱他	30. 2. 1	住友林業㈱
	24.12. 1	泉不動産㈱	32. 5.15	住友不動産㈱

に対処するため、この際住友商号を抹殺して少しでもその風当たりを緩和しようとしたものと推察される。この指示を受けて、連系会社は十一月二十六日住友土地工務が日本建設産業と改称したのを皮切りに、次々と社名を変更していった(第7表)。

連系会社として社名を変更しなかったのは、電氣工業と倉庫、特定関係会社では大阪住友海上火災保険の三社であった。このうち電氣工業は昭和二十一年初頭における住友本社監査役大島堅造のGHQ説明資料中に住友鑛業の井華鑛業へと電氣工業の近畿電氣工業への改称内定が記されているので、社内的には手続きが進められていたものと思われるが、電氣工業としてはGHQからその後特段の指示もないので変更を見合わせたということで[29]、他の二社もほぼ同様の理由で改称しなかったものと思われる。

しかしGHQは二十一年七月四日付「制限会社ノ名称ノ変更」に関する指令(SCAP-N-一〇五三)を発し、以後制限会社の社名変更は認可を要することとし、既に変更したものは報告を求めて、これを承認した。先に述べた住友生命保険株

式会社が解散し、二十二年八月第二会社国民生命保険相互会社が発足した際、住友生命を名乗ることができなかったのは、この指令に基づきたとえ申請しても認可を得られる見込はないとのＧＨＱの内面指導によるものであったと思われる。同様にしてその後住友銀行は大阪銀行に、住友信託は信託会社が信託銀行になるに際し富士信託銀行と改称した。

さらにＧＨＱは二十三年二月日本の外国貿易に対する制限が解除されたため、外国貿易に使用する財閥商標及び商号の現状の再検討が必要となった。二十三年七月二十九日付指令により、八月十九日会社証券保有制限令（勅令第二四〇号）を改正し、持株会社整理委員会は財閥商号商標の使用禁止の権限を与えられた。この結果同委員会整理部第一課より住友本社に対し、十月一日現在の住友各社の社標、商標の使用状況の調査依頼があり、さらに二十四年七月二十五日付特許庁渉外課よりＧＨＱの指令として、住友各社の商標リストの提出を要求してきた。この間住友本社は既に二十三年二月解散し清算会社に移行しており、東京渉外事務所も解散して所長睦好八郎も二十三年七月機械工業へ転出し、東京には駐在員しかおいていない状況にあった。

八月二日住友本社総務部長は住友各社に対し自社のリストの提出を依頼したが、同日持株会社整理委員会は臨時委員会総会を開き、財閥商号の使用禁止を決議した旨の記事が、三日、四日の各紙で報じられた。九月十日特許庁総務課長から、三井、三菱、住友の各代表者に対し、近く持株会社整理委員会から財閥商号商標の使用禁止の指令が出る予定であるから、これを前提として十月三十一日までに新商号と商標を提出するようにとの指示があり、この際住友代表者として出席した東京駐在員の報告に基づき、本社総務部長は九月十二日各社にこの旨通知した。次いで九月二十一日持株会社整理委員会から各社宛「住友の商号の件」として左記の商号の二十六年七月一日以降全面禁止の旨通知された。

記

（一）　井桁の図形からできている商標又は会社標章 ✤ 及び組合わせを異にする等これに由来している商標又は会

社標章

(二)「住友」という文字を含んでいる商号等(その略称からできているものを含む。)

(三)外観上又は称呼上のいずれであるかを問わず、右の(一)(二)に掲げた商号と同一又は類似の商号等(これらを外国語に飜訳したもの又は字体形式のいかんを問わず邦文で書かれたもの一切を含む。)

住友本社としては当時清算中であり、本通知には清算中の会社が商号変更によって損失を蒙る時は継続使用が認められるということで、十月五日清算終了までの継続使用の申請書を同委員会に申請した。十月十一日三井不動産取締役江戸英雄から日建常務東京支店長瀬山誠五郎に本件に関し連絡があり、瀬山に代わって出向した日建東京支店調査課長高木外夫(のち商事専務)からの本社宛報告によると、三井本社松本常務が集中排除審査委員会(通称五人委員会)の J.B. ロビンソンに会ったところ、今回の財閥商号の禁止の措置はウェルシュ(GHQ公正取引課長、反トラスト・カルテル課が改称)が感情的に行ったもので現状に副わないので、財閥会社の側からマッカーサー元帥にペティションを提出しては如何かというアドバイスがあり、三井各社は各々提出することになったので、三菱、住友にも声をかけているというものであった。

これを受けて本社東京駐在員の報告によると、十月二十日在京住友各社が海上火災会議室に集合し、商号変更を要する海上、倉庫、電工の三社を始め、依然として住友商標を使用していた各社も至急ペティションを作成の上、上記ロビンソンを始め各々関係者を通じマッカーサー元帥宛提出することになった。そして今後は海上、倉庫、電工が中心となり、海上で会合することになった。その後この指示は二十五年一月二十一日「財閥商号の使用の禁止等に関する政令」(政令第七号)及び「財閥標章の使用の禁止等に関する政令」(政令第八号)として発せられた。これに対し当時海上の渉外担当者であった長谷川健(のち海上常務)によると、[30] 一月早々三井鉱山の呼びかけで、三井、三菱、住友の各社の渉外担

当者が集まり、代表者を選んで協同体制で反対運動を展開することになった。（反対運動の詳細は『三井事業史』本篇第三巻下「第三章第四節財閥商号・商標の使用禁止問題」を参照されたい）住友で海上（社長花崎利義）が代表者になったのは、当時海上の本店が東京にあったこと、いち早く反対運動を開始していたことによるという。

反対運動は功を奏して、二十五年五月二十九日実施を一年延期された。電工はこの月に開催予定であった株主総会に「東邦電氣工業」と改称することを付議していたが、直前で撤回された。倉庫は社名変更に備えて、社内公募により「東邦倉庫」と内定し[31]、海上も長谷川によれば「国際海上火災保険」（当時国際ビルに入居していた関係）の社名を用意していたという。二十六年五月実施はさらに一年延長され、二十七年四月講和条約発効により自然消滅となり、各社の多くは旧商号に復帰することとなった。又住友商標は、これまで住友製品に限定して登録されていたが、住友商事という全く新しい会社が住友製品以外も取扱う可能性が生じたので、住友商事はその登録のため特許庁に徹夜で一番乗りを果たしたということである。

しかし土井正治によると住友商号復活について住友家との間に次のような経緯があった[32]。

それから二十七年頃に住友の商号復帰のことがあった。住友の商号を使つてもよいということになり、各社で段々その準備をしつゝあつたのですが、ある日古田さんが僕を呼んで、家長さんのお気持だが、住友という名称をつけるのを止めてくれないかという話がありました。それで一番手はずの進んでいた金属に伝えにいつたところ、金属は既に株券の印刷を注文してしまつたというのです。古田さんにそう返事をすると仕方ないなということになり、この問題はそのまま立ち消えとなり、各社それぞれ住友の名に復帰することが出来た。

それからどの位たつたか思い出せぬが、古田さんは一日当時の白水会十二社の社長と家長さんが集まる席を設けることにせられ（註、昭和二十七年五月十四日於京都住友本邸）、そして私に一同を代表して挨拶をしてもらい度、云い足

りない時は自分が補足すると云われた。別に目的をはつきりと云われなかつたが、白水会の社長が揃つて家長さんとお目にかかるのは財閥解体後初めてであつたので、私は古田さんのお気持と財閥解体後の各社社長の意中を推しはかつて、我々は家長さんの高徳を慕つて終生その御薫陶を受け度と念願して住友に入つてきた。ところがこういう敗戦になり、不幸にして財閥は解体され、住友さんの手許から各事業が離れなければならぬ事情になつてしまつて、我々はこれから親しく御指導を仰ぐことが出来なくなり、我々として心淋しく残念でなりません。又住友さんに於かれても長年育成された事業を手放されることになつたのは、此上もなく遺憾なことでありますが、然し各事業がお手許を離れても事業そのものまでが消えてしまうのではない。経営形態は変つても事業そのものは残つているのです。その事業が発展し、将来も社会国家に貢献すれば、それで御満足を頂けるのではないかと存じます。我々はたまたまそういう時期に社長を引き受けて責任の重いことを痛感しているのです。然し我々はたとえ事業形態は変り、住友家を離れても、我々は最善の努力を尽し、今まで培われた住友精神を生かして立派な事業にもり立てて行きたいのであります。そういう意味で今までの住友という名を用いさせて頂いたのであります。家長さんのお気持に添わない所があるかもしれないが——ここをどういう言葉でいつたか正確に思い出せないが——住友さんの名前を使わしてもらつたことを御了承下され、又今後何かと御教示をお願いし度と御挨拶申し上げた。そうしたら古田さんはわしは何も言うことがないというので、後は酒が出てお別れした。そういうことがありました。

(二) 住友本社解散に伴う連系会社の企業統治

経済界のパージ後連系会社の社長に就任した中で、五人委員会の意向により二十七年十一月銀行頭取鈴木剛が最初に退任し、副頭取堀田庄三が頭取に昇格した。竹腰健造によると[33]、次に五人委員会が交代を求めたのが鈴木より二歳年長

で、本社の評価の低かった化学社長土井正治であった。しかし土井は二十八年二月後任に目された常務谷口義夫の営業担当を外して東京駐在としてしまい、退任しようとはしなかった。

さらに昭和三十年住友機械の業績不振が表面化した。竹腰によると、そうした折に外遊するような社長鮫島龍雄の放漫経営がその原因であった。五人委員会の岡橋は白水会に対し機械の増資による債務の一掃を求めたが、土井によると[34]、それは銀行の論理であって、安易な増資に応ずることは株主に対する説明がつかないとして、むしろ機械の役員の退陣と人員整理による抜本的な改革を求めた。土井はこの再建に失敗すれば、自身の白水会における指導力を問われることになり、ひいては五人委員会の圧力に屈することになるので、三十年五月鉄鋼設備に精通している金属専務木村音吉を機械会長に据え、化学は勿論各社から役員の派遣を求め、人員整理を実施し、再建を軌道に乗せた。白水会の決議は機械再建で一致していたが、銀行は機械に対する融資の棚上げや金利の引き下げに消極的であり、商事も連系会社向け与信は青天井(無制限)が原則であるが、危機的状況の機械に対して厳格な与信枠が設定されたため鋼材の販売が不可能となり、同社は丸紅から購入するという事態さえ生じた。

かくして機械再建には成功した。土井は五人委員会の圧力を排して、白水会における指導力をも強固なものとした。この結果連系会社における社長交代には、業績に問題のない限り五人委員会は勿論白水会も介入しない原則が確立されたのである。このことは某連系会社社長が減配した際、その釈明のため持ち合いによって大株主となっていた連系会社を歴訪した際、多大のプレッシャーを感じたと述懐していたことからもうかがい知ることができる。

日本の高度成長期を通じて、連系会社は順調な発展を遂げ、この間先に述べた通り昭和三十四年九月岡橋林の死去の直前五人委員会は白水会の一部のメンバーによる住友家評議委員会に改組されて、住友家と連系会社との関係は大きく変化した。すなわちこれまで見てきた通り住友本社解散後、それまで住友家から任命されてきた連系会社の主管者は従

業員の中から選ばれることになった。このため五人委員会からその正統性を問題にされて、絶えず交代の圧力を受けたため住友家とは一線を画してきた。この間住友商号の復活によって初めて両者の関係に風穴が開けられたが、ここに至って五人委員会は消滅し、白水会の有力メンバーが個人の資格とはいえ実質的に住友家評議委員会を牛耳ることにより、住友家に対する支援と引き換えに彼等の連系会社の主管者としての正統性が住友家から認知されたということができよう。

しかし高度成長が終わり、低成長期にはいると最も変化したのが資金調達面であった。即ち限られた資金を如何に調達し、効率的に運用するかが、戦後の日本企業の課題であり、金融機関はそうした企業から持ち込まれる案件を担保を確保しつつ、選別し高い収益力を得てきた。このような金融構造が低成長と金融の自由化により未曾有の金融緩和となって現れた。このため本業以外の資金運用や不動産の転売によって巨利を博する企業も輩出したが、連系会社のほとんどが、浮利の追求を堅く戒められてきたこともあり、専らこの機会に財務内容の改善に努め、本業をおろそかにして利益の拡大に走ることはなかった。ところが連系会社の中にも正統的ではない資金運用によって収益の拡大を図ろうとして、その過程で住友にあるまじき行為が相次ぎ、マスコミを賑わせることもあった。こうした折りに開かれた住友家の法事において、住友本社最後の社長であった住友吉左衛門は参列した連系会社の社長達に対し、僅かに残るメモによれば、「こういう事が起こると私たち住友の者が如何に迷惑しているかを察して十分反省して頂きたい」、「私たち住友の者が分裂していてはこういう事が起きると達観せよ」、「先祖、先輩に対する事もあり、取り返しのつかない事破滅にならないように、事業の利益だけに捉われず、もっと大きく広い立場で充分注意して最後の努力をして下さい」と関係者の反省と事態改善への努力を求め、さらに自分の代にこういう不祥事の起きたことを悔やみ、「清潔を旨として参りました住友に取り、従来なかった不祥事件も世の風潮につれて生じ、誠に面目なく存じて居ります。この不名誉を何とか

挽回すべく努力を致す考えで御座いますが、これは不肖私一人の力では出来ません。何卒皆様の勇気あるお力添えを下さいますようお願い致します。」と結んだ。

高度成長期には連系会社においては、社長・会長を通算すると御三家といわれた化学の土井正治は二十八年、銀行の堀田庄三は二十五年、金属の日向方齊は二十四年と二〇年以上の長期にわたってトップとして君臨し、住友の顔といわれた。他の連系会社においてもこれほど長期ではないにせよ、多かれ少なかれ同様の傾向にあった。しかし低成長期に入って以降社長の任期ひとつとっても三期六年が限度とされ、最早こうした長期政権が誕生することは考えられなくなっている。とすれば連系会社はこれからどこに組織の求心力を求めればよいのであろうか。嘗て住友合資会社常務理事川田順は総理事鈴木馬左也を評して[35]、「鈴木は住友王国を明治憲法的に統御して行こうと考えたのではないか」と述べ、その証拠として「鈴木は会社の業務一切を彼自身で掌握したが、家長としての吉左衛門に対しては精神的に又儀礼的に最高の敬意を表していた」ことを挙げた。住友本店の企業統治の範を明治憲法に仰いだのは、鈴木より以前の初代総理事広瀬宰平であったと思われるが、広瀬の顰みに倣えば、これまで見てきた通り、戦後住友全事業に対する支配力を失った「住友家」は、企業の社会的責任が問われる今日、「住友家」の有する「家訓」（初代の遺訓を始め家憲、家法の類から持仏堂等の建築物、遺跡、上述の法事等の儀式に至るまで）の重みというものが連系会社に再認識されることによって、今後は連系会社の求心力として精神的に復権し得る可能性が指摘されるのである。

註

（1）（5）（9）　昭和四十一年十一月二十六日北沢敬二郎氏談。

（2）　日向方齊『私の履歴書』（日本経済新聞社　昭和六十一年）七七、七八頁。

（3）　『私の履歴書』第八集（日本経済新聞社　昭和四十一年）六八頁。

（4）　註（2）七三頁。

（6）『住友金属六十年史』（昭和三十二年　同社）二〇三、二〇四頁。
（7）竹腰健造『幽泉白叙』（昭和五十五年　創元社）二一三～二二〇頁。
（8）註（3）六九、七〇頁。
（10）昭和四十二年二月六日付阿澄一三氏メモ。
（11）菅野秀次郎「財閥解体」原稿。
（12）泉幸吉『急雪』（創元社　昭和二十二年）一八九頁。
（13）『GHQ日本占領史　28　財閥解体』（日本図書センター　平成十二年）三一～三四、一八六、一八七、二〇〇、二〇一頁。
（14）（19）（21）（24）（27）（33）　昭和三十八年五月竹腰健造氏談。
（15）昭和四十一年九月十九日付阿澄一三氏メモ。
（16）昭和四十一年十一月二十六日阿澄一三氏談。
（17）源氏鶏太『夏雲冬雲』（日本経済新聞社　昭和五十一年）六五～六七頁。
（18）野田岩次郎『財閥解体私記』（日本経済新聞社　昭和五十八年）一五八頁。
（20）『私の履歴書』第22集（日本経済新聞社　昭和三十九年）一九六、一九七頁。
（22）安藤良雄編著『昭和経済史への証言』下（毎日新聞社　昭和四十一年）一四六頁。
（23）（25）（32）（34）　昭和五十一年九月七日土井正治氏談。
（26）神谷一『持株会社整理委員会裏話』（春秋社　平成元年）七〇～七八頁。
（28）註（17）六八～七七頁。
日本証券経済研究所編『日本証券史資料』戦後編第四巻証券史談（一）（同所昭和五十九年）三一〇、三一一頁。
（29）『住友電氣工業株式会社史』（同社　昭和三十六年）一〇〇四、一〇〇五頁。
（30）長谷川健「終戦直後の住友海上」（同社　平成十四年）
（31）『住友倉庫百年史』（同社　平成十二年）一五一頁。
（35）川田順『住友回想記』（中央公論社　昭和二十六年）一三五頁。

付表　終戦時住友席次表(高等職員)

氏　名	学　歴	終戦時役職	終戦後の異動
古田俊之助＊	M43東大工・採鉱冶金	本社代表取締役・総理事	S21.1退任
岡橋　林＊	M39東京高商	本社取締役・理事・銀行社長	S20.11退任
吉田貞吉＊	M40京大工・電	本社取締役・理事・化学社長	S20.10退任
春日　弘＊	M44東大法	本社取締役・理事・金属社長	S21.1退任
大島堅造＊	M42東京高商	本社監査役 本社監事 銀行監査役	S22.5退任 S21.1退任 S20.11退任
十亀盛次＊	M43神戸高商	銀行取締役	S20.10退任
三村起一＊	T3東大法	本社取締役・理事・鑛業社長	S21.1退任
北沢敬二郎＊	T3東大法	本社取締役・常務理事・総務部長 土地工務社長	S21.1退任、S25.4大丸社長 S20.10取締役、S20.11退任
梶井　剛＊	M45東大工・電	本社取締役・理事・通信社長	S21.1退任、S27.8日本電信電話公社総裁
田中良雄＊	T4東大法	本社取締役・常務理事・人事部長	S21.1退任
河井昇三郎＊	T4東大法	本社取締役・常務理事・経理部長	S21.1退任、S24.10大阪建物社長
吉成宗雄＊	M41海軍機関学校	金属副社長	S20.11退任
松田　孜＊	T3東北大理・物理	金属副社長 兼東海支社長	S20.11退任 S20.10兼務免
小林晴十郎＊	T5東大経	化学副社長	S20.10化学社長、S22.4退任
松井孝長＊	T5東大法	生命社長	S20.10海上社長、S22.2退任
福山善治郎＊	T5東大経	信託社長	S22.1退任
野田哲造＊	T5東大法	銀行副社長	S20.11銀行社長、S22.2退任

(＊＝パージ該当者、M＝明治、T－大正、S＝昭和)

ラ

ラグーナ石油 ……下332
ラザード・ブラザース ……上609
ラサ工業 ……下304
ラジオ・コーポレーション・オブ・アメリカ ……上605

リ

理化学研究所 ……上604, 813
理化学興業…上593, 603, 604, 807, 813, 下111, 344
理研金属 ……上813, 下221, 332, 345, 496, 497
理研工業 ……下680
リビー・オーエンス・シートグラス…上165, 177, 337, 402～404, 410, 480
隆化鉱業 ……下701, 703
龍渓書舎 ……下458
龍山工作 ……上886, 下307
隆昌 ……上886
臨港土地 ……上164, 171, 176, 177, 191, 636
林野共済会 ……下459

ル

留萌鉄道 ……上591, 600, 805, 下107, 325, 329

レ

礼和洋行 ……上179
レール・リキード ……上585, 586

ロ

ロイター通信社 ……上100
ロスアンゼルス・トラスト ……上471
ロスアンゼルス・バンク ……上471

ワ

若松築港……上169, 173, 389, 595, 809, 下113, 335, 631
和歌山県地方木材 ……下633, 637, 646
和歌山県林材 ……下633, 637, 645, 646
和歌山港運 ……上422
和歌山倉庫 ……下225, 687
和出幸吉商店 ……上882
渡辺組 ……上605
渡辺鉄工所 …上827, 837, 884, 下231, 306, 604
渡辺藤吉商店 ……上884

107, 324, 327, 344, 458, 531, 534, 540, 620, 623, 689, 788
箕面有馬電気軌道 ……上388, 601
都ホテル……上595, 607, 608, 809, 下113, 337, 633
宮崎県地方木材 ……下635, 637, 647
宮崎県木材 ……下635, 647
宮崎交通 ……上139
宮崎木材航空 ……下629
宮崎木材工芸 ……下332, 344, 629
宮島耐火煉瓦 ……上362, 389, 392
宮本呉商店 ……下223
三次銀行 ……下632

ム

村井兄弟商会 ……上303
村井商事 ……上216

メ

明治火災保険 ……上169, 171, 172, 222
明治漁業 ……上171, 178, 391, 597, 608
明治鉱業 ……上180, 600, 671
明治製糖 ……下691
明治生命保険 ……上448, 460
明治農会 ……上886
明電舎……下629, 641, 642, 653～655, 657
明倫会 ……上730

モ

茂木惣兵衛商店 ……上216
持株会社整理委員会……下368, 389, 400, 515, 517, 787, 841, 869, 878～880, 882, 884, 885, 888, 897, 901, 903, 927, 931, 939, 943, 945～947, 952
森川商店 ……上649

ヤ

八島証券 ……下949
安川電機製作所 ……上923, 924, 947, 下306
安田銀行……上43, 下482, 689
安田信託…上386, 589, 597, 598, 609, 619, 634, 803, 下105
安田信託銀行 ……上479
安田保善社 ……上336, 609～611, 下175, 176, 452, 825, 830
柳原商店 ……上649
矢作工業 ……上882, 下305
矢作水力 ……上880, 882, 下305
八幡製鉄所……上133, 195, 210, 344, 424, 435, 443, 884, 924
矢部電線製造所 ……上38, 39
山岡内燃機 ……下681
山川重圧機工業 ……下223
山川プレス ……下223, 231, 238
山口銀行……上42, 120
山越製作所 ……下223
山下汽船 ……上165, 662, 679, 下435, 641
山下鉱業 ……上880, 882
山種証券 ……下949
山中商店 ……上649
山中製錬所 ……上649
ヤマハ……上39, 469
山本商会 ……下681
山本藤助商店 ……下681

ユ

友愛会 ……上334
U・S・スチール ……上47, 下930
湧別川水力電気……上368, 370, 378, 384, 385, 568, 584, 585, 597, 603, 870, 下212
ユナイテッド・エンジニアリング・アンド・ファウンドリー ……下200

ヨ

横河電機 ……下305, 602
横浜組 ……上605
横浜興信銀行 ……上814
横浜正金銀行…… 上169, 287, 800, 803, 下105, 666, 667, 716
横浜商工会議所 ……上814
横浜電線 ……上38, 39, 211
芳野浦鉱業 ……上674
予州銀行 ……下632
四日市製材 ……下225
米村商会 ……下714
読売新聞社 ……上141, 142, 222, 224, 下786

満洲拓殖公社 ……上816, 下335, 348, 633, 644
満洲炭礦 ……上907
満洲中央銀行 ……上918
満洲通信機 ……上851, 下223
満洲鉄鋼工務 ……下735, 740
満洲鉄鋼販売 ……上907
満洲電業 ……上807, 810, 827, 下109
満洲電線 ……上903, 907, 下223
満洲取引所 ……上819
満洲パルプ工業 ……上920
満洲飛行機 ……下304, 602
満洲ペイント ……上920
満洲棉花 ……上597, 608, 809, 下115, 339, 635
満鮮拓殖 ……上816
満鉄会 ……下458

ミ

三池石油合成 ……下637, 643
三池染料工業所 ……上435
三重銀行 ……下225, 687
三木電気鉄道 ……上884
ミクス・ウント・ゲネスト ……上845
三崎本店 ……上882, 下304
三井銀行…上42, 43, 46, 48, 230, 231, 386, 463, 465, 555, 609, 611, 下6, 7, 16, 40, 461, 482, 483, 651, 700
三井軽金属 ……下631
三井鉱山 …上48, 180, 195, 230, 430, 433, 435, 671, 884, 947, 下268, 306, 330, 332, 346, 351, 353, 461, 604, 627, 641, 695, 893, 943, 953
三井合名…上5, 42, 46, 183, 184, 230, 236, 254, 326, 349, 386, 575, 607, 611, 705, 815, 847, 下6, 7, 16, 40, 175, 176, 268, 452, 651
三井信託……上371, 385～387, 465, 466, 468～470, 473, 589, 609, 803, 804, 下105, 461, 484, 651
三井信託銀行 ……上479, 484
三井生命保険 ……上448, 460, 下651
三井倉庫 ……上421
三井総元方……上498, 下16, 532, 637
三井家同族会……上5, 43, 47, 48, 183, 230
三井同族組合……下16
三井物産…上48, 101～103, 173, 176, 184, 201, 203, 210, 213, 214, 230, 231, 649, 704, 801, 844, 879, 884, 906～908, 下16, 40, 184, 187, 268, 271, 302, 307, 411, 637, 651, 681, 695, 816, 884, 885, 924, 941, 942
三井不動産 …上498, 下758, 893, 946, 950, 953
三井文庫……上52, 53, 130, 222, 224, 325, 692, 下164, 452, 786
三井報恩会 ……下7
三井本社 ……上498, 下16, 501, 516, 554, 637, 641, 651, 681, 695, 878, 884, 893, 946, 953
三菱大阪製煉所……上39
三菱海上火災保険 ……下423
三菱化成工業 ……上410, 411, 435
三菱汽船……上53
三菱銀行 ……上232, 403, 555, 599, 706, 下482
三菱経済研究所 ……上706, 下531, 532, 535
三菱鉱業……上232, 430, 433, 435, 478, 505, 650～652, 654, 671, 868, 880, 947, 下268, 304, 332, 338, 351, 353, 943
三菱航空機 ……上813, 882
三菱合資 …上5, 173, 180, 201, 203, 211～213, 232, 236, 254, 302, 327, 393, 396, 403, 575, 585, 599, 604, 605, 607, 642, 644, 816, 863, 868, 下6, 40, 175, 176, 422, 452
三菱地所 ……下758, 818, 950
三菱社……下40, 268, 501
三菱重工業…上880, 882, 884, 907, 935, 下302, 305, 306, 461, 499, 540, 603, 604, 817
三菱商事…上211, 213, 225, 478, 550, 649, 661, 909, 下184, 187, 268, 307, 338, 816, 884, 885, 924, 941, 942
三菱信託……上473, 589, 598, 609, 803, 下105, 484
三菱信託銀行 ……上694
三菱製紙所 ……上212
三菱倉庫 ……上421
三菱造船 ……上101, 232, 882
三菱電機 ……上882, 下111, 305, 306, 603
三菱本社 ……下501, 516, 540, 787, 878, 946
三菱松島炭坑 ……上671
南朝鮮電気 ……上886
南満洲鉄道 ……上38, 169, 172, 299, 328, 342, 387, 390, 479, 589, 770, 794, 795, 803, 811～813, 815, 820, 907, 943, 944, 下99,

蓬萊生命保険相互…上171, 179, 391, 597, 611, 811, 821
宝田石油 ……上810
北支産金……上343, 下180, 181, 213, 215, 216, 219, 225, 319, 325, 401, 402, 404～406, 410, 411, 451, 452, 498, 619, 662, 695, 783, 840, 841, 921
北辰会 ……上603
北辰電機製作所 ……下681
北鮮合同電気 ……下307
北陸銀行 ……下689
北海タイムス ……上676
北海農林 ……下886, 945
北海道開発 ……下337, 349, 350, 635
北海道鉱業 ……上433, 506, 568, 674
北海道鉱山林業 ……下339, 351, 633, 645
北海道資源開発同志会 ……下350
北海道人造石油……下305, 335, 346, 631, 637, 643
北海道拓殖銀行 ……上819
北海道炭礦汽船 ……上430, 433, 下351
北海道地方木材 ……下351, 633, 637, 645
北海道鉄道 ……上169
北海道電燈……上384, 584, 585, 593, 602, 603, 770, 771, 805, 880, 下212
北海道林業物資配給統制……下339, 351, 352, 645
本渓湖煤鉄公司 ……上202, 907
本後藤合名 ……上801

マ

毎日新聞社 …上224, 943, 947, 下755, 786, 959
前田林業所 ……上184
牧山骸炭製造所 ……上435
真島商店 ……上649
増田増蔵商店 ……上216
町野商店……上906～908
松尾金属工業 ……下221
松下金属 ……下680
松下航空工業 ……下681
松下航空木材 ……下681
松下造船 ……下629, 642, 681, 683, 788
松下電器産業 ……下642, 681, 683
松下電工 ……下681
松下電動機 ……下223
松下飛行機 ……下629, 642, 681
松下無線 ……下681
松村硬質陶器 ……下491
松本啓蔵商店 ……上882, 下304
松山五十二銀行 ……下320, 327, 339, 623, 632
松山商業銀行 ……上169, 391
丸越合名 ……上882
丸三耐火煉瓦 ……下221
丸紅 ……下683, 941, 956
丸紅飯田 ……下942
満史会 ……下459
満洲大倉商事 ……上907
満洲化学工業 ……上807, 812, 下111, 332, 629
満洲軽金属製造…上809, 815, 907, 下113, 332, 629, 729, 734～737, 740, 741
満洲軽合金工業 ……下216, 221, 504, 621, 628
満洲鋼管工業 ……下221
満洲興業銀行……上909, 910, 919, 下361, 666, 667
満洲航空……上771, 809, 820, 903, 下115, 337, 350, 635, 637, 650
満洲採金 ……上907
満洲車両 ……上907
満洲重工業開発…上901, 下630, 729, 734, 736, 739, 740
満洲神東塗料 ……下223, 703
満洲住友鋼管…上701, 718, 721, 759, 760, 769, 770, 796, 797, 823, 827, 829, 830, 833, 838, 840, 878, 886, 894～896, 901, 902, 906～909, 911～918, 920, 939, 下21, 101, 145, 151, 161, 174, 178, 282, 294, 303, 323, 449
満洲住友金属工業…上139, 754, 902, 906, 907, 909, 910, 919, 920, 下119, 144, 151, 161, 172, 174, 178, 219, 240, 282, 294, 298, 302, 303, 317, 323, 359, 361, 368, 370, 373, 385, 409, 448, 479, 481, 485, 493, 495, 507, 579, 596, 598, 615, 628, 661, 662, 667, 671, 679, 729, 737, 741, 781, 800, 810, 823, 825, 826, 835, 836, 841, 882
満洲製鉄 ……下737
満洲製糖 ……上920
満洲石油 ……上920
満洲拓殖 ……下348

ビクター・トーキング・マシン …上604, 605
日立航空機 ……下304, 602
日立鉱山 ……上108
日立製作所 ……上647, 880, 下304, 602
備南銀行 ……下632
日之出生命保険……上350, 353, 361, 365, 366, 371, 377, 382, 385, 396, 447, 448, 450, 452～461, 463, 466, 477, 483, 492, 493, 499, 582, 585, 680, 下420, 889
百三十銀行 ……上42, 43
兵庫県地方木材 ……下635, 637, 648
兵庫県農工銀行……上795, 下99
兵庫県木材 ……下635, 637, 648
兵庫林業 ……下886, 944
ピレリー ……上845
広岡合名 ……上598
広島瓦斯 ……上884, 下603
広島銀行 ……下787
広島合同貯蓄銀行 ……下632
広島耐火煉瓦 ……上177, 392
広島電気 ……上884, 下306

フ

フィアット ……上845, 846, 849
フォード・モーター…上333, 334, 657, 846, 849, 850
福岡日日新聞社 ……上676
福徳生命保険 ……上448
藤倉電線 …上39, 164, 168, 171, 174, 198, 200, 217, 218, 643, 647～649, 652, 799, 827, 837, 880, 下212, 223, 233, 304, 496, 497, 639
藤倉電線護謨合名……上39
不二越鋼材 ……下680
富士写真フィルム ……下631, 644, 693
富士信託銀行 ……下904, 951, 952
富士製紙 ……上404
藤田銀行 ……上620, 635, 660, 683, 846
藤田組……上179, 191, 338, 620, 635, 636, 640, 660, 683, 870, 947, 下652, 653
藤田鉱業……上108, 344, 478, 650, 651, 654, 659, 660, 840, 845, 846, 926, 927, 下253, 392
富士電機製造 ……上922
藤永田造船所 ……上334
豊前銀行 ……下225, 687
扶桑海上火災保険…上171, 378, 382, 385, 443, 452, 473, 487, 507, 510, 582, 585, 647, 651, 662, 679～687, 691, 701, 735, 799, 801, 852, 860, 933, 939, 下103, 157, 163, 164, 201, 212, 213, 219, 226, 325, 342, 409, 415～421, 427, 449, 500, 685
扶桑海上保険 ……上164, 165, 169, 172, 680
扶桑金属工業 ……下835, 841, 951
扶桑殖産 ……下225, 687, 753
扶桑農林 ……下944, 945
扶桑林業 ……下886, 944
二葉護謨 ……下221
不動貯金銀行 ……下689, 700
ブラウン・ボベリー ……上922
伯剌西爾拓殖 ……上169, 174
ブラジル土地購入組合 ……上597, 606, 614
ブリヂストンタイヤ ……下683
ブリティシュ・メタル ……上652
古河銀行 ……上232
古河鉱業 …上39, 211, 215, 232, 478, 650, 651, 654, 下353
古河合名 ……上180, 201, 202, 211～213, 215, 232, 254, 341, 947
古河商事…… 上211～213, 215, 216, 224, 232
古河電気工業…… 上52, 647, 813, 814, 899

ヘ

米国銅輸出業者組合 ……上654
平凡社 ……上223
別子建設 ……下943, 951
別子鑛業 …下392, 400, 895, 904, 943, 944, 951
別子百貨店 ……下943
別府商店 ……上882
別府石炭商店 ……下305
別府化学 ……下873
白耳義東洋会社 …… 上169, 173

ホ

豊国火災保険 ……上619, 634
豊国電線 ……上880
法商電車電気公司 ……上886
報知新聞社 ……上608

日本電工 ……上900
日本電信電話工事 ……下304, 307, 602
日本電信電話公社 ……下960
日本電線 ……上647, 827, 下223, 496
日本電力…上164, 171, 175, 177, 389, 593, 603, 805, 下109, 329, 352, 353, 625, 636
日本電話工業 ……上814
日本銅統制組合 ……下271, 272, 650
日本特殊鋼被 ……下221
日本図書センター ……下959
日本鉛亜鉛アンチモン統制組合 ……下650
日本燃料機 ……下680
日本パイプ製造 …上827, 下221, 231, 496, 680
日本発送電……上664, 667, 669, 670, 810, 900, 下191, 198, 305, 326, 331, 602, 625, 634, 636, 637, 679, 680, 689
日本美安 ……下603
日本ビクター ……下949
日本ビクター蓄音器……上558, 581, 595, 603, 604, 694, 760, 770, 807, 811, 840, 847
日本飛行機 ……下305
日本評論社 ……下787
日本肥料 ……下309
日本フォード ……上845, 846, 848, 849, 945
日本ベークライト…下631, 643, 644, 742～750
日本貿易振興 ……下637, 650
日本紡織……上42
日本放送出版協会 ……上943
日本螢石統制 ……下704
日本ホロタイル……上171, 177, 248, 337, 338, 362, 383, 385, 392, 402
日本無線電信……上391, 393, 595, 809, 820, 下115, 337, 339, 350
日本綿花 ……上821
日本綿糸布輸出組合 ……下681
日本木材 ……下352, 633, 645, 647, 681
日本木材統制 ……下339, 352, 633, 645
日本郵船 ……上349, 353, 478, 819, 下434
日本硫安 ……下308, 309, 313, 315
日本林業調査会 ……下459
日本レイヨン ……下491
日本労働総同盟 ……上641
ニューズ・ウィーク ……下887
ニューヨーク生命保険 ……上454
丹羽商店 ……上882
丹羽石炭商店 ……下305

ネ

熱河螢石鑛業…下215, 216, 219, 401, 474, 498, 619, 622, 626, 701～703, 783, 841, 921

ノ

野村銀行 ……下483, 678, 699, 700
野村生命保険 ……下324

ハ

白水会…上411, 下871, 895, 896, 905, 906, 946, 949, 950, 954～957
波止浜船渠 ……下223
長谷部竹腰建築事務所…上428, 429, 710, 747, 798, 801, 下103, 319, 325, 617, 751～756, 765～773
ハッパマン・ヴァンブルクレン商会…上884, 下306
バディシュ ……上214, 437
花川鉄工所 ……下680
浜松銀行 ……下342, 620, 621
ハミルトン・スタンダード・プロペラ ……上632, 下185～187, 340, 341, 622
原田洋行 ……上906
播磨造船所 ……上884, 下306, 603
ハロルド・ベル会計 ……下726
布哇住友銀行…上135, 137, 138, 297, 298, 340, 494, 721, 下174, 225, 495
阪急電鉄 ……上388
阪神急行電鉄…上795, 下99, 540, 634, 637, 689
阪神電気鉄道…上566, 591, 600, 636, 771, 795, 802, 803, 811, 下99, 107, 324, 327, 341, 540, 623, 680, 683, 689
範多商店 ……下322
阪南銀行 ……下689, 700
ハンブルク銀行……上47
坂炭礦 ……上352, 371, 385, 431, 674
阪和硅石 ……下221
阪和電気鉄道 ……上591, 600, 803, 下107, 636

ヒ

ピアス商会 ……上884, 下603

日本鋼管販売 ……下308, 309, 314, 316
日本鉱業…上650, 651, 654, 659, 811, 854, 880, 946, 947, 下304, 332, 927
日本興業銀行……上45, 53, 386, 464, 468, 611, 795, 下99, 292, 395, 425, 458, 461, 496, 664, 666, 667, 672, 673, 682, 689
日本航空工業 ……下641
日本航空電機 ……下223, 721
日本航空輸送……上595, 608, 809, 下115, 337, 339, 350, 351
日本鋼材連合会 ……下475
日本国有鉄道…… 上42, 600, 806, 854, 下701
日本国際航空工業 ……下627, 637, 641
日本故銅統制 ……下181
日本ゴム ……下680
日本コロンビア ……上604
日本雑貨交易統制 ……下637, 650
日本産業……上604, 760, 811, 812, 846, 847, 下365, 540
日本産金振興…… 上859, 863, 873, 877, 947, 下157, 188, 292, 294, 330, 331, 338, 361, 481, 590, 621, 627, 628, 640, 664, 667, 706
日本蚕糸製造 ……下681
日本産銅組合 ……上645
日本車輛製造 ……上882, 下305, 603
日本出版協同 …… 上947
日本証券経済研究所 ……下959
日本醸造機械 ……上882
日本新聞連合社 ……上608
日本新聞連盟 …… 上479
日本人造石油 ……下631, 637, 643
日本水電 ……上884
日本水銀統制組合 ……下650
日本ステンレス ……下221, 497, 619, 622, 624
日本製鋼所 …… 上114, 343
日本製鉄……上680, 804, 880, 924, 下304, 306, 540, 602, 604, 639, 691
日本製鋼 ……上552, 554
日本生命保険… 上172, 448, 453, 456, 460, 480, 483, 608
日本製錬 ……下620
日本セール商会 …… 上609
日本石炭 …下334, 395, 501, 640, 666, 667, 681
日本石油 ……上810
日本ゼネラル・モータース ……上840, 845～848, 945
日本染料製造 …… 上190, 435, 436, 438, 441～447, 809, 815, 840, 847, 下111, 155, 332, 345, 471, 504, 616, 617, 629, 639, 642, 669
日本倉庫 ……上413
日本倉庫業会 ……上421
日本倉庫統制 ……上421, 422, 下504, 805, 835
日本相互貯蓄銀行 ……下700
日本タール工業 ……上435
日本タイヤ ……下680, 683
日本団体生命保険……上805, 808, 下107, 322, 327, 623
日本窒素肥料……上439, 810, 下273, 304, 602, 652, 680, 683
日本昼夜銀行 ……下482
日本鋳鋼所……上119～121, 175
日本徴兵保険 ……下621
日本通信工業 ……上814, 下223, 496
日本鉄道 ……上163, 169
日本鉄工所 ……下225
日本鉄鋼連合会 ……下475
日本電氣…上104, 134, 139, 156, 165, 168, 171, 200, 217, 218, 220, 222, 266, 383, 406, 466, 499, 648, 702, 716, 723, 735, 770, 771, 798, 801, 811～814, 818, 827, 835, 840～845, 847, 850～853, 855, 861, 878～880, 895, 903, 933, 939, 944, 945, 下103, 155, 157, 163, 179, 180, 187, 197, 212, 213, 215, 217, 219, 223, 226, 229, 236～238, 241, 288, 303, 304, 320, 323, 325, 339, 342, 343, 366, 368～370, 372, 373, 383, 384, 393, 409, 415, 449, 458, 469, 475, 485, 497, 540, 577, 601, 602, 612, 614～617, 619, 657, 662, 663, 667, 675, 679, 695, 709, 711～715, 718～728, 781, 835, 841, 873, 877, 887, 891～893, 904, 951
日本電氣(旧日電電波工業)…下223, 496, 497, 680
日本電氣硝子 ……下223
日本電氣協会……上96, 下328
日本電氣証券…… 上597, 608～611, 809, 820
日本電氣兵器 ……下223, 496, 680
日本電氣録時機 ……下223

350, 368, 370, 382, 385, 402～406, 477, 495, 501, 502, 510, 570, 582, 584, 585, 686, 691, 700, 801, 861, 下143, 179, 212
日満企業 ……下635, 649
日満商事 ……上907, 947, 下704
日満倉庫 ……上421
日満マグネシウム……上807, 812, 827, 836, 下111, 332, 344, 497
日綿実業 ……下941
日華護謨工業 ……下225, 687
日刊工業新聞社 ……上695, 下186, 187
ニッケル・エンド・ライオンス…上420, 480, 下225
日建設計工務 ……下843, 949
日産化学 ……下620
日産自動車 ……上848, 849
日商 ……下941
日新化学工業……上411, 694, 901, 下882, 896, 904, 905, 951
日新電機 ……上719, 下223, 234, 383, 496, 704
日清汽船……上169, 172, 389, 591, 805, 下109, 329, 625
日清生命保険 ……上450
日清豆粕 ……上202
日鮮窒素 ……下223
日窒化学工業 ……下680, 683
日糖興業 ……下691
日東化学工業 ……下693
日東金属工業 ……下221
日東航空機器 ……下306, 603, 681
ニデカ販売 ……下223
日本アルミニウム ……上807, 814, 下111
日本アルミ板工業 ……下306
日本硫黄統制組合 ……下651
日本医師共済生命相互 ……上611, 821
日本板硝子……上178, 222, 223, 338, 384, 392, 404, 406, 408～411, 429, 478, 479, 495, 502, 686, 700, 735, 770, 794, 801, 851, 861, 878, 939, 下103, 157, 163, 178～180, 213, 215, 216, 219, 225, 226, 229, 238, 241, 325, 342, 370, 409, 415, 447, 469, 479, 485, 496, 507, 540, 598, 619, 662, 679, 685, 695, 779, 803, 814, 823, 825～827, 841, 851, 873, 886, 894, 895, 904, 920
日本医薬品生産統制 ……下681
日本衣料製品統制 ……下681
日本エアー・リキード ……上585
日本エレベーター ……上424
日本織物統制 ……下681
日本カーバイド工業 …上694, 下618, 620, 787
日本海事工業 ……上606
日本海底電線 ……上827, 841, 下221, 496, 709
日本化学製絲 ……上658, 807, 812, 827, 836
日本化学肥料 ……上437
日本化工材工業 ……下841, 951
日本火災保険 ……上679
日本瓦斯管販売 ……上827
日本化成工業 ……上410, 下306, 604
日本楽器製造…上39, 218, 469～471, 593, 603, 807, 882, 下111, 157, 216, 219, 305, 331, 340～343, 345, 346, 349, 496, 497, 603, 610, 617, 619～621, 627
日本硝子 ……上402, 下486
日本簡易火災保険 ……下680
日本勧業銀行 ……上52, 53, 795, 下188, 496
日本貴金属統制 ……下305, 602
日本協同証券 ……下610, 637, 650, 676, 693
日本銀行…上7, 15, 16, 42, 43, 53, 66, 119, 120, 169, 170, 179, 222, 286, 299, 303, 362, 384, 387, 391, 511, 555, 564, 568, 589, 610, 614, 620, 635, 636, 660, 683, 709, 764, 771, 800, 803, 833, 835, 846, 870, 871, 873, 883, 887～889, 下105, 271, 294, 376, 380, 464, 482～484, 496, 553, 665, 674, 787, 796, 797, 880, 946
日本金属鉱業聯合会 ……下181, 404, 475
日本金属配給 ……下637, 650
日本軽金属工業 ……下221
日本経済新聞社……上225, 327, 692, 694, 943, 945, 下165, 786, 787, 958, 959
日本経済評論社 ……上480, 945
日本毛織 ……上884, 下691
日本建設産業……上194, 216, 422, 423, 657, 下178, 181, 756, 835, 839～841, 868, 870～874, 882, 891, 892, 895, 896, 904, 940, 941, 945, 949, 951, 953
日本光学工業 ……下304, 602
日本鋼管 ……上880, 909, 929, 下305, 540, 602

東洋経済新報社……上225, 326, 479, 484, 943, 下458
東洋書館 ……下457, 780
東洋製罐 ……下352
東洋生命保険 ……上799
東洋拓殖…上169, 174, 223, 389, 595, 809, 816, 下113, 335, 631
東洋窒素組合 ……上437, 605
東洋窒素工業……上214, 234, 235, 436, 605, 下113, 216, 335, 610, 617～620, 629
東洋通信機 ……下223, 496, 680, 894
東洋万国 ……上173
東洋バブコック ……上880, 907, 下304
東洋紡績……上821, 930, 932, 下491, 492, 531, 652, 653, 680, 683, 691
東洋棉花 ……上821, 下941
堂島米商会所 ……上178
同利製鉄公司 ……上212
渡川水力電気……上663, 664, 827, 下212, 225, 231
特種硝子光機 ……下223, 234
徳永板硝子 ……上409, 410
徳永硝子 ……上407, 409, 下486
徳山曹達 ……下234, 335, 347, 631, 693
徳山鉄板 ……上884
土佐吉野川水力電気……上171, 175, 382, 385, 494, 501, 503, 537, 553, 557, 559, 568, 572, 581～583, 585, 599, 613, 615, 617, 619, 662, 691, 717, 721, 757, 759, 760, 773, 799, 823, 824, 827, 829, 830, 833, 836, 900, 939, 下191, 326, 420, 490
外村鉱業所 ……上431, 870
鳥羽洋行 ……上906, 907
戸畑鋳物 ……上884
飛島組 ……上726
トマス・ハウストン ……上611
富島組……上164, 169, 173, 191, 222, 378, 382, 385, 400, 417, 419, 480, 726, 下225
豊田式織機 ……上882
トヨタ自動車工業……上847～849, 下305
豊田自動織機製作所 ……上847, 882, 下305

ナ

内外綿 ……上360, 468, 886, 下652
ナイトロジェン・エンジニアリング ……上439～441, 443
中尾十郎商店 ……上882
中支那振興 ……下188, 337, 349, 350, 635
中島鉱業 ……上671
中島航空金属 ……下305, 602
中島商事 ……上882, 下306
中島飛行機…上632, 880, 下302, 304, 340, 597, 602
仲田銀行 ……下320, 339
中津興業 ……下225, 687
中西軸承金属 ……下680
中右利一商店 ……上882
名古屋観光ホテル……上817, 819, 下113, 337, 633
名古屋製陶 ……上930, 下491
名古屋鉄道 ……上882
ナショナル・シティー・バンク ……上471
灘万 ……下347, 947
七尾セメント ……上880
浪速ホテル ……上171, 176
奈良県地方木材 ……下635, 649
南海鉄道……上600, 795, 下99, 636, 652, 689
南海電気鉄道 ……上479
南鮮合同電気 ……下307
南米拓殖 ……上595, 606, 607, 809, 下335, 631
南米土地……上595, 597, 606, 614, 809, 下113, 335, 631
南方開発金庫…下395, 398, 464, 482, 666, 667, 670, 707
南洋アルミニウム鉱業 …下328, 330, 331, 627
南洋倉庫 ……下633, 644
南洋拓殖……上809, 816, 817, 下113, 330, 335, 631

ニ

西川楽器製造 ……上604
西日本鉄道 ……上600, 下623
日電興業 ……下223, 625, 637
日電証券 ……下115, 339, 352, 353
日電電波 ……下223
日電電波工業 ……下223, 497
日伯棉花 ……上809, 820, 821, 下115, 339, 635
日米板硝子……上164, 165, 171, 177, 337, 338,

デイリー・エクスプレス ……下809
鉄鋼原料統制 ……下681
鉄鋼統制会 ……下475, 477
鉄鋼販売統制 ……下681
デマーグ ……上922
デュレーナ・メタル・ヴェルケ ……上632
電気化学工業 ……上390
電機工業 ……下223
電気銅共同購買会(二四木会)……上647, 648, 653
展望社 ……上944
電力聯盟 ……上611

ト

土肥金山…上702, 723, 769, 794, 798, 801, 827, 855～859, 875, 939, 下103, 157, 190, 191, 212, 213, 215, 219, 325, 370, 449, 619, 662, 695, 781
土肥鑛業……上429, 857, 859, 下157, 216, 219, 220, 401, 498, 619, 640, 780, 841, 921, 943
ドイツ・バンク ……上173
鋼業者協議会 ……上661
東亜興業……上169, 174, 391, 595, 809, 下115, 337, 635
東亜公司 ……上886
東亜興信所 ……下693
東亜合成化工 ……下225
東亜紡織 ……上932, 下492
東一銀行 ……下632, 637
東海銀行 ……上587, 589, 597, 598
東海護謨工業 ……下221, 234
東海生命保険相互 ……上611, 821
東海大学出版会 ……上129
東海電線 ……下223
東海農林 ……下886, 944
東京朝日新聞社 ……上608, 694, 847
東京會舘 ……上171, 391, 393, 479
東京海上火災保険 ……上171, 286, 389～391, 593, 609, 680, 682, 685, 805, 下107, 322, 422, 423, 435, 436, 438
東京海上保険 ……上165, 169, 171, 172
東京瓦斯…上39, 120, 443, 469, 880, 下304, 602
東京瓦斯電工 ……下304
東京急行電鉄 ……下625, 634, 637, 787, 788
東京郊外鉄道 ……上597, 601, 805
東京高速鉄道……上802, 804, 805, 下107, 329, 625, 636, 639, 689
東京芝浦電気 ……下304, 602, 681
東京商業会議所 ……上176
東京人造肥料 ……上437
東京信託 ……上463
東京伸銅共販 ……下305
東京精鍛工所 ……下221
東京大学経友会 ……上224
東京大学出版会……上222, 223, 325, 479, 693, 下452, 786, 787
東京地下鉄道 ……上802, 下540, 636
東京電気 ……上880, 下540
東京電燈……上609～611, 880, 下304
東京電力 ……上610
東京堂 ……上224, 943
東京日日新聞社 ……上608, 下348, 459, 644
東京貿易 ……下941
東京山手急行電鉄 ……上591, 601
東京横浜電鉄 ……上804, 下634, 637
東京湾埋立……下97
東新倉庫 ……上817
東拓鉱業 ……上560
東電証券 ……上610, 611
東日館 ……下335, 348, 633, 644
東邦証券保有 ……上610, 611
東邦生命保険相互 ……上223
東邦電力…上392, 479, 602, 609, 610, 611, 694, 880, 下304
東邦農林 ……下945
東北金属工業…下223, 233, 238, 496, 513, 680, 721, 798
東北興業……上809, 817, 下115, 337, 635,
東北振興電力……上807, 810, 817, 下109, 329, 602, 625, 636
東北電力 ……上944
東陽倉庫 ……上421, 下225, 687
東陽物産 ……上882
東洋アルミニウム ……上633, 下345
東洋アルミニウム(戦前)……下335, 346, 631, 643
東洋汽船 ……上607
東洋軽金属 ……下631, 637, 643

田中商店 ……下304
玉川電気鉄道 ……上804
玉船鉱山 ……上867

チ

竹柏会 ……上731, 732
千倉書房 ……上518
秩父セメント ……上880
チペチル農園 ……下482, 707
中越銀行 ……下689
中央開墾 ……上171, 178, 389, 595, 809, 816
中央公論社……上128, 129, 222, 326, 477, 478, 692, 941, 943, 下959
中央食糧営団 ……下681
中央新聞社……下58
中央生命保険相互 ……上611, 821
中央電気工業 ……下221, 624
中華電気製作所……上164, 168, 171, 218, 373, 374, 570, 下223
中外商業新報社……下58
中国銀行 ……上886
中国興業 ……上169, 174, 218
中国合同電気 ……上884
中国電気公司 ……上886, 下307
中国電線廠 ……上886
中国レーヨン ……上812
中日実業……上171, 174, 218, 391, 595, 809, 下115, 337, 635
中部電力 ……上882
朝興銀行 ……下623, 632, 637, 666, 667
朝鮮瓦斯電気 ……上886
朝鮮銀行…上169, 362, 385, 387, 589, 803, 873, 下105
朝鮮鉱業振興……上876, 877, 下331, 338, 590, 591, 627, 640, 666, 667
朝鮮殖産銀行 ……下292, 729
朝鮮住友製鋼 ……下221
朝鮮住友軽金属…上841, 899, 901, 下144, 155, 219, 223, 491, 492, 495, 496, 507, 513, 579, 616, 617, 661, 667, 668, 671, 728～731, 734, 737, 785, 798, 823, 825, 826, 841, 882, 920
朝鮮石油 ……上807, 810, 下109, 331, 627
朝鮮鉄道 ……上886
朝鮮電力 ……上886, 下307, 604
朝鮮農会 ……下307, 604
朝鮮無煙炭 ……下325, 326
朝鮮木材 ……下633, 647
朝鮮木炭協会 ……下648
朝鮮理研金属 ……下335, 346
朝鮮林業開発 ……下337, 351, 633
朝鮮鱗状黒鉛 ……下221
千代田生命保険 ……上448, 450, 460

ツ

津上製作所 ……下680
つちや足袋 ……下687
つるや ……下947

テ

帝國圧縮瓦斯……上586, 下216, 221, 496, 498, 619
帝國アルミニウム統制 ……上900, 下469
帝國カーボン ……下223
帝國海上火災保険 ……下435
帝國銀行 ……下700
帝國軽金属統制 ……上900, 下641
帝國劇場 ……上391, 393
帝國鉱業開発……上711, 864, 877, 下338, 395, 398, 480, 590, 591, 621, 626, 627, 637, 640, 666, 667, 786, 796, 866
帝國蚕糸倉庫 ……下693
帝國酸素……上585, 586, 693, 794, 801, 下103, 306, 325, 498, 619, 639
帝國人造絹糸 ……上660, 846, 927, 下392
帝國生命保険 ……上451, 460, 483, 799
帝國石油資源開発 ……下627, 637, 639, 640
帝國石油 ……下627, 637, 639, 640
帝國鉄道協会 ……下701
帝國電線 ……下233
帝國特殊製鋼…下216, 221, 496, 497, 619, 624, 639, 679
帝國塗料 ……下703
帝國燃料興業……上932, 下200, 335, 345, 346, 361, 629, 664, 666, 667
帝國ホテル…上607, 817～819, 下113, 337, 633
帝都電鉄 ……上601, 811, 下107, 325, 329
帝都高速度交通営団 ……下636

摂津貯蓄銀行 ……下700
ゼネラル・エレクトリック ……上609
ゼネラル・ケミカル ……上214, 436, 605
ゼネラル・モーターズ……上846～850
全国金融統制会 ……下482, 484
全国産業団体聯合会 ……上808, 下350
戦時金融公庫……上924, 932, 下464, 482, 492, 496, 610, 637, 650, 666, 667, 670, 672～677, 681, 682, 693, 716, 788, 804
全日本鉱夫聯合会 ……上641
船舶運営会 ……下681
鮮満拓殖 ……上809, 816, 下113, 335, 631, 644

ソ

創元社 …上223, 480, 692, 941, 下458, 788, 959
増裕麺粉公司 ……上203

タ

第一銀行……上43, 52, 587, 589, 597, 598, 693, 803, 833, 下105, 482, 483, 700
第一国立銀行……上19
第一生命保険相互…上171, 179, 223, 455, 460, 694, 799, 下719
第一徴兵保険 ……下720
第一物産 ……下941
大軌証券 ……下634, 636
大建産業 ……下681, 683
第三銀行 ……下482
大社宮島鉄道……上591, 599, 803, 下107, 324, 327
大正海上火災保険 ……上680, 下435
大正回漕 ……下225
大正鉱業 ……上211
大信洋行 ……上908
大東汽船 ……上172
大同製鋼 ……下305
大同生命保険 ……上442, 448
大日本化学 ……下743, 744
大日本機械工業 ……下680
大日本鑛業……上701, 723, 769, 771, 794, 798, 801, 853～855, 861, 924, 939, 下103, 157, 180, 212, 213, 215, 216, 219, 221, 325, 370, 401, 449, 488, 496, 498, 588, 619, 662, 695, 781, 841, 921
大日本航空 ……下337, 350, 351, 635
大日本山林会 ……上224
大日本人造肥料 ……上110, 116, 437, 439, 605
大日本製糖……上19, 52, 79, 176, 下691
大日本セルロイド……上809, 815, 下111, 234, 332, 347, 629, 644, 693
大日本電力…上693, 811, 880, 下109, 326, 329, 625, 639
大日本麦酒 ……上402, 下349, 680, 683, 691
大日本兵器 ……下305, 602, 603
大日本防空協会 ……下681
大日本紡績…上821, 下491, 679, 680, 683, 691, 714
大日本輸出綿糸布振興組合 ……下681
大日本労働総同盟友愛会 ……上334
第百銀行 ……下482
太平洋石油 ……下331, 332, 627, 640
大丸 ……上625, 下652, 960
ダイヤモンド研磨 ……下221
ダイヤモンド社 ……上479, 下165
太洋鉱業 ……下219, 231
太陽電線 ……下233
大六共同 ……下720
台湾銀行…上169, 287, 362, 385, 387, 488, 589, 660, 803, 846, 873, 下105
台湾製糖 ……下691
台湾拓殖 ……上809, 816, 下113, 335, 631
台湾電力 …上171, 175, 389, 593, 603, 814, 880
高木耐火煉瓦 ……下221
高砂生命保険 ……上448
高田商会 ……上216, 385, 863
高野精密工業 ……下681
高山礦業 ……下221
瀧産業 ……下306
多木肥料製造所 ……下547
ダグラス・エアクラフト ……下187
武田薬品工業 ……下652, 680, 683, 693
太刀洗航空機 ……下221, 496, 604, 680
太刀洗製作所 ……下221, 231, 306, 604
立川飛行機 ……上880, 下304, 602
橘書店 ……下786
辰田木材 ……下352
館野栄吉商店 ……上882
田中鉱業 ……下353

151, 155, 174, 210, 214, 221, 293, 338, 340, 352, 359, 365, 369, 373, 374, 399, 434, 436, 437, 453, 475, 547, 605
福岡業務所…下600～602, 604, 827, 868, 874
福岡販売店…上718, 721, 753, 759, 761, 878, 880, 884, 下65, 87, 174, 284, 296, 297, 303, 304, 306, 495, 580, 595, 600～602, 604, 607, 608
物開鉱山 ……上876
北京事務所……下174, 180, 181, 296, 298, 406～408, 410, 495, 593, 805, 874
北京住友公司……下408, 410, 412～414
別子鉱業所 …上9, 10, 23, 27, 29, 30, 34, 47, 51, 56～61, 63, 66, 68, 72, 82, 83, 87, 89, 90, 107～111, 118, 122, 127, 134, 135, 138, 151, 152, 155, 160, 181, 184～188, 221, 236, 253, 254, 271, 286, 292, 336, 338～342, 349, 350, 352, 359, 365, 369, 372, 390, 399, 400, 435, 475, 492, 494, 499, 501, 503, 547, 550, 551, 559, 560, 566, 567, 639～643, 655, 662, 671, 689, 856, 870, 926
別子鉱山 …上106, 486, 554, 845, 921, 下457
防衛委員会……下507, 512, 566, 567,
北海道地区総本部 ……下513, 798
本家詰所 ……上9, 10, 56, 60, 135, 138, 340, 484, 494, 721, 725, 下69, 133, 174, 479, 495
三笠炭坑……上88, 135, 430, 868, 870
宮城鉱山 ……下402, 481, 526, 593, 866
武華鉱山 ……上872, 下585, 587, 595
八十士鉱山 ……上855, 866, 下866
余市鉱山…上855, 872, 下207, 296, 300, 402, 480, 495, 593, 596, 599, 866
横須賀業務所……下600～603, 827, 868, 874
横須賀販売店……上134, 135, 138, 151, 155, 195, 197, 199, 293, 340, 359, 365, 369, 373, 494, 551, 559, 567, 569, 721, 753, 759, 761, 843, 878, 880, 882, 下65, 87, 174, 284, 296, 297, 303～305, 495, 580, 595, 600～603, 607, 608
来馬鉱山……上136, 151, 359, 551, 571, 711, 855, 860
林業所…上187, 340, 346, 359, 365, 366, 368, 369, 399, 401, 429, 475, 478, 492, 494, 510, 551, 559, 567, 613, 689, 700, 721, 753, 759, 902, 937, 下64, 87, 90, 91, 93～96, 120, 164, 174, 284, 326, 344, 352, 447, 481, 495, 504, 580, 593, 645～649, 704, 705, 707～709, 742～745, 777, 817, 828, 836, 860, 863, 865, 866, 873, 921, 944, 945
労務委員会 ……下507, 512, 566, 567
若松支店 ……上5, 6, 8, 671
若松炭業所…上5, 6, 9, 10, 23, 27, 29, 34, 51, 56, 60, 64, 72, 82, 83, 87, 88, 90, 95, 118, 127, 134, 135, 138, 152, 155, 160, 209, 221, 253, 286, 293, 340, 350, 359, 365, 369, 399, 405, 433, 441, 457, 475, 486, 493, 494, 506, 547, 551, 559, 565～567, 569, 570, 670, 671, 689, 868
和歌山工場港湾委員会 ……下473, 731
住友ボルネオ殖産…下215, 216, 219, 482, 612, 621, 626, 704, 706, 707, 841, 920, 921
住友林業……上940, 下705, 843, 886, 944, 945, 951
スランヂン殖産……下474, 482, 704～707, 783
スランヂン農園 ……下474, 704, 705, 708

セ

井華鉱業 …上657, 下392, 400, 880～882, 904, 943, 944, 951
西鮮化学工業 ……下305, 643
西鮮合同電気 ……上886, 下307, 604
西鮮中央鉄道 ……下325, 329, 625
西播木材統制 ……下635, 647
製鉄化学工業 ……下705, 806
生命保険協会 ……上484, 下328
セール・カンパニー ……上609
世界通益橡膠廠 ……下223
世界の日本社……上52
石炭統制会 ……下477
関原洋行 ……上908
石油資源開発 ……上332
石油開発公団 ……上332
摂津海上火災保険…下322, 324, 327, 623, 632, 637
摂津信託 ……上598

296, 301
高根鉱山……上136, 151, 157, 372, 551, 856, 下94
高原鉱山 ……上735, 761, 876, 下94, 96, 594
忠隈炭坑 ……上431, 433, 552, 671
端川鉱山 ……上876
鋳鋼場…上4, 9, 10, 23, 27, 29, 32, 34, 51, 56, 59～61, 63, 64, 83, 86～88, 90～92, 112～114, 116, 118, 119, 121～127, 151, 175, 190, 192, 195, 222, 420, 435
朝鮮鉱業所…上735, 753, 759, 761, 766, 857, 875～877, 937, 下64, 87, 90, 91, 93, 95, 120, 172, 174, 284, 289, 292, 296, 301, 307, 338, 365, 402, 405, 447, 491, 493, 495, 580, 588, 591, 593, 594, 599, 600, 729, 777
朝鮮地区総本部 ……下513, 798
珍山鉱山……上735, 749, 759, 761, 876, 下94, 96
天津住友洋行……上134, 135, 138, 151, 155, 157, 201, 204～208, 211, 293, 340, 359, 365, 369, 372, 373
電線製造所 …上9, 10, 23, 27, 29, 32, 34, 37, 39～41, 51, 56, 57, 59～61, 63, 64, 69, 72, 82, 83, 87, 90, 95～98, 103, 104, 111～113, 118, 127, 134～136, 138, 151, 155, 157, 158, 160, 164, 175, 190, 195, 198, 210, 211, 213, 217～219, 221, 224, 253, 254, 266, 469, 643
東海地区総本部 ……下507, 513, 798
東京業務所 ……下211, 501, 504, 600～602, 604, 777, 827, 849, 868, 874
東京支社 ……上902, 下486～488, 492, 495, 496, 504, 513, 527, 528, 532, 534, 538, 540, 544～547, 553, 554, 718, 742, 757, 763, 777, 798, 800, 808, 849, 865, 867, 879
東京支店……上494, 506, 530, 531, 533, 551, 559, 565, 689, 701, 704, 721, 743, 744, 757, 759, 761, 762, 765, 767, 804, 814, 820, 842, 853, 855, 881, 883, 895, 909, 910, 912, 937, 941, 下65, 87, 91, 174, 184, 191, 209～211, 249, 267～269, 273, 296～299, 351, 352, 447, 479, 486, 488, 495, 527, 540, 593, 595, 597, 777
東京渉外事務所…下879, 883, 884, 892, 893, 952
東京販売店 ……上56, 60, 82, 83, 87, 89, 99, 112, 113, 115～118, 122, 127, 135, 138, 151, 155, 195～200, 209, 218, 221, 231, 293, 340, 359, 365, 369, 372, 373, 384, 406, 455, 457, 475, 494, 497, 506, 559, 567～569, 584, 600, 643, 647, 648, 652, 654, 689, 701, 702, 704, 721, 753, 759, 761, 843, 878, 880, 937, 下65, 87, 91, 174, 178, 180, 190, 209, 210～212, 238, 267, ～270, 273, 274, 284, 296, 297, 302～304, 307, 308, 340, 447, 481, 495, 533, 534, 580, 595, 597, 600～602, 604, 607, 608, 777
東北鉱業事務所……上855, 下207, 296, 474, 481, 495, 526, 580, 593, 599
東北地区総本部 ……下513, 798
唐松炭坑……上135, 136, 151, 359, 430, 432, 505, 506, 551, 557, 560, 561, 562, 571, 572, 870, 871
砥沢鉱業所 ……上56, 60, 73, 74, 83, 87, 90, 135, 138, 151, 855
砥沢鉱山 …上56, 60, 61, 74, 82, 855, 下402, 481, 495, 526, 580, 593, 599, 866
砥沢支所 ……上135, 151, 359
名古屋業務所……下600～603, 827, 868, 874
名古屋販売店……上340, 352, 359, 365, 369, 372, 494, 551, 559, 567, 569, 570, 721, 753, 759, 761, 819, 843, 878, 880, 882, 下65, 87, 174, 284, 296, 297, 303～305, 495, 580, 595, 600～603, 607, 608, 743
縄地鉱業所 …上135, 136, 138, 151, 155, 856
縄地鉱山 ……上136, 151, 157, 359, 551, 856
南方委員会……下482, 507, 512, 532, 566, 706～708, 710
博多販売店…上134, 135, 151, 155, 195, 199, 293, 340, 359, 365, 369, 373, 494, 551, 559, 567, 569, 570, 718, 721, 753, 759, 761, 843
東倶知安鉱山 ……上806, 872
肥料製造所…上56, 59, 60, 72, 82, 83, 87, 90, 106, 110～113, 116, 118, 127, 135, 138,

580, 593, 595, 600, 601, 607, 608
鴻之舞鉱業所……上494, 505, 551, 559, 567, 584, 613, 615, 689, 711, 721, 735, 753, 759, 761, 766, 824, 825, 835, 856, 860, 861, 871～875, 937, 下172, 207, 296, 447, 495, 580, 581, 588, 593, 594, 599, 600, 602, 604, 709, 777
鴻之舞鉱山…上135, 136, 151, 154, 359, 384, 404, 432, 505, 550, 701, 793, 855, 856, 864, 867～872, 874, 875, 946, 下94, 95, 283, 284, 287, 291, 300, 301, 365, 398, 402, 403, 405, 490, 492, 493, 498, 499, 599, 600, 828, 860, 866, 880
神戸業務所 ……下600～604, 757, 763, 827, 865, 867, 868, 874, 943
神戸支店 ……上5, 6, 8, 112, 412, 643
神戸出店 ……上112, 506, 552, 643
神戸販売店…上340, 352, 359, 365, 369, 372, 374, 494, 551, 559, 567, 569, 570, 585, 721, 753, 759, 762, 765, 843, 878, 880, 882, 下65, 87, 174, 238, 284, 296, 297, 299, 303～305, 495, 580, 593, 595, 597, 600～604, 607, 608
財務委員会…下399, 475, 482, 507, 512, 552, 566, 662, 668, 672, 673, 677, 678, 683, 695, 707, 716, 717, 804
札幌鉱業所…上135, 136, 138, 151, 155, 293, 340, 352, 354, 359, 365, 369, 399, 430～432, 475, 494, 505, 551, 557, 559, 560, 567, 572, 674, 689, 855, 870, 871
四國地区総本部 ……下513, 798
資材委員会 ……下507, 512, 566
ジャワ事業所 ……下482, 707
上海住友洋行 …上60, 71, 72, 82, 83, 87, 89, 90, 93, 135, 138, 151, 155, 157, 201, 205～208, 210, 212, 214, 293, 340, 359, 365, 369, 374, 494, 551, 559, 567, 下408, 409, 414
上海販売店…上494, 551, 559, 567, 569, 570, 657, 721, 725, 753, 759, 761, 839, 844, 877, 878, 880, 881, 883, 886, 889～891, 893～895, 下65, 67, 174, 178, 204, 296, 297, 303, 304, 307, 309, 406, 407, 409, 580, 601, 602, 604, 607, 608, 827, 836
上海事務所 ……下174, 284, 296, 297, 406～409, 479, 495, 593, 601, 602, 604, 763, 805, 868, 874
渉外委員会……下874～876, 921
庄司炭坑 ……上430, 552, 671
新京事務所…下174, 296, 298, 406, 407, 413, 414, 495, 593, 736, 874
仁興鉱山 ……上735, 759, 761, 876, 下94, 96
人事委員会 ……下507, 512, 566, 567
伸銅所 ……上58～60, 72, 83, 87, 89, 90, 95, 118, 127, 133～135, 138, 151, 152, 155, 158, 160, 192, 195, 210～213, 221, 253, 254, 271, 286, 293, 320, 332, 333, 335, 340, 343, 344, 358, 359, 365, 368, 369, 372～375, 377, 399, 403, 422, 475, 486, 493, 550, 551, 554, 566, 567, 622～628, 630～632, 644, 646, 647, 649, 689, 935, 下340, 742
伸銅場…上4, 9, 10, 16, 23, 27, 29, 30, 32, 34, 37～40, 47, 51, 56～58, 60, 63, 64, 66, 69, 111～113, 127, 554, 643
瑞星鉱山 ……下405
スマトラ事業所 ……下482, 707
住友外地勤務者引揚援護会……下840, 873, 919
住友戦時総力会議 …下399, 506, 507, 509～519, 558～560, 562, 563, 566, 567, 572, 738, 791, 798, 806, 807, 841, 842, 938
住友東京調査室……下808, 848～850
製銅販売店…上5, 6, 9, 10, 23, 27, 51, 56, 60, 72, 83, 87, 95, 97, 109, 112, 118, 127, 134, 135, 138, 155, 191, 221, 293, 340, 352, 359, 365, 369, 373, 374, 475, 492, 494, 495, 506, 551, 559, 567, 569～571, 635, 643, 647, 649, 652, 684, 689
宜川鉱山 …上559, 560, 735, 749, 757, 759～761, 773, 876, 877, 下94, 96, 405
大連駐在員…上717, 718, 721, 748, 749, 757, 759, 761～763, 767, 886, 895, 下65, 87, 91, 174, 296, 298, 413, 414, 495, 593
高根鉱業所…上135, 136, 138, 151, 155, 293, 340, 359, 365, 369, 494, 551, 559, 567, 657, 721, 753, 759, 856, 857, 下64, 87, 90, 91, 93, 95, 96, 120, 174, 190, 284,

住友ビルデイング…上194, 340, 348, 361, 362, 365, 366, 368, 370, 371, 382, 383, 397, 399, 400, 413, 422, 424, 426～429, 477, 494, 505, 510, 538, 553, 557, 559, 562, 568, 572, 583, 613, 615, 617, 619, 623, 635, 638, 691, 704, 718, 721, 725, 754, 757, 759, 769, 773, 799, 823, 829, 830, 833, 838, 939, 下21, 101, 119, 145, 153, 155, 163, 170, 172, 174, 204, 219, 240, 282, 294, 298, 323, 359, 361, 369, 370, 373, 449, 495, 507, 509, 579, 591, 596, 615～617, 661, 667, 682, 685, 751～759, 762～765, 771, 779, 947, 948
住友不動産 ……下352, 718, 886, 946, 950, 951
住友ベークライト ……下745, 951
住友別子鑛山…上341, 350, 443, 494, 499, 501, 503, 506, 507, 509, 512, 537, 553, 554, 557, 559～561, 568～572, 581, 583, 597, 599, 613, 615, 617, 619, 622, 639, 640, 643, 644, 647, 650～662, 678, 679, 683, 684, 691, 695, 700～703, 716, 718, 721, 723, 734, 753, 754, 756, 757, 759, 769, 773, 797, 799, 801, 808, 812, 822～824, 826, 827, 829, 830, 833, 836, 839, 854～856, 863, 872, 878, 899, 921～924, 926, 939, 下21, 39, 91, 94, 101, 145, 147, 155, 159, 163, 164, 169, 283, 287, 294, 296, 298, 319, 320, 388～392, 403, 449, 836, 943
住友本店・総本店・合資・本社の各事業所
安部城鉱山 …下402, 481, 495, 526, 593, 866
一水会 ……下534
伊奈牛鉱山 ……下866
雨龍炭坑……上88, 600, 601
永中鉱山……上735, 759, 761, 773, 876, 877, 下94, 96, 405
大萱生鉱業所 …上60, 61, 74, 75, 83, 87, 90, 135, 138, 151, 155, 293, 340, 359, 365, 369, 494, 551, 559, 567, 657, 721, 735, 753, 757, 759, 761, 766, 855, 861, 870, 872, 873
大萱生鉱山…上61, 75, 82, 93, 855, 下94, 95, 300, 343, 481, 526, 580, 585, 587, 595, 596, 866
大蔵鉱山 ……下401, 402, 481, 526, 866
大阪住友病院……上332, 340, 359, 365, 369, 397, 399, 429, 494, 551, 559, 560, 562, 567, 568, 613, 615, 700, 721, 753, 759, 764, 769, 902, 下65, 87, 174, 196, 284, 495, 580, 593, 817, 829, 873, 883
大阪地区防衛総本部…下514, 791, 798, 842, 843
大瀬炭坑 ……上672
大宮鉱山……下398, 402, 474, 481, 495, 526, 593, 866
大良鉱業所……上60, 61, 74, 83, 87, 90, 135, 138, 151, 155, 293, 340, 359, 365, 369, 565, 856
大良鉱山……上61, 74, 82, 372, 856
小鉾岸鉱山 ……上359, 372, 711, 855, 860
漢口住友洋行…上60, 73, 82, 83, 87, 89, 134, 135, 138, 151, 155, 157, 201, 204, 206, 208, 293, 340, 359, 365, 369, 372, 374
関東地区総本部 ……下513, 798
技術委員会 ……下507, 512, 566
北日本鉱業所……上701, 735, 753, 759, 761, 856, 857, 861, 864, 872～874, 880, 937, 下64, 86, 90, 91, 93, 95, 120, 174, 180, 196, 207, 284, 287, 292, 296, 300, 301, 352, 365, 447
九州地区総本部 ……下513, 798
国富鉱業所…下172, 402, 493, 495, 599, 600, 777, 866, 880
国富鉱山……上806, 872, 下94, 95, 207, 296, 300, 398, 495, 580, 593, 595, 599, 600, 828
呉業務所……下600～603, 827, 868, 874
呉販売店…上56, 60, 82, 83, 87, 89, 112, 113, 115, 118, 135, 138, 151, 155, 195, 199, 200, 293, 340, 359, 365, 369, 373, 494, 551, 559, 567, 569, 570, 643, 721, 753, 759, 761, 843, 878, 880, 884, 下65, 87, 174, 284, 296, 297, 303, 304, 306, 309, 495, 580, 595, 600～603, 607, 608
軽金属委員会 ……下491, 729, 731, 732
京城事務所 ……下600～602, 604, 763, 827, 868, 874
京城販売店…上704, 721, 753, 759, 761, 766, 839, 843, 877～880, 884, 下65, 87, 174, 238, 284, 296, 297, 303, 304, 306, 309,

625, 691, 700, 721, 734, 754, 756, 759, 760, 769, 771, 799, 808, 821, 823, 826, 829, 830, 833, 838, 939, 下21, 101, 119, 144, 145, 153, 161, 172, 174, 219, 225, 240, 282, 294, 298, 323, 359, 361, 369～371, 373, 414, 429, 447, 469, 480, 485, 492, 493, 495, 504, 507, 531, 579, 591, 596, 615, 637, 661, 667, 671, 685, 709, 779, 804, 823, 825, 826, 835, 841, 851, 873, 882, 887, 892, 893, 920, 951, 953, 954, 959
住友多木化学工業 ……上511, 下548
住友炭礦…上433, 441, 487, 494, 501, 507, 537, 552, 554, 558, 559, 569～571, 581, 583, 613, 615, 617, 619, 660, 670, 675, 677～679, 691, 710, 711, 721, 753, 754, 756, 757, 759, 770, 772, 773, 783, 808, 823～827, 829, 830, 833, 839, 854, 855, 863, 878, 884, 939, 下21, 39, 101, 145, 147, 155, 159, 163, 164, 169, 283, 298, 319, 320, 323, 334, 388～393, 449, 943
住友鋳鋼所 …上60, 61, 72, 82, 83, 85～88, 95, 123～127, 133～136, 138, 151, 153, 155, 158, 161, 165～168, 210～213, 217～221, 231, 236, 266, 320, 368
住友通信工業……上587, 716, 818, 852, 933, 下144, 155, 163, 187, 219, 223, 485, 491～493, 495～497, 507, 513, 540, 559, 577, 579, 588, 596, 598, 601, 615～617, 641, 642, 653, 655, 656, 661, 667, 669, 671, 679, 687, 697, 699, 709, 711, 715～718, 727, 780, 781, 791, 793, 798, 803, 805, 810, 823, 825, 826, 835, 841, 851, 882, 894, 920, 926, 927, 951, 960
住友電氣工業……上37, 52, 139, 218, 223, 225, 299, 328, 431, 638, 718, 820, 900, 933, 下18, 144, 147, 159, 172, 174, 196, 198, 211, 219, 220, 232, 238, 240, 282, 294, 298, 303, 319, 320, 325, 328, 339, 340, 350, 359, 369, 370～373, 380～383, 391, 394, 398, 446, 459, 466, 469, 472, 475, 479, 485, 491～493, 495, 496, 501, 507, 514, 579, 596, 598, 601, 613, 616, 641, 642, 653, 655, 656, 661, 667, 669, 671, 679, 687, 697, 699, 704～708, 712, 715, 719, 721, 725, 728, 730, 736, 737, 741, 761, 777, 779, 787, 791, 793, 802, 810, 823, 825, 826, 835, 836, 841, 851, 873, 882, 883, 887, 892, 893, 904, 926, 941, 951, 953, 954, 959
住友電線製造所 …上134～136, 151, 155, 156, 165, 167, 168, 200, 221, 222, 266, 284, 285, 287, 297, 298, 305, 320, 331, 334, 335, 340, 344, 349, 352～354, 358, 361, 363, 365, 370, 371, 373～375, 377, 378, 383, 395, 399, 400, 419, 420, 424, 444, 463, 469, 477, 494, 496, 501, 509, 512, 538, 553, 557～559, 562, 564, 568～572, 583, 597, 600, 603, 604, 610, 613, 615, 617, 619, 633, 637, 646～649, 652, 653, 662, 663, 691, 700～702, 709, 716, 719, 721, 732, 734, 753～757, 759, 760, 769, 773, 779, 797, 799, 808, 811, 813, 823～827, 829, 830, 833, 835～837, 839, 841～844, 847, 878, 879, 885, 895, 902, 921, 933, 937, 下101, 119, 145, 147, 159, 168, 169, 174, 179, 180, 181, 193, 198, 210, 219, 220, 249, 270, 274, 282, 288, 294, 295, 298, 302, 303, 317, 320, 340, 355, 409, 447, 497, 723, 727, 741
住友特殊製鋼 ……下220, 496, 497, 547
住友土地工務…上194, 216, 422, 423, 428, 430, 635, 638, 933, 935, 下133, 139, 144, 153, 163, 178, 198, 219, 499, 507, 509, 579, 591, 592, 615, 616, 661, 667, 671, 685, 751～756, 777, 805, 816～818, 823～826, 835, 836, 838, 839, 841, 851, 860～862, 865, 867, 868, 872, 920, 925, 940, 947, 951, 960
住友坂炭礦……上352, 361, 365, 377, 382, 383, 399, 400, 401, 431～434, 441, 459, 462, 477, 493, 494, 505～507, 553, 557, 559～562, 568～572, 581, 583, 613, 615, 617, 619, 670, 673, 675～677, 691, 871
住友肥料製造所……上235, 340, 352, 361, 365, 382, 383, 399, 400, 438, 439, 441, 442, 462, 477, 492, 494, 500～502, 506, 512, 538, 553, 557, 559, 560, 569, 570～572, 583, 613, 615, 617～619, 645, 657, 658, 662, 674, 678, 691, 701, 702, 716, 721, 740, 741, 757, 759, 760, 771, 773, 797, 799, 815, 823, 824, 826, 827, 829, 833, 836, 840, 847, 939

926, 943, 944, 951, 960
住友商事…上139, 194, 223, 480, 497, 499, 657, 下181, 205, 751, 756, 806, 815～817, 843, 868, 872, 906, 940, 942, 948, 950, 951, 953, 954, 956
住友私立職工養成所…上86, 331, 338, 339, 342
住友信託…上319, 340, 353, 361, 365, 366, 377, 382, 383, 386, 400, 401, 406, 411, 419, 420, 422, 424, 427, 429, 443, 446～448, 453, 462, 463, 466～473, 477, 478, 481, 484, 493, 494, 496, 499, 503, 505, 509, 510, 513, 538, 553, 557, 559, 560, 572, 575, 576, 581, 583, 587, 598～600, 604, 609, 610, 616, 619～621, 634, 640, 662, 663, 683, 691, 704, 705, 708, 718, 720, 721, 724, 753, 754, 757, 759, 761, 764, 771, 773, 799, 804, 815, 825, 832～835, 837, 839, 855, 900, 923, 924, 933, 939, 945, 下7, 8, 16, 21, 43, 59, 70, 101, 108, 119, 128, 138, 140, 144, 145, 153, 155, 157, 161, 163, 164, 172, 174, 177, 189, 196, 219, 231, 235, 236, 240, 269, 282, 292～295, 298, 322, 323, 326, 328, 339, 347, 356, 360～365, 367, 369～374, 379～386, 391, 393～396, 398, 400, 424, 425, 449, 460, 484, 485, 493, 495, 507, 531, 568, 579, 588, 589, 591, 596, 615, 617, 634, 637, 639, 643, 658, 663～665, 669～671, 673～675, 677, 682, 685, 694, 696, 697, 699, 709, 714, 715, 719, 721, 747, 748, 779, 781, 791, 796～798, 800, 823～826, 840, 841, 846～849, 851, 852, 873, 892, 920, 951, 952, 960
住友信託銀行……上139, 478, 484, 834, 945, 下951
住友伸銅鋼管…上493, 494, 496, 501, 505, 506, 538, 553, 557, 559, 562, 564, 568, 569～572, 581, 583, 586, 613, 615, 617, 619, 622, 623, 629, 630, 632, 633, 637, 646, 647, 649, 657, 660, 691, 701, 702, 716～721, 725, 740, 741, 753～757, 759, 760, 762, 769, 773, 796, 797, 799, 808, 813, 823～827, 829, 830, 833, 836～838, 840, 846, 897, 902～904, 906, 925, 926, 935, 939, 下21, 199, 340, 742
住友製鋼所……上135, 136, 151, 168, 284, 285, 287, 297～299, 305, 331, 334, 335, 340, 343, 344, 352, 353, 361, 363, 365, 370～373, 375, 377, 378, 383, 394～396, 399, 400, 403, 407, 477, 494, 496, 499～501, 505, 512, 538, 553, 557～559, 562, 568～572, 583, 586, 613, 615, 617, 619, 623, 633, 637, 660, 691, 702, 703, 719, 721, 725, 740, 741, 754, 755, 757, 759, 760, 769, 771, 773, 796, 797, 799, 806, 808, 823, 824, 826, 827, 829, 830, 833, 836～838, 840, 846, 879, 921, 923, 925, 926, 937, 下199
住友成泉 ……下950
住友生命保険相互 ……下951, 952
住友生命保険…上139, 319, 353, 406, 410, 420, 426～430, 442～444, 446, 458～462, 481, 483, 492～494, 496, 505, 511, 513, 538, 553, 554, 557, 559, 572, 581, 583, 625, 662, 663, 691, 704, 718, 720, 721, 724, 725, 733, 734, 740, 741, 754, 757, 759, 773, 799, 811, 813, 839, 843, 844, 900, 923, 924, 933, 939, 下7, 10, 21, 70, 101, 106, 108, 115, 119, 124, 125, 128, 138, 140, 144, 145, 153, 155, 157, 161, 163, 164, 172, 174, 189, 196, 219, 231, 234, 238, 240, 248, 269, 282, 298, 319, 322, 323, 326, 328, 338, 339, 347, 356, 361, 362, 364, 368, 370～373, 384, 391, 394, 395, 398, 419, 420, 429, 449, 468, 469, 472, 485, 493, 495, 507, 540, 579, 596, 615, 617, 621, 637, 643, 644, 669～671, 709, 714, 715, 719, 721, 747, 748, 761, 779, 791, 796～798, 800, 818, 823～826, 835, 841, 846～848, 851, 873, 887～892, 920, 931, 932, 951, 960
住友石炭鉱業……上141, 481, 692, 下400, 458, 788, 951
住友倉庫…上5, 6, 8～10, 23, 27, 42, 51, 56, 60, 82, 83, 87, 112, 113, 127, 133, 135, 138, 139, 151, 155, 160～162, 164, 173, 209, 210, 221, 222, 246, 253, 254, 266, 286, 293, 299, 301, 302, 319, 340, 348, 359, 361, 365, 366, 368～370, 372, 374, 382, 383, 396, 399～401, 411, 413～422, 449, 467, 474, 475, 477, 480, 493～496, 538, 553, 559, 562, 568, 581, 583, 613, 615, 617, 619, 623,

347, 353, 358, 361～363, 365, 368, 371, 375, 377, 378, 382, 383, 386, 388, 394, 400, 401, 404, 406, 410, 412, 413, 418～421, 423～427, 429, 432, 443, 446～448, 453, 455～458, 462～469, 471, 473, 477, 478, 481, 490, 492～494, 498, 505, 509, 512, 537, 539, 542, 547, 552～555, 557, 559～561, 564, 566, 572, 581, 583, 585～587, 598, 600, 608, 614, 616, 618～621, 623, 634, 635, 639, 662, 663, 687, 691～693, 703, 704, 707, 708, 718～721, 724, 735, 736, 741, 747, 750, 753～755, 757, 759, 761, 763, 764, 771, 773, 796, 799, 801, 811, 815, 818, 819, 823～827, 829, 831～837, 839, 847, 900, 909, 910, 923, 924, 932, 933, 937, 945, 下7, 8, 10, 11, 16, 17, 31, 37, 43～46, 59, 69, 70, 79, 81, 82, 92, 101, 108, 119, 128, 138, 140, 144, 145, 151, 155, 161, 163, 164, 172, 174, 177, 184, 185, 189, 191, 192, 196, 199, 200, 210, 211, 219, 225, 231, 234, 235, 240, 248, 249, 269, 282, 289, 292～295, 298, 323, 324, 328, 339, 344, 347, 349, 356, 360～365, 367, 369～374, 376, 379～387, 391, 393～396, 398～400, 414, 415, 422, 429, 447, 460, 466, 467, 472, 473, 477, 483, 484, 487～490, 492～497, 505, 507, 529～531, 536, 568, 577, 579, 588, 589, 591, 596, 615, 621, 637, 641, 643, 657, 658, 662～665, 668, 669, 671, 673～675, 677～679, 681～683, 685, 694, 696, 697, 699, 700, 706, 709, 712, 715, 721, 747, 748, 753, 761, 777, 786, 788, 791, 795～798, 800, 804, 805, 823～826, 835, 841, 843, 846～849, 851, 852, 873, 877, 878, 882, 888, 892, 903, 906, 920, 924, 925, 927, 941, 948, 951, 952, 955, 956, 958, 960

住友金属工業 …上37, 139, 335, 444, 478, 498, 511, 586, 587, 623, 633, 637～639, 660, 721, 725, 733, 734, 754, 755, 757～760, 769, 773, 793, 796, 797, 812, 823, 825～827, 829, 830, 833, 838～840, 846, 854, 878, 879, 893, 895, 898, 900, 906～908, 910, 915, 918, 923, 925, 927～931, 933～935, 939, 940, 947, 下7, 11, 39, 59, 70, 101, 119, 144, 145, 149, 155, 159, 169, 171～174, 177, 178, 180, 181, 185, 187, 188, 193, 197, 199, 200, 204, 210, 211, 219, 220, 231, 232, 238, 240, 248, 249, 270, 274, 281, 282, 294, 298, 302, 303, 315, 317, 320, 324, 338～343, 345, 346, 351, 358, 359, 361, 365, 368～373, 384, 391～394, 398, 409, 451, 452, 458, 460, 469, 472～476, 478, 479, 481, 482, 485, 488, 490～497, 500, 501, 504, 507, 513, 514, 529, 547, 577, 579, 582, 584, 585, 588, 594, 596～598, 601, 606, 613, 616, 620～622, 624, 630, 637, 641, 642, 655, 656, 659, 661～663, 667～671, 679, 685, 697, 699, 707, 709, 721, 725, 728, 730, 736, 737, 741～745, 751, 761, 771, 783, 786, 788, 791, 793, 798, 800～802, 804～806, 810, 814, 818, 823, 825, 826, 835, 836, 840, 841, 843, 851, 873, 877, 882, 887, 891, 892, 906, 911, 920, 926, 927, 951, 954, 956, 958～960

住友金属鉱山…上128, 130, 222, 478, 657, 692, 695, 875, 946, 947, 下399, 400, 458, 461, 843, 881, 906, 944, 951

住友軽金属工業 ……上725, 下205, 806

住友家評議委員会 ……下905, 906, 956, 957

住友原子力工業 ……下806

住友建設 ……下951

住友鑛業…上332, 429, 431, 447, 510, 651, 660, 663, 665, 666, 668, 701, 710, 735, 855, 857, 863, 875, 877, 898, 921, 923, 935, 下39, 119, 144, 147, 157, 159, 169, 172, 174, 180, 190, 192, 193, 196～198, 208, 210, 211, 219, 231, 240, 249, 267～272, 282, 283, 294, 298, 303, 319, 320, 323, 325, 334, 338, 339, 346, 347, 351, 353, 359, 361, 364, 365, 369～373, 388, 389, 391, 393～401, 409, 451, 466, 469, 474, 475, 477, 481, 492, 493, 495, 496, 498, 499, 501, 507, 513, 529, 579, 591, 595, 596, 598, 600, 601, 606, 613, 616, 621, 640, 661, 663, 667, 671, 679, 687, 706, 707, 709, 721, 728, 737, 783, 793, 798, 803, 813, 817, 823, 825, 826, 835～838, 840, 841, 843, 849, 851, 860, 865～869, 873, 878, 879, 881, 887, 889, 891, 892, 920, 925,

660, 840
スタンダード・テレフォン・アンド・ケーブル ……上653, 下237
須藤洋行 ……上886
住化肥料販売 ……下223, 213, 234
住金物産 ……上947
住友アルミニウム……上633, 827, 878, 930, 下220, 232, 303, 345, 598, 742
住友アルミニウム製錬…上663, 665, 666, 668, 717, 721, 754, 759, 760, 796, 797, 823, 825, 827, 829, 830, 833, 839, 840, 878, 896～901, 939, 下21, 101, 119, 144, 145, 151, 161, 172, 174, 178, 180, 188, 211, 219, 240, 270, 273, 282, 298, 303, 320, 359, 361, 369, 370, 372, 373, 385, 449, 469, 474, 480, 485, 492, 493, 495～497, 501, 507, 579, 596, 598, 615, 640, 661, 667, 671, 679, 687, 697, 699, 707, 729, 733～737, 741, 781, 793, 803, 823～826, 841, 851, 873, 882, 892, 911, 920
住友海上火災保険…上162, 222, 411, 429, 687, 695, 852, 933, 下155, 157, 163, 172, 174, 201, 213, 219, 240, 282, 319, 323, 328, 361, 368, 370, 372, 373, 391, 393, 396, 398, 415, 416, 421～427, 449, 461, 469, 472, 479, 485, 493, 495, 500, 507, 540, 579, 596, 612, 615, 621, 628, 634, 639, 644, 669, 670, 678, 685, 709, 715, 721, 781, 787, 951
住友化学工業…上139, 190, 204, 406, 407, 411, 429, 439, 442～447, 474, 482, 483, 497, 498, 587, 662～666, 668, 694, 705, 716, 717, 721, 724, 753, 754, 756～760, 771, 773, 797, 799, 808, 815, 818, 823, 825～827, 829, 833, 837, 839, 840, 847, 863, 878, 881, 895, 897～901, 923, 924, 930, 933, 938, 941, 下7, 101, 119, 144, 145, 149, 159, 169, 172, 174, 177, 179～181, 188, 193, 195～198, 202～204, 207, 210, 211, 219, 223, 231, 234, 240, 270, 273, 282, 289, 290, 298, 302, 303, 315, 317, 320, 342, 345～347, 355, 359～361, 365, 369～373, 379, 385, 391, 394, 409, 449, 460, 468, 469, 471, 477, 479, 480, 482, 488, 490, 492, 493, 495～497, 501, 504, 505, 507, 513, 529, 547, 548, 579, 588, 596, 598, 601, 610, 613, 616, 618, 621, 637, 642～644, 661, 663, 667～671, 679, 685, 697, 699, 701, 703, 704, 707～709, 712, 729, 730, 733～738, 741～745, 747～750, 779, 788, 791, 793, 798, 800, 803, 810, 823, 825, 826, 835, 841, 843, 849, 851, 873, 886, 887, 892～894, 906, 920, 951, 956, 958, 960
住友化工材工業…上409, 下180, 215, 216, 219, 225, 496, 504, 507, 612, 621, 628, 643, 679, 741, 743～745, 747～749, 785, 803, 823, 825～827, 841, 851, 873, 920, 951
住友機械工業…上139, 429, 663, 665, 666, 668, 701, 910, 923, 925, 947, 下144, 151, 161, 205, 211, 219, 223, 282, 298, 303, 323, 359, 361, 369, 370, 372, 373, 380, 381, 385, 394, 450, 466, 469, 485, 493, 495, 496, 498, 501, 507, 579, 596, 598, 601, 615, 616, 661, 663, 667, 671, 673, 675, 679, 685, 697, 699, 733, 781, 783, 793, 803, 823, 825, 826, 840, 841, 851, 873, 887, 891, 892, 920, 941, 951, 956
住友機械製作…上332, 718, 721, 753, 754, 757, 759, 760, 769, 770, 773, 796, 797, 823～825, 827, 829, 830, 833, 838, 840, 878, 879, 895, 909, 921, 923, 924, 939, 下21, 101, 119, 145, 151, 161, 172, 174, 178, 180, 181, 196, 205, 219, 223, 231, 240, 270, 282, 294, 298, 303, 317, 323, 409, 449, 451
住友九州炭礦…上431, 433, 441, 494, 506, 507, 552, 557, 559, 568～570, 572, 581, 583, 613, 615, 617, 619, 670, 672～677, 691
住友共同電力 ……上223, 664, 665, 668～670, 693, 下144, 155, 163, 219, 225, 391, 398, 490, 493, 495, 496, 504, 540, 579, 596, 615, 661, 667, 671, 685, 733, 780, 781, 793, 803, 823～826, 835, 841, 887, 904, 920
住友銀行 …上4～6, 8～10, 16, 19, 21, 23～27, 29～31, 33～37, 42～52, 56, 57, 60, 61, 66, 69, 78～88, 94～96, 112, 113, 123, 127～129, 135, 137, 138, 141, 151～155, 158, 161, 163, 165～167, 173, 176, 179, 184, 201, 214, 221, 230, 231, 246, 248, 253, 266, 267, 278, 284～287, 295, 297～301, 303, 305, 319～321, 323, 331, 337, 340, 344,

343
三和銀行 …下347, 422, 483, 678, 699, 700, 947

シ

シアトル住友銀行…上135, 137, 297, 298, 340, 494, 721, 下174, 225, 495
ジーメンス・ハルスケ …上40, 97～105, 132, 217, 219, 844, 845, 922, 下237
シーメンス・シュッケルト電気……上40, 41, 89, 90, 97～101, 103, 121, 190, 217, 921
塩釜商事 ……上882
塩野義製薬 ……下680, 683
飾磨化学工業 ……上769, 897
四國機械工業 ……下840, 882, 904, 951
四國中央電力…上446, 662, 664, 665, 717, 721, 754, 756, 757, 759, 760, 770, 773, 799, 823, 825～827, 829, 830, 833, 838, 900, 938, 下101, 119, 145, 155, 163, 164, 172, 174, 178, 191, 212, 219, 225, 231, 240, 282, 298, 317, 323, 328, 359, 361, 369, 370, 373, 386, 391, 394, 449, 469, 480, 490, 493, 495, 540, 579, 596, 615, 661, 667, 685, 781
四國電力 ……上693
四國配電 ……上664
四國林業 ……下886, 944, 945, 951
時事新報社 ……上223, 735
静岡銀行 ……下496, 621
静狩金山…上711, 718, 723, 769, 771, 798, 801, 806, 859～863, 939, 946, 下103, 157, 212, 213, 215, 219, 225, 229, 241, 325, 370, 449, 480, 619, 626, 662, 695, 781
シティー・バンク・ファーマー・トラスト……上471
支那興業 ……上164, 169, 174, 217, 391
芝浦製作所……上40, 880, 下304
渋沢倉庫 ……上421
渋谷急行電気鉄道 ……上601
思文閣出版 ……上695
下郷同族 ……上454
社会事業調査会 ……上625
写真化学工業 ……下335, 345, 459, 629, 642
車両統制会 ……下477
上海電力公司 ……上886
上海紡績公司 ……上203
十五銀行 ……上448, 488, 600, 859
集中排除審査委員会 ……下953
重要物資管理営団 ……下681
寿星製粉 ……上203
順済公司 ……上202
春秋社 ……下959
商業興信所 ……下693
昌光硝子 ……下486
祥泰号 ……下307
昭徳鉱業 ……上907
荘保商店 ……上649
正蓮寺川沿地主組合 ……上191, 192, 436
昭和銀行 ……下687
昭和クローム鑛業 …下219, 474, 621, 622, 626
昭和精機工業 ……下221
昭和製鋼 ……下223
昭和製鋼所 ……上902, 904, 905, 907
昭和生命保険相互 ……上611, 821
昭和石炭 ……上827, 下331, 334, 338, 627, 640
昭和石炭聯合会 ……下271
昭和電工 ……下729
昭和飛行機 ……下304, 602
昭和肥料 ……上880
新大阪病院 ……下883
新大阪ホテル……上771, 809, 817, 818, 944, 下113, 219, 337, 349, 633, 798
新宮川林材 ……下633, 646
新京阪鉄道 ……上591, 597, 601, 602
仁寿生命保険 ……上447, 454
信託統制会 ……下484, 485
神東塗料 ……上439, 下223, 234, 238, 496, 703
伸銅共販 ……下221, 602
伸銅品販売 ……下308, 314
新日本窒素肥料 ……下683
新扶桑金属工業 ……下895, 904, 951
進和商会 ……上907

ス

瑞宝寺土地 ……上388
水曜会 …上645, 647, 648, 650～655, 661, 684, 880
杉村倉庫 ……上421
錫統制組合 ……下650
鈴木商店…上180, 213, 216, 385, 439, 488, 649,

興源公司 …上171, 179, 391, 597, 614, 811, 821
鉱山統制会…上343, 716, 734, 下181, 404, 477, 650, 651
鉱山用物資協議会 ……下475
江商 ……上821, 下941
康晋記号 ……上649
合成樹脂工業所……下223, 234, 504, 548, 643, 742, 743, 746, 747
高知県地方木材 ……下633, 637, 646
高知県木材 ……下633, 646
高知礦業 ……下221
興中公司 ……下402, 404
江南製革 ……上202
鴻池銀行 ……上464
鴻池信託 ……上429, 589, 598, 803, 下105
工文社 ……上130
神戸有馬電鉄 ……上388
神戸岡崎銀行 ……上405
神戸瓦斯 ……上882, 下306, 691
神戸桟橋 ……上192, 下324
神戸製鋼所 …上114, 649, 882, 下306, 603, 604
神戸電鉄 ……上388
高野山鋼索鉄道 ……上388
高野山電気鉄道…上387, 388, 591, 803, 下107, 327, 623, 634, 636
港湾調査会 ……上634, 635
国光生命保険相互 ……上611, 821
国際工業 ……下332, 344, 627, 641
国際航空 ……下350
国際通信 ……上391, 393, 595, 597, 608, 820
国際通信社 ……上171, 179, 391, 393
国際電気通信 ……下337, 350, 459, 693
国際電信電話 ……上944
国際電話……上809, 820, 下115, 337, 339, 350, 693
国策パルプ工業 ……下352
国産工業 ……上884
国産電機 ……下304, 602
国防工具製造 ……下223
国民更生金庫 ……下681
国民生命保険相互 …下890, 892, 904, 951, 952
国民貯蓄組合 ……下576
小倉製鋼 ……下306
五十二銀行…上169, 387, 589, 803, 下105, 320, 327
国華護謨工業 ……下223
コットレル組合 ……下115, 339, 353, 635
湖南汽船 ……上172
小長谷商店 ……下602
小松製作所 ……下680, 683
小松熱錬工業 ……上827
近藤出版社 ……上224, 944
近藤紡績 ……下491, 492

サ

サイクロ ……上923
蔡宏記 ……上886
済生会 ……上338
財閥役員審査委員会 ……下894
佐賀炭礦 ……上671
阪根金属工業 ……下221
阪根金属商工 ……下221, 238, 315, 624
阪根伸銅 ……上827
佐賀百六銀行 ……下225, 687
薩哈嗹企業組合……上391, 393, 394, 597, 603, 614
桜島土地 ……上164, 191, 192
佐々連鉱業 ……下219
札幌グランドホテル…上817, 819, 下113, 337, 633
佐渡島商店 ……上649
三共…上605, 下345, 359, 602, 629, 637, 642, 643, 693, 741, 743～745, 747～750
三共商店 ……下742
産業経済新聞社 ……下946
産業設備営団…下568, 664, 668, 676, 681, 730, 731
三興 ……下540, 681
三州興業 ……下225, 687
三州平和銀行 ……下225, 687
三十四銀行 ……上303
三昌洋行 ……上886, 907, 下307, 411
三水会 ……下603
山東鉱業……上389, 392, 593, 807, 下109, 331, 625
山陽鉄道 ……上163, 169, 505, 925
三洋電機 ……下642, 683
三陽社製作所……上770, 807, 814, 下111, 332,

狐崎無線電機製作所 ……下223
鬼怒川水力電気 ……下634, 637
木下商店 ……上886, 下306
ギャランティー・トラスト ……上609
九州樫材 ……下635, 648
九州水力電気…上390, 566, 593, 600, 602, 805, 884, 下109, 306, 329, 625, 639, 689
九州送電…上389, 390, 479, 495, 593, 600, 602, 603, 805, 884, 下109, 306, 326, 329, 625, 636, 689
九州炭礦 ……上671
九州電気 ……下306
九州電気軌道…上566, 591, 600, 602, 803, 884, 下107, 327, 623
九州電燈鉄道 ……上392
九州鉄道……上42, 169
九州農林 ……下886, 945
九州配電 ……下604, 625, 637, 639, 691
九州飛行機 ……下221, 496, 604, 679
九州兵器 ……下221, 496, 604, 680
九州樅梱材 ……下635, 647
共済信託 ……上386, 387, 448, 597, 598
共同火災海上保険 ……上171, 172
共同火災保険 ……上169, 171, 172
京都瓦斯 ……下691
京都機械 ……下680
共立電機 ……上813
協和鉱業…上807, 810, 811, 下109, 331, 332, 627, 639, 640
極東委員会 ……下943
麒麟麦酒 ……上212
近畿日本鉄道……上350, 下295, 625, 636, 680, 689, 787
近畿無尽 ……下225, 687
金属工業調査会 ……上898
金属回収統制 ……下181, 681
金属工業統制会 ……下477
金属配給統制 ……下637, 681
近代図書 ……上477, 694
近代文芸社 ……上944
金福鉄路公司……上387, 390, 591, 803, 下107, 324, 327

ク

久原鉱業 ……上180, 341, 478, 635, 867, 下353
久原商事 ……上216
久保田鉄工所 …下332, 344, 627, 680, 683, 691
熊谷組 ……上726
球磨川電気 ……上884, 下306
熊本電気 ……上884
倉敷絹織…上658, 662, 668, 807, 811, 812, 827, 下111, 234, 332, 639
倉敷工業 ……下680
倉敷航空化工 ……下629, 680
倉敷紡績 ……上658, 812, 下680
倉敷レイヨン ……下680
栗本鐵工所 ……下649
クルップ ……上331
呉　銀行 ……下632
呉羽紡績 ……下680
群山肥料 ……上886, 下306

ケ

京王帝都電鉄 ……上693
軽金属協会 ……上898
軽金属統制会……上446, 664, 900, 下480, 504, 678, 729, 734, 742
京城薪炭 ……下635, 648
京城薪炭卸売商業組合 ……下648
京城電氣 ……上886, 下306, 604
京城燃料小売商業組合 ……下648
京阪神急行電鉄 ……下625, 634, 637, 680, 689
京阪電気鉄道…上591, 597, 601, 602, 693, 805, 下107, 329, 625, 634, 788
芸備銀行……上587, 589, 597, 803, 下105, 327, 623, 630, 632, 637
京浜地下鉄道 ……下636
京釜鉄道 ……上163
元泰五金号 ……上886

コ

興亜航空機材 ……下681
興亜精鍛 ……下680
興亜紡績 ……上928, 632, 下491, 492
交易営団 ……下681, 693
江界水電 ……下604
工業薬品輸入組合 ……下309

オリエンタル・ホテル……上595, 607, 809, 下113, 337, 633

カ

カーチス ……下341
海外興業……上171, 174, 391, 595, 809, 下115, 337, 635
開墾塩業 ……上811, 816, 下113, 335, 631
貝島鉱業 ……上431, 671
貝島炭礦 ……上884
加賀商店 ……下714
化学経済研究所 ……上480, 下788
化学工業統制会 ……上446
影久商店 ……上886, 下306, 307
鹿児島電気 ……上884
加島信託……上589, 598, 803, 下105, 322, 327, 623, 632, 639
加州銀行 ……上656
加州住友銀行……上340, 494, 721, 下174, 225, 495
華昌製紙廠 ……上203
華昌搾油公司 ……上203
柏原紡織 ……上930, 下221, 491, 926
片倉米穀肥料 ……上882
華中水電 ……下307, 604
華中鉄道 ……下307, 604
華中電気通信 ……下604
華中鉱業 ……下604
加藤洋行 ……上886
加藤商店 ……下604
角川書店 ……上943
金屋淵鉱業 ……下219, 231
鐘淵紡績……上606, 821, 884, 下306, 344, 491, 680
鐘淵工業 ……下680
鐘淵拓殖 ……下631
兼松 ……上178
嘉穂鉱業 ……下306
華北採金股份公司 ……下225, 403, 405, 406
華北房産股份有限公司 ……下335, 348, 633
釜石鉱山 ……上856
釜芳商店 ……上882
川崎汽船 ……上884, 下306
川崎航空機工業 ……下302, 305, 603
川崎車両 ……上882, 下306, 603
川崎重工業 ……下305, 603, 629, 641, 693
川崎造船所 …上101, 606, 649, 711, 821, 859～861, 882, 884, 下302, 305
河津川水力電気 ……上610
川南工業 ……下604
川西機械 ……下603
川西航空機 ……上882, 下332, 343, 603
川西倉庫 ……上421
唐津炭礦 ……下398
漢江水力電気 ……下307, 604, 729
関西急行鉄道 ……下636, 652
関西軽金属再生工業 ……下221
関西信託 ……上194, 463
関西鉄道 ……上169
関西電力 ……下353
関西日報社 ……上735
関西配電 ……上175, 下652
漢城銀行……上169, 170, 387, 589, 803, 下105, 327, 623, 632, 637
関東酸曹 ……上437
関東特殊製鋼 ……下221, 232, 238, 497, 547
関東配電 ……下680

キ

菊地鉱業 ……上672
杵島炭礦 ……上884
岸本製鉄所・製釘所 ……上160, 192, 627
汽車製造…上167, 171, 175, 178, 381, 389, 593, 807, 907, 下111, 331, 338, 341, 627
汽車製造合資 ……上122, 171, 178, 190
北浦製作所 ……下223
北大阪電気鉄道 ……上601, 602
北樺太企業組合 ……上603
北樺太鉱業…上593, 597, 603, 606, 807, 下109, 212, 331, 625, 639
北樺太石油…上593, 603, 606, 807, 下109, 212, 331, 625, 639
北川旅館 ……下798
北支那開発…上343, 734, 下181, 188, 194, 337, 349, 404, 405, 410, 635, 639
北宝塚土地 ……上388
北浜銀行……上81, 683
北村松之助商店 ……上480

628, 632, 634, 637
大阪株式取引所 ……下654
大阪機械労働組合 ……上334
大阪銀行……下895, 904, 946～949, 951, 952
大阪銀行集会所 ……上175
大阪金属工業 ……上827, 下221, 496, 679
大阪倶楽部 ……上175, 176
大阪毛絲 ……上120
大阪毛織 ……下691
大阪航空機器工業 ……下221
大阪時事新報社……下9, 58
大阪島舟土地 ……上192, 635, 636
大阪住宅経営…上171, 177, 389, 595, 597, 601, 602, 606
大阪商船 …上42, 169, 172, 173, 175, 177, 178, 287, 389, 464, 591, 600, 602, 795, 802, 806, 819, 821, 下99, 107, 322, 324, 326, 329, 334, 625, 639, 641, 652, 679, 680, 689
大阪商業会議所 ……上177, 436, 438, 599
大阪商工会議所 ……上842
大阪商事 ……上683
大阪信託 ……下632
大阪伸銅工組合新進会 ……上334, 335
大阪新報社 ……上129
大阪住友海上火災保険…上410, 411, 446, 473, 663, 933, 下155, 157, 163, 201, 213, 215, 216, 219, 391, 422～427, 500, 512, 612, 621, 623, 628, 634, 671, 678, 679, 685, 709, 781, 823, 825～827, 835, 841, 849, 851, 882, 892, 895, 904, 920, 951, 953, 954, 959, 960
大阪舎密工業 ……上435
大阪舎密製造 ……上107
大阪ダイヤモンド工業 ……下221
大阪建物 ……上510, 718, 下945, 960
大阪チタニウム製造 ……上511
大阪貯蓄銀行 ……下700
大阪鉄工所 ……下322
大阪電気軌道 ……上350, 下295, 634, 689
大阪電気分銅……上39, 649
大阪電燈……上38
大阪日報社 ……上179
大阪農工銀行……上169, 387, 589, 795, 803, 下99, 105
大阪ビルヂング ……下633, 639, 644
大阪ベニヤ板製造所 ……下743
大阪北港…上151, 152, 154, 164, 165, 171, 177, 192, 194, 216, 252, 298, 361, 365, 370, 372, 377, 378, 382, 385, 399～401, 426, 428, 436, 438, 444, 449, 452, 463, 477, 494, 495, 537, 553, 559, 561, 562, 564, 568, 574, 581～583, 585, 613～615, 617, 619, 620, 634～639, 656, 657, 682, 691, 700, 703, 721, 754, 756, 759, 769, 799, 802, 823～825, 827, 829, 830, 833, 836, 838, 937, 下101, 119, 145, 153, 155, 163, 172, 174, 196, 198, 219, 240, 282, 294, 298, 319, 323, 324, 339, 359, 361, 369～373, 420, 447, 469, 474, 492, 493, 495, 507, 509, 540, 579, 591, 596, 615～617, 661, 667, 733, 751～766, 770, 771, 777, 947
大阪ホテル……上171, 175, 176, 391, 595, 607, 809, 818, 下113, 335, 349
大阪毎日向上会 ……下649
大阪毎日新聞社……上171, 178, 179, 223, 391, 595, 809, 下115, 337, 348, 635, 649
大阪屋商店 ……下352
大阪輸出振興 ……下339, 354, 637, 650
大阪与論調査研究所 ……下454
大阪硫曹 ……上107
大田電気 ……上886
オーチス ……上424
大塚鉄工所 ……下221
大畑伸銅 ……下221
大原社会問題研究所 ……上139
岡本工業 ……上882, 下305
岡谷商事 ……上907
小倉石油 ……上810
尾小屋鉱山 ……上499, 656, 659, 695
尾崎染料工業所 ……上446, 447
小田急電鉄 ……下458, 625, 634, 637, 787
小田原急行鉄道…上601, 804, 下325, 329, 339, 623, 634, 637
御茶の水書房 ……上474, 947
小野組……上19, 480
小原商店 ……上882, 下602
小鉾岸金山 ……上863, 下225
オペル ……上846

膽振縦貫鉄道……上804～806, 下107, 329, 625
膽振鉄道 ……上806
伊予川開発 ……下225
伊予銀行 ……下458
伊予合同銀行……上666, 下623, 632, 637, 689, 787
伊予水力電気 ……上171, 599
伊予鉄道 ……上169, 172, 599
伊予鉄道電気…上171, 387, 566, 589, 599, 662, 799, 884
伊予農業銀行 ……上391
イリス商会 ……上907
岩井産業 ……下941
岩井商店 ……下347
岩城硝子 ……下223
岩城鉱業 ……下219
岩手鉄工所 ……下332, 343, 627
岩波書店 ……上130, 222, 941, 下786
インターナショナル・ウェスターン・エレクトリック ……上218, 219, 841
インターナショナル・スタンダード・エレクトリック…上799, 801, 840～843, 850～852, 下179, 288, 320, 323, 711～716, 718, 719, 721, 723, 725～727
インターナショナル・ゼネラル・エレクトリック ……上609
インターナショナル・テレフォン・アンド・テレグラフ ……上841, 842, 845, 850
インターナショナル・ハーヴェスター ……上336
インターナショナル・プリシピテーション ……下353

ウ

ヴィッカース……上38, 100, 101
ウートル・メール銀行 ……上173
ウェグウッド ……上424
ウェスターン・エレクトリック…上104, 165, 218～220, 844, 下723
宇久須鉱業 ……下627, 640, 851
宇久須鉱山 ……下640
宇治川電氣……上171, 175, 371, 381, 389, 566, 580, 593, 600, 603
宇治電証券 ……下679
宇部窒素 ……上884
宇部油化工業 ……下603
梅田映畫劇場 ……下693
浦賀船渠 ……上439, 880
宇和水電 ……上391
雲竜繰綿工場 ……上203

エ

永隆五金号 ……上886
エ・カメロン ……上884
江崎グリコ ……下491
エジソン・ゼネラル ……上611
恵美須屋工具工業 ……下221, 496
恵美須屋鉄工所 ……下221
愛媛銀行 ……上387, 391, 587, 589, 597
愛媛県地方木材 ……下635, 637, 648
愛媛県木材 ……下635, 648
エレクトリック・ボンド・アンド・シェアー……上609～611
遠州織機 ……上882
エンパイヤ・ランドリー……上391, 393, 595, 607, 809, 下115, 339, 352

オ

小穴製作所 ……下223
王子製紙 ……上795, 807, 814, 933, 下99, 111, 334, 352, 691
近江銀行 ……上488
鴨緑江採木公司 ……上180, 185, 186
大隈鉄工所 ……下305, 603
大倉組 ……上201, 202, 232, 605, 下349
大倉鉱業 ……上180
大倉産業 ……上907
大倉商事 ……上704, 879, 884, 下184, 187
大倉製材所 ……上202
大阪亜鉛鉱業 ……上180
大阪朝日新聞社 …上45, 103, 735, 772, 下368, 459
大阪アルミニューム製作所 ……下221
大阪絵具染料同業組合 ……上482
大阪瓦斯…上120, 130, 171, 174, 175, 389, 435, 436, 443, 593, 805, 下109, 652, 691
大阪海上火災保険…下155, 157, 163, 322, 324, 327, 422～426, 500, 512, 579, 612, 621,

社名索引

本索引では住友本店、住友総本店、住友合資会社、住友本社は頻出社名のため省略した。

ア

アームストロング……上38, 100
RCA ビクター……上812, 847
愛国生命保険 ……上799
愛知時計電機 ……上882, 下305, 603
亜紀書房 ……上945
秋木工業 ……下680
浅田化学工業 ……上897, 898
浅田明礬製造所 ……上769, 897
浅野雨竜炭礦 ……上600
浅野小倉製鋼所 ……上884
浅野商事 ……上216
浅野製銅所 ……上649
浅野セメント ……上674, 880
浅野同族 ……上701, 801, 853, 854, 880
浅野物産 ……下410
旭化成 ……下683
旭硝子……上212, 402, 403, 405, 407, 410, 411, 884, 下306, 486
旭ベンベルグ絹糸 ……上464
朝日金属精工 ……下223
朝日新聞社……上52, 下492, 755
朝日麦酒 ……下683
亜細亜アルミニウム ……下345, 741
足尾鉱山 ……上108
葦書房 ……上943
安宅産業 ……上223, 下681, 941, 942
安宅商会 ……上192, 439
足立石灰礦業 ……下221
圧延金属配給 ……下602
アナコンダ銅山 ……下457
安部幸商店 ……上216
尼崎製氷冷蔵 ……下221
尼ヶ崎人造石油 ……下305, 637, 643
アマゾニア産業…上809, 816, 下113, 335, 631, 639
アマゾニア産業研究所 ……上816
アメリカン・テレフォン・アンド・テレグラフ ……下237
アメリカン・ロコモティブ ……上122
有田組 ……上866, 867
有馬鉄道 ……上169, 172, 386
有馬電気軌道……上386～388, 591, 599, 605
アルコール配給統制 ……下681
アルミニウム・カンパニー・オブ・アメリカ ……上633, 下741
アルミニウム・リミテッド……上633, 下345, 742
阿波商業銀行 ……下689
粟村鉱業所 ……下221, 231
安東軽金属…上498, 724, 901, 下197, 215, 216, 219, 498, 507, 612, 621, 628, 730, 734～741, 745, 751, 785, 788, 806, 810, 823, 825, 826, 840, 841, 882, 920
安藤電気 ……下223
安中電機製作所 ……上813
安立電気……上807, 813, 814, 944, 下111, 223, 332, 343, 496, 680

イ

伊賀農商銀行 ……下689
生野鉱山 ……上106
石橋 ……下681
石原産業海運 ……上730, 下306, 644
泉電線 ……下223
泉不動産……下886, 946, 948～951
出雲鉄道 ……上599, 下324, 327, 623
伊勢新聞社 ……下786
イソライト工業 ……上392, 405, 495
イタリアン・スーパー・パワー ……上611
市之川鉱山 ……上352
伊藤忠商事 ……下683, 941, 942
伊藤万商店 ……下681
稲畑商店 ……上438
稲畑本店 ……上436, 438
乾製紙 ……上928, 下221

リ

利光平夫…上59, 126, 127, 134, 175, 217, 219～222, 344, 476, 477

リッペンドロップ、ヨアヒム・フォン……下809

リヒテル、カール……上100, 101

ル

ルーズベルト、フランクリン・D……下790

レ

レントン……上38

ロ

ロビンソン、J・B……下953

ワ

若尾璋八……上609

若槻礼次郎……上571, 599, 611, 698

脇村義太郎……上497, 下878

鷲尾勘解治……上350, 507, 509, 622, 640, 641, 644, 645, 652, 654～657, 684, 688～691, 700, 702, 703, 714, 756, 822, 936～939, 下169, 836

渡辺一希……上868

渡辺千代三郎……上435, 482

渡辺斌衡……上716, 下187, 204, 479, 887, 892, 893

渡辺平四郎……上136

山内　顕 ……上658
山内直元 ……上141, 下184, 892
山内孫太郎 ……上496, 755
山岡順太郎 ……上177, 223, 693
山際正道 ……下483
山口誓子、新比古……上502, 692, 下37
山口半六 ……上482
山口由美 ……上439
山崎久太郎……上50, 51, 119～122
山崎武二 ……下780, 781
山崎種二 ……下949
山崎富治 ……下949
山下亀三郎 …上165, 663, 679～682, 684, 685, 687, 下434, 435, 438
山下清治 ……下647
山下芳太郎……上50, 51, 59, 97, 109, 123, 126, 127, 133, 134, 165, 191, 192, 194, 220, 221, 299, 335, 343, 344, 364, 402, 403, 410, 474～477, 712
山下陸奥 ……上732, 943
山科礼蔵 ……上606
山添程次 ……上879, 下414
山田慶三郎 ……下328
山中柴吉……上344, 474, 475, 506, 622, 626, 688～691
山村亀太郎 ……上185, 186, 303, 354, 499
山室宗文 ……上599, 下484
山本五十六 ……上632, 下340
山本　漾……上717, 896, 899, 938, 939, 下178, 188, 448, 449
山本熊一 ……下738
山本弘毅 ……上587
山本五郎…上173, 210, 495, 690, 691, 700, 703, 756, 936～939
山本権兵衛……上90, 101
山本重信 ……下554
山本節民 ……下737
山本達雄……上7, 15, 52, 53
山本信夫 ……上124, 433, 440～442, 444, 445, 474, 475, 483, 493, 501, 502, 506, 670, 674, 677, 678, 688～691, 702, 714, 716, 733, 844, 851, 860, 863, 898, 936～939, 下12, 59, 69, 70, 72, 75, 76, 79～81, 83, 85, 164, 168, 169, 190, 196, 202, 207, 347, 388, 391, 392, 444, 445, 450, 451

ユ

結城豊太郎…上609～611, 777, 下38～40, 482, 483, 674
湯川寛吉……上8, 9, 10, 38～41, 44, 47, 48, 50, 51, 58, 59, 61, 64, 65, 97, 102, 104, 105, 123, 126, 127, 129, 220, 221, 267, 279, 281, 282, 290, 291, 295, 299, 300, 315, 316, 339, 343, 344, 349, 353, 420, 438, 440, 456～458, 468, 469, 471, 474～477, 481, 486～488, 490, 493, 503, 506, 509, 513, 550, 560, 578, 598, 599, 606～608, 621～623, 626, 635, 640, 645, 662, 670, 676, 677, 688, 689, 711, 712, 715, 719, 817～819, 825, 826, 940, 941, 下47, 48, 457,

ヨ

横井時敬 ……上181
横山亨吉 ……下180
吉岡藤作 ……上405, 495
吉田久太郎……上866～869, 946
吉田貞吉…上446, 501, 662, 664, 690, 691, 799, 900, 938, 939, 下178, 202, 391, 444, 445, 448, 449, 480, 490, 505, 507, 513, 559, 735, 744, 774, 775, 778～781, 798, 800, 825, 843, 960
吉田　茂 ……下795
吉田真一……上220, 221, 300, 353, 402, 453, 467～469, 471, 476, 477, 483, 484, 493, 503, 505, 560, 609, 610, 690, 691, 804, 834, 下43
吉田季三 ……下340, 342
吉田知之 ……下215, 736, 737, 784, 785
吉田良春……上50, 51, 126, 127, 134, 209, 220, 221, 350, 353, 457, 474, 475, 493, 688, 689, 868
吉成宗雄 ……下782, 783, 960
吉野信次 ……下729, 734
米内光政 ……下203, 465
米山梅吉…上386, 465, 468～471, 609, 610, 804

ラ

ラン ……下878

三谷一二 ……上652, 654
三田村良一 ……上679, 下391
三井高公 ……上700, 736, 776, 793
三井八郎次郎 ……上103
三倉　滋 ……上680, 682, 683, 687
三竝治郎 ……下504, 545
光安梶之助 ……上422, 423, 755
光谷　巌 ……下545
南　通太 ……下381, 382, 386, 663
南　透一 ……下180, 452
美濃部俊吉 ……上818
美濃部達吉 ……上818
美濃部洋次 ……上948, 下477
三村起一 ……上332～336, 477, 625, 657, 658, 694, 718, 863, 921, 924, 938, 939, 下169, 178, 197, 202, 210, 231, 272, 391, 392, 396, 401, 448～451, 466, 469, 470, 475, 477, 485, 507, 559, 663, 774, 775, 782, 783, 786, 843, 873, 891, 960
宮川　清 ……下450, 451, 782, 783
三宅省三郎 ……下380, 381, 383
宮崎辰之允 ……上186
宮崎宣政 ……上175
宮下一郎 ……下554
宮島又信 ……下422
宮田正男 ……下818
三好重彦 ……上141

ム

睦好八郎 ……下883, 884, 893, 952
武藤　廉 ……上185, 187
武藤伝造 ……上303, 354, 560
宗像秀雄 ……下778, 779
村上摂郎 ……上459, 下778, 779
村上春一 ……上586
村田重治……上180, 181, 184～187, 224
村田省蔵 ……下322, 324, 334

メ

明治天皇 ……上55, 81, 162, 338
目黒省平 ……下385
目崎憲司……上139, 734, 735, 下498, 545, 808, 811, 813, 824
メルキオール、ハンリー ……上586

モ

本野一郎 ……上141
源間保三 ……下309, 703, 782, 783
本山彦一 ……上179
百瀬　結 ……下949
森　矗昶 ……上900
森　賢吾 ……上610
森　源之助 ……上405, 476, 477, 495, 690, 691
森　武夫 ……下205, 457
森島守人 ……下403
森田嘉雄 ……下504, 778, 779
森本健蔵 ……下663
森山勇三郎 ……上441

ヤ

矢崎摠治……上439, 441, 658, 815, 938, 939, 下347, 448, 449
矢島富造…上217, 219, 224, 384, 474, 475, 506, 584, 600, 648, 654, 688, 689, 701, 704, 814, 842, 853, 854, 936～939, 下184, 210, 212, 351, 429, 446～449
安井英二 ……下465
安井曾太郎 ……上510, 710, 下197
安井冨士三…上510, 710, 723, 860, 861, 下197, 399, 606, 663, 707
安川雄之助 ……上844
安田純吉 ……下418
安田善次郎……上43
保田克己 ……下705, 706
八代則彦…上220, 221, 300, 347, 349, 353, 436, 442, 458, 468, 476, 477, 480, 481, 490, 491, 493, 509, 688～691, 703, 724, 826, 936, 937, 下8, 10, 11, 59, 69, 70, 72, 75, 78, 80, 81, 83, 85, 177, 199, 444～447, 466, 467
矢内原忠雄 ……上139, 141, 182, 222, 224
谷中敏治 ……下410
柳沢七郎 ……下782, 783, 891, 892
柳沢保恵 ……上179
矢野恒太 ……上179, 455, 483, 484
矢作栄蔵……上181～183
矢部忠治 …上341, 342, 899～901, 下448, 449, 469, 485, 513, 729, 733, 780, 781, 784, 785, 798, 892
矢部貞治 ……下786

ヘ

ベークランド、レオ・ヘンドリック …下742
ベーン、S. ……上842
別宮貞俊……上936, 937, 下446, 447, 466, 485, 512, 655, 656, 704, 706, 720, 776～779, 892
ヘルマン、ビィクトル …上40, 41, 52, 97, 98, 100～104
ベルリーナー、アルフレッド…上99, 101, 102
ヘンダーソン、ジェームズ・M ……下878

ホ

ホイラー、S・W…下838, 841, 868, 869, 878, 880
宝来市松 ……上468
ボーレー、エドウイン・W ……下886
保科善四郎 ……上586
星野哲之助 ……下490, 545, 843
星野直樹…下203, 414, 454, 465～467, 469, 729
細川嘉六 ……上139, 141, 142, 147, 148
細矢 尚 ……上343
細谷庄三郎……下203, 446, 447, 480, 485, 504, 531, 778, 779, 832, 892
堀田庄三 …下191, 199, 905, 947, 949, 955, 958
堀 啓次郎 ……上173, 464, 600, 802, 811
堀 朋近 ……上464
堀内謙介 ……上848
堀江栄一 ……上657
堀越二郎 ……上947
堀場信吉 ……上111
ホルマン、A・H ……上182
本郷松太郎 ……上354, 499, 506, 854
本荘熊次郎……上126, 127, 134, 187, 220, 221, 303, 348, 349, 354, 422, 425, 440, 474～477, 505, 560, 688～691
本多光太郎 ……上219
本田譲二 ……上677, 679, 下391
本田千代 ……上677
本田英昌 ……下391

マ

前尾繁三郎 ……下112
前岡武夫 ……下744
前川益以 ……上853
牧 相信 ……上126, 127
槇 啓三 ……上863, 864
牧野伸顕 ……上185, 711, 712, 729, 731, 940
増田 熙 ……下778, 779, 836
益田兼施 ……下546
益田 孝 ……上5, 43, 44, 47, 48, 173
増地庸治郎 ……上139
町田忠治……上42, 120, 726, 906
松井和宗 ……下484
松井 聡 ……上947, 下786
松井孝長……上734, 938, 939, 下203, 204, 366, 369, 375, 381, 446～449, 468, 485, 776～779, 795, 800, 835, 892, 960
松井虎太 ……下703, 782, 783
マッカーサー、ダグラス…下817, 818, 876, 885, 887, 953
松隈秀雄 ……下112
松崎蔵之助 ……上181
松下幸之助 ……下642, 681, 682
松平春嶽、慶永 ……上162
松平康昌 ……上713, 727, 728
松田 孜 ……下507, 513, 782, 783, 798, 960
松永安左衛門 ……上609, 610, 734, 下199
松野清巧 ……下733, 784, 785
松村謙三 ……上726, 728, 943
松村松次郎 ……上207, 210, 214
松村守一 ……上861
松本 彬 ……上863
松本季三志 ……下878, 953
松本重太郎 ……上42, 43
松本順吉…上126, 127, 134, 220, 221, 234, 235, 302, 336, 343, 349, 352, 353, 466, 474～477, 492, 505, 509, 515, 626, 641, 670, 688, 689, 694, 702, 724, 734, 799, 936, 937, 下8, 10, 11, 59, 62～64, 66, 67, 69, 70, 72, 75, 78, 80, 81, 83, 85, 177, 178, 180, 391, 444, 445
松本 和 ……上100, 101, 103
丸山五男 ……下513, 782, 783, 798
丸山精一 ……上302, 349, 468, 下239
丸山徳三郎 ……下663, 776, 777

ミ

水島直也……下12, 164, 651, 652
水野鵬之助 ……下198, 446, 447

689, 701, 755, 936, 937, 下673
ヒットラー、アドルフ ……上846
樋詰誠明 ……下885, 948
人見次郎 ……下326
日比文雄 ……上510, 718, 下474, 480, 944, 945
日向方齊……上734, 934, 935, 940, 943, 948, 下199, 454, 479, 498～500, 508, 545, 663, 706, 751, 752, 787, 805, 806, 838, 887, 958
平井政之助……上236, 458,
平岩卉一 ……下706, 782, 783
平岩準一 ……下386
平生釟三郎 …上680, 681, 683～687, 695, 815, 821, 859～861, 下435
平賀五郎……上186, 714, 936, 937, 下215, 446, 447, 705, 706, 708, 743, 776, 777, 782～785, 836, 873, 909, 945
平賀義美 ……上119, 120, 130
平佐周三 ……下238
平田篤次郎 ……上815
平塚正俊……上511, 下11, 12, 40, 41, 164, 178, 182, 406, 407, 472, 479, 508, 514, 887
平手勘次郎 ……下348
平沼騏一郎……上181, 下376, 465～467
平野健一 ……下372, 387
広岡恵三 ……上598
広瀬宰平 ……上4, 84, 106, 129, 163, 172, 179, 181, 318, 517, 552, 679, 714, 下22, 35, 958
広瀬満正……上86
弘世助太郎 ……上608
広田弘毅……上736, 777, 下38
広田寿一 ……下892, 895, 905

フ

プーレイ、アンドリュー ……上100
深尾謙造 ……上109
深見俊三郎 ……上946
福沢 瀧……上53
福沢諭吉……上42, 43, 53
福島行信 ……上447, 456
福田敬太郎 ……下457
福田千代作 ……上881, 883
福田徳三 ……上44～46, 52
福永年久 ……上139, 下892
福原有信 ……上483, 484
福山善治郎 …下235, 373, 379～381, 448, 449, 485, 663, 778, 779, 795, 796, 800, 892, 960
藤 哲夫 ……下513, 798
藤井敬三郎 …上664, 下480, 504, 733, 780, 781
藤井 武 ……上183, 224
藤井光五郎……上38, 99～101, 103
藤尾録郎……上7, 10, 12, 16, 19, 20, 22, 50, 51, 66, 79, 80, 299, 300, 511, 515, 581
藤岡泰蔵 ……上511
藤田伝三郎 ……上179
藤田秀雄 ……下701
藤田平太郎 ……上193, 635, 683
藤本磐雄 …上134, 220, 221, 474, 475, 688, 689
藤山雷太 ……上176
藤原銀次郎 ……上933, 935, 下334
舟山正吉 ……下483
プライス、ベンジャミン……上38
フラム、J・E ……上842, 850
ブリッカー ……下947
降旗英弥 ……下941
古市公威 ……上677, 711
古市六三……上677, 711, 938, 939, 下169, 338, 391, 392, 448, 449
古河虎之助 ……上215
古田俊之助……上335, 411, 445, 446, 474, 475, 477, 501, 506, 623, 632, 660, 688～691, 694, 701, 702, 717, 718, 724, 725, 733, 813, 838, 857, 858, 864, 898, 900, 902, 903, 910, 914, 915, 919, 925～927, 936～939, 941, 947, 下8, 10, 11, 17, 59, 69, 70, 72, 75, 76, 79～81, 83, 85, 129, 131, 168, 177, 178, 196, 197, 200, 203, 204, 210, 276, 324, 347, 349, 351, 370, 401, 406, 415, 424, 444, 445, 448～451, 455～457, 464, 466, 468, 469, 478, 479, 483～485, 492, 505～509, 514, 517, 559, 649, 655, 656, 678, 714, 718, 720, 734, 735, 738, 740, 743, 751, 774, 775, 780, 781, 786, 790, 791, 805, 808, 810, 817, 825, 826, 831, 832, 835, 837, 872, 873, 882, 891, 894～896, 898, 903, 905, 906, 908, 911, 922, 945, 949, 950, 954, 960
古屋憲英 ……上866, 867, 869

ネ

根岸元凱 ……下733, 892
根津嘉一郎 ……上390

ノ

野草省三……上235, 252, 298, 303, 344, 354, 448～450, 452～454, 466, 474, 475, 505, 510, 511, 560, 688, 689
野口　遵 ……上810
能瀬茂人 ……下780, 781
野田岩次郎 ……下880, 885, 959
野田卯一 ……上886, 893, 896
野田　栄 ……下545
野田哲造…下184, 191, 199, 209, 210, 234, 267, 270, 272, 273, 275, 376, 379～381, 383, 385, 386, 446, 447, 467, 483, 484, 505, 529, 536, 673, 678, 683, 752, 786, 788, 800, 835, 892, 905, 960
野村崇一 ……下545
野村利兵衛……上191～194

ハ

ハードレー、E・H……下813
ハーバー、フリッツ…上111, 214, 436, 439, 605
羽岡種光 ……下180
萩尾　伝……上50, 51, 61, 122～124, 126, 127, 133, 220, 221
ハザウェー……上38
羽柴義鎌……上865～867
橋本圭三郎 ……上810
橋本重能 ……上453
橋本重幸 ……上453, 454, 456
長谷信一郎 ……下736, 737
長谷川銈五郎 ……上856
長谷川正五 ……下338
長谷川　健 ……下461, 953, 954, 959
長谷川周重 ……下664
長谷川　元 ……下663
長谷田泰三 ……上193
長谷部鋭吉……上423, 505, 701, 710, 747, 756, 936, 937, 下751, 768～770, 772
畠山政司 ……下196, 782, 783
八田楢雄 ……下707, 782, 783
八田嘉明 ……下468
花崎利義 ……下423, 461, 954
馬場鍈一……上736, 776, 777, 下35, 38, 39
馬場隆重 ……下780, 781
浜口雄幸 ……上108, 342, 488, 490
浜崎定吉 ……上634
濱田国松……上777, 下38
羽室広一 ……上109, 406, 938, 939, 下448, 449
羽室庸之助 ……上119, 120
早川千吉郎 ……上181, 184
早川幸市 ……上947, 下733
林　銑十郎……上777, 下38
林　千秋…下198, 446, 447, 474, 733, 752, 756, 776, 777
原　　敬 ……上132, 177, 232, 357
原　安一……上832, 下82
原　嘉道 ……上256, 327
原田熊雄 ……上712, 713, 727, 728, 848, 940～942, 945, 下207, 786
原田精市 ……下184, 185, 663, 665, 776, 777
ハル、コーデル ……下184
ハルトマン、エルンスト……上59, 109, 110
坂　市太郎 ……上431
坂　整三 ……上431, 677, 679
坂　輝彦 ……上679, 下391
坂　敏男 ……上431, 677, 679
坂　なみ ……上677, 679
坂　隆二 ……上370, 431, 676, 677, 679, 下391
範多龍太郎 ……下322
ハンター、E・H……下322
坂野鉄次郎 ……上683

ヒ

肥後八次 ……上345, 352, 354, 474～477, 492, 510, 602, 670, 688, 689, 700, 下353
久島精一……上236, 237, 327, 下342, 450, 451, 474, 782, 783
泥谷良次郎(ひじや) ……上141
日高　輝 ……下673
日高直次…上129, 134, 173, 220, 221, 234, 235, 237, 256, 265, 269, 280, 303, 327, 352, 438, 440, 474～477, 482, 506, 560, 618, 674, 690, 691
日高　胖…上303, 354, 422, 423, 495, 505, 688,

911, 912, 941, 下204, 480, 733, 887, 892～894, 905, 954, 956, 958, 959
土居万之助 ……下879
遠上善次郎 ……上120
田路舜哉…… 上139, 657, 844, 下836, 840, 892, 893, 895, 905, 949, 950
東条英機……上935, 下464, 465, 477, 506, 672, 817
トーマス ……下818, 819
徳川国子 ……上732, 733
徳川慶喜 ……上732
徳大寺公弘 ……上466, 467, 583
徳大寺隆麿……上671, 下35
徳永善四郎 ……上409
ドッジ、ジョセフ ……下941
富岡末雄……上725, 下178, 406, 407, 409, 410, 479, 502, 503
戸村平吉 ……下452
外山一郎 ……上303, 355, 496
外山脩造 ……上175
豊田貞次郎 ……下469
鳥居忠文……上83, 256
鳥居忠一……下62
ドレンクワン……上97

ナ

中井励作 ……上804, 806
永井茂三郎 ……下672
中尾新六 ……下448, 449, 733, 778, 779
中上川彦次郎 ……上43, 53
中川小十郎 ……上601, 693, 712
中川末吉 ……上225
中川路貞治…上139, 511, 633, 694, 下474, 782, 783, 814
中川秀太郎 ……下401, 481
中沢英三 ……下215, 736, 784, 785
中田錦吉 …上8, 10, 45, 47, 48, 50～52, 61, 78, 97, 103, 123, 126, 127, 129, 134, 144, 192, 214, 220～222, 267, 279, 281, 282, 289～291, 299, 315, 316, 318, 319, 330, 331, 343, 344, 346, 348, 349, 353, 364, 392, 393, 420, 426, 437, 448, 456, 458, 468, 469, 474, 475, 478, 481, 486, 487, 490, 603, 635, 719
中田忠義 ……上136
中田直三郎……上496, 506, 774, 776, 831, 834, 909, 911, 913, 下12, 43, 47, 164, 182, 289, 290, 370, 371, 381, 486, 488, 663, 665
永田哲三 ……下399, 720, 776, 777, 795, 797
中谷徳恭 ……上193
中谷武吉 ……上438
中根貞彦 ……下483
中野愛之助 ……上755
中野半次郎……上865～867, 946
中橋徳五郎 ……上175, 713
中橋武一 ……下644, 788
中濱東一郎 ……上457
中村啓二郎……上302, 868～870, 946
中村純九郎 ……上413
中村文夫 ……上404, 405, 407, 409～411, 478, 480, 851, 下179, 215, 479, 486, 778, 779, 894
中村　了 ……上670, 688, 689
中山五郎 ……上128
那須　皓 ……上182, 183, 224
ナターリス、ユーゴー……上98
夏目漱石……上45, 172
鍋島直大 ……上162
鉛　市太郎 ……上38, 39
名村豊太郎 ……上463
奈良義路 ……上135
鳴沢弥吉 ……上866, 867
南郷三郎 ……上192
南部直正 ……下733

ニ

西池成輝 ……下778, 779, 782, 783
西尾末広 ……上334
西尾寿造 ……上904
西川行之 ……上186
西崎伝一郎 ……上40, 41, 50, 51, 96, 97, 103～105, 126, 127, 134, 220～222, 352, 476, 477
西田正一 ……下446, 447, 778, 779
西宗茂二 ……下347
西村幸二郎……下532, 545, 737, 745, 784, 785, 788
新渡戸稲造 ……上183, 333
丹羽保次郎 ……下720, 780, 781

高橋　淡 ……下545
高橋　浩 ……下414, 533, 776, 777
高橋又次郎 ……下381, 385, 663, 675
高峰譲吉 ……下742
竹内亥二吉 ……上111
竹内可吉 ……上445
竹内　博 ……下788
武内義雄 ……下509
竹腰健造…上223, 422, 423, 425, 440, 480, 482, 495, 701, 710, 747, 756, 940, 下458, 751, 756, 768～770, 772, 776, 777, 788, 818, 825, 836, 882, 891, 892, 903, 948～950, 955, 956, 959
武田恭作 ……上853
武林無想庵 ……上733, 943
田島房太郎……上474, 475, 495, 635, 656, 657, 688～691, 700, 702, 703, 735, 936～939, 下446, 447
多田平五郎…上197, 220, 221, 223, 474, 475, 688, 689, 700, 704, 725, 936～939
橘　光桜 ……上867
タッカー、L・W ……上220
龍野昌之…上341, 342, 656, 658, 690, 691, 702, 718, 921, 938, 939, 下169
立岩精一 ……下743
田中市兵衛……上42, 679
田中磐根 ……下879
田中完三 ……上605
田中作二……上700, 936～939, 下450, 451
田中正造 ……上108
田中季雄 ……上725, 下205, 806
田中外次 ……上657, 695, 下392, 461, 895, 905
田中富雄、源氏鶏太……下488, 786, 880, 948, 959
田中直方 ……上139, 下892, 893
田中弥太郎 ……上354, 505, 760, 下883, 886
田中　豊 ……下112, 674
田中良雄…上195, 349, 354, 496, 497, 714, 718, 719, 732, 864, 936, 937, 下69, 166, 168, 169, 210, 232, 274, 424, 425, 444～447, 453, 454, 466, 468, 470, 478, 507, 524, 525, 544, 546, 555, 559, 774, 775, 798, 801, 805, 819, 822, 825, 826, 839, 840, 843, 873, 882, 883, 891, 904, 909, 918, 919, 960
棚橋琢之助 ……上602
田辺貞吉…上15, 16, 19, 42, 66, 120～122, 178, 336, 343, 552, 724
田辺友次郎 ……上139, 下891, 892
谷口義夫 ……下956
玉手弘道 ……上178
ダルガス、E・M ……上182
俵　孫一 ……上190
団　琢磨 ……下6

チ

千葉断… ……下349
チャップマン、H・A ……上609, 610

ツ

塚田清男……下474, 704～706
津田秀栄……上343, 350, 354, 496, 716, 734, 下181, 215, 402～407, 410～413, 450～452, 461, 475, 477
津田信吾 ……下345
津田　久……上497, 下181, 197, 209, 265, 406, 479～481, 490, 509, 545, 663, 701, 706, 806, 817, 843, 891
土屋　裕 ……上863, 864, 下448, 449, 780, 781
続　虓…上406, 447, 499, 505, 506, 700, 702, 818, 841, 853, 下215, 448, 449, 663, 668, 703, 733, 744, 778, 779, 782, 783
堤　長発 ……上122
坪井美雄 ……上853, 854, 945
都留　競 ……下332
都留重人 ……下878
鶴原定吉 ……上42, 53, 119, 179

テ

ティーデマン ……上899
ディクソン、ウィリアム・D…下876～878, 901, 922, 927, 928
豊島虎太郎 ……下334
寺内正毅 ……上132, 185, 186, 232
寺内寿… ……上777, 848, 下38
田　艇吉……上20

ト

土井正治…上139, 411, 480, 705, 881, 883, 909,

187, 192, 201, 203, 204, 210, 213～216, 219～222, 224, 225, 233～236, 238, 248, 250, 251, 256, 258, 263, 279～283, 288～291, 298～302, 315, 327, 330, 331, 333, 335, 338, 339, 341～347, 349, 353, 364, 393, 402, 413, 423, 435～438, 465, 474, 475, 487, 497, 502, 503, 604, 635, 641, 711, 714, 719, 724, 870, 941, 下466, 816
住友寛一…上84, 166, 256, 282, 284, 285, 290, 291, 315, 316, 376, 379, 571, 574, 577, 583, 768, 776, 779, 941, 下14, 35, 36, 40, 42, 47, 48, 63, 64, 69, 70, 155, 157, 165, 323, 639, 797, 827, 883, 889～901, 958
住友吉左衛門友純、春翠…上6, 15, 20, 22, 41, 45, 47～51, 61～63, 65, 67, 70, 71, 73～75, 83, 84, 94, 96, 97, 102～104, 112, 117, 118, 122～126, 130, 137, 170, 172, 179, 184～186, 189～191, 193, 219, 220, 222, 224, 230, 248, 250, 256, 263, 279～281, 283, 284, 288～292, 294, 295, 299, 305, 315, 316, 327, 331, 335～339, 341～346, 349, 388, 419, 420, 424, 426, 430, 434, 454, 459, 465, 468, 469, 481, 486, 487, 493, 511, 550, 552, 554, 571, 576, 604, 626, 641, 670, 680, 693, 711, 712, 715, 731, 826, 864, 941, 942, 下34, 35, 40, 41, 50, 207, 428, 923, 958
住友　孝…上83, 84, 166, 256, 337, 941, 下35, 49, 63, 64, 69, 823
住友忠輝、烏居…上83, 84, 86, 123, 166, 177, 248, 256, 279, 281, 282, 284～286, 289, 291, 315, 316, 336～338, 362, 368, 370, 376, 378, 383, 392, 402, 474, 475, 551, 941, 下35, 37, 40
住友登久……下35
住友友訓……下35
住友友忠……上65, 下35
住友友親……上129, 318, 517, 下35
住友吉左衛門友成、厚、泉幸吉…上84, 123, 256, 282, 284～286, 290, 291, 315, 316, 337, 376, 379, 459, 469, 487, 571, 576, 626, 699, 704, 711, 728, 729, 731, 736, 770, 772, 774, 776, 779, 781, 783, 787～790, 792, 793, 818, 843, 927, 941, 下7, 12, 17, 28～30, 34, 36, 37, 40, 47, 48, 50, 59, 63, 64, 66, 67, 69～72, 74～76, 78, 80, 81, 83～87, 165, 205, 391, 415, 444, 445, 467, 503, 679, 715, 719, 774, 775, 796～798, 808～811, 824, 827, 840, 852, 883, 889, 890, 898, 900, 901, 909, 918, 922, 923, 950, 954, 955, 957, 959
住友満寿……下35, 48, 62
住友元夫……上282, 284～286, 290, 291, 315, 316, 376, 379, 478, 571, 574, 577, 768, 769, 772, 776, 779, 下36, 37, 40, 42, 47, 48, 63, 64, 69, 70, 155, 157, 323, 639, 797, 883, 889, 890, 900, 901
住友保丸……上84, 129, 下62
住友義輝…上337, 376, 379, 478, 571, 574, 577, 583, 768, 776, 779, 811, 下35, 36, 40, 42, 47, 49, 62～64, 66, 69, 70, 155, 157, 323, 797, 883, 889, 890, 900, 901
住友理右衛門……上84, 129

セ

関　一……上818, 819
瀬島龍三……下942
妹尾城爾……下479, 487, 504, 508, 545, 554
瀬山誠五郎……下352, 546, 554, 718, 850, 950, 953
世良正一……下729, 734, 736, 737
膳　桂之助……上625

ソ

宗　知暁……下791
増谷平八……上710, 下178
十亀盛次……上465, 466, 936, 937, 下446, 447, 776, 777, 960
十河信二……下701
孫文……上174

タ

大正天皇……上486
田尾本政一……上466
高木外夫……下953
高木　弘……下513, 798
高木与太郎……上192
高碕達之助……下734～736, 740
高橋是清……上698, 715, 729, 736, 776, 下35

781, 891, 892
坂井隆三 ……上192
坂路　進 ……下178, 480, 498, 545, 733
阪本信一 …上204, 205, 207, 455, 457, 938, 939
坂本　茂 ……下512
佐久間栄義 ……下508
迫水久常 ……下797
笹尾順造 ……下778, 779
佐々木栄次郎……上59, 302, 354
佐々木信綱 ……上731
貞利高平 ……上484
佐渡亮造……上60, 208, 210
佐藤嘉一郎 ……下199
佐藤謙三 ……下640
佐藤重鎰…上468, 469, 471, 538, 690, 691, 938, 939
佐藤卓二 ……下703, 782, 783
佐藤俊雄……上497, 下399, 498, 508, 751, 808, 825, 843
佐藤胸治 ……下776, 777
里見　弴 ……上712, 713
佐鳥仁左……上841, 845, 849, 851, 945, 下180, 215, 448, 449, 780, 781, 784, 785
鮫島龍雄……下180, 403～406, 413, 450～452, 461, 782, 783, 892, 956

シ

ジーメンス、カール・フリードリッヒ・フォン……上98
塩沢信濃 ……下663, 806
塩田正洪 ……下338
塩原敬五 ……下546, 620, 705, 806
塩原又策……下345, 643, 741～747, 749, 750
重岡寅之助 ……上869
重光　葵 ……下849
重宗雄三 ……下653, 655, 657
繁本　績 ……上586
志田文雄……上702, 812～814, 841, 845～847, 849～851, 938, 939, 945, 下179, 180, 448, 449, 711
志立鉄次郎 ……上8, 10, 42～46, 50～53, 386, 468, 634
幣原喜重郎 ……上108, 342, 343
篠崎兼二 ……上350, 354, 714, 756
篠崎昭彦 ……下458
篠原　朔 ……上870
柴垣清郎 ……上392
柴田喜一郎 ……上877, 下776, 777
柴田丈夫……上687, 下201, 215, 415, 418, 419, 422, 425, 429, 448, 449, 485, 780, 781
柴山幸雄 ……下205
渋沢栄一…上173, 174, 178, 179, 222, 223, 393, 437, 478, 482, 608, 694
渋沢敬三 ……下483, 931
島　定治郎 ……上192, 403, 799
島　徳蔵 ……上191～193, 634～636, 802, 811
島　徳治郎 ……上177
島田久次 ……上186
島村計治 ……上139, 下778, 779
志村源太郎……上53
下郷伝平 ……上447, 454
下村孝太郎 ……上436
シャンド、アラン ……上16, 19
正力松太郎 ……下808
昭和天皇 ……上344
白石元治郎 ……上929
白柳秀湖 ……上518, 641
城　周彦 ……上192, 799
城　知靖 ……上799
進藤淳之佑…上857, 858, 938, 939, 下215, 448, 449, 780, 781
神野清馬 ……下474

ス

菅野秀次郎…上857, 下215, 486, 498, 545, 795, 796, 826, 873, 874, 877, 879, 883, 884, 886, 893, 904, 946, 948, 949, 959
杉田与三郎……上165, 177, 337, 338, 402～404
杉本　修 ……上933, 947, 下744, 782, 783, 791
鈴木勝広 ……下180, 403, 404, 452, 454
鈴木謙三郎 ……上670
鈴木　剛 ……下805, 892, 895, 906, 947, 955
鈴木貞一 ……下469
鈴木春之助 ……下878
鈴木馬左也……上8, 10, 20, 23, 32, 37, 44～48, 50, 51, 53, 56, 59, 60, 62～64, 84, 94, 97, 102, 103, 109～111, 121～123, 126～130, 132～134, 141～143, 147, 148, 174, 178～

黒田清輝 ……下504
黒田作之進 ……下474, 756, 776, 777
郡司　茂 ……上818
郡島正治 ……下334, 391, 450, 451, 782, 783

ケ

ゲーリー、J・R ……上609
ゲーリング、ヘルマン ……下809
ケスラー、ヘルマン……上40, 52, 97, 98, 105, 106

コ

小池宝三郎 …上505, 688, 689, 711, 735, 860～864, 871, 872, 874, 875, 936～939, 947, 下207, 215, 446～449
小池省三 ……下504
小磯国昭 ……上903, 904, 935, 下465, 506, 810
国府精一 ……上353, 455, 458～460, 476, 477, 493, 690, 691, 733～735, 861, 864, 915, 936～939, 下10, 11, 42, 59, 69, 70, 72, 75, 76, 78, 80, 81, 83, 85, 104, 126, 129, 168, 170, 177, 204, 444, 445
郷　誠之助 ……上808
郷古　潔 ……下817
香坂昌康 ……上641
甲田秀夫 ……下215, 743, 784, 785
向野義夫 …下391, 450, 451, 513, 782, 783, 798
コーヘン、J・B ……上934
小金義照 ……上874
小島禄郎 ……下422, 425, 780, 781
小関良平…上139, 701, 702, 855, 924, 936, 937, 下180, 215, 448, 449, 485, 498, 780～783, 891
ゴダード、ヘンリー……上38～40, 69, 97
小寺勝昌 ……下554
小寺弥一 ……上755
五島慶太 ……下325
五島　茂 ……上729, 733, 943
後藤彦三郎 ……上801
近衛篤麿 ……下466
近衛秀麿 ……上713
近衛文麿……上711, 713, 734, 852, 935, 下186, 199, 203, 454, 455, 465～468, 477, 713, 786, 811
小華和茂弥 ……上186, 187
小林一三……下465～467, 469, 474, 475
小林晴十郎……上701, 702, 706, 710, 856, 863, 下12, 164, 170, 184, 197, 203, 204, 211, 369, 370, 385, 409, 411, 414, 415, 418, 446～449, 479, 486～488, 504, 505, 512, 535, 663, 675, 676, 706, 707, 720, 733, 735, 736, 742, 746, 747, 749, 750, 774～779, 800, 825, 892, 960
小松正則……上139, 下448, 449, 778, 779, 835, 892, 931
小山九一…上116, 126, 127, 209, 210, 220, 221, 474, 475, 495, 506, 507, 647, 648, 651, 679, 684～691, 938, 939, 下415～417, 420～422, 427, 429, 448, 449
小山卓次郎 ……下422, 448, 449, 780, 781
コワニェ、フランシスク ……上106
コンディット、P・K……上219
近藤宏太郎……上60, 352, 431, 432, 474～477, 499, 505, 688～691, 856, 870, 871, 下391
近藤次彦……上702, 735, 856, 857, 876, 877, 936～939, 下446, 447, 641, 776, 777, 782, 783

サ

西園寺公望 …上179, 185, 342, 466, 601, 711～713, 726～729, 731, 940～943, 945, 下207, 811, 923
西園寺八郎 ……上711, 712, 下827
西園寺春子、住友 ……上711
佐伯正芳…上139, 700, 714, 718, 896, 902, 910, 936～939, 下448, 449, 479, 485, 504, 513, 776, 777, 780～783, 798, 850, 879
最首一治 ……上495
斎藤敬太郎 ……上186
斎藤三三 ……上343
斎藤繁太郎 ……下780, 781
斎藤洲司 ……上484, 下448, 449, 778, 779
斎藤省三……上929, 930, 947, 下215, 474, 754, 784, 785
斎藤　実 ……上100, 715, 726
斎藤茂吉 ……上776
斎藤　瀏 ……上730, 731, 943
佐伯長生……上139, 下663, 675, 676, 720, 780,

882, 904, 960
川上音二郎 ……上422
川上嘉市…上39, 40, 218, 469, 484, 604, 下340, 342, 343, 458, 497, 620
河上謹一 …上7, 15, 16, 42, 66, 119～121, 173, 175, 179, 299, 343, 581, 724, 下672
河上健次郎 ……下498, 545, 843, 888
河上弘一 ……下672, 788
河上　肇 ……上224
河口四郎 ……下425
川崎芳熊 ……上860, 861
川田小一郎……上53
川田　順……上44, 60, 62, 99, 100, 116, 122, 126～130, 133, 200, 207～209, 213, 222～224, 231, 234, 235, 280, 302, 303, 318, 326～328, 336, 344, 346, 348, 413, 414, 477, 478, 480, 489, 490, 500～502, 505, 509, 510, 550, 654, 656, 670, 675, 688～692, 699, 701, 704, 708, 711, 714, 717, 724, 725, 730～733, 735, 747, 760, 770, 774, 815, 817, 818, 827～829, 831, 860, 861, 866, 879, 903, 927, 936～940, 943, 944, 946, 下7, 8, 10～12, 15, 177, 199, 403, 958, 959
河原信可 ……上178
川村敏雄 ……上506
河村善益 ……下466, 485
河村龍夫…… 上139, 906, 910, 929, 947, 下780, 781, 800, 836
川本良吉 …… 上910, 下782, 783, 800
河原林和子、川田 ……上719, 724, 731～733, 下7, 8
神田勇吉 …上409, 498, 692, 723, 下12, 19, 20, 164, 197, 215, 220, 228, 229, 309, 474, 486, 498, 545, 663, 672, 676, 718, 733, 736～738, 751, 784, 785, 788, 887
カンディンスキー、ヴァシリー ……上464

キ

菊池一雄 ……下185, 384, 663, 668, 782, 783
岸　要 ……上139, 下382, 706, 892, 893
岸　信介 ……下465
木島鍬三郎 ……上474, 475, 870
北　一輝 ……上730
北　謙治 ……下672, 673, 677, 788
北沢敬二郎……上303, 410, 625, 700, 734, 938, 939, 下238, 448, 449, 466, 468, 470, 500, 502, 503, 507～509, 512～514, 530, 536, 559, 605, 663～665, 668, 670, 672～677, 682, 710, 727, 751, 752, 756, 774～779, 787, 792, 795, 797, 798, 806, 811, 814, 816, 818, 819, 823～826, 836, 843, 872, 882, 905, 958, 960
北原浩平 ……下878
北村喜三 ……上186, 187
北村藤治 ……上186, 187
北村兵右衛門 ……上412, 480
木下亮吉……上904, 938, 939, 下450, 451, 782, 783
木村音吉 ……下956
木村　清 ……上600
清田岩夫 ……下704
清海復三郎……上190～193, 436, 438
桐原篤造 ……下648

ク

草鹿卯之介 ……下706
草鹿丁卯次郎…… 上50, 51, 126, 127, 133, 209, 210, 220, 221, 299, 348, 353, 413, 420, 474～477, 490, 495, 560, 635, 688～691, 下47, 48, 706
工藤治人 ……上344, 394
久原房之助 ……上341
久保無二雄 …上8, 9, 12, 47, 48, 50, 51, 59, 97, 109, 110, 123, 126, 127, 129, 132～134, 143, 220, 221, 330, 338, 731, 732
久保田権四郎 ……下344
久保田茂一 ……下425, 780, 781
熊谷栄次 ……上139, 下892
熊谷憲一 ……下187
熊倉四郎 ……上303, 512
栗原　徹……上352, 下238, 270, 273, 446, 447, 776, 777
栗本勇之助 ……下649
久留間鮫造 ……上139
クレー、パウル ……上464
クレーマー……下18, 824, 826, 832, 869
黒崎幸吉 ……上183, 195

482, 672～674, 677, 711～713, 723, 774, 786, 788, 852, 923, 944
小関恭三 ……下425, 892
小高　親 ……上352, 585, 586
小田切延寿 ……上133, 134, 210, 220, 221
小野善助 ……上480
小野善太郎 ……上480
小幡文三郎…上58, 59, 100, 126, 127, 129, 133, 220, 221
小畑忠良……上139, 141, 142, 200, 210, 215, 235～237, 250, 277, 279, 281, 300, 326, 328, 354, 409, 452, 453, 499, 500, 626, 680, 692, 700, 701, 707, 709, 719, 734, 851, 874, 898, 902, 936, 937, 下169, 197, 203, 204, 210, 239, 240, 275, 302, 342, 347, 349, 363, 369, 391, 403, 404, 406, 415, 446, 447, 454, 456, 467, 469, 705, 708, 712
小畑信良 ……上904
小畑英良 ……上904
小原　直 ……上101

カ

カーネギー、アンドリュー……上47
開田卯三郎 ……下379, 385
カウフマン、ジェームズ・L…上411, 下886, 887, 943
加賀覚次郎…上209, 220, 221, 690, 691, 818, 936, 937, 下349
各務鎌吉 ……上609, 下430, 435
加賀山　一 ……上874, 875, 下776, 777
賀川豊彦 ……上333, 334
香川修一 ……上431, 482, 490, 497～499, 502, 510, 511, 656, 659, 692, 718, 719, 732, 735, 下18, 19, 36, 37, 41, 165, 177, 179, 180, 182, 187, 192, 194～197, 204, 207, 248, 452, 479, 514, 887
笠原正吉 ……上126, 127
梶井　剛 …上850～852, 855, 945, 下169, 180, 215, 236, 366, 448, 449, 485, 507, 513, 559, 642, 655, 656, 663, 711, 712, 714, 715, 720, 774, 775, 780, 781, 788, 798, 805, 873, 891, 960
梶浦鎌次郎 ……上59, 109, 110, 126, 127, 210, 220, 221, 352, 438, 474～477
鹿島準太郎 ……下554
春日　弘…上220, 221, 474, 475, 688, 689, 904, 927, 929, 938, 939, 下177, 197, 202, 210, 231, 274, 348, 370, 444, 445, 450, 451, 468, 475, 476, 478, 507, 559, 744, 774, 775, 782, 783, 786, 843, 873, 891, 960
粕谷善一 ……下531, 778, 779
片井虎次郎 …上432, 505, 507, 674～676, 690, 691
片岡直方 ……上130
片岡直輝…上119, 120, 130, 172, 175, 435, 436, 439, 482
片岡直温 ……上172, 438, 453, 488
片岡孫助……上191～193
片山正義 ……上560
勝田　宏 ……下545
加藤恭平 ……上816
加藤　栄 ……上344, 352, 476, 477, 501, 690～692, 700, 756
加藤高明 ……上342, 357, 571, 941
加藤友三郎……上32
加藤晴比古 ……上656
加藤正治 ……上801
加藤万四郎 ……上560
金井　延 ……上181, 183
金子守也 ……下180, 380, 663
金子保三 ……下181
兼松房治郎 ……上178
加納純一……上505, 507, 510, 518, 641, 725, 下778, 779, 889, 892
加納友之介……上192, 220, 221, 300, 476, 477, 587, 598
加納久朗 ……下878
加太重邦……上45
亀山武雄 ……下642
賀屋興宣 ……下483
河合栄治郎 ……上222
河井昇三郎 …上498, 714, 725, 774, 864, 935～939, 下12, 38, 41, 69, 84, 94, 104, 118, 138, 164～166, 170, 175, 183, 188, 189, 195, 245, 246, 259, 399, 415, 444～449, 457, 468, 470, 487～489, 499, 500, 507, 520, 559, 644, 720, 753, 774～777, 788, 791, 798, 807, 808, 825, 841, 843, 848, 863, 873,

584, 686, 690, 691, 861, 938, 939, 下178, 179, 212, 213, 446, 447
大浦兼武 ……上174, 185
大岡八郎 ……下652
大倉喜七郎 ……上817, 818, 下349
大幸勇吉 ……上111
大沢忠蔵 …上499, 500, 692, 818, 下12, 19, 20, 164, 170, 197, 248, 383, 663, 718, 788, 894
大島久太郎 ……上478, 484, 945
大島堅造…… 上214, 225, 554, 692, 847～849, 936, 937, 下17, 18, 165, 200, 202, 401, 444～447, 454, 487～489, 507, 559, 644, 774～777, 786, 824, 825, 841, 868, 873, 876～878, 883, 909, 927, 951, 960
大島義晴 ……下701, 703
大隅行一 ……上337, 404, 405, 476, 477
太田鉄造 ……上875, 下446, 447, 776, 777
太田外世雄 ……上201, 203, 224, 465, 下403
大田三郎 ……下814
大平賢作…… 上463, 464, 484, 554, 690～692, 735, 827, 828, 831, 936, 937, 下10, 11, 59, 69, 70, 82, 84, 88, 177, 196, 199, 202, 289, 328, 444～447, 466, 467, 835
大平駒槌……上58, 59, 108, 110, 111, 126, 127, 134, 236, 336, 338, 339, 342, 343, 390, 474, 475, 478, 641, 694
大塚卯三郎 ……上176
大塚小郎 ……上186, 187
大月栄一 ……下885, 947
大西基重……下12, 164, 165, 399, 545
大場多市 ……上172
大原孫三郎 ……上658, 812
大屋　敦…上204, 205, 303, 354, 355, 403, 404, 406, 407, 410, 441～446, 448, 459, 474, 475, 480, 482, 483, 499, 501, 502, 505, 510, 584, 605, 623, 626, 650, 652, 658, 664, 670, 678, 688, 689, 707, 714, 811, 834, 847, 849, 860, 898～900, 936～939, 下169, 177, 179, 188, 195～198, 202, 203, 207, 210, 212, 234, 238, 273, 274, 289, 290, 342, 345, 347, 360, 364, 370, 391, 392, 444, 445, 448, 449, 468, 469, 477, 480, 483, 488, 490, 504, 678, 701, 712, 729, 734, 735, 742, 745, 774, 775, 778～781, 788, 886
大谷一雄（おおや）……上497, 下479, 498, 545
岡田宇之助……上134, 342, 350, 352, 354, 474, 475, 560, 641
岡田啓介……上726～729, 943
岡田才一 ……下484
岡田年弘 ……上947
岡橋　林……上690, 691, 707, 735, 936, 937, 下59, 69, 70, 82, 84, 196, 199, 202, 234, 370, 402, 444～447, 467, 477, 483, 484, 488, 507, 559, 673, 683, 752, 774～777, 800, 835, 843, 882, 905, 906, 949, 956, 960
岡林真次 ……下112
岡　久吉 ……上856
岡　素男 ……上47, 84, 128, 129
岡本　忠 ……下885
岡本敏行 ……上454
小川　浩 ……下414
小川安一郎 ……上755
小川良平…… 上501, 506, 507, 670, 674～677, 690, 691, 711, 756, 938, 939, 下169
沖野永蔵……上865～867
奥宮正武 ……上947
奥村政雄 ……上694, 下620
小倉正恒……上58, 97, 109, 123, 124, 126, 127, 133, 147, 172, 176, 192, 208, 209, 214, 219～221, 224, 234, 300, 302, 304, 333, 338, 339, 343, 344, 349, 353, 354, 394, 403～406, 408, 409, 431, 433, 434, 437～441, 443～445, 447, 454～460, 468～471, 474～479, 482, 483, 490～492, 500, 501, 506, 509, 550, 587, 608, 609, 623, 641, 645, 650, 654, 656, 658～660, 670, 680, 682～686, 688～691, 698, 699, 701, 703, 709, 713, 714, 718, 719, 724, 725, 727～734, 799, 802, 818, 820, 825, 826, 834, 835, 842, 843, 848, 851～854, 860～862, 864, 866, 868～870, 873, 876, 900, 902, 910, 919, 926, 927, 935～937, 941, 945, 下4, 7, 8, 10～12, 14, 15, 17, 19, 20, 36, 47, 48, 58, 59, 63, 64, 66～72, 74, 75, 77, 78, 80～85, 102, 104, 165, 168, 177, 178, 180, 181, 190, 199, 203, 207, 283, 326, 328, 349, 351, 354, 355, 370, 391, 403, 405, 414, 421, 429, 444, 445, 454, 457, 464, 466～469, 477, 479,

937, 下178, 179, 215, 446, 447, 479, 778, 779
稲垣えい …… 上677, 686
稲畑勝太郎 …上436, 438, 439, 442～445, 482, 599
稲畑二郎 …… 上444
犬養　毅 …… 上611, 698, 713, 725
犬丸徹三 …… 上818, 820, 944
井上　馨 …… 上178
井上利雄 …… 上186
井上虎治 …… 上191, 192
井上筆次郎 …… 上355, 496, 512
井上　勝 …… 上178
井上正之 …… 下472
井上友一 …… 上183
射場恒三 …… 下784, 785
伊庭勝弥…… 上104, 下69, 425, 479, 780, 781
伊庭貞剛…上4, 8, 16, 19, 42, 44, 47, 48, 66, 84, 104, 107, 129, 130, 132, 163, 179, 181, 187, 299, 343, 348, 426, 469, 480, 481, 486, 503, 714, 724, 941, 下452
伊庭六郎 …… 下508, 545
今井卓雄……上471, 484, 705, 938, 939, 下177, 360, 448, 449, 484, 485, 778, 779
今井田清徳 …… 上810, 811
今北洪川 …… 上182
今沢義重 …… 下776, 777
今堀喜三郎…… 上865～867, 946
今村幸男…上126, 127, 220, 221, 447, 457, 469, 470, 476, 477, 505, 509, 538, 688～691, 719, 936～939, 下8, 10, 11, 59, 69, 70, 72, 75, 76, 78, 80, 81, 83, 85, 177, 444, 445, 448, 449, 484
入江慥蔵 …… 上109
入江海平 …… 上817
岩井雄二郎 …… 下347
岩切章太郎 …… 上139
岩倉梅吉 …… 上867
岩佐　巖 …… 上106, 107
岩崎小弥太 …… 下810
岩崎虎三 …… 上186
岩崎信彦 …… 下205
岩崎久弥 …… 上700, 736, 793
岩崎弥之助…… 上15, 178
岩下清周 …… 上683
岩垂邦彦 …… 上219, 220, 841
岩垂好徳 …… 下720
岩原謙三 …… 上102

ウ

植島清三 …… 上815
上塚　司 …… 上816
上辻義一 …… 下399
植野繁太郎 …… 上123, 402, 448, 457
植村俊平…… 上7, 16, 121
植村　実 ……下58, 66, 67, 504, 508, 554, 801, 843, 872, 879, 945
ウェルシュ、エドワード・C ……下426, 880, 883～885, 953
ヴォルフ、マックス…… 上41
ウォルボルグ…… 上47
浮田孝家 …… 下888
宇佐美正祐 …… 上235, 856
臼井定民…… 上474, 475, 501, 640, 688～691
宇田　穎 …… 上409
内田嘉吉 …… 上393
内田康哉 …… 上181, 185
内田信也 …… 上729
内村鑑三 …… 上162, 182, 183
内山春吉 …… 下403
ウッドラフ …… 下901
占部　保 …… 上409, 下778, 779
瓜生　震 …… 上173

エ

江沢省三 …… 下874
江戸英雄…… 上498, 下16, 878, 893, 953
エドワーズ、コーウィン …下875～878, 901, 928, 943
江原万里 …上162, 182, 194, 195, 222, 231, 232
エマヌエル、L …… 上845
袁世凱 …… 上174
遠藤歌三 …… 下780, 781
遠藤龍次 …… 上870

オ

大井才太郎 …… 上219, 220
大石公平 ……上384, 404～407, 495, 501, 502,

人名索引

ア

青木一男 ……上883
青山禄郎 ……上174, 217
赤木貞一 ……下215, 733, 736, 737, 784, 785
秋月左都夫 ……上132, 141, 147, 185, 413, 711
秋月種英 ……上178
秋山順一 ……下187
秋山武三郎…上40, 97～99, 105, 352, 476, 477, 501, 509, 688～691, 716, 719, 732～734, 760, 799, 841, 843, 851, 936, 937, 下180
明田重義 ……下782, 783
浅田平蔵 ……上896
浅野総一郎 ……上120, 853, 854
朝吹常吉 ……下720
芦沢　進……上855, 下446, 447, 488, 776, 777, 780, 781
芦田泰三 ……下982
阿澄一三 ……下801, 805, 808, 809, 815～817, 825, 836, 868, 875, 877, 879, 883, 885, 889, 901, 941, 944, 945, 948, 959
麻生太吉 ……上430, 671
安宅英一 ……上223
安宅重雄 ……上223
安宅弥吉 ……上192, 223
穴水熊雄 ……上384
穴水要七 ……上384
阿部信行 ……下376, 483
阿部彦太郎 ……上468
鮎川義介……上604, 760, 812, 846, 847, 下365, 734
荒川英二……上499, 701, 853, 854, 938, 939, 下215, 391, 448～451, 736, 737, 782～785
荒木　宏…上501, 505, 690, 691, 703, 925, 927, 936～939, 下450, 451
有坂鉊蔵 ……上586
有田八郎 ……上848
アレン、G・C……下813

イ

飯島懿男 ……上133, 134, 220, 221
飯田嘉吉……上136, 865～869, 946
飯田弥五郎…上651, 684, 下210, 271, 391, 450, 451, 513, 663, 782, 783, 798, 891, 892
飯田好文 ……上511, 下238
井植歳男 ……下642, 683
庵地　保 ……上39, 50
生野章作 ……上702, 724, 下234, 422, 437, 883
池上四郎 ……上336
池沢　亨……上865～867, 946
池田　章 ……下888
池田十三郎 ……上438, 439
池田成彬……上42, 43, 52, 611, 730, 下7, 8, 16, 193, 672
池田仲博……上88
池田宮彦 ……上423, 下756, 776, 777
池知為妹 ……下215, 744, 784, 785
井坂　孝 ……上814
猪崎久太郎 ……下942
伊沢謹一 ……上483
伊沢多喜男 ……上108, 338, 342
伊沢良立 ……上176
石井定七 ……上358
石川　清 ……上841, 851, 下180, 215, 720
石橋正二郎 ……下682
石橋湛山 ……下889, 898
石橋　和 ……上134, 187, 220, 221
石原周夫 ……下878, 928
石原広一郎 ……上730, 731
石原武夫 ……下554
石松尚成 ……上866, 867, 946
石松正鐵 ……上695
石渡荘太郎 ……下483, 484, 678, 795
磯野良吉 ……上136
磯山二郎 ……下405
板倉勝憲 ……上388
板倉勝英 ……上388
鋳谷正輔 ……上860
一色準一郎 ……上657
五辻治仲 ……上388
稲井勤造 ……上406～409, 702, 843, 851, 936,

第28表　住友系以外の企業の株式…… 623
第29表　公社債…… 638
第30表　住友銀行・住友信託の本社・連系会社向け貸出比率の推移…… 658
第31表　住友本社・連系会社事業収支表…… 661
第32表　借入残高明細表…… 667
第33表　住友本社・連系会社金繰表…… 669
第34表　連系会社増資払込内訳表…… 669
第35表　連系会社持株表(昭和20年８月15日現在)…… 671
第36表　住友銀行の融資状況(期末貸付残高1000万円以上大口融資先)…… 679
第37表　住友銀行の投資状況(期末所有株式残高)…… 685
第38表　熱河螢石鑛業株式会社の業績…… 702
第39表　住友関係南方事業概要…… 709
第40表　I.S.E. 社と住友系の日本電氣持株数の推移 …… 715
付表１　株式会社住友本社幹部一覧表(昭和16～19年)…… 775
付表２　連系会社・特定関係会社幹部一覧表(昭和16～19年)…… 777

第四章　株式会社住友本社(下)

第１表　住友本社・連系会社主要製品生産高の推移…… 793
第２表　増資後の住友本社株主…… 797
第３表　住友系軍需工場秘匿名称一覧表…… 802
第４表　住友家、本社、連系会社、特定関係会社相互間の持株数一覧表…… 823
第５表　住友系制限会社一覧…… 841
第６表　住友家の財産税…… 903
第７表　連系会社・特定関係会社の住友商号への復帰…… 951
付　表　終戦時住友席次表(高等職員)…… 960

第29表　公社債…… 339
第30表　住友本社・連系会社事業収支表…… 359
第31表　住友本社・連系会社金繰表…… 359
第32表　連系会社増資払込内訳表…… 361
第33表　借入残高明細表…… 361
第34表　連系会社持株表(昭和15年末)…… 373
第35表　住友銀行・住友信託の本社・連系会社向け貸出比率の推移…… 374
第36表　住友鑛業株主構成の推移…… 391
第37表　住友鑛業収支内容表・資金繰表…… 395
第38表　住友鑛業損益計算書…… 397
第39表　住友鑛業主要製品別売上高…… 399
第40表　扶桑海上・住友海上の業績…… 415
第41表　扶桑海上・住友海上・大阪住友海上の住友系持株…… 425
付表1　株式会社住友本社幹部一覧表(昭和12～15年)…… 445
付表2　連系会社・特定関係会社幹部一覧表(昭和12～15年)…… 447

第三章　株式会社住友本社(中)

第1表　新規学校卒業生採用数調…… 471
第2表　職員数比較表…… 471
第3表　住友本社部課別人員表…… 489
第4表　住友本社(店部別)・連系会社労働者表…… 493
第5表　本社・金融部門から鉱工業部門への配置転換(昭和18年)…… 493
第6表　住友本社(店部別)・連系会社人員表…… 495
第7表　住友系指定軍需会社一覧…… 496
第8表　住友戦時総力会議の構成…… 507
第9表　住友本社・連系会社実際純益表…… 579
第10表　住友本社店部別実際純益表…… 580
第11表　住友本社総貸借対照表…… 583
第12表　住友本社総損益表…… 586
第13表　利益処分表…… 587
第14表　収支内容表…… 589
第15表　金繰残内訳表…… 590
第16表　連系会社貸借内訳表…… 591
第17表　本社部門貸借対照表…… 593
第18表　本社部門損益表…… 596
第19表　地所課貸借対照表…… 597
第20表　地所課損益表…… 598
第21表　鉱山成績表…… 599
第22表　鉱業所設備投資(起業支出・固定財産支出)推移…… 600
第23表　販売店・業務所販売実績表…… 601
第24表　販売店・業務所受注実績表…… 602
第25表　住友本社所有有価証券の推移と利回り…… 611
第26表　連系会社の株式…… 613
第27表　関係会社の株式…… 619

第10表　国債・地方債・社債配分表 …… 99
第11表　連系会社の株式配分表 …… 101
第12表　その他の住友系企業の株式配分表 …… 103
第13表　住友系以外の企業の株式配分表 …… 105
第14表　不動産配分表 …… 117
第15表　本社・連系会社別打切退職給与金額 …… 119
第16-1表　住友家会計貸借対照表 …… 133
第16-2表　三分家会計元帳残高表 …… 137
第17-1表　住友家会計損益表 …… 139
第17-2表　三分家会計損益表 …… 141
第18表　保有有価証券の処分による連系会社増資払込資金の調達 …… 142
第19表　連系会社に対する住友本社及び住友家・三分家の持株率の変化 …… 145
第20-1表　住友家保有有価証券明細表 …… 147
第20-2表　三分家保有有価証券明細表 …… 159

第二章　株式会社住友本社(上)

第1表　日中戦争応召人員表 …… 171
第2表　職員数・労働者数比較表 …… 172
第3表　住友本社部課別人員表 …… 173
第4表　住友本社(店部別)・連系会社人員表 …… 174
第5表　特定関係会社一覧 …… 215
第6表　有価証券元帳における関係会社一覧(昭和19～20年) …… 216
第7表　住友主要関係会社一覧 …… 219
第8表　住友本社・連系会社実際純損益表 …… 282
第9表　住友本社店部別実際純益表 …… 284
第10表　住友本社総貸借対照表 …… 285
第11表　住友本社総損益表 …… 287
第12表　利益処分表 …… 289
第13表　収支内容表 …… 293
第14表　金繰残内訳表 …… 294
第15表　連系会社貸借内訳表 …… 294
第16表　本社部門貸借対照表 …… 296
第17表　本社部門損益表 …… 298
第18表　地所課貸借対照表 …… 299
第19表　地所課損益表 …… 300
第20表　鉱業所鉱産成績表 …… 301
第21表　鉱業所設備投資(起業支出・固定財産支出)推移 …… 301
第22表　販売店販売実績表 …… 303
第23表　販売店受注実績表 …… 304
第24表　改組に伴う所有有価証券の変化 …… 317
第25表　住友本社所有有価証券の推移と利回り …… 318
第26表　連系会社の株式 …… 321
第27表　その他の住友系企業の株式 …… 325
第28表　住友系以外の企業の株式 …… 327

第19表　連系会社の株式…… 797
第20表　その他の住友系企業の株式…… 801
第21表　住友系以外の企業の株式…… 803
第22表　固定財産及起業支出表…… 823
第23表　合資会社・連系会社主要起業支出一覧…… 824
第24表　有価証券純増減表…… 826
第25表　連系会社主要有価証券支出一覧…… 827
第26表　各事業の実際純益(ａ)と準公表純益(ｂ)の比較…… 829
第27表　各事業の金繰表(年末預金借越残)…… 830
第28表　借入残高明細表…… 833
第29表　住友銀行・住友信託の住友合資・連系会社向け貸出比率の推移…… 835
第30表　連系会社による他の連系会社の株式保有状況(昭和11年末現在)…… 839
第31表　I.S.E. 社と住友系の日本電氣持株数の推移 …… 843
第32表　静狩金山の損益と産金量…… 862
第33表　住友引継以前の鴻之舞鉱山…… 868
第34-1表　鴻之舞鉱山の損益と産金量…… 871
第34-2表　鴻之舞鉱山の損益と産金量…… 875
第35表　朝鮮鉱業所の損益…… 876
第36表　販売店販売実績表…… 878
第37表　販売店受注実績表…… 880
第38表　住友アルミニウム製錬の原料アルミナ使用実績及びアルミ地金生産実績表…… 898
第39表　満洲住友鋼管(満洲住友金属工業)の大口販売先…… 907
第40表　住友機械製作(住友機械工業)の株主構成の推移…… 923
第41表　住友金属の工場一覧(昭和20年８月15日現在)…… 931
第42表　住友金属の株主構成の推移…… 933
第43表　住友金属の工場別プロペラ生産実績…… 934
付表１　住友合資会社幹部一覧表(昭和６～11年)…… 937
付表２　連系会社・特定関係会社幹部一覧表(昭和６～11年)…… 937

〔下巻〕

第三部　株式会社住友本社

第一章　住友合資会社の解散と株式会社住友本社の設立

第１表　住友合資会社の利益処分 …… 37
第２表　住友銀行の行員退職慰労準備金 …… 45
第３表　住友銀行の停年退職者の例 …… 45
第４表　住友銀行の退職慰労金支払予想額 …… 46
第５表　住友合資会社(解散時)及び株式会社住友本社(開業時)の財産目録 …… 55
第６表　住友合資会社(解散時)及び株式会社住友本社(開業時)の貸借対照表 …… 57
第７-1表　株式会社住友本社設立時の株主及び役員 …… 70
第７-2表　株式会社住友本社の増資(昭和20年３月) …… 70
第８表　資産配分表 …… 91
第９表　含み益明細表 …… 93

第25表　各事業の金繰表(年末預金借越残)…… 617
第26表　借入残高明細表…… 619
第27表　住友銀行・住友信託の住友合資・連系会社向け貸出比率の推移…… 620
第28表　北港修築工事と北港会社の現・預金…… 637
第29表　土地利用状況趨勢…… 638
第30表　北港修築工事…… 639
第31表　別子鉱業所の比重の推移…… 640
第32表　別子産銅量の推移…… 642
第33表　伸銅所及び電線製造所の別子産銅購入量の推移…… 646
第34表　別子銅(ＫＳ銅・電気銅)大口受注先…… 649
第35表　各社別産銅量表…… 650
第36表　各社別自家消費量及び滞銅量表…… 651
第37表　東京販売店の対藤倉電線受注高…… 652
第38表　別子鉱業所・住友別子鑛山の設備投資推移…… 655
第39表　住友別子鑛山損益表…… 659
第40表　住友共同電力の株主構成(終戦時)…… 663
第41表　業績一覧表…… 669
第42表　九州主要炭礦一覧表(昭和２年度)…… 671
第43表　住友坂炭礦・住友九州炭礦損益表…… 673
第44表　住友坂炭礦・住友九州炭礦と住友炭礦の株主一覧表…… 677
第45表　住友炭礦損益表…… 678
第46表　住友炭礦の株主の異動…… 679
付表１　住友合資会社幹部一覧表(大正15～昭和５年)…… 689
付表２　連系会社・特定関係会社幹部一覧表(大正15～昭和５年)…… 691

第四章　住友合資会社(下)

第１表　職員数比較表…… 720
第２表　合資会社(店部別)・連系会社人員表…… 721
第３表　合資会社本社部課別人員表…… 722
第４表　合資会社店部別純損益…… 753
第５表　合資会社・連系会社純損益…… 754
第６表　合資会社(本社)損益表…… 757
第７表　合資会社(本社)貸借対照表…… 759
第８表　地所課損益表…… 763
第９表　地所課貸借対照表…… 765
第10表　収支表(本社)…… 767
第11表　本社貸金勘定立替金及び預リ金勘定諸預金の残高明細…… 769
第12表　本社の銀行取引…… 771
第13表　総損益表…… 773
第14表　総貸借対照表…… 775
第15表　利益処分…… 776
第16表　特別財産増加状況…… 777
第17表　住友合資会社の配当利息収入と投資利回り…… 794
第18表　国債証券・地方債証券・社債券明細表…… 795

第16表　住友合資会社の配当利息収入と投資利回り…… 380
第17表　国債証券・地方債証券・社債券明細表…… 381
第18表　連系会社の株式…… 383
第19表　その他の住友系企業の株式…… 385
第20表　住友系以外の企業の株式…… 387
第21表　総事業の固定財産及び起業支出対償却表…… 399
第22表　各事業の金繰表(年末預金借越残)…… 400
第23表　住友ビル賃貸概況(昭和18年6月末)…… 429
第24表　日本染料の株主構成(昭和18年末)…… 446
第25表　住友化学の株主構成(終戦時)…… 446
第26表　住友生命の保険契約…… 460
第27表　生保各社保有契約高(昭和18年3月末)…… 460
第28表　住友生命運転資産状態表(昭和19年9月)…… 461
第29表　住友生命ノ住友内部会社ニ対スル投資額(昭和19年9月)…… 461
第30表　信託総財産ニ付テ当社ト三井・三菱トノ差額…… 473
付表1　住友合資会社幹部一覧表(大正10～14年)…… 475
付表2　連系会社・特定関係会社幹部一覧表(大正10～14年)…… 477

第三章　住友合資会社(中)

第1表　職員数比較表…… 493
第2表　合資会社(店部別)・連系会社人員表…… 494
第3表　合資会社本社部課別人員表…… 504
第4表　積立金年末残高…… 517
第5表　合資会社店部別純損益…… 551
第6表　合資会社・連系会社純損益…… 553
第7表　合資会社(本社)損益表…… 557
第8表　合資会社(本社)貸借対照表…… 559
第9表　地所課損益表…… 561
第10表　地所課貸借対照表…… 563
第11表　収支表(本社)…… 565
第12表　各部勘定増減表…… 567
第13表　本社貸金勘定立替金及び預リ金勘定諸預金の残高明細…… 568
第14表　本社の銀行取引…… 568
第15表　販売店販売実績表…… 569
第16表　総損益表…… 572
第17表　総貸借対照表…… 573
第18表　利益処分…… 574
第19表　住友合資会社の配当利息収入と投資利回り…… 579
第20表　国債証券・地方債証券・社債券明細表…… 580
第21表　連系会社の株式…… 583
第22表　その他の住友系企業の株式…… 585
第23表　住友系以外の企業の株式…… 589
第24-1表　総事業の固定財産及び起業支出対償却表…… 613
第24-2表　合資会社・連系会社主要起業支出一覧…… 615

第７表　総本店(本社部門)損益表…… 153
第８表　総本店(本社部門)貸借対照表…… 155
第９表　総損益表…… 157
第10表　総貸借対照表…… 159
第11表　利益処分…… 161
第12表　積立金増加一覧表…… 161
第13表　住友総本店の資産構成比の推移…… 164
第14表　総本店保有有価証券の推移…… 165
第15表　国債証券・地方債券・社債券明細表…… 167
第16表　住友直系企業株券明細表…… 167
第17表　その他の企業の株券明細表…… 169
第18表　大阪北港(株)株主・役員・経営地一覧…… 193
第19表　東京販売店得意先分野別受注状況…… 196
第20表　国内販売店販売実績表…… 199
第21表　販売店受取手数料率の改訂…… 200
第22表　日本企業の中国進出状況(大正４年)…… 203
第23表　上海・天津洋行得意先分野別受注状況…… 205
第24表　海外洋行販売実績表…… 206
付　表　住友総本店幹部一覧表(大正６～９年)…… 221

第二部　住友合資会社

第一章　住友合資会社の設立

第１表　住友合資会社貸借対照表(大正10年２月28日現在)…… 285
第２表　住友吉左衛門出資分内訳…… 286
第３表　住友家会計貸借対照表(大正10年２月28日現在)…… 287
第４表　住友総本店と住友銀行との取引状況…… 321
第５表　付替金利の推移…… 322

第二章　住友合資会社(上)

第１表　傭員数比較表…… 339
第２表　合資会社(店部別)・連系会社人員表…… 340
第３表　合資会社部課別人員表…… 351
第４表　合資会社店部別純損益…… 359
第５表　合資会社・連系会社純損益…… 361
第６表　合資会社(本社部門)損益表…… 363
第７表　合資会社(本社部門)貸借対照表…… 365
第８表　収支表(本社部門)…… 367
第９表　各部勘定増減表…… 369
第10表　本社部門貸金勘定立換金及び預リ金勘定諸預金の残高明細…… 370
第11表　本社部門の銀行取引…… 370
第12表　販売店・洋行販売実績表…… 373
第13表　総損益表…… 375
第14表　総貸借対照表…… 377
第15表　利益処分…… 379

表　一　覧

〔上巻〕

第一部　住友総本店

第一章　住友総本店(上)

第１表　傭員々数表…… 9
第２表　総本店(本社部門)傭員表 …… 11
第３表　店部別純損益 …… 23
第４表　総本店(本社部門)損益表 …… 25
第５表　総本店(本社部門)貸借対照表 …… 27
第６表　別子鉱業所の採算状況 …… 29
第７表　別子及び製造部の起業支出額 …… 29
第８表　総損益表 …… 31
第９表　総貸借対照表 …… 33
第10表　利益処分 …… 35
第11表　銀行部積立金の推移 …… 36
付　表　住友総本店幹部一覧表(明治42～45年) …… 51

第二章　住友総本店(中)

第１表　傭員々数表 …… 56
第２表　総本店(本社部門)傭員表 …… 58
第３表　月俸改正比較表 …… 62
第４表　東京正米相場 …… 63
第５表　店部別純損益 …… 83
第６表　総本店(本社部門)損益表 …… 85
第７表　総本店(本社部門)貸借対照表 …… 87
第８表　総損益表 …… 91
第９表　総貸借対照表 …… 93
第10表　利益処分 …… 95
第11表　積立金増加一覧表 …… 95
第12表　東京販売店販売実績一覧 …… 115
第13表　呉販売店販売実績一覧 …… 115
付　表　住友総本店幹部一覧表(大正２～５年) …… 127

第三章　住友総本店(下)

第１表　傭員々数表 …… 138
第２表　総本店(本社部門)傭員表 …… 139
第３表　傭員等級の変更 …… 140
第４表　臨時手当の支給 …… 141
第５表　月俸改正比較表 …… 142
第６表　店部別純損益 …… 151

著者略歴

一九三六年　東京に生まれる
一九六〇年　東京大学経済学部卒業
　　住友商事株式会社入社
一九九四年　住友史料館勤務

住友本社経営史　下巻

二〇〇七年七月三十一日　発行

著　者
発行者　山本一雄

〒665-0022　兵庫県宝塚市野上四―一〇―一九
電　話　〇七九七―七一―三七七四

印　刷　河北印刷株式会社

〒601-8461　京都市南区唐橋門脇町一一八
電　話　〇七五―六九一―五一一一